金文文獻集成

第四十五册

現代文獻
日文論著

线装书

◇中國古文字大系◇

金文文獻集成

現代文獻・日文論著

第四五册

本冊目錄

現代文獻・日文論著

日文論著

金文通釋　白川静　一

金文通釋索引　白川静　四七八

白鶴美術館誌總目（六）

第三十四輯（西北諸器一）昭和四十六年六月

一九九、秦公段 …… 一
　秦公鐘・秦器 …… 三
二〇〇、虢文公子𣪕鼎 …… 二五
　諸虢器・虞器・蘇器 …… 四二

第三十五輯（西北諸器二）昭和四十六年九月

二〇一、晉姜鼎 …… 八二
二〇二、晉公盦 …… 九六
二〇三、郘鐘 …… 一二五

第三十六輯（西北諸器三）昭和四十六年十二月

二〇四、𩲡羌鐘 …… 一四一
　三晉諸器 …… 一九〇
二〇五、匽公匜 …… 二一一
　匽器 …… 二一四

第三十七輯（中土諸器）昭和四十七年六月

二〇六、王子嬰次鑪 …… 二二七
　新鄭諸器 …… 二三八
二〇七、鄭鄧伯鬲 …… 二四四
　鄭器 …… 二四五
二〇八、鄧孟壺 …… 二五四
　鄧器 …… 二五六
二〇九、都公平侯鼎 …… 二六〇
　都器 …… 二六三
二一〇、趙亥鼎 …… 二六九
　宋器 …… 二七一
二一一、陳侯段 …… 二七六
　陳器 …… 二七七
二一二、蔡姑段 …… 二八三
　蔡器 …… 二八六
　壽縣蔡諸器 …… 二八九

第三十八輯（東土諸器一）昭和四十七年九月

　許器 …… 三一四

二一三、齊侯盤 …… 三一三
　齊侯諸器 …… 三一九
二一四、國差𦉜 …… 三四〇
　大宰歸父盤 …… 三四八
二一五、叔夷鎛 …… 三五二
二一六、𩛥鎛 …… 三七八
二一七、洹子孟姜壺 …… 三八八
二一八、陳助段 …… 四〇四
　田齊諸器 …… 四〇七

第三十九輯（東土諸器二）昭和四十八年四月

二一九、魯原鐘 …… 四二五
　魯諸器 …… 四三六
二二〇、曩公壺 …… 四五〇
　曩・己諸器 …… 四五三
二二一、杞伯每刃鼎 …… 四六三
　杞・鄫諸器 …… 四六六
二二二、邾公釛鐘 …… 四七四
　邾諸器 …… 四七八

二二三、鑄公簠 …… 四九三
　鑄諸器 …… 四九五
二二四、薛侯盤 …… 五〇〇
　薛・滕諸器 …… 五〇三
二二五、𨚕季故公段 …… 五〇六
　𨚕諸器 …… 五〇七
二二六、曾伯霥簠 …… 五一二
　曾・戴諸器 …… 五一六

第四十輯（南土諸器）昭和四十八年六月

二二七、楚公逆鎛 …… 五二七
　楚・曾・江・黃諸器 …… 五三〇
二二八、徐王鼎 …… 五六八
　郐諸器 …… 五六九
二二九、吳王光鑑 …… 五八八
　吳諸器 …… 五九四
二三〇、者沪鐘 …… 六〇四
　越諸器 …… 六〇九

一九九、秦公段

器名　秦公敦文錄

時代　秦成公考古引楊南仲說　穆公貞松　共公集古　桓公通考　景公集吉・大系　春秋中期書道

出土　「此器近年出秦州」貞松　「民國初、出于甘肅秦州」通考

收藏　「藏皖中張氏」貞松　「今藏合肥張氏」王跋

著錄

器影　大系・一二七　通考・三四四　書道・九一　河出・二七一　二玄・三八四

銘文　研究下・四六　貞松・六・一三　小校・八・七八　三代・九・三三　大系・二八八　二玄・三八三　水野・一七四

考釋　韡華・丙・三七　叢攷・二六四　文選・三・三三　文錄三・三三　大系・二四七　積微居・四三　なお鐘銘考釋參照。
王國維　秦公段跋 觀堂別集
容　庚　秦公鐘段之時代 考古社刊第六期



秦　公　段



器制　　通考にいう。「通蓋高約五寸餘、蓋器均飾瓦紋、口各飾蟠虺紋一道、足飾環帶紋、兩耳作獸首形」。器は環耳圈足の段。すなわち無冐段系統の器制に屬し、西周後期に盛行した三小足段と異なり、形體としては古制を存する。器蓋の口緣に鉤連狀の蟠虺文帶文をめぐらす。一に秦式とよばれる文樣であるが、象鼻貝紋鼎精華・一八一 通考・九六 にも同樣のものがみられ、また新蔡出土の器にはその繁縟なる形式のものがある。他は瓦文、圈足部に波狀文を飾る。波狀文も西周後期に行なわれたもので、器の時期からみて、比較的古制が保たれていることが注意される。

銘文　「蓋銘十行五十三字、器銘五行五十一字、器外刻又蓋外刻九字、器外刻九字」通考　器蓋を合わせて鑄銘全文百四字、別に器蓋に各九字の刻文があり、その容量をいう。鑄銘の字體はいわゆる秦篆に近く、文中重用の字は字形全く同じ。鑄銘の際、字母を押捺したものであるらしい。銘文は界線の中に施されており、大克鼎・曾姬無卹壺等にその例がある。文は秦公鐘と殆んど同じ。



秦公曰、不顯朕皇且、受天命、鼏宅禹賫、十又二公、在帝之社、嚴龏夤天命、保虋厥秦、虩事緣夏

「秦公曰」という自述形式を以て文を起している。西周期にも初期に也段、後期に大克鼎・番生段・禹鼎など、その例に乏しくないが、列國諸侯の器には一人稱形式の文が多い。秦公は下文の十又二公をどこから數えるかによつて、成・穆・共・桓・景の諸說に分れる。成前六六三～六六〇より景前五七六～五三七まで、前後約百數十年の差がある。器の時期については、參考の條にいう。

この一節は秦公の功業をいうものであるが、殆んど西陲の霸業成ることを誇示する表現である。「受天命」は、大盂鼎「受天有大令」・毛公鼎「雁受大命」・師訇段「𠂤受大令」のように文武の受命をいうときに用い、諸侯が自らいう例としては、晉公𥂴に「晉公曰、我皇祖唐公、雁受大命、左右武王、□□百緣、廣嗣四方、至于大廷、莫不來王、王命唐公、冂宅京師」があるに過ぎない。この晉公𥂴の文も下文に「左右武王」とあつて、武王の創業に伴なうものとして述べられている。引用の文は本器銘の文と極めて近く、なお下文にも語彙・語法の上に類するところが多く、この兩器の文には彼此參照すべきものがある。

なお宋刻に載せる秦公鐘の文も段銘とほぼ同じく、この部分を鐘銘に
秦公曰、不顯朕皇且、受天命、竈又下國、十又二公、不墜在下、嚴龏夤天命、保虋厥秦、虩事緣
夏
に作り、「鼏宅禹賫」を「竈又下國」に、「在帝之社」を「不墜在下」に作る。祖・賫・社・夏、また祖・國・下・夏、何れも韻讀に合う字で、韻字を改めて文を成したものであろう。

鼏宅の鼏を、積微居に冂聲の字としていう。「按鼏字、从鼎冂聲、說文訓以木橫貫鼎耳擧之、此當假爲迥、說文二上辵部云、迥、遠也、鼏字从冂、不从宀、彝銘時時宀冂混用、而此銘確是从冂、近日釋此器者、如羅振玉吳闓生于省吾郭沫若諸家、皆釋爲莫狄切之鼏、於文不可通矣」。思うに晉公𥂴に「冂宅京師」とある冂宅と語同じく、また鐘銘の「竈又下國」の語を參照すると、迥遠の義とするよりは奄有の義とみるべきようである。虎冟の冟もまたその形に從い、冟・鼏は字の意象同じ。何

れも冪の聲義を承ける字である。横木貫耳の字は扃に作り、周禮匠人「大扃」の注に「牛鼎之扃」、儀禮士昏禮「設扃鼏」の注に「扃所以扛鼎、鼏覆之、今文扃作鉉、鼏皆作密」とみえ、扃・鼏は別義の字、晉公盞の「冂宅」も「鼏宅」の省文とみるべきであろう。韓華に、國差𦉜にいう「齊邦鼏靜安盗」の意とし、「鼏亦靜也」というが、冂宅・竈又の義と解してよい。禹賫は禹迹。積微居に「賫當讀爲迹、襄公四年左傳云、芒芒禹迹、畫爲九州、迹說文訓步處、禹迹謂禹所經行之處也、禹迹又作禹績、詩商頌殷武云、天命多辟、設都于禹之績、是也、迹說文或作蹟、故詩文作績、此銘作責也」という。賫は兮甲盤に「其貢其賫」とあるように、もと租調のものを意味し、よつて績の意となる。迹に用いるのは假借。禹迹はまた齊器の叔夷鐘に「伊小臣隹補、咸有九州、處墺之堵」とあり、當時すでに黄河下流の地にも禹の神話が傳播していたことが知られる。禹は二虫を組み合わせた字形で龍形の神であつたらしく、もと洪水說話の神であり、おそらく黄河上流の諸族の傳えたものであろう。叔夷鐘には夏王朝との關係にふれていないが頙司夏祀の語もみえており、當時その神話がひろく傳承されていたようである。この銘の下文に「虩事䜌夏」とあるのは、秦の地を中心としていう。その方面は古く夏とよばれ、のち外族が國を建てるときにも、夏號を稱するものが多い。

「十又二公」については、參考の條にいう。非子より數えるか、秦侯・秦仲・莊公・襄公より數えるかによつて、その當るところが異なるのである。これら祖王の靈は、その沒後みな帝所に赴くものとされた。大豐𣪘「文王監在上」・宗周鐘「先生其嚴在上」、あるいは虢叔旅鐘に「皇考嚴在上、

異在下」のようにいう。「在帝之矿」は、猶鐘「先王其嚴在帝左右」・叔夷鐘「虩虩成唐、又嚴在帝所」と同じく、帝所をいう。韓華に「以文義求之、疑爲側之異文」というのは、左右の義とするものであろう。地名としては、麥尊に「王令辟井侯、出矿侯彳井」、また噩侯鼎「王南征伐角䣛、唯還自征、在矿」とみえ、王國維・郭沫若は大伾の伾をこれに當てている。この銘では矿は韻讀に入るべき字である。積微居に「矿字不識、疑當从不聲、讀爲覆、說文七下襾部云、覆、葢也、从襾復聲、不聲字、古音在咍部、覆在覺部、爲幽部之入聲、咍幽二部音最近、故得相通假、在帝之矿、猶言在天之覆矣」と論ずるが、「在天之覆」では意を成しがたい。おそらく坏高のところの意であろう。

覯賁は恭賁。共王を金文に龔王に作り、また陳肪𣪘に「龔寅鬼神、襄覯畏忌」とあり、字を龔寅に作る。晉公盞には虔覯の語がある。保𤔲は保辪というに近い。積微居に𤔲を古文業に從う字としていう。

保業者、書康誥云、往敷求于殷先哲王、用保乂民、多士云、亦惟天丕建保乂有殷、君奭云、率惟茲有陳、保乂有殷、康王之誥云、則亦有熊羆之士、不二心之臣、保乂王家、詩小雅南山有臺云、樂只君子、保艾爾後、克鼎云、天子其萬年無疆、保辪周邦、畯尹四方、晉邦盞云、余咸妥胤士、作爲左右、保辪王國、業與辪乂艾、皆同聲、銘文保業、猶書云保乂、詩云保艾、克鼎諸器云保辪也、爾雅釋詁云、艾、相也、凡言保業・保乂・保艾・保辪者、皆謂保相也

乂・艾は草艾、辪は辥治、𤔲はおそらく撲治の字で去聲であろう。去もまた廢治の義のある字であ

る。韓華に「業事也」というのは、業の繁文とみるものであろうが、保と連文同義。「保𤔲厥秦」の厥は領格を示す。四字句を成すためにその字を加えたのである。

虩事の虩を韓華に「畏也」というも、叔夷鐘「虩虩成唐」・晉公盞「虩虩在上」と形況の語に用い、また毛公鼎に「虩許上下若否雩四方」とあり、詩の大雅烝民「邦國若否 仲山甫明之」の明の義。これを明顯にするをいう。䜌は蠻方。「鼏宅禹賫」といい「虩事䜌夏」というのは、秦の勢威がすでに西陲を壓するものがあつたのであろう。

余雖小子、穆々帥秉明德、剌々超々、萬民是敕、咸畜胤士、盭々文武、鎮靜不廷、虔敬朕祀

小子二字合文。一人稱としては「余小子」という例であるが、これを分つていうものに晉公盞「余惟今小子」の例がある。「今小子」は「雖小子」と同義。この部分の文も晉公盞と相似たところがあり、「余惟今小子、敢帥井先王、秉德數々、智燮萬邦」・「余咸妥胤士、乍爲左右、保辪王國、刜票𢦔迮」などの句がある。穆々以下は、井人鐘に「妄不敢弗帥用文且皇考穆々秉德」など、類句が多い。剌々超々は烈々桓々、詩に用語例がみえる。敕は說文に「誡也」という。鐘銘は句を「萬姓是敕」に作る。この一段は𣪘銘と鐘銘との間にかなりの異同がある。鐘銘の文にいう。

曰、余雖小子、穆々帥秉明德、叡専明井、虔敬朕祀、以受多福、協龢萬民、唬夙夕、剌々超々、萬姓是敕、咸畜百辟胤士、盭々文武、鎮靜不廷、柔燮百邦、于秦執事

𣪘銘八句に對して鐘銘は十四句、語句の前後しているところもあるが、何れも押韻の文である。

「咸畜胤士」を鐘に「咸畜百辟胤士」に作る。百辟とは大盂鼎にいう正百辟、諸官の長たる族長たちであろう。晉公盞に「咸妥胤士」に作り、語義が近い。胤は胄。大系にいう。「孫詒讓云、胤士之義、以聲音攷之、當讀爲尹士、廣雅釋詁、尹官也、尹士猶言官士矣、余意胤殆假爲俊、禮王制、司徒論選士之秀者、而升之學、曰俊士、書皐陶謨、俊乂在官、語意相近」。何れも音借を以て說くが、當時俊乂を選ぶ制度があつたとはみえず、鐘銘に百辟の字を加えているのは胤士と同位語とみてよい。氏族制の重んぜられていた時代のことである。「咸畜胤士」は「萬民是敕」に對する語である。

盭は古くから種々の字釋のある字であるが、大系に盭の異文とし、その音は去、强健の義であるとしていう。

方言五、盭、桮也、秦晉之郊、謂之盭、郭璞音雅云所謂伯盭者也、廣雅釋器亦云、盭、杯也、王念孫疏證言、太平御覽引典論云、劉表諸子好酒、造三爵、大曰伯雅、中曰仲雅、小曰季雅、雅與盭通、去聲與疋聲同魚部也、盭盭者、當假爲祛祛、魯頌駉、以車祛祛、毛傳云、强健也

文武を形容するものであるから、その盛德をいう形況の語であろう。盭の本義は、去と盟誓に從うその字形によつて考えうるが、ここでは假借義の用とみてよい。韓華に盇と釋するのはよくない。鎮靜の鎮は薛釋にみえる。孫釋にあるいは慎の古文であろうかとするが、なお薛釋に從つている。鎮靜二字連文。不廷は不廷方、入覲せざるものをいう。毛公鼎「率懷不廷方」・𡌹盨「不廷唯死」などの例がある。

作□宗彝、以卲皇且、其嚴歸各、以受屯魯多釐、眉壽無疆、畯疐才天、高弘又慶、竈囿四方、　宜

首句を文錄に「作爲宗彝」と釋するも、第二字は爲とはみえない。韡華に嘉と釋し、大系に字のまま隸釋して㲼の異文とし、「余意卽文公之廟也」という。葢文にある「西一斗」の西を文公の西垂宮と解するのである。鐘銘にはその宗名をあげていない。卲は卲各。この文では卲各を上下に離析して用いる。歸字は異構。文錄に御各と釋するも、御の意は卲にあり、韡華に徵とし懲恪の義とするが、下文の多釐を賜うことと文義がつづかない。主語は祖靈であるから來格の意とすべく、一應郭釋によって歸各と解しておく。この部分を鐘銘に

作淑龢鐘、厥名曰□邦、其音鉠鉠、雝雝孔煌、以卲各孝享、以受屯魯多釐、眉壽無疆、畯疐才位、高弘又慶、匍有四方、永寶、　宜

に作る。文義は殆んど同じ。「畯疐在天」を大系に「畯讀爲峻、高也、疐卽豳風狼跋、載疐其尾之疐、疐謂躓也」という。頌鼎や克盨に「畯臣天子」、また晉姜鼎に「畯保其孫子」とあるによれば畯は永久の義とすべく、疐は止の義であろう。鐘銘のように「畯疐在位」というとき、躓と解しては文義が適當でない。晉姜鼎に「乍疐爲亟」とあり、疐は果實の脫華のところをいう。ゆえに止の義がある。積微居に、「在天」の天を鐘銘と同じく「在立」とすべく、天は字の誤であるとしている。

按銘文此節皆祝福之辭、而忽云畯疐在天、事理殊覺不合、此句鐘銘作畯疐才立、立爲古文位字、兩相勘校、天爲立字之誤無疑、天立二字、同从一从大、字形相近、笵器者誤書爾、夫彝銘無誤、

此尋常之說也、若笵鑄偶疏、自不能無失、余恒謂彝銘不能盡通讀者、原因固甚夥、而笵鑄訛誤、當亦其中之一端、故彝銘校勘之學爲至要、此銘幸賴有鐘銘、可以勘正、否則沿訛爲說、沈霾千古矣

㲼・鐘の二銘は大旨同じきも文は必らずしも同一でなく、㲼のこの部分の主語は祖靈と解されるので、在天の語で通ずる。この銘は字范を用いて鑄型をなしたものとみられ、誤范とは考えがたい事情がある。

「高弘又慶」の慶は文に從う。心もまた文身の象。神判に用いた解廌は、勝訴のときこれに文飾を加えて神寵に對えた。ゆえにこれを慶という。

「竈囿四方」について、韡華にこれを論語竈奧の義とし、「竈囿卽竈奧、囿奧一聲之轉、竈囿四方、猶言福佑四方矣、葢爲當時成語、後世既罕用是詞、是以解釋轉紛也」というが、論語の竈奧の義とは關係がない。鐘銘に匍有といい、また「竈又下國」の語もみえる。積微居にいう。

竈囿四方者、詩商頌玄鳥云、肈域彼四海、余謂銘文之竈囿、卽詩之肈域、竈肈音近、囿域二字音義並近、古通、詩玄鳥云、奄有九有、文選卷卅五注引韓詩、作奄有九域、詩長發云、九有有截、晉書樂志、作九域有截、此有域二字、古通之證也、鄭君箋玄鳥篇肈域彼四海、破肈爲兆、葢謂以四海爲兆域、然則銘文竈囿四方、葢亦謂以四方爲兆域矣

竈囿を兆域の義とするものであるが、二字は動詞にして詩の奄有に當る。匍有・竈又と同義。書の金縢「敷佑四方」の意である。薛釋に字を奄有と釋し、大系には造佑と解する。竈は竈奧の字でなく、上部の穴は金文の窯の從うところと同じく、通氣の孔のある葢、その中に黽形のものを覆う象であるから、字はあるいは竈の初文であるかも知れない。それならば、肈・造とは全く聲義の異なる字である。大系に、祖・賨・坏・夏之魚合韻、命・命・秦眞部、德・敕・士・祀之部、祖・各魚部、疆・慶・方陽部の諸字を入韻とする。

銘末に一宜字をそえる。韡華に語助の且と解して、「方下且字語詞、如詩椒聊且、遠條且、是矣、非文不足也、於銘詞之尾、加一且字、以助句、在秦器中、又有秦子戈、此亦金文之一例矣」というが、字は宜と釋すべく、俎上に肉を加えた形である。その字は、韡華にいうように秦子戈三代一九・五三・二にも「秦子造作公族元用、左右………宜」とみえ、おそらく俔師、すなわち鑄造者の署名であると思われる。

訓　讀

秦公曰く、丕顯なる朕が皇祖、天命を受けられて禹迹に鼏宅す。十有二公、帝の矿に在り。嚴として天命を恭貪し、厥の秦を保𤔲し、蠻夏を虩事す。余、小子と雖も、穆〻として明德を帥秉し、剌〻桓〻として、萬民を是れ敕し、胤士を咸畜せむ。藹〻たる文武、不廷を鎭靜す。朕が祀を虔敬し、□宗の彝を作り、以て皇祖を卲かにす。其れ嚴として□各し、以て純魯多釐、眉壽無疆を受けられむことを。畯く疐まりて天に在り、高弘にして慶有り、四方を竈有せむ。　宜。

參　考

宋刻に載せる秦公鐘は殆んど同銘にして、またおそらく同時の作器であろう。すでに㲼銘の各節にその對應する部分をあげたが、ここにその器を錄しておく。

秦公鐘

器名　盄和鐘薛氏　秦銘勳鐘考古　秦盄龢鐘叢攷

時代　秦公㲼參照。

出土　「右不知所從得」考古

收藏　「藏在御府」薛氏

著錄

器影　考古・七・九　大系・二三八

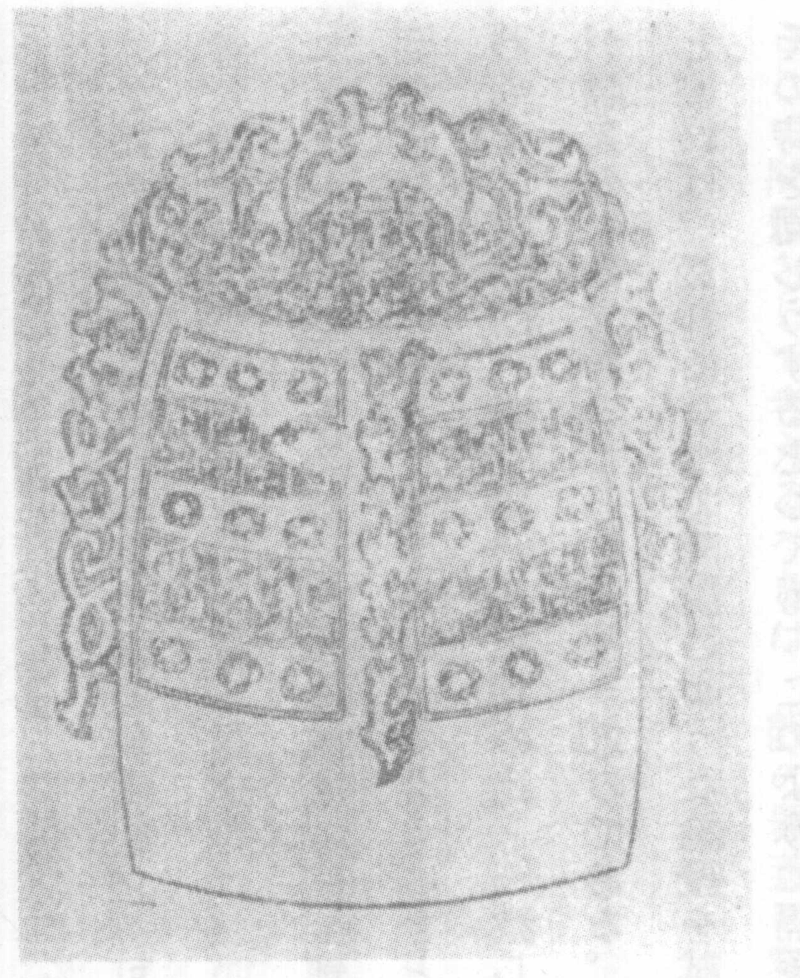
銘文　薛氏・七・二　叢攷・二七二　大系・二八九　商周拾遺・下・一四

考釋　金石錄卷一一　上古・一二・九　拾遺・上・四　大系・二五〇　文選・二・一　文錄・二・一〇

器制　大系にいう。「器與齊之叔夷鎛鐘、除大小相異而外、其花紋形制全如出自一范也」。

大系にいうように、その器制は、考古にあげる繪圖が全く叔夷鎛と同一であり、あるいはその繪圖に誤があるのでないかと疑われる。すなわち鈕は獸形をなすこと鈴鎛に類し、舞上・篆間にZ字狀の文樣があり、四面に稜がある。四面に稜があるのは、たとえば饕餮文鐘通考九四三・九四四など古い器制通考・西周前期にみえるもので、東周期には他に例をみないものであ

る。考古にいう秦公鎛の尺寸は「口徑衡尺有五寸、縮尺有三寸九分、深二尺二寸六分、頂徑衡尺有二寸、縮尺有一寸、柄高八寸、卦柄四垂卷雲藻文之飾、磬未考」とあり、博古二二・五にみえる齊侯鎛鐘叔夷鐘は「高一尺七寸五分、鈕高二寸一分、闊二寸三分、兩舞相距一尺一寸八分、横九寸四分、兩銑相距一尺四寸七分、横一尺二寸三分、重一百二十二斤八兩」という。圖樣によつてこの兩者の尺寸比を合わせると、考古の圖樣はほぼその比に適するが、博古の圖樣はそのいうところと一致せず、おそらくいわゆる叔夷鐘の圖は秦公鎛鐘の圖を誤入したものであろう。叔夷鎛鐘の銘を分銘する叔夷鐘の圖文が、また鎛と異なることからも、そのことが推測されるようである。もし博古の圖が誤入であるとすれば、これを證として兩器の時期を近しとする郭氏の說は、その根據を失なうものとなる。通考上・五〇二頁に叔夷鐘として博古の圖を錄しているのも、なお疑問とすべきであろう。

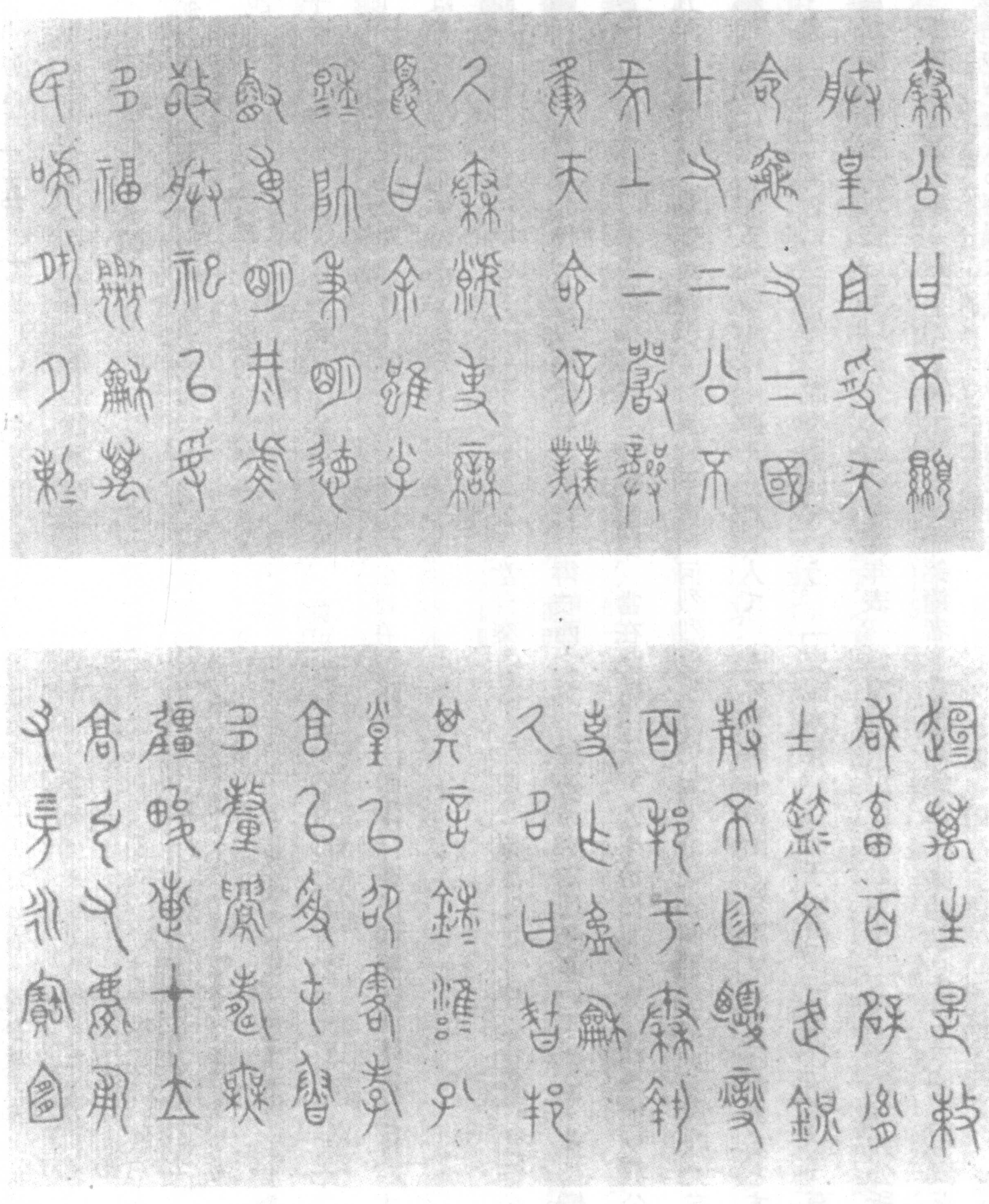


秦公鐘(考古圖)

銘文

「銘百有三十九字」考古。考古の摸刻には、若干缺泐のところがある。薛氏には殆んど全銘を錄し、「此鐘銘一百四十二字」とする。また「藏在御府、皇祐間、嘗模其文、以賜公

卷四　一三～一四



秦公鐘銘

卿、楊南仲爲圖、刻石者也」とあつて、石刻にも付されていたものである。

秦公曰、不顯朕皇且、受天命、竈又下國、十又二公、不家在下、嚴龏夤天命、保鸒厥秦、虩事蠻夏、曰、余雖小子、穆々帥秉明德、叡專明井、虔敬朕祀、以受多福、協龢萬民、唬夙夕、剌々桓々、萬生是敕、咸畜百辟胤士、盭々文武、鎭靜不廷、柔燮百邦、于秦執事、乍盄龢〔鐘〕、厥名曰□邦、其音鈇々、雝々孔煌、以邵零孝享、以受屯魯多釐、眉壽無疆、畯疐在位、高弘又慶、匍有四方、永寶、宜

文は殆んど段銘と同じく、段の「鼏宅禹賚」を「竈又下國」に、「在帝之坏」を「不家在下」に作る。「不家」は、初期の𢦏段「對不敢家」、また克鐘「克不敢家」、あるいは叔夷鐘「女不家」のように、通じて用いられている語である。また「余雖小子」の上に一曰字を加え、以下句に前後するところがあり、「叡專明井、虔敬朕祀、以受多福、協龢萬民、唬夙夕」の數句あり、胤士を百辟胤士に作る。末文は鎛銘であるため、「柔燮百邦、于秦執事、乍盄龢鐘」といい、「厥名曰□邦」と鐘名をあらわし、「其音鈇々、雝々孔煌、以邵零孝享」と鐘の用をいう。末辭はまた殆んど同じく、在天を在位に、竈囿を匍又に作る。在位を大系に在天の誤摹というが、卲各孝享するものは王であるから、在位の語でよい。大系に祖・國・下・夏之魚合韻、國在之部、命・命・秦眞部、子・德・祀・福・敕・士・事之部、鐘・邦東部、鈇・煌・享・疆・慶・方陽部の諸字を押韻とする。文義は殆んど段銘と同じであるから、訓讀のみを加えておく。

訓讀

秦公曰く、丕顯なる朕が皇祖、天命を受けられて、下國を竈有す。十有二公、墜さずして下に在り。嚴として恭夤し、厥の秦を保鸒し、蠻夏を虩事す。曰く、余、小子と雖も、穆々として明德を帥秉し、叡く明刑を敷き、朕が祀を虔敬す。以て多福を受けられ、萬民を協和す。夙夕を唬しみ、剌々桓々として、萬姓を是れ敕し、百辟胤士を咸畜す。盭々たる文武、不廷を鎭靜し、百邦を柔らぎ燮め、秦において事を執らむ。淑龢〔鐘〕を作る。厥の名を□邦といふ。その音鈇々、雝々として弘だ煌らかに、以て招格孝享す。以て純魯多釐、眉壽無疆を受けられむことを。畯く疐まりて位に在り、高弘にして慶有り、四方を敷有して、永く寶とせむ。宜。

一、器の時代　兩者の銘は殆んど同文であり、おそらく同時の作器であろう。從つてその成立の時代についての諸說を、合わせて考える。史記の秦本紀によつて、その世系を表示すると、次の如くである。

非子40―秦侯10―公伯3―秦仲23―莊公44―襄公12前七七七～七六六―文公50前七六五～七一六―太子竫公―甯公12前七一五～七〇四―(武公20前六九七～六七八・出公6前七〇三～六九八・德公2前六七七～六七六)―(宣公11前六七五～六六四・成公4前六六三～六六〇・穆公39前六五九～六二一)―康公12前六二〇～六〇九―共公4前六〇八～六〇五―桓公28六〇四～五七七―景公40前五七六～五三七―哀公36前五三六～五〇一　(　)中は同世代を示す。

卷四　一五～一六

非子より數えて一九代、前五〇〇年代までを錄した。考古に楊南仲の成公說、及び集古錄の共公說・景公說を引く。他に穆公說・桓公說等がある。文中の十有二公を、秦侯より數えるか、あるいは秦仲・莊公・襄公より數えるかによつて、その說を異にするわけである。いま年次の古いものからあげる。

成公說　考古にいう。「楊南仲云、按秦自周平王、始邑、非子于秦爲附庸、平王始封襄公爲諸侯、非子至宣、爲十二世、自襄公至桓公爲十二世、莫可攷知矣」。すなわち宣公までを數えて十二世とし、成公のときの器とする說をあげる。成公は在位四年、事蹟は何ら見るべきものなく、本紀にはその在位を記すのみである。

繆公說　羅氏の貞松にいう。「予意十二公、當自秦侯始、至成公爲十二世、成公之後、爲繆公、作鐘與𣪘者、乃繆公也、秦自襄公有功王室、得岐西之地、始與諸侯通使聘享、至繆公、益昌熾而稱覇焉、故銘文中、有烈烈桓桓語、銘勳制器、當在此時、若共公與景公、非秦隆盛之世、共公立、僅五年、景公時、晉楚爲盟主、秦且敗于晉、何烈烈桓桓之足云、則此器作于繆公時、爲較允矣」。秦繆は晉文に次いで五覇の一にも數えられる人で、その事業は銘辭と相應ずるものがあるとする。

共公・景公說　考古に歐陽脩の說を引いていう。「史記本紀、自非子始邑、而秦仲始爲公、襄公始爲諸侯、於諸侯年表、則以秦仲爲始、今據年表、始秦仲、則至康公爲十二公、此鐘爲共公所作也、據本紀自襄公始、則至桓公爲十二公、而銘鐘者、當爲景公也、未知孰是」。本紀と年表と、その始めるところが異なり、よつて兩說をなしうるという。大系に「可見古人矜愼」と稱しているが、共公もまた在位四年に過ぎず、何ら事蹟のいうべきものはない。その三年には、楚の莊王が成周に臨んで、周鼎の輕重を問うている。

大系に、集古に一說としてあげる景公說を是としていう。

近羅振玉以爲、自秦侯始非子之孫、至成公爲十二世、銘鐘者爲穆公、時人多信之、按此乃因先有穆公之成見、倒數十二世而得秦侯耳、其何以必自秦侯始、毫無理由也、說者或謂、銘中有烈烈䚕䚕等語、非穆公莫足以當之、實則當時卽世、雖君如桀紂、而頌揚之者、莫不比之堯舜、此不當以主觀之成見爲判斷也、余今得一堅確之證據、知作器者、實是秦景公、蓋器與齊之叔夷鎛鐘、除大小相異而外、其花紋形制、全如出自一笵也、參看圖錄第二三七及二三九圖、叔夷鎛鐘作于齊靈公前五八一～五五四中年、秦景公以靈公六年卽位、年代正相同、用知所謂十又二公、實自襄公始列爲諸侯始也、此事足證圖象硏究之不可忽

秦公𣪘鐘の文が、叔夷鐘の銘辭と語彙等において多少相涉るところがあることについては通釋中にもふれたことであるが、考古に載せる秦公鎛鐘と博古に載せる齊侯鎛鐘、すなわち叔夷鐘の繪圖が全く同一であり、叔夷鐘の圖に疑うべきところが存することについてはさきに述べた。すなわちその繪圖は、博古にいう尺寸の比と一致しないところがあり、博古の記述によつてその繪圖が誤入のものであることを知りうるのである。もし齊器の圖が、秦公鐘の圖を誤入しているものとすれば、これによつて郭說のような論證を試みることは全く無意味である。かつ東西あたかもその時を同じうするとしても、このように隔絕する地に同笵の器が作られるということは考えがたいことである。叔夷鐘は、他の分銘鐘の器制文樣から考えて、必らずそれらと同一の圖文を用いたものとみられ、博古圖の誤は顯然たるものがある。すでに圖が誤入であるとすれば、郭說はその論據を失なうものとすべきである。

なお積微居四四頁にも、趙明誠の金石錄を引いて、景公說をとつていう。

秦公𣪘銘文十又二公、當以何人爲始、宋代吾家南仲提出非子或襄公兩說、歐陽公亦提出秦仲或襄公兩說、直至近世、立說者仍自紛紛、羅振玉乃謂、始於秦侯、而余前此亦據史記、謂當始於襄公、制器者實是秦景公、以非子分土附庸、並無爵位、微不足道、秦仲並未爲公、南仲歐陽兩前說、皆不足信故也、去年偶讀趙明誠金石錄、其古器物銘第四篇跋秦公鐘云、秦仲初未嘗稱公、莊公雖追稱公、然猶爲西垂大夫、未立國、至襄公始國爲諸侯矣、則銘所謂十有二公者、當自襄公爲始、然則銘斯鐘者、其景公歟、知南仲永叔立說闕疑而後、宋人早已明白論定、而後人尙視爲懸案、紛紛有言、余亦據與趙氏同一之史料、作同一之結論、及讀趙氏書、乃不覺啞然失笑、急自毀其草、甚矣吾輩對於宋人著述之疏也

秦本僻處西戎、至襄公封侯、始得岐以西之地、以西戎之下國、進而居宗周之舊邦、銘文所謂鼏宅禹賫者、尙有其他更確切之訓釋乎

郭氏とその論據異なるも、「鼏宅禹賫」の語によつて、襄公より始算すべきであるという。なお一代降して桓公說をとるものに、容庚氏がある。

桓公說　容庚氏の「秦公鐘簋之時代」考古社刊第六期に、歐陽・羅氏の說をあげていう。

余謂秦之稱公、自秦仲之子莊公始、歷襄文寧出武德宣成穆康共、爲十二公、鑄器者乃桓公也、考桓公十年、楚莊王服鄭、北敗晉兵于河上、當是之時、楚霸爲會盟合諸侯、十三年、莊王薨、二十年、秦伐晉、二十四年、與晉厲公夾河而盟、歸而倍盟、與翟合謀擊晉、蓋欲繼楚莊而爭霸、鑄器當在此時、二十六年、晉率諸侯伐秦、秦軍敗走、追至涇而還、二十七年、桓公卒、霸業雖不成、其迹差合、故與齊桓同其謚、羅氏謂、共公與景公、非秦隆盛之世、共公立僅五年、景公時、晉楚爲盟主、秦且敗于晉、何烈烈桓桓之足云、然不自知其始秦侯、亦爲無據也

秦紀によるに、秦仲は宣王のとき大夫として西戎を伐つて沒し、ついで莊公は西戎を破つて西垂大夫となり、西犬丘に居り、襄公の八年、平王の東遷を助けてはじめて諸侯に封ぜられ、諸國に通聘し、上帝を西畤に祀つた。これを承けた文公は西垂宮に居り、その三年、東獵を試みている。その十三年以後、はじめて紀事の史あり、十六年、周の餘民を收めて岐に至つた。五十年、卒してこれを西山に葬る。ついで寧公もまた西山に葬る。武公は彭戲氏を伐つて平陽の封宮に居り、卒して雍の平陽に葬る。德公は雍城に移り、宣・成ののち繆公が出て霸業を成就した。秦紀の記事は繆公の事業を說くことが甚だ詳しい。卒して雍に葬り、三良を殉にして詩に黃鳥の篇を傳えている。康・共相次ぎ、桓・景のときは楚莊が霸業を伺うた時代で、晉の悼公が盟主として北方に霸を制し、桓廿六年、晉は秦を破つて涇水を渡り、景公は和を求めて晉に赴いている。以上を以ていえば、𣪘・鐘成立の時期に擬せられている成・繆・共・桓・景のうち、烈々桓々と稱しうるものはひとり繆公のみであるが、器の時期としては早きに失する。

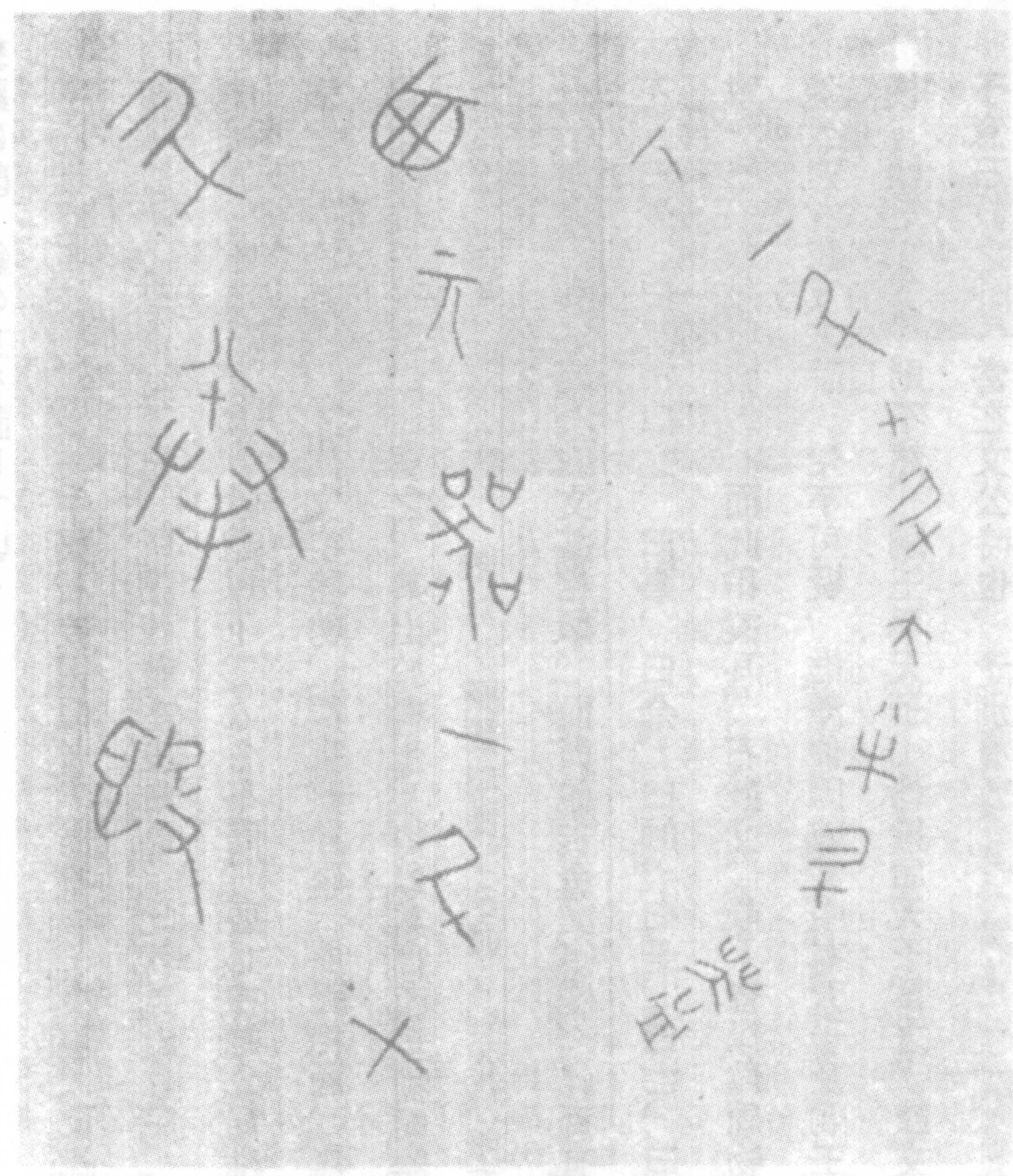
ここで問題として考えるべきは、𣪘の器蓋に刻されている定量の文である。その文は

蓋文　西一斗七升大半升、蓋

器文　西元器、一斗七升奉、𣪘

とあり、文中の西は、器が秦州の出土であることと關聯するようである。貞松に字を後刻としていう。

此𣪘器蓋側、又各有秦漢間人鑿字一行、予友海寧王忠愨公攷謂、西者漢隴西縣名、卽史記秦本紀之西垂及西犬丘、秦自非子至文公陵廟、皆在西垂、此𣪘之作、雖在徙雍以後、然實以奉西垂陵廟、直至秦漢猶爲西縣官物、乃鑿款于其上、故此器之出于秦州、亦一證也



秦公𣪘付刻

郭氏は𣪘銘の口宗の字を文宗の文の借字とし、「字从又吻聲、當是敃之異文、敃與旻通、毛公鼎敃天疾畏、卽詩旻天疾威、旻又通閔、旻閔均从文聲、禮儒行、不閔有司、注云、閔或爲文、則閔與文通、此言口宗、余意卽文公之廟也、史記秦本紀、文公元年、居西垂宮、其宮在西縣、刻款西、卽西縣若西垂宮之意、足見此𣪘乃西縣宗廟之祭器、下秦公鐘亦同、西縣由秦文公始居之、其陵墓在焉、故言作口宗彝也」と西を西垂宮の意とし、器は文公の廟器であるという。秦紀によると、西山に葬られたものは文・靈の二公である。しかし始皇本紀末の秦紀によると、襄公もまた西垂に葬られていることが知られる。郭氏はまたこれを論じていう。

考封禪書言、秦襄公既侯、居西垂、自以爲主少皡之神、作西畤祀白帝、舊謂西垂卽西縣、實則彼西垂乃泛言西陲、對周而言也、秦本紀中屢見、而西畤則在雍南之三畤原上、而始皇本紀論贊後、有重序秦先世一節、謂襄公立享國十二年、初爲西畤、葬西垂、生文公、文公立居西垂宮、五十年死、葬西垂、云々、竟以西垂爲地名、然其體例特異、所敍亦與秦本紀有出入、必後人所補竄、爲無疑也、本器言乍口宗彝、則是文公始居西縣之證矣

𣪘の刻文にみえる西と、この西垂宮・西縣の西とは必らずや關係のあるものと思われるが、王國維はその刻文を後刻として、「此敦器蓋又各有秦漢間鑿字、此敦之作雖在徙雍以後、然實以奉西垂陵廟、直至秦漢猶爲西縣官物、乃鑿款於其上、猶齊國差罎上有大官十年一鈞三斤刻款、亦秦漢間、尙爲用器之證也」敦跋と論じて、西とは秦漢のとき、西縣の西であるとし、羅氏もその説による。𣪘の器蓋はもともと量器とすべきものでないから、刻文が後刻のものであることは一應首肯しうるとしても、西が縣名であるか否かはなお問題とすべく、器が祭器にして縣の官物でないとすれば、

西とは西垂・西垂宮・西新邑・西陵の西と解してよいと思われる。

始皇本紀の末に序列する文は、先君の立年と葬處とを記したもので、秦本紀と多少出入するところがあり、別の資料によるものであろう。記述はその葬處を主とし、本紀にみえぬところも多く、これによって本紀を補うことができる。いまその記述によれば、襄・文は何れも西垂に葬るとされ、西元器・西の刻文ある𣪘はその祭器であると考えられる。器もまたその地の出土である。

これを以ていえば、兩器銘にいう十又二公は、襄・文二公より數えて十二公とすべく、襄ならば景前五七六～五三七、文ならば哀前五三六～五〇一となる。秦本紀にしるす景・哀二公の時代は、次の如くである。

景公四年、晉欒書弑其君厲公、十五年、救鄭、敗晉兵於櫟、是時晉悼公、爲盟主十八年、晉悼公彊、數會諸侯、率以伐秦、敗秦軍、秦軍走、晉兵逐之、遂渡涇、至棫林而還、二十七年、景公如晉、與平公盟、已而背之、景公母弟后子鍼、有寵、（景公母弟）富、或譖之、恐誅、乃奔晉、車重千乘、晉平公曰、后子富如此、何以自亡、對曰、秦公無道、畏誅、欲待其後世乃歸、三十九年、楚靈王彊、會諸侯於申、爲盟主、殺齊慶封、景公立四十年卒

哀公立、后子復來歸秦、哀公八年、楚公子棄疾、殺靈王而自立、是爲平王、十一年、楚平王來求秦女、爲太子建妾、至國、女好而自娶之、十五年、楚平王欲誅建、建亡、伍子胥奔吳、晉公室卑、而六卿彊、欲內相攻、是以久秦晉不相攻、三十一年、吳王闔閭、與伍子胥伐楚、楚王亡奔隨、吳遂入郢、楚大夫申包胥來告急、七日不食、日夜哭泣、於是秦乃發五百乘、救楚、敗吳師、吳師歸、楚昭王乃得復入郢、哀公立三十六年卒

從來最も有力とされている景公説の最大の難點は、その時代に銘文にいうような烈々桓々の事業なく、晉・楚が南北に霸を爭い、秦は晉に敗れ、楚に屈しており、器銘のいうところと合う事實がないということである。その點は成公説・桓公説も同じ。ただ繆公は五霸の一と目される赫耀たる事蹟のある人であるが、十又二公を秦侯から數えなくては數が合わず、また西との關係もなく論外とすべきである。大系に西との關係を以て景公説をとり、「雖君如桀紂、而頌揚之者、莫不比之堯舜」とするが、器は自銘の祭器であり、敷張の辭をなすとしても、あまりに空々しいことである。

以上によつて推論を試みると、器の時期について、從來提説をみない哀公説始皇本紀末付秦紀にいう畢公の可能性があるように思う。その論據とすべきものは次の諸點である。

1、本紀によると、哀公のとき、晉楚ともに衰え、楚に內亂あり、晉に六卿の興起があつて、秦は漸くその羈絆を脫し、楚のごときは吳に郢都を侵されて秦の救援を求めている。秦は楚を救うて吳師を敗走させ、楚都を回復しているが、器銘にいう「虩事蠻夏」・「鎭靜不廷」、鐘銘にいう「柔燮百邦、于秦執事」とは、このような事實を背景とするものでなくてはならない。「竈囿四方」・「匍又四方」の語も、これらの事實と合う。

2、器を郭氏は文公の宗に祀る器とし、「口宗彝」をその義に解しているが、その宗名は確かでないとしても、文公が西垂に葬られたことは始皇本紀末の秦紀にみえ、疑のないところであろう。刻銘の西はその意とみられ、器は文公の祭器である。從つて文中の十又二公は文公より數えて十

二公と解すべく、それならば作器者は哀公である。

3、本紀に文公の事蹟をしるしていう。「元年居西垂宮、三年、文公以兵七百人東獵、四年、至汧渭之會、曰、昔周邑我先秦嬴於此、後卒獲爲諸侯、乃卜居之、占曰吉、即營邑之、十年、初爲鄜時、十三年、初有史以紀事、民多化者、十六年、文公以兵伐戎、戎敗走、於是文公遂收周餘民有之、地至岐、岐以東、獻之周、十九年、得陳寶」。その治世は五十年に及び、諸侯の業はこのときはじめて成就されたといつてよい。ゆえに文公の宗に歷世を合祀することがあつても何ら不自然なところはなく、事實文公の宗が秦の本宗たる地位を占めていたものと考えられる。

4、段鐘の銘辭はその語彙語法において晉器の晉公𥁕に類するところがあり、兩者の時期は近いものと思われる。晉公𥁕の作器者晉公惟はおそらく定公午前五一一～四七五で、その初年は哀公の晩年に當る。哀公が兵を以て楚を救い郢都を回復したのはその三十二年前五〇五年であり、晉の定公午が內に范氏を伐つて六卿を控制し、また外には黃池の會に長たることを爭うたのはその三十年前四八二年であるから、秦・晉のこれらの器はその頃相ついで作られたものと考えてよい。おそらく秦器の制作は、その救楚の役から間もないときのことであろう。

以上の理由によつて、秦公段及びその鎛鐘の成立の時期を哀公の三十二三年、前六世紀末におくべきであると思う。從來の成・繆・共・桓・景の諸公の他に、ここに文公說を提示しておくのである。

二、銘辭と文字　段・鐘の銘文は何れも四字句を主として頻繁に押韻を用い、詩の樣式を思わせるものがある。秦にはまた石鼓があり、研究者の間に石鼓との比較を試みている人が多い。王氏の

敦跋に段・鐘の文を論じていう。

字迹雅近石鼓文、金文中與石鼓相似者、惟虢季子白盤、及此敦耳、虢盤出今鳳翔府郿縣禮邨、乃西虢之物、班書地理志、所謂西虢在雍者也、此敦雖出甘肅、然其敍秦之先世十有二公、亦與秦盄龢鐘同、雖年代之說、歐趙以下、人各不同、要必在德公徙雍以後、雍與西虢、壤土相接、其西去陳倉、亦不甚遠、故其文字體勢、與寶盤獵碣、血脈相通、無足異也、……故此敦文字之近石鼓、得以其作於徙雍以後解之、其出於秦州、得以其爲西垂陵廟器解之漢西縣故址、在今秦州東南百廿里

また貞松にいう。

此段書體、與岐陽石鼓文甚相類、而與他吉金文字殊、此百有三字、見于右鼓者十三字、曰公、曰不、曰天、曰又、曰之、曰事、曰余、曰帥、曰是、曰亡、曰以、曰各、曰多、書法字體、纖悉不殊、惟石鼓結字較斂、而此稍縱耳、石鼓文、前人皆以爲周物、鄭漁仲以爲先秦、以書體及出土之地攷之、鄭氏之說、殆不可疑、惟漁仲因鼓文中有天子及嗣王語、謂秦自惠文始稱王、當在惠文以後、始皇以前、則不然、嗣王與天子、均指周天子言之、鼓文又有公謂天子、所謂公者、殆指秦公、予意石鼓之刻、當在文公時也、予別有攷

石鼓を文公三年、東獵のときのもの前七六三とするのであろうが、段・鐘の成立をかりに哀公の三十二年前五〇五とすると、相去ること二百六十年前後となる。また段・鐘のときよりして始皇の刻石・秦量に至るまで凡そ三百年であるが、秦地の文字が西周後期の篆體の字樣を存して殆んど移ることのなかつたことが知られる。石鼓の時期については異說が多いが、何れにしても、いわゆる秦篆の

成立の由來するところ久しく、金文字形の正宗を承けるものであることは疑がない。

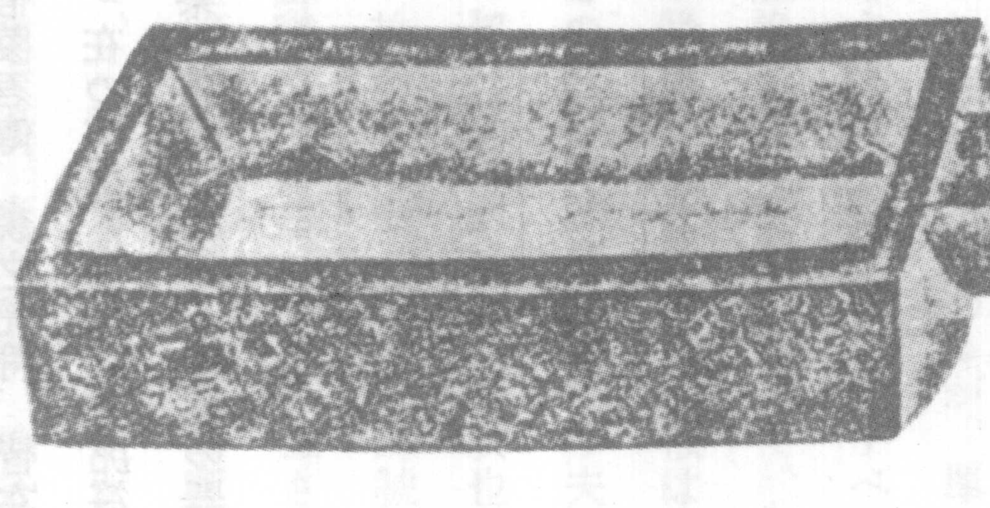
段銘中の重用の字、すなわち秦・公・不・朕・皇・且・受・天・命・在・嚴・以の十二字をとつてその字を重ねてみると、字形が全く同じで、字母を以て押捺して鑄型としていることが知られる。貞松にいう。「予曩攷秦瓦量款識、凡四字爲一笵、合諸笵印成全文、謂是聚珍板之濫觴、今此段之文、則每字爲一笵、合多笵而成文、則活字之始、且遠在東周之世、可見我國文化之古矣」。ただこのように字母を用いるものは、本器の他には例をみないようである。もともと鑄銘は鑄型に直接刻入することが容易でなく、おそらく骨器や木などにまず刻して、これを用いて笵型を作つたものであるらしく、鑄銘の刻字は殆んど刻面と直角をなしている。それでこれを分斷すれば容易に字母がえられるのであるが、字母や同笵を用いた例が殆んどないのは、彝器が神聖な祭器であつたからであろう。そのような慣例を破つて、敢て字母を用いて段銘を刻しているところに、秦の文化の特異な一面をみることができよう。字體書法の上に強い傳統性がみられると同時に、他と容易に好惡を同じうしないというところがあつたのであろう。秦の社會と文化とには、もともと列國と異なる特異な體質があるようである。

秦國の起原については、陳槃氏の「大事表譔異」第一冊に詳しい。顓頊の苗裔にしてその始祖は卵生說話をもち、また鳥獸を治めた柏翳の後にして、鳥身人言の族であつたという。柏翳の名は、羌族の始祖伯夷と關係があろう。のち西戎に入り、周の東遷によつてその故地を領した。春秋初期以

來、文公・繆公・哀公など、ときにその威力を中原に示すことがあり、秦公段・鐘は哀公の器と考えられる。段は器制完整、圖版によつてもその鑄作の美を知りうるものであるが、特にその字樣は西周篆籀の樣式を傳え、西周の故地餘民を領したといわれる秦地の文化の特質を示している。詩の秦風に小雅の遺響を傳え、石鼓にその文辭と文字を殘しているのも同樣である。しかし彝器文化としては、この段・鐘の他にみるべきものは、一器もない。秦室關係のものはもとより、貴戚・世臣の作器も殘されていない。これは秦の社會が、東方列國のように宗法制的な遺制、また世臣豪族の存在を許さない特異な秩序のもとにあつたことを示すものであろう。大縣を設け、阡陌を開くという衞鞅の專制的政策が容易に實施しえたのも、政治勢力を分斷する中間的な階級が存在しなかつたためと思われる。客卿政治が、この國の社會の體制に適合していた。秦公段・鐘の他にみるべき彝器が殆んど殘されていないという事實は、このようなその社會と政治のあり方から理解すべきであろう。秦の覇業の基礎をなしたとされる孝公のときにおいても、秦はなお中原の諸國からは夷狄視されていたという。おそらく牧畜社會的な遺制が、農業社會に移行したのちにも、原理的にその社會を強く支配していたのであろう。從つて石鼓や秦公の器は、のちの始皇の刻石や量器などとともに、一時的な活動の所產であつたとみてよい。いま秦器として、量器や兵器の屬二三を列しておく。

商鞅量　秦金石・上・八　周存・六・一二三　秦金文・三〇　大系・二九一　小校・一一・一九」文選・下三・一八　大系・二五〇

卷四



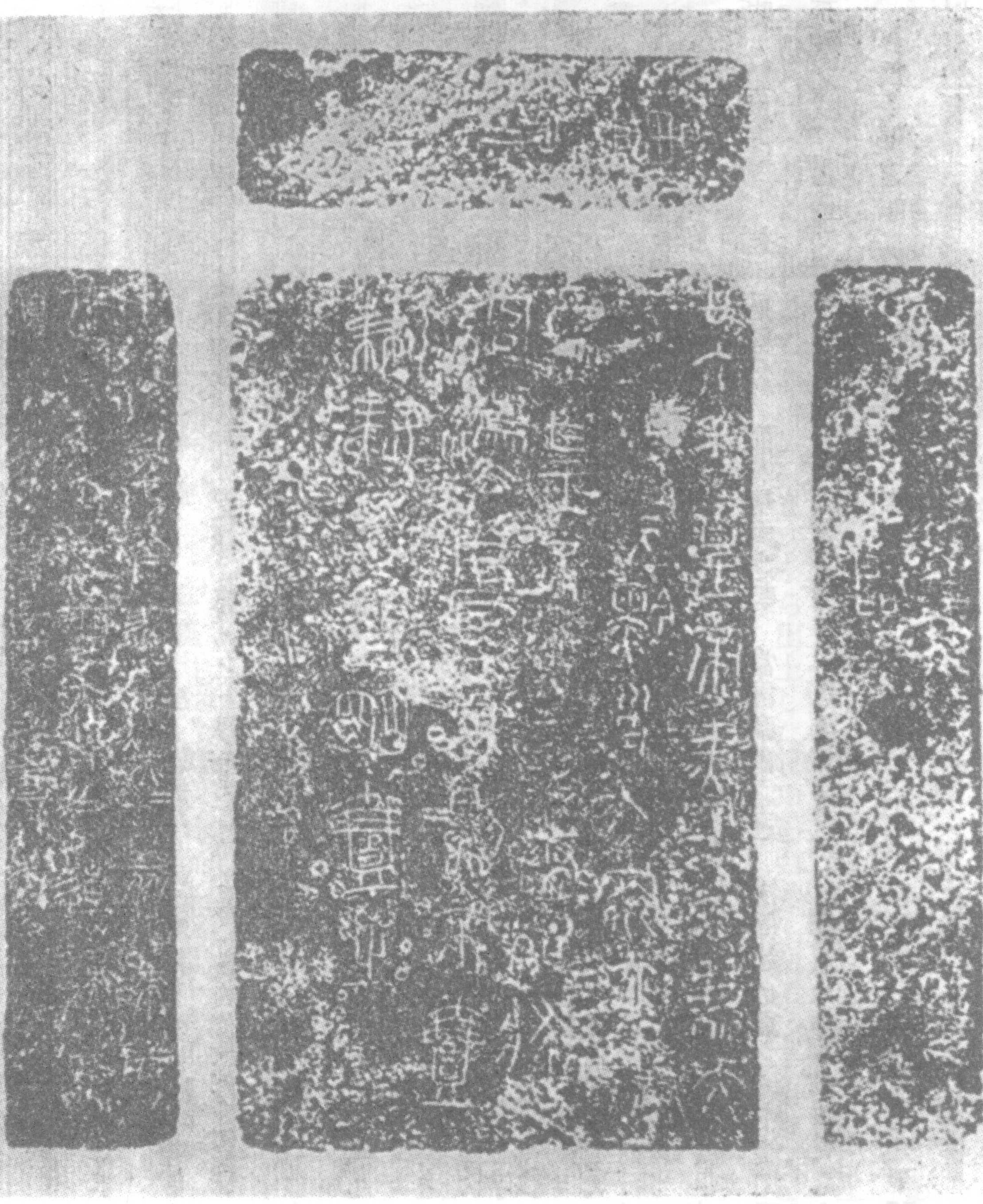
商鞅量

銘文

十八年、齊（遣）卿夫〻衆來聘、冬十二月乙酉、大良造鞅爰積十六尊五分尊一爲升　重泉

大良造鞅は衞鞅。秦本紀によると、孝公十年「衞鞅爲大良造」とあり、十八年前三四四は秦がすでに咸陽を作り冀闕を築き、鞅がその施策を實施したのちであるから、齊の卿大夫の來聘を咸陽に迎えたのであろう。その翌年、孝公は周より伯號を贈られ、翌廿年、諸侯の賀を受けている。このようなときに、東海の齊から大夫が來聘しているのは、翌廿一年、齊が魏を伐つてこれを馬陵に敗つていることと關係があるかも知れない。その翌廿二年、秦もまた衞鞅をして魏を伐たしめ、鞅はその功によつて商君に封ぜられている。孟子梁惠王上に「及寡人之身、東敗於齊、長子死焉、西喪地於秦七百里」というものがこれである。齊使の來聘はおそらくこの二役の豫備的會談が行なわれたのであろう。「夫〻」は重文のかき方であるが大夫の意。夫と大は古字通用、秦刻石にもその例がある。この量器を作ることと、齊使の來聘とは一應無關係であろうが、いわば大事紀年の形式とみられる。尊はおそらく寸の假借字。「寸一爲升」であるから、

二九～三〇



商鞅量銘

卷四

十六尊五分は一斗六升半であろう。

器底に始皇廿六年の刻辭がある。その文は他器にも多く刻されているもので、「廿六年、皇帝盡并兼天下、諸侯黔首大安、立號爲皇帝、乃詔丞相狀綰、灋度量則不壹歉疑者、皆明壹之」とあり、大系に「此足證商鞅之法、至始皇時猶多沿用未改也」という。刻辭中の狀・綰は隗狀と王綰。商鞅のときより約百廿年餘を經ている。

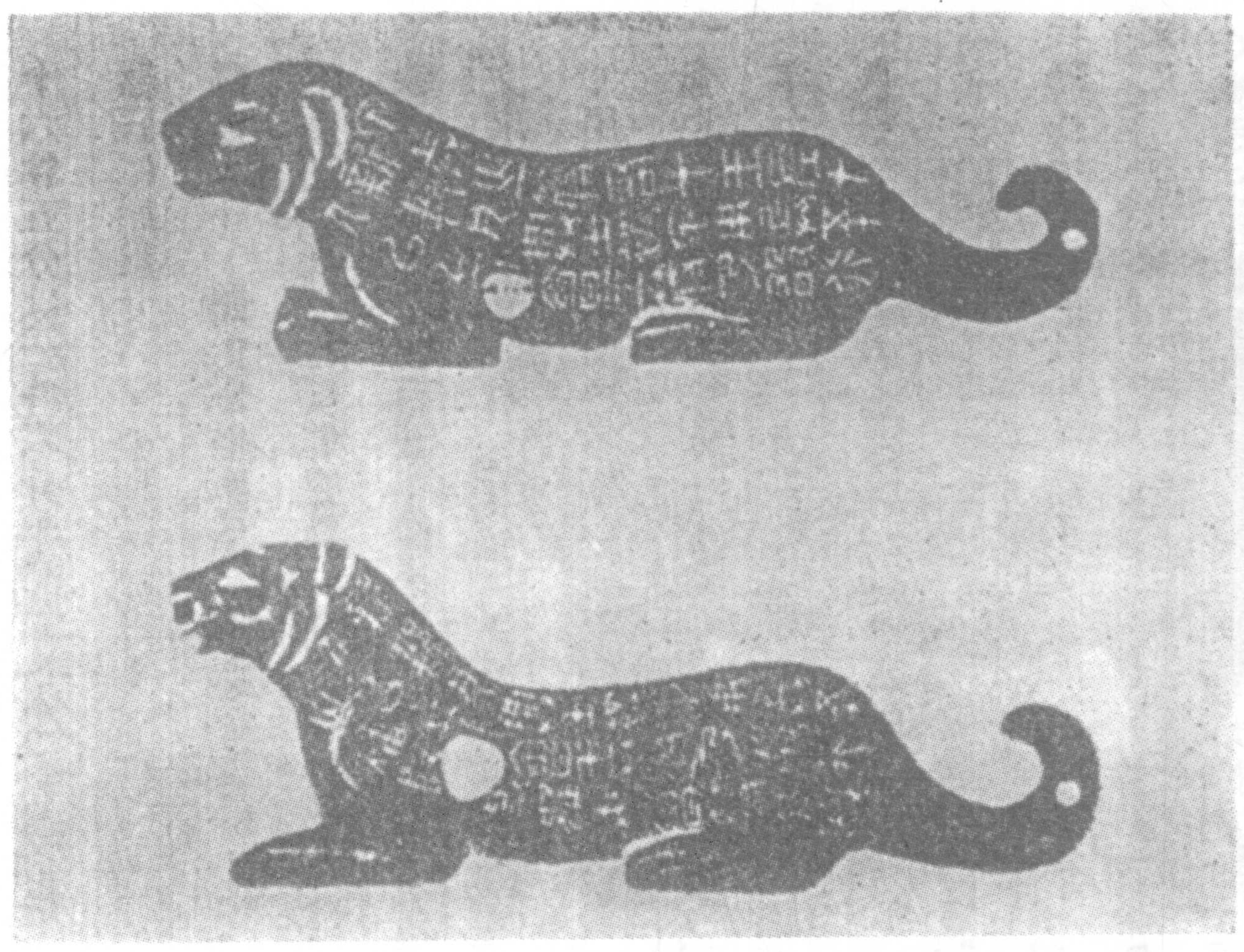
文末の重泉は地名。漢のとき左馮翊に屬し、その故城は陝西蒲城縣の東南にある。縣の官器として用いたものであろうが、それならば同銘のものが多く頒布されていたものと思われる。始皇の量器と同樣であるが、當時商君の威令の盛んであつたことが知られる。なお器側に後刻の臨の一字があるという。大系に臨晉の字の殘泐したものとしている。秦の量器には、他にも文末に「犛」貞松・一二・三八のように、地名を附記している例がある。

兵器には大良造鞅戟・秦子戈・呂不韋戈・右軍戈・上郡戈など銘をもつもの數器あり、秦子戈の文末に、秦公𣪘と同樣に「宜」の一字があることは、すでに注意しておいた。周存六・附説に「簠齋謂、是襄公以前器、正與上戈呂不韋戈・群子戈相似」とあり、時期の下るものではあるが、款識のしかたは同樣である。また虎符に陽陵虎符・新郪虎符羅振玉、歷代符牌圖錄等があり、文例として新郪虎符を錄しておく。

新郪虎符　秦金文・四一　大系・二九二　文錄・四・三五　秦新郪虎符跋王國維、集林卷一八

三一～三二

卷四



新郪虎符

銘文　「文四行四十字、錯金書」王跋

甲兵之符、右才王、左才新郪、凡興士被甲、用兵五十人以上、必會王符、乃敢行之、燔燧事、雖毋會符、行𣪘

文中、甲・在・兵の字は篆體の古い形にかかれ、陽陵虎符と同じく、また凡は散氏盤の字と同形である。また敢の字形や也を𣪘と書することは詛楚文にその例があり、その他は小篆の字體であるから、王氏はその文字からみて秦符であるという。また新郪の地が秦に歸した年次を考證し、この虎符の作られた時期を、秦の統一前二三十年のことであろうとしている。

新郪本魏地、魏策、蘇秦說魏王、大王之國、南有許鄢昆陽邵陵舞陽新郪、至安釐王時、尙爲魏有……、其後公子無忌說魏王云、秦葉陽昆陽、與舞陽隣、是彼時葉陽昆陽屬秦、舞陽屬魏、新郪在舞陽之東、其中間又隔以

楚之陳邑、時楚正都陳、秦不能越魏楚地、而東取新鄭、明矣、至昭王五十四年、楚徙鉅陽、始皇五年、又徙壽春、新鄭入秦、當在此前後、然則此符當爲秦幷天下前二三十年間物也

文は「甲兵の符、右は王に在り、左は新鄭に在り、凡そ士を興し、甲を被らしむるに、兵を用ふること五十人以上ならば、必らず王の符を會して、乃ち敢てこれを行へ。燔燧のことは、符を會すること毋しと雖も、行けや」という。文錄に鄭・之・毆を韻としている。

虎符の制については、王國維になお「秦陽陵虎符跋」・「記新莽四虎符」・「隋銅虎符跋」以上・集林巻一八 以下一連の文章があり、歷代虎符の制を論ずることが詳しい。史漢の文帝紀二年九月、初めて郡國に銅虎符竹使符を與えたことがみえ、正義に引く崔豹古今注に「銅虎符銀錯書之」とあり、漢制は銀錯であるが、秦の虎符はみな金錯であつた。また陽陵符の文は左右各十二字、秦文は多く六の倍數を用いたという。陽陵虎符の王跋中、參考とすべき二則を摘錄しておく。

李斯書存於今者、僅泰山十字耳、琅邪臺刻石、則破碎不復成字、即以拓本言、泰山刻石、亦僅存二十九字、琅邪臺雖有八十五字、而漫漶過半、此符乃秦重器、必相斯所書、而二十四字、字字清晰、謹嚴渾厚、徑不過數分、而有尋丈之勢、當爲秦書之冠、惜係錯金爲之、不能拓墨耳

行文平闕之式、古金文中、無有也、惟琅邪臺殘石、則遇始皇帝成功盛德、及制曰可等字、皆頂格書、此爲平闕之始、此符左右各十二字、分爲二行、皇帝二字、適在第二行首、可知平闕之制、自秦以來然矣

新鄭虎符は、六字の文でなく、また平闕の法を用いることもなく、文錄に「新鄭乃魏之重地、考信陵君傳、魏之虎符、皆在王臥內、是魏固有虎符也」として魏の虎符であろうとしているが、甲・在の字などみな陽陵虎符と同じく、秦符と定めてよいものと考えられる。王と稱しているのは、秦が皇帝を稱する以前の器であるからであろう。

二〇〇、虢文公子㝅鼎

器　名　虢文公鼎攈古　虢公子鼎奇觚

時　代　西周末葉韡華



虢文公子㝅鼎

收　藏　「江蘇吳縣曹秋舫藏」攈古「一藏吳縣曹氏、一藏溧陽端氏」周存

著　錄

器影　一、懷米・下・五　大系・二九　二・陶齋・續・上・二〇　夢郼・上・一三　大系・二八　通考・六三

銘文　攈古・二之三・一　奇觚・一六・七　敬吾・上・二五　周存・二・四一　大系・二八二　小校・三・八七・八八　三代・三・四八　二玄・三九一

考　釋　餘論・二・二〇　韡華・乙・二四

器　制　一は懷米に圖樣があり、立耳三獸足鼎。口下に變樣夔文、腹部に波狀文を飾る。懷米に「高七寸六分、口一尺、深四寸三分、耳二寸三分、重二百六十四兩、鑄款口內」という。二は陶齋續に圖樣をあげ、「高九寸六分、深五寸五分、口徑一尺二寸三分、腹徑一尺二寸、耳高三寸、闊三寸四分」と尺寸を記し、通考に「通耳高八寸八分」という。器制文樣は兩器同じ。

銘　文　二器とも四行、二十一字。第二器には孫字の重文がなく二十字である。



虢文公子㝅、乍叔妃鼎、萬年無疆、子〻孫〻、永寶用享

虢文公は宣王期の人。國語周語上に、宣王が千畝に籍せず、古禮である籍田の禮の意義を述べて王を諫めた話がみえる。注に「賈侍中云、文公、文王母弟虢仲之後、爲王卿士、昭謂、虢叔之後、西虢也、及宣王都鎬、在畿內也」とあつて、說を異にしている。大系に

按當以賈爲近是、虢仲之虢乃東虢、其分枝爲北虢、漢書地理志云、北虢在大陽、東虢在熒陽、西虢在雍、西虢金文稱城虢、有城

虢仲段、出土于鳳翔可證、北虢金文稱虢季氏、如虢季子白盤・虢季子組壺其證也、單稱虢者、當卽東虢、雖國在滎陽、固不妨入爲卿士也

と諸虢を論じ、この器を東虢とする。韡華には陝西の西虢説をとり、「按金文所載虢器類、皆出土陝西、以史考之、虢氏爲王室上卿、以至於東周、左傳所謂虢公者、皆西虢之族、如虢文公・虢石甫亦是也、故其器出土、陝西居多、殆有封邑、別在畿內、若東虢、則東方小國、其理勢、或不足當爲王室上公、則賈說近是也」という。虢器の出土は各地に渉り、名號も多く、その系列を明らかにしがたいところがあるが、單に虢と稱するものは虢氏の本宗であろう。この器を虢文公の子伎の作器とすれば、幽王期に屬すべきものとなる。

餘論に伎の字釋を論じて、作の異文であるという。そして「此文伎乍兩見者、伎爲虢公子之名、與乍器義異也」とする。伎は金文において戎伎・伎征のように用い、作器の作とは自ら用義の異なるものがある。叔妃は伎の夫人。郭氏いう。

叔妃卽伎之室、𧹞蘇女也、鼎之形制、與蘇冶妊鼎頗相近、彼鼎之虢妃、或卽此人、蘇與東虢比隣、故相爲婚姻、此亦足爲虢卽東虢之一證

蘇虢の關係は、近年發掘された上村嶺虢國墓からも、「蘇子叔乍」と銘する銅鼎、「蘇貉乍小用」と銘する豆が出土した事實からも知られ、すでに綴遺二七・二二に虢仲鬲「虢中作虢妃隮鬲」に注して、「虢妃當是有蘇氏之女、以虢文公子伎鼎及此鬲證之、是虢恒娶于妃氏、𧹞蘇國于河內之溫、與北虢大陽、東虢滎陽、地皆相近、世爲婚媾、因其宜也」と論じている。吳其昌の金文世族譜六・三七

に、虢氏を論じて妃姓とし、叔妃を伎の子としているのは、虢氏が周室の出であることを無視したもので、これでは族譜を考えることはできない。

諸虢の問題は本支の關係や後の移動のこともあつてかなりむつかしい問題點をもつものであるが、近年黃河ダム工事に關聯して上村嶺の虢國墓が發掘調査され、そこから虢・虢季の器が出土してまた新しい問題を提供した。虢季の器は從來鳳翔から出土した虢季子白盤・虢季氏子組盤などが知られており、その虢季の器がまた上村嶺からも出土したことは、諸虢の地にときに變動があつたことを示すようである。これら諸虢の問題については後にいう。



虢季氏子伎鬲

上村嶺出土諸器中、本鼎との關係が注目されるものに、虢季氏子伎鬲がある。その文にいう。

虢季氏子伎乍寶鬲、子々孫々、永寶用享

器上村嶺・四一　文物一九五九・一・一三は上村嶺一六三一墓出土。實足不分當の鬲、足端は獸蹄形をなし、腹足のところに稜飾がある。高さ一〇糎、口徑一五・三糎。文樣はいわゆる象首文。鄭興伯鬲通考・一六〇　彙古・二・二一と極めて似ている。墓中から

はこの一器のほか、若干の玉器が伴出している。銘はその口緣の內側に沿うてあり、字樣は鼎銘よりもすぐれている。郭氏は「三門峽出土銅器二三事」文物・一九五九・一においてその考釋を試み、虢季氏子伎は虢文公子伎と同一人であると論じたが、その結果虢・虢季を同系とすることになり、議論は一そう紛紜を招くこととなる。郭氏の說にいう。

虢文公乃周宣王時人、見國語及史記周本紀、集解引賈逵云、文公文王母弟虢仲之後、又引韋昭云、文公虢叔之後、西虢也、今得此二器、可知韋昭全誤、而賈逵亦僅得其半、虢有東虢西虢北虢之分、漢書地理志、北虢在大陽、東虢在滎陽、西虢在雍、大陽乃漢所立縣、故城在山西平陸縣東南十五里許、正在三門峽嶺近、可知虢季氏乃北虢、北虢乃東虢的分枝、卽虢仲之後、而非虢叔之後、虢仲是東虢、虢叔是西虢

虢季氏器有有名的虢季子白盤及虢季氏子組壺、盤銘云、不顯子白、桓々子白、可見子白是人名、準此、則子組子伎亦是人名、余前釋虢文公鼎時、以爲乃虢文公之子名伎、今知其誤、文公是生號、非死謚、古無謚法、此又得一例證、今知虢季氏子伎、卽虢文公、則虢文公鼎及虢季氏子伎鬲、均周宣王時器、花紋形制亦甚相近、簡報考古通訊・一九五八・一一把上村嶺的周墓、一律定爲東周墓、是不大正確的

故有虢季氏子伎鬲出土、不僅可以斷定虢季氏卽北虢、且得虢文公鼎之互證、幷可以斷定作器年代在周宣王時、而虢文公鼎乃北虢器、亦因以斷定同時、虢季子白盤及虢季氏子組壺等、亦均得確定爲北虢器、虢季子白盤、傳于淸道光年間出土于

陝西寶雞縣虢川司、其地望又爲西虢、出土說如屬實、則當北虢之器、轉贈于西虢者

郭氏はこの考釋においていくつかの重要な提說をしている。1、舊釋では「虢文公の子、伎」としていたものを、「虢文公子伎」と一人の名によみ、子伎を文公の名とする。2、そして上村嶺出土の虢季氏子伎鬲の「虢季氏子伎」は虢文公と同一人に外ならず、虢と虢季氏は同じであり、東虢より分岐した北虢であるという。3、從つて器の時期は、虢文公が宣王期の人であるから、上村嶺遺址には西周期の遺器を含む。4、北虢である虢季氏の器が西虢の地である寶雞から出土しているのは、北虢の器がその地に遺贈されたのである。ほぼ以上の四點である。以上について小批を試みておく。

1、金文の例によると、子孫の關係をいうときには、介詞之を用いる例が多い。伯戔盤「邛仲之孫伯戔」・沇兒鐘「郤王庚之淑子沇兒」・者減鐘「工𫊸王皮難之子者減」・邵鐘「余畢公之孫、邵伯之子」・黝鎛「𨷥叔之孫、遵仲之子」など、その例である。しかしまた𨷥氏鐘「齊𨷥氏孫囗」・陳肪段「余陳仲𤔲孫・𨷥叔和子」のように介詞を加えないこともあるので、介詞の有無によつてこれを決することは困難である。ただ郭氏改讀の最大の難點は、「虢文公」のようにいわゆる謚號にあたる名號を作器者として名乘つた例が、一例もないことである。いわゆる謚號が實は生號として用いられるものであることは、成王・昭王・穆王・龔王などに例がみえるが、列國諸侯が自らその號を稱することはなく、概ね單に齊侯・魯侯、あるいは邾公華・楚公逆・郤王義楚のようにいう。すなわち虢文公のような自稱の例なく、これはやはり廟號を以て稱するものとすべく、それならば文

は舊讀によつて「虢文公の子、㑊」と解する外ない。郭氏は「古無諡法」とするも、列國期の金文にすでに生稱の事實がないことを看過すべきではない。

2、右のように郭氏の改讀が成立しがたいものとすれば、「虢文公子㑊」と「虢季氏子㑊」とを一人とする論據は失なわれ、また虢と虢季氏とを東虢・北虢にしてもと本支の關係にあるとする提說も成立しがたい。

3、「虢文公子㑊」が文公の子㑊の意であるとすれば、器は宣王期より一代下ることになる。すなわち東遷前後のものとなるが、これについては陳槃氏に說があり、器の時期はなお下るものであろうとする。存滅表譔異、東虢の條一五八葉にいう。

今按此一虢文公子段與宣王時之虢文公、可能是一人、然不必定是一人、如魯、僖公後有文公、而周公旦亦諡文公、晉亦前有文侯、後有文公、則安知虢氏之不可能有二文公、卽令此虢文公亦卽宣王時之虢文公、何以知其必爲虢仲之後、而非虢叔之後、又何以見虢仲之必爲東虢、而陝縣之虢又必爲東虢之分封乎、綜之、上引諸氏之說、皆孔穎達所謂各以意斷、不可審知者、今仍從闕疑可也

虢文公というも必らずしも宣王の時の人と限らず、一國に前後二諡ある例もあり、また陝縣の虢は東虢の分封とは限らず、要は臆斷を避けるべしという。一國に二諡あることは、他にも燕に二惠・二桓・二文、齊に二莊があるなどその例多く、考えられぬことではない。陳氏が「不可審知」として決定を保留したのは、おそらく器の時期に對する疑問と、郭說のように虢と虢季とを一にすることを不合理とするによるものであろうが、銘文を「文公の子」と解すれば時期の問題は一應妥適な時期に近づくと思われ、また同時に郭說のように鼎・鬲を一人の器とする不合理を避けるうるようである。

以上によつていえば、本器の銘は、「虢文公の子㑊、叔妃の鼎を作る。萬年無疆にして、子々孫々、永く寶用して享せよ」と訓むべく、その時期は東遷前後のものとなろう。字迹は甚だしく粗鬆の風がみえるが、西周末にはすでにこの種の字様をみることができる。

参考

諸虢の問題は、すでに鼎銘の考釋においても論ぜられているが、この機會に一應の整理を試みておく。虢氏の器をその氏號別にあげると、次の通りである。

虢　虢文公子㑊鼎　虢文公子㑊鬲　虢姜鬲　虢姜鼎　虢姞鼎　△虢𣪘盤　△虢大子元徒戈　△虢金盤

虢伯　虢伯鬲

虢仲　＊虢仲盨　虢仲鬲

城虢　＊城虢仲𣪕　城虢遣生𣪕

虢叔　○虢叔旅鐘　虢叔旅盂二　虢叔尊　虢叔𣪕　虢叔簠　又　虢叔盨　虢叔鬲　又　虢叔大父鼎

虢季　＊虢季子白盤　虢季氏子組𣪕　＊虢季氏子組壺　＊虢季氏子組盤　△虢季氏子㑊鬲

鄭虢　鄭虢仲𣪕

右の表中、○印の器は長安、＊印は鳳翔、△印を付したものは上村嶺の出土器であるが、虢器は上村嶺、虢仲・城虢は虢季の諸器とともに鳳翔、虢叔の器は長安、虢季の一器が上村嶺から出土している。上村嶺出土の虢季氏子㑊鬲が、虢季氏が鳳翔からその本族の地である上村嶺に引揚げてきた際のものとすれば、一應諸虢の器とその出土地は對應を示していることになる。虢氏は文王の同母弟の後で周の舊族であり、西周期はもとより、列國期においてもなお富强の族であつたことは上村嶺遺址の示すところである。これら諸虢と、文獻にいう東虢・西虢・北虢・南虢・小虢との關係にも、なお明らかでない點が多い。

虢は左傳僖五年に「虢仲・虢叔、王季之穆也」とあつて王季の後であり、杜注に「文王之母弟也」という。正義に引く馬融注に「虢叔、同母弟、虢仲、異母弟」とする。二虢の封地については、同じく正義に引く賈逵注に「虢仲封東虢、制是也、虢叔封西虢、虢公是也」、また國語周語の韋注に「虢叔之後、西虢也」という。何れも西虢を虢叔の後とするものである。しかるに續郡國志・帝王世紀御覽巻一五八引等には、虢仲を西虢、虢叔を東虢とし、賈・韋の說とまさに相反する。馬融注には「虢仲封下陽、虢叔封上陽」とあるが、これならば東西の別を立てがたいので、孔疏に「按傳、上陽下陽、同是虢國之邑、不得分封二人也、若二虢共處、鄭復安得虢國而滅之、雖賈之言、亦無明證、各以意斷、不可審知」と論じて斷定を避けている。東西を周召分陝と同意とするものに酈道元の說があり、「河南卽陝城也、昔周召分伯、以此城爲東西之別、東城卽虢邑之上陽也、虢仲之所都、爲南虢、三虢、此其一焉」という。すなわち虢仲南虢說である。漢志陝縣の條に、「北虢在大陽、東虢在滎陽、西虢在雍州」とあり、陝を南虢とするものであろう。上陽下陽を一とすれば北虢南虢はもと一封ということになる。また、この地を虢仲の封地とすれば、虢の初封は陝と雍、これを東虢・西虢とよんだとすることが考えられよう。

虢仲の東虢が滎陽にあつたとする說については、段玉裁の漢志校に「按熒陽東虢、葢卽西虢自雍而遷者、而鄭武公滅之」という。すなわち虢叔の國とするものである。これは左傳隱公元年に「制、巖邑也、虢叔死焉」とあり、古く皐・虎牢といわれた滎陽の地がのち虢叔の居城となつたのは、東遷のとき西虢がその地に入つたとするものであろう。しかし虢仲東虢の說は古くからみえ、この地は東遷以前より虢氏と關係があつたものとみられ、おそらく古く虢城公の領したところではないかと思われる。すなわち班𣪕にみえる虢城公の地であろう。班𣪕にいう。

隹八月初吉、王在宗周、甲戌、王令毛伯、更虢城公服、甹王位、作四方亟、……王令毛公、以邦冢君土馭庶人、伐東國、……三年、靜東國、亡不咸畀天畏、否畀屯陟

その地は東國戡定の基地として最もふさわしく、毛公は東方懷刑の任を終えて無事に復命を果している。この虢城公が、のちの城虢公・城虢遣生の族と同じであるかどうかを確かめる資料はないが、城虢の器は西周後期かと思われるものが鳳翔から出土している。大系に班𣪕の虢城公に注していう。

虢城公當卽下文趞令曰之趞、別有城虢遣生𣪕者、可爲證、又有城虢仲𣪕、出土于鳳翔、鳳翔乃古西虢之地、是知城虢卽西虢、虢城公當是始封于西虢者、故世稱西虢爲城虢、以其稱號冠于虢之上、

以別于東虢北虢也、因知趞尊㝬鼎等之趞、即虢城公、本器作者之班、乃趞之臣屬

郭氏のいう城虢趞生の器は班段・趞尊等よりはかなり時期の下るものであろう。また班段の文中、「趞令曰、以乃族、従父征、徃城、衞父身」とあつて、この城は虢城公の居城のことと思われる。城と成はもと一字、その地は一に成・成𠂤ともよばれ、周初には東方經營の前衞的據點であつた。城と成はもと一字、成𠂤は成皐の成であろう。虢城公の服を更いで東征を命ぜられているのは、その地が當時においてもなお東方への據點であつたからであろう。古く𠩺といわれる地もこれに近く、王國維は大伾に當て、郭氏は汜水縣西北の大伾であるという。麥尊によると、「王令辟井侯、出𠩺、侯于井」とあつて、周公の子井侯征はもと𠩺にあつたが、井に徙されて井侯と稱した。當時東方の經營のために、このような移封が行なわれたらしく、虢城公もあるいは成の地より西によび歸されたのであろう。おそらくそのような關係があつたがゆえに、のち東遷に際して虢叔にその地が與えられたものと思われる。これによつていえば、「制巖邑也、虢叔死焉」といわれる虎牢・成皐の地には、もと城虢すなわち虢仲がおり、虢中が西に徙るに及んで毛公等の他氏に屬したが、のちまた虢叔に與えられた。虢叔がその險要を恃んで滅びたことは、また國語鄭語にもみえる。劉昭の續郡國志注補に「今汜水縣、是東虢」とあり、顧表に東虢の所在を「在今河南汜水縣」という。これ制に虢氏あり、鄭の武公に滅ぼされたもので、ことは春秋以前にある。漢志京兆下注に臣瓚を引いていう。

初鄭桓公爲周司徒、王室將亂、故謀於史伯、而寄帑與賄於虢會之間、幽王既敗、二年而滅會、四年而滅虢、居於鄭父之丘、是以爲鄭

巻四　　四五～四六

鄭の建國は、實に虢、制の虢叔を滅ぼすことによつて達成された。陳氏の譔異にこれを東虢の滅亡をいうものとし、「幽王巳敗四年、即平王四年前七六七、亦即魯惠公二年、而晉文侯之十四年也、今本竹書紀鄭人滅虢、亦在是年也」という。鄭の武公四年のことである。これ文獻に東虢に擬せられているもので、制にある虢氏は春秋以前に滅びている。

西虢は陝西雍の地、すなわち鳳翔寶雞の東五十里がその故都であるという。水經渭水注にいう。「雍縣、晉書地道記、以爲西虢地也、太康地記曰、虢叔之國矣、有虢宮、平王東遷、叔自此之上陽、爲南虢矣」。西虢遷徙の後においても、その支庶のうちなお寶雞の地に殘留するものがあつて、小虢とよばれた。秦本紀に、武公十一年、「滅小虢」とあり、集解に「班固曰、西虢在州」とみえ、吳仁傑の兩漢刊誤補遺には「後漢志、陝縣本虢仲國云者、則志所謂雍州之西虢、而秦本紀所謂小虢者也」という。その說は、秦本紀正義、「陝州之虢、猶謂之小虢也」というに本づくものであろう。いまその遺器を以ていえば、鳳翔出土の器に虢季子白盤・虢季氏子組壺があり、何れも西周末の器である。いわゆる雍にある西虢とはこの虢季氏であるが、その器が宣王以後のものであることからいえば、その地は虢季の初封でなく、從つて西虢の初封はこの地でないように思われる。しかし宣王のとき、この地の虢季氏は威望甚だ高く、玁狁を迎え擊つて大功を建て、その先行凱旋の狀が盤銘にしるされている。陳氏の譔異に、全祖望の外集卷四一、奉慈溪馮明遠先生論燕虢封國書を引いていう。

全祖望曰、西虢亡於周惠王二十二年（前六五五年）、槃按此晉獻公二十二年、僖二年左傳所謂伐虢滅下陽者、東虢則平王元年（前七七〇）、已爲新鄭、乃史記莊王二十二年、爲秦武公十一年（前六八七年）、秦本紀書是年滅小虢、班固亦以西虢稱之、注家以爲在寶雞東、名桃虢村、按小虢之名、不見於三傳、然與西虢、絕不相蒙、何以二虢之外、復有一虢、豈亦如邾之外別有小邾、而非其支係歟、抑即虢仲之庶子、封於寶雞而爲附庸者歟、按全氏之置疑是也、以小虢爲西虢支庶之封、似亦可備一說、然秦本紀正義引輿地志云、小虢、羌之別種、言羌之別種、則非姬姓之國矣、豈其民則羌、其統治之者、則姬姓歟、將小虢巳亡、羌之別種始來居之歟

又鳳翔出土之金文、自稱城虢、亦曰虢城、不曰小虢冊二、一七四葉

鳳翔よりは城虢仲段の出土も傳えられているが、最も刮目すべきは虢季子白盤・虢季氏子組壺など虢季氏の器が出土していることであり、しかもその虢季氏は、盤銘にみられるような大規模な作戰を遂行しうる强大な軍事能力をもつ有力な氏族であつたということである。そういう能力の蓄積は一朝にしてなしうるものでなく、おそらく數世代にわたつて畜養されたものであろうから、虢季氏がこの地に入居したのも西周後期のことではないように思われる。もともとこの方面には、早く散氏盤にみえる夨王・散氏など、比較的初期の器をも殘している雄族がおり、さらに古くは寶雞棫禁にみられる古族、また北には克氏・圅氏その他有力な氏族の興起したところで、社會的經濟的にそのような條件をもつ地域であつたと考えられ、周王室もそのような條件を顧慮して、有力な同姓國を配する必要を認めたのであろう。從つてこの地の虢を姬姓でなく、羌族とする考え方には、なお十分な根據を求めがたい。ただ小虢がその支族であるのか、附庸であるのかは明らかでなく、その本族が大去した後になお一部留まるものがあつたのであろう。虢季氏の器はのち上村嶺から出土しており、鳳翔の虢季氏はその地を大去したのち、陝縣の本族に合したものであるらしく、その時期は周室東遷の際であつたと考えられる。これ鳳翔の虢氏の纏末である。

巻四　　四七～四八

賈逵說にいう「虢仲封東虢、制是也」、また漢志「西虢在雍州」を一應通說として、制・雍二地の虢氏の原委を論じたが、漢志にはまた河南の陝について、「故虢國、有焦城、故焦國、北虢在大陽今山西平陸縣、東虢在滎陽」とし、水經渭水注に「平王東遷、叔自此之上陽、爲南虢矣」とみえ、北虢・南虢は陝縣の虢をいうようである。雷學淇の介菴經說卷七、下陽於五虢爲北に下陽を論じていう。

周有五虢、成周之初、止有東虢西虢、賈逵解詁云、虢仲封東虢、制是也、虢叔封西虢、虢公是也、幽王之時、東虢之君虢叔、驕侈怠慢、恃勢而亡、未嘗遷都、西虢之君石甫、爲王卿士、讒諂巧從、滅焦而遷於河北之下陽、是爲北虢、其故都之在雍者、令支庶守之、是爲小虢、竹書云、晉文侯六年、虢人滅焦、春秋經云、僖公二年、虞師晉師、滅下陽、史記秦本紀云、武公十一年、滅小虢、此之謂矣、三傳皆謂下陽非國都、此實傳聞之誤、非經之正義、按春秋書滅者三十一、皆謂用大師以勝人之國也、僖公二年、書滅下陽、此後遂無虢事、則虢都在下陽、即於是年滅可知、一證也、國語、史伯告桓公謂、成周之西有虞虢晉隗、皆在古大河之北冀州竟中、二證也、漢志、北虢在大陽、三證也、焦之國都、本在上陽、其曰下陽者、焦之下都、河北之巖邑也、虢石父既巳滅焦、乃徙居北邑、不處其國都者、蓋石父比於褒姒、以亂王室、後見太子出奔、西戎屢寇、逆知西周必亂、小虢難以安居、乃巧託遷徙之計、越在冀方、意謂上陽猶是王畿、不如下陽之越竟乃免也、此史記所以斥曰巧從、東遷以後、鄭武公滅東虢、秦武公滅小虢、於是北虢獨存、桓王時、虢仲亦爲王卿

士、因下陽阻於大河、行有不利、乃以上陽爲下都、時往居之、是爲南虢、漢志曰、宏農郡陝縣、故虢國、有焦城、故焦國、水經河水注曰、昔周召分伯、以陝城爲東西之別、東城卽虢邑之上陽也、虢仲之所都、是爲南虢、下陽上陽、本皆西虢之遷都、而宗廟社稷、實在下陽、而不在陝、周官注曰、毀其宗廟社稷曰滅、故經於僖公二年、書滅下陽、重宗社也、下陽雖滅、其君猶在上陽、故晉又用師敗之、其君乃出奔衞、傳以君在爲辭、故系之於僖公五年也、傳所謂晉滅焦者、亦卽此巳、三傳因此乃謂下陽非虢都、此實誤耳

すなわち雍の西虢が、その小虢を棄てて王畿の境外に安逸を求め、下陽に遷つたものが北虢にしてそこに國都があり、のち上陽すなわち陝に移つたのが南虢であるとする。その說はまた雷氏の竹書義證にもみえている。

陝州の虢を小虢とする說は、すでに秦本紀正義にもみえているが、吳仁傑の兩漢刊誤補遺三虢二にも、「後漢志亦載三虢、滎陽有虢亭、虢叔國云者、東虢也、大陽有下陽城虢邑云者、北虢也、陝縣本虢仲國云者、則志所謂雍州之西虢、而秦本紀所謂小虢者也、滎陽鄭分、陝秦分、而大陽晉分也、故滎陽之虢、爲鄭所滅、陝縣之虢、次爲秦所滅、大陽之虢、最後爲晉所滅、然則虢不止有二矣」という。この陝州の虢はまた虢州ともいわれ、寰宇記六虢州の條に「春秋爲虢國地、按帝王世紀云、故虢有三焉、周興、封虢仲於西虢、此其地也」とするが、虢仲の器は多く鳳翔から出ており、上村嶺からは一器も出土していない。

南虢・北虢の滅亡は春秋に入つて後のことであるから、史籍の記載によつて多少ともその經過を追うことができる。まず上陽の虢氏について述べよう。

上陽の虢氏は、虢公が晉の內政に干涉してその廢立を圖るなどのことがあり、その失敗の結果虞に奔竄する事態となつた。その背後に周室があり、問題はかなり政治的な背景をもつていたようである。左傳によつて、いまその記事を摘錄しておく。

隱五年、曲沃叛王、秋王命虢公、伐曲沃、立哀公于翼

隱八年　夏、虢公忌父、始作卿士于周

桓五年　秋、王以諸侯伐鄭、鄭伯禦之、王爲中軍、虢公林父將右軍、蔡人衞人屬焉、周公黑肩、將左軍、陳人屬焉、……王卒大敗、夜鄭伯使祭足勞王、且問左右

桓八年　冬、王命虢仲、立晉哀侯之弟緡于晉

桓九年　秋、虢仲・芮伯・梁伯・荀侯・賈伯、伐曲沃

桓十年　春、虢仲譖其大夫詹父於王、詹父有辭、以王師伐虢、夏、虢公出奔虞

虞叔伐虞公、虞公出奔共池

以上は一連の事實であると考えられるが、虢公・虢公忌父・虢公林父・虢仲はそれぞれ一家の人であろう。晉の哀公・緡公を擁立し、また鄭を伐つて敗れるなど、晉の內亂に乘じ、また鄭伯の政を奪うてその離叛を招くなど、卿士としての虢公はかなり野心的な動きをしているが、かえつて王寵を失なうて虞に出奔する結果となり、虞にも內部的な動搖が起つている。

莊・閔の時期には、虢叔の名がみえ、僖公のとき下陽の滅亡が傳えられている。

莊十八年　春、虢公・晉侯、朝王、王饗醴、命之宥、皆賜玉五瑴・馬三匹、非禮也、王命諸侯、名位不同、禮亦異數、不以禮假人

虢公・晉侯・鄭伯、使原莊公逆王后于陳、陳嬀歸于京師、實惠后

莊二十年　春、鄭伯和王室不克、夏、鄭伯遂以王歸、王處于櫟、秋、王及鄭伯入于鄔、遂入成周、取其寶器而還、冬、王子頹享五大夫、樂及徧舞、鄭伯聞之、見虢叔曰、寡人聞之、哀樂失時、殃咎必至、奸王之位、禍孰大焉、臨禍忘憂、憂必及之、盍納王乎、虢公曰、寡人之願也

莊二十一年　春、胥命于弭、夏、同伐王城、鄭伯將王自圉門入、虢叔自北門入、殺王子頹及五大夫、鄭伯享王于闕西辟、樂備、王與之武公之略、自虎牢以東、原伯曰、鄭伯效尤、其亦將有咎、

五月、鄭厲公卒

王巡虢守、虢公爲王宮于玤、王與之酒泉、鄭伯之享王也、王以后之鞶鑑予之、虢公請器、王予之爵、鄭伯由是始惡於王、冬、王歸自虢

閔二年　春、虢公敗犬戎于渭汭、舟之僑曰、無德而祿、殃也、殃將至矣、遂奔晉

僖二年　晉荀息、以屈產之乘、與垂棘之璧、假道於虞、以伐虢、公乃使荀息、假道於虞、曰、今虢爲不道、保於逆旅、以侵敝邑之南鄙、敢請假道、以請罪于虢、虞公許之、且請先伐虢、宮之奇諫、不聽、遂起師、夏、晉里克・荀息、帥師會虞師伐虢、滅下陽

虢公敗戎于桑田、晉卜偃曰、虢必亡矣、亡下陽不懼、而又有功、是天奪之鑒、而益其疾也、必易晉而不撫其民矣、不可以五稔

僖五年　秋、晉侯復假道於虞、以伐虢、宮之奇諫曰、虢、虞之表也、虢亡、虞必從之、晉不可啓、寇不可翫、一之謂甚、其可再乎、公曰、晉吾宗也、豈害我哉、對曰、大伯虞仲、大王之昭也、大伯不從、是以不嗣、虢仲虢叔、王季之穆也、爲文王卿士、勳在王室、藏於盟府、將虢是滅、何愛於虞、弗聽、許晉使、宮之奇以其族行、八月甲午、晉侯圍上陽、冬十二月丙子朔、晉滅虢、

虢公醜奔京師

これまた一連の記事で、虢公は虢叔である。さきに下陽を失い、のち上陽を失うて虢は滅び、虢公醜は京師に遁竄している。前六五六年のことである。虢仲の出奔は桓十年、すなわち前七〇一年のことであるから、そののちは虢叔が二陽を保つていたわけである。南虢・北虢と稱せられるものは、おそらくこの二陽の虢であろう。そしてそこは、虢氏の最後の據點であり、虢仲・虢叔のほか、西虢の虢季氏もまたここに身を寄せており、その器を殘している。

以上によつて虢氏の消息の大略をいうことができよう。周初、東西の二虢があり、制には虢仲が入り、虢城氏といい、虢叔はおそらく宗周の地にあつた。虢叔より分れた虢季はのち鳳翔に入つて大族となつたが、一部は東遷に先立つて東し、焦を滅ぼして二陽の地を領した。制に入つた虢仲の後である虢城氏はやがてその地を離れて王畿に赴いていた。虢仲盨を殘し、また何段の廷禮に右者としてみえる虢仲である。おそらく厲王のときの虢公長父はその族であろう。墨子所染・呂覽當染・荀子成相にみえる長父である。西周末に虢叔の族がまた制地に入り、故封を回復したが、前七六七年、鄭に滅ぼされ、その族もまた二陽に歸した。こうして東遷の後は諸虢は悉く二陽に集まつたが、

さきには虢仲の族が王寵を恃んでついに虞に奔竄し前七〇一年、また虢叔も晉に破られて下陽を失い前六五八年、ついで上陽を圍まれて滅んだ前六五六年。上村嶺の虢器の時期も、このときを下限とすべきである。



豆　形　獸

上村嶺墓地は陝縣の東、黄河の峭岸に臨む東西に連なる臺地にあり、三門峽ダム工事のため開鑿調査されたもので、「上村嶺虢國墓地」一九五九年、科學出版社に詳細な報告があり、合わせて二三四墓、他に車馬坑三、馬坑一、このうち五座に埋狗坑がある。重槨單棺のもの二六座、銅鼎六五件、小鼎一、鬲二二、甗四、毁三三、豆五、獸形豆一、簠二、壺一一、盉三、盤一七、匜一三等が出土、裝飾品、兵器、車馬の器も多く、特に車馬坑三座は、古代の車制を考える上に重要な資料である。報告者によると、出土の陶器は西安張家坡のそれと極めて似ているという。銅器も盤のような一部の將來品を除いては殆んど東遷前後のものであり、西周末期に、虢氏がこの地に據つて經營を進め、春秋の初年には王の卿士として、鄭伯と廷權を爭うほどの勢力となつていたのであろう。鄭の桓公のとき、「西有虞虢晉隗霍楊魏芮」國語鄭語といわれているのであるから、二陽の虢は、東遷の前後にわたつて、一時强盛を誇つたものであろう。上陽の地は、報告者によると上村嶺墓地の南、李家窑の一帶であろうという。

いま諸虢の器目をあげておく。

*虢　虢文公子铁鼎本條

虢文公子铁鬲　貞松・圖・上・二八」　貞松・四・二四　三代・五・三九・二



虢文公子铁鬲

貞松に「往歳見之津沽」という。三獸足、有稜の鬲、腹に肉太の饕餮文を飾り、器制は上村嶺出土の虢季氏子铁鬲に近い。銘は口緣にあり、「虢文公子铁乍叔妃鬲、其萬年、子孫永寶用享」の十八字。子孫に重文を付せず、作は鼎銘と同じ。字は鼎銘よりいくらかまとまりがある。鼎の出土地は知られないが、おそらくこの地から出たものであろう。

虢姜毁　復齋・一九　攈古・二之一・八二

「隹王四年、虢姜乍寶毁、其永用享」とあり、文は一行に書かれているが、毁銘に一行一四字をしるす例は殆んどない。字は西周後期の字様を存し、虢姜鼎の字迹よりすぐれているようである。

虢姜毁　考古・三・一八　大系・一二四」　大系・二四三　薛氏・二八三」　全上古・一二　大系・二四五



虢姜毁銘



虢文公子铁鬲銘

器は考古に葢のみを存し平鈕、口緣に變樣夔文、他は瓦文を付す。「右不知所從得、惟葢存、徑尺九分、高四寸二分、銘四十有四字」という。銘にいう。

虢姜乍寶障毁、用禪、追孝于皇考叀中、旟匄康𩒨屯右、通錄永令、虢姜其萬年眉壽、受福無疆、子々孫々、永寶用享

大系にいう。「余意亦東虢器、時代當在西周、葢厲宣時器、虢姜乃姜姓女之嫁于虢者、禪、說文云、祭天也、舊又多解爲祭地、禮記正義引書說云、禪者除地爲墠、此則用于人鬼、專是祭義、廣雅釋天、禪祭也、此其佳例」。康𩒨は康勵と近く、その語は頌鼎・小克鼎等にみえる。語彙よりいえば夷厲期のものである。虢には齊と通婚の例齊侯鼎もあるが、あるいは河南の諸姜であるかも知れない。文は

虢姜、寶障毁を作る。用て禪し、皇考叀仲に追孝し、康𩒨純佑・通祿永命を旟匄す。虢姜それ萬年眉壽、福を受くること無疆ならむことを。子々孫々、永く寶として用て享せよ。

とあり、來嫁した婦人の器としては堂々たる銘辭である。虢叔旅鐘によると、虢叔は皇考叀叔の器を作つており、その例を以ていうと、叀仲はあるいは虢仲の族であるかも知れない。何れにしても宋刻であるから深く依據しがたいが、西周の夷厲の際における虢氏の勢威をみるに足る器であり、史虢生のごときも、虢氏の一族として廷禮に加わつていたのであろう。

虢姜鼎　復齋・一五　攈古・二之一・六五

文殘泐。「虢姜乍寶障鼎、其萬年永寶用」とあり、五行十二字。

虢姞鬲　𢍰古・二・二〇　通考・一五七」　貞松・四・三　小校・三・五四　三代・五・一四・九

通考にいう、「大小未詳、腹飾饕餮紋、口內銘、虢姞作鬲四字」。三足の足部に鼻稜あり、鮮麗な饕餮を飾り、字樣もよい。姞姓より來嫁したものの器であろう。

虢斆盤　上村嶺・圖版六二・二」同・圖三六

器は附耳圏足の三小足盤、一八二〇墓出土。上村嶺にいう。「腹外壁飾竊曲紋、圏足垂鱗紋、耳飾重環紋、腹內鑄有

虢斆□乍寶盤、子〻孫〻、永寶用

盤高一五・八糎、口徑四五糎」。かなり大きな盤である。器制は楚嬴盤通考八四二・竊曲紋盤同八四三と極めて近く、當時廣く行なわれていたものであろう。圏足の一部に破損がある。字は泐蝕多く、字迹を推測しうるにすぎ



虢姞鬲

ない。字様は疏緩なものである。同出の彝器甚だ多く、虢・鼎・壺・豆などすべて三十器、棺中には多くの玉飾を留め、坑中に犬を埋めている。殷墓と同じく、埋蠱を防ぐものであろう。豆は腹外壁に重環文、柄に鱗文・波狀文を施し、「蘇貉乍小用」と銘する。斆姓には、鄧・樊・黃などの諸氏があり、あるいは鄭鄧叔の族であろう。蘇もまた隣接の地である。別に一七五三墓から「蘇子叔作」と銘する銅鼎が出ている。

虢大子元徒戈　上村嶺・圖版三五・二・四」同・圖二三

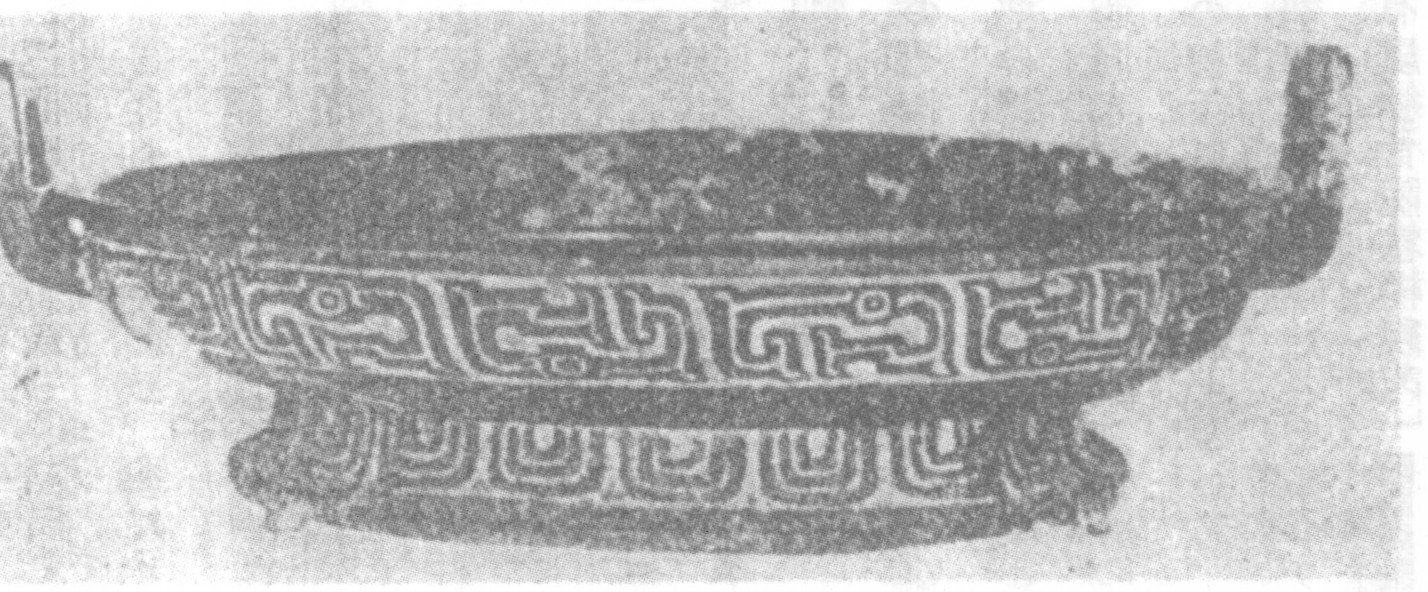
一〇五二墓出土。墓は墓群中屈指の大墓で出土すべて九七〇件、石戈・銅器・玉飾のほか、多くの銅槨飾が出ている。銅器類二六件、多く竊曲紋・獸帶文・瓦文・垂鱗文、その他の文様を飾る。墓西一〇米に一〇五一車馬坑あり、おそらくこの墓に附屬するものであろう。一〇車二〇馬を收める。戈は二件。「虢大子元徒戈」の六字を銘する。全長一七・二糎。墓も大子を葬ったものであろう。



虢大子元徒戈

虢金盤・匜　上村嶺・圖版三九」同・圖二四

一六〇一墓出土。墓は形制大なるも隨葬品少く、棺上に石戈十三件、棺の東南隅に盤・匜あり、文様同じく口緣に夔様夔文、盤は附耳、圏足部に鱗文を飾り、小三足を付する。盤匜同銘。「虢金氏孫、乍寶盤（匜）、子〻孫〻、永寶用」の三行十四字を銘する。また虢氏の一族であろうが、虢の字様は他器と稍しく異なる。



虢金盤

虢伯鬲　綴遺・二七・二二　三代・五・四一・一　小校・三・八五・二

「虢白乍姬大母隮鬲、子〻孫〻、永寶用」という。文一八字。虢伯という例なく、大母は名であろう。

＊虢仲

虢仲盨巻三・一四四著錄　宋刻の何𣪘にその名がみえ、廷禮の右者となつている。盨銘によると器は十二器作られており、厲王のとき威權を振い、南淮夷を征して克たずとされる虢仲の族は、このときすでに相當の勢威を擁していたのであろう。器は陝右の出土という。

虢仲鬲　懷米・下・二五」　攈古・二之二・三二　窓齋・一七・一三　奇觚・一八・二二　敬吾・下・四七　周存・二・七〇　綴遺・二七・二二　小校・三・七六　三代・五・三六・二

三獸足の鬲。獸足の部分に鼻稜あり、饕餮を飾る。虢姞鬲とその制作が近い。銘は口緣內にめぐらされ、「虢中乍虢改隮鬲、其萬年、子〻孫〻、永寶用」という。懷米に「高四寸二分、口五寸七分、腹四寸九分、深二寸四分、重五十三兩」とその尺寸を記している。綴遺に「改當是有蘇氏之女、以虢文公子𤦺鼎及此鬲證之、是虢恒娶於改氏、蓋蘇國於河內之溫、與北虢大陽、東虢滎陽、地皆相近、世爲婚媾、固其宜也」と論じている。

＊城虢

城虢仲𣪘　恒軒・三七」窓齋・一〇・一三　周存・三・九七　小校・七・七〇　三代・七・一四・一

器は附耳圏足の三小足𣪘。失蓋。口下項上に弦文があるほか無文。銘に「城虢中乍旅𣪘」とあり、二行六字。窓齋自藏の器である。旅器であることが注意される。

城虢遣生𣪘　攈古・二之二・一三　窓齋・一〇・一三　篔齋・三・一三　奇觚・三・一四　從古・一五・二二　敬吾・上・五六　周存・三・八三　小校・七・九一　三代・七・三四・二

銘文三行一五字。「城虢遣生乍旅𣪘、其萬年、子孫永寶用」という。窓齋に「此敦亦篔齋丈所藏、城虢紀事之文、東虢西虢、無可攷、遣生作旅𣪘、未知虢仲虢叔之後生其名也、頌敦稱史虢生、疑卽此人」という。旅器を作っていることからいえば、本貫とする地以外に宮廟の存するものがあったのであろう。

＊虢叔

虢叔旅鐘はすでに著錄巻三・三六八頁。また虢叔の諸器、虢叔鬲二・虢叔簠二・虢叔盨・虢叔尊・虢叔盂・虢叔大父鼎もみなその器に附説した。簠一は攈古に「得之關中」とあり、虢叔旅鐘もこれを長安にえたものであるから、虢叔の族は早く關中に入っていたものであろう。虢旅の名はまた鬲攸從鼎にみえている。

＊虢季

虢季氏白盤はすでに著錄巻三・八〇〇頁。また虢季氏子𣪘鬲については上文三八頁に述べた。なお虢季氏を稱するものに次の諸器がある。

虢季氏子組𣪘　器三器、一、筠清・三・四二　攈古・二之二・七〇　從古・八・三一　敬吾・上・五四　周存・三・六七　大系・二八四　小校・八・五　三代・八・七　二、陶齋・續・上・三五　敬吾・上・五四　周存・三・六八　大系・二八四　小校・八・六　二玄・三八八　三、敬吾・上・五四　周存・



三・六九　大系・二八四　三代・八・七

器は失蓋。陶續は「高九寸五分、深五寸五分、口徑九寸四分」という。兩耳に珥あり、圈足瓦文の三小足𣪘。口緣下に變様夔文、圈足部に垂鱗文、足頭に獸頭を飾る。蘇公子𣪘通考・三三二に類している。銘四行二一字。「虢季氏子組乍𣪘、其萬年無疆、子〻孫〻、其永寶用享」という。大系に「此與虢季子白盤、乃一家之物、虢季氏當是北虢、今山西平陸縣卽其舊地、左傳僖二年、晉假道於虞、以伐虢者、是也」とするが、虢季の器が多く鳳翔から出土している事實を說きがたい。

虢季氏子組壺　兩罍・七・四五　雙王・一七　大系・一八五　通考・七二九」　窓齋・一四・一〇　周存・五・五〇　綴遺・一三・一九　大系・二八五　小校・四・八五　三代・一二・一六

器はもと歸安の吳雲平齋の藏。兩罍に「此器與商立戈父丁彝、已贈李眉生方伯」とあり、周存によるとのち杭州鄒氏の藏に歸したようである。器は失蓋。通考に「高一尺三寸三分、口縱三寸九分、橫五寸四分、兩獸耳銜環、腹飾竊曲紋、足飾垂鱗紋」という。腹帶四方に菱形の飾があり、古く用いられた襻孔の名殘を存している。銘五行一七字、口旁內にあり、



虢季氏子組壺



虢季氏子組盤

虢季氏子組乍寶壺、子〻孫〻、永寶、其用享

という。𣪘の銘と殆んど同じく、字もまた結體疏緩。おそらく一時の制作であろう。周存の附說にいう。「篆文蒼莽、近於艸篆、微紅無綠、或謂傳世古皆如此、明曹氏格古要論、所謂褐色舊以爲重」、周器にその色調のものが多い。

虢季氏子組盤　雙王」周存・四・八　小校・九・七七

器は附耳圈足の盤。腹・足に二層の雷文をめぐらし、器腹にはなお上下に細條の帶文を付している。文様としては、春秋期に近い。銘文四行三十一字。文にいう。

隹十又一年正月初吉乙亥、虢季氏子組乍盤、其萬年無疆、子〻孫〻、永寶用享

字迹は虢季子白盤に酷似している。十又一年は子白盤の例を以ていえば、二年の合文でなく、十又一年とよむべきであるが、その正月朔は干支數⑫であるから、十二年の虢盤㉔とは接續せず、その干支に疑問がもたれる。宣王期の曆譜は元㉖にはじまり、以下26 50 44 39 3・57 51 15 10 4・28 22 46となり、五年兮甲盤⑥・十一年師𠭯𣪘㉘・十二年虢盤㉔・十三年不𡠧𣪘㊾はみなその譜に合う。ひとりこの器はその譜に入らず、また誤剔ともみがたいようである。



虢器には虢文公子𠃓・虢季氏子組の器など字様の殊に粗拙なものがあり、他の器についてもたとえば虢盤の文字のごときも、その僞刻を疑う人も多いのであるが、この器は字迹においてむしろ虢盤にまさるものがあり、しかもその銘刻に疑問があるとすれば、これらの器のうちにはあるいは仿刻に成るものがあるかも知れない。器の日辰は夷・厲・幽に移しても、なお合致せず、己亥ならば譜に合う。器は仿器の名手蘇億年兄弟のいた陝西の出土と傳えるものである。周存にいう。

是盤陝西鳳翔府屬出土、辛壬之亂、爲兵官陸某所得、陸敗、其家屬運滬、爲余所見、集款購之、擬入廣倉學古物陳列會、未果、攷虢爲西虢、宣王時器、子白盤久張定論、此與子白盤、僅差一年、而書法相似、疑子白與子組、兄弟也、子白稱虢季、子組稱虢季氏者、季非行次、與仲叔不同、左氏傳曰、虢仲虢叔、王季之穆也、虢宗出王季、故亦曰虢季氏、省則曰虢季、余藏一壺、蝕氏字、吳退樓兩罍軒、題曰虢季子、與稱虢季子盤者、同誤、子白僅一盤、而子組有壺有敦、今又有此盤、傳世寶物、多於子白矣、己未三月、子組壺爲友人以重金、博易去、

葢入余齋亦十餘年、偶閱斯銘、坿識數語

また卷四附說に「虢季氏子組盤事、詳虹廬筆乘、出土共八器七盛盤中、陸督建章家落、其妾攜以南來、抵入某氏、惟餘器均未見、不知同此款識否耳」とあり、同出の器が多かつたという。鳳翔出土の器には窖藏のものが多く、この器なども窖藏の器かも知れないが、それにしても子白盤の紀年日辰と合うところがないのは異しむべきである。

虢季子組鬲　西清・續・甲・一四・二

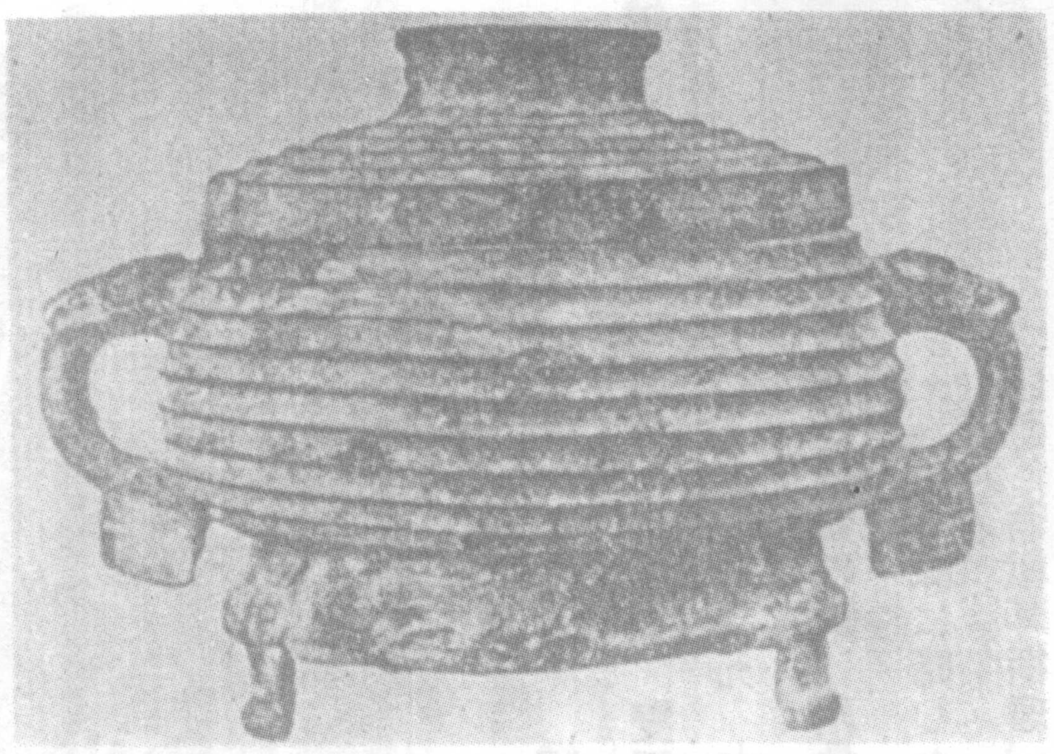
續鑑に「高三寸一分、深二寸九分、口徑四寸八分、腹圍一尺三寸七分、重四十八兩」とあり、また「銘首二字、漫漶不可識」というが、銘は「虢季子組乍鬲、子孫永寶用享」とよむべきであろう。單に虢季といい、他器と異なる。繪圖に失眞のところが多く、三獸足の鬲にして文様は饕餮であるらしく、あるいは虢季氏子伇鬲と器制の近いものであろう。

＊鄭虢

鄭虢仲段　器三器。一、西清・二七・二八　奪古・二・五　通考・三二四　大系・一二三　貞松・五・三二　周存・三・六〇　大系・二〇一　三代・八・一七　二、貞松・五・三二　周存・三・六一　小校・八・一八　三代・八・一八　三、冠斝・上・二三」二玄・四〇六

三器中、二器の器影を存する。一について通考にいう。「大小未詳、蓋器皆飾瓦紋、兩耳作獸首形、有珥、三足」。その器を西周後期中の無𡧍段・虢段の間に排次している。また上冊・五四頁いう。「鄭虢仲簋二器、即前器虢仲盨蓋之虢仲、字體亦相似」とする。容氏は虢仲盨を後漢書東夷傳にいう「厲王無道、淮夷入冦、王命虢仲征之、不克」、また竹書紀年、厲王三年「淮夷侵洛、王命虢公長父征之、不克」の虢仲・虢公長父とみて、厲王期の器とする。

また第三器は失蓋。兩耳獸首、圈足の瓦文段で、口下に變様夔文、圈足部には垂鱗文があり、第一器と器制異なる。文様は史頌段に近く、しかも圈足であるから、兩器とも列國期に下るべきものではない。



鄭虢仲段第一器

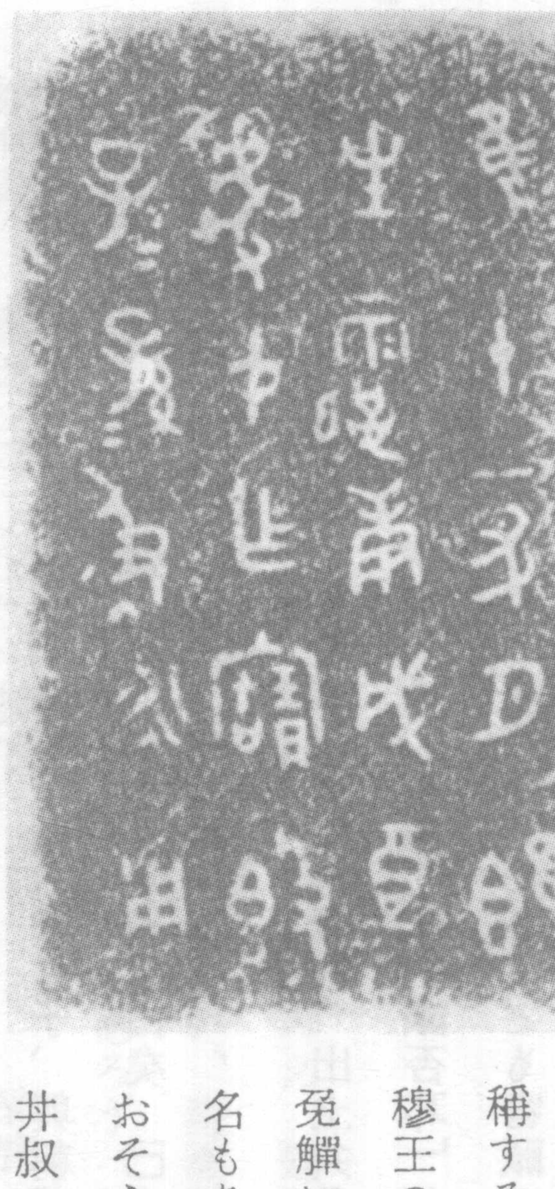


鄭虢仲段第三器

銘にいう。

佳十又一月既生覇庚戌、奠虢中乍寶段、子ゝ孫ゝ、及永用

この鄭を大系に鄭衞の鄭とし、器を鄭器中に列しているが、その器制を以ていえば、鄭建國以前の器である。殷が滅んだのち、殷の故城であつた鄭の餘民は、多く手工業などの制作者であつたので陝西の地に移され、王畿中に鄭と稱する諸地があつた。西鄭のごときは一時穆王の都したところと傳えられ、金文にも免觶に「王在奠」とみえ、他に奠還などの名もある。康鼎の銘末に奠井とあるものは、おそらく奠井叔盨の奠井叔康であろう。奠井叔の例を以ていえば、奠虢仲とは、王畿中の鄭にある虢仲の意であり、列國の鄭に屬するものではない。東遷の前後、桓公が諸鄭を治めて東土にも人望をえ、諸鄭を率いて新鄭に入り、鄭國を建てた。奠井・奠虢の器はそれよりかなり前のものと考えられ、奠は王畿中の地名である。はじめ制に封ぜられた虢仲の家は、班段にみえるようにその地を去つて、早く宗周の地に遷つていたのであろう。



三器中、二銘は「十又一月」を「十一又月」に誤り、また又に一横畫が多い。また「子ゝ孫ゝ」を「孫ゝ孫ゝ」に誤まつているものがある。また及は、鄭鄧叔盨のように「及子ゝ孫ゝ、永寶用」というのが普通である。同銘の雙器にして器制を異にしているのも異例とすべきであろう。

以上、諸虢の器をあげたが、これによつて虢氏の消息の大體を追迹しうるようである。要するに東虢とされる制には古く虢仲、のち虢叔が入つたが終始その地を保つたのではなく、その本宗はむしろ王畿にあり、虢叔旅・鄭虢仲などは宗周の近くにおり、のち鳳翔に虢季が榮え、仲・叔の族はまた二陽に入つてその地を經營した。ついで周室東遷のため虢季もまた陝に入り、東遷後約百年にして、二陽は相前後して滅んだ。王族中、有力な一族であつた虢氏の消息は、王朝としての周室のあり方とも關係するところが深いと考えられ、そのため諸虢について、やや詳しい記述を試みたのである。

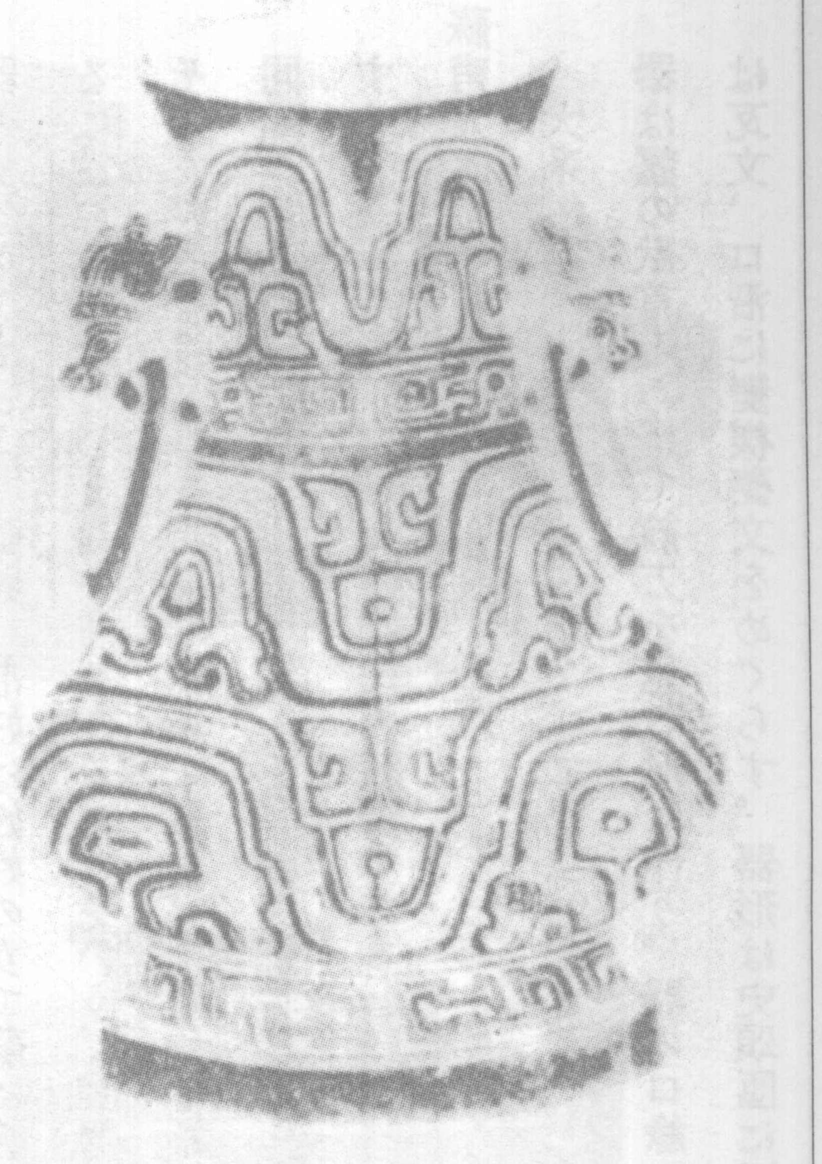
なお虢と脣齒輔車の關係にあつたといわれる虞の器、及び虢と隣接して通婚の關係にあつた蘇器を列次しておく。

＊虞器

虞司冦伯吹壺　器二。一、藝類・四」　攈古・二之三・三〇　窓齋・一四・九　周存・五・四三・四四　小校・四・八九　三代・一二・二一　大系・二八五　二、攈古・二之三・三三　周存・五・四三　綴遺・一三・一三　小校・四・九〇　三代・一二・二二　二玄・三九三

器は藝類に第一器の拓影のみを載せている。兩耳獸首銜鐶。器の全體に三層にわたつて波狀文を飾り、頸部と圈足に變様夔文をめぐらしている。洹子孟姜壺とほぼ同制である。藝類に「原藏海豐吳氏、器已燬、錢唐陳叔通編脩拓本」とあり、周存にも「虞司冦壺二、海豐吳氏先後得此、因以名齋曰雙虞、壺旋燬於火、相傳殘字猶存、然未見墨本」という。器蓋各二銘。蓋銘は口沿にあり、何れも字迹は器銘にまさる。器銘は粗鬆なること虢文公子伇鼎に類する。銘にいう。

虞嗣寇白吹、乍寶壺、用享用孝、用𣫃眉壽、子ゝ孫ゝ、永寶用之



虞司寇伯吹壺



第二器の盍は白・之の二字を缺く。嗣寇は嗣工・嗣徒にくらべると後起の官名であり、列國の器に至つて多い。虞は姬姓。史記吳世家に「武王克殷、求太伯仲雍之後、封虞仲於故夏墟」とみえ、漢志には太伯の後を吳城に封じて虞公としたという。春秋僖公五年、晉に滅ぼされた事情については、虢器の條に述べた。字は虞あるいは吳に作り、吳越の吳は攻敔・攻吳としるしており、兩者を區別しうる。金文にしばしばみえる吳姬は、おそらく虞姬であろう。その存滅については、大事表

卷四

六九～七〇

譔異冊三に詳しい。

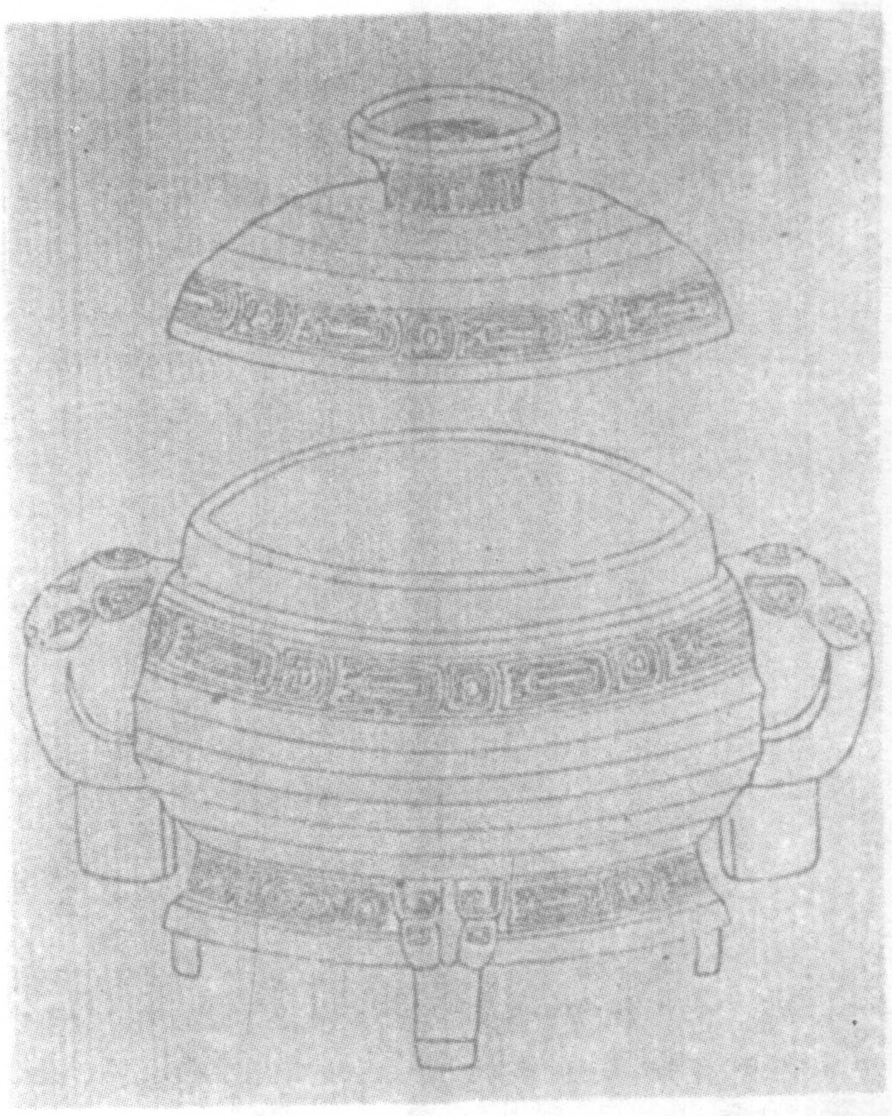
＊蘇器

蘇公段　二器。金索・一・五〇　恒軒・三一　大系・一三二　奇觚・三・八　愙齋・一二・五　大系・二八〇　小校・七・七六　三代・七・二一

器は金索に「孔荃溪方伯、廉訪關中時所得」とし、恒軒に「岐山宋氏藏器」という。圖様異なり、別器であらう。兩耳獸首を飾り、珥あり、瓦文の三小足段。一は足端は魚尾形に反轉している。器蓋の口沿に環文、蓋鈕・圈足部に一は垂鱗文、一は環文を飾る。金索に「通高建初一尺一寸、濶一尺一寸四分、銅質粹美、古色斑斕、字畫渾厚、間有爲重綠凝蓋處、可以意測之」という。銘は器蓋何れも二行一〇字。

蘇公乍王改𡚬段、永寶用

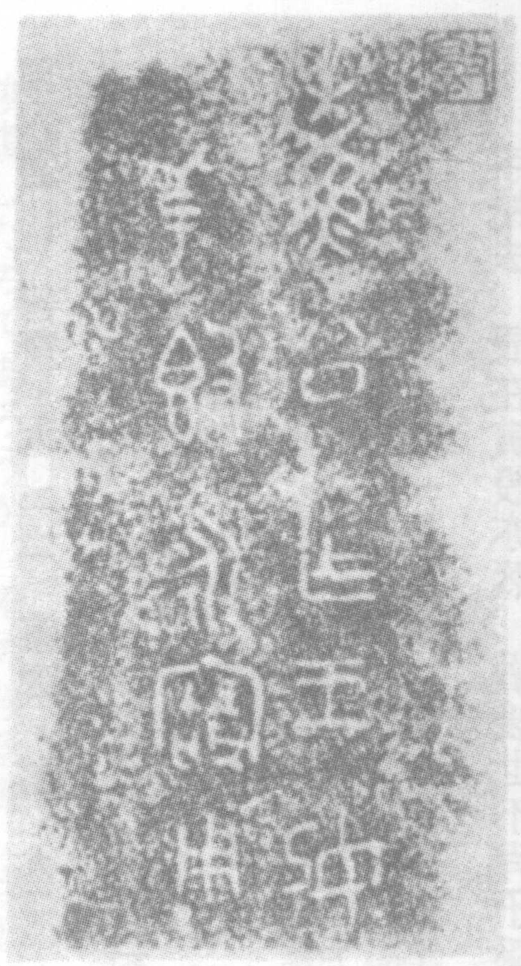
と銘する。大系に𡚬を字形のままに釋して「即王妃名、字不識」というが、王姜・王姞などのときに名をいう例がなく、金索に載せる蓋銘によると字は𡚬に作り、𡚬の初文である。金索に𡚬



蘇　公　段

と釋し、多く銘文の例を引く。また蘇公についていう。

按詩何人斯小序云、暴公爲卿士、而譖蘇公、傳云、暴蘇皆畿內國名、正義曰、蘇忿生之後、春秋傳載、武王克商、使諸侯撫封、蘇忿生以溫、爲司寇、杜注、今河內溫縣是、蘇稱子、



此云公者、蓋子爵而爲三公也、今此器云、蘇公作王妃𡚬敦、必蘇公有女爲王妃、故作此敦、以媵之也、蘇公在武王時爲司寇、封國於溫、至春秋時、以陽樊溫原等賜晉侯、則溫非蘇有、蘇亦不得稱公、此敦當屬西周時物

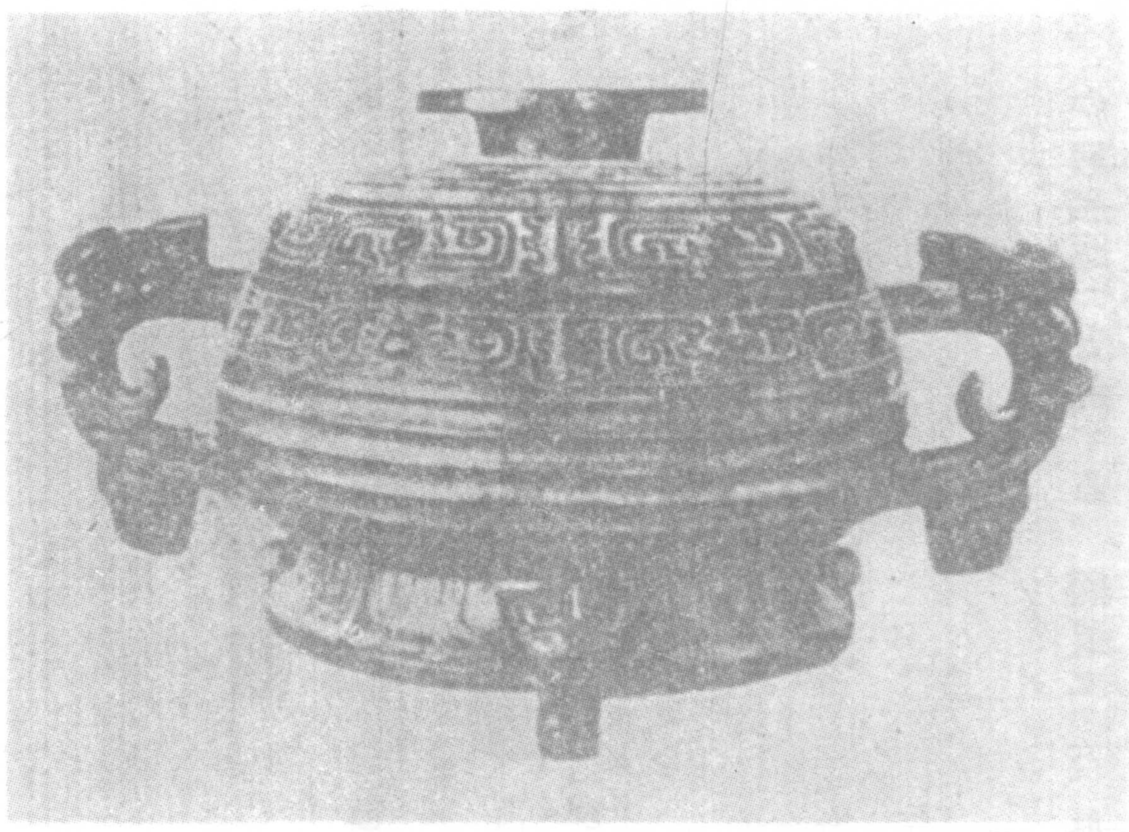
蘇は己姓。王妃とは蘇より王室に入嫁した女をいう。國語晉語に「殷辛伐有蘇、有蘇氏以妲己女焉」とある妲己も同じ。殷以來の古國である。春秋經僖十年「狄滅溫、溫子奔衞」の傳に、「十年春、狄滅溫、蘇子無信也、蘇子叛王卽狄、又不能於狄、狄人伐之、王不救、故滅、蘇子奔衞」とあり、文十年に至つてもなお蘇子の名がみえる。大系に「溫蓋蘇之支庶、故溫雖滅、而蘇猶存」という。虢に二陽あるごとき關係であろう。史頌段に「王在宗周、令史頌省蘇、瀍友里君百生、帥䚄盩于成周」とあり、蘇は當時周が成周を經營するに當つて重要な地位を占めていたのであろう。金索の圖は史頌段第三器と似たところがあり、本器もそれより遠からぬ時期のものであろうと考えられる。

卷四

七一～七二

蘇器にはなお蘇公子癸父甲段・蘇衞妃鼎・蘇冶妊鼎・盤・蘇甫人盤・匜・甫人父匜・甫人盨・蘇公之孫寬兒鼎・蘇子叔鼎・蘇駱盤などがあり、王・衞・虢と婚を通じ、上村嶺虢墓からも蘇器が出土している。

蘇公子癸父甲段　二器。一、筠清・三・三九　攈古・二之三・一一　從古・八・三〇　敬吾・上・五　周存・三・六三　大系・二八一　三代・八・一三　二、寶蘊・六六　西清・乙・一二・三七　故宮・下・一八二」貞松・五・二七　小校・八・一六　三代・八・一二

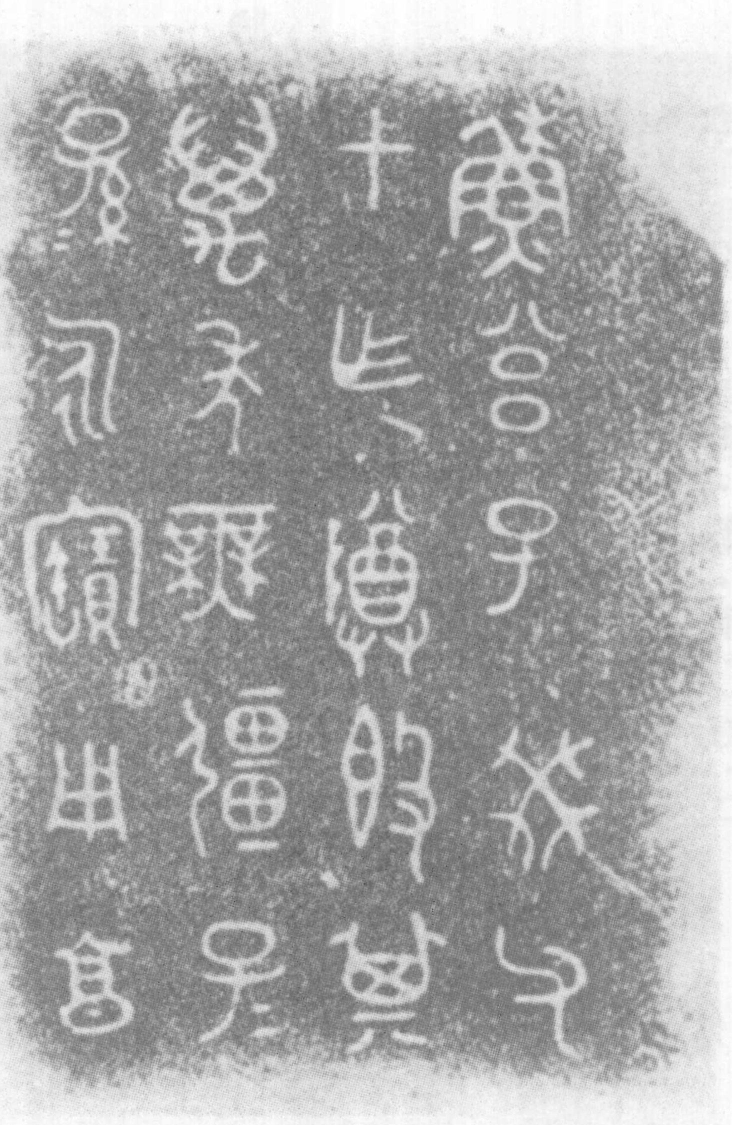


蘇公子癸父甲段

一は浙江錢塘の瞿氏清吟閣藏、二は中央博物院藏。故宮にいう。「西周器、蓋器均飾瓦紋、口緣各飾竊曲紋、圈足飾鱗紋、通蓋高二三・九糎、口徑二二・一糎」。器は虢季子組段と殆んど同制。周存に「蘇公子段祇一器、與子組段合、今未知存佚」としるしている。器蓋二銘、各廿二字。文にいう。

蘇公子癸父甲、乍障段、其萬年無疆、子々孫々、永寶用享

大系にいう。「此乃蘇之公子、名甲字癸父者所作器、



古人名字竝擧時、率字上名下、此名甲字癸父、猶鄭石癸、名癸字甲父、羅振玉云、其文當是蘇公子癸作父甲隮段、文倒爾貞松・五・廿九葉、失之、王國維金文著錄表、其曾爲羅所增益之全集本、于此器項下、亦著此說、原版之雪堂叢刊本則無之、此必羅所竄入、爲無疑」。名字を合せいうのは、金文では稀な例である。

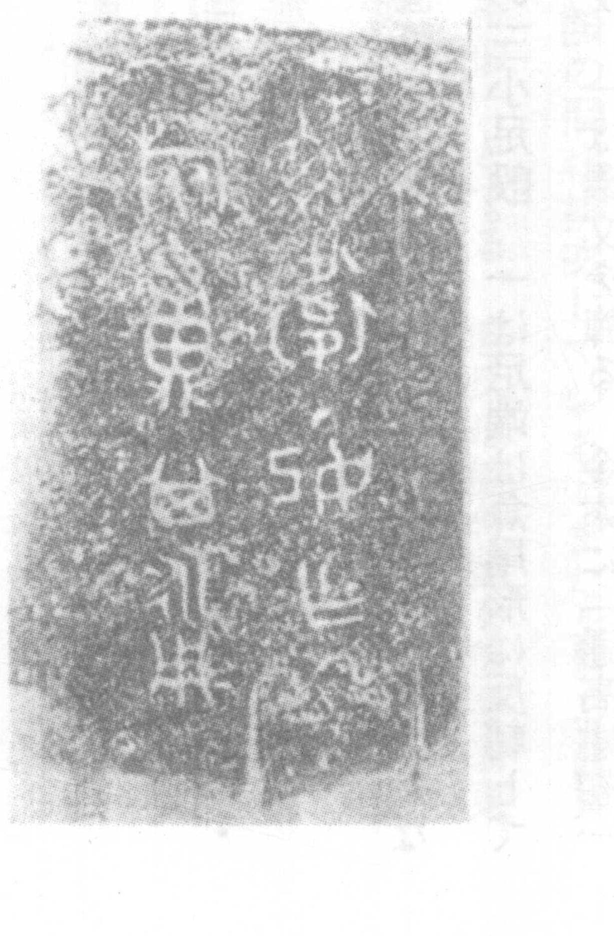
蘇衞妃鼎　四器。一、長安・一・八　攈古・二之一・三三　敬吾・上・二六　周存・三・五八

二、攈古・二之一・三三　敬吾・上・二六

三、陶齋・續・上・一九　恒軒・上・一五

四、澂秋・上・三　周存・二・五三

劉・葉・陳氏等の舊藏。四銘みな三代・三・一七に收める。器は圖錄にみえるもののみな同制、澂秋に「通耳高建初尺一尺三寸六分、口徑一尺三寸六分、深六寸六分」という。立耳三獸足鼎。



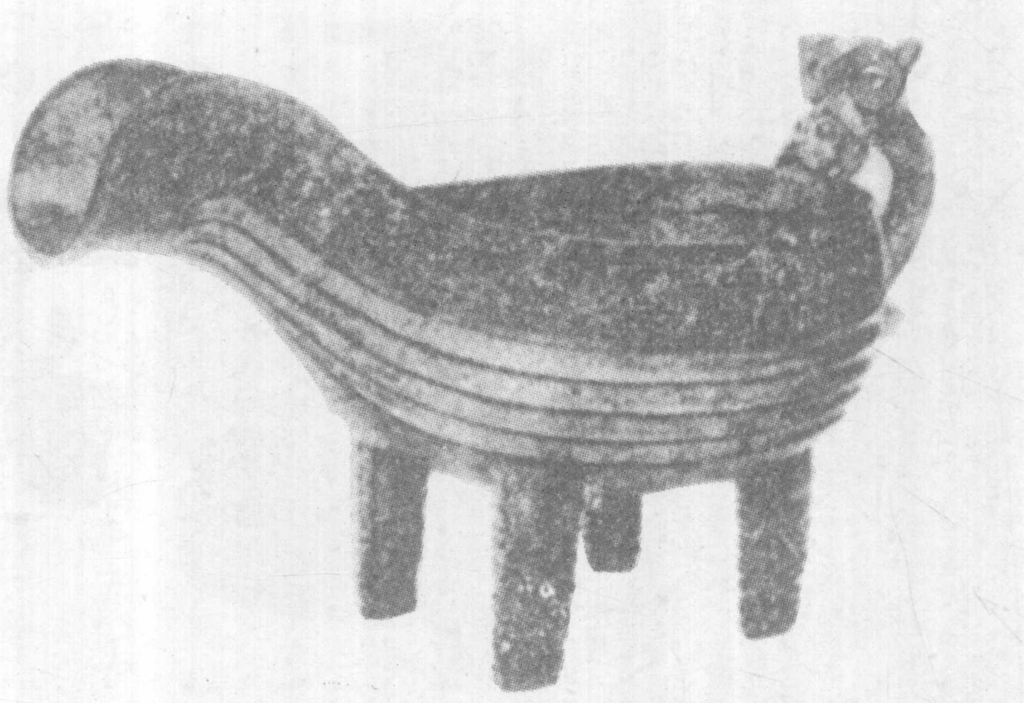
口下に弦文がある。銘文二行九字。「蘇衞改乍旅鼎、其永用」とあり、蘇女の衞に嫁した者の器であるが、旅鼎である。器數も四器に上っていることが注意される。もとより、蘇が衞に奔竄する以前の器である。韡華・乙・一七に「西周末葉、或東周初葉器」という。器は頌鼎に似ている。

蘇冶妊鼎　夢郼・上・一二　積古・四・九　攈古・二之二・二三　周存・二・五二　大系・二八〇　三代・三・三六

立耳三獸足鼎。底の淺い半椀形の鼎で、口下に變樣夔文を飾る。文三行一六字。「蘇冶妊乍虢妃魚母賸、子〻孫〻、永寶用」。積古に蘇を魚、虢を叔と釋して、宋の司馬子魚が叔妃に贈った器とするが、もとより蘇器。冶妊は妊姓の女で蘇に嫁したものであろうが、その女が虢に嫁するに當つて滕器としてこの鼎を作ることをいう。滕器らしいやさしさをもつ鼎である。魚母はその女の名、虢・蘇は通婚の關係にあり、虢墓から蘇器が出ていることはさきに述べた。同銘の盤貞松・一〇・二七　小校・九・七三　三代・一七・九があり、賸を盤に作る。小校には二銘を錄する。貞松の器は、丹徒の劉氏の藏器であるという。

蘇甫人匜　日本・四・三三七」窓齋・一六・二五　奇觚・八・三〇　周存・四・三〇　綴遺・一四・八　大系・二八〇　小校・九・五九　三代・一七・二九

器は鋬の獸首をあげて前方を見る形に作り、器の口緣を銜む。列國期の匜の通制である。器腹は瓦文、口沿に變樣夔文をめぐらす。器形は史頌匜に近い。銘二行九字、內底に「蘇甫人乍歔妃襄賸匜」と銘する。綴遺七・六、盤釋にいう。「積古齋款識卷五歔妊壺銘、吳侃叔引集韻云、歔同姪、阮文達公曰、攷公羊傳何休注、諸侯一娶九女、夫人與左右媵妾、各有姪娣、此姪所作之器、此銘曰蘇甫人作歔改賸盤、亦是爲姪作器、以媵也」。また大系に「歔妃女字、襄名、歔字从女壘聲、余意字當假爲熠、周頌時邁、莫不震壘、毛傳、訓壘爲懼、疏云、壘懼釋詁文、彼壘作慴、音義同、壘與慴通、則歔可與熠通矣、說文、熠、盛光也」とその名字の意を論ずるが、



蘇甫人匜



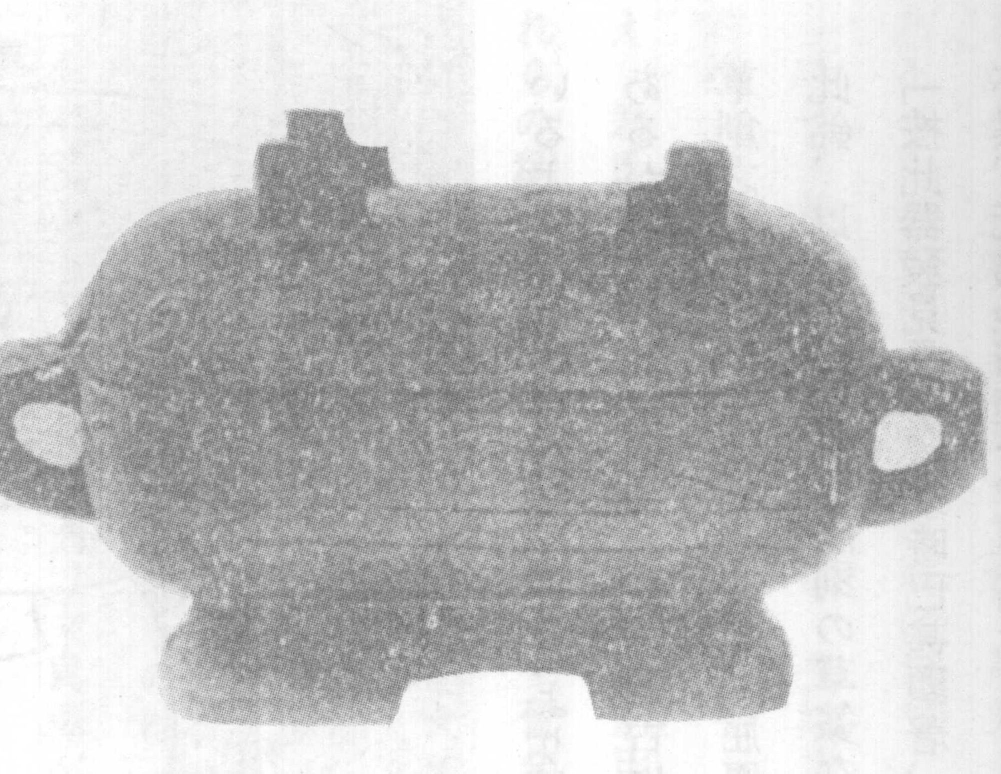
上村嶺出土の器にも「虢歔囗」の名があり、歔は氏族の名であろう。歔妃襄とは、虢妃魚母というに同じ。蘇より歔に嫁する女のために甫人の作つた媵器である。器は制作完好、おそらく蘇が畿內の有力な邦族として勢威をえていた時期のものであろう。同銘の盤貞松・一〇・二五　周存・四・一七　綴遺・七・六　小校・九・七〇　三代・一七・四があり、匜を盤に作る。雙器である。

甫人父匜　懷米・下・七一　大系・四八二」攈古・二之一・五五　周存・四・三〇　綴遺・一四・七　小校・九・五九　三代・一七・二九

器は流を前にして、鋬は獸頭が器口を銜む形に作る。器腹は虺龍の相交わる文樣であろう。懷米に「高四寸七分、濶至流九寸七分、深三寸二分」という。「甫人父乍旅匜、萬人用」とあり、人は年の假借。甫人は前器にみえる蘇甫人、字迹も前器と近い。陶齋・二・三七に錄する兕觥に同銘の文あるも、王國維集林三、說觥は後刻であるという。

甫人盨　善齋・九・一二　善齋・圖・九二　頌齋・續・四五　通考・三七二」貞松・六・三七　大系・二八一　小校・九・三八　三代・一〇・三〇

通考に「通蓋高四寸九分、口縱四寸一分、橫六寸三分、蓋之口緣及器之腹足、均飾竊曲紋一道、兩耳作獸首形」とあり、文樣は斜格形に加えられている。また頌齋續にいう。「色黑有紅斑、蓋一足後補、銘三行一五字、在蓋內、器無銘、乃周器、出于西安、作器人名二字挖去、辰在寅段亦然、猶後世不肖子孫、出售書畫之挖上款者、不意於周巳有之、甫人姓蘇、



甬人盨



寛兒鼎

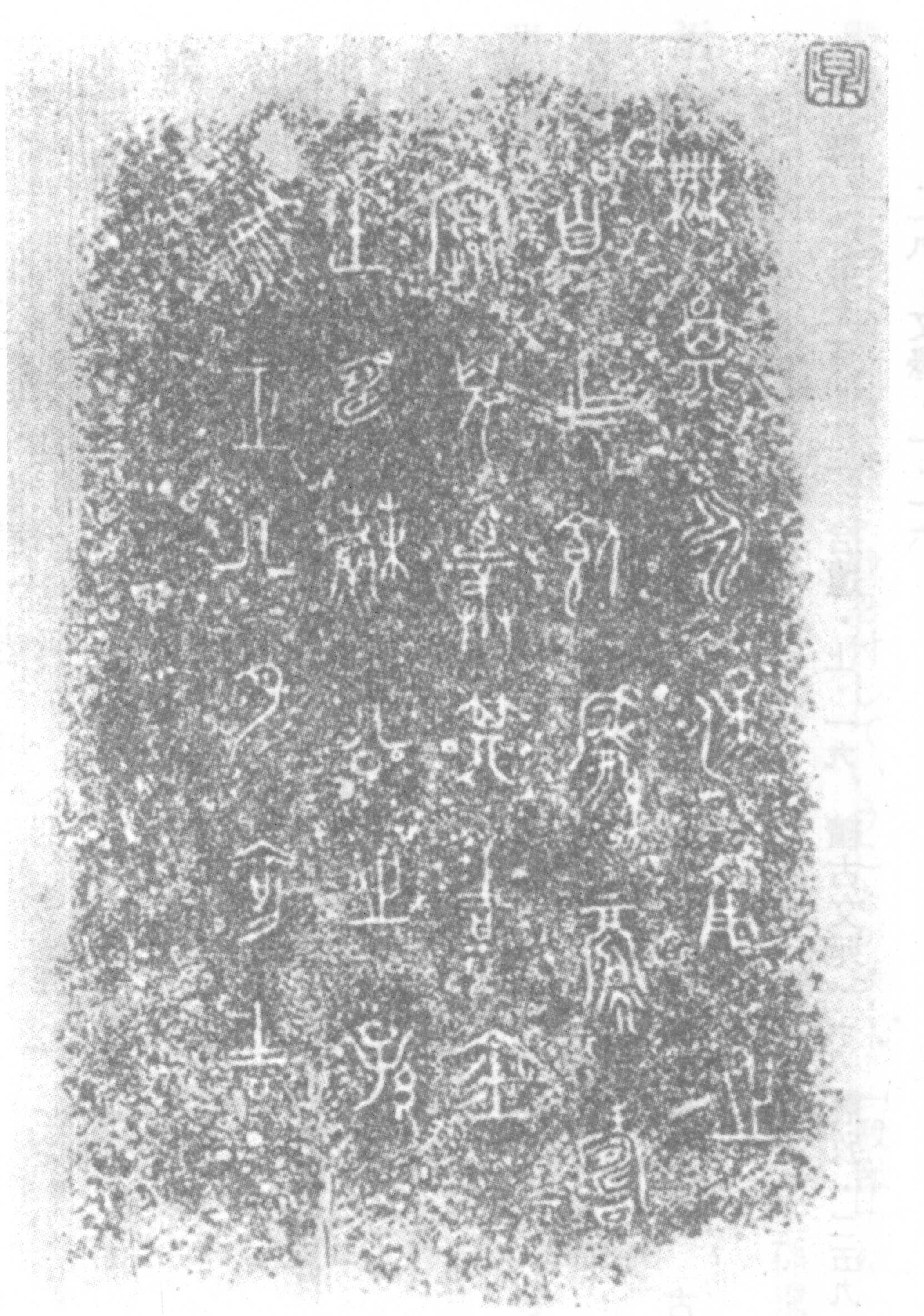
所鑄器有二匜一盤、此器則他人爲甬人鑄也

銘は「口口爲甬人行盨、用征用行、萬歳用尙」とあり、頌續に「尙借作享」という。剔去の二字は出售のためではなく、臣從關係などの斷絶によるものであろう。大系に「此盨蘇甬人所自作器、銘首所缺二文、盨卽蘇公」というが、自作の器ならば匜銘のように「甬人父乍旅匜」のようにいうべきである。夫妻の名を列ねた鐘銘の文中、一方の名を剔去するような例から考え

ると、このような人名の剔去は、人間關係の變動によるものであろう。

寛兒鼎　善齋・二・七七　善齋・圖・三八　大系・三九　通考・八九」　貞松・三・二四　周存・二・
補　小校・三・五　三代・四　三」　韡華・乙・四六

通考にいう。「通蓋高約八寸六分、附耳有蓋、蓋腹均飾蟠虺紋、足飾饕餮紋」とあり、蟠虺文は細密な細線を以て施されている。銘文五行三〇字、



唯正八月初吉壬申、蘇公之孫寛兒、擇其吉金、自作飤繁、眉壽無期、永保用之

という。字様は屈曲の多い南方系のもので、王孫遺者鐘などに類しており、蘇地本來のものではない。器制・文字の上からみて、蘇器中、最も時期の下るものとすべく、「唯正八月」という紀月のしかたも、蔡侯鐘「唯正五月」・儔兒鐘「唯正九月」・子璋鐘「唯正十月」など、春秋の後半に下る器に多くみえる。韡華乙・四六には春秋末葉の器にして、武王の司冦忿生の裔孫の器であるという。蘇は僖十年前六五〇年一たび狄に滅ぼされ、廿五年前六三五年王はその地を以て晉に賜うたが、文十年前六一七年の女栗の盟にまた蘇子の名がみえ、杜注に「蓋王復之也」という。傳に「秋七月、及蘇子盟于女栗、頃王立故也」とあり、その機會に一時國を恢復したのであろうが、その後經傳に現われることがない。いまこの器を以ていえば、その族はあるいは河南に遷ったのであろう。

蘇はまた温ともいい、陳槃氏の大事表譔異冊三に温の存滅を考證してあるが、金文では蘇という。上村嶺虢墓から蘇子叔鼎・蘇駱盤が出土していることはすでにしるした。有殷以來の名族であった有蘇氏も、春秋に入って約百年にして滅び、一部は河南に遷って楚・蔡の文化圈に入り、寛兒鼎のような器をとどめたのであろう。貞松に「近年出土」とあるのみで、その地を詳かにしないのは惜しむべきである。

二〇一、晉姜鼎

器名　韓城鼎集古　乙亥鼎積古
時代　周器薛氏　文侯先秦古器記　晉襄公廣川書跋
出土　「得於彭城」薛氏　「得於韓城」考古
收藏　「臨江劉氏藏」考古
著錄　器影　考古・一・六　博古・二・六　西清・二・一三　大系・三〇
　　　銘文　薛氏・一〇・一一　考古・一・六　博古・二・六　嘯堂・八　古文審・二・一六　大系・二六
　　　　　　七
考釋　全上古・一三　拾遺・上・一九　續古文苑・一　叢攷・二五九　大系・二三九　文選・上二
　　　・一八　文錄・一・一六

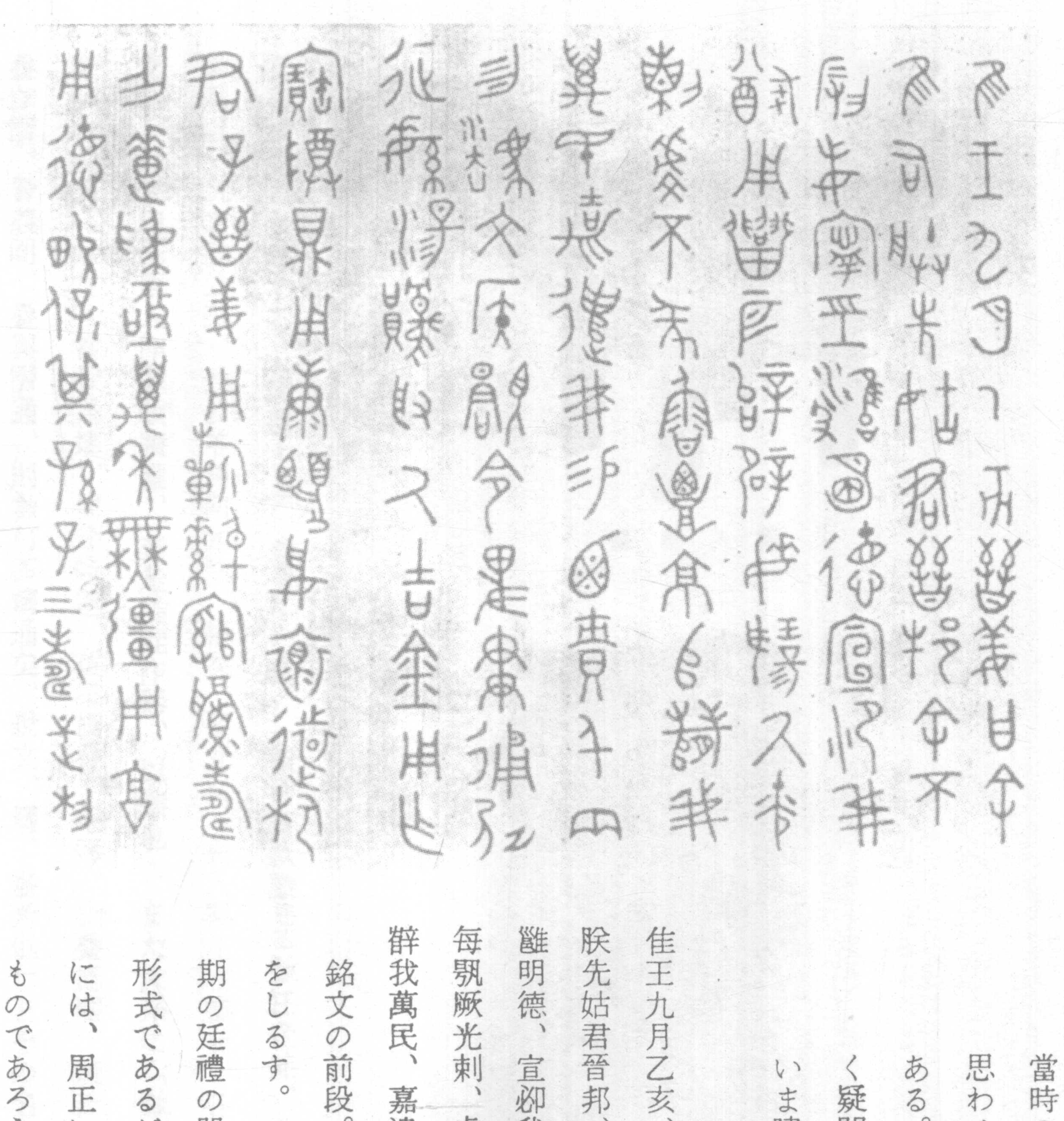
器制　宋刻の考古・博古に載せる圖は同じ。西清の器は鳥足の方鼎で器制極めて古く、銘文の時期と一致せず、甚だ疑うべきである。宋刻の器は附耳の三獸足鼎。繪圖であるため失眞の憾みがあるが、口緣はおそらく變樣夔文、器腹の主文は公字形を含む波狀文、獸足の上部に饕餮文を飾る。文樣は大克鼎等に似ているが、時期的には虢文公子㝨鼎に近いもの



晉　姜　鼎

であろう。考古に「徑尺有七寸四分、高尺有二寸半、深七寸六分、容四斗二升」とあり、博古に「高一尺三寸、腹徑一尺五寸、容四斗一升」というのとほぼ一致している。

銘文　宋刻のものは一二行、何れも「百有二十一字」とする。考古に集古本、及び劉原父の釋文を載せている。その銘は博古に掲げるものと殆んど同一であるが、嘯堂所收のものが最も原銘の俤を留めているようである。西清はもとより僞刻である。また積古巻四に丁亥鼎と稱するものも同文であるが、これも僞刻である。積古にいう。「右乙亥鼎銘、元手搨本、陽識草篆、按論語裨諶草創之、史記屈原賈生列傳云、屈原屬草稿未定、是當時固有草篆、施之鼎彝、未免太簡、錄此銘、以備一體云」。陽刻の草篆など、器銘の通例からみて考えられぬことであり、文錄に「按此器發見最早、宋時已甚顯著、歐劉諸公、皆有釋文、阮氏款識、有乙亥鼎、卽此文一字不異、阮爲金石鉅子、手拓此文、乃至了不辨識、目爲草篆云々、亦可異矣」と論じている。



當時の金文學の限界を思わせるような事實である。その器もおそらく疑問のものであろう。

いま嘯堂の刻銘による。

隹王九月乙亥、晉姜曰、余隹司朕先姑君晉邦、余不叚妄寧、巠雝明德、宣卹我猷、用召匹辝辟、每揚厥光刺、虔不㒸、諫𦣻京𠂤、辪我萬民、嘉遺我、易鹵積千兩

銘文の前段。晉姜の自述の語をしるす。「隹王」は西周後期の廷禮の器にも多くみえる形式であるが、列國器の場合には、周正によることを示すものであろう。晉地には當時

なお古曆が行なわれており、左傳の記事中にも夏周の兩曆がみえている。

晉姜は何びとであるか明らかでない。考古に載せる太常博士豫章楊南仲の釋にもその人をいわず、博古には「晉姜、齊侯宗女姜氏、以其妻晉文侯、故曰晉姜」という。西清に文公重耳の夫人姜氏とする廣川書跋の說を載せ、

按晉文侯仇、平犬戎之亂、平王錫以文侯之命、此稱文侯者是也、文侯之夫人、不見於書傳、董逌廣川書跋巻三謂、春秋時、齊歸晉女者、獻公則齊姜、文公則大姜、平公則少姜、其在春秋前、則穆侯夫人、少姜蚤死、齊姜不得主祀、穆夫人不盡穆侯世、惟文公夫人、當襄公世、猶不棄祀事、則銘稱晉姜、卽太姜、爲文公重耳夫人、鼎蓋作於襄公時、而所云勿廢文侯覭命、則晉姜述祖德、以教誠其孫子、不指文公言也、博古圖謂、以其妻晉文侯、故曰晉姜、是直以文侯爲文公重耳、實誤、晉既有文侯、不應復稱文公爲文侯、固明甚、劉原父先秦古器記、亦載此器、贊曰、文侯翼周、九錫彤弓、斯得之矣、然下云、姜氏戴德、既佑武公、則又似以晉姜、爲文侯仇之夫人、亦非是、今併政之、以俟後之考者

と論じ、文侯前七八一～七四六の夫人とする舊說を排して文公前六三五～六二八の夫人太姜とする說をとる。兩說の間に前後約百五十年の差がある。晉は姬姓と稱し、姬姜の間に歷世通婚のことがあるから、この晉姜が何びとであるかを定めるには、銘文にいうところの全體を通じて考えなくてはならない。郭氏の大系に、銘文中の繁湯がまた曾伯霥簠の文中にもみえることから、その征役を一事とし、また「此有文侯名、春秋中葉以上、尙無謚、大率卽文侯在世時事也、卽在其後、亦必相距不遠」

という。晉世において、文侯・昭侯のときとするものであろうが、晉伯簋と同時とするのは疑問である。そのことについては後にいう。

「余隹司朕先姑君晉邦」とは、先姑君のあとを嗣いで、家祀を奉ずるをいう。大系に「君晉邦者、君謂女君、古者以適妃爲君」とあり、晉邦はその君氏の名である。晉公盆に「宗婦楚邦」の名がみえ、君氏を稱するにこのような名が用いられたのであろう。先姑君というのは先考の妣である。これらの稱號から考えると、晉姜・晉邦は晉君の夫人であろうが、また下文に「用盬匹辞辟、敏揚厥光剌」といい、鹵賓千兩の賜與をえていることからいえば、夫人には夫人としての祭祀の儀禮などがあり、ゆえに「余隹司先姑君晉邦」のような表現がなされているのであろう。司は嗣。宗周鐘「我隹司配皇天王」・叔向父禹𣪘「余小子司朕皇考」・毛公鼎「司余小子弗彶」などの例がある。夫人の場合に「司先姑君」というのは、「司朕皇考」というのと同じ意味であろう。

「余不叚妄寧」以下、宋刻以來異釋が多い。楊釋に「余不敢妄寧」、考古等に「余不㞋妄寧」、その他の異釋がみえるが、通義に關する以外は一々あげない。拾遺に多くそれらの說を注している。叚は金文の「叚休命」・「衆叚」・「今余弗叚組」・「叚不黃耇萬年」などの字と比較して、叚と釋すべき字である。純嘏の字にもその形を用いる。他に命ずるときには毛公鼎「女毋敢妄寧」といい、自戒の語としては「余不叚妄寧」という。大系に暇の初文とするが、「毋敢妄寧」と同意の語である。

「巠雝明德」は早くすでに大盂鼎に「敬雝德巠」の語があり、また列國の器では陳曼簠に「不敢逸康、肈堇經德」という。「宣卲我猷」について、大系に

卲者衞風淇奧、有匪君子、釋文、斐本又作斐、韓詩作卲、美貌也、義于此甚適、說文、卲、宰之也、宰之二字、義難通、恐有字誤、說文又有佖字、云威儀也、詩曰、威儀佖佖、然今詩小雅賓之初筵云、曰既醉止、威儀怭怭、怭怭乃醉態、毛詩訓爲媟嫚、許蓋記誤、余意佖當卽卲字之異文、我當讀爲義、義猷與明德、爲對語

とする。金文において、我猷は宗周鐘「朕猷又成亡競」・毛公鼎「雝我邦小大猷」・師詢𣪘「命女惠雝我邦小大猷」のように朕・我を付していうことが多く、「我猷」は「我邦小大猷」の意としてよい。義猷の語は考えがたい。「宣卲我猷」は大克鼎「寧靜于猷」・王孫遺者鐘「誨猷不飤」というに近い。

「用盬匹辞辟」とは、辟君を輔佐するをいう。盬字はやや異構であるが、周初の盬の字形を承ける。琱生𣪘一・二にみえる字形はこれに近い。盬匹はまた單伯鐘に、「不顯皇且剌考、逑匹先王」の語がある。辞は台の初文。大系に「召通詔、爾雅釋詁、詔相導左右、助勴也、卽本銘召字義、匹當讀弼、輔也」という。妄寧を戒め、明德を經雝し、その猷誨を明らかにして、辟君を輔佐することをいう。辟君は、一般には辟事するところの人を指す。盬卣「事皇辟君」・叔夷鐘「朕辟皇君之易休命」のごとし。しかしこの銘の晉姜が晉室の人であり、辟事の臣でないとすれば、夫人もまたその夫君を辟君と稱したのであろう。文意からみて、臣事の人の器とは解しがたいところがある。拾遺に「以招所辞辟、言以相所事之君也」というが、一般の君臣關係ではない。その人はもとより晉君である。その何びとであるかについては晉姜、及び器の時期の問題と合せて考えるべきであるから、後にいう。

「毎揚厥光剌」とは、上文の先姑君晉邦をさしていう。敏揚は對揚と同義の語と考えられ、大豐𣪘「毎揚王休」・君夫𣪘「君夫敢毎揚王休」・縣改𣪘「縣改毎揚白屖父休」のように、多く賜與を受けてそれに對揚する語であるが、何れも祭事に關する器にみえる。この銘では、賜與のことは下文にあり、かつ先姑君はすでに故人であるから、その光烈に敏揚すという。先姑君の光烈を承けて、その家祀に精勵する意を述べるのである。ゆえに「虔不家」という。家は墜。師寰𣪘にもみえている。

「譫覃京𠂤」は、宋釋のうち楊釋に「譫覃享𠂤」と釋するものが最も近く、享は京の誤釋。譫は集古本・博古は明らかにその字に作るが、考古は謂に作り、嘯堂は魯に作る。謂に作るものは誤刻であろう。大系に「譫通櫓、櫓爲大盾、則魯有大義、覃亦大也見漢書叙傳注」という。また京𠂤を京陵と解し、夏虛に奠宅する意であるとする。

京𠂤卽京陵、漢志屬太原郡、師古云、卽九京、禮記檀弓、晉獻文子成室、……曰、武也得歌于斯、哭于斯、聚族于斯、是全要領、以從先大夫于九京也、在今山西新絳縣北二十里許、與汾城縣接壤、蓋其地實晉國之首都也、晉公盆云、王命鄺公、口宅京𠂤、卽其證、其所以有京名者、余意在古實爲夏都、左傳定四年言分封唐叔、曰、命以唐誥、而封於夏虛、所謂夏虛、猶言殷虛矣

左傳昭元年に「昔高辛氏有二子、伯曰閼伯、季曰實沈、……遷實沈於大夏、主參、唐人因之、以服事夏商」とあり、大夏は必らずしも夏虛ではないが、また「及成王滅唐而封大叔焉、故參爲晉星」ともみえ、詩譜に「太原晉陽、是也」とあり、括地志史記晉世家正義引に「故唐城在幷州晉陽縣北二

里」という。いま太原に屬する地である。しかし禹の都したところは安邑同上正義ともいわれ、世家に「唐在河汾之東」ともあり、顧炎武日知錄卷卅一はその地を世家にいう翼であるとする。晉の始封のとき、遠く太原晉陽に都するはずがなく、翼よりして漸次北方にその土を擴大していつた事情については、顧氏に詳論がある。後に問題とするところとも關聯するところがあるので、顧氏のいわゆる前後四都說をあげておく。

春秋時、晉國本都翼、在今之翼城縣、及昭侯封文侯之弟桓叔于曲沃、桓叔之孫武公、滅翼而代爲晉侯、都曲沃、原注、漢志、聞喜故曲沃、其子獻公、城絳居之、在今太平縣之南、絳州之北、原注、今太平縣南二十五里、城址尙存、歷惠懷文襄靈成六公、至景公、遷于新田、在今曲沃縣、原注、杜氏曰、新田今平陽絳邑縣是、後魏始名曲沃、當汾澮二水之間、於是命新田爲絳、而以其故都之絳爲故絳、此晉國前後四都之故蹟也日知錄卷卅一、晉都

銘文は晉姜が先姑君晉邦のあとを承けて、その德猷をつつしみ公侯の事にいそしむことを誓うものであるから、「譫覃京𠂤、辥我萬民」というのは、國都の周邊を含めてのことと考えてよい。從がつて京𠂤は翼城の一帶をいうとすべきである。郭氏のいう九京はまた九原とも稱する地で、絳の西北二十里に九原山があり、春秋の晉の諸大夫の葬地であつた。ゆえに禮記檀弓に「從先大夫于九京也」の語があり、その地は太原晉陽とは異なり、翼をいうものと解される。郭氏は克鐘の「王親令克遹涇東、至于京𠂤」を解してこの京𠂤とし、その地を太原京陵、檀弓の九京であるとするが、克鐘の京𠂤は詩の大雅公劉にみえる豳地の京師であり、晉器にみえるものとはまた別地である。辥と

は辭治をいう。字が肉に從うのは辪辟の意で肉刑をいう。父の初文とみてよい。

「嘉遣我、易鹵賁千兩」とは、君氏の行う祭祀の料として、辪辟すなわちその夫君である晉公よりの嘉遣をいう。嘉は籩豆靜嘉の嘉で神事に用いるところのものをいい、遣は𠂤肉を贈る意。祭祀の料として贈られたものは、鹵賁千兩である。大系に「嘉遣我者、當是晉公嘉晉姜之賢能、遣其出征」として軍事の賚とするが、晉姜が婦人であることからいえば不類の嘉遣とすべく、またその嘉遣の解も字の古義によるものでない。下文に征の字があるので、征役に關する賜與としたのであろうが、先姑君を嗣ぐ晉姜に外征のことを命ずるというのも、事情に合わぬ解である。

「鹵賁千兩」の賁を、郭氏は魚に從う字にして貝の小なるものであり、これを乾餱とするのであるという。鹵字については說明がない。鹵は宋刻に虎と釋して「虎賁千兩」、劉・楊は鹵と釋し、孫星衍はその釋によつて旅の義とする。拾遺に「按孫讀是也、旅賁卽周官之旅賁氏、國語曰、天子有虎賁、以習武訓、諸侯有旅賁、以禦災害、晉爲侯國、固宜有旅賁之賜矣」というが、字釋に問題があり、かつ文には王の賜與であることをいわず、君氏晉姜への賜與としては不類を極め、また虎賁・旅賁を數えるに千兩というような例はない。文錄は拾遺の說により、文選は一語をも著けていない。

鹵はすでに免觶にみえ、「王在周、令作册內史、易免鹵百隧」という。積古・七・一七に「鹵、說文云、西方鹹地也、左襄廿五年傳、楚蔿掩度山林表淳鹵、正義引賈侍中說、淳鹵之地、九夫爲表、六表而當一升、此鹵地當曰百表、淳鹵而以度計、豈周制與楚異乎」といい、また大系に、「鹵是干鹵字、象形、鹽鹵字乃出假借、後干鹵字、以櫓若楯爲之、而鹵轉成爲鹽鹵字之專字、本銘所錫者、殆係鹽鹵、隧乃缶屬、大約卽盛鹵之器也」とし、鹽鹵の解をとつている。金文の鹵の用例は、免觶と晉姜鼎のみであり、この銘に對してのみ別解を施すべきでない。賁は貯賁のように用いて積の初文、租徵をいう。鹵賁とは、租徵として收むべき鹽鹵の意である。千兩の兩は車兩。免觶における賜與は、免がまた史免簠ともよばれているように祭事を掌るものであつたことからいえば、鹽鹵は祭事の用に供するものであろう。「嘉遣我、易鹵賁千兩」とは、晉姜が先姑君晉邦のあとをついで晉室の祭事を管掌するに當つて、その神饌に必要な鹽鹵を特に嘉遣することをいう。郭氏のいう小貝のごときは、千兩の數を以て賜うべきものではない。免觶の百隧も、おそらく橐を以て數えたものであろう。

以上、晉姜が先姑君の行なつていた晉室の祭祀行事を嗣襲するに當つてその決意を述べ、また晉公がその祭事を助けるために鹵賁千兩を遺つたことをいう。

勿灋文侯覭令、卑貫俑□、征緐湯□、取厥吉金、用乍寶隩鼎

前段を承けて、器を作ることをいう。文侯は穆侯の子。文侯の弟桓叔は曲沃に封ぜられたが、曲沃の邑は翼よりも大きく、これより兄弟の子孫の間に繼承權をめぐる爭いが起り、桓叔の孫武公の卽位に至るまで內亂が絶えなかつた。そういう事實を背景として、「文侯覭命」の語を解すべきである。「勿灋文侯覭命」は、鹵賁千兩を嘉遣するときの晉公の語とも解されるし、また晉姜自誓の語とみてもよいが、何れにしてもそれは文侯の遺命であろう。大系に「春秋中葉以上、尚無諡、大率卽文侯在世時事也」とするが、先姑君嗣襲の際のことであるから、いわゆる先王に帥井する意を述べたものとするのが自然であろう。諡號の有無には拘わらぬことである。もし「文侯覭命」がその遺命であるとすれば、晉姜は昭公の夫人であるかも知れない。文侯の本宗はこの後、昭・孝・鄂・哀・少子・湣と五世六侯がつづき、みな侯という。これを奪つた桓叔の後は、莊伯につづいて武公・獻公が卽位し、みな公という。おそらく翼と曲沃との對立の情勢がようやく生じようとするころ、文侯の宗を守ろうとする意識がこの語のうちに含まれているとみられ、この銘文のもつ重々しい修辭は、そういう事情を背景にするものと考えられる。

「卑貫」以下の二句は、最も難解のところであるが、すでに檢討してきた文意の上からいえば、ここに唐突として征役のことがあらわれるはずはない。文錄に「俾貫通弘、征繁湯原」と釋して「與南宮鼎貫行埶意同、謂開發深弘之道路、繁湯皆淮夷地、曾伯霥簠、克狄淮夷、印燮繁湯」と曾伯簠の文を引き、文選には湯下の一字未釋、貫字の義を「論語先進、仍舊貫、集解、貫事也」とする。大系には「貫俑等均當是南方之國名、中齋及中甗、有南國貫行、此貫卽彼貫、餘無可考」とし、また曾伯簠に「克狄淮夷、印燮緐湯」とあるによつて、本鼎と曾伯簠とは同時の作であるという。繁湯に對する征役によつて吉金を俘略し、この鼎を作つたと解するのである。

「取厥吉金」を文錄に「寽厥」と釋するが、宋刻以來概ね「取厥」と釋されており、取の字である。征伐して俘掠したものは、師寰𣪘「折首執訊、無諆徒馭、毆孚士女牛羊、孚吉金」のようにいう。取とは授受によるものをいい、𩏃𤔲兼官のときの職務俸に「取遺若干寽」という例が多く、鄺侯𣪘「口趣吉金」という趣は取の意。作器のときには「擇其吉金」というのが通例であり、ときに邾君鐘「邾君求吉金」という。これらのことからいえば、本鼎にいう「取厥吉金」というのは、擇・求と同じ語例であり、必らずしも征役を意味するものでない。本文の征は征取の意で、毛公鼎に「用歲用征」、陳公子甗「叔䢅父作旅甗、用征用行、用鬻稻粱」などの征であろう。すなわちこの部分は、文侯の顯命を廢することなく、その政命を十分に疏通させる決意であるが、これを記念するために繁湯などの地から求めた吉金を以て、この鼎を作ることをいう。

用康𩟍妥褱遠埶君子、晉姜用旛綽綰眉壽、乍疐爲亟、萬年無疆、用享用德、畯保其孫子、三壽是枒

末文。祝嘏の辭。𩟍は柔。「𩟍遠能釱」のようにいう。ここでは康𩟍と綏懷の動詞を連用し、それに對して「遠埶君子」という。旛は祈の初文。祈匃の意。「綽綰眉壽」は蔡姞𣪘に「用旛匃眉壽、綽綰永命」とあり、綽綰の字形はときに繁簡の體を用いることがある。說文ではその字は何れも素に從うが、素も糸系の字。爾雅には「綽綽爰爰」という。書の無逸に「寬綽厥心」とあり、詩の衞風淇奧「寬兮綽兮」もその意である。

「乍疐爲亟」について大系に、「禮曲禮上、士疐之、疏云、疐謂脫華處、今此上从萼省、下从止、卽古文趾、則疏說最爲得之、中之田形、蓋卽蒂之象、非田字、作疐與爲亟爲對語、亟者極之省、謂爲百政之總揆、庶衆之準則也」という。秦公𣪘に「畯疐在天」、鐘に「畯疐在位」とあるのと語義近く、疐は何れも動詞。それならば乍は則と解してよいところである。「三壽隹枒」は宗周鐘に「參壽隹琍」とあるのと同語。參壽は參星の信仰と結合して解されているが、この鼎に三壽に作り、

多壽をいう語であろう。枒は宗周鐘の㓨と異構であるが同語。亟・德等と韻しており、同系の音とみられる。

訓　讀

これ王の九月乙亥、晉姜曰く、余はこれ朕が先姑君晉邦に嗣ぐ。余、妄寧をいたさず、明德を經雝し、わが猷を宣卲し、用て辟が辟を䵼匹し、厥の光剌に敏揚せむ。虔しみて墜さず、京𠂤を諧覃し、我が萬民を乂めむ。

我に嘉遣して、鹵積千兩を賜ふ。文侯の顯命を廢すること勿く、貫通□ならしめむ。繁湯の□を征(と)りて、厥の吉金を取り、用て寶障鼎を作る。

用て遠邇の君子を康柔綏懷せむ。晉姜、用て眉壽を綽綰することを祈り、すなはち疐まりて亟と爲らむ。萬年無疆、用て享し用て德し、毗くその孫子を保ち、三壽をこれもとめむ。

參　考

大系に「銘末乃韻語、亟德枒、之部入聲、二子字作爲韻脚、亦可」という。文選に子・極・德・子・利を韻としている。何れも銘の末段にのみ押韻があるとするものであるが、韻は全文にわたつているようである。すなわち德・辟・剌・𠂤・我もまた末辭の文と同韻、魚之の兩韻にわたる。また寧・家・民・令は眞耕合韻。湯下の一字も員に從うていて、おそらくその韻に入るべきものであろう。

宋代の著錄家以來、この銘は多く繁湯の征伐を主題とする銘文とされ、またその繁湯が曾伯霥簠にもみえることから、器の時期についても曾伯簠と同時とする説が述べられている。しかし銘文の主題は、文首にしるされているように、先姑君晉邦のあとを嗣いで君氏の地位についた晉姜が、家邦の祭祀を謹しんで文侯の命にこたえる意を述べ、その祭祀の料として、晉公から鹵積千兩を嘉遣され、これを記念して繁湯の金を求め、祭器としての鼎を作ることをいう。すでに國君の夫人である晉姜が、軍を率いて遠く淮夷を伐つことは考えられず、一征字によつてこのような解がとられているのは不審に堪えない。曾伯簠と同時とする郭説に對しては、屈翼鵬教授の曾伯霥簠考釋集刊第卅三本に詳細な考覈が試みられており、その妄を闢いている。その要にいう。

按春秋初年、晉國絕無伐淮夷的事、更絕無與鄫同伐淮夷之說、以地望來看、晉姜鼎的繁湯原、當在澶淵附近、此器的繁湯、當在今新蔡縣之東北、二者絕非一事、郭氏根據一個似是而非的地名、從而推定此器與晉姜鼎、實在是太武斷了

屈教授によると、曾伯簠の時期は「當在魯僖公十六年前六四四年諸侯會于淮之後的數年以內」であり、曾伯は姒姓の鄫であるとする。簠銘の「隹王九月初吉庚午」は、あたかも僖公十八年九月初吉の初八日庚午と一致し、それならば前六四二年の器となる。晉を以ていえば、獻公の末年、驪姬の構難によつて公子重耳は國外に奔り、惠公卽位して九年、のち數年にして晉文の復辟が成るという時期である。このときには、すでに曲沃派である桓叔の孫武公が晉を奪つて二世四代にわたつており、この鼎銘にみえる文侯の後は斷絕し果てたのちである。從がつて文中に「勿灋文侯覭命」というような語があるべきでない。この點からも、郭說の誤は明らかである。器は曾伯簠よりも、かなり時期の早いものとみなければならない。いま文侯以後の晉國の事情をみるために、史記晉世家の關係部分を錄しておく。

穆公四年、取齊女姜氏爲夫人、七年伐條、生太子仇、十年伐千畝有功、生少子、名曰成師、晉人師服曰、異哉、君之命子也、今適庶名反逆、此後晉其能毋亂乎、二十七年、穆侯卒

弟殤叔自立、太子仇出奔、殤叔三年、周宣王崩、四年、穆侯太子仇、率其徒襲殤叔而立、是爲文侯、

文侯十年、周幽王無道、犬戎殺幽王、周東徙、而秦襄公始列爲諸侯、三十五年文侯仇卒前七八一～七四六

子昭侯伯立、昭侯元年、封文侯弟成師于曲沃、曲沃邑大於翼、翼晉君都邑也、成師封曲沃、號爲桓叔、是時年五十八矣、好德、晉國之衆皆附焉、君子曰、晉之亂、其在曲沃矣

七年、晉大臣潘父、弑其君昭侯、而迎曲沃桓叔、桓叔欲入晉、晉人發兵攻桓叔、桓叔敗、還歸曲沃、晉人共立昭侯之子平爲君、是爲孝侯、誅潘父、孝侯八年、曲沃桓叔卒、子鱓代桓叔、是爲曲沃莊伯

孝侯十五年前七二四、曲沃莊伯弑其君晉孝侯于翼、晉人攻曲沃莊伯、莊伯復入曲沃、晉人復立孝侯子郄爲君、是爲鄂侯、鄂侯二年、魯隱公初立前七二二、鄂侯六年卒、曲沃莊伯聞鄂公卒、乃興兵伐晉、周平王使虢公、將兵伐曲沃莊伯、莊伯走保曲沃、晉人共立鄂侯子光、是爲哀侯

哀侯二年、曲沃莊伯卒、子稱代莊伯立、是爲曲沃武公、哀侯八年、晉侵陘廷、陘廷與曲沃武公謀、九年伐晉于汾旁、虜哀侯、晉人乃立小子侯、小子之四年、曲沃武公、誘召晉小子、殺之、周桓王使虢仲伐曲沃武公、武公入于曲沃、乃立晉侯、晉侯二十八六年前六七九、曲沃武公、伐晉侯緡滅之、盡以其寶器賂獻于周釐王、釐王命曲沃武公爲晉君、列爲諸侯、於是盡併晉地而有之

以上長文の引用を試みたが、銘文にみえる文侯を中心として、晉が翼の文侯と曲沃の桓叔との二勢力に分れ、ついに曲沃の武公によつて統一され、その間終始翼の支持者であつた周室が、ついに武公の統一を承認するに至つた前後約百年間の事情をみることができよう。「勿灋文侯覭命」とある以上、翼の勢力がなお周室の支持をえて安泰であつた時期のことであると考えられるが、一般に「文侯覭命」というような表現は、作器者がその夫人であるという立場からいえば、その在世中のこととはしがたいから、器の時期はその後とすべきであろう。ただ昭侯は在位僅か七年にして弑殺され、その子孝侯も曲沃の執拗な攻勢を受けて、十五年にまた弑殺を受け、その後は周室の援護によつて辛うじて命脈を保つにすぎなかつた。そのような經緯によつていえば、「文侯覭命」を呼號とするのは、殆んど昭侯卽位の初年以外にあるべきでないように思われる。

昭侯の卽位は平王の廿六年、前七四五年である。董作賓氏の中國年曆簡譜によると、その正月朔は乙未、干支數を以ていえば㉜であり、その年の九月には乙亥⑫を求めがたい。しかし昭侯二年㊱・三年㊾・四年⑭には、それぞれ九月乙亥の日がある。また元年㉜がかりに閏年を承け、あるいは九月までに閏月があるときは、九月乙亥を求めうる。魯の隱公以前のことであるから、閏の有無を檢しがたいが、もし十九年七閏の法が規則的に適用されていたとすれば、昭侯二年前七四四以後の數年

がその曆譜に入る。干支の數は年に五・六日づつ動くものであるから、同じ干支の日が數年つづくのである。從って「隹王九月乙亥」というような表示は、その初出の年でなくては紀日の意味を果たしえないし、また鼎銘に晉姜が晉邦のあとを嗣ぐというのは、嗣君の初年のことでなくてはならない。このような條件からいえば、銘の「隹王九月乙亥」とは、昭侯二年の可能性が強い。すなわち前七四四年である。列國の器としては、時期の最も早いものである。

鼎の銘辭には、特に危機感ともいうべきものがなく、文侯の遺業を承けて、晉國の繁榮を願い、子孫の安泰であることを祈っている。文侯の父穆侯は齊女を娶り、少姜とよばれた。先姑君晉邦とは、おそらく文侯の夫人であろう。ついで昭侯がまた姜女を娶り、それが本器にいう晉姜であろう。通婚の關係からみても、それが自然である。以上のような事實から考えて、この器を一應晉の昭侯二年の器としておく。昭侯の弑殺はそれより五年後のことである。

器は繪圖を存するのみであるが、その器制は西周後期の諸器に類し、春秋に入る前後の様式のものと考えてよい。文字も模刻であるが、その結體は古く、たとえば余を subject 令に作り、召を䵼に作るなどは、列國器に殆んど例のないものである。文辭についても薛氏に、「款識條理、有周書誓誥之辭」とみえ、拾遺に宗周鐘・書の文侯之命との語彙・修辭の關係を論じている。器・銘の全體を通じて、さきの時期推定と特に齟齬するところはない。ゆえにここに晉昭公初年説を提示し、合せて晉史を考えるべき資料としての意味をしるしておく。

二〇二、晉公盨

器名　晉邦盨攈古　周敦筠清

時代　晉襄公兩周・初　晉平公綴遺　晉定公午唐蘭・大系・積微居

收藏　「錢塘、瞿潁山藏」攈古

著錄

器影　周存・四・三六　大系・一六三

銘文　筠清・三・一五　攈古・三之三・二八　從古・八・一四　周存・四・三六　研究・下・二八　綴遺・二八・六　大系・二六八　小校・九・九六　三代・一八・一三

考釋　拾遺・下・五　文選・上三・二九　文錄・四・三二　積微居・七三

唐蘭　晉公𥂴盨考釋國學季刊・四・一、民廿三

器制　器は方言五に瓮・瓺などの異名としてその名をあげている甀。從來その器種が明らかでないため、筠清には敦とし、從古に壺とするが、綴遺に改めて盨としている。通考に罌缶・盆盎の類と一類の器とする。また器の尺寸を記して、「高三寸六分、口徑約八寸一分、侈口廣脣、兩耳無足、肩與腹各飾竊曲紋一道」という。竊曲文というよりは、秦公𣪘の帶文と似ている。おそらくその系統の文様であろう。初期の蟠螭文というべきものである。

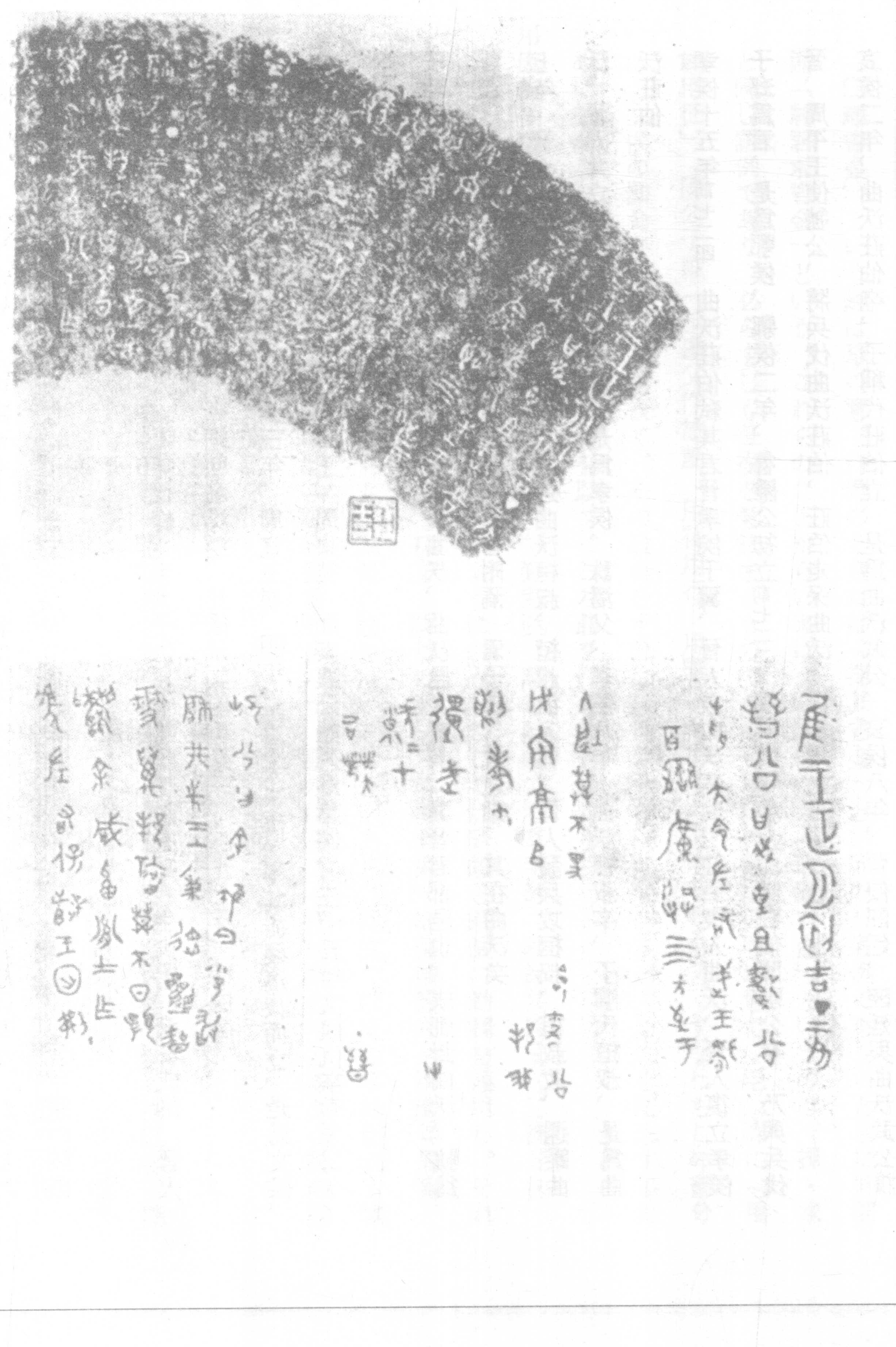
周存の器影の拓は、原寸と思われる。周存にいう。「晉公盨、淸吟閣第一器、余獲一全形搨軸於桐城吳氏。卽瞿氏物、上有趙次閑徐問蘧題、今冬陳叔通同年、作緣讓於同好、亟留此影、原器久佚、卽搨本亦希、如星鳳矣」。器は佚して、わずかにこの拓影を存するのみである。その器制は曾大保盆と同じ。おそらく水器にして鑑と同制でろう。說文に「鑑、大盆也」と稱するものである。



晉　公　盨

銘　文　通考にいう。「銘、二十四行、可辨者一百一十餘字、在腹內側」。文に殘泐多く屬讀しがたいところもあるが、全文約一八八字に及ぶ長文で、また晉史の資料とするに足るものである。

隹王正月初吉丁亥、晉公曰、我皇且鄦公、〔雁〕受大命、左右武王、□□百蠻、廣嗣四方、至于大廷、





莫不來〔王、王〕命鄭公、冂宅京𠂤、□□□邦、我剌考□□□□、□□□疆、□□□□、□□□□、
虩〻才〔上〕、□□□□、□□召彝、□□□□　□□晉邦

以上第一段。「晉公曰」という自述の形式を以てはじまり、晉國の創業以來のことをいう。文は有韻にして殆んど四字句であるから、缺泐のところが多いが、なおその句讀をたどることができる。

晉公は下文にみえる晉侯帷。郭氏の初釋に「歷代晉公、無名帷者、有近似之字、則爲襄公驩、字又

卷四

一〇一~一〇二

作歡、恐漢人以午之禽爲馬、故改帷爲驩、更復假歡爲之」と襄公前六二七~六二一の名と解したが、唐釋に晉の定公午前五一一~四七五とするに及んで、その說に從っている。すなわち三晉の分立前四〇三に先立つことほぼ百年前後の器となる。定公の末年に、黃池の會前四八二があり、吳王夫差と長を爭うたことは、有名な史實である。器銘の時代的背景については、のちにいう。

「我皇且鄭公」以下は、晉の創業を回顧する。皇且とは遠祖をもいう語である。鄭は唐の初文。說文口部唐字條に、古文として昜に從う字をあげており、文獻にはときに唐を陽春秋・昭十二年經に作る。左傳僖廿四年に「邘晉應韓、武之穆也」とみえるが、本器の銘によると、下文に「左右武王」とあり、それならば武の穆ではありえない。いわゆる桐葉辨の問題については、崔述の考信錄卷四にすでにこれを疑い、武王が卽位數年にして歿し、しかも年すでに九十三歲であったとする古傳により、成王は幼童ではありえないという。いまこの銘に「左右武王」とあり、董書業春秋史第四章は「唐叔當是與武王同世的人、或者他與管叔蔡叔康叔等、同爲武王諸弟之一、也未可知」とし、陳槃氏の大事表譔異册一・三六葉に、逸周書王會の成周の會に「唐叔荀叔周公在左、太公望在右」を引き、荀は郇にして「文之昭」左傳僖廿四年であるから、唐叔は文の昭であり、かつその列次は周公の上にありとする。おそらく武穆說は桐葉の說話と關聯あるものらしく、盠銘によって武穆說の誤であることが立證されたとしてよい。唐釋に「唐公謂唐叔也、成王滅唐、乃封唐叔、見昭元年左傳、此云武王、殆誤也」とし、左傳によってかえって器銘を疑っているが、銘は明らかに武王に作る。左傳の武穆說にすでに疑問の存することからいえば、左傳によって晉公自作の器にいうところを疑うべきではない。

「□受大命」は、毛公鼎などの文例によると、おそらく「雁受大命」であろう。大盂鼎に「受天有大命」、また毛公鼎・㝬伯𣪕等に「雁受大命」、叔夷鐘に「専受大命」の語があり、何れも王業をいう。晉の始封は必らずしも王業ではないが、「左右武王」の語に繫けていうものであろう。

「□□百蠻」とは、秦公の器にいう「𤔲事蠻夏」・「䜌燮百邦」の語に近い。周は自ら夏を以て任じており、ゆえに他邦を百蠻と稱したのであろう。「廣嗣四方」は、虢季子白盤「經維四方」、あるいは秦公器の「竈囿四方」・「匍又四方」と同義。大廷について唐釋に「卽大庭、古國名、舊以爲古帝王、非也」とし、大系に

大廷卽大庭、續漢郡國志、魯國有大庭氏庫、注引杜預云、大庭氏古國名、在城內、魯於其處作庫、文選東京賦、大庭氏何以尙茲、薛注亦云、大庭古國名、本銘所言、亦正是國名、莊子胠篋篇言、昔者容成氏大庭氏伯皇氏中央氏栗陸氏軒轅氏神皇氏云々、擧一以反三、則所謂神農氏軒轅氏等々、亦必爲古國族名矣

と論じている。しかし周の王業を晉の初封と關聯して述べるに當って、ひとり東方邊裔の大庭氏をあげるのは不審とすべく、「至」とは概ね地名に繫けていう語である。かつその地はおそらく晉地とみるべく、晉には陘廷のような地名があり、史記集解に引く賈逵の注に「翼南鄙地名」という。その地はまた單に陘ともいい、廷とは山西に多い平と同じく、高平のところをいう語のようである。左傳にいう古國族の名とは關係のないものであろう。汾水上流には古く狄族がおり、赤狄・長狄は

卷四

一〇三~一〇四

のちまでも晉地にとどまっていた。世家によると、悼公三年前五七〇魏絳を擧用して「戎大親附」という成果をえている。「至于大廷、莫不來王」とは、晉と戎との始封以來の關係を顧慮していうものであろう。「來王」を唐釋に「事□」に作るが、韻讀の上から來王とみてよい。

「王命鄭公、冂宅京𠂤」とは、晉の始封をいう。始封の地は京𠂤、すでに晉姜鼎にみえる。はじめ晉の本宗はその地にあり、のち桓叔の族が曲沃より興って翼を併せ、ついに翼に都した。頃・定のときにはもとより翼、すなわち京𠂤の地に都していたのである。冂宅の語は秦公𣪕に「鼏宅禹責」とあり、廣範圍の支配をいう語であるが、晉姜鼎にいう「譄覃京𠂤」もその意であろう。京𠂤とは大系にいう京陵などの一地名には限らぬようである。

以下缺文多く、その辭を繹ねがたい。「我剌考」以下、その偉業を頌する語を連ねているようである。もし作器者を定侯午とすれば、頃公をいう語となる。唐釋に「此疑指頃公也、頃公嘗平王室之亂」とあり、世家に「頃公六年、周景王崩、王子爭立、晉六卿平王室亂、立敬王」とみえ、その功は晉公に歸せられていたのであろう。しかし世家には、頃公の末年、宗室衰微し、「六卿皆大」という。三家六卿僭上の勢は、すでに平・昭のときより著しいものがあった。殘泐のうち「虩〻在□」は、叔夷鐘に「虩〻成唐」とみえ、詩の大雅大明に「赫〻在上」という。上ならば韻讀に合う字である。また「召彝」の彝も押韻。おそらく紹業の意であろう。晉邦も韻に入る字である。

公曰、余惟今小子、敢帥井先王、秉德𡢁〻、智燮萬邦、□莫不日卑□、余咸畜胤士、乍□左右、保辥王國、刜票𢧵𢓊、□攻虩者、不乍元女、□□□□

また晉公自述の語。さきには刺考のことをしるし、ここでは晉公としての決意を述べる。「余雅今小子」は謙稱、小子は必らずしも幼弱の意ではない。雅は唐釋にいうように定公であろう。晉世家には概ね歷世の名をしるしており、定公午の名はまた左傳にもみえる。積微居にいう。

哀公二年左傳云、鄭勝亂從、晉午在難、杜注云、午晉定公名、史記晉世家云、頃侯卒、子定公午立、銘文作雅、經傳作午者、雅從午聲、其音同也

當時、晉國に午と稱する名が多く、世家には悼公三年に祁午、定公十五年に「邯鄲大夫午」と稱するものがある。「帥井先王」は下文の「保辪王國」と對應する語であるが、文中晉國については晉邦といい、自らは晉公と稱している。大克鼎に「保辪周邦」とあり、王國を周邦の意とすれば先王は周の先王と解すべきであろう。上文の「左右武王」を承ける語。晉は周室から出ているので、かくいうのであろう。唐釋に「保辪王國」とは、「定公二年、率諸侯爲周城成周、是其事也」と史記年表の文を引く。𡤾𡤾は說文にその字があり、廣雅に「曡、厚也」とみえる訓義の字。他器には多く「穆穆秉德」のようにいう。積微居に「𡤾當讀爲秩、秉德𡤾𡤾、猶詩大雅假樂言德音秩秩也、玉篇女部、姪或作𡤾、姪𡤾爲一字、足證秩𡤾二字之可通矣」とあり、秩秩の初文とみてよい。𨟻燮の𨟻は字未詳。和燮と同義の語であろう。「𨟻燮萬邦」というのも、「保辪王國」というに近い。𨟻と似た字が秦公鐘の鐘名に用いられており、また「柔燮百邦」の語がある。この銘辭には秦公鐘と修辭に類するものがあつて、秦公の器を哀公卅二年前五〇五、本器を定公の卽位以前、その女を楚に嫁したとき前五三八のものとすれば、本器は秦公の器より三十餘年、時期の早いものとなる。下文の

巻四　一〇五～一〇六

「余咸畜胤士、乍□左右、保辪王國」は秦公殷の「咸畜胤士」、鐘の「咸畜百辟胤士」及びその前後に類句を求めることができる。大系に「咸妥」とするも、「咸畜」と釋すべき字のようである。「□莫不日卑□」は難解の句。大系に第一字を誒と釋するのは、尙書の僉の義とするものであろうが、拓迹はなお明らかでない。また日を曰と釋するも、文中の曰字と形異なり、唐釋に日とするのがよい。その下二字を郭氏は卑讓の義とするが、積微居に「意義固可推測得之也」とし、黃池の會における爭長のことであるという。

春秋魯哀公十三年前四八二黃池之會、定公與吳王夫差爭長、左傳云長晉、國語則云長吳、史記晉世家云長吳、吳世家又云長晉、以銘文𨟻燮萬邦、□莫不曰卑□二語觀之、或者長吳之說、爲得其實乎

すなわちその長を譲ったと解するのであるが、「莫不日……」という形式は平生の德養をいうもので、特定の事件についていうものでない。

「余咸畜胤士」以下、また一余字を加えて語端を改めている。胤士・左右・王國の三句は之部の韻で一節。秦公殷にはこの部分を「咸畜胤士、盭々文武、鎮靜不廷、虔敬朕祀、作□宗彝」、また鐘には「咸畜百辟胤士、盭々文武、鎮靜不廷、𩁹燮百邦、于秦執事、作盄龢鐘」という。作器の事由に連なる文である。本銘では、作器をいう前に、なお制票以下の三句がある。上文の「保辪王國」は晉邦のことでなく周室のことであろうが、以下四句は「保辪王國」の方法を述べ、𢎭・者・女の三字は魚部の韻。魚之は合韻であるけれども、上下に押韻が分れているから、これまた一節である。制票以下は字釋も確かでなく、文義をえがたいところが多い。制は字形のままであるが、票は唐釋

・通考等に農と釋する。上部は票の形、下は廾に從う。また次一字は㪤に似ているがその字とも定めがたく、次に𢎭形の字がある。大系にいう。

制、擊也、票叚爲暴、㪤卽舒字、𢎭當是迮迫字之本字、暴者擊之、受迮迫者舒之、猶言弔民伐罪、或除暴安良矣

次の句については、文錄・大系に何れも「□攻雝者都」、唐釋に「□攻虩□」と釋し、文錄には雝都を「雍都秦也、晉之創霸、以攘楚爲功、此文與楚和親、故不得言楚而言秦、亦立言之工於閃避者也」とするが、これも巧を求めた說である。大系も雝都を固有名詞としているが、上句と對應せず、もし上文が弔民伐罪の意ならば、この句もその意をもつ句とすべきであろう。者は堵遮の字であるから雝者は壅蔽の義とみられ、王威を壅蔽するものを伐つ意であろう。それならば制票二句は、「保辪王國」の具體的行爲を示し、次の「否作元女」とは、晉のその政策を實踐する意味をもつ行爲となる。「公曰」以下に述べるところは、「否作元女」という晉室の行爲の政治的意味を說いたものと解される。元女は下文の「宗婦楚邦」にあたり、おそらく晉室の女を楚に送り、そのことが王室保辪の意味をになうものとされたのであろう。その點について大系にいう。

否乍元女者、否讀爲丕、乍猶嫁也、元女謂長女、左襄廿五年、庸以元女大姬、配胡公、而封諸陳、晉定公卽位于魯昭公三十一年前五一一、在位三十六年、以魯哀公十八年卒前四七七、此言嫁其長女于楚、當是中年時事、於時楚爲昭王珍、其子爲惠王章、惠王卽位于晉定二十四年前四八八、則爲晉公壻者、蓋卽惠王也

巻四　一〇七～一〇八

その說はまた文錄・文選にもみえる。文錄に銘文の意を概括して、「此晉侯嫁女于楚膹器之銘、晉楚連姻、見左傳昭四年前五三八、所謂求諸侯而麇至、求昏而薦女者也」といい、文選にその說を布演して、「左昭四年、楚靈王使椒擧請昏于晉、晉侯許之、五年、晉侯送女于邢丘、晉韓起如楚送女、叔向爲介、𧷸啓彊言於楚子曰、晉之事君、臣曰可矣、求諸侯而麇至、求昏而薦女、君親送之、上卿及上大夫致之、云々、此器必是時作也」と左傳の文を引く。それならば定公の卽位に先立つこと二十六七年のことである。この晉楚の通婚は當時の大事件として他の諸國にも喧傳されたことであるらしく、左傳にその顚末を詳記している。そのことについては、のちにいう。

膹䀇四酉、□□□□、虔龏盟〔祀〕、〔以〕盦□皇卿、𨟻親百爾、雅今小子、整辪爾容、宗婦楚邦、佳□萬年、晉邦隹翰、永康寶

膹器を作り、これを戒め送る辭をいう。四酉を唐釋に上酉とするも、器數をいうものであろう。膹器の數は函皇父の器のようにときに數十器にも及ぶことがある。䀇のみで四器であるから、他の器種のものもあつたことと思われる。膹器を作つてこれを送り、楚の宗婦としてその大任を果たすことを囑する。「虔龏盟祀」以下はその辭。夫人は家廟の祭祀を主るものであるから、まずそのことをいい、皇卿君子を和親せよと戒めるのである。盟下の一字は祀であろう。盦を綴遺に荅の古文とするが、積微居に字を假借としていう。

爾雅釋言云、畣・盦、然也、畣卽此盦字、乃誤从曰爲从田、則無義可說、繆以千里矣、彝銘有裨於文字之學如此、楚辭云、孰云察余之善惡、王注云、屈原荅靈氛曰、荅字敦煌卷子本作盦、與彝

巻四　一〇九～一一〇

銘字合

因脊鐘に「合䫉厥德」の語があり、合がその初文。畣はその緐文とみるべき字である。ここもまた荅揚の意であろう。智は上文にみえ柔和の義。ゆえに智親という。百爾の爾は茻形に近く、大系に「百茻殆叚爲百爾、邶風雄雉、百爾君子、詩之爾字、鄭箋訓爲汝、余意當訓爲近、與邇通、所謂邇臣也」とする。百諸婚遘・百辟胤士などと同様のいい方であろう。

この部分は、器を作つて祭器に用い、そのような儀禮を通じて君臣の和親を致すべきことをいう。沇兒鐘に「孔嘉元成、用盤飲酒、龢逾百生、忈于威儀、惠于明祀、膚以匽以喜、以樂嘉賓父兄庶士」、また邾公華鐘「鑄其龢鐘、以卹其祭祀盟祀、以樂大夫、以宴庶士、愼爲之名、元器其舊」というのと同じ。皇は多く王公考妣に冠して用い、皇卿という例は他にみえない。當時卿士の地位は、列國において隆重を極めていたのであろう。

「惟余小子」とまた語端を改めていう。「整辪爾容、宗婦楚邦」とは、その女を嫁するに當つて百兩の御を整え、楚邦の宗婦たるにふさわしい肅容を修めるをいう。容を綴遺・文選・通考にみな家と釋するが韻讀に入らず、大系に容と釋するのがよい。萬年の上二字を、舊釋に「隹□」とし、通考に「烏□」、綴遺に「烏昭萬年」、大系には「烏卲萬年」とする。隹は文中に他に二見、字形からみてやはり隹であろう。烏では文義をえがたいようである。末文二句は祝嘏の辭。「晉邦隹雗」を積微居に詩大雅板「大宗維翰」と語法同じとするが、文末の「永康寶」を以て承けることからいえば「郏邦是保」と同じ語意とみるべきであろう。末文は「宗婦楚邦」を承けて、宗婦を主語とする文である。容・邦は東部、年・翰は眞元の合韻。全文に殆んど韻を用いている。

訓讀

これ正月初吉丁亥、晉公曰く、我が皇祖唐公、大命を膺受し、武王を左右し、百蠻を□□し、四方を廣嗣す。大廷に至るまで、來王せざる莫し。王、唐公に命じて、京自に冂宅し、□邦を□□せしむ。我が烈考、……虩〻として上に在り。……召爕し、……晉邦を……す。以上、周の受命と晉の初封、及びその功業をいう。

公曰く、余惟、今小子なるも、敢て先王に帥型し、德を秉ること嫿〻、萬邦を智爕す。つつしみて日に卑讓せざる莫し。余、胤士を咸畜し、左右を作□し、王國を保辪せむ。制票猒張、䧹堵を□攻し、丕いに元女を作し、□□□□す。先王に帥型して邦家を治め、䧹蔽を正すために、元女を楚に嫁せしめるをいう。 賸蓋四酉、□□□□、盟〔祀〕を虔龏にし、〔以て〕□皇卿に答へ、百爾を智親す。 媵器を以て元女を嫁せしめ、その君臣に宜しきをねがう意を述べる。

惟、今小子なるも、爾の容を整辪し、楚邦に宗婦たらしむ。これ萬年に〔紹ぎて〕、晉邦をこれ翰り、永く康寶とせよ。元女を戒めて送る辭をいう。

參　考

器銘は二百字に近い長文であるが、その半は泐して屬讀も困難である。ただその大意は、右の訓讀によつてほぼ推すことができよう。文は晉公がその元女を楚に嫁することをいうもので、史傳に關するところがあり、從來種〻の提說が試みられている。

巻四　一一一～一一二

器を筠清に周敦と稱し、周器とする。いう。「此西周世古文之最縟、將開籀文者、器又蝕、可屬讀者才半、約略論之、此虢未爲晉所滅時、二國盟會之事、當盟而有回雹之儆、其盟則小子卿涖之、可言者、如此而已」。文中の虩〻・盟祀・今小子・皇卿・制票などの字によつて、誤つて晉虢會盟のことをいうものとする。晉が虢を滅ぼしたのは魯の僖公五年前六五五であるが、本器の器制・文字はそれよりかなり時期の下るものとみられ、かつその文は晉虢の盟會のことに關しない。

次に晉の平公前五五七～五三二說をとるものに綴遺がある。器銘中、「智爕萬邦」・「咸畜胤士」など、秦公鐘に類することに注意し、秦器を景公の器とする前提に立つて、晉においてはそのときは平公の世に當るとするのである。

史記十二諸侯年表、魯昭公五年、寔爲〔秦〕景公之四十年、晉平公之廿一年前五三七、時代正同、故語言文字、亦相類、尤足資印證矣、保辪王國、言晉自襄王命文公、爲侯伯、世主諸侯會盟、所以爕龢萬邦、而畜此胤士、以爲左右虎臣者、正以尊周室、保王國也

元女長女之稱、觀昭十五年、景王宴荀躒、樽以魯壺、王謂文伯、諸侯皆有彝器、以鎭撫王室、晉獨無有、今以嫁女於楚、作斯媵器、君與上卿親爲送致、是平公尊周之心、曾不及其善楚之念、知人論世、有以知晉霸之衰於是矣

その論證は專ら秦公𣪘・鐘の文辭との類似に據るものであるから、秦公器の時期によつて本器の時代も定まることになる。秦公の器はその條に論じたように、魯の定公四年前五〇六吳が楚を破つて郢に入り、翌五年前五〇五秦が楚を救うて秦の威權大いに振うときに作られたものであるが、そのとき晉は定公の七年であつた。綴遺の論證法によると、器はなお三十年近く後のものとなる。

銘文中の雒が定公の名午の初文であるとすれば、器は定公の時期とするのが最も當る。定公說を說くものは唐釋にはじまる。その說にいう。

器爲晉侯雒媵女所作、郭氏謂、歷代晉公無名雒者、有近似之字、則爲襄公驩、蘭按此說甚誤、考左哀三年傳、晉午在難、注云、午晉定公名、世家・年表又六國表索隱引系本、定公名午、知此器實定公所作

のち郭氏も襄公說を改めて唐釋に從うている。唐氏はまた、文中の烈考をその父頃公とし、「保辪王國」を定公二年、成周の築城を指すとし、器を定公初年にありとして、「定公之嫁女于楚、葢亦在卽位之初、故猶稱小子也」という。

唐蘭の定公初年說に對して、郭氏の大系には定公中年說を出し、かつその女は楚の惠王に嫁したものという。その說はすでに考釋中に引いたが、楚の惠王の卽位は定公の廿四年前四八八、定公の在位は卅六年であるから、郭氏は定公の廿年前後を器の時期と考えているのであろう。

銘文中の晉楚の通婚が、器の時期を考える最も重要な手懸りであることはいうまでもないが、その點にはじめて着目したのは吳闓生の文錄である。吳氏の說は考釋中に引用しておいたが、左傳昭公四年前五三八・五年にその記事があり、本銘にいうところはその事實に當るとする。これは文獻と器

銘とを結合しうる重要な記錄であり、その記述を通じて銘文の解釋上にも示唆をうるところがあると思われるので、稍しく長文であるけれども、その關係部分を節錄しておく。

昭公四年、春王正月、許男如楚、楚子止之、遂止鄭伯、復田江南、許男與焉、使椒擧、如晉求諸侯、二君待之、椒擧致命曰、寡君使擧曰、日君有惠、賜盟于宋、曰、晉楚之從、交相見也、以歲之不易、寡人願結驩於二三君、使擧請間、君若苟無四方之虞、則願假寵以請於諸侯、晉侯欲勿許、司馬侯曰、不可、楚王方侈、天其或者欲逞其心、以厚其毒、而降之罰、未可知也、其使能終、亦未可知也、晉楚惟天所相、不可與爭、君其許之、公曰、晉有三不殆、其何敵之有、對曰、恃險與馬、而虞鄰國之難、是三殆也、恃此三者、而不修政德、亡於不暇、又何能濟、君其許之、乃許楚使、椒擧遂請昏、晉侯許之、楚子問於子產曰、晉其許我諸侯乎、對曰、許君、晉君少安、不在諸侯、其大夫多求、莫匡其君、王曰、然則吾所求者、無不可乎、對曰、求逞於人不可、與人同欲盡濟、

夏、諸侯如楚、魯衞曹邾不會、楚子合諸侯于申、椒擧言於楚子曰、臣聞諸侯無歸、禮以爲歸、今君始得諸侯、其愼禮矣、霸之濟否、在此會也

五年春、王正月、楚子以屈生爲莫敖、使與令尹子蕩、如晉逆女、晉侯送女于邢丘、子產相鄭伯、會晉侯于邢丘

晉韓宣子、如楚送女、叔向爲介、鄭子皮子大叔、勞諸索氏、大叔謂叔向曰、楚王汏侈已甚、子其戒之、叔向曰、汏侈已甚、身之災也、焉能及人、及楚、楚子朝其大夫曰、晉吾仇敵也、苟得志焉、無恤其他、今其來者、上卿上大夫也、若吾以韓起爲閽、以羊舌肸爲司宮、足以辱晉、吾亦得志矣、可乎、大夫莫對、薳啓彊曰、可、苟有其備、何故不可、恥匹夫不可以無備、況恥國乎、楚無晉備、以敗於鄢、自鄢以來、晉不失備、而加之以禮、重之以睦、是以楚弗能報、而求親焉、旣獲姻親、又欲恥之、以召寇讎、備之若何、晉之事君、臣曰可矣、求諸侯而麇至、求昏而薦女、君親送之、上卿及上大夫致之、猶欲恥之、君其亦有備矣、不然奈何、君將以親易怨、王曰、不穀之過也、大夫無辱、厚爲韓子禮、韓起反、鄭伯勞諸圉、辭不敢見、禮也

六年、夏六月、楚公子棄疾如晉、報韓子也、過鄭、鄭公孫僑等、從鄭伯以勞諸柤、辭不敢見、固請見之、見如見王

韓宣子之適楚也、楚人弗逆、公子棄疾及晉竟、晉侯將亦弗逆、叔向曰、楚辟我衷、若何效辟、匹夫爲善、民猶則之、況國君乎、晉侯說、乃逆之

晉楚の爭霸は晉文以來のことであるが、のち秦穆・楚莊の霸業につづいて、その後も爭盟のことが行なわれ、右の記事のうちにもその事情をみることができる。このとき晉は楚の要請によって會盟の權を楚に讓ったが、楚はまもなく吳の侵寇を受けて一時その都を奪われるという屈辱を受けて秦の救援を仰ぎ、また吳は黃池の會に首盟を晉と爭うなど、列國の角逐のはげしいときであった。そのようなときに、晉が楚の霸權を認め、元女を楚に與えたのは、器銘にいうように「保辪王國」という大義名分はあったとしても、堪えがたい屈辱的な事件であったと思われる。積微居にそのことを論じていう。

銘文云、否作元女、賸簋四酉、下文又云、整辪爾容、宗婦楚邦、以此合勘、知定公嫁女於楚也、按春秋時、晉楚爭霸、世爲仇讎、當此國力衰敝之時、乃有嫁女於楚之事、昔齊景公、涕出而女於吳、見孟子、以中原之上國、嫁女於夷狄之仇邦、二事蓋正相類矣

哀公四年春秋經云、晉人執戎蠻子赤、歸于楚、按此經與僖公二十八年經、晉人執衞侯、歸之于京師、事例書法皆同、說者因謂、晉人爲楚執國君、幾視楚爲共主、晉之不競已甚矣、按傳文記楚假備吳之名、謀伐晉、乃以重兵臨晉、晉執政趙孟聞之、懼而急致九州之戎、以詐誘致蠻子、以畀楚、當時晉人畏楚之情事、歷歷如繪、魯哀公四年、正晉定公在位之二十一年也、以傳文與此銘勘合、知晉之嫁女、實欲求歡於楚、以圖自保、余前跋謂此與齊景公涕出女于吳之事相類、當時但出於推測、今則信而有徵矣、知此則銘文所謂晉邦維翰者、乃晉自卑之辭、謂晉當爲楚之藩翰也、詩大雅板云、价人爲藩、大師維垣、大邦維屏、大宗維翰、懷德維寧、宗子維城、銘文句例、與詩文同、亦不能作他解也、吳闓生乃謂、銘意謂楚爲晉國之藩翰、不惟與詩文句例相違、尤昧於當時晉楚强弱之大勢矣

かくて楊氏はこの婚嫁のことを定公の中年以後のことと解し、吳氏の昭公四年說を批判していう。

晉定公以魯昭公三十一年始卽位、與昭公四年晉楚連姻之事、相距二十餘年、兩不相涉、吳氏知此器屬晉定公、又以昭公四年事說此銘、昧於時代先後、遂至自相矛盾也

晉楚爭盟の大勢は、國語晉語八によると、晉の名臣趙文子の歿するや、諸侯晉に叛き、その霸業は失なわれたという。趙文子の卒は平公の十七年前五四一にあり、その後晉には六卿强く、昭・頃のころにはその上僭の勢すでに成り、定公に及んでは范中行氏の叛亂をみるに至った。

器銘にみえる晉楚連姻のことについて、吳氏の平公二十年前四三八說と、楊氏の定公說前五一一～四七五とがあり、特に楊說は定公中葉のことと解しているらしく、その點において郭說と一致する。そして郭氏は、定公の元女が楚の昭王の子惠王前四八八～四三二に嫁したのであろうという。惠王は在位五十七年、昭王在位廿七年の後を嗣いだ人である。第一說は定侯午の名のみえる器銘と合わないが、左傳に詳細に記されている事實であり、また第二說は文獻にその證がなく、できるだけその事實性が追迹されねばならない。それでいま、その關係年表の作成を試みておいた。年齡計算等のこともあるので、晉の悼公元年前五七二からはじめる。

前五七二　晉悼公～前五五八元年、悼公周之立年、　　楚共王前五九〇～五六〇十九年
　十四矣其大父捷、晉襄公少子、號爲桓叔、生惠伯談、談生悼公周、賢魏絳、任之政、十一年、九合
　諸侯、和戎翟　　卅一年、共王卒
前五五九　十四年、率諸侯、伐秦大敗秦軍　　康王～前五四五元年
前五五八　悼公卒
前五五七　平公彪～前五三二元年、伐齊
前五五二　六年、魯襄公來
前五四八　十年、伐齊至高唐

前五四四	吳公子季札來聘	熊郟敖～前五四二元年
前五四〇		靈王～前五二九元年、共王之子子比奔晉、三年、諸侯皆會楚于申
前五三八	廿年魯昭公四年楚請婚、晉侯許之	
前五三二	廿六年、平公卒	
前五三一	昭公～前五二六元年	
前五二八		平王居～前五一六元年
前五二七		二年、王爲太子建取秦女、好自取之、建時年十五矣
前五二五	頃公棄疾～前五一二元年	四年、與吳戰
前五二〇	六年、晉六卿平王室亂、立敬王	
前五一九		十年、吳伐楚、敗之
前五一五		昭王珍～前四八九元年、世家、太子珍少、其母乃前太子建所當娶也
前五一一	定公～前四七五元年	
前五〇九	晉人執戎蠻子赤、歸于楚	七年、吳大敗楚於豫章
前五〇六		十年、吳入郢、昭王亡、秦以車五百乘、救楚
前四九七	十五年、公圍晉陽	
前四九〇	廿二年、敗范中行氏	
前四八八		惠王章～前四三二元年
前四八三	卅年、與吳會黃池、爭長	
前四八一		八年、晉伐鄭、楚救鄭、子西受賂而去、太子建之子白公勝、怒劫惠王、置之高府、白公自立、爲王、欲弑之、惠王從者屈固、負王亡走昭王夫人宮
前四七九	卅三年、孔子卒	十年、葉公攻白公、白公自殺、惠王復國
前四七六		十三年、吳王夫差、陵齊晉、來伐楚
前四七四	出公鑿～前四五七元年	

右の年表によつて、まず第一說の婚嫁のことを考えよう。晉の悼公は十四歲にして卽位し、在位十五年。その子平公卽位のときは、おそらく十歲前後であろう。その廿年に、その女を楚に嫁している。平公は三十歲前後、その女は早くても十四五歲である。一方楚の公子たちは、共王の末年の所生であるらしく、晚年に寵子五人のうちから立嫡を定めるとき、群神に祀り、ひそかに室內に璧を埋め、その上を步かせて占つたが、そのとき四子は步し、末子平王は幼弱のため人に抱かれて入つたという。靈王は第二子であるが、そのときおそらくなお十歲にみたなかつたであろう。卽位のと

き、三十歲前後であつたと思われる。魯の昭公四年は靈王の三年にあたる。從つて請昏のことは、その弟たち、子比・子晳・末弟平王、あるいは靈王の太子祿のうちの、一人であろうと考えられる。このとき平王は廿二・三歲であつた。子比・子晳はのち王位の繼承をめぐつて殺され、康・靈に次いで平王が卽位している。

右の三兄弟のうち、かりに平王が晉女を迎えた人とすると、平王は卽位のとき卅二・三歲であるが、史記にはその二年前五二七太子建のために秦女を求め、建はときに十五歲であつたという。晉女を迎えたとしてもなお十二年に過ぎないから、十五歲の太子があるはずはない。

三子のうち、子比は靈王卽位のとき晉に奔り、十二年前五二九、召されて歸つたが、靈王の太子祿を殺して自立し、靈王は出奔して臣下の家で自殺した。しかし子比も王位に在ること十餘日、子晳もまた殺され、四子に後繼なく、末子平王が卽位して、この兄弟相續の內紛はようやく終る。以上によつていえば、晉女を迎える可能性のあるものは、子晳か、あるいは靈王の子、太子祿のほかにはない。子晳ならばおそらく二十四・五歲、太子祿ならばなお十四・五歲の年齡であろう。諸侯の女を求めるのは太子のために聘することが多いことからいえば、右の數子のうち、太子祿である可能性が最も多い。靈王はその三年、諸侯を申に會し、霸權を收めたが、晉女を求めたのはそのときのことである。それで左傳にしるす晉楚の連姻は、晉の悼公の女を楚の靈王の太子祿に聘したものとしてよく、何れも十四・五歲位であつたと思われる。しかしこの祝福された結婚も、僅か十年にして、晉に亡命していた子比のために太子祿は殺され、政爭の犧牲となつて、不幸な結末を告げた。

このような經過からいえば、左傳昭公四・五年にしるす晉女入嫁に關するあの繁富な記載や重臣の往來、また列國の反響などは、おそらく當時の晉の資料などを主として記されたもので、周の同宗である晉から蠻夷と目されていた楚への入嫁は、天下の耳目を聳動するに足る事件であつたのであろう。

銘文にみえる小子騅が晉の定公午であるとすれば、その文にいう元女の入嫁は當然第二の連姻とすべきであろう。それで第二說の可能性を確かめる必要がある。晉の歷世の年齡計算は、悼公が卽位のとき十四歲であつたとする記述を基礎にして算出しうる。悼公在位十五年、卒年は二十九歲。かりに十八歲にして世子をえたとすれば、平公卽位のとき十一歲、在位廿六年、卒年卅六歲。昭公卽位のとき十九歲、在位六年、卒年廿四歲。頃公卽位のとき七歲、在位十四年、卒年二十歲。定公卽位のとき三歲、在位卅七年、卒年三十九歲。出公卽位のとき廿二歲、在位十八年、卒年三十九歲。このような計算法によつて晉室の終るまでを算出しても、大きな齟齬はない。定公卅年、吳と黃池に會して長を爭うたとき、定公は卅二歲前後の壯年であつた。

一方楚の平王は、卽位の翌年、長子建のために秦女を迎え、その美なるをみてこれを奪つたが、太子建はときに十五歲、平王はおそらく卅二・三歲であろう。在位十三年、卒年は四十五前後とみられる。その太子珍は、卽位のとき幼少であつたと傳えられており、母は太子建のために迎えた秦女であつた。おそらく十歲前後であろう。昭王在位廿七年、卒年を卅七歲とすれば、子惠王は卽位のとき十七八歲。そのとき晉の定公はなお二十六七歲である。郭氏のいう、定公の元女が惠王に嫁す

るという條件は、年齢的にみて困難としなければならない。定公は在位卅七年、卒年四十歳前後とみられ、その元女を嫁するとしても、晩年のこととすべきである。また惠王の世子は、その十四五年には十五六歳に達していたであろう。定公の元女が楚に嫁するとすれば、郭・楊二氏のいう定公の中葉ではなく、その晩年であり、またその對象は惠王でなく、その太子中であろう。惠王の八年前四八一、白公の亂があつて惠王は危く昭王夫人の宮に逃れ、十年前四七九、白公の自殺によつて漸く國に復した。定公の卅三年のことである。これより定公の歿する年前四七二まで數年、惠王の太子の年齢からみて、惠王の十三・四年、すなわち定公の卅六・七年が、兩者の條件の妥當する年である。定公卅七年はその歿年であるから、かりに卅六年前四七五をその年として想定しよう。

晉はこれよりさき、しきりに齊・衞を伐ち、內には范中行氏を擊破し、また卅年前四八三の黃池の會には吳と牛耳を爭うたが、實情は六卿の勢力が日に强く、宗室の衰微を招いていたときである。一方楚も、さきには郢都を吳に侵され、その後もその脅威は去らず、また白公の亂によつて、惠王は久しく國都を棄てるという狀態であつた。惠王の八年前四八一には晉が鄭を伐ち、楚が鄭を救うなどのことがあり、兩國の關係は必らずしも良好ではなかつたが、惠王十三年前四七六、吳王夫差が齊・晉を陵して楚に侵寇するに及んで、二國はこの東方の脅威に對處するために連携の必要を痛感したであろう。そしてそのような情勢の中で、兩國の通婚が行なわれたと考えられる。すなわち第二次の連姻をいう晉公𥂴の成立は、前四七五年前後とみてよい。暦譜によると、その年の正月朔はまさに丁亥に當り、文首の「隹王正月初吉丁亥」というのと合う。その年は周の元王の元年である。文

卷四 一二一～一二二

中、王國のことに及んでいるのは、元王の即位に祝意を表する意味を含むものであろう。

いまその前提に立つてこの銘文を讀むと、前段に晉の始封を述べて王室夾輔の大任を説き、後段に輿望によつて元女を楚に嫁せしめるという大義名分を立て、あらゆる障碍を除去して晉邦を安泰にしようとする意圖が、明らかに看取される。始祖唐公が百蠻を郤け、晉公が萬邦を燮和するを願う意を述べているのも、黃池の會に長を爭うた定公の霸圖を示したもので、一たび主都を侵され、また內亂によつて王が久しく國都を棄てていた楚に宗婦として元女を送るのも、むしろ定公の積極策を示すものであろう。泣血して女を與えたとする楊氏の説は、定公中葉、元女を楚の惠王に嫁したとする郭説とともに、何れもなお事實に合わぬところがある。また文中の百蠻の語を、文選に「實寓輕楚之意」とするが、この百蠻は當時上國を侵す勢を示した吳に對する語とみるべきである。

文は四字句を主とする詩のような形式で、押韻がある。大系に王・方・王・邦・疆・□・上・□・邦・王・邦・襄を陽東の合韻、弢・者・女を魚部、□・爾を脂部、容・邦は東部、年・韓は眞元の合韻であるとする。他に士・右・國は之韻。魚部にはなお一句の韻があつて偶數句であろう。文選に文を「高華閎朗」と稱しているが、秦公𣪕・鐘より後るること約三十年、當時の文辭をみるに足るべきものである。

晉器は晉姜鼎・晉公𥂴の他にはみるべきものに乏しく、車器の屬に「晉公之車」録遺五三三・四などの文を存するに過ぎないが、宋刻になお伯郄父鼎があり、清末には郘鐘が出土し、下つて貞松に吉日劍を錄する。三晉の器にはなお𠫑羌鐘・嗣子壺・趙孟介壺等があり、吉日劍と合せて別にいう。

伯郄父鼎

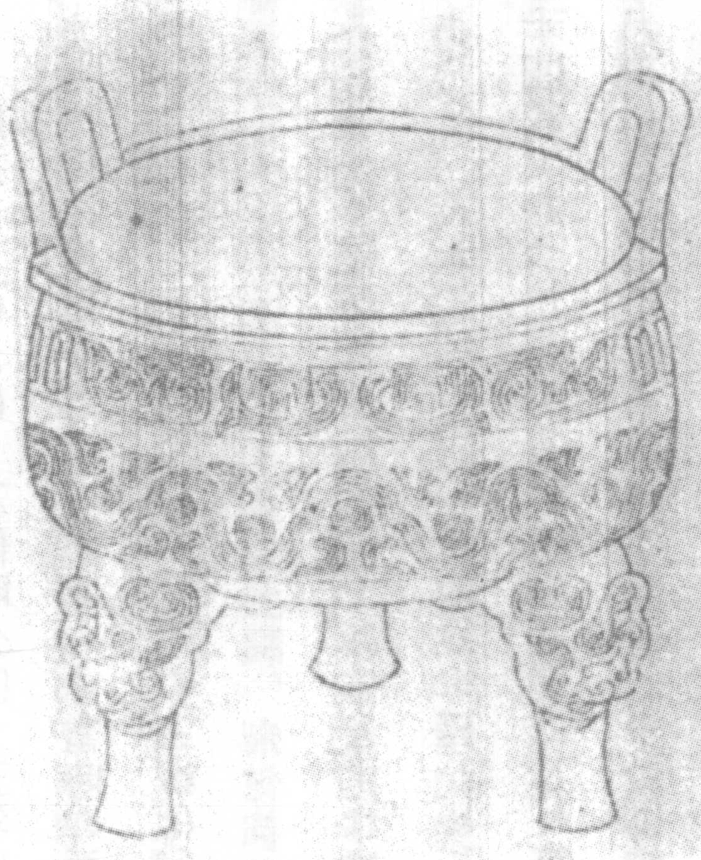
時代 「殆成康時物也」博古 周器・薛氏・嘯堂

器影 博古・三・一三 大系・二五

銘文 薛氏・九・一〇 嘯堂・一五 大系二六七

考釋 大系・二三〇

器制 器は立耳三足鼎。口沿下に變様夔文、器腹に波狀文、脚頭に饕餮文を飾り、器制は晉姜鼎と酷似している。博古に「高六寸二分、深四寸一分、口徑八寸、腹徑七寸八分、容六升一合、重六斤有半、此鼎以獸飾足、腹間著以蟠螭、兩耳純緣皆素、鬱有古風」といい、成康のときのものとするが、銘文によるとおそらく周末のものであろう。大系に小克鼎諸器との近似を指摘している。



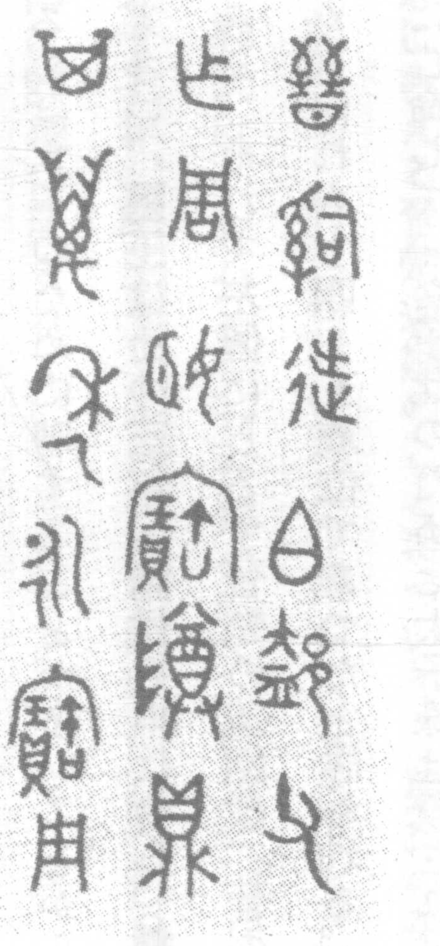
伯郄父鼎

銘文 三行一八字

晉嗣徒白郄父乍周姬寶𩰫鼎、其萬年永寶用

博古にいう。「按晉以僖侯諱司徒、故廢司徒爲中軍、稽之周曆、晉僖侯之元年、實周共和

卷四 一二三～一二四



之二年前八四〇、推而下之、至周平王之四十八年、魯隱公始居攝、蓋百有餘年矣、孔丘作春秋、斷自魯隱始、則前乎此、列國雖有名卿大夫、往往無復考、按是以伯郄父之名、不見於經傳」。また大系にその説を承け、「此鼎乃宣王以前之器、觀其形制花紋、與小克鼎諸器、如出一笵、知年代之相去、必不遠、或者卽厲世物也、周姬當卽王姬、得此知大國之卿、亦得與王室通婚姻矣」という。周姬の列國卿大夫に適くものは左傳にその例が數見するが、周末にすでにそのことが行なわれていたのであろう。伯郄父という名號からみて、作器者はもともと王畿高門の出身者であつたのではないかと思われる。列國の器では、時期の最も早いものの一である。

二〇三、邵鐘

器　名　邵啓堇鐘奇觚　邵黛鐘通考

出　土　「是鐘出山西榮河縣后土祠旁河岸中、同治初年、岸圮、出古器甚夥、長安賈人雷姓、獲邵鐘大小十二器、皆同文」窓齋　「器四、歌鐘三、編鐘一、咸豐間、河岸出土」攈古

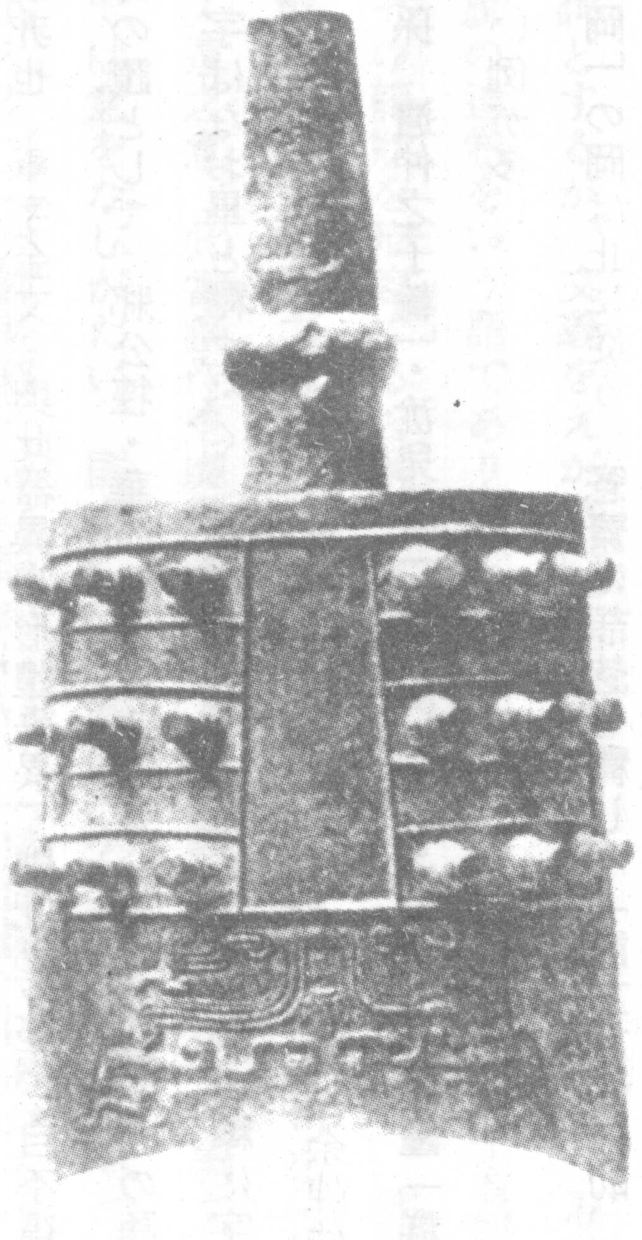
收　藏　「英蘭坡中丞棨、購得其十、後歸潘伯寅師九器、大澂得其一」窓齋　「潘文勤藏器」奇觚・綴遺

器　數　「大小十二器」窓齋　「吳窓齋著錄七器、此五器據予所藏拓本入錄、在吳氏七器之外、拓本皆有潘文勤印、當是滂喜齋藏器、合窓齋所錄、共得十二器、不知傳世共幾器也」貞松　周存に著錄するもの器十三、また大系に十五器を錄するが、その第十四は容庚說によると第三、第十五器は第十二器であり、結局十三器となる。通考にも「今所見凡十三器」という。

著　錄

器影　攈古・上一~四　恒軒・上一~二　猷氏・二圖一　善齋・一・三六　善齋・圖・一三　通考・九五五　大系・二二六~八・二二八

銘文　奇觚・九・二七~二九　窓齋・一・七~一一　貞松・一・一八~二〇　周存・一・一一~一九　綴遺・二・四　大系・二七〇~二七六　小校・一・六七~七八　三代・一・五四~五六



邵鐘　器制

善齋にいう。「今所見凡十三器、見周金文存、金文大系錄十五器、其第十四器即第三器、其第十五器疑即第十二器之未剔者、小校經閣錄十四器、其第十四器即第四器之半」。

考　釋　述林・七・一七　賸稿・三　韡華・一・九　大系・二三二　文選・一・九　文錄・二・七　積微居・一七〇

王國維　邵鐘跋觀堂集林・一八

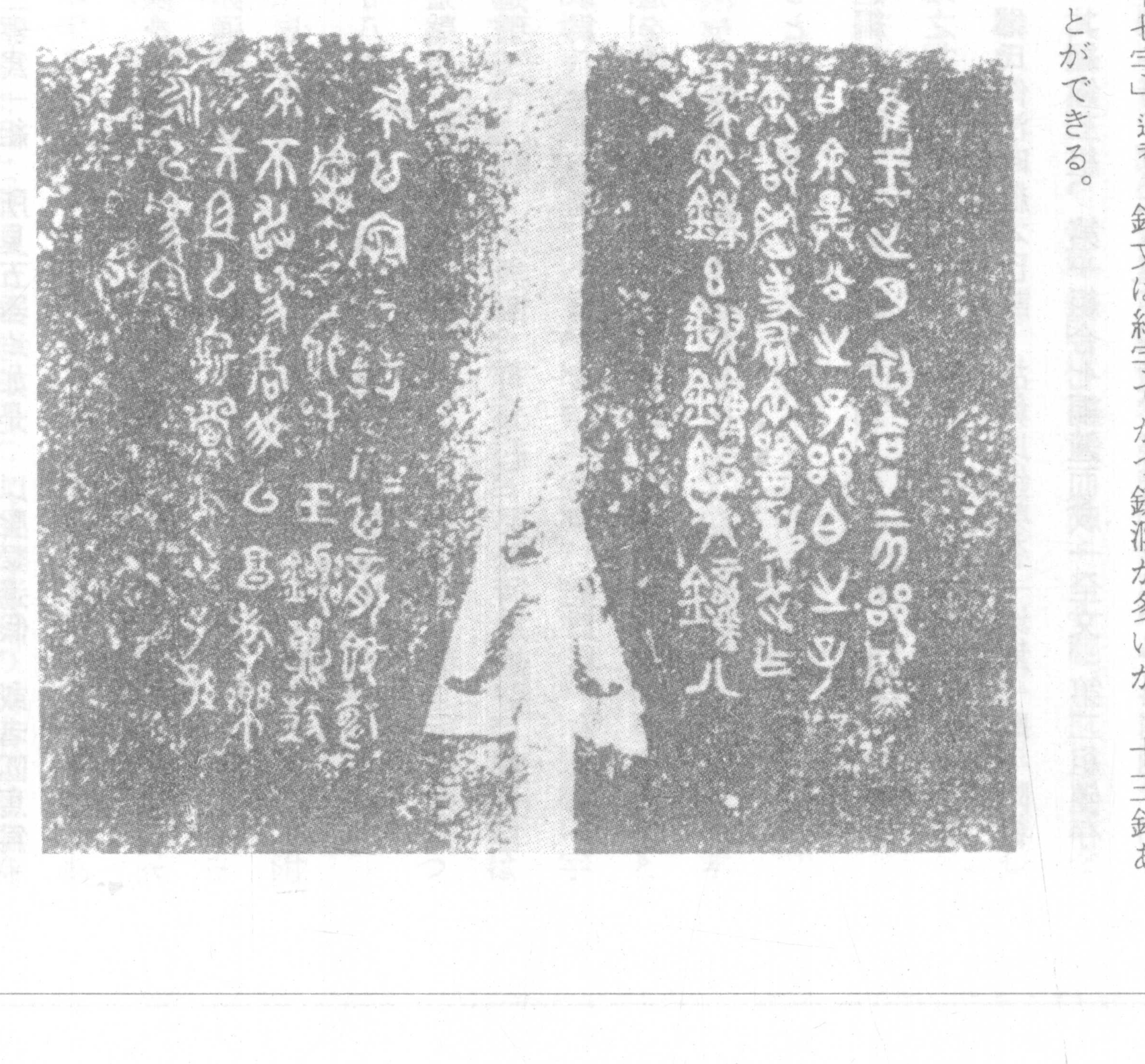
器　制　通考にいう。「欒長約七寸一分、甬長約四寸八分、鼓上飾蟠虺紋」。器に大小あるも、器制同じ。鼓文はかなり様式化したものである。

銘　文　「鼓右四行、鼓左五行、凡八十七字」通考。銘文は細字でかつ銹泐が多いが、十三銘あり、彼此對照して殆んど通讀することができる。

隹王正月初吉丁亥、邵黛曰、余畢公之孫、邵白之子、余頡岡事君、余嘼𡚱武、乍爲余鐘、玄鏐鏞鋁、大鐘八聿、其竈四堵、喬喬其龍、既壽鬯虡、大鐘既縣、玉鐺鼉鼓、余不敢爲喬、我㠯享孝、樂我先且、㠯𣄰眉壽、世々子孫、永以爲寶

文首の「王正月初吉丁亥」は晉公盦と同じ。ただその時期については、器制・銘文の上から、別に證を求めるべきである。作器者の邵伯について、窓齋等に莒とするも出土の地望と合わず、王跋に舊釋を非としていう。

前人多釋邵爲莒、然邵鐘十二枚、均出山西榮河縣漢后土祠旁河岸中、非莒器



明甚、余謂、邵即春秋左氏傳晉呂甥之呂也、呂甥一云瑕呂飴甥、一云陰甥、瑕呂陰飴皆晉邑、呂甥既亡、地爲魏氏所有、此邵伯邵黛、皆魏氏也、史記魏世家、晉文公命魏武子、治於魏、生悼子、悼子徙霍、魏於漢爲河東郡河北縣、霍於後漢爲河東永安縣、劉昭續漢書郡國志永安縣下注、引博物記曰、有呂鄉、呂甥邑也、元和郡縣志、河東道晉州霍邑縣下云、呂坂在縣東南十里、有呂鄉、晉大夫邵甥之邑也、是霍與呂、相距至近、悼子徙霍、或治於呂、故遂以呂爲氏、魏錡稱呂錡、錡子魏相、亦稱呂相、亦稱呂宣子、皆其證也、世本王侯大夫篇、奪悼子一代、史記亦不載悼子之名、余謂呂錡即悼子、服杜注左氏、以錡爲魏犨子、杜氏又以絳爲錡子、史記則云、武子生悼子、悼子生絳、二說正同、雖武子之子、尚有魏顆、然錡於鄢陵之役前五七五、射楚王中目、退而戰死、尤與悼之謚合也

魏氏出於畢公、此器云畢公之孫、邵伯之子、其爲呂錡後人所作、彰彰明矣、顧呂在永安、即今霍州、此器出榮河者、蓋春秋時、魏氏采地、實奄有河東之半、自河北春秋前魏國故地以北、永安以南、安邑以西、西訖於河、皆魏地也、故魏壽餘僞以魏入秦、而魏顆亦敗秦師於輔氏、今榮河爲漢之汾陰縣、地介永安與河北之間、魏氏之器、出於此、固其所也、銘中畢公、舊釋戴公、或釋翼公、然其字與畢仲敦之畢正同、其从廾者、殷虛卜辭畢字、或从又、从廾、說文糞棄二字、皆从廾、以人地二名互證、則邵爲呂錡之呂無疑

なお王氏は、榮河の地は古く呂とよばれ、呂覽・淮南に龍門・呂梁の名がみえ、魏氏ははじめ霍にあつて呂を治めたので呂氏と稱し、汾陰に徙つたのちもその故稱を用いたのであろうという。文錄

に王釋を引き、「其說甚爲有據」としている。

これに對して積微居には畢を翼と釋する舊說を是とし、攈古に載せる周・張二家の考釋を引き、晉の別稱たる翼に外ならずとしていう。

周悅讓・張之洞二家、並釋爲異、而讀爲翼、周氏說云、左氏僖公十年傳、晉有呂甥、葢以邑爲氏、郘宜卽呂之別文、晉於春秋初、實別稱翼、見隱公五年傳、此郘黛、宜爲翼之公族、故曰異公之孫、謂翼侯也、王靜安跋此器、謂郘卽呂甥之呂、與周氏說同、而於異字、則釋爲畢、其說云、魏錡稱呂錡、錡子魏相、亦稱呂相、或稱呂宣子、魏氏出於畢公、此器云畢公之孫、郘伯之子、其爲呂錡後人所作、彰々明矣、按靜安長於考史、跋此銘說亦甚辨、然以字形核之、則周氏之說是、靜安之說非也、畢字金文、與此器異字形體殊異、則此銘之字、自不得釋爲畢也

字釋の證として、邾公牼・華の二鐘にみえる「余畢龏威忌」の語をあげ、字を翼恭の初文とするが、その字はなお畢と釋すべく、宣卹の意であろう。張之洞の釋に字を翼にして戴と同義、諡號であるとするが、列國期の器にその家系をいう場合は、陳助𣪘「余陳仲𢊁孫、𥛚叔和子」・䋣鎛「齊辟𩁹叔之孫、𨒅仲之子䋣」・沇兒鐘「郐王庚之淑子沇兒」・子璋鐘「群孫、斨子子璋」のように諡號を用いない例が多い。

「頡岡」の岡は止に從う。愙齋に頡𢦏と釋し、「說文力部、劼、愼也、周書酒誥曰、汝劼毖殷獻臣、比部、毖愼也、周書大誥曰、無毖于卹、密、與高密戈密字、亦相似、頡毖事君、言以愼密事君也」とし、文錄には頡密と釋するが、字は毖・密と釋しがたいようである。

善齋に「頡岡猶言頡亢、漢書揚雄傳、騶衍以頡亢而取世資、顏注、上下不定也、文選引作頡頏」というも後世の語であり、かつ銘文中の語として適當でない。詩の豳風東山の釋文に韓詩を引いて「口足爲事曰拮据」とあり、勞勤の意。「頡岡事君」とは虔卹の義とみてよい。

「余睪」の句について愙齋に「古睪字、與獸守狩通」といい、文錄に「余睪孔武」と釋する。大系に「睪、獸省、古以爲狩獵字、𡚸卽丮字、殆讀爲劇」と狩獵の解を加えているが、文は鐘を作る理由をいうところである。文選に𡚸を詩の賓之初筵「屢舞僛僛」の僛とし武舞の意とするも、僛僛は形況の語。睪は嗣子壺に「柬々睪々、康樂我家」とあり、敬雝の意をもつようである。𡚸はおそらく丮の初文。班𣪘に「不丕丮皇公」とあつて朕の意。𡚸武は朕武の意であろう。愙齋に𡚸を妥の異文かとし、「言出狩而綏章孔武也」というが、出狩のことではない。以下に鐘を作ることをいい、その簨簴の獸飾の壯を述べるのは、呂氏の勇武をそこに託する意があろう。頡岡の二句は、その家名を存するために著けたもので、ゆえに上文の家系を承けていう。家系をいうのは、一種の名告りである。文首の數句に余の字を連用しているのも、そういう名告りの意識のあらわれであろう。

「玄鏐鏞鋁」は鐘銘に習見する語。また玄鏐膚呂・玄鏐赤鏞・玄鏐專呂のようにいう。鏐は爾雅釋器「黃金謂之璗、其美者謂之鏐」、また說文に「璗、金之美者、與玉同色」、「鏐、黃金之美者」とあり、銅色のすぐれたものをいう。禹貢の梁州に璆鐵銀鏤を貢すといい、史記夏本紀の集解に引く鄭玄注に「黃金美者、謂之鏐」とみえる。鐘は樂器であるから、特にその材質を尙ぶのである。鏞鋁は玄鏐と對文。また赤膚ともいうことからいえば、また銅色の深いものであろう。鏞はときに莽に

從い、また鎛・膚に作る。他の彝器と異なり、一定の硬度が必要であるため、その銅色によつて鐵分の有無を考え、適否を定めたものと思われる。

「大鐘八聿」とは編鐘の數をいう。愙齋にいう。

周禮小胥、凡縣鍾磬、半爲堵、全爲肆、注、鐘磬者編縣之、二八十六枚、而在一簴、謂之堵、左氏襄十一年傳、注、縣鐘十六爲一肆、大澂竊疑、晉侯賜魏絳以鼓鐘二肆、未必有三十二鐘之多、若以十六枚爲一堵、則二肆爲六十四鐘、尤爲可疑、所謂全與半、或指十二律而言、大鐘具全律者、謂之肆、小鐘得半律者、謂之堵、郘子所鑄十二鐘、大者八、小者四、故云八肆四堵、若執十六鐘爲一肆之說、八肆爲一百二十八鐘、四堵爲三十二鐘、何用如此之廣樂哉

孫氏の述林にも、肆・堵について同樣の說を述べているが、大系に「今按小胥鄭注、謂鐘磬各八、同在一虡爲堵、鐘十六、磬十六、各一堵、合而爲肆之說、實有誤、葢堵與肆、乃縣鐘磬之公名、鐘八枚在一虡爲堵、磬八枚在一虡、亦爲堵、鐘二堵爲肆、磬二堵亦爲肆、非謂鐘磬混縣也、左傳襄十一年、歌鐘二肆、及其鎛磬、邾公牼鐘、鑄辝和鐘二堵、洹子孟姜壺、鼓鐘一銉、堵肆均僅就鐘言、本銘之大鐘八聿、卽編鐘十六堵、百二十八枚、亦僅就鐘而言肆」とする。いま存する郘鐘は、その一肆にすぎないという。肆は肆陳の義。善齋にいう。

按左傳襄公十一年、鄭人賂晉侯、以歌鐘二肆、及其鎛磬、女樂二八、邾公牼鐘、鑄辝龢鐘二堵、齊侯壺、鼓鐘一肆、言堵肆而不言其數、地下所發見者、齊侯鎛十四器、臨江鐘十四器、西清續鑑錄十一器、近年所見三器、郘鐘十三器、新鄭鐘二十二器、均與十六鐘一肆之說不合、竊疑肆列也、而不必爲十六之數、嘗見手持而擊之商鐃、以三器爲一組、所見五器均如是、以聲類通假、或者四馬爲駟、四鐘爲肆歟

ただ四を以て編鐘の數とする例をみず、肆陳を字の初義としてよい。

「其竈四堵」は堵の數をいう。愙齋に「竈亦通造、周禮春官大祝、掌六祈、二曰、造、注、造故書作竈、杜子春讀爲造次之造、大鐘以享祖考、小者或祈祝所用與」という。述林に「左傳昭十一年杜注云、簉副倅也、謂所鑄鐘、正縣八肆、百廿八枚、又別以四堵六十四枚、爲副簉也」とし、大系にはこれを磬數をいうものと解して、「竈者𨒅磬也、薛書有襃石磬、銘曰、自作𨒅磬、磬之所以名爲𨒅者、卽爲鐘之副簉也、故其竈四堵者、卽𨒅磬三十二枚、八與四、可公約、郘黛所用鐘磬、實是宮縣、每側鐘四堵、配以磬一堵、或據此銘、以爲八肆卽四堵、小胥文當作半爲肆、全爲堵、有未諦」という。詩の鼓鐘に「鍾磬同音」とあり、造を𨒅副の義とすれば、鐘磬を合わせていうものとなる。左傳襄十一年にも「歌鐘二肆、及其鎛磬」という。編鐘の他に鎛磬を合せ用いるのである。

通考に八肆四堵はみな鐘數をいうものであるとしていう。

唐蘭古樂小記、據尸編鐘推測謂、此一組之編鐘、當有兩簴、簴各二列、列各八鐘、正與十六枚爲一堵說合、又據郘黛鐘大鐘八肆、其竈四堵之文謂、肆者列也、二列爲一堵、四堵卽八肆、故頗疑小胥爲誤倒、其本文當爲全爲堵、半爲肆、鄭氏作注時經本已誤、故鄭以鐘磬各一堵爲一肆、附會之、其說是也、考尸鐘、其一巨者載全文、其編鐘三組、第一組合七編鐘而成一全文、第二組僅存二鐘、據余推測、可分兩肆、每肆八鐘、合爲一堵、第三組僅存四鐘、據唐氏推測、分爲四列、列

各八鐘、所載銘詞僅及毋或丞類而止、少下四十二字、乃因鐘小而不能盡載全文、三四二列有銘文者、僅各五鐘、其三均無字、如唐氏十六枚爲一堵、八枚爲一肆之說、于第二第三兩組、均可通、而于第一組尚不合、唐氏於第一組七鐘之解釋、謂余嘗思尸鐘自一至七七枚、何以爲七枚、得無以七音之故耶、此假定未幾卽得證明、則楚王歓章之鼓間、綴以穆商商三字、又其一器、則綴以卜羿反、宮反五字、卜羿者殆卽外羽耳、其意義未能悉詳、然具備宮商羽三音、則余之揣測、固未誤也、按薛尚功于楚王歓章鐘、已謂恐宮商乃二鐘所中之聲律、然又謂其義未曉、唐氏亦謂其意義未能悉詳、安知其揣測固未誤、且據字形觀之、卜字必非、而羿之釋羽、亦可疑、宋代有銘之鐘四十五、近代所出有銘之鐘約百二十、除此二鐘外、未有記七音者、則此二鐘聲律之揣測、爲不足據

鐘の器數がすでに聲律に關係なしとすれば、一肆の數も必らずしも一定にする要なく、その大鐘は特懸一簴、その小なるものは編鐘とするも「如克鐘・邢人鐘・子璋鐘皆合兩鐘而成全文、則兩鐘爲一肆、虢叔編鐘合四鐘而成全文、則四鐘爲一肆、尸編鐘第一組、合七鐘而成全文、則七鐘爲一肆」通考というように、一肆の鐘數は器によつて異なるとみてよい。本器の銘は十三銘、その一を特懸とすれば六鐘一肆とみてよく、𠩺羌鐘のいま存するものもまた十二鐘であり、器數が合う。すなわち二肆一堵の鐘である。四堵のうち、その一堵を存するものである。

「喬々其龍」以下は虡柎の狀をいう。愙齋に「說文、喬高而曲也、喬々卽蹻々之省、詩酌、我龍取之、蹻々王之造、傳云、龍和也、蹻々武貌」、また述林に「詩大雅崧高、四牡蹻々、毛傳云、蹻々壯皃、……明堂位所謂夏后氏之龍簨虡、考工記梓人說鐘虡云、必深其爪、出其目、作其鱗之而、蹻

々卽狀其壯猛之容也」とあり、漢賦の類にもその狀をいうものが多い。

次句は愙齋に「既壽䵼爵」とするも文は䵼爵のことをいうべきところでなく、述林に䵼を思にして語詞とするが、文義をえがたい。大系に「既旃䵼虡」とし、石鼓の田車石に「又旃」の語があり、旌旗の連卷をいう語であり、「此亦形容龍之連蜷、言蹻々乎有龍形之橫簨、既連蜷于開暢之豎虡也」とその龍狀を形容すると解する。䵼を暢を以て釋している。愙齋に䵼を韔にして「曰韔虡者、或以虎韔飾虡、取威武之義也」というも、韔は弓衣。善齋に句を「既壽䵼虡」と釋し、「䵼長也、壽取其久遠之意、此當讀作䵼虡既壽、與大鐘既縣同」という。倒文にして韻をとるものであろうが、壽久では意をなしがたい。匡卣に「爲象虡」とあり、制作の意であろう。䵼はおそらく雕・彫の假借であろう。「大鐘既縣」とは匡卣にいう「甫象鑠」にあたる。

玉鐈はおそらく玉器、この場合磬をいうものであろう。愙齋に「王廉生釋作龢玉、玉磬也、鐈當卽嚻磬也、玉鐈言鐘磬之相龢、鼉鼓言鐘鼓之相龢、承上文大鐘既龢而言也」とし、述林に爾雅釋樂に毃喬に從うて大磬をいう語があり、鐈は聲近にしてその大磬をいうとする。また漢武內傳に玉敿に從う字があり、これも鐈と聲類近く、古字であるという。すなわち書の咎繇謨にいう鳴球の類である。「余不敢爲喬」の喬は驕、喬字は前後異體。綴遺に「古書於重文、往々前後變體」という。文は祭享のためにこの盛樂を設けたことをいう。

訓讀

これ正月初吉丁亥、邵黛曰く、余は畢公の孫にして邵伯の子なり。余、頡剛して君に事へ、余、わが武を䵼くして余が鐘を作る。玄鏐鏞鋁、大鐘八肆、その竈は四堵なり。喬々たる龍、既に䵼虡を壽る。大鐘既に懸し、玉鐈鼉鼓あり。余、敢て驕を爲すにあらず、我以て享孝し、我が先祖を樂しましめ、以て眉壽を㫃めむ。世々子孫、永く以て寶と爲さむことを。

參考

攈古に「此鐘豐咸間、河岸出土、向來著錄家所未見、是古之韻文、詳各家釋文中」として、張孝達・王正孺二家の考釋を錄している。張釋に畢を翼と釋して諡號とし、王釋にも共と釋して諡號とするが、字はやはり畢と釋すべく、また何れも莒器としているのは出土の地と合わない。述林に字を畢と釋して齊侯鎛にみえる畢公と同じとするのは、やはり器を齊魯の莒とみるものである。器は王釋にいうように晉の呂氏の器とすべく、おそらくその家が晉の六卿として勢威を擅にするに至つた時期のものであろう。

器の時期については、一應文首に「隹王正月初吉丁亥」とあるのが注意される。晉公盦と同じ日附けである。晉公盦はその條に記したように、周の元王元年前四七五の正月朔であるが、このような日辰は概ね王の初年にいうものと考えてよい。その前後の周王は敬王前五一九～四七六及び貞定王前四六八～四四一であるが、貞定王の元年朔は丁未であるから丁亥をえがたく、敬王の元年朔も壬寅㊴であり、かつ時期もやや早過ぎるようである。このように重要な器の制作には、大體王の卽位などの時期がえらばれることが多く、ゆえに「隹王正月」の日辰を付してその年を記念することが行なわれたことからいえば、この器を晉公盦と同時のものとする假定に立つて、他の問題を考えてゆくのが便宜であろう。器制においてもほぼその時期に入りうるものと思われるし、またその字迹は、細字の書樣が特に晉公盦のそれと近似している。

晉公盦が晉の定公の卅七年、周の元王の元年であるとすると、當時の呂氏、すなわち魏氏はどのような情勢にあつたかを考えてなくてはならない。史記の魏世家によつてその概略をみよう。世家にいう。

魏武子、以魏諸子事晉文公、襲魏氏之後、封列爲大夫、治於魏、生悼子、徙治霍、生魏絳、事晉悼公、八年之中、九合諸侯、戎翟和、徙治安邑、卒、諡爲昭子、生魏嬴、嬴生魏獻子、事晉昭公、昭公卒、而六卿彊、公室卑、頃公之十二年前五一四、韓宣子老、魏獻子爲國政、晉宗室相惡、六卿誅之、盡取其邑、各令其子爲之大夫、獻子與趙簡子中行文子范獻子、並爲晉卿、後十四歲前五〇〇、孔子相魯、後四歲前四九七、趙簡子以晉陽之亂也、而與韓魏共攻范中行氏

魏獻子生魏侈、魏侈與趙鞅、共攻范中行氏前四九〇、魏侈之孫曰魏桓子、與韓康子趙襄子、共伐滅知伯前四五三、分其地、桓子之孫、曰文侯都、魏文侯元年、秦靈公之元年前四二四也、與韓武子趙桓子周威王前四二五～四〇二同時

これによると、魏の世系中、前四七五年當時の世系は失名のままである。すなわち

魏昭子絳徐廣曰、世本曰莊子、梁玉繩曰、內外傳亦皆作莊子、則昭字誤—（魏嬴）系本無魏嬴—魏獻子荼系本、莊公之

子、梁玉繩曰、世本以獻子爲莊子之子、杜注左傳亦云、莊子絳、獻子之父、韋注國語云、獻子、魏絳之子舒也―魏襄子侈
索隱、系本、獻子生簡子取、取生襄子多、而左傳云魏曼多是也、則侈是襄子、中間少簡子一代―〔魏桓子駒〕系本、襄子
生桓子駒、正義、世本云、獻子桑生懿子游及簡子取、取生襄子多、多生桓子駒、駒生文侯斯其、與此不同、古書誤也

という世次である。六國表によると、前四七五年に魏獻子の名をあげ、また魏世家に「晉頃公十二年前五一四、韓宣子老、魏獻子爲國政」とあり、このときまでに四十年執政に任じたこととなる。表にはその後また廿數年、前四五三に至つて「魏桓子、敗知伯于晉陽」という。獻子荼舒・（簡子取）・襄子多侈・曼多・桓子駒の世次の間に約六十餘年、その間、前四九〇年に趙鞅とともに范中行氏を攻めたものは襄子多、前四五三年に知伯を滅ぼしたものは桓子であるから、六國表初年の獻子はおそらく襄子の誤であろう。獻子は魯の定公元年前五〇九にすでに歿しているのである。すなわちその執政は五年に過ぎず、晉公盞制作の當時の魏主は簡子取・襄子曼多、あるいは桓子駒の他には求めがたい。尤もこのとき魏氏は安邑に處り、器の出土地である榮河の一帶もその領邑であつたのであろうが、あるいは魏戊が晉陽の縣を賜うた左傳昭廿八年ように、その一族のものがその地にあつたのかも知れない。

魏は古樂をのちにまで傳えたところで、漢の孝文のとき魏の樂人竇公が獻じた書は周禮大宗伯大司樂の一章であつたという。國語晉語七に「悼公十二年前五六一、公伐鄭、軍於蕭魚、鄭伯嘉來納女工妾三十人、女樂二八、歌鐘二肆及寶鎛、公賜魏絳女樂一八、歌鐘一肆曰、子教寡人和諸戎狄、而正諸華、於今八年、七合諸侯、寡人無不得志、請與子共樂之」という話がみえ、このときより魏に歌鐘の樂があつた。おそらく榮河出土のこの編鐘も、八肆四堵のうち、同宗に分與された二肆一堵の器であると思われ、作器者は魏氏の本宗、襄公曼多もしくは系本にいう簡子取であろう。年數を以ていえば獻子の歿前五〇九より桓子の知伯討滅前四五三年まで六十餘年、その間に簡・襄の二子を加うべく、晉公盞の制作時の魏主は簡子取である可能性が多い。もし取・曼多の二名をとつて器銘の作器者である郘𪊨の名を考えるとすれば、曼多の名は形・聲ともに遠く、取はあるいは𪊨の壞文にしてその上部を存し、字を取に誤まつたものと解しうる。金文の肇の字はまた肁にも作り、上部を取の形に誤ることはないとはいえない。この前後の魏主の名は、文獻によつて昭子を莊子に、獻子荼を棄・舒に、襄子侈を多・哆・曼多に作るなど、乖異が多い。これを以ていえば𪊨を启形に、また取に誤まることもありうることであろう。それでいま、魏の世次において系本説をとり、その在位を獻・襄二子の間において前四七五年前後とし、系本にいう簡子取は器銘にいう郘𪊨の𪊨の壞文であろうとする説を提示しておく。その時期と魏主の名から考えて、これ以外に器銘の郘𪊨を解する途を見出しがたいようである。

いま以上の前提に立つて器銘のいうところをみるに、畢公は魏氏の晉にあるものの初世、郘伯は獻子をいう。獻子は韓宣子の老するや晉の國政を執り、前五〇九年に歿した。世家には魏侈すなわち襄子曼多が獻子を嗣ぎ、前四九七年に晉陽の亂によつて范中行氏を滅ぼし、その孫桓子駒が知伯を滅ぼしたとするが、系本によると獻・簡・襄・桓の次序である。史記に獻・襄・□・桓とするのは、おそらく誤倒、かつその名を佚している。系本の世次を以ていえば、銘中の郘伯は獻子、一代の世

業は赫奕として、郘𪊨が「余畢公之孫、郘伯之子」というにふさわしい。魏獻子が一代の輿望を荷う執政であつたことは、たとえば左傳昭廿八年の記事によつても知ることができよう。簡子のとき、魏は昭・獻二子の後を承け、その聲望は晉國を傾けるものがあつたと考えてよく、かつ昭子のとき晉室より歌鐘一肆の分賜を受けており、その家には金石の樂を盛んにする風があつた。「大鐘八肆、其竈四堵」を作り、その象虡を飾つて世に誇つたとしても、少しも異しむべきところはない。

以上によつて、いま器を晉公盞と同じく前四七五年、元王卽位のときを期して、昭・獻の餘烈を受けた郘𪊨、すなわち文獻にいう簡子取が、家廟に用いるためにこの八肆四堵の歌鐘を作つたものと解しておく。器が榮縣の河岸から出土したのは、のち分器としてその一肆がその地の同族に贈られたものであろう。文字の細密なることも晉公盞と甚だ似ており、逑林に「纖細不逾二分、精妙絕倫、金文所僅見也」という。あるいは一人の手筆に成るものであろう。文もまた押韻。攈古に收める二釋にすでにその韻讀に注意し、逑林にも「銘文爲均語、瑰雅可誦、首以亥子爲均、中以武鋁堵虡鼓且爲均、末以壽寶爲均」としているが、王國維の韻讀に亥・之を之部、武・鋁・堵・□・鼓を魚部、孝・壽・寶を幽部の韻とし、文選に□を虡にしてまた魚部に入るという。大系には爲喬の喬を幽部に加える。晉公盞と同じく、全文概ね四字句、殆んど隔句韻に近い押韻である。器を前四七五年の制作とすれば、孔子の歿してより五年後に當る。

二〇四、𠫑羌鐘

時代　周靈王廿二年劉節・唐蘭・徐仲舒・ホワイト・楊樹達・董作賓　周靈王廿三年吳其昌　周安王廿二年郭釋　周威烈王廿二年容庚　韓亡後廿年梅原

器名　𠫑氏編鐘圖釋　𠫑氏鐘吳其昌

出土　「民一七・一九二八年頃、洛陽城東約卅五里、金村附近太倉李密城韓君墓出土」韓君墓發見略記

收藏　「泉屋博古館」泉屋

著錄

器影　彙續・三二　洛陽・一～五　𠫑圖・五～一二　善齋・一・二四　善齋圖・五～一四　尊古・一・三　通考・九六〇・一

器銘　貞松・續上・四～六・一一三　補上・一　小校・一・五三　三代・一・三二　大系・二七七・八

考釋　叢攷・四・二四〇　文選・一・一二　之餘・三〇　積微居・一六〇

劉節　「𠫑氏編鐘考」北京圖書館刊五卷六號、一九三一

吳其昌　「𠫑氏鐘補考」同上

唐蘭　「𠫑羌鐘考釋」同六卷一號

劉節　「答懷主敎書」同七卷一號

郭沫若　「𠫑氏鐘補遺」彙攷續編所收

徐中舒　「𠫑氏編鐘圖釋」中央研究院　一九三二

溫庭敬　「𠫑氏鐘銘釋」中山大學研究院史學專刊、一九三五

B. Karlgren: On the date of the Piao-bells, BMFEA. No. 6. 1934, Stockholm 劉叔楊譯　考古社刊第四期、一九三六

董作賓　沁陽玉簡大陸雜誌一〇・五　一九五五

白川靜　「𠫑羌鐘銘文考釋」立命館文學一六四・五　一九五九

器は出土の當時より研究者の注目を集め、直ちにそれぞれ考釋が試みられた。吳氏の補考にいう。

中華民國二十年秋夜、倭寇屠遼之前夕、余與秀水唐立庵蘭、永嘉劉子植節、同詣番禺商錫永承祚飲、宵凊籟寂、鐙影幢然、相與縱談金文、錫永出所新得廬江劉氏所藏𠫑羌十二編鐘墨本見示、硏筆討論、各有所獲、錫永執筆略識綱紀、因相約各爲考釋一篇、……越三月、劉・唐・商三君之文、均已完成、出以示予、咸精詳淵博、不復可加、……昨又與安慶徐仲舒晤談、知仲舒亦有考釋、已付殺靑、第未見稿、互語𦍒較、多相暗合、爲之慰悅交集、四君子之文、皆足不朽、夫何復言、獨念愚者之慮、或偶爲四君所未言、或言而未詳、或不敢隨聲雷同、因粗記漢略、作補考一篇、以爲四君子拾遺補闕云爾、海寧吳其昌記

右のうち商氏の考釋は、唐釋の序によるとなお完成していなかつたようである。

器數　劉釋に「𠫑氏編鐘凡十二、馬叔平先生曰、尙有二器、現在美」といい、十四器とする。十二器は善齋に著錄、のち善齋より泉屋に歸した。唐蘭いう。「鐘銘凡六十一字、今見五器、四藏廬江劉氏、一在美國、並出鞏縣、同出者有𠫑氏鐘九枚、銘爲𠫑氏鐘四字、一在美國、餘亦在劉氏、在美國之二器、僅馬叔平先生曾借得拓本、余所編商周古器物銘、已印入」。郭氏また器を十四器とするものである。在米の二器はカナダのオンタリオ博物館にあり、郭氏補遺にその圖を載せる。合わせて十四器である。



鐘　羌　𠫑

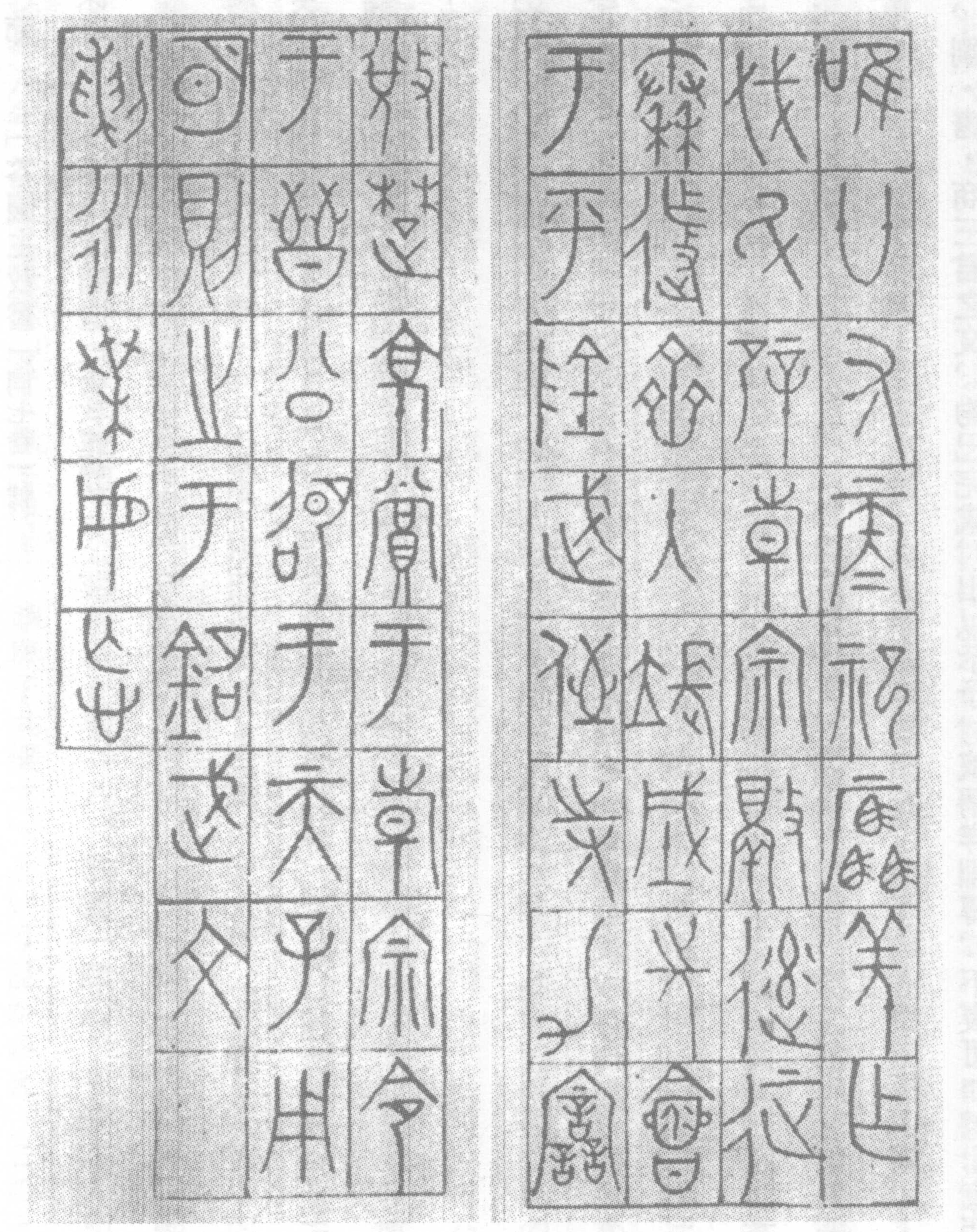
器制　大小あるもみな同制。甬部が甚だ長く、鼓部の文様は子璋鐘などに近い。第一器について善齋にいう。「身高一尺二分、鑿高四寸四分、兩舞相距六寸五分、兩銑相距八寸一分」。他の十一器についてもその尺寸をしるしており、いま表示すると次の通りである。

鐘番號	身高	鑿高	兩舞相距	兩銑相距	
1	一尺二分	四寸四分	六寸五分	八寸一分	
2	九寸五分	四寸三分	六寸	七寸七分	
3	九寸一分	四寸	五寸八分	七寸二分	
4	七寸八分	三寸四分	五寸	六寸二分	以上全銘
5	七寸三分	三寸三分	四寸七分	五寸七分	
6	七寸	三寸一分	四寸六分	五寸五分	
7	六寸四分	二寸八分	四寸二分	五寸	
8	五寸五分	二寸五分	三寸六分	四寸六分	
9	五寸二分	二寸三分	三寸四分	四寸二分	
10	四寸八分	二寸一分	三寸一分	三寸九分	
11	四寸五分	一寸九分	三寸一分	三寸七分	
12	四寸	一寸八分	二寸七分	三寸三分	以上銘四字

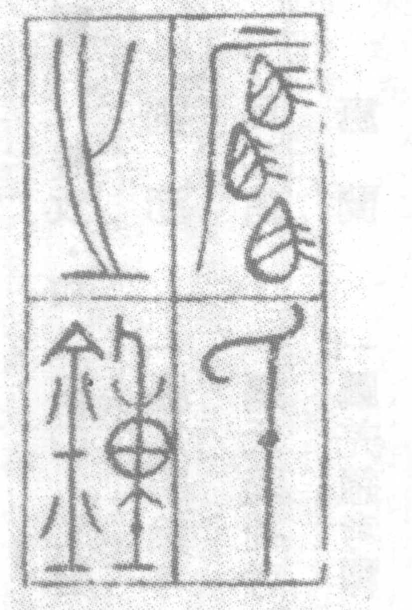
郭氏の續編に載せるオンタリオの二器は、一器全銘、一器は四字銘。もしこの二器を加えて全器であるとすれば、器は七鐘一肆の編鐘である。他に散逸した一・二器があるとも傳えら

れるが、その消息を確かめがたい。

銘　文　鐘の鉦部正背二面にしるされ、正面は四行卅二字、背面四行廿九字、四字銘のものは正



面二行に「驫氏之鐘」としるす。何れも界線の中に加えられている。



唯廿又再祀、驫羌乍戎厥辟韓宗敵

再は商形の下に二を加えている。貞松は缺釋、劉釋に二と釋し、「晩周之器、多稱年、驫氏仍用殷麻、故二從商省而稱祀」というが、殷麻を用いるゆえに商形の字に從うとするのは疑うべきである。年紀だけではその暦法が知られず、殷暦とは關係がない。吳其昌は字を商と釋し、古く參商を連稱するゆえに文は「廿又三祀」と解すべく、「日入三商爲昏」儀禮士昏禮注を證とするが、字は唐釋にいうように再の異文とみてよい。齊侯鎛鐘「敢再拜頷首」の再と同構、また陳騂壺にも同形の字がある。廿二年と廿三年とでは、器の制作の時期を考える上に、重要な關係をもつ。また春秋末に至つても年紀に祀を用いることは、楚王酓章鐘に「隹王五十又六祀」とあり、楚地ではなおその稱を用いている。

「廿又再祀」の繫年については諸説があり、何れもこれを周王に繫けている。從來の研究には、次の四説がある。

一、周靈王廿二年説　前五五〇、晉平公八年、魯襄公廿三年

この説をとるものに劉節・徐仲舒・ホワイト・楊樹達・董作賓の諸氏がある。カールグレンも、その説による。

二、周靈王廿三年説

吳其昌説。再を商參にして三と解するもので、時代觀としては前説と同じ。

三、周安王廿二年説　前三八〇　晉孝公十三年

郭沫若説。晉はのち四年にして滅んでいる。

四、周威烈王廿二年説　前四〇四

溫庭敬・容庚・陳夢家氏の説。唐蘭もはじめ第一説をとつたが、のち第四説に改めている。梅原博士も時代觀としてこの説をとる。一・二は同王に屬するものであるから、要するにその時期については靈王説・安王説・威烈王説の三説があり、前後百七十年の差がある。

以上は何れも銘文にいう紀年を周王に繫けるものであるが、器はその銘文にしるすように韓宗に事える驫羌の作器であり、列國器にいう紀年はみな宗國の紀年を用いるのが原則である。從つて本銘の紀年も晉紀によるものとすべく、おそらく晉の烈公廿二年前三九八、周安王四年、韓興六年の器であろう。そのことは銘文にいう秦・齊・平陸・楚京への作戰や行動を、史實に徵することによつて確かめうるのであるが、そのことについては後に改めていう。

「驫羌乍戎厥辟韓宗敵」は、まず器を作ることをいう。郭・溫兩釋は「驫羌乍戎」で句讀とし、カ氏も同じ。また劉・吳は厥を氏と釋し、唐釋に戎を伐とするが、何れも誤釋、文義もまた通じない。驫羌を劉釋に驫を驫の繁文、驫羌は後漢書西羌傳にみえる白馬羌・氂牛羌と同じく西戎の別族の名とする。戎には姜姓のもの、㚸姓のものがあり、文王が娶つた姜氏は大㚸という。金文にも驫㚸と

いうものが二器三代・三・七・二　又・六・三七・一あり、また鄭羌伯鬲夢郼・上・一六に「鄭羌伯爲季姜作隮鬲、其永寶用」とあつて、鄭にある羌伯の器である。それで劉氏は、小鐘に驫氏といい、銘文に戎氏の名がみえるのは大小貳宗の別であるという。しかし戎氏は戎厥と釋すべく、「戎厥辟」とつづく文である。驫羌については、吳釋に最も詳しい。その説にいう。

按羌卽羌戎、説文羊部、羌西戎、羊種也、段君云、是戎與羌一也、按段君説是也、驫卽驫也、驫地、南及洛陽附近、故驫㚸鼎驫㚸彝、出于洛陽集古遺文羅氏注、北及水經注沁水注之驫水、地域頗廣、中居華・戎二族、其華族爲㚸姓、故稱驫㚸、其戎族爲姜姓、卽驫羌也、驫地既南及于伊洛、而北至于沁驫、故羌戎散布之迹、亦南及于伊洛、而北至沁驫、羌戎本居渭水上游極西之地、逐漸沿渭水下游而東徙、至于陝西棫林、鄭國故土境內、則爲鄭羌氏、故攈古錄有奠羌白鬲、故宮博物院有奠羌伯匜、是其明證

既散居渭水兩岸、與秦人雜處、故一度爲秦人壓迫、欲復逐之于瓜州、故左傳襄公十四年傳云、將執戎子駒支、范宣子親數諸朝曰、來、姜戎氏、昔秦人迫逐乃祖吾離于瓜州、而駒支之對亦曰、昔秦人負恃其衆、貪其土地、逐我諸戎、是其明證、至晉惠公、始引此羌戎氏、處于河沁伊洛之驫地、故范宣子又曰、吾先君惠公、有不腆之田、與女剖分而食之、駒支對曰、惠公蠲其大德、賜我南鄙之田、是其明證、南鄙云者、在晉都絳邑之南故也、春秋僖公廿二年左氏傳云、秋、秦晉遷陸渾之戎于伊川、據史記十二諸侯年表、魯僖公之廿二年、卽晉惠公之元年也、故王符潛夫論志氏姓篇云、姜戎居伊洛之間、晉惠公徙置陸渾、其明證也、姜戎氏既受秦人壓迫、因晉惠公之故、反得安居王

城近畿、南至伊洛、北至沁𪈽之地、其感激晉人、爲何如乎、故駒支對范宣子曰、我諸戎、爲先君惠公不侵不叛之臣、至于今不貳、是其明證

其後晉與鄰國戰爭、羌戎無不效死、如秦晉殽陵之戰、駒支自謂、晉禦其上、戎亢其下、秦師不復、且每戰皆參、故駒支自言、自是以來、晉之百役、與我諸戎、相繼于時、以從執政、豈敢逷離、至襄公十四年、范宣子又召戎子駒支而面斥、駒支又極力自誇其忠勇、效力于晉之功、襄公十四年至十八年、相距僅四年耳、至襄廿四年、亦相距只十年耳、則此六年之內、三與齊戰、羌戎氏當無役不參與也、故鐘云、𪈽羌作戎氏辟韓宗敲、乃𪈽地羌人、自作鐘、以銘其戰功、以爲戎氏合宗之光也、此羌戎對晉關係之歷史沿革之綿索之可推見者也

羌戎と晉との關係を詳述し、その靈王廿三年魯僖公廿四年說の左證とするものである。右のうち羌戎が極西の地から東遷し、秦の壓迫を受けて晉の南鄙の田を受け、その臣となつたとする說は、羌戎が殷のときもと河南西部の丘陵地にあつたと考えられる事實からいえば、關係が逆であるとすべく、卜辭に頻見する羌族が、當時遠く渭水の上游にあつたとはしがたい。羌族の本貫が河南の西部にあり、その聖地として岳を祀り、姜姓の祖はその岳神たる伯夷であるとする傳承については、かつて羌族考論叢九集に詳說しておいた。その一部はのち陝西を經て甘肅に及び、ついに西藏に達したが、河南の地にあつて早く華化したものは姜姓の諸國を樹て、また戎俗を維持した諸部族も多くその地に留まり、晉・鄭の諸羌となつた。𪈽羌のごときもその一であり、晉に入つて南鄙の田を賜い、牧畜より農耕の生活に轉じたものと考えられる。晉には他にも潞安地區に長狄の族がおり、戎狄の諸

族が雑居していたようである。

吳氏の𪈽羌西戎說は劉釋に發するものであるが、劉氏は文を「𪈽羌乍戎氏」とよみ、𪈽を國邑の號、戎に大小二宗あり、𪈽氏を小宗、戎氏を大宗とする。この劉・吳兩氏の說に對して、郭氏は「按此說至難徵信」としていう。

葢器銘中、言某人作器、或爲某作器之例多々矣、絕未有見自名某夷某蠻之例者、又古人多以蠻夷字樣爲名字、字多通叚、不能以東夷南蠻等解之、卽作如字、亦僅取蠻夷之人孔武有力而已、非自謂其夷狄也、此𪈽羌亦其一例耳、𪈽固是氏、羌乃其名、羌可讀爲壯、讀爲莊、讀爲將、讀爲匡、鄭羌伯鬲之羌伯、乃莊伯耳、何遽直能認爲西戎耶、卽作戎羌字解、亦取西戎善騎射、故以爲名也、𪈽之爲氏、觀小鐘自銘爲𪈽氏之鐘、卽其證、𪈽之卽𪈽、二氏所擧𪈽㚸二器、亦其佳證、然謂𪈽必㚸姓、則證尙未充、葢㚸姓之女適於𪈽者、亦可稱𪈽㚸、如姞姓之女適虢、適蔡者、稱虢姞蔡姞也、又𪈽㚸彝、羅云、近出洛陽、則𪈽若𪈽氏邑里、必離此不遠叢攷二四二葉

郭氏は𪈽羌は羌族に關係なく、また戎は鏞の假借とし、羌・戎の解を何れも假借を以て說くが、金文にはその通假の例がない。のちまた彙攷續篇において羌を苟にして狗の初文とし、よんで敬となすという。

「狗字在古、並無惡意、入後其義始褻、然今人對於幼子亦每以狗爲愛稱、故殷王苟甲、不諱狗、此𪈽苟、讀狗讀敬均可、唯金文中用苟爲敬之器、均在周初、入後多見敬字、均作敬、則此𪈽苟當直是𪈽狗」。また大系においてはさらに苟字の義を詳說したのち、「葢又用爲敬字、春秋戰國時人、多擬古之習、此銘稱年爲祀、亦可見其一端」と論じているが、字は金文の苟に似ず、卜文の

例からみても羌と釋してよい字である。郭氏は卜文に犧牲としてみえる羌をすべて獸牲として、字を狗と釋し、器の𪈽羌を釋するにもその說を用いたものであるが、卜文にみえるものは羌人を人身犧牲として牲殺したもので、そのことについては「殷代の殉葬と奴隸制」立命館大學人文科學研究所紀要第二輯及び「羌族考」論叢九集に論じた。

𪈽羌の名が𪈽水の名によることは吳釋にみえるが、𪈽水は水經注に𪈽𪈽水に作る。その文にいう。

沁水出上黨涅縣謁戾山、南過穀遠縣東、又過猗氏縣東、注、穀遠縣、王莽之穀近也、沁水又南逕猗氏縣故城東、劉聰以詹事魯繇爲冀州治此也、沁水又南歷猗氏關、又南與𪈽𪈽水合、水出東北巨駿山、乘高瀉浪、觸石流響、世人因聲以納稱、西南流注於沁、沁水又南與秦川水合、水出巨駿山東、帶引衆溪、積以成川、又西南逕端氏縣故城東、昔韓趙魏分晉、遷晉君於端氏縣、卽此是也、其水南流、入於沁水

水名は乘高瀉浪、觸石流響の聲によつて名をえたとしているが、あるいは𪈽氏の名と關係があろう。またその地には、のち晉君が遷されている。これを戎狄の間に處いたものと思われる。溫氏は𪈽羌を部落の名とし、作戎を起兵の義としているが、軍事には戎工・戎攸という。不𡢁𣪘「肇誨于戎工」・叔夷鐘「女以戒戎攸」など、その例である。作は金文においては多く作器のことをいう。それで郭氏やカ氏は「𪈽羌作戎」を一讀とし、戎を器名とし、郭氏は鏞の假借字とするが、下文にみえる敲がおそらくその器名であろう。

容庚氏は作を「佐也、書說命下、昔先正保衡、作我先王」を引き、また書大甲上、「惟尹躬左右厥

辟宅師」、大克鼎「肆克龔保厥辟龔王、諫辟王家」と文例同じであるという。また積微居にもその說があり、

按近人釋此銘者、多以𪈽羌作戎四字爲句、下文征秦迮齊云〻之事、皆以屬之韓宗敲、果爾、則𪈽羌作鐘、全敍其君之功績、而己無與焉、殊非事理所宜有、且𪈽羌若果無功績、下文賞于韓宗之語、何所根據乎、足知其說之誤矣、余謂𪈽羌作戎厥辟韓宗敲九字、爲一讀、乍當讀爲佐、謂羌佐𪈽戎事於其君韓宗敲、而有征秦迮齊、入長城、會平陰諸侯之功也

楊氏は敲を韓君の名とし、この句は𪈽羌が韓君の軍功を佐けたことをいうとする。容庚氏はなお「迮齊」までつづけて一讀とするが、作を佐と解しており、文の理解のしかたは同じである。金文において、佐助の義は虢季子白盤「王易乘馬、是用左王」、あるいは左右などの語を用いる。作の語を承けるものは器名でなければならない。それで郭氏は作戎を作鏞とし、

戎叚爲鏞、爾雅釋樂、大鐘謂之鏞、唐蘭古樂小記云、鏞字或作庸、詩靈臺、賁鼓惟鏞、商頌、庸鼓有斁、並與鼓對稱、又周書世俘解、王奏庸、凡此稱鏞者、皆卽鐘也、此說得之、然唐讀本銘之戎、爲伐字、作動詞解、以乍伐厥辟𨊠宗敲爲句、遂說敲爲鐘之古名、不僅字形句法有可商、鐘一名敲、無其證

という。しかし戎を鏞鐘に假借することもその例なく、字形句法においてもなお問題がある。徐釋には戎を劍の象形字にして匕首の匕に從うとするが、これも戎の形義の解釋に無理がある。羌族が戎とよばれていたことは、たとえば左傳僖卅三年「晉襄公發兵、遽興羌戎」、また襄十四年

にも「來、羌戎氏」とあり、戎とは羌戎をいう。戎下の字を劉・吳など氏と釋する説が多いが、厥と釋すべく、字は金文において領格の介詞之の義に用いる例が多い。令彝「對揚明公尹厥宦」・同毀「對揚天子厥休」・師詢毀「臨保我厥周雩四方」のごとし。從つて銘は「戎厥辟韓宗」とつづくところである。辟は辟君の義。𠫑羌は韓氏に辟事していたのである。韓の故地については諸説陳槃氏、大事表譔異・册四あるも、當時の韓は河曲部にあり、𠫑羌の族もその地にいたのであるから、かれらは韓に辟事していたと考えてよい。ゆえにその軍功を記念して、韓宗のために器を作つたのである。韓の字釋については、劉・吳は陽にして、陽宗とは大宗・常宗の義とするが、徐釋に韓とするのがよい。馬・容二氏も、古璽の字形によつて韓と釋している。唐氏もまた「韓宗卽晉卿韓氏之宗也」とし、下文の敵を樂器名とするが、劉氏は唐釋の後に長文の跋を加え、字形・音韻・史實の上からなお陽宗の解を執つている。すなわち字を陽宗と釋し、陽に大の義あり、陽宗は百世不遷の大宗であるという。しかし𠫑羌の地はすでに韓氏の本貫に近く、𠫑羌が韓に辟事していたことは文中の征戰のことからも考えうるのである。作を敵までかけて讀む場合、敵はもとより器名でなければならず、劉・唐は何れも器名とするが、その何の器であるかについてはまた説が分れている。劉説に樂器の解をなしていう。

敵者、編鐘之原始語義也、字當讀如鬲今作魚綺切者、乃一聲之轉、古者鐘鼓皆從量出、古量大者儲米、小者可作食具、故鍾鐘經典皆相通、而鼓从豆从支、與敵之从鬲从攴、葢同一語變方法也、晏子春秋、齊舊量四、豆區釜鍾、管子經重丁、今齊之粟、釜百泉則區二十、齊東之粟、釜十泉則區二泉、

節按、說文、敵三足鍑也、方言、吳揚之間、謂之鬲、說文曰、江淮之間、謂之敵、又曰、鬲曰融、詩采蘋、維錡及釜、釋文曰、錡三足釜也、說文又有鬵字、曰、三足釜也、有柄喙、廣雅、鬵鬲融也、然則區敵鬲鬵錡等字、實一器之異名、其聲皆在一類、由是又可推知融鍑釜、亦一器之異稱、左昭三年傳、釜十則鍾、則鍾之原始、由匋器出、其初食具可知、葢古代民族、燕享畢、必有歌舞、卽席鼓豆擊鬲爲樂器、此鼓與鐘之來源也、宣和博古圖謂、大者曰特鐘、小者爲編鐘、有鎛焉、則大於編鐘、而減於特鐘者也、而總名曰鐘、其說甚是、證之實物、若上虞羅氏所藏之夜雨楚公鐘器眞字僞者、鏞也、若齊侯鎛者、鑮也、若郘鐘者編鐘也、朱駿聲曰、大鐘曰庸、次曰鎛、小者曰編鐘、是鐘取敵之名、葢用古義

劉説は要するに鼓樂の器が多く食器・量器の名に起原すること、敵は鬲より出て樂器の名となつたもので、この銘においては鐘の名に用いられているとする。唐蘭もまた字を樂器の名とするが、字は擊と釋すべきであるとしていう。

敵讀若擊、樂器名、皐陶謨、戛擊鳴球、戛擊、明堂位作揩擊、長楊賦作拮隔、荀子・大戴禮・史記作鬲、本皆當作敵、象以攴擊鬲、與鼓磬敔等字同、後世鐘之所託始者

ただ敵の字形は鐘鎛の字に類せず、他にその用法もなく、また擊の音というのも確かでない。從つてこれを直ちに特定の樂器名とすることには、なお問題があるとすべきである。鐘銘の文には殆んど鐘の本名を用い、あるいは鎛という。

敵を樂器名とする劉・唐二家の説に對して、徐・郭二氏はこれを韓侯の名と解している。郭説にいう。

余謂敵乃韓侯之名、以史記攷之、當是韓文侯、韓文侯七年、當周安王廿二年、晉孝公索隱云、紀年以孝公爲桓公、故韓子有晉桓侯、十三年、魏武公七年、趙敬侯七年、秦獻公五年、楚肅王元年、齊康公廿五年田桓公五年、燕釐公二十三年、然韓文侯之名、史無可徵、韓世家、景侯卒、子列侯取立、索隱云、系本作武侯也、又十三年、列侯卒、子文侯立、索隱云、紀年無文侯、系本無列侯、覛此、可知紀年祇有列侯、世本有武侯與文侯、史記有列侯、同於紀年、復有文侯、同於世本、然依紀年、則文侯年代、均當屬於列侯、今按當以紀年爲正、蓋紀年乃晉魏人所記彔、不至於三晉之一之韓國、竝其君主之一代而有奪落也、故史記之文侯七年、其在紀年、必爲列侯二十年、本銘之韓宗敵、卽列侯取矣、取者敵之壞字也、古人無諱、本器足證至戰國初年亦猶是

すなわち郭氏は、器を周の安王の廿二年前三八〇とする前提に立つて韓の歷世を考え、韓の列侯の廿二年、敵をその名とし、文獻に傳える列侯取は敵の壞文に外ならずとするものである。いま世家・世本・紀年にいう韓の世系をあげると、次表の通りである。

世家	武子	景侯虔	列侯取	文侯	哀侯	懿侯	昭侯	宣惠王	襄王倉
世本	×	景子虔	列侯	×	×	懿侯	昭侯	韓宣王	
紀年	武子	景子虔	列侯	×	哀侯	共侯若山	釐公武	威侯(威王)	

郭氏はその立説の便宜の上から紀年を以て最も信ずべきものとし、史記の文を誤であるとしているが、史記には文侯について數條の記事があり、文侯二年前三八五鄭・宋を伐ち、七年には齊を伐つて

桑丘に至つている。もし郭説によつてこれを列侯の功業とするも、銘文にいうところの征役と符合するところはない。

同じく敵を韓侯の名とするものに陳夢家の説があり、景侯虔に充てる。この説は、銘文の廿二年を威烈王と解し、當時の韓侯名とするものである。

鐘銘曰、厥辟韓宗敵、卽景公虔也、其字從鬲從攴、卽獻字之省、陳侯午毀、獻從鼎從犬、亦省虎頭、金文假獻爲甗、甗者上爲甑、下爲鬲、而鬲實爲主體、古音獻虔音近、故知銅器之韓宗卽紀年之景子矣方國紀年六八頁

陳氏の説は敵・獻の同音を以て文獻にみえる景公虔の名と結合するものであるが、その説は器銘の廿二年を威烈王に屬することを前提としている。從つてその紀年の解釋が變れば、當然その立説の根據も失なわれる。

以上の器名にして樂器とする説と、韓侯の名に比定する説と、內容上多少の相違はあるが、敵についてはこの二説が最も有力である。他に徐氏は敵を徹の古文とし、溫氏も字を徹と釋して徹逐の二字を連語とするも、何れも文義が通じがたい。

敵を韓侯名とするものは、「𠫑羌乍戎」の四字を一讀とし、戎を鏞とするが、その用例なく、また敵を特定の樂器名とするものも、なお適解としがたいようである。しかしこの文首の部分が作器のことをいうものであることは疑なく、文例としては叡鐘「唯正月初吉丁亥、叡乍寶鐘、用追孝于己伯、用享大宗」などがあり、この文においては韓宗敵の敵が作の字のかかるところである。韓君の

名とする說は、作器者がその臣屭羌である場合、辟君の私名をあげていう例がなく、語法としても作字のかかるところを失なつて不適當である。下文に「賞于韓宗」とあり、作器者はその恩寵に對揚してこの器を作つている。それはおそらく韓宗に捧げられた器であろう。そのことを考慮に入れていえば、敵はおそらく獻にして獻器であろう。すなわち陳氏が敵・獻の同音を論じてこれを景侯虔の名としたのは誤であるが、字は獻と同聲通用し、獻器としてこの鐘を作つたことをいうと解される。獻は古く單に鬲形に作ることがあり、犬も攴に近い形にしるすことがある。金文編五四一頁、參照。鬲を擊つて樂器とすることは、この時代の貴族生活に考えがたいことであるから、字は獻の譌變の形とみてよいであろう。もし獻器の解をなしうるならば、特定の器名に充てる必要はない。宗周鐘は䟭侯の作器であるが「對乍宗周寶鐘」という。克盨に「用乍旅盨、隹用獻于師尹倗友婚遺」というに近い。獻器というもこれを奉獻する意でなく、その器を用いて祀り、その禮を獻ずる意である。「乍戎厥辟韓宗敵」とは、「隹用獻于韓宗」の意に外ならない。ゆえに末文に「永世毋忘」という。刻して子孫に示すものである。

逹征秦、迮齊入長城、先會于平陰、武侄寺力、富敓楚京

屭羌の武功をいう。逹征は二字連文。唐釋に「逹、說文、先導也、近出小臣謎段、王令易自逹征自五齵貝、則逹征爲周人習語也」としているのがよい。劉釋に「率征秦之師、以迫齊也」というのは、逹を統率の率とみるものであるが、文義に合わず、また事實とも一致しない。征秦と迮齊とは、別の行動である。征秦を「征秦之師」と解することはできない。郭釋に「所謂逹征秦迮齊者、卽率諸

侯之師却秦、竝加以追討、復還師而迮迫齊人也」という。文の主語を韓侯とみているのであるが、もし率從の意ならば、禹鼎「亦唯噩侯馭方、率南淮夷東夷、廣伐南國東國」のように、その率いるところを賓語として示すのが例である。ここにいう秦・齊・楚に對する作戰は、當時の强國に對するもので、國際政局に波及するところも大きく、一韓侯の行動の範圍を超えるものがある。從つて史實の上にも何らかの徵證を求めうるはずであり、またそれによつて器の時期をも定めうるであろう。器の時期についての諸家の說も、それぞれ依據するところを、これらの史實に求めている。征秦の役について、劉・唐以下、靈王廿二年說をとる諸家、及び廿三年說をとる吳其昌は、當時晉秦の間にこれに該當すると考えられる事實がないため、別解を試みている。すなわち劉氏は文を「率征秦之師、以迫齊也」と解しているが、窮說というべきであろう。また吳其昌は、秦を齊魯の交にある秦地であるとして、

齊魯之交、亦有秦地、故左傳記魯大夫、莊公九年有秦子、襄公十年有秦堇父・秦丕茲、昭公二十五年有秦溢、又孔子弟子有秦商、皆此齊魯之交、秦地之人也、又春秋經莊公三十一年、秋築臺于秦、杜注、東平范縣西北有秦亭、是其地也

という。しかしその地が魯地ならば文は征魯というべく、ひとり地名をあげていうべきでない。唐蘭は征秦の役を晉の悼公十四年、周の靈王十三年前五五九、すなわち春秋經襄公十四年にみえる伐秦の役であるという。經に「夏四月、叔孫豹、會晉荀偃・齊人・宋人・衞北宮括・鄭公孫蠆・曹人・莒人・邾人・滕人・薛人・杞人・小邾人、伐秦」とあるものである。しかしこの文には征役の參加者を詳しく列擧しているが、韓子の名がみえない。

安王說をとる論者のうち、郭沫若氏は、銘文にいう三役をすべて安王廿二年前三八〇にありとする考えである。この年の史記年表に、三晉の項に「伐齊至桑丘」、また齊の項に「伐燕取桑丘」の記事があり、その詳細は史記田敬仲完世家にみえる。郭氏はその記載を引いていう。

世家云、桓公五年、秦魏攻韓、韓求救於齊、齊桓公召大臣、謀曰、蚤救之、孰與晩救之、騶忌曰、不若勿救、段干朋曰、不救、則韓且折而入于魏、不若救之、田臣思索隱云、戰國策作田期思、紀年謂之徐州子期、王國維云、臣思乃巨思之譌曰、過矣、君之謀也、秦魏攻韓、楚趙必救之、是天以燕予齊也、桓公曰、善、乃陰告韓使者而遣之、韓自以爲得齊之救、因與秦魏戰、楚趙聞之、果起兵而救之、齊因起兵襲燕國、取桑丘與此大同小異之文字、戰國策齊策中先後凡二見、一爲邯鄲之難、一爲南梁之難、蓋因文成熟套、述史者不免隨時騁使、非關事之出入也、以此觀之、安王二十二年、秦魏攻韓之事、實牽動全局、秦魏之攻韓、是否通謀、無可徵攷、韓受秦魏之攻、殆同往求救於齊楚趙三國、待得楚趙之救、乃獲却秦師、而與魏爲和、齊人乘諸國之構兵、而襲燕取桑丘、燕人受齊人之襲、必曾同往求救於韓趙魏、韓怨齊人之詒己而不救、趙魏亦恨齊之襲燕以相逼、故三晉聯軍、往攻齊、戰國七雄、均捲入游渦之中、可知是年之役、實非同小可、而其事之始末、均以韓爲中心也、本銘所紀者、卽是年之事叢攷

郭氏の依據する田氏世家の文には疑問多く、またこの役を以て銘文の記事を解することもできない。韓はこのとき秦魏と戰つて楚の救援を受けており、「迮齊」の餘裕があつたとは思われない。かつこの世家の文にも混亂があり、索隱にもいうように騶忌・段干朋は威王廿六年前三三一、また宣

王二年前三一八にもこれと相似た話がある。前者はいわゆる邯鄲の難、後者は南梁の難であるが、梁玉繩は秦魏攻韓の記事は他にみえず、世家の文の主題は齊が燕の桑丘を取つた事實をいうにあるとする。カールグレンもすでにその郭說の矛盾を指摘しており、世家に齊の違約に對する報復的攻擊をしるして、「齊威王元年、三晉因齊喪、來伐我靈丘」という文をあげ、その報復は威王元年前三七八、すなわち前役の後二年になされており、銘文中にそのことが記されるはずはないとしている。カ氏は銘文の征秦の語に注意して文獻中にその事實を求め、兩者の衝突が行なわれた紀年として、

645
627
625
624
623
620
617
615
607
601
594
582
578
563
562
559

456
419
409
408
401
393
391
389
387
370

591
589
572
555
550

494
485
472
471

413
409
408
390
385
384
382
380
378

また三晉と齊との間の紛爭についても

をあげ、その中からカ氏のとる靈王廿二年、すなわち前五五〇年に近い資料を、徐中舒の考釋から抽出列記している。その主要なものは次の數條である。

前五六〇　左傳襄公十三年、晉悼公使韓起將上軍、辭以趙武、乃使趙武將上軍、韓起佐之

前五五九　襄公十四年夏、十二諸侯之大夫、從晉侯伐秦、報櫟之敗也

前五五七　襄公十六年、平公卽位、會十國諸侯齊不再入於溴梁、盟曰、同討不庭謂齊、次年、齊伐魯

前五五五　冬十月、會于魯濟、同伐齊、齊侯禦諸平陰

この後五年、齊は兵を興して晉を伐ち、平陰の役に報復している。徐中舒があげているこれら一連

の事實は、銘文にいう秦齊の討征と一致するものと考えられ、カールグレンはこれによつて前五五〇年說をとりうるとしているのである。ただこの說では、カ氏も自ら認めているように、下文の「竊敓楚京」という事實が說明されないことに難點がある。

周靈王廿二年・廿三年說、また周安王・威烈王廿二年說は、このように何れも銘文中にしるされている事實を十分に說明しえないものであるが、それは文首の二十二年を、何れも周王に繫けて解しているからである。すべて列國器の紀年は、それぞれの國の紀年をいうものであり、周の紀年を用いる例はなく、このことは文獻の記述においても同樣である。從がつてこの器においても、下文に「令于晉公」とあつて晉がなお宗主權を保つている事實からみて、その紀年は晉の紀年を用いているとしなければならない。晉の歷世中、在位二十二年に及ぶものは、春秋中期以後では平公前五五七～五三二・定公前五一一～四七五・烈公前四一九～三九三の三公に過ぎず、三晉勃興の後ではひとり烈公をあげうるのみである。いま烈公治世の際の列國との關係を表示すると、次の通りである。

前四一九　秦靈公六年、晉城少梁、秦擊之秦本紀

前四一五　秦靈公十年原作十三年・按靈公在位十年、三字疑衍、城籍姑正義、括地志云、籍姑城、在同州韓城縣北三十五里、秦本紀

前四一三　秦簡公二年、與晉戰、敗鄭下年表

前四〇九　秦簡公六年、塹洛城重泉秦本紀、正義、括地志云、重泉故城、在同州蒲城縣東南四十五里

魏文侯十六年、伐秦、築臨晉・元里魏世家、臨晉、今陝西同州府、元里、同州府澄城縣

卷四　一六一～一六二

前四〇八　魏文侯十七年、西攻秦、至鄭而還、築洛陰合陽魏世家、正義、括地志云、合陽故城、在同州河西縣南三里、洛陰在同州西也

又云、文侯受子夏經藝、客段干木、過其閭、未嘗不軾也、秦嘗欲伐魏、或曰、魏君賢人是禮、國人稱仁、上下和合、未可圖也魏世家

前四〇一　秦簡公十四年、伐魏玉陽城年表

前三九三　魏文侯三十二年、敗秦于注魏世家

前三九一　秦惠公九年、伐韓宜陽、取六邑年表・韓世家

前三九〇　秦惠公十年、與晉戰武城、縣陝年表

前三八九　三十六年、秦侵我陰晉集解、徐廣曰、今之華陰、年表云、秦侵晉陰

前三八七　三十八年、伐秦、敗我武下、得其將識魏世家、正義、括地志云、故武城、一名武平城、在華州鄭縣東十三里、黃式三曰、既獲秦將、又言敗我、疑有訛奪

前三八四　秦獻公立、秦以往者數易君、君臣乖亂、故晉復彊、奪秦河西地秦本紀

以上、晉秦に關するものを列した。これによつていえば、はじめ晉秦は互いに城を築いて緊張關係にあつたが、晉の烈公七年前四一三、秦を鄭下に敗つて優位に立ち、秦は洛城重泉に塹を設けて防備を嚴にしている。のち秦は魏地への侵寇を企てたが、文侯の君臣和合して乘ずるところがなく、また北して韓を攻め、その六邑を奪い、その後また勝敗をくりかえしている。紀年を烈公二十二年と解すれば、右のうち前四一三年、鄭下に秦を敗つた役が、文中にいう征秦に當るものであろう。周威烈王說をとる論者も、征秦をこの役に充てている。このとき三晉はなお分裂せず、史記の記述も、韓魏をいうに何れも晉の號を用いており、その宗主權が保たれていた時期である。この役より十二年後には、韓は秦に六邑を奪われているのであるから、强秦を破つたという武功を誇る銘文の記述は、それよりも前のことでなければならない。

次に迮齊のことについては、「入長城」「先會于平陰」とあり、具體的にその武功がしるされている。迮は怍に從う字形に作る。劉說に「卽說文迮字、文選歎逝賦注引聲類曰、迮迫也、玉篇、迫迮也」、また吳釋に「義爲擊」という。金文の𤔲鼎愙齋・六・七に「用征用迮」とあり、征と對文、强烈な攻擊を加えることをいう語である。

靈王期說をとる論者は、文中にいう平陰の役を、左傳にみえる二役襄十八年・昭廿三年のうち、前者の役をいうとする。劉釋に

襄公十八年前五五五傳、晉伐齊、齊侯禦諸平陰、塹防門而守之廣里

とある條を引き、「此役適當周靈王十七年、晉平公之三年、是否卽鐘中所記之事、吾人雖不敢定、其所謂平陰、卽鐘之平陰、則無疑」という。傳はなお下文に「丙寅晦、齊師夜遁、十一月丁卯朔、入平陰」とあり、齊の敗戰をしるしている。

左傳に平陰の役が兩見するのは、その地が齊の攻防の要地であるためであり、威烈王說をとる郭氏は、平陰の役は必らずしもこの一次に限らずとして、上引の田敬仲世家の文を引き、安王二十二年前三八〇說を主張していう。

卷四　一六三～一六四

蓋韓趙魏攻齊救燕、乘齊之虛、先破長城而會師於此、再分兵爲二路、一軍北上以襲燕之師、而至于桑丘、一軍南下、搗邿而佔領楚丘、以爲牽掣、北上者爲正師、南下者爲偏師、故史僅記正師、而不及其偏、𠫤羌乃偏師之將、故僅記南下之功、而不及於此、此新舊史料、正所謂相輔相成者矣

二軍分兵のことは、全く郭氏の想像にすぎず、晉軍が長城に入つた役は史に明文があり、晉の烈公十二年のことである。その前後の關係記事には次の文がある。

前四一三　齊宣公四十四年、伐晉、毀黃城、圍陽狐年表、世家作四十三年

前四〇九　晉烈公十一年、田悼子卒、次田和立、田布殺其大夫公孫孫、公孫會以廩邱叛于趙、田布圍廩邱、翟角・趙孔屑・韓師救廩邱、及田布戰于龍澤、田布敗逋水經瓠子水注、史記田敬仲世家索隱引竹書紀年、據范祥雍校、又義證參照

前四〇八　晉烈公十二年、王命韓景子・趙烈子・翟員、伐齊、入長城水經汶水注引竹書紀年

これよりさき、晉齊の間にはしばしば攻伐のことがあつて宿怨を結んでいるが、このときまた兩者の緊張は頓に强まつて、ついに兩年にわたる伐齊の役となつた。韓の軍はこの兩役に參加しているが、特に前四〇八年の役には韓景子が王命を奉じて出軍しており、かつ「入長城」という明文がある。鐘銘が下文に「邵于天子」というのは、この役が王命によつてなされたことを示しており、竹書の文はよく銘文のいうところと對應している。威烈王說をとる溫氏も、伐齊の役をこの年次のものとしているが、威烈廿二年說に合致させるために、烈公十二年の二を六の壞文とするなど、恣意的な主張をしている。鐘銘の事實を一時のこととする點において、郭氏の誤と相通ずるものがある。

齊の長城は、西のかた平陰から起つて山陵を連亙し、東して海に達するもので、もと齊魯の界をなすものであつた。劉說に「管子輕重丁曰、長城之陽魯也、長城之陰齊也、泰山記曰、泰山西北有長城、緣河經泰山千餘里、至瑯邪、水經東汶水注曰、泰山卽東小泰山也、上有長城、西接岱山、東連瑯邪巨海、千有餘里」を引く。田齊のときさらに大補修を加えたらしく、紀年に「梁惠王二十年前三五一、齊築防以爲長城」とみえる。

「入長城先」で一句。先とは先行をいう。從來下句につけて「先會于平陰」とよむが、會には先ということはない。積微居に「入長城先、四字爲一句、言厲羌帥師、征秦迮齊、入長城時、爲先鋒也、近人皆以先字、屬下會於平陸爲一句、非是、文不記後事、何爲忽言先乎、且會謂會師、會師必同時之事、不能有先後之分、會師而云先、文不可通矣」として員卣の「員先內邑」を例とする。中齋「王命中、先省南國」・中觶「王曰、用先」、虢季子白盤「是以先行」などみな先行の意。齊の長城攻擊に當つて、韓景子の軍に屬する厲羌の族が、先陣の功を收めたことをいう。

平陰はさきに述べたように左傳に二見、一は山東泰安の平陰縣襄十八年、一は河南孟津昭廿三年の兩地であるが、銘文のいうところはもとより前者である。その地が齊の長城の西方の起點であつた。劉釋にその地を詳說していう。

後漢郡國志、濟北國盧下有平陰城、有防門、有長城、東至海、水經濟水注曰、濟水自臨邑縣東、又北逕平陰城西、京相璠曰、平陰齊地、在濟北盧縣、故城西南十里、南有長城、東至海、西至濟、河道所由、名防門、去平陰三里、括地志云、齊長城西起濟州平陰縣、沿河歷泰山北岡、至密州瑯

卷四　一六五～一六六

邪入海、史記趙世家正義云、齊長城西頭、在齊州平陰縣

劉氏は靈王期說をとるものであるから、左襄十八年「晉伐齊、齊侯禦諸平陰、塹防門、而守之廣里、丙寅晦、齊師夜遁、十一月丁卯朔、入平陰」の記事をそのまま銘にいう「入長城先」のことに當て、唐蘭もその說に贊しているのであるが、左傳の經文によるとこの役は魯が主動者となり、晉・宋・衞・鄭その他の諸國が參加しており、晉齊二國の直接交戰でなく、また王命によるという銘文の表現と合わない。また傳によると、晉の三軍は遁走する齊軍を逐うて、趙武・韓起の率いる上軍が盧を圍んで克たず、魯の秦周の救援を受けている。かくて連合軍は齊都を包圍したまま久しく拔くことをえず、その間隙に乘じて楚が鄭に軍を出して連合軍の背後に迫ろうとした。師曠が「南風不競、多死聲」とその出兵を危んだ話は頗る有名である。翌十九年、諸侯は祝柯に誓うて軍を解いた。祝柯は濟南長淸縣にその故城があり、長城より深く齊地に入つたところである。その十月、晉齊の和平が成り、前後一年半に及ぶ征役は終つた。魯の季武子は、この役に爭獲した兵器を以て、林鐘を鑄たという。會するもの十二國、その主力はいうまでもなく晉であつたが、作戰は連合軍の手で行なわれ、齊地の大半を制壓し、祝柯に會している。「入長城先、會于平陰」という銘文の事實と、必らずしも一致するものでない。靈王期說の根據とする左傳襄十八年の文、また安王期說のとる田氏世家の文が何れも銘文と一致しないのは、その說の信じがたいことを證明するものであり、この役は晉の烈公の十一年、晉軍が王命を以て、趙・韓を主力として長城にいつた征役をいうものであることは疑ない。このときは軍は深く齊地を制壓するに至らず、その諸軍を長城西端の起點である

平陰に會したのである。

「武侄寺力」以下は、征秦・迮齊につづいて第三の役をいう。武侄の句は難解であるが、要するに「譶敓楚京」という行爲の說明句である。劉釋に「武なる侄（驫虜戎名）力を恃み」とよむ。その說にいう。

寺乃恃之借字、說文所無、海內北經、林氏之國有珍獸、大若虎、名曰騶吾、郭璞曰、大傳謂之侄獸、侄騶實雙聲字、說文、虞卽騶虞、晉有虞虢二邑、其後又有鮮虞、鮮虞卽羌虞、詩皇矣、度其鮮原、亦卽羌原、書大傳、西方者鮮方也、晉人謂之騶虞者、實與驪戎同、戎氏善養馬、故御馬、謂之騶從、其官曰騶虞、左成十八年傳、晉悼公卽位、程鄭爲乘馬御、六騶屬焉、騶卽侄、群騶卽武侄

侄・騶は雙聲にして武侄は武騶、厲羌の勇武を稱する語とするものであろう。吳氏は「寺之古聲同紐、武侄者人名也、言此征秦迮齊、入長城會平陰者、皆有此武侄之力也、襄公十四年之羌戎子尙爲駒支、去此十年耳、則此武侄、疑爲駒支之子、然此無左證、未敢質言、其爲人名、則固甚明白也」とし、武侄を人名とする。しかし厲羌の功を列記する文中に「武侄の力なり」の一句を加えては、文氣の一貫を缺き、下句につづかない。

郭氏も武を人の名にして厲羌の字と解し、「武殆厲羌之字、羌人善騎射、故名羌字武、又羌可讀爲壯、亦與武相應」とし、侄については「侄乃到之異、此讀爲擣、寺者邿之省、襄十八年之役、傳云、乙酉、魏鋒欒盈、以下軍克邿、杜注、平陰西有邿山、此寺亦卽邿山、蓋三晉會師平陰之後、武以偏

卷四　一六七～一六八

師力、擣邿山也」叢攷と解したが、傳文に邿を伐つたものは魏鋒・欒盈の下軍であるとしており、韓氏はこれに加わつていない。郭氏は補遺においてその說を改め、「武卽武卒之武、荀子議兵篇、魏氏之武卒、又淮南覽冥訓、勇武一人爲三軍雄、高誘注、武、士也、江淮間、謂士爲武、今韓器亦用此字、蓋不必限于江淮間也」という。大系に至つてまたその說を訂補し、侄を挃と通用の字とし、「淮南子兵略訓、夫五指之更彈、不若捲手之一挃、高注云、挃擣也」という。唐蘭は侄を忿戾の意とし、說文に孫至に從う字あり、勇佷の義。「寺是也、力勤也、武侄寺力、猶詩烝民云、威義是力矣」と解する。徐說もこれに近く、侄は致、武致とは「武之至」の意という。于釋には侄を鷙を以て解する。思うに武侄は連語、慓勇の意であろう。至・失はその音近く、その從う字には慓勇の意を含むものが多く、武侄とは後にいう跌宕などの語義に近いようである。金文には畠武・聖武・元武などの語がみえるが、武侄のようにいう例はない。

寺力も解しがたいところであるが、邿を之と釋しては文義をえない。邾公牼鐘に「分器是寺」とあつて持の義、「永保是尙」と同じ。「武侄寺力」とは、歷戰の後においてもなお戰意沮喪するところなく、その餘勇を奮つてさらに楚京譶敓の功をあげたとするものであろう。

譶を劉說に疾言、吳說に衆言とし、唐釋には「譶敓猶襲奪、襲爲覽取、故利疾速、譶襲聲同、故可假用」という。說文三上に「譶、疾言也、讀若沓」とあり、郭氏は「譶有疾義、沓亦有急義、漢書禮樂志、騎沓沓、師古云、沓沓疾行也、譶猶沓沓矣」と沓の聲義を以て說く。積微居には「當讀爲慴」とし、銘文の義を論じていう。

武侄寺力、䢅敓楚京者、謂晉軍征秦迫齊、勇武擣擊之威力、使楚國都之君臣懾慴震動、而奪氣也、

春秋之世、晉楚互爭中原、世爲仇敵、此役兵不至楚、而言此者、戰勝之餘、張大其辭、以洩憤也

征齊の役における晉軍の武威が楚京を震撼したと解するもので、事實においては楚との戰役はなかつたという前提での論である。䢅が沓聲の字ならば、䢅敓は踏奪、その地に臨んでこれを蹂躪するをいう。單に風聲に慴れる意ではありえない。

楚京についても、衆説紛異、殆んど歸するところがない。劉釋に楚邱と解する繆鉞の説を引き、なお疑問を存していう。

溧陽繆鉞曰、楚京卽楚邱、爾雅釋地、邱之高大者曰京、邱京亦雙聲字、春秋隱七年曰、王使凡伯來聘、還、戎伐之於楚邱、以歸、後漢書郡國志、武成下引此爲證、武成在今山東曹縣、其地距平陰甚近、節按、晉戎是役、征秦迫齊、武侄猶欲恃力奪楚、而未果、楚邱之説、聊存異義耳

しかし「而未果」ということならば、これを器に銘してその功とすることはありえないわけである。

靈王期説をとる論者は、この楚京䢅敓のことを、概ね左傳襄十八年にいう平陰の役と關連させて説いている。すなわち吳其昌はその傳文を引いた後、晉の征齊のとき、楚師がその背後を窺つたが、南風競わず、鄭を侵して寒雨に遇い、「楚師多凍、役徒幾盡」という思わざる蹉跌を受けて退いた。しかし晉と齊楚の間には宿怨いよいよ深く、「其毒楚之心、無時或釋、故楚京雖遠、而亦議奪破之也、故曰、䢅敓楚京」という。齊楚勾結のことは襄公廿三・四年の左傳にみえ、吳氏は器をその廿四年前五四九の制作とするが、史實に徵しうるものはない。唐蘭は劉・吳の缺を補う資料として平陰

役後の晉軍の行動に及び、「按晉軍入陰後、己卯、荀偃士匄、以中軍克京茲、乙酉、下軍克邿、趙武韓起、以上軍圍盧、弗克、十二月戊辰、及秦州伐雍門之萩」と傳文を引いて論ずるが、楚京のことは傳文にみえない。唐氏は楚京を、おそらくこのとき韓起の行動した地域にある一小地名であり、いまその地を確かめがたいとしているのであるが、征秦迮齊につづく武功としては、比類を失する。また劉氏はこれを曹の楚邱のことであるという。しかしこのとき曹伯は征齊の連合軍中にあり、その邑を連合軍が侵奪することは考えがたいことである。

靈王期説では、銘文中の三役をすべて平陰の一役に關連するものと解するが、その點では、郭氏の安王期説も同斷である。すなわち田齊桓公五年の秦魏攻韓のとき、三晉の軍が曹の楚丘を攻擊したものと解するのである。

蓋楚京乃二地名、卽楚丘與京山也、邿山省稱爲寺、故楚丘亦省稱爲楚、京山亦省稱爲京、鄘風定之方中篇、升彼虛矣、以望楚矣、望楚與堂、景山與京、楚丘正略稱爲楚、今山東曹縣東南四十里、有楚丘城、卽其地、水經濟水注云、濟水北逕楚丘城西、又云、黃溝枝流、北經景山東、與詩合、足證景山確是楚丘旁邑之山名、毛傳訓景山爲大山、未得其實也、古音京景相同、史記高祖功臣侯年表、京侯周成、集解引徐廣曰、京一作景、本鐘銘之京、卽詩之景矣、䢅敓楚京者、言武率偏師、克寺之後、復長驅南下、奪取楚丘與景山也叢攷

大系の論旨もほぼ同じ。郭説には、靈王説の論者と同様に、かなり推測にわたる言が多い。それで溫氏のごときは、郭説は書生の談兵、千古の劇談であるという痛評を加えている。

定之方中にみえる楚邱は山東曹縣の附近で、その地には乘邱・楚邱・桂陵・陶邱、また曹南山などがある。みなかつて曹の地であつたが、曹は前四八七年、宋に滅ぼされている。それで前五五〇年説をとる研究者は、楚京を曹地の楚邱と解しえないのである。曹は當時、平陰の役に參加した諸侯の一であつたからである。また郭説等、器の制作を曹滅亡後におく論者はこれを故曹地と解しうるのであるが、田桓五年の役では實狀に合わず、威烈王説の論者、たとえば容庚氏のごときは、ただ「楚京、未詳所在」というのみである。

曹滅んでのち、その地は一時宋に歸したが、まもなく楚の北進に遭うて、その地は楚の領有となつた。史記には次のような記事がみえる。

前四〇〇　楚悼王類二年、三晉來伐我、至桑丘年表、世家作乘丘

前四〇〇　悼王二年、三晉來伐楚、至乘丘而還楚世家

桑丘の地は北方僻遠の地であるから、世家に從つて乘丘とすべきであろう。乘丘はのちの乘氏城である。讀史方輿紀要卷三三に「乘氏城、曹縣東北五十里、春秋時乘邱地、莊十年、公敗晉師於乘邱」とあり、晉楚の相爭うところであつた。楚邱は曹の東南四十里にあり、乘邱と楚邱とは相近い。詩の定之方中にみえる堂・京も古くこの附近にあつた地名である。史記にはひとり乘邱の名をあげているが、楚・堂・景・京はみな一望のうちにある地名であるから、世家にいう悼王二年の伐楚は、三晉がこの地に侵寇したことをいう。三晉というのは、韓氏の軍をも含む意である。史記にいうこの伐楚の役こそ、銘文にいう「䢅敓楚京」の事實に當るものであろう。從つてこの楚京の役は、征

秦迮齊の二役とはまた自ら別の戰役である。楚京は乘邱附近の楚・京二地とみてもよく、また秦・齊の二役に對して、楚の名を冠稱したものとしてもよい。威烈王説をとる溫氏が、晉楚の役を説くに苦しんで、楚京を平陰城東南の京茲に充てようとしているのも、窮説というべきであろう。烈公説によれば、その役は史記に明確な證を求めうるのである。

賞于韓宗、令于晉公、卲于天子

辟君たる韓氏の宗においてその武功を賞せられ、晉君よりも褒賞を受け、そのことは王聽にも達したことをいう。これもまた器の時期を考うべき問題を含んでいる。

唐氏は、平陰の役に魯より晉の六卿に三命の服を賜い、また平陰の役の翌年に當る左傳襄十九年に「於四月丁未、鄭公孫蠆卒、赴於晉大夫范宣子、言於晉侯、以其善於伐秦也、六月、晉公請於王、王追賜之大路、使以行禮也」とある記事をあげて、晉の諸卿の功も、必ずや周室の册に載せられたであろうと論じている。しかし銘文の秦・齊との戰が鄭下の戰前四一三、及び王が韓子等に命じた長城侵寇の戰前四〇八であるとすれば、この記事は銘文の事實を示すとはしがたく、殊にその論功が驫氏にまで及んだとする證はない。韓が趙魏と圖つて知伯を滅ぼし、三晉鼎立の勢を成したのは前四五三年のことであるから、平陰の役より約百年を經過しており、この文を說きえないのである。

韓宗の宗を、唐蘭は大宗の義とみている。それで「驫羌既爲韓氏之族子、則得命于晉公矣」としているが、もし驫羌が韓の族子ならば「戎厥辟韓宗」ということはありえない。宗には京宗・周公宗・宗室・宗彝などの語例からみても明らかなように宗廟の意があり、親族法的な意味を以ていうとき

には皇宗・宗子・宗婦のようにいう。從つてもし韓宗が𠫑羌の本宗の意ならば、琱生𣪘二「對揚朕宗君其休、用作朕烈祖盬公嘗𣪘」のようにいうべきである。殊に「韓宗敵」の敵が獻の義であるとすれば、それは辟君の祭享に獻ずるものであり、韓氏と𠫑氏との宗法的關係を意味するものとはしがたい。「賞于韓宗」とは、その辟君たる韓氏の宗廟において、武功を賞せられたことをいう。册命賜與が宗廟の大室中廷で行なわれるのと同樣である。

なお韓・趙・魏の三卿が正式に諸侯として認められたのは、周の威烈王廿三年前四〇三のことであり、本器はそれより五年後の制作であると考えられる。從つて韓宗という語は、三晉獨立の後でなくてはふさわしくない。周本紀に「威烈王二十三年、九鼎震、命韓趙魏爲諸侯」、韓世家には「景公六年、與趙魏、俱得列爲諸侯」、また趙世家「魏韓趙、皆相立爲諸侯」、魏世家「文公二十二年、魏趙韓、列爲諸侯」とそれぞれの記載がある。もとより晉の六卿專權の勢はこれよりさきすでに定まつており、知伯滅亡前四五三の後には三晉分立の實をなしていたのであるが、韓宗という語は諸侯としての地位が定まつた以後とするのが適當であろう。その點からも、靈王期説・威烈王説は何れも妥當としがたい。

「令于晉公」の令を、劉・吳の兩釋に何れも賓と釋するが、銹泐のない器銘によると明らかに令と釋しうる字である。令は命の初文。「命于晉公」とは命を賜う意で、晉室よりも恩命を受けたのである。晉室はこのときすでに、甚しく微弱であつたが、なおその祀を保つていた。晉室の衰頽は早く昭公のとき以來避けがたい形勢にあり、三晉分裂の勢は何びとにも豫測しうる状態であつた。

延陵の季子が三家の專權を豫言したのは、左傳によると平公の十四年前五四四のことである。いま晉世家の文を主として、その頽勢のあとをしるしておく。

昭公六年前五二六卒、六卿彊、公室卑左傳昭公十六年、魯人子服昭伯之語

頃公六年前五二〇、周景王崩、王子爭立、晉六卿平王室亂、立敬王左傳昭公廿二年經・傳

頃公十二年前五一四、晉之宗室祁傒孫、叔嚮子、二氏皆以公族爲大夫、相惡於君、六卿欲弱公室、乃遂以法盡滅其族、而分其邑爲十縣、各令其子爲大夫、晉益弱、六卿皆大梁玉繩曰、十縣大夫、趙韓魏知四姓之外、其六人者皆以賢擧、豈盡六卿之子姓族屬乎、史誤

出公十七年前四五八 知伯與趙韓魏、共分范中行地、以爲邑、出公怒、告齊魯、欲以伐四卿、四卿恐、遂反攻出公、出公奔齊、道死、故知伯乃立昭公曾孫驕、爲晉君、是爲哀公諸説並不同、年表云、出公十八年、次哀公忌二年、次懿公驕十七年、紀年云、出公二十三年奔楚、當此時、晉國政皆決知伯、晉哀公不得有所制、知伯遂有范中行地、最彊

哀公四年懿公二年、前四五三、趙襄子・韓康子・魏桓子、共殺知伯、盡倂其地

幽公柳立前四三七、幽公之時、晉衰、反朝韓趙魏之君、獨有絳曲沃、餘皆入三晉

幽公十八年前四二〇、盜殺幽公、魏文侯以兵誅晉亂、立幽公子止、是爲烈公年表、立其弟止

烈公十九年前四〇一、周威烈王賜趙魏韓、皆命爲諸侯年表在十七年、前四〇三

靜公二年前三七六、魏武侯・韓哀侯・趙敬侯、滅晉後而三分其地、靜公遷爲家人、晉絕不祀

威烈王說をとる論者にとつて、このような晉室の陵夷は障碍となるものであり、カールグレンもその問題に論及しているが、特に安王說をとる郭氏にとつては殆んど致命的ともいうべき難點である。

これについて郭氏は

晉公者、依紀年當爲桓公、依史記則爲孝公、按當以紀年爲是、紀年者晉史也、天子者周安王、周安王二十二年、距晉之絕祀僅四年、而韓氏之陪臣、猶以是僨于晉公、見昭于天子爲榮、且奉天子之正朔、足知當時之周晉、確猶擁存其虛主之位也

と論じているが、器銘にいう正朔は晉紀であり、器の制作の當時、晉室はなお三晉の宗主として、名義的にもせよその宗主權を存していたのである。晉の絕祀に至るまで、なお三十年を殘している。器銘にいう征役を、征秦は前四一三、迮齊は前四〇八、楚京の役を前四〇〇とすれば、三晉分立後の役は最後の一役にとどまり、しかも侯命をえた翌年のことである。その行賞が役後久しからずして行なわれたとすれば、その武功について晉公・天子の嘉賞を受けることはもとよりありえたとすべく、器は最後の役より二年後の制作である。

命とは恩命の意であるが、具體的には命服を賜うのであろう。陪臣に命を賜うことは、平陰の役後、魯公が晉の六卿に三命の服を賜い、また「軍尉司馬司空輿尉候奄、皆受一命服」左傳襄十九年という例がある。これは他國の卿大夫に命服を與えている例であるが、これによつていえば晉がその陪臣たる𠫑羌に命服を與えることも、當然考えられる。

「卲于天子」とは、そのことが王聽に達せられることをいう。劉釋に「昭于天子者、昭告于天子也」、また郭釋に「凡金文昭字均作卲、昭于天子、猶大雅文王、於昭于天、義如昭周公之明德左傳定公四年

文、猶言旌表也、毛傳、以詩之昭訓見、劉於鐘銘解爲告於天子、均未得其旨、又此三于字、均表示被動之介詞」叢攷という。金文には也𣪘に卲告の語もみえ、銘文ではことが上聞に達するをいう。およそ命服のことは、天子に請うてなすべきことであり、左傳襄公十九年「晉公請于王、王追賜之大路」という文の「請于王」に當る。作器者の立場からいえば、「卲于天子」はもとより被動の語法である。

𠫑氏の武功が、このように韓宗に賞せられるのみでなく、晉公に命ぜられ、ついには上聞に達するのは、その征役が王命により、あるいは晉侯としての行動であつたからである。すなわち征齊の役前四〇八は特に王命によつて、韓景子・趙烈子の軍が主力となつて行動している。韓氏はこのときなお諸侯に列するをえず、王命を晉侯を通じて受けているのである。韓氏はのち五年にして諸侯に列したが、迮齊のときにもなお卿にすぎなかつた。楚京の役のときにはすでに列侯であつたが、器には前二役の功をも合せてしるしており、それらの論功は、晉公・王室によつて公的にも承認を受けたのである。

用明則之于銘、武文咸剌、永枼毋忘

明則二字連文。沇兒鐘の「惠于明祀」を、邾公華鐘に「台卹其祭祀盟祀」に作り、邾公釛鐘に「用敬卹盟祀」に作る。明盟は通用の字。明則とは、鐘銘に刻して神明に告げる意であろう。

則は劉釋に「則、刻劃也、說文、等畫物也、刻之于銘、著己之勞伐、以垂子孫也」という。また郭氏は「則讀爲載、古音則載相同、故虛字多用載爲則、詩載馳鄭箋、載之爲言、則也、廣雅、載則也

文選高唐賦注所引、周語韋注亦同、是載可讀爲則、則則亦可讀爲載矣、載者記也、識也」という。則載の通用を以て説くものである。

則は金文の字はみな鼎刀に従う。その原義は鼎銘に刻畫する意であり。説文の古文・籒文の字形もみな鼎に従う。説文の正篆に貝に従う形とし、「等畫物也」というのは二分の義をとるものであるが、字の初義をえたものとしがたい。則はもと彝銘をいう。それより轉じて法則・典範の意となる。劉氏は説文により、郭説は假借を以て説くも、鼎銘に刻するを則といい、また劑という。約劑の義である。

周禮司約に「掌邦國及萬民之約劑」、また「大約劑書于宗彝、小約劑書于丹圖」とあり、注に「劑謂券書也」とみえるが、券書を用いるのは後世のことである。劑はおそらくもと齋に従うもので、「書于宗彝」とは、鼎・齋に銘刻するをいう。鼎に刻するを則といい、齋に刻するを劑という。文字の構造法同じ。約劑は大史にこれを藏し、その貳を六官に致す定めであった。器銘にいう明則とは、これを宗彝に銘するもので、必らずしも約劑の義ではないが、器に銘してその盟誓を致すものであろう。すなわち韓宗にその盟誓を獻ずるもので、あわせてその功烈を子孫に傳えようとするのである。

銘は説文にその字なく、金文では概ね列國器にみえる。楚公逆鎛に「厥格曰」とあり、邾公華鐘「愼爲之名、元器是舊」、吉日劍「朕余名之」、秦公鐘「厥名曰□邦」など、字は格・名に作り、多く鐘銘にいう。禮記祭統に「名者自名也、自名以稱揚其先祖之美、而著之後世者」、あるいは檀弓

下注に「銘、明旌也」というのは何れも後起の義。名はもと祭肉を奉じて祝告し、祖廟に名を告げる儀禮を意味する字で、秦公鐘の「厥名曰□邦」というように器名を以て告げるにも用いる。その文を銘という。

「武文咸剌」の武文も解しがたい語である。文武の德をいうには多く文武という。劉釋に唐蘭の説を引き、これを晉の文公・武公をいうと解し、「秀水唐蘭曰、晉牒武獻惠懷文襄、器稱武文□剌、當作於文公以後、悼公稱覇最久、或作於是時歟、節按、器作於文公以後、甚是」という。しかるに唐氏はのちその自説を補訂し、韓氏はもと晉室より出ており、ゆえに武侯・文侯の名を著わしているのだとする。その説にいう。

晉國有二武文、其先唐叔子燮晉侯、晉侯之子寧族、是爲武侯、又穆侯太子仇爲文侯、是也、其後者、則曲沃武公、更號爲晉武公、其孫爲文公、是也、凡鐘鼎銘、皆追記祖考先烈、則此當爲武侯及文侯、余前記爲武公文公者、誤也、世本及國語、並謂韓萬爲曲沃桓叔之子、國語最詳晉事、世本悉著譜系、當得其實、則韓宗爲晉裔無疑、史記以爲周武王子韓侯之後、非也、曲沃桓叔、爲文侯之弟、故韓子得祖武侯文侯矣

韓氏姫姓説は、鄧名世の古今姓氏書辨證に左傳僖公廿四年「邗晉應韓、武之穆也」を引き武王庶子説をとる。すでに晉・韓を並べ列することからいえば、この韓は晉侯の後であることはありえない。鄧氏はその初封を韓城、すなわち晉の韓原とし、「宣王中興、韓侯能幹不庭方、以佐王、大有功于周室、王親命之、賜之梁山、以爲韓國之望、平王東遷、子孫失國、以韓爲氏、而地入於晉、至曲沃武公幷晉、有韓萬者、爲戎大夫、伐翼有功、復封韓原、以爲采邑、其地蓋在河津萬泉之間也」巻八という。世家にも「韓之先、與周同姓」とし、晉裔の説をとっていない。

器は厲羌がその辟君たる韓宗の祀を奉ずるために作ったものであり、武文とは韓宗先世についていう。もし韓宗が晉室の後ならば、桓叔の兄文侯の名をあげずして、その父穆公の名をいうべきであり、高祖を稱するならば唐叔よりいうべきである。かりに左傳・系本によって韓を晉の支庶とするも、作器の當時晉韓の間に宗支の情のみるべきものなく、三晉はすでに諸侯に列しているのであるから、韓はその別子たるものを宗祖とすべく、従って文中の武文を晉牒のうちに求めるのは誤である。

郭氏は武文を先世の名とする説をとらず、別解を出し、「今按、此乃作器者自爲懿美之辭、猶小雅六月稱文武吉甫、魯頌泮水言允文允武、蓋厲羌征秦迮齊、克敵致果、是有武功、凱旋受賞、作器能銘、是有文事、故曰武文□剌」という。武功を以て文と稱し、作銘のことを文というと解するものであるが、凡そ自銘の器に武文咸剌と稱する例はない。また懿美の語には、文武という例である。

韓宗は、韓武子がはじめて韓原に封ぜられて興つたとされる。すなわち韓の昭穆は武にはじまり、武文を以て相序したものであろう。諸侯王の系譜廟號は、宗法・祭統の上から、昭穆を以て序せられていたと考えられ、名號の上に昭穆の意を示すことがなくても、廟制や祭統上の秩序はこれを原理として構成されていたようである。韓においては、武文がおそらく昭穆の紹遞を示すものであったと考えられる。武子より十世にして、韓の譜牒にまた武子があり、武子ののち景侯を經てまた武

侯系本がある。武侯は史記に列侯に作る。列は武系の名號であろう。器は景侯のときに當るが、當時の韓室は武子・景侯・武（列）侯・文侯という次序を示している。おそらくこの武文は昭穆の序に従うものとみられ、韓宗の世譜をいうには武文と稱したのであろう。すでに韓宗の祀に奉ずる器であるから、その昭穆を以ていうのである。

咸剌の咸は、諸鐘の字が何れも銹泐して明らかでなく、從來多く缺釋のままである。善齋の第三器にこれを成と釋し、「第七行文下乃成字、謂成王也、余細審是器、始得見之、惜不易拓出、未克公諸世耳」という。郭氏はその釋を誤として咸と改め釋し、「按此説有未諦、如果爲成字、而爲成王、則當云文武成、而不當云武文成、蓋成咸形近、字又泐殘、不免稍以成見爲説耳、余初説武文二字、爲作器者自爲懿美之辭、今得識咸字、益足證余説之不誤」という。

唐釋の後に付した劉氏の跋に、字を休と釋する説をあげ、「余友蕭山朱豫卿、息軒劉盼遂、皆謂乃休字剥落、休烈之辭、見漢書匡衡傳、曰休烈盛美、皆歸之二后、休烈乃美烈之意」というが、金文においては休は多く休賜の意に用いる。

器はいま泉屋に藏するも目検の機會に乏しく、善齋のいうところを參考として咸と釋しておく。金文に咸宜・咸有・咸妥・咸畜など副詞に用いる例が多い。ただ郭説のように、武文を懿美の辭としては、咸字の義が適當でなく、武文を歴世の意としなくては文義が順でない。これまた武文を韓宗のことに屬して解すべき證である。

「永枼毋忘」は「永世勿忘」の意。劉説にいう。「吳大澂曰、枼古葉字、齊侯鎛、枼萬世至于辝孫、

勿或俞改、陳侯午錞、永枼□忘、詩長發、昔在中葉、古枼葉牒皆相通、卽傳世之稱、永枼毋忘者、永世毋忘也」という。齊侯鎛、すなわち齤鎛の文は「枼萬至于辞孫」とあり、枼は世の繁文。他にも異構の字がある。

郭氏のように「文武咸刺」を自ら懿美する語と解するならば、この句はそれを永世に傳えることをいう語となつて、甚だ驕泰に失するものとなる。彝銘の末文には、先世祖考の靈に告げ、あるいは子孫に告げる語を以て結ぶのが例であるが、この文には自己の先世をいうものなく、また子孫の語を著けていない。しかも上文の「武文咸刺」の句を承ける語である。これを以ていえば、「永枼毋忘」とは他に告げる語でなく、自ら戒め誓う語とすべきであろう。陳侯午錞に「台烝台嘗、保有齊邦、永枼毋忘」というのも同じ。この語を以て韓宗の武文に告げるのは、この器を韓宗の祭祀を奉ずるために作るとする、文首の語に對應するのである。首尾一貫して、文に脈絡あるものというべきであろう。

訓讀

これ廿又再祀、𢹂羌、戎の辟たる韓宗の㪅を作る。遳ひて秦を征し、齊を迮して長城に入るに先んじ、平陰に會す。武侄寺力、楚京を富敓す。韓宗に賞せられ、晉公に命ぜられ、天子に卲せらる。用てこれを銘に明則す。武文咸く烈なり。永世忘るることなからむ。

巻四　一八一～一八二

參考

積微居の跋文末に一語を加えて、「此銘文字本明白易曉、而釋者不免鑿之使深、又所記爲戰爭、戎字正其類語、而釋者顧改字讀之、似不免舍近求遠之病矣」と評しているが、劉・唐・吳・郭・容・徐・溫・董の諸家が再三にわたつてその考釋を論じ、しかもなお結論をえなかつたことを思えば、その文は決して「明白易曉」と稱しうるものではない。尤もその文は僅かに六十一字、特に鰲牙の語もなく、また于省吾が「氣體雄駿、瓌麗醇奧」などと稱する特別の文體ではないが、文中の史實に確當のものを求めることが容易でなく、文また簡古、字〻みな大旨に關するところがあり、それだけに考釋には最も周愼なるを要する。ゆえに各家の考釋はそれぞれ競爽の美を爭うものであるが、讀むに從つて百疑續出し、一として安んじうるものがない。ゆえにその疑點のあるところを明かにしながら、かつてその要を論じた。いま私見を以て銘文の意をまとめると、次のごとくである。

晉の烈公の二十二年前三九八、𢹂羌は、われわれ戎の辟君たる韓の宗室の祭祀に奉ずるための器を作つた。その理由は、かつて韓君に率いられて秦と戰つてこれを鄭下に敗り前四一三、また晉公が王命を受けて齊を征したとき、晉の卿士であつた韓景子に從つて齊の長城に入るに先陣の功をあげ、長城の西端にある平陰に會した前四〇九ことがある。またさらにその勇武なる戰力を以て、三晉が楚を伐つて乘丘等を侵奪した役前四〇〇にも參加し、楚京を攻略した。このように重なる武勳によつて、辟君たる韓室の宗廟において賞賜を受け、三晉の宗君たる晉公からは命服が與えられ、かつその武功は天子の上聞にも達したのである。ここにおいてその寵榮をこの鐘に銘して永久に記念する。これというのも韓宗の威烈なる武文列世の神靈の致すところであるから、末代までもそのことを忘却するものではない。

これによつてこの銘文のもつ問題點は、概ね說くことができるように思う。この考釋は、從來の說とかなりの點で異なる。いまこの考釋の基礎となる主要點をあげると、次の諸點である。

1文首の「廿又再祀」を從來すべて周室の紀年としているが、これを晉の紀年とし、烈公廿二年とする。

2「戎厥辟韓宗」の厥を領格の助詞とし、𢹂羌と韓宗との主從關係をいうものとする。

3「韓宗㪅」の㪅を音獻にして、獻享の器とし、銘の末文をそれと對應するものと解する。

4秦・齊・楚の三役を、それぞれ年次の異なる征役と解し、史籍にその徵を求め、作器の時期を明らかにする。

5韓宗・晉公・王室という層序的な關係を、右の三役との關連において把握する。

6武文を韓宗における昭穆的秩序をいうものとし、銘末の文意を明確にする。

以上の六點のうち、2については羌族考論叢九集に論及しておいたので再說を避けた。なお1・3について、次に補說を加えておく。

文首の廿二年を周室に繫けるのは、文中に「卲于天子」の語があるため、一種の先入觀となつた嫌いがある。しかし𢹂羌が韓氏の臣であり、三晉がなお晉を宗主とする關係にある以上、その紀年は晉紀でなくてはならない。列國の器においては、一般に周の紀年を用いず、その國の紀年による

巻四　一八三～一八四

例である。者汈鐘のように「隹戉十又九年」とその國號をあげていうものはもとより、楚王酓章鐘「隹王五十又六祀」、陳侯午錞「隹十又四年」などは何れも楚・齊の紀年を以ていう。このことは殆んど自明にひとしい金文の通例であるに拘わらず、諸家が爭うて周王にその繫けるところを求めたのは、「天子」の一句に牽かれて先入の見に陷つたためであろう。晉の紀年によるとすれば、烈公廿二年の他には、銘文の條件を滿足せしめうるものはない。

次に㪅の解釋は、この器銘理解の上に一の關鍵をなすところである。宗器はその宗族によつて作られるのが原則であり、靜卣「靜拜䭫首、敢對揚王休、用作宗彝」をはじめ、善鼎「用作宗室寶䵼」・豆閉𣪘「永寶用于宗室」・小克鼎「克作朕皇祖釐季寶宗彝」など、この種の表現の有無に拘わらず、みなその器と考えてよい。ときにその親緣のために作ることもあり、そのときには

楚王酓章鐘　隹王五十又六祀、楚王酓章作曾侯乙宗彝、奠之于西𨜮、其永時用享

のように、楚王が曾侯乙の宗彝を作るという。曾は楚の附庸であり、かつ

曾姬無卹壺　隹王廿又六年、聖𨒃之夫人曾姬無卹、…甬作宗彝䵼壺、後嗣甬之、職在王室

のように通婚の國でもあるから、宗器を作つて與えることが行なわれているのである。このような關係がなくても、たとえば

作册大方鼎　公朿鑄武王成王𥛱鼎、隹四月旣生覇己丑、公賞作册大白馬

によると、公朿が武王成王の祀鼎を作ることをしるしており、また宗周鐘は㝬侯の器であるが、「我隹司配皇天王、對作宗周寶鐘」とあり、前者はおそらく獻器、後者はその宗に配祀することを

いうものであろう。いまこの器に「作戎厥辟韓宗敵」というのは、獻器とみるべきか、奉享の器とみるべきか、兩解のありうるところがあるが、その器が韓王墓から出土しているという事實は、一應注意すべきであろう。それで器の出土事情について一言しておく。

器は唐釋に鞏縣の出土とするが、洛陽郊外の金村にある一群の古墓から出土したものである。同地の遺物は一九二九年頃から海外にも流出しはじめ、編鐘の出土は一九三一年民廿年初のことであるという。その年すでに劉・吳の考釋が出され、翌年には徐・唐の考釋が發表されるなど學者の關心を集めたが、その出土地や出土事情については不確かなところが多く、一時は鞏縣の出土とも傳えられたのであろう。

器の出土事情は W. C. White の Tombs of Old Lo-yang 上海・一九三四によつて報告されたが、これとても發掘調查の報告ではなく、資料や情報の蒐集になるものであつた。その概要は別に顧子剛の「韓君墓發見略記」國立北平圖書館館刊第七卷第一號、一九三三として發表されている。W氏の報告によると、この編鐘は洛陽城東約三十五里、金村を去ること遠からぬ太倉の出土である。發掘は前後二、三年にわたつて行なわれ、民二十年初に編鐘が出土した。その地は成周の遺址で、土地の人が李密城とよぶ地である。その東南隅、邙山の南麓に古城垣の遺址があり、その南約二五〇呎に東西六基の墓がある。その約三五〇尺南にまた東西二基あり、構造相近く、あるものは小墓・馬坑を伴う。出土器中、韓君の銘をもつものがあり、この一群の墓は韓君墓とよばれた。その見取圖は略記一四六頁及び梅原博士の「洛陽金村古墓考」四頁に載せられている。古墓發見の端緒は、民十七年一九二八、霖雨のため土地が陷沒し、下に古墓のあることが推測され、所有者から採掘權をえたものが試掘して、馬坑や羨道を發見し、やがて墓室が發掘された。

墓室の底層は八角形をなし、南北四呎、橫二呎、厚さ四吋の石塊が布かれ、末端は羨道に達する。石塊上に一呎幅の松材を南北に並べ、墓壁の七面には長方塊の松材を五層に積み、高さ七八呎、三重の牆壁をなす。內側の牆壁五層中の第三層に、東西北の三處に空格があり、腰坑に當る。南面に墓門鐵礎があり、礎上四五呎のところに石拱があるが、雕飾のあとはない。墓壁には深棕色の漆が塗られ、墓頂近くの壁には廣さ一呎程の繪畫がある。繪は龍鳳の屬であるらしいが、識別しがたい。一定の間隔を以て直徑三呎の銅片があり、玻璃が嵌入されている。棺槨は北向、室の中央にある。以上は第五墓の墓制であるが、他は竪坑によつて遺物が搬出され、內部が亂されている。ほぼ同樣の墓制であつたと推測される。

出土物は玉器が多く、精巧を極めている。他に人物花紋を付した圓形の小銅器や燈・鐘・帶鉤・案脚・漆器・銅鏡臺などが出土したが、一般の墓葬にみられる祭器や戈戟の類が殆んどみえぬことが注意される。馬具は最も特色があり、金銀を用いた華麗なものが多い。以上はW氏の手翰によつて顧氏のまとめた報告の概要であるが、のちW氏も報告を上梓し、梅原氏の「洛陽金村古墓聚英」昭一二に遺品の集成と解說がある。遺品中、銀器に三十七年の刻字をもつものがあり、氏はそれを始皇三十七年、すなわち前二一〇年とする。韓氏の滅亡後、二十餘年後である。そして梅原氏は、屬

羌鐘の制作の時期も、郭氏の安王期說、容庚氏の威烈王期說が近いであろうとする。編鐘の時期は、必らずしも出土品との關係からでなく、銘文の解釋によつてその絕對年代を定めうることは、すでに述べた。

竹書紀年によると、魏の武侯二十一年前三七六、韓は鄭を攻めて新鄭に都した。韓の哀公元年である。梁惠成王元年前三七〇、韓の懿侯は魏を伐つて蔡を取り、世家によると、翌年には馬陵に敗れて報復を受けている。紀年はこれを二十六年に屬する。韓は昭侯前三五八～三三三のとき、しきりに秦に敗られ、次いで宣惠王の十一年前三三二王號を稱したが、その二十一年前三一二には太子を秦に質として和を講じている。

これよりさき、蘇秦が六國の合從を說き、一時これに成功前三三三したことがある。戰國策韓一に、「蘇秦爲楚合從、說韓王曰、韓北有鞏洛成皐之固、西有宜陽常阪之塞、東有宛穰洧水、南有陘山、地方千里、帶甲數十萬」とあり、このとき韓都はおそらく河洛の地にあつたものと思われる。のち次第に秦にその地を削略せられ、始皇の十七年前二三〇についに秦に滅ぼされるのであるが、洛陽韓墓の造營はおそらくその間にあるべく、銀器にしるす三十七年は始皇の紀年ではありえない。屬羌鐘の制作は前三九八年であるから、これらの墓群も韓都が河洛の地にあり、なおその國勢を維持していた前三百年前後に營まれたものであろうと考えられる。この墓群ははじめ五臺墓の名でよばれていたが、劉節の「答懷主教書」にその出土地の沿革を論じていう。

五臺墓在舊土城之東北角、舊土城爲魏晉以前之洛陽故城、書洛誥所謂又卜瀍水東、亦惟洛食之地、書序謂之東郊成周也、酈道元水經注穀水篇、論之最詳、今舊土城適當白馬寺之東、與道元之說相切合、注又曰、周威烈王葬洛陽城內東北隅、景王冢在洛陽大倉中、翟泉在兩冢之間、然則此五臺墓、殆卽所謂周威烈王墓邪、此疑問也、古人治學記言、往往得之傳聞、道元上距衰周千有餘年、所言未必準確、今就該冢所出各器物觀之、殆卽戰國末葉韓國君主之古墓、蓋周之王城處于澗瀍之間、南繫洛水、具見周書洛誥、及逸周書作洛解、則今之舊土城、非周王城故址、乃周之下都、審矣、皇覽言秦封呂不韋、大其城、幷圍景王冢、然周自平王以後迄敬王、凡十一代皆居王城、至敬王始城成周、居之、至赧王復遷王城、事見左傳國策、戰國末、韓臨二周之郊、成周實爲韓地、則景王冢亦未必卽道元所指之處、括地志曰、洛陽故城在洛陽縣東北二十六里、周公所築成周城也、晉太康地道記以爲四十里、今之所考、約略相合矣

すなわちその地は舊成周故城の東北隅に當る。周の敬王前五一九～四七六が王子朝の亂を避けて一時この地に遷り、のち赧王前三一四～二五六が再び王城に還つたが、周はその後數年にして滅んだ。韓が成周の地を收めたのは、おそらく赧王が王城に歸つてからのちのことであろう。すなわち韓墓の造營は、早くても前三一四以前ではない。このとき韓は宣惠王前三三二～三一二の十九年、その後襄王前三一一～二九六・僖王前二九五～二七三・桓惠王前二七二～二三九を經て、王安前二三八～二三〇九年、秦に滅ぼされている。僖王の十四年前二八二、秦と兩周の間に會しているのは、殆んど城下の盟にひとしく、以後連年秦の削略を受け、存亡の危機がつづく。このことからいえば、韓墓はおそらく惠・襄・僖三王のころのものと考えてよい。劉氏は墓群の時期と屬羌鐘の制作時期とは直接の關係がないと

して、鐘の時期については依然として靈王期說を主張しているが、以上の考察によれば、墓群の時期は鐘の制作より百年、もしくは百數十年後となる。鐘はその第七墓の出土と傳える。郭氏龘攷三六葉は「驫鐘出處、大概在第七墓中、因曾在該墓發見驫鐘之斷片、其花紋固與完全之驫鐘花紋一律、故可推斷也」というW氏の書翰を示している。他に斷片があるとすれば、鐘數ももと十四を超えていたのであろう。

銘文は全文僅かに六十一字であるが、簡古にして重要な記述を含み、一字をも等閑にしがたいものがある。文字はすべて方格のうちにしるされ、大克鼎と同じ形式である。字形は整工にして、秦器の字と近い。葦作賓氏の沁陽玉簡大陸雜誌・一〇・四に、兩者の字體を比較して何れも春秋中葉の器としているのは、時代觀においても、鐘銘の內容からみても首肯しがたい。郭氏は鐘銘の字體を論じていう。

以字體言、則規旋矩折、而逼近小篆、曩者王國維倡爲戰國時秦用籒文、六國用古文說觀堂集林卷七、自以爲不可易、學者已多疑之、今此器乃戰國時韓器、下距嬴秦兼併天下僅百六十年、而其字體上、與秦石鼓秦公𣪘、中與同時代之商鞅量商鞅戈、下與秦刻石秦權量相較、竝無何等詭異之處、僅此已足易王氏說、而有餘矣

王氏が籒篆を秦、古文を六國としたのは概括の言であり、秦晉の器には共通の特質をもつところがある。これを江淮の文字の詭異、東方の頹靡なるものに比べれば、秦晉の器には整工にしてなお古籒の餘意があるといえよう。王氏の論は、その大旨において誤まるところはない。それは文字のみ

巻四　一八九～一九〇

ならず、彝器文化の全體を通じていいうることである。

文に押韻あり、唐釋に秦・城・陰・京・銘・忘を一韻、宗・公を一韻とし、書道には戎・宗・宗・公東部　城・銘耕部　京・忘陽部の三部合韻とする。思うに秦・先・陰は一韻、秦眞・先先を押韻することは詩篇にその例が多い。陰は侵韻であるが、漢代においても心申親安世房中歌第三・文深身臣倫漢書杜周傳などの押韻例がある。他は東・陽の合韻である。耕部の字を加えるとすれば、それは眞・耕の合韻とみるべきであるが、この文では韻字が相錯わる押韻の法をとっていないようである。

この鐘銘については、かつて「驫羌鐘銘文考釋」立命館文學一六四・一六五號、一九五九を發表したが、いま一二の補足を加えてここに再錄する。前三九八年說を主持する點においては、前論と異なるところはない。

なお金村古墓の出土と傳えられるものに嗣子壺があり、令狐君の器である。

嗣子壺

出土　洛陽太倉古墓。出土事情については後にいう。

著錄

器影　龘攷・二・二九　洛陽・二五三　河南・二一　大系・一九二　聚英・一三　通考・七四五

銘文　三代・一二・二八・二九　大系・二七八

考釋　大系・二三九

器制　河南に「通高一尺三寸五分、蓋濶一寸二分、底徑五寸二分、蓋飾花瓣六葉、耳飾獸首銜環、壺身以凹帶區花文、爲五層、作蟠虺文、底上有綯文一道」といい、通考に「通蓋高一尺四寸九分、兩耳獸面銜環、蓋作蓮瓣六、腹飾蟠虺紋五、足飾綯紋」という。蟠虺文は壽縣の諸器と似ている。下文の趙孟介壺など、蓮瓣の蓋をもつものに、器制の似ているものが多い。三代に二銘を錄しており、その一は未剔の銘のようである。



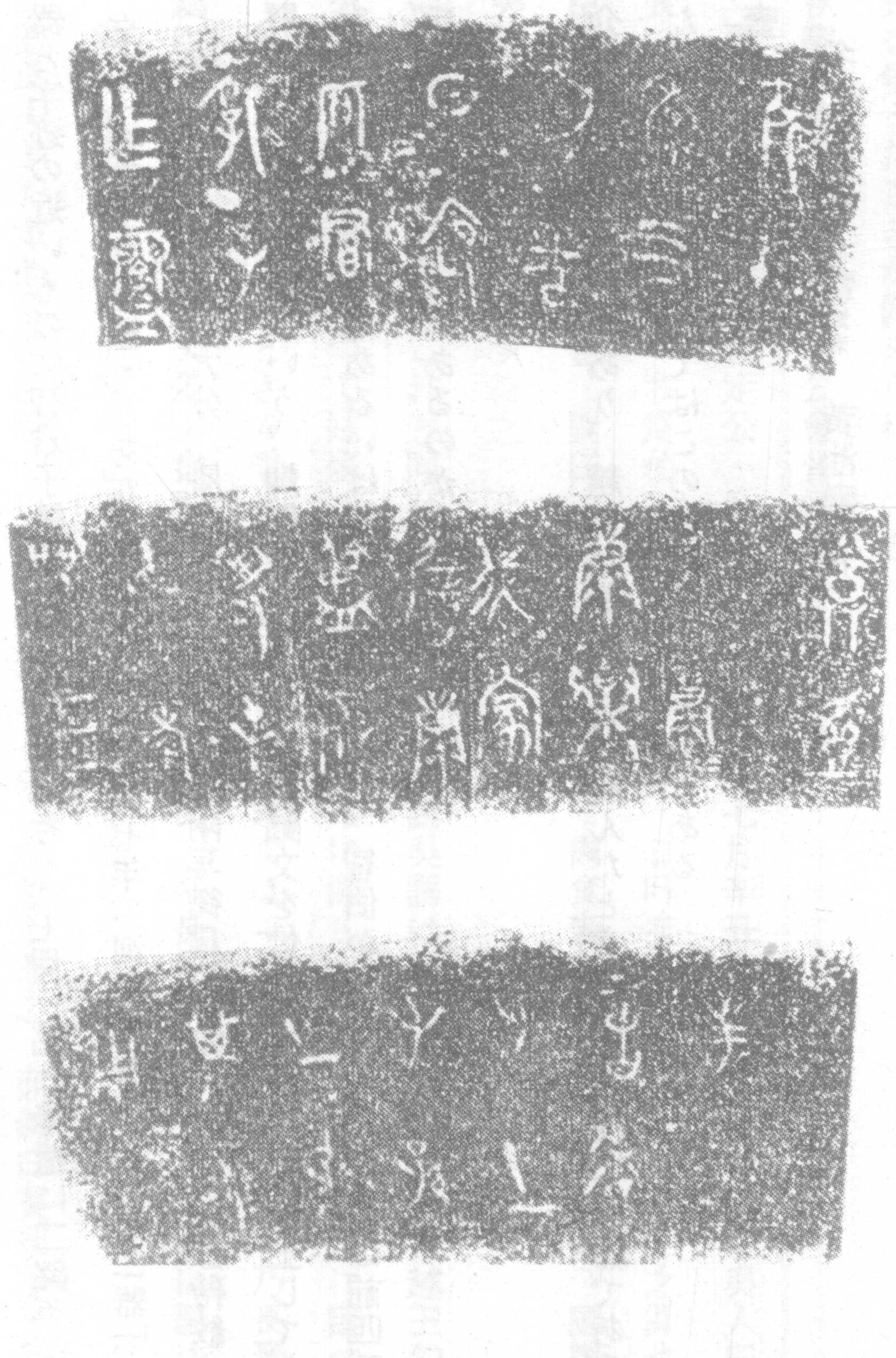
嗣　子　壺

銘　文　器の上項外緣にあり、二十三行五〇字。

隹十年四月吉日、命瓜君嗣子乍鑄尊壺、柬〻嘼〻、康樂我家、屖〻康盄、承受屯德、旂無疆至于萬億年、子之子、孫之孫、其永用之

郭氏いう。「此壺與驫羌鐘、同出于太倉韓墓、大率亦戰國初年之器、命瓜當卽令狐、左傳文七年、

巻四　一九一～一九二



晉敗秦師於令狐、至於刳首、杜注、令狐在河東、與刳首相接、水經涑水注、引闞駰曰、令狐卽猗氏也、刳首在西三十里、猗氏漢置、故城在今山西猗氏縣西南廿里許、戰國時、其地屬韓、此器作者、葢韓之宗室、封於令狐、而歸葬洛陽者也」。いわゆる四君時代の前後、列國に君と稱するものが多く、戰國策韓策にも二三その名がみえる。この器もおそらくその期のものであろう。韓の桓惠九年

前二六四、秦は陘城汾旁を抜き、翌年には上黨の地を略しているのであるから、令狐の地はおそらくそれ以前にすでに保持しえなかつたであろうと思われる。一應器の時期の下限をそこにおくことができよう。紀年はもとより韓の紀年であろうが、その繫かるところを知りがたい。

嗣は司子に從う。說文にその字を古文としてあげており、汗簡に引く尙書にもその字がある。魏石經君奭の古文の字も同じ。河南に「司子子」と釋するのは誤る。柬〻は鐘聲の和樂をいう語であり、それを轉用したものであろう。大系にいう。「柬〻猶侃〻、和樂也、同聲之字、有闌〻、王孫遺者鐘、闌〻龢鐘、卽形容鐘聲之和、又有簡〻、商頌那、奏鼓簡〻、亦言樂聲之和」。ここでは和樂の象をいうに用いる。嘼〻も同じく形況の語。郭釋に「當讀爲肅〻、敬也、均康樂之形容」という。河南に平易謹愨の意とする。

犀〻は遲〻、徐寬をいう。康盄は康淑。郭氏ははじめ「非人名也」彙攷とし、のち令狐君の嗣子の名と改め解したが、伯叔などの人名にこの字を用いる例はない。「至于萬億年」の至于二字合文、至の下畫を于字形に作り、右下に重點を加えて合文であることを示している。商鞅量に夫に重點を加えて大夫の意とするなど、列國器にその例が乏しくない。「萬億年」といい、「子之子、孫之孫」など、他にみえぬ語である。文は押韻。壺・家・德・之は魚之の合韻である。文に「これ十年四月吉日、令狐君の嗣子、𧢲壺を作鑄す。柬〻嘼〻として、我が家を康樂す。犀〻として康淑、純德を承受し、無疆にして萬億年に至らむことを祈る。子の子、孫の孫、それ永くこれを用ひよ」という。字はやや狹長にして𠩺羌鐘に似ているが、結體に稍しく疏緩のところがある。

器の出土については、郭氏の彙攷に「民國廿年前後、出土於洛陽城東卅五里許之太倉古墓」としているが、孫海波は十八年であるという。文中、出土の事情に及ぶところがあるので、その文を引いておく。

民國十八年、出土于洛陽太倉古墓、其墓皆位于李密城之東北隅、與洛陽故城遺址相平行、距洛陽東約三十五里、歷年既久、丘墓盡平、略無封樹迹、但有沙邱起伏、自芒山迤南、毗連不絕而已、民國十七年、驟雨之後、一墓陷落、有疑爲古墓者、從事鑽探、乃悉此處地層、由木炭與小石、間積而成、下有墓穴、商得地主同意、先將一墓翻掘、其餘墓、則僅部分探采、由地面掘洞、達于墓門、再由墓門、直入墓穴、發冢之事、歷時三載、始終甚祕、局外人罕有知者、美國懷履光、任開封聖公會主敎、于此事探訪綦詳、發掘之日、且多目擊、所獲祭器明器、車飾玉佩、及日常用器之屬、凡五百餘品、乃于民國二十三年、印行洛陽古城古墓考、其後日人梅原末治所著洛陽金村古墓聚英、亦係專錄是墓古物之書、而是墓所出銅器銘文佳者、𠩺羌鐘而外、則爲此壺

發掘は郭氏が「行同盜竊」というように祕密裏に行なわれ、器の出土狀態などは全く知られないが、器が金村出土のものであることは疑ない。

郭氏は彙攷の釋後に、𠩺羌鐘の時期について、劉節の靈王期說に對して烈しい掊擊を加え、また六國表の三晉の世系の誤について論じ、その安王期說について「雖千萬人之說與余異、余亦不能爲之心折也」と自信を示すとともに、

𠩺羌鐘之年代既定、則嗣子壺之年代、與之相去、必不甚遠、葢戰國初年之器

としている。鐘は晉烈公の廿二年前三九八の器であるから、郭說より十八年前のものである。また壺はその器制文樣ともに趙孟介壺と近く、趙孟介壺には黃池の會前四八三のことが記されており、鐘に先立つこと約百年である。趙孟介壺は曾姬無卹壺と同じく兩耳に獸形を用いており、銜環の本器よりは時期が早いとみられ、嗣子壺の時期も、ほぼ鐘と前後するものとしてよいようである。

この器と字迹の近いものに智君子鑑があり、圖は通考・八七四、銘は錄遺に二銘五一九・五二〇を收める。文に「智君子之弄鑑」とあり、通考に「民國廿七年、河南輝縣出土、凡二器」、その器は「高六寸七分、口徑一尺二寸九分、脣寬五分、四獸耳、兩耳銜扁平之環、通體飾獸帶紋、腹足以綯紋三道、脣之外側飾貝紋」という。輝縣からは、なお戰鬪文を付した鑑が二器出土しており、河南に收載する。「智君子」とはあるいは智伯の家であろう。智伯が晉陽に滅びたのは前四五三年、その子孫に輝縣に入つたものがあるのかも知れない。

趙孟介壺は輝縣の出土であり、趙孟が黃池の會に涖んだときの從者の作つた器である。趙器の遺存は甚だ乏しく、彝器としてはこの器を存するのみである。

趙孟介壺

器　名　禺邗王壺通考　黃池壺Y氏

出土收藏　河南にいう。「壺共二器、相傳十餘年前、河南輝縣附近出土、爲英國客爾兄弟所藏」。

なおY氏書・陳釋にも記述がある。

著　錄

器影　Y氏・圖一二　陳釋・篇首　河南・一九　通考・七四三　二玄・四〇二

銘文　書道・九八　二玄・四〇一

考　釋　通考・六一　積微居・一九二

W. P. Yetts, The Cull Chinese Bronges, p. 45

陳夢家「禺邗王壺考釋」燕京學報二一、民二六年

器　制　河南にいう。

「高一尺四寸四分九厘、重量未詳、花文分五層半、第一層半則于花瓣內、作蟠螭文、第一・二・三層爲蟠虺文、第四層于蟠虺文外、更繪一獸首、第五層于蟠虺文外、更重複第一層半



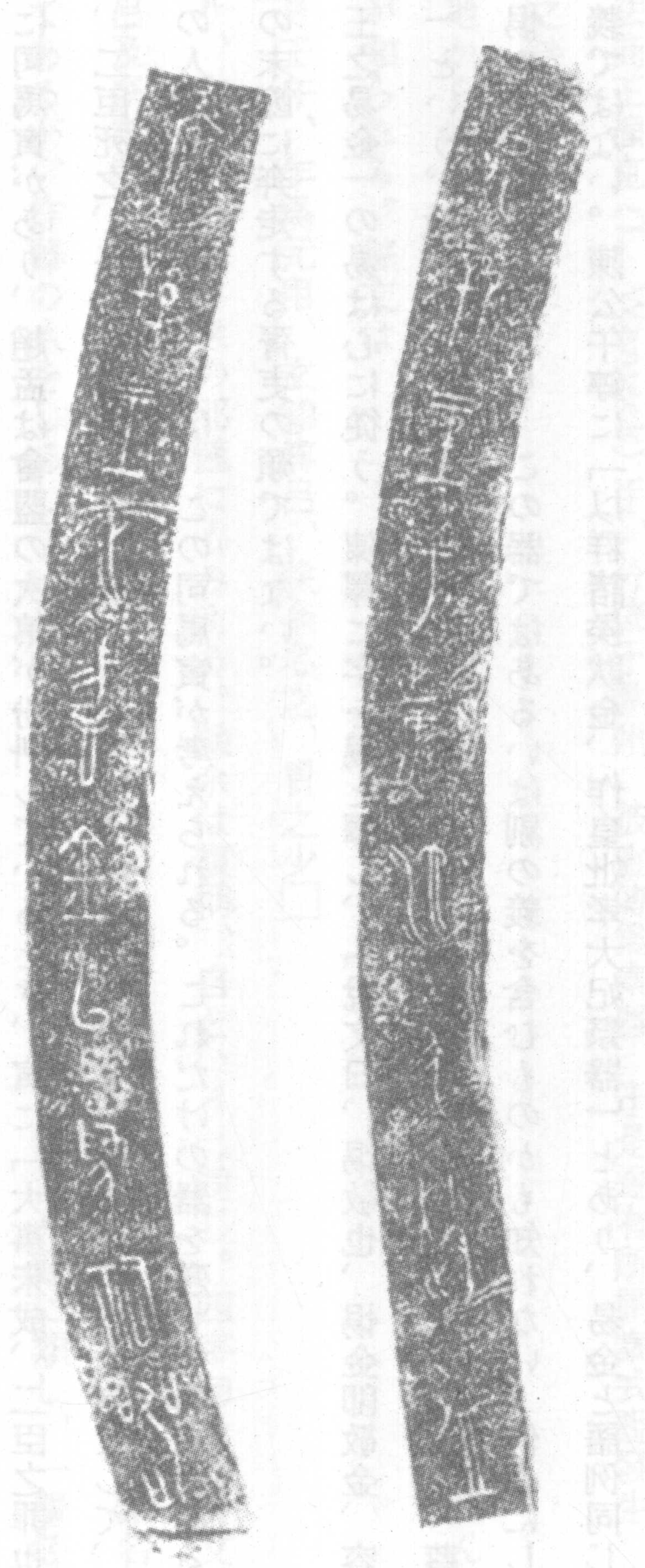
趙孟介壺

之花文、此五層蟠虺文、間以絅文五道、于第一道第二道絅文之間、則爲壺耳、耳作怪獸形、
捲鼻而俯尾、蓋上有花瓣八葉、葉內亦飾蟠虺文」。
その器制は曾姬無卹壺と極めて近い。

銘　文　十九字、器の外緣上にめぐらされている。

禺邗王于黃池、爲趙孟介、邗王之易金、台爲祠器

首句の解釋について、禺を動詞とする解と、禺邗王を一名詞とする解とがある。唐・楊は遇、陳氏



は吳とする解をとる。孫氏の河南にいう。

唐云、馬叔平先生云、禺當爲遇、邗爲攻吳之合音、猶鄒爲邾婁之合音也、陳云、禺者吳也、金文吳或稱攻吳、或稱攻敔、或稱攻敔、吳敔敔三字、同聲相假、敔敔並同義、金文越王鐘、以樂虞家、假虞爲吳、亦吾敔相通之證、禺與吾敔敔、古音並近、廣韻虞部、禺愚鄏等字、同在居遇切下、證禺虞同音、邗者干之孳乳字也、禺假爲吳、故銘文之禺邗王卽吳干、王唐必欲讀禺爲遇、全銘無主名、故不得不讀介爲賓介之介、而以趙孟介爲作器之人、因于介字破句、故釋邗王之惕金、爲邗王錫之金、此其誤皆在文法者也

今按、唐讀禺爲遇、于文法固未合、然依陳說、疑問亦頗多、此器主名、旣爲禺邗王、下文何以又稱邗王、況黃池之會、吳實先歃、趙孟予敬金、本平常之事、吳王何至以其敬金而鑄祠器、縱此器爲吳王所自作、亦當與之而俱入吳、又何反遺于黃池、而出土于輝縣乎

陳氏が禺を吳と解するのは、邗を邗にして干の繁文とし、吳干を國族の名とみるものである。戰國策趙策に「吳干之劍」の名がみえ、管子小問篇に「昔者吳干戰」とあり、もと二國の名である。說文に「邗、國也、今屬臨淮、一曰、邗本屬吳」という。左傳襄三年に「晉侯使荀會逆吳子于淮上、吳子不至」とあり、吳は前五七〇年にはすでにその地を收めており、その名を合わせて吳干と稱した。文獻に頻見する干越は多く于越と解されているが、それらは王念孫讀書雜志漢書一四等のいうように干越であり、この方面に干という地名が多いのもその故地である。陳氏は以上のような論證によつて、首句を「吳邗王」とよむのであるが、下文に邗王と稱し、また文中に動詞を缺くことになる

など、なお疑問が殘されている。

邗はおそらく吳の古名として用いられた名で、吳器には工敔王皮難・攻吳王夫差のように攻・工を併せていう。吳干という例は金文にないから、禺邗を工吳と同稱とすることはできないようである。いま禺を遇、邗を吳の古稱と解すれば、文首の句を通讀しうる。積微居にいう。

禺假爲遇、國策楚策云、因退爲逢澤之遇、呂氏春秋淫辭篇云、空雄之遇、高注並云、遇、會也、邗王卽吳王、經傳多稱吳爲干、莊子刻意篇云、夫有干越之劍者、荀子勸學篇云、干越夷貉之子、生而同聲、干越皆吳越也、邗爲國邑之名、字从邑、爲本字、經傳假干爲邗、省形存聲耳

遇とは會盟のことをいう。ここでは黃池の會のことであるが、陳釋に長文の考證を試みて、その地は宋にあり、「當在封丘與平丘之間、而以封丘爲最近」という。吳語に「會晉侯午于黃池」・「闕溝深水、出于商魯之間」とみえるものである。

陳氏はまた器を吳王の作器とし、晉の獻金を以て晉工をして作らしめたものを、「器成未攜行」、それで黃池の故地より出土したものであるというが、推測の言が多い。

孫氏は器が晉器であることを論じていう。

再就其書法觀之、亦頗近晉國之作風、如嗣子壺・智君子鑑相似、而與吳器不類、若依唐說、遇吳王于黃池、爲趙孟介者、受吳王之錫金而作器、則介者或黃池之人、故沒以是器爲殉、此斯壺之所以得出土于輝縣也

文中にみえる黃池の會は左傳にもみえる著名な史實で、このとき晉よりは趙孟がその會盟に涖み、

吳と長を爭うたことが傳えられている。

春秋經、哀十有三年夏、公會晉侯及吳子于黃池

傳、夏、公會單平公・晉定公・吳夫差于黃池、秋七月辛丑、盟、吳晉爭先、吳人曰、於周室、我爲長、晉人曰、於姬姓、我爲伯、趙鞅呼司馬寅曰、日旰矣、大事未成、二臣之罪也、建鼓整列、二臣死之、長幼必可知也、對曰、請姑視之、反曰、肉食者無墨、今吳王有墨、國勝乎、太子死乎、且夷德輕、不忍久、請少待之、乃先晉人

史記の吳世家にも、ほぼこれと同じ記載がある。國語吳語によると、このとき越王勾踐が隙に乘じて吳を伐ち、その都に逼つて姑蘇を焚き、國都が危殆に瀕したので、夫差は晉に讓って急遽歸國したのであるという。このときの爭長のことは、吳世家では「趙鞅怒、將伐吳、乃長晉定公」とし、晉世家には「定公與吳王夫差、會黃池爭長、趙鞅時從、卒長吳」とあり、互いに讓つた形となつている。陳氏は吳器とする解釋の立場から、そのことを論じていう。

今此器爲夫差於黃池會諸侯時、以趙鞅錫夫差之金、令晉工鑄之、而銘曰吳邗王・邗王、晉不欲吳王、而吳卒自稱王、則吳晉之勢可知矣、左傳史記、皆曰長晉、似不若國語吳越春秋之近情也、蓋當時形勢、吳有內顧之憂、果不先晉、則恐民人畔離、故必毒戰、晉人以故、却而諾之也、又傳世吳器、無稱邗王者、此器作于黃池、其時所爭者、爲欲吳稱公不稱吳王、然則此器之作禺邗王、邗王者、或者特爲避吳王之稱乎

陳氏のこの說は、器が吳器ではなく、かえつて晉器であることを證するものとすべく、吳の自作の

器にはすでにみな王と稱しており、この器に邗王というのは、上國の人々が吳越を干越とよぶ通稱に從つているにすぎない。

吳器說・晉器說の分れるところは、「趙孟介」の解釋にある。陳氏は圖解法によつて全文の構成を說き、文は「禺邗王、爲祀器」という主・述の中に、「于黃池」・「以趙孟介與邗王之易金」という二副詞句を加えた形であるとする。圖解中、趙孟の上にある一爲字を脫しており、また金文中、主述の間にこのような副詞句を挿入することも例がない。かつ文はおそらく介・器の韻をとるものと思われ、陳氏の句讀に問題がある。

介は广に從う。介の異構であろう。陳氏は字を賜與の義とする。詩の七月「以介眉壽」の介は、金文に多く匄に作る。それで廣雅釋詁三「匄、予也」の訓を用いたものであるが、金文ではすべて匄求の義に用い、もし介を匄の假借とするも、それならば趙孟が邗王の金を匄求したこととなる。かつ上文の爲字は文に屬しがたい。ここは「爲趙孟介」で一句とすべく、介は補介の義でなくてはならない。

趙孟は左傳に四見。趙孟盾文六年・趙孟宣子晉語五はいわゆる趙宣子、趙孟武襄廿七年は趙文子、趙孟鞅哀二年は趙簡子、趙孟無卹哀廿年は趙襄子である。その家はみな趙孟という。黃池の會に與かつたものは趙鞅簡子、當時晉の正卿であつた人である。

作器は正卿たる趙鞅の介者としてこの會に參加した人であるが、その名は文中に記されていない。積微居に「爲趙孟介、此制器者、自明其職位、然不具名氏、古人醇樸、不尙名如此」というが、おそらくその名を記さずとも、この會の晉側の介者たる者といえば、その人も容易に知られる著名な事實であり、そのため文中に名を著わさなかつたものと思われる。黃池の會に趙孟とともに涖んだものに司馬寅があり、趙孟は會盟の次第が紛糾しているとき、寅に「大事未成、二臣之罪也、建鼓整列、二臣死之、長幼必可知也」と實力行動を起すことを諾つている。趙孟の介者として、衆人悉くその人を知るものとしては、この司馬寅が考えられる。これだけの器を殘す作器者であるから、儀禮の末節に奔走する胥吏の類ではない。

「邗王之易金」の易は心に從う。陳釋に字を惕と釋し、「說文曰、惕敬也、惕金卽敬金、容希伯先生說」という。通考に字を「愓金」と釋するも說なし。字はおそらく易の緐文であろう。蔡侯の器には惕の字義に用いており、この器ではあるいは剔の義を含むものかも知れない。何れにしても敬惕の義ではない。陳公午錞に「以群諸侯獻金、作皇妣孝大妃祭器」とあり、易金と語例同じ。上文に以字を略しているのは、下文を「以爲祠器」と四字句に收めるためである。文は

邗王に黃池に遇ふ。趙孟の介と爲り、邗王の賜へる金もて、以て祠器を作る。

とよむべく、作器者は趙孟の介たるもの、おそらく左傳にみえる司馬寅などがその人であろう。器は黃池の會前四八二より、遠からぬ時期に作られたものと思われる。夫差はこれより十年後、前四七三には越に滅ぼされている。

陳釋に、吳器說とする立場から通解を施していう。

吳邗王夫差于黃池、爲因趙孟介予邗王之惕金、以爲祠器、銘記吳王夫差、與晉定公午黃池之會、晉正卿趙鞅與其事、鞅以敬金奉吳王、吳王以之作爲祠器

そしてその器が衞輝縣の出土と傳えるのはおそらく誤傳で、器は黃池にそのまま殘され、賈人が大まかにその地を衞輝と稱したのであろうという。また The Burlington Magazine jan. 1937. London に載せられた W. P. Yetts の考釋を紹介しているが、その考釋はY氏の The Cull Chinese Bronzes に黃池壺の名を以て載せられている。その趣旨は陳氏の要約によると、「我禺作器者名、捍衞王于黃池、以抵禦趙孟之詭計、以王之錫金、我作此祠器」というにあり、陳氏の吳器說はY說を承けたものである。陳氏はまた唐蘭氏の趙孟介壺跋に對しても批判を加えているが、陳氏の說はすべて吳器とする點から出發しているため、牽强にわたるものが多い。銘文の理解としては唐釋がすぐれており、この考釋も大旨において唐說と同じである。

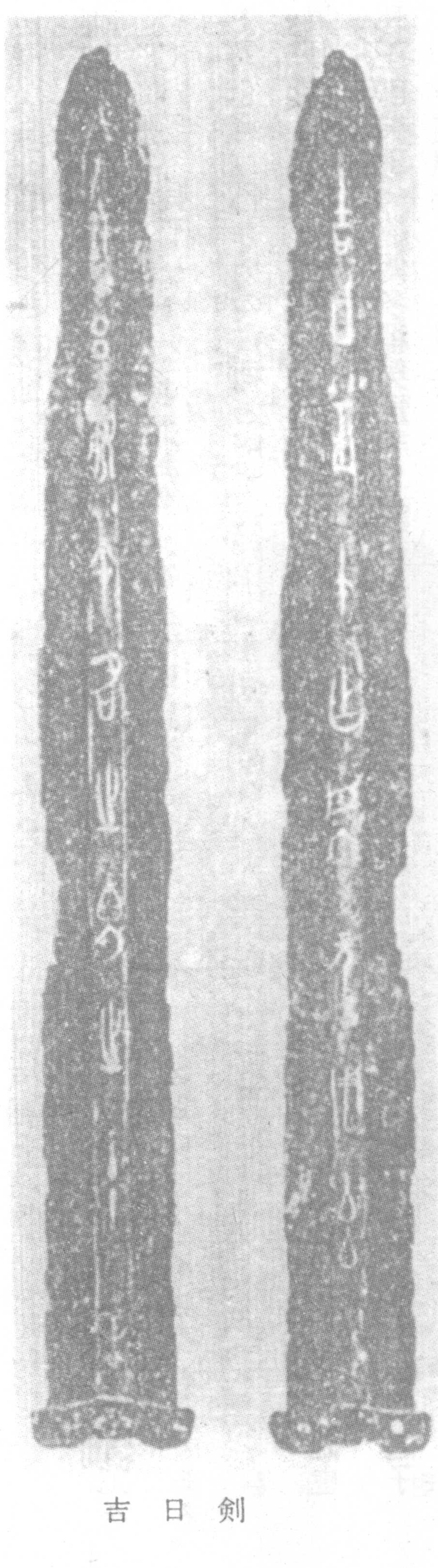
陳釋によると、同出の器になお二鐘あり、その花文・銹色は殆ど壺と同じく、何れも海外に流出したという。その器影未見。蓮樣花瓣の蓋飾をもつ壺は一時に流行したらしく、輝縣の數器のほか、汲縣・新鄭・壽縣の出土器にもあり、その形式のものでは梁其壺・曾伯壺が時期の早いものである。西周末期より、春秋期にわたつて行なわれたものであろう。

馬承源氏の「記上海博物館新收集的靑銅器」文物・一九六四・七によると、中に長子の簠があり、山西潞安の長子を領した者の器のようである。器は蓋器の脚部に缺損あるも、器形文樣を確かめうる。記にいう。「器邊部分殘、可復原、連蓋高一九・三、口縱二三・五、口橫二九、腹深六糎、飾蟠龍紋」。通考・三六二に載せるものとほぼ近く、獸耳がない。文にいう。

隹正月初吉丁亥、長子□臣、擇其吉金、乍其子孟□之母媵簠、其眉壽萬年無期、子〻孫〻、永保用之

馬氏いう。「長子卽晉國之長子、亦卽布幣文中之長子、左傳襄十八年云、晉執衞行人石買于長子、執孫蒯于純留、杜注、長子純留二縣、今屬上黨郡、春秋地名考、長子周初爲史辛甲所封國、後歸晉、爲趙地、此器是晉國器、銘文書體、相當于春秋中期、或稍晚、長子□臣、是晉國的大夫、而以封邑爲氏的、此簠乃長子□臣所作之媵器、□是姓、金文中初見」という。字迹は晉公盦に似ており、それよりもなお下るものとみられ、戰國初期に入るかと思われる。

吉日劍は貞松・一二・二〇にその文を著錄し、「往歲見之都肆、錯金成文」とあり、尊古・四・四三に



吉日劍

その圖を載せている。大系にいう。

繼于西甯箸古代中國藝術史（O. Sirén: A History of Early Chinese Art, PL. 96, A）得見往年山西歸化城百里許之李峪村所出一劍、其一面臘上殘文、與此同、知是一時所鑄、劍今藏美京符理雅古物館、日本梅原末治云、往年曾于紐育見之、李峪劍亦曾見于巴黎、頗覺二者之近似、蒙氏以所撮劍影見貽、以二劍細相比較、其一面文殘不爽毫毛、更詳言之、劍裏之鎛呂以下十字、其在李峪劍、除鎛字全泐外、餘均可辨、而尤以三字爲最鮮明、劍格紋樣、亦與美京所藏者之正面相同、故二劍爲同時所鑄、毫無疑問、依文字而言、當是戰國時物、于時歸化屬趙、知實趙器也、李峪器由法商王涅克（L. Wanieck）手、分佈于歐州、彼宣傳爲秦器、于是遂有所謂秦式說發生、實屬無根之談也

その地からはまた兩耳を怪獸形に作る蟠虺文壺も出土しており、中原の文化がそこまで及んでいたことが知られる。銘文は

吉日壬午、乍爲元用、玄鏐鎛呂、朕余名之、胃之少□

とあり、玄鏐鎛呂はさきの郘鐘にもみえる。朕余は複稱、自というのと同じ。四字句を以て文を成し、午・呂及び末字を韻とするものであろう。元用は元劍・元戈というのと同じ。胃は謂。器名をいうものであるが、作器の人をしるしていない。その字は狹長なること趙孟介壺に類し、一層裝飾化の進んだもので、時期も壺よりはかなり下るものであろう。

いわゆる秦式の問題については、徐中舒の厲羌編鐘考釋にこの器に論及している。

此鐘之出土地及年代既經確定、吾人卽可據此以論當時銅器之作風、鐘飾以細密而連續之虯狀虺龍紋樣、其枚上紐上、復以繩文及渦狀刻文配布之、此與殷周以來所盛行之蟠螭雲雷鳳紋等圖案、迥然不同、蓋銅器鑄作、至此顯然已入於一新時期中

民國十三年、綏遠之歸化城、發見銅器一群、由法人王尼克携至巴黎、其中有鼎鬲釜盤壺及綠松石飾柄之長劍、歐陸學者對於此類銅器、頗感興趣、彼等以爲此類銅器、頗受外來影響、其一種細密而連續之虯狀虺龍紋樣、與此鐘類似之處極多、彼等稱此類銅器爲秦器、其所據之理由大致如左

一、歸化城土人言、此處出土之物、爲秦始皇東巡過此時所遺之祭器、故在傳說方面、可認爲秦器

二、此類銅器之外形及鼎足上之獸面、仍與殷周器相似、而器之薄地、及細密虺龍紋樣、則全然爲一種新型、開所謂漢器之模範、中國學者向來僅分銅器爲三代器及漢器、而此恰在二者之間、與秦之年代適相當也

三、近時俄人在黑海沿岸、西伯利亞及外蒙古各處、發見斯西安 Scythian 或古代蒙古人遺物約元前四五世紀下之物、與中國銅器、頗有類似之點

四、秦在中國西方、最與斯西安接近

所謂秦器之說、其根據不過如此、此說雖屬推想、但其指示銅器之研究、以一新途徑、則極堪注意也

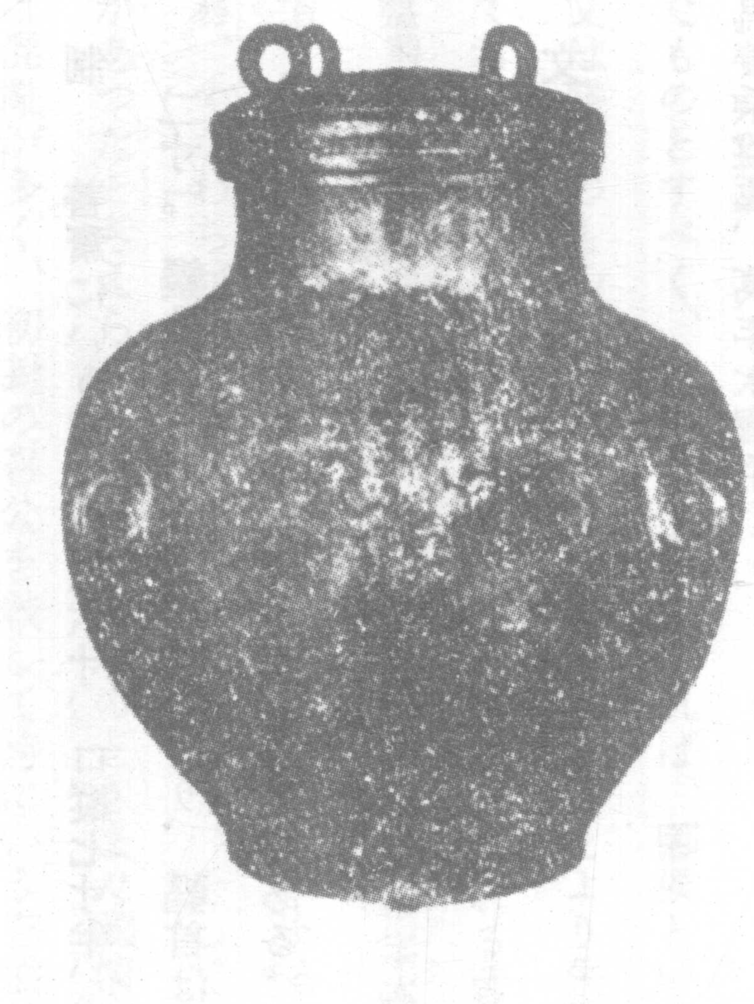
當歸化銅器出土之前一年、河南新鄭亦發見銅器一群、考此次出土遺物、多具秦器之特徵、日人梅原末治、據此將秦器最早之年代、定爲元前四五世紀

據此所謂秦器之說、本無若何根據、而歸化城遺物、亦當爲趙器、歸化卽趙之雲中也、其地在元前三百年、始入中國版圖、史記趙世家載武靈王二十六年元前三〇〇、攘地北至燕代、西至雲中九原、武靈王取得其地後、卽視爲邊疆重鎭、身居其地、史記趙世家曰、武靈王自號主父、欲令子主治國、而身胡服、將士大夫、西北略胡地、欲從雲中九原、直南襲秦、據此、則歸化銅器、卽武靈王遺物也、而秦時所開通路、亦僅自甘泉至雲陽、蒙恬將三十萬衆居上郡、其地皆遠在雲中之南、是秦人於此、似無遺蹟可言

徐氏はさらに、「春秋戰國之際、中國與西方之交通、蓋以晉爲中心」として晉の獻公の諸戎征服の事蹟を述べ、外族との交渉は戰國に至るまで晉を通じて行なわれ、その外來の影響の最も大なるものとして、帶鉤と印璽の二者をあげている。そして帶鉤の古名に胡語の譯語があるという。

以上、秦式の問題についてこの機會にふれたのは、秦・晉の器に問題の蟠虺文をとるものが多く、また次に扱う匽・燕の器について、北方との關係が問題點となるという事情を考慮したからである。なお所謂秦式の文樣は、壽縣出土の蔡器その他に典型的にみられるものであり、秦公𣪘前五〇五をはじめ、ほぼこれと前後する列國器にその文樣はすでに一般化している。かつその文樣は戰國期を通じて諸國に行なわれているのであるから、この種の樣式は、むしろ戰國期の典型的樣式とみるべきものであろう。

なお錯金銘のもとに欒書缶があり、もし晉の欒書の器とすれば、左傳宣十二年、前五九七年にみえる邲の戰における晉の下軍の佐であった人の器である。銘は器の外部にあり、かつ錯金が施されている。また字樣の上にも多少問題のあるものであるが、一應三晉諸器の末に列しておく。



欒書缶　器の圖は通考・八〇二及び「金匱論古綜合栞」第一期、圖版一〇・通論二三一にみえる。また銘は、金匱・一〇九頁錄遺・五一四に錄するも、錯金が施されているので、何れも模本である。器は金匱に「通高一尺二寸一分、腹深一尺三分、腹潤一尺二寸一分、外口徑五寸四分、底徑五寸二分」という。通考に「其狀大腹斂口、有蓋、蓋與腹有四環耳、泉屋圖四八・海外圖一二〇圓渦文壺、形制與此同」とあり、壺に似た器制であるが、銘には缶という。壺や罏など、この系統のものに、器外に銘を刻する例が多く、また錯金のことは文樣にも多くみられるもので、當時このような制作が喜ばれたのであろう。銘文は器腹に五行四十字、蓋には文首の八字を二行に加えている。銘にいう。

正月季春、元日己丑、餘畜孫書、巳擇其吉金、以作鑄缶、以祭我先祖、虘以祈眉壽、欒書之子孫、萬枼是寶

金匱にいう。「此春秋時、欒書所作器、左傳宣公十二年記邲之戰、趙朔將下軍、欒書佐之、卽其人也、銘辭、丑・缶・壽・寶爲韻、禮器、門外缶、門內壺、急就篇注、缶卽盎也、大腹而斂口」。すなわち欒書の器とするものである。

季春のように時節をいう例は金文にほとんどみえず、また季を偏旁に分つものもなく、春は蔡侯の器に至つてみえる。正月にして季春というのは、あるいは晉が夏曆を用いているからであろう。すなわち晉の正月は周の三月、季春にあたる。銘文は正月を晉曆を以て稱し、季春は周正の季節を以ていうものであろう。日知錄卷四・三正に晉曆についての考證がある。



「余畜孫書」の余は異構。容氏は缺釋とする。畜は秦公の器に「咸畜胤士」の語がみえ、畜孫で一語をなすものであろう。書も容氏は字形のままに釋し、かつ兄をつづけて「□畜の孫□兄」とよむが、大盂鼎や毛公鼎に感動詞の巳、また吳王光鑑に「往巳」とあつて「往也」の意であり、ここでも感動詞とみるべきである。欒書を孫とするものは欒枝、すなわち欒貞子であるが、その家は晉の靖侯より出ており、子欒ののち、賓・成・枝・盾を經て書に至る。余はあるいは子欒の

名であろう。巳は「ここに」というほどの輕い用法とみられる。その文にいう。

正月季春、元日己丑、余の畜孫書、ここに其の吉金を擇び、以て鑄缶を作る。以て我が皇祖を祭り、𠭯(われ)以て眉壽を祈る。欒書の子孫、萬世これを寶とせよ。

字様は刻銘錯金ということもあつて線條化が著しく、かつ裝飾的である。また季・春・丑・書・我・皇・祖・𠭯・祈・萬・世・寶などの筆畫は、春秋中期の諸器に多く例を求めがたいものであるが、黃池の會前四八二のことをしるす趙孟介壺に比べると、なお古色を存するところがある。欒書は欒武子。邲の戰前五九七年に下軍の佐としてその名がみえ、のち晉の厲公を弒して周子を建てたことが、成十八年前五七三年にみえる。襄公十四年に、武子を論じた語があり、晉の士鞅范獻子が秦伯に答えて、「武子之德在民、如周人之思召公焉」と述べている。欒武子は主として成公期に活躍した人であるから、この器の制作もおそらくそのころであろう。董氏の「中國年曆簡譜」により、また晉の建正を周と二ケ月早く前年十一月とすると、晉の正月元日己丑の日を求めうる可能性はほぼ三回前五九〇・五七四・五六九である。

成十六年前五七五年、晉は楚と鄢陵に戰つて大勝をえたが、このとき中軍の將として全軍を指揮したのは欒書であつた。このとき欒氏は、「魯之有季孟、猶晉之有欒范也」成十六年といわれるほど勢力があり、欒氏の絕頂の時代であつた。その點から器の制作もこのころのことであろうと思われるが、ただ正月元旦己丑を前五七四年に求めるとすれば、置閏の關係を改める必要がある。もしその年とすれば、鄢陵の戰の翌年である。

二〇五、匽公匜

收　藏　「江蘇吳縣曹秋舫藏」攈古

著　錄　器影　懷米・下・八　善齋・九・三八　善齋・圖・九六　尊古・三・一七　大系・一四六

銘文　攈古・二之一・八四　周存・四・二八　筠淸・四・五

○　綴遺・一四・一三　大系・二六六　小校・九・五九

三代・一七・三一

器　制　善齋にいう。「身高六寸、口縱七寸半、橫一尺二寸」。鋬及び四足は獸首形に作り、鋬首は獸が器を銜む形で、その形は史頌匜と同じである。ただ器腹の文様は蟠虺文で、秦晉の器と近い。

銘　文　三行一三字

匽公乍爲姜乘盤匜、萬年永寶用



匽公匜



大系にいう。「姜乘乃姜姓女、名乘者、匽公之妻」。匽はおそらく姞姓にして、姜と通婚の關係にあるものであろう。匽侯旨鼎には姒姓の女のために器を作つている。また善齋にいう。「此燕國器、金文皆作匽或郾、古者匜沃盥洗手、盤者承盥洗者棄水之器也、盤匜相合爲用、故二器常同出土、如夆叔盤匜・毳盤匜、是也、此銘盤匜幷言、殆當時同鑄二器者」。その盤は大系に「尙未見著彔」という。作爲二字連文、鼏公壺に「鼏公乍爲子叔姜□盥壺」の例がある。

匽器では匽侯旨鼎が最も古く、「匽侯旨初見事于宗周、王賞旨貝卄朋、用作姒寶障彝」とあり、郭氏は北燕の器であるという。その器については、すでに著錄卷一下・四一二頁した。おそらく周初の器であろう。またその條に匽侯の諸器を附說したが、匽侯旨鼎第二器は父辛の器を作つており、易州出土の器とされている。また匽侯盂も周初の器と考えられるものであるが、一九五五年、熱河凌源縣海島營子村から出土した殷周の古器十六件中の一である。なお一九四七年、「匽侯乍旅盂」と銘する二器が出土、著錄をみないが、おそらく第一器と近いものであろう。他に匽侯吳盉というも

のがあり、器銘に「匽侯易亞貝、乍父乙寶𨺅彝」とあり、葢に亞字形中に㠱侯、下に𡗜形をしるす。㠱器は多く山東の黄縣から出土しており、その本貫はその方面であろう。これに貝を賜與している匽侯は、前記諸器にみえる匽侯に外ならない。梁山七器中の𡨦鼎には、「在匽、侯易𡨦貝」とあり、この侯が匽侯であるか否か知りがたいが、𡨦鼎が𩰫伯父辛の器を作つていることからいえば、匽侯は召族中の身分高きものと考えられる。河南に郾城などの地名があり、その地は召族の本貫に近い。河南の郾城と、召族の器が多く出土した壽張梁山と、そして河北の匽とは、これらの器を通じて一道の脈絡をもつているようである。燕を姫姓とするのは、召公姫姓説を介して、このような事實を背景として傳承されてきたのではないかと思われる。

なお録遺・四九九に匽伯匜と稱するものがあり、「匽白聖乍□匜、永用」と銘する。器影未見。字迹を以ていえば西周末にも入りうるものであるが、あるいはなお時期の下るものかも知れない。匽器は周初には匽侯と稱し、ついで匽伯の器があり、春秋期に至つて匽公匜がある。みな匽國の器であるとすれば、時期によつて侯・伯・公とその稱を改めていることになる。しかしそれらの器はなお匽の字を用いているが、同じく北燕の器とされるものに郾侯・郾王というものがある。これまた匽諸器とは時期の異なるものであろう。

郾と稱するものには、郾侯庫𣪘のほか、郾王と稱するものがある。これまた時期によつてその號を異にするものであるが、燕が王號を稱したのは易王前三三二〜三二〇のときからである。郾侯の器は、

それより以前のものと考えてよい。

郾侯庫𣪘

器名　周彝筠清　郾侯彝攈古　郾侯庫彝積微居

著録　筠清・五八　攈古・二之三・六六

考釋　韡華・己・一〇　大系・二二七　積微居・四五

銘文　筠清に「此器剝蝕已半、不可屬讀」といい、攈古に「可辨者文三十二」という。いまほぼ字の識るべきものをあげておく。

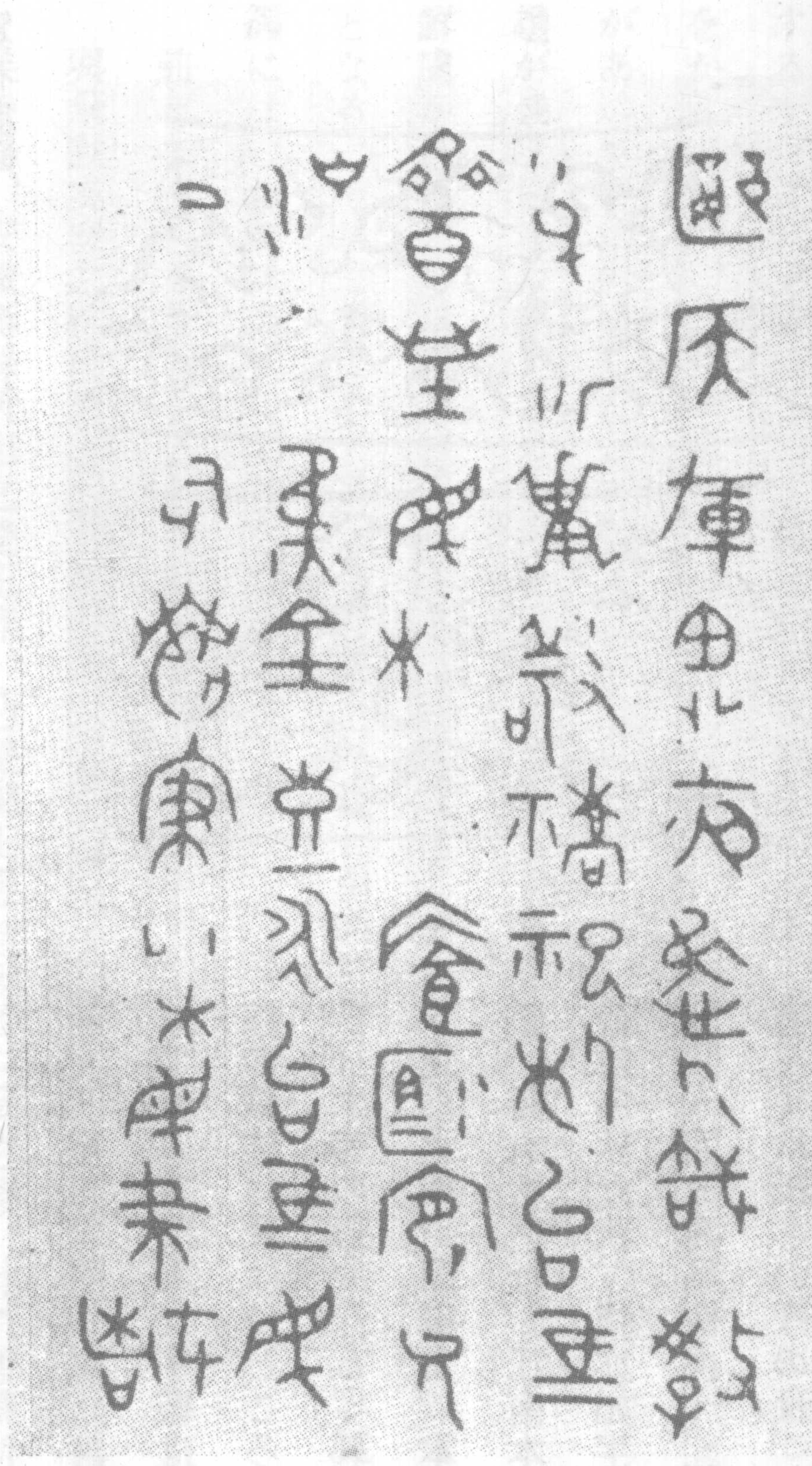
郾侯庫、畏夜恖□、哉敎□□、肅敬禴祀、休台馬𩒨、□毋□□亘□□允□□焦金壺、永台馬母、□□司□聿□毋聿𢦏

郾侯庫の名はまた矛銘三代・二〇・三六・三に「郾侯庫乍左軍」とみえ、郾が王號を稱する以前の人である。庫を筠清に載と釋し、韡華・大系に燕の成公前四四九〜四三四の名とする。韡華にいう。

東周末葉器、郾古燕字、載燕成公名、按史記燕世家、孝公卒、成公立、索隱曰、紀年、成侯名載、是也

大系にも「史記燕世家有成公、當周定考二王之際、在戰國初年、此庫卽載字之異、从車才聲」という。そして侯庫豆西清二九・四二・郾侯庫戈周存・六・一九をあげ、何れも僞刻であるという。郾侯の器を仿刻するものがあつたのであろう。

庫字は說文にみえず、積微居に、その字は差の省聲に從うものであろうという。その字は說文車部



一四上にみえ「連車也、一曰、却車抵堂、讀若遲」とあり、楊氏はその字を「形異而音不異也」とし、「此字自吳榮光誤釋爲載、吳式芬及近日考釋金文者、皆從之、遂謂爲燕成侯之器、誤也」という。令彝に左右の左を𢀖に作る例があり、楊氏はそれと同構の字とみているのである。いまこの銘を以ていえば、下文に哉の字があり、字は明らかに𢦏に從う。また𢀖は左手に從うており、この字の從うところとは別である。

楊氏は成公說を否定するが、期の時器については何らの提說もしていない。世家その他系本の類によると、燕が侯と稱したのは惠・僖以下、鄭前七六四〜七二九・穆前七二八〜七一一・宣前七一〇〜六九八・桓前六九七〜六九一までであり、次の莊公前六九〇〜六五八以下はみな公と稱する。世家の文はその系譜

と在位を述べるのみで、他の世家のように名をしるすこともないが、歴世の譜は何らか據るところがあつたものとすべく、文字通りに解すれば、郾侯という號は桓侯以前となる。

器の銘文は殘泐のものをまた模したもので、もとより失眞のところが多いと思われるが、その筆意によつて考えると、列國器のうち最も古いとみられる晉姜鼎前七四四、虢文公子𣪘鼎庸王期・齊の大宰歸父盤前六三一の翟父の會に會す・國差𦉜歸父の子などの字迹に比して甚だしく下るものとはしがたく、これを宣・桓の世としても大きな問題はないようである。集解に引く系本によると、桓侯のとき、燕は臨易、すなわち河間の易縣に移つたという。そしてその後は、公と稱している。匽と郾との間に斷絶があつたと考えられるように、このときまた國情に何らかの變化があつたとみられる。世家の文には混亂が多く、初封の召公を敍して詩にいう召伯甘棠の召伯虎と誤まり、また桓侯の次の莊公の條に南燕の燕仲父の記事を誤入するなど、考えがたいような誤がみられるが、おそらくその譜牒も南北を混合するような誤を含むものであろう。周が兩周を通じて卅一世卅七代であるのに、燕が四十三世というのも疑わしい。いくつかの資料が混入しているとみる外ない。ともかく燕器については、周初の匽、春秋期の郾侯、戰國器の郾王と、三系に分ちうるようである。それでいま、本器の郾侯庫を、春秋期の郾侯と解しておく。器影がなくて確かめがたいが、おそらく宣・桓のころのものであろう。

畏夜を韡華に「或夙夜敬畏之誼」とするが、「畏夜恖□」で一語、大系に畏夷の假借字とする。名の下につづけていうのは、「余畢龏威忌」・「余龏寅鬼神、龏龏畏忌」などというのと同じである。

哉を韓華に上文の淑よりつづけて「淑人哉」とするが、文義としてもおかしい。哉はおそらく載、以下四字句。甫敬は祗敬。侯庫豆にも甫の字がある。琱生𣪘にもみえる字である。𥜽を大系に「殆禴若礿字之異、喬聲與侖聲勺聲、同在宵部、𥜽祀卽禴祀、小雅天保、禴祀烝嘗、于公先王」と禴祭の義とするが、積微居に郊祀と解していう。

𥜽字不識、以聲近之字求之、殆郊之假字也、然據經傳言之、郊祭爲天子之禮、燕爲諸侯、不得爲之、而銘文云々者、成王以周公功大、嘗賜魯公伯禽、以郊祭之禮、或者燕爲召公之後、與周公夾輔成王者、實爲召公、豈成王所以賜魯者、亦嘗以賜燕歟、抑或雖未受賜、燕自僭行玆禮歟、不可知矣

𥜽を郊の借字としての論であるが、郊祀のことは金文にみえず、文は祭祀盟祀をつつしむ意であろう。

文中に馬字兩見。字は馬首を臺上におく形ともみえる。馬𩰫・馬母とは何の意か識りがたいが、あるいは馬祖、馬神を祀るものかも知れない。馬政のことは、すでに盠器巻二・三三頁にみえるように執駒の禮が古くから行なわれており、大鼎には「餘騆卅二匹」を賜うことがしるされている。周禮にも校人等馬政に關する諸職があり、三晉に車馬坑が多く發見されている事實からみて、この北方の燕地にも馬政が盛んであり、馬祭が行なわれたことも推測しうる。銘文は泐損多く、屬讀しがたいものであるが、その文はまた一般の定型に合いがたいもので、おそらくそのような特殊な内容をもつものであろう。郭氏が「馬𩰫當是稱美皇母之辭、馬者武也、𩰫與齊通、齊壯也、以武壯爲形容、則成侯之母、殆一有爲之女性」と解しているのは、いかにも牽强である。韓華に𩰫を禂と解していう。

𩰫字不見說文、考後文利台馬𩰫、𩰫則祭祀之名也、按周禮甸祝、禂牲禂馬注、杜子春曰、禂禱也、說文、禂、禱牲馬祭也、利以馬𩰫、正與𥜽祀之文相應、葢𥜽卽禂之古文也、喬周一聲之轉

𥜽を禂を以て解し、「金壺亦行軍之事也」と軍行に當つて禱牲馬祭を行なう意としているが、𥜽字の解になお疑問が存するとしても、文を馬祭をいうとする解は、ほぼ正鵠をえたものとなしえよう。蒙古には後にも馬牲を神桿につるして祭る祭儀があり、この器にいうところも馬祭のことをしるすものとみてよい。文辭詭異にして殘泐、器影もまたみることをえず、すべて疑問の點が多いが、器の時期は燕がなお侯と稱していた宣・桓の際にあるべく、文は馬祭をいうものと解しておく。



この後郾器には、郾王喜をはじめ郾王戎人・郾王戠など、郾王と稱するもの四、その器はみな戈矛鋸戟の類である。燕王のうちその名の知るべきものは王噲前三二〇～三一二・昭王平前三一一～二七九と最後の王である王喜前二五四～二二二のみであり、初世の易王、及び昭・喜の間の惠・武成・孝成の四王はその名が識られていない。昭王は一代の英主で、樂毅を用いて齊の七十餘城を降し、一時北に覇を稱えたが、その後國勢はまた振わなかつた。郾王喜の器を以て考えると、他の三王の器はその前三代のものであろう。

いわゆる北燕の器ではないが、この方面の出土器と考えられるものに杕氏壺があり、狩獵文をもつ諸器中、殆んど唯一の長銘をもつ器である。北燕の文化を考える上にも重要な資料とすべきものであるから、ここに附載する。

杕氏壺



杕氏壺

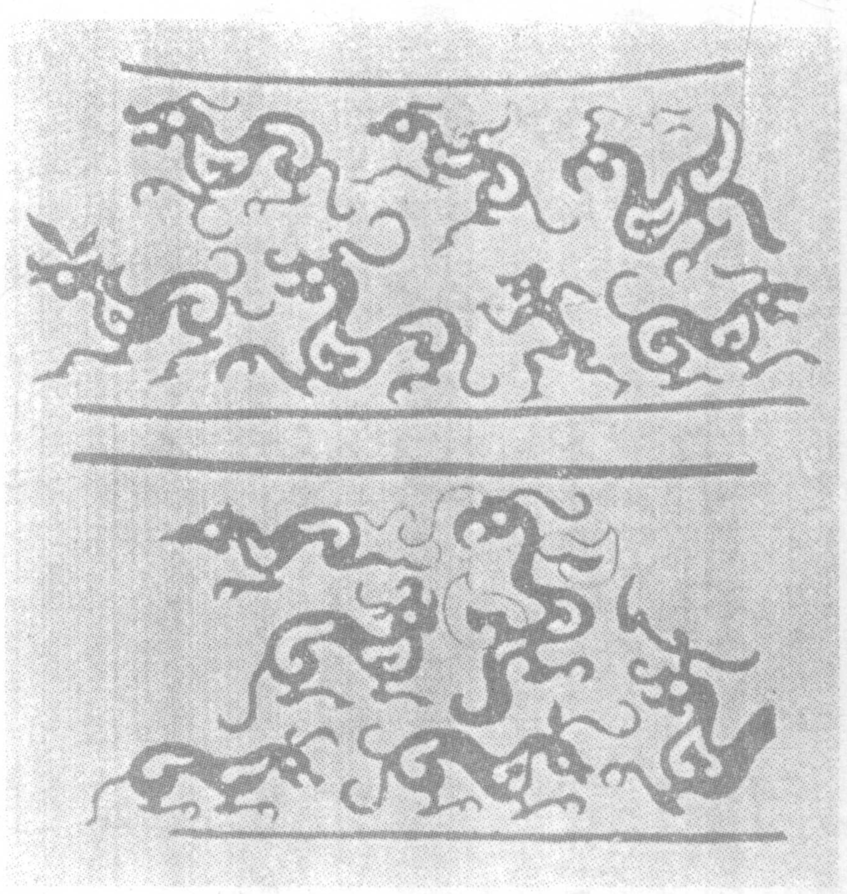
収藏　「現藏柏林博物館」徐氏

時代　「前五～四世紀」徐氏

著錄　徐氏・圖一　歐米・二〇七　彙攷・續・二六　大系・一九三　戰國・八五　海外圖・五六　通考・七六九」貞松・七・三四　大系・二六六　三代・一二・二七

考釋　叢攷・二六八　徐中舒　古代狩獵圖象考集刊外篇第一種下册、民二四

器制　通考にいう。「通葢高一尺一寸四分、有環梁、與葢相連、腹錯獵紋三道、界以三帶紋」。いわゆる狩獵文。群獸奔馳する中に、一人槍を以てこれを逐う圖象である。飛獸に翼を付するものがあり、象嵌が加えられている。

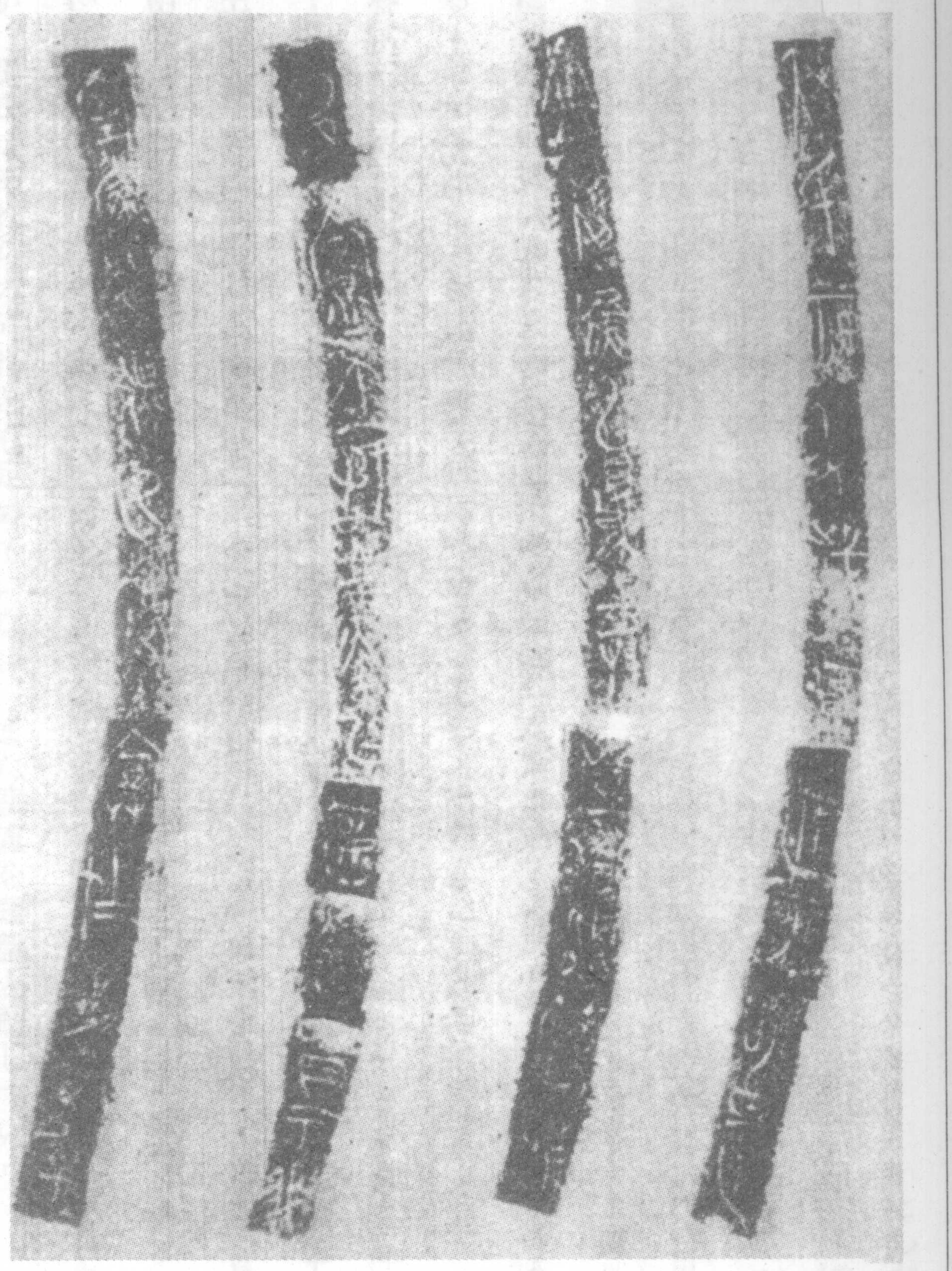


銘文　四十一字。中央の帶文中にある。

杕氏福□、歲賢鮮于、可是金契、𠭯台爲弄壺、其頒既好、多寡不訏、𠭯台匽飲、盱我室家、弜獵毋後、𥨊在我車

全文四字句。隔句韻。詩のような形式で最も石鼓に似ている。ただ字樣は殆んど線刻に近く、𠫑羌鐘の嚴整に及ばぬところがある。

杕は木旁の形に作る。郭氏いう。「卽詩杕杜、有杕之杜之杕、序釋文、本或作夷狄字、顏氏家訓書證、詩有杕之杜、江南本並木旁施大、而河北本、皆爲夷狄之狄、讀亦如字、疑此杕氏葢自狄人、諱其字、而改書爲杕也」。福□はその名。名の上に冠して杕氏というのは、齊器に侯氏というのと同じ意であろう。福下の一字は、貞松に及、徐釋に



我とするも、斗升に近い字形である。字は識りがたい。

歳賢を郭氏は「當是歳時聘問之意、賢讀爲賮」とし、また「本銘乃刻款、細案其首四句之辭旨、乃謂杕氏歳時賮獻于鮮于、得鮮于贈以此金屬之瓶、故以之爲弄壺、而刻辭於其上、此則此壺本鮮于之製品」續編という。すなわち杕氏が鮮于に歳貢を獻じ、この壺を贈られたとするのである。從って下文の可を荷とよみ、詩の商頌長發「何天之龍」の何と解する。陳氏の海外に、刻銘は齊徐の人によつてなされたものと解していう。

余讀歳下一字爲販、謂杕氏歳經商于鮮虞、于鮮虞獲此金契、金契者用鮮虞人之語也、刻銘者、當爲齊徐間人、齊徐銅器、以膚爲吾、此器云膚以爲弄壺、則知刻銘者、稱此爲壺、稱吾爲膚、皆用齊徐語、而不用燕語也、可即何、說文、何儋也、㫑即弋、窴假爲纂、謂系之於車也

器を購得したとするものであるが、刻銘者を齊徐の商人とすることと合せて、なお疑問とすべきであろう。可・何はおそらく加の義であろう。虢盤に「王孔加子白義」と同義とみてよい。

鮮于は鮮虞。虞于は音通の例が多い。大系に「以魯昭十二年、見于春秋、入戰國後、改稱中山」という。杕氏の歳貢をえていたとすれば、當時の鮮虞は、この方面の有力な國族であつたとしなければならぬ。河北正定の北六十里に鮮虞亭があり、鮮虞の故地とされる。その地は山西の大行山脈の井陘口より河北平原に臨み、燕・齊を扼する要地である。古くは翟列子說符篇・狄左傳昭十五年・國語晉語ともよばれ、穀梁昭十二年の范注に「鮮虞姬姓、白狄也」とあり、正義に世本の文であるという。別に子姓とする說もあるが、當時山西周邊の戎狄には姬姓と稱するものが多く、殷・周の後であるとするのは誤である。北方の諸族が北支の全般にわたつて活潑な動きをみせたのは主として西周後期、殊に河北方面では春秋の中期に至るまで、接壤の中原諸國がその侵凌になやまされている。後期に至つてその勢漸く衰え、晉の智伯がこれを伐つて滅ぼした左傳昭十二年、前五三〇。また史記年表によると、魏の文侯がかつて中山を滅ぼしたことがあり、錢穆氏の先秦諸子繫年通表二に、これを

巻四　二二一～二二二

威烈王二十年前四〇六のこととする。また同じく六國表に、獲麟後一八六年にして滅んだ前二九四とするが、これを滅ぼしたものは趙の武靈王である。中山君は逃れて齊に奔つた。その地は三たび主をかえており、狄種の鮮于は前五三〇に滅び、智伯の滅んだ前四五三のち、またその地を復するものがあつて中山と號したが、魏文に滅ぼされ前四〇六、魏は公子をその地に封じて中山武公と稱した。趙が滅ぼしたのは、この魏の所封の國である。

鮮虞が滅んだのは前五三〇年であるから、もし壺銘の鮮于をその國とすれば、器はそれ以前の制作となる。それで郭氏の大系に「製器之年代、由稱鮮于推之、大率當在春秋戰國之際」とし、また續編にはいわゆる秦式の問題と關連して、

前有嵌石之陳騂壺、已由余攷知爲齊襄王五年前二七九、齊人破燕軍時所得之燕器、今又有此用鑲嵌與飛獸文樣之杕氏壺、乃春秋末年、爲燕人所得之鮮虞器、近年河南洛陽韓墓所出之厵氏鐘、乃韓列侯時器、安徽壽縣所出之楚王鼎、乃楚幽王前二三七～二二八之器、此外善齋所藏之取它人之善鼎、乃孔子所生地之郰氏邑善一・五一、東周左自壺、乃周考王末年、河南惠公封其少子班於鞏之東周善三・五〇、此等器物之花紋形制、均爲一系、而其絕對年代、或相對年代、均可推攷、故此等器制、似直可定爲周末式也

と論じている。いわゆる秦式の特徴として、「器形多奇狀、器薄而帶輕快味、文樣平面施于全身、多作虺龍文、間有鑲嵌及立體動物形之附飾」等があげられているが、器種によつてそれらのあらわれ方は一樣ではない。鮮于が智氏に滅ぼされてのち、また數十年にしてその地に中山君の名がみえるが、あるいは鮮于の後であるらしく、鮮于はその間別に餘喘を保つたか、あるいは新たに根據の地を求めていたかも知れない。魏の封じた中山の地は靈壽、鮮于の故城はすでに壞滅していたのであろう。

刻銘が燕人のものであることについて、郭氏は「可是金契」の語を證としている。「此假爲㓞、廣雅釋器、㓞瓶也、玉篇、㓞、瓶受一斗者、集韻、北燕謂瓶爲㓞」などを引く。それならば首句の福字の下一字は、あるいは斗字であるかも知れない。弄器の語は多く戰國期に機巧の器に用いる。徐說にその例をあげるが、この弄は愛好の意であろう。「其頌既好、多寡不訏」とは定量あるをいう。「盱我室家」は嗣子壺「康樂我家」・越王鐘「以樂膚家」などと同じ。詩の溱洧「洵訏且樂」の訏樂は盱樂、二字同義である。漢書地理志下に引いて「恂盱且樂」に作る。器は單に定量をみたすに足るのみでなく、宴飮に用うべく、弋獵にも必らず具すべきであるという。弄壺という所以である。銘はおそらく器の狩獵文に對して、ふさわしい文がえらばれたのであろう。

杕氏福□、鮮虞に歳賢して、是の金㓞を可へられたり。膚以て弄壺と爲さむ。その頌すでに好く、多寡あやまたず、膚以て匽飮し、わが室家を樂しましめむ。弋獵に後すこと毋く、具して我が車に在らしめむ。

器が鮮虞の制作であるとすれば、歸化城李峪村出土の諸器と合わせて、たとえばスキタイ系文化との接觸の可能性も考えられるが、徐氏の說ではその接觸の時期はさらに下るものであるという。古代における文化波動の實態は容易に知りうるものでないが、匽の文化の場合、北燕世家の系譜に

巻四　二二三～二二四

多くの疑問があるように、この方面には疾風のように過ぎていったいくつかの古代文化の波動があるように思われる。召公の一族と考えられる匽侯がどうしてこの北邊の地に入殖したのか。なおその北方の淩源から殷周の古器が多く出土するのはなぜか。再び匽器があらわれたとき郾侯と稱しているのは、單に匽の繁文にすぎないものか。周の東遷前後、北方を席捲した戎狄の跳梁は、特に河北・山西において甚だしかつたが、北燕は果して匽侯以來の社稷を守りえていたのかどうか。世家の文は召伯虎や燕仲父などの話を誤まり加えている外は、燕の史傳と考えられる事實について何の記述もない。召公の家は南燕姞姓から考えられるように姞姓とすべく、もし北燕姬姓説が何らか據るところあるものとすれば、それはおそらく北方族に多くみられるように、姬姓を冐稱した戎狄の一であろう。春秋の當時、燕地がほとんど狄種の中にあつたことは、顧氏の大事表、陳氏の譔異第六册に詳しい。ただその文化は秦晉の系列に屬して考えうるものがあり、いまその器を三晉の器と併せて錄しておく。

巻四 二二五～二二六

二〇六、王子嬰次鑪

器　名　王子盤圖志初編　王子方器新鄭古器　嬰次鑪大系

時　代　春秋初期新鄭古器・大系　中期王釋・積微居　戰國李玉其

出　土　「鄭冢古器、自民國十二年一九二三年八月二十五日、發見於河南所鄭縣南門」鄭冢古器

收　藏　「河南博物館」新鄭古器

なお出土・收藏の事情については、のちにいう。

著　錄

器影　圖志初編・晨字第一號　古器・五四　研究・下三　大系・一六四　彝器・一二八

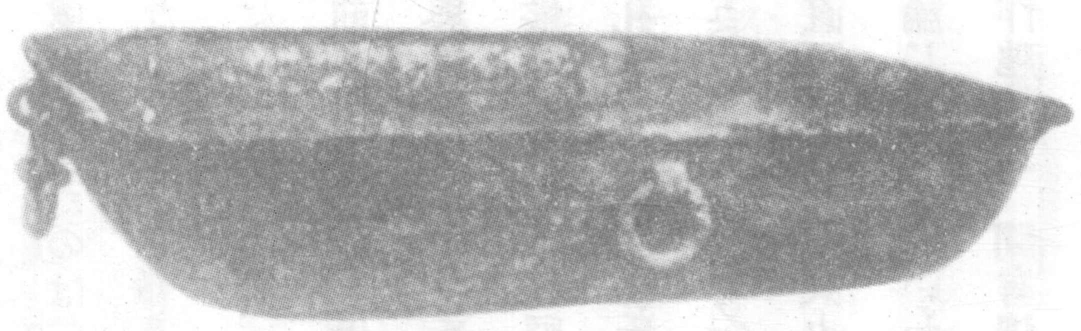
銘文　古器・五四　貞松・一一・三　研究・下三　大系・二〇三　彝器・一二八　三代・一八・二四

二玄・四一二

考　釋　古器下册、錄六、王國維・關百益等　研究・下三　大系・一八二　彝器・一二八　積微居・一七八

器　制　古器にいう。「高三寸四分、深二寸九分、口徑縱一尺四寸一分、横一尺一寸、腹圍四尺三寸、重二百四十兩、容七升七合五勺」。なお彝器に「腹有四環、飾以斜行文、色綠」という。斜行文は細密な斜行格文で、器腹の全體を蓋うている。兩端の環は兩鐶より鎖狀に垂れており、兩腹の銜鐶のものと異なる。

巻四 二二七～二二八



王子嬰次鑪

銘　文　彝器に「銘七字、在口內側」とあり、刻文である。

王子嬰次之庈盧

器は出土ののち諸家の考釋が試みられ、關百益が文を「王子積次之庶盤」と釋し、また王國維は「王子嬰齊之𤏁盤」と釋した。これら三家の考釋は、みな古器下册、錄六に收められている。いまその要を錄しておく。王釋にいう。

余謂嬰次卽嬰齊、乃楚令尹子重遺器也、說文貝部、賏頸飾也、从二貝、又女部、嬰頸飾也、是嬰賏一字、又齊次古同聲、故齊聲之字、亦从次聲、則嬰次二字、卽嬰齊無疑、古人以嬰齊名者、不止一人、獨楚令尹子重、爲莊王弟、故春秋書公子嬰齊、自楚人言之、則爲王子嬰齊矣、子重之器、何以出於新鄭、盖鄢陵之役前五七五年、楚師宵遁、故遺是器於鄭、此器品質制作、與同時所出他器不同、亦其一證、然則新鄭鄭墓、當葬於魯成十六年鄢陵戰役後、乃成公以下之墳墓矣

また銘末の一字を盧にして、說文にいう「盧飯器也」とし、筥盧の解をなしている。方言に南楚に筲というもので、魏石經に筥の古文が盧に從う形に作ることを證とする。またその器は籚に外ならずとし、詩采蘋の傳に「方曰筐、圓曰筥」とあるのは正方正圓の意でなく、筥はその四隅を圓くお

としたもので、この器は笘に外ならないとする。その文は集林巻一七・貞松巻一二にもこれを錄している。馬氏の



釋に、嬰次の次は易の夬卦「次且」の馬注に「次齊古通」とあり、また次聲に從うものに齊聲と通ずるものが多いことを述べて嬰齊に外ならずとし、その人については

春秋左氏傳成九年、朝於嬰齊楚令尹子重、而夕於側、又昭十六年、賦野有蔓草注、子皮之子嬰齊七穆之一也、公羊傳、仲嬰齊者何、公孫嬰齊魯子叔聲伯也、漢書古今人表、鄭子嬰齊、子亹弟、史記南越王遣太子嬰齊朝漢、古今多以嬰齊命名、幼而徇齊之意、此稱王子嬰齊、文秀體長、與王子申盞盂相似、無從證爲何時、絕非成周盛時之器也

という。楚・魯のほか、鄭に二嬰齊あり、一は昭公の弟鄭子子儀、一は七穆賦詩にみえるものであるが、馬氏はそれらの何れとも定めていない。また庶盧を𩰫盤と解していう。

說文、燔𩰫義別、經典通用膰、火部、燔爇也、爾雅、祭天曰燔柴、此應作燔者也、炙部、𩰫、宗廟火孰肉、周禮大宗伯、以脤膰親兄弟之國、此應作𩰫者也、說文無膰字、隸省火爲膰、而燔爲假借字、此器庶下从炙、上从广、象𩰫器之蓋、而燔肉于火中也、庶應定爲古文𩰫、或謂器文从夕、不从肉、特笵文模糊耳、攷說文段注、炙从肉在火上、又引長孫訥言曰、見炙从肉、莫問厥由、輒

意形聲、固當从夕、據此知小徐本火部有炙字、云炙也、从火夕聲、蓋唐以前、或用羼入許書、雖从夕、不从肉、正可證長孫說之確也

かくて銘末の一字を盤と釋し、膰肉を盛る盤と解するのであるが、その字形解釋は黃議員佩蘭の拓本による摹寫に本づくというも、諸著錄にみえる字樣と異なるところが多く、摹寫の字に信じがたいところがある。

王・馬の兩釋に次いで、關百益の「周王子積器識攷」を列する。關氏はその銘識を「王子積次之庶盤」と釋し、前二者の嬰齊說を排していう。

第三字、當是積字、說文、積以禿貴聲、禿从儿、上象禾粟之形、取其聲、按字之上半、貴之古文也、其下部、蓋小篆禿之本字也、合之爲積、今或作頹、第四字、古文次字、第六字、疑是庶字、說文、庶、屋下衆也、从广炗、炗古文光字、置广下、或古文庶字如此、末一字、下从皿、上似爲舟、載皿上、以盤字釋之差近、今審其器、四面有環、下有足二十有三、足俱殘失、厥狀莫明、僅留痕在、其製甚異、侯詳攷之、庶盤云者、或取庶具百物之義、亦如寶鼎旅簠之類乎

關氏はまた次を次舍の義とし、王子頹の次舍に用いる庶盤の意であり、周禮天官に掌次の職があり、王次の法を掌り、その大次小次に用いた器であるとする。王子頹は左傳莊十九年に「初王姚嬖于莊王、生子頹、子頹有寵、蔿國爲之師、及惠王卽位、取蔿國之圃、以爲囿、邊伯之宮、近於王宮、王取之、王奪子禽祝跪與詹父田、而收膳夫之秩、故蔿國邊伯石速詹父子禽祝跪作亂、因蘇氏、秋、五大夫奉子頹、以伐王、不克、出奔溫、蘇子奉子頹、以奔衞、衞師燕師、伐周」とあり、五大夫とと

もに叛亂を起した人物であるが、ついで二十一年、鄭伯・虢叔に攻められてみな殺された。すなわち春秋初期の人である。

器は新鄭の出土であるため、楚・周の二說についてはその理由を述べる必要がある。王國維は楚器說であるから、鄢陵の役に楚師は宵遁れ、そのときの遺器であるという。關氏は周器說であるから、これを王子頹の亂に繫けて、次のように論じている。

周器不出東都雒邑、而出鄭國之墟者何故、且同時所出、有鐘鼎敦簠尊罍匜洗等百有餘事之多、體質名貴、更非伯爵如鄭、所宜有者、余旣釋此器文、定爲周王子積器、復因人以攷事、因事以證地、始知藏器之所、爲鄭厲公墓、殉葬之器、卽成周之寶、積器入鄭、有自來矣、攷出器之地、中有墓穴、深三丈、形橢圓、丹砂底、內有殘骸三、古玉三、及貝殼等物三百數、器物環列其外、亦作橢圓形、其爲古墓遺跡可知

新鄭於春秋爲鄭地、所見之穴、兆域森嚴、其爲鄭先公之墓、又可知、鄭國之開基也、自桓公徙民、武公居之、至莊公始強盛、厲公則爭而得、得而失、失而復得、鄭國之弱、自玆始、桓公死幽王之亂、其葬所無攷、武公莊公、相繼爲平王卿士、有功於民、而不膺此厚葬、而謂厲公者何也、曰、以子積器故、按左傳、魯莊公十九年冬、假燕衞之師、逐王自立、王居於櫟、二十年夏、王及鄭伯入成周、取其寶器而還、竹書紀年云、惠王二年、王子積亂、王居於鄭、鄭人入王府、多取玉、玉化爲蜮、射人、則周物入鄭者必夥、王子積器、意在其中、二十一年夏、鄭伯享王於闕西辟、王以鄭伯有克復之功、與之武公之略、左氏云、鄭伯之享王也、王以后之鞶鑑予之、虢公請器、王予之

爵、鄭伯由是始惡於王、鄭伯旣以一爵之故、與王室有惡、入鄭之物、更無還周之理、然亦不見有留鄭之迹也、煌煌寶器、究歸何有、攷鄭伯正於是歲五月卒、是爲厲公、距爭爵之時、不逾月、其於此器攸關、昭然可見

新鄭出土の彝器は百餘件に及び、もし墓葬の器とすれば、その厚葬には驚くべきものがある。鄭の厲公は莊二十一年夏五月に沒し、その十二月に葬を受けている。それで注に「八月乃葬、緩慢也」というが、關氏はこれを厚葬の故に時月を要したのであるとする。そしてこの結論について、「自古器發見以來、研求者衆矣、咸欲獨抒己見、以補史乘之闕、尙無確定其器爲周器、墓爲厲公者、今以器文證之、與經傳悉合、然則此器也、不啻爲王積作紀、且代鄭厲公作志焉、金石之學、所以特重其文字者、以此」とその自信を示しているが、その釋にはなお議すべきところがあり、たとえば次を次舍と解するごときは、旅器の例からみても不當であり、積・盤のごときもなお確釋としがたい。なお考釋のことにはふれないが、器の時期を戰國、器を韓器とする說がある。新鄭古器の錄七、疑年の項に、新鄭の李玉其の說を引く。その文にいう。

吾邑李氏鑿井、發見古鐘鼎之屬百餘件、保存汴垣、余未睹其器、嘗深求其故、豈陵谷變遷、華屋蕩爲邱墟、異珍瓌寶、同玆陸沈歟、抑國家當危迫之際、孤城待陷、君若臣欷歔徬徨、不願以歷代法物、餉遺我仇、而瘞諸地下歟、古之國於此者、有熊而後、維鄭與韓、此次發見之物、論者多指爲鄭有、良非無因、余竊以爲事之無左證者、斷以理論、指爲鄭、似不如韓之可信、鄭雖周室懿親、而受封較晚、上不逮周初班爵、魯璜晉洗、各有分器、矧蕞爾疆土、物力有限、宗廟禮器、多以百

計、竊恐未能焉、韓晉分也、晉實僭天子之政、而受諸侯之貢賦、文襄而下、主夏盟者百餘年、魯衞宋鄭上世之留貽、內府之儲蓄、大率輸入晉庭、晉之彝器、不知紀極矣、韓分晉而國、晉之府藏、當隨土地以俱來、且韓滅鄭、而因其都、鄭之有皆韓有、然則此百餘之古物、其爲韓也宜矣、顧此事無左證也、所願金石名家、博古宿儒、爲余是正焉

これよりのち、郭氏に新鄭古器之一二考察研究下册所收が出て鄭子嬰齊説を採り、また楊樹達氏の積微居一七八頁に楚令尹子重説を採る。ただその論據に新しい提説があり、郭氏研究は庹盧の解よりして王説を斥けていう。

盧字原銘、本從皿膚聲、此固可釋爲盧字、斷無釋盤之理、然王氏據許書、以盧爲飯器、則非也、此方器之不適爲飯器、一望可知、關馬二氏之釋盤、卽由其形似之臆測、余謂此乃古人爇炭之鑪也、許書、鑪方鑪也、今器爲方器、與許說正合、鑪字金文多作鏞、如邾公華鐘、玄鏐赤鏞、曾伯簠、吉金黃鏞、均鑪字也、邵鐘、玄鏐鏞鋁、邾公牼鐘、玄鏐鏞呂、則以鋁呂爲鑪、鏞與玄爲對文、與赤黃同例、乃用爲黑色之意、漢人又省作盧、至許書之釋盧爲飯器者、葢假借之義、古書必有假盧爲筥者、故許氏云然

次いで庹字についてはこれを寮の別構とし、令器にみえる寮字が呂に從うのは鑪形を加えたものに外ならず、庹は少聲の字で寮と同じく宵部の字、「庹盧者尋常燎炭之鑪也」とする。すでに燎鑪であるとすれば、下に座があるべく、圖錄に「下有足二十有三」というのはその圏足部の殘痕であり、圖四十二にあげる殘豐がその座であろうという。王氏はこれを楚器とし、鄢陵の戰成十六年の遺器で

巻四　二三三～二三四

あるとするが、その役は六月二十九日盛暑の際のものであるから燎鑪を用いるはずがなく、文中の王子嬰齊は、鄭子嬰齊に外ならないとする。

嬰齊の名は漢書古今人表にみえ、史記十二諸侯年表・鄭世家には子嬰・公子嬰・鄭子とあり、左傳桓十八年に鄭子・子儀としてみえる人である。鄭の莊公は在位四十三年前七四三～七〇一に及び、王室と拮抗するほどの勢威を示したが、その沒するや昭公は卽位の年に祭仲に逐われて衞に亡命し、鄭より迎えられた厲公も四年にしてまた祭仲に逐われて櫟に入り、子亹は在位二年にして諡號なく、次いで公子嬰が陳より迎えられ、在位十四年前六九三～六八〇に及んだが、また單に鄭子と稱するのみであった。鄭子の十二年、祭仲が沒すると、厲公の復辟運動が起り、傅瑕の離叛によって鄭子とその二子は弑殺され、しかも傅瑕もまた殺されている。郭氏は鄭國のこのような史實に本づいて、この鄭墓は鄭子嬰齊とその二子を葬るものに外ならないとしていう。

子儀之死、本由於厲公之陰謀、然觀其入國、卽責傅瑕事君有二心而殺之、儼若歸國定難者然、則於鄭子及其二子之喪、必隆禮而厚葬之、以示君人者之至尊、而掩己之陰惡、此於新鄭之墓、一墓而出器至百餘事之多者、正爲極妥當之說明、且同時出土者、有人顱頂骨三塊、此三骨者、非卽鄭子與其二子之骨耶研究

鄭子嬰齊が弑逆に遭うたのは前六八〇年であるから、その墓葬は數年の後、おそくとも前六七五年以前にあるべく、本器は嬰齊が公子たるときの作器であるから、前六九三年以前であるとするのが、その結論である。大系の文は簡略であるが、要旨はこの文と同じ。以下になお同出の器について、

たとえば蓮鶴方壺のような意匠は、印度藝術の影響があるのではないかという推論が試みられているが、郭説の成否は、同出百餘件のすべてが、前六八〇年前後より以前の器に屬しうるか否かにかかっているといえよう。特に器銘のような文字が、當時の字迹として認められるかどうかが、一の關鍵をなすものというべく、郭氏はその點については何らの論及をも試みていない。

最後に王説を支持する積微居の文を引いておく。楊氏は王説のうち、器が鄭に遺存したのは楚師宵遁のためであるとするのを訂して、遺贈の器とする説を出していう。

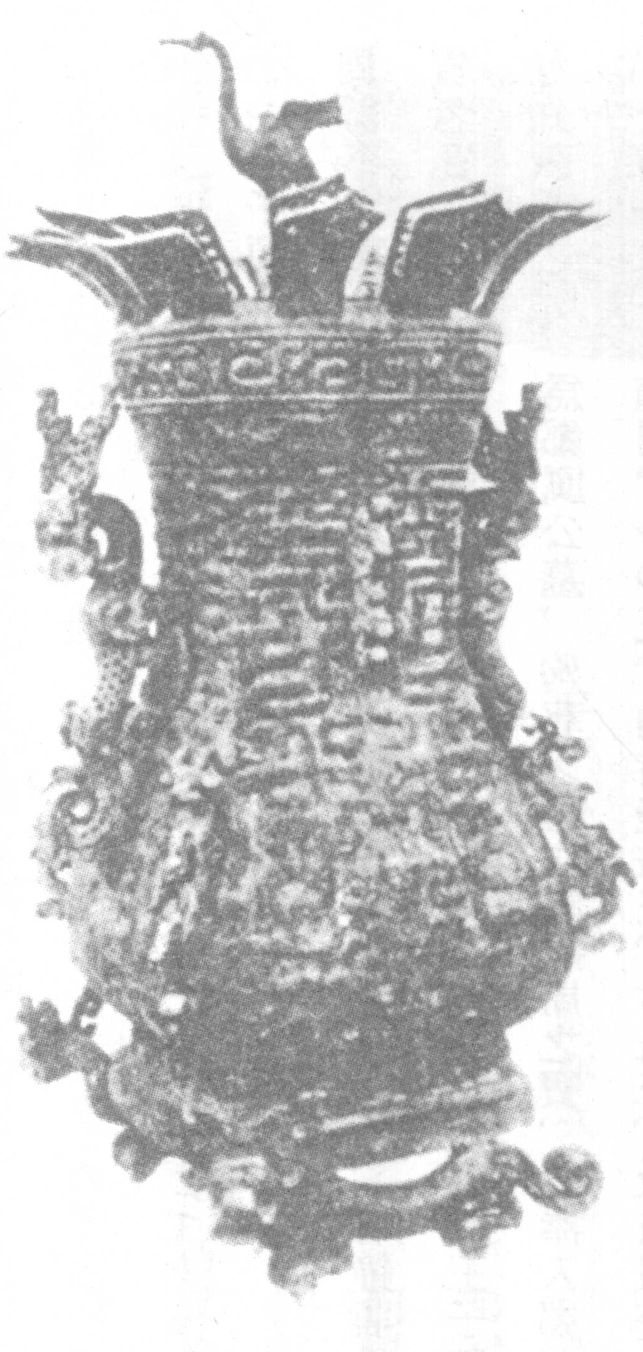
余謂春秋桓公二年、魯取郜大鼎于宋、大鼎郜器也、宋初有之、繼又爲魯有矣、成公二年、齊以紀甗賂晉、襄公十九年、魯君賄晉荀偃以吳壽夢之鼎、昭公七年、晉侯賜子產以莒之二方鼎、又十五年、周景王宴荀躒、樽以魯壺、彝器古人所重、上以之賜下、下以之獻上、與國以之爲酬酢、甲國之制、不必恒在甲國、固也、葢其變易遷流、不可紀極、據出土之地、以定器之何屬、可以論其常、而不可以論其變、如器出一地、必求一事以實之、斯不免於鑿矣

すなわち楚器の贈遺によって鄭地にあるものとするのである。

春秋のとき、嬰齊の名の傳記にみえるものに楚の令尹子重成二年初見・魯の子叔聲伯成二年初出・鄭の七穆の一である孟孺子洩昭十六年があり、史漢にみえるものに鄭の鄭子子儀がある。鄭子は春秋初年の人で郭氏の執るところ、子重は春秋の中期の人で王・楊の主とするところである。別に關百益氏は銘文の人名を王子頹として王子頹の叛亂莊十五年に繫けて論じ、李玉其は韓が新鄭を領した前三七五のちの墓葬であるという。前後三百年の相違がある。

巻四　二三五～二三六

䀠は子䀠戈に䀠に作り、本器では一貝に從う。また下部の字は匽にその形に從うものがみえるが、その字ともみえず、あるいは瓔玉の象を示したものであろう。字形になお疑問はあるとしても、一應嬰次と釋し、嬰齊と解してよいと思われる。嬰齊の名は史傳に數見しているからである。王子と稱するのは、春秋の初年においては周・楚の外になく、鄭はその滅亡に至るまで王號を稱せず、また周の同姓の國であるから、內において王と稱することもなかつたと思われる。古く諸侯にして王と稱するものは、多く異姓外方の諸國に限られている。このことからいえば、楚の令尹子重説が最も自然な解釋となる。郭・關の兩說は器を春秋の初頭におくもので、時代觀として早きに失するところがある。たとえば器銘の字は、趙孟介壺に極めて近いものであるが、その器はおそらく黃池の會前四八二のことをしるしたものであろう。壺葢に蓮花瓣狀、兩耳に獸飾を付しており、圈足の器である。鄭墓出土の壺第六三號～第六六號と器制



新鄭出土鶴葢壺



新鄭出土39號鼎

が近いが、鄭墓の器は圏足下になお獸飾の足を加え、蓮蓋の上に鳥飾を付するなど、器制に繁縟を加えている。壽縣蔡侯墓の方壺と近いものである。

また鄭器第三九號の鼎は、その器制が近出の蔡侯鼎と極めて近い。蔡侯鼎はおそらく蔡の成侯朔前四九〇～四七二の器であろうが、すでに春秋の末期に近いものである。その字は本器の銘よりかなり洗煉された様式のものであるが、同じ系統のものとみてよい。

鄭州諸器についてはのちに簡單にふれるが、器は殆んど春秋以後のものであり、殊にその後半と考えられるものが多い。またその器は主として鐘・鼎・鬲・段・簠・壺の類で、酒器のみえないことも注意すべき點である。器の出土について、墓域のことが何ら報告されておらず、これらが果たして墓葬であつたのかどうか、なお問題がある。すでに李玉其は、上文に引いたように坑藏のものではないかという疑問を示している。そこで、器の出土の状態やその他について、關氏の記述をなお錄しておく必要がある。

卷四

新鄭古器圖錄下册錄一、史略にその出土の情況を錄していう。

新鄭古器、於中華民國十二年八月二十五日、發見於河南新鄭縣城李氏園中、園主名鋭、字崑山、因鑿井灌漑、堀地至三丈許、偶觸古器、初得大鼎一・中鼎二、以八百餘金、售於許昌張慶麟、繼續發掘、事爲姚知事延錦所聞、尼之、不可、時陸軍第十四師靳師長雲鶚駐鄭、九月一日、巡防至新、……李鋭以已得之大鼎六・小鼎三・敦四・鬲六・罍一・甑一・玉玦二・碎銅片五十三、悉數繳出、運鄭存放、五日續得鼎六・洗一・特鐘四・編鐘十七・大方壺四・罍二・圜壺二・敦四・簠四・舟二・兕觥一・王子方器一・圜盤一・碎銅片五百四十、七日又得鬲三、九日又得虎彝一・匜二・舟二・圜盤一・小鼎一・圜壺蓋一・殘豐一・銅碎片四十四、内有鶴形儀飾二、卽方壺蓋上之立鳥也、又以原價收回張慶麟購去之物、計共得器八十九、碎銅片六百三十七、於九月十七日、儘數運至河南古物保存所、交所長何日章保管、靳氏出版新鄭出土古器圖志初編中所載者、卽此厥後畫定區域、大事發掘、以期詳盡、計所挖井



新鄭出土罍

二三七～二三八



新鄭出土鐘

穴、深量至三丈餘、幅員至十餘丈、四周試探、直至土質堅硬、度已無遺、始告蔵事、此十月五日事也、計續得之物、有圜盤・兕觥・舟・錡・鍑・編鐘・殳首・殳晉・銅釭頭・扁銅鈴此二件未錄・罍飾未錄・矛刺各一・戈頭二・銅環四此四件未錄・瓦鋗一・瓦豆四・瓦當六・磁碗三・貝貨三百十七・貝片七・貝介鋸一・獸牙二十三・碎骨三・玉玦五・環紋玉件二・玉片二・碎銅三十五、於十月十七日、復派員運汴保管如前靳氏新鄭出土古器圖志續編中所載、卽此、何所長嗜古不饜、恐運汴之物、猶有未盡、特訪園主李氏、尋得獸牙一・人下顎骨一・顱頂骨數塊十四年二月、河南督辦胡景翼、在開封城隍廟後街王宅、查出陪鼎二・鬲二其一缺蓋、聞係地主匿藏而轉售者、均歸入保存所、王某尙匿編鐘一、未及查出、十六年、因訟事收入司法廳中、何所長聞之、再四交渉、亦歸入保存所、統計陸續送所保存之物、以百餘計自古史册所載、郡國得鼎之事、從未聞一坑如是之多者、至所出之器、盡數歸公陳列、任人觀覽、

卷四

尤曠古未有之盛事也、於新鄭古器出土之前、孟津已有多量之銅器出見、其後西華又出商代鼎爵多件、惜皆散佚、桐柏古冢甚多、發見數處、經何所長往查、得古劍一・五銖錢數枚、餘倶不可聞問、河南古帝王都、故宮邱隴、遺物之沈埋於地下者、所在皆是、固不僅新鄭一處已也、然一坑之物、輯爲專書、與殷虚卜文、正始石經、共彪炳於史册者、新鄭古器、其濫觴也

以上がその收藏の經緯のすべてである。墓域や玄室のことにも觸れておらず、發掘の狀態も明らかでない。從つてこれだけの事實によつて、郭氏のようにこれを鄭子とその二子の古墓とし、本器を鄭子嬰齊の名を存するものとするのはなお早率の説たるを免れず、西周末に陜西に多くみえるいわゆる坑藏諸器と同樣に、何らかの事情によつて一時埋匿したものとする考え方もある。圖志初編、及び李氏にすでにその説がある。ただ李氏はそれを韓氏のなすところとするが、韓墓は洛陽金村にその遺址があり、やはり鄭國衰運の時期のものとみられる。しかし、王子嬰齊は、必らずしも鄭子でなくてもよい。王子と稱するものには王子剌公之宗婦鼎をはじめ、王子吳鼎・王子申簠・王子啓疆尊・王子造蚍匜などの諸器があるが、おそらく概ね周室の器であろう。他に楚・吳にも王子と稱するものは文獻にはみえているが、遺器の確かなものはない。楚の嬰齊も春秋の經傳には公子嬰齊と稱している。

この器群の一の特質は、ほとんど銘文をもつ器を含まないことである。銘文としては、本器の他に、鼎第二四號に五行約五〇字の銘があるが、泐損して字は殆んど通讀しがたい。第二行の首に淮、第三行の首に陽の字があり、二行中段に賜の字がある。字樣は洹子孟姜壺に近い崩れをみせている。壺

二三九～二四〇

は前五四〇年より後の器と思われる。

同出百餘件のうち、文字を存するものは鑪・鼎の二器であるが、鑪には王子嬰齊、また鼎には賜の字があつて、何れも鄭室の器としがたいもので、將來の器と思われる。その他についていえば、鎛四器一～四・甲鐘九器五～一三・乙鐘十器一四～二三・乙丙鼎五器二五～二九・鬲九器四一～四九・方壺各二器六三～六六・段各四器七〇～七七など、器制の相等しいものが多く、概ねセットをなしている。もし卿相以下群臣の家の器であるならば、これらの器に一の銘文をも加えないことは、考えがたいように思われる。坑藏の器群を以ていえば、長安張家坡の器群・扶風齊家村の器群など、何れも有銘の器が多い。しかし虢國の故墓とみられる上村嶺遺迹から出土した銅器類一八一件のうち、有銘のものが數器に過ぎない事實からいえば、諸侯の器には銘を付することが少なかつたのであろう。すなわち新鄭の古器群は、おそらく鄭室の器であり、しかも何らかの理由によつて、このように多數の彝器が一處に埋藏されたものと考えられる。その墓坑の坑位が甚だ深いことは、陝西の坑藏器群とまた異なるところである。器群の全體は、段・鬲などを除くと、壽縣蔡墓の器群と、樣式的に著しい類似を示している。

以上を要約していえば、新鄭の器群はおそらく墓坑中に、特に坑藏の目的を含めて埋藏されたものと思われる。その器は鄭室の祭器であり、王子嬰次の器は遺贈のものであろう。器群全體の時代觀からみて、坑藏の時期は春秋末期、坑位は甚だ深いが、やはり墓坑の埋葬品であろうと思われる。器群中に、春秋の初期・中期のものもあり、鄭室がなおその國力を保つていた時期のものであろう。

鄭の滅亡は、前三七五年のことである。

器群の最初の報告書である新鄭出土古器圖志初編、及び續編民二二には、未修の出土品をそのまま撮影して記錄しているが、別に出土坑の外景、坑底での作業狀態、坑底の器群の配置圖を載せている。器群は坑底中央に楕圓形に並べられ、その中央の空間に銀硃がある。圖の解説にいう。

一、此圖爲掘挖古物之井穴、計東西長約四丈、南北寬約三丈五尺

二、甲處（器群）爲古物羅列位置、成楕圓形、西北方面留有空隙、度係甬道、距地面約三丈許

三、乙處（中央）爲古物羅列線、中央之銀硃、底厚約一寸、亦成楕圓形、北有頭骨、中有胯骨、南有股骨一塊

また東を除く三面に長方形の上下の直道（長四尺、寬二尺）があり、その中の土質が異なるという。墓道と思われるものはないが、この直道がそれに代るものかも知れない。中央の銀硃は、壽縣蔡墓の朱砂を敷くのと同じ。蔡墓も方形墓である。中央に殘骨もあり、やはり墓坑であろう。出土の諸器はのち修復され、關氏によつて改編された。

關氏の新鄭古器圖錄二册民二六・六が出てのち、また新鄭彝器二册が出版された。所收の器は關氏の書と同じく、ただ伯林博物館所藏の鬲二器を菁華二九七によつて加えている。器制文樣が同じであり、鄭器の散佚したものと認めて錄入したものである。圖版は新たに撮影し、文樣の拓が加えられていて、器群の大部分がいわゆる蟠虺文系統のものであることを確かめうる。關氏の鄭冢古器圖考

四册は最も後れて民國廿八年に出版されているが、乙丑の序があり、戊辰民一七に題簽を附している。圖は綿密な繪圖。古器の初稿本であろう。古器には寫眞圖版を收めている。彝器の胡汝麟の序に器の時代を論じていう。

夫新鄭既爲古之鄭國、其墓自屬鄭墓、郭君沫若、定嬰次爲鄭子嬰齊、不爲無據矣、然嬰齊爲春秋初年人、而新鄭諸器、乃戰國時代之物、以同出之銘文、而不能證同墓諸器之年代、考訂之難也、有如是

器群をすべて戰國器とするものであるが、壽縣蔡侯墓の器群と比較するときなお多少古色を存するものがあるように見受けられ、蔡墓の蔡侯が蔡成公前四九〇～四七二であるとするならば、鄭墓器群の時代はいくらかこれに先行するものとしてよいと思われる。兩器群の器には銘識あるものが少く、本書には各〻數器の器影を錄入したにすぎないので、他はその著錄について比較されることを希望する。なお嬰次盧は必らずしも鄭器と定めがたいものであるが、鄭墓器群中、銘識の識りうる唯一のものであり、諸家の考釋もこの器によつて鄭墓器群を論ずるものが多いので、いま新鄭器群に代つてこの器を標目として掲げておく。

二〇七、鄭鄧伯鬲

器名　叔帶鬲攈古　鄭興伯鬲窓齋　鄭燕伯鬲周存

時代　西周後期通考

出土　「得于任城」清愛

收藏　「陳壽卿藏器」奇觚

著錄

器影　彝古・二・二二　通考・一六〇　二玄・四一〇

銘文　攈古・二之一・二九　奇觚・八・四　敬吾・下・四五　窓齋・一七・一五　清愛・九　周存・二・八　大系・二〇〇　綴遺・二七・二七　三代・五・二三　小校・三・六〇　二玄・四〇九

考釋　大系・一八〇

器制　通考にいう。「大小未詳、腹飾饕

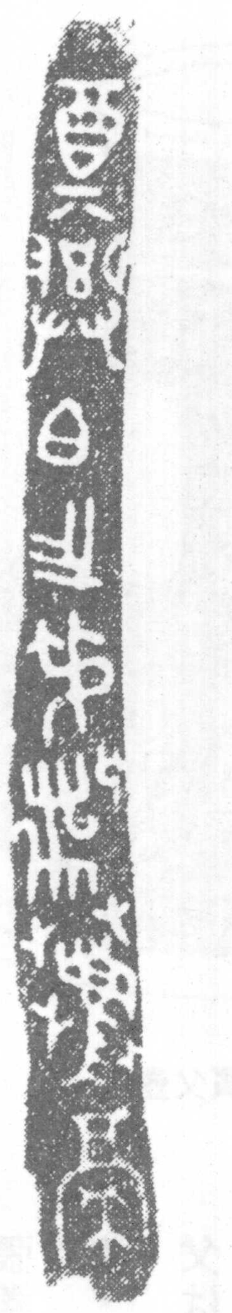


鄭鄧伯鬲

鋬文、有三稜」。その器制は鄭墓出土の鬲と極めて近く、鋬文はやや變様。通考一七一に録する鄭鬲には象首文とする。鄭墓の器と近いことを以ていえば、通考にこの器を西周後期とするのは疑問とすべく、おそらく春秋初期のものであろう。

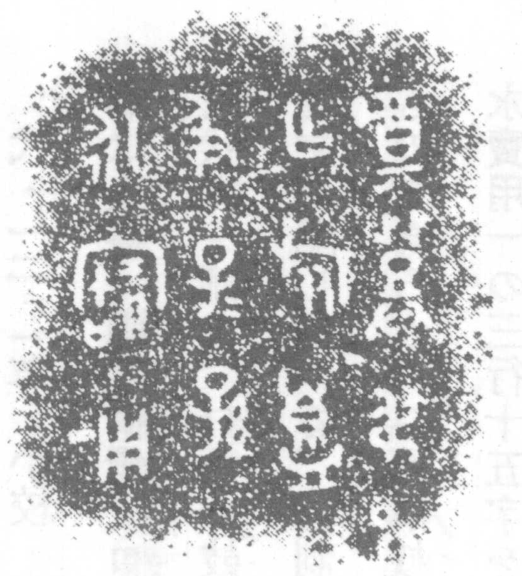
銘文　口内にあり、一行八字。

鄭登白乍叔嬬薦鬲



奇觚に「奠登伯作叔公嬬薦鬲」と九字に釋するも、公は女の壞文であろう。登について、「登字見說文、此用爲鄧、或釋燕、或釋招、皆非」という。薦は丵に從い、石鼓の字と同じ。窓齋には「鄭興伯作叔帶□鬲」とするが、叔嬬はおそらく女子の姓であろう。叔姬・叔姜・叔姞など、その例が多い。ただ嬬を姓とする他の例をみない。綴遺に「鄭興伯作叔嬬薦鬲」と釋し、第二字を興の異體とするが、大系に鄭登叔盨によつて登の異文とするのがよいようである。薦鬲は羞鬲というのと同じく、供薦に用いる意。鬲には婦人の器が多いようである。

鄭器は概ね鄭の臣屬の器で、銘文の見るべきものも殆んどないが、いまその數器を錄しておく。



鄭登叔盨　貞松・六・三七　周存・四・補遺　大系・二〇〇　三代・一〇・三二　小校・九・三九」積微居・二一九

器を貞松に𣪘とし、「此𣪘佚蓋、往歲見之津沽」という。銘に「鄭登叔作旅盨、及子子孫孫、永寶用」とあつて、器は盨である。あるいは同銘の𣪘・簠などがあつて、羅氏はそれを目睹したものかも知れない。義伯の器についても、いま著錄に鼎・盨・匜などを錄している。登に登伯・登叔があり、大系に伯・叔を字であろうという。尹伯・尹叔、焚伯・焚季など、その例が多い。登伯には鬲大系・二〇〇鼎錄遺・八六がある。積微居に文末の及を其とよむべき說があり、鄭虢仲𣪘「子子孫孫、彶永用」の例をあげ、兩器みな鄭器にして「蓋鄭有此方語」という。

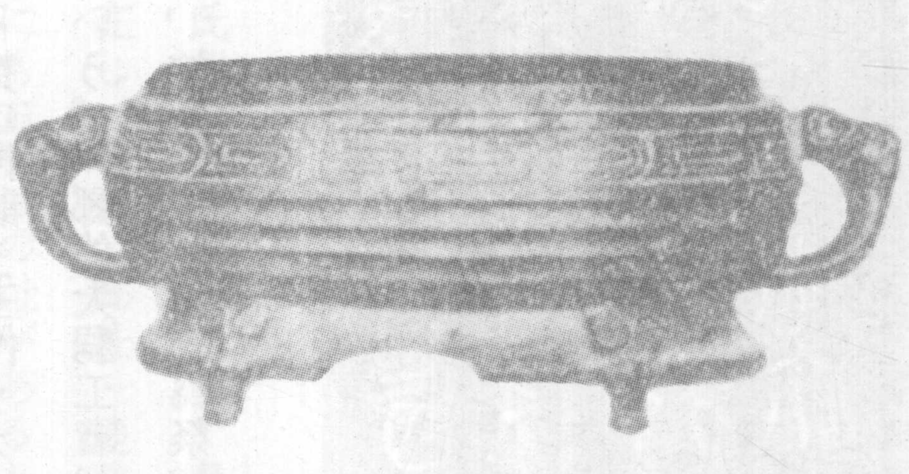
鄭義伯の器に盨があり、また鄭義羌父盨というものがある。

鄭義伯盨　武英・八一　故宮・下二〇六　通考・三七四」　貞松・六・三六　三代・一〇・三　小校・九・二七

貞松に器種を𣪘とし、「熱河行宮藏」という。器は圈足部に花瓣様の刳りがあり、盨である。ただ小足を付しているので、羅氏は𣪘と考えたのであろう。武英殿に「右周盨、橢圜兩耳、四足皆作獸形、失蓋、體高四寸二分、口徑縱五寸二分、横七寸三分、色黑有綠斑、緣作回文、腹作瓦文、

銘十四字、奠古鄭字、鄭義伯所作、尙見二器、一爲鼎、一爲匜」という。

本器の銘は「鄭義伯作旅盨、子子孫孫、其永寶用」の十四字。鼎銘は貞松三・一にみえ、匜は下文の姜伯の器である。鼎・盨は器名を除いて同文、匜・盨は文様同じ。



鄭義伯盨

鄭義羌父盨　二器。第二器は夢郼上・一七に器影、また銘は三代一〇・三一にみえる。夢郼に錄するものは瓦文の蓋。三代の銘は器蓋の二銘であろう。銘四行。「鄭義羌父作旅盨、子子孫孫、永寶用」という。羌父はおそらく鄭義伯の名であろう。



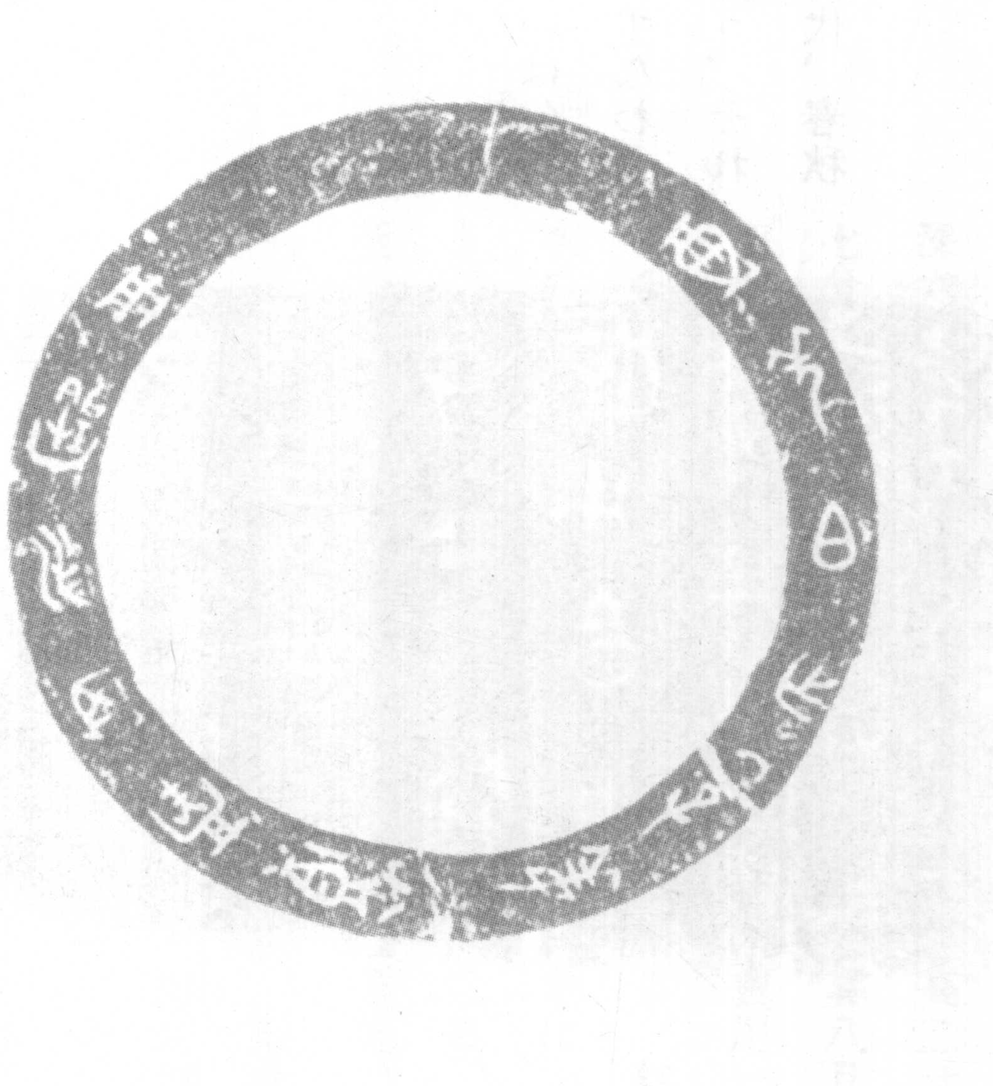
鄭羌伯鬲　夢郼・上一六　二玄・四〇八」積古・七・二五　攈古・二之一・七四　周存・二・七八　三代・五・二九　小校・三・六八　二玄・四〇七

器制は鄭登伯鬲に近く、三足の部分に稜があり、文様はいわゆる象首文に似ている。肉の太い便化した文様である。口緣に「鄭羌伯作季姜隮鬲、其永寶用」の十二字を銘する。

同じく鄭姜伯と稱するものに鼎貞松・三・一　三代・三・二八があり、「鄭姜伯作寶鼎、子子孫孫、其永寶用」という。羌を姜に作るが、同人の器であろう。器影をみない。

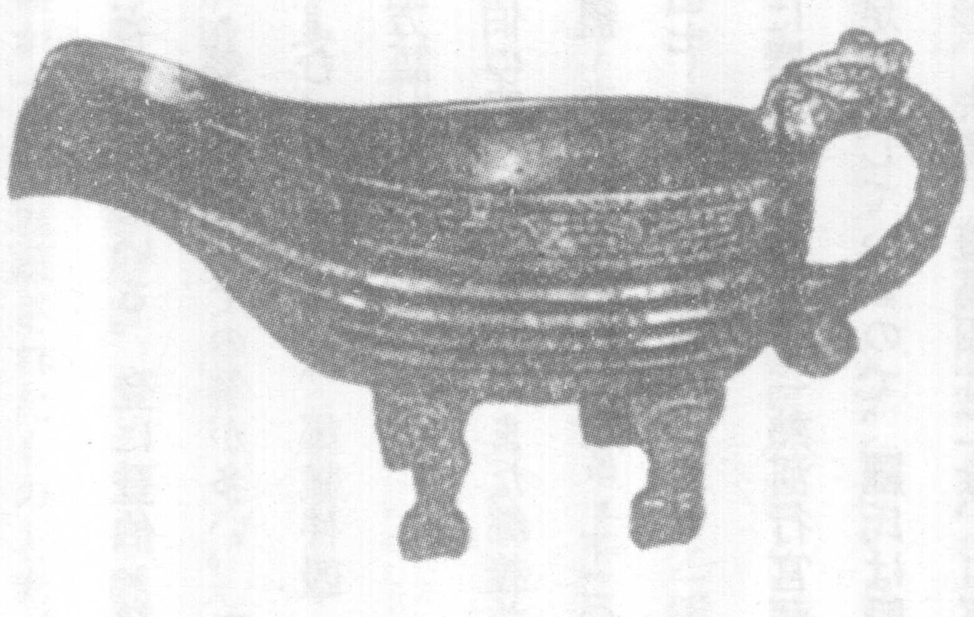


鄭羌伯鬲



鄭姜伯匜　故宮・上・二三〇　大系・一四九」西清・三二・四　貞松・一〇・三三　大系・一八〇　三代・一七・二八

器制について故宮にいう。「春秋時器、口沿下飾重環紋一道、腹飾瓦紋五道、四足飾



鄭姜伯匜

竊曲紋、鋬飾龍紋、高一四糎、深六・五糎、重一・二六瓩」。器制は頌匜に近く、ただ頌器は口緣下に變樣の夔文を用いている。文に「鄭姜伯作季姜寶匜、用」と銘する。大系に「鄭義伯猶稱鄭井叔、義伯乃作器者之字、蓋鄭之大夫、娶姜姓女、而作御器也」というが、義伯は姜伯の誤とすべく、また鄭井叔は康鼎にみえる鄭井の家で、おそらく鄭所封以前に陝西の鄭地に在ったものであろう。尤もその族は鄭の封建とともに鄭地に移ったものであるらしく、鄭井叔の器も春秋期のもの若干を傳えている。



鄭楙叔賓父壺　愙齋・一四・一四　攈古・二・二一　恒軒・五五　大系・一八三　周存・五・五〇　綴遺・一三・一八　三代・一二・一五　小校・四・八三

器は失蓋。兩耳銜鐶。口下と器腹に公字形を含む波狀文を飾り、口頸や鼓腹上部・圈足部に變樣の夔文を配している。器制は東遷前後に位置しうるものであろう。「鄭楙叔賓父、作醴壺、子々孫々、永寶用」の三行十五字を銘する。攈古に、楙を楚と釋する周孟伯の説を錄するが、また張孝達の楙と釋する説を引く。壺は醴壺・畲壺のようにいう例が多い。叔賓父はまた他器にみえ、その盨三代・一〇・三〇に、「叔賓父作寶盨、子々孫々永用」という。鄭楙叔賓父とは、鄭井叔蔓父三代・五・二二というのと同例であろう。鄭井叔三代・一・三のようにいうことがあり、それによると鄭楙叔・叔賓父と稱するものを、合わせて鄭楙叔賓父という。大系に、「楙氏、叔賓父字」とするも、楙叔は連稱したものであろう。

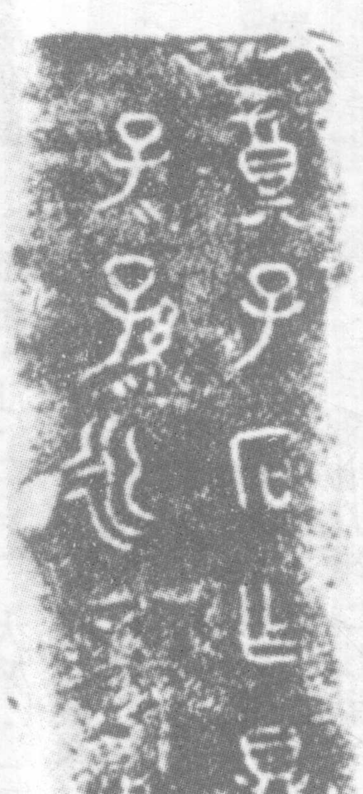


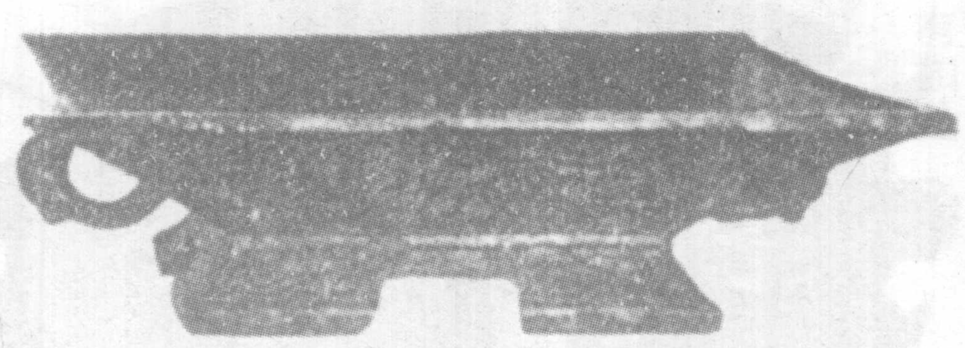
鄭楙叔賓父壺



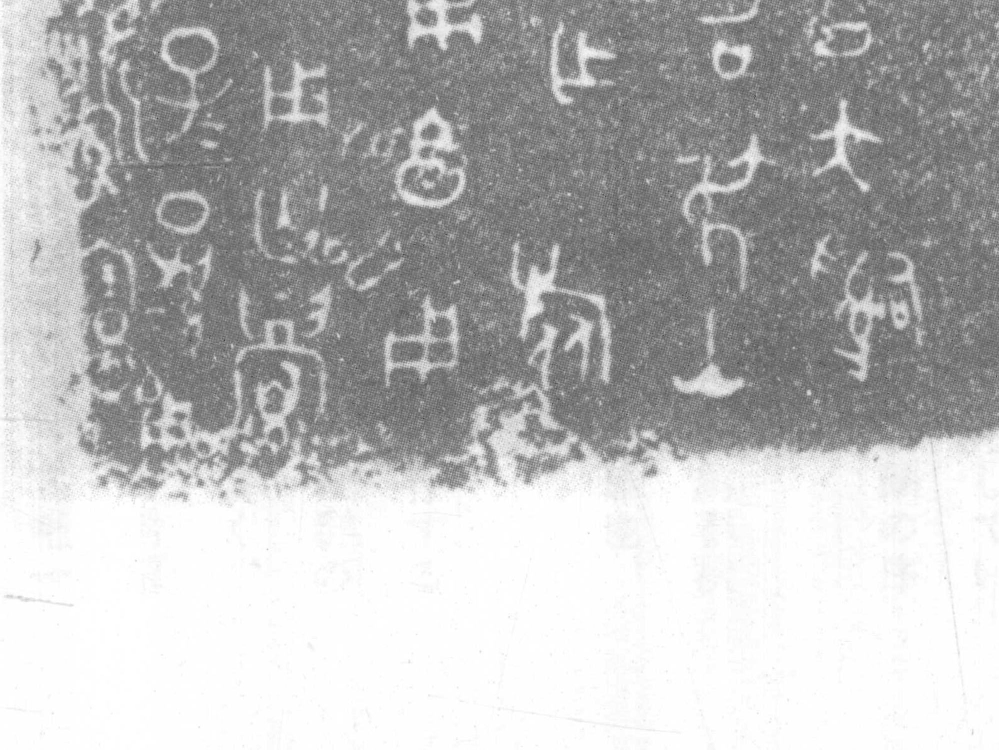
鄭子石鼎　貞松・二・四五　三代・三・二四　小校・二・五六

器影をみない。銘に「鄭子石作鼎、子々孫々、永寶用」とあり、鄭の七穆のうち、印氏公子舒の孫に印段子石の名がみえ、また同時の公孫段も字は子石、左傳襄公廿七年に二子石というものである。積微居・一〇七にその何れとも定めがたいというが、鄭を冠稱するのはあるいは公孫を稱しうる子石、すなわち伯石その人であろう。それならば子産と同世代、春秋末の人である。なお鄭氏伯高父甗三代・五・一〇鄭伯筍父甗同上・鬲同・五・四二等があり、鬲には「鄭伯筍父、作叔姫障鬲」とみえ、姫姓の族である。



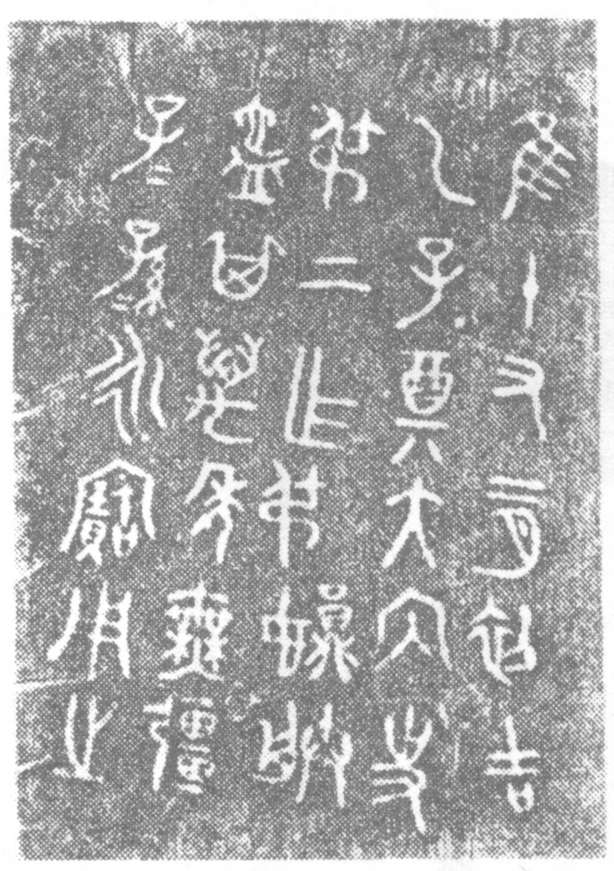


召叔山父簠



召叔山父簠　寧壽・一一・二四　大系・二三四　故宮・上・八八」筠清・三・七　攈古・二之五・五三　從古・一二・一九　奇觚・一七・二五　貞松・六・三四　周存三・一二四　大系・二〇二　綴遺・八・二　三代・一〇・二三　小校・九・一九

故宮にいう。「高八・五、深四・六、口縱二三・五、横二八・三、底縱一一・八、横一五・五糎」。重さ約三瓩、腹足に變樣虺文を飾り、兩耳獸首形をなす。失蓋。周存に「鄭召叔山父簠、某向與宗周鐘、同在山陰陳默齋將軍家、鐘歸沈仲復中丞、轉入楊氏、今年楊氏以二千墨銀售出、某估方以居奇、恐將流出外洋、簠則入滬上富家」というが、のち兩器とも故宮に歸した。文七行二八字。「鄭伯大嗣工召叔山父作旅簠、用享用孝、以匄眉壽、子々孫々、以爲永寶」と銘する。孝・壽・寶は押韻。三代・一〇・二三に兩銘を載せている。兩銘は器蓋の銘であるかも知れない。大系にいう。「鄭伯大嗣工者、言鄭伯之大司工、職上係國、復係其國之爵、此例僅見、召氏、叔山父字、旅𠤳者、旅當訓爲祭、以下文言享孝知之、𠤳古簠字、从匚古聲、金文習見」。左傳・國語にみえる鄭の官名には大嗣工というものがなく、春秋期に大司馬のような官名をもつものは楚左傳襄一五・昭一三のみであった。



叔上匜　筠清・四・四九　攈古・二之三・七五　周存・四・補(四・二〇・僞)　大系・二〇二　綴遺・一四・一七　三代・一七・四〇　小校・九・六六　二玄・四一一

器影をみない。銘文五行三三字。

隹十又二月初吉乙巳、鄭大內史叔上、作叔娟賸匜、其萬年無疆、子〻孫〻、永寶用之

と銘する。匜としては長銘のものである。大內史は前器の大嗣工と同じく、春秋期のことをしるす文獻にはみえない。叔氏は娟姓、その女の媵器である。周存四・二〇に「器在南海康氏、較常匜稍大」とあるも、それは僞銘の器。綴遺に「器見上海」とするものが眞器である。錄入の銘も濬氏の手拓であるという。字様は陳子子匜と極めて近く、時期の近いものであろう。

以上に鄭器を錄したが、銘文のみるべきもの少なく、遺器としては新鄭出土の器群が最も注目すべきものであるから、その器群を主として述べた。鄭の始封については史記に詳しく、また建國當時の事情については陳槃氏の存滅表譔異冊一・五〇頁に詳しい。小稿の殷代雄族考論叢五集所收にも、桓公初封の經緯について考察を試みてある。のち鄭は晉・楚に挾まれて南北抗衡の爭點となり、獲麟後百餘年にして滅んだ。鄭の諸器にはその器制が比較的正統のものがあり、中土系彝器の中心を爲すものであつたとみられる。

二〇八、鄧孟壺

器名　「鄧孟壺蓋」陶齋

時代　「東周初葉器」韓華

出土　「陝西盩厔出土」陝西金石志

收藏　「見於京師」綴遺　「舊藏湹陽端氏、後歸上虞羅氏」周存

著錄

器影　陶齋・三・三　大系・一八四　夢郼・續・二五　二玄・四一四

銘文　周存・五・四七　大系・一九〇　綴遺・一三・一七　三代・一二・一三　小校・四・八二　二玄・四一三

考釋　韓華・庚中・二　大系・一七六

器制　陶齋にいう。「高五寸四分、頂縱徑七寸二分强、橫徑五寸一分」。蓋は銜接部深く、口緣部に簡勁な變樣虺文を付している。

銘文　三行一四字。



鄧孟壺蓋



昪孟乍監嫚隮壺、子〻孫〻、永寶用

昪は鄧。豆下に収を加えており、さきの鄭登伯の字とは異構。昪孟はおそらく嫚姓の鄧であろう。綴遺に字を說文鄧の古文とし、嫚を嫚姓の字の初文とする。また「鄭昭公母・楚武王夫人、皆稱鄧曼、古姓多从女、自是嫚性、本字經傳作曼、同聲通假」という。もと嫚侮の字と區別があつたものであろう。鄧伯氏鼎に嬀嫚臭とあり、嬀嫚は監嫚というのと同例であろう。鄧は河南の南陽におり、鄭楚の間に介在し、それで鄭莊・楚武と婚している。左傳莊十六年前六七八年、楚に滅ぼされた。上蔡・新蔡の地にも古鄧城の趾があるというが、あるいはもと郾城附近にいたものかも知れない。

周初の盂爵通釋・卷一・三八五頁に「隹王初𠦪于成周、王令盂寧𢍏伯、賓貝」とあり、斷代にその𢍏伯をこの昪伯としていう。「鄧孟壺及鄧伯氏鼎、兩器出於陝西、陝西金石志說、壺出盩厔、鼎則光緒中武功出土、傳世又有復公子白舍𣪘攈古・二之二・八三稱、我姑登孟媿、則鄧爲媿姓、是西周之鄧、或在陝境」。鄧の始封については、夏后仲康の後が楚境に國したともいい、また殷の武丁がその叔父を河北に封じたとも傳えられるが、要するに嫚・媿の二姓があり、その器も陝西の出土であるといいう。しかし鄧孟壺のころには、嫚姓の鄧が河南に國していたことは明らかであり、壺が陝西の出土であるのは、將來の器とみるべきであろう。

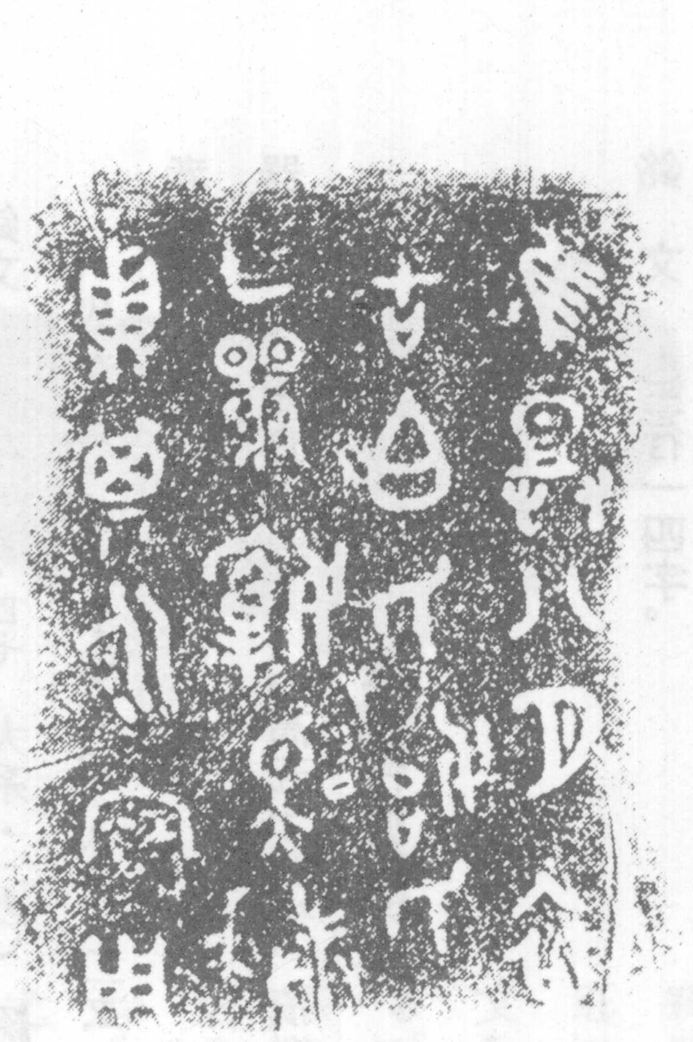
いま、嫚姓の鄧の諸器を列しておく。

鄧伯氏鼎　陶齋・一・二九　夢郼・上・一三」　周存・二・四四　大系・一九〇　三代・三・四七　小校・二・八三　二玄・四二五」　韓華・乙中・三八



鄧伯氏鼎

器は光緒中、武功出土と傳えられる。立耳三獸足鼎。口緣に環文を飾る。陶齋に「高一尺六分、深六寸八分、口徑一尺三寸八分、耳高二寸七分」という。銘四行二〇字。「隹䢅八月初吉、白氏姒氏作嬀嫚臭媵貞、其永寶用」とあり、嫚と釋した字には疑問がある。銘字の全體に雋鋭のところがない。韓華にいう。「東周初葉器、登通鄧、爾上从二日、蓋姓氏之稱、疑爾字緐文、考王子申盞蓋、王子申作嘉嬭盞、盞嬭亦爲姓氏之稱、與此正同、考之實皆楚姓之祢字、祢爾一聲之轉也、嬀下字不可識、又下字作昊、即古皐字、卜詞皐字、卽作此形、可證」。鄧楚同姓說で、



陳氏の綜述二七九葉にも嬀䜌同聲にして同姓説がある。しかし鄧に嫚・媿の二姓あり、嫚姓の鄧の遺址は上蔡より河北にまで及んでおり、楚と同姓とは考えがたい。作器者は伯氏姒氏とあり、おそらく夫婦の名を以て媵器を作つたものであろう。紀月の上に鄧・鄀のように國名をつけることも、この二國に多い。

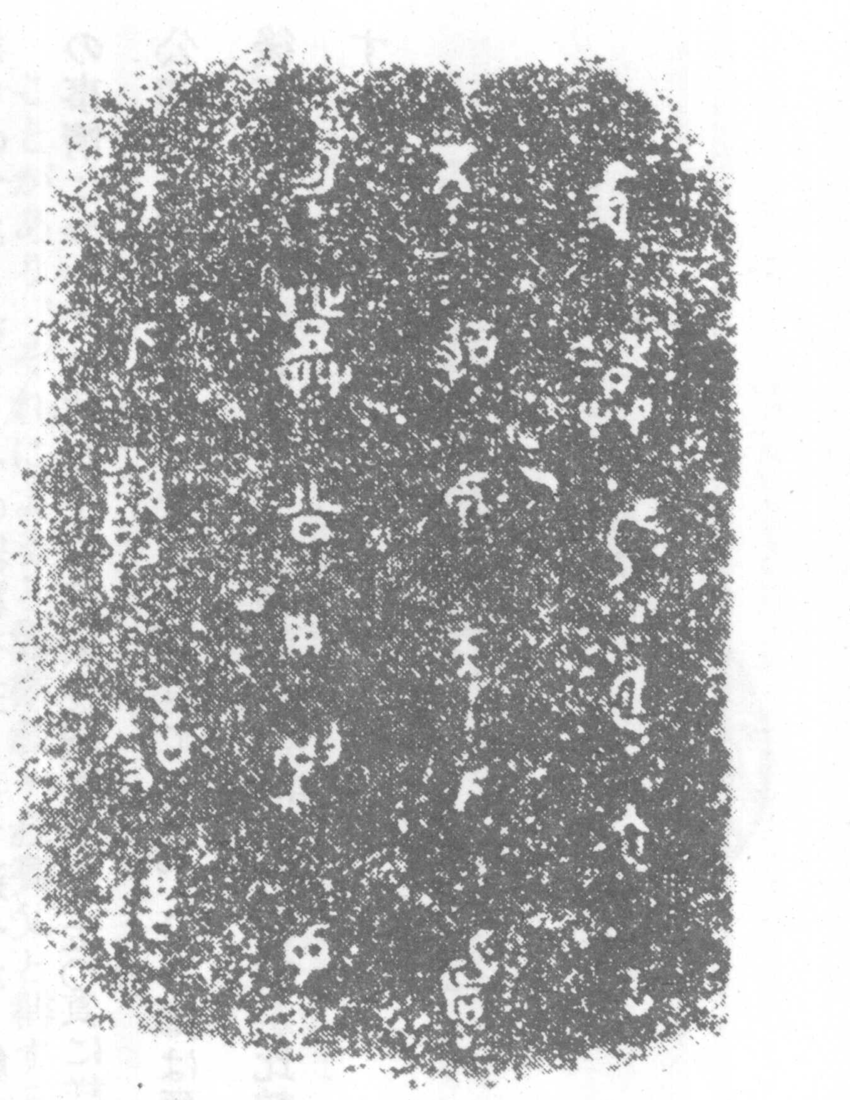
鄧公毀　陶齋・二・一八　夢郼・續・二二」周存・三・六二　大系・一九〇　三代・八・一六　小校・八・一七

葢のみを存し、夢郼によるとなお圏足の一部を缺いている。陶齋に「高三寸四分、口徑九寸五分、頂徑五寸一分」という。口緣に變樣虺文あり、他は瓦文。虺文の眼部が大きく突出している。銘四行二十三字。

隹䢅九月初吉、不故屯夫人、始乍䢅公、用爲屯夫人障諆毀

とあり、紀月の上に鄧という。大系にいう。「不故疑卽薄姑、漢書地理志下、殷末有薄姑氏、爲諸侯、周成王時、薄姑氏與四國共作亂、成王滅之、以封師尚父、左傳作蒲姑昭九年、漢志琅邪郡下、復作姑幕、今山東博興縣東北地域也、葢薄姑氏雖衰、後世子孫、猶守其血食未墜、故此與鄧

卷四　二五七～二五八



爲婚姻也、始乍䢅公、與叔姬簠、叔姬霝乍黃邦同例、乍迮省、嫁也、適也」。すなわち薄姑の屯夫人が鄧公に嫁し、その屯夫人のために鄧で作られた器であるという。薄姑と鄧とはその地があまりにも遠隔であるから、不故を薄姑に比定することは困難なように思われる。また乍を嫁娶の字とすることについて、郭氏は叔姬簠の條二六五葉に、晉公盞「丕乍元女」、筍伯盨「筍伯大父乍嬴妃、鑄匋盨」の例をあげている。本器の銘は叔姬簠の「叔姬霝乍黃邦、曾侯乍叔姬邛嬭媵器䵼彝」というのに近い。すなわち䢅公が、夫人のために家廟に祀る器を作っているのである。場合には、嫁娶の意ともなるのであろう。文は「これ鄧の九月初吉、不故の屯夫人、始めて鄧公に迮す。用て屯夫人の障諆毀を爲る」とよむべきであろう。郭氏はその初稿に乍を鉰、すなわち殂と釋し、文錄三・三九はそれによつて「唯鄧九月初吉、不故屯夫人嗣殂」と句讀しているが、叔姬簠の文例では媵器を作つているので、やはり嫁娶の解をなすべきであろう。諆はまた食に從う形の字もあり、侑薦の意であろう。

別に窓齋二二・一一に鄧公毀というものがあり、韡華丙・四に「鄧公午離自作𩞁毀、其萬年、子〻孫〻、壽用之」とよんで、「東周初葉器、鄧公午離、卽春秋桓七年所載之鄧侯吾離、吾午古通假字」というも、文は僞銘。またその器影をみない。

韡華や斷代に媿姓の鄧とするものに、復公子毀というものがある。

復公子毀　全上古・一二　積古・六・一一　攈古・二之二・八二　貞松・五・二七　周存・三・補　三代・八・九　小校・八・八

攈古に「器二、一福建汀州伊墨卿藏、積古齋著錄、一據六舟搨本錄入、只器銘」という。文錄・三・三九文選・下二・二九に釋して「復公子白舍曰𢼄新、作我姑鄧孟媿媵毀、永壽用之」とするが、𢼄新の語は意味が知られない。餘論・二・二〇にも、毛公鼎の𢼄天を證として𢼄新と釋するも、その義に及んでいない。また文錄に、媿形の字を嫚の別體であろうとするが、明らかに別字であろう。三代所收の二銘のうち、前銘は疑うべく、後銘も「乍我」以下のみ屬讀しうる。姑とは他家より入るものであるから、孟媿とは鄧の姓ではあるまいと思う。

卷四　二五九～二六〇

二〇九、鄀公平侯鼎

器名　「鄀公毀」窓齋　「鄀公平侯鉦」周存

時代　「東周初葉」韡華

收藏　「器二、一藏烏城顧氏、一藏錢唐吳氏」周存　「武進陶氏藏」貞松

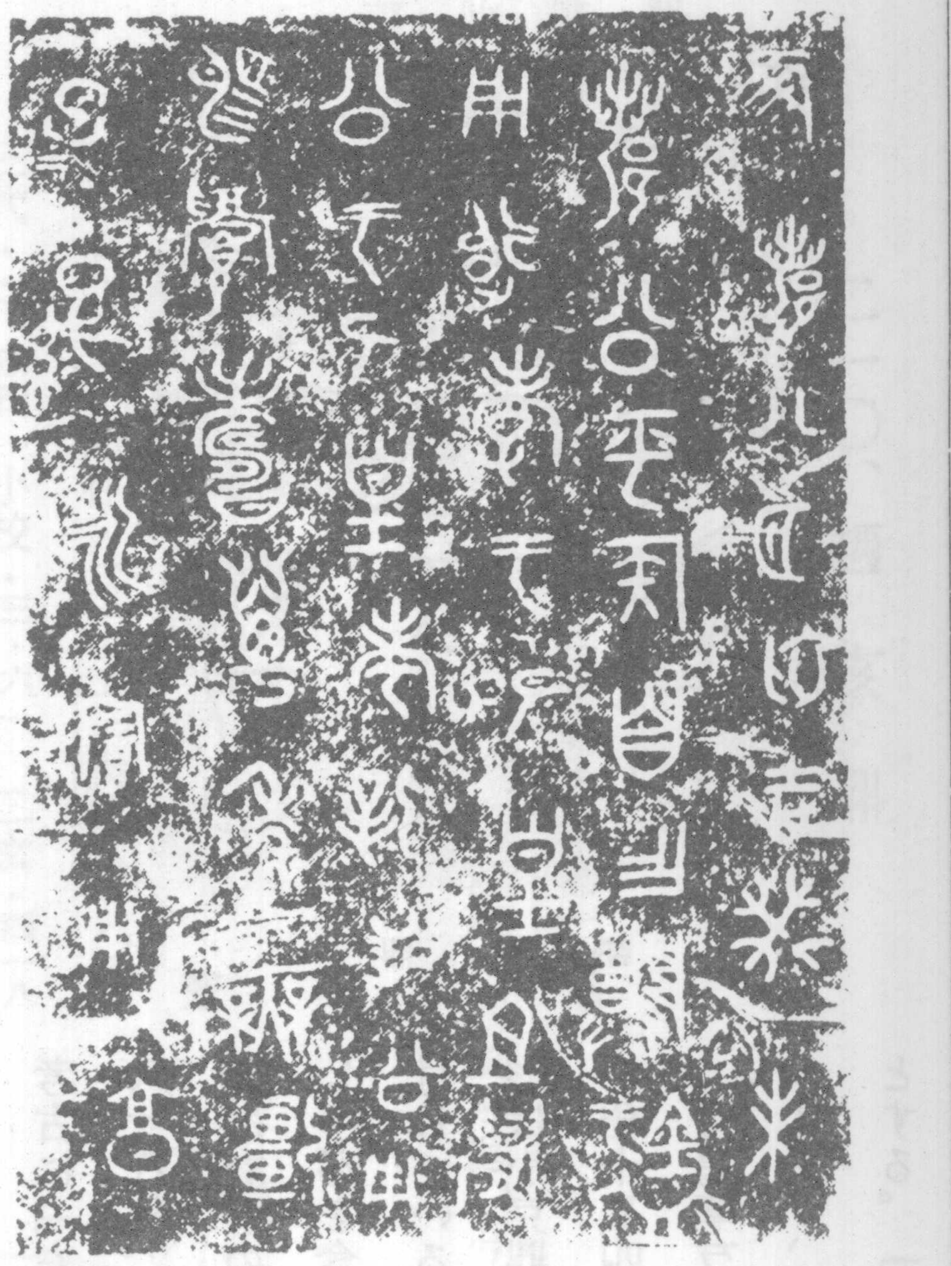
著錄　銘文　窓齋・一一・二三　周存・二・二九　貞松・三・二七　大系・一八九　三代・四・三二　小校・三・一六　二玄・四一六

考釋　韡華・乙・四三　大系・一七五　積微居・二三七

銘文　二銘。六行四八字。周存に「鄀公鉦二文、皆反鑄」というように、字は殆んど左文である。

隹鄀八月初吉癸未、鄀公平侯自乍障鉦、用追孝于厥皇且晨公于厥皇考辟□公、用易眉壽、萬年無彊、子〻孫〻、永寶用享

紀月の上に鄀を著ける。鄧・鄀の器にその例が多い。鄀は允姓にして黃帝の後と傳え、商密に國し



たという。上鄀・下鄀の別があり、上鄀は鄀、下鄀は鄀に作る。下鄀は今の商縣、商密と南北に接しており、その地から下鄀の器が出ている。下鄀はのち晉の有に歸し、宜陽の上鄀もやがて楚の附庸となり、春秋の末年には滅んでいる。左傳定六年、前五〇四年「遷郢于鄀」とあり、その地はすでに楚の邑であった。

鄀公平侯は、鄀公敄人の子であろう。文中の皇祖晨公は、敄人の器では皇考晨公とよばれている。下鄀はまた上雒ともよばれる地であるが、秦が上雒に入ったのは左傳文公五年前六二二年のことであるから、このとき下鄀は滅び、のち百年にして上鄀も滅んだのであろう。器は銘文に鉦とよばれており、著錄にも鉦に加えているものが多い。しかし鼎銘にして釺鼎と稱する例も多く、周存に「按形亦與鼎一、故入此」として鼎の類に屬している。いわゆる盆盂の類ではない。銘文もまた潤大、たて廿三糎に及ぶ。

辟下の一字未詳。韡華に「字从缶从公、疑卽古瓮字、古夷狄之君無謚、以地爲稱」として爾雅四極南方の濮鉛の鉛の初文とするが、平侯の父は鄀公敄人としてなお上雒の地にあった人である。積微居にその字を盂公の合文とし、大盂鼎にみえる玟珷と同じ構造法であるとするが、他に例がない。また辟についても、𦎫鎛の「齊辟鞷叔之孫」・麥尊「王命辟井侯」と同例とするが、皇考の下につづけていうものであるから、やはり謚號とみるべきであろう。

訓　讀

これ鄀の八月初吉癸未、鄀公平侯、自ら隮鉦を作り、用てその皇祖晨公とその皇考辟□公に追孝す。用て眉壽を賜ひ、萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

參　考

上鄀の器にはこれよりさき鄀公敄人の器があるが、器・銘にみるべきものなく、平侯の器は銘文のみであるが字迹宏潤にして特徵のあるものであるから、その器を首として、以下に上鄀の諸器を列する。

鄀公敄人段　積古・六・一六　攈古・三之一・二三　從古・一一・二三　周存・三・四二　大系・一八八
三代・八・四七　小校・八・四三



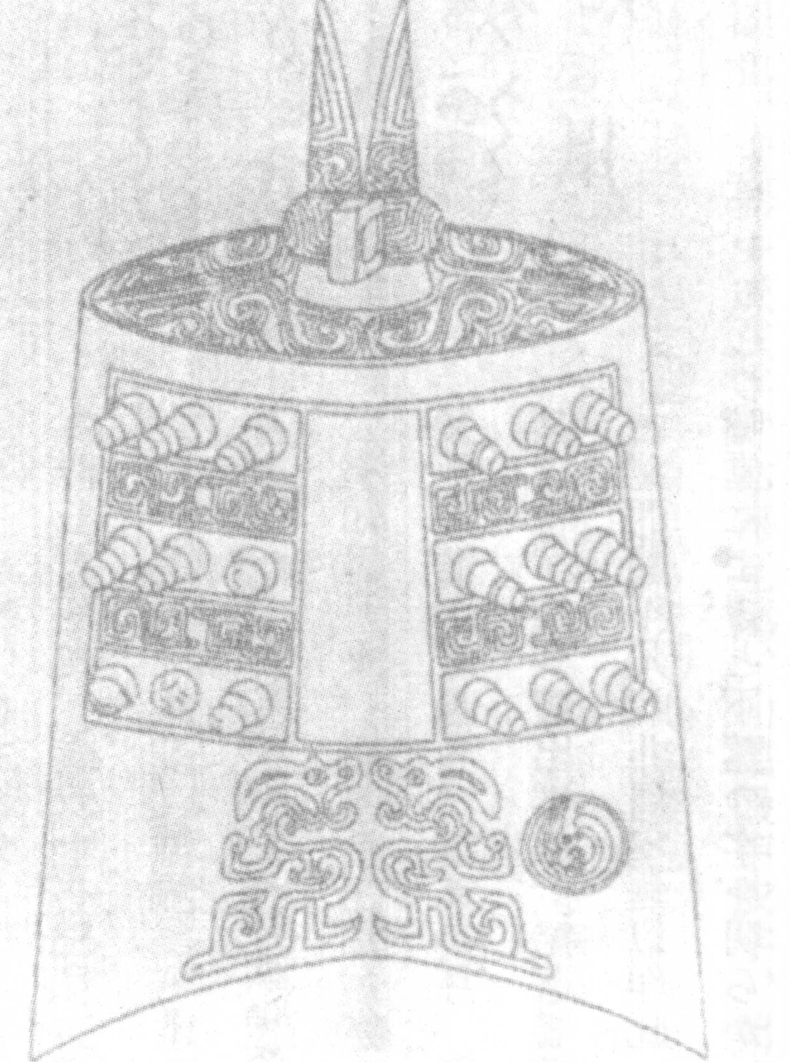
もと江蘇江都の秦敦甫藏。のち諸城の劉氏の藏に歸したという。周存に錄するものは未剔本、周存に「此未剔本、後拓者、則字字清晰矣」とあり、三代所收のものは銹泐少く、字迹をみることができる。前器の平侯鼎に近い平潤な字樣である。文にいう。

佳鄀正二月初吉乙丑、上鄀公敄人乍隮段、用享孝于厥皇且于厥皇丂、用易眉壽、萬年無疆、子〻孫〻、永寶用享

上鄀と下鄀との關係について、大系にいう。

左傳僖廿五年、秦晉伐鄀、楚鬭克・屈禦寇、以申息之師、戍商密、杜注、鄀本在商密、秦楚界上小國、其後遷於南郡鄀縣、今按鄀有上鄀與下鄀、本段稱上鄀、而下鄀公諴鼎、稱下鄀、可證彼鼎出于上雒、地與商密接壤、則是秦晉所伐者、實是下鄀、上雒後爲晉邑、南郡之鄀、漢志作若、注云、楚昭王畏吳、自郢徙此、當卽本段所謂上鄀、上下相對、必同時竝存、葢由分封而然、意南郡之鄀爲本國、故稱上、上雒之鄀爲分枝、故稱下、南郡之鄀、後爲楚所滅、故於春秋末年、其故鄀竟成爲楚都也

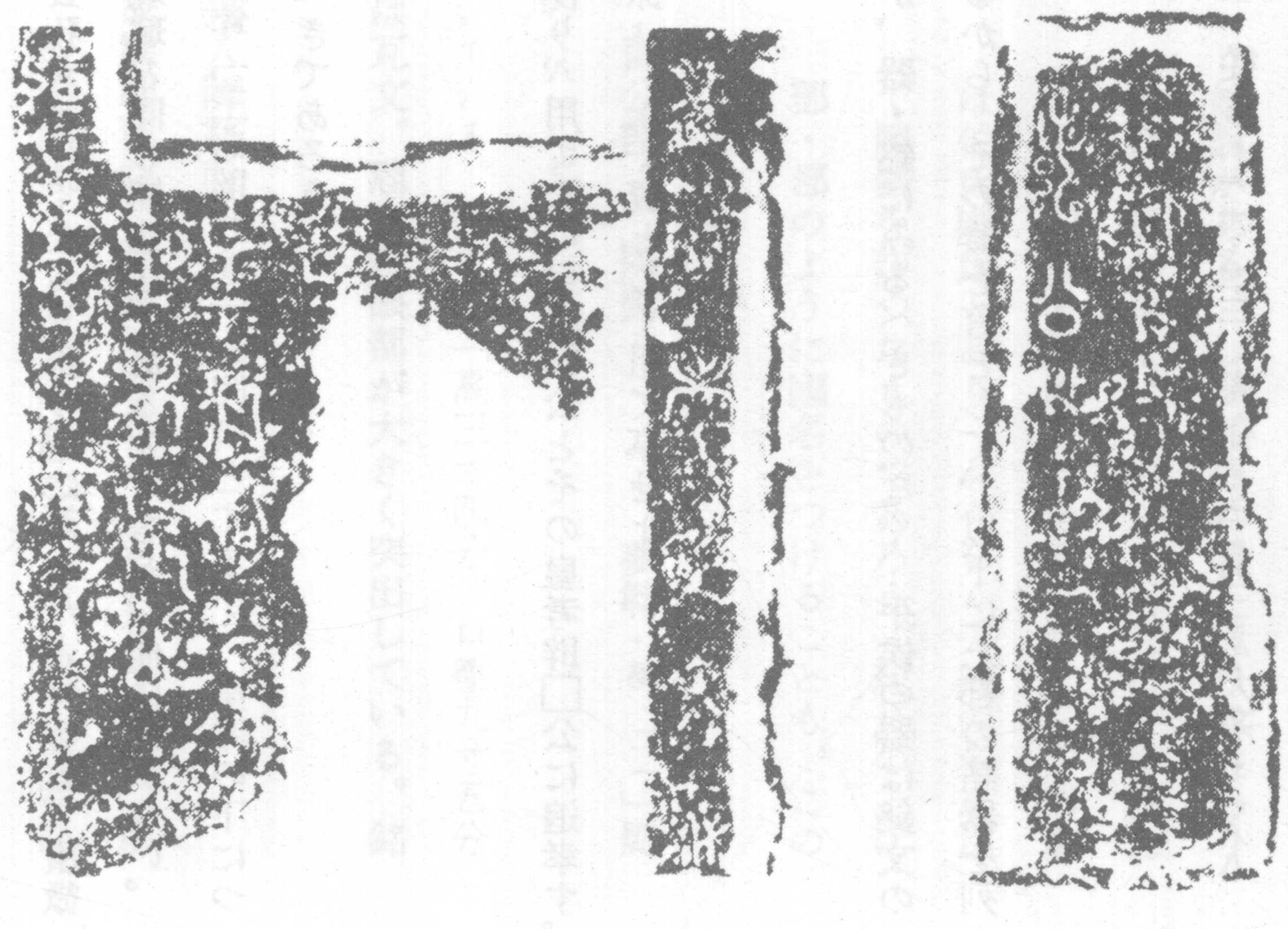
兩鄀が當時南北に竝存したとすれば、それは虢氏のように一時の盛族であったともみられ、郭氏は「兩鄀傳世之器均古、大率在春秋初年、或更在其前、葢其初實一强盛之國、其地當跨有今河南湖北陝西三省所接壤處也」という。しかしまもなくまた南郡に屛息するに至ったものであろう。水經沔水注に鄀縣を「古鄀子之國也」とする。文に「これ鄀正の二月初吉乙丑、上鄀公敄人、隮段を作り、用てその皇祖とその皇考とに享孝す。用て眉壽を賜ひ、萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ」という。器銘に皇祖皇考の名を加えていないが、次器にその名をあげている。おそらく雙器であろう。



鄀公敄人鐘

郡公敄人鐘　善齋・一・一四　貞松・一・五　周存・一・六〇　大系・一八八　綴遺・一・三一　三代・一・一〇　小校・一・一三

器は綴遺に「見於蘇州」とあり、周存・貞松に「常熟周氏藏」という。善齋にその圖を錄し、「身高一尺五寸五分、甬高七寸六分、兩舞相距八寸六分、兩銑相距一尺四寸」とその尺寸をいう。篆間に夔様虺文、鼓に虺首の相對う文様があり、右鼓に圓身の虺文がある。銘のある後面の右鼓に破損があり、銘の一部を缺く。周存に「右鼓殘闕、甬亦修補、文多剝蝕、常熟周氏、得於山西、癸丑、其裔携之杭州」とあり、剝蝕が甚だしい。その文は𣪘とほとんど同文。𣪘銘によって補讀することができる。文は「隹郡正二月初吉丁丑、上郡公敄人、乍其龢鐘、用追孝于

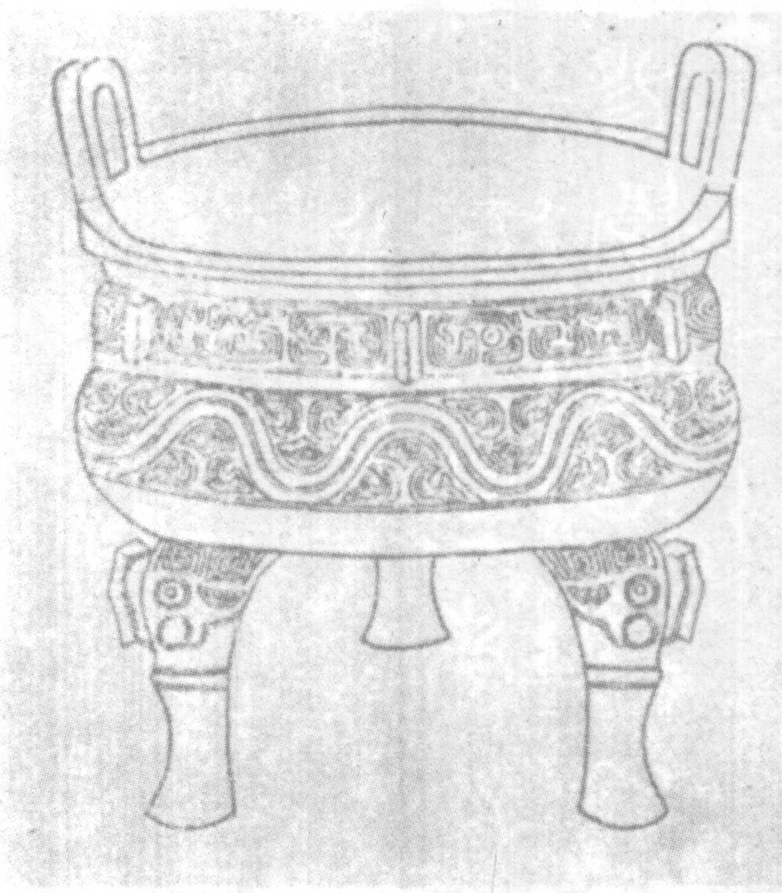


厥皇且可公于厥皇考䢅公、用易眉壽、萬年無疆、子ゝ孫ゝ、永寶用享」とあるものであろう。前器に祖考の名を加えず、本器によってその名を知ることができる。

郡の器はすでに宋刻にみえ、薛氏一五・一に郡子斯簠二器を錄する。その文は「郡元子斯、自作旅簠」「郡元子斯父、自作旅簠、子ゝ孫ゝ、永寶用」とよむべきであろう。また郡子舟監戈八瓊室補正札記二・一九というものがある。

下郡の字は蠶に作る。その器に郡公諴の鼎・簠がある。

郡公諴鼎　考古・一・九　博古・二・三三　嘯堂・上・一四



郡　公　鼎

考古に「右得于上雒」とあり「徑尺有七分、高八寸八分、深五寸八分、容斗有八升」という。器は立耳の三獸足鼎。口下に夔様虺文、器腹に公字形を含む波狀文を飾り、口下と器腹と膨らみが異なり、脚頭に稜を付している。器形は小克鼎に近い。文六行四一字。郭釋に

隹十又四月既死霸壬午、下蠶雒公諴乍𢀛鼎、用追享丂于皇且考、用气眉壽、萬年無疆、子ゝ孫ゝ、永寶用

とする。「十有四月」の語は宋人に異様に感じられたらしく、考古に「按惟王十有四月、古器多有是文、或云十有三月、或云十又九月、疑嗣王居憂、雖踰年未改元、故以月數也」、また博古に「昔歐陽脩謂、雍公不知爲何人、而曰十四月、亦未有定論、又疑其惟十有四者、書其年月、既死霸記其日也、觀其腹出雲氣、足著饕餮、制甚古、而韻不凡、非周室無以作此」という。

嘯堂によると下蠶の字を明らかに認めう



るが、宋刻はみな周室の器と解している。その文は上郡諸器の銘辭と近く、文首にやはり郡の字があったのであろう。文錄・一・三六に文首を「十有三月」と釋するも、大系新版に「頗疑十又二字、是郡字殘畫誤摹」という。あるいは「蠶正」などの壞文であるかも知れない。下郡の器は字をみな蠶に作る。器は上雒の出土、その商縣の地は下郡の都したところであろう。上下を區別するためとみられる。

郡公諴簠　擦古・二之三・四九　窓齋・一五・五　奇觚・五・二四　周存・三・一二五　大系・一九〇　綴遺・八・一六　三代・一〇・二一　小校・九・一八　二玄・四一七

器はもと山東諸城の李氏藏、のち陳氏に歸したが、器影を錄したものがない。文五行二七字。



「蠶公諴乍旅簠、用追孝于皇且皇考、用易眉壽萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用」とあり、單に蠶公というが、前器と同じ作器者である。兩郡の器はその文辭相近く、字様にもまた通ずるところがある。器制にも古い様式のものがみられ、當時おそらく獨自の文化を誇った國であろうが、詳しいことは知られない。陳槃氏の春秋大事表譔異冊四・三五一葉に郡國の終始についての記述がある。

二一〇、趞亥鼎

器名　「宋公鼎」長安

時代　「襄公之時」大系　「東周中葉器」韡華

收藏　「山東濰縣陳氏藏」攈古　「舊藏諸城劉燕庭、今在滬上奚氏」周存

著録

器影　長安・一・一一　大系・四二

銘文　攈古・二之三・六七　敬吾・上・二八　愙齋・五・一五　周存・二・四五　大系・二〇五　三代・二・四四　小校・三・六一　二玄・四一八

考釋　賸稿・三六　韡華・乙・二七　文錄・一・三六　文選・下一・二〇

器制　器は失蓋、附耳の三獸足鼎。兩耳甚だ大、口下に變樣虺文、腹に鱗文を飾る。器腹が淺く、足も短い。おそらく芮大子鼎（雙劍誃・上・八）に似た器であろう。



趞亥鼎



銘文　五行一九字。

宋莊公之孫趞亥、自乍會鼎、子〻孫〻、永壽用之

莊字は異體。賸稿に「字不可識」というが、韡華に「古莊字、从爿得聲、虢季子盤、𦉢武于戎工、亦當爲壯字」とし、大系には䏊の古文であろうという。莊の異文としてよい。趞は說文にみえぬ字であるが、馬行の意をとる字であろう。大系に「字書所無、疑是官名走馬二字之合文」というも、例のないことである。會を賸稿に「當卽膾之古文、象細切肉形」とする。字は釜甑の象。もと㷻を盛る意であろう。鼎も異體の字。賸稿に「鼎从卯、它器未見、古文奇字也」としている。

作器者は莊公前七〇九～六九二の孫であるから、宋の桓・襄のころ、春秋中期の人である。經籍に趞亥の名はみえない。「永壽用之」は陳器にもみえ、陳宋の地で行なわれた語であろう。

參　考

字迹にやや頽靡の風があり、春秋中葉の器としては重厚を缺くが、當時齊に國差𦉜のような字も用いられており、宋はこのとき最も强盛を誇った時期でもあるから、華麗を喜ぶ風があつたのであろう。

字迹としては、宋公の鐘や戈銘の方が古色がある。宋器の遺存するものは少く、大系にすべて四器を錄している。

宋眉父鬲　攈古・二之一・三四　大系・二〇五　三代・五・二五　小校・三・六一

器影未見。「宋眉父乍寶子賸鬲」とあり、宋において華父・皇父というものは多くその家の初世である。寶子は眉父の女。大系に「宋乃子姓之國、故女稱某子」という。甲骨文にはいわゆる姓組織を示すとみられる事實がなく、宋が子姓とされるのも擬制によるものと思われるが、春秋のとき、宋が子姓を稱していたことはこれによつて知られる。

宋公戌鐘　博古・二二・二七　嘯堂・下・八四　復齋・二八　薛氏・六・六四　續考古・四・一



宋公戌鐘

すべて六鐘。宋刻に收め、積古・攈古・敬吾に飜刻がある。第一器について、博古にいう。「高一尺三寸六分、鈕高三寸九分、闊九寸六分、兩舞相距一尺、橫六寸六分、兩銑相距一尺一寸七分、橫九寸四分、枚三十六、各長三分、重三十三斤」。第二器以下は高一尺二寸八分・一尺二寸二分・一尺一寸・一尺一寸・一尺一分、すなわち編鐘で

ある。器制は第三器まで方鈕、篆間變樣虺文、鼓に蟠虺文と思われる文樣を付し、第四器以下は小異がある。おそらく後補の部分があるのであろう。



各鐘に何れも「宋公戌之諦鐘」の六字を銘する。大系にいう。

宋公名、舊釋爲成、王復齋以爲宋平公、積古引吳東發說、左昭十年傳宋公成、公羊作戌、史記亦作成、今觀此銘、當以公羊爲正、是平公器也、又云、左昭二十年傳公子城、杜注、平公子、成與城同、若平公名成、其子不得名城也、今改從之、唯古文辰戌之戌、與征戌之戍不同字、此乃辰戌字、與成字之差僅一筆、故致誤也、古器中戌戍字、亦每互譌、如頌𣪘甲戌字、第二第三第四之蓋、均誤爲戍、而成周字、則第三之器・第四之蓋、均誤爲戌、其確證也

宋の平公前五七五～五三二は在位四十四年、晉・楚の間にあつて、國內にも戴族である華氏と桓族である魚氏の對立があり、國勢の振わなかつた時期である。

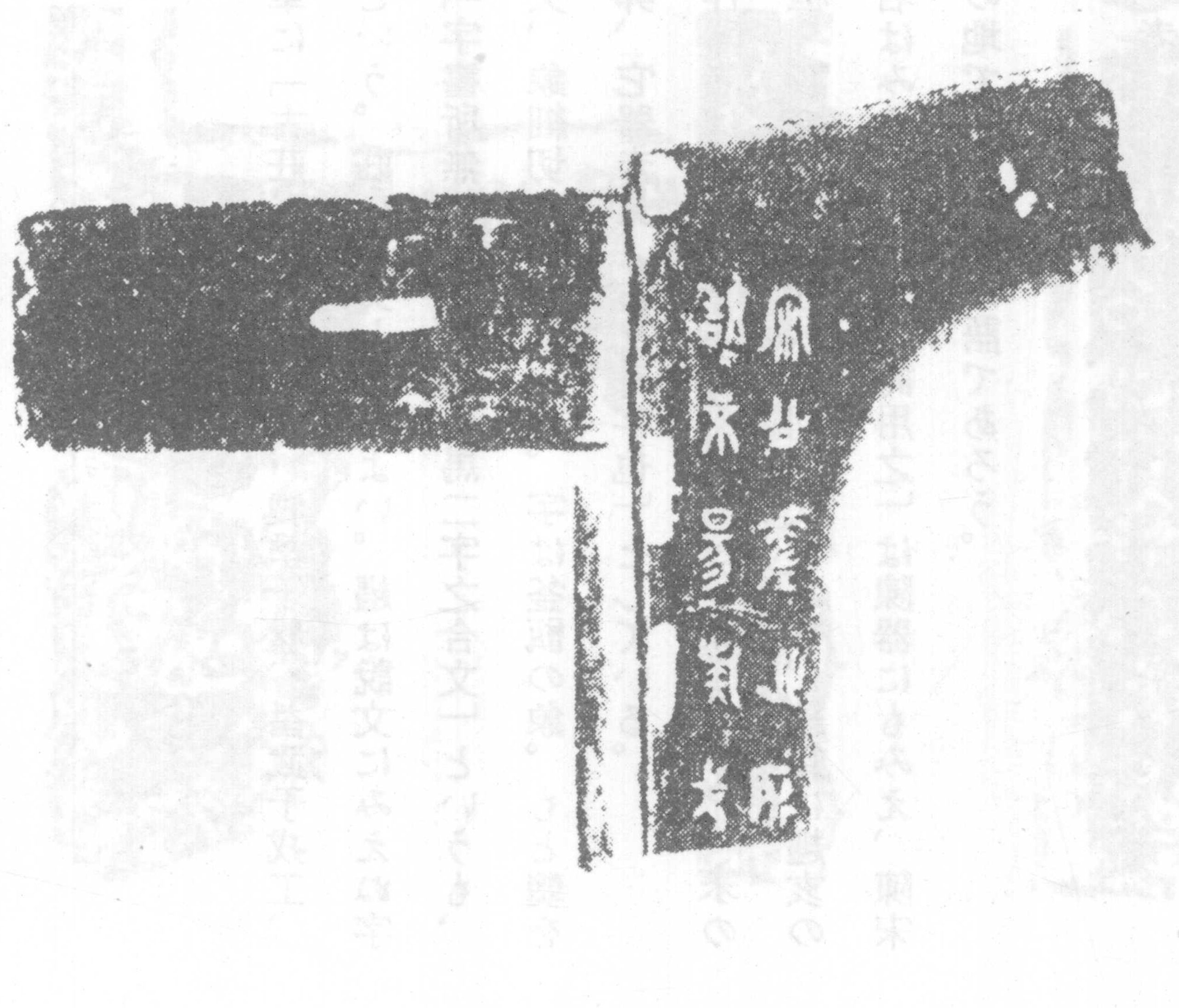
器はまた續考古圖四に錄するが、器制・文樣は博古とかなり異なる。舞上に雙獸が鈕を擁する狀をなし、文樣はすべて方雷形に描かれているが、失眞のところが多いようである。器の出土について、「崇寧三年甲申歲一一〇四年孟冬月、應天府崇福院、掘地得古鐘六枚、以宋公鐘、又獲於宋地、宜爲朝廷符瑞、尋進上焉」といい、宋公成の器とし、六器の尺寸をしるしている。しかし復齋の書中には、器をいわゆる靑牋十五器のうちに屬し、「畢良史少董、得古器於盱眙榷場、摹十

五種、貼以靑牋、親題其目、以納秦熺伯陽」という。畢良史は紹興の進士、畢骨董の異名を得たほどの蒐集家であった。その銘は他書の第一器と同じである。あるいはのち、內府より流出したものであろう。

宋公差戈　攈古・二之二・五一　奇觚・一〇・二四　周存・六・一〇　綴遺・三〇・一八　三代・一〇・二一　小校・一〇・五〇　二玄・四一九

攈古に「甘泉汪中窓延熙藏」とあり、のち濰縣の陳氏、また方氏濬益の藏となった。胡に「宋公差之所造不陽族戈」の二行十字を銘する。綴遺にこの器について詳しい記述がある。その文にいう。

宋公差戈、銘十字在胡、汪孟慈太守舊藏、器今歸濬益、此戈出土山東濟寧、許印林明經、箕入濟寧州志、光緒丙子、男孝傑、得於揚州、戈援已斷、文曰、宋公差者、宋元公也、春秋傳作佐、差佐古今字、印林釋不爲丕、引續漢志、梁國有邳亭、丕卽邳省、



惟稱爲邳陽侯戈、以族爲侯、則大誤、按周禮族師、各掌其族之戒令政事、若作民而師田行役、則合其卒伍、簡其兵器、以鼓鐸旗物、帥而至、此戈正所以備行役征伐之用而春秋時、宋之公族、最爲强盛、左莊十二年傳曰、戴武宣穆莊之族、成十五年傳曰、二華戴族也、司城莊族也、六官者皆桓族也、丕陽族傳雖不見、然其爲宋之公族、則可知

また許印林の邳陽說を是とし、「邳近彭城、爲南北孔道、晉之通吳、嘗假道於宋、計其行、必當出此、彭城爲宋地、則丕陽之卽邳陽、可無疑也」という。宋の元公佐前五三一～五一七の器ならば、春秋末のものである。

宋公緣鼎　博古・三・三五　嘯堂・上・一九　續考古・五・一六

器は金石錄に「元祐間、得于南都、底蓋皆有銘」という。「宋公緣之餴鼎」とあり、宋公緣は春秋にみえる景公欒前五一五～四五三、史記に頭曼、古今人表に兜欒という人であろう。博古には葢のみを錄するも、續考古に載せる圖は、葢上に三環耳をもつ附耳三獸足の鼎。一銘のみをあげ、「克一姪得之於南京、南京卽宋地、高一尺一寸、口徑八寸、按宋世家二十四君中、無名欒者、惟哀公載記不記名、得非有更名者、未可考也」という。

別に博古・三・三七薛氏九・九六に鼎葢あり、平鈕の他に四環耳を附し、繁縟な文様がある。「宋君夫人之餴釪鼎」と銘している。博



古に宋公鼎と夫人鼎とを前後に列し、「此謂之宋君夫人、其字畫又切相類、殆同時所造也」としているが、器制は著しく異なる。何れも春秋末年のものであろう。

二一一、陳侯毀

器　名　「陳侯嘉姬彝」三代

著　錄

銘文　積古・六・六　攈古・二之二・四〇　窓齋・九・六　三代・六・四七・四　二玄・四二〇

銘　文　三行一七字

敶侯乍嘉姬寶毀、其萬年、子〻孫〻、永寶用



字を敶に作るものは、陳宋の陳。田齊の字は別に塦に作る。陳は姬姓との通婚多く、文公・厲公はみな蔡姬をめとり、また哀公は鄭姬を迎えている。嘉姬はその何れであるかを詳にしないが、字樣は雅潤の趣のあるもので、春秋の初期に入りうるものではないかと思われる。それ萬年なら

文に「陳公、嘉姬の寶毀を作る。それ萬年なら

んことを。子々孫々、永く寶用せよ」とあり、嘉姬を迎えてその器を作ったものである。出自の家からは媵器を贈り、迎えた家でも夫人のために器を作る。何れも祭器として用いるものである。

参考

陳は舜の後である胡公が宛丘に封ぜられた古國と傳えられ、嬀姓。小國で國勢振わず、のち楚に滅ぼされた。いまその器を列する。

陳公子甗　擴古・三之一・九　從古・九・四　敬吾・下・八三　周存・二・八七　綴遺・九三一　大系・二〇三　三代・五・一二　小校・三・九七」　韡華・乙下・三　文錄・四・二三　文選・下三・五　積微居・二一四

器はもと錢唐の瞿氏淸吟閣の藏器であったが、のち失なわれた。周存三に「陳公子甗、銘多而用韻、甗中獨見之品、惜器已燬於庚辛之亂」という。庚辛の亂とは、北淸事變のことである。銘文六行三八字。文にいう。

隹九月初吉丁亥、陳公子子叔𨖸父、乍旅甗、用征用行、用鬻稻粱、用旛眉壽、萬年無彊、子々孫々、是尙

大系に「此乃陳之公子之子、字叔原父者所作器、不稱公孫、而稱公子子、蓋公孫之氏已通行、故避之也」という。後にみえる陳子匜にも、その語がある。綴遺九・三二にも「不曰公孫而曰公子子、與虢文公子㲀鼎、並同例」というが、文錄に「子下重文、不重讀、金文中多此例」という。吳氏



は銘の末文の子々孫々をも重讀せず、「此四字句也」というが、やや拘泥の嫌がある。あるいは孫の意の字として用いたものであろう。叔原父について、韡華に「東周初葉器、叔原疑陳原氏之先、詩陳風東門之枌、穀旦于差、南方之原、傳、原大夫氏、春秋莊二十七年、公子友如陳、葬原仲氏、或以字爲氏、而即叔原父之後矣」と詩を引いて證とする。積微居に「其說是也」とするが、詩句の原は人の姓をいうものではない。

旅字は辵に従う。曾伯簠にもその形に作る。旅器には「用征用行」という例が多い。鬻はおそらく蒸の古文。文錄にその釋がある。綴遺に爾雅釋言「鬻糜也」を引くが、甗甑は調羹の器ではない。是尙は是常。陳侯因資敦にも「永爲典常」の語がある。綴遺に詩の閟宮「魯邦是常」の句を引く。文は有韻。行・粱・彊・尙の四字は陽韻である。文にいう。

これ九月初吉丁亥、陳公の子孫叔原父、旅甗を作る。用て征し用て行し、用て稻粱を蒸す。用

て眉壽を祈る。萬年無彊ならむことを。子々孫々、是を尙とせよ。

字迹は結體疏緩にして平板、陳侯殷に比してかなり時期の下るものと思われる。

陳侯簠　西淸・二九・五　夢郼・續・一五」　愙齋・一五・三　周存・三・一二五　大系・二〇四　三代・一〇・二一　小校・九・一八　二玄・四二一

西淸に「孟姜簠」の名を以て錄する。失蓋。「高二寸六分、深一寸七分、口縱七寸、橫八寸七分」とその尺寸を記す。腹足にすべて變様虺文を飾る。のち上虞の羅氏の藏に歸した。文四行二七字。銘にいう。



隹正月初吉丁亥、陳侯乍孟姜□朕簠、用旛眉壽、萬年無彊、永壽用之

陳は嬀姓であるが、器は孟姜の媵器である。大系に「陳侯爲姜姓女作媵器、此亦一異例」という。□は將缶に従う形で、姜女の名であろう。字迹は前器と似ている。

三代三・四九に陳侯鼎一器を錄し、

隹正月初吉丁亥、陳侯乍□□四母朕鼎、其永壽用之

というも、僞刻であろう。

陳子匜　擴古・二之三・六〇　奇觚・八・三四　愙齋・一六・二四　周存・四・一二　綴遺・一四・一八　大系・二〇四　三代・一七・三九　小校・九・六五

もと陳壽卿の藏器。銘五行三〇字。文にいう。



隹正月初吉丁亥、陳子々乍奔孟爲穀母媵匜、用旛眉壽、萬年無彊、永壽用之

奔は广に従う。この文でも子に重點がある。綴遺にいう。「壽卿釋子子、謂如曲禮女子子之文、即濬益按、此陳子子、當是陳新君之子、位未踰年之稱、故不曰公子。而曰子子歟」。奔を大系に國名とするが、陳の分族の家であろう。ゆえになお孟爲という。爲は嬀。次條の陳伯元匜に「囪孟嬀瑂母」の名がみえる。末文は前器と同じ。

陳伯元匜　西淸・三二・五　通考・八五五　故宮・上・二三一　二玄・四三二」貞松・一〇・三九　大系・二〇五　三代・一七・三五　二玄・四二二

通考にいう。「高五寸二分、徧體飾蟠夔



陳伯元匜



紋、蓋作龍形、四獸形足」。銘四行十九字。文にいう。

陳伯𩰫之子伯元、乍𠧞孟嬀瑚母之媵匜、永壽用之

大系に「伯𩰫・伯元父子、殆陳之宗室、以伯爲氏者、𠧞亦當是國族名」という。媵は媵。陳子簠も字形同じ。綴遺に「葢宛邱當日、書體如此」という。銘末の一句のごときも、陳宋に行なわれた語であろう。

三代三・二三になお陳生鼎があり、器は故宮下・八六に錄する。立耳環文の三獸足鼎で器高一六糎、器制は西周末期に入りうるものである。文三行十二字。「陳生奪乍飤鼎、子孫其永寶用」とあり、陳宋の陳と同字を用いているが、陳器であるか否かを定めがたい。

二一二、蔡 姑 殷

器名　「𢒈姑彝」奇觚

時代　「西周末葉器」韡華　「當在宗周厲宣之世」大系

著錄

銘文　奇觚・五・一八　窓齋・一一・二三　周存・三・一〇五　大系・一九一　三代・六・五三　小校・七・四九　二玄・四二三

考釋　韡華・己・一三　大系・一七七　文錄・二・二三　文選・下二・一一

銘文　六行五〇字。

蔡姑乍皇兄尹叔隣𢑚彝、尹叔用妥多福于皇考德尹惠姬、用旂匄眉壽、綽綰永命、彌厥生霝冬、其萬年無疆、子〻孫〻、永寶用享

韡華に器を西周末葉とするのは、銘に蔡姑・尹叔の名があるのによって、これを詩の尹吉と結合したのである。「由此可知周之尹氏、葢爲姞姓矣、詩大雅、謂之尹吉、注、周之貴族、按尹吉卽尹姞之省也、姞爲尹姓、故詩云、彼都人女、謂之尹吉、德尹殆尹氏先君之謚稱、按尹氏以官爲族、故此器之德尹、猶曰德公也、吳彝之靑尹、寓卣之幽尹、其彝並與此同、皆可證爲尹族之器」と論じ、大系にも「此銘文字、當在宗周厲宣之世」という。蔡に嫁した尹氏の妹が、その兄尹叔に、考妣である德尹・惠姬の祭器を作つて贈つたもので、こういう關係の銘辭は多く類例をみない。



第一字は舊釋に老とするも、蔡の初文。大系に「容庚釋爲蔡、云、魏三字石經古文作此、故得定爲蔡字、按卽希字、假爲蔡也」というように、卜文では字を希に用いる。殺の字はその形に從う。また蔡は姬姓であるが、ここに蔡姞と稱するのは、大系に「此乃姞姓女、嫁于蔡者、故稱蔡姞、猶鄂女適王稱王姞、楚女適江稱江芈之類、蔡姞之母爲惠姬、則姬姞互爲婚姻可知」という通りである。左傳宣三年にも、「吾聞姬姞耦、其子孫必蕃」とみえる。蔡の初封は書の蔡仲之命の孔傳に畿內說があり、尹氏との通婚という事實からみると、あるいは當時なお畿內にあつたものかも知れない。ただ畿內の蔡地については、確かな所傳がない。蔡國の經傳にみえるものは、春秋宣二十八年であり、春秋の中期以後のことである。

綽綰の語は、晉姜鼎に「綽綰眉壽」とあり、金文の常語。詩の衞風淇奧に「寬兮綽兮」、また書の無逸に「寬綽厥心」の語がある。彌生も龢鎛に彌心・彌生の語がみえ、彌終をいう。詩の大雅卷阿に「俾爾彌爾性」という句があり、傳に「彌終也」とみえる。

文に韻讀あり、おそらく彝・福・姬・壽は幽之の合韻、また冬・疆・享は東冬の合韻であろう。

訓　讀

蔡姞、皇兄尹叔の寶障彝を作る。尹叔、用て多福を皇考德尹・惠姬に綏んじ、用て眉壽を旛匃し、永命を綽綰し、厥の生を彌るまで靈終ならむことを。其れ萬年無疆にして、子〻孫〻まで、永く寶用して享せよ。

參　考

蔡は管蔡の蔡ののちとされるもので、武王の弟蔡叔度の封ぜられた國という。その封地ははじめ上蔡にあり、のち新蔡に移り、さらに州來、すなわち下蔡の地に遷つたという。汝潁に沿うて、次第に東している。近年その下蔡の地の蔡侯墓から、多數の銅器が出土し、吳器も出ている。上蔡・新蔡はなお河南の地であるから、いま中土系の列國に加えておくが、壽縣蔡侯墓の文化は、新鄭諸器と同じく明らかに南土系との強い接觸を示している。以下に從來著錄のうち蔡大師鼎一器を錄し、また壽縣出土の蔡器について述べる。

蔡大師鼎　貞松・續上・二四　大系・一九一・二　三代・四・一八　二玄・四二七

器影をみない。貞松及び大系所收の方濬益舊藏の摹拓によつて考えると、その銘は器の口緣に加えられていたもののようである。文三五字。銘にいう。

隹正月初吉丁亥、蔡大帀與、賸無叔姬可母飤緐、用旛眉壽、萬年無疆、子〻孫〻、永寶用之

器は許に嫁す子女のために作られた媵器である。叔姬可母はその名。大系にいう。「古人女子、無論已嫁未嫁、均稱某母、王國維以爲女字、謂女子字稱某母、猶男子字稱某父、今按某母當是女名、或省去母字、古者女子無字、出嫁則以其夫之字爲字、就見于彝銘者言、如頌鼎皇考龔叔・皇母龔姒、召伯虎𣪘、幽伯幽姜、龢鎛、皇祖聖叔・皇妣聖姜、皇祖又成惠叔・皇妣又成惠姜、均其例證、故當其未許人時、曰待字也」。孫叔多父三代・八・一五、鼎に對する女子の名は成姬多母三代・一〇・三四、白多父盨であろうから、可母・多母は名と考えてよいが、郭氏のあげるものは謚號で、名字とは別である。文に



これ正月初吉丁亥、蔡の大師與、許の叔姬可母の食緐を賸り、用て眉壽を旂む。萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶としてこれを用ひよ。

飤緐は鼎をいうに多く用いる語である。字迹はかなり修飾のあるもので、狹長にして屈折が多い。

壽縣蔡器の字樣と近く、時期も新蔡以後のものであろう。新蔡に移つたのは、蔡が一たび絕邦ののち、楚の平王によつて平侯がその國を再興したもので、前五二八年のことである。そのころ許は三たび都を遷して夷、すなわち城父前五三三～五二四にあり、新蔡と相隣する關係にあつた。もし許がなお葉にあつたとき前五七六～五三四とすれば、上蔡は靈公の十二年前五三一に滅んでいるのであるから、それより以前とすべきであるが、器の字樣はすでに末期に近いものである。

三代に多く蔡器を錄する。蔡侯鼎三・二一に「蔡侯乍旅鼎、其萬年永寶用」、また蔡侯匜一七・二五「蔡侯乍姬單朕匜」とあるも何れも僞刻であろう。また蔡子匜一七・二六「蔡子□



蔡　子　匜



自乍會匜」というものは、字様が壽縣の器に近い。器は十二家雪・一六に錄し、口沿に細密な蟠虺紋をめぐらしている。十二家に蔡子の名を佗と釋する。積微居一六七に「蔡子旅」と釋し、平侯盧とする。蔡は靈侯前五四二～五二九が楚に滅ぼされて一時絶邦となつたが、平侯前五二八～五二三がまた楚によつて新蔡に國した。蔡子というのは、楊說によると會は沬の假借字であるという。他の匜にも湌盥という例がある。

再興以前のことかも知れない。器は匜にしてこれを會匜というのは、楊說によると會は沬の假借字であるという。他の匜にも湌盥という例がある。

また蔡公子壺三代・一二・二四というものがあり、「隹正月初吉庚午、蔡公子□□乍隮壺、其眉壽無彊、子〻孫〻、萬年永寶用享」と銘するが、拓迹も模糊としており、疑問とすべきものである。精撰といわれる三代中にも、なお僞刻があるのを免れない。

壽縣蔡侯墓

一九五五年五月、壽縣西門の蔡侯墓が發掘調査されて、銅器類合せて四八六件が出土し、一諸侯の陵墓としては未曾有の器群として注目を集めた。この地からは、かつて附近の朱家集からも、大量の楚器が出土したことがあり、壽縣が當時の文化の一中心であつたことが知られている。壽縣はいわゆる下蔡の地で、蔡の昭公二十六年四九三年以後、昭・成・聲・元・侯齊の五世～前四四七にわたつて都していた地である。戰國策楚策によると、蔡はすでに絶邦の苦難を經たにも拘わ

ず、豪奢淫佚の遊を事としていたと傳えられるが、おそらく一時南方文化の中心として榮えたのであろう。そのことは壽縣蔡墓出土の遺品によつて、十分に想見しうるのである。

蔡墓はその年の五月廿四日、淮水工事のため、壽縣西門內の深溝から土を取つているうちに、甬鐘二件が出土したのが發見の機會となつた。その夜、手掘りで土中を探り、鼎・鑑・缶・豆・鐘など、三十器餘を收めた。それで二十六日、關係機關に通報して、正規の發掘作業が開始された。場所は壽縣西門の民家の密集地帶であつたが、淮域の治水工事の一環として、城內の積水を西湖に導くため深溝を掘鑿中に遺址が發見され、十四日間にわたる調査が行なわれた。墓は正方形で墓道はなく、南北八・四五米、東西七・一米、深さは三・三五米、墓底は墓口より稍しく狹い。墓坑中央の南よりに漆棺の痕迹があり、朱砂が敷きつめられており、その下に佩玉や銅劍がおかれていた。主葬一人の殘骨があり、東南に殉葬者とみられる殘骨がある。墓坑南部に厚い紅色雲紋がみられるのは、おそらく花土であろう。また幾重もの漆皮の痕迹がある。隨葬品の多くはそこにあつた。坑の北、約三分の一の部分に樂器・禮器があり、東側の大部分は編鐘を殘すのみで、さきに取り出されている。復原圖によると、東から編鐘・鼎・缶・鑑それぞれ數器があつたらしく、吳王光鑑は棺の北上に位置しておかれている。

出土の銅器はすべて四八六件。鼎などの烹飪器四四件、殷などの盛食器一八件、壺・尊の類一一件、鑑・盤は吳王光鑑を含む一八件、樂器は殘破のものを含めて三二件、戈矛の類六〇件、車器八四件、馬飾一二八件その他である。その他玉器五一、骨器二八件など、一諸侯墓の出土として

は未曾有の量といえよう。出土品中、蔡侯龖の器があり、おそらく主葬の人とみられる。報告者はこの墓葬について、次のような總括を試みている。

自一九三三年、壽縣朱家集出土了大批楚器銅器以後、這是壽縣所出的第二批銅器群、這批銅器、大部分有銘文、銘多蔡侯字様、可以確定墓系蔡侯之墓、其中銘文有長達九十餘字的、這些銘文、不僅說明了當時蔡國的歷史情況、也提供了春秋晩葉蔡楚吳三國、國際關係的種々資料、這是研究公元前第五世紀我國歷史的重要材料

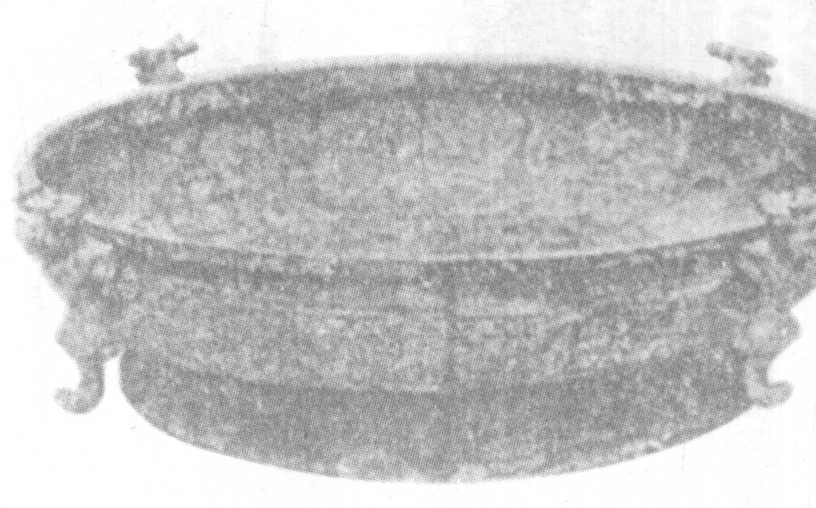
銘文蔡侯下系以龖字、當爲蔡侯之名、但此蔡侯爲誰、各家意見尙未一致、今天的壽縣、大致是戰國晩期前二四一年楚考烈王所遷都的壽縣的境地、蔡國在公元前四四七年滅于楚、從遷都州來以至滅國、僅四六年、所以這批蔡器應在公元前四九三―四四七年之間、最晩不超過戰國初期、由于同墓中出土、有吳王光嫁女之器（吳王光鑑）、吳王光在位一九年、其元年卽蔡昭侯五年、卒年當蔡昭侯二三年前四九六年、因此這批蔡器、不會早于蔡昭侯、現在可以暫定爲春秋晩期之器、或者說公元前五世紀前半期、更爲適當

壽縣蔡墓の發見以來、その報告及び銘文の研究が引きつづいて發表された。その主要なものを左に揭げておく。

安徽壽縣戰國墓出土的銅器群記略　壽縣古墓清理小組　文物參考資料一九五五・八
由壽縣蔡器論到蔡墓的時代　郭沫若　考古學報一九五六・一　又、文史論叢所收
壽縣蔡侯墓銅器　陳夢家　考古學報一九五六・二
對五省出土文物展觀中幾件銅器的看法　史樹靑　文物參考資料一九五六・八
蔡侯墓出土的三件銅器銘文考釋　孫百朋　文物參考資料一九五六・一二
壽縣蔡侯墓出土遺物　中央科學院考古研究所　科學出版社　一九五六・一二
五省出土重要文物展覽圖錄　同準備會　科學出版社　一九五八・三

後の二點は圖錄を主とするものであるが、前者には發掘の經過について詳しい記述がある。有銘の器の主要なものは蔡侯龖の諸器と吳王光鑑とである。吳王光鑑は媵器であるが、作器者を主として吳に屬し、ここには蔡侯の諸器について述べる。盤・尊に同銘を勒し、吳との關係に及び、また鐘に長銘を分載し、楚との友好を說いている。

蔡侯龖盤　壽縣・圖・三八　五省・五〇　自銘に盤と稱しており、郭氏は盧と釋しているが、器形は盤に近い。壽縣に器を盤とし、「通高一六・二、口徑四九・二、腹深九・五、底徑三八・五、耳高四、長一二・五糎」という。四耳は獸形をなし、圈足。腹に蟠虺文を飾る。別に四環耳の盤その他殘片があるもみな異制。耳の獸形は、同出の壺の耳飾と似ている。銘は器底にあり、異體の字が多く、文もまた從前著錄のもの



蔡侯盤

とかなり異なるところがある。尊と器名を除くほかは同銘。盤銘は一六行九五字。文にいう。

元年正月初吉辛亥、蔡侯䜌、
虔共大命、上下陟否、孜敬不
惕、肇差天子、用乍大孟姬嬇
彝盥、禋享是以、甫盟嘗禘、
祐受無已、齊叚整諵、□□王
母、穆穆亹亹、悤□新旟、威
義遊遊、霝頌韵商、康虎穆好、
敬配吳王、不諱考壽、子孫蕃
昌、永保用之、□歲無疆

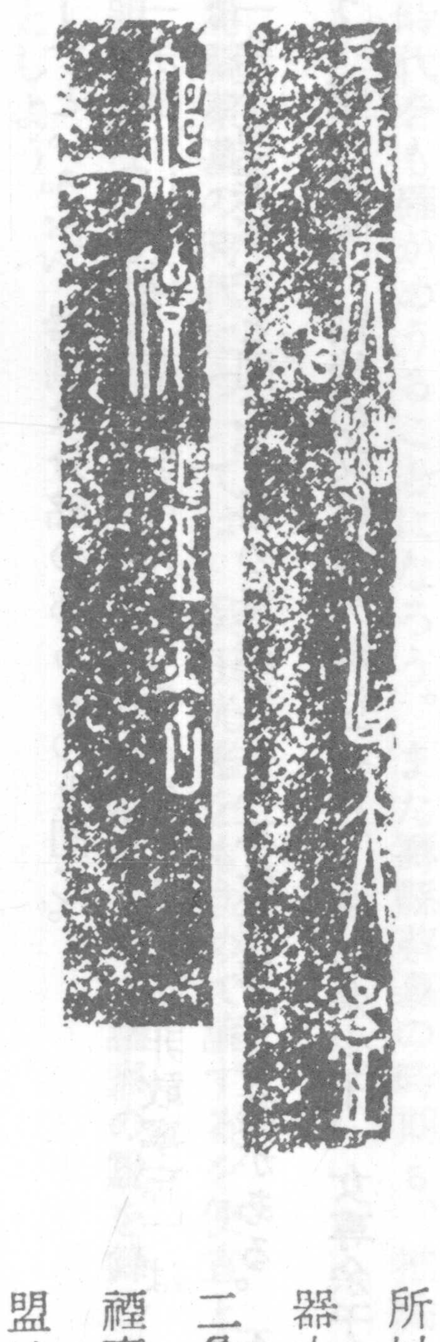
蔡侯䜌の器。この侯名は同出の鼎・䵼・毀・盧・盤及び方壺・盥缶の類に多くみえており、吳王光鑑を除く



大部分の銘は、蔡侯䜌の名を付している。この蔡侯が蔡の歴世中何びとに當るかについては、この器銘の解釋や同出諸器の研究に重要な關係があり、出土以來、考釋諸家の最も努力するところであつた。陳釋は昭侯申前五一八～四九一、史樹青は成侯朔前四九〇～四七二、郭釋は聲侯產前四七一～四五七説をとる。下蔡に移つてのちの三代をそれぞれ充てている。別に李學勤氏の「談近年新發現的幾種戰國文字資料」文物參考資料・一九五六・一に元侯四五八～四五二の可能性が主張されているが、それならば吳の滅亡の後である。文中に「敬配吳王」とあり、その吳王はまた天子ともよばれているから、吳王夫差前四九五～四七三と考えるほかない。同出の吳王光鑑は、夫差の父闔閭前五一四～四九四の女叔姬を蔡に嫁するときの媵器であり、本器にみえる大孟姬は、蔡より吳王に嫁したものであろう。吳は聲侯卽位の前に滅びているのであるから聲侯・元侯説の可能性は殆んどない。また夫差の霸業は成侯朔の在位の時期と重なつており、本器にいうところは成侯の外に屬しがたいようである。別に唐蘭氏に、銘文の元年を周の敬王の元年前五一九説があり、五氏ともみなその説を異にする。その屬するところによつて、銘文の解釋、同出諸器との關係にみな異同を生ずるが、いま成侯説を主として銘文の解釋を行なう。諸家の説については、のちにまとめていう。

初吉辛亥を唐説に周の敬王元年とし、その證として、鄦光鐘に周正を用いることをあげているが、鄦光鐘に用いるところは晉正である。列國器の年紀に周の紀年を用いている例はない。蔡の曆正では、ただ聲侯の次の元侯元年前四五八のみが、初吉に辛亥を求めうる。しかしこのとき、吳はすでに滅んで十五年であり、文中の事實を説きえない。

「虔共大命」とは、侯位に卽くをいう。上下陟否は神意を奉戴する意。ゆえに「孜敬不惕」の語を以て承ける。孜敬は祇敬、叔夷鐘に「虔卹不惕」の語があり、蔡墓の編鐘にも「有虔不惕」という。編鐘にはつづいて「差右楚王」とあり、本器には「肇差天子」という。肇は蔡侯の卽位を以ていうもので、周王に繫けていうものではない。天子はおそらく吳王であろう。蔡は昭公のときその子を吳に質として託しており、光鑑にいう叔姬は、この王子であつた成侯に與えたものであろう。吳王夫差の十五年前四八二、黄池の會に吳は主盟を爭つたが、その霸業は越王勾踐を夫椒に破つたとき前四九四に發している。蔡はその翌年下蔡に移り、殆んど吳の附庸となつた。昭侯は吳に朝しようとして反對派に殺されたが、反對派は忽ち排除されて成侯が卽位している。このように蕞爾たる小國にすぎない蔡が、遠く成周の周室と關係をもちうるはずはない。器銘に吳を天子と稱したとしても、異しむに足りない。ゆえにすぐつづいて、「用乍孟姬嬇彝盥」という。この器を作ることが天子に奉事する所以であるとするのである。同出器中に、孟大姬の名のみえるもの二尊一缶、合わせて三器がある。禋享以下は、祭祀をいう。甫は祇、盟は明、嘗禘はのち時祭の名となつたが、もとは先王の祭祀をいう。



大孟姬盥缶銘

齊叚整諵とは、王母の儀容を美める語であろう。王母とは大孟姬をいう。成侯と吳王夫差とは、その在位の時期がほぼ重なつており、成侯の姉が夫差の母である可能性は乏しいから、王子のある王妃という意味で王母と稱したのであろう。夫差はのち越に敗れて自刎するとき、「孤老矣」と述べている。大孟姬も相當の年齢であつたとみてよい。毳盤・毳匜に、「王母媿氏」という例がある。

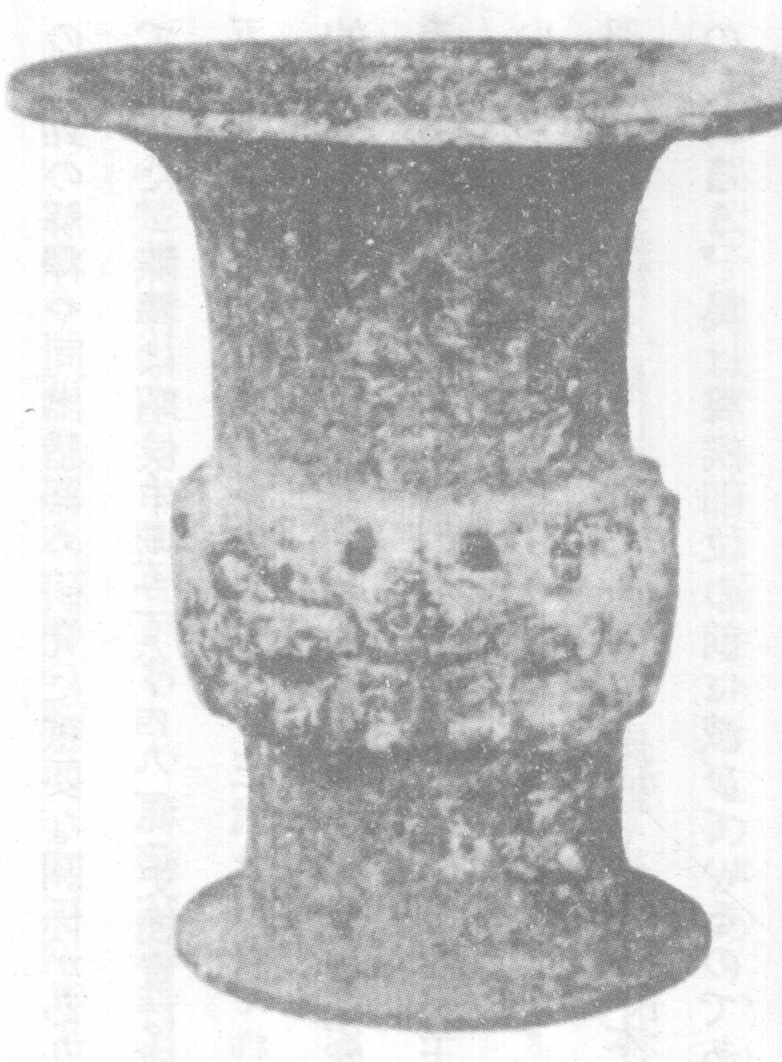
この器は、郭氏も注意しているように、必らずしも新たに嫁するときの媵器でなく、蔡侯卽位の紀念として、大孟姬に贈られたものである。ゆえに王母という。蔡・吳は何れも姬姓であるが、吳が姬姓を稱するのは周の一族であるからでなく、驪戎が姬と稱するのと同じ。ゆえに晉の文公は驪戎の女の出であり、魯の吳孟子は吳より嫁している。

「穆〻亹〻」以下、またその儀容をいう。霝頌の句を郭釋に「霝夏韵商」とよみ、「夏商當卽指夏代商代而言、霝者空也、韵殆韶之古字、假爲超、意謂前代所無、或史無先例」というも、穆〻以下の五句は、みな大孟姬を祝頌する語である。文に識りがたい字が多い。「敬配吳王」の王は、おそらく夫差であろう。「不諱考壽」は祝嘏の辭。不諱は丕韡などの義と思われる。諱避の義ではない。永保は陳曼簠・夷叔鐘にみえ、晉姜鼎には畯保の語がある。末句の字迹はよみがたいところがあるが、郭氏は「冬歲無疆」であるという。「萬年無疆」というに同じ。

文は押韻。郭釋に亥・否・子・臺・巳・母を之部、旟・商・王・昌・疆を陽部とする。全文を訓

読すると、一應以下のごとくである。

元年正月初吉辛亥、蔡侯䵼、大命を虔恭し、上下陟否し、孜しみ敬して惕たらず、肇めて天子を左け、用て大孟姫嬇の彝䥶を作る。禋享するにこれを用い、祇しみて嘗禘を明らかにし、祐受巳むこと無し。齊𠬝整詑にして、王母……。……穆〻亹



蔡侯尊（第二器）



蔡侯尊銘（第一器）

〻として、聴□新旟、威儀遊〻たり。霝頌訋商、康虎穆好にして、敬しみて呉王に配す。丕諱考壽にして、子孫蕃昌し、永くこれを保用し、□歳無疆ならむことを。

同出の尊にこれと同文の銘があり、䥶を缶に従う字に作る。䥶は他に例がなく、郭氏は盛食の器で盧であろうとする。鹵聲の字にして、王子嬰次の炒盧と同器とみたのであろうが、この器には圏足があり、かつ陳氏は、鹵の字形も確かでないという。一應盤の類としておく。

蔡侯鐘　壽縣・圖一八以下　五省・圖五四以下

甬鐘・鎛鐘・編鐘の三種があり、甬鐘十二器、最大のものは高七九糎、最小のものは高四八糎、殘破多く、文は屬讀しがたい。編鎛は第二器高四〇・五糎、最小のもの高二八・五糎、また編鐘は方鈕、銘を兩組に分ち、一組八十二字。他にも同銘を錄する。字は銹泐多く、判讀しがたいところもあるが、彼此參照して、ほぼその全文を知ることができる。



蔡侯鎛鐘

隹正五月初吉孟庚、蔡侯□曰、余唯末小子、余非敢寧忘、有虔不惕、差右楚王、

隺隺爲政、天命是遲、定均庶邦、休有成慶、既志于忌、乍中厥德、均子大夫、建我邦國、爲令肅肅、不愆不貳、自乍訶鐘、元鳴無期、子孫鼓之

唯正五月は唯王某月とともに、春秋期の列國期に習見する。陳釋にいう。

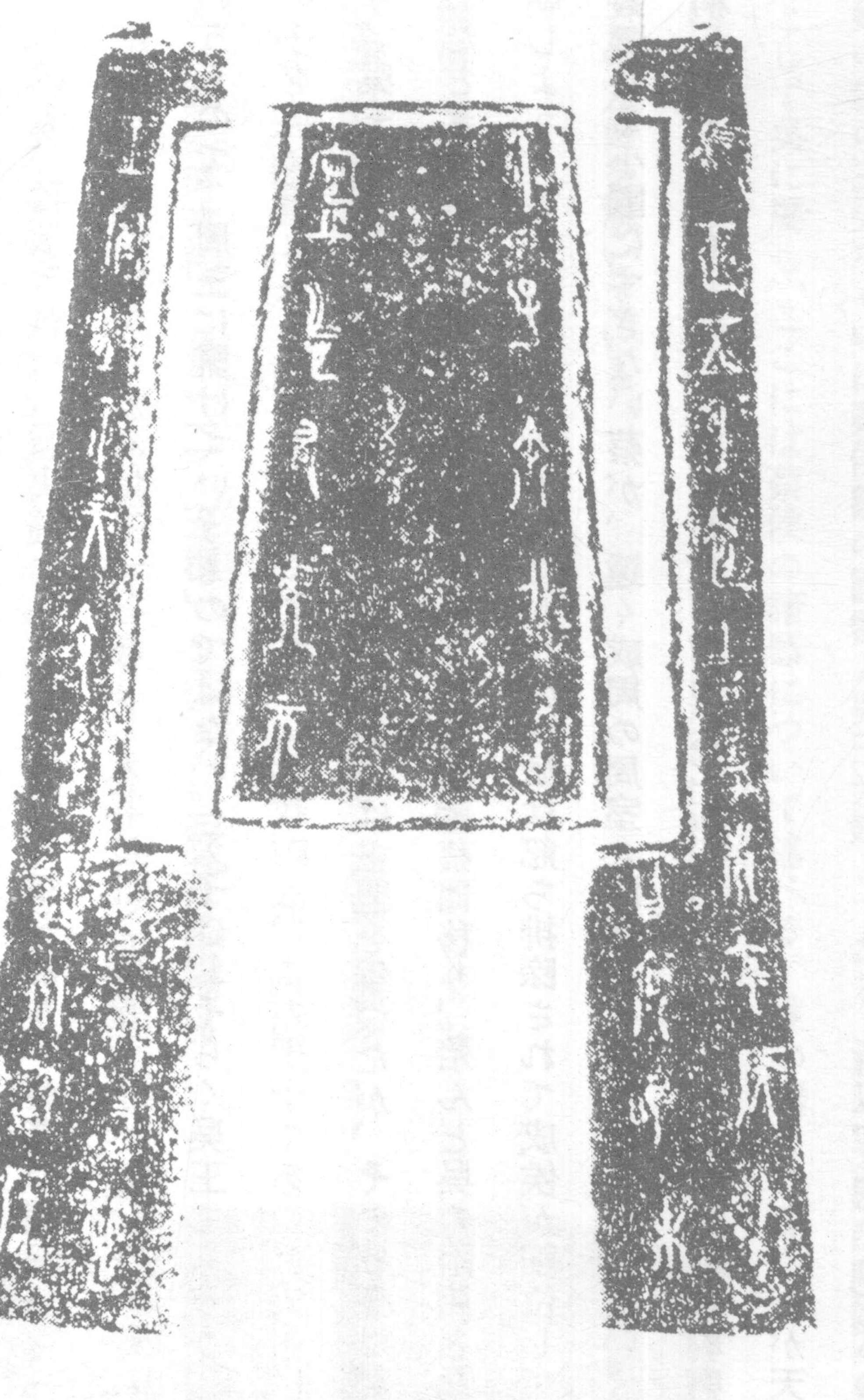
正五月可能是王正五月之省、卽周正五月、春秋鄀公敄人𣪘有鄀正二月、所以別于王正周正、春秋之邾公華鐘・叔尸鎛・齊大宰盤・晉姜鼎等、有王某月、春秋末戰國之子璋鐘・陳侯因資敦等有正某月、正某月可能是王某月、此正五月、亦可能是所以別于同年的閏五月的、新城新藏關于春秋長曆的研究、主張春秋前期文宣爲界、年終置閏、後期年中置閏、凡稱正某月的銅器、多在春秋文宣之後

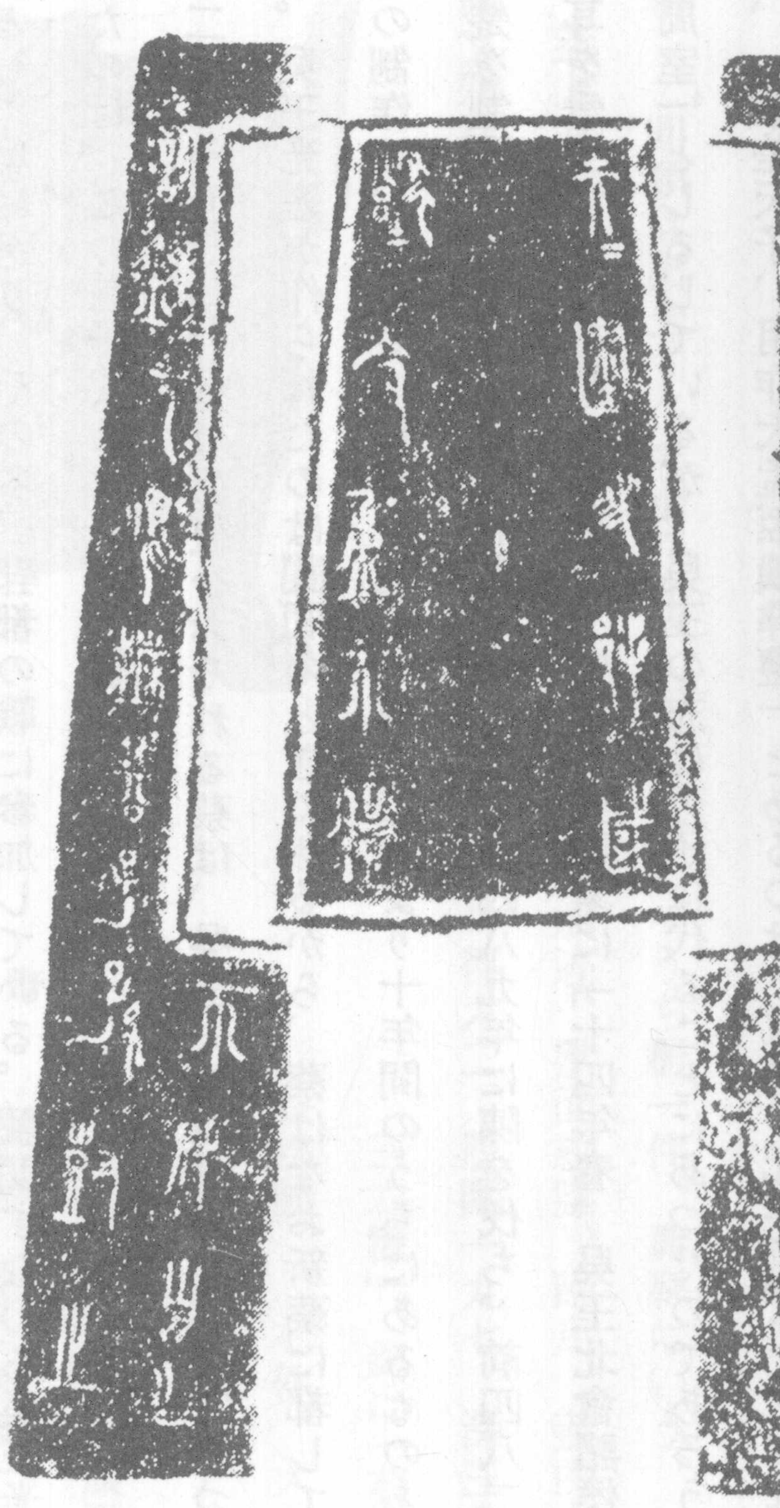
唯王某月というものは古く庚嬴卣にみえ、また西周後期に習見するが、當時正某月というものなく、正閏と關係ないものと思われる。鄀・鄧の器を以ていうと、列國の器はみなその曆正を用いたらしく、ただ晉・齊・鄀・鄧などの外は、みな周正をそのまま稱しているのであろう。なおこの器に王と稱するのは、下文に楚王と稱しており、楚をいう。楚王の政令を受けることを、天命とも稱しているのである。そこに作器當時の蔡の立場が示されているといえよう。初吉孟庚は、初吉の週の庚日。同出の呉王光鑑に初庚の語があり、第一旬の日をいう。

蔡侯の名は多く削られている。郭釋に「蔡侯下一字、乃蔡侯名、被剜去、但在別器中、却被保留着、其字作䵼」とあり、剜去を免れたものによって、䵼であることを知りうる。五省の序言において、唐蘭氏もそのことにふれ、「別外還有五件編鐘、銘文都是蔡侯䵼之行鐘、顯然是別一組樂

器、行鐘上的蔡侯名、字都還保留、大概這兩組鐘、早就混亂、放在墓裏時、更不去注意這種區別了」というが、器制は分銘のあるものと同じ。

「余唯」以下は、蔡國を再興したことをいう。「余非敢寧忘」は、毛公鼎「女毋敢妄寧」、晉姜鼎「余不叚妄寧」と同じ。書の無逸にも「不敢荒寧」の語がある。不惕は不易。差右の差は車に従う。輔佐の意。前後の文は叔夷鐘に「女尸、毋曰余少子、女專余于艱卹、虔卹不易、左右余一人」





というのと同じ。

雈雈は郭釋に易の繫辭「夫乾雈然」說文引とあるのと同義とする。堅確の意である。爲は異體字。下文にもその字がある。郭釋に「古文爲从爪象、示古代曾以象服務、爲旁復从公土、薟示以象从事耕作」とするも、卜辭によると象を宮室に作るに用いており、旁もまた宮臺の意であろう。「天命是遷」の遷を、郭氏は「殆讀爲臧、善也」という。字は周初の金文にみえ、麥尊「遷天子休」「遷明命」、麥彝「遷命」、また下つては史頌段に「日遷天子覭命」など、これに對揚して明顯にする意である。蔡の再興を以て、天命とするものであろう。定均は和協、休有成慶も史頌段に「休有成事」というに近い。

忎は字未詳。郭氏は「此疑切之古字、忌者敬也、旣切于忌、謂切切然、存心虔敬也」という。于忌は畏忌・威忌であろう。忎は恭の異文かも知れない。乍を郭釋に延とする。乍ならは則の義。中には偃游を付している。德は言に從うており、西周の字と異なる。子は慈、夫は重文あり、析讀して大夫とする。戰國期のものに習見。孫釋に句を「均好央央」とし、鐘聲の宏亮をいい、治德の比喩に用いるとするが、建國をいう語の前にあり、鐘聲をいう語ではない。

甫は祇の初文。郾侯段に「甫敬禱祀」の語があり、石鼓文にもその字がみえる。偲は愆、貳は忒。不愆は經籍に多くみえ、不貳は越王鐘に「夙莫不貳」の語がある。

訶鐘は歌鐘。陳釋にいう。

銅器之鐘、自名爲和鐘・林鐘・鈴鐘、惟此墓所出、自乍訶鐘、同于左傳襄十一、鄭人賂晉侯以歌鐘二肆、蔡侯所自作的歌鐘之肆、乃是日常所用、同墓所出、又有蔡侯某之行鐘、與歌鐘形成同形類的兩組編鐘、歌鐘與行鐘之名、惟見于此、洛陽金村出土的𠫑羌鐘和𠫑氏鐘、或者亦是歌鐘行鐘之別

編鐘に全銘・分銘あるいは銘識のみのものがあるのは、一般のことである。行鐘とは行列の意で、いわゆる行器ではない。蔡墓出土のものは、三種ともみな編鐘で、その大小に次第がある。「元鳴無期」は沇兒鐘「元鳴孔皇」許子鐘「元鳴孔煌」など、鐘銘の常語である。

文は韻を用いており、郭釋に庚・忘・王・遷・慶を陽部、邦は東部にして協韻、また忌・德・國・貳・期・之を之部の韻としている。訓讀すれば次のごとくである。

これ正の五月初吉孟庚、蔡侯𩕌曰く、余はこれ末小子なるも、余敢て寧荒せず、虔しむこと有りて惕たらず。楚王を左右し、雈雈として政を爲し、天命をこれあきらかにす。庶邦を定均し、休にして成慶あり。旣に于忌に忎し、すなはち厥の德を中にし、均しく大夫を子(いつく)しみたり。我が邦國を建て、命を爲むること祇〻、あやまたず忎はず、自ら歌鐘を作る。元鳴無期にして、子孫これを鼓せんことを。

器の製作の時期については、やはり蔡侯𩕌が何びとであるかという問題に歸着するが、この器銘の問題點は、「建我邦國」が具體的にどういう事實をいうものであるか、この親楚策がどのような情勢のもとにとられたものかという、二點に要約することができよう。それによつて、前器の時代をも確かめうることになろう。また壽縣蔡墓の時期も、推論の根據がえられるはずである。

壽縣蔡墓の時代については、吳王光鑑をも含めて論ずるを便宜とするが、その鑑の時期はすでに明らかなことであるから、ここに蔡侯𩕌について諸家の說を錄し、この器群の意義を考えることとしよう。

文中の蔡侯について、悼侯・昭侯・成侯・聲侯・元侯の五說がある。悼侯說は唐蘭氏の主持するところ。光鑑にみえる叔姬の嫁したのは昭侯であるが、盤・尊にみえる蔡侯𩕌は悼侯である。元年は周正。景元前五四四は吳の興起以前、元王前四七五は吳の滅亡に先立つ三年であるから、この元年は敬王前五一九とすべく、その正月初吉に辛亥を求めうるとする。專ら厤朔による論證であるが、その年の辛亥は正月の十日ころとなり、初吉の週に入りがたい。唐氏は「初吉是初一至初十的十天裏面所遇到的吉日」というも、四週の第一週であるから八日を超えることはない。また氏は、𩕌は𩕑と似ており、六國の人が誤まつて東とよみ、文獻に悼侯東國として傳えたという。このとき蔡はなお楚境の新蔡にあり、遠く吳と婚を通ずることは困難であつた。

昭公說は陳氏の主持するところ。鐘銘に末小子とあること、「左右楚王」とあつて親楚策がとられていること、尊銘に元年に吳と通婚し、「肇佐天子」とあつてなお附庸の國ではないこと、光鑑が同出しており、闔閭と同時の人であること、以上五點のうち、前四點は昭侯に適合するという。また同出の長銘三器の關係は、尊・盧の銘が昭侯元年前五一八、光鑑は闔閭の元年前五一四、鐘鎛は昭侯十年前五〇九の朝楚のときとしているが、尊・盧銘の日辰は昭侯元年の曆譜と合わず、かつ器は孟大姬の媵器ではなく、孟大姬はすでに王母と稱している。昭侯及び前二代は專ら楚の支援によつて國を維持しえたのであるから、これよりさき吳との親交策がとられたとは考えがたく、光鑑も闔閭元年の器とは定めがたく、婚嫁の對象を蔡侯とも稱していない。また𩕌は音欒にして卵に假借し、卵よりして申に誤まつたとするのも、窮說に近い。

成侯說は史樹靑氏の主持するところ。𩕌は縛の初文にして、成公朔の朔は縛と諧韻。古音はいず

れも魚部。いま安徽より潁上・陝西の間に、水を匪、樹を富、説を拂とよむのは、舌音が唇音化したもので、朔・鏄の音の轉化であるという。光鑑にいう叔姫は成侯の妃、大孟姫は成侯の長姉にして夫差に嫁したとする。諸器にいう嫁娶のことは、この説が最も適合する。ただこの説の問題點としては、やはり元年正月初吉辛亥の日辰が、成侯の元年に入りがたいことである。また成侯朔の名と𤔲との關係についても、疑問が殘されている。

聲侯説は郭氏の主持するところ。しかし聲侯卽位の前年、吳はすでに滅んでおり、そのことが郭説の大きな弱點である。郭氏はいう。

吳王夫差之死、或當在十二月、亡國之消息、尙未傳至蔡、故蔡聲侯、于元年正月之初、猶爲大孟姬作器、曰敬配吳王、大孟姬當爲聲侯之姉、故冠以大字、但因吳國已亡、故器留于蔡、而入聲侯之墓、銘中有不諱考壽語、可知孟姬年齡、已相當大

郭氏はまた鐘銘を盤・尊より後のものとし、「及吳旣滅、則蔡聲侯復附于楚、故鐘銘有輔右楚王之語」とするが、これはあるいは當時の事情に合するものがあろう。郭氏はまた𤔲を𤔔聲にして圃の古文に從い、「則此奇文乃田產之產字」として、聲侯產に外ならぬという。

當時の蔡の國情は、一に吳楚兩國の勢力の消長に左右され、蔡はその間に首鼠兩端を持する有様であつた。蔡は靈侯前五四二～五二九が申の地で楚に殺され、一たび絶邦となつたが、楚の平王が靈王を弑殺して自立すると、諸侯の款を求めて、さきに滅ぼした陳とともに蔡をも再興し、平侯を立てて新蔡に都させた前五二八。ついで悼侯ののち昭侯が立ち、その十年前五〇九楚に朝し、讒を受けて三年にわたつて留置された。おそらく、そのころ急激に興起してきた吳に、蔡が接近することを警戒する處置であつたと思われる。吳では闔閭がその君僚を殺して自立し前五一五、しきりに楚を伐つてこれを敗り、闔閭の九年前五〇六、蔡とともに楚を伐つてついに郢都に入り、十一年前五〇四、夫差はまた深く楚地を侵して、楚は都に逃れている。この前五〇六年、郢都を陷れたとき、蔡は完全に吳の隷下にあつた。蔡の昭侯の十三年である。その年の春、蔡楚の間が險惡となり、楚の進攻をおそれた蔡は、昭侯の子を質として吳に送り、その冬、郢都の戰に參加している。闔閭すなわち吳王光が、その女を蔡に嫁したのは、この王子ではないかと思う。

昭侯二十六年前四九三、楚の報復をおそれる蔡は、吳王夫差の勸めで下蔡に遷つた。夫差の三年である。吳王光鑑が作られたのは闔閭のときであるから、蔡はなお新蔡に都しているときであつた。光鑑の制作は、從がつて闔閭の九年、前五〇六より十年間のうちにあるものと思われる。

吳は楚を制壓すると、中原の制霸を志して、前四八九年に陳を伐ち、前四八二年の黄池の會に晉と牛耳を爭つてこれを屈せしめた。史記の吳世家に「十四年春、吳王北會諸侯於黄池、欲霸中國、以全周室」としるしているが、吳王の志は天子に代ることにあつたのであろう。蔡侯の盤・尊の銘に、「肇差天子、用作大孟姬嬇彝𦉜」とあるのは、成侯の元年前四九〇とすればこれよりなお八年前であるが、郢都に入つてよりすでに十五年を過ぎており、事實上、吳は當時最強の國であつた。蔡侯の諛辭であつたとしても、當時の實情を示す表現であつたとみられる。

黄池の會より五年ののち、情勢はまた一變していた。吳の南方にあつて一時雌伏していた越が再起して吳を敗り、楚は陳を滅ぼし、二年後の前四七六年、吳は再び越に敗れ、翌年吳都は包圍を受け、また二年して吳は滅亡する。そしてその翌年前四七二、蔡の成侯が沒している。前四七八年以後の急激な情勢の變化、すなわち吳の衰運、陳の滅亡、楚の強盛という事實の前に、蔡はまた方針の轉換を迫られた。吳と絶ち、楚と結ぶことである。このとき陳はすでに滅び、蔡もおそらくまた絶邦の危機に立つたであろうが、さきに昭侯の親吳策に反對してこれを殺したような親楚派も國內に多く、幸にして蔡は滅亡を免れたのであろう。「均子大夫、建我邦國」というのは、その間の事情を示すものとみられる。

このような國際關係の中で蔡侯器の銘文を考えると、そのいうところが最もよく理解されるように思う。すなわち

吳王光鑑　闔閭在位の後半、前五〇六以後
蔡侯盤・尊　成侯元年、前四九〇頃
蔡侯鐘　成侯在位の後半、前四七八以後

という年次を考えることができる。前後約三十年間の制作である。

大孟姬の器が蔡侯墓から出土している事情も、右の事實から容易に推測しうる。おそらく吳の衰運と滅亡の間に、大孟姬嬇がその器を携えて蔡に大歸し、その弟の墓中に收められたのであろう。

右のような論據によつて、この稿では史樹靑氏の説をとり、蔡侯𤔲を成侯とする解を試みておく。その際に問題となるのは、さきに述べたように元年朔の日辰と、成侯朔の名の問題である。成侯元年前四九〇は正月朔甲寅で、その初吉に辛亥の日を求めがたい。成侯の父昭侯は暗殺された人であるが、あるいは史記の紀年に誤があるかも知れない。もしその翌年ならば、置閏の關係で初吉辛亥を求めうるのである。初吉辛亥の日は、その前後數年の間には求めえない。

𤔲字の解については、唐説に𤔲に似て東と誤り釋され、悼侯東國の名となつたとし、陳氏は音欒にして卵より昭侯申に誤まるとし、史樹靑は鏄にして成侯朔の朔と同韻、郭氏は𤔔聲にして圃の古文に從い、聲侯產の產の異文とする。みな悼・昭・成・聲の名に合わせて解している。𤔲は𤔔と四亩に從う。𤔔は架絲の象。亩はおそらく瓦塼の象であろう。すなわち錘塼・紡錘を示す字である。その音はおそらく錘、垂專は同母の字である。また朔は斥に從う字で、垂・朔は古く之韻の音であつたようである。𤔲の字畫が繁縟であるため、同音の字が假借して用いられ、朔としるされたのであろう。銘辭の內容、蔡をめぐる吳楚との關係、その他から考えて、成侯説が最も妥適であると考えられるので、ここに成侯説による解釋を試みておく。

蔡は成侯より後、聲侯・元侯・侯齊に至つて楚に滅ぼされた。前四四七年、陳の滅亡に後ること三十三年である。聲侯以下の事蹟は傳わらず、聲侯は在位十五年前四七一～四五七、蔡墓はその初年に作られたものであろう。光鑑の制作のときより、ほぼ三十五年足らずである。特に蔡侯鐘のときよりは、十年にも充たない時期である。

郭氏はその考釋の末文に「本文凡三易稿、而後初步寫定」としるしている。筆者もさきに別解を

試みたことがあるが、前後の事情から成侯說をとる。趙孟介壺と前後する器となるが、蔡墓の文樣・字迹はこれと極めて近い。なお同出の蔡器中、主要なものを錄しておく。

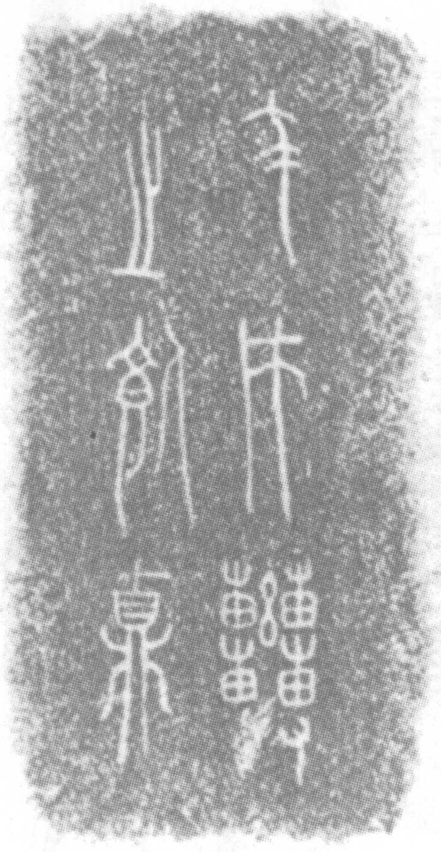
蔡侯䵼　鼎類は出土すべて十八件。三式に分れ、うち䵼一件。壽縣にいう。「出土時殘破、已修復、蓋上有六柱圈頂及三圓圈、圜底、底有黑烟痕迹、獸面紋膝、蹄足、蓋內有銘文二行六字、腹內銘文殘存一字、通高六九、高至口五五・三、口徑六二、腹圍一九七、深三八、耳高二一、足高三六糎」。銘に「蔡侯𩰫之飤䵼」という。



蔡侯䵼

蔡侯䵼　七件。大小に次第あり、みな殘破。壽縣にいう。「無蓋、侈耳立于緣上、侈口、淺腹平底、腹周壁六個雲文飾、獸面紋膝、蹄足、腹內有銘文、二行六字、最大的通高約五二、最小的通高約四二糎、已修復一件、通高四五糎、出土時、內各有一七」。銘は器名を䵼に作る。

蔡侯鼎　九件。六件は對をなしている。みな殘破、三件が修復されている。壽縣にいう。「與䵼相近、唯腹深、足瘦長、蓋上有一環及三小足、素腹、僅有凸起的弦紋一周、蓋及腹內、均有銘文二行六字、最大的通高四八・五糎」。銘は器名を鼐に作る。



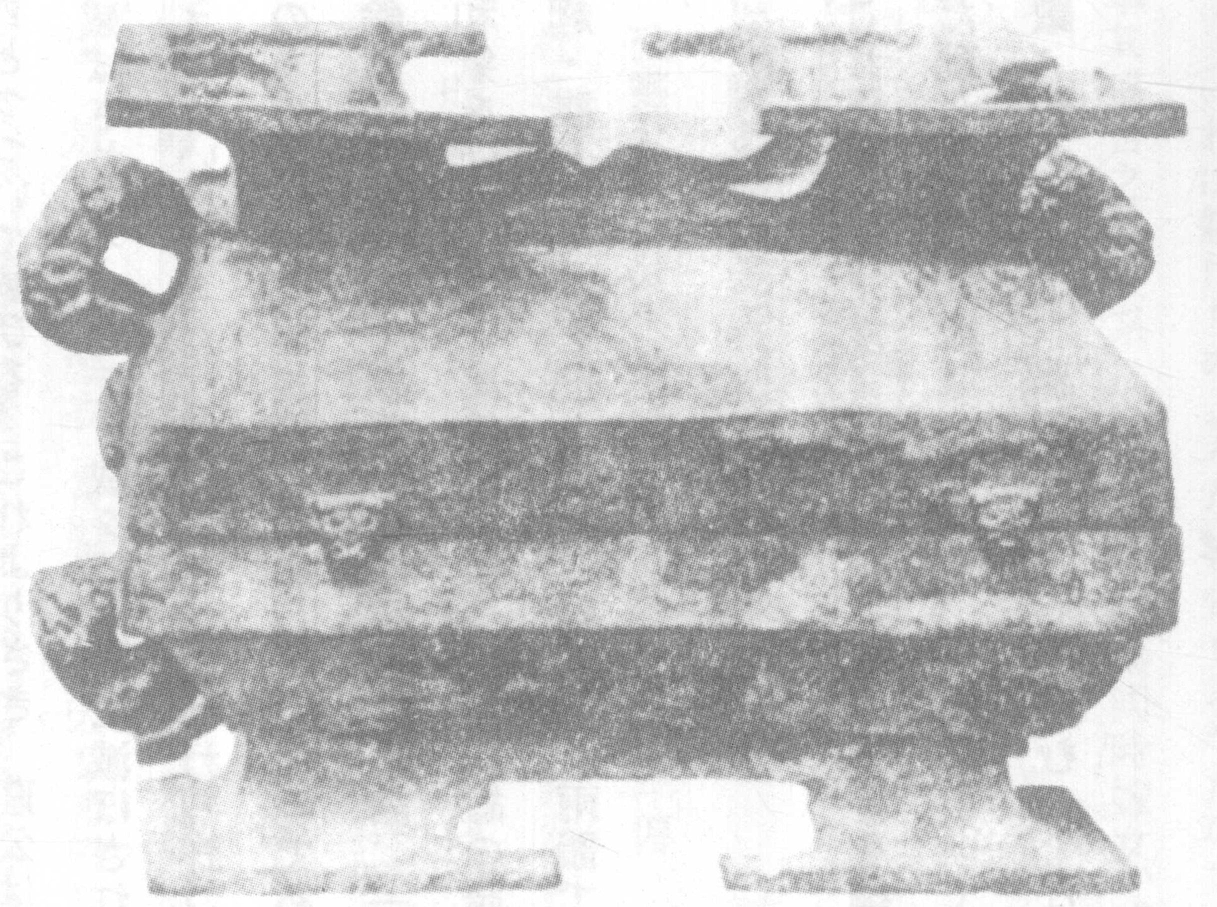
蔡侯鼎銘

蔡侯段　八件。出土のときみな殘破。二件が修復されている。壽縣にいう。「與方座相連、蓋頂作蓮瓣形、腹有兩獸面形耳、蓋內有銘文二行六字、通高三六、座高一二・五、寬二四糎」。五省・圖四三に原色版を載せる。器腹に靑綠の銹色あり、蓋・方座に赭色を呈する部分がある。器・座の全體を方形にまとめた細緻な蟠虺文で埋めている。



蔡侯段

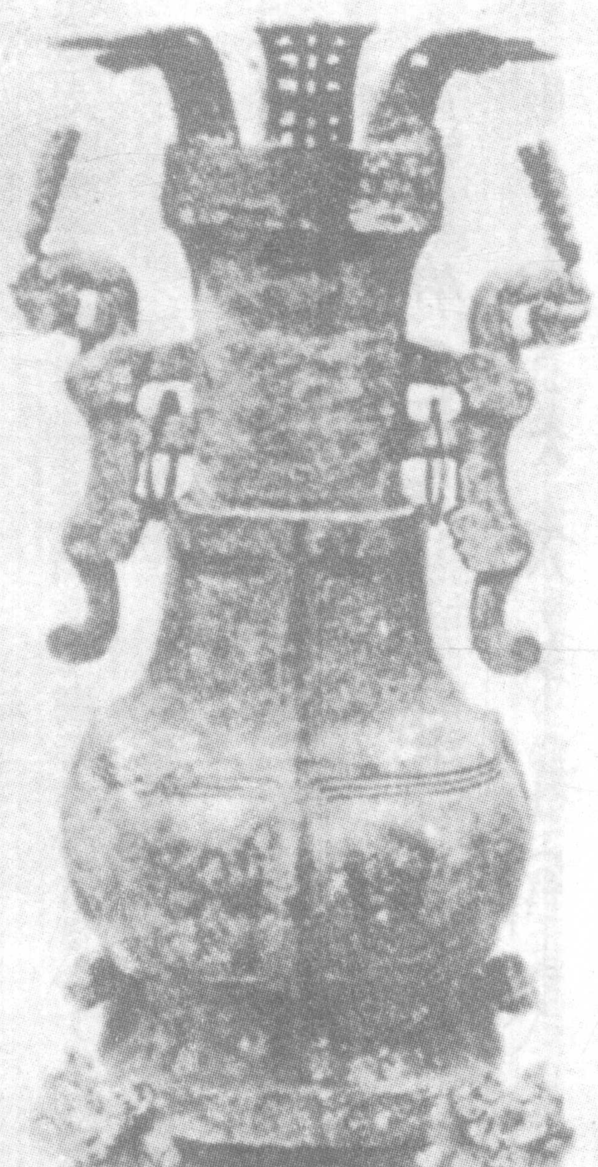
蔡侯簠　四件。出土のときみな殘破、一件が修復されている。壽縣にいう。「器蓋形狀相同、並各有兩獸面耳、足作曲尺形、唯蓋足內有四蝙蝠形飾、蓋內及器底、均各有銘文二行六字」。器蓋の側面に極めて細密な線狀の蟠虺文を配している。新鄭出土の簠と殆んど同制である。



蔡侯簠

蔡侯壺　二件。もと殘破していたが、すでに修復されている。壽縣にいう。「方口圓腹、蓋頂作鏤空的蓮瓣形、兩耳獸形並附環、四獸作足、背承壺底、頭部昂起、腹以上有較繁的花文、腹部帶文、頸內有銘文二行六字、被蓋口蓋住、僅可見其一半、通高八〇、高至口六九、足高一四糎」。器形の全體は曾姬無卹壺に似ており、ただ獸足を加えている例は多くない。通考七四一・二に獸足の壺二器を錄している。器の上半に細密な蟠虺文を飾る。

蔡侯尊　三件。うち二件は口部に破損があり、すでに修復されている。その第一器に、盤と同じく九十二字の銘文があり、第二器は盥缶と同じく九字の銘があり、大孟姬への獻器である。兩器文樣が異なる。第一器について壽縣にいう。「腹部獸面文、脣連頸內、有銘文二三行九二字、高二九・七糎」、また第二器について「脣嵌銅三角形回文、項腹之間、有銘文九字」という。第一器の文樣は饕餮であろう。第二器の器影及び第一器の尊銘は、すでに蔡侯盤の銘の條二九七頁に掲出してある。



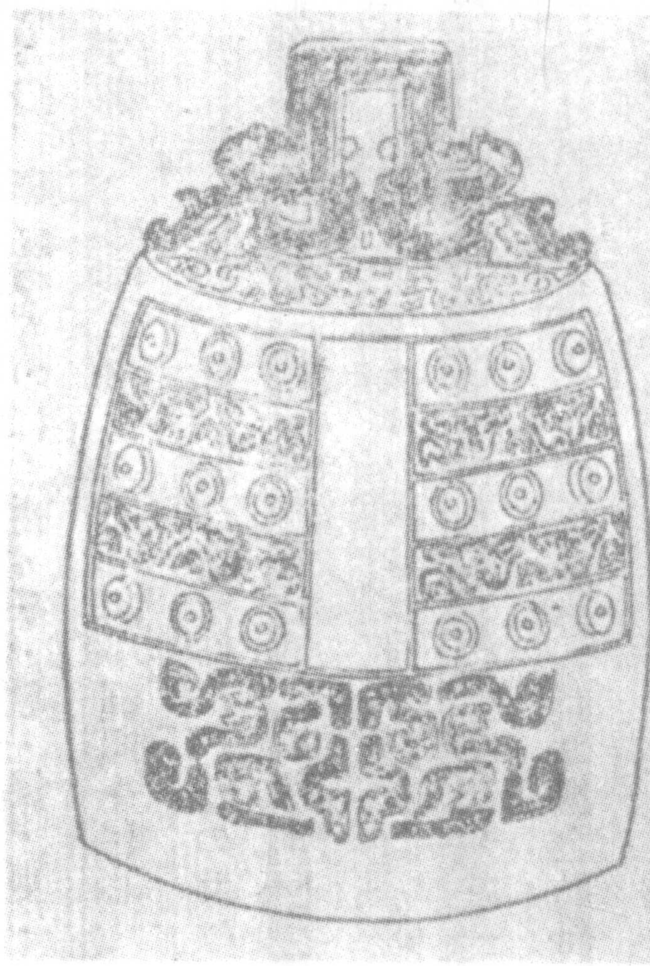
蔡侯壺

蔡侯盥缶　二件。大小不同。第一器について壽縣にいう。「蓋有六柱圈頂、獸首形耳、腹兩側有提連、殘缺尚未修復、蓋上有六個肩上有八個圓餅飾、周身嵌銅花文、口內沿有銘文一行一〇字」。すなわち「蔡侯𩰫乍大孟姬嫃盥缶」と銘するものである。第二器もほとんど同制。壽縣にいう。「較小、形式與一相同、唯圓餅飾間、幷鑄有陽紋細綫條的花文、蓋內及口外沿、均有銘文一行六字」。「蔡侯𩰫之盥缶」とあり、自用の器である。銘二九五頁は第一器のものである。

なお蔡侯銘を付するものに方缶・缶・方匜・匜・方鑑、無銘のものにも盉・鬲・敦・籩・豆・炊器などがあり、器のみるべきものが多い。方鑑の內壁に、吳王光鑑と同じく四小圓環を付していることなども極めて注意されることである。また盥缶第一器の大孟姬のために作つた器の銘は、他の蔡侯自器の銘と字様が同じであり、大孟姬の名のみえる盤・尊の類は、みな一時の作と考えられる。吳の勢力の急激な擡頭に伴なつて、楚地の文化を傳えた蔡が、その勢力を背景に、當時絢爛たる青銅器文化を生んだことが想見される。蔡が下蔡に遷つてから、僅かに四年目のことである。壽縣諸器の制作上の特質についてはいうべきことが多いが、ここには略する。ただ新鄭器群と蔡侯墓器群との親近な關係は、その文化の由來するところを示すものがあろう。その埋藏の情況についても、兩器群に相似たところがある。

二一三、許子鐘

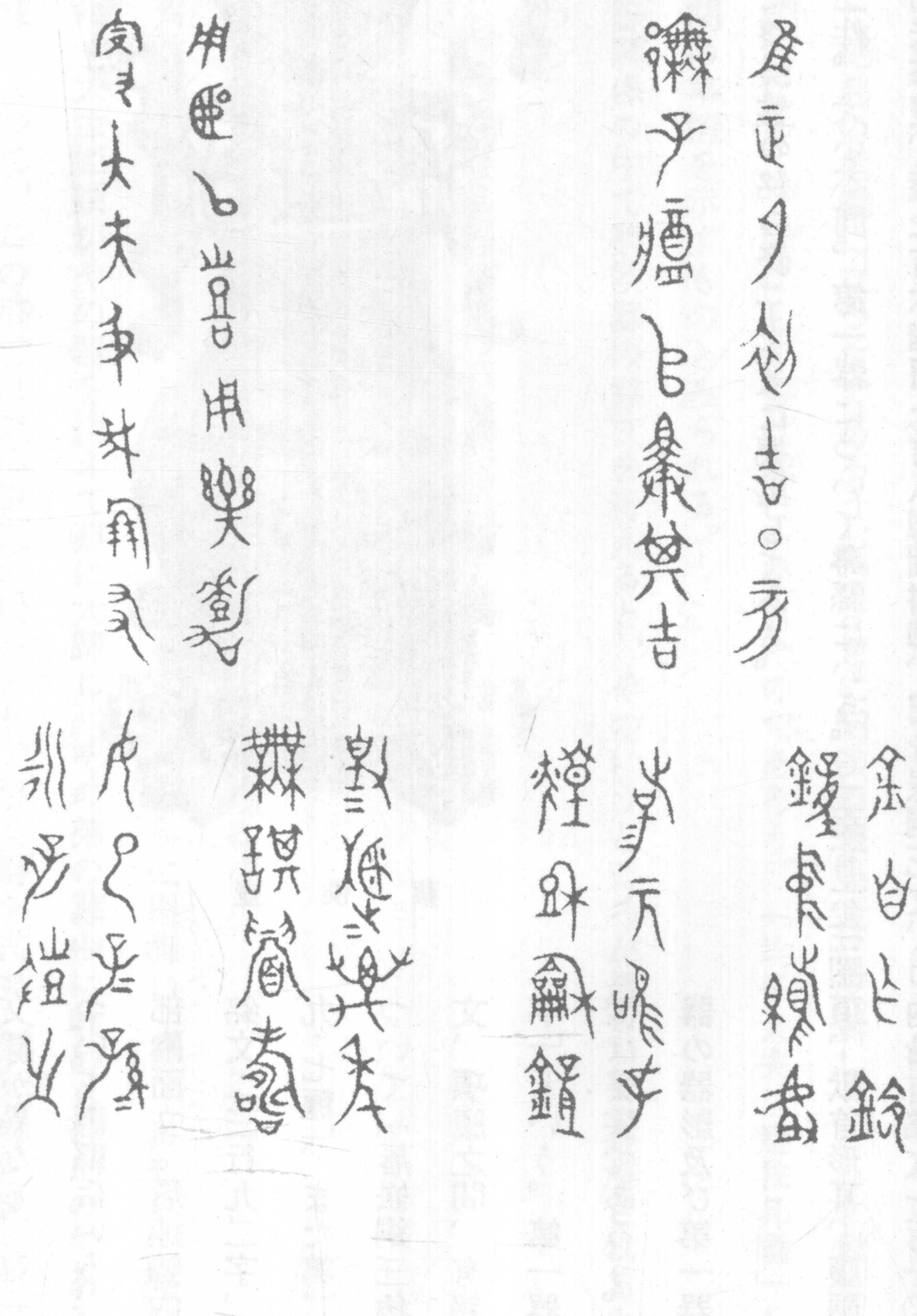
器名　「無子鐘」考古・
出土　「得於潁川」考古
收藏　「丹陽蘇氏藏」考古
著錄
器影　考古・七・七　大系・二四六
銘文　考古・七・七　薛氏・六・四　大系・一九三
考釋　拾遺・上・二　文錄・二・七
器制　考古にいう。「高寸七分、縮五寸、衡三寸七分、重四斤十二兩、聲未考」。方鈕の鐘。舞上に兩獸が鈕脚を銜える形に作る。篆間は夔樣虺文、鼓上は蟠虺文であろうが、繪圖のため確かめがたい。



許　子　鐘

銘　文　一二行六五字。二銘。

隹正月初吉丁亥、無子盄自、擇其吉金、自乍鈴鐘、中翰叡揚、元鳴孔煌、穆〻龢鐘、用匽以喜、用樂嘉賓大夫、及我倗友、𪔋〻趣〻、萬年無諆、眉壽無巳、子〻孫〻、永保鼓之



無子盄自は何びとであるか知られない。楚に鄬將師左傳昭二七年の名があり、盄自は將師であろう。器は春秋末葉のものであるが、許は許公前五二三～五〇四・元公成前五〇三～四八二・成公・前四八一～四六四とつづいて滅びる。これよりさき、莊公は衞に奔り前七一二、穆公が國を回復し前六九七、また鄭に滅ぼされ、ついで元・成を經て楚に滅ぼされている。姜姓四國の一で古國であるが、六たび都をかえてついに滅んだ。器は潁上、すなわち許の故地から出土したと傳えるが、鄭に滅ぼされた前五〇四のちの許は殆んど楚境に沈淪していたのである。

鈴鐘は鈴鐘。「中翰叡揚」は鐘銘の常語。「旣翰且揚」の意である。匽は燕、喜は饎、𪔋〻趣〻は和氣をいう。多く萬年無期につづく祝嘏の語である。文は押韻あり、文錄に鐘・揚・煌・喜・友・趣・諆・巳・之を韻とする。陽・之の兩韻である。

訓　讀

これ正月初吉丁亥、許子將師、その吉金を擇んで自ら鈴鐘を作る。すでに翰くかつ揚がる。元鳴孔だ煌らかなり。穆〻たる和鐘、用て匽し以て饎し、用て嘉賓大夫、及び我が朋友を樂しましめむ。𪔋〻趣〻として、萬年無期、眉壽巳むことなからむ。子〻孫〻、永く保ちてこれを鼓せよ。

參　考

許は姜姓四國の一で嶽神伯夷の裔といわれ、西周の名族であつた。姫姜は久しく通婚の關係にあり、河南の西部にあつて周の藩屛であつたが、楚の北進に遭うて、のちその地に沈淪する。姜姓の申呂も同じ運命をたどつている。蔡も中原より南境に陷つた國である。しかしもともと南土の國ではないので、その本貫により、いずれも中土系として扱つておく。

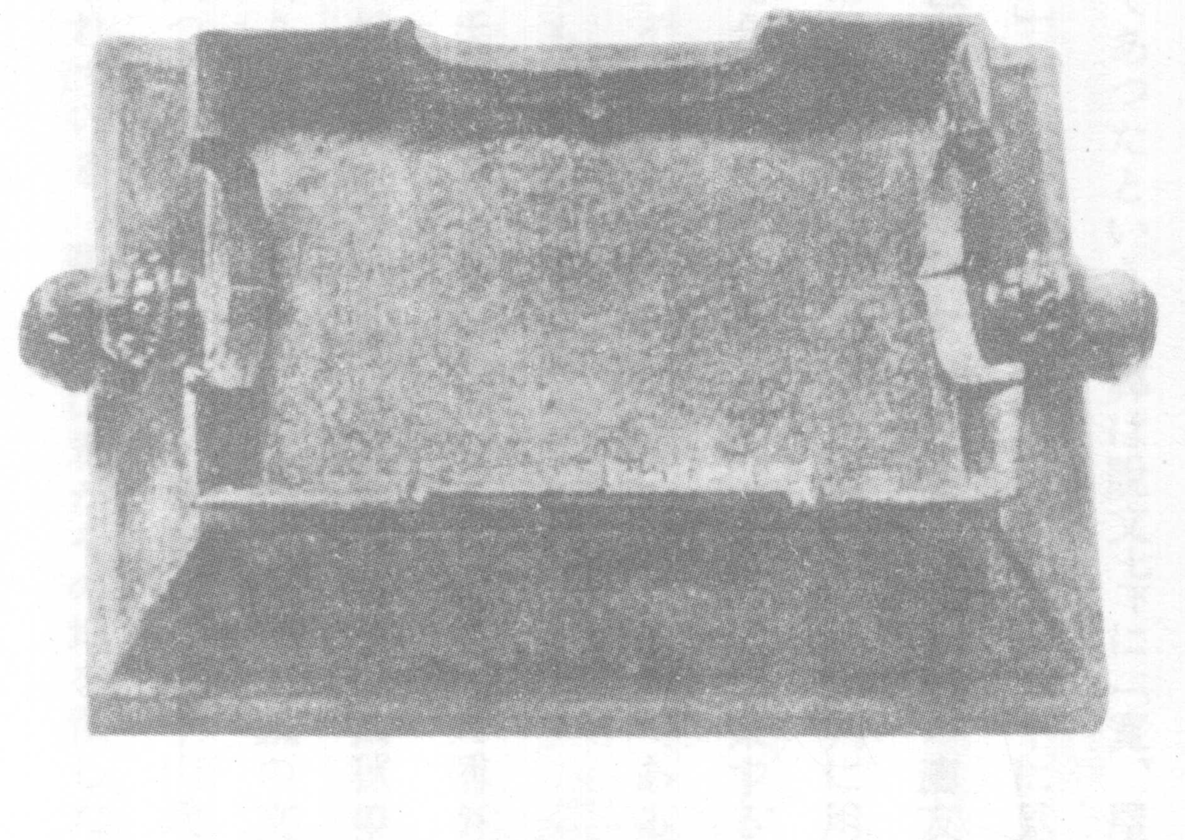
許は春秋において男と稱するが、その器はみな許子という。郭氏はこれによつて「古公侯伯子之稱、實無定制」というが、金文においてもおのずからその稱號は一定しており、亡國のときに改稱している例もある。一應の秩序はあつたものとしてよい。

次に許器と思われるものを列記しておく。

許子妝簠

器影　善齋・九・一〇　善齋圖・五二　大系・一三七　通考・三六一　二玄・四二九

銘文　筠清・三・八　攈古・二之三・七六　從古・一六・二　敬吾・下・二四　愙齋・一五・四　奇觚・五・二六　周存・三・一二三　綴遺・八・二四



許　子　妝　簠

大系・一九四　三代・一〇・二三　小校・九・一九　河出・二七六　二玄・四二八

器制　通考にいう。「高二寸七分、口縱六寸五分、横八寸七分、徧體飾蟠虺紋、兩耳作獸首形」。器は失蓋。器底にも細密な蟠虺文がある。

佳正月初吉丁亥、鄦子妝、擇其吉金、用鑄其匿、用賸孟姜秦嬴、其子〻孫〻、永保用之

銘五行三三字。作器者について大系に「妝與許子鐘之鹽白、疑是一人、古人每名字竝擧、或鹽白乃一字一名、稱字則爲妝也、鹽妝同从爿聲」というが、鹽白が秦人の名のように將師ならば、名字に區別しがたいようである。



器は媵器であるが、孟姜と秦嬴を並記している。善齋圖に「殆二女同嫁、故鑄簠以媵二女也、左傳成八年、衞人來媵共姬、禮也、凡諸侯嫁女、同姓媵之、異姓則否、左氏以衞人媵共姬爲禮、故知此孟姜秦嬴並稱之、非禮也」とするが、たとえば陳侯簠においては、嬀姓の陳侯が孟姜のために媵簠を作るなどのこともあり、いわば親代りのような場合もあつたのであろう。文錄に「孟姜許女、秦嬴諸侯女、來賸者、擧其盛言之」、大系には「殆許與秦同時嫁女、或許嫡秦爲媵、秦嫡許爲媵、故鑄器以分媵之」という。いずれにしても常例にないことである。

綴遺に妝を安に從う字とし、許の靈公前五九一～五四七の名は寧、名字の對待を以て論ずればその字は安であり、齊侯𤳳と同例であるという。𤳳は齊侯の女の名である。また秦嬴に媵することは史に徵驗ありとして、

攷靈公以宣公十八年嗣位、襄公十二年傳、秦嬴歸于楚、楚司馬子庚聘于秦、爲夫人寧、禮也、杜注、秦嬴景公妹、爲楚共王夫人、諸侯夫人、父母既沒、歸寧使卿、故曰禮、正義曰、楚共王以成元年卽位、秦嬴歸楚、葢應多年、傳因子庚之聘、發其歸楚、非此年歸、而卽使歸寧、按共王卽位、後于靈公一年、此簠之作、必在成公之初年矣、又成公八年傳、衞人來媵共姬、禮也、凡諸侯嫁女、同姓媵之、異姓則否、許爲大嶽之後、而媵異姓之秦嬴者、春秋時、已多失禮之擧、共姬歸宋、衞晉以同姓來媵、最後齊人亦來媵、晉嫁女于吳、齊使析歸父媵之、是也、是時、許以鄭故、嘗屬于楚、因秦嬴歸楚、而以孟姜媵之、亦小國事大之意、不復計其違禮矣

と論じている。器を靈公の時という前提に立つてこれを史實に徵するものであるが、妝の字釋にはなお問題があり、外國に媵する作器に字をいうことも違禮とすべく、器の時期としてもやや早きに失しよう。襄公十二年前五六一にすでに父母を喪うて大夫をして歸寧せしめたとすれば、秦嬴の來聘はそれよりかなり前としなければならぬ。

楚が秦女を聘したことは、左傳昭一九年・史記世家によると、平王六年前五二八、太子建のために秦女を婦として求めたが、その美好を愛して平王自らこれを取り、太子建には改めて別に求めたという記述がある。このとき建は十五歳であつた。もしこの兩度のうち、許子がその女を媵したとすれば、それは悼公賀前五四六～五二三の女か、あるいは許公前五二二～五〇四の女であろう。翌年、建は讒を受けて鄭に亡命し、殺された。その子白公勝が、その怨を以て楚に叛亂を起したことは、著名な事件である。器銘は諸侯に嫁する媵器としては文が簡素に過ぎるので、おそらく太子建のときであろうと考えられ、許子妝とは許公であろう。左傳定六年、前五〇四に、鄭に滅ぼされたという許男斯がその人であろう。許はその後、楚境に入つて、また國を建てている。

魯生鼎

愙齋・五・一八　周存・二・四八　大系・一九九　三代・三・三九　小校・二・七五

器影なし。「無大邑魯生、乍壽母朕鼎、其萬年眉壽、永寶用」という。金文に大邑という例なく、大系に京師の意とするも、字形に疑うべきところがある。鄦の模刻を誤つたかとも思われる字形



魯　生　鼎　銘

である。字もまた漫漶。ただ模刻にしても、この種の銘文があったのであろう。壽母は女子の名である。

許については、かつて光族考論叢九集に論じた。また陳槃氏の大事表譔異巻二・一四三葉に、存滅についての詳しい記述がある。

二二三、齊侯盤

時代 「約在春秋戰國期」通考

出土 「以光緒十八年壬辰、出土於河北易縣」山東

收藏 「盛伯羲器」奇觚 「齊侯新出四器、鼎盤匜盂皆爲簠齋晚歲所得、故各目不之及、余亦於編定簠齋吉金錄後、始獲全形搨軸」周存 いまアメリカのメトロポリス美術館に藏する。

著錄

器影 齊侯・五 通考・八四五 大系・一五七

銘文 奇觚・八・一四 周存・四・七 大系・二五三 山東・齊・三 三代・一七・一六・二 小校・九・七八

考釋 大系・二二一

器制 通考にいう。「大小未詳、腹旁兩半環爲耳」。夆叔盤貞松堂・中・三五形制同」。夆叔盤も無文の小環耳をもつ盤であるが、字様はこの器銘よりもいくらか古色がある。



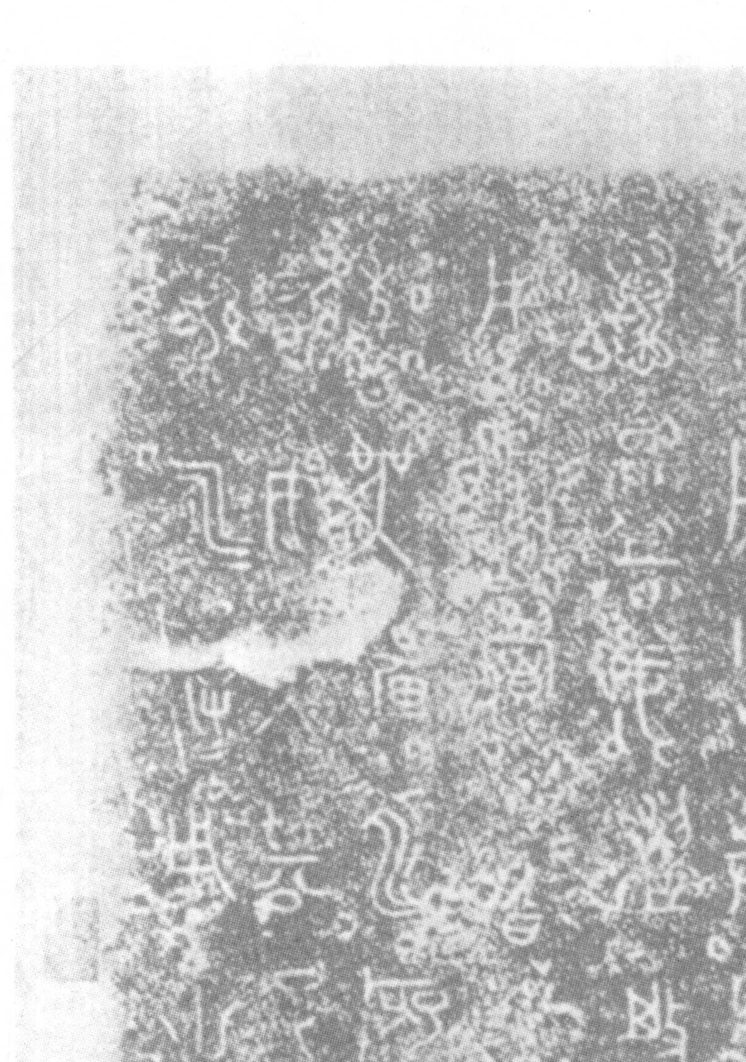
齊侯盤

銘文 六行三四字。

齊医乍賸寡圞孟姜盥般、用旂眉壽、萬年無疆、也ゞ匜ゞ、男女無其、子ゞ孫ゞ、永保用之

齊侯がその女孟姜を他に嫁するに當って作った媵器。他の鼎・匜・敦にも、ほぼ同文の銘を錄している。寡圞は、復公子白舍𣪘「我姑鄧孟媿賸𣪘」・內公鬲「內公乍鑄京氏婦叔姬賸鬲」などの文例を參考すると、孟姜の嫁する家をいうものであろう。大系に寡を寬の異文とし、

寡圞、疑卽鮮虞、寡鮮古音同部、虞、說文云、騶虞、白虎黑文、尾長於身、仁獸、食自死之肉、淮南道應訓、散宜生乃以千金、求天下之珍怪、得騶虞雞斯之乘、注云、騶虞、白虎黑文而仁、食自死之獸、日行千里、其見于它種書說者、大



抵相同、古與麟鳳龜龍爲五瑞、乃古人所想像之動物、不必實有也、今圜字亦正作奇獸形、周遭有廻文者、葢象其能騰雲駕霧之意、所謂能日行千里者也、是則圜葢卽虜之初文矣、易州在春秋時、本屬燕、然與鮮虜故地今河北定縣相近、或者器出于州之南境、在古本鮮虜之地也

と論じて、寡圜を鮮虜とし、出土の地も古く鮮虜の地であつたという。寡は說文七下に「寛、屋寛大也、从宀莧聲」とあり、また莧一〇上は「山羊細角者」とみえるが、この器銘の字は宀下に見と𠀤とに從う字形のようである。また圜の字形は、廌を包裹した形に作る。すなわち史頌𣪘の灋友の灋の從うところと同じ。灋は訟獄に敗れたものを、神に汚穢を及ぼすものとして、その神判に用いた解廌をいわゆる子夷の皮に包んでこれを流棄し、また合わせてその人と詛盟の器をも廢棄する象、すなわち去の字を添えたものである。銘文にいう圜は、その灋と關係があるとみられる字である。何れにしても寡圜を鮮虜と釋する郭說は、字釋の上からも、なお疑問とすべきであろう。鮮虜は文獻にはまた鮮于ともかかれ、金文においても杕氏壺には鮮于と稱しており、他に異稱があつたともみえない。器は易縣の出土とされており、その地は古く春秋期には鮮虜の地で、白狄のいたところである。この北方族は姬姓を稱していたようであるが、本來外狄であつた。のち魏の文侯の稱侯始元後十七年前四〇六に魏に滅ぼされ、その子が入つて中山君となつた。そしてその中山氏はまた趙の武靈王の二十五年前三〇一に至つて、趙に滅ぼされている。魏氏中山君がその地を領したのは、その百五年間であつた。

一方、齊が陳氏に國を奪われて田齊となるのは、太公元年前三八六である。姜齊は康公前四〇四～三七九の世を終えるまで、一應その祀を保つている。孟姜の媵器が作られる下限は、從つて前三七九を下ることはない。器がその中山君に嫁した齊女の媵器であるとすれば、中山君が立つてのち二十六年間のことである。これよりさき、史記の六國年表には、周室から中山武公が送られて立つた前四一四とする記事があるが、當時衰運の著しかつた周室からの入封は考えられず、史子の類にしるす中山君の記事はすべて魏氏の中山氏である。

この中山氏は、齊とは特に親緣の關係にあつたようである。戰國策魏策に「中山恃齊魏、以輕趙」、齊策「中山國亡、君臣于齊」、また秦本紀昭八年「趙破中山、其君亡、竟死齊」という。そのとき齊はすでに田齊であつたが、兩者の友好關係はそのまま持續していたのであろう。齊の康公は、その十九年前三八六にすでに海濱に遷されており、齊と中山君との婚姻の關係を考えるとすれば、それまでの約二十年間に短縮される。すなわち宣公の五十年前四〇六より、康公の十八年前三八七までである。このうち宣公はすでに頽齡であるから、中山にその女を送つた齊侯は康公ということになろう。康侯の二年には、韓魏趙のいわゆる三晉が、はじめて列侯の地位をえている。

以上のような年代關係と中山立國の事情を考慮に入れて、この器にいう寡圜の名を檢討すべきであるが、當時鮮虜はすでにその地に國するをえず、おそらく魏の支配下にあつたはずである。かりにその君を存するとしても、齊がその女を以て外狄に與え、かつ同出四器に上る媵器を作ることは考えがたいように思う。

魏は中山を滅ぼした當初、公子の子擊をしてその地を守らせた。子擊はのちの武侯であるから、終

始中山にあつたわけではない。戰國策中山策の最初に、「魏文侯欲殘中山、常莊談謂趙襄子曰、魏并中山、必無趙矣、公何不請公子傾、以爲正妻、因封之中山、是中山復立也」とあり、注に「公子傾、魏君之女」というが、女を公子と稱する例はないようである。このとき、中山はなお獨立の國でなかつたことは確かといつてよい。次に中山君が東方五國の一に名を列して齊の不滿を買つた話を載せ、また次に藍諸君と張登とが、齊との和解について策を講じた話を載せている。この藍諸君は、中山の運命を荷なう重要な地位にある人としてしるされているが、燕策二に「望諸相中山」とみえる望諸と同一人でないかと思われる。燕の樂毅は齊の七十餘城を下したのち、讒を受けて趙に奔り、觀津に封ぜられて望諸侯と號した。樂毅はもと中山の人であるから、望諸はおそらく中山の地名であろう。中山策の藍諸は、燕策の望諸に作るものが正しいようである。

銘文にみえる寡圜は、あるいは望諸に當るものではないかと思われる。寡は見𠀤を字の要素としており、望と聲義の近い字であり、圜は子夷の皮を以て廌を包む象で荐去の意があるようである。また望諸は中山君その人ではないとしても、國勢を左右しうる家柄であることは、中山策の文からも窺うことができる。そしてこのとき、姜齊は田常以來すでにその政を失なつており、呂氏は齊において殆んど臣下に近い狀態であつた。簡公前四八四～四八一が田常に殺されて以來、齊は事實上田氏の支配下にあつた。齊はただその侯名を辛うじて維持していたに過ぎないのである。それで齊と中山との關係をより緊密化するために、中山の實力者である望諸にその女を嫁して連帶を强めようとし、その媵器としてこれらの四器が作られたのであろう。これらの器が、齊の康侯の初年、その女の爲に作られたものとすれば、器はほぼ前四〇〇年前後の制作となる。尤も以上は、孟姜が器の出土地である中山の方面に嫁したとする前提のもとに推論を試みたもので、そういう條件を顧慮しないとすれば、いくらかその時期を早めることもできよう。

孟姜は齊侯の長女。漢書地理志によると、齊では長女を家にとどめて巫兒と稱し、家祀に奉ぜしめたという。その起原について、齊の桓公の兄襄公が淫亂にして、その姑姉妹の婚嫁をはばみ、國中に命じて長女を巫兒としてとどめさせたとするのであるが、齊女の風は古代の社會にはひろく認められるところである。金文には孟姜の名が數見する。詩經の齊風の解釋にみえる文姜說話は、そのような習俗についての知識が失なわれてゆく過程において、生まれてきたものであろう。

「也〻匜〻」はまた「匜〻也〻」ともいう。㠱公壺・慶叔匜など東方の器に多い。鐘銘には「趩〻皇〻」のようにいう。また「男女無其」は慶叔匜にもみえ、媵器の常語である。其はその下に口あるいは日をつけており、大系に計と釋するが、師寰𣪘に「無諆徒駭」とあり、其は數にもいう語である。韻讀の上からも其のままがよい。文末の匜・其・之が韻をふんでいる。

訓　讀

齊侯、寡圜孟姜に賸する盥盤を作り、用て眉壽を祈る。萬年無疆ならむことを。也〻匜〻として、男女無其ならむことを。子〻孫〻、永くこれを保用せよ。

参考

器は光緒十八年一八九二易州より四器出土し、福開森が齊侯四器として Eastern Art の初號にこれを紹介した。のち盛伯羲・陳簠齋を經て海外に流出し、いまメトロポリタン博物院に藏する。周存に「後始獲全形搨軸、細采四器、質薄文細、與齊子仲姜鎛、正堪伯仲、可以識齊書矣」という。なお以下にその器をあげておく。

齊侯敦一

著録　歐米・二〇三　通考・三九〇　彙攷・二・二三　大系・一四二」　周存・四・二〇　奇觚・三・二九　大系・二五四　三代・八・三五　小校・八・三五　山東・齊・二

器制　高さ一七・五糎の環耳敦。通考にいう。「高五寸三分、蓋上有四環、口旁有三小獸首下垂、所以與器相合、器旁有兩環耳、腹飾帶紋」。耳に小環をつけているのは、盤と同じ。

銘六行三十三字。文にいう。

齊矦乍賸寡圞孟姜膳敦、用旂眉壽、萬年無疆、它〻巸〻、男女無其、子〻孫〻、永僳用之



齊侯敦一



器名を膳敦と稱するほかは、盤と文同じ。奇觚にいう。

右宗室盛昱器、銘三十字、它巸重文二、子重文一、癸巳光緒一九、一八九三冬、見此敦及盤盂鼎、在廠肆、從賈人得拓本各一紙、居頃之四器、爲盛購去、鼎銘乃仿刻者、刪之、朕下一字闕疑、盂上一字、盤文作圞、當是薦字

なお敦・旂・它・巸・其の諸字について論じている。また僳を任に従う字としているが、それは玉の象。齊侯・國差・夆叔の器にこの字を用い、田齊陳侯の器には保を用いている。

齊侯匜一

著録　周存・四・二〇　壽縣攷略・圖・一七　通考・八五八　大系・一五〇」　周存・四・補遺　綴遺・二八・二(盂)　奇觚・六・三八(盂)　大系・二五三　三代・四・一四(鼎)　小校・九・六五・一　山東・齊・三

書道・九五

器制　通考にいう。「大小未詳、兩旁作獸首銜環、鋬作獸首形、四足圓如車輪」。器制は夆叔匜通考・八五九と極めて近く、通考にまた「夆叔所作爲盤匜敦三器、敦無銘、視齊侯所作鼎盤匜敦四器、僅缺一鼎、三器形制相同、故知年代相近、且同屬齊器也」という。

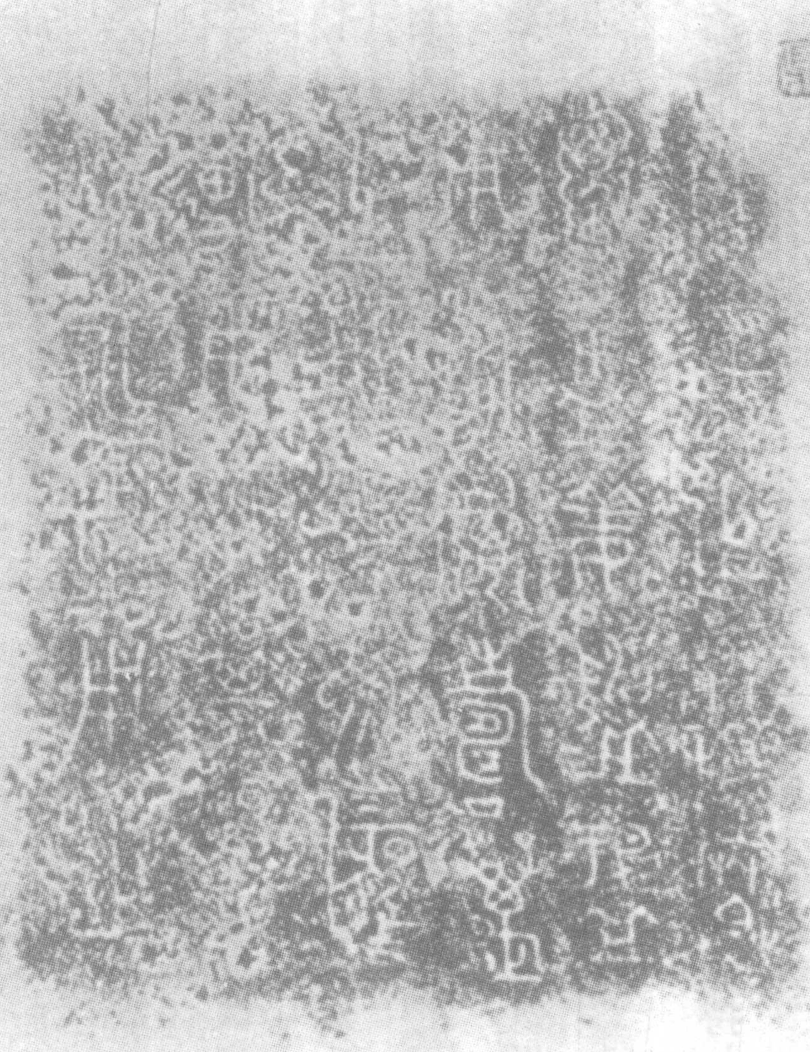
銘六行三十四字。文にいう。

齊矦乍賸寡圞孟姜盥盂、用旂眉壽、萬年無疆、它〻巸〻、男女無其、子〻孫〻、永僳用之

器制は明らかに匜であるが、銘に盂と稱しており、綴遺・奇觚には器を盂とし、また三代は鼎に誤まっている。奇觚にいう。「向見此器在都市、其身長圓而淺、有流、四足、似匜、賈人遂名之曰匜、而銘云盂、古刻于字多作亐、此从勺、卽于、否則从勺爲卂、亦是亐、則此銘爲盂、決非匜字矣」。綴遺にもその字を問題とし、「盂之右偏、不審所从、當是盂之繁文、按說文、盂、飯器也、此曰盥盂、所以別於食器、與齊侯盤太宰歸父盤之名盥盤同、韓非子曰、盂方水方、盂圜水圜、盥盂之謂也」と論じて盂を正名とするが、匜にして他器の名を取るものに龕匜の盨盉、魯の大司徒元匜の飲盂、夆叔匜の盥盤などがあり、匜を盥盂、飲盂とも稱したのであろう。



齊侯匜一

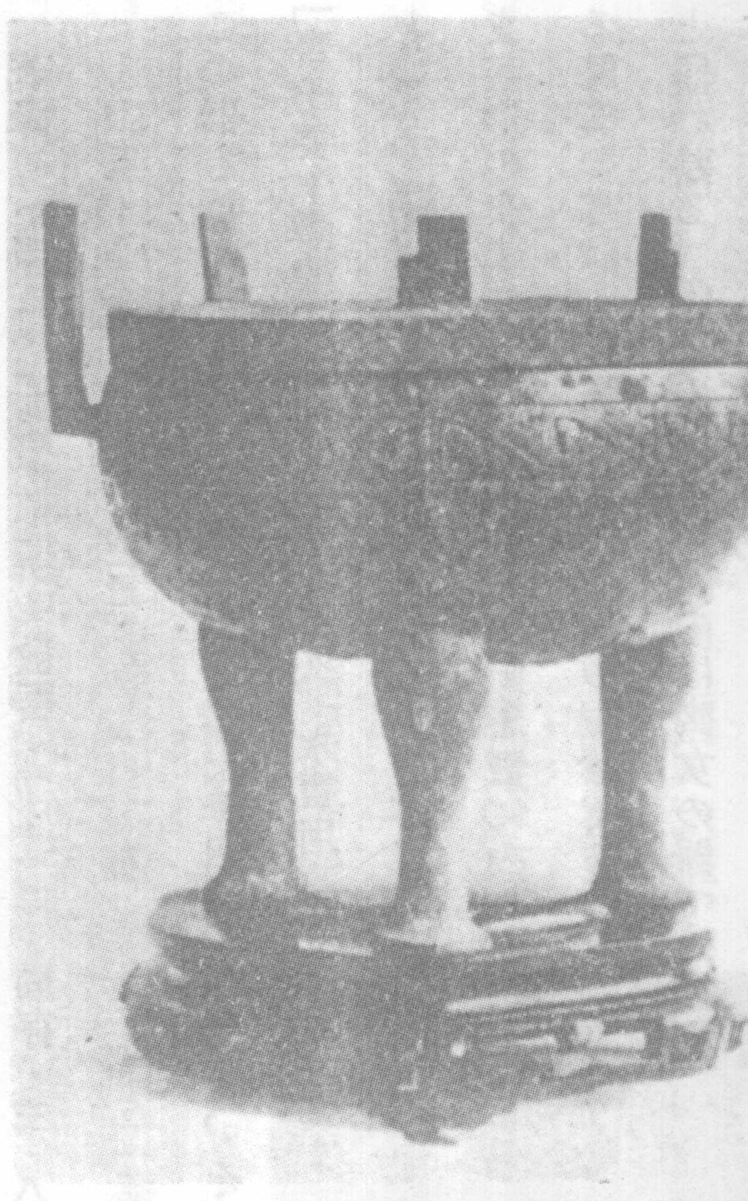


齊侯鼎

著録　齊侯・三　通考・九二　大系・四〇」　周存・二・補遺　大系・二五四　小校・三・六・三　山東・齊・二

器制　通考にいう。「大小未詳、附耳有蓋、蓋上有三矩形、却置則爲三足、口飾獸紋一道」。器形は半圜形をなし、器腹淺く、蓋は平蓋。これと似た器制のものが通考九三・九九にみえるが、九九は楚王酓忎鼎で、この系統のものでは最も新しく、大系には始皇期に比定しているものである。本器の獸帶文は、顧龍を互字形に様式化して繞らしており、文様としては細密な蟠螭文よりも古いと考えられる。臨沂縣土城村出土の銅鼎山東文物・一二三は器制文様においてこの器に近いものであるが、その獸帶文は一層形式化し、帶文下に鋸齒狀の文様を加えており、獸足が大きい。それと同じ器形

の銅鼎六個山東文物・一一三が、臨淄縣姚王村から出土している。その三足が異様に装飾化されたものが楚王酓忎鼎である。



齊　侯　鼎

銘六行三十四字。

齊侯作賸寡團孟姜善䵼、用旛眉壽、萬年無疆、它〻巸〻、男女無其、子〻孫〻、永儝用之

齊侯諸器と同文。ただ器名を善䵼としている。字は刻文。他器の鑄銘と同じでないので、郭氏も「此器乃刻款、似可疑、姑存之以備數」としているが、字の結體には誤もみられず、刻文としても古い時期のものであろう。周存の拓に、烏程周氏の藏印がある。齊侯の器としては以上の齊侯四器が最も著聞するものであるが、齊侯の器にはなお他に數器を存する。

齊侯敦二

著錄　敬吾・下・二　三代・七・二三　小校・七・七七　山東・齊・一　二玄・四三一

銘三行一一字。同銘三文あり、おそらく器蓋二器を存したものであろう。器影は傳わらない。文に「齊侯乍飤𦎫、其萬年永儝用」という。字迹は齊侯四器よりも古い。



齊侯匜二

著錄　兩罍・七・二一　懷米・下・一六　上海・六七」　攈古・二之三・一五　筠清・四・四八　窓齋・一六・二三　奇觚・一八・二六　周存・四・二二　綴遺・一四・一四　三代・一七・三七・二　小校・九・六四・一　山東・齊・四

器はもと吳縣曹氏の懷米山房に藏したが、のち杜文瀾・吳雲の藏となり、いまは上海博物院に歸している。器制について、上海にいう。

高二四・七糎、流至鋬長四八・一糎、流寬八・一糎、腹深一〇・二糎、重四二瓩、通體飾溝紋、鋬作龍首探水狀、龍脊裝飾募仿西周前期式樣、器的形制頗瑰偉

匜としては器制比較的古く、鋬・足の形は楚嬴匜通考・八五六に近い。齊侯四器中の匜よりは、かなり早い時期のものとみられる。銘文四行二二字。文にいう。

齊侯乍虢孟姬良女寶匜、其萬年無疆、子〻孫〻、永寶用

筠清館に虢を爲と釋し、また良女の良を士昏禮にいう良席の良、良女を夫婦と解するが、その說の誤であることは綴遺にいう通りである。上海に「齊虢通婚、虢是姬姓、虢孟姬當爲齊侯的夫人、良女乃其字、虢國早亡、故此器的鑄作、在春秋初葉」と論じて、春秋初期の器とする。字迹は整齊にして、さきの齊侯敦二器、𨙶姜𣪘と近く、それらとほぼ時期の近いものであろう。



齊　侯　匜　二

虢は春秋によると、桓十年前七〇二年に虢公が虞に出奔し、また僖公五年前六五五年晉が虢公を滅ぼして虢公醜は京師に奔り、いわゆる二陽を失つて滅亡した。すなわち春秋に入つて約百年にして虢は滅んだが、その間の齊公としては僖・襄・桓の三公を數えるのみである。このうち桓公については、王姬・徐姬・蔡姬の三夫人のほか、長衞姬・少衞姬・鄭姬・葛嬴・密姬・宋華子の名が世家に傳えられているが、虢姬の名はみえない。この器にいう虢姬はおそらく亡國前の人であ

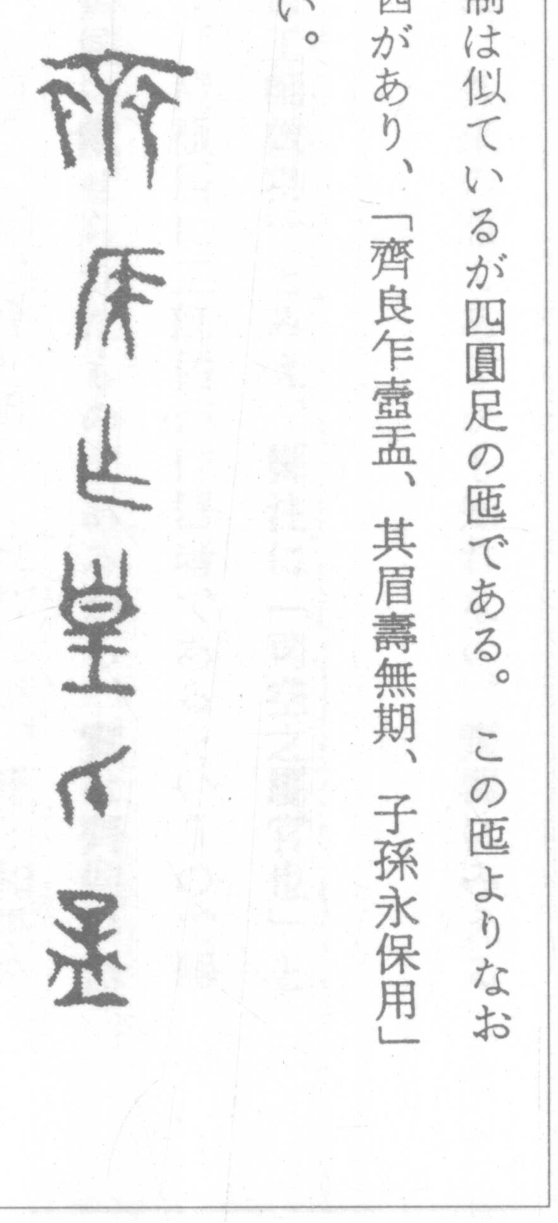


ろう。瓦文の匜には蘇甫人匜七四頁があり、器制は似ているが四圓足の匜である。この匜よりなお字迹の稍しく下るものに齊良壺三代・一二・一四・四があり、「齊良乍壺盉、其眉壽無期、子孫永保用」という。齊良とは虢孟姬良女のことかも知れない。

齊侯盤二

著錄　攈古・二之二・三〇　周存・四・一五　綴遺・七・二六」　積微居・一七一

器は江蘇嘉定の瞿木夫の藏器であるという。器影を存しないが、周存に盤の底文全拓を載せ、それによると盤底は約三三糎である。銘三行一六字。文にいう。



齊侯乍皇氏孟姬寶般、其萬年眉壽無疆

この器銘については、綴遺に詳論があり、器は齊侯がその母氏のために作つたものであるという。

皇氏者、蓋齊侯自稱其母之辭也、白虎通曰、皇君也、諸侯之母、稱小君、左氏春秋隱公三年、君氏卒、注曰、隱不敢從正君之禮、故亦不敢備禮於其母、傳曰、君氏卒、聲子也、不赴於諸侯、不反哭於寢、不祔於姑、故不曰薨、不稱夫人、故不言葬、不書姓爲公、故曰君氏、注、稱曰君氏、以別凡妾媵、據此意、孟姬亦必妾媵、非夫人、齊侯其所出、繼體爲君、非同魯隱之攝位、故得稱姓、然以終非夫人、故不曰皇母、而但稱皇氏、在春秋時、則有齊莊公母曰鬷聲姬、景公母曰穆孟

姬、見左氏襄公十九年傳、及昭公十年傳注、此曰皇氏孟姬、又書體與齊侯䍐二壺同、當是景公爲穆孟姬所作也

景公は在位五十八年前五四七～四九〇、春秋末期の人でその治世は賢相晏子を用いて、一時富强を誇つた時期であるが、その前半には慶封の專權があり、後期には田氏僭上の勢が漸く顯著となつてきている。景公の母は、左傳昭十年「公、與桓子莒之旁邑、辭、穆孟姬爲之請高唐、陳氏始大」の注に「穆孟姬、景公母」とあり、史記世家に「景公母、魯叔孫宣伯子」という。叔孫宣伯は叔孫僑如のことであるが、その弟叔孫豹は、左傳に叔孫穆子・穆叔の名でみえる人であるから、穆孟姬とはあるいはその家の女であるかも知れない。皇氏というのは、朱𢍰三代・六・四七に「隹正月己亥、朱𢍰作皇母懿觀孟姬饆彝」というのと同じく、皇考皇母の意であろう。綴遺に君氏を妾媵の稱としているのは春秋の異說にすぎず、積微居に皇妣と釋しているが、それも誤釋である。

叔孫豹は魯の成十六年前五七五、亡命先の齊より招還されて、兄の叔孫僑如に代り、叔孫氏を嗣いだ。これよりさき、僑如は成公の母である穆姜に通じ、季孟二氏を取つて專權をえようとして成らず、齊に亡命した。豹はその內紛の際には齊に逃れていたが、僑如の亡命によつて復歸したのである。それは齊の靈公七年であり、莊公前五五三～五四八年に先立つこと二十四年である。これによつていえば、莊公の夫人であり、景公の母である穆孟姬が、僑如の女であることは考えがたいように思う。叔孫豹は、魯の昭公四年前五三八に沒している。景公はその卽位のとき前五四七なお幼年であつたと考えられるから、穆孟姬が齊に入つたのは叔孫豹穆叔が執權の一人となつてからであろう。このような叔孫氏の事情と、穆孟姬の名が穆叔から出ていることと合わせて、景公の母たる穆孟姬は、叔孫穆子の女であると定めてよいと思う。器はおそらく景公卽位の初年、叔孫穆子の晚年に當る時期に作られたものであろう。すなわち前五四七年より數年の間の制作であると考えられる。字は剔抉が不十分なためやや疏鬆の感を與えるが、字の結體はよいようである。國差𦉜より稍しく後、洹子孟姜壺に先立つ時期のもので、字様の上からもそのような大體觀がえられるようである。

齊巫姜𣪘

著錄　攈古・二之二・二九　敬吾・下・一二　周存・三・八〇　三代・七・三八・二　小校・七・九五・三　山東・齊・五　二玄・四三二

この器も器影がなく、山東に「是器出靑州」というも、その出土地も明らかでない。文三行十六字。



「齊巫姜乍隮𣪘、其萬年、子〻孫、永寶用享」

という。巫は癸また巫と釋されているが、いま字形のままにしるしておく。史懋壺にみえる路筭の字は巫に從う。何らかの呪器であると思われる。巫姜の器というのは齊女の器であるが、他家に嫁娶した婦人の器ともみえず、作器者の身分に興味がもたれる。あるいはいわゆる巫兒であろうかと思われ、その意味で容庚氏が巫と釋しているのは注意されるが、巫は工を持する形である。工は左・尋・隱・𢍰などの字形に含まれている呪器で、巫はその呪器を組合せた字である。他に用字例がなく、字釋を定めがたいが、巫祝の用いる器であることは疑ない。「子〻孫永寶」の語を著けていることからいえば、その家もまた家祀を承けるものがあつたのであろう。

二一四、國差𦉜

器名　「國差瓿」乙編　「齊侯甔」積古　「工師佸𦉜」積微居

時代　「左傳成二年」前五八九年、大系　「齊靈公八年」前五七四年、河出　「田常專制以後」積古

收藏　「中央博物院藏器」故宮

著錄

器影　寶蘊・下・九一　研究・下・五二　乙編・一六・九　大系・一九七　通考・八〇六　故宮・下・二六一　河出・二九一　二玄・四三五

銘文　積古・八・一一　攈古・三之一・四四　奇觚・一八・二二　大系・二三九　三代・一八・一七　綴遺・二八・一二　山東・齊・六　書道・八九　河出・二九二　二玄・四三四

考釋　全上古・一二　續古文苑・卷一　拾遺・中・三〇　研究・下・五二　叢攷・二六五　大系・二〇二　通考・四五四　文錄・四・三三



國差𦉜

文選・上・三・二八　積微居・四一・二六四

王國維　齊國差𦉜跋觀堂別集、補遺

器制　故宮にいう。「高三四・六糎、深三四・二糎、口徑二四・六糎、腹圍一三八・五糎、寬四七糎、重約一四瓩、腹前後及兩旁各飾獸面銜環」。また通考に「高一尺八分、口徑七寸七分、巨腹斂口、廣肩無足、四耳作獸面銜環」とあり、器面は平滑で何の文様もない。器制は缶に近く、器體が低い。器は銘文中に𦉜としるされているが、その字は說文にみえず、方言五に罌類の名について「齊之東北海岱之間、謂之甔」というものがそれであろう。廣雅釋器に「甔、瓶也」とあり、儋石というときの儋はその異文である。通考に、𦉜として本器と、新鄭出土の龍形四耳𦉜と、合せて二器を錄するが、自名の記はこの一器のみである。

銘文　十行五十二字。器の肩上に鑄銘として加えられている。綴遺にその行款を疑い、「此器不審作何狀、據拓本、當是弇口之器、阮錄移其行款、失原式矣」というのは、器形をみていないからであろう。銘拓も容易に入手しえなかつたらしく、王氏の再跋に「舊無拓本、人間不過數紙也」としるしている。

國差立事歲、咸丁亥、攻帀佸鑄西郭寶𦉜四秉、用實旨酒、侯氏受福眉壽、俾旨俾瀞、侯氏毋㾓毋疒、齊邦鼏靜安寧、子〻孫〻、永傢用之

「國差立事歲」は齊器にみえる紀年法。執政就任の歲を以て年をしるすもので、子禾子釜・陳猷釜等にも同様の紀年がみえる。何れも量器であり、のちの秦の權量にもそのような例がある。國差は春秋の經傳にみえる國佐で齊の公族懿仲の後、國歸父の子國佐がその人である。また國武子といい、賓媚人ともいう。魯の宣十年、魯に來聘したことがあり、成十八年前五七三內亂によつて殺された。成二年、齊は晉魯の聯合軍に破れ、國佐はその敗戰處理に當り、盟約に涖んでいる。器の紀年の法について、王跋にいう。

許印林跋此器、以爲古人用干支紀歲、實始於此、余謂非也、齊器多兼紀歲月日、如子禾子釜云、□□立事歲禝月丙午、陳猷釜云、陳猷立事歲、□月戊寅、此器云、國差立事歲、咸丁亥、文例正同、但咸下奪一月字耳、前二器當讀厶厶立事歲爲句、厶月爲句、丙午戊寅爲句、此器亦然、云國差立事歲者、紀其年也、古人多以事紀年、如南宮方鼎云、惟王命南宮伐



反虎方之年、是、咸月者其月也、禝月咸月、荔月陽月陰之異名、齊人之語、不必與爾雅同也、丁亥者其日也、古人鑄器、多用丁亥、諸鐘銘皆其證也、然則自漢以前、實無用干支紀歲之事、許說失之、至阮文達、據甲午簋謂、秦始以干支紀年、則誤以政和禮器爲秦器、孫仲容已糾正之矣

立事は涖事、その執政の年を以て紀年とするものである。大系にその年を頃公十年、すなわち魯の成公二年前五八九としている。國佐の父國歸父のことは、春秋經傳に僖卅三年より後にはみえず、國佐の名は宣十年に初見しており、國佐の執政はその間にあるものとみられる。

咸月について、積微居にこれを夏正の八月であるとしていう。

按王君以子禾子・陳猷二釜、證咸之爲月名、是矣、顧咸爲何字、咸月爲何月、王君未言、余謂咸字从日从戌、疑即戌亥之戌也、以表時日、故字从日耳、戌爲十二辰之一、古人時用十二辰、表月名、如夏正建寅、商正建丑、周正建子、皆是、戌謂夏之九月、周十一月也、陳猷釜之𩞁月、字从酉、其爲酉之孳乳字甚明、酉月夏之八月、周之十月也、惟子禾子釜之禝月、从古文鬼、不識其爲何字、意者禝爲彪魅字之或體、假爲月建之未字乎、金文中月名、通以數字紀之、此諸齊器獨用月建者、疑周時兼用夏正、如以數紀月、人不知其爲用周正、抑用夏正、故以此示明確歟

金文や春秋に「王正月」のようにいうのは周正を示すものであり、列國器にはその國の曆を用いる例も多く、楊說は十分考慮に價するものである。夏曆はもと西北に行なわれ、春秋のとき晉にはなお夏曆が用いられているが、東方の齊が夏曆によつたかどうかは明らかでない。爾雅釋天・月名に正月を陬、二月を如、以下辜・涂に至るまでの名をあげているが、郭注に「其事義皆所未詳通、故闕而不論」とあり、あるいは歲陽・歲陰の名とともに、外來の語であるかも知れない。齊器にみえるものは、別の系統の語であろう。

攻帀とは工師、器の鑄作者をいう。月令孟冬に「命工師效功」とみえ、鄭注に「司空之屬官也」という。金文に佩事・佩嗣というものと同じであろう。積微居に工師佸が作器者であるというので器名を改めているが、この器は量器として作られ、齊侯に獻ぜられたものであるから、實は齊侯の器である。當時の齊侯は頃公であつた。頃公はその十年前五八九年、晉と戰つて敗れたが、晉と和平ののち諸政の改革を斷行し、世家には「歸而頃公弛苑囿、薄賦斂、振孤問疾、虛積聚以救民、民亦大說、厚禮諸侯、竟頃公卒、百姓附、諸侯不犯」としるしている。工師が器を獻じて齊邦の靜安を祈つたのは、おそらくそのような諸政革新のときとみてよく、またそのとき、國佐が執政となつて、その改革を圖つたのであろう。晉齊の和平交涉には、國佐は賓媚人の稱を以て接衝に當り、國威を辱しめることなく、使命を完うしたことが、左傳成二年七月の條にしるされている。諸政一新の命が出されたのは、その翌年年前五八八年十二月、頃公が晉に赴いて歸國してからのことであるから、この器が作られたのは、少くともその翌年前五八七年以後のことであろう。いま一應、前五八七年說を出しておく。

佸は工師の名。拾遺に、續古文苑に字を昏に從うとするのを是とするが、旡に從う形のようである。「西郭寶𦉜四秉」とは、酒器として西郭におくべきものを作つたのであろう。子禾子釜や陳純釜に、「左關釜」と稱するのと同じ。四秉はその量をいう。積微居再跋に甔罌に關する文獻の記載を集め、

器に大小あり、必らずしも定量のあるものでないことを論じている。寶蘊によると、本器の容は三斗五升四合であるという。銘文には「用實旨酒」とあり、もと酒器であることが知られる。積微居再跋にいう。

阮元云、四秉者、作器所用粟之數、知非器之量者、秉十六斛、甑所容僅十斗、無容四秉之大罌也、

今按阮氏疑非器量、是矣、而云記作器所用粟數、則於文不可通、遽伯睘彝云、遽伯睘乍寶隮彝、用貝十朋又三朋、阮蓋據此文以爲說、然彼文明云用貝、而此銘不云用粟、攈古引許澣說云、秉、把也、一把曰秉、甑瓶罌屬、有頸可把、故以把計、四秉言四把也、吾東凡壺勺刀匕之屬、皆論把、齊古語如此、按許謂今語壺以把計、推論銘文、語似有徵、若以工師以下十字連讀、文勢尤順、似可信矣、然通考彝銘、彝器以單位之名計數者、惟鐘耳、如鼓鍾一肆、大鍾八聿、其竈四堵、皆其例也、乃多數集合之名、則許氏之說雖似是、而實非也

余謂此秉字當讀爲柄、柄或从秉、秉字有執字把字之義、儀禮士冠禮云、加柶、面枋、又云、加勺、南枋、少牢饋食禮云、匕皆加于鼎、東枋、柶與匕皆似今之調羹、勺似今之瓢、皆有柄、要而言之、不問形之曲與直、方與圓、凡物之屬於器、可執持以擧其器者、通可謂之柄也、按此器四耳、耳各一環、凡四環、人可執持以擧罏、此所謂四秉也、此器以全環爲柄、猶盉之以半環爲柄也、四秉之制、迥異尋常、故銘文特記之、古文簡要、固不肯著一閒筆也、四秉二字、別爲一句、不當以十字連讀也

四秉を四把とする楊說は苦心の考案であろうが、缶罌方壺の類は四把を原則とするもので特別奇異

のことでなく、その器制について四秉のようにいう例がない。器が量器とされることは、たとえば秦公𣪘の器蓋に「西一斗七升大半升」「西一斗七升半」のような刻文を付する例があり、西宮の寶器にして同時に量器としても標準器として用いられたものと思われる。王氏の跋補遺に、金鞏伯より器の拓をえたことをしるしたのち、

此器、阮文達據上海趙謙士太常家拓本著錄、銘後尚有文官十斗一鈞三斤八字、謂係漢人鑿款、今拓無此八字、而七斗一鈞三斤、却與此器容積輕重相似、當告鞏伯再就器上覓之、阮書文官十斗、乃大官七斗之訛、漢表無文官、十斗亦當作一石、漢人書七字與十字無殊、但中直略短耳

という。刻文は口沿にあり、積古・山東にその部分を錄している。刻文であるから後刻のものであるが、秦公𣪘の例もあり、必らずしも漢まで下るものではない。早くからその容量が規準とされていたのであろう。別に脣上にも御らしい一字を加えている。

「以實旨酒」以下は祝嘏の辭。侯氏は𬭚鎛にもみえ、齊器に齊侯をいう語である。酒器であるから「卑旨卑瀞」という。瀞は清。毋瘖は毋咎。毋疢の疢は積古等に萬に從うて癘字としているが、大系は文錄の釋により、兄に從うて荒、通考には痏と字形のままに釋する。字は呪祝のときの兄に從う字で、袖に呪飾を付している。災禍を意味する字であろう。銘に押韻があり、酒・壽は幽韻、瀞・寧は耕韻である。疢もまたその韻に入るものであろう。

鼏靜の鼏はまた賔とも釋されている字であるが、鼏宅の字と同じであろう。孫詒讓の拾遺に「阮釋文云、字不可識、又引吳東發云、當是鎮字、洪氏讀書叢錄云、當是鼏字、儀禮公食大夫禮、設扃鼏、鄭注鼏古文皆作密、說文籀文、以鼏爲貞字、故鼏字从貝、按洪說是也、爾雅釋詁、密靜也、書無逸曰、不敢荒寧、嘉靖殷邦、史記魯世家、嘉作密、是密靜二字連文之證」というのが詳審である。

訓讀

國差、事に涖むの歲、咸（月）丁亥、工師佲、西郭の寶罏の四秉なるを鑄る。用て旨酒を實たさむ。侯氏、福を受けられて眉壽に、旨からしめ瀞からしめむ。侯氏に瘖毋く疢毋く、齊邦鼏靜安寧にして、子〻孫〻、永くこれを保用せんことを。

參考

器の時期について、積古に「以齊之强盛、而曰國差立事、其所祈禱、惟曰毋咎毋癘、鎮靜安寧而已、何其衰弱之甚也、其當田常專制、割齊安平以東、爲封邑之後乎」という。すなわち齊の平公五年前四七六以後の器とするものであるが、國差立事のときより、百年以上も後である。文錄に乙亥を「齊靈公八年」前五七四とし、「古無以干支紀年者、始見於此」というが、乙亥は日をいう。干支を以て年を紀すのは、なお後世のことである。また大系の列國器年表に器を齊頃公の十年前五八九、すなわち魯の成公二年とする。その年は齊が晉を主とする聯合軍に敗れ、國差は和平のため晉に赴いたが、左傳は國差を賓眉人の名でよんでおり、公族中の特定の身分の人とされていたようである。翌年十二月、頃公は晉に赴いて玉を獻じ、歸國して庶政一新の政策を斷行した。このとき國佐をあげて國

事に任じたので、國差立事とは頃公の十二年前五八七のことであろう。銘末の祝嘏の辭は、齊の衰運をいうものでなく、世家の文によると、このとき國をあげてその改革を謳歌している。この寶罏が獻ぜられたのも、そういう事情を背景にするものと考えられる。

王氏の再跋に「此西淸古鑑中物、今從奉天、移藏武英殿、已非復天府所掌」とあり、のち中央研究院に移された。傳世の器と見受けられ、かなり早い時期の出土品であろう。字迹は器の肩から腹部に末廣がりにしるされて、そのため字様や字の排置もそれに從う形となっており、線條化が著しい。また器面の鑄銘であるため淺い鑄作であるが、結體も確かであり、字樣になお氣格を存している。

作器者は工師の職にあるものであるが、左傳にいう工正に當るものであろう。陳の公子田敬仲が齊に亡命したとき、桓公から工正の職を與えられている。もしこの工師がその職を嗣ぐものならば、あるいは作器者は田氏の族であるかも知れない。田氏がその私量を以て民心を收めたのは、その後間もないことである。

國差の父國歸父に、大宰歸父盤がある。

大宰歸父盤

著錄　善齋・九・五七　善齋圖・九四　陶續・下・一七　筠淸・四・三〇　攈古・二之三・二九　從古・一六・一一　窸齋・一六・一四　簠齋・三・二　奇觚・八・一二　敬吾・二四　周存・四・七　大系・二三八　綴遺・七・二五　三代・一七・一四　小校・九・七五　山東・五・六　二玄・四三三

考釋　大系・二〇一　文選・下・三・七　積微居・二四三

器は殘破して、ただ盤底一片を存するのみである。善齋に「對徑八寸四分、厚一分」という。銘六行二四字。左行。文にいう。

佳王八月丁亥、齊大宰歸父、□爲忌盥盤、台旛眉壽、霝命難老

容庚氏の善齋に筠清・綴遺の考釋を引いていう。

濰縣陳介祺舊藏、吳式芬跋云、此盤僅存殘銅一片、陳壽卿於丁酉歲道光十七年、一八三七獲之都市、予從借搨、留齋中者累月、篆文奇古、青綠如繡、器雖不完、亦可珍也、月字舊爲青綠所掩、余剔治出之



方濬益曰、筠清館錄此器、釋太宰爲太僕、按春秋時、列國多有太宰官、見於左氏傳者、魯則羽父求太宰、楚則太宰伯州犁・太宰子商・太宰薳啓疆・太宰犯、吳則太宰嚭、鄭則太宰石孟、韓非子說疑篇、又有鄭太宰欣、而太僕之官罕聞、卽以齊論、國語、桓公自莒反於齊、使鮑叔爲宰、韋昭注、宰太宰也、

則釋宰爲確、歸父者、國莊子也、見左傳僖公二十八年城濮之戰、二十九年翟泉之盟、三十三年來聘、臧文仲謂、國子爲政、齊猶有禮、是也、又析文子亦名歸父、字子家、見襄公十八年晉圍齊、二十三年納欒盈之役、二十八年慶封之難、而杜注前後牴忤、於十八年則云析文子齊大夫、下文子家以告、公恐、乃云子家不詳其名、於二十八年則云、子家析歸父、殆於失檢、然析文子只爲大夫、不聞爲太宰、國氏世爲齊命卿、官太宰爲當、固宜定爲國莊子器矣

忌通已、爲忌盥盤、猶言自作盥盤也、霝命唯老、又見于齊侯鎛鐘、陶齊續錄下一七錄一盤、乃翻刻此銘者

唯老は難老の誤釋であろう。綴遺にはなお爲上の一字を器銘の常例によつて作の異文とし、霝字の釋義を定めるなどの說がみえる。

自作の器であり、「靈命難老」の語を以て文を結んでいる。その語はまた叔夷鐘にもみえる。字は篆體に近い線條化の著しいものであるが、國差鑰よりも形式化しているところがあり、殊に字樣に奇異なものが多い。積微居に「按此銘字體頗多詭異、與他器銘往〻殊異」とし、歸・忌・壽・老の諸字の字形を論じ、壽・老・考諸文の字形には、齊魯の器に共通する特徵があり、またそれによつて、國名の知られない伯勇父簠・交君子簠・夆叔匜・高克尊などの諸器も、山東の器であることを推測しうるとしている。なお鄘侯の器にもその字樣がみえ、鄘が山東の莒であることを證しうるという。壽・老の二字、押韻である。文にいう。

これ王の八月丁亥、齊の太宰歸父、己が盥盤を□爲し、以て眉壽、靈命にして老い難きことを祈る。

器はおそらく、歸父の晩年のものであろう。城濮の戰前六三二は齊の昭公の元年に當る。翌年翟泉の盟に齊卿として涖み、昭公六年前六二七魯に來聘している。「佳王八月丁亥」というような年紀をしるさぬものは、王の初年でなくてはありえないことであるから、器は昭公卽位の初年のことであろうと思う。齊は桓公の沒後前六四三五公子が立つことを爭い、太子が宋の支援を受けて卽位し、孝公となつたが、その弟潘が偏と結んで孝公を殺し、自立した。昭公がその人である。このとき國政に任じた國歸父としては、政局の多難を目前に見て、身の安寧を希う心情を抱いていたであろうと思われる。春秋の曆譜によると、昭元・昭三の八月に各々丁亥の日を求めうるが、紀年のない銘としては、元年をとるべきであろう。もし昭公卽位の年とすれば、器はおそらく前六三二年の制作とみてよい。孝公はその前年夏六月庚寅に弒殺されている。

周存の金說に、「歸父盤、陳藏僅殘銅片、廿年前、滬上見一完器、方自烏程顧氏出、聞端忠愍僅以二百緡得之、亦金石緣也」といい、その拓四・七にも「匋齋藏器」とし、別銘四・一〇と二銘、山東にも二銘を錄しているが、陶齋著錄のものは翻刻である。

國氏は姜齊の古い公族であり、西周期にすでにその器を殘している。郭氏の彙攷續攷二〇にその段銘を錄し、文四行十九字、西周中期の字樣であるが、器影を傳えず、銘も殘破の部分は僞作である。その父祖を乙・癸など干名でしるしており、齊の初期にそのような廟號が行なわれていることは、齊の世系にもみえている。

二一五、叔夷鎛

器名　「齊侯鎛鐘」博古　「叔弓鎛」古文審　「尸鎛」通考

時代　「齊靈公十六年」大系

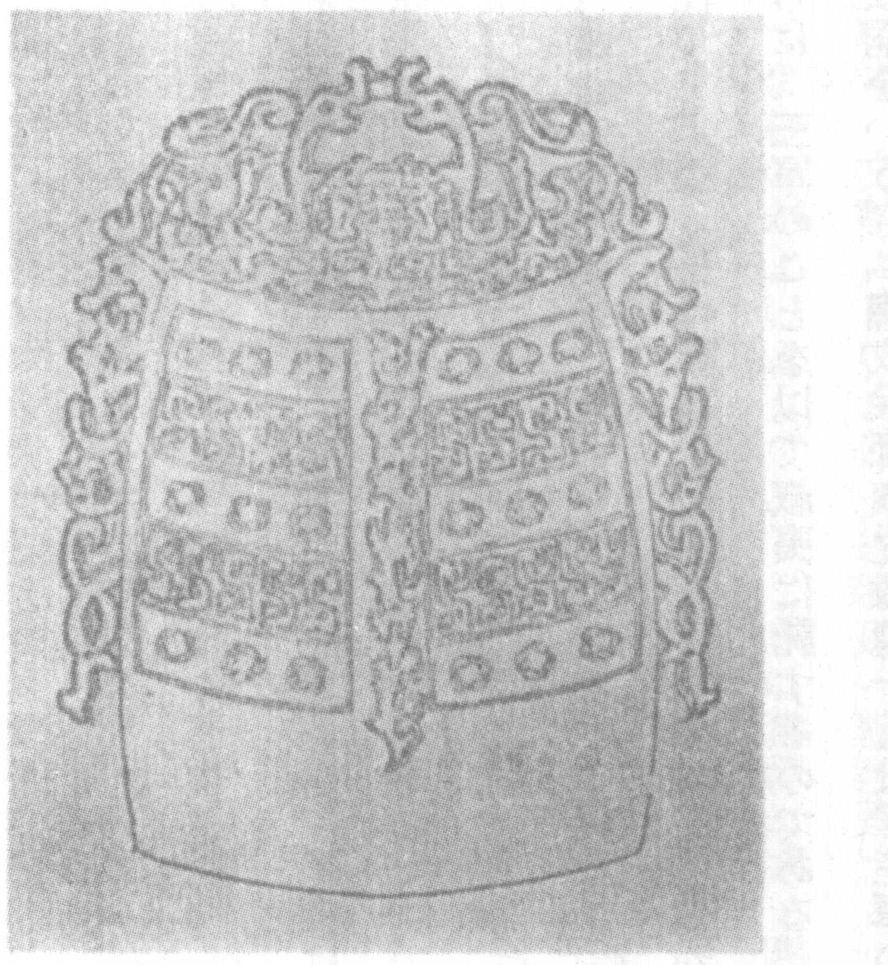
出土　「宣和五年、靑州臨淄縣民、於齊故城耕地、得古器物數十種、其間鐘十枚、有款識尤奇、最多者幾五百字」金石錄・一三・二

著錄

器影　博古・二二・五　金索・一　大系・二三六

銘文　博古・二二・五　嘯堂・下・七五　薛氏・七・七四　金索・一・五四　大系・二四〇　書道・二〇一

考釋　金石古文・二　續古文苑・一　全上古・一二・九　拾遺・上・六　古文審・八・一六　叢攷・二七二　文錄・二・二　文選・上一・三　通考・五〇一　積微居・



叔　夷　鎛

四六

容庚　古樂器小記燕京學報一四、民二三

孫海波　齊弓鎛考釋師大月刊二二、民二四

器制　博古にいう。「高一尺七寸五分、鈕高二寸一分、闊二寸三分、兩舞相距一尺一寸八分、横九寸四分、兩銑相距一尺四寸七分、横一尺二寸三分、重百二十二斤八兩」。圖様によると、四稜あり、獸の連鎖したもので、左右の稜が舞上に相寄つて、兩獸頭が鈕を構成する。舞上や枚に變様夔文を飾り、篆間に乳文を配する。乳は突出の小さな巴狀のものであるらしい。同銘を分載している鐘四器があり、それらは鉦部を除いて、すべて細密な方形雷文を以て埋めており、鎛と文様が異なる。

博古に載せる齊侯鎛の圖は、考古・七・九に載せる秦公鎛と全く同じであり、ただその尺寸が異なる。尺寸比を以ていえば、考古の方が圖様に一致しており、この圖は秦公鎛を誤入したものであろうと思う。原器が編鐘と同制であるとすれば、あるいは細密な蟠虺文を飾るものであろう。それならば、鈴鎛などと近いものであるかも知れない。

銘文　八十行四百九十二字。鐘銘として最も長文のものである。別に分銘の鐘があり、多きものは七八十字、少きものは數字、全體として數肆に及ぶものであつたと考えられる。

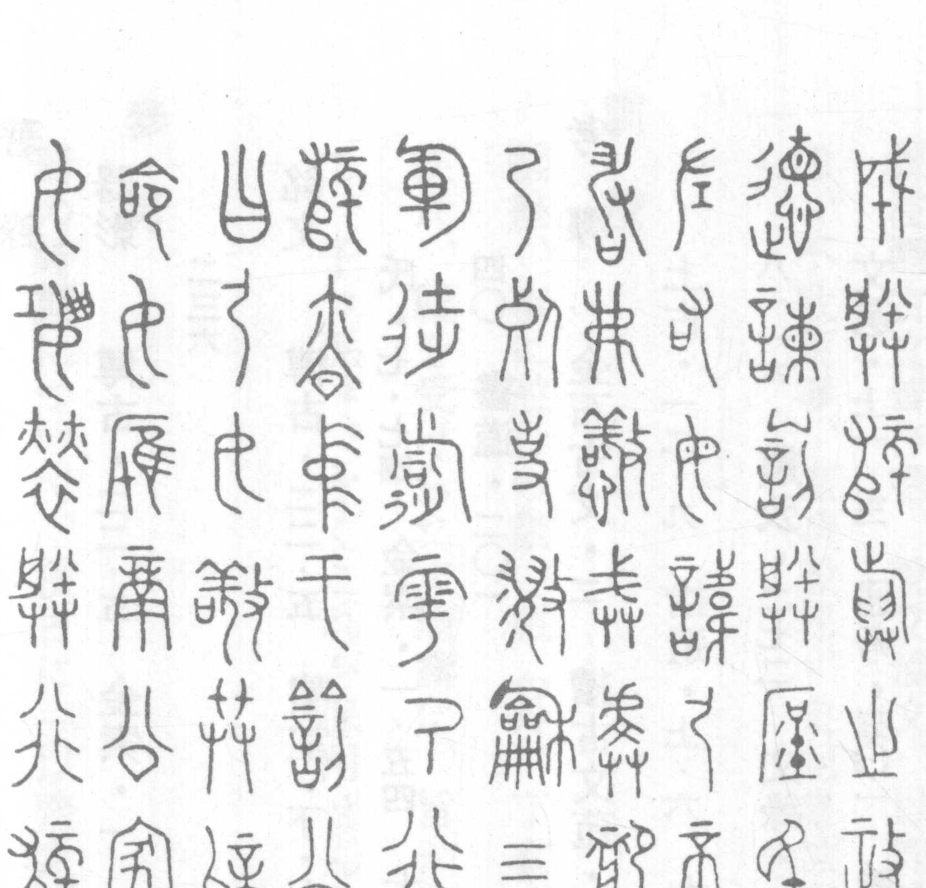


佳王五月、辰才戊寅、師于淄涶、公曰、女尸、余經乃先且、余既専乃心、女少心畏忌、女不家、夙夜宦執而政事、余弘猒乃心、余命女、政于朕三軍、肅成朕師旟之政德、諫罰朕庶民、左右毋諱

文首より直ちに侯命を錄する。それは五月戊寅、侯が臨淄の郊外に軍政を修めたときのことである。淄涶の字を淄と釋すべきことについては、王國維の釋由集林巻六に詳論があり、大系にも武班碑の字をあげてこれを證している。涶は水邊の意であろう。

尸は夷の初文。下文に叔夷の名がみえるが、下臣には名をよんだのである。大系に「宋人釋爲及、固誤、近人改釋爲弓者、亦誤、銘中弘字所从之弓字形、迥然有別、叔夷乃宋出、其父爲宋穆公之孫、已則出仕于齊、當齊靈公之世、銘中兩見箔武靈公、箔通桓、桓武乃懿美之辭、靈公生號也、下有庚壺、亦生稱靈公」という。靈公は莊・景の父、在位二十八年前五八一〜五五四である。

「余經乃先且」という先祖とは、下文に「尸箕其先舊及其高祖、虩〻成唐」とあり、成湯をいう。すなわち叔夷は殷の子孫であり、宋から齊に遷つた人で、齊侯はその成湯の德に法り、叔夷に篤い信頼を寄せる意をいう。經は法。「余既専乃心」の専を、大系に孚信の意とする。金文には専命・専受の例は多いが、専信の義に用いる例は殆んどない。拾遺に「余既専乃心、猶今文尚書般庚云、今余其敷心也」とあり、布心の意とする。



小心の二字合文。畏忌は金文の常語。文選に「女不墜夙夜」までを句とするが、「女不家」で句とすべく、邾公華鐘「悪穆不家于厥身」の意である。夙夜はもと祭祀用語、のち政事にもいう。從つてここでは、「夙夜、宦執而政事」と下文につづけてよむ。猒は拾遺に「合也」とするが、猒足の意。以上は、すでに政事に任じて、よくその職事に任ずることをいう。ゆえにさらに、三軍のことを以て叔夷に託するのである。政は政嗣をいう。「肅成朕師旟之政德」とは、三軍の軍紀を正す意である。旟は旗師・旗衆をいう。また「諫罰朕庶民左右、毋諱」と、齊侯直屬の臣に對しても、憚るところなく勅罰を加えることを命じている。左右近衞のものをも、その統轄下におく意である。以上、第一の公命である。

尸、不敢弗儆戒、虔卹厥死事、戮龢三軍徒遍、雩厥行師、昚中厥罰

右に對する叔夷の恭命の荅辭をいう。死事とは司事をいう。不敢弗は死事にまでかかる。拾遺に「虔亦敬也、卹愼也、死讀爲尸、尸主也、戮當爲勠之異文、說文、勠幷力也、與龢義相近、故此以戮龢連文矣、遍、孫讀爲從、按字从同、同从聲近」という。大系に「殆幢之古文、周禮地官稍人、作其同徒輂輦、彼同徒卽此徒遍、殆猶師旅師旟之謂也、舊或解周禮之同、爲終十爲同、本銘可證其非是」と周禮の同徒を以て解する。戮龢の目的語であるから、三軍の徒衆をいうものであろう。行師とは軍の行動中の意。すでに軍政を以て託されたのであるから、軍律を明愼にする意を以て荅辭としたのである。

公曰、尸、女敬共辝命、女雁鬲公家、女娶勞朕行師、女肇敏于戎攻、余易女釐都□□、其縣三百、余命女嗣辝釐邑遷、或徒四千、爲女敵寮



第二の公命をしるす。辝は台の繁文。雁鬲を孫星衍の釋に應歷とし、拾遺に「按孫讀是也、隸續魏三體石經、大誥、嗣無疆大歷服、歷古文作鬲、孫星衍三體石經攷云、盇古文鬲籀爲歷、今文尚書、般庚云、優賢揚歷、歷試也、言女宜試用于公家也」という。大系に輔弼の義とし、「雁通應若膺、當也、任也、鬲讀爲歷、爾雅釋詁、歷傅也、故雁鬲謂擔戴輔弼」と說く。楊釋に「按二孫爲鬲爲歷、誠是、惟仲容訓歷爲試、則於文義殊不密合、余謂爾雅釋詁云、艾、歷、相也、文謂汝應輔相公家也」とするが、雁は毛公鼎等に雁受、また下



文に「雁卹余于明卹」とあり、膺の義とすべきである。鬲は相也の訓がよい。

嬰は恐、師嫠毀に「巩告于王」とある巩に同じ。大系に「讀爲攻治之攻」というが、巩は恐・鞏の意に用いる。

袭は拾遺に「王楚釋爲恪、薛及王俅竝從之、孫釋讀爲圉、是也、爾雅釋訓、圉〻憂也、恐袭猶憂勤之意」とする。大系に經營の營にして、詩の大雅靈臺「經始靈臺　經之營之　庶民攻之　不日成之」を引くが、袭は勞の初文であろう。下文に「堇袭其政事」とみえる。「肇敏于戎攻」は不嬰毀の「肇誨于戎工」と同じ。詩の江漢にも「肇敏戎公」の句があり、戎公は戎攻・戎工の意である。

釐都以下、その四字は叔夷に與える所領をいう。拾遺にいう。「釐都葢齊之大都、舊疑卽萊、故萊國、左襄六年傳、齊侯滅萊、又哀五年傳、齊置群公子于萊、是也、字亦作郲、襄十四年傳、齊人以郲寄衞侯、萊郲竝從來聲、來釐古音同、經傳多通用、叔尸葢爲釐大夫、故以其屬縣爲采邑、下文亦云、司治釐邑、又云、錫釐僕二百又五十家、竝其證也」。大系にその説を是としていう。

葢此器實靈公滅萊之翌年所作也、春秋襄六年、十有二月、齊侯滅萊、當靈公之十五年前五六七、其翌年五月、有戊寅、與本銘適合、本銘又言餗于淄涶、言政于三軍、肅成師旟之政德、言劉龢三軍徒㠱雩厥行餗、言嬰袭行餗、肇敏于戎攻、均是滅萊前後事、葢於是役、叔夷最有功、故齊侯以萊邑賜之、竝以萊之遺民三百五十家、爲其臣僕也、古者國滅、則人民淪爲奴隸、本器足證春秋中葉以後、奴隸制度猶儼然存在也

萊はもと山東の古族で、子姓世本の國とされ、路史後紀巻九に「萊侯與太公爭營丘」とあり、齊の入封を拒んだ土着の種族である。のち逐われて次第に東し、黄縣など半島中部に據った。字は來・萊・



郲・蘩・贅に作る。禹貢に萊夷、管子輕重戊に夷萊といい、もと夷種であるが、殷本紀に殷の後とする傳承がある。そしていま、その地を與えられた叔夷も殷ののちである。おそらく萊の背叛に苦しんだ齊では、同姓の叔夷に命じてこれを撫卹せしめ、その地を叔夷に與えたのであろう。このような事例を以て奴隸制を論ずるのは、當をえたものとしがたい。萊はもと營丘附近を中心として山東に蟠居し、のち數次にわたつて東に移動したもので、一部は山峽の間に隱れて舊俗を保つた。水經淄水注に「東北流逕萊蕪谷、屈而西北流、逕其故城南、舊說云、齊靈公滅萊、萊氏播流此谷、邑



落荒蕪、故曰萊蕪」とみえる。萊蕪は齊魯の間にあり、淄水の上流である。すなわち掖縣・黄縣の地とは、まさに東西相反している。本器銘の上文に「餗于淄涶」とあり、このときの作戰の地は、この萊蕪の方面であろう。ゆえに淄涶という。萊族の大部分は東方にあり、左傳に襄六年齊靈公十五年、萊共公浮柔が棠卽墨に奔つて萊人は郳掖に遷され、その舊地平廣は高厚・崔杼に與えられている。すなわち郭氏らのいう滅萊は、器銘にいう淄涶の役とは別であり、叔夷の與えられたところは萊蕪の地でなければならない。萊蕪の民はその同姓たる叔夷に屬し、共公の民は他に移住させられている。何れも、郭氏のいうように儼然たる奴隸制度の證としうるものではない。かつこの器がいわゆる滅萊のときのものでないとすれば、その制作年代も別に考えるべきである。

釐都以下の二字不明。「其縣三百」とは、おそらく萊蕪の地でいまの萊蕪縣、萊蕪谷は峽谷に沿うて南北數十里の間にわたり、後までも萊人の居住する地であつた。いわゆる夾谷はその地である。左傳定十年に「夏公會齊侯祝其、實夾谷、孔丘相、犂彌言於齊侯曰、孔丘知禮而無勇、若使萊人以兵劫魯侯、必得志焉、齊侯從之、孔丘以公退曰、士兵之、兩君合好、而裔夷之俘、以兵亂之、非齊

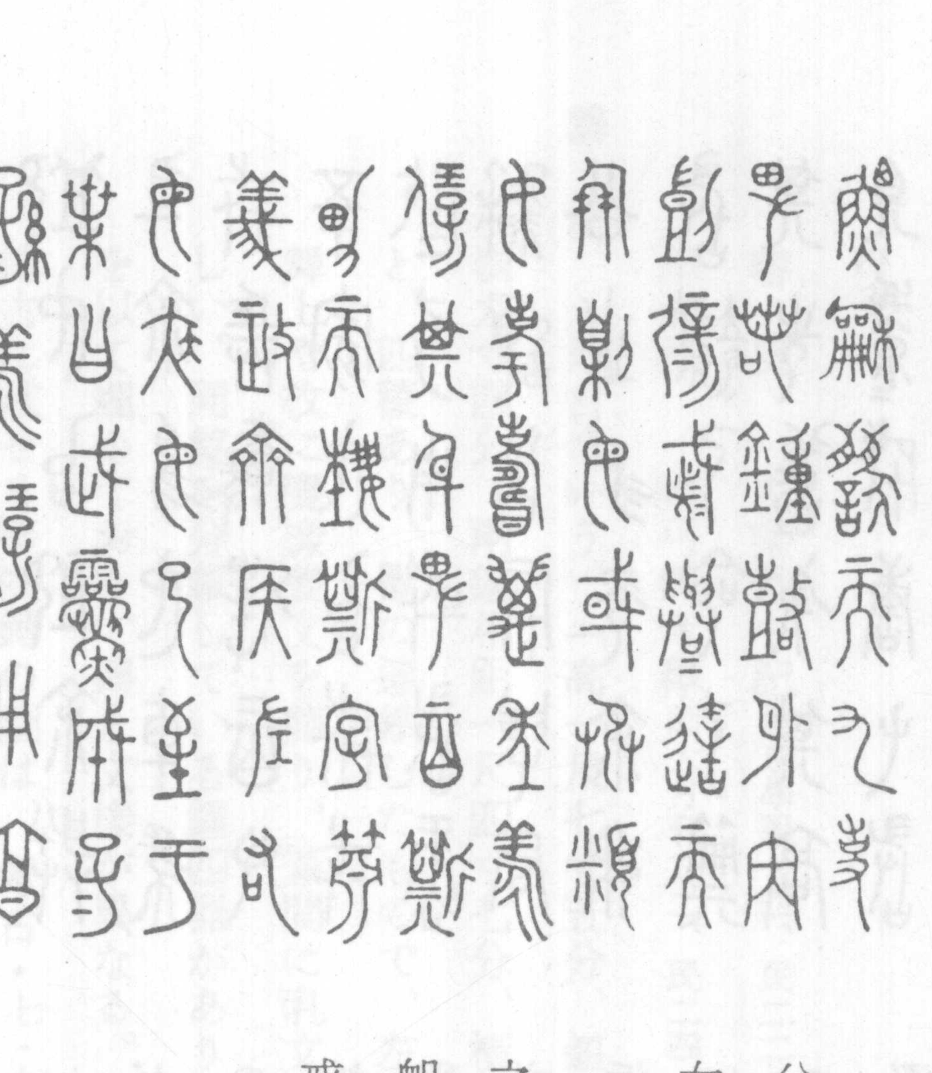
君所以命諸侯也」とあり、當時萊夷はなおその地にあつたのである。その北の長城嶺は地勢高爽、林木鬱茂、列國のとき長城が走り、齊魯の境界をなしていた。その地の縣三百を賜うのであるが、縣はおそらく小群落を單位とするものであろう。

「余命女嗣辝釐邑」とは、その主邑を直領の地とし、叔夷に管理させるのである。釐邑合文。鐘銘には邑字がない。辝を拾遺に「當爲治」というが、上文の辝命と用義同じ。𨗴は薛釋に造と釋する。拾遺に「未知何字、缶與造、聲類略近、今姑從薛釋、鐘則無此字、其義當闕疑」と字釋を保留している。文勢よりいえば、通考に「釐邑𨗴」とつづけてよむのがよいようである。或は舊釋に或・國と釋し、これを疑うものをみないが、他にこの形に作る例がなく、別字であろう。字は祝告の㞢と戈戉に從い、咸の意象に近い。「或徒四千、爲女敵寮」とは、四千人の戈兵を以て叔夷に從わせる意とみられる。下文に齊君の輔弼のことを命じている。



尸敢用拜䭬首、弗敢不對揚朕辟皇君之易休命

第二の公命に對する荅揚の辭。叔夷が公家に勳勞あり、よく萊夷撫卹の功を收めたのでその地に縣を賜い、また諸臣の宰領を命ぜられたのに對して、その



休命を謝する辭である。

公曰、尸、女康能乃又事眔乃敵寮、余用弇屯、厚乃命、女尸、毋曰余小子、女專余于艱卹、虔卹不易、左右余一人、余命女、裁差正（鎛無此字）卿、爲大事、䌛命于外內之事、中專盟刑、女台專我公家、雁卹余于盟卹、女台卹余朕身、余易女車馬戎兵、釐僕三百又五十家、女台戒戎𢦏

第三の公命をいう。齊侯の輔弼のことを命ずる。又事は政事の執行、敵寮は直屬。康能は毛公鼎に「康能四國」とあり、治績を收めるをいう。弇は者減鐘「弇于上下」の弇、「余用弇屯」とは秉德共屯の意であろう。「厚乃命」とは、深く信任する意。「𤔲𦤎乃命」というに近い語である。「毋曰余小子」は詩の大雅江漢に「無曰予小子　召公是似」とあり、大事を託する優渥の語。專は輔。「女專余于艱卹」以下は、毛公鼎「虔夙夕、惠我一人、雝我邦小大猷、毋折緘」「欲女弗以乃辟、臽于艱」、また師詢𣪘「屯卹周邦、妥立余小子、𤔲乃事、隹王身厚𦤎、今余隹𤔲𦤎乃命、命女惠雝我邦小大猷、邦居潢辪、敬明乃心、率以乃友、干吾王身、欲女弗以乃辟、臽于艱」などの文と類するところ多く、これら先蹤の文によるところがあるのであろう。

裁はおそらく職の異文。織・識の從うところとは異なり、また毛鼎の緘とも異形。差は佐。「職佐正卿」とは、正卿を輔佐する意。大系にいう。

古有左卿士右卿士之職、左正卿卽左卿士、故鎛銘僅言差卿、而無正字、正卿之稱、左傳多見、如莊廿二年、竝于正卿、文七年、子爲正卿、襄八年、國有大命、而有正卿、言其非副貳也、又鎛銘于裁差卿之下、尙有爲大事三字、余意事當爲史、古事史吏使字通用、大史古又稱左史、左襄十四年、有左史、杜注、左史、晉大史、則左正卿若左卿卽大史、叔夷旣司治釐邑、復兼攝大史也

すなわち正卿を輔佐する大史職となれの意とするものであるが、左傳・國語にみえる齊の官制に大史の名がなく、わずかに祝史昭二〇年の名があるにすぎない。いま叔夷は國の大事を以て命ぜられ、外內の事を託されており、共和期における毛公・師詢と相似た重責を課せられている。史事は通ずるが、事は必らずしも史には用いない。文中の事は、すべて事の用法である。

「中專盟刑」を拾遺に「言執中以布明刑也」というも、文例に合わない。中は沇兒鐘等にみえる「中翰𠭯旟」の中、詩に習見する「終～且～」の終に當る字で、既終の解をなすべきものであろう。內外の事より、さらに公家を戒め、齊侯を輔翼することを囑する語である。雁卹の句について拾遺に、「盟卹與書君奭、百姓王人、罔不秉德明恤、文同、明勉也、明卹猶上文云虔卹、卹訓愼、訓憂、與戒義近、言儆戒我于勤愼」という。大系に「余意不然、上卹字當訓爲安爲靜、下卹字當訓爲憂、盟卹明憂、書傳之釋不誤」とするが、同憂の義としてよい。そしてその事を命ずるに當つて、また車馬戎兵、さきに撫卹して公家に歸した釐の邑より、三百五十家を叔夷に與え、その軍役に供せよ

という。その隆賜は、ほとんど正卿を凌ぐものがあるといえよう。

尸用又敢再拜䭫首、雁受君公之易光、余弗敢灋乃命

第三の公命に對する荅揚の辭。再命に「敢用拜䭫首」といい、三命に「用又敢再拜䭫首」という。灋は法の初文。金文では廢の義に用いる。乃命は上文にもみえ、一般に臣下に對していう語であるが、ここでは叔夷が齊侯の命を指していう。公命とそれに對揚する語は以上の三段を以て終り、以下に叔夷の自述の語を錄する。

尸箕其先舊及其高且、虩〻成唐、又敢才帝所、尃受天命、刪伐頣司、𢿢厥靈師、伊少臣隹補、咸有九州、處瑀之堵

叔夷の先世のことをいう。箕は典の繁文。說文に古文の典とする。大系に「此典字當是稽攷之意、所謂數典不忘祖也」という。左傳昭十五年に「籍父其無後乎、數典而忘其祖」とみえる典である。虩〻は虩〻、また赫〻の義。成唐は成湯。卜文には湯を成とも唐ともいう。拾遺に「成唐葢叔及之遠祖、古書未見、攷下文曰、尃受天命、又曰咸有九州、處禹之都、則叔及必前代帝王之胄、以聲類求之、成唐當卽成湯、叔及葢宋公族而仕齊者也」という。刪は扁に近い形に從う。拾遺に刻にして尅、文選に刪、通考に則とするが、金文に陎伐・戮伐・搏伐・廣伐・宕伐などの語があり、伐と同義の語とみられる。

頣を拾遺に「卽履之古文、桀之名履癸」とするが、文錄に汗簡によつて夏の古文とするのがよい。大系に、古印に夏侯の夏をこの字に作る例をあげている。疋を大雅小雅の字に用いるのは、おそらく頣の省文、頣・雅は通用の字である。夏司は夏祀、天命を受けて、成湯が夏殷の革命をなしたことをいう。このとき小臣伊尹が湯を輔けたことは、經籍に著聞することである。𢿢は拾遺に「讀爲敗」とする。靈師とは夏桀の軍を稱するものであろう。殷周の際に、周書に殷を大邦殷と稱するのと同じ。禹堵のことは秦公𣪘にもみえ、當時下土を治定した神として、一般に傳えられていたのであろう。咸有の二句は、成湯の功業をいう。

不顯穆公之孫、其配襄公之妣、而鹹公之女、雩生弔尸、是辟于齊侯之所、是少心龏遼、靈力若虎、堇裳其政事、又共于𣏟武霝公之所

叔夷の世系に及び、齊の靈公に辟事することをいう。拾遺に「穆公謂宋穆公也、叔夷之族、葢出于穆公、其父卽穆公之遠孫」といい、「此鐘之作、當在齊靈公末年、上距宋穆公元年前七二八、已歷百七十五年、必不止四世」という。また襄公を畢公と釋し、鹹を郕にして姬姓、兩句は母の出自をいうとするが、大系にその人を求めて、齊襄の女が秦成に嫁して、その女が宋に入嫁し、叔夷の母たる人であるとする推定を試みている。

穆公旣爲君號、則襄公鹹公、亦必爲君號、襄與鹹、不得說爲國名、叔夷作器時、已爲齊之正卿、其年齡當在五十左右、假令夷爲其母四十前後之子、其母又爲其母四十前後之女、則襄鹹二公之世、當在齊靈十六年前百三二十年、求與此年代相當者、則齊有襄公、秦有成公、必卽此襄與鹹無疑、葢襄公之妹適秦、爲成公妃、其女適宋爲叔夷母、叔夷與齊、有此親誼、故出仕于齊也、釋親、男子謂姊妹之子爲出、卽此妣字義

郭説は關係者の年齢推算の上にもかなり無理があり、出生時の母の年齢を何れも四十歳として、辛うじてその關係を合わせている。いまその年齢關係を検討すると、齊襄の在位前六九七~六八六、その異母弟桓公前六八五~六四三、兩者の在位年數計五十五年、襄公卽位のときはおそらく二十歳前後であろう。また秦の成公前六六三~六六〇、その兄宣公は在位十二年、弟穆公は在位三十九年、その計五十五年、成公卽位のとき、なお三十に達していないであろう。襄公卽位のとき、成公はまだ生まれていなかったかも知れない。また他國の國君の名をいうときには、國名を冠していうのが普通であり、單に某公というのは國内での謚號である。すなわち成公は秦の成公ではありえず、齊・宋のうちとみてよい。積微居に宋襄・成杞とする説があり、そのことについては後にいう。なお「襄公之妣而鹹公之女」は同位語であり、「襄公の姉妹が鹹公に嫁して生んだ子」の意である。陳肪毁「余墜仲肪孫、竈弔和子」・邵鐘「余畢公之孫、邵伯之子」などみな同じ。この文にいうところは、襄公の姉妹にして成公に嫁した夫人の子、それが叔夷の母である。

辟は辟事。拾遺に避とよみ、「叔及蓋因避難奔齊者、故云避于齊侯之所也」というは誤る。師望鼎「用辟于先王」の辟である。少心は小心。䚄適は䚄貪・諾䚄などの意。小心畏忌というのと同じ。靈力以下はその勇武と勤勞とをいう。簷武は趄武。その辟事する靈公を稱する。鎛銘には「又共于簷武靈公之所」とは、新王卽位の初年に當つて、敬事の意を表するものであろう。鎛銘には「有共于簷武靈公之所」に作る。

簷武靈公、易尸吉金鉄鎬、玄鏐錛鋁、尸用攸鑄其寶鎛、用享于其皇且皇妣、皇母皇考、用旂眉壽、霝命難老

靈公より吉金の賜與をえて、この鐘鎛を作ることをいう。文は鎛・鐘の間にそれぞれ異同がある。鎛銘はこの條の文首を「敕睪吉金」に作る。審擇の義。また玄鏐・尸も鐘銘によって補う。吉金以下は、みなその用いるところの材質をいう。大系に鉄は鏃、鎬は鼎に似た長足の釜、錛は小釜、鋁は鑪、これらの器を改鑄して、この鎛鐘を作ったのであるというが、玄鏐膚呂、玄鏐赤鏞はその銅色をいう語である。皇母皇考と、皇母を先にいうことが注意される。

不顯皇且、其乍福元孫、其萬福屯魯、龢協而又事、卑若鐘鼓、外内剴辟、截〻與〻、造而倗剌、毋或丞頪、女考壽萬年、羕保其身、卑百斯男、而埶斯字、肅〻義政、齊侯左右、毋疾毋巳、至于枼、曰武靈成、子〻孫〻、羕保用享

末文。神尸祝嘏の辭をいう。乍は祚。鐘鎛の銘であるから、鐘鼓の音のように、政事の和協することをいう。「而又事」の而とは、皇祖よりして叔夷をさす。皇祖を主語とする文である。剴辟を拾遺に闓闢にして、開通の義という。截は者に從う。截〻與〻は盛善。與衆の多きをいう。ゆえに「造而倗剌」の句を以て承ける。造は缶に從うて繁文。䵼鎛にも造をその字に作る。倗剌は倗友、僚官をいう。丞頪は大系に、説文に癡也、難曉也とある字で、「毋有癡迷」の意とする。女とは叔夷を女とする。「而埶斯字」を拾遺に「義未詳」という。埶は女に從う。百斯男に對していう。字は茲益の意であろう。「齊侯左右」は「左右齊侯」の意。押韻のために倒裝とする。「毋疾」は「媢于天子」の媢の意。枼は世。武靈の靈は靈諫・靈力の字と同じく、簷武霝公・霝命の霝と字異なる。

拾遺に「武靈成、亦祝叔及後世象賢之語」といい、武靈成は祖謚に非ず、宋に武ありて靈なく、成は穆の玄孫にして世代が合わぬことを論じている。大系に武靈を齊の靈公とし、「成讀爲誠、言至于後世、使人讚嘆曰、桓武靈公、誠然武靈也、語因顧韻、故倒出之、極有風致」というが、桓靈の字には文中に霝を用いており、用字が異なる。また單に武靈というのも疑問とすべく、ここに齊の靈公を讚頌する語を加えるのは「齊侯左右」を承ける語としがたい。文義からみて、皇祖の語がここまで貫到するならば、武靈は祖の謚號とすべく、また「肅〻義政」以下、叔夷が祖靈に對える語ならば、それは叔夷の自號とみなければならない。文末に子孫に對する語があり、ここには作器者の語があるべきであるから、肅〻以下を叔夷が祖靈の祝嘏に對える辭とするのが、文義において順であろう。

訓讀

これ王の五月、辰は戊寅に在り、淄の涶に師す。公曰く、汝、夷よ。余、乃の先祖に經りて、余、既に乃の心を敷けり。汝、小心畏忌、汝、墜さず、夙夜して而の政事を宦執す。余、弘いに乃の心に厭く。余、汝に命じて朕が三軍に政せしめ、朕が師旗の政德を肅成せしむ。朕が庶民を勅罰し、左右して諱むこと毋れ、と。第一の公命

夷、敢て儆戒して、厥の司事を虔卹せずんばあらず。三軍の徒𨔶を戮龢し、その行師において、愼しみて厥の罰を中さむ。その答辭

公曰く、夷よ。汝、辝が命を敬共せり。汝、公家を雍鬲せり。汝、恐しみて朕が行師に勞せり。汝、戎攻に肇敏せり、余、汝に釐都□□を賜ふ。その縣三百なり。余、汝に命じて、辝が釐邈を嗣めしむ。或徒四千、汝の敵寮と爲せ、と。第二の公命

夷、敢て用て拜して稽首し、敢て朕が辟たる皇君の賜へる休命に對揚せずんばあらず。その答辭

公曰く、夷よ。汝、乃の又事と乃の敵寮を康能せよ。余用て登純し、乃の命を厚うせむ。汝夷よ。余を小子と曰ふこと毋れ。汝、余を艱卹に専け、虔卹して易たらず、余一人を左右けよ。余、汝に命じて、職として正卿を佐け、大事を爲め、併せて外内の事を命ぜしむ。中に明刑を敷かしむ。汝、以て公家を専け戒め、余を明卹に雍卹せよ。汝、以て余朕が身を卹へよ。余、汝に車馬戎兵、釐の僕三百又五十家を賜ふ。汝、以て戎攸を戒めよ、と。第三の公命

夷、用てまた敢て再拜稽首して、君公の賜光を膺受す。余、敢て乃の命を廢せざらむ。その答辭

夷、その先舊とその高祖を典ふるに、虩〻たる成唐、嚴として帝所に在る有り。天命を専受し、夏祀を刪伐し、厥の靈師を敗る。伊小臣これ輔け、九州を咸有し、禹の堵に處る。遠祖成湯の功業をいう。

丕顯なる穆公の孫、その配は襄公の妣にして成公の女なり。ここに叔夷を生む。これ齊侯の所に辟ふ。是れ小心恭適にして靈力あること虎の若く、その政事に勤勞し、桓武なる靈公の所に供する有り。桓武なる靈公吉金を審擇し、夷に鈇鎬、玄鏐錛鋁を賜ふ。夷、用てその寶鎛を作鑄す。用てその高祖皇妣、皇母皇考に享し、用て眉壽を祈る。靈命老い難からむことを。作器のことをいう。（文は鎛鐘の文を合わせて補う）

丕顯なる皇祖、それ元孫に祚福し、それ萬福純魯ならしめんことを。(神の祝嘏にいう)。而の有事を龢協し、鐘鼓の若くならしめむ。外内闓闢にして、截〻興〻として、而の倗剔を造し、丞頪あること毋からしめむ。汝、考壽萬年にして、永く其の身を保ち、百斯男あらしめ、而の埶をこれ字はしめむ。以上、神尸の祝嘏の辭をいう。肅〻たる義政、齊侯を左右し、疾ましむること毋く、已むこと毋く、世に至るまで、武靈の成ることを曰はしめむ。子〻孫〻、永く保用して享せよ。末文。自ら祝誓し、子孫に告げる語をいう。

参考

銘文は鐘銘と多少出入するところがあるので、それを參考としながら改めたところがある。この銘文における問題點は、叔夷の系譜と、螽都の位置、その征役の時期、從つて器の時期の諸點であるが、いわゆる滅萊のことについてはすでに述べた。叔夷の系譜については、齊襄の姉にして秦成に嫁した夫人の子を母とする郭氏の説をあげておいたが、これについて楊氏に異論があり、襄は宋襄、成には秦成・杞成の兩者があるも、秦地は隔遠であるから杞成とすべく、宋襄・杞成は「二君時代相當、宋杞地望又相接、又同是二王之後、二國連姻、最爲近理、故所謂鍼公之女者、非杞成公莫屬矣、史記杞世家奪去成一代、集解引世本訂補之」とし、

若然、則事實爲宋桓公有女、卽襄公之姉妹、嫁於杞成公生女、適叔夷之父、故云其配襄公之妣、而鍼公之女也、惟宋襄公於叔夷之父爲妻舅、於宋穆公已爲曾孫、故銘文謂叔夷父爲穆公之孫者、

孫字乃廣義、非子之子爲孫之孫

宋襄前六五〇～六三七の姉妹が杞成前六五四～六三七に嫁し、その子女を母として叔夷が生まれたという。もしこのような關係ならば、叔夷は母系を以てその祖考を稱していることになり、叔夷は宋の直系でないわけである。郭氏の齊襄・秦成說、孫詒讓の畢公・郕國說も同じ。

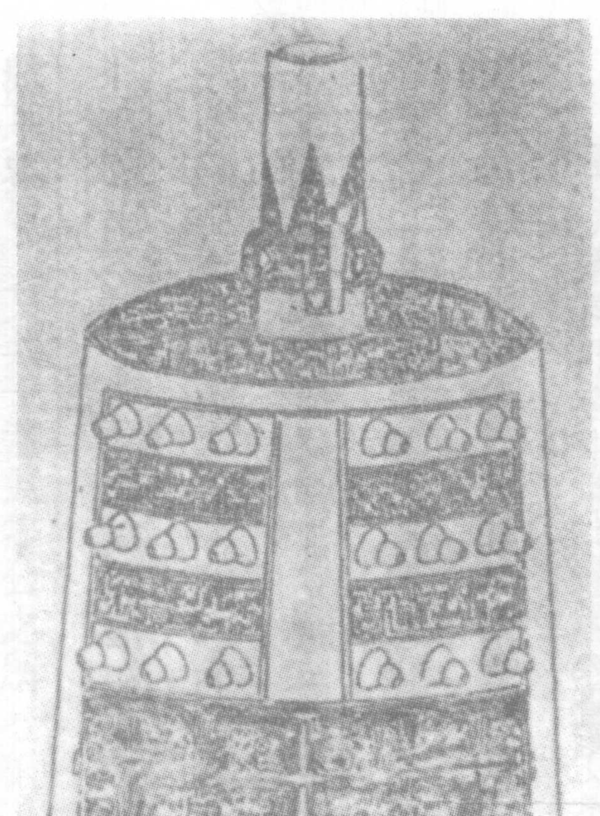
叔夷は自ら「丕顯穆公之孫」というのであるから、夷が穆公の後であることは明らかである。そしてその母は襄公の妣、成公の女というのは、もとより宋公の系譜においていう。これはいうまでもなく同族婚であり、近親婚であるが、異母の場合、宋においてはこのような關係が許されていたのではないかと思う。宋は子姓とされるが、それは周の姓組織に參加するための擬制的なもので、甲骨文には姓組織の存在を示すものがない。宋が列國期において甚だ違和的な國とされたのは、そういう習俗の相違によるところが多かつたようである。おそらくわが國の古代と同樣に、異母兄弟の間に結婚が認められていて、叔夷はその點で最も宋室の血統を承けており、またそのことを誇っているようである。成公前六三六～六二〇の女を母とするならば、共公前五八八～五七六と同輩行である。また齊靈前五八一～五四四と同世代であるが、年齡は叔夷の方がかなり年上のようである。文中の穆・襄・成は、すべて宋公をいうと解すべきであろう。

入齊の事情については、宋世家の文が參考となる。宋襄前六五〇～六三七が覇業に失敗して沒したあと、成公は在位十七年にして卒し、弟禦が太子を殺して自立したが國人に殺され、成公の少子昭公前六一九～六一一が卽位したがまた殺され、弟文公前六一〇～五八九が立つた。翌年前六〇九、昭公の子が

文公の弟須と武・穆・戴・莊・桓の族と亂を起したが敗れて誅殺され、武穆の族は外に出されている。叔夷が齊に入つたのはおそらくそのときであろう。齊靈の卽位に先立つこと、二十九年である。そして頃公前五九八～五八二の末年、頃公が庶政の一新を斷行したころには、すでに齊において相當の地盤を固めていたものと思われる。「是辟于齊侯之所」といい、また「又共于箔武靈公之所」というのは、頃・靈の二代に辟事することを意味するものであろう。それでなくては、文は複重を免れない。

次に滅萊について、郭氏は靈十五年前五六七、左襄六年のこととし、器をその翌年前五六六の制作とする。叔夷入齊後四十四年のこととなるが、それでは叔夷はすでにあまりにも高年である。文首に淄涶の役とあるように、その役は萊蕪の地であり、萊蕪が齊の支配に歸してのち、東萊は次第に壓迫を受けて東方に移る。萊蕪の役は、萊夷衰退の第一歩であり、そのことはおそらく靈公の初年にあろう。五月戊寅のように年紀を著けずにいうのも、その證である。春秋長曆によると、靈元年前五八一の五月に戊寅があり、二年にもえられるが、理を以ていえば元年をとるべきである。叔夷入齊以來すでに三十年に近く、銘文の三段にわたつて述べられている公命は、その間の功績を集約し、新侯卽位の際に恩賞として行なわれたものであろう。

宋刻になお同銘の鐘十三器を存する。一、(博・噏・薛)、二、(薛)、三、(博・噏・薛)、四、(薛)、五、(博・噏・薛)、六、(博・噏・薛)、七、(薛)、八～一三、(薛)で、博古に圖樣と尺寸とをしるすが、いまその圖樣一を錄しておく。容庚氏の古樂器小器・通考にその分銘によつてその文の排次を論じ、



叔夷鐘

又有編鐘十三、于口側懸、與此平口直縣異、十三鐘可以三組、一、七鐘爲一組、合成全文、二、十六鐘爲一組、八鐘爲一肆、凡兩肆一堵、今只見二鐘、三、三十二鐘爲一組、凡四肆二堵、今只見四鐘、第二第三兩組、先讀每肆之前銘、而後及其後銘、與他鐘讀法迥異

として、各組の組成を次のように示している。

第一組　第一鐘(隹王～龢三、八五字)第二鐘(軍徒～君之、七八字)第三鐘(易休～余于、七二字)第四鐘(盟卹～受天、七〇字)第五鐘(命則～吉金、八一字)第六鐘(鈇鎬～丞頪、七二字)第七鐘(女考～用享、四二字)

第二組　第一肆、前銘一(隹王～女夷)二(余經～畏忌)三(女不～猒乃)四(心余～旗之)五(政德～不敢)薛九六(弗懺～徒遡)七(雫厥～敬共)八(辞命～畯女)・後銘一(肇敏～其縣)二(三百～女敵)三(寮尸～朕辟)四(皇君～乃又)五(事眔～女尸)六(毋曰～卹不)七(易左～併命)八(于外～中專)＊第二肆、前銘一(家雁～車馬)二(戎兵～尸用)三(或敢～弗敢)四(瀗乃～唐又)五(嚴才～靈畯)六(伊少～顯穆)七(公之～之女)薛八八(雫

生～心觀）・後銘一（適靈～擇吉）二（金鈇～享于）三（其皇～命難）四（老不～魯穌）五（協而～造而）六（朋剸～卑百）七（斯男～右毌）辞八八（疾毌～用享）

第三組　第一肆、前銘一（隹王～淄涶）二（公曰～余專）三（乃心～夜宦）四（執而～心余）辞十五（命女～肅成）六（朕餗～諫伐）七（朕庶～諱尸）八（不敢～衈厥）・後銘一（死事～餗昏）二（中厥～命女）三（雁鬲～命女）四（敏于～都□）辞十五（□其～女司）六（辝釐～爲女）七（敵寮～顚首）八（弗敢～辟皇）＊第二肆、前銘一（君之～女康）二（能乃～余用）三（登屯～小子）四（女專～不易）辞十一五（左右～差正）六（卿爲～于外）七（内之～刑女）八（以專～衈余）・後銘一（于盟）二（易女～百又）三（五十～用或）四（敢再～公之）辞十一五（易光～尸典）六（其光～虞〻）七（成唐～所専）八（受天～后數）＊第三肆、一（厥靈～咸有）二（九州～不顯）辞十三～五（穆公～辟于）六～八（無銘）・後銘一（齊侯～靈力）二（若虎～事又）辞十三～五（共于～鍺鋁）六～八（無銘）＊第四肆、前銘一（尸用～享于）二（其皇～母皇）辞十三～五（考用～元孫）六～八（無銘）・後銘一（其萬～又事）二（卑若～外內）辞十三～五（剴辟～年永）六～八（無銘）

第二組銘文毎行七字至八字、有一器九字、大抵以有異文之故、鎛鐘與第一組異文可證、第三組據唐蘭所列、而微有異同、考古圖僅著錄五鐘、嘯堂集古錄同、薛氏款識、乃著錄十四鐘

これによるともと五十五鐘にのぼる大編鐘であり、宋の名門たる叔夷が、齊においてこのとき高い勢望をもつ家であつたことが知られる。一肆の銘文を前銘・後銘を通じて刻するという形式も異例

のものであるが、祭祀のときの陳列のしかたによるものであろう。その文は毛鼎と並んで金文中最も長篇であり、韻文としては比類がない。文選に「完整晶瑩、雄厚淵懿、誠千古之高文也、而此銘後幅用韻、高朗博大、聲滿天地矣」と稱している。文に同義二字を連用するいわゆる複詞多く、積微居に十九語をあげ、これと左傳成十三年にみえる呂相の絶秦書との比較を試みている。本器を齊靈元年前五八一のものとすれば、絶秦書はそれより三年後のものである。

韻は祖・所・司・楠・堵・女・所・虎・所・鋁は之魚二部合韻、考・壽・老は幽部、祖・魯・旟は魚部、剸・頪は脂部、年・眞は眞部、字・右・巳は之部、政・成は耕部の韻である。字迹は嘯堂の刻するところが原銘に近いものと思われ、やや狹長であるが結體にすぐれ、線の流動が美しい。その字迹・文辭において齡鎛に近く、時期の相近いものとみられる。

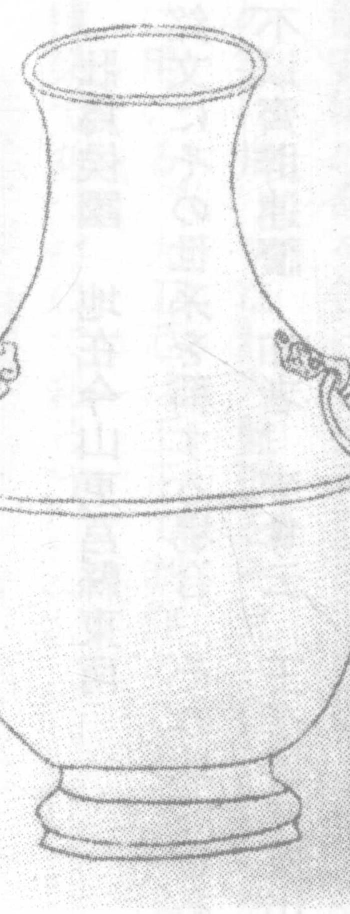
庚壺は作器者の異なるものであるが、文辭に似たところがあるので、ここに附載する。文に殘缺多く、錄遺に新拓を加えているが、なお識りがたいものが半數を越えている。

庚壺

著錄　甲編・一六・九　大系・一八八」　大系・二五〇　錄遺・二三二

考釋　大系・二六九　文選・附四　積微居・一八〇

器は素文、弦文一道、兩獸首銜環。銘は二十七行、各行七字、文右行。大系にいう。「曾著錄題爲周齊侯鐘、摹刻多失、銘前段可讀者數行、適爲所删去、器今尙存、聞銘在壺外、兩耳後加、掩去字數不少、銘淺不易拓、余意施以精良之攝影、當能顯出、又其兩耳既係後加、則設法剔去之、想亦有可能、顧國內迄今尙無人爲之者」。文首に「…初吉…」と日辰をしるし、「…之子」は世系をいうものであろう。以上約十八字。



庚　壺

次にその判讀しうる部分は

……曰庚、擇其吉金、台鑄其□壺、齊三軍圍□、冉子執鼓、庚大門之、㪤者、獻于靈公之所、公曰、甬〻、商之台（玉）嗣衣裘車馬

以下また缺文多く、之・庚率二百・□台・鼓其・者などの字が約五十字の字格中の下方に殘されている。またやや讀むべきところは

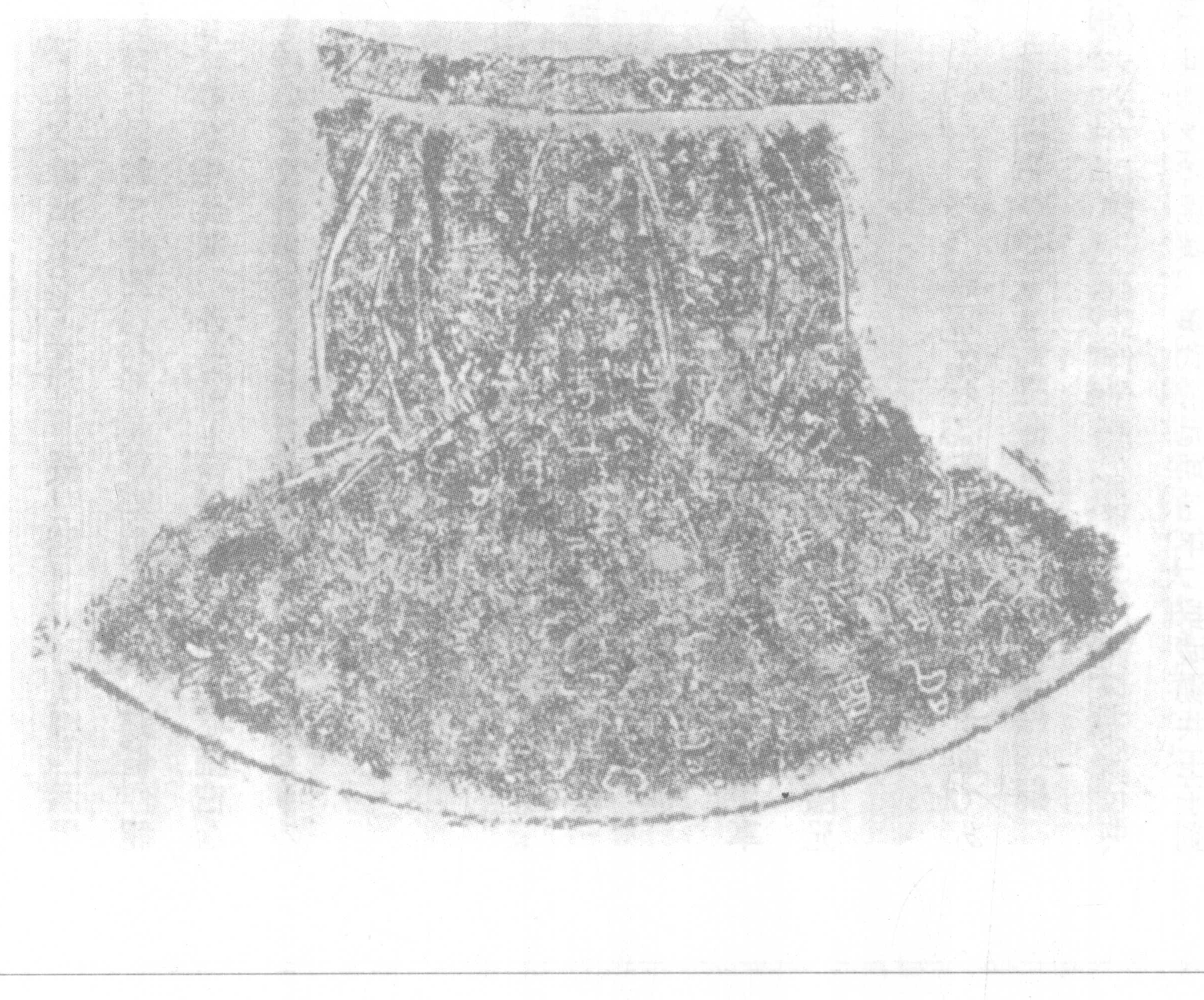
歸獻于靈公之所、商之台□□車馬、庚伐□寅其王駟□方□滕相乘馬、□□□其王乘馬、用台□□餗、□哉其兵、執（者）□獻之于靈公之所、公曰、甬〻、□□□□、余台易女……

とあり、以下約三十字の字格中に多・受女の三字を殘すのみ。大系に

銘辭所紀者、乃是三次之戰功、毎次有獲、均以獻于齊侯、而受賞賜、首次之靈公、自卽齊靈公、二次公上一字適闕、三次公上一字半泐、按其字形仍當是靈字、摹杂小有所失、三次所伐國、屢言其王、在春秋時稱王者、爲南方之吳楚徐越、史記十二諸侯年表、于齊靈公十二年書伐吳、蓋卽此時事也、其時爲吳王壽夢十六年、壽夢名、春秋襄十二年作乘、銘中兩乘甲字、一在其王下、頗疑卽是壽夢

という。器を前五七〇の春の伐吳の役とするが、この役は楚がそれまで數次にわたる侵寇ののちに試みたもので、楚は特殊部隊の大部分を失い、「於是役也、所獲不如亡」左傳襄三年といわれ、齊の參加はしるされていない。その年四月、齊が晉の招集した會盟に應じているのも、楚の敗戰の結果とみられる。

このように不首尾な戰役が、獻捷の禮をするすこの器銘と一致するものでないことはいうまでもない。かつ文中の王を、吳楚徐越に充てて考えるのも失當である。他國の僭稱を、自國の器銘に用いることはありえないからである。王は周王でなければならない。また齊侯が三軍を動かして行動するのも、王命による大義の戰いでなければならない。そして齊靈のとき、そのような戰



役は實際にあつたのである。

春秋成十三年前五七八の經に、「夏五月、公自京師、遂會晉侯齊侯宋公衞侯鄭伯曹伯邾人滕人、伐秦、曹伯盧卒于師、秋七月、公至自伐秦」とあり、諸侯の軍を京師に會し、伐秦の役が行なわれた。齊の靈公四年のことである。その年四月、晉侯は呂相に絶秦書を送らしめてその中原攪亂の罪狀を責め、「君若不施大惠、寡人不佞、其不能以諸侯退矣、敢盡布之執事、俾執事實圖利之」という長文の最後通告を行ない、五月丁亥、諸侯の師は秦軍を麻隧に破つた。秦の成差・不更女父はこのとき俘虜となり、諸侯の軍は大捷を博している。

この役には諸侯の軍が京師に會しており、齊靈もその三軍を率いて參加した。そして七月には、魯侯は歸還しており、おそらく齊侯も歸還しているであろう。庚はその戰役において、周王から殊寵を受け、めざましい働きをして、俘獲のあるごとにこれを齊侯に獻じて、「勇〻なるかな」という歎稱をえている。「齊侯之所」とは、軍中のことと考えられる。こうして歸還ののち、そのことをしるしてこの器を作つた。魯侯は七月に歸還しており、齊侯の軍もそのころは歸國していたであろう。すなわち器は前五七八年、伐秦の役の功をしるし、文中の王は周の簡王である。左傳に錄する呂相の絶秦書は、複語の多い文であるが、本器と同年のものであり、叔夷鐘鎛はそれより三年前前五八一の制作で、また甚だ複語が多い。當時の文辭の實際をみるべき資料であるとともに、金文によつて經傳の文辭の信憑性を確かめうる例である。その意味で、本器銘に删落が多く、識讀しがたいのが惜しまれる。

二一六、鈴鎛

器名　「齊子仲姜鎛」攈古　「齊侯鎛」愙齋　「齊𨜲子鈴鎛鐘」綴遺

時代　「當在春秋中葉」上海

出土　「同治庚午歲九年、一八七〇四月、山西榮河縣后土祠旁河岸圮出土」愙齋

收藏　「尋氏得之、後歸潘伯寅」綴遺　「此器現已移交中國歷史博物館陳列」上海

著錄

器影　攈古・下二　大系・二三七　通考・九六九　二玄・四三七　上海・八五

銘文　攈古・下二　愙齋・二・二

周存・一・一　大系・二五一

綴遺・二・二七　三代・一・六六

小校・一・九六　山東・齊・八

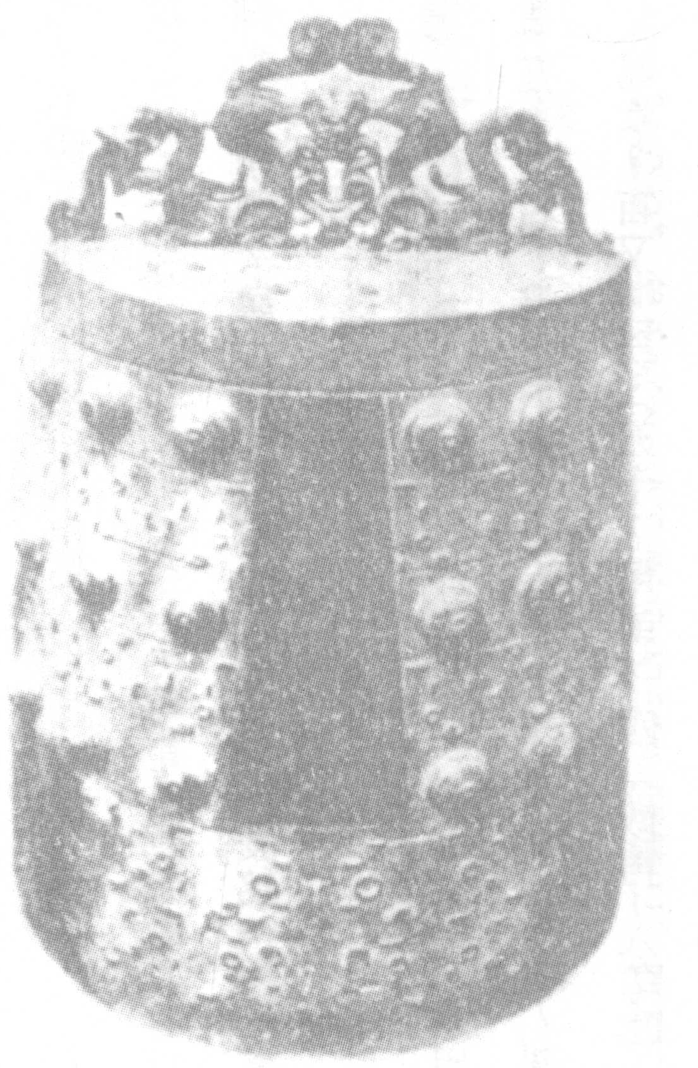
書道・九七　河出・二七〇　二

玄・四三六　上海・八五

考釋

叢攷・二七三　大系・二〇九

文錄・二・四　文選・上一・七



鈴鎛

積微居・一〇〇

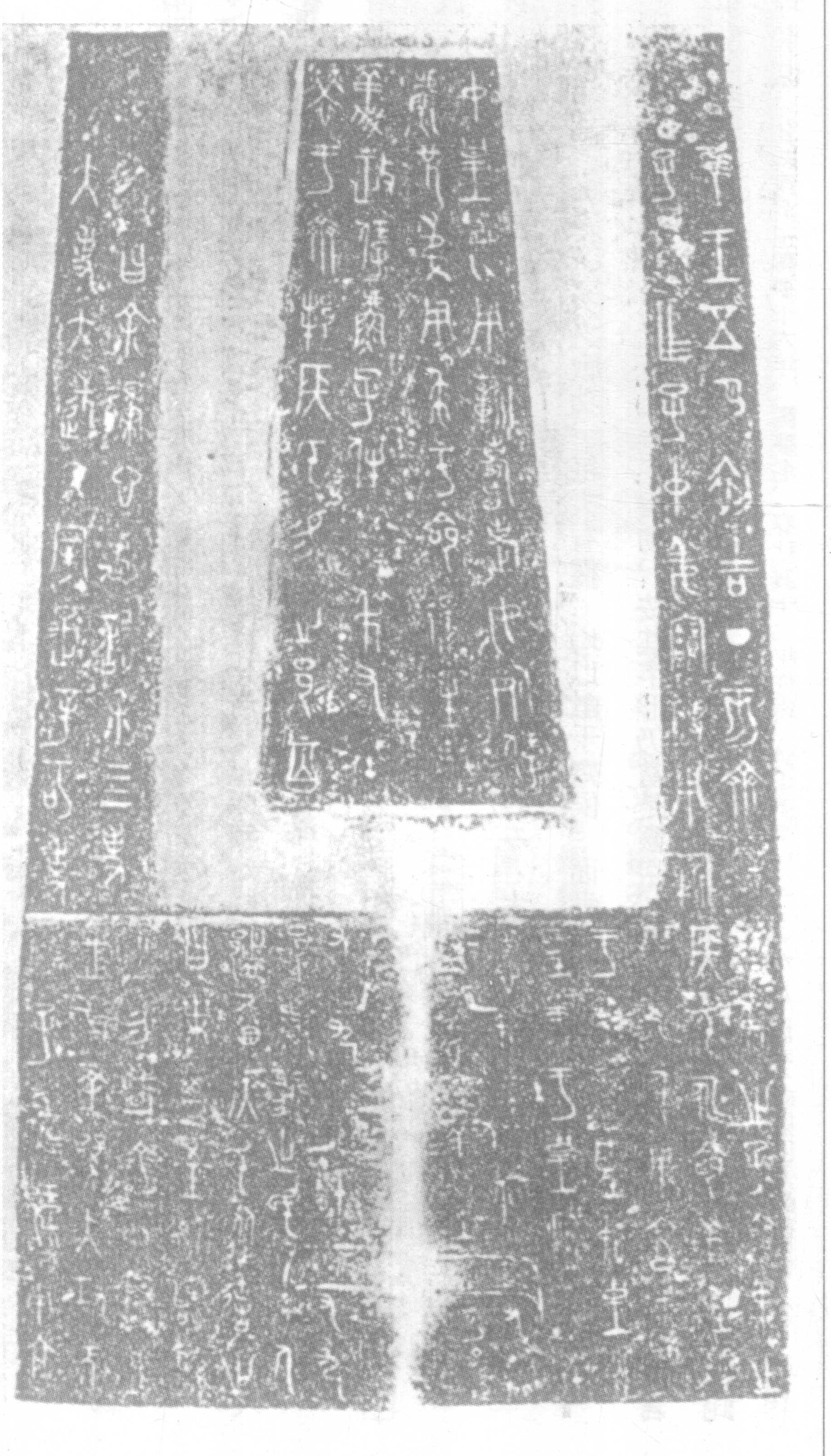
器制　上海にいう。「器高六七、舞縱三〇・五、舞横三七・五、于縱三四・六、于横四四糎、重六五・二瓩、鎛之篆舞鼓等各部均飾以帶狀紋飾、縝密均勻、規矩刻劃頗遒勁、鎛鈕作龍獸搏鬭狀、器爲陳氏簒齊以前所鑄、與春秋前期相比較、在紋飾上已有顯著區別」。細密な蟠虺文を一面に飾り、壽縣諸器のそれと近い。また器制としては、宋公戌鐘に相似たものがある。

銘文　一九行一七四字。文は右欒より起つて鼓右七行、ついで鉦間に及び四行、また鼓左よりして左欒に至る七行にしるされている。

隹王五月初吉丁亥、齊辟𨜲叔之孫、適仲之子鈴、乍子仲姜寶鎛、用旛侯氏永命萬年、鈴保其身、用享用考于皇祖聖叔・皇妣聖姜、于皇祖又成惠叔・皇妣又成惠姜、皇考適仲皇母、用旛壽老毋死、保盧兄弟、用求考命彌生、保盧子性

銘の前半。祖考の祭器を作り、永命と繁榮を祈ることをいう。普通ならば後段にあるべき文章である。辟を大系に地名としていう。

齊辟者、辟乃地名、𨜲叔所食邑也、史記王子侯者表有辟國、漢表作壁誤釋爲辟土二字、此據王念孫校改、屬東海、水經注云、葛陂水西南流、逕辟城南、世謂之辟陽城、漢武帝元朔二年、封城陽共王子劉壯爲侯國、地在今山東莒縣東南



銘文にその世系を稱する場合、その地名をあげていう例はなく、積微居に「按文當以辟𨜲叔連讀、不以齊辟連讀、知者、麥尊云、王令辟井侯出坏、侯于井、此云辟𨜲叔、猶彼云辟井侯也、鮑叔有封邑、爲其封邑之君、故可稱辟也」といい、辟を辟君の意とする。麥尊の文は、麥よりしてその君井侯を辟井侯と稱するものであるが、この器ではその子孫よりしてその祖𨜲叔を辟と稱するのであろ

う。鮑叔は桓公の霸業を助けた元勳であるから、辟の稱號が許されていたものと思われる。𩰫叔は鮑叔。積微居に陶・鮑の聲通を論じ、また「鮑氏古有專官、鮑叔蓋以官爲氏、其字本作𩰫、卽說文之鞄、經傳假用鮑魚之鮑爲𩰫叔之𩰫、猶周禮假鮑魚之鮑、爲柔革工之鞄或𩰫也」という。その說は山東通志金石記に引く楊篤の說にみえ、郭氏の新版にこれを追記している。大系に辟を莒の地名とするのは、鮑叔が公子小白を奉じて莒に赴いたとする所傳と合うようであるが、その地が鮑氏の所封であつたかどうかは明らかでない。下文にみえる祖考の廟號からも、鮑氏が殊號を許された豪族の家であつたことが知られる。史記管晏世家に「有封邑者十餘世」とみえている。

「𩰫叔之孫」を大系に字のままに解し、下文の皇祖聖叔をその人とする。國語齊語注に「鮑敬叔之子叔牙也」とあり、左傳にみえる鮑氏の系譜は鮑敬叔―鮑叔牙―□―□ののち、鮑牽（莊子）・鮑國（文子）の兄弟がつづく。本器の聖叔を積微居に聖敬通用にして鮑敬叔であるという。それならば叔牙は器銘にいう又成惠叔、系譜に缺ける二者が、遵仲・𬴃となり、𬴃は莊子・文子の父ということとなる。文中に皇母の名をしるしていないが、それは子仲姜であろう。器は皇母の祭器として作られたものである。

𬴃はすでにその釋を以て行なわれているので、その字を用いておく。楊說に素は說文の堇の古文の形であるとするが、堇の卜文・金文によつていえば說文の古文は疑うべきである。その字は文中に三見するが、第二行末字のほか他の二文は删られているらしく、器が山西の出土であることと合わせて、この器の傳承上に何らかの問題があることを示している。

巻四　三八一～三八二

祝嘏の辭中、「保盧兄弟」というのは、他に例のない語である。もしこの兄弟が鮑氏の莊子・文子を意味するとすれば、さきにあげた鮑氏の系譜が問題となる。國語魯語上の韋昭注によると、鮑文子は「鮑叔牙之玄孫也、去齊適魯、爲施孝叔臣也」とあり、莊・文二子は鮑叔の玄孫である。文中の𩰫叔又成の又成を楊說に「有成功」の意とするが、これは又成惠叔と同じ號である。楊說では聖叔を敬叔に、又成惠叔を鮑叔、ついで遵仲・𬴃とするが、その世代では兄弟の語が當るところがない。もし兄弟を莊・文二子とすると、世代關係は

鮑敬叔――鮑叔牙―聖叔―又成惠叔――遵仲――𬴃（牽）

となり、𬴃は叔牙の玄孫にして鮑莊子、兄弟とは莊・文二子となる。又成は一種の廟號なのであろう。

鮑氏は桓公前六八五～六四〇のときすでに大族で桓公の擁立者であつたが、齊靈八年前五七四には莊子が殺され、魯に去つて施氏の臣となつていた文子が迎えられている。文子が魯に赴いていた事情はよく知られないが、「保盧兄弟」という語に意味があるように思われる。子佳は子姓。文獻に習見する。

𩰫叔又成、勞于齊邦、侯氏易之邑二百又九十又九邑、與□之民人都鄙、侯氏從造之曰、世萬至於辝孫子、勿或俞改、𩰫子□曰、余彌心畏忌、余四事是台、余爲大工厄・大吏・大徒・大宰、是辝可事、子孫永保用

銘の後半。先世の功によつて下賜された領邑と人民の保有を確認する旨の命をしるし、四事の職に從つて辟事することを誓う。又成は𩰫叔の廟號。積微居に成事の意とするも、又成惠叔と同じ。また郭・楊何れも𩰫叔を惠叔とするが、鮑氏の家は鮑叔より興つたもので、齊邦に勳あり、領邑人民を賜うたのもその人であろう。ゆえに齊侯が卽位に當つて、「世萬至於辝孫子、勿或俞改」という本領安堵の命を告げ、大工厄以下の職を與えることをいう。俞を大系に琢の側視形とするが、俞は余の字に舟、すなわち盤形をそえ、余（針）を以て惡血を取り治癒する義で癒の初文。轉じて渝の義に用いる。大工厄は工正で制作のことを掌るものであろうが、𩰫氏はもと皮革を業とする職能者の棟梁であつたのであろう。

訓　讀

これ王の五月初吉丁亥、齊の辟たる鮑叔の孫、遵仲の子𬴃、子仲姜の寶鎛を作り、用て侯氏の永命萬年を祈る。𬴃、その身を保ち、皇祖聖叔・皇妣聖姜と、皇祖又成惠叔・皇妣又成惠姜、皇考遵仲・皇母に用て享し用て孝し、用て壽老にして死すること毋く、わが兄弟を保ち、用て考命彌生を求む。肅〻たる義政、わが子姓を保たんことを。

鮑叔又成、齊邦に勞あり、侯氏、これに邑二百又九十又九邑と、□の民人都鄙を賜ふ。侯氏從つてこれに告げて曰く、世萬、辝が孫子に至るまで、渝改すること或ること勿からむと。鮑子□曰く、余、彌心畏忌し、余四事をこれ以ひん。余、大工厄・大吏・大徒・大宰と爲り、是を以て事ふべしと。子孫永く保用せよ。

參　考

巻四　三八三～三八四

齊の世卿に高・國・崔・慶・隰の諸氏があり、鮑氏はその間に交つて十餘世を保つ大族であつた。本器によると、聖姜・惠姜・子仲姜と歷世齊と通婚しており、特別の家柄とされていたのであろう。ただ左傳や國語には鮑叔と莊文二子のことがみえ、その間百年のことは蹤迹をえがたい。家柄の關係で、國政の表面に立つことがなかつたのであろうと思われる。莊文二子について、左傳成十七年前五七四に次のような記事がある。

齊慶克通于聲孟子、與婦人蒙衣、乘輦而入于閎、鮑牽莊子見之、以告國武子佐、武氏召慶克而謂之、慶克久不出、而告夫人曰、國子謫我、夫人怒、國子相靈公以會、高・鮑處守、及還將至、閉門而索客、孟子訴之、曰、高・鮑將不納君、而立公子角、國子知之、秋七月壬寅、刖鮑牽、而逐高無咎、無咎奔莒、高弱以盧叛、齊人來、召鮑國文子而立之、初鮑國去鮑氏、而來爲施孝叔臣、施氏卜宰、匡句須吉、……鮑國相施氏忠、故齊人取以爲鮑氏後

すなわち齊靈の八年、高・鮑二氏は慶克の譖を受けて追われ、魯に去つていた鮑文子が迎えられている。器銘に「保盧兄弟」というのはそれより以前のことであろうが、特にこの語を著けていることに意味があるとすれば、そういう危惧が豫見されるような事實があつたのであろう。不幸にしてそれが事實となつたものと思われる。

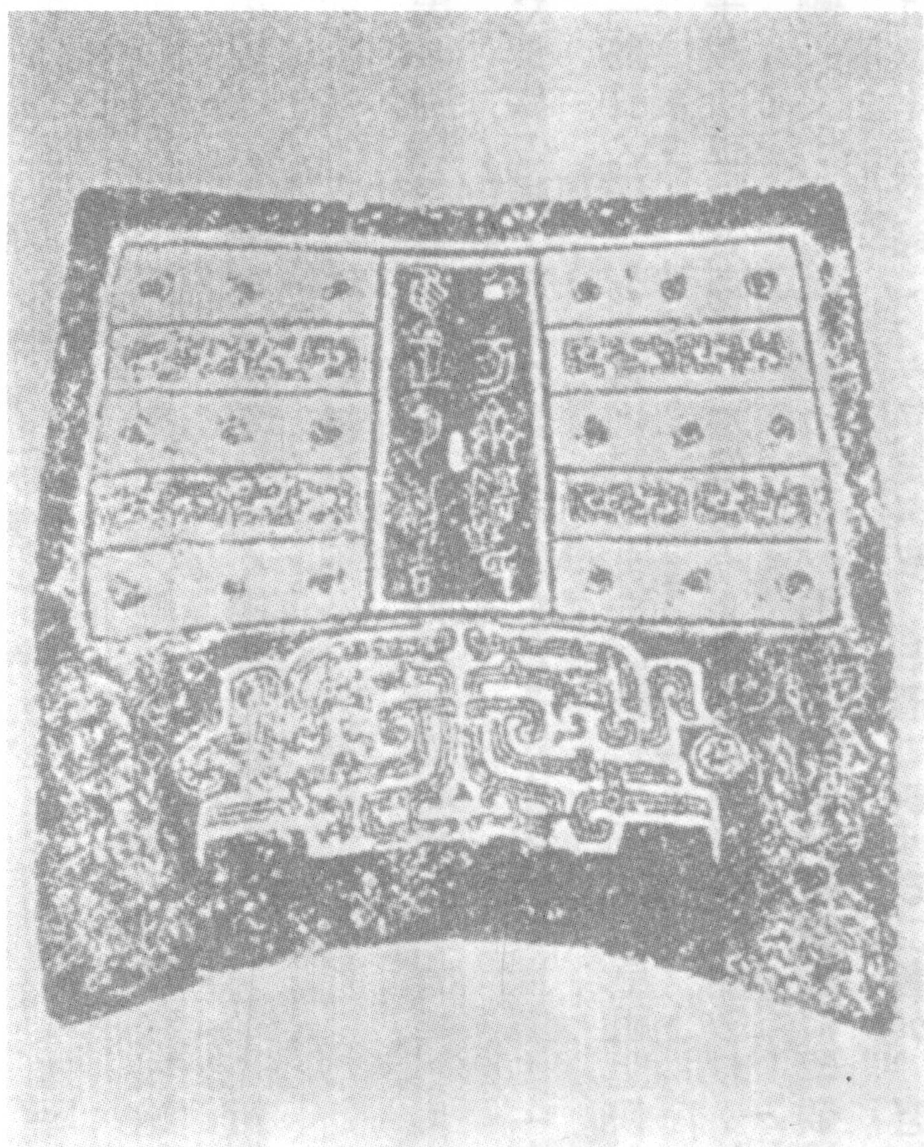
このような本領安堵、官職の認證は、新公卽位の初年に行なわれるのが通例であり、文中の兄弟が鮑氏の莊文をさすとすれば、器は靈公四年前五七八の器となる。その五月五日に丁亥がえられる。他には頃・靈の初年に五月初吉丁亥の日を求めえないようである。

このことは、器の銘文のうち、䰒の字を剜去しようとしたらしい形迹のあることと關聯していよう。もし器が靈四年の制作であるとすれば、莊子は後四年、慶氏の譖を受けて殺され、國外にあつた文子が招還されて鮑氏をついでいる。器銘は子仲姜を祀る器として作られ、齊侯の永命眉壽を祈ることをいうものであるから毀滅を免れたが、作器者の名はその刑死後に删去を受けた。もし右のような事情を想定しうるならば、作器者の名である䰒は、文獻にみえる牽であろう。左偏は素、金文に縮の左偏をその形に作る。素索はおそらく聲義に關係のある字で、牽は索の誤傳と思われる。また器が山西榮河の后土祠旁から出土したのは、その後の事情によるものであろう。鮑氏はのち、哀六年前四八九陳氏と謀つて國・高二氏を逐い、また八年前四八七、悼公の廢立を謀つて潞に移され、その地で殺されている。潞はかつて備侯が拘囚された地で、齊の邊邑である。鮑氏が齊に滅んだあと、その族はおそらく遺器を奉じて山西に去つたのであろう。この器が山西から出土しているのは、そのような鮑叔子孫の運命を、語るものがあるように思われる。文に韻讀あり、年・身眞部、死・弟脂部、生・政・佳耕部、鄙・子・改・忌・台・吏・宰・使之部の四韻を用いている。

周存に「張文襄・吳中丞輩、均有釋文、原拓至希、曾見友人藏一本、有印十餘、一曰、天下第一寶器、蓋傳世古鐘文字、無多於此者、宜當時推許、過於盂克二大鼎云」とあり、拓本も貴重とされた。二玄に收めたものは、吳中丞の手拓である。なお䨿氏の器に䨿氏鐘がある。

䨿氏鐘

著錄　貞松・一・一五　大系・二五二　三代・一・四二　山東・齊・一〇



文五四、左行。陽面鉦部より右鼓、陰面をめぐつて陽面左鼓に終る。文にいう。

隹正月初吉丁亥、齊䨿氏孫□、睪其吉金、自乍龢鐘、卑鳴攴好、用享用孝、于台皇且文考、用匽用喜、用樂嘉賓、及我倗友、子〻孫〻、永保鼓之

器影を存しないが、篆・鼓の文様は䰒鎛のそれよりもむしろ古い。大系にいう。

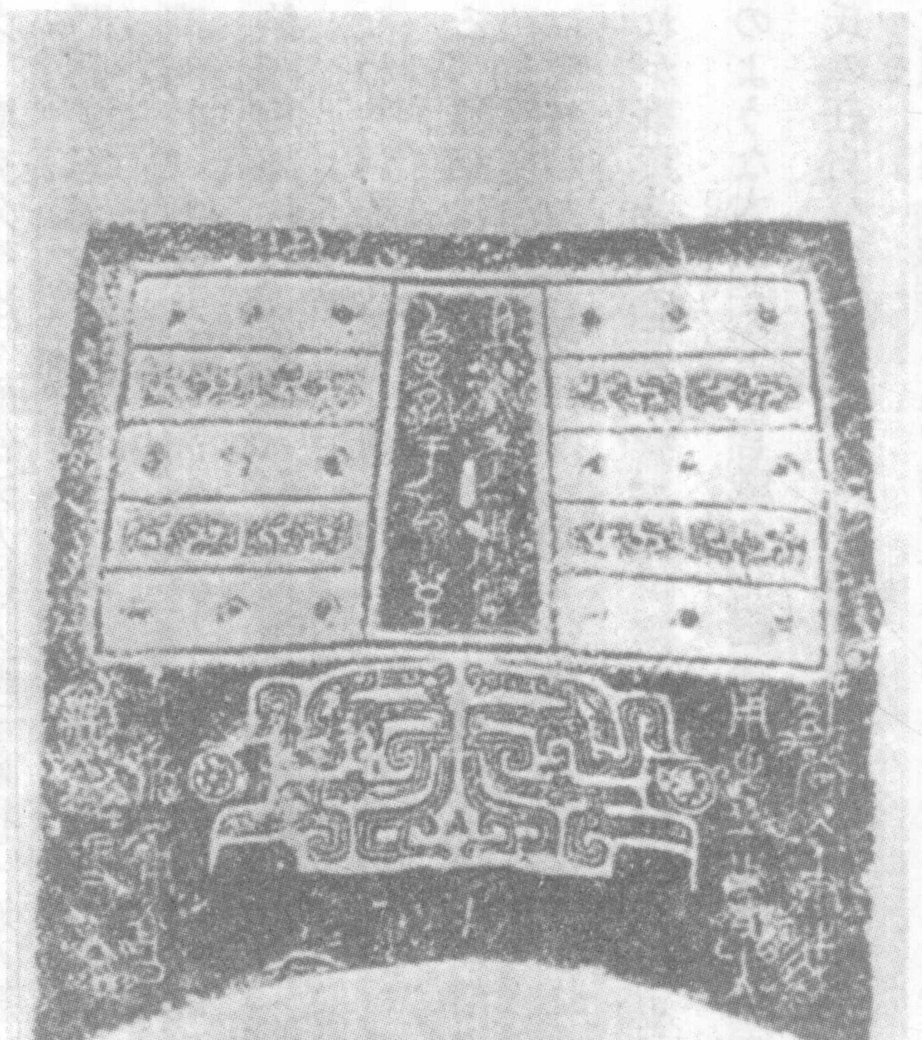
䨿氏卽䰒鎛䨿叔之後也、攴字舊釋爲及、按此字分明攴字、攴讀普木切、段玉裁以爲卽扑字、此處當讀爲頃或薄、言甚好也、倗友字原泐、余初補爲庶士字、今諦審拓本、尚有殘痕可辨、改訂爲朋友、銘末鼓字、拓本中尚有支旁殘畫、可辨、韻讀好・孝・考、幽部、友・之、之部

正月初吉丁亥は、䰒鎛と同様、齊靈の四年前五七八の正月三日に丁亥があるが、この器の文様は篆部に變様の虺文、鼓部の象鼻形を含む花文など、楚王領鐘に近く、文様の上では䰒鎛よりもいくらか舊い形式である。文は

これ正月初吉丁亥、齊の鮑氏の孫

□、その吉金を擇び、自ら龢鐘を作る。鳴ることはなはだ好からしめ、辝が皇祖文考に用て享し以て孝せむ。用て匽し用て饎し、用て嘉賓及び我が倗友を樂しましめむ。子〻孫〻、永く保ちてこれを鼓せよ。

䰒鎛と同年の器としては、器制・銘辭の上に差異がありすぎるので、あるいは一世代遡らせうるのではないかと思われる。頃公元年前五九八には、



置閏の關係によつて初吉丁亥を求めうる。䰒鎛のように、特にその世系を誇るところはない。

二一七、洹子孟姜壺

器名　「齊侯壺」攈古　「齊侯罍」兩罍　「齊侯中罍」筠清

時代　「齊莊公三年前五五一以後」研究　「齊景公三年前五四五以後」大系新版

收藏　一、「舊藏蘇州曹氏懷米山房」兩罍　「蘇州貝氏藏」筠清　「舊藏兩罍軒」窓齋　「廬江劉健之觀察藏」周存　「一九五五年、移交中國歷史博物館陳列」上海　二、「儀徵阮氏舊藏、後歸歸安吳氏平齋」周存

著錄

器影　一、懷米・下・一三　兩罍・五・二　周存・五・三七　大系・一八六　二玄・四三九　上海・七五　二、兩罍・四・二　周存・五・三六　大系・一八七

銘文　一、筠清・二・三七　窓齋・一四・四　攈古・三之三・二六　從古・一〇・二五　奇觚・一八・一六　周存・五・三七　研究・下・六一　大系・二五五　綴遺・一三・二七　三代・一二・三四　小校・四・一〇一　二玄・四三八　上海・七五　二、筠清・二・二四　攈古・三之三・二三　從古・一〇・一七　窓齋・一四・二　周存・五・三六　研究・下・六二　大系・二五六　綴遺・一三・一二　三代・一二・三三　小校・四・一〇〇　河出・二八三

考釋　餘論・三・四一　賸稿・五一　研究・下・五九　大系・二一二　積微居・五二

器制　器二。第一器は上海に器影を録し、「器高二三・一、口徑一三・四、腹徑二一・六、底徑一八・六、腹深二七・七糎、重五・八瓩」とその尺寸をしるしている。第二器も器制・尺寸殆んど同じく、雙器である。器腹の膨らみの大きな壺で、器には三層に分つて各〻波狀文を飾る。器足は虺龍文のようである。左右銜鐶、獸頭の兩角に特徵があり、器制は全體において曾伯陭壺通考・七二に近い。兩壺とも蓋を失なつているが、おそらく曾伯壺のような蓋があつたのであろう。その蓋には蓮瓣形の飾がある。



洹子孟姜壺

銘文　第一器一九行一四三字、第二器一九行一六五字。第二器には誤脱や重複があり、そのため字數は異なるが、もと同文である。いま第一器の文による。

齊侯女𤳳、聿喪其殷、齊侯命大子、乘遽來敂宗伯、聽命于天子、曰、期則爾期、余不其事、女受冊歸、

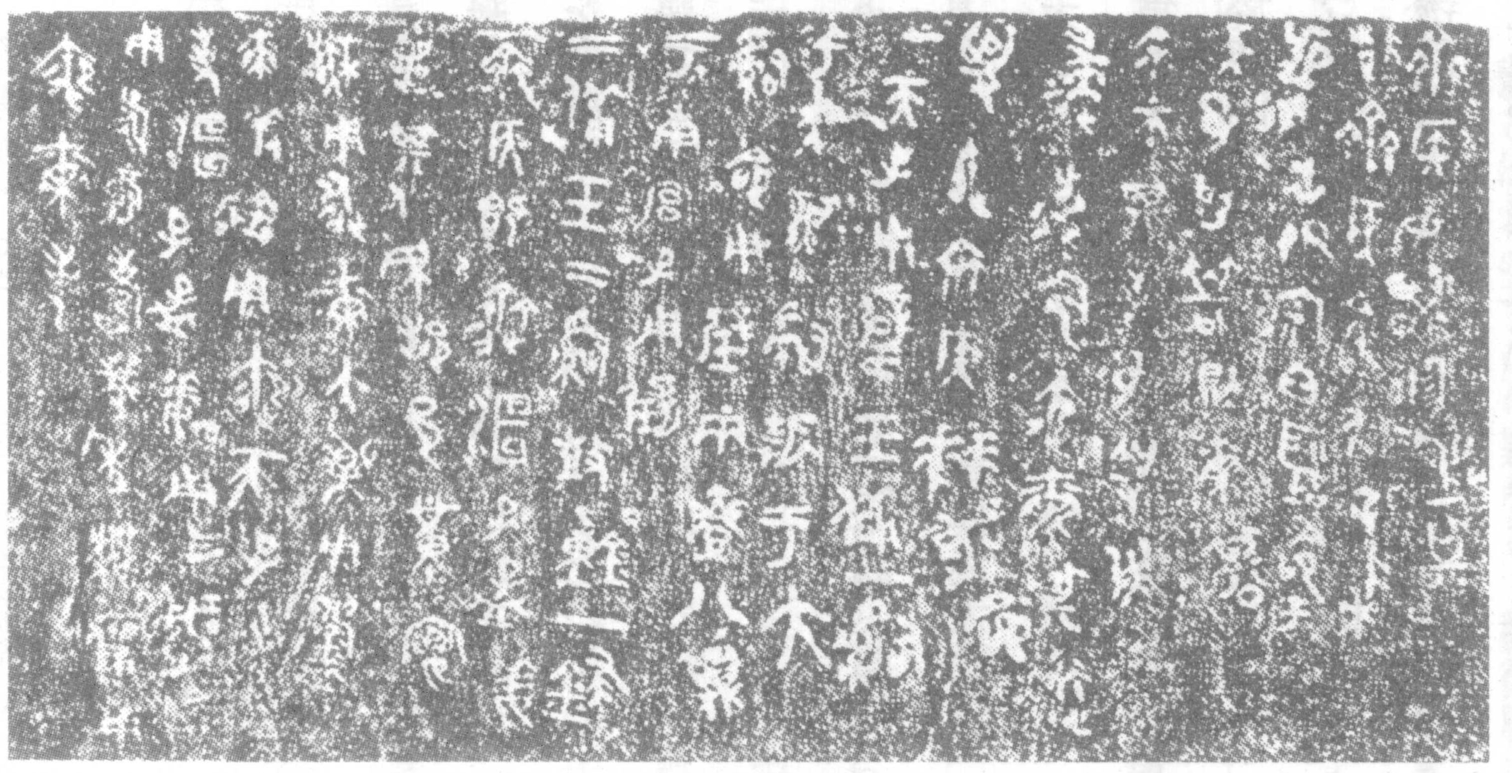
遄□御、爾其遵受御、齊侯拜嘉命

「齊侯女𤳳」は第二器に女字なく「齊侯𤳳」とあるため、舊釋に𤳳を器名と解して齊侯罍とし、また第一器銘をも綴遺に「齊侯、汝𤳳」とよむなど諸説あるも、「齊侯之女」にして𤳳はその人の名である。聿は肆。その字は多く肆に作られるが、鐘肆の字を郘鐘に聿を作り、聿は肆の省文とみてよい。餘論にこの句を「爲喪其就」と釋していう。

喪、吳大澂釋爲喪字、得之、舊並釋爲器、非也、末字疑就字、舊釋爲獻、亦誤、審校前後文義、疑𤳳爲齊侯女名、蓋爲陳桓子妻、卽後文之孟姜也、此器爲孟姜喪終時所作、對君言之、故不諱其名也、云爲喪其就者、猶言其喪已終、

爾雅釋詁云、就終也

これに對して郭氏の「齊侯壺釋文」研究下冊に、爲を希にして「齊侯女之名乃𤳳希」と解したが、のち希を聿にして「詞也」と改めている。また孫釋の就は殷。その字を就の義に用いる例もあるが、本銘では舅に假借するとして、「殷就



舅、同在幽部、殷可假爲就、故亦可以假爲舅、舅於古亦無定字、士昏禮記、贊見婦于舅姑、注云、古文舅皆作咎、又晉語舅犯、其於荀子等書作咎犯、是則舅咎可通假、則舅殷亦可通假矣」といい、首句を「齊侯女𤳳希、喪其殷」とよみ、のち「聿喪其殷」と改めている。殷は陳肪殷に「用追孝於我皇殷」とあり、考と通音にしてその義に用いる。舅はおそらくその轉音、ゆえにまた舅の義にも用いるのであろう。上海に殷と字形異なるとするも、器銘の字體には結構の嚴密でないものが多く、齊侯の服喪をいう銘辭の內容からみて、舅の義と考えてよい。

孟姜の舅たるものを、大系に「桓子之父田文子也」とし、「文子于莊公三年魯襄二十二年秋、曾諫齊侯厚禮欒盈之非、莊公在位僅六年、則文子之死、當在進諫後之一二年間、本器之年代、卽可準此而判定矣」という。のちまた新版において説を改め、齊侯を景公にしてその初年の器とするが、舅を田文子とする點においては異なるところはない。舊釋には、齊侯の女の喪と解する説が多いが、下文に「洹子孟姜、用乞嘉命」とあり、孟姜の喪をいうものでないことは明らかである。

「齊侯命大子」の齊侯は、洹子孟姜がその舅を喪なつたという上文によつて、おのずから推定される。郭氏ははじめ莊公と解したが、次の景公の初年になお田文子は存命であるから、新版では景公とする説を出しており、田文子の名が左傳にみえる景公三年前五四五より以後であるという。景公の在位は五十八年に及んでおり、その太子が齊侯の使者として公的な行動をなしうる時期は、卽位後ある程度の年數を經てからのこととみられる。太子は第二器に夫子に作るが、夫大を通用する例が

ある。孟姜の嫁した陳桓子無宇が政治面に名をあらわすのは、左傳襄六年前五六七、萊の宗器を襄公に獻じたときにはじまり、廿四年前五四九楚に使したころには、齊の重要な人物となつていたであろう。そして昭十年前五三二に功成つて退隱を求め、左傳に「陳氏始大」としるしている。これらの關係を綜合して、ほぼその時期を推すことができる。

乘遽の二字は、第二器によつてその字形を確かめうる。餘論に「周禮行夫、掌邦國傳遽之小事、鄭注云、傳遽若今時乘傳騎驛而使者也、周制、凡有事急、行則乘傳遽、此齊侯命田氏子、乘遽至周、請命于天子也」という。大子とは齊の大子であろう。來敂は字様になお疑問があり、郭氏は「載句宗伯」と釋して、載は語詞、句については文選に「史記劉敬叔孫通傳、臚句傳、索隱引蘇林、下傳語告上爲句、得之、按漢書叔孫傳注、亦引此解」という。積微居に餘論によつて「來敂宗伯」と釋するも説なし。字は來と釋するのがよい。天子の聞に達してその命を承けることをいう文であるから、來という。また敂字の解は、文選の説で通ずる。巩告の意であろう。餘論に「來敂宗伯、謂來問禮官也」というが、單なる問禮でなく、持服について命を天子に請うものであり、宗伯にその奏請を求めるのである。ゆえに「聽命于天子」という。その問辭は錄されていない。下命の語によつて考えると、それは持服の期間に關する問題のようである。

曰以下は天子の荅辭をいう。「期則女期、余不其事」とは、期服を行なうことを許す意である。餘論に、それは短喪を求めたものであるとして、

時桓子葢先卒、後文稱謚、可證、於禮、父亡則爲母服齊衰三年、父存則爲母服期、田氏子、本宜

服三年、以欲短喪、故假王命、以成之、齊侯乃使敂宗伯禮官、爲請命于天子、而天子卽許其持服、故云、曰期則爾期、言從王命斷喪也

と論じている。洹子孟姜がその舅を喪つたので、その子は當然齊衰三年の喪に服すべきであるが、これを期、すなわち一年の持服とすることについて、齊侯が田氏に代つて天子の命を請い、その聽許をえたとするのである。しかし當時田氏は齊侯の臣であり、天子よりいえば陪臣であるから、その陪臣の妻たり母たるものが齊侯の女であるとしても、その持服について遠く天子の聞に達することはありえないし、またその喪服を禮制に反して短縮することを奏請することも、考えがたいことである。これは、齊侯自らがその女の舅たる田文子のために服喪することについて、特にそのことを報告し、許可を求めたものとすべきであろう。積微居にいう。

請命天子者、乃齊侯自爲陳文子服喪之事、此不須他證、第由下文天子荅語、可以知之、曰、期則爾期、期、何孫二君釋爲期服、其說碻不可易、第何氏子貞、說見東洲草堂金石跋卷壹謂、齊侯爲孟姜持服、孫氏以持服之人、屬之于田氏子、則皆非是、齊侯請命、天子荅之曰、期則爾期、爾、爾齊侯也、葢君之於臣、本無服也、而齊莊公、以寵陳桓子之故、欲爲其父文子之喪持服、以古禮言之、諸侯絕期、莊公之請服也、不請大功以下、而請期服、凡此皆於經傳所云古禮不合、莊公葢亦自知之、自知之、而不能自已、則恐驚世駭俗、爲群臣及天下所非、故特請命于天子、以爲己之根據、期則爾期、猶云爾欲期服、則期服耳、此簡單四字之文句、已透露當時之消息而有餘、葢天子亦不以爲是也、必知當如此者、下文云、齊侯既遭洹子孟姜喪、其人民都邑堇宴舞、用從縱爾大樂、洹

子孟姜喪、猶言洹子孟姜家之喪、遭與濟同、止也、若持服之事、不屬於齊侯、文安得云既止洹子孟姜之喪乎、且惟齊侯有服、故止服之前、人民都邑、不敢宴舞縱樂、若持服之事、屬於田氏子、文不可通矣、或疑齊侯爲臣持服、與古禮不合、抑思春秋之世、君臣之所爲、與古禮不合之事多矣、不必以此爲疑也

楊說によると、洹子孟姜の家の喪のために、齊侯がその私服を天子に求めたとするのであるが、作器者は文末にしるすように洹子孟姜であり、齊侯が天子に命を請うたのは、その私服のことではない。田氏の葬を公葬とし、齊侯自らもその喪に從うために、例外的處置として期の喪を行なうことを、天子に請わしめたのである。公事として喪葬のことを行なうのであるから、請命ののち、服喪のことは他の列國にも通告されたことであろう。

この請命に對して、「期則爾則、余不其事」という回答が與えられた。期すなわち一年の公的な服喪という申請に對する、承認の回答である。禮制の規定にないことであるから、「期則爾期」という表現となつているので、それは必ずしも譏詆の意を含むものではない。また「余不其事」とは、王室においても齊を服喪中の取扱いをするという意である。一言にしていえば、田文子の死は國葬の禮で葬られた。その服喪の期間を一年とすることについて、齊侯から天子の聽許をえたのである。服喪中は對外の儀禮も、その扱いをしなければならない。天子の辭はなおつづく。女とは、傳乘して使している齊の太子をさす。受册とは、この事に關して、册命を以て許可を與えるのであろう。遄は遄。餘論に字を傳と釋し、「似謂嗣父之職事、歸傳受御者、命其急歸、嗣而受事御」の意で事御は御事と同じとするが、餘論は田氏の子に家の嗣襲を命ずるものとみており、全文の理解が異なる。この部分は、齊侯から申請された田文子公葬の許可を、速かに傳達し、また天子より賻賵として賜うたものを薦供せよという。御とは賻賵の意であろう。公葬を許可するとなれば、賻贈が必要である。

「爾其遄受御」の爾は、上文の女と用字が異なる。上文の女は齊の太子である。また「期則爾期」の爾は齊侯を指す。齊侯とその使者とに用いる二人稱を、區別しているのである。從つてこの句は、齊侯に對するものである。餘論に遄を劑にして斷葬の意とするが、遄の意。その御を受領に出向せよというものであろう。おそらく御を賜うときの慣用の語で、もとより薦御のものは、太子がこれを奉じて歸還したものと思われる。ゆえに「齊侯拜嘉命」の語を以てこれを承ける。公葬の許可と賻贈を與えられたことに拜謝し、これを嘉命という。

于上天子、用璧玉備一𤔲、于大無𤔲誓于大𤔲命、用璧兩壺八鼎、于南宮子、用璧二備玉二𤔲鼓鐘一肆

田文子の喪葬に當つて、齊侯の祀るところをいう。公葬であるから、殯葬に際して諸神を祀り、その薦供するところをいう。上天子・大無𤔲誓・大𤔲命・南宮子はみな諸神の名。大系にいう。

上天子者、上帝之異稱、此因天子已失去天之子之本義、單用之如帝如皇也、大無𤔲誓、無當是巫、與楚詛文之大神巫咸、殆是一事、齊侯拜嘉命以下數語、乃平列、其公式爲于某神用某物、因知于大無司誓于大司命、乃是于大巫司誓與大司命也

楚辭の九歌に東皇太一・大司命・小司命などの祭祀歌がある。諸神は天宮にあり、南宮子はあるい

はその屬であろう。また大無𤔲誓は、神巫として祀られているものであろう。上天子は最も尊貴なるもので、玉のみを奉ずる。備は盛玉の器。南宮子には璧二備・玉二𤔲という。上天子に璧玉備一𤔲というのは、璧一備・玉一𤔲の意であろう。王國維の釋珏朋集林・卷三に「古者玉亦以備計、卽珏之假借、璧二備卽二珏也」とみえるが、楊說にこれを非とし、「古人玉以珏計、璧則絕無以珏計者、葢珏象玉之相連、璧爲大玉、不得以系相連束也、謂此備字、乃𤤷之假字、說文珏部云、𤤷、車等間皮篋也、古者使奉玉、所以盛之、从車珏、讀與服同、𤤷讀同服、而服備古音同、字多通用、故銘文假備爲𤤷也、玉一𤔲者、𤔲假爲笥、璧二備・玉一𤔲、備𤔲皆以盛器言之、上下文正相類」といい、左傳哀二十年「與之一簞珠、使問趙孟」の例を引いている。

大無𤔲誓と大𤔲命には璧と兩壺八鼎を用いる。この二神は、九歌の大司命・小司命のように一組をなす神であろう。壺・鼎を供えるのは、酒食を供薦するものであろう。人命の死生・長短を司る神のようである。また南宮子には璧・玉のほか、樂器として鼓鐘一肆を用いる。おそらく死者の赴くところの神なのであろう。祖靈を祀るに鼓鐘を以てするのである。玉・璧・鼓鐘を用いるのは、招魂の意である。

齊侯既遭洹子孟姜喪、其人民都邑、堇宴舞、用從爾大樂、用鑄爾羞銅、用御天子之事

餘論にいう。「按遭亦當訓爲斷、此陳氏私喪、齊侯既以王命、許其短喪、此又云、洹子孟姜喪、知女甾卽孟姜矣、堇謹通、其人民鄙邑、謂田氏私邑、上文、田氏子自制樂舞、此私邑亦於喪終作樂、故謹宴舞、明上下皆擧盛樂、故又云、用從爾大樂、從亦縱之假字」。すなわち短喪のこと終り、大

いに舞樂を興す意とするものであるが、上文に齊侯が田氏の喪に當つて天上の諸神の祭祀を行なうことをいい、この條では、田氏より齊侯に對して、その殊禮を謝する意を述べたものと解される。遵は濟終の意であろうが、齊侯が田氏の喪に泣んで、その禮を行なうをいう。其は田氏。宴は要に從う形であるが、窓齋に宴と釋する。宴の異文とみてよい。堇は謹。「其人民都邑、堇宴舞、用從爾大樂」の爾は、齊侯をいう。すなわち齊侯の親祭を受けて、田氏の人民都邑があげてこれに參加する意である。また末二句「用鑄爾羞銅、用御天子之事」の爾も、齊侯を指す。文中の爾はすべて齊侯を指し、齊侯は天子の語中においても、田氏の立場から述べられている文においても、すべて二人稱の爾で示されているのである。

羞銅について、大系に同瑁の同と解していう。

羞銅者、卽書顧命、上宗奉同瑁之同、白虎通爵篇引作銅、鄭玄解同爲酒杯、書傳襲之、以同爲爵名、吳志虞翻傳注引翻別傳、大反鄭說、謂同乃冃字之譌、又云、馬融訓注亦以爲、同者大同天下、今經益金、就作銅字、詁訓言天子副璽、今此器爲壺、而銘之以銅、用知古者壺有銅名、省之則爲同、酒器之鍾、盛算之中、均是一音之轉變、顧命之同、實當是壺、蓋卽盛算之中、有簡册盛于其內、鄭玄訓爲酒杯、雖失尚不甚遠、若馬融虞翻及副璽之或說、均是臆必之見

郭氏は羞銅と本器の壺とを一物と見なしてこの論を立てているのであるが、羞銅については「用鑄爾羞銅、用御天子之事」とあり、爾は齊侯、羞銅は齊侯への獻器である。ゆえに「用御天子之事」という。天子への禮に用いるものは、諸侯の器でなくてはならない。從つて、この文によつて同・壺の同一を證しうるものではない。同は祼鬯に用いるもので、壺とはおのずから異なる。積微居に文末の句を「用御天子之吏」と釋し、「御者、詩小雅六月云、飮御諸友、謂享宴也、孟子梁惠王篇以御于家邦、趙注云、御享也、毛傳訓進、其義隔矣、吏使古爲一字、御天子之吏、謂享宴天子之使者也、筠清卷五申月望鼎、用夙夕御公各、御字與此義同也」という。しかし本器の銘末にはまた「御爾事」とあり、文例同じ。使と解しては文義を成さぬところである。この羞銅は、この齊侯親喪のことを紀念して、齊侯に獻ずるためのものとしなければならない。

洹子孟姜、用乞嘉命、用旂眉壽、萬年無疆、御爾事

孟姜の恩謝の辭を述べるが、作器のことはしるされていない。すでにこの壺に銘する文であるから、そのことは言わずして明らかである。積微居にいう。「郭君謂、洹子孟姜爲生人之稱、陳無宇生時卽稱洹子、其說是也、史記田敬仲世家云、於是田常復修釐子之政、以大斗出貸、以小斗收、齊人歌之曰、嫗乎采芑、歸乎田成子、此爲當時歌辭、且芑子爲韻語、此陳洹生時、卽稱田成子之確證、成子爲洹子之孫、事齊簡公」。左傳には生時に謚を賜う例も多くみえ、洹子が生稱であることは疑ない。嘉命は上文の「齊侯拜嘉命」と同じ語であるが、ここでは靈命の意であろう。祝嘏の辭である。齊侯の親喪をえたのに對えて「御爾事」という語を以て結んでいるが、虢叔旅鐘に「御于厥辟」「御于天子」というに同じ。洹子孟姜の名において、齊侯への服事を誓う語である。

訓讀

齊侯の女䨓、肆にその毀舅を喪ふ。齊侯、大子に命じて、乘遽して、來りて宗伯に敂げ、命を天子に聽かしむ。（天子）曰く、期ならば則ち爾期とせよ。余はそれ事とせざらむ。汝、册を受けて歸らば、遄かに□御せよ。爾齊侯それ遵りて御を受けよ（と告げよ）と。齊侯、嘉命を拜す。南宮子に、上天子に、璧玉備（珥）一嗣を用ふ。大無嗣誓と大嗣命とに、璧・兩壺・八鼎を用ふ。南宮子に、璧二備・玉二嗣・鼓鐘一肆を用ふ。

齊侯、既に洹子孟姜の喪を遵ふ。その人民都邑、宴舞を謹しみ、用て爾の大樂に從へり。用て爾の羞銅を鑄る。用て天子の事に御ひよ。

洹子孟姜、用て嘉命を乞め、用て眉壽を祈る。萬年無疆にして、爾の事に御へむ。

參考

器銘は壺口の內部に加えられており、打拓に困難なこともあるが、第二器のごときは誤脫重複が著しく、字迹も兩器を通じて奄落庸劣、殆んど僞刻かと疑われるほどである。しかし二器の銘を合わせて彼此校覈し、ほぼその文義をたどることができる。

器は早く出土し、銘文中喪制に關するものがあるため、特に注目を受け、筠清・攈古・從古・兩罍・奇觚・窓齋・綴遺など、みな長篇の考釋を試み、また孫詒讓・郭沫若・楊樹達の諸家にも專釋がある。郭氏の釋文に「爲之攷釋者、類能旁徵博引、出史入經、累牘連篇、飛毫舞墨、然而求其說之足以令人心安者、殆未有見也」研究下 といい、餘論の考說を舊說中の代表的なものとし、さらにこれに剖析を加えて釋文を試みている。しかし郭釋も、器銘にいうところを、短喪について、齊侯が田氏に代つて奏問するものと解したため、なお文旨に達しないところが多い。楊說はこれを、齊侯自身の服喪について、天子の聽許を求めたものと解しているが、その說はよく文旨に合う。楊氏はいう。「余去歲一月、讀此器銘、粗有所見、嘗撰跋一篇、釋期爲期服、與何孫二家說暗合、於時未得參稽二家說也、頃來得見諸家之說、因知孫郭二君各有發明、亦復互有得失、而余去歲所爲文、仍自覺其不可易、余旣兼採諸家之說、復頗有異同、乃取舊稿、增益爲此文焉」。楊說は田氏短喪の舊釋を改めて齊侯の持服のことをいうと解し、文義はこれによつて甚だ疏通をうるに至つたが、文の第三段を舞樂を禁ずる意とし、御事の事を使と釋するなど、なお訂すべきものが數事あり、それらのことはすでに考釋中にふれておいた。

器の制作の時期は、陳文子無須の喪事に關するものであるから、おのずから推定される。左傳には、襄公二十八年、すなわち齊の景公三年前五四五、慶封の亂のときにおける、陳文子・桓子の行動が詳しくしるされており、桓子の母は重病であつたが、文子は景公を擁して無事に危急を脫するはたらきをしている。その死は、おそらくなおかなり後のことであろう。またこの器において、王室に赴告した景公の太子の年齡などを考慮に加えると、おそらく前五四〇年前後まで下るのではないかと思われる。桓子が退隱を求めたのは、前五三二年である。文子の喪が行なわれた當時、田氏專權の勢はすでに成つており、それで孟姜の出自の家である齊侯は、公葬の執行を王室に奏請したのであつた。孟姜はおそらく靈公の女、莊・景とは姉弟の關係であろう。

郭・楊二家は齊侯を莊公と解したが、郭氏はのち左傳の記事に氣づいて景侯說に改め、孟姜については、「景公乃莊公之弟、其女盏在莊公時、已適田桓子也」という。景公は在位五十八年、即位前にその女を嫁したとすれば、即位のとき少くとも三十五歲前後とみなければならず、年齡計算上著しく無理を生ずる。おそらく莊・景の父である靈公の女で、景と同輩の人であろう。洹子が退隱を求めたのは、景公十六年のことである。そのことからいえば、孟姜はさらに一代遡って、頃公の女とする可能性もある。それならば景侯の伯母である。頃侯の庶政改革のとき、舊族の勢力を抑制するために、陳氏と結ぶような政策がとられることもあつたであろう。何れにしても、景公はその姉あるいは伯母たる孟姜のために、この公葬を執行したのであるが、これによつて田氏との結合は不動のものとなつた。積微居に、世家の「田桓子無宇、事齊莊公、甚有寵」の文を引き、「他日田氏之簒齊、實齊莊公啓之、銘文之說明史實、盏歷〻如繪矣」と稱するが、莊公はなお幼弱で沒しており、田氏と通婚を謀つた頃・靈のとき以來、田氏僭上の勢はすでに用意されていたものといえよう。

この兩壺は雙器であるが、出土以來曹・阮二家の分藏するところとなり、のちまた合せて吳雲の藏に歸した。周存金說に「退樓得此後、以兩罍名軒、今此器歸廬江劉健之觀察、由分而合、又由合而分矣」という。兩罍軒には卷四・五をこの兩器に充て、詳細な考釋を加えたが、その文は郭氏のいわゆる「累牘連篇、飛毫舞墨」に近く、殆んど歸趨をうるところがない。しかしこの兩器を收めた吳氏の得意の情は、これによつても察せられる。兩器の釋文の末にいう。

右齊侯罍二器、一爲揚州阮文達公藏、一爲蘇州曹秋舫載奎藏、現在均歸余齋、當年文達獲此罍、自謂得之最後、翫之最久、繪圖刻石、一再攷釋、繼以詩詠、珍爲大寶、一時海內知名之士、如許印林・龔定庵・吳子苾・朱椒堂・張尗未・何子貞諸公、各有釋文、而陳頌南二篇、最爲賅博、余昔著二百蘭亭齋金石記、專以陳氏所釋爲準、僅附拙見於後、亦間采他家著錄、近日陳壽卿太史、寄來釋阮器文一篇、意義新確、擬彙諸家所釋、並合兩器篆文、校其同異、逐字攷證、別編專集、以公同志之好、茲則但就銘篆所有、而陳氏釋爲闕文者、補正之、不復參以鄙說、他家所釋、亦不復屬入云

すなわち圖釋に錄するところは陳頌南慶鏞の考釋で、銘文の要旨を「此器蓋齊侯朝于王、王爲立樂、因報聘于齊、陳氏爲作韶樂、祭於廟、以迎天子之賓、而行饗禮之事也」と解する。以下二萬言に近い考釋が加えられている。その後また綴遺・郭釋など、みな長篇の文であるが、これらの考釋は、そのまま金文學の展開の方向を示すものともいいうるものである。いま初期考釋の一例として、窓齋賸稿の文を錄しておく。

是器舊說爲齊侯罍、非也、以器之形制言之、則壺也、首行䨻希、則齊侯名也、文之可讀者、曰喪其都、喪其人民都邑、紀齊侯失國之事也、曰齊侯拜嘉命、曰齊侯既躋洹子孟姜、似陳氏簒位之詞也、曰期則爾期、余否其事、則不然之詞也、天子不以爲可、而曰爾其躋受御、迫于不得已之擧、非周王之本意也、用璧備玉兩壺八鼎鼓鐘、政以賄成也、曰勤宴無用、廢立之飾詞也、曰從爾大樂、僭用韶樂、假君命也、詞意之牽强、名不正、言不順也、文字之草率重複、似倉猝之制作也、合兩壺觀之、文多可識、左氏定四年傳、惎閒王室、此云、期則爾期、似兼忌與毒亡意、周禮宗伯、以

九儀之命、正邦國之位、七命賜國、八命作牧、九命作伯、皆宗伯所掌、陳氏欲廢立其君、故必先告宗伯也、大舞卽大司樂所教之六舞、或當時大司樂之通稱也、嗣誓卽司盟、掌盟載之灋、大嗣命卽典命之職、陳氏有僭用韶樂之志、故賂大司樂也、邦國有疑、司盟掌其盟約、故賂嗣誓也、上公九命、侯伯七命、皆典命掌之、故又賂大嗣命也、南宮子不可攷、其爲陳氏納賄請命之人與

陳桓子が齊侯を廢立するため、納賄請命のことをしるしたとするものであるが、彝器銘文の性質觀にすでに問題がある。

その後、餘論に田氏の嗣子洹子のために短喪を求めるものであるとし、郭氏の研究下はその說によつて文の再解釋を試みている。そしてその考釋を通じてえた結論として、一、春秋中葉稍後、全無所謂三年之喪之痕跡、二、東遷以後、周室雖微、在名義上、塙猶保存其宗室之虛位、大國立卿、猶須請命於天子、三、春秋中葉稍後、尙無所謂諡號の三條をあげている。器銘は短喪を請うものでなく、齊侯が期の喪に服し、公葬を以て禮を行うことを請うたものであるから、三年の喪には直接關係がなく、また立卿のことをいうものでもない。諡號は死後に與えられることもあり、すべてが生號ではない。これらの見解は大系においてもなお維持されているが、銘文の理解としては、齊侯が孟姜のために持服のことを王室に請うものとする積微居の說が最も正鵠をえている。ただ齊侯を莊公とするのは當らず、關係者の年齡等より推算して、景侯の十年前後、孟姜は頃・靈の女であろうと考えられる。田氏僭上の勢は、このような齊室との結合を通じて、次第に强められてゆくのである。

二一八、陳肪𣪘

器名　「陳肪𣪘蓋」攈古

時代　「田常器」大系　「齊桓公午器」文錄

收藏　「山東諸城劉氏藏」攈古

著錄

器影　善齋・禮七・八一　大系・一二六　通考・三四六　善齋圖・八七　故宮・下・一八八　二玄・四四一

銘文　攈古・三之一・二二　周存・三・四五　大系・二五七　三代・八・四六　小校・八・四二　山東・齊・一六　二玄・四四〇

考釋　餘論・三　韡華・丙・七　文錄・三・三六　文選・上三・一八　大系・二二四　積微居・一八八

器制　器は蓋のみを存し、身高三寸半、口徑一尺二分、公字形を含む波狀文をめぐらし、圈



陳肪𣪘蓋

内にも虺龍らしい文様を圓形に加えている。𣪘葢とされているが圏が廣く淺い作りで例をみず、侈口無足の鎗とよばれる器のようである。鎗は公食大夫禮に「會、簠葢也」、士虞禮注に「會、謂敦葢也」とみえ、葢であるが一種の器種であつたのであろう。通考四〇五に自銘の器一を錄している。

銘文　七行四三字。文左行。

隹王五月元日丁亥、䝯曰、余塦中剷孫、𥨩叔和子、龏𩏵鬼神、襄覾畏忌、敹擇吉金、乍茲寶𣪘、用追孝於我皇𣪘鎗



塦中は陳敬仲。田齊の陳は字を塦に作り、陳蔡の陳は敶に作る。字様によつて兩者を區別している。陳仲の後は齊にあり、のち姜氏の國を奪うて田齊となつた。剷はおそらく彦。大系に「剷殆產之異、从初彦省聲、產者生之初也、故从初、字在此與和對文、葢卽讀爲彦、美士曰彦」という。彦・產は何れも文に從う字で、額に文身を加える形。彦は成人の加入式、產は出生のときの儀禮で、額にアヤツコを加える字である。剷は初に從い、やはり加入式の文身をいう字であるらしく、ここでは彦の意であろう。積微居に陳仲剷を人名とし、剷は彦にして完と聲近く、𥨩叔和も人名であるという。そして𥨩叔和を太公和とする文錄の說を引いている。

𥨩は釐の異文とみてよく、大系に「𥨩叔當卽陳釐子乞、乞子爲田成子常、此䝯或卽常也」という。文錄に和子の和を「和、齊太公和也、云釐叔者、葢當時謚號」とするが、剷・和はやはり對文とみてよい。沈子・順子・順孫というに同じ。太公和が諸侯の地位をえたのは前三八六年である。また釐叔は悼公四年前四八五に卒しているから、その子田成子の器とすればそれより約百年前である。䝯は田氏の世譜にみえないが、同じく釐叔陳乞の子に子枋氏を稱するものがあり、釐子乞を陳乞という例によれば、子枋を枋と稱してよく、䝯は子枋であろう。器は釐叔の祭器であるから、それより遠からぬ時期にこの器が作られたことになる。曆譜によると、前四七〇年に五月朔丁亥を求めうるが、一應そのころの器と考えられる。

龏𩏵の語は秦公𣪘に「嚴覾𩏵天命」とみえ、書の無逸にも「嚴恭寅畏」の語がある。𩏵を舊釋に盟とし、文選に「䙴盟猶言敬祀」というが、𩏵に從う字形である。襄は舊釋に虔とするも、襄の初形であろう。

文末の「用追孝於我皇𣪘鎗」について、大系に「介詞于字作於、上齡鎛與此器二例而已、我字左旁

略有泐損、舊多釋爲叔、與上文𥨩叔字、既迥然不同、叔皇連文、義亦難通、𣪘假爲考、古音𣪘考、同在幽部、大雅江漢、作召公考、卽召伯虎𣪘之作剌祖召公嘗𣪘、彼乃假考爲𣪘、與此正爲互證」という。師嫠𣪘の文首にもその例がある。また末字を壺に從う字とし、「銘末綴此字者、乃作器或作銘者之署名、此例彝器多見、如秦公𣪘及鐘銘末綴一宜字、卽其晩近之例」という。のちまた新版に、「頗疑壺字卽用爲乎、語尾助詞也」としているが、例のないことである。舊釋には𣪘壺とよんで、文錄に「二字記所作之器」とし、通考に𣪘鎗にして𣪘葢の意とするが、𣪘は師嫠𣪘や洹子孟姜壺の例もあるので考・舅の假借とするのがよい。ただ文末の結束が十分でなく、上に寶𣪘の語があり、以下はその補足附加語のような語法であろう。積微居に亥・子・忌、また𣪘を幽部合韻とするが、韻字としては鎗をとるべきであろう。

訓讀

これ王の五月元日丁亥、䝯曰く、余は陳仲の剷孫にして𥨩叔の和子なり。鬼神に龏𩏵し、襄覾畏忌し、つつしみて吉金を擇び、茲の寶𣪘、用て我が皇𣪘考に追孝するの鎗を作る。

参考

田齊の器にはなお陳逆・陳曼、また陳侯四器の名で著聞する陳侯午・陳侯因𬹼の器などがあり、その關係の器を加えると十數器にのぼる。いま田齊陳氏の消息を知るべき器を列しておく。

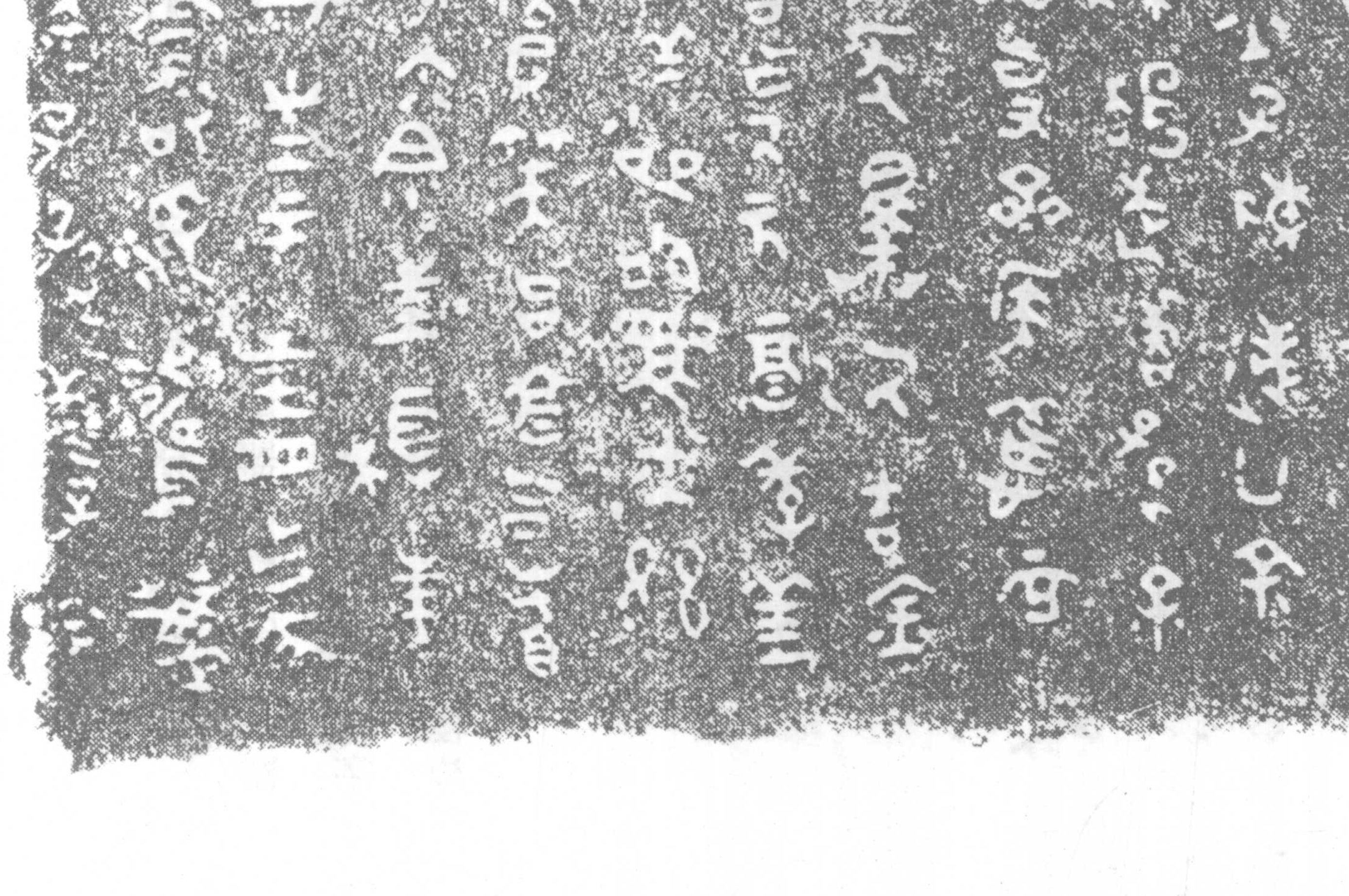
陳逆簠

著錄　積古・七・九　攈古・三之一・七三　奇觚・一七・二六　周存・三・一二一　大系・二五七　三代・一〇・二五　小校・九・二三　山東・齊・一七

考釋　全上古・一三　拾遺・中・二九　大系・二二五　積微居・二三〇

器は周存に「積古齋・汪氏、一器燬於火、此別一器」というも、周存に錄するものは仿刻であろう。またその拓に付記して、「戊午夏、適廬見此於滬市、拓此一紙、竝記」といい、「與積古齋所錄汪氏一器、文同粗花、確非僞鑄、吳氏燬于火之說、恐誤」ともいう。攈古には「銘文七十七者凡三器、坿文三十者一器」とあり、あるいはもと數器あつたものかも知れない。文一二行七七字。

隹王正月初吉丁亥、少子塦逆曰、余塦趄子之裔



孫、余寅事齊侯、𩛥卹宗家、擇厥吉金、台乍厥元配季姜之祥器、鑄茲寶簠、台享台孝于大宗皇且皇妣皇考皇母、乍求永命、眉壽萬年、子〻孫〻、羕保用

陳逆の名は左傳哀十一・十四年にみえ、陳子行ともいう。その系譜は明らかでないが、陳桓子すなわち陳無宇の裔孫で、有力な人物であつたらしい。陳成子が齊の簡公を執えた事件前四八一の立役者であつた。しかし器銘には「寅事齊侯」と述べているのであるから、器の制作はその事件よりは以前であろう。積古に「考左傳哀十四年、成子殺闞止、執偪公、逆實佐之、銘云爽事齊侯、又云無作尤、僞也、此器作于魯哀公二十年前四七五、杜氏長曆、哀二十年正月丁亥朔、銘云唯王正月初吉丁亥、與杜氏合、時齊侯爲平公驁、距簡公之弑、已五年矣、史記田世家言、田常相平公五年、割齊自安平以東、至琅邪、自爲封邑、封邑大於平公之所食、時田常正割齊地、故逆亦自正封邑、而銘之彝器也」という。文中の皇を封と釋し、封邑をいう文と解したのである。大系にこの哀二十年說を采るが、寅事齊侯の文は弑逆以前のこととみるのが妥當であり、その日辰を簡公以前に求めるとすれば、悼公四年前四八五の正月三日に丁亥の日がえられる。紀年を付していないことからみて、他に適當な年を求めがたいようである。

𩛥は懽。懽卹宗家とは、逆が陳氏の分支であるからで、このとき活躍した陳豹も「我遠於陳氏矣」と述べている。拾遺に裔孫を啻にして嫡孫とするが、逆は世本・史記・杜氏世譜族の譜になく、「成子兄弟四乘」の列にも加わつておらず、陳氏の分支であり、ゆえに「𩛥卹宗家」という。弑逆の途中で成子が逡遁したとき、陳逆は劍を按じて、「需、事之賊也、誰非陳宗、所不殺子者、有如陳宗」と陳宗の名において盟誓を求めている。陳氏中の有力者で、季姜を娶り、この器はその祥器として作られたものである。

祥器について、積古に「祥祭之器」とするが、下文に大宗の皇祖皇妣・皇考皇母に享孝することをいう。すなわち器はその祭器であり、喪葬の際のものではない。積微居に「阮氏釋祥爲喪禮之大小祥祭、顯與下文不合」とし、字は羊禹に從う字の假借で𩰫と同義、𩰫鼎・𩰫𣪘と同じとする。夫人の職は酒食祭饗のことにあり、詩の斯干・采蘋などみなその例であるが、特に齊地・陳氏にその風があつたとしていう。

哀公六年公羊傳曰、陳乞曰、常之母有魚菽之祭、願諸大夫之化過我也、常之母卽乞之妻也、按儀禮特牲饋食禮、爲諸侯卿大夫之祭禮、其禮主人初獻、主婦亞獻、陳乞爲齊大夫、祭祀當主人主婦共之、而乞以專屬之妻者、葢以烹治魚菽、爲其妻專職、故以祭事、繫之於其妻也、此製器之陳逆、見於哀公十四年左傳、與陳乞爲同宗、又同時也、陳乞以祭事、繫之於其妻、陳逆以祭器、繫之於元配、此不唯是爲古人之習俗、抑亦爲陳氏之家風矣

そして簠にして𩰫というものに曾簠の旅𩰫彝、叔姬簠の媵器𩰫彝の例をあげ、また詩の采蘋「有齊季女」の齊を「余謂此大夫葢娶自齊國、故稱齊季女、自其母家言之」というが、詩の齊は齋の借字である。祥もまた祭享をいう字であろう。なお器の制作を公羊哀六年とするが、器の日辰と合わず、公羊にそのことをしるすのは陽生を立てるための隱謀に際してのことであり、常禮ではない。文にいう。

これ王の正月初吉丁亥、小子陳逆曰く、余は陳桓子の裔孫なり。余、齊侯に貪事し、宗家を懽卹す。その吉金を擇びて、以てその元配季姜の祥器を作る。この寶簠を鑄て、大宗皇祖皇妣・皇考皇母に以て享し以て孝し、永命を祚求す。眉壽萬年ならむことを。子〻孫〻、永く保用せよ。

簠は竹夫に從う。舊釋に皇を封と誤り釋して、文旨を失うものが多い。攈古に三器同銘、別に一器ありというから、もと數器一組をなすものであつたのであろう。字迹は結體疏緩、文錄に「此銘字畫奇縱、周末列國、多不循法度、自爲風氣」という。そのため舊釋には殊に誤が多いが、文は極めて通例のものである。

陳逆𣪘

著錄　攈古・二之三・四〇　敬吾・下・六九　大系・二五七　三代・八・二八　小校・八・二四　山東・齊・一七

文四行二六字。

冰月丁亥、𨻰氏裔孫逆、乍爲皇祖大宗𣪘、以匄羕令眉壽、子孫是保



冰月は晏子春秋内篇諫下第四にみえ、齊の十一月である。齊器に咸・禝月・饎月などこの種の月名がみえる。裔はこの銘では明らかに衣に從う。皇祖大宗というのも前器と同じ。逆は分宗の人である。匄は貝に從う。羕は永。字迹は前器に近い。𣪘・壽・保の三字は幽部の韻である。

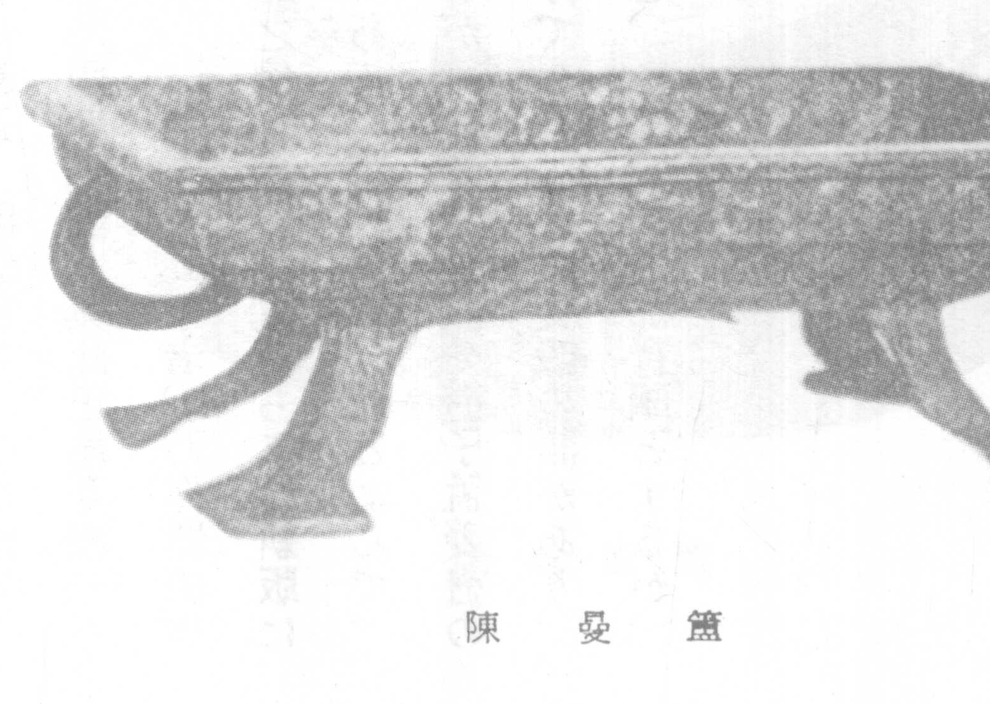
陳曼簠

著錄　一、西淸・二九・六　通考・三六三　故宮・上・八九」　二、貞松・六・三三　三代・一〇・一九　二、攈古・二之三・一七　敬吾・下・八二　窓齋・一五・八　奇觚・五・二三　周存・三・一二六　綴遺・八・二八　大系・二五八　三代・一〇・二〇　小校・九・一五

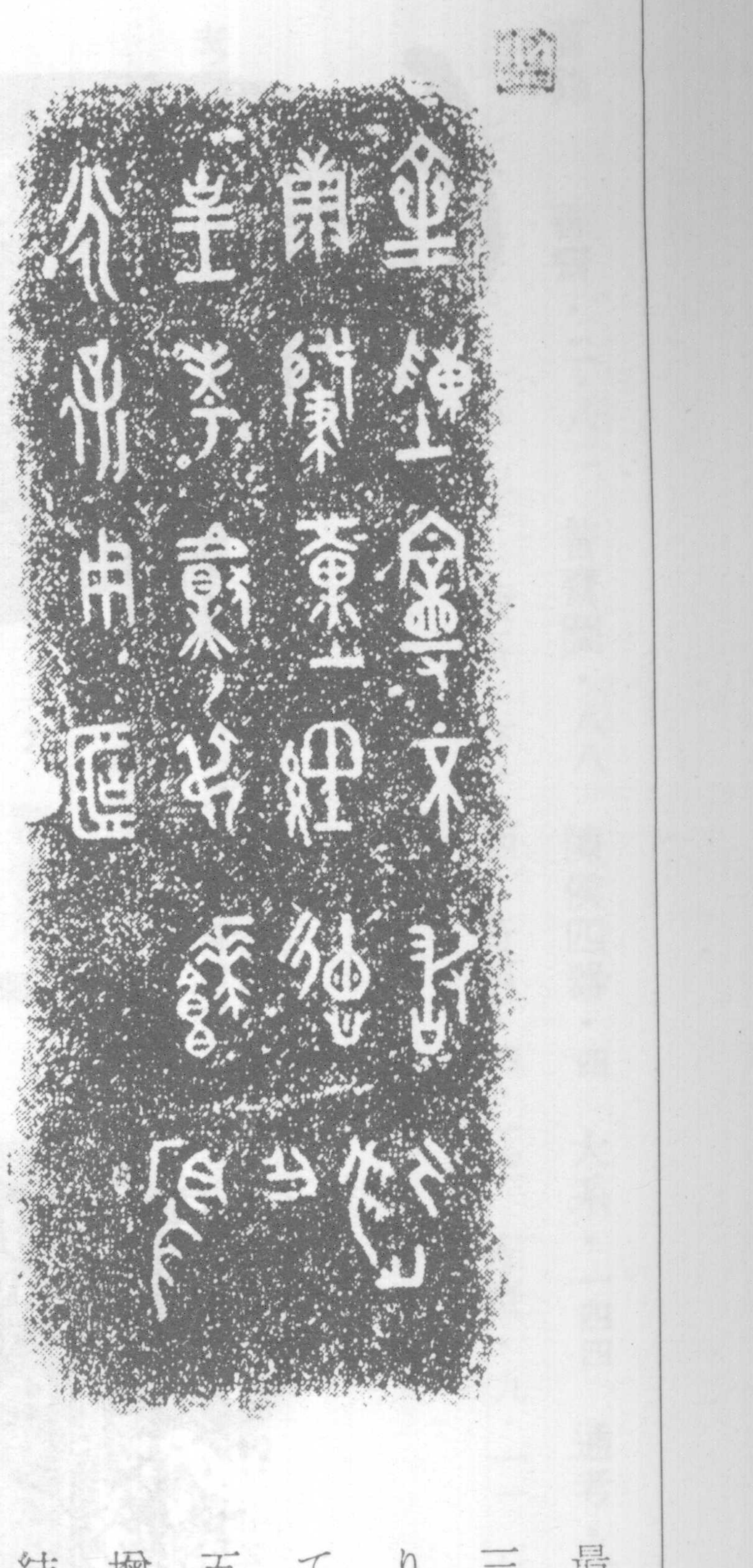
器は二器あり、一は故宮に藏し、一は潘文勤・朱氏・葉氏を經て嘉興の汪氏に歸した。通考にいう。「高三寸二分、口徑五寸八分、橫九寸三分、兩耳作獸首形、四足特長」。四足は橫斜に長く、簠の通制に從つていない。文四行二二字。

齊𨻰曼不敢逸康、肇堇德經、乍皇考獻叔饙般、永保用簠

銘に誤笵のところがあり、通考に「別一器下列三字笵反、故此三字作反文、而般逸二字、位置相易」という。二器同笵であるが、



陳曼簠



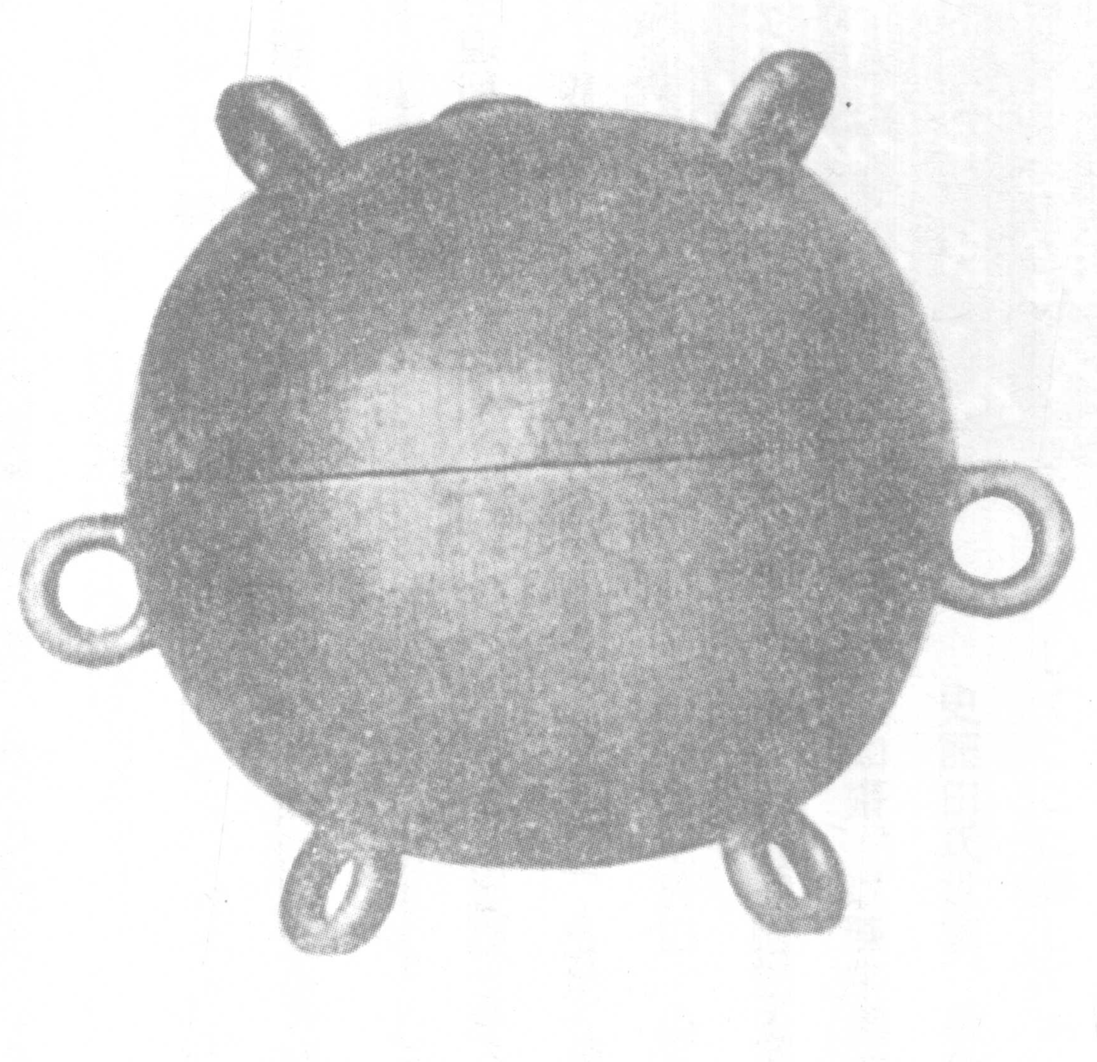
最下段の逸・乍・般の三字が反文になつており、いまその銘をあげておく。綴遺に「與上五字不相接、疑器成後、增入者、書非一手、故結體亦異」とするも、下三字は別范であつたのであろう。

陳曼を大系に「疑卽田襄子盤、襄子名多異文、史記集解引徐廣曰、盤一作塈、索隱引世本作班、塈殆盤字之譌、因形相近、班盤聲俱近曼」、また「獻叔殆田成子常之字」という。字の上部は宰に従い、また憲の上部と近く、曼と釋することに問題があるが、一應通稱に従つておく。從つて曼盤同聲にして襄子とすることは、なお確かでない。かつ器銘にその世系をあげていうことがなく、單に名氏をいうのは、陳逆の場合と同じく、陳曼もまた田氏の支族であろう。桓子の末弟の子に子獻があり、その子諸御鞅は、簡公に政情の不安について諫めており、簡公がのち拘執を受けたとき、御鞅の言を聴かなかつたことを悔いた話が田齊世家にみえる。文中の「不敢逸康、肇勤經德」という語が、詩の昊天有成命「成王不敢康」、酒誥の「經德秉哲」など、詩書にみえる語が用いられており、字迹も陳肪・陳逆の器に比して謹飭な體である。田襄と同輩の人であるが、その兄弟の列に入らぬものであろう。また文末に「永保用簠」というのも異例であるが、德・簠の韻をとるものであろう。器制に異色があり、文辭・字迹も陳氏の諸器と趣向を異にするものであることが注意される。

陳侯午敦一

著錄　十二家・居・一三　陳侯四器・二　彙攷・二・二五　武英・八〇　大系・一四二　通考三七五」擦古・三之一・七　三代・八・四二　山東・齊・一八

同銘のもの三器あるも、器はみな異なる。十二家にいう。「通蓋高二六・七、右減二、口徑二二・五糎、經火色黳而有黯然之綠斑、二環以爲耳、三環以爲足、蓋上亦有三環、器三十六字、蓋無銘、海豐吳氏舊藏陳侯午鐘、傳世凡三器、一藏盛京行宮、今移置故宮博物院寶蘊樓寶蘊・七四、一藏熱河行宮、今在武英殿武英・七九、一卽此器、寶蘊樓器銘少一字、且摩滅可辨者十九字、武英殿器亦僅存三十二字、以此器銘爲完整、且有蓋、蓋合于器、成正圜形、左右二環以爲耳、腹下三環以爲足、蓋上三環、反置則爲足、與武英殿器作三蹲獸足、兩獸環耳者殊、寶蘊樓器制則大異、似段而下盛以方坐、侈口淺腹、兩耳作龍首、曲而上昂、與它段之整形者不同」。



陳侯午敦一

すなわち第一器は敦、第二器は獸足の牛敦形、第三器は方座段である。銘にいう。



隹十又四年、陳侯午、台群者侯獻金、乍皇妣孝大妃祭器鉠鐘、台登台嘗、保又齊邦、永世毋忘

擦古に錄するところは奪字があるようにみえるが、大系新版に容庚氏の語を載せ、それは未剔のものであるという。もと同銘である。

陳侯午は桓公前三六九～三五七、その十四年前三六一の器である。史記に「六年、救衞、桓公卒」とあるが、索隱に紀年によつて在位を十九年とする。史記の誤については、徐仲舒の齊侯四器考釋歴史語言研究所集刊第三本陳夢家の六國紀年等に詳しい考證がある。諸侯の獻金を以て器を作ることは陳侯因資敦にもみえ、當時そのことが行なわれたのであろう。このとき魏・齊は六國中最も强盛を誇り、魏の惠王が王號前三六九を稱するや、齊も間もなく威王前三五六が王號を稱した。諸侯は多くこの二國に依附して國勢を保ち、その要求に應じて銅材などを獻じたのであろう。器は皇妣孝大妃の祭器として作られている。その喪祭に當つて、諸侯の貢薦を受けたもので、因資鐘もその皇考の祭器として作られた器である。

獻は鼎形に従う。祫は肉を侑する意の有に従い、祭の異文であろう。鉠鐘は通考に鉠鐘で一名、徐氏は甌臾にして臾に甌𡣕傾側の義があり、牛椀形が相合する敦の器制をいうとする。大系に鉠鐘を器の異なるものとしていう。

徐云、敦有團意、詩七月、有敦瓜苦、傳云、敦有專〻也、專團同、團〻正是敦形、爾雅釋丘云、如覆敦者敦丘、郭璞注、今江東呼地高堆爲敦、據此則敦之形團、亦可想像得之、緯書孝經鉤命訣云、敦規首、上下圜相連、敦與簠簋、容受雖同、上下內外皆圜爲異、此上下內外皆圜、正是陳侯三敦之形製、陳侯午鐘曰鉠鐘、鉠有坳坎窊下之意、凡團物自其內空言之、則正作坳坎窊下之形、故此名鉠鐘、仍形容鐘形之團

按此所引關于敦之文獻、可謂詳備、然以實物徵之、敦亦不盡上下內外皆圜、如齊侯作孟姜膳𦎫、亦自銘爲𦎫、而其形制則扁、器蓋不均等、器底平而無足、脣下有頸內凹、與陳侯諸鐘之形制、復

小有差異、鄭玄注禮、以無足之敦爲廢敦者、葢謂此類、又以錞鐓連爲一名、其說亦難安、余意錞與鐓、實二物也、錞當是盂之異、以雙聲爲聲也、盂之形、與鼎相似、郘公平侯盂可證、武英殿七九葉所著錄一器、葢彼卽銘中所謂鐓也、故陳侯午三器、寔一𣪘一鐓一錞、形制各別、殊不可混鐓器晚出、多無銘、其有銘者、大率齊物、新出洛陽故都古墓攷、錄無銘之鐓三具、出于太倉韓墓、乃戰國初年之物也、李峪村所出、亦有一器、則與無脚之齊侯𦎧相近

同銘にして各器にわたる場合に、その器名を連稱することがあり、この銘の錞鐓もその例であるとするものであるが、他に錞と銘するものはなく、證をえがたい。それで本器を陳侯午敦一とし、獸足形の器を二として錄しておく。文にいう。

これ十又四年、陳侯午、群諸侯の獻金を以て、皇妣孝大妃の祭器錞敦を作る。以て蒸し以て嘗し、齊邦を保有し、永世忘むこと毋からむ。

嘗・邦・忘の三字押韻。陽東合韻である。

陳侯午敦二

著錄　武英・七九　陳侯四器・一　大系・一四三　通考・三七七」　貞松・五・四二　𣪘攷・二・二五　三代・八・四二　山東・齊・一八

第一器と器制異なり、大系に陳侯午錞と稱しているが、錞という器名は確かでない。武英殿に錞を鎛とよみ鎛鐓と釋するのは誤。錞と釋すべきことについては、徐氏に詳論がある。器は半圓形、兩環上獸首を耳とし、足は三蹲獸。武英殿に「通耳高三寸七分、腹前高三寸四分、後減一分、深二寸九分、口徑五寸九分、重四十四兩、色黑有紅綠斑、銘三十六字、橫列腹內」という。銘は器底中央の部分にあり、缺泐が多く、判讀しがたいほどであるが、第一器と同銘。字の配列は同じきも異笵である。

巻四　四一七～四一八



陳侯午敦二





陳侯午𣪘

著錄　乙編・一二・四四　寶蘊・七四　陳侯四器・一　大系・七四　通考・三四七　故宮・下・一八九」　貞松・五・四二　大系・二六〇　三代・八・四二　山東・齊・一九

通考にいう。「通耳高一尺五分、兩耳作龍形直上、腹及方座、均飾環帶紋」。環帶文はいわゆる波狀文。淺い細線によつて構成される流線的な文樣で、方座の四面にもその細線が加えられている。方座𣪘としては叔孫父敦金索・一の他に多く類例をみない器制である。銘は器底にあり、前二器と同じく七行三十五字であるが、僅かに下部十數字のみが辨識される。器底の在銘の部分は嵌入のあとが著しく、本來この器の銘であるのかどうか疑問である。銘は器の正面からみて橫に、すなわち兩耳の部分を上下としてしるされており、いわゆる橫列、器銘の通例に反している。かつその器は明らかに方座𣪘であるが、𣪘にして鐓と銘する例なく、在銘の部分はのちに器底に嵌入されたものとみてよい。かつて故宮において器を目驗し、そのことを確言しうるのである。ただ敦の第二器銘も、武英に「橫列腹內」という。鑄銘を嵌入する例は、齊量の二釜も同じ。

攈古に敦一の銘釋に付記して、「右銘文三十六者凡六器」という。いま存するものによつていえば、第一器は器銘のみ。第二器は葢なく、器銘一、及び本器に嵌入されている一銘と、合せて三銘のみである。攈古には未剔の第一銘を載せ、それによつた仿刻のものがあるらしいが、それにしても六器とは何をさすのか知られない。十二家に「是名鐓之器凡五、而形制則可以分爲三種式、武英殿・善齋・居貞艸堂、三器相同、寶蘊樓・貞松堂、二器相同、今已歸美國之齊侯𦎧、則又與前五器迥異」というが、同銘は三器。敦一・二は字の排次同じく、𣪘は排次異なる。別に錄遺一六八に一銘あり、八行三八字を銘するが、その文には疑うべきところがある。

巻四　四一九～四二〇

陳侯因𪌛敦

著錄　善齋・二・八二　善齋圖・八八　陳侯四器・四　大系・一四四　通考・三七八　攈古・三之一・七五　從古・一五・三一　敬吾・下・九四　奇觚・四・一三　窓齋・九・一一　周存・三・三〇　陳侯四器・四　大系・二六〇　三代・九・一七　小校・三・二五

考釋　窓齋賸稿・四九　餘論・三・一五　韡華・丙・一〇　陳侯四器・四八二　大系・二一九　文錄・三・三三　文選・上三・一九　積微居・九〇・一六一



陳侯因資敦

窓齋以下に陳簠齋の藏器という。のち善齋の有に歸した。善齋圖にいう。「身高五寸九分、口徑七寸七分、兩耳三足、均作圓形、徑一寸四分」。器は無文。失蓋。口緣に銜接部があり、敦の下半であることが知られる。文八行七九字。銘にいう。

隹正六月癸未、陳侯因資曰、皇考孝武趄公、龔截大慕克成、其惟因資、揚皇考卲練、高且黃帝、侎飼趄文、淖問者侯、合揚厥德、者侯寡薦吉金、用乍孝武趄公祭器錞、台舜台嘗、保有齊邦、世萬子孫、永爲典尙



齊侯因資について、善齋に綴遺の稿文を引く。綴遺に錄入していないものであるから、節略してここに錄しておく。

史記田氏世家、敬仲之如齊、以陳字爲田氏、徐廣引應劭云、始食菜地於田、由是改姓田氏、按說文、田陳也、音訓並同、是陳田本一字、戰國策、齊太公舉兵伐魏、梁王抱質執璧、請爲陳侯臣、高注、陳侯齊侯也、又曰、邯鄲之難、趙求救於齊、田侯召大臣而謀、此陳田通用之證、史記、威王名因齊、此作因資者、齊資通用、又从齊之字、與从次之字通用

銘は因資に作るが、文獻には因齊に作る。敦銘が本字である。桓侯午の子、威王前三五六～三一九をいう。おそらくその卽位の初年の器であろう。孝武桓公は、齊侯鐘の箮武靈公、衞の叡聖武公と同

じ。截は餘論に「當爲哉字」とし、「龔哉、大慕克成」を句とすべしという。慕は謨。因資はその後を承けて王と稱した。それで「其惟因資、揚皇考卲練」という。善齋に書の般庚上「紹復先王之大業」、孟子滕文公下「紹我周王見休」の紹、また練は緟にして繼の義であるとする。大系に統の字とするが、窓齋に䌊の省文とするのがよい。揚とは荅揚をいう。

高祖黃帝とは、田氏の遠祖、すなわち陳の始祖は黃帝の後であるという。史記の五帝本紀に陳を虞舜の後とし、陳杞世家にもその世系をいう。舜は大戴禮記帝繫によると黃帝より八世の後である。陳の始封胡公より陳敬仲に至るまで十一世、また十二世して因資に至る。ゆえに黃帝を高祖と稱するが、黃帝の名は晚出、史記の五帝本紀・陳杞世家にその名をあげず、史記が資料とした古文獻にはみえぬものであろう。桓公・威王のころ齊學が起つて五帝說が行なわれ、これを陳嬀の始祖とすることによつて、田氏の地位を高めようとしたものと考えられる。丁山氏に「由陳侯因資敦銘黃帝論五帝」集刊三本四分の一篇があり、黃帝の起原を論じているが、なお蹤迹をえがたい。

高祖を大系に動詞によむ。「徐作名詞解、于文例不通」とするが、揚の目的語は、「皇考紹練高祖黃帝、侎飼趄文」であり、紹練と侎飼とが對文である。大系に「高祖黃帝與侎飼趄文」とするのは、文義において通じない。また侎を「讀爲弭節之弭、低也、又讀爲迺、亦可通」とするのも、高祖と強いて對文とするためである。善齋に「說文、敉、撫也、或从人作侎」とし、書の大誥「敉寧文武圖功」「敉寧文王大命」、洛誥「亦未克敉公功」、立政「亦越武王率惟敉功」などを引き、「敉義當如繼、訓安撫者非也」というのがよい。飼は立に從うており、似の初文。似續の意である。趄文は齊桓・晉文の霸業をいう。桓文の霸業は、當時の諸侯の理想とするところであつた。

淖は朝。問は古く昏の形に從う。魏三字石經君奭に、これに近い字形がある。動・婚・聞はその初形が近く、何れも爵形を含む。爵を以てその儀禮を行なうからである。ここでは問。徐釋に「儀禮聘禮、小聘曰問、周禮春官大宗伯、時聘曰問、又秋官大行人、凡諸侯之邦交、歲相問也、此云朝問諸侯、義亦甚協」という。

合揚は荅揚。書の顧命に「荅揚文武之光訓」の語がある。厥德とは皇考の紹練・侎飼の德をいう。寡は賁。「諸侯賁薦吉金」とは、前器の「群諸侯獻金」というに同じ。この器もまた錞。有銘の敦はほとんど齊器である。

末文は前器と似ており、嘗・邦・尙の三字押韻。陽東の合韻は戰國期以後のものにみられる。文にいう。

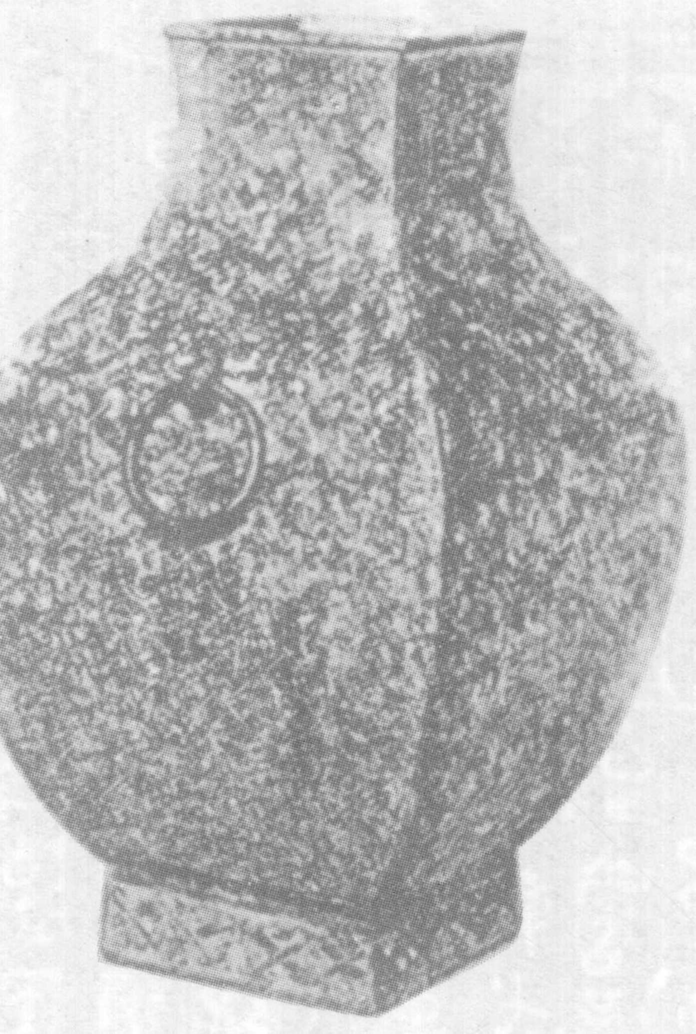
これ正六月癸未、陳侯因資曰く、皇考孝武趄公、龏しめる哉、大謨克く成りたまへり。それこれ因資、皇考の、高祖黃帝を紹緟し、趄・文を侎似したまへるに揚へ、諸侯を朝問せしめ、厥の德に荅揚せり。諸侯、吉金を賁薦す。用て孝武趄公の祭器敦を作る。以て蒸し以て嘗し、齊邦を保有せむ。世萬子孫、永く典尙と爲せ。

器は威王因齊の卽位のはじめ、桓侯午の祭器として作られたもので、その初年前三五六は連大のとりかたによつて可能、二年には六月癸未がある。一應二年と考えてよい。威王の立つや、齊康公が卒して嗣なく、齊の全土が田氏に歸し、田氏の威望が一段と加わつたときである。世家にいう十年雌伏

の話などは、縱橫家者流の傳えるもので、諸侯の朝問は田氏が齊の全土を掌握したときに行なわれたとみられる。なお陳侯因資の戈二器山東・齊二〇があり、鑿善齋・兵下・三七には陳侯因という。

陳騂壺

著錄　歐米・二二三　彙攷・二・二七　大系・一八九　通考・七七四　大系・二六一　三代・一二・二四

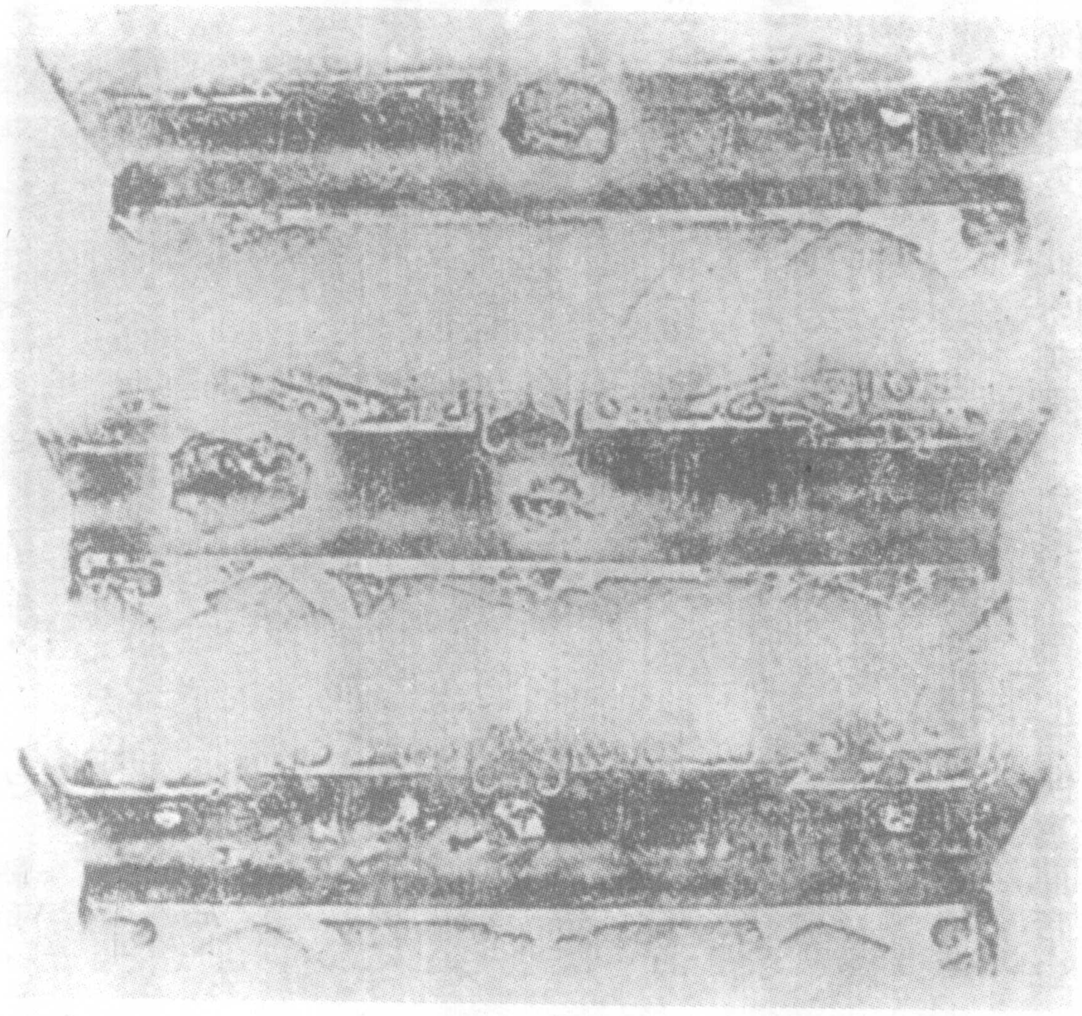


陳　騂　壺

器は米國フィラデルフィアのペン大學博物館に藏する。通考に「高一尺一寸一分、兩耳獸面銜環、腹飾斜方蝠紋、足飾兩V相交紋、錯石」とあり、歐米に「嵌石變樣獸文鈁」と名づけている。銘は足部の器と接する狹い橫帶の部分三面に附刻されており、すべて三十字。

佳王五年、奠□陳夏再立事歲、孟冬戊辰、大𧿹□□子陳騂、內伐匽□邦之獲

齊の戈銘に「陳夏立事歲」山東・齊・二三というものがあり、本器はその再立事のときのものである。大系に「此齊襄王五年、齊軍敗燕師時所獲之燕器、史記田敬仲世家、襄王在莒五年、田單以即墨、攻破燕軍、迎襄王于莒、入臨淄、齊故地盡復屬齊、言奠□陳夏再立事者、即國復之後、重任舊職也、言大𧿹殆咸之異、讀爲咸劉厥敵之咸、謂翦滅也、所泐二文、當是燕師字、言內伐匽□邦者、即追亡逐北、進而侵伐燕之某邑、凡此均爲田單復齊時、所應有事」と說き、樂毅失脚のとき燕を侵し、そのときえた器であるという。「陳夏再立事歲」とは、齊侯がなお位にあるときの紀年法とみられ、田齊以前のものとすべきであろう。



孟冬のようにときをしるすものには、他に越王鐘の孟春・商鞅量の冬という例がある。文は「これ王の五年、奠□陳夏、再び事に涖むの歲、孟冬戊辰、大𧿹□□陳騂、內りて燕の□邦を伐ちて獲たりしものなり」とあり、俘獲品である。方壺にして錯石をもつものは、戰國以後のものに多くみられ、洛陽古墓出土の厚子壺など、器制の似たものが多い。

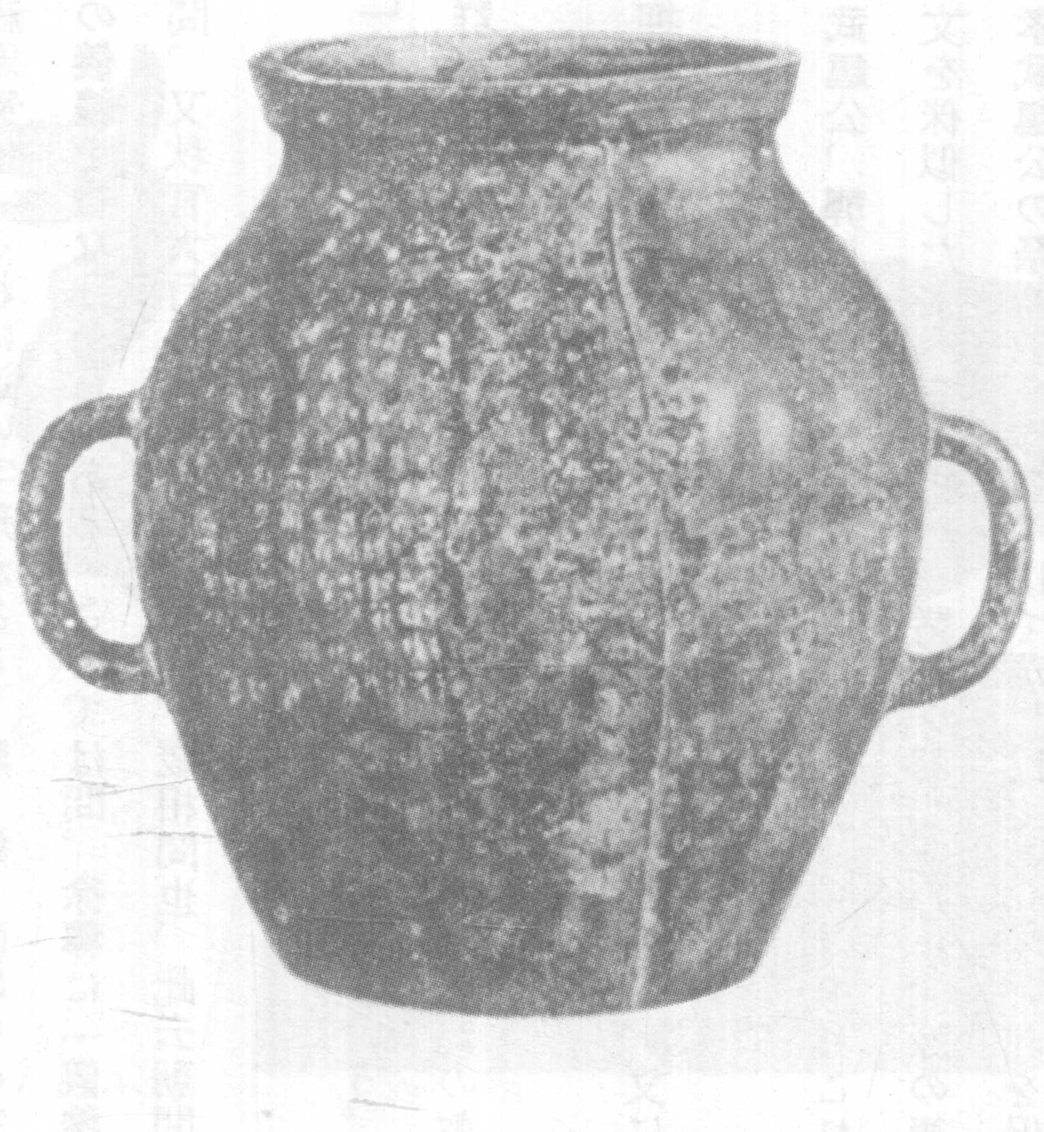
卷四　四二五～四二六

子禾子釜

著錄　大系・二六一　齊量・五」奇觚・六・二五　窓齋・二四・一　簠齋・三・區一　周存・六・一二二　之餘・五四　大系・二六一　綴遺・二八・一八　三代・一八・二三　小校・九・一〇四　齊量・九」大系・二二一　積微居・二二七

器は齊太公田和區簠齋・陳太公子和子區窓齋また陳子和釜綴遺などの名でよばれている。いま陳純・左關と合わせて三釜を上海博物館に藏し、「齊量」として出版された。その序にいう。

這三件靑銅器、都是一八五七年淸咸豐七年、山東省膠縣靈山衞古城出土的、曾爲濰縣陳介祺所得、其中左關釜、曾一度藏於善齋、善齋・通考等書、曾有影印、而子禾子釜和陳純釜、則很少有人見到、從其銘刻及出土地點來看、是戰國時代齊國遺留下來的量器、關於齊國量器、左傳昭公三年、有晏嬰的一段記載、齊舊四量、豆區釜鍾、四升爲豆、各自其四、以登於釜、釜十則鍾、陳氏三量、皆登一焉、鍾乃大矣、杜注、登加也、謂加舊量之一也、以五升爲豆、鍾八斛、而杜預的這段解釋、是不正確的、孫詒讓曾加糾正述林卷二、說今考陳氏新量之釜、蓋十斗非八斗也、依傳文當以四升爲豆不加、而加五豆爲區、則二斗、五區爲釜、則一斛、積至鍾則十斛、所謂三量皆登一者、謂四量唯豆不加、故登者止三量也



子　禾　子　釜

器は器高三八・五、口徑二二・三、腹徑三一・八、底徑一九糎、容量は二〇・四六立、重一三・九四瓩である。積微居に實測の結果を換算して二斗一升三合、陳純釜は二斗九合、左關鋘は上海量二升餘であるという。おそらく齊器の四進法に對して五進法をとるもので、當時齊陳二量が合わせ行なわれていたのであろう。

銘は九行一〇八字。鑄銘の部分だけ銅色も多少異なり、貼合わせたらしい形迹がある。陳純釜も同樣である。文にいう。

□□立事歲、禝月丙午、子禾子□□內者御□□□命□陳夏、左關釜節于稟釜、關鋘節于稟粁、關人築桿威釜、閉□、又□外洪釜、而車人制之、而台□□退、如關人不用命、則寅□□、關人□□其事、中刑□徒、贖台（金）半鈞、□□其賄、厥辟□徒、贖台□犀、□命者、于其事區希、北關之釜

銘の右肩・左肩の部分が磨泐していて、文首の人名は識られない。大系に「舊說此釜之子禾子爲齊太公和、今按銘中有陳夏之名、與陳騂壺之陳夏、自是一人、則二器之相距、必不甚遠、子禾子斷非

卷四　四二七～四二八



大公和也、大率齊滑王末年之器」という。襄王五年前二七九に陳夏の再立事をしるしており、その初立事のときのものとする。文に缺泐多く、かつ多く文例をみないもので、甚だ通讀しがたい。大系に文意を説いて、「大意乃子禾子命某々、奉命往告陳夏、謂左關之釜、以稟釜爲準則、關鋘以半升爲準則、關吏如舞弊、或于釜內槳桿以減少其量、或于釜外加物以添益其量、則當制止之、如關吏不用命、則論其事之輕重、施以相當之刑罰、料字从半升、說文有从半斗字、是古人半升量有專字、亦有專器矣」という。器の容量は古量を以ていえば半斗であり、料は斗に從う説文の字とすべく、積微居二二七頁にその説がある。北關におく標準器としての量器であるから、そのとり扱いを記したものであろうが、なお不明のところが多い。上記の銘文にも、代替の字を用いたところがある。文は難解であるため、愙齋・綴遺には、何れも鄭の子產や晉の趙鞅、荀寅が鑄たという刑鼎と一類のものとしている。單なる量器としては、刑罰的な表現が多く、はじめ田氏が加量の器を作つて人心の收攬を圖つたというものとは、著しく性質が異なつている。量器は本來、嚴しい收斂の具であつたのであろう。器の時代について、積微居にいう。

此器時代有二說、陳介祺謂子禾子卽齊太公田和、近人則謂此器爲齊滑王末年之器、余謂陳說是也、知者、禾和音同、知子禾子卽田和、一也、若齊滑王時、田氏簒齊已久、此時量器必早已統一、不容有公私之異、二也、惟其爲田和時、民心已早歸田氏、簒齊之勢已成、故其收買民心之政、不必如昔日加惠之厚、而齊陳二量之對立、則儼然尚在、三也、考左傳昭公三年晏子所言陳氏三量登一者、爲陳乞時事、田和爲陳乞之玄孫、兩人相距五世、以器稱子禾子尚未稱侯考之、此器之製必在爲侯以前也、和子桓侯午、有陳侯午敦、則儼然稱侯矣、此時田氏勢力之大、已如日中天、無可復加

かくて滑公のときになお田和の政策が墨守されていたと考えるのは、迂儒の見であるという非難を加えている。

この楊説はいわば狀況判斷であるが、張政烺氏の論考北京大學、潛社史學論叢二に、陳夏を陳乞の末子陳得とする說があり、子禾子とは田和が家を嗣ぐ前の名であるという。それならば前四〇四年よりいくらか前の器である。この場合、田和が陳乞の玄孫であり、陳乞の子である陳夏と前後四世の差のあることが、支障となるようである。もし陳夏を陳惠子その人であるとすると、子禾子は田和と別人とするほかなく、田和說をとるとすれば、別に世代の近い人を求めるべきであろう。また夏が群兄を排して執政となるのも不審である。いずれにしても、立事を以て年を紀すのは、なお田氏が國を奪う以前のこととみられる。

陳純釜

著錄　大系・二六二「齊量・一五」　奇觚・六・三五　愙齋・二四・三　周存・六・一二二　大系・二六二　綴遺・二八・一七　三代・一八・二三　小校・九・一〇四」　大系・二二三　積微居・二三四

器は前器及び左關鋘と同出。器制・大小何れも子禾子釜と殆んど同じで、また半斗の量器である。器外の耳旁に七行三四字の銘があり、在銘の部分だけ嵌入されている。陳侯午敦及び前器と同じ。文にいう。



陳純釜



墬猶立事歲、䶮月戊寅、各𢆶安陵□、命左關丕發、敕成左關之釜、節于稟釜、敦者曰墬純

また陳猶の立事を以て歳を紀す。䶮月は冰月・禝月と同じく齊の月名。何月を指すのか明らかでない。安陵について大系に「舊以爲卽史記世家齊宣公四十四年、伐魯葛及安陵之安陵、今按非是、彼安陵在河南鄢陵縣西北、而此器出于靈山衞、地望不合、余意安陵卽靈山衞之古名、其地近海而有丘陵、葢本岸陵之意也、所出三器、均是量器、則出土地當卽所謂左關若丘關、左者東也、丘者以其所在地、爲丘陵也、置關靈山衞、地近膠州灣口、在古葢齊國海上交通之門戶也」という。各は格至の義である。

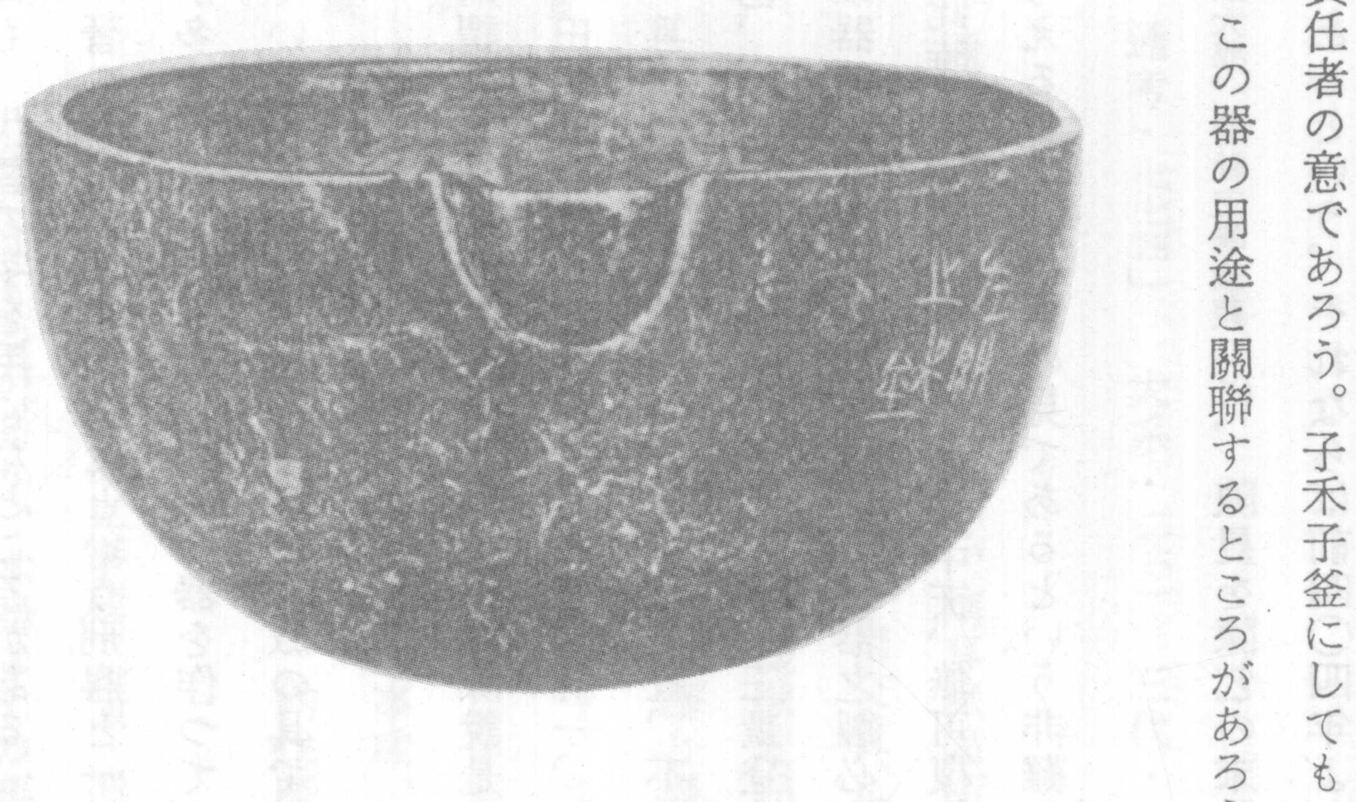
丕發を郭氏は「關吏之名」とするが、積微居に「丕者大也、發謂發倉廩」とし、孟子梁惠王上「塗有餓莩、而不知發」、盡心下「齊餓、陳臻曰、國人皆以夫子、將復爲發棠」の例を引く。子禾子釜に多く罪刑のことをいうのも、そういう賑救の際の不正を戒めたものであろう。節とは定量をいう。

敦に敦治の義があり、積微居に孟子公孫丑下「前日不知虞之不肖、使虞敦匠事」の例を引く。楊氏はまた器名を陳猷釜と改め、陳純は工匠の名があるとするが、田氏の族人が工匠のことに従つていたとも思われず、この量器を以てその賑救のことに當る責任者の意であろう。子禾子釜にしてもこの釜にしても、在銘の部分が別に貼入されていることは、この器の用途と關聯するところがあろう。

器は左關鋘とともに三器同出。陳簠齋がまず區鋘攷記簠齋二四・五丗載を作り、愙齋・綴遺などに考釋が試みられた。左關鋘善齋圖・一六八、齊量・二五もまた量器で、半匏形にして流あり、その容量は前器二釜の約十分の一に當る。「左關之鋘」四字を器外に刻している。郭氏の丘關之釜攷釋之餘所收にこれら三器の舊釋を整理し、詳細な考釋が試みられている。

左關釜は刻文で、秦侯段の刻文と同様であるが、二釜の銘は鑄款を用いており、陳侯午段の銘とともに、その制作の上に問題を殘しているようである。おそらくそれらは、後の秦權・詔版と性質の類するもので、量器として作られ、出入・賑救などの量穀の器に用いられたものであろう。それで特定の目的に使用するに當つて、鑄版を作つてこれを器に施し、各所の用に供せしめたものと思われる。みな實用の器であるから、器は二笵を合して、同形のものが多く制作されたらしい形迹があり、文飾は施されていない。そのような制作法は、すでに陳曼簠において銘の下部三字が笵型を誤つて三字左文となり、陳侯午段が三器同銘にして器制各々異なるなど、參考とすべきものがみられるが、齊量二釜に至つては明らかに鑄版が別に作られており、秦の權量・詔版に先驅する形式が試みられている。その問題に論及したものがないようであるから、ここに一言そのことに及んでおく。

なお齊量については、佐藤武敏氏に齊量考人文研究・二二・四の一篇がある。



左關鋘

二二九、魯原鐘

器名　魯邍鐘奇觚

收藏　「舊爲吳縣曹秋舫所藏、刻入懷米山房吉金圖、今歸南潯顧子嘉」愙齋「吳縣曹氏、武進費氏」周存

著錄

器影　懷米・下・二　善齋・樂・五　大系・二三三　日本・三四六（銘後刻）

銘文　攈古・二之一・一九　愙齋・二・九　奇觚・一八・二七　周存・一・七二　大系・二二七　綴遺・二・一　三代・一・三・二　小校・一・七　山東・魯・四

考釋　愙齋賸稿・四　韡華・甲・一　大系・一九六　文選・下一・二

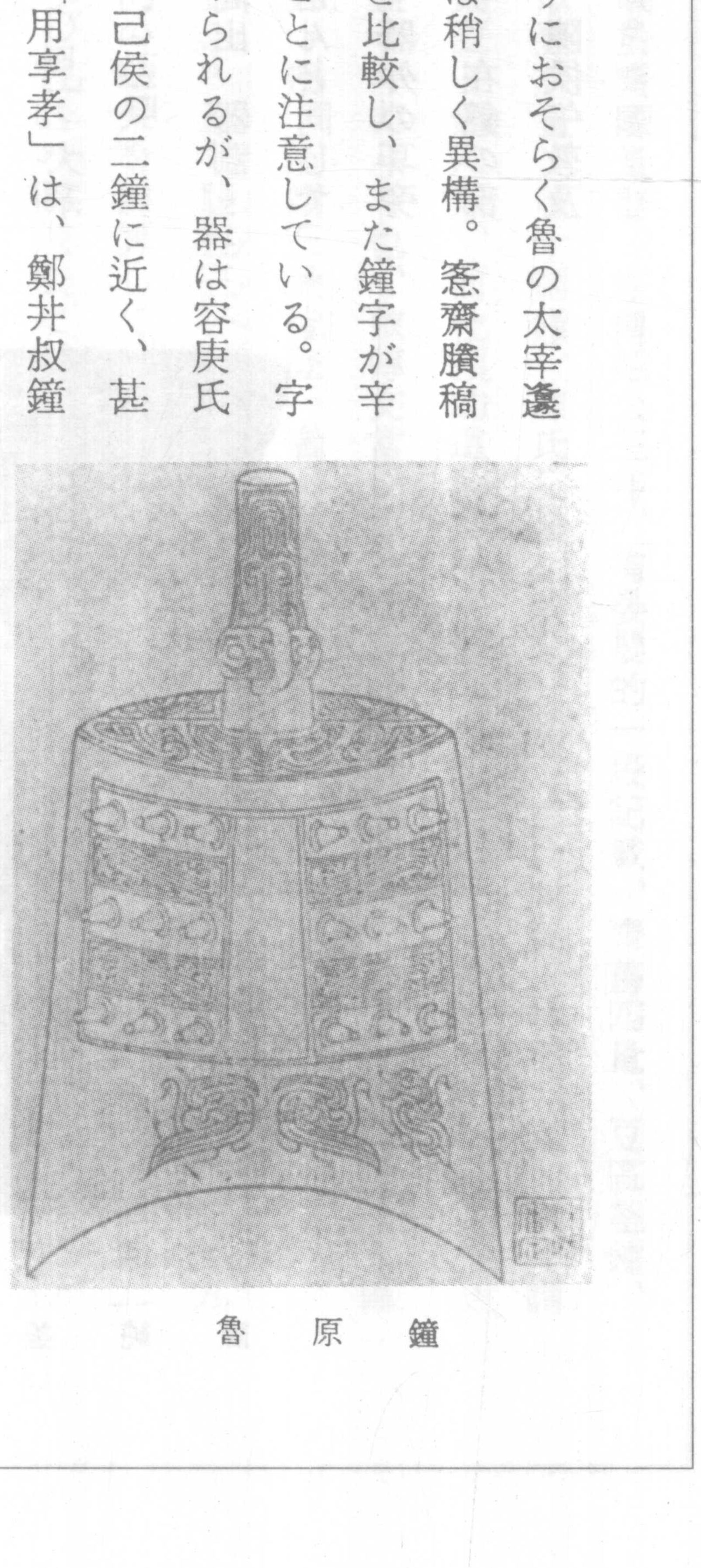
器制　懷米にいう。「高中六寸、肩徑三寸六分、寬五寸四分、鼓寬七寸二分、鈕高四寸、重二百八兩、鑄款鉦中」。圖様によると、器制は兮仲鐘・邢人編鐘に近く、舞上甬幹には波狀文を飾り、篆間には斜格虺龍文、鼓上にいわゆる象首文が相對する。また鼓右に兮仲鐘・紀侯鐘と同じく小鸞形を附している。

銘文　二行八字。鉦間に銘する。

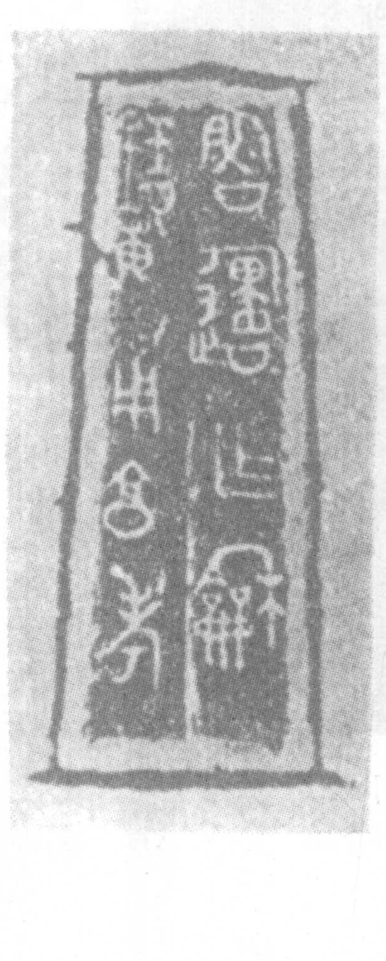
魯邍乍龢鐘、用享考

魯邍は、綴遺にいうようにおそらく魯の太宰邍父の家であろう。邍字は稍しく異構。愙齋賸稿に、石鼓・單伯鬲の字と比較し、また鐘字が辛に從わず、王形に從うことに注意している。字様の上に新しい要素がみられるが、器は容庚氏が西周後期とする兮仲・己侯の二鐘に近く、甚だ古制を存している。「用享孝」は、鄭井叔鐘の「用妥賓」、單伯鐘の「用保奠」というのと同じく、これで完結する銘辭とみられる。

周存に「魯原鐘形扁、與所藏魯大僕原父敦、當是一家制作」という。敦は魯大宰原父段のことである。



魯原鐘



魯大宰原父段

著錄　筠清・三・二二　攈古・二之二・六九　敬吾・下・七一　奇觚・一六・三四　周存・三・七二　大系・二二六　三代・八・三　小校・八・五　山東・魯・三　二玄・四五〇

蓋銘四行一九字。文にいう。

魯大宰邍父、乍季姬牙賸段、其萬年眉壽、永寶用

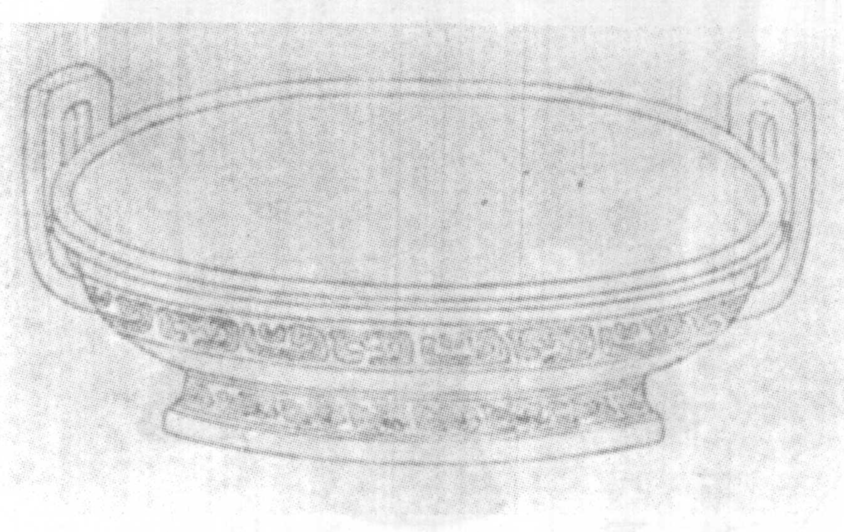


邍字は鐘銘と同構。季姫はその女。魯と同姓の家である。器影をとどめず、その器制を知りがたいが、字樣によつて考えると、春秋のかなり下る時期のものとみられる。器の口沿に、同銘の刻文がある。字の結體は蓋銘と甚だ近い。

周存に「魯原父敦蓋、與余所得顧氏一器文合、乃何氏益壽館拓本、並有刻文一器、不知何來、以字尚有致、存之」という。魯器には器影の存するものが乏しいが、魯侯諸器を除いて、他は概ね春秋期以後に下るものである。魯侯の器はすでに魯侯爵 巻一・一二五頁・禽段の條同・一一頁 に錄した。いま他の魯器を錄する。

魯伯厚父盤

著錄　懷米・下・六　大系・一五四」　鈎淸・四・二九　攈古・二之一・五三　窓齋・一六・一六　周存・四・一七　綴遺・七・二一　大系・二二七　三代・一七・四　小校・九・七〇　山東・魯・四　二玄・四四九



魯伯厚父盤

懷米に仲姫盤といい、尺寸について「高三寸一分、口一尺二寸八分、深一寸八分、耳一寸八分、足八寸四分、重百五十兩」という。器は附耳。腹に變樣夔文、足に斜格形の獸文を飾る。殷穀盤通考・八三七等に近い形式である。



銘は器底にあり、二行一〇字。

魯白厚父乍中姫兪賸般

という。綴遺に「按此伯厚父、卽魯公子翬、字厚、謚惠伯者也、何以言之、檀弓后木鄭注曰、魯孝公子惠伯翬之後、世本曰、其後爲厚氏」という。すなわち郈惠伯の後であるが、郈氏の何人なるかは明らかでない。綴遺にはその初世とする。それならば春秋に入る前である。東遷前後の器としてよい。中姫兪の名は伯大父の器にみえ、また一家の器である。

魯伯大父段一

著錄　寶蘊・下・六四　乙編・一二・三二　通考・三三一　大系・一一九　故宮・下・一八〇　二玄・四四八」　積古・六・一



魯伯大父段一

〇　攈古・二之二・七一　周存・三・七一　大系・二二八　三代・八・一　山東・魯・四　二玄・四四七

大系に「孟姫姜段」としている器であるが、伯大父の滕器である。器は中央博物院藏。通考にいう。「通蓋高七寸五分、蓋器均飾瓦文、口各飾竊曲紋一道、足飾垂鱗紋、兩耳作獸首形、有珥、三足」。また故宮に「蓋破、一足斷」という。その器制は西周後期に行なわれたもので、容庚氏もその期に屬しているが、伯大父第二器の字迹とともに、本器の字迹もそこまで遡らせうるか疑問である。器銘にいう。

魯白大父乍孟姬姜賸段、其萬年眉壽、永寶用享

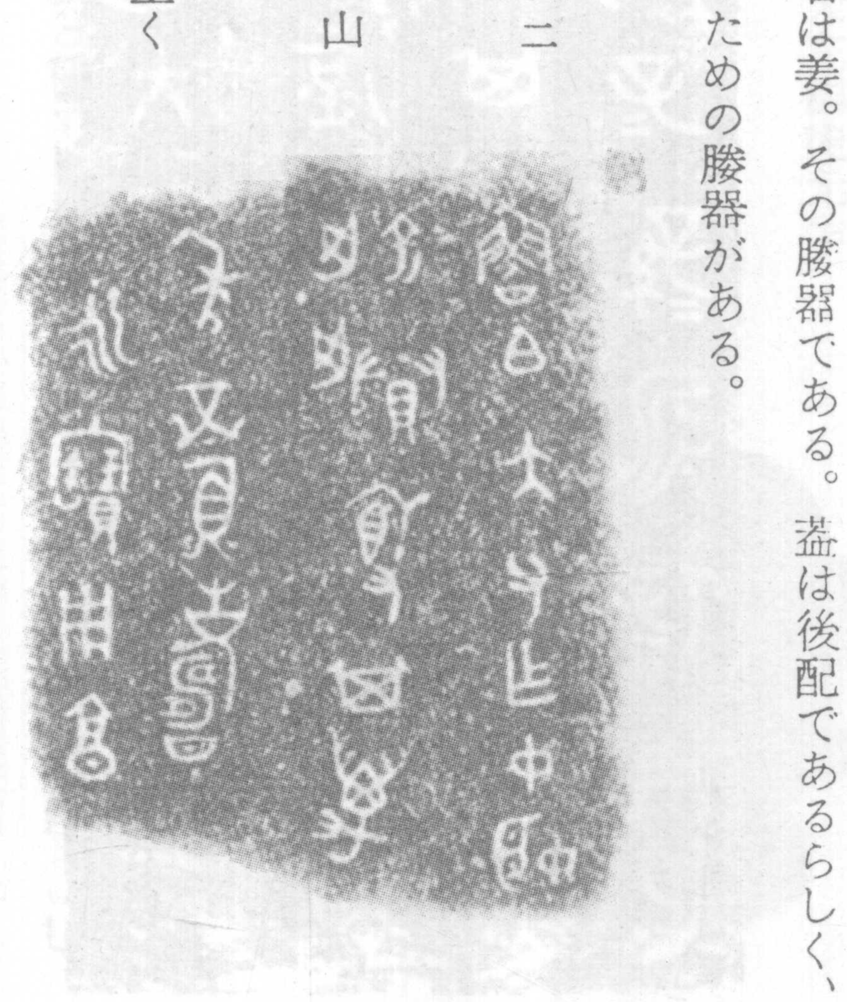
文三行一九字。段・壽二字幽韻。孟姫にして名は姜。その滕器である。蓋は後配であるらしく、通考に「蓋後配略大、無銘」という。別に仲姫のための滕器がある。

魯伯大父段二

著錄　善齋・八・六八　大系・一一八」　攈古・二之二・七一　從古・六・四一　周存・三・七一　大系・二二七　三代・八・二　小校・八・四　山東・魯・五

失蓋。善齋の繪圖によると、器制は第一器と全く同じ。器銘にいう。

魯白大父乍中姬兪賸段、其萬年眉壽、永寶用享

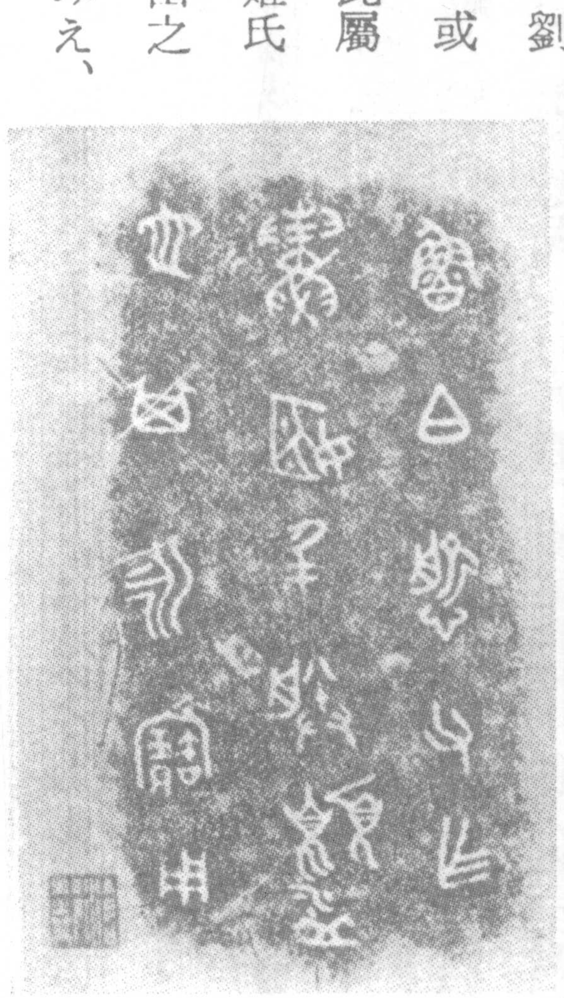


仲姫兪は伯厚父盤にもみえる。作器者の伯大父は、伯厚父と親緣の人であろう。大系に「二器同爲仲姫兪所作之滕器、伯厚父與伯大父、當是兄弟行、以伯爲氏者也」という。孟孫氏がみな孟といい、季孫氏がみな季というのと同じである。字迹は魯大宰邍父段と極めて近く、賸段・眉壽の字は殆んど同構である。おそらく時期の近いものであろう。これらの器に比すると、伯愈父の器は字迹がややすぐれ、時期もいくらか早いものであろう。

魯伯愈父匜

著錄　金索・三・三七(盥匜)　貞松・一〇・三五　綴遺・一四・二五　三代・一七・三二・一　小校・九・六一・二　山東・魯・一三　二玄・四四五　書道・八八

金索にその繪圖を載せ、「器有流、有鋬、四足、通漢尺一尺二寸五分、連足高五寸五分、重今秤三斤十兩、銅質青白、翠綠相錯、聖廟百戶劉子超元所贈」という。またその出土について「道光庚寅一〇年、一八三〇歳、滕縣人於鳳皇嶺之溝澗中掘出、劉超元守衞購得、以予嗜古、轉以見惠、洵足珍也、或以其地近張圭墓、疑卽其墓中物、然張圭唐人、此屬周制、此外有盤有簠有鬲、皆以姬年係之、是必姬氏早亡、卽以其媵嫁諸器殉葬、歲久墓圮、土人耕出之耳」としるしている。盤・簠・鬲はみな著錄にみえ、器名のほか文はみな同じ。本器は銘三行一五字。文



にいう。

魯白愈父乍邾姬⺈朕𤔲匜、其永寶用

邾姬について大系に「此伯愈父亦以伯爲氏者、與邾國通婚姻、故其女稱邾姬」という。伯愈父の器の存するものは、みな媵器である。大系新版鬲條に「魯伯愈父諸器、所見有鬲五・簠三・盤三・匜一」とあり、かなりの器數に上る。みな山東魯に著錄する。

𤔲匜を金索に盥匜とよみ、「國語、晉公重耳過秦、穆公歸女五人、懷嬴與焉、公子使奉匜沃盥、既而揮之、韋昭以爲、嫡入于室、媵御奉匜盥、是也、古者尊不就洗、侍御奉匜盥手、棄水於監、此器方容二手、可想其制、與卮匜酒器不同」という。匜は盤と同出するものが多く、その銘にも盤匜、盥匜などという例がある。𤔲は器名に用いる字であるが、字形からいえば盤に髮を洗う象。字をその本義において用いるものである。

魯伯愈父盤

著錄　三器。攈古・二之二・一五　奇觚・八・九　貞松・一〇・二五　周存・四・一三　綴遺・七・二三　三代・一七・七・三　小校・九・七一　山東・魯・一二

一は曲阜某氏藏攈古、一は潘文勤奇觚、一は三原許氏藏周存、ただ一も器影を傳えるものがない。文は匜と同じく三行一五字、「魯白愈父乍邾姬⺈𤔲般、其永寶用」とあり、三器とも同笵と思われるほど似ているが、誘泐や破損の状が異なる。

魯伯愈父鬲

著錄　五器。上海・六四(4)」筠清・四・三二(3)　攈古・二之二・一六(3)　窓齋・一七・一一(4)(5)　周存・二・七四、補(1)〜(5)　貞松・四・八(1)(2)　綴遺・二七・二三(1)(2)(4)(5)　大系・二二八(1)〜(5)　三代・五・三一(1)〜(5)　小校・三・七一(1)〜(5)　山東・魯・五(1)〜(5)　一玄・四四六(1)

器は諸城の劉氏・潘伯寅・丁小農などの舊藏。いま上海の一器(4)を存する。上海にいう。「此鬲腹飾對稱捲體夔紋、制作規矩嚴格、紋飾也端不苟、獸蹄已無袋形、是趨向退化的表現、淸道光十年一八三〇山東滕縣城東北八十里之鳳凰嶺出土、同出之器有鬲五・簠三・匜一」。銘は口沿にあり、一五字。(4)は父を奪字。

魯白愈父乍邾姬⺈𦘔羞鬲、其永寶用

匜と鬲には賸器の語を加えており、盤と簠にはその語を加えていない。



魯伯愈父鬲

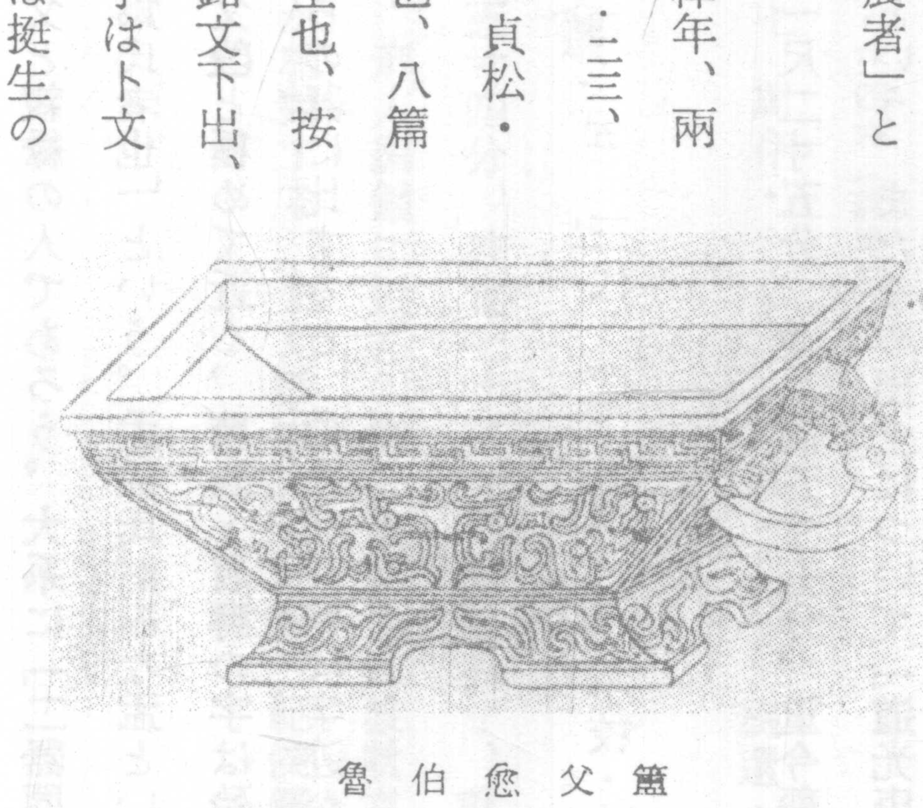
魯伯愈父簠

著錄　三器。兩罍・七・一〇　善齋・禮八・四」　山左・一・一六　攈古・二之二・三二　二百・三　筠清・三・一二　窓齋・一五・一二　周存・三・一四一　綴遺・八・一四　三代・一〇・一一　小校・九・八　山東・魯・一〇　河出・二八一

考釋　韡華・丁・二　積微居・八八

兩罍に載せるものは「器已殘缺」とあり、蓋底の虺首文を錄している。善齋は器。腹足の文様は變樣夔文。おそらく三器同制であろう。善齋に「身高四寸二分、口縱九寸七分、横一尺一寸八分、底縱六寸、横七寸八分」という。攈古に「器二、一山西陽城張子絜藏、今歸諸城劉氏、一直隷天津王子梅得之曲阜、以贈甘泉汪孟慈熹孫、僅存器底、兼有裂文」とあり、周存に吳縣の吳氏、歸安の吳氏、また綴遺に汪孟慈より吳平齋に、一は馮晏海の藏という。山東に「枕經堂題跋一・一二云、王子梅大令、舊隨其尊人、宦遊曲阜、得一簠、贈孟慈太守、予爲審視、得十六字、又一器、係鼎銘、同曲阜劉佩芝茂才、得於耕地農者」とあり、みな同出の器であろう。

韡華に⺈を夷と釋する。積微居に壬と釋して「⺈字、筠清釋年、兩罍・小校並從其說、綴遺或釋仁七・二三、八・一五、或闕釋二七・二三、古文審八・二三從吳說釋年、奇觚八・九改釋尸、攈古・窓齋・貞松・大系、並闕疑不釋、余謂諸家之釋皆非是、⺈乃說文之壬字也、八篇上壬部云、壬、善也、从人士、士事也、一曰、象物出地挺生也、按許君二義、後說爲是、銘文下二横畫象土形、中直畫象根、銘文下出、象根深入土中、此較篆文不下出者、爲長也」と論ずるが、字は卜文の二千の字形に最も近く、挺生の壬とはみえない。また壬は挺生の義ではなく、呈に從うものは祝告を捧げて翹企の意を示すもので、⺈とは字の意象が異なる。むしろ任の聲義に近い字と思われるが、確かめがたい。



魯伯愈父簠

魯大司徒子中白匜

著錄　窓齋・一六・二七　奇觚・八・三三　周存・四・二一　大系・二二五　綴遺・一四・一五　三代・一七・三九・二　小校・九・六五　山東・魯・一四

器影を錄するものなし。銘四行三一字。文にいう。

魯大𤔲徒子中白、乍其庶女礪孟姬隮匜、其眉壽萬年無疆、子〻孫〻、永保用之



綴遺に礪について「應是礪之異文、卽厲國也、說文無礪字、新坿有之、經典作厲、亦作礪、此文从石从二、見汗簡、下从又、似古本有礪字、而厲有賴音、論語子張、未信、則以爲厲己也、鄭注厲讀爲賴、左傳僖十五年秋七月、齊師曹師伐厲、杜注、厲、楚與國、義陽隨縣北有厲鄉、昭公四年、遂滅賴、公穀作遂滅厲、漢書地理志、隨故國、厲鄉故厲國也、師古曰、厲讀曰賴」と厲鄉の厲國であ

るとする。また大系に「今湖北隨縣北四十里、有厲山居」というが、魯より嫁する地としては、宋の商城の南の賴、あるいは鹿邑に近い賴鄉、山東歷城の賴亭などが考えられる。厲・賴は音通じ、おそらくもと一姓の國で、その遺址は多く河南の東境にあり、遷徙の地にその名を殘したものであろう。陳槃氏の大事表譔異冊四厲三〇六葉條に從來の諸說をあげ、結論していう。

今綜上所引述、河南鹿邑・商城・息暨湖北隨四縣、並有厲・賴之遺迹、如除去隨縣、不過爲厲山氏出生地、且已屬隨侯之國、可以不計、則祇餘鹿邑商城與息之賴、鹿邑縣南距息縣二百數十里、小國遷徙毋常、故此三地並有其遺址、然則此賴卽厲、非二國矣」齊亦有賴邑、哀六年左傳、使胡姬以安孺子如賴、是也賴亭在濟南府東章丘縣界、此賴邑與賴國關係、未知何如

左傳昭四年に「楚遂以諸侯滅賴、賴子面縛銜璧」とあり、鄢に遷されている。器銘にいう厲はおそらくこの族であるらしく、熹平石經公羊春秋殘石に厲虫に從う字に作る。莊子天運にその字がみえ、釋文に「敕邁反、又音例、本亦作厲、郭音賴、又敕介反」という。

魯には司徒・司馬・司空の三官左傳昭四年があり、いわゆる三卿國語魯語上であるが、大をつけていうものがない。しかし宋の三族六卿左傳襄廿六年には大を付するものがあり、列國にも間もなく行なわれたのであろう。厲は左傳昭四年前五三八に滅んで鄢に遷されているので、器はそれより以前のものであろう。

魯大司徒厚氏豆

著錄　冠斝・上・二八・二九　通考・三九九　二玄・四五二」　三代・一〇・四八　山東・魯・一六　二玄・

三代に五銘を錄しており、器は三器あつたらしいが、いま冠斝に一器を錄する。山東に「器作豆形、民國廿一年壬申、與魯大司徒元盂、同出曲阜林前村」とあり、別に匜一器が同出している。器は蓋上を八瓣形に作り、腹足に相鉤連する獸形文を飾る。器蓋二銘、四行二五字。單銘のものは子孫の重文を缺き、二三字。文にいう。

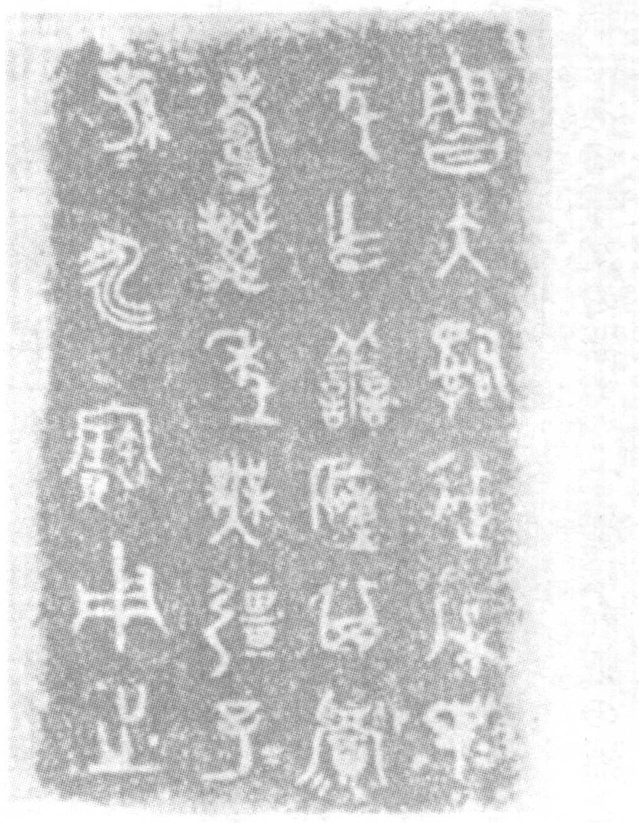
魯大嗣徒厚氏元乍善簠、其眉壽萬年無疆、子ゝ孫ゝ、永寶用之

厚は伯厚父盤の厚と稍しく異構。また元も人部に肥點を加えるが、元であろう。豆の自名に簠という例が多く、本名の他に簠ということがあつたのである。

魯大司徒元匜

著錄　山東・魯・一五　錄遺・五一二

山東に、器銘によつて器を盂とし、「器作匜形」とい





魯大司徒厚氏豆



うが、匜に飲盂・盥盂と稱する例が多い。銘三行一五字。文にいう。

魯大嗣徒元乍飲盂、萬年眉壽、永寶用

器はさきの豆と同出。山東に「現藏齊魯大學、同出者尚有豆等、已不知何歸」とあり、豆の一は冠斝樓に歸したが、その後の消息はまた知られない。なお元には鼎の作器があり、「[魯]大左嗣徒元乍善鼎、其萬年眉壽、永寶用之」錄遺・八七という。

魯司徒伯吳盨

著錄　善齋・禮八・一四　冠斝・上・三〇」　三代・一〇・三三　小校・九・三〇　二玄・四五三

器は兩耳の盨。器蓋の口緣に變樣虺文、他に瓦文を付する。器制は杜伯盨に近い。器蓋二文、各三行一五字。銹泐多く、字は疏鬆の體で、大嗣徒の諸器とかなり異なる。文にいう。

「魯嗣徒白吳、敢肇乍旅段、萬年永寶用」。旅段と稱するが、器は盨である。盨段と連言するものが多く、ときに旅段・寶



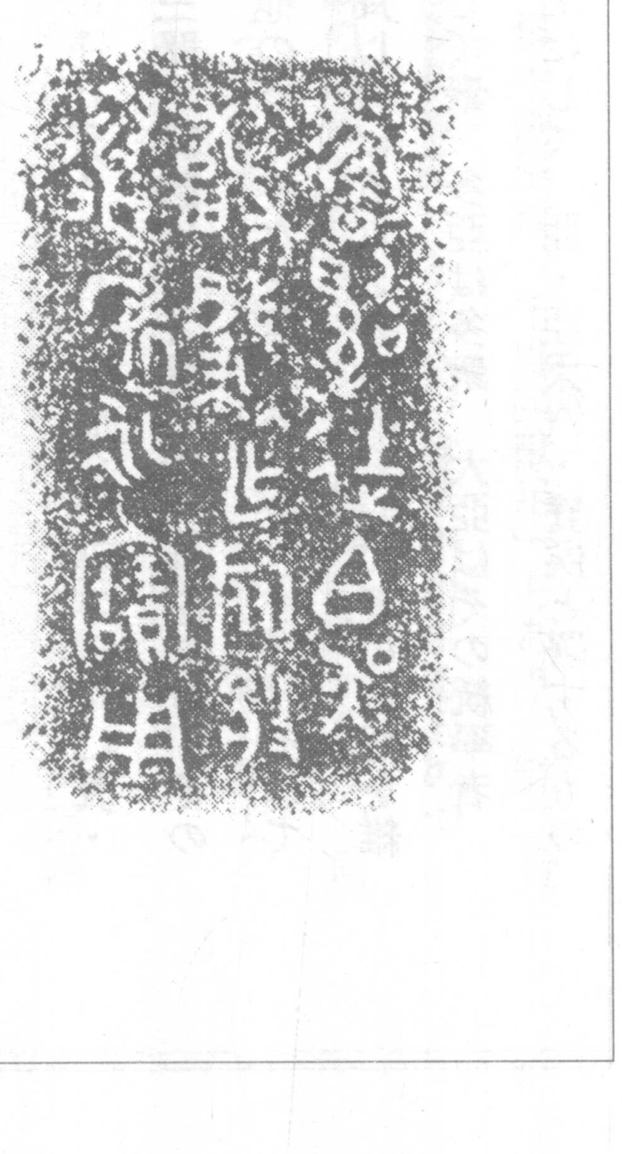
魯司徒伯吳盨

段というものもあつて、銘文だけでは器種を定めがたい。敢の字は稍しく異構。嗣・永などの字様にやや崩れがみえる。

魯士商叡段

著錄　西清・二八・四　大系・二二〇」　攈古・二之三・五六　周存・三・五一　大系・二三二　三代・八・三三　山東・魯・一九

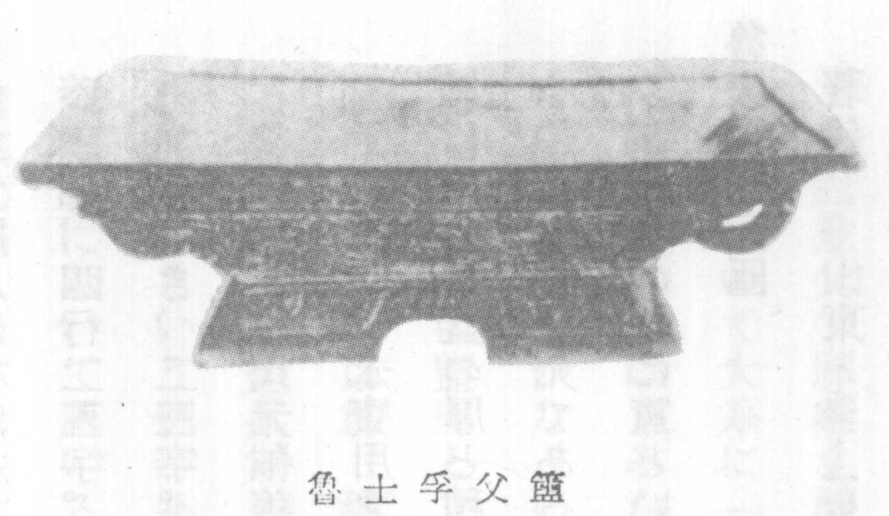
器は器蓋口沿に變樣夔文を付する瓦文段。圈足部に鱗文を飾り、三獸足。兩耳獸首鐶にして珥あり、邿遣段と器制が近い。西清に「通蓋高七寸九分、深三寸七分、口徑六寸二分、腹圍二尺四寸八分」とあり、銘は縱一八糎に及んでいる。文四行二九字。文にいう。「魯士商叡、肇乍朕皇考叔猷父隮段、商叡其萬年眉壽、子ゝ孫ゝ、永寶用享」。周存に「段失蓋、去年八月、余在杭州、有人持至寓」という道光乙未一五年、一八三五の跋を付しており、早く蓋を失したものであろう。攈古に引く許瀚說に、魯の氏名・地名に商というものの例をあげている。大系に「此魯之大士、或師士名商叡者所作器」という。字迹は闊大であるが、かなり剝蝕がある。



魯士孚父簠

著錄　善齋・禮八・一　尊古・二・一六　二玄・四五五」　窓齋・一五・八　奇觚・五・二一　周存・三・一　四七　綴遺・八・一二　三代・一〇・五・一　小校・九・四　山東・魯・一八　二玄・四五四」　韡華・丁・一

周存に「器五、吳縣潘氏、三原許氏各藏二器、其一器爲泰州宮氏所藏」、また綴遺に「器出兗州」といい、器葢一器と別に二銘、山東には器葢一器と別に三銘、三代に五銘を錄する。䜭古所收のものは失葢。器腹に波狀文、口緣に環文、器足に變樣夔文を飾り、器制は季良父簠に近い。銘はいずれも三行一〇字。文にいう。「魯士孚父乍飤簠、永寶用」。孚と釋した字は乳子の象ともみえる字で、偏は姬の從うところに近い。韡華には聠にして俘の異文とする。士職にある孚父の器で、字樣は商䵼の器と似ている。



魯士孚父簋



魯器にまた魯內小臣鼎攈古・一・一八　愙齋・六・一四　周存・二・五九　三代・三・一六　小校・二・五〇があり、韡華乙上・二七に左傳の晉官に、また積微居八六に周禮天官にその職があることに注意している。また宋刻に魯正叔盤薛・一六・二　嘯堂・七四　博古・二一・一五があり、西淸の甲乙兩編に仿製の器を錄する。山東にはなお陬の器として陬膚盤・匜、陬也人鼎を錄しているが、確かでないので略する。

卷四　　　　四四九～四五〇

二二〇、㠱公壺

器　名　㠱公匜薛氏・

時　代　「春秋初年」大系

著　錄

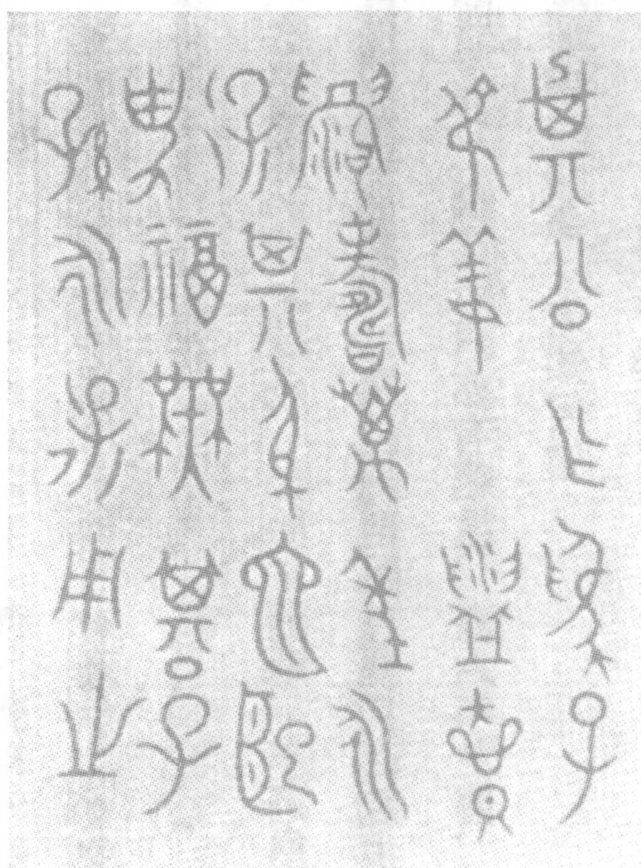
銘文　薛氏・一二・九　大系・二三六

考　釋　文選・下二・六　積微居・一八六　王獻唐「黃縣㠱器」一九六〇、山東人民出版社

銘　文　六行三四字、一字缺。

㠱公乍爲子叔姜□盥壺、眉壽萬年、永保其身、也〻熙〻、受福無期、子〻孫〻、永保用之

大系に器を紀器の中に列し、紀・㠱を一としていう。



此器、薛書題作杞公匜、云、㠱者古國名、衞宏云、與杞同、雖形制未傳、而字畫奇古云々、按所引衞宏說乃本集韻、然杞乃姒姓之國、此㠱乃姜姓之國、㠱與杞非一也、余謂㠱亦是紀、同一紀國、而作㠱若己者、亦猶句吳之作工䱷若攻吳、而稱公稱侯、在古亦無差別

杞は姒姓の故國、紀は姜姓の國でまた己とも稱するが、本器に叔姜の名があるので、㠱・紀を一字と解するのは一應根據のあることである。しかし㠱は地名族名としてすでに卜辭にみえ、殷器の圖象に亞形中に㠱をしるした例が甚だ多く、また臨淄東方の黃縣から㠱伯の諸器が多數出土したことなどから合せ考えると、別に姜姓の㠱が存したともみられ、王氏の黃縣㠱器には「㠱非杞、亦非紀」という一章がある。そこには、杞は姒姓、卜辭に杞侯後・下・三七、また地名の杞後・上・一三があり、金文の杞と字樣同じく、その器は新泰から出土している。また紀國の字は己に作り、その器は壽光から出土しているが、もと宗周の近くにあり、のち東遷の際に滅んだもので、器はみなその遺品であるという。杞・紀の蹤迹は文獻によつてなお追迹しうるところがあり、そのように簡明なものではないが、㠱・紀が同姓にして異國であることは疑ないといえよう。

王氏は殷代㠱侯の遺器として、いわゆる亞疑形、亞字形の下に〓を付した圖象、亞字形中に㠱・㠱侯としるした圖象をもつもの、およびその關聯器四十三器、器數にして計七十三件をあげ、そのうちの母癸彝は殷曆譜の帝辛六年四月癸巳の器であり、他の器もみな殷器である證とする。そしてこの姜姓の㠱は、殷周以前よりこの地にある古族で、殷周以後にもなお姜姓國としてその古俗を維持したものであるという。王氏はさらに亞を徙の借字にして衆、多亞は多衆、大亞はその統率者、㚖もまた身分的呼稱で亞〓形はその合文、㠱はその族名にして、亞・亞〓・㠱侯と署するものは、殷の武丁以後、三期にわたるその族の器であるとし、周に及んで㠱公匜以下の五器があるといい、㠱仲壺・㠱甫人匜・安伯・㠱孟姜の諸器をあげて論じている。

亞は殷墓郭室の形と同じで、おそらく喪祭の儀禮を司る職能的標識と考えられ、〓・㠱に限らず、他の圖象と結合する例が多い。從つて亞〓とは、㠱氏中の特定聖職者を示すものと考えられ、また亞〓形の器が殊に多いのは、その族の特殊な傳統を示すものと考えられる。㠱が姜姓であることは、その意味で注意される。おそらく羌系の古族のうち早く殷の支配下に入つた㠱侯は、異族であるゆえに、異族として祭祀儀禮に與かる特別の家柄とされたのであろう。殷墓出土の器が多いことから、當時は殷都の附近にあり、のち殷周の鼎革に遭うて東徙し、山東の黃縣に據つた。殷末の箕子の說話は、この族と關係があるものと思われる。

器は薛氏に匜としているが、銘には盥壺という。王氏の黃縣一二四頁に、「大系以銘文爲壺、改作壺、金文盥字、類用于盤匜、不用于壺、此稱盥壺、與例費合、彼時器銘名稱、有時與本器不符、原疑爲匜、銘誤作壺、今仍薛書不改」といい、器を匜とするが、壺に盥壺という例三代・一二・一八・二があり、誤鑄ではない。積微居に、子叔姜は慶叔匜の子孟姜、春秋文十二年經の子叔姬と同例の稱であるという。𪐝鎛にも子仲姜の例がある。積微居にまた男子に子沈子・子北宮子というと同じく、子を冠稱するのは男女の貴稱であることを論じている。

訓　讀

㠱公、子叔姜□の盥壺を作爲す。眉壽萬年、永くその身を保ち、也〻熙〻として、福を受くること

卷四　　　　四五一～四五二

無期ならんことを。子〻孫〻、永く保ちて之を用ひよ。

参　考

王氏の黃縣䀇器は、䀇氏の蹤迹を求めて縱横の論を發したもので、そこには種々の問題が提起されているが、いま深くその問題に入ることはできない。

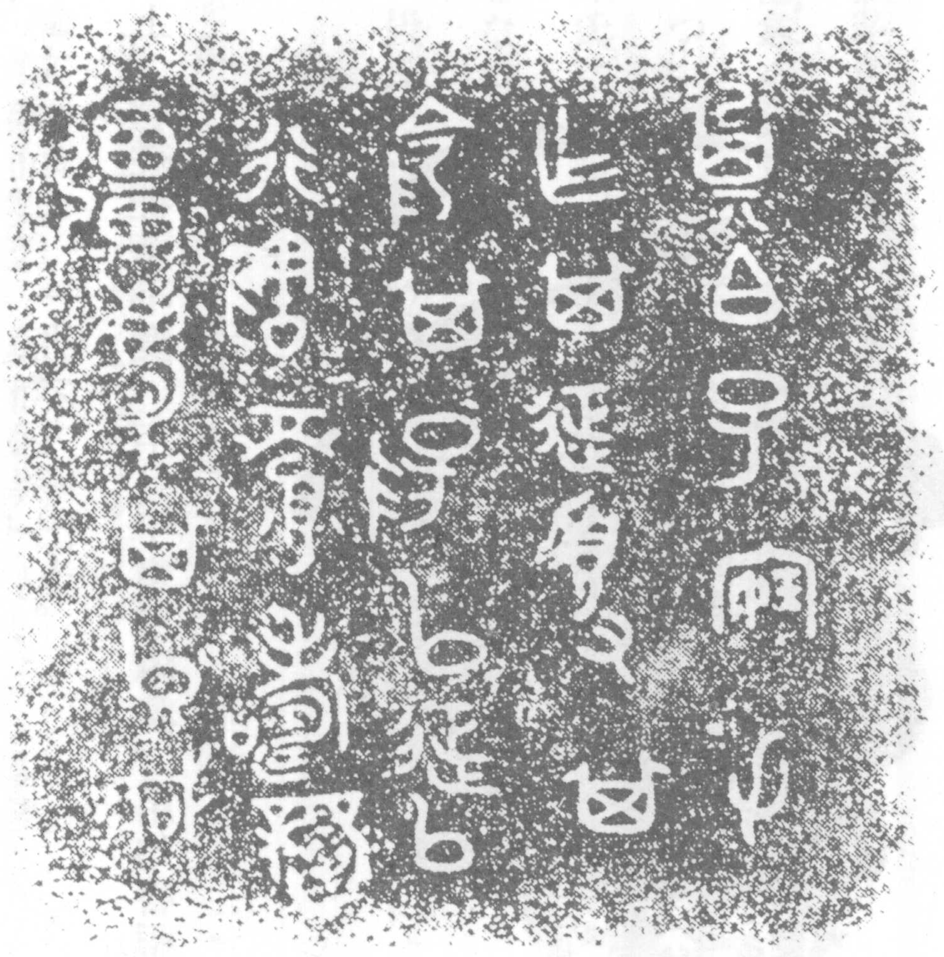
䀇氏の器には早く䀇仲作倗生壺蓋があり、すでに倗生毁の條卷二・四三九頁に錄した。晉地の出土であろうかといわれ、山東の䀇氏との關係は知られない。象文をもつ西周中期の器である。䀇姜にして王婦となるものあり、王婦䀇孟姜匜愙齋・一六・二三　攈齋・三匜・二三　周存・四・二六　綴遺・一四・一六　三代・一七・三二・二　小校・九・六二に「王婦䀇孟姜乍旅匜、其萬年眉壽、用之」という。春秋桓九年「紀季姜歸于京師」とあり、杜注に「桓王后也」という。王室と通婚の國である。字迹は綴遺に「此文爲東遷後書體」というように列國期のものである。

山東䀇氏の器は、みな列國に入るもので、多く䀇伯と稱している。

䀇伯子𡨦父盨　四器、黃縣䀇器・一九頁以下　錄遺・一七六～九　二玄・四五九

出土の事情について、黃縣にいう。「一九五一年四月、黃縣城東南十里灰城區域南阜村、村民平泥溝、掘出銅器八件、疑器中含金、敲缶驗看、致多損傷、政府酌給奬金、使銅器全部歸公、現在山東省博物館陳列、八件銅器、四盨及盤匜、俱有銘、一鬲一鼎無銘、匜最完整、鼎殘存一半」。他に佩飾などもあつたらしいが、陶器等とともに失なわれたようである。

灰城には古代の遺址があつたらしく、王氏の黃縣に、王道新の黃縣志稿金石目未刻に陳去疾信璽の出土、またその黃縣金石雜記未刻に𠫑字を刻する古印の出土を傳え、なお一九一四年前後に四銅鐘、一九三一年前後に五銅鐘が出土したという傳聞と、灰城には今も箭鏃・陶器類が出土することをしるしている。光緒府志によると、灰城の城基は二三丈の高さで、なお荒臺のあとを存するという。かつて萊都であつたともいわれている。



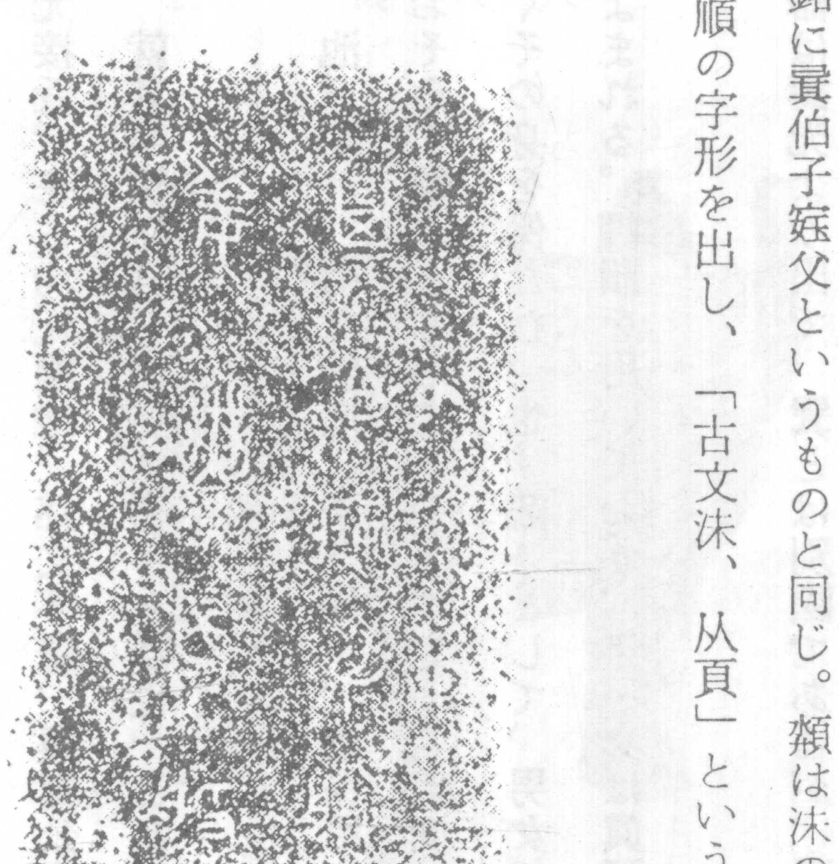
盨は四器。器は瓦文附耳、みな器蓋備わり、同制。銘は器蓋合せて八銘。五行二六字。文にいう。

䀇白子𡨦父、乍其征盨、其陰其陽、以征以行、割眉壽無疆、慶其允臧

䀇縣に父を左と釋するも、父の誤釋。𡨦は寶の音でよむ字であろう。征盨は旅盨と同じ。「其陰其陽」とは、器蓋をいう。金文に陰陽を對稱する例は他になく、珍らしい語例である。割は匄求。「慶其以臧」も他に例をみない句である。慶は況の假借字であろう。詩小雅常棣「況也永歎」の傳に「況、玆」、釋文に「況或作兄、非也」というも、說文矢部五下𥎦字條に「兄、詞也」とあり、漢書揚雄傳上、また敍傳注に「慶、發語辭也」とみえる。以を王釋に允とし、以允を一系の字であるとするが、允の卜文は拘執の人の象で、以とは別系の字である。その句は、他の銘に允臧に作つており、允とよませているのであろう。文は「䀇伯子𡨦父、その征盨を作る。それ陰それ陽、以て征し以て行し、眉壽無疆ならんことを割む。慶にそれ允に臧からんことを」とよむべきであろう。陽・行・疆・臧の四字押韻である。

䀇伯𡨦父盤　黃縣・四八頁　二玄・四五八　黃縣に「通耳高一二・七糎、器高九糎、口徑四八・八糎、耳回紋、邊緣鉤屈紋、圈足直鱗紋」という。器は附耳圈足。鉤屈紋は變樣夔文。銘二行九字。「䀇白𡨦父、𦎫姜無頮般」という。䀇伯𡨦父は、盨銘に䀇伯子𡨦父というものと同じ。頮は沬の初文。說文一一上に「沬、洒面也」とあり、重文として頮の字形を出し、「古文沬、从頁」というが、古文は頁部九上に「𩔁、昧前也、讀若昧」という𩔁である。書の顧命「王乃洮頮水」の頮を說文は沬に作り、昧前は沬面の義で、これらの三字は聲義同じ。盤には盥盤あるいは頮盤という。姜無の賸器として作られたものである。

䀇伯𡨦父匜　古文物・三　黃縣・五四頁　黃縣に「右匜流鋬相距四〇・五糎、腹高一四糎、深九糎、足高五・五糎、鋬高一三糎、邊緣鉤屈紋、腹瓦紋、屈獸爲鋬、鋬中鉤屈紋、下爲四獸足」とあり、銘二行九字、「䀇白𡨦父𦎫姜無頮匜」という。盤匜相對するもので、媵器である。他に甗の鬲部を存するもの、無銘の鼎があり、何れも獸足。鬲は肉太の變樣夔文、鼎は口沿に斜格に近い獸文、腹に鱗文を飾る。



これらの䀇器は黃縣の出土であるが、姜姓の䀇氏はもと河南西部の舊族で、殷のとき東し、西周末についにこの地に據つたものであろう。



䀇伯𡨦父匜

近年、芝罘灣に臨む煙臺市南部から、また䀇器が出土した。齊文濤氏の報告文物・一九七二・五にいう。「一九六九年一一月、在這裏發現了一批銅器、有鼎二・壺二・匜一・甬鐘一・戈二・魚鉤一」、その他陶器三十餘件が出土、中に䀇侯鼎・己華父鼎がある。

䀇侯鼎　立耳蹄足、腹に重環文を飾る。高さ二〇・四糎。底と足とに補修を加え、また煙熏のあとがある。銘四行廿二字。

䀇灰易弟□嗣戍、弟□乍寶鼎、其萬年、子〻孫〻、永寶用

とあり、賜與のものは不明であるが、おそらく戈であろう。䀇には公・伯と稱する器があり、侯と



稱するものは初出である。同出の器に己華父鼎があり、立耳弦文の獸足鼎。銘二行一一字、「己華父乍寶鼎、子子孫永用」という。報告者は、「己華父與前器弟某、應是一人、大克鼎中有師華父、不知與己華父是否一人」とするも、それほど遡りうる器ではない。

同報告に、また黃縣小劉莊出土の銅器をしるし、うち三件に銘文がある。一九六九年出土。

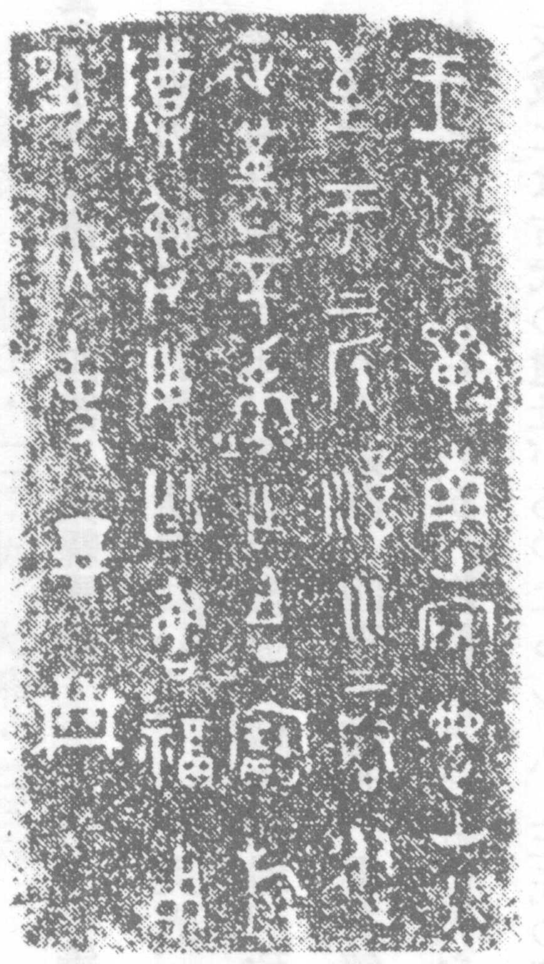
啓卣　王出獸南山□、□山谷、至于上侯、浼川上、啓從征堇不斁、乍且丁寶旅障彝、用匄魯福、用夙夜事　戊箙圖象　文物・圖版七、文六頁

啓尊　啓從王南征、□山谷、在湡水上、啓乍且丁旅寶彝　戊箙圖象　文物・圖版七　文六頁



啓　卣

卣は通高二二・七糎、獸首提梁、蓋平鈕、器蓋に波狀の間に圓を配した帶文を飾り、器の帶文中央に獸首を付している。尊の帶文も同じ。南山下の一字は宀下に人の卜形を執る形であるが、䋣子卣にいう㾿の意であろう。說文に「陸、依山谷爲牛馬圏也」というものである。また山谷





上の一字は乇に從い、行動を示す字。上侯は師艅尊・鼎にみえ、地名。浼・湡はみな水名。尊には單に南征といい、卣に出狩より征行をいう。卣銘は「王、出で南山の□に狩し、山谷をわたり、上侯・浼水の上に至る。啓、征に從ひて、勤めて斁れず。祖丁の寶旅障彝を作る。用て魯福を匄め、用て夙夜に事へむ」とよむべきであろう。齊氏は南征を昭王の南征とし、「南土即𠇂駿𣪘的楚荊、過伯𣪘和𠦪𣪘的荊、王南征、卽周昭王對南方楚國的征伐、卣・尊的形制書體、以及花紋用雲雷紋爲地等、所記載的內容、又與昭王南征有關、其年代應訂爲昭王後期、啓器出土于黃縣、啓應是侥倖得以免遭滅頂之栽的逃歸者」というが、出土の地があまりにも遠隔である。銘末に圖象をしるし、卣蓋に「ᗜ 父辛」とあり、啓はもと東方の族



啓　尊

で、戦後その本貫の地に歸り、あるいは播遷してここに至つたものであろう。黃縣からは遇甗なども出土している。

曩甫人匜

貞松・一〇・四〇　三代・一七・三五・四　小校・九・六四・一　山東・紀・六

器影を傳えず、貞松に「庚申歲一九二〇見之津沽」という。銘四行二〇字であるが、末行は二字のみで上格を空けており、款識の法に合わない。「曩甫人余余王□叡孫茲、乍寶匜、子子孫孫、永寶用」とあり、文に屬讀しがたいところがある。山東に䍙鐘に己伯の名があるので紀器に加えているが、その己伯は廟號である。

慶叔匜　薛氏一二・一〇　大系・二三六　拾遺・上・一三　大系・二〇〇　文選・下三・一三





器影なし。また曩器とも定めがたいものであるが、大系に「薛尙功云、此銘得於淄之淄川、銘文字晝、與杞公匜絕相類、按此亦杞器也、淄川與壽光接近、在古均杞國地、銘文字晝、與曩公壺絕相類、固其所宜、杞以魯莊四年、滅于齊、而此匜與壺、就其字體而言、蓋春秋初年之器也」とあり、一應紀器として扱う。銘六行三四字。文にいう。

慶叔𠈃朕子孟姜盥匜、其眉壽萬年、𣪕保其身、池池熙熙、男女無期、子子孫孫、𣪕保用之

𠈃は作の繁文。文は齊侯盤・匜に近く、字樣もおそらく類するものであろう。文は「慶叔、子孟姜に媵する盥匜を作る。それ眉壽萬年にして、永くその身を保たむ。也也熙熙として、男女無期ならむことを。子子孫孫、永くこれを保用せよ」とよまれる。押韻を用いており、年・身は眞韻、熙・期・之は之韻である。

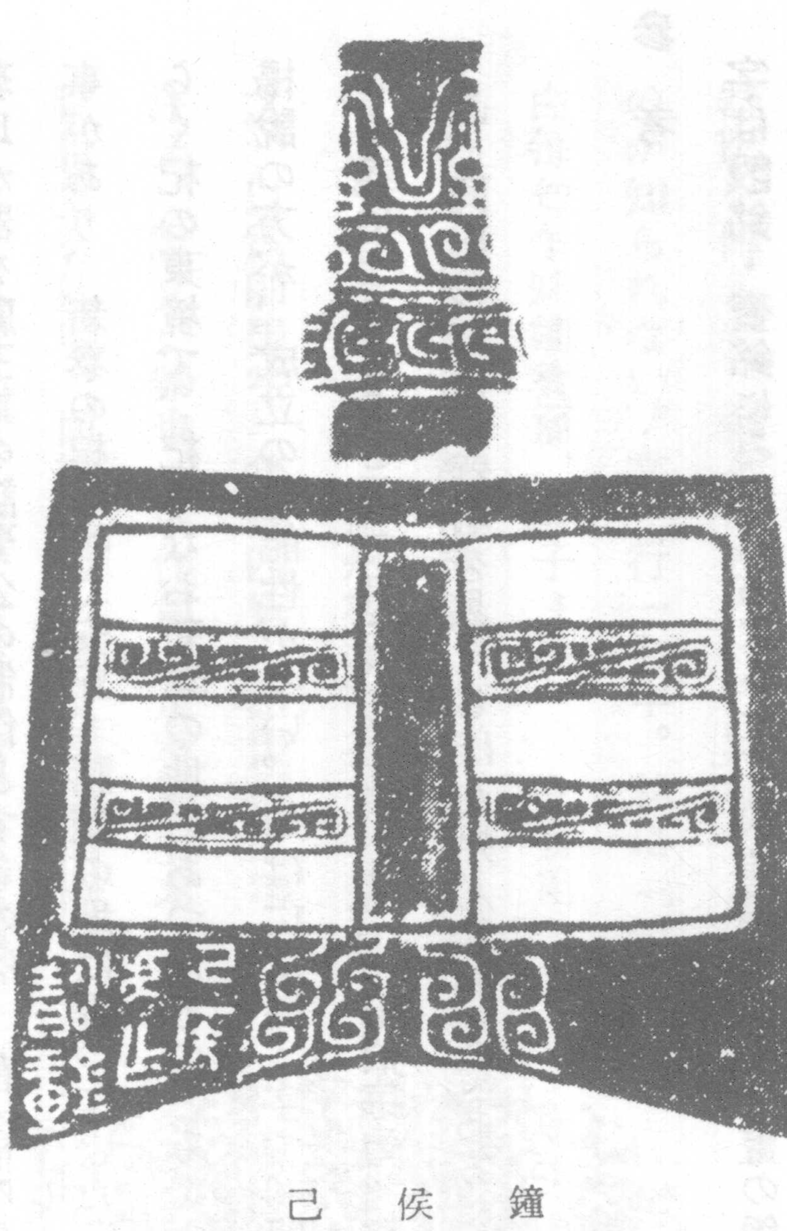
別に姜姓の己があり、字は文獻に紀に作る。その器は壽光より出で、曩とは別國であるが、同姓であるのでここに並記する。

己侯鐘

著錄　金索・一　泉屋・十鐘・四　海外・一二八　大系・二一〇　通考・九五一　日本・三五〇　二玄・四五六　積古・三・一　攈古・一之三・三八　從古・一〇・八　奇觚・九・五　愙齋・二・八　周存・一・七三　清愛・一　綴遺・一・三二　大系・二三五　三代・一・二　小校・一・四　山東・紀・一　二玄・四五六

考釋　愙齋賸稿・五　餘論・一・一四　韡華・甲・一　大系・一九九

器は乾隆年間の出土。積古に「此鐘壽光縣人、得之於紀侯臺下」という。通考に「欒長五寸、甬長三寸、鼓上篆間舞上均飾斜角雷紋、甬之上部及幹飾重環紋雷紋及環帶紋、背面鼓右、飾一鸞形、甬上有旋者、只得此器」とあり、旋環を存している。銘は鼓左にあり、三行六字、「己侯虓乍寶鐘」とあり、鐘字は反文。通考に「紀臺在今壽光縣城南二十五里、復南五里、有紀王城、即劇縣故城、春秋時之紀國也」という。積古以下にその考證がみえ、陳槃氏の大事表譔異冊二に詳論がある。金文に字を己に作り、經籍に己・紀に作る。また水經注・括地志に劇に作る。路史後記に姜姓とし、金文によつてその證がえられる。春秋の莊四年前六九〇「紀侯大去其國」とあり、その國は春秋の初



己侯鐘

年に滅び、左傳成二年には「齊侯使賓媚人、賂以紀甗・玉磬與地」という。杜注に「皆滅紀所得」とあり、滅國と解している。大去の地については、諸説があつて明らかでない。その器には早期のものが多く、貉子卣・己侯貉子𣪘はすでに錄した。巻一下・八三〇頁貉子卣は王が呂に格つて王牢を治めたことをしるし、王都附近のことであるから、あるいは己

侯が王都に出仕しているときのものであろう。康昭期とも考えられる器である。この器についても、大系に「疑昭穆時器」という。虓は己侯の名。舊釋に㙜・虐とするも、虢と意象の近い字である。器は出土後、山東益都の舉人李氏の藏となり、ついで江西萍鄕の劉鳳誥より諸城の劉氏に贈られ、のち濰縣の陳氏に歸し、陳氏は十鐘の一として寶藏したが、ついに泉屋の藏となつた。甬幹に波狀文を飾り、昭穆期には入りがたいとしても、後期の初頭に位置しうる古器である。周存によると、仿刻の拓があるという。



己侯𣪘　攈古・二之二・八二　從古・一五・二四　奇觚・三・一一　愙齋・一二・一六　簠齋・三・一五　周存・三・八八　大系・二三五　三代・七・二七　小校・七・八四　二玄・四五七

器影を傳えないが、攈古に「山東濰縣陳氏藏器、有獸面雙環、與他敦異」という。器蓋二文。銘三行一三字。「己侯乍姜縈𣪘、子子孫、其永寶用」と銘する。大系に「此亦媵器、姜縈卽己侯女名、此器年代、較己侯鐘當稍後、頗近厲宣時字體」という。器影がなくて確かめがたいが、東遷前後の器とみてよい。

二三二、杞伯毎匄鼎

器名　杞伯鼎攈古　杞伯敏父鼎愙齋　杞伯毎刂鼎大系

時代　「厲王期」大系　「杞孝公時」積微居

出土　「道光年間、新泰出土」山東通志、分域編引

收藏　「閩縣陳氏澂秋館藏、濰縣陳氏藏鼎、有器無蓋、與此非一器」貞松

著錄

器影　一、澂秋・五　大系・二七　日本・三一五　二玄・四六二

器銘　一、貞松・三・五　周存・二・五〇　大系・二三一　三代・三・三四　小校・二・六八　山東・杞・一　二、攈古・二之二・二四　簠齋・一・一七　奇觚・一・二四　愙齋・五・一九　周存・二・五〇　大系・二三二　三代・三・三三　小校・二・六九　山東・杞・一

考釋　愙齋賸稿・三四　餘論・二・一四　大系・一九七　積微居・一七三(卣)



杞伯毎匄鼎

器制　附耳三獸足鼎。平蓋上に三矩足形があり、器制は齊侯鼎・平蓋獸帶紋鼎通考・九三と極めて近い。澂秋に器の拓影を載せ、口沿・腹部に變樣夔文、下腹に鱗文を飾る。またその尺寸を記し、「通耳高一尺一寸八分、口徑一尺、深六寸三分、腹圍三尺三寸六分、重庫平二九九兩」という。

銘文　器蓋二銘、三行一五字。

杞白毎亡乍邾嫊寶鼎、子子孫孫、永寶

澂秋に王國維の跋記があり、「鄭語云、曹姓邾莒、而春秋左氏傳所記莒女皆己姓、世本以莒爲嬴姓、此鼎及他彝器、記邾國之女、皆爲嫊姓、並與國語不同、或曹姓字乃嫊之譌歟」という。餘論二・一五にすでにその說がある。韡華壬・五に嫊は差に從い、曹差同紐であるという。邾友父鬲にも嫊に作り、曹はその假借字であろう。左傳に字を曹に作る。

杞は夏の後と傳えられる殷以來の舊國で、その地も殷都に近かつたらしく、「壬辰卜、在杞、今日王步于商、亡災」前・二・八・七「丁酉卜、㱿貞、杞侯□弗其囚、凡㞢疾」後・下・三七・五などの卜辭があり、侯と稱している。逸周書王會篇に杞公、公羊經莊廿八年に杞伯とみえ、金文には杞侯のほか杞子貞松・二・四五というものがあるが僞刻。姒姓。夏本紀に「湯封夏之後、至周封於杞也」、世本に

「湯封夏於杞、周又封之」という。はじめ陳留の雍丘にあり、のち魯の東北に遷された漢志注。おそらく新泰の地であろう。春秋隱四年に「莒人伐杞、取牟婁」とあり、その地が安丘婁鄉とすれば、杞の東境にしてその再遷の地である。杞國の播遷については、攈古に錄する許瀚に詳説があり、陳槃氏の大事表譔異冊二・一二二頁にその說を是として、新泰說をとる。杞器は殆んどその地の出土であり、大系に「杞伯器出土于山東新泰、同出之器、已見著錄者、有鼎二・毀四・壺一・匜一・盆一、均杞伯毎刋爲邾嫌所作器」という。

毎亡は皦父・毎匕・毎刋などと釋されているが、積微居に毎刅と釋し、刅の別體であるとする。そして杞子毎亡鼎の亡を粱字の從う刅の形に作ることを證としていう。

此與杞子毎刅鼎、當是一人之器、古人於爵、本無定稱也、毎刅之名、不見於經傳、余疑其卽杞孝公也、春秋襄廿三年、書杞伯匃卒、卽孝公也、亡字似匃而非匃、秦漢間人、不識古字、誤認爲匃耳、古人二字之名、往往單稱一字、晉重文公・左傳定四年 魯息隱公・史記魯世家 杞鼇平公、史記杞世家 皆其證也

ここに楊氏が證とする毎刅鼎貞松、二・四五 綴遺・九・二七 山東・杞・八は僞刻。ただ史にいう杞公匃を、この毎刅の單稱の例であるとするのは、聽くべき說である。大系に「毎刋者、余謂卽謀娶公、說文、謀古文从母、與毎同从母聲、刋、剝之或作、與娶同屬侯部」という。孝公前五六六~五五〇ならば春秋後期、また謀娶公ならば東遷前後の器となるが、器は附耳平蓋にして齊侯鼎に近く、春秋末以後の器制である。

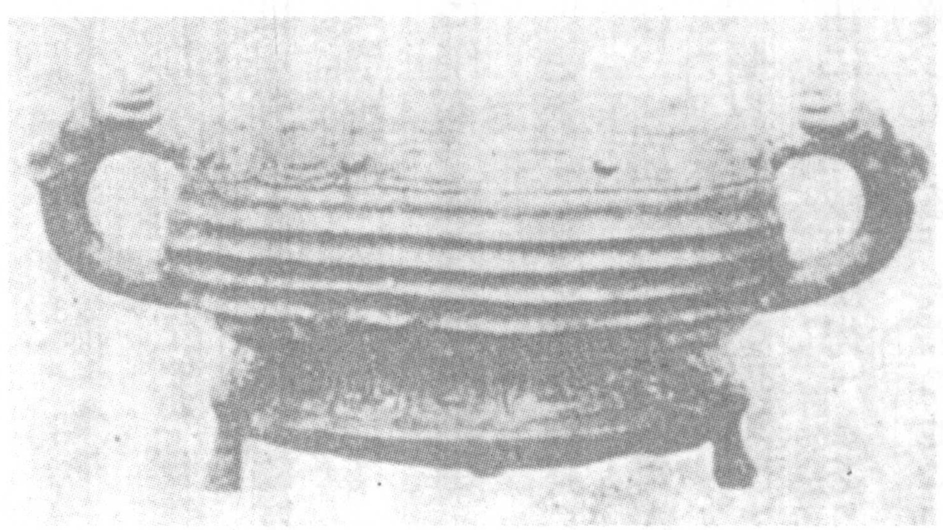
郭氏が器を厲王期の謀娶公の制作とするのは、春秋僖四年に莒人が杞を伐つて牟婁を取るという記事があり、新泰の杞は早く安丘・諸城の地に遷つていたと解したものであろうが、牟婁は當時おそらく杞の東境で、杞はなお新泰の地にあつたものとみてよい。器の時期からいつて、孝公匃とする楊說の方が、成立の可能性が多い。匃は亡に從う字で、器銘は匃の省文であろう。毎匃の名は、皦求の義によるものと思われる。文にいう。「杞伯毎匃、邾嫌の寶鼎を作る。子ゝ孫ゝ、永く寶とせよ」。同出の器は、器名を易えるほか殆んど同文である。

参　考

字は毀銘・壺銘にみられるように、國差𦉜に似て刻畫の鋭い書體で、甚だ特徵がある。以下に毎匃の器を列しておく。

杞伯毎匃毀　四器　十二家・居・一五」　攈古・二之二・四三　愙齋・一〇・一二　周存・二・八二　貞松・五・一九　大系・二三二　三代・七・四一　小校・七・四二・九七　山東・杞・二　二玄・四六一

銘は器蓋各二器、別に三銘あり、四器を下ることはない。そのうち器影を存するものは十二家の一器のみで失蓋。兩耳獸首、三小足。口沿に夔樣夔文、腹部に瓦文、圏足部に鱗文を飾る。芮公毀と器制が似ている。銘三行一七字。「杞白毎匃、乍邾嫌寶毀、子

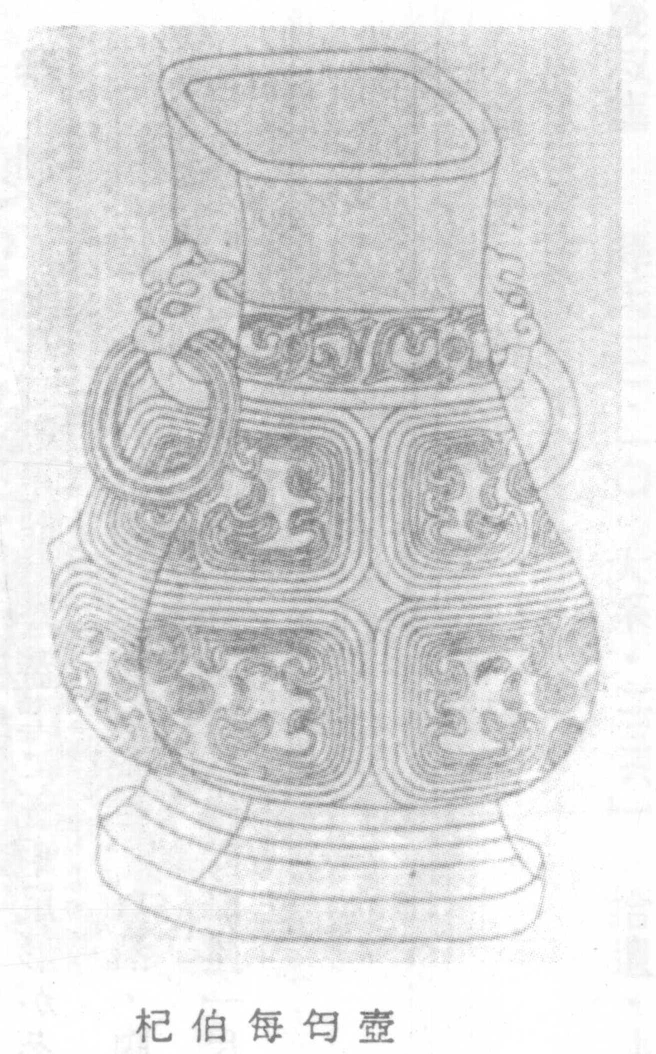


杞伯毎匃毀

ゝ孫ゝ、永寶用享」という。文に左行のものがあり、また左文のものもある。毀の字形は魯の太宰諸器と極めて近い。攈古に杞國についての許印林の長文の考釋を引いている。



杞伯毎匃壺　善齋・禮三・五二　大系・一八二」　筠淸・三・三　攈古・二之三・七　從古・八・一二　敬吾・下・三一　愙齋・一四・一二　周存・五・四五　綴遺・一二五・六大　大系・二三四　三代・一二・一九　小校・四・八七　山東・杞・六　二玄・四六〇」　大系・一九八　文錄・四・二二



杞伯毎匃壺

器は失蓋。もと長白の盛伯羲祭酒の藏器であるが、のち器のみ劉氏に入つたようである。ついで蓋は錢唐の瞿氏、器は南海の李山農に歸した。兩獸耳銜環。器腹を中央の星形を中心に上下に四分し、各ゝ變樣の虺文を飾るが、繪圖であるため明らかでない。おそらく虢季氏子組壺などに近い器制のものであろう。善齋に「身高一尺五寸八分、口横六寸八分、縱四寸二分、底横九

寸一分、縱五寸七分」という。かなり大きな壺である。銘は器文四行二一字、蓋銘は銜接部にめぐらしたもので、いずれも左文。文に「杞白毎匃乍邾嫌寶壺、萬年眉壽、子ゝ孫ゝ、永寶用享」という。二文の間に小異あり、字迹もかなり異なる。器銘の眉壽二字は倒書、陳曼簠の最下段が反文となつているのと同じく、范型の誤であろう。大系に「器與蓋分藏二家、字跡亦小異、是否一器之析、或二器之殘、亦未能知也」という。ここに錄したものは蓋銘である。

兩銘とも、壺の字は甚だ異構。大系に「王國維說爲卣字、未見器形、不知其然否」という。善齋に繪圖があり、器銘の字も壺に作る。周存に「古卣字、蓋文倒鬲字同、余曾見壺蓋全形、係六舟拓、而題爲豆、此壺大小相若、或即原偶也」という。金文編一〇・一二に錄する壺字中、この形に作るものがなく、また鬲同上・三・一六にもこの形に當るものはない。兩銘とも同樣の異體字を用いていることからいえば、やはり原配であろうかと思われるが、いずれにしても疑問のある器である。周存に「蓋文在環口外、吳康甫有全形模本」と





あり、劉氏はこれらの知見によりながらも、なお推測的ないい方をしている。

杞伯毎匃匜

貞松・一〇・三六　周存・四・二五　大系・二三四　三代・一七・三〇　山東・杞・七

器影をとどめない。銘は三行一七字。「杞白毎匃乍邾嫊寶匜、其子ゝ孫ゝ、永寶用」という。字迹は鼎銘に似ているが、銹蝕多く、よみがたい部分がある。

杞伯毎匃盄

擫古・二之二・五一　周存・四・三七　大系・二三四　綴遺・二八・一〇　三代・一八・一八　餘論・二・一五　韡華・壬・五

器影を傳えず、盄とはどういう器種であるのか知られない。文三行一七字。銘に「杞白毎匃乍邾嫊寶盄、其子ゝ孫ゝ、永寶用」という。擫古に「許印林説、器似盆、而銘作盄、不見于説文、益州林本裕益長萃篆有之、以爲卽盄字、集韻四宵、出盄盄二字、注云、説文、器也、或作盄、是萃篆所本、疑説文有此字、而逸之也、説文訓盄爲器、不詳器之形制、薛款識有秦盄龢鐘、亦莫曉



其義、今此銘作盄、則器爲盄無疑矣、此器制似盆、而銘作盄、其銚之異文乎」という許瀚説を引く。周存にも「器無耳無足、似敦而大、銘在裏旁、寶字下一字、是器名不可釋、觀余藏曾大保器、知寶下一字、當爲盆」と附記して、器を盆とする。綴遺に許瀚説を引き、「按印林此説、至當至確、廣雅釋器、銚盂也、方言、盌謂之盂、或謂之銚、或謂之銚鋭、此器似盆與盂等器同類、盄之爲銚、復何疑乎」という。餘論には、爾雅釋器に「甌瓿謂之瓵」、郭注に「小甖、長沙謂之瓵」というものとする。器銘としての盄はこの器に一見するのみ。おそらく盆盂の類であろう。

杞の東境に莒があり、金文では鄘・簷としるされている。

鄘侯少子段

著錄　貞松圖・上・三六　通考・三四八」　擫古・三之二・八　周存・三・補遺　大系・一八七　三代・八・四三　小校・八・四〇　山東・莒・二　書道・一一　河出・二七七

考釋　餘論・三・一　韡華・丙・七　大系・一七三　文錄・三・三五　文選・下二・三〇　積



鄘侯少子段

微居・二六一

器は陳侯午段と同制の方座段。通考に「高六寸二分、形制與前器陳侯午段相似」という。器・方座に波状文を飾る。銘六行三七字。孝孫二字合文、段を傍書する。



隹五年正月丙午、鄘侯少子析乙孝孫丕巨、合趣吉金、妳乍皇妣𡚸君中妃祭器八段、永保用享

餘論・大系に鄘を經籍にみえる廬とし、廬戎の國とする。その故地は湖北襄陽の地である。通考に「鄘者筥也」とし、大系に附記して「近時徐仲舒説、鄘爲山東之莒、較爲可信、莒滅于楚、在獲麟後五十年也、今改從之」という。小校によると、莒と釋するのは王國維の説である。合と釋した字は蚰又に從う繁縟な字である。文錄に敬の異文とするが、字形異なる。また妳を文錄に妥にして妥とするも、尒に従う字。而に假借する。𡚸も異構。かりにこの字を用いておく。文に「これ五年正月丙午、鄘侯の少子析乙・孝孫丕巨、吉金を合せ取り、すなはち皇妣𡚸君中妃の祭器八段を作る。永く保用して享せよ」という。もと八器攣器であったのであろう。字は曾姫無卹壺をなお狹長にしたような字形で、陳侯午段に近い。

簷大史申鼎

大系・四四」　窓齋・六・七　周存・二・三三　大系・一八七　三代・四・一五　小校・三・七　山東・莒・二

考釋　大系・一七三　文錄・一・三七　文選・上二・一八　積微居・二三

器制について大系に「此鼎形制脚甚低、器淺而無耳、頗特異、器身環帶花紋、與秦公段同屬一系、其時代之相去、必不甚遠、大率乃春秋末年之器也」という。器は半椀形、口沿に缺失のところがある。字は前器と近く、時期も相前後するものであろう。銘は四行三二字。

隹正月初吉辛亥、鄒安之孫、簷大史申、乍其造鼎十、用征台迮、台御賓客、子孫是若

簷は鄘。鄒字未詳。造を文選に「造讀簉、副鼎也」という。大系に周禮大祝六祈の造、また軍禮の造の意とする。下文に「用征以迮」と軍征に用いることをいうと解するものであるが、器は祭器である。積微居に、簠器の銘に習見する「用征用行」と同じという。大系に迮を役伐・迫窄とするも、下文に賓客を以て承ける。鼎十の例は鄭伯高に「鄭伯作䵼鼎十」とみえ、副鼎を合せてその數をいうものであろう。文に「これ正月初吉辛亥、鄒安の孫、簷の大史申、その造鼎十を作る。用て征き、以て迮き、以て



簷大史申鼎

蒕客を御ふ。子孫これに若へ」という。迮・客・若は之部入聲の韻である。

莒は己姓。獲麟後五十年にして楚に滅ぼされたというが、その後も故地を去つて邦祀を繼ぐものがあつたかも知れない。陳槃氏の大事表譔異册二・一三八葉に「按莒氏屢滅、遺址不一、而其姓亦或以爲己、或以爲嬴、或以爲曹、蓋嘗改封易姓矣、各據所見、故言之亦不盡同矣」という。春秋以後の器も、なしとしがたいのである。別に筥小子𣪘十二家・居二　擴古・二之三・三八　山東・筥一　韡華・丙・四二一器あるも器の形制古く、銘は僞刻と思われる。字を莒に作る。別に戈・刀の類があり、山東に「莒刀出博山縣之香峪村、一坑同出數百枚云」という。字は簷に作つている。



二二二、邾公飥鐘

器名　邾公釗鐘窓齋・邾公釛鐘上海

時代　「邾定公」大系　「邾桓公」上海

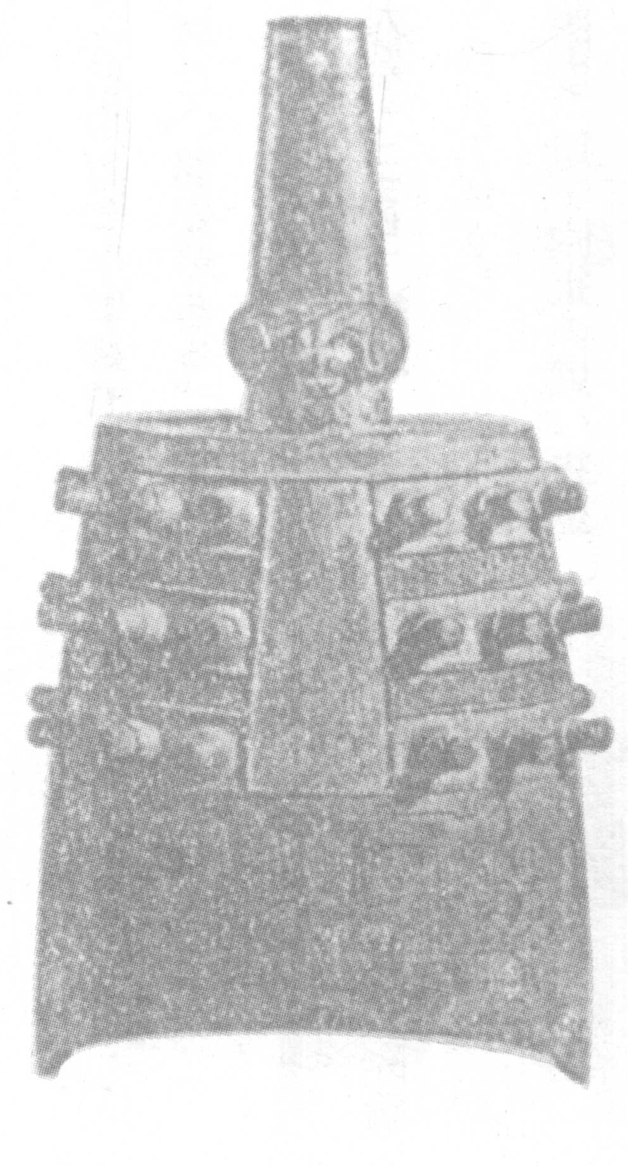
收藏　「此鐘舊藏吳縣潘氏、後歸端忠敏、今藏烏程張氏」王跋　「上海博物館」上海

著錄

器影　陶齋・一・一五　大系・二二五　上海・八三

銘文　窓齋・一・二二　周存・一・五六　大系・二二七　三代・一・一九　小校・一・三〇　山東・邾・九　書道・九二　河出・二六一　二玄・四六四

考釋　窓齋賸稿・九　大系・一九一　文錄・二・七　文選・上一・一二



邾公飥鐘

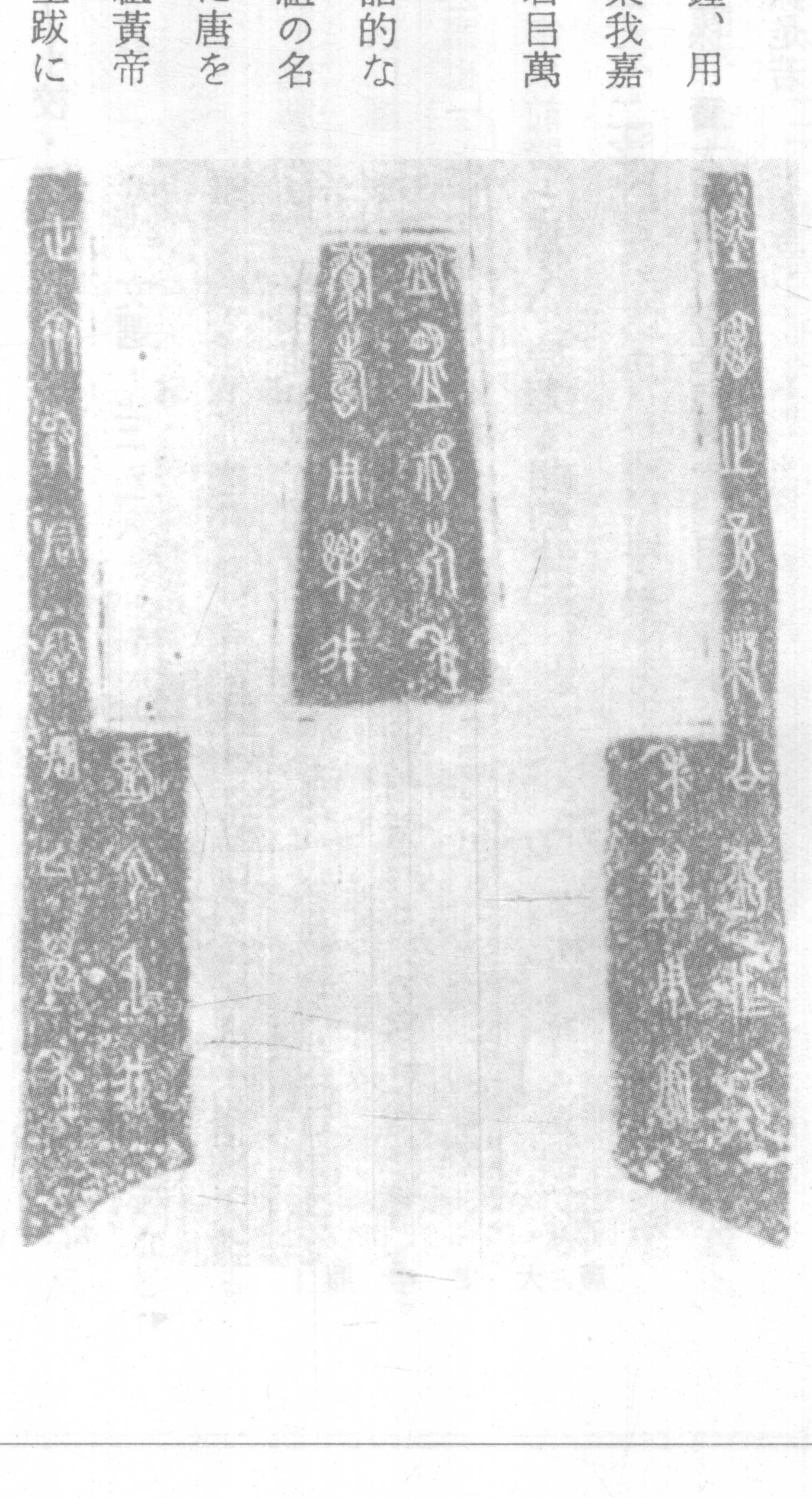
王國維　邾公鐘跋觀堂集林・一八

器制　上海に「高五〇・五、舞縱一五・九、横二〇・三、于縱一九・三、横二五・三糎、枚間作蟠獸紋、鼓夔文」という。鼓文は象首文に近く、細密な蟠虺文を飾る牼鐘よりも、なお古色がある。

銘文　右欒より鼓に連なり、鉦部を經てまた左欒に至る。各二行三六字。

陸𩏂之孫邾公飥、乍厥禾鐘、用敬卹盟祀、旂年眉壽、用樂我嘉賓、及我正卿、揚君霝、君㠯萬年

陸𩏂は陸終。古代の神話的な傳承であるが、その遠祖の名をあげていう。叔夷鎛に唐を稱し、陳侯因脀敦に高祖黃帝をいうのと似ている。王跋にいう。



𩏂字自來無釋、余謂此字从蚰章聲、以聲類求之、當是螽字、陸螽卽陸終也、大戴禮帝繫篇、陸終娶於鬼方氏、鬼方氏之妹、謂之女隤氏、產六子、其五曰安、是爲曹姓、曹姓者邾氏也、史記楚世家、語同、其說蓋出於世本、此邾器而云陸𩏂之孫、其爲陸終、無疑也

邾は邾婁・侏ともいい、のち騶・鄒という。國語魯語に邾莒を蠻夷と稱しており、夷族であろう。邾婁はその自稱の音譯の語と思われる。左傳僖十九年に「宋公使邾文公、用鄫子於次睢之社、欲以屬東夷」とあり、早く山東の地に入つているが、その原住をもと黃州黃縣とする傳承もある。史記陳杞世家正義に「故邾城、在黃州黃岡縣」、のち邾・蘄・蕃音皮・滕・鄒に遷つたとする。文公前六六五～六一四の末年、繹を魯に奪われた記事が左傳文十三年、前六一四にみえる。春秋後もなおその國を存し、杜譜に「春秋後八世、楚滅之」という。古い神話傳承をもつ異民族の國であつたようである。

飥は窓齋に釗、王跋に缺釋、文錄に飥、上海に釛とする。大系に聲類を以て鉏とし、定公貜且前六一三～五七四の單名であるという。貜且の弟捷菑は一名一字であるらしく、大系に「左傳文十四年、邾文公元妃齊姜、生定公、二妃晉姬生捷菑、王引之言、捷字菑名、云元和姓纂有捷姓、引風俗通曰、邾公子捷菑之後、以王父字爲氏、準此、則邾定公名爲貜且者、亦當是一字一名」といい、貜は金に從う字の假借で且は鉏、兄弟の名字みな農事にとるという。飥鉏同聲とするところに問題はあるが、邾公の諸鐘のうち、この鐘が器・銘ともに最も古色があり、宣公牼・悼公華に先立つものと思われるので、一應定公說を取る。定公初年の器であろう。上海に「邾公器三器、以此鐘的紋飾、最爲精緻、銘文書體、有的已開小篆風氣、此器爲最晚、釛玉篇讀若劾、釛・革音近、卽邾桓公」というが、

以字は魯の大宰歸父盤に類し、それよりも謹直である。また郳器に郳を用いるのはこの一器のみで、他はみな鼄を用いる。

禾鐘は龢鐘。卹は愼。正卿の語は左傳にみえる。文末を大系に「揚君霝君、第二君字、余初疑剔誤、非是、字在此殆假爲閏」というが、文意が通じがたい。君とは君氏にして、定公の母君であろう。すなわち文公の元妃齊姜をいう。定公卽位のとき齊姜はなお在世であり、定公の嗣襲の際にも齊姜の配慮があつて、晉姬の生んだ弟捷菑に位を奪われることもなく卽位しえたことを、君の靈として感謝し、それに對揚する意味の語であろう。ゆえに文末に「君以萬年」と、君氏に對する壽詞を以て結んでいる。

訓　讀

陸終の孫郳公飥、厥の禾鐘を作る。用て盟祀を敬卹し、年の眉壽ならむことを祈る。用て我が嘉賓と、我が正卿とを樂しましめ、君の靈に揚ふ。君以て萬年ならむことを。

参　考

王・郭何れも韻讀を加えていないが、祀・壽は之幽合韻、賓・霝・年は眞耕合韻である。字迹は篆體整齊、齊の大宰歸父盤に近く、器の時期も相接している。定公の子宣公牼に郳公牼鐘、その子悼公華に郳公華鐘があり、三代いずれもその鐘を殘している。

郳公牼鐘　四器

收藏　「器一、一江蘇吳縣曹秋舫藏、一儀徵阮氏藏」攈古　「歸安吳氏藏器」愙齋　「一藏吳中馮氏桂芬、後置之聖恩寺」貞松　「器二、一曹秋舫舊藏、器今歸歸安吳平齋觀察雲、一舊藏蘇州廣福寺、今佚」綴遺　「郳公牼鐘四、二在吳中」周存　「上海博物館」上海

著錄　一、懷米・下・三　兩罍・三・四　陶齋・一・二六　上海・八二　一、貞松・一・二六　周存・一・補遺　綴遺・二・二三　大系・二二三　三代・一・四九　山東・郳・六　二、懷米・下・三　攈古・三之二・三八　兩罍・三・四　愙齋・一・二三　周存・一・三六　綴遺・二・二　大系・二二四　三代・一・四七　小校・一・四八　山東・郳・五　三、貞松・一・二七　周存・一・三七　大系・二二五　三代・一・五〇　山東・郳・七　四、積古・三・二〇　攈古・三之二・三九　周存・一・三八　大系・二二六　三代・一・四八　山東・郳・四

考釋　全上古・一二　愙齋賸稿・八　大系・一九〇　文錄・二・六　文選・上二・一〇　積微居・四〇

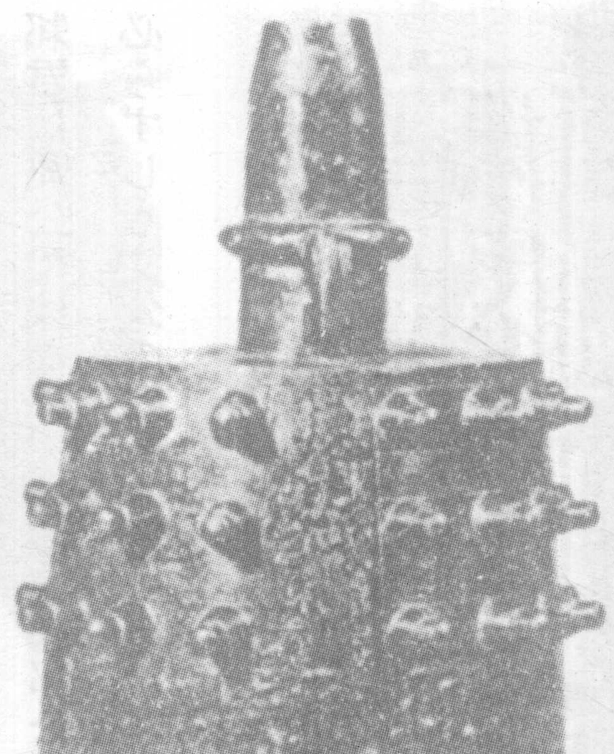
器制　第二器について上海にいう。「高三八・二、舞縱一四・八、橫一八・九、于縱一七、橫二一・四糎、重一三・六三瓩、此鐘鼓部飾龍紋、形制古樸、然較春秋前期及西周後期之鐘、形式有所不同、紋飾也漸趨精進」。いわゆる蟠虺文であるが、方形の雷文に近いものを以て構成している。

銘文は右欒より起り、鼓より鉦間、また左して左欒に及び、各〻二行五七字。

隹王正月初吉、辰才乙亥、鼄公牼擇厥吉金、玄鏐膚呂、自乍龢鐘曰、余畢龏威忌、鑄辝龢鐘二鍺、

台樂其身、台匽大夫、台喜者士、至于萬年、分器是寺

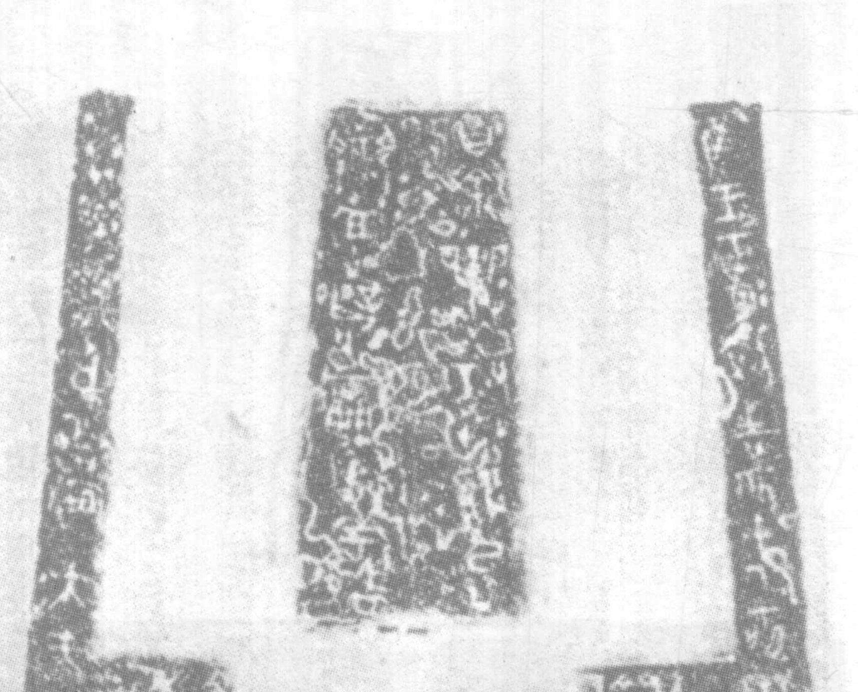
郳公牼は左傳襄十七年に郳子牼としてみえ、郳の宣公前五七三～五五六。その三年正月朔に乙亥がある。以下は鐘銘の常語。玄鏐膚呂について大系にいう。



郳　公　牼　鐘

鏐者、爾雅釋器、黃金謂之鐐、其美者謂之鏐、說文云、鐐、金之美者、與玉同色、又云、鏐、黃金之美者、禹貢、梁州貢璆鐵銀鏤、史記夏本紀集解引鄭玄云、黃金之美者、謂之鏐、此以鑄器、知所謂黃金者、實是銅、玄鏐、卽說文所謂與玉同色者也、膚呂與玄鏐對文、膚假爲驢、黑色也、呂叚爲鑪

郳公華鐘に玄鏐赤鏞、叔夷鎛に玄鏐錛鋁、邵鐘に玄鏐鏞鋁、吉日劍に玄鏐鎛呂とあり、膚・鏞・錛・鎛は相通じている。說文金部一四上に鑪に從うて「鐵屬、从金賨聲」とみえるものがそれであろう。積微居五〇頁にその說がある。膚呂のときは修飾語、赤鏞のときは名詞の用法となる。呂は〓と意象同じく、また材質をいう。鐘は懸繫して鼓つものであり、その聲音を整えるためにも、特に材質の精美なるものが求められたのである。畢龏威忌は恭愼の意。鍺は編鐘・編磬の數。周禮小胥「凡縣鐘磬、半爲堵、全爲肆」鄭注「鐘磬者、編縣之、二八十六枚、而在一虡、謂之堵、鐘一堵、磬一堵、謂之肆」、また左傳襄十一年「歌鐘二肆、及其鎛磬」の杜注に「縣鐘十六爲一肆」とあり兩說異なるも、その實際は叔夷鎛によつて推知することができる。その條に容庚氏の說を引いておいた。大系に小胥の文を「凡縣鐘磬各以半八枚爲堵、全十六枚爲肆」と解すべきであるという。容庚氏は兩肆一堵說である。



龢鐘二鍺とは、郭說によると十六枚にして一肆、容說では卌二枚となる。大系にいう。

洹子孟姜壺言、鼓鐘一銉、銉鍺均單以鐘言、而不及磬、邵黛鐘言、大鐘八聿、其竈四堵、竈者謂簉磬也、懷石磬云、擇其吉石、自作造磬薛八・九二、䜌金欒以磬爲簉、故謂之簉磬、亦謂之竈、鐘八聿、竈四堵、則磬數僅及鐘數四分之一、是鐘磬各爲堵肆、而不相滲合

磬を加えるときは、伴奏的に用いたものであろう。諸士を攈古に引く翁同書の說に、都人士にして都士とするも、士庶子と同じ。諸父諸兄曾子仲宣鼎ということもある。寺は持守の義。文に韻讀あり、

大系に錯・夫魚部、忌・士・寺之部をあげるが、王氏韻讀に呂魚を加える。また身・年眞もそれぞれ句を隔てて韻するものであろう。文にいう。

これ王の正月初吉、辰は乙亥に在り。邾公牼その吉金の玄鏐膚鋁を擇び、自ら龢鐘を作る。曰く、余、畢龏威忌にして、辝が龢鐘二錯を鑄る。以てその身を樂しましめ、以て大夫を匽し、以て諸士に饎せむ。萬年に至るまで、分器をこれ持(たも)て。

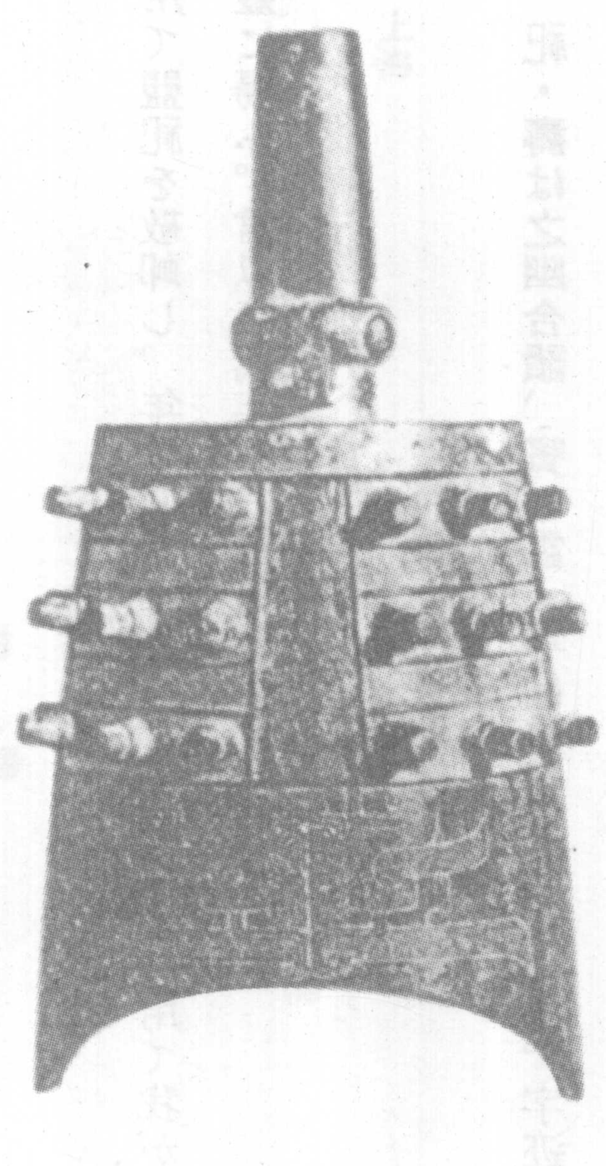
邾公牼は左傳經と合う。公・穀の經は邾婁子䁐に作る。積微居に、左傳の古經は金文と合うところが多いことを論じている。分器とは分與あるいは分置の器であろう。積古に「分器者、分所當作之器、書序、武王班宗彝作分器」という。己姜貂子𣪕に「己侯貂子、分己姜寶作𣪕、己姜石用□、用匄萬年」とあり、いわゆる分器で、分器を受けた己姜石がその器に銘している。龢鐘二錯は、肆に分つて分與もしくは分置されたものと思われる。

邾公華鐘

著錄　通考・九五四　金匱・初・六三　上海・八三　積古・三・一八　攈古・三之二・六　周存・一・五　大系・二二六　綴遺・二・二四　三代・一・六二　小校・一・九〇　山東・邾・八　河出・二六〇　二玄・四六三

考釋　全上古・一二　續古文苑・一　拾遺・中・九　韡華・甲・八　拾遺・九　文錄・二・六　文選・上二・二　積微居・三八

器はもと河間の紀曉嵐の藏器。のち潘伯寅の藏に歸した。通考に「欒長約六寸八分、甬長約四寸一分、鼓上飾獸紋」、金匱に「全高五七糎、闊二九糎、鐘之鼓・篆・舞三處、皆作盤夔紋」という。鼓文は淺く曲線的で、象首の變樣文のようである。



邾公華鐘

邾公釛鐘とおそらく器制の近いものであろう。銘は右欒より鼓右・鉦、また鼓左より左欒に及び、すべて九三字。文にいう。

隹王正月初吉乙亥、鼄公華擇厥吉金、玄鏐赤鏞、用鑄厥龢鐘、台乍其皇且皇考曰、余畢龏威忌、悲穆不彖于厥身、鑄其龢鐘、台卹其祭祀盟祀、台樂大夫、台宴士庶子、昚爲之名、元器其舊、哉公眉壽、鼄邦是保、其萬年無疆、子々孫々、永保用享

積古に邾を周と釋し、「周公華不見史傳、要亦王畿內食采爲卿士者」といい、莊述祖の邾と釋する說をとらないが、攈古以後邾公の器とする。邾公華は邾の悼公。左傳經昭元年に「六月丁巳、邾子華卒、秋葬邾悼公」とみえ、悼公前五五五～五四一をいう。文は父宣公の器である牼鐘に近い。金匱に赤鏞を赤錯と釋し、「錯、說文、金涂也、史記趙世家、剪髮文身、錯臂左衽、注錯臂亦文身、謂以丹青錯畫其臂、是赤錯卽塗以赤色之意」というが、玄鏐赤鏞は吉金の說明句とみられる。また乍を胙にして報、畢を翼と釋する。さらに邾の悼公について、その在位十五年中、附庸の小邦を以てしばしば魯と爭い、晉の辱を受けながらも卓然として自立に努め、魯の臧孫氏のごときもこの地に亡命した事實をあげて、その强毅奮發の情が銘文の「叔穆不彖于厥身」と表現されているという。

これ王の正月初吉乙亥、邾公華、厥の吉金、玄鏐赤鏞を擇び、用て厥の龢鐘を鑄る。以てその皇祖皇考を祚りて曰く、余は畢龏威忌、淑穆にして厥の身を墜さず、その龢鐘を鑄て、以てその祭祀盟祀を卹しまむ。以て大夫を樂しましめ、以て庶子を宴せむ。愼しんでこれが名を爲り、元器をそれ舊しうせむ。哉(すなは)ち公の眉壽にして、邾邦をこれ保たむことを。それ萬年無疆、子々孫々、永く寶として、用て享せよ。



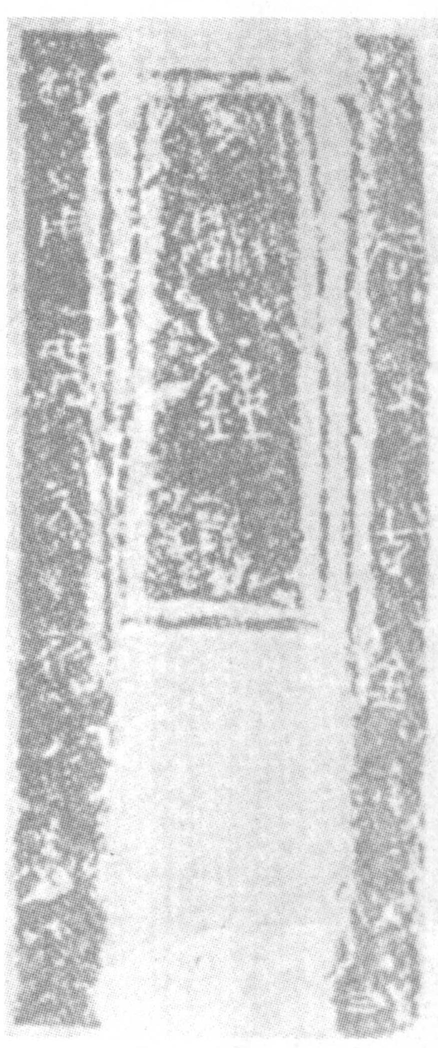
王氏の韻讀に「元器其舊哉」とよみ、哉を之部の韻とするが、舊が韻字。忌・祀・子・舊は之部、壽・保は幽部、疆・享は陽部の韻である。周存に器の原拓について、「吳中兩見別本、大於紀鐘、均有原器、細審文字行款、疑非眞虎、甲寅、於風雨樓忽見此本、據首尾印文、知器已歸廿鐘山館矣」とあり、僞本のあることが知られる。

邾君鐘　貞松・一・三　大系・二二八　三代・一・八　山東・邾・一〇　積微居・二三四

器影なし。貞松に鼄君求鐘と題する。欒銘縱約一九糎。銘は右欒・鉦・左欒にわたり、一六字。左欒下約三字空白。文はこれで終っているのであろう。

鼄君求吉金、用自乍其龢鐘鈴、用處大正

とあり、鐘鈴は鐘の自名として楚王鐘などにもみえる。大系に「求字乃動詞、非邾君名」という。邾君は邾公ではなく、あるいは邾公釛鐘にみえる君であろう。尤も邾公の夫人の稱であるとしても、必らずしも文公の妃とも定めがたい。處について積微居に「處蓋假爲虡、白虎通號篇云、虡者樂也、用處大正、猶叡鐘云用樂好賓也、大正者、弭仲簠云同鄉大正、晉王賓、按爾雅釋詁、正長也、大正蓋猶今言首長、左傳成公六年云、或謂欒武子、子爲大政、將酌於民者也、又昭公七年、子產對韓宣子曰、以君之明、子爲大政、其何厲之有、按大政與大正同、彝銘大正、義



相近也」という。處を虞に用いる例なく、晉鼎「處其邑」井人安鐘「妻處宗室」叔夷鎛「處禹之堵」などによれば、大正とは場所の名である。班殷に「益曰大政」の大政は器に與えた名であり、本器の大正は宮室の名であろう。「邾君、吉金を求め、用て自らその龢鐘鈴を作り、用て大正に處く」とよむべく、夫人自作の器とみられる。邾器は鈺鐘のみ字を邾に作り、他はみな鼄に作る。時期によつて、用字を異にするものであろう。鈴・正は耕韻。鐘鈴というのも押韻のためである。

邾公孫班鐘　夢鄣・上・三」　周存・一・四八　三代・一・三五　小校・一・四五　山東・邾・一〇」　文選・下一・二

器は鼓・篆に蟠虺文を飾り、鉦には相對う屈身の獸を飾る。形制は鈴鎛に近いものであるが、右欒の銘の墨付きは約二〇糎であるから、小さな鐘である。銘は右欒より鉦・左欒に及び四七字、左鼓に泐蝕の部分がある。

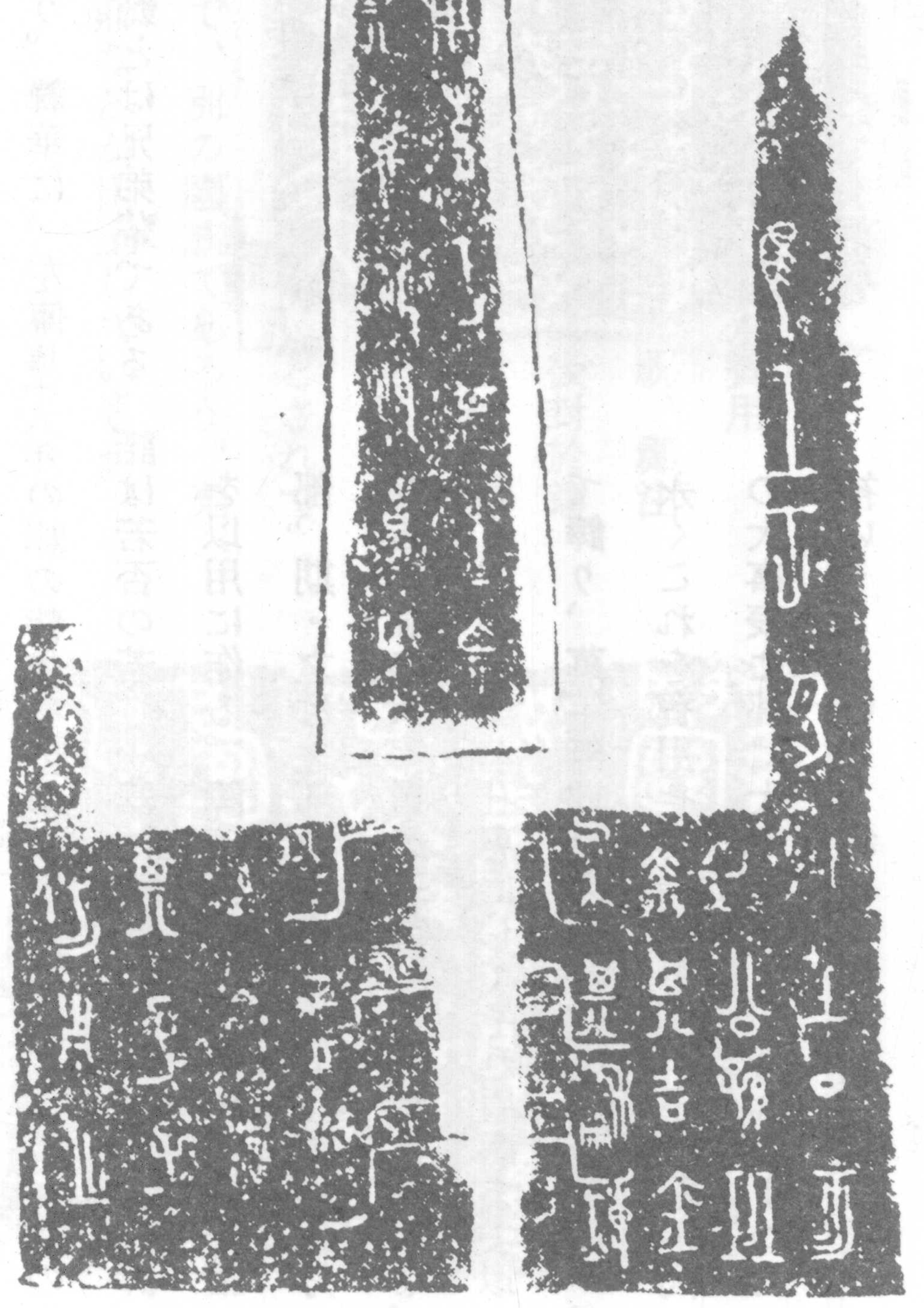
隹王元月、辰在丁亥、鼄公孫班、擇其吉金、爲其龢鐘、用喜于其皇且、其萬年眉壽、□□是□、霝命無其、子〻孫〻、羕保用之

鼄字は上半を泐しているが、邾器にみえる字と比較して、鼄と定めてよいと思われる。



邾公孫班鐘

公孫班は史にみえない。字様も鈴鎛に似た屈曲のあるもので、宣・悼期のものであろう。事を文選に大豐殷の「事喜上帝」の意とする。其・之は之韻、祖・□はおそらく魚韻で、合韻であろう。



邾叔之伯鐘　三代・一・一九　山東・邾・二

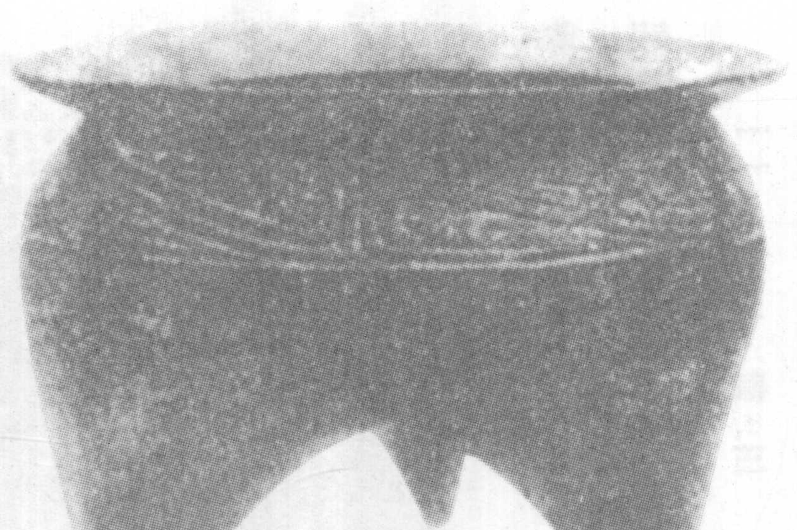
器影をみない。右欒の字は二五糎あり、前器より稍しく大きいらしく、また鼓文は象首文とみられる。文は右欒・鼓より、鉦を經て左欒に及ぶ。泐損の字を加えて約四四字である。文にいう。

隹王六〔月〕初吉庚午、鼄叔之白□□擇□吉金、用□鐘、□□□保用享、子〻孫〻、永□用□□、用旂眉壽無疆

保字は貝に從う。泐損多くして文を屬讀しがたいが、鼓文は象首文の比較的古い形式を存し、字迹

も前器よりは下らぬものであるから、ここに錄しておく。

邾伯鬲　十二家・舊・二　通考・一六五」　擴古・二之二・一七　憙齋・一七・八　大系・二二二　三代・五・三四　小校・三・七五



邾伯鬲

通考に「高三寸五分、肩飾竊曲紋一道」という。三足は殆ど器體と分つところがない。銘は口沿にあり、十五字。「鼄白乍媵鬲、其萬年、子〻孫〻、永寶用」と銘する。

邾伯御戎鼎　擴古・二之二・二四　大系・二三三　三代・三・三七」　餘論・二・一三

器影なし。文三行一六字。「鼄白御戎、乍媵姬寶鼎、子〻孫〻、永寶用」という。御戎の名は、春秋にみえる八世の中になく、大系に「疑在春秋以前、然相去亦不遠」という。媵姬は媵國の女。邾・媵は通婚の國であったことが知られる。

邾來隹鬲　貞松・四・七　三代・五・二九　山東・邾・一四

器影なし。銘は口沿にあり、一三字。「鼄來隹乍鼎、萬壽眉、其年無疆用」。貞松に「文字倒植、當作鼄來隹乍鼎、其眉壽萬年、無疆用」であろうという。誤鑄として

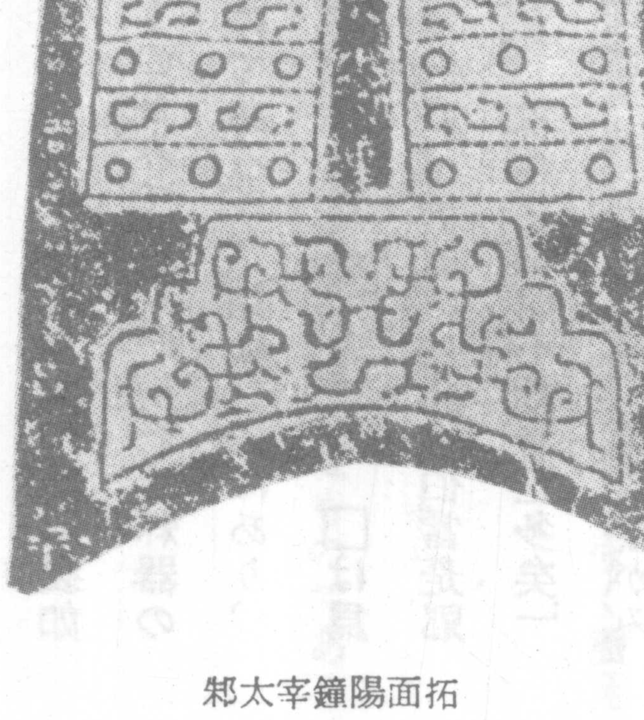
も珍らしい例である。なお邾討鼎というものがあり、大系に錄するが、字迹庸劣にして、おそらく僞刻であろう。餘論・二・七に討を訧と釋すべしという。

邾大宰鐘　甲編・一七・二四　大系・二五〇　通考・九六五　故宮・上・二四二」　貞松・一・七　大系・二一九　三代・一・一五　山東・邾・一二

器は鼓部と篆部に蟠虺文を飾る。故宮に「通鈕高二二・二糎」という小鐘である。銘は器の陰陽にあり、字迹の明らかでないところが多い。文三六字。

鼄大宰欉子𢟪、自乍其御鐘、□□吉金玄呂、〔𢟪〕用過眉壽多福、萬年無疆、子〻孫〻、永保用享

という。欉はこの字を充てておく。綴遺に樸子耕、通考・故宮には子蘇と釋している。字は本器ではイに從い、簠銘では木に從う。甲編に「按鐘有特鐘、有編鐘、銘文曰從、非特鐘可知」と說くが、從は御の誤釋。字は走に從う異構の字である。過は匄・割と同音假借。文に「邾の大宰欉の子𢟪、自らその御鐘を作る。吉金玄呂……、𢟪用て眉壽多福を過む。萬年無疆、子〻孫〻、永く保用して享せよ」という。大系に疆・享を韻とするも、なお呂・福も魚之合韻である。



邾太宰鐘陽面拓

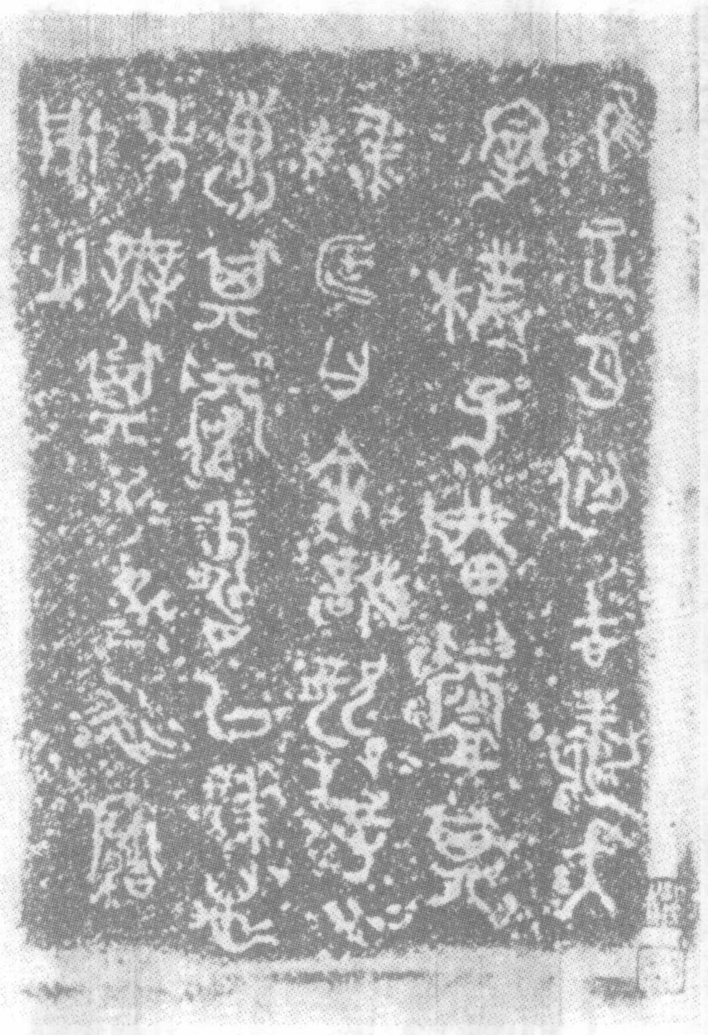
邾大宰簠　二器

著錄　筠清・三・五　擄古・三之一・一〇　敬吾・下・二三　奇觚・一七・二二　周存・三・一二三　綴遺・八・二三　大系・二二〇　三代・一〇・二四　小校・九・二〇　山東・邾・一三

考釋　韡華・丁・四　文錄・四・三　文選・上三・二　積微居・七六

一は劉燕庭の藏器。また一は慈溪の葉夢漁より金蘭坡・徐樹銘の有となる。器影なし。文にいう。

佳正月初吉、鼄大宰叢子䢔、鑄其鎛簠、曰、余諾觀孔惠、其眉壽以鎛、萬年無費、子〻孫〻、永寶用之



叢は木に從う。叢の繁文であろう。韡華に、左傳僖十八年の邾の嗇妻を公羊に叢に作り、この太宰の封地であるという。䢔と前器の懿とは兄弟輩である。諾は若否の若。一器に鎛簠の鎛字なく、以鎛を以用に作る。鎛は押韻の字で惠・鎛は脂部、期・之は之部の韻である。「これ正月初吉、邾の大宰叢の子䢔、その鎛簠を鑄る。曰く、余、諾恭孔惠にしてそれ眉壽まで以て鎛り、萬年無期ならむことを。子〻孫〻、永くこれを寶用せよ」。積微居に、顧棟高の大事表に邾に大宰なきも、これによって補いうるという。魯の大司徒など、同樣の例が多い。邾にはなお邾大司馬戟三代・二〇

・一九がある。

また叢伯というものに鼎三代・三・五二、二銘があり、「邾叢白乍□嬴障鼎、其萬年眉壽無疆、子〻孫〻、永寶用」という。邾は曹姓である。嬴氏は夫人であろう。

邾友父鬲　擄古・二之二・三〇　從古・七・二四　敬吾・下・四八　周存・二・七二　窓齋・一七・八　綴遺・二七・二九　大系・二二一　三代・五・三六　小校・三・七五　山東・邾・一六」　積微居・一八七・二七三

器影なし。銘は器の口沿にあり、一六字。「鼄晉父觪其子乍孅寶鬲、其眉壽、永寶用」という。大系に「晉父疑即春秋邾子益之字、與魯哀公同時」とし、擄古に、杞邾通婚の器にして春秋以前とする許瀚の說を引く。積微居には小邾の器としていう。

按晉爲友之古文、友父之名、經傳無所見、春秋莊公五年經云、秋、郳犂來來朝、孔疏云、郳之上世、出於邾國、譜云、小邾、邾挾之後也、夷父顏、有功於周、其子友別封、爲附庸居郳、命爲小邾子、穆公之孫惠公以下、春秋後六世、而楚滅之、友即此銘之友父也、若然、此器遠在春秋以前也

また乍は刀肉に從う字で、胙の或字であろうという。すなわち左傳僖廿四年周公の胤六國の一の胙であるとする。

小邾はのち郳と稱した。郳の一器を錄しておく。

鄎始鬲

著錄　擬𠁁・二六」　擄古・二之一・二八　窓齋・一七・一四　簠齋・三・二八　奇觚・八・四　從古・一六・一〇　周存・二・八一　綴遺・二七・二八　三代・五・二三　小校・三・六一　山東・邾・一六



鬲　始　鄎

器は簠齋の舊藏。擬𠁁にいう。「高五寸、口徑四寸九分、口外深弦紋兩道、中刻粗夔紋十二段、而十二夔紋形式各有不同、實爲此器特別之點、自宋以來著錄之器逾萬、而花紋若此者、只茲一件、誠奇品也、此器足部形式、與仰韶發見陶鬲彷彿、而始字从女、鬲字亦與甲金諸文特異、知此器特古最近、亦商代前期之器也、通體外爲綠鏽、內部悉爲銀浸、光潤可鑒、聞係陝西出土、鬲本易見、然形製如是者、絕未前聞也」。器制は邾伯鬲に近く、時期も殆んど相接するものとみてよい。何れも邾器の特色を存するものであろう。銘は口緣にあり、



八字。「鄎始□母、鑄其羞鬲」という。□は爲に壬を付した形に近い。綴遺に「此鄎伯當是鄎之夫人、始姓之女、古姓之佚而不傳者正多矣」という。大高雙劍誃・上・九に二百に從う字がみえる。小邾は滕にあり、齊・宋に屬し、のち楚

に滅ぼされた。いわゆる少數異民族であるが、邾器に春秋以前のものがあるとすれば、その文化は早く中原の諸國に伍するものがあったとすべく、遺存の器數もかなり多い。

二二三、鑄公簠

出土　「此器出於齊東、或猶是都淳于時所鑄」王跋

收藏　「第一器、係日本某氏藏、第二器、不知藏誰氏」貞松　「長白盛氏藏器」周存

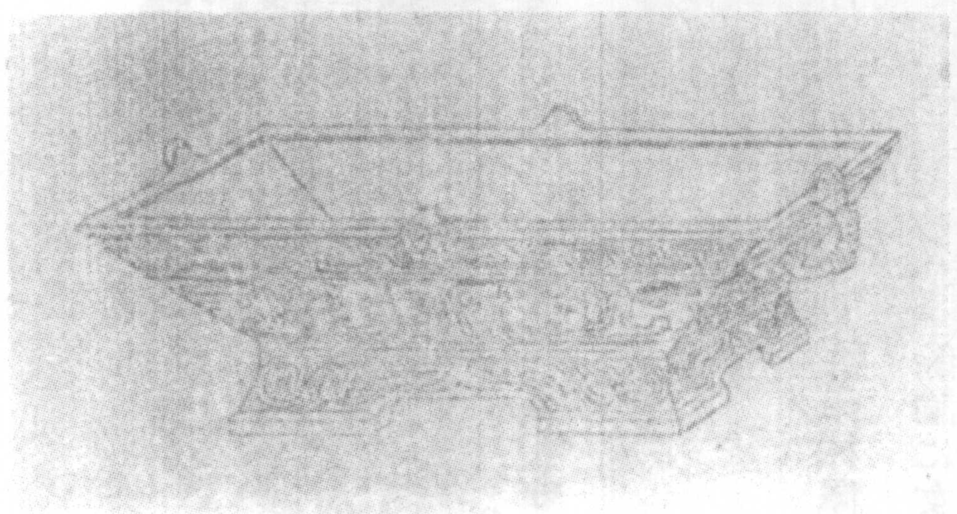
著錄

器影　西清・二九・三　大系・一三五

銘文　周存・三・一三〇　古文審・八・三　貞松・六・三一　大系・二三七　三代・一〇・一七　小校・九・一五　山東・鑄・一　二玄四六五

考釋　王國維「鑄公簠跋」集林卷一八　大系・二〇〇　文選・下三・二

器制　二器。西清の圖樣によると、器腹に象首文を飾り、他は變樣夔文。第一器は蓋。四方正中に獸首を飾り、器上に出ており、第二器は兩耳獸首の器。西清に第一器「高三寸一分、深一寸八分、口縱七寸五分、横九寸四分、重七六兩」といい、第二器もほぼ同じ。器制は鑄子叔黑臣簠と殆んど同樣である。



鑄公簠蓋

銘文　二銘、五行二一字。



鑄公乍孟妊東母觯簠、其萬年眉壽、子ゝ孫ゝ、永寶用

王跋にいう。「樂記、武王克殷、封黃帝之後於祝、鄭注云、祝或爲鑄、呂氏春秋愼大覽亦云、封黃帝之後封於鑄、古鑄祝同字、晉語、黃帝之子、二十五宗、其得姓者十四人、爲十二姓、任居其一、鑄妊姓、其爲黃帝後之祝、信矣」。字はまた州・州吁に作り、淳于とも同じとされているが、州は姜姓、鑄は妊姓で、別の國族であろう。光緒初年、桓臺から鑄子叔黑臣鼎などが出土しているが、そこが鑄の地である。

鑄公、孟妊東母の媵簠を作る。それ萬年眉壽、子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

銘文の字樣は、齊・魯の器に多くみられるものである。

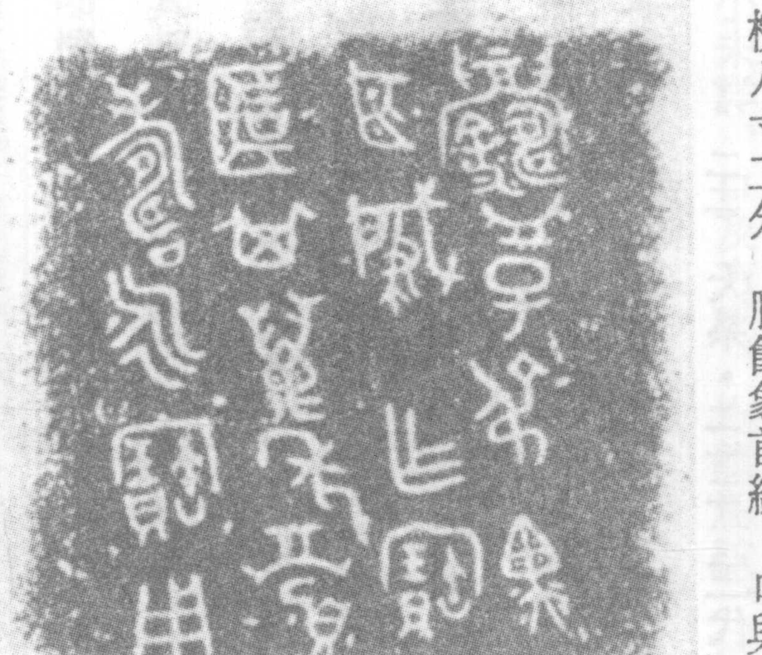
参　考

鑄は古い傳承をもつ古族であるが、小國のためしばしば遷徙し、その器は齊東・桓臺・益都など山東の各地から出土している。

鑄子叔黑臣簠　二器。一、十二家・雪・九　通考・三五三」　貞松・六・二九　周存・三・一三五　大系・二三七　三代・一〇・一三　小校・九・一一　山東・鑄・三

二、窓齋・一五・一五　周存・三・一三六　綴遺・八・一七　大系・二三八　三代・一〇・一四　小校・九・一一　山東・鑄・三

器制について通考に「通蓋高五寸二分、口徑縱七寸、横八寸二分、腹飾象首紋、口與足及足內飾竊曲紋、兩耳作獸首形、蓋器同、蓋口有四獸首下垂、以與器合」といい、また「光緒初年、山東桓臺出土簠二・鼎盨匜各二」という。器蓋各二銘、みな四行一七字。「鑄子叔黑臣、肇乍寶簠、其萬年眉壽、永寶用」。大系に臣を頤の初文とし、「象形、象有重





鑄子叔黑臣簠

頷而上有鬚也、鬚色黑、故名臣而字叔黑」というが、臣は姬・配にみられるように乳房の象。黑臣は必らずしも字名とはしがたい。文に「鑄子叔黑臣、肇めて寶簠を作る。それ萬年眉壽、永く寶用せよ」という。字迹は鑄公簠と似ている。同出の器はそれぞれ著錄されている。

鑄子叔黑臣鼎　貞松・三・一〇　周存・二・四八　大系・二四三　三代・三・四〇　小校・二・七三

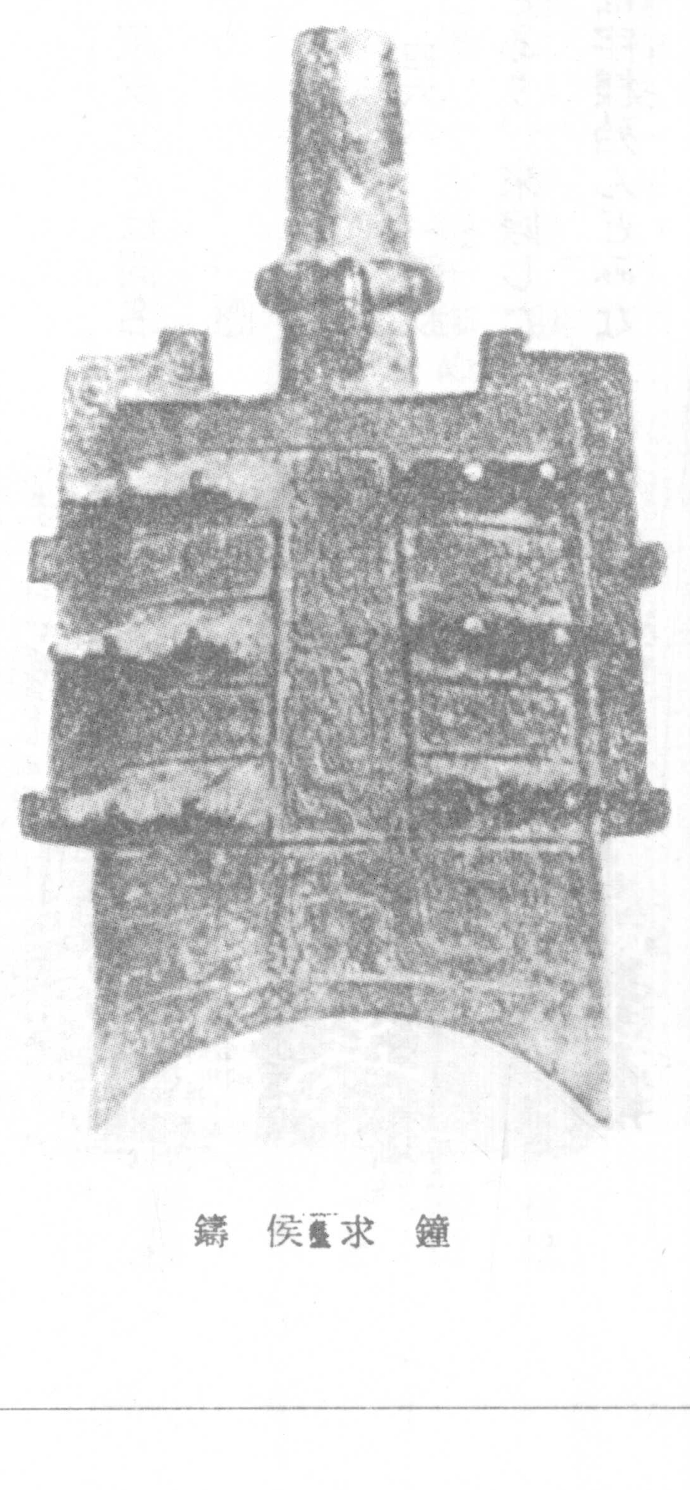
貞松に「光緒初、青州出土、同出者有數簠、不知尙有他器否」とあり、出土後分散したものであろう。器名を寶鼎に作るほか、文同じ。

鑄子叔黑臣盨　貞松・六・三九　山東・鑄・四

貞松に「吳縣潘氏滂喜齋藏、鑄子諸器、傳世者簠最多、簠與匜鼎、僅各一器耳」とし、器名を寶毁とよんで毁とするが、その字は盨である。

叔黑臣匜　貞松・一〇・三四　三代・一七・三〇　山東・鑄・四

貞松に「據吳縣吳氏窓齋拓本入錄」とあり、窓齋の藏器。文に「□叔黑臣乍寶匜、其永寶用」という。文首の一字は泐損してよめない。別に鑄



鑄侯求鐘

侯・鑄叔の器がある。

鑄侯求鐘　貞松圖・上・二」

貞松・一・四　三代・一・九　山東・鑄・一

器制頗る奇異。兩欒より舞上にかけて直梁あり、乳甚だ大。鉦間に上下に交わる變様夔文を飾り、鼓部・篆間・兩梁にも同種の文様を附している。歐米一六〇・通考九五八に相似た器制の一鐘を錄する。銘は兩欒にあるらしく、字間約二〇糎。「鑄侯求乍季姜朕鐘、其子〻孫〻、永享用之」という。この器によって、鑄を姜姓とする説があり、吳氏の金文世族譜に鑄を姜姓に屬するが、器は異姓の女のために媵するものであろう。陳槃氏の大事表譔異冊五・四四七葉に「按鑄侯作器媵季姜、不必季姜卽鑄女、諸侯嫁女、同姓媵之、異姓亦然、成九年經、夏、季孫行父、如宋致女、晉人來媵、又十年經、夏齊人來媵、此類卽媵異姓例也」と論ずる通りである。



鑄叔皮父𣪘

著錄　攈古・二之三・六七　筠清・三・三八　愙齋・一一・二〇　奇觚・三・二六　敬吾・下・一周存・三・四九　三代・八・三八　小校・八・三六　山東・鑄・五

考釋　餘論・二・二八　文錄・三・三三　文選・下二・二七　積微居・二四一

器は浙江平湖の朱建卿藏。器影なし。銘四行三二字。

隹一月初吉、乍鑄叔皮父𨻰𣪘、其□子用享考于叔皮父、子〻孫〻寶皇、萬年永用



文錄に「作鑄連文、見齊侯鐘及守𣪘」というが、やはり鑄の器とみるべきであろう。作器者を著けず、「享考于叔皮父」とあり、その子の作器である。子上の一字を攈古に「龔定盦釋民、何子貞釋仲、朱建卿釋妻、許印林釋弟、皆未確」とし、文錄に「妻字稍泐、猶可辨識、或釋婉、釋冑、釋弟、皆誤」という。餘論に女由に從うて冑の假借字とする。寶皇を文選に皇萬とつづける。おそらく皇・用は韻字であろう。祭器にして作器者の名をあらわさぬものである。

なおこの器と同名の叔皮父の作器があり、貞松五・三九・大系八・三〇・二・小校八・二八に著錄する。文五行二七字。「叔皮父乍朕文考□公眔朕文母季姬𨻰𣪘、其萬年、子〻孫〻、永寶用□圖象」と銘する。□は弗に似た字形で、貞松・小校に何れも弗と釋するが、積微居二四一頁に、說文我部一二下に義の或體として羊弗に從う字があり、王引之の讀書雜志漢書・卷一・二葉に、晉姜鼎を引いて弗我の字形の類似を證するのを引く。晉姜鼎の三字は何れもなお鋸牙の象を存しており、この字と必らずしも同じでない。また作器者の叔皮父と前器の叔皮父とは同名であるが、同一人であるか否かを確かめがたい。一應參考器としてここに加えておく。

鑄叔簠　錄遺・一七四、器蓋二銘　二玄・四六六　「鑄叔作嬴氏寶簠、其萬年眉壽、永寶用」とあり、來嫁した嬴氏のための作器である。鑄の諸器は字樣殆んどみな同じ。



二二四、薛侯盤

器名　胥侯盤攈古　叔妊盤陶齋

收藏　「山東諸城劉氏藏」攈古

著錄

器影　陶齋・三・三八　大系・一五五　獲古・四〇

銘文　攈古・二之二・八五　敬吾・上・二　周存・四・一一　筠清・三・八三　清愛・四　綴遺・七・三三　大系・二二二　三代・一七・一三　小校・九・七四　山東・薛・一　二玄・四六七

考釋　王國維「釋薛」觀堂集林・六　大系・一八九

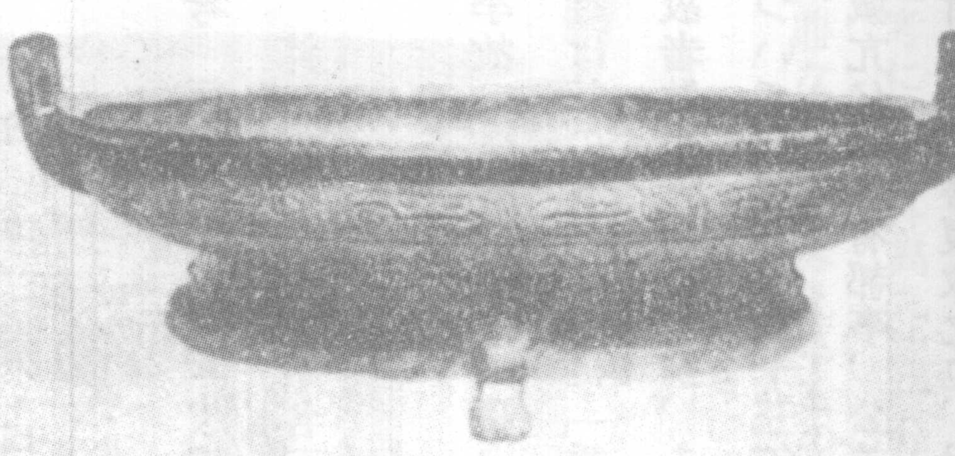
器制　附耳三獸首足の盤。器腹に變様夔文、圈足部に鱗文を飾る。陶齋に「高五寸三分、深二寸九分、口徑一尺六寸七分、耳高三寸一分、闊二寸八分」という。

銘文　四行二〇字

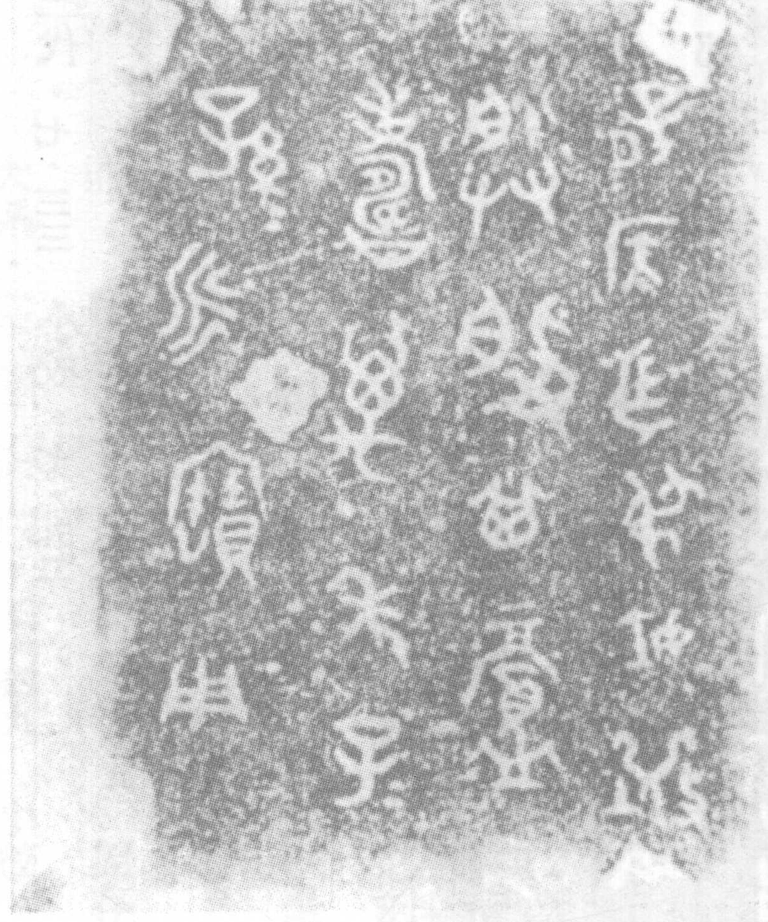
薛侯乍叔妊襄朕般、其眉壽萬年、子〻孫〻、永寶用

薛は辥形の字。餘論二・五に龍の省文とするも、王氏の釋薛に「卽薛國之本字、𡲬字其音古讀如辥、

此字从肉夸聲、與薛字从艸辥聲同、薛爲妊姓之國、其爲滕薛之薛、審矣」という。裹は蘇甫人匜・盤にみえる裹の従うところと同じ。文に「薛侯、叔妊裹の媵盤を作る。それ眉壽萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ」という。



薛侯盤



参考

巻四　五〇一～五〇二

同銘の器に匜 愙齋・一六・二　周存・四・二四　大系・二二二　三代・一七・三六　小校・九・六三　山東・薛・一 があり、器名を鉌匜に作る。文左行、行款に亂れがあり、年字旁書、僞銘と思われる。

また薛侯鼎 攈古・二之一・三三　大系・二二二　綴遺・四・一六　餘論・二・五　韡華・乙・上一・一六 に「薛侯戚乍父乙鼎彝、史」と銘する。大系新版に「鼎疑攈字之殘」という。また史を韡華に「疑史官所紀」、大系に「史者薛侯之史官所書之下款」とするが、古い圖象の用法であろう。薛は黄帝の子十二姓の一で妊姓。遠祖奚仲は薛に居り、夏の車正 左傳定元年 となり、湯の左相仲虺もその族であるという。薛の故城は滕の西南四十里にあり、春秋の後にもなお祀を存し、戰國に入って滅んだ。

滕虎殷

器名　然虎敦 攈古　然虎彝 積古　朕虎敦 夢郼

時代　「西周中葉以後」王國維　「或屬于西周前期」通考

収藏　「山東海豐吳氏藏」攈古　「貞松堂藏」貞松

著録　一、雙劍誃・上・一七(蓋)　貞松・圖・上・三四　大系・一二三(蓋)　二、夢郼・上・二七　通考・二九三　大系・七三　二玄・四六九　一、積古・五・二八　攈古・二之二・四　貞松・四・四五　周存・三・一一〇　大系・二二一　三代・七・二九　小校・七・四〇　山東・滕・二　二、攈古・二之二・五　大系・二二一　三代・七・二九　小校・七・八六　山東・滕・一　二玄・四六八　三、大系・二二二　三代・七・二九

考釋　王國維「釋滕」集林・六　韡華・己・七　大系・一八九　文録・三・三七　文選・下二・二九

巻四　五〇三～五〇四

器制　第一器の蓋は雙劍誃に著錄。正中の獸首を挾んで左右に鮮麗な顧鳳文を附している。器は貞松圖に錄し、兩獸耳に珥あり、圏足下に方座がある。口緣と方座とに、蓋と同様の顧鳳文を飾り、圏足に斜格雷文を付している。器制は西周中期を下ることのないものである。この器蓋について、通考に「未知合否」という。尺寸がなくて、これを確かめがたい。第二器について通考に「大小未詳、口及方座、均飾鳥紋、足飾斜格雷紋、兩耳作獸首形、有珥」とあり、失蓋。器制は第一器と全く同じ。銘文合せて四銘、各〻三行一四字、一銘左行。

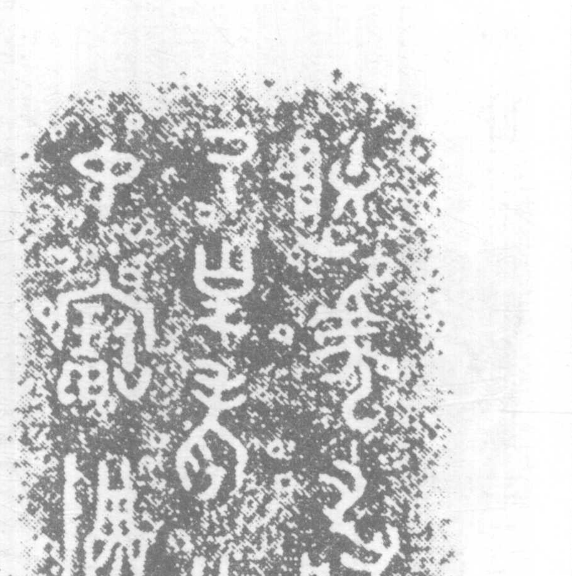


滕虎殷

滕虎敢肇乍厥皇考公命中寶障彝

滕は火に従う形に作る。王國維の釋滕に「禮記檀弓上、滕伯文爲孟虎齊衰、其叔父也、爲孟皮齊衰、其叔父也、然則滕伯文叔父、其父本是滕君、此敦云、滕虎敢肇作厥考公命中寶障彝、是此敦之滕虎、卽檀弓之滕孟虎之證、鄭注檀弓、以伯文爲殷時滕君、今觀此敦文字、乃周中葉以後物、然則此敦不獨存滕辥之本字、亦有裨於經訓矣」といい、通考に「按此乃西周器、以花紋觀之、或屬于前期、王先生謂爲周中葉以後物、未免過晚」とする。垂啄のある顧鳳文は、昭穆期に最も行なわれたもので、西周中期の器とみてよいようである。

大系に滕虎敢を人名とし、「今按虎當是字、檀弓稱孟虎卽其證、敢乃名」といい、漢碑費鳳別碑に闞を金虎に従う字に作る例があり、虎・敢は名字待對をなすという。金文に「肇作」という例が多く



「敢肇作」は牧殷「敢肇帥井皇考威儀」というのと語例同じ。敢は致敬の語である。文に「滕虎、敢て肇めて厥の皇考公命仲の寶障彝を作る」という。

滕虎・命中は春秋の滕譜に入らぬ以前の人である。滕は文王の昭たる四國の一。春秋時の世譜はほぼ左傳にみえ、春秋後も文公は孟子に學んで古禮を修めた。のち前四一五年に及んで滅んだ。器は夢郼の影片によると水銀色の瑩光を發するような光澤を感じさせるもので、西周中期の優品の一としてよいものである。

滕は古國であるが國小さく、彝器としては他に滕侯蘇殷一器があり、銘のみを存する。また滕侯耆 巖窟・下・四三　三代・一九・三九・滕侯昊 徵秋・下・五五　貞松・一〇・二六　三代・二〇・一三 の戈があり、前者は壽縣の出土 巖窟・卷下 である。徵秋に羅・王二家の跋記がある。

滕公蘇殷　攈古・二之二・八六　周存・三・補遺　大系・二二一　三代・八・九　山東・滕・一

山東海豐の吳式芬舊藏。銘三行二〇字。「滕侯蘇乍厥文考滕中旅毁、其子〻孫、萬年永寶用」という。滕仲は前器の命仲と同じく、その家は仲を以て稱するものであろう。旅毁の旅について、大系に「此旅字當解爲周禮大宗、國有大故、則旅上帝及四望之旅、祭也、舊說旅爲祈禱天地山川、實則祀人鬼、亦可稱旅、彝銘多見」というも、人鬼旅祭のことは證をえがたく、旅宮の器としてよい。寶字異構。文に「滕公蘇、厥の文考滕仲の旅毁を作る。それ子〻孫、萬年まで寶用せよ」という。滕は昭公元前六四〇～六〇〇以後の名が左傳にみえるが、それ以前ではただ滕侯・滕子・孝侯という。字迹はかなり古く、前器より稍しく時期の下るものであろう。



二二五、郜季故公毁

收　藏　「器二、一山東海豐吳氏藏、一江蘇江寧甘氏藏」擦古「銘二、一海豐吳氏藏、一嘉興李氏藏、李藏疑蓋也」周存

著　錄

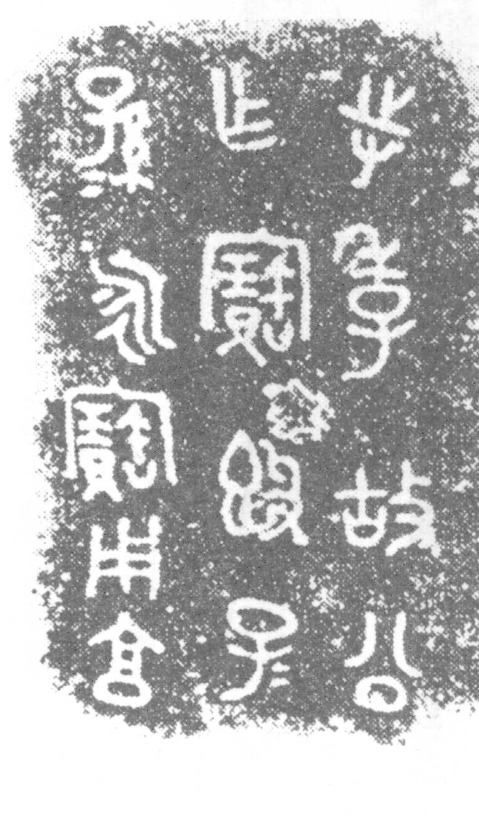
銘文　積古・六・四　擦古・二之二・一三　山左・七　奇觚・一六・二九　金索・一・四七　從古・一・一八　周存・三・八四　大系・二二二　三代・七・三三　小校・七・九二

考　釋　何紹基「跋郜季敦拓本」東州艸堂文鈔卷六　大系・一九四

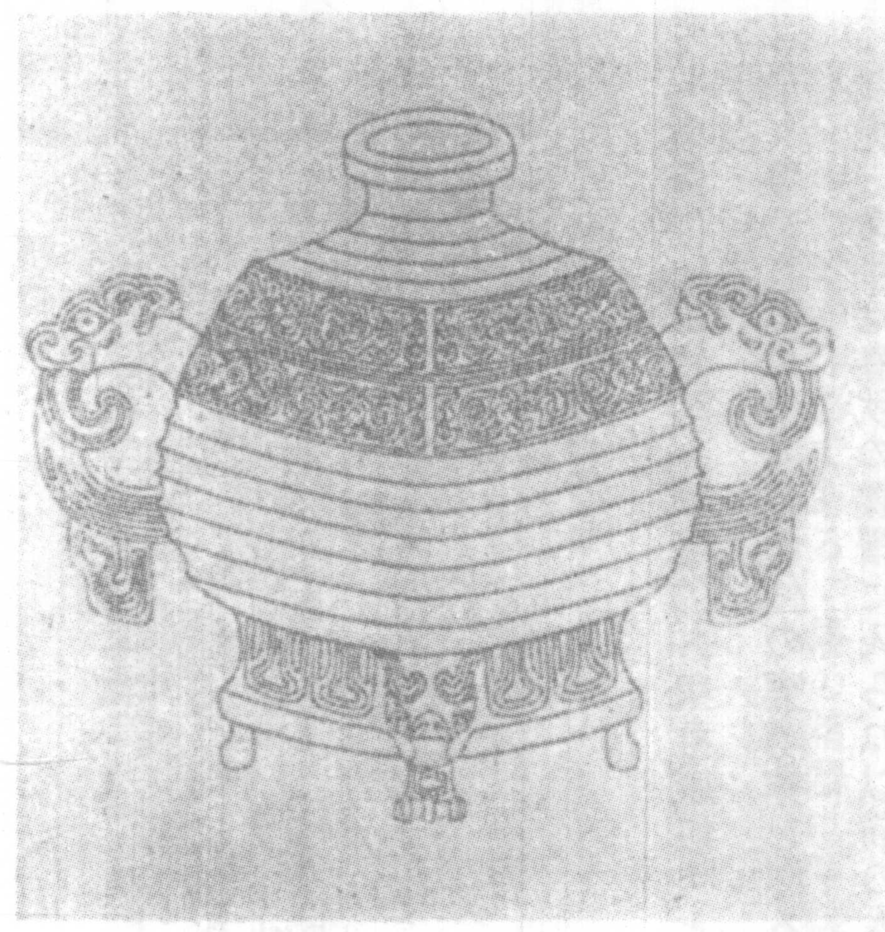
銘　文　二銘、各三行一五字。

寺季故公乍寶毁、子〻孫〻、永寶用享

寺は郜の省。大系に「季故・公殆一字一名、公通工、事也、故者做也」というが、みな後世の訓である。またその國について、「春秋襄十三年、夏、取郜、杜注、郜小國也、任城亢父縣、有郜亭、公羊作詩、以爲邾婁之邑、蓋郜初爲邾所滅、而魯復取之也、說文、郜、附庸國、在東平亢父郜亭、



卽杜注所本、故城在今山東濟寧縣東南」と說く。別に杜注左傳襄十八年に「平陰西有郜山」とみえ、亢父の地とかなり遠い。陳槃氏の大事表譔異冊五、四四四葉に「疑郜舊居郜山、迫于齊而南下、最後則爲魯所滅也」とあり、郜造遣の器は東平から出ている。積古に「郜季殆亡國、寓公故曰故公也」というが、字迹は亡國前五六〇以後のものとはみえない。あるいは東遷前後にまで遡りうるものであろう。郜季の器に郜季鬲三代・五・三七・一があり、「寺季乍孟姬□母後鬲、其萬年、子孫用之」という。後鬲とは他にみえない語である。



郜遣毁



郜遣毁

著錄　甲編・一二・三七　善齋・八・七三　大系・二二二」積古・六・六　山左・七　金索・一・三三　擦古・二之三・二八　從古・一二・二六　敬吾・下・一六　窓齋・九・二　周存・三・五九　大系・二二三　三代・八・二〇　小校・八・二〇　山東・郜・四

考釋　文錄・三・三六　文選・下二・二八

器は兩獸耳、三小足の瓦文毁。器蓋の口沿に變樣夔文、圈足部に鱗文を飾る。善齋に「身高九寸一分、口徑八寸半、底徑八寸」という。器蓋二銘、四行二四字。

郜遣乍寶毁、用追孝于其父母、用易永壽、子〻孫〻、永寶用享

遣は𠂤に從う。やや異構の字であるが、遣であろう。考妣といわずして父母というのは、珍らしい例である。「郜遣、寶毁を作る。用てその父母に追孝す。用て永壽を賜はらむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ」。毁・壽幽部と母之部と合韻であろう。同銘の盤周存・四・一〇　小校・九・七五　山東・郜・五があり、周存に「現歸瑞典」という。器名を寶般に作る。

六

郜造遣鼎　貞松・二・四五　周存・二・五六　大系・二二三　三代・三・二四　小校・二・五六　山東・郜

山東に「是鼎、光緒間出土於東平縣」という。銘二行一二字、「郜造遣乍寶鼎、子〻孫〻、用享」と銘する。大系に造遣を一字一名とし、遣・造に［辶］詣の義ありというが、一人とすれば遣は單名であろう。郜造鼎周存・二・補遺　小校・二・七七に「郜造作姬□觓羞鼎」とあり、郜造と稱している。

郜伯鼎　寶蘊・上・二五　乙編・一・四七　倫敦・一八　通考・六八　大系・三三」積古・四・一四　山左

・六　攈古・二之二・五八　大系・二三四　三代・三・四六　山東・郜・一　文選・下一・一九

通考に「通耳高九寸一分、附耳、腹飾竊曲紋二道」といい、毛公鼎の前に列している。附耳の鼎は大鼎などからみえるもので、本器は文様も比較的古い。銘は口上にあり、二〇字。

郜白𩛥乍孟妊善鼒、其萬年眉壽、子〻孫〻、永寶用

という。郜は他器によると姬姓の國とみられ、大系に「此郜伯爲其妻所作器、蓋郜與妊姓之國、爲婚姻也、與郜相近之國、薛祝均妊姓、不知孰是」という。積古等に郜季鼎と題するのは誤釋である。



郜伯鼎

郜伯祁鼎　大系・二三四　三代・三・四九　小校・二・八四　類徵・二　貞松・三・一五　周存・二・四二　山東・郜・一　二玄・四七〇

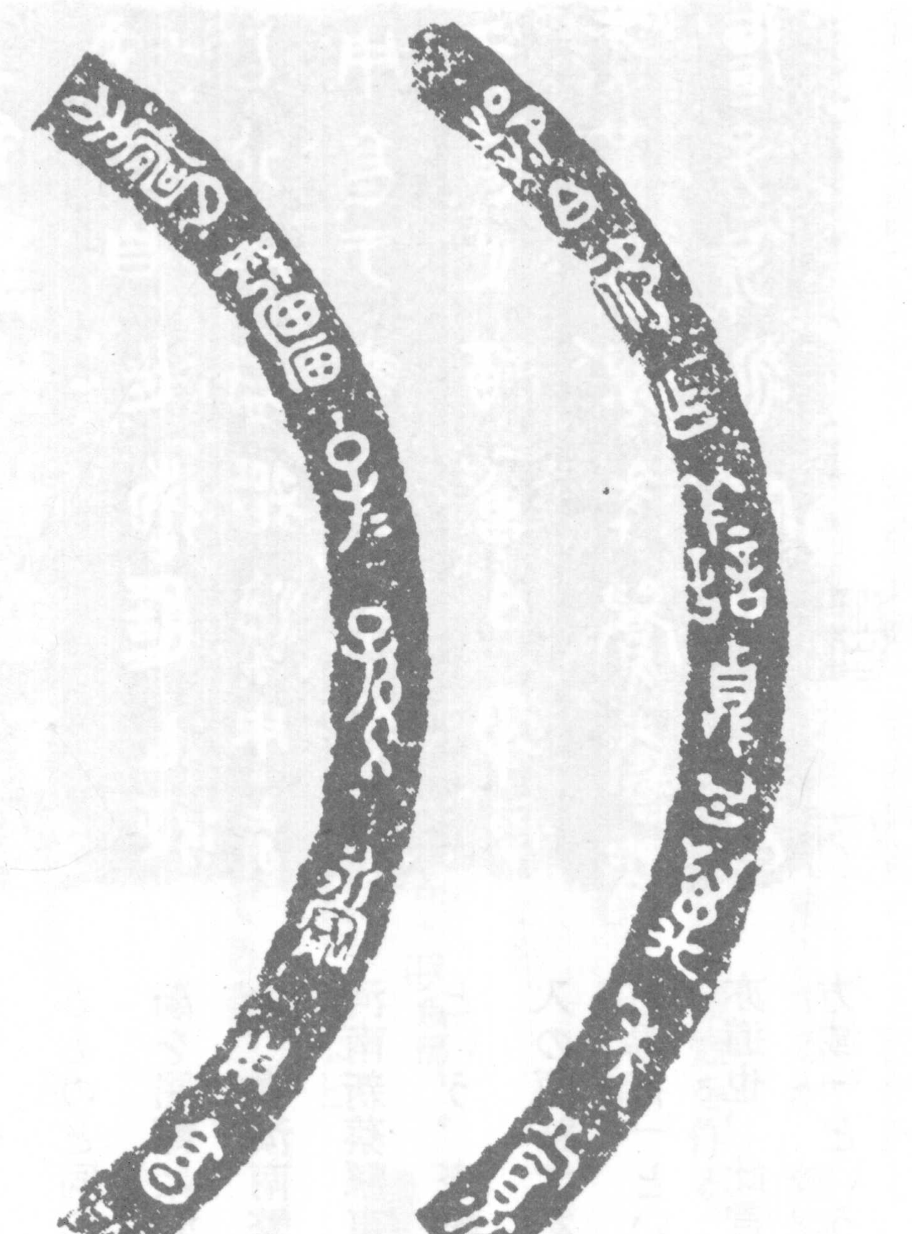
口に流あり、前器と同じく銘は口沿に加えられている。銘二一字。

郜白祁乍善鼒、其萬年眉壽無疆、子〻孫〻、永寶用享

無疆・永寶の二字合文。大系に「此與前鼎、文字款式、如出一人手筆、當是一時所作、祁卽郜伯名」という。字を祁と釋するが、𠨍に従う字である。

郜伯鬲　三器　山東・郜・二

「寺白乍□中姬羞鬲」とあり、三器とも中の上一字を泐している。山東に「寺白鬲四器內一器文字漫滅、與邾義白鼎・孟□父設・京叔盤・孟嬴匜等、同出滕縣安上村」という。民國廿二年春、



寺伯鬲四器を含め、十二器が出土したうちの一器である。

二二六、曾伯霥簠

時代　「宣王九年」厤朔・劉節　「此器在春秋之前」綴遺　「春秋初年」大系　「魯僖十六年」攈古・從古　「魯僖十八年」屈釋

收藏　「器二、一浙江慈谿葉夢漁藏、一山東濰縣陳氏藏」攈古「一歸陳壽卿、以之名齋、卽自謂初得古器之一者、一歸慈谿葉夢漁湖海閣」周存　一、「此器原藏在阮芸臺的家裏」小校跋「後來燬於火」大系　二、「舊爲寧波周小匡所藏、今歸陳壽卿」綴遺「現則不知流落在什麼地方」屈釋

著錄

器影　一、大系・一三三　屈釋・四一〇

銘文　一、積古・七・七　攈古・三之二・二　奇觚・一七・二五　周存・三・一一九　簠齋・三・二九　綴遺・八・一七　大系・二〇七　三代・一〇・二六　小校・九・二三　山東・曾・一　二玄・四七一

二、攈古・三之二・二　從古・二・一九　奇觚・五・二六　窓齋・一五・二　周存・三・一二〇　綴遺・八・二〇　大系・二〇七　三代・一〇・二六　小校・九・二三　山東・曾・二

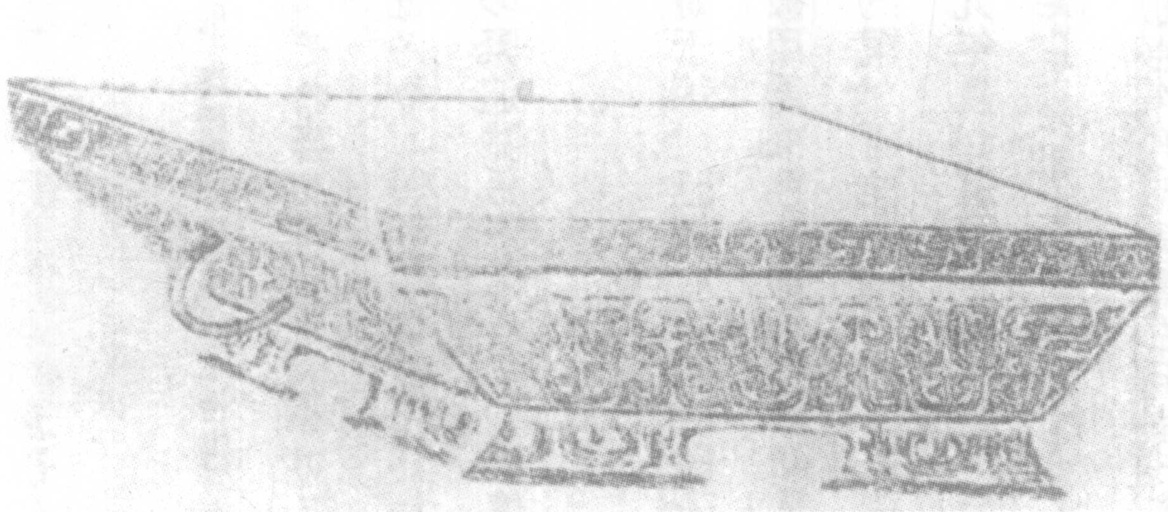
考釋　全上古・一二　拾遺・中・二八　韡華・乙・四　大系・一八六　文錄・四・一　文選・上三・一九　積微居・七〇　屈萬里「曾伯霥簠考釋」集刊卅三本・民五一　書傭論學集所收

器制　拓影のみを存する。兩鐶耳。器腹に蟠螭文、足に鱗文を飾る。蟠螭文はあまり細密なものでなく、叔朕簠通考・三五五に近い。

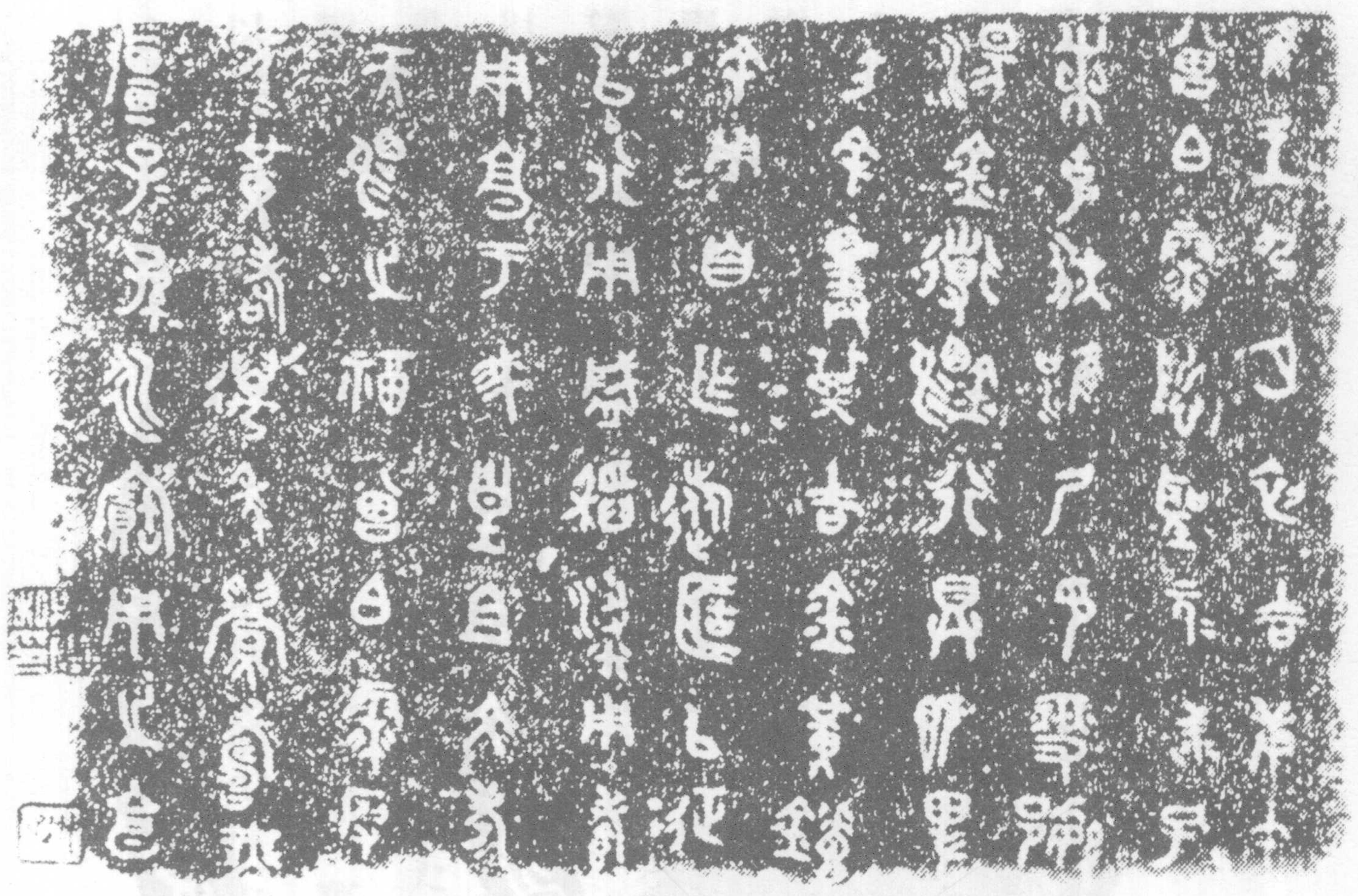
銘文　二銘。一一行九二字。第二器は皇下の祖、曾下の伯を脫している。

隹王九月初吉庚午、曾白霥、哲聖元武、元武孔黹、克狄淮尸、印燮繁湯、金道錫行、具既卑方、余擇其吉金黃鏞、余用自乍旅簠、目征目行、用盛稻粱、用孝用享、于我皇且文考、天易之福、曾白霥、叚不黃耇萬年、眉壽無疆、子〻孫〻、永寶用之享

霥は桼あるいは黎に從う字にも釋されているが、いま字のままに釋する。字は樹液の漆を示す象に從う。哲は聖梯の𠂤を斤でうつ形に作り、心に從う。その敬虔の情をいう字であろう。元武は各重文。分讀する例である。黹は積古以下業と釋するも、大系に「乃常之異文、說文、常下帬也、从巾尙聲、裳、常或从衣、此从巾从黹省、蓋常若裳乃形聲字、此乃會意字、此讀爲堂皇之堂、高也、盛也、聲正入韻」という。綴遺に光、文選に黹とし、拾遺に希と釋する。積微居に孫說を是とし、黹・夷を韻とするが、希では文意が順で



曾伯霥簠



ないようである。屈釋に黼にして上文の午・武と韻するという。字形は黹、彰著の意をとるものであろう。

淮は繁文。狄は詩大雅抑「用逷蠻方」の逷の義。綴遺に北狄淮夷と解し、「意宣王中興、王靈猶振、故曾雖小國、亦有克狄及淮夷之事歟」というも、魯頌泮水に「狄彼東南」に作るものと同じ。印は抑。緐は緐邑に從う。緐湯を屈釋に繁湯とし、左傳定公六年杜注「楚地、在汝南繁陽縣南」を引き、「此地在現今河南新蔡縣東北約七十里的地方、在淮水以北」という。齊魯より淮南に通ずる道で、南金輸入の要路であつたらしく、ゆえに下句に「金道錫行」という。文錄に「金道產金之地、行亦道也、此言產金錫之區、皆已入版圖、歸我方域」という。大系に詩魯頌泮水「憬彼淮夷　來獻其琛　元龜象齒　大賂南金」、また考

工記「吳粵之金錫、此材之美者也」を引く。古くこの方面は南金の貢輸の道であつた。具は俱、卑は使役、方とは常の意。こうして再び南金貢輸の道を開き、その功を記念してこの器を作るをいう。黃鏞は作器の材質をいうものであるが、大系に「以銅所爲之鑪今言火盆、言毀銷之、以爲彝器也」とする。金文に玄鏐赤鏞、玄鏐鏞鋁という例が多く、この場合銷金の解は適當でない。屈釋に「鏞、是不是鑪字、還難肯定、但它可能是銅的一種、猶如剛硬的鐵、而別叫作鏤一樣」とするのがよい。行・旅はいずれも祭器をいう。本廟外の祀處に用いるもので、のちの旅宮・行宮はその意をとる。用孝の孝は食に從う。末文は詩の小雅南山有臺「遐不黃耇」の意。

文押韻、午・武・黹魚部、湯・行・方陽部、鏞・簠魚部、行・粱陽部、考・福幽之合韻、疆・享陽部の諸韻である。積微居に黹を希とよんで希・夷を韻とし、また考・耇を幽侯合韻、「蓋全文自天錫之福一句外、無句不韻」というが、考・福を韻とする方がよい。

訓讀

これ王の九月初吉庚午、曾伯霥、哲聖元武にして、元武孔だ黹(あきら)かなり。淮夷を克逷し、緐湯を印燮す。金道錫行、ともに既に方あらしむ。余、その吉金黃鏞を擇び、余用て自ら旅簠を作る。以て征し以て行し、用て稻粱を盛る。我が皇祖文考に、用て孝し用て享せむ。天これに福を賜はむ。曾伯霥、叚ぞ黃耇萬年、眉壽無疆ならざらむ。子〻孫〻、永くこれを寶用して享せよ。

參考

曾はまた鄫に作り、姒姓。禹の後と傳える。別に姬姓の曾があり、漢陽諸姬の一であろう。山東の曾もかつて河南にあり、のち山東に播遷したものと思われる。杞と同姓の國である。春秋襄六年前五六七、莒に滅ぼされ、のちその地は魯に入つた。存滅の次第については、陳槃氏の大事表譔異冊四・二九八葉に詳しい。またこの曾を姬姓にしてもと陳留にあつたものとする劉氏楚器圖釋の舊說については、屈釋にその辨正がある。

器の時期について、宣王期の淮夷討伐吳其昌・金文厤朔疏證・五・二六、劉節、壽縣所出楚器考實、古史考存魯僖の淮夷討伐攈古引張石匏說・從古、また繁湯の名が晉姜鼎にみえるので、その器と同じく春秋初年とする大系の說などがあるが、器制・文樣からみて、春秋中期のものであろう。屈釋に簠の行なわれた時期と器制・花文、銘文の文辭と字迹、曾滅亡の時期、曾と淮夷との緊迫關係からみて、魯僖說をとり、結論していう。

按僖公十九年春秋經說、夏六月、宋公曹人邾人、盟于曹南、鄫子會于邾、己酉、邾人執鄫子、用之、左傳說、宋公使邾文公、用鄫子于次睢之社、欲以屬東夷、此被用爲犧牲的鄫子、當卽是參加僖公十六年、淮夷戰役的鄫國之君、也就是曾伯霥簠中、號稱曾伯的霥、而淮之戰、約結束在僖公十七年的春夏間、那麼、此簠的作成、當在魯僖公十七年夏、到十九年夏、這兩年的期間、恰巧僖公十八年九月的初吉(初八日)有庚午、可知此器之作、必在這時候了

魯僖征淮のことは、僖十六年「冬十有二月、公會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男邢侯曹伯于淮」經「十二月、會于淮、謀鄫、且東略也、城鄫、役人病、有夜登丘而呼曰、齊有亂、不果城而還」とみえ、鄫は淮夷攻伐の據點であつた。その征役のことは詩の魯頌泮水・閟宮に「憬彼淮夷　來獻其琛」「奄有龜蒙　遂荒大東」のように歌われている。また書の費誓も書序に伯禽入封のときとしているが、屈教授は魯僖の誓師の辭であると解する。その說はみな徵ありというべきである。

晉姜鼎に繁湯の名がみえ、郭氏はこれによつて「此簠與晉姜鼎同時、彼云征繁湯原、此云印燮繁湯、蓋晉人與曾同伐淮夷也、作器亦同在九月、彼在乙亥、此在庚午、先彼五日、彼云勿灋文侯覭命、知不得在文侯以前、或卽文侯時事、亦有可能、要之、二器均春秋初年之物」とするが、晉姜鼎には繁湯の吉金を征取することをいい、必らずしもこの器にいうところと同じではない。

曾伯陭壺

著錄　倫敦・四五　K氏・三五　通考・七二一　故宮・上・一二四」　貞松・七・三二　大系・二〇八　三代



曾伯陭壺

・一二・二六　山東・曾・三

考釋　大系・一八六　文錄・四・二〇　文選・上二・二一

通考にいう。「通蓋高一尺三寸、口徑四寸二分、蓋飾蓮瓣形、兩獸耳銜環、口及腹飾環帶紋、蓋及頸飾竊曲紋、足飾垂鱗紋」。波狀文は口と腹部二層に加えられ、華麗な制作である。新出の湖北の曾器である曾仲斿父壺と、器制の近いことが注意される。銘は器内一〇行、蓋は蓋外口外にめぐらされ、四一字。文にいう。

隹曾白陭、廼用吉金鐈鋚、用自乍醴壺、用卿賓客、爲德無叚、用孝用享、用易眉壽、子ゝ孫ゝ、用受大福無疆



大系に「用鐈鋚作壺、亦毀舊器、而鑄新器、鐈、說文云、似鼎而長足、廣雅云、釜也、鋚是轡首銅」といい、改鑄の器とするが、吉金と鐈鋚とは對文、吉・鐈は修飾語とみてよく、鋚もまた材質をいう語であろう。吉金黃鏞・吉金鎛鋁などと語例同じ。馬轡の類を吉金ということは考えがたい。無叚を文選に「老子、善言無瑕謫」の意とするが、無期・無疆に近い語であろう。文にいう。

これ曾伯陭、廼ち吉金鐈鋚を用て、用て自ら醴壺を作る。用て賓客を饗し、徳を爲むること叚無く、用て孝し用て享し、用て眉壽を賜はむ。子ゝ孫ゝ、用て大福を受くること無疆ならむことを。

文は用の字を多用している。大系に壺・客・叚魚部、孝・壽幽部、享・疆陽部を韻とするが、鋚が鋁・鏞などと通用の字ならば、また魚部に入りうる字である。

曾諸子鼎

著錄　善齋・禮一・六三　雙王・一一　善齋圖・三四
　通考・七六」　攈古・二之二・三七　敬吾・上・四〇
　周存・二・補遺　三代・三・三九　小校・二・七四
　山東・曾・七

考釋　餘論・二・一四　韡華・乙一・二三　文錄・一・三七　文選・下一・二〇

通考にいう。「通耳高八寸八分、附耳、腹飾竊曲紋及鱗紋、足飾饕餮紋」。器は無叀鼎を附耳にしたような



曾諸子鼎

器で、附耳鼎としては早期のものである。銘四行一八字。「曾者子□、用乍□鼎、用享于且、子ゝ孫ゝ、永壽」という。祖には多く皇祖・先祖といい、祖と單稱することは殆んどない。器は眞器であろうが、銘に疑うべきところがあり、永壽二字を文末におくのも語例に合わない。おそらく僞刻であろう。餘論・韡華に第四字を𠬝と釋するが、字形漫患、鑄銘ともみえない字である。

曾子仲宣鼎　貞松・三・二五　大系・二二〇　三代・四・一五　山東・曾・四」　大系・一八七　文錄・一・三七　文選・下一・二〇　積微居・一一八

器影をみない。銘六行三五字。文にいう。

曾子中宣造用其吉金、自乍寶貞、宣喪用雝其者父者兄、其萬年無疆、子ゝ孫ゝ、永寶用享

大系に「仲宣一字一名、由下單稱宣、可知」というが、仲叔は略していうことが多い。また造を「讀爲肈、始也」といい、積微居に肈にして發語の辭であり、「大都無義可說」とするが、文例によると肈啓・繼續の意のある字である。文選に肈造通用の說がある。宣喪を大系に「猶洹子孟姜壺言、洹子孟姜喪、謂宣之親喪也、蓋曾子新立、其喪服將除、爰初作器、以饗燕親族也」とし、楊氏は尙・爽の假借字で庶幾の意とする。康誥に爽を庶幾の義に用いる例がある。雝は和樂、のち饔飱の意となる。文に「曾子仲宣、はじめてその吉金を用て、自ら寶鼎を作る。宜ねがはくはその諸父諸兄を雍ましめむ。それ萬年無疆ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶として用て享せよ」という。文末の兄・疆・享は陽部の字である。

大系錄入の銘は容庚氏の藏幅で陳德大の跋記があり、「鼎高劉歆銅尺一尺二寸三分、純緣盤夔文、腹魚鱗文、三足已折缺、前人仿饕餮圓足補之、朱翠花紋判然也」「文小而渾厚、與曾伯霥簠拓本、體勢相似、此鼎銅質、既定爲三代、其文陷入處、猶存鎔金合笵之迹、因取以顏其居」という。器は曾諸子鼎に似たものであるらしいが、本器も補修の器である。

曾子綏簠　三銘。

著錄　周存・三・一四五、又、補遺　貞松・六・二五　大系・二〇九　三代・一〇六　小校・九・五　山東・曾・五

考釋　韡華・丁・一　大系・一八七　積微居・一四九

器影なし。三銘のうち二銘は字迹疎鬆、僞刻であろう。文三行一一字。「曾子綏、自乍行器、則永祜福」。綏は尾下に小を加えた形で、師毄𣪘にみえる𢇛綏はその字に作る。大系に「从尾沙省聲」というが、もと綏飾の象形字であろう。則は積微居に古音載と同じとする說がある。祜福は儀禮士冠禮の加冠の祝辭に「眉壽萬年、永受胡福」とみえる胡福と同じ。

曾子簠　武英・三八　通考・三六四　大系・一三九　故宮・下・二〇三」　貞松・六・三一　大系・二〇九　三代・一〇・一六　小校・九・一四　山東・曾・六」　大系・一八七　文選・下三・二

盉。通考に「高三寸二分、口縱七寸三分、横九寸七分、通體飾蟠虺紋、



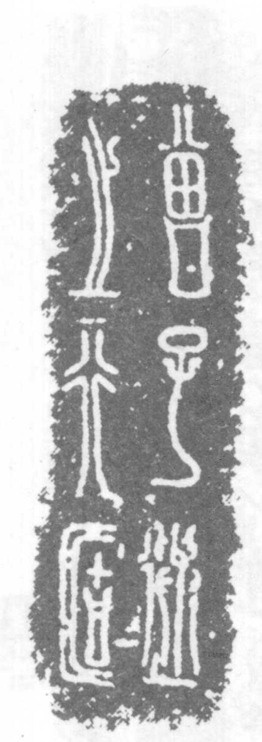
曾子簠

口旁有六獸首上出」とあり、淺い蟠虺文を飾る。銘四行二〇字。「隹正月初吉丁亥、曾子□自乍𣪘簠、子孫永保用之」という。大系に「此器由字體觀之、大率亦離滅國不遠、器全體施以淺刻糾虺紋、乃一部分外國學者所謂秦式、根據此器、可斷定此等様式、在春秋中葉時已有之」という。この器の文様は、すでに形式化の進んだ細密なものである。

曾子選簠　二器。

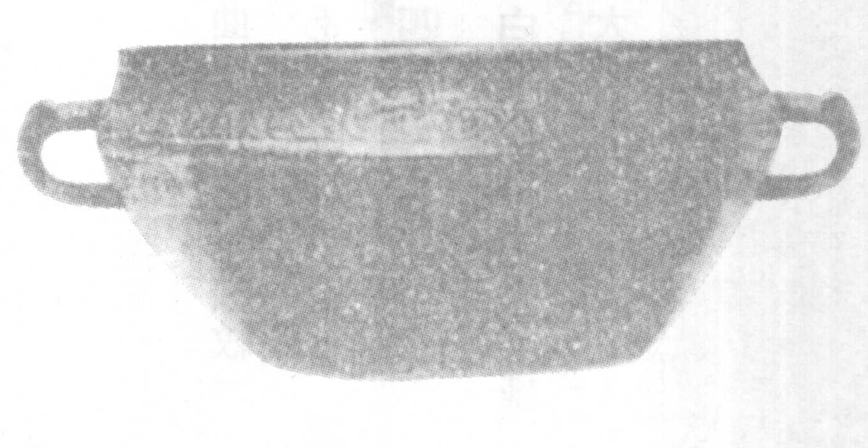
著録　貞松・六・二四 又、補上・三〇　大系・二〇九　三代・一〇・一　小校・九・一　山東・曾・七　二玄・四七二」　大系・一八七　積微居・一二二

器影なし。銘二行六字、「曾子選之行簠」という。大系に「此器字體、與叔夷鐘・酓章鐘等相似、蓋春秋中葉前後之器、春秋襄六年書莒人滅鄫、又昭四年書九月取鄫、蓋鄫滅于莒、降爲附庸、尚能保其血食、後終滅于魯也、器或作于襄公之世、唯不得在昭四以後」という。字迹を以ていえば蔡侯𨭚鼎の字に最も近く、その器は春秋末葉のものである。積微居に「疑此爲孔門曾子所制器也、郭錄此爲鄫國器、說之云、此器字體、與叔夷鐘・酓章鐘相似、按酓章爲楚惠王、知其器正在春秋末葉、此與曾子時代正相合也」というも、曾子は曾子仲宣の曾子で、曾參字は子與とよむべきではない。すでに曾子と稱しているのは、莒の征服を受けたのちのことであろう。なお「隹曾子白厥□自乍隣匜」貞松・一〇・三四　三代・一七・二八・四と銘するものがある。



曾大保盆

著録　善齋・九・五九　善齋圖・一〇〇　雙王・一五　頌齋・續・四八　通考・八八〇　大系・一六二」　貞松・一一・八　周存・四・三七　大系・二一一　三代・一八・一三　小校・九・一〇〇　山東・曾・八」　文錄・四・三三



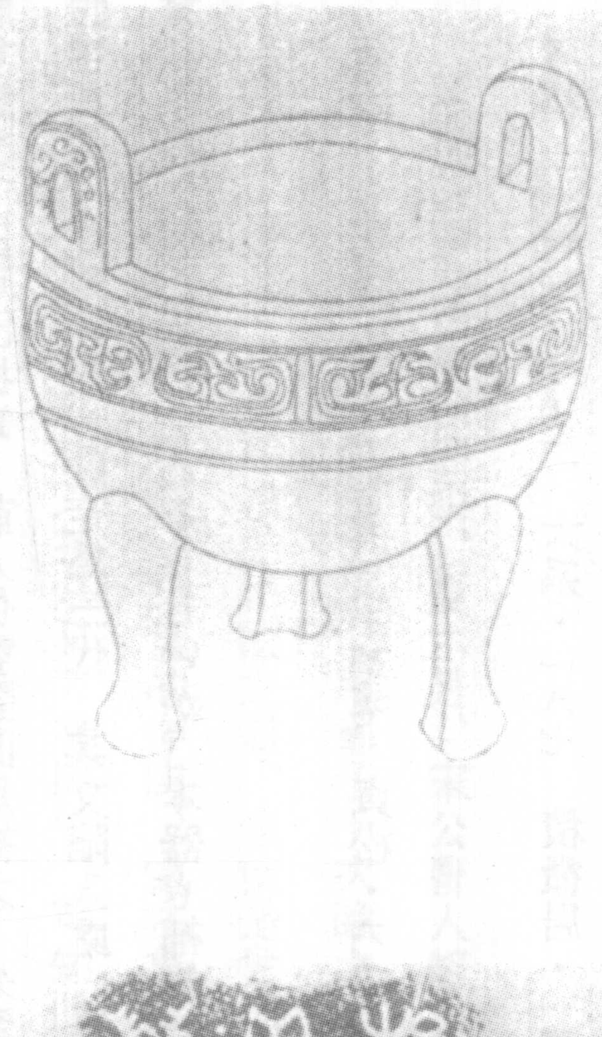
曾大保盆

通考にいう。「高三寸七分、口徑八寸一分、脣廣六分半、斂口廣脣、兩獸耳、無足、腹飾竊曲紋兩道」。器腹にふくらみなく、晉公盞に似た形である。もと水器であるが、周禮牛人に盛血、禮記禮器に炊器、荀子富國に量器として、また莊子至樂に「鼓盆而歌」とみえ、通考に五者の用ありとする。銘三行二一字、腹旁にあり、反文。文に「曾大保𩰫叔亟、用其吉金、自乍旅盆、子〻孫〻、永用之」という。𩰫は鹿に從い、兩角を付しており、大系に「蓋如今之馴鹿」という。曾は古く𨞛に作り、卜文續・三・二四・五にみえ、金文にもその字に作るものがある。𨞛鼎三代・二・五一・三　綴遺・四・一八のほか𨞛子



奠伯鬲三代・五・四三　十二家・遐・七　通考・一六六があり、「𨞛子子奠白乍隣鬲、其眉壽萬年無疆、子〻孫〻、永寶用」という。器は三稜のある獸足鬲。曾との關係はよく知られない。

鄀は曾の故地に近く、姬姓の小國で文王の後と傳える。春秋の初年にはすでに國を失い、鄀子と稱している。當時著名な大鼎があり、桓二年經に「夏四月、取鄀大鼎于宋、戊申、納于大廟」とあり、宋より魯に賂として贈られている。いま鄀史碩父鼎一器を存する。



鄀史碩父鼎　善齋・禮一・七〇」　貞松・三・一六　小校・二・八八　山東・鄀・一

立耳の三獸足鼎。腹に變様夔文を付している。善齋に「身高一尺一寸、耳高三寸、口徑一尺五分」という。器制は康鼎などに近く、西周後期に入りうるものである。銘三行二二字。文にいう。「鄀



史碩父乍隣鼎、用享孝于宗室、萬年、子〻孫〻、永寶用」。その家は史官。「鄀の史碩父、隣鼎を作り、宗室に用て享し用て享す。萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ」。字迹は正統的なもので、西周後期の字様である。

鄀の西に小國戴があり、子姓。公羊に載、金文に𢦏に作る。その器數器を存する。

𢦏叔朕鼎　三器。一、善齋・禮一・七五　大系・三六　三、Watoson・圖七」　一、攈古・二之三・四五　愙齋・五・一七　周存・二・三六　大系・二六二　三代・四・七　小校・三・一　二、貞松・三・二二　周存・二・三六　綴遺・二・三〇　大系・二六三　三代・四・八　小校・三・一　三、貞松・二・二三　周存・二・三七　大系・二六三　三代・四・八　小校・三・一

器は附耳三獸足鼎。器腹に變様夔文を飾る。附耳を除くほかは鄀鼎と近い。銘五行二七字。

隹八月初吉庚申、𢦏叔朕自乍𩰫鼎、其萬年無疆、子〻孫〻、永寶用之

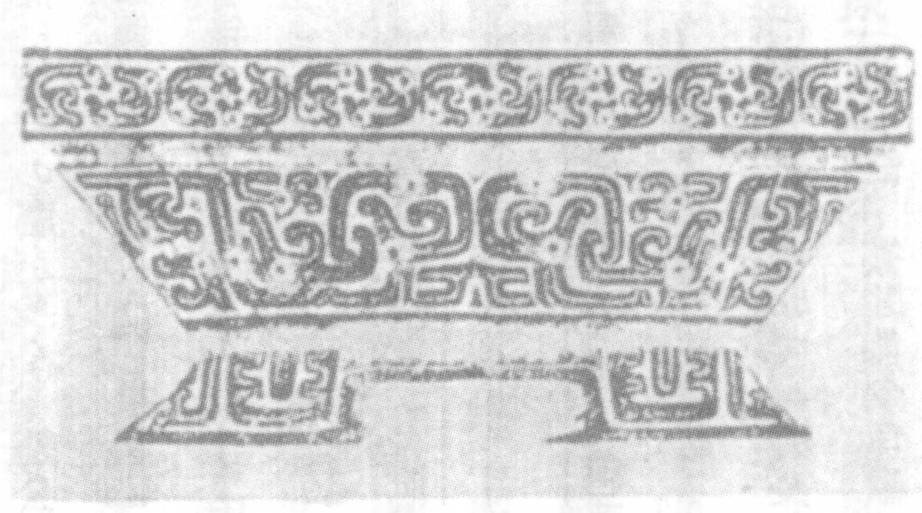
西淸二・三三に錄するものは、庚申の申字を缺泐する。善齋の器は「身高九寸六分、耳高二寸半」という。攈古に「浙江秀水金蘭坡得之徽州、携如杭州、未知歸誰氏」、また貞松に「一係盧江劉氏善齋藏、一係丹徒劉氏食舊堂藏」という。劉鶚の器は第三鼎である。



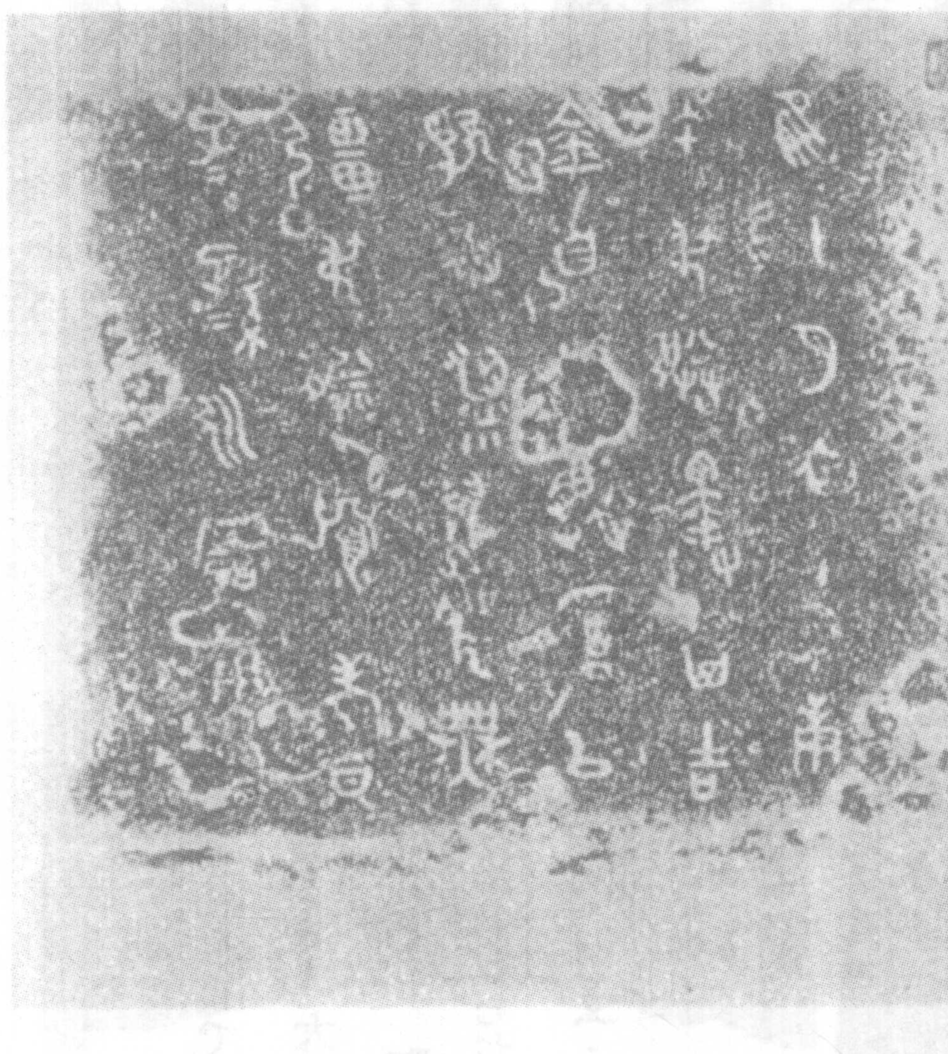
叔朕簠　十二家・居・一三　通考・三五五」　積古・七・四　攈古・三之一・六　窓齋・一五・一四　奇觚・一七・二一　周存・三・一二三　綴遺・七・五　大系・二六四　三代・一〇・二三　小校・九・二〇

通考にいう。「高三寸一分、口縱七寸三分、横九寸、腹飾象首紋、口飾蟠夔紋、足飾垂鱗紋、兩耳作獸首形」という。口・腹の夔文は糾纏の狀をなしている。銘六行三六字。

佳十月初吉庚午、叔朕擇其吉金、自乍薦簠、以保稻粱、萬年無疆、叔朕眉壽、子〻孫〻、永寶用



叔朕簠



綴遺に薦の義を説いて、「金誠齋曰、大戴禮、無祿者稷饋、稷饋者無尸、稷饋謂薦也、無牲故謂之稷饋、又公羊傳注云、無牲而祭、謂之薦、按金説是也」という。鼎鬲には多く羞というが、鬲には薦鬲魯伯愈父鬲という例もみえる。

保は乳形に從う異構の字。普通には盛という。「叔朕眉壽」とは自祝の辭。前器と一人の器で、大系二三四に「春秋隱十年、宋人蔡人衞人伐戴、鄭伯伐取之、傳云、取三師焉、其后不知何年爲宋人所滅、今由器制觀之、蓋在春秋中葉以後也」という。あるいは滅國後の器であろう。

戈叔慶父鬲　敬吾・下・四五　窓齋・一七・一五　大系・二六四　三代・五・二四　小校・三・六三

銘九字。「戈叔慶父乍叔姬隮鬲」という。大系二三四に「此亦戴器、叔姬卽叔慶父之妻、夫婦同字」という。戴は子姓。字はまた菑・戠に作り、説文には戠を用いる。戈・戠がその本字で、音も戈聲によむべきであろう。子姓ならば殷の後であるが、風俗通に「載姬姓後」とあり、それならば郭氏の夫婦同字説になお疑問が殘ることになろう。



二二七、楚公逆鎛

器　名　楚鐘嘯堂　楚公鐘薛氏　夜雨雷鎛奇觚　楚公𦤶鐘文錄

時　代　「宗周末年」大系

出　土　「石公弼云、政和三年、武昌太平湖所進」復齋　「政和三年、獲于鄂州嘉魚縣、以獻」金石錄　「武昌嘉魚、南境相接、蓋出二縣間矣」王跋

收　藏　「宋内府」薛氏　「乙卯冬見於滬肆、爲上虞羅參事所得」王跋

著　錄

銘文　嘯堂・下・九一　薛氏・六・六　復齋・一二・一三　積古・三・一四　攈古・三之一・一九　奇觚・一八・二八　金索・一・六七　夢鄣・上・二　周存・一・補遺　大系・一七七

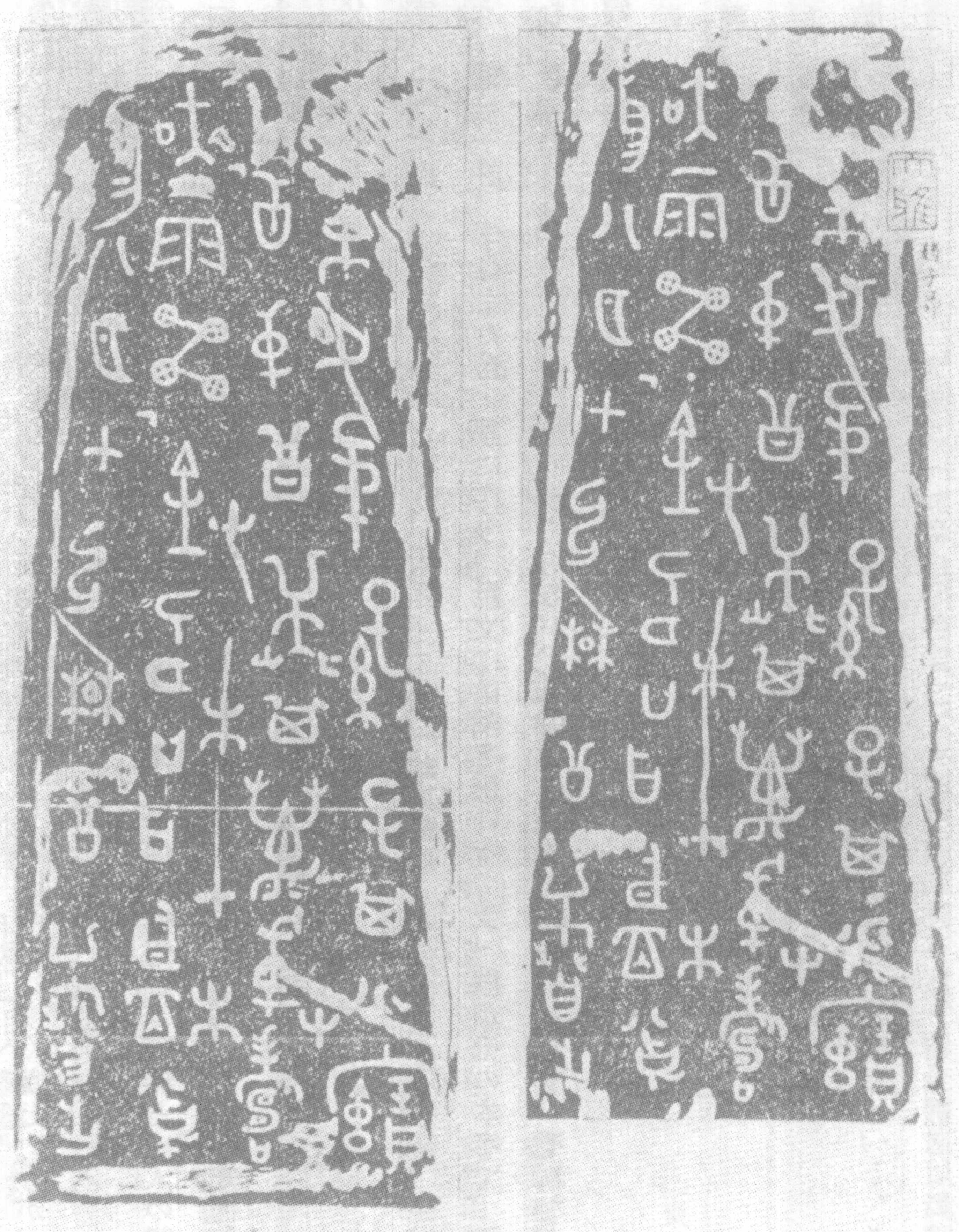
器　制　復齋に「鍾高二尺有畸、紐上坐一鼎鬼、蓋雷神也、五色相宜」というも器影を傳えず、夢鄣に收めるものは何に據るものか知られない。文様は天尹鐘雙劍誃・一　通考・九五九に近いが、もとより僞器である。

考　釋　金石錄・一一・五　全上古・一二　拾遺・中・七　韡華・甲・五　文錄・二・一〇　王國維「夜雨楚公鐘跋」觀堂集林・一八

銘　文　鐘の裏面の鉦にあり、四行三九字。文左行。

佳八月甲申、楚公逆、自乍夜雨𩂣鎛、厥格曰□柮□□□屯□、逆其萬年又壽、□保厥身、孫子其永寶

文みな左文。鎛は父に從う。柮下の字を大系に八荒と釋するも爲に近い字形である。王跋に𦤶を㖍にして楚の熊㖍とする説を是とし、「按楚世家言、熊繹居丹陽、至文王熊貲始都郢、中間無遷都事、惟言周夷王時、熊渠甚得江漢間民和、乃興兵伐庸楊粤、至於鄂、乃立其長子毋康、爲句亶王、中子紅爲鄂王、紅立後六世、至熊㖍、今熊㖍之器、出於武昌者、武昌卽鄂、楚之中葉、曾居武昌、於史無聞、惟賴是器所出地、知之耳」という。字は闊大雄偉、氣象のすぐれたものであるが、釋讀しがたいところがあり、文錄に「闕疑者止二字耳」というがなお疑問多く、諸家の釋に各〻異同がある。夜雨𩂣鎛のような鐘名を付することも稀な例である。韡華に夜雨雷金とよみ、「雷金疑是雨中所隕金石之類、楚公以之作鎛、或取別誼也」とし、左傳の隕石、秦本紀「獻公十八年雨金」などの文を引くが、鈕上に雷神ありという復齋の記述によるものであろう。夜雨𩂣は雷を分寫したもので、吳雷とよむべしとする丁山氏説零釋九七引もあるが、いま字のままに釋しておく。積古以下みな模本僞刻、羅氏がえたという器ももとより僞器である。「これ八月甲申、楚公逆自ら夜雨𩂣鎛を作る。その銘を……といふ。……逆それ萬年又壽、(ながく) 厥の身を保たむ。孫子それ永く寶とせよ」。熊㖍の元年は宣王廿九年前七七九に當る。初年の器とすれば前八世紀初のものである。



参考

楚器に鐘鎛の屬が多く、楚公豪鐘以下の器がある。

楚公豪鐘　五器。うち泉屋に三器二・三・五を藏する。陶齋一・一七に收める一器四は僞器である。

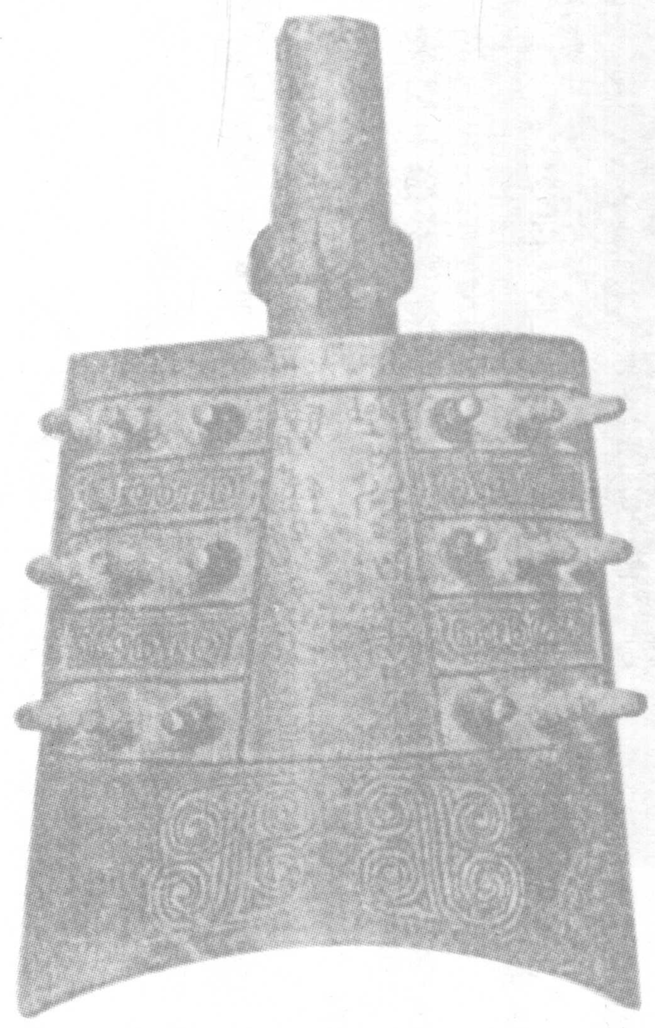
著錄　十鐘・五～七．K氏・圖・四八，五五　海外・一二九～一三一　通考・九四五，六　大系・二一七～九　水野・一一四　二玄・四七四」　攈古・二之二・二一(一・三・五)　積古・三・二(四)　陶齋・一・一七(四)　周存・一・補遺一・六八(一～五)　綴遺・一・三(一・二・三・五)　大系・一七七(一～五)　三代・一・七(一・二・三・五)　小校・一・一四(一～五)　書道・八七　河出・二五六　二玄・四七三(三)

考釋　餘論・二・九　韡華・甲・二

大系・一六四　積微居・九八

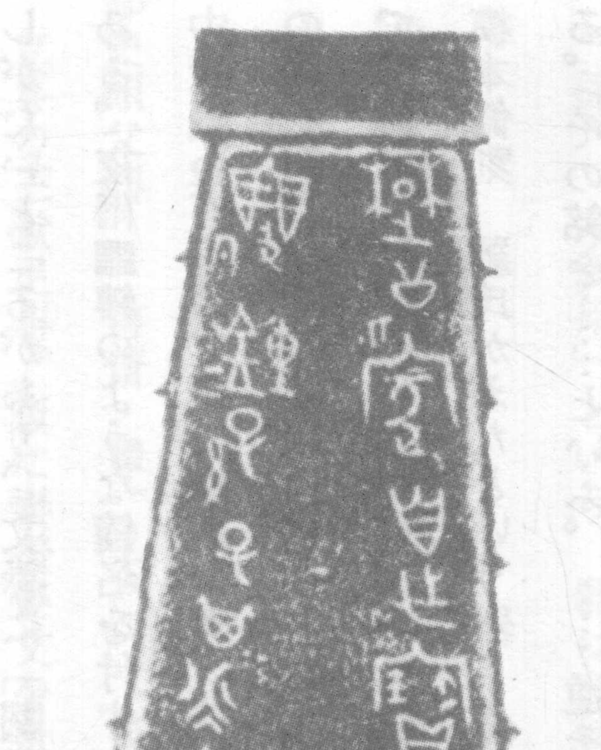
通考に第五器について「欒長九寸、甬長四寸、甬上缺、篆間飾斜角獸紋、鼓上舞上飾以雷紋、鼓右飾一象形」、また第一器について「欒長六寸九分、甬長三寸七分、鼓右飾一鸞形」という。器制文様同じく、大小相次第する編鐘であろう。傳世四器、銘は鉦間にあり、二行一六字。

楚公豪自乍寶大林鐘、孫〻子〻、其永寶



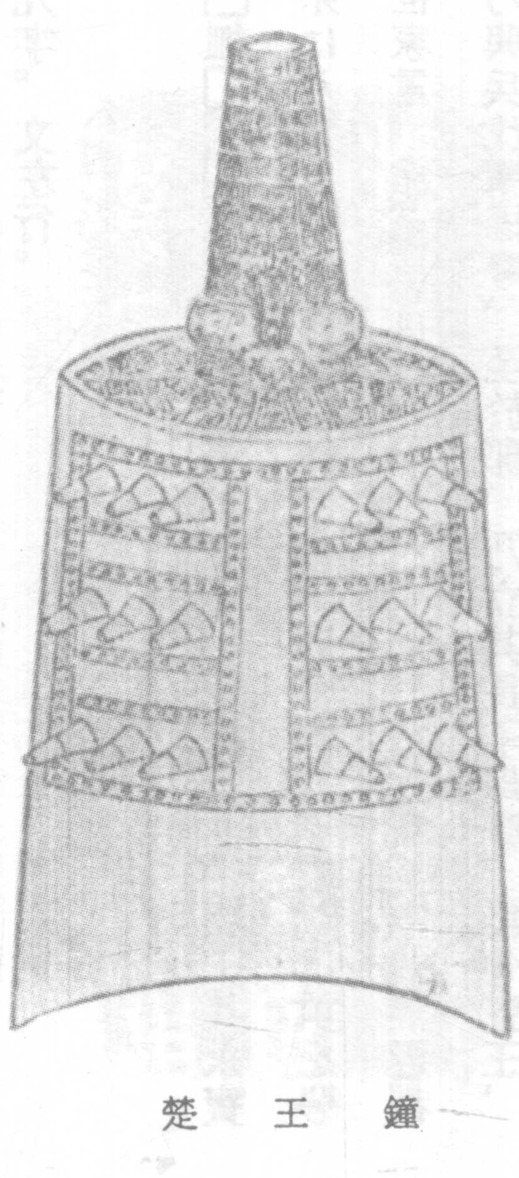
楚公豪鐘

第五器は「自鑄□鐘」に作る。豪を餘論に爲に從う字とするも、その人を未詳とし、韡華に楊詠春の爲、愙齋の家と釋する説を引き、爰の異文とする説を試み、熊摯紅の子熊延とする。大系に熊咢の子熊儀とするが、それならば若敖と稱する東遷前後の人である。字は家に從う形で、家の音を以て儀と通ずるのであろう。綴遺に、彝銘中の人名に奇字が多いのは、諱を避ける用意であるというのは考え過ぎである。林字甚だ異構。餘論に字を牆と釋するも、韡華に林鐘の林とし、また餘論の説については積微居に詳論がある。



楚王鐘　考古・七・一二　薛氏・六・六九　大系・一七九」　全上古・一二　文錄・二・一〇　文選・下一・二　大系・一六五

舞上・甬に方形雷文を飾り、篆間に小圏を



楚王鐘

配する。考古に「得於錢塘」という。銘は鉦面にあり、三行二九字。文にいう。

隹正月初吉丁亥、楚王賸邛中嬭南龢鐘、其眉壽無疆、子〻孫〻、永保用之



文錄に「賸卽媵也、近儒考定、以邛爲江國之江、嬭爲楚姓芈、其義甚當、南者仲嬭名」といい、大系にその説を採る。考古に「嬭姊也、葢楚之送女之器、謂之南和鐘者、欒縣在南也」とし、儀禮大射禮の文を引く舊解を、改めたものである。これによつて楚の姓を確かめうる。器の時期について大系に、

江以楚穆王商臣三年前六二三滅于楚、此江楚尚通婚姻、自在國亡之前、成王熊惲之妹、有江芈者左傳文元年、楚世家、或卽此邛仲嬭、楚王殆卽成王前六七一～六二六或其父文王前六八九～六七七也、又考古圖謂、此器得於錢塘、葢謂購自錢塘鬻市、不必因此而疑邛之非江

という。江は河南南部の楚境に接する地で嬴姓とされ、邛は姬姓陳氏大事表譔異冊三、二八六葉、その器に太行石室の出土とされるものがある。邛を邛成とすれば濟陰の地で楚と遠く、楚器にみえる邛は楚と同姓のようである。

楚王領鐘

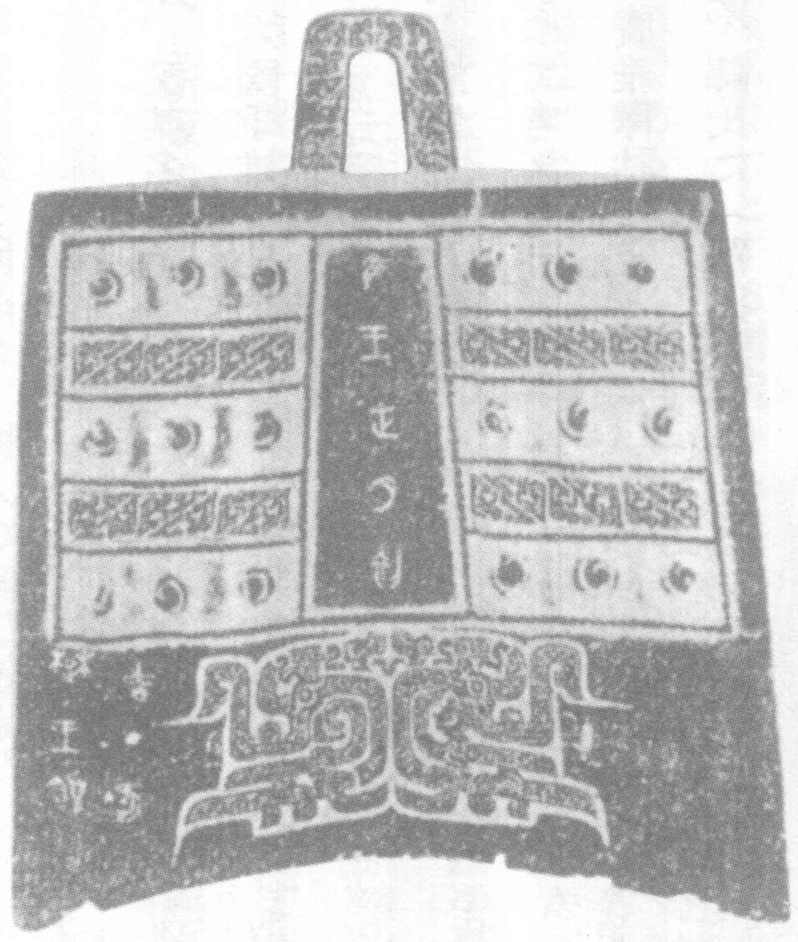
著錄　貞松・圖・上・二　通考・九六四　二玄・四七六」　貞松・一・四　大系・一八二　三代・一・九　二玄・四七五」大系・一六八　文錄・二・九　周法高「楚王領鐘的時代」金文零釋

通考にいう。「欒長四寸一分、紐長一寸、篆間飾斜角獸紋、鼓上飾象首紋」。また小鐘で銘も備わらず、編鐘の一であろうという。銘は鉦より鼓左、後して鼓右に及び十七字。

唯王初吉丁亥、楚王領自乍鈴鐘、其聿其言

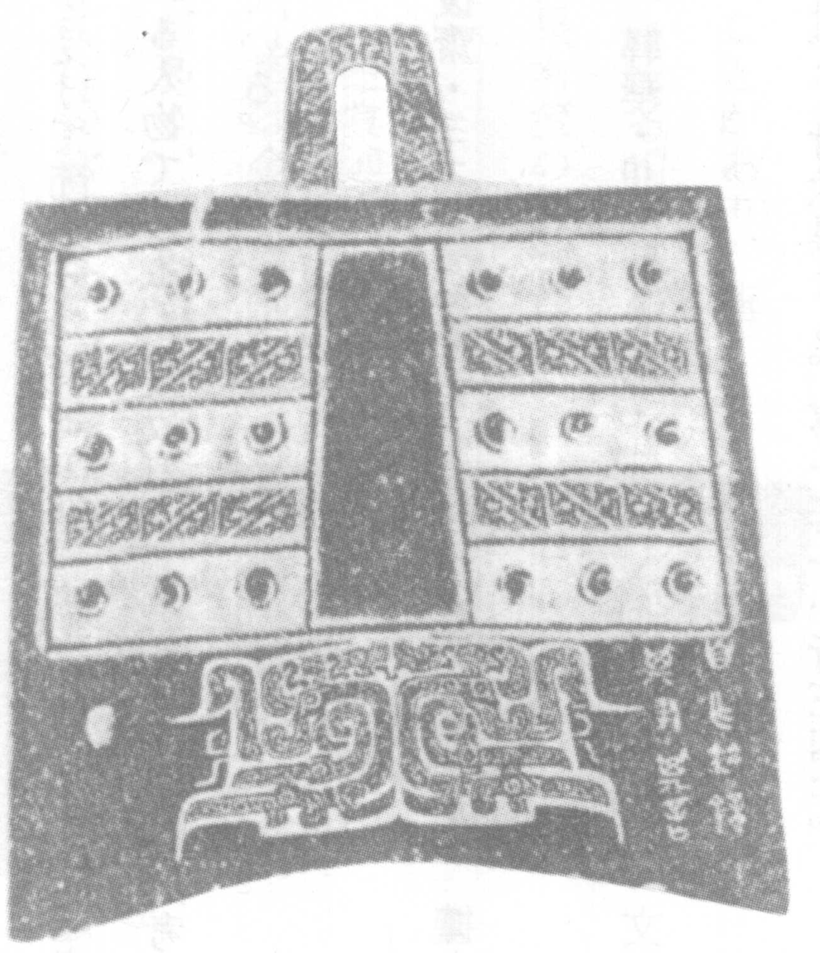
楚王領について大系にいう。

羅振玉以領爲䪫之壞字、謂卽楚成王前六七一～六二六、余初未見拓本、遂信從之、今按其說非是、就拓本觀之、領字絕非壞字、字蓋領之異文、从頁今聲也、又以形制而言、器有紐、枚平、花紋乃所謂秦式、蓋戰國時代之器、不得遠至春秋中葉、準此以求之、余意當卽楚悼王前四〇一～三八一、悼王名、史記六國年表及通鑑均作類、而楚世家作疑、類當卽領若領之字誤、世家文蓋本作領若領、因彔年表者、已誤爲類、讀者疑之、遂於字旁注一疑字、其後彔書者、又誤以疑字易正文也



周氏はまた䪫・類とする說を非とし、「領當卽楚共王之名、國語楚語上、莊王使士亹傅太子箴、韋注、審恭王名也、黃丕烈札記、此當是箴或作審、恭王名也」とある恭王箴前五九〇～五六〇とする。なおその說は、商承祚「長沙古物聞見記」民二八の陳夢家序にもみえるという。また器制花文の上から、成王說は早きに過ぎ、悼王說は遲きに過ぎるとしている。

器の花文はいわゆる秦式でなく、鼓文は象首文、篆間と紐は變様夔文であり、古い形式をもつ。ただ紐鐘にして板平、その器制からみて、熊麇前五四四～五四一とする可能性もあると思われる。楚語のことであるから侵・諄を誤り傳えることもないとはいえず、苗語では兩系の音を互易している。末句の聿を羅釋に筆、また文錄に「聿、筆也、一說聿卽律、言卽音字」というが、聿は肆陳、言は鐘聲の清亮をいうものであろう。



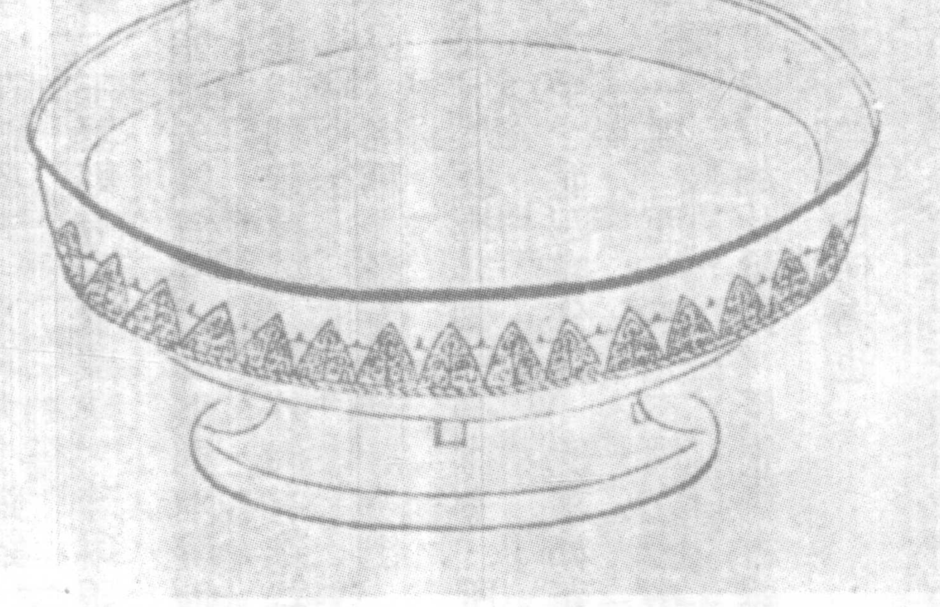
王子申盞盂

著錄　兩罍・八・一　大系・一五九」　積古・七・二六　奇觚・一八・二三　周存・三・一六九　愙齋・一七・一九　綴遺・二八・三　大系・一八二　三代・一八・一二　小校・九・九九　河出・二八二」全上古・一三　大系・一六七　文錄・四・三二　文選・下三・一五

兩罍に器の圖様を出し盞盂と題する。盞下の一字を盂とよんだものであろうが、字は盂の異構とみられる。通考上・四七二に「有稱盞盂、而器乃爲段盂、如王子申盞盂」というも、器は盤に似た水器で、韓非子外儲說左上に「盂方水方、盂圜水圜」というものであろう。湯漿を盛る器である。兩罍に「器高今尺一寸二分、口徑六寸七分、重今庫平二三兩五錢」という。文三行一七字。

王子申乍嘉嬭盞盂、其眉壽無期、永保用之

器は阮氏舊藏。積古にいう。



王子申盞盂



按此楚器也、廣雅釋親、嬭母也、廣韻、嬭、楚人呼母也、楚邛仲南龢鐘有此字、他器無之、此曰嘉嬭、其爲楚器無疑矣

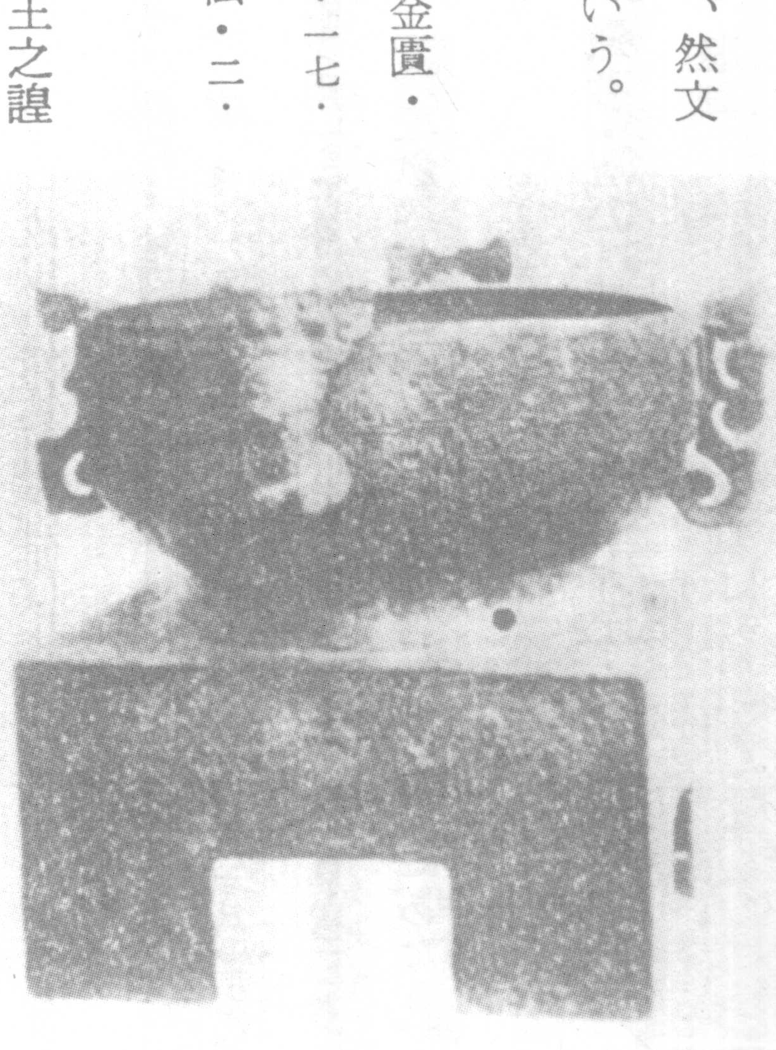
楚王子名申、見于左傳者有二、一爲共王前五九〇～五六〇右司馬、成六年、以申息之師救蔡者、一爲平王前五二八～五一六長庶子、字子西、遜楚國立昭王、而爲令尹者、此篆文工秀、結體稍長、同于楚曾侯鐘、曾侯鐘楚惠王器、子西歷相昭王惠王、此可直斷爲子西器也

ほぼその時期のものとしてよい。嬭は楚の姓であるから、器は王子申がその家人のために作ったものである。盂の字は上部が羊形にもみえるが、器は盌盂の屬。文錄に盂・期・之を韻とする。魚之合韻である。羅振玉藏に同銘の簠があり、うち四字缺文。周存に「近見市上、或云係僞刻、然文字殊清渾」といい、大系に僞刻であるという。

邵王之諻段

著錄　十二・遐・三　通考・三四九　金匱・初・六九」　愙齋・九・三　三代・七・一七・四　小校・七・七二　又、鼎　貞松・二・三七　周存・二・補　小校・二・四五

考釋　韡華・乙上・二三　柯昌泗「昭王之諻敦跋」考古社刊第四期　金匱・初・六九



邵王之諻段

兩獸耳の方座𣪘。金匱に「高二六糎、口徑二一・八糎、座高一二・六糎」という。器身に二稜あり、四層の變樣夔文を飾る。器腹に「卲王之諻之薦𣪘」の七字を銘する。卲王は楚の昭王。柯釋に諻を兄の假借字とし、「楚昭王以少子嗣位、有兄令尹子西、司馬子期、見於史傳、兩兄讓位徇國、其功甚大、此蓋侑食宗廟之器、是以特稱王兄」という。諻は方言六に南楚では母を媓というとあり、作器者は昭王の母、すなわち平王前五二八～五一六の夫人である。もと平王が太子建のため秦より聘した伯嬴で、平王が奪うて妻としたが、のち呉の侵冦を受けて節を守つた話が列女傳にみえる。呉越春秋首時篇や越絶書第十九に悲劇の人としてかかれている人物である。張政烺「卲王之諻鼎及𣪘銘考」集刊八本三分に詳說があり、金匱にその文を再錄している。



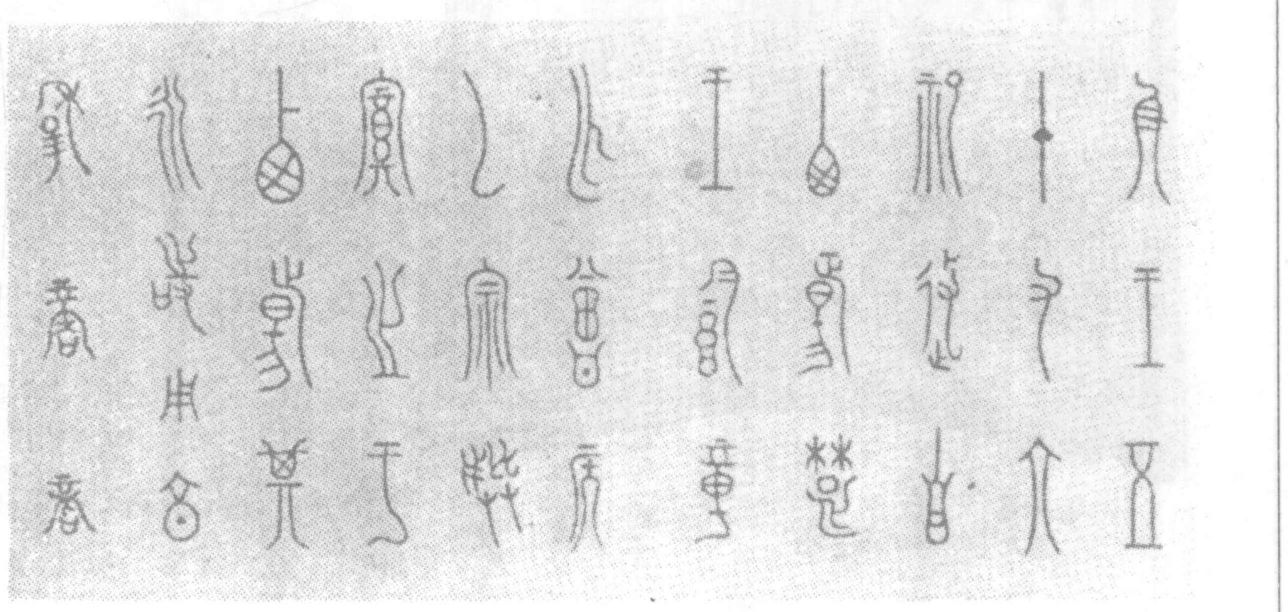
楚王酓章鐘　二器。

著錄　嘯堂・下・九〇　薛氏・六・九(二器)　復齋・三一　積古・三・一六　金索・一・四九　攈古・二之三・七七　大系・一七九

考釋　金石錄・一二・三　續古文苑・一・七四　韡華・甲・三　大系・一六五　文錄・二・一〇　文選・上一・九　壽縣考略・一　積微居・二二五

宋刻に傳える器。薛氏に錄する第二器は後半のみで、行款異なる。第一器一一行三四字。

佳王五十又六祀、迖自西𨛜、楚王酓章、乍曾侯乙宗彝、奠之于西𨛜、其永寺用享、穆商商



趙明誠の金石錄に「按楚惟惠王在位五十七年、又其名爲章、然則此鐘爲惠王作、無疑也、方是時王室衰弱、六國爭雄、楚尤强大、遂不用周之正朔、嗚呼可謂僭矣」という。惠王前四八八～四三二は名は章、酓章は熊章と同じ。下器に幽王熊悍を酓忎に作る。惠王の末年の器である。嘯堂の字樣によつて考えると、器は非常な大器であつたらしい。迖は大系に、廣雅釋詁に遝と訓し、遷移徙と同訓であるという。西𨛜は西陽。薛氏に「器出安陸」とあり、積古にいうようにその地に近い。寺は口に從うが、持守の意。文錄に壽と釋するのは、文意からも順適でない。曾侯は山東子姓の曾と異なり、姬姓。おそらく漢陽諸姬の一で、のち楚地に入り、その姻族となつたものであろう。短文であるが、𨛜・章・𨛜・享の韻をとる。

文末に「穆商商」の三字があり、金石錄に「其義未詳」とし、積古に「穆者廟之序、商者鐘之音也」という。第二器に「卜羿反、宮反」とあり、宮商は律の名であろう。大系に「近時唐蘭又說卜羿爲外羽、余則疑反讀爲半、羽外半音、與不及清宮之半音相近、正如本鐘之題商商也」といい、二人合校してその鐘律をしるしたものとする。積微居に反は變にして宮反は變宮、「謂可證戰國初年、已有變宮」と論じている。國語周語下に伶州鳩の「故以七同其數、而以律和其聲、於是乎有七律」という言をしるし、宮徵の變聲はかなり古くから知られていたようである。

別に楚王酓章の劍壽縣楚器・九、壽縣考略・一、十二家・尊・二八、雙劍誃・四五があり、鳥篆一八字を銘し、「楚王酓璋、嚴龔□乍它戈、以卲揚文武之戈用」とあり、錮金。它は車偏に從う。鳥書三考に詳說がある。また輝縣出土の二器金匱初・四〇に「楚王歙璋乍它戈以」とあり、銘の前半にあたる。

楚王酓肯鼎　二器。

著錄　壽縣考略・圖五　倫敦・一〇五　通考・九八　楚文物・一　大系・補　彙攷・續・三八　壽縣楚器・圖六

器は壽縣第一次出土銅器の一。出土事情について、郭氏彙攷續、壽縣所出楚器之年代はいう。

安徽壽縣、淮河流域附近、於十一二年前、曾有大批銅器出土、大抵爲時駐留於蚌津之工程師瑞典人 O. Karlbeck 氏所得、由其手分售歐美各地、遂喧傳于世、唯時所出者、多零碎之車馬飾具及帶鉤銅竟之屬、其較大者僅有鐈鼎壺𣪘數事、現存瑞京之東亞蒐集部、余意其鏡鑑帶鉤之類、殆是淮南墓所出、其少數之彝器雜器、則當屬諸楚人、大率楚墓與淮南墓、同時被發掘、二墓器物、遂致淆混不分也、不則楚器本有少數之孑遺、爲淮南所得、復以殉葬、故其數少、而不成系統也

然自去年民廿二春間、於該縣之朱家集、李三孤堆、復有大批古物出土、據報所載、云土人鳩工六十餘人、掘深五六丈、長可二丈、得見古銅器多種、四週皆架以大木、木料堅緻、配列數層、約有七八房間之大、其中有大鼎重七百餘斤、鼎蓋皆雕鏤有字、花紋極古、又有大小銅鍋、以及盤匜甗簠壺𣪘之屬、玉器則有珪璧環玦、球琳琅玕、武器則有刀劍戈矛兜盔矢鏃各件、石器則有盤龍形蟠螭形、並有石牛八座、刻鏤極精、此外尙有雜器多件、爲三代廟堂之祭品、名稱多難定、總計所出、大小諸件、在八百以上云、然發掘非依科學律令、所出之物、復多流入賈人之手、而四處分散、欲求如新鄭古器之勉强得以蒐集于一處、而有不完不備之圖彔、刊佈于世者、恐亦不可得、如此發掘、反覺爲古器物及學術界之不幸、然亦事之無可如何者也

出土品の大部分は幸に安徽省政府の努力で七百餘件が回收され、他の諸器も概ね所在が明らかとなり、彝銘のあるものは唐蘭氏がまとめて考釋を付し、「壽縣所出銅器考略」として國學季刊四卷一號に寄せた。その翌年、劉節氏に「壽縣所出楚器考釋」北京圖書館刊、古史考存所收が發表されたが、楚器出土の事情及び釋文研究はこの二篇が最も詳しい。同出の器に楚王酓肯・楚王酓忎の名があり、酓忎は幽王悍に比定されている。楚は幽王の父考烈王熊元の廿二年前二四一、秦を避けて東徙して壽春に入り、



楚王酓肯鼎

その地を郢と稱した。幽王悍は十年にして沒し、哀公立つて二ケ月餘で殺され、王負芻が位を奪つたが、その五年前二三秦に滅ぼされた。壽縣の遺址がもし酓忎の陵墓とすれば、滅亡數年前に造營されたものである。

器は通考に楚王酓肯釶鼎と題し、「高一尺五分、附耳有流、足飾饕餮紋」という。口徑は二尺に及ぶ大鼎である。流のある鼎は寶蘊二七・通考一〇五に錄するもののほか、餘り例をみないものである。銘は口外に横列、一二字。

楚王酓肯、乍鑄鐈鼎、㠯共䆃棠

楚王酓肯について、劉釋に「酓肯之名、學者多異說、馬衡教授以爲考烈王、徐仲舒氏謂卽哀王猶、胡光煒氏釋爲朏、郭・唐釋爲肯、唐氏引或說釋爲肓」とする諸說をみな非とし、文獻にいう王負芻とはこの字を誤讀したもので、器は負芻の作器であるとする。大系に器が酓忎鼎と同出であることに注意し、「酓肯余謂亦卽酓忎、二字音紐俱相近」としてみな幽王悍に外ならぬとするが、兩者の器は各〻數器あり、明らかに別人である。唐釋に從來の諸說をあげ、そのうち馬衡說を是とし、「據史記楚世家、考烈王名熊元、世本作完、按從元聲之字、多讀如昆、說文阮字、徐鍇本云讀若昆、髡從元聲、而讀苦昆切、皆其證、然則元肯一聲之轉、考烈王之本名是肯、而史借元或完字、以代之耳」と論ずるのが、最も聲が近い。郭氏も新版においては、舊說を棄てて「其說似近是」とし、「唯不知壽縣所發楚墓、究是一是二耳、如是二墓、則是考烈墓與幽王墓、同時被發、器自當分屬、如是一墓、則尚有考究之餘地也」というが、墓數と關係なく別人の器である。

巻四　五四一～五四二

銘は第二器に「楚王酓肯、乍鑄釶鼎」に作り、釶鼎の制について、また諸說がある。鼎名に也に從う字を附していうことがあり、唐釋にそれらは匜の或體であるという。また匜と盂と通名であるので盂鼎と稱するものもその意に外ならず、その結果有流の鼎が作られたと論じている。

䆃棠を大系に蒸嘗と釋し、「棠卽秋祭之嘗之本字、䆃棠連文、則䆃蓋假爲蒸、䆃聲在之部、與蒸爲對轉」というも、蒸は金文に別にその字がある。唐釋に、經籍に粢盛ということが多く、その假借字であろうという。しかし釶鼎に銘する語としては妥當でなく、䆃は祭の意であろう。棠もまた祭名とみてよい。共は金文においては多く恭の意に用い、供の義とするのは轉義とみられる。叔夷鎛の「又共于𥫶武靈公之所」は、なお物を供薦する義ではない。文に「楚王酓肯、鐈鼎を作鑄して、以て䆃棠に供せむ」という。なお鼎の蓋面花紋中に「□郘脰□鼎」、蓋に「□脰」の二字がある。脰は廚。零釋一四七頁に「郘廚之供鼎也」としている。

別に同銘の簠三器彙攷・續・三七　壽縣考略・圖六・七　壽縣楚器圖・五　十二家・彝・一七　通考・三六五　大系・補がある。通考に「高三寸六分、口縱六寸五分、横九寸六分、口飾蝠紋、腹飾夔形鳥紋」とあり、他



楚王酓肯簠

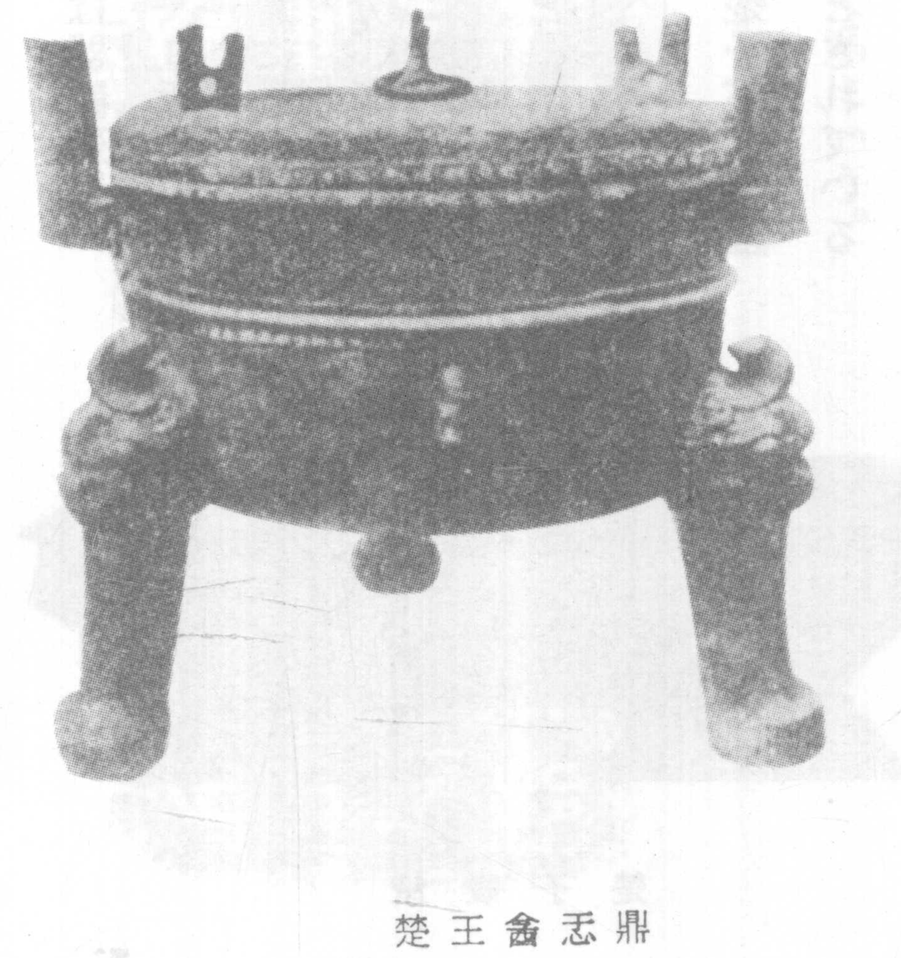


に例をみない華麗なものである。その夔形鳥文は鼎蓋の花文と似たところがある。銘は口上にあり、「楚王酓肯乍鑄金簠、㠯共䆃棠」という。また簠の底に戊□・己・辛などの刻文があるのは、紀數の字であろう。

楚王酓忎鼎　二器。

著錄　彙攷續・三四　壽縣考略・圖八　壽縣楚器・圖八　十二家・寶・一　通考・九九　大系・四一　楚文物・一～三　河出二九四」大系・一八三　三代・四・一七　小校・二・九一　河出・二九三　但勺二器　雙劍誃・上・五一　壽器・圖一一　頌齋續・九七」　大系・一八四　三代・一八・二七〔小校・九・九九　書道・一一四(盤)　二玄・四七九

考釋　大系・一六八　積微居・一四七



楚王酓忎鼎

巻四　五四三～五四四

鼎は附耳三獸足。通考にいう。「通蓋高一尺六寸一分、附耳有蓋、蓋上三鼻、正中二獸首銜環、蓋及口耳均飾斜方花紋、足飾饕餮紋」。獸足は酓肯鼎のそれと極めて近い。銘は器蓋の口緣に施されている。器二十字、蓋二二字、別に俔師銘がある。

器銘　楚王酓忎、戰獲兵銅、正月吉日、窒鑄鐈鼎、㠯共䆃棠　(腹帶上)　俔師盤埜、差秦忎爲之、(口緣內)　郘脰　(腹內)　三楚

倒刻

蓋銘　楚王酓忎、戰獲兵銅、正月吉日、窒鑄鐈鼎之蓋、㠯共䆃棠　(蓋內)　但市吏秦差苛燕爲之　(又)　郘脰

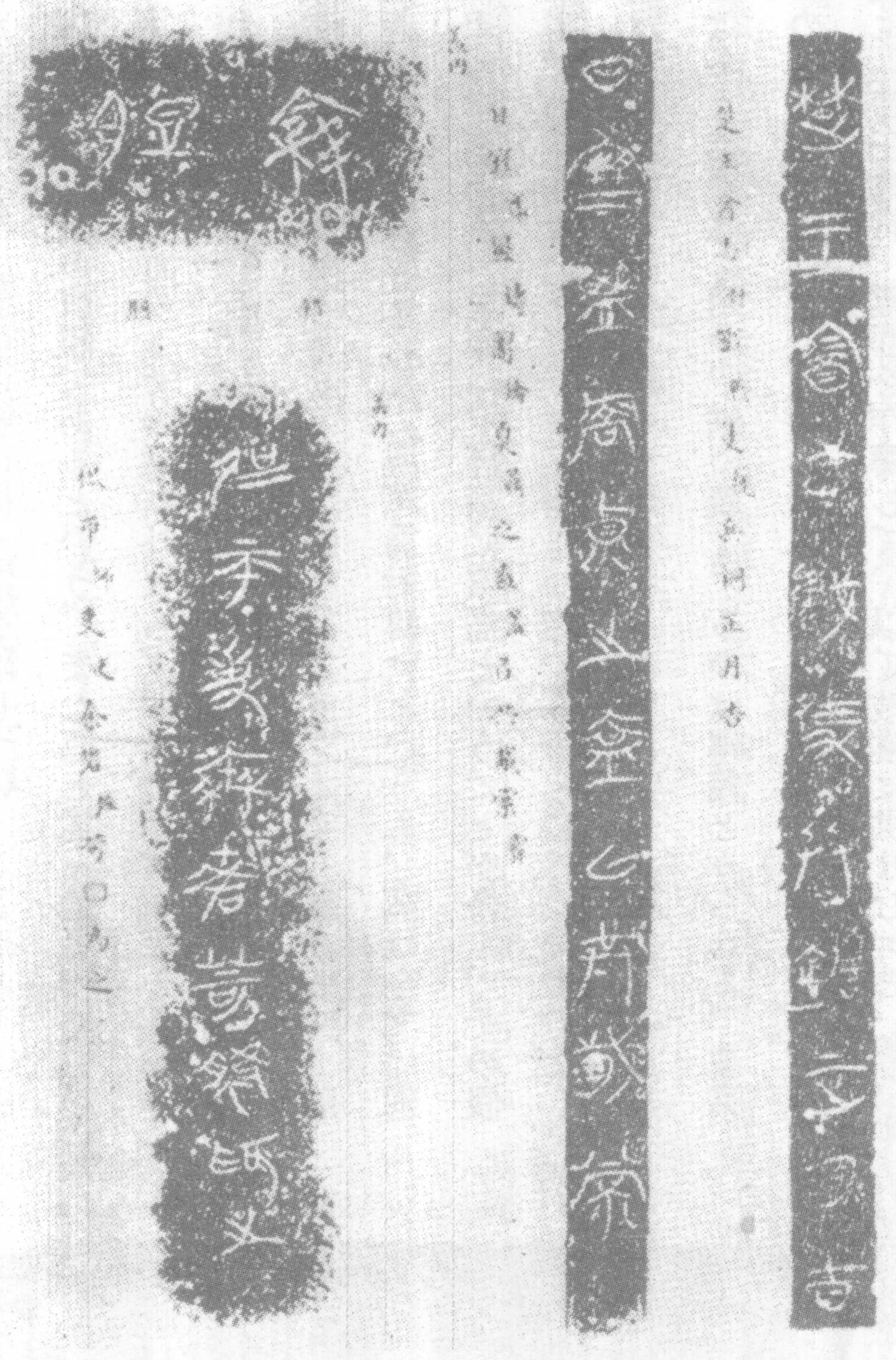
酓忎は幽王悍前二三七～二二八、その三年、魏秦と交戰しており、「戰獲兵銅」とはそのときのことであろう。大系にいう。「戰獲兵銅、而毀銷之以爲祭器、足見銷兵鑄器之事、不始于秦人、蓋周末已是銅鐵交替時代、鐵兵方興、銅兵已失其優勢、故有此現象也」。鐵器時代の到來を示す事實とするものであるが、古く孚金を以て祭器を作る例も多く、それは多分に宗教的な意味をもつものであろう。窒を大系に室の繁文とし、作鑄と同義の字とする。十二家商釋に說文「室、實也」の義をとり、零釋一四六頁にその助詞・副詞の用であるという。字は窒に從い、窒に到・近の義があり、合鑄の意であろう。

別銘は制作者のことをしるしたものであろう。但は俔。說文に剛の古文をこの形に作り、俔字條に



器腹花文

は「剛直也」という。雰釋の「釋侃市」に剛工見紐、剛陽工東は古代の楚音近しという。國差罎に攻市の稱がある。剛の左偏は土笵に火を加える象。刀はそれを解く所以であるから、侃師とは周禮にいう攻金之工、特に鑄冶の工に當る。積微居に剛と釋する劉說を非とし、侃にして鍊、鍊師とは他器に攻師というものと同じという。侃・剛はおそらく古音近く、朿もまた橐中のものに火を加え



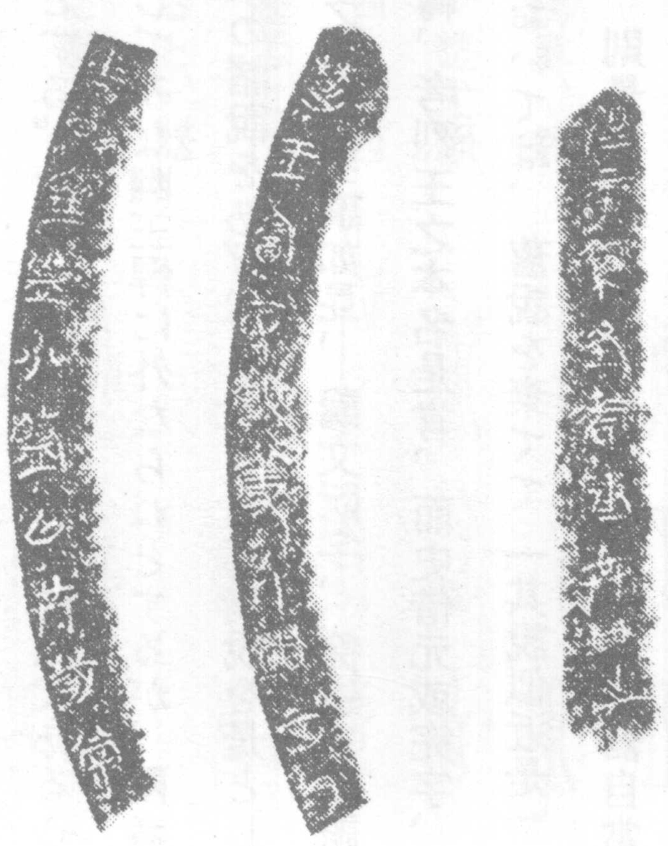
楚王酓忎鼎蓋銘

る象。みな形聲義に通ずるところのある字である。文は「楚王酓忎、戰ひて兵銅を獲たり。正月吉日、あつめて鐈鼎を鑄る。以て戠棠に供せむ」、また別銘は「侃師盤埜、秦忎を佐けてこれを爲る」、「侃師吏秦、苛燕を佐けてこれを爲る」という。第二器は侃師銘の部分の名が異なる。ロ沿内の「郤脰」の脰は廚の初文であろう。器に附屬すると思われる勺が三器あり、みな同様の刻辭をもつている。また楚王酓忎盤十二家・彝二四 通考・八四八があり、同銘。器銘を「少盤」に作り、脣上に加える。また盤側に「侃市卲圣差墜共爲之」とあり、第二鼎と同じ。盤は口徑約一尺、文飾をもたない。壽州出土。著錄は鼎參照。

楚嬴匜　K氏・圖四五・C三九　通考・八五六」　貞松・補中・二九　三代・一七・三七・二　文選・下三・一三　通考にいう。「長一尺一寸三分、腹飾瓦紋、口飾鳥首紋一道、鋬作龍形、四獸形足」。口緣の變様鳥文は特異な例とみられる。銘四行二一字。

佳王正月初吉庚午、楚嬴鑄其匜、其萬年、子孫永用享

という。また同出の盤K氏圖四四・C四〇　通考・八四二があり、ほぼ同銘。器腹に變様虁文、足に鱗文を付している。



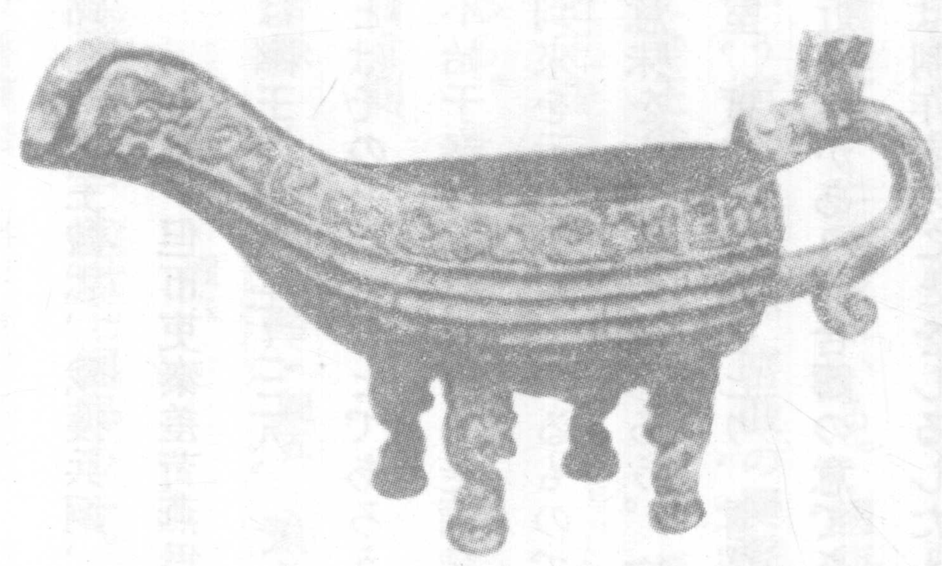
楚王酓忎盤銘

楚季咩盤　三代・一七・一〇・三　文三行一八字。文左行。

「楚季咩乍嬭障媵盥般、其子〻孫〻、永寶用享」とあり、媵器であるが、女子の名は姓のみで示されている。器影を傳えないが、銘文は正統的な字様である。

楚子暖簠　二器。

著錄　一、陶齋・二・四四　獲古・二九(蓋)　大系・一三八」　周存・三・一三一　大系・一八二　三代・一〇・一五　小校・九・一四　二、陶齋・二・四五　獲古・三〇　貞松圖・上・三九」　貞松・續・



楚嬴匜

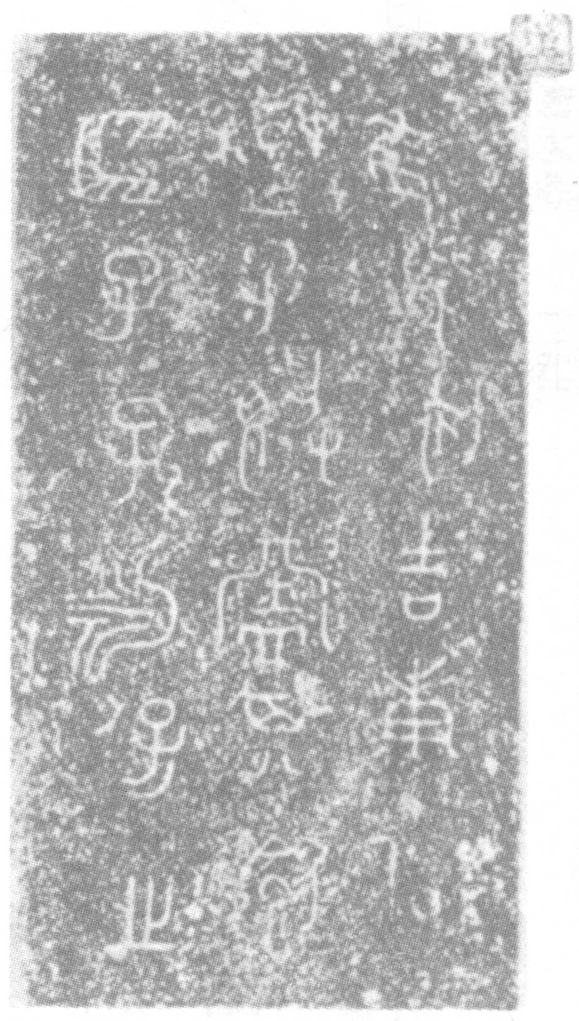


中一　三代・一〇・一五」　文錄・四・三

器は鐶耳銜環。器・足の全體に蟠虺文を飾る。第二器は器體殘缺、足部のみを存し、文様同じ。獲古に第一器の蓋を錄し、口旁に四獸首がある。もと器蓋が備わつていたものであろう。陶齋に第一器について「高四寸四分、口徑長一尺四寸八分、闊一尺二分、底徑長一尺二寸三分、闊九寸」という。第二器も大小同じく、同制のものであろう。銘三行一九字。

佳八月初吉庚申、楚子暖鑄其飤簠、子孫永保之

楚は春秋の經傳において爵號を子とされており、この楚子がその證とされているが、楚器は春秋以後みな王と稱し、子というものはない。大系に「暖、即古鍰字、本銘字體乃戰國時流派、楚子暖、即考烈王熊元也」というが、考烈の器は楚王酓肯と稱するもので、郭氏も新版ではその說に從つている。從つて暖は考烈ではありえない。





楚子暖簠

卷四　五四九～五五〇

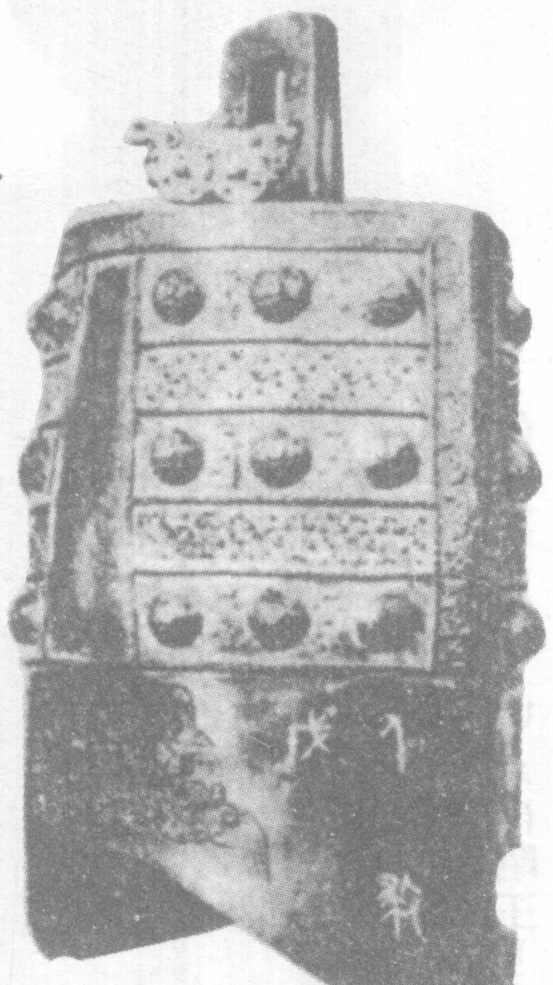
文錄にも「不稱王公而稱子、與他器不同、可謂有禮而不僭矣」と論ずるが、文は楚子たる暖ではなく、楚の子暖であろう。虢季子白・虢季氏子組において、邦族の下に子某の名を著けており、鄭子石・鑄叔皮父などと同例である。王子身分のものであろうが楚王ではない。楚には子木・子良など、子某の名が行なわれていた。

中子化盤　筠清・四・二八　攈古・二之二・七四　綴遺・七・一〇　大系・一八二　三代・一七・一三　文選・下三・七

器影を傳えない。文四行一九字。「中子化用保楚王、用正梠、用擇其吉金、自乍盥盤」という。中の字に偃游を付しており、仲と別字。大系に「凡金文中仲二字有別、中字竪畫上下同數之旒、或二或三、乃指事字、與本末同意、謂中央之圓、適當中正也、仲則上下無旒、此中的之中、會意、中直象矢、腰環象的」という。旒のある中は、卜文に左中右三軍の中に用い、旗桿の象。旒の有無によって字を區別するもので、みな旗桿を示す。



綴遺に「按此楚王當是熊渠立其三子爲王後、復去王號者」とし、また大系に「中、余謂楚簡王前四三一～四〇八名、楚世家、惠王卒、子簡王中立、簡王元年、北伐滅莒、此言征莒、事亦相合」という。莒と釋する字は梠に作る。中が簡王の名ならば、子にして父の名を稱することなく、また身分を冠稱しないことも疑うべきである。かつ莒は金文に⿱竹膚としるし、字異なる。中は周初の安陸六器にみえる中氏の字と同じく、おそらくその族であろう。當時楚に服事していたとすれば、安陸方面の古族である。器は楚の王室に關せず、銘字も王字などに古い字様を存しており、戰國期にまで下るものではない。擇と釋した字は異構。筠清に字を公𠬝に従うものとし、「公、事也、此猶差擇其吉金之意、猶有事於宗廟之意、此乃孤文、但會意炳〻明白」というが、三代の拓によると擇字であることが知られる。



信陽編鐘　一

なお一九五六年三月、河南信陽縣長臺關において廣大な楚墓木槨墳が發見され、出土八百餘件、「河南信陽楚墓出土文物圖錄」一九五九・九、河南人民出版社に收錄されている。長沙の諸墓と相通ずる特徵をもつものであるが、中に十三器の編鐘があり、その第一鐘の前後兩鼓に「隹𦰡鬲屈禁晉人、救戎於楚競境」という。鐘は鼓・篆に蟠虺を配する晚期のもので、同出の鼎・敦・壺・盤などと同じ時期のものであろう。戎とは陸渾の戎などで、この方面には後までも諸戎の居住地があった。諸戎の歸服をめぐつて、なお南北の抗爭がつづけられていたのであろう。

卷四　五五一～五五二

曾・邛は楚境に膚接し、最も親密な關係のあつた國で、金文にもそれを證する器が多い。

曾侯簠

著錄　貞松・六・三三　周存・三・一二六　大系・一七九　三代・一〇・二〇　小校・九・一七

考釋　韡華・丁・三　大系・一六五　文錄・四・四　積微居・七一

器影なし。銘四行二六字。

叔姬霝乍黃邦、曾侯乍叔姬邛嬭賸器𩰫彝、其子〻孫〻、其永用之

叔姬・邛嬭の媵器を作ることをいう。韡華に「容希白先生云、作通造、言有造於黃邦也、說是」というが、女子のことであるから歸嫁の意であろう。大系にいう。



此亦楚器、曾侯見楚王酓章鐘、乃楚之隣國姬姓之女、嫁于黃邦、楚作器以媵之、同時復媵適江之楚女也、許子妝簠、鄦子妝擇其吉金、用鑄其簠、用賸孟姜秦嬴、亦同時爲二女作器、而一爲嬴姓之女、事與此同、上乍字乃迮省、嫁也、適也、晉公盦、丕乍元女、又筍伯盨、筍白大父乍嬴妃、鑄匋盨、亦謂遺嫁嬴妃、爲鑄寶器

公羊傳莊十九年に「諸侯娶一國、則二國往媵之、以姪娣從」とあり、成九年、魯の伯姬が宋に嫁したとき、衞・晉・齊の三國が先後媵を送った話もみえ、この器も從媵のことをいう。曾の叔姬が黃邦に嫁するに當つて邛嬭を以て媵とするもので、郭氏のいうように邛に楚女が嫁するために媵するのではない。それならば文錄に「二女各適異國、尤不能共一器矣」というように、「諸侯娶一國、二國往媵之」とはいえない。尤も器は各自のものを作つた筈である。積微居に、曾姬を主とすることを詳說し、「曾爲媵女之母國、作器自遺其女耳」という。この文では曾姬が嫡、邛嬭が媵。楚は曾姬のために同姓國の邛嬭を從媵とし、曾侯がその嫡媵のために器を作つたものである。積微居に鑄器分賸と解すべきでないとするが、許子鐘「用賸孟姜秦嬴」、白試父鬲「白試父乍井姬季姜隮鬲」など二名を並記するものは、分賸のためとみるべきであろう。またこれによつて、邛が江嬴・邛姬と別國で、楚と同姓であることが知られる。楚王鐘に「楚王賸邛仲嬭南龢鐘」とあり、宗國の楚王が特に邛嬭のために媵器を贈つたものであろう。左傳文元年に成王熊惲の妹江羋の名がみえ、江羋とは邛嬭である。黃邦は春秋僖十二年前六四八に滅んでおり、邛嬭は邛嬴滅亡前六二三後であろうから、この黃邦は亡國後に黃の名を繼ぐものであろう。戰國策衞策になお黃の名がみえる。許申陳蔡など、亡國後なお名を存する例も多く、曾・楚の嫡媵を送る黃は、黃嬴ではないかも知れない。

曾姬無卹壺　器二。

著錄　一、善齋・四・五四　彙攷・續・三九　壽縣考略・圖二　善齋圖・一〇四　大系・一九〇　二、善齋・四・五六　壽縣考略・圖三　善齋

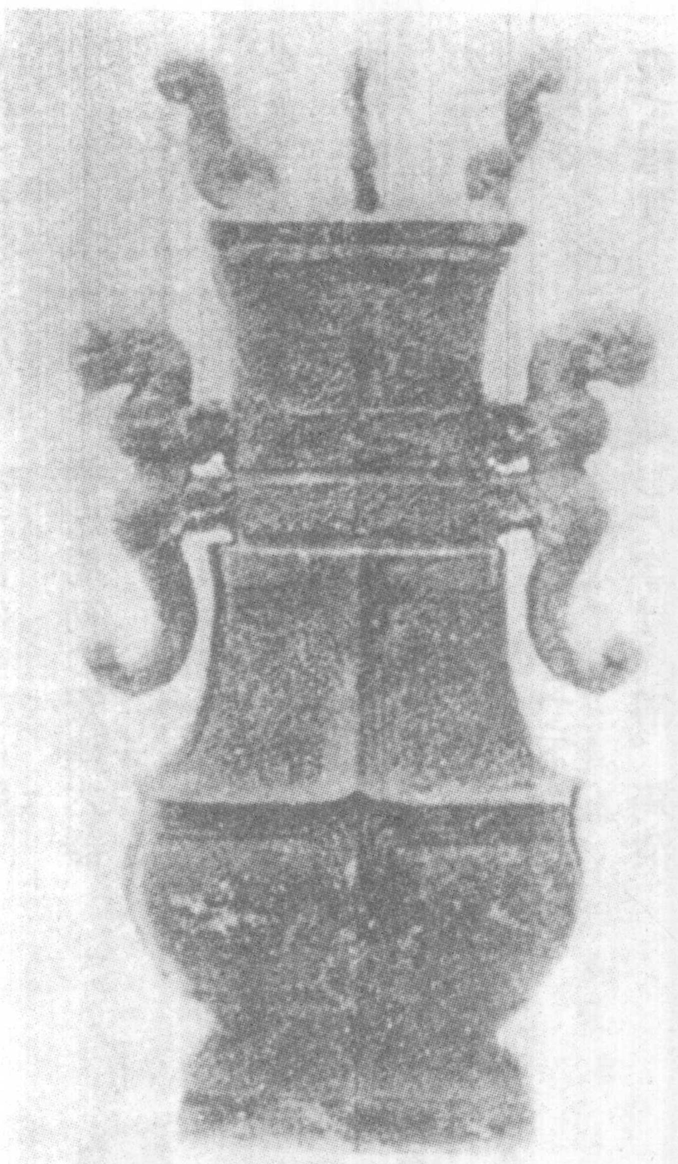
大系・一六六　三代・一二・二五　小校・四・九二

圖・二〇五　大系・一九一　通考・七四四　河出・二八六　「二玄・四七八」　大系・一八一　三代・一二・二五　小校・四・九二　書道・一〇一　河出・二八五　二玄・四七七

考釋　彙攷・續・三六　大系・一六六　壽縣考略・二　壽縣楚器・一一二　積微居・二一七

器制について通考にいう。「通蓋高二尺六寸、腹旁蹲兩獸爲耳、蓋上有三足」。器體は方形。兩獸耳の部分に二道、器腹に十字形の凸帶があり、器の全體に蟠虺文を飾る。蓋上は二器とも四足、二器同制同銘である。銘は口內にあり、五行三九字。文にいう。

隹王廿又六年、聖趄之夫人曾姬無卹、望安茲漾陲蒿間之無嗎、甬乍宗彝隮壺、後嗣甬之、職才王室



曾姬無卹壺

器は壽縣出土。楚が考烈廿二年に陳より徙つて都した地である。大系に「此非考烈以後器、字體與楚王酓章鐘極近、大率卽惠王時物」という。王廿又六年とは、楚の年紀をいう。器制・文字からみて共王前五九〇～五六〇以前とはしがたく、その後の在位年數を以ていえば昭王前五一五～四八九・惠王前四八八～四三二・宣王前三六九～三四〇の三王がある。時期の明らかな近似の器に趙孟介壺があり、黃池の會前四八二のことをしるす。獸形耳方形壺の器制からみて、昭王廿六年前四九〇と推定してよいようである。



聖桓は何人であるのか未詳。おそらく楚の宗室の人で、曾より曾姬無卹が入嫁したが、當時は楚が難局に直面しており、十年に吳は郢都に入つて昭王は雲夢に逃れ、十二年都に遷り、廿一年吳越相爭うて闔閭が沒し、廿七年吳が陳を伐つのを救うて昭王は陣沒した。器銘にしるすところも、そういう情勢を背景とするものであろう。漾陲は漾水の域、泌陽の附近。無嗎は舞陽、潕水の域。蒿間は桐柏・伏牛の間であろう。大系に「無嗎言鰥寡孤獨而無告者」といい、それらの窮民を安んずる意とする、望安を望守と釋し、劉釋に聖桓を聲桓、無嗎を人名とするが通義を說かず、唐釋には器を周の靈前五七一～五四五・敬前五一九～四七六の何れかに比定するほか、銘文の解釋にふれていない。

楊釋に「蒿間之無嗎」の句について、「義頗難通、余疑蒿當讀爲稾、周禮稾人注、箭幹謂之稾、間疑當讀爲榦、嗎疑假爲匹、銘文蓋言按行漾水之旁、見地產竹箭、其美無比、故特鑄器、以紀其事也」という。すなわち矢箭の狀を視察すると解するものであるが、夫人の行爲とも思われず、望安の義にも合わず、作器の理由ともしがたいようである。大系の鰥寡の者を卹問するとする說も、首肯しうるものではない。

望安とは撫卹の行爲であろう。望は卜辭に多くみえる鎭壓のための呪的行爲であり、安は畏甴に「王姜令乍册畏、安夷白」という安堵の行爲である。從つて下文はその地區をいう。漾陲蒿間はおそらく曾姬の出自の地で、無嗎が舞陽の域であるとすれば、當時昭王が都を徙していた漢域の都の稍しく東北に當る。すなわちその地は、楚都の防衛のためにも十分な經營を要するところで、曾姬無卹の望安は、そのような背景のもとに行なわれたものと解すべきであろう。王室とはもとより楚を指す。文は

これ王の廿又六年、聖桓の夫人曾姬無卹、茲の漾陲・蒿間の無嗎を望安し、甬用て宗彝隮壺を作る。後嗣これを甬ひ、職として王室に在れ

とよみえよう。姬姓の曾は、古くその方面に根據していたとみられる。昭王が都に赴いたのも、方城を背にするこの方面に據つて、吳の侵寇に備えたのである。卹・嗎・室はあるいは韻をとるものであろう。字は界線の中に加えられており、字樣は篆意多く、秦公毀に似ている。

一九六六年七月、湖北京山の鄭家河ダム工事中に曾器が發見され、器物九七件、有銘のもの十件が出土。曾仲斿父・黿乎の器、及び黃器がある。曾仲はおそらく曾仲盤「曾中自乍旅般、子〻孫〻、永寶用之」積古・八・一　攈古・二之一・八四　奇觚・一八・二四にみえる曾仲の家であろう。

曾仲斿父諸器　「曾灰中子斿父、自乍𩰫彝」鼎、二器「曾中斿父、自乍寶甫」豆・二器「曾中斿父、用吉金、自乍寶隮壺」方壺・二器



曾仲斿父豆



器影・銘文は文革文物一七一以下、文物一九七二・一圖版五以下　本文五三頁以下、また壺は考古一九七二・一・三一にみえる。鼎は附耳獸足、口沿に變樣虁文、豆も器腹に同じ文樣をつけ、足に鏤孔を以て波狀文を飾る。壺は兩耳犧首銜環、器口及び器腹二段に波狀文、圈足に垂鱗、蓋冠に波狀文を蓮華狀に突出し、頸部に鼎・豆と同樣の變樣虁文を付している。壺の器制は曾伯陭壺に甚だ近く、その關係が注意される。

黿乎毀　隹正二月旣死霸壬戌、黿乎乍寶毀、用聖夙

夜、用享孝皇且文考、用匄眉壽永
令、乎其萬人永用　朿

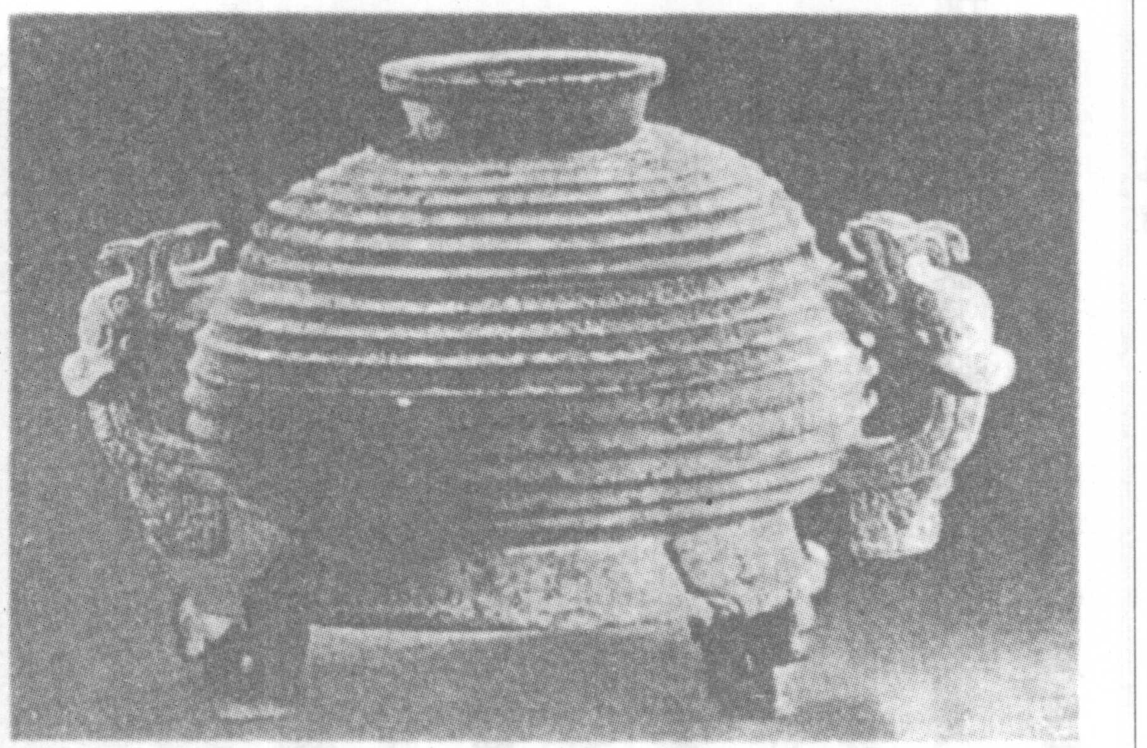
二器。前器と同出。兩耳犧首にして珥あり、三足の瓦文𣪘、足端は史頌𣪘のように外に反轉して魚尾形をなす。　器影は文物圖版九、文革一七三下に錄する。「用聖夙夜」「萬人永用」など、用字に注意すべきところがある。萬年を「萬人」という例は、甫人盨にみえる。



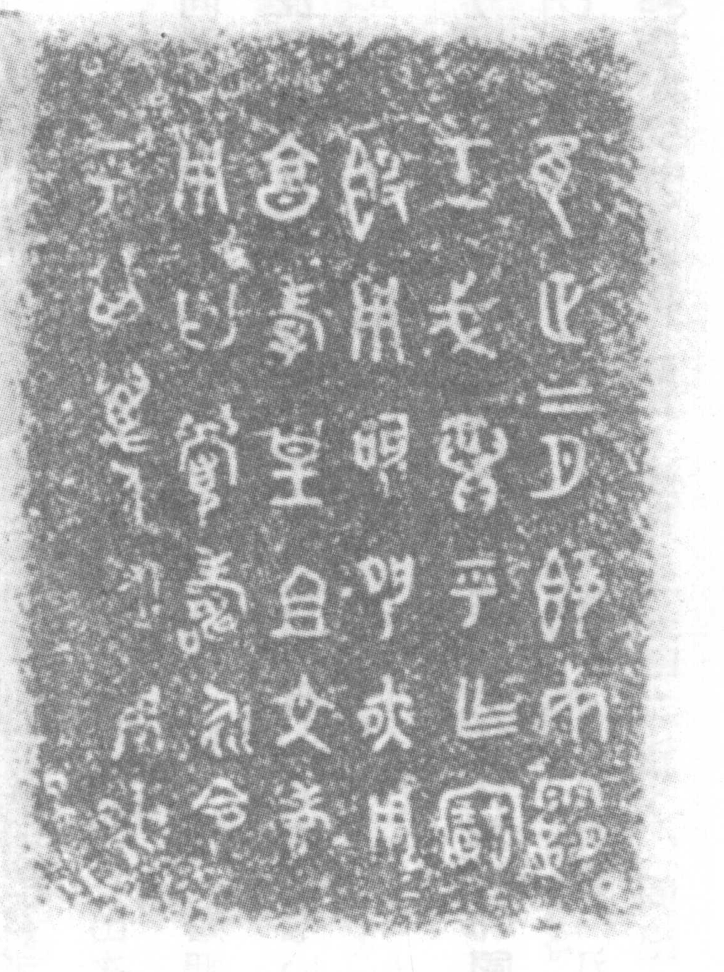
曾仲斿父壺

別に黃器に「隹黃□□用吉金乍鬲」と銘する鬲があり、黃は江・黃の黃であろう。他に盉・盤・鼎・匜・甗などを同出。車馬具も多い。報告者は器群が上村嶺虢墓の器群と似ていることを指摘し、器制・文様よりして東遷前後の器とする。また曾國の問題にふれ、山東郎邪の姒姓の鄫、左傳宣十八年に齊晉の相會したという陳留襄邑の繒、及び湖北の申曾と連稱される姬姓の曾と、曾に三國があるという。金文の字はすべて曾に作る。薛氏に錄する曾侯鐘は安陸の出土と傳える。

別に一九六五年十一月、武漢の廢銅中より一銅鼎が發見され、「隹王十月既吉、曾白從寵自乍寶鼎用」と銘する。鼎は立耳三獸足、口下に環文、器腹に波狀文を飾る。既吉は初吉の誤鑄であろう。



龍乎𣪘



邛は楚の同姓國で、おそらく楚と親緣の關係にあるものと思われる。すでに楚王鐘に「楚王媵邛仲嬭南龢鐘」とあり、同族としての邛嬭のために媵器を與えている。

伯戔盤　考古・六・二　大系・五六」　薛氏・一六・一二　大系・一八五

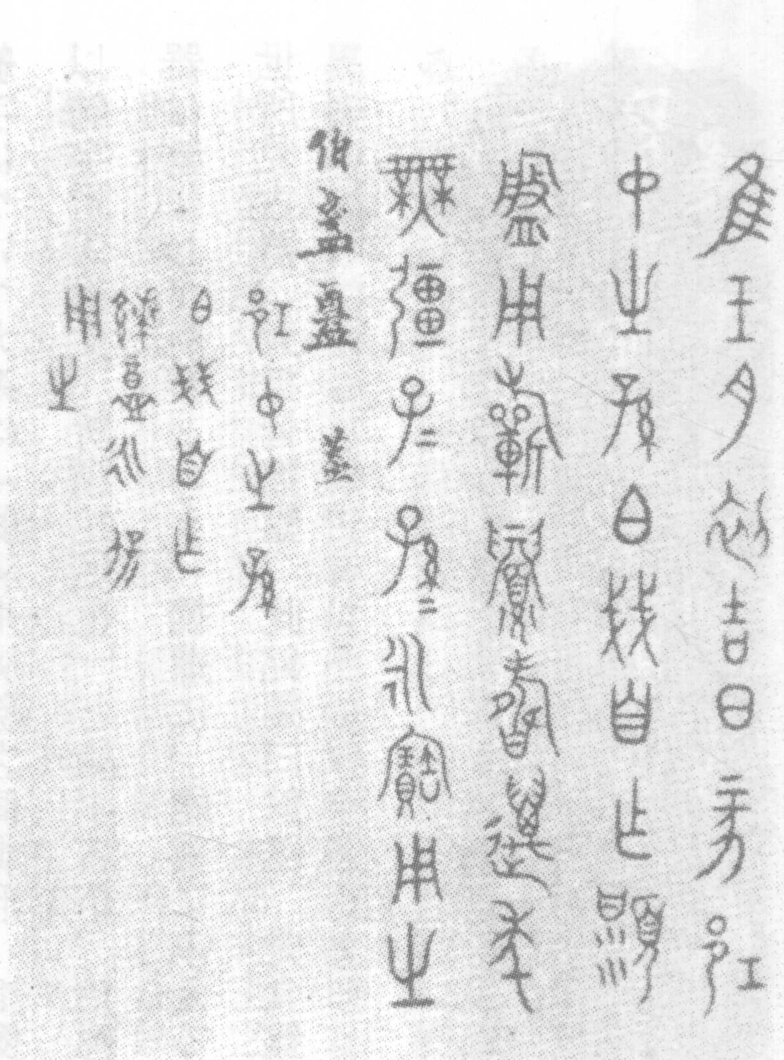
考古に、「此器與饋盨、同得於河內太行石室中」という。器は兩鐶耳の盤。器腹は饕餮文を中心とし、地を方形雷文を以て埋めているが、繪圖であるため失眞のところがあるとみられる。「徑尺、深二寸、足高寸半」とあり、圈足は極めて淺い。銘三三字、

隹王月初吉丁亥、邛仲之孫白戔、自乍沬盤、用旛眉壽、萬年無彊、子〻孫〻、永寶用之

という。王月は正月の誤刻であろう。大系に

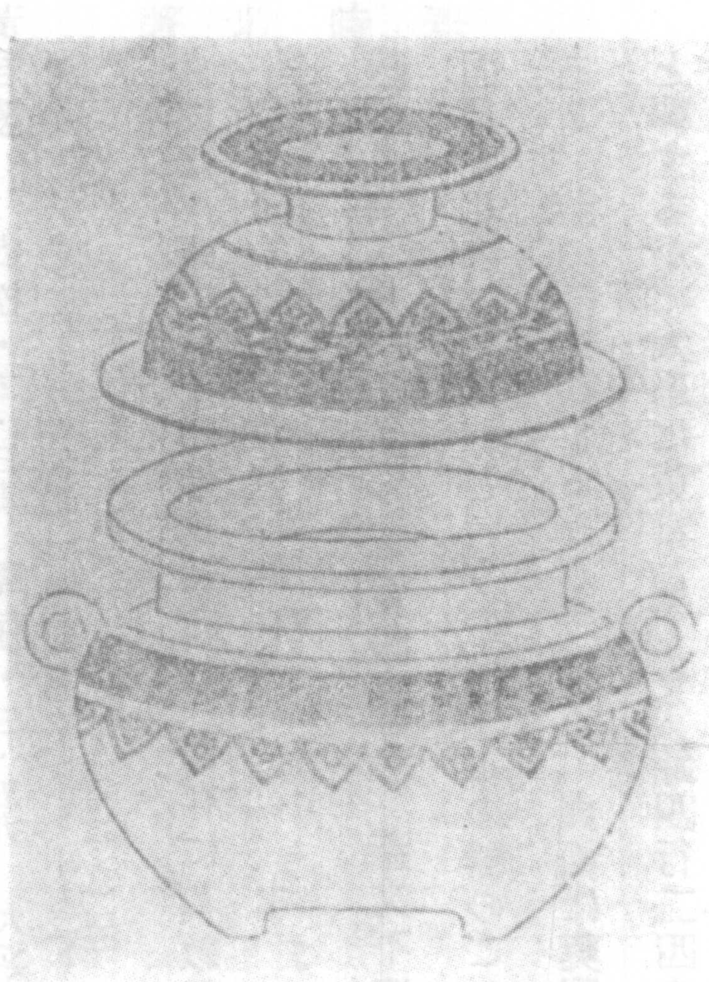
邛當卽江黃之江、春秋僖二年、齊侯宋公江人黃人、盟于貫、杜預云、江國在汝南安陽縣、其故地在今河南息縣西南、漢書外戚侯表、邛成屬濟陰縣、說文邑部邛字注、亦同、彼乃別一地、又此盤得於河內、宋之河內、當今河南沁陽縣、春秋時爲晉地、此與江之地望雖不合、葢由賂賄、遷徙使然、吳王夫差監之出于晉地、事與此同

という。江は嬴姓、また邛に姬姓の國あり、邛嬭はそれとは別國であろう。そのことについては、後にいう。



伯戔盨　考古・五・一二　大系・一六二　通考・上・四七七」　薛氏・一六・一五　大系・一八五　文選・下三・七

考古に「得於河內太行石室中」とあり、また商末の器とする。器は葢上を圈形とし、弦紋𣪘通考・三九一のそれに近く、器體は晉公盨に似ている。考古に「高五寸有半、徑七寸有半、容四升有半」、通考に「巨腹厚脣、兩耳三足、腹葢均飾雷紋及垂葉雷紋」とあり、また方言五によって器名を甗とし、「所見晉公盨、其形與曾大保盆同、盨卽甗、與盆爲一器、今盆甗分列者、則以伯盞甗、形制略異也」という。



伯戔盨

齊侯敦・弦紋𣪘との類似からいえば、敦との關係も注意されよう。他にも有葢の甗通考上・四七六がある。器銘に

隹八月初吉庚午、邛中之孫白戔、自乍𩜁盨、其眉壽、萬年無疆、子〻孫〻、永保用之

とあり、葢銘に「邛中之孫白戔、自乍𩜁盨、永保用之」という。前器とおそらく同出、制作の時期も近いものであろう。

邛君婦龢壺　筠清・四・四四　攈古・二之一・七五　奇觚・一八・九　綴遺・一三・二〇　大系・一八六　三代・一二・一三

器影を傳えず、銘は器口にめぐらされているらしく、一三字。「邛君之婦龢乍其壺、子孫永寶用」

という。

筠清に「邛有二、一爲邛成侯國地理志、俗本誤作邸成、在濟陰、一在西南徼、本邛都國、漢武帝始開置、以爲越嶲郡者也、但皆漢地名、漢以前之邛、則不可攷矣」という。また大系に「此亦江器、乃江君之妃名和者所作、本器與伯戔二器、年代均不能確定、要當在春秋魯文四年、爲楚人所滅以前、大約乃莊閔時器也」とする。白戔の器の字様からみて、一應首肯してよい説である。江器が魯文四年前六二三以前の器であるとすると、邛に對する問題に、改めて檢討すべき點を生ずる。それは楚王鐘にいう「楚王賸邛中嬭南龢鐘」、曾侯簠「曾侯乍叔姬邛嬶賸器𪔂彝」と銘する二器が、それ以前の器ならば一應問題はないわけであるが、そのような親緣の關係にある江嬴を楚が滅ぼすことは考えがたいことであり、殊に江嬴の滅亡に際しては、左傳文四年に「楚人滅江、秦伯爲之降服、出次、不舉、過數」としるされており、江は秦と同姓同盟の國であつた。このような江と楚・曾の婚姻はありえないことで、金文にいう邛嬭とは、楚が江嬴の後に封じた楚の一族と考えるべきではないかと思う。邛はその後もたとえば邛季戈三代・一九・五一のように春秋末と思われる器を存しており、江嬴ののち、別に楚の建てた國があるのであろう。あるいは江黃の地のほかに、別に江域に邛國があつたかとも考えられるが、もし江黃の地に國したとすれば、江嬴絕國後の國である。江嬴・江姬のほかに邛嬭があるのは、そのように理解すべきであろう。

邛叔孫師父壺　青山莊清賞・三九　日本・三〇一」　書道・九六

器高尺餘の下ぶくれの壺。兩肩に獸形の飾あり、器腹に突線を以てする蟠虺文を加えている。器頸に鑄銘あり、八行卅二字。「隹王正月初吉甲戌、邛立大宰孫叔師父、乍行鼎、眉壽萬年無疆、子〻孫〻、永寶用之」という。大を立字の形に作るが、大の異構。字迹は正統的な整つたものであるが、器形・文様からみて列國の器である。鼎に行鼎という例は𨻰季鼎にみえる。江黃の二國は楚の北境に接し、何れも嬴姓。江は春秋文四年前六二三に楚に滅ぼされたが、黃はそれより以前の僖十二年前六四八年に、同じく楚に滅ぼされている。

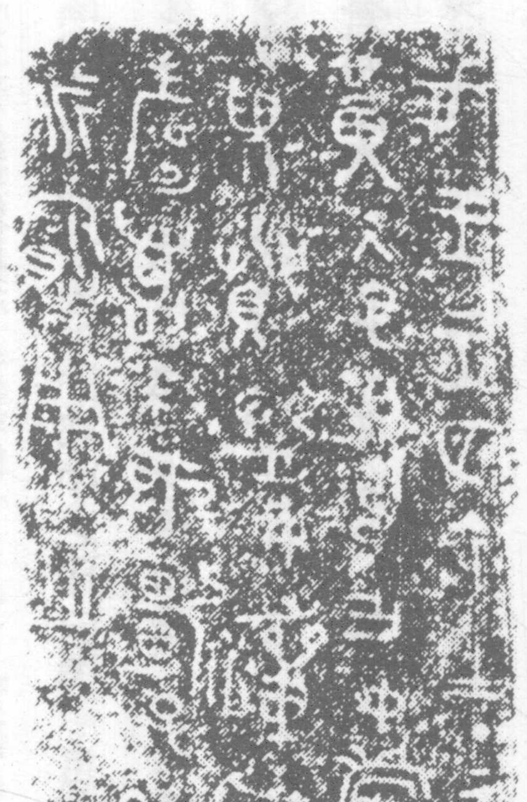


邛叔孫師父壺

黃大子白克盤　筠清・四・三二　攈古・二之三・八三　敬吾・上・二　奇觚・一八・二四　周存・四・六
大系・一八六　綴遺・七・二三　小校・九・七六

器影を傳えず、銘五行三五字。文は左文。結體も甚だ疏緩なものであるが、新出の𦐇父匜の字とよく似ている。

隹王正月初吉丁亥、黃大子白克、乍中嬴□賸盤、用旂眉壽、萬年無疆、子〻孫〻、永寶用之



という。綴遺に器を東遷以後、僖公以前とし、また大系に「此乃黃國媵女之器、黃乃嬴姓、仲嬴□卽所媵女名字、舊或釋仲嬴二字爲女嗣、失之、黃國故地、今在河南璜川縣境、春秋僖十二年滅于楚、故凡黃之器、大率在春秋初年」と說くも、その器は春秋初年に遡りうるものかどうか疑問である。綴遺に丁亥の丁を上文の吉字の下部と合文とする。殆んど例のないことである。

黃君𣪘　貞松・五・三五　周存・三・五九　大系・一八六　三代・八・二二」　文選・下二・二五

貞松に「歸安姚氏咫進齋舊藏」、周存に「敦葢、吳縣潘氏江陰奚氏藏、與買敦合」という。また買𣪘周存・三・四七の金説に「買𣪘器大、葢文不同、而尺寸相合、至奇」というのは、この器のことである。葢のみを存するようである。貞松に奠同𣪘と釋するが、大系に黃君とする。銘四行二四字。

黃君乍季嬴□賸𣪘、用易眉壽、黃耇萬年、子〻



孫〻、永寶用享

黃は下部をこの形に作るもの買𣪘・伯家父𣪘があり、文中の黃耇の黃も同じ。君は同と形異なり、黃君と釋するのがよい。黃君とは失國後の稱であろう。季嬴の媵器を作り、嬴姓の黃である。

黃季俞父盤　周存・四・一〇　綴遺・七・二四　貞松・續下・二〇　大系・一八六　三代・一七・一三

器は松江の沈十峯より孟惟寅、のち綴遺齋に歸した。器影を傳えないが、綴遺に「其形制、平底三足而無耳、異於諸器」という。楚王酓忑盤も無耳である。銘三行二三字。文左行。

隹正月初吉庚申、黃季鵌父自乍飤器、子〻孫〻、其永用之

鵌字について大系に「鵌从舟从舽之側視形、譌變爲小篆之字、再變爲今通行之俞字、注家不測、復以鵌字附入說文、所謂蛇足也」と論ずるが、治癒の癒の初文である。余辛を以て膿血を盤に移す象。器は盤にして飤器という。綴遺に、禮書にみえる盤の用途を述べ、「經典中、無以盤爲食器者、後世所見古器、大抵皆盥盤、此銘獨曰飤器、是食盤之制、周時已有之」という。盤飧のことは左傳等にみえ、必らずしも特異のことではない。



叔單鼎

著錄　寶蘊・上・二三　乙編・一・二四　倫敦・一七　大系・三二　通考・六二　故宮・

下・八二」　積古・四・一四　攈古・二之三・一　周存・二・四三　大系・一八七　三代・四・一

考釋　餘論・二　韡華・乙中・四五　文選・下一・二〇

通考に「通耳高九寸、口飾重環紋一道、腹飾饕餮紋」といい、器制上これを西周後期に屬している。

銘四行二四字、字左文。

唯黄孫子係君叔單、自乍鼎、其萬年無疆、子〻孫〻、永寶用享

字形漫漶、大系に「寶字至詭異、所从缶字竟誤析爲二、而置諸對角」というが、字〻みな疑うべく、僞刻であろう。器は通考に康鼎・大克鼎より前に位置させるもので、器の時期とも合わない。「これ黄の



叔單鼎

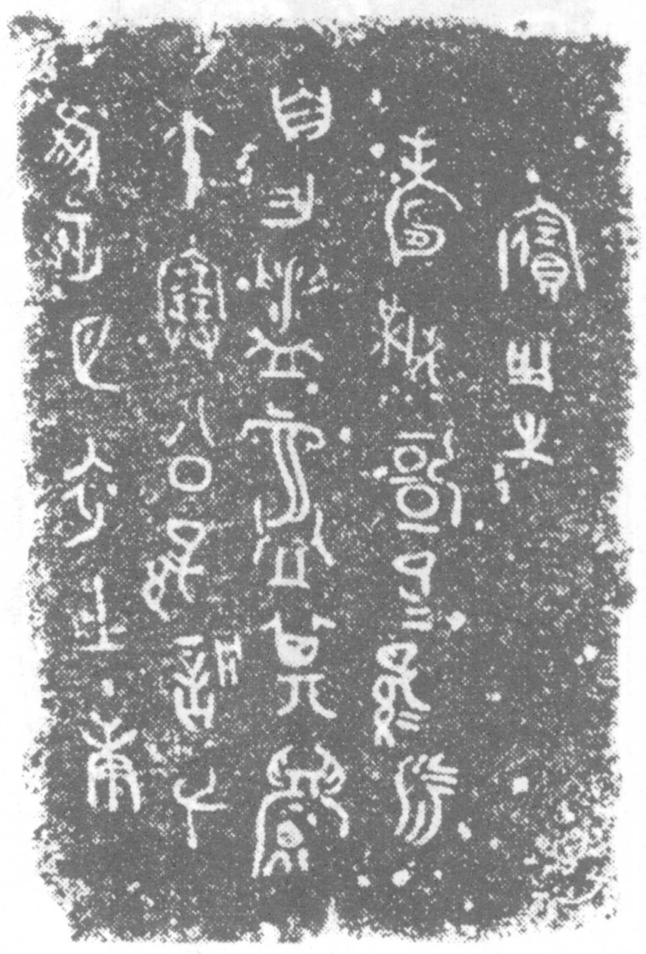


孫子係の群叔單、自ら鼎を作る。それ萬年無疆、子〻孫〻永く寶用して享せよ」という。

近年、湖北京山出土の曾器中に黄器の鬲二器が含まれており、頸に環文をもち、一器は脚頭に小棱を付している 文物・一九七二・二、圖版九・三・四。器制は樊君鬲夢郼・續八　通考・一六四に近く、同出の曾器と同じ時期のものとみられる。口緣に「黄□□用吉金乍鬲」とあり、字迹は結體がやや異様にみえる。

湖北枝江諸器　また湖北枝江百里州より、一九六九年八月、鼎三・簠二・方壺・盤・匜各一が出土。文物一九七二・三にその報告がある。みな犅父の器である。簠・匜に銘がある。





犅父簠　隹正月初吉丁亥、考叔犅父、自乍隮匿、其眉壽、萬年無疆、子〻孫〻、永寶用之

犅父匜　隹正月初吉庚午、㝃公孫犅父、自乍盥匜、其眉壽無疆、子〻孫〻、永寶用之

簠は器蓋口緣に變様夔文、腹に蟠虺文、圈足に鱗文を飾る。匜は瓦文、口に蟠虺、流は獸首にして象鼻文あり、四足獸首。他に立耳三獸足の弦文鼎、また附耳、器腹に蟠虺、足に鱗文をもつ盤がある。方壺は失蓋、壺身隋圓にして方角、頸部に變様夔文、器身に鱗文八周、弦文四周をめぐらした異様のものである。報告者はその地を羅の故地としていう。

枝江是楚最早集居的地點、楚世家、當周成王之時、封熊繹于楚蠻、居丹陽、集解引徐廣說、在南郡枝江縣、正義引潁容說、楚居丹陽、今枝江縣故城是、枝江後來又是羅國所在地、漢志、枝江故羅國、羅國姓熊、最早見于左傳桓十二年、巴人强大後、楚和巴、曾在這裏進行過激烈的爭奪戰、左傳莊十九年、巴人伐楚、楚子御之、大敗于津、杜注、津、楚地、從西周至春秋、枝江是長江中游的一箇重要地點

匜銘は左行左文、行款整わず、器の古色があるのに比して甚だ粗略の感がある。黄器と相通ずるところをもつようである。

二二八、徐王鼎

器　名　徐王䊢鼎貞松　郐王盂韡華

時　代　「春在春秋中葉」大系

收　藏　「廬江劉氏善齋藏」貞松

著　錄

器影　善齋・二・七四　善齋圖・三六　大系・三七

通考・八八

銘文　貞松・三・二一　大系・一六四　三代・四・九

小校・二・九八

考　釋　韡華・壬・五　大系・一五九　文錄・一・三八

文選・上二・一七　積微居・一四五

器　制　通考にいう。「通耳高七寸四分、口飾竊曲紋一道」。半椀形の立耳三獸足鼎。器形は蘇冶妊鼎に近い。



徐王鼎

銘文四行二七字。

郘王欘、用其良金、鑄其𩰫鼎、用爨庶
昔、用雝賓客、子〻孫〻、世〻是若

郘王欘は何人であるのか知られない。良金は欘を文錄に量の繁文とする。概ね吉金という。鼎上の一字を大系・文錄に𩰫、通考に鼒、積微居に爨とする。庶の上は爨、昔は腊、雝は饔、「世〻是若」は詩の小雅大田「曾孫是若」というのに近い。齎大史申鼎に「子孫是若」の句がある。文にいう。「郘王欘、その良吉を用て、その𩰫鼎を鑄る。用て庶腊を爨にし、用て賓客を饔せむ。子〻孫〻、世〻これ若へ」。腊・客・若の三字魚部入聲の韻。積微居に良・𩰫・爨唐部雝鐘部は句中韻であるというが、音の諧和を求めたものであろう。字樣は徐器のうち、最も古いようである。



宜桐盂　周存・四・三九　大系・一六五

器影を傳えず、銘に飤盂という。文四行二九字。四行上に空白がある。

隹正月初吉日己酉、郘王季𥞤之孫
宜桐、乍鑄飤盂、㠯□妹、孫子永
壽用之

という。大系に「日己酉三字、或誤釋乍丁亥享、因有疑此銘爲僞者、非是」というも、字形は確かでない。𥞤は米に從う。大系に、郘王欘と季𥞤と名字相對し一人とするが、孫宜桐の器としては字迹が近すぎるようである。盂は水器であるが、ここに飤盂という。黃季俞父盤に飤器と銘するのと同じ。妹の上一字を大系に賸の異文とし、「此乃媵妹之器」という。賵貺の意の字であろう。「これ正月初吉、日は己酉、郘王季𥞤の孫宜桐、飤盂を作鑄し、以て妹におくる。孫子永壽これを用ひよ」。盂・之の韻をふむ文であろう。

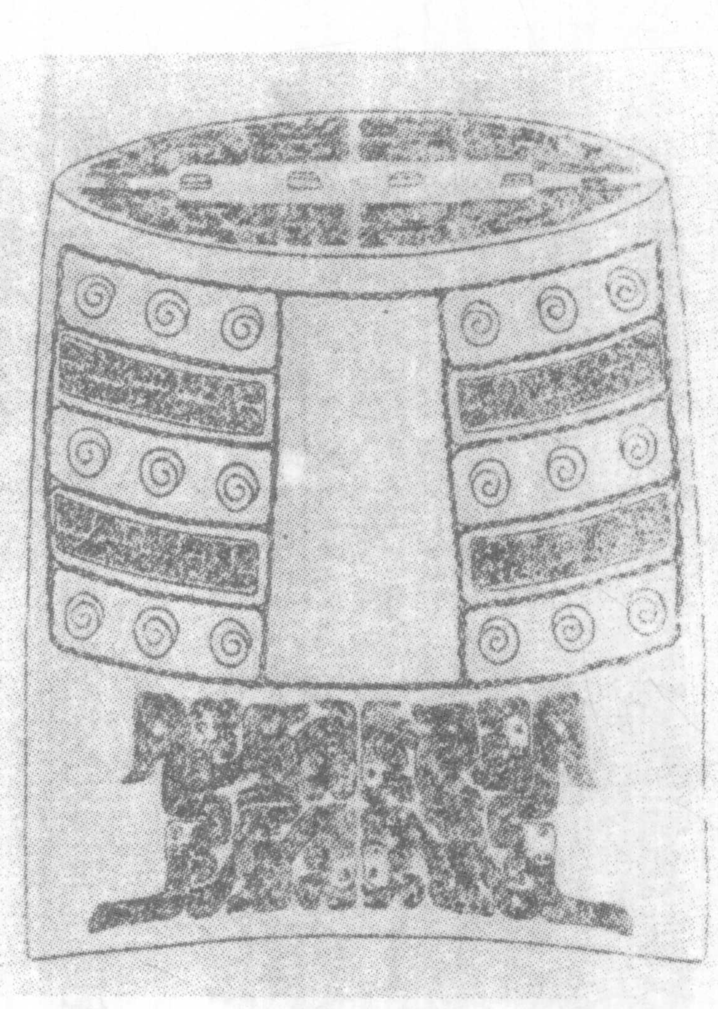


沇兒鐘

著錄　陶齋・續一・五　大系・二三九　愙齋・二・一九　周存・一・二〇　大系・一六五　綴遺・二・一四　三代・一・五三　小校・一・六五　河出・二六四～七　二玄・四八〇

考釋　愙齋賸稿・九　韡華・甲・七　大系・一六〇　文錄・二・八　文選・上一・一五

綴遺に「器出荊州」という。器は甬部缺失。鼓・篆間舞上に虺文を糾纏した蟠虺文を飾り、楚王領鐘・子璋鐘などに近いものであろう。陶齋に「高一尺二寸五分、兩舞相距一尺四分、橫八寸二分、兩銑相距一尺一寸四分、橫八寸八分」という。もと潘氏藏、のち陶齋に歸した。銘は鉦より起つて裏面にめぐり、八二字。

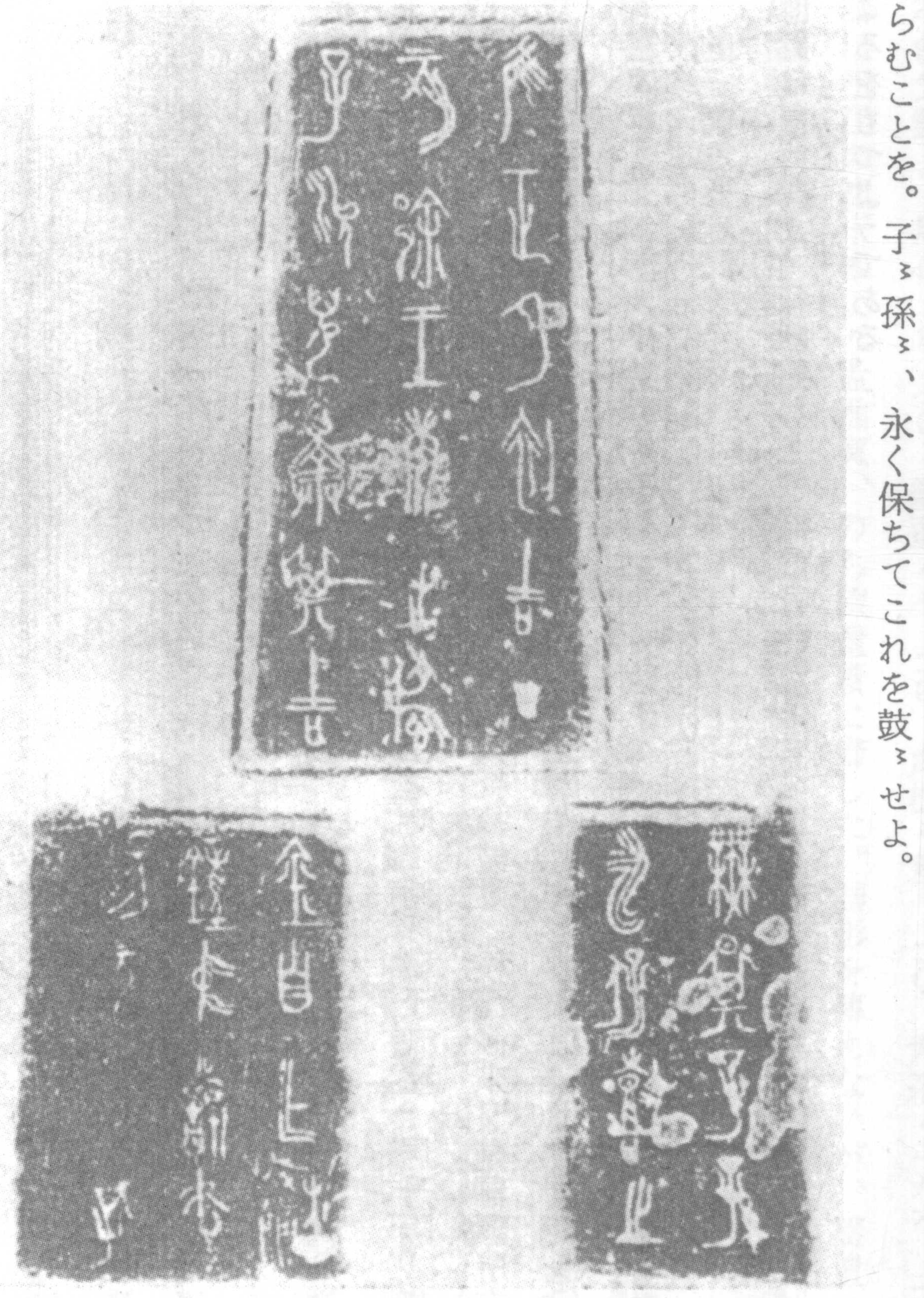


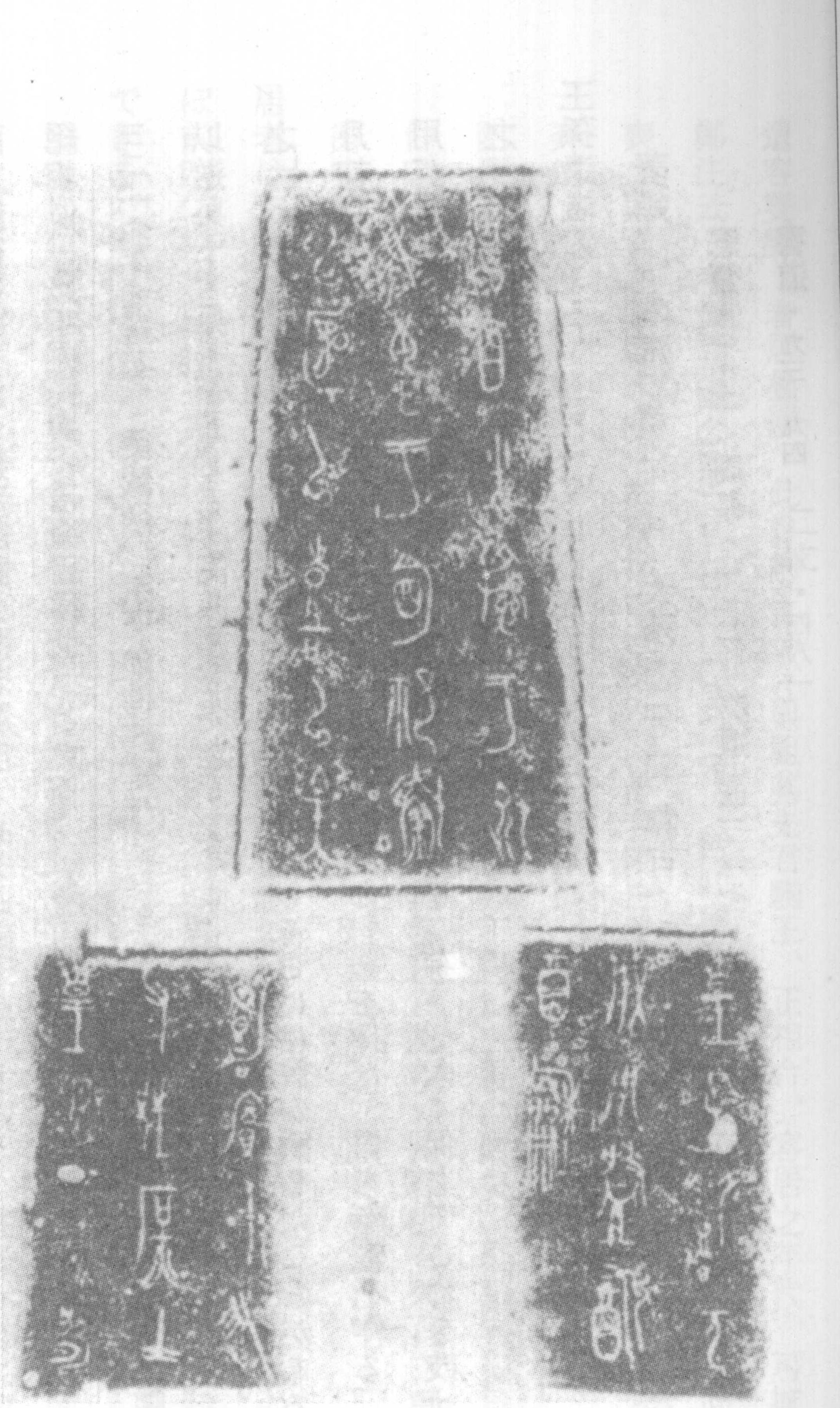
沇兒鐘

隹正月初吉丁亥、郘王庚之𢖶子沇兒、擇其
吉金、自乍龢鐘、中翰叡揚、元鳴孔皇、孔
嘉元成、用盤飲酉、龢逾百生、𢖶于畏義、惠于明祀、𧇾㠯匽㠯喜、㠯樂嘉賓、及我父兄庶士、皇
〻趣〻、眉壽無期、子〻孫〻、永保鼓之

綴遺に「按徐子爵而稱王者、意偃王當時、雖爲穆王所誅、後遂僭號、因而不改、淮南子說山訓高誘注、以徐爲楚文王所滅、左傳則云、吳子光滅徐、徐子章禹奔楚、此楚地所以有徐國器也、銘與薛氏款識許子鐘、辭語多同」という。徐滅亡後の器とするものである。大系にも「徐王庚與沇兒、無可考、然由器制與文體觀之、大率乃春秋以後器」とあり、おそらく末葉以後の器であろう。「中翰叡揚」は鐘銘の常語。中は終、叡は且、詩句にその形式がある。元鳴二句は元孔を互用、「用盤飲酒」は孟子盡心下「般樂飲酒」の意。文にいう。

これ正月初吉丁亥、郘王庚の淑子沇兒、その吉金を擇び、自ら龢鐘を作る。すでに翰くしてかつ揚る。元鳴孔皇、孔嘉元成、用て飲酒を盤しましめ、百姓を龢會せむ。威儀に淑しく、明祀に惠み、吾以て宴し以て饎し、以て嘉賓及び我が父兄庶士を樂しましめむ。皇〻趣として、眉壽無期ならむことを。子〻孫〻、永く保ちてこれを鼓〻せよ。





文は押韻。旟・皇陽部成・生耕部祀・喜・士・期・之之部のほか、酒幽・賓眞も之・耕の韻に合し、全體として美しい諧調をもつ文である。周存に「鐘已脱甬、始見於兩罍軒尺牘、云爲吳江徐某所得、經恒軒稱賞、寶如頭目、後歸潘文勤」という。文辭と文字とを以て歎賞をえたものであろう。

郐王義楚耑

著錄　貞松圖・中・一三」　奇觚・一七・三六　周存・五・一三六　大系・一七〇　三代・一四・五五

小校・五・九八　河出・二九〇」

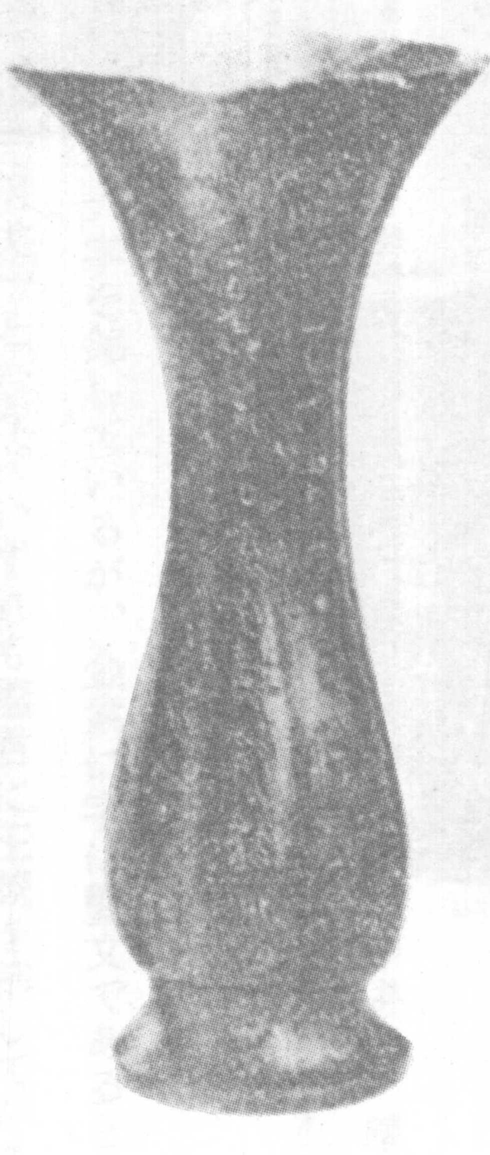
文錄・四・三四　文選・下三・一

五

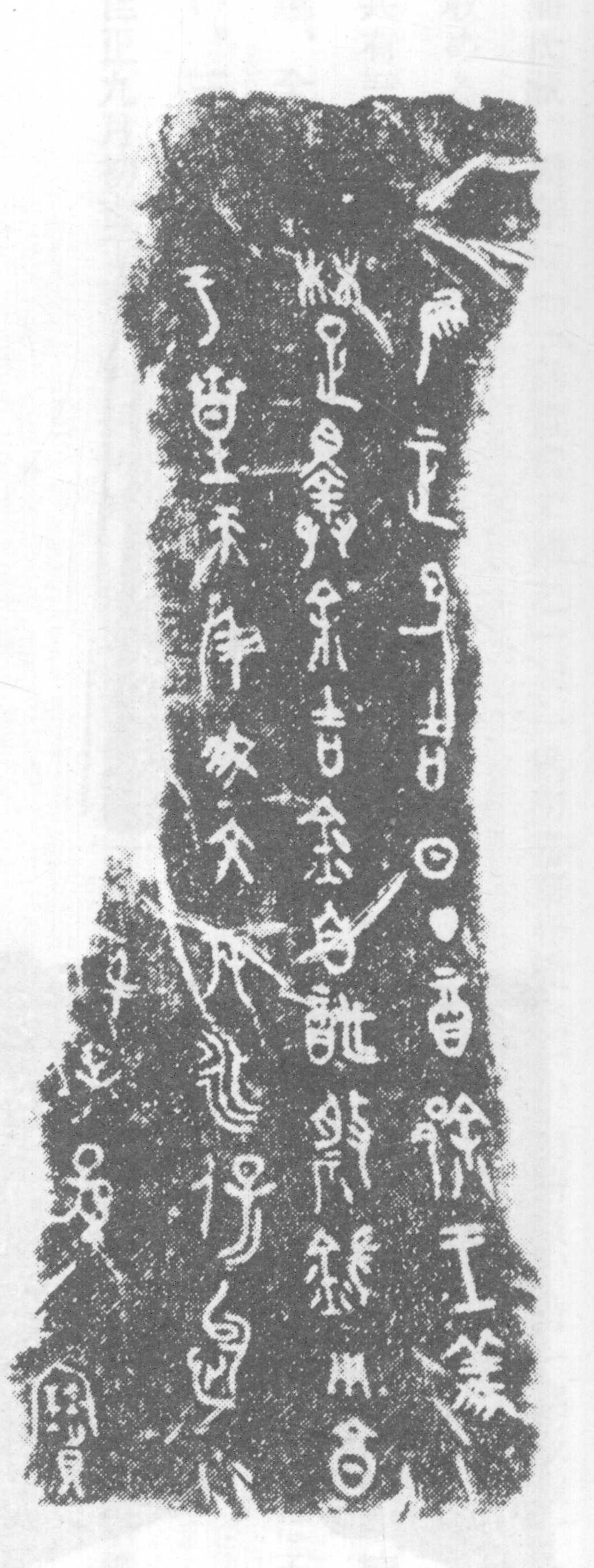
義楚耑三器。周存に張鳴珂の原跋、王國維の跋と鄒安の補記を載せる。原跋に「銅質湛碧、瑩澤如玉」という。王跋はのち集林の釋觶卮に收められている。通考にいう。「光緒十四年四月、江西高安農人熊姓、在城西四十里清泉市旁近里許漢建成侯墓山下田中、掘得古鐘鐸大小九、耑三、爲鄒浚瀚所得、鐘無款識、鐸卽郐譜尹句鑃也、義楚卽左傳昭公六年之徐儀楚、又一耑形制同、高六寸、銘四行三五字、在腹外」。銘に

隹正月吉日丁酉、郐王義楚、擇余吉金、自酢祭鍴、用享于皇天、及我文考、永保怠身、子孫寶

という。酢は作、鍴は觶。觶は殷周期に行なわれたものであるが自名の器なく、列國に入って義楚の二耑があり、耑・祭鍴という。器形は觶に似て狹長、王國維の釋觶卮觀堂集林六に、觶耑同聲にして同器とする。文に「これ正月吉日丁酉、郐王義楚、余が吉金を擇び、自ら祭鍴を作る。用て皇天及び我が文考に享し、永く台が身を保たむ。子孫寶とせよ」という。銘は文錄に、鍴・考・寶の韻



徐王義楚耑



とするも、天・身眞部考・寶幽部の韻である。皇天という語は、西周の器のほかには、他に殆んど例がない。

大系に「怠身」の怠について、「假爲台我也之台、金文多以从台聲若㠯聲之字爲之、且均用爲領格、又此用例爲宗周文所未見、今尙書湯誓、有台小子之文、竟用爲主格、足證該文實周末人所僞託」という。晉姜鼎に辝命、齊器に㠯・辝、燕器に台を領格に用いる。みな列國の器である。

義楚耑

善齋・五・九三　雙王・一九　大系・二〇七　善齋圖・一四三　通考・五九〇」　奇觚・一七・三六

周存・五・一三七　大系・一七〇　三代・一四・五三　小校・五・九八

前器と同出の器で同制。高さ六寸三分。頸腹の間に「義楚之祭耑」の五字を銘する。義楚の名は左傳昭六年前五三六に「徐義楚聘于楚」とみえる人であろう。その昭三十年吳に滅ぼされ、徐子は楚に

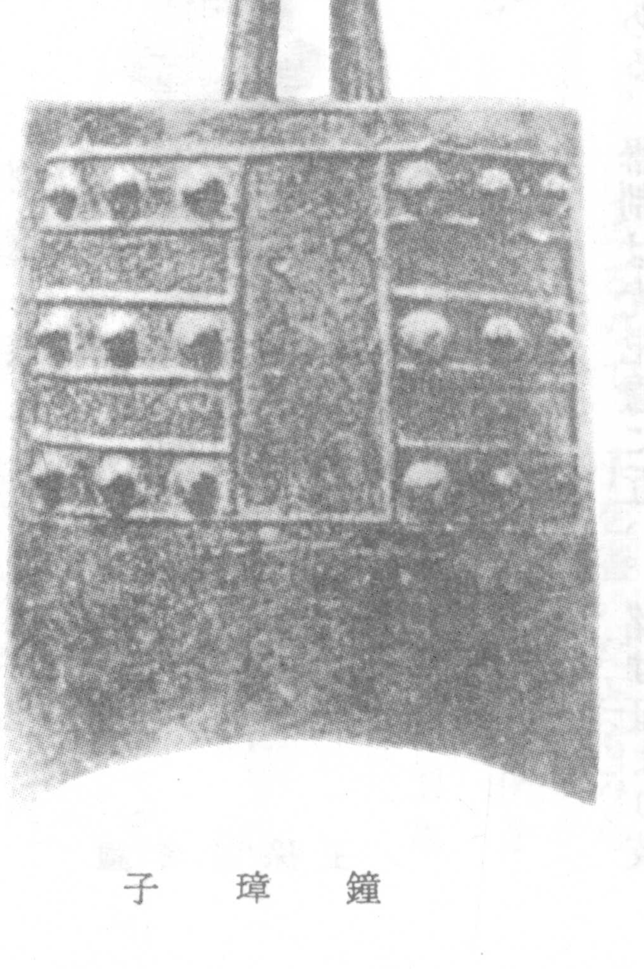
奔つている。

なお同出の器に徐王耑貞松圖・中・一三　通考・五九二」奇觚・一七・三四　周存・五・一三六　大系・一七〇　三代・一四・五五　小校・五・九八があり、器は頸腹の間に獸帶文一道を飾り、また「郐王□又之耑、耑㴱之□」と銘する。義楚と別人の器であろう。



子璋鐘　七器。

著錄　一、善齋・一・二〇（仿刻）　善齋圖・一五　大系・二五一　通考・九六三　三、善齋・一・二二　四、甲編・一七・二六　大系・二五二　五、上海・八四　七、寧壽・一四・一」　筠清・五・二九（二）　攈古・三之一・二八（二、三）　從古・六・八（三）　愙齋・二・五（二～四）　周存・一・五〇、補遺（二～四）　貞松・一・一四（一、五）　綴遺・二・一三（一）　大系・一九四（一～四）　三代

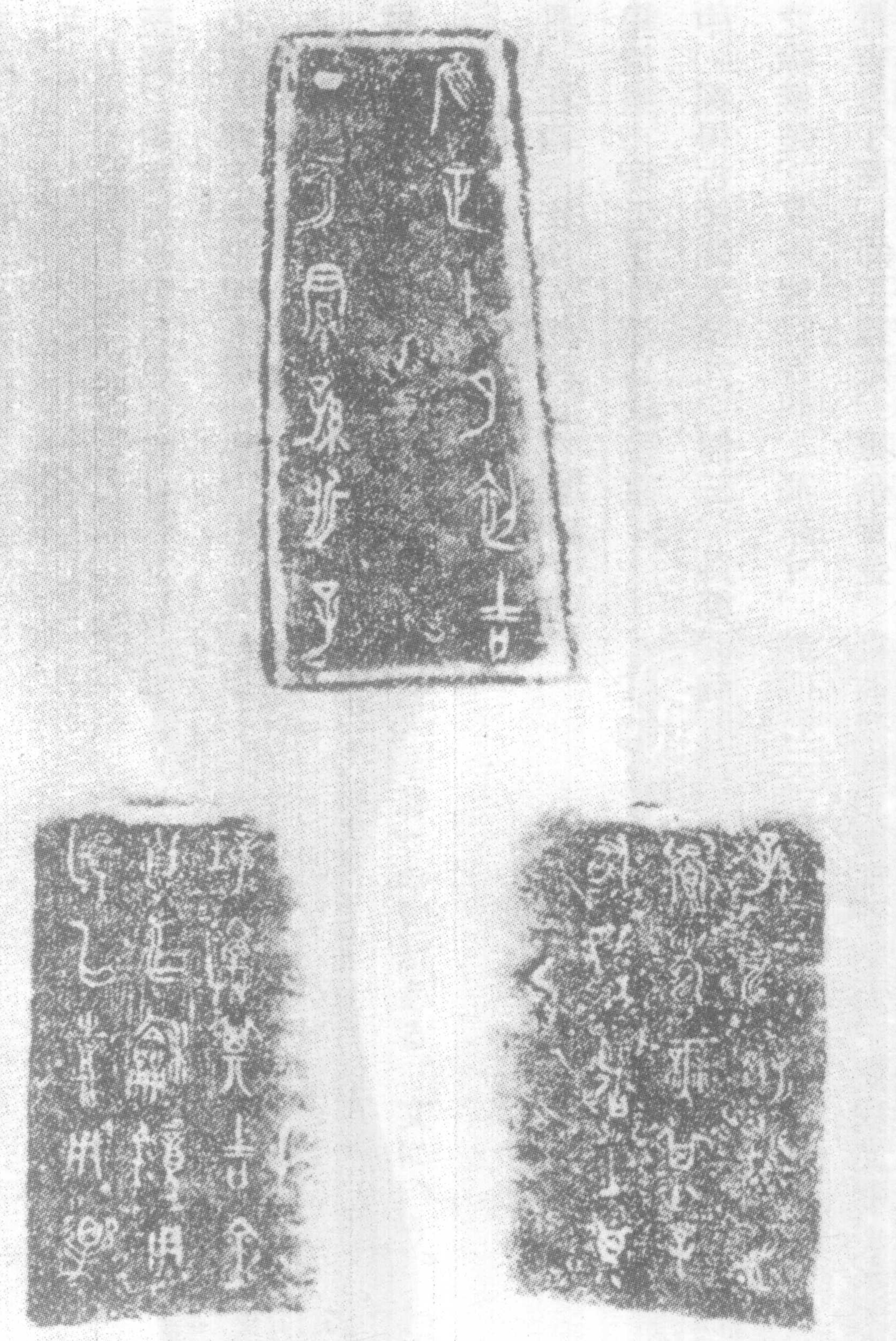


子璋鐘

・一・二八(一～四・六)　小校・一・四〇(一～四・六)　録遺・二(五)　二玄・四三〇(六)

考釋　愙齋賸稿・二　拾遺・下・三五　韡華・甲・五　文選・下一・三

器は上海に「高二一・三、舞縱九・六、横一三、于縱一〇・六、横一四・三糎、重一・九瓩、枚間作三角形蟠龍紋、鉦部飾四龍紋、甚工細」という。器制は者𣲘鐘に近い。銘は鉦・鼓左より背面を



めぐつて鼓右に及ぶ。五器全文、六・七は二銘合して文を成す。七器で編鐘をなすものであろう。

銘四五字。

隹正十月初吉丁亥、羣孫斨子子璋、擇其吉金、自乍龢鐘、用匽⺋喜、用樂父兄者士、其眉壽無期、子〻孫〻、永保鼓之

寧壽に、許子鐘の文を節取して銘を成すものとし、大系に許器に加え「本銘字體、與許子簠相似、而文辭復類許子鐘、疑斨卽許子妝若𤮻⺋、故次此銘于此」という。善齋には「文句字體、與沇兒鐘絕相似、兒字亦同構、殆徐國器也」とする。子璋はあるいは徐子章禹であろう。左傳經昭卅年前五三二「冬十有二月、吳滅徐、徐子章禹奔楚」とみえる人で、傳に「徐子章禹、斷其髮、携其夫人、以逆吳子、吳子唁而送之、使其邇臣從之、遂奔楚、楚沈尹戌帥師救徐、弗及、遂城夷、使徐子處之」という。夷とは城父、安徽の西北境に近く、そこには許が國したことがある。文に「これ正十月初吉丁亥、群の孫にして斨の子たる子璋、その吉金を擇び、自ら龢鐘を作る。用て宴し以て饎し、用て父兄諸士を樂しましめむ。それ眉壽無期、子〻孫〻、永く保ちてこれを鼓せよ」とあり、喜・之・期・之は之部の韻である。

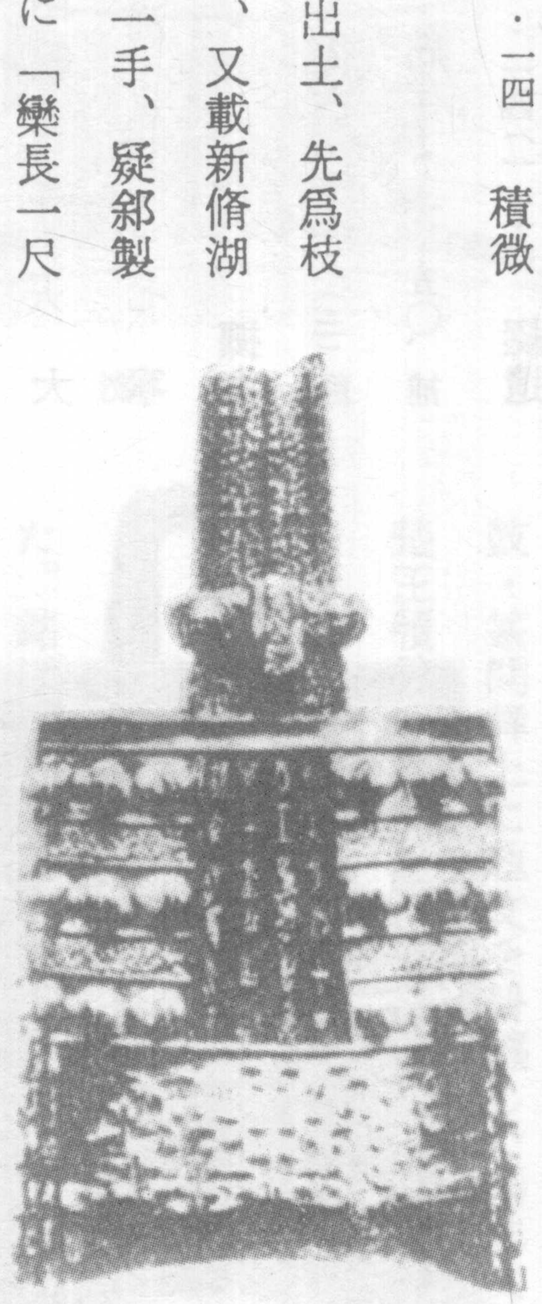
王孫遺者鐘

著錄　陶齋・續・下・補　大系・二三二　彙古・一・四　通考・九五六　河出・二六八　二玄・四八二

愙齋・一・二　周存・一・二　綴遺・二・一七　大系・一六七　三代・一・六三　小校・一・九一

書道・九三・九四　二玄・四八一

考釋　韡華・甲・七　大系・一六〇　文錄・二・九　文選・上二・一四　積微居・三八



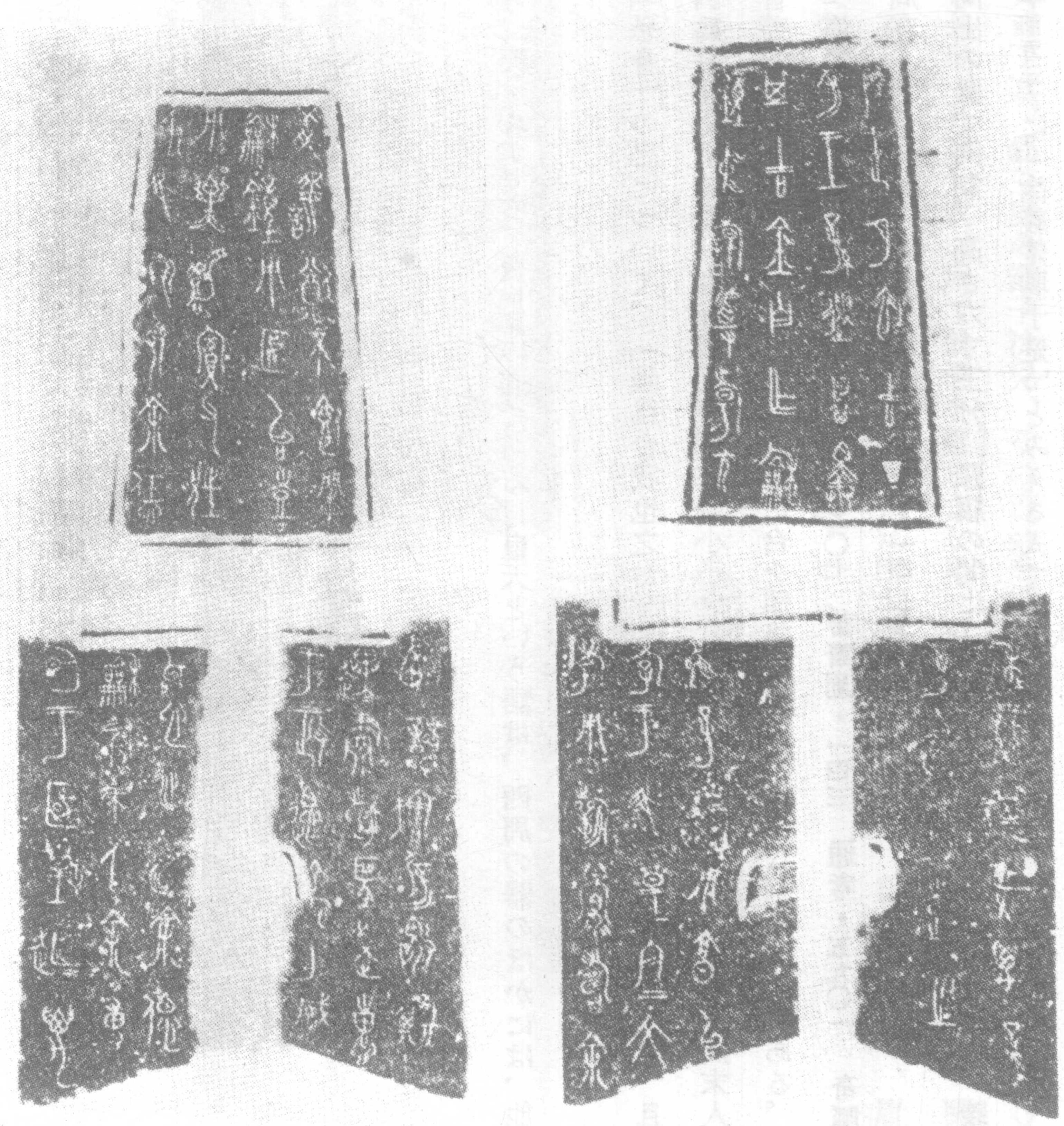
王孫遺者鐘

周存にいう。「王孫鐘、湖北出土、先爲枝江曹氏所得、刻入荊南萃古編、又載新脩湖北金石志、文與沇兒鐘、如出一手、疑郘製也」。その器制について通考に「欒長一尺五分、甬長六寸六分、篆間舞上鼓上及甬、均飾科斗紋」という。科斗文とは細密な蟠虺文のことである。器制は沇兒鐘に近い。銘は鉦より鼓左、裏面をめぐつて前面鼓右に及ぶ。文一一七字。

隹正月初吉丁亥、王孫遺者、擇其吉金、自乍龢鐘、中翰𠭯揚、元鳴孔皇、用享台孝、于我皇且文考、用癚眉壽、余圅龏㪤屖、畏嬰趩〻、肅悊聖武、惠于政德、恐于威義、誨猷不飤、闌〻龢鐘、用匽台喜、用樂嘉賓父兄、及我倗友、余恁𠇷心、延永余德、龢沵民人、余尃旬于國、皝〻趄〻、萬年無諆、枼萬孫子、永保鼓之

韡華に「此器出湖北、當是楚器」という。大系に「此亦徐器、由其銘辭與字體、與沇兒鐘如出一人手筆、可以判知」とし、遺者を禮記にみえる容居としていう。

檀弓下、邾婁考公之喪、徐君使容居、來弔含、曰、容居聞之、昔我先君駒王西討、濟於河云〻、



遺容雙聲、者居疊韻、此自稱王孫、與祖其先君駒王、正相合、容居之年代、可據郳婁考公而定、鄭注云、考公、隱公益之曾孫、考或爲定、按郳隱公益前五〇六～四八八與魯哀公同時、及其曾孫之喪、則當在戰國末年、於時徐亡已久矣、春秋昭三十年、冬十有二月、吳滅徐、徐子章羽公羊作章禹奔楚、左傳云、楚沈尹戌帥師救徐、弗及、遂城夷、使徐子處之、嗣後遂不復見、葢徐以大國淪爲附庸、而卒爲楚所滅也、郳考公時、徐縱尚存、亦不得以王禮自居矣、鄭謂考或爲定者、葢謂一本作定也、余意定亦係誤字、定當爲宣、郳宣公牼與魯襄公同時、於時徐尚未弱、更證以本銘、其文辭字體、亦均以此時爲宜也

居者は齊音において同聲であるから、容居說は一應の可能性があり、郳隱の曾孫の時代とすればほぼ前四〇〇年前後である。韡華・綴遺・大系・積微居に各々字釋考說があり、文義を考えることができる。文にいう。

これ正月初吉丁亥、王孫遺者、その吉金を擇び、自ら龢鐘を作る。中に翰くしてかつ䲨り、元鳴孔だ皇なり。我が皇祖文考に用て享し以て孝し、用て眉壽を祈む。余宏恭猷屖舒遲、畏忌翼々、肅哲聖武にして、政德に惠しみ、威儀に淑くし、謀猷飤たず。闌々簡々たる龢鐘、用て宴し以て饎し、用て嘉賓父兄及び我が倗友を樂しましめむ。余、わが心を恬らげ、余が德を誕永にし、民人を龢渗せむ。余、國に尃く旬くし、煌々趩々として、萬年無期ならむことを。世萬孫子、永く保ちてこれを鼓せよ。

文に押韻あり、大系に旟皇陽部・孝考壽幽部・趩德飤喜友德國趩諆子之之部をあげ、文錄に幽部に鐘、之部に辟義を加えるが、韻は合わない。積微居に之韻の字について、「用一部之韻、首以入聲、次上聲、又次以入聲、而絶之以平聲、界畫鳌然、不相雜越」とし、段氏音韵表にいう之部平上入三韻の例であるという。その文辭は、徐國の文化を思わせるものがある。

これと文辭の似たものに郤王子旃鐘金索・一・四八　錄遺・四　文錄・二・八　文選・上一・一四があり、蟠虺文を以て鼓・篆を飾り、鉦・欒の表裏に「隹正月初吉元日癸亥、郤王子旃擇其吉金、自乍龢鐘、目敬祭祀、目樂嘉賓、及倗生目父兄庶士、目宴目喜、中翰䲨虘、元鳴孔皇、其音池々、聞于四方、韹々熙々、眉壽無諆、子々孫々、萬葉鼓之」の約七六字を銘しているが、金索に字は鑿文であるという。また郤王之子戈錄遺・五七〇に「郤王之子□之元用戈」という。いずれも國君に王號を稱している。

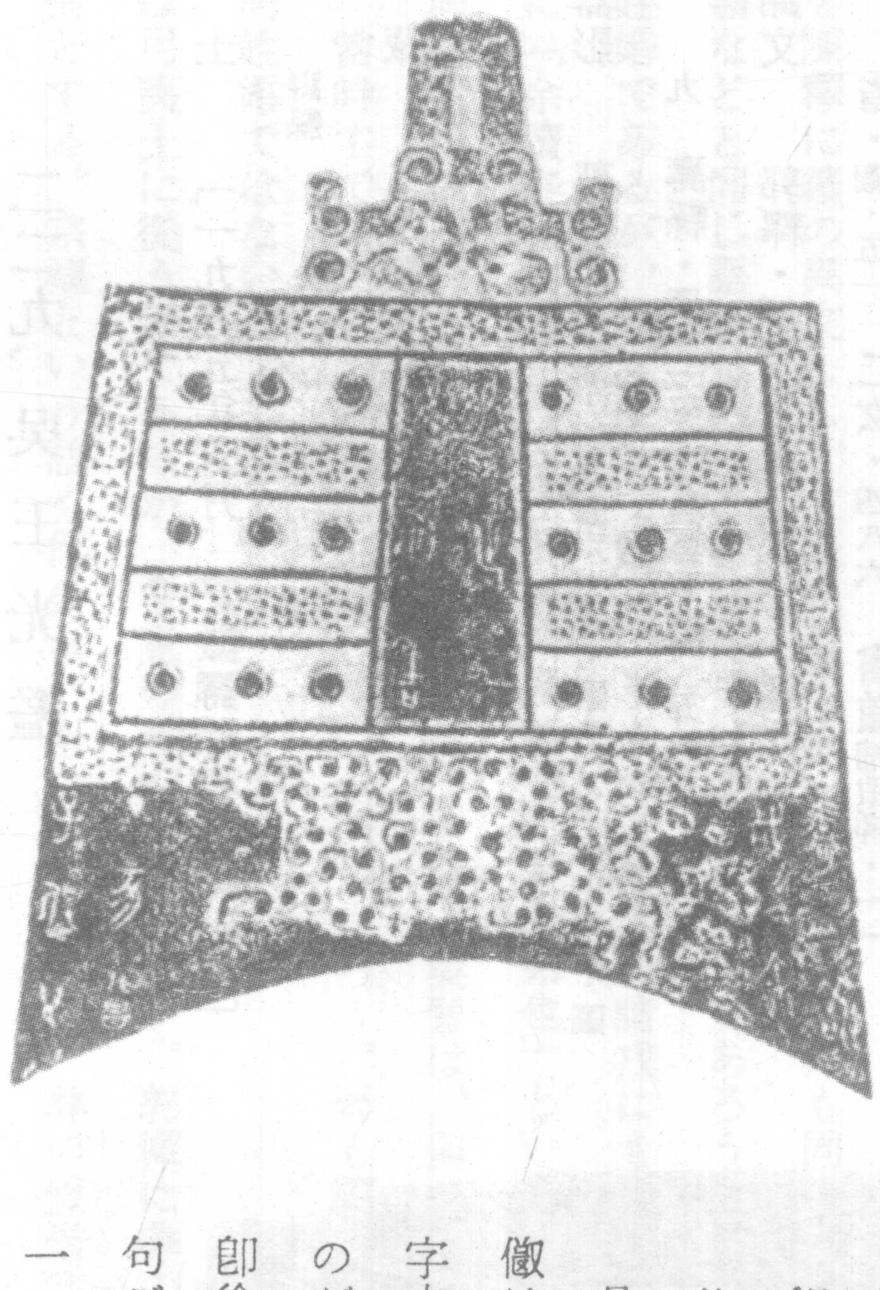
儌兒鐘　四器。一器全銘、三器分銘。

著錄　一、積古・三・三　攈古・三之一・六九　周存・一・二九　大系・一七一　三代・一・五〇　小校・一・五七　二、上海・七九」　攈古・三之一・七一　從古・一三・四　窓齋・二・一二　周存・一・三　窓齋・一・一一　奇觚・九・一四　大系・一七三　綴遺・二・二〇　三代・一・五一　小校・一・五九　三、貞松・一・二　周存・一・三三　大系・一七四　三代・一・五二　小校・一・六〇

四、錄遺・一・一・二

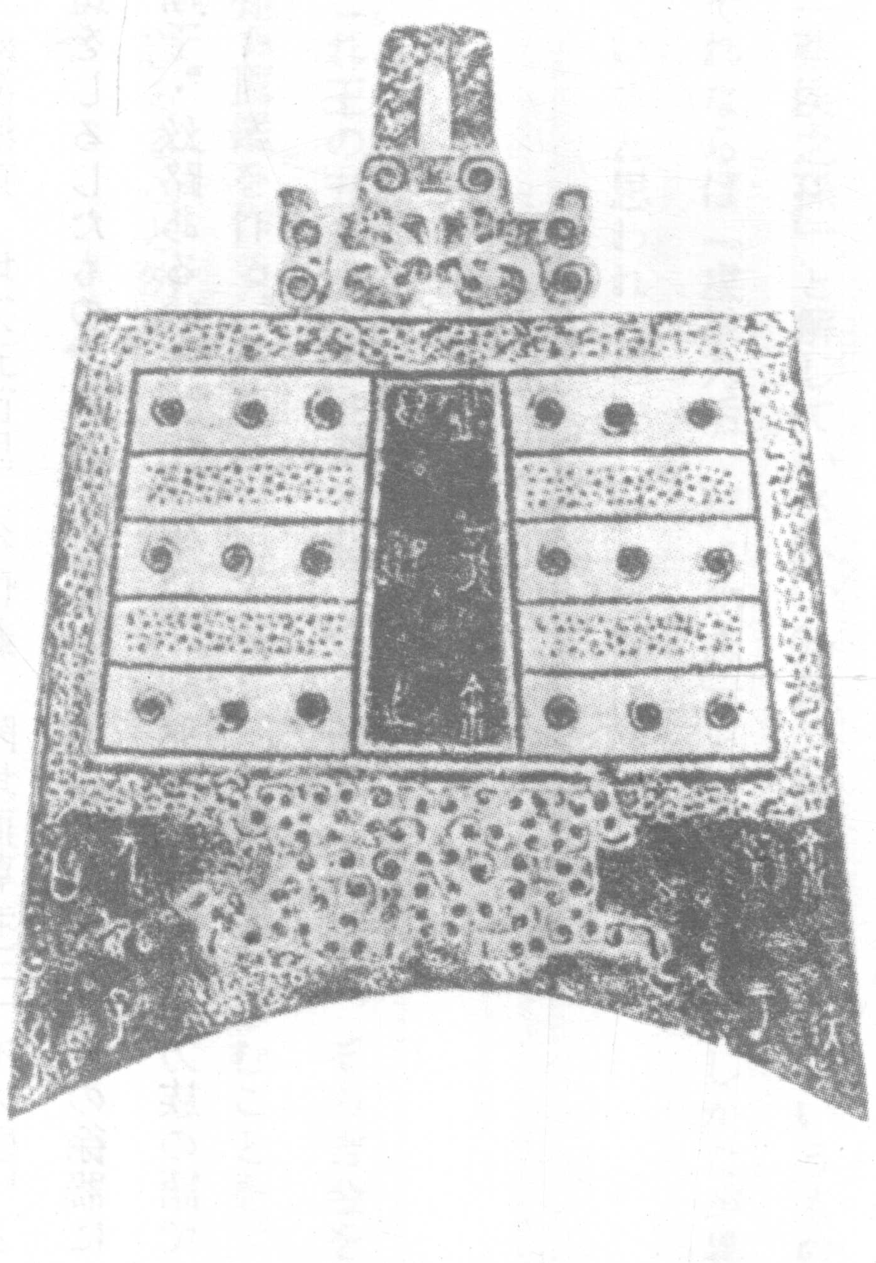
考釋　全上古・二二・一一　拾遺・中・二　窓齋賸稿・七　韡華・甲・五　大系・一六三　文錄・二・八　文選・上一・一六

第一器は周存に「陽湖孫氏淵如藏器、阮文達撫入湖北省學」、また第二器は濰縣陳氏、第三器は吳縣潘氏藏。周存に「一爲簠齋十鐘之一、一爲滂喜齋廿鐘之一、均精緻、惜一銘駁蝕」という。錄遺に收めるものはまた別器であろう。第二器はいま上海博物館藏。上海にいう。「儌兒鐘爲編鐘、傳世共有三器、此是其中之一器、舞篆鼓各飾蟠螭紋、雖埋於地下二千餘年、幸未腐蝕、控之發音仍甚清越、全篇銘文應有七十四字、此鐘存三十字、乃是上段」。紐脚に獸飾あり、文様は王孫遺者鐘に近い。三鐘合わせて、ほぼその全文を知りうる。



隹正九月初吉丁亥、曾孫儌兒、余迭斯于之孫、余兹路之元子、曰、於嘑、敬哉、余義楚之良臣、而乘之字父、余贎乘兒、敀吉金鎛鋁、台鑄和鐘、台追孝先且、樂我父兄、飲飤歌舞、孫々用之、後民是語

儌は咎・僕・儔などと釋されるが、字未詳。下二句の余を徐と釋するものが多いが、文錄に「舊釋余皆讀郤即徐字、吾謂此余當如字讀」という。句ごとに主語をつける例は琱生段一・二にもみえ、金文にその句法がある。義楚は徐王義楚。贎を大系に「當是動詞、殆俾使等字之義」とし、また「敀字假爲擇、或釋得、或釋取、非是」という。孫々を文錄に「卽子孫也、說者謂重文、承上子字、秦刻石、大夫作夫々、同此例、然有但作子々者、葢其義已明、則不拘于筆畫、金文大氏然也」というも、その兒に命じて作器せしめるので、子を省いたともみられる。「後民是語」は、他に例をみない。大系に「語假爲敔、謂敔敔也」とするが、字のままによむべきであろう。



これ正九月初吉丁亥、曾孫儌兒、余は迭斯于の孫にして、余は兹路の元子なり。曰く、ああ、敬しめや。余は義楚の良臣にして、乘の字慈父なり。余は乘兒をして、吉金鎛鋁をえらび、以て和鐘を鑄しむ。以て先祖に追孝し、我が父兄を樂しましめ、飲食歌舞せむ。孫々これを用ひ、後民にこれ語げよ。

文に韻讀あり、王氏韻讀に父鋁且舞語を魚部の韻とする。上文の子・哉も之部合韻であろう。

郘譖尹鉦

著錄　周存・一・七六　研究・上・九七　大系・一七五　貞松・一・二〇　三代・一八・三　小校・一・一〇〇

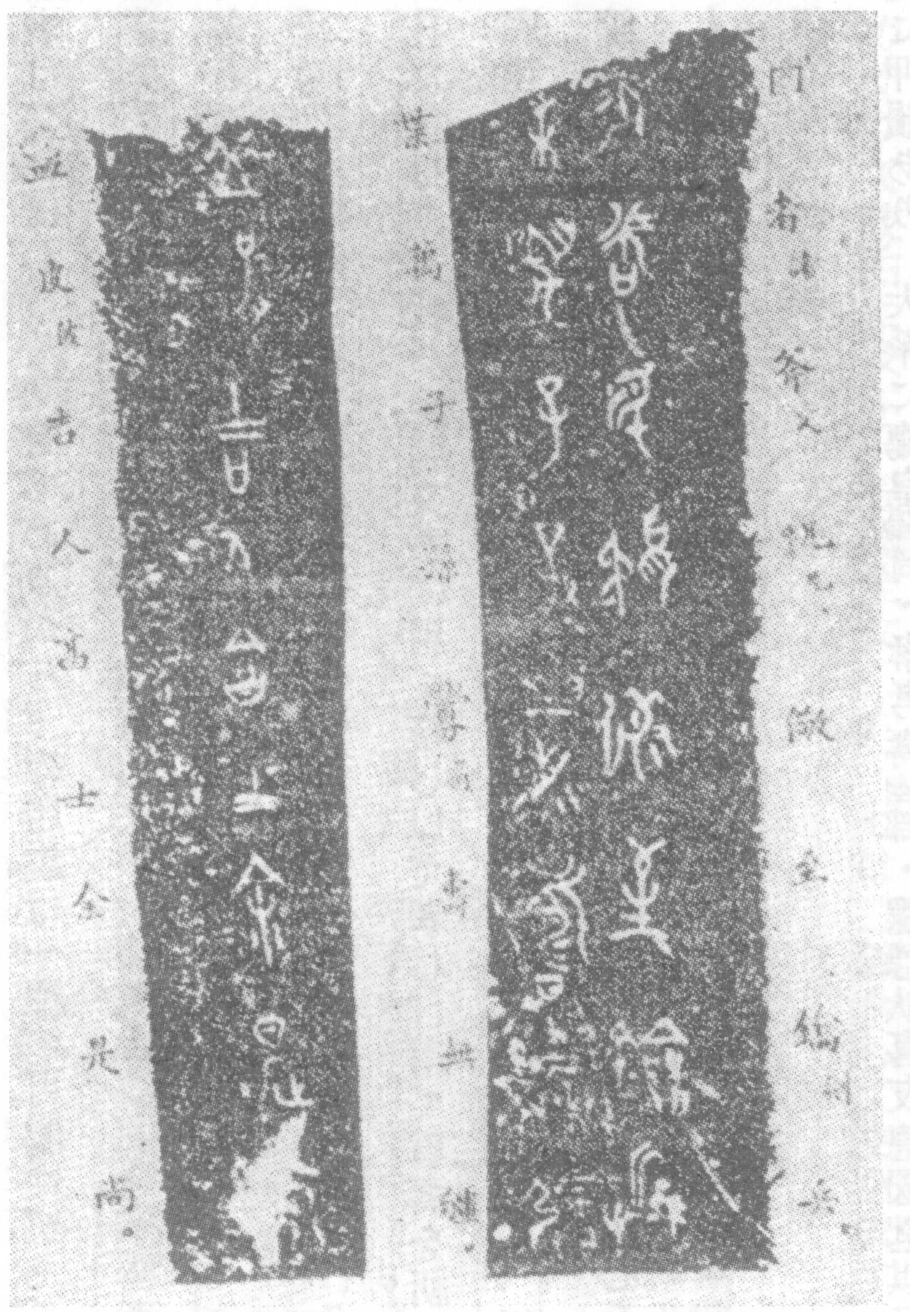
考釋　韡華・丁・九　大系・一六三　文錄・四・三四　文選・下三・一七　積微居・二三三

器は無文の鉦。陰陽二面の兩端に銘を付しており、四四字。周存に「未見著錄、字多且精、爲各鑃冠」というも、缺泐して不明の部分がある。



隹正月々初吉、日才庚、郘譖尹□故□、自乍征城、次者□禦、儆至劍兵、某萬子孫、眉壽無疆、皿彼吉人享、士余是尙

征城は鉦。南彊鉦貞松圖・中・三六　通考・九三三　叢攷・二五七に「余冉鑄此鉦城、女勿喪勿敗」とあり、城は金に從う。その上文に「余以伐郘□子孫」とあり、郘を攻伐する者の作器であるが、作器者は知られない。その器は柄長口平、この器の句鑃と器制を異にするが、同じく征城という。通名なのであろう。國語晉語五「戰以錞于丁寧、儆其民也」とみえ、戰役に用いた。別名句鑃。大系に鐸はその合音であるという。また禦を兄、その上は斧形にして父とする。郭釋等によつて文意を求めると、「これ正月、月



の初吉、日は庚に在り。郘の譖尹、故□兵器をあつめて、自ら鉦城を作る。諸父兄に咨りて、儆しみて劍兵を致さしむ。世萬子孫、眉壽無疆にして、彼の吉人の享をつつしみ、余につかふることをこれ常とせよ」の意であろう。積微居に「儆至劍兵、與荀子賦篇儆革戒兵、語意相類也」という。軍中の樂器であるから、兵事を戒める語を著けているのである。大系に韻讀を「庚城禦兵享尙、陽耕合韻、城在耕部」、また「此鉦文字、與義楚鍴極相近、疑是同時所出、所謂鐘鐸九者之一」という。なお新版の義楚耑條に「張鳴珂寒松閣題跋云、鐘無款識、鐸有郘王義楚字、其篆法與沇兒鐘、如出一笵、容庚云、鐸乃郘譖尹鉦、張氏誤記爲郘義楚耳」と付記している。時期の相近いものであろう。

徐は嬴姓。文獻に徐方・徐戎・徐夷といわれる東南系の古族で、字はまた舒に作り、金文には郘に作る。余に作るとする說もあるが、僘兒鐘・南彊鉦の文の誤讀である。詩の魯頌閟宮に「荊舒是懲」とあり、魯僖の南伐を歌うが、徐は古くから强盛を誇つた部族で、徐偃王の說話は戰國期に喧傳され、諸子の文にもみえている。通志氏族略二に「伯益佐禹有功、封其子若木於徐、自若木至偃王卅二世、爲周所滅、復封其子宗爲徐子、宗十一世孫章羽、昭三十年、爲吳所滅」という。漢書東夷傳に「徐夷僭號、乃率九夷以伐宗周、西至河上、穆王畏其方熾、乃分東方諸侯、命徐偃王主之、偃王處潢池東、地方五百里、行仁義、陸地而朝者三十有六國」というのは、この夷系部族の傳承の一斑をしるしたものであろう。その高度の文化は、以上の徐器によつて十分にその實態を知りうる。汣斯于・玆路あるいは沇兒・僘兒・乘兒などは、その方族の語であろう。

二二九、吳王光鑑

出土　「一九五五年五月、安徽壽縣蔡侯墓出土」壽縣

收藏　「安徽省博物館」壽縣

器影　郭釋考古學報・一九五六・一・圖七、又文史論叢・圖九　壽縣・圖・一五　五省・圖・五一

著錄

銘文　郭釋・圖八、文史・圖一〇　壽縣・圖・三九　五省・圖・五一　二玄・四八六　書道補遺挿・一一

考釋　郭沫若「由壽縣蔡器論到蔡墓的年代」考古學報・一九五六・一　又、文史論集　陳夢家「壽縣蔡侯墓銅器」同上・二　壽縣・一九　唐蘭「五省」・序四

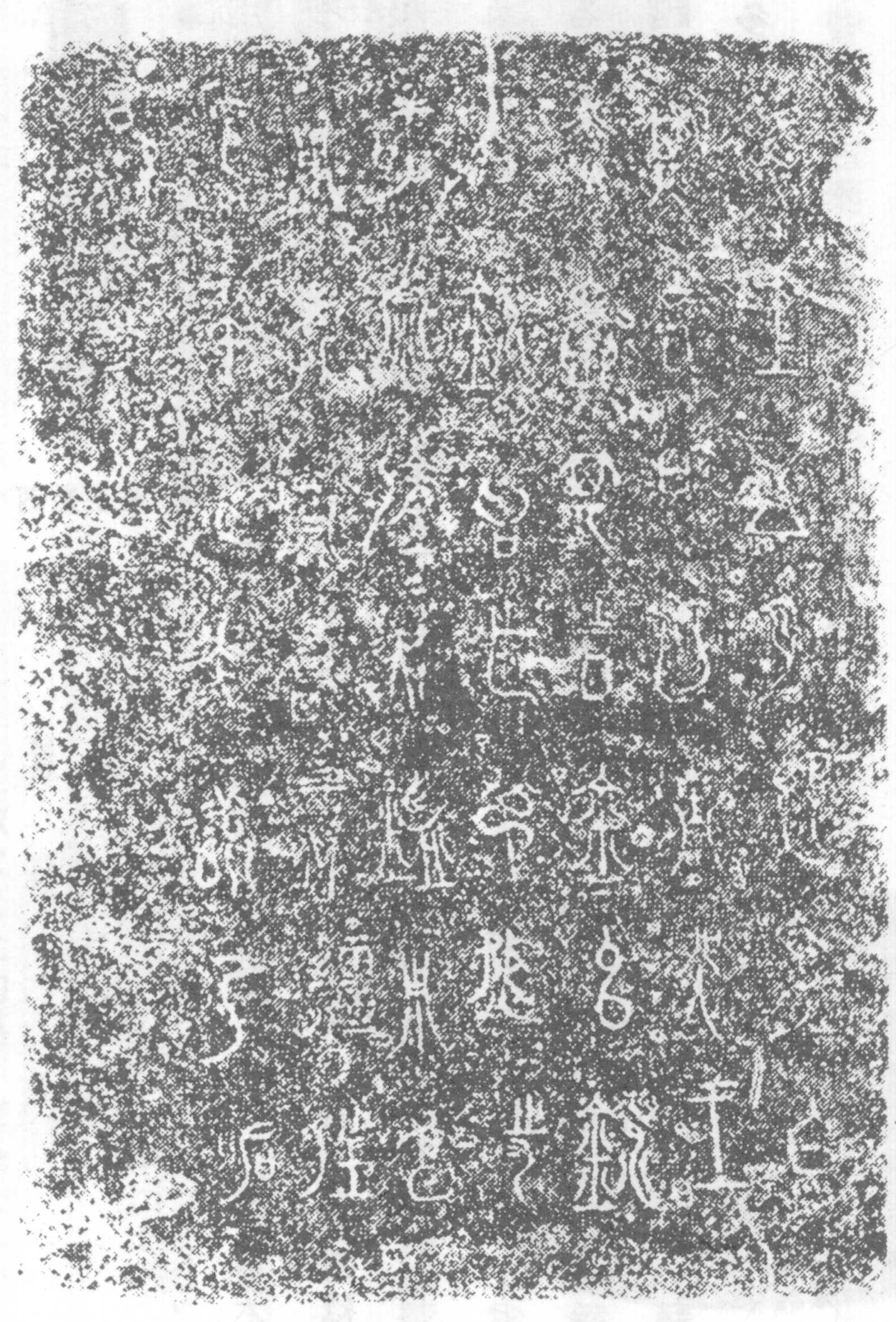
器制　壽縣にいう。「二件、原殘、已修復、兩獸首形耳、附環、周身密布花文、腹內壁有四小圓環、



吳王光鑑

幷有銘文、高三五、口徑五九、腹圍一八八、底徑三三、耳高八・五、長一六・五糎、出土時、內各有一瓢及一僉缶」。器は細密な蟠虺文を飾る。

銘　文　八行五二字



隹王五月、既子白期、吉日初庚、吳王光擇其吉金、玄銑白銑、台乍叔姬寺吁宗䢅薦鑑、用享用孝、眉壽無疆、往巳叔姬、虔敬乃后、孫〻勿忘

「既子白期」は難解の句で、陳釋に期を喪期と解していう。

吳世家曰、公子光者、王諸樊之子也、索隱云、世本以爲夷昧子也、集解云、徐廣曰、世本云、夷昧生光、吳越春秋曰、王僚夷昧子、與史記同、而公羊傳以王僚爲壽夢庶子、春秋昭廿七年夏四月、吳弑其君僚、左傳記其事、吳世家則曰、四月丙子、光伏甲士于窟室、遂弑王僚、公子光竟立爲王、是爲吳王闔閭前五一四〜四九六、子白疑卽王僚、說文、鐐白金也、左傳昭廿、王僚又名州于、既子白期、是盡子白爲期之喪、喪服小記、期而除喪、道也、孟子滕文公上、三年之喪、吾宗國魯先君、莫之行、又盡心上齊宣王欲短喪、公孫丑曰、爲期之喪、猶愈于已乎、自周敬王五年四月丙子、至六年五月庚戌爲三六五日、是爲吳王光元年、若此推斷不誤、則此鑒作于公元前五一四年

期を期喪の意に用いることは齊器の洹子孟姜壺にもみえるところであるが、子白が王僚州于の字であることは確かでなく、また日辰をいう文中に喪期にふれることも異例である。弑殺の日丙子は左傳にみえず史記にのみあり、特に自ら弑殺した人に對する服喪をいうのも不審であるから、陳釋はなお疑問とすべきであろう。郭釋にその說を非とし、既生霸の異語に外ならないとしていう。

既子白期、當卽既生霸、子同慈或滋、生也、白乃古伯字、與霸通、周人每月分爲四期、曰初吉、曰既生霸、曰既望、曰既死霸、大抵以七日或八日爲一期、此言既子白期、吉日初庚、乃初吉之后、既生霸期中之第一庚日、卽五月九日左右也、有人說、子白乃王僚之字、王僚被弑于四月、此殆吳王光二年五月、王僚期服之喪已盡也、按此不合彝銘體例、可謂妄生異說

郭釋は既子白を既生霸とするが、あるいは死字を避けて、死霸を音の近い子白としるしたものかとも思われる。何れにしても他に例のないことである。唐釋に白期を吳王光の長子にして、文は「既字白期」、すなわち冠禮を行つた意とするのは唐突に過ぎる解である。

吳王光は闔閭。陳釋に左傳襄十七年「皆有闔廬」の注「闔謂門戶閉塞」を引き、「其義與光相反成義、光或爲廣之假字、說文、廣、殿之大屋也」というが、自銘の器に假借字を用いることもありえない。闔廬は卽位後の別號であろう。楚・越にも同樣の關係が考えられるものがあり、顧頡剛の「楚吳越王之名號諡」史林雜識初論にそのことを論じている。陳釋に「此吳王光嫁女子于蔡、故從中國之稱」というが、卽位後の稱である。また吳王の稱には工𠭯王・攻吳王などの複稱のものが多く、越に于越というのと同じ。

銑を陳釋に鑛の異文とし、玄銑白銑を銅・錫とし、郭釋も同じ。合せていわゆる靑銅となる。玄鏐赤鏞などと同じ語例である。叔姬寺吁はその女の名であろう。吳は姬姓、蔡もまた姬姓。いわゆる同姓婚であるが、外族にして姬というものは西北の諸戎にも多く、擬制的なものであろう。吳世家贊に「余讀春秋古文、乃知中國之虞與荊蠻句吳兄弟也」という。左傳哀十三年の黃池の會に「吳人曰、于周室我爲長、晉人曰、于姬姓、我爲伯」という吳晉は、何れもその初封に疑問のあるものであるが、當時すでに周との親緣を主張していたのであろう。晉も驪姬と婚しており、必らずしもいわゆる同姓婚ではない。

䢅は弓夷土に從う字であるが、會意の意が知られない。郭釋に彝の異文であろうとし、陳釋に禰の假借とする。宗禰という語も例のないものであるから、彝の假借字とみておく。もとは射儀に關する字であろう。往巳は往也。以下は嫁女を送る辭である。儀禮士昏禮には、「父送女、命之曰、戒之敬之、夙夜毋違命」、「母施衿結帨曰、勉之敬之、夙夜無違宮事」とみえる。郭釋に「乃后孫」を「蔡侯之孫」と解しているが、乃后とは叔姬の子孫をいうものであろう。唐釋に孫を孫〻とする。それならば「虔敬乃后、孫〻勿忘」となり、句讀のしかたが異なるものとなる。唐氏は器を目驗していると思われるので、いま唐釋に從う。

訓　讀

これ王の五月、既子死霸の期、吉日初庚、吳王光、その吉金を擇び、玄銑白銑、以て叔姬寺吁の宗䢅彝薦鑑を作る。用て享し用て孝し、眉壽無疆ならむことを。往けや叔姬、乃の后を虔敬せよ。孫〻忘るること勿れ。

参　考

器は蔡侯墓より出土。從つて同出の蔡侯諸器との關係が問題となる。郭釋に蔡侯の鐘・盤と本器の銘文を綜合考核して、七項の要約を示している。

一、蔡與吳爲同姓、然確曾互通婚姻、吳王光之女適蔡侯之孫、其媵器出蔡侯墓中、則此蔡侯爲誰、及其墓之年代、卽可由以推定

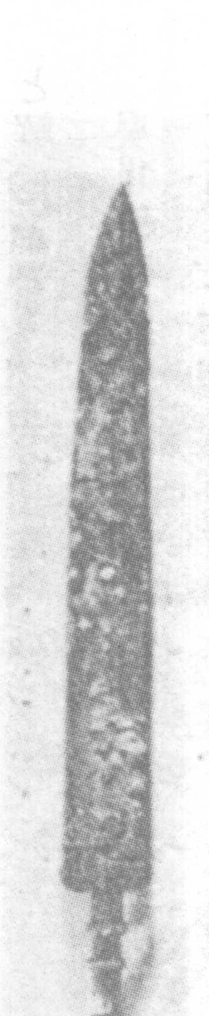
二、吳王光在位凡十九年、其元年當蔡昭侯五年、卒年當蔡昭侯二十三年前四九六年、吳王既嫁叔姬于蔡、曰虔敬乃后孫、則叔姬當爲蔡昭侯之孫、蔡聲侯之妃

四、蔡本楚國之附庸、史稱昭公十年朝楚、携美裘二、以其一獻楚昭王、自服其一、楚令尹子常欲

得其裘、囚之三年、獻裘后始釋歸、蔡昭侯十三年冬前五〇六卽與吳王光共伐楚、攻破郢都、故在昭侯及其子成侯二代、與楚已斷絕關係、及吳旣滅、則蔡聲侯復附于楚、故鐘銘有輔右楚王之語五、蔡聲侯之墓、何以有吳叔姬媵器在內、此容易解釋、卽叔姬以其媵器爲殉、如叔姬本人巳前卒、則蔡人以其遺器爲殉

三はすでに蔡墓の項本卷・三〇五頁に引用した。かくて郭氏はその墓を蔡聲侯、また蔡侯䵼は史に聲侯の名とする産の本字であるとする。聲侯説は「乃后孫」を「蔡侯之孫」とする解釋から導かれているのである。しかしこの郭説は、聲侯卽位の前年にすでに吳が滅んでおり、聲侯の盤・尊に「敬配吳王」の語があるのと合わず、蔡・吳の通婚はそれ以前にあるべく、蔡と吳楚との關係からみて、これら三器が昭・成のときにあるべきことは明らかであるから、蔡侯䵼は成侯朔とするのが妥當であろう。そのことはすでに蔡侯墓諸器の項に述べておいた。器は蔡昭侯のときに當り、吳の叔姬を娶つたものはその子とみるべきであろう。昭侯はその十年前五〇九楚に朝して囚えられ、三年後に漸く許された。その翌年、吳とともに楚を伐ち、楚と敵對關係に立つた蔡は、十三年、子を質として吳に送つている。吳王闔閭が叔姬を與えたのは、この王子で、おそらく後の成侯朔であろう。昭侯が大孟姬を夫差に嫁し、闔閭が叔姬を成侯に嫁したとすれば、蔡吳交〻婚すということになる。文に韻讀あり、郭釋に庚・銚・疆・忘陽部を韻とする。陳釋に疆・敬・忘を協韻とするが、敬は耕部にして合韻の例はない。

吳王光劍　文物一九七二・四、圖版二、本文七〇頁。一九六四年九月、山西原平峙谷出土の東周諸器中にあり、「攻敔王光、自乍用劍」と銘する。容庚氏の鳥書考補正第二四器・雙劍誃・四三・錄遺五六四にみえるものと同銘であろう。劍首殘破、莖は圓柱形、劍身の左右に火文がある。吳王夫差鑑は淸の同治中、代縣蒙王村より出土、また「王子于之用戈」と錯金鳥書を以て銘する戈文物・一九六二・四・五が萬榮縣から出土しており、吳器の晉地から出ている例が多い。吳晉の往來が、當時頻繁であつたからであろう。吳越の劍・戈については、顧頡剛の「吳越兵器」史林雜識初編所收に、多く文獻の記載を收めている。



吳王光劍





吳王夫差鑑

吳王夫差鑑

著錄　K氏・圖五〇　藝類・四六　殷周・圖・五二　通考・八七二　二玄・四八五」　貞松・一一・四　周存・四・四一　大系・一五　三代・一八・二四　河出・三〇〇　二玄・四八四

考釋　王國維「攻吳王大差鑑跋」觀堂別集　文錄・四・三四　文選・下三・一七　羅振玉「攻吳王監拓本跋」

通考にいう。「高一尺二寸、口徑二尺一寸二分、無足、兩獸耳銜環、腹飾蟠虺紋及葉形紋」という。蟠虺文は細密にして淺く、殆んど地文のようにみえる。大系新版に「山西通志金石記云、同治中、代州蒙王村出土、地在夏屋山之陽」と附記する。貞松・周存に何れもその出土地をしるし、現に都門に在りという、貞松には「此器大可容人、當是浴器」というが、この口徑では浴器ともしがたい。銘は腹内にあり、三行一三字。文にいう。

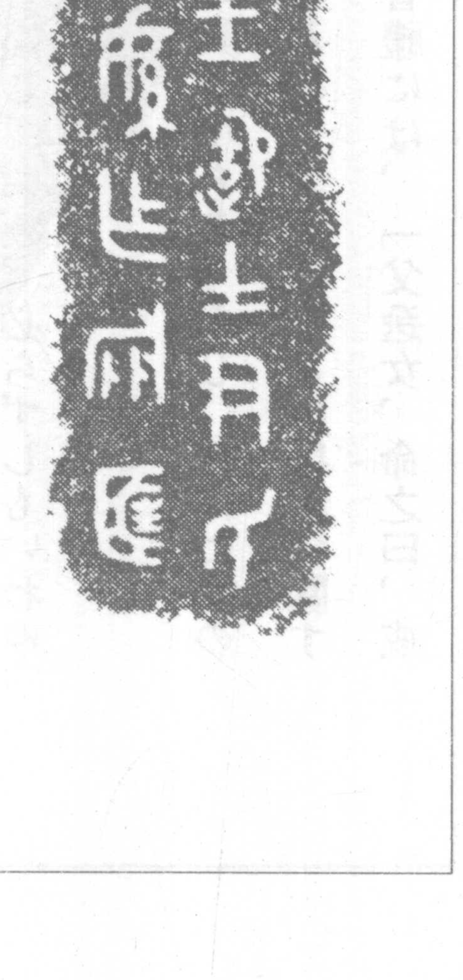


攻吳王大差、擇厥吉金、自乍御監

大差は夫差前四九五～四七三。差は右に從う字形に作る。貞松に莊子則陽「同濫而浴」、釋文に「濫浴器也」とあるのを引いて浴器とし、冰監の類としては大に過ぎるというが、大系に「余謂監當是鑑容之物、古者以水爲鑑、臨水盛容爲監、盛水正容之器亦爲監、推之則凡盆皆謂之監矣、此監稱曰御監、當是鑑容之器、王者訏大、器自不嫌其大」といい、浴器としては材質が適わしくないとする。またその出土地について、「器出晉地者、乃吳亡後、器物易主使然」という。祭器ではないから將來の品であろう。別に錄遺・五二に一器を錄し、「吳王夫差、擇厥吉金、自乍御監」といい、單に吳王と稱している。また劍雙劍誃・上・四一　河出・一二六があり、「攻敔王夫差、自乍其元劍」と銘する。

吳王御士尹氏簠　甲編・一三・二　文物・一九五八・五　二玄・四八三

器は文物によると、一九五七年五月、北京市海淀區東北曜村出土と報告されているが、甲編にみえるものと同じ器であろう。それならば一時坑匿の器であるかも知れない。文物に高さ九糎、寬一九・五糎、長二五・五糎、夔文・垂鱗の器という。西淸に載せるものは器腹が波狀文のようにみえ、器口に環文をめぐらしている。文二行一一字。「吳王御士尹氏叔孫、乍旅簠」という。孫は女系に從う。單に吳と稱しており、器制・文字も古く、春秋の前期に遡りうるもので、吳器中最も古いものとみられる。尹氏の稱は詩や左傳にみえ、古い職名である。

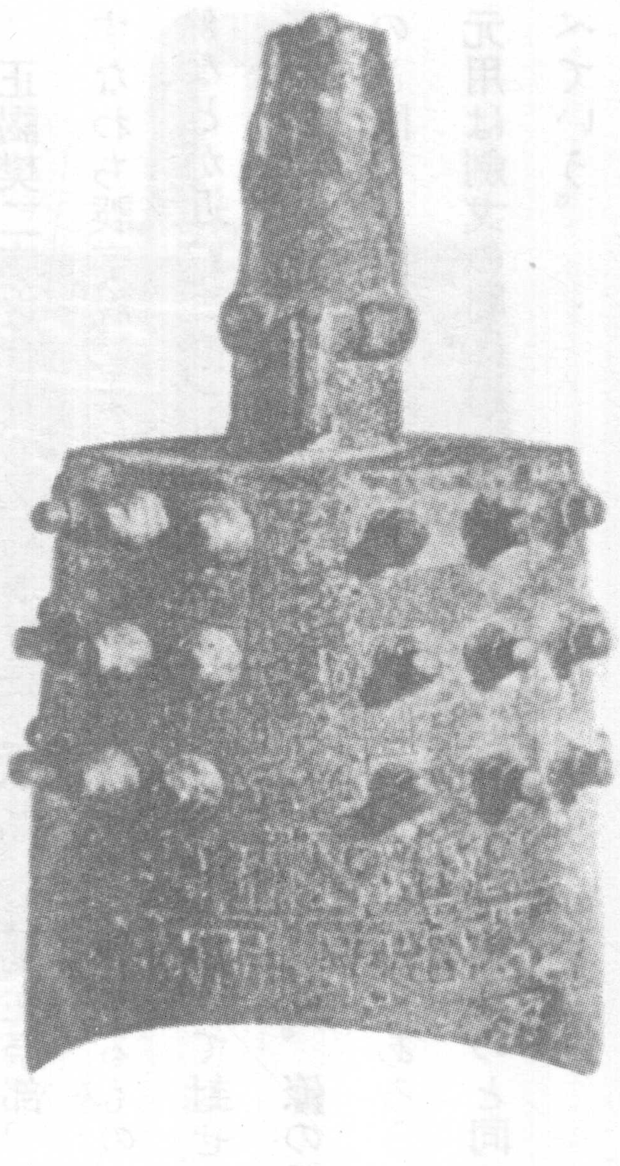


者減鐘

著錄　善齋・一・一七(一)　倫敦・九一　善齋圖・一四(一)　通考・九五七(一)　甲編・一七・六(三)〜一〇)　冠斝・上・一(八)　故宮・册・二六(一〇)　故宮・上・二四〇(一〇)　下・四六四(一)　上海・七七(九)」　二玄・四八八(一)」　周存・一・六五、又補(八、九)　貞松・一・一二(一、八、九)　大系・一五二(一〜九)　三代・一・四〇(一、八〜一〇)　小校・一・三二(一、八、九)　二玄・四八七(一)」

考釋　研究・下・一四　大系・一五三　溫廷敬「者減鐘釋」文史學研究所月刊・一九三四、三卷二期　文錄・二・九　文選・上一・八　積微居・一四三

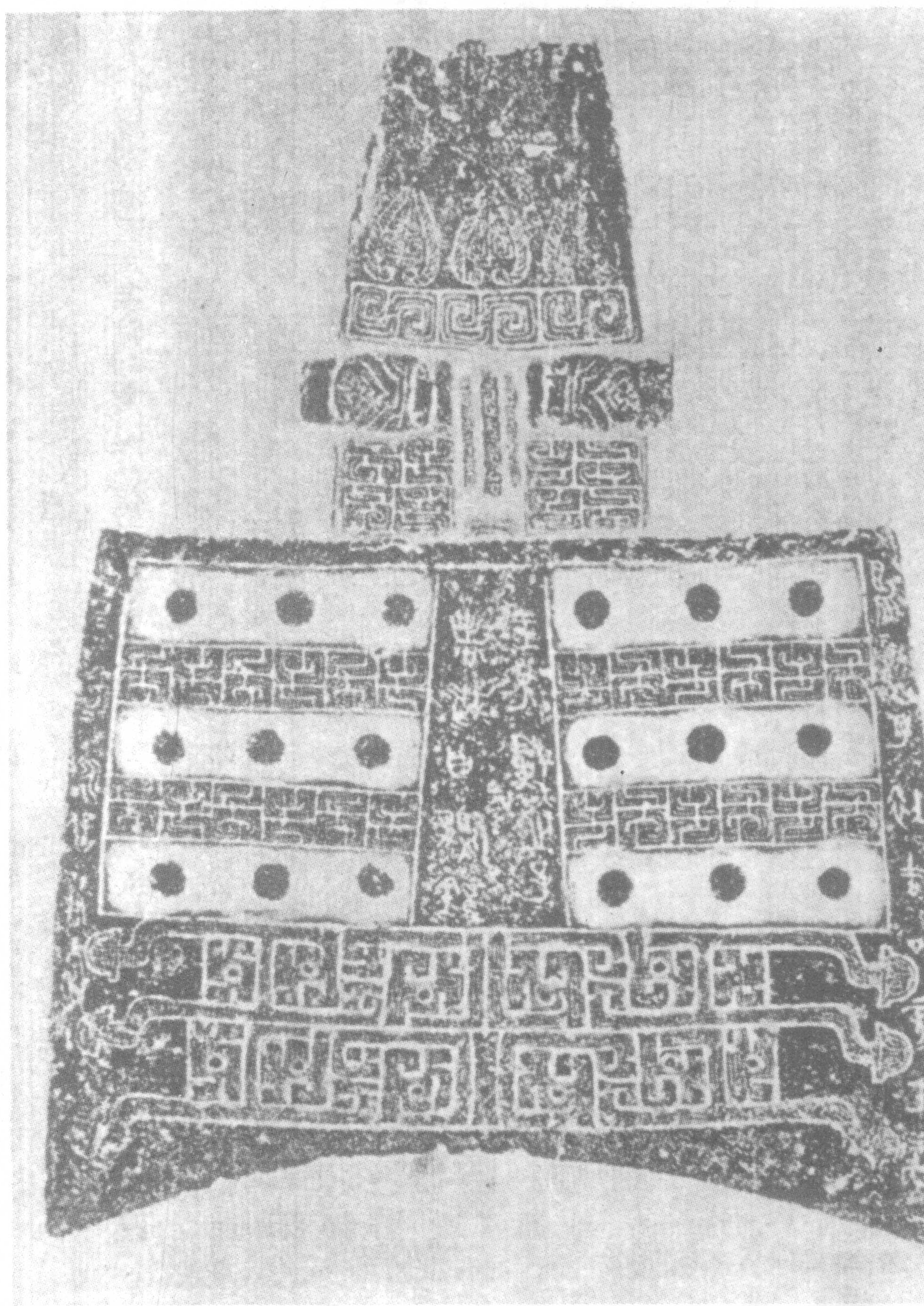
通考にいう。「程瑶田通藝錄樂記三事能言七二云、乾隆廿四年、江西臨江府得古鎛鐘、撫臣獻于朝、續鑑一七・二言、乾隆二十有六年、臨江民耕地、得古鐘十一、大吏具奏以進、今故宮博物院、尚存二器」。周存に、もと丹徒の劉氏二器、呉興周氏の藏器とする。いま著錄に存するもの十器であるが、無銘の器と合わせておそらくもと十二器あつたものと思われる。第一鐘について通考に「欒長八寸四分、甬長四寸九分、篆間鼓上、均飾蟠虺紋」とあり、細密な蟠虺文が鼓篆の間を覆うている。大系に「其最小者一枚無銘、其次銘二八字者四、銘八十餘字者六、字多殘泐」という。以下みな同制。銘は右欒・鉦・左欒より背面の右欒・鉦に及び、文約八九字、缺泐多きも器數多く、ほぼ補讀しうる。文にいう。



者減鐘

唯正月初吉丁亥、工𠭯王皮難之子者減、擇其吉金、自乍鴋鐘、不帛不羊、不濼不彫、協于我霝龠、卑龢卑孚、用旂眉壽緐釐、于其皇且皇考、若盟公壽、若參壽、卑女龠侖〻剖〻、龢〻㽞〻、其登于上下□□、聞于四旁、子〻孫〻、永保是尚

工𠭯はまた句呉・攻呉ともいう。



第九鐘二十八字銘

左傳宣八年疏に「句或爲工、夷言發聲也」とあり、攻も同じ。皮難について大系に

史記呉太伯世家叙、自太伯以降、至第十五世爲轉、索隱引譙周古史考作柯轉、柯轉卽此皮難也、柯皮古同歌部、轉難古同元部、難古然字、柯轉之子爲頗高索隱云、古史考作頗夢、頗高之子爲句卑古史考云畢軫、此者減與頗高爲兄弟、大約當春秋初年、魯國桓莊之世也

という。これ者減を以て柯轉の子とするものであるが、積微居に者減を柯轉その人として「者減之合音爲轉、故銘文作者減者、而史記作轉、此猶春秋襄十二年書呉子乘、傳則作壽夢、其例正同、史記、轉之父爲禽處、而銘文作皮難、不相符合者、句呉諸王、名號不同、一人之稱、往〻互相歧異」といい、呉子遏を諸樊、餘祭を戴呉、光を闔閭という例をあげている。そして呉の歴世中、柯柏・柯盧の柯はみな發聲、者減は轉に外ならぬとするのであるが、もし異號をとるとすれば、轉に限らぬことである。兩氏の時期比定は何れも春秋初期とするもので、器制・銘文よりみて早きに失するものと思われ、器は少くとも春秋末期以後とみるべきであろう。

皮難はおそらく諸樊であろう。呉王僚の子諸樊は、王子光とともに楚の役に參加して楚の夫人と寶器とを奪つて歸つた春秋昭二十三年、前五一九が、のち數年にしてその父王僚は光に殺された。その後の消息は史に傳えるところがない。當時、王僚の弟公子掩餘蓋餘・燭庸の二人は、兵を將いて楚に作戰中であつたが、王僚の弑殺を聞いて楚に降り、楚は城を與えてこれを封じ、光の弟夫槩王も自立して楚に奔り、堂谿に封ぜられた。當時、呉の王族にして楚にあるもの多く、呉が滅亡の後にもなお故國の外にあつて王號を稱したことが考えられる。皮難の合音は樊である。その子者減が楚地にあつて光復を謀り、上下四方に聞する鐘を作つたのがこの器であろう。諸樊は夫差と同世代。從つて器は呉の滅亡前四七三前後のものであろう。鴋鐘は他に例なく、字も明らかでない。大系に瑤鐘とするが、寶鐘・林鐘・龢鐘というのが例であるから、林鐘などの意であろう。楚公鐘にも林の異體字とみられるものがある。不帛不羊は不白不騂、騂は赤をいう。不濼不彫は鑠雕を受けぬ意であろう。積微居に雕を凋と解している。

盟公以下について文錄に「召公在周初、壽最高、故云」、「參謂參星、荀子富國壽於旗翼、亦以星爲喩、一說、參壽卽詩之三壽也」という。盟公は召公奭。書の君奭に「天壽平格」とあり、金文には、周初の經營のことが多くみえ、書の顧命に康王卽位の儀禮を主宰している。參壽は宗周鐘・晉公盞にみえる。この器は江西臨江より出土しているが、宗周鐘はおそらく姜姓呂侯、すなわち㝬侯の器であり、その地はまた盟公の國の後である召南に近い。いずれもこの方面に傳承された長壽を祈る語であろう。器がこの地で作られたとすれば、楚地にある呉の王子の作器であると思われる。

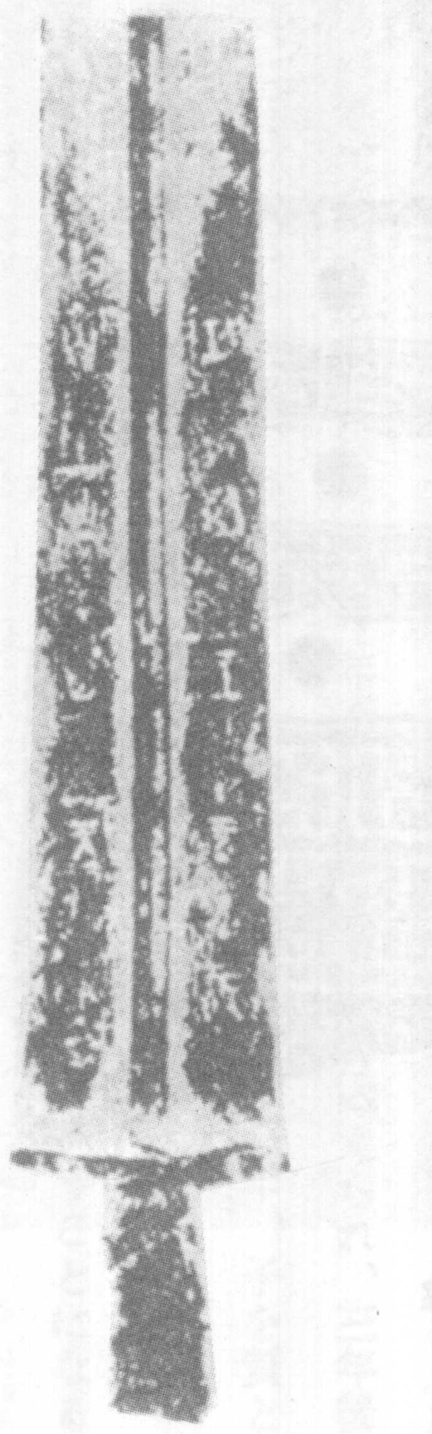
龠侖〻以下は鐘聲の形容の語。剖を文選に歆とする。大系に「今按此字與㽞爲韻、讀歆甚是、㽞〻猶欽〻」とするが、㽞はあるいは鏘の初文であろうかと思われ、それならば韻は鏘・旁・尚となる。文錄に㽞を倉と釋するが、字形は異なる。上下四方に達することを希うのは、呉の光復を祈る心を寄せたものであろう。

これ正月初吉丁亥、工𠭯王皮難（諸樊）の子者減、その吉金を擇び、自ら鴋鐘を作る。白からず騂からず、鑠けず彫（蝕）せず。わが靈龠に協ひ、和ならしめ孚ならしめ、用て眉壽緐釐をその皇祖皇考に祈る。召公の壽の若く、參の壽の若くならしめむことを。汝をして龠侖〻、剖〻、龢〻鏘〻として、それ上下の□□に登り、四方に聞せしめむ。子〻孫〻、永く保ちてこれ常とせよ。

文首にも彫・孚・考・壽幽部の韻がある。字は線刻のように細くて明晰を欠くものであるが、甲編に摸勒するところと合わせて判讀することができる。

第八器以下は二八字銘。文に「隹正月初吉丁亥、工獻王皮難之子者減、自乍鷂鐘、子〻孫〻、永保用之」と銘する。甲編第二器は補作。十二律の一を缺くものとして聖旨により大呂の鐘を作り、全律に備えたという。乾隆廿又六年の御識をしるす。この編鐘の出土について、國家集瑞、地祇效靈の寶器としてそのことを頌しているが、器銘によると、楚地に亡命した王子の制器である。

吳王元劍　積古・一〇・三　擦古・二之一・五七　奇觚・一〇・三　周存・六・九六　大系・又一五四　綴遺・二九・六　三代・二〇・四六　小校・一〇・一〇〇



銘は刀身にあり、二行一〇字。「攻敔王元、启自乍其元用」という。启は肇。吳王元について大系にいう。

此攻敔王元、余謂卽吳王壽夢之長子諸樊也、諸樊之名、春秋作遏、公穀均作謁、而左傳與史記、則作諸樊、諸樊與遏若謁、無相通之理、蓋諸樊實是謁樊、字之譌也、二書同誤者、必史記偶誤在先、劉歆編纂左氏傳時、從而襲用之、以標異耳、此作元者、正謁樊二字之合音、又爲遏與謁之陽聲、遏謁在祭部、祭元乃陰陽對轉也

すなわち誤字說によって、闔閭の父諸樊の器とするものであるが、音を以ていえば王僚の弟掩餘蓋餘などが近い。僚が弑殺を受けたのち、楚に逃れて封ぜられた人で、闔閭に國を奪われた吳の諸公子に、自ら王號を稱するものがあったのであろう。僚の子太子諸樊の子が皮難王の子者減と稱するのと同じ。掩餘はおそらく夷語、元はその華名であろう。

元用は劍戈の屬に用いる語で、元劍・元器というのと同じ。劍の起原について、大系に西北說を述べていう。

劍之爲物、非中國所固有、逸周書克殷解言、武王以輕呂擊紂尸、史記周本紀作輕劍、張守節謂輕呂劍名、實則輕呂卽匈奴之徑路、漢書匈奴傳、單于以徑路刀、金留犁撓酒、應劭云、徑路、匈奴寶刀、外國學者謂、起源于突厥語之 Kilidji、據此足證劍制實來自西北、于周初時蓋已有之、但其用未盛、太伯仲雍竄吳、或曾携此而往、故吳越之劍、得吳越之金錫、遂于攷工記中、同著其良美之稱也

劍が西北の民族から移入されたであろうとする考えかたは、考古學的立場から早く主張されているところで、周緯の中國兵器史稿「周劍之來源」一一二頁にその說が紹介されている。この吳王劍は拓片によると無節の莖をもつ劍で、劍身中央に長稜の凸起がある。郭說に、太伯・仲雍がその制をもたらしたというが、劍はかえって河南・安徽より吳越など東南の地に遺器が多い。特に吳越の劍は古くから喧傳され、徐君が季札の劍を欲したという話もあり、その子の器といわれるものもある。

「吳季子之子逞之元用劍」積古・八・二〇　擦古・二之一・五七　金索・二・一一四　周存・六・九四　綴遺・二九・九　小校・一〇・九九と銘するもので、いわゆる鳥篆。周存に器の全拓を收め、程曾煌の題記がある。鳥篆は越器に最も多く、吳器のほか宋・蔡・楚にも例がある。劍の行なわれる徑路については江上波夫氏北方ユーラシア古代北方文化などに記述があり、劍全體については近刊の林巳奈夫氏の「中國殷周時代の武器」に詳しい。

邗王是埜戈　錄遺・五六九

「邗王是埜乍其□元用」と銘する。邗は干越墨子兼受中・莊子刻意・荀子勸學・淮南原道と連稱する例が多く、管子內業・小問篇に吳干相戰うて干が滅ぼされた話がみえ、吳は干の號を襲稱した。それで趙孟介壺の禺干王を吳干とする說が有力に主張されているが、吳を禺としるす例はない。干は魯の成公前五九〇～五七三頃に滅んだとみられるが、この器は必らずしもそれ以前とは定めがたい。夷系の諸族には、國都を失ったのちもなおその號を稱するものが多いからである。吳王が自ら干王と稱することはないようである。

二三〇、者沪鐘

器名　者沪鐘窓齋　虘秉鐘周存　者沪鐘通考

時代　句踐十九年饒釋　王翳十九年郭釋

出土　「傳爲昔年洛陽金村古墓中物」陳釋

收藏　一・三「者沪鐘二、一爲河北鎭崔季芬軍門所得、一爲濰縣陳氏十鐘山房藏器」窓齋　一、「上海博物館」上海　二・三、「舊藏濰縣陳氏者、今歸日本住友家」大系　四、「陶齋」三代世表

著録

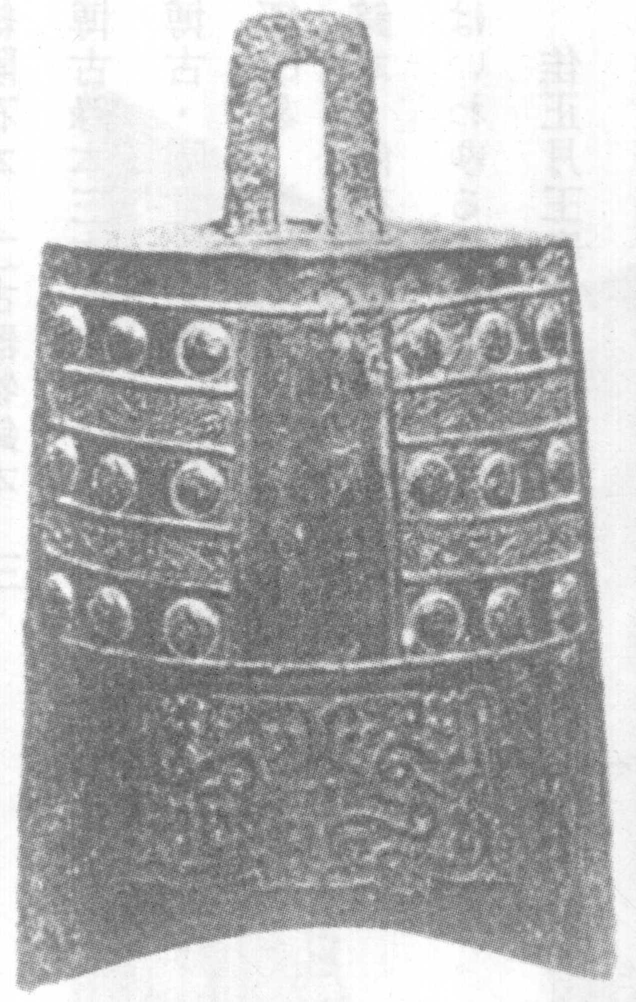
器影　一、上海・七八　二、海外・一三七　大系・二四八　通考・九六二　三、海外・一三八　泉屋・別八　大系・二四九　四、善齋・一・一六

銘文　一、窓齋・二・一五　周存・一・四二　大系・一五九　三代・一・三九　小校・一・四六　書道・一〇二　二、貞松・補上・二　大系・一六一　三代・一・四〇　三、擦古・二之三・二五　從古・一三・六　奇觚・九・九　窓齋・二・一六　綴遺・二・三〇　周存・一・四四　大系・一六三　三代・一・四一　小校・一・四七　四、貞松・一・六　周存・一・四五、又補　大系・一六四　三代・一・四二　五～一三饒釋　錄遺五～一三（四鐘九六字、三鐘六八字、四と合せて全文）一鐘一〇字、

一鐘二四字

考釋　窓齋賸稿・七　大系・一五七　文錄・附・三　者沪編鐘銘釋・饒宗頤、金櫃論古綜合刊第一期
　者汈鐘銘考釋・郭沫若、考古學報・一九五八・一

器制　上海にいう。「高二五・三、舞縱一〇・一、橫一四・二、于縱一二、橫一五・九糎、重三・七八瓩、鐘的裝飾、風味特强、鼓部鑄八龍、平雕淺鏤、有蟠曲飜飛之勢、篆及枚上的紋飾、也極其精麗」、また通考に「通紐高七寸七分、紐上鼓上篆間、均飾蟠獸紋」という。器はみな平紐であるが、善齋著錄のものは紐を兩獸形を以て飾り、大きさも最大で、善齋に「身高一尺三寸」という。



者汈鐘

銘文　全文九三字。一は銘文四九字。二・三は四八格、四は鉦の二面三二字を存する。五以下は鉦鼓二面各十二字分銘の編鐘である。

隹戉十有九年、王曰、者汈、女亦虔秉不巠德、台克總光朕□、于之悉學、趄趄哉、弼王宅、𡨦攴庶戠、台朋光朕立、今余其念□乃有齊休祝成、用𤔲刺疾、光之于聿、女其用玆、女妥乃壽、叀□康樂、勿有不義、訅之于不啇、隹王命、元頣乃德、子孫永保



戉は越。窓齋に戉と釋し、「周器紀年、不著甲乙、此其創見矣」というも、越の初文である。者汈について窓齋に字を泓の省文とし、また郭氏ははじめ者泻と釋して諸咎とする説をとり、「越世家索隱引古本紀年云、翳王三十三年遷于吳、三十六年前三七六七月、太子諸咎殺其君翳、泻卽泓字之異、泓入影紐者、乃後來之音變、失去聲首K而然者也」としたが、新版には容庚說によつて「容庚云、者泻當作者沪、卽越王句踐之子鼫與、今按其說至確、銘中之王、卽越王句踐也、舊釋當大作添改」と鼫與說に改め、翌年また者汈鐘銘考釋考古學報、一九五八・一において舊說に復していう。「汈字所從刀字、與銘中剌字所從者全同、故知當爲汈字、汈者詩河廣、曾不容刀之刀、故字從水、汈咎音相近、古臯陶或作咎繇、故汈可音轉爲咎」。また「有越王者召於睗鐘及越王者召於睗矛、均者汈之器、諸咎於弑王之前、已自稱王、今辨出汈字、則與召音尤相近、可爲互證」といい、者召と同一人とする。ただ諸咎は本紀に引く紀年に「翳三十六年七月、於粵太子諸咎弑其君翳、十月、粤殺諸咎」とあり、者召鐘に正月というのと矛盾するので弑殺前に王號を稱したと解したが、そこになお問題があるようである。饒釋に、文は太子に屬する辭に似ず、者泻は大夫柘稽であり、吳語・吳越春秋第七に諸稽郢に作り、また諸稽到人表・廉稽韓詩外傳八・諸發說苑奉使と傳えられる人であるという。越は句踐の二十年以後、連年吳を伐ち、四年にして吳を滅ぼしたが、その前年、大夫を勵ます辭を與えた器とする。「王曰、者汈」は臣下に對する語であり、これを鼫與・諸咎に比定するのは困難であるが、柘稽とする根據も十分ではない。



巠字は内に從う。饒釋に汭にして墜とするが、經德の經と解してよい。また悉學を書の說命「惟學遜志務時敏」を引いて說く。趄趄哉を句とすれば、ここで切れるところであろう。宅は巳に從うも繁文。𡨦は往、攴は攴敌。戠を郭釋に績、饒釋に戛にして庶戛とは書の康誥「不率大戛」の大戛、常禮の意とする。この二句は弼王の義を說くもので、庶戠は賊害をいう。朋は祇、立は位。齊休祝成はその休成を賞する語であろう。訅は謀。不啇を郭釋に不適、饒釋に不啻にして多也、不止也とするが、丕適の意であろう。𤔲は治、聿は肆。妥は安の字形に近く、妥安の儀禮を示す字であろう。元頣を郭釋に黽勉の意とする。

饒釋に者沪を諸稽とし、吳越春秋第七「大夫諸稽郢曰、望敵設陣、飛矢揚兵、履腹涉屍、血流滂滂、貪進不退、二師相當、破敵攻衆、威淩百邦、臣之事也」を引き、銘文には伐吳前年の情況があるとする。また郭釋に「細審原銘、碻是越王訓子之辭、此子在王之十九年、已有功德、足證至少已近壯年、諸咎弑父、在翳王三十六年、乃銘鐘十七年後事、當時翳王必巳年老、其所以出此非常之舉者、殆因晚年失寵、或有廢長立幼之事而然」という。句踐前四九六～四六六のときと王翳前四一一～三七六のときと五世の差があるが、鐘銘の字は吳王光鑑と極めて近く、時期としては句踐期のものと考えてよい。ただ諸咎弑父のこととは關係なく、者汈は王族中の有力な一人であつたと思われる。容庚の句踐の子鼫與說のちその說を撤回、饒氏の大夫諸稽說に對して、別に王族說を提示しておく。

文に韻讀あり、それによつて句讀を求めうるところがある。文にいう。

これ越の十有九年、王曰く、者汈よ。汝また虔しみて丕經の德を秉り、以て克く朕が□を總光し、この悉學においてす。趄趄たるかな。王宅を弼け、往きて庶戠賊を攴ぎ、以て祇しみて朕が位を光にせり。今余それ、乃の齊休祝成あり、用て刺烈疾を𤔲めたるを念□し、これを聿ここに光にす。

汝それ茲を用ひよ。汝、乃の壽を妥らかにし、叀□康樂し、不義あること勿く、これを丕適に訧(はか)れ。これ王の命なり。乃の德を元頌(黽勉)し、子孫永く保て。

すべて王命の文であり、優渥の語で、世子に賜うべきものではない。文は德・學・宅・獻・立・疾・樂・商・德など入聲字のほか、哉・聿・丝など之韻の字、また壽・保は幽韻。全體を幽之合韻とするものであろう。郭・饒二家の釋は韻讀に及ばず、そのため句讀參差として定まらぬ憾みがある。いま全文を幽之合韻として、句讀を試み、文義を求めた。

饒釋に、第一組八面全文、第二組六面、第三組二面の拓あり、別に容庚氏の未著錄二面を載せる。合せて十三器を存するわけである。

越王鐘

著錄　博古・二二・一七　鳥書考・圖二

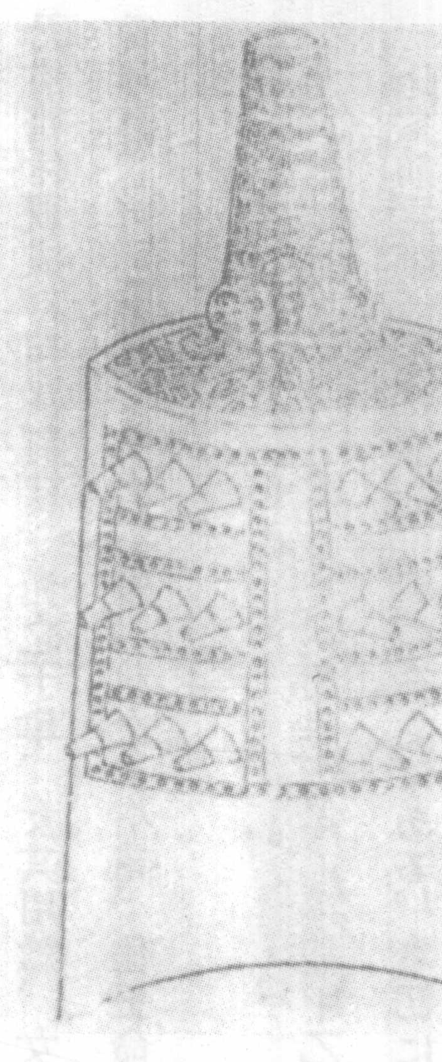
嘯堂・下・八二　薛氏・一・一八

考釋　金石錄・一二・一　鳥書考・容庚

・燕京學報・一六期　又、金文論文選第一輯

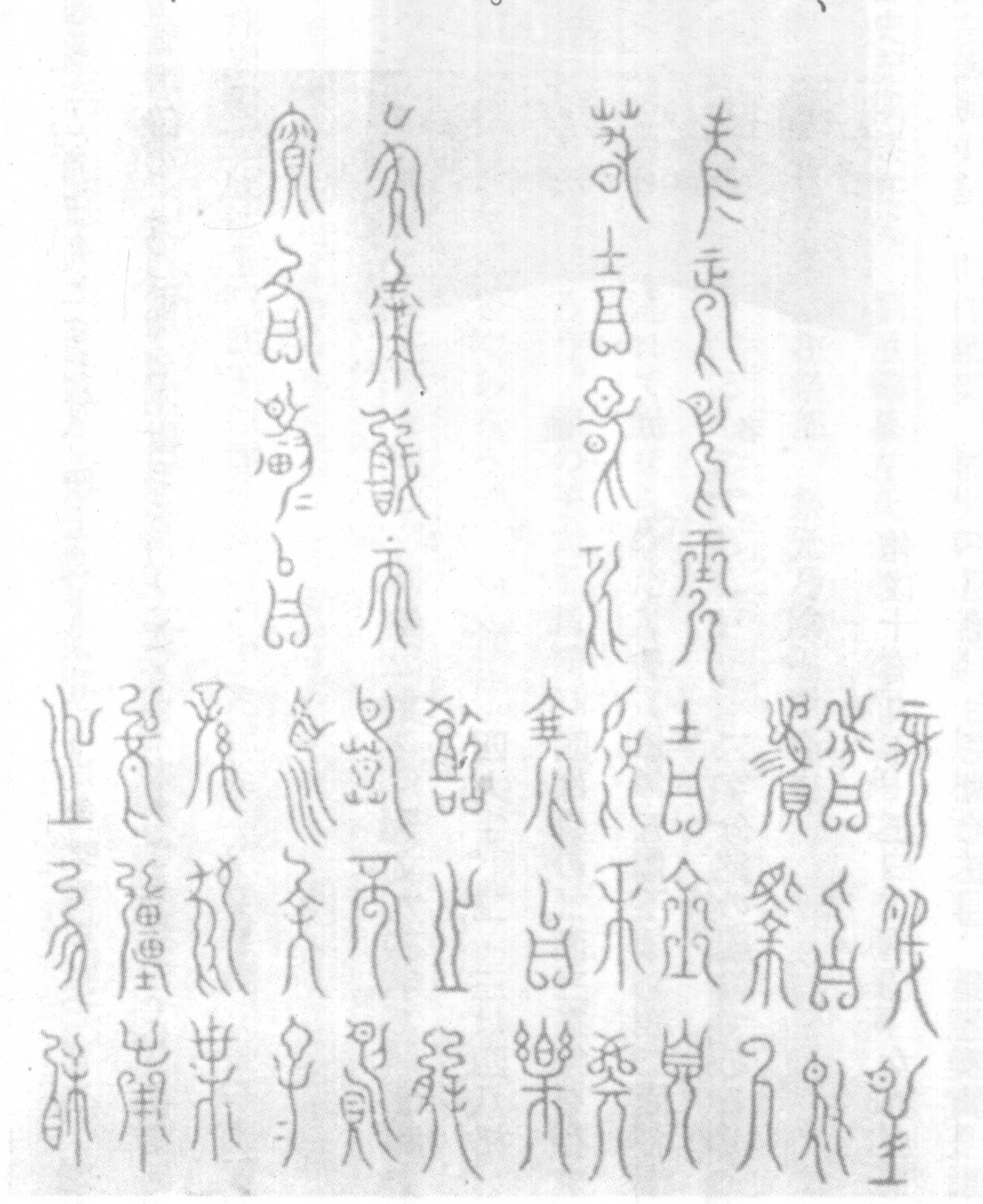
大系・補錄　文選・下一・三

宋刻に「周蛟篆鐘」として錄するものである。鳥書考に「高七寸五分、甬長四寸九分、銘五十二字、錮紫金、藏宋宗室趙仲爰家、



越　王　鐘

後歸內府、薛氏作商鐘、載一維陽石本、二古器物銘本、三博古錄本三本、字形略有異同、博古・嘯堂兩本銘文、行款皆經改易、惟維陽石本及古器物銘本、尚存原式」という。字はいわゆる鳥書を交えている。



隹正月王春吉日丁亥、戉王

者旨於睗、擇厥吉金、自祝

禾禀□鐘、台樂虞家、喜而

賓各、旬台鼓之、夙莫不貣、

順余子孫、萬棐無疆、用之

勿相

王春を郭釋に孟春とする。下文の王とも異なる字形であるが、孟とはみえない。戉王を舊釋に多く既望と誤る。祝は鑄。文は鐘銘の常語であるが、容釋にはじめてその讀を通じ、郭釋ではこれに補正を加えている。

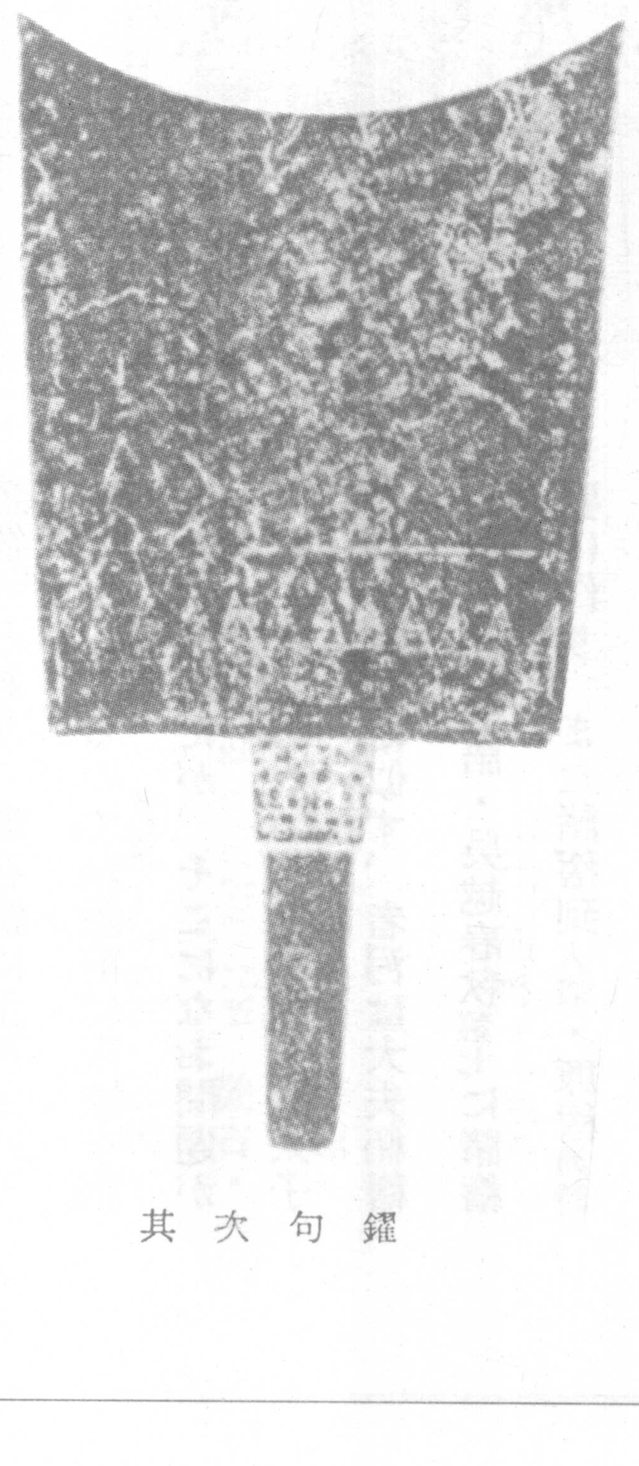
者旨を容釋に□夷にして句踐の子鼫與、郭釋に者召にして王翳の子諸咎とする。かつ兩釋とも、者

汈鐘の者汈と同一人とする。ただ郭說では時期が下り、器制に問題があるため、博古所收の器影を僞器とし、「越王翳三十六年、當周顯王二十七年、已入戰國中葉、其時不應有甬鐘、而本鐘爲博古圖所錄者、乃有甬而枚甚長、銘文行款、亦已更易、蓋卽金石錄古鐘銘所謂、後又得一鐘、銘文正同者、實仿作之贋品也」と論ずるが、仿作の際器制をかえることも考えがたい。

越王矛周漢遺寶・一〇　鳥書考・補圖・一〇に「戉王者旨於睗」とあり、越王劍鳥書考・續考・三考　金匱初・三六　上海・九二にも同じ名を錄するもの二器。壽州出土がある。大系に「與前越王鐘、自是一人之器」とするのは諸咎說であるが、王翳弒殺の後、三月にして殺された諸咎が、このように多數の精美な鐘・劍矛の類を作ったとは考えがたい。また一方容釋は、ここでは前器の鼫夷說を徹回して「余前於越王鐘之者旨二字、釋爲□夷、疑爲句踐之子興夷、無實據、究不知當屬何王也」三考という。

思うに者旨は者汈と字異なり、旨は人の反文に從う。すなわち旨にして頣の初文、のちまた稽に作る。吳越春秋第七に八大夫の一として諸稽郢というものがあり、句踐の王子の一人ではないかと思う。越世家に、句踐の會稽に敗れるや、「於是擧國政屬大夫種、而使范蠡與大夫柘稽、行成爲質於吳、二歲而吳歸蠡」とあり、國語・越絕書等によると、入質の人を越王・范蠡とする。人質として王自ら入ることは普通ではないから、世家の文がよく、柘稽はおそらく太子であろう。太子の名は鹿郢紀年・鼫與史記・與夷越絕書と多様に傳えられるが、越王諸器にみえる者旨諸稽於睗は諸稽郢にして鼫與ともしるされる人とみられる。吳の滅亡の後、數年にして句踐卒し、越の勢威が淮域にも及ぶ隆運のうちに卽位した王の器として、鐘銘には者汈鐘のような刺疾の語もみえず、汪洋の音があ

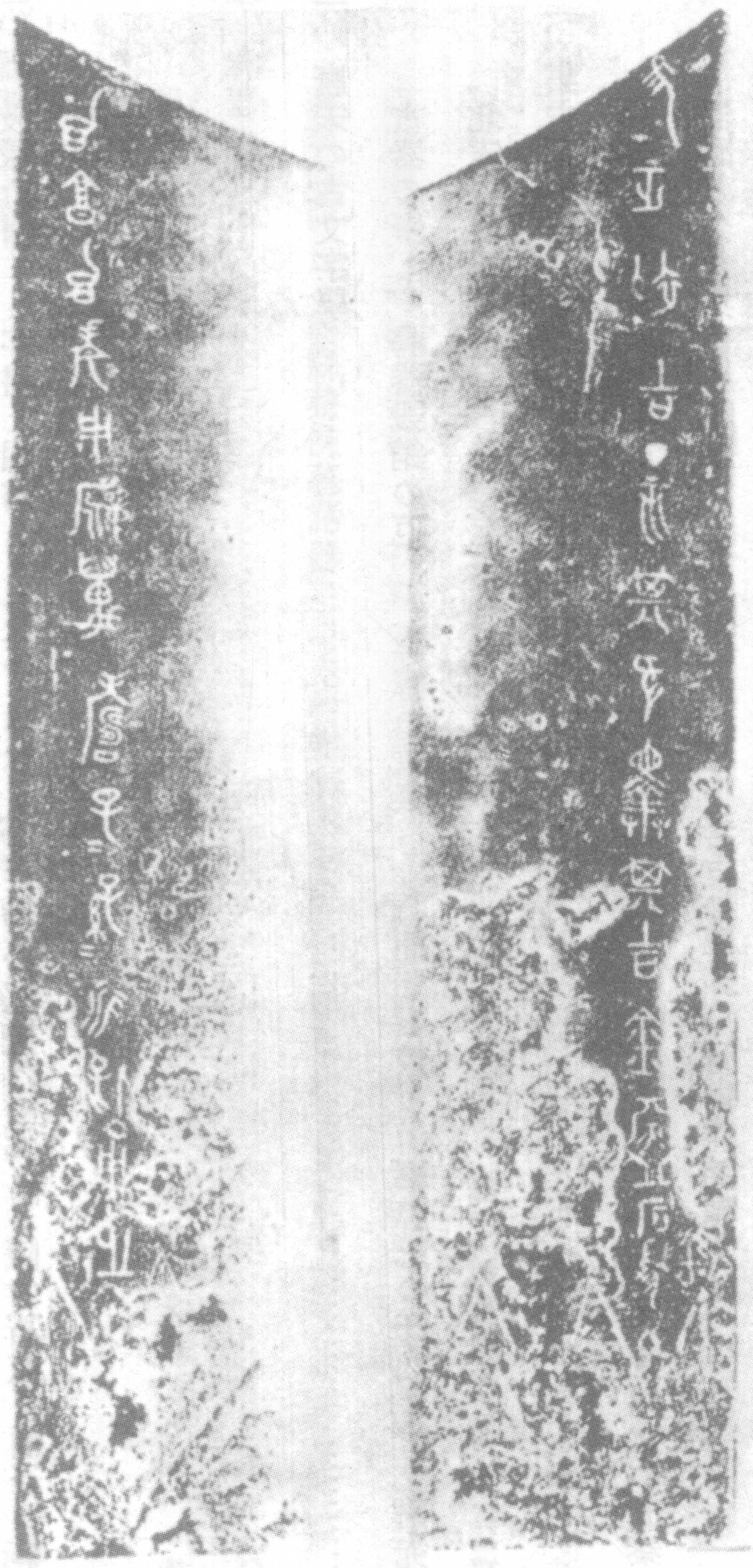
り、劍矛の類も精美を極め、字もまた華麗な裝飾風のものである。上海に「劍銘鑄於劍格上、皆雙鉤嵌綠松石、鳥書極優美、者旨於睗、是越王適郢、亦稱興夷、近年安徽蔡侯產聲侯墓中出土、有者旨於睗戈、可證」という。いま者汈・者旨を二人とし、者汈を句踐十九年、者旨を鼫與初年の器とする。その元年前四六四年の正月五日に、丁亥の日を求めることができる。文は「これ正月王の春の吉日丁亥、越王諸詣於睗、その吉金を擇び、自ら和禀鐘を祝（鑄）る。以てわが家を樂しましめ、而の賓客を喜ばしめ、旬（陳）ねて以てこれを鼓し、夙暮貣はざらむ。順なる余が子孫、萬世無疆、これを用ひて相（喪）ふことなかれ」とよまれる。また別に「越王石於自乍用劍」と銘する一器金匱・初・三六があり、鼫與の器であろう。「王戉・之子・勾踐」同上と銘するものも、同人の器とみられる。みな壽縣の出土。金匱に越世家「越王無疆前三五六～三三四時、興兵伐楚、與楚威王戰、大敗、楚盡取故吳地、至浙江、而越以此散、諸侯子爭立、或爲王、或爲君、濱於江南海上、服朝於楚」の文を引き、それで越劍が多く楚都から出土するのであるという。同出の器に玉飾を施した華麗なものが多い。



其次句鑃

其次句鑃　二器

著錄　善齋・一・四〇(二)　研究・上・九六　通考・九三六」　攈古・二之三・六四　敬吾・下・七六(一)　周存・一・八〇　綴遺・二八・二五　大系・一五六　三代・一八・一　小校・一八・九八　河出・二九八　二玄・四八九



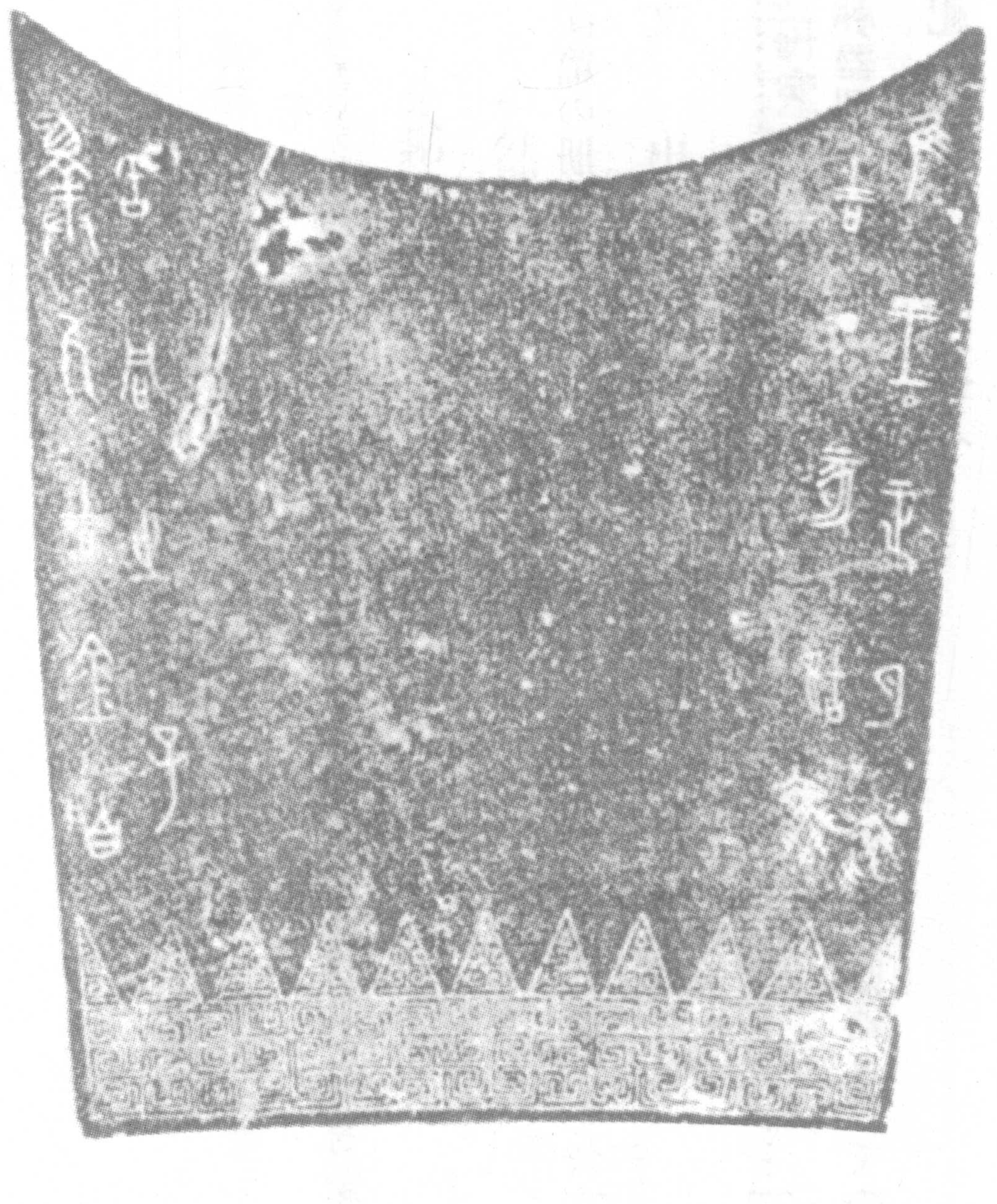
考釋　大系・一五六　文錄・四・三四　文選・下三・一六　周存に「浙江武康縣山中出土、向傳無字者十餘、惟二有字、一首缺唯字、又見一具、亦有字、大小居二者之中、字同第一器、今在皖劉氏」という。句鑃は徐器に征城というものと同制。文にいう。

隹正初吉丁亥、其次擇其吉金、鑄句鑃、台享台考、用鄘萬壽、子〻孫〻、永保用之

正初吉とは正月初吉であろう。字はすべて反書。考は孝。壽・之とともに、幽之合韻である。文錄に鑃をも韻に加えるが、之の入聲としがたい。其次は、音を以ていえば八大夫の一である計然(計倪)に近いが、もとより定かでない。

姑馮句鑃

著錄　攈古・三之二・一二　周存・一・七八　綴遺・二八・二六　大系・一五八　三代・一八・二　小校・一・九九　二玄・四九〇



考釋　韡華・甲・九　大系・一五七　文錄・四・三四　文選・下三・一六　積微居・一四四

攈古に「吳冠英云、此器于乾隆戊申之夏、常熟翼京門外農人、鋤地得之、歸大田岸俞氏、寶藏不輕示人、去夏客海虞、再請主人、始出是器、因携紙墨搨二分」とあり、その拓も多く流布しなかつたようである。器もまた知られない。文は二面、八行三九字。

隹王正月初吉丁亥、姑馮昏同之子、擇厥吉金、自乍商句鑃、㠯樂賓客、及我父兄、子〻孫〻、永保用之



姑は吳越の人名・地名に多くみえ、綴遺にその例をあげている。馮は鵬形に従う字らしく、大系に馮をその後期の字とし、積微居に鵬と釋すべき字とする。馮同は越絕書にみえる句踐の大夫、また逢同・扶同とも傳える人である。文錄引王國維說　積微居に左傳襄廿六年の舌庸、また國語吳語に后庸に誤るものもそれであるという。范蠡とともに活躍した越の名臣で、器はその子の作器。名を記さぬのは、家嗣を襲ぐ以前のものであろう。商を大系に「余謂卽殷商之商、蓋句鑃之制作、實仿自商人也、句鑃除徐越外、無所見、有與之相近之器、舊稱爲商鐸、或商鐃者、其實卽句鑃若征城之藍本」という。殷はもと夷系の族と考えられ、その文化は古くこの方面に及んで傳承されていたのであろう。

白鶴美術館誌總目（七）

第一章　金文學史　その一

一、經傳と金文……一
冊命廷禮と文獻　詩大雅江漢篇の冊命　文侯之命と毛公鼎　毛公鼎僞作說　晉文侯と文公　左傳文公の冊命文　出入三覲と反入堇章　廷禮の廢絕と經傳の學

二、彝器觀の變遷……一〇
彝器文化の推移　戰國期の彝器觀　九鼎と古器の文様　分器封建　賂器としての彝器　社稷宗廟の器　祭祀と宴樂　十二金人

三、秦漢の古器物學……一六
左傳中の彝銘　正考父鼎銘　讒鼎鑊鼎說　子產の刑鼎と竹刑　湯の盤銘　彝銘の古典化　衞の孔悝の鼎銘　周禮にみえる彝器　器物の製作者　青銅器時代の終焉　呂覽の古器文様說　饕餮文・象文・竊曲文　彝銘文字の廢絕　元鼎の出土　張敞の美陽鼎銘釋　後漢の出土鼎　宋書符瑞志　唐代の出土器

卷五　通論篇

四、古代文字の學……三六
前漢の古代文字研究　壁中古文　說文解字と古代文字　爵と彝　古文字の體系　汲冢竹書　字書と韻書　說文と字林　李陽冰の篆文研究　陳倉石鼓と籀篆の學

第二章　金文學史　その二

一、唐宋の古文字學……四四
古器の學　彝器毀銷の厄　碑傳の蒐集　石經と石鼓　郭忠恕の汗簡と古文研究　北宋の金石文書目

二、集古錄跋尾……五三
彝器收藏の盛　集古錄の立場　先行の銘釋書　皇祐三館古器圖　劉原父の先秦古器圖と公是集　歐陽脩と周邊の人々　考古の學　晉姜鼎銘釋文

三、圖釋の盛行……六四
金石の著錄　李公麟の考古圖　呂大臨の考古圖　伯克壺銘考釋　禮器としての古器學　續考古圖　比干墓志と僞器　考古圖釋文と文字學　博古圖の編修　宣和期學術の頽廢　三禮圖系統の古器學

四、彝器の散佚と款識の學……七六
靖康の變と彝器の滅失　薛尚功の歷代鐘鼎彝器款識法帖　傳本と石刻本　薛書の彝銘考釋　王俅の嘯堂集古錄　王復齊の鐘鼎款識と傳本　趙明誠の金石錄　李清照後序　彝器の散亡と宋代金文學の終焉

第三章　金文學史　その三

一、彝器の仿鑄と辨僞……八九
禮器の學　夢谿筆談の禮器說　宋の禮器仿鑄　宣德鼎彝譜　古器の僞作と辨僞　趙常鵠の洞天清祿　翟耆年の籀史　古器の私家蒐集　彝器の毀銷

二、篆籀の學と金文……九九
篆籀の學　李陽冰の篆法と二徐の說文校定　說文學と金文　洪适の隸釋　鐘鼎篆韻　鄭樵の通志略　戴侗の六書故　吾邱衍の學古編　明代の字原六書の學　楊愼の金石古文

三、乾嘉期の金文學……一〇八
顧炎武の古器考證　焦山鼎銘釋文　朱彝尊の古器跋　鐘鼎彝銘と說文學　古今圖書集成　西淸古鑑と寧壽鑑古　錢坫の十六長樂堂古器款識考　阮元の積古齋鐘鼎彝器款識　積古の蒐集と考釋　積古錄入の器銘　無專鼎銘考釋　王昶の金石萃編

卷五　通論篇

第四章　金文學史　その四

四、道光期の金文學……一二五
陳經の求古精舍金石圖　馮雲龍の金石索　李遇孫の金石學錄　劉喜海の淸愛堂家藏鐘鼎彝器款識法帖と長安獲古編　曹載奎の懷米山房吉金圖　吳榮光の筠淸館金文と錄入器銘　徐同柏の從古堂款識學と錄入器銘　金文學の轉機

一、圖釋の書……一三三
款識學の成立　西淸續鑑甲編・乙編　攈古樓彝器款識　兩罍軒器圖釋　恒軒所見所藏吉金錄　陶齋吉金錄・續錄　移林館吉金圖識　夢坡室獲古叢編　澂秋館吉金圖

二、款識の學……一三九
敬吾心室彝器款識　攈古錄金文　綴遺齋彝器款識　綴遺の考釋　說文古籀補と字說　愙齋集古錄と賸稿　古文審と奇觚室吉金文述　周金文存・金說　殷文存と貞松堂集古遺文　三代吉金文存　小校經閣金文拓本

三、孫羅王郭の學……一五三
孫詒讓の金文研究　古籀拾遺と古籀餘論　甲骨文の發見と文字學　羅振玉の新資料

彙集　國學の自覺　王國維と羅氏　王氏の學術と觀堂集林　文字と音韻　古器物の學　古代史學　郭沫若氏の中國古代社會研究　殷周青銅器銘文の研究　金文叢攷・餘釋・餘釋之餘　金文續攷・續編　兩周金文辭大系考釋・圖錄　金文研究の體系

第五章　考古學的研究の方法

一、新著錄と出土器群……一七九
內外の考古學的研究　內外圖錄の刊行　遺址の發掘調査　殷・殷周期の遺址と器群　西周各期の遺址と器群　初期の新出器群　李峪村と洛陽金村諸器　新鄭出土器群と壽縣器群　壽縣蔡侯墓諸器　上村嶺虢國器群　戰後出土諸器著錄
二、彝器の分域……一八九
殷周の彝器文化と地域文化　彝器の分域　柯昌濟の金文分域編　彝器分域表　彝器分域と金文學
三、器制と文様……二〇六
王國維の器種器名研究　說觥　容庚氏の兕觥說　殷周禮樂器考略　圖錄と文様　考古學的研究の動向　濱田博士の青銅器研究　容庚氏の商周彝器通考　文様の集成　文様と分期　陳夢家氏の海外中國銅器圖錄　中國銅器概述の分期と分域　銅器の形態學的分類法　器制と文様
四、考古學的研究の進展……二一三
遺址の考古學的研究　梅原博士の白色土器研究　柉禁の研究　戰國式銅器の研究　古銅器の形態學的研究と器種分類　器群の研究　水野博士の青銅器編年　樋口博士の西周銅器編年

第六章　金文學的研究の方法

一、分期と斷代……二二九
柯昌濟の韡華閣集古錄跋尾　その分期と器目　分期の論證法　郭沫若氏の兩周金文辭大系　曆法的研究の批判　分期の方法　斷代と器目　器群とその構成法　司馬共龢父一人說　毛公鼎の時代　容庚氏の商周彝器通考　その斷代と器目　貝塚博士の中國古代史學の發展　器群の圖表化と三分期法　大豐𣪘の時代　初期器群の問題　後期器群の問題　群別研究法と時代觀　曆法の回避
二、史料と考釋……二五〇
陳夢家氏の西周銅器斷代　斷代發表の中絕　斷代目次　殷周二系の彝器史觀　武王期諸器　成王諸器の器群構成　四週月象說　王姜天君一人說　燕の問題　西周三都說と周康宮　宗周岐山說　鳥文の分類と分期　冊命廷禮と冊命形式金文　召誥錯簡說　共王諸器編年　諸井と鄭井叔　懿王諸器編年　大師虘𣪘と曆法の問題　西周年代考と斷代器　西周積年の問題　唐蘭氏の西周銅器斷代中的康宮問題　令彝康宮康王廟說　令彝昭王期說　王姜康王妃說　周康宮の五廟　周初の三征役と金文　穆王諸器と穆天子傳　厲王𢍰𣪘卅四年說　その斷代と器目　康宮說の誤謬　楊樹達氏の積微居金文說　訓詁學的方法の限界

第七章　曆法的研究の方法

一、古曆法による推步……二七七
羅士琳・張穆の推步　虢季子白盤の推步例　劉師培の周曆典と周代吉金年月考　劉氏の推步例　劉氏の斷代と器目　吳其昌の劉說批判
二、四分一月の法……二八五
月相諸名　王國維の生霸死霸考　新城博士の月相名解釋　董作賓の周金文中生霸死霸考　月相名定點說　その批判　陳夢家氏の月相名定點說　その批判　月相說と曆譜
三、曆譜と斷代……二九六
從古の共和期曆譜　新城博士の西周期月朔干支表　吳其昌の金文厤朔疏證と月朔干支表　董作賓の西周年曆譜と月朔干支表　年曆干支表　幽王期年曆干支表　彝銘の元旦朔推算の方法とその推算例　大系・厤朔の幽王期諸器　師兌兩器と鄭𣪘の日辰　年曆譜の幽王諸器　厤朔の斷代と繫年器　厤朔の方法と彝器の時期觀　初吉・既望互易說　誤文誤鑄說　年曆譜の斷代と繫年器　年曆譜の方法と彝器の時期觀　月相定點說の破綻　陳夢家の斷代と繫年器　康王・共王・懿王諸器と曆譜　斷代と曆譜

第八章　西周斷代と年曆譜　一

一、宣幽曆譜……三一三
克殷と西周積年　幽王曆譜と繫年器　宣王曆譜と繫年器　從來の宣王器說　大系宣王器　不嬰𣪘の問題　樋口氏宣王器說　繫年器と關聯器
二、共和の問題……三二四
共和と共伯和　共伯和と龢父　龢父備武公說　嗣馬共龢父說　共和期の紀年銘　兩師兌𣪘の問題　共和期の改元　その政治情勢　師詢登庸　毛公執政
三、厲王曆譜……三四五

卷五　通論篇

厲王の在位年數　三十七年說と十六年說　厲王奔彘　夨厲諸器　厲王曆譜とその繫年器　郭氏厲王器說　吳氏厲王器說　董氏厲王器說　繫年器銘文　その關聯器

四、夷王曆譜……………………………………三五五

夷王の在位年數　陳氏夷王器說　董氏夷王器說　夷王の事迹　齊公𣪕殺と五年師旋𣪕　夷王曆譜と繫年器　繫年器銘文　その關聯器　克氏諸器の分期　禹鼎と諸器の繫聯關係　十月之交の時期とその背景

第九章西周斷代と年曆譜　二

一、共懿孝曆譜……………………………………三六九

二世三代の積年數　孝王曆譜と繫年器　繫年器銘文　井叔諸器　頌器と散盤　懿王曆譜と繫年器　繫年器銘文　その關聯器　唐氏共懿器說　陳氏共王器說　永盂の問題　共王曆譜と繫年器　繫年器銘文　その關聯器　册命廷禮

二、昭穆諸器……………………………………三八四

昭穆期の紀年銘　穆王の在位年數　穆元百年說　穆末百年說　陳・董兩氏斷代　尙書呂刑篇の問題　穆王遠遊說話　穆天子傳と竹書紀年　穆王と馬政　穆王生稱器と關聯器　𨑓父諸器と㝬・㝬侯　宗周鐘と㝬侯　穆王器銘文と器群　穆王曆譜

昭王の在位年數　昭王南遊說話　南征諸器　休天君の問題　昭王曆譜　繫年器と關聯器　器制と文樣

三、成康諸器……………………………………三九四

成康の際　陳氏の康王卅八年說　康王の事迹　康王期金文　休王康王說　休王諸器と關聯器　康王曆譜　繫年器銘文　兩盂鼎と周書　成王生號器　成王期の群標識　令𣪕と令彝　周初の年代　武成と召誥洛誥　西周積年　魯世家の積年數　新城吳董三家の譜　紀年日辰銘の譜入

四、斷代分期表と器群……………………………………四〇六

成王期　成康期　康王期　康昭期　昭王期　昭穆期　穆王期　共王期　懿王期　懿孝期　孝王期　夷王期　厲王期　共和期　宣王期　幽王期　群別と曆譜

第十章　列國器編年

一、列國標準器……………………………………四二九

郭氏の大系列國標準器年代表　容庚氏の通考列國器斷代表　郭氏標準器の問題者減鐘　王子嬰次鑪　秦公鐘　叔夷鎛・庚壺

二、列國器の紀年……………………………………四三七

隹王某年　曾姬無卹壺　陳騂（璋）壺と子禾子釜　𠫑羌鐘の紀年　蔡侯盤　列國の曆日　三正說　世系と在位數

三、列國器編年表……………………………………四四四

春秋器編年　戰國器編年　編年上の問題

第一章　金文學史その一

一、經傳と金文

殷周の彝器文化は、その王朝的秩序のなかで成立し、展開した。從がつて西周が滅んで列國期に入るとともに、彝器文化の上にも著しい變化が生まれる。册命賜與などの廷禮の廢絕によつて、彝器には私的な性格が濃厚となり、ことに戰國期以後には、古代的な彝器觀の傳統も次第に失なわれるに至つた。金文學史としての諸問題は、すでにその時期に發しているといえよう。

西周期の彝銘にみられるような册命廷禮の實際は、文獻の上には多くを傳えていない。詩の大雅韓奕・江漢、書の文侯之命、左傳では晉侯の册命僖二十八年などが、わずかに古い彝銘の形式を存するものである。大雅江漢は、宣王期における召伯虎の淮夷討伐の功を歌うものである、その末三章は、當時の彝器銘文の形式と一致するところがある。

王命召伯　來旬來宣　文武受命　召公維翰　無曰予小子　召公是似　肇敏戎公　用錫爾祉
釐爾圭瓚　秬鬯一卣　告于文人　錫山土田　于周受命　自召祖命　虎拜稽首　天子萬年
虎拜稽首　對揚王休　作召公考　天子萬壽　明明天子　令聞不已　矢其文德　洽此四國

詩中の召伯は、金文の琱生𣪘一・二にみえる召伯虎、召公は周の元勳として周公と並び稱される召公奭である。その修辭は、西周期の册命形式金文を詩篇の形式にそのまま改めたと思われるほど相類するもので、王の征命と賜與、召伯の對揚の辭より成る。詩篇中の「作召公考」の句について、傳に「考、成也」、箋に「對王命之成辭」の意とされ、その後殆んど異説をみない。馬瑞辰の毛詩傳箋通釋に

古者日月歲會計之文曰成、獄訟之辭曰成、斯干爲宣王考室之詩、無羊爲宣王考牧之詩、則古者頌禱之詞、可謂之成、卽謂之考、傳訓考爲成、箋以成爲召公對王命之成辭、嚴緝以成爲不毀墜康公之功、范傳云作召公已成之事業、皆於經句增成、其義而後明、未若傳箋說之善

と論じて、「作召公考」を頌禱の詞とする。彝銘の形式を以ていえば、この部分はたとえば琱生𣪘二「琱生對揚朕宗君其休、用乍朕剌且䢅公嘗𣪘、其萬年、子〻孫〻、寶用享于宗」のような末文形式をとるところで、召公下には作るところの彝器の名を加える。考・𣪘は幽部同韻の字、考はおそらく𣪘の假借字であろう。「作召公𣪘」といえば、彝銘通例の文である。毛傳に「考、成也」と訓し、箋以下みなその説によるのは、彝銘通例の文が、毛傳の當時すでに知られていなかつた證である。毛傳には、孟子告子下に高叟としてみえる高子の說が二條小雅小弁傳・周頌絲衣序引かれており、その書は戰國後期の古訓を存するものと思われるが、彝銘の學はすでにその傳承を失ないつつあつた。

書においては、周初の令彝・大盂鼎の彝銘に、周書五誥の文と相出入するものがあり、その同時代性を證しうる。尙書二十九篇のうち、文侯之命はその全文が册命の文であり、おそらく當時の資料をかなり正確に傳えるものであろう。その文は毛公鼎と最も近く、その時期も相近いものと思われる。いま兩者の對應部分を上下に排して、對比に便しておく。

文侯之命	毛公鼎
王若曰、父義和、丕顯文武、克愼明德、昭升	王若曰、父厝、不顯文武、皇天弘猒厥德、配
于上、敷聞在下、惟時上帝、集厥命于文王	我有周、雁受大命、…唯天將集厥命
亦惟先正、克左右昭事厥辟	亦唯先正、褱辪厥辟
越小大謀猷、罔不率從、肆先祖懷在位	雝我邦小大猷、毋折緘
嗚呼、閔予小子、嗣造天丕愆、殄資澤于下民、	敃天疾畏、司余小子弗彶、邦將害吉
侵戎我國家純、卽我御事、罔或耆壽、俊在其	
服	
予則罔克	余非庸有聞
曰、惟祖惟父、其伊恤朕躬、嗚呼、有績	烏虖、趯余小子、家湛于囏、永巩先王
予一人永綏在位	余一人在位、弘唯厥智用印紹皇天、𤔲䌛天
父義和、汝克紹乃顯祖、汝肇刑文武、用會紹	命」女毋弗帥井先王作明刑」欲女弗以乃辟、
乃辟、追孝于前文人、汝多修扞我于艱、若汝	圅于艱
予嘉	
王曰、父義和、其歸視爾師、寧爾邦	父厝、…令女亟于一方」女雖于政
用賚爾秬鬯一卣・彤弓一・彤矢百・盧弓一・	易女秬鬯一卣…馬四匹
盧矢百・馬四匹	
父往哉、柔遠能邇、惠康小民、無荒寧、簡恤	用歲用征」康能四國」勿壅速庶民貯」女毋敢
爾都、用成爾顯德	妄寧」女毋敢家、在乃服

文侯之命は全文、毛公鼎はその對應部分を錄したが、全文の構成は大體において一致しており、語彙・語法の類似が著しい。詩書の語彙・語法のうち、金文と相涉るものの多いことについては、王國維の與友人論詩書中成語書一・二觀堂集林卷二、于省吾の詩經新證・尙書新證等にその擧證が試みられているが、この文のようにその構文・表現に著しい一致をみることは、甚だ稀有の例とすべきであろう。またそのために、毛公鼎の銘を、文侯之命の文を摸擬して成るものとする僞作說が、早くから提出されている。容庚氏の殷周彝器通考上册、辨僞に、器の眞僞を誤る例をあげて論じ、「以僞爲眞、有如盲瞽、葉志詵是已、以眞爲僞、亦類風狂、張之洞是已」として、張氏の廣雅堂論石札三・二に毛公鼎銘を僞銘とする說を引いている。

昨見陳氏收毛公鼎拓本、乃僞物也、何以言之、文字譌舛一、詞意凡雜二、通篇空泛三、如玄衣之玄、譌作心、徑是心、用伐上文錫汝玄鉞用征、伐譌作歲、秬卣一卣、積古款識有□□鼎偶忘其名、文云秬鬯卣一、乃倒文、此卣下亦多一橫畫、正與之同、而卣上復添一字、是譌舛也、雜萃詩書語言、如耿光、先正、猒乃德、辪乃辟、集大命、毋射臨保此四字最無理等語、又如雍我小大猷此類尙多、自今出入專命於外之類、皆不辭、是凡雜也、洋洋五百言、無一事一地一人、皆套語耳、古無此文

體、此梅閣諸君、所以斥僞古文尙書者也、是空泛也、陳氏以千金買贗鼎、不亦傎乎

張氏が心字とするものは悤黄の悤、歳は卜文に伐牲の字に用い、また凡雜としてあげる語句には句讀を誤る例が多い。毛鼎の文は崇奧渾穆、淵雅高古 董釋、孫詒讓のごとき淵博を以てしても「博稽精校、重定爲此篇、距前攷釋時、已廿有七年矣、再四推校、大致完具可誦讀」というほどの文で、みだりに疑惑の言をなすべきでない。張氏はまた大盂鼎の文をも疑い、尙書酒誥の文を摸擬して成るものとし、「安有西周初器物、而文字如此精朗易識、語詞如此敷衍者、必不然矣」通考上册二一五頁引 とその精朗識り易いことを疑問とするが、西周彝器の首尾をなすこの二大鼎の銘を、猥雜笑うべき僞銘とするのは、かえつてその不識を示すものというべきである。尙書の文は傳寫の間に譌誤多く、むしろ鼎銘によつてその譌變を正すべきもので、張説のごときはその本末を誤る。おそらく晉侯盤 通考上册・二〇四頁 のような長文の僞銘が世に出て、馮浩 古器辨・錢樹玉 盤銘跋 等が辨僞剖擊を加えており、張氏の説もそれらに觸發されたものであろう。いま西周後期の禹鼎・師詢毀等を以て毛鼎の文を考えると、その修辭が當時のものであり、王室の危機に臨んで大命を付託する重要な册命の文であることが知られる。一事一地一人も無きを以て文を疑うならば、文侯之命の一篇もまた同斷とすべきである。

詩の江漢は、詩序に「江漢、尹吉甫美宣王也、能興衰撥亂、命召公平淮夷」とあり、尹吉甫の作であるという。吉甫は大雅崧高「吉甫作誦　其詩孔碩　其風肆好　以贈申伯」、烝民「吉甫作誦　穆如清風　仲山甫永懷　以慰我心」など、當時詩篇の作者として聞えた人であるが、江漢の末三章を以て考えると、當時の彝銘のうち、宏文を以て稱せられるものは、このような名流の手に成るものが多か

巻五 通論篇　五～六

つたのであろう。そのことはまた尙書文侯之命にもいいうることであつて、册命廷禮の文には、その程式とすべきものが記錄としても保存され、その文辭が沿襲されたものと思われる。毛公鼎の銘文は措辭宏博、王室の輔弼を託する文の範例としてこの種のものが傳承されており、尙書文侯之命なども、その程式によつて作られたものであろう。その文が尙書に錄入されたのも、たとえば周書五誥が始政發命、顧命が即位儀禮の典據とされたように、册命文の典範とする意味をもつものであつた。

文侯之命は、書序に「平王錫文侯秬鬯圭瓚、作文侯之命」とあつて、晉の文侯仇が平王より册命賜與を受けたときの廷禮の文とされている。經典釋文に「馬本無平字」とあり、史記集解に引く馬融注に「王若曰、父義和」を「馬融曰、王順曰、父能以義和我諸侯」と義和の二字を離析して訓するが、これは鄭注 書疏 に「義讀爲儀、儀仇皆匹也、故名仇、字儀」と名字に解するのがよく、書序の文例も、武王・周公・成王・康王・穆王のように、みな王號をあげていう。馬融が平王・晉侯義和の解を避けたのは、この文侯之命を、また文侯重耳に對する册命とする史記や劉向説があり、その説に據つたためであろう。史記晉世家に書の文を引いて、城濮の役の後に排次し、「甲午、晉師還、至衡雍、作王宮于踐土、五月丁未、獻楚俘於周、駟介百乘、徒兵千、天子使王子虎、命晉侯爲伯、賜大輅彤弓矢百、旅弓矢千、秬鬯一卣、珪瓚、虎賁三百人、晉侯三辭、然後稽首受之、周作晉文侯命」として、以下に文侯之命の文を錄し、「於是晉文公稱伯、癸亥、王子虎盟諸侯於王庭」と結んでいる。その誤については、すでに史記索隱・正義にその説がみえ、顧炎武の日知錄 卷二 には、文侯之命成立當時の事情について詳しい考證がある。

史記が文公重耳に對する册命とするものは、左傳僖廿八年にみえる。史記はその文と文侯之命の文とを、合せて重耳の條に錄したのである。左傳の文にいう。

五月丙午、晉侯及鄭伯、盟于衡雍、丁未、獻楚俘于王、駟介百乘、徒兵千、鄭伯傅王、用平禮也、己酉、王享醴、命晉侯宥、王命尹氏及王子虎、內史叔興父、策命晉侯爲侯伯、賜之大輅之服、戎輅之服、彤弓一、彤矢百、旅弓矢千、秬鬯一卣、虎賁三百人

曰、王謂叔父、敬服王命、以綏四國、糺逖王慝、晉侯三辭、從命、曰、重耳敢再拜稽首、奉揚天子之丕顯休命、受策以出、出入三覲

史記の文は、おそらくもとこの文を要約して成るもので、その下文に文侯之命の一節を加えている。あるいは「周作晉侯命」の語によつて、後人が誤まつてその文を竄入したものであるかも知れないが、劉向の新序善謀篇、及び書の馬融注にすでに史記説と同解をとつていることからいえば、兩漢のとき、その説が存していたのであろう。

右に引いた文侯重耳に對する册命は、ほぼ西周期の廷禮の形式によるもので、文中の平禮とは、杜注に「以周平王享晉文侯仇之禮、享晉侯也」というように、その典禮は文侯之命の册命の際の儀禮によるものであつた。册命の文辭にも、その程式を用いたのであろう。ただ左傳成立の當時、册命廷禮の實際はすでに失なわれており、末文にみえる「出入三覲」のごときも、殆んど語義をなさぬ文である。

この句は、從來杜注によつて「出入猶去來也、從來至去、凡三見王也」とする解がとられ、獻俘一

巻五 通論篇　七～八

覲、王享二覲、受命入謝を三覲とする。しかし覲とはもと朝覲をいう語であり、册命の廷禮に用いるべきものではない。またこの册命は、春秋の經に「天王狩于河陽」というように、晉より王を召して王狩を促がしたものであることからいえば、その用語になお疑問がもたれる。文もまた「受策以出」の次にあつて、退出の際の儀禮をいうものとしなければならない。

廷禮受命の際のことを具體的にしるすものに頌壺・頌鼎があり、その部分を「頌拜韻首、受命册、佩以出、反入堇章」に作る。また近出の善夫山鼎にも「山拜韻首、受册、佩以出、反入堇章」とあり、命册を受け、これを佩して退出したのち、瑾璋を返還する儀禮が行なわれている。郭氏の大系に、頌鼎の文を「受命册佩」と句讀するが、左傳に「受册以出」とあつて、「佩以出」とは退出に當つてこれを帶出するをいう。この「反入堇章」、すなわち返璋の禮が左傳の「出入三覲」の文に當ることについては、郭氏にその指摘がある。大系の頌鼎 七三葉 の條にいう。

反入堇章、當讀爲返納瑾璋、蓋周世王臣受王册命之後、于天子之有司、有納瑾報璧之禮、召伯虎毀第二器云、典獻伯氏、則報璧琱生、典卽召伯所受之册命、琱生卽師嫠毀之宰琱生、乃天子之宰、其塙證也、左傳僖廿八年、晉文公受王册命後亦云、受册以出、出入三覲、與本銘近似、出入三覲、亦當讀爲出納三瑾、古金文、凡瑾覲勤謹、均以堇字爲之、左氏古文、必亦作堇、後人因讀爲覲、更進而更易其字也

すなわち堇を覲に改めるのは後人の爲すところとするのであるが、かりに左傳の原文が堇であつたとしても、左傳の編者が納瑾報璧の意を以てこの文をしるしているとは考えがたい。左傳の編者が資料

として用いた記錄には、おそらく「受策以出、入三董」のような記述であつたと思われ、出字を重出して「受策以出、出入三董」と改めたのは、編者のなすところであろう。左傳編修の當時、西周期金文の修辭には、すでに理解しがたいものが多かつたようである。左傳の成立はおそらく戰國中期よりいくらか下る時期と考えられるが、王朝の廷禮はすでに久しく廢絕し、西周の彝銘など、古い册命の知識も多く失なわれていたのであろう。

以上は、詩・書・左傳にみえる金文關係の資料について、その所傳の失なわれてゆく過程の一斑を考えたのである。詩においては、江漢末三章の册命の形式について、毛傳に考・皀の古字通用を注せず、その定型の知識がすでに失なわれていること、また書の文侯之命は、明らかに周の平王のとき、その對立者である攜王を敗つて平王を擁立した晉侯仇に對する論功の册命であるが、史遷はじめ劉向・馬融らがみなこれを晉文の霸業に對するものと誤り解しており、文獻化されている册命についても十分な理解が失なわれていること、さらに戰國期の文獻とみられる左傳にみえる册命は、その成立のときすでに册命の定型的な修辭についても所傳を逸しているものであることを明らかにした。西周期及びそれに近い詩・書の資料は、傳承の間に訓義を失なつて多くその解を誤まり、また戰國期の文獻にもすでに資料の譌傳がみられる。從つて、左傳をはじめ先秦の諸書にみえる彝銘の知識や彝器觀は、そのような時代の成立であることを前提として、その資料性を考える必要がある。

二、彝器觀の變遷

彝器文化は、王朝的秩序のありかたとともに展開している。祭政的支配の行なわれた古代王朝において、その祭儀形式の推移が、當然に彝器文化のありかたを規定した。殷器に酒器の發達が著しく、西周器に皀・鼎などの食器が盛行しているのも、そのためである。器種のみでなく、器の形態・文様、また銘文においても、同樣の關連が考えられる。從つて、それぞれの時期に、その時期における彝器觀というべきものがあつた。ただ殷・周の兩期を通じて、その祭祀儀禮は、氏族の祖靈と氏族員との交渉の場であり、祭器がその祀るものと祀られるものとの媒介者であるという基本の性格には、大きな變化はなかつた。殷の氏族的な秩序と、西周期の宗法的な秩序とは、その本質において同じものであつたといえよう。しかし列國期に至つて、そのような秩序の內部に分裂の傾向が進行するにつれて、彝器觀の上にも變化がみえはじめる。現實を規定するものが、靈的な實在であるよりも、むしろ現實の基礎をなす諸條件そのものであるという認識が深まるにつれて、古代的な彝器觀は放棄され、その傳統は失なわれてゆく。またそのような彝器觀の反映として、彝器文化の衰頽が著しくなり、古い時代の彝器のもつ形態や文樣の意味的な理解も弱められ、その異和感の上に、古器に對する一種の神祕感が生まれる。彝器の實用化と寶器化という相異なる彝器觀は、その根柢において通ずるところがある。この兩者は、當時の彝器文化のありかたの、いわば表裏をなすものといえよう。

殷王朝の鄭州期に青銅器文化があらわれて以來、戰國期までにすでに千年に近い年月を經過している。彝器文化がその頂點に達したとみられる殷末周初の際からでも、六七百年にも及ぶのである。戰國期の人びとにとつて、その異樣な形態と文樣、また古奥な文辭をもつ古代の彝器は、おそらく次元の異なる神祕なものとして受け取られたであろう。當時の青銅器文化は、媵器や量器などが多く行なわれ、彝器文化の本質からは、すでにかなり遠いものであつた。かれらは古器の起原を、遠く夏の時代に發するものとし、これに神話に近い傳承の說話を加えた。左傳宣三年、楚子が軍を進めて陸渾の戎を伐ち、雒に及んで周彊にその兵威をしめしたとき、王の使者として楚師を勞した王孫滿に、鼎の輕重を問うたという有名な話がある。

楚子伐陸渾之戎、遂至於雒、觀兵于周疆、定王使王孫滿、勞楚子、楚子問鼎之大小輕重焉、對曰、在德不在鼎、昔夏之方有德也、遠方圖物、貢金九牧、鑄鼎象物、百物而爲之備、使民知神姦、故民入川澤山林、不逢不若、螭魅罔兩、莫能逢之、用能協于上下、以承天休、桀有昏德、鼎遷于商、載祀六百、商紂暴虐、鼎遷于周、德之休明、雖小重也、其姦回昏亂、雖大輕也、天祚明德、有所底止、成王定鼎于郟鄏、卜世卅、卜年七百、天所命也、今周德雖衰、天命未改、鼎之輕重、未可問也

九牧の金を集めて百物神姦の象を備え、寶器九鼎を作り、それが受命の象徵として夏殷周にわたつて傳承されているというこの說話は、おそらく戰國期における巫史の知識を示すものであろう。古代の彝器のもつ神怪な文樣の表出は、神姦を教えるものであるという。このような彝器觀は、史角の學に

發するとされる墨子の書にもみえ、その耕柱篇に、九鼎を三代遞傳の寶器とする說がしるされている。

昔者夏后開、使蜚廉、折金於山川、而陶鑄之於昆吾、是使翁難雉(益斷雉)、乙已卜於白若之龜、(龜曰)曰、鼎成三足而方、不炊而自烹、不擧而自臧、不遷而自行、以祭於昆吾之虛、上鄉、乙已又言兆之由(繇)、曰、饗矣、逢逢白雲、一南一北、一西一東、九鼎既成、遷於三國、夏后氏失之、殷人受之、殷人失之、周人受之、夏后殷周之相受也、數百歲矣

文に譌誤多く、孫校によるもなお通讀しがたいところがある。しかし前引の左傳の文と同じく、彝器を歷代遞傳の遺寶とする考えかたにおいて、一致している。彝器は本來祭器であり、家廟に奉ずるものであつた。神は異類を歆けず、祭器はみだりに他に遷すべきものではないが、これを歷世の寶器として傳承するという考えかたは、やはり列國期以來のものである。戰國策秦策一には、「據九鼎、按圖籍、挾天子以令天下」という張儀の圖謀をしるしている。書序に、「武王既勝殷、邦封諸侯、班宗彝、作分器」とあり、また左傳定四年に魯衞等の始封を說いて、「分魯公、備物典策、官司彝器、命以伯禽」、「分康叔、以大路少帛大呂、命以康誥」、「分唐叔、以大路闕鞏沽洗、命以唐誥」とあるものは、おそらく書序にいう「班宗彝」のことであろうが、いずれも同族の間のことである。ただ左傳にみえる大呂・沽洗はいずれも鐘律を以て鐘を示したもので、周初にはなお鐘鎛の類はなく、左傳の分器封建の話も、なおのちの潤飾に成るものである。

他國の器をとつて寶器とし、あるいは賂として收める話が、左傳に多くみえている。これは分器・班宗彝とは、また別の意味をもつものであろう。

二年春、宋督攻孔氏、殺孔父而取其妻、公怒、督懼、遂弑殤公、宋殤公立、十年十一戰、民不堪命、孔父嘉爲司馬、督爲大宰、故因民之不堪命、先宣言曰、司馬則然、已殺孔父、而弑殤公、召莊公于鄭、而立之、以親鄭、以郜大鼎賂公、齊陳鄭皆有賂、故遂相宋公、夏四月、取郜大鼎于宋、戊申、納于大廟、非禮也 桓二年

鄭伯之享王也、王以后之鞶鑑與之、虢公請器、王予之爵、鄭伯由是始惡於王 莊廿一年

晉師從齊師、入自丘輿、擊馬陘、齊侯使賓媚人、賂以紀甗、玉磬與地、不可則聽客之所爲、賓媚人致賂、晉人不可、魯衞諫曰、齊疾我矣、子若不許、讐我必甚、唯子則又何求、子得其國寶、我亦得地、而紓於難、其榮多矣、晉人許之 成二年

晉會諸侯伐鄭、鄭子罕賂以襄鐘 杜注、襄鐘、鄭襄公之廟鐘 成十年

鄭人賂晉侯、以師悝師觸師蠲、歌鐘二肆、及其鎛磬、女樂二八、晉侯以樂之半、賜魏絳、曰、子教寡人、和諸戎狄、以正諸華、八年之中、九合諸侯、如樂之和、無所不諧、請與子樂之、辭、公曰、夫賞國之典也、藏在盟府、不可廢也、子其受之、魏絳於是乎、始有金石之樂、禮也 襄十一年

莒人伐我東鄙、圍台、季武子救台、遂入鄆、取其鐘、以爲公盤 襄十二年

諸侯還自沂上、晉侯先歸、公 襄公 享晉六卿于蒲圃、賄荀偃束錦加璧乘馬、先吳壽夢之鼎 襄十九年

晉侯伐齊、以報朝歌之役、齊人以莊公說、使隰鉏請成、慶封如師也、男女以班、賂晉侯以宗器樂器、自六正五吏三十帥、三軍之大夫、百官之正長師旅、及處守者、皆有賂、晉侯許之 襄廿五年

鄭子展子產、帥車七百乘、以伐陳、宵突陳城、遂入之、陳侯使司馬桓子、賂以宗器、陳侯免擁社、以待於朝 襄廿五年

齊侯次于虢、燕人行成、曰敝邑知罪、敢不聽命、先君之敝器、請以謝罪、歸燕姬、賂以瑤甕玉櫝斝耳、不克而還 昭七年

鄭子產聘于晉、晉侯有疾、韓宣子逆客、私焉、曰、寡君寢疾、於今三月矣、竝走羣望、有加而無瘳、今夢黃熊入于寢門、其何厲鬼也、對曰、昔堯殛鯀于羽山、其神化爲黃熊、以入于羽淵、實爲郊、三代祀之、晉爲盟主、其或者未之祀也乎、韓子祀夏郊、晉侯有閒、賜子產莒之二方鼎 昭七年

晉荀躒如周、葬穆后、籍談爲介、既葬除喪、以文伯宴、樽以魯壺、王曰、伯氏、諸侯皆有以鎭撫王室、晉獨無有、何也、文伯揖籍談、對曰、諸侯之封也、皆受明器於王室、以鎭撫其社稷、故能薦彝器於王、晉居深山、而遠於王室、王靈不及、其何以獻器、王曰、叔氏、而忘諸乎、叔父唐叔、成王之母弟也、其反無分乎、鏚鉞秬鬯、彤弓虎賁、文公受之、非分而何、夫有勳而不廢、有績而載、奉之以土田、撫之以彝器、女司典之後也、何故忘之、籍談歸、以告叔向、叔向曰、王其不終乎、王一歲而有三年之喪二焉、於是乎以喪賓宴、又求彝器、樂憂甚矣、且非禮也、彝器之來、嘉功之由、非由喪也、禮王之大經也、忘經而多言、擧典將焉用之 昭十五年

齊侯伐徐、至于蒲隧、徐人行成、徐子及郯人莒人、會齊侯、盟于蒲隧、賂以甲父之鼎 杜注、甲父古國名也、高平昌邑縣東南、有甲父亭、徐人得甲父鼎、以賂齊 昭十六年

賂器の記載が甚だ多いことからみて、おそらくその事實が當時行なわれていたものと思われるが、しかし左傳の記載のうちに、これを非禮とする記述もあり、和平を求め服從を約するという、社稷の覆滅を救うときになされるのが、原則であつたようである。彝器を賂として贈ることは、單に財賄を供するという行爲とは區別されており、財賄として要求し、あるいはこれを容れることは、「非禮也」とされたのであろう。和平服從の誓約として賂器を贈るのは、降服儀禮の一としての意味をもつものと思われる。左傳にみえる外交の辭には、しばしば「君惠徼福於敝邑之社稷、辱收寡君、寡君之願也」僖四年「欲徼福于先君獻穆」成十三年「寡君欲徼福于周公、願乞靈於臧氏」哀二十四年 のような修辭がみえる。それは和親を求め、降服の意思表示として用いられる修辭であるが、單に和親を求めるときには玉を贈るのが通例であつたようである。秦が晉を伐つに當つて、魯の出師を求めた話が、左傳にみえる。

秦伯使西乞術來聘、且言將伐晉、襄仲辭玉曰、君不忘先君之好、照臨魯國、鎭撫其社稷、重之以大器、寡君敢辭玉、對曰、不腆敝器、不足辭也、主人三辭、賓客曰、寡君願徼福于周公魯公、以事君、不腆先君之敝器、使下臣致諸執事、以爲瑞節、要結好命、所以藉寡君之命、結二國之好、是以敢致之、襄仲曰、不有君子、其能國乎、國無陋矣、厚賂之 文十二年

先君の玉器を贈るのは、魯の先君の靈威を分與されることを求めるのである。しかし宗廟の彝器を以て賂とするのは、社稷の靈威を對者に分與することであり、服從を意味する行爲であつた。鞌の戰 成二年 において晉齊相戰い、齊が敗れるに及んで、賓媚人すなわち國佐が、使者として紀甗、玉磬等の賂を致して成を求めたが容れられず、「使齊之封內、盡東其畝」という晉の無法な要求に對し、國佐は

子以君師、辱於敝邑、不腆敝賦、以犒從者、畏君之震、師徒橈敗、吾子惠徼齊國之福、不泯其社稷、使繼舊好、唯是先君之敝器土地、不敢愛、子又不許、請收合餘燼、背城借一、敝邑之幸、亦云從也、況其不幸、敢不唯命是聽

とこれを拒否している。これによると、賂器は社稷を保つ代償としての意味をもつもので、「徼福於敝邑之社稷」「徼齊國之福」ということの具體的な行爲として、廟器を獻じ、賂器を收める慣例が當時あつたものと思われる。彝器を神聖とする觀念をそこにみることができるが、このような當時の事實が、王權の象徵としての三代遞傳の寶器という說話を生んだのであろう。

傳世の器を寶器として神聖視する意識は、當時の青銅器文化が次第に彝器的な本質からはなれて、實用的な性質を加えるに至つたことの反作用として、强められてきたものではないかと思う。戰國期の銅器としては、楚・越など南方の鐘、田齊や秦の量器などのほかは概ね戈矛の類であり、鼎・盤等の器はひとり楚にその傳統を存した。兵器としての青銅器はかなり普及していたらしく、戰場に遺棄され、あるいは俘獲した利器を改鑄するなどのことも行なわれた。左傳には

季武子以所得於齊之兵、作林鐘、而銘魯功焉、臧文仲謂季孫曰、非禮也、夫鐘銘天子令德、諸侯言時計功、大夫稱伐、且夫大伐小也、取其所得、以作彝器、銘其功烈、以示子孫、昭明德、而懲無禮也、今將借人之力、以救其死、若之何銘之、小國幸於大國、而昭所獲焉、以怒之、亡之道也 襄十九年

鄭伯始朝于楚、楚子賜之金、既而悔之、與之盟曰、無以鑄兵、故以鑄三鐘 僖十八年

巻五　通論篇　一七～一八

などの記事がみえる。俘獲の金を以て彝器を作ることは、早く西周期の員卣・過伯段・𤔲段・師寰段等にみえ、また列國期の器では、陳侯午敦・杕氏壺は獻金を以て作り、楚王酓忎鼎には「戰獲兵銅」の語がある。

戰國期の銅器は、祭器としてよりも、むしろ宴樂の器であり、養生の器であつた。器種にも、鼎・段などの食器や、歌樂のための歌鐘が多い。それは王公貴族の奢侈的な生活の必需品であつた。墨子節葬篇下に當時の厚葬の弊を論じ、古人薄葬の例をあげて、次に「今王公大人之爲葬埋、則異於此、必大棺中棺、革闠三操、璧玉卽具、戈劍鼎鼓壺濫、文繡素練、大鞅萬領、輿馬女樂皆具」といい、また呂氏春秋節葬はおそらく秦墨の學を傳えるものであろうが、「國彌大、家彌富、葬彌厚、含珠鱗施、夫玩好貨寶、鐘鼎壺濫、輿馬衣被戈劍、不可勝其數、諸養生之具、無不從者」とあつて、鐘鼎は女樂養生の器と竝び擧げられている。しかし鐘鼎の類は、なお祭器としても用いられるものであるが、たとえば量器・符節の類のごときは、全く實用の器であり、兵器に至つては最も現實的な鬪爭の具である。秦本紀によると、始皇の廿六年、「收天下兵、聚之咸陽、銷以爲鐘鐻金人十二、重各千石、置廷宮中」とあり、これを廟器に用いることを廢したが、中國の青銅器文化が、彝器であり祭器であることをその本質として展開していることからいえば、これを重千石の金人に鑄こんでその用を封じたことは、まさしく青銅器時代を終るにふさわしい話である。銅人の重さは各二十四萬斤、のち董卓がその十個を椎破して小錢を作り、殘りは苻堅が銷毀したという。

三、秦漢の古器物學

戰國期の青銅器文化が、彝器としての祭器から饗宴・歌鐘、あるいは量器・符節・利器の制作に移行するにつれて、古代的な彝器觀は失なわれ、銘文の內容にも大きな變化を生じた。すでに左傳成立の時期には、古器の銘文についての知識も不十分となつていたようである。左傳に鼎銘として載せる文辭には、金文として極めて不類のものが多い。

叔向曰、雖吾公室、今亦季世也、政在家門、民無所依、君日不悛、以樂慆憂、公室之卑、其何日之有、讒鼎之銘曰、昧旦丕顯、後世猶怠、況日不悛、其能久乎 昭三年

孟僖子病、不能相禮、乃講學之、召其大夫曰、吾聞將有達者、曰孔丘、聖人之後也、而滅於宋、其祖弗父何、以有宋、而授厲公、及正考父、佐戴武宣、三命茲益共、故其鼎銘云、一命而僂、再命而傴、三命而俯、循牆而走、亦莫余敢侮、饘於是、鬻於是、以糊余口、其共也如是 昭七年

これらの鼎銘はいずれも箴言であり、特に正考父の鼎銘は韻語をなしている。いま存する數千の器銘のうち、この種の文辭をもつものは一器もなく、いずれも左傳當時の作爲になるものであろう。讒鼎の銘のごときも、おそらくその名によつて作られたものとみられ、正義に引く服虔注に「疾讒之鼎、明堂位所云崇鼎是也」という。俞樾の群經賸義に、讒鼎は饞鼎の譌傳であるとしていう。

服說誠望文生義、惟言卽崇鼎、此必有所本、按廣韻一東有䥫字、注云、饞䥫貪食也、竊疑此鼎本名饞鼎、亦名䥫鼎、葢著貪食之戒、呂氏春秋先識篇曰、周鼎著饕餮、有首無身、食人未咽、害及其身、䥫饞之鼎、與饕餮同義、下云昧旦丕顯、後世猶怠、葢卽自朝至于日中昃、不皇暇食之意、與疾讒之意、無當也

すなわち讒鼎は饞䥫の饞にして饞䥫貪食、饕餮とその義近く、貪食の戒を銘とするゆえに饞鼎の義とする。鼎には自名の器多く、饙鼎・飤鼎などという例も乏しくないが、饞・䥫の字を用いる例なく、また饞䥫貪食の義により貪食の戒を銘したとするのも根據のないことである。銘文の「昧旦丕顯」も、丕顯は金文において德業を頌する語で、述語的な用法をみない。兩句の語意淺率、彝銘中の語としがたい。

巻五　通論篇　一九～二〇

正考父の鼎銘もまたすべて自戒の語であるが、金文にその類例がなく、孔子の先世としての正考父說話そのものに疑問がある。戴武宣 前七九九～七二九 より孔子に至るまで、宋の系譜において十七世二十三代、史記の孔子世家では正考父より十一世にすぎない。かつ正考父が校したといわれる商頌は宋の襄公 前六五〇～六三七 の霸業を頌するもので、戴武宣より百年近くものちのことである。左傳にみえるこの種の說話は、孟子に「好事者爲之也」萬章上 という孔子說話の一とみてよく、この鼎銘のごときも、當時彝銘の知識がすでにその傳承を絕つていたことを示すものであろう。

これらの銘文に比すると、子產が刑書を鼎にしるしたという記述は、何らかの事實を反映するものであるかも知れない。すなわち約劑的な性質をもつとも考えられるからである。その文にいう。

三月、鄭人鑄刑書、叔向使詒子產書曰、民知有辟、則不忌於上、竝有爭心、以徵於書、而徼幸以成之、弗可爲矣、夏有亂政、而作禹刑、商有亂政、而作湯刑、周有亂政、而作九刑、三辟之興、皆叔世也、今吾子相鄭國、作封洫、立謗政、制參辟、鑄刑書、將以靖民、不亦難乎、復書曰、若吾子之言、僑不才、不能及子孫、吾以救世也、既不承命、敢忘大惠 昭六年

書の往復のことは作爲であろうが、刑鼎のことは一時世の耳目を聳動する大事であつたらしく、翌昭七年には「鑄刑書之歲二月」のような大事紀年形式の語がみえる。この刑鼎について、叔向は三代の刑書をあげて、みな季世亂政のことであると非難を加えているが、昭廿九年には晉においても刑鼎が作られている。「冬、晉趙鞅・荀寅、帥師城汝濱、遂賦晉國一鼓鐵、以鑄刑鼎、著范宣子所爲刑書焉」とあり、これについて孔子がきびしい批判を加えたとして、「仲尼曰、晉其亡乎、失其度矣、夫晉國將守唐叔之所受法度、以經緯其民、文公是以作執秩之官、爲被廬之法、以爲盟主、今棄是度也、而爲刑鼎、民在鼎矣、何以尊貴、且夫宣子之刑、夷之蒐也、晉國之亂制也、若之何以爲法」という語を錄する。同じく刑鼎を作つた子產には、孔子の批判がない。この條の下文になお蔡史墨の言を連ねており、これらの言は、史巫の徒が說話傳承の間に加えたものであろう。

晉の法典は、左傳文六年「宣子於是乎始爲國政、制事典、正法罪、辟獄刑、董逋逃、由質要、既成、以授大傅陽子與大師賈佗、使行諸晉國、以爲常法」とあり、百年近くも前に成文化されているもので、刑書のごときもすでに舊典として存していたはずである。またのち鄭では竹刑が行なわれた。定九年に「鄭駟顓殺鄧析、而用其竹刑、君子謂子然、於是乎不忠」とみえ、杜注に「書於竹簡、故曰竹刑」という。鄧析の死については列子力命篇に「鄧析操兩可之說、設無窮之詞、當子產執政、作竹刑、鄭

國用之、數難子產之治、子產屈之、子產執而戮之、俄而誅之」とみえ、また呂氏春秋離謂に「鄭國多相縣以書者、子產令無縣書、鄧析致之、子產令無致書、鄧析倚之、令無窮、則鄧析應之、亦無窮矣、是可不可無辨也」、「子產治鄭、鄧析務難之、鄭國大亂、民口讙譁、子產患之、於是殺鄧析而戮之、民心乃服」の二條を錄する。荀子宥坐篇にも「子產誅鄧析史付」とみえるが、畢沅の新校呂覽に「鄧析子產、竝不同時、張湛注列子云、子產卒後二十年、而鄧析死也」というように、子產は昭二十年に沒しており、子產誅殺の説は、子產と鄧析の對立關係を、鄧析の死に結合したものにすぎない。荀子非十二子篇に「怪說琦辭、辯而無用」として惠施・鄧析の徒をあげ、漢志に鄧析二篇を名家に屬する。もとより僞託の書であろう。子產が鼎に銘したという刑書はどのようなものか知られないが、鄧析は兩可無窮の說をなしたとあるから、假說的判斷としての法解釋の上に、論理的方法を導入しようとしたものであろう。そのため刑鼎の法に代つて、やがて竹刑の法が行なわれたのである。約劑的な文書としても、これを鼎銘に勅するのは、すでに時代の趨勢に合致しがたいものであつた。

左氏の外傳といわれる國語の晉語一に殷末の器銘として錄するものがあり、「商之衰也、其銘有之、曰、嗛嗛之德、不足就也、不可以矜、而祇以取憂也、嗛嗛之食、不足狃也、不能爲膏、而祇罹咎也」という。また韻語にして箴戒の言である。當時おそらくこのような銘識が古い形式と考えられていたらしく、禮記大學篇に引く湯の盤銘のごときも、その形式のものとされている。大學の一篇は明德親民の綱領を立てて、各條下に多く經籍の文を引くが、詩・書の間に「湯之盤銘曰、苟日新、日日新、又日新」と盤銘を錄し、また書康誥の「作新民」、詩の「其命惟新」の句を以てその義を證する。編

卷五　通論篇　二一～二二

者は明らかに盤銘を日新の義をいうものと解しているのである。しかしこの銘が、たとえば商の三勾刀のように先人の廟號を列したものであることは、早く郭氏の金文叢攷にその說がみえ、これを「兄日辛、祖日辛、父日辛」の誤讀であるとする。荀を兄、日を且、又を父の誤讀とするもので、まことに巧說というべきも、三勾刀の他にはこの類のものがみえず、かつその語が兄・祖・父の序列であるのも不審とすべきである。湯の盤銘という器名にも問題があり、原銘によるものかどうか疑わしい。その文は左傳の箴言風の銘識と揆を一にしている。

戰國後期以後、秦漢の際の彝器觀が、このようにその銘識を箴言的なものとして理解しようとしたのは、この時期の古典學のありかたと關連するものと思われる。左傳や禮記諸篇には、詩・書を古典とし、その文章や詩句に規範的な意味を加えて引くことが、一般に行なわれている。詩曰・書曰という形式の經書の引用は、墨子・孟子以後の子書に多くみえ、また左傳や國語・禮記の諸篇に至つて著しい。彝器が時代との同時性を失なつて、その本來のありかたを離れて賂器となり、さらには經書と同じく、過去の文化を傳え先王の遺訓を述べたものとする考えかたが、知識社會を支配していたのであろう。

しかし詩・書をはじめ、左傳の編修に用いられたと思われる春秋期の諸資料は、當時なお少なからず遺存していたはずであり、左傳には周の典籍、列國の載書・盟書・外交の辭などが利用されており、周府・故府等にこれを藏した。文公重耳の册命をはじめ、周王の徧の襄公に對する追命に「叔父陟恪、在我先王之左右、以佐事上帝」昭七年といい、また昭三十二年、成周の築城を晉に求めた王の詔辭

「天子曰、天降禍于周、俾我兄弟、竝有亂心、以爲伯父憂、我一二親昵甥舅、不遑啓處、於今十年」「伯父若肆大惠、復二文之業、弛周室之憂、徼文武之福、以固盟主、宣昭令名、則余一人有大願矣」「其委諸伯父、使伯父、實重圖之、俾我一人、無徵怨于百姓、而伯父有榮施、先王庸之」などには、なお春秋期の修辭の一斑を存するところがある。その意味において、禮記祭統篇にみえる孔悝の鼎銘は、注意すべき資料の一であろう。その文にいう。

衞孔悝之鼎銘曰、六月丁亥、公假于大廟、公曰、叔舅、乃祖莊叔、左右成公、成公乃命莊叔、隨難于漢陽、即宮于宗周、奔走無射、啓右獻公、獻公乃命成叔、纂乃祖服、乃考文叔、興舊耆欲、作率慶士、躬恤衞國、其勤公家、夙夜不解、民咸曰休哉、公曰、叔舅、予女銘若、纂乃考服、悝拜稽首曰、對揚以辟之勤大命、施于烝彝鼎、此衞孔悝之鼎銘也、古之君子、論譔其先祖之美、而明著之後世者也、以比其身、以重其國家如此

この鼎銘は、郭氏が「此銘與今存世古彝銘、文例大體相同、必彔自古器無疑」金文叢攷、湯盤孔鼎というように、古器の彝銘に取材したものと思われるが、文字の改易のほか、譌誤のところもあるようである。郭氏は、衞成公のとき宗周は既に滅んでおり、「即宮于宗周」というもその宗周は洛邑のこととすべく、「予女銘若」の若は、周禮春官卜師「北龜曰若屬」、爾雅釋魚「龜右倪、不若」、墨子耕柱「卜于白若之龜」の若であり、銘・名は通用にして銘若は名若、その句は「舍爾靈龜」の意であるという。舊注には「予女銘、若纂乃考服」とよむ。祭統の文は銘を論じたもので、「銘者論譔其先祖有德、列於天下、而酌之祭器、自成其名、以祀其先祖者也」というのにはじまる一章のうち、孔鼎の銘はその論

卷五　通論篇　二三～二四

證の例として引かれており、編者の意も「予女銘」とよんだものと思われる。衞人が特に龜を尊んだことは、禮記檀弓下に「衞人以龜爲有知也」とみえ、また銘辭は「奔走無射」以下、多く魚・之の通用によつて韻をとる。押韻の上からも銘若で句讀するのがよい。對揚の下一字の以は台の誤釋とすべく、それで文の大意は通ずる。春秋末の器銘であるが、當時なお釋讀しえたものであろう。しかしこの程度に保存されている銘文の例はむしろ少く、一般に古器の銘は、湯盤は衰商の銘、また正考父の鼎銘のような訓戒箴言の類と考えられていたのである。

彝銘の知識が確實な傳承を失うとともに、古器についての知識も次第に失なわれつつあつた。周禮考工記には、ひとり鳧氏の職に鐘制についての詳しい記述がある。

鳧氏作鐘、兩欒謂之銑、銑間謂之于、于上謂之鼓、鼓上謂之鉦、鉦上謂之舞、舞上謂之甬、甬上謂之衡、鐘縣謂之旋、旋蟲謂之幹、鐘帶謂之篆、篆間謂之枚、枚謂之景、于上之攠謂之隧、十分其銑、去二以爲鉦、以其鉦爲之銑間、去二分以爲之鼓間、以其鼓間爲之舞脩、去二分以爲舞廣、以其鉦之長、爲之甬長、以其甬長、爲之圍、參分其圍、去一以爲衡圍、參分其甬長、二在上、一在下、以設其旋

なおその厚薄大小によつて、鐘聲の差を生ずることをいう。また梓人にその筍虡の制を述べ、脂・膏・臝・羽・鱗の五者の形狀を詳述するが、それは木製であつた。このように器制や尺寸にわたつていうものにまた㮚氏があり、標準器としてその材質に及ぶ規定がみられるが、なお器に附刻する銘辭を錄

している。

其銘曰、時文思索、允臻其極、嘉量既成、以覲四國、永啓厥後、茲器維則

四字句の韻語であるが、いま存する齊量四器や秦量の類にも、このような形式の銘辭はない。韻語を用いるのは、漢器に吉祥の語を付するのと同様のものであろう。彝器の類については、梓人に「梓人爲飮器、勺一升、爵一升、觚三升、獻以爵、而酬以觚、一獻而三酬、則一豆矣、食一豆肉、飮一豆酒、中人之食也」というも、爵・觚は大小の器でなく、古銅器の制ではない。また陶人に「陶人爲甗、實二鬴、厚半寸、脣寸、盆實二鬴、厚半寸、脣寸、甑實二鬴、厚半寸、脣寸、七穿」「鬲實五觳、厚半寸、脣寸、庾實二觳、厚半寸、脣寸」、旊人に「爲簋、實一觳、崇尺、厚半寸、脣寸、豆實三而成觳、崇尺」というのは何れも陶土の製で、銅器に關しない。

工人は古く王室公家に隷屬する世襲の職能集團であり、氏族の形態をとるものであった。國語齊語にその制を述べていう。

桓公曰、成民之事若何、管子對曰、四民者、勿使雜處、雜處則其言哤、其事易、公曰、處士農工商若何、管子對曰、昔聖王之處士也、使就閒燕、處工就官府、處商就市井、處農就田野、令夫工羣萃而州處、夫是故、工之弟恒爲工、令夫商羣聚而州處、夫是故、商之子恒爲商

桓公曰、定民之居若何、管仲對曰、制國以爲二十一鄕、公曰、善、於是制國以爲二十一鄕、工商之鄕六、士鄕十五、公帥五鄕焉、國子帥五鄕焉、高子帥五鄕焉、參國起案、以爲三官、臣立三宰、工立三族、市立三鄕、澤立三虞、山立五衡

このような狀態は、おそらく列國を通じて、ほぼ原則的に行なわれており、集團としてもかなりの勢力を有したものと思われる。春秋末の王子朝の亂には、舊秩を失なった百工の徒が有力な戰鬪集團であったし、また左傳定八年、衞の危急に際して、「王孫賈曰、茍衞國有難、工商未嘗不爲患、使皆行而後可」と工商の徒を戰列に參加させている。何れも定居成業のものであろう。周禮の諸官中、氏を以て號とするものが多いのは、このような職能的氏族の呼稱を存するものとみてよい。銅冶のことは、列國器では工師・冶韓、工師・工秦、佀師・差佐、鑄客楚などの稱があり、これら制作者の態様については、佐藤武敏氏の「中國古代工業史の研究」に詳しい。いま通説によって考工記を齊の記錄とすると、樂鐘を作る鳧氏、量器を作る栗氏、その他にも利器の制作者たちに氏と稱するものがみられるが、祭器の類の制作については、すでにその傳統を絕っていたことが知られる。

周禮ののち、器名・器制をいうものに爾雅・方言・說文解字・釋名・廣雅などの字書類があるが、青銅器の時代を去ることすでに遠く、古器の制作に關する記述はない。爾雅釋器に「木豆謂之豆、竹豆謂之籩、瓦豆謂之登」「彝卣罍、器也、小罍謂之坎」「鼎絕大、謂之鼐、圜弇上、謂之鼒、附耳外、謂之釴、款足謂之鬲」「卣、中尊也」というも殆んど器制にふれず、また鼐・鼒・卣の記述も必らずしも古器の稱と一致しない。說文解字に至っては、「簠、黍稷方器也」「簋、黍稷圜器也」五上とその方圜を誤る說解を加えている。簋（𣪘）・簠には何れも自名の古器があり、簋は圜器、簠は方器である。盛食の器として最も一般的であったこれらの器も、當時すでに目驗の機會がえられなかったのであろう。

古器の知識のこのような忘失は、傳世の遺器の見るべきものなく、制作者たちもその技術を傳えず、すべての傳承が失なわれていたからであろう。技術の中心は專ら利器に移り、また材質もすでに鐵器の時代であった。考工記には弓矢劍戈、あるいは車制について、かなり詳しい記述がある。青銅彝器の時代は、戰國期以前にすでに終っていたとみてよい。傳世の器を寶器とする考えかたは、彝器制作の技術の衰頽によって生まれた。彝器に加えられている文様について、神怪な說話的解釋が加えられてゆくのもそのためである。左傳には彝器の圖文を百物神姦の象とする說話がみえるが、呂氏春秋にも古器の文様について數條の記載がある。

周鼎著饕餮、有首無身、食人未咽、害及其身、以言報更也 先識覽先識

周鼎著象、爲其理之通也 審分覽愼勢

周鼎著倕、而齕其指、先王有以見大巧之不可爲也 審應覽離謂

周鼎有竊曲、狀甚長、上下皆曲、以見極之敗也 離俗覽適威

周鼎著鼠、令馬履之、爲其不陽也 恃君覽達鬱

以上五條のうち、饕餮文・象文・竊曲文はいまもその名を以てよばれる文様があるが、倕や鼠・馬はどのような文様を意味するのか知られない。容庚氏の通考上册にあげる古器の文様七十七種のうち、それに擬すべきものはないようである。呂覽はこれらの文様を、すべて箴戒の意を以て器に加えたものとし、その意を說く。饕餮を貪食を戒めたものとするのは、左傳文十八年「縉雲氏有不才子、貪于飮食、冒于貨賄、侵欲崇侈、不可盈厭、聚斂積實、不可紀極、不分孤寡、不恤窮匱、天下之民、以比三凶、謂之饕餮」により、書の堯典に「竄三苗于三危」とある三苗も、縉雲氏の裔で饕餮という。左傳の正義に引く服注に「按神異經云、檮杌狀似虎、毫長二尺、人面虎足豬牙、尾長丈八尺、能鬭不退、饕餮獸名、身如牛、人面、目在腋下、食人」とみえ、虎に似た貪獸である。史記五帝紀の正義に神異經を引き、「西南有人焉、身多毛、頭上戴豕、性很惡、積財而不用」とあり、四凶の說話と結合して考えられているが、もとはおそらく神獸とされたものであろう。泉屋に藏する乳虎卣は、あるいはその形象を存するものかと思われる。楚の檮杌もその系統の語とみられ、語原的には虎をいう楚語の於菟とも關係があろう。これを貪婪の意とするのは、韓非子亡徵「饕貪而無厭」の語義から附會したものに過ぎない。

象文は臣辰の卣・尊や效父𣪘等にみえるが、古い時期の彝器にのみ存するもので、いまもその遺器は極めて少い。しかも臣辰の器以外は、象身を渦文に變化するなど、原形を識りがたいものである。倕は巧工の人で、その圖象を加えるのもまた鑒戒の意とする。この說は淮南子の本經訓・道應訓にもみえ、本經訓には「蒼頡作書、而天雨粟、鬼夜哭、伯益作井、而龍登玄雲、神棲昆侖、能愈多、而德愈薄矣、故周鼎著倕、使銜其指、以明大巧之不可爲也」、道應訓に「夫言有宗、事有本、失其宗本、技能雖多、不若其寡也、故周鼎著倕、而使齕其指、先王以見大巧之不可(爲)也」とあり、巧僞を戒めるものである。竊曲文は、いまも變様夔文をその名でよぶ人が多い。夔首を中心に左右にその身尾を展開し己字狀をなすものであるが、この種の帶文をも、呂覽には「上下皆曲、以見極之敗也」とする。馬鼠の文様に至ってはその類例をみず、しかもその圖文に對して「此鬱之敗也」「不陽者、亡國

之俗也」という。馬を陽厲、鼠を陰厲とするのは、易の說卦に近い陰陽說である。

古器の文様に對するこのような知見や解釋は、何らの根據もない鑿空の說ともみえず、おそらくこの記述は何らかの資料や見聞に本づくものであろう。史記の秦本紀に「西周君背秦、與諸侯約從、將天下銳兵、出伊闕攻秦、令秦毋得通陽城、於是秦使將軍摎、攻西周、西周君走自歸、頓首受罪、盡獻其邑三十六城、口三萬、秦王受獻、歸其君於周、五十二年、周民東亡、其器九鼎入秦、周始亡」とあり、昭襄王の五十二年前二五五年、九鼎は秦に歸した。おそらく禹貢や左傳宣三年にいう三代九鼎の寶器であろう。まもなく莊襄王元年前二四九年、東周君が諸侯と秦を謀り、秦の相呂不韋がこれを滅ぼした。やがて呂不韋は秦の相となり、始皇の十二年前二三五年罪を受けて自殺している。呂覽の編修はおそらくその間に成るものであろうと思われ、呂不韋は三代の寶器たるいわゆる周の九鼎を目驗しているはずである。もしこの圖文の說がその九鼎の文様をいうものとすれば、饕餮・象文は古しとするも、いわゆる竊曲文は西周後期以後のものであり、必らずしも殷周傳世の器ではない。秦漢の際、傳世の器は一般にはほとんどみるをえない狀態にあつたものと思われる。

器制・文様のみならず、文字の傳統においても、彝銘にみえる籀文の字體は一般に行なわれず、列國にはその譌變の文字である古文が用いられ、特に江淮の地には鳥書など裝飾體も起つて、流變を極めた。始皇は統一政策の一として文字統一を行い、秦篆を標準字と定めたが、秦朝はわずか四十年にして滅び、秦篆もやがて世用を絶つて、漢隷が行なわれた。漢の時代には、金文はもとより、篆體の字をよむこともすでに困難であつた。

このような時代に、もし古器が忽然として地中から姿をあらわすとすれば、世人が神異の眼を以てこれを迎えることは當然であろう。漢書武帝紀の元鼎元年「夏五月、赦天下、大酺、五日、得鼎汾水上」とあり、また

四年冬十月、行幸雍、祠五畤、賜民爵一級、女子百戶牛酒、行自夏陽、東幸汾陰、十一月甲子、立后土祠于汾陰脽上、禮畢、幸滎陽、還至洛陽、詔曰、祭地冀州、瞻望河洛、巡省豫州、夏、封方士欒大、爲樂通侯、位上將軍、六月、得寶鼎后土祠旁、秋、馬生渥洼水中、作寶鼎天馬之歌、五年十一月辛巳朔旦冬至、立泰畤于甘泉、天子親郊見、朝日夕月、詔曰、朕以眇身、託于王侯之上、德未能綏民、民或飢寒、故巡祭后土、以祈豐年、冀州脽壤、廼顯文鼎、獲祭於廟、渥洼水出馬、朕其御焉

という記事がある。そのことはまた封禪書にもみえ、四年六月のこととする。兩鼎出土の記事について、資治通鑑巻二〇元鼎元年條の胡三省注に

按封禪書、欒大封樂通侯之歲、其夏六月、汾陰巫錦、爲民祠魏脽后土、營旁得鼎、禮樂志又云、元鼎五年、得寶鼎、恩澤侯表、元鼎四年四月乙巳、欒大封侯、然則得鼎應在四年、葢武紀因今年改元、而誤增此得鼎一事耳、非兩曾得鼎於汾水上也、封禪書、天子封泰山反、至甘泉、有司言寶鼎出爲元鼎、以今年爲元封元年、然則元鼎年號、亦如建元・元光、皆後來追改之耳

とあり、元鼎の改元は追改によるものである。符瑞のことがよろこばれた時代であるとしても、五年遡つて改元し、歌頌を作つてこれを郊祀歌十九章の一に加えるなど、元鼎の出現は當時の大事件とされたのであろう。郊祀歌十九章の景星十二に、「元鼎五年、得鼎汾陰作」とあり、その歌の前半に「景星顯見、信星彪列、象載昭庭、日親以察、參侔開闔、爰推本紀、汾脽出鼎、皇祜元始、五音六律、依韋饗昭、雜變並會、雅聲遠姚」と歌う。后土祠の祀禮の狀をいうものであるが、一鼎の出土が祥瑞としてこれほどの歌頌を興したのは、前後に例をみないことである。

ついで宣帝のとき、美陽の鼎をえて、その器を宗廟に薦見するかどうかが問題となつた。漢書郊祀志下にいう。

是時美陽得鼎獻之、下有司議、多以爲宜薦見宗廟、如元鼎時故事、張敞好古文字、按鼎銘勒、而上議曰、臣聞、周祖始乎后稷、后稷封於斄、公劉發迹於豳、大王建國於郊梁、由此言之、則郊梁豐鎬之間、周舊居也、固宜有宗廟壇場祭祀之臧、今鼎出郊東、中有刻書、曰、王命尸臣、官此栒邑、賜爾旂鸞黼黻琱戈、尸臣拜手稽首曰、敢對揚天子丕顯休命、臣愚不足以迹古文、竊以傳記言之、此鼎殆周之所以褒賜大臣、大臣子孫、刻銘其先功、臧之宮廟也、昔寶鼎之出汾郊也、河東大守以聞、詔曰、朕巡祭后土、祈爲百姓蒙豐年、今穀嗛未報、鼎焉爲出哉、博問耆老、意舊臧與、誠欲考得事實也、有司驗郊上、非舊臧處、鼎大八尺一寸、高三尺六寸、殊異於衆鼎、今此鼎細小、又有款識、不宜薦見於宗廟、制曰、京兆尹議是

汾郊の元鼎は一米に近い大鼎であつたが、銘識はなかつたようである。しかし美陽出土のものは細小にして款識あり、張敞の釋文はほぼ正確であると思われる。漢志はその全文を錄するものではないが、銘文の形式からみて西周後期の器であろう。當時は方士の虛誕がなお盛行していたときであるから、

これを奇貨とする輩も多かつたのであろうが、張敞は古文の研究を以て知られる人で、よくその文を解讀した。張敞の傳は漢書巻七六にみえ、「張敞字子高、本河東平陽人也、後隨宣帝、徙茂陵、以膠東相、守京兆尹、朝廷每有大議、引古今處便宜、公卿皆服、天子數從之」とあり、許愼の說文解字敍にも「孝宣皇帝時、召通倉頡讀者、張敞從受之」という。當時古文の大家であり、杜業・爰禮・秦近らとともに古文の學を傳えた。何れも說文に通人說としてその說を引かれている人である。あたかも古文復興の時代に當り、美陽の鼎銘も當時の文字學を背景として解讀しえたのである。

古器の出土はこの後にもつづき、永平六年六三年には王雒山から寶鼎が出土した。後漢書明帝紀にいう。

六年二月、王雒山出寶鼎、廬江大守獻之、夏四月甲子、詔曰、昔禹收九牧之金、鑄鼎以象物、使人知神姦、不逢惡氣、遭德則興、遷于商周、周德既衰、鼎乃淪亡、祥瑞之降、以應有德、方今政化多僻、何以致茲、易曰、鼎象三公、豈公卿奉職、得其理邪、太常其以礿祭之日、陳鼎於廟、以備器用、賜三公帛五十匹、九卿二千石半之、先帝詔書、禁人上事言聖、而間者章奏、頗多浮詞、自今若有過稱虛譽、尚書皆宜抑而不省、示不爲諂子蚩也

元鼎のときのような祥瑞騷ぎを戒め、これを有司の功に歸し、浮詞虛譽をなすことを禁じている。すでに古文の學も起り、古器に對する認識も改められつつあつたのであろう。また竇憲傳に、永元元年八九年憲が單于を討つて朔庭を空しうする殊功をあげたとき、南單于が漢北において憲に古鼎を遣つたが、その鼎は容五斗、「仲山甫鼎、其萬年子〻孫〻、永保用」の銘があり、憲より上獻されたとい

う記事がある。仲山甫の鼎というのは疑わしく、その器が朔北の地にあつたというのも不審とすべきであるが、この鼎については元鼎・美陽のような性質の問題は起つていない。のち二年にして許愼の說文解字が成り、その敍に「郡國亦往〻於山川、得鼎彝」というのは、これらの事實をさすのであろう。

三國以後、江南には符瑞をいうものがまた多く、宋書には符瑞志三篇を收めて、歷代の奇瑞を列擧している。吳の赤烏十二年 二四九年、臨平湖及び東部衡陽の地より寶鼎が出土し、孫皓の寶鼎元年 二六六年 にも大鼎をえたというが、詳しい記述はない。晉・宋の記事としては、以下の諸條がある。

晉愍帝建興二年 三一四年 十二月、晉陵武進縣民陳龍、在田中得銅鐸五枚

晉成帝咸和元年 三二六年 十月辛卯、宣城舂穀縣山岸崩、獲石鼎、重二斤、受斛餘

晉成帝咸康五年 三三九年、豫章南昌民堀地、得銅鍾四枚、太守褚裒、以獻

晉穆帝升平五年 三六一年 二月乙未、南掖門有馬足陷地、得銅鍾一枚

宋文帝元嘉十三年 四三六年 四月辛丑、武昌縣章山水側自開、出神鼎、江州刺史南譙王義宣、以獻

元嘉十九年 四四二年 九月戊申、廣陵肥如石梁澗中、出石鍾九口、大小行次、引列南向南、兗州刺史臨川王義慶、以獻

元嘉二十一年 四四四年 十二月、新陽獲古鼎於水側、有篆書四十二字、雍州刺史蕭思話、以獻

元嘉二十二年 四四五年、豫州豫寧縣、出銅鍾、江州刺史廣陵王紹、以獻

孝武帝孝建三年 四五六年 四月丁亥、臨川宜黃縣民、田中得銅鍾七口、內史傅徽、以獻

孝建三年四月甲辰、晉陵延陵得古鍾六口、徐州刺史竟陵王誕、以獻

孝武帝大明七年 四六三年 六月、江夏蒲圻、獲銅路鼓四面、獨足、郢州刺史安陸王子綏、以獻

明帝泰始四年 四六八年 二月丙申、豫章望蔡獲古銅鍾、高一尺七寸、圍二尺八寸、大守張辯、以獻

泰始五年 四六九年 五月壬戌、豫章南昌、獲古銅鼎、容斛七斗、江州刺史王景文、以獻

泰始七年 四七一年 六月甲寅、義陽郡獲銅鼎、受一斛、幷蓋竝隱起鏤、豫州刺史段佛榮、以獻

順帝昇明二年 四七八年 九月、建寧萬歲山澗中得銅鍾、長二尺一寸、豫州刺史劉懷珍、以獻

なお梁の虞荔の鼎錄に、出土の鼎として元鼎のほか、「宋順帝昇明元年 四七七年、有人、於宮亭湖得一鼎、上有古文洵漢二字」という一條を錄する。

符瑞志に「神鼎者、質文之精也、知吉知凶、能重能輕、不炊而沸、五味自生、王者盛德則出」と題しており、漢初と同樣の古器觀を示している。晉書五行志にもなお災異祥瑞のことを錄するが、升平五年の鐘には「有文四字」、また安帝の義熙十一年 四一五年「霍山崩、出銅鍾六枚」十三年 四一七年 七月、「漢中城固縣水涯、有聲若雷、旣而岸崩、出銅鍾有十二枚」等の諸事を補うことができる。器種は概ね銅鼎・鼓鐘の類であるが、新陽古鼎の篆書四十二文の銘を傳えていないのは惜しまれる。何れも古冢墳塋の埋葬物が偶然出土したものであるらしく、詳しい記述はない。諸器は何れも上獻されて祕府に入り、南朝の興亡爭亂の間にまた毀滅を受けた。これらの器には特に關心を寄せるものもなく、古器の學はなお起るをえなかつた。

唐代にも、器の出土を傳える若干の記事がある。阮元の「商周銅器說」研經室三集卷三 にその摘錄がある。

唐貞觀二十二年 六四八年、遂州涪水中、獲古鼎、傍有銘刻、開元十年 七二二年 獲鼎、改河中府之縣名寶鼎縣、十二年 七二四年、后土祠獲鼎二、大者容四升、小者容一升、色皆青、十三年 七二五年、萬年人獲寶鼎五、獻之、四鼎皆有銘、銘曰、垂作尊鼎、萬福無疆、子孫寶用、元按、此銘文亦不全、二十一年 七三三年 眉州獻寶鼎、重七百斤、有篆書、天寶元年 七四二年 平涼獲古儀鼎、獻之、元和二年 八〇七年 詔以湖南所獻古鼎、付有司、重一百十二斤、咸平三年 宋、一〇〇〇年 乾州獻古銅鼎、狀方、四足、上有古文二十一字、直昭文館句中正、與杜鎬詳其文、曰、維六月初吉、史信父作𩰫甗、斯萬年、子〻孫〻、永寶用、以上皆見正史及會要

乾州出土の古鼎は、その銘文によると甗である。鼎の自名の器に甗と銘するものなく、また甗に鼎と銘するものもない。「狀方、四足」とは方體の甗であると思われ、器種の識別さえ確かでない。

秦漢以來、ここに至るまで約千二百年、その間出土の器にして記錄に存するものは寥〻十數件、やや詳細な記述をもつものは美陽の一鼎にすぎない。古器物の學は、その制作が廢絕に歸した戰國後期以後、殆んど空白の時代となつている。しかもこの空白の後に、北宋に入つてその學がにわかに興り、多數の著錄考釋が出されたのは、また驚異すべき事實である。古器物の學は、當然遺器の出土によつて資料が豐富となることを前提とするが、たとえば銘文の考釋については、別に文字學的な用意が準備されなくてはならない。それには、唐代の文字學の勃興が大きな役割を果たしていたものと思われる。

四、古代文字の學

秦篆に代つて漢以後に筆記體の漢隸が行なわれるとともに、古代文字の形態が失なわれ、文字はその源流を求めがたいものとなつた。前漢には史職として文書に與かるものに、なお秦の八體を課してその學習を義務づけたが、それものちには廢されたようである。說文敍に「漢興有艸書、尉律、學僮十七已上、始試諷籒書九千字、乃得爲史、又以八體試之、郡移大史幷課、最者以爲尙書史、書或不正、輒擧劾之、今雖有尉律不課、小學不修、莫達其說久矣」とみえ、おそらく前漢末には課試も行なわれず、宣・平の際には、古文を傳習する努力が試みられている。說文敍に

孝宣皇帝時、召通倉頡讀者、張敞從受之、凉州刺史杜業、沛人爰禮、講學大夫秦近、亦能言之、孝平皇帝時、徵禮等百餘人、令說文字未央廷中、以禮爲小學元士、黃門侍郎揚雄、采以作訓纂篇、凡倉頡以下十四篇、凡五千三百四十字、群書所載、略存之矣

という。漢志に「倉頡多古字、俗師失其讀、宣帝時、徵齊人能正讀者、張敞從受之、傳至外孫之子杜林、爲作訓詁、並列焉」とみえ、篇中に多く古文を存した。古文とは壁中古文の系統の字であろう。

古文の書は、景帝のとき壁中古文が出て大量の文獻があらわれたが、これよりさき惠帝四年 前一九一年 に挾書の律を除き、山崖屋壁に藏した古書を發するものが多く、景帝の初年には、河間獻王德 前一五五年立 が好古の資を以て古籍の蒐集につとめ、先秦の舊書である周官・尙書・禮・禮記・孟子・老

子の屬を獻じた。その書はみな古文であつたという。毛詩・左傳等の古文の書も、そのとき世に出たとされる。このころ淮南王安もまた書を好んで四方の學者を招いたが、後元三年 一四一年 魯の恭王が孔子の舊宅よりえた古文尚書・禮記・論語・孝經など數十篇の經傳も、またみな古文であつた。劉歆の移讓太常博士書に「及魯恭王壞孔子宅、欲以爲宮、而得古文於壞壁之中、逸禮有三十九篇、書十六篇」とあり、その書はのち說文解字・三體石經古文の原據となつたものであろう。書は衞包の改定する古文と字句の異同があり、壁中書を眞古文という。のちまた宣帝の初年 前七三年頃 河內の女子が老屋を發して古文逸易・禮・尙書各一篇をえて奏し、博士に下して讀ましめた。その書は泰誓であるが、この泰誓後得說については疑案多く、僞作とする說がある。孔壁古文のことは、史記儒林傳をはじめ漢書魯恭王傳・劉歆傳・漢志・說文許敍にみえる。ただ河內女子の獻書のことは劉歆傳・七略のほか、經典釋文にしるすにすぎず、劉歆の資料のみであることから、疑問とされているのであろう。古文の經傳は漢末にすでにかなりの部數に上つたが、中祕に藏して世の耳目にふれること少く、そのため許愼のとき、すでに「世人大共非訾、以爲好奇者也、故詭更正文、鄉壁虛造、不可知之書、變亂常行、以燿於世」という非難を受ける狀態であつた。許敍に、當時の文字に譌誤の多いのを難じて、「皆不合於孔氏古文、謬於史籒」とし、「俗儒鄙夫、翫其所習、蔽所希聞、不見通學、未嘗覩字例之條、怪舊藝而善野言、以其所知爲祕妙、究洞聖人之微恉、其迷誤不諭、豈不悖哉」と痛擊を加えているのは、古文學の立場に立つ許愼としては當然のことである。

說文解字には永平元年 一〇〇年 の敍があり、のち二十一年、許沖の上表を加えて上進された。文字

の源流を明らかにし、六書の法によつて字の構造を說き、九三五三字を五四〇部に收め、整然たる體系をもつ。六書の名は周禮保氏にみえ、その目は漢志に初見するが、劉歆の七略によるものと思われ、また古文家の說である。小篆を以て正字とし、重文一一六三には、概ね籒文・古文の異體異形を錄する。當時の文字資料は、おそらく悉くここに網羅されているとみてよく、その正篆はよく字の初形を存しているが、なお譌形のあることを免れず、そのため說解を誤ることがある。たとえば金文常用の字についても、その正形正解をえていないものがある。

爵　禮器也、象爵之形、中有鬯酒、又持之也、所以飲器、象爵者、取其鳴節〻足〻也 五下

彝　宗廟常器也、从糸、糸綦也、廾持米、器中寶也、此與爵相似、周禮六彝、雞彝鳥彝黃彝虎彝蜼彝斝彝、以待祼將之禮 一三上

爵を爵雀の象形とするもので、羅振玉の殷虛書契考釋 中・三六葉 に「今證以卜辭、其字確象爵雀形、知許君所云、爲古先遺說、不見於諸經注、幸尙存於說文解字中、許君網羅放佚之功、誠巨矣」と推稱してやまないが、卜文金文の字形は明らかに酒爵の象形で、雀形とは關係なく、これは當時の音義說による解釋である。その條下に錄する古文の字形は飛鳥の形ともみえるものであるが、卜文金文にこの形に類するものはない。また彝は金文に常見の字で、雞牲を原義とするものであることは、字形をみれば明らかである。吳大澂の古籒補に「楊沂孫說、古彝字从雞从廾、彝象冠翼尾距形、手執雞者、守時而動、有常道也、故宗廟常器、謂之彝、禮、夏后氏以雞彝、鄭司農說、宗伯主雞」とはじめて雞形說を出しているが、なお守時の意とする。金文の字形は口旁に數點を付しており、雞血をとつて彝

器に釁する禮を示し、よつて宗廟常器の名となつたものである。說文はこれを糸部に屬するが、正篆の字形がすでに米糸に從う形で、初形を失したものであり、その條下にあげる古文の二形もまた失眞の字と思われる。古文が詭更鄉壁の譏を受けたのも、やむをえないようである。

このような缺陷は說文中に必らずしも少くないが、しかし說文の正篆が、古文字の體系を後に傳える上に殊功のあるものであつたことは、疑うべくもない。この後正篆の學を標榜するものなく、字林・玉篇も字の構造に及ぶ注解を加えていない。ただ魏の正始年間に三體石經が建てられ、篆文・古文の二體を加えて經文を示したが、その古文は科斗の名によつて本來の書法を改めたところが多く、當時の名家邯鄲淳のいわゆる淳法と甚だ異なるものとされる。篆文については、說文がその準據とされたようである。說文の正篆は、古代文字の體系を傳える、唯一の貴重な典據であつた。

古代の文字資料としては、前漢の古文系經籍の出現ののち、汲冢出土の大量の竹簡が最も注目すべきものであつた。晉の咸寧末年、魏王の陵墓である汲冢から、簡書十餘萬言が發見された。近代の漢簡の發見にもまさる重要な事實である。晉書束晳傳にいう。

太康二年 二八一年、汲郡人不準、盜發魏襄王 前三一八～二九六 墓、或云安釐王 前二七六～二四三 冢、得竹書數十車、其紀年十三篇、記夏以來、至周幽王爲犬戎所滅、以事接之、至安釐王之二十年、蓋魏國之史書、大略與春秋、皆多相應、大凡七十五篇、七篇簡書折壞、不識名題、冢中又得銅劍一枚、長二尺五寸、漆書皆科斗字、初發冢者、燒策照取寶物、及官收之、多燼簡斷札、文旣殘缺、不復詮次、武帝以其書付祕書、校綴次第、尋考指歸、而以今文寫之、晳在著作、得觀竹書、隨疑分釋、

皆有義證、遷尙書郞

時有人、於嵩高山下、得竹簡一枚上、兩行科斗書、傳以相示、莫有知者、司空張華、以問晳、晳曰、此漢明帝顯節陵中策文也、檢驗果然、時人伏其博識

汲冢出土の典簡は、紀年十三篇のほか、易二篇・易繇陰陽卦二篇・公孫段二篇・國語三篇・名三篇・師春一篇・瑣語十一篇・梁丘藏一篇・繳書二篇・生封一篇・大曆二篇・穆天子傳五篇・圖詩一篇・雜書十九篇の計六十八篇、みな科斗漆書の文であるという。そのいわゆる科斗は、嵩高山下の竹簡科斗が、漢の明帝陵中の策文と同體であるとすれば、その字は必らずしも列國古文ともしがたいようであるが、なお一般の人には識讀しがたいものであつた。汲冢書のことは、他にも晉書武帝本紀に咸寧五年 二七九年、衞恒傳に太康元年 二八〇年、荀勗の穆天子傳序に太康二年としており、おそらく咸寧五年に出土、それより兩三年を費して、荀勗や和嶠により整理がなされたのであろう。隋志に汲冢書十五部、八十七卷という。その書は中經祕書とされ、當時の記錄によると、汲冢周書古文釋 一卷、續咸、晉書本傳・汲冢書釋 束晳、本傳・難束晳汲冢書釋 王庭堅・王接傳・汲冢書釋難 束晳、王接傳・詳正王束二家汲冢書難釋得失 王接、本傳 などの書が作られており、周書の整理をめぐつて論難答問が行なわれたようである。隋志に「周書十卷 汲冢書、似仲尼删書之餘」というが、この書は雜書十九篇中のものである。穆天子傳には、郭璞が早くも注を加えている。ただ竹書の多くは、「多雜碎怪妄、不可訓知」 隋志史部 とあり、內容も雜多なものであつた。その科斗漆書のごときも、文字資料としてその後の文字學に大きな影響を與えるに至らなかつたようである。

說文は文字學の書であり、必らずしも字書としての要件をもつものでなく、六朝期には說文系の字林や玉篇、また聲類や韻集のような韻書の類が代つて行なわれた。ときには北魏の江式のように、上篆下隷の字書として古今文字を編する意圖をもつ人もあつたが成らず、古文や篆法については、衞恒の四體書勢にその書法を論ずるものがあるに過ぎない。六朝末には聲韻の說が興つて、字書も切韻系の韻書が盛行し、また文字は隋・唐の際より楷法が喜ばれて、正書の字形を論ずるものが頻出した。殊に經書の學が科擧に課せられるに及んで、顏元孫の干祿字書、張參の五經文字、唐玄度の九經字樣など字樣の文字が行なわれ、書においても正書の名家が輩出した。それらの文字は、多く石刻碑銘としてその妍美を競うたが、その題額に篆字が用いられて、また篆文の研究が起つた。その先聲をなすものは、盛唐の人李陽冰である。

說文の學は、字書・韻書の盛行にもかかわらず、なお一綫を保つて傳えられ、唐代には說文・字林が課試の必修書とされている。說文・字林を併用するのは、說文の正篆の字を特に重んじたためとみられ、いま存する唐寫本說文木部、口部二種の篆文の字樣は、いわゆる懸針の法によるみごとな字體である。李陽冰はその書法を變じて、點畫竦桀、風骨特秀の體をはじめたが、それは續書斷に「始學李斯嶧山碑、後見仲尼吳季札墓誌、精探小學、得其淵源、遍觀前人遺跡、以謂未有點畫、俱偏旁模刻而已」というように秦刻の字に學んだものとされているが、李氏より前に碧落碑總章三年、六七〇年のごときものがあり、李氏の書法と關係があるものとみられる。徐鉉の進說文解字表に「唐大曆七六六～七七九中、李陽冰篆迹殊絕、獨冠古今、自云斯翁之後、直至小生、此言爲不妄矣」とその書法の古今に冠絕することをいう。その氣度軒朗、篆書六經の石刻を計畫し、說文を刊定してその正篆說解を自ら改めるなど、自ら篆籀の中興を以て任じた。碑銘の篆額も四十種に及び、その大半は滅んで傳わらないがなお遺品の存するものがある。唐末李騰の說文字原、後蜀林罕の字原偏旁小說は、いずれもその筆蹟を集錄したものである。

唐代の篆文復興は、李氏の業績に負うところが多いが、石鼓の發見は、また古代文字への關心を高める一の機會であつた。石鼓十石は、唐初のころ陝西陳倉の田野中に見出され、のち杜詩にも歌われ、また韋應物・韓愈が詩を以て表章し、大いに世に顯われるに至つた。韋應物の石鼓歌に「周宣大獵兮岐之陽　刻石表功兮煒煌煌　石如鼓形數止十　風雨缺訛苔蘚澁」「乃是宣王之臣史籀作」などの句があり、はじめ宣王期の石刻とされ、韓愈の石鼓歌も時代觀は同じ。しかし兩者は何れも原石を見ていなかつたらしく、韋詩には「今人濡紙脫其文　既擊既埽白黑分」、韓詩の首句に「張生手持石鼓文勸我試作石鼓歌」と歌う。石鼓ははじめ鄭餘慶が鳳翔の孔廟に收めたが五代の亂に散佚し、宋の司馬池がまた府學の廡下におき、大觀一一〇七～一一一〇中、東京開封の辟雍に、のち保和殿に藏した。金が南侵して一時燕京に遷したが、のち相傳えて淸の國子監に入り、今次の大戰の間に諸處を轉〻して、いま北京故宮博物院に藏する。石刻の嚆矢として、碑帖の學の最も重んずるところであつた。その成立の時期に諸說あるも、秦の襄公のとき、その十年前七六八前後のものと思われる。すなわち周の東遷より數年後のもので、唐代の諸人のみることをえた最古の文字である。史記に傳える始皇の刻石は、之罘・碣石・會稽の三碑は早く滅び、嶧山碑もまた野火に失なわれた。ただその模本を世に傳えており、これを學ぶ人もあつたようである。杜甫に「李潮八分小篆歌」の一長篇があり、當時の學習の狀が歌われている。

蒼頡鳥跡既茫昧　字體變化如浮雲　陳倉石鼓又已訛　大小二篆生八分　秦有李斯漢蔡邕　中間作者絕不聞　嶧山之碑野火焚　棗木傳刻肥失眞　苦縣光和尙骨立　書貴瘦硬方通神　惜哉李蔡不復得　吾甥李潮下筆親　尙書韓擇木　騎曹蔡有隣　開元已來數八分　潮也奄有二子成三人　況潮小篆逼秦相　快劍長戟森相向　八分一字直百金　蛟龍盤拏肉屈强　吳郡張顚誇草書　草書非古空雄壯　豈如吾甥不流宕　丞相中郞丈人行　巴東逢李潮　逾月求我歌　我今衰老才力薄　潮乎潮乎奈汝何

これによると、當時篆隸を學ぶものは、ひとり李氏のみではなかつたのであろう。當時の古文字の研究は、石刻より入つたものであるが、宋に及んで古器彝銘の世に出るもの多く、著錄も一時に盛行して、はじめて金文學の時代に入る。

第二章　金文學史その二

一、唐宋の古文字學

古器款識の學は、北宋に至つて漸く學問的研究の方法を備えるに至つた。阮元の「商周銅器說」下に、「北宋以後、高原古冢、搜獲甚多、始不以古器、爲神奇祥瑞、而或以玩賞加之、學者考古釋文、日益精核、故考古圖列宋人收藏者、河南文潞公、廬江李伯時等三十餘家、士大夫、家有其器、人識其文、閱三四千年、而道大顯矣」と論ずるように、三代の彝器を考古の資とすることは、北宋に至つてはじまるといつてよい。尤もすでに漢魏のとき、張敞が美陽の鼎銘を釋し、あるいは王肅が、詩の魯頌閟宮の「犧尊將將」の句に注して、「大和中二二七～二三二魯郡於地中、得齊大夫子尾送女器、有犧尊、以犧牛爲尊、然則象尊、尊爲象形也」詩疏引と經解の考證に出土の古器を用いるなどのこともあり、また南史卷四九劉杳の傳に

杳博綜群書、沈約任昉以下、每有遺忘、皆訪問焉、嘗於約坐、語及宗廟犧尊、約云、鄭玄荅張逸謂、爲畫鳳凰婆娑然、今無復此器、則不依古、杳曰、此言未必可安、古者樽彝、皆刻木爲鳥獸、鑿頂及背、以出納酒、魏時魯郡地中、得齊大夫子尾送女器、有犧樽、作犧牛形、晉永嘉三〇七～三

二三中、賊曹嶷、於壽州發齊景公冢、又得二樽、形亦爲牛象、二處皆古之遺器、知非虛也、約大以爲然

と、同じく古器によつて犧尊の形象を論じた話がみえる。しかしこれらはむしろ稀有の例とすべく、ときにはかえつて古器を毀滅して憚らぬこともあつた。隋の文帝の開皇九年 五八九年 四月、「詔毀平陳所得秦漢之三大鐘、越二大鼓」北史隋本紀、また「十一年正月丁酉、以平陳所得古器、多爲妖變、悉命毀之」隋書高祖紀上 とあり、古器を妖變を爲すものとして毀銷しているが、これは古器を祥瑞とする從來の彝器觀の著しい變更である。北周に至つては、錢貨をうるために民間の古器佛像をも徵發した。世宗の顯德二年 九五五年「帝以縣官久不鑄錢、而民間多銷錢爲器皿及佛像、錢益少、九月丙寅朔、勅始立監采銅鑄錢、自非縣官諸物、軍器及寺觀鐘磬之類、聽留外、自餘民間銅器佛像、五十日內、悉令輸官、給其直、過期隱匿不輸、五斤以上、其罪死、不及者、論刑有差」資治通鑑卷二九二、後周紀三 という嚴命を下して、民間の銅器佛像を回收したが、司馬光はこれに評語を加えて「若周世宗、可謂明矣、不以無益、廢有益」としている。五代會要 卷二七 にも「周顯德二年九月一日勅、應兩京諸道州府、銅象器物諸色、限敕到五十日內、竝須毀廢送官」とあり、およそ銅器の類は例外を許さなかつたようである。宋に入つてもそのことは頻繁に行なわれた。宋書食貨志下二に「宋太宗雍熙 九八四～九八七 初、京城居民、蓄銅器者、限兩月悉送官」という。顯德のことは排佛に伴なうもので思想上の問題であつたともみられるが、雍熙の回收は鑄錢のためであつたらしい。これらの銅器中に、古器を含んでいたかどうかは知られないが、近年中國が全國に命じて回收した廢銅中に、多數の古銅器が發見された事

實が參考されよう。董卓が秦の金人を椎破して以來、同樣のことがくりかえされたのである。宋の太宗は古籍書畫の蒐集に熱心で、卽位の初年に崇文院を建てて書八萬卷を收め、太平御覽を勅修、太平廣記・文苑英華など大部の書の編纂も行なわれた。越えて淳化三年 九九二年 には淳化祕帖が上木されたが、歐陽脩の集古錄跋尾が成るのはそれより七十年、呂大臨の考古圖序は百年の後に作られている。宋代金石の學は、この歐・呂によつてようやくその途徑が開かれるのである。

宋代金石の學は、まず石刻碑銘の學がその先蹤をなし、彝器款識の學がそれにつづく。碑銘の研究は、史傳の資料として、また書法の模楷を求めることから起つた。漢以來の書法の資料は、その眞跡を求めることが容易でなく、早くから碑刻を集錄することが行なわれた。梁の元帝 五五二～四 にすでに碑集十秩百卷 知不足齋叢書本金樓子卷五 があり、隋書經籍志 別集 に元帝の碑集二十九卷、雜碑集二十九卷、雜碑集二十三卷を錄し、またその條下に多くの碑銘集を注記している。酈道元の水經注には所在の碑銘に及ぶものが多く、漢碑百・魏碑二十、晉・宋・北魏の碑をも巨細にわたつて錄しているが、その漢・魏の碑の歐・趙の金石著錄にみえるものは十の一・二にすぎず、古碑の湮滅の甚だ多いことが知られる。

石經に對する關心は、また經學上の要請であつた。漢・魏の石刻の搜集復原は歷代試みられ、唐にはまた新刻も行なわれた。漢石經は隋志に一字石經合せて七經を錄するが、當時の狀態について、

後魏之末、齊神武執政、自洛陽徙于鄴都、行至河陽、値岸崩、遂沒于水、其得至鄴者、不盈大半、至隋開皇六年 五八六年、又自鄴京、載入長安、置於祕書內省、議欲補緝、立于國學、尋屬隋亂、事遂寢廢、營造之司、因用爲柱礎、貞觀 六二七～六四九 初、祕書監臣魏徵、始收聚之、十不存一、其相承傳拓之本、猶在祕府

とみえ、四十六碑の原石は殆んど失なわれ、その傳拓の書も、唐志にはわずかに尙書 五卷・儀禮 四卷・論語 一卷 を錄している。また魏石經は、北魏の楊衒之の洛陽伽藍記 卷三 に、「開陽門御道東、有漢國子學堂、堂前有三種字石經二十五碑」とみえ、隋志に「尙書九卷 梁有十三卷・尙書五卷・春秋三卷 梁有十二卷」というも、宋以後の著錄にみえない。漢石は淸の乾嘉の際に僅かにその殘石が出土、また魏石は光緖二十二年に一部の殘石が出て、その樣式が知られるに至つた。この兩石經については、顧炎武の石經考と杭世駿の考異、また萬斯同の石經考に詳しい考證があり、新出土の資料については、羅振玉に漢熹平石經殘字集錄 單刊本、又全集本 及び正始石經尙書春秋殘石跋 支那學三ノ六 がある。

北魏の江式の傳 北史卷三四 に、「陳留邯鄲淳、博開古藝、特善倉雅、以書敎諸皇子、又建三字石經於漢碑西、其文蔚煥、三體復宣」と魏石を淳書とする說を述べ、「又有京兆韋誕、河東衞覬、二家竝號能篆、當時臺觀牓題、寶器之銘、悉是誕書、咸傳之子孫、世稱其妙」と韋・衞の篆法を稱し、その古文篆法を以て古今文字四十卷を編すべく上表を試みた。また同書の劉芳傳 卷四二 に「昔漢世造三字石經於大學、學者文字不正、多往質焉、芳音義明辯、疑者皆往詢、故時人號爲劉石經」という逸話を傳える。石經の學は、北方においてその傳統を保つていたようである。隋の開皇六年 五八六年、劉焯・劉炫が勅を奉じて漢魏石經の校定を試みようとしたが、まもなく隋の覆滅に逢うてそのことは行なわれず、原石はさきに述べたように營造の司によつて柱礎として埋められ、その姿を沒した。

古文字の學は、說文や三體石經によつてわずかに唐に傳えられたが、石鼓の發見は當時の篆文の硏究に大きな刺激を與えた。李遇孫の金石學錄に、「蘇勗記石鼓云、世咸言筆迹存者、李斯最古、不知史籒之迹、近在關中、虞褚歐陽、共稱古妙、見元和郡縣志所引、據此則知虞世南、褚遂良、歐陽詢、莫不稱述石鼓矣」と石鼓と書法の關係を述べ、以下に後漢書鄧隲傳の章懷太子注、張懷瓘の書斷、竇臮の述書賦、韋續の集五十六種書體竝序、徐浩の古蹟記など、石鼓に論及する諸家の言を列している。このような反響の中で、張參が大曆十年 七七五年 說文や石經を參考して五經の詳定を試み、五經文字を作つた。李陽冰が獨自の篆法を以て活躍していた時代である。ついで開成二年 八三七年 唐玄度が九經字樣を作り、その年石壁九經の刻石が行なわれた。文字學と經學と碑帖の學とが、渾然として統一される機運が生じている。ただ金文資料は、このときなお出土が少く、唐末の文字學的な結束をなすとみられる郭忠恕の汗簡にも、先秦の金石として錄するものは、わずかに孔子題李札墓文字と稱する十二字にすぎず、その字も極めていかがわしいものである。

汗簡は五代末の郭忠恕 ～九七七 の書であるが、原題もなく、はじめは著者も知られず、また傳本も稀であつたらしく、宋人の書目にも收められていない。卷首に「汗簡元闕著撰人名氏、因請見東海徐騎省鉉、云是郭忠恕製、復舊臼部末字注脚、趙字下、倶有臣忠恕字、驗之明矣」という李建中 九四五～一〇一三 の題識を引く。天禧二年 一〇一八年 李直方の後序があり、卷首の文も直方の加えるところであろう。また汗簡卷第一の次に

汗簡者、古之遺像、後代之宗師也、蒼頡而下、史籒以還、爰從漁獵、得其一二、傳寫多誤、不能

盡通、臣頃以小學涖官、校勘正經、石字緜是、諮詢鴻碩、假借字書、時或採掇、俄成卷軸、乃以尙書爲始、石經說文次之、後人綴緝者、殿末焉、遂依許氏、各引部類、不相間雜、易於檢討、遂題出處、用以甄別、仍於本字下、直作字樣之釋、不爲隷古、取其便識、與今文正同者、惟目錄之外、不復廣收、切韻玉篇、相承紕繆、體既煩冗、難繕毫氂、有所不知、盡闕如也

とあり、書の體例をいう。おそらく原序であろう。李直方が大中祥符五年 一〇一二年 集賢李公建中の家にその書をみて、業餘の間三月を費してこれを摸寫した。のち鄭所南の跋があり、清の康熙に及んで汪立名が後跋を付して梓行、朱彝尊が跋を加えている。當時始一終亥の說文の古本はなお知られず、專ら韻譜本が行なわれていたが、この書によつて說文古本の次序がはじめて知られるに至つた。郭氏の傳は宋の郭若虛の圖畫見聞記 卷三、蘇軾の東坡集 卷二〇、郭忠恕畫贊 及び宋史の本傳 卷四四二 にみえ、性檢局なく、流落放縱、世に容れられぬ人物であつたらしい。沒するとき地穴を掘り、俯窺して卒し、尸解と稱せられた。四庫提要にその書を論じていう。

汗簡三卷、目錄敍略一卷、宋郭忠恕撰、宋史藝文志、以此書與佩觿竝載、而晁・陳諸家書目、皆不著錄、則宋代亦罕見此本、乃末李建中、得之祕府、大中祥符五年、李直方得之建中、其分部從說文之舊、所徵引古文凡七十一家、前列其目、下各分注之、時王俅・呂大臨・薛尙功之書、皆未出、故鐘鼎闕焉、所徵七十一家、存於今者、不及二十分之一、後來談古文者、輾轉援據、大抵從此書相販鬻、則忠恕所編、實爲諸書之根柢、允未可以忘所自來矣

その引證するところのものは、古文尙書以下の古文の諸經傳、石鼓・說文、林罕の集字 字原偏旁小說 以下字書切韻の屬、衞宏の字說 古文官書 以下古文集字、また李氏刊定說文によりもと篆隷兩體をもつといわれる開元文字、楊氏阡銘・楊大夫碑・碧落文・孔子題吳季札墓文字・華岳碑などの古碑に及び、その字を錄して下に出處を注する。その字形は中豐の體で銳先、魏石經の古文に近い。說文より採錄したものが多いが、珌・州のように現本說文重文中にみえないものがあり、現本に脫去するものであろう。李氏の後序に「筆迹鷟弱、有愧於名賢、且樂善君子、必憫余留心於此道焉」と謙辭を加えているが、原本に忠實なものと思われる。鄭珍の汗簡箋正八卷があり、校注甚だ備わる。卷末に張之洞がその精覈に推服したという黎庶昌の識語がある。

汗簡の古文については、錢大昕の跋に、

郭忠恕汗簡、談古文者、奉爲金科玉律、以予觀之、其灼然可信者、多出於說文、或取說文通用之字、而郭氏不推其本、反引它書、以實之、其它偏旁詭異、不合說文者、愚固未敢深信也、予嘗謂、學古文者、當先求許氏書、鐘鼎眞贋雜出、可採者僅十之一、至如峋嶁文、滕公石室文、崔彥裕纂古之類、似古實俗、當置不道、而好怪之夫、依仿點畫、入之楷書、目爲古文、徒供有識者奉腹爾

というきびしい批判を加えている。しかし魏石もすでに淪沒し、先秦の資料がなお殆んど出土していない當時としては、むしろその搜集の功と、古文への關心を喚起したことを評價すべきであろう。郭氏は古文の搜集を試みるのみならず、自ら三體を以て陰符經を書寫 九六六年 している。そのころ、徐鍇 九二一～九七四 の說文繫傳通釋がすでに成り、またしばらくして雍熙三年 九八六年、徐鉉 九一七～九九一

の說文解字校定本も上進された。二徐の校定事業については、說文新義通論篇 第二章第三節 に詳しく述べた。徐鉉はまた淳化四年 九九三年 に嶧山碑を摸刻、咸平二年 九九九年 に夢英の篆書偏旁字源碑が作られるなど、古文篆文の學はこの頃その最高潮に達している。たまたま、司馬池が石鼓を府學に移すときに失つた一鼓が、皇祐四年 一〇五二年 また發見され、嘉祐六年 一〇六一年 には嘉祐石經が上石された。そしてやがて嘉祐八年、歐陽脩の集古錄跋尾十卷、ついで熙寧十二年 一〇六九年、歐陽棐の集古錄目が成つている。彝器の銘文を收めるものは、現存書では歐陽氏の書が嚆矢であり、その先聲をなすものは劉敞の先秦古器圖である。

北宋の金石文は、そのはじめなお石刻碑銘の類を主とするものであり、考古圖・博古圖・薛氏款識の書が出るのは、元祐一〇八六～以後のことである。宋代の金石書として楊殿珣の書目を容庚氏の校補 考古第四册 するところによると、いま存するもの二十八種のうち、著錄の類には歐陽脩集古錄跋尾 十卷・歐陽棐集古錄目 五卷、又十卷・呂大臨考古圖 十卷・無名氏續考古圖 五卷・王黼宣和博古圖錄 三十卷・薛尙功歷代鐘鼎彝器款識法帖 二十卷・黃伯思東觀餘論 二卷・董逌廣川書跋 十卷・趙明誠金石錄 三十卷・王俅嘯堂集古錄 二卷・王象之輿地碑記目 四卷・張掄紹興內府古器評 二卷 があり、佚書八十九種のうち、劉敞先秦古器圖 一卷・曾鞏金石錄 五百卷・楊景略周秦以來金石刻文 七十二卷・榮氏考古錄 十五卷・蔡氏古器款識 三卷・李公麟考古圖 五卷・葉夢得金石類考 五十卷・石公弼維揚燕衎古器錄 一卷・黃思伯博古圖說 十一卷・王厚之金石錄 三十卷、その他石刻碑銘の目錄の類が多い。このうち金文を收める前期の書としては、歐陽氏と劉敞の兩書にすぎない。また彝銘を釋するものに、當時劉敞のほか楊元明南仲、胡

俛古器圖の考釋を加えた李唐卿・王原叔などがあり、これらの諸人が宋代金文學の基礎を築くのである。

二、集古錄跋尾

彝器款識の學は、もとより彝器の出土收藏を前提とする。古文字の學は、すでに唐代以來その機運を生じているが、古器物は宋に入つてはじめて出土し、王國維の宋代金文箸錄表によると、北宋百七十年の間に、殷周の彝器の著錄は五百數十器に達している。王氏の著錄表に敍していう。

古器之出、蓋無代而蔑有、隋唐以前、其出於郡國山川者、雖頗見於史、然以識之者少、而記之者復不詳、故其文之略存於今者、唯美陽與仲山甫二鼎而已、趙宋以後、古器愈出、祕閣太常、既多藏器、士大夫如劉原父・歐陽永叔輩、亦復蒐羅古器、徵求墨本、復得楊南仲輩、爲之攷釋、古文之學、勃焉中興、伯時・與叔、復圖而釋之、政宣之間、流風益煽、籀史所載著錄金文之書、至三十餘家、而南渡後諸家之書、尙不盡與焉、可謂盛矣

このような彝器收藏の盛も、もとより一時に成るものではなかつた。劉敞の先秦古器圖には十一器、歐陽氏の跋尾に題跋を加えるものは十九銘、そのうち劉氏・楊氏に材を資るもの多く、當時著錄の器銘はおそらく二十器前後のようである。集古錄自序にいう。

湯盤孔鼎、岐陽之鼓、岱山鄒嶧會稽之刻石、與夫漢魏以來、聖君賢士、桓碑彝器、銘詩序記、下

至古文籀篆分隸、諸家之字書、皆三代以來至寶、怪奇偉麗、工妙可喜之物、其去人不遠、其取之無禍、然而風霜兵火、湮淪磨滅、散棄於山崖墟莽之間、未嘗收拾者、由世之好者少也、幸而有好之者、又其力或不足、故僅得其一二、而不能使其聚也、好之已篤、則力雖未足、猶能致之、故上自周穆王以來、下更秦漢隋唐五代、外至四海九州、名山大澤、窮崖絕谷、荒林破塚、神仙鬼物、詭怪所傳、莫不皆有、以爲集古錄、乃撮其大要、別爲錄目、因竝載、夫可與史傳、正其闕繆者、以傳後學、庶益於多聞

ここには、歷史家としての歐陽脩の立場が示されているようである。同時資料として、最も價値の高い金石類を整理保存することが、その目的であつた。

宋初にはじめて銘釋を試みたものは、說文校訂本を作つた徐鉉であろう。翟耆年の籀史に「徐鉉古鉦銘碑一卷」を錄し、「敍云、建陽有越王餘城、城臨建谿、村人于谿中、獲一器、狀如鐃、長八寸、徑六寸、柄一尺、柄端有雙角相向箝、重十斤、銘四十八字、獻之刺史王延政、有摹其字、以示余者、唯連鉦二字可識、上有眞字㫤印云、江南書、開寶九年 九七六年 五月、敕送史館、卷末有史館印識、石刻之首、題曰□□篆」という。徐鉉がみたものはその摹本で、字はおそらく徐越の鐘のように流變甚だしく、徐鉉の學を以てしてもなお識讀しがたいものであつたかと思われる。

籀史にまた僧湛の周秦古器銘碑一卷を錄し、「釋云、咸平三年 一〇〇〇年 五月、同州民湯善德、於河濱獲方甗一、上有十二字、九月好時令黃傳鄆、獲方甗一、銘廿一字、詣闕以獻、詔示直昭文館句中正、祕閣校理杜鎬、中正識其刻書、以隸古文訓之、少者八字、多者七十餘字、末云丁巳年癸卯月乙酉日、

卷五 通論篇 五三～五四

僧湛泉之、按丁巳則天禧元年 一〇一七年 乙酉二月初三日也」という。成書の時期は知られないが、天禧元年は句中正 九二九～一〇〇二 の沒した十五年後である。中正は益州華陽の人。後蜀より宋に仕え、字學に詳しく、太宗のとき八體書を獻じて著作佐郎となり、徐鉉とともに說文を校定付印した人である。咸平三年、大小篆八分の三體を以て孝經を石に摹し、帝の賞歎をえたという。その傳は宋史文苑傳 卷四四一 にみえ、銘釋のことは傳に「時乾州獻古銅鼎、狀方而四足、上有古文廿一字、人能莫曉、命中正與杜鎬、詳驗以聞、援擧甚悉」とあり、籀史の記述とやや異なる。方甗の銘廿一字なるものは、考古圖 卷二 に內藏として載せる仲信父方旅甗のことであろう。考古の釋はあるいは中正の釋を採るものであろうが、仲信父と釋する人名は確かでない。

ついで皇祐初年、祕閣・太常諸器の銘釋が試みられた。皇祐三館古器圖及び胡俛の古器圖はその際のものである。いずれも籀史にその書を錄している。皇祐三館古器圖についていう。

皇祐三年 一〇五一年、詔出祕閣及太常所藏三代鐘鼎器、付修太樂所、參較齊量、又詔墨器款、以賜宰執、丞相平陽公、命承奉郎知國子監書學楊元明南仲、釋其文、楊敍云、漢孝武世、去周秦才百餘年、魯壁古文、已無知者、美陽得鼎、時謂宜薦宗廟、獨張敞識其刻書、知爲周所賜大臣者、今距漢且千年、其傳者、已譌謬不可考、不傳者、固宜不能通也、今一以隸寫之、以俟博古者、所圖太公缶・伯敦父盉・秦盄和鐘・宰辟父敦・仲信父圓甗・伯勳父方甗各一、鐘四、皆銘曰、走作朕皇祖文考寶和鐘、蓋成王作以祀文王器也、但既曰皇祖、而又曰文考、所未曉也、首載邢州所上瑞鼎、制作無法、兩旁獸面啣環、三足異獸負立、怪而不典、不知何從得而名三代器也

文中の諸器は何れも考古圖に收錄されており、また歐陽書・趙明誠の書に入るものもある。邢州上獻の瑞鼎を僞器としてしりぞけているが、これを以ていえば、徐鉉が難讀とした鐘銘も、あるいは僞刻であるかも知れない。楊氏の走鐘の字釋はすべて正しいが、ただ鐘を成王が文王を祀る器とし、皇祖文考を曉りがたいとするなど、解釋上に問題がある。走を我という代名詞に解したのであろうが、走は作器者の名、皇祖文考は祖考を合せていう。この書は籀史に解題があるのみで、いま佚して傳わらないが、古器の圖釋として最初のものであろう。考古圖に舊圖と稱するものは、この書をさすようである。

胡俛の古器圖も、また皇祐初年の銘釋のことをしるす。この書も籀史にのみ見える佚書である。

皇祐初、仁宗皇帝、召宰執、觀書太淸樓、因閱郡國所上三代舊器、命摸款、以賜近臣、有翰林待詔李唐卿者、以隸字釋之、十得二三、翰林學士王原叔又釋、始通八九、熙寧戊申 元年、一〇六八年 歲、司封員外郎知和州胡俛公謹、取所賜器款五銘、鑱石傳世、但俛以辟宮敦爲鼎、以太公簠爲斗、以仲信父旅甗爲煮甗、徒刻其文、而不載原叔所釋之字、爲未盡善、原叔名洙、睢陽人、狀元、參知政事王光臣之叔、終南京留臺、嘗被旨篆五經、刻石於國學云

右によると、この書も圖釋を載せたものと思われるが、籀史にいうように器名を誤るところがある。王洙 九九七～一〇五七 については、歐陽脩に「翰林侍讀學士王公洙墓誌銘」文集卷三十八、及び宋史 卷二九四 にその傳があり、歐陽脩とともに崇文總目の撰修に與かつたことがある。一時太常を領し、至和元年 一〇五四年 より翰林にあること三年、ついで侍讀・侍講となり、その翌年に沒した。その子欽臣もまた

卷五 通論篇 五五～五六

歐陽公に重んぜられたという。考古圖に寅簋として收める睢陽の王氏仲至は、あるいはその族人であろう。胡俛の古器圖に加えたという原叔の銘釋は、諸書に收錄していないようである。

歐陽脩の集古錄跋尾に收める彝銘考釋は多く劉原父の釋するところによる。劉原父には先秦古器圖碑一卷があり、その書はいま佚しているが、宋史藝文志 小學類 に著錄し、劉氏の公是集 卷卅六 に先秦古器記の一篇を錄している。

先秦古器十有一物、制作精巧、有款識、皆科斗書、爲古學者、莫能盡通、以他書參之、廼十得五六、就其可知者校、其世或出周文武時、于今蓋二千有餘歲矣、嗟乎三王之事、萬不存一、詩書所記、聖王所立、有可長太息者矣、獨器也乎哉、孔子曰、多見而識之、知之次也、衆不可概、安知天下無能盡辨之者哉、使工模其文、刻于石、又幷圖其象、以俟好古博雅君子焉、終此意者、禮家明其制度、小學正其文字、譜牒次其世謚、廼爲能盡之

その書も圖釋にして石に刻し、拓して行なわれたもので、容庚氏の宋代金石佚書目校補に「此圖刻于石、凡十一器、張廷濟・趙魏所藏拓本、止存七器」と注しており、拓本が殘されている。劉原父 一〇一九～一〇六八 名は敞、歐陽脩より年少で、しかも早く沒した。歐陽氏の居士集に集賢院學士劉公墓誌銘があり、また宋史 卷三一九 にその傳がある。傳にその款識の學について、「嘗得先秦彝鼎數十、銘識奇古、皆案而讀之、因以考知三代制度、尤珍惜之、每曰、我死、子孫以此蒸嘗、我朝廷每有禮樂之事、必就其家、以取決焉」という。籀史にその考釋について一條の記事を錄する。

原父得上雒鼎、以遺顧公、顧公曰、君謨謂、十有四月者、何、原父不能對也、予按、商己酉尊云十九月、兄癸酉卣云十九月、南宮鼎云十有三月、周牧敦云惟王十年十有四月既生霸、上雒鼎云十有四月、古者嗣君繼世、踰年行即位之禮、然後改元、今曰十有三月・十有四月・十有九月者、疑嗣王繼世、雖踰年、未及改元、但以月數也、惟文姬鼎云、十一月又三者、莫可曉、一而又三、豈亦十四月乎

君謨は蔡襄一〇一二～一〇六七、書の名手として聞えた人である。十三月・十四月の解は考古圖等においても問題とされているものであるが、十九月は在九月、また十有三月は年末置閏の暦法である。この問題は、甲骨文の出現に至るまでついに解決されなかつたもので、原父がこれに對えなかつたのはむしろ矜愼というべきであろう。劉敞の彝銘の學は、公是集に收める三則と、集古錄に收める諸器の考釋によつて知ることができる。公是集に收める三則は、また先秦古器圖碑中に載せる器であろう。

伯囧敦贊 并序 右二敦得于藍田、敦者有虞氏之敦、周禮有金敦有玉敦、玉敦以盛血、天子以盟諸侯、金敦以盛黍稷、大夫主婦、以事宗廟、此金敦也、其銘曰、伯囧父作周姜寶敦、子〻孫〻永寶用、伯冏蓋穆王太僕正、周畿內諸侯、食采于周者、皆周公之後、然則伯冏、周公裔孫也 贊略

張仲簠贊 并序 右二簠、得于驪山白鹿原、簠者稻粱器、其銘曰、張仲云云、張仲見于小雅、宣王臣也、所謂張仲孝友者矣、籒書奇字、不能盡識、當有能辨者 贊略

驪山十鐘賛 并序 右鐘十枚、得于驪山北原、無款識、然其制度似周器、權之、其重者十有餘斤、輕者三四斤、世無知音者、莫能名其律呂、按爾雅、鐘大者、謂之鏞、中者謂之棧、小者謂之剽、

巻五 通論篇 五七～五八

然則此棧鐘也 贊略 以上卷四九

何れも作器者や器制についての考說がある。また秦昭和鐘賦 并序、卷一 があり、序に「祕閣有秦昭和鐘、形制絕異、其始得之豳雍之間、其銘首曰、丕顯朕皇祖、十有二公云云、其藏于册府久矣、予因爲之賦」直集賢院作 という。賦中に器を形容するところがある。

閱故府之藏器　歷先秦之遺蹤　哀三代之逾遠　美昭和之寶鐘　何形制之瑰譎　駭觀聽之鮮同　上盤拏而夭矯　若騰蛟兮升龍　下紛結而扶倚　狀菱華與芙蓉　彼僻陋之小國　曾鑄作之絕工　非以其銘祖考之休烈　交人神之肅雝者哉

詢款識之尙傳兮　邈沮頡之遺迹　世行隸之趨俗兮　又雖久而不覿　響沈潛以寂默兮　文幽晦而蔽匿　鮮人情之好假兮　在獨異而爲謫

幸蒙君之厚德兮　發陰壞之祕封　去瓦石之汚處兮　歷君門之九重　庇高閣之虛爽兮　參衆寶而見容　儷笙鏞以千際兮　終詭時而不逢　審則而儀量兮　尙毋惑于權度　推律而攷鈞兮　猶將謹夫韶濩　等棄之而勿庸兮　喟觀者之未悟　保厥美以安處兮　焉惆悵而懷遇

その器制は、考古圖 卷七 に錄する圖と合う。原父の彝銘釋文は、集古錄跋尾に收めるものによつて知ることができる。跋尾卷一の首に

嘉祐中、原父以翰林侍讀學士、出爲永興軍路安撫使、其治在長安、原父博學好古、多藏古奇器物、能讀古文銘識、考治其人事蹟、而長安秦漢故都、時〻發掘所得、原父悉購而藏之、以予方集錄古文、故每有所得、必模其銘文、以見遺

というように、收錄の銘は原父の拓本に成る。元刻の跋尾 四部叢刊本 に錄入する字迹は亦政堂刊の考古・博古よりはるかにすぐれ、王俅の嘯堂集古錄 景宋刊本 とならんで、よくその字様を傳えるものである。跋尾には、一器ごとにその得るところや器制・考證をしるしている。

毛伯敦銘 此敦、原父得其蓋於扶風、而有此銘、原父爲予考按其事、云敦乃武王時器也」其後二銘、一得盩厔、曰龔伯彝、其一亦得扶風、曰伯庶父作舟姜尊敦、皆不知爲何人也、三器銘文、皆完可識

韓城鼎銘 右原甫既得鼎韓城、遺我以其銘、而太常博士楊南仲、能讀古文篆籒、爲余以今文寫之、而闕其疑者、原甫在長安、爲余釋其銘以今文、而與南仲、時有不同、故并著二家所解、以俟博識君子、具之如左」右嘉祐己亥 五年 歲、馮掖有得鼎韓城者、摹其款識于石、樂安公以南仲職典書學、命釋其字」又治平元年 蔡襄附識

商雒鼎銘 原甫在長安時、得之上雒、其銘云、惟十有四月既死霸、王在下都、蔡君謨謂、十有四月者何、原甫亦不能言也 治平元年

古器銘 鐘銘二 缶器銘一 (字疑非缶) 甗銘二 寶敦銘一 右古器銘六、余嘗見其二、曰甗也、寶龢鐘也、太宗皇帝時、長安民、有耕地得此甗、初無識者、其狀下爲鼎三足、上爲方甑、中設銅箄、可以開闔、製作甚精、有銘在其側、學士句中正、工於篆籒、能識其文、曰甗也、遂藏于祕閣、余爲校勘時、常閱于祕閣下 嘉祐八年

古器銘 綏和鐘 寶盉 寶敦 右古器銘四、尙書屯田員外郎楊南仲、爲余讀之、其一曰綏和林鐘、其文

巻五 通論篇 五九～六〇

磨滅不完、而字有南仲不能識者、其二寶盉、其文完可讀、其三其四、皆曰寶敦、其銘文亦同、蓋一敦而二銘、余家集錄所藏、古器銘多如此也 治平元年

終南古敦銘 右終南古敦銘、大理評事蘇軾、爲鳳翔府判官、得古器於終南山下、其形制、與今三禮圖所畫、及人家所藏古敦、皆不同、初莫知爲敦也、蓋其銘有寶尊敦之文、遂以爲敦爾

叔高父煮簋銘 原父在長安、得此簋於扶風、原甫曰、簋容四升、其形外方內圓、而小堉之、似龜有首有尾有足、有甲有腹、今禮家作簋、亦外方內圓、而其形如桶、但於其蓋、刻爲龜形、與原甫所得眞古簋不同、君謨以謂、禮家傳其說不見其形制、故名存實亡、原甫所見、可以正其繆也、故并錄之、以見君子之於學、貴乎多見而博聞也 治平元年

敦簠銘 周姜寶敦 張伯煮簠 右伯囧敦、尙書囧命序曰、穆王命伯囧、則此敦周穆王時器也、蓋自穆王傳五王、而至于共和、自共和至今蓋千有九百餘年、古之人之欲存乎久遠者、必託於金石、然岐陽十鼓、今皆在、而文字剝缺者十三四、是以古之君子、器必用銅、二銘皆得之原父也 (治平元年)

敦簠銘 伯冏敦 張仲簠 原父歸自長安、所載盈車、而以其二器遺余、其一曰伯囧之敦、其一曰張仲之簠、其形制與今不同、而極精巧、敦簠皆有銘、而云簠獲其二、皆有蓋、而上下皆銘、銘文皆同、其矣古之人慮遠也、二子名見詩書、伯囧周穆王時人、張仲宣王時人、而斯器也、始獲於吾二人、其中間、晦顯出入、不可知、以其無文字、以志之也、蓋其出或非其時、而遇或非其人者、物有幸不幸也、今出而遭吾二人者、可謂幸矣、不可以不傳、故爲之書、且以爲贈我之報

張仲器銘 右銘四、其文皆同、嘉祐中、原父在長安、獲二古器於藍田、形制皆同、有蓋、而上下

有銘、原甫在長安、得古器數十、作先秦古器記、而張仲之器、其銘文五十有一、其可識者四十一、具之如左（嘉祐八年）

秦度量銘　銘二、按顏氏家訓書證篇、隋開皇二年、之推與李德林、見長安官庫中所藏、秦鐵稱權、傍有鐫銘二、其文正與此二銘同、余之得此二銘也、廼在祕閣校理文同家、同蜀人、自言嘗遊長安、買得二物、其上刻二銘、出以示余、其一乃銅鍰、其一乃銅方版、余意秦時茲二銘、刻於器物者、非一也、及後又於集賢校理陸經家、得一銅版、所刻與前一銘亦同、益知其然也嘉祐八年

秦昭和鐘銘　銘曰、秦公曰、丕顯朕皇祖、受天命、奄有下國、十有二公、今據年表、始秦仲、則至康公、爲十二公、此鐘爲共公時作也、據本紀、自襄公始、則至桓公、爲十二公、而銘鐘者、當爲景公也、故幷列之、以俟博識君子治平元年

劉敞・楊南仲らのこれらの銘釋は、歐陽脩の集古錄跋尾によつて傳えられ、考古圖等にも採錄された。三館古器圖や先秦古器圖が佚亡したいまでは、歐陽氏の跋尾は、宋代金文學のいわば草創期の學術を傳える貴重な資料である。またその集古錄編纂は、當時における金文學の成立に指導的な役割を果たし、その機運を釀成した。從來の彝器觀もここにその面目を改め、古器を瑞器あるいは妖祥とする舊時の觀念は一掃された。そこでは、彝器や器銘を古代研究の史料とし、これを歷史的に系列づけるという史學的方法がとられている。北宋前期の金文學は、このような立場の上に、その方法的な問題を探求していつたものと思われる。器の出土地、器種と形狀、圖象銘刻の上石、釋文考釋など、一器の出るごとに直ちに十分な整理が加えられているのは、おそらく當時の碑傳學、その碑銘の整理方法が、金文研究の上にも適用されたのであろう。

劉敞らの報告によつて、歐陽脩はまた必らず跋尾の文を付している。公は自ら金石家を以て標榜するものでなく、その志は「夫可與史傳、正其闕繆者、以傳後學、庶益於多聞」自序というにあり、主としてこれを佐けたものは劉敞原父であつた。原父はその先秦古器記に考古の目的を述べ、「終此意者、禮家明其制度、小學正其文字、譜牒賫其世謚、廼爲能盡之」といい、經學と文字學と史學の三綱を樹てているが、それは歐陽氏の志すところに外ならなかつた。歐陽氏がその金石學に一種の使命感ともいうべき感懷を以て臨んでいたことは、原父から贈られた敦𠤳二器の跋識に、「今出而遭吾二人者、可謂幸矣、不可以不傳」と稱していることからも知られよう。古器の蒐集整理に原父の力を藉るところが多かつたことは、跋尾の諸處に記されており、前漢の二器銘をえたときにも、

余所集錄古文、自周穆王以來、莫不有之、而獨恨無前漢時字、求之久而不獲、每以爲恨、嘉祐中、友人劉原甫、出爲永興守、長安秦漢故都、多古物奇器、埋沒於荒基敗冢、往〻爲耕夫牧豎得之、遂復傳於人間、而原甫又雅喜藏古器、由此所獲頗多、而以余方集古文、故每以其銘刻爲遺、既獲此二銘、其後又得谷口銅甬銘、乃甘露中造、由是始有前漢時字、以足余之所闕、而大償其素願焉、余所集錄既博、而爲日滋久、求之亦勞、得於人者頗多、而最後成余志者、原甫也、故特誌之嘉祐八年

という。また楊南仲・章友直らも、隨時に公の諮問に對えていたようである。治平元年の古器銘四の跋後に、「自余集錄古文、所得三代器銘、必問楊南仲・章友直、暨集錄成書、而南仲・友直、相繼以死、古文奇字、世罕識者、而三代器銘、亦不得矣治平三年（一〇六六年）七月廿日」という一文を加えている。その翌年蔡襄没し、またその翌年、原父も世を去つた。集古錄の原序は嘉祐八年一〇六三年であるが、その序には一時の豪儁であつた舊友梅聖俞等三人すでに亡く、知音を失なつた悲しみを述べている。また熙寧四年一〇七一年三月、跋尾序末にまた一文を加え、「是時同修書者七人、今亡其五」と交遊の零落を歎じている。集古錄はこれらの人々の協力によつて生まれたが、脩もまたその翌年に没した。

集古錄跋尾の一書は、北宋金石學最初の一大集成であり、古器彝銘の學の濫觴である。特に新しい彝器觀と、その學問的方法とがそこに示されている。この風潮を成したものは、歐陽公とその周邊の人々であつた。跋尾に器の圖象を缺くのは、銘文を主とするこの書の體制からいつてやむをえないが、銘文の主要なものには摹勒を加えていて、字様もすぐれたものである。所收の器銘中、毛伯敦は㘸毀、韓城鼎は晉姜鼎、秦昭和鐘は秦公鐘のことで、何れも通釋に錄入してある。いまその釋文の例として、晉姜鼎銘をあげておく。原父の釋と、それに異なる南仲の釋を（　）中に加える。

惟王九月乙亥、晉姜曰、余惟司朕先姑君晉邦、余不□安（敢荒）寧、巠雝明德、宣□（䘏）我猷、用□所辭（□辥辟）、□□□□剿（毋揚□光刺）、虔不□(家)、□□□□㠯（譄覃亨㠯）、寵（辥）我萬民、嘉遺我、錫鹵賫千兩、㐱（勿）灋文侯□□（䚄令）、□□□□征綏□□（征緐湯□）、堅（受）久吉金、用乍寶𢍜鼎、用康𩡦妥懷、遠邦（□）君子、晉姜用𪇅□□（綽綰）麋（眉）壽、作惠（𡨦）□（爲）亟、萬年無疆、（用享）用德、畯保其孫子、三壽是利（杒）

この器銘はいまもなお難讀とされるものであるが、比較資料の乏しい當時にあつて、釋讀に努力を要したことと思われる。

この後、李公麟の考古圖五卷、周鑒圖一卷につづいて、考古・博古の二書が編纂され、宋代の彝器圖象・款識の學は、一時にその盛運を迎えるが、その先河を成すものは、さきに述べた歐陽公を中心とする嘉祐・治平期の金石學であつた。金石錄跋尾所收の金石文は、熙寧中の若干篇を除いて、ほとんどその時期のものである。

三、圖釋の盛行

古代の禮制器服を圖様を以て傳えようとする試みは後漢のころから行なわれ、隋書經籍志には三禮圖九卷鄭玄及後漢中阮諶等撰、その他宗廟・喪服關係の圖書を著錄している。しかし三禮圖に收める古器の圖様は、殷周の遺器と著しく異なり、甚だ失實のところが多い。宋は五代の後を承けて、社會的にも封建的諸勢力が解體し、新しい合理主義と實證的精神の興つた時代であるが、それは學術・文化の諸領域にわたつて、清新な氣風を生じた。それで當時の出土器についても、從前の彝器觀をはなれ、圖象尺寸の記錄をはじめ、周到な古器物學的な方法が用意されている。劉敞の先秦古器圖・揚南仲の皇祐三館古器圖・胡俛の古器圖などは、何れも圖象によつて眞を傳え、古代禮器の制を確かめようとするものであつた。それは當時の碑銘の學と並んで興り、はじめ資料の豐富な石刻碑銘の撰集が主と

卷五　通論篇　六五～六六

された。その書には歐陽脩の稿本を整理したその子棐に集古目錄二十卷 直齋書錄解題卷八（文獻通考引） 讀書敏求記卷一 凡三百五十餘跋 があり、宋敏求 一〇一九～一〇七九 の寶刻叢章三十卷 佚 宋志（又、拾遺三十卷） 郡齋讀書志卷廿 直齋書錄解題卷十五、曾鞏 一〇一九～一〇八三 の金石錄五百卷 佚 南豐先生行狀 墓誌 元豐類稿卷五十、有金石錄跋尾、楊景略周秦以來金石刻文七十二卷 蘇頌魏文公集卷五六楊公墓誌銘 など、大部の編著がなされている。

圖釋としては元祐の考古圖、宣和の博古圖が出て朝野の彝器を總集し、また無名氏の續考古圖が出て、北宋の諸器はここに集成された。これよりさき李公麟 一〇四九～ に考古圖三卷があり、籀史にはその書を以て考古の先驅としている。籀史にいう。

李公麟、字伯時、舒城人也、著考古圖、每卷每器、各爲圖敍、其釋制作鐘文、窾字義訓、及所用、復總爲前序後贊、天下傳之、士大夫知留意三代鼎彝之學、實始於伯時、伯時謂、聖人制器尙象、載道垂戒、寓不傳之妙於器用之間、以遺後人、使宏識之士、卽器以求象、卽象以求意、心悟目擊命物之旨、曉禮樂法、而不說之祕、朝夕鑒觀、罔有逸德、此唐虞畫衣冠以爲紀、而能使民不犯於有司、豈徒眩美資玩、爲悅目之具哉

哲宗皇帝治聖五年 紹聖、一〇九八年 春、得玉璽、下禮部、集諸儒參定、公麟時爲御史掾、獻言秦璽用藍田玉、色正靑、書以龍蚓鳥魚爲文、著帝王受命之符、玉質堅甚、非昆吾刀蟾肪、不可治、自漢璵法中絕、此璽眞秦李斯所作、可考不疑、朝廷是公議、詔以五月朔、御前殿、用全仗受焉、宰臣百官、奉表稱賀、肆赦改元、以紀國瑞、實自伯時發之

彝器を以て古人載道の具とするのは、唐宋以來の文を以て載道の具とする文章觀を彝器の上に移したものであり、歐陽脩等の樹立した實事の精神よりの著しい後退であるといえよう。また玉璽をえて符瑞說を唱え、元符と改元したことなども、彝器の出現を神怪のこととする漢魏の彝器觀に復るものであつた。歐陽脩の示した前期の歷史主義的な志向は、ここではむしろ失なわれているようである。伯時にはまた周鑒圖一卷があり、籀史に「伯時元祐辛未 六年、一〇九一 歲作、首圖琱戈銘云、又六字、錮金爲文、不可識、禹以九牧之金鑄鼎、垂運巧思、以鐫鏤之、庚肩吾所謂蛟脚傍低、鵠首仰立者、正此書也、次載商器窾十四、多者三十八字、少者一兩言、跋云、余昔窺古、不至石鼓、茲因彝器、頗跡夏商」という。戈銘は鳥書の體のもので、もとより列國の器である。呂大臨の考古圖中に「李氏錄云」として引くもの二十餘條、また薛氏款識卷一庚鼎の下にも李氏古器釋を引く。考古圖藏器者の姓氏中、

廬江李氏 辟、伯時 とあるものはその人であろう。

考古圖には政和七年 一〇九二年 の自序があり、博古圖は宣和書譜・畫譜とともに宣和四年 一一二二年 に勅撰されたもので、この二書は北宋後期の彝器圖釋の學の結集となしうる。呂大臨の考古圖自序にいう。

堯舜禹皐陶之言、皆曰稽古、所謂古者、雖先王之陳迹、稽之好之者、必求其所以迹也、制度法象之所寓、聖人之精義存焉、然世移俗革、人亡書殘、不復想見先王之緖餘、至人聲欬、不意數千百年後、尊彝鼎敦之器、猶出於山巖屋壁、隴畝墟墓之間、形制文字、且非世所能知、況能知所用乎、當天下無事時、好事者畜之、徒爲耳目奇異、玩好之具而已、噫天之果喪斯文也、則是器也胡爲而出哉、予於士大夫之家、所閱多矣、每得傳摹圖寫、寖盈卷軸、尙病窾啓未能深攷、暇日論次成書、非敢以器爲玩也、觀其器、誦其言、形容髣髴、以追三代之遺風、如見其人矣、以意逆志、或探其制作之原、以補經傳之闕亡、正諸儒之謬誤、天下後世之君子、有意於古者、亦將有攷焉

卷五　通論篇　六七～六八

その古器彝銘をみること、經書を奉ずるのと同じ。從つて記述の中心も、彝器を禮書に徵して說くものが多く、銘文の考釋には大きな進展をみせていない。彝銘の考釋には、劉敞・楊南仲あるいは李公麟らの釋があるものはこれを錄入し、ときに批正を加えている。亦政堂刊本には元の大德三年 一二九九年、陳才子・陳翼子の序があり、譌刻を正し辨正を加えたとあり、書中に引く集古本や薛氏款識の語は、これら後人の錄入するところ、また廬江李氏藏の罍 卷四 の考釋の末に「語在本篇」とは、李氏錄というものとともに李公麟考古圖より錄入するものであるが、その出所をいわぬもののうちにも、これら先行の書より採るものがある。圖釋の例として、次に中朝後中尊 卷四 をあげる。器の圖象はいま存する頌壺に近く、銘文によると、器は克氏諸器中の伯克壺である。

惟十又六年十（七）月旣生霸乙未、白大師易白□（克）、僕山（卅）夫、伯□（克）敢對揚天右（君）王伯又（休）、（是）衍 用作朕穆考後中障享（壺）、□（克）用丏（匃）眉壽無疆、□□（克克）其子〻孫〻、永寶用（享）脫 釋文

右得於岐山、高尺有六寸、深尺有二寸、半徑五寸有半、容二斗三升、銘五十有七字」按周禮籩人、掌朝事之籩、醢人掌朝事之豆、司尊彝祼皆用彝、春祠夏禴、朝踐兩獻尊、秋嘗冬蒸、朝獻用兩箸尊、追享朝享朝踐、用兩大尊、再獻用兩山尊、四時之祀、惟蒸嘗饋食、祠禴追朝、皆不饋食、止有籩豆之薦、故謂之朝踐、詩云、籩豆有踐、踐行列也、朝踐卽朝事也、其籩加麥蕡、故知不饋食也、旣祼、然後迎尸、尸入、乃薦朝事之籩豆、而有獻、此朝事所用尊也、祠禴朝踐、用獻尊、追朝朝踐、用大尊、先儒謂獻讀爲犧、音莎、云飾以翡翠、不知何所據、大尊爲瓦尊、卽瓦大也、今觀此尊、環頸飾以山、而腹文若龍蛇相蟠糾、謂之山尊、則追朝再獻所用、非朝事也、又非犧尊、瓦大皆不可考、竊意獻尊不以爲飾名尊、則斯尊也、或是其物、中中者二仲也、後中者、尊在後列、亦居中也

考古圖中、有數の長篇であり、その銘釋の方法をみることができる。釋文は伯克の名を未釋、障壺を尊享と解して器種を尊とし、よつて周禮によつて朝踐兩獻尊の尊とする。また文末の克克を中中と釋し、後中・中中を尊のある列位とし、その釋文に本づいて周禮にいう禮制との一致を求めているが、すでに銘釋に誤が多く、また周禮の古彝器に對する知識も甚だ不正確なものである。後中は先考の名、器はその圖によつても明らかなように壺である。考古の圖釋にはこの種のものがかなり多く、また經によつて器を說くために、かえつて誤を致すところが少くない。楚邛仲南和鐘 卷七 の南を、「謂之南和鐘者、樂縣在南也、儀禮大射禮云、阼階東、笙磬西面、其南笙鐘、西階之西、頌磬東面、其南鐘」と解するなど、儀禮によつて說くものにもその例がある。

書の編次は器種別により、卷一鼎・卷二鬲甗・卷三敦簠・卷四彝卣壺・卷五爵豆甑・卷六盤盂・卷七鐘磬錞、卷八に玉器を收め、商周器一四八、秦漢器六三、玉器一三を錄入する一大集成である。一器ごとに出土・收藏・尺寸・銘識をいう。卷首に祕閣・太常・內藏 皇祐中、降付修文伕樂所 のほか、收藏

の姓氏を列ね、河南文氏潞公・丹陽蘇氏子容・臨江劉氏原父・眉山蘇子瞻・河南寇準など三十六家をあげている。諸家收藏の器が甚だ多いことが注意されるが、私器として寶藏する風を生じたのであろう。呂序に彝器を好事玩好の具とすることを攻擊しているのは、これを公家の禮制の資とみなすからであり、そこに呂氏の考古の立場があつた。現本は陳才子・陳翼子の增補になるところが多く、北宋の呂本原本は久しく知られなかつたが、四庫提要巻一一五に「錢曾讀書敏求記云、北宋鏤板、得於無錫顧宸家、後歸泰興季振宜、又歸崑山徐乾學、曾復從乾學借鈔、其圖亦命良工繪畫、不失毫髮、紙墨更精於槧本」とあり、その提要の筆者翁方綱の跋記に「此書僅得見館寫副本、或謄錄手寫多誤、抑或錢氏影寫原本有誤、皆未可知也」という。また元刻本と今本との異同については、提要補正巻三四に陸氏の儀顧堂續跋、李慈銘の荀學齋日記等を引いて、詳しい記述がある。

考古圖を繼ぐものに續考古圖五卷があり、編者の名を佚するが、南宋初の記事を含む。その書は宋志以下にみえず、久しく傳本が知られなかつたものであるが、光緒十三年一八八七年陸心源がその書をえて考古圖釋文と合刻し、世に知られるに至つた。その序にいう。

遵王錢曾讀書敏求記巻二、器用、遵王所藏南宋刊本、與考古圖竝行、得之無錫詢遠脩遠、後歸季滄葦振宜、延陵書目所載、是也、滄葦沒、歸徐健菴、遵王復從健菴借歸、倩工影摹、圖繪之精、自稱過於宋本、即今天祿琳瑯所藏、七閣所據以著錄者也、書記所見藏器之人、惟李仲明誠、南宋尚存、若王晉玉玠・張仲謀詢・榮詢之咨道・榮子邕輯・姚毅父雄、皆徽宗時人、作者姓名、雖不可考、其必生長北宋、而終於南宋、無疑也

その書は、漢陽の葉氏京邸の藏書が廠肆に出たのを、陸氏が目錄でみつけ、友人に託して購入しようとしてえず、また甲申光緒十一年潘伯寅の揷架中にその書をみたが、それは翁方綱の抄錄したもので、翁氏の二跋を付するものであつた。跋一は提要の錄する文である。

書の編次は獲るに從つて列次し、收藏と尺寸とをしるす。器圖・銘刻に失眞のところ多く、ときに僞器・僞銘と思われるものがある。彝盉文・王宮匜巻二・大夫始鼎巻四などみな疑うべく、器種を誤る例もあり、王宮匜の圖は鼎である。僞器のことは早くすでに唐代に起り、比干墓・延陵墓の題記のごときも後人のなすところである。籀史に比干墓記についていう。

開元四年七一六年、游子武于偃師卜築、掘地獲比干墓銅槃一、廣四尺六寸、有科斗字十有六、每字長八寸許、文曰、左林右泉、後岡前道、萬世之銘、玆焉是寶、唐人摹字刊石、載所得之因云、地左右前後、岡道與泉並存、唯林夷矣、楊隱甫篆石以識其末、書學虞監、字極勁媚、殊可喜也

その器銘は嘯堂・薛氏に錄するが、もとより僞銘である。また籀史に、皇祐三館古器圖卷首の邢州上進の瑞鼎について、その器制を「制作無法、怪而不典」という。このように宋に入つて僞器僞銘が次第に多くなるのは、當時樂鐘・禮器の鑄作仿製が行なわれたことと關係があろう。銅器の制作は、漢より魏晉に至つてもなおその技法が傳えられ、梁の虞荔の鼎錄に載せる諸條は、出土記事一條を除いてみな鑄鼎の記事である。もとよりその制作が古器とははるかに異なるものであることは、いま存する漢以後の諸器によつて知りうる。宋の樂鐘については、集古錄巻一にその仿作のことをしるし、

景祐中一〇三四~七修大樂、冶工給銅、更鑄編鐘、得古鐘、有銘于腹、因存而不毀、即寶龢鐘也、余知太常禮院時、嘗於太常寺按樂、命工叩之、與王朴夷則淸聲合、初王朴作編鐘、皆不圓、至李照等奉詔修樂、皆以朴鐘爲非、及得寶龢、其狀正與朴鐘同、乃知朴爲有法也嘉祐八年六月十八日書

という。のち徽宗のときに至つて、新たに多く宗廟の器を作つている。

陸氏が續考古圖と合刻する考古圖釋文は、考古圖中の文字を韻別に類聚してその出處をしるし、字形の異同を注記したもので、翁方綱の跋識に「宋翟耆年伯壽籀史下卷、有趙九成者、著呂氏考古圖釋、據此則釋文一卷、是趙九成撰、其卷前題詞、葢九成所爲也」という。嘯堂集古錄の李邴序に「鼎器款識甚少、字畫復多漫滅、不可考證、及呂大臨趙九成二家考古圖、雖略有典刑、辯釋不容無舛」とあり、これによると續圖もまた趙氏の編するところである。韻別に字類を整理することは、說文にも宋初に五音篆韻譜などが作られており、當時の古文字學と金文學との關連を示すものであろう。

彝　師服簋、說文、彝从系、从廾持米、从几(與今本小異)、以上古器文彝字十有五、雖筆畫小異而大同、亦有漫滅、傳摹不完者、然其首者刀彑也、作數點者米也、幺者系也、廾則皆有之、許氏以彑爲聲、義恐未然、先儒解衣裳宗彝、止以虎蜼爲文、葢(上下)象虎首蜼尾也、系言其文、米言其實、廾則持之也、此義近之

[illegible]　邾敦、說文作□、从田童聲、禽獸所踐處、詩曰、町疃鹿場、陳倉石鼓文云、麀鹿[illegible][illegible]、與此器文同、以是推之、當與町疃之疃同、从東童省也、从[illegible]聲也

彝の字形を周禮六彝の器制を以て說き、また[illegible]を石鼓の文例を以て解するが、何れも字形に合するところはない。考古圖が禮說を以て器を說くのと同じく、何れもその本末を誤るものであるが、それは

また宣和・紹興の古器學・款識學にも通じてみられるところである。

博古圖三十卷は徽宗勅撰の書で、北宋彝器學の一應の結束をなすものである。その書にはいま原序を失し、成立の次第を知りがたいが、籀史の卷首に徽宗宣和博古圖三十卷をあげ、「帝文武生知、聖神天縱、酷好三代鐘鼎書、集羣臣家所蓄舊器、萃之天府、選通籀學之士、策名禮局、追迹古文、親御翰墨、討論訓釋、以成此書、後世之士、識尊彝犧象之制、瑚璉尊罍之美、發明禮器之所以爲用、與六經相表裏、以敷遺後學、可謂丕顯文王之謨也」とあつて、諸家の器をみな天符に集め、自ら討論に參加して成るものであるという。徽宗にはまた政和三年一一一三年鎬京でえた古器三器について、大廟明堂禮器款識三卷、翌四年の方澤の禮に用いた器に自ら加えた款識一卷があり、いずれも籀史にその文を錄している。成書の時期については大觀一一〇七~初修、宣和一一一九~重修の說が古くから傳えられているが、重修の證とすべきものはない。王國維の書宣和博古圖後觀堂集林卷一八にいう。

蔡絛鐵圍山叢談、載其所作古器說云、太上皇帝即位、憲章古始、及大觀初、乃倣李公麟之考古圖、作宣和殿博古圖、凡所藏者、爲大小禮器、則已五百有幾、獨政和間爲最盛、尙方所貯、至六千餘數百器、時所重者、三代之器而已、若秦漢間、非殊特、葢亦不收、及宣和後、則咸蒙貯錄、且累數至萬餘、若岐陽宣王之石鼓、西蜀文翁禮殿之繪象、凡所知名、罔間鉅細遠近、悉索入九禁、而宣和殿後、又刱立保和殿者、左右有稽古博古尙古等閣、咸以古玉璽印諸鼎彝、法書圖畫、咸在云云

按此說、記徽宗一朝、最爲詳盡、然亦有夸誕失實處、如謂宣和博古圖之名、取諸宣和殿、又謂其

書成於大觀之初、不在宣和之末、其實不然、翟耆年籀史謂、政和癸巳秋、獲兕敦於長安、而博古圖中、已著錄是敦、又趙氏金石錄謂、重和甲戌、安州孝感縣民、耕地得方鼎三・圓鼎二・甗一、謂之安州六器、而此圖中、已著錄其四、其二舊失其名、諒亦必在圖中、又趙氏謂、宣和五年、青州臨淄縣民、於齊故城耕地、得古器物數十種、其間鐘十枚尤奇、而此圖已著錄其五、則此書之成、自當在宣和五年之後、不得在大觀初、而圖中所載、古器僅五百餘、則政和六千餘器、宣和萬餘器之說、亦不足信、或蔡氏幷古玉璽印、石刻書畫之數計之、然第如此圖所錄、已爲古今大觀矣

收めるところはすべて八三九器、うち彝器の屬は六八六器、鼎卷一〜五・尊罍卷六・七・彝（毁）卷八・卣卷九〜一一・瓶壺卷一二・一三・爵卷一四・斝卷一五・觶角敦卷一四〜一七・簠簋豆甗卷一八・鬲卷一九・盉瓿鑑匜盤洗卷二〇・二一・鐘卷二二〜二五・磬錞鐸鉦卷二六、以下雜器の類であるが、考古圖等に敦とするものをすべて彝と稱しており、またときに器種を誤るものがある。各類の首に總說を加え、器每に圖と尺寸・容量・重量、銘識には考說を加える。いま通行のものは亦政堂本で版式のよいものであるが、元版と異なるところが多く、錢曾の讀書敏求記卷二に「是書雕造精工、字法倶撫歐陽、乃當時名手所書、非草草付諸剞劂者、凡臣王黼撰云云、元版都爲削去、殆以人廢書歟」というが、晁氏郡齋讀書志卷一下に「王楚撰」とあり、別人である。

重修說について、陳振孫の書錄解題に博古圖說との關係に及び、「博古圖說十一卷、祕書郎邵武黃伯思長睿撰、有序、凡諸器五十九品、其數五百二十七、按李丞相伯紀爲長睿志墓、言所著古器說四百二十六篇、悉載博古圖、今以圖說攷之、固多出於伯思、亦有不盡然者、又其名物、亦頗不同、蓋長睿沒於政和八年一一一八年、其後修博古圖、頗采用之、而亦有所刪改云爾」という。黃氏の書を採るも、その書を重修したのではない。また書名について、四庫提要卷一一五に、書に宣和を冠していうのは殿名を以てしたもので、年號を用いたのでないという。しかし徽宗が自ら「宣和人」と稱したのは改元後のことであり、書中に重和宣和前年出土の安州六器があることからいえば、書はやはり宣和期の成立、王楚等の奉勅撰としてよく、いまの版式は元人の補修に成るものであろう。陸心源の藏書志及び儀顧堂續跋卷一〇に、元版は宋版を補修して成り、補刊の部分は字の大小疏密、工拙懸絕して同じからずという。提要補正卷三四にその兩文を引いている。

博古圖の杜撰については、早く南宋の容齋隨筆にきびしい批判がみえる。初集卷一四に「政和宣和間、朝廷置書局、以數十計、其荒陋而可笑者、莫若博古圖、發書捧腹之餘、聊識數事于此」として數條の例をあげている。いまその一部を錄する。

父癸匜之銘曰、爵方父癸、則爲之說曰、周之君臣、其有癸號者、惟齊之四世有癸公、癸公之子曰哀公、然則作是器也、其在哀公之時歟、故銘曰父癸者此也、夫以十干爲號、及稱父甲父丁父癸之類、夏商皆然、編圖者固知之矣、獨於此器、表爲周物、且以爲癸公之子稱其父、其可笑一也

楚姬盤之銘曰、齊侯作楚姬寶盤、則爲之說曰、楚與齊從親、在齊湣王之時、所謂齊侯、則湣王也、周末諸侯自王、而稱侯以銘器、尙知止乎禮義也、夫齊楚之爲國、各數百年、豈必當湣王時從親乎、且湣王在齊諸王中、最爲驕暴、嘗稱東帝、豈有肯自稱侯之理、其可笑四也

干名を以て銘する器が商器であることは、すでに考古圖卷四・卅八葉にその原則が說かれており、編者はその說を參考していない。また齊侯盤の字樣は春秋期の齊器に近く、楚と釋する字は婁にして姬姓の國である。洪邁はなお三筆卷一三にも「其謬妄不可殫舉」として、

周高克尊曰、高克者、不見於他傳、惟周末衞文公時、有高克將兵、疑克者廼斯人、蓋衞物也、予按、元銘文但云伯克、初無高字、高克鄭淸人之詩、兒童能誦之、乃以爲衞文公時、又言周末、此書局學士、蓋不曾讀毛詩也

齊侯鎛鐘銘云、咸有九州、處禹之都、釋之云、齊之封域、有臨淄、東萊等、蓋九州也、予按銘語、正謂禹九州耳、今所指言郡名、周世未有、豈得便以爲州乎

など、また數條をあげている。博古にこのような鑿說が多いのは、洪邁が「當政和宣和間、蔡京爲政、禁士大夫、不得讀史、而春秋三傳、眞束高閣、故其所引用、絕爲乖盾」三筆卷一三というように、元祐黨爭の後の深刻な頽敗を示すものとみられる。

考古は禮書を以て彝器を解し、博古は史を以て彝銘を解しようとするが、何れも甚だしい鑿說に陷ることが多い。彝器・銘識の學は卽物の學であり、それ自身のうちに原則と體系とを求めなければならぬものである。歐陽脩を唱首とする諸人によつて主張された禮制・文字・史傳の學は、彝器の學において統合されることが最も望ましい方法であるが、考古と博古とには、そのような自覺が乏しいようである。そこに北宋末の時運の退潮をみることができよう。北宋末には彝器資料の增加が著しく、洪邁も「漢去周未遠、武宣以來、郡國每獲一鼎、至於薦告宗廟、群臣上壽、蓋以其難得故也、今世去漢千年、而器寶之出、不可勝計、又爲不可曉已」容齋三筆、鐘鼎銘識というように、まことに未曾有のことであつたが、これら著錄の書は、體例備わるも、その研究は精審を缺くという結果を見せている。

これら圖釋の書をはじめ、南宋の款識・題跋に共通してみられる禮器としての彝器觀の傾向には、もとより由來するところがある。唐は史上未曾有の規模において統一國家を實現し、その禮制の據るところを古制に求め、宋もまたこれを繼承した。宋初の三禮圖纂定は、その序に「國朝創制彝器、迨於車服、乃究其軌量、親自規模、從理以變、惟適其本、於是博采三禮舊圖、凡得六本、大同小異、尋繹推較、詳求原始、作程立制、昭示無窮」というように、舊章を明らかにすることを目的とする。創制彝器とは、太祖以來、歷世受命の器を作ることを指しているが、北宋末には金の南侵によつてその八鼎を奪われている。三禮圖二十卷は、聶崇義が顯德三年九五六年に命を受け、建隆二年九六〇年にその業を終えたもので、鼎俎圖卷第十三・尊彝圖卷第十四に、周禮・儀禮等によつて禮器を說くも、當時は古器の出土も少く、まことに乖亂の說が多い。三鼎六彝簠簋の屬など、みな鑿空の圖を揭げている。考古・博古等の禮器說も多くこの書に本づき、これを出土器を以て證しようとするにあつた。ただその立說の根據は、依然として舊禮說によるところが多く、そこに當時の彝器研究の限界があつた。

四、彝器の散佚と款識の學

政和・宣和の間に、諸家の收藏するところをも天府に收め、一時は彝器の蒐集は五百器を超えるに至つたが、宋の南遷とともにまた忽ちにして散亡した。靖康の變一一二六年に金との和平條件として內

府の古器書畫等を悉く北方に移し、太祖以來受命の器として作られた八寶もみな遷徙の運命に遭うたが、そのうち大部分は銷毀を受け、また民間に流出したものもある。王國維の書宣和博物圖後 集林卷一八 にその事情を説いて、

至此圖中各器物、靖康之亂、已悉爲金人輦之而北、然其十之一二、尙見於張掄紹興內府評中、蓋金人不甚重視古器、而宋之君臣、方懸重値購之、故汴京內府、及故家遺物、往往萃於榷場、如劉原父舊藏張仲簠、劉炎於榷場得之、畢良史亦得古器十五種於盱眙榷場、上之祕府、其中八種、亦博古圖中物也、建炎以來繫年要錄云、紹興十五年、以畢良史知盱眙軍、按三朝北盟會編謂、良史以買賣書畫古器、得幸於思陵、則良史之知盱眙、當由高宗使之、訪求榷場古器耳、此事前人未悟、故並著之

という。しかしこの再蒐集も、國家多事にして錢幣の資足らず、高宗の紹興六年 一一三六「斂民間銅器、詔民私鑄銅器者、徒二年」「二十八年 一一五八年 出御府銅器千五百事、付泉司、大索民間銅器、得銅二百餘萬斤」、また寧宗の慶元三年 一一九七年「復禁銅器、期兩月鬻于官、每兩三十」宋史食貨志下二の記事に徵すると、また殆んどこれを銷毀したようである。容庚氏の通考に、なお大金國志 卷一四「金海陵王正隆三年、詔平遼宋所得古器、年深歲久、多爲妖孌、悉命毀之」の文を引く。宣和ののち三十餘年にして、博古圖中の諸器は殆んど毀滅を受けた。その收錄の器はいま傳わるものなく、ただ厚趠方鼎・禹鼎など、異器同銘のものをみるにすぎない。通考にまた明の文秉の烈皇小識 卷六八・姜紹書の韻石齋筆 卷上 を引き、毀銷の嚴重であつたことをいう。建炎以來の厄を免れたものも、明代にまた

銷燼の厄を受けたのである。

南宋に入つて、すでに新得の器に乏しく、ただ款識の書に薛尙功の歷代鐘鼎彝器款識法帖二十卷、王俅の嘯堂集古錄二卷及び王厚之の復齋鐘鼎款識一卷が出た。この三書に著錄するものは、既著錄のものを除くと、鐘一五・鼎三四・鬲七・甗四・敦一二・簠三・尊九・彝一六・卣八・爵一二・觶一・盤四・匜七等合せて百三十餘器にすぎず、そのうち趙明誠の金石錄にみえるものもある。考古・博古より再錄するものは極めて多く、また初出の器には僞器と思われるものを含んでいる。要するにこれらの書は、北宋殘缺の餘器を錄するものといえよう。

薛氏の款識には原序なく、古く墨本を以て行なわれ、のち石刻法帖の形式をとり、諸家の題跋の類が多い。建昌の曾宏父の石刻鋪敍 卷上 に、「鐘鼎彝器款識帖二十卷、定江僉幕 陳氏目錄作通直郎 錢唐薛尙功編次幷釋、紹興十四年 一一四四年 甲子六月、郡守林說爲鐫置公庫、石以片計者二十有四、視汝之所刻、武陵所鋟金石篆隸、則此帖爲備」とみえ、もと二十四石であつた。付石のことは歐陽脩らの古器搜集以來、傳本を得る方法として行なわれており、趙明誠の石本古器物銘にも、三百餘器を付石し、その墨本を四大軸に收めたという。薛氏款識はもと自筆本・寫本を以て傳えられ、のち石に刻したが、李邴の嘯堂集古錄序に「晚見宣和博古圖、然後愛玩不能釋手、蓋其款識、悉自鼎器、移爲墨本、無毫髮差、然流傳人間者、纔一二見而已、近年好事者、亦刊鼎文於石、從而辯識、字旣失眞、而立說疎略、殊可怪笑」とあり、付石の際に失眞のところ多く、辯識もその際に加えたものとする。石刻の殘拓はいま十葉を殘すにすぎない。孫詒讓の跋 述林卷六 に、書の傳來について說くことが甚だ詳しい。

今本薛書二十卷、晁昭德讀書志及宋史藝文志、著錄竝同、而直齋書錄解題、及吾邱子行學古編、則云十卷、蓋此書在宋時、自薛氏手寫本外、止有石本法帖、無版刻本、曾宏父石刻鋪敍載法帖本、刊於定江公庫者、正是二十卷、而吾氏所見十卷本、亦云刻於江州、定江卽江州、同出一地、其非二本、殆無疑義、檢手蹟本册首元人題字云、予讀薛尙功集古錄金石文字、歎其博、及見謝長源所收尙功寫本、乃知今石刻僅得其半、而寫本字畫爲精 末題至正元年（一三四一年）後五月廿二日、嫩武幹王倫徒克莊在武林驛、以此題推之、蓋定江石本、南宋中葉、已缺其半、陳直齋所見、卽不全本、實無二刻也、余曾以曾氏所記定江本、校今版本及舊景鈔手蹟本、惟石本題法帖、而手蹟本、則無此二字、其目次首尾悉同

定江元石、元以後久佚、舊拓亦絕、不易覯、而手蹟本、明時尙存、朱謀㙔據以重刊、嘉慶間、阮文達以朱本刊於杭州、序稱家有宋時石刻鈔本、蓋兼以法帖本校定者、余嘗校諸款識、最後得舊景鈔手蹟本、以相參校、則手蹟本、多與攷古諸圖合、杭本譌誤甚多、釋文亦有舛互、則阮校本、未爲精審也、手蹟本、册耑所摹宋元明人題字十則、咸翰墨精雅、足攷此書原流、朱謀㙔本、亦有之、如柯丹邱・張天雨諸題皆佳、而杭州本、盡刪削不存、亦殊可惜、曩張獻山先生爲余言、松江某氏、有宋拓石刻本、尙完具、惜不得叚校、附記之、以俟它日、儻得慰此宏願爾

宋拓殘本十葉はのち中央研究院が影印し、また明刻朱本も覆印された。四庫提要 卷四一 に「尙功字用敏、錢塘人、紹興中、以通直郎、僉定江軍節度判官廳事、所錄篆文、雖大抵以考古博古二圖爲本、而蒐輯較廣、實多出於兩書之外、至其箋釋名義、考據尤精、蓋尙功嗜古好奇、又深通篆籀之學、能集諸

家所長、而比其同異、頗有訂譌刊誤之功」とかなりの評價を加えているが、考釋は多く考古・博古に據り、その荒誕はときに博古に過ぎるものがある。師望鼎の望を太公望呂尙、また師訇殷に「剌且乙白」の名があるのによつて、齊の乙公の子の作器とするなど、考釋の態度の上に何らの進展もみられない。またたとえば子父己鼎は子戈形の下に父乙と銘するものであるが、これを釋していう。

按三代之間、惟商爲尊神、凡于祭祀、必致其盡、故其鼎、間作子象、以持刀、非特鼎也、尊之與卣、悉著此焉、蓋供子職者、不如是、不足以見其竭力從事之意、是以先王之事親、于羞劑則執鸞刀、入舞則執戈戚、必躬必親、每每如此、又況尊神之世乎、迹其商之世、曰父己者、雍己也、鼎彝用享其父、則必識以其子、繼雍己者、乃其弟太戊、則所謂子果誰邪、定非繼其後者、乃爲之子邪

このような鑿說は、圖象文字に對して殊に甚しいが、それは淸朝人の款識の書に至つても、なお改められることのなかつたものである。彝銘の理解には、その時代の社會と文化とに對する廣汎な知識と、方法の確立とを必要とするが、そのような彝銘の研究は、なお現代の金文研究にも課せられている課題である。

宋代款識の書として、字迹の最もすぐれたものに、王俅の嘯堂集古錄がある。淳熙三年 一一七六年 廣陵の曾機伯虞の跋に、「元祐以後、地不愛寶、頹堤廢墓、湮鼎藏敦、所觸至露、由是考古博古之書生焉、蓋盈編鱗秩、而包羅莫究、王君子弁嘯堂集古、最爲後出、然而奇文名蹟、自商迄秦、纍纍凡數百章、尤爲精夥」という。三四五器中、商周の器二七五を錄する。編次に多少の混亂があり、また容庚

氏の通考に「間有刪節、如齊侯盤十七字、只錄七字、齊侯匜十七字、只錄六字、谷口甬四十五字、只錄三十二字、鐃銘刪節尤多」という指摘がある。李邴の序に

一日、予故人開國長孺之子王俅子弁、見過、出書二巨編、皆類鐘鼎、字甚富、名嘯堂集古錄、且謂予曰、俅不揆、留意於此久矣、自幼至今、每得一器款識、必摸本而投之篋、積三十餘年、凡得數篋、則又芟夷剪截、獨留善者、編次之、其志猶以謂未足也、他日再獲古文奇字、卽續於卷末

とみえ、いま下卷後半に編次するものは後得のものであろう。銘下に釋文を付し、考釋を加えていない。中に古印數十章あり、その「夏禹」と刻するものは、吾邱衍の學古編に「係漢巫厭水災法印、世俗傳有渡水佩禹字法」と稱するものである。もと傳本少く、吳虞臣の拜經樓藏書題跋記卷一に、吳氏がえた舊鈔本が、知交と相鈔校する間に失なわれた事情をしるしていて、興味が深い。

復齋鐘鼎款識は古くこれを著錄するものなく、その印記題跋によつて傳承を考えることができる。朱彝尊の跋に、成書の事情を詳說している。いまその部分を錄する。

宋紹興中、秦相當國、其子熺伯陽、居賜第十九年、日治書畫碑刻、是冊殆其所集、如楚公鐘師旦鼎、皆一德格天閣中物也、餘或得之畢少董、或得之朱希眞、或得之曹大中、蓋希眞晚爲伯陽客、而少董覗盱貽權場、因摹款識一十五種、標以靑箋、末書良史拜呈、以納伯陽、至今裝他冊內、秦氏既敗、冊歸王厚之、每款鈐以復齋珍翫、厚之私印、且釋其文、疏其藏弆之所、後轉入趙子昂家、子昂復用大雅章、兼書薛尙功攷證於曾侯鐘後、於時錢德平、柯敬仲・王叔明・陳維寅、均有賞鑒印記、隆慶間、項子京獲之、近歸倦圃曹先生、康熙戊申 七年、一六六八、先生出示余、余愛翫不忍釋手、先生屬余跋之、未果也、(壬戌 一六八二年) 乃封完寄焉、先生既逝、所儲書畫、多散失久之、

是冊竟歸於余、藏之笥十載、宗人寒中、嗜古成癖、見而愛玩之、猶余之曩日也、因以畀之

巻五　通論篇　八一～八二

寒中は、出遊の際にも必らずこれらの祕籍を隨え、そのため巨舸も坐處をえないほどであつたという金司農跋。書末に查愼行・錢大昕・翁方綱らの跋記があり、錢跋によると、冊中に名は遂、字は景裴というものあり、容齋洪邁の昆弟行の人、また冊中復出のものに趙子昂補入のものがあるという。書冊の首に鐘鼎款識の四大字あり、また松雪の書とみられる。阮元の刊記に「宋拓鐘鼎款識原冊、計三十葉、宋復齋王氏所集、計五十九器、內有靑牋者十五器、爲畢良史所收、末葉楚公夜雨雷鐘重見、玩其題識、皆復齋之筆也、楊州阮氏積古齋所藏、嘉慶七年秋、募勒成冊」とみえる。多く諸家の賞翫をえたものであるが、刻本の字蹟は失眞のところ多く、嘯堂に遠く及ばない。阮元は諸家の考釋をとつて錄入し、加筆はすべて隸體による。阮氏の積古齋は嘉慶九年一八〇四年の刻本にかかり、そのうち宋拓によるものを含んでいる。

款識の書は、南宋の諸書以來、阮氏の書に至るまでついにあらわれず、曠絕の時期を迎える。器の出土蒐集のこともこの時期以後にはみえず、趙明誠の金石錄三十卷が、宋代金石著目の最後のものとなつた。

金石錄三十卷は、趙明誠 一〇八一～一一二九 が家藏の金石二千編を目錄十卷に編し、その題識を錄したもので、その第二十二までが古器物の銘である。その器は概ねすでに著錄があり、趙書にのみあるものは田鼎・車敦など六器にすぎない。その題識も先行の著錄によるものが多いが、器の時代や作器者についてはみだりに論斷することを避け、極めて矜愼な態度をとつている。たとえばいわゆる文王鼎は、博古以來、薛氏・嘯堂、また董逌の廣川書跋卷二・張掄の紹興內府古器評卷上にもみえるもので、みな文を「魯公作文王隮彝」とよみ、魯公を周公あるいは伯禽とするが、趙跋にはその釋を疑問としていう。

右文王尊彝銘、紹聖間、宗室仲忽、獲此器以獻、有旨、下祕閣考驗、而館中諸人、皆以爲後世詐譌之物、不進於御府、於是仲忽坐罰金、然其器猶藏祕閣、初仲忽、以器銘上一字、與小篆鹵字相類、遂讀爲魯、因以文王爲周之文王、曰此魯公伯禽、享文王廟器也、其言頗近乎夸、故當時以爲僞、然玆器製作精妙、文字奇古、決非僞物、識者當能辨之、惟遂以爲魯公器者、初無所據爾

博古は魯公を周公旦をいうとし、薛氏・張氏もこれに同じ。董氏は伯禽說をとる。諸書に魯と釋する字は、趙氏の疑うように魯ではなく、周の初文であり、從つて周公の器である。また趙氏が學士諸人の僞器說を卻けているのは、目驗の器多くして、鑒識にも長じていたのであろう。博古には、僞器說は仲忽を陷れようとする腐儒の策謀であつたとしている。器は鳥足の方鼎で類の少いものであるが、鳥足鼎の例は故宮下・三二にもみえる。陳氏の書錄解題 今本脫、文獻通考卷二〇七引 にいう。

金石錄三十卷、東武趙明誠德甫撰、其所藏二千卷、蓋倣歐陽集古、而數則倍之、本朝諸家、蓄古器物款識、其考訂詳洽、如劉原父・呂與叔・黃長睿、多矣、大抵好傅會、古人名字、如丁字、卽以爲祖丁、舉字卽以爲伍擧、方鼎卽以爲子產、仲吉匜卽以爲偪姞之類、邃古以來、人之生世、夥矣、而僅見於簡冊者幾何、器物之用、於人亦夥矣、而僅存於今世者幾何、迺以其姓字名物之偶同而實焉、余嘗竊笑之、惟其傅會之過、併與其詳洽者、皆不足取信矣、惟此書跋尾、獨不然、好古之通人也、明誠宰相挺之之子、其妻易安居士李氏、爲作後序、頗可觀

巻五　通論篇　八三～八四

よく趙氏のために辨ずるものといえよう。卷首に明誠の序、卷末に李清照の後序があり、宋室顚沛の間に、その遺器祕冊とともに數奇の運命をたどつた事情が、詳しく述べられている。

趙序に、二十年にわたるその搜集の苦を述べたのち、「余之致力于斯、可謂勤且久矣、非特區區爲玩好之具而已也、蓋竊嘗以謂、詩書以後、君臣行事之跡、悉載于史、雖是非褒貶、出于秉筆者私意、或失其實、然至于善惡大節、有不可誣」として、史實を明徵にすることを主旨としている。歐陽公の業を繼ぐとともに、またその歷史主義の立場を貫こうとするもので、そのことは陳氏の書錄解題にも認めるところである。宋代の金石學は、歐陽氏の集古にはじまり、趙氏の金石學はその精神を繼承し、その學の後勁を爲すものといえよう。

趙氏の妻李清照 一〇八四～一一五五前後 は、韓琦の門下として聞えた李格非の女、母もまた文を善くし、清照は詞人として當代に卓出する女流であり、その易安集は聲價の高い詞集である。夫君明誠とともに文雅にして金石の嗜あり、金石錄中にもその筆削のところがある 貴耳集上 という。洪适の隸釋 卷廿六 に、その晚年、表して金石錄を上進したという記述がある。建炎のとき、金の南進を避けて流落の間に明誠沒し、清照はその遺器殘冊を抱いて萍遊をつづけた。その纏末は後序の文中に詳述されている。いまその文を節錄する。

余建中辛巳一一〇一年始歸趙氏、侯年二十一、在太學作學生、趙李族寒、素貧儉、後二年出仕宦、便有飯蔬衣練、窮遐方絶域、盡天下古文奇字之志、日就月將、漸益堆積、後屏居郷里十年、仰取俯給、衣食有餘、連守兩郡、竭其俸入、以事鉛槧、每獲一書、卽同共勘校、得書畫彝鼎、亦摩玩舒卷

至靖康丙午歳一一二六年、侯守淄川、聞金人犯京師、四顧茫然、盈箱溢篋、且戀戀、且悵悵、知其必不爲已物矣、建炎丁未春三月、奔太夫人喪南宋、既長物不能盡載、凡屢減去、尙載書十五車、至東海、又渡江至建康、靑州故地、尙鎖書册什物、用屋十餘間、期明年、再具舟載之、十二月、金人陷靑州、凡所謂十餘屋者、已皆爲煨燼矣

己酉建炎三年、一一二九年夏五月、至池陽、被旨知湖州、遂駐家池陽、獨赴召、六月十三日、始負擔捨舟、坐岸上、葛衣岸巾、精神如虎、目光爛爛射人、望舟中告別、余意甚惡、呼曰、如傳聞城中緩急、奈何、戟手遙應曰、從衆、必不得已、先棄輜重、次衣被、次書册卷軸、次古器、獨所謂宋器者、可自負抱、與身俱存亡、勿忘之、遂馳馬去、途中奔馳、冒大暑、感疾、至行在、七月末、書報臥病、余驚怛、遂解舟下、一日夜行三百里、比至、病危在膏肓、遂不起、取筆作詩、絶筆而終

時猶有書二萬卷、金石刻二千卷、余又大病、僅存喘息、時勢日迫、冬十二月、金人陷洪州、遂悉委棄、所謂連艫渡江之書、又散爲雲烟矣、獨餘少輕小卷軸書帖、寫本李杜韓柳集、世說、鹽鐵論、漢唐石刻副本數十軸、三代鼎鼐十數事、南唐寫本書數篋、偶病中把玩、搬在臥內者、巋然獨存、

上江既不可往、又虜勢難測、到台、之郯、出睦、又雇舟入海、奔行朝、從御舟海道之溫、又之越、庚戌一一三〇年十二月、放散百官、遂之衢、紹興辛亥春三月、復赴越、壬子又赴杭

これよりなお諸所に流亡の生活をつづけるうち、その巋然として獨り存するものも盜に奪われて七・八を失い、殘零の書册三數種、平々の書帖をとどめるに過ぎなかつた。こうして餘燼漸く收まるに至つた紹興二年一一三二年、その後序を作つている。

今日忽閲此書、如見故人、因憶侯在東萊靜治堂、裝卷始就、芸籤縹帶、束十卷作一帙、毎日晩更散、輒校勘二卷、跋題一卷、此二千卷、有題跋者五百二卷耳、今手澤如新、而墓木已拱、悲夫、昔蕭繹江陵陷沒、不惜國亡、而毀裂書畫、楊廣江都傾覆、不悲身死、而復取圖書、豈人性之所著、死生不能忘之歟、或者天意以余菲薄、不足以享此尤物耶、抑亦死者有知、猶斤斤愛惜、不肯留在人間邪、何得之艱、而失之易也、嗚呼、余自少陸機作賦之二年、至過蘧瑗知非之兩歳、三十四年之間、憂患得失、何其多也、然有有必有無、有聚必有散、乃理之常、人亡弓、人得之、又胡足道、所以區區記其終始者、亦欲爲後世好古博雅者之戒云

洪邁の容齋四筆卷五に、「其妻易安李居士、平生與之同志、趙沒後、愍悼舊物之不存、乃作後序、極道遭罹變故本末、今龍舒郡庫刻其書、而此序不見取、比獲見原稾於王順伯、因爲撮述大槩云」としてその大略をあげ、「時紹興四年也、易安年五十二矣」とする。黃盛璋の年譜李清照集所收及び李淸照事跡考辨同上にその事跡をいうこと詳しく、後序は四年、易安はときに五十一歳であるという。

趙氏夫妻の苦辛の金石蒐集とその散亡とは、まことに宋代の金石學の結末を象徴するにふさわしい悲話である。聚散常理ありとする易安の諦語も、「人失弓、人得之」という達語も空しく、北宋以來の諸器は剩すところなく滅失して、一器をも傳えるものはない。また北宋末の黃伯思の博古圖政和五年、一一一五年は佚してその書も傳わらず、東觀餘論黃伯思、大觀二年、一一〇八年にその序跋をとどめ、また紹興內府古器評二卷は、高宗の幸臣張掄の編するところで、上卷九十八事、下卷九十七事、多く博古等の圖釋をとる。董逌の廣川書跋に紹興廿七年一一五七年董弅の序があり、李淸照の沒したのちのものであるが、董氏家藏の亡佚を歎き、「爰自南渡、鄉關隔絶、先世所藏、莫知在亡、或已散逸、過江隨行所携、敗於兵火、今所存、得於煨燼之餘、年來爲裒集、在者得書跋、釐爲十卷」という。また燼餘の業である。歐陽氏にはじまり、趙氏夫妻に終る宋代の金文研究は、のち淸の嘉慶に至つて、阮氏が薛氏款識、王氏鐘鼎の覆刻を試みて再興の機運を迎えるまで、茫茫七百年、再び長い曠絶の時期を迎えるのである。

第三章　金文學史　その三

一、彝器の仿鑄と辨僞

宋代の彝器・款識の學には、二つの大きな流れがあつた。それは彝器を、古代の禮制における器用の學として禮器の立場からみるものと、また石刻碑銘の學の原流として、考史の立場から考察するものとである。もともとこの兩者は、宋初の自由にして合理主義的な精神を基調とするものであり、考史の先聲を爲すものは歐陽脩、考古の先驅としては劉・楊の他に沈括をあげることができよう。

禮器の學としては、唐以前よりすでに數種の禮圖說があつたが、宋初に聶崇義がこれらを校定して重校三禮圖を作つた。しかしそのとき彝器の出土はなお少く、圖說に掲げる禮器の類は、經說によつて想像した奇怪不類の信じがたいものであつた。宋初以來の古代彝器の出現は、當然このような周禮以來の舊說に、新しい懷疑と批判をよび起すことになつた。沈括一〇二九～一〇九三の夢溪筆談は、北宋の學術の精神を、多方面にわたつて遺憾なく發揮したすぐれた書であるが、なかに出土器による禮器說がある。

禮書所載黃彝、乃畫人目爲飾、謂之黃目、予遊關中、得古銅黃彝、殊不然、其刻畫甚繁、大體似

卷五　通論篇　八九～九〇

繆篆、又如欄眉間所畫回波曲水之文、中間有二目、如大彈丸、突起煌煌然、所謂黃目也、視其文、髣髴有牙角口吻之象、或謂黃目乃自是一物、又予昔年在姑熟王敦城下、土中得一銅鉦、其鉦中間鑄一物、有角羊頭、其身亦如篆文、如今時術士所畫符、傍有兩字、乃大篆飛廉字、篆文亦古怪、則鉦間所圖、盖飛廉也、飛廉神獸之名、淮南轉運使韓持正、亦有一鉦、所圖飛廉及篆存、與此亦同、以此驗之、則黃目疑亦是一物、飛廉之類、其形狀如字非字、如畫非畫、恐古人別有深理、大抵先王之器、皆不苟爲、昔夏后鑄鼎、以知神姦、殆亦此類、恨未能深究其理、必有所謂、或曰、禮圖罇彝、皆以木爲之、未聞用銅者、此亦未可質、如今人得古銅罇者極多、安得言無、如蒲穀璧、禮圖悉作草稼之象、今世人發古冢、得蒲璧、乃刻文蓬蓬、如蒲花敷時、穀璧如粟粒耳、則禮圖亦未可爲據卷一九

黃目は禮記明堂位に「季夏六月、以禘禮祀周公於太廟、牲用白牡、尊用犧象山罍、鬱尊用黃目」、「灌尊、夏后氏以雞彝、殷以斝、周以黃目」、鄭注郊特牲に「黃目黃彝也」とあるものであるが、沈氏のいうところのものは饕餮であり、その兩大眼を經籍に黃目黃彝と稱したものと解する。また蒲璧・穀璧は周禮大宗伯にみえ、朝禮や相見の際に執る玉とされるものであるが、考古圖卷八にその圖をあげて「非蒲穀」とし、元の朱德潤の集古玉圖亦政堂本にもなお穀璧の圖を掲げて拱璧とし、器物と名との一致をえていない。沈括の說くところを以て器名とすることは、清末の吳大澂の古玉圖考に及んでからである。また罍の制を論じていう。

禮書言罍畫雲雷之象、然莫知雷作何狀、今祭器中畫雷、有作鬼神伐鼓之象、此甚不經、予嘗得一

卷五　通論篇　九一～九二

古銅罍、環其腹皆有畫、正如人間屋梁所畫曲水、細觀之、乃是雲雷相間爲飾、如云象形者古雲字也、象雲氣之形、如◎者雷字也、古文◎象形爲雷、象回旋之聲、其銅罍之飾、皆一云一◎相間、乃所謂雲雷之象也、盖古人以此飾罍、後世自失傳耳卷一九

いわゆる雷文をいう。罍は必らずしも雷文より名をえたものではないが、鬼神伐鼓のような俗說を、古器の例によつて訂したものである。また補筆談卷二〇にも鬲の器制を論じているが、考古圖卷七には分當鼎や斝をも誤つて鬲と稱している。器名は博古に至つてやや備わるが、なお毀を彝と敦とに兩屬するなど、不徹底のところが多い。

このような器制の研究は、五代衰亂のあとを承けて、一代の典禮を備えようとする國家の要請に發するもので、聶氏の三禮圖は、太祖卽位の翌年に、命を奉じて撰述したものであつた。その後歷世禮書儀注の編修が行なわれ、樂もまた「自建隆訖崇寧九六〇～一一〇六凡六改」宋史樂志というほど、頻繁な改正が加えられた。宋史禮志吉禮一に「初議禮局之置也、詔求天下古器、更制尊爵鼎彝之屬、其後又置禮制局於編類御筆所、於是郊廟禋祀之器、多更其舊」というのは、宋初以來漸く多きを加えるに至つた古代彝器の器制が、周禮說等による禮器の制と異なる事實が確かめられたからであつた。翟耆年の籀史卷上 徽宗の禮器款識の條にいう。

政和癸巳三年、一一一三年、帝獲周罍于鎬京、秋獲商卣、獲兕觥于長安、又獲黃目尊于洨都、後復幽燕、獲耶律德光所盜上古寶玉尊、形制與黃目尊等、瑩然無少玷缺、在廷無知所用、帝獨識其爲灌尊、明年獲周錞、越三月甲子、獲寶簠、命我先人典司制作、肇新宋器、匹休商周、銘功以薦神祇祖考、罔有弗格、於是一洗漢唐諸儒臆說之陋、萬世而下、始識三代尊彝之制、使六經所載、不爲空言、一時文物、比隆三代、可謂韶盡美矣、又盡善也

卷五　通論篇　九一～九二

翌四年の方澤の祭祀に「犧象鼎彝、尊罍壺豆、凡廿有八款」を作り、その銘を耆年の父汝父が作つている。圜丘犧尊に「帝考古象物、制器維則、作犧尊、用享於宗祏、子〻孫〻、其永保承」のようにいう。禮器を作ることは漢魏以來行なわれたことで、梁の虞荔の鼎錄に、金華山に高さ一丈三尺の大鼎を作つたことから、王襃之が書鼎を作つてこれを九江に沈める記事まで約六十事を記錄するが、何れも事に臨んでの制作であり、禮制のためにするものではない。北宋末の彝器學は、ここに至つて仿器の程式をうるための仿器の學となつた。純粹に學術的な關心から出發した歐陽・沈氏等の學が、宋室の禮樂器用の制作に奉仕する學となるに及んで、研究的な志向は沈滯した。元祐の黨爭ののち、徽宗・高宗の時代には、宋初の清新な學風はすでに一洗して空しかつた。

仿器の風はさらに臣下に及び、高宗は秦檜に鼎・豆の祭器を賜與して銘を加え、「維紹興丙寅十六年、一一四六年、太師秦公檜、一德協濟、配茲坤乾、乃作鉶鼎、賜家廟、以奉時祀、子孫其永保」などの語がある。また賈似道の祭器には、「惟景定三年一二六二年正月乙丑、詔太傅丞相賈公似道、奕世勛勞、再造王室、其賜家廟於行都、乃作俎豆、供奉時薦、萬世子孫、永保之」という。廖瑩中は征旅の功によつて黃金百兩を賜うと、これを以て匜盤酒器を作り、尙書楊棟をして篆古を以て銘を勒せしめた。以上、通考第十一章、仿造彝器の學もまた、これら權家佞臣の家に奉仕するものとなつた。政和期の器については、孫詒讓に宋政和禮器文字考があり、他の諸器も清代著錄の諸書に散見している。

元の成宗が卽位すると、上都・大都をはじめ各地の廟學に春秋朔望の祭祀を行なわしめ、その祭器を作らせたが、特に重器というべきものではない。しかし明の宣宗の宣德年間には、宋に倣つてまた大規模な仿鑄を試みた。呂震等の宣德鼎彝譜八卷に、その詳細な記錄がある。營造には局官・匠人等百八人が當り、暹羅國洋銀三萬九千六百觔のほか、外藩各地貢獻の材質數萬觔を用いて、計三三六五件の器を仿鑄した。鼎彝譜は、當時の工部檔案であろう。宣德三年一四二八年楊榮の原序に、「伏遇皇帝陛下、聖明恭儉、宵旰彌殷、作樂邁于咸池、制器陳於柏寢、爰勅臣工、式稽典禮、商彝周鼎、畫被龍文、漢簠秦尊、紋追鳳彩、誠謂天朝之偉器、昭代之彝彝」とあり、書中に仿鑄各器の用いるところと器制を詳記している。器名には象夔龍蟬文鼎・蟠螭垂花鼎・蟠夔雷文鼎・蟠虬環耳鼎・夔龍素腹鼎・疏蓋鳳足鼎・饕餮鬲などの稱を用い、ときに倣古文王鼎のように古器をそのまま摸したものがある。このとき文淵閣大學士以下にそれぞれ勅賜の器があり、まことに一代の盛事であつたが、その作器は殆んど前式に倣うものであつた。六卷以下に各器の法式をいう。

五鎭之神、供奉夔龍鼎五座　倣宋宣和博古圖、鼎高一尺六寸五分、耳高一寸四分、腹深七寸二分、足高七寸六分、腹方徑一尺五寸五分、兩耳四足、重八斤四兩、十煉洋銅鑄成、周身蠟茶色、赤金流嵌龍文、臣等謹按、大明會典曰、五鎭之神、乃基運山神、翊聖山神、神烈山神、天壽山神、純德山神也、臣等謹按、翼雅曰、夔龍神物、能致霖雨、以澤蒼生、夫五鎭名山、拱衞皇圖、輔翼山岳、恪神昭格、災厲不興、奠安黎庶、德澤深矣、夔龍飾鼎、祀之允宜

五岳方祀などみな大明會典により、法式は唐宋の禮器禮圖に摸して作る。これらの仿鑄に當つては、「日本國生紅銅原册一千觔」巻二 も加えられている。制作のことは禮部尙書呂震がそのことを董裁したようである。

巻五 通論篇 九三～九四

宣德仿鑄の諸器のうちには、製作のすぐれたものもあつたらしく、その技術にはかなり高度なものがあつた。また古器を僞作することもあり、項元汴の宣鑪博論天啓六年(一六二六)にその法がしるされている。

宣廟官鑄鼎彝、及今所存、眞者十一、贋者十九、在當時原屬珍貴、與南金和璧同價、而今之稱鑒賞家、又多耳食者、因未見眞龍、徒寶燕石、昔聞一老中貴言、宣廟當鑄冶之時、問工匠曰、煉銅何法、遂至精美、工奏云、凡銅經煉至六、則現珠光寶色、有若良金矣、宣廟遂敕工匠、煉必十二、毎斤得其精者、纔四兩耳、故其所鑄鼎彝、特爲美妙云

宣鑪除本色之外、有倣古靑綠一種、非若河南金陵姑蘇等處、燒斑土窨之僞造也、聞之老鑄工云、宣鑪倣古靑綠色者、取內庫損缺不完三代之古器、選其色之翠碧者、椎之成末、以水銀法藥等和、傾入洋銅汁內、與銅俱鎔、器成之後、復以靑綠硃砂諸色、用安灡砂化水銀爲汁、調諸色、塗抹鑪身、令徧入、猛火次第煣之、至於五次、則靑綠之色、沁入鑪骨、復以白蠟鎔化、烘漬鑪身、擦以椶帚、揩以布帛、則內外靑綠硃斑埅起、卽以利刄剔之、亦不遽去、妙者可與三代漢魏之器無殊、惜存留絶少、世不多見、倘有得者、當與三代漢魏之器同珍、不可褻視

宣德の僞作、また古器の僞作のあることが知られるが、僞器と推定しうるものは、宋初以來すでに存した。皇祐三館古器圖の首に載せる祁州上進の器が僞器であることは、籀史にすでに「制作無法、怪而不典」といい、また宋代の圖釋の書に、封比干墓志や師旦鼎をはじめ僞器僞銘の多いことは、王國維の宋代金文著錄表に多く指摘するところであり、なお他にも疑うべきものがある。王士禎の池北偶談巻一九 潞王琴の條に「故明潞藩、敬一主人、風尙高雅、嘗造琴三千張、又嘗仿宣和博古圖式、造銅器數千枚、瘞地中」とみえ、仿器を瘞めて地中色をつけることも行なわれた。敬一主人が自ら銘した鼎瀓秋・七八・觚海外・八一は、いまもなお著錄中にみえる。

僞器が多く作られるに及んで、辨僞の法を論ずるものもあらわれた。宋の趙常鵠の洞天淸祿集に、古琴・古硯・古鐘鼎彝器など十門を設けてその鑒識の法を論じ、四庫提要巻一二三 に「大抵洞悉源流、辨析精審」という。古鐘鼎彝器辨はすべて二十條、いま辨僞に關する三條を錄する。

銅器入土千年、純靑如鋪翠、其色午前稍淡、午後乘陰氣、翠潤欲滴、間有土蝕處、或穿或剝、竝如蝸篆自然、或有斧鑿痕、則僞也、銅器墜水千年、則純綠色、而瑩如玉、未及千年、綠而不瑩、其蝕處如前、今人皆以此二品體輕者爲古、殊不知器大而厚者、銅性未盡、其重止能減三分之一、或減半、器小而薄者、銅性爲水土蒸陶易盡、至有鋤擊破處、竝不見銅色、惟翠綠徹骨、或其中有一綫紅色如丹、然尙有銅聲、傳世古、則不曾入水土、惟流傳人間、色紫褐而有朱砂斑、甚者其斑凸起、如上等辰砂、入釜以沸湯煮之、斑愈見、僞者以漆調硃爲之、易辨也

三代古銅、竝無腥氣、惟新出土、尙帶土氣、久則否、若僞作者、熱摩手心擦之、銅腥觸鼻可畏

僞古銅器、其法以水銀雜錫末、卽今磨鏡藥是也、先上在新銅器上令勻、然後以嚴醋調細硇砂末、筆蘸勻上、候如臘茶面色、急入新汲水滿浸、卽成臘茶色、候如漆色、急入新水浸、卽成漆色、浸稍緩、卽變色矣、若不入水、卽成純翠色、三者竝以新布擦令光瑩、其銅腥爲水銀所匱、幷不發露、然古銅聲微而淸、新銅聲濁而鬨、不能逃識者之鑒

巻五 通論篇 九五～九六

なおこの二十條中、彝器學の多方面にわたる記載を含むが、古代の鑄法に關する注目すべき記事一條を摘錄する。

古者鑄器、必先用蠟爲模、如此器樣、又加款識刻畫、然後以小桶加大而略寬、入模於桶中、其桶底之縫、微令有絲綫漏處、以澄泥和水如薄糜、日一澆之、候乾再澆、必令周足遮護訖、解桶縛、去桶板、急以細黃土、多用鹽幷紙筋、固濟於元澄泥之外、更加黃土二寸、留竅中、以銅汁瀉入、然一鑄未必成、此所以爲貴也

すなわち蠟模を用いるとするものである。宋・明の仿鑄も、おそらくその法を用いるものであろう。

彝器の學は、はじめ古代禮制の研究の一環として興つたが、禮器としての仿鑄が行なわれるに及んで、それは法式の書となり、古器の研究はかえつて疏略にされた。翟耆年の籀史には、博古圖以下南宋初に至る圖釋銘識の書を著錄し、三十四種の書に解題を加えているが、著錄の書も考古・博古・薛氏のほかはみな佚亡した。趙明誠古器物銘碑十五卷も、「商器三卷、周器十卷、秦漢器二卷、河間劉跂序、洛陽王壽卿篆」とあつて、いまの金石錄と異なり、また佚書である。建炎以來、彝器の滅失するのみならず、著錄の書もまた多く散亡して、宋志に錄するものも二三種に過ぎず、南宋諸家の書錄の類にも多く言及するものをみない。

南宋の初より明季に至るまでほぼ五百餘年、その間に器の出土收藏をしるすものが極めて少ないの

は、宋初のように新たな開發も盛んでなく、また彝器の學が王室禮器の仿鑄の學に轉じて、新出の器を求める風潮も衰えたからであろう。こうして彝器は、琴硯書畫の類とともに、博雅清玩の具とされた。趙希鵠の洞天清祿集の序に、「嘗見前輩諸老先生、多蓄法書名畫、古琴舊硏、良以是也、明窻淨几、羅列布置、篆香居中、佳客玉立相映、時取古人妙蹟、以觀鳥篆蝸書、奇峯遠水、摩挲鐘鼎、親見商周、不知身居人世、所謂受用清福、孰有踰此者乎」といい、また明の陳繼儒一五五八～一六三九の妮古錄序には、三代秦漢の彝器や歷代法書名畫の間に遊ぶを「以爲極樂國在是」と稱している。妮古錄中にも、三代古器のことに言及するものが多い。

蔡珪～一一七一得三代以來鼎鐘彝器、無慮千數、有續六一居士集錄金石遺文、燕王墓辨等書、行于世卷之二

金大定中一一六一～八九、汾東岸崩、得古墓、有鼎十餘、鐘磬各數十、鼎有蓋、大者幾三尺、其中寶物獨存、鐘磬小者僅五寸許、大至三尺、凡十有二、蓋音律之次、後世之制以厚薄、而此以大小、其制度皆周器、非秦漢以後所作、今器不存、而墓址猶在卷之三

なお收藏をいうものに、南宋周密一二三二～九八の雲煙過眼錄に焦達卿敏中所藏の古伯彝、張受益謙の商甗・匜・壺三器、廉端甫希貢の藏する商斝・敦二・盂一・銅鐸二、崔中丞彧所藏の鼎・壺・小鼎、董震齋德時・趙伯昂仁擧の器として古伯彝をあげている。

彝器がすでに宗廟の寶器でなく、祀禮器用の程式でなく、好事清翫の具であるとすれば、有事の際に特に保護愛惜を受けることは期待しがたい。こうして元・明の世にわずかに存したものも、明季には軍需に供するため錢貨に改鑄することが行なわれ、古器も宣爐諸器もみなその厄を受けた。姜紹書の韻石齋筆談卷上に「鼎鳴」の一條があり、その傳聞をしるしている。

余既解組歸、偃臥林麓、視舊遊爲畏途、丙戌順治三年、一六四六年秋、因群從赴南闈之試、亦策蹇于秣陵、逍遙登眺、晤舊同寅董君諱德鏞、閒談間、始知別後適値兵興、水衡之錢、日應軍需、猶虞不給、且川湖道梗、陡缺銅商、凡內帑銅器、悉充鼓鑄、間有古色陸離者、董君心知奇器、然亦未敢議留、有巨鼎三座、俱重六七百觔、甫至鑄廠、將投熾炭、命吏守之、靜夜鼎各長鳴、如虬吟幽窒、頭陀文璞、聞而惜之、糾衆僧募銅赴部請易、乃于碧峯報恩等兩刹、暨圓覺菴、各置一鼎焉、由此千秋重器、脫火坑而登蓮域、永鎭檀那矣

このとき危く燬滅を免れた三巨鼎が、何であつたのかは知られないが、その他の古器は悉く火爐に投ぜられて、一縷の青煙と化したのであろう。容庚氏の通考下・二二八に、明季のことをしるす文秉の烈皇小識の文を引くのも、おそらくこのときのことであろう。

明思宗將內庫歷朝諸銅器、悉發寶源局鑄錢、內有三代年及宣德年間物、製造精巧絕倫、商人不忍舊器毀棄、每稱千觔、願納銅二千觔、監督主事某不可、謂古器雖毀棄可惜、我何敢私爲輕重、商人謂、宣銅下爐、尙存其質、至三代問物、則質淸輕之極、下爐後惟有青煙一縷爾、此則誰認其咎、監督謂、聖情猜疑甚重、若如公言、必增聖疑、如三代物、不便下爐、則有監督內官公同驗視、罪不在我、于是古器毀棄殆盡

宋・金の毀銷を免れた器も、明季衰亂の際にまたこの厄を受けた。元・明に彝器考古の學が起らなかつたのは、彝器を玩好視するこの期の彝器觀からみて、當然のことであろう。この期の金文研究は、むしろ文字學、篆籀の學として繼承されたということができる。

二、篆籀の學と金文

篆籀の學は、説文がなお唐の課試に用いられることによつて漸くその傳統を保つたが、當時の文字學は切韻系の韻書を主とし、字原の學を修めるものはなく、字形學としてはむしろ正書の字樣が問題とされた。顏師古の字樣、顏元孫の干祿字書などは、石刻も行なわれて一時に盛行したが、それは經學の復興とも關聯する。張參の五經文字、唐玄度の九經字樣などは、經書の字樣を論ずるものであつた。書法においても、初唐の歐陽詢・虞世南・褚遂良等以來名家が輩出して、多く碑銘の類を殘している。篆籀の學は、その碑銘の書に隨伴して興つた。

篆法は説文の正字として書寫の間に傳えられたものであつたが、李陽冰が碧落碑より遡つて李斯の篆法を究め、いわゆる玉箸體を完成して獨步の美を擅にし、當時の碑銘に多く篆題を加えている。また自ら説文を校定して、從來の懸針の體を改めるとともに、正字の字形や説解の文に刪定を試みたが、その改定はのち徐鍇の繫傳祛妄によつて掊擊を受けたように、かなり恣意的なものであつた。しかしその篆法は一時篆籀の中興とされ、林罕の字原偏旁小説、李騰の説文字原などに繼承され、刻石として傳えられた。宋に入つてまた夢英・郭忠恕などが篆法を學び、夢英の石刻はいま西安碑林中に收められている。

この機運を承けて宋初に二徐の説文の校定事業が行なわれ、徐鍇の説文解字通釋がまず成り、ついで徐鉉の校定説文解字が作られた。説文の舊本に譌誤が多く、その校定を試みたものであるが、いま存する唐寫本説文木部・口部の斷簡と較べると、なお相互に得失が多い。徐鍇もまた篆隸に精妙で、李斯の繹山碑の模刻があり、いまも西安碑林中に藏する。また徐鍇が兄の鉉の依囑によつて作成した説文解字篆韻譜十卷、それを整理した徐鉉の五卷本は説文を編韻したものであるが、のち全書を韻別にした李燾の説文解字五音韻譜が出て、説文に代つて通行した。李燾は南宋の紹興八年一一三七年の進士、その年は薛氏款識法帖初刻の七年前である。

二徐の説文校定事業は、北宋の金文研究に文字學的な用意を與えるものとして、まことに時宜をえたものであつた。歐陽脩のために金文の考釋を加えた劉原父・楊南仲なども、その釋文に當つて多く説文を參照したと思われ、楊南仲の韓城鼎銘釋集古錄卷一に、説文中の字形や訓釋を用いている。ただ金文の字形用義は説文にみえるものよりも遙かに古く、偏旁簡易、また假借が多く通じがたいところがあるとして、「謹按其銘蓋多古文奇字、古文自漢世、知者已稀、字之傳者、賈逵許愼輩、多無其説、蓋古之事物、有不與後世同者、故不能盡通其作字之本意也」というが、金文學史上、古代銘刻の資料を掲げてこれに考釋を加えたものは楊・劉がその最初の人であり、説文の籀篆がその解讀を助けたであろうことはいうまでもない。

李公麟もまた考古圖五卷を著わし、「三代鼎彝之學、實始於伯時」籀史といわれ、字學に精通した。

「謂彝器款識、眞科斗古文、實籀篆之本原、字義之宗祖、商周之時、器有常工、日以鼓鑄爲事、字有妙義、時方書畫未分、羊足字畫形以著名、壺卣字象形以製字、庚則槩然象物秋而垂實、癸則包佶象草萠而木(未)達」籀史引など、別に一家の見を示している。その書は佚したが、呂氏考古圖等に李氏錄として引くものはその書であろう。呂氏考古圖卷一の首に庚辛癸三鼎を掲げ、「李氏錄云、庚癸二字、與說文小異、許愼云、庚者秋時萬物庚庚有實、今庚無垂實之象、此庚字乃有之、今癸作※、具四中、而此宋字、一中三包、癸次丑而居寅之前、有紐而未引達之象」とその說を引く。籀史のいうところと字說同じ。呂氏考古圖に收藏家としてみえる蘇頌子容は、徐鍇の繫傳に後記をしている說文家であり、金文學草創の時期に當つて、初出の資料解讀に、當時の說文學の寄與するところは極めて大きかつたと思われる。しかし彝銘の文字は、說文所收の古籀よりなお古い時期のものであり、「形制文字、且非世所能知」呂序とされ、その解讀は至難の業であつた。李・楊・劉をはじめ、考古・博古・嘯堂・復齋等に收める釋文は、當時の文字學の情況よりいえば、なおすぐれた成果であつたとすべきであろう。

洪适の隷釋は、乾道三年一一六七年その初編を刊行、淳熙三年一一七六年改修本が成り、自序を付している。序に「本朝歐陽公趙明誠、好藏金石、刻漢隷之著錄者、歐陽氏七十五卷、趙氏多歐陽九十三卷、而闕其六、自中原厄於兵、南北壞斷、遺刻耗矣、予三十年訪求、尙闕趙錄四之一、而近歲新出者、亦三十餘、趙葢未見也」とあり、漢碑以下の碑刻を收める。碑刻の筆畫をそのまま存して刻するもので、異構の字が極めて多い。またその自序に「其文或險而難解、澁而太磐者、譬之紀甗郜鼎、皆三代僅存

之器、其剝缺不成章、與魏初之文數篇、附于後、如斷圭殘璧、亦可寶、自劉熹賈逵已下、字畫不足取者、皆不著」というによれば、もと金文を附載する考えであつたらしく、これによつて篆隷の字形の推移を考えようとしたのであろう。婁機の漢隷字原は編韻の書であるが、洪适の弟洪邁がその書に序して、适に集韻の志があつたことを述べている。

古文篆籀の編韻のことは、さきに郭忠恕が古文を編した汗簡があり、また夏竦の古文四聲譜がある。鐘鼎の文字を集韻することも、款識の學が進むにつれて行なわれ、宋志に王楚の鐘鼎篆韻、讀書志卷七に薛尙功の廣鐘鼎篆韻、及び楊鈎の增多本五卷焦氏經籍志が作られた。趙九成の考古圖釋文も韻別集字して、考釋を加えたものである。篆文には潘昌年の集篆韻鶴山集があり、のち張有が復古編大觀四年、一一一〇自序を著わして精工な篆法を示した。また編韻の書である。

紹興・淳熙の際は、南宋の學術がその精華を發した時期とみられ、陸游・朱熹や洪适・洪邁兄弟等が、宋初の精神を繼承發展させた。鄭樵の通志、李燾の資治通鑑長編などもその風潮を背景とするものであるが、鄭樵の通志二十略中には金石・文字に關するものがあり、一時の結束をなしている。

鄭樵の通志略は「夫學術超詣、本乎心識、臣之二十略、皆臣自有所得」總序と自負するもので、その包括的な體系とともに、南宋の學術を代表する。金石略はその序に「方册者、古人之言語、款識者、古人之面貌、今之方册所傳者、已經數千萬傳之後、其去親承之道遠矣、惟有金石、所以垂不朽」と金石の同時性を强調し、「三代而上、惟勒鼎彝、秦人始大其制而用石鼓、始皇欲詳其文、而用豐碑、自秦迄今、惟用石刻、散佚無紀、可爲太息、故作金石略」という。歷代金石のうち、はじめに上代の模刻として比干銅盤・孔子書季札墓等をあげ、古代刀幣の類を錢譜より採り、以下に三代の彝器三七七器、秦刻以下歷代の碑刻の名を列して造像記の類に及ぶ。唐刻のものは筆者別に掲げ、唐玄度・李庚・李陽冰・王遹の篆書、諸家の八分書諸碑をあげている。年紀・撰書者・書體・所在をいうこと趙氏金石錄の例に同じ。その書は器目碑名を敍列するにとどまり、金文は多く博古より採錄するという。鄭樵の彝器に對する理解は、總序中の器服略にみえる。

祭器者、古人飮食之器也、今之祭器、出於禮圖、徒務說義、不思適用、形制既乖、豈便歆享、夫祭器尙象者、古之道也、器之大者、莫如罍、故取諸雲山、其次莫如尊、故取諸牛象、其次莫如彝、故取諸雞鳳、最小者、莫如爵、故取諸雀、其制皆象其形、鑿項及背、以出內酒、惟劉杳能知此義、故引魯郡地中所得、齊子尾道女器、有犧尊、及齊景公冢中所得牛尊象尊、以爲證、其義甚明、世莫能用、故作器服略

また器服略の首に「尊彝爵觶之制」を詳論するが、要旨は總序と異なるところなく、說義の言が多い。靖康一一二六年のとき祕府の古器はみな北方に遷され、紹興六年一一三六年民間御府の銅器二百萬斤を銷毀するなどのことがあつて、鄭氏は古器を目驗する機會を多くえなかつたのではないかと思う。圖釋の書においても、藝文略第二禮圖中に、博古圖のみを列する。ただ文字については、小學に三蒼以下卅三部、文字に說文以下五十八部、古文に古文官書以下十四部を列し、法書七十一部中にも古今篆隷に關するもの多く、鄭氏の六書略は、これらの資料の上にその體系が試みられたものであろう。

鄭氏の文字學は、說文の外に別に一體系を創出したものであるが、そのため四庫提要卷五〇には

「至於六書七音、乃小學之支流、非史家之本義、矜奇炫博、泛濫及之、此於例爲無所取矣」というきびしい批判を加え、文字學の正統からも除外されている。しかし文字學の方法は必らずしも一でなく、むしろ時代の進運に伴なつて新しい方法があるべきであろう。起一終亥、部首相牽聯し、循環して一の體系をなす說文學は、漢代の陰陽五行的な世界觀の文字學的表現として、その歷史的な意味をもつ。鄭氏がその方法を棄て、六書を經とし、事類を緯とし、母子偏旁によつてすべての文字を說こうとしたのは、理一分殊を說く當時の世界觀の文字學的な表現として、積極的な意味をもつものであったとしなければならない。かつ當時すでに音圖などが行なわれていた音韻學の方法を、その文字學に導入したことも、文字學の領域を廣めるものであつた。ただその字說は、資料による立說が殆んどなく、金文と文字學との結合はなお果たされていない。

趙九成の考古圖釋文は、陸心源によつて續考古圖と合刻されたものであるが、籀史卷下に趙九成著呂氏考古圖釋とみえ、鐘鼎の文字を韻別に編し考釋を加えたもので、おそらく鄭氏より後の書であろう。その字說はすでに第二章にあげたが、多くの異體字について字形の源流を求める方法をとり、のちの說文古籀補などの方法に近い。

金文を多く字說に利用した研究者としては、元の戴侗をあげるべきであろう。戴侗は宋末元初の人。その六書故は、事類を經とし、文字の排次に父子系聯の法をとり、六書を緯としてこれを說くもので、鄭氏の六書略の方法に近く、書中にも多く鄭氏說を引く。そのため又異端の書とされるものであるが、自序にその方法についていう。

學莫大乎格物、格物之方、取數多者書也、天地萬物、古今萬事、皆聚於書、書之多、學者常病乎不能盡通、雖然、有文而後有辭、書雖多、總其實六書而已、六書既通、參伍以變、觸類而長、極文字之變、不能逃焉

文字を格物の方法とするものであり、鄭氏とその基調を同じうする。ただ戴氏においては、道學的傾向がかなり著しい。

六書故には多く金文を引くが、戴氏の鐘鼎文に對する信頼は、必らずしも十分なものではない。卷首に六書通釋の一篇を載せ、この書における方法について論じているが、鐘鼎文に對して「凡字有从多而省者、趨於巧便也、从省而多者、趨於巧繆也、鐘鼎之文多巧、符璽之文多繆、鐘鼎之文、予所取證不少、然不盡信者、以其人自爲巧也」という。字に異構が多いためであろう。その字釋の例二條をあげる。

昜〔篆文〕 与章切、昜明爲昜、侌暗爲侌、天地之道、侌昜而已矣、昜从日、侌从云、因象以著義、侌昜之義、居可識矣、昜〔金文〕（晉姜鼎文、說文曰、从日从一从勿、開也、一曰飛揚、一曰長也、一曰彊者衆皃、鄭漁仲曰、从旦从勿、太昜朝升、勿勿然散皃、侗按、二說皆支離牽彊）（ ）內原文雙行注 卷二

皀〔篆文〕 許良切（說文曰、皀穀之馨香也、象嘉穀在裹中、匕所以扱之、或說、皀一粒也、又讀若香、孫氏皮及切、按卿从皀、齊侯鐘・宋君夫人鼎・散季敦・伯庶父敦・郱敦・牧敦、其旁皆从皀、疑此特皀字、象形） 卷廿八

易を陽光の象とする解は、その後久しく正當とされているものであるが、金文の陽・揚の字形からみて、日は玉形、字が玉光を示すものであることは、ついにこれを闢くものがなかつた。また皀が𣪘の形であることは、金文の𣪘の字形によつて容易に確かめうることであるが、宋刻の圖釋ではすべてこれを敦とし、上下半圓形の敦と誤釋して、清末に至るまで訂されることがなかつた。金文を資料としながらも、正しい字形解釋をうることは、なお容易でなかつたのである。

この書に對しては、元の吾邱衍の學古編に「侗以鐘鼎文編此書、不知者多以爲好、以其字字皆有、不若說文與今不同者多也、形古字今、雜亂無法、鐘鼎偏旁、不能全有、却只以小篆足之、或一字兩法、人多不知此」「鐘鼎文、各有詳注、編首字源、以門類爲次第、倉頡之法、到此地爲一厄矣、先觀古人字、方知吾言之當」卷下と痛擊してやまないが、提要卷四一に「然其苦心考據、亦有不可盡泯者」と發明するところありとする。學古編の鐘鼎文に對する認識は、その字源七辯卷下に、「款識文者、諸侯之文也、古者諸侯書不同文、故形體各異、秦有小篆、始一其法」と論じ、殷周・列國文字の遞變を認めず、籀文古文についても、「籀文者、史籀取倉頡、形意配合、爲之損益、古文或同或異、加之銛利鈎殺、大篆是也、史籀所作、謂之籀文」とあり、古代文字の知識はなお十分なものではない。吾邱衍はその人淸奇、篆印の學に詳しく、その三十五舉卷上は篆刻家の奉じて玉條とするところのものであるが、必らずしも字學の正統をえたものではない。南宋の魏了翁一一七八～一二三七、錢大昕說が、李從周の字通に序して當時の小學を論じ、「是學也、往〻滯於偏旁訓故、而不知進於大學之歸、故非徇末以流於藝、則必曲學以誤其身」と字學が遊藝に赴くことを歎いているが、有明一代の文字學は、藝に遊び、心得を尙ぶ風がある。吾邱衍のごときは、その傾向を闢いた人といえよう。殊に心學の盛行する明代に及んでは、「尤精字學」明史文苑傳・「字學最精」焦竑筆乘卷四といわれる趙撝謙も、その六書本義の自序に「至樸未散、六書之理、已悉具於沖漠無朕之中」というように、義理精微を文字學の本領としている。

明代には字原・六書の書が續出し、楊桓の六書統二十卷、魏校の六書精蘊六卷はその代表的なものとされているが、その學は、「一文一字之間、卽至道寓焉」楊氏自序・「文者非他也、心之書也、所以體天地萬物之撰也、古文先得我心之所同然耳、心之所同然者、何也、天然而然、心學而明也、貫若一矣」魏校自序という語からも知られるように、すべてその心得を以て道術に傅會するものである。殊に趙宧光一五五九～一六二五の說文長箋百四卷は異端好奇、朱彝尊の靜志居詩話卷一九に「自解人觀之、未有不齒冷也」と評し、顧炎武の日知錄卷廿一に「其大刺繆者十餘條」をあげて、明代學術の疎漏を攻めている。

元・明には金石を以て名づける書は甚だ多いが、概ね石刻帖箋の類で、三代の彝器銘文に及ぶものは殆んどない。元の陸友仁は、篆隷を善くし賞鑒に精しとされる人で、研北雜志二卷を著わし、ときに古器の考證を試み、李伯時古器圖佚に載せる太康墓出土の玉器・先秦貨布・翟公巽の仿器・集古款識などについての記述がある。

集古款識四卷、得於太常典簿鮮于伯機家、其文章字畫、奧雅難讀、而後人不知、因爲之釋、故人張仲德善篆、得鐘鼎遺意、嘗按文讀之、無有凝滯、今亡矣、仲德文藝、不復見之卷下

當時なお、篆學を以て鐘鼎の文を讀むものがあつたのであろう。

楊愼の金石古文十四卷は、當時收藏の富を以て稱せられた朱存理・文徵明等の資料をも收錄し、歐趙洪鄭の外に出るといわれたものであるが、金文においては齊侯鐘・齊侯鎛鐘・姜鼎・毛伯敦・韓城鼎・周郊鼎等を收めるのみで新得なく、曹昭の格古要論を增補した王佐の新增格古要論の金石遺文にも、唐人の文・宋代諸家の序跋を錄するにすぎない。また古銅論に辨僞に關する數條の文を掲げているが、これも宋の趙希鵠の洞天淸祿を抄寫したもので、古人を踏襲して書を成すものである。その他明人の金石の書は、李遇孫の金石書錄に列するもの四十餘家に及ぶも、金文に關してはみるべきものがない。明人が考據に疎にして僞託途說を好んだことは、一代の風潮というべきものがあり、金文と文字學との結合は、說文學の復興した清の乾嘉期以後の學術に俟たなければならない。

三、乾嘉期の金文學

清朝學術の先聲は、顧炎武の史學と音學とに發している。その音學は詩・易の古音を明らかにすることを究極の目的とし、唐韻より遡つて古韻の復原を試みようとするもので、「從是而進之五經三代之書、而知秦漢以下、至齊梁歷代遷流之失、而三百五篇之詩、可絃而歌之矣、所謂一變而至道也」答李子德書、亭林文集卷四というにあり、その史學とともに、實證と致用を旨とするものであつた。金石に關するものに求古錄・金石文字記・石經考等があり、何れも考證の言が多く、明代の翫好・浮夸の風

を一洗したといつてよい。その指標とするところの史學と小學とは、清代の學術に一の基調を與えるものであつた。ただ顧氏の小學は音學を主とし、起一終亥の説文原本をも見るをえず、また金文に言及すところも多くない。日知錄卷廿一に古器彝銘に關する數條がある。宋公䜌鼎は金石錄卷一一に「元祐間、得於南都、藏祕閣、底蓋皆有銘、按史記世家、宋公無名䜌者、莫知其爲何人也」とするものであるが、顧氏はこれを景公頭曼前五一六～四五七の器としていう。

按史記世家、宋公無名䜌者、莫知其爲何人、今考左傳、宋元公之太子欒、嗣位爲景公、漢書古今人表、有宋景公兜欒、而史記宋世家、元公卒、子景公頭曼立、是兜欒之音、譌爲頭曼、而宋公䜌、卽景公也

宋公䜌の器は、のち壽縣より金象嵌銘のある戈が出土し、また宋公得戈も同出する。宋公得は昭公得前四五二～四〇五で、景公の沒後、太子の位を奪うた人である。また金石文字記に、楚鐘銘（楚王酓章鐘）の紀年についての考説がある。

趙明誠金石錄、有楚鐘銘曰、惟王五十六祀、考楚惟惠王在位五十七年、而論之曰、方是時王室衰弱、六國爭雄、楚尤强大、遂不用周之正朔、嗚呼、可謂僭矣、楚之僭在王、而不在乎自紀其元也、春秋書隱公元年、豈亦不用周之正朔者乎

漢時諸侯王、得自稱元年、漢書諸侯王表、楚王戊二十一年、孝景三年、楚王延壽三十二年、地節元年之類、是也、淮南子天文訓曰、淮南元年冬者、淮南王安始立之年也、注者不解、乃曰、淮南王作書之元年、又曰、淮南王僭號、此殆未讀史記漢書者矣

卷五 通論篇 一〇九～一一〇

なお漢時の諸侯もその紀年を稱する例として、平陽懿侯曹參元年・靖侯窋元年・簡侯奇元年・侯建德十三年などの例をあげ、「呂氏考古圖、周陽侯甗鍑銘曰、侯治國五年五月、呂大臨曰、侯治國五年者、自以侯受侯嗣位之年數也」と金文の例を以て證としている。また文選魏都賦注にみえる魏四年銘の鐘も、曹操が魏公と稱する四年であるという。楚の紀年を證するに漢魏の例をあげて考據甚だ詳博、その學問的方法の一端を知りうる。自序に「余自少時、卽好訪求古人金石之文、而猶不甚解、及讀歐陽公集古錄、乃知其事、多與史書相證明、可以闡幽表微、補闕正誤」という史學の立場が、その金文學にも一貫しているが、金文の考釋そのものには、なお十分な成果をえていないようである。文字記に鼎銘の一條があり、當時傳世の器として知られた焦山鼎の釋文がある。

鼎銘　今在丹徒縣焦山寺中、銘九十三字、皆古文、蝕一字、外爲雲雷之形、其文曰、維九月既望甲戌、王各古格字于周、丙子、烝于圖室、司徒南中古仲字、右古佑字世惠斂〔入門〕、立古位字中廷、王呼史端册令古命字、世惠曰、宣治佐王、頗側弗作、錫女古汝字玄衣東帶戈琱戟縞韠彤矢鋚勒鑾旂、世惠敢對揚天子不古丕字顯敬休、用作尊鼎、用享于□列考用周簋、壽萬年、子孫寶周〔用〕、朱彝尊曰、鼎銘其人莫考、曰王格于周、曰司徒南仲、殆周時器也、其曰立中廷、按毛伯敦銘文、亦有之、薛尚功釋爲立、而周禮小宗伯、掌建邦之神位、註故書作立、鄭司農云、立讀爲位、古者立位同字、古文春秋經、公卽位爲公卽立、則是銘曰立、亦當讀位也卷一

この鼎はいま無叀鼎金文通釋卷三、三四八頁と稱するもので、今釋と比較してかなり異同多く、當時の考釋の状態を知りうる。鼎は明の世宗の顯臣嚴崇が他より强取してこれを藏したが、のち失墜してその器は焦山寺に入り、當時著名の古器であつた。それで朱彝尊をはじめ、朱筠・翁方綱・莊述祖・顧廣圻・陶方琦ら説文學に精しい諸家が、みな考釋を試みている。この鼎の考釋史は、清代金文學の展開を示すともみられるもので、その意味を以て顧氏の釋文を錄するのである。

他にも岣嶁碑に對して「字奇而不合法、語奇而不合倫、韻奇而不合古、可斷其爲僞作而無疑也」とし、また石鼓については、楊愼が宣王期とするのに對して、「今觀説文所載籀文、與今石鼓文不同、石鼓乃類小篆、余獨以其辭不足儕于二雅、而疑之」とそれより時期の下るものとするなど、何れも小學の立場からの立説である。當時傳世の器なお少く、新器の出土もなく、顧氏の金文の知見は極めて限られたものであつたが、それぞれの問題について、すでに的確な考説が試みられている。

いわゆる焦山鼎については、顧氏より先に朱彝尊一六二九～一七〇三にも跋記曝書亭集卷四六があり、釋文を加えず、「鼎銘詞曰、惠敢對揚天子丕顯敷休、其人莫考、曰王格于周、曰司徒南仲、殆周初器也」という。顧氏の引く文に「殆周時器也」に作るが、器は西周後期のものである。

朱彝尊も清初の碩學で、經義考三百卷のほか著書甚だ多く、曝書亭集卷四六に彝銘に關する數條の文章がある。その銘釋は概ね山陽の張弨字は力臣の釋するところで、祖丁爵銘跋に「昔歐陽子撰集古錄、藉劉仲原父・楊南仲諸子釋文、自力臣沒後、雖有奇字、爲余釋其文者寡矣」としるしている。彝銘のみるべきものとしては周司成頌寶尊壺銘跋があり、頌壺をいう。

周司成頌寶尊壺、注以酒容一斛、項腹均有銘、按其文一百五十字、可辨識者、維三年五月既死魄甲戌、王在周康邵宮、旦王格太室卽位、宰弘右頌入門、立中庭、尹氏受王命書、王呼史虢□、册

卷五 通論篇 一一一～一一二

命頌曰、頌、命汝官司成、賜汝玄衣黹帶赤芾朱黄鑾旂鋚勒、用事、頌拜稽首、敢對揚天子丕顯□休、用作朕皇考龔叔寶尊壺、用追孝、蘄吉康、頌其萬年眉壽、□臣天子令終、子〻孫〻寶用、此其大略也

攷周轍未東、王宮名著于載紀者、不聞有康邵宮、惟郙敦載呂大臨考古圖、有王在周邵宮之文、薛尚功釋邵作昭、蓋惑于竹書紀年、穆天子傳、西王母來賓昭宮之故、呂氏定作邵、今斯銘文甚顯、其爲邵無疑、椒擧曰、康有酆宮之朝、冠以康者、或康王所築、未可定爾、太室者明堂中央之室、書言王入太室、祼、是已、司成分職、不載于周官、戴記文王世子篇、大司成論説在東序、侍坐者、遠近間三席、北海鄭氏以爲、卽周宮司徒之屬師氏、而新安王氏駮其非謂、世子國子之德業、大司樂教之使成、故名、蓋大司樂也、二説均可通、要之周官有是名矣、銘稱皇考龔叔、郙敦稱皇考龔伯、二器疑出于同時、尊壺今藏錢唐王太僕益朋家、識者比于郜之大鼎、燕之重器

朱氏はかつて宋拓の王氏鐘鼎款識を得てこれを愛玩し、宋刻諸器の知識に深く、この跋にもその爲學の法をみることができる。釋文は節略甚だ多く、司成を職名と解するも、その部分の原辭は「令女官嗣成周賓廿家、監嗣新造賓、用宮御」、つづいて「易女玄衣黹屯赤芾朱黄」とあり、成周は周の東都である。

清代の考據の學を開いた顧・朱二家が、いずれも彝銘に注意し、その考釋を試みていることは、金文研究の新しい方向を示唆するものであつたが、その成果が一の學的領域として結實するのは、阮元の積古齋鐘鼎彝器款識があらわれるのを待たなければならない。乾隆期に入つて、內府收藏の諸器が

西清古鑑に著錄され、古器の知見も漸く多く、また顧氏の音學が說文學の興起を促がし、古代文字學の用意が次第に整えられるに至つた。民間の蒐藏・拓本も多きを加え、阮氏款識に收錄するものは、宋刻と乾隆欽頒の內府諸器を除いて、他は悉く阮氏はじめ諸家收藏のものである。

古音の學は宋の吳棫、明の陳第らによつて古韻を主とする歸納的な研究が進められていたが、顧氏の音學五書に至つて音韻學的な方法が確立され、江永・戴震・段玉裁など、乾嘉期に入つてその學は精微を極めた。特に段氏の十七部音韵表は、說文學による聲韻の體系化を企圖したもので、說文學に新しい生面を開いた。ただ段氏の說文研究は、「以經解經」という經學の原則を說文に適用し、說文自身の體系を追究するに嚴重で、說文以外の文字資料を拒否する傾向が強く、段氏の說文解字注には金文資料を殆んど用いていない。蘄字條一下に「古鐘鼎款識、多借爲祈字」、鋚字條一四上「古金石文字、作攸勒、或作鋚勒」等の數條があるのみである。しかし段氏が、款識の學に關心をもたなかつたわけではなく、たとえば經韻樓集には、薛氏款識を論じた次のような一條がある。

許叔重之爲說文解字也、以小篆爲主、而以其所知之古文大篆附見、當許氏時、孔壁中書禮、未得立於學官、鼎彝之出於世者亦少、許氏所見有限、偶載一二、亦其愼也

許氏以後、三代器銘之見者、日益多、學者摩挲研究、可以通古六書之條理、爲六經輔翼、毛詩言鞗革者四、傳曰、鞗轡首飾也、革轡首也、鞗字不見於說文解字、說文解字曰、鋚一曰轡首銅也、攷博古圖周宰辟父敦銘三、皆有攸革字、薛氏此書周伯姬鼎、有攸勒字、寅簋有鋚勒字、岐陽石鼓有鋚勒字、外此焦山古鼎亦有攸勒字、合而觀之、知鋚省作攸、假借爲鋚字、勒省作革、以鋚飾勒、

猶唐宋人所云金勒、故蓼蕭毛傳曰、鋚轡首飾也、勒轡首也、沖沖垂飾皃、不知何時施革於攸下、改爲鞗字、而於毛傳鋚轡首飾也、刪去首飾二字、使詩義晦於千古、非三代銘詞屢見、安所攷證哉

薛尙功歷代鐘鼎彝器款識法帖二十卷寫本書後

周祖謨氏の問學集下冊に、段注の失の一として金文資料の輕視をあげているが、右によると段注に金文を用いないのは、許氏の體例を護るためであつたとすべきであろう。乾嘉の諸人には、說文・金文を併せ修めるもの多く、錢大昕・翁方綱・錢坫らの諸家をはじめ、兩者にわたる著作をもつ人が多い。錢大昕一七二八～一八〇四には說文答問一卷・潛研堂金石跋尾廿卷があり、その弟昭の說文統釋六十卷はいま首卷のみ刊本を存するが、尨然たる大箸であつたと思われる。翁方綱一七三三～一八一八には焦山鼎銘考の專釋があり、他に金石の書が多い。錢坫一七四四～一八〇六は說文斠詮の著を以て知られる人で、また十六長樂堂古器款識嘉慶元、一七九六年刊の編著がある。この書は民間藏器の圖釋として、清朝金文學の嚆矢をなす著錄であり、これより後、阮氏の積古をはじめ款識の學が大いに興る機運をなした。尤もこれよりさき、西清古鑑など內府諸器の著錄編修もなされていたが、欽頒のことも廣く行なわれず、一般には多く知られていなかつたようである。

清朝は國初以來、異族統治の方法として相ついで大規模な編纂事業を興し、學者の耳目を封ずる政策をとつた。康熙のとき、明史三百三十六卷・大清會典百八十卷・佩文韻府四百四十三卷・全唐詩九百卷・淵鑑類函四百五十三卷・駢字類編二百四十卷、その他春秋・易・詩・書・子史類の彙纂などが引きつづき行なわれ、雍正のとき古今圖書集成一萬卷が編纂された。乾隆期には大清一統志・皇朝文獻通考等地志典制に關するもの多く、その末年には四庫全書十七萬二千六百二十六卷・總目提要二百卷を編して、天下の圖書を網羅する大事業が遂行されている。徐乾學の通志堂經解、阮元の皇清經解なども、民間の事業としては未曾有のものであつた。そのうち金文學に關するものとしては、雍正四年一七二六年の古今圖書集成、乾隆十四年一七四九年の欽定西清古鑑及びその續修書をあげることができよう。

古今圖書集成は雍正四年にその撰修を終え、內府銅斠活字本として印行された。曆象・方輿・明倫・博物・理學・經濟の六編をさらに三十二典に分ち、子目六千百九部、その經濟考工典に尊彝部を收め、彙攷に經籍と傳注、三禮圖・博古圖・古器評、また著名な前人の詩賦類と、董逌・程大昌・胡翰・元の熊朋來の跋記類、紀事に左傳・新序以下、歷代の群籍中より關係記事を捜集し、雜錄には札記隨筆の類に及ぶ。次に卣・壺・盉・爵・斝・觶・觚・角・觥・鼎・鬲・甗・簠・盤・匜・敦・盂より雜器に至るまで各部を設け、みな同樣の編成である。收めるところはみな宋刻より採り、圖象は書き改めて銅版に付してある。特に新しい研究を加えたところなく、資料の彙集にとどまる。款識のことには及んでいない。

ついで彝器の專書として、乾隆十四年、西清古鑑の編修が行なわれた。その首に上諭の文を載せる。

邃古法物、流傳有自者、惟尊彝鼎鼐、歷世恒遠、良以質堅而體厚、不爲燥溼所移、剝蝕所損、淵然之光、穆乎可見三代以上規模氣象、故嗜古之士、亟有取焉、宣和博古一圖、攟在藝苑、繼之者、

有呂氏考古圖、而外此紀載寂寥、豈非力能致之、而弗能聚、所見隘而無足紀歟、我朝家法、不事玩好、民間鑒賞、槩弗之禁、而殿廷陳列、與夫內府儲藏者、未嘗不富、朕於幾務晏間、間加題品、夷考舊圖、多所未載、因思古器、顯晦有時、及今不爲之表章、載之簡牘、考索者、其奚取徵焉、爰命尙書梁詩正・蔣溥・汪由敦、率同內廷翰林、倣博古圖遺式、精繪形模、備摹款識、爲西清古鑑一編、以遊藝之餘功、寄鑒古之遠思、亦足稱昇平雅尙云、特諭

遊藝の餘功にして昇平の雅尙とするのがこの編の意圖するところであり、宋刻諸書が大禮の禮器の範式にするのと、大いに異なる。その編修は二年にして成り、乾隆二十年に內府刊本あり、光緒の銅版影印本を以て行なわれる。銅版原本はわが國で付印されたものである。所收の彝器一四三六器、圖・銘ともに原寸でなく、僞器は三・四割に達する。清興つて百年の間に內府殿廷に收藏されたものであるが、僞器を以て進獻するものが多かつたのであろう。周文王鼎卷二と稱するもの四器、周伯龢父三器卷八あり、何れも博古圖による仿作とみられ、みな疑うべきである。銘文のみるべきものには、周己伯鼎一（大鼎）卷二・周史頌鼎卷三・周賜貝鼎三器（鄭父方鼎）卷三・周丁巳鼎（庚嬴鼎）卷三・周邢侯尊（麥尊）卷八・周內事尊（小子生尊）卷八・周貉子卣一・二卷一五・周靜卣卷一五・周丁卯敦（晉𣪘）卷一七・周靜敦（靜𣪘）卷二七・周史頌敦（史頌𣪘）卷二七・追敦（追𣪘）卷二七・周般敦（啓賓𣪘）卷二七・周魯士敦（魯士商叡𣪘）卷二八・周鑄公簠卷二九・周餗簠（齊陳曼簠）卷二九・周邢侯盉（麥盉）卷三一・周陳伯匜（陳白元匜）卷三二・周寶鐘（宗周鐘）卷三六等があり、その器はいまも多く故宮臺北等に現存する。卷末に編修官らの跋があり、列名末に于敏中の名がみえる。僞器のみならず僞銘も多く、

周伯鰥尊卷八・周伯鰥匜卷三二器蓋の銘は、いずれも博古圖師毀敦一六・二七による僞銘、また周仲尊卷九は伯克壺（薛氏一一・四高克尊）の文によるもので、いずれも甚だしく節略して文意を成さず、宋刻の書を検すれば容易にその僞銘たることを知りうるものであるが、西清にはそのことに言及していない。その書が淺陋と評される所以である。

また同じく高宗のとき、寧壽鑑古十六卷を勅撰、彝器六百を收める。書の體制は西清と同じ。銘文をもつもの少く、周文王鼎の類がなお多く錄されている。銘文のみるべきものは、兗彝卷三・周乎卣卷七・召叔山父簠卷一一など寥々數器にすぎず、考釋にも殆んどとるべきものがない。當時翰林の諸學士に、彝器款識の學を善くするものがなかつたのであろう。その學は說文學の興起とともに、明確な學的意識をもつ研究者の間から生まれる。錢坫の十六長樂堂古器款識考、阮元の積古齋鐘鼎彝器款識がそれである。

錢坫一七四一～一八〇六字は獻之、十蘭と號した。江蘇嘉定の人。副貢生を以て關中に遊び、畢沅の幕中に客となり、のち武功知縣となる。關中にあつて古器を得るごとに考證を加え、四十九器を收めて十六長樂堂古器款識考四卷を作り、嘉慶元年一七九六年に刊行した。清人圖釋の最初の書である。器の圖像を掲げ、建初尺を以てその尺寸をしるし、彝銘の考釋を加えている。その序に宋刻に對する不滿を述べ、自ら標榜するところをしるしていう。

彝鼎之書、起於宋宣和、當時如楊南仲、劉原父諸賢、卓卓力破空談、稍知習許叔重書、略能分別篆籀、故言款識者、皆宗之、今博古集古及薛尙功法帖、諸編俱在、咸爲後來之俎豆、惟見聞既淺、肆攷多誤、僅隨偏執、終不得眞、夫三代之制、詳於諸經、兩漢之制、詳於三史、倘不本諸經三史、而欲鄉壁虛造、不可知之言、以誣古欺人、斯爲盭矣

乾隆癸卯四十八年、一七八三以後、宦游秦甸、至今十餘歲矣、間得商周秦漢器物、必緬其故事故言、使合於魏顆孔悝之典、時大府鎭洋畢公、得周留鼎、銘五百餘字、余爲之釋解、因以入之歌咏、茲索居已久、年過無聞、衰顏荏苒將至、念諸器物中、有足證文字之原流者、有足辨經史之譌舛者、皆有裨於學識、因裒其稍異見所臧弆者、剳爲一編、鼎彝簠爵尊匜、隨手記之、不復次第、至於泉刀小品、有可發明史書者載入、否者不載、魏晉至唐時者、並附焉

成書の目的は、文字の原流を證し、經史の譌舛を正すにあり、考釋にもその用意がみられる。楊樹達の讀十六長樂堂古器款識考積微居小學述林卷七に、宋刻以來敦と釋する字は簋にして、敦と簋とは器制異なることを明らかにし、銅虎符の制は漢書文帝紀にみえ、古くは玉を用いるとする說を是とし、また失釋の例數條をあげている。收錄中、器銘のみるべきものに父丁角（宰椃角）・大祝鼎（大祝禽鼎）・疐鼎以上卷一、周癸子彝（格伯𣪘）・周祖罕彝（禽𣪘）・周貞簋（[illegible]𣪘）・周疐卣・尊以上卷二、周疐甗卷三などがあり、みな優品である。その考釋例として、宰椃角の一條を錄する。

右父丁角、高九寸五分、身高六寸、足高四寸八分、口左右徑三寸五分、前後徑六寸八分、有蓋、高二寸、竝鋬饕獸面、山罍花紋、身內銘三十字、曰、庚申、王在東間（闌）、王格、宰樹（椃）從、錫貝五朋、用作父丁尊彝、十（在）六月、惟王乙（廿）祀角（翌）又五、蓋內銘三字、曰、庚丙（庚象形）册、其稱年爲祀、而名父丁、知爲商器也、其格字用各、樹字從木、旁虎雖之形

當時甲骨はなお知られず、殷器の銘あるものも甚だ乏しく、銘末に大事紀年の形式で年紀をしるすことも知られていなかつた。しかしこれを商器と斷定している根據は正しい。また大祝禽鼎と禽𣪘とを同じ作器者の器とするのも正しいが、禽字を誤釋して罕とし、周公・伯禽の關係を導きえず、ただ「常是東遷以前物」というにとどまり、器の時代觀を樹立しえなかつたのは惜しまれる。禽の字形が必らずしも說文一四下と同じでないためであろうが、卜文は字を明らかに畢形に作る。錢氏は自序に「寧知古人亦不如後人耶」と稱したが、彝銘の學は、むしろその後に著しい展開を示すのである。なお自序にいう留鼎の釋は、のち積古卷四・金石粹編卷二に收められている。留鼎はのち兵火に燬滅し、その拓は未剔一、已剔二を存するに過ぎず、周存に和詩四篇ありというもその詩を錄しない。錢氏の原刻は希覯、孫詒讓・吳大澂もなお徵引せず、民國廿二年の坊刻本あるも譌謬多しという。楊樹達の跋記は、その坊覆刻本によつている。

乾嘉期の金文學は、阮元の積古齋鐘鼎彝器款識によつて代表される。それはこの期における金文資料の總集であり、また考釋の集成であり、阮元の編著というよりも、當時の金文學の總力を結集して成るものであつた。阮氏が編纂した皇淸經解が、乾嘉期の經學の總集であつたのと似ている。款識の學としては、空前の內容をもつものであつた。

阮元一七六四～一八四九は江蘇儀徵の人。字は伯元、蕓臺と號した。乾隆五十四年の進士。翰林學士より太子大傅となり、顯官を以て學術の興隆に努め、經解の他に經籍籑詁・十三經注疏校勘記、また孟子七經考文及び補遺の覆刻など、大部の編著覆印を遂行し、この期の學術の中心であつた。積古の編

纂に當つても、多數の學者の協力をえており、自序にもそのことをしるしている。

鐘鼎彝器、三代之所寶貴、故分器賵器、皆以是爲先、直與土地並重、且或以爲重賂、其造作之精、文字之古、非後人所能及、古器銘字多者、或至數百字、縱不抵尙書百篇、而有過于汲冢者遠甚、漢代以得鼎爲祥、因之改元、因之立祀、六朝唐人不多見、學者不甚重之、迨北宋後、古器始多出、復爲世重、勒爲成書、南宋元明以來、流傳不少、至我朝西淸古鑑、美備極矣、且海內好古之士、學識之精、能辨古器、有遠過于張敞鄭衆者、而古器之出于土田榛莽間者、亦不可勝數、余心好古文奇字、每摩挲一器、搨釋一銘、俯仰之間、輒心往于數千年前、以爲此器之作、此文之鑄、尙在周公孔子未生以前、何論秦漢乎、由簡策而卷軸、其竹帛已灰燼矣、此乃巋然獨存乎、世人得西嶽一碑、定武片紙、卽珍如鴻寶、何況三代法物乎、世人得世綵書函、麻沙宋版、卽藏爲祕册、何況商周文字乎

友人之與余同好者、則有江侍御德量・朱右甫爲弼・孫觀察星衍・趙銀臺秉沖・翁比部樹培・秦太史恩復・宋學博葆醇・錢博士坫・趙晉齋魏・何夢華元錫・江鄭堂藩・張解元廷濟等、各有藏器、各有搨本、余皆聚之、與余所自藏自搨者、集爲鐘鼎款識一書、以續薛尙功之後、薛尙功所輯、共四百九十三器、余所集器、五百五十、數殆過之

夫栞字于板、本不如鑄字于金之堅且久、然自古左國史漢所言各器、宋宣和殿圖、無有存者矣、兩宋呂大防・王俅・薛尙功・王順伯諸書册、所收之器、今亦僅有存者矣、然則古器雖甚壽、顧至三四千年出土之後、轉不能久、或經兵燹之墜壞、或爲水土之沈薶、或爲儈賈之毀銷、不可保也、而

宋人圖釋各書、反能流傳不絶、且可家守一編、然則聚一時之彝器、募勒爲書、實可使一時之器、永傳不朽、卽使吉金零落無存、亦可無憾矣

平湖朱氏右甫、酷嗜古金文字、且能辨識疑文、稽考古籍國邑大夫之名、有可補經傳所未備者、偏旁篆籀之字、有可補說文所未及者、余以各搨本屬之、編定審釋之、甲子秋、訂成十卷、付之梓人、

並記其始末如此

薛氏款識の書を繼ぎ、これらの彝銘を後世に傳えようとするものである。書中に收める藏器・搨本は、自序中にみえる諸人のほか、趙謙士太常・畢沅・孔尙任・陳鱣・紀昀・程易疇・王昶・陳豫鍾・吳東發など三十數名に及び、考釋には多く吳東發侃叔・錢坫獻之の言を采り、また朱筠・孔廣森・錢大昕・周幾等の名もみえる。吳氏の釋は商周文拾遺三卷、錢氏の說は十六長樂堂鐘鼎彝器款識考二卷による。阮氏の聲望を以て、當時の資料と研究とを、悉くこの一書に網羅することをえたのであろう。尤も錄入のうち、宋刻の摹本もかなり多く、すべてが新得の器ではない。またその搨本も、雙鉤によつて摹勒して加えているものでなお失眞のところがあり、殊に流布本は漫漶が著しいという。楊守敬の跋光緒五年に「原板漫漶、蜀中重刻、已失其眞、楚中書坊、更從蜀本重雕、愈爲草率、學者病之、宜都楊君惺吾、藏有原刻初印本、豪髮無蝕、乃謀借覆之、楊君欣然、又爲監刊、遂還舊觀、渙若神明」という。阮氏の書は圖像を收めず、また僞刻がかなり多い。圖は十六長樂堂及び兩罍軒以下によつて補うべく、また款識も筠清館以下に存するものがあり、器のいま存するものも少くない。

阮氏はまた自序の後に商周銅器說上下二篇を付している。上篇にその彝器觀を述べ、「形上謂道、

形下謂器」「器者所以藏禮」「故吾謂、欲觀三代以上之道與器、九經之外、舍鐘鼎之外、曷由觀之」と論じて、古聖王精意の在るところとし、九經の輔翼とする。また下篇は歷代彝器觀の推移を論じて最も簡要をえており、款識學の學術史的な位置を確かめている。積古はその搨本手稿を朱爲弼に屬し、朱氏が編定して、嘉慶九年に後敍を加えた。阮氏の手稿との同異は、たとえば釋宋戴公戈文研經室三集卷三と積古卷八とを比較して知りうるが、散氏敦銘拓本跋研經室三集卷三などは、積古成書後のものであろう。積古の齋名は多く古器を藏する意より名づけたもので、積古齋記同上にその藏器を陳列して擧酒酬賓の娛遊をなしたことをしるしている。その器は朱右甫が整理考釋を加えること、劉原父の歐陽公に對するのと同樣であつた。

錄入の款識のうちみるべきものは、旂鼎江德量・趙謙士摹本、卷一・紀侯鐘李廓藏・楚公豪鐘舊藏摹本・楚余義鐘孫星衍藏・宗周鐘陳默齋藏(西淸著錄)・虢叔旅鐘阮氏藏・周公華鐘(邾公華鐘)紀昀藏・周公望鐘(邾公牼鐘)阮氏藏、以上卷三・大祝禽鼎阮氏藏(十六長樂堂著錄)・𨱔鼎錢獻之藏・康鼎趙太常摹本・無專鼎焦山寺藏・鬲攸從鼎趙晉齋搨本・頌鼎同上・曶鼎畢沅藏、以上卷四・邑尊(次尊)趙太常摹本(曝書亭集卷四六)・臤尊阮氏藏・頌壺舊趙之琛藏・遽伯睘彝趙晉齋搨本・然(㪤)虎彝(段)吳侃叔搨本・禽彝(段)錢獻之藏・小臣繼(靜)彝(綴遺云、趙謙士摹本・繼(靜)彝陳鱣摹本・宂(免)彝趙太常摹本・吳彝趙太常藏・縣改彝趙晉齋搨本、以上卷五・貞(𧀃)敦錢獻之藏・追敦陳秋堂搨本・師遽敦阮氏舊藏搨本・郜公敦秦恩復藏・𥼶(叀)敦張叔未藏・召伯虎敦趙太常摹本・卯敦趙晉齋搨本・頌敦陳秋堂搨本・師酉敦器蓋、阮氏藏・又趙晉齋搨本、晉齋云、此西人秦伯崖所手搨者、以上卷六、宂(免)簠阮氏藏・曾伯(霥)簠趙晉齋搨本・散氏盤揚州洪氏藏・寰盤阮氏藏・國差𦉜趙太常搨本、以上卷八等があり、西淸・十六長樂堂ののち、かなり新得の器のあることが知られる。

考釋は多く諸家の說を采り、ときに阮氏の見解を加え、禮制・名物などに乾嘉期考證學の成果を驅使している。顧炎武の考釋と對比する意味で無叀鼎の一條を錄するが、釋文は略する。

右無專鼎銘九十四字、器今在焦山、此據武庚徐雪廬熊飛手搨本摹入、按此銘自顧亭林、程穆倩以下、釋文甚多、大興翁學士方綱輯爲一書(焦山鼎銘考)、至詳且備、攷南仲有二、詩出車篇之南仲、毛傳以爲文王之屬、常武篇之南仲、毛傳以爲王命南仲于大祖、是宣王之臣也、此銘不類商器、當是宣王時臣、無專、無字當讀爲鄦、古鄦字每省邑、王命鄦專於祖廟、而南仲爲相禮、入門立中廷、呼史册命云云、可補禮文之不足、友史臣名、燔于圖室之燔、舊釋爲烝、今從吳侃叔釋作燔、周九月夏七月、非烝祭之時、字形亦不類、左傳二十四年傳云、天子有事膰焉、是執膰以祭、謂之燔也、圖室二字、無可考、竊謂卽明堂太廟也、周禮春官、天府掌祖廟之守藏、凡國之玉鎭大寶器藏焉、鄭引書顧命球圖之屬、以當之、正義引尙書帝命驗云、五府者、唐虞謂之天府、夏謂之正室、殷謂之重屋、周謂之明堂、皆祀五帝之所也、知圖室又爲周明堂之異名矣、天府以藏球圖、故又曰圖室、逌側虎方四字、侃叔所釋、甚爲明顯、惟虎字稍剝蝕、然可以意通、逌、玉篇云邐也、虎方西方也、謂邐逌反側之虎方也、王與方爲韵、錢竹汀宮詹大昕云、古器銘多用鋚勒字、惟石鼓及寅簋文、正作鋚勒、伯姬鼎則作攸勒、宰辟父敦又作攸革、薛尙功王俅諸家、並釋攸爲鋚、此文亦但作攸、葢古文之鋚勒、卽詩所云鞗革也、詩鞗革凡四見、鄭氏箋、或云轡、或云轡首、或云轡首垂、古文鞗从金、與許叔重訓轡首銅合、孔氏疏謂以鞗皮爲轡首之革、似未達古制矣、按宮詹之說、精矣

魯休猶言嘉休、舊釋作敷、割葢聲相近、借爲匄、舊釋作周旁旁形、眉壽之眉、作目上豪眉形、與戎都鼎同、舊釋作簋、今俱改正

此鼎、元于癸亥嘉慶八年、一八〇三秋北覲、回浙渡江、便至焦山覩之、鼎約高二尺許、體圓、雙耳三足、口約徑一尺七八寸、其銘在口下、直立于鼎內、非在鼎腹向上仰也、質頗純厚、黝然光澤、外有紋、絕無靑綠、元每謂、古金之至精者、其銅精不外洩、絕無靑綠、其有靑綠者、皆金錫之齊、不精堅、走洩于外、漸成剝落、其體必輕、故以靑綠爲古器重者、非眞知古器者也

銘文の解釋については、金文通釋卷三・三四八頁に述べた。圖室は近出の善夫山鼎にもみえ、廷禮册命の行なわれている場所である。また鋚勒について詩の鞗革を訂す錢氏の考證は、段玉裁の同旨の文に先だつものであろう。鼎の銅質に對する阮氏の說は、積古の自序にもみえるものであるが、考古學的な研究が進んでいる今日では、別の理解が必要である。所論になお問題があるとしても、考察の範圍も廣く、款識學の方法が次第に整えられつつあることを示している。

積古梓行の翌年一八〇五年、王昶一七二四～一八〇六の金石粹編百六十卷が編纂され、卷二・卷三に金文を收める。卷二に夏殷の器として岣嶁碑・比干銅盤銘・散氏盤銘、卷三に周器として焦山鼎・曶鼎・高克尊・卯敦・仲駒敦を錄するが、その考釋は舊說を捜集するにとどまる。散氏盤には孔廣森・吳玉搢・樊明徵・汪肇龍・江德量及び吳穎芳の釋を集めて按語を附し、殷器とする。焦山鼎の條には、釋文六家のほか王士禎の池北偶談・朱彝尊の曝書亭集・牛運震の金石圖・翁方綱の焦山鼎銘考・錢大昕潛研堂金石文跋尾・謝啓昆の焦山鼎銘攷跋乾隆三十八年等を列し、按語を加えて文王期說をとる。曶鼎

については、錢坫の考錄に訂誤を加えた畢沅の山左金石志の全文を引く。卯敦にも潛研堂金石文跋尾を錄するが、高克𢍜・仲駒敦には博古圖の文をとる。宋刻を除いて他は乾隆期諸人の考釋を集めており、當時の金文硏究をみるに足る資料である。本書には同治の續編があるが、先秦の文を收めていない。

四、道光期の金文學

積古ののち道光期にわたつて、圖釋・款識の書數種が出ている。陳經一七九二〜？の求古精舍金石圖四册は、十六長樂堂の後を承けて一家の收藏を錄し、嘉慶十八年一八一三年刻、その第一册に彝器十五器を收め、晉尺を以てその尺寸をしるす。また器形文様をいうこと甚だ詳しく、從來の著錄にまさる。その晉尺を定めるに周劍第二册の實測により、「此劍乃周時之上制、上士服之、眞可寶愛也、以桃氏爲劍文、並鄭注徵之、無不吻合、以見古人造器之精、流傳三千餘年之久、其足證明遺經若此、近儒戴氏震・程氏瑤田・金氏榜之說、有補鄭者、與鄭異者、以是劍考之、則知鄭注之確、後人皆臆說矣」と論じ、新定周尺の圖を揭げている。王復齋の尺寸はいわゆる晉尺であるが、陳氏はそれを晉前尺であるという。阮元・黃丕烈等がこの書に序を寄せている。周尺の測定に用いた雙劍のほか、銘文には特にいうべきものがない。

道光に入つて、馮雲鵬兄弟が金石索十二卷を編し、二年一八二二年に書成り、翌年梓行。卷首に欽頒周笵銅器十事を錄する。積古にも分錄するものであるが、この書には繪圖があり、器制を識りうる。雲鵬の按記に道光十二年とあるから、後添のものであろう。卷一は彝器の屬、繪圖のほか別に款識のみを錄するものもあるが、齊侯鐘・楚公鐘のように宋刻によるものを加え、またときに僞器あるを免れない。銘文のみるべきものに、無專鼎焦山寺・大師小子望鼎劉曉園藏・追敦晏海自藏（積古・陳秋堂搨本）・頌鼎銘・劉喜海藏器・紀侯鐘劉喜海藏（積古・李廓藏）等があり、多く諸家の釋を引く。出土の知るべきものはみなこれをしるし、また收得の事情をいうものもある。

父辛卣　是器與謝司馬所得父辛二爵、倶同時出於長山縣田野、惜爲農民鋤、破其腹、長山齊之於陵地也

追敦　鵬愛此敦下連方座、制度凝重、其文辭醇正、無古僻不可讀之字、在周器中、爲難得者、此與邿敦同售、彼器朱綠可觀、爲斌備卿觀察所擇、此敦內綠而外闇然、故爲鵬所得耳(器失蓋)

器影は繪圖、銘文は摹刻であるが、紀侯鐘の條に金石志を引いて器制等をいい、また「葉東卿以全形拓本見寄」とあり、その繪圖は全形拓本によるものである。當時全形拓の手法がすでに用いられていることが知られる。

この年、また李遇孫の金石學錄が成り、金石に關する歷代の記事と、學人の名を錄している。記事は圖書集成考工典𢍜彝部に錄するところと相出入し、合わせてその大槩をみることができる。宋より元明に至るまで百數十人、また淸朝の諸家は國初以來二百餘人、乾嘉の學はその數よりしても優に前代に超えるものがあるが、しかし爲學の法はなお宋代の圖釋題跋を準式とするものであつた。

道光十五年一八三五年嚴可均の全上古三代秦漢三國六朝文の編輯が成り、三代の卷十二以下に鐘鼎等の彝銘釋文を錄する。宋刻をはじめ阮刻の款識類を集め、ときに釋文の考正を試みている。拓本による錄入も少くないが、概ね既著錄中に存するもので、特に新得とすべきものはない。ただこれによつて、當時における金文資料を概觀することができる。

道光十八年、劉喜海の淸愛堂家藏鐘鼎彝器款識法帖、翌年曹奎の懷米山房吉金圖刻石、また越えて廿二年、吳榮光の筠淸館金文が刊行された。劉氏の書は家藏の商周彝器三十五器を錄し、度量と收得の事情をしるすほか、釋文考釋なし。その書は刊本極めて少く未見。劉氏にまた長安獲古編二卷があり、その沒後に梓行された。容庚氏の通考に「劉氏卒于咸豐二年、此則道光中年所刻也、剞劂未竟、遽歸道山、稿本歸于陳介祺、略無詮釋、鮑康欲爲補成、其序見于觀古閣叢稿上・廿八、後亦未果、書版爲徐某所得、遂印行、卷一商周器四十三、小大尺寸均未記、且劉氏藏器、亦不止此、可于胡琨所編長安獲古編目中、參證得之」とあり、卷二の封泥以下は補編。劉鶚鐵雲の跋識にいう。

長安獲古編、乃劉燕庭方伯所撰、一金一石、皆有識跋、金甫刻圖、而方伯沒故、僅存此稿、其原本四册、潘伯寅侍郎借來、失於澄懷園侍郎云、石亦無甚奇品、書板爲徐姓所得、遂印行、此趙益甫致魏稼生書中語也、徐姓印行後、書版遂歸福山王文敏公懿榮、自同治初年、至今未印、此京都正文齋譚篤生告予也、庚子變後、板歸於予、其標題原缺者、乞銅梁王孝禹觀察書、補刊印百部、分贈同好也、乙巳秋七月、丹徒劉鐵雲識

繪圖鮮麗、銘もよく雙鉤によつて原拓の趣を傳え、懷米と並んで出色のものとなしうる。書中銘文のみるべきものに師奎父鼎（師奎父鼎）・師湯父鼎・師器父鼎・宋公鼎・效卣・單伯鬲・王盉（豳王盉）等があり、みな從來未著錄のものである。

曹載奎の懷米山房吉金圖は、宋刻の三館古器・先秦古器等と同じく石刻の法をとるもので、商器三十、周器二十四、秦漢の器と合せて計六十、度量と釋文とを加える。容庚氏の通考に「咸豐十年、太平天國之亂、城陷石毀、故拓本流傳甚少、原石時有增補、余所藏拓本、乃道光二十一年七月、陳介祺以寄吳式芬者、取校陳氏影印本、齊侯罍無阮元跋、格伯敦無朱善旂跋、末無貝墉觀款、葉志詵跋、陳乃乾跋影印本謂、文石堂本、脫刻劉廉方、徐問蘧跋、及格伯簋後朱建卿、葉東卿兩題識、未爲盡善、蓋不知文石堂所據、乃初拓本也」とあり、文石堂本とは明治十五年、わが國の京都で梓行した飜刻本をいう。その上木は、老工大西櫻雲の刻するところ、器・銘ともに從來の著錄にみない精巧なもので、鉤摹の首とされる十六長樂堂よりも字跡ははるかにすぐれている。原刻石も精刻であつたらしく、卷首の張廷濟の序に、薛氏款識・劉氏先秦古器にまさるとする。錄入の器に殷周期の酒器など精品多く、營造の法式により尺寸を付し、銘に釋文をつけている。銘のみるべきものに商效父彝（效父殷）・魯原鐘・𨱾公鐘（邾公𨱾鐘）・伯晨鼎・虢文公鼎・齊侯罍・己伯鼎（大鼎）・追敦蓋（西淸、器、金索）・卯敦蓋（積古・趙晉齋搨本）・格伯敦等がある。諸家收藏の器に集散があり、器蓋の離合をも生じている。史㝨𣪘の跋記にいう。

己丑道光九年春、余從書林得孟姜敦蓋・史㝨敦底、器雖脗合、款識不同、定有原配、不知散落何方、庚子二十年夏、有客自都中來、知余好古、携孟姜敦底、史㝨敦蓋畀余、將兩器一轉換間、銘

文符合、皆成完璧、此非奇遇耶、書以誌喜

收錄の器は懷米山房藏器目と同じであるが、のち齊侯罍・邾公牼鐘等は兩罍軒に、追𣪘・卯𣪘等は清儀閣に入り、また魯原鐘・史宎𣪘等も諸家の間に分散して、器にもまた浮沈がある。阿片戰爭一八四〇年に次ぐ太平天國の亂一八五〇年など、道光末年は清朝の衰運著しく、筠清・從古ののち、金文は二十數年にわたる空白の時期を迎える。

吳榮光一七七三〜一八四三は歷代名人年譜などの書で知られる人であるが、道光二十二年一八四二筠清館金文五卷を刊行した。自序によると、四十餘年にわたる宦遊の間に、陝・閩・浙・黔楚の各地で手抄郵索し、のち阮元の積古齋搨本の全部を得て、積古の書と異同あるものを檢し、この書を編したという。凡例に「此書非續積古齋鐘鼎款識、亦非續金石萃編、不過紀四十六年之所得、名之曰筠清館金石錄、而卷帙浩繁、積古萃編二書、徧行海內已久、故於萃編所有、但存其目、而二書所遺者、悉錄全文」というが、石文は未刊。商器六十七、周器一百七十二、その他秦漢の器や封泥を收める。自藏の器のほか葉東卿の器が最も多く、他に陳壽卿・吳子苾・龔定盦・劉燕庭・葉夢漁・夏松如・孫星衍・王味雪など十餘家の器、また搨本を集めている。銘文のみるべきものに齊侯罍（洹子孟姜壺）阮元釋・買卣龔定盦釋、以上卷一・大師虘豆卷三・邾大宰簠・周敦（晉公盞）・周宂敦（免𣪘）阮元釋・周使夷敦（小臣守𣪘）・周畢中孫子敦（段𣪘）・周格伯敦許瀚釋・周史頌敦・周然睽敦（大𣪘）・周師寰敦龔定盦釋・周望敦以上卷三、周大蒐鼎（令鼎）・周小子射鼎・周康侯鼎・周大鼎・周韓侯白晨鼎龔定盦釋・周應公鼎二器・周寶父鼎（師奎父鼎）劉燕庭器・周歸父盤陳壽卿器、以上卷四、周虢叔鐘張廷濟器、卷五・周虢叔編鐘・

周井人殘鐘・周鐘（子璋鐘）等である。書中に若干の僞器を含む。積古・萃編の外に一大集成を試みようとしたものであるが、釋文に誤讀多く、考證も荒誕不經に涉るものがあり、のち孫詒讓の古籀拾遺に別に考訂を加えている。楊樹達の讀筠清館金文小學述林卷七にも、その得失を論ずることが詳しい。

道光の末年、徐同柏一七七五〜一八五四が從古堂款識學十六卷を編纂、三百六十五器を收める。徐氏は清儀老人張氏の外甥に當り、その所緣を以て清儀閣藏器卷三〜四・六・錢唐の夏氏睫巢藏器卷七・錢唐瞿氏清吟閣藏器卷八・九・嘉興の方氏壺雲閣藏器卷一二・濰縣の陳氏寶簠齋藏器卷一三〜一六その他諸家の器銘を錄入する。徐氏が考釋を加え、その子燕が撫錄、のち光緒卅二年に至つて手稿を石印に付した。卷末に大盂鼎・毛公鼎の二器があり、付印の際、潘文勤の大盂鼎精拓を補入している。

この書は阮氏の積古を承けて、この期の收束とすべき蒐集であり、また清儀閣・寶簠齋の藏器の富をみるに足る。阮氏もその稿本をみて跋を寄せ、「己亥道光十九年、一八三九冬、朱建卿世兄過揚州、出示徐籀莊明經此册、款識釋文、其中諸器、有未見之文、且審解精確、今都中有續鐘鼎款識之作、是册必多采擇矣」という。また何紹基・葉東卿の跋、陳介祺の書札を付している。

余於鐘鼎考釋、功夫淺薄、然每有所得、輒自矜喜、亦復有與師友印證、大約一器釋文、人殊心目、各具意識、弗尚雷同、解者自擇之耳、籀莊先生此册、時見創獲碻論、何日得相見、共討論也、道州何紹基記

考據款識家、自來多强解傅會之病、此册於釋確切、義理具足、實由經術湛深之故、子貞以創獲目之、抑淺矣、他日得讀全集、亦快事也、奉題籀莊先生大集、漢陽葉志詵

陳氏の書札は辛亥咸豐元年、一八五一六月廿三日付のもので、「得讀大箸從古堂款識學藁本、審釋精詳、徵引典墳、尤欽好學、深思精博、爲今所未有、景仰之懷、亦六七年於茲矣、伏想起居日彊、箸述日富、心馳無已、粟園先生、相聚二載、時常道及先生、玆因粟翁歸里之便、寄上敝藏吉金拓本全分、計百三四十種、敬求攷釋、如蒙賜攷、俾古人文字、得大作而益傳、祺亦以付名爲幸矣」とあり、卷十三以下四卷はその後の續作である。徐氏はときに七十七歲であつた。また卷末の毛公鼎を陳畯の家にみたのは、徐籀莊年譜によるとその沒年であり、大盂鼎の張石匏鉤本をえたのもそのころであろう。徐氏八十歲のときである。陳簠齋は毛公鼎を深く藏して人に示さず、張氏に拓十紙、また徐同柏と吳式芬二人のみに拓を示して釋を求め、咸豐二年自ら毛鼎の釋文をしるしているが、二家の釋を參照したものであろう。

書成るの後、その手稿は一時存佚も知られぬ狀態であつた。たまたまその一部をみるをえた趙之謙がその仰視千七百二十九鶴齋叢書中に八器を錄入した。趙氏の跋記に「徐籀莊明經、爲金石之學、說古文形義、擧證經史、時有心得、咸豐初、余客嘉興、於郭文止亭家、所見攷釋金石文字數十通、未成書、此本同治己巳八年、一八六九得於京師、亦隨取題識寫存者、故詞多複疊、爲器凡八、而張氏清儀閣物、居其五、庚申咸豐十年、一八六〇北清事變後、清儀閣收藏、一毀於賊、再厄於火、壽金龕所有、已久散、獨建昭一鐙、尚在侯官王氏、籀莊箸述板本、近亦不知存佚、此册幸無恙、未可任湮沒也」とあり、佚亡を恐れて虢叔旅鐘・無叀鼎・史頌𣪘・頌𣪘・史頌盤・曾伯𩰫簠等八器を付印したものである。のちその全稿が發見付印されたのは光緒丙午卅二年、一九〇六、徐氏の沒後五十餘年である。張鳴珂の跋に、

「今仁和吳君伯宛、從姚鴻史處、購得全書十六卷、係籀莊之子穀、孫茂才所手繕、而款識悉仿原文、洵瓌寶也、伯宛將付諸石印以傳、當與近出嘉魚劉氏吉金文述、竝垂不朽矣」という。卷三以下の三卷は古履仁鄉古器物銘と題しており、上中二卷は清儀閣藏器、下は諸家の器、おそらく本書の原編をなすものであろう。

錄入の諸器には大盂鼎・毛公鼎・頌氏三器をはじめ、周史懋壺卷一・周虢季氏（子組）敦卷八、瞿氏清吟閣・周虢季（子白）盤・卷一〇、陽湖徐氏・周不𡢁敦（不𡢁𣪘）卷一〇、桐城吳氏・周鄀公敦卷一一・周伯憲盉卷一一・周師趛鼎卷一二、方氏壺雲閣・周魯侯角卷一二、同上・周楚公（冢）鐘卷一三、陳氏寶簠齋・周無倪編鐘（儼兒鐘）同上・奇字編鐘（者汈鐘）同上・周厚趠鼎同上・周祀刊敦（大豐𣪘）卷一五、同上・君夫敦同上・周条敦同上・周函皇父敦同上・周陳侯敦（陳侯因𬁡𣪘）同上などがあり、新著錄のものが多い。

乾嘉期より道光期にわたる著錄・考釋は、殷周彝器の數においてはるかに宋刻の諸書を超え、また考釋も經術・文字學の研究に促がされて著しく精審の域に進んだ。資料的には、すでに金文學の體系を考えうる條件が整つてきている。しかし道光期までの金文研究は、本質的には宋代の研究方法をさらに推衍するにとどまつて、新しい學的體系に入ることはできなかつた。學術の近代化には、中國の近代化が前提となる。そしてその機運は、たしかに近づいているのである。阿片戰爭に敗れ、太平天國の亂を契機として洋務運動が起るに及んで、中國の學術の上にも新しい動向が生まれた。金文學もまた、その近代化の激動の中で、多面的な展開をたどるのである。

第四章　金文學史その四

一、圖釋の書

咸豐一八五一～六一・同治一一八六二～七四の間は、十五年にわたる太平天國の亂のため學術上の收穫に乏しいが、同治末より民國初年に及ぶ約六十年間に、金文學は空前の盛況を迎えた。いま安陽遺址の第一次發掘調査の行なわれた民國十七年一九二八年までを、款識學の成立期とする。兩宋以來、淸の乾嘉・道光を經て展開してきた款識の學は、この期の吳大澂・方濬益・孫詒讓、さらに羅振玉・王國維に至つて殆んど究極に達した。現代の彝器學・金文學は、その成果の上に近代諸科學の方法を導入して成立するものであるから、金文學の基礎はこの時期において用意されたものといつてよい。

同治十一年一八七二年、圖釋三種、考釋一種が作られた。潘祖蔭の攀古樓彝器款識・吳雲の兩罍軒彝器圖釋が梓行され、吳大澂の恒軒所見所藏吉金錄の付刻がはじめられ、孫詒讓はその古籀拾遺に自序を加えている。これより圖釋・款識の類が踵を接し、光緒二年一八七六年佛人宣教師によつて石印の法が傳えられ、またやがて寫眞版の技術が導入されて、器・銘ともにその眞を傳えるに至り、研究法の上にも革新がもたらされた。

これよりさき、内府收藏の器を錄した西淸續鑑甲編二十卷、乙編二十卷は何れも乾隆の勅撰にかかるものであるが、前者は宣統二年一九一〇年、後者は民國廿年一九三一年に至つてはじめて石印に付されたもので、それまでは久しく外間に知られることがなかつた。甲編は所收の彝器八四四器、乙編は七九八器、その數頗る多きも銘のみるべきもの少く、また僞器の多いことも、繪圖や摹勒の失眞と相俟つて、その資料的價値を著しく損している。甲編中彝銘のみるべきものは頌鼎二器卷一・寰鼎二器卷二・縣改敦・不壽敦・同彝（毁）以上卷六・師骰敦・大敦・走敦・十二年大敦以上卷一二・宋君夫人甗・吳王御士尹氏簠以上卷一三・者減鐘十一枚、子璋鐘卷一七等を數えるにすぎず、そのうちすでに流出の器もある。者減鐘は乾隆二十六年臨江出土、十二律の數に足らずとして第二器大呂を補鑄、御識を付している。

乙編所收のうちには獻侯鼎卷一・富卣卷八・魯公子癸父敦卷一二・國差𦉜卷一六などがある。僞器仿鑄の類が多く、考釋また甚だ疎略、國差𦉜について「按國氏爲齊世卿、差其名也、於經傳無考」というが、國佐のことは經傳に數見する。甲乙兩編のうち彝銘の眞とすべきものは、のち羅振玉の貞松・殷文存等に再錄している。

潘祖蔭一八三〇～一八七〇字は伯寅、編修より工部尙書に至り、彝器收藏の富を以て知られる。攀古樓藏器目にみえるもの約四百五十器、通考二五〇頁に「余所藏拓本、有在目外者、八十餘器」というから、一時五百器を超えていたのであろう。攀古樓彝器款識二册はその一部を刻したもので、所收五十器、郘鐘四器・史頌鼎・匽侯旨鼎・鄦王盉第一册、齊鎛（鈴鎛）・師遽敦蓋第二册のほか、精品が多い。

通考二六二頁に「吳大澂繪圖、王懿榮楷書、周悅讓・張之洞・王懿榮・吳大澂・胡義贊及潘氏考釋、可稱善本、惟未記尺寸大小、是其小失、厥後收藏更富、十倍于此、而吳氏服官于外、圖者無人、故若盂鼎・克鼎・王孫鐘・沇兒鐘諸器、皆希世之寶、未入此書、不免遺憾耳」という。一時の俊英がみなこの書の製作に與かつており、郘鐘・史頌鼎・鈴鎛の考釋は、諸家競爽の趣がある。潘氏はまた長文の序を付して彝器の七厄と古器愛護の要を述べ、「愼擇詳審、必不使一作僞者廁其中、以是爲無悖於考古證經之意而已」という。從前の諸書と用意の異なるところを知ることができる。

吳雲一八一一～一八八三の兩罍軒彝器圖釋十二卷は同年秋の梓行。さきに咸豐六年一八五六年、二百蘭亭齋收藏金石記四卷に彝器三九器を收めたが、のち彝器のみを取り、また增益して本書を成した。殷周の器五九、秦漢以後と合せて一一〇器を收める。自藏のほか儀徵の阮氏、嘉興の張氏、蘇州の曹氏ら東南諸家の收藏が、太平の亂後散佚したものを物色蒐集し、繪圖に實筆を用いる。自藏の器にもこの亂に燬滅を受けたものがあり、その金石記より補入するものは雙鉤のままである。書中に齊侯罍（洹子孟姜壺）の二器一、阮氏舊藏、一、曹氏舊藏があり、よつて兩罍という。各卷四・卷五の一卷をその器に充て、陳頌南の考釋を引いて補說を加え詳密を極めているが、この器銘が喪葬の禮をいうものであることはついに解しえなかつた。俞樾の序に

余讀其銘、屢言璧玉備玉、乃悟周官玉府之職、共王之服玉、服玉卽備玉也、古服備字通、趙策騎射之服、史記趙世家作騎射之備、可以爲證、鄭司農解服玉爲冠飾十二玉、殆未得乎、余從前未讀君書、故群經平議中、不克援引此器、以解服玉之義、益歎古器之可寶器也

という。備は璧を數える助數詞である。この器には綴遺・餘論・郭釋・積微居など何れも長文の考釋を試みているが、郭釋に餘論によつて短葬を求めた辭とし、積微居に至つてはじめて持服のことを王室に請う辭を錄するとする。俞說のごときは、なお經學家の說を脫するものでない。

吳大澂一八三五～一九〇二の恒軒所見所藏吉金錄二册も、この年ごろから付刻をはじめ、光緒十一年に至つて成書をえたもので、商周の彝器十五器、他に四十一器を收める。自藏の器のほか潘祖蔭及び八家の收藏を錄するが、潘氏の器は攀古樓彝器款識の圖と同じく、攀古未收の盂鼎等をこの書に加えている。何れも吳大澂の繪圖に成るもので、恒軒の序に「余弱冠喜習繪事、不能工、洎官翰林、好古吉金文字、有所見輒手摹之、或圖其形、存于篋、積久得百數十器、遂付剞劂氏」とあり、のち王懿榮の慫慂によつて家版を付印したという。尺寸・釋文なく、ただ大盂鼎のみ釋文を加える。その釋は愙齋集古錄第四册と同じ。

端方一八六一～一九一一は滿州の旗人。その陶齋吉金錄は、光緒卅四年一九〇八年の刊。銘拓に石印を用いた最初の書であるが、器影はなお繪圖による。所收の商周彝器は百四十器、建初尺により尺寸を付し、宣統元年また續錄に彝器五十五器を收める。卷首に寶雞柉禁を揭げ、「右器於光緒辛丑廿七年秋、陝西鳳翔府寶雞縣三十里鬪雞臺出土」という。一括出土器として最初の注目すべき器群であるが、出土事情になお不明のところがあり、款識圖象の異なるものを含む。他に邾公釛鐘・邾公牼鐘・楚公蒙鐘・小克鼎三器・鬲攸從鼎以上卷一、頌敦・諫敦・師寰敦・師酉敦・番生敦・彔卣以上卷二、薛侯盤卷三、秦の權量數種卷四など新出の器をも含み、はじめてその眞蹟を示した。自序に「余蚤歲官京朝、

簿領之暇、輒事捜討、稍〻有得、繼之官秦中古帝王之都、多重寶奇器、往〻朝出墟聾、夕登几席、西北土燥、故字蹟花紋、完整者多、摩挲㬪昏、心賞殊愜、洎移節鄂湘、東下三吳、或新發於土、或得之舊家、物聚所好、時復增益」とあり、宦遊の間に蒐集に力めたものである。續錄に虢叔旅鐘・沇兒鐘・克鐘・中師父鼎・大克鼎巻一、歸父盤巻二、また補錄に王孫遺者鐘・宋の仿製壺・秦檜豆などがある。ときに若干の僞器僞銘あるを免れない。通考二六三頁に「續錄自序云、釋文四卷、別自爲書、期於詮故文、昭舊迹、其書不傳」という。

石印の法がすでに行なわれ、字蹟を銘拓のまま錄入しうるようになつたが、やがて器形・文樣をも拓して収めることが試みられた。器の全形拓は、立體感と遠近法を活かす特殊な技術を必要とする。その法によるものは、日照の丁麟年芾臣の移林館吉金圖識を初出とし、ついで夢坡室・澂秋館等がある。移林館吉金圖識は序跋刊記なく、未完のまま行なわれており、通考二六三頁に「此書以全形拓本石印、甫得三十葉、其印本忽遭火災、而丁氏復出官同州、不潰于成、余曾見一册于上虞羅氏、著錄克鼎、公中考父匜按此僞器 等三十器、于標題器名之下、記圖小于器十分之幾、款識所在、某氏舊藏、款識之後、偶引阮元・吳式芬・李佐賢・陳介祺・丁惟禔・吳大澂・許瀚之說、竝自辨公中考父匜之非僞、此書雖未成、以全形拓本石印、前所未有也、其藏器見于日照丁氏藏器目者、凡六十器」という。子鼎下に「圖小于器十分之四、款識器中、利津李氏佐賢舊藏、攈古錄著錄」、また人の東を負う圖象を「子東」と釋し、以下に「儀徵阮文達元說、古器凡言東西者、記廟祧之昭穆、左爲東、右爲西也」「海豐吳子苾閣學式芬說、此爲子負車形」「利津李竹朋太守佐賢說、此爲子負薪形、應取其父析薪、其子克

負荷之義」「濰縣陳壽卿太史介祺說、若是負薪則束形、或曰橐也」と諸家の說を引く。東は橐の象形である。各器の器形・文樣が正確に知られ、器形學的研究に資するところが多い。

夢坡室獲古叢編十二卷は、烏程の周慶雲夢坡の藏器を鄒壽祺の編次したもので、民國十六年刊。また全形拓を石印とする。器を禮器・樂器・寶用器・制定器・明器・兵器・佛象・雜器の八類に分ち、さらに器種により細分する分類法をとる。このような器形學的方法は、印刷技術の發達によつて急速に進められたもので、寫眞影印の法はこれよりさき民國五年、鄒安の雙王鉨齋金吉圖錄にはじまり、また翌六年、羅振玉の夢郼艸堂吉金圖三卷・續編一卷も影印による。ただ夢坡の藏器には僞器甚だ多く、通考二六五頁に「此書之用、不在求眞、而在存僞、欲知僞器之情狀者、可于此中求之、器之佳者、禮器中竟無一焉、樂器中得一者減鐘、寶用器中、得虢仲鬲、魯伯厚父盤等而已」という。釋文なく、考證に周・鄒二家のほか、陳邦福・陳邦直・金蓉鏡等諸人の說をとる。

同じく全形拓を以て器を錄する澂秋館吉金圖二册は、民國十四年の羅振玉の序があり、庚午十九年冬月付印、商周の器四七器、他と合せて八五器、建初の尺寸、庫平の重量をしるす。その圖は周康元の拓するところで精妙を極め、印刷も鮮麗である。羅序に「常謂圖象與文字、不當偏重」と器形文樣の重要性を說き、器款竝撫をこの書の特徵としている。器銘のみるべきものに臣卿・卿諸器、杞伯每匂鼎・作册般甗・史頌設蓋・鬲從盨・𧶜彝（圜器）などがあり、新得のものが多い。ときに王國維・羅振玉・吳大澂・丁佛言の題識を加えている。この後石印によるものに善齋吉金錄廿八册民國廿三年刊があり、その精要なるものは容庚氏の善齋彝器圖錄民國廿五年刊に影印を以て再錄する。圖釋の書としては澂秋を掉尾の書とすべく、この後全形拓の手法を傳えるものを多くみず、ただ毛公鼎の全形を錄する卷軸數本が好事の間に愛藏されている。

二、款識の學

彝銘の蒐集は古器の藏儲に比してその功を致しやすく、阮元の積古に商周器四四六銘を收め、その後綴遺・窸齋・周存はみな一千器を超え、羅氏の三代吉金文存に至つて四千八百餘器に達する。金文資料はここに空前の集成をみるが、さらに甲骨文の發見による大量の殷代資料が出土し、古代文字學は確乎たる基盤をもつ學的領域となつた。

阮元の積古齋彝器款識の釋文詮次に當つた朱爲弼の嗣子善旂は、父の志を修めて銘拓の蒐集につとめ、道咸の際に銘拓三六四を輯めて敬吾心室彝器款識二册を編した。阮元・湯金釗の題字があり、李宗昉・張廷濟・葉志詵など乃父の交友諸人が序文を贈つている。その書は光緒三十四年に至つてその子朱之榛が石印に付した。積古・筠清に著錄するもの多く、ときに諸家の跋記等を加えている。また書中に爵三器の全形拓を收め、「椒堂京兆、以商三爵拓本並圖見寄、商器得一、已足寶貴、況乎其三、內善爵尤佳、善吉也福也、與義美同、共養三德也、何日坐經注經齋、持此三爵而飲之耶」という阮元の跋語がある。道光末年のことであろうが、すでに全形拓の手法が試みられているのは注意すべきである。

吳式芬一七九六～一八五六の攈古錄金文三卷九册は、所收の殷周器一三三四器、從來にみない尨大な著錄である。光緒廿一年一八九五年、吳氏の沒後四十年にして家刻の木版に付された。摹刻甚だ精善、丁艮善がその校刻に當つたという。陸心源の金石學錄補に「先生就寰宇訪碑錄、補其未備、删其譌複、增入三代秦漢已來吉金、各注某氏家藏、如孫錄收專瓦之例、唯不載璽印泉幣竟銘、祇載有年月者、孫錄未詳、碑額亦並補之、書約十六卷、名曰攈古錄」行述、吳隱石後跋引とあり、この書はおそらくその金文の部分であろう。器種別に、字數の多少により排次する方式を創めている。各器銘に釋文を付し、考釋には多く諸家の說を取る。許瀚・徐同柏の說が最も多く、翁祖庚がこれに次ぐ。虢季子白盤には張石匏・吳堯僊・張石舟・陳壽卿の諸釋を列する。許瀚は說文家としても聞えた人で、王筠一七八四～一八五四の說文釋例中に多くその荅問の文を引いている。釋例は說文家の諸書中、最も多く鐘鼎文によつて說を成すものであるが、許瀚は當時彝銘の學の第一人者であり、また桂馥の說文義證を校理した人である。その考釋は精審を極め、のちの孫詒讓の學を闢くものといえよう。徐氏の說は、大盂鼎・毛公鼎にその釋をとる。書刊成るや、王懿榮は積古・筠清につぐ最も賅備の書として、初印十部を上進している。

方濬益～一八九九の綴遺齋彝器款識三十卷は、民國廿四年に至つて石印刊行されたものであるが、その書は同治八年一八六九年より光緒廿五年一八九九年まで、三十年を要して完成されたもので、款識の書として最も完備した最初の著作といつてよい。所收の器は商周一三八二器、うち卷一五の一卷を缺く。通考に「余以燕京大學圖書館所藏稿本校之、鼎敦兩類缺佚甚多、可補者約四百四十器、秦器十二、漢

器一百三十餘全闕」とあり、他にも缺佚が多いという。刊行の次第について、また「此書草稿、由余介紹、歸于燕京大學圖書館、而此書之印行、亦余敦迫成之、復介紹方燕年君、借鈔草稿、以補此書之缺、未畢、而方君謝世、事以中輟、近得方氏所藏剌鼎、于方氏若有宿緣者、鈔補之責、終當身任之」と述べているが、鈔補のことはなお行なわれていない。方燕年は濬益の從孫。序に「暇日輒謁公海波寺街寓齋、公坐南窻下、敷册于案、手矻矻不絕書、卽此稾、且書且詢語他事、或起環行室中、一日顧燕年曰、此書寫成、可四五十卷、今過半、他日汝爲我校之」と幼少のころを追憶している。その後間もなく濬益沒し、原稿は未定のまま殘され、のち廿八年にして漸く編次刊行された。

方濬益はかつて黎庶昌に從って來日したことがあり、また張文襄公の幕下に入り、のち家居してこの書の編纂に從っていたもので、卷首の彝器說三篇は、方氏爲學の法をみるに足る。上篇攷器は「鐘鼎之學、必以攷器爲首」という主張のもとに、眞器にもとづいて文獻の誤を正すことをいい、犧首黃目・簠簋方圓・鐘鎛大小・兕爵の制・周尺の短長など、みな遺器によって經注の說を改めている。中篇攷文は、文章字形の推移よりして時期觀を求め、二・三の具體例をあげている。石鼓と虢盤とを論じていう。

宣王中興、篤生籀史、創爲大篆、則石鼓其幟志也、然自歐公以來、異說紛岐、通儒不免、顧亭林・全謝山・孫淵如、皆疑石鼓非周物近人徐燮鈞、於寶雞、得周虢季子白盤、平定張穆、依羅次球以四分周術推演、定爲宣王之十二年、周時、惟宣王十二年、周正建子月有丁亥、乃月之三日也、其辭既類小雅六月之篇、而書則籀文、一同石鼓、可知史籀篆迹、實周時書勢之一大關鍵、而召伯虎敦・虢文公鼎、

以毛詩・國語攷之、亦宣王時之器、尤足資印證矣、且鄭桓公、以宣王母弟受封、鄭器如邢叔妥賓鐘・姜伯鼎・羌伯鬲・楙叔賓父壺・大師小子甗、無一不與石鼓脗合、在旣變大篆之後、是周中葉時、文字之可攷者

下篇攷藏には、阮元の商周銅器說に「自漢至唐、罕見古器」というを非とし、元鼎以來の器の出土をいうこと甚だ詳しく、「夫自漢至唐、古物出於土中、不知凡幾、徒以款識無書、遂使文字不傳、而器亦罕聞於後、其湮沒可勝慨哉」という。阮氏の統論を承けて、この時期における彝器學の趨向を示すものである。

考釋は字釋・訓義・考證の各面にわたり、ときに彝銘を以て段注等の誤を訂している。また井人安鐘第二器は簠齋舊藏、いま上海博物館に藏するものであるが、その傳來について、錢梅谿泳の履園叢話に、かつて畢尙書の家藏であったといい、「此器曾開貢單奏進、以斤兩太重、難於擡運、入乾淸門、而侍衞內監、又不敢據以進宮、遂發還、尙書沒後、家產入官、不知此鐘、猶在人間否也、桐城吳康甫二尹廷康曰、此鐘畢尙書得之長安、將送詣曲阜、因循未果、後爲烏程張蘭渚中丞師誠所得、蓋入官後、出之庫中者、湖郡經粤冦之亂、此器不知所在矣、光緖辛巳七年、濬益由天津、泛海至濰縣、訪壽卿編修於里第、知此鐘出於劫火、近亦歸壽卿、壽卿舊藏凡十鐘、今得此、遂爲第一重器、簠齋目錄、裒然稱首焉」という。通釋中、その經緯に及ばなかったので、ここに補記する。なおその考釋のうち、數條を摘記する。

前文人、卽周書大誥君奭等篇之前寧人、漢世尙書出於壁藏、學者罕識古篆、誤以文爲寧、於是前文人之文、均譌爲寧、而文考爲寧考、文王爲寧王矣卷一・一三葉

淑字、薛氏釋爲盄、阮錄卯敦銘釋從之、今審此字、上从叔、不从弔、又从心作惄、其誼竝同、葢皆以淑爲誼、古叔淑同字、淑善也、因思書費誓、善敹乃甲冑、敿乃干、無敢不弔、以下文無敢不善言之、則弔字當爲淑字之譌、又左昭廿六年傳、王子朝告諸侯之辭曰、帥羣不弔之人、不弔卽不淑、猶言不善之人耳、據此知書大誥諸篇之弗弔、詩節南山之不弔昊天、弔字皆當作淑、葢由古文篆文二字、以形近而譌者也卷一・一六葉

沇兒鐘、器出荊州、按徐子爵而稱王者、意偃王當時雖爲穆王所誅、後遂僭號、因而不改、淮南子說山訓高誘注、以徐爲楚文王所滅、左傳則云、吳子光滅徐、徐子章禹奔楚、此楚地所以有徐國器也卷二・一六葉

康侯鼎、吳淸卿中丞謂、此鼎爲衞康叔之器、丰卽康叔之名、濬益按、中丞說是也、按詩地理攷引世本云、康叔居康、從康徙衞、宋忠注、康叔從畿內之康、徙封衞、衞卽殷虛定昌之地、此自是未徙封時所作、故稱康侯、書康誥鄭康成注、以康爲謚、其說非矣卷三・一八葉

大小盂鼎、啻卽禘、說文、禘諦祭也、疑啻爲禘之古文、此行下有□王成王三字、以剌鼎王啻、用牡于太室、啻昭王語證之、或爲禘祭武王成王之文、若然則徐籀莊定前器爲成王之二十三年者、又當存疑矣卷三・三二葉

虢季子白盤、呂堯仙中丞佺孫、據竹書紀年宣王十二年六月伐玁狁、後卽繼以秋八月、方叔帥師伐荊蠻、意其時玁狁荊蠻相爲倚伏、故卽以北還之師、轉而南伐也、按子白於歲首、作器銘功、其伐玁

狁、當在是年之前、與竹書所記不合、信竹帛、不如信金石爲確、況紀年僞書、本未可據爲實錄也卷七・一八葉

その他勝義のあぐべきものは極めて多いが、なおいわゆる文王鼎を眞器にして魯公の器とし、同殷の矢王を「十又二月矢」と連讀するなどの誤も散見する。楊樹達の讀綴遺齋彝器考釋小學述林卷七にその得失をあげ、「統觀全卷、得失互見、終覺瑕不掩瑜、與同時作者相較、精湛不及孫詒讓、而與吳大澂、在伯仲之間、在金文著作中、固不失爲要籍也」とする。文・淑の字釋は吳大澂の字說にもみえ、同說である。通考二五二頁に、劉・陳・潘・葉及び吳大澂等の諸名家を除き、書中に藏器者として名のみえる卅三名を、稿本中より摘錄している。

吳大澂には、すでに述べた恒軒所見所藏吉金錄光緖十一年家刻本のほか、金文の集字を試みた說文古籀補、文字學に字說、款識・考釋の書に愙齋集古錄・愙齋賸稿、考古の書に古玉圖攷光緖十五年刊・權衡度量實驗攷光緖二十年開雕、民國四年羅振玉日本覆印本等、その他未刊數種がある。吳氏の事蹟と著述は吳愙齋先生年譜に詳しく、これら諸書の成書の過程もその手記に詳細に記錄されており、主として東北外邊に督辦に任じていた忽忙の間に成る。吳氏の五十歲前後のことである。

說文古籀補は光緖七年開雕、九年に至って成り、のち石印、また重刊增訂本が出ている。自序に「竊謂許氏以壁中書爲古文、疑皆周末七國時所作、言語異聲、文字異形、非復孔子六經之舊簡、雖存篆籀之跡、實多譌僞之形」としてその例を列擧し、「然則郡國所出鼎彝、許氏實未之見、而魯恭王所得壁經、又皆戰國時詭更變亂之字、至以文考文王文人、讀爲寧考寧王寧人、宜許氏之不獲見古籀眞跡

也」と論じ、鐘鼎の遺文こそ古籀の眞を存するものとしてその三千五百餘字を收め、說文の部敍に排次し、「援甲證乙、眞贋釐然」という。なお「參以故訓、附以己意」として簡單な訓說を加えているが、のちの字說はそのうちの若干字に詳說を試みたものである。その初印本は遼東の人佛常濟が剞劂のことにあたり、吳氏の書と絲毫も爽うところなく、精妙を極める。のちまた千二百餘字を加えて湖中に重刻したものが、今行なわれている。

字說は光緒十年家刻、序跋なく、皇華紀程に拜字說・沬字說など寫書の日を錄しており、十二年八月に終る。すべて三十二篇、成るに從つて付刻したものと思われる。字原の學は說文以來その範圍を超えるものなく、鄭樵・戴侗が新解を試みたが異端を以て目せられ、明代の六書說には偏旁を論ずるものが多いが概ね臆測に出で、鐘鼎の遺文によつてその結構を論ずるものをみなかつた。字說は片々たる小册子であるが、文字學の新しい方法を闢く注目すべき書である。王を火盛の象とし、弔を繳の音借とし、出反を納履解履の象とし、拜を拔草の象、沬を釁髮の字とするなど、まことに新解に富む。

王字說　董仲舒春秋繁露云、古之造文者、三畫而連其中、謂之王、三畫者、天地與人也、而連其中者、通其道也、許氏說文解字、王天下所以歸往也、竝引董氏說、又引孔子曰、一貫三爲王、漢儒多依小篆以說經、與古初造字之本義、不盡合、大澂按、王字古文皆从火、古金字亦从火、象以火鎔金之器也、華嚴經音義引易韓注、王盛也、二爲地、地中有火、其氣盛也、火盛曰王、德盛亦曰王、故爲王天下之號、皇古文从日有光、日出土上、則光大、火在地中、則氣盛、皇王二字、取義亦相類

叔字說　濰縣陳氏藏觚文有叔字、此叔字之最古者、象繒弋所用短矢、以生絲繫矢而射、古者男子生、桑弧蓬矢六、以射天地四方、故叔字从人从弓、繫矢男子之所有事也、經文不叔二字、多誤爲不弔、王氏經義述聞以爲、弔淑二字古通、其實漢人誤叔爲弔、因叔弔二字相近耳

拜字說　拜字古文、皆象以手折華形、詩甘棠、勿翦勿拜、箋云、拜之言拔也、唐施士丐說、拜言人心〔身〕之拜、小低屈也、究與翦伐二字、義不相類、大澂謂、勿拜之拜、當訓以手折華、蓋漢以後詁訓家、不見古文、不知拜字从華之義、轉以甘棠詩拜字爲異解、實則勿翦勿拜、爲拜字正義、拜手稽首、爲拜字引伸之義也

王を鄭樵の六書略に草の挺生の象とし、吳氏は地中火を以て說くが、字は鉞の象にして王位の儀器、金は鈞金の鑄形、皇字もまた鉞形にして上部に玉飾の煌輝あるをいう。叔を人弓に從うとするのも當らず、繳の象形とみるべきである。いまの叔字は叔金の象にして、双・柲の金の白光をいう。拜は拜拔の姿勢よりして拜手の義となる。その字說にはなお議すべきものを含むが、金文の字形によつて字の原義を求め、說文の繫聯の法を改める方法を提示し、まことに劃期的な研究であつたといつてよい。古籀補のように古籀を摹寫彙集する作業を自らすることによつて、心解を得るところがあつたのであろう。

愙齋集古錄及びその釋文・賸稿は早くより準備を進めたものであろうが、賸稿は光緒十二年、南北に勘界のことに從事している時にその考釋を進め、皇華紀略に毎篇書寫の時日を錄している。翌年、廣東に巡撫となり粵に赴き、賸稿單刊の準備を進めていたらしく、當時廣東學政であつた汪鳴鑾の幕中にいた葉昌熾・江標らはみな同鄕の舊友であり、賸稿の册首に江標叚讀の觀款、末尾に「光緒丁亥十三年六月、葉昌熾謹讀一過、時寓羊城欒州精舍」としるし、また葉氏の觀款がある。賸稿はすべて五十三葉、鐘・鼎・敦のほか、册末に齊侯壺釋文を加え、「是器舊說爲齊侯罍、非也、以器之形制言之、則壺也」と器名を改め、また喪を「紀齊侯失國之事也」とし、器銘を「似陳氏簒位之詞」と解する。吳氏の說は字釋にすぐれ、文旨をとり全體を把握する點において、なお一步のところが多い。その學が孫氏に遜るといわれるのもそのためであろう。

愙齋集古錄は、自序に「光緒廿二年秋八月、白雲病叟吳大澂」と署しており、歸臥して風臂をえた後であるが、なお長文の序を隷體でしるしている。殷周の古彝銘一〇四八器、秦漢等と合せて計一一四四器、二十六册に及ぶ大部なものであるから、その整理については費屺懷・王勝之の兩太史、また陸廉夫・朱厚甫等友人の助力を受けたという。また自序に、金文の字釋に功あるものとして、說文のほか特に經典釋文に多く古文異字を存していて金文と合うところが多く、「凡彝器中古字、見於釋文者甚多、然則謂陸德明爲古籀之功臣、可也」と陸氏の功を顯彰している。その付印には門人王同愈が遺稿を奉じ、葉昌熾の敍を付して民國五年に石印を以て印行、そのとき羅振玉の敍を加えた。纂輯のことについては王跋に詳しい。卷頭に吳昌碩の題字がある。

彝銘の蒐集は愙齋以後にもなおつづけられ、劉心源の奇觚室吉金文述二十卷、鄒安の周金文存六卷・補遺、陳介祺の簠齋吉金錄八卷、羅振玉の貞松堂集古遺文十六卷・補遺二卷・續三卷、劉體智の小校經閣金石拓本十八卷があり、羅氏の三代吉金文存二十卷に至つて、殆んど彝銘資料を網羅するに至

つた。奇觚を除いて考釋なく、簠齋が陳氏の收藏器である外は、すべて諸家の拓本を捜羅したものである。

奇觚は光緒二十八年石印、彝器三八七器、陳簠齋の拓本のほかは概ね飜刻による。劉氏にはこれよりさき古文審八卷の著があり、光緒十七年刊、七十九器に訓釋を加える。卷首に發明四則を付して古文正俗・篆形文義・彝銘の正變・古篆の四弊を論じ、訓釋に字形をいうことが詳しい。銘は宋刻諸書・積古・筠清よりとるところ多く、字形に失眞のものがある。卷末に叔夷鐘を收め、舊釋の及を弓、有事を九事、眉壽を貴壽と改めているがなお誤釋、舊釋の繼命を併命と釋するのは語例において正しい。奇觚は前書の方法を以て、簠齋拓・手拓のほか楊守敬の贈本・購本等に考釋を加えたものであるが、購本は概ね飜刻のものである。目錄末に「群嗥吾先聖六書爲迂遠、訣崇二十六字母」と西學の跳梁する時弊を歎き、古文を世に明らかにする意圖を述べている。書は吳光耀が刊資を供して付印したもので、吳氏の序にも西字を「訟獄記供之物」、西學を「私智妄作」という。當時日清の役に敗れ、中國は列國の熾烈な植民地競爭の地と化していたなかで、「疏一字則千言未已、析一惑則層薶頓開」という折疑考證の學に託して、劉氏の志すところは實は國學の復興という點に存していたことが看取されるのであるが、それはやがて羅・王の國學の運動に連なるものであつた。金文の學が、乾嘉以來の經術の範圍から脫して、獨自の思想的立場をもつに至つたのは、劉氏のこの書にはじまるといえよう。「抑玄冬慘凜、微陽養根、桀嬴剗經之年、蝌蚪匿壁、後儒功之、吾存此於天地間冷之區、以待其人、正欲當其無有轂之用」という劉氏の語のうちに、その期するところをみることができる。ただそ

の考釋は細碎を極め、通考二七七頁にも「考釋雖頗具苦心、亦病穿鑿」というように、繁冗にして剪裁に乏しい憾みがある。楊樹達に讀奇觚室吉金文述小學述林があり、多くその得失の例をあげている。

鄒安の周金文存は、同じく鄒氏の雙王鉩金石圖錄とともに民國五年の梓行、雙王鉩は寫眞版による最初の圖錄で、商周の器二十器、秦漢以後十一器を收めるが、眞僞參半の杜撰の書。文存も周金以下一五四五銘を錄し、若干の僞銘を含む。鄒安の序識に、「余好三代秦漢文字、近卅年、收採各家墨本、不下二千種、壬子民國元年分類編次、寫定目錄、乙卯四年讀同縣王靜安徵君金文著錄表、知上虞羅叔言參事、所藏尤夥、頃蒙携示首册、竝小綠天庵鬱華閣兩輯、合之舊輯金拾、及何氏益壽館等數種、有清一代彝器、眞古文略備、爰先成周金文存六卷、其間釐定次序、刪除僞妄、則雪堂先生、與有力焉」とあり、このとき羅氏の殷文存も同時に編次、翌六年に同じく廣倉學窘より付印した。殷文存は七五五器、器名の誤や重出のものもあり、殷周の區別の嚴重でないものもある。兩書ともに釋文なく、ただ周金文存には目次下に銘文字數と藏器者名をあげ、銘文にときに全形拓、また墨本の舊跋や自跋、書末に近く羅・王の跋記を付したものがある。各卷末に金說を付して出土や所傳などをしるし、當時の收藏諸家の動靜を知るに足る興味ある記事に富む。いま二條を錄する。

邾公華鐘　舊爲紀文達所藏、載積古齋款識、余曾於同郡吳絅齋學士家、見文達原册、久欲自求一本、不可得、而吳中兩見別本、大於紀鐘、均有原器、細審文字行款、疑非眞虎、甲寅於風雨樓、忽見此本、據首尾印文、知器已歸廿鐘山館矣、亟以晉公盦跋本博易之卷一

曶鼎（毛公鼎）　文字多至五百字、爲傳世吉金之冠、關中出土、未久卽爲濰縣陳簠齋太史所得、珍祕殊甚、詳見觀古閣跋尾兩罍軒（尺）牘、全形墨本、其値百金、宣統二年、陳氏子孫、以萬金抵入寶華盦端方、忠愍殉國後、此鼎聞又存他氏矣卷二

付說は、いずれもかなり好事家的氣分の濃厚なものである。

周金文存には陳簠齋の拓本が甚だ多いが、簠齋吉金錄は陳氏藏器の拓本を、のち褚德彝が整理して石印に付したもので、殷周の彝銘一八八器その他を錄する。陳氏の題識を付し、ときに鄒安の識語のあるものがある。陳介祺一八一三〜一八八四は道光末年に翰林編修となり、まもなく致仕、古器を好み、その鑒識の精審は當代の第一人者といわれ、また椎搨の精妙も絕倫と稱された。德彝の戊午民國七年の序に成書の事情を述べ、

然因過于矜愼、及身竟未將藏器、編集成書、好古家以爲憾事、其椎搨款識、精妙絕倫、爲向來所未有、非同好者、不輕贈與、偶見於收藏家者、一鱗片甲、不能見其全豹、余舊藏簠齋藏器拓本、乃當時贈平齋吳雲者、每種間有自書攷釋、約二百品、秋枚先生鄧實敦書樂古、見之從臾付印公書、同好因以藏本相叚、吾友適廬鄒安、藏簠翁藏器拓亦多、並有簠翁自定藏古目錄、因屬適廬、分類排比、粹爲一編

という。また國學の大師にして甲骨金文に極めて懷疑的な態度を示した章炳麟が題辭を寄せ、彝銘は疑信相半、龜甲牛骨は譎觚造作のものと稱している。章氏のこのような態度はその晚年に至るまで渝ることがなく、一部の固陋な國學者の意見を代表している。

羅氏もまた國學を標榜するものであるが、甲骨の學をも修めて古代文字に邃く、さきに鄒安の周金文存に對して殷文存を著わし、晚年また攈古・愙齋著錄以前の未著錄の銘文を蒐集して、貞松堂集古遺文十六卷・補遺三卷・續三卷を編した。その子福頤が摹勒し、三書合せて二二一七器、うち彝器約千三百である。器種に分類し、字數を以て排次、釋文のほかときに考釋を加える。令彝・令毀のような新出の器をも錄する。民國十九年の自序にいう。

我朝乾嘉以降、作者朋興、斯學益盛、而考釋尙沿宋賢之舊、訂正無多、直至吳愙齋中丞、孫仲頌部郎所造、乃邃于往哲、今者古器大出、聞見益廣、遂有積薪之勢、非必今人之識、賢于古人也、予而立之年、卽好蒐集古金文墨本、緜歷歲時、充牣巾笥、徃居海東、亡友海寧王忠愨公、從予治斯學、徧覽所儲、編爲金文著錄表、于時擬將前人未著錄者、會爲一編、以補諸家所未備、而人事乖違、未償宿願、丁卯十六年仲夏、忠愨公遽完大節、良友云亡、益無聊俚、及戊辰十七年冬、戢影遼東、復以著書遣日

かくて三十餘年の積聚を編して書を成したという。補遺にも辛未二十年の序があり、「秦漢以後、古器約五千品、予齋所藏墨本、殆什得八九、予所未備、當求之海內同好」といい、これを影印する志のあることを述べているが、それは數年後の民國廿六年、三代吉金文存二十卷として完成された。商周の銘文四八三一器、通考二七九頁に「搜羅之富、鑑別之嚴、印刷之佳、洵集金文之大成」という通りである。この書の成立について、羅序に、沈乙盦曾植尙書の慫慂によって、王國維に託して金文通釋を作ることを計畫し、そのための集本としてこの書を成したが、二人ともに沒し、「去年乙亥廿四年、馬齒旣已七十、慨念四十年辛苦所蒐集、良朋所屬望、今我不作、來者其誰乃努力」という感慨を寄せ、

「撫今追昔、傷逝懷賢、攬素綴辭、曷勝悽惑」と悽愴の語を以て文を結んでいる。書はわが國で玻璃版を以て付印、著錄中最も精巧なものである。私の金文通釋は、必らずしも羅氏の企畫をとるものではないが、金文資料の史料的可能性の追究を試みるという意味で、あるいはその序にいうところの羅・王二氏の意圖に沿うものであるかも知れない。羅・王二氏の學術については、のちにいう。

この間に、羅氏の殷文存に次いで王辰の續殷文存二卷、また羅氏の搜集以前に金文の集成を試みた劉體智の小校經閣金文拓本十八卷が出ている。小校には乙未光緖元年の劉體智の自序があり、「余前輯善齋吉金錄、以曾藏余齋者爲斷、其間器非余有、有或未見著錄、或已見著錄而佚者、必訪求拓本、得而後已、三十年間、積至二萬餘紙、懼其久而散失、輒依類排比、去其重複疑僞、得六千五百餘器、分載釋文、幷存舊有跋記、編爲十八卷」という。三代の器三十二類四千器、秦漢以後十二類三千器、凡例十一條にその體製を述べる。拓本には吳雲・張廷濟・徐同柏等の舊識を存するものが多い。疑僞を去つたと稱するも、なおかなりの僞銘を含むが、ともかく羅氏の三代に先立つて、その巨觀を誇るものということができよう。

通考にこれら圖釋・款識の諸書を著錄したのち、その總括をなしていう。

以上圖象卌七部、文字二十部、成于民國者半、可知此學在晚近之發展、王國維先生作宋代金文著錄表、余以爲可繼之爲宋代金文集釋一書、以總結宋代所出彝器、至于近代之書、彤彤不絕、王國維先生于民國三年、作國朝金文著錄表、所收之書十六種、著錄四二九五器、至民國廿二年、羅福頤校補爲三代秦漢金文著錄表、所收之書三十五種、增至五七八〇器、今則小校經閣金文一書、已

溢此數、後出之書愈多、則集釋愈難、小校經閣金文、不記器數、余費三日之力、乃得遍數一再過、集釋夫豈易言、然終盼有爲之者耳

いまこの金文通釋に收めるところは、標目器一三〇、關聯器を合せて五百數十器、なお三千數百頁に及ぶ。宋刻以來の集釋のごときは容易に企圖しがたいことであり、むしろ金文學の體系を組織して、その體系の中で問題を考える外ない。そのような金文研究の體系化を意圖したものとして、孫詒讓・羅振玉・王國維・郭沫若の四家をあげることができよう。いずれも甲骨の學を兼修し、新しい古代史學の成立に寄與する業績を殘している。

三、孫羅王郭の學

清末に孫詒讓が出て、古金文の考釋に宏通を極めたが、ついで羅氏が出て新出の資料を捜集して整理を加え、王氏がその考證を試みて創獲頗る多く、ここに近代の學術としての金文學の基礎が築かれた。そしてその成果の上にこれに體系を與えたものは、郭沫若氏の初期の古代研究であつたということができる。

孫詒讓一八四八～一九〇八、字は仲容、浙江瑞安の人。俞樾に學んで經子の學を修め、のち劉坤の麾下に屬し、南京布政使となり、また溫州師範學堂を董宰した。年譜數種がある。著書甚だ多く、周禮正義・墨子閒詁は特に詳博を以て知られる。潘祖蔭等によつて金文資料を博覽し、古籀拾遺・古籀餘論

等を著わし、またその論文は籀高述林に收錄されている。晩年に卜辭の出現に接し、鐵雲藏龜の解讀を試みて契文擧例・名原など、甲骨文研究の先驅的な業績を殘している。

古籀拾遺三卷は同治十一年一八八五年の序があり、孫氏の初期の著作である。三代の遺文として金文の研究に志し、薛・阮・吳三氏の書をよんでそれに糾正を加え、上卷に薛氏の彝器款識十四條、中卷に阮氏の彝器款識三十條、下卷に吳氏の筠清館金石錄廿二條について論ずる。劉恭冕の跋によると、はじめ商周金識拾遺と題した。冤𣪘の味喪、邾公華鐘の邾、伯晨鼎の彤弓彤矢、宗周鐘の㝗子など舊釋を改めるところが多く、字形の考釋に詳しい。金文を以て金文を證する方法をとり、臆解と史實の傅會をきびしく卻けている。

その方法は晩年の古籀餘論に至つて一層の精審を加え、殊に名物の考證に詳しい。吳氏の攈古錄金文九卷を得てこれに補訂を試みたものであるが、器の時代觀などについては殆んど言及していない。光緒癸卯二十九年、一九〇三年の後敍があり、本書成立の事情をいう。はじめにその研究歷を略敍し、若年にして戴望一八三七～七三と龔氏舊藏の拓本二百種をよんでともに切磋し、のち潘文勤の克鼎・井人鐘の考釋を託されたが文勤の生前にその約を果たしえず、一時の交遊みな沒し、たまたま攈古錄中にそれらの諸器があるのをみて、時勢に感ずるところがあつてこの書を成したという。

大抵余治此學、逾卅年、所覯拓墨、亦累千種、恒耽玩篆蓺、審校奇字、每覃思竟日、輒萬慮俱忘、眇思獨契、如對古人、不意過眼雲煙、倏成陳迹、今世變彌亟、風尚日新、古文字例、殆成廢絀、敝帚自珍、輒用內恧、然泰西學藝大昌、其所傳埃及・巴比倫象形鐵椊古字、遠不及中土篆籀之精妙、彼土學者、掊拾於冢塔土甓之餘、猶攷讀庋儲、珍逾球璧、而我國學子、略涉譯册、輒鄙棄古籀如弁髦、政敎之不競、學術亦隨之、斯固相因之理乎、然周孔之敎、儻永垂於天壤、則倉籀遺文、必有愛護於不隊者

かくて本書寫定ののち、友人と相商搉し、「古學將湮、前塵如夢、余又何能無概於心哉」と今昔の意を以て結ぶ。泰西の新學に對する國學の意識が强い。その書はのち民國十八年、容庚氏が孫氏の手稿本をえて校印し、勝義のあるところを論じた後敍を付している。孫氏は舊經を墨守することの篤い研究者であつたが、西洋の學術についても深い關心を寄せていたことは、述林所收の論文に數術や動物學を論じたものなどのあることからも知られ、古文字學においても實證的な研究方法を考えていたものと思われる。その晩年の孫氏を驚喜させたものは、安陽の殷虛から出現した甲骨文であつた。孫氏が餘論の後敍をしるした光緒廿九年六月より三ケ月後の九月既望、劉鶚はその鐵雲藏龜の序をしるし、その書はやがて羅振玉によつて石印に付印された。孫氏はその翌光緒甲辰の十一月に、早くも契文擧例を著わして、卜文の解讀を進めている。

迺年、河南湯陰古羑里城、掊土得古龜甲甚夥、率有文字、丹徒劉君鐵雲、集得五千版、甄其略明晰者千版、依西法拓印、始傳於世、劉君定爲殷人刀筆書、蒙治古文大篆之學四十年、所見彝器款識、逾二千種、大抵皆出周以後、賞鑒家所㙯楬爲商器者、率肊定不能碻信、每憾未獲見眞商時文字、頃始得此册、不意衰年睹此奇迹、愛翫不已、輒窮兩月力校讀之、以前後復緟者、參互審繹、廼略通其文字、大致與金文相近、今就所通者、略事甄述、用補有商一代書名之佚、兼以尋究倉後

籀前文字流變之迹、其所不知、蓋闕如也

孫氏はまたその翌年、名原二卷を著わして、古文字學研究の方法を論じた。その書は、原始象數第一・古章單象第二・象形原始第三上卷・古籀撰異第四・轉注楬櫫第五・奇字發微第六・說文補闕第七下卷の七篇に分ち、自敍に總說、各篇首に各說を付している。それぞれ字例をあげて甲骨・金文を證とし、石鼓・說文等によつて古文省變のあとを詳說する。敍にいう。

通校古文大小篆、大抵象形字、與畫繢通、隨體詰詘、譌變最多、指事字次之、會意形聲字、則子母相檢、沿譌頗尟、而與轉注相互爲例、又至廣博、其文或秦篆所不具、或許氏偶失之、故不勝枚擧、而假借依聲託事、則尤茫無涯涘矣、今略摭金文・龜甲文・石鼓文・貴州紅巖古刻（據撫本、此蓋古苗民遺跡、篆形奇譎難識、與古文字例、不甚符合、鄒叔勣以爲、殷高宗伐鬼方、紀功石刻、肊說不足據也）、與說文古籀、互相勘校、楬其岐異、以著省變之原、而會最比屬、以尋古文大小篆沿革之大例、約擧辜較、不能備也、世變方亟、茲學幾絕、所覬金石瑑刻、日出不窮、倉沮舊迹、儻重見於人閒、後之治古文奇字者、執吾說以求之、其於造作書契之微恉、或得冥符於萬一爾

古代文字學の新しい方法を探求したこの書は、紅巖の古刻をも參照して象形の原始に遡り、字の初形初義を發明するところの多いものであるが、しかしなおかなりの誤謬を含む。圖象款識[illegible]の上部を宋人は多く說文鼎字の說解によつて析と釋したが、孫氏はこれを四斧相背く象にして𠦪の初文とする上三葉。また狩を獲の省八葉、山丘𠂤𠂤四文を通例の字二〇葉、氏取を一字二〇葉、䜌・𩁹を同形に從う字二四葉、譎・繇を一字流變二七葉、[illegible]の下部を希下六葉、家を希の異文に從うとし七葉、彝もまた希

聲八葉、師寰𣪘の𡚬と國とを同字一五葉、釁壽の釁を「从頁从釁省、古音釁與敳音相近」一七葉、卜文の御を紹の省一八葉、藉を夙に従うて早晨の義あり二五葉とし、卜文敱を嬉の省文二八葉とするなど、字の初形に達しないものもある。孫氏のとき、甲骨資料はなお豐富でなく、卜文の解讀も、劉鶚が鐵雲藏龜の序に若干言及している程度で全く未開拓といつてよい分野であつたが、孫氏が古代金文の知識を驅使してよくその榛莽を闢き、途徑を見出した功績は沒しがたいものがある。卜文の研究はその後これに従うもの甚だ多く、近代學術の深蕪なる一領域となつたが、古代文字學は今日においてもなお十分な成就に達したとはしがたい。私の說文新義十五卷は、その方法を探究する一つの試みである。

孫氏の學が古文字の研究と金文の考釋にあつたのに對して、羅振玉は新出資料の蒐集と整理とに博大な業績を殘した。羅雪堂先生全集初編・續編・三編に網羅するところは、計六十册、二萬數千頁に達し、なお未收錄のものがあるという。

羅振玉一八六六～一九四〇字は叔蘊、また叔言ともいう。はじめ雪堂と號し、のち溥義廢帝より貞心古松の匾額をえて貞松と號した。江蘇淮安の人であるが、先世の籍によつて上虞の人という。少年のとき皇清經解を得て一年の間に讀過三遍、十九にして讀碑小箋・存拙齋札疏各一卷を著わしてより、終身の間の著述編修は等身を逾える。はじめ經世を志して蔣伯斧と農學社を興し、十年の間に農書百餘種を譯刻したが、のち劉鶚の寓所でその甲骨墨本を示され、「固漢以來小學家、若張杜楊許諸儒、所不得見者也、今幸山川效靈、三千年而一洩其祕、且適當我之生、則所以謀流傳而悠遠之者、我之責也」

卷五 通論篇　一五七～一五八

殷虛書契前編序 としてこれを編次付印、その後自らも殷虛を訪うて甲骨の捜集につとめ、殷虛書契前編・菁華・後編・續編及び鐵雲藏龜之餘など、計五千數百片を刊行、殷虛小屯の發掘に至るまでは、これらの資料が最も貴重とされた。またわが國の林泰輔が卜文解讀の業をすすめていると聞いて、鐵雲藏龜の釋文を試み、殷商貞卜文字考を編し、のちまた增補して殷虛書契考釋を作り、孫氏についで卜文考釋の先驅をなした。

金文については、さきに貞松堂集古遺文・補遺・續編合せて二十二卷を刊行、のち三代吉金文存二十卷に一大集成を試みたが、彝器圖錄においても夢郼草堂吉金圖三卷民國六年刊・續編一卷民國七年刊に殷周の彝器九四器、貞松堂吉金圖三卷民國廿四年刊に百七器を收める。何れも羅氏收藏の器で釋文・考釋なく、彝銘の考釋には別に矢彝考釋一卷原載支那學第五卷第三號のほか、題跋の類があるに過ぎない。

甲骨の發見とともに學界を驚倒させたものは、敦煌石窟の古文獻の發見であつた。六朝以來唐時の古籍文獻が、これほど大量に出現したのは未曾有のことであるが、羅氏はまたペリオ・スタインの獲たところを求めてその編刊につとめ、鳴沙石室佚書・流沙墜簡を世に送つている。その序跋類を集めた雪堂校刊群書敍錄二卷に、王國維は序を作つて羅氏の事業に及び、國家隆昌の際、盛位厚資を以てそのことに當るのは容易であるとしても、无妄の世にあつて學術の存亡を自己の責務とし、天下至艱の業を敢行した羅氏の努力を、空前のことと賞讃していう。

先生之書、其有功於學術最大者、曰殷虛書契前後編、曰流沙墜簡、曰鳴沙石室古佚書及鳴沙石室古籍叢殘、此三者之一、已足敵孔壁汲冢之所出、其餘所集之古器古籍、皆間世之神物、而大都出於先生之世、顧其初出、擧世莫之知、知亦莫之重也、其或重之者、蒐集一二、以供祕玩、斯已耳、其欲保存之、流傳之者、鑒於事之艱鉅、輒中道而廢、卽有其願與力矣、而非博識毅力如先生者、其書未必能成、成亦必不能多且速、先生獨以學術爲性命、以此古器古籍、爲性命所寄之軀體、辛亥以後、流寓海外、鬻長物以自給、而殷虛甲骨、與敦煌古簡佚書、先後印行、國家與群力之所不能爲者、竟以一流人之力成之、他所印書籍、亦略稱是、旅食八年、印書之費、以鉅萬計、家無旬月之畜、而先生安之、惟傳古之是務、知天旣出神物、復生先生於是時、固有非偶然者

その苦辛編刻の事情は、各書の自序にも詳しいが、羅福保の先府君行述、莫榮宗の羅雪堂先生年譜・羅雪堂著述年表等によつて、その生涯にわたる羅氏の行迹をみることができる。また董作賓の羅雪堂先生傳略中國文字第八期、又全集初編卷首にその生涯を敍し、學術上の貢獻として、內閣大庫明清史料の保存、甲骨文字の考訂と傳播、敦煌文卷の整理、漢晉木簡の研究、古明器研究の唱導の五をあげている。それらは多く王國維が考證に任じて學術の光輝を發したもので、羅氏の事業は王氏の學識に負うところが極めて大であつた。晩年、宮門の變民國十三年に溥儀氏の脫出を助け、滿州建國ののちその重臣として迎えられた。しかしまもなくこと志と乖くを以て辭し、旅順に閉居して著作自ら樂しむ生活に入つたが、積勞のため數年にして沒した。郭沫若の中國古代社會研究自序に、「羅振玉的功勞、卽在爲我們提供出了無數的眞實的史料、他的殷代甲骨的蒐集・保藏・流傳・考釋、實是中國近三十年來文化史上、所應該大書特書的一項事件、還有他關於金石器物、古籍佚書之捜羅班布、其內容之豐富、甄別之謹嚴、成績之浩瀚、方法之嶄新、在他的智力之外、我想怕也要有沒大的財力、才能辨到的」とその

卷五 通論篇　一五九～一六〇

事業を評している。理財のことに及ぶのは、羅氏に對する一部の反感を示すものであろう。しかし羅氏の志は、その七十歲の肖像に、「讀萬卷書、不成通儒、行萬里路、趦趄道塗、悲天憫人、集蓼如荼、貌隨年改、憂與生俱、嗟意長而志短、空負此七尺之軀」と自ら題していうように、これを以てなお足れりとするものでなかつた。その憂がいかなるものであつたのかは知られないが、激動する時代の中にあつて、辛亥の歲を期して國學叢刊を發刊していることからも、その志のあるところを察しえよう。この叢刊には、王國維が羅氏に代つて序を作つているが、歷代學術の盛衰のあとを瑰麗の文を以て述べ、いまや「地不愛寶、天啓之心、殷官太卜之所藏、周禮盟府之所載、兩漢塞上之牘、有唐壁中之書、並出塵埃、麗諸日月、芒洛古冢、齊秦故墟、絲竹如聞、器車踵出」という豐富な資料を擁して、學術昌明の日を迎えようとする希望をしるしている。王氏もまたその志を同じうする最も有力な同志であつたが、この時期における羅氏の志は、王氏にまだ十分理解されていなかつたのではないかと思われる。王氏はこのとき西學を去つてはじめて詞學に沒頭しており、羅氏はすでにペリオ・シャヴァンヌと訂盟、殷商貞卜文字考一卷を成し、殷虛書契前編三卷を完成し、傳古の志漸く盛んなるときであつた。國學叢刊の發刊には、王氏の文によつて代辯されていない志が託されていたのではないかと思う。しかし王氏も、まもなく深く考古考史の學に沈潛し、醇乎たる學術の世界を築いていつた。そしてその十六年後に、おそらくは王氏自らも說くことのできないある怖れによつて、突然の死を遂げるのである。

巻五　通論篇　一六一～一六二

王國維一八七七～一九二七はその學術鴻博精審、不世出の才を以て羅氏の事業を助け、近代の考古考史の學を確立した。その觀堂集林二十卷は、生前に自ら薈萃編纂するところであるが、沒後には羅振玉の編刻する海寧王忠愨公遺書民國十八年刊・趙萬里の重編する海寧王靜安先生遺書民國廿八年刊、また近ごろ王觀堂先生全集十八册民國五十七年刊など、いくたびも遺著の編刊が行なわれている。全集本附錄には、傳記年譜類七種、祭文哀挽類十一種・附四篇、著述研究類十一種を蒐め、資料が甚だ備わる。

王國維は初名國楨、字は靜安また伯隅、はじめ禮堂と號し、のち觀堂また永觀と號するのは、京都の永觀堂に數年寓居していたからである。羅氏が農學社を起し、また東方學社を設けて豐田劍峯を敎授に聘したとき、ここに聽講して羅氏に認められ、その後羅氏に從つて去就をともにした。光緒廿七年、藤田博士の紹介で東京物理學校に入つたが、幾何學の學習に苦しんでまた上海にもどり、羅氏の農學報や敎育世界雜誌のために譯文編輯などに從事、ついで通州師範學校の心理學論理學擔當敎員となり、このとき西洋哲學に心を傾け、最もショペンハウェルの思想を好んだ。光緒の末年、羅氏の北上に從つて學部圖書館編輯、しばらく詞學を修めて曲錄等數種の編著を作り、國學叢刊等に發表。宣統三年、羅氏に從つて來日し、これより經史小學を修め、羅氏の業を助けて多くの編著をなした。簡牘檢署考以下、觀堂集林所收の論文や流沙墜簡等は、多くこの間に作られている。民國四年、滯留四年餘にして歸國し、以後詩書・金文・卜文等に關する考說多く、その學はさらに深博を加えた。十一年八月、觀堂集林の撰刻成り、その十月、海日樓叢書の著者沈曾植一八五一～一九二二が沒している。沈氏乙盦は、王氏が當時師友として最も敬愛した人で、のち王氏が元史を修めたのも、この人の示唆によるものであろう。しかし數年後の十六年五月初二日清明の日、南北の國情騷然たるうちに、王氏は頤和園の昆明池に自ら身を投じて沒した。遺囑中に「五十之年、只缺一死、經此世變、義無再辱」とあり、その突然の死には、今も不審とされるところがある。これを復辟の挫折感によるとするみかたについては、顧頡剛が長文の追悼文中に辯駁を加え、中國の近代學術の態勢の不備がその死を招いた眞因であるとして、學術界全體がその責を負うべきであると論じている。顧氏のこの文は、王氏には深い理解を示しながら、王氏が身を寄せた羅氏に對しては、矯情飾智、欺世盜名の僞瞞者であるとしている。羅氏に對するこのような極端な攻擊について、羅振玉が觀堂集林に寄せた序は、王氏をも含む兩者の立場を理解する上に、多少の參考となろう。序には、王國維がわが國に留學中、留學生の間に瀰漫していた革命運動に對する王氏の批判的な態度を述べ、また第一次大戰にふれていう。

予在海東、公先歸國、英法學者斯坦因・沙畹諸博士、邀予遊歐洲列邦、予請公同往、將治任矣、而巴爾幹戰爭起、予告公行期、將待戰後、公復書言、歐洲近歲、科學已造其極、人欲亦與之競進、此次戰、事實爲西政爆裂之時、意歲月必久長、公此行或不果邪、後數月、予返滬江、沈乙盦尚書、觴予於海日樓、語及歐戰、予以公語對、尙書曰、然此戰後、歐洲必且有大變、戰勝之國、或將益擴大其國家主意、意謂德且勝也、予曰、否、此戰將爲國家主意及社會主義激爭之結果、戰後恐無勝利國、或暴民專制、將覆國家主義而代之、或且波及中國、尙書意不謂然、公獨韙之、已而俄國果覆亡、公以禍將及我、與北方某耆宿書言、觀中國近狀、恐以共和始、而以共產終、某公漫不審、

巻五　通論篇　一六三～一六四

沈乙盦は洋務運動の指導者として、中西體用の說を主張した舊官僚中の知識派であるが、これに對する羅・王二家の見解は、かなり客觀的に時代の趨向を豫見するものであつた。共和より共產化の過程を避けがたいとする王氏の認識のうちに、時代に對する深い怖れがすでに根ざしている。觀堂集林の成書の當時、その死はあるいは豫感されていたかも知れない。王氏の死は、その後五年のことである。

王氏の學術は極めて多方面にわたるが、國學月報王靜安先生專號に載せる耘僧の王靜安先生整理國學之成積述要に、文字學・古物學・史地學・文學の四項を建て、また吳其昌の王觀堂先生學述國學論叢第一卷三號に「其治經學之主旨、乃在推證古史、推證古史、其主旨之根基統系、乃在小學、治小學、從金石甲骨以證合說文、其目的亦在古史」として、その經學・文字學がすべて古史の開明を目的とするものであることを指摘している。古史新證・殷周制度論など、甲骨・金文・經史を資料として古代史を統論することは王氏にはじまり、新史料による古史の再構成を試みることがその意圖するところであつた。乾嘉以來の經學、道光以來の金文學及び殷虛の甲骨文など、百川みなここに會聚して、綜合統一され、みごとな成果を結實した。

古代文字の展開については、許叙以來その說がとられているが、當時は古籀の資料に乏しく、その沿變は新出の資料によつて改めて考える必要がある。集林卷七に載せる「戰國時秦用籀文六國用古文說」以下一聯の論文は、その系統展開を論じたもので、これによつて彝器の時期觀を推すことができよう。甲骨文はすでに羅氏の捜集著錄するところであるが、その考釋には王氏の力に藉るところが多く、王氏もまた自ら戩壽堂所藏殷虛文字を編して、卜片にはじめて釋文・考釋を加え、以後卜文の著錄はその例に倣うこととなつた。金文においても三代吉金文存の編次に王氏が參與していることは、その羅序によつても知りうる。當時計畫された金文通釋は、その後彝銘の專釋・跋識の形式で隨時に進められ、集林卷十八・別集・補遺所收の數十篇となつた。王氏の金文研究が從來の款識學と異なるところは、たとえば生霸死霸考以下、集林卷一・卷二に收める諸論考において、その體系化の方法を示唆し、詩書などの古文獻と成語・文章・史實・禮制にわたつて比較究明し、それによつて文獻の同時性を證するなど、方法論的な問題の開拓にあつたといえよう。特に生霸死霸考は、周月四週の法を明らかにし、彝銘にみえる紀年日辰の推算の基礎を確立したもので、のちの斷代編年の研究に貴重な出發點を與えるものであつた。ただ虢季子白盤の十有二年を宣王に屬するのは正しいとしても、これによつて師虎毀の元年、吳彝の二祀、また頌鼎・頌毀・頌壺の三年諸器をいずれも宣王の譜に屬するのは、器制・文樣・銘文の全體からみてなお疑問とすべく、またその法を紀年銘の全體に適用することも試みられていない。その四分法はのち門弟の吳其昌に承繼されて、金文厤朔疏證が作られたが、彝器の時代觀に誤多く、その曆譜には多くの問題がある。以後斷代編年を試みるものに郭沫若・陳夢家・董作賓・唐蘭の諸氏があり、董氏もその曆譜を作つている。尤も董氏の生霸死霸の解釋は王氏のそれと異なり、そのためその年曆譜には乖離するところが多い。王氏の生霸死霸考は今日においても動かしがたいものであり、今後の曆譜的研究の基礎とすべきものと思われる。

卜文・金文の研究において、字形・聲韻の學もその基礎的作業の一である。集林卷六には字說を錄するが、そのうち釋史は、史字の初形初義を求めて、字を盛筴の器の象形とし、その書筴を掌るもの

を史と稱し、よつて史系の諸官、卿事の諸官を生じたとするもので、その方法は、古代文字學の最も本質的な領域を拓くものであつた。のちの郭沫若氏の文字學的な諸論考は、その方法の大膽な適用と擴充の試みであつたといえよう。また顧氏以來の音韻史的研究を、金文資料によつて實證する韵讀の研究は、王氏の銘文考釋・跋識等にもみえるが、別に周代金石文韵讀を編してその大綱を示した。序に「古韵之學、自昆山顧氏、而婺源江氏、而休寧戴氏、而金壇段氏、而曲阜孔氏、而高郵王氏、而歙縣江氏、作者不過七人、然古韵二十二部之目、遂令後世無可增損、故訓故名物文字之學、有待於後人者尚多、至古韻之學、謂之前無古人、後無來者可也」とその確信を述べている。據るところの二十二部は王念孫の分韵で、別に補高郵王氏說文諧聲譜を編している。のち郭沫若の金文韵讀補遺金文叢攷所收・吳闓生の吉金文錄・于省吾の雙劍誃吉金文選にそれぞれ韻讀を付しているが、分部の法は同じ。聲韻の學は、古音韻系を明らかにする上に必要であるのみならず、金文の句讀考釋を定める準據となることが多い。王氏のこのような古韻研究は、敦煌出土の古切韻系韻書の研究によつて、音韻史的な視野の上に立つものであり、その諸論考は集林卷八に收錄されている。

禮器の古器物學的研究は、圖釋・圖錄の盛行によつて豐富な資料を加え、その分類は次第に詳密となつたが、王氏はこれらの禮器を文獻に徵して、器制・器用を考定する專論數篇を作つている。集林卷三に收める說斝・說觥・說盉・說彝、卷六の釋觶卮などの諸篇があり、說斝においては禮經に散と稱するものを斝の譌形とする。羅氏の殷契考釋にみえるその說は、王氏の說を採るものであろう。說觥には兕觥と匜とを古今の器にして甲乙二類の器制とし、說盉には盉を玄酒に水を和する器、說彝には彝敦同制にしてその說は陳氏簠齋に發するという。宋以來の器名分類に混亂の多くみられる器種器用について、改めて考證を加え、古器物學的な整理を試みている。また說俎上下二篇に、宋刻以來析子孫とよばれる〓形圖象について、下部を王父抱尸の象、上部は俎の形とする新解を示したが、圖象については別にその全體にわたる體系を考察する必要がある。彝器の形態學的研究は、のち考古學の方法が導入されて、土器以來の展開が考えられ、その鑄作・文様の研究と合わせてまた一の領域をなす。王氏の古器學は、特に古文獻の整理を進めて實器との關係を明らかにした點に、收穫を示したものとすべきであろう。その研究對象も禮器のみにとどまらず、度量衡諸器・利兵・泉幣・符契璽印・古玉の類に及んでいる。

王氏の學が特にそのすぐれた組織力を發揮したのは、史學・史地學の分野であつた。古史において、殷周史の諸問題を論じた殷虛卜辭中所見先公先王考・續考卷九・殷周制度論卷十・說商・周莽京考卷十二・鬼方昆夷玁狁考卷十三及びその關聯の諸篇は、卜辭・金文の新資料と文獻とを自在に驅使して、殷周史をはじめて史學の對象領域とすることに成功したものといえよう。古史新證は晚年の民國十四年、清華大學の講義案として用意されたもので、第一章總論・第二章禹・第三章殷之先公先王・第四章商諸臣・第五章商之都邑及諸侯より成るがなお未完、先公先王考・三代地理小記等の諸篇をもとに殷代史の再構成を意圖したもので、その手稿が殘されている。また殷周制度論は民國五年、初期の論文であり、定論とはしがたいものであるが、王氏の論考中稀にみる長篇であり、當時における王氏の古代史觀をみることができる。殷周制度論は、殷周社會の基礎をその制度にありとし、周の立子立嫡・宗

法喪服・封建と君臣の諸關係が、その禮樂文化を規定するという。またそれらをすべて周公一人の創制とし、「欲知周公之聖與周之所以王、必於是乎觀之矣」と結んでいる。それより沒するまで十年、おそらく殷周史再構成の意圖はつねにその念頭にあつたものと思われ、十一年壬戌、北京大學の招請を郤けて學外教授としての指導を受諾したとき、研究題目として提出した四項目中、詩書と金文成語との比較研究、また共和期以前年代の研究がある趙萬里年譜。詩書の本文批判によるその同時性の檢證、また共和以前の斷代編年の問題を、王氏は考えていたのであろう。殷周制度論における制度史的、また經學的な古代史研究が、その後どのような展開と成熟とを進めていたかは、ついにこれを知ることができない。そのような古代史の再構成は、郭沫若氏の唯物史觀による古代社會研究によつて、別途の開花をみせる。金文資料を中心とする古代史研究の展開は、中國の近代化の過程の中で思想史的な性格を强めてくるのであるが、その大膽な首唱者は郭沫若氏であつた。そして王氏沒後二十四年、王氏の豫言したように「以共和始、而以共產終」という社會が實現した。驚くべき史眼であつたという外ない。

郭沫若氏一八九二～は本名開貞、四川の人で、故鄕の沫・若二水の名をとり沫若という。新興地主の家に生まれ、反逆的な少年期を過し、民國三年一九一四年官費留學生として渡日、六高より九州大學醫學部に學び、六高時代に看護婦佐藤とみ子と結婚、郁達夫らと創造社を結成して詩集女神を刊行、その後しばらく文學的活動をつづけていたが、河上肇の論文を譯出した一九二四年ころから革命運動に入り、國民黨の北伐にも從がつた。一九二九年、武漢政府の崩壞によつてわが國に亡命、それより十年間、東京の書肆文求堂の庇蔭をえて古代史の研究に沒頭した。一九三七年、蘆溝橋事件が起ると單身脫出して武漢より重慶に奔り、一九四二年戲曲屈原を作る。人民政府樹立後顯要の地位にあることは、人の知るところである。いま科學院長として文化界の元老であり、古器の出土ごとに必らずその考釋が考古誌の卷頭を占め、不死鳥のような活動をつづけている。

郭氏の古代史研究は、殆んど亡命十年間の所產であつた。最初の著作である中國古代社會研究は、民國廿年一九三〇年初版、上海の現代書局から刊行された橫組の書である。郭氏のすぐれた構想力、卓拔な着想は、すでにその書に遺憾なく示されており、まことに驚破天荒の議論が多い。それは唯物史觀の徹底的な適用とともに、この書の大きな特徵をなしている。その意圖するところは、中國の社會史を世界史の中に參加させ、位置させることにあつた。エンゲルスの書に中國についての言及がなく、また當時奴隷制研究の權威とされたイングラムの奴隷制度と農奴制度の歷史では、僅かに二十行の記述ののち、中國には階級制度がなかつたという結論が示されているのを不滿とし、中國人の組織する社會が他の民族のそれと同じでないはずはないという立場から、その階級社會の歷史を實證するために、この書が作られた。從つて導論には、エンゲルスの史觀による中國社會史の概觀をしるし、以下第一編周易的時代背境與精神生產には周易の自然辯證法的思惟について論じ、第二編詩書時代的社會變革與其思想史上之反映に、原始共產制より奴隷制・封建制への推移を述べ、第三編卜辭中之古代社會に、プナルア制より母權制・氏族制・階級制への展開を示し、第四編周金中的社會史觀に、靑銅器

時代と奴隷制、また古文獻にいう社會史的記述の批判を試みている。なお追論・補遺があり、重版のときに加えた書後數條がある。

郭氏のこの研究は、最も多く羅・王二氏の業績を承け、これをその唯物史觀によつて再解釋したものであつた。自序中に、資料の整理は滿清の遺臣羅振玉の爲すところ、また王氏の集林・遺書は、外觀は舊式であるが、學術の方法は極めて近代的な精神に沿うものであり、その封建的な感情との矛盾が自らの死を招いたという。そしてこの兩者から出發する今後の研究は、その國學的な觀念から超脱しなければならず、それには新しい科學的方法が必要であり、本書はいうならばエンゲルスの家族私有財產及び國家の起原の續篇であると宣言している。當時名聲の甚だ高かつた胡適の中國哲學史大綱に對しても、社會史的な視野の缺如を指摘しており、そのような郭氏の立場はその後の全著作を通じて終始渝らぬところであるが、階級史觀の基本をなす奴隷制の見解が一書成るごとに改まるという狀態で、氏の學術の全容を把握することは容易でない。

この書の構成は、易を以て史前期、卜辭・金文を以て殷周期の社會史的事實を論證しようとする。易の陰陽兩卦は生殖器崇拜の遺象であり、易にみえる帝乙歸妹泰六五・歸妹六五・高宗伐鬼方、三年克之既濟九三・王用享于岐山升六四・箕子明夷利貞明夷六五はみな殷周の史實で、易成立の過程を示す。卦爻の辭にみえる生活は漁獵と牧畜を主とし、それより農耕に轉化する時期に當るという。「屯如邅如乘馬班如　匪寇婚媾」屯六二・「賁如皤如　白馬翰如　匪寇婚媾」賁六四等は、奪略結婚を歌う古歌謠であり、階級は大人君子と小人刑人の兩者に分れていたとする。易をこのような社會史的研究の對象

巻五　通論篇　一六九～一七〇

とすることは、その成立事情からみても極めて危險なことであるが、その發展段階說に利用しうるとしたのであろう。易は母系から父系へ、原始共產制から奴隸制への過程を示し、卜辭はあたかもその時期に當るとするのがその結論である。

奴隸制から封建制へという社會的變革は、文獻的には詩書に反映され、金文はそれを實證する同時資料であるとするのが、その金文研究の基本の立場である。それで金文にみえる賜臣や人僕の賜與を、盂鼎・克鼎以下十二器の例によつて示し、克鼎の併を籍にして奴籍、左傳襄廿三年にいう丹書であるという。この奴籍說は一時わが國にも喧傳されたが、その字はすでに孫氏が併と釋しており、語例からみてもその解釋をとるべきである。また金文中に井田制の痕迹がみえず、五服五等の制なく、封建とは封境を設ける意にすぎぬとする。これらはいずれもその後の郭書に詳論されており、郭氏の金文研究は、ここにその骨骼をえていることが知られる。追論中、令彝の明公保を伯禽の名とし、左傳定四年の封建の記事中、伯禽をその誥命の書とし、また銘末の鳥形册をトーテムとするなど、多くの新解を試みている。なお左傳の懷姓は夏族であり、齊侯鎛鐘にみえる頙司の頙がその初文、おそらくツングース種であろうという。

古史に對するこのように大膽な發言は、必らずしも郭氏にはじまるものではない。疑古の學は、すでに清末崔東壁の考信錄に端を發し、特に郭書の出る數年前から盛んな活動を示した顧頡剛・錢玄同ら疑古派の運動は、古史辨第一册以下、續々と結集されつつあつた。その實證的な本文批判的研究によつて、從來の道統的な古代史觀は徹底的に破壞され、古代史再構成の努力がつづけられていたが、

郭氏はその古史批判の方法を唯物史觀に求めた。疑古派の運動は、結果的には神話の再解釋と古文獻の再認識とによつて、事實上信古に歸して終熄する。その間に、王氏の學術を繼ぐ諸人が、考古社に據つて金文學の正系をつぎ、近代の考古學的方法を完成し、郭氏らの唯物史觀派と拮抗した。ただ郭氏の金文研究は、その史觀の草率な適用を除けば、考古派の諸人とそれほど異なるものではない。事實において、郭氏の金文研究には、のち次第にその史觀を稀薄にし、それはむしろ經子の學の上に移されてゆく。すなわち思想史的課題に移る。殷末周初を奴隸制の最盛期とする郭氏の主張は、十五年後の青銅時代一九四五年、一九五四年復刊、二十年後の奴隸制時代一九五四年にもなお維持されているが、その試みは十分な成果を收めるに至らなかつたといつてよい。豐富な奴隸源をもたない奴隸制のごときは、本來ありえないからである。

郭氏は古代社會研究につづいて民國廿年甲骨文字研究・殷周青銅器銘文研究、昭和七年一九三二年文求堂から兩周金文辭大系を出し、また十年にその增補版として兩周金文辭大系考釋と圖錄とを編刊した。その增補の間に七年に金文叢攷・金文餘釋之餘、八年に古代銘刻彙攷四種・金文續攷また卜辭通纂、九年に古代銘刻彙攷續編、十二年に殷契粹編などを續々と上梓し、僅々十年のうちに甲骨・金文の主著の全部を出版している。きびしい監視下にあつたとはいえ、この亡命十年の間は、郭氏の古代史研究にこの上ない機會を與えた。亡命中という精神的緊張も、むしろ研究の上には幸したのではないかと思う。學術上の研究には、ある程度そのような條件を必要とするものであり、羅・王の學も、それぞれの孤獨の中から生まれているようである。

巻五　通論篇　一七一～一七二

殷周青銅器銘文研究上下二册は上海の大東書局刊。上册に殷周器を主として、一殷彝中圖形文字之一解、二戊辰彝攷釋、三大豐𣪘韵讀、四令彝令𣪘與其它諸器物之綜合研究、五公伐郐鐘之器制與其年代、六魯侯角釋文、下册は列國器を主とし、一新鄭古器之一二攷核、二以下者減鐘・晉邦盦・秦公𣪘・國差𦉜等の韵讀、六齊侯壺釋文、七釋丹杆、八戈琱戫彤沙說、九說戟、一〇跋丁卯斧の十篇を收める。資料には殷文存と周金文存を主とし、坐右に王氏の金文著錄表と說文諧聲譜とを離さなかつたという。圖象文字については、王氏の[illegible]形圖象の解を非とし、またこれを繪文字とする一部の解を郤けて、これらはすでに文字體系の成立後になお使用されているものであるから、「此等圖形文字、乃古代國族之名號、蓋所謂圖騰之孑遺、或轉變也」上四葉とし、[illegible]もまた族號の一であるとする。しかし明らかに文字を以て表記される國族の名との關係にふれておらず、圖象の全體の體系、またその社會的機能に及ぶところがない。その問題については、のち丁山氏の甲骨文所見氏族及其制度一九五六年刊に郭氏と同旨の論證があるが、それよりさき私の「殷の基礎社會」一九五一年、立命館大學五十周年紀念論文集に一應の考察を試みておいた。

戊辰彝はその紀年の形式からみて殷器であるが、王氏の殷禮徵文によつてその禮制を論じ、器を帝乙・帝辛期のものであろうとする。大豐𣪘は攈古・從古・奇觚・窓齋に著錄あるも、これを詳考したものがなく、郭氏はその韵讀を按じて考釋を加え、方・王・上・相・唐・房・降・𩒨・慶・享を韵字とし、これによつて古韵の分部と通韵を論ずる。すなわち東冬合韵とする段玉裁・王念孫の分部を是とし、その例として詩の烈文をあげる。金文においても陽東・陽冬合韵、東冬もまた合韵である。郭

氏の韵讀中、相は省、唐はおそらく庚、鏞・享はなお釋字が確かでない。令彝・令設は新出器中、その器銘ともに注目すべきもので、羅釋が支那學第五卷三號に掲載されるや、郭氏は直ちにその詳考を試みた。明保伯禽説、五等の爵制否定説などがみえる。また同出の令設を、王國維の周開國年表によつて十九祀（克殷八年、成王六年）践奄の際の器とし、十九年銘をもつ睘卣とその關聯器との器群構成を試みているが、郭氏の群別斷代の法はこのときすでに用意されつつあつた。また郭氏は洛誥中の明保をも魯侯伯禽とし、いまの洛誥には魯誥伯禽の佚文の竄入があるという。周書作雒解の中旄父を、孫詒讓の周書斠補に唐叔の子康伯とする説を斥け、邶鄘の鄘を魯とする王國維の説北伯鼎跋により、また金文の宅彝にみえる白懋父とともにみな伯禽の異稱とするなど、周初の文獻との關係を求めて考説するが、これらはみな牽合に失するものである。令設に臣十家・鬲百人を賜與する例を以て奴隷制の存在を、また賜貝の例によつて貝貨の制を論ずるが、いずれもなお問題がある。人鬲の賜與が特定の時期にのみあらわれること、賜貝が特定の氏族を對象とするという事實などを、注意しなければならない。公伐郐鐘は器銘の眞僞と句鑃の器制と時期をいう。句鑃については王國維の古禮記略述雪堂叢刻中の説句鑃に鐸の異名同器とする説があり、郭氏は實際の器制によつてさらに詳説を加えている。魯侯角釋文は文中の難字を釋するが、文末を臨盟と釋するのは文例に合わず、銘は上下二段に書かれているようである。通釋卷一・二二五頁參照

新鄭の器は百餘件に上る一括出土の器群で王子嬰次盧などを含み、その年代と器群の性質を論ずる。者減鐘以下は韵讀の研究で、のちの大系攷釋において改めているところがある。齊侯壺考釋は、銘文を陳文子の喪に當つてその短喪を求めることをいうものとするが、齊侯の親喪についてその公的な取扱いを求めたものとすべきである。この上下二冊を通じて、群別の法・器群・韵讀をはじめ、出土・器制文様の研究など考古學的方法もかなり適用されており、郭氏の金文研究法の大綱は、ここに備わるとみてよい。

金文叢攷四冊は、周彝銘中之傳統思想考・金文所無考・周官質疑・湯盤孔鼎之揚搉・謚法之起源・諱不始于周人辨・彝銘名字解詁・毛公鼎之年代・金文餘釋・新出四器銘攷釋（沈子設・臣辰盉・小臣謎設・厵羌鐘）・金文韵讀補遺の十一篇、周の思想・制度にわたつて、金文資料による統論が多い。兩周金文辭大系の初版本が出たのち、金文による文獻批判によつて、詩書の信憑性、周禮の僞託などを明らかにし、思想史・社會史的な領域の開拓は、この書によつて進められた。毛公鼎之年代は、從古・述林・愙齋の周初説、新城博士の春秋中葉以後とする説を批判し、宣・平説を主張する。厲王期とされる詩篇召旻・雨無正、また平王期の文侯之命との文辭の比較を根據とし、厲王末に比定される鬲攸從鼎との器形・文様の一致を説き、器が岐山の出土であることと合せて、宣王期とする結論を示している。餘釋は金文中の名物や字釋を論ずる十六篇より成る一部の書である。厵羌鐘では、安王廿二年説をとる。金文韵讀補遺は王氏の韵讀を繼ぐもので三十五器、また五器の韵讀補正を加えている。

金文餘釋之餘は、餘釋について字釋十九條、また周公設等三器の考釋、附錄として初版大系に對する劉節の批判「兩周金文辭大系商兌」北平圖書館館刊六卷三號に答える駁論を載せる。古代銘刻彙攷は第一冊殷契餘論、第二冊金文續攷、第三冊に石鼓・石經等を扱う。金文續攷は矢令設追記・師旅鼎・[illegible]

卷五 通論篇 一七三～一七四

卣・嗣子壺等、金文考釋十三篇を收錄する。彙攷續編はその補篇で、金文には杕氏壺・厵羌鐘・壽縣所出楚器之年代の三篇がある。これら大系初版後に出された郭氏の金文研究は、すべて昭和十年の兩周金文辭大系の準備としてなされたもので、大系考釋及び圖錄は、この十年間に及ぶ郭氏の金文研究の集成であり、總括であつた。

その序は、大系初版の序を重錄する。はじめに「傳世兩周彝器、其有銘者、已在三四千具以上、銘辭之長、有幾及五百字者、説者每言足抵尚書一篇、然其史料價值、殆有過之、而無不及」と同時資料の價値の絶對性をいい、ただその出土が十分な科學的調査によるものでないため、資料整理上に問題があるとする。「夫彝銘之可貴、在足以徵史、苟時代不明、國別不明、雖有亦無可徵、故歷來談史地之學于不顧、甚或加以鄙夷、而談古器物古文字學者、于史地之學、亦復少所貢獻」と從來の研究者の無關心を責め、その整理の方法として時代と地域とを明らかにする必要があるという。器銘には獻公鼎の成王、宗周鐘の昭王、遹設の穆王、趞曹鼎の龔王、匡卣の懿王など歷代周王の名がみえ、これらの標準器を準的として人名事蹟・文字銘辭・器制花文を參照して先後次第を考えうるとして、大豐設・小臣單觶を武王、以下宣・幽に至るまで、各器の斷代を定めている。また列國器を國別に分ち、西周百六十二器、列國百六十二器を總集排次して、彝銘の大觀を示した。このような組織と規模をもつ金文研究は未曾有のものであり、まことに大系の名に價する。郭氏も自信を以て、「儵忽相鑿、而渾敦果死、幸莫如之」という。金文の渾沌たる世界を、これによつて剖析しえたとするものであろう。

圖錄は器影圖象を錄するもの二百五十三器、彝銘に數器あるものはみなこれを收め、ほぼ器制文様・字形文辭の系統を考えることができる。增訂版になお補入がある。その圖錄序説は、彝器形象學試探の副題があり、國譯の單行本青銅器研究要纂、文求堂、昭和十年がある。中國の青銅器時代を濫觴期（殷商前期）・勃古期（殷商後期及周初成康昭穆之世）・開放期（恭懿以後、至春秋中葉）・新式期（春秋中葉、至戰國末年）の四期に分ち、器種・器制・文様等にわたつて各期の特徴をいう。その新式期については、スキタイ文化の影響の可能性を指摘している。最後に鐘系・鼎系の器種の展開を論じ、器の形態學的整理を試みている。

大系考釋・圖錄は、一九五六年增訂再版されたが、郭氏は圖錄卷頭に增訂序記を加え、初版は印行五百部に過ぎず、學界の慫慂によつて增訂再版することをいい、「回憶往年羈旅日本時、曾有蔚爲圖象學之雄心、事隔二十年、舊業已荒、僅此增訂之本、如無諸同志協助、亦難觀願成、感謝之餘、頗增惶悚」と感慨の言を寄せている。郭氏が遂げえなかつたとする圖象の學は、その後の諸家によつて著しい進展をみせた。

金文の學は、彝銘の史料化を究極の目標とする。すなわち斷代編年、銘辭の考釋がその整理の根柢をなし、器の形態學的研究は、その時期觀をうるための補助的手段にすぎない。斷代編年の研究は、紀年銘を中心とする各王曆譜の構成を必要とするが、郭氏の斷代には、往々にして曆譜と一致しないところがあり、その問題は、西周曆譜の再構成という困難な作業として殘されている。また銘文の考釋においても、史實との關聯を見出し、その全體に史的統貫を與えて再構成を試みることは、容易ではない。器の形態學的研究は、郭氏が自らいうように、なお端緒の作業にとどまつている。

卷五 通論篇 一七五～一七六

金文の研究は、こののち、器物の考古學的研究と、銘文の斷代的研究とを指標として展開するが、考古學的研究は嚴密に科學的な調査發掘を必要とし、また斷代的研究は、最終的には斷代曆譜の作成にまで到達しなければならない。孫羅王郭の學は、現在の金文研究の段階よりいえば、なお前史に屬する。また考古學的研究は、器物の時期觀について、相對的な關係を示すにとどまり、器の絶對年代は、曆譜的研究の成果にまつほかない。金文の研究は、曆譜の構成によつてはじめてその體系を成就しうるのである。考古學的研究については第五章以下に概說し、曆譜的研究については、第七章以下第九章にわたつて、西周期の曆譜構成を試みた。研究史的にいえば、郭氏の大系は前史の終結をなすとともに、現代の金文研究の出發を用意したものということができよう。

第五章　考古學的研究の方法

一、新著錄と出土器群

郭氏の兩周金文辭大系攷釋及び圖錄は、金文研究の近代的方法を創始した不朽の書であるが、その成功の一端は、當時すでにその學的方法を確立しつつあつた彝器の考古學的研究に負うところが多いようである。郭氏はわが國にあつて、當時のわが國の考古學の方法とその成果とを知りえたはずだと思われるが、當時中國の古銅器もまた多くわが國にもたらされて富家の收藏に歸し、たとえば住友收藏のものは一九一九年に濱田耕作博士の解說による泉屋清賞銅器部三册 一七一器 が出ている。その刪訂本である刪訂泉屋清賞 四一器 は、大系攷釋出版の前年 昭九年 に成り、卷頭に濱田博士の支那古銅器概說を付し、郭氏のいう新式期銅器のスキタイ文化との關係もすでに言及されている。日露の役後、わが國の學者による朝鮮半島の考古學的探査が盛んに行なわれ、その學術的關心は次第に中國の文物にも及び、東アジアにおける考古學的な理解を大陸との關連において進めようとする志向を生んだ。大正の末期に羅・王の二氏が渡日して本邦の諸學者と訂交し、甲骨・金文學に對する知識は急速に深められ、それに伴つて彝器の蒐集も盛んに行なわれた。羅氏がその藏儲を開いて、三代その他の梓行の費に充てたこともその一因である。そのころ濱田博士についで、梅原末治博士が多くその調査と報告にあたり、それらはのち支那考古學論攷 昭十三年 としてまとめられた。概ね大系編刊前後の論文である。また原田淑人、その他滿鮮考古學から中國に探査を及ぼしてゆく學者も、次第に多きを加えた。大系圖錄の著錄目のうちには、わが國の泉屋・刪訂泉屋などのほか、海外の著錄として猷氏の中國朝鮮青銅器圖錄 一九三〇年、圖四七・ペリオの中國銅器圖錄 一九二四年、圖三〇・ホワイトの洛陽故都古墓攷の名もあげられている。カールグレンの殷周銅器 圖九三 が出たのは郭氏の書と同年であり、このような海外諸學者の古銅器研究への參加は、從來の彝器學的な方法を改めて、古銅器を考古學的研究の對象とするに至つた。器形・器種を中心とする形態學的な研究は、やがてその制作・文様などをも含めて、器形の展開と時期觀とを探求する系統的研究法を導入する。それは相つぐ彝器著錄の豐富な資料、遺址の調査發掘・器群の研究などによつて、次第に精密を加えるものとなつた。

彝器の著錄には寫眞版によることが通例となり、大系の編述以前にも羅氏の夢郼草堂吉金圖 一九一七年、一二四器 のほか、容庚氏の寶蘊樓彝器圖錄二册 一九二九年、九二器・武英殿彝器圖錄二册 一九三四年、一〇〇器・于省吾の雙劍誃吉金圖錄二卷 一九三四年、四〇器 が出ており、その後容庚氏に海外吉金圖錄 一九三五年、一四八器・善齋彝器圖錄 一九三六年、一七五器・西清彝器拾遺 一九四〇年、二〇器、于省吾に雙劍誃古器物圖錄二卷 一九四〇年、四〇器 がある。その翌年に出た容庚氏の商周彝器通考二册 下册圖錄、一〇〇九器 には、これを器種別に時期に從うて排次し、器形・文様の展開を大觀しうる。その間、各家の收藏を蒐錄するものに、商承祚の十二家吉金圖錄 一九三五年、一六九器・羅氏の貞松堂吉金圖錄 一九三五年、一三五器

・黃濬の尊古齋所見吉金圖初集四卷一九三六年、一〇〇器・李泰棻の癡盦藏金一冊一九四〇年、五九器・梁上椿の巖窟吉金圖錄二冊一九四三年、六六器、また梅原博士の冠斝樓吉金圖三卷・補遺一卷一九四七年、一二二器等がある。

海外の各地に離散したものも、カールの蒐集古銅器一九三九年、三〇器、フリーアの蒐集古銅器一九四六年、一九器その他各國の海外古銅器を蒐集した梅原博士の歐米蒐儲支那古銅精華彝器部三冊一九三三年、二五〇器・陳夢家の海外中國銅器圖錄第一集一九四六年、一五〇器、またわが國の蒐集品については、前揭容庚氏の海外吉金圖錄のほか、梅原博士の白鶴吉金集一九三四年、二七器・靑山莊清賞一冊一九四二年、三〇器・日本蒐儲支那古銅精華彝器部五冊一九五九年、四三八器・天理參考館圖錄中國篇一九六七年、殷周器三五圖・新修泉屋清賞二冊一九七一年、殷周器圖版八〇などがあり、ほぼ五百器前後に及ぶ。また故宮舊藏のものも、故宮銅器圖錄に中國博物院の器物と合せて著錄一九五八年、八六八器、これら著錄の實數はおそらく二千五百器を超えていよう。形態學的研究の資料として、すでにかなり滿足すべき器數である。

郭氏の大系以後の著錄において、殊に注目すべきものは、出土事情の明確な遺址墳墓の出土品の多いことであり、かつそれらは概ね一括出土品として器群を構成する。それらには彝器の時期を推定する上に、確實な根據を提供するものが多い。またそれによつて、既出の單獨器の時期觀を定めうる場合もある。殷虛の發掘は、郭氏の古代社會研究刊行の前年、民國十七年の第一次發掘以來、十數次にわたる調査が行なわれたが、遺址出土の甲骨・彝器の類は黃濬の鄴中片羽初集一九三五年、三二器以來、二集四〇器・三集六一器に收められ、また孫海波の河南吉金圖志賸稿一九三九年、五〇器及び梅原博士の

河南安陽遺寶一九四〇年、九七器・中國科學院の輝縣發掘報告一九五六年等にも殷器が著錄されて、その確實な資料がえられた。殷器の甄別は宋以來の懸案とされ、羅氏の殷文存、王氏の續殷文存においても、その點が問題として殘されていた。郭氏は銅器を四期に分ち、第一期の濫觴期について、「大率當于殷商前期、濫觴期目前尚無若何明確之智識、然爲事理上所必有、蓋銅器脫胎于陶器石器等之幼稚時期也、此期有待於將來之發掘」と資料の不足を歎じているが、その後に發見された鄭州二里岡遺址の彝器には、最も古拙な形式のものがあり、鄭州・安陽・輝縣諸器の系統をたどることによつて、殷器の分期が可能となつた。殷虛出土古銅器については、中央研究院の殷虛出土青銅觚形器之研究古器物專刊第一本、民國五十三年・殷虛出土青銅爵形器之研究同第二本、民國五十五年が刊行され、精密な研究が行なわれている。なお他の諸器形の整理が進めば、二里頭・二里岡に發し、安陽より殷系の各地遺址にわたる考古學的分期が成就されるであろう。

殷周期にわたる遺址や遺物は、殷王朝の崩壞の中で各地に播遷分散し、かなり邊裔のところからも發見される。陶齋に著錄する寶雞柉禁、またその第二群のごときもその一例であるが、遼寧の凌源諸器文參・一九五五・八にも殷系の器を含み、また梁山七器にも名のみえる匽侯の盂〔三八〕がある。江蘇丹徒の宜侯夨𣪘〔五二〕を主とする一群の器文參・一九五五・五も周初に近く、宜侯夨𣪘は康王期のものと思われる。何れも周の統一過程において、それらの地に移動波及するところがあつたのであろう。河南の濬縣辛村の遺址には、周初より春秋に及ぶ遺品を含むが、殷系文化の遺存もみられる。安徽屯溪の西周期二墓考古學報・一九五九・四・江蘇儀徵文參・一九五六・一二の諸器は何れも銘文なく、また儀徵の諸器は出土のとき四十數件あり、のち十二器のみ回收され、その全容をみがたいものであるが、何れもすでに地域的分化のあとが認められる。著錄中の初期器群としては、宋刻の博古にみえる安州孝感出土の安州六器甲骨金文學論叢第十集、山東壽張の梁山七器通釋卷一・三九頁以下などがあり、周初の史實を考える上に重要な問題を含むようである。なお濬縣からも康侯諸器〔一四〕及び沬伯逘關係諸器〔一四〕が出ており、康侯による衞地經營の事實を示すものであろう。新出の保卣〔一六〕及びその關聯器も、周初の東方經營に關する器である。

穆王の生號をもつ長由盉〔一〇三〕を主とする長安普渡村の器群考古學報・一九五七・一は、その前後の諸器と一群をなす。また盂鼎二器・虢季子白盤の出土地として知られる郿縣近邊には遺址多く、一九五六年三月李家村より盠の諸器が出土した。いわゆる鳳耳をもつ尊・彝〔一〇一〕や駒形尊〔一〇二〕など器形文様に特色があり、駒尊銘に師豦の名がみえて師遽諸器〔九九・一〇〇〕との關聯が考えられる。師湯父鼎〔一〇八〕は長安獲古編に著錄する單獨器で出土も不明のものであるが、近年師湯父の名のみえる仲枏父諸器〔一〇八〕が永壽好時河畔より出土文物・一九六四・七、又、一九六五・一、器群を構成しうる。張家坡器群〔一七四〕は同出五十三件に及ぶ大量のものであるが、すべて坑藏の器であることが注意される。時期の早いものに孟𣪘〔七九〕があり、毛公・毛父諸器や班𣪘の關聯器〔七九〕である。しかし大部分は師旋𣪘二器〔一四〇・一四一〕を中心とするもので、おそらく夷王期前後のものであろう。出土器はすべて長安張家坡西周銅器群一九六五年に收錄されている。その附近から出土した叔専父盨〔一七四〕等九件は厲王期のもので、墓壙中の器である。張家坡器群とほぼ時期の近い梁其諸器〔一五七〕は、解

放前に扶風法門寺任村の出土といわれ、戰爭中に離散し、于省吾氏の商周金文錄遺にその器銘四文を蒐集しているが、解放後の回收廢銅中から、また梁其鐘など器群中のものが發見された。文物・一九五九・五 器數は十器であるが、なお散佚のものがあるかも知れない。

法門寺附近は、光緒中に克氏諸器が出土したところであり、張家坡器群中に伯梁父の器があつて、梁其諸器との關係が推測される。この法門寺のすぐ近くから、一九四〇年に盜掘によつて六十數器が出土したと傳えられ、そのうちに禹鼎〔一六二〕・圅皇父鼎〔一五八〕などが含まれていたという。大系に攈古等によつて圅皇父の𣪘・匜を錄し、𣪘の一器はわが國に將來されて天理考古館に藏する。柯昌濟の金文分域篇陝西岐山縣に「癸酉民國廿二年、一九三三年、岐山清化鎭」とするのはその地で、圅皇父鼎二・盤一と、同出の伯鮮鼎二器・匜・鮮甗・守婦彝・圅交仲簠二器等計十四器を錄する。これらの器の一部はのち陝西省博物館に蒐藏され、その青銅器圖釋一九六〇年に收錄する。この器群はおそらく數次にわたる出土があつたとみてよく、器數も百餘件に上るといわれる。張家坡にしても圅氏諸器にしても、夷厲期にこのように大量の坑藏品があることは、おそらく當時の險惡な政治情勢あるいは社會不安を反映するものであろう。

陝西藍田出土の十六器文物・一九六〇・二 又・八・九中、弭叔の諸器〔一一六〕及び詢𣪘〔一八二〕がある。前者には井叔の名がみえ、後者は師詢𣪘の師詢と關係があろう。師詢𣪘〔一八三〕は宋刻に載せるものであるが、新出の器によつてその時期觀を確かめうる。前述の禹鼎も同文の銘をもつ器が宋刻にみえ、新出の器によつて彝銘を確かめうる例である。

劉節氏の壽縣所出楚器考釋 民國廿四年、又、古史考存 の緒言に、當時の新出器群の情況についていう。

近二十年來、殷周古器出土者、其比率十百倍於往昔、雖發掘之時、未能採用考古學者之方法循序漸進、作合理之報告、然較之疇昔土人盜掘者、亦不可同日而語、就其役之卓々大者而言、凡有五次、民國十二年秋、河南新鄭所出古器、一也、同年山西歸化李峪村所出古器、二也、十八年洛陽韓君故墓所出古器、三也、同年秦中寶雞縣鬬雞臺所出古器、四也、及二十二年夏間、安徽壽縣所出楚器、五也、是五役之中、秦甸所得者、時代較早、器物亦散落、不可董理、歸化所得諸器、大部流往外國、其在國內者、亦祕不示人、安徽所出銅器、十年之內、已有二次、其第一次所得者、現存瑞典京城之東亞蒐集部、器物不多、形制與去夏獲得者相似、當爲同時代之物

これらの發掘は、必らずしも盜掘でないとしても、考古學的工作というにはなお遠く及ばず、概ね調査報告を缺き、その器物も四方に離散し、著錄あるものも後の捜集に成るものが多い。劉氏のいう五次の役のうち、李峪村出土の杕氏壺その他は海外に流出して梅原博士の歐米等に著錄され、また寶雞諸器は陶齋著錄のものと異なり、柯氏の分域篇にその器名を錄するが、みな海外に流出している 梅原氏論文。 洛陽金村の諸器も梅原博士の古墓聚英に、その捜集が試みられており、𠫑羌鐘〔二〇四〕や嗣子壺〔二〇四〕など注目すべき器を含むが、ホワイト氏の洛陽古墓考は見聞によつてしるしたもので、その遺構とされる木槨墳八個についても、正確度になお問題があるとされている。出土品には精巧な裝飾品が多く、むしろ工藝史的に重要な資料といえよう。これに對して新鄭・壽縣の諸器は、列國期の器群として、彝器を主とするものであることが注意される。

新鄭出土の器群〔二〇六〕は、民國十二年一九二三年八月、地中の深處から發見された。そのうち王子嬰次盧〔二〇六〕は出土後まもなく王國維や關百益らが考釋を試み、鄭陵の役の遺器とする解釋がなされて注目を受けた。器群は一時離散してその全容を知られなかつたが、關係者の努力によつてかなりの部分が回收され、關百益の新鄭古器圖考四冊 一九二八年、彝器繪圖三九、新鄭古器圖錄二冊 一九二九年、寫眞版九三器 及び孫海波の新鄭彝器二冊 一九三七年、九五器に收錄する。遺址の狀態はこれらの書によるも明らかでなく、同出百餘件に及ぶ大量のこの器群は、一般の墓葬とあるいは異なるものであるかも知れない。

壽縣第一次の出土器は多く瑞典に舶載され、それとほぼ同期とみられる第二次出土の曾姬無卹壺〔二二七〕等は、概ね諸家の著錄中に收められている。劉氏の楚器圖釋緒言にいう。

壽縣古名壽春、楚之都城、其地在淮水之南、去夏 廿三年 洪水氾濫、該縣東鄉朱家集李三孤墳地方發現古物、土人因而開掘、所得甚多、據當時報章之言、有銅器及石器等計八百餘件、事後爲省政府偵獲、器物今存於安徽省立圖書館者、大小共七百餘件、館長陳東原先生言、點收時、按字數查檢、又少五十餘器、其因土人竊賣、流落於外者、平津京滬、皆有之、在滬而歸廬江劉氏善齋者、有曾姬無卹壺二・楚勺二、具見善齋吉金圖錄、在京者楚王酓肯鼎一、胡光煒氏曾爲考釋、其器今不知在何許、又一部流落天津者、歸李氏所藏凡十件、其在北平者凡十件、其中一勺、曾歸海城于省吾氏、著錄于其所著雙劍誃吉金圖錄中、今轉歸東莞容氏頌齋所藏、此外九件、中華教育文化基金董事會、以二千零三十元、購其七件於尊古齋黃百川氏之手、其餘一勺一鑪、黃氏以贈該會、今皆寄存於國立北平圖書館金石部、卽本書所錄九器是也

劉氏はその書において、この壽縣諸器と新鄭諸器との器制文樣の類似に注意し、當時わが國の學者によつて主張されていたいわゆる秦式の問題に言及している。またこの器群の出土情況について、地中深處の木室に數層にわたつて排次されていたといい 第一節注五、その見聞者の言を錄して、みな墓葬品でない 第五節附注二 とする。すなわち坑藏品とみているのである。おそらく第三次壽縣蔡墓の出土器と、相似た狀態にあつたものと推測される。

壽縣の第三次出土は一九五五年五月、西門外の土溝中から甬鐘兩件が發見され、調査の結果、井形の土坑墓中から五八四件、うち銅器四八六件、彝器・樂器合せて百五件という大量の器群が出土した。その調査報告は壽縣蔡侯墓出土遺物 一九五六年 として出版されており、坑藏の詳細を知ることができる。その出土器は墓道のないこの形式の墓坑は、おそらく第二次の木室の構造と相似たものと思われる。その出土器は蔡侯𪓐盤・尊・鐘、吳王光鑑等を主とし、通釋〔二一二〕・〔二二九〕に考釋を加えておいた。蔡侯𪓐の戈はすでに周存にも著錄 六・二三 のものがあり、その出土の時と處とは知られない。

壽縣發掘の翌一九五六年冬、三門峽上村嶺から虢國墓地が發見された。またその翌年、附近の調査によつて二三四座に上る墓地が知られ、車馬坑三・馬坑一も發見されている。大墓中の出土物により、虢國の墓地群であると推定される。墓坑はすべて竪穴形式で墓道なく、新鄭・壽縣と相似た構造であるが、狗坑を伴う。時期的には東遷前後のものとされ、玉飾品等が多い。上村嶺虢國墓地 一九五九年 にその詳細な報告がある。諸虢の問題を解明する資料を含んでおり、その器群については通釋〔二〇〇〕に銘文のあるものを錄しておいた。

以上の器群のうち、安陽・濬縣・張家坡・扶風齊家村・洛陽金村・新鄭・壽縣・上村嶺の遺址及びその出土器については、それぞれ專刊の書があり、その他は楚文物展覽圖錄 北京歷史博物館、一九五四年、一一器・全國基本建設工程中出土文物展觀圖錄 同委員會、一九五五年、一二九器・五省出土重要文物展覽圖錄 同展覽籌備委員會、一九五八年、五〇器・中國的考古收獲 中國科學院考古研究所、一九六二 等に收錄され、また地域的に著錄するものに、山東文物選集 山東省博物館、一九五九年、三六器・青銅器圖釋 陝西博物館、一九六〇年、一二九器・江蘇省出土文物選集 南京博物院・江蘇省博物館、一九六三年、二〇器 等がある。その他に未著錄の器、あるいは再錄の器とみるべきものに、陳夢家の西周銅器斷代 考古學報、一九五五・五六年、又、復印本・上海博物館藏青銅器二冊 一九六四年 がある。まもなく文化大革命が起つて、陳氏の斷代は續稿の掲載を中止、やがて雜誌もすべて廢刊となり、中國の考古學界はその消息を絕つに至つた。しかし文革中にも發見・調査のことはつづけられており、文革後にその間の收穫として、文化大革命期間出土文物第一輯、出土文物展覽工作組・一九七二年、省別・三一器・新中國出土文物 外文出版社、一九七二年、二八器 の二書が出版され、また若干の新しい資料を加えた。一昨々年より復刊された考古・文物、また一昨年より復刊された考古學報にも新出器の報告がみられるが、銘文のみるべきものは少數に過ぎない。本書中に收錄するに及ばなかつた資料については、附錄中の本文編に補入するつもりである。

二、彝器の分域

中國の青銅器文化は、殷・周の首都圏より、時代とともに廣域に及び、また器形文様にも多様な展開を示す。殷代の遺址は、河南を中心とする極めて限られた範圍にみられ、遠く地方に波及するものは、何らかの事情により播遷したものと考えられる。おそらく殷周の革命によつて、殷を支持していた舊氏族勢力に大きな變動がもたらされたのであろうが、周王朝の勢力下に吸收されたものは、成周庶殷として、あるいは陝西の各地に荒地の開拓のために移され、また抵抗をつづける諸族は、遠く域外に去ることを餘儀なくされたようである。殷周の際の彝器が、殷の固有の地域を離れて擴散の狀態を示すものが多いのは、そのためであろう。

西周期の彝器文化は、はじめ宗周と成周とを中心として展開する。壽張の梁山七器、孝感の中氏諸器などは、殷周鼎革の際の經營のあとを示すものとみられ、凌源・丹徒諸器のごときは、諸氏族の播遷によるものであろう。寶鷄柉禁第一群・第二群が殷器の系統であるのは、その地に遷された東方の氏族の遺器とみられ、この方面に東方の諸氏族が遷されていたことは舀鼎〔一三五〕や矢王諸器〔一三九〕によつて知ることができる。また岐山やその周邊に重要な器群の出土がみられるのは、西周の政治社會を考える上に重要な事實とすべく、他にはこれに匹敵しうる出土地はない。しかし西周晩期には、次第に他の地域にも青銅器文化の興起が認められ、殊に東遷後には周室を中心とする彝器の製作が絕

え、列國器の時代に入る。春秋戰國を通じて、各地の彝器文化にそれぞれ盛衰があり、器制・文様にも獨自の推移展開のあとをたどりうるが、青銅器時代の最後を飾る華麗な彝器文化は、吳楚など東南の地域に榮えた。彝器文化の時代と地域との關係は、中國の古代文化の展開のあとを最も具體的に示すものといえよう。

彝器分域の中心をなすものは遺址であり、一括出土品であり、器群である。出土地の遺構や出土狀況が明確である場合には、標準器として系列化の基準をそこに求めることも可能であろう。彝器の考古學的編年には、出土地や同出器の整理を進めておくことがまず必要である。しかし傳世の彝器や盜掘によるものには出土事情の明らかでないものが多く、ただ宋刻の著錄以來、出土の地名を記錄することが行なわれていて、分域の可能な器はかなりの數に上る。金文の研究は古くは金石學とよばれ、碑刻と合せて扱われており、そのため早くから地方志の一編として、あるいは分域の書として編纂された。古くは宋の陳思の寶刻叢編、また清に入つて畢沅の中州金石記五卷・關中金石記八卷、山左金石志二十四卷 阮元同撰、阮元の兩浙金石志十八卷 附補遺、その他の諸家によつて各地の金石志の類が編纂されている。金文の分域を試みるものには早く劉喜海の長安獲古編 光緖卅一年刊、また曾毅公の山東金文集存 民廿九年刊などがあるが、全國にわたるものに柯昌濟の金文分域編二十一卷があり、諸著錄を搜査してその器名と記事とを錄する。柯氏は王國維の學を承け、若くして金文學を修めた人で、他に韡華閣集古錄跋尾十五卷の著があり、その兩書を餘園叢刻に收める。民國十九年の自敍にいう。

金石目錄之以輿地分編、宋王象之輿地碑記、陳思寶刻叢編等書、始開其端、至淸代各省郡縣金石志記、作者無慮數十家、然各書所載、往往於石刻偏詳、而於金文多略、良以此類轉徙無常、難存易毀、不比石文之可以跬步搜訪、況其出土所在、亦非是處可有、綜海内計之、不過豫之洛中鄴下、陝之岐山寶雞、魯之臨淄曲阜、晉之渾源大同、冀之易州曲陽等數處、又自非洽於見聞、精於鑒識者、殆難知其緖略、是以難也

竊又謂、彝器鏽色之審辨、形製之區別、花紋之類例、坑地之位置、苟能精爲研討、其所發明、亦不在考證款識文字下、是宜有專門纂述、以資研究、而其體要、則似應以分域爲先

次に編纂の體例を述べ、ただ著錄すでに多く、私家收藏の器に至つては及びがたいところもあり、この書を以て韡路藍縷の作とする旨をいう。出土の記錄あるものを出土、掊掘販徙を經ざるものを本在、銘文等により推測しうるものを考徵に分ち、かつ舊聞を錄するなど、用意は周到である。分域のことは柯氏のいうように、器の形態學的研究には特にその基本をなす重要な作業であるが、專著は甚だ少く、のち柯氏の續編が出たほかは、これを整理したものをみない。ただ樋口隆康博士の西周銅器の研究 京都大學文學部紀要第七、昭卅八年 第四章結論二、西周銅器の分布の附表に、西周銅器の出土地表を揭げ、西周器の分域を概觀しうる。また陳槃氏の春秋大事表譔異に、列國器についての歷史地理的考察が加えられている。彝器の形態學的研究としては、殷・周・列國を通じて、その器種・形制文様・銘文にわたる樣式的區分をも加えた分域表の作成が最も望ましいわけであるが、いま金文研究の立場から必要と思われる範圍の略表を、次に揭げておく。概ね本書に收めた器を主とし、その關聯器及び後出の資料を附加するにとどめる。

河南省　河南吉金圖志賸稿

〔安陽〕　安陽殷墓諸器　鄴中片羽初集～三集　河南安陽遺寶　安陽發掘報告　殷虛發掘　考古學報一九六〇・一　殷虛出土青銅觚形器之研究　殷虛出土青銅爵形器之研究　大司空村諸器通訊一九五八・一〇　西郊出土諸器文參一九五八・一二

〔濬〕　伯甗通考　康侯段〔一四〕傳一九三一年、與遝器同出約二十六器、別有二說、一以爲衞輝、一以爲輝縣、歷史硏究一九五四・二　學報九　斷代一　濬縣諸器睿縣彝器　形態　濬縣辛村諸器　濬縣辛村

〔輝〕　楚王酓章戈　二器〔二二七〕金匱　輝縣諸器文參一九五六・七　輝縣發掘報告　戰國　又傳、上海　戰國墓諸器文物一九六五・五

〔新鄉〕　小臣謎段第一器〔六三〕民一九年出土、斷代

〔汲〕　小臣謎段第二器〔六三〕傳一九三〇年出土、斷代

〔沁陽〕　伯戔盤・簋〔二二七〕　考古圖　太行石室出土

〔鄭州〕　殷諸器楊莊・人民公園出土、建設　殷墓銅器八件　文物一九六五・一〇　殷代前期青銅器文物一九七三・七（唐蘭）

〔滎陽〕　鄭虢仲段〔二〇〇〕　周存

〔新鄭〕　新鄭諸器（父丁爵等）　考古圖　新鄭出土諸器（王子嬰次盧等）〔二〇六〕同出百餘件　新鄭出土古器物圖志初編　新鄭古器圖錄　新鄭彝器　戰國　新鄭窖藏戰國兵器考古一九七三・六

〔許昌〕許子鐘等〔二一三〕穎川出土　考古圖　薛氏
〔禹〕殷爵白沙水庫、建設
〔上蔡〕田莊村諸器（亞字形標識等諸器）文參一九五七・一一
〔鄭〕兄癸卣考古圖
〔開封〕㸒子戈〔五九〕民廿八年出土、巖窟
〔商邱〕宋諸器（宋公鐘〔二一〇〕宋公緣鼎〔二一〇〕）博古
〔洛陽〕臣辰諸器〔三〇〕貞松　聞一九二八年冬、與矢令等三十餘器同出、郭釋　矢令諸器六器〔二四〕〔二五〕貞松　傳
一九二九年馬坡出土、斷代　徙鼎〔一六〕善齋　作册䰧卣〔二六〕與令諸器同出、斷代　作册大方鼎三器〔四二〕與令諸
器同出、貞松　作册䰧卣〔五八〕斷代　也段〔七八〕貞松　卿諸器〔二七〕〔二八〕貞松　保卣・保尊〔一六〕
傳、斷代　㸒段・㸒諸器七器〔五九〕　白鶴　斷代　嗣鼎〔三二〕一九二九年出土、貞松　效尊〔八一〕疑洛陽出
土、斷代　競卣・競諸器七器〔八七〕出邙山之廟溝、斷代　守宮盤・守宮諸器〔一一九〕斷代　金村墓諸器
（𠫑羌鐘〔二〇四〕嗣子壺〔二〇四〕趙孟介壺〔二〇四〕吉日劍〔二〇四〕）　洛陽金村古墓攷　戰國　者㲋鐘
傳洛陽金村墓出土、陳釋　洛陽中州路諸器洛陽中州路　周鉛卣建設　西周晚期扁壺建設　城北區第三墓諸
器通訊・一九五九・一　東郊西周墓諸器考古一九五九・四　馬坡村方彝文物一九六二・一　邑觶等四件　文物一
九六四・九　大保戈文革・一　北瑤村諸器（浮雕兎文觶等）九件　考古一九七二・二　龐家溝西周墓諸器
文物一九七二・一〇　中州路戰國車馬坑考古一九七四・三
〔伊川〕子字形父己鼎寺后村出土　文參一九五七・五

〔孟津〕河淸諸器考古圖　莊村古器分域　㝬仲段攈古
〔陜〕錯金銘子孔戈通訊一九五七・一一　上村嶺虢墓諸器（虢季氏子段鬲・虢太子戈・蘇器）〔二〇〇〕通
訊一九五八・一一　上村嶺虢國墓地
〔魯山〕雁公鼎〔四八〕分域　倉頭村諸器五件　文參一九五八・五
〔郟〕父己鬲考古圖　太僕鄉諸器江器、建設
〔新野〕曾子甗等八件　文物一九七三・五
〔桐柏〕周墓盤・匜文物一九六五・七
〔信陽〕信陽楚墓諸器（編鐘等）〔二二七〕文參一九五八・一　河南信陽楚墓出土文物圖錄　蔡侯編鐘文物一九
七三・七
陝西省長安獲古編　陝西省博物館靑銅器圖釋　五省出土重要文物展覽圖錄　新出土的幾件西周銅器、文物一九七二・七
〔長安〕虢叔旅鐘〔一五五〕愙齋賸稿　善鼎〔一三三〕周存　豆閉段〔一〇九〕愙齋　三代表　效尊〔八一〕傳長
安、斷代　效卣〔八一〕通論　斗門鎭普渡村第二號墓諸器八件〔一〇三〕文物一九五五・二　學報一九五四　普
渡村第三號墓諸器（長甶盉）〔一〇三〕等廿七件　通訊・一九五五・三　學報一九五七・一　斷代　五省　張家
坡諸器五三件　（孟段）〔七九〕師旋段第一器〔一四〇〕第二器〔一四一〕考古一九六二・一　灃西　斗門區
東興堡鼎陝西　叔尃父諸器九件〔一七四〕張家坡　文物一九六五・九　斗門鎭彝分域　輔師嫠段〔一五一〕
兆元坡村出土　學報一九五八・二　新曜銅器二件・馬王銅器二五件、考古一九七四・一
〔京兆〕師綵象尊（師㕣尊〔一二四〕）考古圖　虢叔段〔二〇〇〕考古圖　𡎸盨〔一八四〕考古圖

〔西安〕善鼎〔一三三〕攈古　蔡姬尊金匱　大師虘段〔一二六〕斷代　上海
〔咸陽〕畢鮮段蒞攈古　故城遺址銅器考古一九七四・一
〔興平〕諫段〔一二七〕陶齋　又、武功、大系新版　嵌金銅犀尊文物一九六四・七
〔鄠〕宗婦諸器分域　豐姞段積古　鄠縣諸器陝西
〔藍田〕弭伯匜〔一一六〕考古圖　弭仲諸器集古錄　寺坡村諸器（弭叔段〔一一六〕・詢段〔一八二〕等）文物
一九六〇・二・八・九　弭伯段〔一六五〕文物一九六六・一　永盂考古一九七二・一
〔盩厔〕㽙彝集古錄　鄧孟壺〔二〇八〕陝西金石志
〔輝〕西門外丁家溝諸器陝西
〔大荔〕芮公簠分域
〔韓城〕晉姜鼎〔二〇一〕考古圖　又、彭城、薛氏　杜伯盨〔一九六〕分域　或云朝邑、韓華
〔華陰〕禹鼎（穆公鼎）〔一六二〕考古圖
〔郃〕鄀公諴簠（郃雒鼎）〔二〇九〕集古錄　考古圖　秦公段〔一九九〕廣川書跋　微緣鼎〔一四七〕續考古圖
〔蒲城〕商鞅量〔一九九〕重泉、郎蒲城　大良造鞅戈〔一九九〕貞松
〔鳳翔〕散氏盤〔一三九〕積古　散伯諸器〔一三九〕周存　矢王尊〔一三九〕周存　窓鼎愙齋　虢仲殘段〔七
九〕〔二〇〇〕愙齋尺牘　分域　城虢仲段〔二〇〇〕攈古　虢季氏子組諸器〔二〇〇〕周存
〔雍〕秦公鐘・段〔一九九〕貞松　又、秦州　𡎸方鼎〔一〇〕銘僞　傳一九二四年靈山出土　厤朔　斷代（分域云寶雞）
〔岐山〕伯克壺〔一七〇〕考古圖　克鐘〔一七二〕三代表（又、扶風）　毛公鼎〔一八二〕攈古　大豐段〔一〕攈

古　愙齋　圅皇父諸器〔一五八〕原一百餘件　任家村出土、攈古　三次出土、文物一九五一・一〇　陝西　禮村諸器
（父乙鼎・父辛爵・父癸觶等）陝西　王家嘴諸器陝西　禹鼎〔一六二〕任家村出土、同出百餘件、學報一九
五一・七　陝西　梁其諸器約十件〔一五七〕任家村出土、陝西　圖象銘諸器靑家鎭出土、建設　善夫吉父盂〔一
九一〕靑家鎭出土、考古一九五九・一一　伯鮮諸器分域　外叔鼎文物一九五九・一〇　岐山諸器考古一九五九・一
一　康季鼎考古一九六四・九　賀家村諸器一七件　（史䛓段〔五〇〕）考古一九七二・一，五　文物一九七二・六
文革・一
〔扶風〕𢦏段〔一一〇〕考古圖　牧段〔一〇四〕考古圖　鄦段〔一八五〕　集古錄　考古圖　伯庶父鼎集古錄　克
氏諸器九器　（克盨〔一六六〕大克鼎〔一六七〕小克鼎〔一六八〕）法門寺任村、陶齋　愙齋　貞松　克鎛文物一九
七二・六　車父鼎等十九件　同上　梁其諸器傳法門寺任村、上海　仲義父諸器〔一九八〕法門寺出土、貞松　上海
齊家村諸器三九件　（柞鐘〔一九八〕幾父壺〔一九七〕仲義鐘〔一九八〕等）文物一九六一・七　考古一九六二・二
齊家村諸器扶風齊家村靑銅器群　康家村諸器　（圅皇父諸器〔一五八〕）陝西　善夫山鼎〔一五四〕扶風北岐山出
土、琱生壺等同出七件、文物一九六五・七　扶風莊白大隊諸器　（丕休方鼎・㝬諸器・安鐘）文物一九七二・七
〔寶雞〕虢季子白盤〔一九二〕虢川司地出土、攈古　城虢仲段　寶雞東鄉、三代表　鬪雞臺柉禁第一群陶齋　鬪
雞臺柉禁第二群柉禁　戴家溝周器二百餘件、齊家村序　厲侯玉戈〔七一〕分域　斷代　虢鎭諸器陝西　南宮
柳鼎〔一六三〕虢鎭出土、陝西　老虎溝諸器陝西　靑姜河諸器五件　文物一九五九・一一　琱氏段等文物一九六
三・一〇　陽平鎭秦墓諸器文物一九六五・七
〔郿〕大盂鼎〔六一〕・小盂鼎〔六二〕攈古　盂鼎克鼎　盠諸器（盠方彝〔一〇一〕盠駒尊〔一〇二〕）車站鄉東

李村出土、陝西　學報一九五七・二　郿縣大鼎文物一九七二・七

〔武功〕　鄧伯氏鼎陶齋　師痟毁二器〔一二〇〕文物一九六四・七　中枏父諸器〔一〇八〕文物一九六四・七　又、一九六五・一・一二

〔永壽〕　散季毁考古圖

〔乾〕　丁侯鼎（勅𢿍鼎〔二九〕）分域

〔綏德〕　田莊出土諸器二〇件　文物一九七二・三

〔涇陽〕　高家堡周初象文等諸器文物一九七二・七

〔保安〕　𩵦毁〔四九〕夢鄣

〔關中〕　晋鼎〔一三五〕積古　蘇公毁〔二〇〇〕金索　芮伯壺陶齋

甘肅省

〔天水〕　秦公毁〔一九九〕秦州出土、貞松

〔靈臺〕　白草坡西周晚期諸器二三器　考古一九七二・一　文物一九七二・一二

內蒙古　內蒙古出土文物選集

山西省

〔太原〕　吳王光劍〔二二九〕・東周諸器原平出土　文物一九七二・四　保德殷諸器三〇件　文物一九七二・四

〔汾陽〕　鳥書戈鳥書考

〔長治〕　長治分水嶺戰國墓諸器文物一九五五・一〇　學報一九五七・一　五省　又、文物一九七二・四

〔長子〕　伯陵鼎、又頌齋　四旺村殷址諸器文物一九五九・二　長子䵼文物一九六四・七

〔平定〕　壽陽紫金山諸器（人形卣・己擧爵）考古圖

〔盂〕　父丁匜積考古　獸面文瓿同上

〔壽陽〕　亼爵考古圖

〔渾源〕　渾源諸器（李峪村出土）一九二三年出土、分域　渾源彝器　戰國　上海（七器）

〔代〕　吳王夫差鑑〔二二九〕山右金石志　周存

〔曲沃〕　晉邦盞〔二〇二〕筠清

〔翼城〕　殷周器八件　文物一九六三・四　考古・一九六三・四

〔吉州〕　叔碩父甗〔一五四〕　叔姞毁山右　仲邑父鼎分域

〔榮河〕　邵鐘〔二〇三〕窓齋　上海　𪒠鎛〔二一六〕傳后土祠旁出土　攀古　上海

〔芮城〕　諆田鼎（令鼎〔七三〕）居易錄　分域

〔聞喜〕　南王村諸器山右　分域

〔洪趙〕　坊堆村南宮諸器文參一九五五・四　永凝東堡諸器（圖象諸器三件）建設　文參一九五七・八

〔呂梁〕　石樓諸器文參一九五九・二　一九六〇・七

〔石樓〕　二郎坡諸器一五件　文參一九五八・一　賀家坪諸器文物一九五九・三　殷兵器同・一九七四・二

〔萬榮〕　錯金鳥書戈〔二二九〕文物一九六二・四・五

〔侯馬〕　上馬村東周墓諸器（郤王之子鼎等）一五件　考古一九六三・五

河北省

〔北京〕　吳王造士尹氏叔孫䵼〔二二九〕西淸著錄、海淀區東北曜村再出土　文參一九五八・五・一二　西周甗西郊太平道　建設

〔保定〕　殷三勾兵夢鄣　梡伯彝夢鄣

〔易州〕　匽侯鼎・匽侯諸器〔三八〕京師城外、攀古　郾侯郾王諸器〔二〇五〕貞松　父乙觚鬱華閣　員父尊〔二一〕傳、分域　伯魚鼎分域　齊侯盤等四器〔二一三〕山東文物

〔淶水〕　張家窪北伯諸器十餘器〔三六〕貞松　王跋

〔懷來〕　燕國銅器六件　文物一九六四・七

〔邢臺〕　邢臺出土鼎・壺文參一九五九・九

〔石家莊〕　藁城殷墓銅器五件　考古一九七三・一・五　文物一九七四・八　鐵刃銅鉞考古一九七三・五

〔青龍〕　オルドス式銅器考古一九六二・一二

遼寧省

〔凌源〕　海島營子村諸器（匽侯盂・史戍卣等〔三八〕十六件）文參一九五五・八　斷代　五省

〔北票〕　燕王戠戈考古一九七三・四

〔喀左〕　北洞村殷銅器六件　考古一九七三・四

〔寧城〕　南山根石槨墓銅器學報一九七三・二

山東省山左金石志　山東吉金集存　山東文物選集　文物一九七二・五

〔濟南〕　大辛莊殷諸器文物一九七二・五

〔長山〕　父辛卣・爵〔三八〕金索　父戊爵金索

〔桓臺〕　鑄子䵼〔二二三〕三代表

〔長淸〕　田父甲諸器貞松　興復河𠨘卣・毁等諸器山東文物　方鼎等十六件　文物一九六四・四

〔泰安〕　□父士杉𣪘山東文物　東更道戰國諸器同上　徂徠戰國諸器同上

〔新泰〕　杞伯每匄諸器〔二二一〕分域

〔肥城〕　鑄公䵼〔二二三〕周存　陳侯壺等十三件　小王莊出土　文物一九七二・五

〔曲阜〕　宋戴公戈山左　魯伯愈父諸器〔二一九〕分域　魯大司徒豆・匜〔二一九〕分域　殷諸器文物一九七二・五　北關諸器文物一九七二・五

〔鄒〕　益公鐘分域　七家峪村西周墓諸器八件　文物一九六五・一一　弗敏父鼎・殷諸器同上・一九七四・一

〔滕〕　夆叔匜・盤貞松　邾義伯鼎・郜伯鼎等　十二件〔二二五〕山東文物　井亭殷諸器三十餘件、同上　殷諸器文物一九五九・一二　魯伯愈父鬲〔二一九〕鳳凰嶺出土十二件、上海　子諸器文物一九七二・五

〔臨沂〕　土城村戰國銅鼎山東文物　俄莊出土諸器鐘鼎等十六件　文物一九七二・五

〔莒〕　司馬南叔匜山東文物　天井汪莒器廿一件　文物一九七二・五

〔沂水〕　李家莊諸器山東文物

〔東平〕　郜造遣鼎〔二二五〕山東

〔壽張〕　亞爵山左　梁山七器（大保諸器〔二・三〕鮽尊〔三七〕伯害盉・害鼎・大史友甗〔三九～四一〕）分域

〔惠民〕殷代銅器考古一九七四・三
〔黃〕旅鼎〔五〕山東　朿觶同出十件〔四〕　遹甗〔八九〕　䱷鼎〔八九〕出萊陰　分域　通考　黃縣曩諸器八件〔三八〕〔二三〇〕黃縣曩器　歸城小劉莊諸器（启卣，尊）文物一九七二・五　歸城姜家諸器同上
〔膠〕靈山衞古城齊量三器（子季子釜・陳猷釜・左關鋘〔二一八〕）愙齋　齊量　上海
〔益都〕癸姜段攈古　傳尊三代表　蘇阜屯一・二群學報二　又考古一九七二・一　殷墓兩鉞文物一九七二・五
〔臨淄〕齊侯鐘（叔夷鎛）〔二一五〕金石錄　宋穆公孫盤同上　殳史丙爵愙齋　姚王村豆・鼎器群山東文物
河崖頭諸器文物一九七二・五　商王莊銅鏡同上
〔淄川〕慶叔匜〔二二〇〕薛氏
〔青州〕齊𡚱姜段〔二一三〕山東　鑄子鼎・簠〔二一三〕貞松
〔壽光〕紀侯鐘〔二二〇〕積古
〔諸城〕父癸尊・鼎分域　郳王之子利戈分域　臧家莊戰國墓諸器卅八件　文物一九七二・五
〔蓬萊〕蔡姞段分域
〔蒼山〕圖象款識諸器等十一件　文物一九六四・七
〔臨朐〕公孫竈壺等廿件　文物一九七二・五
〔長島〕大竹島戰國諸墓文物一九七二・五
〔歷城〕魯伯大父段文物一九七三・一
〔臨沭〕黃莊春秋墓諸器建設

卷五　通論篇　二〇一～二〇二

〔安邱〕李家戰國卣・鼎山東文物
〔嶧臺〕春秋甗山東文物　曩侯鼎等〔二二〇〕六件　文物一九七二・五　启卣・尊〔二二〇〕同上
〔濱〕蘭家村段器三件　山東文物
〔海陽〕尙都村段器二件　山東文物　觀陽古城編鐘同上
〔濰坊〕波狀文款足鼎山東文物

安徽省
〔鳳陽〕蚌埠諸器文參一九五七・七
〔壽縣〕蔡大師鼎〔二一二〕貞松　滕侯旨戈〔二二四〕巖窟　第一次出土諸器（曾姬無卹壺〔二二七〕楚王酓肯・酓忎鼎等〔二二七〕越王劍〔二三〇〕等）善齋　頌齋　楚器圖釋　戰國　宋公緣戈雙劍誃　宋公得戈鳥書考　第二次蔡侯墓諸器〔二一二〕（蔡侯䜌諸器〔二一二〕吳王光鑑〔二二九〕等）文參一九五五・八　學報一九五六・一，二　壽縣蔡侯墓出土遺物　銅斗文參一九五九・四
〔阜南〕朱砦常廟鄉諸器（龍虎尊等）文物一九五九・一，二　收穫　文物一九七三・七
〔屯溪〕西郊第一號墓諸器　又、第二號墓諸器學報一九五九・四　收穫　文物一九六五・六
〔嘉山〕殷代諸器四件　文物一九六四・七
〔淮南〕工𠭯大子劍等考古一九六二・四
〔肥西〕殷代銅斝文物一九七三・七
江蘇省　江蘇省出土文物選集

〔南京〕兮仲鐘鐵橋漫稿　江寧陶吳諸器考古一九六〇・六
〔丹徒〕煙墩山大坑諸器（宜侯夨段等）十二件〔五二〕文參一九五五・五　一九五六・一　斷代一・四　五省　江蘇
〔常熟〕姑馮句鑃〔二三〇〕攈古　新海蓮市大村諸器考古一九六一・六
〔儀征〕破山口諸器四十餘件、今存十二件　文參一九五六・一二
〔武進〕淹城諸器十件　文參一九五九・四
〔六合〕程橋東周墓編鐘（攻敔銘）九件　文物一九六五・三　又　文物一九七二・三　又考古一九七四・二
浙江省
〔武康〕其次句鑃〔二三〇〕周存
〔紹興〕越王銅罍分域
〔長興〕上草樓村諸器（鐘・段）文物一九六〇・七　又（鐃）文物一九七二・二　一九七三・一
〔錢塘〕楚王鐘〔二二七〕考古圖
江西省
〔臨江〕者減鐘十一器〔二二九〕　通藝錄　續鑑甲編　上海
〔高安〕郘王義楚鍴五件〔二二八〕　周存　通考
〔東鄉〕東鄉出土諸器（鼎・鐘）文物一九六三・八
湖北省
〔嘉魚〕楚公鎛鐘〔二二七〕金石錄

卷五　通論篇　二〇三～二〇四

〔安陸〕楚王酓章鐘二器〔二二七〕薛氏　曾侯鐘〔二二七〕薛氏　孝感中氏安州六器〔七一〕博古
〔漢川〕春秋期諸器文物一九七四・六
〔黃岡〕楚曾侯鐘〔二二七〕金石錄
〔黃坡〕揚家灣諸器通訊一九五八・一
〔鐘祥〕花山編鐘文參一九五八・六
〔圻春〕毛家咀爵考古一九六二・一
〔江陵〕小臣卣他十七件　考古一九六二・四　文物一九六三・二　江陵諸器考古一九六三・四（郭釋）　拍馬山楚墓諸器（鄀君戈等）考古一九七三・二　望山一號楚墓（越王句踐劍）文物一九七三・六　藤店一號墓諸器（越王州句劍）文物一九七三・九
〔荊州〕沇兒鐘〔二二八〕綴遺
〔武漢〕曾伯鼎文物一九六四・七
〔京山〕曾伯斿父諸器・鼄乎段・黃器九七件〔二二七〕　考古一九七二・一　文物一九七二・二
〔隨〕曾國諸器（曾中大父友段・黃季鼎）第一次六件、第二次九件　文物一九七三・五
〔枝江〕百里州𤸫父諸器八件〔二二七〕　文物一九七二・三　十二字銘編鐘同一九七四・六
〔湖北〕王孫遺者鐘〔二二八〕周存
湖南省
〔岳陽〕盂叔匜金石補正

〔慈利〕　虎錞容齋隨筆
〔衡陽〕　蔣家山東漢墓出土西周諸器文參一九五四・六
〔湘西〕　羊首百乳雷文罍傳、上海
〔首次〕　首次諸器文參一九五八・一
〔寧鄉〕　人面紋銅方鼎文物一九七三・七
〔常寧〕　方尊文物一九七三・七
〔長沙〕　戰國鼎建設　陶製用器學報一九七二・一

四川省
〔彭〕　竹瓦街諸器（象文罍等）文物一九六一・一一
〔巴縣〕　戰國銅兵器建設
〔涪陵〕　小田溪戰國土坑墓（編鐘・錯銀銅壺等）文物一九七四・五

廣東省
〔惠陽〕　柯木山尾出土鼎考古一九六一・一一
〔淸遠〕　周代銅器考古一九六三・二
〔德慶〕　戰國墓諸器文物一九七三・九

廣西省
〔恭城〕　春秋戰國期銅器十件　考古一九七三・一

雲南省
〔晉寧〕　石寨山遺址銅器考古一九六二・六　雲南晉寧石寨山古墓發掘報告

右の分域表によつて概觀しうるように、戰後の建設工作の過程において、夥しい遺址の發見と出土器とをみるに至つた。それらは概ね研究者による調査發掘であり、遺址の全容が明らかにされており、資料的價値は極めて高いものといえよう。彝器の考古學的研究は、これによつて時期的・場所的な關係をも確かめうるものとなり、彝器文化の展開を體系的に把握する方法がえられる。ただ金文學の方面からいえば、注目すべき銘文資料は必らずしも豐富でなく、陝西諸遺址の新出器のほかには、丹徒・壽縣・上村嶺の諸器をあげうるにすぎない。尤も彝器の形態學的研究、その様式の地方的な分化の様相が明らかとなるにつれて、金文學の方法にもその成果を吸收すべきことはいうまでもない。彝器の様式とその展開・分域の問題は、金文學の基礎的作業の一部をなすものとして重要である。

三、器制と文様

彝器の器種とその器制・文様については、宋刻の著錄にすでにその記述がみられるが、これを考古學的に整理し、その展開を通じて彝器の時代觀を組織する方法は、この四十年來の研究において進められたものである。器種の類別や器名は、宋刻の諸書に用いられたものがそのまま久しく襲用されていたが、これに文獻資料、あるいは遺器・銘文によつて批判を加えたのは、王國維の諸論文である。

王國維の說斝・說觥・說盉・說彝・說俎集林卷三・釋觶巵卷六等は、宋以來の彝器名に檢討を加え、それぞれの器に様式的な規定を加えようとしたものであつた。いま說觥の文を錄する。

凡傳世古禮器之名、皆宋人所定也、曰鐘、曰鼎、曰鬲、曰甗、曰敦、曰簠、曰簋、曰尊、曰壺、曰盉、曰盤、曰匜、曰𩞁、皆古器自載其名、而宋人因以名之者也、曰爵、曰觚、曰觶、曰角、曰斝、古器銘辭中、均無明文、宋人但以大小之差定之、然至今日、仍無以易其說、知宋代古器之學、其說雖疏、其識則不可及也

若國朝人所命名、則頗有可議者、如阮文達元所藏器、有子燮兕觥、其器今在吳縣潘氏、不可得見、據文達所記、則云、器制似爵而高大、蓋作犧首形、有兩角、文達名之曰兕觥、又爲之說曰、毛詩卷耳、我姑酌彼兕觥、傳云、角爵也、毛說蓋以兕觥爲似角之爵、其制無雙柱、無流、同於角、有三足、同於爵、詁訓甚明、非謂以兕角爲之也、云云、按阮釋毛傳非是、然由其所說、足知此器無雙柱、而有三足、又比爵爲高大、與宋以來所名爲角者、無一不合、惟蓋作牛首形、與他角蓋異、余謂此亦角也、其蓋作牛首者、亦猶溧陽端氏所藏飛燕角、其蓋作燕張兩翅形、皆古人隨意象物、未足爲兕觥之明證也

然則傳世古器中、無兕觥乎、曰有、兕觥之爲物、自宋以來、冒他器之名、而國朝以後、又以他器冒兕觥之名、故知眞兕觥者寡矣、按自宋以來、所謂匜者有二種、其一、器淺而鉅、有足而無蓋、其流狹而長、其一、器稍小而深、或有足、或無足、而皆有蓋、其流侈而短、蓋皆作牛首形、博古圖十四匜中之啓匜・鳳匜・三夔匜・父癸匜・文姬匜・偏地雷紋匜・鳳夔匜七器、西淸古鑑三十匜中之司冦匜・祖匜・伯和匜・女匜・山匜・般匜・利匜・畢匜・二犧匜・鬵匜十一器、及端氏所藏諸女匜・□弘匜・甫人匜三器、皆屬此種、余以爲、此非匜也、何以明之、甲類之匜、其銘皆云某作寶匜、或云作旅匜、或云作媵匜、皆有匜字、而乙類三十餘器中、絕無匜字、此一證也、匜乃燕器、非以施之鬼神、而乙類之器、其銘多云、作父某寶尊彝、其爲孝享之器、而非沃盥之器可知、此二證也、古者盥水盛於盤洗、匜惟於沃盥時、一用之、無須有蓋、而乙類皆有之、此三證也

然則既非匜矣、果何物乎、曰、所謂兕觥者、是已、何以明之、曰、此乙類二十餘器中、其有蓋者、居五分之四、其蓋端皆作牛首、絕無他形、非如阮氏兕觥、僅有一器也、其證一、詩小雅周頌皆云、兕觥其觩、毛於觩字無訓、鄭惟云、觩然陳設而已、按觩說文作觓、觓者曲也、今詩作觩、又假借作捄、以詩證之、則大東云、有捄棘七、又云、有捄天畢、則兕觥形制、亦可知矣、今乙類匜、器蓋皆前昂後低、當流處、必高於當柄處若干、此由使飲酒時、酒不外溢而設、故器蓋二者均觩然、有曲意、與小雅周頌合、其證二、詩疏引五經異義述毛說、幷禮圖皆云、觥大七升、是於飲器中爲最大、今乙類匜、比受五升若六升之斝、尤大、其爲觥無疑、斝者假也、觥者光也、充也、廓也、皆大之意、其證三、立此六證、乙類匜之爲兕觥、甚明

然此說雖定於余、亦自宋人發之、宋無名氏續考古圖、有兕觥二、其器皆屬匜之乙類、此書僞器錯出、定名亦多誤、獨名乙類匜爲兕觥、乃至當不可易、今特爲疏通證明之、然則古禮器之名、雖謂之全定自宋人、無不可也

阮氏の藏器は爵にして蓋のあるもので、通考に五器四三〇圖以下を錄しており、爵にも犧首蓋を附する

ものがあるが、匜・觥との別は三足の有無によつて分ちうる。しかし匜と兕觥との區別は、王說によるもなお明確でないところがあり、容庚氏も王說に疑問を存していう。

近人多沿其說、然余尚有疑問者、則守宮作父辛觥 圖六八五 中藏一勺、則此類器、乃盛酒之器、而非飲酒之器、與稱彼兕觥、及罰爵之義不合也、宋人稱此爲匜、王先生以爲匜皆無蓋、而不知皃叔匜 圖八六五・鳳蓋匜 圖八六八 之亦有蓋、甲乙兩類之匜、實有其相同之點、其分別、則乙類屬早期、甲類屬晚期、乙類盛酒、甲類瀉水、觶觚爵角斝之形制、皆與三禮圖不合、惟續鑑之兕觥、獨與禮圖合、中央研究院發掘安陽、得一器與續鑑之兕觥同、而有蓋、則王先生所定觥之名、或須更定、余以未得更善之名之故、姑仍觥稱、非謂觥之名至當不易也 通考、上・四二六頁

すなわち兕觥と匜とはその器用同じからず、またその行なわれた時期も異なるとする。匜は盤と同出の例が多く、また勺を伴なうものは尊・卣などの酒器に稀にその例がある。兕觥と匜との時期が異なることは、その同出器、また文様の新古によつて確かめうる。彝器の時期觀は、その器制・文様と銘文の文字・文章とを合せて、綜合的に考える必要のあることは、以上の例によつても知りうることである。

中國の考古學は、李濟氏の指導のもとに安陽遺址の調査發掘が行なわれてその田野工作の經驗を深めていつたが、彝器の研究は、容庚氏等の傳世既出の諸器の調査によつて進められた。容庚氏は淸の內府諸器の調査に従い、また多くの彝器を實測記錄し、その豊かな知見に基づいて彝器學の體系を組織するに努めた。彝器の器制を統論する殷周禮樂器考略 燕京學報第一期、一九二七年 は、王國維の研究を

巻五 通論篇　二〇九～二一〇

豊富な資料に基づいて體系化した最初の論文で、容庚氏の多くの圖錄編纂はその體例によつてなされている。寶蘊樓彝器圖錄二冊 一九二九年、九二器 は、奉天・熱河兩行宮の古器を北京古物陳列所に移し、鑑定整理を加えたもので、續鑑乙編所收の器を錄する。また武英殿彝器圖錄二冊 一九三四年、一〇〇器 は熱河收藏の器を錄するが、その書にはすべて文様が展開圖として撫拓して加えられており、容庚氏も武英殿自序に「摹拓款識、並及花紋、花紋精美、非他書所及、言圖飾者、當必有取于是也」と自負の意を示している。その方法は、前年附印された容氏收藏器の圖錄である頌齋吉金圖錄一冊 一九三三年、三九器、またその續錄二冊 一九三八年、一三四器 にも試みられており、それより文様も彝器研究の重要な一領域となつた。しかし當時は、花文は單なる裝飾と考えられ、器の附屬的な部分とされ、頌齋に長文の序を寄せた唐蘭も、當時の彝器學の領域について、「晚近以來、漸爲耑門之學、語其流別、凡有三科、研究銅器之形製、定其名稱、考其時代、驗其眞僞、此古器物學也、研究其所用之文字、此古文字學也、研究其銘辭之有關于古史或古代文化者、此古器物銘學也、而爲此三學者、要必有資材料、故材料之搜集、尤爲當務之急」と三科をあげ、この書の特色とする文様のことに及んでいない。文様の重要性を指摘することは容氏の書にはじまり、武英殿彝器圖錄に寄せた劉節の序に至つて、はじめてそのことを特筆している。劉序は宋刻以來の圖釋の書を論じたのち、この書の特質に及んでいう。

傳世彝器、種類實繁、且一類之中、形制殊特者、尤難紀數、若究其款識、繪其紋鏤、較其度量、亦可自成一科、則古器物學也、而圖錄之書、尙矣、彝器之有圖錄、仿自宋世宣和博古圖以還、迄於淸高宗敕撰西淸古鑑、下逮端午橋陶齋吉金錄、其間作者無慮數十家、大抵皆摹繪版刻、逾失本

巻五 通論篇　二一一～二一二

眞、迨乎近年、寫眞術傳入吾國、圖錄之書、不復乞靈筆匠、而精審遠邁前代、豈非治古器物學者之大幸耶、圖錄之爲用、不僅在攷究古器之形制、尤以比類而求其紋鏤演化之跡、爲治斯學者、一新途徑、彝器之紋鏤、若山若雲若雷若鱗若蟬若夔若虺若饕餮、其名大都宋人所定、皆圖案畫也、圖案之淵源甚古、禽獸之羽毛、蟲魚之鱗甲、無非天然圖案、厥初生民、覩象製器、故所作圖案、卽模擬其意、而窮極變化之巧、以表現其時代精神、與夫方域殊特之氣質、於此而求古昔之藝術作風、及民俗習尙、其親切尤在文字之上也

次に文様研究上の問題として、梅原教授が提唱し、泰西諸學者が附和追隨してやまない秦式圖文とスキタイ文化との關係にふれ、それはなお實證を要する問題であることに注意していう。

若以彝器紋鏤、爲比較之樞紐、則必先從事於畫分彝器之地域與年代、且標擧紋鏤之式、分別部居、綜貫群類、然後可以詮釋疑難、而明其流變之所自、惜夫今之學者、學未暇及此也

そしてこの書において、そのような文様研究の領域開拓がなされていることを述べ、「每器皆特標紋鏤拓墨之影、以爲式、用意與鄙說不謀而合、蓋是書之成、又爲治彝器學者、闢一新途徑焉」とその方法を賞讚している。容氏の自序にも、栘林・夢坡室・澂秋等の全形拓は、藝術の一端であるとしても學術的にはなお不十分なものであるとし、頌壺等數器の著大なものを除いて、他はすべて原寸を以てその展開圖を撫拓を以て錄し、花文の學をひらく意を述べている。

尤も中國の古銅器を、その器制・文様の上から考察して分期を求めるという研究法は、容氏より以前に、すでに外國の學者によつて試みられつつあつた。たとえば當時內外の諸學者の異常な關心をよんだ彩色土器の編年的研究の影響なども、考慮に加えるべきであろう。彩色土器は早くわが國の鳥居龍藏・八木奘三郎氏らによつて南滿大連濱町の貝塚や貔子窩の貝塚から發見されており、のちアンダーソンが奉天の沙鍋屯、ついで河南仰韶から遺物を發見し、その遺址が遠く甘肅に連なるものであることが知られ、その樣式的編年が試みられている。また土器文化・先行文化と彝器との關係についても、濱田博士が北支一帶にわたる鬲形土器と古銅器鬲系諸器の形態の展開を論じ、あるいは角器よりして爵系諸器の起原を論ずるなどの諸論文を發表し、それらは東亞考古學研究 昭和五年、一九三〇・考古學研究 昭和十四年 兩書に收める。その初期の論文である「支那の古銅器に就いて」は、明治三十六年一九〇三年國華に發表されたもので、すでに銅器の分類・紋様款識・時代と色澤等の諸項目にわたつて概說している。その分類は最も時期の早いものと思われるので、器目のみを表示する。

甲、飲食器　一、飲器（盛酒器之屬）尊・彝・舟・罍・卣・壺・瓶（飲酒器之屬）爵・觚・觶・角・斝・卮・杯（水器）洗・盤・匜・盆・鋗・冰盤　二、食器　鼎・敦・盉・鬲・鬳・瓿・豆・簠・簋・錠・甗・鍑・罍（罌か）鍪

乙、樂器　鐘・鐸・鈴・鉦・鐃・磬・錞・鼓

丙、武器　刀・劍・戈・矛・匕首・節・鉞戚・弩機

丁、雜器　鏡・奩・鳩車・硯滴・書鎭・糊斗・杜頭・杖頭・鐓・鑪・量・符・區・錢

分類上なお問題があるとしても、容庚氏の通考に先立つこと三十八年前のものである。また昭和三年一九二八年に行なわれた京都大學における特別講演はのち「東亞文明の黎明」として刊行されたが、金

石併用期より青銅器時代に及ぶ考古學的概觀が試みられている。濱田博士の研究はのち梅原博士によつて繼承發展され、その歐米蒐儲支那古銅菁華一九三三年は器制・文様のほか器の斷面圖をもしるし、從來の古器物學的な研究を超えて、考古學的な方法が進められている。容氏の武英殿の上梓される前年の刊行である。

容庚氏の頌齋・武英殿編修ののち、その方法による圖錄類が續出した。商承祚の十二家吉金圖錄一九三五年、一六九器・于省吾の雙劍誃古器物圖錄二卷一九四〇年、四〇器・李泰棻の癡盦藏金・續集各一册一九四〇年、五九器など、みな文様の撫拓を付しており、文様の資料も豐富を加えた。そのころ、寫眞版による著錄の器數は、殆んど二千器にも達していよう。彝銘の考釋については、郭氏の諸書もみな刊行され、諸家の圖釋類もすでに多い。青銅器の研究は、ここに一應の結集をなすべき時期に達している。容庚氏の商周彝器通考二册一九四一年は、八年の努力を傾け、これらの精華を蒐めて編述されたもので、當時の研究の集大成であつたといえよう。下册に圖版一〇〇九圖、また上文本文中の揷圖三三九、資料としても最も備わるものである。

上册は上編通論、下編各論に分ち、上編は原起・發見・類別・時代・銘文・花紋・鑄法・價値・去鏽・拓墨・仿造・辨僞・銷毀・收藏・著錄の十五章、下編は器種別による下册圖版の解說で、彝銘のあるものにはその釋文を附している。于省吾の序に「此書之作、分章輯述、究極原委、甄錄載籍、參以己見、探邃賾、理紛拏、辨群言之得失、成斯學之鈐鍵、洵爲空前之搠作、稽古之寶典矣」というのも、決して溢美でない。全書約三十萬言、編述は精博にして矜愼、最も據るべきものである。于序に

この書の特色を「上編發見・時代・銘文・花紋・辨僞・收藏・著錄各章、闡發尤詳」とするが、特に器の時代と花紋との關係を整理している點に大きな特色がある。款識については、容庚氏に別に一書を裁する意圖のあつたことが于序にみえるが、その書の成否は知られない。

彝器の文様については、呂氏春秋に饕餮先識・象文愼勢・倕文離謂・竊曲適威・鼠文達鬱などの名がみえ、宋刻の博古に各器の文様を說き、また銘識のない器には三獸饕餮尊・百乳彝・螭夔彝のように稱しており、以後の著錄は概ねその例による。その間諸書の名稱も同じでなく、また器の時期との關聯について、從來準則とすべきものをみなかつた。これに詳細にわたる整理を加えたものは、この書を以てはじめとすべきであろう。文様を七十七類百數十種に分ち、器例をあげてその時期を定めている。いまその文様の名と時期とを列次しておく。

一、饕餮紋十六種、商及西周初期、西周後期已不多見　二、蕉葉饕餮紋三種、皆施于觚及尊、商代或周初　三、夔紋(虺龍)十五種、一至十一、商及周初、十二至十五、西周　四、兩頭夔紋二種、商代　五、三角夔紋商代　六、兩尾龍紋二種　商代及周初　七、蟠龍紋三種、商代　八、龍紋商或周初　九、虯紋二種、商代　一〇、犀紋商或周初、器僅一見　一一、鴞紋商或周初　一二、兎紋商或周初　一三、蟬紋五種、前三種商代、後二種周初　一四、蠶紋二種　一商或周初、二商代　一五、龜紋多施于盤內、商代　一六、雷紋四種、商及西周　一七、鉤連雷紋三種、商或周初、戰國時期亦有之　一八、斜方格雷乳紋商代　一九、波形雷紋商及西周　二〇、目雷紋四種、商及周初　二一、三角雷紋商及周初　二二、四瓣花紋三種、商代　二三、圓渦紋二種、商及周初　二四、圏帶紋二種、商及周初　二五、舟字紋花紋僅一見、乃商代物　二六、乳紋商、春秋戰國、尙沿用之　二七、直紋商及西周前期　二八、弦紋商周兩代　二九、魚紋三種、一商或周初、二商代、三春秋以後　三〇、鳥紋七種、商及西周、商代鳥身短、垂尾、西周鳥身長、尾多上卷　三一、鳳紋五種、始于商末、而盛行于西周　三二、象紋四種、西周前期或商末　三三、鹿紋西周前期　三四、蟠夔紋二種、西周前期　三五、仰葉夔紋西周前期　三六、斜角雷紋西周　三七、蛙藻紋僅一見、殆西周前期物　三八、蛟龍紋西周後期　三九、鱗紋三種、一商代、他西周後期　四〇、瓦紋始于商代、而通行于西周後期及春秋時物　四一、重環紋四種　西周後期或前期　四二、環帶紋七種、西周後期　四三、垂鱗紋二種、西周後期及春秋期　四四、竊曲紋十五種、西周、春秋戰國仍沿用之　四五、兩頭獸紋七種、西周後期及春秋戰國　四六、蟠蛇紋二種、春秋戰國　四七、獸帶紋三種、西周後期及春秋戰國　四八、獸紋五種、春秋戰國　四九、鳥獸紋三種、同上　五〇、立鳥紋同上　五一、戰鬪紋　五二、車馬獵紋二種、春秋戰國　五三、獵紋六種、同上　五四、象首紋二種、同上　五五、象鼻紋五種、同上　五六、鳥首紋同上　五七、垂葉獸紋二種、春秋　五八、垂葉象鼻紋春秋戰國　五九、蟠虺紋六種、同上　六〇、獸面蟠螭紋戰國　六一、斜格點紋春秋　六二、浪花紋春秋戰國　六三、絢紋三種、同上　六四、貝紋春秋戰國　六五、三角竊曲紋同上　六六、粟紋戰國　六七、蝌蚪紋戰國　六八、夔鳳紋戰國　六九、蛇獸紋戰國　七〇、竊曲目紋春秋戰國　七一、圓花紋戰國　七二、雲紋同上　七三、三角雲紋同上　七四、兩〉相交紋同上　七五、蝠紋二種、戰國　七六、變形鳥紋戰國　七七、斜方花紋二種、戰國

文様はほぼ時期別によるが、これを系統化してより簡略にすることができよう。文様の分類や名稱についても多少問題があり、たとえば目雷紋は饕餮紋の線條的表現の一でその古式に屬し、また象紋には大豐段〔一〕・效父段〔四七〕の渦身文の一系を加えるべきである。大豐段については「腹及方座、

皆飾夔龍紋」上册・三四四頁とするが、その文様は變樣象文である。鳥紋と鳳紋とは合せて一系とし、その時期を細分することができる。陳氏の斷代三に鳥紋を七種に區別し、垂啄・分尾・鳥身の大小長短による區分を試み、これを成・康期に充てて四分期を立てている。なお昭穆期の鳳文もこの系列に入る。

通考に器の分期を殷・殷周期・西周前期・西周後期・春秋・戰國とし、文様通行の時期をその區分によつて示すが、瓦紋を殷より春秋、直紋・鹿紋を西周前期とするなど、正確としがたいところがある。もともと器制・文様は時期による流變が多く、その展開の上から相對的時期觀を推測しうるにとどまつて、新舊の樣式にも相交錯するところがある。容庚氏は時代の章に武王以後歷王の諸器をあげているが、概ね銘文中に證を求めており、「剌鼎、銘云、啻邵王、雖禘昭王、不必卽爲其子穆王、然花紋形制、則與穆王時爲近」「毛公鼎、徐同柏以爲成王時器、以此鼎與獻公鼎之器制花紋字體三者相比、則成王之說、可不攻而自破矣」など、器制・文様の上から立論を試みている例は、むしろ少い。

器制・花文と器の時期との關係を論ずるものに、また陳夢家氏の海外中國銅器圖錄一九四六年がある。この書は自序によると民國廿九年成稿の書であるから、通考刊行の前年に成るものであるが、袁同禮の序に「盧溝變作、進行事宜、胥受影響」というように、事變のために刊期を失し、民國卅六年に至つて付印された。その書には容庚氏が題簽を署しており、容氏はその稿本を披閱していたかと思われる。上下二册のうち、上册は陳氏の中國銅器概述六十葉、以下に下册の圖版一五〇圖の解說がある。概述は分期・分域・分類など、彝器研究の全體に及ぶ體系的な敍述であり、陳氏の彝器學をみるにた

る。その西周銅器斷代一九五五年～は、この論文を基礎とするものといつてよい。

一、時期　銅器の時期區分は通考とほぼ同じく、これを五期に分つ。

第一期　商・商周間・周初前一三〇〇～一〇二八、可分爲上下、第一期上、係銅器之確爲商者、第一期下、係銅器之確爲初期之周者

第二期　西周全期成王至幽王、前一〇二七～七七一、可分爲上下、第二期上、係成康昭穆四王、第二期下、係共懿孝夷厲五王

第三期　平王東遷、至春秋之終前七七〇～四八一

第四期　春秋之終、至秦之統一前四八一～二二一　第三期・第四期、均可分爲上下

第五期　秦及兩漢全期前二二一～後二二〇

概ね政治史的區分がそのまま適用されている。しかし彝器の斷代としては、彝器の成立・盛行・衰頽を通じて様式的分期を主とすべきであり、その意味では殷・周の兩期をなお細分する必要がある。銅器の最も古い形式は偃師・鄭州から發見されており、安陽期もまた前後に區別しうる。また西周期は、殷式器の濃厚に遺存する殷周期、成康の西周前器、昭穆の西周中期、共懿以後の西周後期に區分すべく、殷周は合せて七期となしうる。通釋にはその分期法を用いた。なお概述に秦式・淮式の稱を排しているが、これは分期の問題というより様式の問題であり、また分域の問題である。

二、地域　列國の彝器文化について、陳氏はこれを地域別に五系とする。東土系（齊・魯・邾・莒・杞・鑄・薛・滕等）西土系（秦・晉・虞・虢等）南土系（吳越・徐・楚等）北土系（燕・趙等）中土系（宋・衞・陳・蔡・鄭等）の五系であり、「東中西三系、爲黃河流域、南系爲江淮流域、北系爲塞上外、故南北兩系、最易受域外文化之影響、否則常保持其地域性的發展、而其他三系、乃正統的華夏文化也」という。右の分域中、南北を域外の文化とするのは、たとえば北方における殷系諸器の遺存、壽縣蔡墓と吳楚文化との關係からみても正當としがたく、またたとえばいわゆる秦式と淮式とにも甚だ通ずるところがあり、分域の問題は單に地域的區分のみでは律しがたいところがある。陳氏もその點を考慮して、地域の項目中に文法・文字・形制・文飾の問題を加え、また時期の關係にも及んで、それぞれ交錯するところがあるという。たとえば第二期の領格一人稱朕は第三期においては台に、同格に用いる余は第三期では徐・楚・齊・晉に行なわれ、また虞は徐・齊・燕の器にみえ、文法上の系列があるとする。燕器というのは杕氏壺〔二〇五〕であるが、陳氏はその壺を燕器にして、銘文は徐楚の間の人の作という。その文は後刻の刻銘である。その他南土系の鳥蟲書、齊器の鼎・敦の器制、北方系の狩獵文などを地域文化の特徴として注意している。

三、國族　國族の問題は、ときに分域を超えることがある。周に三號あつてその地を異にし、楚都は五たび遷り、また邾器は二・三・四期にわたつて君王の名號を異にする。貫のごときは早く卜辭にみえ、一・二・三期にそれぞれ字を異にし、吳にも三種の表記法がある。春秋以後、國族の播遷するもの多く、これらもまた分域の問題と合せ考えるべきである。

四、分類　銅器の分類法には古く一、禮器・樂器、二、禮器・樂器以上祭器・用器、三、宗器・行器・媵器、四、祭器・明器・用器などの分類があり、圖釋の類に行なわれたが、近代に至つて濱田博士は飲食器・樂器・武器・雜器の四種とし、通考には食器・酒器・水器及雜器・樂器の五分法をとる。陳氏は銅器の本來の用途より區分して食器・飲器・承器・盥器・樂器・兵器・車馬器・度量衡器・農工器・服飾器・雜器の十一類とし、また食器・飲器を區分して

一、食器　〔甲〕烹飪器　子、鼎・鬲・甗　丑、鍑・盆　寅、鑪・竈　〔乙〕盛食器　𣪘・盨・簠・豆　〔丙〕調挹器　七

二、飲器　〔甲〕溫酒器　斝・盉・爵・角・鐎等　〔乙〕盛酒器　子、尊屬（尊・觚・觥）　丑、缾屬（罍・𦉥・壺等）　〔丙〕調挹器　勺

とし、また各條にわたつて細說する。鼎については「其形制源于陶鼎、河南之仰韶及後岡、山東之龍山等史前遺址中、並有三足之陶鼎、皆于盆盂之下、加三足以立之、仰韶之陶鼎、已有小耳、又有侈口如盤而三足者、亦鼎之濫觴也、銅器凡有實足者、皆所以待炊者也、兩耳立緣上、所以鈎也」とその朔形を論じ、以下圓鼎・方鼎・蓋鼎・球鼎の形制と時期とをいう。鬲に前後二期の別あり、𣪘を宋以來敦に作るも器制異なり、また文獻に簠に作るものは、もと陶𣪘・竹𣪘の制があつたからで、竹簠はもと竹筒の形であつたとする。從來その形制の知られていない彝は、もと櫝櫝の稱にして匳の祖形、斝に鬲足斝と鼎足斝の別あるも、みな陶斝に發する。盉に原始盉より鬲足・鼎足・無足・提梁盉を生じ、鋬を以て提梁に代えるものは第五期以後の器である。以下樂器類の鼓に至るまで五十種にわたつてその器制を論じ、五、形制にこれを統說して、器形の全體を器腹・器足器口・蓋柱の三項より規定し、器種の形體的區分を試みている。九類十六種の別のうち二類三種の表をあげておく。

〔類別〕	〔主要器形〕	〔決定的次要器形〕	〔次要器形〕	〔器名〕
一、a	中腹	三足　實足　立耳	蓋	鼎
		三足　實足　鋬	柱	斝(1)
		三足　款足　立耳　短項		鬲
		三足　款足　立耳　加甑		甗
		三足　款足　鋬　高項	柱	斝(2)
b	中腹	三足　流　鋬	柱	爵
二、	深腹	三足　蓋　喙　鋬		盉
		三足　蓋　聯環		鐎尊

この分類法は酒食の器に共通するところが多く、形態學的分類として十分な效果を期待しがたい。むしろ器種別に細分して分期の基準を求める方法をとる方が有效であろうと思われる。

六、文飾　三十六種をあげ、書中に錄する器物を例證として時期區分を試みている。第一期・第二期上の花文として獸面文・人面文・鳳文・鳥文・蟬文・蛇文・龍文（角龍・飛龍・走龍）・魚文・黽文・象文・虎豹文・蟬葉文・直鋬文・竹編文・圏帶文・螺旋文・回文・花文文字・四半月文・龍獸三格文の二十種、第二期下・第三期上花文として窮曲文・直鱗文・鱗帶文・寬帶文・瓦文の六種、第三期下・第四期花文として龍蟲交織文・龍蟲回旋文・句旋文・麻文・絢文・貝文・華葉文・錯文・飛

禽文・狩獸圖文の十種を錄するが、名稱に特異のものが多く、かつ錄圖に限定しているため、體系をなしがたい。

以下になお銘辭・文字・鑄造・鑑定にわたる論述があるが、みな簡略である。また解說中、各器の形制・花文・時期をいうことも通考に同じ。杕氏壺に「此壺形制花文、屬于北土系、文字屬于東土系及南土系之齊徐、第三期下或第四期上」、また伯林在の兩勺に明堂位の龍勺・蒲勺の名を充てて解するなど、文獻を以て說く例も多い。

器制・花文よりする分期の研究は、主として容・陳兩氏の研究によつて次第に精密に赴き、ほぼ器の時代觀をうるに至つたといつてよい。そしてその結果は、銘辭を主として分期・斷代を試みた郭氏の大系と、かなり近いものであつた。通考上冊四一頁に「西周之器、與郭氏同者十七八、而異者亦十二三也」とその大約の一致を認めているが、通考の斷代もまた多く銘辭を主とし、これを器制・文樣に徵して參驗する方法をとる。金文學の方法としては、たとえば紀年銘、人名・地名の史に證を求めうるものは、その確實な時期・年代を求めうるものがあり、器制文樣はその旁證をなすものにすぎない。しかし彝器には無銘の器も多く、金文學の體系はまた考古學的研究の全體と對應すべきものであるから、なお考古學的研究の成果にふれておく必要があろう。

四、考古學的研究の進展

彝器の形態學的研究は、その形態學的な體系を求め、あるいは遺址・一括出土器群の全體の中から、展開沿變の諸相を確かめてゆくのでなければならない。器制・花文の展開は、各時期や地域によつて必らずしも一樣でなく、遺址の研究、器群の研究が、その關係的な理解を深めてゆく上に特に必要である。

遺址の考古學的研究は、民國十七年の安陽第一次發掘にはじまるといつてよい。殷虛はこれ以前より多く甲骨が出土し、また白色土器のごときも大正九・十年にはすでにわが國の學者たちに知られており、濱田博士にその論考がある。はじめ「支那古銅器研究の新資料、殷虛發見と傳ふる象牙雕骨と土器」として國華三九九號、一九二三年に掲載され、のち東亞考古學研究に「殷墟白色土器」として收錄されたもので、その白色土器の雋鋭な雷紋は、おそらく銅器范型のもとをなすものであろうと推測した。殷虛の發掘はその數年後に開始されるが、梅原博士は昭和七年一九三二年當時知られていた白色土器片三百餘を整理して、その器形の復原につとめ、文樣として山形文・斜格雷文・饕餮文、器形には豆・觶・罍と同型と思われるものが見出された。これらの器は、土器的であるよりもむしろ銅器的であることを特色とし、その時期については、同種古銅器の盛行期の所產であるとされた。この白陶の遺片に殷周期に盛行した夔鳳・虺龍系の文樣がなおみえないことからいえば、安陽期殷器との直接的な關係を想定してよいようである。銅器鑄范の原型とする說は、別に銅范の出土によつて否定される。殷器の資料が豐富を加えた今では、白色土器にみえる饕餮文・目雷文・鉤連雷文・蟬形文などの文樣が、何れも古系に屬し安陽期のものであることが、ほぼ確實にされた。

その翌年、柉禁の考古學的研究一九三三年が刊行された。從來の著錄のうち、陶齋の卷首に載せる寶雞柉禁の一群は、他に類例をみない器群をなすものであり、梅原博士はその器をメトロポリタン博物館で實測調査して、柉禁としての性質を考察、これに新しい見解を加えた。この柉禁に對しては、內外の學者によつて殷代說・周代說・春秋說が提出されているが、博士は禁がもと木製であり、銅禁が後に作られたとする推論に基づいて、この諸器は本來いわゆるフンドでなく、時期手法の異なる各器が任意配合されたものとする。すなわち禁上の一尊二卣と爵・角・觚・觶は制作の手法異なり、禁外の盉と三觶はまたこの器群と別の樣式に屬する。從つてこの器群構成は本來のものでなく、時期・樣式の異なるものを含み、複雜な過程を經て構成されたものであろうと推測される。柉禁例としては、この外に寶雞城內の出土と傳える一群 梅原博士、陝西省寶雞縣出土の第二の柉禁、東方學紀要一、一九五七 があり、器群の構成もこの柉禁と近く、兩者の關係の有無も注意されるが、要は特定の禮式に關して、器種を雜えて構成されたものであろう。器に附する圖象標識が數種にわたつているのも、そのことを示している。ただ各器の時期は極めて相近く、一應殷周期のうちに包攝しうる。殷周期のように古い時期における一括器群がこのような編成をもつものであることは、のちの一括出土器を考える場合に種々の示唆を與える。

「戰國式銅器の研究」一九三六年は、もと「所謂秦銅器の研究」と題する昭和七年の報告書を、刊行に當つて增補したもので、その初稿は前兩書と殆んど前後して用意されたものであつた。全書は二部より成り、第一部は渾源李峪村出土諸器の研究、第二部は戰國式銅器の樣式史的研究である。李峪村諸器は、一九二三年フランスの美術商ワニエックが現地の近くで新出の器群を購入、現地に赴いてなお遺品を發掘拾集したもので、漆器・土器の斷片や貝・玉類をも含む。遺址は斷崖中の洞窟で、墳墓か否か確かめがたいという。同出の戈に秦の銘があるところから、この器群の樣式は秦式とよばれて世に喧傳するに至つたが、それは戰國期通有の樣式であることが、後に明らかにされた。容瑗女史の渾源出土古器 燕京學報・一七期 に出土殷周器三十六件とし、その二十六器を錄する。本書には、他に離散したものをも搜集して廿八圖版に收め、その器を概觀しうる。鼎・鬲・甗・敦・豆・匜・盉・盤・壺・犧尊・獸形器など銅器を主とし、雙器をなすものが多い。その特質として、「器形に立體的な加飾があるのをはじめ、所々に非實際的な古銅器の名殘をとどめてゐる他面に、形態の上に新鮮な表はれを見ること」「發見品を通じての普遍性は、器の大半に印せられた圖文乃至飾りにおいて」共通點があること、すなわち文樣は概ねいわゆる蟠螭文の系統に屬する。また一種の象嵌文・沈線の畫象文なども特異とされるものであるが、そのような特質は、戰國式銅器の全體の中で位置づけられる。

戰國式銅器の研究は、李峪村諸器のもつ沈線による蟠螭文形式と相似た單位圖・畫象的文樣（狩獵文）、また器の形狀の相近い諸器を集成し、ついで一括出土の器群として新鄭・金村・輝縣・壽縣楚器に及び、その標式的器形と文樣とを示している。そしてこれを殷・周器と漢器との間に位置させて、

巻五 通論篇 二二五～二二六

その流變のあとをたずね、「様式の全體性」九三頁 の上から時代觀を決定する方法を求める。いわゆる淮式・秦楚式も、すべて戰國式の地域的・時期的様式の呼稱にすぎず、戰國式銅器はそれらをも含めて一の通性をもつ時代様式であり、また從つて地域的・時期的な特殊性の多いものであるとする。戰國式銅器の諸様式が解明されれば、遡つて春秋期の問題を考えることができる。その後、上村嶺・壽縣等春秋期前後の遺址・器群も發見されており、詳細な報告がある。梅原博士はその後間もなく河南安陽遺寶一九四〇年・河南安陽遺物の研究一九四一年に安陽期殷器の集成を試み、また陳夢家氏に殷代銅器考古學報第七期、一九五三年、中央研究院の殷虚銅器の報告觚・尊も出版され、殷器の諸様式も明らかにされつつある。

安陽遺寶につづいて、同年また古銅器形態の考古學的研究一九四〇年が刊行された。陳氏の海外と同年、また容氏の通考刊行の前年に當る。古銅器形態の聚成を行なうとともに、これを基本形によつて類別し、第一類皿形鉢形器（1盤・2甑・洗・3段・盇・簠・簋・4豆）、第二類壺形器（尊・觶・觚）、第三類壺形器（1罍・彝・壺・鍾・2壺）、第四類提梁附壺形器（卣）、第五類壺形器（罍・鍑等）、第六類矩形容器（1彝・2扁壺）、第七類鬲鼎類（1鬲・2鼎）、第八類有脚器（1角・2爵・3斝）、第九類注口器（1盉・2兕觥・3匜）、第一〇類啇形及球形容器、第一一類複合形器（甗・博山爐）、第一二類異形容器類、第一三類樂器類（鐸・錞・鼓等）とする。陳氏が器體・器の口，足・附屬部分によつて器種を分つのと似ているが、器形を主とする方法である。その年代觀を求める方法として、「各類相互の關係を器形自體の示す處から推す方法」と、「是等のものを含む考古學上の一括遺物、即ち諸類共存の事實よりしてそれを觀察する」三三頁 二方法があるとし、その具體例として、同時鑄造とみられる安陽古墓六器・令彝二器・臣辰諸器・ル氏將來兕觥等・山東長淸出土と傳える六器董貞吉金圖・齊侯四器、また一括遺物として寶雞棜禁・新鄭諸器・李峪村諸器・樂浪石巖里第九號墳諸器・洛陽古墓諸器・楡林出土着彩諸器 圖版四八 などをあげ、その器群の間に認められる通性よりして時代觀を導きうるとする。また器形推移の條件として安定性・實用性への志向のあることが注意されているが、古銅器形態の成立過程に、安陽の遺址に遺存するいわゆる花土によつて、木製器からの展開を推定し、古銅器の特異な形態と文飾に宗教的儀器としての特質を認めようとする。それは古銅器の花文の理解の上にも、重要な示唆を含むものと思われる。

梅原博士のこれらの形態學的研究ののち、水野清一博士の殷周靑銅器編年の諸問題京都大學人文科學研究所東方學報第廿三冊（一九五三年）、殷代靑銅文化の研究所收、に彝器を六類十八種百八項に分ち、器形の分類を試みている。つづいて殷周靑銅器と玉一九五九年が出たが、すでに戰後の經營も進み、各地遺址の發見も相ついで多く、銅器の編年上に少なからぬ資料を加えるに至つた。附表の殷周靑銅器編年には、それらの調査結果によつて時期を殷鄭州後期・安陽前期・中期・後期・西周初期・中期・後期・春秋前期・中期・後期・戰國前期・中期・後期・秦漢の十四期に分ち、鼎鬲・簋豆・尊壺・匜盤鑑・爵盉の五類のそれぞれ各期の標準器をあげ、器形・文様の推移を概觀しうる。前年發行の世界考古學大系六、東アジア二 の附表を增補訂正したところがあり、標準器としては、作器者名などによつてほぼ時期を推測しうるものがえらばれている。その編年は「器形のみならず、文様および銘文に、ひと通りの體

巻五 通論篇 二二七～二二八

系」を與えることを目的とし、器類別に各期にわたる論述がある。たとえば鬲・甗を先行土器文化よりはじめて殷・周にわたつてその展開を論じ、また西周前期の大盂鼎、後期の克器・毛公鼎の時期を決定し、その中間形式として中期の鼎の形制を論定している。また春秋期については、新出器群によつて、陝縣太僕鄕江墓前六二三年滅を春秋中期、新鄭諸器をその様式により春秋後期前半、壽縣蔡墓を器銘により春秋後期後半、從つて新鄭器中の王子嬰次盧を楚・鄭の王子とする舊說は成立しがたいとする。

文様については統說をみないが、饕餮文・夔鳳文・蕾文・竊曲文山形波狀文・鳥文・藻文・渦雲文・蟠螭文・百物跳梁圖文などの名を用いる。饕餮文は殷周期銅器の文様を代表するものであり、かつて濱田博士は泉屋銅鼓の例からそれを人面文と解したが、水野博士はその說を承けてこれを蚩尤伎面と關聯あるものとし、「有角假面の舞踊を推察せしめる」と解する。古器文様の起原的意味を論ずるものは多くをみず、饕餮文に對するこのような理解のしかたは、文様の起原を考える上に參考となろう。鳳文についての見解はみえないが、鮮麗な顧鳳文が特に昭穆期、莽京の禮樂盛行の際に行なわれているのは、祭祀との關聯を示すものであり、文様もまた全體として意味の體系をもつものであつたと考えられる。

金文學的に最も重要な時期は西周期であるが、西周諸器に對する考古學的研究としては、樋口隆康博士の「西周銅器の研究」一九六二年がある。西周銅器の時代區分を様式論的に試みたのち、これを新出の群銅器によつて實證しようとするもので、考古學的な分期の方法をみることができる。

樋口氏の論文は、考古學的に西周銅器の編年を試みた體系的な敍述である。彝器の様式を殷・殷周式・西周初期・中期・後期に分ち、各期の器種形態の變遷を鼎・段の例によつて圖示し、その文様との關係を考察する。西周初期の文様として細線式饕餮文・渦身夔文・王字尾夔文・短軀顧首夔文・眼文・圓渦文・小鳥文とし、小鳥文をa型三種とb型に分つ。中期に鳥文b型と顧首夔文（s型・山型）、晩期に變相夔文・變相饕餮文・環帶文（波狀文）・鱗文等があげられている。この器形・文様の分期によつて各器群の時期と地域性とを考察するのが、この論文の主題である。また進んで有銘器の斷代をも試みているが、その問題については後章にふれる。この西周器群の考察においては、出土器をその土着文化と結合し、また土着氏族の制作とみなすことが、一の前提とされている。それで陝西地區に多い殷式銅器を以て、その地における周文化に先行する彝器文化を豫想し、宜侯矢段〔五二〕を虞仲の子孫の作器とする唐蘭說の可能性を認めるなどの見解がみえるが、出土地と器の制作との關係は必らずしも無條件に結合しうるものではなく、そこに歷史的條件の加わることをも考慮に入れなければならない。宜侯矢段にみえるような大規模な農地經營が、當時江南の地において行なわれていたとは考えがたいことである。しかしこの樋口論文は、西周銅器を出土地の明らかな器群によつて綜合的に考察し、當時の靑銅器文化の全體に考古學的照射を試みたものとして、注目すべき方法を示した。

その翌年より、筆者は金文集四冊二玄社刊 を刊行し、彝銘を主とする斷代を試みた。彝銘を主とする斷代は、すでに柯昌濟・郭沫若・貝塚茂樹・陳夢家の諸家によつて進められていたものであり、本書はそれらの成果の上に彝銘の再檢討を意圖したものであるから、次章にその經緯についてふれよう。

第六章　金文學的研究の方法

一、分期と斷代

金文の斷代的研究は、郭氏の大系より十數年以前に、すでに柯昌濟がその韡華閣集古錄跋尾において、全器にわたる分期を試みている。柯氏は彝器の分域においても先驅的な業績を示したが、韡華閣集古錄跋尾も分域編とともに柯氏の弱冠以前の作である。柯氏の少年のとき、王國維がすでにその夙慧を稱したというが、周進の跋尾序にいう。

純卿賦性沖澹、執操謙謹、鍵戶下帷、箸述甚富、欿然不以爲足、進嘗造其齋中、見積稿有百餘卷、以金文分域編・韡華閣集古錄跋尾・甲骨文字解誼・殷周世族考・殷周史料三代地名輯證諸作、爲最精博、韡華閣集古錄跋尾者、二十年前、純卿尙未弱冠、讀款識時之所作也、所跋之金文、大抵見於攈古錄・周金文存、其體例、一守薛・阮成規、解釋字句、於舊說擇善而從、間下己見、尤可異者、孫仲容古籀餘論、時猶未行於世、而所釋、往往與之闇合、手稿具存、進所目睹也、亦一奇矣、餘若盂鼎女妹字、則據韓非子爲說、毛公鼎大從字、則據左傳爲說、以虢季子盤之虢國、爲小虢、以秦公敦之且字、爲語助詞、以曾伯霥簠之繁湯、釋爲板蕩、皆前人所未言、而犂然有當於人心者、至於新出諸器之跋、擬俟寫定嗣出、編中遂多未之及、卽以此編單行、亦孫氏古籀拾遺之體製也

序は民國廿四年一九三五年、その年本書と分域編とを餘園叢刻として刊行している。考古社第二期社員名錄 第三期、民廿四年 によると、當時柯氏未刊の書に分域・跋尾の各續編のほか、殷虛書契札記・殷虛書契荅問・王函山房輯佚書補正・息庵詩集等があるという。

柯氏は民國十年一九二一年に殷虛書契補釋を梓行しているが、そのとき二十歲、分域・跋尾はすでに成稿を存した。柯氏は山東膠縣の人、周序に山東の金文學の傳統を述べ、曲阜の桂未谷、安邱の王菉友、日照の許印林の說文・金文の學より、諸城の劉燕庭の藏器鑒古、海豐の吳子苾・濰縣の陳壽卿・福山の王廉生などみな古器款識の學に詳しく、當時の山東の學人に純卿と師友姻婭の緣ある人が多く、また王國維の師法を受けたという。のち北京師範學校を終え、京師圖書館に職を奉じた。

跋尾は甲篇鐘・乙篇鼎上中下三篇より癸篇兵器に至るまで十二卷、器ごとに字數・時期をあげて考證附論を加える。時期は夏商器・商器・西周初葉，中葉，末葉・東周初葉，中葉，末葉・戰國時の九期に分ち、兩周期にそれぞれ三分法をとる。夏商という時期を設けるのは三代彝器の名によるもので、すでに殷虛書契補釋などを著わしている柯氏としては、夏王朝の實在をも信じたものであろう。いま殷・周の主要な彝器の分期を表示しておく。

商器　　遣鼎　天君鼎　旂鼎　王宜人甗　宰甫敦　龡尊　戊辰彝　丁未角　天子聖觚　子燮觥
　商勾兵

商器或周初　　北伯尊　㚒尊　遽伯還彝

西周初葉　　呂鼎　史獸鼎　召伯父辛鼎　南宮方鼎　應公鼎　卿鼎　旅鼎　大祝禽鼎　康侯鼎
　匽侯鼎　刺鼎　盂鼎　又　大保敦　大豐敦　友敦　庸伯敦　魯侯尊　矢王尊　召尊　傳尊　大
　史　友彝　史望彝　梻伯彝　宅彝　邢侯彝　同卣　效卣　庚贏卣　魯侯爵　應公觶

西周中葉　　𢿍鼎　員鼎　㝬鼎　遹鼎　井鼎　厚趠鼎　公伐徐鼎　藉田鼎　郾侯鼎　師奎父鼎
　克鼎　又　曶鼎　毛公鼎夷王時　師遽敦　畢仲孫子敦　同敦　莒小子敦　㝉簋　走簋　趩尊
　臤尊　師遽方彝　禽彝　靜彝　縣改彝　豳王彝　㝉彝　遣卣　貉子卣　農卣　叉卣　匡卣
　彔卣　睘卣　史懋壺　麥盉　㝉盉　散氏盤　散伯匜

西周末葉　　仲義父鼎　虢文公鼎　師𩛥鼎　師湯父鼎　利鼎　趞曹鼎　大鼎　無叀鼎　師望鼎
　鬲攸從鼎　韓侯伯晨鼎　善鼎　頌鼎　師晨鼎　史頌鼎　函皇父敦　守敦　追敦　格伯敦　望敦
　師俞敦　召伯虎敦　又　師酉敦　揚敦　大敦　諫敦　師寰敦　師虎敦　彔伯㦰敦　師𠭰敦　歸
　夆敦　卯敦　趞敦　豆閉敦　仲幾父敦　曾伯霥簠　荀伯簠　杜伯簋　鬲比簋　滕虎彝　𢦚蔡姞
　彝　吳彝　殳良父壺　寰盤　走馬休盤　虢季子白盤　杞伯盆

西周末葉或東周初葉　　伯俗父鼎

東周初葉　　曾諸子鼎　鄧伯子鼎　鄀公鼎　陳公子甗　鄀公敦　魯士䎽父簠　曾子簠　鄭鄧叔簠
　魯伯愈父簠　蔡侯簠　黃邦簠　邾太宰簠　鄧孟壺　鄭楙叔賓父壺　呂王壺

東周中葉　　趞亥鼎　秦公敦

東周末葉或戰國　　邵王鼎　陳逆敦　邵王敦　鄘侯敦　陳昉敦　郾侯彝　郐王盂　宋公差戈宋元公佐（前五三一～五一七）

戰國初葉　　陳侯因資敦

當時、款識の學はすでに盛んであつたが、圖釋の書はなお寥々たるもので、この書にも器の形制・文様に及ぶことは殆んどなく、專ら銘識によつて分期を試みている。しかもその分期はほぼその大綱を失なわず、吳氏の厤朔疏證等に比して、むしろ時期觀は正確に近いものがあるといえよう。その方法は、たとえば毛公鼎の大從不靜の大從を左傳昭四年服虔注によつて「殆卽謂親族尊卑之序」と解して、銘文を夷王擁立の際の事情に當るものとし、また𢿍鼎において、銘文中の師雍父を群標識として彔器・遹甗との關聯を求めて器群を構成し、また大保諸器における出土の關係、邢侯彝（㚖毁）に「此器疑初封之邢侯、爲周公所作者、字體亦當在周初成康之時也」とするなど、專ら銘識の記事と文字とによつて推論するものであるが、このうち群標識による斷代の法は、のち郭氏がその大系に適用を試みたものである。いま柯氏考釋の例二・三を錄する。

戊辰彝　文三十五、商器、協日是卜詞、卜詞曰、癸未卜、衍貞、王旬亡悔、在正月、甲申、祭祖甲、協𠂤甲、協字作𢼸、與此同、愚謂劦有衆誼、卜詞云、祭祖甲、𢼸𠂤甲、葢協爲附祭之稱、㚒、卜詞常云㚒某、其誼未詳己篇十五葉

遽伯還彝　文十三、西周初葉或商器、遽氏見遽中尊龡尊、葢古國名也、文有錫貝之事、按廣韻引周書云、武王悅箕子之對、錫貝十朋、可徵周初承商舊俗、猶用貝貨、西周中葉以後之金文、則無

錫貝之語、知其時貝制已爲金幣所更替矣已篇七葉

遹鼎　文三十八、西周中葉器、古師疑卽蒲姑之省音、左昭九年傳、王曰、蒲姑商奄、吾東土也、又見書序、㝬舊釋舒、按字从害夫聲、與舒不近、余釋胡字、此器與彔敦等器、同爲紀師雍父伐古師之事、說詳𢽾鼎、𢽾疑卽遹之異字、二器實乃一人所作也乙篇中、四十三葉

宗周鐘　文一百二十、西周末葉器、公羊桓十六年傳注、天子有疾稱不豫、諸侯稱負茲、此文服子、服負同聲、子字相同、疑南國託疾不就罪、而致王師、故有服子之語、以此鐘文詞情事推之、頗能符合、此古誼之僅見於金文者、昭王之時、南夷東夷、具來朝見者、共二十六邦、追記其事、猶穆公鼎紀噩侯馭方、率南夷東夷、是也、㝬與彔伯敦等器㝬字、爲一字、㝬其萬年、似是人名、但以上文觀之、此器似周王之詞氣、周王無名㝬者、彔敦字從害從夫、以音求之、似卽厲王之名、厲王名胡、胡夫音近通用、如簠字金文作匿、是也、又金文彔敦等器之㝬、可由此器證之爲胡國甲篇五葉

宋公差戈　又名丕陽戈、文十文、曰宋公差之所造不陽族戈、宋公差卽宋元公佐、佐字與國差𦉜同、造字从告从頁、从頁者葢晩周異體、不陽疑卽偪陽、偪不一聲之轉、考左傳、晉滅偪陽、以地予宋、族爲部曲之稱、左傳、晉有公族大夫、趙盾別爲旄車之族、葢別領部曲者、此不陽族、或亦其類也、古者家無藏甲、軍器製造、權在國君、此器於宋如此、葢異於列國之器云、循此文義、知爲宋元公作、以畀偪陽大夫者、猶可徵古制也癸篇六葉

商器には卜辭の祭名をあげて證とし、殷周期の器には賜貝、西周中期の器には群標識として師雍父、末期には厲王の名を㝬・胡の通用を以て證する。宗周鐘厲王說は、のち唐蘭・容庚氏らもその說に從

つているが、この㝬は柯氏も指摘しているように彔器等にもみえる㝬侯であり、器は中期の彔器らと時期の近いものとすべきである。宋公差戈については、宋元公差 前五三一～五一七 の器とする說はすでに綴遺に詳論があるが、當時綴遺はなお未刻であつた。柯氏の分期についてはなお議すべきところが多いとしても、金文學的方法による分期の體例を刱めたものとして、注意すべき業績である。この書が、周序にいうように柯氏の弱冠前後の編述であるとすれば、郭氏の大系・吳氏の厤朔に先だつこと十數年以前に、この分野の開拓がなされていたわけである。

郭氏の兩周金文辭大系は、初版昭七年ののちまもなく增訂版昭十年が出され、初版よりかなりの增補がなされている。柯氏の分期は兩周をそれぞれ三分期するものであつたが、大系は西周期に歷代の斷代を試み、春秋期については別に列國標準器年代表を附して、すべての器の斷代あるいはその絕對年代を整理したもので、今日の金文學研究の基礎をなした紀念すべき書である。その書は考釋と圖錄に分ち、圖錄には器形と銘文を揭げ、用意が甚だ備わる。斷代の方法について、當時たとえば劉師培の周代吉金年月考宣統二年、一九一〇、吳其昌の金文厤朔疏證民十八年・同續補文哲季刊Ⅱ、民廿一年～廿二年（のち單行本）民廿五年、またわが國の新城新藏博士の上代金文の研究支那學五、昭和四年・橋本增吉博士の兩周金文の研究史學雜誌、昭和一〇年など、曆法よりする研究も次第に進められていたが、郭氏はこれらの曆法的研究にはかなりの不信を示していう。

國別之徵、至易々、于銘文每多透露、可無多言、年代之攷訂、則戞々乎其難、自來學者、亦頗苦心于此、其法每專依後代曆術、以事推步、近時海內外承學之士、尤多作大規模之運用者、按此實

大有可議、葢殷周古曆、迄未確知、卽周代列王之年代、每多有異說、例以恭王言、太平御覽八十五引帝王世紀云在位二十年、通鑑外紀云、在位十年、又引皇甫謐說在位二十五年、後世皇極經世諸書、復推算爲十二年、世多視爲定說、然今存世有趞曹鼎第二器、其銘云隹十又五年五月既生霸壬午、龔王在周新宮、王射于射盧、龔王卽恭王、諡法之興、當在春秋中葉以後、此之生稱龔王、猶獻侯鼎之生稱成王、宗周鐘之生稱卲王、遹段之生稱穆王、匡卣之生稱懿王、本器明言恭王有十又五年、彼二十五年說與二十年說、雖未知孰是、然如十二年說與十年說、則皆非也、視此可知專據後代曆術、以推步彝銘者之不足信、葢其法乃操持別一尺度、以事剪裁、雖亦斐然成章、奈無當于實際、學者如就彝銘曆朔相互間之關係、以恢復殷周古曆、再據古曆爲標準、以校量其它、則尚矣、然此事殊未易言、葢資料尚未充、而資料之整理、尚當先決也

當時の資料において、古代の曆譜復原はなおその可能性を求めがたいとするものである。しかし少くとも、一王の間に曆法上齟齬する紀年日辰銘を排次することはこれを避けるべきであるが、大系はときにその禁を犯すことがある。たとえば曆譜として接續しがたい元年師兌・三年師兌兩段をともに幽王に屬し、宣王の譜に入りがたい休盤を宣王期に加え、兮甲盤と日辰の相接する虢盤を厲王期におくなど、曆譜を無視する例が多い。當時の曆譜といえども、春秋長曆より推してその日辰を求めうるもので、曆譜的に結合しうる資料群を構成することは、群標識による器群の構成と同じく可能であり、またより確實な根據となしうるものである。しかし郭氏がその斷代の原則として用いた方法は、次のようなものであった。

余于年代之推定、則異是、余專就彝銘器物本身、以求之、不懷若何之成見、亦不據外在之尺度、葢器物年代、每有于銘文透露者、如上擧之獻侯鼎・宗周鐘・遹段・趞曹鼎・匡卣等皆是、此外如大豐段云、王衣祀于王不顯考文王、自爲武王時器、小盂鼎云、用牲啻周王□王成王、當爲康王時器、均不待辯而自明、而由新舊史料之合證、足以確實考訂者、爲數亦不鮮、據此等器物爲中心、以推證它器、其人名事跡、每有一貫之脈絡可尋、得此更就文字之體例、文辭之格調、及器物之花紋形式、以參驗之、一時代之器、大抵可以踪跡、卽其近是者、于先後之相去、要必不甚遠、至其有曆朔之紀載者、亦于年月日辰間之相互關係、求其合與不合、然此僅作爲消極之副證而已

すなわち銘辭を主とし、器形花文を以てこれを參驗し、曆法の合否のごときは副證にすぎぬとするものである。しかしこのような曆法の輕視が、大系の斷代にときに乖誤をもたらすものであることは、のちにふれよう。いま郭氏の斷代器を左に表次しておく。

西周期斷代器目表　〔〕內新出器

武王　大豐段　小臣單觶

成王　令段　令彝　令尊　𨟭卣　明公段　禽段　禽鼎　睘卣　趞卣　趞尊　中甗三器　中觶

中甗　疐鼎　班段　小臣謎段二器　㣈段　呂行壺　小臣宅段　師旅鼎　旅鼎　大保段附作册休卣

𪎖鼎　員卣　員鼎　厚趠鼎　令鼎　獻侯鼎　臣辰盉，臣辰卣，臣辰尊　〔宜侯夨段〕　〔保卣〕

〔德四器〕

康王　作册大鼎二器　大盂鼎　小盂鼎　周公段　麥尊彝，盉　庚嬴卣　庚嬴鼎　史䀇彝　獻彝

昭王　沈子段　盂爵，盂卣　段段　宗周鐘　㝬段　過伯段　𤔲段

穆王　遹段　靜段　靜卣二器　小臣靜彝　趞段　呂齋　君夫段　剌鼎　𢉺鼎　遹甗　稽卣　䜌

觶　彔𢦚卣　彔段　彔伯𢦚段　伯𢦚段　善鼎　競卣　競段競諸器　縣改段

恭王　趞曹鼎一・二　師湯父鼎　史頌段四器　史頌鼎史頌匜，盤　頌鼎二器　頌段五器　頌壺二器　師

虎段　吳彝　牧彝　師毛父段　豆閉段　師奎父鼎　走段走鐘　利鼎　望段　師望鼎　格伯段五器

格伯作晉姬段　㠱仲作倗生壺

懿王　匡卣　猶鐘二器　師遽段　師遽彝　康鼎井，叔𤔲鐘〔後改爲厲王時器〕　卯段　同段二器　大段

大鼎　師酉段三器〔後改爲宣王時器〕　免段　免簠　史免簠　免盤　免觶（卣）　史懋壺　守宮尊

〔盠諸器〕

孝王　𧪘卣（新訂版、成王）　𨙸齋二器（新訂版、孝以前）　效父段（同上）　舀鼎　舀壺　𨙶貯段　趩觶

效卣　效觶

夷王　蔡段　虢季子白盤　不嬰段　噩侯鼎又、段三器　禹鼎（新訂版、厲王）　敔段又一器　伯克壺

克鐘六器　南季鼎

厲王　師毄段　師晨鼎　伯晨鼎　師俞段　諫段　揚段二器　單伯鐘𦐼生鐘　𧻚段　虢仲𤔲　何段

無㠱段四器　大克鼎　克盨　小克鼎六器　微䜌鼎　鬲从盨　伊段　寰盤　寰鼎　鬲攸从鼎　虢叔

旅鐘七器　士父鐘三器　矢人盤　函皇父段二器、又、匜　叔向父段又、段　番生段　番匊生壺　〔輔

師嫠段〕

宣王　毛公鼎　師訇段　𪓐盨　召伯虎段一　兮甲盤　召伯虎段二　師寰段二器　䢅伯段　師嫠段

二器　井人妄鐘三器　截段　無叀鼎　休盤　杜伯鬲　杜伯盨三器　〔訇段〕

幽王　師兌段二器　鄭段二器　三年師兌段二　宗婦鼎四器　宗婦段三器　宗婦盤　宗婦壺二器

全體として、柯氏の分期に比して遙かに精審を加えている。その最も特徵的な方法は、群標識を求めてこれを中心として關聯器を組織するもので、たとえば令彝の明保は𧪘卣にみえ、明公段の明公と同一人であり、魯侯と禽とは同じ。「王在㡊」の語のある睘卣・䟒尊、また䟒の名のみえる㝬鼎も東征の關聯器である。小臣謎段以下五器は伯懋父、旅鼎・大保段は大保を標識とし、𤼈鼎・員鼎は史旗、𤼈鼎の濂公は令鼎にもみえて器群をなし、何れも成王期とする。

周公段・麥尊等麥氏諸器は井侯を標識とする器群、また庚𧇝鼎を康王期とするのは、小盂鼎の日辰と相接し、庚𧇝卣については「字體亦與盂鼎等爲一系、而下庚𧇝鼎、尤與盂鼎器制相彷彿」というが、盂鼎は饕餮文、庚𧇝鼎は鳥文、特に卣は垂啄の大きな大鳳文で、盂鼎と同期とはしがたいようである。史䛐彝・獻彝は何れも畢公の標識器として康世に屬する。

盂の爵・卣、及び畢仲孫子の語がある段段を盂鼎・畢仲諸器より一代下して昭王期とし、宗周鐘の昭王を生號、また㝬段以下南征をいう三器を列する。宗周鐘の文は追記とすべく「對作宗周寶鐘」とはこれを追念敬祀する意であろう。遹段に穆王の生號がみえ、靜器は葊京の儀禮をいう。靜段の緻師によつてその名のみえる趞段を錄し、呂齋以下は遹段と相似た小字緊湊體の銘をもつ諸器である。彔𢦚卣以下は伯䧅父を標識とする器群、また彔𢦚卣以下は伯雝父諸器である。善鼎に緻師の名があるので𢉺

この期に屬し、競卣以下はまた白屖父を標識とする器群をなす。競卣に「此器花紋形制、與彔𢦚卣、如出一笵、決爲同時之器無疑」とし、「疑屖父卽𢦚之字也、屖與夷通、𢦚吳大澂孫詒讓、均釋爲戎字、孫謂字乃从戈从冬、孫說甚合義例、似信、名戎字夷、王引之所謂連類之例也、作器者之競、與䜌觶之仲競父、殆亦一人」とするが、名字のことは西周の金文にその證をえがたく、彔𢦚・屖父一人說も臆說に近い。競器の形制は彔の諸器よりも古制を存するものとみられる。

兩趞曹鼎に龔王の生號があり、またその周新宮の名によつて師湯父鼎を錄する。しかし頌鼎にいう「新造貯」を新宮造營のときのこととして頌器を恭王期に屬するのは牽强に失し、頌器の器制やその篆意の强い文字は、なおこの期には屬しがたい。趞曹第一器の井伯の名は師虎段にみえ、師虎段の內史吳は吳彝の作冊吳・牧段の內史吳であり、四器系聯の器とする。なお井伯の名によつて師毛父段・豆閉段・師奎父鼎・走段・利鼎を列し、康宮新宮の名によつて望段、また師望鼎をこの期とする。趞曹第二器と望段の紀年日辰は齟齬なしというが、この兩者は接續しない。望段は時期を下すべきである。

匡卣に懿王の生號があり、三年師遽段に周新宮の名がみえるのは、頌鼎よりのちで次王に屬するという。また𡘇伯を群標識として康鼎以下三器を一群とし、同段の吳大父を大段・大鼎の大と一人、師酉段の吳大廟の吳大をも一人とする。免諸器と舀鼎に井叔の名があり、免觶の史懋により史懋壺、免段の周師によりその名のみえる守宮盤を系聯して懿王諸器とする。

孝王期諸器として、郭氏ははじめ休王を孝王と解して𧪘卣・效父段等の諸器をこの期に列したが、

後出の𧪘器に伯懋父の名がみえるところから、新訂版に𧪘卣を成王期に改め、他の休王諸器については「器制與字體、均有古意、當在孝王以前」とする。また𧪘卣の休王を「句讀有誤」として休王の名を抹消したが、效父段等の句讀には及んでいない。この結果孝王器は舀鼎・舀壺、舀鼎と同じく東宮の名のある𨙶貯段と效卣、舀鼎と日辰の相接する趩觶のみとなる。效器については「效器有卣有觶、器制字體、均有周初風味、葢孝世工藝、有復古之傾向也」とするが、その大顧鳳文は靜の諸器と近く、昭世に屬すべきものとみられる。

元年銘の蔡段に宰舀の名があり、舀器についで夷王の器とする。虢季子白盤は舊說に多く宣王期とするものであるが、郭氏は「然除用後起長術、以事推步、及與六月之詩相比附外、別無它證」としてこれを卻け、後漢書西羌傳に「夷王衰弱、荒服不朝、乃命虢公、率六師伐太原之戎、至于兪泉、獲馬千匹」という竹書紀年に基づく記事によつて、虢盤をそのときのものとする。不嬰段をその關聯器、また噩侯鼎・敔段をその際の淮夷騷擾の事實をいうと解する。成鼎として關聯器に屬したものは、のち別器が出て禹鼎であることが知られ、叔向父禹と同一人とする。すなわち厲王期とするものである。克鐘に士舀の名があり、舀器・蔡段の宰舀と同じ。伯克壺・克鐘はこの期に屬するも、他の克器は日辰相銜接せず、これを次期に屬している。

師毄段以下、師嫠・師兌の諸器は、師龢父卽ち伯龢父を標識とする器群、龢父は師晨鼎・師俞段・諫段にみえる司馬共と一人にして卽ち共伯龢、「漢書古今人表注、孟康言、共伯和入爲三公、本銘當是入爲三公以前事、王元年乃厲王元年也」という。師晨鼎の師俗は南季鼎の伯俗父としてみえるもの

で、師晨鼎の「册命師晨、足師俗、嗣邑人隹小臣」の足を嗣續の義と解し、兩器を夷・厲に相屬するが、足は疋にして佐胥、すなわち兩者は同期でなくてはならない。師艅段は師晨鼎と同日同處の册命をしるす。諫段の內史先は揚段にみえ、揚段の單伯に單伯鐘がある。𩛥段は揚段と字體文例及び典制相近く、虢仲盨の虢仲は後漢書東夷傳に「厲王無道、淮夷入寇、王命虢仲征之、不克」とあり、何段にも虢仲の名がみえる。無㠱段に南夷の征伐をいい、無㠱は鬲从盨にみえる無㠱と同一人であるとする。克氏諸器のうち、夷譜に入らぬ克盨・小克鼎及び大克鼎、小克鼎と日辰の同じである微𢿋鼎、大克鼎の虢季の名のある伊段、寰盤の寰は宣王初年の元老方叔といわれる人で名字對待、廿八年銘寰盤はその人の器で、いずれも厲期に屬するという。虢叔旅鐘の虢叔は鬲攸从鼎にみえ、鬲从の名は矢人盤散氏盤にみえる。詩の十月之交にいう閻妻の出自の家とされる圅氏の圅皇父段、またその詩にみえる楀は金文の叔向父禹段・禹鼎の作器者である。番生段・番匊生壺の番も同じ。何れも十月之交を厲王期の詩とする舊說による。

厲王𠦪𢦚ののち、その疾畏降喪の危局に當つたものは毛公であり、毛公鼎はその負托の册命をしるす。この器には周初とする說があり、郭氏はすでに毛公鼎之年代に宣王期とする論證を試みているが、その要は「一、器之花紋形制、與鬲攸从鼎、如出一笵、知相去必不遠、二、文之佈置氣調、與文侯之命絕類、不得在恭懿以前、三、文之時代背景、離周初已遠、且新有亡國之禍、用知不屬于宣、必屬于平、四、器出關中、不得在宣幽以後、與平不合、五、時王英邁、振作有爲、大有撥亂反正之志、與宣王中興氣象相符、準上以及其它旁證、余得斷定此器必屬于宣世」という。師訇段も「與毛公鼎銘、如

巻五 通論篇

二四一～二四二

出一人手筆、文中時代背景、亦大率相同、故以次于此」、𤔲盨は銘文の前半を缺くが、「亦與毛公鼎相類」とあり、みな宣世中興の業を佐けたものとする。召伯虎段の召伯虎は詩の江漢にみえ、兮甲盤の兮伯吉甫は詩六月の「文武吉甫」、師寰段の寰は采芑の方叔にして寰・方は名字對待、𠦪伯段の仲は無叀鼎の司徒南仲であるというが、みな比附の嫌がある。師𠭰段の琱生は召伯虎の兩器にみえ、井人安鐘に「作龢父大林鐘」とあり、作器者は共伯龢の子であるとする。𢦏段の穆公を召穆公、休盤の休を詩常武の程伯休父とするなど、詩篇の人名に證を求める例が多いが、詩篇の時期にまた問題がある。杜伯鬲・盨の杜伯は、墨子明鬼篇に宣王に殺された人としてみえ、これも說話に近い幽靈話である。

幽王期に屬する師兌兩器は、幽王の譜に合わない。宣・幽の兩世は史記にも紀年があり、その曆譜は十分推算しうるのである。かつ師兌段一の「册命師兌、足師龢父、嗣左右走馬、五邑走馬」の足を、郭氏はまた嗣續の意とし、共伯龢の職を嗣ぐと解するが、足は疋にして佐胥、師龢父と同期とすべきである。鄭段の五邑祝も、五邑走馬の職と關聯するものであろう。

郭氏の斷代には、すでにみたきたように、器制文様、銘辭の理解と字釋の上からなお疑問とすべき點があり、殊に曆朔を輕視して、そのために不合理を生じているところが多い。郭氏はその後にも機會あるごとに訂補を加えているが、曆朔のごときは、その條件が整えば最も確實な斷代の根據を提供するもので、その點からの再檢討が必要である。

郭氏ののち、同樣の方法を以て斷代を試みるものに容庚氏の商周彝器通考がある。通考には器制・文樣の詳しい考察があり、その成果をも加えて斷代を行なつているが、「與郭氏同者十七八、而異者

巻五 通論篇

二四三～二四四

亦十二三也」というように、結果的には大致同じく、ただ孝・夷兩期の器を缺く點が甚だ異なる。郭氏の斷代と比較するため、主要な器名をあげておく。

武王一四器　大豐段　小臣單觶　周公方鼎　康侯丰鼎　作册𠙵鼎　㴿司土逘段　㴿逘諸器

成王九一器　獻侯鼎　𠡧𨻰鼎　卿諸器　令方彝　令方尊　矢令段　𠦑卣　明公段　魯侯段・爵

班段　睘卣・尊　趞尊・卣　臣辰卣　臣辰諸器三二器　禽段　大祝禽方鼎　沈子段蓋　大保段

大史友甗　大保鼎二器　伯害鼎・盉　龢爵　大保諸器　旅鼎　小臣謎段　師旂鼎　呂壺　呂方彝　宅段　彔卣　彔諸器　𢾊甗　㪤尊　𥡴卣　𪓰鼎二器　員卣・鼎　厚趠方鼎　𨞶鼎　中鼎安州六器

康王一三器　作册大方鼎三器　盂鼎　盂鼎二　邢侯段　麥方鼎　麥諸器　史䛠段

昭王六器　盂爵・卣　𫎇駿段　過伯段　𤼈段　小子生尊

穆王四器　遹段　靜段　靜卣　剌鼎

共王一四器　趞曹鼎一　又二　師湯父鼎　師遽段蓋　師遽方彝　師虎段　師奎父鼎　利鼎　走段

師毛父段　牧段　吳方彝蓋　趩段

懿王一五器　匡簠　曶鼎　免段　免諸器　史免簠　鄭井叔康盨　鄭井叔鐘　康鼎　𡚬伯鬲　卯段

盝　同段二器　史懋壺

孝王・夷王　缺

厲王五三器　大克鼎　克盨　克鐘六器　克盨　克鼎七器　微𢿋鼎　無㠱段三器　虢仲盨蓋　鄭虢仲段二器　敔段　成𩛥鼎　噩侯鼎　不𡢁段蓋　伊段　寰盤　寰鼎　鬲从盨　攸鬲盨　鬲攸从鼎　諫段　師艅段　師晨鼎　揚段二器　單伯鐘　旲生鐘　虢叔鐘七器　㝬鐘宗周鐘　師酉段

共和一器　師𠭰段

宣王四四器　毛公鼎　番生段蓋　師訇段　兮甲盤　虢季子白盤　召伯虎段一　又二　師𠭰段二器　無叀鼎　師寰段二器　虢季氏子組段三器・壺　頌鼎三器　頌段六器　頌壺二器　史頌鼎二器　史頌段四器・匜・盤　虢文公鼎二器　杜伯盨四器・鬲　楚公逆鐘

幽王三器　師兌段一　又二　晉姜鼎

右の斷代において、郭氏と最も異なるところは、宗周鐘を厲王期に、虢季子白盤及び頌氏の器群を宣王期に屬することである。宗周鐘については、㝬を厲王の名胡と解する唐蘭說を引くが、その說はすでに韡華にみえる。また虢盤を、虢季氏子組諸器と一家の器とする。頌器については、頌鼎と大鼎、頌段と師寰段、史頌鼎と大小克鼎の器制の一致をあげているが、それならば頌器はむしろ厲王期に屬すべきはずである。通考の斷代は、大系と同じく銘辭中に證を求めて相關聯する方法をとるが、器制・文樣の詳しい研究が、その斷代に十分に活用されていない憾みがある。

郭・容二氏によつて試みられた群標識による斷代は、貝塚茂樹氏の中國古代史學の發展昭廿一年、一九四六年に圖表化されて、その關係を概觀しうる。その方法は、郭・容二氏のすでに指摘する小器群を、令彝を中心とする一大器群に構成するもので、後期金文についても、同樣の方法によつて二大器群を構成する。ただこの場合においても曆法的な關係や器形學的關係は考慮の外におかれており、ま

た圖表の性質上、斷代をすてて前期・中期・後期の三分法がとられている。全器の斷代が不可能であるとしても、標準器の時期によつてそれとの關係を指摘することは、圖表化を一層有效にする方法であると思われる。

殷・周器を分つ殷金文の特徵として、日月祀倒敍の形式・妣祭・卜辭にみえる五祀の祭祀・殷末の尸方討征の四例をあげ、これを第一類として、以下九類をあげる。四類は文の形式、後四類は干名の父祖の廟號、圖象の族標識をもつものである。これより推して、周初の金文中にその形式を含むものを殷器、これを除く殘餘のものを周器とし、その例として獻侯鼎・厚趠鼎などの器をあげる。周初の器は、克殷の役に關して周の部將・家臣に對する賞賜をいう小器群が、互いに關聯して一大群を構成しており、みな周系の器である。ただ大豐毁は殷式第四類の、銘文を日の干支からはじめる形式で、武王が文王を祀るときの助祭の臣工の作器であり、また康王末年の大小盂鼎に殷周混合形式の紀年がみえるのは、武庚の亂後、「周民族がはじめて殷王朝の遺民に接觸し、その文化が漸次周王國の內部に浸潤し、遂に康王の末年になつてその影響を表面に現はした」一五四頁ものと解する。考古學的にいえば、殷周期の彝器文化は一元的であり、殷の彝器文化の直接の展開とみるべく、當時の彝器文化の擔持者は殷系の諸氏族であつたと考えられるが、銘文の理解においても、そのような文化史觀が必要であることは、殷周期の遺器に殷式の特徵をもつものが壓倒的に多い事實からも知られる。大豐毁を武王期とするのも、周の彝器文化を固有のものとする立場からであろうが、その文様は象文の身部を渦文狀に文様化した變様象文であり、臣辰の諸器より遙かにおそく、康王期の效父毁等と同じ。またその銘文中には文王の衣祀のほか別に二王のことがみえ、衣祀もまた卜辭において直系の父祖を合祀する祭名であり、器はその器制文様・銘辭からみて武王期に屬しうるものではない。殷・周二系の彝器文化を豫定する文化史觀は、周初の彝銘の全體的な理解に、大きな障碍をもたらすのである。周初の彝器の大部分が殷式の徵證をもつものであるのは、戰後の經營に驅使された氏族軍が、殆んど舊殷王朝系に屬するものであつたことを示し、大盂鼎に殷王朝の滅亡、天命の更改を說示してやまないのは、盂が殷系の舊氏族であつたからである。單なる彝器制作上の殷文化の影響というごときものではない。

周初器群の第一小群として、通考に錄する㴱伯逘の諸器を、檀伯達を群標識とする器群として加える。この器群については、別に「新出檀伯達器考」東方學報、京都第八冊があり、各器の考釋を試みたのち、㴱は丹の一體に從い檀と同聲、また逘は達の初文であるとするが、兩字ともその字釋に問題があり、㴱の從うところは曰の一形、逘の從うところは明らかに疑の初文である。檀伯達は左傳成十一年に「昔周克商、使諸侯撫封、蘇忿生以溫爲司寇、與檀伯達封於河」とあり、杜注に「與檀伯達、俱封於河內」とみえ、その封地を蘇忿生の溫すなわち孟津に對して、その東方の要津である白馬津、すなわち濬縣であり、この諸器が濬縣出土であるのはその證であるという。思うに伯達の名は論語子張に「周有八士」とする人名中にみえ、みな伯仲叔を以て名づけており、周の世族と考えられるが、㴱の諸器にはみな𦥑形の圖象を附しており、この諸器の作者は東方系の氏族である。器が康侯斧と同出であるのは、左傳定四年に「分康叔殷民七族、命以康誥、而封於殷虛」という殷系氏族の一として、㴱は康侯に屬したものであろう。七族の何れに比定しうるかは明らかでないが、名號は檀・伯達でなく、㴱・逘と署する例が多いことからも知られるように㴱伯・逘であり、殷系の舊族である。

また召伯父辛・大保諸器の一群については、その書の餘論第一章「殷末周初の東方經營に就いて」に梁山七器を中心とする考察があり、梁山の地はもと東夷の聖地で、風姓の祖神夒を祀り、殷族の原住地であつたとする。それで梁山の大保關係の器中、銘末に亞字形中に觯を加えた圖象をもつものは、「此地方が殷末の小臣觯の封地であつたと云ふことを記念するための標識ではなからうか」三九五頁と推定するが、征服地の舊氏族の標識を、征服者が自器の銘に用いるということは、圖象標識の性質からいつてありえない。圖象標識にはそれ自身の體系があり、社會的機能をもつものであることについては、かつて「殷の基礎社會」立命館大學五十周年紀念論文集、昭廿六年に論じた。また梁山七器には、單なる器群として扱いえない問題があり、北匽南匽など周初の經營に參與した召族の問題を含むものであることも、召方考甲骨金文學論叢第二集、昭卅年に概說した。以上の㴱伯逘諸器と梁山七器とは、彝器文化の系統觀や圖象標識の本質に關する重要な問題を含むものであるから、ここにそのことを指摘しておくのである。

中期金文は昭穆二王、昭王期に宗周鐘、穆王期に遹毁の二器をあげ、文例として𢦔毁・靜毁・剌鼎・彔𢦏卣を錄し、前後期の中間的な過渡形式とする。宗周鐘の𢦔については、言及するところがない。この期の彝器には、古式器制の變化、鳳文の盛行、𦦨京の諸儀禮、字體・銘文上の特徵などがあり、分期上なお豐富な器群を構成しうる。

後期は共王以後、器數極めて多く、その編年資料も紀年日辰をもつものなど、絕對年代を求めうる器銘をも含む。しかしこの書では、後期器群は共王期と厲宣期の二大器群に分ち、さらに小器群との系聯を試みている。第一大群は、共王の名を含む趞曹鼎二器を首とし、孝王期と推定される大克鼎を標準器として構成される。また燮伯を標識とする器群は、第二大群と別に厲王期の器群を構成するが、この燮伯を書序に武成期の人とするのは、「口頭傳承の間に聯想によつて思ひもかけぬ變化を被り」一七六頁、好利の人榮伯の映像を古傳承中に反映したものとする。厲王期の燮伯器群とする康鼎・卯毁・同毁・師匌毁、また同じく燮伯の名のみえる輔師嫠毁は、同毁とともに分尾鳥文を帶文とする器である。この燮を右者とする册命をしるす師匌（詢）毁の師匌（詢）を、發展では「毛公鼎の毛公厝は卽ち師匌毁の作器者である師匌と同一人の異字であることは諸家異論がない所である」、「この師匌毁を通じて、毛公鼎等の小群の年代は厲王期前後と推定せられる」一八三頁という。そして郭氏らの斷代は「この金文群別研究方法上の基礎的な事實を無視するか、或は忘却してゐる」というが、毛公・師匌（詢）を一人とするものは通說ではなく、また師詢毁の紀年日辰は厲譜に屬しがたい。

後期第一大群の第十九・二十小群として、休王諸器が加えられている。それは曶鼎にみえる東宮が效卣にもみえるという一事によつて系聯するものであるが、效器の器制は初期に近く、文様は大豐毁と同じ。東宮・南宮などの名を特定の一人と解するのは極めて危險なことであり、世族の名は父子相承けて、前後に互見する例が多い。初期の中諸器にも、後期の南宮柳鼎にも南宮の名がある。第二大群において、琱生諸器と師龢父・伯龢父諸器、司馬共・內史先・司徒單諸器の系聯關係が表

示されているが、これは時期的には宣王期から遡る排列となる。そして「この共伯和を中心とする第二大群が厲宣時代に屬することは明らかである」一八四頁と結論されているが、その圖表中の召伯虎・師兌の各二器と師嫠・師𣪘の兩𣪕とを除き、師晨・師𩛥・諫・揚の各𣪕及び單伯鐘は、陳氏の斷代にみな懿孝期に列するもので、器制・銘文よりみて厲宣期にまで下るものではない。この書の金文表の目的が「大群の全體として年代の上限下限は考へ得るとしても、組織の體系と編年的系列とは一應區別して考へるべきである」一九〇頁とし、「群標識の人物の在生在職年代の長短によりかなりの誤差があり」、「大群中の諸器の相互の年代に至つてはその誤差範圍が更に區々であり」、「年代觀適用の限界がある」というが、效器のような前期のもの、また第二群の十數器のうち、懿孝期と宣王期の諸器が共存するのは、單に圖表の形式に關することではない。その以前の問題として、群組織そのものになお檢討を要するところがあるとすべきである。

柯昌濟の韡華閣集古錄跋尾にはじまり、郭氏の大系、容庚氏の通考を經て分期斷代の研究が進められたが、その主要な方法は人名・地名・銘文の形式などを通じて標識的なものを求め、これによつて器群を構成するものであつた。貝塚氏の發展は、その器群を圖表化して系聯の關係を明らかにするに努めようとしたものであろうが、その系聯關係には前後の方向に對する顧慮を必要とする。また標準器との關係も形式的處理にとどまるために、かえつて柯氏の三分期法にもどる結果となり、みるべき進展を收めるに至らなかつた。以上の諸家の研究に共通する最も基本の問題は、金文中にかなりの資料を存する紀年日辰銘について、明確な斷代說がないということである。それは金文に對する初期の

巻五 通論篇 二四九～二五〇

曆法的研究、殊に最も大規模にその適用を試みた吳其昌氏の金文厤朔疏證が、器の時代觀において多くの著しい過誤をもつための警戒に發していると思われるが、その誤を正すことなく、これほど基本的な資料を回避して、金文の斷代的研究はありえないはずである。曆朔を金文の編年に用いることは劉師培にはじまり、吳氏ののちまた董作賓氏が同じく西周曆譜の構成を試みており、別に一章を設けていうを便宜とする。ただその知識を斷代に適用しながら、器形學的知見や史料の綿密な檢討を通じて西周器の斷代を意圖したものに、陳夢家氏の西周銅器斷代があり、この學に一時期を畫する充實した研究である。

二、史料と考釋

陳夢家氏の西周銅器斷代は、器群の考察に綿密な史料の檢討、器形文様の系統化、曆譜上の驗證をも一部に加えたもので、金文學的研究の基礎的方法を樹立した記念すべき業績である。陳夢家 一九一一～は浙江上虞の人、羅氏と同鄉である。中央大學卒業後、燕京大學研究所研究生となり、早年にして卜辭研究の諸論文を發表、その成果は後年殷代卜辭綜述一九五六年として結集された。また西周年代考一九四五年・六國紀年一九五五年など、金文研究の方法として基礎的な斷代歷年の研究をも試みており、銅器の形態學的研究としても、海外中國銅器圖錄第一集上册に、中國銅器概述のあることはすでに述べた。

西周銅器斷代一～六 一九五五・六年、考古學報 は、西周金文の斷代的研究として最も注目すべきものであるが、發表は六回にして中斷されている。その後、數種の專門誌上に、陳氏の學術に對するはげしい排擊文が揭載されたが、それらの攻擊はむしろ執筆者の誤解に基づくところが多く、全く理由のないものであつた。その研究の大半がなお未發表のままであるのは、彼我の學術交流のためにも惜しむべきことであると思う。その斷代は、武成にはじまり、懿孝に終る。斷代として最も問題の多い後期金文については付印されず、その見解は僅かに西周年代考によつてその一斑を窺いうるにすぎない。斷代の發表分については、のち香港より金文論文選第一輯、一九六八年として覆印され、陳氏の壽縣蔡侯墓銅器も附載されており、兩周期金文研究の大概をみることができる。

陳氏の斷代器目を列次するのに代えて、その全體の構成を知る便宜もあるので、全目次をあげておく。

一、概論西周銅器　二、武成間文獻記錄
三、武王銅器　1天亡𣪕　2保卣
四、成王銅器　〔甲〕克商　3小臣單觶　4康侯𣪕　5宜侯夨𣪕(後、康王)　〔乙〕伐東夷　6𡌭方鼎　7旅鼎　8小臣謎𣪕　9疐鼎　10䧹鼎(以上二)　〔丙〕伐東國　11明公𣪕　12班𣪕　〔丁〕伐蓋楚　13禽𣪕　14岡刧尊　15令𣪕　〔戊〕伯懋父諸器　16召尊　17小臣宅𣪕　18御正衛𣪕　〔己〕明保諸器　19令方彝　20乍册䰧卣小臣傳卣　21士上盉(臣辰盉)　〔庚〕燕召諸器　22小臣攄鼎　23大保𣪕　24匽侯盂　〔辛〕畢公諸器　25召圜器　26獻𣪕　27𤸫方鼎附、德、叔德諸器

巻五 通論篇 二五一～二五二

28小臣逋鼎　29乍册䰧卣　〔壬〕王在諸器　30趞卣　31乍册睘卣君・天君諸器　32獻侯鼎　33盂爵　34蔡𣪕　35士卿鼎　36臣卿鼎　〔癸〕其他諸器(待續)
五、西周之燕的考察　〔甲〕姓・都邑・長城　〔乙〕北燕方言　〔丙〕戰國燕刀貨　〔丁〕所謂全燕　〔戊〕䣊馆燕亳
六、西周金文中的都邑　〔甲〕論王周及成周新邑　〔乙〕論豐鎬及宗周　(以上二)
七、成康銅器　37史叔隋器　38北子方鼎　39應公觶　40䵼𣪕　41井侯𣪕　42小子生尊　43睘尊　44耳尊　45𤔲鼎　46史獸鼎　47小臣靜卣
八、康王銅器　48魯侯熙鬲　49乍册大方鼎　50大保方鼎　51成王方鼎　52害鼎　53伯害盉　54大史友甗　55庚嬴卣　56大盂鼎(以上三)　57小盂鼎(以上四)　58師旂鼎　59宅𣪕　60遇甗　61競卣　62效尊　63寧𣪕蓋　64貉子卣(以上五)
九、西周的策命制度　〔甲〕成康及其後的史官　〔乙〕西周金文中的策命　〔丙〕文獻中的策命　〔丁〕周書中的王若曰(以上三)
一〇、昭王銅器　65𢽎𣪕　66無其𣪕　67友𣪕　68尹姞齊鼎　69公姞齊鼎
一一、穆王銅器　70長甶盉　兼論早期鐘的發展　附記、玉戈銘(以上五)　71遹𣪕　72剌鼎
一二、共王銅器　73趞曹鼎　74利鼎　75師虎𣪕　76豆閉𣪕　77師毛父𣪕　78師奎父鼎　79走𣪕　80趞曹鼎二　81乍册吳方彝蓋　82師遽方彝　83師遽𣪕蓋　84鄭牧馬受𣪕蓋　85師湯父鼎
一三、懿孝銅器　〔甲〕懿王銅器　86匡卣　〔乙〕免組銅器　87免𣪕　88免簠　89免尊　90免盤

巻五　通論篇　二五三～二五四

91趩觶　92守宮盤　〔丙〕師晨組銅器　93師晨鼎　94師俞𣪘　95諫𣪘　96大師盧豆　97揚𣪘　98蔡𣪘〔以上六〕

器群の構成は、單に人名等の群標識を求めてこれを系聯するものでなく、重要な歴史的事件、都邑方域等の歴史地理的考察、册命の形式・器制文様の展開などを加えて、極めて有機的な考察が試みられている。

陳氏は一において、從來の殷周文化の承遞という考え方には修正を要するものがあるとし、西周銅器の殷器に異なるものとして、四耳𣪘・方座𣪘と禁や曲柄の斗勺、飛射狀の稜角、觚爵の減少、同銘雙器の尊卣、殷代花文の衰頽の七項をあげ、これらを周的な器制の特徴とする。次に各王の在位年數を定めて、武成康昭を前期八十年、穆共懿孝夷を中期六十年、厲王以後を晩期八十七年とするが、發表分はそのうち中期の前半にとどまる。諸器の系聯關係としては同地出土・同坑出土・同墓出土の例をあげ、その整理法を述べている。銘文による器群構成については、人名・族名・官名・地名等七項をあげているが、これらはすでに分期・斷代を試みた諸家の用いるところである。

二においては邶鄘衞の問題と三監の叛、及び淮徐の役の史實性を追求し、東と東國との地域的關係や、武王封建の史傳を檢討する。ついで周公居攝の解釋について、王國維の周開國年表の説によらず、洛誥の文末の紀年は、殷の大事紀年形式であるという。以上一・二に總括するところを、三以下の器銘解釋の基礎的操作として、關係文獻の捜羅檢討を試みたものである。

武王期の器として天亡𣪘大豐𣪘・小臣單觶をあげるのは大系と同じ。すなわち殷周の兩彝器文化は、その時期において並行の關係にあつたとする立場である。銘文中の天室を明堂祀天の室とし、文王を明堂に祀る文獻例を徵引し、大宜は卜辭にみえる祭儀で、銘は天亡の周祀助祭をいうと解する。また器は西周最初の器であるのみならず、宜侯夨𣪘・井侯𣪘・大保𣪘と同じく方座𣪘にして西周器の特徴を示し、文様は武成期の西周器にみえる形式のもので、「開口的龍頭與廻旋的龍身、它和中爯𣪘商周二九〇器身的花文一樣、該器的時代、也不能晩於成王」とするが、その文様が臣辰器にみえる象文の退化文であることはすでに述べた。四耳方座𣪘が周初に至つてあらわれるのは、周的な儀禮に適應するため殷器の形態に變更を加えたものとみられ、この器も殷系の舊族による作器である。また保卣を武王期に加えるのは、文中の五侯を、武王のとき武庚及び齊・魯・燕・管・蔡の五國を討伐したとするのであるが、當時これを五侯と稱することは疑わしく、五侯征は人名、征には別に子征尊・征角・征鼎の器があり、東方系の舊貴族で、このとき保の東征に協力して保より蔑曆を受けたことをしるしており、その東征は武王期のことではない。確實に武王期に屬すると思われる周器は、なお見出されていない。

陳氏は、はじめ宜侯夨𣪘を東征諸器の一として成王に屬したが、のち康王期に改めている。(四付記)從つて令彝・令尊を第一年、令𣪘を第二年、本器を第三年とする編年も、夨令と一人とする説も、徹回されたとみてよい。令𣪘もまた東征器中にあり、文中の白丁父は姜姓にして齊の丁公であろうとするが、「丁公文報」とは文考の福陰をいうもので、丁公は令彝にいう父丁と同じ。陳氏の武成期諸器銘の解釋には、その精博な文獻資料を直接に銘文と結合して解釋したために、牽合の弊がかなり多い。

巻五　通論篇　二五五～二五六

しかし器群の構成は、たとえば召卣のような無文の器として員父尊・贏季卣・乍册䚄卣・乍册睘卣，尊、また下三器と共通項をもつ令方彝・令𣪘・宜侯夨𣪘・史叔彝・召尊を一群とし、成王のときの器制文様に繁簡の二系があつたとするなど、器制についても十分な注意が拂われている。そのような繁簡の二系は、殷器にもとより存するものである。

明保關係諸器において、周公の子明保・明公・明公尹と稱するものを、書序に「周公既沒、命君陳分正東郊成周、作君陳」という君陳に擬し、君陳とは君奭と同樣の名號とする。また大保關係の諸器では、大保に生稱又、皇天尹大保・追稱・族名の三用義があるとし、これを書の君奭の君・保、召誥の大保、顧命の召大保に對應し、その臣屬たる夨令も、乍册令・虔侯夨・宜侯夨の名が同じく前後對應する關係をもつという。鳥形册標識をもつ令と、その族標識をもたぬ宜侯夨とを同一とするが、かりに同族としても、令器は洛陽の出土と傳えられ、丹徒出土の夨𣪘はおそらく河南東南の宜よりのち江南に遷つたもので、一家の器とはしがたい。成周の令の後は、令鼎にみえるものがそれであろう。

乍册魖卣においては、庥朔の問題が提出されている。銘に「隹公大保見服于宗周年、才二月既望乙亥、公大史咸見服于辟王、辨于多正、雩四月既生霸丙午、王遣公大史」とあり、既望・既生霸は月象の定點であり、固定的な日を示すものとする。結論としては、月象は定點であるべきこと、既死霸は月の一日、初吉は三日、既生霸は十二・三日、既望は滿月の日であるという。王國維の生霸死霸考を「很不穩固」とし、劉歆説によつてそれを改めようとするものであるが、これは金文の紀年月象日辰の記載をもつ器の曆譜的編年の基本をなすもので、この説による曆譜構成の可能性が實證されなくてはならない。陳氏はその論證として、召誥・康誥の日辰を連ねて、朏を初三、哉生霸を十二日と定め、令𣪘・召尊の「在炎」を同時のこととして、令𣪘の「隹九月既死霸丁丑」と召尊の「九月甲午」は、既死霸が王説のように二十三日以後ならば、その十八日後の甲午は九月にありえないことを反證とする。しかし召誥は成周奠基の禮、康誥は康侯册命の禮をしるし、また在炎の兩器は一は王在炎、一は伯懋父の賜與の禮をいうもので、何れも同年の器とする證なく、これを以て四週名を定點の日と定めうるものではない。これらもまた史料によつて金文を解しようとする陳氏の方法を示すものであるが、史料の處理に問題があるのみならず、資料の同時性ということからいえば、むしろ金文資料を主として文獻を批判するという方向をとるべきである。

乍册睘卣にみえる王姜は、睘尊に君とよばれており、君とは春秋に小君、左傳に君氏の意で王妃をいう稱である。これによつて陳氏は友鼎・天君鼎の天君、召圜器の皇辟君、穆公鼎尹姞鼎・子中爯公姞鼎の休天君・天君をみな同期にして一人とし、その器群を設けているが、召器の皇辟君は女君の稱でなく、また休天君は休王の夫人の意で次期に下るべき器である。その器制も周初と異なり、尹姞鼎は立耳の鬲に近く、また公姞鼎の賜魚は遹𣪘等の辟雍大池の漁の禮に關している。

士卿尊にみえる新邑は、また一時の群標識となしうる。新邑の名は書の召誥・康誥・洛誥・多士にみえ、金文にいう成周の名は書の五誥にみえず、新邑諸器は成初にありとする。また士卿尊にいう丁巳の新邑祭祀は、召誥の「越三日丁巳、用牲于郊牛二」と同日とするが、そこまでは確かめがたいことである。また士卿と臣卿とを別人とするも、その器制文様は時期を異にするとはみえず、銘文には

ともに新邑の名がある。

五には西周期における燕と召公の問題、六には西周の三都を專論し、何れも歷史地理的研究である。燕については、召公を姬姓とする文獻をあげ、左傳僖廿四年「文之昭十六國」のうちに召公の名をあげないのは、その庶姓であるからとする。また北燕は召公初封の地であり、揚雄の方言によってその方言區域を考え、いわゆる明刀の出土地が北京・易・河北・承德より旅順・大連に及ぶのは、戰國期の燕の領域を示すという。いわゆる全燕は東北部分の秦の五郡の一たる燕、すなわち遼東と、西南部分の易水流域に及ぶ易燕である。史記にいう召公の封地北燕は、從って遼東・北燕という場合の北燕、春秋昭三年・六年の姞姓の南燕に對する稱、また全燕という三解が可能であるが、召公の受封の地はおそらく燕山に近い薊縣、漢に無終という地で、周初金文の「在匽」というものはその地であるとしている。またさらに肅愼燕亳を論じ、全燕は古く殷と關係深く、よってその都を亳と稱し、周初の邶は淶水にあってその地近く、殷の王亥神話に有易の名がみえ、孤竹君の地は遼西にあり、徐偃王の出生譚にも卵生説話を傳え、有娀は殷人の自稱で孤竹もその一系であるとする。すなわちその地は殷の故地であり、そこに周の同族たる召公が受封したとするのである。その説は、神話傳説よりして史料を解釋し、さらにこれを金文に及ぼそうとするものであるが、召公を周の一族とする確證はない。ただ召公の父は召伯父辛と稱し、また召の一族が梁山七器を殘していることからも、燕の古稱である匽と召族との關係が考えられる。召は殷代の河南西部にあった召方の後で、周初の東方經營に東道の任に當ったものと考えられ、その經營についてはかつて召方考論叢二集に述べた。歷史的研究を神話傳説にまで及ぼすには極めて周到な用意を要することであり、梁山七器に對する貝塚氏の解釋についても同樣のことが指摘される。

六は周初の都邑の歷史地理的考察であるが、特に周の三都について宗周・鎬京の所在を問題としている。陳氏はまず、一銘中に二都の名のみえる周初の金文例によって、宗周・鎬京・豐・成周・周・王はそれぞれ同一の地たりえず、互いに排斥關係にあり、王と周とは時期的な異稱として一地であるとしても、合せて五地があるとする。金文に王の康宮・京宮と、周の康宮の名がみえ、陳氏は王・周を一地とするところから、王の康宮と周の康宮とは同一である可能性が甚だ多いという。また左傳・國語等の文獻資料によって、令彝にいう王は西周金文中の周であり、春秋宣十六年經の王城に當るもので、春秋「成周宣榭火」は虢季子白盤の「王各周廟宣榭」と同じく、頌鼎に新造の成周大廟のことをしるし、西淸甲編一・三六の方鼎は形制花文よりみて成王期の眞器となしうるものであるが、銘に「隹四月在成周、丙戌、王在京宗」とみえ、みな成周に宮廟の存した證とする。陳氏はこのように金文と文獻とによって、周初以來の成周と王城とを、次表のように整理する。

(成王期)	(成王以後)	(春秋)
新邑・成周	成周　大廟　新造	成周　宣榭　陵墓　褱宮
王・康宮・京宮	周　康宮　邵宮　般宮	王城　郟　平宮　莊宮

(戰國)	(西漢)
東周	洛陽
西周	河南

すなわち成周と王・周とを、洛城東西の二地とするのであるが、都名について西周期と東遷後とを混一したところがあり、成王以後の周は宗周の略稱である。陳氏によれば、周某宮と稱する冊命は悉く東都洛邑で行なわれたものとなり、宗周で行なわれた冊命はすべて周の宮廟外で行なわれたものと解される。冊命ごとに王が宗周を離れて洛邑に向ったとすれば、いわゆる廷禮は首都の宮廟では擧行されなかったという不自然な結果を生ずるが、それは令彝にいう康宮を、のちの周康宮と同じとするからである。周初の王城に康・京二宮のあったことは疑いないが、いわゆる周康宮は君夫毀など穆王期以後にみえ、康昭宮・康穆宮の名からも知られるように康王の廟であり、もとより宗周に造營されたものであった。宗周康宮を周康宮と稱するのは、宗周は首都たる都城の名、周康宮とは周室の宮廟の意とすべく、洛の王城の宮廟は、成王が一時遷都の意があって造營したが、その後は維持されず、東遷以後にまた恢復をみたものにすぎない。頌鼎によって成周康宮がまた新造されたと解するのは、銘文の誤讀による。頌鼎の文は、成周における新造の貯、すなわち新設の屯倉の監嗣を命じたものである。のちにいう唐蘭の斷代説の誤も、兩都の康宮を混同したために生じたもので、そのため關係彝器の時期を悉く誤る結果となっている。

陳氏はまた王・周を同じとする解釋を持して三都の所在を求め、さらに新たな混亂を招いた。六の乙、論豐鎬及び宗周において、文獻には宗周と鎬京とを一とするが、西周金文に據ると宗周・豐鎬はみなその地が異なり、宗周は豐鎬遷徙以前の舊都であった岐周、すなわち岐山美陽の地である。そして大盂鼎・小克鼎など岐山出土の器銘にしるす冊命が宗周の地で行なわれているのは、その證であるという。そして各都の所在を次のように定めている。

宗周　　宗廟所在、在此朝見、則武王時的周、在岐山

鎬京葊京　　王宮所在、有辟雍大池、在長安昆明池北、豐水東

豐　（王及）臣工所居、在鄠縣東、豐水西、距鎬廿五里、葬地在畢、近鎬以上西土之都邑

王（城）　　卽成王後的周、王所居、有王宮、漢河南縣北、瀍水西

成周　　卽新邑、居殷民、有大廟、在王東四十里、瀍水東、葬地在翟泉、近成周以上東土之都邑

陳氏のいう鎬京とは、金文の葊京をいう。葊を鎬と釋するのであるが、鎬には別に葊があり、鎬京辟雍の名は詩篇においても西周後期にみえる。葊京の名は西周後期の金文にみえず、おそらく昭穆期ころまで葊京に營まれていた辟雍が、後期には宗周の南方である鎬に遷されたものと思われる。陳氏は詩の鎬京辟雍を、直ちに金文の葊京辟雍と同じとしたため、宗周の所在を失い、これを岐山の地に比定したのであるが、たとえば臣辰卣「隹王大褕于宗周、出饔葊京年」とは、宗周は王都であるから、葊京に赴くことを出という。宗周と葊京とは相近く、また下文に「㝱于成周」とあり、この三種の儀禮が相ついで行なわれているのは、その地が相近いとしなければならぬ。葊京は豐に近く、書の召誥に「王朝步自周、則至于豐」というのも、宗周より葊京に赴くをいう。葊京には當時辟雍の諸宮が營まれていたのである。宗周を岐山とするのは文獻に何らの證なく、陳氏の説は、おそらく葊京を鎬京と誤り解してその排比に苦しみ、ついに宗周を岐山に遷したのであろう。盂・克の冊命のごときも、みな王官としての冊命であり、宗周の地で行なわれたもので、克鼎の宗周穆廟とは、克盨・寰盤の周康穆宮と同じである。陳氏の都邑説には、西周・東周の資料を混一する誤が多く、西周期虢盤の周廟

宣榭と、東遷後の成周宣榭とは、すでに王都の在るところが異なるのであるから、同じであるはずはない。陳氏の史料處理には、この種の誤謬が少なからずみられる。

康王銅器中、庚嬴卣の條に、鳥文の分類と分期が試みられている。鳥文を1不分尾的長鳥、2成對的小鳥、3不垂啄的大鳥、4分尾的長鳥、5垂啄的長鳥、6分尾而垂啄的長鳥、7垂啄的大鳥とし、その時期との關係を

成王時　1岡刧尊　2令段　3㙯方鼎

康王初　1成王方鼎　4伯懋父諸器　5麥・生諸器

康王時　4・5師雍父諸器　6・7庚嬴卣

康王後　4・7競卣　7師湯父鼎

とし、結論として、「可見成世的大鳥小鳥長鳥、不見于康王以後、康初興起的分尾與垂啄之鳥、仍流行于康王以後、庚嬴・效・靜・雍父各組銅器、應序列于康王之世、最晩是昭世、這種新形式的鳥、盛行康王後半期、以至昭王時、師湯父器、是最晩的、我們若以遹段・剌鼎・長甶盉、作爲穆王時的標準器、則上述各組、應在穆王以前、成王康初以後」という。しかし鳥文にはその後にも趩觶〔一一四〕師旋段第二器〔一四二〕卯段〔一四九〕輔師嫠段〔一五二〕張家坡九號壺〔一七四〕師𣪕段〔一八六〕齊家村貫耳壺〔一九八〕などがあり、後期に至つてもしばしば用いられている。文様による分期には、この種の現象の多いことに注意する必要がある。

大盂鼎においては、書の酒誥との關係、銘文の形式のほか、殷代侯甸の制と奴隸制の問題にふれている。奴隸制については陳氏に別に西周文中的殷人身分 歴史研究・一九五四・六 に專論があり、斷代の5・27・44の諸器にも論及するが、賜臣の例と人鬲の例とは區別して考えるべきであろう。宜侯夨段や大盂鼎など、多數の人鬲賜與の例が、極めて限られた特定の時期にのみみえるのは、いわゆる奴隸制の問題を考えるとき、その發生源に關して注意すべきことである。後期においては夷系種族の不自由民の存在が考えられるが、これは概ねいわゆる進人であり、一般的な奴隸制とかなり事情を異にするものであろう。

九において、西周策命形式を概說する。史系諸職のうち、初期に作册・內史・史があり、中・晩期にもその系列の諸職があるが、晩期には作册系の職がみえないという。作册・史の源委については、筆者にも專論 甲骨金文學論叢 がある。陳氏はついで册命の形式・場所・右者・册命の宣讀者・廷禮の次第を論じ、册命資料として金文・周書の諸篇、詩江漢・左傳 定四年 の蔡仲の例をあげ、またその他の文獻例にも檢討を加える。最後に周書中の王若曰をいう册命形式の構成を分析して、周書召誥の錯簡說を提出する。それは「康誥開首五十字、本在召誥之前、是兩簡、漢代今文尙書三家、誤置于康誥前」とするもので、康誥の篇題二字、文首四十八字合せて五十字二簡は、もと召誥の錯簡で召誥の「周公曰」の前にあるべく、その誥命は多士の文、「乃洪大誥治」とは、多士・召誥の兩誥命をさすとするのである。いまその說によつて召誥の日辰を數えると、次のような關係になる。

惟二月既望十五日、越六日乙未廿一日、惟大保先周公相宅、越若來三月、惟丙午朏三日、越三日戊申五日大保卜宅、越三日庚戌七日、大保攻位、越五日甲寅十一日位成、若翼日乙卯十二日、周公朝至、越三日丁巳十四日郊、越翼日戊午十五日社、越七日甲子廿一日周公命庶殷……周公曰(以上召誥)〔惟三月、周公初于新邑洛、用告商王士……〕(多士)惟三月哉生霸……周公咸勤、乃洪大誥治(以上康誥)

陳氏が西周月象の定點を求めるのに、召誥・康誥を連ねて說いたのはそのためであるが、朏を三日、既生霸を十二日とする陳氏の說によると、周公朝至の日に多士の誥命が行なわれたことになるが、周公が庶殷に命じたのは甲子にして廿一日であり、康誥の哉生霸と合わず、陳氏の錯簡說に疑問がもたれる。他の週名說によるも、この接續關係を說くことは不可能である。

小盂鼎は獻馘の禮をしるすものであるが、銘文はその禮をいうこと甚だ詳しく、南門より大廷・周廟より二門・三門を經て中廷に至り、路寢大室の前でその禮が行なわれている。陳氏はその三門を經籍にいう南門・正門・路門、また外朝・治朝・燕朝にあて、特に顧命との比較を試みている。またその賜與は武器數種であるが、中期諸器の賜與にその系列に屬するものがあり、賜與による分期の例とする。遹甗の條に師雍父・伯雍父の關聯器、また競卣と競諸器の器群編成を試み、𣪕鼎にみえる𩞁を姜姓四國の一である甫とするが、宗周鐘の𩞁との關係に及んでいない。競諸器の花文形制は、成・康期にわたるものであるという。

昭王銅器には無其段・友段等をあげ、標準器とすべきものがなく、ただ瓦文段と康王晩期にみえる𡚬とを以て一群、また尹姞・公姞兩鼎を以てその關聯器を一群として構成する。尹姞鼎の休天君の休を動詞に解するが、休王諸器の休王が康王であることからいえば、休天君の器が昭王に屬することは確定しうるのである。陳氏は休王諸器に言及していない。

穆王銅器には、長甶盉・遹段等、生稱の器を存する。長甶盉は普渡村の出土で多數の同出器があり、初期より穆王期に及ぶ器群である。またその器群中に編鐘があり、それによつて鐘制の成立を論じ、遹段よりして𦎫京大池の儀禮とその關聯器とをいう。宗周鐘については、西周年代考に厲王期說を述べている。

共王銅器に共王の生稱をもつ趞曹鼎第二器があり、右者井伯を標識とする器群を構成する。井伯と𤔲馬井伯とを一人とし、その系聯關係によつて共王諸器の編年を試み、次の圖表を示している。

75	元年	師虎段	井伯	杜𡧊	內史吳册命	瓦文
81	二年	乍册吳彝	宰朏	周成大室	史戊册命	獸面文
82		師遽彝		康寢	宰利易	獸面文
83	三年	師遽段		周新宮	師朕易	瓦文
84		牧馬受段				瓦文
73	七年	趞曹鼎	井伯	周般宮		弦文
74		利鼎	井伯	般宮	內史册命	
76		豆閉段	井伯	師戲大室	內史册命	瓦文
77		師毛父段	井伯	大室	內史册命	顧龍
78		師奎父鼎	司馬井伯	大室	內史𩨈册命	顧龍
79	十二年	走段	司馬井伯	大室	乍册尹册命	

80	十五年　史趞曹鼎	周新宮射廬	顧龍
85	師湯父鼎	周新宮射廬	大鳥

紀年日辰銘をもつ器を中心とし、共通項をもつ諸器を系聯してゆくこの方法は、斷代表作成の一形式として、陳氏がおそらく後期彝器の編年に大いに用いようとしたものであろうが、斷代は六回にして掲載を中止し、編年表としては僅かにこの一表を存するにすぎない。この圖表化によつて、器の系聯關係が一目にして明らかとなるとともに、その矛盾のあるところも直ちに看取される。たとえば元年・二年・三年銘の日辰に適合する曆譜においては、十二年銘の走毁はその譜に屬しがたい。また從つて司馬井伯諸器は、その期に入りがたいことが明らかである。陳氏の月象名説によるも同じ。紀年銘の錄入は、一器を誤ればその全體系に乖誤を生ずるおそれがあるので、その都度に推算を嚴密にしなければならない。

懿孝銅器については、諸井の問題を論ずる。井に井伯・井叔（咸井叔）・鄭井叔・井季・井公・鄭井・井・井邦・井人・井邑などの人名・地名がみえ、陳氏はその器の時期を考えて、井季某之文考井叔（昭或其前）・井季（約昭穆時）・井伯（穆王時）・井伯・司馬井伯（共王時）・免組之井叔・咸井叔（約共懿時）・鄭井叔康（懿或其後）・井伯章父・井叔男父（懿王以後）とする。司馬井伯の時期について問題のあることは、右の編年表に附説した。また諸井の問題について、樋口博士の井器考西周銅器の研究に考古學的な視點よりする檢討が加えられており、そのことについては別にふれよう。

また鄭井叔の問題について、「西周中期當穆共之時、東西土有兩鄭、一爲東土的鄭、或鄭虢・奠虢仲、卽城虢中、亦卽成王時的城虢、地在河南新鄭成皋一帶、卽東周的鄭國、一爲西土的鄭或西鄭、大毁・免尊王才奠、和奠井氏諸器之鄭」とし、文獻の記載によつてこれを證する。思うに西土の鄭は、おそらく殷周の際に東土の鄭より遷された殷系諸族のおかれた地で、のち桓公がこれを治めて「甚得周衆與東土之人」國語鄭語といわれ、東遷の際にはその徒を率いて鄭を建國している事情からいえば、陝右の諸鄭はもと河南の鄭より遷された殷系の諸族であろう。その經緯については殷代雄族考其一鄭、論叢五集に述べた。なお陳槃氏の春秋大事表譔異に、詳しい論述がある。

守宮盤は、臣辰諸器とともに洛陽から出土した守宮諸器中の一であろうが、守宮諸器には器制の古いものが多く、ひとりこの盤のみ免諸器の時期まで下る。文中に周師の名がみえ、その名はまた免毁にみえる。周師より守宮に對する賜與は、他にみえぬ特殊なもので、いわゆる張帳の具である。同じく守宮と稱する器に初期以來のものがあるのは、效尊の東宮と曶鼎の東宮とが別人であるのと同じ。曶鼎の曶もまた司卜曶・冢司土曶・宰曶・士曶・曶父の名がみえ、懿孝夷の時期にわたる。師俗父・伯俗父・師汖宮などによつて懿王期の器群が構成されるが、五年銘の諫毁の條に「此器的顧龍、同于曶卣的、後者同作器者之鼎、大約爲懿王元年之作、則此器的五年、當是懿王五年、右者司馬效、于懿王五年尚見存、他在共王十二年器上、爲司馬井伯、亦卽穆王器上的井伯、歷事三朝、而共王時代之不得長于二十年、亦可由此推定了」という。三朝歷事の人であるから朝ごとに呼稱を異にするというのも奇異なことであり、また元年銘の曶鼎と三年銘の師晨鼎・五年銘の諫毁とは、その日辰が接續しがたい。

紀年銘は共懿期より漸く多く、その曆譜化が成功すれば器の絶對年代を確かめうることになり、諸器斷代編年の基礎となるべきものである。陳氏は十二年銘の大師虘毁及びその關聯器の時期を考え、曆譜の問題に及んでいう。

此器因在銘末記十又二年、對于師晨組的王年、有重大的關係、師晨見于王三年的鼎上、又見于此王十二年的器上、則此王在位當在十二年以上、此器的宰曶、亦見于蔡毁、後者所見的史失與諫毁・揚毁中內史同名、當是一人

一九四二年、郭沫若因見此拓本、曾作陝西新出土器銘考釋說文月刊三・一〇、今檢其文、亦讀師量宮之量爲量、文中亦提及此器與師晨組的關係、他以師晨鼎的司馬爲司馬共、卽共伯和、故定此組年代爲厲王時器、此說不確、他說上列諸器銘、多具年月日、大可用爲考訂周代曆法之資料、近時學人、每好以劉歆曆法、以制殷周長曆、以金文按之、多不合、或則合于此、而不合于彼、適足證知曆法有異耳、欲求周代曆法、當就彝銘中、求其確屬于同一世代者、比並其所繫之年月日、以尋其相互之關係、如此方得準確

郭氏所說周代曆法的重構、非常重要、過去吳其昌金文曆朔疏證、和董作賓西周年曆譜之作、都是先有預先擬的各王年數、和一定不變的曆法、勉强附合金文材料、我們以爲、西周年曆的重擬、應該有步驟的作去、首先作銅器斷代的工作、從花文形制和出土地、尋求某組某群銅器外在的聯系、再從銘文內容、尋求其內部的聯系、其次有了若干組・群、可以大約斷代的銅器、就其所記年月日、推求各王在位的最低年數、從一個王朝的幾組銅器、排比其年月日的曆組、最後由于各朝曆組的排比、而得西周曆法的大概面貌、（曆法可以小小變易的）、將前後相連接的王朝的銅器曆法組、串接起來、在串接過程中、可以參考文獻記載的王朝年數

そのいうところはみな理に合するが、ただ組群の構成過程においても、また曆法上の矛盾を避けるべきはいうまでもない。今までに指摘してきたように、陳氏の組群の編成にもかなりの問題が含まれており、陳氏の提言に對しては「其然、豈其然乎」という外ない。陳氏は懿孝銅器の末に元年銘の蔡毁を列し、「此組大約可定爲懿王三年至十二年之器、如此則懿王在位十二年以上、蔡毁的元年、可能是懿王元年、但更可能是孝王元年、因爲右者宰曶、與曶鼎是一個人、而後者在懿王元年、是司卜之官、此組的特色、是常々在周的某宮內册命、有了長銘的鐘與豆、記載王的策命、已經有了很完整、而較固定的形式了」という結論を示している。このうち懿王の名のあるものは匡卣の一器にすぎず、二年銘の趩觶、三年銘の師晨鼎、五年銘の諫毁、十二年銘の大師虘毁の諸器は一王の譜に入らず、趩觶を除くべく、別に七年牧毁・十三年無曩毁・十三年走毁別誤十二年を加えることができる。曶鼎はおそらく孝王元年・二年の器であろう。各王の元年元旦朔が明らかとなれば、それを定點とする斷代が可能となるはずであり、元年銘の器については兩可を持すべきではない。

陳氏の斷代は以上を以て終る。後期の諸稿は、おそらく發表の機會を失なつたものであろう。いまその缺を補うために、陳氏の斷代說を西周年代考によつて要約すると、各王の在位年數とその資料とされる器名は次の通りである。

成王二十年（生號器獻侯鼎・宜侯矢毁、十九年銘睘卣）　康王三十八年（廿二年銘庚嬴鼎、廿

三祀銘大盂鼎、卅五祀銘小盂鼎）　昭王十九年　穆王二十年（生稱器遹段・長甶盉）　共王二十年（生稱器趞曹鼎、十五年銘趞曹鼎第二）　懿王十年（生稱器、匡卣）　孝王十年（約當懿孝時之銅器組、若師晨鼎・師俞段、有惟王三年、諫段有惟王五年、懿孝年數、約在五年以上）

夷王三十年（十八年銘善夫克盨、廿二年銘善夫克鼎　廿七年銘伊段）　厲王十六年（虢仲盨）

共和十四年（元年銘師骰段・元年銘師兌段、三年銘師兌段・十一年銘師嫠段・伯龢父師龢父諸器）

宣王四十六年（五年銘兮甲盤）　幽王十一年

紀年銘をあげることが甚だ少く、他の元年銘などの屬するところが知られない。かつ共和の諸器のごときは、暦譜に入りがたいものを含む。王の在位年數においては、昭穆より以後、在位二十一年以上のものは夷・宣の二王のみであるが、廿五年銘の鬲从盨、廿六年銘の番匊生壺、廿八年銘の寰盤、卌二年銘の鬲攸从鼎、卌七年銘の善夫山鼎等の諸器を、悉くこの二王の譜中に收めることは、もとより不可能である。西周は成王より數えて十世十一代、その積年を合せて二五四年とするところに、すでに斷代上の無理があるものと思われる。金文資料の内的・外的徵證によつて斷代編年を行なうべしとする陳氏の主張は正しいとしても、陳氏のなすところはまず二次資料から出發し、これによつて西周の積年を求め、その中に金文資料を籠統しようとするものであるが、その歷王の在位數に錄しがたい多くの紀年銘彝器を佚するなど、矛盾を隨處に露呈している。陳氏の研究はいわば史學派の立場を代表するものとみられるが、その援證する史料はむしろ金文によつて批判さるべき性質のものである。

陳氏の研究が、多くの史料に依據して金文の時期を律するものであるのに對して、唐蘭氏は金文中の康宮の問題よりして器群の分期を試み、從來と甚だ異なる結論を提示している。その西周銅器斷代中的康宮問題 考古學報、一九六二・一 は、篇名からも知られるように陳氏斷代に對する批判であり、純粹に學術的なものであるが、陳氏に對しては同志の語を用いていない。この一篇は、令彝中の康宮を康王の宮廟とする唐說に對する郭氏の批判にこたえる形式をとるが、その主旨が陳說を掊斥するにあることは、容易に看取しうる。

唐氏は、彝銘中に康宮の名のみえるものとして、1康宮（康鼎）2康宮大室（君夫段・揚段・休盤）3康邵宮（頌鼎）康穆宮（克盨・寰盤・伊段）康宮新宮（望段）康宮徲太室（鬲攸从鼎）康剌宮（克鐘）4康宮（令彝）5康宮王臣妾百工（伊段）をあげる。このうち前二器と末二器及び望段は周を冠せず、他はすべて周康宮という。唐氏はこの康宮は康王の廟であり、令彝の京宮が太王・王季・文・武・成の宗廟であるのに對して、康宮系統の各宮は、康・昭・穆・夷・厲の宗廟であるという。そしてその立場から、關係彝器の斷代を試みようとする。

令彝の康宮が康王の廟であるならば、當然令彝の時期を昭王期に屬することとなる。唐氏はその論證として、令彝の明公尹は周公・君陳・畢公の後を承けて尹職についたものであること、令彝の器制は殷周期のものより下る形式であること、また王・工などの文字の肥筆は盂鼎に似ており、全體として昭王初期に位置するという。また同じ作器者になる令段について、その時期は令彝よりなお下り、「王于伐楚伯、在炎」とは昭王の南征をいうとし、竹書紀年にしるす昭王十六年の南征に當てる。文中の王姜は康王の妃にして昭王の母、南征に母を伴なうのは、楚辭天問に「昭后成游　南土爰底」というように、昭后に觀遊の意があつたとする。また史叔隋器等の王姜諸器はみなそのときのもので、古詩說に康王晏起、伐性短年をいうように、このとき王姜はなお衰年に及んでいないという。また令段の文字樣式は、釱段・過伯段・䧹段など南征諸器に近く、みな昭王後期の器とする。

唐氏はまた、周の宮廟は康宮を中心として昭・穆・夷・厲の五廟制をとるが、康王が太廟の位置を占めるのは、康王以後奴隸所有の豪族が興つて封建の制が行なわれず、周廟は周室一家のものと化したからであるとする。穆の新宮は穆王太室、あるいは單に新宮とよばれ、その器は共王期に屬する。また周康昭宮・周康穆宮と稱するものは、厲・宣期の器である。共は昭、懿は穆、夷は昭、厲は穆、共・懿・孝の廟名がみえないのは、すでに祧して昭穆に附入したからである。昭穆の制は周の舊俗であり、詩の載見に昭考、書の酒誥に穆考文王、金縢の穆卜、洛誥の昭子とは、みな昭穆の意を以ていうとする。ついで宮・廟・太室のことを詳論するが、その意は陳氏の宮室說を排するにあり、周師彔宮・永師田宮の周師・永師を邑名、彔宮・田宮を離宮の名とする新說を試みている。しかし康宮に關するこれらの所說は、成周の京宮・康宮の制と、宗周の周廟とを混一して論ずるもので、その點は陳氏と全く同じ。ただ成周康宮の名のみえる令彝を、康宮を康王の廟と解して昭王期に屬するために、その關聯器をすべて昭穆期にまで下すこととなり、考古學的に殷周期とよばれる成康期の諸器は一擧に減じて、考古學的編年はその系列を失う結果となつた。

唐氏は周初の征役を文獻によつて整理し、成王初期の三監の叛による東征と、昭王期の反夷荊楚を

伐つ南征、穆王期の徐偃王討伐の三事とする。いわゆる成康の治を史實として、その四十年間には征役なしとする見解である。それは成王期の東征によつて、逸周書によれば四十八萬の俘虜を得て奴隸制を確立し、その繁榮を築いた周王朝が、四十年後に東夷の叛亂と奴隸源の枯渇によつて、再び奴隸獲得の大役を興したものと解する。殊に南征において孚金をいうものが多いのは、この期の南征が南金の俘獲をも目的としていたからであるという。

穆王期には徐偃の役があり、班段にいう猒戎は偃戎であるとする。そしてこれを器制上成王期とする斷代の說を否定し、器は明清の際の僞器であるとしているが、その殘片が近時廢銅中より發見され、眞器眞銘たることが確認された。郭氏の報告 文物一九七三・九 に、大系と同じく成王期說が主張されているが、しかしその器が昭穆期に屬すべきであることは、銘文からみても知られることで、唐氏は穆天子傳の毛班の名によつて穆王期とする。そして班段の關聯器として、呂・吳の名のみえる靜段等をこの期に屬している。

曶鼎に「周穆王大室」とあり、これを穆王の沒後遠からぬものとし、曶鼎を共王元年の器、その日辰は同じく共王元年の師虎段の日辰に先立つこと一日である。また曶鼎の井叔は穆天子傳の井利であり、穆王が鄭宮にいたという史傳によつて、「王在奠」をいう免器の一群を穆王期に屬する。ただ鄭井・井叔編鐘は夷厲期に下り、井に時期の異なるものがあるという。曶鼎の效父により、效父段の休王の名を問題とするが、休を動詞によみ、效父を穆天子傳の郊父にしてまた穆期のものであるとする。曶鼎にまた東宮の名があり、肇貯段にみえ、その器を穆王の晩年に屬する。穆天子傳の井利は、また

師遽方彝の宰利であり、これも穆王晩期であるという。要するに以上の穆器は、すべて穆天子傳によつてその論證が行なわれている。

克鼎・伊段に周康穆宮があり、厲王期の器。鬲攸从鼎と同制の毛公鼎、頌壺と器制の近い芮公壺も同じ。克盨も同期であるが、克鐘は日辰相接せず、宣王期の器とする。しかし唐説のように、克盨を厲王十八年、小克鼎を厲王廿三年とすれば、克鐘の宣王十六年まで四十九年となり、甚だ不自然な結果となる。それで唐氏は厲王奔彘をその廿四年にあり、厲期の二十七年伊段、廿八年寰盤、卅一年鬲攸从鼎は、共和十四年を厲期に加えて數えるもので、厲期は三十一年以上、三十八年以内であり、これならば厲王十八年銘の善夫克が、宣王十六年にはなお涇東の遹正に從事しうるという。諸器の斷代については表示がなく、説明の間に矛盾するところもあるが、いまその斷代器を表示しておく。

成王初期　塱鼎　沬司徒逘段　小臣單觶　禽鼎　禽段
康王晩期　作册大方鼎　叔卣　不壽段　宜侯夨段　大盂鼎　小盂鼎　旅鼎　小臣謎段
康末昭初　師旅鼎　小臣䚄卣　伯懋父諸器
昭王前期　令彝　令尊　明公段　䨼鼎
昭王晩期　令段　南征諸器　王姜諸器　十九年銘睘卣　睘尊　趞尊　趞卣　中氏安州六器　麥尊等麥器　㝬段　𤼈段　過伯段　䨔鼎
穆王前期　剌鼎　遹段　長甶盉　班段　靜段
穆王晩期　師遽方彝　免諸器　盠器　效父段　鄭父鼎　鼂啓貯段　利鼎　趞曹鼎　史懋壺　卯段

巻五 通論篇　二七三～二七四

共王期　元年曶鼎　元年師虎段　二年趩觶　三年師遽段　盠駒尊　趞曹鼎第二　師湯父鼎　望段
厲王期共和　元年師訇段　三年頌鼎　十三年無𧍒段　十八年克盨　廿三年克鼎　廿七年伊段
廿八年寰盤　三十一年鬲攸从鼎　毛公鼎　頌諸器　芮公壺　虢叔旅鐘　士父鐘　宗周鐘
宣王期　克鐘

唐氏の分期斷代は、大系・斷代と遙かに異なり、周初の器を多く昭穆期に屬するが、その論據は一に令彝の康宮を康王の廟とすることに發する。唐氏は、陳氏がこの康宮を王城、すなわち周の康宮であるとするのを誤とし、それは成周の康宮であり、周康宮とは成周の康宮であるという。しかし歷世首都とする宗周に一の宮廟もなく、冊命廷禮のあるごとに君臣が成周に赴くはずはなく、この周が宗周の意であることは疑うべき餘地がない。また康王を生稱とするが、金文中に康王の名はみえず、その生稱は休王であり、その夫人はのちの休天君・天君と稱する人である。すなわち王姜が康王夫人でありえないことも明らかである。周初の征役を踐奄・伐荊・伐偃の三役に限定することも、西北より起つて遠く東方の經營を進めた周初の事情に適合するものでなく、穆天子傳によつて班段を說き、穆天子傳の「孟冬 夏正八月 癸酉」宗周に還歸し、班段の「隹八月初吉、在宗周、甲戌、王令毛伯、更虢城公服」をその翌日のこととするのも、說話を以て金文を說くもので巧合に過ぎよう。毛伯を毛班とする說は、すでに積微居にみえる。厲王期に屬する紀年日辰銘をもつ多數の彝器は、ほとんど日辰の接續しうるものなく、これをどのように說こうとするのか知られないが、將來の西周史に一步の科學研究を進めると稱するその研究は、甚だしく非科學的な臆斷に滿たされている。新邑・成周の經營は、おそらく成王初年、東土經略の基地としてなされたもので、周書の諸篇も多くその地で發した誥命であるが、それは概ね庶殷、四方の多士を對象とするものであつた。令彝もまた、庶殷の一たる東方系貴族の作器である。西周は宗周を首都とし、その地に宮廟を營み、成周には庶殷をおき、殷の六師を組織して時に遹正を行い、屯倉を設けるなど、概ね軍事的な性格をもつ基地であつた。周康宮を主とする宮廟が、その地にあるはずはない。周康宮・王姜・休王など、分期の基礎となる問題の理解に誤があるとすれば、その所論はすべて瓦解せざるをえない。

これよりさき、楊樹達氏の積微居金文說・餘說 一九五九年 が出て、金文の字釋・訓詁・名物・文義の剖析に極めて精審な研究が出されたが、彝器の時期に對する考說は少く、ただ武王期に中方鼎等安州六器・大豐段・乖伯段、周公居攝時の器として渣司土逘諸器、また共和期の器として龢父の諸器をあげ、師嫠段をその元年の器とし、幽王期の器には保侃母壺・厲姛鼎・南宮段等をあげる。乖伯段の眉敖を、書の牧誓にいう微盧彭濮の微とするが、その器制は周初のものでなく、保侃母壺はその關聯器からみても中期初頭の器であり、彝器の時代觀に不十分なところが多い。また渣司土逘を左傳 定四年 の陶叔に當てて周公の居攝を證するなども、明確な擧證としがたい。これらは、訓詁學的方法による研究の限界を示すものということができよう。金文の研究には、その領域に關與するすべての方法が、有機的に綜合されるのでなければならない。しかし金文の分期斷代の最も基本的・科學的な方法としては、可能な時期の曆譜的構成が、その確實な根據を提供するものとなろう。群別的研究法は、曆譜的研究の補助手段として、はじめてその意義を獲得しうる。曆譜の構成は、金文研究の最も基礎的な方法である。

巻五 通論篇　二七五～二七六

第七章　曆法的研究の方法

一、古曆法による推步

西周の後期金文には、紀年月相日辰をしるす器銘がかなり多く、これによつて各王の曆譜構成の方法がえられるならば、器の絶對年代を求めることも可能となり、金文を史料として用いる道が開かれよう。そのことは、古曆の研究とそれによる推步の術が進んだ嘉慶・道光期の學者には當然注意されるところとなり、羅士琳一七八四〜一八五三が四分周術を以て焦山無叀鼎の推步を試み、ついで張穆一八〇五〜一八四九も四分曆を以て虢季子白盤の日辰を推し、阮元の賞歎をえたという。しかしその後、同様の推步を試みるものが少いのは、推算に勞多くして功少く、容易にその體系を求めがたいためであろうが、劉師培が一擧に三十一器の推步を試みて斯界の注目を集め、それより曆法的研究が金文學の重要な領域として認められるようになつた。初期推步の例として、張穆の虢盤の推步法を、攈古に錄するところによつてあげておく。

張石舟說、此盤與焦山無專鼎、皆周宣王時物也、無專鼎云、惟九月既望甲戌、甘泉老友羅君次球、以四分周術、推得爲宣王十六年己丑之九月十七日、儀徵相國、歎爲精确、癸卯秋、穆南游邗上、出此盤相證、更以次球之術演之、盤首云、惟十有二年正月初吉丁亥、據李淳風五經算術注云、周術上元丁巳、至魯僖公五年丙寅、積二百七十五萬九千七百六十九算、按僖公五年、上距宣王十二年一百六十二年、應減一算、爲一百六十一、以減積年、得周術上元丁巳、至宣王十二年乙酉、積二百七十五萬九千六百八算、外盈元法 四千五百六十 去之、餘八百八、爲入紀年、如蔀法 七十六 而一、得積蔀十、命甲子一 癸卯二 壬午三 辛酉四 庚子五 己卯六 戊午七 丁酉八 丙子九 乙卯十、算外得甲午蔀、其不盡之四十八、卽爲入蔀年、是宣王十二年乙酉、入甲午蔀四十八年、以章月 二百三十五 乘之、得一萬一千二百八十、如章法 一十九 而一、得五百九十三爲積月、不盡十三爲閏餘、是年閏十一月、以蔀日 二萬七千七百五十九 乘積月、得一千六百四十六萬一千八十七、如蔀月 九百四十 而一、得一萬七千五百一十一爲積日、不盡七百四十七、爲小餘、以六十去積日餘五十一、爲大餘、命起甲午算外得周正建子月 卽正月、爲乙酉朔、其丁亥、乃月之三日也、焦山之鼎、有月日而無年、得此盤相證、其代益顯、相國聞之、尤稱快也 攈古卷三之二、四四葉

特殊な用語と計算法を用いるもので、理解も容易でないが、漢書律厤志にその法をいう例が多く、書の孔疏、また漢書集解に引く錢大昕の計算例がみえ、その大體を知りうる。用語及び計算法については、劉師培の周曆典 左盦外集卷十一、

(標準日數) $< \frac{747}{940}$ 正月大

曆法については新城新藏博士の東洋天文學史硏究や藪內淸博士の諸論文が參考となる。またその計算法を數式にしたものには、吳氏の厤朔疏證 卷四・六・二五 に、その計算例がある。

殷周古曆の問題は、卜辭の發見によつて殷曆にまで遡ることとなるが、殷曆に歲末置閏を示す十三月という例が多いことから、大體においていわゆる太陰太陽曆がそのころから用いられていたことが知られる。ただ月相の名をいうものは周初にはじまり、月相四週の名が定まつて行なわれていたとみられる。四分術は、十九年七閏、すなわち二三五月の間に七閏月をおく曆法で、一年三六五日四分の一、十九年にして六九三九・七五日、この〇・七五の端數を消すため十九年を一章、その四倍七六年を一蔀とする。一蔀七六年にして曆日は一巡し、朔旦冬至にもどるが、第二蔀の朔旦冬日の干支は、甲子に二七七五九日を六十干支で除した殘りの三九を加えたもの、すなわち癸卯となり、第二蔀を癸卯部とする。以下第二〇蔀までを一紀、一五二〇年にして、干支がまた甲子にもどる。ただ歲名干支の一巡には天地人の三紀一元、すなわち四五六〇年の週期を必要とする。淮南子天文訓に二十紀（蔀）にして大終、三終して復元というものである。この方法では、朔は三百年にして一日、季節は四百年にして三日の誤差を生ずるという。

$2759769-161=2759608$　$\frac{2759608}{4560\text{(元法)}}=605\frac{808}{4560}$　$\frac{808}{76\text{(蔀法)}}=10\frac{48}{76}$(蔀餘)

甲午部48年 $\frac{48\times235\text{(章月)}}{19}=593\frac{13}{19}$(閏餘13)

593(月)$\times$27759(蔀日)$=16461087$　$\frac{16461087}{940\text{(蔀月)}}=17511\frac{747}{940}$(積日)小餘747　$\frac{441}{940}$

$\frac{17511}{60\text{(干支)}}=291\frac{51}{60}$大餘51　甲午(蔀首, 31)$+$51(干支), 乙酉正月朔　丁亥3日

三統曆はこれに一三五月の蝕週期を加え、一四四年に一日の誤差を消すための超辰を用いる。そのため、一月は二九日八一分の四三、一年は三六五日一五三九分の三八五、十九年で六九三九日八一分の六一、その端數を消去するため八一章一五三九年を一統とし、三統一元にして日の干支は循還するが、歲名干支はもどらない點が、三紀一元の場合と異なる。太初曆はその曆元を求めて、これを太初より一四萬三一二七年以前におく。實際には一四四年に一超辰の割合で進む干支の循還と、冬至朔の循還とが一致する年數は二九萬五四八八年を要するのである。この曆元を求める考えかたが、古史に結合されて開闢年代を設けることになり、さきの張穆の推步にみえる周術上元のごときもその一であるが、それらは古曆法に存したものではなく、周曆の復原にそれほど有力な資料ではない。

劉師培一八八四〜一九一九は、その周曆典に示す推步の法によつて、金文中の紀年銘の計算を試み、周代吉金年月考を著わした。その壯年以前の作である。蔡元培の劉君申叔事略に、「君名師培、申叔其字也、又名光漢、別號左盦、江蘇儀徵人、曾祖文淇・祖毓崧・伯父壽曾、均以治春秋左氏傳、有聲於時、父貴曾、亦以經術名、君幼慧、年十二、卽讀畢四子書及五經、年十八、補縣學生員、十九領鄉薦、二十赴京會試、歸途滯上海、晤章君炳麟、及其他愛國學社諸同志、遂贊成革命、時民國紀元前九年也、君則改名光漢、著攘書、昌言排滿復漢矣」というように、學術の家に生まれ、若年にして國事を論じた。のち文筆活動に從つて一時わが國に亡命、歸國して章氏と合わず、端方に身を寄せ、北京大學長の蔡氏に招かれて教授となり、二年にして沒した。三十六歲の短命であつたが、その生涯は章氏と並んで二叔の名を恣にし、その著書は尨然たる劉申叔遺書として殘されている。全集には、錢玄同の年

表と著述繫年、陳鐘凡の行述、蔡元培の事略、その他章炳麟・黃侃・黎錦熙等の文・序を加えている。吉金年月考は、古曆管窺二卷・春秋左氏傳時月日古例考とともに前二年、すなわち劉氏二十七歲のときのものである。夙成多才の人であったが、その精魂を著述に傾け、晩年には貧苦のうちに沒した。

劉氏はその年月考に序していう。「昔平定張氏穆、以四分曆推虢盤年月、學者歎其精審、嗣惟甘泉羅氏士琳、考釋焦山無專鼎、略踵厥法、然繼者無聞、予少秉庭誥、志怡推策、近閱吉金各款識、凡銘文備書年月日者、計三十餘、因踵張羅成法、以三統曆周曆爲主、以殷曆魯曆爲輔、信以徵信、疑以傳疑、纂爲一編、以爲治吉金者之助云」。その推步の例二・三をあげる。

散季敦　惟王四年八月初吉丁亥」　按薛氏款識引考古錄、定爲武王四年、今以三統曆推之、武王四年、距入甲申統五百二十一年、積月六千四百四十三、閏餘十八、積日一十九萬零二百六十七、小餘二十九、大餘七、得辛卯爲天正朔、閏在二月後、由是遞推、丁亥恰爲八月朔

師旦鼎　惟元年八月丁亥」　按阮氏款識以爲成王卽政之元年、今以三統曆推之、是年八月無丁亥、惟武王元年 卽文王受命十年、 距入甲申統五百一十八年、積月六千四百零六、閏餘十六、積日一十八萬九千一百七十四、小餘五十八、大餘五十五、得戊寅爲正月朔、甲戌爲八月朔、閏在八月前、丁亥爲十四日、又成王嗣位元年、卽周公攝政二年、 距入統五百二十九年、積月六千五百四十二、閏餘十六、積日一十九萬三千一百九十一、小餘二、大餘五十一、得乙亥爲正月朔、辛未爲八月朔、閏亦在八月前、丁亥爲十七日、則此鼎所云元年、非武王嗣位之初、卽成王嗣位之初矣

師餘敦蓋　惟三年三月初吉甲戌」　師晨鼎　惟三年三月初吉甲戌」　頌壺　惟三年五月既死霸甲

戌、王在周康卲宮」　頌鼎　惟三年五月既死霸甲戌、王在周康卲宮」　史頌鼎　惟三年五月丁子」　按此疑均厲王時器、以周曆推之、厲王三年、距入乙卯蔀六十四年、積月七百九十一、閏餘十一、積日二萬三千三百五十八、小餘八百四十九、大餘十八、得癸酉爲正月朔、壬申爲三月朔、甲戌三日、遞推得壬申爲五月朔、甲戌三日 器銘與曆差一日、 十六日丁亥、十七日戊子以三統曆殷曆推之、亦得壬申爲三月朔、惟五月之朔爲辛未、又後周曆一日

虎敦　惟王元年六月既望甲戌」　曶鼎　惟王元年六月既望乙亥　惟王三月既生霸辰在丁酉」　按此乃宣王時器、以三統曆推之、宣王元年、距入甲申統八百一十六年、積月一萬零九十二、閏餘十二、積日二十九萬八千零二十五、小餘二十九、大餘五、得己丑爲正月朔、丁巳爲六月朔、十八日甲戌、十九日乙亥 周曆同、 由是遞推、得次年正月癸丑朔、四月壬午朔、十六日丁酉 曶鼎前段云、元年六月、後段又云四月、則四月當屬二年、甚明、以曆證之、尤爲符合、蓋既望猶之初吉、不必定屬之朔日及十六也

以上のような推算を以て、その器銘と曆譜の一致する例として廿五器をあげる。すなわちその斷代器は次の通りである。

武王（四年銘散季敦）・成王（嗣位元年師旦鼎）・康王（元年師訇敦・十又四祀畢敦）・穆王（十又二年大敦蓋・十又五年大鼎）・共王（三祀師遽敦）・厲王（三年師餘敦蓋・三年師晨鼎・三年頌壺・三年頌鼎・三年史頌鼎・五年鄦侯敦・五年諫敦・五年兮甲盤・十又三年遂啓諆鼎・廿又八年寰鼎・廿又八年寰盤）宣王（元年師虎敦・元年二年曶鼎・二祀趩觶・五年召伯虎敦・六年召伯虎敦・六年史伯碩父鼎・廿又五祀盂鼎）

またその曆算の合わぬものとして存疑六器をあげ、周康宮新宮の名のみえる望段は昭王期に屬すべきもその譜に入らず、穆王期とする十六年伯克壺、厲王期とする三十一年鬲攸從鼎、衞の武公といわれる餘父の名のみえる師毀段は平王の譜に入らず、「或伯餘父非衞武、亦未可知也」と衞武公説に疑問を述べ、十年牧敦は宣王の譜に入りうるが、十二月庚寅朔二十五日に當り、器銘の十又三月既生霸甲寅の月相名と符合しないという。この一篇は王國維の生霸死霸考 民四、一九一五年 に先立つこと五年、劉氏の月相解釋はなお漢志などの舊說に據るものであるが、初吉・既望を特定日の專名としないことはその推算例によっても知られ、王氏の四分一月說を啓く見解である。また死霸・生霸については、大敦の既生霸丁亥を十四日、師遽敦の既生霸辛酉を十五日、諫敦の三月初吉庚寅と兮甲盤の三月死霸庚寅を同日にして庚寅朔とし、第三例にあげた師餘・頌器の日辰を三月初吉朔と五月既死霸甲戌朔とし、大鼎の三月既霸丁亥について「三月朔、則既霸猶言既死霸矣」とするなど、明確な四分法をとるものでないことが知られる。

このような古曆法による推算は、元旦朔が嚴密に冬至朔と一致することを要求されるものでない場合、曆元による計算法は必らずしも必要でなく、また月相名が四分法の公名であるならば、日の干支數は五・六年にして常に相近い干支に循環するものであること、それは各王の在位數すなわち斷代を前提としないかぎりいくらも遊移しうるものであること、また四分月相の日數を定めなくては不適合の例が續出して紀年銘の排比を困難にするなど、多くの問題を含む。殊に金文學・考古學的な時代觀の確立していない場合には、たとえば夷王期の師訇敦（師詢段）を康王期に、康王期の大盂鼎を宣王

期にというような倒錯に陥ることを免れない。すなわちその推步は前提を缺く推算とならざるをえず、從つて曆日上の遇合を求めるにすぎないものとなり、曆譜の體系をえがたいものである。吳其昌はその金文厤朔疏證の卷首に、劉氏の年月考にきびしい批判を加えていう。

昔儀徵劉師培、亦曾撰周代吉金年月考一文 載于國粹學報第六年第十一號、卽宣統二年十一月所出之第七十三期、 然舛啎幾不堪讀、非過毀也、劉氏于金石之學、本非所長、雖能推三統曆、然實未精熟、又最初𠜍爲此事、故宜其乖違百端也、如以頌鼎・頌段・兮甲盤等、均推爲厲王時器、又以大盂鼎、推爲宣王時器、皆謬之尤者、又如鄦段云、隹二年正月初吉丁亥、劉氏攷之云、宣王二年、以魯曆推之、得甲寅爲正月朔、丁亥四日、夫魯術、宣王二年正月甲寅朔、誠是也 三統曆、爲癸丑朔、 然甲寅朔、則四日爲丁巳、非丁亥也、僅三・四日間、而鹵莽滅裂、至于此極、可駭怪矣

更駭異者、遂啓諆鼎、本只九字、不記年月、後爲估人妄鑿一百三十四字、僞文曰、隹十又三年正月初吉丁亥、粥于漢陽葉氏、字迹惡醜、盡人知僞、豈意劉氏誤贋爲眞、乃推算之云、在厲王十三年、亦云幻矣、其他若以既死霸爲三日 考、大段頌鼎等、 以既生霸爲二十三日 考、伯克壺、 甚至以初吉爲十二日 考、僞遂啓諆鼎、 蓋其於四分月朔、全懞然未明者也、又如史伯碩父段云、初吉己子、子古以爲巳字、己子卽己巳也、劉氏不識古文、乃猥云、己子者、乃己酉・庚子二日也、八月十三・十四日、則非惟不明初吉何指、且並銘詞、亦未識也、凡此非好作苛論、以訐前人也、其文實足以深誤來者、故不得不詳加糾辨、以忠告于臨岐者焉

年月考の成るは民國前二年、晩清の圖釋・考釋の書がようやくあらわれた時期であり、器の時代觀に

ついての正確な知識もなく、暦法的研究はまだ全く草創の時代であつた。わずかに張・羅二氏の推算各一器があり、從古に共和期十四年の暦譜を試みているごときは、むしろ稀有の例とすべきである。己子を己亥・庚子とする説は從古の譜にもみえ、劉氏はあるいはその説に據るものであろう。いずれにしても、各王の斷代歴年、月相四週の解釋は暦譜構成の基礎條件であり、器の時代觀の誤に至つては、いては、王國維の四分一月説によつて推算の緒をえているのであるが、呉其昌もその月相名につ劉氏とそれほど相擇ぶところがない。かつその暦法も、古暦術を固守し、かえつて金文を誤とするところがある。金文の暦朔は金文の資料によつてその組織を知るべきであり、みだりに漢世の暦術によつて金文を規矩すべきではない。その金文暦朔の祕奧をひらいたものは、實に王國維の殷周暦法の研究であつた。

二、四分一月の法

月相を示す語は、尙書の武成・召誥・洛誥・康誥・顧命、その他詩篇や逸周書等にみえ、朔・朏・初吉・哉生魄・旁生魄・望・既望・旁死魄などの呼稱があり、金文には初吉・既生霸・既望・既死霸の四名がある。金文にこの四名のみがみえるのは、西周の暦法が月相についてこの四分名を原則とするものであつたことを示し、周書等にみえるものは、この四分名の成立する以前の過渡期の現象であつたものか、あるいは逸周書などの後期の資料によつて變改されたものか、そのいずれかであろう。

金文資料によれば、西周期を通じて、この四分月名による日辰表示が行なわれていたことは疑のないところであり、從つてその解釋を定めることが暦譜的研究の出發點となる。王國維の生霸死霸考は、この問題についての斷案を與えたものとみられ、本書の暦譜計算にもその説を用いた。重要な論説であるから、いまその要旨を錄する。

説文、霸、月始生魄然也、承大月二日、小月三日、从月霏聲、周書曰、哉生霸、此所引者、乃壁中古文、漢書律歷志引古文尙書武成、亦作霸、其由孔安國寫定者、則從今文作魄、馬融注古文尙書康誥云、魄朏也、謂月三日、始生兆朏、名曰魄、此皆古文尙書説也

法言五百篇、月未望、則載魄於西、既望、則終魄於東、漢書王莽傳、太保王舜奏、公以八月載生魄庚子、奉使朝用書、此平帝元始四年事、據太初術、是年八月己亥朔、二日得庚子、則以二日爲載生魄、白虎通日月篇、月三日成魄、此皆今文家説、與許馬古文説同、是漢儒於生霸死霸、無異辭也

漢志、載劉歆三統曆、獨爲異説曰、死霸朔也、生霸望也、孟康申之曰、月二日以往、明生魄死、故言死魄、魄月質也、歆之説顧命曰、成王三十年四月庚戌朔、十五日甲子哉生霸、則孟康之言、洵可謂得歆意者矣、僞古文尙書用其説、故於武成篇、造哉生明一語、以配哉生魄、僞孔傳用其説、故以旁死魄爲月二日、以魄生明死、爲在十五日以後、以哉生魄爲十六日、相承二千年、未有覺其謬者

近德淸俞氏樾、作生霸死霸考、援許馬諸儒之説、以正劉歆、其論篤矣、然於諸日名、除哉生魄外、尙用歆説、如以既死魄爲一日、旁死魄爲二日、既生魄爲十五日、旁生魄爲十六日、既旁生霸爲十七日、此皆於名義、不能相符、余謂、説文、霸月始生魄然也、朏、月未盛之明也、此二字同義、聲亦相近、故馬融曰、魄朏也、霸爲月始生、爲月未盛之明、則月之一日、霸死久矣、二日若承大月、則霸方生、謂之旁死霸、可乎、十五日以降、霸生已久、至是始謂之既生霸、不已晩乎、且朔與望、古自有初吉既望二名、又留鼎銘、先言六月既望、復云四月既生霸、一器之中、不容用兩種記日法、則既生霸之非望、決矣、以既生霸之非望、可知既死霸之決非朔、而旁死霸之非二日、旁生霸之非十六日、又可決矣

余覽古器物銘、而得古之所以名日者凡四、曰初吉、曰既生霸、曰既望、曰既死霸、因悟古者葢分一月之日爲四分、一曰初吉、謂自一日至七八日也、二曰既生霸、謂自八九日以降、至十四五日也、三曰既望、謂十五六日以後、至二十二三日、四曰既死霸、謂自二十三日以後、至于晦也、八九日以降、月雖未滿、而未盛之明則生已久、二十三日以降、月雖未晦、然始生之明、固已死矣、葢二十三日以後、月無光之處、正八日以前、月有光之處、此卽後世上弦下弦之由分、以始生之明既死、故謂之既死霸、此生霸死霸之確解、亦卽古代一月四分之術也

凡初吉・既生霸・既望・既死霸、各有七日或八日、哉生魄・旁生霸・旁死霸、各有五日若六日、而第一日亦得專其名、書器於上諸名、有作公名用者、如顧命惟四月哉生魄、王不懌、甲子、王乃洮頮水、哉生魄不日、至甲子乃日者、明甲子乃哉生魄中之一日、而王之不懌、固前乎甲子也、靜敦云、惟六月初吉、王在莽京、丁卯、王命靜司射、兔彝云、惟六月初吉、王在鄭、丁亥、王格大室、郘敦云、惟二年正月初吉、王在周邵宮、丁亥、王格于宣榭、初吉皆不日、至丁卯・丁亥、乃日者、明丁卯・丁亥皆初吉中之一日、至王在莽・在鄭・在周邵宮、固前乎丁卯・丁亥也

更證之他器、則虢季子白盤云、惟王十有二年正月初吉丁亥、按宣王十二年正月乙酉朔、丁亥乃月三日、吳彝云、惟二月初吉丁亥、末云惟王二祀、按宣王二年二月癸未朔、則丁亥乃月五日、師兌敦云、惟三年二月初吉丁亥、按幽王三年二月庚辰朔、丁亥乃月之八日、是一日至八日、均可謂之初吉也、師虎敦云、惟元年六月既望甲戌、按宣王元年六月丁巳朔、十八日得甲戌、是十八日可謂之既望也、兮伯吉父盤云、惟五年三月既死霸庚寅、此器有伯吉父之名、有伐玁狁之事、當卽詩六月之文武吉甫所作、必宣王時器、而宣王五年三月乙丑朔、二十六日得庚寅、又如頌鼎・頌敦・頌壺諸器皆云、惟三年五月既死霸甲戌、此諸器自其文字辭命觀之、皆厲宣以降之器、而宣王三年六月乙亥朔、三十日得甲戌、是二十六日・三十日、皆得謂之既死霸也、此爲用公名者也

其用爲專名者、如古文武成云、惟一月壬辰旁死霸、若翌日癸巳、又云粤若來二月既死霸、粤五日甲子、又云惟四月既旁生霸、粤五日庚戌、召誥云、惟二月既望、越六日乙未、此皆以旁死霸・既死霸・既旁生霸・既望等、專屬第一日、然皆不日、惟武成之旁死霸獨日、顧不云旁死霸壬辰、而云惟一月壬辰旁死霸者、亦謂旁死霸自壬辰始、而非壬辰所得而專有也、故欲精紀其日、則先紀諸名之第一日、而又云粤幾日某某、以定之、如武成・召誥、是也、否則但擧初吉・既生霸諸名、以使人得知是日在是月之第幾分、如顧命及諸古器銘、是也

又留鼎記事凡三節、第一節云、惟王元年六月既望乙亥、下紀王命留司卜事、留因作牛鼎之事、次

三兩節、皆書約劑、次節云、惟王四月既生霸、辰在丁酉、則記小子訟事、三節則追紀匡人寇曶禾、後償曶之事、第三節之首、明紀昔饑歲、則首次兩節、必爲一歲中事、今以六月既望乙亥推之、假令既望爲十七日、則是月己未朔、五月己丑朔、四月庚申朔、無丁酉、中間當有閏月、則四月當爲庚寅朔、八日得丁酉、此既生霸爲八日之證也

要之、古書殘闕、古器之兼載數干支、而又冠以生霸死霸諸名者、又僅有曶鼎一器、然據此器、已足破既生霸爲望、既死霸爲朔之說、既生霸非望、自當在朔望之間、既死霸非朔、自當在望後朔前、此皆不待證明者、而由是以考古書古器之存者、又無乎不合、故特著之

王氏の四分一月說は、この問題の舊惑を解き、定讞となすべきものであるが、その論證の過程においてなお問題があるのを免れない。その證明に用いた金文數例の時期について、商搉すべきものがあるからである。たとえば頌氏の諸器を厲宣期、吳彝・師虎段を宣王期、師兌段を幽王期として、その推算によつて月相四週の名を證し、また曶鼎の第二節の記事を第一節と同年とするのも、敍事が逆となつて不審とすべく、何れもその基準が不確定のものであるため、また別の推算をなしうる可能性を生ずる。殊に三年師兌段を幽王器に屬する場合、元年師兌段がその曆譜に入りがたいことも注意すべきであろう。曆譜の定點は、一王の曆譜中に屬すべき二器以上の曆朔の關係によつて、はじめて遊移しがたいものを求めうる。王氏の結論は精核にして動かしがたいものがあるとしても、論證の法はなお備わるものとしがたいところがある。

この王氏の四分一月說は、新城博士の「周初の年代」昭三、一九二八年、支那學、東洋天文學史研究所收においても支持され、殷の三旬法にかわる週法の原始的なものとされた。なお若干の訂正として、朏は旬法週法にかかわらず月の初日、朔は二十八宿法による朔を月初とする名であり、のちその別を失つたものという。それで月相と日の關係を、大月を承けるときは初吉二～八・既生霸九～一五・既望一六～二二・既死霸二三～二、また小月を承けるときは初吉三～九・既生霸一〇～一六・既望一七～二三・既死霸二四～一となるとする。書の武成篇等にいう月相も、すべてこれを以て解することができるとし、さらに進んで周初の年代を推定し、武成篇にいう年代の可能な條件をもつものとして、前一〇三六・一〇六六・一一〇二の三例、またその最も條件に適合するものとして前一〇六六年をあげ、西周期の歷年をしるす唯一の資料である魯世家と比較しながら、西周の積年と歷代在位の數を推定した。その方法は、のち吳其昌・岑仲勉・陳夢家・章鴻釗・董作賓ら曆譜研究者の用いるもので、それぞれ斷代も異なり、特に陳氏・董氏の週名解釋は王氏と甚だしく異なるが、いずれも新城博士の研究に負うところがある。これら諸家の斷代については、のちに述べる。陳・董二氏の說はほぼ近く、いま董氏の說を紹介してその根據に檢討を加えよう。

董作賓氏はすでに殷曆譜において殷曆の再構成を試みる業績をもつ人として知られるが、周曆についても西周年曆譜 民四一、歷史語言研究所集刊第廿三本・周金文中生霸死霸考 臺灣大學傅故校長斯年先生紀念論文集、民四一 などの著書論考があり、いずれも王說に批判を加えている。月相四週に對して、董氏はつぎのように規定する。

第一定點　既死霸 光霸死盡　朔　月吉・初吉 易死爲吉　初一日

第一附點　旁死霸・載生霸 近死霸日　初生霸日　朏月光生出　初二・三日

第二定點　既生霸 光霸生滿　望月日相望　十五日

第二附點　旁生霸 近生霸日　既望 已過望日　十六・七日

このうち金文には既死霸・既生霸・初吉・既望の四名のみがみえる。董說によると、既死霸と初吉とは同じく、また既生霸と既望とは相接して殆んど同じであるが、それは「因爲作器者非一人、所以可以隨意採用」という任意的なものだという。要するに一月は月相を以ていえば死霸・生霸に兩分されるとする。これによると、金文においては實質上、初一・初二・初三、一五・一六・一七を示す表示しかないことになり、廷禮冊命などもその日にのみ行なわれたということになるが、甚だ窘束を極めた解釋である。董氏はついで、金文例によつてその說の論證を試みている。

一、初吉卽朔之證　擧靜段爲例、惟六月初吉、王在豐京、丁卯、王令靜司射學宮、雩八月初吉庚寅、王射于大池、靜教無斁」　王考擧此器、以爲初吉是公名、包括一日至八日之證、按之銘文、分明是前後兩年之事、第一年六月、靜受命教射、第二年八月、王親考驗他的成績、絕不會在同年、於兩個月內教射、就能有成績的、現在以古四分曆的本法、推排這兩個初吉、恰巧都是朔日（六月大丁卯朔　十二月小乙丑朔　次一年正月大甲午朔　八月大庚寅朔）

二、月吉卽初吉之證　令彝、惟八月、辰在甲申、王命周公子明保、尹三事四方、受卿事寮、惟十月月吉癸未、明公朝至於成周」　辰在有二種可能的解釋、一爲朔日、一爲日辰、金文中常見辰在某干支、多指日辰、本銘似指朔日、因十月月吉癸未、與八月甲申、皆是朔日、中間無閏月（八月大甲申朔、十月大癸未朔）

三、既死霸卽初吉之證　師晨鼎　惟三年三月初吉甲戌、王在周師彔宮　師艅段　惟三年三月初吉甲戌、王在周師彔宮　頌鼎　惟三年五月既死霸甲戌、王在周康卲宮」　三器同是三年、儀式全同、字體相近、定點月相、既死霸・初吉、都是朔日、大系列前兩器於厲王、現在看是對的、但後一器、則列於恭王、現在看、不與昔曹鼎年月調合、是不對的、若列在厲王、在曆法上、可以連大月解釋之（三月大甲戌朔、四月大甲辰朔、五月小甲戌朔）如是、則三器可能在同一王的三年了

四、既生霸卽望之證　曶鼎　第一節、惟王元年六月既望乙亥　第二節、惟王四月既生霸、辰在丁酉」　王氏排在同年、則四月反在六月之後、今按一・二節當是前後兩年間事、主要爲紀元年受王命作器、所以列在首段、因附記二年訟事及償禾事（元年六月小己未朔　十七日既望乙亥　二年正月小乙卯朔　四月大癸未朔　十五日既生霸丁酉）

五、既生霸爲望、既死霸爲朔之又一證明　大段　惟十又二年三月既生霸丁亥、王在𩛥侲宮　大鼎　惟十又五年三月既（死）霸丁亥、王在𩛥侲宮」　兩器銘文、如出一人之手、可斷定是同時、銘文日干相同、妙在三年之間、中有閏月、兩端的三月丁亥、恰巧可能一個是十五、一個是初一（十二年三月大癸酉朔　既生霸十五日丁亥　六月閏月小壬申朔　十三年正月大戊戌朔　十四年正月小癸巳朔　十五年正月大丁亥朔　三月小丁亥朔　既（死）霸一日丁亥）

六、既望包涵十六・十七・十八三日之證　師虎段　惟元年六月既望甲戌（甲戌十六日）　曶鼎　惟王元年六月既望乙亥（乙亥十七日）是十六・十七、均可稱爲既望　大段　惟十又二年三月既生

霸丁亥（丁亥十五日）　走𣪘　惟王十又二年三月既望庚寅（庚寅十八日）　都可以説是既望、既望是已過了望日、和既生霸・既死霸的既字、命名取義不同、所以後二者是定點、不能移易、前者可以有三天的活動周金文中生霸死霸考

この董説に對しては、わが國の藪内清博士らによる反論「殷曆に關する二、三の問題」東洋史研究（一九五六）がすでに試みられているが、いま董氏の各項についていえば、次の諸點を指摘することができる。

一、初吉を初一日のみに限定していうとすれば、岑仲勉氏の「何謂生霸死霸」兩周文史論叢所收、一九五八年の指摘するように、金文中「正月初吉丁亥」というもの卌一例、そのうち紀年銘七例あり、元日朔に丁亥をうることはほぼ三十年に一度程度であるから、かりに同年の器若干を含むとしても、これらの干支例を西周譜中に收めることは甚だ困難と思われる。また既死霸の字を避けて初吉と改めたとするが、兩者が各期にわたつて共存する事實を説きえない。靜𣪘の例は、王名とその歴年が固定しえないかぎり證明とならず、もし前の初吉がその第五日ならば、後の初吉もまた第五日に入りうるというにすぎない。この問題は、他の週名との關聯において證明されるべき問題である。二も同じ。

三、師晨・師𩛥と頌鼎とを同一の時期とするが、關聯器を求めるとすれば、廷禮の宮名・右者の同じである諫𣪘を加えて推算をなすべきである。三器の文は次のごとくである。

師俞𣪘　隹三年三月初吉甲戌、王在周師彔宮、旦、王各大室、即位、𤔲馬共右師俞入門、立中廷、王乎乍冊內史、冊命師俞

師晨鼎　隹三年三月初吉甲戌、王在周師彔宮、旦、王各大室、即位、𤔲馬共右師晨入門、立中廷、王乎乍冊尹、冊命師晨

諫𣪘　隹五年三月初吉庚寅、王在周師彔宮、旦、王各大室、即位、𤔲馬共右諫入門、立中廷、王乎內史光、冊命諫

董氏はこの諫𣪘を用いずして、時期の異なるとみられる頌鼎を用いるが、宮名・右者みな異なり、字樣も同じでない。これは自説に適合する資料を求めて論證をなすもので、明らかに同期と考えられる諫𣪘を除いたのは、その日辰が自説に適合しないために外ならない。いま董説によつて器をかりに厲王期としてその譜を求めると、五年正月甲午朔、三月初吉丁亥、四日庚寅となり、朔を去ること四日である。これは董説の非、王説の是なるを證する事實である。董氏はそのために諫𣪘を夷王五年に錄し、「諫𣪘、吳・郭均列入厲王、因此銘有司馬共、故與師晨・師俞二器、同屬於厲王、今按此器月日、絕不容於厲王組、且足爲夷王組、惟一的證據、亦正因是時共爲司馬、以金文組分列、司馬共當在兩組、其一爲厲王、其一必爲夷王」西周年曆譜と論ずるも、上列の三器を夷厲に分つべき理由は何もない。いま董譜によると、夷王は在位四十六年、五年諫𣪘より厲期とする三年師俞・師晨の器に至るまで四十五年である。同一の宮名、右者による廷禮册命が、二代四十五年を前後して行なわれるはずがなく、董氏の論證が、ことさらに自説に不適合の器を避けて試みられていることが知られる。董氏はその西周年曆譜においても、その譜に錄しがたいものは、これを譜中に收めていない。一・三の論證がすでに成立しないとすれば、四以下もまた當然その説を持しがたい。

四の曶鼎による論證は、そのいわゆる月相定點説が、既望については維持しがたいことを示し、また既生霸が既望の前一週の名であることを證明したものに過ぎない。すなわち元年を十六日既望とすれば、二年は十四日既生霸となる。董氏が既望を十六日より三日間とするのは、この丁酉の日を十五日とし、望と合わせるためである。後出の器であるが、師旋𣪘兩器によつてその關係を考えると、師旋𣪘兩器に「隹王元年四月既生霸、王在減应、甲寅、王各廟、即位」「隹王五年九月既生霸壬午」とあり、元年四月朔庚子、十五日甲寅とすれば、第二器は五年九月朔甲辰、十五日戊午となり、銘文の既生霸壬午はその二十五日後である。すなわち既生霸は望に非ず、既生霸・既望が特定の定點日を示すものでないことは明らかである。六において、既望はその後三日を包括しうるとするが、既生霸がすでに七日を包含しなくては師旋𣪘の例を解しえないとすれば、既望もまた同じく同樣の期間をもつ週名と解すべきものであることが知られる。また五において、既生霸を望とし既死霸を朔とする證として大𣪘・大鼎の例を以て推算するが、すでに既生霸を定點の日としがたいとすれば、既生霸と既死霸との間にある十六日の差は、第二週と第四週と解するのを適當とする。

吳其昌・董作賓ののち、西周諸器の斷代編年を試みるものに、陳夢家氏の西周銅器斷代がある。その斷代については西周年代考に、また斷代編年の根據とされる曆法、特に月相名の解釋については、斷代二にしるされている。陳氏はまず1漢志にみえる劉歆説、ついで2王國維・3新城新藏・4董作賓の月相名に對する解釋を表示したのち、「1・4兩説、以月象爲定點、俱采用了不見于金文的名稱、其采用所謂古文尙書的資料、最不可取」としてこれを斥け、「3是補充2王氏之説的、皆以月象代表七八天、召誥、二月既望、越六日乙未、是以既望爲固定的一日、故可自此數過六日爲乙未、由此點而言、王氏之説、很不穩固」とし、推算の根據を論じていう。

甲　召誥　越若三月、惟丙午朏、若翼日乙卯、周公朝至于洛　康誥　惟三月哉生霸、周公初基作新大邑于東國洛」　兩處所記一事、丙午朏是初三、則三月哉生霸乙卯是十二日、哉生霸當是金文的既生霸

乙　曶鼎　六月既望乙亥　四月既生霸辰才丁酉」　則當有閏之年、既望是十六七日、既生霸是十四五日、但此器前後兩銘、屬于幾年之事、未可一定

丙　作冊魖卣　隹公大史見服于宗周年、才二月既望乙亥、公大史咸見服　雩四月既生霸庚午、王遣公大史」　既望爲十六七日、既生霸是十二三日、與尙書十二日相合、既盡也、既望可以是十六七日、亦很可能是十五六日、既乃月滿之滿

丁　令𣪘　隹王于伐楚伯才炎、隹九月既死霸丁丑　召尊　隹九月才炎師、甲午、伯懋父賜白馬」　兩器記同時同地之事、丁丑至甲午共十八日、設既死霸爲九月初一、則甲午爲九月十八日、既死霸不可能在九月十五日以後、因如此則九月無甲午、月三日成魄、以月之初二三日爲月魄初生、則初一二日應是死霸

戊　令方彝　隹八月辰才甲申　隹十月月吉癸未」　月吉卽初吉、自八月甲申、至月吉癸未、恰整六十日、是一大月一小月又一日、因此若十月月吉癸未是朔日初一、則八月甲申亦是初一、若癸未是初吉上旬、則甲申亦是初吉上旬、乃此器只記癸未是月吉、則二說不可通了、若九月十月是連大月、則癸未可以是朔日

金文初吉與既死霸、雖未見于一銘、但二者同時存在、似可無疑、既生霸如上所推、應是初一朔日、則吉日初吉、應別有解、月吉疑是三日始生兆之朏、吉與屈詘、古音相近
由上所述、可以小結如下、1月象應是定點的、表示月中魄之盈虧生死、2既死霸是初一、月魄死盡、3月吉初吉、是初三朏、月魄始生未盛、4既生霸是十二三日、月魄已成而未滿、5既望是月魄生滿、這些推定、尚待以後新出的銘文、加以修正、才更可加以確定

その說は、月象を定點とする點、既死霸・初吉を初一より三朏にまで相接するとする點、既望を十六七日とする點など、みな董作賓說に極めて近く、ただ既生霸を月の十二三日とする點のみが異なる。董說と近似のところは、上述の董說に對する批判によつて悉くこれを訂すことができる。また既生霸を月の十二三日に限定することも、さきに師旋段の例を以て、既生霸の週日が七日にわたるものであることを論じた。陳氏の推算の資料と方法についていえば、甲の召誥・康誥を相接續するとする說は、召誥錯簡說を前提とするもので推算の資料として不適當であり、乙の舀鼎の例は既生霸と既望と週序が相接するを證するにとどまる。丙の例も同じ。丁には令段と召卣とを同時同事の器とするが、その根據は炎と炎師の地名によるのみで、伯懋父諸器は康昭期にあり、令彝・令段は成初に近い器とみられ、時・事において相涉るところはない。戊の令彝は、その兩日辰中、前者に月象の名なく、推算の資料としがたいものである。

凡そ週法的組織をとるものに、特定日のみを設けていうことは、原始の曆法においても殆んどその例をみないところであり、また週名を用いなくてはその干支の日數を示すことも不可能である。董・陳兩氏の月相定點說を以てしては、たとえば正月初吉丁亥をいう多數の諸器、その他月相名をもつ金文例を排比しがたい。その點においては、その先師王國維の月相四分說を以てその曆譜的構成を試みた吳其昌の方法が、はるかにまさる。ただ吳其昌の金文厤朔疏證の當時には、彝器の時代觀もなお確かでなく、そのため時期の排比を失する例が續出して、金文研究者の間に曆譜的研究に對する不信を招くに至つたのは、惜しむべきことである。しかし金文の斷代的研究は、好むと好まざるとにかかわらず、曆譜的研究をその到達點とする。現時における金文研究の最も未開拓の分野は、ここにあるといえよう。金文の曆譜的研究は、金文學の骨骼をなす作業であり、これなくしては金文の史料性を恢復しがたい。生霸・死霸の問題は、その作業の基礎をなすものであるが、定點說・週名說の是非は、その曆譜構成上の具體的な問題を通じて、なお改めて檢討されるべきである。

三、曆譜と斷代

張・羅二氏の推步や劉師培の研究は、特定の器銘の紀年日辰を個別的に推算して、その適否を求めるものであつたが、これらの推算は、その前提として器の時期が何王に屬するかを豫定するものであり、いわば假定の上に立つ一の試みにすぎない。それは時期的な延長をもたない、點あるいは期間の問題に終始する。曆譜の構成という立場からいえば、器の分期・斷代を行う一方において、曆朔の計算が用意され、比較的確實な時期について曆譜を作る作業がまずなされるべきである。

西周期の曆朔の研究は、はじめ主として周初の武成期が問題とされた。書の周書諸篇や逸周書にみえる曆日の記事を整理して、周曆の基本をここに求めようとしたからである。漢志以來、それは古曆法の研究者の最も注目する課題であつた。しかし紀年斷代の問題からいえば、史記が年表をはじめているのは共和以後であり、西周曆年の確實な資料とされるものは、共和・宣・幽の三期にすぎない。そのうち共和については、厲王との曆年の關係においてなお問題もあるが、ともかくその三期の曆朔をまず定めた上で、遡つて歷世の斷代・積年を考えるのが順序である。早くそのことに注目して共和期の曆朔を推算したものに徐同柏一七七五〜一八五四の從古堂款識學がある。その不嬰段卷一〇、三八葉末に、

「鄦見虢季子白盤、紀伐玁狁事、與詩六月・采芑同文、知爲宣王時器、既見遂啓諆鼎、又與虢季子白盤同文、當亦一時所作器、今此敦辭義、又與詩采薇出車相似、或以伯氏爲西伯之稱、疑爲文王時器、竊謂西伯氏之稱、本無主名、按竹書紀年、厲王十四年、玁狁侵宗周西鄙、先是十三年、共伯干王位、其後二十六年、共伯和歸其國、則伯氏殆共伯和之稱、是器其厲王時所作與」

とし、不嬰段銘の文首「隹九月初吉戊申」が共和二年にあることを證するため、その試みた推步をあげている。

右丕箕敦、家君據竹書紀年、證爲厲王奔彘後、共和行政時器、首紀九月初吉戊申、以漢三統術推之、上元至伐紂之歲、十四萬二千一百九歲、又春秋隱公元年、上距伐紂四百歲、并之共十四萬二千五百九歲、據紀年、厲王奔彘之次年、共和干王位之歲、至魯隱公元年、凡一百十九歲、史記年表同、減去得上元至共和積十四萬二千三百九十歲、人統甲申以來、積歲八百二、積月九千九百一十九、閏餘十九分月之九、積日二十九萬二千九百一十六、天正朔大餘五十六、小餘八十一分日之五十二月法二十九日八十一分之四十三

共和元年　閏餘九　無閏　九月丙子朔四分、丁丑朔
共和二年　閏餘十六　應閏五月　九月庚子朔以下、四分並同、九日戊申
共和三年　閏餘四　無閏　九月乙未朔
共和四年　閏餘十一　無閏　九月己丑朔
共和五年　閏餘十八　應閏正月　九月癸丑朔
共和六年　閏餘六　無閏　九月丁未朔　二日戊申
共和七年　閏餘十三　應閏十月　九月壬寅朔　七日戊申
共和八年　閏餘一　無閏　九月丙寅朔
共和九年　閏餘八　無閏　九月庚申朔
共和十年　閏餘十五　應閏七月　九月甲申朔
共和十一年　閏餘三　無閏　九月戊寅朔
共和十二年　閏餘十　無閏　九月癸酉朔
共和十三年　閏餘十七　應閏三月　九月丙申朔
共和十四年　閏餘五　無閏　九月辛卯朔

推共和起行政元年、盡十四年九月朔、無得戊申日、二年九月庚子朔、九日得戊申、六年九月丁未朔、二日得戊申、七年九月壬寅朔、七日得戊申、據紀年、玁狁侵宗周西鄙、召穆公帥師追荊蠻、

至于洛、事在共和干王位之次年、則是銘九月初吉戊申、爲二年九月九日也、初吉、舊釋據詩小明傳謂朔日、家君曰、惟正初吉、廼朔日之謂、餘凡言初吉、不必定指朔日、如史伯碩父鼎、八月初吉己子、兼己亥庚子二日、可證、士燕埘記

文末の家君曰以下は、籀莊の男士燕の埘記するところであるが、徐氏は初吉にいわゆる專名・公名を認め、初吉を週名とする解をとつていたことが知られ、王氏の先蹤をなしている。ただその論據に己子の例をあげるのは、當時この己子を己巳と解しえなかつたための誤解である。この曆朔表は、紀年銘のない不嬰段を、その記事內容よりして竹書紀年にいう召穆公の玁狁・荊蠻を攘斥したときのこととし、共和期中の九月初吉戊申の日を求めてその二年であることを論證するために作成されたものであるが、六年・七年になお適合の例があり、二年と定めたのは紀年の記事に牽合したものにすぎない。殊に九日をも初吉に含めるのは四分一月の法からいつて無理とすべく、この論證はかなり恣意的なものである。銘文はむしろ虢季子白盤にいうところと關係があり、「隹十又二年正月初吉丁亥」の翌年に、九月初吉戊申がえられるのである。かりに虢盤の正月初吉をその三日とすれば、不嬰段の九月初吉戊申はその四日に入りうる。このような關係を容易に檢索するためには、斷代の分明な時期について、まず曆朔表を作成しておくことが望ましい。それには、すでに清朝の學者によつてその檢討が進められている春秋長曆により、そこから遡つて推算すれば足ることであり、新城博士に「周初より春秋に至る月朔干支表」東洋天文學史硏究附表一の作がある。春秋長曆圖同上附表二、戰國秦漢長曆圖同上附表三と合せて、兩周期の曆月干支が示されており、西周期については、吳其昌・董作賓の推算するところと、ほぼ一兩日の差がある。

周紀	幽元	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
魯紀	孝十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五
甲申統	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873
公曆	781	780	779	778	777	776	775	774	773	772	771
歲星											
太歲											
閏餘	18	6	13	1	8	15	3	10	17	5	12
大餘	2	26	21	45	39	33	57	52	46	10	4
小餘	74	66	15	7	37	67	59	8	38	30	60
正月	大壬辰	大丙戌	大庚戌	小乙巳	小己巳	小癸亥	大丁巳	大辛巳	小丙子	大庚午	小甲午
二月	小壬戌	小丙辰 大乙酉	小庚辰	大甲戌	大戊戌	大壬辰	小丁亥	小辛亥	大乙巳	小庚子	大癸亥
三月	大辛卯	大乙卯	大己酉	小甲辰	小戊辰	大壬戌	大丙辰	大庚辰	小乙亥	大己巳	小癸巳
四月	小辛酉	小乙酉	小己卯	大癸酉	大丁酉	小壬辰	小丙戌	小庚戌	大甲辰	小己亥 大戊辰	大壬戌
五月	大庚寅	大甲寅	大戊申	小癸卯	小丁卯	大辛酉	大乙卯	大己卯	小甲戌	小戊戌	大壬辰
六月	小庚申	小甲申	大戊寅	大壬申	大丙申	小辛卯	大乙酉	小己酉	大癸卯	大丁卯	小壬戌
七月	大己丑	大癸丑	小戊申	小壬寅	小丙寅	大庚申	小乙卯 大甲申	大戊寅	小癸酉	小丁酉	大辛卯
八月	小己未	小癸未	大丁丑	大辛未	大乙未	小庚寅	小甲寅	小戊申	大壬寅	大丙寅	小辛酉
九月	大戊子	大壬子	小丁未	小辛丑	小乙丑	大己未	大癸未	大丁丑	小壬申	小丙申	大庚寅
十月	小戊午	小壬午	大丙子	大庚午	大甲午	小己丑	小癸丑	大丁未	大辛丑	大乙丑	小庚申
十一月	大丁亥	大辛亥	小丙午	大庚子 小庚午	小甲子	大戊午	大壬午	小丁丑	小辛未	小乙未	大己丑
十二月	小丁巳	小辛巳	大乙亥	大己亥	大癸巳	小戊子	小壬子	大丙午	大庚子	大甲子	小己未

吳其昌の金文厤朔疏證は、從古にみえるのと同樣の推步によつて西周の曆譜を構成表示したもので、共和期については從古の推算する月朔と全く同じ。いま西周最末の幽王期十一年の曆譜をあげておく。統紀や歲星・太歲などは、當時の曆朔と無關係なもので不要のことであるから略し、いまその形式のまま錄しておく。前頁表

董氏の西周年曆譜も、各月朔干支をあげる。いま同じく幽王の初三年をしるすと

元年　正癸巳　二癸亥　三壬辰　四壬戌　五辛卯　六辛酉　七庚寅　八庚申　九己丑　十己未　十一戊子　十二戊午

二年　正丁亥　閏丁巳　二丁亥　三丙辰　四丙戌　五乙卯　六乙酉　七乙卯　八甲申　九甲寅　十癸未　十一癸丑　十二壬午

三年　正壬子　二辛巳　三辛亥　四辛巳　五庚戌　六庚辰　七己酉　八己卯　九戊申　十戊寅　十一丁未　十二丁丑

であるが、何れも甲子・乙丑等の干支名であるため、前後日數の計算に甚だ不便である。新城博士の附表は、これらをすべて干支番號により、1・2を以て表わす。それで以後はみな干支名にその序數を用いて表記する。また年曆の關係をみるときには、正月朔の干支のみでほぼその前後關係を推算しうるので、たとえば吳氏の幽王十一年の譜は

29 23 47 42 6・60 54 18 13 7・31

という形式で示しうる。幽王期の新城博士の元旦朔干支表は 30 54 48 43 7・1 25 19 14 38・32 で一日差があり、また董氏の譜を同じく干支の序數に改めると 30 24 48 44 7・2 56 20 14 38・33 でほぼ新城氏の譜に同じく、置閏・月の大小・連大などの關係で、またときに一日の差がある。置閏のときは一月分、すなわち29を加減する。置閏は十九年七閏であることは疑ないが、その年度は部分的にしか知られない。

	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
1	甲子	甲戌	甲申	甲午	甲辰	甲寅
2	乙丑	乙亥	乙酉	乙未	乙巳	乙卯
3	丙寅	丙子	丙戌	丙申	丙午	丙辰
4	丁卯	丁丑	丁亥	丁酉	丁未	丁巳
5	戊辰	戊寅	戊子	戊戌	戊申	戊午
6	己巳	己卯	己丑	己亥	己酉	己未
7	庚午	庚辰	庚寅	庚子	庚戌	庚申
8	辛未	辛巳	辛卯	辛丑	辛亥	辛酉
9	壬申	壬午	壬辰	壬寅	壬子	壬戌
10	癸酉	癸未	癸巳	癸卯	癸丑	癸亥

幽王期は春秋長曆に直ちに接續する時期であるから、これより遡つて、かりに紀元前九五〇年より十五年間をとると、a新城・b董氏・c吳氏として、次のような歷年干支表となる。すなわちその差は兩三日で三家の推算の差はなお一兩日にとどまるが、

三家の推算の差はなお一兩日にとどまるが、これより遡つて、かりに紀元前九五〇年より十五年間をとると、a新城・b董氏・c吳氏として、次のような歷年干支表となる。すなわちその差は兩三日である。當時の曆日の實際は知りがたく、元旦朔というも、たとえば冬至朔など季節との一致がどこまで求められていたかも確かでないことであるから、金文による干支の計算においては、このことを一應前提として考えなければな

	a	b	c
B. C. 950	51	52	50
949	45	46	44
948	9	41	8
947	4	5	2
946	28	59	57
945	22	53	20
944	16	17	15
943	40	11	9
942	35	6	33
941	29	36	27
940	53	24	51
939	47	48	46
938	42	42	40
937	6	6	4
936	60	1	58

らぬ。ただ前後相關聯する器銘によつて、たとえば初吉と既生霸の上下限が十五日にわたるというような場合、これは定點的意義をもつものとすることができよう。また一銘中、あるいは關聯する兩器銘の關係によつて置閏の年次が明らかとなれば、前後の置閏の關係をある程度推測しうる。ただ當時の曆法は、必らずしも理論的な嚴密さを要求するものでなく、たとえば推步による閏餘の算定なども、どこまで實際の置閏年を求めるのに有效であるかは、疑問としなければならない。元旦朔干支表の使用には、一應これらのことを前提として考えるべきであるが、それでもなお、その誤差を超えるような日辰銘の排除には役立つはずであるから、曆譜の考定に當つては、以上三家の干支表によつて推算を試みることにする。

次に紀年週名干支銘をもつ器の錄入については、その銘文の排比の可能な年次を考える方法として、その干支を一應週名の第一日とする計算を試みておくのが便宜である。すなわち元年正月初吉丁亥という場合、丁亥は24であるから、これを元旦朔の干支とする。もし丁亥が初吉の第二日ならば元旦朔は23、第三日ならば22である。初吉を王國維の說によつて八日の期間をもつものとすれば、その器は24より數えて八日遡りうるわけであり、從つて元日朔17の年ならば、初吉丁亥が第八日である器をその年度に屬することができ、それ以前には屬しがたいこととなる。すなわち元旦朔の干支の許容しうる干支數はプラス七の範圍にあり、その他の器を排除することができる。

既生霸・既望には各七日、既死霸は大小月により各七・八日としてよい。たとえば、

師旋段一　隹王元年四月既生霸甲寅　既生霸初日の元旦朔は14

師旋段二　隹王五年九月既生霸壬午　同じく15

の場合、かりに前器を14 9 3 27 21という元旦朔14にはじまる譜中に收めようとしても、第二器の既生霸第一日がこれより六日早く、その譜に入りがたいことが知られる。しかし第一器の既生霸をその第七日とする8 3 57 21 15の五年をとれば、第二器は五年九月既生霸の第一日となる。これによつて既生霸が七日にわたる週名であることが確かめられるとともに、兩器が同じ時期の元年・五年の器であることを確かめうるのである。すなわち元旦朔の干支に對して、週名の初日を以て推算する元旦朔の干支數が、既生霸・既望・既死霸 小月 のときはプラス七、初吉・既死霸 大月 のときはプラス八の範圍內において、その器はその元旦朔の年に屬しうる。紀年銘のみでなく、關聯器のうち月相日辰をもつ器銘のものも、同樣の方法によつて、その前後に排比の年を求めることができよう。

器銘の週名日辰によつてその元旦朔を求める方法は、推算によつても容易にえられることであるが、元旦朔1からはじまる各月各週の干支表を用意しておくのが便宜である。四分術の計算法は上述の吳氏厤朔の卷四 六葉、又廿五葉 にその實例がみえるが、すでに歷年元旦朔の干支表が三家によつて作成されているので、適宜これを利用しうる。いまかりに元旦朔1・5・18・24・46・53の推算表六例をあげておく。

この週初干支の數は、置閏・連大などの關係で一だけ動くことがあるが、必要のときにその計算をすればよい。圖の使用法について、いま郭氏の大系に幽王期とする師兌段兩器と鄭段とを例としよう。その文の必要部分をあげる。

月	大 1	小 2	大 3	小 4	大 5	小 6	大 7	小 8	大 9	小 10	大 11	小 12
Ⅰ	①	31	60	30	59	29	58	28	57	27	56	26
Ⅱ	9	39	8	38	7	37	6	36	5	35	4	34
Ⅲ	16	46	15	45	14	44	13	43	12	42	11	41
Ⅳ	23	53	22	52	21	51	20	50	19	49	18	48
Ⅰ	⑤	35	4	34	3	33	2	32	1	31	60	30
Ⅱ	13	43	12	42	11	41	10	40	9	39	8	38
Ⅲ	20	50	19	49	18	48	17	47	16	46	15	45
Ⅳ	27	57	26	56	25	55	24	54	23	53	22	52
Ⅰ	⑱	48	17	47	16	46	15	45	14	44	13	43
Ⅱ	26	56	25	55	24	54	23	53	22	52	21	51
Ⅲ	33	3	32	2	31	1	30	60	29	59	28	58
Ⅳ	40	10	39	9	38	8	37	7	36	6	35	5
Ⅰ	㉔	54	23	53	22	52	21	51	20	50	19	49
Ⅱ	32	2	31	1	30	60	29	59	28	58	27	57
Ⅲ	39	9	38	8	37	7	36	6	35	5	34	4
Ⅳ	46	16	45	15	44	14	43	13	42	12	41	11
Ⅰ	㊻	16	45	15	44	14	43	13	42	12	41	11
Ⅱ	54	24	53	23	52	22	51	21	50	20	49	19
Ⅲ	1	31	60	30	59	29	58	28	57	27	56	26
Ⅳ	8	38	7	37	6	36	5	35	4	34	3	33
Ⅰ	㊸	23	52	22	51	21	50	20	49	19	48	18
Ⅱ	1	31	60	30	59	29	58	28	57	27	56	26
Ⅲ	8	38	7	37	6	36	5	35	4	34	3	33
Ⅳ	15	45	14	44	13	43	12	42	11	41	10	40

師兌段一　隹元年五月初吉甲寅、王在周、各康廟、卽位、同仲右師兌、入門、立中廷、王呼內史尹、册命師兌、疋師龢父、嗣左右走馬、五邑走馬、易女乃祖市、…用作皇祖城公𩛥段

師兌段二　隹三年二月初吉丁亥、王在周、各大廟、卽位、䰙伯右師兌、入門、立中廷、王呼內史尹、册命師兌、余既命女、疋師龢父、嗣左右走馬、今余隹䌛豪乃命、命女併嗣走馬、…用作朕皇考釐公𩛥段

鄭段　隹二年正月初吉、王在周邵宮、丁亥、王各于宣榭、毛伯內門、立中廷、右祝鄭、王呼內史、册命鄭、王曰、鄭、昔先王既命女作邑、併五邑祝、今余隹䌛豪乃命、易女赤市同㸒黃緣旂、用事、用作朕皇考龔伯隮段

右の三器について、吳氏の厤朔は大系と同じく幽王期におき、容庚氏の通考に兩師兌を幽王、董氏の西周年曆譜に鄭段を幽王期、師兌段一を夷王に屬する。師兌二器は內容からみて同期にして聯關し、鄭段には五邑の名があり、郭氏らはその點に共通項があるとする。

元年師兌段は五月初吉甲寅、すなわち五月第一週の初日甲寅51によつてその元旦朔を求めると、㊸がえられる。また二年鄭段は正月初吉丁亥24であるからそのまま元旦朔㉔、また三年師兌段は二月初吉丁亥24であるから、元旦朔は㊹である。幽王十一年間の元旦朔干支表は次表の通りであるが、元年㉓・二年㉔・三年㊹のうち、元年師兌段は譜に入りがたい。郭氏は元年師兌段について「足師龢父、足續也、師龢父死宣王十一年、此命師兌、繼其職、在元年、則是幽王之元年矣」とし、三年師兌段については、「此與第一器、日辰相銜接、元年二年均無閏」という。郭氏は幽王の曆譜をどのように計

		a	b	c
781	幽元	30	30	29＊
780	2	54	24	23＊
779	3	48	48	47＊
778	4	43	44	42
777	5	7	7	6
776	6	1	2	60
775	7	25	56	54
774	8	19	28	18
773	9	14	14	13
772	10	38	38	7
771	11	32	33	31

算したのか知られないが、兩器のうちの一器がその譜に入らぬことは明らかである。また二年鄭段について「毛伯當卽毛公曆、知不屬于宣世者、以與師訇段日辰不合、又此與師兌段第一器相較、元年五月初吉既有甲寅、則二年正月初吉中、不得有丁亥、又由師兌段第二器校之、知元年二年均無閏、葢本銘之丁亥、實在二月也、此與靜段同例」とするが、丁亥が初吉に屬しないとすれば初吉をいう必要なく、靜段のように一銘中に兩週名日辰があるものとは例が異なる。郭氏のいう三器は同一の時期に入りうるものでなく、兩師兌の疋師龢父は佐胥師龢父の意で師龢父と同期、宣王初期もしくはそれ以前である。また兩師兌段が同一の譜に屬しないことについては、別にいう。

容庚氏は曆譜を示さぬものであるから除外し、曆譜によつて說く吳其昌と董作賓の說をみよう。厤朔に元年師兌段の文を「王呼內史尹、冊命師兌、正師龢父、嗣左右司馬」とよみ、「此師龢父卽共和伯、正之義、爲主爲長帥、此時師龢父已殂、故令師兌、繼師龢父、爲走馬左右長也」といい、また日の干支について「五月大庚寅朔、既死霸廿四日得甲寅、初吉既望、例得互誤」とする。吳氏はその曆譜に合わぬ金文の週名干支について、初吉を既望と誤る例があるとして、これもその一であるとするが、廿四日は既望に入らず、初吉を既望に誤るとするのは恣意にすぎることである。正と釋する字は疋にして佐胥、このとき師龢父はなおその職にあり、師兌にその佐胥を命じており、要するに元年師

兌段はこの幽王期に屬しがたいものである。二年鄭段については、宣榭の名によつて幽王に屬するが、宣榭の名は虢季子白盤にもみえ、宣王の諡號と關するところはない。三年師兌段は、その譜において初吉六・七日にあたり、一應譜に入りうるが、關聯器である元年段がすでに幽王の元年に入りがたいとすれば、この器もここには錄しがたい。

董氏の西周年曆譜においては、元年師兌段を錄せず、二年に鄭段のほか吳彝を錄入する。吳彝に「隹二月初吉丁亥、王在周成大室、…隹王二祀」とあり、その器制銘文よりみて幽王期にまで下るものではない。かつ正月閏を設けなければ、鄭段の日辰に接續しがたい。元年師兌段はこれを夷王元年に入れ、「銘與譜、差後一日」とし、またその五年には諫段・兮甲盤を屬するが、三年師兌器との關聯についてはついに言及するところがなく、錄入を避けている。兩師兌器は同一の作器者による關聯器であり、その一を故意に棄て去つてよいはずはない。兩氏の持する幽王期の斷代と曆譜とはほぼ誤りがないはずであるから、彝器の排比の上に問題があるものとしなければならぬ。

吳氏はその曆譜に合わぬものをしばしば金文の誤に歸して誤鑄とし、董氏はしばしば前後關聯する器を故意に遺失して顧みない。これらは何れも、曆譜的研究の意味を自ら放棄するにひとしく、曆譜的研究が一般の不信を受ける大きな理由となつている。殊に兩者の彝器に對する時期觀に誤が多く、その曆譜化に最も大きな混亂を與えている。いま兩書の斷代と主要な器名とをあげて、小批を加えておく。吳氏の斷代及び斷代器は次の如くである。

武王七年、一一二二～一一一六　師旦鼎　大豐段　小臣單觶

成王周公居攝七年、一一一五～一一〇九　成王三十年、一一〇八～一〇七九　中鼎一周公四年　卿諸器　周公東征鼎　𢊁盨　呂行壺　御正衞彝　小臣宅段　小臣謎段　䨭鼎　員諸器　公伐郐鼎　中鼎二・三　中諸器　作冊般甗　王才魯周尊　厚趠鼎　嗣鼎　沈子段　伯懋父諸器　毛父班彝　大盂鼎　毛公鼎　毛公肇鼎　番生段　叔向父禹段　獻侯鼎　作冊豐鼎　成王鼎

康王二十六年、一〇七八～一〇五三　師訇鼎　散季段　𠔁伯段　𨟻貿段　段段　庚贏鼎，卣　小盂鼎　盂爵，卣　番匊生壺　周公彝　作冊麥尊　麥諸器　𤼈伯彝　史𦣞彝卷一

昭王五十一年、一〇五二～一〇〇二　師䫓段　蔡段　召卣　作冊大鼎　令段，彝，尊　旅鼎　㮚彝　大保卣　大保段　作冊䰧卣　宗周鐘　明公尊　禽彝　大祝禽鼎　過伯彝　𢻱段　𤔲彝　束卣　征彝　臣辰卣　臣辰諸器　𡨦鼎　伯害盉　大保爵　望段　耳觚　寧段　趞尊，卣　𤔲諸器　睘諸器　不壽段　𦵯段　令鼎　庸伯諸器

穆王五十五年、一〇〇一～九四七　呂鼎　剌鼎　休盤　遹段　井鼎卷二

龔王二十年、九四六～九二七　師遽方尊，段　利鼎　趞曹鼎一・二　師湯父鼎

懿王十七年、九二六～九一〇　匡卣　大段　大鼎

孝王十五年、九〇九～八九五　師酉段　師虎段　曶鼎　同段　𤇈段　豆閉段　師毛父段　守段　師奎父鼎　牧段　康鼎　奠井叔諸器　效尊，卣　啓貯段　走段　卯段　效父彝　𨚕父鼎

夷王十九年、八九四～八七九　吳尊　趩尊　免段　免諸器　史免簠　井季諸器卷三

厲王三十七年、八七八～八四二　揚段　單伯諸器　師晨鼎　師𩛥段　師𩛥諸器　伯晨鼎　守宮尊　敔段一・二　鄭虢仲諸器　成禹鼎　噩侯段，鼎　諫段　伯俗父鼎　何段　命段　克尊，鐘　大克鼎　師𩛈鼎　𣪕壺　克段，盨　靜卣　靜諸器　趞鼎　𦤎王諸器　小克鼎　微䜌鼎　鬲從盨　㽙皇父諸器　伊段　史懋壺　寰鼎　寰盤　伯頵父鼎　鬲攸從鼎　散氏盤　史農觶

共和十四年、八四一～八二八　伯龢父段　師𣪘段　𨜒侯段　井人安鐘卷四

宣王四十六年、八二七～七八二　𧊒伯𢦔段　𧊒𢦔卣　𧊒諸器　競卣　競諸器　遇甗　𢻮彝　史頌鼎　頌諸器　召伯虎段　兮甲盤　無叀鼎　史獸鼎　曾伯霥簠　師𡢁段　虢季子白盤　虢季子組諸器　不𡢁段　縣改彝　害段　伯遲父鼎　杜伯盨，鬲

幽王十一年、七八一～七七一　師兌段一・二　兌段　鄭段　叔家父盨卷五

一見して知られるように、新舊の諸器錯雜して、全く彝器の時期觀を失している。卷六以下に金文疑年表卷六・七・金文年代人器經緯表卷八、また駁郭鼎堂先生毛公鼎之年代附錄を附する。人器經緯は器の群別資料を整理したもので、さらに在世の前後關係を示す圖表が作られている。附論にも文侯之命と金文五器の銘辭の對照表、諸器の形制花文同異一覽表など、用意が甚だ備わる。ただ曆譜の作成には、基本的には歷世の斷代をどのように決するかにあり、それによつて錄入器の適否が定まるわけであるが、吳氏の斷代は共王期以前は帝王世紀の說をそのまま採り、懿・孝・夷の三代を共・厲の間に適宜の年數に配分し、それに合する彝器銘を排比するにとどまつて、その間に文獻資料の檢討、文獻と彝銘との關係についての十分な考慮が加えられておらず、甚だ安易な方法をとつている。吳氏はその書について自ら用意するところを述べ、

今其昌此表、固以厤爲骨幹、然必以器中之人物地名、連貫逘遣之點、一一抉揚疏理、使之互相經緯、必使之無一器不通、然後敢定、猶以爲未足、必將器中所記之史實狀況、博考經典傳記、諸子遺說、與之大致符合、而不致有世代之差誤、然後敢定、以是藉人名地名之經緯以定器、藉器以定厤、又藉器與厤、而使經典史傳所記、合乎當時史實者、益得實物上之保障、又藉經典與古器所記事實先後之大概、而使僅存古厤、益得史實上之證明、相互爲用、而宗周遺事、或可稍窺於萬一乎 巻六・八葉

という。しかしいうところの「藉器以定厤」という原則は、果してこの書においてどこまで貫かれているか疑問である。吳氏はしばしばその曆譜を持して彝銘をこれに従わしめ、ときにはかえて器銘を誤鑄誤范とするなど本末を失するところがあり、特に初吉既望互易說のごときは、およそ曆譜構成の原則を自ら放棄するにひとしい。考異巻五末にいう。

金文中有同爲一人所製之器、其形制與字體、宛然相肖、其所記年數、亦不相遠、然此上器與下器所記四分干支、無論何如、自相矛盾、此是則彼非、此眞則彼贋、然從形制及文辭觀之、久經論定、二者俱決非僞、則當時所鑄銘辭、必有誤筆誤范可知、今亦最錄其源委曲折於下、而稍加推測焉

一、大盂鼎銘曰、隹王廿又三祀、小盂鼎銘曰、隹八月既望辰在□□中略、禘周王□王成王中略、粤若昱乙酉中略、隹王廿又五祀、二器皆爲盂一人所鑄、廿又三祀爲成王之廿三年、王先生云、銘中尚述殷人酗酒事、以戒盂、與酒誥辭意略同、小盂鼎、先師亦以爲成王時器、盖一時未暇詳辨、今按乃康王時器也、周初彝器、稱文王皆稱周王、厤數文武成、則爲康王時器無疑矣、按成王二十三年、至康王二十五年、中距三十二年耳、大盂鼎與酒誥、同其語氣、知是時盂年亦甚幼也、小盂鼎則記盂伐鬼方獻俘事、盂當年已高矣、以年歲推叚之、亦甚合也、今按康王二十五年八月小癸未朔、初吉三日得甲申、而此云既望、決不可通、疑既望二字、爲初吉之誤也

二、克鐘銘曰、隹十又六年九月初吉庚寅、克敦克盨銘曰、隹十又八年十又二月初吉庚寅、按克鐘稱克、克敦克盨稱善夫克、雖記名不同、而疑卽一人、觀其字體、皆厲宣體也、今按厲王十六年九月大甲申朔、初吉七日、正得庚寅、與克鐘密合、厲王十八年十二月小辛未朔、既望二十日、得庚寅、則克敦克盨之初吉、必既望之誤矣

三、師兌敦第二器銘曰、隹三年二月初吉丁亥、第一器銘曰、隹元年五月初吉甲寅、按此二器、字體文辭、宛然無別、知決係一人一時所鑄之器、殆無可疑、今按幽王三年二月小庚辰朔、初吉八日、正得丁亥、與第二器、絲毫密合、不能轉移一日、且除幽王外、餘王無一可通、而以第一器推之、若初吉二字非誤文者、則惟厲王元年五月大癸丑朔、初吉二日、得甲寅、始能相合、餘王盡不可通矣、而厲王元年至幽王三年、相距適一百年整、師兌一人、豈能壽至百歲外邪、故知非決非厲元器也、然餘王盡不可通、故知初吉二字、必有誤也、既爲一時之器、則元年必爲幽王元年、今按幽王元年五月大庚寅朔、既望後二日、得甲寅卽二十五日、大月二十四日、卽當稱既死霸矣、殷曆後一日、故二十五日仍稱既望又偶差一日、是此初吉、又既望之誤也

四、伊敦銘曰、隹王廿又七年正月既望丁亥、王在周康宮、旦、王各穆大室、按西周諸王在二十七年以上者、惟成昭穆厲宣五王耳、此器於昭穆宣三王、絕不可通、惟成厲兩王可通、而文辭字體、皆屬厲宣時物、一望可識也、按厲王廿七年正月小甲申朔、初吉四日、得丁亥、則此既望、又必爲初吉之誤也

以上によつて吳氏は、「上列諸器、皆初吉與既望之混淆、五器皆然、決非偶然也」とするが、それらは何れも吳氏の斷代に問題があり、器の誤鑄誤范ではなく、その斷代歷年の問題である。一の兩盂鼎は康王の器、小盂鼎の繫年の誤である。二の克器は他にも克氏の諸器があり、おそらく他王の曆譜にわたるものであろう。三の師兌兩器については、他に關聯の問題があるから、のちにいう。四の伊段は、文中の䲨季の名が大克鼎にもみえ、善夫克の器は夷王期に屬する。夷王の歷年については諸家に說が多いが、金文を誤鑄誤范とする以前に、諸王の積年曆譜をどのように定めるかという問題が存するのである。

吳氏は他にも、庚贏鼎の「隹廿又二年四月既望乙亥」を康王に屬して、その既望を初吉の誤とし、大段の「隹十又二年三月既生霸丁亥」を懿王に屬して既生霸を既死霸の誤文とし、大鼎「隹十又五年三月既霸丁亥」を「三月大辛未朔、既生霸十七日、得丁亥」とするなど、かなり恣意的な改竄を試みている。その譜に適合するとするものも、師訇段・番匊生壺を康王に屬し、靜諸器を厲王、彔・競・遹の諸器を宣王期に屬するなど、器の時期觀に甚しい誤が多く、その曆譜のごときはただ遇合を求めてこれを錄入したにすぎない。曆譜の基本は斷代にあり、斷代に誤があれば器の排次はすべて異なるのである。吳氏も自ら「夫厤譜據於算學、其積月積日之餘分、差千百萬分之一、則其譜或致差數年或數十年、宛如一千絲萬縷之大網、一絲斷、則全網盡廢、絕非其他不負數字責任之估計、可以任意於數百年間、自由上下移動、影響彷佛以爲說也」巻六・一一葉と曆譜の體系性の必要を主張しているが、すでに重要な紀年銘をもつ數器の週名を誤鑄として改めねばならぬその斷代と器の排次が、嚴密な科學性に堪ええないものであることは明らかである。郭氏が「毛公鼎之年代」東方雜誌廿八巻十三期、金文叢攷所收に「近人吳其昌、於周初之曆朔、考定頗勤、初著殷周之際年曆推證、據劉歆三統曆、以譜出宗周自文王十三年、至幽王十一年之曆朔、繼著金文曆朔疏證、卽以其所著之曆譜、推步彝銘、淺識者頗驚其成績之浩大、然夷考其實、實無一是處」初稿と評するのは甚だ酷に過ぎるとしても、その作業に比して成果に乏しいものであることは否定しがたい。ただその年曆譜の作成によつて、彝器の繫屬する年次を求めるのに甚だ簡便となり、吳氏の批判者は、むしろその曆譜の活用によつて吳氏の成績を擴充し、曆法的研究の進展に努めるべきである。近人章鴻釗の中國古曆析疑に、郭・吳兩氏の斷代器十五器をその曆譜に合するものとしているが、概ねその繫屬を誤る。曆譜はあくまでもその全體の組織が問題である。

吳氏ののち、董作賓氏もまた西周期の曆譜を作り、上は殷曆譜より推し、下は春秋長曆に接續する三四一年間の年月干支表により、周金文の排比を試みた。その斷代と器目を次に掲げる。

武王七年　元年師旦鼎

周公居攝七年　成王三十年　廿二年庚贏鼎

康王二十六年　元年師訇段

昭王十八年　元年師類段

穆王四十一年　廿五年小盂鼎又三十五年

恭王十六年　元年師虎段　元年曶鼎　二祀趩觶　三祀師遽段　七年趞曹鼎一　十五年趞曹鼎二　十六年克鼎

懿王十二年　三年頌鼎　十一年師嫠段

孝王三十年　四年散季段　七年牧段　十二年大段　十二年走段　十三年望段　十五年大鼎　二十年休盤　二十六年伯克壺　二十六年番匊生壺

夷王四十六年　元年師兌段　五年諫段　五年兮甲盤　十二年大師虘段　二十八年寰盤　二十九年伊段

厲王三十七年　元年師㪤段　三年師晨段　三年師艅段　三十一年鬲攸從鼎

共和十四年　十三年無㠱段

宣王四十六年　十二年虢季子白盤

幽王十一年　二年鄭段　二祀吳彝

董氏の金文月相の解釋は、すでに述べたように既死霸・初吉を初～三日、既生霸を十五日、既望を十六・七・八の三日とする説であるが、このため彝銘の繋年は窘束を極め、吳氏と同じく偶合を求めて譜に加えたあとが著しい。師訇・師頯・師嫠の三段を康・昭・懿に屬し、吳彝を幽王期におくなど、器制・銘文の上からみて殆んど無謀に近い排比を試みている。師旦鼎のような僞器を錄することも、吳氏の厤朔に同じ。庚贏鼎を、他に屬するところなしとして成王期に加え、「據此器、可知成王之年、

不計周公攝政、乃自親政元年算起、這是前人所不知道的」というのは殆んど論證をなさず、また康王元年に師訇段を加え、「此器足爲毛公鼎年代排列的標準、最重要、舊有康王宣王兩說、聚訟莫決、今可以年曆、爲之定案、吳氏以師訇段與毛公鼎、文法同者十八次、字體同者十七字、又謂銘文中、哀哉今日、天疾畏降喪、是成王新崩時語氣、其說均不可易」と論ずるが、兩器が後期に屬するものであることは、すでに郭氏に論證がある。このような時期觀を以て彝器の斷代繋年を試みることは、徒らに紛紜を加えるにすぎない。殊に既生霸を十五日定點の日とするため、十五年趞曹鼎五月既生霸壬午を據點として、元年曶鼎・元年師虎段・二年趩觶・三年師遽段・十六年克鼎をすべて共王期に屬し、「此六器爲恭王時代年曆組、或金文組之一環、不容移動或析散、並由此一組、以斷定穆王之末年、使穆王爲四十一年、本譜皆類此、據金文曆日、以考定西周各王年代、此是一例」とその成功を自負するが、克鼎などは明らかに後期の器である。また厲王期について、元年師㪤段正月初吉丁亥、三年師艅段三月初吉甲戌、三年師晨鼎三月初吉甲戌、三十一年鬲攸從鼎三月初吉壬辰の諸器をあげ、「共四器、三個定點、爲一個王的年曆組、最堅强的結合、此四器、向來各家均以爲厲王時、無異說、以試史記厲王三十七年說、加於共和前、與此組金文、密合無間、益使我自信定點月相之說」という。しかし師晨・師艅兩段と册命廷禮の形式、宮名・右者などがみな同じである五年諫段三月初吉庚寅については、これを厲譜に屬せず、もし厲譜に錄すると三月朔癸巳、庚寅はそれに先立つこと三日で、これを同期に加えるには少くとも初吉を四日にわたる週名とする必要があり、その月相定點說は破れざるをえない。すなわち故意にその錄入を避けたのである。

夷王五年にはその五年諫段三月初吉庚寅と、また五年兮甲盤三月既死霸庚寅の二器を同年月日の器とし、「一稱朔爲初吉、一沿舊習、稱朔爲既死霸」というのはまことに窮說とすべく、それならば初吉・既死霸の稱が、時期的に金文に並び行なわれるはずはない。また師晨・師艅と諫段と、全く同じ形式の廷禮册命が、前後四十五年を隔てて行なわれることも考えがたい。これまたいわゆる月相定點說の破綻を示す事實である。また夷王元年に元年師兌段を錄し、三年師兌段二月初吉丁亥については、譜に一致しがたいのでこれを棄てている。これもまた任意遇合を求めた結果で、要はその四分名說と斷代に、基本的な誤謬があるものとしなければならない。

吳・董兩氏の斷代・曆譜ののち、陳夢家氏に西周年代考、また西周銅器斷代があり、その分期と器目についてはすでに述べた。西周銅器斷代は、紀年銘を多く含む後期金文に及ぶことがなく、その編年の全體にわたつて具體的な檢討を試みがたいが、斷代所收の範圍についていえば、康王期の廿二年庚贏鼎・廿三祀大盂鼎・卅又五祀小盂鼎、共王期の元年師虎段以下、また懿王期の師晨・師俞・諫段以下の諸器がある。西周年代考における歷世積年の計算が、斷代においてそのまま維持されているとすれば、その絕對年代が明らかであるから、一應その適否を檢することができる。

康王期は年代考に在位三十八年とし、前一〇〇四～九六七である。いまその必要な範圍において二十年以後をとるとすれば、前九八五～九六七、三家の推算する元旦朔干支表は次のごとくである。

廿二年庚贏鼎は四月既望己酉、己酉を既望の初日として推算される元旦朔は②、三家の推算においては、cのみ妥當する。すなわち己酉は既望の第二日である。大盂鼎は日辰なし。小盂鼎を陳氏は卅五

		a	b	c
20	985	44	46	43
21	984	8	40	37
22	983	3	34	1＊
23	982	57	28	55＊
24	981	21	52	50
25	980	15	16	14△
26	979	10	10	8
27	978	34	34	32
28	977	28	29	26
29	976	22	23	21
30	975	46	47	45
31	974	41	41	39
32	973	4	36	33
33	972	59	60	57
34	971	53	24	52
35	970	17	18	46＊
36	969	11	12	10
37	968	6	7	4
38	967	30	30	28

年と釋するが、その八月既望甲申による元旦朔は㊴でその譜に入りがたく、また通説のように廿五年とするも、なお康王の譜に合わないことが知られる。すなわち康王の斷代と、庚贏・兩盂鼎を一王に屬することに誤があるわけである。

共王期の器群については、前章にその器目をあげたが、その紀年銘のあるものは、元年師虎段・二祀作册吳彝・三年師遽段・七年趞曹鼎・十二年走段・十五年趞曹鼎である。年代考における共王の在位は二十年、前九二七～九〇八であるが、いま必要とする十五年間の元旦朔干支表をあげると次表の通りである。

		a	b	c
1	927	7	39	36＊
2	926	2	3	60＊
3	925	56	57	55＊
4	924	20	51	49
5	923	14	15	13
6	922	9	10	7
7	921	33	33	31＊
8	920	27	28	25
9	919	21	22	20
10	918	45	46	44
11	917	40	40	38
12	916	3	4	33＊
13	915	58	59	56
14	914	52	53	51
15	913	16	17	45＊

右の干支表とその器銘との合否を檢するに、元年師虎段は六月既望甲戌、その元旦朔㉘、二祀作册吳彝は二月初吉丁亥にして元旦朔(54)、三祀師遽段は四

月既生霸辛酉にして元旦朔㉑、十二年走段は三月既望庚寅にして元旦朔⑬、十五年趞曹鼎は五月既生霸壬午にして元旦朔⑬である。元旦朔表の干支數字は、プラス六・七の範圍においてのみ器銘の干支番號に適合するものであるが、陳氏が共王期とする六器、その日辰銘をもつ五器のうち、譜に適合するものは一器も存しない。すでに斷代を試み、その器目をあげる以上、この種の基礎的な計算が全く行なわれていないことは、不審というほかない。

懿王期について、年代考に在位十年、前九〇七〜八九八とし、斷代において二祀趩觶・三年師晨段・三年師俞段・五年諫段・十二年大師虘段の諸器をこの期に屬する。斷代に「此組大約可定爲懿王三年、至十二年之器、如此則懿王在位十二年以上」としているから、年代考の說は修正されているわけである。その差年をどのように處理する考えであつたのか知られないが、これを下年に及ぼすものとして、前九〇七以下の十二年の元旦朔干支表をあげると、次の通りである。

		a	b	c
1	907	41	42	40
2	906	36	37	34 *
3	905	60	31	29 *
4	904	54	55	53
5	903	48	49	47 *
6	902	12	13	11
7	901	7	8	5
8	900	1	2	60
9	899	25	26	24
10	898	19	20	18
11	897	43	14	12
12	896	38	9	36 *

いま陳氏がその期に屬する器銘との適否を求めると、二祀趩觶は三月初吉乙卯にして元旦朔は(53)、三年師晨・師俞兩器はともに三月初吉甲戌にして元旦朔⑫、五年諫段は三月初吉庚寅にして㉘、また十二年大師虘段は五月既望甲午にして⑱、これまた一として曆譜に合するものはない。またこの器群を、かりに二祀趩觶の適合する干支表、29 53 47 42 5・60 54 18 13 7・31 25に當てて考えてみても、器群として成立しがたいことは明らかである。これらの事例からいえば、陳氏の斷代は、曆譜の關係を全く顧慮することなくして行なわれていることが知られる。

吳・董兩氏の斷代は、曆譜を基礎としてなされたものであるが、なお器の繫年において隨處に矛盾があり、陳氏の斷代は曆譜を考慮に入れずになされているものであるから、その斷代は全く據るに足らぬものであることが知られる。しかし斷代と曆譜とが金文資料と一致することなくしては、唯一の曆譜的資料である紀年日辰銘をもつ金文を十分に史料化したとしがたく、金文研究の最終的な作業は、その曆譜的構成を成就するにあるというべきであろう。

第八章　西周斷代と年曆譜一

一、宣・幽曆譜

西周歷年の研究には、古くからまず武王克殷の年を曆法的あるいは文獻的に算定する方法がとられている。克殷の年が定まれば、東遷の時期までその歷年を定めうるからである。その積年の上に斷代が行なわれるが、西周期諸王のうち在位數の確實とみられるものは宣・幽の二期にすぎない。史記には共和以後を年表に加えているが、共和という時期の解釋についても異說が多く、これを厲王期に算入するものもあつて、共和以前の西周期の歷年と斷代は、今日においてもなお未解決の問題である。

武王克殷の年について、陳氏の西周年代考には一一二二年說（劉歆世經漢志・吳其昌厤朔）一一一六年說（皇甫謐帝王世紀）一一一一年說（一行大衍曆議唐志、又、董作賓殷曆譜武王一一二二即位）一〇六六年說（新城周初之年代）一〇七五年說（唐蘭中國古代歷史上的年代問題）一〇二七年說（雷海宗殷周年代考、陳夢家年代考、又、商殷與夏周的年代問題歷史研究・一九五五・二）などをあげ、それらの諸說は、要するに三統曆說と竹書紀年に依據するものであるという。宋以來の古曆算家の說は概ね三統曆說を承け、近人の研究は多く竹書に發しているが、古本紀年には斷代がなく、ただ西周の積數を

各家說	武王	周公攝政	成王	康王	昭王	穆王	恭王	懿王	孝王	夷王	厲王	受命至穆王	武王至共和	克殷年
古本紀年(1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100(穆元)	—	1111
史記(2)	3	—	—	—	—	55	—	—	—	—	37	—	—	—
御覽引史記(3)	—	—	—	—	—	55	—	25	15	—	37	—	—	—
帝王世紀(4)	7	7	30	26	51	55	20	20	—	16	—	133(穆元)	—	1122
通鑑外紀(5)	7	7	30	26	51	55	10	25	15	15	40	133	281	1122
通志(6)	7	7	30	26	51	55	10	25	15	15	40	133	281	1122
皇極經世(7)	7	7	30	26	51	55	12	25	15	16	37	133	281	1122
通考(8)	7	7	30	26	51	55	12	25	15	12	37	133	281	1122
通鑑前編(9)	7	7	30	26	51	55	12	25	15	12	37	133	281	1122
今本紀年(10)	6	7	30	26	19	55	12	25	9	8	12	100(＋11)	209	1050
新城新藏(11)	3	7	30	26	24	55	12	25	15	12	16	100(＋10)	225	1066
吳其昌(12)	7	7	30	26	51	55	20	17	15	16	37	121	281	1122
丁山(13)	3	7	12	26	19	37	18	20	7	3	37	104(101)	189	1030
陳夢家(14)	3	—	20	20	19	38	20	10	10	30	16	100(穆末)	186	1027
董作賓(15)	7	7	30	26	18	41	16	12	30	46	37	100(穆元)	270	1111
章鴻釗(16)	3	—	37	26	23	55	16	17	15	7	15	89(穆元)	214	1055
Yetts (17)	3	—	30	25	19	55	15	3	7	32	20	132(穆末)	209	1050
周法高(18)	2	—	24	25	19	23	15	2	15	34	18	103(穆末)	177	1018
試案(19)	—	—	25	35	26	31	17	14	19	39	37	—	—	(1087)

いうにとどまる。他の資料としては、史記魯世家と年表にみえる魯侯の年數と、これに據つたと思われる劉歆の世經にみえる魯世家の歷世年數とが比較對照すべきものであるが、これらもそれぞれ異同があり、三者に完全に一致するものは眞公三十年・惠公四十六年の二者にすぎない。要する西周期の年代は、宣・幽二期のほかは、これを推すべき方法がない。最も可能的な方法としては、まずこの二期の曆譜關係を金文資料によつて確かめた上で、さらにこれを遡及して積年を求めるもので、紀年資料の不十分な昭穆期以前については、西周の積年數より推して、ほぼ推測をなしうるにとどまる。そのような操作の過程において、文獻資料を參考にし、あるいはその信憑性を考えることもできよう。なおこれより歷世の年數を問題とするので、ここに從來の資料や研究による斷代說を、董作賓の西周年曆譜に圖表化するものを補足して揭げておく。金文においてその年數をある程度推測しうるものは共王以後であるが、最末に一應本書において試みた斷代の私案を附記した。

幽王期の在位十一年 前七八一～七七一 は諸家に異說なく、ほぼ確實とみられる。その斷代器については、郭氏の師兌二器と鄭殷、董作賓氏に鄭殷・吳彝の兩器を列するが、何れもこの期に屬しがたいものであることはすでに述べた。この期の紀年銘をもつものは、おそらく近出の柞鐘であろう。柞鐘は一九六〇年、扶風齊家村の窖藏器として、幾父壺など三十九件と同出、銘文のあるもの二十八器、扶風齊家村靑銅器群にその資料が集められている。幾父壺〔一九七〕に、

隹五月初吉庚午、同仲宭西宮、易幾父示𣥋六・僕四家・金十鈞、幾父拜䭫首、對揚朕皇君休、用乍朕剌考隮壺、幾父用追孝、其邁年、子〻孫〻、永寶用

とあり、同仲の名は師兌殷第一器〔一八七〕に右者としてみえる。郭氏はこの器を夷厲期とするが、兩師兌を幽王期とする大系の自說と矛盾する。また陳公柔氏は器を厲王に近しという。器制は器體に三層の波狀文を列し、蓋緣・器頸に變樣夔文があり、番匊生壺〔一五九〕に近く、おそらく師兌殷と時期の近いものであろう。師兌兩器は、のちにいうように共和期に屬すべきものと思われる。器銘は廷禮の形式をとらず、同仲がその私臣たる幾父に賜與することをいう。幾父はこれに對揚して器を作るが、その辟事するところを朕皇君と稱している。

柞鐘〔一九八〕は七器よりなる編鐘で、鼓上に象首文、篆間に斜格文を加える。その銘に

隹王三年四月初吉甲寅、仲大師右柞、柞易載・朱黃・䜌、司五邑甸人吏、柞拜手、對揚中大師休、用乍大薔鐘、其子〻孫〻、永寶

という。仲大師とは、おそらく同仲の仲を氏號として稱するもので、同仲の家より出た權勢の人であると思われ、その私臣柞に賜與し、柞は仲大師の休賜に對揚して器を作つている。その私臣が七器の編鐘を作つていることからいえば、當時仲大師の權勢は甚だ高く、右者にしてかつ賜與者である仲大師は、おそらく王室を淩ぐほどの實力者であつたかと思われる。郭釋に同仲と仲大師と一人、またこの柞を仲幾父の名として名字對待と解するが、同仲と仲大師とは時期世代が異なるものとすべきである。同出の中義鐘〔一九八〕は、舊著錄中に散見する中義の諸器と、おそらく一家の器であろう。

柞鐘の銘にしるす三年四月初吉甲寅51によつて推算される元旦朔は㉒である。この三年元旦朔㉒は、宣王三年・共和三年の譜に入らず、また三十七年說による厲王三年の譜にも適合せず、またそれより

遡りうるものではない。幾父壺の同仲を師兌器によつて共和期の人とし、仲大師をその後人とすれば、仲大師は宣・幽の二期以外に屬しがたいが、さきにあげた幽王の譜第七章三〇九頁において、その第三年はａｂｃ三家の譜は48・48・47であり、その前年を置閏の年とするときは17乃至18となるところである。もし⑰ならば柞鐘の甲寅は初吉六日、⑱ならば初吉七日に當り、その譜に合する。齊家村諸器〔一九八〕は、その出土狀況からみて墓葬のものでなく、窖藏の器である。おそらく何らかの事變が起つて、父祖以來の諸器を一時窖藏してその地を脫したものと思われ、同出器中の最も古い樣式を保つものには、貫耳扁壺の顧鳳文、夔文壺の夔首文・巴文、その他の甗・盃などがあり、後期のはじめころまで遡りうるものがある。窖藏の時期は柞鐘の幽王三年より以後、あるいは東遷前後の混亂の際のことであろう。宣王の後半以來、厲末以來、廷禮册命のことは行なわれず、權勢の家では王家に代つて任命や賜與の禮を行なつたらしく、伯克壺〔一七〇〕などその例がある。器制・銘文及び出土器群との關係、出土の事情などから考えて、柞鐘を幽王期の標準器とすることは、條件的に成立しうるはずである。もしこの推定が成立しうるものとすれば、西周末幽王期十一年の曆譜は、春秋長曆を延長して推算されている三家の曆譜に從つて、これを確定することができる。ただその置閏法は三家の譜するところと異なり、三家の置閏法は當時の曆譜と必ならずしも一致するものでないことが知られる。このことは、他の諸王の譜を考えるときにも、當然一應の前提とすべきものであることはいうまでもない。

宣王期四十六年 前八二七～七八二 もまた、諸家の間に異說がなく、その斷代と曆譜は、ほぼ確定的なものとして扱うことができる。後漢書西羌傳に

宣王立四年、使秦仲伐戎、爲戎所殺、王乃召秦仲子莊公、興兵七千人、伐戎破之、由是少却、後二十七年三十一年、王遣兵伐太原戎、不克、後五年三十六年、王伐條戎奔戎、王師敗績、後二年三十八年、晉人敗北戎於汾隰、戎人滅姜侯之邑、明年三十九年王征申戎、破之、後十年、幽王命伯士、伐六濟之戎、軍敗、伯士死焉

という記事があり、注に竹書紀年によるという。宣王の在位が三十九年以上に及ぶことが知られ、三十九年の役は周本紀・國語周語上に千畝の戰としてしるされているものである。そのことはまた晉世家にもみえ、伐條の役を穆侯七年宣王廿三年、千畝の役を穆侯の十年宣王廿六年とするが、本紀にいうところと異なる。周室と諸侯世家との關係記事中には、このように年數の一致しない例が多く、このことは周室歷世の年數計算に當つて、世家その他の資料を用いる際に、十分な配慮を要することを示す事實である。

宣王期の器として、容庚氏の通考に毛公鼎・番生殷・兮甲盤・虢季子白盤・頌器など四十四器をあげるが、曆譜に及ぶものでないからこれを略する。大系に毛公鼎・元年師訇殷・𨺅盨・五年召伯虎殷・五年兮甲盤・六年召伯虎殷・師寰殷・九年𠂤伯殷・十一年師𩛥殷・井人妄鐘・𢦏殷・無叀鼎・二十年休盤・杜伯鬲，盨をあげる。毛公鼎を共和期、他を宣王期に屬するもののようである。陳氏の年代考に不嬰殷、董氏の年曆譜に虢季子白盤、唐蘭は召伯虎殷・杜伯盨・虢季子白盤・十六年克鐘をあげる。樋口博士の西周銅器の研究には、詢殷をはじめ、器制の近いものとして十三年無𧷾殷・九年𣏌伯

段・兌段・豆閉段・元年師虎段をあげ、「これらは金文上宣王頃に比定されるものが多く西周晩期の器形を代表するといつていいであろう」八一頁とする。これらのうち紀年銘のあるものは、宣王期の暦譜によつて容易にその適否を定めうるものであるから、一應の檢討を試みよう。三家の推算による宣王期四十六年間の元旦朔を干支で示すと、次のようである。

宣元	827	27	28	26	24	804	43	44	42
2	826	51	52	50	25	803	38	39	37
3	825	45	46	41	26	802	2	33	31
4	824	40	40	39	27	801	56	57	55
5	823	4	4	3	28	800	50	51	49
6	822	58	59	57	29	799	14	15	44
7	821	22	53	51	30	798	9	10	8
8	820	16	17	15	31	797	3	4	2
9	819	11	11	10	32	796	27	28	26
10	818	35	35	4	33	795	21	22	20
11	817	29	30	28	34	794	45	16	15
12	816	23	24	22	35	793	40	40	38
13	815	47	48	46	36	792	34	35	33
14	814	42	42	40	37	791	58	31	27
15	813	5	37	35	38	790	52	53	51
16	812	60	1	59	39	789	47	47	45
17	811	54	15	53	40	788	10	11	9
18	810	18	19	47	41	787	5	6	4
19	809	12	13	11	42	786	59	60	58
20	808	7	8	6	43	785	23	24	22
21	807	31	32	30	44	784	17	18	16
22	806	25	26	24	45	783	41	13	11
23	805	19	20	18	46	782	36	36	35

郭氏の大系に暦譜的考慮が十分に加えられていないことは、すでに幽王期の斷代器の例によつて知られるが、郭氏が宣王期とする元年師匌段以下にも、その暦朔に合わぬものが甚だ多い。元年師匌段

（師詢段〔一八三〕）は銘末に「隹元年二月既望庚寅、王各干大室、焚內右詢」とあり、元旦朔は㊷。五年召伯虎段（琱生段一〔一九四〕）は「隹五年正月己丑」、また六年器も「隹六年四月甲子」とのみあつて週名がない。五年兮甲盤〔一九一〕は「隹五年三月既死霸庚寅」、すなわち元旦朔⑥、伱伯段〔一四五〕には「隹王九年九月甲寅」とのみいう。師嫠段〔一八九〕に「隹十又一年九月初吉丁亥」とあり、元旦朔は㉘、休盤〔一四六〕「隹廿年正月既望甲戌」の元旦朔は(56)である。これを上掲の宣王の譜に徵するに、元年師詢段・二十年休盤がその譜に入らぬことは、一見して明らかである。また兮甲盤・師嫠段はその譜に合し、大體この兩器を中心として宣譜を考えるべきであろう。陳氏のいう不嬰段〔一九三〕はただ「九月初吉戊申、伯氏曰」とみえ、この伯氏について陳氏は獨自の解釋を加えている。他の關聯器との關係もあり、その伯氏莊公說をここに錄しておく。

舊說以兮甲盤・不其段及虢季子白盤等器、爲宣王伐玁狁時作、謂與詩采薇出車六月采芑、爲同時事、近郭沫若、以後二器爲夷王器、又謂不其之白氏、卽虢盤之子白、然舊說或據毛序六月、爲宣王北征之詩、或據四分長術、推算諸器、爲宣王時器、證據均嫌薄弱、爰重爲考定如次

不其段述王命伯氏伐玁狁于西及高阺等地、伯氏命不其、以其車攻、有功、伯氏賞之、不其遂作其皇祖公伯之祭器、此宣王時、秦人所作、今述其證年代考三六頁

かくて「一、地名曰西曰高阺（卽高陵）、皆秦地、二、說文曰、秦謂陵阪曰阺、三、史記秦本紀曰、秦公立十年卒、生公白、公白立三年卒、生秦仲、周宣王卽位、乃以秦仲爲大夫、誅西戎、西戎殺秦仲、有子五人、其長者曰莊公、周宣王乃召莊公昆弟五人、使伐西戎、破之、此器之伯氏卽莊公、作器者不其、乃莊公昆弟、故稱公伯爲皇祖、四、秦仲伐戎、在宣王五年或六年、此器之作、當在宣王六七年間、兮甲盤曰、惟五年三月既死霸庚寅、王初各伐玁狁、則伐戎當在宣王五年」と四證をあげて、秦の不其が皇祖公白の祭器を作つたものであるとする。秦公に公白というものがあり、銘文中の公白をその人に充てるのがその主點であるが、公白は小臣宅段・虘彝等に「公白休」の語があり、同期の琱生段に召伯を白氏と稱し、虢盤には王が虢季子白を白父と稱する例などもあつて、銘文中の公白が秦公たる公白その人をさすとはしがたい。およそ作器のとき、その尊上に對して廟號や尊貴の稱を用いずして、伯氏の稱を以てよぶことは金文に例のないことであり、陳氏の說はたまたま秦の世系中に公白の名があるのをみて、銘文の「皇祖公白」と牽合したものにすぎず、作器者の不嬰が莊公の弟であるというのも臆測の言である。すでに莊公の在位中ならば、その辟君であり、侯弟といえどもこれを伯氏と稱するのは不適當であろう。一・二の高阺は高陶とよむべく、秦語の論證とはしがたい。

陳氏は不嬰段を五年兮甲盤との關係において說く。しかし秦仲の卒年は史記本紀・年表によるに宣王六年にあり、兮甲盤のとき秦仲はなお存命であつた。不嬰段はむしろ十二年虢盤との關係において考えるべきもので、その銘辭においても密接な聯關がある。十二年虢盤は「隹十又二年正月初吉丁亥」とあり、元旦朔は㉔である。宣王譜において吳譜のcがよくその日辰に合することは十一年師嫠段〔一八九〕の例によつて確かめうるところであるから、この初吉丁亥は正月三日に當る。十二年の虢盤において來寇を卻けられた玁狁が、再び西方を伺い、不嬰は命を承けてこれを擯斥し殊功をあげ、賜與をえており、兩器の銘辭は前後照應する關係にある。不嬰段の「九月初吉戊申」の元旦朔は㊾、す

なわち翌十三年の九月四日である。銘辭と日辰とがこれほど密接な聯關をもつ兩器を夷・宣に分屬したのは郭氏の誤であるが、陳氏が虢盤をことさらにこの期に加えなかつたのも、兮甲と不嬰との兩器を結合して、秦公白說を成就しようとしたための誤である。吳氏の厤朔に、今本紀年等によつて、宣王の北伐を五年の第一次役、十三年の第二次役とし、第一次關係器として兮甲盤、第二次虢盤・不嬰段とするのはほぼ正しく、ただ虢盤は十二年、不嬰段は十三年の譜に合う。虢盤にみえる宣榭は二年鄭段〔一八五〕にもみえ、その「隹二年正月初吉丁亥」㉔は宣譜の二年に入りうる。右者毛伯は、毛公鼎の毛公と關係があろう。

その他樋口博士のあげる元年師虎段〔一〇四〕㉘・十三年無㠱段〔一二八〕㊴・伱伯段〔一四五〕等は、器制の近似を以てこの期に比定されているものであるが、十三年無㠱段は暦譜に合わず、伱伯段は週名がなくて定めがたいが、銘文中の益公は二十年休盤(56)の右者としてみえ、その暦朔が宣譜に合わぬことは明らかである。師虎段の日辰㉘は一應宣譜の元年に入りうるが、銘辭中に內史吳・井伯の名があり、二祀趩觶〔一一四〕の作册吳・七年牧段〔一〇四〕の內史吳、また共王の生號器趞曹鼎〔一〇七〕の井伯との關係もあつて、それらの器は共懿期に屬すべく、この期まで下るものでない。また伱伯段には益公の名があり、夷王期の器である。

宣王期の譜に入りうるものにはなお師嫠段があり、吳氏はこれを宣譜に收めるが、董氏は懿王期とする。郭・容の諸氏は、文中の師龢父を共伯和その人と解し、その死をしるすこの器を從つて宣王期とするもので、暦譜を檢してこれを定めたものではない。師嫠段〔一八九〕は文首に「師龢父佊、嫠叔

市、巩告于王」とあり、ついで「隹十又一年九月初吉丁亥」という。その元旦朔㉘は、吳氏の譜において初吉第一日に當る。a・bは各〻一兩日おそく、この器を錄入しがたい。すなわちこの時點において、吳氏の推算する暦譜は、一日の遊移をも許さぬ嚴密な適合を示しており、少くとも宣・幽の譜は吳氏のc譜によつて誤のないことが知られる。

以上によつていえば、紀年銘において二年鄭𣪘㉔・五年兮甲盤⑥・十一年師𠭰𣪘㉘・十二年虢季子白盤㉔がそれぞれ宣譜に合し、かつその器制・銘辭において、文獻に宣王期とする歴史的事實とも一致するものであることが知られる。また紀年あるいは月相名のない日辰銘のものについていえば、五年琱生𣪘〔一九四〕の「隹五年正月己丑」は正月二十三日、六年琱生𣪘〔一九五〕の「六年四月甲子」は前器との間に置閏がなくてはその日を求めがたく、閏後とすれば四月六日を求めうる。これによれば五・六年の間に置閏があるべく、三家の譜には何れもその加算をしていない。もしこのような關係による置閏推定の資料が他にも多くえられるならば、當時の置閏法の實際を追迹する有力な資料となしうるはずである。

以上の繫年器のうち、吉父・虢季・琱生の關聯器はそれぞれかなり多く、そのうちには時期の前後するものをも含むが、すでに時期の確定した器に基づいて、その器制文様・銘辭文字の沿變のあとを考えれば、その器群のうちに系列を考え、彝器の展開のあとを明らかにすることができよう。器群の研究においては、まずその基軸となるべきものを求めて、そこから推衍する方法をとるべきであり、單に器制の相近いものを列して皮附しても、益するところは少い。殊に器制の上に時期的特徴の乏しい西周後期の諸器については、明確な繫年器とその關聯器を求めて分期斷代を試みるのでなくては、十分な成果を期しがたいのである。

二、共和の問題

厲王奔彘の後、王位は一時曠缺し、共和の政が施かれた。史記はその共和元年より年表を起しており、史記の當時、共和十四年はその他の暦牒記錄の上からも確實とされていたのであろう。しかし共和の實態については必らずしも明らかでなく、史記は周本紀において「厲王出奔於彘、召公周公二相行政、號曰共和」、十二諸侯年表序に「厲王遂奔於彘、亂自京師始、而共和行政焉」、年表共和元年の條に「厲王子居召公宮、是爲宣王、王少、大臣共和行政」とあり、また齊世家「王室亂、大臣行政、號曰共和」、晉世家「大臣行政、號曰共和」など、周召二公といわずして、單に大臣と稱する例が多い。要するに王の年少を以て、一時有力な廷臣が執政輔佐したものと解するのである。

しかし秦漢の際の傳承においては、これを共伯和とよばれる特定の人物とする解釋があり、竹書をはじめ諸子の文にみえる。

古本竹書紀年　共伯和、干王位史記周本紀索隱・莊子讓王篇釋文引（作共伯和卽于王位）

又　共和十四年、大旱、火焚其屋、伯和篡位立、秋又大旱、其年周厲王死、宣王立 太平御覽卷八七九引史記（今本無此文）

今本竹書紀年卷八　二十六年、大旱、王陟於彘、周定公・召穆公、立太子靖爲王、共伯和歸於其國、遂大雨

莊子讓王篇　古之得道者、窮亦樂、通亦樂、所樂非窮通也、道于此、則窮通爲寒暑風雨之序矣、故許由娛于潁陽、而共伯得乎邱首 司馬彪注、厲王之難、諸侯皆請共伯、卽乎王位、十四年大旱、屋焚、卜于大陽、兆曰、厲王爲崇、召公乃立宣王、共伯復歸于宗、逍遙得意于共山之首

呂氏春秋愼人篇　許由虞於潁、共伯得乎共邱首

梁伯子　共伯和值厲王之難、攝政十有四年、乃率諸侯、會二相以立宣王、共伯始歸其國、得乎共首者、謂其逍遙乎共山之首云爾畢校呂覽愼人篇注

魯連子　衞州共城縣、本周共伯之國也、共伯名和、好行仁義、王奔於彘、諸侯奉和、以行天子之事、號曰共和元年、十四年厲王死於彘、共伯使諸侯、奉王子靖、爲宣王、而共伯復歸國于衞也 史記周本紀正義引

漢書古今人表中上　共伯和師古注、和共伯名、共音恭、而遷史以周召二公行政、號爲共和、無所據也

帝王世紀　厲王荒沈於酒、淫于婦人御覽卷八五引　共伯和、干王位史記三代世表索隱引皇甫謐云

晉書束晳傳　幽厲王既亡、共伯名和者、攝行天子事

通鑑外記三　汲冢及魯連子曰、共國之伯名和、行天子政

これらの諸傳承を通じて、二相共和・周召共和・共伯和の三說があり、史傳に多く前二說をとり、紀年・諸子には共伯和說が行なわれていることが知られる。またこの共伯和について、金文研究者の間には、師兌・師𠭰の器にみえる師龢父を充て、また史傳によつてその人を解するものには、魯連子の文にみえる衞侯とする。周召二公說は、東周のことを以て共和を解したものでその證なく、また衞武公說も、武公が懿戒を作つて厲王を諫めたという國語楚語上・詩序の說を以て傅會するものにすぎない。陳氏の年代考に衞武說をとり、これを西周積年計算の一資料としている。その說は古く博古圖一六・二七に、師𣪕𣪘の伯龢父を衞の武公にして共伯和と解するが、陳氏はその武公を禹鼎・敔𣪘にみえる武公にして、共伯和に外ならないとする。

武公は宣王十六年前八一二年卽位、平王十三年前七五八年に沒した人で、共和前八四一〜八二九のはじめに王位を干すほどの年齡であつたとするのは、およそ不自然な想定であること明白であるにかかわらず、陳氏はなおその說を持していう。

自共和元年、至平王十三年、共八十四年、設共和元年、共伯和二十歲、則至其卒年、壽百別四歲、國語楚語上曰、昔衞武侯、年數九十又五矣、猶箴儆于國、是武公本有長壽之徵、上述（伯龢父・師龢父）諸器、不得更在厲世、而銘文有惟王幾年、或王在周之語、則當在宣王元年、至十五年間、是時共伯和爲王官、故稱師、至十六年、繼爲侯、稱公或侯矣

又禹鼎及敔𣪘之武公、疑則衞武公、鼎銘曰、聖祖考幽大叔懿叔、命禹□朕祖考、政于井邦、…武公廼遣禹、率公戎車百乘、…史記衞世家曰、而迎桓公弟晉于邢而立之、此邢卽衞邑之河內邢、亦卽禹鼎之井邦、乃禹及其祖考之食邑、此二器並記伐淮夷、疑當宣王時事

陳說のように共伯和を衞武公とするときは、かりに共伯和執政のときを二十歲としても、卒年はすで

に百四歳である。しかし弱冠にしてこの危局に膺ることは考えがたいことであり、しかもなお禹鼎・敔殷の武公をもその人とし、文中の井邦を衞地とみて兩者の結合を求め、金文中の龢父をもまた一人とする。金文中の師龢父は宣王十一年前八一七年の師嫠殷の文首にその殂世をしるしており、明らかに武公その人ではなく、また禹鼎・敔殷の武公は南宮柳鼎にも右者としてみえ、禹鼎の噩侯馭方は噩侯鼎にみえるものであるから、夷厲の際の人である。この三者を結合するならば、その壽は百五十歳とするもなお足らぬであろう。かつ衞武公を共伯和と稱するのは、衞世家によると兄共伯餘を殺してその位を奪うた人で、莊子讓王や呂氏愼人に傳える逍遙退隱の人と甚だ異なる。世家の文にいう。

　釐侯立、釐侯十三年、周厲王出犇于彘、共和行政焉、二十八年、周宣王立、四十二年宣十五年、釐侯卒、太子共伯餘、立爲君、共伯弟和、有寵於釐侯、多予之賂、和以其賂賂士、以襲攻共伯於墓上、共伯入釐侯羨、自殺、衞人因葬之釐侯旁、謚曰共伯、而立和爲衞侯、是爲武公

共伯は太子餘の謚號であるが、武公がかりに共伯の號を冒したとするも、それは宣十五年の釐侯卒後、太子餘を殺してその位を奪うたのちのことであるから、宣王以前に共伯と稱していたとは考えがたい。衞武公を伯龢父、禹鼎・敔殷の武公と一人とし共伯和とするのは、全く牽合の說にすぎず、また簒弑の人たる武公和と、莊子・呂覽に傳える逍遙讓國の人とも同じでない。禹鼎は宋刻のほかに新出の一器があり、陳進宜の禹鼎考釋には、共伯和たる衞の武公と、禹鼎の武公とを別人とするが、衞武と共和期の執政者とされる共伯和ともなお一人でありえないことは、その年齡推算の上からも明らかである。ただ衞世家の文によると、共和十四年、厲王の在位は釐侯の前年よりはじめて十四年、厲元より共和の末まで二十八年となる。齊・陳兩世家にいう奔彘の年もほぼ同じであるから、史記は本紀の三十七年說とは別に、ここでは厲王の在位を十數年とみているようである。しかし何れにしても、共和の十四年たることには疑問がない。

　金文にみえる龢父を以て共伯和とするものには、郭氏の大系・容氏の通考をはじめ、その說をとるものが多い。郭氏は元年師毄殷（一八六）を厲王期に屬し、その「伯龢父若曰」に注して

　伯龢父卽下師嫠殷師兌殷等之師龢父、師嫠殷作于十又一年九月、言師龢父伇、又言宰琱生入右師嫠、琱生乃宣王之宰、有召伯虎二殷、可證、是則師龢父、當是厲世人、至宣世猶存者、又師兌殷言、王命師兌、足師龢父、嗣左右走馬、用知師龢父又曾任司馬之職、而師晨鼎師艅殷諫殷等器、又有司馬𠬝共、觀其文辭字體、大率乃上下年代之器、則司馬𠬝當卽師龢父若伯龢父、合之則爲共伯和也、漢書古今人表注、孟康言、共伯和入爲三公、本銘當是入爲三公以前事

という。右者嗣馬𠬝が、師龢父・共伯和と一人でないことは、前に論じた。また師晨・師艅・諫の三殷は、郭氏の三十七年說による厲王の譜に入りがたく、また兩師兌の「足師龢父」は「疋師龢父」にして佐胥の意であり、從って龢父と師兌とは同期であるべきことも、またすでに述べたところである。師嫠殷にみえる琱生は宣王期の人であるから、師龢父は共和期を中心として活躍した人と思われ、龢父・師兌關係の諸器は、一應共和期前後のものとして扱うことができる。

　夷厲以來、周道の衰微したことは周本紀にもしるすところであるが、殊に厲末の大亂によって周室は一時曠絕の狀態となり、宣王もまた抱携を脫しない幼年であつたため、共和十四年の間は、在廷の

重臣によって一時國政が運營されたものと思われる。これが共和の時代であるが、周召二公の共和と稱するのは、東周期の二公卿士の輔弼體制から推論したものにすぎず、また共伯和を一人の名とする共伯和衞武公說・司馬共龢父說・禹鼎武公說などの成立しがたいことも、上述のごとくである。おそらくこの時期は、龢父をも含めて複數の在廷重臣がそのことに當つたものと思われるが、後期金文のうち、周室の危急を托する銘辭をもつ毛公鼎のごときも、この時期のものとなしえよう。

　師龢父の佐胥を命ずる元年師兌・三年師兌の兩殷のうち、元年殷は一應共和期の譜に合するも、三年殷はこれと同じ譜中に錄入しがたい。曆譜を以て斷代編年を試みた吳其昌は、これを幽譜に加えたが、その矛盾に苦しんで、元年殷の初吉を既望の誤とし、初吉・既望互易說によってこれを免れようと試み、また董氏は元年師兌殷を夷譜に加え、三年師兌の器についてはこれを默殺している。しかしこれらの器が、その銘辭と關聯器との關係から推して、この時期以外に移しがたいものであることからいえば、この事實は、何らか當時の特殊な事情を反映するものがあるかも知れない。

　文首に「伯龢父若曰」という執政者としての任命をしるす師毄殷（一八六）は、大系にこの伯龢父を兩師兌器の師龢父と同一人とするが、師毄殷の紀年は「隹王元年正月初吉丁亥」であり、宣・幽の譜に入りがたいものである。厲譜の元年には屬しうるが、もし厲元のものとすれば、宣王十一年の師龢父の伇に至るまで實に六十二年間、在廷臣事したものとなり、しかも厲元のときすでに「伯龢父若曰」という執政者の地位にあつたという矛盾を避けがたく、また兩者を父子と解するもその期間が長く、これまた共和期中の元年とするのが最も妥適である。師毄の器は正月、師兌の器は五月であり、兩器を同年の制作とみることも可能であろうが、もし師龢父が伯龢父の沒後を承けた人とすると同年の器とは考えがたく、また師兌三年器との承接も困難であるという矛盾を生ずる。

　以上の諸器は、それぞれ共和期に屬すべき理由があり、他期には移しがたく、しかも共和期の譜にすべてを適合させることのできぬものである。すなわち共和期の編年については、何らかの特殊な事情を背景として、少くとも一度は改元のことがあつたと推測する外はない。いま三家の譜するところによつて共和期十四年の元旦朔干支表を錄し、諸器の曆譜的關係を考えることとする。

共和元	841	18	19	17
2	840	42	14	12
3	839	37	38	35
4	838	31	32	30
5	837	55	56	24
6	836	49	50	48
7	835	44	45	42
8	834	8	9	6
9	833	2	3	1
10	832	26	57	55
11	831	20	21	19
12	830	15	15	13
13	829	38	39	8
14	828	33	33	32

　その繫年諸器の文を節錄すると次のごとくである。

　　元年師毄殷　隹元年正月初吉丁亥㉔、伯龢父若曰、師毄、乃祖考有勳于我家、女又隹小子、余命女死嗣我家、𣄰嗣我西隔東隔僕駿百工牧臣妾、東裁內外、毋敢否善、易戈琱戟…、敬夙夜、用事、毄拜䭫首、敢對揚皇君休、用作朕文考乙仲𩰫殷

　　元年師兌殷　隹元年五月初吉甲寅(53)、王在周、各康廟、卽位、同仲右師兌、入門立中廷、王乎內史尹、册命師兌、疋師龢父、嗣左右走馬、五邑走馬、易女祖市・五黃・赤舄、兌拜䭫首、敢對揚天子丕顯魯休、用作皇祖城公𩰫殷

　　三年師兌殷　隹三年二月初吉丁亥(54)、王在周、各大廟卽位、𦔻伯右師兌、入門立中廷、王乎內

史尹、册命師兌、余既命女、疋師龢父、嗣左右走馬、今余隹𤔲𦤎乃命、命女䵼嗣走馬、易女秬鬯一卣…、師兌拜䭫首、敢對揚天子丕顯魯休、用作朕皇考䪅公䵼段

師嫠段　師龢父伇、嫠叔市、巩告于王、隹十又一年九月初吉丁亥㉘宣十一年王在周、各于大室、即位、宰琱生內右師嫠、王乎尹氏、册命師嫠、王若曰、師嫠、在昔先王小學、女敏可使、既令女更乃祖考、嗣小輔、今余隹𤔲𦤎乃命、命女嗣乃祖舊官小輔眔鼓鐘、易女叔市…、用事、敬夙夜、勿灋朕命、…用作朕皇考輔伯䵼段

毛公鼎　王若曰、父厝、丕顯文武、皇天弘猒厥德、膺受大命、率懷不廷方、亡不閈于文武耿光、唯天甾集厥命、亦唯先正𤔲辥厥辟、𪗋堇大命、肆皇天亡旲、臨保我有周、丕巩先王配命、敃天疾畏、司余小子弗彶、邦甾害吉、䌛々四方、大從不靜、烏虖、趯余小子、家湛于囏、永巩先王、王曰、父厝、今余唯肇巠先王命、命女辥我邦我家內外、惷于小大政、甹朕位、虩許上下若否雩四方、死毋動、余一人在位、弘唯厥智、余非庸又聞、女毋敢妄寧、虔夙夕、叀我一人、雝我邦小大猷、毋折緘、告余先王若德、用卬卲皇天、𤔲𠫑大命、康能四或、欲我弗作先王憂、王曰、父厝、雩之庶出入使于外、尃命尃政、埶小大楚賦…、王曰、父厝、今余唯𤔲先王命、命女亟一方、圅我邦我家……善效乃友正、毋敢湛于酒、女毋敢墜、在乃服、𠫑夙夕、敬念王畏不賜、女毋弗帥用先王作明井、欲女弗乃辟圅于囏、王曰、父厝、巳…命女䵼嗣公族雩參有嗣、小子師氏虎臣雩朕褻事、以乃族、干吾王身、取遺卅寽、易女秬鬯一卣……朱旂二鈴、易女茲关、用歲用征、毛公厝對揚天子皇休、用作䵼鼎

塱盨　……王曰、塱、敬明乃心、用辟我一人、善效乃友內辟、勿使虣虐從獄……則輔天降喪、不廷唯死、易女秬鬯一卣……敬夙夕、勿灋朕命、塱拜䭫首、敢對揚天子丕顯魯休、用作寶盨、叔邦父叔姞邁年、子〻孫〻、永寶用

右の諸器中、まず曆譜の元年を異にする師兌の二器を収めるためには、まず三年師兌段の位置しうるところを求めるべきであるが、共和十四年のうち、師龢父の死をいう宣王十一年師嫠段に最も近い繫年は共和十一年に求められる。師兌元年段は、師𣪕段の正月後に置閏があればその年、またこれと異なる元年曆のところに遡つて求めると共和六年となる。すなわち共和六年に一たび改元、また九年に改元とするときは、この兩器を最短期間中に収めうる。この兩器に師龢父と稱するものは、その伇をいう師嫠段にも師龢父の名でよばれており、元年師𣪕段の伯龢父はその前人であろう。元年師𣪕段は、そのまま共和元年に入りうる。その銘に「伯龢父若曰、師𣪕、乃祖考有𪗋于我家」とあり、これは王室の册命に擬してその家臣に對して册命賜與をなすもので、最も僭上の沙汰とみられる。おそらく厲王奔彘ののち、この龢父が專權を恣にし、廷禮を僭して威權を掌握していたのであろう。師龢父はおそらくその子であろうが、王室は師兌をその輔佐に任じており、そのとき伯龢父はすでに沒していたのかも知れない。元年段の右者同仲は、幾父壺〔一九七〕にその名がみえる。

龢父の專權は、必らずしも王室の危急を救うものではなく、政局はおそらく一層の困難を加え、危機意識は强められてきたであろう。いわゆる天畏降喪の狀態のうちに、宣王もようやく成年に近く、周の舊臣中には、師龢父を排して王室の威權恢復を圖るものもあつて、王族の一人である毛公が執政

に任ずることとなつたものと思われる。

毛公鼎〔一八一〕はその文辭が師詢段〔一八三〕と甚だ近く、ただ「亦則殷民」などの語がない。殷民のことをいうのは、大盂鼎にしても師詢段にしても、東方出自の族に對する諭告の意味をもつものである。疾畏降喪、王室の危難をいう彝銘において、毛公鼎は最も完成した文辭を備え、國の小大政をあげて悉くこれに付託し、その優渥の辭は遠く他の諸器を超える。宣王の親政を用意する體制は、この毛公によつて準備されたとみてよく、その文辭が書の文侯之命に類することはすでに述べた。塱盨〔一八四〕の文辭もこれに類するものがあり、內政治安のことを任じている。

毛公鼎には紀年日辰がなく、年次の推すべきものはないが、龢父諸器や毛伯の名のみえる二年鄭段との關聯においてこれを考えると、共和末年のものであるらしい。二年鄭段は共和期中に錄入するのにやや困難があり、その右者毛伯を毛公あるいはその族人とすれば、宣王二年に加えることができよう。師兌器を幽王期とする大系・厤朔などは、みなこれを幽王期におく。師兌兩器を共和期に収めるとすれば、二年鄭段は宣譜に加えて何らの不都合もない。

もし以上のような想定が許されるならば、元年師𣪕段㉔は共和初元の元年、元年師兌段㊸はその年の閏後、あるいは共和六年にして中元の元年、三年師兌段㊹は共和十一年にして後元三年ということになり、これによつて、共和期以外に屬しがたく、かつ曆譜的に絕對に相接續することのない元年銘二器、三年銘一器は、すべてその譜中に入る。ただこのような改元のことは、諸書に一も傳えるところがなく、共和の實體についても殆んど具體的な記述をみないが、すでに王位曠絕し、豪族專恣の狀態にあつたとすれば、時宜によつて元號を稱することもありえたであろう。尤も二次にわたる改元、また元年・三年器の繫年のしかたについては、他にも想定の可能性がないわけではなく、ここにあげた資料によつて、研究者はそれぞれ任意の繫年を試みることができよう。

從來の諸家の曆譜繫年の研究において、最も混亂の因をなすものがこれら繫屬の不可能な諸器であつたことからいえば、これを共和期の譜中において解決することができれば、その禍根を絕ちうるわけである。その一方法として、共和期にあるいは兩次の改元があつたとする私案を提示しておく。上揭の共和期譜表に」を附した部分は、その次年の改元を示す。いわゆる共和の實態は、金文資料によつて推測されるこのように不安定な政情の中に、これを看取することができよう。毛公鼎に王身の敉敔をいい、また天畏降喪、予小子の憂懼を訴えているのは詩の二雅・周頌の諸篇にもみえ、文武の業を回顧することもそれらの詩篇に歌われている。厲王奔彘ののち、はじめ伯龢父父子が專權を恣にしたが、それはクーデター的なものであつたらしく、師𣪕段の銘辭のうちにその消息を傳えるものがある。やがて厲末以來の懿親舊族によつて龢父の專制は終つたが、いわゆる宣王の中興とは、これら舊族勢力の擡頭による外征の成功にあつた。宣王五年の兮甲盤・十二年虢季子白盤・十三年不䙭段がそれであるが、そののち宣・幽の世を終るまで、王室の廷禮册命をしるす器銘は一もあらわれることがない。宣王の中興というも、要するに王室を挾んで、自己の威權を確立しつつあつた諸豪族勃興の時代であつた。その徵はすでに共和期の混亂のうちにみられるが、しかしそのような王室の衰微は、即位に當つて堂下の禮をとつたといわれる夷王、好利の人榮伯を用いてついに彘に奔竄した厲王の時代

に發しているのである。

三、厲　王　曆　譜

夷厲期は西周衰亂の時期にあたり、詩篇の變雅變頌に屬するものも多くこのころのものと思われ、また彝器の制作も甚だ多い。西周の貴族社會がようやくその發展の極に達し、豪族による大土地所有の進展、東南諸夷に對する支配の擴大などに伴なつて、その社會的矛盾が激成された時期である。卽位に當つて堂下の禮を執つたといわれる夷王より、厲王の奔彘に至るこの時期は、豪族の勃興、周室哀頽の時期であつたとみることができよう。

夷・厲より以前は、史記にもその紀年をいわず、諸書の記載も紛亂を極めていて、ほとんど據るべきものがない。厲王の在位數について、史記本紀には三十七年說をとるようであるが、世家の文とまたかなり扞格するところがある。本紀にいう。

夷王崩、子厲王胡立、厲王卽位三十年、好利近榮夷公、大夫芮良父諫厲王曰、王室其將卑乎、夫榮公好專利、而不知大難、王其能久乎、今王學專利、其可乎、匹夫專利、猶謂之盜、王而行之、其歸鮮矣、榮公若用、周必敗也、厲王不聽、卒以榮公爲卿士、用事、王行暴虐侈傲、國人謗王、召公諫曰、民不堪命矣、王怒、得衞巫監謗者、以告則殺之、其謗鮮矣、諸侯不朝、三十四年、王益嚴、國人莫敢言、道路以目、三年、乃相與畔、襲厲王、厲王出奔於彘

文は國語周語上によるものであるが、國語には厲王の暴虐と監謗のことを述べ、「三年乃流王于彘」とあつて、卽位以後の年數にふれていない。しかし本紀の文はこれを三十四年の後に繫け、その在位を三十七年とすることは明らかである。ただこの本紀の文は、世家の文と悉く扞格するところがあり、陳氏の年代考に、衞・齊・陳の三世家の文をあげていう。

衞世家　頃侯厚賂周夷王、夷王命衞爲侯、頃侯立十二年卒、子釐侯立、釐侯十三年、周厲王出奔于彘」　是厲王在位、不得過二十五年

齊世家　胡公徙都薄姑、而當周夷王之時、哀公之同母少弟山、怨胡公、乃與其黨、率營邱人、襲殺胡公、而自立、是爲獻公、九年、獻侯卒、子武公壽立、武公九年、周厲王奔居彘」　是厲王在位、不得過十八年

陳世家　愼公當周厲王時、愼公卒、子幽公寧立、幽公十二年、周厲王奔彘、二十三年、幽公卒、子釐侯孝立、釐侯六年、周宣王卽位」　按、則厲王在位、至少在十四年以上　（陳世家記載有誤、若依厲王奔彘、在幽公十二年、則宣王元在釐侯四年、若依宣王元在釐侯六年、則厲王奔彘在幽公十四年）

この結果陳氏は、三世家の異同を折衷して十六年說をとつたが、そのため彝器の繫年すべきものを失つた。年代考には厲期の器として、宗周鐘〔九八〕と虢仲盨〔一四四〕の二器のみを錄する。宗周鐘は作器者たる㝬を厲王胡の名とし、文中の卲王を夷王とし、また虢仲の器は後漢書東夷傳「厲王無道、淮夷入寇、王命虢仲征之、不克」による。何れも紀年のない器であるが、そのため夷厲期に入るべきものとみられる多數の紀年銘金文は、ほとんどその繫屬するところを失う結果となつた。

厲王の在位數については、すでに今本紀年に十二年とし、また新城博士も衞・齊・陳の三世家の文によつて、本紀の三十七年說、姚文田の二十六年說厲十二年、共和十四年を非とし、十六年說を立てており、陳說は殆んどすべて新城說に據る。論證の過程も同じ。史記には他にも秦本紀に資料とすべきものがあり、夷王三年、非子卒し、厲王五年、秦侯卒し、厲王八年、公伯卒し、秦仲立ちて三年、厲王の奔彘をしるす。秦仲は二十三年、西戎の役に沒するが、それは宣王六年のことであるから、これは厲王の在位を十二年とする今本紀年と合う。ただ上述三世家の說は、紀年の十二年說と必らずしも一致せず、史記の據るところにすでに紛亂を生じていることが知られる。

このような不一致は、おそらく史記の當時、すでに列國の正確な年代記が傳えられていなかつたことを意味するものと考えてよく、古史の傳統をもつ魯においても、春秋に入つてはじめてその記錄を存しているのであるから、列國のそれは極めて不十分な資料によるものとみられる。王室たる周においてすら、歷代諸王の正確な在位數を傳えていない狀態である。列國のうち魯はひとり歷代在位の數をいうも、世家と年表、また漢志に引く世經との間にもかなりの出入がある。世家の文は、おそらくその資料が成立する過程において、厲王奔彘という歷史的な事件と關聯する年を挿入的に注記するようなことが試みられたためと考えられるが、その場合、竹書等にいう紀年說が用いられたのであろう。特に世經には、その曆法上の要求をみたすものとして、若干の作爲が加えられているおそれもあり、そのことは左傳中の劉歆竄入と考えられる曆法的記事とも關聯して、そのまま記錄として扱いうる性質のものではない。從つて夷・厲の曆譜は、これらの確實とはしがたい史傳等の記錄をはなれて、むしろ紀年銘金文によるそれ自身の體系を求める方法をとるべきであろう。いましばらく史記本紀のしるす三十七年說によつて金文資料の整理を試み、その成否を檢するほかないようである。

器制文様、銘辭の形式內容、及び關聯器との關係において、ほぼ夷厲期と考えられている紀年日辰銘をもつ金文をあげると、以下の諸器がえられる。

元年師詢𣪘　王若曰、師詢、不顯文武、孚受天命、亦則殷民、乃聖祖考、克差右先王、作厥爪牙……王曰、師詢、哀哉、天疾畏降喪…卿女役、屯卹周邦、妥立余小子……隹元年二月既望庚寅㊷、王各大室、焚內右詢

元年師旋𣪘　隹王元年四月既生霸、王在淢应、甲寅、王各廟卽位、遟公入右師旋⑭

元年師類𣪘　隹王元年九月既望丁亥、王在周康宮、嗣工液伯入右師類、……王若曰、師類、在先王、既命女作嗣土、今余隹肇𤔲乃命⑬

四年散伯車父鼎　隹王四年八月初吉丁亥、邪姞㊼

五年師旋𣪘　隹王五年九月既生霸壬午、王曰、師旋、命女羞追于齊⑮

十三年望𣪘　隹王十又三年六月初吉戊戌、王在周康新宮、宰倗父右望、王乎史年、册命望、死嗣畢王家⑦

十八年克盨　隹十又八年十又二月初吉庚寅、王在周康穆宮、王命尹氏友史趛典、善夫克田人②

二十年休盤　隹二十年正月既望甲戌、王在周康宮、益公右走馬休㊻

二十三年小克鼎　隹王廿又三年九月、王在宗周、王命善夫克、舍命于成周、遹正八𠂤之年、…

皇祖釐季

二十六年番匊生壺　隹王廿又六年十月初吉己卯、番匊生鑄賸壺㊿

二十七年伊𣪕　隹王廿又七年正月既望丁亥、王在周康宮、𪓐季內右伊⑨

三十七年善夫山鼎　隹卅又七年正月初吉庚戌、王在周、各圖室、……　皇考叔碩父㊼

元年叔専父盨　隹王元年、王在成周、六月初吉丁亥、叔専父作奠季寶鐘六㊻

元年師酉𣪕　隹王元年正月、王在吳、各吳大廟、冊命師酉、嗣乃且啻官邑人虎臣諸夷、文考乙伯

寃姬

十二年大𣪕　隹十又二年三月既生霸丁亥、王在𩱧侲宮、王乎吳師召大、易趫睽里、王命善夫豖、

…　皇考刺伯⑰

十五年大鼎　隹十又五年三月既死霸丁亥、王在𩱧侲宮、大以厥友守、王饗醴、王乎善夫駛、召大

以厥友入攼、…　刺考己伯③

十六年伯克壺　隹十又六年七月既生霸乙未、白大師易伯克僕卅夫、揚天右王伯友侑、穆考後中㉗

十六年克鐘　隹十又六年九月初吉庚寅、王在周康剌宮、王乎士曶召克、王親命克、遹涇東、至于

京𠂤、…　皇祖考伯㉛孝王期

二十五年𩰫從盨　隹王廿又五年七月既□□□□、𩰫從作朕皇祖丁公文考叀公盨

二十八年寰盤　隹王廿又八年五月既望庚寅、王在周康穆宮、宰頵右寰、史𣲏受王命書、王乎史減

冊、…　皇考奠伯奠姬⑭

三十一年𩰫攸從鼎　隹卅又一年三月初吉壬辰、王在周康宮徲大室、　皇祖丁公皇考叀公㉚

以上の諸器のうち、厲譜に適合するものを求めるため、三十七年説による暦譜を、さきの共和より推算する三家の譜によつてあげる。前八七八年にはじまる三十七年である。

厲元	878	23	24	52＊	20	859	3	34	32
2	877	17	18	16	21	858	57	59	56
3	876	12	12	10	22	857	51	52	50
4	875	36	37	5	23	856	15	16	44
5	874	30	31	29	24	855	10	11	8
6	873	27	25	23	25	854	4	5	3
7	872	48	49	47	26	853	28	29	27
8	871	43	44	41	27	852	22	23	21
9	870	6	7	36	28	851	46	18	15＊
10	869	1	2	59	29	850	40	42	39
11	868	55	56	54	30	849	35	36	34
12	867	19	20	48＊	31	848	50	30	28＊
13	866	13	14	12	32	847	53	54	52
14	865	8	9	6	33	846	47	49	46
15	864	32	33	30＊	34	845	11	12	10
16	863	26	27	25＊	35	844	6	7	5
17	862	20	21	19	36	843	30	1	59
18	861	44	45	43	37	842	24	25	23
19	860	39	40	37					

上掲の諸器のうち、元年師旋𣪕以下、三十七年善夫山鼎に至る諸器は、その紀年の暦譜に入りがたく、元年叔専父鼎以下の諸器が、みなその紀年の譜に入りうるものであることは、容易に検しえよう。すなわち元年叔専父盨㊻は吳譜によると初吉第五日、十五年大鼎③は既死霸第四日である。ただ十二年大𣪕⑰、二十八年寰盤⑭は吳譜より一日早く、しかも大𣪕は大鼎との關係において同じ譜中に入るべきものであるから、これは置閏などの關係による、推算の誤差とみてよい。また三十一年𩰫攸從鼎は、金文の例によると合文にして三十二年とよむべきところであるが、三十二年の譜に入らず、合文とせずに三十一年と解すれば、この譜に入る。器の時期よりみて、この期に屬すべきものと思われる。

十六年銘器の伯克壺・克鐘の兩器の日辰は、その元旦朔㉗・㉛で、暦譜上ともに十六年に錄しうるものであるが、克鐘には士曶の名がみえて曶器の曶と時期が近いものとみられ、また伯克と克とは同一人としがたいところがあるから、これを厲譜から除くべきであろう。すなわち三十七年厲譜に入りうる紀年銘彝器は、元年叔専父盨㊻・十二年大𣪕⑰・十五年大鼎③・十六年伯克壺㉗・二十八年寰盤⑭・三十一年𩰫攸從鼎㉚の六器である。これを繫年器として、その關聯器を聚成することが可能であろう。

從來厲王期に屬する紀年銘には、大系に元年師𩛥𣪕・三年師晨鼎・三年師𩛥𣪕・五年諫𣪕・十三年無𠭯𣪕・十八年克盨・二十六年番匊生壺・二十七年伊𣪕・二十八年寰盤・三十二年𩰫攸從鼎等をあげるが、元年師𩛥𣪕には伯龢父の名があり、郭說のように兩師兌𣪕及び宣十一年の師𠭰𣪕にみえる師龢父と同一人であるとすれば、師𠭰𣪕より遡ること六十二年の厲王元年に屬しうるものではない。師晨鼎以下の三器は、銘文中の司馬共を共伯和とする誤解によるもので、もとより時期異なる。また十三年無𠭯𣪕㊴・十八年克盨②・二十七年伊𣪕⑨が厲譜に入らぬことは、一見して明らかである。容庚氏の通考にも克器等五十三器をこの期とするが、概ね郭氏の大系と同じく、暦譜上の配慮は加えられていない。吳其昌に至つては、容氏の列入器のほか、師趛鼎・曶壺・靜諸器・史懋壺・趞鼎・伊𣪕・散氏盤等をも加える雜駁なもので、ほとんど器の時代觀を失している。そのうち繫年器は三年師晨・師𩛥𣪕・五年諫𣪕差一日・十六年克𢍰伯克壺・十六年克鐘・十八年克𣪕・克盨・二十七年伊𣪕・二十八年寰盤・卅一年𩰫攸從鼎の諸器であるが、十八年の克器、二十七年の伊𣪕はその譜に合わず、克器の初吉を既望、伊𣪕の初吉をもまた既望の誤とする。兩者は何れも別王に屬すべきものである。三年・五年の諸器は時期異なるも、その王の暦譜が厲譜に近いためにたまたま錄入しうるもので、たとえばさきに共・懿兩譜の器が混入することがあるのはそのためである。器制銘文をはじめ、關聯器との關係をも考慮して、兩者を甄別することが必要である。

董氏の年暦譜に、元年師𩛥𣪕・三年師晨𣪕・三年師𩛥𣪕・三十一年𩰫攸從鼎を錄するのも同じ。𩰫攸從鼎のほかはみな他期に屬すべく、また本期に入るべき十六年伯克壺を孝王、二十八年寰盤を夷王に屬するのは、既生霸を望とし、またその譜の推算が一兩日異なるためである。董氏のように月相名を特定の日、あるいは兩三日間の專名とする解釋では、たまたまその當るところを求めて錄入するほかなく、そのため同じく克氏の器にして、克鼎は共王に屬し、伯克壺は孝王に屬し、關聯器の伊𣪕は夷王に屬することとなる。また同じく師龢父の名のみえる師𠭰𣪕を懿王に屬し、元年師兌𣪕を夷王に、三年師兌は屬するところなくしてこれを删落するなど、隨處に破綻をみせている。

厲譜に錄入しうるものは、さきにあげた紀年銘諸器、及びその關聯器である。その紀年銘諸器の文を左に錄する。

元年叔専父盨〔一七四〕　隹王元年、王在成周、六月初吉丁亥、叔専父作奠季寶鐘六、金𨻰盨四、

鼎七、𠓗季其子〻孫〻、永寶用

十二年大𣪘〔一七五〕　隹十又二年三月既生霸丁亥、王在𥂴侲宮、王乎吳師召大、易𧾬睽里、王命善夫豖、曰𧾬睽曰、余既易大乃里、睽賓豖章帛束、睽令豖曰天子、余弗敢𣪘、豖以睽、䫉大易里、大賓豖䚄章・馬兩、賓睽䚄章・帛束、大拜頴首、敢對揚天子丕顯休、用作朕皇考剌伯𢇛𣪘、其子〻孫〻、永寶用

十五年大鼎〔一七六〕　隹十又五年三月既(死)霸丁亥、王在𥂴侲宮、大以厥友守、王饗醴、王乎善夫騍、召大以厥友入攼、王召走馬雁、令取雒𩥭卅二匹、易大、大拜頴首、對揚天子丕顯休、用作朕剌考己伯盂鼎、大其子〻孫〻、萬年永寶用

十六年伯克壺〔一七〇〕　隹十又六年七月既生霸乙未、白大師易白克僕卅夫、白克敢對揚天右王白友𠈃、用作朕穆考後中𢇛壺、克用匄眉壽無疆、克克其子〻孫〻、永寶用享

二十八年寰盤〔一七七〕　隹廿又八年五月既望庚寅、王在周康穆宮、旦、王各大室卽位、宰頵右寰入門、立中廷北鄕、史𠦪受王命書、王乎史減册、易寰玄衣黹屯・赤市朱黃・䜌旂・攸勒・戈琱戟・厚必彤沙、寰拜頴首、敢對揚天子丕顯叚休命、用作朕皇考奠伯奠姬寶盤、寰其萬年、子〻孫〻、永寶用

三十一年鬲攸從鼎〔一八〇〕　隹卅又一年三月初吉壬辰、王在周康宮𠈃大室、鬲攸從以攸衛牧、告于王曰、女覓我田牧、弗能許鬲從、王命眚、史南以卽虢旅、從作朕皇祖丁公皇考叀公𢇛鼎、鬲攸從其萬年、子〻孫〻、永寶用

他に元年銘をもつ師酉𣪘は、器の口緣の帶文を異にするほかは師寰𣪘と器形近く、その銘文は諸夷の官嗣を命ずるものである。元年叔専父盨は十七器に上る多數の鐘・盨・鼎を作り、函皇父の諸器に類する。器は張家坡西周墓出土器群の一で、同出の鼎・壺は何れもこの器より時期が早く、共懿より孝夷にわたるものとみられる。大𣪘・大鼎は同じ作器者の器とすべく、大𣪘にいう皇考剌伯は大鼎の朕剌考己伯に當るものであろう。大鼎において王身の攼敔を命ずるのは、共和期の諸器に類する。

伯克壺は宋刻に錄し、圖樣を存するのみであるが、文樣は螭龍の糾纏するもので最も頌壺に類し、嘯堂の摸する字樣もかなり古色を存している。その銘文は、白大師がその私臣たる伯克に僕卅夫を賜與し、「白克敢對揚天右王白友𠈃」と白大師の賜與に對揚して器を作ることをいう。幽王期の柞鐘に「柞拜首、對揚中大師休」というのと同じ。このような僭上の辭を含むものがあるのは、すでに厲末大壞の兆を示すものであろう。

寰盤は附耳の大盤で、口緣に環文、圈足部に波狀文を飾る。師寰𣪘〔一七八〕の寰と一人とみられ、師寰𣪘には淮夷の討伐を命ずる辭がある。銘末に「余用作朕後男巤𢇛𣪘」とあり、あるいはその戰役に失なつた家人のための作器であるかも知れない。器が厲期に屬するとすれば、紀年によると思われる後漢書東夷傳「厲王無道、淮夷入寇、王命虢仲征之、不克」とある淮夷討征の役に關するものであろう。卅一年鬲攸從鼎は、廿五年鬲從盨〔一七九〕と同じ作器者で、何れも皇祖丁公・文考叀公の器を作る。文中に虢旅の名がみえ、虢叔旅鐘〔一五五〕は時期の近いものである。大𣪘・鬲攸從鼎など土地問題に關する器銘、特に王命を以て土地の轉賜を行なう例がみえるのは注目すべく、また伯克壺のように私臣に對して僕卅夫を賜與するものなども、その時勢を見るに足る。この期の淮夷入寇は、のち宣王期の江漢の役を招くもので、外夷の問題もようやく頻繁を加えたのであろう。繫年器を中心としてその關聯器を求め、この期の歷史的事情をある程度復原することができよう。

四、夷王曆譜

夷・厲の名は金文にみえず、その譜を定めるべき標準器を求めがたいということが、曆譜的研究を困難にしている大きな原因である。ただ厲王の在位については本紀に三十七年とし、紀年系の異説を除いてこれに據るものが多く、また金文の紀年銘にはその譜に錄入しうるものがかなりあつて、紀年系の十二年・十六年說等にまさるものと思われ、一應三十七年說によつてその曆譜を構成しうる。しかし夷王期以前の諸王については、その在位數に據るべきものがなく、その曆譜構成は困難を極める。ただ金文資料による推算のみが、殘されている殆んど唯一の方法である。

夷王の在位年數については、丁山說が最も短くして三年、今本紀年は八年、帝王世紀は十六年、陳氏の年代考は三十年、董氏に至つては四十六年とする。何れも概ね西周積年の上から年數を配分するもので、確實な根據があるものではない。そのうち陳氏の說がやや詳しく、繫年器にも當をえたものが多い。陳氏はまず大克鼎に「穆〻朕文祖師華父……肆克龔保厥辟龔王」とあることから、その作器者善夫克を共王の孫の世代、すなわち夷王期にありとし、十八年善夫克盨・二十三年善夫克鼎・二十七年伊𣪘をその期に繫け、夷王の在位は二十七年を下らずとする。また宗周鐘を、厲王胡がその父夷王の淮夷討征の功を稱するものと解し、「銘曰、我惟嗣配皇天王、謂厲王嗣配夷王也、銘曰王肇遹省文武勤疆土、南國服子敢陷處我土、王敦伐其至、撲伐厥都、服子乃遣閒、來逆卲王、南夷東夷具見廿又六邦、此夷王平東夷南夷之武功也」とし、「後漢書西羌傳曰、夷王衰弱、荒服不至、乃命虢公、帥六師伐太原之戎、至于兪泉、獲馬千匹、注云見竹書紀年、此夷王平戎之武功也、左傳昭公二十六年、王子朝曰、至于夷王、愆于厥身、諸侯莫不並走其望、以祈王身、乃西羌傳作者、據紀年述夷王平戎之功、復加以夷王衰弱、荒服不至之按語、此則推測史事、近于誣妄矣」という。夷王の在位數や宗周鐘の南征をその時期のことと解して、これを功業赫耀の時代と考えようとしたのであろう。宗周鐘の卲王を普通名詞と解するのは、その厲王作器說を成すためであろうが、銘文中の㝬は㝬侯、すなわち姜姓の呂國をいう。器は昭王が南征して淮夷を伐ち、㝬を救うた功を謝するもので、夷王期のことをいうものではない。

董氏は元年師兌𣪘・五年諫𣪘・五年兮甲盤・十二年大師虘𣪘・二十七年伊𣪘・二十八年寰盤をこの期に屬し、その在位を二十九年を下らざるものとし、厲譜との接續するところを求めて在位を四十六年とする。伊𣪘の二十七年を誤剔として二十九年に改め、その譜に錄し、師兌の五年器を脫するなど、かなり恣意的なものである。吳氏の曆譜には、吳𢑴・趩觶・免諸器・井季諸器などを配して十六年とするが、器の時期觀を誤るものが多い。

夷王の在位・事蹟については周本紀に一語をも著けず、諸書にしるすところも斷片にとどまる。古

本竹書紀年として引かれる夷王期の記事には、「夷王二年、蜀人呂人、來獻瓊玉、賓于河、用介珪」書鈔三一・御覽八四・「三年、王致諸侯、烹齊哀公于鼎」御覽八四、史記正義引作三年致諸侯、翦齊哀公昴・「獵于桂林、得一犀牛」御覽八九〇、今本紀年作社林、雷學淇義證、改作杜林・「命虢公、率六師、伐太原之戎、至于俞泉、獲馬千匹」後漢書西羌傳注、見紀年・「七年冬、雨雹、大如礪」書鈔一五二・初學記二・御覽一四 の數條がある。また帝王世紀に「夷王即位、諸侯來朝、王降與抗禮、諸侯德之、三年、王有惡疾、愆于厥身、諸侯莫不並走群望、以祈王身、十六年、王崩」御覽八五とあり、いわゆる堂下の禮を謙德のこととしてしるすが、禮記郊特牲に「下堂而見諸侯、天子之失禮也、由夷王以下」とその非禮を譏っている。以上の諸事のうち、齊王烹殺のことは他書にもみえ、當時著聞したことであるらしい。歷代懿親の齊侯を烹殺するということは、非常の大變というべきことである。齊世家にいう。

癸公卒、子哀公不辰立、哀公時、紀侯譖之周、周烹哀公徐廣曰、周夷王、而立其弟靜、是爲胡公、胡公徙都薄姑、而當周夷王之時、哀公之同母少弟山、怨胡公、乃與其黨、率營丘人、襲攻殺胡公、而自立、是爲獻公、獻公元年、盡逐胡公子、因徙薄姑、都治臨菑、九年、獻公卒、史記志疑曰、獻公之年有脫誤、疑是二十九年、子武公壽立、武公九年、周厲王、出奔居彘、十年、王室大亂、大臣行政、號曰共和

哀公烹殺ののち、齊にまた內亂があり、周が立てた胡公は襲殺されている。周・齊の間に、當時大きな紛爭のあつたことが知られる。春秋公羊傳莊四年「紀侯大去其國」の傳に、「大去者何、滅也、孰滅之、齊滅之、曷爲不言齊滅之、爲襄公諱也、春秋爲賢者諱、何賢于襄公、復讎也、何讎爾、遠祖也、

哀公烹于周、紀侯譖之、以襄公之爲於此焉者、事祖禰之心盡矣」とあり、哀公烹殺のために九世の讐に報いたものとするのである。

この哀公烹殺については、これを懿王に屬するものもあり、始皇本紀の正義に帝王世紀を引いて「周之紀國、姜姓也、紀侯譖齊哀公於周懿王、王烹之」という。鄭玄の詩譜序に「懿王始受譖、烹齊哀公、夷身失禮之後、邶不尊賢」、また齊詩譜に「哀公政衰、荒淫怠慢、紀侯譖之於周、懿王使烹焉、齊之變風始作」というのもみな懿王說であるが、齊の世代關係からいつても、古本紀年の說がよいようである。夷王即位のとき、諸侯を會して堂下の禮を執つたとされるが、懿孝を承けるその相續の次第からみても、あるいはそのときに禍釁のことを生じたものであろう。

この齊侯事件に當るかと思われる記述が金文にみえ、近出の五年師旋段に「王曰、師旋、命女羞追于齊」とあり、討征の武器を賜うている。あるいは哀公烹殺の後、齊の內亂に關する出師であつたかも知れない。元年師旋段は師職の任命をいうものであるが、「佳王元年四月既生霸、王在減应、甲寅、王各廟即位、遟公入右師旋、王乎作册尹克、册命師旋曰、備于大左、官嗣豐還左右師氏」とあり、五年段には「佳王五年九月既生霸壬午、王曰、師旋、命女羞追于齊」と兩器何れも紀年日辰をしるす。この兩器によつて、夷王初年の曆譜を求めることができる。なお新出の器に三十七年善夫山鼎があり、毛公鼎に近い器制のものであるが、厲・宣の譜に屬せず、おそらく夷末に入るべきものであろう。いま兩師旋段を以て首とし、また三十七年銘善夫山鼎を收めうる年數をとつて厲譜に接續するところを求めると、その最少の時期として三十九年がえられる。その元旦朔干支表は、次の如くである。

夷元	917	40	40	38	21	897	43	14	12
2	916	3	4	33	22	896	38	9	36
3	915	58	59	56	23	895	32	33	31
4	914	52	53	51	24	894	56	57	25
5	913	16	17	45	25	893	50	51	49
6	912	10	11	9	26	892	45	46	43
7	911	5	6	3	27	891	8	9	7
8	910	29	30	27	28	890	3	4	1
9	909	23	24	22	29	889	27	58	56
10	908	47	18	16	30	888	21	22	50
11	907	41	42	40	31	887	15	16	14
12	906	36	37	34	32	886	39	40	8
13	905	60	31	29	33	885	34	35	32
14	904	54	55	53	34	884	28	29	27
15	903	48	49	47	35	883	52	53	51
16	902	12	13	11	36	882	46	47	45
17	901	7	8	5	37	881	41	42	39
18	900	1	2	60	38	880	5	6	3
19	899	25	26	24	39	879	57	60	58
20	898	19	20	18					

いまかりに右の三十九年を夷王の在位數とし、その譜を以てさきに夷厲期の器としてあげた紀年銘日辰の適合するものを求めると、元年師詢段㊷・元年師類段⑬閏後・元年師旋段⑭・四年散伯車父段(57)・五年師旋段⑮・十三年望段⑦・十八年克盨②・二十年休盤(56)・二十六年番匊生壺㊿・二十七年伊段⑨・三十七年善夫山鼎㊼は悉くその譜に合し、これらの諸器が一王の譜中に入るべきものであることは、殆んど疑がない。ただ望段・克盨・休盤・善夫山鼎は、吳譜において一日もしくは二日の差があり、そこになお問題が殘されているが、一兩日の差は連大あるいは置閏の關係によつても生じうる

ところであるから、器の時期觀や銘辭の上に、また關聯器との關係において大きな支障を生じないかぎり、曆譜的に系列化しうるものと考えてよい。特に師旋の兩器が、夷王のときと傳えられる齊の哀公烹殺の事件に關するものであるとするならば、この兩者を以て求めえた定點を以て夷王の曆譜を構成することは、最も依據するところをえたものとなしえよう。こうしてさきにあげた夷・厲期とみられる紀年銘諸器は、十六年克鐘を除いて、他は悉く夷・厲の譜に收めうるのである。なお銘辭の關係を以てこれを檢證する便宜のために、その繫年器の銘文を以下に錄しておく。

元年師詢段〔一八三〕 王若曰、師詢、丕顯文武、孚受天命、亦則殷民、乃聖祖考、克差右先王、作厥爪牙、用夾召厥辟、奠大命、盭龢雩政、肆皇帝亡旲、臨保我厥周雩四方、民亡不康靜、王曰、師詢、哀哉、今日天疾畏降喪、秉德不克妻、故亡承于先王、卿女彶、屯卹周邦、妥立余小子、𩑋乃事、佳王厚𠂤、今余佳𤔲𩁹乃命、命女惠雝我邦小大猷、邦居潢辪、敬明乃心、率以乃友、干吾王身、欲女弗以乃辟圅于艱、易女秬鬯一卣・圭瓚・尸允三百人、詢䭫首、敢對揚天子命、用作朕剌祖乙伯・同益姬寶段、詢其萬甶年、子〻孫〻、永寶、用作州宮寶、佳元年二月既望庚寅㊷、王各大室、焚內右詢

元年師旋段〔一四〇〕 佳王元年四月既生霸、王在減应、甲寅、王各廟即位、遟公入右師旋、即位中廷、王乎作册尹克、册命師旋曰、備于大左、官嗣豐還左右師氏、易女赤市同黃麗般、敬夙夕、用事、旋拜䭫首、敢對揚天子丕顯魯休命、用作朕文祖益中𩰫段、其邁年、子〻孫〻、永寶用

元年師類段〔一五二〕 佳王元年九月既望丁亥、王在周康宮、旦、王各大室、𤔲工液伯入右師類、

立中廷北鄉、王乎內史遺、册命師類、王若曰、師類、在先王、既命女作嗣土、官嗣旂闇、今余隹肇𤕌乃命、易女赤市朱黃・䜌旂攸勒、用事、類拜韻首、敢對揚天子丕顯休、用作朕文考尹伯隮𣪘、師類其萬年、子〻孫〻、永寶用

四年散伯車父鼎新出　隹王四年八月初吉丁亥、散伯車父作邪姞隮鼎、其萬年、子〻孫〻永寶鼎二・𣪘五　又𣪘二・壺二

五年師旋𣪘〔一四一〕　隹王五年九月既生霸壬午、王曰、師旋、命女羞追于齊、儕女□五・易登・盾生皇畫內・戈琱戟・厚必彤沙、敬毋敗速、旋敢揚王休、用作寶𣪘、子〻孫〻、永寶用

十三年望𣪘〔一二九〕　隹王十又三年六月初吉戊戌、王在周康宮新宮、旦王各大室卽位、宰倗父右望入門、立中廷北鄉、王乎史年、用命望、死嗣畢王家、易女赤◎市・䜌、用事、望拜韻首、敢對揚天子丕顯休、用作朕祖伯囚父寶𣪘、其邁年、子〻孫〻、永寶用

十七年詢𣪘〔一八二〕　王若曰、詢、丕顯文武受命、則乃祖奠周邦、今余命女、啻官嗣邑人・先虎臣・後庸・西門夷・秦夷・𡚸夷……、易女玄衣黹屯……用事、詢韻首、對揚天子休命、用作文祖乙伯同姬隮𣪘……唯王十又七祀、王在射日宮、旦、王各、益公入右詢

十八年克盨〔一六六〕　隹十又八年十又二月初吉庚寅、王在周康穆宮、王命尹氏友史趛、典善夫克田人、克拜韻首、敢對天子丕顯魯休、揚用作旅盨、隹用獻于師尹倗友婚遺、克其用朝夕享于皇祖考、皇祖考其數〻𡚸〻、降克多福、眉壽永命、畯臣天子、克其日易休無疆、克其萬年、子〻孫〻、永寶用

二十年休盤〔一四六〕　隹廿年正月既望甲戌、王在周康宮、旦、王各大室卽位、益公右走馬休入門、立中廷北鄉、王乎作册尹、册易休玄衣黹屯・赤市朱黃・戈琱戟・彤沙厚必・䜌旂、休拜韻首、敢對揚天子丕顯休命、用作朕文考日丁隮般、休其萬年、子〻孫〻永寶

二十六年番匊生壺〔一五九〕　隹廿又六年十月初吉己卯、番匊生鑄賸壺、用賸厥元子孟妃乖、子〻孫〻、永寶用

二十七年伊𣪘〔一六九〕　隹王廿又七年正月既望丁亥、王在周康宮、旦、王各穆大室卽位、𤕌季內右伊、立中廷北鄉、王乎命尹封、册命伊、𫊸官嗣康宮王臣妾百工、易女赤市幽黃・䜌旂攸勒、用事、伊拜手韻首、對揚天子休、伊用作朕丕顯文祖皇考遟叔寶𩰫彝、伊其萬年無疆、子孫永寶用享

三十七年善夫山鼎〔一五四〕　隹卅又七年正月初吉庚戌、王在周、各圖室、南宮乎入右善夫山入門、立中廷北鄉、王乎史𢦚册命山、王曰、山、命女官嗣飲獻人于𣶒、用作寁司賓、毋敢不善、易女玄衣黹屯・赤市朱黃・䜌旂、山拜韻首、受册佩以出、反入堇章

以上の諸器を、繫年器としてこの期に屬しうるものとすれば、その器と器制・銘文の關係において、この期に錄入しうるものはなお少くない。たとえば散伯車父鼎は、一九六〇年に克氏諸器の出土地である法門村附近發見の新出器で同出十九件、その詳報は文革後の一九七二年、文物同年・六號に報告されたものであるが、同出の鼎四器はいずれも函皇父鼎〔一五八〕に甚だ近く、また鼎・𣪘・壺など同器種數器をもつことも函皇父諸器と似ている。その𣪘も兩者全く同形である。皇父諸器には紀年銘をもつものがなく、銘文の上からは屬する時期を定めがたいものであるが、四年散伯車父鼎の立耳獸足鼎を夷王期の標準器として、函皇父鼎及びその器群を、すべてこの期の器物と定めることができよう。兩者はそれぞれ二十器あるいは三十器に及ぶ器群をなすもので、器制上の斷代に極めて有力な資料を提供する。散伯の壺は貫耳、器腹の十字形中に鱗文狀の文様を配しており、頸部に鳥文を飾る。庚册父庚壺通考・七〇六の系統に屬するものであるが、下腹部の膨らみが大きく、器形は後期に屬する。おそらく兩耳犧首銜環の師望壺・番匊生壺などよりも古い器制を存し、後期の壺の先驅的な形式をもつものとみられる。

望𣪘は吳譜の干支においては一兩日の差があるが、時期の近い共・懿・孝諸王の譜にはいずれも屬しがたく、おそらくこの期に入るものであろう。望𣪘には皇祖伯囚父、師望鼎〔一三〇〕には皇考寛公の器を作る。師望壺〔一三〇〕もまたこの期に屬しよう。師望鼎は器腹に肉太の變様夔文を飾り、立耳・翼稜ある獸足鼎で、史頌鼎・大克鼎が器腹下層の文様を波狀文に作るほか、他はほとんど同じである。かつ師望鼎の文は大克鼎の前文と似たところがあり、大克鼎〔一六七〕・小克鼎〔一六八〕もまたこの期のものであろう。大克鼎の右者𤕌季は、二十七年伊𣪘の右者と同じ。善夫克の名をしるす克盨〔一六六〕大克鼎・小克鼎が、みなこの期にあるべきことは確實である。師克盨〔一七二〕は善夫克諸器よりのち、おそらく夷厲の際のものと思われ、十六年伯克壺はさらに下つて厲王期にある。また十六年克鐘は夷厲以後の譜に入らず、孝王期と考えられる。克氏の器は、孝・夷・厲の三代にわたり、名號も克・善夫克・師克・伯克のように區別されている。この關係は、職名や師・伯を冠する人名の場合にも適用しうるものがあろう。

大克鼎の文辭と近いものに番生𣪘〔一六〇〕があり、番生はおそらく二十六年番匊生壺の作器者と關係があろう。叔向父禹𣪘〔一六一〕・禹鼎〔一六二〕なども文辭に類するところがあり、この時期のものとみられる。特に禹鼎にみえる噩侯駿方は噩侯鼎〔一四二〕の作器者であり、禹鼎を夷王末年のものとすれば、噩侯鼎はその初年のものであろう。噩侯鼎の器制は器腹が深く、口緣に顧龍の帶文を加え、後期の鼎としては最も古色を存する。

禹鼎にみえる武公は、南宮柳鼎〔一六三〕の右者武公であろう。武公の名は他にも敔𣪘三〔一六四〕にみえ、その器にはまた「焚伯之所」の語がある。焚伯もこの期における群標識の一とすべきもので、康鼎〔一四八〕・卯𣪘〔一四九〕・輔師嫠𣪘〔一五一〕、また同𣪘〔一五〇〕にみえる。同𣪘は兩耳有珥の圈足𣪘で吳大父の名があり、元年師酉𣪘〔一七三〕に「吳大廟」とあるものがそれであろう。師酉𣪘は十七祀詢𣪘と同じく、諸夷の官嗣を命ずる册命をしるし、厲王元年の器であろう。從つて同𣪘の時期は、遡つて孝夷期に入るものと思われる。また輔師嫠𣪘は、宣王期の師嫠𣪘の師嫠の先人で、その時期は焚伯諸器と同じく夷王期に屬しよう。この期の焚伯は孝・夷にわたり、元年師詢𣪘にみえる焚も、あるいはその人であろう。

元年師詢𣪘はその文辭が師克盨・禹鼎・毛公鼎に近く、しかもこれらの器は斷代上に準據すべきところがないため、その分期の困難なものである。師詢𣪘の關聯器である十七年詢𣪘に益公の名がみえ、九年乖伯𣪘・二十年休盤に同じくその名のみえることから、師詢・詢の器は夷王期に屬すべきようで

ある。いま元年師訇𣪘をその元年に、十七年詢𣪘をその十七年の繫年器とする。夷王の末年に禹鼎があり、その文辭はまた師詢の器に近い。夷王期にはこの種の危機感が内外に高まり、その即位も「妥立余小子」という狀態で、敢て堂下の禮を執つたものであろう。またその末年には、禹鼎にしるすような天畏降喪の危難に直面したものと思われる。師克盨のごときも、その文辭を以ていえば、あるいは夷王の末年に屬し、善夫克の諸器につぐものであるかも知れない。

夷王期の彝器は、上述の紀年銘諸器のほか、𤇾・武公を群標識とするもの、虢仲・禹の南征諸器、十七祀詢𣪘及び輔師嫠𣪘の諸夷官嗣・番匊生壺・函皇父諸器・師旋𣪘同出の張家坡諸器などを中心として、いくつかの器群を構成することができる。これらの器にみえる皇父・番・禹などは、小雅の十月之交にみえる人名と一致し、十月之交はおそらくこの期の詩篇であろう。十月之交の辛卯日食については、古く毛傳の幽王説、鄭箋の厲王説があり、中國の暦法家は多く幽王六年説前七七六年をとつたが、その日食は中國平原では觀測しがたいものであることが知られ、のち平山清次博士によつて平王三十八年説前七三四年が主張された。その説は暦法的に唯一可能なものとして、橋本增吉・能田忠良兩博士もこれを支持しており、今日では最も依據すべきものとされている。しかし史官の觀測する日食記事は、春秋二四二年間に暦法的に正確とされるもの三十三例、うち皆既食と記錄されるもの三、また前一一二一年より前四四〇年までの間に、中國で觀測しうる日食は二二四度あり、詩篇の作者が政治的意圖を以て、日食の事實を災異としてその政治批判に利用したとすれば、春秋の多數の日食記事と同じく、必らずしも皆既食であることを要しなかつたと思われ、肉眼で觀測しうる程度の日食をとりあげたことも考えられる。W. Hartner 氏の調査によると、西周・春秋期の辛卯食は前一一一六六・二八・一〇九五五・九・七八〇六・四・七三四二一・三〇・七二八三・三・六三五二・二三・四九一一二・一四の七例であるという。干支推算の基準が明らかでないので、この結果は必らずしも絶對のものでないと思われ、董氏の譜とも合わず、他の可能性も多く考えられる。十月之交を東周期平王の詩とすることは、詩經學の上から全く成立しがたいものであり、詩篇中の人名が金文資料によつて夷王期のものであることを證しうるとすれば、夷王期における該當日食の有無が調査されることが望ましい。前八九〇年十一月朔、翌年十月、又翌年十月に日食があるはずであるが、その蝕分値や時刻・角度などは未詳。前八九〇年の場合は置閏の關係によって十月朔干支辛卯をとることができる。

禹鼎は、噩侯鼎との關係において、夷王末年に近い器と考えられるものであるが、文中に「烏虖、哀哉、用天降大喪于下或」という。おそらく十月之交にいう日食や地震などの異變をさすものであろう。周の內部がこれらの異變によつて大きな動搖を生じているときに、さきに歸順を表明した噩侯が、南夷・東夷の諸邦を率いて叛亂を起し、そのため禹鼎にいう南征が行なわれた。南宮柳鼎の右者武公は、そのとき南征の總指揮に任じた人である。南宮柳鼎には、南宮柳に諸夷の官嗣を命じている。敔𣪘三〔二六四〕にも淮夷の討伐と俘獲のことがしるされており、右者はまた南公である。この南征の成功によつて、周は一時その危機を脱することができたのであろう。夷王諸器に諸夷のことが多くみえるのは、當時の大土地所有の進展によつて、諸夷の進人・獻人を多く必要とし、そのため諸夷の叛亂を招くという事態をも生じたものと思われる。卯𣪘や大克鼎には多數の賜田のことがしるされており、

その田は大克鼎にみえるような田莊規模のものであつたらしい。皇父・克・虢仲・散伯車父など、一家の器數が極めて多いことも、この期の特徵である。それはこの時期における豪族興起の事實を示すものであるが、やがてその凌轢の間に、厲王期の大壞を招く素因が作られていつたのであろう。詩のいわゆる變雅變頌は多く夷厲期の詩篇とみられ、その時期の金文資料も甚だ多い。夷王期の繫年器によつてその關聯器を集成し、これを詩篇に稽えてこの時期の斷代史を試みることは、極めて興味ある課題であるといえよう。

第九章　西周斷代と年曆譜二

一、共・懿・孝曆譜

共・懿・孝の二世三代は、夷・厲・宣三代の積年か合わせて一三四年に達することから考えて、その歷年は自然に制約されるはずである。從來の諸家の說においても、最も短いものは陳氏の四十年、最も長い董氏の譜においても五十八年にすぎない。董氏はそのうち孝王に三十年を充てているが、これは共王の弟として、共王の子懿王の後を嗣ぐものとしては、その在位數が長きに過ぎるようである。いま金文の紀年日辰銘をもつものを、前後の關係によつて斷代區分し、その曆譜を構成しうるものを排次すると、その條件を充たしうる最短の年數は、共王十七年・懿王十四年・孝王十九年となり、合わせて五十年である。夷・厲・宣との關係において、その相續年齡などを考慮するとき、この二世三代の總年數を五十年前後とすることが妥當であろう。まず夷譜との接續の關係によつて、孝王期の曆譜の構成を試みよう。

克氏諸器の大部分は夷王期に屬するものであるが、その譜に入りがたいものに十六年克鐘があり、伯克壺との關係、またその器制・文字から考えて厲王期に下しがたく、おそらく孝王期の器と思われ

る。すなわち十六年克鐘㉛を曆譜に加え、その夷譜と接續するところを求めると、在位を十九年とする次のような譜がえられる。

		a	b	c
孝元	936	60	1	58
2	935	24	55	53
3	934	18	19	17
4	933	13	13	11
5	932	36	37	5
6	931	31	32	29
7	930	25	26	24
8	929	49	20	48
9	928	43	44	42
10	927	7	39	36
11	926	2	3	60
12	925	56	57	55
13	924	20	51	49
14	923	14	15	13
15	922	9	10	7
16	921	33	33	31
17	920	27	28	25
18	919	21	22	20
19	918	45	46	44

懿王期の譜に入る十二年大師虘段に宰舀の名がみえ、元年銘の蔡段にも右者としてその廷禮を右けている。舀氏が懿孝期の豪族であることは疑いなく、その元年舀鼎㉙は孝譜の元年に入る。舀鼎の文中にみえる翌年㊼も、その第二年と合う。また舀氏の器に舀壺があり、その文字は頌壺と極めて近いものであるが、三年銘の頌器の日辰㊿も、その譜中に求めることができる。ただし元年・二年の間に一の置閏があるべきである。いまその繫年器の文を錄しておく。舀鼎は長文であるから、その必要部分のみを節錄する。

元年舀鼎〔一三五〕　隹王元年六月既望乙亥、王在周穆王大室、王若曰、舀、命女更乃祖考嗣卜事、易女赤⊗市・旂、王在遷应、井叔易舀赤金鈞、舀受休□□王、舀用絲金、作朕文考弃伯𩰫牛鼎、舀其萬年、用祀、子〻孫、其永寶

隹王四月既眚霸、辰在丁酉、井叔在異爲□、舀吏厥小子𩿨、以限訟于井叔……

三年頌壺〔一三七〕　隹三年五月既死霸甲戌、王在周康卲宮、旦、王各大室卽位、宰弘右頌、入門立中廷、尹氏受王命書、王乎史虢生、冊命頌、王曰、頌、命女官嗣成周賓廿家、監嗣新造賓、用宮御、易女玄衣黹屯・赤市朱黄・鑾旂攸勒、用事、頌拜䭫首、受命冊、佩以出、反入堇章、頌敢對揚天子丕顯魯休、用作朕皇考龔叔、皇母龔姒寶䵼壺、用追孝、旂匄康𧻚屯右、通彔永命、頌其萬年眉壽、畯臣天子霝冬、子〻孫〻、永寶

十六年克鐘〔一七二〕　隹十又六年九月初吉庚寅、王在周康剌宮、王乎士舀召克、王親命克、遹涇東、至于京𠂤、易克甸軙馬乘、克不敢家、尃奠王命、克敢對揚天子休、用作朕皇祖考伯寶䕌鐘、用匄屯叚永命、克其萬年、子〻孫〻、永寶　六銘

舀鼎に井叔の名がみえ、舀に赤金鈞を賜與しており、廷臣中高い地位を占めているようである。唐蘭永盂銘文解釋、文物一九七二・一はこれを穆王の遺臣にして井伯に先立つ人とするが、舀鼎を穆共期におくことは困難であろう。井叔の名は免器〔一一五〕に多くみえ、また弭伯段〔一一六〕は三小足の器制で後期に屬するものであるから、その井叔をも同じとするならば、その人は共末より懿・孝にわたるものとすべきであろう。十六年克鐘にみえる士舀は、懿王期の宰舀の後人であろうと思われる。

頌器は鼎三器・段五器、また他に同銘の前掲の壺、及び別に三年銘をもつ史頌段などその器が甚だ

多く、夷王期における諸豪族の大量の彝器制作は、この期にその風を發するものであることが知られる。頌氏の器銘は多く成周の經營に關しており、成周を據點とする東南諸夷との關係が、この期において、特に重要とされていたのであろう。

散氏盤〔一三九〕は時期が明らかでなく、夷王四年の散伯車父の諸器が、その出土地から考えてこの散氏と同じとすれば、盤の器制・文様からみてこの期に加えうるものであろう。散氏盤にみえる矢王關係のものも、この期より下るものではない。その盤銘は、かなり廣大な地城の境界畫定のことをしており、その領域にはそれぞれ土地の管理者がおかれている。その引渡しには兩者の關係者が立會い、文書を作成して認證し、地圖を添付するなど、權利關係が明確にされている。當時の土地領有・管理・運營の方法も推測されて興味深い資料であるが、大土地所有の發展は、このころから急速に進んだものとみられる。

孝夷以後の王名は金文に一もみえず、史傳その他の資料によつて知りうるのみであるが、共懿以前の王名はすべて彝器にみえる。匡卣に懿王の名があり、銘文によつてその繫年器であることを定めうるが、紀年はなく、また器影も殘されていない。この期のものと思われる三年師俞段・三年師晨鼎・五年諫段はみなその廷禮の次第・右者が同じであり、一王に屬するものであることが知られる。また十三年無曩段もその譜に入り、これによつてその曆譜を構成しうる。いま孝譜と接續するところを求めて、以上の繫年器を錄入しうる譜を求めると、その最短の在位數は前九五〇年より十四年となる。

その譜は次の如くである。

懿元	950	51	52	50
2	949	45	46	44
3	948	9	41	8
4	947	4	5	2
5	946	28	59	57
6	945	22	53	20
7	944	16	17	15
8	943	40	11	9
9	942	35	6	33
10	941	29	30	27
11	940	53	24	51
12	939	47	48	46
13	938	42	42	40
14	937	6	6	4

三年師俞段・三年師晨鼎はともに⑫にしてその譜に入り、五年諫段㉖は吳譜と一日差であるが、大小の關係によつて適合させることができよう。また七年牧段㊾・十二年大師虘段⑯・十三年無㠱段㊴も、無㠱段が一日差であるほかはそのまま譜に入る。十二年走段⑬はそのままでは錄入の困難なもので、吳譜では師虎段・舀鼎を元年とする孝王期に加えるが、譜と違うこと四日、董譜では四年散季段・七年牧段・十二年大段・二十年休盤・二十六年董釋十六年番匊生壺を錄する孝譜に加えるが、牧段の既生霸を既望の誤としてわずかにその譜に適合せしめ、番匊生壺を十六年と改め釋するなど不合理のところが多く、また共・懿ののち在位三十年というのも、在位數としては長きに失しよう。陳氏の斷代には走段を共王期に屬するが、その元年師虎段・二年作册吳彝によつて構成される曆譜に入りがたいものであることは、容易に推算しうるところである。走段は西淸甲編にその圖様を存し、兩獸耳に珥を附する瓦文の圏足段である。銘は摹錄によるもので、文中に缺泐のところ多く、十又二年という紀年の數字も、その字様からみて疑問があり、吳譜にも十三年の誤であろうかとする。十三年ならば右にあげた懿譜に入りうるが、その場合同年の無㠱段㊴との間に一閏をおく必要がある。以上がこの期に屬するとみられる繫年器であるが、その銘文を次に錄しておく。

匡卣〔一一三〕　隹四月初吉庚午、歎王在射廬、作象舞、匡甫象樂二、王曰、休、匡拜手䭫首、對揚天子丕顯休、用作文考日丁寶彝、其孫〻子〻、永寶用

三年師俞段〔一二四〕　隹三年三月初吉庚戌、王在周師彔宮、旦、王各大室卽位、𤔲馬共右師俞入門立中廷、王乎作册內史、册命師俞、䝨𤔲□□、易赤市朱黃旂、俞拜䭫首、天子其萬年、眉壽黃耇、畯在上、俞其蔑曆、日易魯休、俞敢對揚天子丕顯休、用作寶段、俞其萬年永保、臣天子

三年師晨鼎〔一二五〕　隹三年三月初吉丁亥、王在周師彔宮、旦、王各大室卽位、𤔲馬共右師晨入門、立中廷、王乎作册尹、册命師晨、疋師俗𤔲□人隹小臣善夫守□官犬、眔奠人善夫官守友、易赤舄、晨䭫䭫首、敢對揚天子丕顯休命、用作文祖辛公障鼎、晨其〔萬年〕、世子〻孫〻其永寶用

五年諫段〔一二七〕　隹五年三月初吉庚寅、王在周師彔宮、旦、王各大室卽位、𤔲馬共右諫入門立中廷、王乎內史光、册命諫曰、先王既命女、䝨𤔲王宥、女謀不又昏、毋敢不善、今余隹或𤔲命女、易女勒、諫拜䭫首、敢對揚天子丕顯休、用作朕文考叀公障段、諫其萬年、子〻孫〻永寶用

七年牧段〔一〇四〕　隹王七年十又三月既生霸甲寅、王在周、在師汓父宮、各大室卽位、公族□入右牧、立中廷、王乎內史吳、册命牧、王若曰、牧、先王既命女作𤔲士、今余隹或㪤改、命女辟百寮、有同事□、廼多亂、不用先王作井、亦多虐、……今余隹醽稾乃命、易女秬鬯一卣金・車𠦪較畫轄・朱虢㘡靳・虎冟熏裏・旂、余馬四匹、取遺□寽、敬夙夕、勿灋朕命、牧拜䭫首、敢對揚王丕顯休、用作朕皇文考益伯寶障段、牧其萬年壽考、子〻孫〻、永寶用

十二年大師虘段〔一二六〕　正月既望甲午、王在周師量宮、旦、王各大室卽位、王乎師晨、召大師虘入門、立中廷、王乎宰舀、易大師虘虎裘、虘拜䭫首、敢對揚天子丕顯休、用作寶段、虘其萬年、永寶用、隹十又二年

十三年無㠱段〔一二八〕　隹十又三年正月初吉壬寅、王征南夷、王易無㠱其馬四匹、無㠱拜手䭫首曰、敢對揚天子魯休命、無㠱用作朕皇祖釐季障段、無㠱其萬年、子孫永寶用

十二三年走段〔一二二〕　隹王十又二三年三月既望庚寅、王在周、各大室卽位、𤔲馬井伯入右走、王乎作册尹、册命走、䝨疋□、易女赤⊗市・䜌旂、用考、走敢拜䭫首、對揚王休、用自作寶障段、走其眔子〻孫〻、萬年永寶用

師晨鼎にみえる師俗は、新出の十二年永盂に師俗父としてみえ、また庚季鼎には伯俗父の名がある。庚季鼎は器影を傳えず、その銘文も文字の結體が甚だ疏緩にして正確でないものがあり、疑問とすべきところがある。また師晨一家の器と思われる伯晨鼎は、懷米の圖様によると附耳の三獸足鼎で、器制は師湯父鼎に近い。字迹は粗鬆にして、師晨の器より時期は稍しく下るものと思われる。師某・伯某と稱するものには、必らずしも一人一世代間の異稱でなく、別人と解すべきものが多いようである。

大師虘の器には別に豆があり、また單に虘と稱するものに鐘・段など、一家の器とみるべきものがある。大師虘段・虘鐘の字には篆意饒く、舀壺・頌器の風を啓くものであろう。大師虘段の右者宰舀はまた元年蔡段にみえ、蔡段は懿王期の器と考えられる。孝譜元年に入る舀鼎には、舀に官名を付していない。十二年虘段は直文の圏足段、十三年無㠱段は瓦文の圏足段で、兩者の器制はかなり近い。また虘段の器制は史頌段第三器と殆んど同じく、圏足下の三小足先端が外に反轉している。五年諫段は、すでに後期三小足段の通例に從つている。

近出の永盂にはこの期の人名が多くみえ、器種としても珍らしいもので、注目すべき問題をもつ器である。その册命廷禮の形式も通例と異なるところがあり、文も甚だ難讀である。郭沫若氏がまず釋文を加え、ついで唐蘭氏が考釋文物一九七二・一を試み、器を共王期に屬した。蔡段と永盂とは、時期としては懿王期に入るべきものと思われるので、それぞれ紀年日辰に備わらぬところのあるものであるが、參考器としてその文をあげておく。

元年蔡段〔一三四〕　隹元年既望丁亥、王在減应、旦、王各廟卽位、宰舀入右蔡、立中廷、王乎史尤、册命蔡、王若曰、蔡、昔先王既命女作宰、𤔲王家、今余隹醽稾乃命、命女眔舀、䝨疋對各、死𤔲王家外內、毋敢有不聞、𤔲百工、出入姜氏命、厥有見有卽命、厥非先告蔡、毋敢疾有入告、女毋弗善效姜氏人、勿吏敢有疾止從獄、易女玄衮衣・赤舄、敬夙夕、勿灋朕命、蔡拜手䭫首、敢對揚天子丕顯魯休、用作寶障段、蔡其萬年眉壽、子〻孫〻、永寶用

十二年永盂新出器　隹十又二年初吉丁卯、益公內卽命于天子、公廼出厥命、易畀師永厥田、湢易洛疆眔師俗父田、厥眔公出厥命、井伯燮伯尹氏師俗父遣仲、公廼命奠𤔲徒圅父・周人𤔲工眉・敪史、師氏邑人奎父・畢人師同、付永厥田、厥率□、厥疆宋句、永拜䭫首、對揚天子休命、永用作朕文考乙公障盂、永其萬年、孫〻子〻、其率寶用

蔡段は先王の命を醽稾再認する册命をしるす。これよりさき、蔡・舀は何れも宰としてすでに執政に任じていたわけで、共末以來その職にあるものであつた。姜氏の命と稱しているのは、あるいは共王

沒してのち懿王がなお年少であるため、姜氏稱制のことがしばらく行なわれていたのであろう。永盂の益公は休盤・㣈伯毀に、焚伯は康鼎・卯毀・敔毀・同毀等にみえる群標識とすべき人物で、唐蘭氏はこれらの諸器をみな永盂とともに共王期にありとし、その編年を試みている。その表によつて要項を摘記すると、次のごとくである。

共王

師虎毀　元年六月既望甲戌　王在杜㕄　右者井伯

曶　鼎　元年六月既望乙亥　王在周穆王大室　井叔賜與（井叔是穆王晩期用事者）　四月既生霸丁酉　王在遣㕄

趞曹鼎　七年十月既生霸　王在周般宮　右者井伯

利　鼎　九月丁亥　王格于般宮　右者井伯

㣈伯毀　九年九月甲寅　王命益公（銘文中文武作玟珷、與康王時盂鼎同）

走　毀　十二年三月既望庚寅　王在周各大室　右者嗣馬井伯

師永盂　十二年初吉丁卯　井伯・益公・焚伯・尹氏・師俗父・遣仲（無月份、大概是十一月或十二月

師奎父鼎　六月既生霸庚寅　王格于大室　右者嗣馬井伯

師毛父毀　六月既生霸戊戌　王格大室　右者井伯

豆閉毀　二月既生霸戊寅　王格師戲大室　右者井伯

史趞曹鼎　十又五年五月既生霸壬午　共王在周新宮　射盧（師湯父鼎、王在周新宮　射盧）

休　盤　二十年正月既望甲戌　王在周康宮　王格大室　右者益公　作册尹（益公鐘）

康　鼎　三月初吉甲戌　王在康宮　右者焚伯（康爲鄭邢氏）

卯　毀　十一月既生霸丁亥　右者焚季　焚伯命卯

敔　毀　十月　王在成周　焚伯之所　右者武公（武公又見禹鼎）

同　毀　十二月初吉丁丑　王在宗周　格于大廟　右者焚伯　差右吳大父

懿王

匡　卣　四月初吉庚午　懿王在射盧

師晨鼎　三年三月初吉甲戌　王在周師　王格大室　作册尹　司馬卞（共）　疋師俗

南季鼎　五月既生霸庚午　右者師俗父

𥧑　鼎　九月既望乙巳　遣仲命𥧑

以上の唐氏の彝器斷代は、從來の諸說中、この期の前後に二十年以上の在位年數を記錄するものが共・懿の二期に限られるものであることから、共王を在位二十年以上とし、休盤をその期に加え、休盤の周康宮・益公の關係よりして以下の諸器を排次し、師虎・趞曹の井伯諸器と、益公・焚伯の休・康・敔・卯・同諸器、師俗の師晨・南季諸器を、永盂を結合點として前後に關聯せしめたものである。しかしその共王諸器とする繫年器のうち、十二三年走毀・二十年休盤はその譜に入らず、永盂の時期も焚伯・益公の諸器とともに、懿孝以後に移すべきであろう。

巻五　通論篇　　三七七～三七八

井伯諸器については、陳氏の斷代にもすでに共通項を以て結合する整理の方法が試みられており、みな共王期の器とする。

元年師虎毀　右者井伯　杜㕄　內史吳册命　瓦文毀

二年作册吳彝　宰朏　周成大室　史戊册命　獸面文彝

師遽方彝　康寢　宰利易　獸面文方彝

三年師遽毀　周新宮　師朕易　瓦文毀

七年趞曹鼎　井伯　周般宮　弦文鼎

利　鼎　井伯　般宮　內史册命

豆閉毀　井伯　師戲大室　內史册命　瓦文毀

師毛父毀　井伯　大室　內史册命　顧龍文毀

師奎父鼎　司馬井伯　周、大室　內史駒册命　顧龍文鼎

十二年走毀　司馬井伯　周、大室　作册尹册命

十五年史趞曹鼎　周新宮、射盧　顧龍文鼎

師湯父鼎　周新宮、射盧　宰雍易　大鳥文鼎

このうち、走毀はその譜に入りがたいものでこれを除き、從つて師奎父鼎をも除くべく、井伯と司馬井伯とはその關聯を失う。走毀はおそらく十三年の誤剔とみられ、懿譜に入るべきものであるから、司馬井伯諸器は懿王期となる。三年師遽毀も、元年師虎毀を首とする譜に入らず、師遽方彝とともにこれを除くべきである。陳氏は井氏についてその人名の前後を考え、井季某之文考井叔（昭或其前）・井季（約昭穆期）・井伯（穆王期）井伯・司馬井伯（共王期）・免組之井叔・咸井叔（約共懿期）・奠井叔康（懿或其後）・井伯章父・井叔男父（懿王以後）とするが、司馬井伯は懿王期に下すべく、井伯は穆共、司馬井伯は懿王に屬して分別すべきである。

永盂はその人名の關係よりいえば共懿期と孝夷期とを媒介する多くの人名を含み、その意味で極めて重要なものであるが、月名を缺くため時期を定めがたい。文字は穆共期の緊湊小字の體で免の諸器に近く、焚伯・益公・亟父などは孝夷期にわたる人名である。夷十七祀の詢毀、二十年休盤に益公の名がみえ、また敔毀三に武公とともに焚伯の名があり、武公のみえる禹鼎は夷末に近い器である。共初より夷末まで約九十年であるから、永盂の文中にみえる人物の關係に、なお問題があるとしなければならない。

共王期の斷代については、十五年趞曹鼎に龔王の生號がみえ、共王の在位が十五年を下らぬものであることを知りうる。またその日辰によつて推測される曆譜には元年師虎毀があり、右者井伯・册命者內史吳の名がみえ、これを群標識とする器群、及び關聯器を構成することができる。すなわち井伯を右者とするものには七年趞曹鼎・豆閉毀・利鼎等がある。內史吳の名はまた師𤸫毀・七年牧毀にみえるが、この兩器は何れも先王の命を𤔲𣪊再認する册命をしるし、牧毀はその曆譜の上から、また師𤸫毀は右者司馬井伯の關係によつて懿王期に移すべきものであろう。紀年銘をもつものにしてこの期に入りうるものは、元年師虎毀・二祀吳方彝、又趩觶及び兩趞曹鼎の合せて五器である。いまその譜

巻五　通論篇　　三七九～三八〇

を以て懿孝に接續するところを求め、この二世三代の年數をほぼ五十年前後とするときは、前九六七～九五一の十七年をうる。その譜は次の如くである。

共元	967	30	30	28 *
2	966	24	25	22 *
3	965	48	19	17
4	964	42	13	41
5	963	37	37	35
6	962	1	1	29
7	961	55	56	53 *
8	960	49	50	48
9	959	13	14	12
10	958	8	8	6
11	957	2	3	60
12	956	26	27	24
13	955	20	22	19
14	954	44	16	13
15	953	38	39	37 *
16	952	33	34	31
17	951	57	58	26

上の譜に對して、元年師虎段は六月既望甲戌㉘、二祀吳方彝は二月初吉丁亥にして(54)、二祀趩觶は三月初吉乙卯にして(53)、いずれも前に一閏をおくものであることが知られる。十五年趞曹鼎は五月既生霸壬午にして⑬、龔王の名があり、最も依據するに足る標準器である。七年趞曹鼎は月份日辰を備えないものであるが、當然その七年に入るべきものであろう。すなわちこの期の繫年器は、以上の五器である。これによつてその關聯器を求め、共王諸器を組織することができよう。いま繫年器の器銘を錄しておく。

元年師虎段〔一〇四〕 隹元年六月既望甲戌、王在杜应、洛于大室、井伯內右師虎、即位中廷、北鄕、王乎內史吳曰、册命虎、王若曰、虎、載先王、卽命乃取考事、啻官嗣左右戲緐荊、荀夙夜、勿灋朕命、易女赤舄、用事、虎敢拜䭫首、對揚天子不杯魯休、用作朕剌考日庚隮段、子〻孫〻、其永寶用

二祀吳方彝〔一〇五〕 隹二月初吉丁亥、王在周成大室、旦、王各廟、宰朏右作册吳入門、立中廷北鄕、王乎史戊、册命吳、嗣旃眔叔金、易秬鬯一卣・玄衮衣赤舄・金車賁固・朱虢靳・虎冟熏裏・賁較畫轉・金甬・馬四匹・攸勒、吳拜䭫首、敢對揚王休、用作青尹寶隮彝、吳其世子孫、永寶用、隹王二祀

二祀趩觶〔一一四〕 隹三月初吉乙卯、王在周、各大室、咸井叔入右趩、王乎內史册命趩、更乃祖考服、易趩戠衣載市冋黃・旂、趩拜䭫首、揚王休對、趩蔑曆、用作寶隮彝、枻孫子、毋敢家、永寶、隹王二祀

七年趞曹鼎〔一〇六〕 隹七年十月既生霸、王在周般宮、旦、王各大室、井伯入右趞曹、立中廷北鄕、易趞曹載市冋黃・縊、趞曹拜䭫首、敢對揚天子休、用作寶鼎、用饗倗晉

十五年趞曹鼎〔一〇七〕 隹十又五年五月既生霸壬午、龔王在周新宮、王射于射盧、趞曹易弓矢・虎盧・冑・干殳、趞曹〔敢對曹〕拜䭫首、敢對揚天子休、用作寶鼎、用饗倗晉

元年師虎段の右者井伯は、穆王の名のみえる長甶盉に右者としてみえ、穆共期の人であることが知られる。また內史吳は上述のように牧段・師痏段にみえるが、その器はおそらく懿王期のもので、すなわち內史吳は共懿期にわたる人とみてよい。この兩者の關係によつて、共王の在位はそれほど長期にわたるものでないことが推測される。吳方彝の作册吳は、おそらく師虎段にいう內史吳であろう。この器では受命者である。隹王二祀のように殷式紀年を銘末に加えるのは、これらの史・作册系諸職にあるものが多く殷系の餘裔であり、その古習を傳えているからであろう。趩觶も同じ。趩觶の右者は咸井叔であるが、それは兎諸器にみえる井叔と關係があろう。兎段に周師の名がみえ、守宮盤には守宮の辟君にして賜與者であり、師痏段にはその宮が廷禮の場所とされている。兎・守宮の諸器は、共王期に屬すべきものと考えてよい。

十五年趞曹鼎と同じく周新宮・射盧の名のみえる師湯父鼎の師湯父は、また仲枏父鬲にみえ、その關聯器とともにこの期に屬するものとしてよい。井伯諸器のうち、豆閉段に皇考釐叔の名があり、窐鼎と同じ。窐鼎は僞鑄であるが、その本銘を仿鑄して成るものとすれば、銘文中の趞仲はまた永盂にもみえる人である。井伯諸器中の利鼎は、七年趞曹鼎と同じく般宮の名があり、時期の近いものであろう。追段は豆閉段と字迹に似たところがあり、稍しく篆意を加え、またその方座段は牧段と近く、何れも共懿期にあるものと思われる。追段は四器一蓋を存し、同銘の雙器多數を作ることは、このころから行なわれている。兎諸器をはじめ、倗生・員仲の諸器は、共懿の際のものとみられる。

共王期の彝銘の特質としては、册命廷禮形式の成立をあげることができよう。王の親臨と右者受命者の入廷、册命者の傳命、賜與をいう。册命は概ね官職の任命であり、賜與の品目もそれぞれ官職に應じて區別があるが、多く禮服玉飾・車服馬具の類である。文末に對揚の辭をいう。部分的には昭穆期の器銘にもみえるものであるが、この期に至つてその定型化が著しい。廷禮の定型化は、貴族社會の秩序の成立と安定とを意味するものとみてよい。懿孝期の銘文に前命を再確認する䌛豪の辭が多いことも、その世襲的秩序の成立を示すものであろう。西周三百年を概括していうならば、成康昭穆はなお經營の時代、共懿孝夷はその繁榮の時代、厲宣幽は豪族跋扈して尾大掉わざる時代であつた。共懿孝夷、三世四代にして合わせて約八十九年である。暦譜の接續點を移すとしても、おそらく十年を超えることはあるまいと思われる。

二、昭穆諸器

昭穆より以上には紀年銘をもつ彝器少く、殊に月相日辰を付するものは二十五祀小盂鼎・二十二年庚贏鼎・三祀師遽段の三器にすぎない。小盂鼎は大盂鼎との關係から康王期に入るべきものと考えられ、庚贏鼎はおそらく昭王期、三祀師遽の器は穆王期のものと考えられる。紀年銘がそれぞれ一器であるため終始をなすことが不可能であり、その在位數は各紀年銘の年紀、及び他の資料によつてその概略を推すほかはない。

穆王の在位數について、史記周本紀に「穆王卽位、春秋已五十矣、王道衰微、穆王閔文武之道缺、乃命伯冏、申誡太僕國之政、作冏命、復寧」と逸書冏命の作られたことをいい、また「穆王將征犬戎、祭公謀父諫曰、不可」以下、國語周語の穆王遠征の文を引く。なお「甫侯言於王、作脩刑辟」として書の呂刑の文をあげ、「穆王立、五十五年崩」という。穆王の遠征については、左傳僖十二年に「穆王欲肆其心、周行天下、將皆必有車轍馬迹焉、祭公謀父、作祈招之詩、以止王心」をはじめ、列子穆王篇・穆天子傳などにみえ、史記の秦本紀にもその遠征説話をとる。卽位のとき五十、在位五十五年というのは、おそらく呂刑の文首によつていうものであろう。史記の在位五十五年説は、帝王世紀以下みなその説に據り、今本紀年も同じ。これを疑うに至つたのは丁山・陳夢家・董作賓ら近代の諸人

であるが、それも概ね古本紀年に克殷より穆元までを百年とするのを、穆末まで百年とするための改説であり、ただ董氏のみはなお穆元百年説をとる。晉書束晳傳に「自周受命、至穆王百年」という竹書説がみえ、西周の積年をいう舊説はみなこれに據つている。しかし古本紀年はまた克殷より幽末までを二百五十七年とするものであるから、穆元にして百年ならば、穆王以後は百五十七年にすぎず、共和以後七十一年を除いて、穆より夷厲まで五代六王を八十五年中に收めなければならない。穆元百年説と西周積年二百五十七年説とは、殆んど兩立しがたいものである。そのため丁・陳二氏のように穆末百年説を生ずるのであるが、兩者の説もまたその積年總數を古本紀年説に近づけようとするところがあり、陳氏は懿・孝を何れも在位十年とし、金文の繫年器錄入を困難にしている。斷代の懿・孝諸器に十二年大師虘毁を加え、「如此則懿王在位十二年以上」と改めているのもそのためである。金文資料による西周積年と曆譜構成を考えるとき、まず紀年の二百五十七年説を廢棄しなくては斷代をなしがたい。幽末より共初まで、すでに金文資料によつて構成を試みた最短の積年數を以てしても、合せて百九十七年である。穆元百年を加えると、すでにその總數を越え、穆末とするもなお四十年多い計算である。成康昭穆を一代三十年と假定しても積年數は三百年以上となり、克殷の年は凡そ前千七・八十年前後となるべきであろう。

陳氏の年代考に、穆王の在位を二十年としていう。

史記周本紀曰、穆王卽位、春秋已五十矣、諸侯有不睦者、甫侯言于王、作脩刑辟、命曰甫刑、穆王立、五十五年崩、是穆王享壽百五歲、按書呂刑曰、惟呂命王享國百年、史記誤呂刑爲穆王作、

又誤以王爲穆王、其實非也

晉書束晳傳記、晳槩括竹書紀年曰、自周受命、至穆王百年、非穆王壽百年也、若此百年、包括穆王、則竹書紀年、以成康之際四十餘年、昭王十九年、穆王在位、似在二十年左右、竹書紀年謂、穆王三十七年伐越、此據文選江賦注・藝文類聚九・初學記七・太平御覽九三二・通鑑外記三諸書所引、然太平御覽三〇五及路史國名紀、已引作四十七年、廣韻元部引作十七年、太平御覽七三引作七年、諸書所引年數不一、又事涉故事、非史實、故穆王在位三十七年以上之說、今暫不取

すなわち史記の五十五年説は、呂刑篇の誤解より出たものとしているが、呂刑篇については特に解釋を加えず、またその尙書通論一九五七年刊にも言及するところがない。

董氏の年曆譜には、穆王の在位を四十一年とする。史記説については「穆王年、與帝王世紀同一來源、世紀云、穆王五十五年、王年百歲、崩于祇宮、是漢晉間有穆王百年之説、束晳傳云、自周受命、至穆王百年、非穆王壽百歲也、可見穆王百年說、與竹書紀年相牴牾、紀年列穆王在位、也必不是五十五年」とし、小盂鼎をこの期に屬し、その恭譜と接續するところを求めて四十一年とするが、他證があるわけではない。かつ小盂鼎はおそらく康王期に屬すべく、穆譜に錄すべきものではない。

尙書呂刑の篇首に「惟呂命王、享國百年耄荒」とあり、これを穆王の長壽をいうと解する說は古書にもみえる。たとえば列子穆王篇に「穆王幾神人哉、能窮當身之樂、猶百年乃徂」、また論衡氣壽篇に「周穆王、享國百年」の語がある。「惟呂命王」とは、鄭注書疏によると「呂侯受王命、入爲三公」の意であり、享國百年とは呂侯をいう。耄荒の語はあるいは百年によつて加えられたもので、この一篇はもと呂國の神話傳承を述べ、羌苗兩族の神話的葛藤よりしていわゆる伯夷降典の由來を說くものに外ならない。伯夷降典の說話は堯典・皐陶謨にもみえ、說話の全體はそれらの諸篇と同じく戰國期に作られたものと考えられる。その詳細については、かつて羌族考甲骨金文學論叢、又論集に論じた。呂命は禮記等に引いて甫刑に作り、呂侯は甫侯、すなわち金文にみえる𩵦侯である。宗周鐘(九八)の作器者である𩵦は、すなわち𩵦侯に外ならない。享國百年とは、𩵦の建國がこのとき百年に及んだとするものであろう。呂刑は呂侯の耄荒によつて典刑が修作されたのでなく、それは呂國の伯夷說話を、典刑の說話として經典化する意圖を以て、その神話を改作して成るものと思われる。宗周鐘は、昭王の南遊して歸らぬを弔い、その南征が𩵦國を救うにあつたことを思うて作られたもので、これを自國の皇天王に配祀することをいう。呂の享國百年とは概括の語で、成初より穆元まではほぼ八十年前後であろう。

穆王には遠遊の說話があり、また百年說と關係があろう。穆天子傳にいう神仙遊がそれであるが、古本竹書紀年のごときも、多く同系の說話を錄する。それは古本竹書紀年の資料としての性質に、問題のあることを示している。古本紀年にいう。

穆王元年、築祇宮于南鄭穆天子傳注　穆王以下、都于西鄭漢書地理志注　穆王所居鄭宮春宮御覽一七三・初學記二四

北唐之君來見、以一驪馬、是生綠耳穆天子傳注　穆王北征、行流沙千里、積羽千里山海經大荒北經注、穆天子傳注　西征犬戎、取其五王、以東穆天子傳注、後漢書西羌傳　十三年、西征、至于青鳥之所憩類聚

九一・山海經西次三經注　十七年、西征崑崙邱、見西王母、西王母止之穆天子傳注、類聚七、史記集解　西王母來見、賓于昭宮穆天子傳注、山海經注　三十七年、伐越、大起九師、東至于九江、叱黿鼉以爲梁文選恨賦注・江賦注、類聚九、初學記七、白帖三、御覽三〇五・九三二等引　穆王南征、君子爲鶴、小人爲飛鴞敦煌唐寫本修文殿御覽殘卷

穆王東征天下二億二千五百里、西征億有九萬里、南征億有七百三里、北征二億七里穆天子傳注、開元占經四

郭璞の山海經序に「按史記說、穆王得盜驪騄耳、驊騮之驥、使造父御之、以西巡狩、見西王母、樂而忘歸、亦與竹書同、左傳曰、穆王欲肆其心、使天下皆有車轍馬跡焉、竹書所載、則是其事也」とその史實性を主張する。山海經は史記大宛傳賛にもみえ、禹本紀を引いたのち、「今自張騫使大夏之後也、窮河源、惡睹本紀所謂崑崙者乎、故言九州山川、尙書近之矣、至禹本紀山海經所有怪物、余不敢言之也」とあり、禹貢の成立したころ、このような神話的な地理說が盛行していたのであろう。禹貢はその經典化されたものとみられる。呂刑・穆天子傳・竹書紀年はおそらく時期の相近い成立のもので、穆王の事迹は當時このような說話形式を以て傳えられていたのであろう。もしこれらの記述中に何らかの史實として徵すべきものがあるとすれば、それは穆王の遠遊と馬政、また穆元までの周の積年があたかも百年に當るとする知識であろう。穆王の年數については、今本紀年に三十七年伐楚の役の後に「荊人來貢」、また「三十九年、王會諸侯于塗山」と禹の說話と重なる記事があり、「四十五年、魯侯濆薨」「五十一年、作呂刑、命甫于豐」「五十五年、王陟于祇宮」の諸條を加えるが、傳說的な

ものが多い。穆王のとき、馬政が大いに盛んであつたことは、盠駒尊等の盠諸器〔一〇二〕によつて知られ、また昭穆の當時しきりに東南征が行なわれたことも、白屖父・師𩛥父などの南征諸器〔九二〕によつてこれを證することができる。ただ竹書や穆天子傳にいうところは殆んど説話とみてよく、三十七年伐楚越の役についても、四十七年説御覽三〇五・十七年説廣韻廿二元引・七年説御覽七三などがあり、在位の年數も明らかではない。

穆王の器には、生稱としてその名のみえる遹段〔八五〕・長甶盉〔一〇三〕があり、何れも年紀を缺く。ただ盠駒尊に師豦の名がみえ、師遽段の師遽がその人であるとすれば、三祀師遽段〔一〇〇〕のみが唯一の紀年銘である。また長甶盉に井伯の名があり、おそらく穆末共初の人で、共王諸器に多く右者としてみえる。また剌鼎〔九七〕に「啻邵王」とあつて、これも穆期のものであろう。同じく邵王の靈を祀る宗周鐘は𤞷の作器であるが、𤞷は甫刑の甫にして𤞷侯、銘末に「參壽隹剌」とあり、長壽を以て知られた人であろう。享國百年という説話も、そういう傳承に傅會したものと思われる。

穆王の名のみえる遹段は、葊京大池の漁の禮をいう。同じく大池の射をいう靜段〔八四〕も時期の近いものとみてよく、井鼎〔八六〕にいう葊京の王漁の禮も同じ。彔氏諸器のうち、彔段〔九一〕に「伯𩛥父來自𤞷、蔑彔曆」とあり、彔𢦏卣〔九一〕には淮夷を伐つことをしるし、また「伯𩛥父蔑彔曆」の語がある。彔伯𢦏卣は彔氏諸器のうち時期の最も下るものとみられ、その賜與は共王二祀の吳方彝のそれと近い。𤞷の關係を以ていえば、𢐗鼎〔八九〕「師𩛥父省道、至于𤞷、𢐗從、其父蔑𢐗曆、易金」、遇甗〔八九〕「師𩛥父戍于古𠂤、遇從、師𩛥父肩、史遇使于𤞷侯、𤞷侯蔑遇曆、易遇金」もその器群に屬する。伯𩛥父・師𩛥父はそれぞれまた器群の標識とすべきもので、その關聯器はほぼ穆王の一代に充てうるものであろう。また長甶盉を含む普渡村出土器群〔一〇三〕のうちに編鐘があり、編鐘の最も早期のものである。甬の部分は中空で鐘の內腔に通ずるが、その點は宗周鐘も同じである。もしこの編鐘が長甶盉と同じく穆末にあり、宗周鐘が穆初にあるべきものとすれば、その間に相當の期間をおくべきであろう。穆期の紀年銘は三祀師遽段のみであるが、以上に述べた器群の關係や鐘の展開などから考えて、ほぼ一世代に近い在位をとりうると思われる。それでいまかりに前九九八～九六八年の三十一年を充てておく。共懿孝二世三代につづく父子の年齡推算の上に、支障のない自然な年數であると考えられる。いま繫年器として三祀師遽段と穆王の生號のみえる二器の文を錄しておく。

三祀師遽段〔一〇〇〕 隹三祀四月既生霸辛酉、王在周、客新宮、王征正師氏、王乎師朕、易師遽貝十朋、遽拜䭫首、敢對揚天子不杯休、用作文考旄叔隮段、世孫子、永寶

遹　段〔八五〕 隹六月既生霸、穆王在葊京、乎漁于大池、王饗酒、遹御亡遣、穆王親易遹𩁹、遹拜首䭫首、敢對揚穆王休、用作文考父乙隮彝、其孫〻子〻、永寶

長甶盉〔一〇三〕 隹三月初吉丁亥、穆王在下淢应、穆王饗醴、即井伯、大祝射、穆王蔑長甶、以逨即井伯、伯氏彌不姦、長甶蔑曆、敢對揚天子不杯休、用肈作隮彝

穆王の在位を前九九八以後の三十一年とすれば、吳譜によるその元旦朔干支は28 52 47 41 5・59 53 17 12 6・30 24 48 43 37・1 55 50 14 8・32 26 21 45 39・33 57 52 46 10・4となる。三祀師遽段は四月既生霸辛酉㉑で、既生霸第五日に當り、四月十三日である。前に置閏があるはずである。師遽〔九九〕には方彝があり、周康寢において右者宰利による廷禮が行なわれており、文祖也公の器を作る。方彝は共懿期を下限とする器制である。

この期の器群としては、遹段にみえる葊京辟雍儀禮の諸器、たとえば靜段など靜諸器もその一群の器である。靜段〔八四〕⑫の吳・呂二氏は、穆天子傳にもその氏姓がみえる。また𤞷・𤞷侯を群標識とするものに𢐗・遇の諸器と宗周鐘、𢐗・遇の器にみえる師𩛥父を標識として𠭰・𥝢などの器群、彔の諸器と伯𩛥父の器群、邵王の名のある剌鼎によつて大室儀禮の一群、師豦の名のみえる長甶盉と盠諸器など普渡村器群などが構成されよう。器種器制においても初期と後期との交替期にあたり、酒器系統の漸次的な衰頽、鐘の出現など、注目すべき事實が多い。字迹は行款の整つた緊湊の體を主とし、これを挾んで初期の渾厚肥健、後期の雅潤暢達の一體がある。緊湊の體は共初にもなお行なわれ、穆共期字風の特色をなしている。

昭王の在位年數については、帝王世紀に五十一年とし、舊説は多くそれに從うが、昭五十一年、穆五十五年は、次に共懿孝三代につづく父子相續の年齡關係からみても不自然を極めており、近人は多く今本紀年によつて十九年説をとる。古本紀年に「十六年伐楚荊、涉漢、遇大兕」初學記七「十九年、天大曀、雉兎皆震、喪六師于漢」初學記七 開元占經一〇一 御覽九〇七(無末句)、また「昭王末年、夜淸、五色光貫紫微、其年、王南巡不反」御覽八七四とあり、今本の十九年説はそれに據るものであろうが、金文を以ていえば、二十二年庚嬴鼎〔八〇〕は立耳の鳳文鼎、また庚嬴卣〔八〇〕は成康期の器制を承け、器蓋に大鳳文を配するもので、その器制・文様は穆王期の鳳文諸器に先行するものとみられ、昭王期に屬すべきものであろう。その日辰は三祀師遽段とは同期に入りがたいものである。陳氏はこれを康王期に加え、董譜は成王の譜に錄するが、何れも早きに失しよう。また陳氏は小盂鼎の紀年を卅五年と釋し、庚嬴鼎と同期とするが、二十二年②と三十五年㊴は同じ譜に入りがたいものである。庚嬴鼎がすでに康・穆の譜に入りがたいとすれば、これを以て昭王期曆譜を構成すべく、紀年の十九年説は確かなものとしがたい。別に十四祀段段があり、これもこの期のものであろう。

昭王南遊の説話は、穆王遠遊の説話とともに古史に喧傳されているもので、その南征はおそらく史實であると考えられ、事實この期と思われる器銘には南征をいうものが多い。𤼈段〔六八〕・過伯段〔六九〕・𤔲段〔七〇〕・小子生尊〔七一〕など伐荊・南征をいうもの、また競諸器〔八七〕にみえる伯屖父を群標識とする縣改段〔八八〕なども、この期に入るべきものであろう。なお尹姞鼎〔七二〕にみえる休天君は、從來その句讀をえず、陳氏は休を動詞によむが文意に順でなく、休は休王の休であろうと思う。休王は康王の生稱で、のちその廟號によつて康王と稱するが、康王の名は金文にみえない。休天君とは休王の夫人にして、昭王期に休天君と尊稱したものと思われる。公姞鼎の天君もその人であり、當時夫人の器〔七二〕が多く作られている。尹姞鼎の尹姞、次尊の公姞、保侃母諸器の王姒、𠭯彝の公姒などもそれであるが、成王の妃と考えられる王姜とともに、周初には夫人の活動が著しい。

昭王の在位は二十二年を下らざるものであるから、いまその穆譜に接續するところを求め、父子相續の關係をも考慮し、かりに一〇二四年より九九九年の二十六年とする。吳譜による元旦朔干支は

元29	32
23	26
18	50
41	45
36	9
・	・
60	3
54	57*
48	21
12	16
7	10
・	・
1	34
25	
19	
14	
38	
・	

となり、二十二年庚嬴鼎②は既望第六日、十四祀段段も一閏をおいてこれに錄しうるものであるから、繫年器としてその二器をあげておく。

十四祀段段〔七四〕　隹王十又四祀十又一月丁卯、王鼒畢、烝、戊辰、曾、王蔑段曆、念畢仲孫子、令龔奺、逘大則于段、敢對揚王休、用作段、孫〻子〻、萬年享祀、孫子□□

二十二年庚嬴鼎〔八〇〕　隹廿又二年四月既望己酉、王客□宮、衣事、丁巳、王蔑庚嬴曆、易曼瓻・貝十朋、對王休、用作寶鼎

庚嬴鼎は摹刻を以て傳えるが、同じ作器者の庚嬴卣〔八〇〕は文字樸茂、篆撥の筆鋒を收めたもので、大盂鼎の渾朴から出たと思われる佳品である。他に縣改段〔八八〕のように肉の太い柔媚の體は夫人諸器にもみられ、競〔八七〕・效諸器〔八一〕のように史獸鼎系統の雅正なものなど、何れも成康期字様の展開したものとみられる。文様としては、庚嬴卣や效尊・效卣などの鮮麗な大顧鳳文がこの期の特徵をなし、己侯貉子段は葢のみを存するが、葢文に大顧鳳文がある。貉子卣〔七五〕もその作器者の器であるらしく、器葢に浮雕様の鹿文がある。命段〔七六〕は分尾の鳳文をもつものであるが、銘文に鹿を賜うことをしるしている。段は附耳にして圈足部高く、盂に近い器制である。鹿文や賜鹿のことは、穆期の馬政に對して、この期における一時の風尙であつたらしく、もとより宗教的な意味をもつことであつた。

段には𤔲段〔六八〕のように高い三小足をもつもの、過伯段〔六九〕のような方座段がある。近出の盂段〔七九〕も顧鳳文の方座段で毛公趞仲の名があり、穆期のものであろう。班段〔七九〕は近年眞器が再發見されたが、圖様にみえる長い三足は失なわれている。これも昭穆期の器であるが、文様は凸線を以て饕餮を表出した古い系統のものである。康昭期の尊に小子生尊〔七一〕・服方尊〔七二〕のようないわゆる鳳耳の方尊があり、何れも鳳文を配する。穆期の師遽方彝・盠尊にもその鳳耳がある。鼎には尹姞鼎のように分當のある短足の鼎があり、分當鼎の一形態であろう。昭穆期は周初の端正な器形文様を承け、全體として大きな流動をみせており、東征・南征にみられる時代の活力が、その彝器文化の上にもあらわれているようである。

三、成康諸器

史記周本紀に「成康之際、天下安寧、刑錯四十餘年不用」とあり、禮楽興り、頌聲の盛んな時代であつたとしているが、その時期は克殷後の困難な經營の時代に當つている。ただ「刑錯四十餘年不用」というのは、兩王の在位數がそれを越えることを意味するものであるから、兩期を合して五・六十年に及ぶとみてよい。帝王世紀に成王三十年、康王二十六年とし、舊說及び董氏の譜も同じ。ただ陳氏は成王二十年、康王三十八年とするが、それは小盂鼎の銘末紀年を卅五祀とよむことを前提とするもので、他に根據があるわけではない。陳氏は廿二年庚嬴鼎をも康王期とするが、卅五年小盂鼎と同じ曆譜に入りがたいものであることは、すでに述べた。陳氏の年代考に兩盂鼎を論じていう。

傳世大盂鼎銘末、有惟王廿又三祀、小盂鼎銘末有惟王卅又五祀、此二器、王國維以爲成王時器、郭沫若以爲康王時器、徐同柏・吳大澂則以大盂鼎爲成王時器、郭說是也、今定爲康王時器、先論小盂鼎、一、此器惟王卅又五祀、在銘末、與吳尊趩觶同例、皆殷器繫年法之遺留、該二尊約當共王時、此器亦不能晚于共世、二、此器有禘成王之語、則在成王之後、三、此器字體款式、賞賜品物、均屬周初（至遲穆王）形式、則此器當在康昭穆三世、四、竹書紀年及漢初傳述、成康之際、天下安寧、左傳昭二十六年、王子朝曰、康王息民、然成王之初、用兵東夷、則刑錯四十餘年、當指成王既伐武庚東夷之後、康王晚期伐鬼方以前、五、昭王南征而不返、在位十九年、詳竹書紀年、則此器不屬昭世、次論大盂鼎、一、此器之盂與榮、均見小盂鼎、該器既屬康世、此器亦然、二、此器述王之策命、冠以王若曰、乃史官代王宣命之形式、此制不早于穆王時、三、此器所錫、與麥尊同、皆屬周初形式、四、此器體式及鼎足之形、與共王時代師湯父鼎、及夷王時代善夫克鼎相近似、由上所述、大小盂鼎、均屬康世、康王至少三十五年

その大盂鼎を論ずるところは殆んど論證を成さず、また小盂鼎を卅五祀とするのも誤である。小盂鼎に文武成三王を禘祀することをいい、また大盂鼎の器制は殷器に近く、その文字が昭穆期のそれに先行するものであることは、様式上疑問のないところである。

康王の事迹は傳えるところ少く、史記に「康王卽位、徧告諸侯、宣告以文武之業、以申之、作康

（王之）誥、康王命作册、畢公分居里成周郊、作畢命」と書序によつて二篇の制作をいう。書序に「康王既尸天子、遂誥諸侯、作康王之誥」「康王命作册、畢分居里成周郊、作畢命」とあり、書疏に畢命の逸文「惟十有二年六月庚午朏、王命作册（書）豐刑」を引く。竹書紀年にも「康王六年、齊大公望卒」太公呂望墓表「晉侯作宮而美、康王使讓之」書鈔一八「成康之際、天下安寧、刑措四十年不用」文選賢良詔注・永明九年策秀才文注・御覽八四の三條をとどめるに過ぎない。晉侯は晉侯燮、左傳昭十二年に「燮父禽父、竝事康王」とみえるものである。詩の今文韓詩說に康王晏起の說話があるが、後起の詩家說であろう。

金文資料よりいえば、作册大鼎〔四二〕に「公束鑄武王成王異鼎」とあり、康初の器と思われる。また宜侯夨段〔五二〕に「□□武王成王伐商圖」とあり、これも康初の器であろう。これらは先王の名によつて推測しうるものであるが、康王の名は金文にみえず、そのため從來確實な標準器を缺いている。思うに初期の彝銘に休王というものがあり、たとえば效父段〔四七〕の「休王易效父▇三、用作厥寶𬯀彝」、鄦父方鼎〔四六〕の「休王易鄦父貝、用作厥寶𬯀彝」において、休王は文首にあり、休を動詞によむことは文義上困難である。また𤔲圜器〔四五〕にも「隹十又三月初吉丁卯、𤔲啓進事奔走、事皇辟君、休王自穀使賞畢土方五十里」とあり、みな王の生稱とすべき例である。おそらく康王の生稱であろう。尹姞鼎に休天君と稱するのは、その夫人をいう。これを康王というのは、その康廟がのち周の太廟の位置を占め、以後昭穆を配して百世不遷の宮廟となり、その宮名を以て稱するに至つたものと解される。休賜のときの休と、用義文例を異にするのである。休王の名のみえる效父段は、象身を渦文狀に

した退化形式のものであるが、叔德段・中爯段・大豐段も同じ。燓段・臣辰卣の象文より演化したもので、康王期に獨自の文様である。大豐段〔一〕には三王を衣祀することをしるし、宜侯夨段と同じくこの時期のものである。

休王の名のみえる釁圜器の釁氏には、また釁尊・釁卣〔四三〕の兩器があり、兩器同銘、「唯九月、在炎𠂤、甲午、伯懋父易釁白馬毎黃髮微、用𠂇、不杯釁、多用追于炎不朁伯父晉、釁萬年永光、用作團宮𩰫彝」という。釁は召公奭の後人であるらしく、召氏の祖は釁伯父辛という。伯懋父は本器のほか小臣謎段〔六三〕・小臣宅段〔六四〕・御正衛段〔六五〕・呂行壺〔六六〕・師旂鼎〔六七〕等にみえ、群標識の一とすべきものであるが、その關聯器はそれぞれまた小器群をなす。また周公の子井侯征に辟事する麥の諸器〔六〇〕も成康期のものとみられ、燓の諸器〔五九〕も同期である。王族・周召二公の後にして、この期と推測しうるものも少くない。

康王の在位は、少くとも二十五年以上である。いまかりに前一〇五九より昭譜に至る三十五年をとり、吳譜によつてその干支をしるすと次のごとくである。

元22	25	58
16	49	52
11	43	47
35	38	11
29	2	5
・	・	
53	56	
47	50	
42	14	
5	9	
60	33	
・	・	
54	27	
18	21	
13	45	
7	40	
31	34	
・	・	

すなわち小盂鼎の「隹八月既望、辰在申甲…隹王廿又五祀」㊴は、既望の第七日に當る。成康の在位

數を定める絕對の根據はもとよりなく、廿又五祀㊴を收めうる譜は他にいくらも考えうるので、要するにどの程度の年數を兩者に配分するかという問題にすぎない。ただ宜侯夨段・作冊大鼎のような初期のものから、大小盂鼎・伯懋父諸器に至る器制・文字の展開を考え、それに對應する相對的年數をとる外ないが、この期には一王のうちにかなりの展開をみせているという事實によつて、少くとも三十年以上の期間を充てるのが適當であろうと思われる。なお繫年器としては大小二盂鼎のみであるが、大盂鼎は二九一字、小盂鼎は四百字に及ぶ長文のものであるから、いまその一部を節錄する。

廿三祀大盂鼎〔六一〕 隹九月、王在宗周、命盂、王若曰、盂、丕顯玟王、受天有大命、在珷王、嗣玟作邦、闢厥匿、匍有四方、畯正厥民、在雩御事、𫹳酒無敢醺、有□蒸祀、無敢醻、故天異臨、子灋保先王、□有四方、我聞、殷墜命、隹殷邊侯田雩殷正百辟、率肄于酒、故喪𠂤」 今我隹卽井亩于玟王正德、若玟王命二三正、今余隹令女盂𤔲燓、苟離德巠、敏朝夕入讕、享奔走、畏天畏、王曰、𢍰、命女盂、井乃嗣祖南公、王曰、盂、迺𤔲夾、死嗣戎、敏諫罰訟、夙夕𤔲我一人、𢍰四方、雩我其遹省先王受民受疆土、易女鬯一卣・冂衣・市舄・車馬、易乃祖南公旂、用狩、易女邦嗣四伯、人鬲自駿至于庶人六百又五十又九夫、易夷嗣王臣十又三伯、人鬲千又五十夫」 王曰、盂、若苟乃正、勿灋朕命、盂用對王休、用作祖南公寶鼎、隹王廿又三祀

廿五祀小盂鼎〔六二〕 隹八月既望、辰在甲申、昧喪、三左三右多君、入服酒、明、王各周廟、……賓征、邦賓障其旅服、東鄉、盂以多旂佩戜方……入□門、告曰、王（命）盂、以□□伐戜方、……執嘼二人、獲聝四千八百□十二聝、孚人萬三千八十一人、孚馬□□匹、孚車卅兩、孚牛三百五十五牛、羊卅八羊……」 王、……盂拜韻首、以嘼進、卽大廷、王命燓……遜厥故……咸、折嘼于□……命盂、以厥聝入門、獻西旅、□□入燎周廟、……入三門、卽位中廷北鄉、盂告、𠭯伯卽位、𠭯伯告、……告、咸、盂以諸侯侯田、……盂征告、咸、賓卽位、𢉅賓、王乎𢉅、……進賓……大采、三□入服酒、王各廟、祝征、……邦賓不祼、□□、用牲啻周王□武王成王……王祼、祼遂祼王邦賓、王乎□、命盂、以區入、凡區以品」 雩若翌日乙酉、三事大夫入服酉、王各廟、祼、王邦賓征、王命賞盂……弓一・矢百・畫䩞一・貝胄一・金干一・戜戈二・矢臺八、用作□伯寶障彝、隹王廿又五祀

大盂鼎の文は周書の諸誥、また雅頌の詩篇に類する文法・用語が多く、特に酒誥一篇の趣旨は鼎銘の前半と相符するところがある。康王が文武の業を諸侯に宣示するため康王之誥を作つたという傳承とも一致している。また小盂鼎は當時の克捷獻馘の禮を詳敍し、逸周書世俘篇のしるすところよりも遙かに翔實であり、逸周書の後次性を證するに足る。その廷禮の次第を敍することも、顧命篇の卽位繼體の禮に比肩しうる嚴肅なものである。これらの同時資料によつて、周初の資料とされる文獻は、改めてその本文批判を行うべきであろう。

成王の器は、成王方鼎・獻侯鼎のようにその生號をしるし、また王族・周召二公・三都關係・東征諸器など、その標識をもつ器群に成王期の作器であることを證しうるものがあつて、遺器の數も甚だ多い。ただ年紀を有するものは十九年睘卣の一器のみであるが、これによつて成王の在位は十九年以

上であることが知られ、創業のことは概ねこの時期にその基礎を確立したものとみられる。

成王方鼎〔二〕は「成王障」の三字を銘し、成王を祀る祭器とも解されるが、叔姜壺三代・一二・一〇・四の蓋文に「子叔作叔姜障壺」、器文に「子叔障」とある例によれば、「成王障」とは成王がその先王を祀るための作器と解しうる。その器制は大保召公奭の作器とみられる大保方鼎〔二〕とほぼ同じく、殷器の繁縟なる形式を承けている。また獻侯鼎〔一九〕は立耳分當の三長足をもつ鼎で、有角の饕餮文を飾る。銘に「唯王大𠦪、在宗周、商獻侯𩁹貝、用作丁侯障彝（図象）」とあり、天黿形圖象をもつ古族の作器である。周召二公の器については、周公父子と思われる周公・明保・伯禽・井侯征の諸器、召公の族には召公・大保關係の器群があり、兩者何れもその關聯器が多い。新邑經營のことは周書の五誥にもみえ、金文では新邑・成周に關するものに卿諸器・臣辰諸器、また令彝・史獸鼎などそれぞれ一群をなし、優品が多い。王族には康侯及びその關聯器がある。

銘文の最もみるべきものは令段〔二四〕と令彝〔二五〕であるが、令段は伐楚東征の役に關して東征諸器の群首とすべく、令彝は明保の成周における舍命式のことを敍するもので、周書五誥の文に近い。令段に王姜の名がみえ、また十九年作冊睘卣〔二二〕には「隹十又九年、王在厈、王姜命作冊睘、安尸伯、尸伯賓睘貝布、揚王姜休、用作文考癸寶障器 宀」とみえ、殆んど同銘の尊がある。叔隋器〔六〕にも、王姜が叔を大保のもとに派遣することをいう。祭祀的儀禮に關して王姜の活躍がみられるのは、穆初の休天君の場合と似ているが、王姜は成王の夫人であろうと思われる。

紀年銘としては十九年睘卣〔二二〕の一器があるのみで、しかも日辰を加えていないから、曆譜の資

料とはしがたい。ただこの場合、受命より穆元まで百年とする古傳承に、何らか據るべきところがあるとすれば、一應その要求にこたえておくのがよいようである。穆元前九九八年よりかりに百年を遡るとすれば、前一〇九七年をうる。穆元百年說は、古本竹書紀年を槩括していうもので、晉書束皙傳にみえ、竹書の原文であつたとも思われず、あるいはすでに劉歆や鄭玄の周初の年曆に關する曆法的主張が加えられているかも知れない。周初の年代については、新城博士周初の年代、東洋天文學史研究・董作賓武王伐紂年月日今考、董作賓學術論著下册など近人の研究も多く行なわれているが、もともと穆元百年說は、史實というよりも、古曆術家がその曆元として要求する古史上の定點として想定したものと考えられ、克殷の年と關聯して種〻の提說が行なわれているものである。舊說では前一一二二年說・古本紀年一一一一年說董說同・今本紀年一〇六〇年・新城說一〇六六年・丁山說一〇三〇年・陳夢家說一〇二七年、他になお數說を存するが、要する武成・召誥の日辰の合うところを求めたものにすぎない。いま穆元百年の傳承によつてその年曆を求めると、前一〇九七年受命以後の元旦朔は次の通りとなる。

B.C.		B.C.	
1097	2	1078	42 *
1096	57	1077	37
1095	51	1076	31
1094	15	1075	55
1093	9	・	・
1092	33	1074	49
1091	28	1073	13
1090	22	1072	7
1089	46	1071	2
1088	40	1070	26
・	・	・	・
1087	35 *	1069	20
1086	59	1068	14
1085	53	1067	38
・	・	1066	33
1084	47	1065	27
1083	11	・	・
1082	6	1064	51
1081	30	1063	45
1080	24	1062	9
・	・	1061	4
1079	18	1060	58

すなわち克殷は前一〇八七年、武成篇にいう年である。武成の逸文に

惟一月壬辰旁死霸、若翌日癸巳、武王廼朝步自周、于征伐紂、粵若來三月既死霸、粵五日甲子、咸劉商王紂、惟四月既旁生霸、粵六日庚戌、武王燎于周廟、翌日辛亥、祀于天位、粵五日己卯、乃以庶國祀馘于周廟漢志引

とあり、王國維の生霸死霸の解によつてその一月朔を求めると、戊辰⑤を得る。吳譜によるとその年は㉟であるが、一閏をおくときはその干支に合う。

また周書洛誥の末文に「在十有二月、惟周公誕保文武受命、惟七年」とあり、周公の居攝を別に數える說もあるが、それは金縢說話などからの傅會であるらしく、いま成王の七年とする。史記周本紀に「周公行政七年、成王長、周公反政成王、北面就群臣之位、成王在豐、使召公復營洛邑、如武王之意、周公復卜、申視、卒營築、居九鼎焉、曰、此天下之中、四方入貢、道里均、作召誥洛誥」とあり、この二篇をそのときの成立としている。洛誥にはただ戊辰の烝祀をいうのみで他に日辰を著けず、召誥には式場の設營より擧式の次第を詳記する。その文にいう。

惟二月既望、越六日乙未、王朝步自周、則至于豐、惟太保先周公相宅、越若來三月惟丙午朏、越三日戊申、太保朝至于洛、卜宅、厥既得卜、則經營、越三日庚戌、太保乃以庶殷、攻位于洛汭、越五日甲寅、位成、若翌日乙卯、周公朝至於洛、則達觀于新邑營、越三日丁巳、用牲于郊、牛二、越翌日戊午、乃社于新邑、牛一、羊一、豕一、越七日甲子、周公乃朝用書、命庶殷侯甸男邦伯、厥既命殷庶、庶殷丕作

この式典は、おそらく庶殷諸侯に對して革命の成就を宣言し、施政の方針を宣布したもので、令彝にしるすところと同じ内容のものであるが、令彝は周公の子である明保の施政に際しての舍命式をしるすものであろう。このような舍命の儀禮は、成周の統治者によつてのちにもなお行なわれ、召誥や令彝の文は、その典範として傳承されたものと思われる。右の召誥にみえる日辰を逐うてその元旦朔を求めると㊷となり、成王七年の譜と合う。尤も以上は、漢代の曆術家が豫想した周初の年曆に合致するものを、穆元百年の條件のもとに設定したものにすぎず、これが實際の武成・召誥の年次に合するかどうかは、もとより確かめがたい。漢代の曆術家は、各〻その持するところの曆術を以て、三統曆・四分曆・殷曆により、庚申元四分曆・甲寅元殷曆、あるいは歲次鶉火說國語周語などを主張しており、問題はいよいよ複雜を加える。しかし要するに各自の曆法的要求を以て年曆を論ずるもので、他に根據があるわけではない。この試表のごときも、一應武成・召誥の年次的關係が適合し、かつ舊說による穆元百年の條件に一致するところを、かりに算定したものにすぎない。

以上によつて推算を試みた西周歷代の在位數は

成25　康35　昭26　穆31　共17　懿14　孝19　夷39　厲37　共和14　宣46　幽11

十世十一代、合せて三百十四年、武王克殷の年を前一〇八七年として三百十七年となる。その西周積年の推算と、從つてその曆譜とが、どの程度の妥當性を主張しうるかについては、適當な論證の方法を缺くというほかない。ただ史記の魯世家にしるす魯の歷世在位數と、その積年數のみが、殘されている唯一の比較資料である。世家のしるすところは、また年表とも部分的に小異あるも、當面の問題の部分については一年差にすぎない。しかし世家の文に據つたと思われる世經漢志との間にはかなり年數の相違がある。いま各資料を表記すると、次の通りである。

	世經	世家	年表
伯禽	46		
考公	4	4	
煬公	60	6	
出公	14	14	
魏公	50	50	
厲公	37	37	
獻公	50	32	
眞公	30	30	30
武公	2	9	10
懿公	9	9	9
柏御	11	11	
孝公	27	27	38
惠公	46	46	46

伯禽の初年は成王の元年に當るとされ、また幽王の十一年は孝公の二十五年に當る。伯禽元年より孝公二十五年に至る積年數は、周の成王元年より幽末に至る積年數と一致するはずであるが、世經のその積年數は三百三十八年にして、上述の西周積年より二十四年多く、世家の積年數は、伯禽の在位を世經によつて四十六年、煬公の六年を六十年の誤とするとき、その總積年は三百二十七年となり、右の西周積年の推算よりまた多きこと十三年である。もし魯世家の傳えるところが、春秋期の魯史のように、その國初以來の正確に近い年數を殘しているものとすれば、世家の積年とわずか十數年の差にすぎない右の推算は、全體としての積年數にそれほど大きな誤謬がないということになろう。また曆譜は新城・吳・董三家の譜によつたが、全體を通じて吳譜が最も適合する。吳氏は四分曆により曆年の計算を試みているので、最も依據しうるものと考えられ、ただ置閏の關係は、ときに金文によつてその位置を變更すべきところを生ずる。いずれにしても、以上によつて紀年日辰銘のすべてを、その時期觀の一致する諸王の譜中に錄し、一器の遺失をも生じない。ただ十二年銘走毁が十三年の誤刻であるらしいほかは、特に扞格するところなく全器を錄しうるのである。

それは月相四分の説については王國維の解釋が依據すべきものであり、また暦譜の推算においては吳譜が最も適合することを示すものであろう。またその在位數については、共懿以後は金文の紀年銘によつて試表より著しく增減するところなく、また成康昭穆の四代は紀年銘少く、なお前後に加除すべき餘裕を存するとしても、その積年數においてほぼ事實に近いと考えてよい。

舊說による西周歷世の在位數には、その相續年齡の關係を說明しがたい不自然な年數を用いているところが多いが、この試表においては全體として困難なところはない。ただ夷厲宣の三代が合わせて百三十六年というのはやや長きに失するが、厲王奔彘のとき、宣王がなお幼弱であつたということは、特殊な事情として理解する外はない。穆元百年說もどこまで史實であるのか不明であるが、特に記憶しやすい傳承として殘されていたとすれば、その要求をも一應考慮すべきであろう。この試表は、いま殘されている資料によつて、できるだけ忠實に斷代とその暦譜構成を試みたものであるが、もとよりなお他の方法による試表の作成も可能であろう。また紀年の有無にかかわらず、その元旦朔を求めうる器の日辰をもすべて整理し、關聯器によつてその年次を試みることも、またある程度可能であろう。ここに試みた譜入の方法は極めて簡易であり、元旦朔の干支數に對して、初吉・既死霸ならば7を加えうる範圍において、既生霸・既望ならば6を加えうる範圍において、容易にその譜入するところを求めることができる。研究者はそれぞれの資料解釋に基づいて、任意の暦譜を構成しうるのであるから、この試表の疑問點については、各自補正を試みられることを希望する。

四、斷代分期表と器群

以上に試みた斷代器・標準器を中心として、その器群・關聯器を整理し、器制と銘文との關係を確かめてゆくことによつて、彝器の時代觀を求めることができよう。從來殆んど空白に近いとされた西周史は、ここにはじめて歷史的考察の對象となるが、西周史の構成は、これらの資料によることなくしては殆んど不可能である。その意味で、通釋に錄入した諸器の時期區分を、ここに表示する。尤も同一の群標識をもつものであつても、時期的に多少前後するもののあることはいうまでもないが、大體の時期觀はほぼ動かしがたいものがえられよう。從來武王期とされる諸器には確實なものがなく、成王期の斷代よりはじめる。＊關聯器

成王期（前一〇八四～一〇六〇）　47 11 6 30 24・18 42 37 31 24・49 13 7 2 26・20 14 38 33 27・51 45 9 4 58

○十九年睘卣〔二二〕平鈕兩角提梁卣 作册翻卣・麃季卣等器制近し　王在厈　王姜命作册睘、安夷伯　賓睘貝布　揚王姜休　文考癸」　又、尊〔二二〕分層二弦文尊　在厈　君命作册睘、安夷伯　賓用貝布　文考日癸　𠆤」

○成王　成王方鼎〔二〕立耳雙獸圓足方鼎 六稜 器側鳥文直文乳文 器制大保方鼎に近し　成王𩱙」　獻侯鼎〔二〕立耳分當三圓足鼎 有角饕餮文 器制臣辰父癸鼎に近し 銘二　成王大𠦪宗周　賞貝　丁侯　天黿形圖象」

＊勅𣪕鼎〔二九〕立耳三足弦文鼎　丁侯　天黿形圖象」

○王在厈　十九年睘卣繫年器」　又、尊同上」　趞卣〔一七〕平鈕提梁顧龍文卣 器制卿卣に近し　隹十又三月辛卯⑤　王在厈　易趞采・貝五朋　姞」　又、尊虺龍帶文尊　銘、同文

○王姜　十九年睘卣繫年器」又、尊同」　叔隋器〔六〕器蓋貫耳四孔、目雷文 器隋方　王𠦪宗周　王姜使叔使于大傃　商鬱鬯白金　對揚大傃休」　令毁〔二四〕二器 兩耳方座毁 垂尾顧鳥文 鉤連雷文　王伐楚伯在炎　九月既死霸丁丑⑥　作册夨令𩱙宜王姜　姜賞令貝臣鬲　公尹伯丁父　丁侯」有韻　泉伯卣〔二三〕器制睘卣翻卣に近し　泉伯易貝于姜　父乙」　不壽毁附耳鳥文毁　隹九月初吉戊戌㊴　王在大宮王姜易不壽□　對揚王休」　𩰫鼎眉縣大鼎、近出　唯八月初吉　王姜易𩰫田三　用對王休」

○周公・伯禽・明保　周師旦鼎銘僞」　𤈦毁𤈦諸器」　小臣單觶〔九〕器佚　克商　成𠂤　周公易小臣單貝十朋」　禽毁〔一〇〕兩耳圈足目雷文　王伐𣎆侯　周公某禽祝　王易金百寽」　禽鼎器佚　銘、同文」　大祝禽鼎〔一〇〕立耳圓足目雷文小乳文方鼎　大祝禽鼎」　魯侯鴞尊〔一〇〕鴞形尊、器佚　魯侯作姜享尊亞字形中」　魯侯爵〔一二〕無柱目雷文爵　魯侯作爵」　𢐗方鼎〔一〇〕立耳鳥形足六稜垂尾大鳥文方鼎　銘僞、周公于征伐東夷豐伯尃古」　征盤〔一一〕附耳圈足蟬文盤　征作周公𩱙彝」　明公毁〔一三〕兩耳侈口兩旁垂帶方座毁、疑　王命明公　遣三族伐東國　魯侯」　令彝〔二五〕饕餮文兩尾蛇文鳥文四面正中稜飾方彝　隹八月辰在甲申、王命周公子明保　尹三事四方　隹十月月吉癸未㊹　明公朝至于成周、𢓊命　京宮・康宮・王　對揚明公尹厥宮　父丁鳥形册標識」　又、令尊〔二五〕上圓下方鉤稜垂尾鳥文尊　銘、同文」　作册翻卣〔二六〕環耳提梁蓋平鈕兩角素文卣　隹明傃殷成周年　公易作册翻鬯貝　父乙　圖象」　翻諸器〔二六〕附耳目雷文　盤・伯翻盉

○王族　康侯毁〔一四〕兩獸角耳𤔲花文渦文直文圈足毁　王朿伐商邑　令康侯啚于衞　渣嗣土遙眔啚　𠔿圖象」　康侯諸器〔一四〕觶・爵・罍・鬲・矛・斧刀　康侯丰鼎〔一四〕立耳六稜有角饕餮文方鼎　康侯丰作寶𩱙」　作册𣜩鼎〔一四〕器佚　康伯在沬𠂤　易作册𣜩貝」　＊渣伯遙卣〔一四〕蓋平鈕提梁卣　又、遙諸器尊・鼎

○邶鄘衞諸侯伯　邶子方鼎〔三六〕立耳小圈文四圓足鼎　北子作癸」　又、邶子諸器〔三六〕觶・尊・盤」　北伯卣〔三六〕環耳蓋平鈕兩角目雷文小圈文提梁卣」　又、北伯諸器〔三六〕尊・鼎・鬲　庸鼎〔三六〕器佚　庸作寶鼎」　衞尊〔三六〕侈口垂尾鳥文尊　衞作季衞父」　又、鼎分尾鳥文鼎　衞肈作厥文考己仲」　＊衞父卣器、北伯卣に近し」　＊伯衞父盉器蓋鳥文、器形臣辰盉・伯富盉に近し　伯衞父作𡪠」　＊賢毁〔三六〕器四、第四器宜侯夨毁に近し　隹九月初吉庚午⑪　公叔初見于衞、賢從、公命事、晦賢百晦□」　𩵦伯卣〔三七〕素文蓋平鈕兩角提梁卣、器制盂卣に近し　𩵦伯」　又、𩵦諸器〔三七〕彝・尊」　亞字中𩵦圖象諸器　𡨦卣　龔鬲　暦鼎

○克殷東南征　小臣單觶〔九〕周公器　禽毁〔一〇〕禽鼎〔一〇〕周公器　𢐗方鼎〔一〇〕周公器、銘僞　明公毁〔一三〕明公器　令毁〔二四〕王姜器　大保毁〔三〕大保器　康侯毁〔一四〕王族器　旅鼎〔五〕公大保器　保卣〔一六〕平鈕小圈文卣　乙卯　王命保及殷東國　五侯征兄六品　蔑暦于保　文父癸宗　遣于四方迨王、大祀祓于周、在二月既望⑦」　又、尊饕餮小圈文分層尊　銘、同文」　＊征諸器〔一六〕角・鼎（亞形中若標識）　𡉚鼎〔一七〕立耳弦文三圓足鼎　王命趞、𢦏東反夷」　𡉚諸器〔一七〕卣・尊・觥・甗　𦥑劫尊

〔一八〕中層直文上下鳥帶文尊　王征□、易𩁹𫊸貝朋　蔑祖」　䧹鼎〔一九〕器佚　隹王伐東夷　溓公命䧹
眔史旗　䧹孚貝䝞公」成康期
○安州六器〔七一〕　中諸器　觶素文　王大省公族于庚□旅　王易中馬　南宮貺　父乙」　中方鼎二
器、八稜素文　隹王命南宮、伐反虎方之年　王命中先、省南國貫行　中乎歸生鳳」　中觶　王命中
先、省南國貫行　父乙」　中方鼎一　隹十又三月、王在寒𩂣　王命大史兄𡊎土　大史易于珷王作
臣　今兄□女𡊎土、作乃采　隹臣尚中」
○員　員卣〔二〇〕平鈕四稜凸䕫文卣　員從史旟伐會」　＊員尊文様同」　＊員鼎〔二〇〕器佚　唯正月既
望癸酉㊺　王獸于昏𪇥、王命員執犬、休善　父甲　𣃔」
○溓公　䧹鼎〔一九〕東征器　厚趠方鼎〔三一〕三都　𤔲鼎〔三二〕三都器
○大保　叔隋器〔六〕王姜器　大保卣〔二〕雞形鐶鈕提梁卣　大保鑄」　大保方鼎〔二〕器二、立耳雙龍四稜夔龍
文圓足方鼎　大保鑄」大保𣪘〔三〕四耳䕫文𣪘、梁山七器之一　王伐彔子耶、王降征命于大保　王造大保
易休余土」　𣄰殘器〔七〕器圈足部殘、目雷文　大保易厥臣𣄰金　父丁」
○三都新邑・成周・宗周・葊京　新邑　𠭯士卿尊〔二七〕䕫文分層尊　保尊・召尊・渣伯遶尊に近し　丁巳、王
在新邑、初餴　王易𠭯士卿貝朋　父戊　子□圖象」　臣卿鼎〔二八〕立耳三圓足目雷文鼎　公違省自東
在新邑　臣卿易金　父乙」　＊臣卿𣪘〔二八〕圈足部目雷文」　＊卿諸器〔二八〕尊・卣・觚・𣪘」成周　臣
辰卣〔三〇〕平鈕兩角四稜象文卣　隹王大龠于宗周、征饗葊京年　在五月既望辛酉㊺　王命士上眔史寅
殷于成周　父癸臣辰册光」　＊臣辰諸器〔三〇〕士上組　父乙臣辰組　父乙光組　父辛組以上凡四十

五器」　厚趠方鼎〔三一〕立耳有角䕫文四圓足方鼎　隹王來各于成周年　厚趠又償于溓公　文考父辛
宋圖象」　𤔲鼎〔三二〕立耳弦文三圓足鼎　王初……成周　溓公蔑𤔲曆　父辛　囚圖象」　史獸鼎〔三三〕
立耳線状䕫文三圓足鼎　尹令史獸立工于成周　十又一月癸未獻工　對揚皇尹丕顯休　父庚」　＊獸
諸器〔三三〕　𡨦尊〔三四〕侈口腹圈目雷文尊　隹公𨓚于宗周　商𡨦貝　父乙」
○梁山七器　𩛥尊殷器　大保方鼎一〔二〕　大保方鼎二〔二〕　大保𣪘〔三〕以上大保器　害鼎〔四〇〕立耳傾垂
素文鼎　隹九月既生霸辛酉㊹　在匽　侯易害貝金　𩵦伯父辛　大保」　伯害盉〔三九〕分當盉、臣辰・伯
衛父盉に近し　伯害作寶伯父辛　大保」　大史友甗〔四一〕立耳䕫文分當鼎穿甗　大史友作寶公」成康期

成康期
○諸侯伯　雁公　雁公鼎〔四八〕器佚　雁公　以乃弟、用夙夕𩛥享」　雁公觶〔四八〕方形雷文有蓋觶
雁公」　雁公壺弦文無梁　雁公方鼎立耳隋方垂尾鳥文　又、卣・𣪘・鼎・尊」　畢公𪓋伯　獻𣪘〔四九〕目雷
文𣪘、禽𣪘に近し　隹九月既望庚寅⑯　𪓋伯于遣王、休亡尤　朕辟天子𪓋伯、命厥臣獻金車　文考
光父乙　十世不諲、獻身在畢公家、受天子休」　史䛐彝〔五〇〕器佚　乙亥、王賞畢公、迺易史䛐貝
十朋　其于之朝夕監」　又、𣪘〔五〇〕項下顧龍腹飾䕫文𣪘　銘、文同」　𪊽方鼎〔五一〕立耳雙獸八稜有
角䕫文方𣪘、器飾厚趠方鼎に近し　隹二月初吉庚寅㊿　在宗周　𪓋仲賞厥𪊽𪊽逐毛兩馬匹　己公」　𪓋
仲𣪘〔五一〕蓋隋方顧龍帶文直文　𪓋侯作姜氏　方事姜氏　永皇方身　文母𪓋妊　方其日受宐」　𪓋侯
諸器𪓋公壺・叔値觶　＊𪓋諸器

○井侯　征盤〔一一〕周公器　𡘇𣪘〔五九〕𡘇諸器　麥盉・方鼎・彝〔六〇〕麥諸器
○𡘇　𡘇𣪘〔五九〕象渦身文圈足𣪘　隹三月　王命𡘇眔内史曰、𦬸井侯服　易臣三品　𠂤臣天子　册
王命作周公彝」　𡘇子方尊〔五九〕四邊正中鉤稜、上蕉葉𤓰文、中䕫文、足顧龍文方尊　𡘇子」　又、方彝二、
文様方尊と同じ　器制令彝に近し　𡘇子」又、盉　𡘇　戈形圖象　又、作公□𡘇　𣃔　又、戈　𡘇子」
𡘇子旅卣蓋平鈕兩角、器腹三角形內鳳文卣　𡘇子旅」　𡘇子旅鼎𤓰龍文　𡘇子旅　父戊」＊𡘇子旅諸器鼎
・甗・𣪘　鬲」　＊肄𣪘瓦文𣪘　王史𡘇蔑曆　乎易䜌旂」（穆共期）
○麥　麥盉〔六〇〕素文四足盉、伯害盉に近し　井侯光厥吏麥　𪈪于麥宮　侯易麥金　用從井侯征事」
麥方鼎〔六〇〕附耳隋方馬蹄足鼎、失蓋　隹十又二月　井侯征　𪈪朽麥　易赤金　用從井侯征事」　麥彝
〔六〇〕八稜夔龍文蝸文方彝　在八月乙亥　辟井侯　𪈪朽麥宮　易金　用𪈪井侯出入」　麥尊〔六〇〕四稜
上蕉葉鳳文、中下垂啄顧鳳文圜口方尊　王命井侯出矿、侯朽井　雩若二月、侯見朽周、亡述、迨王客葊
京酌祀、雩若翌日、在璧雝、王乘于舟、爲大豐、王射、侯易玄周戈　侯作册麥、易金于辟侯　唯
天子休于麥辟侯之年」
○公大保・今大保　旅鼎〔五〕立耳䕫文分當鼎　隹公大保來伐反夷年　十又一月庚申　公在盩𠂤　公
易旅貝十朋　𣥂」　御正良爵〔八〕雙柱䕫文爵　隹四月既望丁亥㊵　今大保賞御正良貝　父辛　𢆶」
○父辛　匽侯旨鼎〔三八〕匽侯諸器」　朿觶〔四〕器佚、遇甗同出　公賞朿　父辛」
○匽侯　害鼎〔四〇〕梁山七器　匽侯旨鼎〔三八〕立耳䕫文分當鼎　匽侯旨初見事于宗周　王賞旨貝廿朋
姒」　又、鼎〔三八〕立耳目雷文鼎　匽侯旨作父辛」　匽侯盂〔三八〕附耳垂啄顧鳳文盂　匽侯」　又二器・

又、卣」　㠱侯矣盉器佚　匽侯易亞矣貝　父乙」
○盂　盂爵〔三五〕雙柱目雷文爵　隹王初𠦪于成周　命盂寧𣦼伯　賓貝」　盂卣〔三五〕平鈕兩小角卣　兮
公室盂鬯束貝十朋　父丁　𣥂」
康王期（一〇五九～一〇二五）22 16 11 35 29・53 47 42 5 60・54 18 13 7 31・25 49 43 38 2・56 50 14 9 33・27 21 45 40 34・58 52 47 11 5
○休王　𦉢䈝器〔四五〕大保・𦉢諸器　𨚍父方鼎〔四六〕三器、立耳八稜鳥文方鼎　休王易𨚍父貝」　效父𣪘
〔四七〕象渦身垂尾鳥文𣪘　休王易效父▮▮三　𠬝」
○廿三祀大盂鼎〔六一〕立耳翼稜䕫文鼎　隹九月、王在宗周、命盂、王若曰　今余隹命盂𥁑𡘇　井乃
嗣祖南公　（人僕賜與）　隹王廿又三祀」
○廿五祀小盂鼎〔六二〕器佚　隹八月既望、辰在甲申㊴　昧喪　三左三右多君、入服酒　（大廷・中廷
・廟中、策勳の禮）　隹王廿又五祀」
○象渦身文𣪘諸器　𡘇𣪘〔三九〕𡘇諸器　效父𣪘〔四七〕休王諸器　仲爯𣪘器腹象渦身文𣪘、方座夔鳳文　器疑
用饗王逆□」　大豐𣪘〔一〕器腹方座象渦身文𣪘　（文王等衣祀）　王大豐　王祀于天室　天亡右王」有韻
叔德𣪘〔五三〕器腹方座象渦身文𣪘　王易叔德臣𡚦十人・貝十朋・羊百」　＊德方鼎〔五四〕立耳六稜䕫文鼎
隹三月、王在成周　征珷福自蒿　咸　王易德貝廿朋」　＊德𣪘〔五四〕䕫文圈足垂尾鳥文方座𣪘　王易
德貝廿朋」　＊德鼎〔五四〕立耳𤓰龍帶文獸足鼎、器制大盂鼎に近し　王易德貝廿朋」
○大保・𦉢　作册大方鼎〔四二〕四器　四稜龍展開文乳文方鼎　公朿鑄武王成王異鼎　隹四月既生霸己丑

51 公商作册大白馬　大揚皇天尹大僳休　祖丁　鳥形册」　盟㪟〔四三〕侈口無文、作册㪟尊に近し　隹
九月在炎𠂤　甲午　伯懋父易盟白馬每黄髮微　不杯盟、多用追于炎不醬伯懋父昚　國宮旅彝」又、
卣平鈕兩角素文卣　銘同文」　小臣䟴鼎〔四四〕器佚　盟公𤔲匽　休于小臣䟴貝五朋」　盟圜器〔四五〕斜狀文
筒形器　隹十又三月初吉丁卯⑩　盟啓進事奔走　事皇辟君　休王自穀使賞畢土方五十里　畋宮旅彝
○諸侯　宜侯夨𣪕〔五二〕四耳圓渦虺首垂尾鳥文方座𣪕　隹四月辰在丁未　王省武王成王伐商圖　徙省東
國圖（宜社封建）　王命虎侯夨曰、繇、侯于宜　土田人鬲賜與　宜侯夨　虎公父丁」　*丹徒諸
器〔五二〕同出」　小臣𨔛鼎器殘破　小臣𨔛即事于西、休、中易𨔛鼎　揚中皇」　㫃㪟〔五五〕夔鳳帶文
無分層㪟　隹四月、王工、从㫃各中　㫃揚中休」　㽙彝〔五五〕器佚　隹八月甲申　公中在宗周　易㽙
貝五朋　父辛」　耳㪟〔五六〕顧龍帶文㪟　隹六月初吉、辰在辛卯60　侯各于耳□　易臣十家　長師
耳　對揚侯休　京公」押韻　*耳𣪕　癸文考」　作册䰠卣〔五八〕平鈕小角素文卣　隹公大史、見服于
宗周年　在二月既望乙亥24　雩四月既生霸庚午54　王遣公大史　在豐　賞作册䰠馬　日己」
𪓐𣪕〔五九〕鳥文圈足𣪕　隹正月初吉丁卯④　𪓐征公　公易𪓐宗彝一肆　易鼎二　易貝五朋　辛公」

康昭期

○王族　魯侯獄鬲〔七七〕立耳分當饕餮文鬲　魯侯獄作彝」　也𣪕〔七八〕盨　斜格雷乳文　也曰　令乃鴅
沈子、作緐于周公宗　陟二公　不敢不緐休同公　己公」
○伯懋父　盟㪟・盟卣康王大保諸器」　小臣謎𣪕附耳弦文三足𣪕　㪚東夷大反　伯懋父以殷八𠂤征東夷

牧𠂤　小臣謎蔑曆眔易貝」　小臣宅𣪕〔六四〕弦文圈足𣪕　隹五月、同公在豐　命宅使伯懋父　乙公」
*宅方彝二器、八稜饕餮文（殷周期）　又、方鼎同上」　御正衛𣪕〔六五〕虺龍文圈足𣪕　五月初吉甲申23
懋父賞御正衛馬匹、自王　父戊」　呂行壺〔六六〕失蓋、貫耳無文壺　唯四月、伯懋父北征　呂行㦸孚
貝」　師旂鼎〔六七〕分尾鳥文平底三足鼎　唯三月丁卯、師旂衆僕、不從王征于方䨓　史厥友弘、以告伯
懋父　在䓞　弘以告中史書」　*旂鼎〔六七〕立耳弦文鼎　唯八月初吉、辰在乙卯　公易旂僕　文父
日乙　〔族徽〕」　又、文考遺寶責弗敢喪　父戊」

昭王期（一〇二四～九九九）29 23 18 41 36・60 54 48 12 7・1 25 19 14 38・32 26 50 45 9・3 57 21 16 10・34
○十又四祀𣪕𣪕〔七四〕器佚　隹王十又四祀十又一月丁卯、王𪊲畢、烝、戊辰、曾　王蔑𣪕曆　念畢
仲孫子　令龏𡚬」
○廿二年庚嬴鼎〔八〇〕立耳垂啄鳥文鼎　隹廿又二年四月既望己酉②　王客□室　衣事　丁巳　王蔑庚嬴
曆　易曼𩰬・貝」　*庚嬴卣〔八〇〕平鈕兩角大顧鳳文卣　隹王十月既望、辰在己丑45（十九年・廿五年可能）
王洛于庚嬴宮　王蔑庚嬴曆、易貝十朋・丹一柝　文姑」　*嬴氏諸器〔八〇〕
○休天君・夫人　尹姞鼎〔七二〕立耳分當饕餮文鬲形鼎　穆公作尹姞宗室于□林　隹六月既生霸乙卯16
（四年・九年・十四年可能）　休天君弗望穆公聖𦕰明□、事先王、各于尹姞宗室□林　君蔑尹姞曆　易玉
五品馬四匹　對揚天君休」　公姞鼎〔七二〕未著錄　隹十又二月既生霸　子中漁□池　天君蔑公姞曆
史易公姞魚三百　對揚天君休」　次㪟〔七二〕器佚　隹二月初吉丁卯34　公姞令次𤔲田人　次蔑曆、

易馬易裘」　𧽊彝〔七二〕器佚　隹十月初吉辛巳52　公姒易𧽊貝　父乙」　叔䎽㪟　叔䎽易貝于王姒」
保侃母壺　王姒易保侃母貝」又、𣪕　保侃母易貝于庚宮」　保㑂母彝　保侃母易貝于庚姜」
○大鳳文諸器　效㪟〔八一〕侈口虺龍大鳳文㪟　隹四月初吉甲午②　王雚于嘗　公東宮內鄉于王　王易
公貝五十朋　公易厥順子效王休貝廿朋」　效卣〔八一〕蓋平鈕兩角、大顧鳳文卣　銘、同文」　寧𣪕蓋、
乘啄大鳳文　乙考　其用各百神」
○東宮　效㪟・效卣〔八一〕鳳文諸器」　啓貯𣪕〔八一〕失蓋、垂啄鳥文方座𣪕　□啓貯眔子鼓𡨦鑄旅𣪕　隹
巢來㲋　王命東宮追以六𠂤之年」
○南征　𤼈𣪕〔六八〕斜格雷文三足𣪕　𤼈從王戍荊、孚」　過伯𣪕〔六九〕顧鳳帶文方座𣪕　過伯從王伐反荊、
孚金」　𤔲𣪕〔七〇〕器佚　𤔲䮐、從王南征、伐楚荊　又得　父戊　吳形圖象」　小子生㪟〔七一〕鳳
耳垂啄鳳文饕餮文方㪟　隹王南征　王命生、辨事□公宮　小子生易金鬱鬯　用饗出內事人」
○溓仲　令鼎〔七三〕器佚　王大藉農于諆田、餳　王射、有𤔲眔師氏小子𨞄射　溓仲僕　令眔奮先馬
走　王至于溓宮、啓」

昭穆期

○伯屖父　競𣪕〔八七〕目雷文圈足𣪕　隹四月既死霸壬申19　伯屖父蔑御史競曆、賞金　父乙」　競卣
二〔八七〕平鈕犧首卣　競作父乙𩰫」　又、卣二〔八七〕平鈕兩小角分尾鳥文卣　隹伯屖父以成𠂤即東命、戍
南夷　正月既生霸辛丑30　在坏　伯屖父皇競、各于官、競蔑曆　賞競章　對揚伯休　父乙」　*

競諸器〔八二〕　縣改𣪕〔八八〕分尾鳥文𣪕　隹十又三月既望、辰在壬午⑩　伯屖父休于縣改　易女婦
爵　𩰬縣伯室、易君我、隹易壽」
○師雍父・古𠂤・𡉚　甗鼎〔八九〕立耳分尾鳥文鼎　隹十又一月、師雍父省道至于𡉚　甗從、其父蔑甗
曆、易金」　遇甗〔八九〕立耳甑部二弦文鬲部饕餮文分當甗　隹六月既死霸丙寅13　師雍父戍在古𠂤　遇從
史遇使于𡉚侯　蔑遇曆、易遇金　旅甗」　臤觶〔九〇〕弦文犧首觶　隹十又三月既生霸丁卯②　臤從
師雍父、戍于𡉚𠂤之年　臤蔑曆　仲𩆃父易金　父乙」仿刻　稓卣〔九〇〕平鈕兩角鳥文卣　稓從師雍父
戍于古𠂤　蔑曆易貝卅寽　文考日乙　戊形圖象」
○伯雍父・古𠂤・𡉚　彔𣪕〔九一〕兩耳雞首垂尾鳥文𣪕　伯雍父來自𡉚　蔑彔曆　易赤金　文祖辛公」
*彔諸器・文考乙公　彔𢦏卣〔九一〕平鈕兩角分尾鳥文卣　王命𢦏曰　㪚淮夷敢伐內國　女其以成周
師氏、戍于𡉚𠂤　伯雍父蔑彔曆　易貝十朋　文考乙公」　彔𢦏㪟〔九一〕侈口目雷文　銘、同文」
*伯𢦏𣪕〔九一〕器佚　西宮寶　用𢦏神懷　唬前文人」　彔伯𢦏𣪕〔九二〕器佚　隹王正月、辰在庚寅
王若曰、彔伯𢦏、繇自乃祖考、又𢦏于有周　（禮器車服賜與）　皇考𩰫王」
○毛伯・毛公　班𣪕〔七九〕器再出、圓渦饕餮文珥垂四扁足𣪕、足內折　隹八月初吉、在宗周、甲戌44　王
命毛伯、更城虢公服、甹王位、作四方亟、秉緐蜀巢命　王命毛公　伐東國厭戎　王命吳伯　王命呂
伯　遣命曰　三年靜東國　烏虖不杯丮皇公、受京宗懿釐、毓文王王姒聖孫」　毛公方鼎〔七九〕附耳
斜格文鼎　毛公𩰫鼎」押韻　孟𣪕〔七九〕分尾大顧鳳文方座𣪕　孟曰、朕文公眔毛公遣仲　征無需　毛伯
易朕文考臣、自厥工　對揚朕考易休」

○鹿文・鹿　貉子卣〔七五〕器二平鈕兩角鹿文卣　唯正月丁丑　王各于呂　敾王牢于厥　王命士道、歸
貉子鹿三騎三」　＊己侯貉子𣪘蓋、大顧鳳文　己侯貉子、分己姜　己姜石」　命𣪘〔七六〕附耳分尾鳥文
高圈足𣪘　隹十又一月初吉甲申㉖　王在華　易命鹿」
○大鳳文諸器　靜　靜𣪘〔八四〕大鳳文圈足𣪘　隹六月初吉、王在葊京　丁卯㊱　王命靜𤔲射學宮
小子服眔小臣眔夷僕、學射　雩八月初吉庚寅(60)（翌年、閏）　王以吳𠦪呂犅、卿䊒葢𠂤邦周、射于大
池　王易靜鞞剢　文母外姞」　靜卣〔八四〕平鈕兩角垂啄鳳文卣　隹四月初吉丙寅㉟　王在葊京　王易
靜弓」　＊小臣靜彝〔八四〕器佚　隹十又三月　王客葊京　小臣靜卽事　王易貝五十朋　父丁」
穆王期〔九九八〜九六八〕28 52 47 41 5・59 53 17 12 6・30 24 48 43 37・1 55 50 14 8・32 26 21 45 39・33 57 52 46 10・4
○穆王　遹𣪘〔八五〕失蓋、繩文狀瓦文三小足𣪘　隹六月既生霸　穆王在葊京　乎漁于大池　王饗酒　遹
御　穆王親易遹𩁹　文考父乙」　長甶盉〔一〇三〕夔樣鳥文分當三足盉　隹三月初吉丁亥㉕　穆王在下減
𢊁　穆王饗醴　卽井伯、大祝射　穆王蔑長甶　伯氏㒸不姦　長甶蔑曆　對揚不杯天子休」　＊普
渡村諸器〔一〇三〕
○元年郃曶𣪘〔九三〕器佚　隹元年三月丙寅　王各于大室　康公右　郃曶易戠衣赤⊗市　作𤔲土」
○三祀師遽𣪘〔一〇〇〕蓋、瓦文　隹王三祀四月既生霸辛酉㉑　王在周、客新宮　王征正師氏、王乎師
朕　易師遽貝十朋　文考旄叔」　＊師遽方彝〔九九〕鳳耳夔鳥文方彝　隹正月既生霸丁酉㉖（二年・七年
可能）王在周康寢、饗醴　師遽蔑曆晉　王乎宰利　易師遽瑂圭一環章三　文祖也公」　＊𢊁諸器〔一

〇〇〕　＊盠方彝〔一〇一〕鳳耳圜口圓渦文夔樣夔文方彝　唯八月初吉　王各于周廟　穆公右盠（廷禮）
易盠赤　市幽亢攸勒　𤔲六𠂤王行參有𤔲・𤔲土𤔲馬𤔲工　䡅𤔲六𠂤眔八𠂤埶　文祖益公　盠曰、
天子不叚不其」　＊盠方尊〔一〇一〕文様同　銘、同文」　＊盠駒尊〔一〇二〕駒形圓渦文尊、蓋二　隹王
十又三月、　辰在甲申　王初執駒于𢊁　王乎師遽　召盠　王親旨盠𩦎、易兩　盠曰　王倗下不其
盠曰　文考大中　盠曰」　＊𢦚𣪘〔一一〇〕瓦文𣪘（附耳鳥文𣪘）　唯正月乙子、王各于大室　穆公入右
𢦚　王曰、𢦚、命女作𤔲土、官𤔲藉田　易女戠衣赤⊗市䜌旂　楚走馬、取遺五寽」
○葊京　靜諸器〔八四〕大鳳文器　遹𣪘〔八五〕穆王器」　井鼎〔八六〕器佚　隹七月　王在葊京　辛卯　王
漁于㝅池　乎井從魚　攸易魚」方格銘
○大室・瓦文　元年郃曶𣪘〔九三〕繫年器　𢾊𣪘〔九三〕瓦文𣪘　隹八月初吉丁亥(57)　伯氏宮𢾊　易𢾊弓
矢束馬匹貝五朋　揚公休」　晉𣪘〔九三〕失蓋、瓦文𣪘　隹四月初吉丁卯(55)　王蔑晉曆易牛三」　敔𣪘
二〔九四〕器佚　隹四月初吉　王在周、各于大室　王蔑敔曆　易玄衣表　文考父丙」　君父𣪘〔九五〕
器佚　唯正月初吉乙亥⑫　王在康宮大室　王命君夫曰　儥求乃友　文父丁」　呂方鼎〔九六〕四稜斜
格分尾鳥文乳文方鼎　唯五月既死霸、辰在壬戌㊴　王饔于大室　呂征　王易呂𩰫三卣貝卅朋」
○昭王祭祀　剌鼎立耳顧首鳥文鼎　唯五月　王在初、辰在丁卯　用牲于大室　啻卲王　剌御　王易
剌貝卅朋　黃公」　宗周鐘鼓上象首、篆間夔龍、舞上竊曲文、甬鐘　王肈遹省文武堇疆土　南國𠬝子敢陷虐
我土　王𦨶伐其至、戭伐厥都　𠬝子見間、來逆卲王　南夷東夷具見廿又六邦　隹皇帝百神、保
余小子　我隹司配皇上帝、對作宗周鐘　㝬其萬年、畯保四或」　＊𤞷鐘〔九八〕器制近し

共王期〔九六七〜九五一〕28 22 17 41 35・29 53 48 12 6・60 24 19 13 37・31 26
○龔王・繫年器　元年師虎𣪘〔一〇四〕失蓋、瓦文𣪘　隹元年六月既望甲戌㉘　王在杜𢊁　各于大室
井伯內右師虎　王乎內史吳　王若曰、虎、𢦚先王既命乃祖考事、啻官𤔲左右戲緐刑　易女赤舄
剌考日庚」
○二祀吳方彝〔一〇五〕葢柱缺、六稜、夔樣饕餮文、器佚　隹二月初吉丁亥(54)　王在周成大室　宰朏右作冊吳
王乎史戊　𤔲旃眔叔金　（秬鬯車服賜與）　靑尹　隹王二祀」
○二祀趩觶〔一一四〕垂尾鳳文觶　隹三月初吉乙卯(53)　王在周各大室　咸井叔入右趩　王乎內史　更厥
祖考服　易趩戠衣載市冋黃旂　趩蔑曆　隹王二祀」
○七年趞曹鼎〔一〇六〕附耳侈口平底二弦文鼎　隹七年十月既生霸　王在周般宮　大室　井伯入右趞曹　易
趞曹載市冋黃䜌　用饗倗晉」
◯十五年趞曹鼎〔一〇七〕立耳顧龍文鼎　隹十又五年五月既生霸壬午⑬　龔王在周新宮　王射于射盧　史
趞曹易弓矢虎盧　用饗倗晉」　＊師湯父鼎〔一〇八〕立耳夔樣顧鳳文獸足鼎　隹十又二月初吉丙午⑱
王在周新宮　在射盧　王乎宰雁　易□弓象弭矢臺彤欮　文考□叔」　＊仲枏父鬲〔一〇八〕侈口三稜
夔樣饕餮文獸足鬲　唯六月初吉　師湯父有𤔲仲枏父」　＊仲枏父諸器〔一〇八〕
○王在奠　免觶〔一一五〕侈口顧龍帶文觶　隹六月初吉、王在奠、丁亥(56)　王各大室　井叔右免、王蔑
免曆　命史懋　易免載市冋黃　𤔲土」　史懋壺〔一一七〕器佚　隹八月既死霸戊寅㉕　王在葊京溼宮
親命史懋路筭　王乎伊伯　易懋貝　父丁」　大𣪘一〔一一八〕夔樣夔文三小足𣪘　唯六月初吉丁子㉖

王在奠　蔑大曆　易芻𩛥犅　皇考大仲」
○井伯　元年師虎𣪘〔一〇四〕　七年趞曹鼎〔一〇六〕以上繫年器」　豆閉𣪘〔一〇九〕失蓋、瓦文𣪘　唯王二
月既眚霸、辰在戊寅㊲　王各于師戲大室　井伯入右豆閉、王乎內史　王曰、閉、易女戠衣⊗市䜌
旂　𠈪乃祖考事　𤔲窢俞邦君𤔲馬弓矢　文考釐叔」　＊窢鼎〔一〇九〕器佚　隹王九月既望乙巳　趞
仲命窢、䡅𤔲奠田　對揚趞仲　文考釐叔」仿（昭穆期）　利鼎〔一一一〕器佚　唯王九月丁亥　王客于般
宮　井伯內右利　王乎作命內史　易女赤⊗市䜌旂　文考㴋伯」
○方座𣪘　倗生𣪘〔一一二〕五器、三器佚、圓渦四瓣文直文方座𣪘　隹四月初吉癸巳①　格伯取良馬乘于倗
生　厥書史戠武　典格伯田　𤰈」　＊格伯晉姬𣪘〔一一二〕失蓋、三小足𣪘　唯三月初吉　格伯作晉姬
寶𣪘」　＊𢑴仲倗生壺〔一一二〕蓋、渦身文螭文　𢑴仲作倗生歙壺」　＊倗諸器」　追𣪘〔一一三〕五器、二
佚顧龍文方座𣪘　追虔夙夕　卹厥死事　天子多易追休　畯臣天子霝冬」
○井叔　免觶〔一一五〕王在奠諸器」　免簠〔一一五〕器佚　隹三月既生霸乙卯㊺　王在周　命免作𤔲土
𤔲奠還𢼸眔吳眔牧　易戠衣䜌」　免𣪘〔一一五〕器殘底　隹十又二月初吉　王在周　昧喪　王各于大
廟　井叔右免　王受作冊尹書　命女疋周師　𤔲𢼸　易女赤⊗市」　＊免盤附耳線狀顧龍文盤　隹五
月初吉　王在周　命作冊內史　易免鹵百隆　免蔑、靜每王休　作盤盉」　＊史免簠〔一一五〕二器、
一器佚、失蓋　夔樣夔文波狀文垂鱗文簠　史免作旅簠」文有韻（懿孝期）
○周師　免𣪘〔一一五〕井叔諸器」　守宮盤〔一一九〕附耳顧龍文、圈足斜格雷文盤　隹正月既生霸乙未㉞　王在
周　周師光守宮事　𩛥　周師不𩠠　易守宮絲束…𥁰朋　對揚周師釐」　＊守宮諸器〔一一九〕觥・鳥

尊・卣二・爵二（昭穆期）」　＊師㾓段〔一二〇〕嗣馬井伯諸器（懿王期）

懿王期（九五〇～九三七）50 44 8 2 57・20 15 9 33 27・51 46 40 4
○懿王　匡卣〔一二三〕器佚　隹四月初吉甲午②（四年・五年可能）　懿王在射廬　作象𦥑　匡甫象𦤎二
王曰休　文考日丁」
○元年蔡段〔一三四〕器佚　隹元年既望丁亥　王在減应　旦王各廟　宰曶入右蔡　王乎史尤　王若曰
昔先王既命女作宰、嗣王家、今余隹𤔲𡨦乃命、命女眔曶、𤕌疋對各、死嗣王家外內、毋敢又不聞」
○三年師俞段〔一二四〕器佚　隹三年三月初吉甲戌⑫　王在周師彔宮　王各大室　嗣馬共右師俞　王乎
作冊內史　𤕌嗣□□　易赤市朱黃旂　俞其蔑曆　日易魯休　萬年永保、臣天子」　＊師俞尊〔一二
四〕又、鼎〔一二四〕
○三年師晨鼎〔一二五〕器佚　隹三年三月初吉甲戌⑫　王在周師彔宮　王各大室　嗣馬共右師晨　王乎
作冊尹　疋師俗　易赤舄　文祖辛公」　＊庚季鼎〔一二五〕器佚　隹五月既生霸壬午⑬　伯俗父右庚
季　王易赤⊗市玄衣黹屯綵旂　左右俗父嗣寇」（孝夷期）　＊伯晨鼎〔一二五〕附耳變樣夔文三獸足鼎　隹八
月辰在丙午　王命𤼈侯伯晨曰　嗣乃祖考、侯于𤼈（禮器車服賜與）用夙夜事　勿灋朕命」（孝夷
期）
○五年諫段〔一二七〕變樣夔文瓦文三小足段　隹五年三月初吉庚寅㉖　王在周師彔宮　王各大室　嗣馬共右
諫　王乎內史光　先王既命女、𤕌嗣王宥、今余隹或嗣命女　易女勒　文考叀公」

○七年牧段〔一〇四〕波狀文方座段　隹王七年十又三月既生霸甲寅㊾　王在周　在師汓父宮、各大室　公
族□入右牧　王乎內史吳　王若曰　昔先王既命女作嗣士、今余隹或𣪕改（車服賜與）文考益伯」
○十二年大師䖒段〔一二六〕直文圈足段　正月既望甲午⑯　王在周師量宮　各大室　王乎師晨召大師䖒
王乎宰曶　易虎裘　隹十又二年」　＊大師䖒豆〔一二六〕　䖒鐘〔一二六〕　隹正月初吉丁亥㉔（元年・六
年・十一年可能）　追孝己伯　䖒眔蔡姬」　又、二　文考𩛥伯　又、䖒段」
○十三年無㠱段〔一二八〕三器　瓦文圈足段　隹十又三年正月初吉壬寅㊴　王征南夷　王易無㠱馬四匹
皇祖𩛥季」
○十二三年走段〔一二二〕失蓋、變樣夔文瓦文圈足段　隹王十又二三年三月既望庚寅⑬　王在周　各大室
嗣馬井伯入右走　王乎作冊尹　𤕌疋□　易女赤⊗市綵旂」　＊走鐘〔一二二〕五器（穆共期）
○嗣馬井伯　走段〔一二二〕繫年器」　師㾓段〔一二〇〕蓋、分尾鳥文　隹二月初吉戊寅㊺（二年・三年・八年
・十三年可能）　王在周師嗣馬宮　各大室　嗣馬井伯□右師㾓　王乎內史吳（牧段）　先王既命女、今
余隹𤔲𡨦先王命　命女官嗣邑人師氏　易女金勒　文考外季」　師奎父鼎〔一二一〕立耳顧龍文圓足鼎
隹六月既生霸庚寅㉛（元年・六年・七年・十一年・十二年可能）　王各于大室　嗣馬井伯右師奎父　王乎內
史𤼈　旦□市冋黃‥‥旂　追孝剌仲　用匃眉壽、黃耇吉康」

懿孝期
○單伯・內史光　五年諫段〔一二七〕內史光、懿王繫年器」　揚段〔一三一〕器佚　隹王九月既生霸　王在
周康宮　嗣徒單伯內右揚　王乎內史光　王若曰　揚作嗣工　官嗣量田……易女赤⊗市綵旂　𧫷訟、
取遺五寽　剌考寬伯」　＊單伯鐘〔一三二〕器佚　單伯昊生曰、丕顯皇祖剌考、逨匹先王　𩁹勤大
命」　＊單伯・昊生諸器〔一三二〕　善鼎〔一三三〕器佚　隹十又二月初吉、辰在丁亥㊾　王在宗周　王
各大師宮　王曰、善、昔先王既命女、左疋𥁰侯　今余隹肇𤔲先王命　命女左疋𥁰侯　監𤞷師戍
易女乃祖旂　唬前文人　秉德共屯」　＊趞段〔八三〕器佚　唯三月、王在宗周、戊寅　王各于大廟、
密叔右趞　內史即命　王若曰、趞、命女作𤞷𠂤冢嗣馬、啻官僕射士𧫷小大又隣、取遺五寽　易女
赤市幽亢綵旂　季姜」

孝王期（九三六～九一八）58 53 17 11 5・29 53 48 42 36・60 55 49 13 7・31 25 20 44
○元年・二年曶鼎〔一三五〕器佚　隹王元年六月既望乙亥㉙　王在周穆王大室　王若曰、曶、命女更乃
祖考嗣卜事　易女赤⊗市旂　王在𨗈应　井叔易曶赤金𩎟　文考弈伯　隹四月既眚霸、辰在丁酉㊼
井叔在異爲□　曶吏厥小子𩣡、以限訟于井叔　昔饉歲、匡眔厥臣廿夫、寇曶禾十秭、以匡季告東
宮　曶或以匡季告東宮」　＊曶壺〔一三六〕蓋、變樣夔文　隹正月初吉丁亥㉔（二年・三年可能）　王各于成
宮　井公內右曶　王乎尹氏　更乃祖考、作冢嗣土于成周八𠂤（禮服賜與）　文考𩛥公」銘蓋口
○三年頌壺蛟龍文壺　隹三年五月既死霸甲戌㉛　王在周康卲宮　王各大室　宰弘右頌　尹氏受王命
書　王乎史虢生　王曰、頌、命女官嗣成周賨廿家　監嗣新寤賨（禮服賜與）受命冊、佩以出、
反入堇章　皇考龔叔・皇母龔姒」　頌鼎〔一三七〕三器、弦文獸足鼎　銘、同文」　頌段〔一三七〕三器
變樣夔文三小足段　銘、同文」　＊史頌段〔一三八〕四器　變樣夔文三小足段　隹三年五月丁子、　王在宗周
令史頌省蘇　瀍友里君百生　日遅天子覭命」　＊史頌鼎波狀文立耳獸足鼎　銘、同文」　＊史頌諸
器盤・匜・簠

○十六年克鐘〔一七一〕六器、篆間變樣夔文鼓雙鳳文鐘　隹十又六年九月初吉庚寅㉛　王在周康剌宮、王乎士
曶召克　王親命克　遹涇東、至于京𠂤　皇祖考伯」
○井叔　曶鼎〔一三五〕繫年器」　弭叔段〔一一六〕變樣夔文三小足段　隹五月初吉甲戌⑬　王在𦎫　各于
大室　井叔內右師宋　王乎尹氏　易女赤舄攸勒　用楚弭伯　弭叔其萬年」　＊弭諸器〔一一六〕匜・鬲
・盨・簠
○散、矢　散氏盤〔一三九〕附耳線狀虺龍文盤　用矢㒒散田、䣃即散用田　厥受圖矢王于豆新宮東廷
厥左執䌛史正仲農」　＊散諸器・矢諸器　同卣器佚　隹十又二月、矢王易同金車弓矢　同對揚王
休　父戊」
○𤇈伯　康鼎〔一四八〕立耳變樣夔文獸足鼎　唯三月初吉甲戌⑫　王在康宮　𤇈伯內右康　王命死嗣王
家　命女幽黃鋚革　文考𩛥伯　奠井」　＊鄭井叔諸器〔一四八〕盨・甗・鬲・鐘」　卯段〔一四九〕蓋、
垂尾顧鳳文　隹王十又一月既生霸丁亥㉑　𤇈季入右卯　𤇈伯乎卯曰、䟒乃先祖考、死嗣𤇈公室、昔
乃祖亦既命、乃父死嗣𦎫人、不盄、取我家窠、用喪、今余隹命女、死嗣𦎫宮𦎫人、女毋敢不善
對揚𤇈伯休」　同段〔一五〇〕顧鳳文圈足段　隹十又二月初吉丁丑㊾　王在宗周　各于大廟　𤇈伯右同
王命同、差右吳大父　文考叀仲」　＊同𠂤段顧龍文三小足段」　輔師𠭰段〔一五一〕鳥文圈足段　隹王九

月既生霸甲寅㊼　王在周康宮　各大室　焚伯入右輔師嫠　王乎作册尹　更乃祖考嗣輔　易女　今余曾乃命　易女」　弭伯段〔一六五〕夔樣夔文瓦文三小足段　隹八月初吉戊寅㊽　王各于大室　焚伯內右師耤　王乎內史尹氏、册命師耤　弭伯用作隮段」

夷王期（九一七～八七九）38 33 56 51 45・9 3 27 22 16・40 34 29 53 47・11 5 60 24 18・12 36 31 25 49・43 7 1 56 50・14 8 32 27 51・45 39 3 58

○繫年器　元年師詢段〔一八三〕器佚㊷」　元年師旋段〔一四〇〕夔樣夔文三小足段⑬」　元年師類段〔一五二〕器佚⑭」　四年散伯車父段新出、扶風出土㊼」　五年師旋段〔一四一〕盉冇肩、鳥文直文段⑮」　九年伱伯段〔一四五〕銜鐶瓦文圏足段　隹王九年九月甲寅　王命益公(休盤)　征眉敖　王若曰　丕顯祖玟珷　雁受大命　皇考武伱幾王」　十三年望段器佚⑦　＊師望鼎立耳獸足鼎　＊師望壺〔一二九〕失盉、波狀文壺」　十七年詢段〔一八二〕銜鐶全瓦文圏足段　王若曰　不顯文武受命　今余命女、啻官嗣邑人諸夷　文祖乙伯同姬　益公右入詢」　十八年克盨〔一六六〕夔樣夔文②」　二十年休盤〔一四六〕附耳盤㊻」　廿三年小克鼎〔一六八〕立耳波狀文獸足鼎」　＊大克鼎立耳波狀文獸足鼎」　廿三年微䜌鼎〔一四七〕立耳素文獸足鼎　隹王廿又三年九月　王在宗周　王命微䜌　𤔲嗣九陂」　廿六年番匊生壺〔一五九〕波狀文壺㊿　＊番生段」　廿七年伊段〔一六九〕夔樣夔文三小足段⑨　卅七年善夫山鼎〔一五四〕㊼」　＊叔碩父諸器　甗立耳波狀文方甗又、鼎・同出諸器」

○圖室　三十七年善夫山鼎〔一五四〕繫年器」　無叀鼎〔一五三〕立耳鱗文獸足鼎　隹九月既望甲戌㊵　周廟圖室　嗣徒南仲右無叀　王乎史翏　官嗣□王逌側虎臣」

○南征　九年伱伯段〔一四五〕繫年器　敔段三〔一六四〕成周器」　噩侯鼎〔一四二〕立耳顧龍文獸足鼎　王南征、伐角鄱、唯還自征在矿　噩侯駿方、內醴于王　王親易駿方玉五瑴・馬四匹・矢五束」　＊噩侯段〔一四二〕重環文圏足段　噩侯作王姞賸段」　虢仲盨〔一四四〕盉　虢仲以王南征　伐南淮夷　在成周」　＊何段〔一四四〕　隹三月初吉庚午⑧　王在華宮　王乎虢仲入右何　王易何赤市朱亢䜌旂」　＊叔向父禹段〔一六一〕重環瓦文三小足段　叔向父曰　皇祖幽大叔」　禹鼎〔一六二〕立耳波狀文獸足鼎　禹曰　皇祖穆公　聖祖考幽大叔　政于井邦　烏虖哀哉　天降喪于下或　噩侯駿方　武公廼遣禹　對揚武公丕顯耿光」　＊南宮柳鼎〔一六三〕立耳顧龍文獸足鼎　隹王五月初吉甲寅㊾　王在康廟　武公有南宮柳」

○成周　虢仲盨〔一四四〕南征器」　䖒段瓦文三小足段　唯王正月、辰在甲午　王曰、䖒、命女嗣成周里人眔諸侯大亞　𠯑訟罰、取遺五寽」　敔段三〔一六四〕失盉、夔樣夔文三小獸足段　隹王十月、王在成周　南淮夷內伐　王命敔追御于上洛　焚伯之所　成周大廟　武公入右」

○函皇父　函皇父鼎〔一五八〕立耳夔樣夔文獸足鼎　函皇父　琱娟」　＊函皇父諸器〔一五八〕盤・匜・段・鼎　同坑諸器」

厲王期（八七八～八四二）52 16 10 5 29・23 47 41 36 59・54 48 12 6 30・25 19 43 37 32・56 50 44 8 3・27 21 15 39 34・28 52 46 10 5・59 23

○繫年器　元年叔尃父盨瓦文四小足盨㊻」　元年師酉段〔一七三〕環文三小足段　隹王元年正月　王在吳　公族□鳌入右師酉　王乎史牆　嗣乃祖啻官邑人虎臣諸夷　文考乙伯宮姬」　十二年大段〔一七五〕夔樣夔文三小足段⑰」　十五年大鼎立耳弦文半椀形鼎③」　十六年伯克壺蛟龍文壺㉗」　廿八年寰盤附耳環文波狀文盤⑭」　＊師寰段〔一七八〕夔樣夔文三小足段　王若曰　師寰父　淮夷繇我帛晦臣　今余肇命女征淮夷」　＊伯頵父諸器〔一七八〕」　卅一年鬲攸從鼎〔一八〕立耳環文獸足鼎㉚」　＊鬲從盨〔一七九〕

＊虢叔旅鐘〔一五五〕七器、鼓上象首文、甬鐘　又、虢叔諸器

共和期（八四一～八二八）17 12 35 30 24・48 42 6・1 55 19 13 8 32

○繫年器　初元年師𣪘段〔一八六〕雞耳鳳文方座段㉔　中元年師兌段〔一八七〕夔樣夔文三小足段㊼　後三年師兌段瓦文三小足段㊹　＊毛公鼎立耳環文獸足鼎

○同仲　中元年師兌段〔一八七〕繫年器」　幾父壺〔一九七〕波狀文壺　隹五月初吉庚午⑨　同仲宮西宮易幾父　對揚朕皇君休」　＊齊家村諸器〔一九七・一九八〕

宣王期（八二七～七八二）26 50 44 39 3・57 51 15 10 4・28 22 46 40 35・59 53 47 11 6・30 24 18 42 37・31 55 49 44 8・2 26 20 15 38・33 27 51 45 9・4 58 22 16 11・35

○繫年器二年鄭段瓦文三小足段㉔　五年兮甲盤〔一九一〕器殘底⑤　＊兮氏・吉父諸器」　五年琱生段〔一九四〕雞耳垂珥圏足段　隹五年正月己丑　琱生有事　召伯虎」　六年琱生段〔一九五〕器佚　隹六年四月甲子王在葊　召伯虎曰　我考幽伯幽姜命」　＊琱生鬲〔一九五〕立耳三稜夔夔文鬲　琱生　文考宮仲」　十一年師嫠段〔一八九〕重環文三小足段㉘　十二年虢季子白盤波狀文矩形盤㉔」　＊不嬰段〔一九三〕盉、夔樣夔文　隹九月初吉戊甲㊾（盉十三年）　伯氏曰　厰狁廣伐西俞　皇祖公伯孟姬」

○杜伯　杜伯盨〔一九六〕夔樣夔文盨　杜伯　皇神祖考」　杜伯鬲〔一九六〕三稜直文鬲　杜伯　叔媾」

幽王期（七八一～七七一）29 23 47 42 6・60 54 18 13 7・31

○繫年器　三年柞鐘〔一九八〕八器、鼓上象首、鼓右鳳文甬鐘　隹王三年四月初吉甲寅㉒　仲大師右柞　柞易載朱黃䜌、嗣五邑佃人吏　對揚中大師休」　＊齊家村同出諸器〔一九八〕中義諸器

右の圖表については、なお解説を必要とするところも多いが、上文を參考されたい。器の分期については、考釋中の所説をいくらか改めたところもあり、これをもとにして、なお細密な檢討を重ねたいと思う。新出器などの資料によつて、今後も補訂を必要とすることは多いであろうが、西周期斷代曆譜の大綱は、ほぼ組織しえたと考える。曆譜は、紀年銘による斷代編年に最もよく適合する呉譜を用いた。なお分期を一層確實にするために、器制文様・銘文の人名・官職・廷禮・賜與・祝嘏の辭などにわたつて整理をすとことも重要であり、懿孝以前を主として要綱を摘記した。また金文資料による西周史の再構成は、最も筆者の眼目とするところであるが、別巻に略説する豫定である。

金文の群別的研究法は郭沫若・陳夢家の兩氏によつて、また曆譜的研究は呉其昌・董作賓の二家によつて試みられたが、何れも十分な成功をみるに至らなかつた。金文の研究は、この兩者を綜合し、相互の關聯を深めながら有機的に組織してゆくのでなければならない。右の圖表には、そのことを考慮して一應の綱領を掲げておいた。すべての紀年銘とその關聯器とを、器の時期觀・銘辭・曆譜の上から矛盾するところなく收錄組織することができたのは、本書における一の收穫であつたと思う。

第十章　列國器編年

一、列國標準器

列國期の彝器銘文には紀年日辰をいうものが少く、從つて器の時期は、概ねその作器者、もしくは銘辭の內容によつて推定する方法がとられている。器制・文様には地域による流變が著しく、様式的に時期を確かめることはかなり困難である。まず史傳にみえる人名や事實に基づいて標準器とすべきものを整理し、それより關聯器の繫屬を考えるべきであるが、郭氏の大系首卷に列國標準器年代表が作製されており、その檢討よりはじめるのが便宜であろう。郭氏の年代表は倒敍式のものであるから、いま年代順に改めて表示する。

列國標準器年代表

周桓王二十三年（七二〇～六九八）　二十三年（魯桓十五年）　吳王柯轉時代　者減鐘「工敔王皮難之子者減」　皮難卽吳王柯轉、柯轉之子爲頗高、頗高之子爲句卑、史記謂句卑與晉獻公同時、則此者減、蓋當桓莊之際

莊王十五年（六九七～六八三）

釐王五年（六八二～六七八）　二年（魯莊十四年）　鄭子嬰齊十四年　王子嬰次盧　嬰次卽嬰齊、唯同出之器、形制頗晚、蓋鄭墓乃後代鄭公之墓、而此鑪爲嬰齊所遺

惠王二十五年（六七七～六五三）

襄王三十三年（六五二～六一九）　二十五年（魯僖三十三年）齊昭公六年、齊侯使國歸父聘魯　齊大宰歸父盤　歸父卽國佐之父

頃王六年（六一八～六一三）

匡王六年（六一二～六〇七）

定王二十一年（六〇六～五八六）　十八年（魯成二年）　齊頃公十年、齊侯使國佐與魯盟　國差𦉜「國差立事歲」　國差卽國佐

簡王十四年（五八五～五七二）　十年（魯成十五年）　秦景公元年　秦公鐘及𣪘「秦公曰、不顯朕皇祖受天命、十又二公」　秦公鐘形制、與齊叔夷鐘全同、其時代必相近、用知十二公、乃自襄公始受命、爲諸侯起

十一年（魯成十六年）　宋平公戍元年（在位四十四年）　宋公戍鐘　戍字典籍多誤爲成、此據公羊

靈王二十七年（五七一～五四五）　六年（魯襄七年）　齊靈公十六年（滅萊後一年）　叔夷鎛鐘　庚壺

十六年（魯襄十七年）　邾宣公牼卒之年　邾公牼鐘　宣公見春秋、在位十八年

二十二年（魯襄二十三年）　齊莊公四年　洹子孟姜壺「齊侯女雷希喪其舅」　洹子卽陳桓子、其父爲文子、文子於莊公三年猶存、莊公在位僅六年、故暫繫于此

景王二十五年（五四四～五二〇）　九年（魯昭六年）　徐儀楚聘楚之年　徐王義楚鍴「徐王義楚、擇其吉金、自作祭鍴」　𠑆兒鐘「余義楚之良臣」　儀楚聘楚事、見昭六年左傳、儀楚卽義楚

敬王四十三年（五一九～四七七）　四年（魯昭二十六年）　宋景公頭曼元年　宋公䜌鼎　䜌卽頭曼、春秋作欒、在位四十八年

九年（魯昭三十一年）　晉定侯午元年　晉侯雒盨　雒字从隹午聲、卽定名午之本字

二十五年（魯定十五年）　吳王夫差元年　攻吳王夫差鑑

三十九年（魯哀十四年）　齊簡公四年　陳逆簠及𣪘　陳逆名見魯哀十四年左傳、故暫繫于此、在位凡二十三年

以上春秋時代

元王八年（四七六～四六九）　六年　楚惠王廿六年　曾姬無卹壺「隹王廿又六年、聖𧻚之夫人曾姬無卹」

定王二十八年（四六八～四四一）　四年　越王句踐卒年　姑馮句鑃「姑馮昏同之子、擇其吉金、自作商句鑃」　句踐時有大夫馮同、卽此姑馮昏同、其子作器、要當在定王之世、故繫于此

考王十五年（四四〇～四二六）　八年　楚惠王章五十六年　楚王酓章鐘「隹王五十又六祀、返自西𨛭、楚王酓章作曾侯乙宗彝」

威烈王二十四年（四二五～四〇二）　十年　楚簡王中元年（滅莒）　中子化盤「中子化用保楚王、用征梠」　中子謂中之子、梠卽莒字

二十年　燕成公元年　郾侯庫彝「郾侯庫畏夜悉□哉…」　紀年有成侯名載、庫卽載字、从車才聲

安王二十六年（四〇一～三七六）　二十二年　三晉伐齊、至桑丘　韓列侯二十年　𠫑羌鐘「隹廿又再祀、…韓宗𢽴達征秦迮齊入長城」　列侯年代據紀年

烈王七年（三七五～三六九）

顯王四十八年（三六八～三二一）　七年　齊桓公午十四年　陳侯午敦「隹十又四年、陳侯午以群諸侯獻金、作皇妣孝大妃祭器鍨敦」　史記作桓公六年卒、誤

十二年　齊威王元年　陳侯因資敦「陳侯因資曰、皇考孝武𧻚公……」　威王與桓公年代、據古本竹書紀年

二十五年　秦孝公十八年　商鞅量「十八年、齊遣卿大夫衆來聘……」

愼靚王六年（三二〇～三一五）

赧王五十九年（三一四～二五六）　三十六年　齊襄王五年（田單大破燕軍、恢復齊舊地）　陳騂壺「隹王五年奠□陳夏再立事歲、……子陳騂入伐燕」　子禾子釜、亦見陳夏名

秦昭襄王後四年、五二～五六（二五五～二五一）　孝文王一年（二五〇）　莊襄王三年（二四九～二四七）

始皇帝前十二年（二四六～二三五）　十二年　楚幽王三年（秦魏擊我）　楚王酓忎鼎「戰獲兵銅」　忎卽幽王悍之本字、同出有酓肯諸器、余疑一人、或說乃考烈王熊元

なお郭氏は表後に附記して「右列國標準器年代表、以器之年代確信、且屬于春秋戰國者爲限、此外如晉姜鼎與曾伯霥簠同時、大率平王中年時器、虢文公子鼎當屬幽世、楚公豪鐘及楚公逆鐘、均屬宣世、杞伯每匃諸器、均屬厲世、凡此均在春秋以前、故表中未出」という。しかし春秋以前とするこれらの

器は、楚公逆鐘が楚の熊咢七九七~七九一の器、楚公冢鐘が若敖熊儀七九〇~七六四の器、虢文公子鼎が東遷前後の器と考えられるほか、他はみな春秋期に屬すべきものである。

なお容庚氏の通考上册時代の項に列國器の編年を錄するが、平・桓・莊・釐・惠・襄・頃・匡・定の各期には繫屬の器なく、簡王以後に至つてその器を錄する。すなわち

簡王十四年（五八五~五七二）　國差𦉜簡王十二年（五七四）魯成十七年、齊靈公八年　尸鎛・尸編鐘十三器（叔夷鐘）簡王五年（五八一）~靈王十八年（五五四）齊靈公卒　庚壺同上　秦公簋簡王六年（五八〇）桓公二十四年　宋公戌鐘六器　宋平公戌（五七五~五三二）　邾公牼鐘四器　宣公牼（五七三~五五六）

靈王二十七年（五七一~五四五）　邾公華鐘悼公華（五五五~五四一）　洹子孟姜壺田桓子無宇之喪　齊莊公（五五三~五四八）

景王二十五年（五四四~五二〇）　儀楚耑　郐王儀楚鍴左傳昭六年（五三六）儀楚聘楚　郐王耑前器同出

敬王四十三年（五一九~四七七）　吳王夫差鑑二十五年、吳王夫差元年　禺邗王壺二器　三十八年、黃池之會　宋公欒鼎蓋宋景公欒（五一五~四五三）　王子申盞盂楚子西、敬王四十一年、爲白公所殺

元王八年（四七六~四六九）　陳逆簠元年（魯哀公二十年）　正月丁亥　（定王器缺）

考王十五年（四四〇~四二六）　楚王酓章鐘八年、惠王五十六年

威烈王二十四年（四二五~四〇二）　𠫑羌鐘四器　𠫑氏編鐘九器　二十二年　（安王器缺）

烈王七年（三七五~三六九）　陳侯午敦二器　陳侯午簋十又四年、桓侯午十九年而卒

顯王四十八年（三六八~三二一）　陳侯因脊敦十三・四年（三五六・五）　商鞅方量秦孝公十八年（三四四）

（愼靚王・赧王器缺）

秦統一前　楚王酓肯釶鼎・楚王酓肯鐈鼎・楚王酓肯簠三器　徙都壽春（二四一）以後所作之器　楚王酓忎鼎・楚王酓忎盤楚幽王（二三七~二二八）　幽王三年、秦魏伐楚、次年正月、卽始皇十三年也

なお春秋以前の列國器として、宣王期に虢季氏子組簋三器・虢季氏子組壺・虢文公鼎二器・楚公逆鎛楚公熊咢、幽王期に晉姜鼎殆爲晉文侯時器の諸器を列する。東遷後、簡王以前の器を錄しないのは不審であるが、その他の編年の器は大系と多く異なるところはない。それで一應大系の編年について檢討を加え、その問題點を明かにしたいと思う。

郭氏はまず春秋當初の器として、者減鐘〔二二九〕をあげている。すなわち銘文中の工𫊸王皮難を吳王柯轉に比定し、その子頗高、孫句卑、勾卑の時代は晉の獻公〔六七二~六五一〕と同時とする史記の記述によつて、者減の時期を前七百年前後と推定する。積微居には、さらに遡つて者減を柯轉その人に外ならぬとしている。その器は甬鐘であるが、郭氏が「其銘辭與字體、與沇兒鐘如出一人手筆」とする王孫遺者鐘もまた甬鐘であり、器制よりして邾公牼鐘（五五五~五四一）と相近い時期のものであろう。吳王皮難は、おそらく吳王諸樊（五六〇~五四八）、樊は皮難の轉語とみられる。諸樊の後は兄弟相及び、その子者減は位に卽くことをえなかつたが、眉壽繁釐、𢧑公の壽・參の壽を祈つてこの器を作つている。通釋においては、諸樊を王僚の子諸樊とする說を試みたが、吳王皮難と稱していることから、壽夢の子諸樊とする方がよいと思われるので、ここに改めて闔閭（五一四~四九六）と同輩行の人とする。

器はあるいは王統が諸樊の子である王子光、すなわち闔閭に歸したころのものであるかも知れない。文中に皇祖皇考というのもそのゆえであろう。また吳王元劍〔二三九〕にみえる元が、王僚の弟掩餘であるとすれば、者減と同輩行の人である。越王鐘〔二三〇〕も甬鐘で、文に鳥書を交えている。戉王者旨於睗は、句踐の王子である諸稽郢（四六四~四五九）のことであるらしく、その器もまた甬鐘である。おそらくこれらの諸器が、甬鐘形式の下限をなすものであろう。

王子嬰次鑪〔二〇六〕については、郭氏の大系に鄭子嬰齊子儀の器とするが、王子と稱するのがふさわしくなく、嬰齊の名は別に楚の令尹子重・魯の子叔聲伯以上左傳成二年、また鄭の七穆の一に孟孺子洩昭十六年などがあり、このうち楚の子重とするのがよいようである。鄭器と同出であるのは、遺贈の器と解される。莊王（六一三~五九一）の弟ならば、郭氏の比定する時期は約七十年ほど早いものとなる。

秦公鐘〔一九九〕については、從來成公（六六三~六六〇）・穆公（六五九~六二一）・共公（六〇八~六〇五）・桓公（六〇四~五七七）・景公（五七六~五三七）の諸說があり、大系は景公說をとる。文中の十又二公をどこから數えるかによつてその說を異にするが、虩事蠻夏・鎮靜不廷を單なる功業贊頌の語とみず、これに當る史實を求めるとすれば、春秋の中期としては哀公の卅一年（五〇六）、救楚の役などがそれに當るものであろう。通釋には四點の理由をあげて哀公（五三六~五〇一）說を提出しておいた。器制・文字からみて、その時期觀はほぼ適當なものであろうと思われる。

秦公鐘と同樣の銘辭をもつ秦公鎛は、宋刻の著錄によるとその器制は齊の叔夷鎛と全く同じであるが、これは著錄に誤があるものと思われる。大系には秦景公元年（五七六）の秦公鎛よりのち十年、齊の滅萊の役（五六七）の翌年に叔夷鎛〔二一五〕と庚壺を屬し、兩器の時期近しとするが、宋刻の圖に誤があるとすれば、その銘文を以て時期を推すべきである。叔夷はもと宋の人で、銘文中に「丕顯穆公之孫」とあり、穆公和の後であるが、宋の襄公（六五〇~六三七）ののちうちつづいた內亂を避けて齊に入つたものと考えられる。すなわち文公（六一〇~五八九）の二年、武穆の族が國外に亡命した際に齊に逃れ、それより齊國內に地步を占めるに至るまで二三十年を要したものとして、前五八〇年前後の器であろう。銘文の五月戊寅は、靈公の二年五八〇年にその曆日を求めうる。郭氏は滅萊を靈公十五年五六七年、器をその翌年の制作とするが、それならば叔夷入齊後四十四年となり、稍しく時期がおそいようである。その編鐘は、者減・越王にやや先だつものであろう。

庚壺〔二一五〕にしるす戰役を、大系に前五七〇年の楚の伐吳の役とするも、この役には齊は參加することなく、かつ戰果のないものであつた。おそらく前五七八年の齊の伐秦の役と解すべきであろう。叔夷鐘より數年後の器である。字迹は叔夷鐘と極めて近いようである。

その他曾姬無卹壺・𠫑羌鐘・陳騂壺等の時期について、何れも問題とすべきところがあり、たとえば曾姬無卹壺の「隹王廿又六年」を楚の紀年、𠫑羌鐘「隹廿又再祀」を周の安王廿二年、また陳騂壺の「隹王五年」を齊襄王五年とするなど、その年紀をどこに屬するかについて不統一がある。列國期の編年には、まずこのような紀年法の解釋を確かめておく必要がある。

二、列國器の紀年

列國器の紀年には「隹王五年」陳騂(璋)壺「隹王廿又六年」曾姬無卹壺「隹王五十又六祀」楚王酓章鐘のように「隹王某年」と稱するもの、また「隹王正月初吉、辰在乙亥」邾公牼鐘・「隹王五月初吉丁亥」綸鎛・「隹王正月初吉丁亥」郘鐘、あるいは「唯正八月初吉壬午」寬兒鐘・「唯正五月初吉孟庚」蔡侯鐘のように王・正を付していうものがある。一般には「隹五年正月丙午」鄀侯少子段・「唯正月初吉丁亥」者減鐘のように、王・正を著けていない例が多い。このように種々の表記がとられているのは、それぞれ理由のあることであろうと思われる。

「隹王某年」というものは、西周期の彝器では、その王は周王、暦日もまた周暦によるものであることは明らかである。たとえば

隹八月既望、辰在甲辰……隹王廿又五祀　小盂鼎(康王)

唯王三祀四月既生霸辛酉　師遽段(穆王)

唯王元年六月既望乙亥　曶鼎(孝王)

隹王元年四月既生霸甲寅　師旋段(夷王)

などは、それぞれときの周王の年暦を以てしるすもので、いずれも時王の暦譜に合する。ただ列國期の器には、王號を稱するものにあつてはその年紀を用いるものがあり、たとえば曾姬無卹壺の「隹王

廿又六年」を大系に楚の惠王の廿六年前四六三年とする。銘辭の内容からみて、昭王の廿六年前四九〇年と解すべきものと思われるが、何れにしても周の敬王の廿六年前四九四年でないことは、銘末の「後嗣甬之、職在王室」という王室が、楚室をさすとみられることからも明らかである。また「隹王五十又六祀」という楚王酓章鐘は宋刻に錄するものであるが、烈・顯以前の周王に歷年五十六年に及ぶものがなく、これまた楚の惠王章の五十六年であることは疑ない。

齊器の陳騂(璋)壺〔二一八〕については、陳夢家氏の六國紀年にその時期に論及する一條があり、その說に據るべきところが多い。それで通釋における解釋を改めて、齊の宣王五年前三一四年の器とする。作器者の名を郭氏の樷攷・大系によつて陳騂としたが、陳氏が費府のペン大學博物館で器を目驗したところによると、その字は陳璋と釋すべきであるという。歐米に錄するところによると、郭氏が馬と釋した部分は剝蝕によつて生じたあとであり、璋と釋するのが正しいようである。もし作器者が陳璋であるならば、それは陳氏の說のように、戰國策秦策の田璋、齊策・呂覽愛類篇にいう章子であろう。齊の威・宣二王につかえた人である。陳釋にいう。

隹主五年、奠□陳夏再立事歲、孟冬戊辰、大臧□孔陳璋內伐匽亳邦之獲九五頁

主・孔は舊釋のまま王・子と釋してよいようである。その考釋について「別詳專篇」というが、その文をみない。錢穆氏の先秦諸子繫年一九五六年版三六七頁にも、銘文の五年を宣王五年とする說がみえている。この器の時期については、陳夏の名が子禾子釜にみえ、子禾子を田和に比定することによつてこれを推定したが、すでに陳璋の名がみえるとすれば、その時期はもはや動かしがたいものである。

銘文にいう「隹王五年」は宣王五年とすべく、從つて子禾子釜・陳純釜等の時期もこれと前後するものであろう。齊の紀年については、錢穆氏の先秦諸子繫年と、陳氏の六國紀年、岑仲勉氏の西周文史論集とは一年の差があるが、いま陳・岑兩氏の說による。この伐燕の役は戰國策燕策一・孟子梁惠王上にもみえ、その事情が詳しく知られているものであるが、その翌々年、諸侯が救燕の役を起して齊は濮に敗れ、章子は危く虜となることを免れて遁走している。

以上によつていえば、西周期の諸器においては、王を冠稱すると否とにかかわらず、その紀年は周の年曆によるものと解してよく、列國器においては、王號を稱するものは王を冠稱し、それを宗國とするものもまた「王某年」と稱するものであることが知られる。西周期における王朝の支配はその紀年曆朔にまで及んでおり、その意味でまさに天下的支配であつたということができよう。西周時の列國器にあつては、たとえば虢姜段一の「隹王五年」・虢季子白盤の「隹十又二年」宣王期のごときも、周の年曆によるものとみられる。また明らかに列國期の器とすべきものの紀年は、その國の紀年を用いるものと解すべきである。

屭羌鐘〔二〇四〕は文首に「唯廿又再祀」とあり、その「廿又再祀」を周王に繫けて、周の靈王廿二年前五五〇年・威烈王廿二年前四〇四年・安王廿二年前三八〇年とする諸說が行なわれていることは、通釋に述べた。しかし列國期の紀年銘に周の紀年を用いることがない事實からいえば、それは屭羌の臣事する韓の宗室たる晉の紀年でなければならず、銘文中にしるす秦・齊・楚の三役を含みうるものは、晉の烈侯の廿二年前三九四年でなければならない。ただこの前後の列國の世系・年數について、六國表・

世家と竹書紀年等の間に相互に不一致が多く、通釋中の資料引用の上にも未整理のところが存するので、いま改めてその三役をあげる。

逵征秦　秦簡公六年秦本紀　錢穆氏繫年「五三」參照

迮齊入長城　晉烈公十二年、王命韓景子・趙烈子・翟員、伐齊入長城水經注引竹書紀年

襲敓楚京　楚悼王類二年、三晉來伐我、至桑丘年表　悼王二年、三晉來伐楚、至乘桑丘而還楚世家

すなわち征秦の役は秦の簡公の六年にして前四〇九年、迮齊は前四〇八年、伐楚は前四〇〇年のことであり、この三役には何れも三晉の軍が動員されている。屭羌は韓の軍に從つて、殊功をあげたものであろう。作器の時期が、最後の役からも數年後であることを不審とする論者もあるが、銘文にいう「賞于韓宗、令于晉公、卲于天子」は必らずしも一般の論功行賞でなく、殊に「卲于天子」というように上聞に達することは、陪臣の臣たる屭羌のことであるから、何らかの機會があつてのことであると思われる。その恩寵を蒙ることは異例のことであり、ゆえにそのことを銘してこの器を作つたのであろう。銘文中にいう三役はみな史傳にその徵があり、かつ列國器の紀年がすべてその國、宗國の紀年を用いるものとすれば、この器は晉の烈公廿二年以外に屬すべきところはない。

壽縣蔡侯墓出土の蔡侯龖盤〔二一二〕は、作器者について昭侯申(五一八～四九一)陳夢家・成侯朔(四九〇～四七二)史樹青・聲侯產(四七一～四五八)郭沫若・元侯(四五八～四五一)李學勤とする諸說があり、その時期の定めがたいものであるが、文首に「元年正月初吉辛亥」㊽とあり、元年は蔡侯の元年である。文中に「肇差佐天子、用作大孟姬嬪彝盤」「康虎穆好、敬配吳王」とあり、天子・王は吳王をいう。吳は前

四七三年に滅んでおり、器は吳の滅亡以前の制作であるから、郭氏の聲侯說、李氏の元侯說は成立しがたい。列國器の紀年を周王に繫けて說くものもあるが、當時の周王の元年は景王前五四四年⑤・敬王前五一九年㊴・元王㉔前四七五年であり、いずれも器銘の㊽とはその日辰が適合せず、この元年が周王の元年でないことは明らかである。また吳王の紀年を用いたとするも、王僚前五二六年(51)・闔閭前五一四年⑩・夫差前四九五㊿の三王の元年は、何れもその元旦朔が㊽と合わず、兩三日の差がある。

蔡侯の歷年を以ていえば、靈侯前五四二年⑫・平侯前五二八年㉝・悼侯前五二一年㉒・昭侯前五一八年㉞・成侯前四九〇年(51)・聲侯前四七一年㉛・元侯前四五八年㊻であるから、元侯の日辰が最も適合するが、そのとき吳はすでに滅んでおり、また成侯以前では吳・蔡の關係からいつて事情に合わない。吳の霸業は夫差が越王句踐を夫椒に破り前四九四年、黃池の會前四八二年に晉と主盟を爭つたころを頂點とするものであるから、蔡が吳を王と稱してその勢力下に入つたのはそのころのことと思われる。從つてその元年は蔡の成侯朔か吳王夫差か、その兩者のうちにあるべく、銘に「王元年」と稱していないことから成侯朔とすべきであろう。ただその元年朔は(51)であり、銘文の㊽より三日早く、その譜に入りがたい。蔡侯の年次の上に問題があるのかも知れない。

列國器の日辰は、大體周曆によるものと思われるが、ときには自國の曆日を用いているものがあり、たとえば都・鄧には

唯都正二月初吉乙丑（都公𣪘）　唯都八月初吉癸未（都侯平公盂）

唯鄧八月初吉（鄧伯氏鼎）　唯鄧九月初吉（屯夫人𣪘）

など、その國號をあげていうものがある。その曆日が周曆とどのような關係にあるかは知られない。また齊器には「冰月丁亥」（陳逆𣪘）・「國差立事歲、咸丁亥」（國差𦉜）・「公孫𥨪立事歲、飯者月」（公孫𥨪壺）・「□□立事歲、禝月丙午」（子禾子釜）・「陳猶立事歲、𨟭月戊寅」（陳純釜）のように齊獨自の月名を以てしるすものがあるが、春秋期の齊器には「王某月」というものが多く、その曆日は周曆によるものであろう。ただ諸國の曆日の間に若干異なるものがあつたことは、春秋經傳の曆朔を檢して知ることができる。王韜の春秋朔閏日至考にいう。

襄公十九年　經　秋七月辛卯廿八日　齊侯環卒　傳　夏五月壬辰晦廿九日（五月乙丑朔、壬辰應在二十八日）　齊靈公卒」　經書七月、而傳書五月、齊用夏正、以赴於諸侯、而經爲之改正也補〔竹添氏會箋云、依曆推之、五月晦乃癸巳而非壬辰、六月甲午朔而非癸巳、癸巳朔在八月、相去兩月、若曲變其法、以從壬辰朔、與二十年之十月丙辰朔、又不合矣、蓋春秋時、有用周正者、有用夏正者、各國日月不盡合於魯、月每差兩月、日每差一日、齊之夏五月、卽魯之秋七月、辛卯與壬辰、亦差一日也〕

哀公十五年　傳　閏月、良夫與太子入」　此年無閏月、誤、蓋衞曆有閏、而魯曆無閏也、衞之閏月、卽魯明年之正月、衞用商正、經特正之

これは齊に夏正を用い、衞に商正を用いるとする說である。またその下卷「春秋歷雜考」の「周不頒朔、列國之歷各異說」の條下に

周旣東遷、王室微弱、天子未必頒歷、列國自爲推步、故經傳日月、常有參差、如昭廿二年、劉子單子、以王猛居于皇、經書六月、而傳在冬、十月丁巳、王子猛卒、經書冬十月、而傳在十一月乙酉、經書十二月癸酉朔、日食、而傳此年末有閏、明年正月爲壬寅朔、則經之十二月癸酉朔日食、卽在傳之閏月、是周歷魯歷、置閏有不同矣、哀十五年、衞世子蒯聵、自戚入于衞、傳在此年末之閏月、而經書十六年正月己卯、是衞歷魯歷、不同矣、魯歷正月、有己卯、推之是廿九日、故夏四月己丑、孔丘卒、推之是四月十日、衞歷閏在十五年之末、則十六年四月無己丑矣

蓋月朔有不同也、置閏或在歲終、或不在歲終、有不同也、雖其間未必無史誤、而杜注或以爲傳誤、或以爲經誤、皆不足信也、倘皆自王朝頒歷、何至有參差哉

とあり、周曆と魯曆とまた異なるという。

晉が夏正を用いたことは、顧炎武・閻若璩以來その考證があり、王氏の春秋歷雜考にも晉用夏正考の條にこれを詳論している。衞が商正を用いたとするのは必らずしも確かでなく、あるいは置閏の關係によるものであろう。置閏は列國の間にときに相違することがあり、そのため日辰の差を生ずることもあるが、曆法そのものに基本的な相違があつたとも思われない。𦈡書缶に「正月季春、元日己丑」のように正月を季春とするのは夏正によるものであるが、その日辰正月己丑は周曆をいうものであろう。欒書は左傳宣十二年前五九七年初見、鄢陵の役成十六年、前五七五年には中軍の將であつた。その間、前五八九年に元旦己丑がある。

曆日に若干の異同があるのみならず、より基本的な問題として、列國の世系・在位數には少なからぬ混亂がある。史記の世家・年表の間にすでに不一致が多く、竹書紀年その他の史籍との間に異同の多いことは、諸家の十二諸侯表・六國表の考訂にみられるところである。東周の諸王以下、列國諸侯

の世系・在位數にそれぞれ問題があり、晉・三晉・齊・魯が最も甚だしく、他の小國に至つては、その詳細を知りがたいものが少くない。蔡についても、平侯盧・東國・悼公の卽位・年數にそれぞれ疑問があり、成侯についても昭侯弑殺に伴なう國論の分裂があつて、その拾收の事情もよく知られないが、その歷年を改めうる確實な資料はないようである。

十二諸侯表・六國表の訂誤によつて、それと關聯ある列國紀年銘の問題を生ずるが、いま諸家の考正するところに從い、驫羌鐘の「隹廿又再祀」を晉の烈公の廿二年、また陳璋壺の「隹王五年」を齊の宣王五年と解して、その編年に加えておく。

三、列國器編年表

以上に試みた標準器の時期推定に基づいて、一應の編年表を作成しておく。便宜上年表の形式をとり、諸家との異同を檢するために、その說を附記しておく。（ ）內は推定時期、あるいはその上限下限を示す。列國期の時期推定の可能なものは、春秋以前に遡つてしるす。

前七九九　宣王廿九年　楚公熊咢元年（七九九～七九一）　（楚公逆鎛）〔二二七〕武昌（鄂州）出土「隹八月甲申」八月朔甲戌、十一日甲申　王跋「句亶王中子紅爲鄂王、紅立後六世、至熊咢、蓋楚之中葉、曾居武昌」

前七九〇　宣王卅八年　楚若敖熊儀元年（七九〇～七六四）　（楚公豪鐘）〔二二七〕五器　又、戈

〔熊延說〕韡華「熊摯紅之子熊延」　〔熊儀說〕大系「豢葢爲字之異、公豢當卽熊咢之子熊儀、儀爲古同歌部」

前七七〇　周室東遷　秦、小虢東虢を滅ぼす（虢器）〔二〇〇〕

前七四四　晉昭公二年　（晉姜鼎）〔二〇一〕波狀文、附耳獸足鼎　「隹王九月乙亥、晉姜曰、余隹司朕先姑君晉邦」「勿灋文侯覨命」晉姜、昭公夫人

〔晉文侯仇（七八〇～七四六）說〕先秦古器記・博古・林武器　大系「此有文侯名、春秋中葉以上、當無謚、大率卽文侯在世時事也」　〔襄公（六二七～六二一）說〕廣川書跋「晉姜文公夫人、當襄公世」

前七二三　魯隱公元年　魯の春秋～四八一

前七一三　鄭、戴を取る　（戴器）〔二二六〕

前六九〇　紀侯大去（紀器）〔二三〇〕

前六七八　楚、鄧を滅ぼす　（鄧器）〔二〇八〕

前六五八　晉、西虢を伐ち、下陽を滅ぼす　（虢器）〔二〇〇〕　（齊侯匜）〔二一三〕瓦文匜、「齊侯作虢孟姬良女寶匜」

前六五六　晉、上陽を圍み、虞・虢滅ぶ　（虞・虢器、上村嶺諸器）〔二〇〇〕

前六五〇　狄、蘇（溫）を滅ぼす　（蘇器）〔二〇〇〕　宋襄公元年～六三七　（趞亥鼎）〔二一〇〕變樣文鱗文附耳獸足鼎「宋莊公之孫趞亥」莊公（七〇九～六九二）之孫、襄公之時

前六四八　これより以前に黃滅ぶ　（黃器）〔二二七〕

前六四二　左傳僖十六年（六四四）經、「冬十二月、會于淮、謀鄫、且東略也、城鄫」「十九年（六四一）夏六月、鄫子會盟于邾、己酉、邾人執鄫子用之」　曾伯𩁹簠〔二三六〕「隹王九月初吉庚午……克狄淮夷、印燮繁湯、金道錫行」

〔宣王期說〕吳其昌・劉節　〔平王期說〕大系「此簠與晉姜鼎同時、彼云征繁湯原、此云印燮繁湯、葢晉人與曾、同伐淮夷也、作器亦同在九月、彼云乙亥、此云庚午、先彼五日、二器均在春秋初年之物」「大率平王中年器」　〔魯僖公說〕攈古引張石匏說・從古　屈釋「僖公十八年前六四二年九月的初吉（初八日）有庚午、可知此器之作、必在這時候了」

前六三一　左傳僖公廿九年、齊の國歸父、翟泉に會す　（齊大宰歸父盤）〔二一四〕「隹王八月丁亥」

〔綴遺、宜定爲國莊子器〕

前六二三　楚、江を滅ぼす　（江器・白戔諸器）〔二二七〕　（楚王鐘）〔二二七〕「隹正月初吉丁亥、楚王賸邛中嬭南龢鐘」

〔成王・文王說〕大系「楚王殆卽成王（六七一～六二六）或其父文王（六八九～六七七）也」

前六一三　邾定公貜且元年～五七四　（邾公釛鐘）〔二二二〕「陸䵣之孫邾公釛……揚君靈、君以萬年」（字作邾）

〔邾定公說〕大系　〔邾桓公說〕上海「釛、玉篇讀若劾、釛革音近、卽邾桓公（四八七～四七三）太子革、又、子革」

前五九七　晉楚、邲の戰　欒書晉下軍の佐　（欒書缶）〔二〇四〕「正月季春、元日己丑、余畜孫書」「欒書之子孫、萬世是寶」前五七五年、晉楚鄢陵の戰、欒書中軍の將　前五八九年、正月元旦朔己丑

前五九〇　楚共王元年～五六〇　（王子嬰次鑪）〔二〇六〕共王弟　左傳成公二年（前五八九年）初見

〔春秋初期〕郭氏研究・大系鄭子嬰齊說「王子嬰次、卽鄭子嬰齊也、左傳桓十八年（前六九四年）作子儀、當是字、史記作公子嬰、有此器出、足證鄭莊公（七四三～七〇一）時、實曾僭稱王號耳、嬰齊與魯莊公（六九三～六六二）同年卽位、十四年而遇弒」　新鄭古器王子頹說「周王子頹、左傳莊十九年前六七五年秋、五大夫奉子頹、以伐王、不克、奔溫、又奔衞」　〔春秋中期〕王釋「嬰次卽嬰齊、乃楚令尹子重遺器也、葢鄢陵之役（前五七五年）楚師宵遁、故遺此器於鄭」　積微居「其說殊失之泥、彝器古人所重、與國以之爲酬酢」　〔戰國〕李玉其「指爲鄭、似不如韓之可信」

前五八七　齊の國差～五七三この頃立事　（國差𨡩）〔二一四〕「國差立事歲、咸丁亥……侯氏受福眉壽」

〔左傳成二年說〕前五八九年　大系表　〔齊靈公八年〕前五七四年　文錄「古無以干支紀年者、始見於此」　河出　〔田常專制以後〕積古「其當田常專制、割齊安平以東、爲封邑之後乎」　齊平公五年（前四七六年）

前五八〇　齊靈公二年～五五四　（叔夷鎛・叔夷鐘）〔二一五〕「隹王五月、辰在戊寅、公曰、夷、余弘猒乃心、余命女政于朕三軍……余易女釐都□□、其縣三百」「丕顯穆公之孫、其配襄公之妣、而鍼公之女、雩生叔夷、是辟于齊侯之所」「又共于篖武靈公之所」五月朔乙丑、十四日戊寅

〔靈公十六年說〕　大系「春秋襄六年、十有二月、齊侯滅萊、當靈公之十五年前五六七年、其翌年五月有戊寅甲戌朔、五日戊寅與本銘適合、本銘言師旟行師、均是滅萊前後事」齊襄・秦成說

〔齊靈公末年說〕孫氏拾遺「此鐘之作、當在齊靈公末年、上距宋穆公元年前七二八年、已歷百七十五年、必不止四世」

前五七八　齊靈公四年　（黔鎛）子仲姜鎛〔二一六〕「隹王五月初吉丁亥、齊辟鞷叔之孫、遒仲之子黔、作子仲姜寶鎛、用𥎦侯氏永命萬年」「鞷氏□曰、余彌心畏忌、余四事是台」靈公八年、慶氏の難以前　前五七八年、五月甲申朔、四日丁亥

齊侯　僖　襄・桓　孝・昭・懿・惠　頃　靈

鮑氏　敬叔　叔牙　聖叔　又成惠叔　遒仲　黔

（公孫𥫔壺）文物・一九七二・五「公孫𥫔立事歲、飯者月、公子土折作子仲姜□之般壺」公孫竈、頃公の弟の子、靈と同輩行の人

（庚壺）〔二一五〕「歸獻于靈公之所」「其王乘馬」春秋成十三年經「夏六月、公自京師、遂會諸侯伐秦、秋七月、公至自伐秦」王、周簡王

〔靈公十二年說〕大系「銘辭所紀者、乃是三次之戰功、每次有獲、均以獻于齊侯、而受賞賜、三次所伐國、屢言其王、在春秋時稱王者、爲南方之吳楚徐越、史記十二諸侯年表、于齊靈公十二年前五七〇年書伐吳、葢卽此時事也其時爲吳王壽夢十六年、春秋襄十二年作乘、銘中兩乘馬字、頗疑卽是壽夢」

前五七五　宋平公成戌元年～五三二　（宋公戌鐘）〔二一〇〕六器「宋公戌之諤鐘」

前五七一　邾宣公三年～五五六　（邾公牼鐘）〔二二二〕四器「隹王正月初吉、辰在乙亥、鼄公牼擇厥吉金、自作龢鐘」左傳襄十七年、邾子牼　三年（五七一）正月朔乙亥

前五七〇　吳、邗をとる　（吳邗王の器）〔二二九〕

前五六六　杞孝公匄元年～五五〇　（杞伯每匄鼎・壺・段・匜・盆）〔二二一〕積微居「每刃之名、不見於經傳、余疑其卽杞孝公也、春秋襄廿三年、書杞伯匄卒、卽孝公也、古人二字之名、往々單稱一字」

〔厲王期說〕大系「余意卽謀娶公、史記陳杞世家、謀娶公當周厲王時」

前五六〇　郜滅ぶ。　（郜器）〔二二五〕

前五五五　邾悼公華元年～五四一　（邾公華鐘）〔二二二〕「隹王正月初吉乙亥、鼄公華擇厥吉金……自作其皇祖皇考」正月朔壬申、四日乙亥

前五四八　吳王諸樊五六〇～沒す　（者減鐘）〔二二九〕「唯正月初吉丁亥、工獻王皮難之子者減」「用旛眉壽繁釐、于其皇祖皇考、若盟公壽、若參壽」樊諸の子

〔柯轉說〕　積微居「者減之合音爲轉、故銘文作者減者、而史記作轉、此猶春秋襄十二年書吳子乘、傳則作壽夢、其例正同、史記轉之父爲禽處、而銘文作皮難、不相符合者、句吳諸王、名號不一、一人之稱、往々互相岐異」

〔春秋初年說〕　大系「自太伯以降、至第十五世爲轉、索隱引譙周古史考作柯轉、柯轉乃此皮難也、其子爲頗高、此者減與頗高爲兄弟、大約當春秋初年、魯國桓莊之世也」

前五四七　齊景公元年～四九〇　（齊侯盤二）「齊侯作皇氏孟姬寶盤」　綴遺「皇氏者、蓋齊侯自稱其母之辭也、在春秋時、則有齊莊公母曰㲋聲姬、景公母曰穆孟姬、見左氏襄公十九年（五五四）傳及昭公十年（五三二）傳注、此曰皇氏孟姬、當是景公爲穆孟姬所作也」按穆孟姬、叔孫穆子之女

前五四六　鄭に印段子石左傳襄廿七年あり　（鄭子石鼎）〔二〇七〕「鄭子石作鼎」

前五四四　楚王熊麏元年～五四一　（楚王領鐘）〔二二六〕「唯王初吉丁亥、楚王領自作鈴鐘、其聿其言」

〔楚成王（六七一～六二六）說〕貞松「楚王名作領、殆頵之壞字、頵爲楚成王名、左傳文元年經冬十月、楚世子商臣弑其君頵、公穀均作髡、史記楚世家作惲、考成王以周惠王六年立、春秋長術惠王廿一年（六五六）正月爲丁亥朔、乃楚成王之十六年、亦此鐘爲楚成王作之一證矣」

〔楚共王箴（五九〇～五六〇）說〕周法高「領當卽楚共王之名、國語楚語上、莊王使士亹傅太子箴、韋注、審恭王名也、黃丕烈札記、此當箴或作審、恭王名也」又、長沙古物聞見記陳夢家敍「楚王領鐘、恭王箴、注、楚王領、余釋爲楚恭王箴、今咸古音同」又、林氏武器

〔楚悼王（四〇一～三八一）說〕　大系「領字絕非壞字、字蓋頷之異文、从頁今聲也、又以形制而言、器有紐、枚平、花紋乃所謂秦式、蓋戰國時代之器、余意當卽楚悼王、悼王名、史記六國年表及通鑑均作類、而楚世家作疑、類當卽領若頷之字誤」

前五四〇　齊景公十年～四九〇　（洹子孟姜壺）〔二一七〕「齊侯女䨓、聿喪其段、齊侯命大子、乘遽來敂宗伯、聽命天子……齊侯拜嘉命」「洹子孟姜、用乞嘉命、用旂眉壽」景公三年、慶封の亂、景公十六年、田桓子退隱

〔齊莊公三年前五五一年以後〕研究　〔齊景公三年前五四五年以後〕大系新版

鄭滅ぶ　（鄭器）〔二〇七〕

前五三八　賴滅ぶ　（魯大司徒子中白匜）〔二一九〕「魯大嗣徒子中白、作其庶女䃾孟姬媵匜」厲讀爲賴、左傳昭公四年、楚遂以諸侯滅賴、賴子面縛銜璧、公穀作遂滅厲

前五三六　徐義楚、楚に聘す左傳昭六年　（徐王義楚耑）〔二二八〕三器「隹正月吉日丁酉、郐王義楚、擇余吉金、自酢祭鍴、用享于皇天、及我文考」昭三十年、徐亡ぶ

（義楚耑）〔二二八〕「義楚之祭耑」　（儆兒鐘）〔二二八〕「隹正九月初吉丁亥、曾孫儆兒、余迖斯于之孫、余糼路之元子、曰、於嘑敬哉、余義楚之良臣、而乘之字父」

前五三一　宋元公佐元年～五一七　（宋公差戈）〔二一〇〕「宋公差之所造不陽族戈」綴遺「宋公差者、宋元公也、差佐古今字」　上蔡滅ぶ

前五二九　楚、蔡を滅ぼし、翌年再建

前五二八　楚、太子建に秦女を聘す　（許子妝鐘）〔二一三〕「隹正月初吉丁亥、鄦子妝……用賸孟姜秦嬴」左傳昭十九年（五二八）正月、楚夫人嬴氏、至自秦　定六年（五〇四）許亡ぶ

〔許靈公（五九一～五四七）說〕綴遺「玟靈公以宣公十八年嗣位、襄公十二年（五六一）傳、秦嬴歸于楚、杜注、秦嬴景公妹、爲楚共王（五九〇～五六〇）夫人、按共王卽位、後于靈公一年、此簠之作、必在成公（五九〇～五七三）之初年矣」

前五二六　吳王僚州于元年～五二六　（王子于戈）〔二二九〕卽位前、錯金鳥書「王子于之用戈」

前五一九　蔡侯朱立つ　（蔡侯朱盥罐）

前五一六　宋景公欒元年～四五三　（宋公䜌鼎・戈・夫人釪鼎）史記、宋公頭曼　古今人表、兜欒

前五一五　楚昭王元年～四八九　（卲王之諻段）〔二二七〕「卲王之諻之薦段」昭王の母　平王（五二八～五一六）夫人の器

前五一四　吳王闔閭元年～四九六　（吳王光鑑）〔二二九〕「隹王五月、既子白期、吉日初庚、吳王光擇其吉金……台作叔姬寺吁宗𧀜薦鑑……往巳叔姬、虔敬乃后、孫々勿忘」郭釋、「既子白期、當卽既生霸」

又、（戈・劍）〔二二九〕

〔子白王僚說〕　陳釋「春秋昭廿七年（五一五）四月、吳殺其君僚、吳世家曰、四月丙子、光伏甲士于窟室、遂弑王僚、子白疑卽王僚、又名州于、既子白期、是盡子白爲期之喪、自周敬王五年四月丙子、至六年五月庚戌、爲三六五日、是爲吳王光之元年」郭釋「按此不合彝銘體例、可謂妄生異說」

前五一三　吳、徐を滅ぼす　（徐器）〔二二八〕

前五〇五　秦哀公（五三六～五〇一）　楚都を救う　（秦公段・鐘）〔一九九〕「秦公曰、丕顯朕皇祖、受天命、鼏宅禹賨、十又二公、在帝之矿、嚴觀𡩜天命、保𤔲厥秦、虩事䜌夏、余雖小子、穆々帥秉明德……盞々文武、鎮靜不廷、虔敬朕祀」段銘

非子　秦侯　公伯　秦仲　莊公　襄公　文公　太子竫公　靈公（武公　出公　德公）

（宣公　成公　穆公）　康公　共公　桓公　景公　哀公

〔成・景說〕考古「非子至宣、爲十二世、自襄公至桓公、爲十二世、莫可攷知矣」〔繆公說〕貞松「予意十二公、當自秦侯始、至成公爲十二世、成公之後爲繆公、作鐘與𣪘者、乃繆公也」〔共・景說〕考古引歐陽脩說「今據年表始秦仲、則至康公爲十二、此鐘爲共公所作也、據本紀自襄公始、則至桓公爲十二公、而銘鐘者、當爲景公也、未知孰是」〔桓公說〕容庚「余謂秦之稱公、自秦仲之子莊公始……鑄器者乃桓公也、二十年（五八五）秦伐晉、二十四年（五八一）與晉厲公夾河而盟、歸而倍盟、與翟合謀擊晉、蓋欲繼楚莊而爭霸、鑄器當在此時」〔景公說〕大系「作器者、實是秦景公、蓋器與齊之叔夷鎛鐘、除大小相異而外　其花紋形制、全如出自一笵也、叔夷鎛鐘、作于齊靈公（五八一～五五四）中年、秦景公（五七六～五三七）以靈公六年即位、年代正相同」

前五〇四　許滅ぶ　（許器）〔二一三〕

前四九六　越王句踐元年～四六五　（越王句踐劍）鳥書〔二三〇〕

前四九五　吳王夫差元年～四七三　（吳王夫差鑑二・劍）〔二二九〕　鑑「攻吳王大差、擇厥吉金、自作御監」劍「攻敔王夫差、自作其元劍」

前四九三　蔡、下蔡（壽縣）に遷る

前四九〇　蔡成侯朔元年～四七二　（蔡侯䜌盤・尊・盥缶・戈）〔二一二〕　盤・尊「元年正月初吉辛亥、蔡侯䜌、虔共大命、上下陟否、孜敬不惕、肇差天子、用作大孟姬嬇彝盥……□□王母……敬配吳王、不諱考壽」成侯初年　鐘「隹正五月初吉孟庚、蔡侯□削去一字曰、余唯末小子　余非敢寧忘、有虔不惕、差右楚王、隺隺爲政、天命是遷」「建我邦國、爲令庸庸」成侯後年

莊公甲午　文侯申　景公固　靈侯般　世子有　平侯廬　悼侯東國、平侯弟　蔡侯朱　昭侯申、平侯弟　成侯朔　聲侯產

〔敬王元年前五一九年說〕　唐蘭悼公五年　正月朔癸卯、九日辛亥　〔昭侯申（五一八～四九一）說〕陳夢家「鐘銘曰、余唯末少子、則其人不是長子、左右楚王、則其人與楚相善、尊銘曰、敬配吳王、則其人在即位元年、與吳通婚、則其人尚敬事周王室、未爲諸侯的附庸、肇佐天子、鑑爲吳王光嫁女之器、出于蔡墓、則其人或與闔廬同時、是同一蔡侯所作銘、此人最合是昭侯」〔成侯朔（四九〇～四七二）說〕史樹青　〔聲侯產（四七一～四五七）說〕郭釋　〔元侯（四五六～四五一）說〕李學勤

楚昭王廿六年～四八九　（曾姬無卹壺）二器〔二二七〕「隹王廿又六年、聖趄之夫人曾姬無卹、望安茲漾陲蒿間之無匹、甬作宗彝隮壺、後嗣甬之、職在王室」

〔周靈（五七一～五四五）敬（五一九～四七六）說〕唐釋　〔惠王（四八八～四三二）期說〕　大系「此非考烈以後器、字體與楚王酓章鐘極近、大率即惠王時物」

前四八五　齊悼公四年四八八～　（陳逆簠・𣪘）〔二一八〕　左傳哀十一年（四八四）十四年（四八一）陳逆　簠「隹王正月初吉丁亥、少子陳逆曰、余陳趄子之裔孫、余寅事齊侯、讙卹宗家、擇厥吉金、台作厥元配季姜之祥器」簡公弑殺（四八一）以前　悼公四年正月朔丙戌、二日丁亥　𣪘「冰月齊十一月丁亥、陳氏裔孫逆、作爲皇祖大宗𣪘」

〔魯哀廿年（四七五）說〕積古「考左傳哀十四年（四八一）成子殺闞止、執簡公、逆賓佐之、此器作于魯哀公二十年、杜氏長曆、哀二十年正月丁亥朔、銘與杜氏合、時距簡公之弑、已五年矣」又、大系

前四八二　黃池の會　（趙孟介壺）〔二〇四〕

前四七九　楚司馬子期沒　（子可期戈）

前四七八　越句踐十九年　者汈鐘〔二三〇〕「隹戉十有九年、王曰、者汈……趄趄哉、弼王宅」「隹王命、元頙乃德、子孫永保」

〔諸咎說〕　大系舊版「翳王三十三年遷于吳、三十六年（三七六）七月、太子諸咎殺其君翳、沕即泓字之異」　又、者汈銘考釋「汈咎音近、有越王者召於賜鐘及越王者召於賜矛、均者汈之器、諸咎於弒王之前、已自稱王」　〔䶮與說〕大系新版　「容庚云、者沪當作者沪、即越王句踐之子䶮與、今按其說至確、銘中之王、即越王句踐也、舊釋當大作添改」後復諸咎說　〔大夫柘稽說〕饒釋

前四七五　晉定公卅六年翌年沒～四七五　（晉公𥂕）〔二〇二〕「隹王正月初吉丁亥、晉公曰、我皇祖鄦公、雁受大命、左右武王、□□百蠻……公曰、余惟今小子、敢帥井先王……保辥王國……丕作元女」「惟今小子、整辥爾容、宗婦楚邦、隹□萬年、晉邦隹翰、永康寶」正月朔丁亥

〔西周末〕筠清「此西周世古文之最繆、而將開籀文者」「此號未爲晉所滅時、二國盟會之事」

〔晉襄公（六二七～六二一）說〕兩周初版　〔晉景公據（五九九～五八一）說〕林武器「午・御・據音近し」　〔平公（五五七～五三二）說〕綴遺「秦景公之四十年（秦公鐘）、晉平公之廿一年（五三七）、時代正同、故語言文字亦相類、尤足資印證矣」文錄左傳昭四（五三八）昭五（五三七）晉楚連姻

〔定公午說〕唐蘭・大系當是中年時事・積微居定公中年以後

（郘鐘）〔二〇三〕「隹王正月初吉丁亥、郘𪓐曰、余畢公之孫、郘伯之子、余頡岡事君、余嘼𡚱武、作爲余鐘」郘伯、魏獻子、前五〇九沒　前四七五年正月朔丁亥　字迹前器に近し

〔前六世紀前半〕林武器「鄢陵の役（五七五）で戰死した魏錡の子の作」

前四七一　蔡聲侯產元年～四五七　（聲侯產劍）鳥書

前四六八　田氏の勢强し左傳哀廿七年、陳成子恒（田常）　（陳肪𣪘）〔二一八〕「隹王五月元日丁亥、肪曰、余陳仲𣧘孫、𥁰叔和子、龏𠭯鬼神……作茲寶𣪘」𥁰叔陳乞（四八五沒）の子、子枋氏（田常と同輩行）

〔田常器〕大系「𥁰叔當即陳𥁰子乞、乞子爲田成子常、此肪或即常也」

〔太公和子說〕文錄・積微居

宋昭公得元年～四二三　（宋公得戈）鳥書

前四六四　越王鹿郢元年～四五九　（越王鐘・矛・劍）以上鳥書　鐘「隹正月王春吉日丁亥、戉王者旨於賜、擇厥吉金、自祝禾稟□鐘」正月朔癸未、五日丁亥　矛「戉王者旨於賜」劍同銘　者旨、諸稽郢

〔者汈說〕大系補錄「者召於賜、或者即是諸咎、翳三十六年七月、太子諸咎弑其君翳、十月、粵殺諸咎粵滑、與本鐘之者召稱王、而有正月者不合、蓋諸咎于弑父之前、早已僭稱王號」

容釋鳥書考「越世家、句踐卒、子王䶮與立、索隱、按紀年云、句踐卒、次鹿郢立」「者沪當

作者沪、即越王之子王鼫與」大系新版引

（姑馮句鑃）〔二三〇〕「隹王正月初吉丁亥、姑馮昏同之子、擇厥吉金、自作商句鑃」越絶書、馮同、句踐大夫

（其次句鑃）〔二三〇〕二器　「隹正初吉丁亥、其次擇厥吉金、鑄句鑃」

前四五三　智伯滅ぶ　（智君子鑑）〔二〇四〕

前四四八　越王朱句元年～四一二　（越王州句矛・・劍）鳥書

前四三三　楚惠王章（四八八～四三二）五十六年　楚王酓章鐘　（劍・戈）鳥書　鐘「隹五十又六祀、返自西旟、楚王酓章、作曾侯乙宗彝、奠之西旟、其永寺用享」金石錄「按楚惟惠王在位五十七年、又其名爲章、然則此鐘爲惠王作、無疑也」　劍「楚王酓璋、嚴龔□作它戈」　戈「楚王歙璋作它戈以……」

前四一五　滕滅ぶ　（滕器）〔二二四〕

前四〇一　趙・魏・韓、諸侯となる

前三九四　晉烈公廿二年～三八九　𠫑羌鐘〔二〇四〕「唯廿又再祀、𠫑羌作戎辟韓宗敵、達征秦、迮齊入長城、先會于平陰、武侄寺力、𠭯敓楚京、賞于韓宗、令于晉公、卲于天子、用明則之于銘、武文咸刺、永枼毋忘」前四〇九年「本紀、秦簡公六年、塹洛城重泉　又、水經河水注、威烈王十七年、魏文侯伐秦、築汾（洛）陰　又秦本紀、往者厲躁簡公出子之不寧、三秦攻奪我先君河西地　前四〇八年、紀年「晉烈公十二年、王命韓景子・趙烈子・翟員伐齊、入長城」前四〇〇年、年表「楚悼王類二年、三晉來伐我、至桑丘」

〔周靈王廿二年說〕前五五〇年劉節・徐仲舒・楊樹達・董作賓等　〔周威烈王廿二年說〕前四〇四年　溫庭敬・容庚・陳夢家・唐蘭等　〔周安王廿二年說〕前三八〇年　郭沫若

前三七九　姜齊絶祀　（齊器）〔二一三〕

前三七六　晉絶祀　韓、新鄭に都し、鄭滅ぶ　（鄭器）〔二〇七〕

前三六一　田桓公午十四年～三五七　陳侯午敦一・二　・段〔二一八〕「隹十又四年、陳侯午、台群諸侯獻金、作皇妣孝大妃祭器錞鐘」

前三五八　燕成侯載元年～三三〇（郾公載段・豆・矛・戈）譚華「載燕成公名」

前三五五　齊威王因齊二年～三一九　（陳侯因資敦・戈）〔二一八〕　敦「隹正六月癸未、陳侯因資曰、皇考孝武趄公、龔哉大慕克成、其惟因資、揚皇考紹練、高祖黃帝、侎嗣趄文、淖問諸侯、合揚厥德、諸侯寅薦吉金、用作孝武趄公祭器錞」六月朔己卯、五日癸未

前三四一　秦孝公十年　太良造鞅戈又十六年、又十八年商鞅量

前三二三　楚懷王六年～二九九　襄陵の戰　（鄂君啓節）「大司馬昭陽、敗晉師于襄陽之歲、夏□之月乙亥之日」

前三一四　齊宣王五年～三〇一　陳璋壺　（陳騂壺）〔二一八〕「隹王五年、奠□陳昊再立事歲、孟冬戊辰、大臧□□子陳璋、內伐匽□邦之獲」陳璋、威・宣兩世の人　錢穆氏繫年一二〇節參照

〔春秋末〕　張政烺「陳㝵、田成子常末弟、田惠子得」　〔周元・定說〕林武器「周元王五年（前四七二年）または周定王五年（前四六三年）」

（子禾子釜）〔二一八〕「□□立事歲、禝月丙午、子禾子……命陳昊」　〔陳昊陳得陳乞末子說〕張政烺　〔太公田和器〕簠齋・窓齋・綴遺　〔齊湣王末年～二八四器〕大系

前三一三　燕王職元年～二七二　（郾王戠戈・矛）〔二〇五〕　趙世家、武靈王、召公子職于韓、立以爲燕王　〔昭王說〕陳夢家六國紀年「紀年及史記趙世家、周赧王元年（三一四）齊破燕、趙召公子職于韓、立以爲燕王、卽昭王也、昭王名職」　林武器、同　〔按史記燕世家、齊大勝燕、子之亡、二年而燕人共立太子平、是爲燕昭王年表・紀年、公子平、考證、竊意職爲王時、在噲死之後、昭王未立之先、職立二年而卒、而始立昭王、而昭王竝非太子、昭王名平、太子不名平」錢穆氏繫年第一二〇附參照

前二九三　秦昭王十四年　十四年相邦冉魏冉戈　又、廿一年、相邦冉戈

前二七〇　趙惠文王廿九年趙世家、秦韓相攻、趙使趙奢將擊秦、大破秦軍閼與下、賜號馬服君　相邦肖趙戈

前二六七　秦昭王四十年　上郡守戈

前二六二　楚考烈王熊元元年～二三八　（楚王酓肯鼎二・簠二）〔二三七〕　鼎「楚王酓肯、作鑄鐈鼎、以共䵼棠」　唐釋「考烈王名熊元、世本作完、按從元聲字、多讀如昆、說文、髡、從元聲而讀苦昆切、元肯一聲之轉」　〔幽王悍（二三七～二二八）說〕大系舊版　〔哀王猶（二二八）說〕徐仲舒　〔王負芻（二二七～二二三）說〕劉釋

前二五四　燕王喜元年～二二二　（郾王喜戈・矛）

前二五〇　魏安釐王廿七年　梁廿七年鼎鄭韓故城出土戈

前二四六　秦始皇元年～二一〇　（新郪符）統一以前

前二四四　趙悼襄王元年～二三六　元年相邦春平侯矛　又、四年、相邦呂不韋矛　五年、相邦呂不韋戈　六年、上郡守疾戈

前二三四　楚幽王悍四年～二二八　（楚王酓忎鼎二・盤）〔二三七〕　鼎器銘「楚王酓忎、戰獲兵銅、正月吉日、窒鑄鐈鼎、以共䵼棠」楚世家、幽王三年、秦魏伐楚

以上の列國器編年を通じて、各國の紀年はそれぞれその國あるいは宗國の紀年を用い、また曆正については特にその國曆であることを示さないかぎり、すべて周正によるものであることを確かめうる。この原則は他に例外のないものであり、たとえば𠫑羌鐘のごときも、晉の紀年によるものであることは明白である。𠫑羌鐘を晉の烈公廿二年に繫けて解するのも、そのゆえに外ならない。かつ銘文中の三役は、すべて史傳にその記錄を存しているものである。林氏の中國殷周時代の武器五九三頁に、この私說に對して、金文の通例として「自らの誇示し、記念しようと思ふ幾つかの功績を、日付なしに、抽象的な表現の短い句に壓縮して羅列したといふやうな例があるだらうか。金文を學んだ者にとつてその答へは自明である。曰く、さういふ例はない。これ二十又再祀以下は、時間的に一つながりの事件をしるしたものでなければならない、と。」と述べている。金文がどのように壓縮した表現をもつものであるかは、金文を學んだ者にとつて、まことに自明である。秦・齊・楚に對する三役のことを列擧するのは、本來陪臣の臣である𠫑羌の武功は天子の上聞に達すべきものでなく、異例の上聞と嘉

奬とを受けて、そのことをこの一銘中にしるしたもので、通例の金文と事情が異なる。「前四〇四年には現存の歴史記錄中には銘文の遂征秦・霝敓楚京に當る記事が見出されない」というのも、舊說の威烈王廿二年說を前提としてのことにすぎず、制作の時期を誤つては、ないのが當然である。金文の考釋には、史傳の資料を參考にしながら、その可能性をできるだけ追求するという實證の態度がなくてはならない。林氏はたとえば陳騂壺を周元王五年、あるいは定王五年とするが、その他はすべて列國の紀年を以て解している。陳騂壺にいう五年も、齊の宣王五年、齊が燕の子噲を伐つた戰國策燕策一孟子梁惠王上ときのものとみるべきであり、列國器の紀年にしてこれを周王に繫けていうものは一器もない。これまた金文を學ぶものにとつて、承認しなければならぬ原則である。考古の人が、しばしば銘文や史傳の檢討を輕視し、一般的な器制や文樣を主として實年代を論ずるのは、その方法をえたものとしがたい。それは西周器において特に著しいものがあり、本書においては諸家の立說に對して一々辨證を加える煩を避けたが、第八章以下に試みた斷代と、從來の考古學的研究とを綿密に對比されるならば、そのいわゆる考古學的編年が、なお十分な學的客觀性を缺くものであることは、至つて明白であろう。

本書の初稿を樸社に講じはじめたのは昭和三十一年であり、すでに二十年に近い歲月にわたつている。通釋は三十七年八月、白鶴美術館誌として第一輯を發行し、四十八年六月、第四十輯を以て一應考釋を完結、またこの輯を以て通論篇を終える。その間に新しい資料の出土發見もあり、また銘文の研究にも新解が出され、當初豫定した斷代編年にも考訂すべきところを生じたが、その十分な補正は別の機會を待つほかない。ただ西周器・列國器を通じて、特に變更を加えたところは、第八章以下にふれておいた。最も大きな變更は、共和期の數次改元という問題について、師詢・詢の器を夷王期に、鄦𣪕を宣王期に改めてその改元を兩師兌器を收めうる範圍の曆譜としたこと、走𣪕を十三年の誤刻として懿王期に加え、これによつてすべての紀年銘を各王の斷代譜中に錄入したこと、また列國器において、陳騂壺を陳璋の器とし、その關聯器をその時期に位置せしめたことなどである。解釋上の問題についても、その後の知見によつて小補を要するところがかなり多いが、その大旨に關するものは、別に補記を加える機會をえたいと考えている。

本書にしるすところは、舊稿の諸論文、また二玄社刊の「金文集」四冊、平凡社刊の東洋文庫本「金文の世界」とも、また多少異なるところがある。「金文集」は十數年前の出版であり、「金文の世界」も本通釋完稿以前の執筆になるもので、何れもなお定案をえない問題が殘されており、その整理をも意圖しながらまとめたものであつた。本書もまた、現在における私の研究の報告であり、本書の全體は、私にとつていわば初稿本というべきものである。もし補篇をしるす機會が與えられるならば、大方の示敎をえてその誤あるものを正し、自らも補訂を加えて、將來の完成を期したいと思う。

白鶴美術館誌總目（八）

西周史略　第四六・四七輯

第一章　殷周の際

一、西周史と金文資料……一
西周史としての周本紀　原資料とその信憑性　金文資料による西周史の再構成
二、文武の創業と王權……五
文武の受命と天室の儀禮　克殷以前の東方の離叛者　殷周革命の性格　武乙の天神僇辱と季歷誅殺　西伯戡黎　王權と聖職者
三、東と西……一六
克殷の故事　成周の庶殷と陝西の庶殷　周初の大封建　殷の舊王畿と管蔡の叛　東西の地域的特殊性

第二章　周初の經營

一、北方の殷周器……二六
卷六
彔父の叛と彔氏　山東の殷周器　匽侯の北征とその器群　石家莊・淩源の殷周器　匽侯と北燕　河北遠征の意義
二、東南の諸夷……三六
東南夷と奴隷制　王姜と周召二公　殷系氏族軍の動員　安州六器と湖南の殷文化　宜侯夨𣪕の問題　江淮の地域文化
三、封建制と奴隷制……四五
封建の規模　商政周索　人鬲の賜典　社會構造の多樣性
四、三都の造營……五〇
新邑の造營と周書　新邑の儀禮　三都の制　成周と周召二公

第三章　葊京辟雍

一、康昭期の南征……五六
休王康王說　康昭期の南征　宗周鐘と𤞷侯　新出伯㦸諸器　東南諸夷の動向
二、汲冢の書……六三
穆天子傳說話　竹書紀年と遠遊　說話の史實性　班𣪕の毛班と井利　徐偃王說話と班𣪕　穆王期の馬政
三、辟雍の儀禮……七三
葊京辟雍と鎬京辟雍　藉田の禮　大鳳文器の盛行と詩篇　周書呂命　西周前期の社会

と文化

第四章　政治的秩序の成立

一、廷禮册命と官制……八一
前期の廷禮　廷禮册命の定型　右者と執政　官職の系統　三事の職　𤔲士と𤔲寇
小子師氏虎臣

二、二世三王の時代……九一
失傳の時代　密康公と師毛父　懿王期の師氏宮廷禮　懿孝期と今本紀年　師職と武德
軍事力の基盤　封建的臣從關係

三、金文と詩篇……一〇〇
金文の押韻　周頌と器銘の對揚文　正雅詩篇の編成　後期金文と樂官

第五章　夷王期と淮夷の動向

一、齊侯烹殺……一一〇
堂下の禮　師旋𣪘と齊侯烹殺　紀侯の譖毀　王室經濟の矛盾

二、淮域の諸夷……一二五
淮夷の隸屬　夷臣と夷允　王族の經營地　異族者の管理

三、噩侯の叛亂……一二三
南淮夷査察　夷王期の南征　禹鼎と噩侯討伐　貢畮の臣　宣王期の叛亂

卷六

四、成周の適正……一三三
成周と東方經營　成周の儀禮　成周庶殷とその適正　適正諸器　後期の成周

第六章　貴族社會の盛衰と西周の滅亡

一、土地經濟の發展……一四〇
土地人鬲の賜典　社會の階層化　𦿅鼎の法慣行　大土地所有とその經營形態　諸氏族の消長

二、夷厲期の廢壞……一五〇
豪族の富强　戰士階層の形成　小雅十月之交と雨無正　變雅の世界　創業の回顧

三、共和期前後と西周の滅亡……一五八
厲王𠯑𣪘　共和の時代　王政中興の意味　豪族の僭上と西周の滅亡

金文通釋補釋篇　第四八・四九・五〇輯

一、㺇　𢍜　陝西寶雞賀村……一七一
二、啓　卣　山東黄縣歸城小劉莊諸器……一八五
三、永　盂　陝西藍田泄湖鎭……一九一
四、散伯車父鼎　陝西扶風法門莊白村諸器……二〇一

五、旟　鼎　陝西眉縣楊家村……二〇八
六、衞　𣪘　陝西長安馬王村諸器……二一五
七、𢼸叔鼎　陝西藍田草坪……二二〇
八、駒父𥃝蓋　陝西武功縣蘇坊……二二三
九、雁公鐘　陝西藍田紅星……二三〇
一〇、師𩛥鼎　陝西扶風强家村諸器……二三七
一一、裘衞盉　陝西岐山董家村諸器……二五六
一二、𢦏鼎一　陝西扶風法門莊白村諸器……二九五
一三、𨘢　盂　陝西長安新旺村諸器……三一一
一四、利　𣪘　陝西臨潼零口諸器……三二一
一五、史牆盤　陝西扶風法門莊白一號窖藏諸器……三二五
一六、秦公鐘　陝西寶雞太公廟村秦公諸器……三九八
一七、伯公父勺　陝西扶風雲塘莊白二號窖藏諸器……四一〇

金文通釋補記篇　第五一・五二輯

卷一上（第一輯～第七輯）……四一七

卷六

卷一下（第八輯～第一四輯）……四四三
卷二（第一五輯～第二一輯）……四七四
卷三上（第二二輯～第二七輯）……四九〇
卷三下（第二八輯～第三三輯）……五〇五
卷四（第三四輯～第四〇輯）……五三二
補釋（第四八輯～第五〇輯）……六〇六

西周史略

第一章　殷周の際

一、西周史と金文資料

西周史は古代史においていまもなお殆んど空白に近い状態で殘されている分野である。最初の通史的記述はいうまでもなく史記の周本紀にはじまるが、それは詩や書あるいはその他の古傳承を拾綴して成るものであり、王の系譜と若干の説話的記事をつけ加えたのみの甚だ不十分なものにすぎない。歴代の在位年數についても、最後の宣幽二代を除いて共和以前は年數をしるすものもない狀態である。しかもそのような空白は、その後の修史においてもまた近代の研究者の古代史研究においても殆んど補足されることがなかつた。若干の補足が試みられたとしても、たとえばあまり史料性の高くない汲冢出土の竹書紀年の記事などが追加されている程度にすぎない。史記が用いた資料は概ね今日においてもみることのできる文獻であり、その記述の原資料は殆んど追迹しうる範圍にあるものである。文

獻的資料に依據するかぎり、西周史の研究ははじめから限界をもつている。しかもその原資料の信憑性も、いまでは批判の對象とすべきものが多い。同時資料としての金文の出土によつて、その同時性を批判しうる準據がかなり用意されてきているからである。

西周期金文として通釋にあげた標目器は一九八器、その關聯器も多く、さらに近年なお新出の器數を加えつつある。いまでは金文資料による西周史の再構成が、ある程度可能となるに至つている。從來の文獻資料による西周史が至つて史實性の乏しいものであるのに對して、西周期金文は同時資料として絶對性をもつものであり、その資料的處理が用意されればこれを史料として西周史を組織することも可能となるであろう。資料の處理方法としては、銘文の解釋的研究はもとよりその斷代編年にも及ぶべきであるが、通論篇における斷代編年の研究は一應その基礎作業として試みたものである。この稿はそのような新しい史料による西周史の再構成を意圖して、その問題の要略を記述しようとするのである。

西周史の再構成は文獻的な周王朝史と對置するものとして、その批判を通じて進められるべきものであるから、唯一の依據すべきものとされる周本紀の構成についてその概略をみておく必要がある。いまその記述と原資料との關係についていえば、まずその始祖傳説としての姜嫄の感生帝説話は詩の大雅生民篇、姜嫄を帝嚳の元妃とするのは大戴禮帝繫篇、后稷が舜につかえて農師となつたとするのは書の堯典、その子不窋が戎狄の間に奔つたというのは國語周語、その戎狄の地で公劉が后稷の業を修めたとするのは大雅公劉篇に歌うところである。以下數世の世系は世本などの譜牒類にもとづき、

古公亶父の豳地經營は大雅緜篇による。太伯・虞仲の説話は左傳や論語にみえ、季歴のことは大雅皇矣、その子文王の記述は書の無逸の文を采る。次に伯夷・叔齊の説話が挿入されているのは、孟子などによるものであろう。文王の羑里拘囚の説話は左傳襄三十一年・淮南子道應訓・尙書大傳などにみえ、虞芮の訟は大雅緜篇に歌われており、文王の諸惡討伐は詩の皇矣・文王有聲、書の西伯戡黎により、尙書大傳とも一致するところがある。いわゆる文王紀元説は書の經説による。武王の克殷は漢初本泰誓によるものとみられ、また牧誓・逸周書克殷解の文を引く。以下に書序の文を多く用い、二王三恪や齊・魯の封建のことをいう。武王の洛邑造營は逸周書度邑解、從馬放牛のことは呂覽愼大、以下箕子について書の洪範、武王の疾については書の金縢の文を概括する。周公行政七年の間のことは書序をつらねて文を成しており、以下昭穆に至るまではみな周書の諸篇による記述である。

穆王の犬戎討征を祭公謀父が諫めたという話は國語周語にみえるものであり、つづいて書の呂刑を引くが、穆王期の記述はこの兩文によつて構成されている。次の共懿孝夷の四王については殆んど系譜をあげるのみで、夷王が即位のとき堂下の禮を執つたという禮記郊特牲の記事や、公羊傳莊公四年にみえる齊侯烹殺事件も錄入されていない。

厲王の三十七年、好利の榮夷公を近づけて民衆の鋒起を受け彘に奔竄し、殘された太子が殺されようとして召公に救われた話は國語周語にみえる。史記は本紀に三十七年説を采るが、各世家ではすべて十六年説による。しかし十六年説の誤であることは金文の斷代編年によつてこれを正しうるのである。共和についても異説多く、宣王の中興については詩篇にこれを歌うものがあつて金文との一致もみられるが、本紀にはそのことにふれず、ただ宣王が千畝の禮を修めず羌氏の戎に敗績する話を國語周語によつて述べるにすぎない。幽王期の衰亂と西周滅亡のこともすべて國語にみえ、鄭語・晉語などの奇怪な説話をとり、また呂氏春秋疑似篇などによつて褒姒説話を加えている。

以上が周本紀の構成とその原資料であるが、今日の文獻批判の方法からいえば、その殆んどが經説と巫祝の傳承による二次的資料にすぎない。たとえば本紀に「成康の際、天下安寧にして、刑錯きて四十餘年用ひず」というのは書序説によるものであろうが、成康期の金文は周の戡定作戰が最も大規模に、また頻繁に行なわれた時期であることを示している。また「懿王のとき、王室遂に衰へ、詩人刺を作る」というのも、小雅鹿鳴を刺詩とする十二諸侯年表説とともに三家詩説によるものであろうが、共懿期は廷禮册命形式の金文が成立したときで、むしろ周的政治秩序の完成した時期と考えられる。周本紀のような文獻資料にとどまる限り、西周期をなお説話時代としてその歴史性を否定するような考えかたもありうるであろうが、豐富に遺存する金文資料によつてこれと全く異なる西周史の再構成も可能であり、またそのような再構成を通じて古代史的な諸問題を具體化してゆくのでなければならない。西周史を古代史のうちで發展史的にどのように規定するかは、そこからはじめて出發すべき問題である。

巻六　五～六

二、文武の創業と王權

周王朝は文武の創業になるものとされ、金文においても周の建國をいうときには文武を並稱するのが例である。康王期の大盂鼎に「王若曰、盂、丕顯玟王、受天有大命、在珷王、嗣玟乍邦」とその創業を文武の二王に歸し、中期の宗周鐘に南方の疆土について「王肇遹省文武堇疆土」といい、また後期の彔伯𣪘に「王若曰、彔伯、朕丕顯祖玟珷」、また詢𣪘「王若曰、丕顯文武受命」、師詢𣪘「王若曰、師詢、丕顯文武、孚受天命、亦則殷民」、及び毛公鼎の「王若曰、父厝、丕顯文武、皇天弘猒厥德、配我有周、膺受大命」など、みな同様の表現をとる。「王若曰」と王の語を傳誦する形式を以て文武の創業を回顧するのは、概ね周室が困難な事態に直面し、危機的な意識を强めたときである。大盂鼎は成康の治といわれる康王末年に近い器であるが、なお殷民に對して周の受命を說き、その王權の正統性を主張する必要があつた。周初の軍事的行爲が一應終熄するのは康王末年の小盂鼎にいう鬼方の討伐に成功してからのことであるが、なお地方的な戡定作戰はつづけられている。

彔伯𣪘・詢𣪘は夷王期のものであろうが、このとき南夷が猖獗を極め、內部にも政治的混亂を招いていた時期である。また師詢𣪘・毛公鼎はおそらく共和期の周室曠絶の際のものと思われ、何れも內外に事多く危機意識の强い時局であつた。このとき文武の創業を回顧し復古的精神の高揚を圖つたことは、詩の大雅蕩などにもみえる。蕩には「文王曰咨　咨女殷商　匪上帝不時　殷不用舊」〔第七章〕のように祖靈の訓告という形式をとるが、それは金文において「王若曰」として文武の受命をいうのと同じ。このような受命の主張は、內に對してよりもむしろその敵對者に對するものであつた。それで大盂鼎には上文につづいて殷の亡國をその敗德に歸し、周の受命はその純德の結果であるとし、師詢𣪘にも「丕顯文武、孚受天命、亦則殷民」という。詩の大雅蕩もおそらくこの時期のものであろう。殷周革命ののちすでに二百年以上を經ており、殷周のことをいう現實的な意味はそれ以外にはない。文武の受命は殷民を亦則するという、服屬する諸異族に對する當時の政治的意圖を以て主張されているのである。盂も詢も周とは異姓、おそらくもと東方系の氏族であろう。その銘に遡つて殷周のことをいうのはそのためである。

このような受命の思想、一般に天の思想とよばれるものが、殷周革命を正當化する理念として政策的に創出されたとするのは必らずしも妥當でない。そのような政策的要求が現實にあつたとしても、それを理念化しうる條件が歷史的に存していて、はじめて行爲の理念化がなされうるのである。すなわち受命の思想の根柢には、周人の天に對する固有の信仰というべきものがあつたはずである。殷人は帝を祀りこれを禘祀し、王室をその嫡系とした。禘と嫡とはその字原と語原を同じうする。それで殷王はまた帝乙・帝辛とも稱するのである。しかし周人の天は王室とそのような系譜的關係をもつものでなく、人格神的屬性をもたない。天は地上の統治者を選擇し、王權を授奪する絶對者である。おそらくかれらの王位繼承の方法もそのような北方族的形態をとるものであつたと思われ、そこに太伯・虞仲のような說話を生んだのであろう。殷周の革命は、周人の考えかたからすれば天意による王位

巻六　七～八

繼承法の擴大されたものに外ならない。

かれらが天の信仰をもち天室の儀禮を修めていたことは、大豐𣪘や新出の𣄰尊銘によつて知ることができる。𣄰尊はおそらく成王初年の器であるらしく、成王が成周に遷都を決しようとしたときのことをしるしている。その文首にいう。

> 隹王初鄠宅于成周、復□珷豐福、自天、才四月丙戌、王誥宗小子于京室曰、昔才爾考公氏克逑玟王、肆玟王受玆〔大令〕、隹珷王既克大邑商、則廷告于天曰、余其宅玆中或、自之辥民

天とは天室のあるところ、祭天の儀禮を執行する聖所であろう。文は「これ王、初めて遷りて成周に宅らんとす。復……武王を（まつりて）豐福し、天よりす。四月に在り、丙戌、王、宗の小子に京室に誥ぐ。曰く、昔爾に在りしとき、考公氏克く文王を逑けたり。肆に文王、玆の大命を受けたまへり。これ武王、既に大邑商に克ち、則ち天に廷告して曰く、余はそれ玆の中國に宅りて、この辥民（罪ある者、殷民）を自ひん」とよむべきであろう。廷は神を降して儀禮を行なうところ、廷告とは天に報告する祭儀をいう。そこでは殷民、東方の諸族は辥民とよばれているのである。

大豐𣪘はその釋讀になお問題を存するものであるが、新出の𣄰尊の文と相參照すべきところがある。

> 乙亥、王又大豐、王凡三方、王祀于天室、降、天亡又王、衣祀于王、丕顯考文王、事喜上帝、文王臨才上、丕顯王乍省、丕𦀚王乍庚、丕克王衣、王祀、丁丑、王鄉、大宜、王降

「王に大豐あり」とは𣄰尊の豐福のことをいい、「王、天室に祀る」とは天の廷告に當る儀禮である。大豐𣪘は康王期のものであるから、丕顯考文王・丕顯王・丕𦀚王と文武成の三王を列ね、これを衣祀（殷祀）することを述べる。衣祀は卜辭に直系諸王を合祀する祭儀として多くみえる。從來大豐𣪘は丕顯考文王の語によつて武王期の器とされているものであるが、三王の衣祀を行なうことをしるし、またその器制は康王期諸器に多くみえる象文の退化した渦身文形式のものであるから、康王期に屬すべきものである。成王期の𣄰尊と康王期の大豐𣪘とにいずれも天室の儀禮がみえるが、大豐𣪘においては「丕顯考文王、事喜上帝」のように上帝の語が加わつている。おそらく周人の天室の儀禮にのち殷人の禘祀の儀禮が習合して、帝と天の祭祀が同一視されるに至つたのであろう。その儀禮には殷系の東方族が多く參加している。

大豐𣪘にいう大豐の儀禮はまた麥尊にもみえる。麥尊は井侯に封ぜられた周公の子である𢓊が周に見事の禮を行なつたとき、王が葊京で彡祀を行なうのに際會して辟雍の大豐の禮に參加し、これを佐けた井侯の臣麥に天子の賜與を受けたことをしるしている。この葊京の儀禮はのち昭穆期に至つて大いに行なわれ、葊京禮樂の時代ともいうべき時期を迎えるが、その儀禮に奉仕するものは概ね殷系庶殷とみられる諸族である。麥氏もその系統のもので、その銘末に圖象標識をもつ。神事にはたとえば二王三恪というように、被征服者たる前朝の祖靈が客神としてこれに奉仕する傳統があつた。

さきにあげた𣄰尊の銘には、そのことについて示唆するところがある。「王、宗の小子に京室に誥げて曰く、昔爾に在りしとき、考公氏克く玟王を逑けたり。肆に玟王、玆の大命を受けたまへり」と文王の受命を回顧するのは、それを𣄰族の考公氏の翼賛の功とするのである。考公氏はおそらく作器者𣄰の父であろう。爾は卜辭にみえる地名で、𣄰氏はその地の舊族とみられる。𣄰は何の初文、また

河にその字形を含むものがあり、その家は河神の祭祀に關與した氏族であろう。穆天子傳には河宗の諸族がみえる。犅氏が文王を佐けたというのは、もと殷に服事していた犅氏がこのとき文王に加擔した意を示すものであるが、それは武王克殷以前のことであろう。文王は德を修めて西伯と稱し、天下を三分してその二を有ったとされるが、當時殷系の諸族にして周に歸するものがこの方面に多かったのであろう。河洛の地にあった召族も、武丁期には西史召として殷の祭祀權を代行する立場にあったが、のち召方とよばれ殷の外邦にして敵對國とされている。周初の經營に召族が極めて重要な役割を負うていることからいえば、召族はのち殷に叛いて周と聯合する態度をとったものと思われる。すなわち克殷以前に殷の内部に動搖分裂を生じ、その王朝的秩序に破綻を生じつつあったのである。

大小二盂鼎の祖南公も、克殷以前に周に加擔していた氏族であろう。大盂鼎の文首に文武の受命をいい、つづいて「今我隹卽井亩于玟王正德、若玟王令二三正、今余隹令女盂𠄌焚、敬雝德巠、敏朝夕入讕、享奔走、畏天畏」と命じ、また「令女盂、井乃嗣祖南公」とその祖と同じく服事することを求め、千數百名の人鬲と田土を賜うとともに、祖南公の旂を與えている。器は二十三年の紀年銘をもち、盂の祖南公は文武につかえた人である。その文中に殷の滅亡がその敗德によることを强調しているのは、盂の家がもと殷系の族であるからであろう。盂はのち鬼方を伐って大功を博し、小盂鼎にはその獻捷の禮が詳しく述べられている。おそらくもと河內方面の舊族であろう。盂は地名としては卜辭に河內の畋獵地としてみえ、またその受年を卜し、王の出遊往來を卜するものもあるが、末期には盂方の名がみえる。卜辭にはその盂方を伐つに當つて、王が大邑商に告祭する例甲・二四一六がある。卜文の盂と金文の盂との同異はなお確かめがたいが、殷の末期に殷と敵對關係にあった盂方が、文武に加擔した盂の族である可能性は多いとしなければならない。董作賓氏の殷曆譜卷九に盂方征伐關係の卜辭を帝辛四十祀・四十一祀とする。その繫年には陳夢家氏綜述三一〇頁の指摘するように多少の疑問があるとしても、帝辛末期のものであることは疑なく、その地も晉南の方面であることが推測されている。それは盂の祖南公の時期と近く、銘文にいう「乃の嗣げる祖南公に刑らしむ」とは、南公以來周に服事する關係の確認を求める意である。犅尊における考公氏、大盂鼎における祖南公は、いずれも殷周の際に殷の王朝的秩序を脫して周に服事したものとみられるが、おそらくそのような事情はこの方面の諸氏族の間に多く存したことであろう。

このことはいわゆる殷周革命の性格を考えるときに見のがしがたい重要な事實のように思われる。殷周の革命はもとよりその內部よりする變革ではなく、また外方の蠻族による征服國家でもない。殷は神聖王朝としてその宗教的絶對性を秩序の原理とした。彝器文化は本來そのような秩序の象徵的意味をもつものであった。しかしそのような殷の內部から、秩序の離脫者がすでにあらわれているのである。周の勢力が直接に及ぶ晉南豫西の地には、克殷以前から周と關係をもつと思われる諸族があり、召族をはじめ犅や盂などがすでに殷から離叛している。殷周の革命はこのような諸氏族の離合の關係の上にその宗主權を爭うものであった。

東西の諸族の間に支配權を爭うというそのような關係は、おそらくさらに古く先史の土器文化の時代からくりかえされていたことであろう。彩陶文化と黑陶文化との廣汎な地域にわたる重層關係が、そのことを推測させる。しかし政治的にその形勢を決するものは、おそらくその地域における聖職的な氏族の動向であったと思われる。空桑說話をもつ伊尹によって代表される伊洛の聖職者が湯に服事することによって殷王朝が成立したように、殷の西史召、またおそらく河宗の族である犅が文王に協力することによって、周の創業が準備される。殷が鄭州期以前に一時偃師にまで進出しているのも、その地が以上のような意味で必爭の地であったからであろう。

殷周革命の意義は、東西兩古代文化の間にくりかえされたそのような上古史的事實の波動のなかで把握すべきであり、武王の克殷はそれに結束を與えたものであるにすぎない。殷周の革命が金文においてもつねに文武の受命として表現されるのは、古代王朝の隆替を決する諸氏族の聯合關係が、文王のときすでにその形勢を成就していたからであり、それが文獻にいう「天下を三分してその二を有つ」という狀態であった。その事實は召・犅・盂などもと東方殷系に屬する諸族の殷からの離叛、周への服事といい、周初金文のしるすところによってこれを證しうるのである。

卜辭にみえる王朝の經營の範圍は、武丁期の鬼方、帝辛期の夷方などの遠征を除けばほとんど王畿の周邊、それも主として晉南・豫西の方面に集中している。おそらくその地が最も重要な經營の對象とされていたのであろうが、その背後にある周侯の勢力が意識されていたようである。周は武丁期の卜辭にすでに周侯としてその名がみえる。侯とは王朝の秩序のなかで、その方域に特定の地位を占めるものであった。武丁より帝辛に至るまでは七世であるが、周本紀によると周は公劉より四世の間は戎狄の間に奔竄し、また五世にして古公亶父に至ってはじめて戎狄の俗を脫し城郭定居、また三世にして文王に至るとする。しかし武丁期にすでに周侯として西方に地位を占めているとすれば、周の興起は古公以前にあるとすべく、武丁期卜辭では周侯は殷王朝から特別の儀禮を以て遇せられる有力な邦族であったことを示している。

殷の王朝的形態が極めて疏緩な秩序の上に成り立つものであることは、たとえば彝器文化における圖象標識體系のもつ象徵的性格からも推測されることである。殷の直接的な支配の關係はおそらく王畿の周邊にとどまり、王室と本支親緣の關係にある諸子がその藩屛をなし、その外邊に多方とよばれる獨立的な諸邦族があって、それらのうち有力なものは侯伯とよばれた。殷はこれらの諸族に對して、神權的な優位を保持することによってその王權を行使した。そのような國家形態にとって、王權の神聖性は殆んど唯一の國家存在の理由であった。それでその宗教的な基盤が動搖すると、王朝は直ちに危機的な狀態に陷るのである。史に傳える武乙期の說話は、その間の事情を示すものであろう。

武乙の無道については、殷本紀に

> 帝武乙無道、爲偶人、謂之天神、與之博、令人爲行、天神不勝、乃僇辱之、爲革囊盛血、仰而射之、命曰射天、武乙獵於河渭之間、暴雷、武乙震死

とみえるが、この記述の資料とするところは知られない。またこのような說話にあまり重要な意味を與えることは避けるべきであろうが、しかしこの說話の趣旨が天の信仰に對する冒瀆を意味するものであることは疑ない。天の信仰は周人固有のものであり、さきの犅尊や大豐𣪘の銘文には天室におけ

る天の祭祀がみえる。武乙說話はその信仰に對する挑戰であり、その天神を辱しめる行爲は同時に周人の信仰を神聖王として拒否するものであるが、その結果武乙は河渭の間に震死する。渭濱は周の根據とするところであり、周人の信仰を辱しめようとした武乙はその天譴を受けたのである。

この武乙期以來の周族の動靜については、後漢書西羌傳に數條の記載がある。おそらく當時出土の竹書紀年などによるものであろう。

> 及武乙暴虐、犬戎寇邊、周古公踰梁山、而避于岐下、及子季歷、遂伐西落鬼戎、太丁之時、季歷復伐燕京之戎、戎人大敗周師、後二年、周人克余無之戎、於是太丁命季歷爲牧師、自是之後、更伐始呼翳徒之戎、皆克之、及文王爲西伯、西有昆夷之患、北有獫狁之難、遂攘戎狄而戍之、莫不賓服、乃率西戎、征殷之叛國、以事紂

紂に事えたという最後の一條が左傳襄四年によるほかは、みな竹書紀年の文に據るものであろう。左傳に「文王帥殷之叛國、以事紂」とあり、いわゆる天下を三分してその二を有つとする傳承であるが、そこには儒家的粉飾のあとがみられる。

今本紀年によると武乙の三十四年に周の王季が來朝し、三十五年王季は西落鬼戎を伐つている。落は潞、のちの潞安地區の赤狄の族である。太丁のとき季歷は燕京山西の戎を伐つて敗れ、太丁二年また大敗したが、太丁の四年周は余無の戎を伐つて克ち、殷の牧師に命ぜられた。つづいて太丁七年、諸戎を伐つてみなこれに克ち勢力を加えたが、晉書束皙傳によると季歷はそのために文丁に殺されたという。文丁は太丁、卜辭に文武丁と稱する殷王である。武乙期における天神の僇辱、文武丁期における季歷の誅殺など、殷周の對決はすでに緊迫の度を加えつつあつた。武乙の天神僇辱の說話はその宗敎的葛藤の表現とみることができる。

殷末の二帝、帝乙・帝辛期は殷がその餘勢を振つた時期であるらしく、帝乙については周書の多方に「以至于帝乙、罔不明德愼罰、亦克用勸」とあり、酒誥・多士にも同旨の文がある。周初の周人による文獻にいうところであるから、信ずべき事實であろう。紂は滅國の王で諸惡悉くその一人に歸する結果となつたが、卜辭のしるすところや彝器文化の上からいえば、帝辛の時代はおそらくかなり充實した時代であつたとみられる。殷本紀の記載のごときはみな雜說に采り、殆んど資料的價値をもつものではない。ただ書の西伯戡黎は今文に屬する一篇であるから、なお參考とすべきものであろう。いまその文を引いておく。

> 西伯既戡黎、祖伊恐、奔告于王曰、天子、天既訖我殷命、格人元龜、罔敢知吉、非先王不相我後人、惟王淫戲用自絕、故天棄我、不有康食、不虞天性、不迪率典、今我民罔弗欲喪、曰、天曷不降威、大命不摯、今王其如台、王曰、嗚呼、我生不有命在天、祖伊反曰、嗚呼、乃罪多參在上、乃能責命于天、殷之卽喪、指乃功、不無戮于爾邦

文はおそらく列國期のものであろう。郭沫若氏は文中に天の字が數見することをその證とするが、天は周初の彝器にすでにみえるものであり、この文はなお周の固有の信仰を傳えるものとみるべきである。

文中の祖伊を孔傳に祖己の後とするのは祖を氏號とみるものであろうが、祖己は書序に高宗肜日・高宗之訓の作者とされ、祖己・祖伊はみな伊尹の系列に屬する聖職者である。この西伯戡黎說話は周人の立場から革命の正當性を主張するものであり、殷の聖職者をして天の信仰による革命の必然性を說かせる形式をとつている。祖伊がこのような天命運旋の宣告者として登場するのは、古く伊尹以來の傳統による聖職者のうちから、その信仰の動搖があらわれた事實を示すものとみられる。

殷王朝の成立に伊尹が參加しているのは古代王權の條件をみたすものであり、古代王權はそのような聖俗の合體を必要とした。伊尹は空桑說話をもつ神話中の人物で、おそらく伊洛の地の洪水神であり、その祭祀權をもつものが聖職者としての傳統を保持したのであろう。伊尹は湯をたすけて書の湯征や湯誓を作り、また汝鳩・汝方・咸有一德・伊訓をはじめ太甲三篇もその作とされている。沃丁には伊尹を商都亳に葬ることをしるし、そののち伊陟が咸乂四篇をはじめ伊陟・原命を作り、高宗のとき傳說・祖己がこれを佐けた。いずれも伊系の聖職者である。書の君奭に伊尹・保衡・伊陟・臣扈・巫咸・巫賢・甘盤、また高宗肜日に祖己、盤庚に遲任、詩の商頌長發に阿衡の名がみえ、またみなその系列のものである。竹書紀年によると、伊尹が太甲を放つて殺されたのちその子伊陟・伊奮が立てられたとしており、聖職者は王權に干與することがあり、しかもその地位は世襲であつた。卜辭には伊示・黃示の名がみえ、武丁期には伊五示、武乙期に伊廿示又三などの例もあつて、王室の祖祭とならぶ傳統をもつ。そのような傳統を保持することがまた王權の條件とされていたのである。

このことからいえば、おそらく伊系の直系者である祖伊が殷の滅亡を宣告している西伯戡黎の一篇は、單に列國期の擬古文としてしりぞけがたい古傳承的意味をもつものとすべきであろう。そして牁尊や大豐段にみえる天室の奉仕者たちも、おそらく聖職者としての傳統をもつものであり、もと殷の神事に與かるものであつたと思われる。殷周の革命はもとより政治的軍事的な事實であるが、この古代王權の隆替の背後に、帝の直系者とする殷の王權觀念と天の信仰によつて神授說をとる周族の觀念との、古代宗敎的な鬪爭のあつたことが認められる。そしてその歸趨を定めるものは聖職者たちの向背であつた。古代王權がこのような構造のものであることは、やがて周初の經營において明公・明保と稱する周公と、皇天尹大保・君奭と稱する召公と、二公の王室輔弼という形態で傳承されてゆくのである。

三、東　と　西

殷周の革命は、最終的には武王が殷を牧野に破り大邑商を陷れることによつて成就される。商王紂は身に玉衣をまとい、自ら鹿臺に火を放つて火中に投じたという。神聖王らしい最後である。しかし周人の傳承によると、武王は紂の首を白旗に懸け、その妃妲己を殺し、盤庚の政を復して殷民の望を收め、王子祿父を封じて商の祀を嗣がせた。殷本紀・周本紀はそのことを尙書牧誓・太誓、詩の大雅大明、逸周書克殷解、呂覽愼大篇などによつてしるしているが、このうち西周期の資料は詩篇の大明一篇のみであり、それも克殷故事の祭祀儀禮化に伴なつて作られたもので、克殷當時の資料とすべきものではない。

殷周の抗爭はすでに述べたように長期にわたつて種々の形態でつづけられ、たとえば武乙の天神僇

序と震死の說話のごときも、その古代宗教的葛藤のあとを示すものとみられる。兩者の勢力は主として晉南豫西の地で接觸し、その地の舊勢力の爭奪が形勢の優劣を決した。克殷以前の周がしきりにその方面の作戰を試みているのもそのためである。

牧野の戰における誓命をしるすとされる牧誓によると、武王はその軍下に對して「逖矣西土之人、王曰、嗟、我友邦冢君、御事司徒司馬司空、亞旅師氏、千夫長百夫長、及庸蜀羌髳盧彭濮人」とよびかけており、その軍は西土諸族の聯合軍を主とするが、その友邦冢君のうちには、もと東方の殷王朝の秩序から離脫して周に加擔する舊氏族たちをも含んでいたであろう。牧野への進出はそれらの豫西諸族の協力がなくては不可能なことである。尤もこの牧誓一篇は舞曲的な構成をとるものとみられ、詩の大武の樂章との關係によつてのちに創作されたものであろう。司馬司空などの諸職は周初の金文にはみえない官名である。

牧誓は文首のよびかけにつづいて、「稱爾戈、比爾干、立爾矛、予其誓」と嚴かに誓言する。その誓言のなかで、商王受が婦言に聽いて祖靈を祀らぬことを責め、また「乃惟四方之多罪逋逃、是崇是長、是信是使、是以爲大夫卿士、俾暴虐于百姓、以姦宄于商邑」と述べているが、このような狀態は氏族制の崩壞過程にある西周衰亂期の詩篇に至つてみえるものである。武王はまた「今予發、惟恭行天之罰、今日之事、不愆于六步七步、乃止齊焉、夫子勖哉、不愆于四伐五伐、六伐七伐、乃止齊焉、勖哉夫子」と軍士たちによびかけるが、それはおそらく詩篇の大武樂章の樂次に合わせた記述であろう。王國維の周大武樂章考觀堂集林卷二に、一成して北出し、干戈をあげて昊天有成命を歌い、二成して滅商のことを演じ、發揚蹈勵して武を奏するという。この舞曲を奏するとき、友邦冢君や庸蜀以下の諸族もその祭祀儀禮に參加したことと思われる。辟雍儀禮の盛行した時期のことであろう。

武王期に最も近い資料としては、さきにもふれた新出の器⿰犭可尊がある。それは成王が⿰犭可に成周京室においてその先考の功を賞し、つづいて「隹珷王旣克大邑商、則廷告于天曰、余其宅玆中或、自之辪民」と武王の志を述べ、貝卅朋を賜うてその服事を命じたものであるが、大武の儀禮は古くこのような廷告の儀禮に發するものであろう。成周は造營のはじめしばらく新邑と稱したが、ここに庶殷をおき、これを直接支配下におくことによつて東方を控制することが周の東方支配の基本の方針であつた。その威令を行うために中國たる成周に都し、その辪民たる庶殷を用いようとしたのである。滅國ののちにも東方諸族の勢力はなお輕視しがたいものがあり、周初の文獻とみられる書の召誥にはなお「大國殷」と稱し、顧命には「大邦殷」という。いわゆる殷の頑民をどのように支配するか、その對殷政策は周の統治上の最も重要な課題であつた。成王が武王の志をついで一時成周の遷都を決しながらやがて宗周に退いているのも、對殷政策上の顧慮によるものであろう。成周の庶殷とともに、また陝西の地にも多くの東方系諸族が移されている。これを陝西の庶殷とよぶことにしよう。⿰犭可尊の作器者である⿰犭可族のごときもその一とみられ、その器は寶雞の出土と傳えられる。出土の場所は明確でないが、最近の出土品であるから寶雞地區のものであることは疑ない。

寶雞は殷器の出土の多いことを以て知られる地である。鬬雞臺柉禁第一群陶齋・第二群柉禁・銅禁文物・一九七五・三をはじめ、父辛卣など西周早期墓葬品文物・一九七五・三などの出土がある。また近く

の鳳翔からは周初に近い散伯諸器や矢王彝、郿縣からは大小二盂鼎、王姜の名のみえる郿縣大鼎文物・一九七二・七が出土、京兆からも早周の器が出ている。寶雞一帶には殷周期とみるべき器が多く、盂・散・矢王などの諸器がいずれも殷系の舊族の器とみられることは、すでに通釋に論じた。そのうちには⿰犭可族と同じく克殷以前に周に服事したものもあるであろうが、その大部分は克殷後にこの地に移されて墾闢のことに當つたものであろう。この地の土地所有關係の展開は、後期にこの地域から土地關係をしるす長文の銘をもつもの、たとえば散氏盤などをはじめ近出の董家村の衞鼎甲乙兩器文物・一九七六・五・六の出土などによつて知られる。この渭水流域の豐沃な土壤は古く彩陶文化の榮えたところであるが、周王朝の經濟的地盤をなすものとしてさらに大規模な經營が進められたのであろう。そこには高度の農耕技術をもつ庶殷が移殖された。成周の庶殷と陝西の庶殷とはいくらかその性格を異にするところがあるとしても、要するにいわば歸化族的な存在である。これら歸化族的な殷系諸族に對して、周の舊族を王人と稱したことが宜侯矢毁や曶鼎にみえるが、しかしこの王人たちもすでに社會的に階層化されたものであることは、その器銘からも知りうることである。このような經營地の社會的階層の分化は、すでに複雜な進行を示しつつある。

西周後期の金文にはこの陝西の地に多くの諸夷があらわれるが、それは前中期における淮域經營の結果もたらされたものであろう。そのことはまた後述するが、陝西渭域の經營に古くは庶殷、のちに諸夷が多くその生產關係者としてみえることは、この地域がその生產關係のうちにいわゆる奴隸制的な問題を內包するものであることを示すとみられる。古代の王朝に、その王朝的規模を可能ならしめる要素としての奴隸制的なものが全く存在しないはずはないが、それがどのような規模において、またどのような形態として存したかが問題である。おそらくそのような問題は、最も經營的な生產が試みられたと考えられるこの陝西渭域の地に、集約的な形態として存したであろう。金文資料にみえる大土地所有の進行も、この地域において最も顯著である。周初の陝西庶殷の問題は、後期の陝西諸夷の問題にも關聯し繼承されてゆく性質のものであるが、ただ陝西庶殷の諸族は高雅な彝器文化の所有者であり、諸夷は耕作者・被管理者としてのみあらわれ、兩者は階層的に全く異なる立場のものであることが知られる。西周期における社會階層形成の過程を分析する上に、陝西地區の彝器文化と金文とは、極めて重要な資料を提供するものと考えられる。

庶殷を成周に遷し、また東方の雄族を多く陝西の地に入植させて殷の王朝的秩序が解體されるとともに、その舊支配地の經營のために新たな方策がとられた。周初の大封建として傳えられるものがそれである。侯伯を立てて所在の地區を統轄させることはすでに殷代にも行なわれていたことであるが、それは概ね既存の勢力を承認し王朝的秩序に服させるためのものであつた。いわゆる封建がその支配秩序の樹立のために組織的に行なわれたのは、もとより周にはじまることである。

周は克殷ののち、王族や親緣のものを各地に封建する政策をとつたとされている。左傳昭廿八年に「昔武王克商、光有天下、其兄弟之國者十有五人、姬姓之國者四十人、皆舉親也」とみえ、また廿六年傳に「昔武王克殷、成王靖四方、康王息民、並建母弟、以藩屏周」とあつて、その政策は康王期まで繼續して行なわれた。これを周公の創制とするものもあり、荀子儒效篇に「周公兼制天下、立七十

一國、姬姓獨居五十三人」とみえ、王國維の殷周制度論の據るところである。その入封のときにはみな封策の誥命を發し、また寶器を授與する例であつた。左傳定四年の記事はよく知られているものであるが、いわゆる封建の方法を示すものがあると考えられる。

昔武王克商、成王定之、選建明德、以藩屛周、故周公相王室、以尹天下、於周爲睦

分魯公以大路大旂・夏后氏之璜・封父之繁弱・殷民六族條氏徐氏蕭氏索氏長勺氏尾勺氏、使帥其宗氏、輯其分族、將其類醜、以法則周公、用卽命于周、是以使之、職事于魯、以昭周公之明德、分之土田陪敦、祝宗卜史、備物典策、官司彝器、因商奄之民、命以伯禽、而封於小皞之虛

分康叔以大路小帛綪茷旃旌大呂、殷民七族陶氏施氏繁氏錡氏樊氏饑氏終葵氏、封畛土略、自武父以南、及圃田之北境、取於有閻之土、以共王職、取於相土之東都、以會王之東蒐、聃季授土、陶叔授民、命以康誥、而封於殷虛、皆啓以商政、疆以周索

分唐叔以大路密須之鼓・闕鞏沽洗、懷姓九宗、職官五正、命以唐誥、而封於夏虛、啓以夏政、疆以戎索

三者皆叔也、而有令德、故昭之以分物、不然文武成康之伯猶多、而不獲是分也、唯不尙年也、管蔡啓商、惎間王室、王於是乎殺管叔而蔡蔡叔、以車七乘徒七十人、其子蔡仲改行帥德、周公擧之、以爲己卿士、見諸王、而命之以蔡、其命書云、王曰胡、無若爾考之違王命也、……武王之母弟八人、周公爲大宰、康叔爲司寇、聃季爲司空、五叔無官、豈尙年哉、曹文之昭也、晉武之穆也、曹爲伯甸、非尙年也

この文は召陵の會に當つて蔡衞が禮の先後を爭う話のうちにみえ、祝鮀子魚がその故實を論じたもので、祝史の間に存した傳承であろう。周の封建はいわゆる文の昭、武の穆、周公の胤の他に成王・康王の母弟たちも封ぜられ、また移封改易などのこともあつて、必らずしも所傳のように整然たるものではない。

また異姓の諸侯については、史記周本紀に禮記樂記等により神農の後を焦、黃帝の後を祝、堯の後を薊、舜の後を陳、禹の後を杞に、また師尙父を齊に、周公旦を魯に、召公奭を燕に、弟叔鮮を管に、弟叔度を蔡に封じたとするが、周召二公はその封に卽かず、文獻にいう周初の封建には五帝の後をはじめ疑うべきところが甚だ多い。左傳定四年にも伯禽・蔡など、のちに傳えることのない命書の名をあげており、その賜與のうちには當時なお存することのない律鐘の類をあげるなど、のちに加えられた傳說的な要素をも含んでいる。

克殷後の經營に最も問題とされたのはやはり殷の舊王畿の處置であつたらしく、庶殷を成周に遷したあとには周公の兄弟管叔・蔡叔を封じた。左傳僖廿四年に文王の子にして侯たるもの十有六國とし、史記管蔡世家に武王の同母兄弟十人の名をあげている。伯邑考・武王發をはじめ管叔鮮・周公旦・蔡叔度・曹叔振鐸・成叔武・霍叔處・康叔封・冉季載で、管蔡曹成霍などはみな封國の名である。康叔封・冉季載は當時なお幼少で入封をえなかつたとするが、このうち金文にみえるものはひとり康叔丰の器があるのみである。康叔は克殷解によると克殷の儀禮に與かつており、史記の記述は疑問とされよう。康侯𣪘に「王朿伐商邑、㢟令康侯啚于衞、㳚司土逘眔啚」とあり、康侯は克殷のときすでに衞

に入つている。衞は詩にいう邶鄘衞、すなわち殷の舊王畿である。邶には邶子と邶伯と兩見、いずれも邶國の器 綴遺・二四・一九 とされ、王國維の北白鼎跋 觀堂集林卷一八 にもその說がみえるが、北子方鼎には「北子乍母癸寶障彝」、北子盤に「北子宋乍文父乙寶障彝」とあつて考妣を干名を以てよび、東方系の族である。北伯の器は光緒十六年直隷淶水張家窪より十餘件が出土し、王國維はこの方面を邶鄘の邶に當て、鄘を魯の地とした。しかしこの河北の方面は琉璃河・藳城・磁など、さらには遠く遼寧の凌源・喀左の地からも殷器が多く出土しており、周初の器も同出するという關係から、周初の戡定作戰による移動のあとを示すものとみるべきであろう。この方面は召公の一族である匽侯の作戰したところで、易州や琉璃河からは匽侯の器が出ている。鄘・衞のうち鄘には庸鼎、衞には衞卣、衞尊など成王期と考えられる器がある。衞器に「衞乍季衞父寶障彝」と銘するものがあり、季衞父が受封の人かも知れない。賢𣪘に「唯九月初吉庚午、公叔初見于衞、賢從、公命事」とあり、衞は公叔の見事の禮を受けている。ただ金文には衞侯・衞伯のように稱する例はない。

殷の舊王畿に入つた初封の人とされる管叔・蔡叔のことは、金文には全くみえない。まもなく叛して誅滅を受けたとも考えられる。史記の世家に二叔の叛についていう。

武王既崩、成王少、周公旦專王室、管叔蔡叔疑周公之爲、不利於成王、乃挾武庚以作亂、周公旦承成王命、伐誅武庚、殺管叔而放蔡叔、遷之與車十乘徒七十人、從而分殷餘民爲二、其一封微子啓於宋、以續殷祀、其一封康叔爲衞君、是爲衞康叔、封季載於冉

冉季・康叔皆有馴行、於是周公擧康叔爲周司寇、冉季爲周司空、以佐成王治、皆有令名於天下、蔡叔度既遷而死、其子曰胡、胡乃改行、率德馴善、周公聞之、而擧胡以爲魯卿士、魯國治、於是周公言於成王、復封胡於蔡、以奉蔡叔之祀、是爲蔡仲

主として左傳定四年の記事によるものであるが、史記の魯周公世家には周公の踐祚がその原因であるとし、「武王既崩、成王少、在强葆之中、周公恐天下聞武王崩而畔、周公乃踐祚、代成王攝行政當國、管叔及其群弟、流言於國曰、周公將不利於成王」という。その說は荀子儒效・禮記文王世子・明堂位の諸篇にみえ、戰國期以後のものであろう。群弟流言のことは書の金縢にもみえるが、今文金縢は史記の金縢說話と多少異なるところがあり、史記には說話發展のあとがみとめられる。また周公世家によると、管蔡の叛には淮夷が加擔したということが加えられている。

管蔡武庚等、果率淮夷而反、周公乃奉成王命、興師東伐、作大誥、遂誅管叔、殺武庚、放蔡叔、收殷餘民、以封康叔於衞、封微子於宋、以奉殷祀、寧淮夷東土、二年而畢定、諸侯咸服宗周

この史記說は書序とも異なり、また大誥篇にいうところとも一致しない。大誥篇は殷の逋播の臣を伐つために多方庶邦に東征を命じているが、その首謀が武庚であることをも明言していない。問題はむしろ周の內部にあり、「弗淑天、降割于我家」「有大艱于西土、西土之人亦不靜」というように大艱は西方に起つたものであり、東方の叛亂はそれによつて誘起されたものと思われる。また金文によると、武庚祿父の叛を伐つものは大保召公であつて周公ではない。周公の東征は埜侯を伐つときの、魯の建國に關するもののようである。最も同時資料に近いとされる周書諸篇においても、これらの金文

資料と對比して解釋することによつて、はじめてその本來の資料性を回復することができよう。

大誥にいう東征には、おそらく舊殷の在地氏族勢力が多く動員されたことと思われる。その誥命において王は「爾多方越爾御事」「我友邦君越尹氏庶士御事」「爾庶邦君越庶士御事」のようによびかけている。多方庶邦はいずれも獨立的な氏族國家の形態をもつ殷以來の舊族であり、成康期の金文に東方の戡定作戰などに從つている殷系の諸族がそれであろう。大誥では王はこれらの多方庶邦に對して自らを小邦周とよび、天命によつて「寧文武の圖功」を成就しようと宣言している。小邦周とは、周書にしばしばみえる大邦殷に對する語である。周初の封建はこの大邦殷の勢力を周的に改編することを意圖するものであつた。すなわちそれはなお、甚だ古代王朝的な秩序の問題であり、一般的な分期的封建制と區別する意味で、古代的封建制とでもよぶべき性質のものである。そしてこの古代的封建制の行なわれた東方の社會は、のち三百年にして陝西の周的社會が崩壞するとともに、春秋列國として史上にあらわれてくる。春秋列國はこの多方庶邦が領土國家的に發展してきたものであり、從つてそのうちに氏族制的遺制というべきものをも多く含んでいる。中國の古代社會を社會史的に規定することが困難であるのは、以上に述べたように陝西地區と東方社會との經營形態の相違、また東方社會における氏族制と封建制との重層的な構造、古代的封建制から領土國家への移行という歷史的な推移のなかで生まれる多くの矛盾的な關係などが、容易に處理しがたいものであることにもとづくのである。この章は序章的な意味をも含めて、それらの問題の因由するところに一應の言及を試みた。金文學的に西周史の再構成を試みるとしても、またそのための方法的な用意を必要とするのである。

第二章　周初の經營

一、北方の殷周器

克殷後の東方經營には成王が王妻を伴なうて親征を試みているのをはじめ、周召二公がその三族を率いて遠征し爾後の經略に當つたことが、金文資料によつて知られる。周本紀によると、紂の子武庚祿父が封ぜられて殷祀を嗣ぎ般庚の政を復したが、武王が崩ずると管叔・蔡叔とともに亂を作し、成王は周公にその誅滅を命じ、殷祀は微子啓が宋に封ぜられてこれを嗣いだという。これは書序による記述であるが、この祿父の討伐に當つたのは金文によると周公ではなくて召公奭であつた。大保段に

王伐彔子聖、𠭯厥反、王降征令𢀛大保、大保克敬亡遣

というものがそれである。彔子聖は祿父、金文ではまた天子聖𤔲 𤔲齋・二一・九に天子聖と稱しているもので、殷の滅亡ののち、その餘民を率いて周に抵抗を試みたのであろう。しかし天子聖と稱して獨立を圖つた彔子聖は、おそらくこの召公の討伐を受けて敗れ、その族はのち遠く陝西扶風の地に遷されたようである。彔の器には從來の著錄のものに彔段一・二・彔𢦏卣・彔𢦏尊・伯𢦏段・彔伯𢦏段以上第十七輯などがあり、何れも出土地の知られなかつたものであるが、近年に至つて扶風法門より𢦏段一

二のほか𢦏甗・伯𢦏段・伯𢦏壺などが西周殘墓のうちから出土し、彔氏の遷された地が明らかとなつた。これらはみな一族の器で、舊著錄の彔段一に文祖辛公、彔段二に文考乙公、彔𢦏卣に文考乙公、彔伯𢦏段には皇考釐王の器を作り、伯𢦏段には西宮の寶彝を作るという。皇考釐王のような稱は彔氏が舊王室の出自であることを示すものである。また新出の諸器にも、𢦏鼎一に文祖乙公、𢦏鼎二に文考甲公・文母日庚、𢦏段に文母日庚の器を作ることをいう。彔伯𢦏の諸器は、穆共期に成周の庶殷を率いて淮夷を討伐することを命ぜられており、おそらく王族の後として庶殷を統率する立場にあつたものであろう。彔伯𢦏段に「彔伯𢦏、繇、自乃祖考、有𤔲于周邦、右闢四方、惠圅天命」のような語があり、かれらは召公の討伐を受けてまもなく周に歸順し、庶殷とともに西方に遷されたようである。祿父ののち殷祀を嗣いだ微子啓は周によつて宋に封ぜられたというが、微子は祿父とまた別派の人で、あるいは周の支配圈を逃れて宋に國を立てたものかも知れない。微子のことは金文には全くその蹤迹をとどめず、箕子とともにその消息に興味がもたれる。召族の東征は祿父の亂にとどまらず、さらに東して山東の地に及んでいる。さきの大保段はいわゆる壽張梁山七器の一である。壽張は山東西部の河南に接する地で、禹貢にいう大野澤、すなわち鉅野澤の北端に位置し、梁山はその壽張を東に臨む丘陵の地であるが、當時東方の諸夷に對する作戰の要地とされたのであろう。のちのいわゆる梁山泊である。ここから出土した梁山七器は、陳夢家氏によると大保方鼎・大史友甗・伯害盉・害鼎・大保段・大保鴞卣・魯公鼎の七器とするが、大保鴞卣はおそらく小臣艅犧尊の誤であろう。また亞爵などの殷器もあり、數次にわたる出土であるらしい。もともと山東には殷の遺品が多く、濟南の大辛莊殷

諸器文物・一九七二・五、長山の父辛卣，爵・父戊爵金索、長清興復河の𠦪𠬝圖象諸器山東文物・長清出土方鼎等十六件文物・一九六四・四・曲阜出土殷諸器文物・一九七二・五・鄒縣殷諸器文物・一九七四・一・滕縣殷諸器文物・一九五九・一二・惠民殷諸器考古・一九七四・三・益都殷墓鉞文物・一九七二・五などがあり、近出の器もまた乏しくない。これら山東近出の殷周器については、齊文濤氏に「概述近年來山東出土的商周靑銅器」文物・一九七二・五に紹介が試みられている。その地は殷周期靑銅器文化の一中心をなすものとみられ、その制作は概ね正統的な樣式のものである。殷文化の直接的な影響の及んだ地域と考えられる。

梁山七器のうち小臣艅犧尊を除く他の諸器はみな召族關係の器である。大保方鼎・大保段・大保卣はみな大保召公の器、伯害・害の器は召伯父辛、大史友甗は召公のための作器である。召伯父辛は召公の父と考えられる人であるから召公と害とは兄弟行であり、大史友甗の大史友は召公の子であろう。七器の出土事情は二次にわたるものであまり明らかでなく、またこれらの器が同出する理由もよく知られない。このうち小臣艅犧尊は殷末の器で、その銘に「丁巳、王省夔且、王易小臣艅夔貝、隹王來征夷方、隹王十祀又五、肜日」とあつて帝辛十五年、その東征の際のものである。この器が召族の器と同出のものとすれば、このとき艅は召公の東征を受けて歸服しその軍に從つたものであろう。のちの師艅の諸器のうちには京兆の出土と傳えられるものがあり、その族はやがて西方に遷され庶殷を督して師旅に任じたものと思われる。彔氏の諸器が扶風から出土するのと同樣の事情であろう。殷系諸族のうち歸服を拒んで東北の地に走召族はこの梁山より更に北して河北の地に赴いている。

るものがあり、これを追擊したのであろう。その作戰の主力は匽侯であつた。梁山七器のうちの富鼎に「唯九月既生覇辛酉、在匽、侯易富貝金、揚侯休、用乍召伯父辛寶隮彝、富萬年、子〻孫〻、寶光用」とあり、銘末に「大保」の二字を圖象的に加えている。大保は召公家の稱號とみられ、その字を圖象化した例も多い。銘文中の侯はおそらく匽侯旨であろう。匽侯もまた匽侯旨鼎第二器に「匽侯旨乍父辛隮」とあつて、その父は召伯父辛である。匽侯の稱が北匽建國ののちのものとすれば、梁山諸器は北地平定後のものを含むことになるが、あるいはその前に南匽の立國があつたものかも知れない。南匽南燕は姞姓の國である。

史記に召公姫姓説をとるが、それはおそらく穀梁傳莊公三十年に「燕、周之分子也」というによるもので、確かな傳承ではない。匽侯關係の器によつていえば、その父は東方の俗である干號によつて召伯父辛と稱し、また匽侯旨鼎に「匽侯旨初見事𢉥宗周、王賞旨貝廿朋、用乍姒寶隮彝」とみえ、周に見事の禮を執り貝朋を賜うている。召公姫姓説は吳や晉が姫姓を稱するのと同じく、邊裔の國が王室との親近を主張するのと似ている。

匽侯の器は壽張梁山の地より北して河北、さらに遼寧の凌源にも及んでいる。すなわち河北の易州から匽侯鼎第二器や匽侯諸器が出土し、また遼寧凌源の海島營子村からも新たに匽侯盂など十六件が出土した。この匽侯の北伐に當つては、その作戰に殷系の有力な諸族が參加したであろうことが、その關係の諸器によつて考えられる。たとえば㠱侯矣盉の器蓋の銘に「亞字中 㠱侯 矣」「匽侯易亞貝、乍父乙寶隮彝」というのは㠱侯矣が匽侯に屬してその作戰を助け、それによつて賜賞をえたものであろう。㠱侯矣は殷の舊族で卜辭にもその名がみえるが、殷周の際には山東の方面にいたようである。王獻唐氏の黃縣㠱器にその器四十三例七十三器を錄しており、よほどの大族であつたと思われる。この㠱侯はあるいは文獻にいう箕子のことであるかも知れない。紂を諫めたとする說話があるのも、紂の東夷遠征やその統治策について批判的態度をとつたからであろう。箕子朝鮮說なども、殷滅亡後の諸族の流徙に伴なう一說話ともみられるのである。匽侯に從つて東北に作戰したとすれば、その族が遼東に赴くことも考えうる。

河北琉璃河の古墓から、近年また多くの殷周器が出土したが、そのうちに匽侯の器とともに㠱侯の器が同出している。すなわち一九七三年から四年にかけて、琉璃河の西周初期の一墓から尊・爵・觶などの諸器が出土したが、また他の一墓から尊・鼎・爵・觶などが出土した。考古・一九七四・五、一九七五・五 その尊・鼎には

匽侯賞復冂衣臣妾貝、用乍父乙寶隮彝　[illegible]

また段には

侯賞攸貝三朋、攸用乍父戊寶隮彝　啓乍綨

と銘する。報告者は「啓乍綨」を「肇作其」の意とするが「肇作異紀」の意であろう。この古墓の器群のうちに、「黻史乍考隮彝」と銘する鼎、「匽侯」と銘する盾と戟、亞字形中に矣と母己と銘する盤なども出ており、また㫃形の圖象に「祖丙」の二字を加えた尊などもあつて、この相接する一群の墓葬品の間に關係のあることが知られるが、そのうちに殷の王族出自であることを示す[illegible]形圖象の器

や㠱侯の器をも含み、この匽侯の北征が極めて重要な作戰であつたことが知られる。攸段の攸も貝を賜うて父戊の器を作つており、また東方系の氏族である。

同じく河北の邯鄲地區の磁縣から出土した殷器十一件文物・一九七四・一一は殆んど銘文がなく、ただ受・啓などの圖象的字様を附するものであるが制作のすぐれたものが多く、かつ時期も殷代を下るものがない。その地は安陽の北方三十粁にもみたぬところで、なお殷の王畿に屬したのであろう。それより北すること約二百粁の石家莊藁城臺西村にも殷代の遺址が發見されており、そこからは若干の禮器のほか、特色ある武器が出土している。考古・一九七三・一・五、文物・一九七四・八 すなわち鐵刄銅鉞、鐵援銅戈、器制は殷器とみられ、同出の土器にも文字記號に類するものが刻されていて殷代の遺址であることは疑ないが、遺品中に漆器の殘片をも含み、また醫藥に用いたらしい桃仁・郁李仁が同出している。甚だ特色のある墓址であり、そのことはオルドス系文化との關聯があるのではないかと報告者はいう。

從臺西出土的這批青銅器的形制看、似乎存在着一些與我國北方少數民族文化有關的因素、如羊首青銅匕柄部的造型就非常接近靑龍抄道溝出土的所謂鄂爾多斯式的鹿首銅彎刀、羊首曲柄短劍、同類的匕在山西石樓也多次發現過(文物・一九五八・一、一九六〇・七、一九六二・四・五、考古・一九七二・四)這次發現的鐵刄銅鉞、形制也獨具風格、與安陽大司空村等地發現的鉞的形制不相同和臺西一九七三年發現的鉞也有差別(考古學報九・一九五五)過去在其他一些商代文化遺存中也曾發現過與我國北方少數民族文化有關的遺物、如安陽殷墟出土的獸首青銅刀、有銎的板狀銅斧和上述傳出于濬縣辛村銅兵器中的管狀銎斧、有銎戈都具有我國北方青銅器的作風

この地の殷代兵器にすでにオルドス式の影響がみられるとするのは、殷代の青銅器文化を考える上にも極めて重要な指摘とすべきであるが、この石家莊附近が一應當時の殷文化の北限をなすものと考えてよいであろう。このような事實の上に立つて、さらにそれより北して遼寧の凌源・喀左などの殷周期文化の性質の問題を檢討すべきである。

さきにあげた匽侯の器は山東の壽張梁山、河北の琉璃河よりまた北して遼寧の凌源からも出土している。その海島營子村から匽侯盂が出ており、また戈・魚・蔡などの圖象標識をもつもの、史戎父壬卣など文物・一九五五・八みな殷周の古器であるが、建昌北方の喀左北洞村の殷周銅器考古・一九七三・四、一九七四・六、一九七五・五にも注目すべきものがある。晏琬氏の「北京遼寧出土銅器與周初的燕」考古・一九七五・五に北洞諸器を論じて、そのうち智字形の一圖象を孤竹の孤と釋し、すなわち孤竹君の遺器に外ならないとするが、これはあまりにも傳說に傅會して器銘を解しようとするものであろう。北洞出土のうち㠱方鼎考古・一九七四・六は器銘の注目すべきもので、㠱侯の關聯器とみられる。その銘にいう。

丁亥、矧商又正㠱要貝、才穆、朋二百、㠱展矧商、用乍母己隮　□

「丁亥、矧、又正㠱に要の貝、穆に在るの朋二百を賞す。㠱、矧の賞に展へて、用て母己の隮を作る□」とあり、㠱の作器である。しかるにその方鼎器腹にまた別に亞字形中に㠱侯、亞字形の下に矣としるしており、㠱は㠱侯一族の人であろう。同出の父辛鼎は古い器制のものであるが、匽侯との關係

卷六　三三～三四

は知られない。また同出の銅罍は蓋鈕に龍首蛇身を飾り肩部に渦身形をなす象文を加えていて、康王期に下るものと思われる。これを以ていえば遼寧の地に進出した匽侯の經營は、少くとも康王期に至るまで繼續されていたものと考えてよい。

この東北地區が召公の一族である匽侯によつて遠征經營されたものであることは、また近年の琉璃河黃土坡村の出土器によつても實證された。この器群のうち堇鼎・伯矩鬲・乙公毀は、喀左北洞村の變樣象文罍・嬰方鼎などとともに、先般わが國で展示された古銅器展にも出品されて參觀目檢の機會をえたものである。そのうち堇鼎は匽侯器に新しい資料を加えるもので、

匽侯令堇□大保于宗周、庚申、大保賞堇貝、用乍大子癸寶𢉩□　（圖象）

と銘しており、堇が匽侯の命を奉じて宗周にある大保に使し、その際大保より貝を賜與されてその家の大子癸の祭器を作ることをいう。大子癸とは殷人の廟號のよびかたであるから堇は東方殷系の族であり、しかもよほどの貴戚の地位にあるものである。匽侯に從うてこの地の經營に從い、ときには遠く宗周の大保のもとに使している。

伯矩鬲にも匽侯の名があつて

才戊辰、匽矦易白矩貝、用乍父戊𢉩彝

とあり、伯矩は匽侯より貝を賜うて父戊の祭器を作つている。これまた東方系の氏族である。同出の乙公毀は器蓋に象文、圈足に目雷文を飾り、雙耳鳥首、四足は象鼻を下垂した精巧な制作である。「白乍乙公𢉩毀」と銘するが、關聯器がなくて作器者のことは知られない。

これら北方の殷周器については、報告者によつて種々の見解が提出されている。それらは主として北燕の文化に關しており、邊境文化としての視點に立つものであるが、問題はむしろ殷周鼎革の際、周初の經營の上からその重要性が檢討されるべきであろう。山東より北してこの方面に積極的な進出が試みられた理由、大保召公の一族たる匽侯がそのことに當り、かつ多數の殷系の貴游がこれに從つた理由、またさらにいえば北匽の消息は數世にして絕えるが、のちの北燕である郾侯との關係など、問題はなお甚だ多く存するのである。いま諸家の見解のうち、晏琬氏の說の一部を紹介しておく。

由北京往北、經承德・凌源・寧城・喀左、再沿大凌河到朝陽・北票、通向我國遼闊的東北地區、正是周初自燕國到肅愼的重要通道、這一綫多有商周遺物出土、一九七〇年朝陽魏營子發現的西周墓葬、也是一個例子、周景王說、及武王克商、……肅愼・燕・亳、吾北土也 左傳昭九年

北京・遼寧銅器上的族氏大都曾見于殷墟、孤竹見傳出殷墟的鄴中 初・上三〇卣、小屯西地出有大亥簋 考古・一九六一・二、侯家莊出土過成組的亞矣銅器 遺寶三八・三九・四一・四八 西北岡一五五〇大墓所出鼎・爵有𠬝字銘文

孤竹是商朝分封的同姓侯國、其都據漢志和水經注、在今河北盧龍南、而其領域應包括很北的地區、孤竹銅器在喀左發現、決不是偶然的

亞盉和北洞的方鼎、族氏都是㠱侯、亞矣以㠱侯爲氏、卽㠱侯的支裔、商末的㠱侯見帝乙帝辛卜辭 前二・二・六 和周朝所封的姜姓㠱侯 卽紀 無關、故宮博物院所藏缶方鼎 三代・三・三五・二 銘、王錫小臣缶湡積五年、缶用作享太子乙家祀𢉩、〓父乙、查帝乙帝辛卜辭 甲・二八七七 侯缶 卽小臣缶 自近于

卷六　三五～三六

㠱、據甲二三九八和前二・一〇・六㠱又近于湡、漢志載襄國馮水東至朝平入湡、說文、湡水出趙國襄國之西山、東北入浸、湡是今河北沙河縣南的沙河、商代㠱侯的封地應在沙河附近、我們論爲、商末的㠱就是文獻中微・箕的箕、……微・箕都在商王畿內、箕卽左傳僖卅三年的箕、閻若璩等都論爲在今山西楡社南的箕城鎮、正和沙河上游相去不遠

商人的銅器在遼寧出土、表明商朝在我國北方有强大的勢力、逸周書作雒說周公東征、王子祿父 帝辛之子武庚 北奔、也反映了這一點、燕國建立後、箕侯氏的亞・〓氏的復、都服事于燕侯、是所謂殷遺

他にもなお琉璃河𩰫銘にいう门衣臣妾の賜與の例などによつて奴隷制を論證しうるとする主張などもあるが、そのような問題は臣妾のような本來神の徒隷とみなされる例によつて論じうるものではない。

周初の經營において、この召族匽侯の北征ほど大規模な作戰は他に例をみないものである。召族はもと豫西の族 召方考參照 であり、その族が河南を橫斷して山東に達し、さらに河北より遼寧にまで及んでいるのは、周王朝の支配の確立のためにこの規模の作戰を必要としたからであろう。殷と河北の地とは、殷の神話に有易や河伯 楚辭天問等 の名がみえるように古くから密接な關係を有したものとみられ、山東の地に殷器が多いのもそのような歷史的事情によるものであろう。河北・遼寧の殷器は殆んど匽侯との關聯をもち、ここに匽國が建てられたことは疑ない。匽器と同出する亞矣形・〓形圖象の殷器は他の地域にも出土し、その族はこの地域の舊族であるとするよりも、匽侯の作戰に從つてこの地に入つたものとすべく、周系諸族の器も同樣に解される。すなわちこれら北方殷周器の遺存は、周初の軍事行動がこの地にまで大規模に展開された事實を示しており、齊・魯の封建とともに、この匽の建國が周の東方經營の一據點をなしたのである。それはたとえば遠く湖北・湖南や江蘇・浙江にまで及ぶ殷式銅器の分布が呪器的な鐃の文化を主とし、その南方支配がいわば宗教的な性格の著しいものであつたのに對して、かなり明確な對照をなしている。

二、東南の諸夷

匽侯の北伐は匽國の樹立によつてその作戰を終えるが、東方及び南方の諸夷に對する討伐は、周初以來後期に至るまでなお殆んど休息することなく行なわれている。これは北伐が專ら軍事的政治的な性格のものであつたのに對して、東南諸夷はいわば民族的な對立者であり、またその討伐は周にとつて勞働力の獲得という經濟的要求の意味をも含むものであつたからであろう。周王朝における奴隷制的な問題としては、さきにあげた陝西庶殷のような歸化族的服屬民と、後期金文にみえる東南夷諸族の兩者をあげることができる。陝西庶殷の問題はこの歸化族による大規模な土地經營の進行のなかで生ずる內部的な階層分化としても考えうるが、東南夷は俘獲者あるいは貢人としてはじめから奴隷的な身分のものであつた。奴隷制には奴隷源としてその繼續的な補充を可能ならしめる條件を必要とするが、その補充源としてはこの東南夷の他にその適當な對象とすべきものがない。ただそのことがどのような規模において可能であつたのか、またそれが當時の生產關係においてどこまで一般化しうる

性質のものであつたかについては、十分な證明の方法がない。そのような形態は、當時においてはおそらく陝西の地においてのみ可能であつたと考えられる。東方の諸侯國の內部では、むしろいわゆる總體的所有というべき關係が進行していたであろう。そのような關係がのちの列國の內部構造を規定しているとみられるからである。

周初の金文に楚伯・夷伯などの名がみえ、かれらも部族的な國家形態をもつていたようである。諸夷の抵抗に對しては成王が親征し、また王姜も王とともに撫恤活動に從つたことが金文にみえる。令𣪘・令彝はその關聯器とともに周初の注目すべき銘文であるが、令𣪘の文首に「隹王于伐楚伯、在炎、隹九月旣死霸丁丑、作册夨令隮宜王姜」とみえ、隮宜とは獻饗の儀禮であろう。令の隮宜に對して、王姜は貝十朋・臣十家・鬲百人及び由緒ある玉器などを賜與している。令はこれを紀念して丁公の器を作り、その榮譽を「丁公の文報」と稱しているが、その父の時代から周室に服事する關係にあつたものと思われる。

この器にしるす楚侯の討伐は王の親征であり、王姜もそれに隨行している。成王十九年の器と考えられる睘卣に「隹十又九年、王在厈、王姜令作册睘、安夷伯、夷伯賓睘貝布」とあり、睘はこれを王姜による休賜として、これに對揚して文考癸の祭器を作つた。睘尊にも「在厈、君令余作册睘、安夷伯、夷伯賓用貝布」とあつて、また文考癸の器を作つている。尊銘の君とは卣銘の王姜であり、君奭の君と同じく聖號であろう。夷伯に對して安撫の使者を命じているのは、諸夷に對する工作上のことであろう。厈がこの作戰の根據地であり、趞卣及び尊にも「王在厈」の語があつて、またこの東征の

巻六　三七～三八

際のものとみられる。

王后である王姜のこのような外的な活動は、昭穆期における夫人の祭祀儀禮への關與と、また異なる意味をもつものであろう。その活動は軍事と竝行するものであり、「安夷伯」とは政治的な行爲である。叔隋器によると、宗周の儀禮のときに大保に使者として叔を派遣し、また泉伯卣や不壽𣪘では貝などの賜與を行なつている。近年出土の郿山大鼎文物・一九七二・七には、「唯八月初吉、王姜易旟田三……用對王休」のように田土の賜與を行なつているが、それは王の行爲を代行するものであつた。作册夨令が王姜に隮宜の儀禮を行ない、王姜がそれに對して貝十朋・臣十家・鬲百人のような重賜を與えているのも、すべて王姜の公的行爲である。王姜の出自は知られないが、すでに山東の齊に姜姓の呂氏が入り、また山東の䢅伯が姜姓であることから考えると、東方における王姜の活動はこれら姜姓諸族を背景とするものであるかも知れない。かつ王姜がまた君とよばれているのは、單に夫人を君氏とよぶ通常の稱呼ではなく、この夫人が祭儀執行者として神聖な傳統をもつものであったとも考えられる。漢志によると齊にはのちまでも長女を巫兒とする俗があつたという。

東方及び北方の經營には梁山七器及び匽侯諸器にみられるように召公の族の活動が著しいが、召族はまた保・公大保・今大保の名を以てその後の東方經營に參加している。保卣に「乙卯、王令保及殷東或」とあり、また旅鼎に「隹公大保來伐反東夷、……公易旅貝十朋」、御正良爵に「隹四月旣望丁亥、今大保賞御正良貝」とある保・公大保・今大保はいずれも召公家の稱號であり、大保召公の職を繼承するものであろう。

大保召公の族とともに、周公の族もまた明保・明公として聖職にあり、東方の經營に參加している。禽𣪘に「王伐𣚍侯、周公某謀、禽𥙊祝」とあるのは、王の親征に際して周公が聖職者として「神議りに議り」、その子伯禽もまたおそらく大祝として祝告をなした意である。禽には別に大祝禽鼎がある。また明公𣪘に「唯王令明公、遣三族伐東或」とみえ、このとき魯侯もこれに加わつて「魯侯有囚工」としるされている。囚工とは𥙊と同じく、このとき厭伏の儀禮を執行したのであろう。王姜をはじめ周召二公の族が東方の經營に指導的地位を占めているのは、その聖職者的な威靈を行使する意味をも含むものと考えられる。異族に對する鬪爭には、なお古代宗教的な方法に訴えるところがあつたのである。

これらの東方の作戰に從がつたものは、槪ね殷系の諸氏族であつた。成周庶殷による成周八師の軍はなお未編成であつたとしても、所在の有力な舊氏族軍が假藉するところなく動員されたことは疑ない。その關係諸器は多く東方系氏族の作器であり、槪ね圖象標識を付し、貝を賜うて父祖の器を作つているが、父祖の名にはみな干名を用いている。戰爭は必らずしも領土の侵奪や俘虜の獲得を目的とするものではなく、疐鼎に「王令趞𢦏東反夷、疐肇從趞征、攻開無啇、省于夷、身孚戈」、寧鼎に「隹王伐東夷、溓公令寧眔史旗……寧孚貝」、また員卣に「員從史旗伐會、員先內邑、員孚金」というように若干の戰利品を誇示するものはあつても、大量の俘獲を目的とする掠奪的なものであつたとは考えがたい。令𣪘にみえるような人鬲はむしろ一時的な俘獲を奴隷化したもので、それは殷周の際に異族の分散破亡によつて生まれたものであろう。淮域における大規模な作戰がいくらか俘虜獲得戰爭ら

巻六　三九～四〇

しい様相を帯びるのは、これよりなお後のことである。

殷系の彝器文化が遠く湖北・湖南、また長江の下游にも及んでいたのに比べると、周の支配力は殆んど淮北の地に限られていて、この兩王朝の性格の相違を示すとみられるが、ただ例外的にその域外とみられる二つの銅器群のあることが注目される。一は宋刻に著錄する湖北孝感出土の安州六器であり、一は江蘇丹徒縣煙墩山土坑出土の宜侯夨𣪘を主とする器群である。いずれも周初の彝器文化の上では、孤立的ともみられるものである。

宋刻に錄する中氏の諸器は安陸孝感より出土、安州六器として著聞するものであるが、中方鼎二・三に「隹王令南宮伐反虎方之年、王令中先省南或貫行、䢅王应」とあり、生鳳を贈られたことをしるし、中甗には「王令中先省南或貫行、䢅应在□」とあつてこれも同時のことであるが、王命によってその地の小大邦に使し、「厥人」「厥貯」をえたことをいう。その地域はかつて武王期に周の經營の及んだところであるらしく、中方鼎一には

隹十又三月庚寅、王在寒𩁹、王令大史貺褱土、王曰、中、茲褱人、大史易于珷王乍臣、今貺畀女褱土、乍乃采、中對王休令𪓊父乙隮、隹臣尙中　臣□□圖象

と銘し、かつて武王が大史に賜うた褱土を中に轉賜することをいう。中が南國貫行に先行して與えられたものであるから、この采土はその方面の地であり、のち中氏の據點となつたところと考えてよい。この地よりさらに東南して洞庭に至り、その南方の湖南寧鄉の地は、かつて殷末に人面方鼎や四羊犧

彝、また象文大鏡を擁する殷系の雄族が南方の異族と相對しており、中氏の據つた安陸は漢陽よりその湖南に通ずる要路である。湖北・湖南に及ぶ殷文化は、おそらくこの舊屈家嶺文化の地帯を南下したものであろう。それを證するらしい事實が、最近湖北盤龍城殷代遺址の發掘によつて知られろに至つた。

盤龍城遺址の發掘文物・一九七六・一・二については湖北省博物館と北京大學の共同發掘隊による考古紀要のほか、三篇の論文が添えられていてその概略を知りうる。この遺址は一九五五年に發見され、その後の地域開發中に二里崗期銅器が出たため小規模の試掘が繼續されていたものであるが、一九七四年に至つて大規模な調査が行なわれた。その結果それは二里崗に相當する時期の版築形式の城址であること、大城東北の高地に臺基東西三九・八米、南北一二・三米に及ぶ建物址があり、四壁は夯土、下に柱穴があり、その形式は河南偃師二里頭の殷前期大型宮殿基址の廊廡の部分と極めて似ていて、技術的にはそれよりなお發達したものであること、また墓室に殉葬を伴なうものであることなどが明らかにされた。それは明らかに偃師二里頭の文化の南に及んだものである。その出土銅器も鼎・鬲は立耳深腹、尖錐空足、爵・斝は柱足にして器腹平底、他の諸器もすべて鄭州白家荘や輝縣琉璃閣出土の器に近く、殷前期の特色を有している。この黄陂の地は孝感の東約五十粁にあり、古くは雲夢の北辺を扼する要地であつたと思われる。のちに楚が中原を窺うときには、ここより漢陽に沿うて北進した。殷周の時代から南方經營の要地とされたところで、南北必爭の地である。武王がまずその地を經略し、のちその地は采土として中氏に與えられたが、中氏は闌象標識をもち父乙の器を作ることかも知られるように、もと殷系の族である。殷周期の文化はこれより南しては湖南衡陽の蔣家山の殷器考古・一九六三・一二や西周諸器文物・一九五四・六、常寧の方彝文物・一九七三・七、また西しては四川彭縣竹瓦街の象文罍諸器、さらに遠く南方の廣東信宜の殷周期銅盉文物・一九五七・一一、湘遂の周代銅器考古・一九六三・二などもあるが、それらはおそらくのち播遷してその地に齎らされたもので、衡陽蔣家山の西周諸器のごときは東漢墓中より出土した。すなわち傳世の器である。

このような事實は邊裔に近い彝器文化のありかたに示唆を與えるものであるが、その意味で注意されるのは丹徒出土の器群であり、特に所在の地で封建を行なうことをしるす宜侯矢𣪘である。器銘にいう宜がその出土地と同じとすれば、周初の康王期に王が親ら江南の地に至り、移封改易のことを行なつたこととなる。しかし淮水流域の諸夷の討伐にすら困難を感じていた周が、長驅して江南に渡り移封改易を行なうことはまず考えがたいことであろう。

宜侯矢𣪘は虎公の子である矢が王に從がつて宜地に赴いたとき、王命によつてその地に入封するに至つた顚末をしるし、當時の封建の禮の實際を傳える極めて重要な資料である。その入封の地である宜はすなわち器の出土地丹徒であると一般に考えられているが、そのような推測が成立しがたいものであることは當時の東南諸夷の事情からみても明らかであろう。丹徒は南京の東北、長江に臨む南岸の地で、器はその烽火臺のある煙墩山南麓の土坑からその器群とともに發見された。

宜侯矢𣪘はその文首に、

隹四月、辰在丁未、□□珷王成王伐商圖、徃省東或圖、王〔立〕于宜〔宗土、南〕鄉

とあつて、所封の現地で行なわれた册命儀禮である。その地は武王成王の治定した領域の東國の圖、すなわち農耕地に屬している。當時江南の地を東國と稱することはなく、またその册命儀禮の內容はそのような地で執行しうるものではない。王の册命賜與は次のごとくである。

王令虎侯矢曰、繇、侯于宜、易秬鬯一卣・商瓚一・□・彤弓一彤矢百・旅弓十旅矢千

易土、厥川三百□、厥□百又□、厥□邑卅又五、厥□百又卌

易在宜王人□又七生、易奠七伯、厥鬲〔千〕又五十夫、易宜庶人六百又□□六夫

この册命賜與に對して作器者は、「宜侯矢、揚王休、乍虎公父丁𨺅彝」と對揚の辭をしるしている。王がはじめ虎侯矢とよび、對揚の語に宜侯矢と稱し虎公父丁の器を作るというのは、もとの虎侯たるものがこのときこの地に移封されているのである。虎侯はおそらく殷代に虎方とよばれているものであろう。それは中方鼎二・三に「隹王令南宮伐反虎方」とみえるもので、その地は卜辭によつて考えると淮水の上游、南域に通ずるところであろうと推測される。矢の名はまた令彝・令𣪘に矢令としてみえ、父丁・丁公の器を作つている。虎侯矢はこの成周に入つた令と、あるいは同族のものであろう。その矢がいま康王の東國巡省に從い、宜の地に至つてその宗社で移封の命を受けた。與えられた土地は倍數的に區畫し整理されている農耕地と、王人・奠伯及びその下にある人鬲・庶人で、すべて二千人に近い耕作者たちである。王人とは王室所有の私人であり、奠伯は鄭地の農耕管理者である。何れも七十五人、あるいは百五十人の一定數の管理關係にあり、すでに宜の地の王室所有の田土にあつて生產に從つているものであろう。それをおそらくその形態のまま新たに宜侯に屬したものと思われる。このような經營形態のものが、當時江南の地に設營されていたとは考えがたいことである。

丹徒の器群には、宜侯矢𣪘を除いて他の諸器の製作に地域的な特質がみられることは、すでに指摘されていることである。この器群に彝・爵を含まぬことも異例とすべく、また角狀銅器の幾何文様のごときは江南印文陶文化との關係を思わせるものがある。古い土器文化との關係をもつものであろう。江南の丹徒に對してその江北の儀徵からも多くの殷周器が出土しているが、その器制は概ね中原のそれに近く、他にいくらか地域的特質を示すものがある。安徽の屯溪器群にも相似たものがあり、時期的に並行するものとみられる。屯溪・儀徵・丹徒の器群には樣式的に相通ずるところがあり、かつてこの地域に行なわれた殷の邊裔文化の傳統をもつものであろう。その器制文樣には樣式的に獨自のものがみられ、周王朝との關係を示す銘文の類をもたないことも、たとえば北方の匽侯の器群と對照的であるといえよう。そのような事情からいえば、丹徒出土の宜侯矢𣪘は孤立的なものというべく、おそらくのちにこの地に將來された器と考えられる。その銘文にいうところも、到底この地の實狀を示すものとしがたい。當時淮域はなお周の統治外にあり、その經營は中期以後の課題であつた。それは昭王の南征という說話に象徵されるものであるが、その事業は成康の時期よりつづけられ、後期に至つてはじめて師寰𣪘に「淮夷繇我帛畮臣」のようによぶに至つている。しかしかれらが西周期を通じて叛服常なく、周がこれらの諸夷に對してしばしば干戈を動かしたことは、金文資料や詩篇によつて知ることができる。宜の地のごときはおそらく鄭を去ること甚だしく遠からぬ地域にこれを求むべきであろう。かつその地はもと殷王室の經營地を承繼したものと思われる。殷の卜辭にみえる王室の

農耕經營は、すでにそのような經營形態に達していたとみなされるからである。

三、封建と奴隷制

宜侯夨毁にいう田土と管理者や人鬲等の賜與は周初封建の一形態を示すものとみられるが、これによつて西周期の奴隷制の存在を論ずる研究者も多い。條里的に區畫整理されている田土と、その耕地に應じて配屬される耕作者、また一定の割合による管理者をも有するこの經營形態は、大土地所有制における奴隷制の形態と極めて似ているところがある。しかもそのような形態は起原的には殷の時代にすでに存したものと考えられ、卜辭に東土・南土の受年をトする例がみえるのは、土すなわち社を中心とする經營地區をいうものであろう。宜侯夨毁にいう宜の宗土とはその經營地の中心をなす社稷を指すものとみられ、そこで封建賜與の册命が行なわれている。それは征服者の入植支配によつて形成される重層的な社會關係と異なつて、特定の經營地に新たな支配者と生產者として移された、主として經營的な關係に立つ集團である。それは所在の舊氏族を新しい支配體制のもとに包攝するいわゆる封建とも、また形態の異なるものと考えられる。

宜侯夨毁のような田土人鬲の賜與例は、なお大盂鼎にもみえる。大盂鼎は康王末年に近い二十三祀の紀年をもつものであるが、王は盂に對して祖南公の祖業をつぎ周室を輔翼することを命じたのち、禮器車服の屬と南公の旂を賜い、また「易女邦𤔲四伯、人鬲自駭至于庶人六百又五十又九夫、易夷𤔲王臣十又三伯、人鬲千又五十夫、逐□□自厥土」と多數の人鬲とその管理者を與え、盂はこれに對揚して南公の寶鼎を作つている。人鬲の數は宜侯夨毁とほぼ匹敵しており、それは封建的規模のものである。人鬲に對して邦𤔲四伯は一伯につき百六十五人、夷𤔲王臣は一伯七十五人の關係であることも宜侯夨毁と同じ。これらの賜與を王が亟かにその耕作地に遷すように命じているのは、すでにその田土が用意されているのであろう。盂の所領が當時どの地であつたのかは知られないが、器が康王の末年近いものであることから考えると、盂はその本貫の地を離れて陝西の地に徙されていたのかも知れない。大小二盂鼎は郿縣出土の器であり、同じく盂氏の器と思われる盂爵・盂卣は何れも父丁の號や圖象標識をもつものであるが、盂卣は陝西の出土と傳えられる。すなわち盂は陝西庶殷の一であろう。それは後期に至つて郿縣を中心とする渭南の地に發展した大土地所有的經營と、關係をもつものと思われる。

このことからいえば、鄭州より遠方と思われる宜の地に移封された宜侯夨の場合は、むしろ例外的なものであつたと考えられる。淮水上游方面にいた虎侯の勢力を遠ざけるために、陝西庶殷に對するのと同じ形態を以てこれを東方に遷し、東方經營の例に從つて宜侯の稱を與え、封建の形態をとつたとみることができるからである。

このような推定の根據として、さきにあげた周初封建の方法が想起される。左傳定公四年にいう周初の封建は魯・衞・唐の立國事情を傳えるもので、その賜與物などに後世の補入があることを當然考慮に入れるとしても、建國に當つて魯公に殷民六族、康叔に殷民七族を與えてその氏族の名をあげ、

また唐叔には懷姓九宗を與えている。かつ殷民に對しては「使帥其宗氏、輯其分族、將其類醜」という氏族形態のまま、その氏族秩序を破壞することなく賜與され、「皆啓以商政、疆以周索」という統治方針が宣言されている。內部的には從來の氏族的秩序が維持され、外部的には周の規制を受けるという意味である。懷姓九宗もおそらく晉南の媿姓狄種であろうが、これに對しては「啓以夏政、疆以戎索」とあつて、その傳統が一層尊重されている。このような封建の方法はこの三地にとどまらず、ひろく東方各地の封建の基本方針をなすものであつた。しかもなお衞・魯など東方經營の據點とされた地において、在地勢力の强硬な抵抗と叛亂とを免れなかつた。氏族的遺制を尊重するというその原則は、東方ではかなりのちまでも貫かれていたようである。周の東遷に當つて立國した鄭は、陝西の鄭人に人望のある桓公がかれらを率いて新鄭に赴いたが、政府は鄭人の經濟的活動に干涉せず、鄭人も政治に關與しないという雙務的な條件のもとに生まれた、いわば契約國家に近いものであつた。それが商政周索とよばれる原則である。

以上のことから、東方における封建にはなお氏族的秩序の濃厚な遺存の上に重層的な統治支配が行なわれ、陝西においては王都の西方に庶殷による大規模な入植開拓が行なわれたという大體觀をうることができよう。宜侯夨毁や大盂鼎を除くと、大規模な田土や人鬲賜與、それによる封建をいうものがないのはそのためである。その他には恩賞的に若干の賜與が行なわれることもあり、令毁に臣十家・鬲百人、叔德毁に臣數十人、耳尊に臣十家、殳毁に臣三品・州人重人𩫖人のような例があるにすぎない。臣・鬲や州人のように稱するものはもとより不自由民であり、左傳にはそのうちにまた僕臣臺十等のような階層があるとするが、そのような階層の細分化は奴隷制の高度に發達した古代近東の地域においても考えがたいことであり、それはむしろその來源などによる性質的な分類であろう。臣妾は本來神事につかえる神の徒隷たるものであり、左傳にいう祝宗卜史の類である。それで臣十家のようになお家を單位としていう。臣三品とは殷民七族・懷姓九宗のように出自を以ていうものであるが、その氏族秩序からはなれて不自由民化したもので、卜辭にもその語例がある。また後期金文には臣妾百工を連稱し、伊毁に「康宮王臣妾百工」、師毀毁に「我西隔東隔僕駭百工僕臣妾」とあり、前者は王室の所有、後者は厲王期の執權者伯龢父の私人である。

これらの不自由民は殷代にすでに存したものもあり、また殷周の際に氏族の崩壞や戰爭による俘囚として不自由民化したものもあるであろう。氏族的秩序をもつかぎり、總體的所有の關係を超えて個別的に奴隷化されることは一般的にはなかつたものと思われる。大量の奴隷の發生源はやはり戰爭による俘獲が主であり、周は克殷以前にも晉南の北方族に對して頻繁な征討を試みている。また大盂鼎の作器者がその二年後に作つている小盂鼎には、盂が諸部將を率いて山西の鬼方を討伐し、多くの俘獲をえてその獻捷の禮を行なつたことをしるしているが、第一次の役に「執嘼𠭯二人、隻聝四千八百□十二聝、孚人萬三千八十一人」、またつづいて「執嘼一人、孚聝二百卌又七聝、孚人□□人」とあり、これらの俘囚はおそらく奴隷化されたであろう。卜辭には獲羌の例が甚だ多いが、殷人はこれを異族犧牲として神に供えており、卜辭に伐羌をいう例が頻見する。伐とは斷首であり、殷墓にみえる多數の斷首葬はこの伐羌にあたるものであろう。しかし周にはそのような俗がなく、俘虜はその

まま奴隷化されたと考えられる。異族のうちには夷種をも含んでいたであろうことは、大盂鼎の人鬲管理者として夷嗣王臣十又三伯のような名があることからも推測される。

ただこのような大量の人鬲賜與は周初の宜侯夨毀・大盂鼎の二器を除くほかにはみえず、他器にいうところは生產關係を構成するというべき規模のものではない。また宜侯はこのとき封建の禮を受けているが、盂には侯伯を稱したらしい證迹がない。周初の封建において侯と稱するものは殆んど新しい支配領域である東方の地區にあり、陝西の地には封建立國のことは殆んど行なわれていないようである。陝西の地にも稀に夨氏や散氏のように夨伯・散伯、ときには夨氏のように夨王と稱するものもあるが、いずれも庶殷に屬するものであつた。夨王のごときはもとより私稱であろう。東方の封建諸侯として立國したものはみな半ば獨立的な國家であり、のち發展して列國となつた。陝西の地は周の東遷後には秦の地となるが、秦は西方より周の故地に入つたものであり、東方の列國とは異質の氏族的遺制をもたぬ國であつた。そのような社會的基盤が、のちに商鞅的政策を可能にするのであろう。

東方の列國と周秦が國した西方とは、おそらく殷周のときから異なる傳統をもち、社會構造の類型を異にする地域であつたと考えられる。極めて概括的にいえば、東方においては封建的、西方では大土地所有的という關係に對置しうる。東方の封建的というものも、氏族の總體的所有關係の一形式にとどまるものであろう。中國の古代社會について、氏族制・封建制・奴隷制のような社會史的規定がそれぞれの意味において可能であると考えられているのも、このような地域的多樣性のためである。また東方の列國について都市國家說が主張されるのもその外見的な類似によるものであろうが、城邑

はもと極めて孤立的な閉塞性の強いものであり、それらの說はまたすべて一面的にすぎない見解である。特に西周期においては周の三都のほかには都市というべきものはなお存在していなかつた。

四、三都の造營

克殷後の經營が進むにつれて周は東方への進出を意圖し、はじめ新邑を洛に營んでこれを國都とする方針であつたらしい。新出の珂尊に「隹珷王既克大邑商、則廷告于天曰、余其宅茲中或、自之辥民」という武王の意圖を述べ、成王はその志を繼いで「隹王初遷宅于成周」と成周營都を定めたことをしるしている。逸周書度邑解に「自雒汭延于伊汭、居易無固、其有夏之居、我南望過于三涂、我北望過于嶽鄙、顧瞻過于有河、宛瞻延于伊雒、無遠天室」というのはおそらく據るところのあるものと思われ、珂尊にいう天室の禮が行なわれたのもその天室であろう。しかし洛に新邑を造營してそこに都するという武王の志は、成王の初年に至つてはじめて實現したことである。

新邑の名は金文の卿諸器にみえる。𠭯士卿尊に「丁巳、王在新邑、初饙、王易𠭯士卿貝朋、用作父戊𨻰彝」、また臣卿鼎に「公違省自東、在新邑、臣卿易金、用乍父乙寶𨻰」という。𠭯士卿と臣卿とはその父考の廟號を異にするが、また單に卿と稱して父乙の器を作るものもあり、みな同族にして新邑の儀禮に與かるものであろう。

新邑の名は文獻では書の召誥・洛誥にみえ、康誥には新大邑、多士には新邑洛の語がある。新邑は

のちまもなく成周と名を改めており、周書の諸篇に新邑の名を存するものは、その原篇の成立が新邑造營の當時にあつたことを示すものとなしうる。成周の名は周書では畢命に至つてみえる。

周初に關する書の編次は、西伯戡黎についで微子があり、また泰誓・牧誓についで洪範がある。文武ののちに微子・箕子を列するが、この箕侯の族がさきの匽侯諸器とともに東北の地區にまでその遺器を殘しているものとすれば、箕子朝鮮說の背景をなすものとして興味がもたれる。ついで金縢に武王の疾に臨んで周公が身を以て代ることを禱つた說話をしるすものであるが、その禱告を呪詛と讒言するものがあつて管蔡の流言、周公の東征という大變を招く。大誥はそのときの誥辭であるとされている。ついで康誥は康叔封に對する策命の書であるが、その文辭は後期金文の師訇毀や毛公鼎よりも繁縟であり、原初の文章とはしがたい。またその篇の「王若曰、孟侯、朕弟小子封」によつて周公攝位說をとる人が多いが、「朕弟小子封」は傳命者としての周公の立場を示した挿入句的な語とみるべきであろう。文首の四十八字については古くから錯簡說が唱えられている。次の酒誥・梓材などにはこの種の前文がなく、直ちに「王若曰」を以て文をはじめている。それで魏源の書古微巻九には、この四十八字を以下三篇の總序とする。それならば「惟三月哉生魄、周公初基、作新大邑于東國洛、四方民大和會、侯甸男邦采衞、百工播民、和見士于周、周公咸勤、乃洪大誥治」という新邑造營ののち、この種の誥命が行なわれたことになるが、新邑造營のことは召誥・洛誥に至つてはじめてみえることである。康誥等三篇は康侯に關する一連の文章と考えてよく、ただその誥命が三篇も存することは異例とすべきであるが、おそらくその舊殷王畿經營に關してそれぞれ對象を異にする訓誥であろう。康

侯關係の遺器は多く殘されており、康侯毀に「王來伐商邑、祉令康侯、啚于衞」というように、その地に鄙を作つて剛後の處理にも當つたのであろう。毀銘の康侯と啚とをつづけて康侯の名とし、康侯啚はすなわち康侯丰であるとする說もあるが、雝毀に「王令雝伯、啚于之、爲宮」という金文例もあつて啚は動詞によむべく、土地の經營をいう。

洛における新邑の造營は、召誥の篇首にそのことを命ずる文がある。

惟二月既望、越六日乙未、王朝步自周、則至于豐、惟大保先周公相宅、越若來三月、惟丙午朏、越三日戊申、太保朝至于洛、卜宅、厥既得卜、則經營、越三日庚戌、太保乃以庶殷、攻位于洛汭、越五日甲寅、位成、若翼日乙卯、周公朝至于洛、則達觀于新邑營、越三日丁巳、用牲于郊、牛二、越翼日戊午、乃社于新邑、牛一、羊一、豕一、越七日甲子、周公乃朝用書、命庶殷侯甸男邦伯、厥既命庶殷、庶殷丕作

すなわちここに庶殷を會し、これに對して殷周の革命、周の大一統成就の宣言を行なつている。その宣言には「嗚呼、皇天上帝、改厥元子、茲大國殷之命」、「天既遐終大邦殷之命、茲殷多先哲王在天、越厥後王後民、茲服厥命」と殷の滅亡を告げ、また「王來紹上帝、自服于土中、旦曰、其作大邑、其自時配皇天、毖祀于上下」と新邑を作ることを命じている。從つてこの篇首の文は、その所要の日數からいつてもこの大一統宣言の式場設營のためのものであり、作邑のことをいうものではない。「王來紹上帝、自服于土中」とは珂尊に「隹珷王既克大邑商、則廷告于天曰、余其宅茲中或、自之辥民」というのに當る。

洛誥は周公が洛邑經營の次第を述べる形式のもので、はじめトしてその位置を定め、新邑を作り、これを報告する周公と王との相應答する語があり、最後に「戊辰、王在新邑、烝祭歲、文王騂牛一、武王騂牛一、王命作册逸祝册、惟告周公其後」、「王命周公後、作册逸誥、在十有二月、惟周公誕保文武受命、惟七年」という文を以て終る。周公攝位七年說の論據とされるものであるが、その輔弼の年數をいうものとみてよい。召誥にいう日曆をたどつて、それをすでに試みた周初の斷代に適用すると、その元旦朔は㊷であり、成王二年前一〇八三は⑪にして一閏の間にあり、またその七年㊷は元旦朔の日子と合う。これによると新邑の造營は一應成王七年となり、周公輔弼の年とも合するのである。

多士はその新邑において三月に周公が商王の多士に告げた誥命で、「王若曰、爾殷遺多士、弗弔旻天、大降喪于殷、我有周佑命、將天明威、致王罰、勅殷命終于帝」よりはじめ、歷代革命のあとを顧み、最後に「王曰、告爾殷多士、今予惟不爾殺、予惟時命有申、今朕作大邑于茲洛、……今爾惟時宅爾邑、繼爾居、爾厥有幹有年于茲洛、爾小子、乃興從爾遷」と命じている。これは庶殷を成周に遷したときのことであろうが、つづいて無逸に酒德を愼しむべきを戒めている。さきの康誥三篇中の酒誥にいうところと同じであるが、酒誥は亡殷の諸族をも對象とするものであろう。

これら周書の諸篇を通じてみられる三都の關係についていえば、新邑すなわち成周は多士にいうように庶殷をここに集め移し、これを軍事的・政治的中心とするために計畫されたものであつた。武王がはじめここに遷都する意圖であつたことは𣄰尊にもみえるが、實際に造營が行なわれたのは成王期に入つてからのことである。しかし成王はまもなくもとの豐鎬の地に還つて鎬の宗周に都し、また先世の祀所のある豐に葊京を營んで、ここに三都の制が確立する。宗周は王の居城として政治、葊京は先世の祀所として祭祀、成周は庶殷とその氏族を以て構成する八師をおく軍事的都市とされた。

臣辰卣にはこの三都の名がみえ、「隹王大龠于宗周、𢓊饔葊京年、在五月、既望辛酉、王令士上眔史寅、殷于成周」という。宗周で禴祭を執行したのち葊京で祭饗が行なわれたが、それは大事紀年に相當する重要な儀禮であつた。その年の五月に成周で殷禮が擧行され、作器者はその儀禮の執行に與かつている。殷は周禮にいう殷同、すなわち氏族の大會同の儀禮であり、それが成周で催おされているのは、成周庶殷の査察を兼ねた軍禮であるとみられる。査察には概ね周から軍官が派遣される例であり、小臣傳卣には師田父が成周で殷禮を行なうことをいう。[士]・小臣とは殷の貴遊の稱號であり、成周の庶殷を代表するものであつたと思われる。この殷禮は後期金文にみえる成周八師の遹正の禮にあたるものであろう。

三都における祭祀儀禮の執行者は概ね東方系の庶殷の族であつた。數十器に及ぶ臣辰の諸器、また長文の銘を以て知られる令彝・令段をはじめ、厚趠鼎・嗣鼎・史獸鼎・睘尊など、三都の儀禮關係の諸器は、みなその作器者が東方系に屬する表徵をもつものである。殷周の文化はこのような祭祀儀禮の場において接觸し融合し、やがて周的文化が成立する。そしてその推進者は周公と召公とであつた。二公の所領は舊說では岐山の方面であつたとされるが、その地の古代歌謠が周南・召南とよばれているることからも知られるように、いわゆる二南の地、成周より漢域に及ぶ地である。成周には周公の宮があり、その子明保が成周の統治に任じたことは令彝にみえている。令彝に

隹八月、辰在甲申、王令周公子明保、尹三事四方、受卿事寮、丁亥、令矢告于周公宮、公令、𢓊同卿事寮、隹十月月吉癸未、明公朝至于成周、𢓊令、舍三事令、眔卿事寮眔諸尹眔里君眔百工眔者侯、侯田男、舍四方令

というのはその明保の始政式のことをいうもので、周公の宮に告祭したのち京宮・康宮においてもこの舍命式に伴なう儀禮が執行されている。その儀禮の形式は書の召誥にいうところに近く、召誥には「周公乃朝用書、命庶殷侯甸男邦伯、厥既命庶殷、庶殷丕作」という。令彝のとき周公はすでに沒し、その子明保がその職を嗣襲しているが、明保の名が示すようにそれは聖職者であつた。召公が大保・皇天尹大保・君奭のように稱するのと同じである。召公がもと東方系に屬する聖職者であることはすでに述べた。この二公輔翼の體制のもとに、周の統治が開始される。そしてその傳統は西周期を通じて維持されている。それでのち西周が傾覆して成周に都を遷したとき、また周召二公輔翼の體制が回復されるのであるが、その間の兩家の消息は殆んど知られない。おそらく聖職者としてのその傳統によつて、實際政治面にあらわれることがなかつたからであろう。しかし周の文化的傳統がこの兩家と深い關係をもつたであろうことは、たとえば周書の諸篇に周公關係の文獻が多いこと、詩に二南の詩篇を傳え、また大雅の末篇に近く崧高・江漢・召旻など召公家關係の詩篇の多いことからも知られる。周頌の古い部分も葊京辟雍の儀禮で歌われたものであろうが、葊京の辟雍儀禮が盛行するのは昭穆期に入つてからのことである。

第三章　葊　京　辟　雍

一、康昭期の南征

西周期の金文には文武より共懿に至る各王の名がみえるが康王の名はみえず、そのことが不審とされている。しかし康王の生號はおそらく休王と稱するものがそれであろう。初期金文に文首に休王と稱するものが數例あり、たとえば效父段に「休王易效父▬▬三」、また𨚕父方鼎に「休王易𨚕父貝」のようにいう。從來この休を休賜・休寵の意の動詞に解するが、文首にある休王は明らかに金や貝の賜與者であり、休王は王の生號とすべきである。𣪕圜器に「休王自穀使賞畢土方五十里」という休王も同じ。生號の休王をのちに康王と稱するのは、休王が宗周の康宮に祀られるに及んでその宮名を以て稱したものであろう。康宮は成周にもありもと京宮とならぶ宮名であつたが、宗周の康宮を康王の專廟とするに及んで、康王につづく昭穆の宮廟を康昭宮・康穆宮という。康王は廟制上、大宗の地位を占めたものと思われる。

休王の名のみえる效父段は身部を渦身狀にする象文を飾り、康王期の大豐段も同じ文樣である。また𣪕圜器の𣪕もおそらく康王期の人であろう。召公奭は書の顧命に太保としてみえ、康王の卽位繼體

の禮を司會した人であるが、史記楚世家に左傳昭十二年の文によつて康王期の諸臣とする熊繹・呂伋・王孫牟・燮父・禽父などのうちにその名はみえない。𥁕はその召公の後をつぐものであり、従つて𥁕圜器にみえる休王は康王に外ならない。

また休天君というものがあり、尹姞鼎に「休天君弗望忘穆公聖粦明□、事先君」という。昭初の器と考えられるもので、休天君とは休王の后、このとき王母たるものであろう。その關聯器には夫人祭祀のことをいうものが多く、それらは昭穆期における辟雍儀禮に連なるところがある。左傳昭四年に「康有酆宮之朝」とあり、劉歆の三統暦に引く書序に、康王十二年夏六月、そこで畢公の册命が行なわれたという。酆宮の朝とはいわゆる辟雍諸宮で先王を祀り諸侯を會することをいうもので、周頌の古い部分の詩篇は、詩序にすべて成王以前の諸王を祀るものとする。宗周の廟は康宮を首とするもので、康昭・康穆のようにいう例であつた。

今本竹書紀年によると、康王の十六年「王南巡狩、至九江廬山」とあり、太平御覽巻五四に引く尋陽記にはそこに康王谷の名が殘されているという。また御覽巻八五に引く述異記に、その城中からは多くの古器大鼎が出土したと傳え、何らか古い遺址があつたのかも知れない。しかし康王の南征については他に所傳がなく、ただ金文によると伯懋父が東方に作戰したことが知られている。伯懋父の名はさきの𥁕圜器にみえ、𥁕に白馬などを賜うているからおそらくこの方面軍の最高指揮者であつたのであろう。小臣謎段に「𠭯東夷大反、伯懋父以殷八𠂤征東夷」とあり、呂行壺に「唯四月伯懋父北征」とあつて、また北方へも作戰したようである。この伯懋父の麾下に小臣宅・御正衞・呂行・師旂などがあり、それぞれ彝器を殘しているが、これらは何れも殷系の舊氏族である。殷の八師はまた成周の八師ともよばれ、成周の庶殷を以て構成される氏族軍であり、その族長が師職に任じた。師旂鼎にはその衆僕が軍令に従わず、總帥たる伯懋父から師旂が譴責を受けたことをしるしている。

この康末の作戰はそのまま昭王期にも繼承され、作戰の方面は主として南方地區であつた。昭王期とみられる𤔲段に「𤔲從王戍荊、孚」、過伯段に「過伯從王伐反荊、孚金」、また𤼈段に「𤼈馭、從王南征伐楚荊、有得」、小子生尊「隹王南征、在□、王令生」という楚荊の討伐がそれであるが、この荊・楚荊はのちの楚のことであろう。

近出の啓諸器文物・一九七二・五は、その器制文様からみてほぼ昭王期のものと考えられており、その器は山東黄縣小劉荘より出土した。卣一・尊一・盉蓋一・觶一などがあり、卣・尊には王の南征のことがみえる。すなわち卣には

王出獸南山、□□山谷、至于上侯、滰川上、啓從征堇不夒、乍祖丁寶旅隮彝、用匄魯福、用夙夜事　戉箙(圖象)

とあり、上侯という地名は師俞鼎にもみえる。啓尊にも「啓從王南征、𨗋山谷、在洀水上、啓乍祖丁旅寶彝　戉箙(圖象)」という。王の南征をいう啓諸器が山東半島北端の黄縣から出土する事情はよく知られないが、何れも旅彝であり旅宮の器である　この銘文にいう南山の山谷はおそらく秦嶺東部の諸戎の住む山峡で、古く中方鼎や、またこの期の宗周鐘にいう南國に通ずる道と考えられる。ただこの期の作戰の範圍は漢陽の域にとどまり、湖北・湖南にまで及んだとは思われない。殷の影響力が遠く江南の地、また江蘇・浙江にも及んだことからいえば、周の支配はただその作戰の範圍にとどまるものであつた。康王谷の話はおそらく傳説にすぎず、また宜侯夨段が江蘇丹徒の出土であるとしても、その地を宜侯封建の地とはしがたい。

昭王はその晩年にまた漢域を伐ち、漢水に沒したと傳えられる。周本紀には「昭王南巡狩不返、卒於江上」という簡單な記述があるにすぎない。しかしその南征が一時赫々たる成果をえたものであることは、宗周鐘に詳述されている。

王肇遹省文武堇疆土、南國𠬝子、敢臽虐我土、王𦔻伐其至、𢦏伐厥都、𠬝子廼遣閒、來逆卲王、南夷東夷、具見廿又六邦、隹皇上帝百神、保余小子、朕猷有成亡競、我隹司配皇天王、對乍宗周寶鐘

昭王南征の地はかつて文武の治定した疆土であり、中方鼎など安州六器にもそのことがみえる。その地に南國𠬝子を首謀とする諸夷の來寇があり、ついに昭王の遹省討伐をみるに至つた。その結果𠬝子の都は覆滅され、𠬝子も歸服し、そのとき南夷東夷廿六邦の邦君が見事の禮を執つている。南國を伐つて東夷も歸服しているのは、康昭期以來の東征がこの役とも關聯するものであつたことを示すものであろう。このとき漢域の作戰は成功を收め、㝬國は諸夷の侵寇を免れて安泰なるを得た。「我隹司配皇天王、對乍宗周寶鐘」とは周室の恩德をしるすものであり、「㝬其萬年、畯保四或」と自國の繁榮を祈念している。

この㝬については、金文の𤔲の字が㝬あるいは胡に從う字形のあることから㝬・胡の音を通用とし、厲王胡に比定する説が行なわれているが、王がその器に自名をしるす例はなく、その銘文からみても作器者は周王ではない。器制文様も周鐘としては古式に屬し、厲王期に下るものとしがたい。㝬はおそらく姜姓四國の甫とみるべきであろう。姜姓四國は周と古く通婚の關係にあり、豫西の地にあつた。それで南方の脅威に際しては周の救援を受け、大雅崧高には姜姓申國のために召伯に命じて謝城を築かせることを歌い、王風揚之水には申・呂への戍守が歌われている。呂は書の呂刑をまた甫刑に作るように甫ともよばれ、金文に㝬・㝬侯と稱するものである。

康昭期の伯懋父ののち、この方面の作戰に任じたものは伯辟父である。競諸器は父乙の器を作る殷系の氏族であるが、伯辟父に従うてこの方面に作戰した。競卣に「隹伯辟父以成𠂤卽東命、戍南夷、正月既生霸辛丑、在䣄」とあり、競はその地で伯辟父の蔑暦を受けている。䣄は麥尊・邢侯鼎にみえる𣏟と同地とみられ、當時成周より漢陽方面に對する東南作戰の基地であろう。伯辟父ののちには師雍父・伯雍父がその軍事を指揮した。兩者の器群は殆んど㝬の戍守のことをしるしており、その前線基地は古𠂤であつた。その關聯器には次の諸器がある。

𩵦鼎　隹十又一月、師雍父省道、至于㝬、𩵦從、其父蔑𩵦暦、易金

遹甗　隹六月既死霸丙寅、師雍父戍在古𠂤、遹從……史遹使于㝬侯、㝬侯蔑遹暦、易遹金

㲋觶　㲋從師雍父、戍于𠭰𠂤之年、㲋蔑暦、仲競父易金

稽卣　稽從師雍父戍于古𠂤、蔑暦、易貝卅寽

㲋は父乙の器、稽は文考日乙の器を作る。いずれも成周庶殷、もしくは所在の舊氏族であろう。

伯雍父關係のものは、すべて㚸器である。

㚸段　伯雍父來自㪤、蔑㚸曆、易赤金

㚸𢦏卣　王命𢦏曰、𠭯淮夷敢伐內國、女其以成周師氏、戍于𤰈𠂤、伯雍父蔑㚸曆、易貝十朋

㚸𢦏は成周の師氏を率いて㪤侯の救援に當り、また㪤に使して賜賞を受けている。成周の師氏とは成周の庶殷を率いる師長であり、㚸𢦏はその八師を指麾するもので、庶殷のうち高い地位を占めている。あるいは管蔡とともに叛したと傳えられる祿父の族であるかも知れない。㚸伯𢦏段には「王若曰、㚸伯𢦏、繇、自乃祖考、有勳于有周」と祖考以來の勳功を賞せられ、皇考盩王の祭器を作つている。皇考盩王と稱するのは、その家がもと王家であつたことを示すものであろう。

近年扶風法門の西周殘墓 文物・一九七六・六 より、また伯𢦏諸器が出土した。その𢦏鼎一は高𠂤にあつて王宜姜より玄衣朱虢襘を賜うて文祖乙公と文妣日戊の器を作り、また𢦏鼎二には「𢦏曰、烏虖、王唯念𢦏辟剌考甲公、王用肇吏乃子𢦏、逹虎臣御淮戎」と王の顧寵に對えることよりはじめて、萬年天子に辟事する意を述べ、文母日庚の器を作つている。この文母日庚はかつて𢦏が戎夷を伐つときそのことを助けた人で、𢦏段にはそのことをしるしている。

隹六月初吉乙酉、在𩫏𠂤、戎伐□、𢦏逹有嗣師氏、奔追禦戎于𣧹林、博戎㪤、朕文母競敏□行、休宕厥心、永襲厥身、卑克厥啻敵、隻馘百、執嘰二夫、孚戎兵盾矛戈弓備箙矢裨冑、凡百又卅又五款、寽戎孚人百又十又四人、卒搏無𣫹于𢦏身、乃子𢦏拜𩒨首、對揚文母福剌、用乍文母日庚寶𢀛段、卑乃子𢦏萬年、用夙夜𢀛享、孝于厥文母、其子〻孫〻、永寶

この文母日庚の活動は成王期の王姜の活動と似ており、このときの戰勝の因をなした。𢦏鼎一にみえる王宜姜も外的な活動をしており、姜姓の夫人にそのような傳統があるようである。𢦏段の作戰はやはり㪤を救援するためのものであるが、獲馘執訊のほか多くの戰利品と、戎に俘獲されていた百十四人の奪還に成功している。俘獲の奪還を目的とする作戰であったらしく、敔段三にも「奪孚人四百」という例がある。相互に俘獲を争うことがあったのであろうが、ただこの期の南征の全體を通して、それは軍事的政治的な目的のもとに行なわれており、特に奴隷獲得を主とする戰爭でなかつたことは、孚金・孚貝などが戰果として誇稱されていることからも知られることである。

昭王の南征によつて一時服屬を約した東夷南夷の諸邦は、おそらくその後も叛服常なく、昭王はついに親征して還らなかつた。その消息を傳える金文資料はないが、宗周鐘の「我隹司配皇天王、對乍宗周寶鐘」というのは、あるいはその鎭魂の意を含むものであるかも知れない。昭王南征の說話として傳えられるこの方面の經略は、文武以來のものであることが中氏の安州六器によつて知られ、のち康昭期を通じて、漢陽の姬姜諸國防衛のために絕えず作戰が行なわれた。穆王期には徐偃王の叛亂があり、また夷王期には噩侯が諸夷を率いて伊洛の地を窺うなど、周はむしろ防衛的な立場に立つことが多かつた。その討伐をしるす禹鼎には、「噩侯駭方、逹南淮夷東夷、廣伐南或東或、至于歷寒」という。歷寒の地はその所在を知られないが、諸夷のうち後期では淮夷がその主力をなしたようである。

東南の諸夷は南國𠬝子・徐偃王・噩侯駭方のもとに大同團結してそれぞれ一時勢威を振つたが、春秋期にはその地はすべて楚の勢力に歸した。それで左傳 僖四年 の召陵の役に、昭王の水沒を楚の罪に歸して、楚地に侵入した齊が「昭王南征而不復、寡人是問」をその問罪の一としたが、楚は「昭王之不復、君其問諸水濱」と應じている。この漢陽から江西・湖北・湖南に連なる古い屈家嶺文化の地域は、古代の南北文化の相接觸する地であり、たとえば殷の鐃文化、南人の鼓形文化、そして周鐘の文化はいずれもその地に興つている。漢陽の域は南北必爭の地であつた。周と諸夷との緊張的な關係はなおこの後においても後期の金文にしばしばあらわれ、詩にも大雅江漢のような詩篇を殘している。

奴隸制が主として異種族を奴隸源とすることによつて維持されるものであるとすれば、その俘獲の對象とすべきものはこれら江淮の諸夷のほかには考えがたい。それでいわゆる奴隸制說の成否の關鍵は南征諸器の銘文にその實證を求むべきであるが、少くとも康昭期金文の示すところによると、その南征は奴隸獲得のための戰爭であつたという證迹はない。ただ一例𢦏段にみえるものも、俘人の奪還を目的とするものであった。奴隸制はこの後の大土地所有の發展に伴なつて、はじめて問題となりうる性質のものである。

二、汲冢の書

昭王の南征につづいて穆王遠遊の說話が傳えられている。そのことをしるす穆天子傳は荒誕不經な說話にすぎないものであるが、汲冢出土の古書であり、また日次を逐うその記載形式から實録と目されて、隋書經籍志にはこれを起居注の首におき、宋史には別史の類に屬した。しかし實事求是を重とする清に至つて、四庫總目にこれを山海經と共に小說家に移している。西王母との會飲唱酬などあまりにも不經の話が多いからであるが、しかし穆王遠遊のことは古くからその傳承があつたらしく、左傳 昭十二年 に「穆王欲肆其心、周行於天下、將皆使有車轍馬跡焉」、また國語周語に「穆王將征犬戎、祭公謀父諫曰、不可」などの斷片的な記述がみられる。穆天子傳はおそらくその古い傳承を說話化したものとみられ、その說話化の過程にむしろ興味ある問題を含んでいるようである。晉書束皙傳によると、汲冢出土の書としては周王遊行五卷と稱するこの穆天子傳と竹書紀年十二卷のほか、楚秦のことをいう國語三卷、易と占卜關係の多數の書があり、穆天子傳には易卦による卜占のこともみえていて、これらの書の成立は相互に關聯のあることが知られる。また鄒子の學に近しとされる大曆二篇、雜事を拾錄した雜書十九篇などがあり、その雜書のうちにある美人盛姬の話は、いまの穆天子傳 巻六 に附載されているものであろう。これらの書はその內容からみておそらく晉巫の屬の傳えるところと考えられるが、多く西方の知識を含んでいる。西北諸族と中國との交涉は古く先史時代からのことであり、殷の武丁の鬼方討伐は卜辭にも易にもみえ、周の興起に當つても諸戎を伐つてその地歩を確めている。西周に入つてからは康王廿五祀の鬼方討伐が最も大規模なもので、それはこの地域の情勢を決定的にするほどのものであつたらしく、小盂鼎にはその獻捷の儀禮が詳細にしるされている。その後西周の後期に至るまで、北方の患を傳える記錄はない。

晉南の一部を除いて、この方面は中原の文化に對しては異域というべきところであつたらしく、たとえば殷器の分布においても、河北・遼寧には多くその蹤迹を求めうるが、晉北の地はむしろオルド

ス文化圏に屬している。その後の彝器文化の展開においてもこの方面は獨自の地域文化を形成しており、列國期に入つてもなおその傾向が強く、すべてに北方的モチーフがゆたかである。

また周の東遷によつてその故地に入つた秦は、それまでに西方の諸種族と種々の接觸をもつていたらしく、異族神的な信仰をも傳えていたようである。秦は五時を設けて天を祀つたが、山海經や穆天子傳にみえるジグラット風の神殿祭祀のごときもそれと關係があるらしく、いずれも本來は中原になかつたものであろう。晉秦の巫がこれらの西來的な要素と接觸するという條件の中で、古い傳承から新しい說話を形成していつたであろうことが推測される。穆天子傳や山海經はそのような成立をもつものであろうが、魏の年代記とされる竹書紀年も晉地の巫祝の徒が傳えたものであるらしく、史書とは考えがたい奇怪な記述を含んでいる。たとえば昭王・穆王についても、

昭王十六年、伐楚荊、涉漢、遇大兕　十九年、天大曀、雉兔皆震、喪六師于漢　昭王末年、夜清、五色光貫紫微、其年、王南巡不反

北唐之君來見、以一驪馬、是生綠耳　穆王北征、行流沙千里、積羽千里　十三年、西征、至于青鳥之所憩

十七年西征崑崙邱、見西王母、西王母止之　西王母來見、賓于昭宮　三十七年、伐越、大起九師、東至于九江、叱黿鼉以爲梁　穆王南征、君子爲鶴、小人爲飛鴞　穆王東征天下二億二千五百里、西征億有九萬里、南征億有七百三里、北征二億七里

などの諸條は、みな古本竹書紀年にみえるところである。

穆王遠遊の說話は秦においてもまた傳えられていた。それは徐偃王の說話に關するもので、この話は穆天子傳にも竹書紀年にもみえない。秦本紀に秦の先世造父の良御の話として傳えられるものである。

造父以善御幸於周繆王、得驥溫驪驊騮騄耳之駟、西巡狩、樂而忘歸、徐偃王作亂、造父爲繆王御、長驅歸周、一日千里、以救亂、繆王以趙城封造父、造父族由此爲趙氏

この說話は趙世家にもみえるが、荀子非相・韓非子五蠹・淮南子人間訓などにしるされており、史記の文はそれらに本づくものであろう。このように史實に近いとみられる徐偃王の說話が穆天子傳や竹書紀年にみえないことは、兩書の說話的性格を示すものと思われる。

穆天子傳は說話的文學とすべきものであるが、またいくらかの史實の反映をも認めることができる。穆王の遠征に扈從するものには毛班・井利・鄒父・許男・曹侯があり、穆王の乘るところは超騰八駿と良御造父である。これを迎えるものに河宗の屬があり、西方に西王母の國があるが、その間に崑崙積石など河源方面の知識が詳述され、多くの帝丘の祭祀にもふれている。說話の全體は明らかに戰國後期に形成されたものであるとしても、穆王扈從の臣のうち、たとえば毛班は金文の班殷、また井利は井伯を右者とする利鼎の作器者に比定しうるもので、器はいずれも昭穆期あるいは穆共期のものと考えられる。

班殷は西清著錄の器でその器制文樣に不審多しとせられ、これを僞器僞銘とする硏究者もある。それは繪圖模刻が精善でないためであり、別に必らず原器原銘があつたであろうことを通釋中にも指摘しておいたが、一九七二年の廢銅回收の際その殘毀を受けた器が發見され、西清の錄するところが眞器眞銘によるものであることが確認された。銘文は毛伯が王命を以て城虢公の服を嗣ぎ、東國の叛するに及んでこれを伐ち、三年にして平靜に歸したことを述べている。その再發見器について、郭沫若氏に「班殷的再發現」文物・一九七二・九があり、改めて考釋を加えて、銘文中の毛伯・毛公・毛父と穆天子傳の毛班との關係に及んでいう。

不少的硏究家、如劉心源・楊樹達・唐蘭・于省吾、都以爲班卽毛伯或毛公、論爲器是周穆王時器、他們的依據都是兩種有問題的書、卽穆天子傳與今本竹書紀年、穆天子傳卷四有命毛班、逢固先至于周、以待天子之命、又卷五毛公擧幣玉、郭璞注云、毛公卽毛班也、今本竹書紀年穆王十二年、毛公班、井公利、逄公固帥師從王伐犬戎、誰都知道穆天子傳是小說、毛班等和書中的西王母一樣、都是些子虛烏有的人物、卽使實有其人、也與班殷無涉、班殷中的毛伯毛公毛父、與班分明是兩個人、行輩也不同、不能合二而一

郭氏はすでにその兩周金文辭大系において器を成王期に屬しており、器銘中の班をもし毛班とし、穆天子傳の毛班と一人と解するときは器の屬する時期を改める必要があるので、この眞器が再發見されるに及んでもまた改めて「于器之形制、也毫無抵觸」として成王期說を主張している。

器は殘破しているけれどもなおその器制文樣を知るべく、器底の銘文は完全な形で殘されている。器腹に突線を以て表出する饕餮、頸部に配する巴文樣の帶文などは確かに早期のものであるが、左右饕餮の尾部に公字形をなす部分は古い文樣にみえず、また器底の銘文も文字の配列字樣は穆王期の靜・遹の諸器に類している。これを成王期に屬するのはもとより早きに失する。

班殷の銘文中に王が毛公に東國の征伐を命じ、また吳伯・呂伯にその輔翼のことを命じて「王令吳伯曰、以乃𠂤左比毛父、王令呂伯曰、以乃𠂤右比毛父」という。この吳・呂はまた靜殷に王が靜に射事の敎習を命じたときにも、その禮に參加している。また班殷に「趞令曰、以乃族從父征」とある趞は、大鳳文の文樣をもつ孟殷に毛公趞仲としてみえるものであろう。班殷の末辭には「班拜𩒨首曰、烏虖、不杯丮皇公、受京宗懿釐、毓文王王姒聖孫、隮于大服、廣成厥工」とあり、班もまた周室の一族であることをいう。文首に城虢公の服を襲いだ毛伯のことを述べており、班はおそらくその毛伯の族人であろう。それならば穆天子傳にいう毛班は、この班殷の班であろうと考えられる。この班は「三年靜東或」というように東伐に從つているが、今本紀年に「三十五年、荊人入徐、毛伯遷帥師、敗荊人于泲」とあり、徐文靖の統箋、雷學淇の義證にいずれも遷を班の子であろうとする。泲はのちの濟水であり、この役はあるいは徐偃王說話と關係があるかも知れない。荀子非相篇以下に喧傳され、後漢書東夷傳に至つて完成される徐偃王說話に史實の反映があるとすれば、班殷にいう東征三年の役がそれに當るものと考えられよう。穆天子傳における造父八駿の話は、秦の先世の說話がのち徐偃王說話に附加されたものであろう。

穆王期には毛氏が王室の大族として活躍したらしく、その期の金文には毛公方鼎があり、孟殷にも毛公趞仲・毛伯の名がみえる。孟殷に「朕文考眔毛公趞仲、征無需、毛伯易朕文考臣、自厥工、對揚朕考易休」とあつて、班殷と同じく毛伯・趞仲の名がある。なお宋代著錄の師毛父鼎には右者として

井伯の名がみえる。この期の井伯は群標識の一とされるもので、共王元年の師虎段、同期の豆閉段などにもみえ、穆共期にわたる人のようである。利鼎はいま器が佚して傳わらぬものであるが、「王客于般宮、井伯內右利」という利は文考𤔲伯の器を作っている。もし井伯の族人とすれば、この利は穆天子傳にいう井利であるかも知れない。穆王期の師遽方彝に「王在周康寢、饗醴、師遽蔑曆晉、王乎宰利」という宰利もその時期が同じく、同一人である可能性がある。

班段にいう東征は、周王朝の東方經營に重要な意味をもつものであったらしい。「三年靜東國」という表現はそれが一時的な討伐ではなく、爾後の經營をも含むものと考えられる。後漢書東夷傳に、周の東方經營について要約した記述がある。

及武王滅殷、肅愼來獻石砮楛矢、管蔡畔周、乃招誘夷狄、周公征之、遂定東夷、康王之時、肅愼復至、後徐夷僭號、乃率九夷、以伐宗周、西至河上、穆王畏其方熾、乃分東方諸侯、命徐偃王主之、偃王處潢池東、地方五百里、行仁義、陸地而朝者三十有六國、穆王後得驥騄之乘、乃使造父御以告楚、令伐徐、一日而至、於是楚文王大擧兵而滅之、偃王仁而無權、不忍鬪其人、故致於敗、乃北走彭城武原縣東山下、百姓隨之者以萬數、因名其山爲徐山

徐偃は古い傳承をもつ古國であるらしく、後漢書の注に引く博物志に

徐君宮人、娠而生卵、以爲不祥、棄於水濱、孤獨母有犬、名鵠倉、得所棄卵、銜以歸母、母覆煖之、遂成小兒、生而偃、尸子、偃王有筋而無骨、故曰偃、故以爲名、宮人聞之、乃更錄取、長襲爲徐君、徐王妖異不常、武原縣東十里、見有徐山石室祠處、偃王溝通陳蔡之閒、得朱弓朱矢、以已得天瑞、

自稱偃王、穆王聞之、遣使乘駟、一日至楚伐之、偃王仁、不忍鬪、爲楚所敗、北走此山

の二條を引く。前條は卵生說話で滿鮮にも流布するものである。徐夷は古く淮水の下流一帶に播居する沿海族で、東夷傳には「武乙衰敝、東夷寖盛、遂分遷淮岱、漸居中土」というも、山東・安徽・江蘇の境一帶がその故地である。東夷傳に楚の文王が徐偃を伐つたとするのは說苑指武篇にもみえるが時代が合わず、このとき楚が周命を奉ずることはありえない。おそらく楚に追われて北上する徐偃を伐つて、これを歸服させたのであろう。もし後期の陝西における大土地所有的經營に供せられた諸夷出身のものがこの方面からの貢人であるとすれば、それは殆んど唯一の奴隷源とみるべきものである。班段の文はおそらくそのような諸夷の周に對する隸屬關係の成立を意味するものであろう。

三年靜東或、亡不成、𠬝天畏、否畀屯陟、公告厥事于上

隹民亡咎、才彝、悉天命、故亡尤、才顯、隹苟德、亡逌違

新出の器銘によって、舊釋を多少讀み改めるべきところがある。郭氏の論文に「三年靜東國、亡不成、斁天畏、否俾屯陟、公告厥事于上、曰唯民𠯑拙哉、彝昧天命、故亡、允哉顯、唯敬德、亡攸違」とよむ。それによると毛公の最終報告の語は「これ民𠯑は拙なるかな。彝に天命に昧かりき、故に亡びたり。允なるかな顯なること、これ德を敬しめば、もつて違ふこと亡し」とよむことになるが、才を哉に用いるのは後期より列國期金文に至つて多くみえる語法で、この銘文ではなお在とよむべきであろう。舊著錄の文のうち、咸を成、允を尤と改むべきようである。それでその文は、「これ民は出づることなくして彝に在り。天命に悉めたり、故に尤亡くして顯に在り。これ德を敬しみ、もつて違ふこと亡し」とよむべく、その撫恤歸服に成功したことをいう語とみられる。三年の期間はその工作に要したものであろう。

後期の金文、たとえば師寰段に「淮夷繇我帛晦臣」、また兮甲盤に「王令甲、政𤔲成周四方責、至于南淮夷、淮夷舊我帛晦人、毋敢不出其帛其責、其進人其貯」というように淮夷の進人進貢の義務をいうものがあることからいえば、かれらはその進人進貢の義務を負うものとして周に服屬していたのであろうが、そのような從屬的關係は昭王期の南征、穆王期の東征によつて生じたものであろう。徐偃王說話は當時の淮夷の抵抗と屈服の史實を背景とするものであり、班段はそのことを證する金文資料である。

昭穆期における四方の經營に當つて從來にも增してその行動力が要求され、馬政もまた重要性を加えてくる。穆天子傳にいう超騰八駿の話にしても、そのような時代の要求を反映するものとみられる。郿縣東站鄉李家村からは盠方尊をはじめ盠彝・犧尊の類を出土したが、その尊は極めて寫實的な馬形をなし、駒尊とよばれる。銘は駒尊の胸部にあり、「隹王十又二月、辰在甲申、王初執駒于㡀」と執駒の禮の行なわれたことをしるす。執駒の禮は周禮の校人・牧師・廋人・圉師・圉人などにみえる馬政の一で、中春の通淫を禁ずるためのものとされているが、本來はこの銘にいうように王が自ら馬政を検する禮であろう。文中に「王乎師豦、召盠、王親旨盠駒、易兩」とあり、別に兩駒尊蓋にも同樣の賜與をしるしている。右者としてみえる師豦は師遽、三年銘の師遽段があり、その日辰は穆王三年のものと考えられる。

㡀はおそらく周禮校人・廋人にいう「天子十有二閑」の閑にあたり、牧馬の地であろう。天子が執駒の禮を親しくするのはそのころ馬政が特に重要とされたからであり、器の出土地郿縣にも牧馬の地があつたのであろう。古く名馬の產地としては晉の屈產の乘左傳僖二年が知られ、晉の三不殆の一左傳昭四年ともされたが、その原產は朔北の地にあつたと思われる。騎馬の俗が行なわれたのも趙の武靈王にはじまるが、穆天子傳のような西北遠遊の物語は、西北とも交通をもつその地で西方の崑崙信仰などを背景として生まれたものであろう。穆天子傳が魏王の汲冢から出ているのは、そのことを示すものと解される。また同出の竹書紀年に穆王の北征と西征、流沙・崑崙・西王母の國への遠遊がしるされているのも、穆天子傳と共通している。穆王期の史實は、このような說話を棄てて確實な金文資料に依據すべきであるが、そのうち特に指摘すべきことは、班段にみられるような淮夷の從屬化と、莽京における辟雍儀禮の盛行であろう。王朝の支配の安定とともに、祭祀禮樂の時代を迎えるのである。

三、辟雍の儀禮

昭穆期の金文には、莽京辟雍の儀禮に關するものが多い。莽京は周初に三都の一として造營され、宗周が政治的、成周が軍事的都市であるのに對して、神都として先世先王の祀所がおかれたところである。莽京辟雍の名は麥尊に初見し、康昭期には明堂大池における辟雍の儀禮が次第に整うに至つた。

休天君・夫人關係の諸器は多く祭祀儀禮に關するものであるが、尹姞鼎・次尊には馬を賜い、公姞鼎・井鼎・遹段に漁や賜魚のことがしるされているのも、みなその儀禮に關するものであろう。その禮は王の親臨のもとに行なわれ、小臣靜彝に「王客莽京、小臣靜卽事」とあり、そこで漁や射禽、また競射のことが行なわれた。遹段に「隹六月既生覇、穆王在莽京、乎漁于大池」というのは、辟雍大池における禮である。漁の禮は國語魯語に「古者大寒降、土蟄發、水虞於是乎講罛罶、取名魚、登川禽、而嘗之寢廟、行諸國人」とみえ、また呂氏春秋季春紀「天子焉始乘舟、薦鮪於寢廟」、季冬紀「命漁師始漁、天子親往、乃嘗魚、先薦寢廟」、淮南子時則訓「季冬三月、命漁師始漁、天子親往射魚、先薦寢廟」というものはみなその遺禮である。詩では周頌の潛がその頌歌であろう。乘舟射禽のことはさきの麥尊の文にもみえる。

詩篇には莽京辟雍の名はみえないが、大雅文王有聲に鎬京辟雍の祭祀を歌い、各章末に「文王烝哉」「武王烝哉」「皇王烝哉」「王后烝哉」と文武以下多后を祀ることをいう。莽京辟雍はもと成王以前を祀るもので、それが鎬京に遷されたのはおそらく後のことであろう。文王有聲の第五章に、「豐水東注　維禹之績」のように禹績のことを歌うが、禹績のことをいうものは金文では秦公段・叔夷鎛などみな春秋期に下る器のみである。陳夢家氏の三都說に金文の莽京を詩の鎬京に比定しているが、その說は宗周を岐山とするなど金文にいう事實と一致しがたいものがある。

莽京の名は金文においては昭穆期以後にみえず、孝王期と思われる卯段に「焚伯乎令卯曰、𠭯乃先祖考、死嗣焚公室、昔乃祖亦既令乃父、死嗣莽人、……今余隹令女、死嗣莽宮莽人、女毋敢不善」と

いう。作器者卯の祖父が仕えた焚公は、そのときすでに莽宮莽人を私有化しており、世代的にいえば莽京の辟雍は穆共の際にすでに廢されていたかも知れない。古本竹書紀年に「穆王元年、築祇宮于南鄭」穆天子傳注、また「穆王以下、都于西鄭」漢書地理志注とあり、「穆王所居鄭宮春宮」太平御覽卷一七三「西王母來見、賓于昭宮」山海經注など、穆王が一時鄭宮に移つたことをいう。共王期頃の免觶・大段に「王在鄭」といい、免觶には「隹六月初吉、王在鄭、丁亥、王各大室、井叔右免」とそこで廷禮册命が行なわれている。こののち辟雍はおそらく鎬京に遷されたのであろう。同じく詩の大雅靈臺には「王在靈臺　麀鹿攸伏　麀鹿濯濯　白鳥翯翯　王在靈沼　於牣魚躍」と歌われているが、その苑囿的な描寫は大池に舟を泛べて登魚射禽を行う莽京の辟雍大池のさまとかなり異なるようである。

莽京儀禮の奉仕者は麥・靜・遹などいずれも殷系の舊氏族であり、そこでは異族神參向の儀禮も行なわれた。周頌の有客・振鷺・有瞽などはその詩篇である。祭儀として競射の禮も行なわれ、靜段には靜がその司射のことを命ぜられている。登魚・射禽・競射などは、みな一連の神事であろう。神饌のこともとより神事的な形式によつて供せられた。それが藉田の古禮である。わが國でいえば悠紀・主基などにあたるものであろう。

令鼎には靜段と同じく競射の禮をしるし、昭穆期の器と考えられるものであるが、その文首に「王大藉農于諆田、餳、王射」とあり、藉田の禮においても射儀が行なわれている。藉田は神粢を供する神田の耕作であり、氏族の奉仕者たちによつて行なわれる共耕である。その禮を歌う詩篇に周頌臣工・噫嘻があり、豐年もそのような神事的意味をもつ農耕の詩であろう。それは當時かなり大規模に行

なわれたものであつたらしく、周頌の載芟・良耜にその共耕の狀態が歌われている。載芟は序に「春藉田而祈社稷也」とするが、「千耦其耘　徂隰徂畛　侯主侯伯　侯亞侯旅　侯彊侯以」というように神耕の關係者がすべて參加し、しかもそのような形態の奉仕は「振古如此」と古禮を傳承するものであるとする。この藉田神耕に參加する諸官については國語周語上に詳しい記述があり、おそらくその關係祝史によつて傳えられたものであろう。良耜は序に「秋報社稷也」とする收穫祭で「其崇如墉　其比如櫛　以開百室」といい、また篇末に「以似以續　續古之人」と結ぶ。噫嘻には「駿發爾私　終三十里　亦服爾耕　十千維耦」とあり、載芟に「千耦其耘」というのと同じく甚だ多數の耕作者が動員されているので、これを奴隷的な耕作の形態であるとする論者もある。しかしこれらの詩はすべて廟歌である周頌に屬する神事詩であり、また「駿發爾私」とは一時的な使役をいうとみられるから、これを一般的な生產形態をいうものとすることはできない。

しかしまたこのような共耕が神事的な性格のものであるとしても、一般的な生產形態と全く無關係であつたとはしがたいであろう。同じく農事詩のうち小雅の楚茨・信南山・甫田・大田には氏族共耕の共同體的な生活が歌われており、收穫祭のときには氏族の共餐が行なわれている。氏族的經營においては、共耕共餐が原則とされるものであつた。ただそのような共同體の內部においても、「駿發其私」のように私とよばれる耕作者が非血緣的な隸屬者として多く含まれ、氏族內部の階層化が進みつつあつたと考えられる。またそれは特に宮廷貴族化した畿內の大族の間において著しかつたであろう。さらに渭南の庶殷の入植地には、のちの晉氏や散氏・矢氏にみられるような大土地所有的な經營も發

展をつづけていたはずである。そのような狀態のなかで、藉田も次第にその神事的性格のものから收奪的なものへと推移していつたようである。周頌の藉田を歌う農事詩に「振古如此」「續古之人」というように、それを歷史的な事實として當爲化しようとしているのはそのためと思われる。

辟雍儀禮の盛行は周の大一統がようやくここに成就したことを示す事實であり、昭穆の南征遠遊の說話もそのような大一統を反映するものとして語られたものであろう。彝器文化の上にも、この期には特徵的な事實が認められる。器種においては從來の酒器とともに鼎・段など盛食の器が多く作られ、宗周鐘や編鐘のような樂器も制作された。洋々たる頌聲と雅聲は、おそらくその辟雍儀禮を中心として興つたであろう。まさに禮樂極盛の時代である。

昭穆期の彝器の文樣として大鳳文が盛行したことも、これと關聯するものであろう。鳥形文は殷器以來久しく行なわれているものであるが、それは主として帶文としていわば副次的なものであつた。しかし副次的にもせよ鳥文が彝器に多く用いられるのは、それが鳥形靈の觀念と結合して祖靈の來臨を象徵するとされたからであろう。饕餮や龍文・雷文は自然的靈威を示す神祕的な自然觀を背景とし、殷周期文樣の主流をなしたが、昭穆期には大鳳文が支配的に行なわれている。そのような彝器觀の變化は、ほぼ康昭期から認められる。尹姞鼎をはじめとする夫人諸器・庚嬴諸器などに新樣式への志向がみられ、器制・文樣・文字の上に流動的な變化があらわれ、やがて大鳳文器が盛行する。作器者名を加えない「作寶障彝」の銘をもつ商品的な大鳳文器も作られている。

大鳳文器の最も早期のものは麥尊である。器は西淸に繪圖を傳えるのみであるが焚方尊などと近く、

器は貨器と考えられる。麥尊は文首に麥の辟君が矿を出て井侯に封ぜられたことをいう。矿は伯懋父諸器にみえ、康昭期の東南經營の基地であつた。銘文はさらに作册麥が井侯に從つて周に赴き、𦺓京辟雍の祭祀に會したが、王は舟に乘つて大豐の禮を行い禽を射て獻じ、井侯も赤旂舟に乘つてこれに從い辟雍大池の儀禮に與かつたことをいう。作册は殷以來の神事職で、麥はその禮を佐けて賜賞をえている。他に效尊・效卣・寧殷もみな大鳳文を飾り、辟雍儀禮のことをしるす靜の諸器にも大顧鳳文をつけている。この期の鳳文器には辟雍儀禮に關するものが多い。

鳳は卜辭や神話の世界では風神とされているものであるが、湖北安州六器の中方鼎には生鳳のことがしるされている。この方面には奇鳥瑞鳥を多く產したらしく、逸周書王會解に、西申が鳳凰を獻じ、氐羌が鸞鳳を獻じ、巴人は比翼、方煬は皇鳥、蜀人は文翰、方人は孔鳥を獻じ、また揚蠻は翟、倉吾は翡翠を獻じたことがみえる。古くこの方面にあつた秦の遠祖は鳥首人身のトーテム的傳承をもつ。南人もかつて漢水雲夢の域に住んだが、かれらが羽飾を好んだことはその銅鼓の文様にも殘されている。古本竹書紀年に穆王の南征のとき「君子爲鶴、小人爲飛鴞」という奇怪な記事も、その類のことかも知れない。

昭穆期の東南經營が主としてこの方面を對象とするものであることは、當時の大鳳文器盛行の背景をなすものであろう。大鳳文器の一である寧殷に「其用各百神」という語があり、宗周鐘にも「皇上帝百神」とあつて當時の語である。詩では大雅卷阿・周頌時邁にみえ、それらの詩も辟雍儀禮と關係があるかも知れない。時邁に「懷柔百神　及河喬嶽　允王維后　明昭有周　式序在位　載戢干戈　載櫜弓矢　我求懿德　肆于時夏　允王保之」というのは、すでに干戈のときを過ぎて大統一の成就したことを郊廟に告げるものである。また卷阿には鳳凰のことが歌われている。

鳳凰于飛　翽翽其羽　亦集爰止　藹藹王多吉士　維君子使　媚于天子　第七章

鳳凰鳴矣　于彼高岡　梧桐生矣　于彼朝陽　菶菶萋萋　雝雝喈喈　第九章

君子之車　既庶且多　君子之馬　既閑且馳　矢詩不多　維以遂歌　第十章

鳳凰梧桐のような吉祥的表現は、鳳文器の盛行するこの時期の風氣によるものであろう。それは「允王維后　明昭有周」という盛世を頌するにふさわしいものであつた。そこには「藹藹王多吉士」が集う。吉士とは神事に奉仕するものである。作册麥・御史競・小臣靜など𦺓京儀禮に奉仕するものには、殷系の神事關係者が多かつた。それは辟雍の祭祀が二王三恪のような客神の參加する儀禮であつたからで、周頌の有客・振鷺などは前朝の客神參向を歌うものである。しかしこの𦺓京の盛儀に、東方の列國諸侯が森として列をなすという狀態は、金文にはもとより文獻の上にもみられない。稀に麥尊における井侯のような例があつても、それは周の王族出自の親藩である。𦺓京の儀禮は政治的な關係を離れた郊廟の禮として行なわれていたのであろう。

穆王關係の傳承文獻としては書に冏命と呂命の二篇がある。周本紀に「穆王卽位、春秋巳五十矣、王道衰微、穆王閔文武之道缺、乃命伯冏、申誡大僕國之政、作冏命、復寧」と書序の文を引き、また國語の祭公謀父の話を載せ、次に「甫侯言於王、作修刑辟」として以下に呂刑の文を引く。冏命は僞古文、呂刑は姜姓呂國の神話にもとづいて苗族との葛藤を經典化したものであるが、その成立は堯典・皐陶謨とともに戰國期のものと考えられる。しかし呂刑の成立を穆王期とするのは、この時期に周室と獣侯との關係が特に緊密であつたという事實を反映するものであろう。

周初より昭穆に至るこの時期を、西周史の上では一應前期とすることができよう。それは𦺓京儀禮の盛行が示すように、なお祭政的な形態がゆたかに殘されている古代王朝的な性格をもつ時期である。殷王朝が神聖王朝としてその古代宗教的な優位のもとに統一を保つていたのとは異なるが、その支配形態は周室の宗主權と軍事的優位とによつて維持されているものであつた。その支配地域はなお國家として組織されたものではなく、周室の政治的統一の外にある地域はつねに四方とよばれている。政治的統一體としての組織は、いわゆる王畿の範圍にとどまるものであつたとしてよい。

周の王朝的支配は、大まかにいえばそのような王畿と、東方の半ば獨立的ないわゆる封建諸侯と、若干の進貢義務を負うことによつて隷屬的關係に立つ東南諸夷の地域とに三分される。王畿のうちにもまた王領と世襲的貴族の所領及び庶殷等の入植地にそれぞれの經營形態があつたと考えられる。また東方の社會においてもいわゆる封建諸侯のほかにもなお獨立的な舊氏族國家が多く殘されており、その內部構造は必らずしも等質的なものでない。さらに東南諸夷の地域にも中央の強力な政治力に對應するために舊部族の再編成などが進行しつつあつたと考えられる。すべて後期に至つて顯在化されるこれらの地域的な特質の問題は、すでに前期においてその基礎的な條件が與えられ、その後の歷史的展開を通じてそれぞれの異質性を明らかにしてくるのである。それはたとえばそののち王畿における世襲的貴族社會の繁榮と沒落の過程に二雅の詩篇が成立し、また列國の領土的發展のうちにその基礎社會をなす氏族生活を反映する國風の詩篇が生まれるということからも、推測することができよう。周頌や大雅など王室關係のうちの古い部分には、すでに述べたようにおそらく辟雍禮樂時代の遺響を傳えるものがあろう。詩篇はその意味において、西周期社會の展開をそれぞれの社會的・地域的特質において反映するものとなしうる。同時資料として殆んど唯一のものであり、また最も明確にその社會的現實と對應すると考えられる詩篇を、書における周書の諸篇とともに、金文資料による西周史再構成の資料の一部に加えることは、十分に根據のあることである。辟雍禮樂の時代は、おそらくまた詩篇と樂章・舞樂の制作された時期であると思われるが、そのことはこの時期における金文に押韻現象が特に一般的であるということからも推定しうる。そしてこのような辟雍禮樂の時代を經て、周室の政治的秩序の安定がもたらされる。廷禮册命の儀禮や官職世襲の制などが確立するのは、これよりまもないことである。

第四章　政治的秩序の成立

一、廷禮册命と官制

周王朝の政治的秩序は成康の經營について昭穆の外征が行なわれ、周的な社會形成が一應の安定に達した段階において成立する。殊に莾京の辟雍儀禮において周の禮樂文化が形成されるその過程に、政治的秩序もそのような王朝的儀禮の展開のなかで整序され、それはやがて金文における廷禮册命形式の定型化としてあらわれる。すなわち古代的祭政形態からの祭祀と政治の分離という傾向をたどりながら、官制的な組織が形成されてくるのである。そのような政治的社會は主として陝西王畿の貴族的氏族を基盤とするものであり、かれらの參加する王廷を中心とするものであった。それで廷禮の成立とともに創業期の封侯見事の禮は殆んど行なわれず、王畿と地方、殊に東方諸侯との隔絶がめだつ。廷禮册命形式金文成立の時期は、また陝西王畿の貴族社會と東方の氏族的遺制の濃厚な社會とが、それぞれの形態における獨自の展開をとりはじめた時期であったということができる。

前期の金文には廷禮册命の定型的形式をもつものはない。册命や賜與は槪ねその臣從關係に從って隨時隨處において行なわれ、封建の禮のような重要な儀禮、たとえば宜侯矢毀の册命のごときも王の巡行中にその所在の地で行なわれている。事功に對する賜與などにも特に廷禮を用いるということはなかった。昭穆期に入ってからも、緐子卣では呂における王卒の儀禮に際して、また命毀では王が華にあるとき、段毀では畢における蒸・嘗の祭祀のときに、庚嬴鼎では某宮での衣事に當って、效卣では嘗における祼禮の際に、それぞれ臨機に蔑曆賜與のことが行なわれている。定時定處のない、いわば現場主義的なものである。それは成康期に各地の戡定作戰が繼續されていた軍政期の儀禮のありかたが、そのまま慣行としてなお存していたのであろう。

しかし莾京儀禮の時代になると、辟雍の祭祀儀禮が王朝の大典として行なわれ、在廷の諸臣も多くこれに參加したはずである。辟雍儀禮については井侯の臣たる麥の諸器をはじめ、靜毀や遹毀・井鼎・史懋壺など神事關係者の器が多く殘されているが、初期の周頌諸篇はおそらくその儀禮の際に用いられ、周室の創業を頌する大雅の諸篇もその儀禮とともに成立してきたものであろう。ついで穆共期に辟雍は鎬京に遷されたらしく、大雅靈臺や文王有聲などにはその辟雍のことが歌われている。洋々たる頌聲とともに雅聲の興るこの辟雍儀禮は、いうまでもなく周の禮樂文化の中心をなすものであり、この王朝の盛儀にどのような形で參加するかということが、宮廷儀禮を通じて政治的秩序の形成を促したとみられる。辟雍儀禮が本來神事的なものであることはいうまでもないが、その儀禮の秩序はまた現實の政治的秩序と對應するものであった。そしてそのような祭政的形態からの神事と政治との分離する時點において、やがて廷禮が生まれ廷禮册命の儀禮が成立する。廷禮册命形式の定型もほぼ穆共期からあらわれてくる。しかし册命儀禮には本來の神事の形式をなお存していて、その後において

もその禮は必らず宮廟大室の神靈の廷前において行なわれるのである。

廷禮をしるす最も早い器銘は康王廿五祀の小盂鼎であろう。それは盂が鬼方を伐った際の獻捷の禮をしるすものであるが、八月甲申に王を周廟に迎えて旅服東嚮し、また大廷に卽いて虜酋を獻じた。そのとき燮が右者をつとめている。ついでまた三門に入り中廷に立って北嚮し、盂以下のこの戰役に從った諸將の報告がなされ、翌乙酉にまた周廟において賜賞のことがあった。その禮は

雩若翌乙酉、三事大夫入服酉、王各廟、𢍜、王邦賓征、王命賞盂

というように三事大夫が式場を潔め、王が周廟に格って祼禮を行ない、王の邦賓たるものが侍立するという儀節である。これは獻捷の禮であるから必らずしも廷禮册命の儀節と同じとしがたいが、廷禮の古式の一面を示すものとみられる。ただ服酒のような常禮にみえない修祓儀禮がなされているのは、虜酋を扱う際の特殊な儀禮であるのかも知れない。

廷禮に右者をしるすものは、昭穆期以後の器において一般的となる。

卽㬱毀　隹元年三月丙寅、王各于大室、康公右卽㬱、易戠衣・赤◎市、曰、用嗣乃且考事、乍嗣土

師遽毀　隹王三祀四月既生霸辛酉、王才周、客新宮、王征正師氏、王乎師朕、易師遽貝十朋

師毛父毀　隹六月既生霸戊戌、旦、王各于大室、師毛父卽立、井伯右、內史册命、易赤市

などがそれであるが、廷禮の次第の記述になお定式がみられない。廷禮の儀節が定型の形式を以てしるされているのは、穆王期の盠方彝などが最も早い時期のものであろう。

盠方彝　唯八月初吉、王各于周廟、穆公右盠、立中廷北鄉、王册命尹、易盠赤市幽亢・攸勒、曰、用嗣六𠂤、王行參有嗣、嗣土・嗣馬・嗣工、王命盠曰、𣪕嗣六𠂤眔八𠂤𢦚

以下に盠の對揚の辭を加えている。廷禮は周廟中廷において行なわれ、穆公が右者となり、尹が册命を傳えて赤市等の禮服馬具を賜い、最後に職事の任命をしるす。廷禮册命の文としてはまず職事を任じてのち賜與に及ぶのが例であるが、その定型は共王期に至って完成する。

共王期の曆譜はその生號のみえる十五年趞曹鼎によって推算され、元年師虎毀・二年吳方彝・趩觶・七年趞曹鼎などみなその譜に入るべきものである。いずれも定型的な廷禮册命をしるしている。

師虎毀　隹元年六月既望甲戌、王在杜应、洛于大室、井伯內右師虎、卽位中廷北鄉、王乎內史吳曰、册命虎、王若曰、虎、𢦏先王既命乃且考事、啻官嗣左右戲緐荊、今余隹帥井先王命、命女更乃且考、啻官嗣左右戲緐荊、敬夙夕、勿灋朕命、易女赤舄、用事

吳方彝　隹二月初吉丁亥、王在周成大室、旦、王各廟、宰朏右乍册吳入門、立中廷北鄉、王乎史戊、册命吳、嗣旃眔叔金、易秬鬯一卣・玄衣・赤舄・金車……馬四匹・攸勒、吳拜䭫首、敢對揚王休、用乍靑尹寶隮彝、吳其世子孫、永寶用、隹王二祀

廷禮の右者には當時の執政者が當るのが原則であったらしく、場所は宮廟の大室中廷である。十五年趞曹鼎には「龏王在周新宮、王射于射盧、史趞曹易弓矢・虎盧・冑・干・殳」、また師湯父鼎に「王在周新宮、在射盧、王乎宰雁、易□弓・象弭・矢臺・彤欮」とあり、その儀禮は周新宮において行なわれている。ここにいう射盧は周新宮とよばれる辟雍附設のものであるらしく、それならば莾京辟雍

はこの時期に鎬京に遷されているのであろう。十五年趞曹鼎には右者をしるしていないが、師湯父鼎では宰雍、吳方彝では宰朏が右者のことに任じており、師虎段の井伯も當時の執政者の一人であろう。執政者は複数であったらしく、同じ時期の廷禮にみえる右者は必らずしも一人ではない。元年師虎段・七年趞曹鼎、また豆閉段・利鼎では井伯、二年吳方彝では宰雍、同じく二祀趩觶では咸井叔、𢦏段では盠方彝と同じく穆公であり、井伯・宰雍・宰朏・咸井叔・穆公などが相前後して廷禮に當っている。受命者の官職の系統によって、その正長たる執政が右者となったものと思われる。

當時の執政者の定數は知られないが、夷王期には大體五名を定則としていたようである。新出の夷王三年裘衞盉には、審判事件の裁定者として伯邑父・焚伯・定伯・𣄰伯・單伯、同じく夷王五祀の裘衞鼎一には井伯・伯邑父・定伯・𣄰伯・伯俗父、また十二年の器と考えられる永盂も審判問題をしるすものであるが井伯・焚伯・尹氏・師俗父・遣仲の五名がその裁定に當っており、これらが當時の執政府の構成者であろう。重要な審判事件はこの最高會議でとり扱われており、いわば閣議に相當する機關である。この夷王期の執政府には、そののち詩の小雅十月之交の日食があったと思われる前八九〇年、すなわち夷王二十八年前後の政情を歌うその詩篇のうちに、當時の有力な執政として皇父卿士以下七名をあげており、政治上の實力者もこれに加わっている。すなわち「皇父卿士　番維司徒　家伯維宰　仲允膳夫　聚子內史　蹶維趣馬　楀維師氏」と、膳夫職や走馬の名をもあげている。西周期の官制ははじめ殷の史系・師系の官職を主としたが、穆共期より殷の舊制を脫して獨自の體系を備え、廷禮冊命の金文もこの時期に成立する。それは同時に周の官制組織の成立を示す事實であるが、やがて夷厲期以後、豪族の擡頭によってその官制的秩序が廷臣の實勢に左右され、ついには秩序の廢壞を招くに至るのである。

師虎段における冊命には「載先王既命乃且考事、啻官嗣左右戲緐荆、今余隹即井先王命、命女更乃且考、啻官嗣左右戲緐荆」とあって師虎の職事はその祖考以來のものであり、師虎に對する任命も「今余隹即井先王命」というように先王の命に從うものとされている。君臣の關係が職事の世襲という形式で繼承されてゆくのは、古代王朝における氏族の職掌的な服屬關係を官制的な形態に移行したものであるが、その關係が廷臣として王廷の政治的秩序を構成するとき貴族社會が成立する。この場合においても職能的な官職は世襲を原則としており、たとえば元年師虎段に冊命の傳達者としてみえる內史吳は、おそらく二祀吳方彝の作冊吳であろう。內史と作冊とは免盉に作冊內史の稱があるように祝詞詔命を掌るもので、免段・休盤に作冊尹、兩師兌段に內史尹というものも同じ職事と考えられる。いずれも史系に屬して一事を分掌するものらしく、作冊吳は靑尹を祀る器を作っており、その父も尹氏であった。史系・師系は殷以來の官制に屬し、その受命者も概ね東方出自の族であり、師職のうち師雍父のように父號を稱するもののほかは概ね殷以來の舊族とみてよい。卜辭においても師般・師眣など師長はみな師某と稱した。元年師虎段の師虎は日庚の器を作り、吳方彝は文末に「隹王二祀」という。廟號に干名を用い、銘末に祀という紀年の形式をとるものはみな殷式である。

宰も殷器に宰丰・宰椃・宰甫などの名がみえ殷の舊職である。宰は犧牲を廟中に宰割する義であり、宰割のことは本來は王が自ら鸞刀を執って行うべきものであった。その王に代る長老として宰割に從うものが宰である。克氏の諸器にみえる膳夫職も、もと神饌を管掌するものであったと思われるがのち典膳の職となったもので、同じくこの系統に屬する。

周の統治組織は行政系統の卿事寮と祭祀系統の大史寮の二系と、別に軍事を管掌する師系の合わせて三系より成る。卿事寮は周初の令彝に「王命周公子明保、尹三事四方、受卿事寮」「徃命舍三事命、眔卿旋寮眔者尹眔里君眔百工眔者侯、侯田男、舍四方命」とあって、卿事寮とはここでは成周とその周邊の外服四方に對する支配の行政組織であった。この組織は後期に至るまで行なわれており、番生段に「王命𩁹嗣公族卿事大史寮」、また毛公鼎に「王曰、厝、巳曰彶茲卿事寮大史寮、于父即事」と命じている。この二系を董督することは百官を總攬するというにひとしい。卿は饗禮を示す字であるから宰と同系であるが、宰は多く祭事に關し、卿は儀禮に關する字である。

共王期に廷禮冊命形式金文が成立するのは、この時期に周的な官制組織が一應の體系に達したことを意味するが、周的な官制は殷系列の舊職のほかに征服王朝としての經營に必要な管理體制を含むはずである。その職務分掌がおそらく令彝にいう三事、詩にいう三事大夫、金文にみえる官制としてはのちに參有嗣とよばれるものであろう。周禮六官の地官・夏官・冬官諸職の原形をなすとみられるものに嗣土・嗣馬・嗣工がある。このうち嗣土は周初の康侯段に「徃命康侯、啚于衞、渣嗣土遂眔啚」とあり、康侯が衞に封ぜられたとき渣の嗣土たる遂が衞の耕作地の設營に從っている。農業生產關係の職事である。また免簠に「王在周、命免乍嗣土、嗣奠還歠眔吳眔牧」とあって、叢林𤔲牧のこともその管掌下にある。𢦏段には「王曰、𢦏、命女乍嗣土、官嗣耤田」とみえ、藉田のような特殊な經營地も嗣土の官司するところであった。「渣嗣土」や「奠還歠」のように特定地の嗣土や歠という表現をとるのは、王官以外にも王室の各經營地や諸族采邑の地に、管理者としてその職がおかれていたことを示している。盠方彝の參有嗣も王行、すなわち王の親衞部隊に屬するものである。王官のときは懿孝期の揚段や夷王期の無叀鼎に嗣土單伯・嗣土南仲のようにその職を冠稱し、また厲王期の此鼎に嗣土毛叔というものがあり、いずれも廷禮冊命の際の右者としてみえる。すなわち六卿相當の王官である。

嗣馬は共懿期の師瘨段・師奎父鼎・走段の諸器に右者嗣馬井伯、また同じく懿王期の三年師晨鼎・三年師俞段・五年諫段に右者嗣馬𡘇の名がみえ、嗣馬𡘇三器の冊命は何れも周の師彔の宮で行なわれている。軍官任命の廷禮が師職にある彔の宮廟で行なわれているのは、その正長たる嗣馬が廷禮の右者となる慣行とともに、同系列者の任命の際の儀禮であるらしく、他の職においても同系列者の任命にはその正長たるものが右者となる例である。

嗣工は免觶にその任命のことがみえ、また揚段に「王若曰、揚、乍嗣工、官嗣量田甸眔嗣宏眔嗣芻眔嗣寇眔嗣工司」とあって百工のことを董督する職であった。免の右者は井叔、揚の右者が嗣徒單伯であるのは、王官任命のときにその上位者が廷禮の右者となるものとみられる。宰舀を右者とする蔡段に「王若曰、蔡、昔先王既命女乍宰、嗣王家、今余隹醽𩁹乃命、命女眔舀、𩁹疋對各、死嗣王家外內、毋敢又不聞、嗣百工、出入姜氏命」とあって、宰蔡に對する冊命には宰舀が右者となっている。

これも宰𦖞が蔡の上位者であるのか、あるいはその先任者として右者となっているのであろう。嗣工が右者となる例がみえないのは、百工の職事が多く宮廟や王の經營地に屬していて、身分的に廷禮に相當するものがないからであろう。

なおこの三職の他に嗣士・嗣寇がある。嗣士は懿王七年牧段に至ってみえる。牧段に「王在周、在師汓父宮、各大室、公族□入右牧、王乎內史吳、王若曰、昔先王既命女乍嗣士、今余隹或𣪘改、命女辟百寮」とあり、牧の嗣士たることは先王以來の職事であった。その册命には「王曰牧、女毋敢弗帥先王乍明井用、雩乃𠴲庶右𦰩、毋敢不明不中不井、乃毋政事、毋敢不尹八不中不井」とあって、その職事は周禮にいう士師に近く、軍律を正し軍中の裁判權を行使するものである。その職が參有嗣の列に入りえないのは專ら軍規に關する職事であるためで、廷禮は師汓父の宮において行なわれ、その右者は王族軍を率いる公族某である。

軍事に屬しない一般の裁判權のうち、民事を除いて刑罰に關することは司寇に屬した。庚季鼎に「伯俗父右庚季、王易赤⊘市・玄衣黹屯・緣旂、曰、用左又俗父嗣寇」とあり、この伯俗父は夷王五祀の裘衛鼎一では井伯らとともに裁定者五名のうちに名を列ねている。嗣寇の册命はこの庚季鼎に一見するのみであるが、それは廷禮を用いる王官の例が少いということであって、それぞれの地域には軍團內の士師のように刑事擔當者がいたはずである。よほど重大な事件のときには、民事の際と同じく執政者による臨時の機關が設けられた。左傳 僖二十八年 にみえる衞の叔孫誤殺事件は國際的な軍事裁判であり、その審判機關は諸卿士を特任して臨時に構成されている。春秋期のことであるがなお參考とすることができよう。

盠方彝にみえる王行參有嗣は、毛公鼎に「命女𤔲嗣公族眔參有嗣、小子・師氏・虎臣眔朕褻事」というものと同じく、何れも王の親衞に屬するものであろう。牧段の右者公族はこの軍團の統率者、その下にある參有嗣はここでは小子・師氏・虎臣とよばれるがいずれも庶殷などの外人部隊であると思われる。小子は殷代貴族の身分稱號、師氏は庶殷氏族軍の師長、また虎臣は師寰段に「左右虎臣」、無叀鼎に「遉側虎臣」という王の親衞で、この種の軍團には外人部隊を用いることが多い。毛公鼎に參有嗣の下になお「朕褻事」をつづけていうのは、それが王家に私屬するものであるからであろう。毛公鼎にその册命を「令女辪我邦我家內外」、「命女亟一方、𢀛我邦我家」という。邦と家とは外と內との關係にあり、官制もまた外と內との系列に分れている。

共王期に至って定型的な表現をとる廷禮册命形式金文は、このような內外の官制的秩序の成立をその背景とするものであり、祭政の分離とともに邦と家とが一應分離して、外朝的な政治の場が形成されてきていることを意味する。そしてそれはまた王朝的秩序の基盤をなす貴族的政治社會の成立を示すものとなしうる。昭穆期の金文に軍事と祭祀に關するものが多く、廷禮册命をいうものは穆王期の元年𨚵㫚段・三年師遽段・師遽方彝・盠方彝などにすぎず、大室の儀禮をいう敔段・君父段・呂方鼎なども廷禮の儀節に及んでいない。しかし共王期の器には紀年月週日辰を備え、廷禮の次第をもしるすものが多く、その儀節の詳細を知りうる。從ってこの時期以後には金文による曆譜再構成の資料も豐富となり、斷代編年の可能性も開かれてくる。共王期繫年器には元年師虎段・二祀吳方彝・二祀趩觶・七年趞曹鼎・八祀師𩛥鼎・十五年趞曹鼎の六器を數え、またその關聯器をも求めることができる。

共王につづく懿孝合わせて二世三王の事績については周本紀に全く記述を缺き、ただ懿王のとき周室衰微して刺詩がおこったとする舊說を述べるにすぎないが、この史的曠絕の時期とみられる三王の間にのちの告身的な意味をもつ廷禮册命形式金文が盛行しているのである。その意味ではこの時期が、むしろ西周期政治社會の最も充實し繁榮した時代であったのではないかと思われる。

二、二世三王の時代

共懿孝二世三代について、周本紀にしるすところは次の數條にすぎない。

穆王立、五十五年崩、子共王繄扈立、共王游於涇上、密康公從、有三女奔之、其母曰、必致之王、夫獸三爲群、人三爲衆、女三爲粲、王田不取群、公行下衆、王御不參一族、夫粲美之物也、衆以美物歸女、而何德以堪之、王猶不堪、況爾之小醜乎、小醜備物、終必亡、康公不獻、一年共王滅密

共王崩、子懿王囏立、懿王之時、王室遂衰、詩人作刺

懿王崩、共王弟辟方立、是爲孝王、孝王崩、諸侯復立懿王太子燮、是爲夷王

共王については密の滅亡の說話、また懿王のとき刺詩作るとするほかは世次をしるすのみで年紀もなく、王名についても共王を系本に伊扈、懿王を世本に堅とするなど異傳がある。古本竹書紀年にも共王の記事なく、懿王については「元年、天再旦于鄭」、孝王には「七年冬大雨雹、牛馬死、江漢俱凍」という異變のみをしるす。この期の事績に及ぶものは帝王世紀 御覽卷八五引 に「恭王能庇昭穆之闕、故春秋稱之、周自恭至夷四世、年紀不明、是以曆依魯爲正、王在位二十年崩」という。帝王世紀は昭穆期を衰亂の世とし、「昭王在位五十一年、以德衰南征、及濟于漢、舡人惡之、乃膠舡進王、王御船、至中流膠液解、王及祭公俱沒水而崩、……王室於是乎大微、娶於房、曰房后、生太子滿、代立、是謂穆王」とあり、周本紀にも「穆王卽位、春秋已五十矣、王道衰微」といい、祭公謀父の諫を納れずして犬戎を伐ち荒服至らず、諸侯睦しまずとする。共王がその缺を修めたが懿王のとき王室遂に衰うとするのは、一治一亂的な考えかたである。しかし共懿孝三代の間は金文に特に時局に關して大事をいうものがなく、概ね廷禮册命の文でしかも𩛥𤔲𤔲嗣を命ずるものが多く、ささの辟雍禮樂の時代について正雅詩篇の行なわれた時代ではないかと考えられる。すなわち貴族社會の秩序の成立とその繁榮の時期とみられ、特別の大事が記錄されていないのもその太平無事の世であったことを示すものであろう。

共王期の唯一の事件とされる密の討伐は國語周語に傳える說話で、また列女傳にもみえる。涇上の密はもと姞姓、詩の大雅皇矣に文王の討伐を受けて「密人不共」と歌われ、また左傳に「密須之鼓與其大路」 昭一五年、「密須之鼓」 定四年 とあり密須ともいう。その寶器は唐叔初封のときに與えられたもので、共王の伐ったという密康公はその後封の國であろう。共王期に近いと思われる趞段に

唯三月、王在宗周、戊寅、王各于大朝、密叔右趞卽立、內史卽命、王若曰、趞、命女乍𤔲𠂤冢嗣

馬、齊官僕射士𠷎小大右隣

とあり、密の字形は高密戈のそれと同構、密叔はこの廷禮の右者である。國語にいう説話の無稽であることはいうまでもないが、當時の廷禮の右者たるものの討滅事件とも考えられぬことである。

今本紀年にはまた「共王九年春正月丁亥、王使內史良錫毛伯遷命」とあり、雷學淇の義證に宋錄の毛伯𨙶𣪘をあげて毛伯遷をその人とする。その器銘は

隹二年正月初吉、王在周邵宮、丁亥、王各于宣射、毛伯內門立中廷、右祝鄭、王乎內史、册命鄭、王曰、鄭、昔先王既命女乍邑、𦕛五邑祝、今余隹𤔲𠬝乃命

とあり毛伯は右者、鄭は受命者である。義證はその正月丁亥という日の偶合を以て毛伯を紀年の毛伯遷に擬したのであろうが、五邑祝は幽王三年の柞鐘にみえ、この毛伯が紀年にいう毛伯と時期も異なり別人であることはいうまでもない。義證はまた師毛父𣪘の毛父を紀年の毛伯とするが、その器は瓦文三足𣪘にして時期的には近い。紀年にいう毛伯遷は穆王三十五年「荆人入徐、毛伯遷帥師敗荆人于泲」とあり、それならば穆共期の人である。

懿王期について帝王世紀に「二年、王室大衰、自鎬徙都犬邱、生非子、因居犬邱、今槐里是也」、また「周之紀國姜姓也、紀侯譖齊哀公於周懿王、王烹之」という。哀公烹殺のことは夷王とする所傳が正しく、夷王五年師旋𣪘に伐齊のことがみえている。また懿王のとき犬邱に徙ったとするのは「七年西戎侵鎬」、「十三年翟人侵岐」という西戎翟人の難を避けたものであろうが、金文にはそれらの外寇をいうものがなく、懿王の生號をもつ匡卣には射廬における舞樂のことがしるされている。ただ懿王期元年の蔡𣪘の册命が別宮の減応において、三年師兪𣪘・師晨鼎・五年諫𣪘の册命がすべて師彔の宮において、七年牧𣪘は師汓父の宮、十二年大師虘𣪘は周の師量の宮において廷禮册命が行なわれ、またこの期かと思われる師痏𣪘の册命は周の嗣馬宮でなされており、師職の任命であるとしても他の時期にみえない特異な事實として注意される。孝夷期には册命はまた概ね王室宮廟の廷禮に復している。漢書匈奴傳に「懿王時、王室遂衰、戎狄交侵、暴虐中國、中國被其苦、詩人始作、疾而歌之曰、靡室靡家、玁允之故、豈不日戒、玁允孔棘」というのは三家詩說によるものであるが、金文に北方に對する警戒をしるすものは孝王十六年の克鐘にいう巠東適省にはじまるようである。共懿兩期の廷禮册命は常禮とみるべきものが多く、賜與のごときも休寵人を驚かせるほどのものはない。

今本紀年にまた懿王二十一年「虢公帥師、北伐犬戎敗逋」という。夷王期の南征諸器のうち、虢仲盨に「虢仲以王南征、伐南淮夷、在成周」、また何𣪘に「隹三月初吉庚午、王在華宮、王乎虢仲入右何」とあり、虢仲の出師は北伐にあらずして南征、またその時期も夷王期に下るものであろう。今本紀年の記事のうちいくらか史實に關するとみられるものにも、なおその事實關係において金文と一致しないところがある。

孝王期については今本紀年に「元年、命申侯伐西戎」、「五年、西戎來獻馬」、「八年、初牧于汧渭」の三條がある。御覽 卷八七八 に史記の文として引く「孝王七年、冬大雨雹、牛馬死、江漢俱凍」という異變をしるすものも紀年の文であろう。牧馬のことはすでに穆王期の盠器にみえ、當時の軍事的事情によって良馬への要求が高められていたのであろう。戎に對する作戰はすでにふれた啓器に、南山に狩して山谷の間を經歷し上侯・滰川の上に至ったことをしるしており、上侯の地名は懿王期ころの師兪尊にもみえる。これはまた𢦏鼎二にいう淮戎、𢦏𣪘にいう「⿱追禦戎于䧹林、博戎㝬」というものと關係があろう。扶風莊白の𢦏諸器は穆王期前後のものと考えられるが、𢦏𣪘一においては戎の俘人百十四人を奪還している。穆共期には周は南夷・淮夷と互いに攻伐する緊張狀態をつづけているが、西戎との關係は金文には殆んどみえない。𢦏器に戎と稱するものも淮戎である。淮域諸夷に對する經營は、二世三王の時期にも繼續して進められていたようである。

この時期の金文に師職關係のものが多いことはすでに述べた。師虎・師湯父・師𪓐・周師・師痏・師兪・師晨・大師虘・師奎父・師宋・輔師嫠・師𧾷・嗣馬𥠑・嗣馬井伯・家嗣馬趞・嗣士牧・士曶など軍官名を稱するものが甚だ多く、その廷禮もしばしば師職の宮廟で行なわれている。このことは周の軍事力の充實を示すものとみられ、また銘文にも武德を尚ぶ思想が重視される。新出の扶風强家村師𩵦鼎は文中に「臣朕皇考穆王」とあって共王期の器とすべきものであるが、王の任命の辭にも師𩵦の對揚の辭にも武德を稱する語が多い。

隹王八祀正月、辰在丁卯、王曰、師𩵦、女克𦟝乃身、臣朕皇考穆王、用乃孔德琛屯、乃用𢧁弘、正乃辟安德、東余小子、𥁰𠭯先王德、易女玄袞𪓐屯・赤市朱黄・䜌旂・大師金雁・攸勒、用井乃聖且考、隣明令辟前王、事余一人、𩵦拜頴首、休白大師肩𠭹𩵦臣皇辟、天子亦弗望公上父𤔲德、𩵦蔑曆、白大師不自乍小子、夙夕尃由先且剌德、用臣皇辟、白亦克𣪊由先且、𡕾孫子一𠭹皇辟懿德、用保王身、𩵦敢𠭯王卑天子萬年□䇂、白大師武、臣保天子、用厥剌且□德、𩵦敢對王休、用妥乍公上父隣于朕考𩚨季易父□宗

文は難解を極めるが前期の大盂鼎・班𣪘以來の文辭とすべく、この大鼎に勒するにふさわしいものである。語彙・修辭も類型に入らぬものが多く、ただ「天子亦弗望公上父㝬德、𩵦蔑曆」は昭王期尹姞鼎の「休天君弗望穆公聖粦明□事先王……君蔑尹姞曆」、穆王期盠駒尊「王弗敢望厥舊宗小子、𠭯皇盠身」というものと近い。文中に「臣朕皇考穆王」とあり、器は共王あるいは孝王の八祀、師職にして年紀に祀と稱するのは、あるいは庶殷の後であるかも知れない。師職の册命には彔伯𢦏𣪘をはじめ牧𣪘・吳方彝など、穆共期のものに車服の隆賜を受ける例が多く、これらもまたみな東方出自の族である。

軍事力の充實にはこれを支えるに十分な經濟的基盤を必要とし、そのための强力な施策が行なわれる。軍事都市としての成周の經營はもとより、王室直領地も各地に設營されており、穆共期における嗣土職の擡頭はその事情を反映するものであろう。𢦏𣪘に「王曰、𢦏、命女乍嗣土、官嗣耤田」、また免簠「王在周、命免乍嗣土、嗣奠還𪊨眔吳眔牧」、免𣪘「命女疋周師、嗣𪊨」、諫𣪘「先王既命女、𤔲嗣王宥、今余隹或嗣命女」などはみな王官として王室の耤田・奠還・王宥の管理經營を命ずるものである。他に宮・邑・甸を以て稱するものもある。

耤田のことは令鼎にみえ、その諆田における耤農には餳・王射・有嗣師氏小子の𧺆射のことも行なわれるなど、なお神事的儀禮の性格をもつものであった。しかし𢦏𣪘にいう嗣土職の管掌する耤田は

免簋等にいう特定王領地の經營と同じく、むしろ王室經濟的な意味の優位する生產の一形態とみなしうる、國語周語にいう籍田の古禮は、上帝の粢盛を供するために后稷の司會のもとに農事關係の諸官がその準備儀禮を行ない、嗣土が公卿百吏庶民を戒め、司空が除壇して天子親耕ののち庶民に千畝を終えしめ、最後に農師・農正・后稷・司空・司徒・太保・太師・太史・宗伯が相ついでその禮を修め、王が大徇してその禮を終る。すなわち籍田は本來神事的農耕であるが、𢦏段の「官嗣籍田」という表現は一般的な生產經營の管理をいうものと異なるところがなく、このとき籍田が王室經濟の一部に屬するものであることを示すものであろう。神事的共耕はもと氏族共同體に屬して神粢に供するためのもので、「乃能媚於神、而和於民矣」國語周語 とせられ、その際に共餐のことも行なわれたが、このころには王室經營地として嗣土の管下にあったのであろう。免還の農牧のごときもおそらくもと鄭宮附設のもので神殿經濟に屬したかと思われるが、これも嗣土の管下に入り、その共有的な林囿も王室の專管に歸したようである。夷王元年の師旋段一に「備于大左、官嗣豐還左右師氏」とあり、ここでは豐の神殿經濟から發展して軍團をも所有したものとみられる。このような共同體的經營の歸屬によって、王室經濟は急速に伸張したのであろう。そしてこのような關係は王室のみならず、豪族勢家の經營地にも同樣の過程で進行し、かれらもまた多くの私領地をもち臣從者を擁して、大土地所有的經營を發展させる。氏族的遺制はこの王畿の地では次第に崩壞し稀薄化しつつあった。そしてそこにまた新しい身分的な層序關係が形成されてくる。

身分的な層序關係は周初の經營の際にいわゆる封建諸侯や采土の分賜者と、その下に隷屬關係に立つ諸氏族との間に支配被支配の關係において成立したことはいうまでもない。そしてその固定化とともにいわゆる封建的な臣從關係が生まれる。たとえば麥諸器のうち麥盉に「井侯光厥吏麥、嚝于麥宮、侯易麥金乍盉、用從井侯征事」、麥彝「辟井侯光厥正吏、嚝𢓊麥宮、易金」、麥尊「侯乍册麥、易金于辟侯、麥揚用乍寶障彝」のように、辟君よりは厥吏・厥正吏、麥よりは辟井侯・侯作册麥という。耳尊に「侯各于耳□、侯休于耳、易臣十家、長師耳對揚侯休、肈乍京公寶障彝」のように臣從者がまた臣僕を賜うという重層的な構造が一般化している。賜與は父子の間に相續され、孟段に「孟曰、朕文考眔毛公趞仲、征無需、毛公易朕文考臣、自厥工、對揚朕考易休、用室玆彝乍厥」などの例がある。官職世襲のもとでは相續法は概ね長子相續、親族法的には宗法制的な形態をとる。從って本宗に對して分支の家もまた臣從の關係に立つものとされた。たとえば𧆞段には

𧆞拜韻首、休朕匋君公伯、易厥臣弟𧆞井五𨑋、易𧴥冑干戈、𧆞弗敢望公伯休、對揚伯休、用乍且考寶障彝

という。宗君を「朕匋君公伯」といい、自らを「厥臣弟𧆞」と稱して公伯への忠誠を誓う對揚の辭をなしている。また效尊は父子間の賜與の例とすべきものである。

隹四月初吉甲午、王雚于嘗、公東宮內鄉于王、王易公貝五十朋、公易厥順子效王休貝廿朋、效對公休、用乍寶障彝、烏虖、效不敢不邁年、夙夜奔走、揚公休亦、其子々孫々、永寶

公東宮が王に納饗して賜うた貝五十朋のうち二十朋を、その順子たる效に分賜したことに對する對揚

の辭をしるす。納饗は族外のものが王侯に見事する際の禮であり、それに對して貝朋を賜與するのは公東宮がもと東方出自の人であることを示すと考えられるが、公東宮とその順子たる效との間も父子にしてかつ臣從者たる身分關係にある。

順子はまた沈子という。也段はその沈子たるものが家祀を嗣ぐことをいい、文首に「也曰、拜韻首、敢取卲告朕吾考、令乃鴅沈子、乍𢓊于周公宗、陟二公、不敢不𢓊休同公、克成妥吾考目于顯々受命」と嗣襲のことを述べ、ついで文考の德を頌し作器の趣旨をいう。

烏虖、乃沈子敉克蔑、見厭于公、休沈子肈斁狃貯責、乍玆段、用𩛥鄉乙公、用徭多公、其丮哀乃子也唯福、用水靈命、用妥公唯壽、也用褱𢓊我多弟子我孫、克又井斁、𢦔父廼是子

二公を周公の宗に陟祀するのは、也の家が周公家の分支であることを示し、也はいわゆる別子の家である。その家祀を承けて文考の貯積を嗣ぎ、群弟子を和懷して一家の繁榮を祖靈に祈ることをいう。これらの器銘には文に押韻を用いることが多く、おそらくいわゆる正雅の詩篇の行なわれた時期もこれに近いであろう。貴族社會の繁榮を歌う二雅の正聲はこの二世三王より夷王の初年に及ぶ時期のものと思われる。そして變雅の時代は豪族勢家が跋扈し、貴族社會の秩序がその內部から崩壞してゆく夷厲の際に起るものであった。

三、金文と詩篇

金文には押韻をもつものが多く、特に嘏辭的な部分にはむしろ押韻することを原則としている。周初の銘文にもたとえば令段や大豐段などその全文が美しい韻文で構成されていることは、郭氏の大系や韻讀補遺金文叢攷所收にみえるが、從來その韻讀の知られることのなかった初期銘文にも押韻の例は甚だ多く、令段と同じ作器者の器である令彝、また大小二盂鼎・也段・麥氏諸器などもみな有韻の文である。また一般の記述的な部分にも、たとえば旅鼎「隹公大保、來伐反夷年眞、在十又一月庚申眞」員鼎「王令員執犬元、休善元」のように自然に韻にかなうものもあり、また作册睘卣「隹十又九年眞、王在厈元、王姜令乍册睘元、(眞元合韻)安夷伯魚、夷伯賓睘貝布魚」のように押韻意識の有無は知られないが毎句韻のような形をとるものもある。これらの部分は必らずしも反復律的修辭を必要とするものでなく韻を求めたものではないが、やはり音韻の諧和を喜ぶ意識が制作者のうちにあることを示すものであろう。

殷の金文には確實な押韻例はない。長文の銘をもつものがないことにもよるが、周初の器銘にそれが頻繁にあらわれるのは、兩者の銘識觀ともいうべきものの相違に本づくものと思われる。殷代には彝器を制作すること自體が、制作者たる氏族の王朝に對する連帶關係を示す象徵的意味をもつものとされた。それで氏族の圖象標識を付し祖考の廟號をしるすのみで、王朝と氏族と作器者との多元的な

世界が統一され、これによって祭器としての彝器の機能が十分に果たされたのである。しかし殷周鼎革によって新しい政治的社會的關係に入るとともに、彝器銘文はまたその新しい秩序を表現するものとなった。それでたとえば征盤の「征乍周公隣彝」のように父子の名を祀るものと祀られるものとの關係においてしるすものも、殷器の「亞𠦪父丁」のように作器者の私名をあげずに圖象標識を以てするものとは、表現意識の上に相違がある。征は周公の胤の一人で井侯に封ぜられ、麥器に井侯征とよばれるその關係たる人である。殷器が圖象標識を以て端的に示す氏族と王室との關係を、周器では文章を以て表現する。その表現は祭祀儀禮の展開に伴なって次第に文辭を尚ぶものとなった。

祭器として作られる彝器の銘文には、その祭式にふさわしい文體的樣式が生まれ、文辭は祝詞や頌歌の樣式に近づいてゆく。そのため頌歌と同じく多く反復律を用い、押韻はときには非頌歌的な部分にまで及ぶのである。さきにあげた數例は偶然的なものであるとしても、明確に押韻意識をもつ例を、周初以來の器に多く求めることができる。

叔隋器　隹王𡡗于宗周幽、王姜史叔幽、使于大保幽、賞叔鬱鬯・白金・□牛之、叔對大保休幽、用乍寶隣彝（幽之合韻）

保卣　乙卯、王命保幽、及殷東或之、五侯征兄六品、蔑曆于保幽、遣于四方迨王陽、大祀祓于周陽、在二月旣望陽（幽之合韻）

衛鼎　衛肇乍厥文考己仲寶𪔂鼎、用𠦪壽幽、匄永福之、乃用鄉王出入事人眔多倗友之、子孫永寶幽（幽之合韻）

巻六　一〇一～一〇二

ただこれらの押韻は必らずしもその修辭上の要請によるものでなくなお任意的偶然的なところもあり、祭祀的文章の特殊な樣式というべきものではないが、その樣式は金文の對揚の部分において著しい。それは神明に告げる祝詞・頌歌に近いものである。いま麥尊の對揚部分の例をあげよう。

侯乍册麥、易金于辟侯、麥揚用乍寶隣彝、用𤔲侯逆造幽、遷明令眞、唯天子之、休于麥辟侯之年眞、盟孫〻子〻之、其永亡冬、冬用遊德之、妥多友之、享奔走令眞

幽之合韻、眞韻の字は前後に錯出するが、このような押韻のしかたは疊詠形式をとらない詩の周頌諸篇などに多くその例がみえ、兩者の關係が注意される。いま雝の一篇を例としよう。

有來雝雝東　至止肅肅幽　相維辟公東　天子穆穆幽　於薦庶牡魚　相予肆祀之　假哉皇考幽　綏予孝子之

宣哲維人眞　文武維后侯　燕及皇天眞　克昌厥後侯　綏我眉壽幽　介以繁祉之　既右烈考幽　亦右文母之

雝は毛序に「禘大祖也」とあり、鄭玄の箋に「此禘于后稷廟之詩也」というも、禘はもと嫡祖を合祀するものであるから、おそらく文武を合祀する儀禮の詩であろう。韻は毎句韻であるが前後錯落し、廟歌特有の形式である。魚之合韻、また幽之も合韻である。

周頌振鷺は鷺羽の舞を以て周廟に獻ずるもので、前朝の殷の祖神が來格することを歌い、同じく周頌の有客・有瞽と一類をなしている。振鷺の押韻法も前後錯落の形式をとる。

振鷺于飛脂　于彼西雝東　我客戾脂之、亦有斯容東　在彼無惡魚　在此無斁魚　庶幾夙夜魚　以永終譽魚

これら周頌諸篇の押韻法はさきにあげた麥尊などの押韻法に近く、葊京辟雍時代の頌歌の形式を存するものであろう。なおこの期の金文例として也段及び班段の末文對揚部分をあげておく。

烏虖魚、乃沈子敉克蔑、見猒于公東、休沈子肇斁狃貯積魚、乍茲段幽、用𩛥鄉己公東、用格多公東、其丮哀乃沈子也唯福之、用水霝令、用妥公唯壽幽、也用𩁹㝭我多弟子我孫、克又井斆幽、𢿢父廼是子之

也段はその父祖二公を周公の宗に陟祀することを述べ、銘辭も頌歌に近い形式をもつ。幽之・之魚合韻、東韻は前後錯落している。また班段は毛班が三年にわたる東征ののち、その經營の次第を祖廟に報告することをしるし、頌歌として歌うべき内容をもつ。銘文は也段と同じく全文押韻であるが、いまその末文のみを錄する。

班拜𩒨首幽、曰、烏虖魚、不杯丮皇公東、受京宗懿釐之、毓文王王姒聖孫諄、隮于大服之、廣成厥工東、文王孫諄、亡弗褱井耕、亡克競厥剌之、班非敢覓魚、隹乍卲考爽益之、曰大政耕、子〻孫〻諄、多世其永寶幽

殆んど毎句韻を用い、韻は前後錯落するものが多く、また頌歌の體に近い。しかしこのように執拗なまでの押韻への意識は昭穆期を頂點としてまた次第に衰え、後期金文には概ね銘末の對揚部分に形式的な押韻をとるのみとなり、ときには容易に韻脚をとりうる場合にもこれを顧慮しない例も多い。たとえば諫段「諫拜𩒨首幽、敢對揚天子丕顯休幽、用乍朕文考叀公隣段幽、諫其萬年、子〻孫〻、永寶用」において、もし末三句を改めて「諫其萬年眉壽幽、孫〻子〻之、永寶幽」とするときは幽之の合韻となってすべて韻に入りうるが、銘文は末三句無韻のままである。おそらく共懿期には、昭穆期のように頌歌の樣式に文辭を近づけようとする強い要求が失なわれているのであろう。

巻六　一〇三～一〇四

このような押韻意識の問題は概ね修辭の形式に關することであり、ここから特に重要な結論を導きうるものではないが、ただ辟雍禮樂時代の金文が、その押韻法において周頌の詩篇と對應するという事實を特に指摘することができよう。共懿期以後の金文に押韻意識が稀薄化してゆく傾向があることも、詩篇と金文の修辭上の乖離を示すものであり、それはまたさきに述べた神事と政治との分離の傾向と對應する。このの ち金文においては、鐘銘のように樂器としてその禮樂に直接用いるものを除いて、押韻は對揚部分に形式的に用いられるにすぎず、銘の全文に押韻を施すということは殆んどない。鐘銘以外では、たとえば虢季子白盤のように全文押韻するものは稀有の例に屬する。その盤銘は四字句を主としてもともと詩的な樣式をとるもので、宣王期にはまた金文と詩篇との間に交涉がみられ、たとえば大雅江漢の後半は明らかに金文の對揚形式を用いてこれを詩句化したものである。

二雅の詩篇は正雅と變雅とに分たれ、正雅は盛世の音、變雅は衰亂の時期の哀音を示すものとされている。おそらく二世三王の時代は西周貴族社會の興隆期で、その詩篇は祭事詩・儀禮詩を中心とする貴族社會の繁榮を歌うものであり、また夷厲以後はその衰亂の時代で社會詩・政治詩が行なわれ、その混亂は厲末に至って極まり、ついに厲王の奔彘という破局を迎える。

いわゆる正雅の詩は主として祭事詩・儀禮詩である。西周の宗法的社會においては本宗の祭事が氏族秩序の中心であり、その祭事の詩とともにその際族長に對する祝頌の詩が獻ぜられ、祭事の後の氏族共餐の際の饗宴詩、その饗宴の場における氏族長老らの族人に對する氏族秩序のありかたを教える教訓詩などが歌われ、それらは全體として一の系列をなして展開した。そしてこれらの詩篇は慣行的に次第に儀禮的な樂歌として定着し、その禮樂文化を傳えるものとして古典化される。傳承者はいうまでもなく樂師樂人であり、當時はそれぞれの演奏擔當者として樂人の集團があった。いま殘されている詩篇の編次からも、詩篇の組合せと樂人集團との關係をある程度推測することができる。

小雅の詩篇は毛傳においてすでに十篇づつを一什とする編次をとるが、それはもと祭事詩を首とするいくつかの群をなしており、各群を管掌する樂人があったものと思われる。試みにいまの詩の編次を儀禮詩を首とする詩群に分つと、次のように區別されよう。

鹿鳴　四牡　皇々者華　常棣　伐木　天保　采薇　出車　杕杜

魚麗　（南陔　白華　華黍笙詩）　南山有臺　（由庚　崇丘　由儀笙詩）　蓼蕭　湛露　菁々者莪　六月　采芑　車攻　吉日　鴻雁

庭燎　沔水　鶴鳴　祈父　白駒　黄鳥　我行其野　斯干　無羊

節南山　正月　十月之交　雨無正　小旻　小宛　小弁　巧言　何人斯　谷風　蓼莪　大東　四月　北山　無將大車　小明　鼓鍾

楚茨　信南山　甫田　大田　瞻彼洛矣　裳々者華　桑扈　鴛鴦　頍弁　車舝　青蠅

賓之初筵　魚藻　采菽　角弓　苑柳　都人士　采綠　黍苗　隰桑　白華　綿蠻　瓠葉　漸々之石　苕之華　何草不黄

いまの詩の編次がどこまで本來の樂詩としての編成をとどめているかはもとより疑問であり、また若干の逸篇などがあることも免れないであろう。小雅小明が大雅大明に對するものとすれば、小宛・小弁に對する大雅詩篇のあったことも推測される。笙詩六篇について詩序に「有其義而亡其辭」とし、また儀禮大射義や燕禮記に樂詩としてみえる「下管新宮」「新宮三終」の新宮は、左傳昭二十五年に「宋公享昭子賦新宮、昭子賦車轄」と賦詩のことがみえるが、その辭は傳えられていない。詩の編次が原編のままでないとしても、いまの小雅詩篇の編次に卽していえば、鹿鳴・魚麗・庭燎はそれぞれ祭事の詩、楚茨・賓之初筵は農耕や饗宴の際の儀禮詩で、それを編首とする詩群であったらしいことが推測される。ただ節南山以下の政治詩・社會詩、采綠以下の非儀禮詩は儀禮詩外の詩群をなす。樂次を以ていえばいわゆる無筭樂に屬するものであろう。

いわゆる入樂一定の詩はさきの詩群を以ていえばみな鹿鳴・魚麗の兩群に屬している。小雅六月の序に鹿鳴より菁々者莪に至るまでの二十一篇について、「鹿鳴廢則和樂缺矣、四牡廢則君臣缺矣」のように一篇ごとに樂歌としての效用を論じているが、その四牡には「豈不懷歸　王事靡盬　我心傷悲」、また皇々者華にも「駪々征夫　每懷靡及」など征夫の苦を歎く句があって本來の儀禮詩でなく、これを入樂の詩とするのも當時の樂人の傳承と異なるものであろう。樂人傳承時代の詩の編次は早く失なわれたであろうが、雅歌が祭祀儀禮に伴なうものであることからいえば、必らず本來の樂次があったものと思われる。

古代の祭祀儀禮に一定の儀節があり、樂次もこれに對應するものであったとすれば、これを管掌する樂人も數群の集團をなしていたであろう。論語微子篇に周室崩壞のとき宮廷樂人の四散する狀を述べて「大師摯適齊、亞飯干適楚、三飯繚適蔡、四飯缺適秦、鼓方叔入於河、播鼗武入於漢、少師陽・擊磬襄入於海」とみえ、大師・少師のほかに亞飯・三飯・四飯の樂人組織があったことが知られる。詩篇もおそらく數群に分れてそれぞれの樂人に屬し、また非儀禮詩は無筭樂の歌謠として宴席の間に用いられたのであろう。

祭事や儀禮に樂歌が用いられたのは葊京辟雍の時代からのことであるらしく、樂鐘・編鐘もそのころから多く作られ、金文の押韻例もその時期においてにわかに增加する。儀禮執行者としての樂官の地位も次第に高まり、その長官は輔・小輔とよばれた。それには師職の長老たるものが任命され、かつ世襲であったらしい。輔師嫠段にいう。

隹王九月既死霸甲寅、王在周康宮、各大室卽立、焚伯入右輔師嫠、王乎作册尹、册命嫠曰、更乃且考嗣輔、䵣、易女載市素黃・鑾旗、今余曾乃命、易女玄衣黹屯・赤市朱黃・戈彤沙琱戟・旂五、日用事

この器は焚伯を右者とする孝王期のものと考えられるが、その職事とする輔は祖考以來のものであり、祖考の世代は共懿期に當る。郭氏は輔師嫠の輔師をつづけて官名とし、周禮春官の鎛師に外ならぬとするが、銘文に「更乃且考嗣輔」とあるように嗣襲の職名は輔であり、輔師嫠とは師職にして輔を兼ねる意である。宣王初年の師嫠段に「在昔先王……旣命女賡乃且考嗣小輔、今余隹𤔲褱乃命、命乃嗣乃且舊官小輔眔鼓鐘」とあって輔・小輔・鼓鐘はみな樂官の名である。師職にして樂官を兼ねるのは、舞樂のことがもと軍樂に關していたからであろう。小雅の征戍の詩には軍歌とみるべきものがある。師嫠の家は孝王期の輔師嫠段において祖考以來の職事であるといい、宣王期の師嫠段にも祖考以來小輔鼓鐘の職に任じたとするから歷代世襲の家である。その職はおそらく周禮大司樂・大師などにあたる顯職とされていたのであろう。輔師嫠段及び師嫠段にしるす册命賜與は、當時在廷の顯要に對するものに比しても何ら遜るところのない隆賜である。

輔・小輔・鼓鐘がのちの大司樂・大師に相當するものであるとすれば、その隷下には多くの樂人を擁していたことと思われる。そしてそのような下層の樂人はときに賜與の對象ともなった。大克鼎は夷王期の大族岐山の克氏の器であり、善夫克は「王曰克、昔余旣命女、出內朕命、今余隹𤔲褱乃命」というように王の口舌たる要職にあって、このとき多數の田土臣妾の賜與を受けたが、そのうちに「易女史小臣霝龠鼓鐘」の一項がある。史小臣以下は祝史樂工の類で、樂工とは論語に鼓鼗擊磬というにひとしい。樂人の賜與は彝器・樂器の分賜と同じくその儀禮樂舞を用いることを許す意味であり、特別の寵榮とされたのであろう。

夷王期は金文學の上からも知られるように陝西の諸豪族が跋扈を恣にした時期であり、王室の禮樂もこれら諸族の間に及んで行なわれていたであろう。岐山扶風の普渡村・齊家村・康家村・任家村などの遺坑から出土する數十器、ときには百數十器にも及ぶ器群の坑藏品は、これらの大族の繁榮を思

わせるに十分である。しかしこれらの器群が墓葬品でなく、急遽逃亡の際の一時藏匿のものであることからも知られるように、その繁榮は深刻な矛盾の上に築かれた極めて不安定なものであった。變雅とよばれる政治詩・社會詩はその夷厲期のものである。詩篇もまた金文との對應において、西周社會内面の位相を示す好資料である。

第五章　夷王期と淮夷の動向

一、齊侯烹殺

昭穆期を葊京辟雍の禮樂の時代、二世三王の時期を廷禮册命、正雅儀禮詩の時代とすれば、夷厲期は貴族社會の秩序が崩壞して變雅詩篇の行なわれた衰亂の時代であったといえよう。もっとも二世三王の時期をすでに衰亂と世とする說もあり、史記は懿王のとき王室衰えて刺詩作るとする三家詩說による。崔述の豐鎬考信錄には二世三代の繼統のしかたを疑問とし、「按懿王之崩、子若弟不得立、而立孝王、孝王之崩、子又不立、而仍立懿王子、此必皆有其故、史失之耳、否則孝王乃懿王弟、兄終弟及、而仍傳之兄子、於事理爲近、然不可考矣」という。また史記「孝王崩、諸侯復立懿王太子燮、是爲夷王」の文において諸侯の二字を删るべしとし、「史記又稱諸侯立懿王太子燮、按立君大事、自有朝廷大臣主之、非若春秋之世、王室微弱、乃藉外兵以復國也、諸侯安得其權乎、恐子長亦以春秋時事例之耳、今删諸侯之文」と論ずるが、崔氏は禮記郊特性にいう夷王堂下の禮を必らずしも變禮としない見解をとっている。

夷王がその卽位に當って堂下の禮を執ったことは、禮記郊特性に「覲禮、天子不下堂而見諸侯、下

堂而見諸侯、天子之失禮也、由夷王以下」とみえ、鄭注に「時微弱、不敢自尊於諸侯也」、また疏に「按覲禮、天子負斧依南面、侯氏執玉入、是不下堂見諸侯也」としてこれを變禮とする。これに對して崔氏の考信錄に堂下の禮を當時の通禮に外ならずとし、「余按書康王之誥云、王出在應門之內、畢公帥東方諸侯入應門之內、而無躋階之文、則非王在堂上明甚、然則夷王以前、未必絕不下堂也」といい、また「春秋傳齊桓公受胙、天子命無下拜、下拜登受、晉文公受策、再拜稽首、出入三覲、其事天子、皆未嘗敢失禮、王室微弱、號令不行則有之、朝覲之文未之改也、然則夷王以後、亦未必皆下堂也」と論ずるが、郊特牲のこの章が「天子無客禮、莫敢爲主焉、君適其臣、升自阼階、不敢有其室也」というように天子に主客の禮なしとする主意のものであることからいえば、夷王堂下の禮を變禮とみなすものであることは疑ない。その前節においても、庭燎の百なるは齊の桓公にはじまり、大夫の肆夏を奏するは趙文子にはじまり、大夫の强は三桓にはじまるなど、みな變禮の起るところを說く。夷王よりさき二世三王の繼統法を問題とする崔氏の立場からいえば、堂下の禮を變禮とする方が論旨も一貫し、必らずしも「王室之强弱、亦未必盡在下堂與否也」という必要はない。事實において豪族僭上の沙汰は夷王期に表面化し、その政治的社會的混亂は詩篇にも金文にもみえ、天威の降喪を訴え文武への回歸をいうものは概ねこの時期にはじまる。まさに壞亂の時代であった。

夷王について史記周本紀にはただその繼統のことをいうのみであるが、竹書紀年には數條の記事がある。

二年、蜀人呂人來獻瓊玉、賓于河、用介珪　書鈔卷三一　御覽卷八四

三年、王致諸侯、烹齊哀公于鼎　御覽卷八四　周本紀正義

六年、王獵于杜林、獲犀牛一以歸　御覽卷八九

七年、虢公帥師伐太原之戎、至于兪泉、獲馬千匹　後漢書西羌傳

冬、雨雹、大如礪　初學記卷二　御覽卷一四　書鈔卷一五二

また左傳　昭二十六年　の王子朝の亂の記事中に兄弟藩屛の義を說いて、「至于夷王、王愆于厥身、諸侯莫不並走其望、以祈王身」とあり、今本紀年に「八年、王有疾、諸侯祈于山川、王陟」という。國君の疑疾に群望に祈ることは左傳　昭七年　にもみえることであるが、夷王の晚年には詩の小雅十月之交にみえるように豪族權臣の跋扈が甚だしく、外には噩侯駭方の率いる東南夷の叛亂もあり、その政治社會に危機的様相を生じていることが知られ、竹書の記事のごときは殆んど當時の實情を傳えるものではない。ただ三年齊侯烹殺のことは五年師旋段にみえ、また七年虢公の外征については虢仲盨の銘文を參照することができよう。夷王期と考えられる彝器銘文はその數甚だ多く、また銘文の曆朔によって推定される在位年數も三十九年に及び、西周歷代のうちその治世の實情を追迹しうる最も豐富な金文資料を有する時期である。

夷王期の斷代は元年師旋段と五年師旋段との紀年日辰によって曆朔上の定點を求めることができ、それに本づいて構成される曆譜の繫年器には元年師旋段・元年師類段・三年袭衞段・四年散伯車父段・五年師旋段・五祀衞段・九年爷伯段・九年衞鼎・十二年永盂・十三年望段・十七年詢段・十八年克盨・

十八年效父盨・二十年休盤・二十三年小克鼎・二十三年微䜌鼎・二十六年番匊生壺・二十七年伊段・三十七年善夫山鼎などがある。またこれらの繫年器を標準器としてその器制文様銘文より推して關聯器となしうるものに、たとえば祈伯段と同じく南征のことをいう敔段三・噩侯鼎・鬲仲盨・何段・叔向父禹段・禹鼎があり、敔段三・禹鼎にみえる武公を右者とする南宮柳鼎、また善夫山鼎と同じく周廟圖室の儀禮をいう無叀鼎もこの時期のものである。それらはいずれも當時の内外の政情について重要な記述を含んでいる。

師旋段兩器は一九六一年一〇月陝西長安縣張家坡出土五十三件の器群に屬し、元年⑫と五年⑮の兩銘によって夷王の斷代年譜を構成しうるものであり、その五年銘にしるす齊の討伐記事は文獻にもみえるところである。すなわち史記齊世家に「哀公時、紀侯譖之周、周烹哀公」とあり、集解に引く徐廣の説に周王を「周夷王」という。周本紀の夷王の條の正義に「紀年云、三年致諸侯、烹齊哀公于鼎、帝王世紀云、十六年崩也」とあって紀年を引くが、齊世家及び始皇本紀篇末の正義に帝王世紀を引いて「周之紀國、姜姓也、紀侯譖齊哀公於周懿王、王烹之」と懿王説を述べている。鄭玄の詩譜序・齊詩譜にもまた懿王説を采る。史記世家には夷王のとき哀公烹殺ののちに擁立された胡公が、また哀公の同母弟山に殺されたことをしるしており、史記は終始夷王説である。この事件は春秋公羊傳莊公四年の條に、齊が九世の後にその讐に報いて紀侯を滅ぼしたことを賢者の義としているが、そこには周王の名はしるされていない。

竹書紀年にその烹殺事件を「三年致諸侯」とし、師旋段には「隹王五年九月既生霸壬午、王曰、師旋、令女羞追于齊」とあって五年のこととする。おそらくこれよりさきに紀侯の譖毀のことがあり、五年に至って齊への討征軍が派遣されたのであろう。齊は姜姓の大國で呂尚以來の周の懿親であり、これに對して軍將を派遣し、特に干戈を賜うて「敬毋敗速」と嚴命するなど、歷代懿親の雄藩に對してまことに異常の大事とすべく、周王朝の統治政策の基本にも關することである。紀侯の譖毀の事情は知られないが、哀公烹殺の後に擁立された胡公がまた哀公の一派によって襲殺を受けていることからいえば、事件は單に個人的な問題でなく、國論を二分するような全體の利害に關する對立によるものであろう。齊世家に「哀公之同母弟山、怨胡公、乃與其黨、率營丘人、襲攻殺胡公而自立、是爲獻公、獻公元年、盡逐胡公子、因徙薄姑、都治臨淄」とあり、宣王の末年ころに胡公の子孫がまた齊の厲公を殺して位の回復を圖ったが成功しなかった。

齊侯烹殺の背景にある具體的な問題は容易に窺知しえないが、これほどの事件の背景には周齊兩者の間によほど調和しがたい利害の對立があったのであろうと考えられる。それはおそらく淮域諸夷に對する支配權をめぐる政治經濟的なものであったかも知れない。齊は他の氏族制的な東方列國と異なり、早くから多く客卿を容れて富國强兵の策をとった。その經營は沿海諸夷より進んで淮域の下流に及んだであろうが、後期の周の經營もこの淮域諸夷を對象としており、特に夷王期に至って南征をいう器が多い。兩者の利害の對立はおそらく避けがたいものがあったのであろう。淮夷に對する支配權の爭奪には、春秋中期には魯・宋もまたその競爭に參加した。かれらがその一時の成功を誇ってこれを王業にも比していることは、詩の魯頌・商頌にもみることができる。

西周後期に淮夷に對する支配權をめぐって東方列國と鋭く對立した周室は、東遷後にはむしろ列國に依存して宗主權を保つこととなり、列國もこれを認めて一種の宗教的權威を保持した。魯の國史である春秋には周王を天王と稱し、五覇の事業も天子を挾んで爭われた。戰國期に入ってもたとえば齊の洹子孟姜壺のしるすように、その舅である田氏の喪紀に關して王室の承認をうるために齊の太子が派遣されている。いわば家元的存在である。周と東方列國との關係は、周王朝が崩壞して淮域に對するその支配權を失なったのちに、かえって密接なものとなっている。

このような經過から考えると、齊侯烹殺事件は淮夷に對する支配權についての周齊の利害對立を背景とするという推測は、必らずしも根據のないことではない。その討伐に派遣された師旋は元年師旋段では大左に任じて豐還の左右師氏を麾下とする有力な部將である。討齊に當って特に「敬毋敗速」という嚴命が下されているのも、禹鼎において噩侯駿方を伐つとき「勿遺壽夭」とその殲滅を命じているのと同じく、殆んど外方に對する態度と異なるところがない。討齊の背景にこのような淮夷の問題があるとすれば、この時期における周室の淮夷政策の實態について考えることが必要である。

二、淮域の諸夷

西周期貴族社會の繁榮と衰落の外的要因として、淮域諸夷の動向を逸することはできない。諸夷に對する周の討伐作戰は周初以來殆んど繼續して行なわれているが、南夷に對しては昭王の南征によってその首領とする南國𠬝子の根據地が覆滅されて、南夷東夷の具見するもの二十六邦に及んだことが宗周鐘にみえ、また東夷に對しては穆王期の班段に東國𤞷戎に對する三年にわたる經營のことがしるされており、これによってその服屬は決定的となったものと思われる。班段には徐偃王のことをしるしていないが、班段の班は穆天子傳にいう毛班とみられ、東國𤞷戎とはあるいは徐偃・荊奄の偃・奄と關係があるかも知れない。昭穆期のこの兩役ののち、淮域諸夷に對する作戰はしばらく金文にみえず、比較的靜謐な狀態を保っていたのであろう。しかしそれは兩者が平和的な關係を持續していたということではなく、この兩役によって淮夷が屈服し、周に對して隸屬關係にあったことを意味するものとみられる。共懿期以後に急激な擴大をみせる王室經濟の發展、また陝西王畿における貴族的豪族の大土地所有的經營の進展は、おそらくこのような淮夷の隸屬による賦貢進人によるところがあるものと思われる。

王室經濟が藉田や宮廟・入會地など共同體的經營の私有化によって擴大されていった經過についてはさきに略述したが、その急激に增大する經營地の勞働力がどのようにして獲得されたかという點に問題がある。克殷以來その被征服地に多數の不自由民が發生したことは、大盂鼎や宜侯夨段における多數の人鬲賜與の事實からも知られるが、克殷ののちすでに百年に近い孝夷期には同樣の事情を考えることはできない。しかし奴隸的耕作者として王室經營地に屬する不自由民は、この孝夷期ころから明らかに夷系のものが急激に增加してくる。たとえば元年師酉段はあるいは厲王期に下るものであろうが、文はその祖考以來の職事を述べるものであるから孝夷期以來の事實をいうと解しうる。その文

にいう。

　隹王元年正月、王在吳、各吳大廟、公族□釐入右師酉、立中廷、王乎史牆冊命師酉、嗣乃且啻官邑人虎臣・西門夷・纂夷・秦夷・京夷・畀身夷、新易女赤市朱黃・中絅・攸勒、敬夙夜、勿灋朕命、師酉拜稽首、對揚天子丕顯休、用乍朕文考乙伯宄姬𨽰段、酉其萬年、子子孫孫、永寶用

同文三器、器蓋六銘を存し、その職事はよほどの重要事とされているのであろう。ここにあげられている諸夷はそれぞれ服務の配屬の地を以てよばれているのであろうが、みな邑人虎臣の屬で一種の外人部隊とみられる。その嫡官として任命を受けた師酉も、文考乙伯の器を作る東方系出自のものであるらしい。冊命は吳大の廟で行なわれており、吳大は同段にみえる吳大父である。同段に「王命同、左右吳大父、嗣易林虞牧、自淲東至于河、厥逆至于玄水、世孫孫子子、差右吳大父、毋女又閑」とあって、吳大父は王室の林囿を掌る人である。師酉の冊命がその吳大の廟で行なわれているのは、その職事が吳大父の管掌するところと關聯があるからであろう。すなわち諸夷は邑人虎臣として外人部隊を編成するとともに、各地に配屬されて生産的なことにも從っていたものとみられる。

　師酉段にみえるこれらの諸夷は、また殆んどそのまま詢段にもみえる。その器は銘末に「唯王十又七祀、王在射日宮、旦、王各、益公入右詢」とあるも日辰がなく、ただ同じく文祖乙伯同姬の器を作るという師詢段がおそらく共和期と考えられることから、詢段は夷王期のものと思われる。右者益公の名は夷王九年の乖伯段・二十年の休盤にもみえる。詢段にいう。

　王若曰、詢、丕顯文武受命、則乃且奠周邦、今余令女啻官嗣邑人先虎臣後庸、西門夷・秦夷・京

夷・纂夷・師笭側新・□華夷・由□夷・𠩺夷・成周走亞・戍秦人・降人・服夷、易女玄衣黹屯・載市・同黃・戈琱戟彤沙・䜌旂・攸勒、用事、詢稽首、對揚天子休命、用乍文且乙伯同姬𨽰段、詢萬年、子子孫孫、永寶用、唯王十又七祀、王在射日宮、旦、王各、益公入右詢

廷禮を文末にしるし、紀年を祀を以てする。邑人先虎臣以下、西門夷・秦夷・京夷などは師酉段と同じく、他に成周走亞をはじめ人、夷と稱するものを列するがみな虎臣の屬であろう。賜與は師酉段に比してはるかに多く、甚だ隆賜を以て遇せられている。

　この詢もまたおそらく庶殷出自のものであろう。文首に「王若曰、詢、丕顯文武受命、則乃且奠周邦」とあるのは、あるいは克殷の際に周に歸順したことをいうものと思われる。共和期かと思われる師詢段の文首にも「王若曰、師詢、丕顯文武、孚受天命、亦則殷民、乃聖且考、克差右先王、乍厥爪牙、用夾召厥辟、奠大命、盩龢雩政、肆皇帝亡斁、臨保我厥周雩四方、民亡不康靜」と文武の際の翼贊の功を回顧し、また「王曰、師詢、哀哉、今日天疾畏降喪」と危機的な時局の匡濟を依囑する。そして邦の小大猷を惠雍し、「率以乃友、干吾王身、欲女弗以乃辟圅于囏」と親衞のことを任じ、「易女秬鬯一卣・圭瓚・夷允三百人」とその賜與をいう。允は執訊の訊と同系の字であるから、孚囚たる奴隷をいう語であろう。詢の管下に成周走亞の屬があり、師詢の家はあるいは成周八師中の師長たるものであろうと思われる。夷允三百人の賜與は、奴隷の賜與例としては周初封建の際を除いて他に例をみず、このころ王室がかなり多數の夷系奴隷を擁していたことを知りうるのである。

　夷系奴隷はこの夷允三百人のように人を單位としてよぶが、夷臣は夷臣十家のように家を以て數え

る。𤼈段に「王曰、𤼈、命女嗣成周里人眔者侯大亞、訊訟罰、取遺五寽、易女夷臣十家、用事」とあり、この場合の夷臣は大盂鼎にいう「夷嗣王臣」にあたるものであろう。大盂鼎には「易女邦嗣四伯、人鬲自駿至于庶人六百又五十又九夫、易夷嗣王臣十又三伯、人鬲千又五十夫」とあり、邦嗣・夷嗣王臣は人鬲等奴隷の管理者である。夷臣十家の下に多數の被管理者のあることが考えられる。

　王室經濟はもと共同體的所有の私領化した宮廟や田土山藪の類よりさらに水利權などにも及んだらしく、夷王期二十三年微䜌鼎に「王在宗周、王命微䜌、䡅嗣九陂」のように陂澤の管理を兼職させている例がある。そしてこれらのすべてを含めて王室經濟の管理者が特任されており、康鼎に「王命死嗣王家」、蔡段に「嗣王家」「死嗣王家外內」というものがそれである。その王室經濟に奉仕するもののうちに、多數の夷臣・夷允がいたはずである。

　王室經濟の他にも王族・公族が特定の自己經營地を私有することがあり、それも王室經濟の一部として管理運營された。懿王元年の蔡段には王家外內のうちに姜氏の經營管理のことがしるされている。

　王若曰、蔡、昔先王既命女乍宰、嗣王家、今余隹醽𩫏乃命、命女眔曶、䡅疋對各、死嗣王家外內、毋敢又不聞、嗣百工、出入姜氏命、厥又見、又即命、厥非先告蔡、毋敢疾又入告、女毋弗善效姜氏人、勿吏敢又疾止從獄

蔡は先王たる共王のときよりしてその職にあり、懿王の元年にその職について再命を受けたものであるが、その冊命に特に「出入姜氏命」といい、また「厥又見、又即命、厥非先告蔡、毋敢疾又入告、

女毋弗善效姜氏人、勿吏敢又疾止從獄」と命じていることが注意される。銘は廷禮の形式であるがその職事は曶とともに王家の外內を嗣めることであり、特に姜氏人を善效して違法のことがなく刑罰に至ることなからしめよという。姜氏人とは姜氏の私人で、その私人を使役する采邑すなわち湯沐の地があったことを推測させる。蔡段に宰曶と宰蔡と二宰がみえることについて、郭氏の大系にいう。

　本銘有二宰、宰曶在王之左右、當是大宰、蔡出入姜氏命、蓋內宰也、內宰一稱宮宰、禮祭統、宮宰宿夫人、一稱奄尹、月令、仲冬命奄尹申宮令、審門閭、謹房室、必重閉、鄭注、奄尹於周則爲內宰、掌治王之內政宮令、幾出入及開閉之屬、本銘王所命蔡之職掌、正與此相近

すなわち宰蔡の職事を內官宮宰にして奄尹のこととする。しかし一般の宮人を督するに「勿使敢有疾止從獄」というのは嚴酷に過ぎるものと思われ、上文に「嗣百工、出入姜氏命」とある任命の語とも對應しない。

　疾止從獄を郭氏は欽趾從獄と解するが、これは濟訟をいう語のようである。これと似た語が塱盨にみえ、銘はその上文を缺くが隸下の管理法について王の訓告の語をしるすものであろう。

　……又進退、雩邦人正人師氏人、又辠又故、廼□倗即女、廼繇宕、卑復虐逐厥君厥師、廼乍余一人咎、王曰、塱、敬明乃心、用辟我一人、善效乃友內辟、勿吏黻虐從獄、孚奪叡行道、厥非正命、廼敢疾訊人、則隹輔天降喪、不廷唯死

「虐逐厥君厥師」とは邦君師氏隸下のものがその君氏を逐う叛亂行爲をいう。邦君師氏の隸下に夷人の多いことは上引の金文例によってもこれを知りうるが、その夷人が君師を虐逐することが叛亂を意

味するとすれば、これは奴隷の叛亂をいう稀有の資料というべきであろう。またかれらはその支配者の搾取に對してもしばしば爭訟を起し、ときにはその管理者に反抗して掠奪行爲に出ることもあったらしく、そのような叛逆行爲に對して王室は「輔天降喪、不廷唯死」という嚴罰主義を以て彈壓することを命じている。

この盠盨の銘文のうち、「善效」「獻虐從獄」の語は蔡段の「善效」「厌止從獄」と對應するものであるから、蔡段の文意もまたそのような奴隷の叛逆を豫防し、それを善效することを命じたものと解される。盠盨の時期は明らかでないが、その賜與は師克盨・毛公鼎に類し、夷厲期のものであろう。王室や姜氏私領の特定の經營地や采邑に隷屬する夷系の不自由民が、このような叛亂に近い騷擾をくりかえす狀態にあったとすれば、その經營は奴隷的生產に近い搾取の上に成り立つものであったと推測される。そしてそのような經營の中心地は成周であった。成周には庶殷を以てする成周八師がおかれ、かれらはしばしば淮域の東征に動員されたが、その主たる目的が淮域の諸夷を戡定しそれを隷屬化することにあったことは疑のないことである。成周はその軍事據點であるのみならず、淮域諸夷の賦貢を徵してこれを貯積する集積地であり、またその進人を徵して王室經營地に送りこむための仲介地でもあった。成周は軍事的にも經濟的にも周室の生命線ともいうべきところであり、周室がその經營に全力を傾注したであろうことが推測される。そのために成周遹正のことがしばしば行なわれ、ときには直接淮域に遠く査察使を送ることもあった。しかしこのような周室の支配に對して、夷王期にはついに噩侯の叛亂を招くのである。

三、噩侯の叛亂

新出の駒父盨 文物・一九七六・五 は陝西武功の出土器であるが、その銘には南淮夷査察のことがしるされている。このとき駒父が王使として淮域に赴き小大邦を接見し、還って蔡の地に至ってこの器を作ったことをいう。陳・蔡は當時周の勢力圏にあったのであろう。その銘にいう。

佳十又八年正月、南仲邦父、命駒父段卽南者侯、逹高父見南淮夷、厥取厥服、堇夷俗、豕不敢□苟畏王命、逆見我、厥獻厥服、我乃至于淮、小大邦、亡敢不𣪘具逆王命、四月還至于蔡、乍旅盨、駒父其萬年、永用多休

文は難解なものであるが、「これ王の十又八年五月、南仲邦父、駒父に命じて南諸侯に卽かしむ。高父を逹いて南淮夷を見る。その取その服あり。夷の俗を勤めたり。豕(こた)へて敢て王命を敬畏せずんばあらず。逆(むか)へて我を見る。その獻その服あり。我乃ち淮に至る。小大邦、敢て𣪘(いた)りて具(みな)王命を逆へざるなし。四月、還りて蔡に至り、旅盨を作る。駒父それ萬年、永く用て多休ならんことを」とよむことができよう。器の時期を報告者は宣王十八年とし、詩の大雅江漢に歌うところと關聯させて說くが、文中の南仲邦父は無叀鼎の嗣徒南仲であるらしく、無叀鼎の廷禮が行なわれている圖室はまた夷王三十七年の善夫山鼎にみえ、この器も夷王期のものと考えてよい。駒父も師奎父鼎にみえる內史駒であろう。師奎父鼎は嗣馬井伯を右者とする懿孝期の器であり、駒父はこの南淮夷査察の重命を受けたとき、相當の年輩者であったはずである。

駒父の使命は單なる巡撫というごときものでなく、その期間も三ケ月餘にわたり、南諸侯に對してその賦貢を徵し、周室への隷屬關係を再確認させるということにあった。「厥取厥服」「厥獻厥服」とはその賦貢の類をいう。このとき淮域の諸夷が南諸侯、あるいは小大邦とよばれていることは注意を要する。ここにいう諸侯とは王朝の政治的秩序に包攝されるものであり、大盂鼎にいう邊侯甸にあたる。外域にあって王朝の秩序に服し、王權の地域的代行者たる地位にあるものが諸侯であるから、周王朝の勢威はそのような形態で諸夷にも及んでいたのであろう。小大邦とはそのような諸侯に屬する部族國家である。昭王の南征をしるす宗周鐘、穆王期の東國經營をいう班段以後、淮域の諸夷は周に對して隷屬的地位におかれて賦貢の義務を負い、ときにはこの駒父段のように直接にその徵取を督責するものが派遣された。ただ楚のみが、このときなお「我蠻夷也」と呼號して周の規制を受けず、淮域諸夷とは別行動をとっていたのであろう。この時期における楚の消息は知られないが、徐偃王によって代表される徐夷の勢力とは早くから對立關係にあったようである。周初の器に楚荆の名がみえるほかはその後久しく金文にあらわれないが、宣王期にはすでに楚公逆鐘・楚公豪鐘などを作り、列國中最も早い時期の器を殘している。楚公逆鐘は武昌すなわち鄂州の出土であり、あるいはかつて夷王期に噩侯馭方の根據したところであろう。

駒父の南淮夷への派遣に先だって、おそらく夷王南征のことが行なわれたようである。懿孝期などしばらく東南方面への軍事行動もなく靜謐であった狀態が、夷王期に至ってにわかに緊張を高めてきているのには種々の事情が複雜に絡んでいるとみられ、たとえば夷王五年の討齊の役のごときも、淮夷をめぐる兩者の利害の對立がその背景にあったかも知れない。齊が沿海より淮水下流にその影響力を及ぼしはじめたことが兩者の對立を深めた眞因とみられ、紀侯の譖毀のごときはたまたまその機會を供したものにすぎぬであろう。

今本竹書紀年に「七年、虢公帥師、伐太原之戎、至于兪泉、獲馬千匹」とあり、そのことは古本後漢書西羌傳注にもみえるが、金文資料よるとこの時期の經營は專ら南淮夷を對象とするものであった。虢仲盨に「虢仲以王南征、伐南淮夷、在成周、作旅盨、茲盨友有十又二」というのもこの時期のものであり、また噩侯鼎にも王の南方親征のことがしるされている。王の親征は昭王以來のことで、事態の重要さを思わせる。このとき諸夷の領導者であった噩侯馭方が、王を迎えて納饗の禮を獻じたことが噩侯鼎にみえる。

王南征、伐角𩚬、唯還自征在矿、噩侯馭方、內豊于王、乃僳之、馭方畣王、王休匽、乃射、馭方卿王射、馭方休闌、咸、酓、王親易馭方玉五瑴・馬四匹・矢五束、馭方拜手䭫首、敢對揚天子丕顯休贅、用乍隣鼎、其萬年、子孫永寶用

角𩚬の所在は知られないが王の南征の地であり、また淮夷の一である。この器の作器者である噩侯はのち南淮夷・東夷を率いて叛亂し、その總力をあげて南國東國を席捲したが、武公の部將である禹の討伐を受けて捕えられたことが禹鼎にみえる。噩侯鼎に納醴・祼・王の休宴・卿射・宴飮のことがし

るされ、王より玉・矢などを賜うているのは、外族との間に和親を結ぶときの儀禮であり、同じく噩侯の器である噩侯段に「噩侯乍王姞媵段、王姞其萬年、子々孫永寶」とあって、おそらくこのとき噩侯の女が王室に入ったのであろう。噩侯が姞姓とすれば南燕と同姓である。

共王九年の乖伯段、また敔段三など南征關係のものもこの期のものであろう。乖伯段は眉敖の討征とその歸服のことをいう。

佳王九年九月甲寅、王命益公征眉敖、益公至告、二月、眉敖至見、獻賓、己未、王命中、致歸乖伯貔裘、王若曰、乖伯、朕丕顯且玟珷、雁受大命、乃且克桒先王、異自他方、又芾于命、我亦弗□享邦、易女貔裘、乖伯拜手稽首天子休、弗望小裔邦、歸夆敢對揚天子丕杯魯休、用乍朕皇考武乖幾王隣段、用好宗廟、享夙々、好倗友雩百禮婚遘、用㫃屯彔永命、魯壽子孫、歸夆其邁年、日用享于宗室

ここに文武の受命以來のことをいうのは、乖伯の地が宗周鐘に「文武𦤶疆土」というその方面なのであろう。皇考を武乖幾王と稱し、また自らを小裔邦というのは遠隔の獨立的國家であることを意味し、乖伯の乖も楚姓の乖と關係があるかも知れない。眉敖は九年九月に益公の討伐を受け、翌年二月に賓を獻じて見事の禮を執った。眉敖の歸服には乖伯の斡旋があり、乖伯はその功によって王室より貔裘を賜與されている。

眉敖が歸服の際に獻じた賓は、師寰段に「淮夷繇我貣晦臣」、兮甲盤に「淮夷舊我貣晦人」とみえ、禹貢に揚州より織貝を獻じ荊州より玄纁璣組を

獻ずるとするが、いずれも南方特產のものであろう。賓は帛と貝より成る字である。眉敖の歸服に半歳を要しているのであるから、その地はおそらく荊揚の方面であろう。

周室と淮域諸夷との關係は、噩侯馭方が王の南征を迎えて歸順し、王姞を納れて一時和親を結んだが、しかしまもなく兩者の關係が破綻して噩侯の叛亂を招く。破綻の原因が何であったのかは知られないが、この和親によって事態の好轉を期待した諸夷の希望が、かれらをあくまでも隸屬者として誅求することをやめない周の政策によって裏切られ、これに反撥したものであることは容易に推測される。禹鼎はかつて郭氏の大系に宋刻の器銘によって成鼎として錄入したものであるが、一九四二年陝西岐山の任家村から同出の百餘件とともに眞器が出土、作器者は叔向父禹段の禹であり、その器は夷末に屬する。金文における淮夷關係の最も重要な資料であるからその全文を錄する。

禹曰、丕顯趠々皇且穆公、克夾召先王、奠四方、肆武公亦弗叚望朕聖且考幽大叔懿叔、命禹仦朕且考、政于井邦、肆禹亦弗敢惷、賜共朕辟之命、烏虖、哀哉、用天降大喪于下或、亦唯噩侯馭方、逹南淮夷東夷、廣伐南或東或、至于歷寒、王廼命西六𠂤・殷八𠂤曰、□伐噩侯馭方、勿遺壽幼、肆𠂤彌宋匌匡、弗克伐噩、肆武公廼遣禹、逹公戎車百乘・斯馭二百・徒千、曰、于匡朕肅慕、叀西六𠂤・殷八𠂤、伐噩侯馭方、勿遺壽幼、雩禹以武公徒馭、至于噩、𦤶伐噩、休、隻厥君馭方、肆禹又成、敢對揚武公丕顯耿光、用乍大寶鼎、禹其萬年、子々孫々、寶用

全文にわたって頻繁に押韻を施しており、この期における有數の文章である。周室が深い信頼を寄せていた噩侯馭方が、このとき南淮夷東夷を率いて大規模な叛亂を起し、周の支配權の及ぶ南國東國を

廣域にわたって席捲し、歷寒にまで迫った。歷寒は他にみえぬ地名であるが、おそらく安州六器の中方鼎に「王在寒餗」という寒の地であるらしく、漢域より成周に通ずる要地であろう。周は急遽西六師・殷八師に命じて出擊させたが、これらの外人部隊に戰意なく徒らに逡巡して進まず、事態はいよいよ危急を告げる。そこで武公は禹に命じて六師・八師の軍を督勵し、武公直屬の戎車百乘・斯馭二百・徒千を發して從わせ、噩侯馭方を伐って壽幼をも遺すこと勿れと嚴命する。かくて武威大いに振い、ついで噩侯の率いる諸夷の聯合軍を破り、馭方を生獲して武公の耿光をあらわし、その功を記念してこの器を作ることを述べている。この叛亂の鎮定によって諸夷はまた隸屬の狀態に陷ったのであろう。

「殷八𠂤」は庶殷を以て構成する「成周八𠂤」のことであろうが、「西六𠂤」もまた陝西におかれた異族を以て構成する軍團であろう。いずれも外人部隊であり、この奴隸戰爭的な戰役に「彌宋匌匡」して忌避する傾向があるため、ついに武公直屬の重武裝兵を動員して噩侯諸夷の軍を擊破した。このような大規模な叛亂は周の豫期しないところであり、かつその勢は熾烈を極め、「哀哉、用天降大喪于下或」と周室を震驚させたもので、討伐の命も「勿遺壽幼」という鏖殺作戰を命ずる嚴酷なものであった。武公は敔段三・南宮柳鼎に右者としてみえるこの期の執政者であり、また武公の戎車を與えられて討伐に向った禹も、叔向父禹段に「余小子司朕皇考、肇帥井先文且、共明德、秉威儀、用𤔲𤔲奠保我邦我家」とあって一國の君主たる人である。討伐軍としては當時最强の編成をもつものであろ

う。この役によって淮域諸夷は再び屈服を餘儀なくされたものと思われる。

敔段三はおそらくこの器に先だつものであろうが、南淮夷が陽洛の地にまで侵寇したのを伊洛に迎擊し、執訊四十、また俘人四百人を奪還してこれをそれぞれの舊主に返還し、翌月に武公が右者となって成周大廟に獻捷の禮を行なったことをしるしている。このとき奪還した俘人はそれ以前の戰鬪で俘虜となっていたもので、このような衝突がいく度もくりかえされた上に噩侯の叛亂が起り、武公を總指揮者とする禹の討伐軍がこれを破ったのであろう。

この重大な打擊にもかかわらず、淮夷の抵抗はなお斷續的に行なわれた。師寰段は厲王二十八年寰盤との關係において厲王期の器と考えられるものであるが、このとき淮夷は周の討伐を受けている。それは淮夷の賦貢義務の不履行と叛亂使嗾の罪とを問うものであった。師寰段には次のような記述がある。

王若曰、師寰𠭯、淮夷繇我貣晦臣、今敢博厥衆叚、反厥工吏、弗速我東國、今余肇命、逹齊帀・曩𡰪・僰屄・左右虎臣、正淮夷、卽質厥邦嘼、曰冄、曰䊮、曰鈴、曰達、師寰虔不㒸、夙夜卹厥牆事、休既又工、折首執嗾、無諆徒馭、敺孚士女羊牛、孚吉金

叛亂者は淮夷のうち數部族の虜酋で、かれらは周が賦貢を誅求することを妨害して抵抗的態度をとった。周からいえば「淮夷繇我貣晦臣」である。すなわち特產の織物や農作物などの生產品を賦納すべき義務を負うもので、その義務を怠りこれを使嗾する首謀の虜酋を問責すること、出軍の目的であった。その討伐軍に從っている齊帀・曩𡰪・僰屄も外人部隊のように思われる。

宣王五年の兮甲盤にも「淮夷繇我貟畮人」とあり、兮甲はその徵求のために淮地に臨んでいる。このとき北方の玁狁が叛き、兮甲は王の親征に從ってこれを伐ったが、つづいて南淮夷の作戰に向うことを命ぜられた。

王命甲、政嗣成周四方責、至于南淮夷、淮夷舊我貟畮人、毋敢不出其貟・其責・其進人・其賈、毋敢不卽餗卽𡴫、敢不用命、則卽井𢻱伐、其隹我者侯百生厥賈、毋不卽𡴫、毋敢或入䜌安賈、則亦井、兮伯吉父乍般

これによると淮夷の賦貢義務は貟畮のような生産品のみでなく、「其賈其責」とよばれる特定の進貢物のほか、「其進人」すなわち一定數の生口を奴隷として提供する義務を負うものであった。またそれらの生産品や貢納物を一定の場所に集積して引渡すべく定められている。このたびの兮甲の派遣もその義務履行を求め、その安全な輸送を保證させることにあったようである。それらの賦徵は「成周四方責」として、他の地域からの貢納物とともに、すべて成周の王室屯倉的施設に收藏された。

この兮甲の南淮夷派遣は、おそらく詩の大雅江漢篇に歌うところの召公の淮夷討伐と關聯するものであろう。江漢にはそのことを次のように歌う。

江漢浮浮　武夫滔滔　匪安匪遊　淮夷來求　既出我車　既設我旟　匪安匪舒　淮夷來鋪　第一章
江漢湯湯　武夫洸洸　經營四方　告成于王　四方既平　王國庶定　時靡有爭　王心載寧　第二章
江漢之滸　王命召虎　式辟四方　徹我疆土　匪疚匪棘　王國來極　于疆于理　至于南海　第三章

詩序にこの詩を尹吉甫の作るところとする。尹吉甫はあるいは兮甲盤の兮伯吉父と同一人であろうかと思われる。兮甲盤が殆んどその全文にわたって押韻する美しい文辭であることからいえば、當時の詩篇と金文との關係を推測することもできるし、また詩の江漢篇の後半、たとえば第五章の「釐爾圭瓚　秬鬯一卣　告前文人　錫山土田　于周受命　自召祖命　虎拜稽首　天子萬年」のごときは金文の末文對揚の辭と同じく、ただこれを詩句の形式に配列しているのみである。

以上を通じて成周が軍事的にも經濟的にも淮域經營の據點であり、王室經濟の重要な基盤をなすものであることが知られよう。西周の崩壞とともに周がこの地に遷ってその命派を保とうとしたのは、極めて自然なことであった。しかしそのころ淮域はすでに列强の勢力に分斷されており、周は王朝としての實勢力を回復することはできなかった。周王朝の富强を支えていたものは實にこの淮域の經營にその有力な基盤があり、これによって周室は陝西の諸豪族を控制しえたのである。もし西周期に異族奴隷があり奴隷制的經營があったとすれば、この淮域の經營が最もそれに近いものであろうが、しかしそれは古代近東あるいは東地中海に發展した奴隷經濟的な經營とかなり異質のものであることも、以上のことから推測されよう。諸夷はその在地のままで服屬關係にあり、生口として進貢され本貫を離れたものもその絶對數がそれほど大量に及んだとも思われない。またかれらは生産奴隷としてよりもむしろ外人部隊として、概ね左右虎臣など近衞の部隊に屬していたようである。奴隷經濟といっても奴隷所有的經濟ではなく、部族の全體が奴隷的隸屬關係に立つものであった。それで徐偃王や噩侯の叛亂は、その部族全體の獨立を求める一種の解放戰爭とみなすべきものであったと思われる。

四、成周の遹正

西周の東方政策の據點としての成周經營は、すでに武王克殷のときより決定されていた基本方針に本づいている。新出の𣪕尊に武王がこの地で天に廷告する儀禮を行ない、「余はそれこの中國に宅りてこの辥民を自(もち)ひん」という經營方針を抱いていたことをしるしている。その志は成王に至って成就され成周が造營された。王もはじめここに都する考えであったことは書の洛誥・召誥によって推測しうるがやがて豐鎬の地に退き、成周は專ら軍事都市としての性格を强めた。庶殷を成周におき、またその地に王城を設けてこれを直轄するという政策が、異族統治の方法として必らずしも適當とされなかったからであろう。それでその地はおそらく周公家が管領することとなり、令彝には周公の子明保が施政に當るに臨んで周公の宮に報告祭を行なったことがしるされている。令彝はそのことを「隹八月、辰在甲申、王命周公子明保、尹三事四方、受卿事寮」、「隹十月月吉癸未、明公朝至于成周、徃命舍三事命、眔卿事寮眔者尹眔里君眔百工眔者侯、侯田男、舍四方命」という。成周の司政官たる明保の管下にある庶殷と、その統治の方法をみることができる。卿事寮はその行政官、諸尹以下は地域管理者と生産者、諸侯は侯・田・男に分たれるが、それは下文に「舍四方命」とあるように成周の管下にある各地の小大邦とその首長であり、いわゆる列國諸侯ではない。このうち三事を掌る卿事寮が周の官僚であるほかは概ね殷以來の舊制によるものであろう。いわゆる商政周索はこのような形態で行なわれたものと思われる。その行政的な管理は概ね當地の司政官に一任され、ただ庶殷の軍事的査察には中央より人を派遣して遹正を行うという方法がとられた。

成周庶殷はおそらく魯侯や康叔封建の際に分與された殷民六族七族のように、その氏族の單位のまで移されて分區定住し、そこから軍役を徵して八師を編成したのであろう。その師長には族長の中から選任されたらしく、周初の器に師某というものの器銘には殷式の表徵をもつものが多い。かれらははじめ克殷後の戡定作戰に動員され、また後には淮域の討伐に使役されたことはすでに述べた。周はこの地の庶殷とその軍團に對して不斷に査察を行なっている。

周初には成周でしばしば殷禮が行なわれた。殷禮は作册䰧卣「隹明保殷成周年」のように司政官たる明保が行なうこともあり、またこの銘に大事紀年形式をとるように極めて重要な儀禮とされている。また小臣傳卣「隹五月既望甲子、王在𦎫京、令師田父殷成周、師田父令小臣傳非余」のように、𦎫京の儀禮に關聯して使者が派遣されてこれを行なうこともある。臣辰卣に「隹王大龠于宗周、徃饗𦎫京年、在五月、既望辛酉、王命士上眔史寅、殷于成周、砦百生豚、眔賞卣・鬯・貝」というのも、三都の祭祀儀禮が一聯の王朝的儀典として擧行されることを示すものである。殷はおそらく周禮にいう殷同の禮であろう。その殷同の禮において百姓に豚を饋り、司祭した臣辰に卣・鬯・貝などの禮器を賞しているのは、庶殷百姓に對する殷同の禮であるからである。

成周の儀禮にはしばしば王が自らこれに赴いている。厚趠方鼎「隹王各于成周年」、䦙鼎「王初……于成周」、盂爵「隹王初𡔜于成周」などその例が多いが、盂爵の下文に「王命盂寧𢓊伯、賓貝、用乍

父寶隮彝」とあるのは、成周に屬する諸侯の一である彝伯に對して王が特に寧撫の使者を派遣したことをいい、軍事的な意味をもつ行爲である。しかし周初における三都關係の器には祭祀的關聯をいうものが多く、王朝の祀典はしばしば三都にわたって行なわれている。徳方鼎に「隹三月、王在成周、征珷禰自蒿、咸」というのも、武王の祭祀が成周の祭儀に至って完了することを示すものであろう。武王は鎬に葬られたが成周に都して天下に臨むことがその遺志であった。また周公も魯世家に「周公在豐、病將沒曰、必葬我成周、以明吾不敢離成王」とあり成周に葬られることを望んだが、沒後に畢に葬られたという。令彝によると成周に周公の宮があり、周公はそこに祀られているはずである。これらのことによると成周は單なる軍事都市として出發したものではなく、宗周貧都ののちにもなお副都的な性格をもつものであった。しかし殷禮のような祭儀は他の二都にその例がなく、成周は次第に軍事的都市としての性格を明らかにしてゆく。伯懋父諸器にみえる數次にわたる東征の諸作戰には、この殷の八師が用いられている。昭王期の楚荆、また昭穆期の師雍父・伯雍父の作戰には直接庶殷の軍を用いることをしるすものはないが、彔㦸卣に伯雍父麾下の彔㦸が古𠂤を前線基地として成周師氏を率い、淮夷を伐つことをしるしていることから推して、古𠂤を基地とするこれらの作戰に動員されたものも、また成周庶殷の氏族軍であることを知りうる。彔伯㦸𣪘における賜與は、後期の禮器車服賜與形式の冊命に匹敵するものであり、當時の成周軍事力の比重の大きさを思わせる。淮夷の屈服はこの昭穆期における頻繁な軍事行動によって決定的なものとなったようである。

穆王期の盠方尊・盠彝は廷禮冊命形式をもつ最も初期のものであるが、周廟において穆公を右者として行なわれたこの冊命において、盠は「王冊命尹、易盠赤市幽亢・攸勒、曰、用嗣六𠂤、王行參有嗣、嗣土・嗣馬・嗣工、王命盠曰、𣪕嗣六𠂤眔八𠂤𢀛」と六師の總督と六師・八師の兵符を司ることを命ぜられ、盠はこれに對揚して「盠曰、天子丕叚丕其、萬年保我萬邦」という。萬邦という語は金文では春秋末期の晉公盞にみえる他には殆んど用例のないものであるが、詩篇には周頌桓「綏萬邦」、小雅の祝頌詩桑扈「君子樂胥　萬邦之屏」や大雅文王「萬邦作孚」、皇矣「萬邦之方　下民之王」など開國說話の詩にもみえる。盠彝にいう「我萬邦」とは、六師八師の作戰區域の小大邦を含めていう語であろう。「六𠂤」は陝西地區の異族による編成部隊と考えられ、「成周八𠂤」とともに王行すなわち王室直屬の部隊で、盠はその兩軍團の符節を管理する職に任ぜられている。盠駒尊に王が執駒の禮を行なったとき親しく兩駒を賜うた對揚の辭に、「王弗敢望厥舊宗小子」「萬年保我萬宗」などの語があり、自ら舊宗の裔にして萬宗の家であることを誇っているのは　盠の家がよほど由緒ある舊族であることを示すものであろう。

馬政のことも王行參有嗣のうちの嗣馬の職に屬し、盠が馬政を治めているのもその關係であろう。良馬は車戰を主とする戰術の上からも軍力を左右するものとして貴重とされた。倗生𣪘に「隹正月初吉癸未、王在成周、格伯取良馬乘于倗生、厥賓卅田、則析」とあり、格伯がその代償の支拂を違約したため格伯の田を按行して一種の抵當權を設定したことがしるされている。その按行のとき立會人として殷人等が參加しており、おそらくその用益權をもつ田土が權利設定の對象とされているのであろう。成周庶殷はこの成周附近に分區定住して耕作權なども與えられていたが、その上位所有權が格伯

のような周系貴族に屬することもあり、王が成周に赴いたときそのような爭訟に裁定を與えたのであろう。その契約には書史による認證が行なわれている。

成周庶殷に對する適正は孝夷期のころから行なわれている。曶鼎は孝王元・二年にわたる寇禾事件の審判のことをしるすものであるが、同じ作器者の曶壺に「更乃且考、乍冢嗣土于成周八𠂤」と命じており、その祖考の時期は共懿期にあたる。嗣土は軍事のみでなく民生の面をも職事とするものであるから、この冢嗣土は軍團の司政官に相當するものであろう。周公の裔が明保として管掌するのはこの軍團外のことであり、明保は本來聖職者的な稱號である。

夷王三年の頌壺には「隹三年五月既死霸甲戌、王在周康卲宮、王各大室、宰弘右頌、尹氏受王命書、王乎史虢生、王曰、頌、命女官嗣成周賨廿家、監嗣新寤賨」とあって禮服などを賜與し、終って「受命冊、佩以出、反人堇章」という返璧の儀禮をしるす。廷禮においてこの返璧のことをしるすものは、他に夷王三十七年の善夫山鼎があるのみである。この冊命は「官嗣成周賨廿家、監嗣新寤賨」を命ずるが、賨は貯積、家はその屯倉を稱する語で、成周の經營地と淮域の賦徵の類は盡くここに集積される。家は卜辭に「王爲我家、且辛又王」郭氏綴合・一三三、「𠂤于上甲家」拾・一・七のようにもと宮廟を稱する語であり、そこから神殿經濟的な意味を含めて屯倉を家を以て數えるのであろう。同じく夷王十三年の望𣪘に「宰倗父右望入門、立中廷、王乎史年、冊命望、死嗣畢王家」というのも畢の王室屯倉で、畢は先王の葬所墓陵のあるところである。頌に官嗣を命ぜられた「成周賨廿家」は從來設營のもので、このたびまた新造の貯を設營するに當ってその董督のことをも命じたのである。

この「成周賨」に貯積するところのものは、成周庶殷及びその周邊にある諸侯百生の生產物はもとより、淮域諸夷の貢する賦徵をも含むであろう。また淮域よりの進人たちも成周を主として王領の各經營地に配分され、成周は一種の大規模なコロニー的性格をもつものであったが、もとよりつねに周室の強力な管理下にあった。そして東南諸夷との緊張狀態が高まると、その軍事的適正がしばしば行なわれた。

三年史頌𣪘はその五月丁巳を初旬におくときは頌壺の日辰と接續するが、なお夷王期とするのが穩當のようである。夷譜によると三年五月丁巳はその第一日に當る。その銘にいう。

隹三年五月丁巳、王在宗周、令史頌省穌、瀕友里君百生、帥𨽍盩于成周、休又成事、穌賓章・馬四匹・吉金、用乍𩰫彝、頌其萬年無疆、日運天子覭命、子〻孫〻、永寶用

ここでは特に穌に對する省察が命ぜられているのは、事情のあることであろう。穌は左傳成十一年に「蘇忿生以蘇爲司寇」とあり己姓、河南溫縣の古族で、當時この地もまた成周の經營圏にあったようである。その瀕友里君百生とは穌地の行政責任者たちであり、周の省察を受けてみな成周に集まり盟誓を新たにし、無事にそのことを終えた。五年師旋𣪘に齊への遠征が行なわれていることを考え合わせると、東南事情のため新たに生じた軍事的緊張に對する、對策の一であろうと思われる。

𩓥𣪘もこの期に近いものであろうが、また𩓥の成周派遣のことをしるしている。「王曰、𩓥、命女嗣成周里人眔者侯大亞、𧧘訟罰、取遺五寽、易女臣十家」とあり、成周の庶殷と周邊の異族諸侯に對

する査察を命じ、特に聽訟のことに當らせて職務俸を給している。虢仲盨にいう王の南征、九年𠂤伯段の眉敖討伐なども相近い時期のことであろう。

夷王二十三年小克鼎に克氏の成周八師遹正のことを述べ、「王在宗周、王命善夫克、舍命于成周、遹正八𠂤之年」と大事紀年形式をとる。克氏は岐山の大族でその諸器はみな岐山扶風の出土にかかる。克氏はその地より涇東や成周の遹正を命ぜられているが、克氏の器は孝夷厲三代にわたる。當時この地には他にも有力な豪族が多く、王室もその勢力に依付する情勢がみられる。師克盨にはその文首に「王若曰、師克、丕顯文武、膺受大命、匍有四方、則繇隹乃先且考、又爵于周邦、干害王身、乍爪牙」とあって克氏は周初以來の舊臣であり、「今余隹離虆乃命、命女更乃且考、䟽嗣左右虎臣」とその親衞に任じ、禮器車服を賜うている。

岐山豪族の興起がやがて成周を基地とする周室の經營を淩ぐに至り、それがついには周室傾覆の原因となるが、岐山豪族の富强はその大量の出土彝器からも推測しうる。毛公鼎とならぶ大鼎である大克鼎を擁する克氏諸器をはじめ、原一百餘件と傳えられる任家村函皇父諸器、また同出百餘件に上る任家村禹鼎諸器、その他齊家村・賀家村諸器など大量の器群をなす出土物は、夷厲期の中心勢力がこの地にあったことを示している。そしてそれが成周の經營とも關係をもつものであるらしいことが頌器・克器などによって知られる。厲王期の元年叔專父盨に「隹王元年、王在成周、六月初吉丁亥、叔專父乍奠季寶鐘六・金隮盨六・鼎七」とあって一時の制作が十九器に及んでいるが、この器が陝西長安張坡東北の墓葬から出土したとき鼎三・盨四のほか壺二件があった。この叔專父の器が成周で作られているらしいことが注意される。

成周を據點として庶殷や周邊の異族諸邦、淮域諸夷を收奪してその富强を加えた周室は、後期に至って畿內諸豪族の擡頭によって次第にその利をこれら諸豪族に讓ることになり、王室の衰微を招いたのであろう。また陝西庶殷のうちにも豪族化するものがあって、たとえば藍田出土の詢段の詢は殷周の際に周に加擔した東方出自の族であろうが、その器の文首に「王若曰、詢、丕顯文武受命、則乃且奠周邦、今余令女啻官嗣邑人先虎臣後庸・西門夷・秦夷・京夷・纂夷・師笭側新・□華夷・由□夷・𠩺夷・成周走亞・戍秦人・降人・服夷」とあって夷系など異族編成部隊の嫡官を命ぜられており、師詢段では「命女亟離我邦小大猷」、「干吾王身、谷女弗以乃辟函于艱」と毛公鼎に類する文辭を著けている。詢の家が東方の出自であることは、兩器に何れも文祖乙伯同姬の器を作ることをいい、また銘末紀年形式をとることからも推測される。いわば歸化族出自のものが王室を左右する權力を掌握しているのである。

夷厲の大壞ののち共和の時期を迎え、宣王を擁して周室の復興が圖られると、成周はその最も重要な軍事的・經濟的據點となった。宣王五年の兮甲盤に「王命甲、政嗣成周四方責、至于南淮夷」とあり、詩の大雅江漢に召公の淮夷遠征の成功を歌う。周初以來消息のみえない召公がここに至って登場してくるのは、召公の根據地が詩の召南、すなわち伊洛より漢上にわたる地であるからである。詩の小雅四月にも南征を歌うて、「滔滔江漢　南國之紀　盡瘁以仕　寧莫我有」第六章と戰士の苦をいい、その末章に「君子作歌　維以告哀」と訴えている。大雅常武を詩序に「召穆公美宣王也」というが、その時期に徐土への親征が行なわれたようには思われない。そのような作戰がなお可能であった時期としては、成周の經營がかなりの成功を收めていた夷王期にあるべきではないかと思われる。常武には皇父・休父の名がみえ、皇父はまた十月之交に司徒番・師氏楀らとともにみえる。この皇父・休・番・楀𠃢の諸器は、いずれも夷王期のものである。

克殷ののちまもなく「茲中國」の都として造營され、東遷ののち周都となった成周の歷史は、またそのまま西周史の重要な側面をなしている。成周の經營は庶殷をはじめ淮域諸夷など異族に對する周の政策の基調をなしており、周の軍事力、經濟力も多くこの地の經營に依存した。夷厲期に陝西諸豪族の大土地所有的經濟が發展するとともにその勢力は王室經濟を淩ぎ、僭主皇父による向への遷都强行、厲王の奔竄による王位の曠缺という事態を招く。宣王を擁する豪族たちの淮夷討征も結局王室に益するものではなく、淮夷に對する支配權もやがて失なわれたであろう。「淮夷繇我貢晦臣」と呼號するのも、むしろその實勢を失ないつつある現實を暗示するもののようである。こうして東周はかつての經營地成周を王畿とする一小國として、その名目的な宗主權のみを維持する。成周庶殷の末裔はその後も舊態を守ってこの地にあり、北魏の洛陽伽藍記にもその末裔の據る地區があることを傳えている。

第六章　貴族社會の盛衰と西周の滅亡

一、土地經濟の發展

古代の農業を主とする經濟ではいうまでもなく土地がその生產手段の基礎をなすものであるが、前期の金文には土地所有に關するものが意外に少い。克殷後の戡定作戰に從った殷系の諸部將には、その褒賞として概ね貝・金などの類が與えられており、それらは經濟的價值というよりもむしろその名譽を顯彰する象徵的なものであった。大盂鼎や宜侯矢段における田土人鬲の賜與は封建的規模のものであるからこれを除き、その他の例ではたとえば𠂤子聖の叛を平げた太保召公に余の土を賜い、召公の後である盤が康王から畢土方の五十里を賜うなどの例もあるが、召公は周王朝建國の元勳として、その一族には匽侯をはじめ各地に廣大な所領をえていたはずである。盤圜器にいう「畢土方五十里」もおそらく殷代に失なった召方の舊地が、このときその本領として召氏に返還されたのであろう。賜土のことは特に封建的な意味をもつものとして行なわれ、一般の恩賞として采邑を與えるということはなかったようである。采邑的な土地所有の形態は、當時においては必らずしも一般的なものでなかったのであろう。

しかし人鬲の賜與は周初以來その例に乏しくない。令段には王の楚伯討伐に同行した王姜に對して令が隮宜の禮を獻じ、貝十朋・臣十家・鬲百人を賜與されている。令の器は銘末に鳥形册圖象標識を付し明らかに東方系出自の族であるが、その氏族はこれらの臣鬲など不自由人を包含する構造のものであったと思われる。同じ作器者の器である令彝は王の成周の儀禮に奉仕して鬯・金・牛を與えられたことをしるしており、その家は成周庶殷の一であろう。器はいずれも洛陽の出土と傳えられる。同じく洛陽出土の臣辰卣には、王命によって成周の殷禮を行い百生に豚が與えられ、臣辰自らはまた王より卣・鬯・貝を賜うている。この百生は臣辰の隷下に屬する氏族員たち、殷禮とは周禮にいう殷同の禮で、その會同者にも恩賞が與えられたのである。また史獸鼎には「尹命史獸、立工于成周、十又一月癸未、史獸獻工于尹、咸獻工」とあって、史獸はその儀禮執行の式場を設營して禮器などの賜賞をえているが、これは史獸のもとにのちの「百工牧臣妾」とよばれるような制作者や勞務者たちの集團がいたのであろう。成周には百生とよばれる一般農耕者、百工とよばれる制作者集團があり、それはかれらが庶殷として成周に移される以前からの形態であろう。すなわち純粹に血緣的な共同體から地緣的、また擬制的な共同體への移行や特定の生產者の職能化は、殷代の社會において早くから進行していたものと思われる。令段における臣鬲の賜與は、共同體のそのような構造的變化を前提としている。臣鬲は概ね異族者であった。

叔德段における臣數十人、耳尊における臣十家や夨段の臣三品、州人・重人・𩫏人の賜與などもみな異族奴隷であったとみられ、その供給源はたとえば小盂鼎に「孚人萬三千八十一人」と稱するような戰爭俘虜などであろう。これらの不自由人はそれぞれ生產奴隷として、またときには戰爭にも動員使役された。師旂鼎には伯懋父麾下の師旂の衆僕が戰闘を忌避し、そのため師旂が伯懋父より譴責を受けたことがしるされている。師旂は旂鼎一に〓形標識を付する殷の貴戚出自のものであり、その銘にまた「公易旂僕」とあるから、その衆僕もかつて賜與された異族の俘囚であろうと思われる。

このような人鬲臣僕の賜與は周初草創期の金文にしばしばあらわれるが、しかしそののち後期に至るまでまた殆んどあらわれることがなく、このような一時的な臣僕賜與がそのまままいわゆる奴隷制そのものに連なるとはしがたいようである。ただ昭王期かと思われる令鼎に、藉農の儀禮に關して令の先馬走の褒賞として臣卅家が與えられているのは、積微居のいうような遊戲賭物のことではなく、その儀禮の重要性によるものであることは疑がない。そしてもしその臣僕がこの藉田農作に從うものであったとすれば、古來の神事的共耕である藉農が、このような臣僕の徒をも含む奴隷的耕作に推移しつつあることが推測されよう。

共同體的所有の王室私領化が進むとともに、貴戚勢家の間にも同樣に私領地の經營が進んで、その結果多くの賦徵收斂の物資が集積され富裕を加える。貯積は前章に述べたように王室の成周の貯積がその代表的なものであるが、王室以外では康昭期と考えられる也段にみえるものが初見である。也段は周公の宗に屬する也が祖考二公を陟祀するに當って、「休沇子肇敟狃貯」すなわち「沇子に休して敟狃の貯積を肇がしめたまふ」とその眷顧を謝する辭をのべたもので、敟・狃は祖考以來の經營の地であろう。そのような貯積が奴隷的生產の收奪の結果であるとすれば、王室や貴戚の家にはある程

度の奴隷的生產が定着しつつあったと考えられる。このことは百工のような制作者についてもいいうることで、盂段に毛公が盂の父の戰功を賞して臣を賜與したとき、特に「自厥工」としるしていることはさきに述べた。

これらの不自由人は概ね異族出自のものであるが、しかしそのうちにはまた刑罰によって自由權を失なったものもあるようである。穆王期と思われる君夫段に「王在康宮大室、王命君夫曰、價求乃友、」とあり、王の宥命によって特に受刑者の價求が認められている。友は「乃友事」令彝「官守友」師晨鼎「乃友正」毛公鼎「乃友內辟」[illegible]のように多く友官の意に用いるが、君夫段の場合はその同族者、すなわち倗友の意をも含むのであろう。贖罪のことはその同族者に對する恩命としてなされたものと解される。

生產關係をも含めてその社會構造が氏族制的秩序を基調とするときは、その管理組織も氏族制的形態から發展した層序關係、たとえば善鼎「宗子雩百生」、史頌段「瀳友里君百生」のような共同體的上下關係をもつが、氏族的秩序を基調としない植民的な經營地ではその管理者としての官僚的秩序が生まれる。官僚は有嗣とよばれ、正長を嫡官あるいは冢嗣土のようにいう。王室の經營地には嗣土・嗣馬・嗣工の屬が昭穆期以後に多くあらわれることは上述した。土地經營の進行する共懿期以後になると、有力な貴族たちもその私領地に同樣の管理組織をもった。師湯父は師湯父鼎に周新宮射廬において弓矢の屬を賜う廷禮を受けているが、仲枏父鬲に「師湯父有嗣仲枏父作寶鬲、用敢鄉孝于皇考、用𣄰眉壽、其萬年、子〻孫〻、其永寶用」とあり、師湯父の有嗣たるものが祖考の祭器を作っている。私臣というも相當の富力をもつものであったと思われる。〓鼎は器銘の字迹に疑問があり仿刻であろうが、その原器原銘のあったことが推測されるもので、文に「趞仲令〓、兼嗣奠田、〓拜頴首、對揚趞仲休」という。趞仲は孟段にみえる毛公趞仲であろう。奠田はこのとき毛公趞仲の私領地とされており、〓がその經營管理を兼任している。他に本官があったのであろう。

土地經濟の發展に伴なってその生產物の管理や勞働力の補給、土地所有權や用益權などの保護規定なども慣行的に次第に整い、そこに法秩序ともいうべきものが成立してくる。孝王期の曶鼎には元年・二年にわたって勞働力としての農耕奴隷賣買契約の不履行事件、また別に寇禾事件の審判がしるされており、當時の法慣行を知るべき內容をもつ。第一の奴隷の賣買讓渡契約については、曶が限から奴隷五人の讓渡を受ける賣買契約を結び、その引渡不履行を提訴した顚末を述べているが、その要點を整理すると次のようになる。まず審理は提訴を待って行なわれ、提訴は代理人を以てすることができた。賣渡された奴隷について所有者以外に用益權者があるときにはその用益權に對する報償をも必要とし、從って用益權者も引渡義務について責任を負う。契約には不履行の際の違約規定を含んでいる。契約履行の際に讓受人が相手方に贄を贈り多數の弓矢の類を交付しているのは、周禮にいう入矢聽訟と關係があろう。奴隷の移籍のときにはすべてその名を記錄しており、奴籍というべきものがあったようである。そしてこのような審判の顚末を器に銘文として勒することは、一種の權利證書に相當するものとみられる。

第二の寇禾事件は、曶の農作物十秭を匡の衆僕二十夫が寇略した事件に對する、損害賠償要求訴訟の顚末をしるす。その賠償として匡は一定期間内に二十秭、もし期限を怠るときはさらにその二倍の支拂をなすことを命ぜられた。これに對して匡は二田一夫と三十秭を提供して事件は解決したが、二田一夫が十秭に相當することとなる。この事件は文首に「昔饉歲」とあって凶荒の際に起ったものであるから、この賠償額は通常の寇禾よりも嚴しいものであったかも知れないが、いずれにしても農作物の利益保護について嚴重な法規定のあっだことが知られる。この場合その不法行爲者は匡の衆僕であるが、不法行爲の責任は衆僕の所有者にあり、被害者の要求によっては行爲者を引渡すべき義務があった。しかるにかれらがその行爲を否認したため事件はまた紛糾し、結局は匡より曶に對して田七田・人五人と匡の三十秭を提供して事件は漸く落着した。

曶鼎は孝王初年のものであるが、共懿孝二世三王の時期には、陝西地區の土地經營の一般的狀態がかなりの不自由人耕作者を使役して行なわれていたことが知られる。曶は古く陝西に入植した殷系の氏族であるらしく、曶壺では成周八師の冢嗣土に命ぜられて盠公の隮壺を作り、蔡段では宰曶が蔡の右者となり、ともに王家の外內を治めることを命ぜられている。また匡を懿王期の匡卣の作器者と同一人とすれば、その銘には「懿王在射盧、乍象虘、匡甫象𩠡二、王曰、休」とあって文考日丁の器を作り、これまた東方系出自の氏族である。これら庶殷の地に不自由人としての衆僕をも含むことは、入植庶殷の間にもすでに社會の階層的分化が進んでいたことを示す事實とみられるが、左傳定四年に殷民の分與に當って「使帥其宗氏、輯其分族、將其類醜」という類醜がそれに當るものであろう。類

醜とは擬制的成員をいう語のようである。奴隷的身分とみられるもののうちには、このように古く共同體の分化過程から生じたものと、また夷系や狄種など異族奴隷として新たに經營地に屬したものとがあるわけである。そしてまたその所有者と別に用益權者があるとすれば、その經營の形態も複雜な構造をもつものであることが推測される。

同じく孝王期とみられる散氏盤もまた土地寇略に關する裁判事件をしるしている。全文三五〇字に及び、曶鼎の四百字を超えるものとともにこの期有數の長銘である。文は矢氏が散氏の田邑に寇略を加えた賠償として、矢より散に與えるべき地の區劃を定め、その引渡しに利害關係者が立會い、その地圖をも添えて史官が文書に認證することをしるした權利證書的な性格のもので、おそらくその文書の形式がそのまま銘刻に加えられているのであろう。その地は眉、おそらくのちの郿縣で寶雞の東に位置し、岐山扶風よりは渭水を超えた南岸にあたる。盤銘に表示する土地は渭水に沿う周道を北邊とし、それより南の山陵の間にわたるかなり廣大なもので、所在に榜示のための標識を設けた。「眉、自瀗涉以南、至于大沽、一封、以陟、二封、至于邊柳、復涉瀗、陟雩、䖒䍌僕」とまず南行し、それより叢林芻牧の地を西してまた北のかた周道に至り、さらに東して西し南して一周を終る。北邊に迂曲する部分があって地形はほぼ矩形をなす。その間に陵谷の間をいくたびも陟降しているから、その田邑はこの丘陵性の地勢のうちに散在しているのであろう。これは矢氏より散氏にその田邑寇略の損害賠償として提供されているものであり、矢氏の所領の全體ははるかに廣大な地域にわたるものと思われる。

この器銘においてなお注意すべきことは、散氏に提供される土地の引渡しに當って、これに立會った人々の土地に對する關係である。矢人側の有嗣として名を列するものは

矢人有嗣、眉田鮮・且・敚・武父・西宮襄・豆人虞丂・彔貞・師氏右眚・小門人䌛・原人虞艿・淮・嗣工虎孝・開豐父・堆人有嗣荆・丂、凡十五夫、正眉矢舍散田

とある十五人で、かれらは矢人有嗣としてこの定界に立會っている。田・虞・彔・師氏・嗣工などはそれぞれ冠稱する所在の地の職務であり、矢人・豆人・小門人・原人・堆人などはそれぞれの氏族名を以てよばれているものであろう。そのうち原・堆は上文の定界の記述中にみえる地名である。かれらは矢氏所領のそれぞれの經營地に有嗣としてその經營管理に當るものであるが、同時にその土地に密接な利害關係をもち、この移讓の結果眉地の所有權が移されたのちにも、散氏との間にその私屬關係を繼續することがあったのではないかと思われる。單なる立會人としては、合せて十有五夫などとよばれるこの身分のものが列名でここに記錄される理由が十分でない。從ってこの土地移讓は、いわばその總體的所有の關係のままで上位所有權のみが移動するものと解される。ただそれは東方の封建諸侯にみられる所在氏族の總體的所有の關係とはいくらか異なり、陝西庶殷の入植後にその經營過程を通じて私屬關係が形成された一種の管理形態であるから、有嗣と總稱されているのである。

散氏側の有嗣としてこの定界に立會ったものは

嗣土屰寅・嗣馬單𩒨・䚃人嗣工騂君・宰德父・散人小子眉田戎・敚父・效果父・襄之有嗣槀・州

槀・倏從䧅、凡散有嗣十夫

の十人である。單に嗣土・嗣馬と稱するものは散氏所領の全體を管理するもの、䚃人嗣工・宰などはその地域での職である。散人小子眉田は小子の稱が殷では王族出自の身分的稱號であることからいえば、散伯の小子にして眉の甸の職にあるものであり、散氏の田土が矢氏の眉の所領と相接していることが知られる。榜示の地域がかなり著しい矩形をなすとみられるのも、その所領の境界に出入があるからであり、紛爭もそのために生じ易かつたのであろう。襄も散氏所領の地で、その有嗣として槀・州槀・倏從䧅が定界のことに參加している。いずれもこのたび移讓の土地に隣接するなどの利害關係を有するものであろう。

このうち倏從䧅は厲王期の䧅從盨・䧅攸從鼎の作器者と同族の關係にあることは確實である。その盨では皇祖丁公・文考叀公の盨を作り、銘末に𠬝形の圖象標識を付し、鼎銘においても皇祖丁公・皇考叀公の器を作るという。すなわち東方系出自の氏族であることが知られ、おそらくはじめ陝西に入植して散氏に從ったものであろう。

散氏を散宜生の後とし、また大散關・大散嶺の散と關係があるとする舊說の當否はしばらくおくとしても、散氏の自作の器とみられる散姬鼎によって散氏が姬姓の族であることが知られ、また散伯と稱する數器がある。散伯段銘に「散伯乍矢姬寶段、其萬年永用」とあり、器は媵器にして散・矢の兩家は通婚の關係にあることが知られ、また從って矢氏が姬姓でないことも明らかである。近出の扶風莊白大隊の散伯車父諸器もおそらく散氏の器とみられ、その本貫の地は扶風にあったようである。

矢氏の器に矢王鼎というものがあり、その方鼎の蓋のみを存する。匡郭にめぐらした鳥文は長身にして尾部上卷、地に雷文を埋める古色ゆたかなもので、矢王觶とともに前期に屬する器制である。穆王期の小字緊湊體の銘文をもつ同卣に「隹十又二月、矢王易同金車弓矢、同對揚王休、用乍父戊寶䵼彝」とあり、同は東方出自の族である。このように昭穆期に至って陝西王畿のうちにありしかも王號を稱する矢は、殷系の同をその家臣としていることから、庶殷のうちでもよほどの貴戚と考えられる。寶雞からは兩柉禁など鬱然たる殷周期の彝器が出土しており、この寶雞・郿縣の地は周初に多く庶殷を移した地である。そして散氏に屬した㑁從鬲、矢王に屬した同のようにその私屬にしてすぐれた彝器を殘しているものもあり、その地の經營の發展とかれらの富裕を知ることができる。同が矢王に屬するのはともに殷系にしてもとよりの主從の關係であろうが、東方の出自と思われる㑁從鬲が姬姓の散氏に屬しているのは、殷系の諸族が入植のとき必らずしも一處に集住せず、各地に割裂分散されたことを示すものであろう。また散氏の私屬であった㑁從鬲がのち厲王期の鬲從盨・鬲攸從鼎の作器者として豪族化している事實は、この地における諸族勢力の消長が甚だしく、その社會關係も夷厲期において極めて流動的であったことを意味していよう。それは主としてその經濟力の消長に由ることであり、また經濟力の消長には政治的社會的な條件が強く作用していたと思われる。夷厲期における政治的社會的不安定と貴族社會の崩壞は、このような陝西地區の大土地所有的經濟の進行のなかで急速な展開をみせるのである。

二、夷厲期の廢壞

孝夷期には王室の諸經營地擴大の傾向が著しいが、また豪族による王室經營地の簒奪のこともあったようである。豪族の富强については、たとえば卯𣪘のように、王室と同樣の廷禮によってその家臣に册命する陪臣册命の例がみられることも注意すべきであろう。卯𣪘は孝夷期の𤼈伯諸器の一で、𤼈伯が卯にその私領の管理を命ずる內容のものである。

隹王十又一月既生霸丁亥、𤼈伯入右卯、立中廷、𤼈伯乎命卯曰、䢅乃先且考、死𤔲𤼈公室、昔乃且亦既命乃父、死𤔲葊人、不盄、取我家𡨦用喪、今余非敢夢先公又進𢓊、余懋爯先公官、今余隹命女、死𤔲葊宮葊人、女毋敢不善、易女瓚章四・瑴・宗彝一・將寶、易女馬十四・牛十、易女于乍一田、易于𡧊一田、易于隊一田、易于𡪞一田、卯拜手頁手、敢對揚𤼈伯休、用乍寶䵼𣪘、卯其萬年、子々孫々、永寶用

葊宮葊人とはかつての葊京辟雍の諸宮廟に奉仕していた徒隸の屬であろう。それはいま𤼈伯の私領私有となり、しかも卯はその祖考以來その管理を世襲的に命ぜられているのである。器を孝夷期とすれば卯の祖考は共懿期にあたるはずである。葊京辟雍は昭穆期に至るまで周の神都としてその祭祀儀禮の行なわれていたところであるが、おそらく辟雍が鎬京に遷されてのちはその舊施設がそのまま𤼈伯の領するところとなったのであろう。この卯に對する任命は廷禮と同じ形式で行なわれ、瓚章などの

禮器のほか馬牛十、また四ヶ所にわたる田土が與えられている。このように田土所在の場所をいうのは、必らずしも一夫一田のときの一田とは同じでなく、一定の經營規模をもつ田邑を單位とするものとみるべきであろう。それでなくては一夫一田のものを數所に散在的に所有しても經濟的にあまり意味のないことである。同樣の例が大克鼎にもあり、「易女田于埜、易女田于渒」など七所にわたる田土の賜與をいい、一筆ごとに語を改めている。それはかりに田兆というほどのものではないとしても、鬲從盨に「復友鬲从其田、其邑……」としてそれぞれ邑名をあげ十又三邑と稱するものと同じく、田とは田邑の意であろう。その盨銘には善夫克の名もみえている。のち春秋期に入っては齊器の𥎦鎛に「侯氏易之邑二百又九十又九邑」、叔夷鎛に「其縣三百」とあり、田・邑・縣は名を異にするも、それぞれの用義において實質の近いものであることが知られる。卯𣪘ではその末文に𤼈伯の賜休に對揚する辭を加えているが、卯はすでに祖考より三代にわたってその職事にあり、世襲譜代の關係にある。王廷における官職世襲は、層序的にその社會の上下の全體に及んでいるのである。

經濟力の擴大が限りなく追求される背景には、當時の軍事力がその重裝備のために多大の經費を要し、またその戰力を維持する上にも戰士たちへのクレーロス的なものを與える必要があったのであろう。禹鼎において噩侯馭方への討伐が西六𠂤・殷八𠂤のような外人部隊では功を收めがたいことが明らかになると、武公は自らの戎車百乘・斯馭二百・徒千を禹に屬し、この戰力を中核とすることによって噩侯討滅に成功した。武公は南宮柳鼎に右者としてみえる當時の權臣であり、禹はこの武公の下に歴代臣從のものであるが、いずれも自らを邦家と稱する一國一城の君長たるものであることはすでに述べた。叔向父𣪘に妿姒の器を作っているから、その家は夏と同じく姒姓の族である。

夷王のときにはこの武公やさきの𤼈伯が實權者として執政に當り、敔𣪘三にはその十月に南淮夷を擊破した獻捷の禮を、王が成周にあるとき「𤼈伯之所」において行なっており、また十一月の告禽禮も王が成周にあるとき武公が右者としてその儀禮がなされている。そのとき敔は圭瓚や貝五十朋の他に「易田于敜五十田、于早五十田」とあり、地名をあげてその賜田をいう卯𣪘や大克鼎などの例は、この五十田程度が單位とされているのであろう。またこれらの賜田が數所に分散しているのは、おそらくクレーロス的な性格のものであるかも知れない。大克鼎ではさらに「䢅易女井人奔于量」など逃亡者や臣妾の類を併せて贈與しており、これらはその分賜された田土に屬して使役されたものと思われる。

孝夷期におけるこのような豪族勢力の伸張は、やがて僭主的な勢力にまで發展して、王室の權威も危殆に瀕する狀態となる。夷王即位のときに堂下の禮を執ったというごときも、その端的な事例であるが、豪族專恣の結果はついに厲末に王の出奔という未曾有の事態を招く。夷王の在位は金文の示す曆譜によって推算すると三十九年を下らず、厲王朝は史記本紀にいう三十七年説が金文の曆朔上も妥當と考えられる。この二王七十六年の間が王室陵夷、豪族跋扈の時代であり、厲王の奔彘によってついに共和の時代を迎える。

夷王期の衰亂のことは政治史的事實としては金文にあらわれることがない。金文は祭器に銘して自

家の榮光を祖廟に告げるものであり、そこに現實の政治生活の廢壞を直接的に表現することが少いからである。しかしたとえば圅皇父諸器のように、皇父の家から琱氏に嫁した琱娟のために「般盉障器鼎設一具・自豖鼎降十又一・設八・兩罍・兩壺」のように數十器の媵器を作る皇父の富强は、あるいは王室を陵ぐほどのものであったかと思われる。この皇父が十月之交の詩篇にみえる皇父その人であるとすれば、その僭主的な行動はこのような作器と器銘によって側面から實證されることになろう。

詩の小雅十月之交は、その篇中にみえる日食記事によって古くは幽王六年說前七七六年、またいままでは古代天文學の研究者によって平王三十八年說前七三四年が主張されている。これは皆既食を前提として推算されたものであるが、春秋の日食記事から推測すると、當時天文觀測に當った史官の觀測は蝕分の多い部分食をも見逃すことがなかったと考えられ、夷王期にもそのような日食は少くとも數回に及んでいたはずである。この詩篇にみえる爲政者は「皇父卿士　番維司徒　家伯維宰　仲允善夫　聚子內史　蹶維趣馬　楀維師氏」、それに「豔妻煽方處」と歌われ、その政治的・社會的混亂の責任はこれらの爲政者に歸せられている。皇父を圅皇父とすれば番は番匊生壺・番生設の番、楀は叔向父禹設・禹鼎の禹の異文とみられ、豔妻は王國維のいうように圅氏より周室に入ったものであろう。金文にみえるこの期の人名と詩篇とのこのような對應からみて、この詩篇を夷王期の皇父執政時代のものとすることは不可能ではない。詩は首章に「十月之交　朔月辛卯　日有食之　亦孔之醜　彼月而微　此日而微　今此下民　亦孔之哀」と歌い出されており、皆既食の表現ではない。また金文によって構成される夷王譜によると、その二十八年前八九〇年の十月朔があたかも辛卯の日に當る。詩によると

このとき震電とともに大地震が發生し、百川沸騰し「高岸爲谷　深谷爲陵」という地殼の大變動を生じた。詩の作者はこれらを時政に對する天譴として爲政者の名をことごとくあげ、その責任を追求し糾彈する。

抑此皇父　豈曰不時　胡爲我作　不卽我謀　徹我牆屋　田卒汙萊　曰予不戕　禮則然矣第五章
皇父孔聖　作都于向　擇三有事　亶侯多藏　不慭遺一老　俾守我王　擇有車馬　以居徂向第六章
悠悠我里　亦孔之痗　四方有羨　我獨居憂　民莫不逸　我獨不敢休　天命不徹　我不敢傚我友自逸第八章

第五章には權勢による土地の兼併をいう。かつての法秩序は破壞され、不法行爲も慣例の名のもとに强行されて土地は荒廢に任されているが、その責任を感ずるものもない。第六章には向への遷都强行をいう。これも史書にはしるされていないことであるが、詩篇の同時性ということからもその事實を疑うことはできない。この遷都が實行されたことは、また小雅雨無正にもみえていることである。雨無正は首章に昊天疾威降喪、有罪のものが跳梁し無辜の人が苦しむ政治の矛盾を訴え、周都の荒廢を歎いている。

周宗既滅　靡所止戾　正大夫離居　莫知我勩　三事大夫　莫肯夙夜　邦君諸侯　莫肯朝夕　庶曰式臧　覆出爲惡第二章
哀哉不能言　匪舌是出　維躬是瘁　哿矣能言　巧言如流　俾身處休第五章
謂爾遷于王都　曰予未有室家　鼠思泣血　無言不疾　昔爾出居　誰從作爾室第七章

この詩は周の東遷のことをいうものとするのが通說であるが、東遷後のことならば正大夫が周都を離居するのは當然のことであり、また「三事大夫　莫肯夙夜　邦君諸侯　莫肯朝夕」と怨む理由もない。この詩もまた十月之交第六章に歌うように、皇父の專恣によって向への遷都が强行され、豪富の族も盡く宗周を放棄し、一老も留まることのない荒都の狀を歎くものとみるべきである。作者は皇父の專橫に抗してなお故都に留まり、「我獨居憂」「我不敢傚我友自逸」とその信念に徹し、舊都を守ろうとする時世への批判者であった。また舊臣のうちには、作者と同じように「爾遷于王都」といわれても「予未有室家」と身動きのならぬ落莫を歎くものも多かったであろう。皇父に同調して時を得ている追從者たちも、かつてはこの舊臣によって出仕したものであるが、今はその恩顧を棄てて顧ることもない。「昔爾出居　誰從作爾室」という舊臣のやるせない怒りも、この激動の時代には單なる怨言とみられたであろう。秩序的な社會の倫理もいまは棄てられている。

いわゆる變雅の詩篇、その政治詩・社會詩に屬するものは、概ね夷厲期のものと考えてよい。二雅の詩はそののち宣王期に加えられた尹吉甫の作などの若干篇に餘光を揚げるが、貴族社會の秩序を示す祭事詩や儀禮詩が洋々たる雅聲を響かせていたのはおそらく孝夷期までのことであり、夷厲期の崩壞を迎えて變雅の詩が起る。變雅の詩はこれを儀禮に用いて弦歌に施すべきものでなく、これらの詩篇が生まれた社會的基盤はすでに正雅詩篇のそれとは異なるのである。そのとき西周の政治的社會はその內部矛盾によって分裂し對立し、詩篇は反對派攻擊の有力な手段として用いられた。ときには

「作此好歌　以極反側」小雅何人斯第八章「雖曰匪予　既作爾歌」大雅桑柔末章という呪詛の歌も作られている。歌とは呪歌である。詩はこのように現實の政治の直接の反映であり、鬪爭の方法であった。從って詩篇によってこの時期の政治や社會・思想を考えるとすれば、その資料は極めて豐富である。ただ金文資料を主として西周史の再構成を試みようとする本稿の課題からは、いま詩篇の分析にまで十分に立入ることはできない。ただここで一事指摘しておくとすれば、この混亂のなかで西周期社會を繁榮に導いた最も强い紐帶である氏族的秩序の上にも、破綻が及んでいるということである。正雅の詩篇や册命形式金文にみえる秩序への信頼と倫理の喪失は、變雅の詩には至るところに强調されている。端的には盜や行邁の跋扈がそのことを示していよう。氏族的秩序からの離脫者は盜または行邁とよばれる。小雅巧言に「君子屢盟　亂是用長　君子信盜　亂是用暴、盜言甚甘　亂是用餤」第三章とある盜は尋常寇盜の類ではなく、族盟に違うものをいう。また行邁は雨無正に「如何昊天　辟言不信　如彼行邁　則靡所臻」第三章、小旻に「我龜既厭　不我告猶　謀夫孔多　是用不集　發言盈廷　誰敢執其咎　如匪行邁謀　是用不得于道」第三章というように、族外への亡命者を意味する。そしてかれらの發言は族內の發言よりも有力とされ、人びとはいよいよ相互不信を深め譖毀をおそれた。四月の末章に「君子作歌　維以告哀」という。その君子は「盡瘁以仕　寧莫我有」同第六章と歎く沒落の舊臣である。

繁榮期の貴族社會は、その氏族秩序の基本に倫理觀をおいた。小雅常棣には「妻子好合　如鼓琴瑟　兄弟既翕　和樂且湛」第五章という和樂にみちた生活が描かれている。金文にも懿王期の虘鐘一に「虘

乍寶鐘、用追孝于己伯、用享大宗、用濼好賓、虘眔蔡姬、永寶用卲大宗」といい、虘鐘二にも「虘眔蔡姬、永寶」と夫婦の名を列ねている。夫婦愛を示す表現は、一般に中國の貴族的社會では稀有のことである。夷王期と思われる士父鐘にも「士父其眔□□萬年、子〻孫〻永寶、用享于宗」とあっても と夫妻連名であったが、その妻の名は何ゆえか刪りとられている。祭器の銘として殘すにふさわしくないとされる何らかの事情が後に生じたのであろう。

また器銘の末文に趞曹鼎一・二「用鄉倗晉」、克盨「隹用獻于師尹倗友婚遘」、乖伯段「用孝宗廟、享夙夕、好倗友雩百諸婚遘」のように倗友婚遘の和親を説くものも、共王より夷王期までのものに多い。倗友とは同族者をいう語である。このような銘辭は厲王期以後の西周器には殆んどみえず、ただ杜伯盨に「其用享孝于皇申且考于好倗友」の語がある。その器をもし宣王期とすれば、宣王に殺されて幽鬼となったという説話を傳える人であるが、器の字様などからみてもう少し時期の遡るものかも知れない。宣王期の琱生段一・二は琱生と同族關係をもつ召伯虎との間に生じた財産權紛爭の問題をしるすもののようである。夷王期には僭主的な豪族勢力の擡頭によってその政治社會が混亂し、專權と抗爭との間にその社會は崩壞を早めてゆく。そして同時にその貴族社會の秩序と繁榮をもたらした倫理規範も失なわれて、人間關係は荒廢に陷る。それを救うものは秩序の回復であり、新しい倫理規範の樹立のほかにはない。そのために文武肇國の精神に復歸しようとする復古的傾向が、この時期において強められる。夷厲期より共和期にわたる金文に文武の受命をいうものがみえ、詩篇にも文武の創業を回顧するものにこの時期のものが多い。夷王九年の乖伯段、十七年の詢段や師克盨にその志向がみえ、天威降喪をいう禹鼎・毛公鼎などにはしきりに文武創業の精神を强調するが、西周はこの緊張した危機感のうちになおしばらくその餘命を保ちえたのである。

三、共和期前後と西周の滅亡

厲王については周本紀に王が好利の榮夷公を用い、これを譖毀するものを衞巫をして密告させ、ついに大壞を招いたとする國語周語の文を載せている。榮夷公を近づけることを諫めた芮良父の言に「夫王人者將導利而布之上下者也、使神人百物、無不得極、猶日怵惕、懼怨之來也、故頌曰、思文后稷、克配彼天、立我蒸民、莫匪爾極、大雅曰、陳錫載周……今王學專利、其可乎」と周室創業の詩を回顧するのは説話的傳承に過ぎないとしても、なお當時の危機意識とその克復への志向に合うところがある。しかしまたこの期の金文には王命によって田土を轉賜する例がみえる。十二年大段二に「王乎吳師召大、易趞睽里、王命善夫豖、曰趞睽曰、余既易大乃里、睽賓豖章帛束、睽令豖曰天子、余弗敢散、豖以睽、履大易里、大賓豖訊章馬兩、賓睽訊章帛束」と王命によって田土を大に轉賜することをいう。大は大鼎によると王の親衞であり、馬卅二匹を賜うて剌考己伯の祭器を作っている王の寵臣である。土地の紛爭事件も頻繁であったらしく、二十五年鬲從盨には鬲從の提訴によってその十三邑を提訴者に返還させることを命じており、三十一年鬲攸從鼎には、攸衞牧が鬲從の田牧を横領したことを提訴し、虢旅の審判によって鬲從にその租を返還し、陳謝のため田邑を分與することが命ぜられている。鬲從は銘末に鬲攸從と稱しており、提訴された攸衞牧はその一族であるらしく思われる。鬲從盨には銘末に亞形の圖象標識があり、また兩器とも皇祖丁公の器を作るもので、もと陝西の地に入植した殷系の氏族とみられ、その名は散氏盤の田邑有嗣のうちにみえる。孝王期にはなお微弱な土地管理者にすぎなかったものが、厲王期にこのような廣大な土地經營者としてあらわれるのは、下剋上的な風潮がこの期には盛んであったからであろう。このような新しい大土地所有的經營者の勃興によって、周の譜代的な戰士階級の自立は次第に困難となり、王室は大族の親衞に依存してその安全をはかるほかなかった。詩の小雅祈父「祈父　予王之爪牙　胡轉予于恤　靡所止居」第一章という三章の詩は、このような沒落戰士たる舊臣の歎きを歌うものである。爪牙は親衞の意で、師詢段に「乃聖且考、克差右先王、乍厥爪牙、用夾召厥辟」のように金文にもみえる語である。祈父にみえるような舊臣の沒落によって、厲王の奔彘を待たずして周王室はその存立の基盤を失いつつあった。

古本竹書紀年には厲王の記事とみるべきものなく、今本には

元年、作夷宮、命卿士榮公落　楚人來獻龜貝　三年、淮夷侵洛、王命虢公長父伐之、不克
八年、初監謗、芮良父戒百官于朝　十年、西戎入于犬邱　十二年、王之奔彘、國人圍王宮、
執召穆公之子殺之　十三年、王在彘、共伯和卽于王位、號曰共和

の諸條があり、三年の文は後漢書東夷傳に「淮夷入寇、王命虢仲征之、不克」とみえ、それは古本によるものかと思われる。虢仲の南征は虢仲盨に「虢仲以王南征、伐南淮夷、在成周」とみえるが、その器は夷王期に屬するようである。すなわち厲王期の史實とすべきものは、史記の本づくところの左

傳や國語の記載の他に殆んど據るべきものがない。金文においても當時の社會事情に關する記述をもつものは十二年大段・十五年大鼎・十六年伯克壺・二十八年寰段、土地の係爭事件をしるす二十二年鬲從盨、三十一年鬲攸從鼎などがあるのみであるが、そのうち十六年伯克壺にみえる僭主伯大師のことが注意される。壺銘は「隹十又六年七月既生霸乙未、伯大師易伯克僕卅夫、伯克敢對揚天右王伯友、用乍朕穆考後中隮壺」とあり、その對揚の辭に伯克は伯大師を「天右王伯」と稱している。器は岐山の出土と傳えるもので、伯克は克氏に屬するものであろう。岐山の大族である克氏が天右王伯と稱する伯大師は、おそらく僭主ともいうべき勢家であったとみられるが、その何びとであるのかは明らかでない。克氏に對して僕卅夫を賜うており、多數の衆僕を擁する富裕の家であろう。夷王期に左右虎臣を率いて王の親衞であった克氏は、このとき伯大師の家臣的な地位にある。實力者の交替のはげしい時期であったようである。その激動のすえに厲王はついに王都を棄てることとなるが、厲王の奔彘については追放説と出奔説とがある。いずれにしてもそれより王位の曠缺する事態となる。

厲王の在位年數は金文の曆朔よりして三十七年説を正しいとすべきであろう。その奔彘のとき太子靜、のちの宣王はなお幼弱であり、これを王宮に圍んで殺そうとする國人の手から太子を護った召穆公は、その子を犧牲としたという話が國語にも今本紀年にもみえている。孝夷より後の繼統の次第や厲王在位の年數から考えると、このとき太子がなお幼弱であったというのは年齡計算の上からも不自然なことであり、あるいは太子靜は厲王の晩年の子で、その立太子に問題があったのかも知れない。この際すなわち王室内部に繼統上の紛糾があり、この立太子問題が國人の憤激を招いたのであろう。この際

の國人の怒りにみちた行動は、そのように解するのでなくては理解しがたいからである。政争はその閭閥に及び、國人をも捲きこんでいる。弃竄の地として都を遠く離れた彘がえらばれているのも、背後に閭閥の關係があるのであろう。

弃彘後の王位曠缺の間に共和の政が行なわれた。いわゆる共和については共伯和卽位說・周召二公輔相說・諸侯共和執政說などがあり、そのことはすでに通論篇に述べた。共伯和說は紀年をはじめ秦漢の諸書に多く傳えるところであるが、その進退は說話に類しており、また周召二公輔相說は詩の二南の地が周初以來の二公所領の地で、西周期を通じて二公輔相のことがなく、その說は東遷以後の事實によって立てられたものであろう。また諸侯共和のことも金文にみえず、金文にはこの時期の執政者とみられるものが前後に相ついであらわれている。師𣪘殷・師嫠殷に名のみえる伯龢父・師龢父、師詢殷の師詢、塱盨の塱、毛公鼎の毛公などがそれであり、その文辭には共通して時局への危機的意識と王室の輔弼を依囑する優渥の語を列ねており、これらの有力者によって一時事態の收拾が圖られたことを知りうる。共伯和說はあるいは伯龢父・師龢父のことが誤り傳えられたものであるかも知れない。龢父には特に僭主的な行爲があったらしく、たとえば師兌殷一・二は師龢父の佐胥を命ずる册命をしるすものであるが、第一器の廷禮にみえる右者同仲は幾父壺においてはその西宮儀禮の際に幾父に「示𠦪六・僕四家・金十鈞」を賜與し、幾父はこれに對して「對揚朕皇君休」と稱している。龢父の副官たるものがその臣從から朕皇君とよばれているとすれば、伯龢父は伯克壺に天右王伯とよばれる伯大師のような地位にあったとも考えられ、さらに一歩を進めて龢父を伯大師とする推測も不可能ではない。師𣪘殷によると伯龢父には宛然王侯の趣があり、師𣪘もまた龢父を皇君と稱している。

隹王元年正月初吉丁亥、白龢父若曰、師𣪘、乃且考又爵于我家、女有隹小子、余命女死我家、嗣我西隔東隔僕馭百工牧臣妾、東裁內外、毋敢否善

王室の廷禮册命と殆んど異なることのない文辭を用い、兵器や鐘磬の類を賜與して「敬夙夜、用事」と命じ、師𣪘はこれに對して「𣪘拜頴首、敢對揚皇君休、自乍朕文考乙仲將殷」という。これらの「皇君休」は單なる臣從關係を超える意味を含むものとみられ、殆んど王侯に對する態度である。師𣪘殷の日辰は共和元年の曆譜に合う。

このように僭主的な豪族が時政を執りながらも、なお王室の命脈を維持することができたのは、王室を名目的にも維持することがその利益に合すると考えられたからであろう。王位曠缺の際であるから簒奪の機會がなかったわけではないが、この混亂した社會とその政治を收拾しうるほどの實力者もなく、そのためこの期の執政は短期間のうちに交替をくりかえしている。また東方ではかつての封建諸侯がすでに領土國家的な發展を示しており、北方の玁狁は南方の淮夷と呼應して反攻の機會をうかがっている。畿內の諸豪も無爲に抗爭をつづけているわけにはゆかない。とりあえず南北の侵寇の脅威を除去することが、かれらの自存のためにも緊要のことであった。

周本紀には宣王卽位ののち周召二公が輔相して文武成康の遺風を回復し、諸侯また周を宗として王朝の秩序も行なわれ、十二年に魯の武公が來朝したが、宣王が藉田千畝の禮を修めずして中興の業は

また衰え、三十九年姜氏の戎と戰って千畝に敗れ、南國の師を失なったという。古本竹書紀年には

四年、使秦仲伐西戎、爲戎所殺、王召秦仲子莊公、與兵七千人、伐戎破之　三十年、有兎舞鎬　三十一年、王遣兵伐太原戎、不克　三十三年、有馬化爲狐　三十六年、王伐條戎奔戎、王師敗績　三十八年、晉人敗北戎于汾隰、戎人滅姜侯之邑　三十九年、王伐申戎、破之

などの記事があるが、馬が狐に化するなどなお荒誕な話を混えている。今本紀年には元年に田賦を復し、二年太師皇父・司馬休に命を賜い、三年西戎を伐ち、四年韓侯來朝、五年尹吉甫が玁狁を伐って太原に至り、方叔が荊蠻を伐ち、六年召伯虎が淮夷を征し、また王自ら皇父・休父を率いて徐戎を淮に伐ちこれを震驚せしめ、七年謝城を築いて申伯に命を賜い、樊侯仲山甫をして齊に城きづかしめ、八年初めて室を成し魯の武公來朝、九年諸侯を東都に會して甫に狩し、二十二年王子多父を洛に居らしめ、二十五年の大旱に郊廟に祈って效あり、二十九年初めて千畝に藉せず、三十二年魯の伯御を殺して孝公に夷宮に命じ、三十三年太原の戎を伐って克たず、三十八年條戎・奔戎を伐って敗れ、三十九年千畝に姜戎に敗れ、四十三年杜伯を殺すなどの記事がある。このうち外征の成功をいうものは殆んど詩篇によるものであるが、史記には詩篇による記述が一條もない。金文資料によると五年兮甲盤に兮甲が王に從って玁狁を伐ち折首執訊の功あり、さらに命ぜられて成周四方の賚を治め、南淮夷に至って賨賚進人を徵しており、今本にいう吉甫の玁狁討伐、方叔の荊蠻遠征の記事と對應する。兮甲盤にいう兮伯吉父が詩篇の尹吉甫であることは疑がなく、尹吉甫の作であることの明らかな大雅崧高・烝民、また詩序に吉甫の作とする韓奕・江漢などもその詩であろう。兮甲盤は殆んど全文にわたって韻をふむ詩的な銘文であり、詩の大雅江漢の末三章が彝銘の文を詩句の様式に整えたものであることはすでに述べた。

今本紀年の記述は宣王中興の業の赫耀たる成功を示すようであるが、金文を資料として考えるとその功業は卽位十數年の間にあり、十二年の虢季子白盤の玁狁討伐、翌十三年かと思われる不嬰殷の玁狁に對する克捷のことをしるす器銘を最後として、その後は王室の廷禮をいうものさえない。この年次の北征は兩紀年にみえず、今本紀年は詩篇によってこれを按排編年したものであるらしく、必らずしも正確な記錄によって當時の事實を傳えるものとしがたい。宣王初年のこのような外征の成功も、王室の衰微に乘ずる外族の反攻を、西周貴族軍がその自己保存のために一致して除去したというにとどまるものであった。また魯侯の廢立のごときも夷王の齊侯烹殺と同じく、淮夷をめぐる西周貴族と東方諸侯との對立がからむものとみられ、吉甫らが遠く齊に城きづくため派遣されているのも同樣の事情であろう。魯の淮夷に對する關心の高さは、のち僖公のときその討伐に成功し、魯では魯頌を作ってこれを王業にも比していることからも知られるのである。

周本紀にしるす宣王の事蹟については失德のことが多いが、そのうち「不修籍於千畝」「宣王既亡南國之師、乃料民於太原、仲山甫諫曰、民不可料也、宣王不聽、卒料民」の二條は注意すべき記述である。ただこれらはいずれも國語周語によるもので巫史の傳承とみられ、その史實性は確かめがたい。藉田の禮は金文には令鼎ののちにはみえず、𢦚殷では嗣土たる𢦚にその官司が命ぜられており、穆共期にはその神領田はすでに王室の經營地であったらしい。また太原料民のことも國語に仲山甫がこれ

を諫めている話があり、「王治農於籍、蒐於農隙、獮於既烝、狩於畢時、耨穫亦於籍、是皆習民數者也、又何料焉」といい、また「無故而料民、天之所惡也」として周の滅亡を豫言している。そのころ王室所領の滅失が多く、料民賦兵のことなどは殆んど不可能の狀態にあったと思われる。太原は詩の小雅六月にみえる陝北の地で、詩の豳風には周の故地である豳の滅亡直前の姿が歌われている。

宣王期を王政中興の時代とする詩・竹書說は、これを衰亂の時期とする國語・史記說と明らかに對立する。崔氏の豐鎬考信錄卷七にそのことを論じていう。

余考宣王之事、據詩則英主也、據國語則失德實多、判然若兩人者、心竊疑之、久之乃覺其故有三、詩人之體、主於頌揚、然大雅之述文武者多實錄、而魯頌閟宮篇、則專尙虛詞、荊舒是懲、莫我敢承、僖公豈足以當之、此亦世變之爲之也、宣王之時、雖尙未至是、然亦不免小事而張皇之、城方封申、亦僅〻耳、而其詞皆若威讋萬里者、是詩言原多溢美、未可盡信、其故一也

第一に詩人の體は頌揚を主とするもので必らずしも實錄としがたく、第二に國語は諫君料事の書で「必本失其道之事言之、非宣王之爲君盡若是」とし、第三には「古之人君、勤於始者多、勉於終者少」、その例として梁の武帝、唐の玄宗の故事をあげ、「宣王在位四十六年、始勤終怠、固宜有之」と論じてその盛事は王の初年に在り、晩年の失政が幽王十一年にして東遷の因をなしたとし、「由是言之、詩固多溢美、國語固專紀其失、要亦宣王之始終本異也」という。しかし宣王初年の外征の成功は、夷厲期以來の陝西豪族の自己保存的行動の結果であり、一時の危急を脫した豪族間の抗爭の再發が、ついには西周滅亡の因を爲したとみるべきであろう。

巻六　一六五～一六六

周本紀に幽王二年に三川竭き岐山崩るという大地震があり、翌年王は褒姒を得てこれを愛し、その子を立てるため太子の母申后を廢して申公の怒を招きついに滅亡に至ったことを、國語の說話によって說く。この時期の記述についても史記には依然として物語性が強く、殊に褒姒を龍の遺精の化身とするなど荒誕な說話に興味を移している。

幽王期の金文としては三年柞鐘があり、銘に「隹王三年四月初吉甲寅、中大師右柞、柞易載・朱黃・鑾、嗣五邑佃人事、柞拜手、對揚中大師休、用乍大𪔂鐘」という。これは王廷の册命でなく仲大師がその私臣に命ずるもので、「五邑佃人事」を管理することを命じている。すなわち幾父壺と同じく私臣册命の例であるが、幽王期の紀年銘としてはこの鐘銘があるのみである。仲大師は伯大師というのと同樣の名號であり、時期により人によって伯・仲の區別を付しているのであろう。五邑の名は共和期の師兌段一に「疋師龢父、嗣左右走馬・五邑走馬」とみえ、王室經營地として最も重要な田邑であり、その直屬軍の扶養地でもあったらしく、師龢父の佐佾として師兌が特命を受けている。また鄸段にも「隹二年正月初吉、王在周邵宮、丁亥、王各于宣榭、毛伯內門立中廷、右祝鄸、王乎內史册命鄸、王曰、鄸、昔先王旣命女乍邑、𫟹五邑祝、今余隹𤔲𡨦乃命」とあり、そこには特に祭祀官がおかれている。おそらく葊宮葊人・康宮王臣褱百工のような神殿經濟的なものから、詢段にいう邑人虎臣諸夷によって構成される經營地などの、最も發展した形態のものであろう。

その王室經營の中核であった五邑佃人が今は仲大師の私領と化し、その支配を命ぜられた私臣柞は四器全銘・三器分銘・一器無銘の編鐘を作っているのである。仲大師主從の富强を知ることができよう。柞鐘は扶風齊家村から幾父壺・仲義父諸器など三十九件の器群として坑藏されていたものである。岐山・扶風の諸村から出土する大量の器群は何れも坑藏の器で、それはおそらく早卒の際に急遽坑藏埋匿されたものとみられる。幽王期の器を含むものがあることからみて、その坑藏品はおそらく東遷の際にとりあえず坑中に埋匿され、他日の再掘を期したものであろうが、その地は再び回復されることなくして今日の發掘を待つこととなった。周の東遷が犬戎等の侵冦によってその顚沛の間に行なわれたものであることが知られる。周室の命運は夷厲の大壞、殊に厲王の奔彘によって殆んど決定的となり、その後は陝西豪族の餘勢によってしばらくその地を保ったが、豪族間の內部抗爭のうちに諸戎の侵冦を招き、かれらはその寶器を奉ずる遑もなく大去を餘儀なくされたのであろう。夷厲期以後の彝器が比較的豐富に遺存するのは、このような坑藏品の大量出土によるものであるが、それはまた西周滅亡の消息を今日に傳える貴重な資料である。

もとより今遺存する彝器は當時製作の器の極めて一部に過ぎぬものであり、また從來出土後に毀滅を受けたものも少なからず、なお地中にあって發掘を待つものも多いであろう。從って現存の金文資料による西周史の再構成に十分な成果を期待することはなお困難であるとしても、しかし同時資料としてのその絕對性からいえば、部分もなお全體の一部としてその史的樣相の復原を可能にするであろう。以上の素描は現存資料によるその可能性の試みにすぎないが、なお問題の具體化に役立つところがあろうと思う。

巻六　一六七～一六八

周王朝の經營は、古代の王朝に共通してみられるように王畿と地方と、また外族との關係において內外に種々の緊張關係をもちながら發展し、王朝の內部はまた王室と貴族との矛盾的關係のなかで盛衰をたどる。その經營が殆んど土地經濟に依存し、流通經濟を發展させることもなかったその閉鎖性のなかで、奴隸制も都市國家も十分に展開することがなく、また先進的な陝西王畿に比して一層緩漫な發展をつづけた東方列國の社會には、むしろ氏族的遺制が濃厚な遺存をみせている。周の東遷後には、その東方列國が領土國家として歷史の表面にあらわれ、新しい歷史の擔持者となる。西周と東周とは歷史的にも地域的にも相承接するものではなく、陝西王畿が異民族に侵奪されて西周社會が滅び、これに代って、獨立的な東方の列國社會が殘されたという關係である。このような兩周期を社會史的に一時期として規定し性格づけようとすることが、その史的展開の上からいって必らずしも適當でないことは容易に理解されよう。

農業經濟に依存しながら一大王朝を樹立したこの西周期社會は、古代の諸王朝のうちにいくらか類似の形態のものを見出すことも不可能ではない。たとえばマックス・ウェーバーの「古代農業事情」邦譯「古代社會經濟史」昭三七　東洋經濟新報社 に詳述されている古代國家の諸形態のうちに、若干の類似をもつものを指摘することができよう。しかし比較はつねにその全體を對象とすべきであり、部分はその全體のなかでのみ位置づけられるべきである。そしてそのような比較のためにも、まず西周期社會の構造をそれ自身の秩序のなかで把握し、組織することが試みられなければならない。その意味で西周期社會の研究は、むしろ安易な比較の方法を拒否しながら、金文資料等によるその構造の把握と分

析とに向うべきであろうと思う。

西周期の金文はそのような史的再構成の資料としてなお限られたものであり、たとえば寶雞の[犭可]尊以來この十數年間の出土器によっても、なお從來の知見を補い改めうるところが少くない。おそらく今後の出土器によって、ここに述べた素描もまたやがて改むべきところを多く生ずるであろう。しかし現存の金文資料がすでに西周期の斷代編年を可能にする狀態であることからいえば、今後の出土資料によって補足されながら、より正確な史的再構成を試み道はすでに開かれているのである。そのような今後の研究を用意するものとして、一應この要略をまとめておくのである。

補一、[犭可]尊

器名　何尊 馬承源　張政烺

時代　「西周初期」文物・一九六六・一「公元前十一世紀後半、成王親政五年」唐蘭

出土　「寶雞市博物館于一九六五年九月三日、在寶雞市龍泉巷金臺人民公社、徵集得銅尊一件、這件尊是寶雞縣賈村大隊第二小隊社員、于一九六三年在崖上取土時發現的」文物・一九六六・一

著録
器影　文物・一九六六・一・四　又・一九七六・一
銘文　文物・一九七六・一・六二

考釋　「[犭可]尊銘文解釋」唐蘭、文物・一九七六・一　「何尊銘文初釋」馬承源、同上　「何尊銘文解釋補遺」張政烺、同上

器制　「器形、方形圓角、下附圈足、口圓外侈、狀如喇叭、通高三九糎、口徑二八・六糎、腹圍六一・六糎、自口沿至腹底、有四個鏤空脊棱、把器物分成四等分、通體有花紋、口沿下、以四個脊棱爲中綫、有四個蟬紋、再下爲四個蠶紋、蠶身卷曲成横S形、體前段有横山字和正山字形紋、腹上紋飾分上下兩部分、上部以兩個對稱的脊棱爲中綫、有兩個大饕餮、圍器腹一周、饕餮的眼・眉・鼻・口・角均突出器外、狀如浮雕、角有節、卷曲成渦紋形、角尖部分鏤空、高高翹出外面、角下爲兩道粗眉、象新月一樣貼在上邊、眼珠突出、中心有小圓孔、下部亦爲饕餮紋、形狀大體和上部分相同、惟略粗糙、并較小一些、器周身底紋爲細雷紋與三角雷紋、圈足光素、无紋飾」文物・一九六六・一器制文様は祖乙尊通考・四九九 故宮・上・一〇二に最も近く、部分的な文様の相違を除けば、令方尊・臣辰尊などもその系統のものである。



[犭可]　尊

銘文　「最近發現器底內有銘文十二行、一百二十二字」唐釋　「最近在清除這件尊的部分有害

銹時、發現內底有幾個字、當即進行全面除銹、彝底原有破孔一處、損傷三字、現存銘文十二行一百十九字」馬釋

隹王初鄹宅玗成周、復□珷王豐福、自天、才四月丙戌、王寡宗小子玗京室曰、昔才爾考公氏克逨玟王、肆玟王受兹〔大令〕、隹珷王既克大邑商、則廷告玗天曰、余其宅兹中或、自之辟民

王の成周遷都に當つて、武王克殷の際の武王の志を、ここに履行するものであることをいう。王はおそらく成王であろう。鄹について馬釋に遷の本義は說文



に「升高也」という。通釋定聲に左襄六年の文「堙之環城、傅于堞」「乗堙而窺宋城」の堙の本字とする說を是とし、鄹は堆土造城の義であり、成周作邑のことをいうものとする。また張釋に、銘文のいうところは書の召誥・洛誥にいう「相宅」のことにあたり、相は省、省と遷と聲相近くして通假の字であるとする。遷を升高と解するのは、僊去の義より引伸するもので、遷は神尸を奉ずる象。遷はもと神尸・神廟を遷すことを意味する。ゆえに遷都・遷國の義ともなるが、本來は遷宮、宮を奉じて遷るものであるから遷宅という。從がつてすぐつづいて、武王の祭祀のことに及ぶのである。成周造營のことは臣卿諸器にみえ、はじめ新邑と稱した。ここに成周というのは、王の遷宅によつて改稱するものとみられ、文は作邑のことをいうものではない。また召誥・洛誥にいう「相宅」は庶殷に對して誥命を發するための式場の設營をいう。この尊銘の當時、新邑はすでに建設せられていたが、ここに至つてこれを國都とする議が起つたのであろう。それはおそらく東方經營上の必要によるものであろうが、久しからずしてまた宗周の地が國都となつたことは、周初の三都關係の諸器によつて知りうるのである。

復下の字を唐釋に亩にして稟の初文とするが、拓影が明らかでない。馬氏は缺釋。武王に對する祭儀をいうものであるらしく、豐福も儀禮の名であろう。豐は麥尊・大豐𣪘の大豐の義とみられ、ここにいう祭祀は大豐𣪘の儀禮と關係があるようである。武王を珷に作るものは、初期では宜侯夨𣪘・德方鼎・大盂鼎などの例がある。

「自天」を唐釋に「福自天」とし、「周成王開始遷都成周、還按照武王的禮、舉行福祭、祭禮是從

天室開始的」と解するが、この構文は德方鼎の「王才成周、征珷禱、自蒿」というのに似ている。天とは大豐𣪘の天室であろう。大豐𣪘に

乙亥、王又大豐、王凡三方、王祀玗天室、降、天亡又王、衣祀玗王

とみえ、その儀禮は天室で行なわれている。唐釋は「天是天室、詩經下武說、三后在天、就指天室、大豐𣪘說、王祀于天室、降天亡尤、降天就指從天室下來」と說くも、唐氏が「亡尤」と釋する尤は、銘文中他に二見し、みな又と釋すべき字である。天亡は聞一多のいうように天姓の人と解すべく、古く天室の儀禮に與かる聖職の者に、天を氏號とするものがあつたのであろう。この器の作者も、そのような人であると思われる。

寡は近出の史𦣞𣪘に「乙亥、王寡畢公」とあり、傳世の故宮藏器の拓では字形が明晰でなく、多く賞と釋されていた字であるが、新出賀家村器銘によつてその字は寡であることが確かめられた。その唐釋考古・一九七二・五に書の大誥の釋文に「誥本亦作寡」とあるのを引いて誥の古文とするのが正しい。字は玉篇収部に「公到切、古文告」とみえ、空海の篆隷萬象名義は多く玉篇によるものであるが、「公到反、語也、謹也」とあることをも指摘している。またその字を雙手捧言、奴隷主の言を尊崇する義とするのは不要の說で、言とは神に誓約する神聖の語である。ここでは王の誥告をいう。

宗小子とは宗族の小子たるもの、その子弟をいう。下文にみえる考公氏の小子たるもので、作器者

もその一人であろう。唐釋に「這裏、猗是做這件銅器的一個奴隸主貴族（實際鑄造者當然是奴隸）、他的父親是周文王的舊臣、并且是周王朝的宗族、所以猗是宗小子中的一人」といい、作器者を周室宗族のものとみているが、その誥辭はむしろ庶殷に對する配慮を含んでおり、作器者は庶殷の一と考えられる。成周は庶殷貴游を集めて、これを控制統治するために作られた都邑であつた。京室はおそらく令彝にみえる京宮のことであろう。令彝は周公の子明保が、成周においてその始政をなすときの發令の儀禮をしるすものであるが、この尊銘はそのような儀禮の先蹤をなすものであろう。唐釋にこの京室についていう。

這個京室顯然是在成周的宗廟、是祭太王・王季・文王和武王的地方、京是周國的舊名、詩經思齊說、思媚周姜、京室之婦、這個婦是文王的母親太任、而周姜則是文王的祖母太姜、由此可見京室的名稱、早就有了、到了武王滅殷後、鷹俘馘于京太室、是在鎬京的宗廟、而到了詩經下武裏所說、三后在天、王配于京、那已經是成王所作的京宮了、成周有京宮、見作冊夨彝、又叫京宗、見西淸續鑑甲編的甲戌鼎（班𣪘）、根據此銘、它也可以稱作京室了

令彝は成周で行なわれた儀禮をしるし、その文中に京宮・康宮・周公宮の名がみえ、成王のときすでにこれらの諸宮があつた。しかし京宮は宗周奠都ののちには宗周に遷されたらしく、その後の金文には所見がない。詩篇の時期は周初よりかなり下るものであるから、それによつて成周京室の存在を證明しうるものではない。豳地や宗周の附近にも、京の名は存するからである。ともかくこの銘文中の京室は、成周京宮のことと解じてよい。周の先公諸王を祀るところで、そこでこの誥命が

行なわれているのである。

曰以下は王の誥命の辭。昔在以下を、唐釋に「昔在爾考公氏克逨玟王」とよみ、馬釋もほぼ同じ。爾を領格によむものであるが、二人稱の領格には乃を用い、文字としても爾は列國器に至ってはじめてみえる。かつその字は𠦪に作り、↑の左右に小點を加える。おそらく卜文にみえる𠦪と同字であろう。卜文の用義例ではその字は動詞に用い、ときに「在𠦪」後下・二二・二のように地名にも用いる。その地の所在を確かめがたいが、殷王の行爲を卜するものであるから、當時殷の支配圏に屬した地である。從って文は「昔在𠦪」で一讀し、「考公氏克逨玟王」とよむべきである。考の字は犭可ではないかと思われるが、いま唐馬兩釋に從うほかない。考とは作器者の父を稱するもので、公氏は考と同位語。すなわち作器者の父は文王につかえ、文王の受命を致すに功勞のあったものである。

逨を唐釋に逑と釋し「逑字見長甶盉、單伯鐘等器、小臣謎段的謎字、即從此」というが、長甶盉の文は來の繁文、單伯鐘の「逨匹先王」は「克逨玟王」の義と合う。大克鼎の「諫辪王家」も、右旁は朿に從う形で逨辪の義とすべく、みな同義で輔弼をいう。それでその文を承けて「肆玟王受玆大令」と文王の受命をいう。またつづいて武王の克殷に及ぶのである。

大邑商は卜文にみえ、殷が自らその王朝を誇稱するときの語である。周書の諸篇に、召誥では大國殷、顧命では大邦殷と稱するのは、庶殷を對象とするときの語である。その意味でここに殷人の自稱であった大邑商という語を用いるのは、作器者の立場をも考慮したものとして注意される。

廷告の廷を唐釋に筳と解し、「廷疑當讀爲筳、離騷、索瓊茅以筳篿兮、筳篿是折竹卜」というも、ここで貞卜して告祭するともみえず、廷は字のままに讀むべきであろう。廷は廷上に祼して修祓する儀禮を示す字であり、神を迎える行爲をいう。告の字形は定かでないが、要するに天に報ずる祭儀をいう。天とは天室であろう。

「余其宅玆中或」の中國は、金文において初見。文獻には多く中土という。中國は南國・東國に對していう語である。この銘においては成周を中心とする地域とみてよい。その地はかつて殷の勢力に屬しており、周は西方に偏在する國であった。

「自玆辪民」を唐氏は「從這裏來治理民衆」と譯するが、玆は辪民にかかる語法である。玆𢦏・玆休・玆人のように用いる。辪は治、辥治の義のある字で、辪民とはここでは庶殷をいう。民とは被征服者を稱し、大盂鼎に「畯正厥民」、師訇段に「𢦚則殷民」というものはみな殷の餘裔をいう。自はおそらく用と訓すべきであろう。詩の大雅緜「自土沮漆」の傳、江漢「自召祖命」の箋に何れも「用也」とあり、書の皐陶謨「自我五禮、有庸哉」もその義である。金文にその例をみないが、詩書によって古くその訓義のあることが知られる。特に書の召誥「王來紹上帝、自服于土中」の鄭注に「自用也」とあり、また下文に「且曰其作大邑、其自時配皇天、毖祀于上下、其自時中乂、王厥有成命、治民今休」の自もみな用字の義であり、そのいうところもこの器の銘文に近い。召誥の文には、當時の誥命の語がなおかなり忠實に殘されているのであろう。

烏虖、𠦪、有唯小子亡戠、視于公氏有勳于天、徹令、苟享哉、叀王龏德、谷天順我不敏

王の作器者に對する誥命の辭をいう。烏虖は班段・也段にもみえ、語端を改めるときの感動詞である。その次には多く人によびかける語を以て承け、𠦪はおそらく族名であろう。卜辭において地名の例があり、それはまた族名でもあったと考えられる。それならば𠦪はもと殷系の氏族であろう。王は𠦪族の宗小子に對して誥命し、その宗小子の一人である犭可がこの器を作っている。犭可は𠦪族を代表する立場にあったものとみられる。

有唯は又雖。師𩛥段に「師𩛥、乃且考又勳于我家、女有隹小子」というのは、「汝又雖小子」の意である。亡戠の二字は拓迹に不明のところがあるが、唐馬二氏はみな亡識と解する。「有勳于天」の主語は公氏、犭可の皇考にして文王の受命を輔けた人である。敵は徹。說文に徹の古文として、敵に從う字を錄する。徹命とは彝器にいう「還命」「還明命」、彔伯𢦚段の「惠囘天命」というのと同義であろう。主語の公氏はここまで貫到する。「苟享哉」とは、公氏の功を繼ぐことを命ずる語である。

叀王以下を唐釋に「叀唯王龏恭德谷裕天、順訓我不敏」と釋し、馬氏も同じ。しかし「王恭德裕天」は文義を爲さず、ここは王德を輔弼することを命ずる語でなくてはならない。叀は大克鼎に「叀于萬民」、毛公鼎に「叀我一人」とあり、この文では「叀王龏德」で句、下文の我も我一人の意であるから、「谷天順我不敏」で句となるところ。谷は欲、師訇段・毛公鼎には字を谷・俗に作る。文もまた師訇段「叀雝我邦小大猷、……谷女弗以乃辟圅于囏」、毛公鼎「𩰫夙夕、敬念王畏不睗、……俗女弗以乃辟圅于囏」とあるのと、文義同じ。師訇・毛公兩器のような共和期銘文の文辭が、このような初期金文にみえるのは、大盂鼎の文辭が夷厲・共和期の銘文に類似の表現をみるのと同じく、これら後期の文は何れも創業を回顧する意識の強い内容のものである。「欲天順我不敏」とは「欲女弗以乃辟圅于囏」というのと同じ。このことを以て犭可に深く依囑する意である。

王咸誥、犭可易貝卅朋、用乍□公寶䵼彝、隹王五祀

上文の訓誥を終えたのち、犭可に貝を賜い、よって器を作ることをいう。誥命は𠦪の宗小子たちに對してなされたものであるが、犭可はおそらくそれを代表する立場にあったものとみられる。もし同時に他の宗子にも賜與があるときは、令段のようにその名をも錄するのが例である。犭可の字形はなお確かでないところがあり、上文の𠦪下の考とよまれている字も、同形のように思われる。唐氏は犭可、馬・張兩氏は何と釋する。字形について唐釋に「犭可當是歌的異體」という。その字は同段「自淲東至于河」の河と同構で、河は水に從う。字形のままに犭可と釋しておくが、ただ可の形を含まず、卜文の河とも字形を異にする。貝朋の賜與は初期の金文に多く、受賜者は概ね東方殷系に屬するものである。犭可も𠦪の地にあった古族とすれば、もと殷に服事していたものとみられるが、文王作興のときより周に協力する態度をとったものであろう。先公の名は一字不明。銘末に隹王五祀というのは殷式の紀年法であり、殷には祀という。おそらく成王五年であろう。私の試みた斷代によると、その四月の月末に近く丙戌の日がえられる。

訓　讀

これ王、初めて遷りて成周に宅る。復りて珷王を卣りて豐福し、天(室)よりす。四月に在り、丙戌、王、宗小子に京室に奡ぐ。曰く、昔冉に在りしとき、考(珂か)公氏、克く文王を逨けたり。肆に玟王、茲の大命を受けたまへり。

これ珷王、既に大邑商に克ち、則ち天に廷告して曰く、余はそれ、茲の中國に宅りて、之の辪民を自ひんと。

烏虖、冉よ、又小子にして識る亡しと雖も、公氏の天に勳ありて、命を徹せしを視て、敬しみて享せよや。

王の龔德を叀け、天の我が不敏なるに順ふることを欲す。王、咸く奡ぐ。珂、貝卅朋を賜ふ。用て□公の寶障彝を作る。これ王の五祀なり。

參　考

この器は寶雞出土の器で、出土後十年にしてはじめて器底に銘文のあることが知られ、一九七六年文物・一に唐釋と馬・張兩氏の論考が發表された。五祀が成王の紀年とすれば、紀年銘をもつものとしては西周の第一器というべきもので、銘文の内容も成周への遷都をしるすきわめて重要なものである。

唐釋にこの銘文の重要な問題として、三點をあげて論じている。成周遷都は武王の意圖するところであったこと、器は成王親政五年にして周公攝政七年と別の紀元のものであること、成周ははじめ新邑と稱したが、成王遷都のとき周公はすでに沒しており、この文中に周公に言及していないことの三點である。周公居攝說は洛誥の「惟周公誕保文武受命、惟七年」、及び文中の「稱秩元祀、咸秩無文」によるものであるが、その元祀の解釋には問題があって、必らずしも本器銘によって解決をなしうるものではない。書の周公關係文獻には、すでに若干の說話化が加えられているとみられるからである。馬氏は器銘を成周の造營をいうものとし、尙書大傳に周公攝政五年、成周を營むとしているのを本器の五祀と同年とし、從って成王の紀年は周公居攝の年を含むとする。居攝五年はまた成王五年とする考えかたである。張說も同じ。王國維の周開國年表に、洛誥にいう七年は克殷の年より數えるとするが、それならば居攝七年は成王五年にあたる。この問題は洛誥のいう保命を、居攝という語におきかえるために混亂を生じているので、別に周公紀元というべきものがあるのではない。

作器者珂の父にして□公とよばれるものについて、唐釋にこれを虢公とする說を提出していう。

作器者珂的父親在銘中只說是公氏、等于只稱公、最後說用作□公寶尊彝、公上一字又未能辨認、不知究爲何人、成王誥辭說他是文王舊臣、國語晉語四說、文王詢于八虞、而諮于二虢、寶雞在周代是虢國的封地、那末、這個公可能是虢公、所以他的後人能得到成王這樣重視

ついでこの器の制作の精美なることをいい、武王期の大豐毀の銘文范制の粗拙なるに比して、この

器の制作が特にすぐれているのは、成周奴隸の制作技術がすぐれているからであるという。寶雞虢氏の器を成周の頑民奴隸が制作したとするのであるが、寶雞からは兩枟禁をはじめ殷周器の出土が多く、これらがみな成周で制作されたと考えることはできない。また大豐毀はその出土地が明らかでなく、かつその器は康王期に屬すべきもので、兩者の比較によって周初青銅器文化の展開を論ずべきものではない。

寶雞からは虢盤・城虢仲毀、また南宮柳鼎など虢鎮出土の器が多いがいずれも西周後期の器で、周初にこの地が虢氏に屬したという證迹は金文によっては證明されない。作器者の珂はもと冉の地にあった殷系の族であり、珂がまた河の初文であるとすれば、それは同毀に「自淲東至于河、厥逆至于玄水」という河邊の地であろう。ゆえに殷代にはその勢力に屬したのである。唐氏の公氏虢公說は國語晉語による立說であるが、もし金文によって論ずるとすれば何毀を證とすべきであろう。何毀に「隹三月初吉庚午、王才華宮、王乎虢仲、入右何」とあり、その廷禮に虢仲が何の右者をつとめている。何毀の何も珂に作り本器と同構の字であるが、ただその器は夷王期に下るものであり、また西虢の榮えたのも西周後期に入ってからのことであった。周初成王五年の珂尊の制作時には、虢氏が寶雞に入った證もなく、珂氏が虢氏の下屬であったとすべき證もない。

この器銘において最も注意すべきはそのような珂氏の臣屬關係ということではなく、天室において天に廷告する儀禮が、周初の器にみえるということである。天室の儀禮は大豐毀にもしるすところであるが、大豐毀はその器制銘文よりみて康王期の器と考えられ、本器にいう祭天の儀禮が最も古く、かつその祭儀は西周前期にはなお續いて行なわれていることを知りうる。天室はまた單に天ともよばれ、そこが祭天の聖所であった。古代政治思想の中核をなす天の思想は、康王期末の大盂鼎に明確な受命の思想として述べられており、それは殷周革命の理論ともされているが、その思想は起原的には周族の祭天の儀禮に發しているものであろう。またその祭天の儀禮が、おそらく河神の祭祀者であったとみられる珂族の奉仕によって行なわれていることも、古代的宗教觀念とその信仰の上に基盤をおく古代王朝の性格を示すものであろう。周人のいう天が蒙古語の Tengri とどのような關係をもつのかは知られないが、祭天の儀禮が北方諸族の間に盛んであったことと周人の天の信仰とは、無關係ではないように思われる。チベットにも天の柱の信仰があり、これら祭天の儀禮は殷人の帝の觀念と系列の異なるものであろう。殷帝武乙が天神を僇辱して渭濱に震死したという瀆神の說話は、殷周の宗教的葛藤の一面を傳えるものと思われる。珂尊の器銘は、周人の行なう天室儀禮に河神の祭祀者たる珂族が早く參加していることを示しており、そこに古代的王朝としての周邦創建の背景にあるものをよみとることができる。何毀の何はこの珂族の後裔であり、寶雞に移されるときその族の傳世の器であるこの尊を奉じて赴いたものであろう。何毀は出土地を傳えないが、何毀に名のみえる虢仲の虢仲盨は陝右の出土であるという。

文は有韻。周福は幽之、天令天民天令は眞、また或截戋德祀は之韻。押韻をもつものとしては、最も古い金文例に屬する。

補二、启　卣

出　土　「過去山東出土的西周銅器、除黄縣魯家溝一批（清光緒二十二年、選瓻等十一件、山東金文集存）外、可以確指爲西周早期的很少、而黄縣歸城發現的兩批銅器、都是屬于西周早期的、一、黄縣歸城小劉莊、一九六九年在這裏出土一批銅器、有卣一、尊一・盉蓋一・觶一、除觶外其餘三件均有銘文」文物

著録考釋　齊文濤「概述近年來山東出土的商周青銅器」文物・一九七二・五

器　制　「通高二二・七糎、獸首提梁、腹蓋均飾一條波形紋帶、雲雷紋地、腹部帶紋中間飾突起的獸面」文物

この種の波狀文は他に殆んど類例をみないが、牧毁・虎毁などの方座毁より克器にみえる波狀文に展開するものであろうと思われる。器影・器內銘文は第三九輯の黄縣出土器（三二〇）に既出。ここには器の文様と蓋銘とを錄しておく。



銘　文　器蓋二銘、何れも五行三七字。銘末に圖象二がある。



王出獸南山、寂遯山谷、至于上医滰川上、启從征、堇不變、乍且丁寶旅障彝、用匄魯福、用夙夜事　戉箙圖象

王はもとより周王。器は山東黄縣の出土であるが、器銘にいうところはその出土地と關係なく、おそらく启尊にいう王の南征の際のことであろう。獸は狩。員鼎に「王獸于昏敵、王令員執犬、休善」とあり、銘末に圖象𠬝標識を付し、また大盂鼎に「易乃且南公旂、用獸」のように周初の殷系の器にみえる。启も祖丁の器を作り圖象標識を用いており、殷系の族である。

寂を齊文濤は大盂鼎の畏の字に近しとし、孫詒讓の威と訓する說をとり征伐の意があるとする。文首に狩獵のことをいうが、狩獵には軍事の豫備行動的な意味もあり、そのまま軍事行動に移ったわけである。上侯は師餘尊・鼎にもみえる地名で、その文に「王女上侯、師餘從王□功」とあり、王の往來しうる範圍の地である。南山はおそらく終南一帶の山陵の地であろう。

寂遯二字不詳。山谷の間を縫うて進む意の動詞とみられる。道路通行に關する字には修祓的行爲を意味する構造のものが多く、また遠行のときには先導を發する例であった。寂は宮屋の中で卜形の器を奉ずる形、遯は行路の途中に祝册をおく形とみられ、警戒的な態勢で軍行を進める意とみられる。おそらく山谷の間を潛行し、上侯の滰川のほとりに進出してその戎を伐ったのであろう。尊銘にも「启從王南征、遻山谷、在洀水上」とあり、そのときの作戰をいうものと思われる。遊獵のことに擬裝した作戰であった。

「启從征堇不變」を報告者は一讀とし、別に說解を加えていないが、「启從征」は尊銘の「启從王南征」にあたり、「堇不變」はまた一語。堇は宗周鐘「文武堇彊土」の堇で勤勞・勳勤の意。變は擾亂、勤めて擾亂せず、よくその作戰を遂行するをいう。賜賞のことに及んでいないが、その功を紀念するための作器である。祖丁は東方系の廟號、戉箙の二圖象を銘末におく。この圖象銘をもつものに父己彝貞松・補上・三二・祖乙卣貞松・續中・一七などがある。いずれも器の出土の地を明らかにしない。銘文末の「用匄魯福、用夙夜事」は金文の常語で、福事は之韻。匄求や夙夜の語をつけるものは、共懿以後の器に多い。文にいう。

王、出でて南山に狩し、山谷を寂遯して上侯の滰川の上に至る。启、南征に從ひて勤めて變れず、祖丁の寶旅障彝を作る。用て魯福を匄め、用て夙夜に事へむ。　戉箙圖象

この器の南征を齊文濤は楚荆の役と解するも、その釋文は南山を南土と誤まり、𤔲毁・過伯毁の楚荆の役と同一視するもので、南山は當時の楚荆に通ずる道ではない。ただ器はその器制文様よりして、昭穆期の南征諸器に近いものとすることができよう。なお同出の器に启尊がある。

启尊　器制銘文について文物にいう。「高一八糎、頸部飾波紋帶、雲雷紋地、帶中間飾有突起的獸面、底鑄銘三行一九字、尾書符號二字、共二一字」。文概ね左文。銘にいう

启從王南征、遻山谷、在洀水上、启乍且丁旅寶彝　戉箙圖象

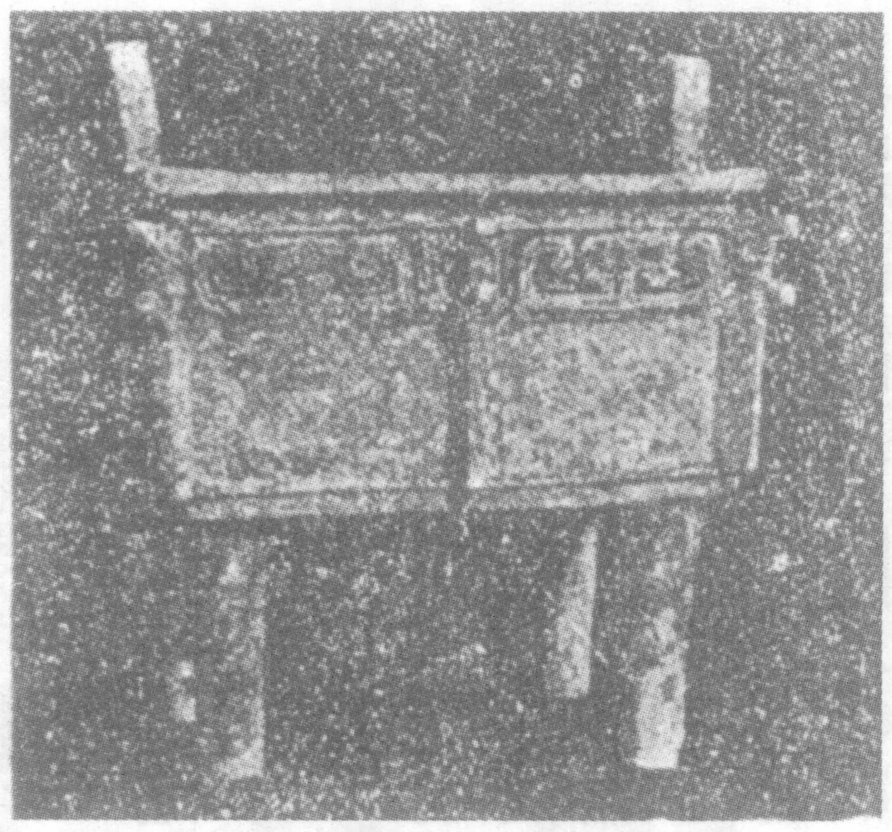
銘文は卣銘と關聯するものであろう。遻を文物に遯の異文とするが、いずれも更歷の意であろう。祖丁は卣銘と同じ。また別の卣蓋があり、「𠬝父辛」と銘する。みな干名を以て廟號としている。文にいう。

启、王に從つて南征し、山谷を遻て洀水の上に在り。启、祖丁の旅寶彝を作る。戉箙

启諸器が黄縣から出土する理由について、文物に「昭王南征、據歷史記載是以戰敗而告終的、启器出土于黄縣、启應是僥倖得以免遭滅頂之災的逃歸者、關于這次戰爭的起因、有人認爲是由于楚國的强大、逐漸不順眼而引起昭王的南征、戰爭的性質是帶遊觀性質的、周王這種出征、一方面爲了侵略、一方面爲了游賞」とこの役を昭王の南遊とし、またその征役の目的は「第一是掠奪、第二還是掠奪、跟隨昭王南征的將士們毫不掩飾其掠奪的目的、而予且以夸耀和頌揚、說他們在這次南征中孚金（過伯毁）、有得（𠫑毁）、孚（𤔲毁）、封建士大夫階級的那種帶遊觀性質的閑情逸致、這時是根本不可能有的」と論じている。しかしこの期の南征は奴隷制的な問題と最も深く關聯するところがあり、

單なる掠奪行爲ではない。またこの兩器を侵略と遊賞を兼ねたものとするも、文は明らかに南山の山谷に住む諸戎を伐つことをいう。

なお文物には、一九六五年黃縣歸城姜家出土の西周初期器群の報告があるが、特にしるすべき銘辭はない。啓二器についてはすでに列國貿器の條巻四・四五七頁以下に録したが、改めて補釋のうちに加えておく。



不栺鼎

不栺鼎　上侯の地名のみえる新出器に不栺方鼎があり、扶風縣齊鎭村東土壕內の古墓中から出土、同出九件のうち方鼎・圓鼎・鬲各一、この器は方鼎である。周文氏の「新出土的幾件西周銅器」文物・一九七二・七にいう。

鼎通耳高二三、口徑長一八、寬一四糎、直耳柱足、腹四角起棱脊、口沿下飾夔體變紋、細雷紋爲地、器內壁有銘文四行、三四字

隹八月既望戊辰、王才上医応、𢍜僕、不栺易貝十朋、不栺拜韻首、敢揚王休、用乍寶𩰫彝

此句的意思是王在上侯居舉辦宴饗、以祭先王、以祼賓客、……根據器形・紋飾・銘文看、當係西周穆王・恭王時的遺物



栺は休の反文の下に曰を加えた字。銘文に紀年なく、ただその日辰を以ていえば昭穆共各王の二、三年に譜入しうる。方鼎の時期の下限を考えると、器は穆王期より遠く下るものではないようである。

上侯諸器の文によると、その行宮の地は山谷を經て滸水のほとりにあり、そこで宼迺のような占卜豫祝の儀禮、また𢍜・僕のような修祓祭祀の儀禮が行なわれた。狩獵も催おされているが、それらが出征のための準備儀禮としてなされることもあったようである。國都を離れたところに、そのような聖所が營まれていたのであろう。わが國の持統期における吉野のような意味をもつ聖地行宮であったと思われる。鼎銘にいう。

これ八月既望戊辰、王、上侯の応に在りて𢍜僕す。不栺、貝十朋を賜ふ。不栺、拜して韻首し、敢て王の休に揚へて、用て寶𩰫彝を作る。

不栺はその上侯行宮の儀禮に奉仕して、賜賞をえたのである。

補三、永盂

時代　「共王十二年(前九二八年前後)」唐蘭　「穆共期」夏鼐

出土　「一九六九年在藍田泄湖出土一件永盂、銘文達一二五字、從前也有一件永盂、相傳出自岐山、但銘文只有六個字、已被美帝掠劫去」夏鼐、考古・一九七二・二「一九六九年春、藍田洩湖鎭出土」文革

著録

器影　人民中國一九七二・一〇　考古一九七二・一　文物一九七二・一　文革四二

銘文　人民中國一九七二・一〇(郭沫若釋文)　文物一九七二・一　文革解說挿圖三、

考釋　唐蘭「永盂銘文解釋」文物・一九七二・一　又、「永盂銘文解釋的一些補充」文物・一九七二・一二　陳邦懷「永盂考略」同上　伊藤道治「永盂銘考」神戸大學文學部紀要2(一九七三・二)



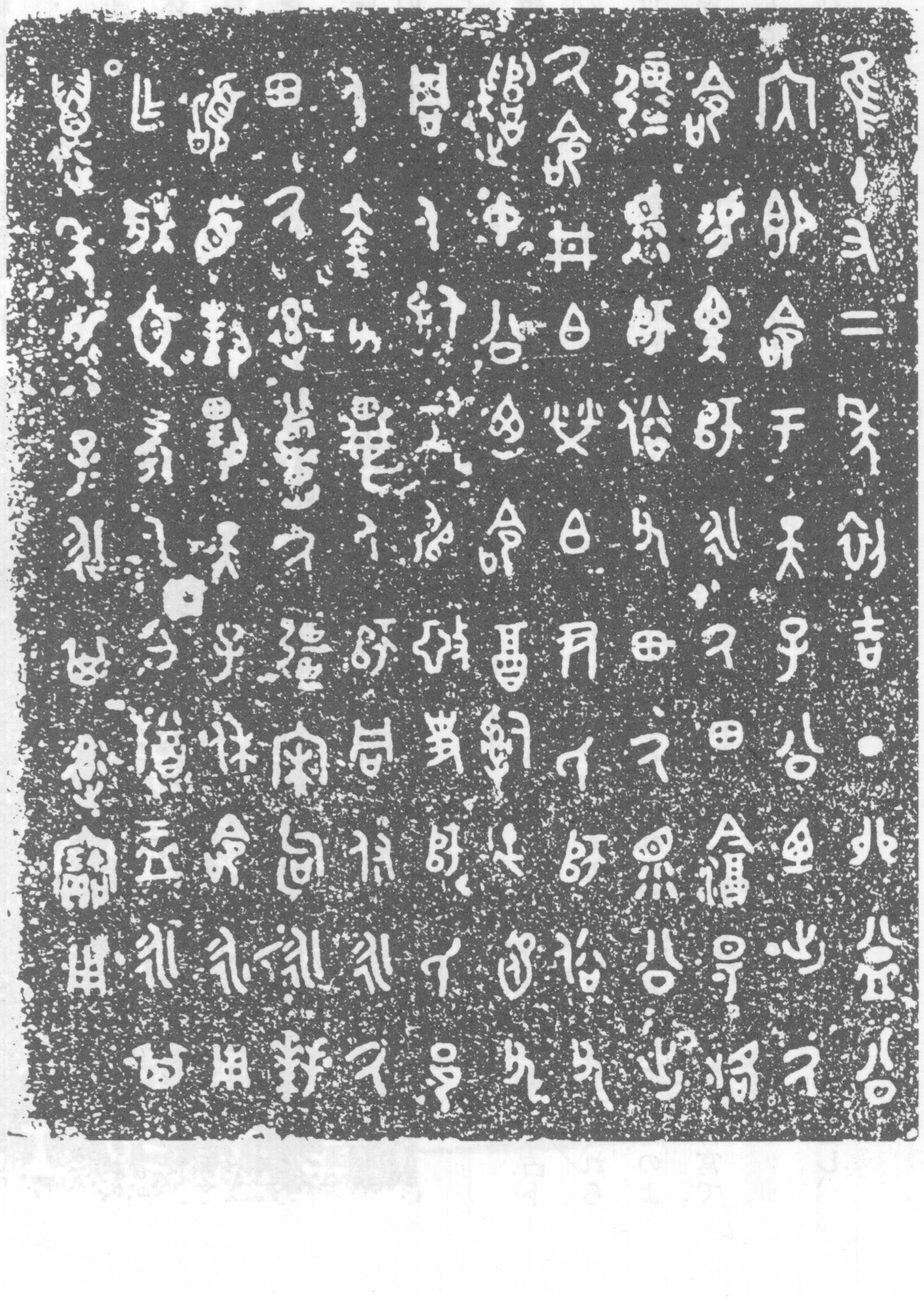
永盂

器制　高四六、口徑五八糎、附耳圈足腹深、正中兩面に象首飾、四方に鉤稜を付している。器腹に蕉葉文、項下・圈足にいずれも夔樣變文を飾る。肉の太い表出で、その手法は盂に共通してみられるものである。

銘文　「器內腹底鑄銘文十二行一百二十三字」文革

隹十又二年初吉丁卯、益公內卽命于天子、公迺出厥命、易畀師永厥田𣳚昜洛疆、眔師俗父田、厥眔公出厥命、井白・焚白・尹氏・師俗父・遣中、公迺命奠𤔲徒𠭯父・周人𤔲工眉・𧻚史師氏、邑人奎父・畢人師同、付永厥田、厥逹□、厥彊宋句

文首に月名を脱するが、おそらく正月であろう。月名を脱するものに、蔡𣪕「隹元年既望丁亥」などの例がある。文は廷禮の記述を缺き、下文に田土の所有權に關する裁定と思われる文辭がある。益公はその裁定の王命を傳えるもので「內卽命于天子」とは、參內して天子の裁定の語を受ける意であろう。伊藤氏は左傳定四年「用卽命于周」、また小臣𨑒鼎「卽事于西」の文を引く。なお小臣靜卣にも「卽事」の語がある。卽命とは命辭を受けることをいう。益公はこの器では王命の出納にあたつている。益公の名は唐釋に益公鐘・休盤・𠂤伯𣪕をあげ、伊藤氏は詢𣪕を加える。器は何れも夷王期前後と考えられるものである。「公迺出厥命」とは　天子の命を以て傳えることをいう。その命とは師永に田土を賜うことを內容とするものであるが、その田は「師永厥田𣳚昜洛疆、眔師



俗父田」の二處である。厥は領格。湌はおそらく川の名。昜は陽、水北をいう。師永に師永の田を賜うのは不審なこととも思われるが、それは本領を承認する安堵の意であるらしく、それに師俗父の田が加えられる。すなわち轉賜の田土である。この王命は益公の傳えるところであるが、その命を公表するに當つて、井伯・焚伯・尹氏・師俗父・趞仲の五名がそれに參與した。のちの閣僚の署名に相當するようなことであろうが、その土を轉賜される師俗父もこれに加わつている。賜畀の畀を銘考に土地關係の語とするのは正しい指摘である。それは周初の中方鼎に「令貺畀汝褱土、作乃采」とあり、また後期の鬲從盨にもその土地を回復するときにその語が用いられている。

王命の公布に參加している井伯・焚伯・尹氏・師俗父・趞仲はいずれも他の金文にその名がみえ、關聯器も多く、それぞれ器群の標識とすべき人物であり、その器群を合するときは數十器を網羅する系聯表を作ることができよう。唐蘭・伊藤の兩氏がすでにその表を作成しているが、その表にはなお種々の檢討すべき問題を含むものであることを、伊藤氏もすでに注意している。その問題點については下文に述べる。「公廼命」以下はまた益公の傳命の內容である。奠は周都の近くの奠。嗣徒は古く嗣土という例が多く、銘文の土には誤まつて鑿痕を加えたのではないかと伊藤氏はいうが、揚毁や無叀鼎には嗣徒の字を用いている。

圅父の圅は矢に從うのが通例であるが、器銘の字形を伊藤氏は圅と別字とし、從つて圅父を圅皇父毁の作器者と關係のないものとするが、字はおそらく圅の異文、囊中の形はやはり弓である。圅とはもと弓矢を囊中に入れて車上に繫けるものをいう。金文に囝に作るものは韔の初文、矢を入れる圅にまた弓を入れることもあつたのであろう。圅父は圅氏の屬とみてよい。この器銘に列する人名は當時の重臣勢家であり、後出の衮𠤳諸器にも五重臣の名を列している。夷厲期には重要な案件をその重臣會議で裁定する慣行があつたようである。

周人嗣工眉と邑人奎父・畢人師同は語例同じ。弢史師氏もこれを竝稱するもので弢史が官名、師氏を氏號とするものであろう。これら諸人の所領がこのとき師永に交付されることになつたが、その地は本來永の所有に屬すべきものであつた。ゆえに「付永厥田」という。「厥逹□、厥疆宋句」とはその田土の範圍をいう。逹・疆はおそらく境界を意味する語であろう。

銘文の末辭。「永用乍」のようにここに重ねて作器者の名を加えていうことは、あまり例がない。永拜䭫首、對揚天子休命、永用乍朕文考乙公隮盂、永其萬年、孫〻子〻、永其逹寶用乙公という廟號は殷器の觶や爵、また周初の夆氏の器、下つては同毁・攜兌毁などにみえる。殷系の稱號のようである。周初の永盂に圖象標識を附していることも參考されよう。末句の「永其逹寶用」もほとんど語例をみない。「永寶用」というのが通例であるが、ここは作器者の名と重なることを避けたのであろう。

訓　讀

これ十又二年初吉丁卯、益公內りて命に天子に卽く。公廼ち厥の命を出だす。師永の田を湌陽の洛の疆に、眔び師俗父の田を賜畀す。

厥の、公と厥の命を出だすは、井伯・焚伯・尹氏・師俗父・趞仲なり。公廼ち鄭の司徒圅父・周人嗣工眉・弢史師氏・邑人奎父・畢人師同に命じ、永の田を付さしむ。厥の率は□、厥の疆は宋句なり。

永、拜して稽首し、天子の休命に對揚す。永、用て朕が文考乙公の隮盂を作る。永それ萬年ならんことを。孫〻子〻、永はそれ逹く寶用せよ。

參　考

器銘は金文上著名な人名を多く含み、この器によつてそれらの人物の時期を定めうるという意味で、出土以來多くの注目を受け、郭沫若氏の釋文、唐蘭氏の考釋につづいて伊藤道治博士の論考も出され、問題もそれらの人物關係に集中されている。まず益公以外の人名の金文にみえるものは、伊藤氏の整理するところによると

井伯　長甶盉　利鼎　豆閉毁　師毛父毁　師虎毁　趞曹鼎第一器　(走毁　師奎父鼎)

焚伯　康鼎　卯毁　同毁　敔毁　輔師嫠毁　師訽毁　弭伯毁　(新出器衛毁)

師俗父　師晨鼎　南季鼎伯俗父

趞仲　孟毁　窐鼎

尹氏　(敔毁　休盤　走毁　師晨鼎作册尹)

である。(　)內に唐蘭氏のあげる器名を加えたが、これらは伊藤氏の表には意識的に除外された

ものであろう。井伯・燮伯と稱するものには、名は同じであつても時期が異なり、必らずしも同一人とみなしがたいものもあつて、その辨別を必要とするからである。

唐氏は王命の出納者である益公について、共王期の井伯と同時の人でその名がまた休盤にみえ、休盤の二十年はただ共懿のみに妥當するものであるから、益公を共懿期の人とする。また井伯は元年師虎段・七年趞曹鼎にみえ、十二年走段の司馬井伯・作册尹はすなわち本器の井伯・尹氏に外ならないという。こうして相系聯する關係をもつ器を共懿期にわたつて表示しているが、その略表はすでに巻五第九章三七七頁にあげておいた。いまその器名と人物關係のみをここに摘記する。

共王　元年師虎段井伯　𠭯鼎井伯　七年趞曹鼎井伯　利鼎井伯　九年乖伯段益公　十二年走段司馬井伯　作册尹　十二年師永盂井伯　益公　燮伯　尹氏　師俗父　趞仲　師奎父鼎司馬井伯　師毛父段井伯

豆閉段井伯　十五年史趞曹鼎周新宮射廬　二十年休盤益公　作册尹　益公鐘益公　康鼎燮伯　卯段燮伯（燮季）　敔段燮伯　尹氏　同段燮伯（吳大夫）

懿王　匡卣懿王（射廬）　三年師晨鼎作册尹　師俗　南季鼎師俗父　窐鼎趞仲

なお曆譜の關係を以ていえば、元年師虎・十五年趞曹の二器を以て構成される共王の譜においては、十二年走段・二十年休盤はその譜に入らず、從がつて司馬井伯・作册尹關係のもの、すなわちその兩器と師奎父鼎とを除くべきである。また從つて休盤にみえる益公は、九年乖伯段の益公とともに、共王期に屬しうる人ではない。

司馬井伯と作册尹とを除くと、永盂における器群標識とすべき人名は、一應益公と井伯と燮伯となる。益公の名のみえる休盤は曆譜上夷王期に屬すべく、九年乖伯段・十七年詢段もその期のものであろう。

井伯は共王期の諸器に多くその名がみえ、また燮伯はその時期を定めうる明確な紀年銘を缺くが、燮伯を右者とする輔師嫠段の輔師嫠は、宣十一年師嫠段の師嫠の祖父にあたり、孝夷期の人であるらしく思われる。すなわち永盂にみえる金文上の著名な人物は、共王と孝夷期との二期に分れるが、共末より夷初までは二世三代であるから、その間少くとも四・五十年とみなければならない。從つてこの兩者を永盂の銘によつて結合することは殆んど不可能である。

永盂の日辰をかりに十又二年正月の初吉丁卯とすればその元旦朔は④となり、共懿孝の何れの曆譜とも合わず、ただ夷王十二年㉞と一閏の差において合う。そして燮伯・益公が夷王期の器銘にみえることは、すでに述べた。殘る問題は共王期とされる井伯の名號のみであるが、それはおそらく家號としてその稱を襲用しているものと思われる。一般に一家にして世代を異にし別人であることを示すときには、たとえば克・伯克・師克・善夫克、師俗父・伯俗父、詢・師詢、師嫠・輔師嫠のように、官職や伯叔を冠稱して區別する例であるが、たとえば井・燮・毛など周室貴戚の家では、家號として井伯・燮伯・毛公などの稱號を襲用する例であつたようである。それでその關係彝器は西周の各期にわたつてみられるが、しかし益公のような廟號は一家のうちで襲用されるということはない。井伯・燮伯の名がこの時期においてその家號を稱する人と解しうるならば、器銘の日辰をも考慮に加えて、これを夷王期と定めることができる。銘文中の他の人名では、師俗が懿王三年の師晨鼎にみえ、本器を夷王十二年とするときその間約四十年である。師晨鼎の師俗と本器の師俗父と、また父子異稱の例であるかも知れない。

盂は從來遺器の少い器種であり、通考には殷器二、西周後期の器三を録するのみである。三代一八・一二には盂の銘四文を列するがみな列國期のものであり、その器制もまた殷周期のものと甚だ異なる。先般の中國古銅器展昭五一年に出品された故宮博物院藏の伯盂は、この器のような鉤稜をもたぬものであるが全體の器制は甚だ近く、頸部に顧鳳、腹部に蕉葉狀獸文、圏足部にも帯狀の顧龍文を付しており、その顧龍文は共王十五年趞曹鼎の帶文と似ている。銘に「白乍寶障盂、其萬年、孫々子々、寶用享」とあり、その字迹は師望の器や克鐘に近い。克鐘は孝王十六年の譜に入るものである。永盂は伯盂に比して文様にいくらか便化の趣があり、字様も暢達の風に乏しく、夷王九年の乖伯段の小字様に類している。伯盂との比較を以ていえば、永盂はそれより時期のやや下るものと考えられる。

永とあるいは一家の器と思われるものに永盂があり、「永乍寶障彝□側身形圖象」と銘しいまフリアに藏する。陳氏の分類A八一三・R一六六に錄して西周初期の器とし、唐氏もその器制文様によつてほぼ成康期のものであろうという。この系統の盂としては永盂が時期のおそいものであるらしい。虢叔にも盂二器があるが、その器影は知られない。器の時期について、唐釋には上掲の表に對する詳しい説明が加えられているが、すでに斷代の章にそれに對する小批を試みてあるので、ここには略する。また伊藤氏の關聯器表も詳密なもので參考とすべきであるが、問題が廣汎にわたつているので、ここには一應夷王期説を提示するにとどめておく。器は近年の出土であるにかかわらず、その出土事情の詳細が全く報告されていないのは不審とすべきである。器銘は土地の轉賜問題に關しており、散氏盤・大段二・鬲従盨や近出の裘衛盉・裘衛鼎一などとともに、夷厲期の土地所有關係の展開を考える上に、重要な資料を提供するものである。

唐蘭氏はまたのち讀者の來信に答えて「永盂銘文解釋的一些補充」文物・一九七二・一一をかき、器の時期について「1穆王末年的長由盉、穆王在下減应、人物有邢伯、以及師耤簋和師嫠簋、人物有榮伯、2共王時期的師瘨簋、王在周師司馬宮、格太室、人物有司馬邢伯□、3共王十七年的詢簋、王在射日宮、人物有益公、4共・懿期間的孟簋、是和遣仲的兒子同輩、5懿・孝期間的盠尊・盠彝和羹簋・畢鮮簋、都是益公的孫子一輩」と各人物關係の器よりしてその時期を推定し、その年數計算を試みた結果、この器の時期を共王十二年前九二八年左右より前九四一年までの間、ほぼ前九三〇年前後とする説に改めている。

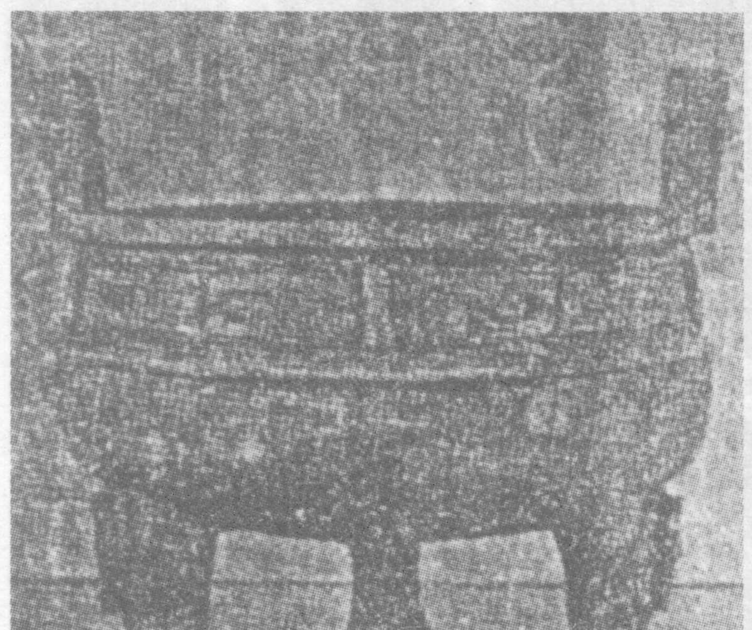
この唐蘭氏の各器の時期推定にはかなりの混亂もあり、斷代曆譜の計算も實際には行なわれておらず、本器の時期推測の根據とすべきものはこのような方法ではえられない。また釋字について、「厥率口」の末釋一字を馬子雲氏の近拓によつて舊と釋しうるという。陳邦懷氏の「永盂考略」文物・一九七二・一一にも詩の「率由舊章」の意とするが、それでは文意の通じがたいところである。陳氏の考略には概ね郭釋を是とし、唐説についてはこれに斥非を加えることが多く、持平の見としがたいところがある。

四、散伯車父鼎　扶風法門莊白諸器

出土　「莊白大隊位于陝西省扶風縣法門公社西北、在周代岐邑範圍之內、是我省周代青銅器的主要出土地區之一、據不完全統計、近五十年來、該地曾先後出土周代銅鼎・段・壺・盤・匜等珍貴文物三百餘件、……本文介紹的這批銅器、就是莊白大隊占陳村下中農陳志堅同志于一九六〇年割草時發現的、一九七一年六月全部交給了國家、現藏于陝西博物館、這批銅器共十九件、計鼎五・段八・壺二・盤一・匜一・勺二、其中十四件有銘文、有的銘文長達二十六字、爲研究周代歷史提供了重要資料」文物

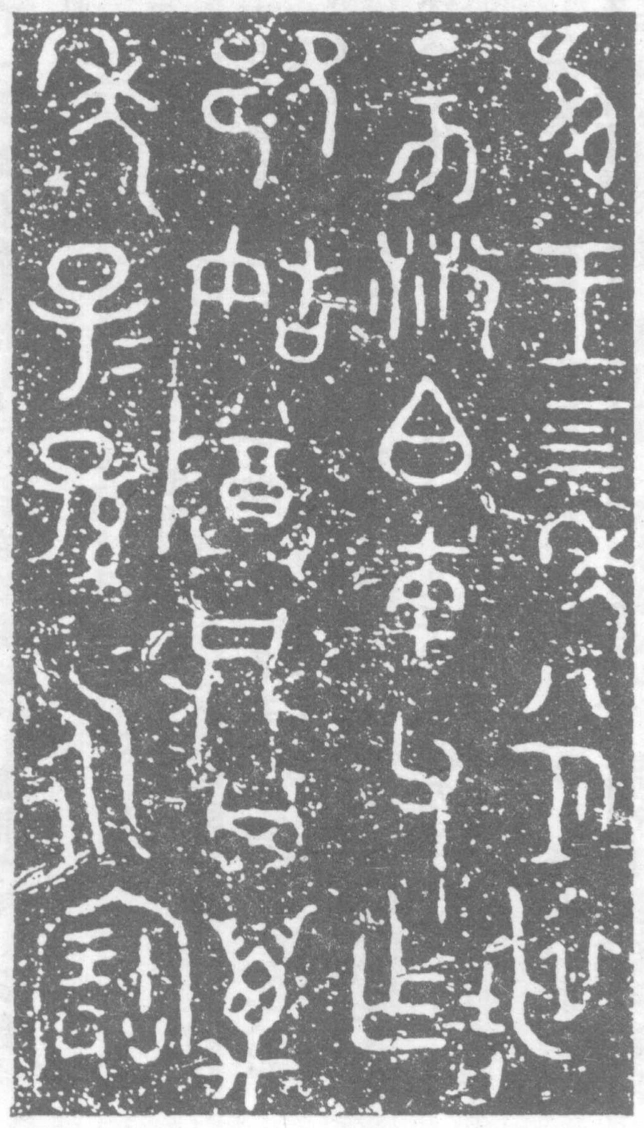
著錄考釋　「扶風莊白大隊出土的一批西周銅器」史言文物・一九七二・六

器制　「散伯車父鼎四件、由大遞小、形成一列、甲鼎通耳高四七・二、口徑四二・二、腹圍一三五糎、耳立在口沿上、微侈、蹄足、口沿下飾夔紋、足飾饕餮紋、口內



散伯車父鼎

有銘文四行、二十六字、乙鼎通耳高四〇、丙鼎通耳高二八・二、丁鼎通耳高二五・七糎、乙丙丁三鼎的器形・紋飾・銘文均同甲鼎、惟乙鼎銘文中的子字・孫字均爲重文、丁鼎銘文八月初吉四字泐損過甚」文物

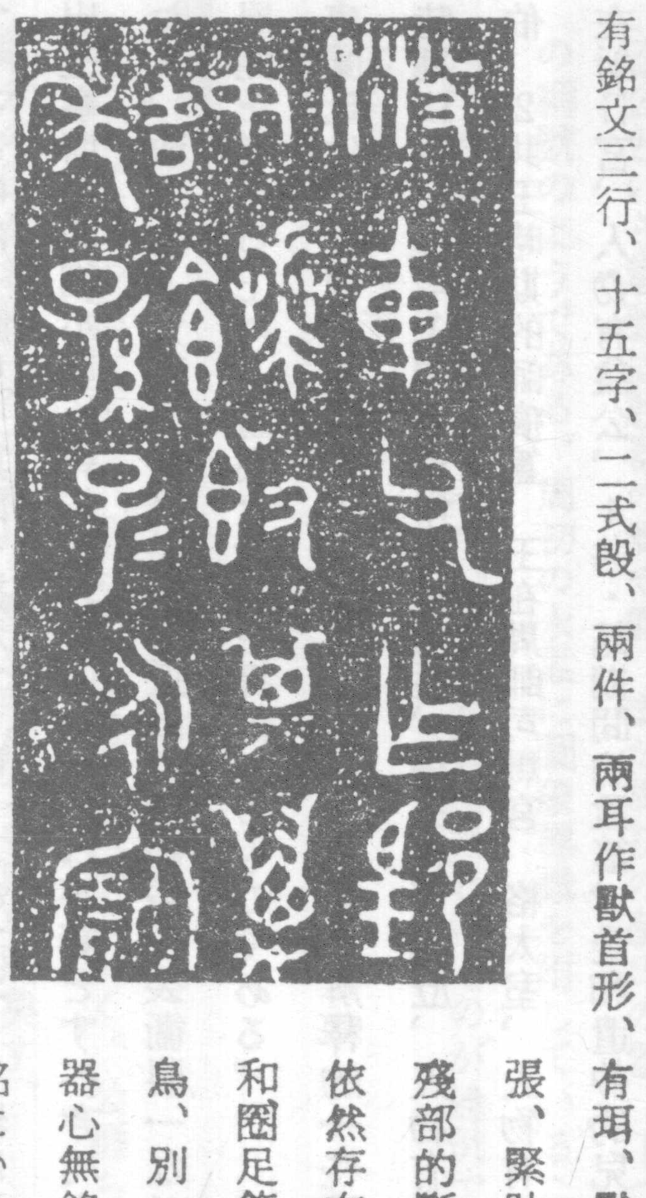


隹王四年八月初吉丁亥、散伯車父乍邪姞隮鼎、其萬年、子子孫、永寶

散伯車父は同出の器にまた散車父というものと同一人であるらしく、散氏盤にいう散氏の作器であるものとしている。器の時期について報告者は、同出の弦文鼎一器を西周初期とするほか、餘はみな西周中期に屬するものとしている。本器の「王四年八月初吉丁亥」㊼の日辰がその曆譜に合するものは、中・後期を通じて夷王の他に求めがたく、器は夷王四年の制作と定めてよい。散氏盤はおそらく孝王期の器と考えられるものであるから、この散伯諸器はそれより一世代下るものであろう。散氏の諸器については散氏盤 卷三上・第二四輯・一三九 の條に散伯卣・散姫鼎・散伯段・散伯匜などを附說した。今次出土の散氏諸器を加えるとすべて十九器に達する。

散氏はおそらく姫姓の族であろう。散姫鼎に「散姫乍隮鼎」とあつて自作の器とみられ、散伯段に「散白乍矢姫寶段、其萬年永用」というのは、矢氏に嫁した女のために散伯が與えた媵器である。散氏が姜姓の女を迎えていることは、散車父壺にその皇母を姜姓としていることからも知られ、從つて本器の邪姞もまた姞姓より迎えたもので、車父の皇母にあたる人であろう。姞姓はもと豫西方面の族であるらしく、金文には㳄尊の公姞、尹姞鼎の尹姞、匽侯鼎の王姞、單伯諸器の仲姞、蔡姞段の蔡姞などの名がみえる。散氏が邪姞のために多くの祭器を作つているのも、當時の姞姓に名族が多いことを示すものであろう。なおこの甲乙兩鼎の他に、同出の器數件がある。

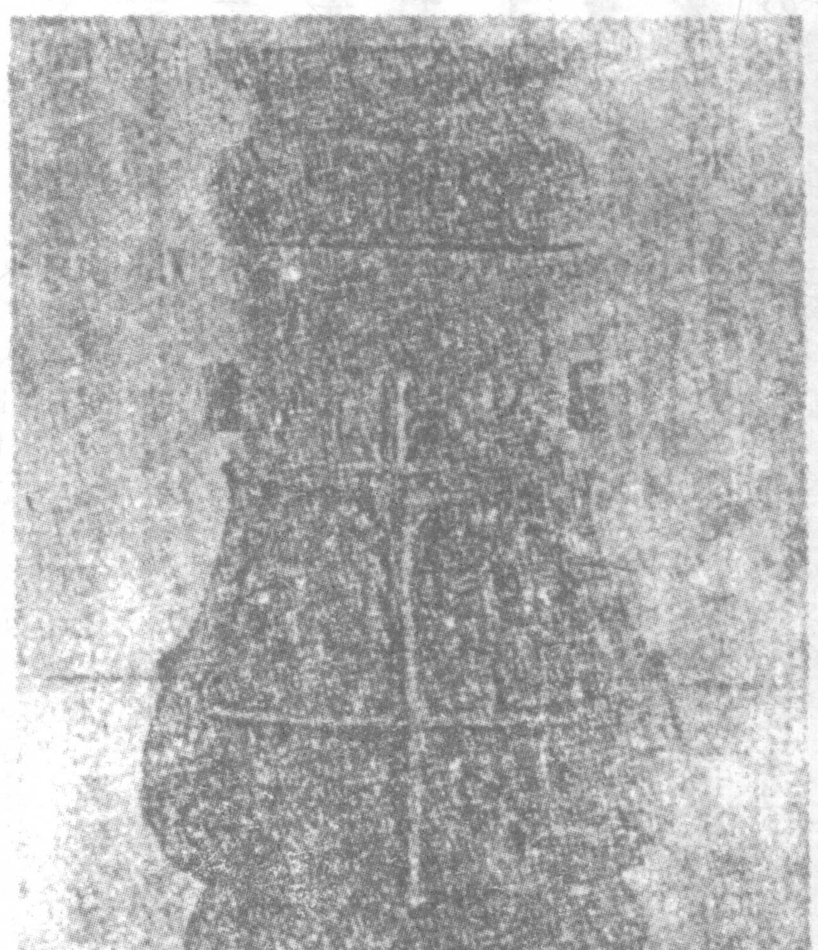
散車父段　文物にいう。「散車父段　共五件、一件缺蓋、銘文相同、依其紋飾不同可分兩式、一式段、共三件 (其中一件蓋佚)、通蓋高二〇・五、口徑一九、腹圍七六糎、兩耳作獸首形、有珥、獸首的兩耳聳起、圈足下有三小足、腹飾瓦紋、口沿、圈足和蓋均飾竊曲紋、蓋頂爲一鳳鳥紋、蓋上和器心有銘文三行、十五字、二式段、兩件、兩耳作獸首形、有珥、獸首的兩耳與一式段不同、不聳起而後張、緊貼頭部、一段的一個附珥下端已殘、從殘部的斷面觀察、耳是空的、鑄器時的內模土依然存在、圈足下有三小足、腹飾瓦紋、口沿和圈足飾回紋、一蓋沿爲竊曲紋、蓋頂爲一鳳鳥、別一蓋沿飾回紋、蓋頂爲回紋組成的圖案、器心無銘、蓋上的銘文同一式段、惟餴字作𢍏」。銘にいう。



散車父乍□姞餴段、其萬年、孫子子、永寶

姞字の上一字は未釋、扁は玉上に肉片様のものをおく形である。散伯車父鼎では邪姞の器を作つているが、本器を以て祀られるものもまた姞姓の婦人である。

散車父壺　文物にいう。「散車父壺　兩件、器形・大小・紋飾相同、惟銘文稍異、通蓋高四一、口縱一四・六×一一・一糎、蓋高八、器深二七・二、圈足二〇・五×一五糎、腹和圈足飾鱗紋、頸部和蓋爲鳳紋、甲壺蓋口內有銘文六行、二十四字」。銘にいう。



散伯車父壺

散車父乍皇母□姜寶壺、用征姞氏、白車父其萬年、子子孫子、永寶

乙壺蓋口內の銘文は六行十七字、

散氏車父乍□姜隮壺、其萬年、子子孫子、永寶用

という。姜上の一字は兩壺それぞれ異構であるが、兩壺同制であることからいえば、あるいは異構同文の例とすべきものかも知れない。報告者は兩字を醯と釋するがなお疑問である。字は神

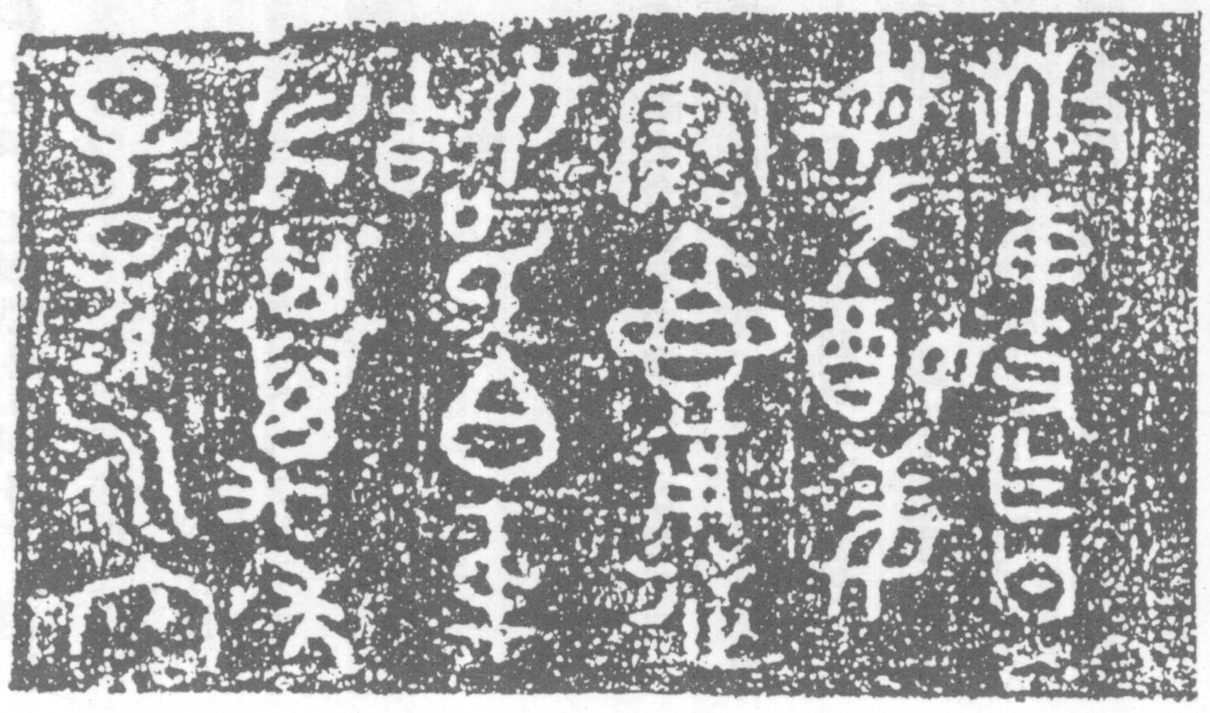
に對して酒を用いる儀禮を示す形とみられる。第一器の姑字は姑下に口形を加えているが、姑の繁文であろう。「用征姑氏」の征は征行征伐の義ともみえず、毛公鼎にいう「用歳用征」の意であろう。すなわち祭儀をいう。散氏は姬姓にして、姞・姜の諸族と通婚の關係にあつた。

歸叔山父段　文物にいう。「歸叔山父段共三件、器的形制・大小・紋飾・銘文均同、通蓋高二〇・五、口徑一八、腹闊七六糎、獸首的兩隻角扭轉成螺狀、圈足下有三小足、腹飾瓦紋、口沿・圈足和蓋沿飾回紋、蓋頂爲一展翅欲飛的鳳鳥、器心和器蓋均有銘文三行、十三字」。銘にいう。

歸叔山父乍𢾊姬障段、其永寶用

歸は歸父丁鼎三代・三・一七・歸父壬鼎三代・三・一七・二など殷系の器にその名がみえるが、叔山父は周系の名號である。地名として殘された歸が、のちその地の居住者の氏號となつたものかも知れない。𢾊は集韻に「同姪」とみえ姪の音でよむ。蘇甫人匜に𢾊妃の名がみえている。

この器が散伯諸器と同出することについて、報告者は「何以能與散氏之器埋在一起、推其原因、一是散氏兼幷歸時得



來、一是歸與散有婚姻關係、或者尙有其他原因、尙難肯定」という。遺贈などのこともありうるが、一般に同坑出土の器は祭器として器群をなしていたものとすべく、散氏が姬姓であることからいえば歸は散氏と婚姻の關係にあるものであろう。

從來著錄の散氏諸器には出土地の明らかなものがなく、その本貫を確かめることができなかつたが、この散伯車父諸器が散氏の本宗の器ならば、散氏の本貫は扶風法門の地と定めることができる。その地は克氏・函氏の器群や禹鼎・毛公鼎の出土地と相接し、西周後期の大族勢家の密集地である。しかし散氏の經營の地は散氏盤にしるすところによると、眉は渭水南岸の郿縣にしてその南方の山陵にわたる地であり、夨氏の經營の地に接する。夨氏もその器に鳳翔の出土と傳えるものがあつて、その本貫は渭北の鳳翔であろう。すなわち岐山・鳳翔を本貫とする散氏や夨氏が、その經營地を渭南に擁していたこととなるが、岐山一帶の諸豪族の土地所有や經營の形態は、槪ねこのようなものであつたと推測される。大克鼎において數所にわたる賜田のことがしるされているのも、そのような莊園的な經營が一般的であることを前提として理解することができよう。散氏本貫の地を大散關方面に求める舊說は、この器群の出土によつて一應否定されるが、岐山・扶風の大量に上る坑藏器群の問題が改めて檢討されるべきであろう。この器群の出土事情の詳しいことは報告されていないが、報告者はこれを坑藏品とみなしている。そして

散是國族名、因以爲氏、伯是爵位、車父是字、散是周王朝統轄下的小國、地在今陝西寶雞縣西南、卽水經渭水注中所說的大散關之散、周初輔佐文王的五臣之一散宜生可能是散車父的祖先、這批器物可能是犬戎滅周、周室東遷時、散之貴族亦隨之逃亡、因銅器笨重携帶不便埋入地下的

と論じ、西周滅亡の際、その東奔にあたつて一時埋匿したものとするが、散氏の本貫は他の諸豪族と同じくこの地にあつたものとすべきであろう。孝王期と考えられる散氏盤に眉地の經營がしるされていること、夷王四年の散伯車父鼎など散氏諸器が扶風法門の出土であることは、散氏が少くとも孝夷以來この地に根據するものであつたことを示す事實である。

補五、旗　鼎

時　代　成王史言　郭釋

器　名　「眉縣楊家村大鼎」史言　「眉縣大鼎」郭沫若　「旗銅鼎」出土文物選

出　土　「一九七二年五月二八日、陝西省眉縣眉站公社楊家大隊王雙海同志、在村西北約三〇米處的土壕邊上發現一件罕見的大銅鼎、當卽報告縣文化館、接着上報省文管會、六月一日省文管會卽派兩位同志前去勘查、待到現場後、鼎已取出、據王雙海等同志講、鼎出土于一灰坑內、距地表約一米、出土時鼎斜臥于一灰坑內、除鼎外、同坑未曾出現其他器物、經觀察、此處和過去經常出土西周銅器的李村緊緊相連、文化層堆積很厚、西周的陶鬲・陶罐・陶盆等殘片很多、係一大型周代遺址、鼎出土的地點似爲遺址的居住區」史言　墓葬品でも坑藏器群でもなく、住居址に一器



旗　鼎

のみ發見されたものという。

著錄考釋　「眉縣楊家村大鼎」史言　文物一九七二・七「關于眉縣大鼎銘辭考釋」郭沫若　同上「旗鼎」出土文物選・二四

器　制　「通高七七、口徑五六・五、最大腹圍一八七糎、重七八・五公斤、斂口、鼓腹、直耳、柱足、口沿下飾饕餮紋、底塡以細雷紋、足飾一大饕餮面、耳的兩側有兩條相對的夔龍、鼎腹底部有三個直徑一一・五、深約四糎的圓窩、窩下係鼎足、圓窩周圍有明顯的足與腹合鑄時留下的一圈鑄縫、大腹外壁及足部淤結一層厚厚的黑色烟灰、顯係長期使用之故」史言　坑



藏前に長期間使用されていたものらしく、器は周初のものであるが、坑藏の時期はおそらく後期に下るものであろう。

銘　文　「口沿內有銘文四行、二十七字、重文一」史言

唯八月初吉、王姜易旟田三于待□、師𪉖酤兄、用對王休、子〻孫、其永寶

史言氏の考釋にいう。

作器人爲旟、與𩛥鼎・員卣的史旟當爲一人、𩛥鼎、隹王伐東夷、濂公令𩛥眔史旟曰、以師氏眔有𤔲遂或𢦏伐腺、員卣、員從史旟伐會、王伐東夷、卽尚書序中所說的成王伐東夷、史旟是濂公的部下、受濂公之命曾率其部屬伐腺（卽豫字、今河南）、幷攻克了鄶國（今河南密縣東北）、由此可知旟爲成王時人、此鼎作于成王時期、王姜乃成王之后、王姜見于銘文者有令𣪘・睘卣・睘尊（此處稱君、卽王姜）・史叔隋器・丕壽𣪘等、此鼎的發現進一步證明了上述諸器均屬于成王時期、有人認爲王姜是昭王之后、因此把令𣪘・睘卣・睘尊・丕壽𣪘定爲昭王時器 吳其昌、金文厤朔疏證、顯然不當

待下の一字について、史言はその左偏を粟に從う字とし、「長在田上的禾穗、必然是粟米之類」と說き、待□で地名とする。また銘文の文意について、史言氏の要約にいう。「卽王姜賜給旟的三田原爲師𣝬占有、王姜將此三田收回轉賜給旟、師𣝬表示樂意于把田給旟、師𣝬酤兄的含意、和大𣪘銘辭中所說的王把原爲趦睽占有的邑里收回轉賜給大、趦睽曰、余弗敢𪉖（婪）之意相同、旟因受王姜的賜田而作」　すなわち銘文にいうところは土田の轉賜であり、師酤はその土田の提供者であるとするのであるが、この種の轉賜のことにはさらに詳細な授受の手續上のことが記錄される例であり、このような簡率な記述のものはない。しかし史言氏は器銘を土地の轉賜をいうと解してその歷史的意義に及んでいう。

此鼎的發現甚爲重要、鼎的形制渾厚、文字古樸、均爲周初之特徵、尤其從銘文的內容已可肯定此鼎作于成王時期、這就爲西周銅器斷代又增添了一件標準器、再者、銘文亦有一定的史料價値、它反映了西周的土地占有形態是「普天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣」、王是最高的土地所有者、王可以將土地和人民任意賜給其臣屬、所謂「授民授疆土」、王亦有權將賜給臣屬的土地收回、其臣屬對王所賜的土地沒有所有權、而僅有使用權、到了春秋戰國之際這種情況才發生了根本的變化、土地變成了私有、社會性質亦隨之發生了巨大的變革、地主階級登上了歷史舞臺

銘文の「王姜易旟田三于待□、師𪉖酤兄」十三字からこれだけの問題を導くことはもとより困難であり、銘文の解釋としてその限度をはるかに超えているものといえよう。この考釋に對して郭氏は、「鼎確是周成王時器、無論從形制・花紋・銘辭・字迹來看、都當屬于周初、史言同志的看法是正確的」と稱しながらも、「但關于銘辭的考釋、我有點不同的小意見寫出以供參考」とし、器銘は田土とその地上耕作物の賜與をいうものとする。

郭氏は待下の一字を史言氏と同じく田中禾穗の象と刀に從う形とし、刈穗の義とする。それで「錫

旗田三于（與）待刈、是說將三個田和田中有待收穫的禾稻一幷授與」、すなわち田土とその地上の收穫を待つ作物とを賜與したものと解する。于を與の義とし、銘文の「八月初吉」は「還未到秋收的時節、國風豳風七月言十月穫稻、又言十月納禾稼、可見距收穫還早兩個多月」というのは、いかにも郭氏らしい巧說であるが、敔𣪘「易田于敆五十田、于早五十田」、大克鼎「易女田于埜、易女田于淠」などの金文の語例からみて、待□は地名とすべきである。

「師𪉖酤兄」を史言氏は師𪉖を人名、酤は甘、兄は貺、大𣪘の「余弗敢𪉖」と同じく轉賜の命を承認する語とし、郭氏は酤を闊、兄を貺、「闊貺猶言厚饋也、旟既得到王姜的賜田、又得到師𣝬的厚惠、故作鼎以爲紀念、對揚王休」という。兩氏の甘貺・闊貺の解は何れも文義において妥適でなく、かつ師𪉖と旟との關係が明らかでない。この文は轉賜のような複雜な關係を意味するものとは考えられず、また郭說のように旟に對する賜與に師𪉖が厚饋を送る理由も知られない。

兄は兄に褒袖の垂飾を加えた形で、金文において保卣「征兄六品」、令𣪘「公尹白丁父兄于戍」のように貺恵の意と思われる語例も存するが、また卬其卣一「丙辰、王令卬其兄殷𢦏夆田」のような例もあつて、兄殷とは祝殷、田土に對する修祓儀禮を意味する語と思われる。殷と釋した字は上に兩禾軍門の象を附しており、軍禮における殷同の意と思われるが、それならば夆田の田は畋獵の意であろう。この器銘においてもそれは師職にある𪉖によつて行なわれているが、賜田の際の儀禮であるから、新しい所有權者に對する田土の修祓儀禮と解してよい。その儀禮にはおそらく酒を用いて地靈を祀つたと考えられるが、酒を以て地を祭ることを與という。禮記文王世子「興器用幣」の

注に「興當作釁」というが、興は書の顧命にいう「灌地血祭」、周禮舞師に「凡小祭祀、則不興舞」とあり、禮記樂記に「降興上下之神」というのは大祭祀に當る。降は上神を招き、興は下神を興す灌地の禮をいう。すなわち酷兄がその儀禮である。

この賜田のことは王姜の命ずるところであり、おそらく王姜湯沐の邑土のうち待□所在のものが旗に與えられたのであろう。旗は齊鼎・員卣にみえる史旗の族で、その家は祝史を職掌とするものであつたが、史旗はそれらの器銘によると東夷を伐つ軍役に従つている。また師𤞷は𤔲方鼎に𤞷中の名がみえ、𤞷中の鼎三代・二・五一・二・段移古・一・四九のほか𤞷侯器蓋日本・三〇四、また師𨑞盨三代・一〇・三七・二に旗姫、吹方鼎貞松・上・一四に旗妊、周棘生段三代・七・四八・二に旗娟媞の名がみえ相當の著姓であり、𤔲方鼎では旗中は尹の職にある。その家もまた儀禮に關與する職掌のものであつた。王姜について、郭氏はかつて成王妃説を持していたが、この考釋では武王妃説に改めていう。

今按常是武王的后妃邑姜、太公望之女、武王所謂予有亂臣十人之一、孔丘説有女人焉、九人而已、卽指邑姜、論語注以爲文母、前人謂指武王之母大姒、文王的后妃、其實不然、武王何得把自己的母親稱之爲臣、師櫨與王姜幷列、其地位必然很高、是毫無疑問的

金文の王姜を說くに論語の文を用いるなど、まことに拘泥に失する論である。王姜については王姜諸器に述べたが、成王期金文にみえる王姜がもし先君の妃太后ならば、たとえば康王の妃を昭王期において康王の生稱休王の休を冠して休天君と稱し、また略して天君というように、邑姜を稱するにも武天君・太姜などの語を用いるべきであろう。王姜の名は王改・王姞・王姒などと同じく、現

在の王妃の身分を以て稱する語と思われる。新出の𢦚鼎一にも「王𠚤姜吏內史友員」「𢦚拜𩒨首、對揚王𠚤姜休」とあり、王姜諸器とともに、王姜が王の代行者として行爲することが多く、本器もその例であろう。ゆえに末文に「用對王休」という。休寶は幽韻。文にいう。

これ八月初吉、王姜、旗に田三を待□に賜ふ。師𤞷、酷祝す。用て王の休に對ふ。子々孫、それ永く寶とせよ。

器制は大盂鼎に酷似し、ただ大盂鼎の通高一〇二・一糎、重一五三・五瓩に稍しく及ばないが、周初圓鼎の代表的な精品となしうる。字迹も殷代直方の風を存し、その時期は大盂鼎に先行するものと思われる。そのような周初經營の初期にあつて、周人の間に土地轉賜のことが行なわれるはずはなく、史言氏の轉賜説は明らかに當時の土地事情に合わず、また郭氏の邑姜説は、大盂鼎との比較からも時期として早きに失する。史旗・𤞷の關聯諸器が成康期に位置することからみて、この器もその時期に屬すべきものであろう。

補六、衛段

出土　「一九七三年五月、長安縣灃西公社農民在取土時發現的」考古 新旺村の坑口は地表深一米、平面は不規則な圓形で直徑約一・二米の土窖である。墓葬や建造物の痕迹はなく、その窖中から一鼎一盂が出土した。盂は鼎中にあり、二器倒置。馬王村は一九六一年一〇月にかつて銅器五十三件を出したが、またその西方三四米のところからも銅器二五件が出土。これも深さ約一米の土坑中に整然と埋藏されていた。この器群の段・鼎には銘文がある。



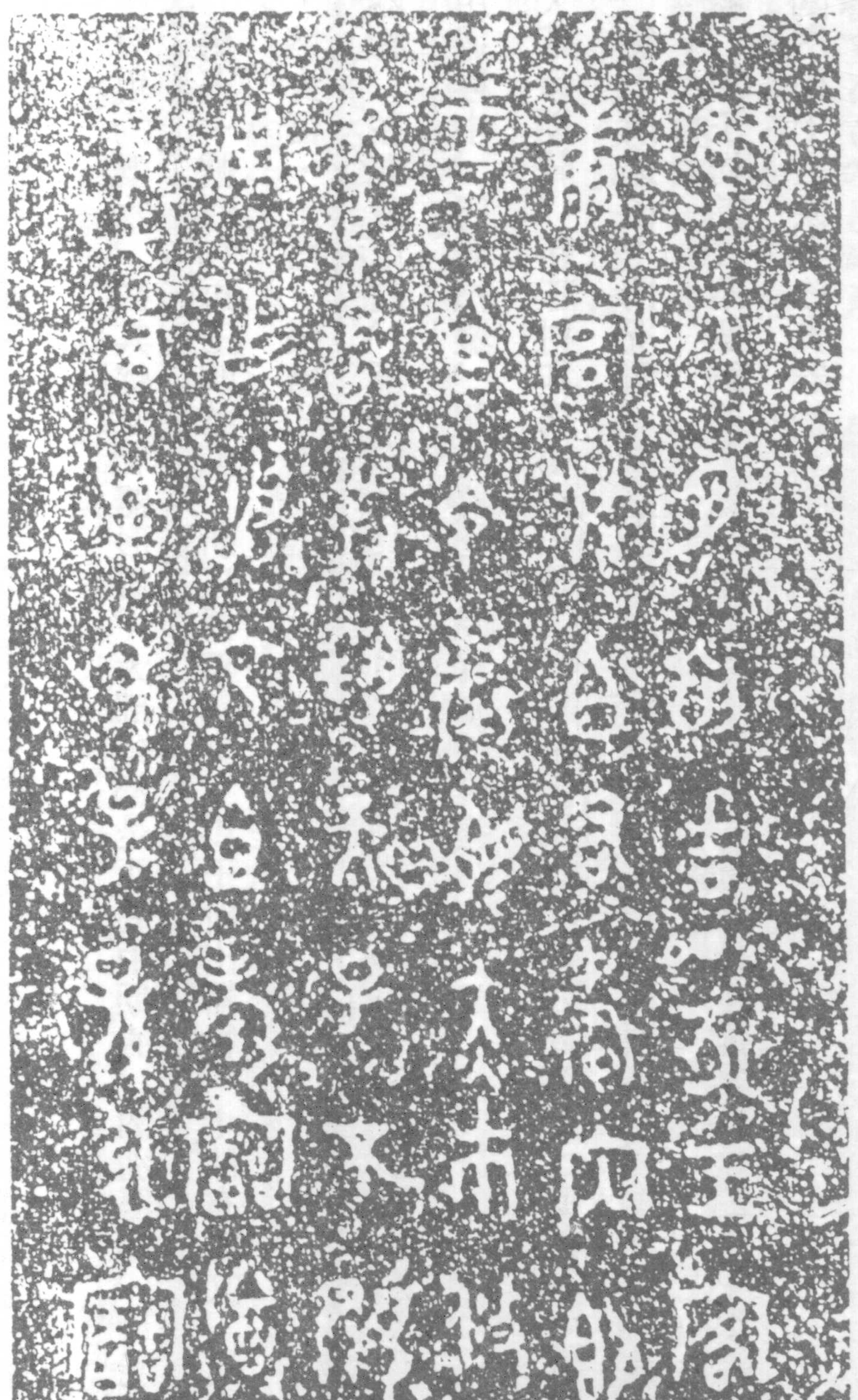
衛段

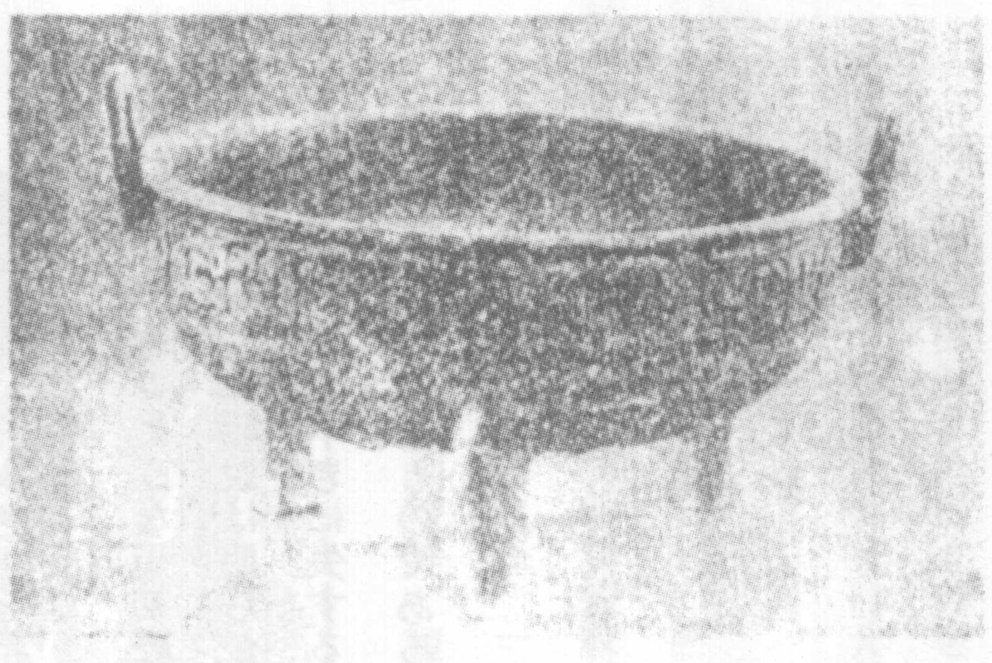
著錄考釋　「陝西長安新旺村馬王村出土的西周銅器」西安市文物管理處、考古・一九七四・一

器　制　馬王村出土の衛段は同銘四器。「段下有方座、上有蓋、蓋・腹・座皆飾饕餮紋、兩耳呈獸形、有珥、帶蓋高三一・六～三三、口徑二一糎。器腹前後各飾一小獸頭」考古 器制は追段・格伯段に近い方座段である。

銘　文　「蓋腹銘文相同、計五七字」考古

隹八月初吉丁亥、王客于康宮、焚伯右衛內、卽立、王曾令衛、易赤市攸勒、衛敢對揚天子不顯休、用乍朕文且考寶𩵦段、衛其萬年、子々孫々、永寶用





衛三號鼎

右者燮伯は康鼎・同段・輔師嫠段・弭伯段などにみえ、康鼎・輔師嫠段では本器と同じく康宮で册命が行なわれている。この器もそれらと時期が近く、おそらく孝夷期に屬すべきものであろう。𠭰は副詞の用義で初見、𠭰令とは醽褻というのと同義で再命の意。その際にまた赤市と攸勒とを賜うて、これに對えて文祖考の器を作ることをいう。賜の字は異構。文は有韻、亥宮勒休段は幽之合韻である。文にいう。

これ八月初吉丁亥、王、康宮に格る。燮伯、衛を右けて内り、位に卽く。王、𠭰て衛に命じ、赤市・攸勒を賜ふ。衛、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文祖考の寶䵼段を作る。衛それ萬年ならんことを。子々孫々、永く寶として用ひよ。

同出の鼎三器。第一號鼎は直耳斂口、鼓腹柱足、通高五三糎の大鼎で、腹内に「或乍寶鼎、子孫永用」という。或は異構の字であるが、かりにその字を宛てておく。二號鼎は圓耳三小足、器制頗る特異、頸部に顧龍帶文を附している。三號鼎は淺腹附耳獸足、通高二二糎、時期最も晩く、腹内に三行二十一字の銘文がある。

衛乍文考（小）中姜氏盂鼎、衛其萬年、子々孫々、永寶用



と銘する。また衛氏の器である、段四件の方座段は衛段として標目器に掲げたが、別の二件は附耳の直紋段、銘に「隹十月孟要乍文考寶段、其子孫、永寶用」という。その形制は大師虘段と極めて近く、また五年師旋段と近似しているが、ただ圈足にして師旋段のような三小足がない。大師虘段は懿王の十二年、また五年師旋段は夷王五年の譜に合う。本器もこれらと時期の近いものと思われる。別に甗・匜・盤・壺と甬鐘十件とがあり、鐘は五式に分れる。いずれも銘文はない。

新旺村出土の鼎は通高八五、口徑六三糎に及ぶ大鼎で立耳斂口、鼓腹柱足、腹部の主文は鉤連雷文、頸部に饕餮と翼稜、三足上部に獸文と翼稜をもつ。昭和五十一年の展觀に出品されたが、鬱然たる古器の偉容を示し、その器制は大盂鼎に近く、時期も周初のものであろうと思われる。同出の盂は通高四〇・五、口徑五五、侈口附耳、正中に銜環の獸頭、器腹に波狀文、頸部に虺龍、圈足に斜角文を飾り、雄偉の制作である。新旺二器には銘文を加えないが、その制作にみるべきものがある。

以上の諸器について、報告者はこれらの坑藏品を周室東遷の際のものとする郭沫若氏の説を引き、

附說していう。

這次所發現的器物、從其銘文和器形看、大部分都是西周中期的、個別器物、可能較早、如新旺一號鼎、馬王一號鼎和馬王四號甗、新旺器無銘文、馬王所出器物、十件有銘文、這兩批器物、有烹飪器・盛食器・水器・樂器和車馬器

這些器物、在埋藏以前、都是經過長期使用的、烹飪器的器表、都有很厚的烟熏痕迹、有些器物、在使用過程中、已經損壞、個別器物、尙有修補痕迹

文化大革命期間、新旺村和馬王村一帶、都陸續出現過一些西周銅器、據說其中有鼎鬲爵罍盂匜方壺等、從上所述出土情况看、有些也似爲窖藏器物、馬王村發掘過一個銅器坑、這次又發現了這兩個窖藏、馬王村前後兩個銅器窖藏距離很近、新旺村前後出土銅器的地點也不很遠、在這相距不遠的範圍內出土這麼多珍貴器物、說明灃西地區很值得重視、灃河以西、客省莊以南、關道村以北、一說馮村以北、張家坡以東這一地區、被認爲是豐京遺址所在、考古・一九六二・六、我們認爲、這種說法是有道理的

七號段銘之燮伯、還見于康鼎・卯段・同段、郭沫若同志謂燮之封邑在豐京隣近、此器出土于豐京一帶、恰可作郭沫若同志考釋的一個實物證據

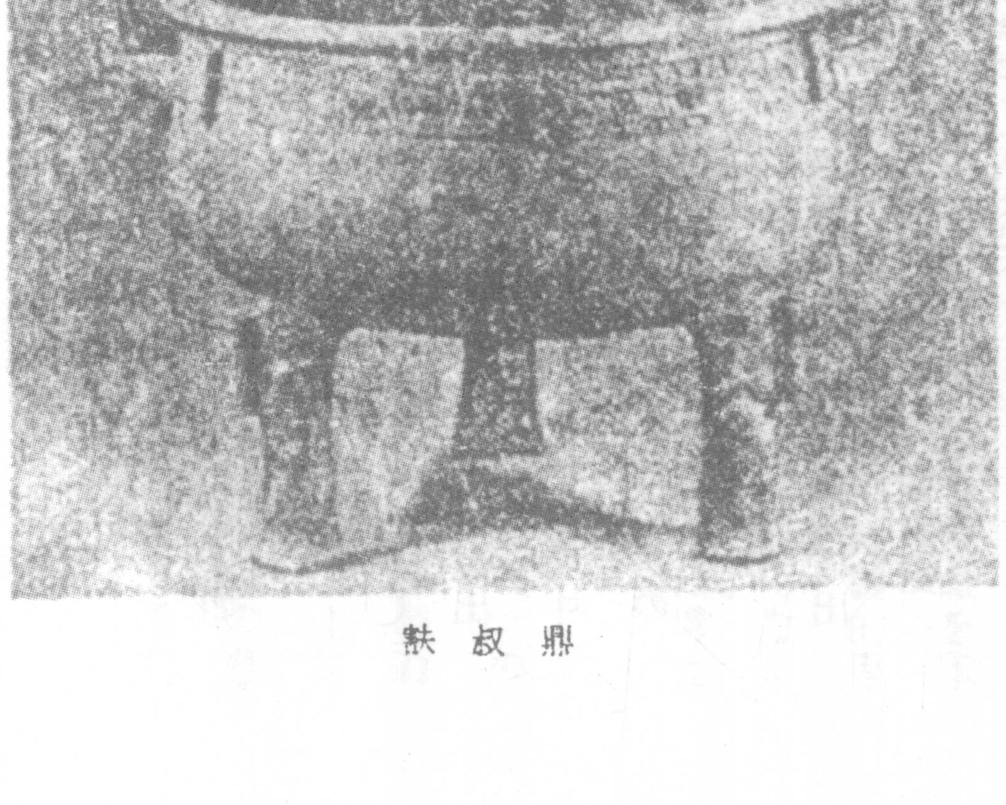
燮伯が𦽃宮𦽃人を支配する勢家であったことは康鼎・卯段にみえる。またこれによって𦽃は豐の地にあり、𦽃を鎬と釋する陳夢家說の疑うべきことも知られるのである。

補七、㝬叔鼎

出土 「一九七三年十二月、藍田縣草坪公社草坪大隊社員在山坡上平整土地時、發現了一個西周銅鼎、……此鼎出自農耕土下堅硬的岩石層、未有任何其它發現」文物・一九七六・一

器制 「鼎通高五一、口徑四九、最大腹圍一五四、耳高一六糎、重二三瓩、口微斂、沿外折、腹較淺而微鼓、半蹄足、附耳、口沿下飾竊曲紋、足飾饕餮紋、腹部有一道合鑄時留下的鑄痕、底部有炲煙、當爲長期使用的緣故」同上 附耳獸足の鼎としては足部に翼稜などもあつて器形古雅、克鼎などに近い時期のものであろう。

銘文 「鼎內腹壁上有銘文五行、行九、十字、重文一、共四十七字」文物



㝬叔鼎



隹〔王〕正月初吉乙丑、㝬叔信姫乍寶鼎、其用享于文且考、㝬叔眔信姫、其易壽考、多宗永令、㝬叔信姫其萬年、子々孫、永寶

王字は明晰でないが、王正月というのが例である。㝬について文物に郭氏の舒と釋する説を引くが、字は簠の金文中に含まれる形で甫の音でよむべく、宗周鐘にみえる㝬は甫侯、すなわち姜姓の呂國に外ならない。㝬叔と信姫とを連稱するは夫婦であろう。虘鐘にも「虘眔蔡姫」のように夫妻の名を連ねているが、あまり例のないことである。信姫の信は人と口に從う字形で、かりに信の字を充ててお く。「其易」以下は祝嘏の辭。壽考の考は九に從う形に作る。多宗は多弟子・多世と語例同じく、多世は班段にみえる。丑姫考姫考寶は幽之合韻、また令年は眞韻の字である。文に

これ王の正月初吉乙丑、㝬叔信姫、寶鼎を作る。それ用て文祖考に享せん。㝬叔と信姫と、それ壽考にして、多宗永命を賜はらんことを。㝬叔信姫、それ萬年ならんことを。子々孫永く寶とせよ。

という。器銘に紀年を缺くが、もし元年器とすれば、その日辰は懿孝夷厲四代のうち、孝王期にのみ適合する。十二年大師虘段は懿王期と考えられ、虘鐘はあるいは孝王初期のものであろう。それならばこの鼎と虘鐘とは同期のものとなり、夫妻の名を連記することもその當時の風尙とすることができよう。

補八、駒父盨蓋

時　代　「器物的制作年代當在周宣王十八年」文物

出　土　「一九七四年二月八日、武功縣蘇坊公社金龍大隊回龍生產隊社員在村西平整土地時、發現這件盨蓋、上面放置殘編鐘和粗繩紋陶罐各一件、附近還出土一件玉璧、此處爲一西周遺址、器物在距地表約一米許出土、周圍爲夯土層、從土層斷面上可以看見遺址文化層下有一層厚約三十糎的碎石舖築層、其四至不明、石子有三分之一是經過加工的、大小基本一致、約三至四糎」文物

著錄考釋　「陝西武功縣出土駒父盨蓋」文物・一九七六・五　執筆者吳大焱・羅英杰

器　制　「盨蓋高一八、口縱二五、橫一七糎、口沿飾重環紋、腹飾瓦紋、頂飾蟠夔紋、足飾雲紋、頂部中央有一凸出的橢圓形點」文物

銘　文　「蓋內鑄銘文九行、每行九字、共八十二字」文物

唯王十又八年正月、南中邦父、命駒父殷卽南者侯、逹高父見南淮夷、厥取厥服、堇夷俗、家不敢不□〔敬〕畏王命、逆見我、厥獻厥服、我乃至于淮、小大邦亡敢不□具逆王命、四月、還至于蔡、乍旅盨、駒父其萬年、永用多休



唯王十又八年を報告者は宣王十八年とする。銘文にいう南淮夷の綏撫を、詩の大雅江漢にみえる召公の淮夷征討と關聯するものと考えたのであろうが、南淮夷に對する經略が最も强力に進められたのは夷厲期のことであり、文中の南中邦父とは無叀鼎にみえる嗣徒南仲であろう。報告者もその説をとるが、無叀鼎を宣王期の器とし、小雅出車・大雅常武にみえる南仲とする郭氏大系の説を引いている。無叀鼎には紀年がなくてその時期を推しがたいが、文首に「隹九月既望甲戌、王各于周廟、述于圖室」とあり、その圖室はまた善夫山鼎に「隹卅又七年正月初吉庚戌、王才周、各圖

室」とみえるもので、その日辰は夷王の譜に入るも厲・宣の譜に合わない。從つて南仲は夷王期の人と思われる。小雅出車には北伐のことを歌い、大雅常武は徐方淮域を伐つことを歌う詩篇でともに宣王期のものとされ、常武の前に編次する江漢は召伯虎の淮夷討伐を歌うもので、そのため南仲を宣王期とする說が生まれるのであるが、常武の「南仲大祖 大師皇父」の句を毛傳に「王命南仲於大祖、皇甫爲大師」と同時の人としており、文錄にはその號を世襲するものがあったのであろうという。本器が夷王十八年の器ならば、十七年訇毀はその前年、十八年克盨は同年の器である。訇毀は王が訇に對して西門夷以下の諸夷を官嗣することを命じており、當時多くの諸夷が勞働力として陝西の地に送られていたことが知られる。この銘文も、そのような奴隷源を確保するために、遠く淮域に派遣され、その使命を終えたことをいうものであろう。

駒父はあるいは師奎父鼎にいう內史駒であるかも知れない。師奎父鼎に「唯六月既生霸庚寅、王各于大室、嗣馬井白右師奎父、王乎內史駒、册命師奎父」とあり、嗣馬井伯の名がみえ懿孝期の器である。その人は夷王期には有力な年耆者であつたはずであり、また器銘にいう「見南淮夷」「堇夷俗」などの行爲が、何らか宗教儀禮的な性格をもつものであるらしいことも、內史職たる長老に與えられた使命として、ふさわしいことのように思われる。

「𣪘南者侯」の𣪘は即の誤字。諫毀にも即位を𣪘立と誤書する例がある。南者侯は南諸侯。周はおそらく淮夷に泑む要域に多く諸侯を配していたのであろうが、ここでは漢陽より淮域にわたる方面の諸國をいうのであろう。この役においては三ケ月後に駒父は蔡に至つたという。蔡はおそらくい

わゆる上蔡の地であろうと思われる。

高父は他に所見がなく、あるいは高父乙觶（善齋・禮四・八六）の高氏の家であろう。その器は「高乍父乙彝」と銘しており、殷系の東方の氏族である。駒父が高父を遝いて南淮夷の地に赴くのは、諸夷の撫恤工作にその人を必要とするためであり、高父は從來南淮夷との接觸をもつものであろうと思われる。

見は見事・具見のように服事の儀禮をいう語であり、この場合の「見南淮夷」は省覲の意を以て招見を行なう意である。軍事において遹正・遹省というのと同樣であるが、この器銘では廣域にわたつて巡察を行つたものとみられ、下文に「逆見我」とあり、地域的に見事の禮をとらせたのであろう。宗周鐘に「具見廿又六邦」というのがその禮に當る。駒父のこのときの使命は「厥取厥服」「厥獻厥服」のようにその賦貢を徵し、また夷俗を正して周索に服せしめるにあつた。「厥取厥服」二句は動詞を缺くが、省略した語法とみてよい。取は賦斂、服は服事で服役義務、獻は進貢の意であり、南淮夷は從來この種の負擔義務を課せられていたのである。師寰毀に「淮夷繇我貟晦臣」といい、また兮甲盤に「淮夷舊我貟晦人」というのは、かれらが傳統的にそのような賦貢義務を負う隷屬者の身分であることを宣示する語である。

「堇夷俗」を報告者は「堇夷」で句讀し、俗を下文に屬して欲と訓するが、文義をとりがたいようである。堇は勤、宗周鐘の「王肇遹正文武堇疆土」、陳曼簠の「肇堇經德」の堇と同じく、ここでは夷俗を正して周索を加えることをいう。家は對、大保毀の「用茲彝對令」は縣改毀の「肄敢隊于

彝」と同じ意で、對・隊は聲義の通ずる字とみられる。器銘にいうところは、今次の駒父の省覲に對えて南淮夷の諸族はみな王命に恭順し、王使たる駒父を迎えて見事の禮を執り、從來の賦貢進獻の義務を怠るものでないことを改めて誓約した。さらに駒父が淮地に赴くや、小大の邦族もみな王命を承順せざるものなく、かくて駒父は淮夷の各地を巡察し、四月に至つて蔡地に歸還した。正月から四月まで、百餘日にわたる撫恤工作である。班毀にいう三年東國の役、宗周鐘にいう南國戡定の役以來の大規模な淮夷工作であるといえよう。

蔡は今の河南汝寧の上蔡の地。文王の子叔度の初封の地で姬姓國とされているが、管蔡などのいわゆる三監は殷の舊王畿の地に入つたものであるから、この僻遠の地が叔度初封の地とは考えがたく、潜夫論志氏姓篇に黃帝の子二十五人のうち姞姓燕の別としてあげる蔡がそれであろう。詩の小雅都人士に「謂之尹姞」というもので、金文にも蔡姞の器〔二一二〕がある。周召と竝稱される召氏も姞姓であり、豫西の地はもと姞姓の本據の地であつたのであろう。駒父が南諸侯をめぐつて淮に入り數ケ月後に蔡に歸還したとすれば、その行動の範圍は深く汝潁の間にも及んだものと思われる。當時の南淮夷と稱するものは、おそらくその地の諸夷であろう。宗周鐘にいう南國・南夷の地は、さらに南して漢域に及ぶ方面である。

作器について「還至于蔡、作旅盨」というのは、蔡が今次の行動の根據の地であり、南巡の任務を終えて無事にその基地に歸還したことを紀念するために、その地で旅器を作ることをいう。そこには旅宮も設營されていたのであろう。旅器とは旅宮における祭器である。上蔡は當時周の淮夷經營の基地とされていたところである。銘末の「永用多休」は他に例のない辭であるが、あるいは上文の服俗服と幽之の命祉を求めたものであろう。命命乍も其の謂である。

訓讀

これ王の十有八年正月、南仲邦父、駒父に命じて南諸侯に即き、高父を率いて南淮夷を見しむ。その取その服あり。夷の俗を堇め、家へて敢て王命を（敬しみ）畏れずんばあらず。逆へて我を見、その獻その服あり。我乃ち淮に至るに、小大邦敢て……其に王命を逆へざる亡し。四月、還りて蔡に至り、旅盨を作る。駒父それ萬年、永く用て多休ならんことを。

參考

この器銘は報告者が「此盨蓋爲研究西周晚期與東南的關係、地理沿革及貢納提供了綫索」というように、周の東南夷經營の實狀を具體的に示す貴重な資料である。奴隷制が異種族をその供給源としてもつという條件のもとに成立するものとすれば、夷厲期より宣王期に及ぶ東南夷關係の彝器銘文と、陝西における大土地所有的經營の實態は、中國古代の奴隷制の問題に一の重要な關鍵を與えるものとなるであろう。それは報告者のいうような單なる貢納關係にとどまるものでなく、當時の生產關係や社會構造的な諸問題にまで及びうる性質のものであり、またその隷屬關係をめぐつて、西周後期より列國期にわたる政治問題としても、この地における霸權の爭奪は、列國抗爭の焦點をな

すものであった。この器銘は、當時の淮夷經營の實際についての、具體的な知見を與える貴重な資料である。

補九、雁侯鐘

時代　共王 叔松　樊維岳

收藏　第一器は新出、第二器は舊中村不折藏。

出土　「一九七四年三月、陝西省藍田縣紅星公社社員在整理小坡積土時、發現了一個編鐘」文物　第二器は出土事情不明。早くわが國に齎らされ、中村不折の藏に歸した。書道博物館の舊目錄解說に編鐘としてその器をあげている。

著錄

器影　第一器文物・一九七五・一〇　第二器文物・一九七七・八

銘文　第一器文物・一九七五・一〇　第二器文物・一九七七・八

考釋　「記陝西藍田縣新出土的應侯鐘」叔松・樊維岳 文物・一九七五・一〇　「記陝西藍田縣新出土的應侯鐘一文補正」叔松 文物・一九七七・八　「關于應侯鐘見工一詞的解釋」吳鎭烽・尚志儒、同上

器制　「此鐘有甬・于・旋・枚、是西周中期發展起來的甬鐘的形式、通高二六、甬長一〇、銑間寬一三・一、舞寬八、舞縱一一糎、鐘的鼓上飾有鳥紋和丁字形雲紋」文物・一九七五・一〇

○　第二器も器制文様は同じであるが、その尺寸を明らかにしない。

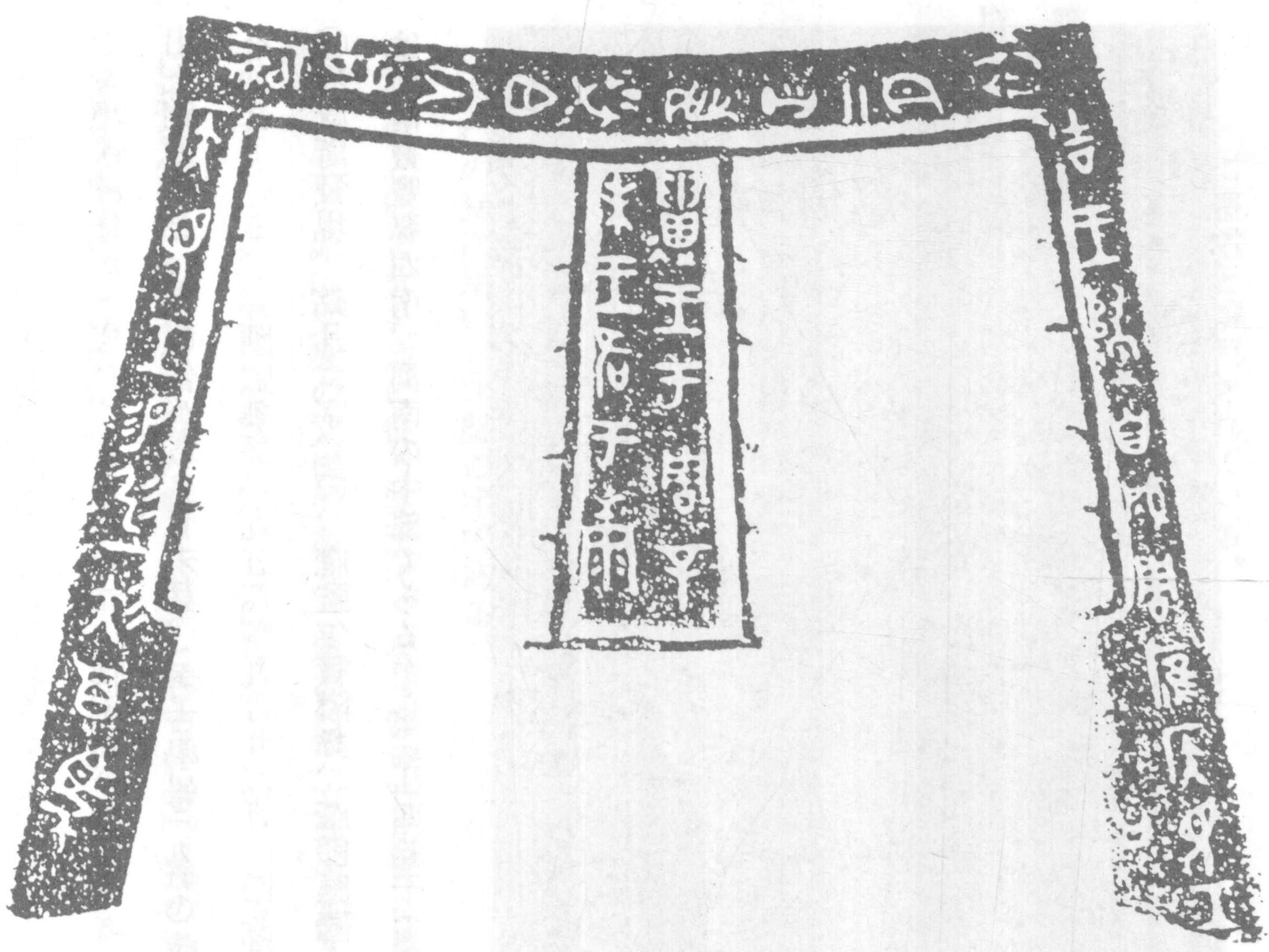
銘文　「兩銑及鉦間鑄有銘文」文物　計四十一字、うち合文二、第二器に同じく銘文三十三字、うち合文一、合わせて七十四字である。



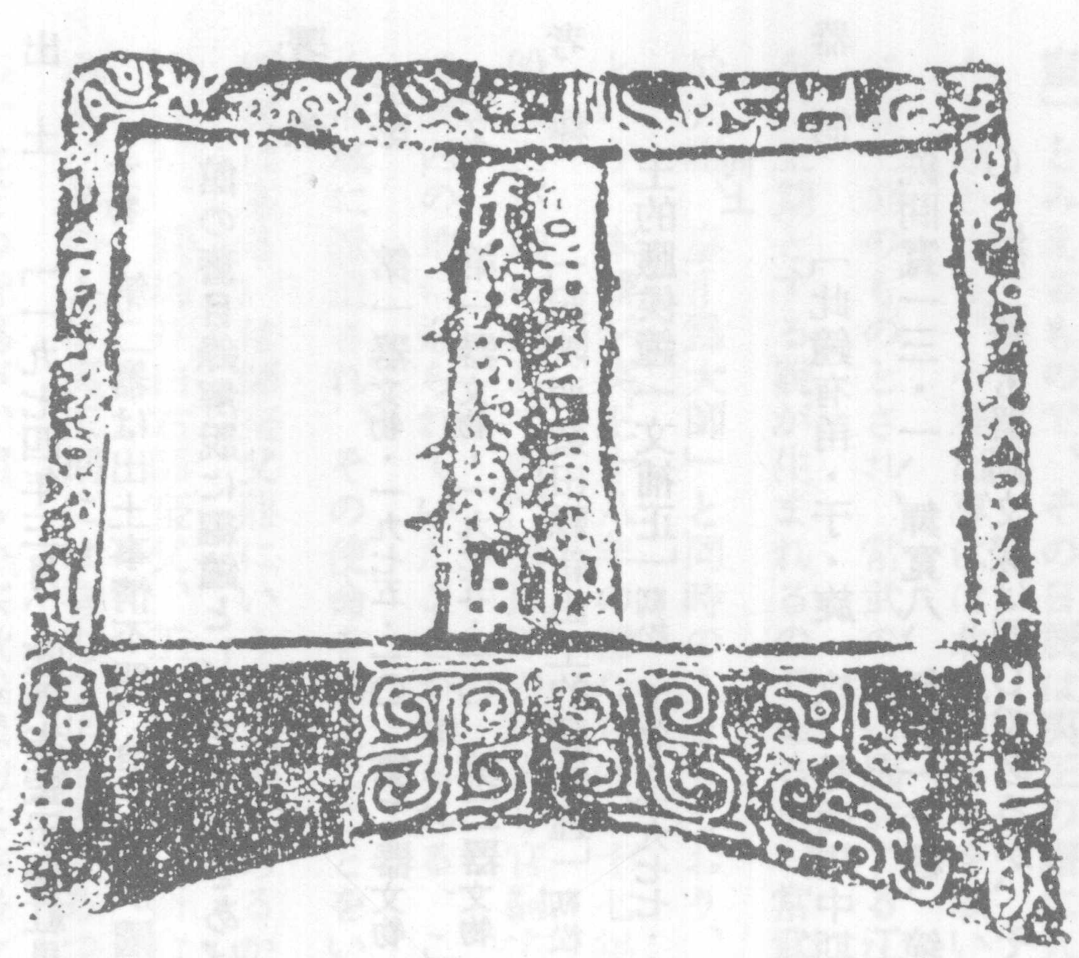
雁侯鐘第一器

隹正二月初吉、王歸自成周、雁侯見工、遺王于周、辛未、王各于康、焚白內右雁侯見工、易彤一・彤百・馬四匹、見工敢對揚天子休、用乍朕皇且雁侯大醬鐘、用易眉壽永令、子々孫々、永寶用

銘に紀年日辰がなく、その曆譜を考えがたい。報告者は「春秋時的子璋鐘、作隹正七月初亥丁亥、與此鐘銘相同、正卽是周正」という。器は王が成周より周に歸還することをしるすもので、もとより西周器であるが、西周器にこの紀月法を用いるものは、他に例がないようである。來歸のことは、令方彝に「明公歸自王」、詩六月に「來歸自鎬」のようにいう。應侯は武王の子孫にして周の親藩たるもので、左傳に「邘晉應韓、武之穆也」というものである。その關係の器は第九輯雁公鼎の條に錄した。見工はこの作器者たる應侯の名である。報告者は、出土器の銘文が前半のみで、下文に作器者の對揚の辭を缺くため、この見工を見士・見事の禮と同じと考え、書の康誥「百工播民和、見士于周」や匽侯旨鼎等の見士の例を引くが、「王歸自成周」より「王各于康」に至るまでは王の行爲を述べる文であるから、その行程中に見士や見事の禮が行なわれるはずはない。これを見士・見事と解したため、「遺王于周」を「遺句是說王在宗周進行賞賜」とするが、賞賜のことは康宮に入ってからのことである。康は康宮をいう。應侯見工は成周より康宮までの王駕の親衞として、無事に歸還の役を果したので、それによって賜賞を與えたのである。



右者榮伯は孝夷期の器銘に多くみえる



人で、この器もその時期のものである。報告者は永盂等榮伯諸器を共王期としているが、時期が早過ぎる。王に扈從して賜與を得るものには、たとえば令鼎のように先馬走している例がある。彤弓一・彤矢百・馬四匹は神事などの儀禮に用いるもので、宜侯夨𣪕や伯晨鼎のような封建の禮や特別の受命のとき與えられるものであった。文獻では書の文侯之命、左傳僖廿八年にその例がみえる。扈從してその儀器が與えられるのは、よほど重要な出幸であったのであろう。

後銘の部分を錄する第二器については、韌松氏の補正に、唐蘭氏の指摘によって、中村不折の「三代秦漢の遺品に識るせる文字」に著錄するところのものが、前銘と銜接することを知ったとして、その器影銘文を紹介している。この後銘に「見工敢對揚天子休」の語があり、見工は應侯の名であることが明確となった。報告者もその補正の文において見工の解を改めている。

吳鎭峯・尙志儒連名の「關于應侯鐘見工一詞的解釋」は、韌氏の補正の文の次に編次されているものであるが、不折舊藏の後銘のことに及ばず、おそらく補正の文と關係なく編輯者に寄せられたものであろう。前銘中にすでに「雁侯見工」が兩見していて、連讀して應侯の名と解すべきことを述べ、兩字名の例として噩侯駿方・韓侯伯晨・虢季子白・魯士商𠭯・王孫遺者などの例をあげている。文は周休は幽韻、工康工鐘用は陽東の韻であろう。

訓讀

これ正二月初吉、王、成周より歸る。應侯見工、王を周に遣る。辛未、王、康に格る。榮伯入りて應侯見工を右く。彤弓一・彤矢百・馬四匹を賜ふ。見工、敢て天子の休に對揚し、用て朕が皇祖應侯の大薔鐘を作る。用て眉壽永命を賜はらんことを。子々孫々、永く寶用せよ。

參考

器制について報告者はいう。「西周中期以前的甬鐘、過去出土不多、一九五四年陝西普渡村長由墓出土的三個一組的甬鐘、屬于穆王時期、是現今所知年代最早的編鐘、但沒有銘文、這件應侯鐘也是甬鐘的形式、并有了銘文、銘文書寫在兩銑及鉦間、已開晚期鐘銘的格式、由銘文可知其時代爲略晚于穆王的恭王時期、這爲我們研究西周鐘的歷史發展提供了重要資料、別外、鐘銘中提到應侯以及成周與周對擧……這對西周歷史和金文的研究也都有重要的價值」。同じく甬鐘にして銘文のあるものに虘鐘があり、おそらく懿王期のものであろう。また下つて虢叔旅鐘、梁其鐘などもみな甬鐘であるが、應侯鐘は虘鐘と相前後すのものと考えてよい。

なお應侯關係かと思われる新出の器に雁監甗があり、考古一九六〇・二に朱心持の「江西餘干黃金埠出土銅甗」という報告があるも未見、考古學報一九六〇・一に郭沫若氏の「釋應侯甗」があって考說を加えている。「應監甗係一九五八年九月廿八日江西餘干縣黃金埠初級中學、因平球場、取土約五〇糎處所發現、銘凡六字、曰、雁監乍寶𫲨彝、雁卽應國之應、乃周武王之子孫所封地」。應國の地は河南寶豐縣西南、河南の中部であるから、江西餘干の出土というのはその地への將來品と思われる。出土地には遺址も同出器もない。甗の形制花紋と字體からみて、周初の遺器であることは疑なく、應侯關係の器と推定される。應監の意について郭釋にいう。



雁監甗

作器者自稱雁監、監可能是應侯或應公之名、也可能是中央派往應國的監國者、周代有監國之制、故仲幾父𣪕銘文中有諸侯諸監之語、我覺得可能以後者爲確、卽應國之監、猶他器稱應公也

仲幾父𣪕は陶齋二・五・攈古二之二・六二に著錄する瓦文𣪕で、「中幾父史幾使于諸侯諸監、用厥賓乍丁寶𣪕」とあり、賓とは使者に對する禮賜をいう。監は概ね善鼎「監𩁹師戍」、頌鼎「監嗣新造賈」のように用い、特定の地域や機關の監察にあたることをいい、監國の例はない。三監の語も當時のものかどうか明かではなく、なお他證を待って定めるべきであろう。



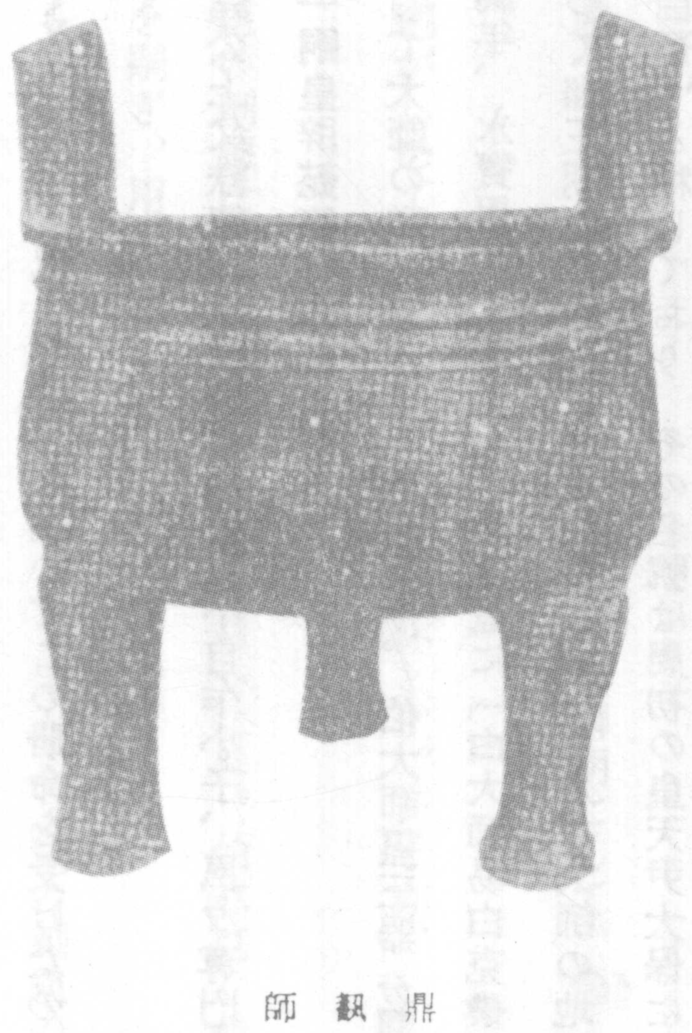
補一〇、師𩛥鼎

時代　共王 文物

出土　「一九七四年一二月五日、扶風縣黃堆公社云塘大隊强家生產隊社員、在平整土地時、發現一批西周銅器、銅器出土于强家村西稍北三〇〇多米處、共七件、計大鼎一件・特鐘一件・段二件・段蓋二件・鏤空豆一件、據社員反映、它們出土于一個窖穴內、窖口上距地表約一・二米、鼎口向上、放在窖穴中部偏北、段・段蓋和鏤空豆、放在鼎內、鐘放在鼎外南側、經我們實地勘查、出土地點沒有墓葬痕迹還一帶的周墓深度均在五米以上、也无其他遺物發現、窖穴開口在周代地層、沒有晚期人爲擾動的迹象」

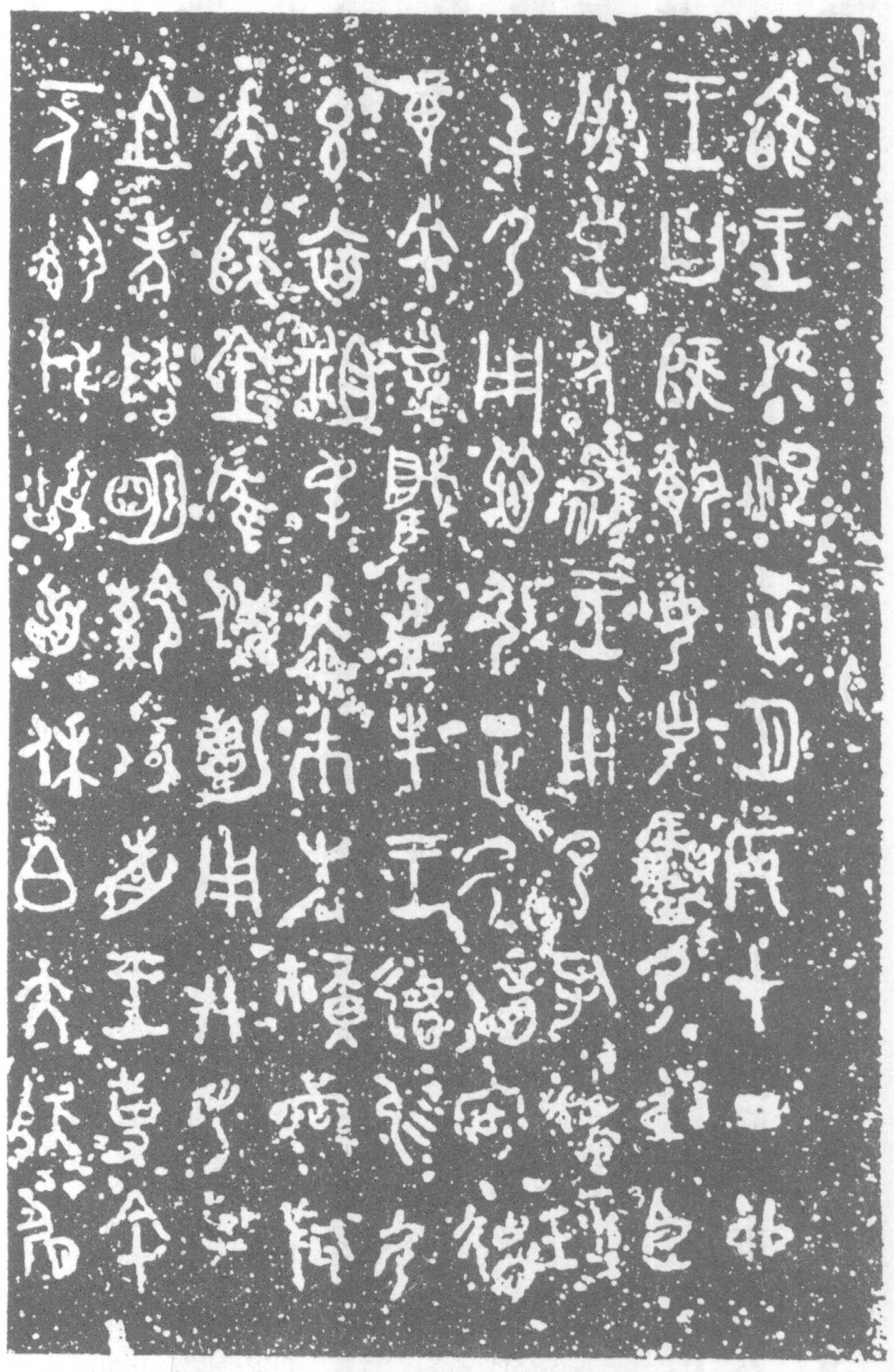
著錄　器影・銘文 文物・一九七五・八

考釋　吳鎮烽・雒忠如「陝西省扶風縣强家村出土的西周銅器」文物・一九七五・八



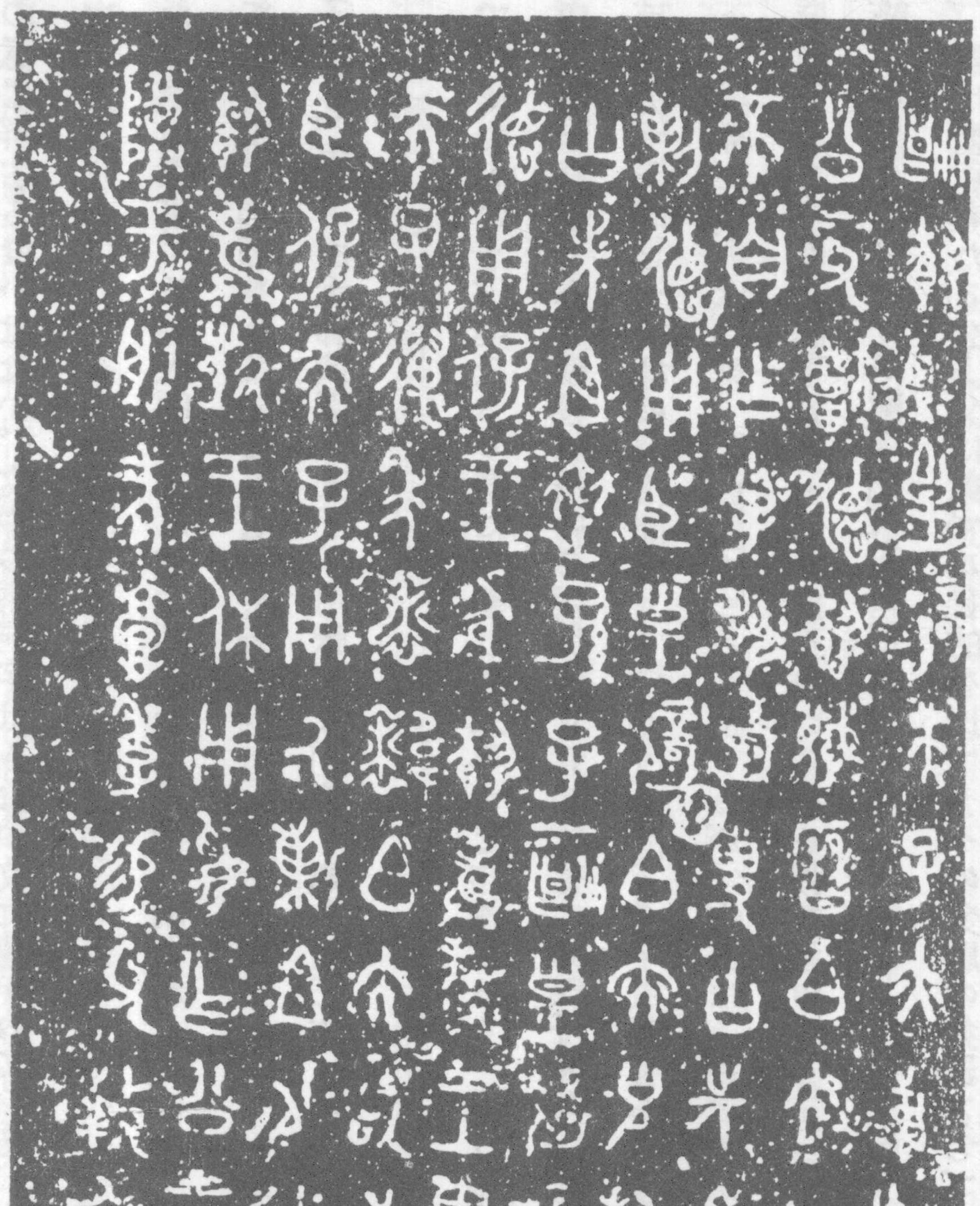
師𩛥鼎

器制　「鼎、斂口、平沿、腹稍鼓、兩耳直立、鼎足似馬蹄形、頸部飾兩道帶狀雷紋、兩帶狀雷紋之間有一突脊、中爲陽弦紋、雷紋下有一陽弦紋、通高八五、口徑六四・五、最大腹圍二〇五糎、重一〇五瓩、鼎腹內底部與鼎足相聯處、鑄成三個直徑一〇、深三・五糎的圓筒形狀、腹外壁和足部凝結着一層很厚的烟炲、顯系經過長期使用」、また鼎・鐘について「這批銅器的特點是形制大、銘文長、尤其是師𩛥鼎和師臾鐘、是解放後發現的周代靑銅器中的



精品」文物 という。器制雄偉、帶文を除いてほとんど素文に近く、かえって雄健の趣がある。立耳馬蹄足、傾垂のゆるやかな鼎である。

銘文　「腹內壁有銘文十九行、行十字、合文六字、重文一字、共一百九十七字」文物 字は縱橫



に整然と排列されている。

唯王八祀正月、辰才丁卯、王曰、師𩛥、女克䀠乃身、臣朕皇考穆王、用乃孔德、琢屯乃用心、弘正乃辟安德、叀余小子、肈盄先王德

紀年に祀と稱するものは、師遽段「隹王三祀」、吳方彝「隹王二祀」など穆共期の器銘にも多くみえる。文ははじめより「王曰」の形式ではじまるが、廷禮を略して直ちに王の誥辭に及ぶものは、中期には彔伯𢦚段のほかほとんど例のないことである。彔伯𢦚段には「王若曰」と史官傳命の形式をとるが、この器には「王曰」とあって王の親命である。廷禮ののちに「王若曰」「王曰」というものは、師虎段・豆閉段などにみえ、一般的な形式である。

𩛥は作器者の名。金文では也段「用𩛥饗己公」のように儀禮の名に、また師訇段「𩛥乃事」のように載行の意に用い、才聲の字である。

䀠は聿と眼と火と血に從う字形で、吳・雒兩氏の釋に䀠の本字であろうという。䀠は說文に傷痛と訓する字。酾は文身の文様であり、聿を以て文身を加えるときの傷痛の意を示す字であるから、銘文の字形は必らずしも䀠と同字とはしがたいが、いまかりに䀠の字を充てておく。康熙字典に銘文に近い字形二をあげてみな䀠の俗字としている。書の酒誥に「民罔不䀠傷心」とあり、この銘では憂懼奔走の意とみられる。

臣は臣事。周公段「朕臣天子」、師艅段「臣天子」などの例がある。朕皇考とは王よりしていう。

穆王の子ならば共王、あるいは孝王である。穆王の穆は金文にみな重點の形を付する例であるが、重讀したものとも思われない。「用乃」以下を、吳氏らの釋に「乃用心𢛳弘、正乃辟安德、叀惟余小子肇盄淑先王德」と句讀するが、乃は金文において二人稱領格に用い、副詞に用いるものは令鼎「乃克至」、曶鼎「乃弗得」のような例のみで、假定の條件をいう。從つてこの文では乃を領格の用とすべく、それならば「用乃孔德、琢屯乃用心、弘正乃辟安德」のように句讀すべきである。琢は字形も確かでなく訓義も知りがたいが、琢純とつづけて連語とみておく。弘正もまた連語であろう。「叀余小子」以下は毛公鼎の「叀我一人、雝我邦小大猷」という近い。楊樹達に「甲文叀與隹二字皆用為語首助詞、用法全同」積微居金文說、二〇とする說があるが、金文の叀はみな惠である。肇は肇繼。肇敏・肇經・肇堇・肇離のように用いる。肇淑も同系の語である。

易女玄衮黹屯・赤市朱黄・䜌旂・大師金雁・攸勒、用井乃聖且考𤎼明、黔辟前王、事余一人

賜與はほぼ共懿期のものと近い。黹屯の黹は且の形に從い、黄もまた市偏に從う。何れも他にみられない字形である。金雁は馬具、これを「大師金雁」のようにいうのは例のないことである。下文に伯大師の名がみえており、おそらくその人の名を冠していうものであろう。井は帥井。大盂鼎「井乃嗣且南公」のように井を單用する例がある。井は下文の「事余一人」にまでかかる。從つて聖祖考以下は、祖考がよく前王に辟事したことをいう。𤎼明の𤎼は近出の𨑍盂にもみえ、字はいずれも𠂤旁に人の手足を啓く形と凵とに從う。𨑍盂では祭儀を示す字とみられるが、ここは𤎼明と熟してその憐恤明哲なるをいう語であろう。黔は師克盨に「王曰、克、余隹巠乃先且考克黔臣先王」とあり、本器の「黔辟前王」は「黔臣先王」というに同じ。觀の聖祖考は前王に辟事し、つづいて余一人に事える前朝の遺臣であったが、觀はその後を嗣いでこの册命を受けたのである。

巻六 補遺篇　二四一～二四二

觀拜𩒨首、休白大師肩嗣觀臣皇辟、天子亦弗諲公上父㝬德、觀蔑曆、白大師不自乍小子、夙夕專凷先且剌德、用臣皇辟、白亦克欸凷先且蠱孫子、一嗣皇辟懿德、用保王身

これより以下は對揚の辭。白大師は伯氏にして大師の職にあるものであろう。伯大師盨三器分類圖錄・盨A二五三があり、「白大師乍旅盨、其萬年、永寶用」と銘する。伯克壺に「白大師易白克僕卅夫」というものがその人であるらしく、下つて幽王期の柞鐘には仲大師の名がみえる。大師の地位は極めて高く、伯克壺では「敢對揚天右王白晉」と稱しており、その名號は周初の皇天尹大保に匹敵する。後期において大師と稱するものは殆んど僭主に近く、伯克壺も柞鐘も私臣に對する賜與あるいは册命をしるしている。

肩は遇甗に「師雝父肩、史遇使于㝬侯」とあり、軍事的な意味をもつ儀禮であるらしく、遇が㝬侯に使するに當つてその儀禮が行なわれている。本器においても伯大師がその肩禮を行なつたのち、觀に嗣職のことを命じた。觀は大師の麾下として師氏の職に任じていたのであろう。臣皇辟とは臣天子というに同じ。下文に天子の語を用いているので、語の複重を避けたものと思われる。諲は忘。獻彝に「十世不諲」、𤔲卣に「𤔲弗敢諲王休異」などの例がある。公上父はおそらく師觀の聖祖考に當るものであろう。この器は末文によると、その公上父を祀るために作られたものである。㝬德の語は初見。㝬は遇の諸器や宗周鐘にみえ、姜姓の呂、すなわち甫の初名で、金文の㝬の字は多く㝬に從うて聲をえている。ここでは德の修飾語に用いられており、下文の「皇辟懿德」に對し、公上父の美德を稱する語である。

蔑曆は伐旌。兩禾軍門においてその禮が行なわれるので、兩字とも字形に禾を含む。この器銘においてもその禮は軍禮として行なわれており、句は被動形によむ。

「白大師不自乍小子」以下の文は甚だ難解である。「不自乍小子」とは詩の大雅江漢「無予曰小子召公是似」の語意で、これを他よりいうときは師𣪘毀「女有隹小子」のようにいう。伯大師以下は敢て小子の身分を以て重責を避けぬ意を示す語とみるべきであろう。小子はもと貴游子弟の身分をいう語である。

「夙夕專凷」の凷を吳氏らの釋に由と解するが、由字は說文にもみえず初形の知られない字である。卜文にこれに近い形の字に甶があり、「甶王事」のように用いる。すなわち載行王事の意である。ここでは「先祖剌德」を目的語とするものであるから、率由循行の義とみられる。皇辟は辟君。天子の直參ならば皇辟は天子であるが、獻彝「朕辟天子㝬伯」のように陪臣がその主君を稱するときにも同樣のいい方をする。本器の皇辟は下文にまた「一嗣皇辟懿德、用保王身」とあるので王とは別人とすべく、師觀の辟事するところの人である。その人は「白亦……」とよばれている伯であるが、文義上この伯は伯大師ではない。伯は皇辟の子にして王身を保佑し、觀はその伯を皇辟として臣事するという關係にある。

欸は遠䭂の䭂と字形近く、䭂凷は上文の專凷に對する語である。欸凷の目的語は「先且蠱孫子」であり、その族內のことであるから欸凷という。蠱は蠱の異文とみるべく、蠱は卜文において古・故と通用する例があり、楊樹達の卜辭求義二葉にその說がみえる。易の序卦に「蠱者事也」とあり、その訓義をとることができよう。一嗣のように一の下に動詞を付する例は金文にみえないが、一はここでは壹是の意に解するほかはない。文中の兩嗣字はみな倒文に書かれている。ただ字が誤倒でないことは、凵の形が正しいことからも知られよう。

以上は作器者たる觀の臣事する伯大師、また伯大師の子たる伯の兩世がともによく王家に辟事し、王家に勤勞して、王室の寵籠をえていることをいう。

巻六 補遺篇　二四三～二四四

觀敢甃王、卑天子萬年□□、白大師武臣保天子、用厥剌且□德、觀敢對王休、用妥、乍公上父障于朕考章季易父𣪘宗

甃は𥂕、ここでは輔佐をいう。吳氏らの釋に「觀敢甃王卑」と句讀するも、卑は金文において「卑册命」「㝅卑處厥邑」など、みな使役に用いる。從つてこの文も「卑天子萬年□□」とよむべく、叔夷鐘の「卑百斯男」と同じく祝嘏の辭である。「白大師武臣」とは、觀自らいうものであろう。「白大師」以下を吳釋に「白大師武、臣保天子」と句讀するが、上文に「觀敢甃王」というようにこの文の主語は觀である。ゆえに下文に「觀敢對王休」の語を以て承ける。

「用妥」は也毀「用妥公唯壽」、蔡姞毀「用妥多福于皇考」などと同じであるが、その目的語を略した形である。器は聖祖考たる公上父に獻ずる目的を以て、その父廟の祭器として作られている。

斁宗はその廟名。吳釋に于を與と解して公上父と皇考との器を作るとするが、この文は雙賓語に解すべきであろう。作器者の𠭯が特に公上父の恩顧をえたことは、上文の「天子亦弗諲公上父㝬德、𠭯穖曆」という語によつて知られるが、その器を「朕が考郭季易父の斁宗に作る」というのは、あるいは本支の關係にあるものであろう。

訓　讀

これ王の八祀正月、辰は丁卯に在り。王曰く、師𠭯よ。汝克く乃の身を甗め、朕が皇考穆王に臣へたり。乃の孔德を用ひ、乃の用心を琛純にし、乃の辟の安德を弘正せり。余小子に惠し、肇ぎて先王の德を淑ましめよ。汝に玄衮黹純・赤市朱黃・䜌旂・大師の金雁・攸勒を賜ふ。用て乃の聖祖考の隣明にして、黺より前王に辟へしに井り、余一人に事へよ。

𠭯、拜して稽首し、伯大師の肩して、𠭯を嗣がしめて皇辟に臣へしめしを休とす。天子亦、公上父の㝬德を忘れず、𠭯、穖曆せらる。伯大師、自ら小子と作さずして、夙夕、先祖の剌德に専出し、用て皇辟に臣へたり。伯亦克く先祖に𠭯出し、孫子を蠱とし、一に皇辟の懿德を嗣ぎ、用て王の身を保んず。𠭯、敢て王を籃け、天子をして萬年□□ならしめん。伯大師の武臣、天子を保んじ、厥の剌祖の□德を用ひん。

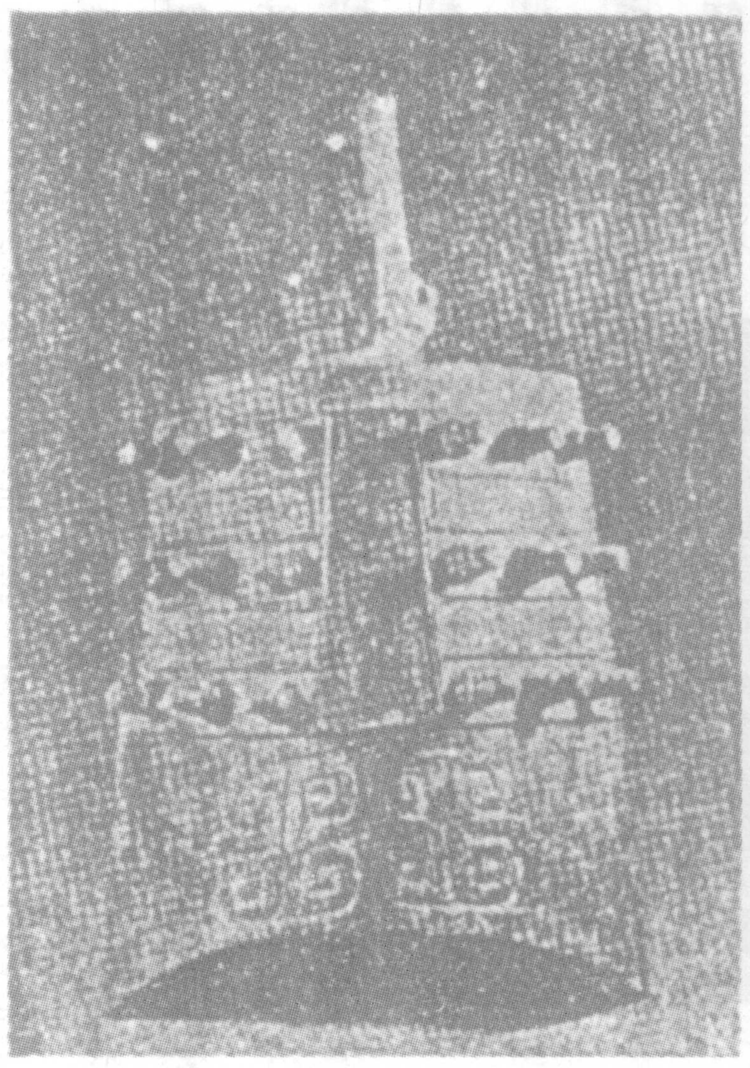
𠭯、敢て王の休に對へ、用て妥んぜんとして、公上父の隮を朕が考郭季易父の斁宗に作る。

參　考

器は穆王を皇考と稱するものであるから、共王もしくは孝王期のものであろう。立耳馬蹄の鼎があらわれるのはほぼ懿孝以後のことであり、文辭や文字の上からも共王諸器より時期がやや下るようである。文有韻。德德之德は之韻、旂勒考は幽之合韻、辟德子德辟且子德武子德は之魚合韻である。なお同窖出土の器にして銘文をもつものが三器あり、いずれも時期の相近いものと思われる。

師臾鐘

器　制　文物にその器制を説いていう。「通高七六・五、銑間四三、鼓間二九・五、舞脩三五・五、舞廣二五、枚高四・五、甬高二五・五糎、重九〇瓩、鼓部飾雲紋和鳥紋、舞上飾大竊曲紋、篆間飾斜角雙頭獸紋」。鐘としては宗周鐘の通高六五・六糎よりも大きく、西周期有



師臾鐘

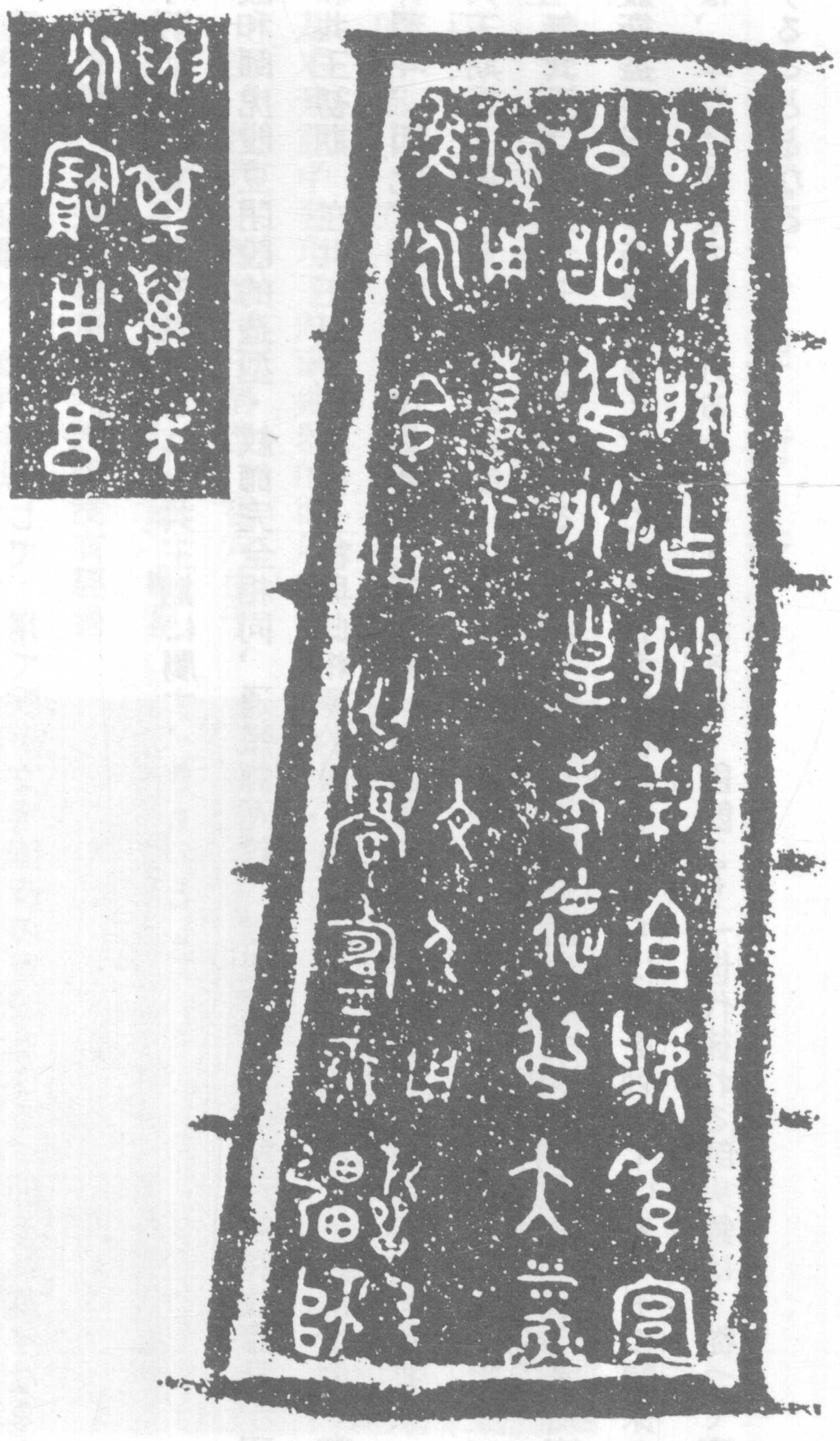
銘の鐘として最大のものであろう。報告者はまた別に一器があるとして、「師臾鐘是解放後發現的周代銅鐘中形制最大、銘文較長的一件、解放前、我國出土的西周的大鏞鐘、其中一具通高也是七六・五糎、已被美帝盜劫、今存紐育 Wacker」という。吳氏らのいう器は斷代五にその圖をあげているが、それは鏞鐘ではなく鐃であり、殷器である。近年湖南寧鄉出土のものも高さ六七糎に及ぶ。本器は甬鐘であり、また甬鐘として現存最大のものと思われる。銘は鉦間と鼓部左右にあり、鉦間四行、行十字、鼓部二行、行四字、合わせて四十八字である。

師臾肇乍朕剌且虢季寬公幽叔、朕皇考德叔大𧶠鐘、用喜侃〔前〕文人、用𧽊屯魯永令、用匄眉壽無疆、師臾其萬年、永寶用享

師は官名、臾は作器者の名である。その祖は虢季寬公幽叔、父を德叔といい、虢季氏より出ている。以下は鐘銘の常語。吳釋にいう。

以前曾出土有望毁和師望鼎、郭沫若同志斷爲周共王時器、望的父親是寬公、此鐘有朕剌祖虢季寬公幽叔之語、望的官職是師、臾也是以師爲職的、古代世官、所以望和臾當屬父子關係、是虢國氏族的一支、共王在位二十年、望擔任師職在共王十三年以後、臾襲師職的在懿王時期或稍早一點、因此、此鐘的制作年代當在師望死後、卽懿王之世

師望と師臾とを父子の關係にありとし、師望の器を共王、從つて師臾の器を懿王に屬するという。望毁においてはその皇祖は伯囡父、師望鼎においてはその皇考は寬公であるが、皇考寬公の名はまた叔角父毁三代・八・七にもみえ、また元年師酉毁にも寬姬の名があつて寬は廟號に用いる稱であるから、たまたま諡號を同じうする例も多く、これによつて師望と師臾と一家にして父子という關係を推論することはできない。かつ十三年望毁はその紀年日辰よりして、夷王期の器とすべきものである。



同出の卽毁に「朕文考幽叔」の名があり、それならば卽が臾の父、あるいは父輩にあたる人である。

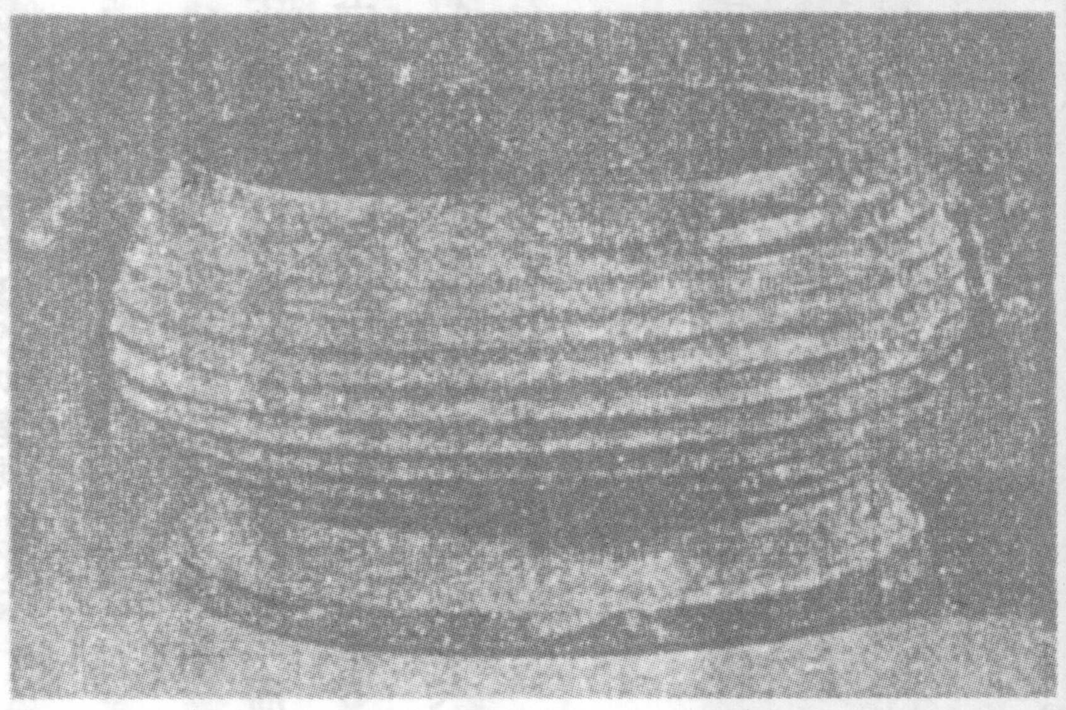
卽段の右者定伯はまた裘衛鼎一にみえ、その鼎にいう日辰は夷王五年の譜に合う。それならば師臾の器は夷王の末年、夷厲期のものとすべきであろう。剌祖を虢季寬公幽叔と稱しているのは、その家が虢季氏であることを示すもので、かつ師職に任じている。師系の職は前期以來殷系の諸族が多く、明らかに周系とみられるもの師雍父・師湯父のように父の稱をもって區別されているが、この器銘によって、西周後期には周室出自のものにも師某と稱するもののあることが知られる。文にいう。

師臾、肇めて朕が剌祖虢季寬公幽叔、朕が皇考德叔の大𪔂鐘を作る。用て前文人を喜侃し、用て純魯永命を𣃔り、用て眉壽無疆ならんことを匃む。師臾それ萬年、永く寶とし用て享せむ。

鐘疆享は東陽合韻、人令年は眞韻である。

卽段

器制　器は二器、何れも失蓋、一段は無銘。文物にいう。「通高一四・五、口徑一九・五、腹深一三糎、圈足、通體瓦紋、長舌獸耳、別一段、通高一五・五、口徑二三、腹深一三糎、瓦紋圈足、銜環



卯段

獸耳」。銘文は內底にあって七行、行十字、重文二、共七十二字。行款は整然と排列されている。

佳王三月初吉庚申、王才康宮、各大室、定白入右卽、王乎、命女赤市朱黃・玄衣黹屯・䜌旂、曰、嗣琱宮人𩵦稻、用事、卽敢對揚天子不顯休、用乍朕文考幽叔寶段、卽其萬年、子〻孫〻、永寶用

右者定伯の名は裘衛盉・衛鼎一にもみえ、その器は夷王三年・五年のものと考えられる。本器の廷禮は極めて簡略な形式を以てしるされている。廷禮にまず賜與のことをいい、のちに任命のことに及ぶものに卲智段・盠方彝・豆閉段などがある。何れも穆共期の器であるが、しかし康宮大室の儀禮をいうものは康鼎・輔師嫠段など熒伯關係の器に多い。𩵦は說文に「虎怒也」と訓している字で、古く卜文にもみえ地名。その地の稻の生産の官司を命ずるものであろう。稻を𣃔に



從う字形に作るものは、史免簠にその例がある。卽はこの册命において、琱宮に屬する人と、𩵦地の稻の官司を命ぜられているのである。文考幽叔は、師臾鐘に「朕剌祖虢季寬公幽叔」と稱しているものであろう。旂事休段は幽之合韻。文にいう。

これ王の三月初吉庚申、王、康宮に在り、大室に格る。定伯入りて卽を右く。王、呼びたまふ。女に赤市朱黃・玄衣黹純・䜌旂を命ふと。曰く、琱宮の人と、𩵦の稻を嗣めよ。用て事へよと。卽、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文考幽叔の寶段を作る。卽それ萬年ならんことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

器の時期について、報告者はこれを共王期に屬すべきものとしていう。

此段和師虎段豆閉段的造型・紋飾完全相同、通體飾瓦紋、獸紐環耳、這種形制和紋飾見于昭穆之世和共王初期、在共王以後則流行一種與此相承的段、腹部三分之二仍爲瓦紋、頸部增飾一帶紋、不作環耳、因此、卽段的時代當斷在共王時期、作器者卽、稱其父爲文考幽叔、與師臾似系一家

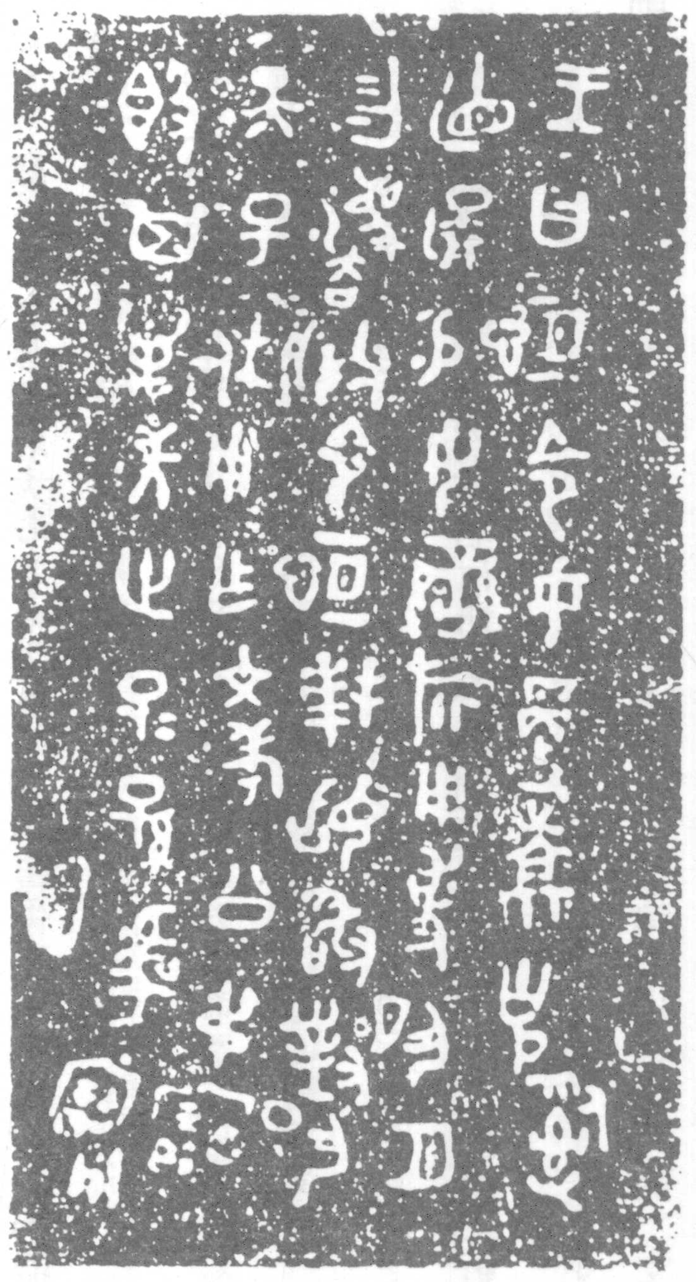
その共王期說は專ら瓦文圈足の器制に依據するものであるが、器制よりいえばむしろ無㠱段が最も近く、無㠱段は懿王十三年の器である。本器もおそらく懿孝期に屬すべく、定伯の名はまた夷王三年の裘衛盉、五年の衛鼎にみえ、そこでは五名の執政者のうちに名を列している。その關係を以ていえば、本器は懿孝の間にあるとすべきであろう。卽段より一世代後れる師臾鐘は、從って夷厲期に屬することとなる。

恒段蓋

器制　二器みな蓋のみを存する。同制同銘、蓋高六、口徑一九・七糎。銘は蓋內に五行にしるされ、五十一字である。

王曰、恒、令女更崇克𤔲直鄙、易女䜌旂、用事、夙夕、勿灋朕令、恒拜䭫、敢對揚天子休、用乍文考公叔寶段、其萬年、世子〻孫〻、虞寶用

銘文は廷禮等の前辭をつけず、直ちに王の誥命を錄している。恒は作器者、他に所見はない。更は賡續。崇の字は初見。崇克で人名であろう。直はおそらく地名。その鄙すなわち農作地の管理を命ずるのである。その任命に當って䜌旂を賜與する。「勿灋朕命」は大盂鼎にみえ、また師酉段など後期金文に習見する。世子孫について吳釋に



銘文有世子〻孫〻、虞寶用之語、世子孫這種短語、流行于共懿之世、師遽段有世孫子永寶、趞觶有世孫子毋敢墜永寶、同段有世孫〻子〻、左右吳大父、師遽方彝和黃𡚬有百世孫子永寶、吳方彝有世子孫永寶用、師晨鼎有世子〻孫〻寶用、

上述諸器都是共懿時期之物

という。右のうち師晨鼎は懿王三年、同設は㚇伯を右者とする孝王期の器であるから、以上の用語例からいえば本器は懿孝期に近いものと推測される。ただ「虘寶用」という例はなく、虘は其の音の轉じたものであろう。鄙旂事は之韻、休設は幽韻にして合韻。文にいう。

王曰く、恒よ。女に命じて蒙克に更ぎて直の鄙を嗣めしむ。女に鑾旂を賜ふ。用て事へよ。夙夕して朕が命を廢すること勿かれと。

恒、拜して稽し、敢て天子の休に對揚し、用て文考公叔の寶設を作る。其れ萬年ならんことを。世子〻孫〻、虘くは寶用せよ。

以上同坑出土の諸器について、文物にいう。

强家村這批銅器、旣非一時之作、又非一家之物、作器者共四人、師覨・師臾・卽以及恒、卽和師臾爲一家之人、屬虢國族的一支、師覨可能是鄘國族的一支、虢鄘均姬姓、但不同國族、因此、師覨・恒同師臾和卽是什麽關係、爲什麽銅器又藏在一個窖穴之內、尙待研究

强家村は岐山周原の北部に位置しており、附近の齊鎭・齊家・陳家・任家・康家・劉家・岐山縣の賀家・禮村・董家・王家など、西周岐邑の遺址の群集しているところで、今もなお隨處に當時の遺構遺物とみられる殘片などがあるという。しかもこの地出土の器群には窖藏品が多く、それらは特殊な事情のもとに急遽埋匿されたものであるらしい。文物にまたいう。

這一地區多次出土窖藏銅器、據現在所知、淸朝時任家村南出土中義父諸器五十餘件、解放前任家又出土梁其器百餘件、解放後一九五二年童家出土外叔鼎等器文物・一九五九・一〇、一九五三年王家出土鼎彝等六件文物・一九五四・一〇、一九六〇年齊家村東南出土中友父等器三十九件齊家村銅器、一九六〇年陳家出土散伯器十九件文物・一九七二・六、一九六六年齊家出土日己器六件考古・一九六三・八、一九七〇年京當出土早周銅器六件、强家這批銅器是這一地區第九次出土的窖藏銅器、（最近在董家又出土窖藏的中南父諸器三十七件、正在整理之中）

這些窖藏銅器的埋藏情況大都一樣、深度均一～一・三米、窖穴多呈圓袋形、窖邊不加修整、器物成批疊放、掩埋草率、象這樣的窖藏絕非一家一人、因一時一事的變故埋入地下的、必然是經歷了重大的政治事變的結果

西周後期有兩次大的變故、卽厲王奔彘和周室東遷、郭沫若同志認爲厲王奔彘、是一次國內革命、待宣王復辟後、窖藏銅器應該啓復、只有幽王十一年公元前七七一年犬戎入侵、奴隸主貴族跟隨王室東遷、始終再沒有回去開窖的機會、所以窖藏的寶器一直到今天才發掘出來、這一分析是正確的、上述岐邑遺址範圍內歷次出土的一窖一窖的銅器、給這種判斷提供了有力的證據

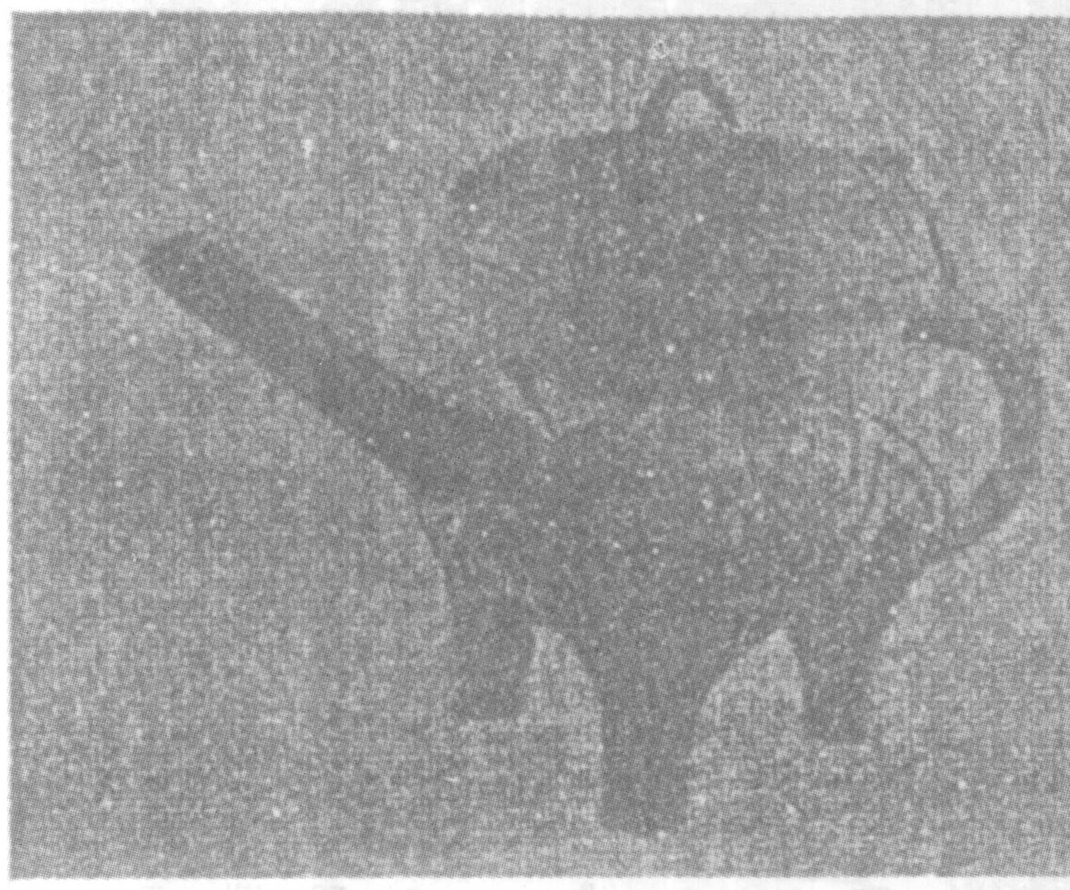
岐邑の窖藏品は東遷の際のものが多いであろうことは疑ない。しかし埋藏器物の時期によって、そのすべてを東遷の際のものと一律に規定しがたいものもあるようである。たとえば强家村諸器は共懿・懿孝期の器を主としており、靑家鎭の圖象銘諸器建設や數次にわたる齊家村出土のそれぞれの器群、また康家村の函皇父諸器などには、別の事情を考えることもできよう。西周後期における政

治的混亂は、夷厲期より以後にはしばしばくりかえされていたことであり、たとえば函氏の窖藏諸器は、政變による函氏の沒落の際のものとも考えられる。强家村諸器のように穆共・共懿期とみられる器群の埋匿には、厲王奔彘以前の政變によるものとする推測も可能であり、西周期貴族社會の崩落の過程において、氏族の宗教的象徵ともみられる祭器の藏匿がしばしば行なわれたとみることもできよう。尤もそのような彝器窖藏の最後の機會が、東遷の際であったことはいうまでもない。彝器の窖藏は、財寶の隱匿というような意味よりも、氏族の祭器が他に移ることによって、その宗教的保護靈が失なわれることの危險に對する警戒に發するものであろう。そのような埋藏土器がこの地域に密集しているということも、また別個の大きな問題である。

補一一、裘衛盉

時代　共王文物

出土　「董家村在岐山南麓古周原上、北距京當公社一公里、屬于周代岐邑遺址的西部、一九七五年二月二日、在農田基本建設中發現了貯藏銅器的西周窖穴一座、我們隨卽進行了淸理、窖穴位于村西一五〇米西周居住遺址北邊、略呈橢方形、挖筑比較草率、四壁沒有經過修整、窖穴口底大、口南北長一・一五、北寬一・二〇、南寬〇・八五米、底南北長一・三〇、北寬一・三〇、南寬〇・九五米、深一・一四米、窖口上距地表〇・三五米、窖內塡充花土、窖穴內出土銅器三十七件、計鼎一三、簋一四・



裘衛盉

壺二・鬲二・盤一・盉一・匜一・盨一・豆二」。このうち裘衛器四件、此鼎一件、𠑇器一件に注目すべき長文の銘がある。

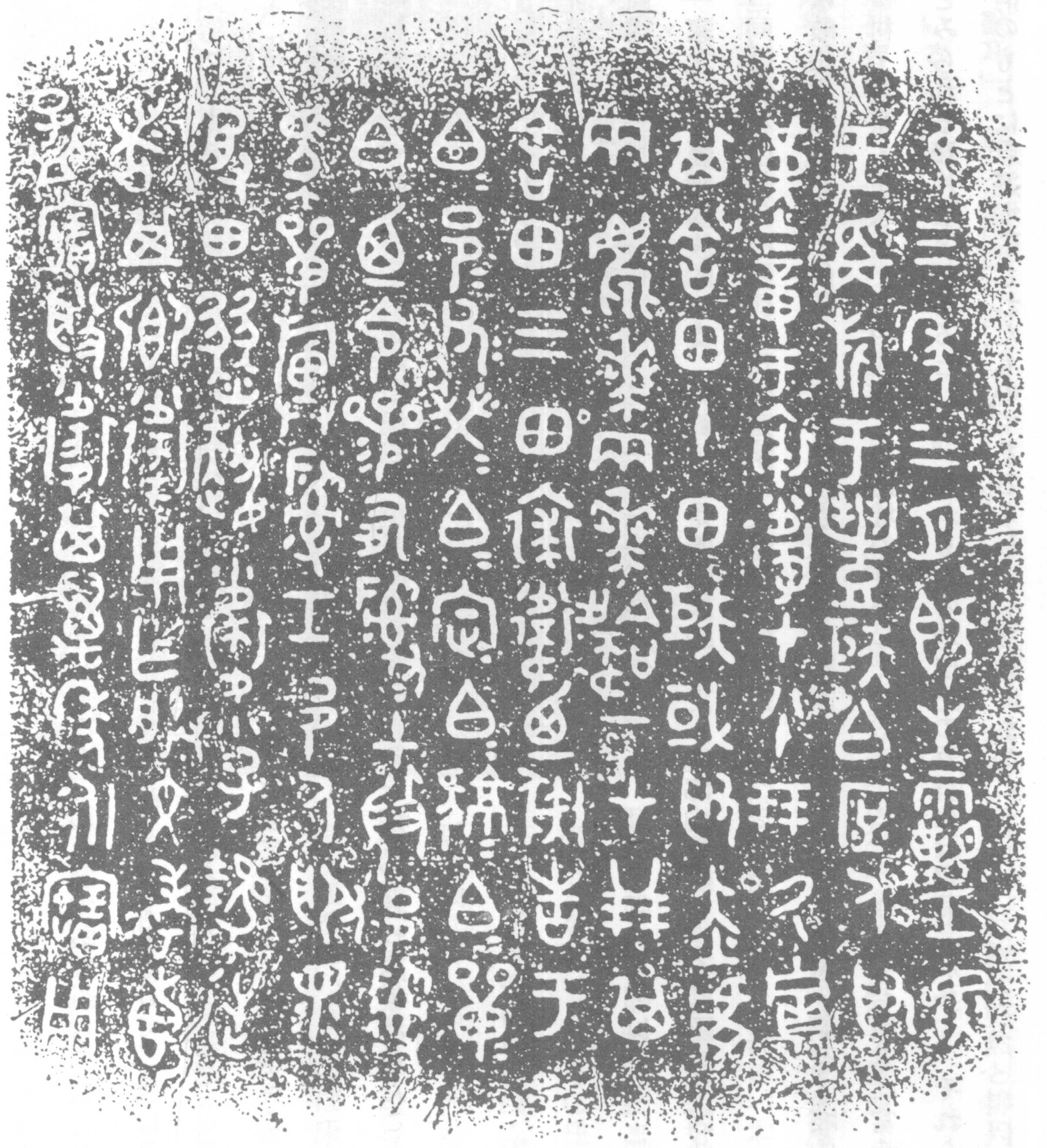
著　錄　「陝西省岐山縣董家村西周銅器窖穴發掘簡報」岐山縣文化館龐懷靖・陝西省文管會鎭烽・忠恕・志儒　文物・一九七六・五

考　釋　「對西周土地關係的幾點新認識」談岐山董家村出土銅器銘文　林甘泉　文物・一九七六・五「一篇重要的法律史文獻」讀𠑇匜銘文札記　程武　同上「陝西省岐山縣董家村新出西周重要銅器銘辭的譯文和注釋」唐蘭　同上「用靑銅器銘文來研究西周史」綜論寶雞市近年發現一批靑銅器的重要歷史價値　唐蘭　文物・一九七六・六「岐山新出𠑇匜若干問題探索」盛張　同上「矩伯裘衛兩家族的消長與周禮的崩壞」周瑗　同上

器　制　「鼓腹束頸、口徵外侈、連襠柱足、管狀流、長舌獸首鋬、蓋鈕作半環形、蓋與器鋬有鏈條相接、器頸與蓋沿均飾以垂冠回首分尾夔紋、蓋上增飾一道陽弦紋、腹部飾雙綫V形紋、流飾三角雷紋、通蓋高二九、口徑二〇・二、流鋬相距三九糎、重七・一瓩」文物

銘　文　蓋內にあり、一二行一三二字。

隹三年三月既生霸壬寅、王爯旂于豐、矩白庶人、取堇章于裘衛、才八十朋厥貯、其舍田十田、矩或取赤虎兩、麀𩊚兩、𩊚韐一、才廿朋、其舍田三田、裘衛廼彘告于白邑父・焚白・定白・琼白・單伯、白



邑父・焚白・定白・琼白・單白廼令參有𤔲、𤔲土㣈邑・𤔲馬單旟・𤔲工邑人服、眔受田𠭯・趞、衛小子𧾷逆・者其鄉、衛用乍朕文考恵孟寶般、衛其萬年、永寶用

隹三年三月既生霸壬寅㉜は共懿孝の譜に入らず、ただ夷王三年㊻に一閏を加えた㉖の第七日に當る。夷王の初年には元年師旋𣪘⑬・元年師𩒨𣪘⑭・四年散伯車父𣪘㊼・五年師旋𣪘⑮・五年衛鼎㊼などみなその譜に合し、曆譜構成上の定點を確かめうる時期である。その日に王は豐において稱旂の禮を行なつた。報告者はこれを周禮司常「國之大閱、贊司馬頒旂物、王建太常、諸侯建旂」の太常の旂を建てる禮に當るとする。下文にいう事件はその儀禮の際に起つたものであろう。

矩伯は裘衛鼎二にもみえ、矩尊三代・一一・二〇・一・矩叔壺三代・一二・一七・二の矩であろう。庶人は大盂鼎に「自馭至于庶人」とあつて徒隷身分のものであるが、この時期には牧𣪘の庶右のようにその管理者と思われる官名がある。取は大鼎に「王召走馬雁、令取𢀛𩣡卅二匹易大」のように轉賜の際に用いており、權力的に行なわれる與奪を意味するものであろう。堇章は瑾璋。廷禮の際に用いる玉器で、頌鼎や善夫山鼎に「反入堇章」とその返納の禮をしるしている。

裘衛は銘の末文では單に衛と稱しているが、裘衛のように裘を冠稱していうのはその職能とするところから出たものであろう。管鮑の交を以て知られる鮑叔は金文では𩰫叔と稱し、皮革を扱うものであるらしく、軍需の增大などによつてその部族は巨富を積み、政治的發言權をもうるに至つたものと思われる。この器銘にいうような裘衛に對する矩伯庶人の瑾璋收奪事件のごときも、裘衛の出自とその富力に對する一種の反感から起つたものかも知れない。矩伯庶人の裘衛に對する瑾璋收奪に對して、その賠償が命ぜられる。提訴の事實はしるされていないが、「在八十朋厥貯」とは瑾璋の代價相當の價格であり、裘衛はその損害額をあげて賠償を要求したのであろう。報告者は文中の才を財、また貯を價と釋するも、「在八十朋」は八十朋相當、厥は領格の助詞、貯は頌器に「新造貯廿家」という集積の所をいう字で租徵の意。八十朋に相當する賠償として、田十田を與えることが定められた。舍は令鼎に「余其舍女臣十家」、牧𣪘「舍馬四匹」のように賜與をいう語であるが、ここでは代償の提供をいう。

このときまた矩伯によつて赤虎皮二枚、麀皮の𩊚飾あるもの二枚、𩊚韐一枚も同時に掠取されており、その相當價格は二十朋である。「才廿朋」とは「才廿朋厥貯」を略した語とみられる。これに對しては田三田の賠償が命ぜられている。前者は八十朋に對して十田、後者は二十朋に對して三田であるから、一田が七朋乃至八朋に相當する計算である。

以上はおそらく和解勸告による解決であろうが、田土の所有權移轉については正規の手續を必要とするので、その旨を申告しなければならない。彘告とは、右の示談解決についてその承認を求めるための申告の意であろう。報告者は彘を矢と釋するが、告は以告・𡚬告のように上位者に申達する意であり、彘告は以告・𡚬告と近い語であろう。この彘告を受けるものは伯邑父・焚伯・定伯・琼伯・單伯の五人で、おそらく當時の執政者たる重臣とみられる。このうち焚伯・單伯は懿孝期の器にみえるが、夷王三年のこの器には國の執政者たる地位にあつたのであろう。この執政府のもとに參有𤔲がおかれており、それは𤔲土㣈邑・𤔲馬單旟・𤔲工邑人服の三者である。

邑・單は執政の邑父・單伯の族人であるかも知れない。眔は逮及。この用法は康侯段に「王朿伐商邑、征命康侯、啚于衞、渣𤔲土逘眔啚」の眔と同じく、その地に赴いて事に從う意であり、「眔受田𣪘趙」とは𣪘・趙に赴いて田十田、田三田の授受をなすことをいう。このとき衞の小子𩁹逆・者其がその參有𤔲を饗食し、授受の禮を終えてこの問題は解決した。そのことを紀念し、かつ田土の所有權について權利證書的な文書として事件の經緯をしるし、文考の寶盤を作ることをいう。一般の賣買契約や贈與と異なり、不法行爲に對する賠償として交付されたものである。玉器や禮服などの掠取に對して、田土が提供されていることが注意される。土地經濟への關心が強いことを示す事實とみられる。

訓讀

これ三年三月既生覇壬寅、王、旂を豐に稱ぐ。矩伯の庶人、瑾璋を裘衞に取る。八十朋の貯に在り。それ田十田を舍ふと。矩また赤虎兩・麀𩊚兩・𩊚韐一を取る。二十朋に在り。それ田三田を舍ふと。

裘衞廼ち𢦏んで伯邑父・焚伯・定伯・琼伯・單伯に告ぐ。伯邑父・焚伯・定伯・琼伯・單伯廼ち參有𤔲、𤔲土㪤邑・𤔲馬單旟・𤔲工邑人服に命じて、田を𣪘・趙に受くるに眔ばしむ。衞の小子𩁹逆・者其、饗せり。衞用て朕が文考惠孟の寶盤を作る。衞それ萬年、永く寶用せよ。

參　考

同出諸器のうち、銘文のみるべきもの數器を以下に列しておく。裘衞鼎一・二、裘衞段・公臣段・此鼎・此段・𠑹匜などである。

裘衞鼎一

器制　「立耳柱足、平沿外折、下腹向外傾垂、鼎外底積結厚厚的一層烟炲、口沿下飾以細雷紋塡底的竊曲紋、通高三六・五、口徑三四・三、腹深一九・五糎、重三一・五瓩」文物　器の內壁に一九行、二〇七字の銘文がある。

隹正月初吉庚戌、衞以邦君厲、告于井白・白邑父・定白・琼白・白俗父曰、厲曰、余執龔王卹工、于卲大室東、逆焚二川、曰、余舍女田五田、正廼𠴷厲曰、女貯田不、厲廼許曰、余審貯田五田、井白・白邑父・定白・琼白・白俗父廼顜、吏厲誓

廼令參有𤔲、𤔲土邑人趙・𤔲馬頊人邦・𤔲工



裘衞鼎一

附矩・內史友寺芻、帥履裘衞厲田四田、廼舍寓于厥邑、厥逆疆眔厲田、厥東疆眔散田、厥南疆眔散田眔政父田、厥西疆眔厲田

邦君厲、眔付裘衞田、厲叔子夙・厲有𤔲𩁹季・慶癸・𣪘表・荊人敢・井人倡屖・衞小子者其、鄉朕、

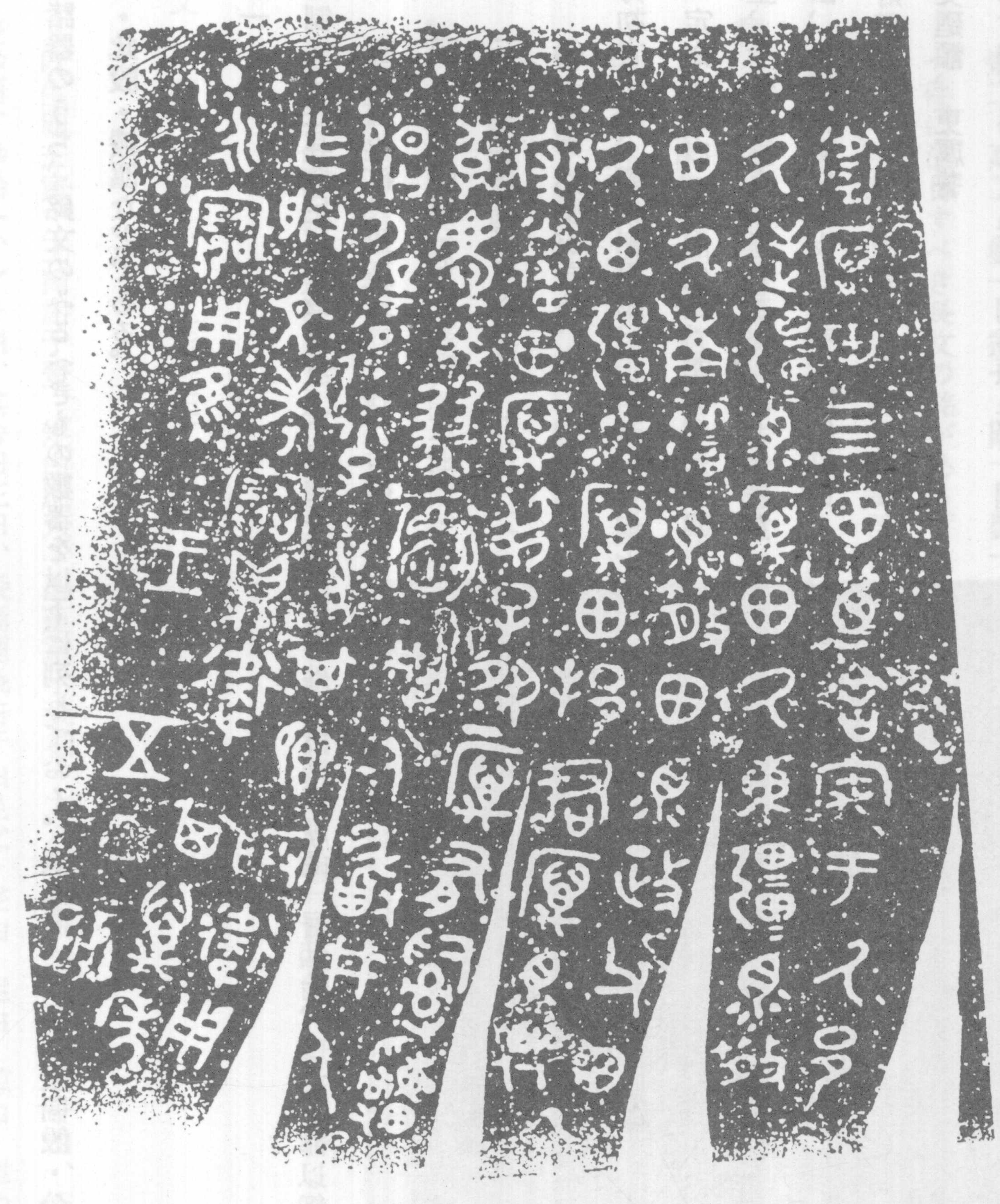
衞用乍朕文考寶鼎、衞其萬年、永寶用、隹王五祀

銘末に「隹王五祀」というのは殷式紀年法である。その正月初吉庚戌は㊼、夷王の曆譜五年㊺の初吉第三日に當る。前器裘衞盉より二年後の器である。

以告は提訴の意。裘衞がその邦君たる厲を告發した事件の顚末をしるしている。裘衞は厲の臣で陪臣たる身分のものであるが、本件のように土地の權利關係に關する問題については、直接の提訴權が認められていたのであろう。當時の執政府は井伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父の五名で、前器の焚伯・單伯に代つて井伯・伯俗父が廷臣に列しており、井伯が筆頭者である。井伯は孝王期の井叔・井公の後を繼ぐものであろう。伯俗父は庚季鼎に右者としてみえている。

「曰、厲曰」以下は裘衞の提訴の語。その文中の余は厲をさす。龔王は共王。「龔王卹工」とは共王以來着手施工されている土木工事のことで、それは卲大室の東に二川の溝洫を疏通する灌漑工事であつた。逆は北流。焚は滎・罃の義であろう。そしておそらくその工事のために、代替地として「余舍女田五田」という田土の提供が約されていたにも拘わらず、それが履行されていないという提訴である。正は士師の長、孟子梁惠王上・周禮秋官序官に士師を理官とする。その正長を正という。𠴷は訊の初文。「女貯田不」は田土を代償として提供する意思の有無を確かめ、厲がその履行を許





諾する意思表示をするのを待つて、執政五人が協議裁定して厲にそのことを誓言させた。顜は協議するというほどの意であろう。

厲の義務履行に當つて、參有𤔲に命じてその現場に立會わせ、𤔲土たる邑人趙、𤔲馬たる頌人邦、𤔲工たる附矩の三名のほかに、史官として内史友寺芻も記錄作成のために參加し、一同で裘衞に引渡すべき厲の田四田の所在を確認し、疆界の劃定を行なつた。寓はまた迺・㝵に作ることもある字であるが、それらの字形からも考えられるように修祓的な儀禮を示す字で、わが國で境界の地に壺や石をおいて榜示とする方法に當るものであろう。その四至は北は厲の田、東は散の田、南は散と政父の田、西は厲の田に接している。すなわち西・北は厲、東・南は散と政父の田に圍まれている地で、散の西北に位置する。この散の地が散氏盤にいう鄽縣の地であるのか、あるいは散伯車父諸器の出土した扶風法門西北の地であるのかは知られない。ただ鄽縣の散氏の地ならば、その西は夨氏の地に接しているはずである。

土地の榜示を終えたのち、邦君厲自らその地に赴いて裘衞に田土の引渡しをなし、厲の叔子夙・厲の有𤔲䜌季・慶癸・豳表・荊人敢・井人倡屖と衞の小子者其とが饗賸のことを行なつて、事件はすべて解決した。契約の不履行によつて提訴がなされ、審判の結果その主張が認められて解決するに至つた經緯をしるし、その取得した田土の榜示を行なつたことを記錄する權利證書的性格をもつ銘文である。その文にいう。

これ正月初吉庚戌、衞、邦君厲を以て井伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父に告げて曰く、厲は曰く、余、龔王の卹功を執り、昭大室の東において、逆に二川を𣪠らさんとす。曰く、余、女に田五田を舍へんと。

正、迺ち厲に訊げて曰く、女、田を貯るや不やと。厲迺ち許して曰く、余、審んで田五田を貯らんと。井伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父迺ち顜りて、厲をして誓はしめたり。

迺ち參有𤔲、𤔲土邑人趙・𤔲馬頌人邦・𤔲工附矩・內史友寺芻をして、帥ゐて裘衞に厲の田四田を履ましめ、迺ち寓を厥の邑に舍かしむ。厥の朔の疆は厲の田に眔び、厥の東の疆は散の田に眔び、厥の南の疆は散の田に眔び政父の田に眔び、厥の西の疆は厲の田に眔べり。

邦君厲、眔びて裘衞の田を付したり。厲の叔子夙・厲の有𤔲䜌季・慶癸・豳表・荊人敢・井人倡屖・衞の小子者其、饗賸す。衞、用て朕が文考の寶鼎を作る。衞それ萬年、永く寶用せよ。これ王の五祀なり。

文中に厲の有𤔲の一人として名のみえる䜌季は、大克鼎・二十七年伊𣪕にはその廷禮の右者としてあらわれるが、夷王初年の本器においてはなお陪臣の地位にあるものであつた。この時期における諸氏族の政治的地位の變動の激しさを示す一の事實として、注目すべきことである。

裘衞鼎二

器制　「紋飾與前鼎全同、通高三七・二、口徑三四・五、腹深二〇糎、重一二・二五瓩」文物

器の大小も前器と殆んど同じである。器腹內壁に一九行、一九五字に及ぶ銘文がある。

佳九年正月既死霸庚辰、王才周駒宮、各廟、
眉敖者膚爲吏見于王、王大黹、矩取眚車・較・
華𠫑・虎冟・希𦅫・畫轉・鞭・𠂤𩊚・帛轡乘・
金鹿鍐、舍矩姜帛三兩、迺舍、裘衞林𦵏里、
𢽚厥佳顏林、我舍顏□大馬兩、舍顏姒虞各、
舍顏有𤔲壽商貈裘盩冟、
矩迺眔遬粦令壽商眔意曰、顜、履付裘衞林𦵏
里、則乃成夆四夆、顏小子具叀夆、壽商𩰲、
舍盩冒□羝皮二・□皮二・𩏺舄俑皮二・朏帛
金一反・厥吳喜皮二、舍遬虞冟・𩍿𩊚𩏅𠫑、
東臣羔裘顏下皮二、眔受、衞小子家逆・者其
朕、衞臣虣朏、衞用乍朕文考寶鼎、衞其萬年、永寶用



裘衞鼎二

佳九年正月既死霸庚辰㉕は夷王の譜において九年㉒の既死霸第四日に當る。周駒宮は初見。眉敖は𢓊伯𣪕にみえ、𣪕の文首に「佳王九年九月甲寅、王命益公征眉敖、益公至告、二月、眉敖至見、獻帛、己未、王命中、致歸𢓊伯貂裘」という。すなわち本器は王がその征命を發する年の正月に、眉敖より者膚が使者として入朝したときの儀禮の際に發生した收奪事件による紛爭の顚末をしるしたもので、收奪者は裘衞鼎一と同じく矩であり、その代償として裘衞に林𦵏里を與えることによつて

解決した。以告という提訴やそれに本づく審判のことはしるされていないので、一應、示談による和解事件とみてよい。

「王大黹」の大黹を報告者は大致と釋するも、その意が明らかでない。前鼎に「王甬旂于豐」というのと同じく、大黹も何らかの儀禮をいう語とみられ、ここでは眉敖の外國使臣を迎える廷見の禮に關するものであるかも知れない。黹は黹純の黹。外使に接する際のことで、いわゆる衣裳の會であろう。その廷見の儀禮のとき、矩がまた、裘衞の車服の具を掠取したのである。前器の事件より四年後のことであるが、矩伯と裘衞の間になお宿怨が殘されていたのであろう。

矩の掠取したものは、眚車より金甗鍐に至る車馬の具である。眚は省。車には旬車・金車・駒車の名があり、省車はその用途によつて名をえたものであろう。較には𠦪較・𠦪緐較のようにいう例が多い。𠩺は弓衣にして韔、虎冟は虎冟熏裏・虎冟朱裏と裏をも合わせていうのが例であるから、ここも虎冟希偉とよむべく、伯晨鼎に虎幃冟衰裏幽というものに近い。䡊韓は車服賜與形式の金文に習見するが、鞭をいう例をみない。鞭の字形は說文に古文としてみえている。帀轃はおそらく席索、帛轡乘は曳引のためのもので轡四副の意であろう。金甗鍐も馬具。以上車馬の具一式である。舍は掠取に對する賠償として提供する意であろうが、その間の事情說明は略されている。また矩姜がどういう立場の人であるのか明らかでないが、帛三兩を受けているのは、あるいはこの事件の調停者であるのかも知れない。當事者たる裘衞に對しては「廼舍裘衞林智里」という里を以てよばれる地域が提供されている。叡は及。「厥隹顏林」の隹は師晨鼎に「嗣□人隹小臣善夫」の隹と同じく竝



巻六 補遺篇 二六九～二七〇



巻六 補遺篇 二七一～二七二

列の與の義で、林智里とその顏林に及ぶ地域を含むとするものであろう。そのため顏氏に對する辨償をも必要とすることになり、その處置にも及んでいる。すなわち顏□には大馬兩、顏姒には虡吝、顏の有嗣壽商には貈裘盠冟を與えた。後二者は何れも皮裘の類である。矩はまたおそらく利害關係者であるらしい𣪘𢍏とともに、壽商と意とに命じて、裘衞に林智里の引渡しを履行させた。額は前器にもみえ、協議する意のようである。履付は現場で物件の引渡しをなすこと。その方法は「成夆四夆」、すなわち四至に標識を設けるもので、夆とは盛土榜示の方法である。散氏盤における榜示にも、多くその法が用いられている。顏の小子具惠がその榜示を行ない、壽商がそれに祝告を加えた。𢦏は前鼎において田土の四至に寓の禮をしたのと同じく、經界を修祓する儀禮である。「舍盠冒□羝皮二」以下は、その經界榜示の勞に對する謝禮をいう。その品目中にはなお明かでないものをも含むが、何れも皮二、金は一鈑である。また𣪘に對しては、虎冟以下を贈った。これらの授受が終つてのち、衞の小子家逆・者其が饗賸のことを行なつてその落着を祝した。「衞臣虣朏」は句意未詳。これも饗賸に伴なう儀禮のようである。兩鼎とも文末に文考の名をあげていないが、文考は盉銘にいう惠孟であろう。文にいう。

これ九年正月既死霸庚辰、王、周の𢈭宮に在り。廟に格る。眉敖の者膚、使と爲りて王に見ゆ。王、大いに黹す。矩、眚車・較・𠦪𠩺・虎冟希偉・䡊韓・鞭・帀轃・帛轡乘・金甗鍐を取る。矩姜に帛三兩を舍ふ。廼ち裘衞に林智の里を舍へ、厥の顏林とに叡ぶ。我、顏□に大馬兩を舍へ、顏姒に虡吝を舍へ、顏の有嗣壽商に貈裘盠冟を舍ふ。

矩廼ち遷粦と、壽商と意とに命じて曰く、顜りて裘衛に林智の里を履付せよと。則ち乃ち夆四夆を成せり。顏の小子具惠夆し、壽商𪊨す。盠冒□羝皮二・□皮二・鑿舄䩛皮二・朏帛金一鈑・厥の吳喜皮二を舍ふ。遷に虡冟・燮𢦏韔鞃・東臣羔裘顏下皮二を舍ふ。受くるに眔んで、衞の小子家逆・者其、賸す。衞臣虣朏す。衞、用て朕が文考の寶鼎を作る。衞それ萬年、永く寶用せよ。

裘衛𣪘

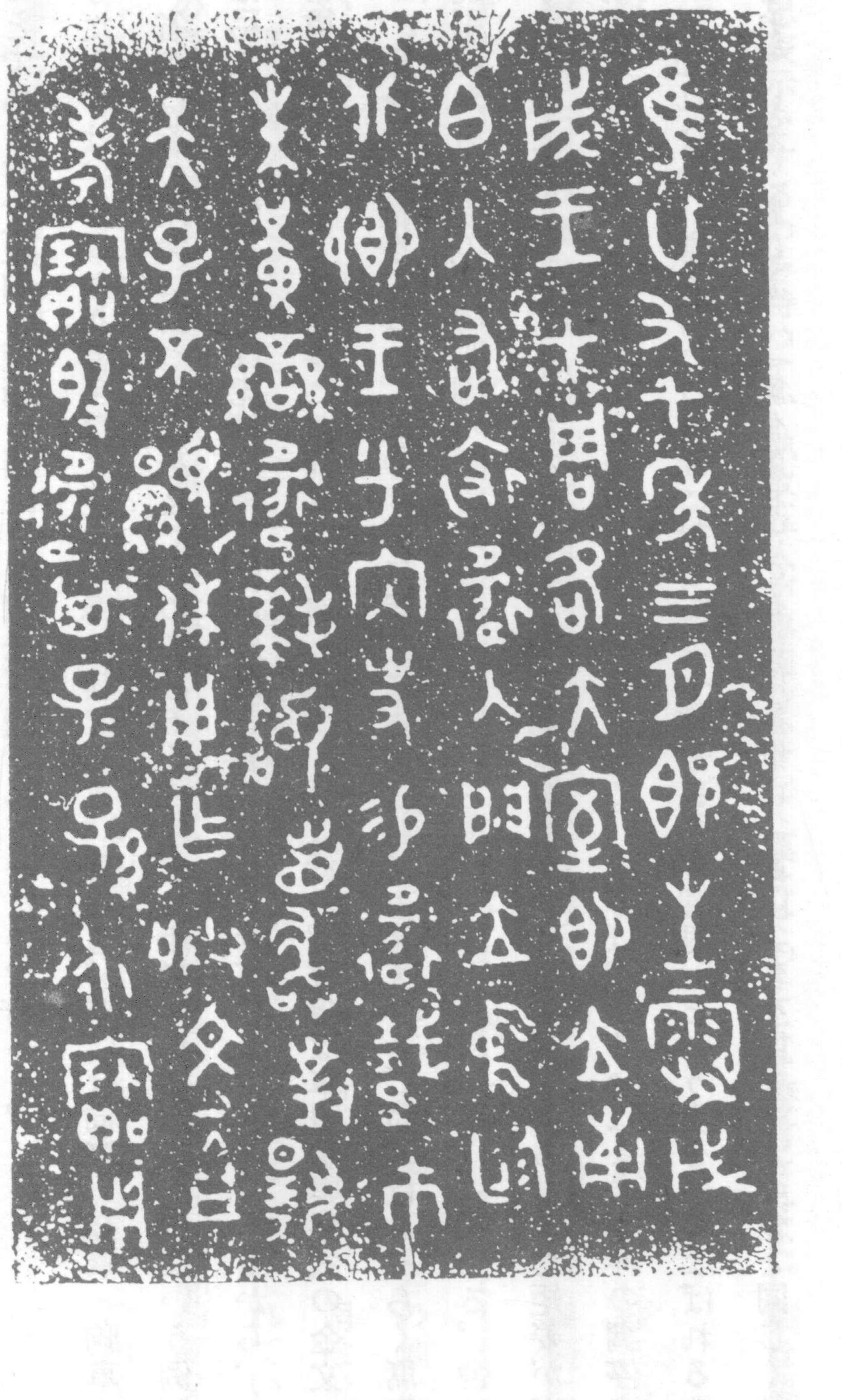
器制

「一件、侈口圈足有蓋、蓋冠作圈狀、長舌獸首耳、有珥、下腹微向外傾垂、頸部飾以細雷紋塡地的竊曲紋、竊曲紋之間用獸頭間隔、其下爲陽弦紋一道、腹部素面、蓋沿飾竊曲紋、圈足飾陽弦紋一道、通蓋高二三、口徑二二・六、腹深一一・四糎、重五・七瓩」文物　變樣夔文の圈足𣪘である。器蓋兩銘、七行七三字。

隹廿又七年三月既生霸戊戌、王才周、各大室、卽立、南白入右裘衞入門、立中廷、北鄕、王乎內史、易衞載市・朱黃・䜌、衞拜䭫首、敢對揚天子不顯休、用乍朕文且考寶𣪘、衞其子〻孫〻、永寶用



裘衛𣪘



廿又七年三月既生霸戊戌㉘は夷王二十七年⑦の譜に入らず、厲王二十七年㉑の譜に合う。夷王以前は共懿孝二世三代であって、二十年以上の在位を想定しがたいから、本器は厲王期に下すべきであろう。前三器を夷王の三年・五年・九年とすると、本器との間に五十年乃至六十年を隔てることとなり、裘衞と衮衞はその世代の相違を示す用字とみられる。衮は裘の異文であるが、用字によって父子を區別したものであろう。ゆえに前三器に文考の器を作ることをいい、本器には文祖考の器を作ることをいう。その身分もまた父子によって異なり、前器の裘衞は邦君厲に下屬する陪臣であるが、本器では王の廷禮を受けて禮服を賜與せられ、廷臣の列に入る。當時社會的身分の變動が著しかったのであろう。

右者南伯は初見。あるいは鴅父盨蓋にみえる南中邦父の後であろう。鴅父盨蓋は夷王十八年の器と考えられる。この器銘は廷禮賜與のみをしるしていて册命の文を缺くが、何𣪘・休盤などにもその例がある。また載市を賜うものに趞曹鼎一・趩觶・輔師𠭰𣪘・柞鐘などがあり、後期金文に通じてみられる。首休𣪘は幽韻。文にいう。

これ廿又七年三月既生霸戊戌、王、周に在り、大室に格りて位に卽く。南伯入りて衮衞を右けて門に入り、中廷に立ちて北鄕す。王、內史を呼び、衞に載市・朱黃・䜌を賜ふ。衞、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文祖考の寶𣪘を作る。衞の子〻孫〻、永く寶用せよ。

裘衞四器の時期について、報告者は前三器を裘衞鼎一にみえる龏王の名によって共王期に、また衮衞𣪘の二十七年をそれより前の穆王期に屬しうるものとしていう。

根據衞鼎甲銘文、余執恭王恤工、是恭王在世之稱、且衞鼎・衞盉有榮伯・邢伯・定伯・單伯・伯俗父等恭王時期的執政大臣、所以我們斷定衞鼎爲恭王五年正月所作、衞鼎乙爲恭王九年正月所作、衞盉爲恭王三年三月所作、衞𣪘有唯二十有七年三月、記衞初受册命、當是穆王二十七年三月、核

之以器形紋飾銘文字體及銘文內容、亦相符合、衞𣪘和穆王時期的𢑚𣪘一樣、都是侈口有蓋、下腹傾垂的形式、尤其和長甶𣪘的形制紋飾完全相同、衞盉和長甶盉翻父盉一九七五年三月扶風縣白家出土的造型可相比擬、兩個衞鼎和恭王時期的標準器十五年趞曹鼎如出一笵、這些都給我們斷代增添了證據

報告者が兩衞鼎と一笵に出づるがごとしとする十五年趞曹鼎は、尾部內卷の顧龍文であり、兩裘衞鼎の文様は全く様式化している變様虺龍文であるから、到底一笵のごとしといいうるものではなく、兩者はかなり時期の異なるものとすべきである。かつ十五年趞曹鼎⑬と元年師虎𣪘㉘を以て構成される共王の譜には、三年裘衞盉㉜・五年裘衞鼎一㊼・九年裘衞鼎二㉕は絕對に符合せず、それらは元年・五年師旋𣪘によって構成される夷王期の譜、すなわち元年以下38 33 56 51 45・9 3 27 22 16のそれぞれの年度にほぼ譜入することができる。三年56は前年置閏して26となり、裘衞盉は三年三月既生霸の第七日に入るのである。かつこの三器の器制・文様・銘文は、その期の諸器に對比して何ら扞格するところがない。鼎一にみえる䣄季も、夷王二十七年の伊𣪘に右者としてみえ、燮伯は孝夷期の器群の群標識となる人である。ただ衮衞𣪘の日辰は夷王の譜に入らず、厲王の譜に符合するもので、一世代後れる器とすべく、作器者の名號も裘衞と衮衞と用字の上に區別が行なわれている。その器制も伊𣪘・詢𣪘など夷末のものにこの種の圈足𣪘があり、本器もその系列に屬するものである。

周瑗氏の「矩伯裘衞兩家族的消長與周禮的崩壞」文物・一九七六・六は、この器群を通じて社會關係が

經濟的關係によつて次第に變化を示しつつある事實を認めうるとする。

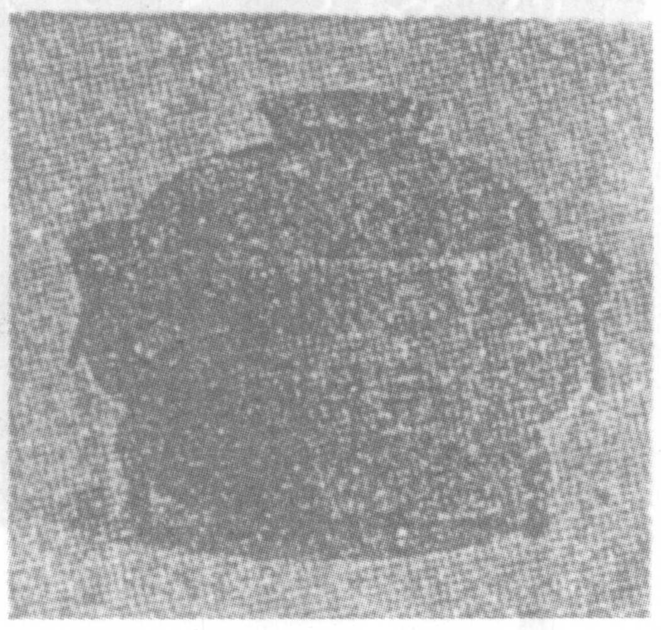
裘衞是王朝的小官、但他利用所掌握的手工業產品爲自己博取了土地、從器銘可以知道、他不但用幾件皮貨換來大面積的耕田、而且爲了擴大生產、竟踏進矩伯的境界、占有了具有優越自然條件的土地、至于拿一套車馬皮件、換取矩伯顔林中珍貴的狐狸毛皮、顯然也是對裘衞非常有利的、裘衞通過這樣的途徑、成爲他那個家族中突出發迹的人、像這樣身分不高的庶姓、家族經濟地位上升的現象、在當時不會是唯一的、個別的、後來所謂國人、這一類人可能就是其中一項重要力量、無怪厲王時奴隸主貴族的代表芮良夫要惊呼時爲王之患、其惟國人了逸周書芮良夫篇

裘衞の族の擡頭は生產者の社會的地位の一般的向上というよりも、特殊な物資の獨占的生產者が、その生產機構の支配と富力の畜積によつてかなりの影響力をもつに至つたことを示すものであり、そのことはたとえば列國期の客卿に齊の鮑叔（𩐁叔）のような皮革業の出身者のあることからも知られるのであるが、それは必らずしも周氏の論ずるようにかれらが奴隸主貴族に代る地位をえたということではない。大土地所有經營の衰頽の要因は、むしろその經營を持續し發展させるための條件を缺く內部的な事情にあつたとみるべく、そのために政治の混亂を招くのであるが、そのことについては別の機會にいう。

なお同出の器に公臣・此・𠤳の諸器があり、裘衞との關係を明かにしがたいがここに附說する。

公臣段

器制　「四件、形制紋飾完全相同、大小略有出入、鼓腹弇口有蓋兩件失蓋、獸首環耳、圏足下有三個獸面附足、蓋冠作圏狀、器沿和蓋沿飾竊曲紋、腹部飾瓦紋、通口二〇・八～二一・五、口徑一九・五～二〇、腹深一一糎」「形制花紋、和不嬰段・仲友父段扶風齊家村青銅器群完全相同、當屬同期之物」「器內底鑄銘文六行、共四三字」文物　この形式の環耳段には散伯段・師旋段二・𠦪伯段など、夷王期の器にその例が多い。

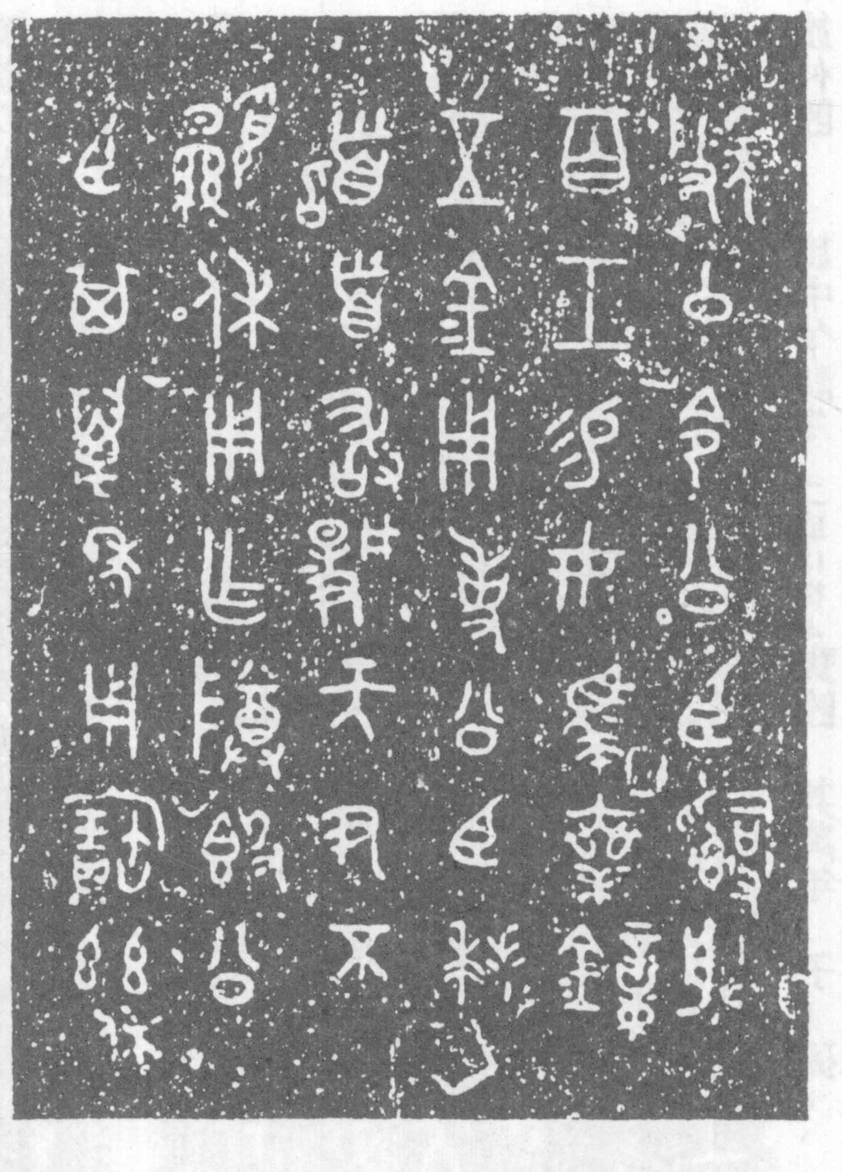


公　臣　段

虢中令公臣、𤔲朕百工、易女馬乘・鐘五・金、用事、公臣拜䭫首、敢揚天尹不顯休、用乍隮段、公臣其萬年、用寶兹休

虢仲は鄭虢仲段・虢仲盨・何段にその名がみえ、報告者はこれらをみな同一人とみなし、厲王期に屬する人としている。このうち虢仲盨には王の南征のことをしるしており、おそらく夷王期の南征をいうものであろう。公臣の名は初見。公臣とはあるいは公天尹の臣の意であるかも知れない。周初の作册大方鼎に召公を皇天尹大保と稱し、また令段に公尹伯丁父の名がみえる。ただ對揚の辭においてもなお公臣と稱しており、一應作册大方鼎の公朿、父辛彝三代・六・四九・四の公中、賢段の公叔と同樣の名號としておく。

百工は康宮百工牧臣妾など宮廟に屬するものであるが、「朕百工」とは虢仲私屬の百工の意である。



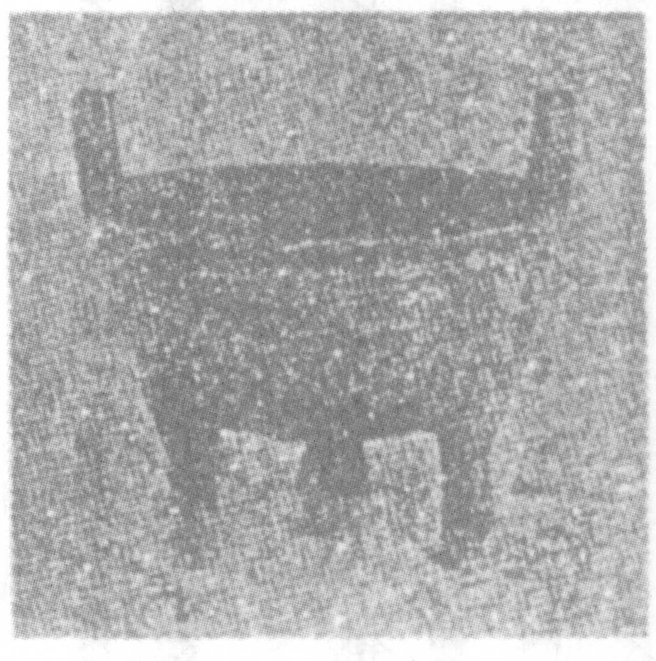
その百工を管理することを命じて馬四匹・鼓鐘五と金を賜與している。公臣の家も陪臣ながら鼓鐘五を用いることが許される豪富であつた。この作器も四器に及んでいる。

公臣はこの任命と賜與を受け、「天尹不顯休」に對揚してこの器を作つている。第四器には天尹を天君に作る。天君は尹姞鼎・公姞鼎にもみえ、休王すなわち康王の夫人にして太后の地位にある休天君の稱である。語例としては、それは王后を指すもので、虢仲をいう語としてはふさわしくない。虢仲が周初の召公のように皇天尹大保とよばれるような聖職者であつたとは考えがたいからである。それで本器のように賜與者が虢仲であり、作器者が天尹の休賜に對揚して器を作るというのは、虢仲のそのような行爲が天君の意向によるものであり、虢仲はいわば天君の傳命者であり代行者であると考えるべきであろう。虢仲は夷王期の人と考えられるから、當時天君とよばれる人があるとすれば、おそらく懿王の后妣であろうと思われる。寶は保と通用。格伯段に「鑄保段」「永保用」という例がある。「兹休」は「茲休賜」の意。彔伯𢦚段に「子〻孫〻、其帥井、受兹休」というに同じ。首休段休は幽韻。文にいう。

虢仲、公臣に命じ、朕が百工を𤔲めしむ。女に馬乘・鐘五・金を賜ふ。用て事へよと。公臣、拜して稽首し、敢て天尹（天君）の丕顯なる休に對揚して、用て隮段を作る。公臣それ萬年、用てこの休を寶保たん。

此　鼎

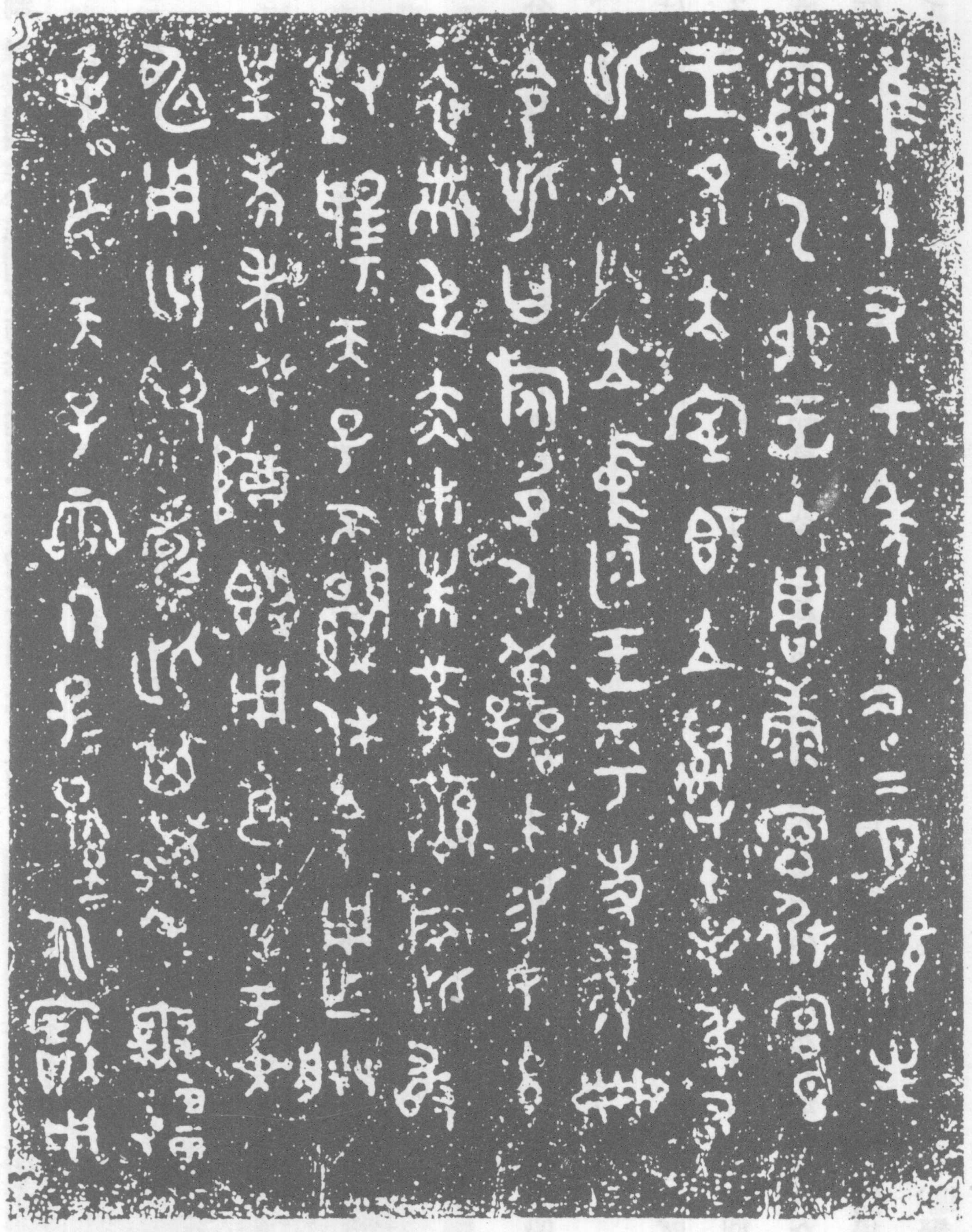
器制　「此鼎三件、形制紋飾完全相同、大小相次、是所謂的列鼎、立耳蹄足圜底、口沿平向外折、口沿下飾陽弦紋兩道、腹部素面、此鼎一、通耳高四二・一、口徑四〇、腹深二二・二糎、重一九・七五瓩、此鼎二、通耳高三六、口徑三六、腹深一七・八糎、重一二・五瓩、此鼎三、通耳口三三、口徑三四、腹深一七糎、重一〇・八瓩、此鼎一・三內壁各鑄銘文一一行、行一〇字、重文一、共一一一字、二內壁鑄銘文一〇行、行一一字、重文二、共一一二字、三鼎銘文內容基本相同」文物　いま第一鼎銘を錄する。



給　鼎

隹十又七年十又二月既生霸乙卯、王才周康宮徲宮、旦、王各大室、卽立、𤔲土毛叔右此入門、立中廷、王乎史翏册令此曰、旅邑人善夫、易女玄衣黹屯・赤市朱黃・䜌旂旂、此敢對揚天子不

顯休令、用乍朕皇考朱癸隮鼎、用享孝于文申、用匃釁壽、此其萬年無疆、畯臣天子靁冬、子〻孫〻、永寶用



十又七年十又二月既生霸乙卯⑲は厲王十七年⑲の譜と正に一致し、周康宮徲宮はまた厲王三十一年鬲攸從鼎に徲大室としてみえ、徲宮は夷宮、すなわち夷王の宮廟である。康宮には康昭・康穆の二宮があるが、このときまた康宮徲宮が造營されたのであろう。徲は從來遲久・遲待の義とする奇觚説があり、積微古に辟旁の意に解するが、本器によって大系に引く唐蘭説に夷王の宮廟とするのが正しいことが知られる。嗣土毛叔は師湯父鼎に文考毛叔の器を作ることがみえるが、その器は共王期に屬し別人である。また毛叔盤三代・一七・二・一というものがあるが、その時期は本器より下るようである。史翏の名は無叀鼎にもみえる。善夫は膳夫。その職には師晨鼎「小臣善夫・貟人善夫」のようにいう例があり、邑人善夫もその類であろう。旅は周禮宰夫「四曰旅、掌官常以治數」の注に「旅、辟下士也」とあり、此の職は膳宰に當るものであろう。善夫職が左右の重職であることは善夫克の諸器によって知られ、克は典善夫として王室の經濟にも關與したのではないかと思われる。王室直領地にも善夫がおかれており、小臣善夫・貟人善夫・邑人善夫のようにいう。賜與の玄衣黹屯・赤市朱黃・鑾旂（銘は旅に誤る）は善夫山鼎・伊段・寰盤など夷厲期の諸器にみえる。末文の「畯臣天子」は克盨に、また頌鼎に「畯臣天子靁冬」の語がある。小克鼎・微䜌鼎にも「永命靁冬」とあり、當時の用語である。文申は文神、大克鼎に「顯孝于申」、杜伯盨に「其用享孝于皇申且考」などの例がある。文にいう。

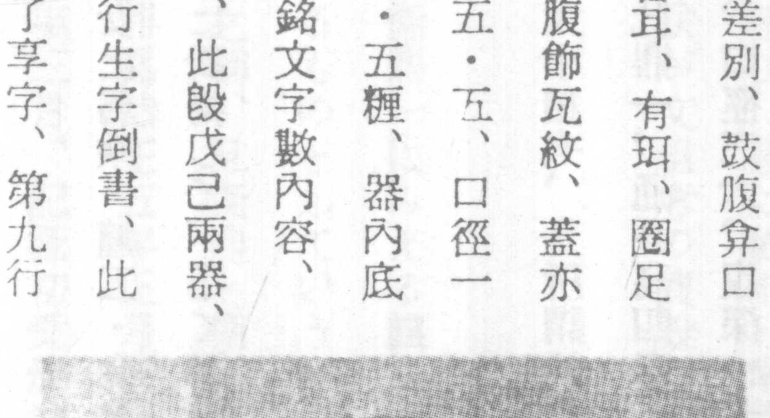
これ十又七年十又二月既生霸乙卯、王、周の康宮徲宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。嗣土毛叔、此を右けて門に入り、中廷に立つ。王、史翏を呼びて此に册命せしめて曰く、邑人善夫を旅（をさ）めよ。女に玄衣黹純・赤市朱衡・鑾旂を賜ふと。

此、敢て天子の丕顯なる休命に對揚して、用て朕が皇考朱癸の隮鼎を作り、用て文神に享孝し、用て眉壽を匃む。此それ萬年無疆にして、畯く天子に臣へ靈終ならんことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

甲・丙兩鼎は孫の重文なし。その餘はみな同文である。錄入した拓銘は、此段第五器である。令申は眞、壽子は幽之、疆冬用は陽冬東の合韻であろう。

此　段

器制　「八件、形制紋飾相同、大小略有差別、鼓腹弇口有蓋丙以下六段均失蓋、蓋冠作圈狀、獸首耳、有珥、圈足下有三個獸面扁足、口沿下飾重環紋、腹飾瓦紋、蓋亦飾重環紋和瓦紋、通蓋高二三・七～二五・五、口徑一九・二～二〇、腹深一一・〇六～一二・五糎、器內底與蓋內各鑄銘文一〇行、共一一二字、銘文字數內容、與此鼎相同、只是隮鼎改作隮段、此外、此段戊己兩器、將皇考癸公改作皇考朱癸、此段丙第一行生字倒書、此段丁第七行䟼字分書、此段辛第八行掉了享字、第九行



此　段

掉了用其二字」文物

報告者は此諸器の時代を宣王期としていう。

此鼎和此段的造型紋飾是厲宣時期流行的型式、此鼎和頌鼎・大鼎、完全相同、此段和叔向父段・師酉段・鄂侯段・函皇父段・史頌段、完全相同、且銘辭有王呼史翏册命此、翏是宣王時期的史官、見于無叀鼎、因此我們斷定這套此器的鑄造年代爲宣王時期

無叀鼎の史翏の字はなお字形が明らかでないが、この器によって史翏と改め釋すべく、同一人とみられる。無叀鼎の圖室は夷王三十七年善夫山鼎にみえる。報告者が此段と同制とする諸器はみな夷厲期のものであり、文首の紀年日辰は厲王の譜に合う。宣王期には十一年師嫠段以後、廷禮をしるす器銘をみない。

なお同出の器に立耳獸足竊曲文に亞字形圖象を銘する亞鼎・竊曲文鼎一・重環文鼎二のほか、短文の銘をもつ諸器があり、その銘文のみを錄しておく。

廟孱鼎　　廟孱乍鼎、其子〻孫〻、永寶用

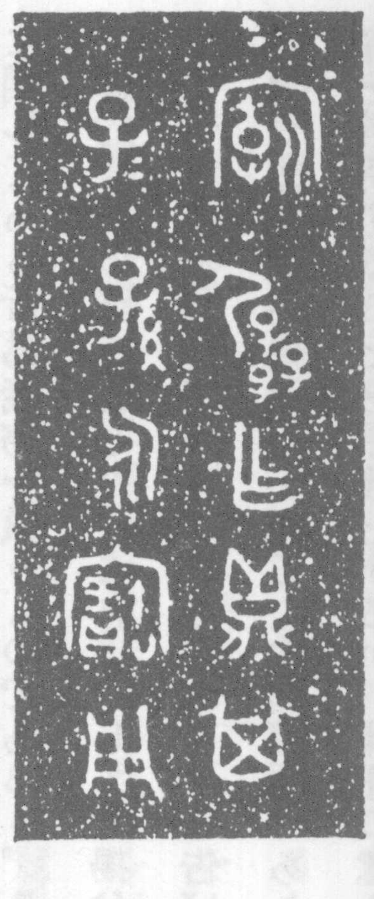
仲豖父鼎　　中豖（說文奇字豖、从日乙）父乍隮鼎、其萬年、子〻孫〻、永寶用享

膳夫旅伯鼎　　善夫旅白乍毛中姬隮鼎、其萬年、子〻孫〻、永寶用享

膳夫伯辛父鼎　　善夫白辛父乍隮鼎、其萬年、子孫永寶用

旅仲段　　旅中乍誹字、二或は從ム寶段、其萬年、子〻孫〻、永用享

文物にいう。「以上九器、根據形制紋飾和銘文字體分析、當鑄造于西周厲宣期、旅仲𣪕和此𣪕如出一笵、亞鼎和竊曲紋鼎的造型與克鼎・㽙皇父鼎甲・禹鼎・無叀鼎・史頌鼎・散伯車父鼎相似」。𪓐孱鼎以下も梁其・㽙皇父乙・𩛥攸從・毛公の諸鼎と花文同じく、



すべて厲宣期のものとするが、比較の對照としてあげている諸器は概ね夷厲期のものである。

仲南父壺二件、分尾長鳥文中南父乍隮壺、其邁年、子〻孫〻、永寶用銘在方格中

成伯孫父鬲　成白孫父乍浸嬴隮鬲、子〻孫〻、永寶用



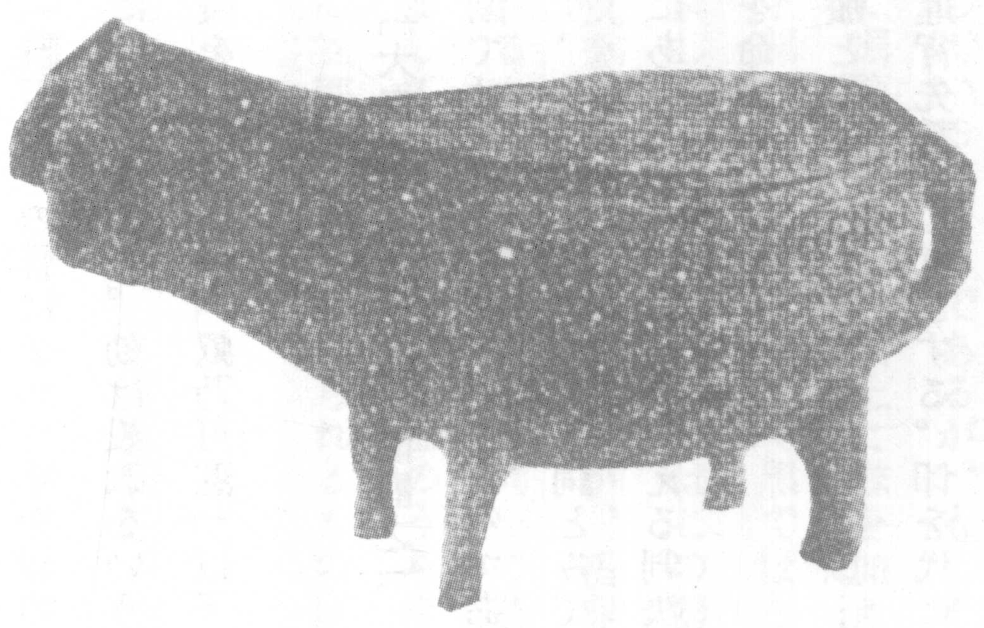


癸有嗣爯鬲　癸又嗣爯乍齋鬲、用朕嬴□母

爯鬲と同文の銘をもつ鼎が一九七三年董家村近隣の賀家村墓中から出土、同出器に伯車父盨兩件があるという。

𩞁匜

器制　「寬流直口、虎頭平蓋、曲舌獸首鋬、四足做成羊蹄形、口沿下飾竊曲紋和一道陽弦紋、通高二〇・五、腹寬一七・五、流鋬相距三一・五糎、重三・八五瓩、腹底和蓋鑄有銘文、器銘六行、行一五字、蓋銘連接器銘、七行、毎行一〇字末行四字、共一五七字」文物 器制は後期の匜中やや特異なところがあり、文物にまた「匜是由盉演變來的、目前發現的匜、都是屬王以後之物、此匜造型奇特、帶有西周中期作風、且器形爲匜、而銘文稱盉、應屬匜的初期形式、時代當夷厲時期」という。文様は分尾の變様夔文、文字はやや狹長なるも秀媚の體である。



𩞁匜





隹三月既死覇甲申、王才莽上宮、白揚父廼成賫曰、牧牛、𠭯乃可湛、女敢以乃訟師、女上卬先誓、今女亦既又卪誓、尃趞嗇覲𩞁𢆶、亦玆五夫、亦既卪乃誓、女亦既從辭從誓、弋可、我義便女千、𪭭𪭭女、今我赦女、義便女千、𪭭𪭭女、今大赦以上器銘女、便女五百、罰女三百寽

白揚父廼或吏牧牛誓曰、自今余敢夒乃小大吏、乃師或以女告、則致乃便千𪭭𪭭、牧牛則誓、乃以告吏𢦏吏舀于會、牧牛辭誓成、罰金、𩞁用乍旅盉

文は難解を極め、新出の字も多く、甚だ通讀をえがたいものである。報告者は文意を要約していう。「𩞁匜銘文是我國目前發現的最早的一篇法律判決書、銘文記述牧牛和他的上級師𩞁打官司、牧牛違背先誓、輸于訴訟、按照罪行應該鞭打一千下、㳄處以墨刑、經過大赦、改判爲鞭打五百、罰交銅三百寽、銘文裏的鞭刑・墨刑和贖刑、可與尚書舜典記載的流宥五刑注疏、五刑墨劓剕宮大辟也、鞭作官刑、朴作教刑、金作贖刑、相印證、這篇銘文是研究我國法律史的重要史料」

この事件の審判は、王が莽の上宮にあるとき、伯揚父によつて行なわれた。伯揚父は從來の器銘に未見。賫は師旂鼎・師寰𣪕にみえ、何れも訊訟のことに關して用いられる語である。師旂鼎は師旂の衆僕が作戰中にその戰列を離脫したことに對して、軍の總師たる伯懋父がその處罰を決定したことをしるしており、末文に「旂對厥賫于隮彝」という。賫は說文に「讀若概」というも質要の意であるらしく、周禮司市に「質劑結信而止訟」という質劑の意に當る語であろう。對は銘刻の意であるから、師旂鼎の末文はその裁定の語を以て彝銘に刻する意である。また師寰𣪕に「今余肇命女……正淮夷、卽賫厥邦嘼」とあり、郭氏の大系に「賫之者、謂殘害之」と解して、師旂鼎の賫を概

要と解するのとまた別解を施している。「即𢦏厥邦嗇」とは邦嗇に即いてこれを訊鞫する意で、𢦏には問責の義があるものと思われる。本器の報告者は說文の「讀若概」の音によつて字を劾の假借とするが、𢦏の字を用いる三器の銘文はみな質要・訊鞫の意に解して通ずる。劾は敹改をいう字でまた意味が異なる。牧牛は誓約に違反したことを以て儥の告發を受けたが、「叡乃可湛」以下が牧牛に對する問責の辭である。

「叡乃可湛」の可湛を文物に苛勘を以て解し、苛を周禮世婦「大喪……不敬者苛而罰之」、また勘は玉篇「覆定也」の意とするが、下文の文義よりするも苛勘では文の通じがたいところである。可は師嫠段に「女敏可吏」のように字のままに用いる例があり、動詞湛に對する助動詞とみてよい。ここでは牧牛の違約行爲に對してその處罰の決定をいい渡すにあたり、その冒頭に加える判決用語であろう。湛はおそらく諶誡の義で、判決の主旨に從うことを命ずる語とみられる。以下に事實の經過と裁定の主旨をいう。「以乃師訟」とは師儥と訟事を以て爭うをいう。以……訟は「以告」と同じく提訴爭訟の意。「上卯先誓」を文物に「違背先誓」の意とする。卯を代にして變改、また戓の義とするのである。卯は殷器の卯其卣にみえる字で、弋は朩すなわち戚の柲部の象。卯は戚を拜する象であるが、あるいは誓約の方法をいう字であろう。誓約には武器弓矢などを聖器として用いることが多い。その誓約に對して背信の行爲があり、ゆえに「今女亦既又卬誓」という。又は有。卬を文物に御にして侍御と解し、「亦既又御誓、意卽現在儞又準備信守誓約」とするが、それならば下文に改めて「從辭從誓」を要請する必要がなく、ここはその違約行爲を責める辭とみ

なければならない。御は卜文に卬の字形に作るものがあり、多く禦祀の意に用いる。金文では後期の不嬰段に「今令女御追于洛」と禦追の意に用いている。本器の「卬誓」とは「忤誓」の意であろう。忤は違背することをいう。

その違約の事實は、下文に「専趦畜覷儥宥」というものがそれである。専は博・搏、「専趦」以下は師寰段に「今敢博厥衆叚」の意に近く、その收穫の農作物を掠取する意であろう。畜は畜田・畜事、また畜夫をいう。覷は字未詳。左偏は岀の繁文。文物に字を睦と釋するが語意をえがたい。儥は師儥で牧牛の上官たるものである。宥は造の初文、字はまた迸・簉に作る。頌鼎に「監嗣新簉貯」とあり、新造の屯倉の管理を命じている。宥を文物に周と釋して賙賑の意とするが、器銘は牧牛の背信行爲に對する制裁のことをしるすものであり、「専趦」以下はその不法行爲をいう。すなわち師儥の藏貯するところの農作物を、不法に鹵掠する意であろう。

「亦兹五夫」の亦は發語。效卣に「亦其子〻孫〻、永寶」とあり、亦其を連用する。茲五夫がこの問題の誓約についてどのような關係にあるのかよく知られないが、この五人はおそらく牧牛の誓約に關してある行爲義務を負うものであろう。そしてこの五夫も牧牛と同樣にその誓約の趣旨に反して違約背信の罪を犯した。これに對して伯揚父は從辭從約、すなわち辨明と誓約とを要求し、それによつてのみ罪科が輕減されるであろうと告げた。「從辭從誓」は召伯虎段の「弋伯氏從許」、また蔡段や塱盨の「從獄」と同じく裁判用語であり、命ぜられた通りに辭誓をなすことをいう。辭は事實を辨明することを原義とするが、陳謝の意を含むとみてよい。弋可は必可。この辭誓を條件とし

て罪科の輕減が考量されるとするのである。

「我義」の義は宜。師旂鼎に「義敉叡厥不從厥右征」とあり、その右征に從わずして戰列を離脫したものを、宜しく他に播遷すべきことを命ずる語である。本器の銘を以ていえば、本來ならば鞭笞の刑千を加え、また數殿の罪に處すべきところであるが、特に赦してこれを輕減することをいう。

便は鞭、いわゆる朴刑である。數殿を文物に墨刑とし、央形の字を黒とみているが、央形の字は莫の從うところと同じく叉手して縛に就く形で、これに火を加えるものは莫、すなわち焚巫の象である。數は央の上部に媢飾の形を含む。墨刑を示すときには妾・童のように上部は辛形に從う形に作る。いまこの兩字は攴に從うており、朴刑を加えて追放する儀禮を示すものであろう。媢飾や丰形を加えているのは、これを刑餘者として扱う意である。追放の儀禮にはまた散氏盤に「有爽實、余有散氏心賊、則爰千罰千、傳棄之」という傳棄の儀禮がある。傳はわが國でいう「千座置戸」にあたり、これを負わせて鬚や爪を剪り、「神やらひにやらふ」刑である。

「今我赦女」といい、また改めて「義便女千、數殿女、今大赦女」というのは、その赦免の恩典を強調する意である。その恩典の結果として、罰は鞭五百、罰金三百寽に輕減されたのである。

この裁定を下すに當つて、伯揚父は牧牛にこの裁定に從うことを誓約させ、また今後再び同樣の提訴を受けたときは輕減前の原判決を回復することとし、牧牛もその旨に同意し誓約した。夒は擾亂の字であるがまた治の意があり、周禮地官序官に「安擾邦國」の語がある。「乃師」とは牧牛師官たる師儥、以告とは提訴告發をいう。牧牛に再び違約背誓のことがあれば、直ちに原決定による鞭

千・數殿の處罰の執行を受けることを誓約した。䢔は致、文物に到と釋するのは誤る。「乃以告」の乃は假定の副詞。金文において乃は概ね第二人稱の領格に用いるが、ときには令鼎「乃克至、余其舍女臣十家」、曶鼎「乃弗得、女匡罰大」のように假定條件、また噩侯鼎「乃祼之」「王休宴、乃射」のように廼の義に用いる例がある。則も曶鼎に「曶則拜」「則卑復命曰」とあり、それより以後に至つて多く用いられている。

この裁定による誓約は吏𠭯・吏曶にも報告されて、記錄として保存された。牧牛は命ぜられた從辭・從誓を終え、また罰金をも收納して體刑を免れた。儥はその事件の顚末を銘して、この旅盃を作つた。全文はすべて裁定の主文を錄しており、末辭のごときも簡略を極めている。文にいう。

これ三月既死霸甲申、王、莽の上宮に在り。伯揚父廼ち𢦏を成して曰く、牧牛よ、叡、乃ち湛にすべし。女敢て乃の師を以て訟し、上卯して先づ誓ひたり。今女亦既に誓に卬ふこと又り。畜を専趦し、儥の造を覷したり。亦茲の五夫も、亦既に乃の誓に卬へり。女亦既に從辭し從誓せば、必らず可ならん。我義しく女を鞭うつこと千、女を數殿すべきも、今我大いに女を赦し、女を鞭うつこと五百、女に三百寽を罰せんと。

伯揚父廼ちまた牧牛をして誓はしめて曰く、今より余敢て乃の小大吏を夒めん。乃の師、女を以て告ぐること或らば、則ち乃に鞭千、數殿を致さんと。牧牛則ち誓ふ。乃ち以て吏𠭯・吏曶に會に告ぐ。牧牛、辭誓すること成り、金を罰とす。儥用て旅盃を作る。

文物に器の時期を夷厲期に屬するが、文中に吏舀の名がみえ、舀器と同期である。舀鼎の日辰は孝王元年六月であり、本器も孝王期に屬しうるものであろう。懿孝期に揚毁があり、揚は嗣工として量田を官嗣する職にあり、土地關係のことをも管掌している。本器の伯揚父はあるいはその人であろう。匜の器制にもなお古色を存するところがあつて、この器は夷厲にまで下るべきものではない。舀鼎や散氏盤などは、孝王期に土地關係や寇禾などの係爭事件が發生していることを示すものであるが、本器もまたその傾向を示すものとして注意される。この期の大土地所有制の發展が、貴族社會の繁榮をもたらすとともに、またその矛盾を激成しつつあつたことを知りうる。

なお盛張氏の「岐山新出𠑇匜若干問題探索」文物・一九七六・六に、1刑罰について、2獄訟と賜與について、3時代と伯揚父、4𠑇と牧牛との關係の四項にわたつて專論する。1本文中𣪘𣪘と隸釋した字について盛氏は、その第一字を唐蘭氏が黑に從い蔑聲とするのを是とし、第二字も黑と契に從うもので蔑契の音を以てよむ疊韻の連語であり、涅墨契刻の意とする。鞭刑はもと黥・劓・臏・宮・大辟の五刑のうちに入らず、ゆえに鞭を以てするのは宥刑である。この器銘の下文に罰金を以て赦すことをいうのも、舜典にいう「金作贖刑」である。2周禮司盟に爭訟の際の盟誓のことをいう。また終つて辭誓をなすものは、司約にいう「則珥而辟藏」にあたる。3伯揚父の名は國語周語に「幽王三年、西周三川皆震、伯陽父曰、周將亡矣」とあり、銘文の伯揚父はその人に外ならない。4牧牛は周禮に牧人・牧牛の職があり、この器銘の𠑇はその上官である。爭訟はその兩者の間の畜牧奴隸の爭奪のことにあつたのであろう。しかしすでに上官と事を爭う以上、それは社會的にも重要な秩序の侵犯であり、奴隸制崩壞の危機を意味する。それで、

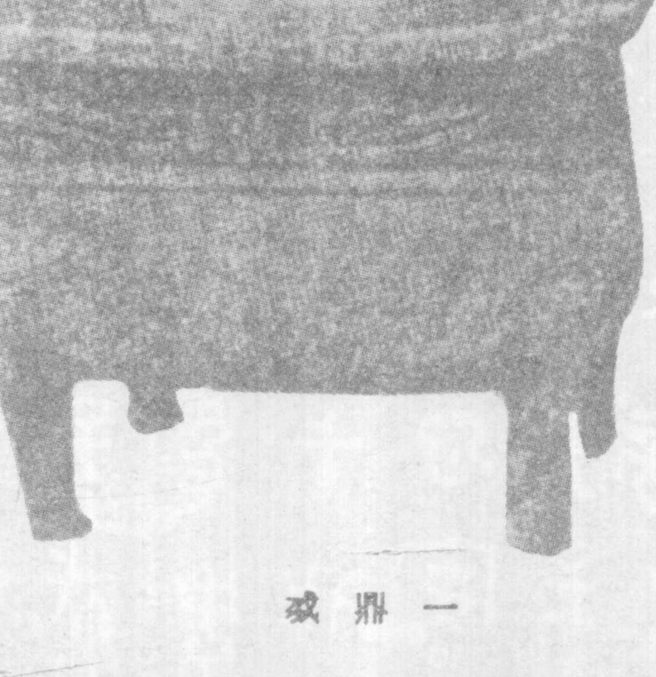
牧牛的案罪、是誣告上司、奴隸主階級最忌怕奴隸們起來犯上作亂、動搖他們的統治、卽使是下屬犯上、也是奴隸社會所不能容許的、因此盡管牧牛屬于奴隸主階段、一旦犯上也要受重處、只是獲得兩次寬赦而已

というのが、その結論として5に論ずるところである。

右の解釋のうち、𣪘𣪘を墨刑とする說はすでに唐蘭氏の主張しているところであるが、もしその解をとるとするも蔑・丯は單なる聲符でなく、蔑は媢に從う字で媢飾、すなわち眼上に黥を加える意であり、丯もまた入墨の象と解することができる。ただその下部の央形の字は決して黑ではなく、人の兩手を前に交叉して縛を加えた形で、また受刑者の象と解してよい。盛氏の考釋はこの器銘を奴隸の謀叛事件をいうものと解してそこから奴隸制にまで論及を試みているのであるが、舀鼎や本器のような爭訟事件によつて奴隸制の一般的問題にまで及びうるものではない。なお同出の器に盨一件・盤一件・豆二件がある。盨は張家坡出土の伯百父盨に類している。董家村諸器のうち年紀の知るべきものは衮衞毁の厲王二十七年が最も新しく、明らかに宣幽に下ると認められるものはない。

補一二、戜鼎一

出土　「一九七五年三月一五日、扶風縣法門公社莊白村西約二五〇多米處發現一批西周青銅器、調査時銅器已全部取離現場、放在倉庫內保存、在出土地點還揀到貝貨和蚌泡數枚、并發現棺槨板的朽痕、朱沙及墓的殘壁一段、墓底距現在地表約〇・五米」文物　土地はやや高く、從來取土やダム修治のため約一米掘り下げられており、そこを耕作する際に發見されたもので、盤・小方鼎・圓鼎・盉・𤔲・觶・飲壺・甗・戈等十四件が出土した。その一帶は岐邑の中南部、西周墓葬の多く分布するところで、一九七二年にも西周豐姬墓より禮器十餘件を出土しているという。伯



戜鼎 一

戜諸器として長文の銘をもつものは、鼎二・毁一である。

著錄考釋　「陝西扶風出土西周伯戜諸器」羅西章・吳鎭烽・雒忠如、文物・一九七六・六「伯戜三器銘文的譯文和考釋」唐蘭 同上

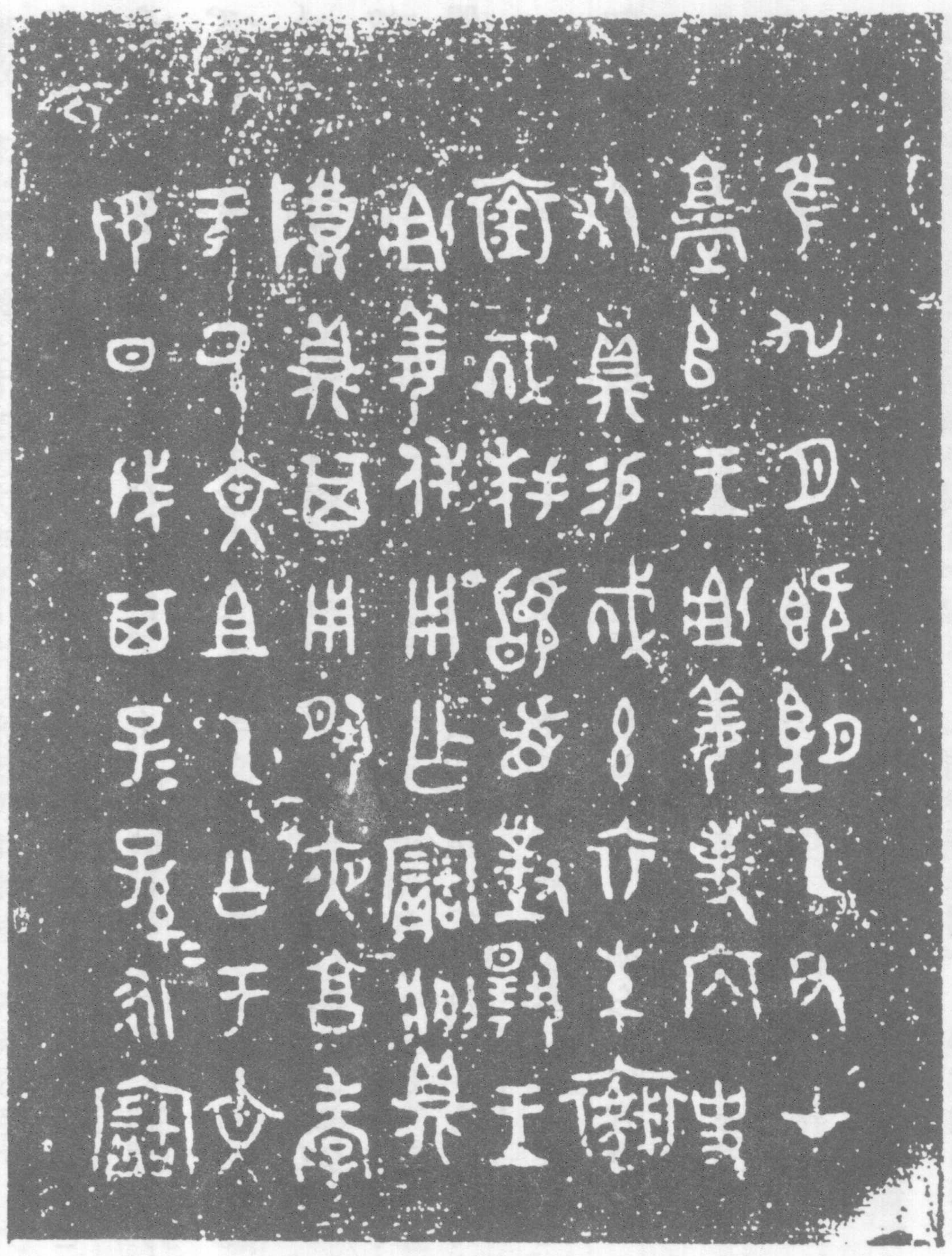
器　制　「立耳柱足直口有蓋、橢方形口、下腹向外傾垂、頸部飾以細雷紋爲地的夔紋、夔無腹足、垂冠回首、尾下卷作刀形、其下爲陽弦一道、腹部素面、蓋中鑄成環鈕、四角起扉、倒置可成案俎、通高二七・五、口縱一六、口橫一七、腹深一五・五、耳高四、蓋扉四・五糎」文物

器頸の文樣はいわゆる顧龍文、趞曹鼎二に近いものであるが、器制はそれよりもやや古く、この器群の全體はほぼ昭穆期に當るものと考えられる。

銘　文　「器內壁和蓋內各鑄銘文八行、重文二、共六五字」文物

隹九月既望乙丑、才高𠂤、王𤔲姜吏內史友員、易戜玄衣朱虢裣、戜拜䭫首、敢對揚王𤔲姜休、用乍寶𩰫隮鼎、其用夙夜享孝于厥文且乙公于文母日戊、其子〻孫〻、永寶

高𠂤の高を唐釋に堂と釋するも、毁銘にも字を高に作つており、堂と釋すべき字ではない。𤔲は小臣傳卣三代・八・五二・一に𤔲父の名がみえていてこの字を用い、また左偏の形稍しく異なるも𤔲鼎三代・二・五二・三の𤔲の正體の字と思われる。宜は俎上に骨肉をおく象である。𤔲姜は王の后妣にし



て姜姓の人。内史友は官名。員はその名であり、字は鼎形に従う。初期の器に員卣・員斝・員鼎があり、史旟に従つて征伐に赴き、あるいは王の狩獵に従つて執犬のことを以て賜賞を受けている。その鼎銘には〓形圖象標識を附しており、殷室貴游の出自のものと思われる。本器の員はあるいはその後人であろう。虢は衣中に𢦏を加えた字形に書かれ、報告者は字を襮と釋し、また裣を說文によつて交衽の義とするが、朱襮裣は賜與のものとして適當な禮制のものとしがたい。思うに𢦏に従う字は虢の異文とすべく、裣もまた旂の假借であろう。すなわち金文に習見する朱虢旂のことで、彔伯戜段の賜與のうちにもみえ、段では旂を𣃔に作る。衣に従い斤聲の字である。

戜は彔・彔戜・彔伯戜として金文にみえるもので、彔段に文祖辛公、彔段二に文考乙公、彔戜卣に文考乙公、彔伯戜段に皇考釐王の器を作るといい、伯戜段には西宮の寶彝を作るという。祖考を公といい王と稱し、その廟を宮と稱するなどその家はよほどの貴戚であるらしく、おそらくは殷周革命の際に叛亂を企てたと傳えられる王子彔父の後ではないかと思われる。この器においても文祖乙公・文母日戊の器を作り、祖・妣を何れも干名を以て稱している。文祖乙公が彔段二・彔戜卣にいう文考乙公のことならば、本器の戜は彔戜より一世代後の人となるが、器銘の字迹は大盂鼎に似て渾厚の風があり、彔・彔戜諸器よりもむしろ古色を存するところがある。作器者の風尚によるものであろう。首休寶は幽韻。文にいう。

これ九月既望乙丑、高𠂤に在り。王𠭯姜、内史友員をして、戜に玄衣・朱虢裣旂を賜はしむ。戜、拜して䭫首し、敢て王𠭯姜の休に對揚して、用て寶𪊨障鼎を作る。それ用て夙夜に厥の文祖乙公と文母日戊とに享孝せん。それ子々孫々、永く寶とせよ。

戜鼎二

器　制

「橢方形、附耳柱足直口方唇、下腹向外傾垂、頸部飾夔紋、以細雷紋塡地、夔無腹足、回首垂冠、尾下卷作刀形、夔下爲陽弦紋一道、腹部素面、通高二二・五、口縱二一・二、口横一六、腹深一三・五糎、内壁鑄銘文一一行、行一〇字最後一行多一字 合文二、重文三、共一一六字」文物 文様は第一器と同じく顧龍文、第三鼎は圓鼎であるが同じ文様を附している。

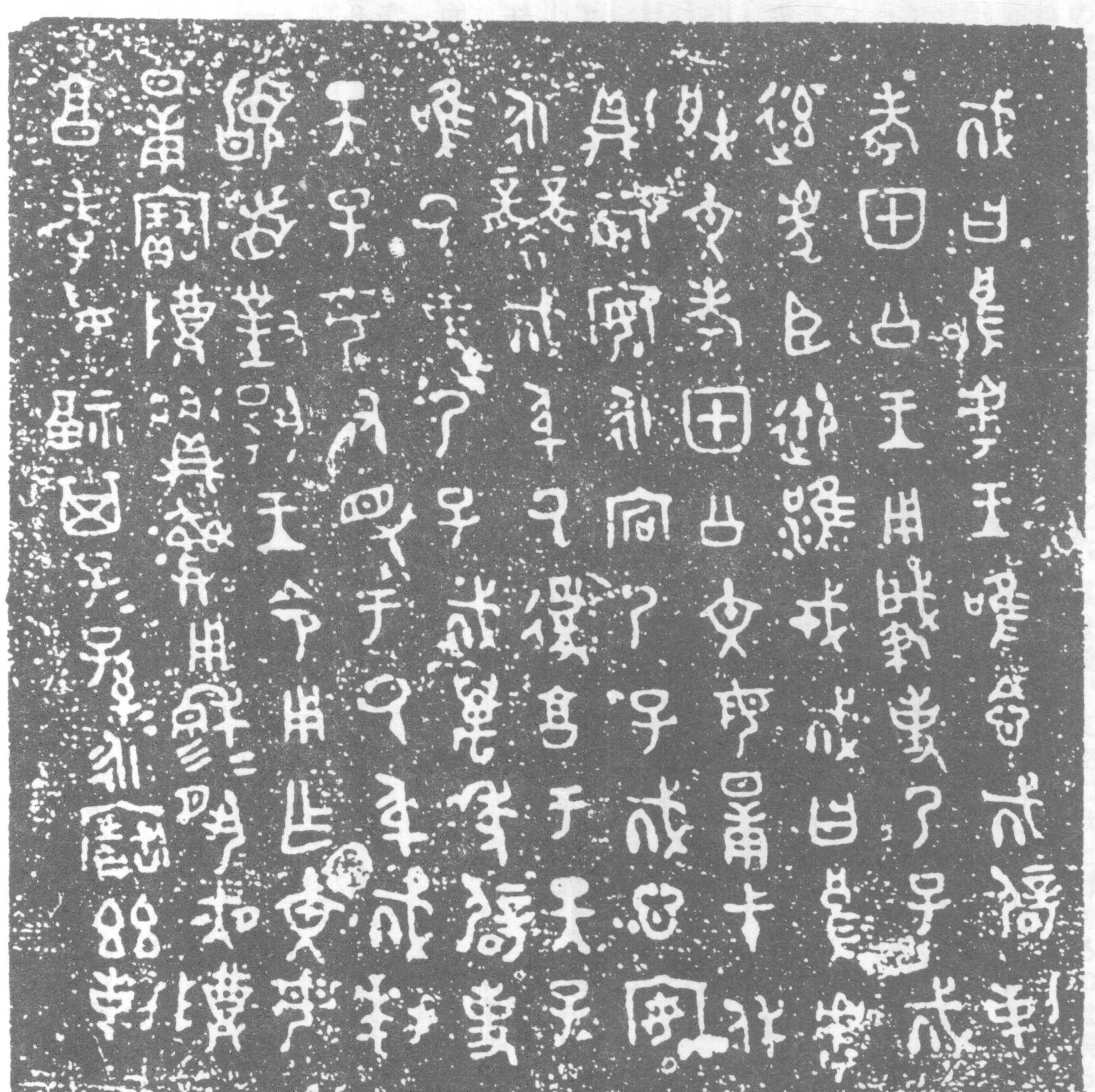


戜鼎二

戜曰、烏虖、王唯念戜辟刺考甲公、王用肇事乃子戜、逹虎臣御淮戎、戜曰、烏虖、朕文考甲公、文母日庚弋休、則尚安永宕乃子戜心、安永襲戜身、厥復享于天子、唯厥事乃子戜、萬年辟事天子、毋又畀于厥身、戜拜䭫首、對揚王令、用乍文母日庚寶障𪊨彝、用穆穆夙夜障享孝妥福、其子子孫孫、永寶玆刺

文首に「戜曰」のように作器者の語を著けるものは、也段・盂段など昭穆期の器銘にその例がある。烏虖も也段・班段など、昭穆期の器にみえる語である。刺考甲公は下文の文考甲公、甲は卜文の上甲、金文の兮甲の甲と同じく、□中に十をかく字形に作る。刺考甲公の上に「戜辟」の二字を冠するのは、父子の間においても君臣の別が存するもので、彔戜の器には皇考釐王という例もある。肇は肇、肇始・肇繼の義があり、上文に皇考甲公のことをいうからここは肇繼の意である。乃子は也段に「令乃鴅沈子」という沈子に同じく、その父に對して子自らいう語である。虎臣





は後期金文に多くみえるが、尙書顧命に「師氏虎臣」とあり、金文ではこの期のものが初見であろう。王室直屬の部隊で、淮夷防衛のために𢦏の麾下に屬しているのである。𣪘銘には有嗣師氏に作る。

「𢦏曰、烏虖」をまた重ねていうのは、その任命を以て無上の光榮とするものである。文考甲公・文母日庚は從來著錄の彔器にみえず、鼎二は鼎一とまたその父母の稱を異にしている。弋を報告者は「弋字金文數見、郭釋爲弋卽必、在這裏弋當假借爲翼、是輔佐之義」とするも、舀鼎・琱生𣪘にみな必の義に用いており、他には䟤必彤沙のように柲の義に用いる字であるから、翼の音とはしがたい。唐釋に尗とし、「金文尗字作叔、就從尗、下面三點是豆形、右邊的手形是揀豆、所以說文解叔爲拾也、尗通淑、美好」という。說文の訓は菽豆よりの傅會にすぎず、尗は戚の初文にしてその戉部柲部の象形、下の小點はそれに戉光を加えたものである。ゆえに叔金・叔市など白の意に用いる。叔善の義の字には悉・盄の字を用い、字は弔に從う。弔は矰繳の象、悉・盄はその形聲の字である。ただここでは尗を淑善の義に假借して用いるとみられ、尗休とは休善の義である。尗を淑に假借することは他に例をみない。

尙に常の意があり、舀鼎に「弋尙卑處厥邑」とは「必常俾處厥邑」の意である。尙安と永宕と對文。宕も安と義近く、字形においてもともに廟中の告禱の儀禮に關する字である。永襲の襲は衣上に二龍を加えているが、襲の初文であろう。その字を集韻に籀文とし、二龍に從うものを字彙補に古文とする。字は襲衾を本義とするもので、心に對して尙安永宕といい、身に對して襲というのは、みな祖靈が憑依してそれを護ることをいう。安・宕・襲はいずれもそのような受靈・魂振り儀禮に關する字である。文義は父祖の威靈によつて天子の寵を享け、𢦏をして萬年天子に辟事し、その身を斁ることなきを祈念することをいう。畀は斁。班𣪘に「亡不咸畀天畏」、また靜𣪘に「靜學無畀」という。唐釋に畀字を「從目尤聲字、借爲傷」というのは形も聲義もみな異なる。以下對揚の文。その修辭は常例のものと稍異なり、用字においても永寶は永保、茲剌を目的語とする動詞である。文にいう。

𢦏曰く、烏虖、王はこれ𢦏の辟たる剌考甲公を念ひ、王用て肇ぎて乃子なる𢦏をして、虎臣を率いて淮戎を禦がしめたまふ。

𢦏曰く、烏虖、朕が文考甲公・文母日庚の淑休にして、則ち乃子なる𢦏の心を常に安んじ永く宕き、安んじて永く𢦏の身に襲きて、厥の復天子に享せられ、これ厥の乃子なる𢦏をして、萬年まで天子に辟事し、厥の身に斁ること又る毋からしめん。

𢦏、拜して稽首し、王命に對揚して用て文母日庚の寶隮䵼彝を作る。用て穆々として夙夜に隮して享孝し綏福あらしめんことを。それ子々孫々、永く茲の剌烈を寶保て。

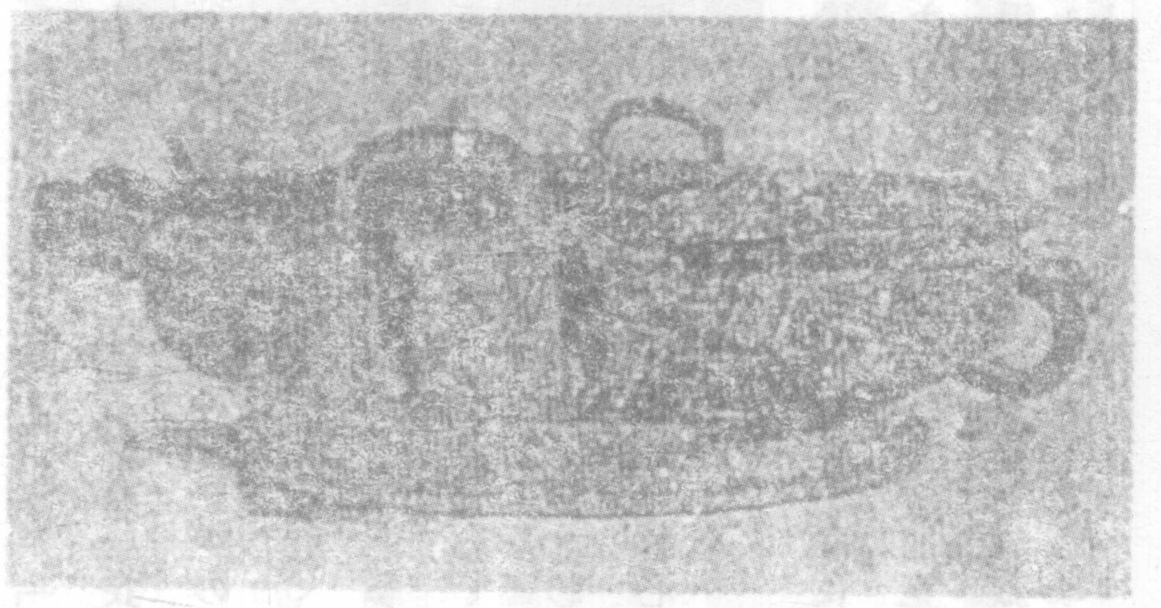
文母日庚の器を作る理由は、𢦏𣪘の文によつて知ることができる。𢦏𣪘も文母日庚のための作器である。

なお𢦏鼎に第三器があり、また同出の器に伯雍父盤がある。何れも短銘のものである。

𢦏鼎三

器制　文物にいう。「圓形、立耳柱足、直口折沿、下腹向外傾垂、頸部飾回首卷尾無腹足的夔紋、以細雷紋塡地、腹部素面、鼎足下部的內側附鑄新月形平臺、可能用以承放盛炭火的圓箅、鼎耳殘缺一隻、通高二二、口徑二二・三糎、內壁鑄銘文二行、共五字」。頸部の顧龍文は三鼎通じて同じである。銘に「𢦏乍厥隮鼎」としるしている。

伯雍父盤　附耳流口の盤に顧龍文を加えている。銘に「白雝父自乍用器」という。西周の器に「自乍」というものは極めて稀で、走𣪘に「用自乍寶隮𣪘」の例があるにすぎない。伯雍父は淮域征定の軍の總帥たる人であり、彔𢦏卣には彔𢦏が淮夷の討征に從うて伯雍父の蔑曆を受けたことをしるしている。


伯雍父盤

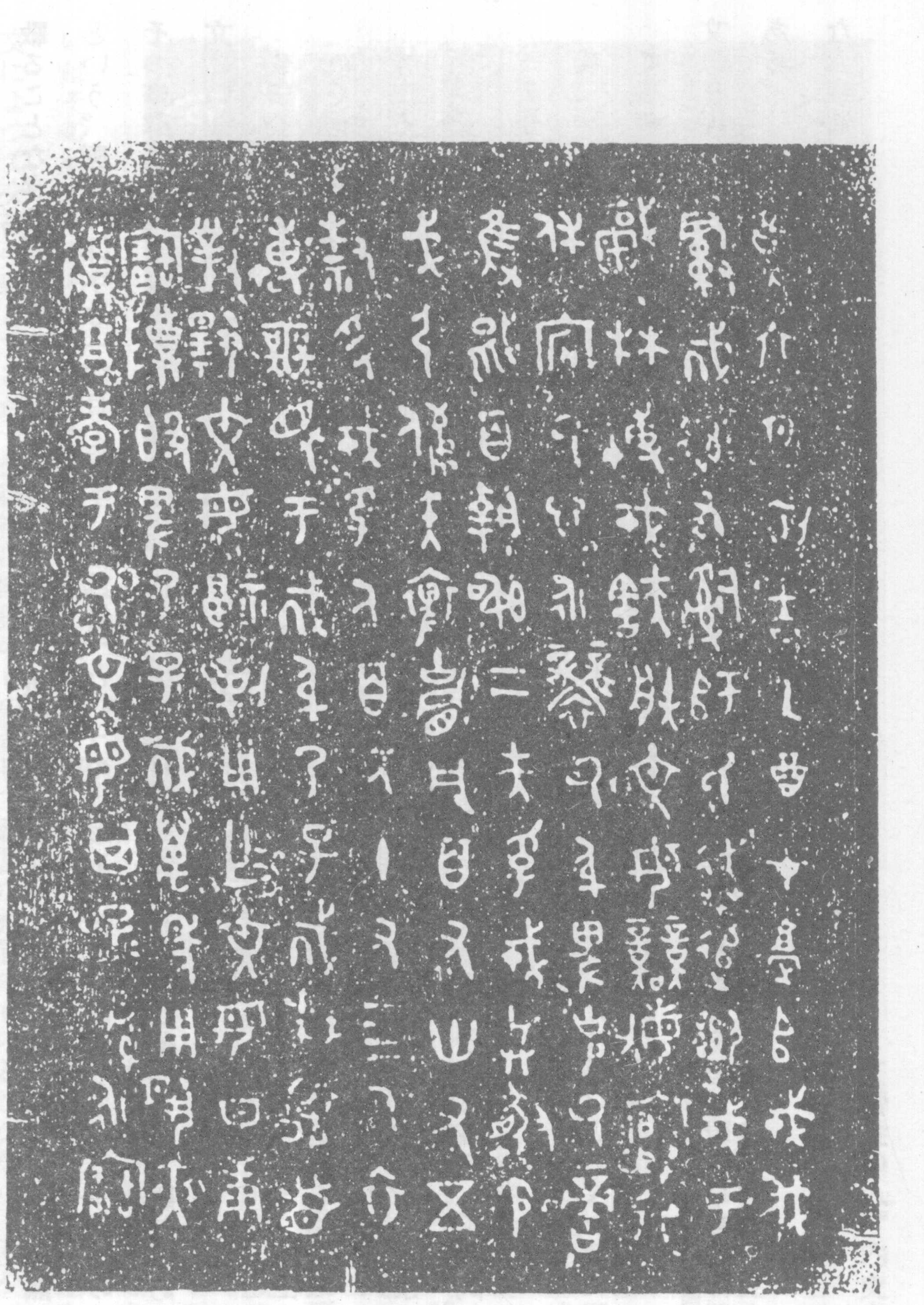
𢦏𣪘一

器制　「侈口有蓋、下腹向外傾垂、通高二一、口徑二二、腹深一二・五糎、器與蓋均飾以垂冠大鳥、兩兩對峙、通身塡以雷文、雙耳作立體竪冠昂首鳥、鳥首高出器口、足作垂珥、造型美觀、圈足飾陽弦紋兩道、器與蓋各鑄銘文一一行、內容與行款均同、每行一二字、重文二、共一三四字」文物いわゆる大鳳文器で、その兩耳を鳥形に作るものは鳳文𣪘通考二七二・二七三にその例が多く、彔𣪘もまた分尾の鳥文を飾り、兩耳鳥飾の器である。

隹六月初吉乙酉、才𣃔𠂤、戎伐䣄、𢦏逐有嗣・師氏奔追、御戎于棫林、博戎𠹹、朕文母、競敏啓行、休宕厥心、永襲厥身、卑克厥啻、隻馘百、執訊二夫、孚戎兵盾矛戈弓備矢裨胄、凡百又卅又五款、孚戎孚人百又十又四人、衣搏、無畀于𢦏身、乃子𢦏拜頶首、對揚文母福剌、用乍文母日庚寶隮𣪘、卑乃子𢦏萬年、用夙夜隮、享孝于厥文母、其子々孫々、永寶


𢦏𣪘 一

六月初吉乙酉(54)は、「𢦏鼎一」の九月既望乙丑(51)と元旦朔において違うこと三日であるから、同年の譜に入りうるものであるが、紀年がなくてその屬する年を定めがたい。𢦏鼎一は文母日戊、この器は文母日庚のための作器であるから、時期の異なることも考えられる。ただ𢦏鼎二は文母日庚のため



の作器で、その銘辭の内容も本器銘と關聯するところがあり、この兩者は相近い時期のものであろう。

高自は𢦏鼎一にみえ、𢦏はその地で王姜より賜與をえている。自は𠂤にして軍事基地を意味し、その地は淮戎に對する作戰の前線基地であった。このとき淮戎が猖獗にして𢦏に侵寇し、𢦏は命ぜられて有𤔲・師氏を率いてこれを伐ち、𩁹林に防禦線を布いた。𢦏・𩁹林はその地未詳。有𤔲・師氏は𤼈鼎に「以師氏眔有𤔲後或」、令鼎に「有𤔲眔師氏小子𨜶射」とみえ、有𤔲と師氏とが竝擧されている。兩者は系列を異にする軍團で、師氏とはもと殷の氏族軍の師長をいう。𢦏鼎二にいう虎臣は師氏の屬で、康王の卽位儀禮をしるす書の顧命に「師氏虎臣百尹御事」という。毛公鼎に「參有𤔲、小子師氏虎臣」、𤔲盨に「邦人正人師氏人」とあり、後には師氏虎臣も有𤔲と稱し、編成の系列にも變化を生じているようである。

𩁹林を報告者は域林、また唐釋には棫林とするが、棫林は涇西の西鄭の地に近く、淮夷の侵寇路に當る地ではない。下文に「博戎𢧵」とあり、戎𢧵とは𢧵地に在る淮戎の意であろう。𢧵は遇・𨜒の諸器や𢦏𣪘などにみえる𢧵で、𢧵侯はすなわち甫侯、また呂とよばれる姜姓四國の一であるが、漢陽に位置するその地には、淮水上游の淮戎がこのとき侵寇を試みたのであろう。𢦏はその戎を伐ったのであるが、その作戰の成功は一に𢦏の文母日庚の威霝によるとする。𢦏鼎二に「𢦏曰、烏虖、朕文考甲公、文母日庚弋休、則尚安永宕乃子𢦏心、安永襲𢦏身」というのはその事實をいう。この役において文母日庚は、𢦏の保護靈としてその靈威を示したのであろう。

竸は競の異體字とみてよく、二人祝告の言を戴いて競進し、祝禱することをいう。𢿢は夫人が髮を齊飾して家廟の祭祀に敏しむ意。啓は廟中の神扉を啓いてその神託を受ける儀禮を示す象である。

軍の啓行に當ってそのような祭祀が行なわれる。詩の小雅六月「元戎十乘　以先啓行」、大雅公劉「干戈戚揚　爰方啓行」とは軍を發するをいう。「休宕厥心、永襲厥身」は𢦏鼎二の文を簡略にしたものにすぎない。啻は敵、文母の靈によって克捷をえたことをいう。

この役において馘首百、執訊二夫のほか、多くの武器を孚獲した。𢍰はその字の左下に小さく干の字形が添えられていて、干盾を示す形聲の字である。𤰇は箙、𧙜は甲衣の類であろう。唐釋に金鍑玉衣をその遺制であるとしているが、說文には革を雨衣・褻衣と解しており、𧙜はおそらく保呂のごときものであろう。儀禮覲禮に「侯氏裨冕」、禮記曾子問に「諸侯裨冕」とあるものが、その遺制かと思われる。これら武器武具の類は合わせて百三十五件に及んでいる。𣪊は卜文に祭名に用いる字であるが、ここでは助數詞に用いる。唐釋等に款と釋するも、字はやはり𣪊の形である。

「寽戎孚人百又十又四人」は、敔𣪘三に「王令敔、追御于上洛𤇾谷、至于伊、班、長榜首百、執嘰卌、奪孚人四百、□于𤇾公之所、于烋衣諱、復付厥君」とあり、奪孚人のことをいうものと思われる。周人が淮夷諸戎を俘獲し奴隸化したのに對抗して、淮域諸戎もまた周人を襲うて俘獲することがあったらしく、この役も「戎伐𢦏」という淮戎の行動に對してその俘人の解放を目的の一とするものであったと考えられる。

「衣博」は敔𣪘三にいう「衣諱」の禮に當るようである。それは「復付厥君」、すなわち舊主の所に返還する際に行なわれているもので、俘囚に對する修祓儀禮であろう。新衣を纏うことによって修祓復活を象徵するというようなものであろう。敔𣪘三の「衣諱」の諱は、祝告を示す言と、獸尾を

執る象とから成る。𡴖は隸の旁と同源の字で靈を移す儀禮、邪靈を移されたものを隸という。「衣博」とは摶つことによって修祓を加えるもので、いわば魂振り儀禮とみてよい。禮記檀弓下「衣衰而繆絰」の注に、衣はもと齊に從う字であるとしており、齊衰をいう。儀禮士喪禮「以衣尸」の注に「衣尸者、覆之若得魂反之」とあり、招魂の儀禮である。俘囚を迎えるには死喪の禮と同じく、招魂復活の形式の儀禮を行なったのである。そして最後に「無畀于𢦏身」というのは、そのような異域での行動に何らの禍害もなく成功を收めたのは、文母の福烈靈威の致すところであるとして、その守護靈に對揚する辭を以て結ぶ。文母を守護靈とするような習俗は、古く殷人の間に行なわれたものであろう。𢦏𢦏の家はおそらく𢦏父の裔であり、殷の舊習を傳えているのであろう。林心は侵、身人身年は頂、首𣪘寶は幽韻である。文にいう。

これ六月初吉乙酉、𩁹自に在り、戎、𢦏を伐つ。𢦏、有𤔲・師氏を率いて奔追し、戎を𩁹林に禦ぎ、戎𢧵を博つ。朕が文母、競𢿢啓行し、厥の心を休宕にし、永く厥の身に襲き、厥の敵に克たしむ。馘を獲ること百、執訊二夫、戎の兵盾矛戈・弓箙矢・裨甲を俘れり。凡て百又卅又五𣪊なり。戎の俘人百又十又四人を捋りて、衣博す。𢦏の身に斁ること無かりき。乃子なる𢦏、拜して稽首し、文母の福剌に對揚し、用て文母日庚の寶䵼𣪘を作る。乃子なる𢦏をして萬年ならしめん。用て夙夜に𤔲して、厥の文母に享孝せん。それ子〻孫〻、永く寶とせよ。

なお同出の器に附耳の盂に似た伯𢦏𣪘二があり、頸部に長尾の鳥文を飾る。腹底に「白𢦏乍旅𣪘」



壺
戜
伯

の銘がある。同じく長尾の鳥文を飾る鳳耳の飲壺二器があり、これもそれぞれ腹底に「白戜乍𩰫壺」「白戜乍旅彝」と銘する。同じ文様の觶には銘を加えていない。觚に似た形狀の器である。また甗があり、通高四三糎、甑部の內壁に「戜乍旅」と銘する。以上は伯戜・戜の作器と考えられるものである。

他にはさきにしるした伯雍父盤がある。附耳にして圈足寬流、獸首の鋬を附し、頸部に卷尾の顧龍文を飾る。伯戜の總師たりし人である。なお爵二件「子父乙」と銘する。また盉一件あり、獸首の鋬を附し、蓋上に海獸の蟠曲する狀を飾り、器蓋に「𦣞父乍寶彝」と銘する。𦣞は作册𦣞卣・𦣞盤にみえ、それらは何れも成康期に屬しうる時期のもので、卣は令諸器とともに洛陽馬坡の出土と傳える。おそらく庶殷の一で、伯戜の族とも交渉があつたのであろう。

報告者はこの器群について、爵・觶の他はその器制よりして穆共期の器とし、文様の鳥文・顧龍文、また銘文とその字樣もその期の特色を示すものがあるという。しかし彔伯戜關係の著錄器八器と合わせて考えると、それは昭穆期における淮域經營の一面を示す資料とみられ、この期における兩者のきびしい緊張關係を反映するものとなしうる。またその淮域經營に、彔戜のような殷の殘存勢力が使役されているということも、いわゆる以夷制夷の經營の方法を示すものとして、興味を引く事實である。

補一三、遹　盂

時　代　西周中期考古・一九七七・一

出　土　「一九六七年七月、長安縣灃西公社新旺村社員在村西北二〇〇米挖土時、于距地面深二米處、挖出了銅盂和銅匜各一件、據反映、出土時銅匜放在盂內、銅盂倒置、似爲窖藏器物」同上

著錄考釋　考古・一九七七・一　報告者、陝西博物館、黑光・朱捷元

器　制　「遹盂一件、侈口深腹、圈足、雙附耳、雙耳間有獸頭、腹部飾環帶紋、環帶紋間飾有饕餮紋、口沿下及圈足上各有夔龍紋一道、口縱五五・五、高四三糎」。環帶紋とは師虎毀などにみえるいわゆる波狀文である。

銘　文　「腹內有銘文六行、行八字、共四九字」



遹　盂



隹正月初吉、君才𪉞、卽宮、命遹事于述土漾、諆各姒司寮女寮奚、遇華、天君史遹事泉、遹敢對揚用乍文且己公𨻰盂、其永寶用

君・天君は女君を稱する語。作册睘卣にみえる王姜は、作册睘尊では君とよばれており、君とは後の君氏に當る語である。尹姞鼎に「休天君弗望穆公聖粦明□、事先生」「君蔑尹姞曆」「拜𩒨首、對揚天君休」と前後その稱を異にして用いるが、文中の君・天君・休天君はもとより一人である。公姞鼎にも「天君蔑公姞曆」「對揚天君休」とあり、この天君・公姞の關係は尹姞鼎の休天君・尹姞の關係と同じとみてよい。尹姞鼎の休天君の休は、休王諸器にみえる休王、のちその廟號を以て康王と稱するものに外ならないから、休天君とはすなわち康王の后であり、康王の沒後に太后として休天君と尊稱されたものと思われる。成王期には王姜はただ君とよばれ、康王の后妣に天君・休天君のような尊稱を稱するのは、尹姞・公姞諸器からも知られるように、當時天君が諸侯夫人などにみずから蔑曆賜與のことを行い、宮廷儀禮において指導的地位にあつたからであり、

あるいは硎君幼弱の際などには垂簾臨朝のことが行なわれていたのかも知れない。また必らずしも聽政のことには及ばなかつたとしても、天君・尹姞・公姞・王姒關係の彝器銘文によつて考えると、王朝の重要な祭祀儀禮が天君の領導のもとに行なわれていたことは確實である。天君の稱は君氏を稱する一般の語ではなく、それはおそらく休天君のような太后身分のものにのみ用いられた尊稱であり、康王の后妣が昭穆期に太后としてその尊號を受けたとすれば、尹姞・公姞諸器の天君もこの器の天君・休天君と同一人と解してよい。その時期は從つて康王の沒後、天君が太后として威權を竊いえたときで、あるいは昭穆の際にまで及んだかと思われる。新出の公臣段にも天尹あるいは天君の稱がみえるが、文中に虢仲の名があつてその器は孝夷期のものと考えられ、休天君の天君とは時期の異なるものである。また天君鼎の天君は、休天君諸器よりいくらか時期が遡るものとみられ、それならば成康期の人であり、天君とは要するにその時期の太后の稱となしうる。

䣙は雝の初文の偏に木旁を加えた形である。報告者は雝の同音異體字とし、雝既宮を天君の在る宮名とするが、既と釋する字は卽と釋すべきようである。器は灃西の出土であるから𦎫京辟雍の故地に近い。𦎫京辟雍は成康期とみられる麥器に初見する。銘文の「君在䣙、卽宮」とは、天君がこのとき𦎫京に赴きその宮に臨んだことをいうものであろう。卽は大盂鼎「余隹卽朕小學」、小盂鼎「䳓進卽大廷」、小臣𧽊鼎「卽事于西」、小臣靜彝「小臣靜卽事」、競卣「隹白屖父以成自卽東」、あるいは册命形式金文に「卽立中廷」「卽立」というように、その儀節にのぞみ行爲に移ることをいう。銘文の卽は旡に從う字形ともみえず、同じ作器者の器である小臣𧽊鼎の卽事の卽の字形が最も似ているようである。のちの蔡段に雝应の名があり別宮の存することが知られるが、昭穆の時代はこの𦎫京辟雍の儀禮が最も盛行した時期であり、尹姞・公姞諸器にみえる賜魚の禮のごときも、辟雍儀禮の一として行なわれたものである。

𧽊は小臣𧽊鼎にみえる𧽊であろう。その器は殘破、かつ銘文は黒色の物が塡塞してあつて施拓も困難とされるが、文は「小臣𧽊卽事于西、休、中易𧽊鼎、揚中皇乍寶」とあり、その中はまた兟爵に「王工、從兟各中、中易兟𩵋、兟揚中休」とみえ、また𢍏彝三代・六・四九・五に「公中在宗周、易𢍏貝五朋、用乍父辛障彝」という公中であろう。兟爵には父辛の器を作り、銘末に圖象標識を付していて殷系の氏族の作器であることが知られ、公中・中はおそらく庶殷を隸下にもつ周室の貴戚たるものであろう。

小臣もまた殷以來の身分稱號で、もと王族出自の身分を示す語であつた。殷器に小臣と稱する器には精品が多く、周禮にいう小臣とは遙かに身分の異なるものであることが知られる。從つてこの器の作器者たる𧽊も庶殷中の貴戚出自のものと考えてよい。小臣の職事は祭祀儀禮より軍事に及び、國の大事とされる祀と戎とに關與している。

事は使の初文である。述土以下を報告者は「述土□䛓」と釋し、遂土・□䛓の二地にして周の王畿中の都邑の名であるとする。述は遂の初文、小臣謎段「遣自㦰自述東」・大盂鼎「殷述命」はそれぞれ遂・墜に釋すべき字である。土も宜侯夨段の宜土と同じく社の初文であろう。報告者は遂について尚書費誓の「魯人三郊三遂」、周禮遂人の鄭注「六遂之地、自遠郊以達畿中、有公邑家邑小都大都焉」、鄭司農注「遂謂王國百里外」を引くが、それは鄉遂の義で地名とはしがたい。事は史に偃游を付けた字形であり、祭祀の使者として他地に派遣することを原義とする。使者を派遣するのに漠然と遂土ということはありえず、金文では小臣宅段「同公在豐、命宅事伯懋父」、迺甗「師雝父戍在古自、……史迺事于𪚩侯」のようにその派遣先を示すのが例であるから、この文においても遂社をその派遣地とすべきであろう。

また報告者は□䛓の䛓について「䛓爲地名、見令鼎、王大耤農于䛓田、其地距溓宮不遠、爲王行耤田之地」とするが、それならばいわゆる□䛓は一地ではありえない。思うに䛓は必ずしも耤田千畝の地とする要なく、字を其の繁文とする解釋もできよう。隣は趞段に「啻官僕射士𠯍小大又隣」とある隣の字と近く、趞段では旁は亦と𠙵に從う。この器銘では亦の部分を大の手足の指を開く形に作るが、字の立意は同じであろう。𠂤は神梯の象、その前に祝告の器である𠙵と人の手足を啓く象を描くのは、聖所における何らかの儀禮を意味するものとみられ、あるいは人身犧牲を聖所に獻ずる祭儀を示す字であるかも知れない。それならば下文にいう女・奚の屬を以て犧牲としたのであろう。殷代陵墓に多くの斷首葬など人身犧牲が行なわれたことは、その後の安陽發掘によつてもさらに多くの例證を加えつつあるが、そのような習俗が殷代小臣の職事を保つものによつて、周に至つてもなお行なわれていたのであろう。粦の字形は上部が人の手足を啓く象で磔に類し、下部に兩足の舛をそえる。趞段ではなお祝告の𠙵をおく。邊徼に施す祭梟の俗に近く、粦に從う字にはなおその遺意を含むものがある。

䛓は師寰段に「無䛓徒馭」のように用い、無䛓はまた「萬年無期」「受福無期」「男女無期」の無期とも通ずる語である。しかし隣䛓という語は意を取り難く、䛓はこの場合下文に屬して其と訓むべきものであろう。いま其の繁文と解しておく。

㠯司を報告者は姒后と釋する。金文に姒姓の姒は始に作り、別に姛あるいはさらに㠯を加えた字形があり、また奴と台に從う形金文編・一二・一九〜二〇もみられ、みな姓を示す字のようであるがその異同は明らかでない。ただそれらの字形はすべて女を含み、本器の㠯には女を含まず、字例を以ていえば伯晨鼎「王命𩝦侯伯晨曰、㠯乃且考、侯于𩝦」は嗣續の義、王孫遺者鐘の「余恁㠯心」は一人稱の台・余の義、齊器の因𬅗錞「高且黃帝、侎嗣𧼈文」も嗣續の嗣である。報告者はまた司を后と釋するが、司も宗周鐘「我隹司配皇天王」、叔向父段「叔向父禹曰、余小子司朕皇考、肇帥井先文且」、毛公鼎「司余小子弗彶」、晉姜鼎「余隹史朕先姑君晉邦」など、みな嗣續の意である。ただ報告者はこの二字を姒后と釋する證として、叔夷鐘の「□伐夏后」の句を引く。叔夷鐘の文は「虩成唐、又敢在帝所、尃受天命、刪伐頙司、敗厥靈師、伊小臣隹輔」とあるもので、頙司とは夏祀と解すべきようである。その語例を以ていえば、㠯司は㠯祀と解すべく、㠯は余、君氏をいう。すなわち君氏の先世を祭る祀所であり、またその采邑を指すものと解される。報告者の姒后と釋する二字は何れも字釋を誤まり、金文の用字例に合わない。かつ君氏を稱するに姒后・姜后のように稱する例もない。

寮女寮奚は初出の語。寮は卿事寮・大史寮、あるいは寮人・敵寮のように用い、官事を同じうする

ものをいう。ここではおそらく「甸司」に從屬服事するものを指すのであろう。周禮酒人に女酒十三人・奚三百人とあり、奚とは女奴である。報告者は寮女寮奚をみな周禮にいう內宮の屬とするが、もし內宮女奴の屬ならば特に使者を派遣するに及ばぬことである。甸司はこのとき君氏の在る󠄀𪉌、すなわち𦀚京辟雍の近邊の地であろうと思われる。

「退華」もまた初見の語である。報告者は退を㞢に從う字とし、「讀爲娍華」、また「華訓爲彩色、美華是形容所進宮人甚美麗」と解する。それで使者たる遡が派遣された目的を、遡の身分たる小臣とこの娍華の語とを結合して次のようにいう。

遡的身分、據遡鼎爲小臣、據本銘、則受天君使命、其人當爲內小臣、周禮內小臣、奄上士四人、內小臣掌王后之命、正其服位……后有好事于四方、則使往、有好令于卿大夫、則亦如之……正是受后使命的閹人、所以他受天君之命而出使、引來姒后的寮女寮奚、這正是內小臣的職務。遡本人爲內小臣、故稱姒后之女奚爲寮女寮奚、寮女與寮奚的地位有所不同、前者較高于後者、寮女似爲自由人、寮奚卽爲女奴、這些卽周禮中所謂的女官、皆周王內宮的宮人

內小臣たる遡が、王の宮人中より美麗なるものを擇んでこれを姒后に致すことを命ぜられたとするもので、遡を內官閹人とするが、殷周期の小臣は周禮にいう小臣・內小臣の屬と異なり、王族出自の貴戚たる身分稱號であることはさきに述べた。かつ銘辭の內容も宮女の美麗なるものを擇ぶというごときものではない。上文の各も、金文の用語では多く宮廟聖所に至ることをいう語である。格致・格來の義に解すべきではない。

退を娍と釋する理由として、報告者は本器の字形を「所從與長甶盉銘文的長字不同」とするが、退は大克鼎をはじめ人名として公史退段以下數例金文編九三三頁みえ、字は㞢に從うものではない。ただ長と㞢とはその字形近く、長は長髮の人の象、㞢もまた長髮の巫女たる娟をいう字で、微とはその巫女を道路に毆つ象、微はその巫女の立つ姿である。何れも巫祝を用いる呪的行爲を示す字であり、退にもときに寸に從う形の字がある。巫祝を毆って神に祈禱徵求する義を含む動詞であろう。華は拔華の象である拜字の從うところで華と釋すべき字であるが、これに對しても攴を加える字形が鼎銘三代・二・四九にあり、これまた𠦪求の義をもつ字であろう。𠦪は拜と字の立意の近い字で、金文には多く匃求の義に用い、また盂爵「隹天大𠦪于成周」のように祭名にも用いる。退に徵求、𠦪に匃求の義があるとすれば、退華とはおそらく匃求祈念の儀禮に關する語であろうと思われる。その儀禮に「甸司寮女寮奚」を用いた。それは上文にいう逑祉での𧹞の儀禮と關聯するもので、逑祉の儀禮に續くものであるから、語端を改めるために誤、すなわち其の一語を加えたものと解される。內宮女奴の容色のことなどは、彝器の銘辭に加うべきものではない。

「天君史遡事泉」はまた別地に派遣することをいう。報告者は上文を宮人の美麗なるものを擇び進める意と解しているので、ここではさらにその粧洗のことをいうとする。

天君事遡事類、類卽說文沬字、……說文訓爲洒面、漢書律曆志注、沬洗面也、銅器中盤匜多作媵器、爲女子必備之盥洗用具、其銘文常作類盤（匜）、此句意卽天君命遡使諸女・奚粧洗

かくて報告者は銘辭の意を總括していう。「此盉銘文記周王內宮之事、天君指太后、姒后指王后、太后命內小臣遡至郊邊□・諆二地、引來爲王后服役的宮人宮婢、太后見之、容貌美麗、于是命遡使之梳洗粧粉、這裏有關周代奚奴、僅見于史籍的記載、今從本銘中又可以得到證明」。そのいうところは彝銘の文として不類甚だしく、郭氏が召伯虎段に遊蕩說を述べ、楊氏が令鼎の文を遊戲賭物と解するのと同樣の不通の說である。

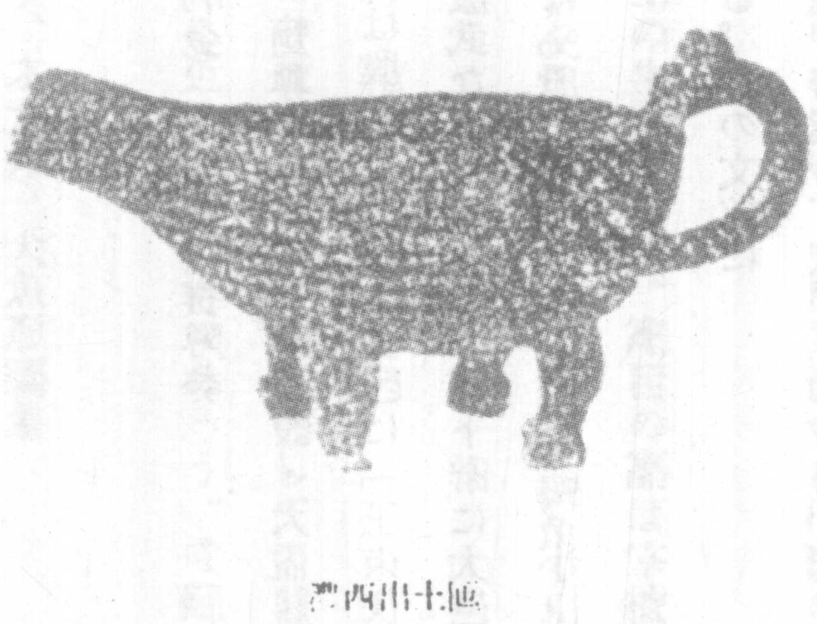
金文に「史……事……」の形式をとるものは、すべて一定の使命を以て使者を派遣することをいう。從って「天君史遡事泉」もまた泉に使者として遡を派遣することであり、その使命はまた上文にいうところと關聯するものであろう。泉はここでは地名・族名とみるべきである。その使命は上文の逑祉・甸司に使したことと關聯し、かつこれによってその使命を終えるものであろ。遡はその使命を無事に果たして文祖己公の𨼙盉を作っている。廟號を己公のようにいうのは、小臣遡の家が庶殷の出自であることを示すとみられる。

訓讀

これ正月初吉、君、󠄀𪉌に在りて宮に卽く。遡をして逑祉に使し𧹞せしむ。それ甸司の寮女寮奚に格りて退華（徵求）せよと。天君、遡をして泉に使せしむ。遡敢て對揚して、用て文祖己公の𨼙盉を作る。それ永く寶用せよ。

參考

同出の器になお銅匜一件があり、器制は報告者によると「橢圓形、敞口、一端有流、螭首形把、口沿下飾環帶紋一道、腹飾瓦紋、四足爲獸形足、口長縱二五、寬徑一五・五、高一八糎」という。無銘。器の時期は盉よりいくらか下り、西周後期に屬する。器は盉內におかれ、窖藏品であることが注意される。後期の器には岐山扶風の地に西周貴族たちの埋藏した多量の器群が發見されているが、陝西庶殷の器にも同じく窖藏の器があることは、これらを遺棄するに至った當時の社會的混亂が、陝西王畿の全域に及ぶものであったことを示すものであろう。盉銘の字迹は昭穆期の緊湊體に近いが、すでに頽弊の風がみえるものである。



陝西出土匜

補一四、利　段

器　名　武王征商簋臨潼縣文化館報告　利簋唐蘭　于省吾

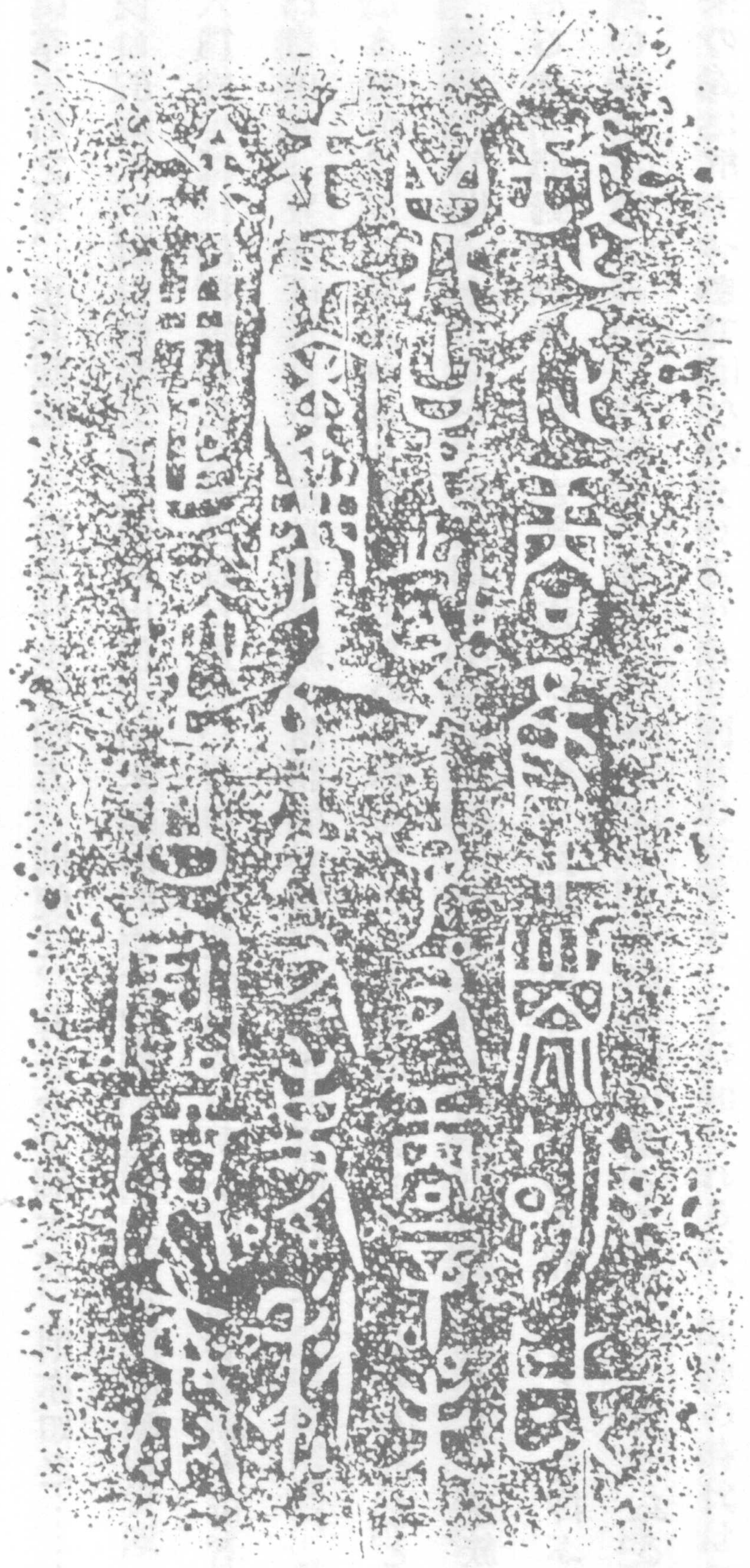
時　代　「武王克殷時、可能是公元前一〇七五年」唐蘭　「武王十二年」于省吾

出　土　「一九七六年三月上旬、零口公社西段大隊發現了一批銅器、我們聞訊後卽赴現場進行調査、發現銅器出土地點是一處周代遺址、面積約二萬平方米、遺址位于零口街西北一公里的南羅村南、西段村東、在東距零河半公里的二層臺地上

遺址耕土層下卽爲周代文化層、灰土堆積不厚、內含西周及春秋時期的陶鬲・陶盆・陶鬲等殘片、一九七五年五月、在南羅村南、曾發現一座西周前期豎穴土坑墓、出土銅・玉・蚌・貝等器（爲一殘墓、已淸理）、這次出土銅器坑位在該墓西二〇〇米處、銅器已被取離坑位、出土情況不詳、但從斷崖上殘存的坑壁



利　段



觀察、爲一深二米、寬七〇糎的窖藏、共出土銅器六十件和銅管狀絡飾九十一件」文物・一九七七・八

著錄考釋　「陝西臨潼發現武王征商簋」臨潼縣文化館　文物・一九七七・八　「西周時代最早的一件銅器利簋銘文解釋」唐蘭同上　「利簋銘文考釋」于省吾　同上　「利簋釋文」張政烺　考古・一九七八・一　「關于利簋銘文考釋的討論」徐中舒等　文物・一九七八・六

器　制　「腹深、方座、雙耳有珥、通高二八、口徑二二糎、腹與方座均以雲雷紋爲地、上飾獸面紋、夔紋、方座平面四角飾蟬紋、圈足亦以雲雷紋爲地、上飾夔龍紋」。器制完整、圖版によると、表面は綠鏽色に蓋われている。泉屋にこれと似た方座段があり、口緣に圓渦文を加えている。博古圖八・二〇にも相似た器制のもの一器を錄する。泉屋の器について通考に「上截爲商代通行之形式、然下連方座、尙未見有商代銘文者、疑周初彜文之制也」三四二頁という。方座段は西周器にはじまるものと考えられるが、それは銅禁が多く陝西出土の器であることと關聯して、その祭式陳設の法によるものであろう。河南出土の方座段も、みな西周期に入つてからのものである。

銘　文　器內底に四行三十二字の銘文がある。

珷征商、隹甲子、朝歲鼎克聞、夙又商、辛未、王才𠫑𠂤、易又事利金、用乍旜公寶尊彝

「珷征商」とは武王の克殷をいう。武王の武を金文に珷に作り、珷尊・德鼎・宜侯夨段・大盂鼎など周初の器銘にみえるが、珷を生稱に用いている例はない。商は殷の正號。康侯段に「王朿伐商邑」とあり、殷を商邑と稱することは、書の酒誥・立政、詩の殷武などにもみえる。卜辭に大邑商というのはその國都である。周よりその國を殷と稱し、大盂鼎に「殷正百辟」「殷邊侯甸」、小臣謎段に「殷八𠂤」の名がある。

甲子は克殷の日として喧傳されるもので、逸周書世俘解にみえる。その文首に

維四月乙未日、武王成辟、四方通殷命有國、維一月丙午旁生魄、若翼日丁亥、王乃步自于周、征伐商王紂、越若來二月既死魄、越五日甲子、朝至接于商、則咸劉商王紂、執矢惡臣百人、……戊辰、王遂禦循追祀文王、時日王立政

とあり、朱右曾の集訓校釋に「據古文武成、周師以武王十年建亥月二十八日戊子、始發、王以十一年建子月、三月癸巳乃行、十六日丙午逮師、此言丁未、差一日耳」、また「二月既死魄、越五日甲子」を五日とし、以下丁卯を八日、戊辰九日、壬申十三日、辛巳二十二日、甲申二十五日にそれぞれ記事がある。そして辛亥に薦俘のことが行なわれるが、それを篇首の四月を承ける語とする。伐商の年については異說が多いが、史記會注考證には十二年殷正一月五日とする說を采つている。

この甲子伐商については、史記周本紀にも「二月甲子昧爽」以下、尙書牧誓の文を引く。二月は周正に據るもので、齊世家に正月とするのはなお殷曆によるものであろう。報告者及び唐・于二家は、「隹甲子朝」を句讀とするが、朝は周初の令彜に「隹十月月吉癸未、明公朝至于成周」のように下の動詞につづけて句讀すべきもので、書の召誥「王朝步自周、則至于豐」「大保朝至于洛、卜宅」「周公朝至于洛」「周公乃朝用書、命庶殷侯甸男邦伯」など、みな副詞的用法である。從つて句は「隹甲子、朝……」と句讀すべきである。

隹以下、報告者の釋、唐・于の釋はいずれも句讀訓解を異にするところがある。

隹甲子朝、歲鼎克聞、夙又商報告

隹甲子朝、越鼎、克聞夙、又有商唐釋

隹甲子朝、歲鼎貞克聞、夙又有商于釋

さきにあげた金文や書の文例よりいえば、「朝歲」と連讀して朝を副詞、歲を動詞によむべきところであるが、報告には釋文のみで考釋なく、唐氏は歲を越とよんで「越鼎」を一句とし、この部分は越鼎、克昏、夙有商の三事を列するものとする。越鼎とはいわゆる九鼎を遷す義に外ならぬとするのである。

首先、越鼎是指奪取了鼎、周書克殷解、在武王入商都後說、乃命南宮忽振鹿臺之錢（農具名、即鎛子）、散巨橋之粟、乃命南宮伯達、史佚遷九鼎三巫（史記作展九鼎寶玉）、……後來、成王建成周、就定鼎郏鄏、左傳宣公三年記王孫滿的話「桀有昏德、鼎遷于商」、「商紂暴虐、鼎遷于周」、可見在當時是把鼎代表王權的、奪到了鼎、就表示奪取了政權、此銘把越鼎列在克昏之前、是很突出的、很可能這個封在檀國的利就是檀伯達、也就是以南宮爲氏族名的南宮伯達、他和史佚一起遷九鼎、那末、首先記越鼎、就容易理解了

唐氏は歲を戉にして越、戉の刃中の小點は金文において金を意味するという。歲は戉聲に從う字で戉奪はその音近く、孟子萬章下の「殺越人于貨」とは「就是說殺人和搶人財物」の意とする。孟子に引く文は書の康誥、越は粤・于と同じ語とされており、これを奪取の義に用いた古い例をみない。また敍事の次第からいつても、克昏・夙商に先だつて遷鼎のことをいうのも不審である。おそらく越鼎とよんで遷鼎と解しては文義をなしがたいであろう。

次の克昏について、唐氏は書の立政「其在受德、暋」、牧誓「今商王紂、惟婦言是用、昏棄厥肆祀弗答、昏棄厥遺王父母弟不迪」を引き、「這些昏字都指紂、昏字本來形容人的品德、但可以轉爲具有這種品德的人的代名詞、所以這是指打勝商紂」とするが、これも强解というべく、引用の書も列國期以後のもので、周初の遺文ではない。

甲子以下を、于氏は「隹甲子朝、歲鼎（貞）克昏聞」とよみ、歲鼎と克聞とを兩事とする。歲鼎とは歲貞、甲骨文にいう貞歲のことに外ならずとし、

丁卯卜、賓貞、歲卜、不興亡匄霰害、五月　甲二一二四

及び明二九九・京大二九四五の三辭をその例として引き、その辭に出希明、若京大の語があることから、それは易の同人九三「三歲不興」のように災禍の有無をいうものとするが、「隹甲子朝」という限定されたときの行爲としては不適當である。

歲は祭名。毛公鼎に「用歲用政」とあり、文錄に「歲祭歲也、洛誥、有烝祭蒸之文、詩、祈年孔夙雲禋、又云、以興嗣歲生民、逸周書作雒解、武王既歸、成歲、十二月崩鎬、足見祭歲爲古之大政也」と祭歲の義とするが、墨子明鬼下に「歲于祖若考」というように祖祭の名である。その古禮は卜辭にみえ、「王賓歲、亡尤」という例が甚だ多い。賓とは祖靈を迎えるをいう。また歲牛のように犧牲を用いる例が多く、歲の字形である戉は宰割の器を示すものとみられる。

鼎もまた祭儀の名である。「……𢼄貞、王鼎從望乘」續・三・四三・一「其鼎又正」京津・四三三〇などみな動詞の用法で祭儀を行う意、かつ征旅のことに關する辭である。これを以ていえば、伐殷の役を開始する朝に、歲と鼎の祭儀を擧行してその成功を祈つたものであろう。いずれも犧牲を用いる軍禮と考えられる。唐釋の遷鼎、于釋の歲卜有祟の解は、ともに甲子朝の行爲にふさわしくないものである。于釋に歲卜有祟の解の證として、荀子や國語の文を引いている。荀子儒效篇に「武王之誅紂也、行之日以兵忌、東面而迎太歲、至汜而汎、至懷而壞、至共頭而山隧、霍叔懼曰、出三日而五災至、無乃不可乎」とあり、楊注に「尸子、武王伐紂、魚辛諫曰、歲在北方不北征、武王不從」という。また國語周語下に「昔武王伐殷、歲在鶉火」、韋注に「歲、歲星也、鶉火次名、周分野也、……歲星所在、利以伐人也」とあり、何れも歲星の位置によつて吉凶の說をなすものであるが、これらはのちの占星術的な知識によるもので、銘文にいう歲とは關係がない。

克聞を唐釋に克昏にして克紂、于釋に「冒聞于上帝」の意とする。于釋の解が正しいが、于釋は上句を歲卜有祟とするもので下句との承接をえがたい。歲鼎を祖考上下帝に祈告する祭儀と解して、はじめて克聞の義がえられるのである。周書の康誥に「小子封、惟乃丕顯考文王、克明德愼罰、…………用肇造我區夏、越我一二邦、以修我西土、惟時怙冒聞于上帝、帝休、天乃大命文王、殪戎殷」、また酒誥「辜在商邑、越殷國滅無罹、弗惟德馨香祀、登聞于天、誕惟民怨」のように冒聞・登聞の語があり、これによつて天意を得るとする。その結果についてはまた、𤔲尊「隹珷王既克大邑商、則廷告羿天」のようにいう。升聞の結果克殷の功をえて、これを廷告するのである。

夙又商を唐釋に「退有商」とする。夙は宿と音近く通用し、ここでは盈縮の縮にして後退の義とするのである。于釋には夙早、爭先の義があるとし、「夙有商、是說武王伐商、時間很迅速就占有商地」と解するが、夙は動詞。詩の大雅生民「載震載夙」の箋に「夙之言肅也、……於是遂有身、而肅戒不復御也」とするも、夙もまた震で、この銘では震驚のことをいう。詩大雅常武「震驚徐方」、書舜典「震驚朕師」の震驚の意で、卜辭にも「自不㝛」と卜するものが多い。「夙又商」とは商の師旅を震驚させることをいう。

辛未は甲子より數えて第八日。從つてこの王は上文の珷をいう。王の生稱である。𣪕自の𣪕は宰椃角・戍嗣鼎にも地名としてみえ、またその地名を氏族名とする亞古父己毀二器がある。宰椃角泉屋一〇九　赤塚六六五頁には

庚申、王才𣪕、王各、宰椃从、易貝五朋、用乍父丁隮彝、才六月、隹王廿祀翌又五

と銘し、𨟻內に庚册形圖象を付している。王はおそらく帝辛、その廿祀六月庚申、祖祭としての翌祭が行なわれた五日目である。このことからいえば、𣪕の地は商都に近い王畿の地であろう。戍嗣鼎考古學報一九六〇・一　新中國考古收獲　赤塚七五一頁には

丙午、王、商戍嗣貝廿朋、才𣪕宗、用乍父癸寶鼎、隹王𩛥𣪕大室、才九月　犬魚形圖象

とあり、𣪕の大室で儀禮が行なわれている。宮廟所在の地である。𣪕の字はまた亞古父己毀二器　鄴三・上・二六　錄遺一四七　赤塚七四九頁にみえ、少しく異構であるが同字。赤塚氏は字を廟門と二字に離析してよむが、「己亥、王易貝、才𣪕、用乍父己寶隮彝」において、廟門で儀禮が行なわれるはずはない。これらの器は宰椃角が出土地未詳であるのを除いて、他はすべて安陽の出土器である。そこにはまた軍事基地もあつたので𣪕自という。その聖所において、武王は克殷の功臣に對し賜賞を行なつたのである。

于釋に𣪕を柬聲の字にして間闌同聲、䕨菅はまた同聲であるから、𣪕とは管蔡の管の初文、「後世

管字通行而古文逐廢而不用」という。またその證として逸周書大匡解と文政解に、武王克殷ののち「王在管」とするを引き、またその地は括地志の鄭州管縣にあたるとしているが、これらの文は古史の直接の資料となしうるものではない。

又事は官名。遼寧近出の方鼎青銅器展二九に又正という官名もあり、小盂鼎にいう三事大夫の一にあたるものかも知れない。利は犂で土を撥ねる形であるが、利と釋しておく。金を賜うのはその歲鼎の祭儀に克聞の功があり、商師を震驚せしめたからであろう。又事は祭祀關係の職事である。その賜與によって、旜公の器を作っている。旜は番生𣪘の朱旂旜の旜をこの形に作る。

訓讀

珷、商を征す。これ甲子、朝に歲して鼎す。克く聞して、商を夙(震驚)有す。辛未、王、𩰫の𠂤に在り。有事利に金を賜ふ。用て旜公の寶障彝を作る。

參考

唐釋にこの器を西周の第一器としていう。

這是現已發現的西周王朝的第一件銅器、銘文所述的是牧野之戰的參與者、他受賞時離開甲子這一天、僅〻七天、是武王立政後三天、比起有名的朕簋（卽所謂大豐簋）顯然要早得多了

銘文一開頭說、珷征商、珷是武王自稱、研究西周銅器的人所謂生稱王號、過去能確定的有成王・穆王・共王和懿王、現在又增加了一個新例

銘文の字迹は雄偉にして雅健、殷周の際のものであることを思わせるが、器は完整な方座𣪘でやゝ

氣象に乏しい。作器者は歲鼎の禮を行なう史官の傳統をもち、早く周に服屬した歸化的な氏族であろうと考えられる。「珷征商」といい、殷の聖所𩰫で賜與が行なわれていることなど、聖職者としての傳統を思わせるところがある。この器銘と同じ地名のみえる戍嗣鼎は、安陽後岡南坡の殉葬坑第一〇號圓坑から出土したもので、器は大盂鼎と似た大器であるが、字迹は史獸鼎などに近い雅醇な體で、劉克甫考古・一九六一・九はその器形や、同出銅戈に西周中期の形式のものがあることから、その器を武庚以後のものであろうとしている。

銅器の器制文様には時期的な様式があり、字迹にも流變のあることはいうまでもないが、その間にも志向の選擇があるから、すべてを直線的な展開と考えることは危險である。この器にしても唐蘭のように克殷後七日、武王立政三日目の作器と定めるのは、文の記述と器の制作とを同時のことと解してのことであるが、甲子革命のことは周開國の說話としてのちにも傳承されたものであるから、いくらか時期を經過してからの制作であっても、銘文としてはこのようにしるされるであろう。甲子昧爽のことは書の牧誓、逸周書世俘解にみえ、文獻としてはいずれも晩出の文であるが、その本づくところがこのような古傳にあることを知ることができる。

なお張氏の釋文は唐・于二家の後に出たものであるが、歲鼎を歲星當空、聞夙を管子宙合の「夜有昏晨」の昏晨、旜を番生𣪘の朱旂旜にして旃の初文とする。二家の考釋の發表以前に書かれたものである。

この考釋を稿了したのち、文物一九七八・六にこの鼎銘に關する討論が揭載された。編者の言によると、さきに唐蘭・于省吾二家の考釋が發表されるや、討論考說の文を寄せるもの數十家、そのうち六家の文を選錄したものであるという。鍾鳳年・徐中舒・戚桂宴・趙誠・黃盛璋・王宇信の六家である。その要旨を摘記する。

鍾鳳年　朝下の二字は戍晁とよむべく、晁は征商の師の駐屯の地、克下の字は陟侵、その字形は戰鬭儀禮に用いられる戲劇性を示している。𩰫師は上字は離析して閑師とよむべく、閑は閑習の義。先考の諡號は懷公、甲子の子は鼠形にかかれ、十二支獸の觀念は當時すでに存在したとみられる。銘文の重要部分は、「武王征商、唯甲子朝、戍晁、克陟侵有商、辛未、王在柬、閑師」となる。器が驪山より出土したのは、幽王が殺されたときの埋藏品であろうという。

徐中舒　鼎は則、「歲則克」とよむべく、歲は歲星。洛誥の「祭歲」は卜文にみえる歲で、のちの周の郊特牲の祭祀にあたるが、毛公鼎にもなお「用歲用政」の語がある。「歲則克」とは古卜の語、占星家の主張するところであろう。荀子儒效篇「武王之誅紂也、行之日以兵忌、東面而迎太歲」とあり、淮南子兵略訓にもその說がある。みな古占星家の言である。聞は上聞、夙は夙早、「不終朝而有商」の意。闌を于說に管叔の管とするのがよい。このとき利にのみ賜賞のことがあるのは、「利可能就是古代占星家一流人物」という。あくまでも占星說である。

戚桂宴　「歲鼎、是歲星當空、表示吉兆」と同じく占星のことを以て說き、國語周語下の伶州鳩の「昔武王伐殷、歲在鶉火」を引く。又は取、昏夙は夙夜にして「卽日未出夜未盡之時」とする。牧誓に「時甲子昧爽」というに同じ。歲星分野說を以て吉凶を辨ずることは、殷周の際にすでに行

なわれていたとするもので、その點は徐說に同じ。

趙誠　「歲貞、克、聞、夙有商」と句讀。「歲貞」とは「卽歲祭時進行貞問」の義とする。克は克敵制勝、聞は「聞于四方」の意で、「武王歲祭時、貞問上帝、得到克商的吉卜、因而立刻聞于四方」、ここに聯合軍を結成しえたのであるという。右史はその貞卜を掌り、それによって賞賜をえたのであるとする。

黃盛璋　本器出土ののち郭院長に意見を求めて、鼎は貞、歲は祭名、「歲貞當爲用龜貞卜而先祭祀」、「昏夙卽早晚、克、昏夙有商、是用龜卜貞問、克不克、能不能早晚有商國」で卜辭の句法と同一であるとの見解を示されたという。昏夙をいまの早晚の義とする。又吏は右史、作器者は史官としてこの決戰の占卜にあたり、正卜をえて賜賞を受けたとする。牧野の戰の經過よりいえば、紂は朝歌にあり、𩰫は戍嗣子鼎など殷器にみえる地でその音は洹と同じく、すなわち安陽の地。克殷ののち八日にしてその地に入ったのであるという。

王宇信　歲を祭名とし、唐蘭の「歲當讀爲劌、割也、謂割牲以祭也」天壤閣甲骨考釋三〇葉を引き、銘文の「歲貞」を「擧行歲祭、並貞問」の意とする。

以上六家のうち、「歲鼎」を「歲祭貞問」とするもの二家、「歲星占卜」とするもの二家、他は徐中舒の「祭則克」、鍾鳳年の「戍晁陟侵」の說がみえるのみで文の大旨に關するものはない。卜辭には歲祭を貞卜の前提行爲とする例はなく、また鼎を則に用いる例もない。鍾鳳年の字釋は奇僻にして最も疑うべく、歲星分野の占星說をとる徐・戚二家の說も、殷周の際に遡りうるものではない。

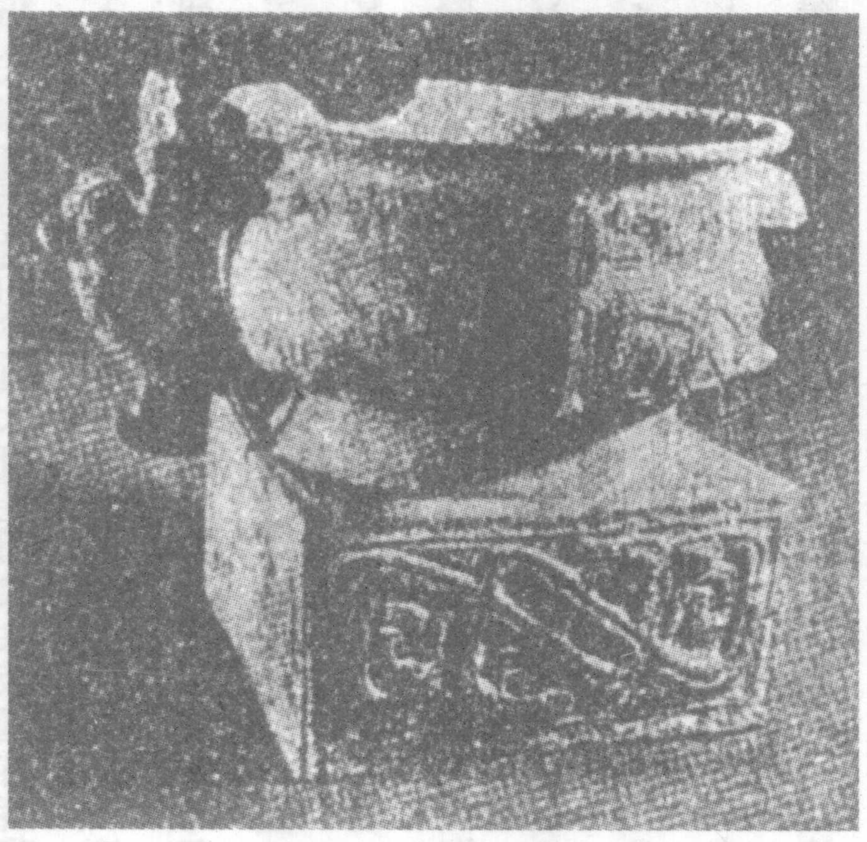
黃氏の𢆶殷虛說も、𢆶𠂤というのは軍事の據點であり、殷王陵墓の地にふさわしいものではない。ただ上文の私解においても、甲金文に夙又の語なく、また又啇という語例のないことなど、用字法の上になお問題は殘されている。それは氣象に乏しい方座殷の器制とともに、今後の檢討に待つべきものである。同出の器にして銘文をもつものには、以下の數器がある。

王　盉　王乍豐妊單寶般盉、其萬年永寶用三行一四字

陳侯殷　陳侯乍王嬀媵殷、其萬年永寶用三行一三字



王　盉



陳侯殷

𠂤車父壺二器　𠂤車父乍寶壺、永用享甲器三行九字　乙器二行九字

王盉は器制甚だ奇異。器體は偏圓、蓋上に一鳥を飾る。王室に入嫁した女のための器であろう。陳侯殷は陳嬀より王室に入嫁した女の媵器。同出の編鐘十三枚なども、おそらく同時の器であろう。他に銅工具・銅車馬器の類が多い。報告者は「王盉和𠂤車父壺、應爲西周晚期物、陳侯簋和編鐘的時代、可能爲東周初期、窖藏的時代、應以時代最晚的爲準、因此、它可能也爲東周初期」という。周初の利殷がこのころまで傳世していたわけであるが、王作の器を含むこの一群の器が、陝西臨潼の一窖中に埋藏されていた理由は知られない。



𠂤車父壺(甲)

補一五、史牆盤

器　名　史墻盤文物・一九七八・三

時　代　「應定在共王時代」陝西周原考古隊　「共王初年」唐蘭　「史墻之名亦見師酉簋、……如果此盤和師酉簋的史墻確爲一人、師酉簋便可能是懿王元年器、……但是師酉簋的器形似乎不能早到恭王元年、師酉簋所載王命也與懿王卽位時形勢不合」裘錫圭　「其年代不爲穆王卽爲共王」李仲操

出　土　一九七六・一二・一五、陝西扶風縣法門公社莊白一號窖藏器。發掘事情の詳細については、參考の項に述べる。

著錄考釋

「陝西扶風莊白一號西周靑銅器窖藏發掘簡報」陝西周原考古隊　文物・一九七八・三

「略論西周微史家族窖藏銅器群的重要意義」―陝西扶風新出墻盤銘文解釋―　唐蘭　同上

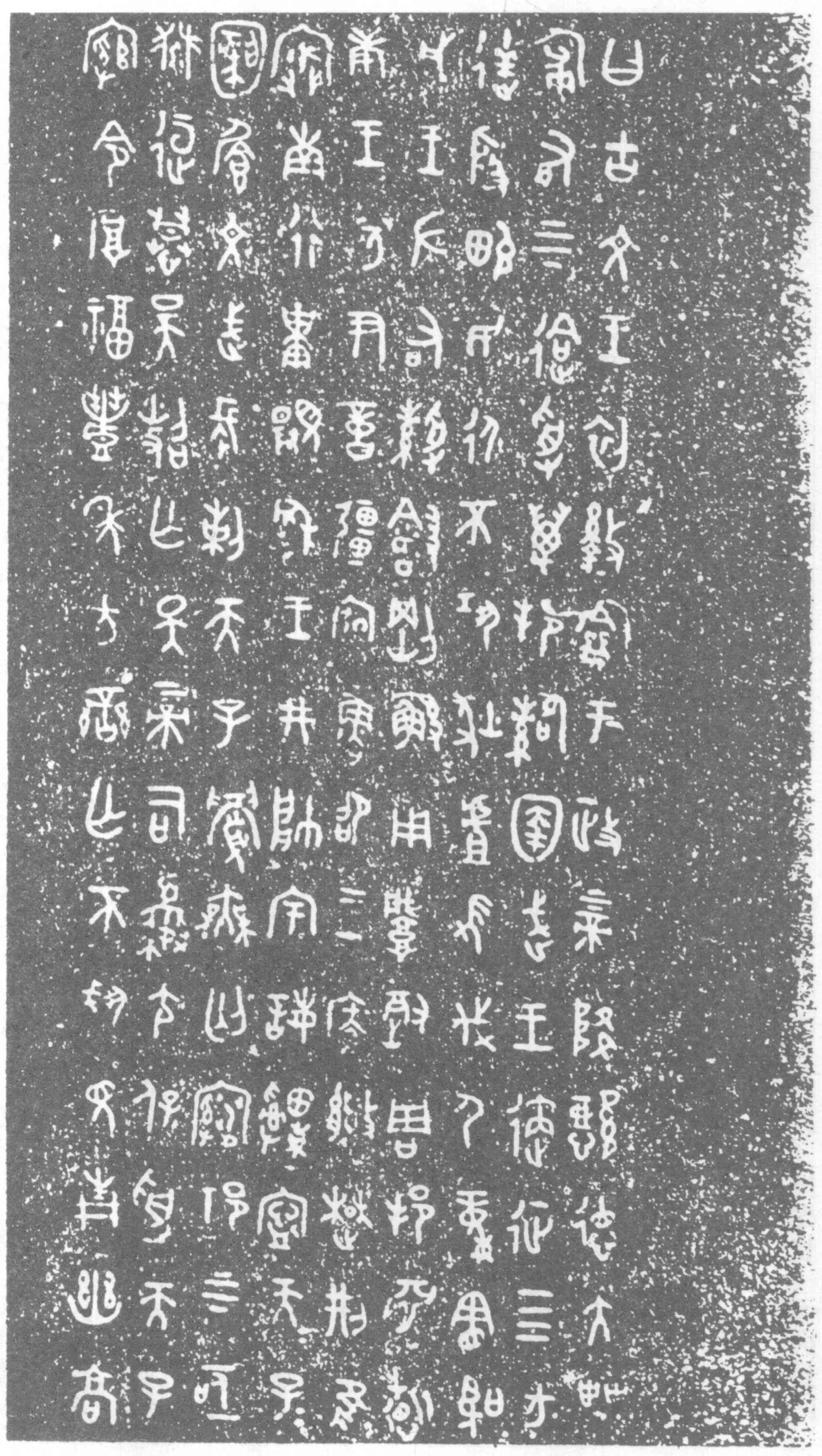
「史墻盤銘解釋」裘錫圭　同上

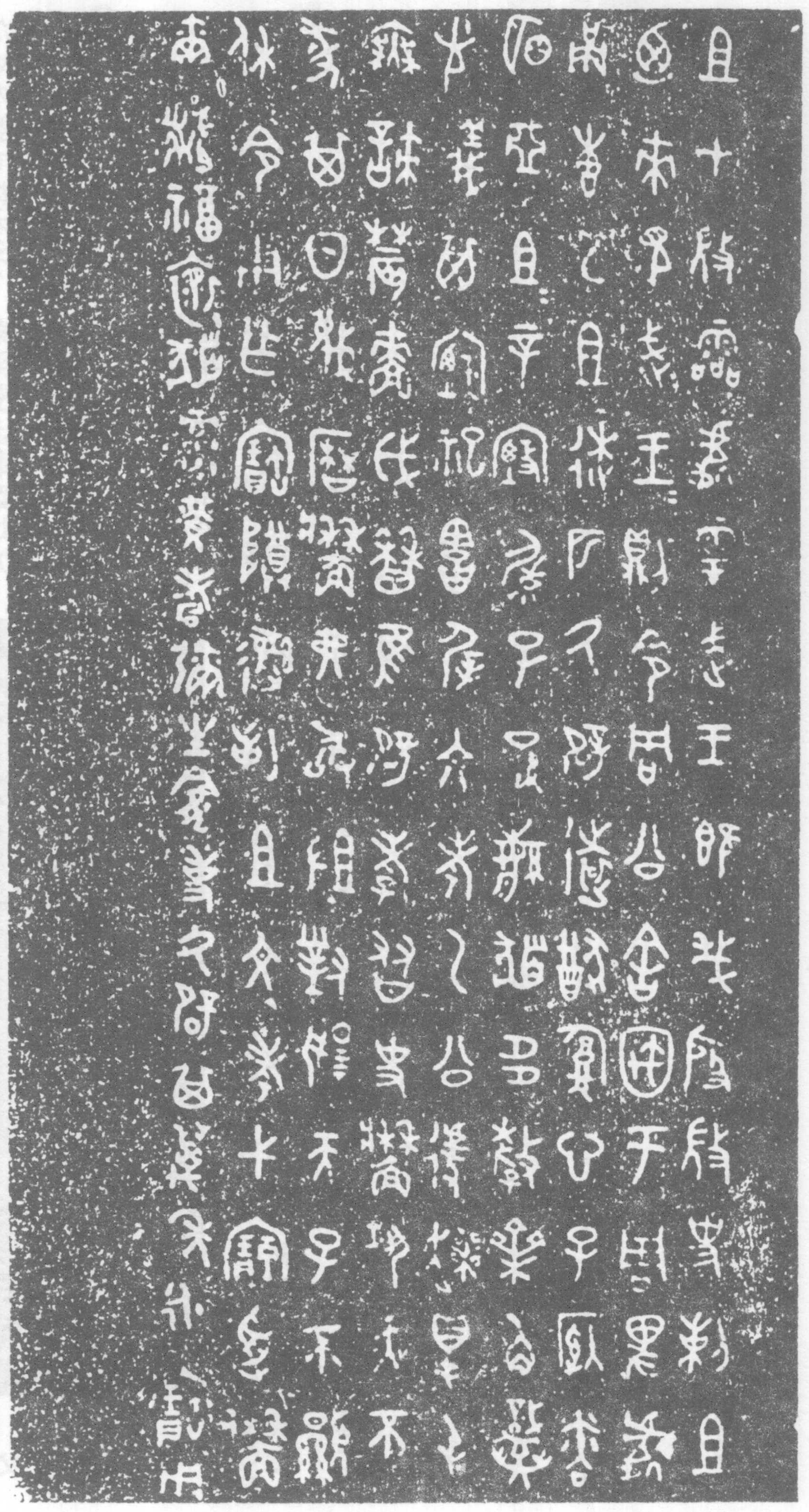
「史墻盤銘文試釋」李仲操　同上

器　制　簡報にいう。「史墻盤一件、通高一六・二、口徑四七・三、盤深八・六糎、圓腹、附耳、方唇、圈足、腹飾鳥文、圈足飾兩端上下卷曲的雲紋、以雷紋爲地」



史　牆　盤





銘　文　「腹底有銘文、一八行二八四字、其中重文五、合文三」

曰古文王、初敉龢于政、上帝降懿德、大甹、匍有上下、迨受萬邦

この一節の文意を唐釋に「在古代文王、初步地做到政事和諧、上帝降給他美德、一切大定、他完全

掌握各方面、聚合幷接納了萬國」という。裘釋に「曰古文王」の句について、「銘文第一句是曰古文王、尚書堯典開頭的曰若稽古帝堯、就是從這種句式演化出來的、這大概是周代人敍述古事時用的一種老套頭」と述べて、書の「曰若稽古」の祖型をなす定式であるとする。この盤と同出の瘐鐘丙組の文首にも「曰古文王、初盭龢于政、上帝降懿德、大甹、匍有四方、迨受萬邦」とほとんど同じ語を用いている。

盤銘の前半には文王をはじめ周初の六王の名がみえ、その王名の上にはいずれも「曰古文王」「𩛥圉武王」「憲聖成王」「淵悊康王」「宖魯邵王」「祗覭穆王」のように、その王德を頌する修飾語二字を加えており、後半の牆の家系についてもまた、高祖以下の廟號の上に靜幽などの贊頌の語を附している。ただ瘐鐘丙組の文には文武の二王名をあげ、「曰古文王」「雩武王」というのみであるから、その例では曰古は必らずしも修飾的な語とみるを要しない。盤銘と丙鐘とで曰古の文は兩解を爲しうるのであるが、しかしいずれにしても主語を伴なわない曰を文首におくという語法は、從來の金文にはみえない。

もし曰古の二字を文王の德を頌する語とみるならば、唐釋のように「在古代文王」と釋するのでは不十分となる。曰を語端の發語とせず實辭と解するならば、その初形初義によって神の託宣するところを閲ると解するか、あるいは聿と通用にして聿修の義とすべきであろう。曰は載書の上部を啓いてみる形象の字で閲と同源の語とみられ、そこに示された神意をうかがうこと、すなわち告・宣の義となる。また詩の大雅抑「曰喪厥國」を韓詩に「聿喪」釋文に作り、大明「曰嬪于京」を爾雅釋親注に「聿嬪」に作り、豳風七月「曰爲改歲」を漢書食貨志に引いて「聿爲」に作る。また大雅文王「聿修厥德」、書の湯誓「聿求元聖」など、述・遂の義とされる例があり、聿修、聿求の義とすることもできよう。盤銘の各王名のよびかたからすれば、曰古は聿修古道、傳統の保持者というほどの意となろう。堯典の「曰若稽古帝堯」がもしこの語法を傳えるものならば、そのよみは集傳等の新注よりも、舊注の孔傳がまさることになるが、しかしこの盤銘ではなおそこまで定めがたいとすれば、一應詩經の豳風や二雅に多くみえる發語の辭の用法としてもよい。この文は一節ごとに韻をふみ、ことに古色をもたせた表現であるので、當時においてすでにいくらか擬古的な様式であるのかも知れない。德は之、下は魚にして之魚合韻である。

初は王の卽位後はじめて擧行される儀禮をいう。成王の三都の儀禮をしるす銘文にその例が多く、䢦士卿尊「丁巳、王在新邑、初饡」、盂爵「隹王初𡚸于成周」など、その下には祭儀の名がつづいている。敉龢は必ずしも儀禮をいう語でないが、治政の成就がある段階に到達したという意味で、初を用いたのであろう。敉は瘐鐘丙組に盭に作る。唐釋に

敉與盭同、説文誤爲从弦省、从盭、實應从皿敉聲、古書多與戾通、爾雅釋詁、戾至也、至與致同、戾和卽致和、書君奭、唯文王尚克修和我有夏、致和修和、意義相近、師酭簋、用夾紹厥辟奠大命、盭勵于政、此當是周時慣語

と致和の義とする。師酭簋とは師詢𣪘のことである。敉勵は敉龢と同義で、勵は番生𣪘「勵于大服」、叔向父禹𣪘「勵于永令」、大克鼎「勵克王服」、微䜌鼎「康勵㬥休」のように和協の義に用い、

敍もその義に近い字であろう。史頌𣪘に「隹三年五月丁巳、王才宗周、令史頌省蘇、𤅴友里君百生、帥𩰫盩于成周、休又成事」と盩字がみえ、その文を郭沫若は敖遊、楊樹達は朝會、高鴻縉は貢報の意とするが、みな字義にあたるところがない。その字は幸（械）を加えてこれを撃ち、盟約をなさしめる意象の字で、その幸にときに糸を加え、あるいは糸のみをしるすことがあるのは、執訊の意か、あるいは神事に用いる呪飾を加えた形であるらしい。石鼓文の作原石に「盩道」の語があり、それは道路の修祓のことをいうようである。これらのことからいえば、敉龢とは乖亂のものを治定和合する意であり、具體的には天下を三分してその二を保つといわれる文王の德の成果をいうものであろう。李釋には郭氏大系の「發揚蹈厲」の解をとるが、それは武事にいうべき語である。説文に盭戾の盭と膠盭の盭とをあげて兩者を別字とするが、金文には盭・敉・盭をみな同義に用いる。戾定の義であろう。「上帝降懿德」とは、懿德を以て上帝の作用とするものであるが、毛公鼎に「皇天弘猒厥德」というのと同じ意味であろう。懿は㱿壺の前に坐して咨嗟してつつしむ氣象をあらわす字形であるらしく、神の寵異をいう。

大甹の甹は保定の意、主語は上帝である。唐釋に「大甹大定、班簋番生簋均説、甹王位、毛公鼎説、甹朕位、孫詒讓籀高述林釋爲甹、是正確的、説文、甹定息也、讀若亭、甹和寧是一字、甹音與平相近、均一聲之轉、是安全的意義」という。甹はおそらく甹の音で、比輔と聲義の通ずる字であろう。裘釋に、郭氏の大系に屛と釋し、左傳の「俾屛予一人以在位」を引證するのを是とし、書の顧命「建侯樹屛」、詩大雅板「大邦維屛」などの例を引くが、ここでは藩屛のことをいうはずはない。

「匍有上下」は瘨鐘丙組及び秦公𣪕に「匍有四方」といい、四方というのが普通である。書の金縢に「敷佑四方」、詩大雅皇矣に「奄有四方」とあり、左傳襄十三年に「撫有蠻夷」という。みな同意の語であり、楊氏積微居金文說六三頁にその說がある。ただ「匍有上下」のように上下という語例はなく、德・下の二字に韻をとるものと解する外ない。「迨受」を唐釋に「迨通合、書臯陶謨、翕受敷施、合受與翕受同」とするも、李釋に會とする方がよい。金文に佮・迨を用いるものはみな會聚の意で、容庚氏の金文編に「迨、當讀作會、說文會古文作佮」と說文古文と字形が一致することを指摘している。この節は文王の受命の業をいい、周の大一統の業を以て文王に歸しているようである。

䋣圉武王、遹征四方、達殷畯民、永不巩、狄虘㣇、伐尸童

この一節は武王の業をいい、專らその武功を稱している。唐釋の大意に「强有力的武王、就征伐四方、達到了殷朝的農民、是永久的、大大地鞏固遠祖、奮起擊伐夷童（指伐紂）」という。䋣圉とは武王の勇武を稱する修飾語のようである。唐釋に强圉の義とし、「楚辭離騷王逸注、强圉多力也、也作彊禦、古書常見」とするが、楚辭の强圉は武德をいう語でない。裘釋には訊圉と釋し、「訊迅古通、訊圉就是迅猛强圉的意思、强圉一詞後世只用于貶義、古代却不一定、例如左傳昭公十二年、記晉國中行穆子稱贊自己的軍隊說、吾軍帥彊御、彊通强、御通圉、周書謚法也說、威德剛武曰圉」と論じて古くは美稱であったとするが、訊圉では義を成しがたいようである。䋣の字形は左偏は索、右旁は丮と口とに從う。その索は拘囚に用いるものであり、丮はその索を受ける意である。

圉はもとより加械拘囚の字であるが、兩字合わせて諸事を約束するをいう。彊は彊索、䋣圉とは左傳定公四年にいう「彊以周索」の意にあたる。彊圉多力はおそらく後起の義であろう。

遹征は多く遹省また遹正としるし、巡撫査察のことをいう。大盂鼎「雩我其遹省先王受民受疆土」、宗周鐘「王肇遹省文武堇疆土」とあり、その支配地を巡撫するをいう。また克鐘「王親命克、遹涇東至于京𠂤」とは涇東地區の査察、小克鼎「王命善夫克、舍命于成周、遹正八𠂤之年」は成周八師に對する査察行爲をいう。これらの例を以ていえば、「遹征四方」とは新たに征役を起して討伐を加えることではなく、すでにその支配下にある地域を巡撫査察する意でなければならない。唐釋の「就征伐四方」というのは、遹征の義とは異なる。

達を唐釋に字のままに通と解し、「廣雅釋詁一、達通也、書顧命、用克達殷、集大命」と注するが、これは撻伐の義とすべきである。裘釋にこの顧命の文を引いて「近人解釋尙書、多讀達爲撻伐之撻、是正確的」というのがよい。撻伐の目的語は「殷畯民」である。唐釋に畯を田畯の畯にして農民と解していう。

畯民農民、書多士、成湯革夏俊民、甸四方、與此義相近、爾雅釋言、畯農夫也、孫炎注、農夫田官也、郭璞注、今之嗇夫也、書洪範的俊民用章、俊民用微、史記宋微子世家、都作畯民、是對的、洪範此處主要講天氣的正常與否對穀物的影響、所以漢樊敏修華嶽廟碑就說、穡民用章、崔駰司徒箴說、嗇人用章、可見當時奴隸主們所說的農民、實際上是農業官吏

そしてその文を「達到了殷朝的農民」と解するのであるが、達到の語義も緊切を欠き、また農民を對象とすることも適當でない。裘釋にも同じく多士を引いて「成湯革夏、俊民甸四方」と句讀し、

俊畯同聲、俊民即畯民、大盂鼎說武王畯正厥民、跟畯民也是一個意思（考古學報・一九五六・一、陳夢家斷代三、九六頁）畯似當讀爲悛、國語楚語、有過必悛、韋昭注、悛改也、畯民、畯正厥民、就是使民改正向善、跟尙書康誥作新民的意思相近

と新民の義とする。裘釋に達をすでに撻伐と解し、また畯民を悛民と解するのは、悛民を撻伐する意となって文義が適當でない。大盂鼎に「在珷王、嗣玟作邦、闢厥匿、匍有四方、畯正厥民」とあり、「畯正厥民」は上文二句を承ける。また宗周鐘に「畯保四或」、大克鼎「天子其萬年無彊、保辥周邦、畯尹四方」、頌鼎・克盨「畯臣天子」の畯は副詞化しているが、なお畯正の義を含むものであろう。「殷畯民」とは、畯正の對象とすべき殷の逋播の人をさすものとみられる。

「永不巩」は語義のとりがたいところである。唐釋に「永字斷句、與邦方等字叶韻、古書永字常在句末、如日永、降年有永、有不永等、均可證」として永の一字を句讀、文意は武王の「征伐四方、達到殷農民」の效を承けて、「是永久的」とその文を結ぶ語とするが、文義が順當でなく、「永不巩」で一句とすべきであろう。裘釋に毛公鼎の「趯余小子、家湛于囏、永巩先王」を引き、

永巩和永不巩、正相反對、永字之義不詳、（或疑當釋爲𠂢、讀爲俾）、巩似當讀爲邛、吉金文錄一卷一頁、詩小雅巧言、維王之邛、鄭箋、邛病也、鼎銘大概是說惧怕給先王帶來憂恐、盤銘大概是說使民不再困窮

という。永を俾と解し、また巩を邛にして病憂の義とし、要するに文意は「使民不再困窮」の義と

するが、上文に「遹征四方、達殷畯民」とあってその主語は武王であるから、不巩もまたその王業についていう語でなければならぬ。毛公鼎の文は「趯る余小子、家囏に湛まば、永く先王に恐れあらしめむ」の意であるから、この文においては、「四方を遹征して彼の畯民を撻ち、永く恐れあらしめざらむ」の意に解すべきであろう。なお毛公鼎には文首の一段に「肆皇天亡斁、臨保我有周、不巩先王配命」という文があり、この「不巩」は「先王配命」を目的語とする動詞で「丕鞏」の意とみられる。唐釋はその語をとって「不巩丕鞏、毛公鼎不巩先王配命、不讀丕、古書常見、說文、丕大也、詩瞻卬、無不克巩、傳、巩固也」と丕鞏の意に解するが、しかし毛公鼎下文の「趯余小子、家湛于囏、永巩先王」の句は丕鞏の義では解することができない。

「狄虘㣇、伐尸童」は狄・伐對文。唐釋に「狄虘」二字を遠祖の義とし、「詩瞻卬傳、狄遠、與逖通、虘通且、退和罝的籀文幷从虘、其例甚多、借爲祖」というが、金文において祖を虘とする例はない。狄は曾伯霥簠「克狄淮夷」に逖の義に用いている。唐釋は「不巩狄虘」を句とし、「大大地鞏固遠祖」の意とするが、その句讀を誤るものである。

虘㣇は二國の名。虘を裘釋に卜辭の𢼸方にあて、「虘大概就是甲骨卜辭的𢼸方、也就是詩經的徂國、積微居甲文說四六、大雅皇矣、密人不恭、敢距大邦、侵阮徂共、鄭箋、阮也徂也共也、三國犯周而文王伐之、密須之人、乃敢距其義兵、違正道、是不直也」という。楊氏の甲文說に「釋𢼸方」の一條があり、「伐弗及𢼸方、伐及𢼸方、𢦏」「伐甲伐𢦏𢼸方、弗𢦏」甲編八〇七、上伐字疑衍「貞、伐𢼸」前・五・三七・五をあげているが、甲編の伐と釋する字は戍の誤釋であろう。虘は卜文に虘・𢼸、また虘の

上下に艸を加える字、虘に皿偏を加える字などがある。

戍及虘方鄴・三・四三・四

叀完用舟□于之、𢦏𠭯方、不雉衆」戍从𢓜𠭯方、戍」𢦏𠭯方」京大・二一四六

乙卯王卜、在𣛭餗貞、余其𡔎虘、叀十月戊申𢦏、王卟曰、吉、在八月金・四九三

叀可白叀乎𢾥白羌方虘方𢇍方鄴・三・四三・七

戍や𢦏・𡔎をトする例が多くて、虘は殷において邊境であることが知られ、またその方向は𢾥伯・羌方と並稱する例からみて、湖北の長江方面であろうと考えられる。島邦男が東夷の一殷墟卜辭の研究、四二〇頁と解したのは、その方向を誤る。𢾥伯は京大の片中にみえる完であろう。完に命じて𠭯方を伐たせたこともあるらしく、そのとき舟行を用いている。金氏の一片によると、王師による親征も試みられており、かなりの强國であったとみられる。殷に服事することを拒否したその國は、周にもまた抵抗をつづけたのであろう。

完を唐釋に奮伐・奮起の義として、「此完字與下長字不同、完字是微的本字、象人背上有帛幅形、𢾥字从攴从完、微字从彳𢾥聲、後代更造徵徽等字、文選東京賦注、徽與揮古字通、揮伐卽奮伐、說文、揮奮也、𢿔也、詩殷武、奮伐荊楚」と字を徽にして揮、すなわち奮伐とするのは、字釋を誤る。完はさきの虘方卜辭にみえる𢾥白に外ならない。裘釋に文獻の密を以てこれにあてていう。完是微字聲符、微古讀明母、與密字陰入相轉、虘完應該就是徂密二國、舊說密國在今甘肅靈臺縣西、徂國當相距不遠、他們緊挨着周人的根據地、所以遭到周人的驅除、據皇矣伐徂密等國是文王時候的事情、史記周本紀等也說文王伐密須、可能文王征伐時沒有把他們赶得很遠、到武王時才把他們赶到遠處、所以盤銘把逖徂密的功勞歸于武王

密は河南にあるものは姬姓で、皇矣にいう「密人不恭」はこれと異なり、また姞姓の密は甘肅靈臺にあるもので左傳にいう密須であるが、これは遠きに過ぎ、かつ方向も異なる。また風姓の密あるも、これは山東で皇矣にいうものとはまた別である。要するに虘完の完を密と解しても、そのあるところを明らかにしがたく、そもそも𢾥を音通を以て密と解することにすでに問題がある。金文に完というものに微𢇍鼎があり、「隹王廿又三年九月、王才宗周、王令𢾥𢇍、䵼嗣九陂、𢇍乍朕皇考𢇍寶障鼎」という。その年紀はおそらく夷王期に屬すべきものと思われる。九陂の地は明らかにしがたいが、その器は續考古圖にみえ、宋の崇寧一一〇二～六の初年、商州に得たものであるという。立耳弦文の器腹の深い鼎である。商州が𢾥の故地であるとは定めがたいが、文武が伐ったという完は、殷周の勢力の接する長江の方面にあり、兩者の爭奪の地であったと考えられる。すなわち𢾥は書の牧誓に、武王が商郊牧野に臨んでその麾下の諸軍に「逖矣西土之人、王曰、嗟我友邦冢君御事司徒司馬司空亞旅師氏千夫長百夫長、及庸蜀羌髳微盧彭濮人」とよびかけているうちの微と解してよいようである。庸蜀以下はみな長江湖北の諸族である。その域には、おそらく文武の討伐を受けても、なお周に服事しないものがあったのであろう。ゆえに庸蜀以下は方族の表現をとらずに、人という。

「伐尸童」を唐釋に「完伐尸童」と句讀し、「奮起擊伐夷童指伐紂」とするが、完はさきに述べたように方族の名である。また尸童について、「史記宋微子世家記箕子麥秀詩、彼狡童兮、司馬遷說、所謂狡童者紂也、可證、紂屢征人方、人方卽夷國、墨子非命和天志引太誓、紂夷處、不肯事上帝、是說紂與夷同化了、左傳昭公十四年說、紂有億兆夷人、所以遺裏稱爲夷童」と論ずるが、麥秀歌は後世の俗說、夷處とは殷の風俗が夷系に屬することをいうにすぎず、いずれも紂を夷童と稱する根據とはしがたい。ここは裘釋に夷を東夷、すなわち東國の意とするのがむしろ穩妥であろう。

尸童應該讀爲夷・東、東指處于殷之東方的東國、童是古代的一種奴隸名稱、東國之人多依附殷人而與周人爲敵、盤銘把東寫成童、可能是有意的、一般古書記周初征伐、只提到武王死後周公攝政時有伐淮夷東國之事、但是周書世俘說武王克殷後、遂征四方、凡憝國九十有九國、……凡服國六百五十有二、其中很可能有某些東方之國在內、周書作雒說武王建管叔于東、就應該是對東國用兵的結果、所以武王完全有可能伐過夷・東、武王死後、建于東的管叔都起來叛周、夷・東當然也重新反叛了、或以爲伐夷・東、仍應爲周公攝政時事、周公攝政時沒有用成王的紀元、所以盤銘記此事于武王頌辭之中、亦可備一說

この伐夷東を、裘氏は管蔡の建邦と關連させて說くが、管蔡は殷の王畿の地に封ぜられたもので、東國のこととはまた別事である。征東のことは周初の金文にこれをいうものが多く、その經略の大體を知りうるが、武王期のことをしるすものはこの器が初見である。夷系の諸族が殷王朝の有力な支持勢力であったことは、殷文化の各方面からこれ證しうることであり、克殷後の周の經營が、この夷系諸族を對象とするものであったことも、金文によって推知することができる。以上は武王の

武功をいう。

武王のことはまた𤼈鐘丙組に

雩武王旣𢦏殷、𢾥史刺祖□(廼)來見武王、武王則令周公、舍寓以五十頌處

とみえ、𢾥史の刺祖が周に歸服した當時のことをしるしている。牆の先世と周室との關係は、そのとき以來のことであるらしく、盤銘の前半はすべてその記述にあてられている。

𡨦聖成王、ナ右𦃞𩛥剛鯀、用肇𢽬周邦

𡨦は憲。爾雅釋詁に法也、說文一〇下に敏也というが、𡨦は目上に刺黥を加える象でもと刑辟の義。詩小雅六月に「萬邦爲憲」とあるのは法則を取る意。また原憲字は子思のように審思の義がある。𡨦聖とは審思聖達にして、よく文武の業を恪守するをいう。唐釋にこの條を「有法度的聰明的成王、在各方面授予概括的治國綱要、用以開始治理周國」と釋する。左右を左右逢原の左右とするものであるが、裘釋には「左右當指輔佐成王的主要大臣如周公召公畢公等」と左右輔佐の臣とみる。しかし文勢上ここでは左右を動詞に解すべく、また主語たる成王の立場からいえば受身となるべきところであろう。左右の句について唐釋には、𦃞を綬と釋して授の義とし、𩛥を會に從う字で會計の會の義とし、また剛鯀を剛系とよんで綱維の義とする。「剛鯀當讀如綱系、與綱維同、廣雅釋詁二、維系也、莊子天運、孰維綱是、史記淮陰侯傳、秦之綱絕而維弛、和綱紀義略同、詩棫樸、綱紀四方」と論ずるが、字釋にかなり無理なところがある。裘釋に下四字を「綬𩛥剛鯀」と釋し

疑當讀爲受任剛謹、肇初的肇、當與詩商頌玄鳥、肇域彼四海的肇同義、鄭箋、肇當作兆、兆古訓域、當動詞用、應是劃定區域的意思、詩大雅江漢、式辟四方、徹我疆土、鄭箋解釋爲征伐開辟四方、治我疆界于天下、肇徹周邦、大概是開拓確定周王國疆界的意思

とする。すなわちこの節の文は「憲聖成王、左右受任剛謹、用兆徹周邦」となる。唐釋も肇を肇域の專字としている。肇は肇啓の意で、もと神事に用いて神戸を啓き神意を受ける意象の字である。

上文において「曰古文王、初敎龢于政」「爵圉武王、遹征四方」のように、王名の下にはその王名を主語とする文がつづく。この節においても「憲聖成王、左右綬餽剛鯀」の下句は成王を主語とするものでなくてはならない。從つて「左右受任剛謹」とする解は甚だ疑うべく、この句は成王の事功をいう語とみられる。綬は素絲を授受する形でおそらく和柔、餽は集めて會融する義をもつものであろう。索・帶はみな神事に關して用いるものとみられる。剛鯀は暴戾のものをいう。肇は肇の異文とみてよく、馭は徹、達治の義と思われる。「憲聖なる成王、左右せられて剛鯀を綬餽し、用て肇めて周邦を徹めたり」とよむべく、文王受命、武王克殷、成王に至つて、先王の神威に助けられて暴戾を和柔し、通國の安寧をえたとするものであろう。

屖趠康王、家尹啻疆

康王の記述は二句、王・疆押韻。屖の字形は叔夷鏄・子仲姜鏄など、列國期の齊器にみえている。唐釋に兩鏄の文を引き、また「說文屖字是淵的或體、小爾雅廣言、淵深也、趠即哲字、見克鼎、詩長發、濬哲維商、傳濬深、淵哲與濬哲義同」とするのがよい。二句の意を唐釋に「淵深明哲的康王、就端正億萬疆土」の意とする。家を遂と釋し遂正と解するが、裘釋には家を分と解して「分尹億疆、也許可以讀爲分君億疆、就是分封諸侯鞏固周疆的意思、左傳昭公二十六年、昔武王克殷、成王靖四方、康王息民、并建母弟以蕃屏周、盤銘之意似與左傳相合」と論じている。しかし分子封建のことは、文獻には多く武成の際のこととしており、康王期に至つてはじめて「分尹億疆」のことが行なわれたとはしがたい。

家と釋した字は師望鼎に「望肇帥井皇考、虔夙夜、出內王命、不敢不家不叓」とあり、それと同様の語法をとるものに牧𣪕「毋敢不明不中不井」「毋敢不尹亻不中不井」とあつて、二重否定の形をとる。師望鼎の文はその條に「敢て墜さずして蘠しまずんばあらず」と「不家」を副詞句的によむが、家にはまた遂にして述と同義の用法がある。說文に「述循也」とあり、周初の小臣謎𣪕「叡東夷大反、伯懋父以殷八𠂤征東夷、唯十又一月、遣自□𠂤、述東」の述は遂の意である。その字形は大盂鼎の「殷遂(墜)命」の遂と同じであるから、家・遂・述はもと同じ系列の字とみられる。この文においては、家とは文武成の道に聿循するをいう。尹は尹正、牧𣪕の「毋敢不尹亻不中不井」と用義同じく、從つてその目的語である啻疆も、疆界のことよりも羅索の意とすべきであろう。すなわち「家尹啻疆」とは周の綱紀を正すことをいう。

康王の名はこの器に初見。從來、文・武より共・懿までの各王の名は金文にみえるが、ひとり康王の名はみえず、久しく疑問とされていたものである。康王の名は金文に休王と稱するものがそれで、休王がその生號であることはかつて休王諸器第九輯において論じた。しかるに後期金文に及んで康

昭宮・康穆宮・康剌宮などの宮廟の名がみえ、その名號よりみると康は大宗の地位にあり、これに昭穆を配している廟制である。いわゆる昭穆制はこの廟制をいうものと考えられる。昭穆制の起原がここにあるとすれば、康王はその大宗たるにふさわしい王であつたはずであり、その生號たる休王がのちその廟制によつて康王と改められたのであろう。しかしこの銘では、康王についてわずかに「家尹啻疆」の一句を用いているにすぎない。

宖魯卲王、廣能楚荊、隹寏南行

宖は弘、裘釋に宏とするが、宖魯はいずれも卲王の德を頌する語。その外征の功をいうものであろう。廣は廣。唐釋に簧と觥、纊と絖との例をあげて、光と黃と古く通用することをいう。黃の字形に火矢とみられる形のものがあり、廣はその系列の形に從うものであろう。能を唐釋に批と釋して能とは異字とするが、能の繁文とみてよい。能は獸名。これに攴を加えているのはこれを和柔にする意である。裘釋に能をその音を以て笞と釋するのはいくらか好奇に赴くもので、李釋に「猶柔遠能邇之能」とするのがよい。柔遠能邇はかなり古い語のようである。

昭王の南征については文獻にこれをいうものが多く、金文においても宗周鐘をはじめ若干の資料を求めうるが、その親征をいう例は必ずしも多くない。裘釋にいう。

昭王南征楚荊是一件大事、屢見于古籍和過去出土的金文、盤銘也把這件事當作昭王的主要功績、廣笞楚荊、就是廣泛地撻伐楚荊的意思、中方鼎二和中甗都有王令中先省南國貫行之語、貫行就是貫通道路、寏貫音近、唯寏南行的寏、也應該讀爲貫、大約作于春秋初年的曾伯霥簠說、克逖淮夷、抑燮繁湯、金道錫行、俱既俾方、與之同時的晉姜鼎說、俾貫通□、征繁湯□、取厥吉金、用乍寶隣彝、大系考釋指出霥銘的抑燮繁湯、與鼎銘的征繁湯□有關、蓋晉人與曾同伐淮夷也、又指出古者南方多產金錫、金道錫行者、言以金錫入貢或交易之路一八六頁、這兩件銅器的銘文淸楚地說明、周人征伐南方的一個極其重要的目的、是想貫通從南方掠奪金屬的道路、盤銘所說的唯貫南行、顯然也應該這樣理解、唐蘭先生曾指出、昭王伐楚荊、第一是爲了掠奪南方的銅考古學報、一九六二・一・三七、這是很正確的、這段頌辭的開頭稱宏魯昭王、宏魯大概是宏大樸實的意思、附釋于此

周初の金文には楚荊を伐つて「金を孚る」をその功とするものもあり、春秋期に至つても江淮の地の金錫が重要な物資であつたことは疑ないが、この盤が作られた當時にあつては、淮域の地は政治的にも社會經濟的にも、より重要な意味をもつ地域であつたように思われる。後期金文に「淮夷は繇我が貢畝の臣」という表現がみられるように、かれらは農作物や織物などの入貢者であり、またその進人はすでに大土地所有的經營段階にある西周貴族社會にとつて、勞働力の貴重な補給源でもあつた。そのような狀態は昭穆期の南征の結果として招來されたものであり、昭穆の經營はそのことを目的とするものであつた。それは裘釋にいうような「廣笞楚荊」ではなく、「廣能楚荊」、淮夷を半從屬の關係におく政策であつた。昭王の南征はその經營の開始を意味するものであるから、その事功をもつて昭王に繫けるのである。

「隹寏南行」の南行は、裘氏のいうように中諸器にもみえる「南國貫行」であろう。ただ中氏諸器の時期は昭王期よりも早く、中氏諸器の出土した安陸方面は、江淮の諸夷を制する要地として、早

くからその經營が重要視されいたところであろう。昭王の南征も、漢域よりこの地に達する徑路に従うものであったとみられる。

奐の字形にはなお明らかでないところもあるが、李釋のように狩と釋しうる字ではない。卜辭に娩嘉をトする字があり、その娩の字がこの形に似たところがある。免は側身形、奐はその正面形とみられるが、いずれにしても分娩、闢開の義をもつ字である。南行を啓くことをいうものであろう。

冑䚃穆王、井帥宇誨、䜌盜天子

穆王の事功をいう。冑は祗敬の祗。叔夷鎛に淄水の旁をこの字形に作るものがあり、その音であることが知られる。䚃も金文にしばしば見え、麥尊「義盜侯䚃孝于井侯」、大克鼎「天子明哲、䚃孝于神」、史頌段「天子䚃命」、虢季子白盤「伯父孔䚃有光」、井人妄鐘「䚃叔文武祖考」のように、みな懿美の稱として用いる。也段には「䚃々受命」のような用法もあり、その字の扁は尹と絲に従う形に作る。日形は玉、尹は神杖を執る象で、これを見るのは神靈に向う意であるから、字は神意を明察し、これに敬事する意であろう。ゆえに冑䚃をもつて、穆王の德を頌する語とするのである。井帥は普通には帥井という。金文の常語。規範に従う意であるが、ここでは上句の「祗䚃穆王」の句を承けており、穆王が先王の宇誨に帥井する意となる。宇は大、誨は謀。裘釋に詩大雅抑「訏謨定命」の句を引いている。

䜌盜を裘釋に「䜌疑當讀爲申、申寧與詩商頌烈祖申錫無疆的申錫、文例相似」とし、また䜌の字釋について、

其字當从田聲、田陳古音極近、金文陳字从東、此字从田聲、而又加東旁、幷不奇怪、尙書君奭、有割申勸寧王之德語、禮記緇衣引作周田觀文王之德、鄭注、……今博士讀爲厥亂勸寧王之德、疑此語第二字本作䜌、緇衣所引本依其聲旁讀爲田、傳尙書之今博士則誤以左半之𤔔爲聲旁而讀爲亂、田・陳・申古音相近、(說文以爲陳从申得聲)、故古文家又讀此字爲申、毛公鼎有今余唯䜌先王命之語、牧簋・蔡簋・大克鼎・師訇簋等皆有今余唯䜌𣝔乃命一語、諸䜌字讀爲申、文義似頗妥帖

とその字說を試みているが、字の構造を棄てて專ら音を以て聲義を考えようとするところに問題がある。字は田に従うものでなく、田形は𤔔𠭥の形。その上部の東は橐中の糸を示す。ゆえに偏に糸架の象である𤔔をそえる。字は周禮鍾人のなす染色のことを意味する字で、鍾人の鍾は緟の誤、䜌はその緟の初文である。三入五入して染色を重ねることをいう。𣝔は重層の門。ゆえに䜌と連ねて用い、䜌𣝔とは册命の再命あるいは重認をいう。䜌盜とは緟寧、すなわち重寧の意である。天子とは穆王の後たるものであろうが、共王には金文に生號を稱している例があり、ここにはその號を稱していない。「䜌寧天子」とは、文武より昭穆に至る祖靈の庇陰をいう。ゆえに「天子豳㞙文武長剌」の句を以て承ける。

天子豳㞙文武長剌、天子𩓣無匄、寒祁上下、亟獄逼慕、昊昭亡斁、上帝司夒、㐭保受天子綰令、厚福豐年、方蠻亡不俔見

この一節は文意の最もとりがたいところである。唐釋に

天子周到地承繼了文王武王的緜長的光烈、天子長壽、沒有病痛、宣示上下、十分美好、很大的謀畫、昊天照臨着、沒有什麼敗壞、上帝的後代夏和神巫名保的授予天子以美好的命令、厚厚的福、豐收的年景、四方以及外族沒有不來揚手朝見

という。大意はおそらくそのようであろうが、字釋になお檢討を要するところが多い。

豳㞙について唐釋に豳を舊釋を改めて周匝の周の初文とし、遍の意とする。この字は䜌豳と連ねて毛公鼎・叔向段・番生段等にみえ、すべて「䜌豳大命」という。この盤銘では䜌を穆王に用い、豳を天子に屬しているから、兩字分用することもできる字である。毛公鼎に「豳夙夕」とあり、周匝の義では解しがたい。「䜌豳大命」は書の般庚「恪謹天命」というに近く、それならば豳は恪謹の義である。㞙は裘釋に「㞙爲纘字古文、見玉篇集韻汗簡等書」といい、纘の義とする。豳㞙は「文武長剌」を目的語とする動詞である。「天子𩓣無匄」で一句。𩓣はもと沬、すなわち沐浴の象で修祓を意味する字であるが、金文では眉壽の眉に用いる。一字單用の例はない。裘釋に「沬眉古音極近、所以金文多假借爲眉壽之眉、盤銘此字似當讀爲亹或勉、(沬與勉古音陰陽對轉)、匄似當讀爲害、二字古通、頗疑漢代成語文無害、就是由𩓣無匄演變來的」といい、句は「勉無害」の意とするが、文意が順適を缺くようである。李釋には

文武長烈、天子眉無匄、匄爲祈求的意思、放在句子的最後、成爲一個倒語、意思是祈求文王武王的功業長久光烈、天子眉壽無疆、金文中的這種倒語、于西周中期以後尤多、如𤼈解揚王休對、克顈敢對天子丕顯魯休揚、䟡叔旅鐘、旅對天子魯休揚等、此類倒語、似爲這一時期金文的特殊用語

と倒語とするが、眉無を眉壽無疆の省とすることは語例がなく、また匄を匄求の義に解しては句讀をなしがたい。音を以ていえば、害・揭と通ずる用法であろう。

𩓣はおそらく亹々の義で、銘文の意は詩大雅文王「亹々文王 令聞不已」の意に近いものであろう。馬瑞辰の毛詩傳箋通釋にいう。

爾雅釋詁、亹々勉也、廣雅釋訓、亹々進也、進亦勉也、說文無亹字、亹者𩓣之省、隷變爲亹、……古音微與文通、故周官鄭司農注曰、𩓣讀爲徽、徽从微省聲、音近眉、故古鐘鼎文眉壽字、多作𩓣、……易繫辭成天下之亹々者、崔靈恩讀作娓々、說文娓讀若眉、則知亹之通作娓、猶眉之借作𩓣、亹又音門、詩鳧鷖在亹、是也、亹勉一聲之轉、禮器君子達亹々焉、鄭注、亹々猶勉々也、棫樸詩、勉々我王、荀子富國篇引作亹々我王

すなわち「天子𩓣無匄」とは、「天子亹めて匄むこと無し」とよむべく、文武の功烈を襲いで、これを墜さざる意とすべきである。

「寒祁上下」を唐釋に「搴示上下」と釋し、宣示上下の義とする。すなわち搴は「从𢆶寒聲、象人在屋內、用草覆蓋、搴騫等字均應从寒聲、此讀爲搴、廣雅釋詁一、搴擧也、祁通示、搴示與宣示同義、左傳昭公九年、而暴滅宗周、以宣示其侈」と左傳の文を引證するが、上下はもと神明のあるところをいう語で、宣示の場所とすべきものでない。裘釋には兩字を寒开の音を以てよみ、「顯然是疊韻聯綿詞、似應讀爲蹇產、廣雅釋訓、蹇產詰詘也、邵鐘說、余頡岡事君、頡岡就是詰詘、含有曲意奉事的意思、甲骨卜辭和金文、詩書多以上下稱上下之神、卽天神地祇、蹇產上下、大概是詰詘以事上下之神的意思」とする。蹇產は楚辭にみえる語で、九章の哀郢・悲回風に「思蹇產而不釋」抽

思に「思蹇產之不釋兮」の句があり、心の鬱結するをいう。上下を目的語とする動詞としては、なおふさわしくない。もし蹇々の義ならば、九章の思美人に「蹇々之煩冤兮」、また易に「王臣蹇々」の語があり、事に盡瘁するをいう。すなわちさきの「文武長烈」を承け、その神事につとめる意となつて、文義も順適である。李釋に寨祁二字を句、上下極獄を句とするが、この部分は下と慕と押韻である。

「亟獄逗慕」を唐釋に「十分美好、很大的謀畫」の意とする。極熙桓謨とよみ、熙を書の堯典「熙帝之載」の義とするものであるが、「寨祁上下」の句法からいえば上二字動詞である。詩の大雅文王に「穆々文王　於緝熙敬止」とあり、また周頌昊天有成命に「成王不敢康　夙夜基命宥密　於緝熙單厥心　肆其靖之」とみえ、國語周語下に叔向が周頌の句を說いて、「緝明、熙廣也」という。爾雅釋詁に「熙興也」とあつて熙に廣・興の義がある。亟は說文九下に「肆、極陳也」とあり、亟熙二字で動詞、逗慕はおそらく桓謨であろう。上文には宇誨の語がみえている。「昊紹亡旲」の亡旲は他の器銘に「亡旲」というもので無厭・無斁の兩義がある。無厭ならば主語は多く皇天・昊天であり、また無斁ならば昊炤は狀態詞となる。紹は炤の繁文。裘釋に「昊炤似當讀爲皓溔、廣雅、皓溔大也」とするが、その語は左思の三都賦にみえる。

上帝以下を唐釋に「上帝的後代夏和神巫名保的授予天子以美好的命令」と解する。司を嗣、保を神巫の名とみて、「上帝嗣夏、應是夏祝」というが、文意が接續しない。裘釋には司を后と釋するが、金文にその字を宗周鐘「我隹司配皇天王」、毛公鼎「司余小子弗彶」、叔向父禹毀「余小子司朕皇考」

卷六　補遺篇　三五七～三五八

などみな嗣襲の義とする。また叔夷鎛「□伇𩠐司」は夏祀、盤銘は嗣襲の解をとりがたいから祀の義によむべきであろう。この部分の李釋は唐・裘二家と句讀を異にし、「上下殛獄、趣慕昊炤、亡斁上帝、司夒尢保、受天子綰令」とつづけるが、押韻などにも全く無頓着である。裘釋に司を后とよみ、「上帝、后稷亢保」にして上帝の子たる后稷のことをいうとする。

后下一字、據文義推揣只能是稷、據大雅生民魯頌閟宮、周人本以后稷爲上帝之子、大雅雲漢、后稷不克、上帝不臨、閟宮、皇皇后帝、皇祖后稷、皆以后稷與上帝竝提、與盤銘同、此字貎祀似夒字、夒叜形本相近、其左下方有木、疑卽禾殘形

裘氏のいうように左下に木の殘形があるとしても、字は稷と釋しうるものでなく、むしろ燕に近い字形である。司が祀ならば、この字も神事的な儀禮をいうものであろう。唐釋に夏と釋し、「夏字臂下綴羽毛、與无作無同、無是舞的本字、禮記仲尼燕居、下管象武、夏籥序興、象武是武舞、夏籥是文舞、也就是籥舞、那末、這個夏字應是夏籥的本字、上帝嗣夏應是夏祝」と夏祝說を導くのであるが、夏は叔夷鎛に頭に作り、盤銘の字とは異なる。もし燕とよみうるならば、令年見と眞元合韻である。

次の一字を唐釋に巫㐆の㐆とし、㐆保とは巫㐆であるという。

尢保是巫保、總稱爲巫、分別說、女的稱巫、男的是㐆、楚人稱巫爲靈、楚辭九歌、思靈保兮賢姱、洪興祖補注、古人云、詔靈保、召方相、說者云、靈保神巫也、史記封禪書、秦巫祠社主、巫保族纍之屬、索隱、巫保族纍、二神名、秦國地域原是西周、巫保這個神、應是西周時就有的

李釋にも巫㐆說をとり、「在這裏指有病態的人、亡斁上帝、司夒尢保、卽無厭的上帝、對此病民仍在司察、採順而保佑的意思」と說く。句讀も文意もまた異なる。裘釋に字を亢保とよみ、「左傳昭公元年、吉不能亢身、焉能亢宗、杜注、亢蔽也」という。亢を朱亢の字と同じとするが字形が異なる。前後の文意は、天子が神事につとめ、その宏謨に努力し、上帝もこれを嘉して福祿を與えるということであるから、その文中に巫㐆のことなどをいうはずはない。尢と釋されている字はおそらく副詞、保受二字連文、綰命は晉姜鼎「晉姜用旛綽綰眉壽」のように永命を求める辭に用いる。上帝が天子の德を稱して長壽を與えることをいう。また厚福豐年と、方蠻諸族みな入見せざるものなしとは、祝頌の語である。𡠧は說文に「𡠧、躁也」とあるも裘釋に戒とし、「疑𡠧也可作戒字用、在此似可讀爲悈、爾雅釋言、悈急也、悈見就是急來朝見」と悈急の義とする。巩（恐）夙（夙）などの例からいえば𡠧にも恭敬の意があり、𡠧見とは見事の義であろう。

以上、文王より今天子に至るまでの創業と治績をいう。以下に自家のことと對應させて說くためである。

靑幽高且、才微霝處、雩武王、旣𢦏殷、微史剌且、迺來見武王、武王則令周公、舍寓于周卑處

靑幽は高祖の修飾語。周王にそれぞれ修飾語を冠したのと同じく、高祖らにもこの語を著ける。李釋に靑幽を上文に屬するも、通讀しがたい。靑は靜、靜幽何れも謚號に用いる字である。「才微霝處」とは、その家が微地の祀官として靈處に在る意であろう。武王克殷ののち、微史の職にあつた烈祖が武王に朝見服事し、武王は周公に命じてその家を周に移さしめたのである。唐釋に「安靜的隱居的高祖、……就來見武王、武王則命令周公安排居住土地、讓他住在岐周」という。また裘釋に「靜幽的高祖、在微地靈處、武王滅殷後、微史烈祖、來見武王、武王命令周公在周地給他住所、並讓彼處甬」と大意を述べ、さらに「同窖所出三〇號鐘銘也述及烈祖見武王之事、文字與盤銘大體相同、但俾處甬作以五十頌處、頌甬古音極近、處甬和以五十頌處、顯然是指一件事情」という。裘氏が甬と釋する字は字形に疑問があり、また頌はこの場合助數詞とみるべきであろう。韻の關係を以ていえば且處且は魚韻、王公は陽東合韻である。なお微史の問題は參考の條に述べる。靈處を唐・裘二家何れもただ善處好處の意とするが、靈は神事をいい、史官の處るところをいう。舍は舍命の舍と同じく賜與、改めて居處を賜う意である。まず聖職の者を服事させるのは、古代の祭政的支配の原則であつた。

卷六　補遺篇　三五九～三六〇

𠭰叀乙且、逨匹厥辟、遠猷腹心子□

次に乙祖をいう。第一字を唐釋に通、裘釋は上文に屬し、李釋も「卑處用叀」を句とするが、乙祖に冠稱する語である。殷金文の宜子鼎愙齋・六・五　三代・四・七　赤塚・七〇五頁に人名としてみえ、「王賞戍𠭰貝二朋」という。字は勵の左偏に近く、首二字は緐惠の意であろう。

逨匹は單伯鐘に「單伯昊生曰、不顯皇且剌考、逨匹先王、𦤎堇大令」とみえ、吳大澂は「言來就配偶于王所也」とし、孫詒讓は逨匹と釋して「逨匹先王、謂順循貳佐先王、猶詩云公侯好仇矣」という。積微居に逨匹の釋をとり、「余疑匹當讀爲辟、古人稱君曰辟、引申之事君亦曰辟、……書洛誥、……來相宅、其作周匹休、匹亦疑當讀爲辟、其作周匹休、謂將作周君之休也」と匹を君辟の義とす

るか、「遂匹厥辟」とは弼の義であろう。袁釋に逨を逨にして弼とする。禹鼎や師詢殷に「夾盥先王」「夾盥厥辟」というのに同じ。厥辟とは周王であろう。

遠猷を唐釋に「厥辟遠猷」とつづけるが、それならば且辟の韻を失う。「遠猷腹心子□」の六字で一句、末字も魚韻の字であろう。子を唐釋に玆、その下を納の異文とし、「通達而惠受的乙祖、來配他的君長的遠大規畫、納入于心腹之臣」の意とし、袁釋に「遠猷腹心、子□賚明」を句とするが、賚明二字は亞祖の修飾語である。

賚明亞且辛、𢼸毓子孫、繁猶多孷、𪗉角㷔光、義其寷祀

賚は牧殷にみえるものと同字であろう。唐釋に「此讀如令、詩、盧令々、說文引作獜、爾雅釋詁、令善也」とするも、袁釋に近出の師訊鼎「用井乃聖且考賚明、𩕙辟前王」、また尹姞鼎に「穆公聖粦明□事先王」とあるを引く。粦を陳夢家は說文「𥆯、目精也」の義とするが、𥆯は聖梯の前の儀禮を示す字であり、そのゆえに粦明の義をうるのであろう。袁釋にこの二字を上文に屬するが亞祖の修飾語とすべく、亞祖は高祖に對して中宗というほどの語であろう。祖辛とは東方系の廟號である。「𢼸毓子孫」を唐釋に新宗を立てる意とする。すなわち「𢼸就是捿字、說文遷古文捿、禮記大傳說、別子爲祖、繼別爲宗、繼禰者爲小宗、有百世不遷之宗、有五世則遷之宗、此銘說、遷育子孫、當是立新宗」と論ずるが、下文にも「義其寷祀」とあって、𢼸と關係のある字である。袁釋に𢼸を「疑當讀爲甄」とし、「甄毓、是甄陶敎育的意思」とするが、ただ子孫の繁富なるをいう語であろう。閫に塡滿の義があり、また氤氳の狀をいう。西・因は聲義同じく通用する字である。ゆえに

「繁猶多孷」の句を以て承ける。

繁は繁の異文。袁釋に「疑當讀爲皤、爾雅釋詁、黃髮、壽也、皤髮與黃髮同意、等于說長壽」という。銘末に「福褱猶𠂤、黃耇彌生」の句があることからいえば、繁猶は福褱猶𠂤の意。繁猶と多孷と對文。猶も福孷の意であろう。詩大雅卷阿「爾受命長矣　茀祿爾康矣」の箋に「茀福也」、爾雅釋詁に「祓福也」、郭注に「祓祿康矣」と卷阿の詩を引く。猶は茀・祓と聲義同じく、首と犬牲を以て祓除する意象の字である。孷の上部は釐治の字で、天賚のものをいう。ゆえに下に子・貝・來・厘などを加え、子孫のときには孷という。叔向父禹殷に「降余多福繁孷」の語がある。

「𪗉角㷔光」は難解の語。唐釋に下句と合わせて「齊齊整整、煥發光彩、應該受到禋祭」と釋する。𪗉角を「應是當時吉語」とし、古人は牛羊等の兩角の不齊を忌み、その齊角を吉慶としたとする。𤼈鐘戊組に「𤼈其萬年、𪗉角㷔光」、丁組に「𤼈其萬年羊角」の語があり、祝禱の吉祥語である。袁釋に「𪗉角疑當讀爲齊愨、恭敬的意思」とし、㷔光を熾光とするが、齊愨と熾光と相屬しない語であり、丁組の「𤼈其萬年羊角」の文には通じがたい。萬年の下には子孫永寶の語を著けるのが普通であるが、盤銘の「𪗉角㷔光」は「𢼸毓子孫、繁猶多孷」の二句を承けてその結果をいい、かつそれは「義其寷祀」のように寷祀の理由とされるものである。義は宜。師旂鼎に「懋父令曰、義敉䣒厥不從厥右征」の例がある。寷は禋。書の洛誥に「予以秬鬯二卣、曰明禋」「則禋于文王武王」とあり、周禮大宗伯に「以禋祀祀昊天上帝」とみえ、上帝を祀る祭儀である。禋はその祭儀の形式からいつても上天の神靈を祀るものであるが、いま亞祖祖辛について「義其寷祀」というによれば、

その神靈は陟って天帝の左右にあるのであろう。そのことからいえば、「𪗉角㷔光」とは上にあって光烈を發する意となる。𪗉角はおそらく陟角の意で陟降して帝の左右にある意であろう。𤼈鐘丁組の羊角を唐釋に芇角と解するも、それも羊角にして上天の意とみるべく、莊子の羊角の語も、このような神事的用語に起源するものかも知れない。羊角は躍の緩音にあたる。

𡪞屖文考乙公、𢓜𧼈𢑚屯、無諫農嗇、戉䅓隹辟

𡪞屖の二字は、王孫遺者鐘に「予商恭㝬屖」とみえるものと同語。唐釋に「應讀爲蕩𡜨」とし、「爾雅釋訓、藹藹、萋萋、臣盡力也」、また釋訓に「藹藹、濟濟、止也、郭璞注、皆賢士盛多之容止」を引くが、王孫遺者鐘では自述の語である。袁釋に「大系考釋讀㝬屖爲舒遲、或疑當讀爲胡夷、胡與夷都是古代常用的稱美之詞」とする。㝬は金文において呂侯すなわち甫侯に用いる字で甫の音によむ。商頌長發に「湯降不遲　聖敬日躋　昭假遲遲　上帝是祗　帝命式于九圍」とあり、不遲はあるいは銘文の㝬遲にあたる語であろう。詩の傳に「不遲言疾」というも、不遲はすなわち昭假遲遲、遲遲とは遲久の義。ゆえに文考乙公に冠する語となる。

𢓜𧼈を唐釋に劇爽とし、袁釋に虛爽の義とする。𧼈は井人安鐘に「安不敢弗帥用文且皇考穆々秉德、𡪞𡪞聖𧼈、疐處宗室」の語があり、奇觚に𧼈を喪にして爽と釋するが、誤って疐につづけて爽𡉚とよみ、𩰫盤をいうとする。「疐處宗室」とは、秦公殷「[illegible]在天」、秦公鐘「畯疐在位」と語例同じ。「𡪞𡪞聖𧼈」は上句の皇祖考の德に帥用することを承け、その聖𧼈に憲々するをいう。聖𧼈とはその踪迹をいう語である。盤と同出の𤼈鐘戊組の文首に

𤼈𧼈々夙夕聖𧼈、追孝于高且辛公、文且乙公、皇考丁公龢𬭚鐘

とあり、「𧼈々として聖𧼈に夙夕す」とは、また安鐘にいう「帥井秉德」の義である。しかしこの文においては𢓜𧼈に對する動詞を缺き、𢓜を動詞とすべきであるから、その句は「𧼈に據りて純を得」とよむべきであろう。𢓜𧼈は得純の由るところをいう。李釋に「𢓜即急也、遽亟、嚴肅貌」とするが、それでは𤼈鐘や安鐘の聖𧼈の語を解しがたい。𢑚屯は得純。袁釋は大系の釋により渾沌とするが、全く文義をなさない。

「無諫農嗇」は「無諫農穡」。諫を唐釋に刺にして怨、袁釋に責とする。袁釋に「無諫農嗇、戉䅓隹辟」の二句を「反映了西周中期政治經濟上的重要現象」とし、大いに議論を發していう。

五年召伯虎簋有余老止公僕庸土田多諫之語、大系考釋讀諫爲債（古責債一字）、解釋爲止公所食邑、其歲貢于朝廷多積缺一四三頁、盤銘的无諫農穡、疑是指乙公所食田邑的貢賦交納及時、无可指責（也可解釋爲沒有缺債）、此說如確、就可以推知、早在穆恭時代、周王朝奴隸主貴族規避拖缺貢賦的現象就已經很普遍了、不然、史墻便不會用无諫農穡來稱頌他的先人、歲稼唯辟、應是指乙公不斷開闢土地、所種的莊稼年々增加、這些土地當然是乙公驅使他的奴隸去開辟和耕種的、這樣開辟出來的土地可能就是食邑食田之外的私田、微氏家族在周王朝擔任掌管威儀的史官、地位並不很高、但乙公（即豐）和他的兒子墻、孫子𤼈却鑄造了大量貴重的青銅器、顯得跟他們的地位有些不大相稱、這跟微氏家族在農業上剝削奴隸特別有辦法、大概不是沒有關係的、唐蘭先生曾指出一九七五年董家村發現的屬于西周中期的裘衛銅器、反映了某些地位較低的貴族通過千方百計地謀求擴大耕

地面積、而成爲富有的新興的農業奴隷主、（文物一九七六年六期三二頁）散氏家族的豐・墻・癲等人也很可能是這種人、這種人的興起以及食邑食田多諫的現象、都說明在西周中期、商代以來在社會上占統治地位的奴隷主貴族宗族所有制已經發生了比較深刻的變化

なおこの問題については唐蘭氏にも所說があるが、唐說については後にまとめていう。

末句を唐釋・李釋に「蕿啬戉䵂、隹辟孝督」と句讀するが、孝督は詩六月「侯誰在矣　張仲孝友」においても狀態詞の用法であるから、この銘文においても史墻の修飾語とすべく、裘釋に「無諫蕿啬、戉䵂隹辟」と句讀するのがよい。ただ裘釋に戉䵂の戉を歲と釋し、「此字字形與戉難分、戉歲古音相近、也有可能是借戉爲歲」とし、䵂は田中に禾を種える象で稽の初文とする。その句意はさきに引いたように「歲稼唯辟、應是指乙公不斷開辟土地、所種的莊稼年々增加」と解するが、土地の墾辟をいう語ともみえない。唐釋に䵂を「說文、厤治也、此是治田的專字、今作歷」とするが、厤は廟宇の象に從うて治田の義ともみえず、䵂がその義の字であろう。隹辟の辟はおそらく動詞、上文にも「隹奐南行」の語がある。それならば辟は辟治の義とすべく、戉䵂とは辟治の對象となるべき行爲である。上句に「無諫蕿啬」と苛征なきことをいい、下句に「戉䵂隹辟」と他人の稼穡を侵すを辟治することをいう。そのことを以て文考乙公を頌するのである。

孝督史牆、夙夜不家、其日蔑曆

孝督は孝友。詩小雅六月「張仲孝友」と同じ。友とは兄弟同輩の誼をいう。夙夜は祭祀用語。祖祭に奉仕することをいう。夙夜不家は祭祀を廢せざる意。蔑については三家みな說なし。蔑は伐閱の

伐で表彰の意、曆は兩禾軍門の前でその功歷を以て神に告げることをいう。あわせて軍功を表彰するのが字の原義であるが、ここでは神意にかなうというほどの用義である。唐釋に「史墻從早到夜不敢墜失、每天努力做事」と譯し、裘釋に蔑曆を「從金文用例看、此詞大概有獎勵的意思」というが、二字とも兩禾軍門の象をもつ字である。

牆弗敢取、對䳬天子不顯休令、用乍寶障彝

唐釋に取を廢壞の義とし、「取卽叡、通沮、詩小旻何日斯沮、傳、沮壞也」という。裘釋にも「耳卣、寧史易耳、耳休、弗敢且、用乍父乙寶障彝、耳因爲受寧史賞賜、弗敢且而作卣紀念、史墻因爲經常受天子蔑曆、弗敢取而作盤紀念、二事相類、卣銘的且、和盤銘的取、都應該讀爲沮、（吉金文彔四・一七）沮古訓止、訓壞」と文錄の說を引くが、耳卣の弗敢且は縣改段の「毋敢忘伯休」というのと同意で、且は苟且にする意であろう。

刺且文考弋宣、受牆爾𩥄、福褱𢧨彔、黃耇彌生、龕事厥辟、其萬年、永寶用

刺祖文考とは上文の祖考をいう。弋形の字を唐釋に弔にして淑とし、「象根下有豆、是菽的本字、通淑、爾雅釋詁、淑善也」と菽形と解するが、字は刀戟の柲部の象形である。裘釋に「弋是西周金文中常見的虛詞、大系考釋讀爲必、按必弋古音不相近、說文以爲必字从弋聲、不可信、用作虛詞的弋、應該讀爲詩經中常見的虛詞式、丁聲樹先生論爲式者勸令之詞、殆若今言應言當史語所集刊六・四・四八七」というが、𦅫鼎等の用例ではなお必と釋するのが文義において通じやすい。必下の字を唐釋に貯の異文とし淑貯とするが、淑貯では文義をとりがたい。裘釋には宣の異文とし、「字雖不能確識、

但從金文用例可以肯定其意義與休錫等字相類」という。宮の異構ともみられる字であるが、用例では休と通用する。彝器を作って烈祖考を祀り、烈祖考もまた必らずこれに休賜することあるをいう。唐釋に末文の意を「烈祖文考好的積蓄、給了墻備的田租、福祿來臨、頭髮由白轉黃、臉皮乾枯而長壽、恭敬地服事其君長、一萬年永久寶用」と說くが、「好的積蓄」が下文の福祿をもたらすものではない。「爾𩥄」の爾を唐・裘何れも備の意に解するが、「受牆備𩥄」というのは繁重にすぎる。爾は𩥄に對する修飾語とみるべきであろう。𩥄を唐釋に「疑通租、說文、田賦也、詩鴟鴞、予所蓄租、韓詩章句、租積也」と租と解するが、すでに上文の「弋宣」を唐氏は淑貯と釋しており、文義は重複する。裘釋に「𩥄是𩥄的異體、古通楚大系考釋一一九、戰國策秦策高注釋楚服爲盛服、𩥄福疑卽大福之意」と福までを句として解する。思うに𩥄は魚部、彔は之部にして魚之合韻であるから、この部分は四字の句讀とすべきである。爾は詩の小雅采薇「彼爾維何　維常之華」とある爾で、傳に「爾華盛也」とあり、說文に「薾華盛」の條にその詩を引く。馬瑞辰の毛詩傳箋通釋に、說文爾字下に「麗爾猶靡麗也」を引き、「是爾與薾音義同、古讀如彌、與靡音同、皆盛貌也」という。𩥄はおそらく黻飾あるもので、祭服であろう。「受牆爾𩥄」とはその祭服の授與をいう。烈祖文考の休は、「龕事厥辟」の句にまでかかる。

福褱と𢧨彔と對文。裘釋に「褱祓彔、黃耇彌生」を句とし、「褱當讀爲懷、檜風匪風、懷之好音、毛傳、懷歸也、就是給予的意思、彔上加髮、當是形容福祿多如頭髮」とし、唐釋に「頭髮由白轉黃」というが、𢧨は上文に「䋣𢧨多孷」とあって𢧨と孷と對文、彔と同義の字である。すなわち茀祿をいう。

「黃耇彌生」は「眉壽無疆」というに同じく祝嘏の辭の常語。龕を裘釋に「當讀爲堪、這句話也見于眉壽鐘三代・一・四、意思是服事君王方面能够勝任」という。唐釋にもその鐘銘「龕事厥辟君王」を引いて、「讀如欽、欽從金聲、金今音同、爾雅釋詁、欽敬也」と欽の義に釋するが、龍を字形中に含む字であるから、龔敬の義をもつ字と思われる。𩥄彔辟は魚之合韻、ほとんど全文にわたつて押韻している。

訓讀

古に曰ふ文王、初めて政に盭龢す。上帝懿德を降し、大いに甹けて上下を匍有し、萬邦を迨受せしめたり。

𩁹圉なる武王、四方を遹征し、殷の畯民を撻ち、永く䀠あらざらしむ。虘・敚を逖け、夷東を伐つ。

憲聖なる成王、左右せられて剛鯀を綬げ𠾱め、用て肇て周邦を𢼄めたり。

淵哲なる康王、家ひて億疆（紹）を尹す。

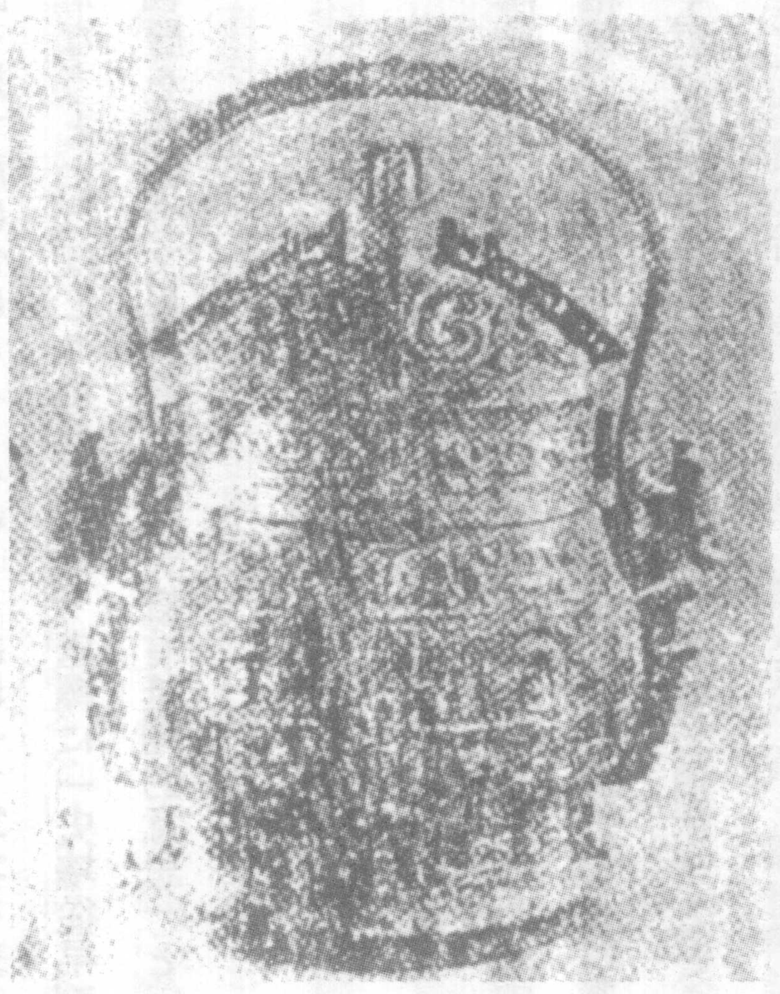
宖魯なる邵王、廣く楚荊を能げ、これ南行を㝣きたり。

祇覭なる穆王、井帥し、䨣ねて天子を寧んず。天子𩖦しみて文武の長剌を𡡉ぐ。天子釁めて匄むこと無し。

上下を㝬（寒）祁し、逗慕（桓謨）を極め熙む。昊炤にして哭むこと亡く、上帝司燕（祀宴）せら

（大いに）天子の綰命を保受し、厚福豐年にして、方蠻も𠩁見せざるもの亡し。

靜幽なる高祖、微の靈處に在り。武王に雩て、旣に殷を𢦏つ。微史の剌祖、廼ち來りて武王に見ゆ。武王則ち周公に命じ、寓を周に舍きて處ら卑む。𤔲恵なる乙祖、厥の辟を逑け匹け、遠く猷りて腹心子□となる。䜌明なる亞祖祖辛、子孫を㝳毓し、𦫻𤔲多𠭯にして、𪭢角して𤐫光あり。義しくそれ禋祀すべし。𤾉遲なる文考乙公、遽に據りて純を得、農穡を諫むることなく、戉𤔲をこれ辟す。孝畜なる史牆、夙夜墜さず、其れ日に蔑曆せらる。牆敢て取にせず。天子の丕顯なる休命に對揚して、用て寶障彝を作る。剌祖文考必らず窒（休）とし、牆に爾き𩵦（祭服）を受け、福懷㪤彔（茀祿）、黃耇彌生にして、厥の辟に龕事せしめむ。其れ萬年まで、永く寶用せよ。



商　卣

參考

扶風莊白一號西周坑は一九七六年一二月二五日、整地の際に發見され、その報告によつて考古隊による調査が行なわれたもので、白家村南百米の坡地上に南北一・九五、東西寬一・一〇、深一・一二米の長方形坑があり、その坑内に多數の銅器が埋藏されていた。翌年春さらに附近の調査によつて、坑南六〇米に石柱礎六個、柱礎間三米左右の平地があり、唐宋文化層の下に銅削や陶瓦片が散亂しており、西周期房屋のあとであることが確かめられた。器物は四隅に大銅壺を配し、上中下三層に整然と積み重ねられており、出土靑銅器一〇三件、鼎一・方鬲一・鬲一七・𣪘八・盨二・豆一・釜二・觥一・觚七・盤一・匕二・尊三・卣二・方彝一・斝一・壺四・貫耳壺一・罍一・爵一二・觶三・斗四・鐘二一・鈴七、うち銘文のあるもの七四、他に玉器や貝が出ている。器物間の隙間には灰を充塡していたようである。右のうち銘文の錄すべきものを、簡報の次第によつてあげておく。



商　尊

一、商器　　商尊と商卣とあり同銘。文様も同じく饕餮・虺龍を配した雙器である。尊の腹底、卣の器蓋にそれぞれ同文の銘がある。圖は尊銘、六行三〇字。

隹五月、辰才丁亥、帝司、賞庚姬貝卅朋、𢦏𢆶廿寽、商用乍文辟日丁寶障彝　[illegible]



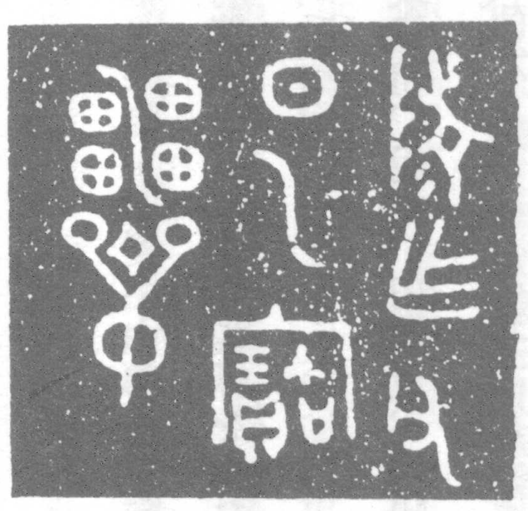
簡報に「商制作的器物二件、銘文內容相同、器物作風具有商末周初銅器的特徵、是這批銅器中時代最早的、當在西周初期」という。また簡報に銘文の帝司を帝后と釋するが、帝司はおそらく帝祠、上帝の祭祀をいうものであろう。庚姬は商に嫁した姬姓の女であるが、作器者の商は殷の國號をそのまま稱しており、殷室滅亡ののち陝西に遷された庶殷のうち、王族の後たるものと思われる。詩の大雅文王に「殷士膚敏　祼將于京」と歌われているものであろう。ゆえに姬姓の女を配し、帝祠のことに與かるのである。そのことによつて庚姬に貝卅朋を賞賜せられ、また絲廿寽を分與された。𢦏は必に從う字で必は柲の象形初文、おそらくその音を假借して逑遣の義に用いるのであろう。文辟日丁の辟は辟君の義であるが、作器者の父である。日丁は殷式の廟號、[illegible]は殷の王族出自の徽號である。周には祭天の傳統があつたらしく、𣶒尊には「隹珷王旣克大邑商、則廷告于天」とあり、大豐𣪘には天室における帝祀のことがしるされている。その禮には殷士祼將のことが行なわれたもので、作器者たる商は殷の國號を傳える殷室の後にしてその文考を文辟日丁と稱し、また[illegible]標識を用いる。[illegible]標識は、殷の王位繼承權をもつ王子の後にして親王家たる家柄を表示するものと考えられる。銘文は殷器の曠達なる字迹を存するが、辰在は西周の器にはじめてみえる紀日法であり、器の時期は成王期に屬すべきものであろう。

これ五月、辰は丁亥に在り。帝祠す。庚姬に貝卅朋を賞し、絲廿寽を𢦏らる。商、用て文辟日丁の寶障彝を作る。[illegible]

二、陵器　　陵方罍一器。通高三八厘、直頸圓肩、圈足の罍で、肩部四面に圓渦文を飾る。領内に「陵乍父日乙寶罍（單形圖象）」の銘がある。陵については、寶雞茹家莊出土㢸伯井姬器群文物・一九七六・四のうちに陵尊があり、「陵乍父乙旅彝」と銘する。出土の地も近く、父乙の廟號も同じで



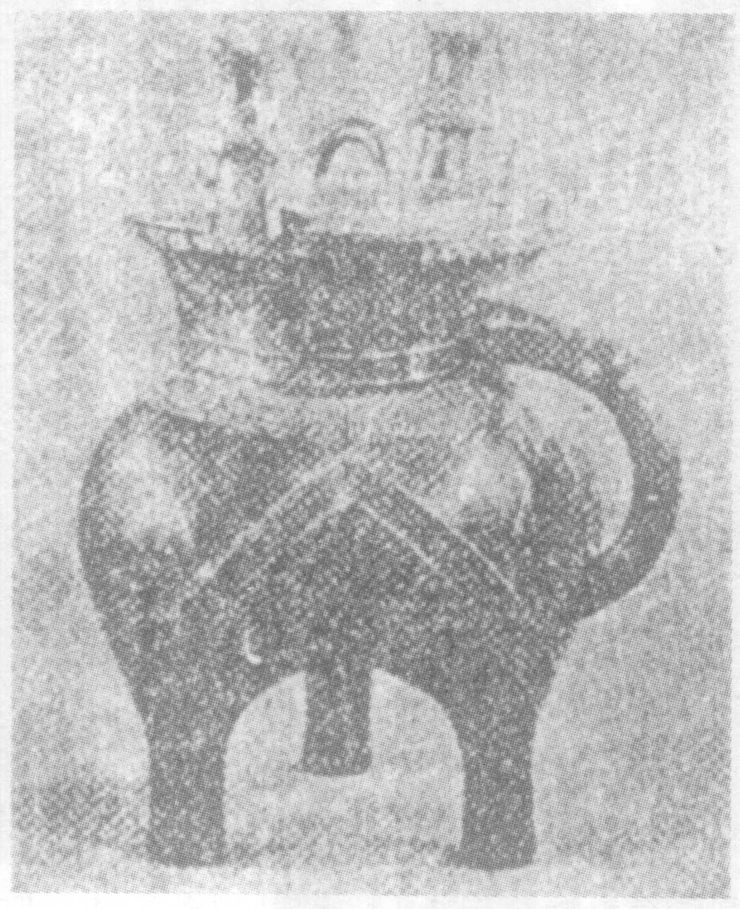
陵方罍

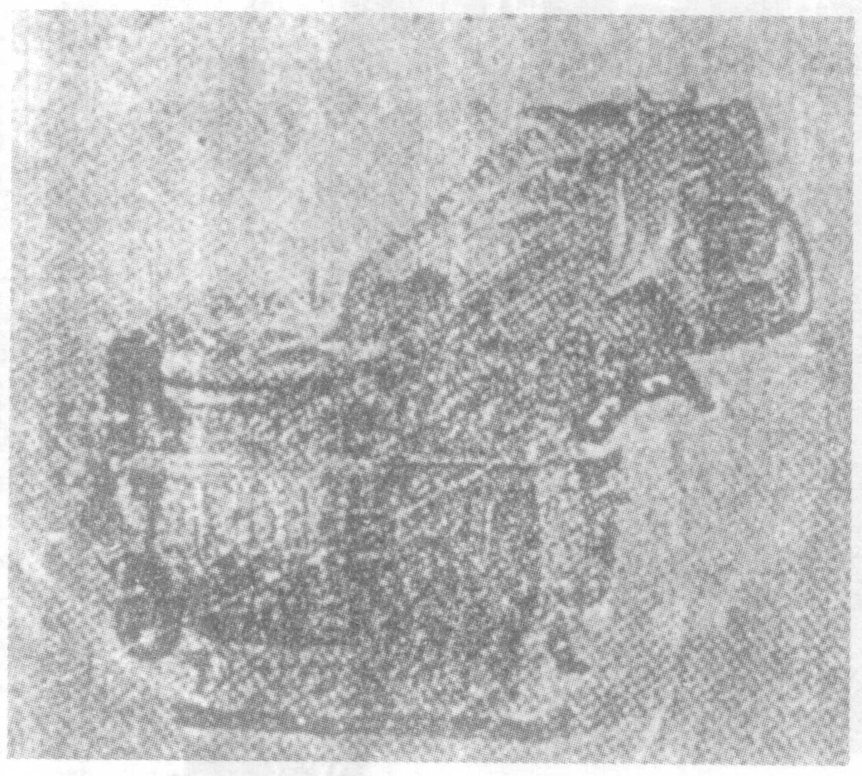


あるから一家の器であろう。陵𦉥の族は扶風の𤖆氏に屬し、寶雞の陵尊の族は彊伯に屬したらしく、寶雞器群のうちにはなお「陵姬乍寶𪔂」と銘する鬲一器があり、姬姓と通婚している。單形圖象は、他の陵器にはみえない。

三、折器　斝・觚・觥・尊・方彝各〻一器あり、斝には「折乍父乙寶隮彝（木羊册形圖象）」、觚に「旅父乙」、觥・尊・方彝器蓋二銘には同文四〇字の銘を付している。

佳五月、王才厈、戊子、令乍册折兄望土于相侯、易金、易臣、䫏王休、佳王十又九祀、用乍父乙隮、其永寶　（木羊兩册形圖象）

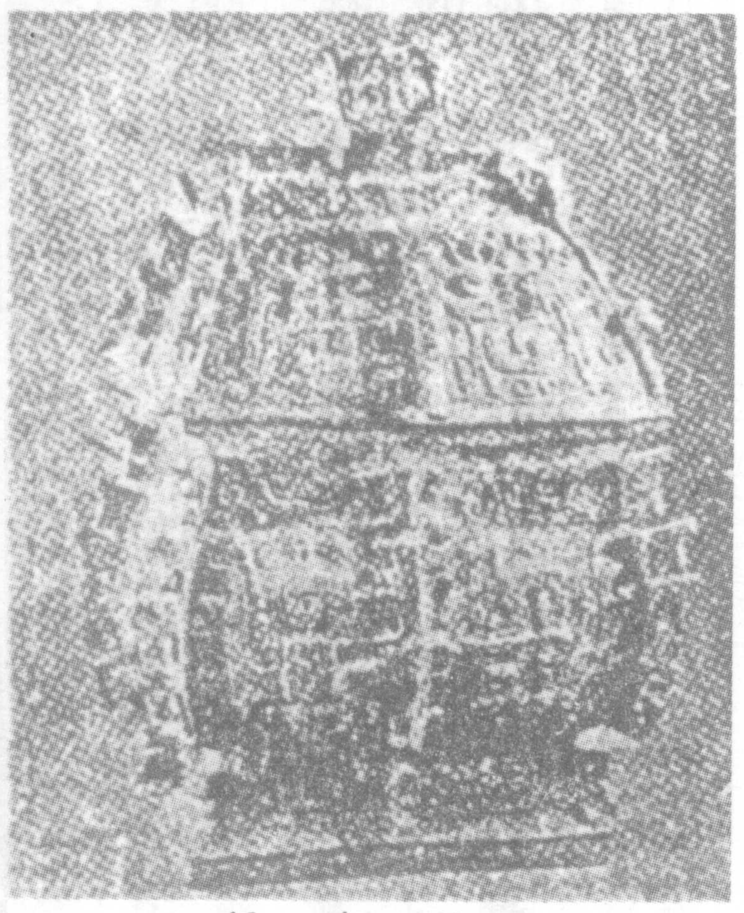

折　斝


折　觥

「王在厈」は睘尊・睘卣・趞尊・趞卣諸器にみえる。唐蘭はこれらの諸器を昭王期のものとするが、その器制銘文からみて成王期に屬すべく、この器も在厈諸器と同時期のものである。尊・方彝の形制は令彝・令尊と極めて似ており、令器もまた明保が周公の後を嗣襲することをしるしていて、成王期の器と考えられるものである。

在厈器の睘卣に「佳十又九年」とあり、本器の十九祀五月戊子が同年とすれば、趞卣の「佳十又三月辛卯」は、暦譜上その前年、十八年の年末閏月にあたる。兄は貺、望土は大保段の余土、匽𥎦器の畢土、中方鼎の褱土と同じよびかたで、みな周初の器である。望土の所在は明らかでない。相侯は相侯段窓齋・一二・九に「佳三月乙亥、相侯休……臣□易帛金」の文があるが器影なく、ただその


折　尊


折　方　彝

字迹は大豐段の類䎽に似ており、時期は本器より下るものであろう。易金・易臣は、相侯より賓禮として得たものであるが、もとより王の使命を奉じてのことであるから、王休に對揚する形式の辭を加える。周初の器には、たとえば睘卣「王姜令乍册睘、安夷伯、夷伯賓睘貝布、揚王姜休」のような例がある。銘末の


折　觥　銘

「佳十又九祀」を文中に挿入するが、その部分は「揚王休、用乍」というのが普通である。圖象はまた豐器・痶器にもみえ、みな同族であることが知られる。

文にいう。

これ五月、王、厈に在り。戊子、作册折に命じて望土を相侯に貺らしむ。金を賜ひ、臣を賜ふ。王の休に揚ふ。これ王の十又九祀、用て父乙の隮を作る。それ永く寶とせよ。（木羊兩册形圖象）

四、豐器　尊一・卣一・爵三あり、みな銘文がある。尊・卣は大鳳文を飾る雙器で、銘も同文である。圖は尊銘。五行三一字。


豐　尊


豐　卣

佳六月既生霸乙卯、王才成周、令豐㝃大矩、大矩易豐金貝、用乍父辛寶隮彝　（木羊兩册形圖象）

㝃は臣辰卣に「佳王大龠于宗周、㘶𩜁𦤎京年、在五月、既望辛酉、王命士上眔史寅、㝃于成周」とあつて成周で行なわれる儀禮である。成周は庶殷を遷したところであるから、この禮は周禮大宗伯にいう「殷見曰同」の殷同の禮であるらしく、作册䰧卣にも「佳明保殷成周」にみえる。これらの器は成王期のものと考えられるが、豐器は大鳳文を主文とするもので、昭王期に下るものであろう。大矩は他に未見。㝃禮は成周のように地名をいう例であるが、大矩は豐に賜與を行つており、あるいは成周庶殷中の特定氏族名であろう。

爵は二器に「豐乍父辛寶（木羊兩册形圖象）」、一器に「乍父辛（木羊兩册形圖象）」の銘がある。

五、牆器　標目器として掲げた史牆盤のほかに、牆爵二器があり同制、「牆乍父乙寶隣彝」と銘する。父乙は史牆盤にいう文考乙公であろう。

六、㾓器　微伯鬲七件、㾓段八件、㾓盨二件、微伯㾓豆一件、微㾓釜二件、微伯㾓匕二件、十三年㾓壺二件、三年㾓壺二件、㾓爵三件、㾓鐘一四件あり、莊伯一號坑器群の中心をなしている。標目器の史牆盤に「靜幽高祖、在微霝處」「微史剌祖、廼來見武王」とあつて、また微史の同宗である。

微伯鬲　七器、器制同じく平襠三實足、口沿上に「微白乍齍鬲」と銘する。

㾓段　八器、形制紋飾大小銘文みな同じく、兩耳珥あり、圏足方座の段。器蓋及び座に直文、器蓋口沿部に重環文を飾る。方座四面に六個の小方孔を穿つ。器蓋同銘、六行四四字、文にいう。

㾓曰、䫉皇且考、嗣威義、用辟先王、不敢弗帥用夙夕、王對㾓楙、易佩、乍且考段、其凞祀大神、大神妥多福、㾓萬年寶

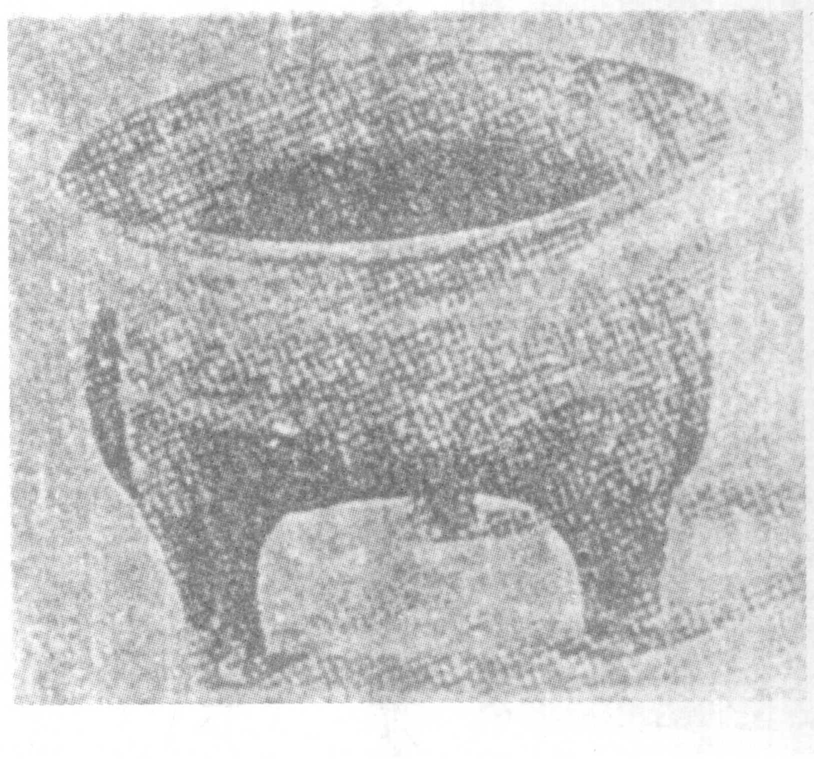




㾓　段



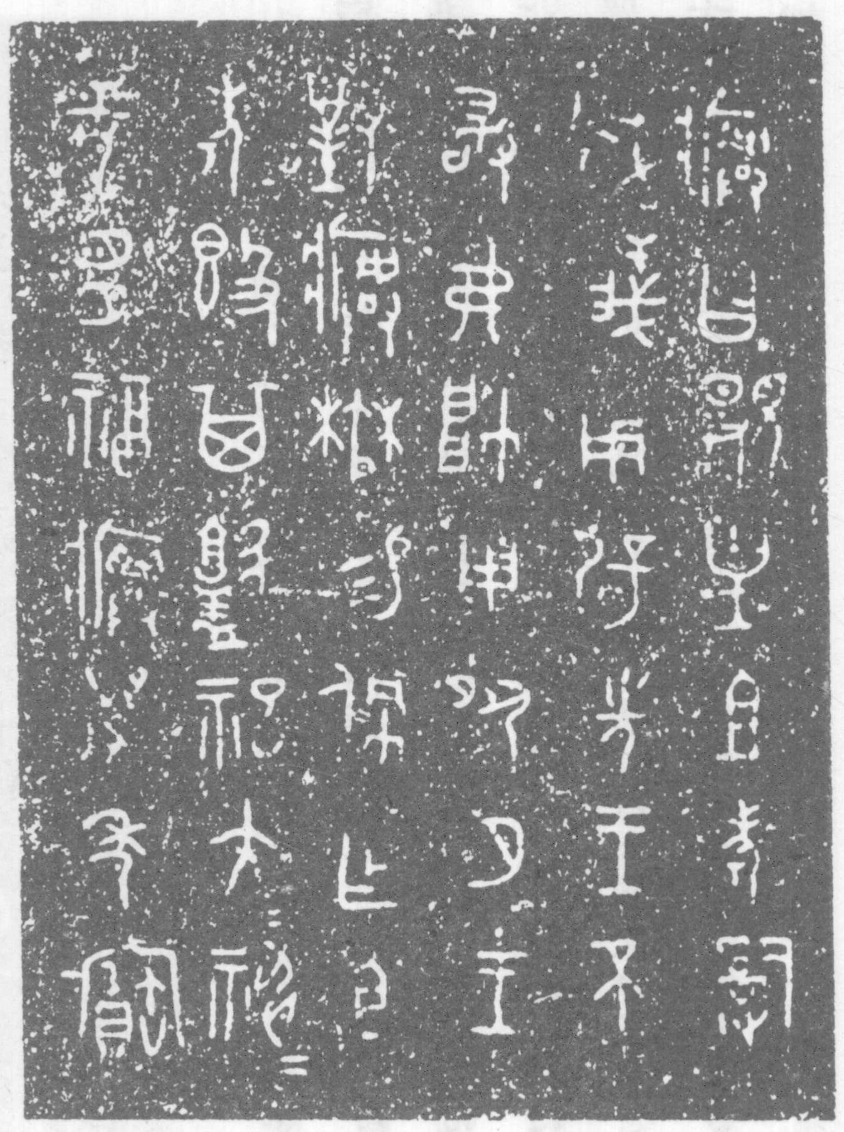
㾓　爵



微　伯　鬲



文は自述の形式をとる。䫉は麥尊「䫉孝于井侯」、大克鼎「䫉孝于神」、史頌段「天子䫉命」のように用い、史牆盤にも「甫䫉穆王」の語がある。嗣は司治の義であるが、ここでは威儀を修める意とすべきであろう。夙夕は祭祀用語であり、轉じて夙夕勤勞の意とする。楙は卯段「余懋爯先公官」の懋。凞は敦中の烹飪を以て薦める意象の字で、惇厚・敦盛の義であろう。



㾓曰く、䫉皇なる祖考、威儀を嗣め、用て先王に辟へたり。敢て帥用して夙夕せずんばあらず。王、㾓の懋めたるに對へて、佩を賜ふ。祖考の段を作る。それ大神を凞祀す。大神、多福を綏んぜんことを。㾓萬年まで寶とせむ。

文は段寶は幽韻、福も之韻で幽之合韻であろう。

㾓盨　二器同制、銘文も同じ。器腹に瓦文、口沿に鳥文を飾り、地に雷文を配する。器底に六行六〇字の銘文がある。

隹四年二月既生霸戊戌、王才周師彔宮、各大室卽立、嗣馬共右㾓、王乎史年、册易□褻虢市攸勒、敢對䚄天子休、用乍文考寶段、㾓其萬年、子孫其永寶（木羊兩册形圖象）

册命前文の形式は三年師兪段・三年師晨鼎・五年諫段と全く同じであるから、この器はその四年に入るべきものであるが、しかしこの三器を以て構成される曆譜にこの器の日辰は適合せず、甚だ不審とすべき問題を殘している。いま關係諸器の前文を列記する。

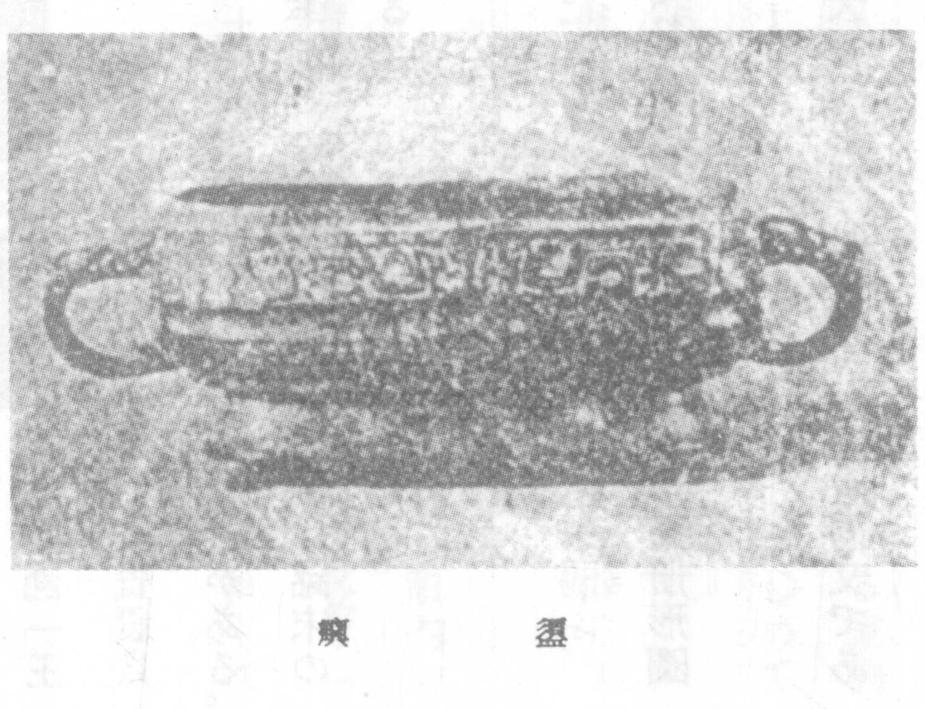
三年師兪段　隹三年三月初吉甲戌、王才周師彔宮、旦、王各大室卽位、嗣馬共右師兪入門、立中廷、王乎乍册內史、册命師兪

三年師晨鼎　隹三年三月初吉甲戌、王才周師彔宮、旦、王各大室卽位、嗣馬共右師晨入門、立中廷、王乎乍册尹、册命師晨

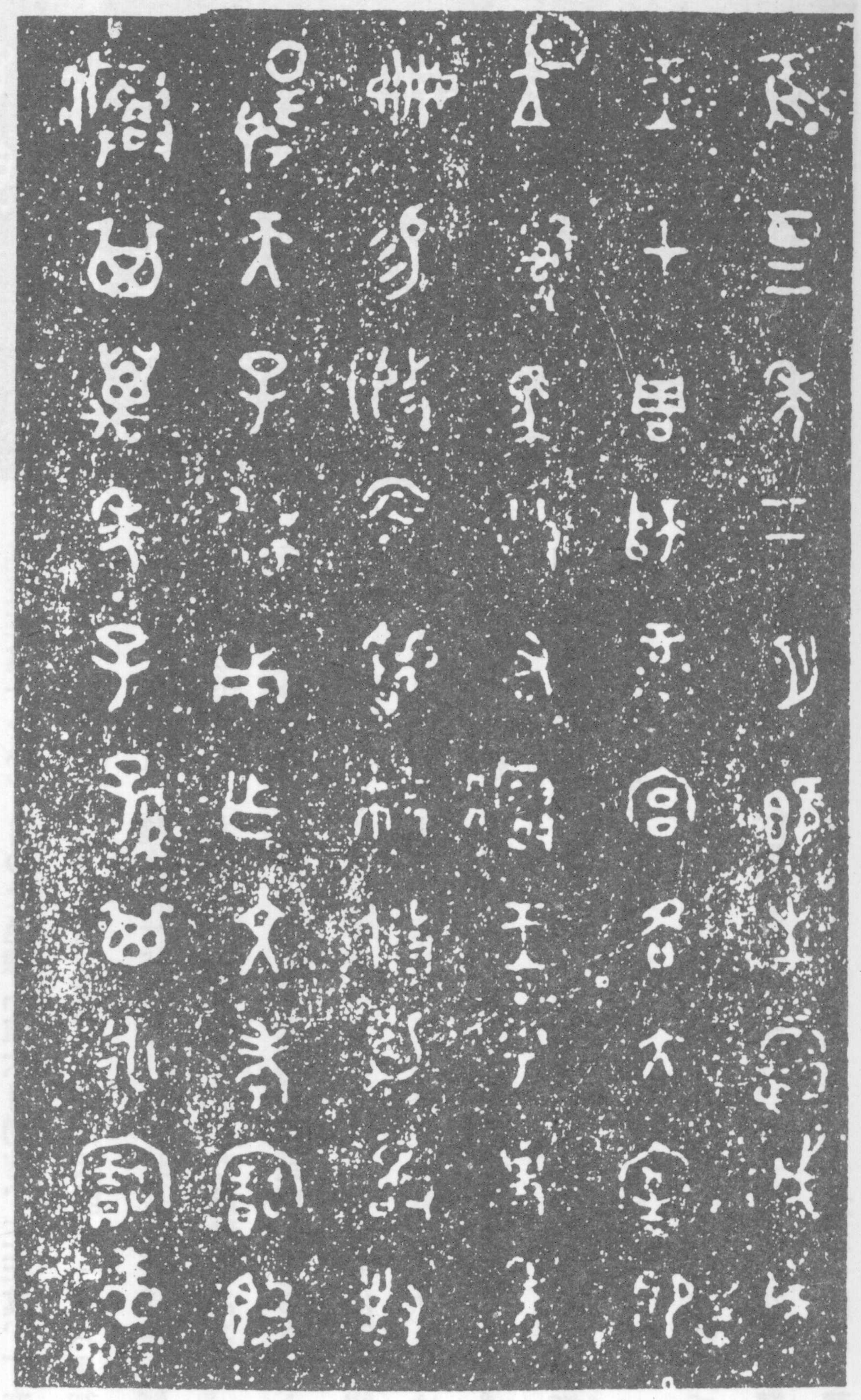
四年㾓盨　隹四年二月既生霸戊戌、王才周師彔宮、各大室卽位、嗣馬共右㾓、王乎史年册易

五年諫段　隹五年三月初吉庚寅、王才周師彔宮、王各大室、嗣馬共右諫、王乎內史年

五年諫段の內史年は光・先・克などとよまれている字であるが、㾓盨によると上部は禾穗の狀であることが認められ、それを參照すると內史年とよむべく、㾓盨の史年と同一人であろう。以上四器



㾓　盨



の器銘は册命廷禮の宮名・次第・右者などすべて同じであるから、當然一王の譜に屬すべく、譜において懿王期前九五〇～九三七年、その元旦朔は吳其昌の曆譜によつてその年次の干支數を求めると50 44 8 2 57・20 15 9 33 27・51 46 40 4である。三年師俞段・師晨鼎はともに元旦朔⑫であるから、懿譜三年⑧の初吉第五日に相當し、ただ五年諫段は28で、吳譜による五年元旦朔は㉗あるいは㊼である

から、十三年無㠱段㊴と同じく一日差である。すなわちこの三器はほぼ懿譜に適合し、かつ遊移することのない曆譜關係をもつものと考えてよい。

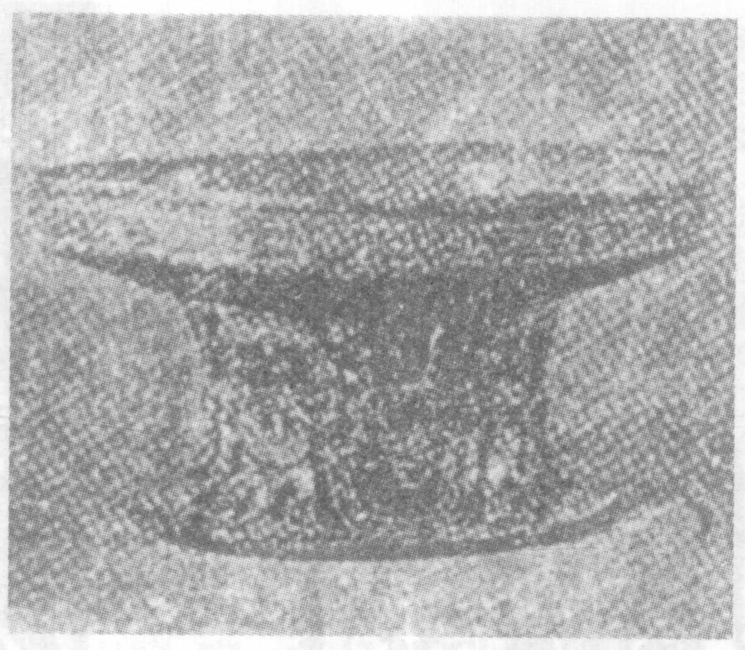
ところがこの四年痶盨の元旦朔は57であるから懿譜四年②には適合せず、この關係諸器の譜中に錄入しがたいものである。册命前文の形式において完全に一致する關係にあるものが譜入しがたいとすれば、それは盨銘にいう紀年日辰に誤があるとする外にはない。もしかりにその紀年を五年の誤とし、五年諫段との間に置閏を設けるときはその年の二月の譜に入り、既生霸の第一日となる。銘文の四年は橫畫四本で誤筆とはしがたいものであり、原銘にすでに誤があつたとしなければならない。懿王の譜には他に七年牧段・十二年大師虘段・十三年走段を屬しうるが、走段も著錄に十二年とされており、これには剔蝕の問題があるようである。痶盨のように明確に原銘の誤記とすべき例は從來知られなかつたものであるが、そこに新しい問題が提出されよう。すなわちこのような誤記は、册命賜與のときと作器の時期とが、必らずしも同時でなく、作器の時期が何らかの事情で遷延し、かなりの時日を經過しているという場合においてのみ、はじめて想定しうる誤記である。銘文中の賜與のうち、□袰は彔㦰段に「朱虢靳」、番生段に「朱𩏂𩊚靳」などと稱する類のものであろう。虢市は虎皮を以て制した市で禮服、攸勒は車馬具である。文にいう。

これ四年二月既生霸戊戌、王、周の師彔の宮に在り。大室に格りて位に卽く。𤔲馬㝅、痶を右く。王、史年を呼び、□袰（靳）・虢市・攸勒を册賜せしむ。敢て天子の休に對揚して、用て文考の寶段を作る。痶それ萬年、子孫永く寶とせよ。（木羊兩册形圖象）

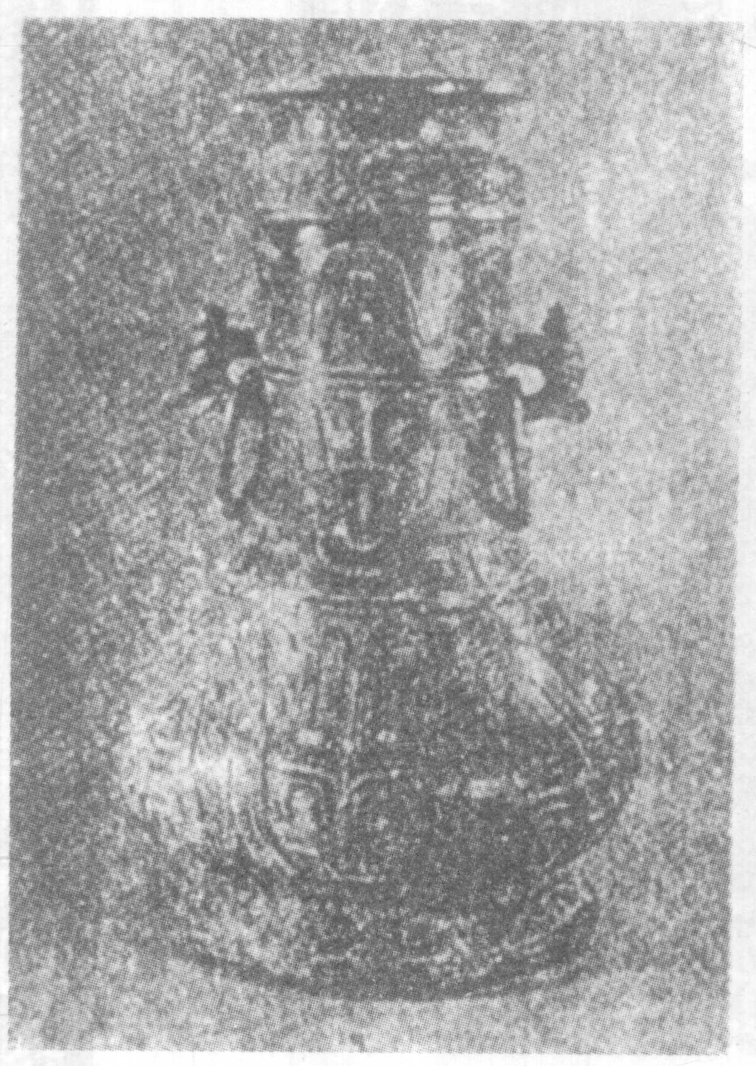
盨にして段と稱するものには盨段・旅段・寶段の例がある。

文有韻。休段寶は幽部。師彔宮・司馬㝅諸器の時期について、從來懿王・厲王兩說があり、簡報に懿王說を是とするが、その積極的論據を示していない。さきに述べたように、その關係諸器はすべて懿王曆譜のうちに錄入しうるものであり、ただ痶盨の紀年については原銘に誤のあることが考えられる。

微伯痶豆　盤口緣に重環文、把部に波狀文を鏤孔にした淺盤の豆。豆としては西周期に入りうる器制のものである。精華一五七に錄する竊曲文豆に類しており、通考二六九頁にその器を列國期とするが、いまこの器によつていえば、西周期にこの種の器制のあつたことが知られる。銘二行、「㪤白痶乍簠、其萬年永寶」という。豆の自名の器には豆・䜳豆のほか旅甫・䜳匿のようにいうものもあり、簠と同類とされていたのであろう。



微伯痶豆

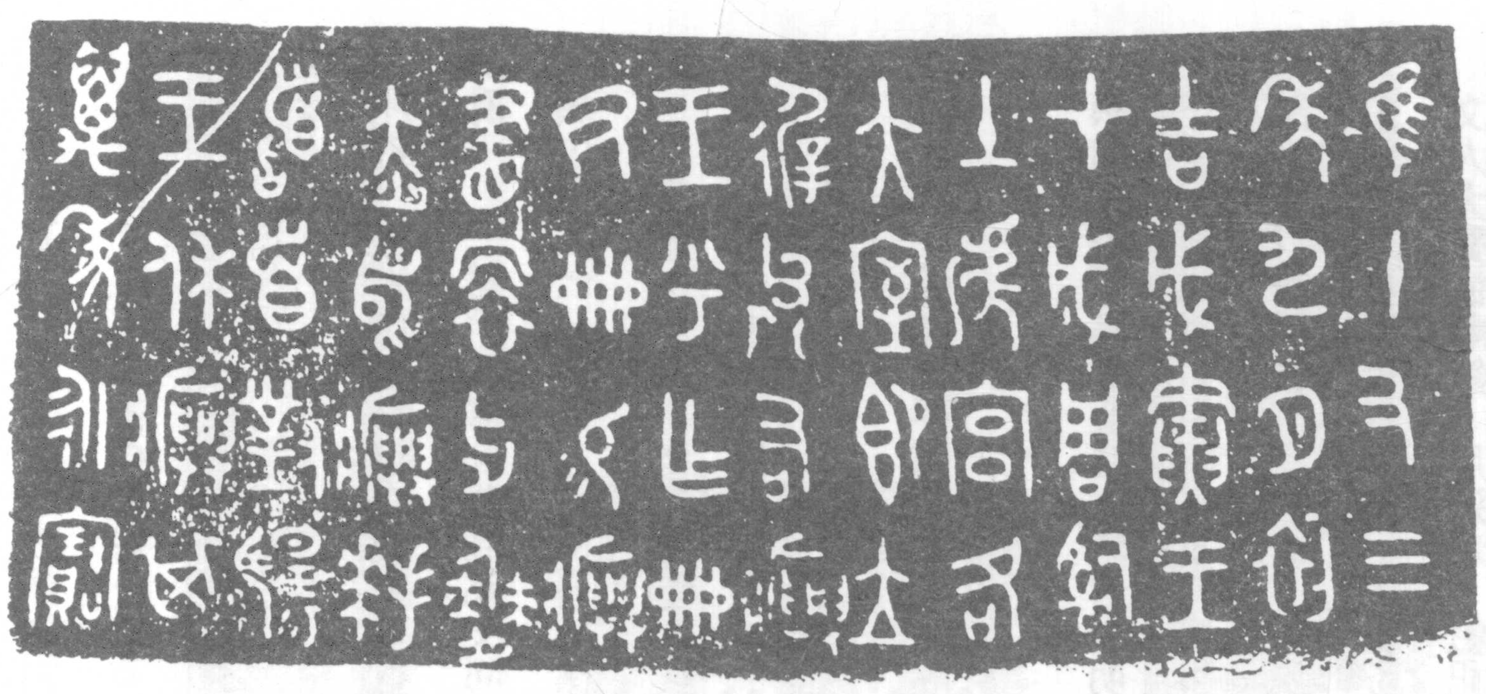


十三年痶壺

微伯釜　大口束腰、深腹下收、兩耳銜環の鉢型の釜である。「㪤痶乍寶」の四字を銘する。

微伯痶匕　二器同制。銘文も同じ。「㪤白痶乍匕」の五字を銘する。

十三年痶壺　二器。器制同じく通高五九・六、腹深四四、腹圍一〇八糎の大型の壺である。下腹外鼓、頸細長く、圈足有蓋、兩獸耳銜環、腹と蓋沿に重環文、蓋頂に蟠鳥文、圈足に環帶文を飾る。器蓋二銘、行款異なるも同文である。器一一行五六字、蓋一四行五六字。



隹十又三年九月初吉戊寅、王才成周𤔲土淲宮、各大室卽立、徲父右痶、王乎乍册尹、册易痶畫袰□爂赤舄、痶拜䭫首、對䚄王休、痶其萬年永寶

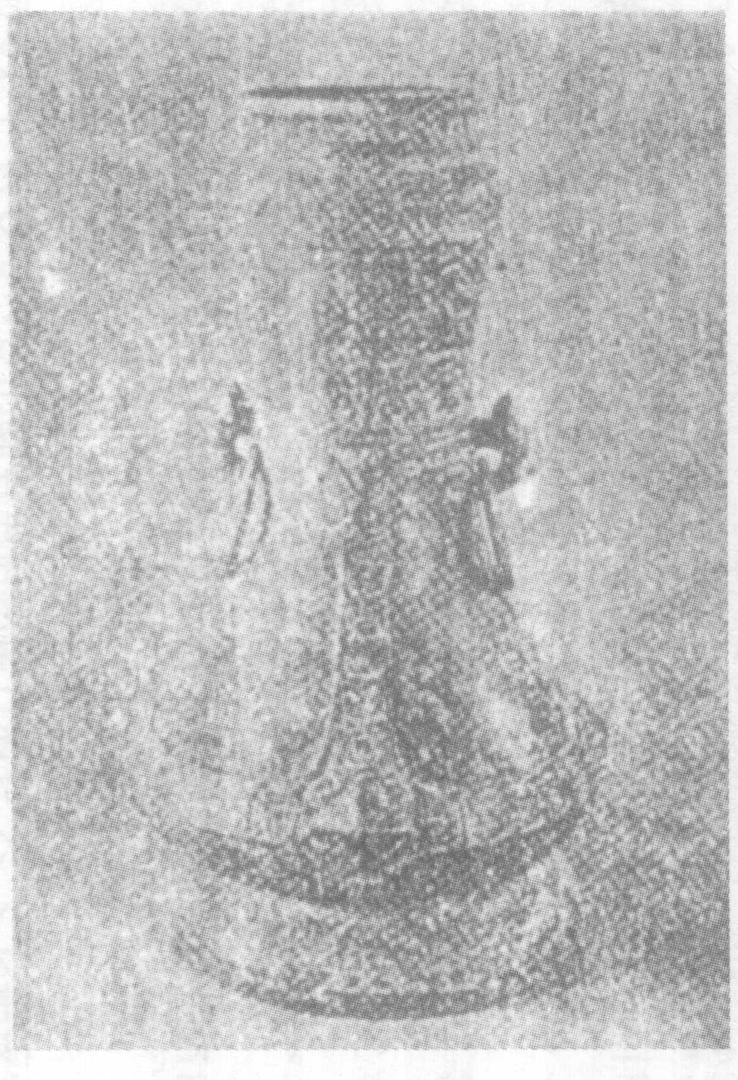
畫袰は彔伯㦰段「朱虢靳」などに類するものであろう。□爂

は未詳。燹は說文に「𫀣爲㽶夷」とみえ、呂覽恃君注に「燹人、燹讀如𦨶𦨶之𦨶」、また禮記王制「西方曰燹」の注に「燹之言僖」とあり、その𦨶を以ていえばあるいは魚箙の類をいうものであろう。番生𣪘・毛公鼎に魚箙を賜う例がみえる。首休寶は幽韻。文にいう。

これ十又三年九月初吉戊寅、王、成周の嗣土淲の宮に在り、大室に格りて位に卽く。徲父、𤼈を右く。王、作册尹を呼び、𤼈に畫𧚍・□燹・赤舃を册賜せしむ。𤼈拜して稽首し、王の休に對揚す。𤼈それ萬年まで、永く寶とせむ。

報告者はこの器を「這兩件壺與一九七五年岐山董家出土的仲南父壺形制相同、惟花文稍異、其時代應爲西周中期」とするが、紀年日辰の備わる器であり、斷代曆譜に錄すべきものである。その元旦朔は⑮、懿王十三年は⑩を求めうるので、その第六日に入りうる。𤼈盨は懿王五年、この壺は懿王十三年の器となるが、文字は𤼈盨のそれに比してはるかに篆意を加えたものである。

三年𤼈壺　二器。器制同じく通高六五・四、腹圍一二九糎、前記の壺よりなお大型である。通體に三層の波狀文を飾る。蓋銘同文、一二行六〇字である。



三年𤼈壺



る。

隹三年九月丁子、王才奠、鄕醴、乎虢叔召𤼈、易□俎、己丑、王才句陵、鄕逆酒、乎師壽召𤼈、易彘俎、拜䭫首、敢對𩵦天子休、用乍皇且文考隮壺、𤼈其萬年、永寶

「王在奠」をいうものに免觶「隹六月初吉、王在奠、丁亥、王各大室、井叔右免、王蔑免曆」、また大𣪘一「唯六月初吉丁子、王在奠、蔑大曆」があり、いずれも蔑曆儀禮に關するものである。本器の鄕醴もそのような儀禮であろう。免觶や大𣪘一は共王期の器で、本器も共懿期のものと考えられる。𤼈に對して二度呼召がなされ、その都度に賜饗賜酒のことがある。虢叔・師壽がその禮に與かっているのは、軍禮のゆえであろう。己丑は丁巳より三十二日後である。俎は牲體の骨あるものを俎上におく形である。句陵は所在未詳であるが陝西の鄭の附近であろう。文にいう。

これ三年九月丁巳、王、鄭に在り。饗醴す。虢叔をして𤼈を召さしめ、□俎を賜ふ。己丑、王、句陵に在り。饗して逆酒す。師壽をして𤼈を召さしめ、彘俎を賜ふ。拜

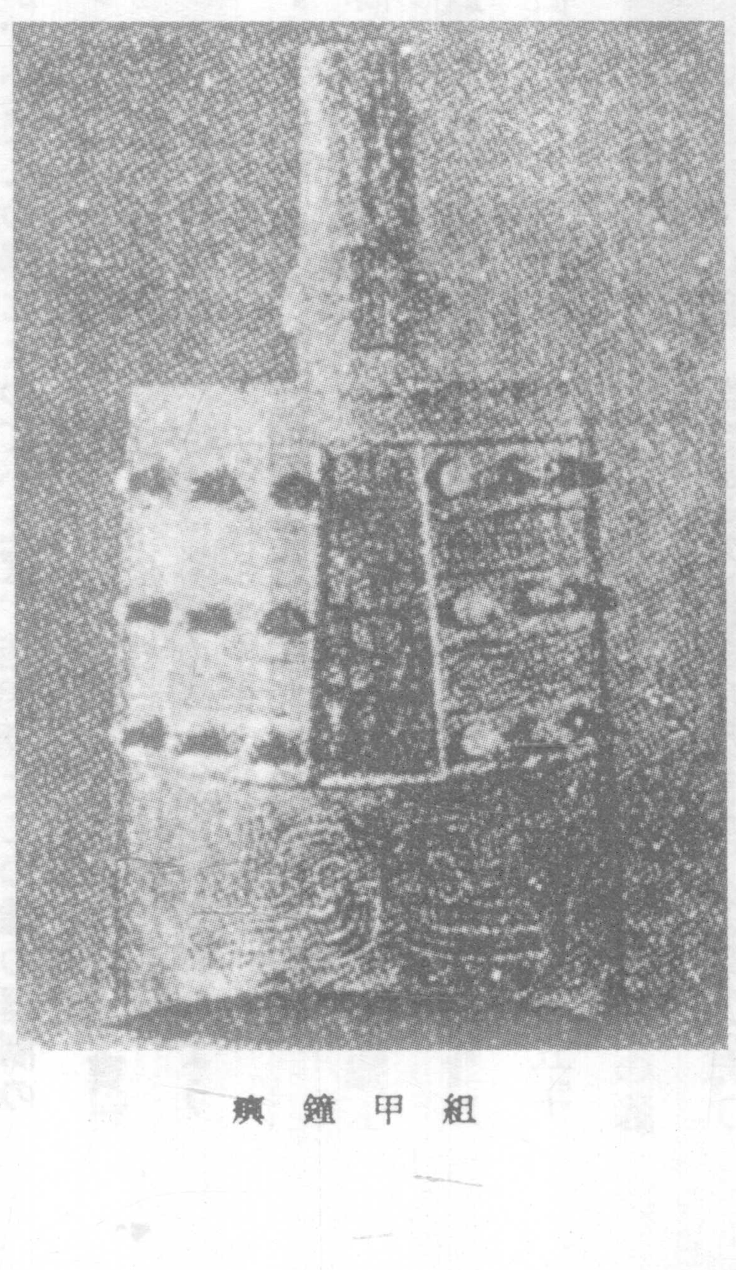
して稽首し、敢て天子の休に對揚して、用て皇祖文考の隮壺を作る。𤼈それ萬年ならむことを。永く寶とせよ。

文押韻、首休寶は幽韻の字である。

𤼈爵　三器。二器は器制銘文同じく「𤼈乍父丁」、また一器には「𤼈乍父丁、乍隮彝」の七字を錄する。

𤼈鐘　すべて一四件、五組。甲組四件、乙組三件、丙組二件、丁組四件、戊組一件、銘文は甲組四件の文みな同じく、各〻一〇四字である。

𤼈曰、不顯高且亞且文考、克明厥心、疋尹□厥威義、用辟先王、𤼈不敢弗帥且考、秉明德(以上鼓右)、䴡夙夕、左尹氏、皇王對𤼈身楙、易佩、敢乍文人大寶協龢鐘、用追孝、𩛥祀卲各、



𤼈鐘甲組



𤼈爵



樂大(以上鉦間)神、大神其陟降、嚴祜䊢、妥厚多福、其豐〻𥻆〻、受余屯魯、通彔永令、眉壽霝冬、𤼈其萬年、永寶日鼓(以上鼓左)

文は史牆盤後半の自述の部分と通ずるところがあり、盤銘には亞祖祖辛・文考乙公のことをいう。文考については「害屖文考乙公、遽趠𣥺屯、無諫農嗇、戉暦隹辟」とあり、この文も同じくその事績をいう。「𧻚祀大神」の語はまた瘐㲿にみえている。䰕は秦公㲿・鐘に「保䰕厥秦」とあり、保祐の義をもつ字であろう。豊〻・䙴〻は鐘聲の擬聲語である。文にいう。

瘐曰く、丕顯なる高祖亞祖文考、克く厥の心を明らかにし、尹□の威儀を疋け、用て先王に辟へたり。瘐敢て祖考に帥ひ、明德を秉り、夙夕を𤔲しみ、尹氏を左けずんばあらず。皇王、瘐の身の懋めたるに對へて、佩を賜ふ。敢て文人の大寶協龢鐘を作り、用て追孝し、𧻚祀卲格して、大神を樂しましむ。大神それ陟降し、嚴として祜䰕し、多福を綏厚ならしめむ。それ豊〻・䙴〻として、余に純魯を授け、通祿永命にして、眉壽霝終ならしめむ。瘐それ萬年まで、永く寶として日に鼓せむ。

文は考考・德夕・各䰕福褱魯は幽之、また之魚の合韻、𢛳鐘は陽東の合韻、令年は眞韻で、全文に多く韻を用いている。盤銘と對應するところのある銘辭である。

瘐鐘乙組　三鐘あり、鉦間に「瘐乍協鐘、萬年日鼓」の二行八字を銘している。

瘐組丙組　丙丁兩組同制、大小相次しており、丙組二鐘の鉦間に四行三三字、また四行三四字、二鐘連續して六七字の銘文をなしている。

曰古文王、初盭龢于政、上帝降懿德、大甹匍有四方、迨受萬邦、雩武王、既𢦏殷、散史剌（以上第一鐘鉦間）且、來見武王、武王則令周公、舍寓以五十頌處、今瘐夙夕虔敬、卹厥死事、肇乍龢𪔉鐘、用（以上第二鐘鉦間）

文は史牆盤の要約ともみられるものである。

瘐鐘丁組　四器、大小また相次し、その銘文も連讀、共に四二字である。

䵼妥厚多福、廣啓瘐身、勵于永（以上第一器）令、褱受余爾𩏁、福霝冬、瘐其萬（以上第二器）年羊角、義文神無彊、覭福（以上第三器）用□光瘐身、永余寶（以上第四器）

文は丙組と連讀。䵼は陸終の終。廣啓は士父鐘に「降余魯多福無疆、隹康右純魯、用廣啓士父身、勵于永命」とあって前後の文も似ており、叔向父禹㲿「降余多福緐釐、康啓禹身、勵于永命」、番





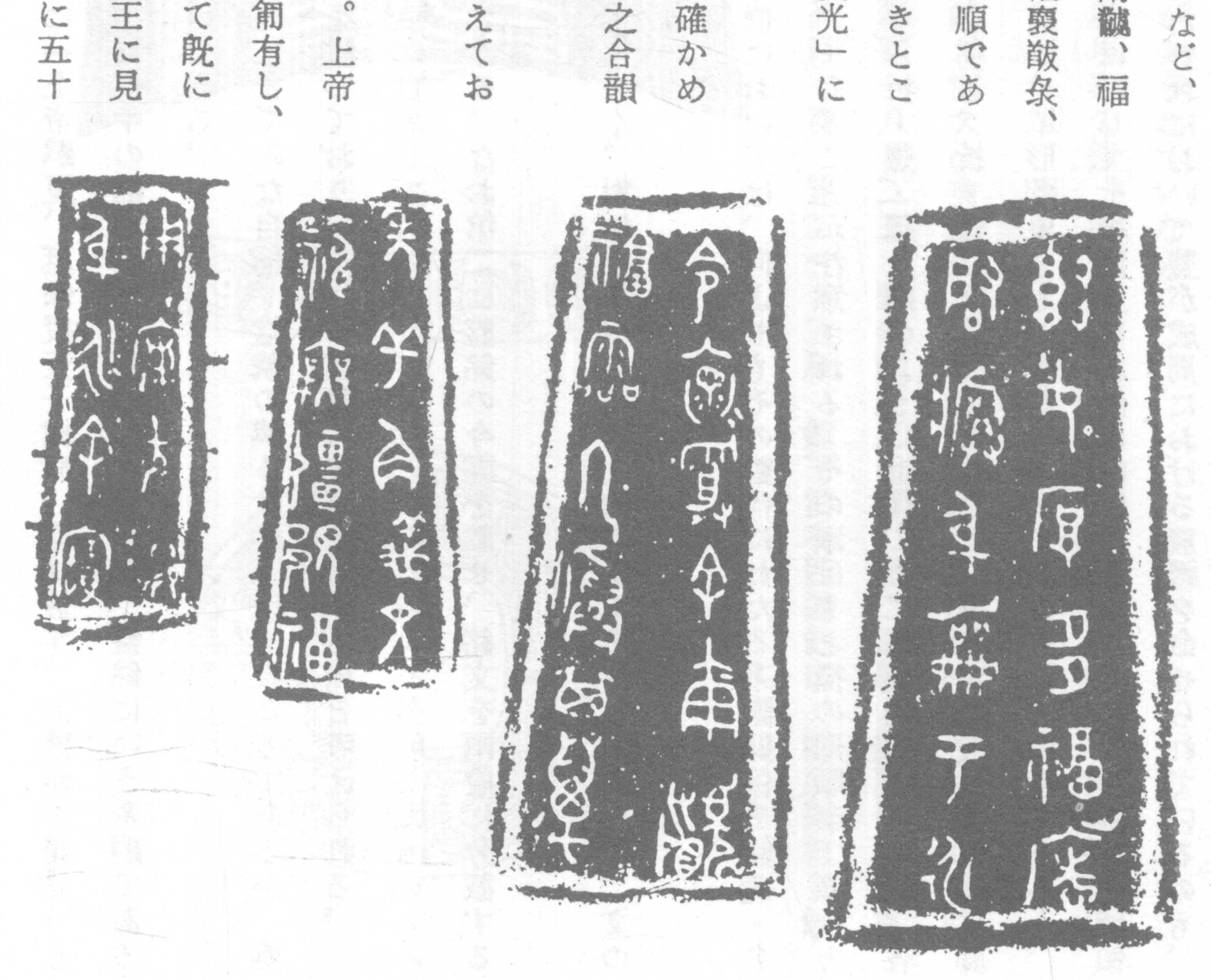
巻六　補遺篇　三八九～三九〇

生㲿「廣啓厥孫子于下、勵于大服」など、みな一時の文章である。「褱受余爾𩏁、福霝冬」は史牆盤には「受牆爾𩏁、福褱𩁹彔、黃耇彌生」とあってその方が文義は順であり、この文も「福褱霝冬」とあるべきところであろう。羊角は盤銘の「𪓔角㷭光」にあたる。

第三鐘と第四鐘の文の接續に、なお確かめがたいところがある。韻は東陽・魚之合韻の他に眞韻を用いている。

いま丙丁兩組の文を連讀して訓を加えておく。

古に曰ふ文王、初めて政に盭龢す。上帝懿德を降し、大いに甹けて四方を匍有し、萬邦を迨受せしめたり。武王に雩て既に殷を𢦏つ。微史の剌祖、來りて武王に見ゆ。武王則ち周公をして寓を舍ふに五十



巻六　補遺篇　三九一～三九二



頌の虔を以てす。

今𤼈夙夕虔敬し、厥の死司事を卹み、肇めて龢鑙鐘を作る。用て𩛥に多福を綏厚にし、𤼈の身を廣啓にし、永命に勵へしめむ。余に爾しき讎(禮服)を受け、福(褱)𩁹終ならしめむ。𤼈それ萬年羊角して、義しく文神無疆なるべし。覭福して……用て𤼈の身を□光にし、永く余寶とせむ。

𤼈鐘戊組　一器。鼓鉦三面に合わせて一〇三字を銘する。

𤼈趄々夙夕聖趦、追孝于高且辛公、文且乙公、皇考丁公龢鑙鐘、用卲各喜侃、樂(以上鼓右)前文人、用𥜽壽、匃永令綽綰、𢽳彔屯魯、弋皇且考高對爾剌、嚴才上、豐々㲋々、𩛥妥厚多福、廣啓𤼈身、勵于永(以上鉦間)令、褱受余爾讎福、𤼈其萬年、𪚺角𡚸光、義文神無疆、覭福用□光𤼈身、永余寶

全銘の器であろうが、首文に作の字を脱し、褱福の字は上下に分散している。

𤼈、趄々として聖趦踪に夙夕し、高祖辛公・文祖乙公・皇考丁公に追孝するの龢鑙鐘(を作る)。用て卲格喜侃し、前文人を樂しましめ、用て壽を𥜽り、永命綽綰、𢽳彔純魯を匃む。必らず皇祖考、爾しき剌に高對して、嚴として上に在り、豐々㲋々として、𩛥(終)に多福を綏厚し、𤼈の身を廣啓し、永命に勵へしめ、褱(福)して余に爾しき讎を受けむ。𤼈それ萬年、𪚺角𡚸光にして、義しく文神無疆なるべし。覭福して用て𤼈の身を□光にし、永く余寶とせむ。

韻は趦公公鐘は東、侃人綰は眞元、魯㲋は魚、福は之にして合韻、身令年は眞、光疆は陽。丙丁組と相似た押韻である。

七、伯先父器　伯先父鬲十件。器制銘文みな同じく、「白先父乍□隮鬲、其子々孫々、永寶用」と銘する。

以上の器群について、報告者は史牆盤にしるす系譜によって、高祖・剌祖・乙祖(乙公)・亞祖祖辛(辛公・作冊折)・豐(乙公)・史墻(丁公)・微伯𤼈という世系とし、折器四件・豐器五件・墻器三件・𤼈器四三件、すなわち四代にわたる器群とする。その時期については剌祖は武王に來見した人で武成期、史墻を共王期に比定している。

折・豐の諸器は木羊兩册形圖象を加えているが、微伯家はすでに文武の世に微の聖處にあつたものであるから、この圖象の示す職掌は殷のとき以來のものであり、西周期に入つてもその職掌を家の表示とし、またその關係を以て周に見事していたのであろう。𤼈の諸器中、𤼈盨は懿王五年、𤼈壺は懿王十三年と推定されることから、王家と微伯との世代的關係は高祖(文王)剌祖(武王)乙祖(成王)亞祖祖辛折(成康)豐(昭穆)史牆(穆共)𤼈(懿王)とすることができよう。このように王室と對應する世代關係を明らかにしうる例は、從來の資料にはほとんど求めがたいものであつた。唐蘭は盤銘の考釋にあたつてこの器群の重要意義について論じ、第一には微の家系、第二には銘文と古代史的事實の關係を問題としている。

第一。𤼈鐘戊組に高祖辛公・文祖乙公・皇考丁公とあつて、𤼈の家は辛公すなわち作册折を高祖としており、高祖辛公より新家を建てたもので、はじめて木羊兩册形圖象を用いている。折は昭王期、豐は穆王期、牆盤は共王期の標準器となしうる。𤼈組は四三器であるが他に遺佚の器もあり、またすでに宋刻の歷代鐘鼎彝器款識卷一〇に文王命癘鼎として錄するものがある。その文に

隹三年四月庚午、王才豐、王乎虢叔召𤼈、易鴝兩、拜𩒨用乍皇且文考盂鼎、𤼈萬年永寶用

とあり、三年𤼈壺の文と近い。同窖の伯先父鬲は西周後期のものであるから、窖藏の時期は西周崩潰の時のことであろう。

第二。盤銘にはじめて昭王の伐楚南征を說くも、穆王遠遊のことに及んでいない。周頌三十一篇中、前二四篇は頌歌であるが、閔予小子・訪落・敬之・小毖には感傷の語が多く、訪落の「率時昭考」の昭考は昭王、詩は穆王期のものである。作册折尊の「王才厈」は昭王十九年、王姜は昭王の后、作册夨令段は昭王伐楚、令尊の王姜隮宜もその際のものである。第一次南征は十六年、第二次は十九年、折尊の望土、中方鼎の褱土はみなその南征の際の賜與である。

微國は武王伐紂のとき參加した異族の一でその本地は未詳。文武のとき周に歸往するもの多く、微史もまた岐山の附近に采地をえて移されたものであろう。

五十頌の頌は通。司馬法に「井十爲通」とあり、方里にして井、五十頌は五百方里、一夫百畝の計算で四千五百人の農業奴隸をもつことになる。盤銘の「農牆越歷」とはそのような經營的農業を意味する。微史一家はそのような大奴隸主貴族發生期における新富の人で、穆王期銘文にはその例を見ず、共王期の曶鼎・㒼鼎・永盂及びこの盤銘に至つて顯著となる。微氏はその子𤼈に至つて伯と稱しており、詩の載芟に「侯主侯伯　侯亞侯旅　侯彊侯以」というのは、西周中期の新興奴隸主による農業經營の形態を反映するものである。

巫祝の地位は商代に最も重んぜられ、周初にはなお宗祝・太祝の職もあつたが、のちの周禮では司巫は中士にして太祝に屬する。墻盤に「上帝嗣夏、尪保授天子綰命、厚福豐年、方蠻無不揚見」という。上帝嗣夏は夏祝、尪保は巫保。器群中の商器の商は寏鼎にいう周寏、盤銘にいう帝嗣であろう。寏鼎は字迹からみて穆王期のものである。

銘文にみえる周の王號のうち、共王懿王までみな自稱。謚號の興るは孝王以後のことであるが、盤銘に周王や祖考名の上にみな修飾語を附しており、これが謚號の先蹤をなすものと考えられる。𤼈段に方座段と盨形のものがあり、豆に自名して𥂴という。𥂴はこのころ段より分岐したものとみられ、器制に流變を生じている時期である。なお第二に盤銘の今譯を載せ、銘文を兩段に分截する形式は大盂鼎に近しという。

裘釋には、その盤銘は有韻にして四字句多く、對句を多用して駢文的構成であるとするなど、文の形式について論じている。

以上の諸家が論ずるように、莊白器群においては、何よりもその數代にわたる系譜關係や姓氏・名號の世代關係を確かめうる稀有の資料であることが注意される。その家はもと微の聖職者で微史とよばれ、のち微伯と稱するが、そのうち折・豐・牆・𤼈のように世代ごとに名を異にするのは、各代の專名であろう。宗廟の號に干名を稱し、折・豐に圖象を用いるなど、明らかに殷系文化圏に屬する邦族であり、𠦪形圖象をもつ商器、單形圖象をもつ陵器が同出するのもそのゆえであろう。折觥の文は、王が厈にあるとき作册折に命じてその望土を相侯に轉賜せしめたもので、固有の所領の一部をいわば沒收されている。また豐尊において豐が成周における殷禮を命ぜられているのも、

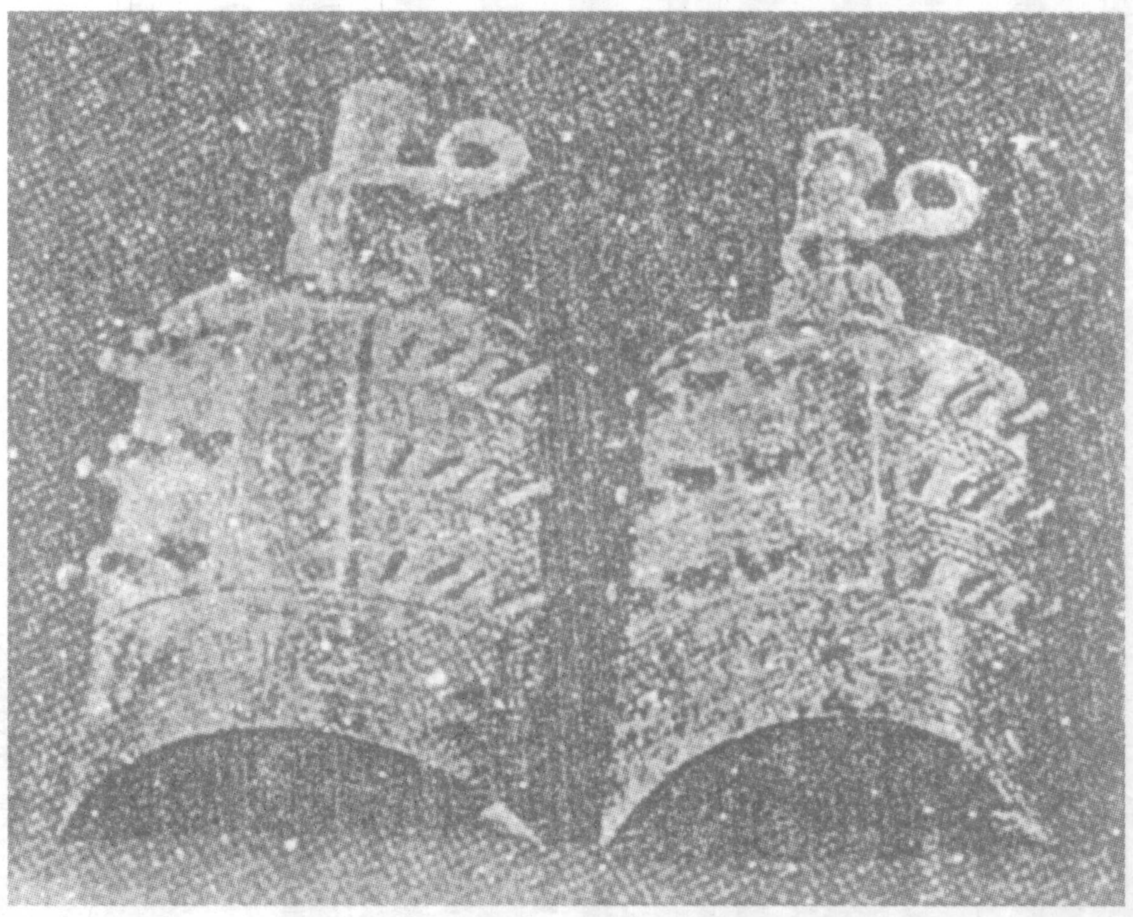
庶殷に對する儀禮で、かれらは明らかに歸化族であつた。その族は牆のとき大いに富强を加え、盤銘には王家の歷代に對して自家の系譜を對應させている。さらに懿王期の𤼈に至つては豪富を極めるに至つたらしく、作器の數も甚だ多く、鐘銘も各組ごとに文を異にし、文辭また瑰奇にして西周鐘銘中にこれに匹敵するものをみない。世代關係の上から數代にわたる器の分期が可能であること、斷代曆譜において新たに懿王期紀年銘を加えたことなども注目すべき收穫であるが、ただ四年𤼈盨が他の關聯器の曆譜と一致せず、四年盨は五年の誤記と推測されること、鐘銘において、盤銘にみえる福褭の語が丁戊兩組において離析して文義の通貫をえがたいことなど、誤記や文脈の亂れのあることがまた新たな問題點である。祖辛を高祖とする本支分宗のことから宗法制の問題も考えられるが、本文の關係になお確かめがたいことも殘されている。𤼈鐘丙組にいう五十頌がどの程度の規模であるのか明らかでないが、これによつて唐蘭のようにただちに奴隸制の問題を論ずるのは適當としがたい。微史家に關する記述からいえば、この有力な歸化族は、主として祭祀や軍禮に關與しており、かれら自身はむしろ鞏固な氏族制的秩序を維持していたものと考えられる。

補一六、秦公鐘

器　名　秦武公鐘 文物

時　代　秦武公 文物

出　土　「一九七八年一月下旬、寶雞縣楊家溝公社太公廟大隊社員、在村中取土時、于一個窖穴內發現了八件銅器、計有鐘五件、鎛三件、均保存完好、窖穴距地表深三米、五件銅鐘在窖內呈一字形排列、三件銅鎛圍繞銅鐘作半圓狀、坑內尙有炭灰及少量獸骨、在太公廟村進行調査時、還發現附近斷崖上暴露有不少灰坑和燒土層、地表上散布有春秋時期的陶片、應是一個春秋時期的遺址所在」文物　この器と關係ある秦公𣪘は甘肅秦州の出土と傳えられており、ま

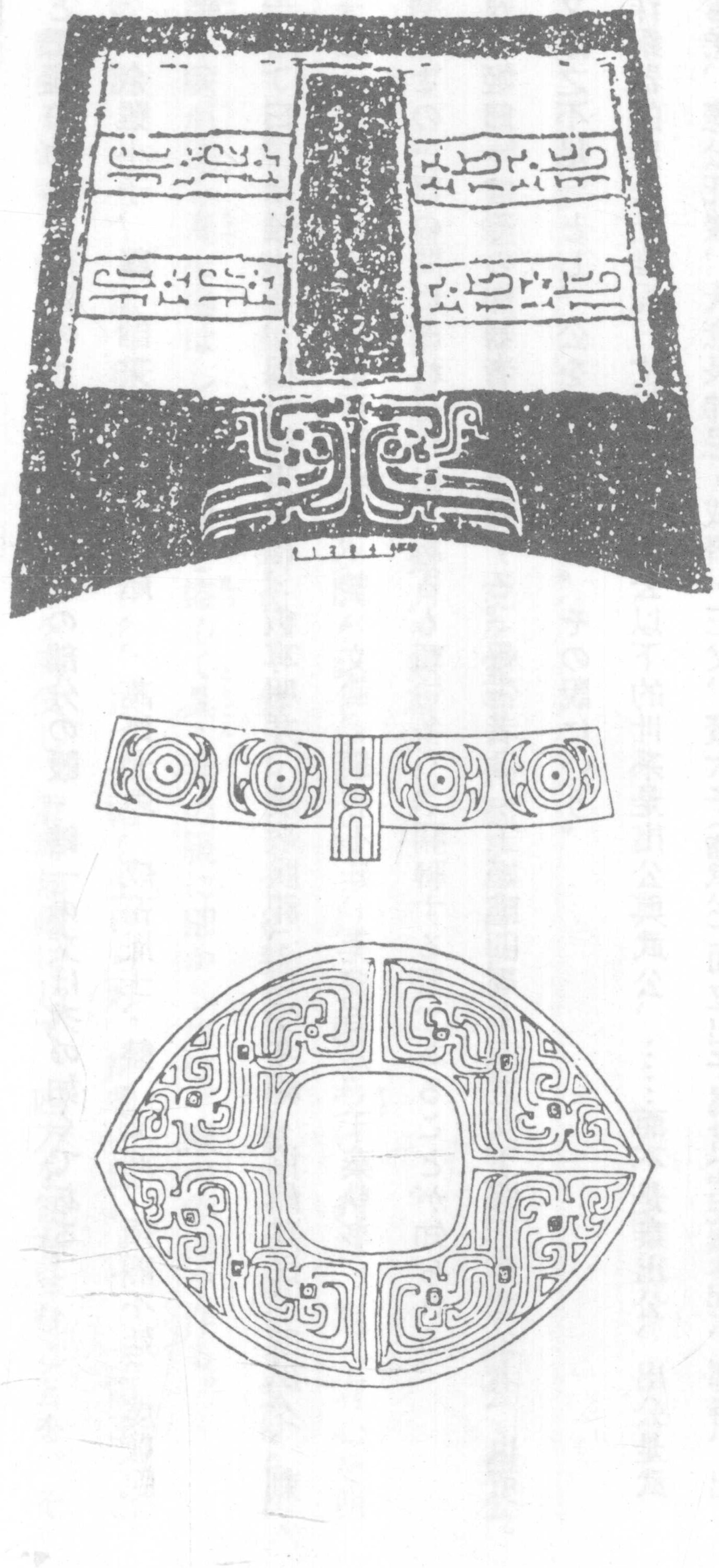


秦公編鐘二器

たいわゆる秦公鎛はその出土地が知られていない。

著錄考釋　「陝西寶雞縣太公廟村發現秦公鐘、秦公鎛」 寶雞市博物館、盧連成　寶雞縣文化館、楊滿倉文物・一九七八・一一

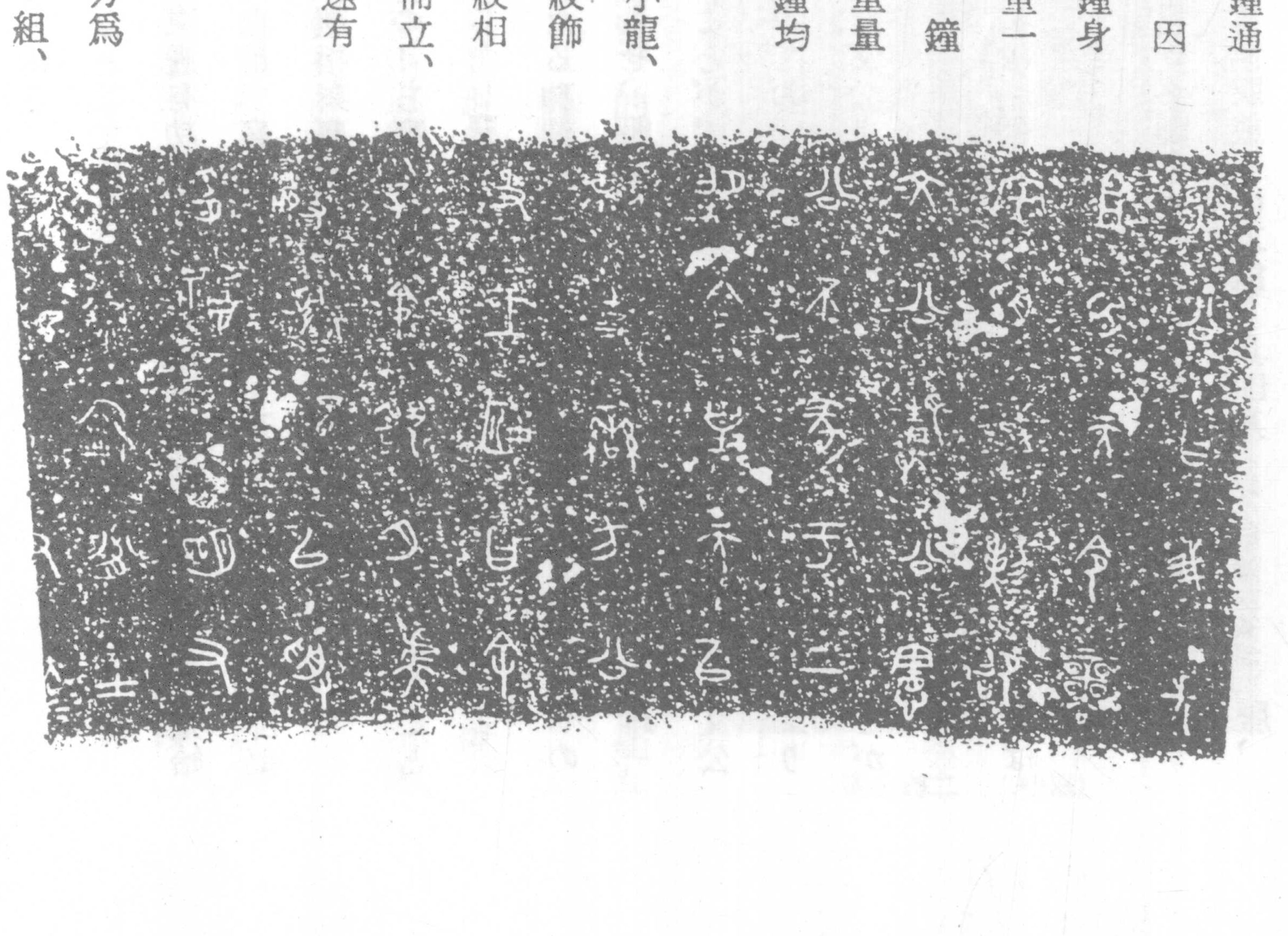
器　制　「五件編鐘的形制是一致的、惟大小有所差別、甲鐘通高四八、甬高一七、幹徑八・四、幹帶寬三・六、旋寬一・九、舞寬一八×二二、兩銑間距二七糎、重二四瓩、鐘內側兩面有六道溝槽、每面三道、乙鐘通高四七糎、重二一・五瓩、鐘下沿有四道缺口、兩面對稱、缺



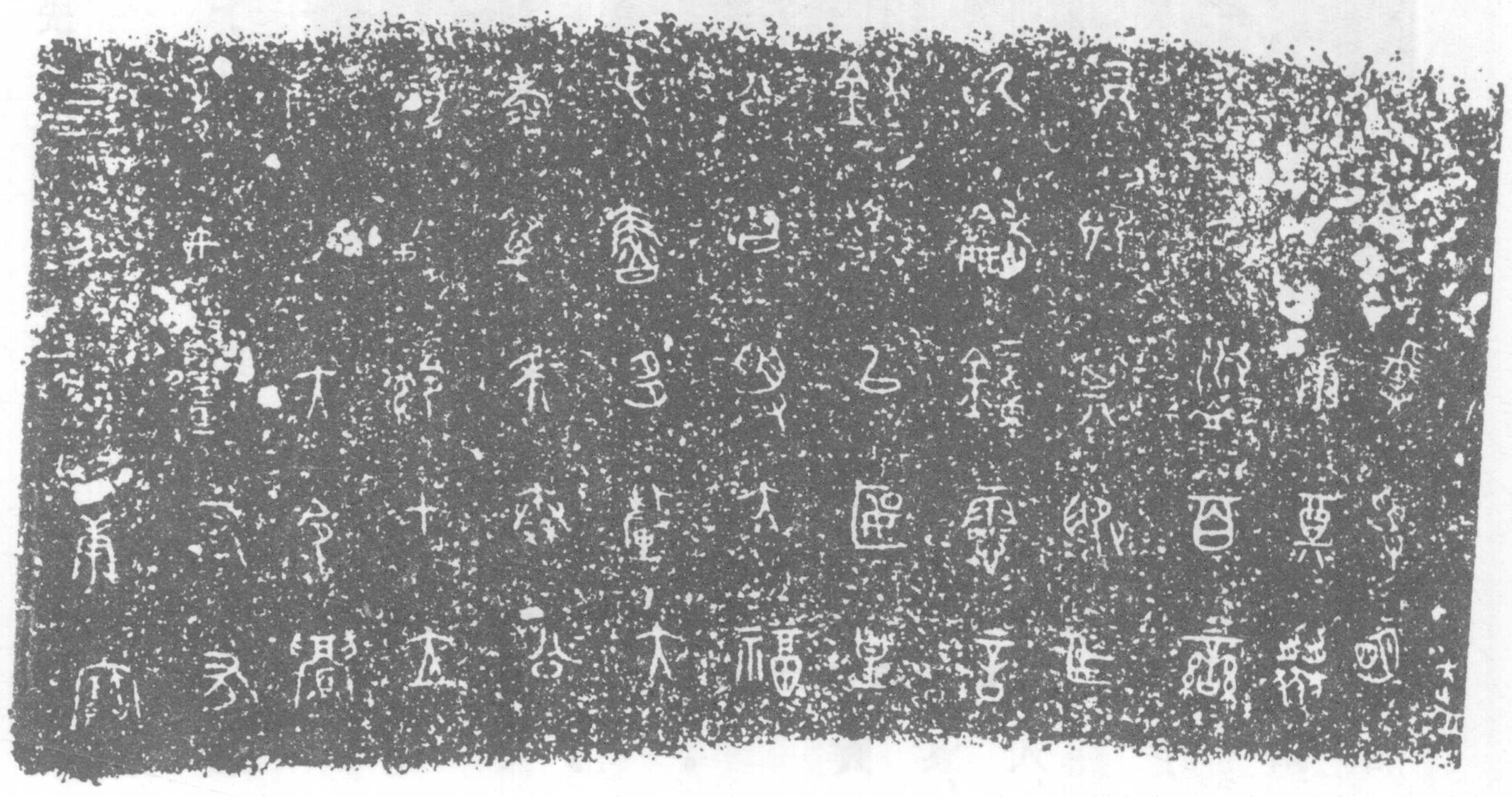
口未伸及鐘身內側、與甲鐘的溝槽不同、丙鐘通高四五・七糎、重二四瓩、丙鐘較甲鐘略小、因鐘身壁部較厚、故重量相同、丙鐘鉦部不在鐘身正中、而向右偏斜、丁鐘通高三八・五糎、重一六・二五瓩、戊鐘通高二七・六糎、重六瓩、鐘內側也有六道溝槽、每面三道、丁戊兩鐘間重量頓減、是一個値得注意的現象、甲乙丙丁四鐘均有鐘鈎、戊鐘鐘鈎缺失」

「五件銅鐘的花紋是一致的、甬上端飾四條小龍、幹帶上有四組變形雷紋、旋飾重環紋、舞部紋飾可分爲四個區段、每一區段內有三條變體夔紋相繞、……甲乙兩鐘的鼓部飾兩只鳳鳥、相向而立、丙丁戊三鐘的鼓部、除兩只鳳鳥以外、右側還有一鳥、是其特點」文物

銘　文　「五件銅鐘均有銘文、按其連讀關係、可分爲兩組、其中甲乙兩鐘銘文合成一篇文章、應爲一組、



丙丁戊三鐘銘文連讀、應別爲一組、全篇銘文共一百三十五字、其中重文四、合文一」「丙丁戊三鐘的銘文內容、與甲乙兩鐘完全相同、只是行款有所不同、銘文起自丙鐘秦公曰、至戊鐘大壽萬年、秦而止、與甲乙兩鐘銘文對照、應缺公𠭯龢才立……𠭯康寶一段、即尙應缺一鐘、由此知後一組應爲四件」「八器銘文皆范鑄、剔剔時發現個別字尙存有范土、范土極堅硬、呈黃白色」鐘・鎛の銘文はそのような剔抉の困難さもあつて、圖版では確かめがたいところがある。下圖は一號鎛銘。



秦公曰、我先且受天令、商宅受或、剌〻卲文公・靜公・憲公、不家于上、卲合皇天、目虩事緣方

文首にまず祖業を讚頌する。文は秦公𣪘及び宋刻秦公鐘の銘文と極めて近く、字迹もまた甚だ類似しており、この器との關聯が注意される。宋刻の器は從來秦公鐘の名でよばれているものであるが、その繪圖としては明らかに鎛の器制が示されており、またその銘文の行款は鎛の鼓面に施した形式のものであるから、新出の鐘鎛と區別するため、宋刻の器を秦公鎛一とし、新出の鎛を秦公鎛二と稱することにする。文首の部分を秦公𣪘及び秦公鎛一と比較するため、その文を引いておく。

𣪘　秦公曰、不顯朕皇且、受天命、鼏宅禹賚、十又二公、才帝之坏、嚴龔夤天命、保𤔲厥秦、虩事緣夏

鎛一　秦公曰、不顯朕皇且、受天命、竈又下國、十又二公、不家才上、嚴龔夤天命、保𤔲厥秦、虩事緣夏

鎛一は宋刻に載せるもので、大系に「不家才上」を「不家才下」と釋するが、おそらく本器の銘のように「不家于上」とあつたものであろう。それならば公東と上方陽の三句押韻となる。神靈の在るところとしては上がふさわしい。𣪘・鎛一の「不顯朕皇且」を本器では「我先且」のように簡略なよびかたをしている。また𣪘・鎛一の「鼏宅禹賚」「竈有下國」を、本器は「商宅受或」に作る。商は賞。𣪘・鎛一はついで「十又二公」とその列世の數をいうが、本器では「卲文公・靜公・憲公」の三代の名をあげている。

秦の世系は襄公よりのちの所傳に、秦本紀と始皇本紀末の秦紀との間にも

秦本紀　文公　竫公未立卒　寧公　出子　武公出子兄

秦　紀　文公　靜公不享國而死　憲公　出公　武公出公兄

のように名義に異同があり、また漢書古今人表には「文公—憲公」という世次となつているが、この銘文によると始皇紀秦紀の世系の正しいことが知られる。

報告者は、文首の「秦先祖」を、文公の父である襄公としていう。

文獻記載、周幽王被犬戎殺死後、秦襄公護送平王東遷有功、平王乃賜以岐以西之地、襄公于是始國、與諸侯通使聘享之禮史記秦本紀、皇甫謐帝王世紀也說、襄公始受豐之地、列爲諸侯、……應即銘文中所說的賞宅受國、因此、我們論爲這裏的先祖應指秦襄公、襄公爲文公之父

𣪘・鎛一にいう十又二公については諸說があり、そのうち襄公より數える說が最も有力であることは、すでに秦公𣪘三十四輯・一九九の條に述べたが、しかし襄公より數えて十二公に當る景公前五七六～五三七在位の時代には、𣪘・鎛一にいうような赫〻たる功業がなく、次の哀公前五三六～五〇一在位のときには、晉楚の衰亂に乘じて楚を救うて吳師を奔らせ、𣪘にいう「虩事緣夏」「鎭靜不廷」、鎛一にいう「柔燮百邦、于秦執事」にあたる事實をみることができるので、その銘釋においては、文公より數えて十二世、哀公の時の作器とする私說を試みておいた。いまこの器銘において、文公より名を稱しているのは、𣪘・鎛一における十二公もまた文公より數えていることの一證とすることができよう。

𣪘・鎛一には「保𤔲厥秦、虩事緣夏」といい、本器には「卲合皇天、以虩事緣方」という。文意は同じ。

公及（以上甲鐘鉦部）王姬曰、余小子、余夙夕虔敬朕祀、目受多福、克明又心、盭（以上甲鐘左鼓）龢胤士、咸畜左右、藹〻允義、翼受（以上甲鐘頂篆部）德明、目康奠協朕或、盜百緣、具即其（以上甲鐘左篆部）服、乍厥龢鐘

秦公と王姬の功業と作器のことをいう。この部分の𣪘・鎛一の文は次の如くである。

𣪘　余雖小子、穆〻帥秉明德、剌〻趄〻、萬民是敕、咸畜胤士、盭〻文武、鎭靜不廷、虔敬朕祀

鎛一　曰、余雖小子、穆〻帥秉明德、叡專明井、虔敬朕祀、以受多福、協龢萬民、唬夙夕、剌〻趄〻、萬姓是敕、咸畜百辟胤士、盭〻文武、鎭靜不廷、柔燮百邦、于秦執事

その文はこの三器の間にそれぞれ出入あるも類句多く、關聯する器であることが知られる。

「公及王姬曰」はその作器者の語を錄する。報告者は「王姬應即周王室之女下嫁于秦武公者、也可以補文獻之不足」とし、公を武公とする。その說にいう。

制作銅器的秦公是誰呢、文獻記載、憲公以下的世系是出公與武公、……而不是秦出公、出公是武公少弟、憲公死後、大庶長弗忌・威齊・三父、廢太子（指武公）而立出子爲君（史記秦本紀）、那時、出子才五歲、六年以後、出子被三父等人殺死、死時才十一歲、銅器銘文中記載、這個秦公盜（應爲討字）百緣、具即其服、是立有不少武功的、因此、這個秦公不能是出子、文獻記載、武公元年伐彭戲氏、十年伐邽戎冀戎、十一年吞并了杜鄭、還滅了小虢、是立了不少戰功的、這與銘文記載的相合、因此、我們說銘文中的秦公、應指秦武公、這八件鐘鎛應分別定名爲秦武公鐘・秦武公鎛

武公は在位二十年前六九七～六七八、春秋の初年に屬するが、秦公𣪘・鎛一に文公より數えて十又二公とする哀公（前五三六～五〇一）の時期と相距ること殆んど百五十年である。この器銘はその文辭に

おいても字迹においても、𣪘・鎛一と極めて近く、この三者が同時期に屬すべきものであることは、殆んど疑を容れないところである。

報告者はその武公說を證するのに、またその出土地の問題にふれていう。

文獻記載憲公、武公居平陽、至德公時遷雍史記秦本紀・正義、帝王世紀云、秦寧公都平陽、按岐山縣有陽平鄕、鄕內有平陽聚、括地志云、平陽故城在岐州岐山縣西四十六里、秦寧公徙都之處、太公廟村西距古岐州縣城近五十里、鐘鎛出土處發現不少灰坑、由于秦武公鐘鎛在這裏出土、很可能憲公武公所居的平陽就在這一帶

この出土地の問題も、また秦公諸器の出土地と合わせて考える必要があろう。秦公𣪘の出土地の詳細は知られないが、貞松に「此器近年出秦州」、また通考に「民國初、出于甘肅秦州」とあつて、秦州の出土とされている。秦州には秦の西垂宮があり、非子より文公に至る廟のあつたところで、おそらくその器は西垂宮におかれたものであろう。𣪘蓋に「西」の字が加えられている。この新出の器は坑中の出土であるから、あるいは一時藏匿のものかと思われ、必らずしもその地によつて器の時期を考えうるものではない。ただ西垂宮の𣪘に對して、器が東西に分處されていたことを知りうるのみである。

秦公と並稱する王姬が秦宮に入つたのは、少くとも穆公の覇業より後のこととすべきであろう。それまで秦は外藩の扱いであつた。穆公は晉より婦を迎えており、つづいて共公前六〇八～五・桓公前六〇四～五七七の際には楚が覇を稱えていた時期である。また景公前五七六～五三八の十五年には晉の悼公が盟主となり、景公晩年には楚の靈王が盟主となつたが、この當時の秦は晉楚と鼎立するほどの勢力であつた。それで景公の子哀公のとき、楚の郢都に入つた吳軍を、車五百乘を發して敗り、楚を救うている。秦が王姬を迎えたとすれば、景公・哀公の際のことであろうと考えられる。秦公𣪘哀公說は、そのような事情を考慮して、いわゆる十又二公を文公より數えて哀公と定めたものであるが、この器における王姬もまたおそらく哀公の夫人であろう。𣪘・鎛一にいう十又二公の語からみても、この器の秦公を文・靜・憲の次に、直ちに武公を作器者としてあげることは極めて不當である。報告者の器銘解釋には、𣪘・鎛一の銘文が全く考慮のうちに加えられていない。

その他の語句・語彙については、𣪘・鎛一の文と重なるところが多く、「克明又心」「盜百蠻、具卽其服」などが新しくみえるものである。「又心」の又は宥・佑の解をなすべきであろう。盜を報告者は討と通假する字とするが、石鼓文汧毆石にもこの形に從う字があり、捕魚の器をいう。「盜百蠻、具卽其服」とは單に討伐のことをいうものでなく、百蠻を盟約和集し、それぞれ服事あらしめる意とみるべきであろう。その功を紀念する意を以て、この鐘を作るのである。

靈音鈇〻雝〻、以匽皇公、以受大(以上乙鐘鉦部)福、屯魯多釐、大壽萬年、秦公其畯𩐎才立、膺(以上乙鐘左鼓)受大命、眉壽無疆、匍有四方、其康寶(以上乙鐘左篆部)

鐘銘の末文である。この部分を𣪘銘には

乍□宗彝、以卲皇且、其嚴遹各、以受屯魯多釐、眉壽無疆、畯疐才天、高弘又慶、竈囿四方

とあつて語彙に共通するところがあり、特に鎛一銘は鐘銘特有の形式で最も近似している。

乍盄龢□、厥名曰□邦、其音鈇〻、雝〻孔煌、以卲𢔶孝享、以受屯魯多釐、眉壽無疆、畯疐才立高弘又慶、匍有四方、永寶

鐘銘の靈字は霝下に心を加えた字、其は丮下に曰を加えた字形であるが、いずれも靈・其の異文である。「畯𩐎才立」は𣪘・鎛一の「畯疐才天」「畯疐才立」と同意で、𩐎にその用義のあることが知られる。

文は押韻、公上方は東陽、子祀福士右或服は之、鐘雝公は東、福釐は之、年命は眞、彊方は陽の韻に入る。

訓讀

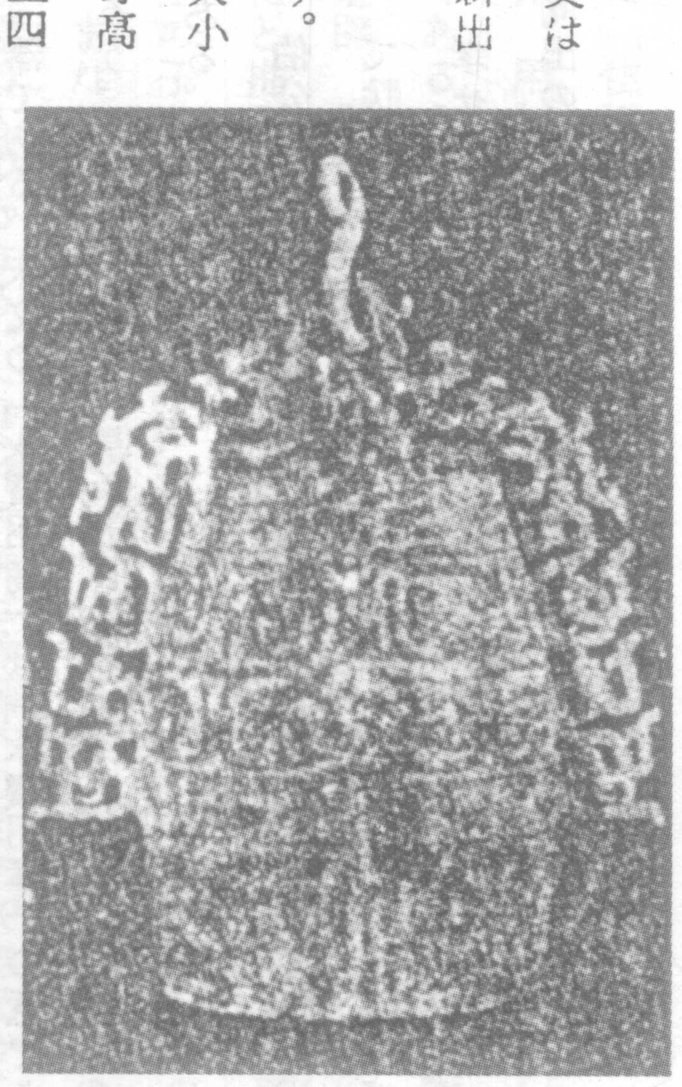
秦公曰く、我が先祖、天命を受けられ、宅を賞せられ國を受けたり。剌〻たる卲文公・靜公・憲公、上に墜さずして、皇天に卲合し、以て蠻方を虩事せしむ。公と王姬と曰く、余小子なるも、余夙夕朕が祀を虔敬して、以て多福を受けられむ。克く宥心を明らかにして、胤士を盭め龢し、左右を咸畜し、藹〻として允に義にして、翼はくは德明を受けられ、以て康く朕が國を奠め協はしめ、百蠻を盜めて具く其の服に卽かしめむ。厥の龢鐘を作る。靈音鈇〻雝〻として、以て皇公を匽しましめ、以て大福を受けられ、純魯多釐にして、大壽萬年ならむ。秦公それ畯く𩐎りて位に在り、大命を膺受し、眉壽無疆にして、四方を匍有せむことを。それ康く寶とせよ。

參考

同出の器になお秦公鎛三器があり、銘文は鐘と同じ。宋刻の器を秦公鎛一とし、新出の三器を秦公鎛二とよぶことにしよう。

*秦公鎛二　その器制について報告にいう。

三件鎛的形制基本上是一致的、只是大小有所不同、三號鎛通高六四・二、鎛身高四六、舞寬二六・六×二二・四糎、重四六・五瓩、鼓下沿有兩個缺環、鼓部外側有澆鑄時留下的雙范印痕、二號鎛通高六九・六、鎛身五〇・八糎、重五六・二五瓩、鼓部下沿有四個缺口、一號鎛通高七五・一、鎛身高五三糎、重六二・五瓩、鼓部下沿內側有四個缺口、鎛身中部鼓起呈弧形、鼓部平齊、有四個扉稜、側旁兩扉稜、由九條飛龍蟠曲而成、上延舞部、并連接成鈕、前後兩扉稜由五條飛龍和一只鳳鳥蟠曲而成、在舞部各有一龍一鳳、相背回首、鈕上有環、一號鎛環缺失



秦公鎛二（二號器）

三件鎛花紋一致、鎛身上下各有一條由變形蟬紋、竊曲紋和菱形枚組成的條帶紋、條帶紋中間紋飾分爲四個區段、每一區段有六條飛龍勾連、龍身綫條流暢、布局疏密得當、舞部紋飾可分四區段、每一區段內有兩龍相繞、旁有一小鳳鳥、舞部正中有一圓孔

その扉稜と文飾と相映發する趣がある。

鎛銘は一行五字、二六行、合文重文を合わせて百三十五字、文は甲乙兩鐘の銘と同じ。宋刻にいう秦公鐘も五字の銘を列するもので、もと鎛銘であることが知られる。

宋刻の秦公鐘繪圖は明らかに鎛であるが、齊の叔夷鎛と全く同圖であるため、その一方が誤であると思われるが、いま新出の秦公鎛をみるに、扉稜の形などがかなり異なるようである。圖は新出鎛三器のうちの第二號器、第一器には上部の鈕のところに鉤環がない。

以上によつていえば、新出の秦公鐘鎛は、宋刻の鎛、民國初年出土の秦公𣪘とその銘辭近く、字迹にも共通するところがあつて、みな一時期の制作と考うべきものである。𣪘・鎛一の十又二公は、新出器に文公憲公より世次を數えていることからみて、文公より十二公にあたる哀公の時期とすべく、その時期はまた秦が晉楚盟主ののちを承けて、一時中原にその武威を示しえた時代であつた。これを文靜憲に次ぐ武公の時期のものとする報告者の說は、𣪘・鎛一との關聯を全く考慮に加えないために、その相對的時期を求めえなかつた誤に陷るものと思われる。

補一七、伯公父勺

出　土　「一九七六年一月、扶風縣黃堆公社雲塘生產隊挖土積肥時發現西周窖藏一處、出土西周銅器九件、計勺兩件、壺蓋一件、盨五件、盨蓋一件」文物

著錄考釋　「陝西扶風縣雲塘・莊白二號西周銅器窖藏」陝西周原考古隊　文物・一九七八・一一

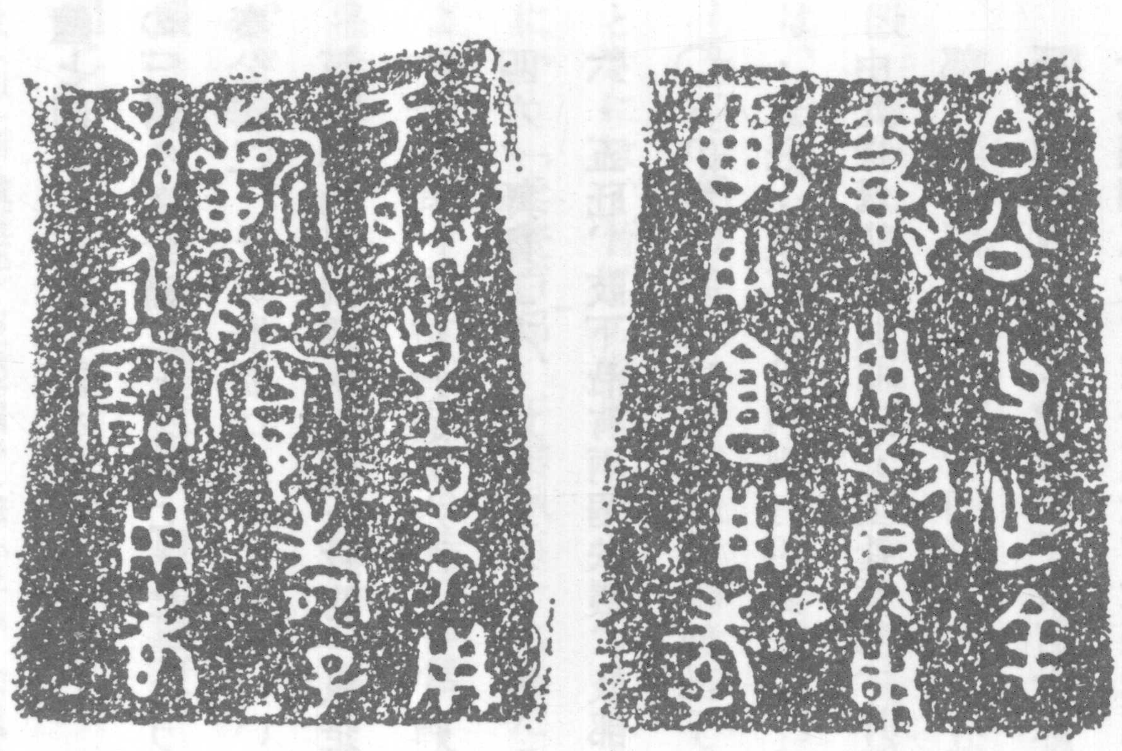
器　制　「伯公父勺、二件、形制大小紋飾均相同、通柄長一九・一、口徑九・一糎、勺身橢圓、頸飾變形蟬紋和雲紋、圈足飾重環紋、柄部呈圭形、後端飾夔龍紋、前端連接勺部處下折呈弧形、背面鏤孔」文物　勺としては多くみない器制のものであるが、一九六〇年同じく扶風莊白大隊出土の西周器群のうち夔紋柄勺とよばれるものが、これに近いものである。

銘　文　「正面有銘文、兩器銘文連讀、每件器物銘文三行、各十四字、共二十八字」勺には自名の器、また銘文をもつものが



伯公父勺二器

白公父乍金爵、用獻用酌、用享用孝于朕皇考、用𪓑眉壽、子孫永寶用者



自名して金爵と稱するが、器はもとより勺である。周禮考工記梓人に「梓人爲酒器、勺一升」、注に「尊斗也」とあり、酒器にそえたもので、卣・觥・罍などには勺を添えているものがある。殷周期の古器に多く、この器のように西周後期に下るものは、同じく莊白一號窖のものとともに、その例が少い。

銘文は二器にわたつており、「用孝」まで第一器、以下第二器である。末文の「永寶用者」は「永寶用孝」の意であろう。「用享用孝」「享孝于皇且考」のような定式の語がある。文にいう。

伯公父、金爵勺を作る。用て獻し用て酌し、用て享し用て朕が皇考に享し、用て眉壽を祈る。子孫永く寶用して孝せよ。

同出の器のうち、銘文のあるものを錄する。

*伯公父壺蓋　「一件、通高一〇・二糎、蓋頂飾夔龍紋、下飾鱗紋、蓋沿飾竊曲紋、口沿下有銘文六行、一七字、其中重文二」文物

白公父乍叔姫醴壺、萬年子々孫々、永寶用

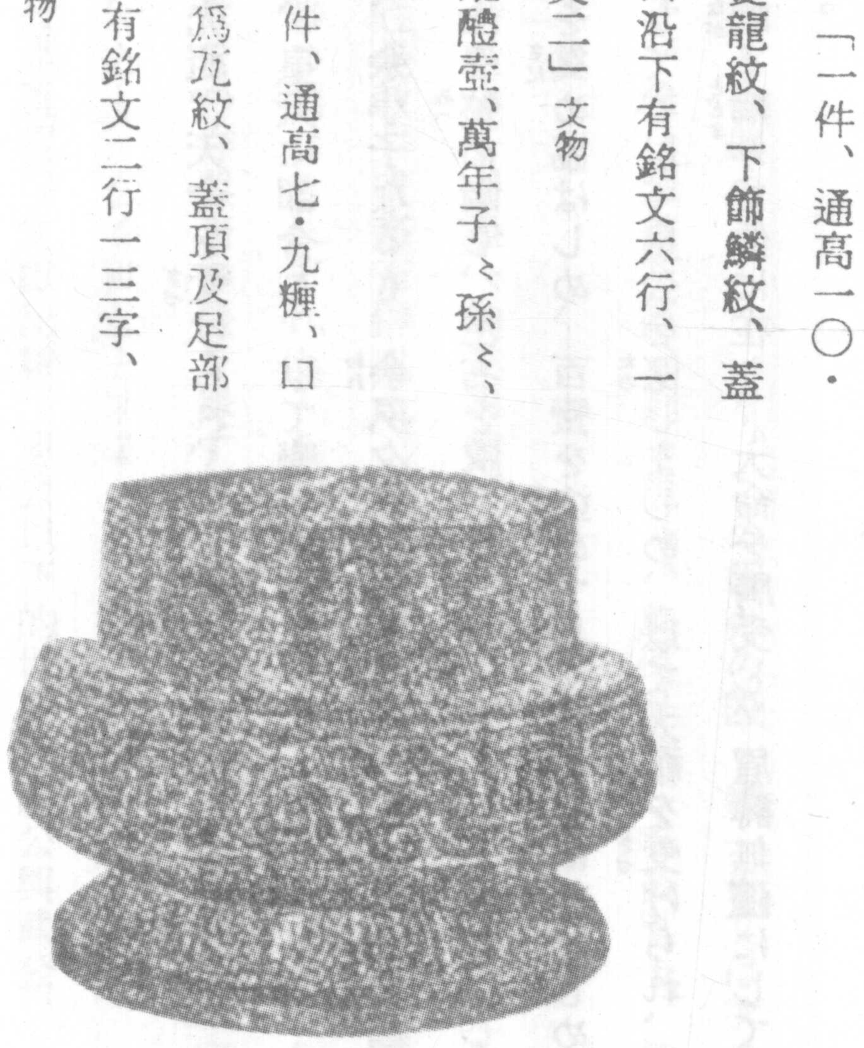
*伯公父盨蓋「一件、通高七・九糎、口沿飾重環紋、上爲瓦紋、蓋頂及足部飾夔龍紋、蓋內有銘文二行一三字、其中重文二」文物

白公父乍旅盨、子々孫々、永寶用

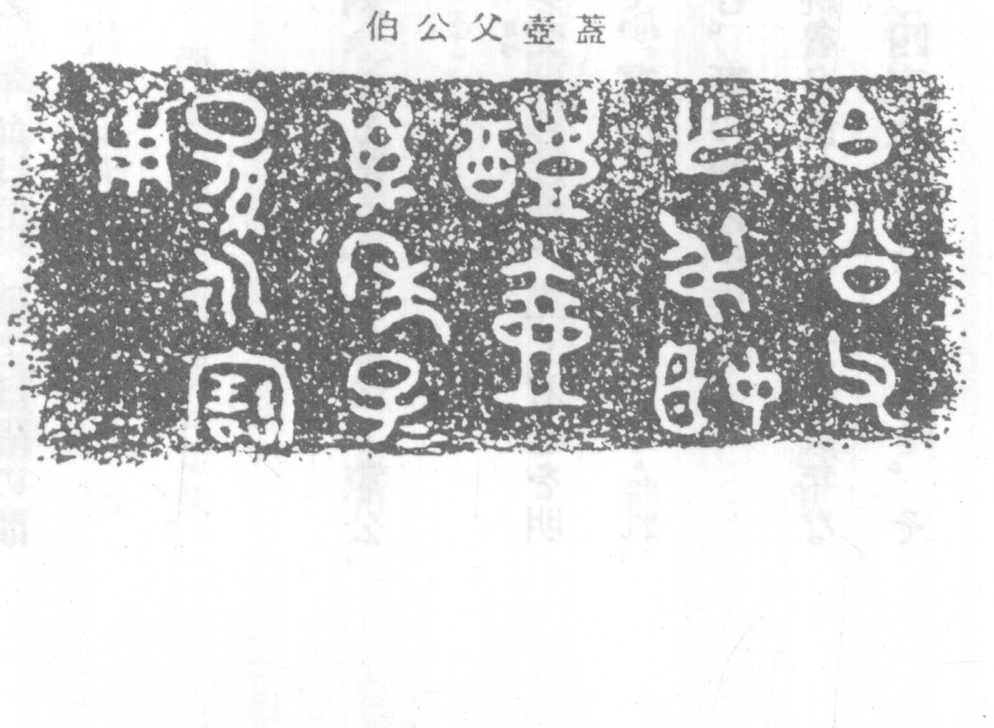
伯公父の器は報告者もすでに注意しているように攈古二之二・一三に白公盂を錄しており、文に「白公父乍旅盂、其萬年、子々孫々、永寶用」という。字迹はこの伯公父盨蓋と極めて近い。

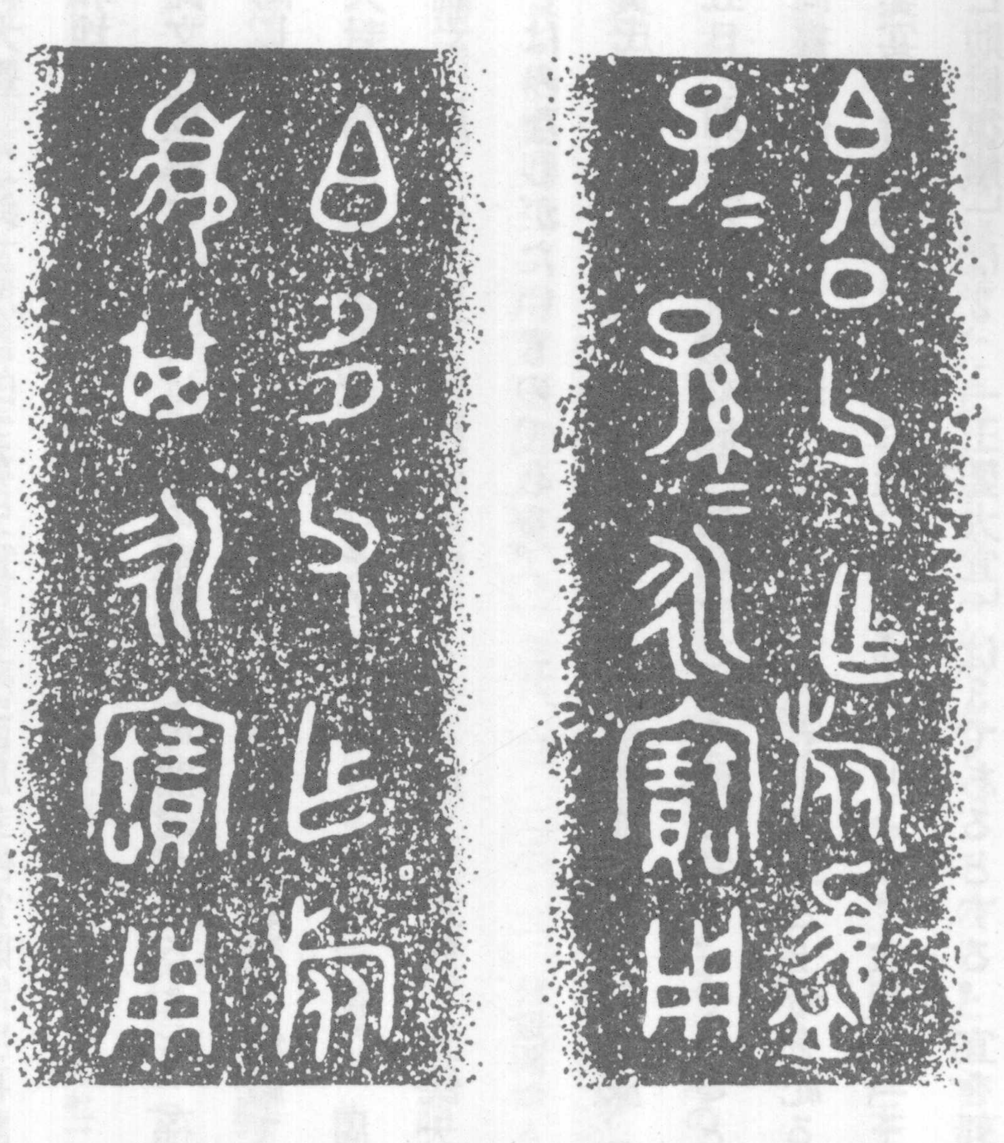
*伯多父盨　「四件、形制紋飾大小均相同、通高二二糎、蓋沿蓋頂口沿及圈足均飾竊曲紋、底蓋均有銘文、銘文皆兩行一〇字」文物

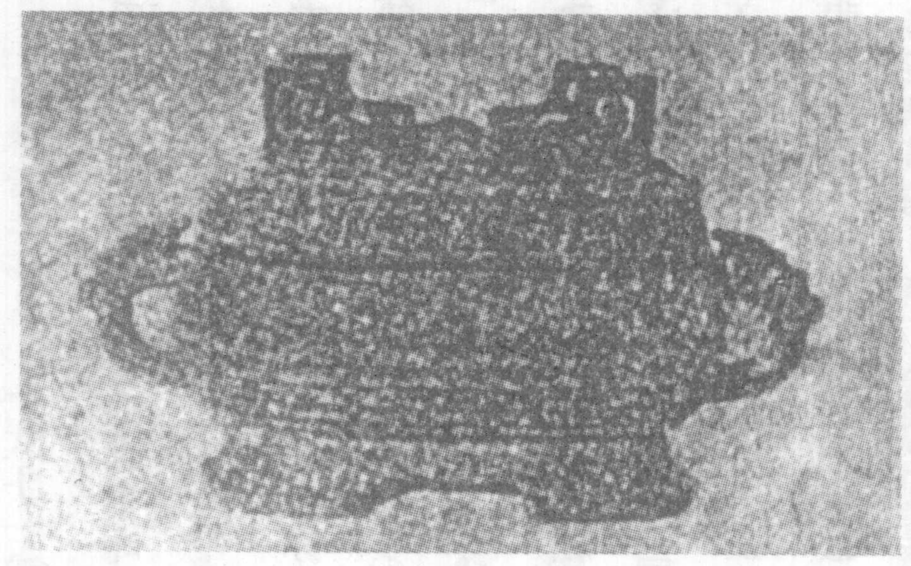
白多父乍旅盨、其永寶用



伯公父壺蓋







伯多父盨

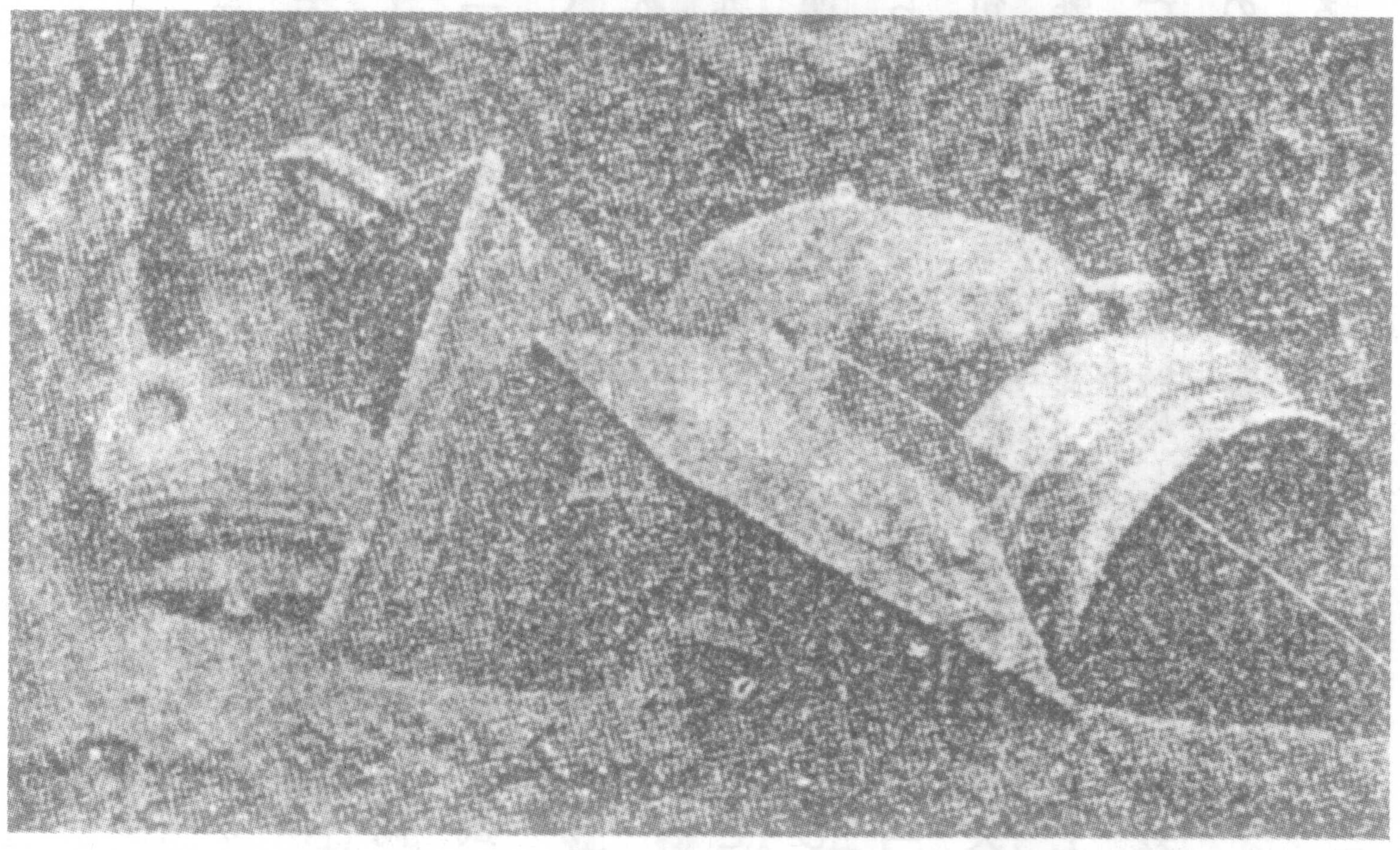
伯多父の器は小校九・三一・三代一〇・三四にみえ、「白多父乍成姬多母□厥段、其永寶用享」という。報告者は器の時期について「這批銅器的時代、應屬于西周後期、從形制花紋及銘文字體觀察、伯公父器的時代應稍早于伯多父器」というが、時期の前後を區別するほどの理由はない。同じく扶風の莊白二號窖出土の器も一括報告されているものであるから、ここに附說しておく。二

號窖出土の銅器について、報告者はいう。

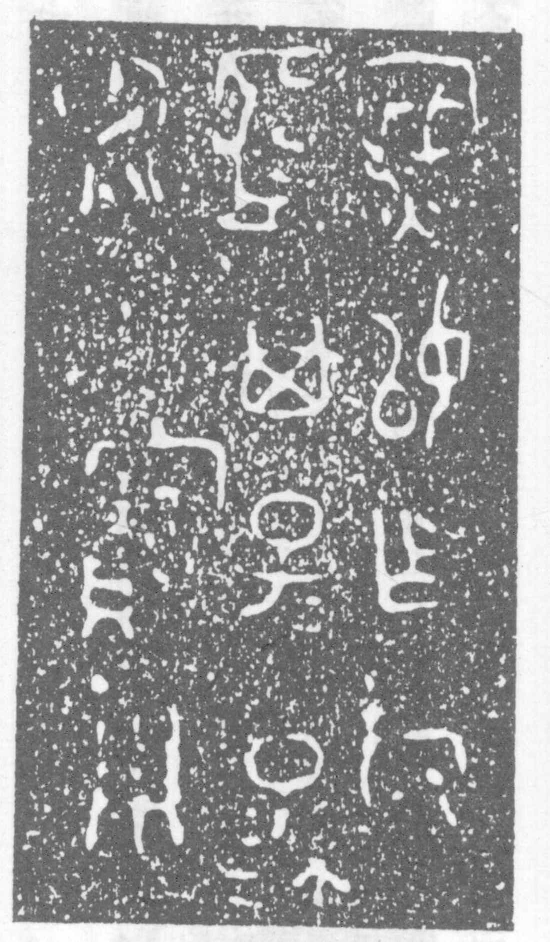
一九七六年一二月二五日、扶風縣法門公社莊白生產隊平整土地時、在村南と土壕斷崖上發現了西周銅器窖藏一處、當日由周原考古隊進行了發掘、編號爲莊白二號窖藏、窖穴呈梯形、口徑九六×六〇糎、底徑八〇×五六、深九八糎、并打破了一個西周晚期灰坑、窖穴中塡以五花土、銅器放置草率、計有甗匜盨簠段各一件、窖穴往北一〇米處、有一個大灰坑、其中發現大量西周板瓦、說明附近有大型的西周建築遺址」文物

出土の器のうち叜姒簠、□中雩父方甗、仲太師盨にはそれぞれ銘文がある。

＊叜姒簠　「通高八・七、腹深五・六、口徑二四・三×二八・四糎、口沿下有一道弦紋、兩側有鈕、方圈足」文物　その器底に三行一三字の銘がある。



莊白二號窖藏出土狀況





叜姒乍旅匿、其子々孫々、永寶用

叜はあるいは趞段にみえる叜叔の家であろう。その銘に「隹三月、王在宗周、戊寅、王各于大朝、叜叔右趞、卽立」とあって廷禮の右者であるから、當時高い地位を占める家であった。叜はこの器銘によってその字形を確かめることができる。

＊□中雩父方甗　「腹圍八八、腹深三〇・七、口徑二三・一×三〇・四糎、直耳方腹、四足略呈馬蹄形、口沿下有二道弦紋、足上部有四個目紋、腹內有銘文二行七字」文物

□中雩父乍旅甗

＊仲大師盨　「高一二・五、腹深七・五、口徑一七・五×二二・五糎、腹微鼓、附耳圈足、下有四個小柱足、口沿飾重環紋、下爲瓦紋、底內有銘文兩行一二字」文物

中大師子□爲其旅□、永寶用

仲大師の名は幽王期三年と思われる柞鐘に「隹王三年四月初吉甲寅、中大師右柞、柞易戴・朱黄・鑾、𤔲五邑甸人事、柞拜首、對䫫中大師休、用乍大林鐘」とみえ、當時僭主的な權力者であったらしい。仲大師の名は伯大師に對するものであるらしく、伯大師は新出器の師訊鼎にみえる。その對揚の辭に「訊拜韻首、休白大師肩𤔲訊臣皇辟、天子亦弗諲公上父𢿀德」のような語があり、この伯大師も一般廷臣の地位を超える人であったと推測される。その時期は銘文中に「王曰、師訊、女克藎乃身、臣朕皇考穆王」とあるから、穆王の子共王、あるいはその弟孝王のいずれかの時期のものであろう。すでに伯大師の號があるので、また仲大師と稱したが、もしこの器群の仲大師が柞鐘の仲大師と同一人ならば、この器群は宣幽の際のものとなる。ただ仲大師は脅稱的なものであるから、特定の人と定めがたいところがある。

以上の雲塘・莊白二號の窖藏器はいずれも墓葬品でなく、近年扶風出土の器群と同じく窖藏の器であることが注意される。莊白一號窖藏器群補釋篇四のうち、散伯車父鼎の「隹王四年八月初吉丁亥」という日辰は夷王の四年に入るべきもので、、今次の二號窖藏諸器も、それとは無關係のものであるが、時期的にはほぼそれに近いものとすることができよう。

巻一上　初輯～第七輯

一、大豐毀　錢柏泉氏に「説天亡毀爲武王滅商以前銅器一文的幾點商榷」文物・一九五八・一二があり、孫作雲氏の滅殷以前の制作とする説に對して、「王饗應釋爲饗于太祖之廟的祭祀之饗」、「卜辭中也常見大俎二字、皆用爲祭名」、「王降之降和上文王祀于大室降之降、意義全同」、「亡助荐、此句義同上文之天亡又王、謂賛助周王荐祀」、「复棄就是复包」、「文王監在上、此四句當是頌辭、乃是頌揚文武之功臣的」と説く。要するに器は滅殷以前のものでなく、武王克殷後の祭祀をいうとする説であるが、器がその器制銘文よりみて康王期に下るべきものであることはすでに通釋に論じた。

于省吾氏の「關于天亡簋銘文的幾點論證」考古・一九六〇・八に、器の銘文は逸周書世俘解のいうところと同時にして同事、その日辰は毀の乙亥・丁丑を逸周書には辛亥・癸丑に誤まり傳えたものとし、天亡は天と大、亡と望と相通じて太公望呂尙に外ならず、また訓釋について「不顯王」は文王、「不肆王」は武王、王鄉以下は「王饗、大俎、王降」と句讀すべく、「隹朕有蔑」の朕は晄、「朕臣天子」は「晄臣天子」の意、末字は「其爲蔑曆之蔑、毫無疑問、……蔑曆之蔑、有上下分用之別、自上而下、則訓爲獎勵、自下而上、則訓爲勉勵、……這是天亡自己説要長久有所勉勵、也卽今後長此奮發效勞之意」と論じている。天亡を太公望とし、また有蔑の釋義はいずれも妥當としがたいものであり、天室の祀禮は近出の珂尊にもその廷告の禮がみえている。

なお黃盛璋氏の「大豐毀銘制作的年代地點與史實」歷史研究・一九六〇・六は通釋執筆當時未見であったが、のちわが國で復印されたのでその要旨を錄する。「銘文最初義難通曉、陳介祺得此三十年、最後還是誤讀銘中朕字爲聃、定爲文王子毛公聃季毀、銘文經孫詒讓・劉心源・郭沫若・楊樹達等先後考釋、已可卒讀、至其中所記之史實、自來諸家考釋皆所未詳、頃因研究周代戰爭與都邑、曾細加審釋、發現它和武王克商西歸、在西都擧行祭告、封賞有功有關、歷史價値至爲重大、因試爲考論如後」として一釋大豐、二銘文所記的主要史實、三從西周封侯賞賜制度再證本銘記事爲大封諸侯、四銘文記事的時間和地點の四點について詳論を試みている。

銘文の理解については大豐の解釋にその關鍵があるとし、孫氏の大禮、郭氏の合衆説を卻け、麥尊と同じく封建・受封の禮で豐・封同音、周初の大封建の儀禮であるという。文獻例では詩の賚の序「賚、大封于廟也」の箋・疏にみなその義をとり、また「論語、周有大賚、善人是富、此大賚亦卽大封」と説く。思うに大豐・麥兩器のいうところは、大盂鼎・宜侯矢毀のいうところと全く異なり、封建の禮とはみなしがたいものである。

黃氏はこの大豐を書の武成「惟四月既旁生霸、粤六日庚戌、武王燎于周廟、翌日辛亥、祀于天位、粤五日乙卯、乃以庶國祀馘于周廟」という禮に當り、そのことは逸周書世俘解・禮記樂記・呂覽愼大・尙書大傳・史記周本紀にみえ、いずれも1文王と上帝を祀る、2宗彝頒賜のことあり、3大豐ののち饗宴を行うという三點において共通するという。大豐毀「王祀于天室」、「文王監在上」は1、「王降亡助爵復觵」は2、「王饗大宜」は3であるとする。宜を郭氏の初釋によつて房、大房は大室にして大饗と賞賜を行うべく、考工記「夏后氏世室、殷人重屋、周人明堂」の明堂、房の字形は「正象重房窗牖之形」であり、韻讀にも合うというが、しかしその字は宜とよむべく、令毀の「隮宜」、貉子卣の「咸宜」などは動詞の用である。また大宜を大房とよみ明堂と解するも、のちの明堂の禮に當るものは莽京辟雍の儀禮である。

第三に賞賜の點より本銘を大封諸侯の禮とするが、この器銘は土地人民の賜與に及ぶこともなく、黃氏の引く宜侯矢毀や伯晨鼎、あるいは左傳定公四年の文とも關係はない。郭氏が觵と釋した字は字釋になお問題を存するものであるが、黃氏はこれを于省吾説によつて橐の屬にして櫜、弓矢を盛る櫜にして弓矢を賜う意とする。これも賜與の品目を封建の禮に牽合しようとするものであるが、本器の賜與は禮器の類にすぎないものと思われる。

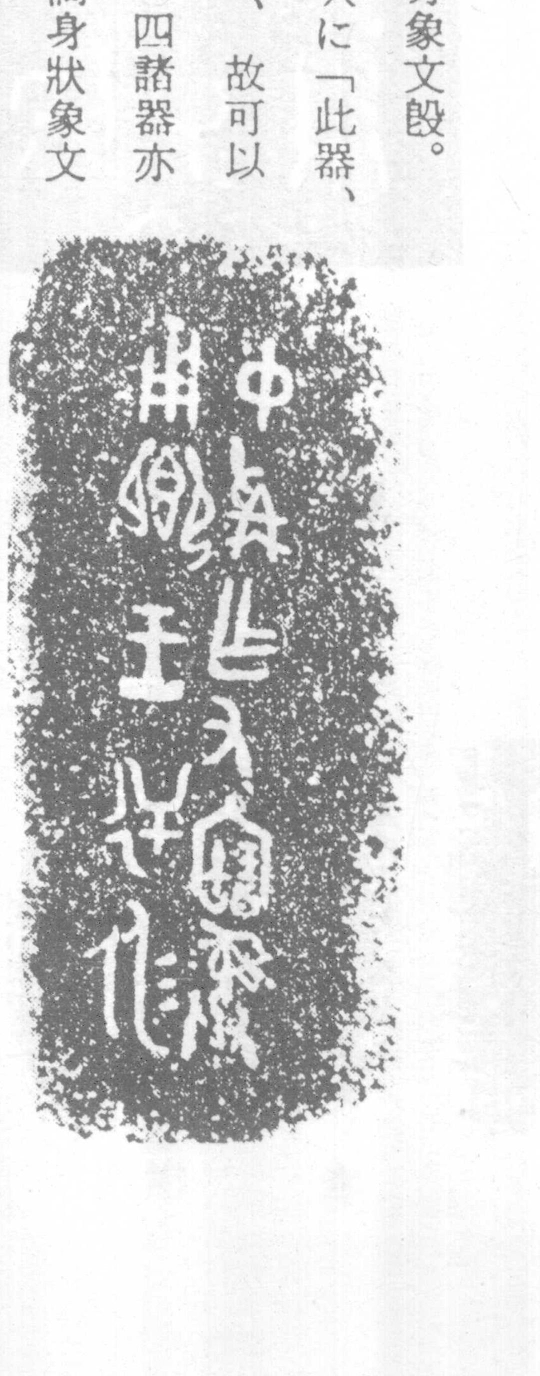
器銘にいう禮の時期と場所とについて、黃説に武王十一年前一一二二年四月、鎬京で行なわれたものとし、禮記樂記「武王伐殷、荐俘于京太室」の京を蔡邕の明堂月令論によつて鎬京、辟雍明堂の太室とする。しかし大豐毀では明らかに天室で儀禮が行なわれており、それは新出の珂尊銘によると成周の京室のことであるらしく、のちの令彝にいう成周京宮の前身である。もとより克殷後のことであり、殊にその器制よりいえば時期は康王期に下るべきものであろう。

黃氏は天室と明堂辟雍の構造について、史記封禪書「明堂圖中有一殿、四面無壁、以茅蓋、通水圜宮垣、爲複道、上有樓、從西南入、命曰昆侖、天子從之入、拜祠上帝焉」の複道は器銘の大房、房の字は上層天室、下層饗宴行禮の處の象とする。明堂の名は金文にみえないが、冊命廷禮の行なわれる大室は「專祀一王之所」として明堂に附設されたものという。宜を房にして重屋の象とするなどは、字釋としてももとより成立しがたい。器銘は黃氏のいう封建のことでなく、文中に衣祀をいうこと二度、天室における衣祀の儀禮をしるすもので、近出の珂尊は成王五年、成周京宮でその禮の行なわれたことを述べており、歷代その儀禮が傳承され、この器は康王期の大豐儀禮をいうものであろう。珂尊の出土によつて、この器銘の解釋に新しい根據が加えられるに至つた。

＊中甬毀　大豐毀と同じく夔樣渦身象文毀。參考器として加える。分類圖錄A二〇八に「此器、器腹花文與武王時的天亡毀大豐毀相似、故可以定爲約當成王時器、A二〇九～A二一四諸器亦同時」という。みな象文の退化した渦身狀象文を飾る毀であるが、この文樣が康王期にあるべ



中甬毀



きことは休王諸器によつても明らかであり、そのことはすでに通釋に論じた。器影は菁華一一・尊古二・九・海外一八・柏景寒二〇・二玄一四三、銘は三代六・四五・二・二玄一四二・圖錄R二九二。いまシカゴ美術館に藏する。方座の下に小鈴を繫けているという。

文二行一一字「中冉乍又寶彝、用鄕王逆造」と銘する。造の字形は大保段にみえるものと同じ。「鄕王逆造」はまた令彝にみえ、他に麥尊「用𠬝侯逆造」、麥彝「用𠬝井侯出入」、小子生尊「用鄕出入事人」、伯矩鼎二「用言王出入吏人」三代・三・二三・二 分類圖錄A二〇七、伯者父段「白者父乍寶段、用鄕王逆造」同A二三一など相似た語例もあり、周初康昭期の用語である。陳夢家氏は大豐段を武王期に屬し、本器をも成王期としているが、兩器とも康王期とすべきものであろう。

*涇陽高家堡早周墓諸器　この器群のうちに大豐段と同様の花文をもつ尊・卣・段があるので、一括して參考器とする。大豐段の器制文様の時期をこれによつて推考することができよう。この器群については葛今氏の「涇陽高家堡早周墓葬發掘記」文物・一九七二・七に報告がある。一九七一年一〇月二五日、高家堡で群衆が作業中に銅器十一件が出土、うち完整な九件が縣の文化館に送られ、一二月一五日發掘を行なつてまた銅器三件、玉器五件、殘鼎二件が出土、何れも隨葬品である。銅器のうち同制の段二器。「兩件花紋形制均同、方座深腹圈足、雙耳作獸首形、上出器口、下垂長珥、腹上和方座飾同樣的夔紋、兩〻對峙、頭大身短、足在頭下、身尾回旋、張口卷唇、圓目突起、圈足施竊紋、通身塡以細雲雷紋、端莊富麗、是我國古代文化遺產中的佳作、通座高三四・五糎」。また尊一件、卣二件も兩段と同じく渦身象文を付し、制作の優れたものである。尊と卣には相異なる圖象標識を加える。



高家堡尊

卣は同出の盉・觶と同じく戈形圖象を付し、同じ作器者の器であろう。他に爵一・盤一・戈があり、戈の柲上に麻布の纖維が付着している。玉器には竊形・兎・狗頭・虎頭の類がある。

この器群の時期について報告者は「這群銅器的器質厚重、銘文簡約、造型古樸、紋飾莊重、這些都是西周早期銅器的特徵、又如方座簋、尊、盤等器、都具有西周初期風格、而卣、爵等器、更具商代作風、因此、我們論爲這群銅器的年代應爲西周初期」という。また陝西出土の器に周初のものが少いという事實のなかで、この器群は陝西早期の彝器文化の資料として重要であることを强調している。

同出の彝器銘に圖象標識を付するものが多く、特に戈形の圖象をもつ一族は、提梁卣に「□乍父戊障彝 戈形」、盉蓋にも「戈形 父戊」と銘しており、早くこの地に徙された庶殷の一で、この墓葬者とみられる。殷周革命ののち、庶殷のあるものは關西の地に徙されて土地の墾闢のことに從い、寶雞・郿縣はもとより、遠く甘肅の永靖・靈臺の遺址からも多く殷周器が出土しているが、涇陽の出土器ははじめてである。この器群は文様に比してその器制が古く、渦身象文をもつ尊のごときも四邊に鈎稜あり、蓋鈕は柱狀をなし、殷器の器制を承けている。夔樣象文も多く殷系の器にみえ、最も典型的

な效父段には「休王易效父𠂤三」とあり、銘末に圖象標識を加えている。休王は康王の生稱。夔樣象文の時期が康王期に屬することは、この器によつて確認され、また大豐段の銘文の解釋によつてこれを裏付けることができる。

二、*大保方鼎　范海森氏の「太保鼎天津市藝術博物館藏」文物・一九五九・一一・頁五九に器の器影・銘文を出していう。「天津市藝術博物館青銅器陳列室中、有一件大方鼎―太保鼎、這件鼎通高五〇・七、口徑二三×三六糎、四周均有圖案花紋及觚稜、足的形狀也很奇特、耳上各有兩個立羊、羊頭稍俯而四角相向、從形制上看、應是西周初期的東西」、「腹內有三字、前兩字釋作太保、係周朝官名、這個太保就是輔助周成王的召公奭、後一字吳大澂不識、收于說文古籒補附彔中、朱善旂敬吾心室款識釋作鬲、劉心源奇觚室金文述釋作鑄、……盛昱說、太保鼎・成王尊鼎・康侯鼎、字雖不多、皆瓌寶也、盛氏所說太保鼎、就是這個鼎」。その器制文字は第一器と異なるところはないが、斷代に全形拓によつて「高約60糎」というのと異なるから、あるいは雙器の第二器であるかも知れない。第二器は曲阜聖廟の藏と傳えられているものである。

三、大保段　周存金說に「大保段、與大任子鬲同、當卽召公器、殆與四召同出土者」という。任子二字を合わせて一字とするも、保を誤讀したものである。器銘末文の形式はやや特異なものであるが、𢆶鼎 積古・四・一三　攈古・二之三・三四・二「(君) 令𢆶、死嗣車官、𢆶對䫂君令于彝、用乍文考寧叔𩰫彝、永余寶」というのに近い。𢆶鼎の模刻にはいくらか明確を欠くところがある。

四、束觶　山東下・二二等に卣として著錄するが、黃縣志稿には器を觶としている。

五、旅鼎　韡華乙上・二九にいう。「旅鼎文三十四、西周初葉器、首文公大保來(伐)反夷年、是以事紀年之例也、公太保蓋周之重臣爲上公者、考經史載召公爲太保、此文之公大保當爲召氏可知、據金文召氏世爲太保、惟不敢竟定其爲召公奭器、或係其子孫歟」。太保をその家號と解するものである。吳其昌は器を昭王十年に屬するがその時期は晩きに失し、陳氏の斷代に「則公大保、也可能指明公」というが、明公は周公家の稱である。韡華にまた「盩師地名、又見史頌彝、自金文常段爲師字、舊釋以、非、旅、公大保之臣屬、彝下一字不可識、略似朿字、朿字見靜敦、誼未詳」という。盩は史頌段に「帥䙴盩于成周」とあつて動詞、地名としては盩嗣土幽尊・卣にみえるものをあげるべきである。銘末の字は圖象。靜段にみえるとするのは吳𢀛をさすのであろうが、これは人名。銘文は拓迹に不明のところあるも、圖象を合わせて三十三字である。

六、叔隋器　器は二器一對をなす。王海文氏の「叔卣」故宮博物院院刊・一九六〇・三にいう。「這兩件卣的出土地點不詳、一九五八年由杭州浙江文物管理委員會撥贈給故宮博物院、現在故宮博物院青銅器館陳列」。器名を卣とするのは「從它的造型來看、和卣相近、只是無提梁、這想是異制的卣了」という。銘文の解釋においては殆んど陳氏の斷代によつているが、ただ斷代が王姜以下を「王姜命其史名叔者、使于大保」と史を職名とするのに對して、「王姜使叔吏于大保」と使役形によむ。このような使役形が周初の器に數例存することは、通釋にしるした通りである。

胡道靜氏の「釋菽篇」中國文史論叢第三輯、一九六三・五に說文「尗、豆也、尗象豆生之形也」を王筠が上莖下根、また萬國鼎が上葉下莢と解するのを引き、金文の吳彝・大克鼎・師嫠段及び史叔隋器にみえ

る叔は明らかに古代の人々が大豆瘤の特徴を字形化したものであり、象形の文字であるとする。そして當時の字形に農民のこのような認識を反映しているとすれば、郭沫若氏の主張する文字古生物學文史論集二四七頁はすぐれた提案であると論じているが、叔器の叔の字形は戈柲の部分の白い刄光を示し、それで叔金・叔市など白色の義に用いる。文字古生物學というような分野がありうるわけではない。

＊叔鼎　趙學謙氏の陝西寶雞出土器の報告考古・一九六三・一〇によると、一九五八年八月、寶雞東北部五星廟から叔鼎が出土、多くの陶器も同出したが、いまは銅器のみが市博物館に保管されているという。墓葬品であろうと推測される。銘文あるものは甗・鼎・鬲各一件、そのうち鼎は「通耳高二三、口徑一三・五、腹深一四・五糎、圓腹柱足、鼎外壁有凸稜一周、稜下爲雲紋及饕餮紋四組、腹內壁有銘文、叔乍寶尊彝、五字」。別の一甗には「伯乍旅甗」、また分襠鼎に「父癸」と銘し、いずれも西周早期の器制である。叔の字様は叔隋器と全く同じく、同じ作器者と認めて差支えないようである。叔隋器は杭州の廢銅中から發見されたもので出土地も不明であるが、もしこの叔鼎の出土地がその族の根據した地とすれば、それは殷周鼎革ののち陝西地區に移された庶殷の族の一であろう。寶雞方面はかれらの新しい入殖地であつたと考えられる。



一〇、＊大祝禽方鼎　金索に「此芸臺先生所藏、蓋大祝用以薦禽獸之鼎也」とあり、禽を禽獸、禽鼎を薦禽のための鼎と解している。また韡華に「周禮大宗伯、大祝掌六祝之詞、以事鬼神、禽大祝名、

巻六　補記篇　四二五～四二六

按禽彝云、禽祁、殆所謂六祝之詞之一也」という。これは禽祁の祁を周禮六祝の順祝・年祝・吉祝の類とみているのであろうが、その「禽祁」は「周公某(謀)」と對文である。またその器について周存に「四足均損」というも、尊古の器影によると修復されているようである。

＊塱方鼎　器はいまブランデージ收藏、圖錄二八。譚戒甫氏に「西周塱鼎銘研究」考古・一九六三・一二があり、まず器の出土について「相傳一九二四年軍閥黨玉昆在陝西省鳳翔縣西二〇粁的靈山盜掘古墓、獲青銅器數百件、此鼎或是其中之一、這可能就是出于鳳翔秦文公墓」というのは、金文厤朔疏證によるものであろう。史記秦本紀に「文公十六年、以兵伐戎、戎敗走、于是文公遂收周餘民有之、地至岐、……五十年、文公卒、葬西山」とあり、「或西山卽是今靈山、蓋西周破滅、重器多被犬戎虜去、迨後文公敗戎復得、而歿後又用以殉葬」というが、これらの器群が文公墓から出土したという確證はなく、全く推測の言である。本文の釋讀は概ね陳氏の斷代に從つている。𢦏を于にして于往とし、この東征を詩の豳風破斧の「周公東征　四國是皇」に當るとし、薄姑を左傳昭二〇年「昔爽鳩氏始居此地、……蒲姑氏因之、而後大公因之」、また器銘の豐伯は左傳中の逢伯であるという。逄公・伯陵のことは國語周語下にもみえる。周公の徐奄討伐は孟子滕文公下・逸周書作雒解や書序にもみえるが、書序にいう諸篇は漢人の僞作で、この器銘のみが周公東征の史實を傳えるものとする。また字釋としては𩰫について「形象奇異、甲文亦有此字、此或當釋爲鬺、字象在神前殺鬺薦血」、「𩰫當是後制的字、引申之、凡在神前殺以薦血皆謂之𩰫」という。器銘は字形修辭に疑問の多いものであるが、譚氏は「若據銘文全體措辭看、實是無可疑的」と眞器眞銘であることを主張する。譚氏は器銘は班𣪘の「三

年靜東國」と同一の事實をしるし、「酓秦酓」とは「飲臻飲」すなわち飲至策勳の意とする。最後に器の作器者を聃季載とする論證を試みているが、すべて翔實の論に乏しい。器は鎏金鼎と傳え、文字は全く筆勢を缺く。これによつて史實を論じうるものではない。

一二、魯侯爵　周存金說に「銘在口、潛園十爵、此當居首」という。潛園は歸安の陸心源の號。金石學錄續補に載せる傳に、その藏器として鬲攸從鼎・鳥篆鐘・魯侯角の三器をあげている。この爵は柱を缺くため、攈古等に魯公角と稱している。

一四、＊康侯器　鼎一　器は國學文廟藏。周存に「太學十器、唯此與內宮卣、是三代文字」と稱している。康侯方鼎の「康侯丰」について、孫詒讓はこれを康侯毛髦にして逸周書の中旄父はすなわちその人に外ならないとする。その說にいう。

康侯毛卽康叔子康伯也、史記衞世家、不詳康伯之名、杜預春秋世族譜及史記索隱引世本、並作康伯髦、余前據周書作雒、命康叔宇于殷、中旄父宇于東、知中旄父卽康伯髦、今此鼎又作毛、毛髦聲類並同、古多通假、此鼎篆文明析、當爲正字矣、康叔之康、鄭康成書注以爲謚號、馬融王肅孔安國並以爲畿內國名、孔穎達書疏則謂康叔爲國名、康伯爲謚號、此鼎可證其誤、然以作雒及此鼎互證之、疑康叔初封康侯、後封衞爲衞侯、而以康侯封中旄雖宇東、猶秉其故封不改、故此鼎猶稱康侯　述林・九・二四

この說は次條に作册邦を康伯髦と一人とする貝塚說の根據とされているものであるが、丰を毛と釋することになお問題があり、また中旄父が康侯に封ぜられたという證もない。康侯丰と中旄父とは自ら

巻六　補記篇　四二七～四二八

別人とすべきであろう。

＊康侯關係諸器　逘器　逘器中に「逘𤰈」一器を加える。斷代三圖六に康公𤰈があり、「□乍康公寶尊彝」の七字を銘する。康公と康侯との關係は明らかでない。文首の字はおそらく逘であろう。器は逘𤰈と稱すべく、逘の作器にその祖考を康公という例はないから、これは康公を祀るための獻器かと思われる。斷代に器影なく、𤰈蓋の花文拓と銘文とを載せる。花文は夔龍文、字迹は甚だすぐれ、成康期の器と考えてよい。

逘器の盤は日本九〇にも著錄。犧首蟬文盤と題しており、西宮の辰馬悅藏氏藏。解說に「鮮かな土中古の色澤を存し、河南省濬縣辛村古墓の出土品と考えられる」という。容庚・于省吾氏らも逘器を濬縣辛村の出土としているが、郭寶鈞氏の「濬縣辛村古殘墓之清理」田野考古報告第一册、民二五・八によると、辛村古墓は前後二次にわたる盜掘を受けており、郭氏の錄する遺器には康侯・逘關係の器はみえない。逘器中にまた逘盉を加える。分類圖錄A三二九に著錄。その條に康侯逘組一器・康侯伯六器・沬伯逘組六器、逘組七器の器目を列し、また康侯器鼎二・鬲一をあげている。

＊康公關係諸器　康公盂　分類圖錄A八一四に著錄。銘は「□乍康公寶尊彝」とあり、第一字は判讀しえないが字迹雄偉。陳氏いう。「前曾見尊古齋拓本有與此同銘的𤰈蓋載西周銅器斷代、康公二字較此清晰、懷履光記此蓋濬縣出土、可能與逘組銅器同于一九三一年出土、康公可能衞康侯」。銘は逘𤰈と同じ形式であり、これもまた獻器であるかも知れない。獻享のためにその辟事する人の名をしるすことがあつたとみられる。逘の場合は逘は東方系の族で、康公と一家の人ではない。

＊康季鼒　王獻唐氏の「岐山出土康季鼒銘讀記」考古・一九六四・九はその卒後に發表された遺稿である。器は「王乍康季寶隮鼒」と銘し、「王乍」と稱するものの一で、その時期を考えるに參考となる。「王乍」の器は三代に鬲二・彝二・角一などを錄し、何れもその字樣は周初のものとみられるが、本器も字樣近く王室作器の一であろう。康季鼎は原器はすでに殘破、口腹部間の殘片を存するのみで岐山縣東北の周家橋程家村から出土、その地は古周城の舊域であるという。殘片によって推測すると原器の重さは約三百斤に及ぶ巨鼎であろうとされる。王乍の器について王獻唐氏は母癸角・臣郭彝・毛姬鼎・玭攤段・番妃段をあげ、「母癸角卽商器、又有一觶、文曰、王元祀、王用禱、亦商器爲天子制用者也」として殷商の器のあることを指摘し、康季については康叔の子とする考えをしるしている。據史記三代世表、康伯襲封衞侯、在周康王時、有弟封康、亦必在是時、封康始號康季、則爲作器之天子、大抵爲康王或昭王、彼爲二王親貴、既可膺此榮錫、而器銘書體、亦與康昭時合、此其一また「岐山出周器甚多、封于他地、殉葬于此者亦甚多、大抵皆服官周京者也、此其二」と出土地の關係に及ぶ。出土事情が知られないので第二點は十分な理由としがたいが、字迹が康昭期のものであることは一應認められる。王記にはなお鼒は大鼎、經注に鼐を大鼎とするのは當時の用義とまさに逆であることを指摘している。



なお王乍の器は必らずしも一時の制作でなく、近年陝西周至縣出土の器に王乍姜氏段文物・一九七五・七があり、器は瓦文三小足段、すなわち西周後期の器制である。器蓋二文「王乍姜氏隮段」とあ

り、王姜の器で、報告者は「從人骨發現的情況看、此處應是西周王室古墓、有待于進一步淸理發掘」としるしている。周至は武功の南方にあたる。

一六、保卣　李平心氏に「保卣銘略解」中華文史論叢第四輯、一九六三・一〇また蔣大沂氏に「保卣銘考釋」同上第五輯、一九六四・六がある。李氏は王を成王、保を令彝の明保にして武王の庶弟毛叔鄭、保は官名、明はその人の字とするも、保は太保に對する稱であるから太保召公とは自ら別人である。及は㚇、詩大明の「㚇伐大商」、曾伯簠「印㚇繁湯」の㚇もみな征伐の意であるという。五侯は國名、小臣謎段の五齵貝の五齵、殷器の鮽甗銘の夷方無敄の無敄も同じとする。五を地名にして國名とする説は、筆者がこの年六月刊の通釋において述べたところであるが、李氏はその年の十月に同じ解釋を發表したわけである。祉に造・詔・祝・奏の義ありとするが、祉は上屬して五侯の名とすべく、同樣の例は麥盉にも井侯祉の名がみえる。五侯祉を人名としなければ下文「兄六品」の主語がえられない。「蔑曆于保、易賓」について、「是說受休于明保、意卽明保以王賞賜之物轉賜作器者、故下云易賓、古人作器或不自名、邘王壺就是一例、保卣亦屬此類」というが、作器者はすなわち五侯祉に外ならない。李氏は五侯を國名としながらこれを東國に連讀したため主語を失なったもので、作器者が自ら名いうのが器銘の原則である。李氏のいう邘王壺は趙孟介壺、作者は「趙孟介」としてその身分を示している。李氏の詳論は、のち遺稿「保卣銘新釋」中華文史論叢一九七九年第一輯として發表された。蔣氏の考釋は五十頁に及ぶ長篇で論點も多岐にわたるが、項目的に整理すると以下の數點となる。1日月祀倒敍の殷式紀年法をとる。2「王令、保及殷」の殷は殷見・殷同の禮、傳卣「殷成周」、臣辰

盉「殷于成周」の殷と同じ。末文「四方迨王大祀」はそのことをいう。及は參與の義、保は令彝の周公子明保、王は成王である。3東國五侯は齊の薄姑など五侯。黃氏は薄姑・徐・奄・熊・盈、陳氏は武庚と齊・魯・燕・管・蔡とするが、𤔲方鼎の豐伯・蒲姑は齊地の夷族、また熊盈の族は作雒解に「熊盈族十有七國」とあってこの五侯の列に入るべきものでない。4「征兄六品」の征は移徙・遷徙、兄は貺、六品は六氏族。邢侯段銘に「錫臣三品、州人重人郭人」というのと同じく、「征兄六品、義卽徙貺六族、族人的賜貺、必須移徙、故此云徙貺」という。5蔑曆について伐に自明功善、明人功善の二義あり、曆は歷の本字にして、字があるいは田に從うのは田中の禾の歷々數うべき象であるという。それで「蔑曆、義爲自明歷來之功善」「蔑……曆、義爲明他人歷來的功善」、本銘の「蔑曆于保」とは「義爲王明保歷來的功善」という。保を作器者にして蔑曆を受けた人とみる解釋である。すなわち銘文の意は「綜上所考、則周成王命令的第二項便是命令齊地的蒲姑氏等五侯、遷六族以賜周公兒子保、用來表明保的歷來的功善」となる。征兄六品の例としては左傳定公四年の封建の記事を引用している。また本器の保を蔣氏は令彝の明保と同一人とし、陳氏の明保君陳說を退けて郭氏の明保魯侯伯禽說を是としている。6「易賓」の賓を「賓指服從來會的諸侯」と解する。賓を賓客大賓の義とし、これをも「則周成王這道命令的第三項便是賞賜服從而來朝會的四方諸侯」と王命によるものとする。これは左傳の祝佗のいう封建の禮とすべて一致するという。7「用乍」の用は所以、作器者は保。「這一句是沒有主語的、那麼這文父癸宗寶隮彝究竟是誰作的呢」と問い、郭氏が保卣銘釋文において「蔑曆于保」と同例としてあげた屯鼎「屯蔑曆于王」小校、二・六三は三代三・二七・貞松續上、二三及び

上海博物館藏劉晦之捐拓本によって驗すると「屯蔑曆于□衞」とよむべく、「這□衞是個人名、就銘辭的大意來講、是屯搞明了□衞的歷來功善、所以□衞作了這鼎彝以祀父己、造器者是□衞而不是屯」と論ずる。同樣にこの器も「蔑曆于保」という保が作器者であるとするのである。しかしその點になお自ら安んぜずして、蔣氏はさらに「爲什麼不在句中點出作者的名字保來呢」と問を設け、それは「既一再點明了保、若然在下邊再說保用作文父癸宗寶隮彝、那却反有臃腫重複的感覺了」、その文は屯鼎と同例とする。8「文父癸是保的諸父而不是生父」。蔣氏はすでに作器者を保にして周公の子魯侯伯禽としたが、伯禽が父周公を文父癸と稱することはありえない。すでに黃成璋も「因此有人卽主張此銘之保、就是周公之子的明保、……按此說實無立足之餘地、於銘文亦未能通讀、……周公子孫作祭器者、皆稱爲周公、不名癸宗、卽此可決知此人絕非周公之後代」と論ずるが、蔣氏はこの器制作のとき周公未だ死せず、文父癸とは保の諸父たるもので、その證として周公に兄弟多しとする文獻をあげ、左傳定四年「武王之母弟八人」、史記管蔡世家「武王同母兄弟十人」、左傳昭二八年「昔武王克商、光有天下、其兄弟之國者十有五人」、また左傳僖二四年に文の昭たるもの十六國の例などをあげている。ただ父癸が文王の第何子であるかは明らかでないとしているが、およそ廟號に干名を用いるものは東方の俗である。蔣氏もその點をいくらか顧慮して「周代稱文父某的不一定是殷人」といい、厚趠方鼎の文考父辛、獻段の文考光父乙、遹段の文考父乙、敔段の文考父丙などの例をあげているが、これらはみな庶殷の裔たるものの作器で、周人の器の例證とはしがたいものである。9結尾は日月祀倒敍形式の紀年法。「四方迨王大祀」はいわゆる殷見の禮、「殺于成周」は成周に助祭すること、「才二

月既望乙卯」は成王八年、召誥・洛誥の日辰によつて計算すると、翌八年二月既望の15 16～22 23日内に乙卯の日を求めうるという。周公攝政七年の翌年、すなわち成王八年が元祀、このとき成周で殷禮が行なわれたのは、まさに書にいうところと一致する。すなわち器銘は成王元祀殷見の禮に伯禽が參加したことをしるしたもので、

遣銘云、王命、保及殷、東國五侯徙兄六品蔑曆于保、錫賓、記王命伯禽參與殷禮、論功受錫、明是當大祀擧行時、所以又知成王誥命伯禽和周公誥誡伯禽的時期、要比遣銘所記的時間爲略遲、這可能成王誥命之辭和周公誥誡之辭、都要在伯禽參與殷禮已畢、就封離成周、臨行的時侯、才發表的

という結論である。䣄卣に「佳明保殷成周年」とあつてこれもまた成王元祀のこととすべく、また郭氏が成王殷見の禮をしるすとする令彝にも明保がみえるが、これは「出同卿事寮」のためのもので殷見の禮と異なり、成王六年の器であるという。成王期の繋年は六年令彝、七年洛誥、八年元祀保卣・魯誥伯禽・䣄卣となる。保の名稱は保卣の保が自稱、魯誥では王より、䣄卣では䣄より保をよぶ稱、明保とは他人よりする美稱、令彝には明公と改め稱する。明保の明を封邑の名とするのは誤である。

以上の蔣氏の說に對しては、すでに通釋に述べたところがそのまま反論となりうるものであるから、ここに再說しない。保を伯禽の本名とするごときは、禽の名が大祝禽鼎や明公𣪘にみえることからも明らかに成立せず、明保・大保・今大保・公大保などが特定聖職者の稱であることは、金文の例からみて殆んど說明を要しないことである。作器者は五侯征であり、「蔑曆于保」は被動形、保がその上位者である。周召二公の家には聖職者として明・保と稱するものが多く、また何れも東征と東國の經營に當つたが、特に召族の行なつた遠征に多くの殷系氏族が從つたことは、梁山諸器や北方の匽侯諸器において著しい事實である。

蔣氏は器銘の殷を殷同、成王元祀の殷見の禮をいうものとするために、全文の解釋を牽合した嫌がある。蔑曆についても筆者は早く「蔑曆解」一九五六年、甲骨學四・五合併號にその解を試みたが、そのような論考が今日に至るもなお參考されることがないのは遺憾に思われる。本器の蔑曆が被動形であることが知られるならば、蔣氏のような解釋は根本から成立しがたいはずである。

＊保尊　錄遺二〇四に一銘を錄する。文八行四六字、器の內腹に加える。

一七、趞卣　分類圖錄A六一三に著錄。いう。「此器三代誤以爲尊、別有一同銘之尊、見三代一一・三五・二、陳介祺舊藏、今在弗利亞一一・四〇、該尊高二〇・五、口徑一七・五、憶其形制近於本集A四五〇歐米・二九、中有一道花文、則與此卣同、照片遺失、此一對器記成王時事、詳斷代、最近上海市文管會得一卣、與此同銘、而形制不同」。すなわちフリアに存するものは陳氏舊藏の尊、また卣二器あり、一は斷代・分類圖錄に載せるもの、一は上海近收の器である。

＊趞諸器　趞器には尊・卣の他に趞妊尊綴遺・二三・二七があり、趞妊の二字を銘する。綴遺にいう。「器見蘇州、積古齋款識有爵、銘與此同而非一器、誤釋爲史子母壬四字、今按上一字爲趞之省文、下爲妊、女姓也、經傳作任、詩曰、思齊大任、文王之母、國語曰、昔摯疇之國也、由大任、韋注、摯疇二國、任姓、奚仲仲虺之後、又按薛亦奚仲後、左隱公十一年傳、公使請於薛侯曰、寡人若朝於薛、不敢與諸任齒、是也、後世以妊爲妊娠字、說文、妊孕也、經傳因此通改爲任、不復知妊爲本字矣

趞卣においては「趞對王休、用乍姑寶彝」といい、尊において妊と稱するのは、姑は文母の姓、妊は趞の本姓であるのか、あるいは卣と同じくまた文母の姓であるのか何れとも知られない。卣においては貝朋を賜うて文母の祭器を作っており、趞は東方系の族であると思われる。

＊𨑨鼎　韡華乙上・二八にいう。「西周中葉器、令下乃遣字、人名也、後文從遣征、可證、第四字舊釋載、非、其字當訓征伐謫矣、尸古夷字、金文所常見、相于厥身、相或德字之省文、朱建卿先生說又有一鼎、六行、用作下有庚君寶隮彝、其萬年永𣑭、子〻孫〻寶用、與此不同、據朱說、彼器文較完足、庚君猶乙公之稱、周初仍商俗也」。朱建卿の語は敬吾の跋にみえ、その三十八字銘なるものは從古一一・五に錄するが僞銘とみられる。

また韡華乙中・三七にまた一器あり、「文二十七、西周末葉器、𨑨胤舊釋皆不誤」という。二十七字銘なるものは周存二・三六・小校三・二に錄するもので、銘に「唯十月初吉甲戌、𨑨作朕文考胤白隮鼎、𨑨其萬年、子〻孫〻永寶用」というも、これは時期の下るものである。

＊𨑨觥　分類圖錄A六六二に著錄。他に𨑨の器として卣・尊二・鼎の器目を列するも、麒十六・三・六を加えていない。また觥について、「此器蓋上（龍的頸和尾上）有四個穿孔、不知何用」という。

二一、員鼎　愙齋賸稿下一に「猷、田獵擭獸也、員人名、……善古膳字、王命員執犬、紀田獵之事也、休善、獵罷而膳也、正月作征、它器所未見」という。休善は不善・否善に對する語、善夫・善鼎の善と用義異なる。

＊員盉・員觶　錄遺二九一に盉銘を錄し、また盨に「員乍」の二字がある。分類圖錄に員觶一A五二六・員觶二A五二七を錄し、員の作器として鼎・壺・盉・尊・卣二の器目をあげていう。「其形制文飾、銘文內容、都是成王時的、形態學三九・三所錄尊與卣、其文飾與此觶同、或爲員器、卣與觥一七a卣、文飾亦近此、傳山東出土、在銘不詳」。また員父について「疑與員爲一人」と述べている。

二三、泉伯卣　頌齋續五二に器影を錄するも失蓋。貞松に「前人著錄一卣蓋、與此文同器異」というものであろう。

二四、令𣪘　𣪘銘に「貝十朋、臣十家、鬲百人」の賜與をしるす。その臣鬲の身分關係について、楊寬氏に「釋臣和鬲」考古・一九六三・一二があり、臣十家は小家族單位の奴隸十戶、鬲は馘磿で戰爭俘虜であるという。尙書梓材に歷人というものは磿、磿は㮘㯕で考具をいう。㮘㯕はまた欄干を意味するが、それは周圍を隔絕した俘虜收容所であり、その㮘㯕人を鬲という。音の通假による借用であるとする。鬲の語原說として最も參考すべきものと思われる。

二五、令彝　分類圖錄A六四六に著錄、令器には方彝・方尊・𣪘二・方鼎四があり、その器目を列している。

二六、＊小臣傳卣　成周における殷祀をいうものになお小臣傳卣があり、參考器としてここに錄する。

器名　師田父尊愙齋・一三・一一　傳作考日甲尊小校・五・三九　師田父敦積古・六　綴遺・一七・二八　傳卣周存・五・八〇　小臣傳尊綴遺・一七・二八　小臣傳卣彙攷續篇　二玄・一五九

收藏　「器見歷城肆」積古　「吳平齋觀察所藏」綴遺

銘文　綴遺にいう。「右小臣傳𣪘銘可辨者五十一字、不可識者一字、據拓本摹入、按此器積古齋款識已錄、名師田父敦、可辨者四十字、又多誤釋、光緒己卯、此器至吳中、器蓋并全、經古肆洗剔、復得十餘字、蓋則以破裂粘合、不可剔、觀察得之、圖其狀以詒陳壽卿編修、編修定爲𣪘」拓銘は毎行末それぞれ一・二字を泐去している。

佳五月既望甲子、王〔才𦎫〕京、令師田父殷成周〔年〕、師田父令小臣傳非余、傳□□朕考□、師田父令余〔□□〕□官、白𠂤父賞小臣傳□□、揚白休、用乍朕考日甲寶□



「王才京」について綴遺にいう。「王下在字蝕、王在京卽謂周之鎬京、鎬京不見於彝器文、說文京从高省象高形、疑古鎬字止作高、史記始皇紀滈池君、字从水、文選上林賦李注引關中記、涇渭灞滻、酆鄗潦潏、字又从邑、惟詩从金作鎬、郘鐘喬作高上象曲木、下从高、而伯喬父敦作喬从京、蓋京高同意、故从高、亦可从京、是此王在京、猶詩魚藻之言王在在鎬也」。下文に成周における殷禮を述べているのであるから、ここは三都のうち宗周・𦎫京の何れかであるべく、初一行末の字はおそらく𦎫であろう。鎬京の字は金文にはみえない。

殷は作册翻卣にみえ、殷見殷覜の禮をいう。臣辰卣に「佳王大龠于宗周、徭饔𦎫京年、才五月、既望辛酉、王令士上眔史寅、殷于成周」と殷の字を用い、その禮は三都にわたつて繼續的に行なわれる一聯の儀禮である。綴遺に殷に殷祭と殷聘との義があるとして、「左襄公廿二年傳、殷以少牢、杜注、三年盛祭、昭公九年孟僖子如齊殷聘、服注、殷中也、王在京、命師田父殷成周、自是殷祭、非殷聘、蓋成周亦有周先王廟、王在宗周、故遣官致祭、禮記曾子問、服除而后殷祭、周禮大宗伯注、則謂率五年而再殷祭、而牛人注、殷奠遣奠也、義尤明顯、與此文正合」と三年・五年の殷祭の義とするが、臣辰卣にいう成周の祀典は單なる祖祭でなく、諸族をその祭祀に參加させる祭政的意味をもつ殷同の禮であろう。

非余は比櫛。非はその象形字。本器の他に內史鼎にも金一匀とともに非余を賜うことがみえている。おそらく玉器であろう。郭氏の彙攷續篇「釋非余」に「余謂余當卽玉藻諸侯荼、前詘後直之荼、笏也、……非當是赤色之意、以非爲騂之字多含赤義……故非余必爲緋琜無疑、卽赤笏也」と論じ、余の字形は、その玉笏の象に外ならぬとする。また閒一多の「釋余」全集二、五五九頁に余を除田の器とするも、余は辛器の象である。非は比疏の象、余は琜にして玉器の意であろう。非余で簪笄の類

かと思われる。すなわち史記匈奴傳にいう比余、漢書に比疏に作るものであろう。

伯𠂤父の𠂤を綴遺に虎と刀に從う字とするが、字は近出の㦰鼎にみえる王𠂤姜の𠂤と同形である。伯𠂤父はあるいは㦰鼎の王𠂤姜の𠂤と關係があるかも知れない。日甲は廟號、舊釋に多く缺釋としている。

二八、臣卿鼎　愙齋賸稿上一六にいう。「公違相自東、當卽紀周公去相位、城東都之事、竹書紀年、周成王七年、周公復政于王、三月召康公如洛度邑、甲子周文公誥多士於成周、遂城東都、王如東都、諸侯來朝、是鼎云違相、卽復政於成王也、自東在新邑、……公𩛥群臣、而錫之金也、故不曰王錫也、文簡字精、又爲周初盛時歷歷可致之事、良可寶貴、惜不知鼎歸何所、僅於關中友人處、得此拓墨耳」。「公違省自東」を周公が相位を去つて東征したと解するのはいかにも無理な解釋で、執政に相字を用いる例なく、字もまた省にして相ではない。斷代にも公を周公とみているが、單に公と稱するものはその臣從者より主君をいう語であるから、その何びとであるかは銘文によつては知りがたい。韡華乙上・二六に文首を「公違生」とよみ、「第三字舊釋相、非是、卽生字異文、大鼎生霸生字、與此正同、公違生人名、新邑卽成周、古都城曰大邑、陪京曰新邑也、成周在宗周東、故此文曰自東也」というが、「省自東」は當時の語法、また東都より來るならば「省自東在新邑」ということはできない。新邑は成王初年、はじめて成周を造營した當時の稱である。

＊卿𣪘　分類圖錄A四三八に著錄。器影があり、また卿器の器目をこの條に列している。なお圖錄A五六七に卿卣を錄する。

三〇、士上盉　分類圖錄A三三二に著錄。銘文六行五〇字。銘辭は臣辰卣と同じく、臣辰盉とよぶべきものである。陳氏はこの條下に士上組三器、父癸組七器、臣辰父乙組一三器、父乙組八器、父辛組四器、臣辰光組四器、光組三器、他に臣辰光册・臣辰光・光の器をあげ、そのうち小臣光𣪘三代・一一・二二・七に「小臣光辰父辛」とあるのによつて、臣辰とは小臣辰の略稱で、臣辰を以て族號とするものであるという。金文に小臣某と稱するものは十數例に及ぶが、これを臣某と略稱する例は他にみえない。臣・小臣は子・小子と同じくその身分稱號であると思われる。また圖錄A三八二・A三八三に父乙光爵を錄し、前器は柱上に父乙の鑄名、尾內に光の後刻銘があり、後器は柱上尾內に鑄名を加えているという。なおA六〇三・A六〇六に臣辰父乙卣、A六三〇に士上卣を錄している。

三一、厚趠方鼎　愙齋賸稿下八に厚趠を厚賜の義とし、「竊疑厚有厚賜義、厚趠者卽虢叔鐘多錫旅休之意」というが、厚趠はもとより作器者の名である。また韡華乙中・四七に「首句乃金文以事紀年之例、厚趠人氏名、償不見字書、未詳、濂又見濂姬敦、乃國名卽鄘、詳籍田鼎跋」という。濂を大鄘惡來の後とするものであるが、令鼎の「濂仲騡」を造父の後に傅會してその世系を一とする推測の說にすぎない。

三三、史獸鼎　周存二・補に器の拓影と鄒安・王國維の跋を載せている。王國維の跋にいう。此鼎傳世已久、吳氏說文古籀補坿錄、羅氏集古錄均載之、據余藏陳簠齋跋、程木庵彝器圖卷云、金蘭坡以鼎文寄示、直昴不能得、豈此鼎卽爲金氏所藏耶、又謂與先獸鼎是一人所作、先獸作鼎、以享其考、而卽用以朝夕饗乃多朋友、自作之器也、此則尹命獸立功於成周、獻功而尹錫之、非自作之器、

故書官而不書氏、一燕禮兼用、一祭禮獨用、並可證、猷之考曰父庚、云々、惟以爵爲秬鬯二字合文、……吳中丞則爵爲一字、而無音釋、當在闕疑之例、己未四月、自松江張堰許氏、出海上藏家、以直昂無著錄、遂爲余獲、此亦金石緣也、旂鼎讓去、屢以爲憾、得此可稍慰矣景叔
此鼎爵字、維以爲確是爵字、唯下多一止耳、此種偏旁增減、古文時有之、簠齋以爲秬鬯二字合文、非也國維

なお猷の作器に爵二器、鼎一器がある。

＊猷爵　十六二・一六、二器、一器圖釋」積古五・一六　擽古一之二・四七　奇觚一八・六　貞松一〇・二〇　十六二・一六　周存五・一二〇　殷存下・二二　綴遺二二・二〇　三代一六・三八・三、四　小校六・七一
銘文六字、「猷乍父戊寶彝」。周存に「猷角卽史猷所作、與余藏史猷鼎、一人之器」という。

＊猷鼎　擽古二之三・九　筠清四・一七　窓齋六・四　奇觚一六・八　敬吾上・二七　周存二・四〇　三代三・五一・三　小校二・八九　文錄一・三四
銘文二二字、「□猷乍朕考寶隮彝、猷其萬年永寶用、朝夕鄉厥多倗友」と銘する。第一字は字形が明らかでなく、窓齋に先猷と釋し、「先姓、左氏傳有先軫、猷與狩守古通、左氏襄四年傳、猷臣司原、注、猷臣虞人、周禮有猷人、或以官名爲人名與」という。朝夕の語は大盂鼎に「敏朝夕入諫」、史𩛥彝に「其䢅之朝夕監」など初期の器にその用法があり、また「饗倗友」も共王七年趞曹鼎第一器、十五年第二器に「用鄉倗習」の語がある。この器もおそらく穆共期のものとみられ、字迹もその時期に近い。

三五、盂爵　郭氏の大系增訂本に「盂父于康王二十三年、似猶未死」とする前說を訂して、「今按盂父應早世、說見大盂鼎眉端妹辰解下、然此銘云初禕、仍以屬于昭世爲宜」という。その文は六一の補記に錄するが、「昧辰謂童蒙知識未開之時也、盂父殆早世、故盂幼年卽承繼顯職」という。文字の用義に適合しない解である。

＊盂卣　積微居九三に字釋一條があり、參考として錄する。
東字、貞松補遺中・一二文錄四・一七雙劍誃圖錄考釋八並釋爲東、于云、鬯係香草、故可稱東、按鬯酒以鬱金草爲之、鬯非草也、于說失之、余疑東象龜有頭尾四足之形、當與下貝字連文、謂龜貝十朋也、嘯堂下・七二載文姬匜云、丙寅子易龜貝、用乍文姬己寶彝、彼云龜貝、與此可互證也
盂卣蓋雙劍誃圖錄上・三三下銘文云、作旅𠙵、于君釋𠙵爲甫、愚按𠙵字既與他甫字形殊異、器爲卣而銘曰甫、亦於事理不合、殆非也、余疑𠙵卽今由字、說文無由字、……由卣二字古音同、此器銘乃假由爲卣也、虢叔旅鐘云、卣天子多錫旅休、假卣爲由、與此正可互證、盉銘多作盉本字、而史孔盉假和爲之、器名用同音假字、與此器正同也
龜東は嘯堂の錄するところをみても、その字を確かめがたい。また器名の卣に𠙵(由)を假借することがあるというも、𠙵は卜文の𠧪に最も近い字形である。

卷一下　第八輯～第一四輯

三六、北子方鼎　韡華己・一二に北子彝としてこの器を錄し、北を貊とする。その說にいう。「北、國名、北器見金文者甚多、考北當卽貊國、北貊音近相假也、韓奕、王錫韓侯、其追其貊、傳、追貊戎狄國也、說文、貉北方豸種、孟子言、貊五穀不生、漢書高帝紀有北貉、按左傳、王曰、肅愼燕亳、吾北土也、此亳亦卽北之假字、北亳聲轉、若秦本紀之亳、在西土、亦不得云爲北土之國矣、山海經、貊地近燕、滅之、按漢時謂朝鮮高句麗等國爲貊、當亦仍三代故稱、以漢書之說言之、貊國當在今關外地、而金文北器多出淶水、疑其國曾爲燕所滅、重器入燕、故出土在燕境內、山海經謂燕滅之、此亦其一證矣」。なお注記して、今も高麗に朴姓多きはその遺裔であるという。これはその師王國維の邶卽燕よりさらに北方に邶の地を求めたものであるが、當時の靑銅器文化が遠く東北においてこれほど高い制作技術に達していたとは考えがたい。北伯北子諸器は制作最も高雅、甚だ優品に富んでおり、古く殷の王畿文化に屬するものと考えられ、その出土地が河北北部に多いのは氏族の遷徙のあとを示すものとみられる。

＊北伯卣　分類圖錄A六一七に著錄、「此器三代誤以爲尊、小校誤以爲鼎、除此卣外尙有鼎・鬲、傳世又有北子諸器、亦邶國器」。これ歐米七七に著錄するところのものである。

＊衞姒段　衞關係の器には古く殷器と考えられるものに子衞爵殷窓上・三一　錄遺四三〇・四三一があり、

周初の器と思われるものに衞姒段錄遺一三七・一～八・一・衞姒段蓋錄遺一四八などを加えることができる。衞姒段は二器、器蓋合わせて四銘あり、「衞姒乍鬲□段」と銘する。鬲の字は食に從う。衞の字形は伯衞父盉の字に近い。また衞姒段蓋は文二行十六字、「衞姒乍寶隮段、子〻孫〻、其萬年、永寶用」という。字迹はかなり古いようである。

＊衞段（賀家村）　新出器。馬王村衞諸器補六と區別するため、賀家村の名を付してよぶこととする。「岐山賀家村西周墓葬」考古・一九七六・一の西周墓十座のうち、第五號墓から出土。「鼓腹圈足、高一五糎、器內底部有銘、衞乍父庚寶隮彝」。兩側附半環形獸首耳、有珥、口・圈足飾獸面雷紋、この墓群のうち一號墓はすでに盜掘を受けていたが、遺留の諸器は殆んど殷周期の精品で、器銘も庚・山などの圖象を付している。次にこの五號墓が古く、衞段の器制銘文は西周初期のものと認められる。父庚の器を作り東方系の族であることが知られるが、その器が岐山の古墓から出土しているのは一號墓との關係において考えるべく、一號墓の



衞　段



器群はその墓葬者が殷系の貴戚のものであることを推測させる。なおこの五號墓からは「羊庚茲乍其文考叔寶隣彝」と銘する鼎、三號墓からは「𤆍有嗣□乍齋鼎、□媵贏龍女」と銘する鼎、「白車父乍旅盨、其萬年永寶用」と銘する盨が出ている。

＊賢𣪘　著錄中その第四器に善齋圖六四をあげたが、通考三二一頁に「誤收之」とし、また善齋禮七・四九に對しては「仿刻甚精」という。善齋所收の器になお僞器僞銘が存するのである。

三七、　艅伯卣　冠斝收錄のものと異范のものに錄遺二六三がある。

＊小臣艅犧尊　器は殷器であるから考釋を略したが、他器との關聯もあるので一應餘論二・二五の說を略引する。「夒且、舊釋爲彝享、字形及文義皆未合、攷金文彝字甚多、……無作此形者、諦審此夒字、似是夔之異文、……盂鼎有夔字、右夔與此形亦相近、但彼上从頁無角、則是夔字、……是夒夔二字、並屬象形、……南宮鼎、在夒□貞山、……南宮鼎情事、與此尤相近」、「且當爲京之省、夒京蓋地名、下云征尸方、則上云省夒京、當與詩大雅常武、省此徐土、義同、……且上一字、亦與上夒同、夒貝卽謂在夒所得之貝、凡金文記錫貝、多繫以所在地名、如本卷天君鼎」。文末の肜日を五五日とよみ、「閏五月五日也」とするような奇僻な說もあるが、夒を夷方の地名、夒貝をその地の俘貝とするなど、的確な解をもみることができる。

三八、＊匽侯諸器　近年北京西南郊房山縣琉璃河鎭附近から七座の西周墓が發見され、うち六座は殉葬を伴うもので、工作隊によって「北京附近發現的西周奴隸殉葬墓」考古・一九七四・五として報告された。銅器はそのうち四座から合わせて禮器十九件、有銘のものはM52から匽侯の名のみえる復尊・

復鼎、M53から攸𣪘、M54から亞吴盤・𢦏史鼎などが出土している。晏琬氏の「北京遼寧出土銅器與周初的燕」考古・一九七五・五にその考釋と、燕史に關する論考がある。晏氏の北方文化論については、西周史略に若干の論及を試みておいた。

＊復尊　「腹部上下各飾一條變鈎的夔紋、其間再加兩道弦紋、通高二四・五糎、銘三行一七字」

匽侯賞復冂衣・臣妾・貝、用乍父乙寶隣彝　〓

＊復鼎　「直耳柱足、素面無紋飾、通高二一糎、銘三行一五字」

侯賞復貝三朋、復用乍父乙寶隣彝　〓

＊攸𣪘　「侈口有蓋、兩耳作象首狀、圈足下有立虎形三足、蓋飾四組鳳紋、鳳紋之間有突起的羊頭紋、圈足飾雷紋一周、通高二八・五糎、銘三行一七字」

侯賞攸貝三朋、攸用乍父戊寶隣彝　啓乍綨

＊亞吴盤　「破碎待修復、無耳、盤較深、高圈足、外壁飾目雷紋、通高一〇、徑二九糎」

亞中吴　母己

＊𢦏史鼎　「器殘破、待修復、器壁原經修補、器表又粘有麻衣痕、通高二六糎、銘二行六字」

𢦏史乍考隣鼎

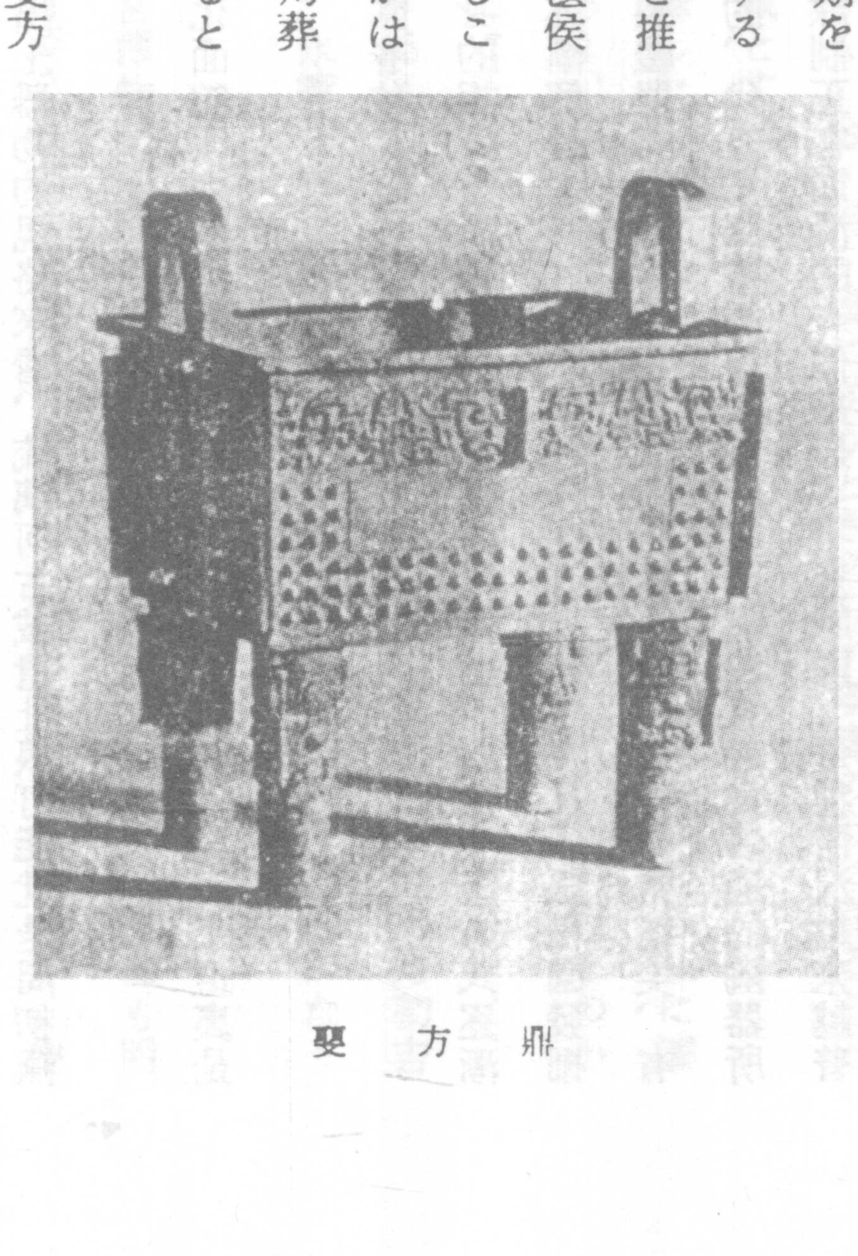
他にM50より「㽙　且丙」銘の尊、M52より匽侯の陽文銘の盾などが出土しており、無銘の禮器の類も少くない。これら一群の墓葬やその出土器によつて、匽侯の遠征に協力した諸族の消息やその經營の形態の一斑を推測するに足るが、殷の王族の後である〓形標識をもつもの、また聖職者たる

〓形標識をもつ政教二面の有力な氏族がその麾下にあったことが知られ、特にM53 54兩墓には二人の殉葬者があり、その墓葬の人が攸𣪘の攸、亞吴盤の亞吴とすれば、このような殉葬もまた殷人の習俗によるものと考えられる。

𢦏の諸器は赤塚忠氏の殷金文考釋中國古代の宗教と文化所收の四二附錄にその器目の集成があり、琉璃河墓のこの器も收められている。字はのちの豳にあたるものとみられるが、もと殷系の族であり、のち靜𣪘に𢦏師、趩𣪘に𢦏師としてみえるものは、あるいはその族が王畿に徙されたものであろう。殷周革命の際に殷の有力な氏族は各地の作戰や經營に驅使されて、四分五裂の運命に陷るのである。

報告者はこの墓葬と器群とについて、その時期を成康期とし、史實としては燕都を幽州薊縣とする舊說よりもこの地が實際に近いのではないかと推測し、また殉葬や臣妾賜與のことから、この匽侯も種族奴隸を所有したであろうとする。しかしこの殉葬八人のうち、一人が若い女性であるほかはみな未成年の少年であるらしいことが、奴隸殉葬說をとる報告者の解說になお問題を殘しているというべきであろう。

＊要方鼎　員侯吴盉の關聯器として近出の要方

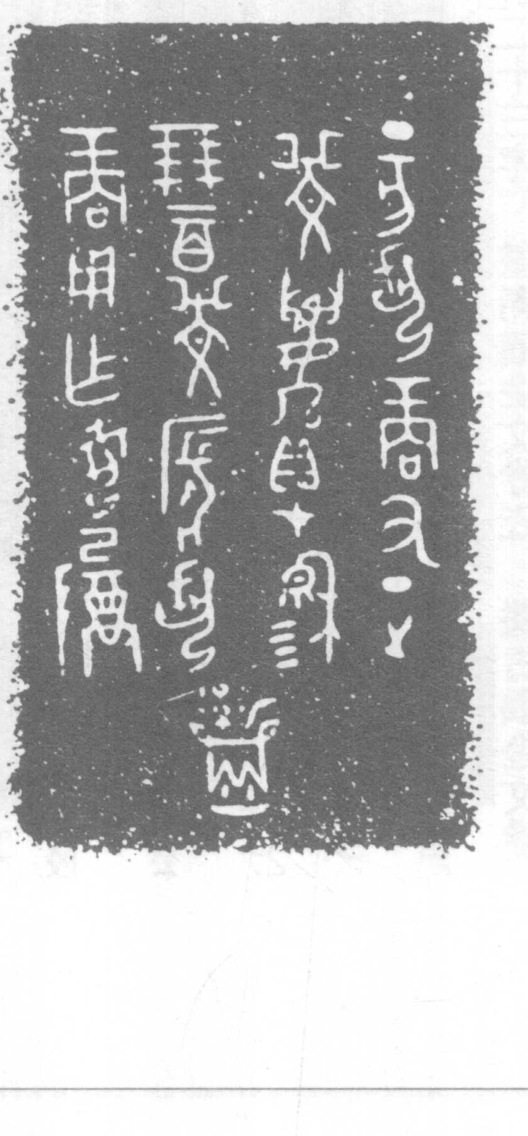


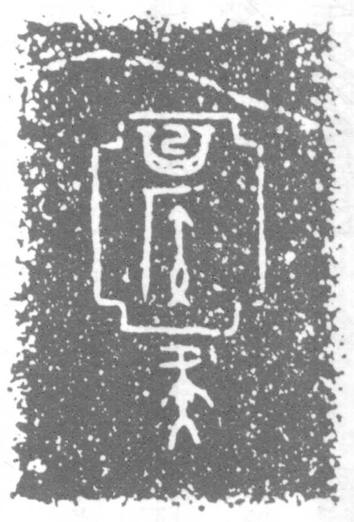
要方鼎

鼎を加える。要方鼎中國古青銅器選二九は一九七三年遼寧喀左縣北洞村山麓二號窖藏銅器坑から出土。器は器腹上層に饕餮、左右下の匡郭に乳文を配した方鼎で、高五一・七糎、重三一瓩、殷鼎の様式を保つ古器である。器腹に

丁亥、𠬝商又正要要貝、才穆朋二百、要展𠬝商、用乍母己隣

とあり、銘文の下に鑄字の象形字を標識的に加え、また器底に亞字形中に員侯、亞字下に吴をしるす〓形圖象標識を付している。𠬝鼎によると𠬝は彭に對して見事の禮を執っており、彭は彭女鼎・彭尊など殷器を殘している殷の雄族であるらしく、この員侯〓形標識をもつ𠬝は、殷系の貴戚にしてかつその隷下にあったのであろう。この器においては要がまたその𠬝から賜賞をえているのである。同坑出土の器に㚔父辛鼎・獸面蟬文鼎・龍鳳文罍・作寶隣彝𣪘などがあり、地表より半米ほどのところにならべられていたという。



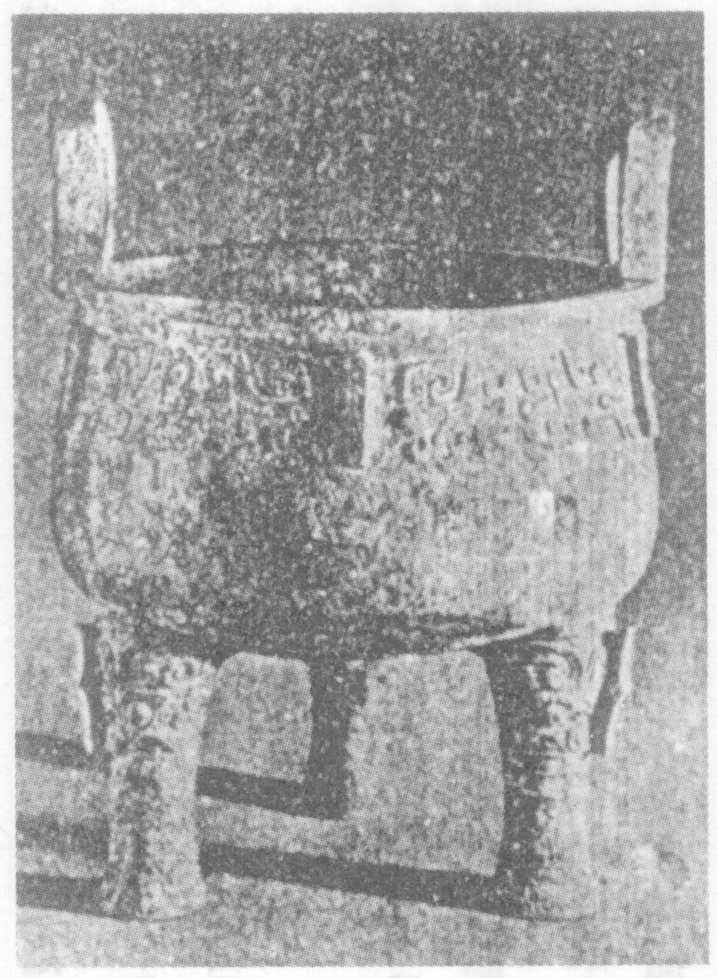


なお一號窖藏坑からも罍五器が出土したが、これらはすべて殷器で、その時期は殷虛早期に位置しうるものとされている。そのことからいえば、まず殷の勢力がこの方面にあつて、殷周の際に匽侯がその討征のためにこの地に赴いたものであろう。出土器については、考古一九七四・六にそ

の報告がある。

匽器は早く一八六七年北京郊外から曩侯亞吴盉綴遺・一四・二六が出土し、文首に亞字形中に曩侯、また亞字下に吴としるし、「匽侯易亞貝、乍父乙寶障彝」と銘している。

一九七三年から七五年にわたつて北京房山縣琉璃河西周前期墓地から出土したものもまた匽侯關聯器が多く、先年わが國で開かれた古代靑銅器展に堇鼎・伯矩鬲・乙公段の三器が出品展觀された。





堇　鼎

＊堇鼎　琉璃河黃土坡村二五三號墓から出土、高六二、口徑四七糎、重四一・五瓩、器制は大盂鼎に近く、完整な制作である。器腹內壁に二十六字の銘がある。文にいう。

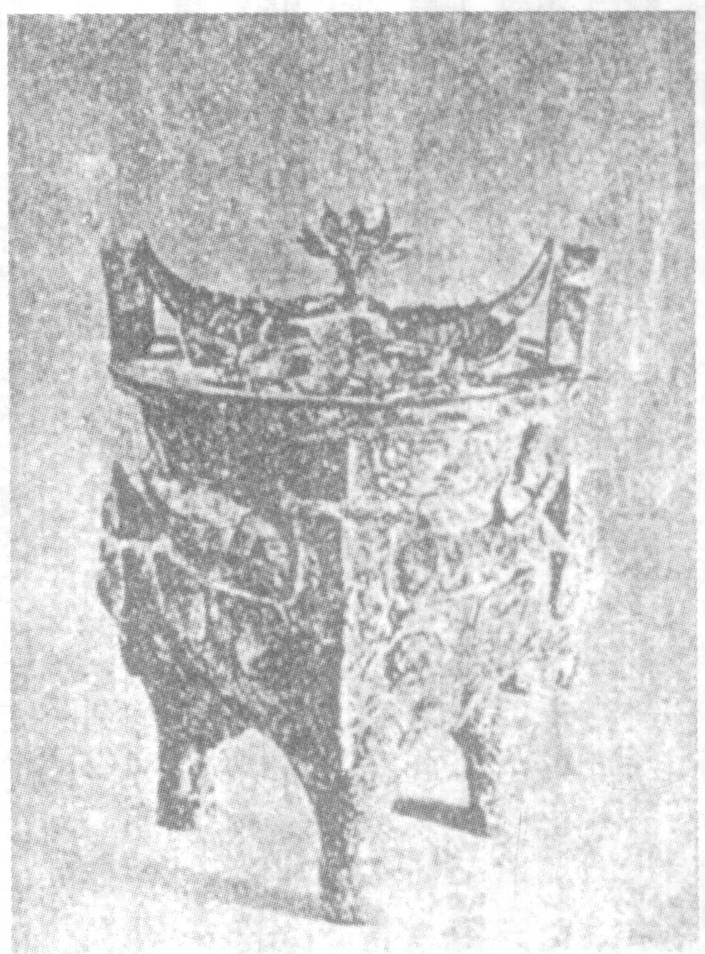
匽侯令堇饎大保于宗周、庚申、大保賞堇貝、用乍大子癸寶障彝　𤔲象

右の展觀の際に發行された圖錄である中國古靑銅器選に「這是北京琉璃河燕侯奴隷主貴族墓出土的比較大的鼎、銘文大意是、燕侯命令堇去宗周向太保奉獻禮品、庚申這天、太保把貝賞給了堇、周初任太保的是召公奭、封于燕、但居住在宗周、沒有去燕就位、召公的兒子旨是第一代燕侯、鼎的銘文就是記載燕侯旨委派堇向召公奉獻禮品、這是一件有關周初史實的重要文物」という解說を附している。文物一九七八・四にも同旨の論及がある。

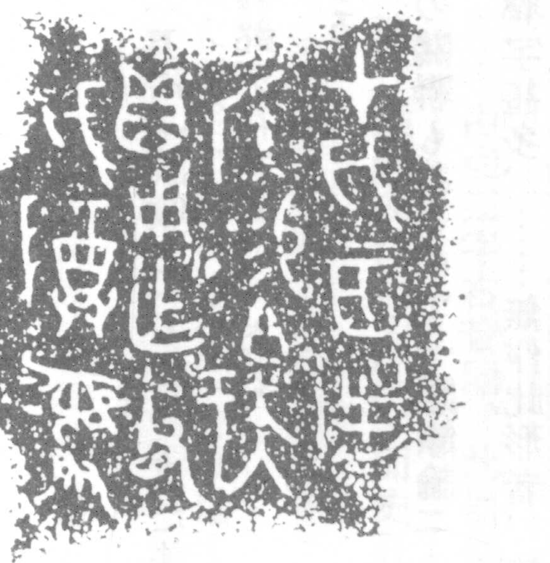
＊伯矩鬲　古靑銅器選二六。同じく房山琉璃河黃土坡の二五一號墓出土。器蓋に雄健な有角獸面を配した古色に富む鬲で、四行一五字の銘を附している。文にいう。

才戊辰、匽侯易白矩貝、用乍父戊障彝

父を父戊と稱しており、矩伯もまた東方系の氏族にして匽侯の軍に從つたものであろう。前器と同じ



伯　矩　鬲



巻六　補記篇　四四九～四五〇

く年月を記さず、ただ日辰のみを加えている。矩には「矩乍寶障彝」と銘する彝二器三代・一一・二〇があり、字樣は周初のものである。

＊乙公段　古靑銅器選二七。同じく黃土坡二〇九號墓出土。高圈足の段で器腹と蓋とに象文、雙耳鷙鳥、四足は卷鼻の象頭、圈足部に目雷文を飾る。制作の極めて優美な逸品で、器蓋にそれぞれ「白乍乙公障段」と銘する。四足高圈の器制は臣辰段に近く優雅な趣を加えているが、象文は身部が渦身狀をなすもなお身足の別があり、臣辰諸器と時期の近いものであろう。

堇鼎以下の三器については、また魯琪・葛英會兩氏の北京市出土文物展覽巡禮文物・一九七八・四にも論及されており、一九七二以來の出土器を北京地區考古工作中の一大收穫としている。遺址は商周古城址で、その北城牆は長さ八五〇米、城基は殷周の際に破壞され、墓葬は多く奴隷主のものらしく、殺殉と異穴隨葬者を伴うている。堇鼎の銘を「匽侯命堇饎太保于宗、周庚申、太保賞堇貝、用作太子癸寶障𤔲、𤔲象」と句讀しているが、宗周は連讀すべきところである。北京附近出土諸器について、執筆者は次のように結論している。

一、北京地區在周初屬于𠙶燕的領地、文獻中關于封召公奭于北燕的記載、是正確的



乙　公　段

二、從古城遺址的規模、奴隷主墓葬的集中和出土器物的規格來看、琉璃河古城遺址很可能就是周初燕國的都城

三、周初的燕國同樣是奴隷制社會、這裏的文化面貌與中原地區基本上一致又有所差異、說明了這裏是當時中原文化和北方文化交流的樞紐

またその後の奴隷制崩壞の推移について、松園春秋墓との關係を論じていう。

奴隷制在經歷了它的全盛時期以後、就往自身的相反方面轉化、從春秋時代開始、封建生產方式逐漸孕育生長、舊時經濟基礎和上層建築隨之而逐漸解體、一九五六年和一九五七年、在昌平縣松園發掘了兩座春秋墓、其中有一批新型的器物、陶製禮器鼎壺簋盤匜等、品種相當齊全、製作非常精美、有的還帶有朱繪圖案、禮器原來是用靑銅製作的、代表了森嚴的等級制度、而這時竟然爲普通的陶器所替代、管中窺豹、我們從這一角度看到了奴隷制正在崩潰的一個縮影、下及戰國、這種情況越來越普遍、懷柔的一個墓葬區、所埋葬的大多是平民、但是普遍都有這種陶製禮器隨葬、僅在一座墓中發現了幾件銅器、由此可見、戰國七雄之一的燕國和其他諸侯國一樣、當時正在經歷着一個社會巨大變革的劇烈動盪

文中の懷柔は懷來。その出土器については、敖承隆・李曉東兩氏の「河北省懷來縣北辛堡出土的燕國銅器」文物・一九六四・七に銅器六件が紹介されており、戰國早期燕國貴族の墓葬品とされている。燕の文化については、春秋期以後、その邊境的特殊性というべきものが考えられるので、奴隷制のような全體的な問題を、この地の陶製禮器によつてそのまま一般化しうるものではない。

巻六　補記篇　四五一～四五二

＊圉方鼎　中華人民共和國出土文物選一九七六・八にまた房山出土の圉銅方鼎文物選・二三を載せている。解説にいう。「炊器、口微收、有蓋、蓋有四紐、可倒置作盤、蓋內及器底內各有相同銘文三行一四字」。銘に

休朕公君匽侯易圉貝、用乍寶隮彝

という。文首にある休は休善の意とみられ、文は「朕が公の君なる匽侯の圉に貝を賜へるを休とし、用て寶隮彝を作る」とよむべきであろう。「朕公君匽侯」とは、圉がその陪臣であることを示している。器の出土情況が寫眞で示されているが、他に同出の器もあるようである。

＊伯盉　通釋四一八頁七行。その器影を古靑銅器選三五に錄する。器口圈足に顧龍文、器腹に蕉葉狀の虺龍文を飾る。

＊匽伯聖匜　匽侯諸器の他に匽公・匽伯の器があるも概ね後期に屬する。錄遺四九九に「匽白聖乍□匜、永用」という銘文を錄している。

四〇、＊寓鼎　寓鼎の二十八字銘と稱するものが韡華乙上・八にあり、君父段と同じく贖刑のことをしるすとしているが、それは未剔本による誤解である。攈古二之三・五〇・綴遺四・九・周存二・補遺等に錄するものはみな未剔、はじめ二行の文を殆んど缺いている。

＊大保戈　大保を標識的に用いる諸器通釋四二八頁に大保戈文革・一・八八を加える。解説にいう。「洛陽北塔龐家溝第一六一號墓出土、器身飾一獸首、長二四、寬九・九糎、內上一面鑄大保二字、別一面鑄鑄」とあり、大保卣と同じ銘である。

四三、＊■卣　上海三八に有蓋の器影がある。

＊■觚　癡庵二二・小校五・六六・三・錄遺三五九に著錄。文首に斷首形の圖象をしるし、「■乍父辛彝」と銘する。■氏の族のうち、斷首形圖象を用いるもののあつたことが知られる。

四五、■圜器　郭氏の大系新版にいう。「此■與別一■卣之■、當是一人、彼銘有伯懋父（見補錄）、乃成王時、故此■當屬于成世、本銘句讀有誤、以休王爲孝王、尤不確、今於句讀已改正、關於休王及土方等說解爲廢、賞畢土方五十里、正爲周初施行井田制之一佳證」。（舊于以下至邑里五十、二十九行全刪）。休王は通釋に論じたように康王の生稱であるが、郭氏の舊說のようにこれを孝王と解しては器物の斷代において大いに齟齬を生ずるのである。郭氏もその不當に氣づいて舊說を改めるに至つたが、それに代るべき新しい解釋を提出していない。

＊■伯毛鬲　■氏の器になお■伯毛鬲錄遺一〇八があり、「■白毛乍王母隮鬲」と銘する。王母とは■盤・■盉の「王母媿氏」の例によると、周室に嫁した夫人である。兩者の間に通婚の關係が存したとすれば、■氏は周室と異姓の族であることが明かであり、召氏姬姓說は誤であることが知られる。

四七、效父段　器の時期について唐蘭は穆王期說をとるが、文首の休王が康王の生稱であることからいえば、器はもとより康王期のものである。この種の渦身狀象文の器にはなお犨馬■段甲編・六・四〇があり、圈足部に蝸文を付している。故宮下・一六八は乙編七に著錄するものである。

文首の「休王易效父■三」の■は金文の金の字形の從うところであり鈞金の象とみられるが、燕耘氏の「商代卜辭中的冶鑄史料」考古・一九七三・五にこれを呂にして黃呂、曾伯■■の黃鏞、邾公華鐘の赤

鏞の鏞であると解して「早期金文中、呂字也塡實作■」といい、金・段の金文の字形がそれに從うものとする。黃呂は早く卜辭にもみえ、金璋五一一に「王其鑄黃呂、奠血、叀今日乙未利」とあり、甲一六四七にもその語がある。春秋期の莒國を金文に■あるいは鄘に作るから、黃鏞はまた黃呂に外ならず、吉金の色相をいう語とする。なお金璋の卜片に奠血の字があるのは牲釁の意で、安陽の鑄銅遺址中に牛坑があり、坑中に何ら他物を容れていないことからみて、その牲血を採るのに用いたものであることが知られるという。孟子にいう釁鐘の類である。燕氏の字釋中、■を呂の塡實の象とするのは一の見解でありうるが、■のときには「■三」のようにその數量をあげていう例かあり、黃鏞・赤鏞にはその例がなく、■は一定量の鈞金と解すべく、金・勻・段に從うとき必らず塡實の形に作ることをも考慮すると、■と呂・鏞はやはり異字別義とすべきであろう。

四八、＊雁公戣　雁公關係の器として戣を錄した。未著錄のものであるが、吳大澂手拓の拓帖に據つた。容庚氏の來翰に「雁公戣、銘僞刻」とあり、容庚氏はあるいは原器を目檢したことがあるのかも知れない。尤もその銘文と字樣に疑問のあることについては、通釋中にもすでにしるしておいた。

＊雁侯段　小校八・二三・三・錄遺一五八に錄するもので二十五字を銘する。文にいう。「隹正月初吉丁□、雁侯乍生□姜隮段、其萬年、子〻孫〻、永寶用」。雁字は雁公諸器の字と同構、字迹もかなり古いようである。

五〇、史頣段　著錄の史頣彝はいま北京故宮博物院に藏するが、器影は今まで知られず、器種も明らかでなかつた。唐蘭氏の「史頣簋銘考釋」考古・一九七二・五にはじめてその器影を載せていう。「史頣音指簋、現藏故宮博物院、外作獸面紋、腹內有銘文四行二十三字、筠清館金文卷五、攈古錄金文卷二之三著錄、幷稱爲乙亥彝、周金文存卷三稱爲畢公彝、三代吉金文存卷六誤爲史敃彝、此器久入清宮、外間不知究爲何樣器、孫詒讓古籀餘論甚至疑爲僞作、郭沫若同志在兩周金文辭大系中爲之辯枉、幷定爲康王時器、都是很對的」。器物が知られないのみならず、拓迹も明晰でないため文字の確かめがたいところもあつたが、眞器の在るところも知られ、また同制同銘の器が岐山賀家村から出土し、故宮の藏器も古くその地の出土であることが推測される。それで器名をいま史頣段と改めておく。

頣を唐蘭氏は音指とするが、その論據は次のごとくである。唐蘭氏は頣を臣舌に從う字とし、「說文作頣、在言部、訐也、从言臣聲、讀若指、桂馥說文義證、疑从臣聲、是錯的、段玉裁說是合音、卽音韵學家所謂陰陽對轉、臣字古韵在眞部、其韵尾爲n、……失去韵尾n、則讀爲至」という。金文の字は說文に求めるよりもむしろ金文に求めるべく、獻彝の「十枻不頣、獻身才畢公家、受天子休」、■卣「■弗頣王休異」、縣改段「其自今日、孫〻子〻、毋敢望白休」の頣・望はみな忘の義。すなわち臣は朢の省文であり、字は望・忘の音を以てよむべきである。說文にはときに古音古義を存するも、金文を解するには同時の資料たる金文によるべきである。

＊史頣段二　同銘の器が近年陝西岐山賀家村から出土、從來の故宮藏器と同制で雙器である。器の出土については長水氏の「岐山賀家村出土的西周銅器」文物・一九七二・六に報告があり、新たに考釋を試みたものに唐蘭氏の「史頣簋銘考釋」考古・一九七二・五がある。出土事情について文物にいう。

一九六六年冬和一九六七年春、陝西省岐山縣賀家村幾次發現西周銅器、……岐山縣京當公社賀家村

及其周圍地區、是周代的岐邑所在、這裏西周遺址範圍相當廣大、跨岐山扶風兩縣、縣延十多平方華里、文化層堆積豐富、灰層厚達一～三米、是我省歷來出土周代銅器的著名地區之一、賀家村西是當時的一個墓葬區、從現在取土濠溝的斷層上可以看到暴露的許多周墓和陶器如鬲簋豆罐等、并曾發現過銅器和車馬坑、本文報導的史䛁簋等銅器便是一九六六年一二月群衆在這裏取土時于一座周墓中發現的」該墓土壙竪穴、東西向長四・一米、寬二米、上距現在地表五・五米、在距墓底一米的地方有一周寬約〇・六米的二層臺、隨葬銅器依其大小排列在右側(南側)的二層臺上、墓底有板灰和紅土（硃砂）痕迹、出土有銅泡一百多個和戈矛弓形器、鑾鈴・蓋弓帽等車馬器和貝貨斂十枚」這次出土的銅容器有簋鼎罍角甗尊等十七件、其中有一些器物花紋精美、有的還有銘文

そのうち長銘のものは史䛁段の一器のみで、他には史逨銘の角と方鼎二器とがある。



史䛁段

史䛁段は「高一六・八糎、兩耳作獸首形、有珥、飾饕餮紋、器底有銘文四行二十三字」文物、字の配列も從來著錄のものと同じである。器制も同制同笵かと思われるほどである。文首の「乙亥、王誥畢公」は舊著錄では拓迹が明らかでないため「王賓畢公」と釋したが、新出の器によるとその字形は誥に作る。

巻六 補記篇　四五七～四五八

報告者は「王宴畢公」と釋するが形義に合わず、その字は近出の𫹗尊に「王誥宗小子𢍏京室曰」「王咸誥」とみえ、京室の禮に天に廷告する祭儀が行なわれ、また「王咸誥」ののち𫹗に對する賜與のことをいう。唐蘭氏は玉篇に告と廾に從う字があり、空海の篆隷萬象名義にその字に「語也、謹也」と訓するのは、爾雅釋言の「誥謹也」にあたり、「可讀爲誥是無疑的」という。𫹗尊に京室儀禮の前後に誥をいう例より推すに、誥告の義とみて誤ない。宴と釋しては𫹗尊の場合に通じがたいのである。



「占𢍏彝」を唐釋に「古于彝」とよんでいう。「古于彝的古字、過去也由拓本不清晰、釋爲召、或釋爲占、吳闓生讀爲佔畢之佔和兒笘之笘、均不確、新出的簋作古字、也是很清楚的、古于彝和宋代出土的中方鼎説埶于寶彝嘯堂上・一一、清宮舊藏的縣改簋説肆敢陳于彝三代・六・五五以及禮記祭統所載的孔悝鼎銘説、施于烝彝鼎、都是同一文例、……肆與古同義、爾雅釋詁、治肆古、故也、可證、……那末、古于彝和肆于彝有爲之于彝、陳述之于彝的意思、……施于烝彝鼎的施、和肆也是一聲之轉」。唐氏が論證しようとする肆古同義説は、縣改段においては肆は故で承接の語、「陣于彝」が施銘の義の字であるが、その訓義の論證は行なわれていない。

字は㠯に作る。思うに卜文の㠯は卜文金文の古と字形はるかに異なり、古は干を以て載書の象である㠯の上に加え、これを固閉して固く護る意象を示す字である。いま新出の器銘によってその字形が確かめられるが、その字は卜辭に「㠯王事」という㠯と同形、「㠯王事」とは載王事、㠯は載行の義である。㠯が載の音であることは、𢦏・在の從うところがみな㠯であることからも知られ、「㠯𢍏彝」とは從って彝銘に載せ記す意であろう。㠯はもと祝告盟誓の際のことであるが、その誓約に從うことを載行といい、その書を載書という。「㠯𢍏彝」とは彝銘に加えてこれを神靈に告げる意である。ゆえに下文に「其𢍏之朝夕監」の語を以て結ぶのである。

唐釋にまた器の制作の時期について推論し、康王即位の禮のとき、長命を以て知られる召公はなお在世したが、畢公高は他の諸臣とともにすでに第二代に入る人とみられ、本器にいう畢公は畢公の子輩の人で、器にいう乙亥とは漢書律厤志にいう康王十二年六月戊辰朔三日庚午、それより第六日で六月九日であるという。しかし年月をしるすこともない器銘によってこのような推斷を試みることは、もとより避けるべきである。新出の器によって銘文を改めしるすと、

乙亥、王誥畢公、廼易史䛁貝十朋、䛁㠯載𢍏彝、其𢍏之朝夕監

と釋すべく、「乙亥、王、畢公に誥ぐ。廼ち史䛁に貝十朋を賜ふ。䛁、彝に載す。それ之の朝夕において監せよ」とよむべきであろう。史䛁は畢公の受命の禮に與かつて、賜與をえたのである。史䛁段とともに岐山賀家村から出土したものは十數件、饕餮文分當鼎の尹丞鼎は旅鼎に近く、また形制花文銘刻を同じうする史逨方鼎二器、同じく史逨の名をもつ鳳文の史逨角、その他饕餮文大鼎は器制大盂鼎に近く、銅勺を伴う提梁卣・夔文罍、用途不明の龍首四足器などがある。

巻六 補記篇　四五九～四六〇

また一九六七年三月初、賀家村の人々が水渠を補修しているとき、地下四〇糎のところから牛形酒尊が出土したが、それは約〇・五米の方形竪坑の中に放置されていたものだという。出土文物選二五に銅牛尊として錄するものがそれで、報告者は西周初期の器としている。文物選の解説にいう。「高二四、長三八糎、一九六六年陝西岐山出土、酒器、牛昂首前伸、張口爲流、蓋有環紐與器身相連、上飾立虎、牛尾下垂爲柄、牛身飾夔紋」。ただ制作に周初雋鋭の風なく、史䛁段と同出器が全體として成康期に位置しうるのに對して、この器はいくらか時期の下るものであり、かつその出土情況からみて墓葬品でないことも前器群のそれと異なる。半米の方坑にこの器一個のみが窖藏されていたという理由も、理解しがたいところがある。鳥獸犧尊としては甚だ異色のある器である。

五一、𢑚方鼎　　ブランデージ・コレクション　著錄ブ氏二九

五二、宜侯矢段　郭氏の考釋に引く尙書君奭の「天惟純佑、命則商實、百姓王人罔不秉德明卹」の文の句讀について、郭沫若の論集三一〇頁附注に訓義を改めていう。「此語古人未得其讀、今已改正、命則商實云者、命猶賜予、則謂法則、商同賞、……賞實謂使之殷實富庶、此語與大雅烝民、天生烝民、有物有則相近」。すなわち天がこれに法則を賜うて、殷實富庶ならしめる意とするが、なお文義において順適としがたい、則はやはり承接の語であろう。

五三、叔德段　　德段とともに分類圖錄A二一九・二二〇に著錄。「王易叔德臣嬗十人」を陳夢家氏は臣嬗十人と釋してその身分を論じている。

臣嫿十人、乃是一種賤吏或奴隸、嫿說文訓爲遲鈍、乃引伸義、其初乃是人的身分、或作臺、左傳昭七記十等人中有僕臣臺、服虔注云、臺給臺下微名也、昭七又曰、是無陪臺也、韋昭注楚語云、臣之臣爲陪、……方言三曰、儓、農夫之醜稱也、南楚罵傭賤謂之田儓、郭璞注云、亦至賤之號也

また「此器花文與武王時的天亡段相似、應是成王時器」というが、これも渦身狀の變樣象文であるから、康王期に入るとみるべきであろう。

五四、德方鼎　馬承源氏の「德方鼎銘文管見」文物・一九六三・一一に、郭釋に征を「在此有等候之意、與遲字有等候意同例」、また福を「福者胙也、祭祀之酒肉也」とするのに對し、福は祭名であり、「銘云征武王福、不必就是致福、歸（饋）福的意思」として福を祭名とする卜辭の例をあげ、「所謂征武王福、也就是征福于武王的意思、卽對武王用福祭」という。征は卜辭では祭祀に關して用いる字で征隣・征彡・征屮・征御などの語例があり、また甲骨金文を通じて徙遷の意に用いるときにも、みな祭祀に關している。征は時處にわたつて用い、また侍候の意に用いることもあつて、必らずしも一義に限るべきでない。ここでは王自らその祭祀に臨むことをいう。咸までは王のそのような祭祀行爲についていうとみるべきである。

＊德鼎　古青銅器選三一に著錄。「口沿下飾獸面紋、兩旁並配置龍紋、足飾虎首紋、柱足和器內底相連接之處有一段凹陷、並增加一圈厚度、這樣鑄造方法、是爲加固器腹和柱足的連接處、康王時代的大盂鼎也是沿襲這種做法」、「四件德器、以此鼎爲最大」という。器足連接の技法の上から、德鼎と大盂鼎との關係に論及している點が注意される。

五六、＊耳段　耳の作器と考えられるものになお段があり、錄遺一四五に著錄。「耳□蔑乍𢑚□□各辥乙□□癸文考□、永寶用」と銘する。この銘は缺字のところは器に缺損があり、のちその部分を補塡した僞銘が出て問題となり、郭氏の金文續考二〇にその竄綴のあとが明らかにされた。なお郭氏は文首の字を國とよみ、「國氏乃齊之望族、則此器蓋宗周時齊器也」としているが、字形は耳尊の字と近く、同じ作器者のものであろう。器はすでに毀滅しているものと思われる。

五七、最段　銘文の訓讀を加えておく。「これ正月初吉丁卯、最、公に徃く。公、最に宗彝一肆（肆）を賜ひ、鼎二を賜ひ、貝五朋を賜ふ。最、公の休に對揚して、用て辛公の段を作る。それ萬年ならんことを。孫子、寶とせよ。」

五九、＊癸子方彝二　分類圖錄A六四八に著錄。あわせて癸子諸器、方彝・尊・卣・盤・盉二・鼎・鬲・段二の器目を列している。

六〇、麥盉　周存五・六一に盉の蓋銘として「乍寶隣彝」の四字銘を出だし、「此銘器蓋連讀、與李山農藏卣相同」というが、文は必らずしも器蓋連讀しうるものでなく、また著錄にこの器の蓋銘を出すものがない。周存に器蓋兩銘連續の例とする農卣三代・一三・四二も器文の末は「對𩱦王休従」、蓋銘は「乍寶彝」であるが、これも文義承接するとはしがたいものである。

＊麥尊　「雩王才厈、巳夕」の厈は、睘卣・睘尊・趞尊等に「王才厈」という厈と同じく地名とする說が行なわれているが、于省吾氏は文選に「卽岸字」とする說を早く試みており、のち「讀金文札記五例」考古・一九六六・二にその岸初文說を述べている。その證として麥尊の「雩若翌日、才璧雝、王

乘于舟爲大豐禮、王射、大龏禽、侯乘于赤旂舟從、死咸、時王以侯內于寢、侯易琱戈、雩王才厈、巳夕、侯易者𢦔臣二百家」の文を引き、文錄に厈を岸の初文と釋する說を是とする。于氏は麥尊にいう辟雍儀禮を解して、「先言雩若翌日、王在璧雝、王乘于舟爲大禮、下言雩王在厈岸、中間並無其他記日、是王在璧雝與王之乘舟、王之在岸、均爲同日之事、所謂乘舟、係在璧雝的環水中、所謂在岸、係在璧雝的環水岸上、均已明確無疑」とし、睘・趞の器にいう在厈もこれと同しく、また盠駒尊に「王初執駒于厈、……則西周前期的統治者、關于馬政執駒之禮、係在璧雝環水的岸上行之」と解し、このことは古代禮制の缺佚を補うべき事實であるとする。しかし睘・趞の器には辟雍のことを言わず、盠駒尊の執駒の禮を辟雍環水の岸上において行なうとするのも不審とすべく、于氏のいう辟雍儀禮に關する確實なものはただ麥器のみである。麥器の厈は、字を广に從う形に作ることからいえば建物の名と解すべきように思われる。おそらく巳夕の禮もそこで行なわれたのであろう。

六一、大盂鼎　李平心氏の「大盂鼎銘女妹辰又大服解」中華文史論叢第五輯、一九四六・六は鼎を衞器、作器者を康叔の孫孝伯とする說を述べている。その要にいう。

妹辰卽古衞國的別名、書酒誥、明大命于妹邦、妹邦卽衞國、亦卽沬邑、亦卽鼎銘之妹辰、妹與沬衞古相通假、辰卽大辰、亦卽易未濟、震用伐鬼方、及震卦之震、史記殷本紀之振、震・振・大辰並卽商祖王亥的別名、」衞國本爲商都所在、名爲妹辰、與史實相合、鼎當是衞器、作器者當是衞康叔之孫孝伯、盂殆卽孝伯之名、王殆卽周康王、鼎銘稱盂祖爲南公、南公實是康叔封、」衞有南公氏、鼎銘與酒誥、正互相證發、」盂鼎據說出土於鳳翔、這有兩個可能原因、一是衞亡、鼎遷於秦、一是孝伯盂曾奉命征伐西戎鬼方、長期駐節於雍、盂決非周人或秦人、從銘文不難推斷

銘文によると、盂は東方殷系の氏族で姬姓の衞侯ではなく、またもと殷系の氏族であるゆえに、王の訓誥として、銘の文首に殷の滅亡がその縱酒敗德に由るものであることをいう。この一事を以てしても、李氏の妹辰衞邦說の根據のないことが明らかであろう。

六四、小臣宅段　韡華己・一六にいう。「西周初葉器、同公周公卿也、同國又見鄭同媿鼎、豐卽豐鎬之豐、戈上疑古宁字異文、說文宁、辨積物也、象形、據說文誼、宁字誼當通貯、貯戈或言藏貯之戈、九昜、昜通揚、詩干戈戚揚、禮樂記弦歌干揚、注鉞也、王下字不可識」。豐の例證として大保玉戈銘斷代五・通釋七八九頁をあげている。同氏の器には同卣・同段があり、同卣では矢王の賜與を受けて父戊の器を作つている。小臣も殷系の職であるが、この宅段にみえる同公はその地位勢望やまた時期の上からも、也段にみえる同公であり、周公の後である。字釋のうち宁と釋するものは干、九は上屬、昜は陽にして赤金の類であろう。王下の字は出入とよみ、逆造と同意である。

六七、師旂鼎　帶釋三八に方䨣の䨣を回歸の意の動詞としていう。「洹子孟姜壺云、齊侯女䨣、聿喪其段、郭云、䨣齊侯女名、卽孟姜、按䨣不是人名、在這兒也假借爲歸、婦人謂嫁曰歸」、「這大槪是師旂從王征于方、歸來後、就使弘告于伯懋父的」。思うに孟姜壺銘は、孟姜の舅の公葬を行なうことを齊侯より周室に請うことをしるしたものであるから、その請告を爲すものの名をいうのは古禮に合するもので、ここにもし嫁歸のことをいうならばその家の名をあげるべきであろう。請告の資格は齊侯の女としての身分である。從つて洹子孟姜壺の文を證として、この器銘の䨣を回歸の意とすることは

できない。

零釋にまた叕古を繭の辜権の量と解していう。「叕疑假爲繭、説文糸部、古文繭、从糸見、古代交易賞罰、往々用絲、墨子非樂上、湯之官刑有之、曰其恒舞于宮、謂之巫風、其刑君子出絲二衞、小人否、銘文古三百寽、郭氏以今爲今寽、頗不詞、按古三百寽的古、爲辜権之意、卽約略三百寽的意思」。銘文にいう叕古三百寽は、贖罪の貢として提供を命ぜられている。叕は絲に從う字であるから、叕古とは絲束というのに當る語であろう。

「義敉𠭰厥不從厥右征」について零釋に「容庚云、義宜也、猶書康誥、義刑義殺之義、敉卽播、放也、𠭰義如徂、往也、徂今相對、按敉應該釋爲播遷或播棄」という。「宜しく播りて𠭰くべし」と訓むことになるが、下文との意味の脈絡をえがたい。またこの銘のいうところを、古代の約劑に關するものありとしていう。

鼎銘所謂厥右・中史・𧶠、都和古代的約劑有關、散氏盤、厥左執繧史正中農、兩从盨、厥右兩从、按古時的契劵分爲左右兩片、所以有厥左厥右的記載、周禮春官大史、凡邦國都鄙及萬民之有約劑者藏焉、以貳六官、金文所謂中史中正、當卽大史一類的官、鼎銘之𧶠字、假爲質劑之質、質要也

周氏の零釋に載せる文はかなりの長篇であるが、その要とするところは、䢜は回歸の意、叕は繭、古は估略、厥右は契約上の右劵を執るもの、この文において罰せられているものは師旂の衆僕であって師旂その人ではない。また衆僕の地位は封建社會の農奴より低いものではない、などの數點である。思うに器銘における受罰者がもし師旂ではなくその隷下の衆僕であるならば、その對象たるものがこのように不特定多數の形で表現されるはずはなく、その責任も明確にされない。たとえば奴隷の移籍の場合にも、その名を銘文上にしるすのが例である。器銘は衆僕の統率者としての師旂の軍律上の責任を問うものであり、これに對する伯懋父の裁定の履行責任者として、師旂の器にそのことが錄せられているものと思われる。銘文はその裁定を宥命として謝する意味を含むものであろう。

＊旂鼎一　韡華乙上・一八にいう。「右旂鼎文十六、商器、旂人名、此器紀商代諸侯錫其臣以僕之事、按周禮大司馬所屬有大僕祭僕御僕隷僕等官、隷僕下士二人、掌埽除糞洒之事、恐卽是器所錫者之類也、此器可徵殷代官制矣」。銘末に𠭯形標識を付するも、もとより殷器ではない。また臣僕を賜うのも主として宗教的な意味のもので、かりに周禮の職を以ていえば祭僕に近いものである。

七〇、＊犾觥蓋　犾の關聯器として犾觥蓋を錄する。周文氏の「新出土的幾件西周銅器」＝文物・一九七二・七に報告されており、扶風法門の農地からえたという。「蓋長二三、頭部高一一糎、脊負一螭、正面爲一翹鼻怒目的兕面、尾爲一饕餮面、兩側面飾顧尾夔龍紋、底塡以細雷紋、是一件難得的藝術珍品」。蓋内の銘は四行一六字



吳圖象　犾駿、弟史遺馬、弗ナ、用乍父戊寶障彝

圖象標識・作器者・父の廟號・字體などすべて犾殷と同じであり、同じ作器者のものである。犾殷は王の南征に從ったときのものであるが、この器もその際のものであろう。

周氏は弟を叔、遺馬を詩書にいう趣馬、また弗ナを輔佐とよみ、文意を「犾駿叔擔任遺馬之職、輔佐昭王南征、用作父戊寶障彝」と解する。犾駿叔を人名とし、史を事にして擔事と解するのであるが、叔は弟である。また趣馬・輔佐の解にもみな問題がある。犾殷には

犾駿、從王南征、伐楚荊、又得、用乍父戊寶障彝

とあって作器の理由が備わるが、觥蓋銘は周釋では作器の事情が明らかでない。駿は駿從であり、そのことがすでに事功の一である。遺馬は馬乘を調達してその用に供したことをいうものであろう。史は使役、「弗ナ」は「弗左」、「不有差忒」の意とみられる。犾に御從の功があり、また弟にその用馬を調達する功があり、これによって賞賚をえて器を作ったものであろう。文は

吳圖象標識　犾、駿す。弟、馬を遺らしめしに、差はず。用て父戊の寶障彝を作る。

とよむべきであろう。犾はその圖象や廟號からみても殷系の族であることが知られるが、馭馬のことを以て周室につかえていたのであろう。

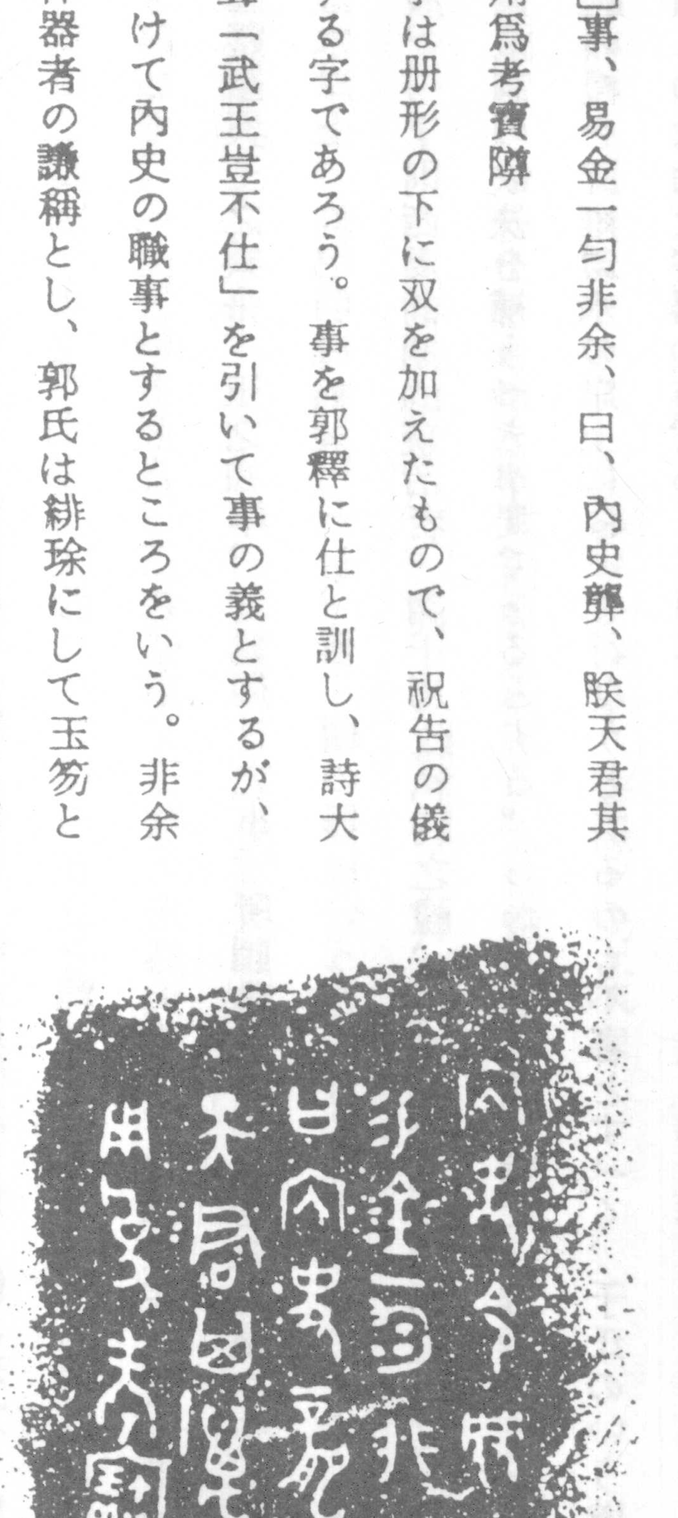
七一、＊厲侯玉戈銘　陳氏の斷代に「陶齋吉金錄八四頁著錄、記曰、此器有銘二十九字按實二十七字以銘文觀之、當爲西周之器、劉師培有考」と陶齋の文を引き、また「劉考未見」という。その文は劉申叔先生遺書にも收めていないようである。

＊中方鼎二・三　韡華乙上・二一に虎方尸方說がみえ、「尸方阮釋虎方、按不類虎字、王宜人甗、王宜尸方、金文夷字皆假用尸字、此文之虎方、必尸方之譌、宋人撫本稍譌其形、阮遂誤釋虎也、古謂南方東方之外族曰夷、如淮夷之稱是矣」というも、虎方は卜文金文にみえる族邦の名である。また文中の字釋について、「貫字射字圃字、舊釋承宋人所釋、皆不甚確、愚謂貫字似庸字、射字似豦字、較爲相近也」というが、いずれもなお確釋としがたい。

七二、＊内史鼎　天君關係の器として、内史鼎を加える。器は舊北平圖書館藏。頌齋吉金圖錄一、郭氏の彙攷續編「釋非余」に著錄、貞松補遺上・一一に内史鼎として錄する。器制は頌齋に「通耳高六寸七分……腹有弦紋二、色黑、上截紅綠斑駮」とあり、銘文五行二六字。文にいう。



内史鼎



内史令□事、易金一勻非余、曰、内史龏、朕天君其萬年、用爲考寶障

未釋の一字は冊形の下に双を加えたもので、祝告の儀禮を意味する字であろう。事を郭釋に仕と訓し、詩大雅文王有聲「武王豈不仕」を引いて事の義とするが、□事とつづけて内史の職事とするところをいう。非余を頌齋に作器者の謙稱とし、郭氏は緋琭にして玉笏とするが、比櫛簪笄の類であろう。龏を頌齋に休、郭釋

に供とするが、金文の用義は概ね恭敬の意である。文は「內史、□事を命ぜられ、金一勻・非余を易ふ。曰く、內史龏しめよと。朕が天君、其れ萬年ならむことを。用て考の寶隮を爲る」とよむべく、內史が天君より職事を命ぜられ賜與を受け、かつ優渥の語を賜うたので、對揚して天君の萬年を祈り、乃父の祭器を作ることを述べたものであろう。時期は休天君諸器と近いものと思われる。

＊天君鼎　天君の名のみえるものにまた天君鼎がある。

著錄　日本三・一八七「攈古二之三・三五・三六　愙齋五・一四　簠齋一・一三　奇觚一・二　從古一三・八・九　殷存上・八　綴遺四・三　三代四・四・一　小校二・九四」　韡華乙上・一八　文錄一・三九　文選一・四〇

器は京都小川睦之輔氏蒐集品。高さ約二三糎、器腹に大きな饕餮文を飾る立耳三柱足鼎で、器制は旅鼎・臣辰父癸鼎・匽侯旨鼎などに近い。銘五行二五字

丙午、天君鄉□酉、才斤、天君賞厥征人斤貝、用乍父丁隮彝　圖象

とあり、銘末にいわゆる天黿形圖象を付している。綴遺に「西淸古鑑二七・五・六所載癸亥敦銘、與此略同、應是一人所作、積古齋款識卷五・三三、父丁彝以此爲彝、文字並多闕誤」という。西淸の器はその釋文に「子孫圖象癸亥我孫君饗敦酉庚貝九正斤貝、用作父丁隮彝」とあるものであるが、僞器僞銘とみられる。天君を徐同柏は天子の義とし、天子大饗の禮をいう文と解しており、舊釋は多くその說に據つているが、天君はおそらく太后を稱する語であろう。ただこの器はその器制字樣からみて休天君關係のものより時期がいくらか早いものとみられ、羅氏の殷文存にはこれを殷器に屬しているほどであるから、銘文の天君は休天君と同じ人を指すかどうか定めがたい。韡華に鄉下の二字を作器者の名とするも作器者は斤。斤は地名であるが、またその地を名とする氏族であろう。韡華にその地を漢志琅邪郡計斤の地で莒子の起るところ、器は殷器にしてかつてその地に東征の役があつたとするが、器はおそらく成康期のものと思われ、その地で行なわれた饗禮に奉仕して賜賞をえたものであろう。このとき天君と稱するものは、あるいは王姜であるかも知れない。

天君の稱はまた近出の遹盂補一三にもみえ、「君才𨛭、卽宮」「天君史遹事須、遹敢對揚、用乍文且己公隮盂」といい、これは器の時期からみて一應昭穆期の天君諸器として扱いうるものであるが、また近出の公臣段にも天尹・天君の稱があり、その文中には虢仲の名がみえていて孝夷期に下るものと考えられる。すなわち天君の稱には成康期・康昭期・昭穆期・孝夷期にそれぞれ天君と稱するもののあつたことが知られ、このうち康昭期の天君は休天君、すなわち休王康王の夫人にして太后たりし人であろう。

＊穴尊　氏氐殷周LⅢ・D三〇に虺龍文の瓿を揭げ、その口沿にこの銘の刻文が加えられているが、もとより僞刻であろう。

＊夾卣　周存五・說三に「丑卣、或釋叉、有蓋、余未得墨本」という。愙齋・綴遺・三代など、みな器蓋二銘を收めている。

＊保侃母壺　三代は蓋銘のみであるが、錄遺二三二に器蓋二銘を錄している。

＊叔毘方彝　王姒關聯諸器の一として、叔毘尊とともにこの方彝を錄しておく。器は洛陽馬坡村南より出土、一九六〇年に收集された。報告者侯鴻鈞氏はいう。

這件銅方彝是在洛陽馬坡村南出土的、與矢令方彝的形式大小差不多、通高三三、寬一六、橫長二一糎、重七・七五瓩、通體以回紋爲底、饕餮紋爲主體、底部附有兩組夔鳳紋、蓋和器角均有棱脊突起、蓋鈕紋飾布局謹嚴、刻劃精致、器身和蓋內有相同的銘文各一組、每組十二字、文爲

叔□錫貝于王姛、用乍寶隮彝

從器形及銘文看來、這件銅方彝應屬于西周時期遺物、現陳列在洛陽市博物館內文物・一九六二・一

器は報告者のいうように令彝に近い器制のものである。銘文は書道四三にあげるフリア藏のものとは異なる。字迹は保侃母段よりもすぐれ、康王期に入りうるものと思われる。この王姒と休天君とは、同一人である可能性もなしとしがたい。すなわち康王在世のときに王姒と稱し、康王の沒後に天君・休天君と稱したとも考えうるのである。

七三、＊溓姬段　令鼎にみえる溓仲の關聯器として、溓姬段をあげておく。著錄考釋に攈古二之二・十一　筠淸三・五二　愙齋九・三　三代八・一　小校八・三　拾遺下・一四　餘論二・一九　文錄三・一七がある。文に

溓姬乍父辛隮段、用乍乃後□孫子、其萬年永寶

とあり、溓は慧・豐・雪などとも釋されている。拾遺に「元和姓纂十二霽、惠姓云、周惠王支孫以諡爲姓、戰國惠施爲梁相、是惠出于周爲姬姓、故惠氏之女亦稱惠姬、不必釋爲左傳畢原豐郇之豐也」といい、餘論では字を溓と改め釋している。文字は穆王期の緊湊體に近いものである。

七五、貉子卣　分類圖錄A六二六に著錄。A. F. Pillsbury 藏器。陳氏は器の眞僞を論じていう。

前曾數次審驗皮氏所藏器、決定蓋是眞的而器是僞的、原來在淸宮時、此卣共一對、其中一眞西淸・一五・九一僞同・一五・一一、出宮後、李宗岱得眞蓋僞器、卽皮氏今所存者、潘祖蔭得眞器西淸・一五・九商周・六七〇　周金・五・八八・a　三代・一三・四〇・五、而西淸一五・一一之僞蓋、今不知所在、潘器失提梁、與李蓋字體行款相同、李・皮之器及失去的僞蓋、銘文仿刻眞器而有譌誤、花文形制亦與潘器李皮蓋稍有不同

器銘記王至於呂地畋獵、牢圈野獸於山谷之間而捕獵之、以所獲之鹿賜貉子、作器者因受賜鹿的殊賞而作器、並圖象鹿形於此器上、如此銘文內容與文的飾相照應之例、實所罕見、本集A二三三命段記王在華山行獵而賞命以鹿、是金文中錫鹿的僅有之例

夢續二〇己侯貉子段與此器是一人所作、該器花文是康王時流行的大鳥、因定此器於康世

論旨は斷代にいうところと同じ。鳳文・鹿文の流行は當時の宗敎的觀念と對應するものがあるとみられ、詩篇にもその反映をみることができる。

＊洛陽北瑤村諸器　貉子卣と同樣の手法による浮雕狀の兎文をもつ觶が洛陽北瑤の西周墓から出土、考古一九七二・二に報告されている。一九七一年五月、洛陽舊城東北二里餘の北瑤村南の西周墓が發掘され、槨下に朱砂あり、棺下の腰坑に殉狗を埋めた古式の墓葬である。その墓中から觶のほか鼎・段・卣・尊・斝・觚・爵二等が出土、卣・觚には「登乍隮彝」の銘がある。西周前期の器制とみられるもので、觶の兎文もそれより甚だしく時期の下るものではない。報告者はいう。

隨葬銅器的形制和花紋、都是殷末西周前期銅器上所常見的、唯獨兎紋較爲罕見、這種寫實性的動物形象花紋、亦曾見于貉子卣的臥鹿紋、而貉子卣是康王時候的銅器

同出の卣の器制は貉子卣よりも古く、觶もまたその時期のものとすれば、この種の浮雕的文様の手法は、その由來するところの古いものであることが知られる。

七六、命毁　分類圖錄A二三三にこの器を錄し、「器高二四・一、口徑二一・六、器蓋同銘四行二八字」、時期については「約昭穆前後」とする。シカゴ美術館藏。その銘と器制についていう。

由銘文、可知十一月中、王與命獵於華山、因錫命以鹿、命作此器以與倗友共饗、毁假作餉、說文訓曰餉也、此銘的特點有三、一、記王才華、僅見、二、記錫鹿、亦見貉子卣A六三六、三、末句由A六二六可知獵後錫鹿、則鹿是當時所獲、故王才華當是行獵於華山

倂古二・六二器形制、花文與此極相似、此器口沿下爲分尾的長鳥而圈足上爲顧龍、二式並見一器、與中𠂤父組同具二式相類、詳A一六二、分尾長鳥流行於康世、顧龍流行於共世、則此器應在昭穆前後

附耳高圈、有蓋の毁で、器制としても例の少いものである。文字は穆王期の緊湊の體に近い。

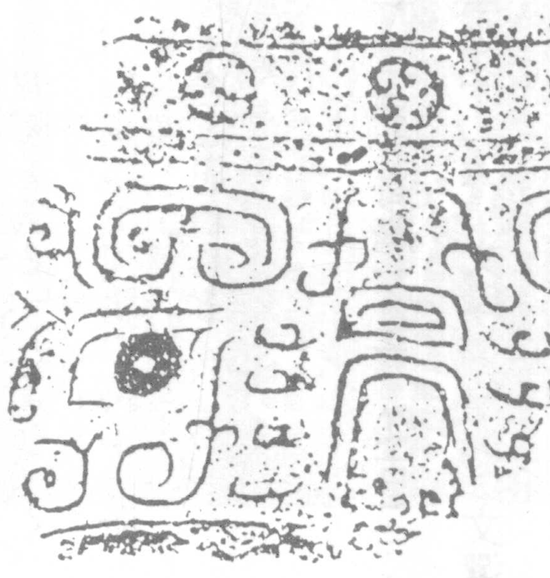
巻二一　第十五輯～第廿一輯

七九、＊班毁　班毁は西淸古鑑一三・一二に周毛伯彝として著錄されているが、その器の所在も知られず、繪圖の器形文様にも異様なところがあつて疑問の器とされていたものであるか、近年廢銅中から再發見されて貴重な資料の燬滅を免れた。郭沫若氏の「班毁的再發現」文物・一九七二・九にその事情がしるされており、かつ舊釋にも改めて檢討が加えられた。器の再發見についていう。

一九七二年六月間、北京市物資回收公司有色金屬供應站、在廢銅中檢選到了這個古器的殘餘、殘毀得相當厲害、經北京市文物管理處組織人員監定、確定爲班毁、幷已入藏

原器本有四足、已全被折毀、器身已毀去過半、但幸口部腹部器耳花紋等還有部分殘存、盡可以按圖復原、特別是腹內銘文一百九十餘字、基本上全部保存了下來、這應當是供應站的同志們珍惜古代文物、从回收後沒有進一步破壞、再經北京市文物管理處同志的細心檢選、使得這項重要的文物得免于全被毀滅的厄運、這是一件可慶幸的事

器は殘破がかなり著しいが、なお繪圖の誤を正しうるところが多く、



その全形を復原することもできる。器腹には四夔文を飾り、繪圖にみえる壽字狀のところは故意に變改されていたことが知られる。郭氏は「這是極不忠實的弄虛作假、如果單看圖象、有經驗的人必定會疑爲僞器、我在編纂大系時、就曾再三躊躇、不敢輕易彔取、唯以銘辭古勃、故終于入彔、但是、懷疑的念頭、始終未能去懷、因器上箸福壽字樣、是明淸以來的習尚、斷々乎爲周器所不宜有」という。また器はもと有蓋、蓋文があつたかも知れない。全上古卷一三に錄するものは「唯八月初吉、王才宗周」と器文に比して王の一字が多く、あるいはこれが蓋銘であるのか、または毁には複數の制作も多いから別の一器の銘であろうかという。大系新版には「容庚云、全上古三代文採自拓本、才上有王字、又咸下有成字、疑



是旁注誤入正文、王字今據補」とするが、今次發見の器銘には王・成何れもその字がない。

この新出の器銘にもとずいて、郭氏はその釋文と考釋に若干の訂正を加え、一段の切瑳琢磨を加えたという。ただし舊釋大系と句讀の異なるところは「徙出城衛、父身三年」を「徙城、衛父身、三年……」と改めた一個所のみであり、字釋を改めたところも一・二にすぎない。

考釋においては毛公を毛叔鄭、甹を詩の荓蜂、四方望の望は極に非ずとするは舊釋に同じ。秉緐蜀巢は四國の名にして秉は江蘇北部の彭、緐は河北の緐水、蜀は四川の西蜀、巢は安徽南部の南巢であるとするのは、舊釋に曾伯霥簠にみえる淮夷緐湯の地にして「大率在南國」とするのと甚だ異なり、當時の東北西南四方の天下の範圍を示すものという。攸勒を鈴勒に改め、鈴は旗上の鈴、勒は金に從う字で馬頭絡銜であるとする。舊釋の或人の或を鐵の別體字にして「頗疑也是冶鐵工人」とするなど、奇僻の說もある。𠂤を依然として屯と解するが、師の初文であることは八𠂤六𠂤の例からも知られることであり、その系統の字についてはかつて釋𠂤に統論した。吕伯を「當是齊侯」とするのも新しい提說であるが、齊侯が吕氏であるとしてもこれを吕伯とよぶ理由はない。「吳伯與吕伯、都是在朝廷上就位的」というのも通じがたい說である。

「衛父身」と句讀を改めたことについては說明がない。「趞令曰」について「楊樹達說爲令趞的倒文、這是日本文式的語法、殆非是、遣我以爲就是虢城公、王命毛伯時、他也是在朝廷上就位的」とし、虢城公は西虢初封の人で城虢趞生毁・城虢仲毁の城虢は、東虢・北虢と區別する所以であるという。しかしこれら城虢諸器の時期は後期に屬するもので、郭氏のいう初封時の城虢器はないようである。

郭氏は「趞令」の對象を「由銘文的前後脈絡看來、作器者的班便是其中之一、或其主要對象」とし、「虢城公趞當與文王同輩」、「虢城公趞是毛伯的叔輩、班爲趞的孫輩、故對班而言稱毛伯爲父」とする。すなわちその親族關係は、文王と趞は同輩兄弟、文王と毛伯は父子、趞と班は祖と孫の世代に當り、毛伯は班の叔父となる。趞の關係彝器として郭氏のあげるものは孟毀・小臣謎毀・寠鼎・趞尊の四器であるが、小臣謎毀には伯懋父の東征をいい、孟毀は鳳文方座毀、他の諸器も成初に位置しうるようなものはなく、文王と趞と同輩行とする前提には問題がある。

「三年靜東國」の三年を「是說今後的三年、不是說過往的三年」として未來の事に屬するが、それでは下文の文意を說きがたい。また「否卑屯陟」の屯陟を屯躓、屯難の意としているが、金文において屯は純の意にのみ用いる。「〔曰〕唯民亡{氓}浩戈拙哉」、「允才哉顯」も語法として成立しがたいように思われる。殊に「唯民亡浩」の民亡を民氓とするのは牽强にすぎよう。

郭氏は器をあくまでも成王期のものとし、「看來、虢城公是被升任爲周成王的師保之職、也就是所謂登于大服、而且可以更廣大地建立功業、文王王姒聖孫應指成王」、「自嗚呼以下都是對于虢城公的贊辭」と述べ、この器を穆王期とする說に對して、その傍證とする竹書紀年や穆天子傳は資料として信憑しがたいものであるという。しかしこの器の時期はその器制銘文よりするも成王期にまでは遡りがたいものであり、殊に銘文は行款整齊、字樣も穆王期の緊湊體を用いており、二公陟祀の世次の關係からも昭穆期以前ではありえない。また銘文にいう東國の三年にわたる經營のことは徐奄淮夷の長期的從屬を決定的ならしめた穆王期の東方經營に關聯するものであることは、すでに西周史略第三章にその概略をしるしておいた。郭氏の再論にも議すべきものが甚だ多いように思われる。

班毀の銘文中「卲考爽」の爽について、李平心氏の「爽字略解」中華文史論叢第一輯、一九六二・八 にその字を奭と解する說がある。その要にいう。

卜辭金文屢見爽字、諸家考釋不一、……經我考定、爽卽最古之后字、於六書爲會意、象左右配稱、而配稱均有好義、好與仇(逑)、又有妃匹義、此字許書讀爲奭亦聲、大徐本音詩亦切、小徐本作希式反、乃是後世音變、治說文諸家、或讀此字爲䀠亦聲、䀠訓左右視、亦與相耦意近、而䀠說文云讀若拘、正足旁證爽有拘音、與后同聲、班簋銘惟作卲考爽、爽假爲奭、正如詩江漢作召公考、考假爲簋、周召公爽、史篇名醜、自來是一個疑案、我以爲爽本讀仇音、因聲義與醜近、故謠爲醜、醜與齊比並爲同義字、矢令簋銘、爽左右于乃寮以乃友事、爽讀后、聲義同于書洛誥王命周公後之後、爲動詞、古稱人君或神君爲后、卜辭常以毓爲后、皆指先王冒、稱天子之配偶爲后、則是很晚的事、但商王之妻稱爽、卻與後世的皇后字聲義相同

思うに卲考爽は卲考妣の意とみられ、なお殷時の用語法による。江漢の「召公考」は考毀同聲で、毀はまた洹子孟姜壺においては舅に假借して用いる。しかし爽を仇、后の音に用いるという證はなく、字は文が男子胸郭の文身をいうに對して、爽は婦人の兩乳をモチーフとする文身をいい、ともに死葬の禮に用いる繪身の儀禮である。ゆえにまた文母先妣をよぶに用いるもので、これを後世の字書などによつて展轉の說を試みても何らうるところはない。小稿「釋文」參照。

八〇、庚贏卣　分類圖錄A六三一に著錄、現 Winthrop 收藏。「作器者乃婦人、故爲其文姑作器」。考釋の論旨は斷代と同じ。銘文賜與中に「貝十朋、又丹一柝」とあり、于省吾氏の「讀金文札記五則」考古・一九六六・二に詩の秦風終南「顏如渥丹」の句を引いて、この丹をいわゆる婦人化粧の用とし、柝は管の異文であるという。また長沙出土の木俑面上に丹の圈點を著けていることをその證としているが、貝十朋と丹管とを賜うて文姑の器を作ることからいえば、その丹管はまた婦人が祭祀に從うときに用いるものであろう。卯毀に卯がその父の喪に當つて焚公より朱を賜うていることを、參考とすべきである。

*農卣　この期の大鳳文器、垂啄鳳文器として農卣・鄘伯馭毀を加えることができる。農卣はその器形拓が周存五・八五に、また著錄考釋には奇觚六・一五・古文審四・一六・三代一三・四二・小校四・六四・文錄四・一四等がある。銘は器銘六行四八字、蓋文三字、

佳正月甲午、王才□应、王窺令白智曰、女卑農、必吏厥友事、農廼稟、厥奴厥小子小大事、毋又田、農三拜頟首、敢對揚王休、從以上器文作寶彝以上蓋文

文に釋讀しがたいところがあり、器蓋の文もそのままでは接續せず、問題があるようである。字迹は緊湊體風の小字である。

*鄘伯馭毀　分類圖錄A一九二に郭白馭毀として著錄。ミネアポリス藏器。從來の著錄考釋には韡華丙・四二・睞朔二・二五・三代八・五〇・四・書道六一などがあるにすぎない。陳氏いう。「高一五・九、寬三〇・四糎、近始公布、是西周重要的一器」という。

此器花文同於井季卣通考・六六〇、井季尊倫敦・七六和井季毀西淸・一三・二九、此器與後者大小形制花紋最相近、凡此井季三器應在共王之前」、「大鳥花文、在康王時流行、此形稍異、或稍晚於康世」。かくて器の時期を昭王期とするが、字迹は穆王期の緊湊體である。銘六行四五字

佳王伐逨魚、徣伐淖黑、至、燎于宗周、易庸白馭貝十朋、敢對䫻王休、用乍朕文考寶隮毀、其萬年、子〻孫〻、其永寶用

逨魚・淖黑は地名。おそらく東夷の地で穆王期の東方經營に關するものであろう。班毀にいう三年東國の經營は、このような討伐のうちに遂行されたものと思われる。

八二、*寧遹乍甲姒隮毀　餘論二・二に舊來の田强敦の强を改めて姒と釋したが、甲をなお田とよんでいる。韡華丙・三に至ってはじめて甲姒と釋し、器名を上二字によって寧遹毀と改めている。甲は卜文の上甲、金文の兮甲の甲の字形に作る。

八三、趞毀　窓齋等に趞鼎と題し、大系に「皆誤爲鼎」として器名を趞毀と改めたが、韡華にはすでに趞毀と標している。金文編器目にも趞毀としてみえ、器影を存しないが、拓迹からみても趞毀と改めるべきである。

八四、靜毀　三代著錄表に「漢石園　雪堂」收藏としており、李山農よりのち羅氏に歸したが、その後の消息は知られない。

*靜卣　小臣靜彝　拾遺中・二六に器を繼彝と題するのは舊釋によるもので、その考釋中に作器者の字を國差𦉜の「齊邦鼏靜安寧」の語によつてはじめて靜と釋している。また韡華己・九に「文三十六、……王下字舊釋宅、疑未確」というのは小臣靜彝三十一字と誤るものである。韡華には釋文を收めない

ため、ときにこの種の誤がある。

八六、＊師趛鼎　通考二九四頁に「傳世同銘者二器、而大小迥異、此其小者也」として貞松所藏の器を錄し、通釋もそれに據つたが、容庚氏の來翰に「師趛鼎趛齋所藏、乃款足之大鬲、今歸故宮、貞松所藏、似是僞造、不宜合而爲一」という。貞松の鼎は器腹の帶文などに不自然のところがあり、常制に反している。故宮に入つたという鬲形の器はなおその器影をみない。周存の金說にいう。

師趛鼎銘在腹下足內、重約百四五十斤、製作精美、乃際遇不偶、百年中四易其主、憶此鼎歸武進師時、吳愙齋中丞作緣師開筵欣賞、以之名齋、兼鐫別字、時余正下榻課兩弟讀、去今不過十餘年、聞今又歸元和顧氏、可悲也、然可悲者、豈獨此鼎也耶

趛齋は江蘇武進の費念慈。器は費氏よりして元和の顧氏に移り、今は故宮に藏する。銘は貞松に錄入のものは匡椰を施しており、愙齋等に錄する匡椰のない他の一銘が、容庚氏のいう大鬲の銘であろうと思われるが、貞松の銘文もその拓迹からみると殆んど眞僞を分ちがたいほどのものである。あるいは器底の銘の部分のみ存する殘片によつて別器が作られたかとも思われ、周存に「師趛鼎銘在腹下足內」というのもそのためであるかも知れない。

八八、縣改𣪘　韡華己・一三に「縣古國名、逸周書史記解有懸宗氏、孔子弟子有縣成、首文伯辟父疑縣國之臣也」とする。叡を發語とする說は積微居に詳しいが、韡華にすでに「叡古文以爲嗟字」とみえる。しかし「周玉黃□」の中二字を王堇にして王勤、末文を「我不能不及縣伯萬年」として「誼亦未詳」とするなど、文意に達していないところが多い。

八九、＊遹甗　韡華乙中・四三に「遹鼎文三十八」として錄するものは遹甗のことであるらしい。「古師疑卽蒲姑之省音、……猷舊釋舒、按字从害夫聲、害聲與舒不近、余釋胡字、此器與彔敦等器、同爲紀師雍父伐古師之事、說詳甗鼎、甗疑卽遹之異字、二器實乃一人所作也」としているのは、甗・遹の器を混同したものである。

九四、敔𣪘二　周存に「敔𣪘、今蓋已佚」という。器銘は疑わしく、蓋銘も殘泐、字様は器蓋とも似ている。

九八、宗周鐘　容庚氏の來翰にいう。「宗周鐘、周存所彔乃僞刻、積古亦已非眞、似宜指出」。舊著錄考釋の類にはときに翻本を用いているが、本書には一々その模翻のことにふれなかつた。ほぼ視て識りうるものが多い。

九九、師遽方彝　周存金說三・三にいう。「師遽方彝、蓋器均有銘、潘文勤拓册列入尊類、尊有高誼、故凡尊必高、曾見此器、形方而扁、與吳彝製作相似、是彝也」。愙齋等にも器を尊と稱しているが、鳳耳は服方尊と同じきも本體の形は異なつている。

器はまた古青銅器選四三に著錄。「方彝兩側置耳、有珥、與一般周初之無耳方彝形制不同、器內有中壁、間隔爲兩室、蓋上別有兩孔與之相應、可置小酒勺、器蓋器腹飾獸面紋、結構已經變形、口沿下及圈足各飾竊曲紋、它是長鼻夔紋的變形、這種變形的紋飾在當時已經流行、和西周前期相比、風格上有顯著不同」。穆共の際は西周彝器文化の大きな轉換期であり、この種の方彝もその時期の風潮を示すものがあると考えられる。

一〇〇、師遽𣪘　周存金說三・二にいう。「師遽𣪘蓋、舊與方彝、同在潘文勤家、不知如何歸漢陽范氏、癸丑民國二・一九一三、又由范至南陵徐氏、余曾一見原物、製作頗精、與方彝並美」。器は徐乃昌よりさらに吳大澂に歸した。郭氏が實見したものは器蓋具わるものであつたのかどうか知りがたいが、方彝と並ぶ精品であつたというから、蓋のみとも思えぬいい方である。

＊康彝　遽器との關聯の有無は明らかでないが、康彝の文を錄しておく。器影は傳わらず、器銘は積古五・三三・攈古三之一・一六・周存三・一〇六に錄し、文錄二・一九・韡華己・九・拾遺中・一七に考釋がある。文四行四一字。

康拜稽首、休朕匋君公白易厥臣弟康井五提、易□冑干戈、康弗敢望公白休、對揚白休、用乍且考寶障彝

文首に「拜稽首」というのは、殆んどその例をみない。拜字は頁旁に從う。匋を積古等に寶と釋し、文錄に故と釋するも、字は匋。韡華に國名と解するが、國名に朕を冠する例はなく、美稱であろう。臣と弟と同位語。文錄に叔の異文とするが、別字である。井を文錄に丹とするも、丹の數は析という。提は是下に木を加えており、長柄の匙をいう字かと思われる。拾遺に困、韡華に隄の假借字とするが、井泉の地をいうものであろう。冑上の字を拾遺に甲とするも、皮衮の類のようである。望は忘、伯はあるいは遽伯の家であるかも知れない。

一〇一、盠方彝　吳世昌氏の「對盠器銘考釋一文的幾點意見」考古通訊・一九五八・一は郭氏の考釋に對する批判であるが、次の諸點を問題としている。

穆公又、又似可讀侑」「攝嗣六𠂤之攝、當如後世攝將軍攝皇帝之攝、非眞除之職」「下文斷句、似作天子不假（丕叚）、丕基萬年、保我萬邦、句讀較順、丕叚猶大雅卷阿、魯頌閟宮之純叚、然如依此斷句、則駒尊銘句讀亦異、竊謂王倗下之倗、乃倗友之倗之正字羅振玉有此說、作動詞用、卽申述上文、不忘舊宗小子、下爲名詞、如連丕基讀、則爲形容詞或副詞、若作掤下解、似近現代語法之打下基礎、恐不然也、上文𤇈皇、尊（郭）釋輝煌、極確、竊以爲此二字亦作外動詞用、猶今語榮耀、王休之惠及祖先、則曰丕顯、惠及本身、則曰𤇈皇、古代措辭規律謹嚴、於此可見、用厥二字、疑爲一字、字不識、與雷連文、或是駒名」

𩢋嗣を攝嗣とするのは郭說、概ね郭釋を推演するに終り、句讀について若干の文法的な問題の指摘があるにとどまる。また駒尊については郭氏の馬尊とするのを改め、郭氏の白駒の詩の譯文について「於焉逍遙」「金玉爾音」の於焉・金玉の語義を問題としている。郭氏に與えた書翰を論文として改訂したものであるという。

方彝銘文中の八𠂤六𠂤に對する于省吾氏の論文は、楊寬氏との間に數次にわたる論爭を生み、金文資料による社會經濟史的研究に一問題を投じた。于省吾氏の「略論西周金文中的六𠂤和八𠂤及其屯田制」考古・一九六四・三は八𠂤・六𠂤の構成と機能を屯田制とする立場において論じたもので、八𠂤は成周に常駐する庶殷を以て構成する軍團、六𠂤は周人の軍團で西方におかれ、また西六𠂤禹鼎ともよばれる。その軍團には參有嗣、嗣土・嗣馬・嗣工の諸職があつてその秩序運營を維持するが、それは周禮六官の制の先蹤をなすものであつた。嗣土の職は免簠に「王在周、命免作嗣土、嗣奠還歔眔吳眔牧」のよ

うな職掌を含むが、これはその軍團が獨立的な經營を行なう屯田制的性格をもつものであったことを證するとするのである。それで盠方彝に「王令盠曰、䛗嗣六𠂤眔八𠂤埶」を郭氏の盠器銘考釋に「埶亦當是職官、亦必與六𠂤眔八𠂤相連、卽西六𠂤與殷八𠂤中之埶人也、埶是藝之初文」とする解を是とし、「是說王令盠掌管六𠂤及八𠂤的穀類種藝之事」と解して、その屯田制說の根據としている。しかし盠が䛗嗣すなわち兼任職を以て兩軍團の穀類種藝、いわば軍糧に關することをすべて管掌するごときは全く不可能なことであり、殊に屯田の制では一般に墾田のことも兼ねて行なわれる例であるから、成周常駐の八𠂤、あるいは陝西に常置された六𠂤がすべて屯田兵であるはずはない。屯田は戰略的にもそれぞれ機動の要地に配備して非常に備える方法であるが、この八𠂤・六𠂤は本來氏族組織を基盤とする特定の軍組織であったと考えられる。

于氏は西周金文にみえる八𠂤六𠂤の制に檢討を加えたのち、結論していう。

成王初期、周公東征雖然得到勝利、但東西方的種族矛盾和階級矛盾仍然存在、周人爲了便于統治東方、遂經營成周、以爲政治軍事的東都、從西周金文中的西六𠂤・殷八𠂤有時聯合出征和周王任命官吏有的兼充六𠂤・八𠂤之職來看、則六𠂤也時常駐劄在東土、蓋宗周爲周人的老巢、平复無事、而當時正在傾其全力以鎭撫東方的緣故

根據西周金文、周人的軍事屯田、系在今黃河中游、不離乎豫西或陝南一帶、這一帶在當時還是地曠人稀的地區、便于墾殖和放牧

西六𠂤が東土に常駐したというごときは尤もその軍團の名にそむくものであり、またかれらが軍團として墾殖のことに當っていたとするのも必らずしも妥當ではない。盠方彝にいう「䛗嗣六𠂤眔八𠂤埶」とはそのように擴散する軍團の兵糧に關する職事ではなく、兩軍團の運營、たとえばその動員や作戰命令の際の兵符璽節の管理のことを命じたものとすべく、埶はおそらく璽の音通の字で、鄂君啓節のように具體的な命令內容を含む兵符の類を司るものであろうと思われる。

于氏の屯田制說に對して、楊寬氏は周禮の鄉遂說考古・一九六四・八を唱え、于氏がまたさらに反駁考古・一九六五・三を加えた。いま兩者の立論の要旨をみるために、于氏の再論の文を引いておく。

綜括上述、楊先生和我的主要分歧是、楊先生以爲從西周初期起卽有鄉遂制度、我以爲西周時代雖然有了國野之分、但所謂鄉遂制度、是由國野之分再度發展而形成的、鄉遂制度雖然開始于春秋時期、但在當時各國並沒有得到較大的發展

所謂鄉遂制度、在所有西周金文中、還尋不出一點有關的迹象、西周文獻資料和地下出土的西周文字資料、既然都沒有可據以爲凭的鄉遂制度、那末、西周金文所載、專在六𠂤和八𠂤中設置各種有關農牧業的職官、以管理士兵從事生產、這就是我所說的以兵營田的屯田制、而不是象楊先生所說的那樣軍隊的編制完全是和鄉黨組織結合起來的、則是顯而易見的

これに對して楊寬氏はまた再論考古・一九六五・一〇を發表し、「西周六𠂤和八𠂤、是爲奴隸主階級服務的重要工具、……這和西漢時代的屯田兵、性質顯然不同」と論じてなお鄉遂制を主張している。

古代の軍事力がなお氏族軍として兵農未分の形態で存することが一般であったことからいえば、六𠂤・八𠂤の組織に限らず、すべて軍國的組織の基盤をなすものは氏族的なものであり、師長は一般にその族長であったと考えられる。ただ六𠂤・八𠂤は周王朝の直轄下におかれ、これに對する省察なども隨時に行なわれて、その維持や運營については、從來の氏族軍と異なる秩序をもつに至ったことは明らかであり、參有嗣の諸職も王官としての册命廷禮を受けている。しかしそれは屯田制とも鄉遂制とも性質の異なるものであった。一般的にいえば、鄉遂制は氏族制の完全な崩壞ののちに地緣的秩序として起り、また屯田制は鄉遂制の地緣的秩序の行なわれざるところに用いられるのが原則である。

一〇二、盠駒尊　沈文倬氏に「執駒補釋」考古・一九六一・六の一篇があり、周禮の校人・庾人、夏小正「四月、執陟攻駒」、月令「仲夏之月、游牝別群、則縶騰駒」（呂覽同じ）の文及びその舊注によって、郭氏らの中春通淫執駒說に批判を加え、執駒の目的を夏小正の「執陟攻駒」、すなわち「離之去母」と「執而升之君」の二點にあるとしていう。

幼馬到一歲至一歲半時、要斷乳、離開其母、開始套上籠頭、在籠頭上結上縶、正式編入王的六閑或十二閑、……馬尊器銘、王執駒于㡿、就是在㡿地擧行典禮、王親來參加、接受馬官升新駒于王閑

またその「駒易兩」は夏小正箋疏に「班而授之、各還于有祿位之家也」という義にあたるという。その說は概ね穩妥にして依據するところがあり、通釋に執駒擇毛の禮と解したものと、ほぼ一致するところがある。

一〇四、師虎段　窓齋賸稿下四は釋文考釋と別稿。また韡華丙・三三に緐莿について「緐莿字見晏子春秋、又毛伯彝亦有秉緐蜀𤸸之文、則又緐莿之省文、呂刑、告爾祥刑、鄭注、詳審察之也、詳緐誼近、金文之緐莿、當卽詳刑矣」とする說がみえ、左右戲緐莿を左右麾の軍律の意とするようである。

一一二、＊倗卣　周存五・二五に器の拓影を載せており、その器制を察しうる。

一一三、追段　古靑銅器選四四に著錄。その解說にいう。「從這篇銘文的內容可以看到、西周奴隸主貴族們在周王的庇護下、妄想永遠享有剝削奴隸的特權」。しかしその銘文は、奴隸制の問題とは何の關係もないものである。

器はまた分類圖錄A二四八に著錄。無蓋段四・失蓋段一・器一の器目をあげる。舊熱河行宮藏の一器は方座下に小鈴を懸けている。甲編五・二五の壺形の追尊は僞器。追諸器と克諸器との間に對比される若干の問題があり、その關係について陳氏はいう。

此器與克盨最有相似之處、一、兩器對……揚、置揚字於句末、不同於一般的對揚聯文、二、兩器並有畯臣天子之語、三、段上的主要花文亦見於盨蓋頂上、四、段圈足上花文與盨相似、盨口沿下花文與小克鼎相似、由此可以推定此段與克組、同屬夷王時

對揚を上下に離析して用いる例は虢叔旅鐘にもあり、その虢旅の名はまた厲王卅一年の鬲攸從鼎にもみえる。器の時期はそのような語法の部分的一致のみで定めうるものではなく、字迹なども考慮に加えるべきであろう。追段の文字は克器に比して柔媚な樣式であり、克器のうちでも比較的早い時期、ほぼ孝夷期に位置するものと考えられる。

一一六、弭叔段　考釋の末に訓讀を補う。

これ五月初吉甲戌、王、䓞に在り。大室に格り、位に中廷に卽く。井叔、內りて師宋を右く。王、尹氏を呼び、師宋に册命せしむ。女に赤舃・攸勒を賜ふ。用て弭伯を楚けよと。

師宋、拜して韻首し、敢て天子の休に對揚して、用て朕が文祖の寶段を作る。弭叔それ萬年ならんことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

一一九、守宮盤　于省吾氏の「讀金文札記五則」考古・一九六六・二に守宮盤の舊釋を訂した釋文を示し、また馬匹毳布の解を加えている。

佳正月既生霸乙未、王才周、周師光守宮事、偁周師不䤬、易守宮絲束・苴幕五・苴幎二・馬匹・毳布三・專□三・鋈朋、守宮對䫉周師釐、用乍且乙隮、其百世、子〻孫〻、永寶、用奔走

賜與のうち馬匹毳布三を連言して馬衣をいうものとし、「孟子滕文公上、許子衣褐、趙注謂褐以毳織之、若今馬衣也、淮南子覽冥、短褐不完、高注、褐、毛布、如今之馬衣也」、また左傳定八年、馬褐の杜注に「馬衣」とあるを引く。その賜うところは甚だ微賤のようにも思われるが、陪臣への賜與でもあり、品目の列次からみてもやはり馬匹用のものであるらしい。全體が祭葬の具のようである。銘末の二字を奔走と釋するも、鑄影・拓迹は何れも明らかでない。奔走は祭祀用語である。

＊守宮鳥尊　分類圖錄A六七三に著錄。「失蓋、聞尙在國內」

＊守宮卣一五〇五頁　從來未著錄。分類圖錄A六一二に錄入、福格藏。「據懷履光說、守宮諸器與臣辰組都是一九二九年在洛陽馬坡出土的」。なお卣・鳥形尊・觥の器目を列し、守宮盤と時期同じからずという。しかし何れもその父祖を干名を以て稱しており、一家の前後の器である。

一二〇、師㾓段　器の時期について書道補・頁七に厲王期とする。嗣馬井伯を右者とするものであるが、その時期はほぼ懿王期にあるものと思われる。

卷三上　第二二輯～第二七輯

一二五、＊韓侯伯晨鼎　愙齋賸稿上・一二に「是鼎文多異體、或簡或繁、類古文奇字」としてその例數字をあげ、また幽夫を幽市と解していう。「幽夫當卽幽市、借夫爲市、形聲皆相近、詩隰桑、其葉有幽、傳、幽黑色也、禮記玉藻、一命緼韍幽衡、注幽讀爲黝、衡佩玉之衡也、大溦竊謂蔽膝之韍、以黑色爲之衡」。銘文の幽夫はおそらくまた異體字で幽亢とよむべきであろう。攸勒なども他に例をみない字體であり、器の字樣には問題が多いが、文においては疑うべきところはない。

一三〇、師望鼎　韡華乙中・五三に「西周末葉器、太師小子抑稱寃公、亦宄氏之族、數見金文他器」として宄侯・宄伯・文考宄伯・文考乙伯宄姬・皇考宄服公などの例をあげ、「可徵周時宄氏爲大族、故其族之器頗多云、據麥盉有宄侯之文、尤足爲是國族名、非諡法之稱之一證、考禮記明堂位、紂殺鬼侯、史記殷本紀作九侯、九鬼一聲之轉、當卽金文之宄矣、春秋宋有大夫仇牧、九音亦近、或亦九氏之支族也」という。柯氏が宄侯と釋する麥盉の文は「井侯光厥吏麥、𩠐于麥窅、侯易麥金」とよむべきもので窅は宮の異文、他の例はすべて廟號である。

＊望鼎　金索一・三一に「大師小子望乍、子〻孫〻、永寶用之」三行一四字の鼎銘をあげ、「按博古圖有太子望簋銘云、大師小子望作𩰫彝、此卽其人歟、𩁹于辛巳歲得之平陵、今以贈同里劉君曉園」としるしている。この銘は金索にのみ錄するもので、その眞僞を確かめがたい。

一三五、㫚鼎　譚戒甫氏に「西周㫚器銘文綜合研究」中華文史論叢第三輯、一九六三・五があり、「我治之很久、銖積寸累、似已在各家的基礎上前進一步」と自負する長篇である。今讀を示し、概說と考釋を加える。概說に㫚の字形を論じ、說文の「从口乙聲、亦像口气出也」を字形に合わずとし、「我以爲曰字當像口中有物、爪曰卽同爪口、說文、扣牽馬也、从手口聲、扣雖爲形聲字、但从手與从爪同、故㫚字口中的一、當是像手持銜勒入馬口中、故釋爲牽馬、因知㫚本是會意兼形聲字」とするが、曰は器中の載書、㫚はその器を㫚開する象である。口・曰の形がすべて載書に關する字であることは、載書關係字說甲骨金文學論叢第四輯、又論集・說文新義に詳しい。銘文の史料的價値について譚氏は「本來像這樣的長篇巨製、又能反映西周社會的特殊情況、它的歷史價值實遠在尙書典謨訓誥之上」とするのは、同時資料に對する當然の評價である。

元年六月既望丁亥を「依我的西周曆譜、推得孝王元年正月大、乙酉朔、遞推到六月小、癸丑朔、既望二十三日得乙亥、與鼎銘合」としているが、譚氏の斷代編年の說は未見。この第一段の日辰と第二段の日辰が同年でありえないことはすでに指摘されていることであるが、譚氏は「五年正月大、庚申朔、四月小、己丑朔、既生霸九日得丁酉、這纔與鼎銘相合、可見第二段的訟事當發生在孝王的第五年四月、不是在第二年四月、因知第三段的寇禾當是孝王第三年間的事、故纔能在第五年四月說出昔饉歲的話」という。譚氏によると元年の日辰は既望の第八日となるが、既望を16～22とすればその日辰は元年に入りがたく、以下の日辰の計算はすべて齟齬することとなる。元年の日辰を既望の第一・第二日とすれば、次の四月既生霸丁酉は次年の既生霸第五日に入りうる。元年ののちに五年の日辰をいうとすれば、紀年のことがなくては年度を知りがたい。

譚氏の考釋には釋字や銘文解釋の上に特にいうべきものはないが、文末の「㫚覓匡卅秭」の覓を㝃と釋し、その字形を「生殖層向上而左斜、上有手爪、極似婦人臨產接生形、惟殗旁有子象徵出生、此不加子而意自見」とし、「㝃是生子㝃身、引申可爲凡㝃之稱、故此㝃謂從應出某數減去若干、本來匡在來歲秋熟時如不能償還二十秭、當照判辭賦出四十秭、但匡的收穫難于負擔、所以㫚不得已、改受七田五夫結案、其結案時間當在孝王四年冬、而鑄鼎必在五年四月無疑」という。㝃の字釋は奇僻にすぎ、金文の㝃の諸器の字形は㝃冑の象ともみえる字で、本器の字とは異なる。また鼎銘にしるすところは田土等の所有權の認證のためであり、權利の放棄に及ぶものではない。七田五夫を以て二十秭を㝃除するというのも、對價として輕重を失しているように思われる。

一三五、＊史㫚爵　從來未著錄。分類圖錄A三八四に著錄。銘は柱上に「史㫚」、柱下に「乍」、鋬下に「寶彝」、合わせて五字。陳氏いう。「銘文分三處、乃罕見之例、靑山莊三五有㫚乍寶隮彝、似爲約略同時之作、或是一人」。周初の器制であり、㫚氏の先世の人であろう。

一三七、頌壺　王獻唐の「山東古代文物管理委員會收藏的黃縣丁氏銅器」文物參考資料・一九五一・八に、頌壺傳世の事情について興味ある記述があるので錄する。

頌壺、周器、這是黃縣丁家的一件重器、銘文一百五十一字。缺蓋、傳世頌器與此同銘的、有二壺三鼎五段、鼎段的制作、都不及兩壺瑰麗、淸代阮芸臺徐籀莊以下所著錄的、統是這個壺上的蓋、流傳在大江以南、本器何時與蓋分離、則不可知、淸初王益朋家藏的頌壺、朱竹垞說蓋器俱全、是否指的

這件、或別外那件、也沒法證明、在將近二百年中、一般治金石學的、只見到壺蓋或搨本、不知器在何處、丁家雖藏了這件重器、也從沒傳搨過、據說物主是黃縣的西悅來、在他當鋪裏、當的這件銅器、原主多年沒來回當、掌櫃的要結束賬目、只有拿來送給東家、東家也沒注意、把他放在客廳裏盛字紙、又經過了多年、丁家請丁佛言吃飯、纔被發現、便寶貴起來、至於那件姉妹壺、蓋器俱全、清代始終扃藏在熱河宮中、乾隆間編纂西淸古鑑諸書、都未收入、也沒有人知道、幾乎和他同一命運二十年前、整理熱河行宮藏器、纔被編入武英殿彝器圖錄、但那件器銘、遠不如這件淸晰、流傳在江南的器蓋、據周金文存、後時曾在杭縣王氏家、希望將來有會合一天

愙齋・周存に錄するものは江南流傳の第一器、貞松・武英に錄するものは熱河行宮の第二器であるが、いま海に入る。器の相會うこともまた人の遭逢のごときものがあるのであろう。

＊頌段　王獻唐氏の前揭論文にまた頌段についていう。

頌段、周器、缺蓋、銘文五十二字、爲傳世五件頌段的一件、器蓋俱全的只有兩件、其餘的皆已分離、亦皆已著錄、不知那件是這個段上的蓋、淸嘉慶十九年、劉燕庭在北京購得、編入淸愛堂彝器款識、後歸李山農、轉歸黃縣焦氏、被農民掘地發現、與遣小子□段、同爲黃縣文管分會收集

分類圖錄A二四五に頌の五段三器失蓋三鼎二壺一壺蓋及び史頌の二鼎四段一簠一盤一匜の器目を列している。また史頌の鼎は小克鼎と、段は伊段、匜は克盨、簠の花文は白家父段の花文に類し、その時期を夷王期と推測しているのは、ほぼ首肯しうる。

一三八、＊史頌鼎　第二器はいま上海博物館圖錄五〇に收藏する。從來の著錄には繪圖を收めるのみであるから、ここにその器影を載せる。



史頌鼎

一三九、＊矢王尊　韡華戊上・九に矢の金文例をあげ、「矢乃國名、其稱王、則爲夷狄之俗、據散伯敦、伯知矢爲姬姓、蓋周室之族而居于夷狄者也、散盤矢人、吳淸卿先生以爲史記西南夷之筰、引史記西南夷傳、……筰都最大、其說亦似有徵、唯余則疑爲矢苴、字古或通、苴又爲巴之別稱也」と論じて巴地の夷狄にして王と稱するものであるとするが、散氏盤において定界を行なつているのは𢽾縣の地である。王號を稱するものには王子聖や彔器の𥁕王など、殷系のものには周初にもその例があり、必らずしも夷狄の俗ではない。孫詒讓が散氏盤銘において「舊以矢王連讀、則於情事、不可通矣」といい、文錄に同段・矢王觶に矢王の語があることからこれを僞銘とするなど、みな一種の成見に拘泥するものである。韡華庚上・二に同卣の金車を「疑二物、非連文也」とするのも、矢王の賜與に金車があるべきでないという考えからであろう。金車は小臣宅段・彔伯㦰段・吳彝・牧段など金文の賜與に常見するもので、この器においてのみ離析して解すべきではない。

＊散伯段　周存にいう。「散伯段出土於鳳翔府、器五、二歸皖余壽平方伯、二歸鳳翔府某大守、余器於國變時失去、壬子一九一二、一來滬上、卽爲程氏獲去、甲寅一九一四某大守又携二敦來、銘文一左讀、一右讀、蒼翠耀目、索重値、并不得一拓、可惜也」、所收の銘がその器銘であるのかどうか知りがたいが、寥々二十數字の銘拓を得ることも容易でなかつたのであろう。分類圖錄A二三六にまた同銘諸器を列擧し、器は五器にしてそのうち四器は器蓋對銘、合わせて九銘文があるとするが、その單銘とする器はいま上海に藏するもので器蓋備わり、合わせて五器十銘を存することとなる。四器は禰格にあり、五器みな現存する。また散伯段の時期について「此段形制花文行於穆共兩世」というが、上海の器は瓦文三小足の段であるから、共懿期に下るものとすべきであろう。

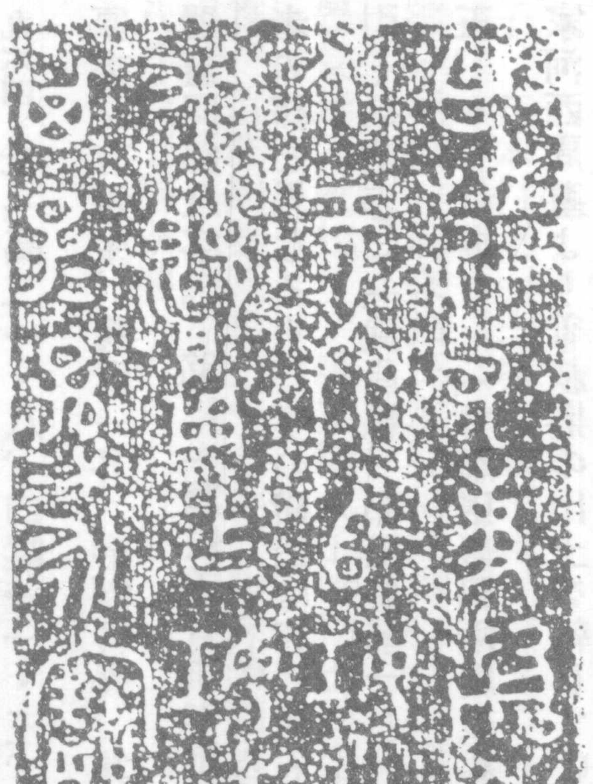
矢王の器は四器、鼎十二家・居四・卣三代・一三・三九・尊三代・一一・一九(觶)・盤三代・一七・二〇であり、尊・盤は鳳翔の出土と傳えられる。

＊散車父諸器　一九六〇年扶風法門の地から銅器十九件が發見され、そのうち散伯車父鼎四件、散車父段五件、散車父壺兩件があり、散氏の器が中心をなしている。ただ散の字形は散氏盤の字と同形ではないが、また散と釋すべく、異體字とみてよいものである。史言氏に「扶風莊白大隊出土的一批西周銅器」文物・一九七二・六の一文があり、詳しく報告されている。その銘文は補四「散伯車父鼎」の條に錄した。

一四一、＊妊小段　師旗段第二器の關聯器として妊小段を加える。分類圖錄A二三九・R三九八に著錄。陳氏いう。「A二三八蓋與A二三九完全脗合、花文形制亦完全相同、誤當作相屬的一蓋一器、但它們銘文、完全無關、字體亦稍不同、因此分別爲二器」。何れもルーの藏器である。

文四行三二字。

白莽父吏䚄□尹人于齊自、妊小從、䚄又□、用乍妊小寶段、其子〻孫〻、永寶用　□圖象



陳氏またいう。

「此器花文與小克鼎相似、故可定爲夷王前後所作、作器者妊小從某使於齊自、某有所餽贈、因作此器、某係白莽父之下屬、後者亦見白莽段三代・七・三〇・五、第一行第六字、不識、第三行第二字從貝從顯、金文編沬字從此、說文、顯、昧前也、此字疑是費字、義爲惠或眖、有所贈賜、銘末是族名、A二四六銘師寰段中之齊帀、疑卽齊自、妊是任姓

この器に齊自の名がみえるのは、あるいは五年師旗段にいう討齊の役に關聯するところがあるとみられ、字樣もその肥潤の趣が似ている。䚄と釋した字は右旁を欠に作る形であるが、いまかりに䚄字を用いておく。妊小とは婦人の名であろう。征役に關する行動に婦人が參與することがあるのは、成康期の王姜や、近出の㦰鼎二・㦰段に軍役の功について文母を贊頌する語があることからも知られる。この器においても妊小の力によって䚄がその使命を達成し、それで妊小の器を作ることをいう。㦰段に「朕文母競敏啓行、……對揚文母福剌、用乍文母日庚寶䵼段」というのに近い。ただ妊小はなお生

人であつたらしく、その點は王姜の場合と似ている。

＊伯喜父段　湖南省博物館の報告考古一九六三・一二によると、解放後の古代器物の采集品は約一萬件に達するが、そのうち殷周器四〇〇件、列國器一〇〇〇件に及ぶという。この報告では西周銅器四件が紹介されており、この器はその一である。

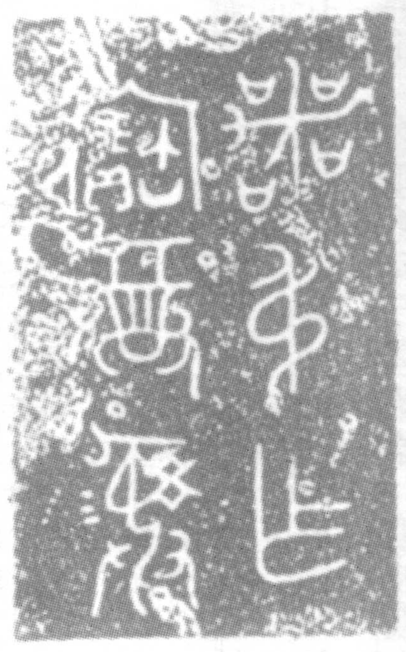


白器父段、同銘的有三器、均失蓋、是一九五九年從長沙收集的、據説是從河南等地運來的、器上尚粘有不少泥銹、顯係新近出土的

三器相同、大小略有差別、甲器通高一八、腹徑二五・五、乙器通高一八・五、丙器通高一八糎、銘文均作三行、共一四字、排列略有不同、銘曰、白喜父作洹餴段、洹其萬年、永寶用

此段與西周懿王時的師酉段形制花紋字體風格相近、宣王時的毛公鼎上也有這種類似的幾何形花紋、但其器形及瓦紋、字體等更與陝西長安張家坡出土明器群中的白喜段相近、花紋與伯百父盤相似、郭沫若同志論爲白喜段殆西周中葉略後之物、當在夷厲時期、此段當與之同時

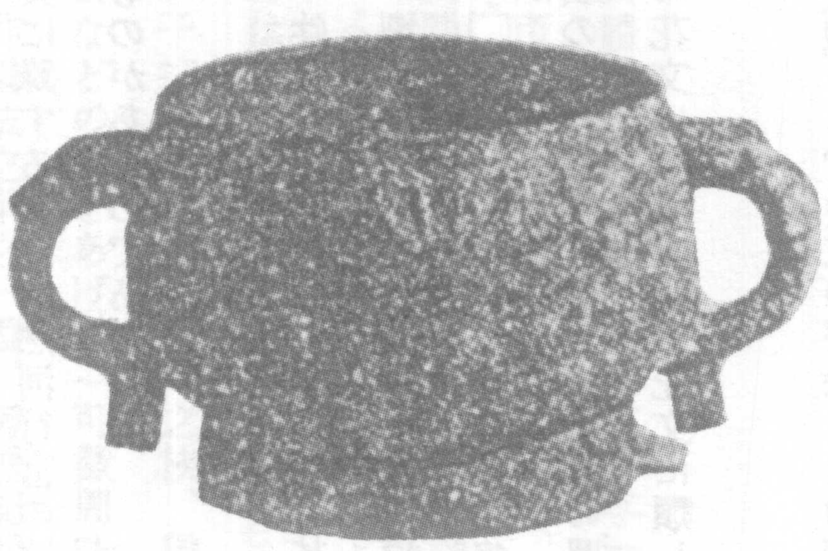
おそらく張家坡出土の白喜と一家の器であろうが、喜の字形がいくらか異なり、世代の異なるものであるかも知れない。作器者と萬年祝嘏を獻ずる人の名を異にするのは、獻器や分器などの場合に多い





甗叔段





甗季奄父段

ようである。

一四二、甗侯鼎　周存に鼎の字迹について「銘有剝蝕、而字體雄健、獨樹一幟、所謂北宗歟」というが、字迹を歎賞しうるようなものではない。ただ甗侯段の字様と對照的であるのは、制作事情の上に考慮すべき問題があるようである。

＊甗叔段　上海博物館收集文物一九五九・一〇の未著錄の四耳方座段。「通座高一八、口飾圓渦夔紋、足飾饕餮紋、方座飾鳥紋、座內帶鈴」。器制は西周早期に入りうるもので、銘は「甗帀乍寶隮彝」の六字。字様も初期の雋鋭の風がある。

＊甗季奄父段　上海博物館收集文物一九六四・七の失蓋段。「口徑一五・三、腹徑一七・四、腹深一〇・二、高一二・三糎、口沿下飾以細雷紋組成的獸面形帶紋、失蓋、銘二行八字、甗季奄父乍寶隮彝」。奄の上部は大ではなく、覆蓋の形である。作器者の名は他に未見。また甗侯の族の作器であろう。

＊甗侯弟智季卣　上海博物館收集文物一九六四・七「高二一・八、口縱一一・三、口横一三・八、腹深一四糎、紋飾簡素、有二系而無梁、這卣原來沒有銅梁、腹置一耳、形制特異、其上飾一獸頭和鱗片紋、器蓋同銘八字」。銘に「甗侯弟智季乍旅彝」という。智は報告者の釋と異なるも、字の構造は智に最も近い。甗は史記集解に引く括地志に「武昌縣、鄂王舊都」という地であろう。



一四五、＊爫叔鼎　「甘肅靈臺縣兩周墓葬」考古一九七六・一に姚家河西周墓より爫叔鼎の出土を報じている。「立耳柱足、耳微向外侈、足內收、鼓腹圜底、頸飾一周四葉紋間圓渦紋、腹內有銘文三字、通高二二、口徑一九糎」とあり、銘は「爫帀乍」の三字である。爫の字形は爫伯段の字と同構。器制・字様からみて西周の初期を下るものでなく、同出の段も饕餮虺龍、圈足に冏文を飾る。この爫叔がのちの爫伯段の爫伯と關係があるものとすれば、爫伯が西方あるいは西南方の外族であろうと考えられていることから、器の出土地が注目されることになろう。

一四八、＊伯康段　康鼎の關聯器かと思われる伯康段をここに錄しておく。著錄考釋に貞松六・一・善齋七・七九・三代八・四五・小校八・四〇・叢攷二六二・文錄三・二九などがある。文にいう。

白康乍寶段、用鄉倗友、用餴王父王母、𨕖々受茲永命、無彊屯右、康其萬年眉壽、永寶茲段、用夙夜無㱿

郭氏の叢攷に韻讀を示しているが、句讀を誤つて韻讀を失しているところがある。韻は段・友・母・右・壽・段・㱿で幽之の合韻である。末句は郭氏のいうように詩の魏風陟岵「夙夜無已」と同じ語であろう。このような嘏祝の語には、早くから成語的な表現のあつたことが知られる。

一五三、無叀鼎　清朝期學者のこの器



銘に對する跋尾類に、なお顧炎武の金石文字記卷一の鼎銘がある。鼎の觪文について、陳夢家氏はその起原を殷周期にありとし、通考七〇六庚册父庚壺分類圖錄A三二五の例のほか、史父癸盉をあげている。同系の文様がこれほど前後の隔絶した時期に行なわれることは、稀有の例とすべきであろう。廷禮にみえる史官の名は、かりに習と釋しておいたが、新出の翏生盨補一九によると、史翏と釋すべきようである。

一五五、叔旅魚父鐘　天津市收集品文物・一九六四・九。報告者はいう。「此是編鐘、重八・二五瓩、通高三二、欒長一六・六、篆間于上飾以重環紋、隧及舞上鑄象首紋、鼓右有鸞鳳、尤其甬旁之旋作立虎形、還屬稀見、鉦間鼓左有銘十三字、分三行書、朕皇考叔旅魚父、數々鎗々、降多福無(疆)」この器にみえる叔旅を報告者は虢叔旅に外ならずとし、その名は虢叔旅鐘をはじめ鬲攸從鼎にもみえ、本器はその虢叔旅を皇考とするものの作器であるから、器の時期は宣王期に屬するものとしている。この旅叔魚父を虢叔旅とすることには疑問のところがある　蘇器の蘇冶妊鼎に「蘇冶妊乍虢妃魚母媵」三代・三・三六とあり、またその盤三代・一七・九もあつて、虢氏に魚母と對稱の名である魚父の名をもつものがあることも考えられるが、その器はいくらか時期の下るものである。虢叔旅の名はまた虢叔・虢旅ともいうが單に旅叔という例はなく、この魚父が虢叔旅と同一人であるとする證はえがたい。また虢氏の皇考ならば、その勢家にふさわしく「丕顯皇考叀叔」のような廟號のよび方をするはずであると思われる。字迹も虢鐘よりかなり下るものである。しばらくこれを虢器に付して參考器とする。

一五七、*梁其壺・殷　董作賓氏の「梁其壺」中國文字・一、民四九・一〇に錄するものは第二器。また殷の器蓋を錄するが、蓋上に牛形の鈕ありといい、銘文は蓋の周邊にめぐらされている。また分類圖錄A六九九に一壺を著錄。陝西に載せるものとは別器で未著錄。高五一、寬三四、底二三×一六、蓋上一四・二×一三・五。銘は項外にあつて四五字。文は鼎・壺に同じ。陳氏は「相傳一九四〇年陰曆二月初一日、扶風縣北三十里任家堡出土了一組梁其銅器、此組銅器、今已散失、據所知有以下各器」として壺二・鼎二・殷三・盨一・鐘一・善夫吉父鬲・𠤳・殷をあげ、作器者は梁其・白梁其・善父梁其・善夫吉父・兮吉父という關係で一家の器であろうという。ただ兮吉父は兮甲盤の兮伯吉父で梁其とは一人に非ずとする。梁其諸器のうち、鐘は上海の回收廢銅中から發見された。

一五八、*圅皇父諸器　圅皇父諸器のうち、殷・匜など早く出土したものによつて、詩篇の皇父との關係を論じたものに衞聚賢「圅皇父諸器考釋」說文月刊二・三、民二九、又、「論皇父」說文月刊二・一〇・傅斯年「再釋圅皇父」同上・楊樹達「說圅皇父」同上の諸論文がある。皇父諸器は第二次出土の器をも含めて何れも周娟への媵器である。

*圅皇父鼎二　別に錄遺八二に同銘の鼎文を錄するが、琱の一字を脫去。陝西に錄するものとは別器である。

*圅交中𠤳　錄遺一七〇に錄するものは、陝西六六と同一の銘である。

*王中皇父盉　韡華丙六・殷の文はすでに通釋に引用したが、柯氏は厲王の三子として圅皇父・宣王・鄭桓公友をあげ、「按圅皇父與王仲皇父盉之王仲皇父爲一人」とし、また王中皇父盉庚下・一においては王仲皇父を「圅皇父別氏王仲也」としている。皇父が厲王の子でありえないことは、その媵器に

娟姓としていることからも明らかである。

*伯鮮盨・鮮鐘　圅皇父諸器は前後二度にわたつて出土したが、一九三三年の第二次出土のとき、圅皇父の器群とともに伯鮮の器群が出土したことが柯氏の分域篇にしるされている。伯鮮の諸器はのち各處に分散したが、分類圖錄A二五五にその盨を著錄、また器群の集成を試みて盨四・鼎二・甗一・匜一及び鐘を列次する。その鐘については「在陝西省博物館、未有拓本、據所見原器寫錄、鮮與本集A七〇四白魚父壺之白魚父應是一人、壺與盨花文相同、魚與鮮義相應、乃一名一字」という。鐘銘は

□□□□□寅、王才宗周司馬宮、王易鮮吉金、鮮拜手䭫手、敢對䚄天子休、用乍朕皇考薔鐘、用永鼓□、用樂好賓、□□□福、子孫永寶

という。䭫首を䭫手と書するものに卯殷・不嬰殷があり、「永保鼓之」などの句は列國器に至つて多い。この長銘の鐘がなお未著錄であるのは惜しまれる。

*會娟鼎　器は羅西章氏の「扶風新徵集了一批西周靑銅器」文物・一九七三・一一に報ずるもので、その報告によると「可能就是圅皇父器群中下落不明的十八件銅器之一」という。器は「通耳高三二、口徑三一・五、腹圍九六糎、直耳蹄形足、口下飾重環紋、腹部有一道弦紋、通體有一層很厚的烟熏痕迹、大部分呈黑色、應是一件實用器」とあり、銘は腹內にあつて三行一五字。

會娟乍寶鼎、其萬年、子〻孫〻、永寶用享

という。この器は本來の窖藏品でなく、この村の老人の話によると、一九三三年以後に埋入されたもののようである。

原來一九三三年春、康家村農民康克勤父子、在本村東面土壕內取土時、挖出了西周窖藏靑銅器十多件、他們把這些銅器中的一部分賣掉、一部分埋掉、後來國民黨反動派爲搶劫這些文物、便勾結土匪將康克勤父子搶殺、所以這批被埋藏的銅器就無人所知了、康克勤父子所挖出的這批銅器、就是有名的圅皇父器群、據圅皇父盤等銘文記載計算、這群銅器原爲二十七件、現除陝西省博物館僅存的六件和攈古錄所收的三件、共九件外、其餘十八件尙下落不明

この器はそのうちの一器であろうという。

會娟は檜娟。會は詩に檜に作り、左傳・國語などには鄶に作り、莊子齊物論には膾に作るが、世本には金文と同じく會に作る。潛夫論志氏姓に「姜姓會人」というものはこれとは別。また「會姒乍朕鬲」三代・五・一五によつて金文世族譜には會を姒姓とするも、このいい方には會に婚嫁した人をも稱することがある。その國は春秋以前にすでに滅んでいたらしく、今本紀年によると晉文侯十二年、すなわち前七六九年である。器はその器制・文字ともに、西周晚期に入りうるものである。

一六〇、番生殷　分類圖錄A二三七に著錄、蓋のみ存する。その時期について、「此蓋與卯殷蓋相似、當是同時的、番匊生壺的作者與此番生當是一人、壺銘的二十六年疑是夷王」とする。陳氏は夷王三十年、厲王十六年說であるが、その斷代年譜を以て計算すると、二十六年番匊生壺は譜入しうるとしても、五年師旋殷・二十年休盤など譜に入らぬものが多く、その斷代を以て金文の曆譜上の要求をみたすことはできない。

卷三下　第二八輯～第三三輯

一六六、克盨　分類圖錄A二五二に著錄。いう。

傳世祗此一器、小校九・四二・b是此器未剔清以前的器銘、並非有二器、陸心源劉體智舊藏設一對、與此同銘、實是僞刻、其一見錄於周金三・二四・b、我見到劉氏全形拓本、形與元年師兌設同

克氏諸器の出土は貞松に光緒十二年、岐山法門寺任村の一窖穴中より百二十餘器を出したと傳えるが、陳氏はこの器の條に克氏諸器を聚成し、大克鼎・克盨・小克鼎七器・克鐘六器を列次している。また「此十八年是夷王的十八年、詳西周銅器斷代」というが、斷代の連載は六回、懿孝銅器を以て終り、夷王諸器に及んでいない。すなわち中絶以後の未刊の稿のうちにあるものであろう。

一六七、＊中義父諸器　克氏諸器の出土事情について、貞松三・三四に「廠佐趙信臣言、此器大克鼎實出岐山縣法門寺之任村任姓家、……趙君嘗爲潘文勤公親至任村購諸器、言當時出土凡百二十餘器、克鐘克鼎及中義父鼎並在一窖中、時光緒十六年一八九〇年也」とあり、そのうち中義父諸器の知りうるものは鼎八・盨二・鑐二、計十二器、分類圖錄A八九にその器目を列する。そのうち七器の銘末に華字形の圖象標識が加えられており、同書A一二九に錄する中姞鬲にも「中姞乍羞鬲□華形圖象」と銘していて、中姞もまたその一族である。中姞の器も貞松四・五に「此器光緒間出土」とあり、また同出の器であるかも知れない。墨本は一〇器に及ぶ。分類圖錄A一二九に「此中姞疑是A八九鼎中義父之

配偶、兩者俱於銘末署族名華、而兩者皆光緒間出土」という。

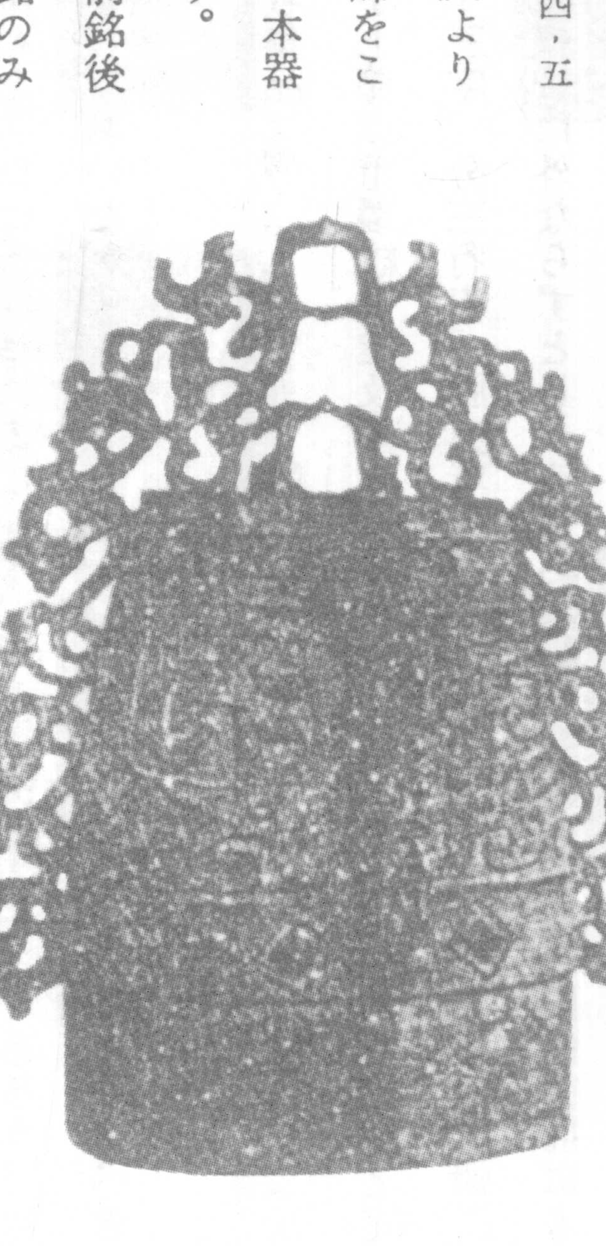
一七〇、伯克壺　翁方綱の復初齋文集卷一九に「跋周伯克尊」があり、宋代著錄ののち、はじめてこの器に考釋を試みたものである。

＊伯大師盨　伯克壺に「白大師易白克僕卅夫、白克敢對揚天右王白友」とあり、伯克は白大師の賜與を受けてこれを「天右王伯の侑」と稱している。分類圖錄A二五三に錄する伯大師盨はあるいはその伯大師の器であろう。文は三行一二字。

白大師乍旅盨、其萬年、永寶用

と銘する。同銘の器に、失蓋の盨三代・一〇・三〇・三・設周存・三・九〇・四・五がある。十六年伯克壺はその日辰よりみて厲王十八年の器。その伯大師をこの器の制作者と同一人とすれば、本器もまた厲王期に屬すべきであろう。

一七一、＊克鎛　六器のうち前銘後銘の合するもの各二器。なお前銘のみのもの一、全銘一であるが、この全銘一器は久しくその器影が知られず、近

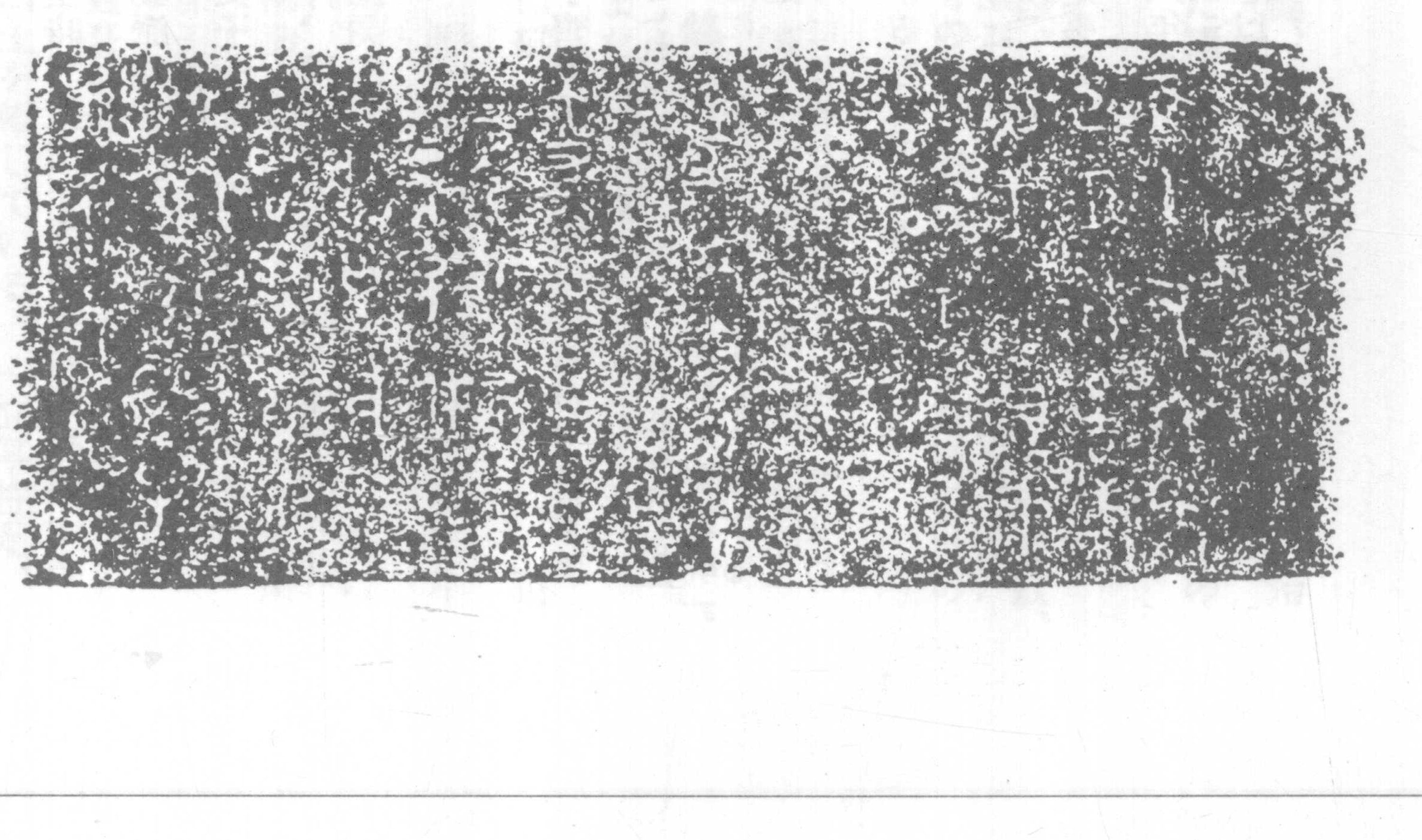


克　鎛

年に至ってはじめて器影・銘文が紹介されて疑案が解かれるに至った。陳邦懷氏の「克鐘簡介」文物・一九七二・六に「四十年來、我搜集兩周金文、作爲研究古文字和古代史的資料、克鎛是一件著名的銅器、想得一張精拓銘文而不可得、此器久在天津、直到無產階級文化大革命期間、我才見到實物、我這篇簡介、爲了分淸眉目、分五個部分敘述」として、克鎛の名稱、出土地と年代、著錄收藏、形制と用途、銘文研究の五項に分って述べている。いまその要を摘錄する。

克鐘在過去幾十年裏、一直被收藏家珍祕收藏着、見過此器的人非常之少、各書著錄、只凭一張銘文拓本、或題爲克鐘、或題爲全文克鐘、並不知它是鎛、而不是鐘、今天我們看到實物、它是一件制作十分瑰偉精美的鎛

據貞松堂集古遺文記載、北京琉璃廳古玩商人趙信臣說、克鐘克鼎等器物、實出陝西省岐山縣法門寺任村、趙曾爲潘祖蔭親到任村購買銅器、趙又說、當時出土的共有一百二十餘器、克鐘克鼎及中義父鼎等均出一窖中、時在淸光緒十六年、這一段文字中所說克鐘、其中有一件就是我們所說的克鎛、如果羅述趙說不誤、則克鎛在光緒十六年出土于岐山縣法門寺任村



克鎛銘文的拓本流傳較少、最初著錄于周金文存、其後大系圖錄・三代・小校以上四書皆是影印拓本、貞松摹本均有著錄、稱克鐘或全文克鐘、貞松說全文克鐘藏張燕謀侍郎家、我北來天津、听說張燕謀的後人卽住在天津、屢想訪問全文克鐘、無奈不得其門而入、解放前、周希丁爲張家拓金石、我偶然遇到他、就詢問全文克鐘是否還在張家、周說、鐘是在張家、已經拓過了、我想得一張拓本、也是終于失望

克鎛通高六三・五糎、體橢圓、口平、寬三四・七糎、頂中央有一圓孔、鈕是用堆垛的夔紋組成的、自鈕向兩旁下垂有隆起的連環夔紋、一直接近于口、正背兩面的中央各有垂直隆起的連環夔紋一條、這兩條夔紋和自鈕下垂的兩條夔紋、形成了四個對稱的棱、正背兩面的中部各有相對的大夔紋二、它在整個紋飾當中占主要部分

銘文在下面一圈闌帶之下的右旁相當于鐘的右鼓、中間有陽文直界綫與左旁隔開、左旁和後面沒有字、也沒有花紋

鎛的用途、根據文獻記載、鐘磬編懸、鎛特懸、位于鐘磬之南、所以應鐘磬也

銘文大半爲銅銹掩蓋、所以文字不很淸楚、共十六行、計有七十九字、用同時出土的克鐘編鐘銘文來比對克鎛銘文第一第二兩行、隹十又六年九月初吉庚寅等字、完全相同、據此、首先可以明確克鎛與克鐘是同時制作的、至于克鎛銘文所記的事、經仔細對比、也與克鐘銘文所記者相同

于省吾同志謂克鐘裏刺宮的刺字卽烈字、是對的、按此烈字是說康王祖先的威武功烈、宮室二字古通用、按康宮見于康鼎、而南宮柳鼎又稱康廟、是宮與廟、名雖異而實則同、又如頌鼎的周康卲宮、卽

康宮中的昭廟、克盨的周康穆宮、卽康宮中的穆廟、克鎛裹周康烈宮的烈宮、也是康王廟中的一個宮室的名字

古地名曰某𠂤者、金文中常見、今地名仍有名某堆者、如楚器群卽發現于安徽壽縣的李三孤堆、就是一例、天津市南郊一地卽名灰堆、又是一例

克鎛是西周的一件樂器、其形制較古、特點較多、在鎛類當列爲第一、銘文被銅銹掩蓋多字、雖説美中不足、但從研究歷史文物和發揚古代藝術的角度出發、又可以説瑕不掩瑜

鎛としては最も古制に屬するものであり、また鐘鎛を同時に作ることも春秋期鐘鎛の先驅をなすものといえよう。陳氏の銘文の考釋のうち、𠂤を説文によつて堆とし、その證を今の地名に求めるなどは最も不適當なことで、説文の𠂤は金文では師の義に用いる字である。その説は釋師論叢二集、また論集に詳しい。また銘文にみえる京𠂤は詩の大雅公劉にみえる京師で豳の地、その詩にみえる溥原も大克鼎に賜田の地としてみえており、涇東の地には當時克氏の勢力が及んでいたことが知られる。

一七二、師克盨　于省吾氏の「師克盨銘考釋書後」文物・一九六二・一一は郭氏の考釋同・一九六二・六に對して數條にわたる批判を試みたものである。1「有勳于周邦」を「有爵于周邦」とよみ、「此銘及彔伯㦰毁的有爵于周邦、解作有爵位于周邦、義本可通」とし、ただ「至于毛公鼎的爵勳大命、闕疑可也」という。思うに郭釋に勳を奉と訓するのは文義通ぜず、于説も毛公鼎の文に適合しないもので、その字は積微居に勳と釋するのがよい。婚と字形の通ずるところのある字である。2「干害王身、應讀作干介王身、是説捍衞輔佐王身」、すなわち害を介とよみ輔佐の義とする。郭釋に害を誤字とする

が、害は吾と形義に通ずる字で、この場合は于説のように吾の字義を以て解すべきであろう。于敔は夷厲期の常語。必らずしも介とよむに及ばぬことである。3𩁹臣について「原文訓克爲能甚是、𩁹字本義未詳、𩁹[illegible]先王、當與金文慣語畯臣天子之義相近」というが、字説に及んでいない。思うに𩁹は素絲の前に跪いて神命を聽く義で、これに玉を加えると顯で神靈の顯現することをいう。從つて𩁹とは、もと謹しんで神につかえる意象の字であり、敬謹の意をもつものであろう。4𤔲𩁹を郭釋に重𩁹とするのを非とし、「近年來長安縣出土的輔師𠭰毁、則作今余曾乃命、乃把𤔲𩁹二字換作曾、是曾爲𤔲𩁹的代詁字、曾爲增之初文、𤔲爲緟之古文、……𤔲𩁹二字的合音與曾爲雙聲、金文中凡言今余隹𤔲𩁹乃命者、都係最高統治階級對于臣僚在巳往有所命令之後、再給他增加上新的任務、……原文釋𤔲𩁹爲重敦、未爲確當」という。思うにその用義は于説にいう加上新命ではなく、王位の交替などによつて改めて再任・認證をなすときの語である。𤔲は緟にして再入三入の染絲の法を示す字で、𤔲は架糸、東は槖、田は染色の器である。また𩁹は建物の重層、曾は釜甑の甑で、甗の上下二器相重なるごときものをいう。字の本義からみても再命・認證の義であることが知られるのである。5盨の用途について、盛米の器にして盛粢の器に非ずという。字がときに斗升に從うのもその意であるとする。なお他に𢧢𤔲の𢧢を郭氏が攝と釋することについても留保を附している。𢧢は併と釋して兼任の意とすべき字であるが、それはおそらく假借の用法で、字は聖水に臨む女の象。ただ于氏は、この字の形義については自説を述べていない。

一七三、師酉毁　銘文中「王乎史𦔻、册命師酉、𤔲乃且啻官邑人虎臣、西門尸・𤞷尸・秦尸・京尸・

畀身尸、新易女赤市・朱黃・中㬎・攸勒、敬夙夜、勿灋朕令」の新を、伊藤道治氏の「中國古代王朝の形成」第二部第三章に近出の詢毁「今余命女啻官𤔲邑先虎臣・後庸・西門夷・舂夷・𤞷夷・師笭側・新・□華夷・由□夷・𠂤人・成周走亞・戍□人・降人・服夷」の例によつて師笭に隷屬する官名と解し、師酉毁の新を「一つの獨立した役職としなければならない」二三三頁とする説を提出された。詢毁では諸夷のはじめに「師笭側新」として諸夷の名を列しているが、師酉毁では諸夷の最後にその字が加えられることになつて、その用法は必らずしも同じでない。また右文中の啻官・啻官𤔲について、貝塚茂樹氏全集本、中國の古代國家、二二一頁は啻を正嫡・嫡長とする通釋の解を非とし、啻を適と釋する吳大澂説をとり、これを詩の鄭風緇衣の「適子之館兮　還予授子之粲兮」の適館とする新説を出されたが、その詩は授衣・授粲という女から男に對する誘引を歌う戀愛詩で、適館とはいわばおしかけに類する語であり、不類も甚だしい。金文には必らず各・格を用い、適を之適の意に用いることなく、館もまたその初文は官、軍中の胙肉をおく聖所をいう。轉じて軍政を執るところより、ひろく官𤔲の意となつた。

一七四、*張家坡七號鼎　器はまた蔡侯鼎ともよばれ、史樹靑氏に「西周蔡侯鼎銘釋文」考古・一九六六・二があり、「蔡侯隻巢、孚厥金、賞、用乍𩰫鼎」とよみ、蔡・巢などの字釋を試みて、「蔡侯鼎的出土、無疑地是説明周初分封諸侯的一件重要文物、它比一九五四年江蘇鎭江出土的宜侯夨毁、一九五五年遼寧凌源出土的匽侯盂的時代都要早、歷史價値也相當大」というが、字迹の極めて疑うべきものであることはすでに通釋に述べた。

また裘錫章氏に「□侯獲巢鼎銘補釋」同上があり、金下の一字を冑とよむべく、また第一字は䋣の從うところにして豫の譌變の字であるとする聞一多の説を引く。聞氏の説は古典新義五五六頁注二一にみえる。この鼎には大きな補修のあともあり、銘も鑄銘としては頗る疑わしく、史樹靑氏のように「字迹奔放」などといいうるものではなく、確實な資料とはしがたい。

一七五、大毁二　餘論三・三三に「善夫□字五見、舊釋爲敏、蓋以爲母字也、今諦審、實當爲豖字」として龕公華鐘の「叔穆不豖于乃身」の豖、彔伯㦰毁の「不豖」の豖と字形が近いという。郭氏が豖と釋するのはこの孫説を承けたものである。

一七八、師寰毁　器二。潘氏の第一器はいま上海藏。上海五三にいう。「高二七、口徑二二・五、腹徑二八・二、底徑二四・三、腹深一二糎、重九・一八瓩、蓋器沿口均飾以竊曲紋、體作橫溝紋、獸耳垂珥、圈足下別承三獸首足、形制特大、莊重宏偉、器鑄銘文一百十七字、記載師寰受王命、率領𡘋國等聯軍、征伐東南方的淮夷、殺戮了淮夷的邦酋」。この期の淮夷討伐が單なる軍事行動に止まるものでないことについては、西周史略に述べた。新出の㪅卣・𤼈父盨・㦰毁・㦰鼎二などによつて、淮夷との關係の重要性が次第に明らかとなりつつある。第二器は分類圖錄A二四六に著錄。陳氏はいう。

此器失蓋、同銘之別一器、曾藏葉志詵・潘祖蔭、今在上海博物館、花紋形制與此同而有蓋、器蓋均有銘、葉・潘的蓋銘、較之器銘有以下的不同、少厥・我・齊・折字、所減省之字、使文句不通、而從照片上觀察、蓋似後配製的、潘器第一行第六字與端器略異、端器第二行第九字亦有剔誤、工吏上

亦有厥字、此器作器者與寰盤的作器者或是一人

器制・銘文の典型的なものは周室工房の製作器、銘文の譌脱多く字迹の劣惡なるものは、周室下賜の器をもとにして作られた諸侯工房の作器であり、その諸侯工房の作器には諸侯改作・諸侯倣製の器があるとする說が、近ごろ松丸道雄氏によつて提出されている。「西周靑銅器製作の背景」東洋文化研究所紀要第七二冊、昭五二・三がそれであるが、いまその說をこの器に適用すると、この蓋は改作仿製ということになるのであろう。しかし西周靑銅器の全體が王室工房、諸侯改作、諸侯仿製のように系列的に大きく分類されうるとは考えがたいことである。

一八一、毛公鼎　拾遺下・三五「周鐘」の後に「毛公鼎釋文附」として孫詒讓の釋文と附注を錄しているが、舊釋の中では最も備わるものである。近年、器の眞僞の問題やその制作の時期について幾篇かの論文が發表され、特に器銘の眞僞の問題は西周器銘の信憑性の問題にまで擴大して論ぜられ注目を受けたが、いくらか事を好む傾向がある。眞僞問題については張光裕氏の「論兩篇僞作的毛公鼎銘文」書目季刊・第八卷第四號に要約するところが要をえているので引用する。

毛公鼎的眞僞問題、聚訟已久、前此張之洞在廣雅堂論金石札卷三、曾譏許陳簠齋以千金買贋鼎、然其立論毫無根據、可以不辨、迨民國廿五年、衞聚賢在中國考古學史中又明指陳介祺爲僞造毛公鼎的幕後主持人、民國四十七年高貞白亦在中國歷史文物趣談一書裏、懷疑故宮藏器並非陳介祺所得原物、近十年來、澳洲國立大學的巴納博士復孜々於毛公鼎辨僞的研究、並於最近答覆張光遠駁論澳州巴納博士誣僞之說中、進一步的列擧十三項疑點、支持它懷疑毛公鼎是出於僞造的說法、由於毛公鼎出現

卷六 補記篇　五一三～五一四

以前的歷史、過於曖昧不明、簠齋以重貲購藏以後、又祕不示人、而且傳聞之中亦稱陳氏家中曾仿鑄兩件僞毛公鼎專供借祭、故處々都令人懷疑毛公鼎的眞實性、因爲兩件借祭的毛公鼎原器已不知所在、懷疑毛公鼎爲僞的箭頭、遂一齊指向現藏故宮的原器、巴納先生甚至懷疑它就是出自陳介祺之手所僞、幸而現在發現了別外兩件仿製極精的毛公鼎拓本、正好爲故宮所藏原器的眞實性作一申辯

その別外兩件の一は京都大學人文科學研究所に藏する陳乾藏吉金文字著錄のもので、この通釋に錄したものがそれである。「陳介祺印」の方印をはじめ、「肇一藏三代文字」「陳乾」「肇一」「半生林下田官」「海濱病史」「簠齋藏古」「文字之福」など多くの印影を加えているが、張氏は「是拓的藏者已犯有意圖瞭混之嫌、復經查證它與鼎一爲異范之後、這種掩人耳目的手法、更是昭然若揭了」と論じ、僞作者の作爲のあとを示すものとする。もう一鼎は二玄社の金文集に錄したもので、筆者が樸社々友の紹介によつて撮影收錄した大幅の一篇であるが、大體藤井有隣館收藏の拓と同系のものであろう。從前著錄の銘文と比較して特に疑うべきところもないので採錄したが、張氏の論文においても故宮藏の銘拓と合わずとするところは七ヶ所にとどまり、それも捐拓のしかたで同器同銘の間にも生ずる程度の墨付きの相違に過ぎず、張氏もまた「右二鼎銘各四百九十七字、無論行款及字形、皆與現藏故宮毛公鼎銘文幾乎完全一樣、甚至殘缺的字劃、字裏行間不同部位的鏽斑、泐蝕以及破損等特徵、也幾乎完全相合」と認めざるをえないものであるが、およそ仿製僞器にしてこれほど眞僞の辨別に苦しむものは他にその例をみず、陳氏收藏の當時そのような精巧な仿鑄の術が存したとも思われない。これだけの大鼎を、その尺寸を差えず、銘文の行款字樣を誤らず、しかも二器も仿製しうると考えること自體が、甚だ作爲的な想定というべきである。

毛公鼎仿製の說は、陳氏に對する一種の反感によつて揑造宣傳されたもののようである。奇觚一・四一に「陳氏所藏古器、其精拓皆有價目、可購得之、惟此鼎祕不示人、有以五十金購其打本者、亦不能得、同輩以此姤之、至謗爲贋鼎」というのは、その消息を傳えるものであろう。尤も僞拓も行なわれていたらしいことは、張氏の文に引く鮑康の續觀古閣叢稿跋毛公鼎摹拓本に、「同治壬申、潘伯寅始見之、愛弗置、屬胡石査鈎摹鐫版以傳、洵大快事、余乞搨十餘紙、分餉同好、都人士尙有疑其贋者、余亦不與辨也」とあり、有隣館全形拓に付する陸恢の宣統三年跋に「惟恐近時有復刻本、亦一僞尙書也、但古之僞則字句不同、今之僞則點畫無二、毫釐千里、鑒者愼諸」としるしている。また史語所載の全形拓本卷軸善字一二八號の羅振玉跋に「顧近有復本、辛酉（一九二一年）七夕」という。しかし張氏はまた「今所見鼎二鼎三兩拓、則絕不類木刻」というように、羅氏のみたその復本は、木刻摹本であるらしい。毛鼎僞作說はついに故宮の藏器にも及び、それはかつて陳家で鑄造された仿器であるとする說である。

張氏は高貞白の中國歷史文物趣談の文を引いている。

現在臺灣的毛公鼎、是否眞鼎、我不敢說、……據我所知、陳介祺僱有很多熟練工人、覲（親）自督導他們複製古物、他所以如此、並非牟利、而是用以應付權貴、假如陳介祺複製毛公鼎幾個的話可靠、那末、今日在臺灣的那一個、也許就是假做的、眞的說不定還深藏在山東地下、將來也許會有眞的毛公鼎出現在大陸、那就眞有趣了

張氏はしかし器の仿製者は簠齋本人ではなくその沒後のことであり、その上限は光緒十年七月簠齋謝

卷六 補記篇　五一五～五一六

世より後とする。陳乾は字は肇一、陳氏との關係は知られない人であるが、張氏は鼎二・鼎三の仿鑄の時期を、鼎一が端方に歸した宣統二年一九一〇年以前のこととする。當時は鐵雲藏龜一九〇三年・徐同柏の從古堂款識學一九〇六年・陶齋吉金錄一九〇八年などの石印がようやく行なわれたころであり、銅版や玻璃版は、中國ではなお普及していなかつた。雙鈎の摹本を作ることも容易でないという時代に、追眞の器物の制作、さらに原器と區別しがたいほどの鑄銘を施すということは、おそらく殆んど不可能なことであろう。僞銘のことはこのころすでに盛んであつたが、それは敬吾や周存・小校などに錄する多數の僞銘の類で、眞僞を分ちがたいようなものではない。まして毛公鼎のような大器の仿製の技術がありえたとも思われず、そのことは祕密裏になしうるものでもない。いわゆる鼎二・鼎三の銘も鐫版板刻の類でなく、圓鼎器内腹の銘に打拓して成るものである。

張氏が故宮の藏器を疑問とするのは、氏がその器を目驗したのかどうかを疑わせる。筆者はかつて故宮において詳細に目驗する機會を與えられ、その制作と鑄銘については細心の注意を以て點檢を試みたが、その眞器眞銘たることに何らの疑點も認めなかつた。張氏が銘の眞僞を區別すべきものとした陽文格も明らかに前銘の字間に隱見しており、張氏の僞器說は好事の巷說にすぎない。故宮の藏器が眞器であることは疑問の餘地がなく、のち張光遠氏にその論證がある。またいわゆる仿製二器も、その後一切の消息が知られぬまま湮滅し去つたとするのも不審というほかない。みな僞銘說から推演された臆說である。

毛公鼎僞器說は、その後にもバーナード氏など外國の研究者によつて強く主張されており、わが國に

もその追隨者がみられる。張光遠氏の「西周重器毛公鼎」故宮季刊第七卷二期、民六二、一九七三はそれを論駁したものであるが、張光遠氏は僞作説の論點九項にわたつて精細な反駁を加え、器の傳世の祕聞をも蒐錄している。いわゆる鼎二・鼎三を仿製供祭の器とする説についても、「陳氏不勝其擾、於是就仿毛公鼎鑄了兩件僞器、專供借祭、這就是毛公鼎眞正有僞器的來由、但當時僞器的製作、係用翻沙之法、其粗陋是必然的」として、それは僞器でもありえないとしているのは、穩妥なる見解とすべきであろう。尤もそれは借祭の器があるとする前提での話であり、かりにその器があるとしても、眞僞を分ちがたい僞銘をもつようなものではないはずである。

筆者が金文集に錄した全形拓銘は、濰水劉階平氏の陳簠齋先生手拓毛公鼎銘に載せる咸豐二年釋文題記の全形拓と銘文張光遠氏論文圖版一四と器の前面後面の別があり、また銘を二截とするが、全く同じ體裁の裝幅である。

また毛公鼎の時期を論ずるものに周法高氏の「毛公鼎與師詢簋年代考」崇基學報、十二卷一・二期一九七四・四があり、毛公鼎と師詢𣪘とを共和期に屬して考える私見に對する批判である。周氏はまず毛公鼎の時代に對する從來の諸説をあげ、唐蘭氏の陝西省博物館靑銅器圖錄序説と李棪氏の金文選讀第一輯一九六九年の考説を長文にわたつて引用し、兩者の厲王期説を是とする。周氏の新たに加えたところは、唐説の前に徐中舒氏の「禹鼎的年代及其有關問題」考古學報・一九五九・三に禹鼎を厲王期とする説があり、唐説は禹鼎を證として毛公鼎の時期を推及したという數語を施したのみである。しかし毛公鼎厲王期説の旁證とされる禹鼎や噩侯鼎にいう南征が夷王期にあるべきことについては、すでに通論篇や

西周史略に論じた。

周氏はまた毛公鼎の時期について筆者がその概要をしるした「西周彝器斷代小記」中央研究院歷史語言研究所集刊三六本上册、一九六五年の共和期説を引き、共和期の改元説について「可以説是毫無根據」といい、問題の關鍵は厲王の在位年數にあるとして、新城新藏博士の「周初の年代」東洋天文學史研究により、その在位年數は十四年より十八年の間にありとし、また陳夢家氏の十六年説を排して「不過據我根據曆法研究的結果、厲王在位當爲十八年」と十八年説をとる。周氏のいわゆる曆法によると、厲元は前八五九年、董氏の西周年曆譜において毛公鼎と文辭の類するところのある師詢𣪘は「唯元年二月既望庚寅」で、董譜によると二月二十四日庚寅を得るのであるという。しかし二十四日ならば四週の數よりいえばすでに既死霸の第二日に入るべきもので、「把二十四日叫做既望、也是頗有可能的」といいうるものではない。新城氏の厲王十八年説は史記の世家説をとるもので、本紀は三十七年説である。

周氏の曆法はただその舊説によるにすぎない。西周期斷代繫年の問題は、共懿以後に至つて金文の曆譜的資料も漸く多く、夷厲の二期には最も豐富であつて、厲王十八年説のごときはその金文資料の上からはもとより采るに足らぬものである。いま厲王期についていえば、二十八年寰盤・三十一年鬲攸從鼎は元年叔専父盨・十二年大𣪘・十五年大鼎・十六年伯克壺を譜入する曆譜においてのみその日辰が妥當し、近出の十七年此鼎・二十七年衞𣪘・三十三年伯見父盨のごときもその譜にのみ加えることができる。また厲王譜は夷王譜との接續において考うべきものであるが、夷王期の繫年器は極めて多く、元年師旋・五年師旋の兩𣪘によつて得られる動かしがたい定點によつて、その曆譜上に九年乖伯𣪘・十三年望𣪘・十八年克盨・二十年休盤・二十三年小克鼎・二十六年番匊生壺・二十七年伊𣪘・三十七年善夫山鼎を配することができ、新出の三年裘衞盉・五祀衞鼎・九年衞鼎・十二年永盂・十八年[illegible]父盨などもみなその譜に錄しうる。このようにして共懿以後の歷世斷代を定め曆譜を考定した上で、なおかつ譜入することをえないものに元年師毀・元年師兌・元年師詢・二年鄭・三年師兌の諸器があり、特にその元年𣪘は、すでに多くの繫年器によつて動かしがたいと考えられる曆譜構成をもつ歷代の元年には譜入することをえないものであり、しかもそれらの器は器制・銘文において極めて短い特定時期の制作、すなわち周室の危機的狀態にある時期のものと考えられ、共和期的情況のなかで最も自然に理解しうるものである。そしてこれらの器を、その器銘のしるす紀年日辰の通りに矛盾扞格するところなく處理しようとすれば、新しい數名の王位を認めるか、あるいは共和期における執政者の交替による數次の改元を假定するか、この二者の外にはありえない。共和期改元説は彝器の斷代繫年の全體的な組織を試みた上で、理論的にも要請されるところであり、もしこの説を改めようと欲するならば、筆者が試みた彝器の斷代繫年の方法とその全體の組織について、これに代るべき斷代曆譜と繫年を提示した上で、以上の共和諸器についても明確にその屬するところを指摘すべきであろう。

一八二、黃盛璋氏に「關于詢𣪘的制作年代與虎臣的身分問題」考古・一九六一・六があり、詢𣪘を夷王十七年、師詢𣪘には前命[illegible][illegible]の辭があるから次の厲王元年とする説がある。元年師酉𣪘と師詢𣪘にみえる邑人虎臣諸夷の名が同じであるため、郭氏らは師酉・師詢を父子とし、黃氏もそれに從つているが、師酉は文考乙伯究姬の器を作り、師詢は剌祖乙伯同益姬の器を作つており、母氏の名號が同じでない。

師酉を厲元、詢器をその十七年、師詢をその後とすると前後の關聯がよく、詢器の時期をそのように改めたいと思う。なお黃氏は虎臣を奴隸身分とする郭説の不當を論じているが、文獻にみえる虎臣はいうまでもなく王の近衞の武官である。

一八六、師毀𣪘　于省吾氏の「讀金文札記五則」考古・一九六六・二に師毀𣪘の賜與部分を「舊或讀爲十五鍚・鐘一・磬五・金、未確」とし、これを「十五鍚鐘・一磬・五金」とよみ改め、鍚鐘の例は楚公冡鐘にあり、鍚は美銅に外ならないという。思うに十五は干五と釋すべく、また鍚鐘の語は楚公冡鐘と字形全く異なる。むしろ師旋𣪘の「干五・鍚登一」の例をとるべきであろう。器數は品目の下につけていうのが通例である。

一八九、師嫠𣪘　述林七・二七「周師龢父敦拓本跋」に[illegible][illegible]の字說がみえる。孫氏は字を緟庸と釋していう。

[illegible][illegible]金文恒見、薛尚功釋爲醻京、今攷[illegible]當爲緟之緐縟文、陳侯因齊敦有緟字可證、[illegible]疑古文就之省、說文京部、就高也、籀文从二京、此似从京从享省、與彼略同、緟就蓋重復申成之意

[illegible]は緟の初文。周禮考工記の鍾氏の鍾はもと緟に作るべく、[illegible]はその籀文にあたる。糸を染める三入五入の法を司るもので、[illegible]はその法を示す字形である。[illegible]は重層の象。兩字を合わせて重復申成の意となる。就は城郭などの竣工のとき犬牲を以てこれを修祓する意であるから、[illegible]とは字の立意の異なるものである。[illegible][illegible]は金文においては再命・認證の意に用いる。

一九〇、井編鐘　愙齋賸稿上三に文首の人名について「安邢人名、疑即侒之省、人字重文、或借作

安旁、否則人下不當有重文也」とし、また餘論三・二に「井人〻安」と釋して「上重文人、與此合爲佞字、吳大澂引或釋如是、甚塙」としてそれに從っており、井人佞とよむ說である。作器者自ら某人と冠している例は金文になく、人下の重點のようにみえるものはその敷衽の形にして仁と釋すべき字であろう。安は同樣のものを負戴する象で、重點とみるべきものではない。

井編鐘は從來前銘後銘各一器及び全銘一器が知られているが、何れもその出土地が明らかでなく、また全銘一器はその器影を存しない。近年別の後銘一器が出土、周文氏の「新出土的幾件西周銅器」文物一九七二・七に報告されている。

安鐘出土于扶風縣齊鎭村東、通高五四、最大口徑三二・五糎、篆間飾夔鳳紋、鼓飾鳳紋、鉦間有銘文四行、二九字、重文六、左鼓銘文四行、一二字、重文二、全銘共四一字、重文八、銘文是

……處宗室、肄安乍龢父大歡鐘、用追孝〻侃前文人、前文人其嚴才上、數〻䉼〻、降余厚多福以上鉦銘無疆、安其萬年、子〻孫〻、永寶用享以上左鼓銘

從來の著錄の銘と、孝字を重文とするところが異なる。このような本來組群をなすべき編鐘が、一括して出土しないで分散している理由が知られない。この新出器についても出土事情の詳しい記述がないのは遺憾である。報告者は銘文中の龢父を共伯和とする郭氏の說を引いているが、共和の問題は共伯和に何びとを比擬するかというような單純なものではない。またこの龢父を伯龢父・師龢父と同一人とみることにも疑問があることは、通釋に述べておいた。

一九一、兮甲盤　周存に「蕙齋題記云、見元人硏北雜誌、然宋王伯厚困學紀聞、似已錄之、所謂本

作觶爐者、知是器傳世久矣」というが、困學紀聞というのは元の鮮于樞の困學齋雜錄の誤であろう。鮮于樞一二五六～一三〇一は南宋末元初の人、每晨筆牘を載せて登廳しその長と廷爭し、夜晩く歸宅すると焚香弄翰、古鼎彝器を階除に陳列して樂しんだという。藏器に商父乙鼎・州師卣・商父辛彝・周鄀鼎などのほか、周吉父盤銘一百三十字を李順甫の家に飯爐としているのをみて、これを收めたという。周存の記述には、ときにこの種の早卒の誤がある。

この傳世の器は圈足部を缺くものでいまその所在は知られないが、別に書道博物館に圈足の備わるものがあり、器銘にも拓迹に若干異なるところがあるようである。

銘文の內容は史料として極めて重要な意味をもち、史家の關心を集めている。たとえば李平心氏の「卜辭金文中所見社會經濟史實考釋」中華文史論叢第一輯、一九六二・八は、淮夷關係の金文として知られるものとして、本器の「王令兮甲政𤔲成周四方賚、至于南淮尸、淮尸舊我𧶠晦人、毋敢不出其𧶠、其賚」、師寰𣪘の「淮尸繇我𧶠晦臣、今敢博厥衆叚、反厥工吏、弗速我東域」や折首執訊、また頌鼎の「命女官𤔲成周賈廿家、監𤔲新造、賈用、宮御」などの文を引き、そのうち1𧶠與賚（貫・晦・賚）、2嗞與嗞人（附釋庚）、3貯與楚、4新𠧞與新造の四項に分つて、これに社會經濟史的な視點から分析を試みた長篇の論文である。單に器銘の考釋のみにとどまらず、歷史的な把握の上にみるべきところも多いが、いまその要旨を錄する。李氏はこれらの器銘にみえる𧶠を「它是指南夷對周室所貢獻的賦」とし、𠂢伯𣪘の「王命益公征眉敖、益公至告、二月、眉敖至見、獻𧶠」をその證とし、「當然不僅〻是𧶠、而是賦貢的泛稱、故𧶠從貝作」という。かつ琱生𣪘一「余獻婦氏以壺」、又二「用獄誄爲白」の壺・白もみな賦であるというが、琱生𣪘は族內の訟事に關するもので、賦貢と關係があるはずはない。また𧶠はその字形からみてもいわゆる織貝の類とみるべく、淮域の特產品であろう。

晦について李氏は「讀晦爲賄」といい、「賢𣪘銘、晦賢百畝糧、晦讀賄、與兮甲師寰二器之晦相同、……引伸爲貨物」「彝銘𧶠（賦）晦（賄）連言、大雅韓奕、實畝實藉、畝（晦）藉對文、並可證晦（畝・賄）義與貢稅相通、所以兮甲盤銘所謂淮尸舊我𧶠晦人、師寰𣪘銘所謂淮尸繇我𧶠晦臣、與國語吳語、諸稽郢所謂越國固貢獻之邑也、語義頗相近」とするが、晦に賄の音を求めるのはもとより無理なことであり、また賢𣪘の文はその耕作權・收益權を意味する用法で、賦貢のことには關しない。

賚については「金文家讀賚爲委積之積、與原義不相切合」とし、字は琱生𣪘の多諫・獄諫の諫と通用し、「力役布縷之征」の意であるという。「銘文前云、政𤔲成周四方賚、至於南淮尸、是指王命兮伯吉父主治成周與四方的賦貢、遠至於淮尸的賦貢、也歸他職掌、師寰𣪘銘云、淮尸繇我𧶠晦臣、今敢博厥衆叚、反厥工吏、弗速（蹟）我東域、是說淮尸本來是周室的賦貢之臣、如今竟敢犯上作亂、對我東國不納賦貢、速卽蹟字、亦卽是續、當動詞用、訓獻賦進貢」。思うに李說のように𧶠は賦貢、賚もまた進貢の意ならば、兮甲盤に「毋敢不出其𧶠其賚」と𧶠・賚を分說するを要しないはずである。下文になお「其進人・其賈」を連ねていうことからいえば、この四項は淮夷の賦貢義務をいうものであるとしても、それぞれ一項ごとに種類性質の異なるものでなければならない。

2において嗞を訊の初文とする說はすでに蕙齋にみえる。李氏はその字形を說かないが、拘囚繋縛して自己詛盟をなす俘虜の象である。執訊のものが奴隸化されることは古代においては一般にみられる

ことであり、西周期においてはそのような俘囚の徒には夷系の諸族が多かつた。それで李氏は「師詢𣪘銘記王錫師詢尸允三百人、尸允卽是夷嗞、也就是外族奴虜」として、ここより奴隸制說を證しようとするが、しかしその奴隸社會的實態については「西周社會生產力水平並不很高、尸允如不從事生產勞動、要主人養活三百人、不是一件容易的事、自然卽使有大量奴隸存在、當時的社會性質是否屬奴隸社會、還需要有更多的證據、才能確定」となお愼重な立場をとつている。

俘虜奴隸についてはまた𦔻盨を證とし、「厥非正命、廼敢庚嗞人、則惟輔天降喪、不廷唯死」を引いて庚を捕と訓し、「庚嗞人、卽是私自掠奪奴隸、這是嚴重破壞奴隸所有權的罪行、所以必須用死刑禁止」と奴隸を掠奪することを禁ずる意とする。𦔻盨は銘の前半を缺き、その全文を識りえないものであるが、そのいま存する部分は邦人・正人・師氏人の管理董督を命ずるもので、奴隸の掠取とは何ら關するところはない。

3に賈と楚とを論ずる。賈は兮甲盤に「其𧶠其賚其進人其賈」、毛公鼎に「庶民賈」とあり、殊に頌鼎に「命女官𤔲成周賈廿家、監𤔲新造、賈用、宮御」李氏句讀とみえる。李氏は賈を胥と聲義の通ずる字とし、「賈或胥、卽胥靡之略稱、胥靡爲古代奴隸刑人」という。また胥靡は刑餘者の稱であるが、その語はもと紹昧という部族名で、呂覽任數に「西服壽靡」とみえ、郭沫若氏はこれを Sumer の對音に充てた。逸周書王會にいう州靡、井侯𣪘に「錫臣三品」としてみえる州人も州靡の略、詩小雅大東の舟人、大雅文王の疏付もそれであるという。このようにその論は展轉無窮の說となつて、收束するところがない。

寅を胥にして奴隷と解する李氏の說は、頌鼎「官嗣成周寅廿家、監嗣新造寅、用宮御」を廿家の胥靡とするものであるが、奴隷は人や夫を單位數として數えるのが例である。また李氏の句讀では寅用の語が通ぜず、寅は何れも上屬して成周廿家寅・新造寅とよむべく、これを目的語とする動詞は官嗣・監嗣である。宮御のように宮廟の料に用いるものは、もとより物資に關するものでなくてはならない。李氏はまた格伯𣪘「格伯受良馬乘于倗生、厥寅卅、田則析」李氏句讀を引いて「于訓與、意卽格伯受王所賜良馬四匹及賤官（倗生非人名）、並受臣僕三十名、田則卽田采、……田則析卽被賜土田采邑、舊以田屬上讀、因訓寅爲價、謂以三十田換取倗生之良馬乘、恐不確」とするが、寅が胥靡ならば寅卅人というべく、必らず助數詞がなくてはならない。この文は「厥寅卅田、則析」と句讀すべく、寅は貯積にして收穫、卅田分の收穫を對價として支拂うこととし、これを約劑にしるす意である。李氏はまた截𣪘の「楚走馬」を「楚、走馬」と句讀し、楚もまた同じく胥靡の略稱とする。截𣪘の文は「楚走馬、取遺五寽」とあつて賜與のことをいうものではなく、輔佐兼職のこととこれに對する職務俸とをしるすもので、楚は疋にして佐疋、すなわち副官となる意である。取遺の句を伴なうものはすべて兼職を命ずることであり、李氏の解は全く金文の通例に合わない。なお4に新造のことを說くが、これは頌鼎の文であるからその條にしるす。

要するに李氏のこの長大な論文は、淮夷と西周期の奴隷制との關聯を論じて、その點甚だ重要な問題にふれるものであるが、金文資料の解釋に私見を立てるに急であり、主題に對して十分な論證をなしえていない。社會經濟史的な研究は今後の方向として重要であるけれども、そのためには特に愼密な銘文の解釋的研究を必要とするのである。

吉父と稱するものには、錄遺に善夫吉父・兮吉父・伯吉父、趞叔吉父盨諸器の銘があり、伯吉父にはまた新出の器がある。

＊善夫吉父諸器

鬲　善夫吉父乍京姬蹲鬲、其子〻孫〻永寶用錄遺一一一

甗　善夫吉父乍旅甗、其萬年永寶錄遺一七三

＊兮吉父諸器

𣪘　兮吉父乍中姜寶蹲𣪘、其萬年無疆、子〻孫〻、永寶用享錄遺一五五

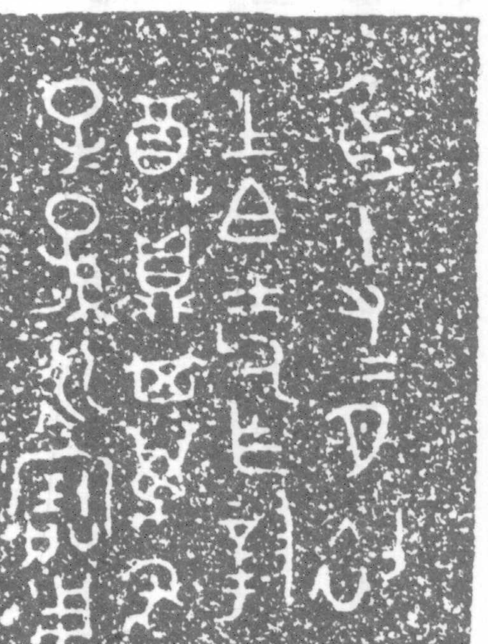
＊伯吉父諸器

匜　白吉父乍京姬匜、其子〻孫〻、永寶用錄遺・五〇〇

善夫吉父鬲にも京姬の蹲鬲を作るといい、この器にも京姬の匜を作る。兩者は同一人あるいは同族關係のものと考えられる。伯吉父の器に新出の伯吉父𣪘・鼎がある。

＊伯吉父𣪘・鼎　陝西扶風縣北橋出土の西周器群文物・一九七四・一一のうちに伯吉父𣪘・伯吉父鼎が含まれている。𣪘は重環文、腹飾瓦文、器蓋二銘、各〻四行二三字、

唯十又二月初吉、白吉父乍毅蹲𣪘、其萬年、子孫〻、永寶用



とあり、鼎も同銘であるが、吉をすべて士に作り、蹲を餗に作り、毅の字形に崩れがみえている。同出九件のうち渦文罍は殷周期の古器、他は西周後期に屬する。毅は他器にみえず、伯吉父との關係も明らかでない。

＊趞叔吉父諸器　錄遺一七五に趞叔吉父盨の器蓋二銘あり、「趞叔吉父乍虢王姞旅盨、子〻孫、永寶用」という。文は善齋圖九〇・故宮下・二〇四に錄するものと同じであるが、別器と認められる。

＊兮中諸器

鐘　兮中乍大棗鐘、其用追孝于皇考己白、用侃喜前文人、子孫永寶用享三代・一・一一

𣪘　兮中乍寶𣪘、其萬年、子〻孫〻、永寶用　器蓋二文　三代・七・三一

鐘はもと陳氏十鐘の一、いま泉屋博古館に藏する。傳世六器。𣪘は陶齋續一・三四に圖様を錄するも無蓋。小校によると傳世六器、うち五器は器蓋二文、一器はただ一銘のみという。三代には四器の器蓋と一銘とを收める。

一九二、＊虢宣公子白鼎　錄遺九〇に虢宣公子白鼎銘を錄する。五行二七字。文にいう。

虢宣公子白乍蹲鼎、用卲享于皇考、用（旛）眉壽、子〻孫〻、永用□寶

從來未著錄。文字は概ね平板であるが、字様は虢季子白盤に近いところがある。陳世輝氏の「虢宣公子白鼎略記」考古通訊・一九五八・八に虢盤と同じ作器者の器とし、またその時期を郭氏の大系によって夷王期とする。

郭沫若先生謂虢季子白盤乃夷王時器、是此鼎亦當隸夷王之世、郭先生說虢盤云、後漢書西羌傳、夷王衰弱、荒服不朝、乃命虢公率六師伐太原之戎、至于兪泉、獲馬千匹、注云、見竹書紀年、虢公卽此虢季子白、此鼎之虢宣公子白卽爲虢盤之虢季子白、則郭先生所說紀年之虢公卽虢季子白、便已有明證、以此二器合觀、則知紀年之虢公乃虢宣公、宣公名季、字子白、此鼎既可爲郭先生之說作有力的證明、又足補史書之缺逸、實爲不可多得

虢宣公子白と虢季子白とが一人であるとしても、夷王期の人とする論證はなく、虢盤の日辰は宣王十二年の譜に合う。器の時期についてはまた關聯器である不嬰𣪘をも考慮に加える必要があり、紀年によつて西周器の時期を容易に論定すべきではない。なおこの名號の例によると、子白・子伎はそれぞれその人の字と解すべきようである。

一九三、不嬰𣪘　周存にいう。「不嬰敦蓋、舊爲浙江新昌兪北屛所藏、道光廿五年、歸胡城吳康甫貳尹、壬子、某估言見有一百五十餘字之器、擬售、意是此蓋、往覘果然、遂以重金獲之、以偶頌敦、因顏所居曰兩敦蓋窘、窘卽群居之義、是時舊好正相與研究金石、以窘名居、自此始矣」。その詩に兩敦蓋窘藏器詩一卷がある。

一九四、琱生𣪘一　分類圖錄A二五〇に著錄。陳氏の釋文を參考に錄する。

隹五年正月己丑、琱生又吏召、來合事、余獻婦氏以壺、告曰、以君氏令曰、余考止公僕庸土田多債、弋白氏從許、公宕其參、女則宕其貳、公宕其貳、女則宕其一、余惠于君氏大璋、報婦氏帛束・璜、召白虎曰、余既訊厌我考我母令、余弗敢亂、余或至我考我母令、琱生則覲圭

また銘文の字形に異構多しとし、「婦字從宀、債字從言、許字從口、宕字從广、惠字從䀠不從心、璋

字省玉、覲字省見」とその例をあげ、また文の考釋に及んでいう。

傳世又有六年琱生𣪘、所述卽此銘的後事、該器形制、據云與此器相同、第二器銘之末曰、白氏則報璧、琱生對揚朕宗君其休、用乍朕剌且召公嘗𣪘、其萬年、子〻孫永寶、用享于宗、由此知琱生亦召公之後、與召伯虎乃是同宗

此器的白氏應指召伯、婦氏應是召伯之母、故琱生以君氏（王后）之命告婦氏、君氏命中之止公・公、似卽召伯口中的我考、琱生所稱之婦氏、君氏命中之女、似卽召伯口中之我母、君氏之命、責問婦氏與公的土田的賦稅、由於伯氏的放縱、公與婦氏狼狽表分、宕疑假作蕩、謂蕩括斂藏

召伯虎見於江漢之詩、序以爲尹吉甫美宣王、所以此器曾定爲宣王時、此器兩耳形制同於長安一・二四方彝、不能晚至西周晚期、此器獸面文和可以定爲共懿時代的吳方彝、師遽方彝相近、作器者亦見於師嫠𣪘商周三三四已爲宰職、今定此器於西周中期後半部

器の時期をほぼ共懿期とするものであるが、器制文様による時期推定は、作器者の趣向をも含む問題であるため十分な根據としがたいことも多く、この器の場合は琱生の名のみえる師嫠𣪘の時期がより具體的な根據となる。陳氏はその西周器斷代において十一年師嫠𣪘を共懿期に收めず、西周年代考においては共和十一年の器とする。しかし共和十一年では師嫠𣪘の日辰はその譜に適合しないこと明白であり、また陳氏のその編年からは琱生を共懿期とする推論は生まれない。召伯虎が詩の大雅江漢篇にいう召虎であることは疑いなく、師嫠𣪘の十一年も宣王の譜には合するのである。またその銘文の意を伯氏の放縱による賦稅の延滯とするのは郭氏の大系の解釋と同樣であるが、そのようなことを內

容とする銘辭を祭器に加えることはありえない。この銘がおそらく相續分など受益權の取得に關する紛爭の和解を內容とするものであることは、すでに通釋にしるした通りである。郭・陳兩氏の放縱說のごときは、彝銘の性質觀の上からも許容しがたいものである。

なお琱生𣪘一・二器に關して、李平心氏の「卜辭金文中所見社會經濟史實考釋」中華文化史論叢第一輯、一九六二・八に琱生𣪘第一器の「余獻婦氏以壺」の壺を「壺與貢同韻、召伯虎所獻之壺、卽眉敖（邟伯𣪘）所獻之貢」、また第二器の「用獄諫爲白」の白を「卽是貢或賦、猶胥伯卽是胥賦楚賦、爲白卽治賦、與獻壺獻貢之義相近、不同的是、召伯虎是以臣屬對王室獻賦、爲王室治賦、而眉敖是以裔邦之君對周室獻賦」と解して何れも賦貢のことをいうものとする。それで第一器の「以王命、余考止公僕庸土田多諫弋」李氏句讀を釋していう。

考當讀好、卽左傳昭七年、好以大屈之好、止當讀詒、卽詩天保詒爾多福之詒、並訓賜予、銘文是說、奉天子命、以公家之附庸、土田及租稅多項賞賜召伯、下文又云、白氏從許、公宕其參、女則宕其貳、公宕其貳、女則宕其一、白氏之白讀貢（賦）、宕從石聲、當讀藉（後變入陽韻）、銘文是說、職掌財賦之有司規定、田賦與職貢公家取三分、召虎取二分、公家取二分、召虎取一分、所規定的正是諫弋（績與職）的主要內容、這與齊桓公賞給管仲以三歸很相彷彿、不同的是、桓公賞給管仲的是市租、而宣王賜給召虎的是田租與職績

大系のように宕を遊蕩と解してその指導責任の割合を論ずるとするよりもいくらに理に近いが、壺を貢、爲白を治賦、考止を好詒、宕を職績、諫弋を績職とするなど殆んど訓詁の法を無視した解釋で、

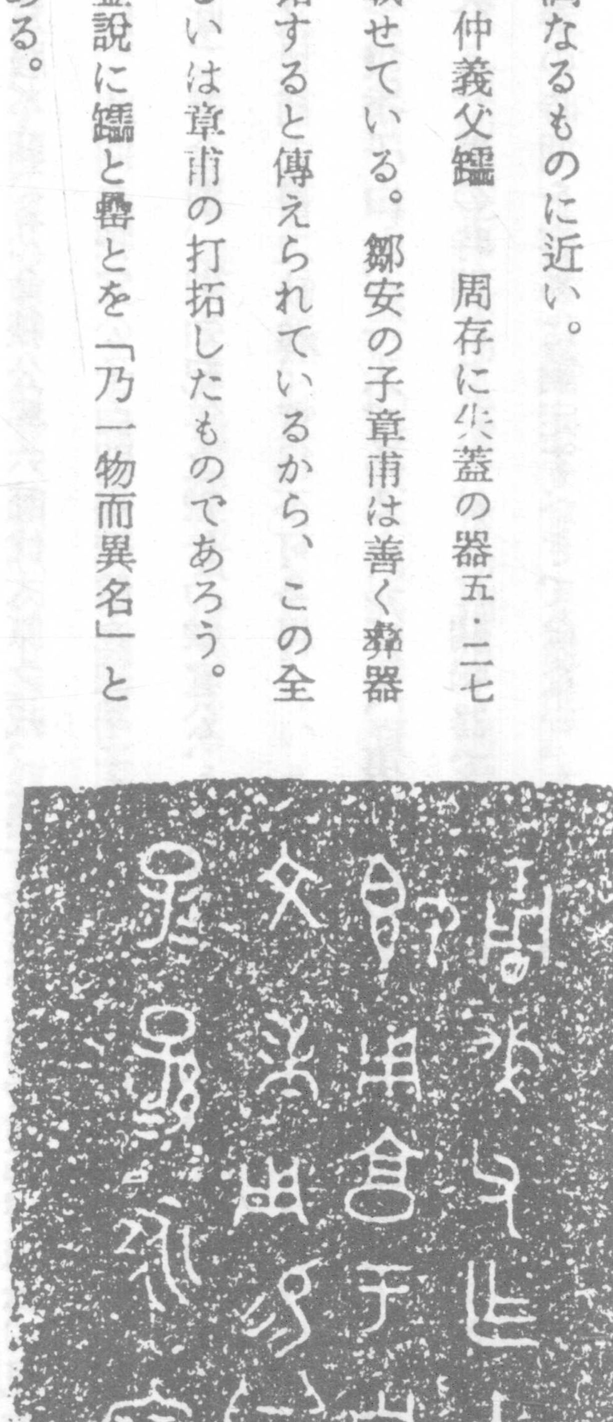
全體の文意においても何ら疏通するところをみない。

＊琱戈父𣪘　一九六一年四月の扶風齊家村の調査のとき、その舊曆二月に村東南約一二〇米の處から三器の出土器が確認された。趙學謙氏の報告考古・一九六三・一〇によると、その地は柞鐘・幾父壺出土の地より約一五〇米離れたところで、一九五二～五三年間にも三件の銅鼎等が出土したことがあるという。今次の三器は圓窖中の坑藏品で地下約一米、坑の深さ一・一米である。「銅𣪘共三件、形制與銘文均相同、失蓋、器高一四、口徑一八糎、籤耳銜環、有珥、圈足下有三足、口沿及圈足爲雲紋、腹部瓦紋、銘在腹底、四行二五字」。銘に

琱□父乍□隮𣪘、用享于皇且文考、用易眉壽、子〻孫〻、永寶用

という。第二字は我に近い形であるが、いまかりに器名を琱戈父𣪘と稱しておく。また第五字は大の下部を交脚の形に作る。琱氏の器で、字樣は夷王期の溫潤なるものに近い。

一九八、＊仲義父鑑　周存に失蓋の器五・二七の拓影を載せている。鄒安の子章甫は善く彝器の全形を拓すると傳えられているから、この全形拓はあるいは章甫の打拓したものであろう。またその金說に鑑と罍とを「乃一物而異名」とする說がある。



卷四　第三四輯～第四〇輯

一九九、＊商鞅量　器は一九六六年の徵集品で上海博物館に收藏。その容積は縱七、橫一二・五、深二・二七～二・三糎、實測によると二〇一糎立方を容れる。馬承源氏の「商鞅方升和戰國量制」文物・一九七二・六に銘の文首を「十八年、齊逆卿大夫」と釋して齊の量器とし、大梁鼎・平安君鼎・尹壺・長陵盉・扁氏扁壺など、列國量器の容積實測との比較を試みている。また子禾子釜を前三世紀下半、大梁鼎を魏の安釐王廿七年、卽ち前二五〇年とし、秦の權量統一の背景を說く。馬氏にはまた「戰國度量衡略說」考古・一九六四・六「古代量器小考」文物・一九六四・七がある。商鞅量には始皇廿六年の秦權量を附刻している。秦權量の字體について、戴君仁氏の「跋秦權量跋」中國文字・一四に、そのうち小篆と小異のもの四文ありとし、倉頡三篇成立より以前のものであろうと論じている。

＊新郪虎符　馬國權氏の「虎符瑣記」藝林叢錄第二編、一九六二・五に秦漢の虎符について隨筆的な記述がある。

二〇〇、＊虢季子組鬲　巖窟上・一四に一器を著錄、「虢季氏子組乍鬲、子〻孫〻、永寶用享」の十五字を銘する。河南新鄉の出土という。

＊虢大子元徒戈　孫貫文氏の「金文札記三則」考古・一九六三・一〇に、一九五六年陝縣出土の虢大子

元徒戈の徒戈について、「戈銘中之徒字、乃徒卒徒兵之徒、猶今言步兵」とし、用例として陳子戈三代・一九・四一・一・千斤徒戈同・二〇・七・一・陳子山徒戈貞松・一二・二をあげ、また車戈二攈古・二之二・一九 嚴窟下・田戈錄遺・五六五の例などをあげている。なお節戈・造節戈などの例もあり、その用いるところをいう。

＊芮器　虞器の次に芮公・芮伯・芮姬の諸器を列次しておく。

芮公鐘　內公乍從鐘、子孫永寶用三代・一・四

芮公壺　內公乍鑄寶壺、永寶用倫敦・九四 三代・一二・九（三器）

芮公鼎　內公乍盥飤鼎、子孫永寶、用享三代・三・二四

芮公鬲　內公乍鑄京氏婦叔姬賸鬲、子〻孫〻、永用享三代・五・四〇

芮公鐘句　內公乍般御之句三代・一八・一一

芮伯壺　內白欥乍𪔂公隮彝日本・二九六 三代・一二・一〇（器蓋二文）

芮伯多父𣪘　內白多父乍寶𣪘、用享于皇且文考、用易眉壽、其萬年、子〻孫〻、永寶用享三代・八・三三

芮姬壺　呂王□乍內姬隮壺、其永寶用享三代・一二・一二

＊蘇冶妊鼎　金索一・三六に蘇を魚と釋し「宋司馬子魚之後爲魚氏」というが、右上に小さな木形を添えており蘇字である。

＊甫人父匜　積微居六五に銘の「萬人用」について、「餘杭章君說娘日古音歸泥、以年从人聲爲證、其說審矣、顧未及人年通用之例也」という。金文には他にも新出の𪓝乎𣪘にその例がある。

二〇三、部鐘　一器を英國博物館、また一器を上海博物館に藏する。上海八〇にいう。

此鐘之舞飾蟠蛇紋、篆飾雷紋、鼓飾龍蛇紋、銘文纖細精妙、共八十六字、前段記載作器者部黛之世系及其自贊詞、後段記鑄鐘之緣由、云作大鐘八肆及相應的磬四堵、用樂先祖、並祈眉壽、異公郘翼公、翼爲晉舊都、此是晉器、學者中亦有釋作畢公、今以異爲是、（韻讀略）一八七〇年出土於山西榮河縣后土祠旁河岸中、已見著錄者十五器

しかし字は金文にみえる異とは異構にして、むしろ畢に近いようである。「呂□姬乍𪔂鬲、其子〻孫〻、寶用」と銘する。錄遺一一〇に錄する呂□姬鬲もこの族の作器であるかも知れない。𪔂鼎というものは致伯鬲など、初期の器に多くみえる。

二〇四、嗣子壺　劉節の「郇君嗣子壺跋」北京圖書館々刊七卷二號、古史考存所收に「命瓜君嗣子」を「命郇君嗣子」とよみ、郇伯の器とする說がある。

旬君嗣子壺與𪓈羌鐘、同出於洛陽舊土城東北之五臺墓、壺有二、一藏懷主敎處、其他一器、不知流落何方、承懷主敎以照片及墨本寄示、因略書所見、以荅雅意、旬即筍、說文作郇、从旬从邑、郇即荀、郇地屬晉、曹風下泉之詩曰、四國有王、郇伯勞之、傳曰、郇伯郇侯也、左傳、郜……雍郇、文之昭也、說文謂周武王子所封國、在晉地、今本竹書紀年謂、昭王六年、王錫郇伯命、蓋據詩傳而言、足證郇爲周初小侯國、後入於晉、杜元凱春秋釋地云、今解縣西北有郇城、括地志云、郇城在猗氏縣西南四里、三家分晉、地入於韓、故得其重器焉

その文は郇國の考證に甚だ力めたものであるが、「命郇君嗣子乍鑄𢍜壺」の命を動詞に解しては文意を失う。乍鑄の上文はその主語であるべきである。

分類圖錄A七一四に命瓜壺として著錄するものは從來著錄の壺と別器。高四六・三、高至口四〇、口徑一五・二、寬二九・五糎、項外銘三行五〇字。銘文の行款・字迹ともに既著錄の壺に同じ。今淸華大學に藏するという。陳氏の考釋にいう。

此器傳一九二八～一九三一年洛陽金村出土、同形同銘之別一壺、今在翁塔利博物館、高四九・五、寬二九、底徑一七糎、著錄於洛陽、金村等

命瓜即令狐、左傳文七、晉賜秦師於令狐、……左傳宣十五有令狐顆（魏顆）、其子令狐文子（魏頡）見於左傳成十八及國語晉語七、此器之嗣子當是令狐氏的後裔

此對壺形制花文近於（𪓈羌鐘）而早於一對東周左𠂤壺善齋吉金・三・五〇 戰國式七六 後者亦當是金村所出、銘記二十九年十二月爲東周左𠂤飲壺、東周公見存於公元前三六七～二四九年、則此二十九年當是周顯王二十九年公元前三四〇年、令狐壺早於左𠂤壺、其十年當指周威烈王十年公元前四一六年或周安王十年公元前三九二年、故與周威王二十二年公元前四〇四年所作之𪓈羌鐘花文相近詳六國紀年

原編此集時、此壺尙在紐約市、一九四八年秋、歸於淸華大學、重器回國、足以慶幸、因仍附載此集、以誌其經過

器の十年を周王の紀年として解し、威烈王の十年もしくは安王の十年とする。東周左𠂤壺のごときは周器であるからその紀年を用いたとすべきであろうが、𪓈羌鐘や嗣子壺のごときは列國の器であり、その國の紀年を以てしるしているはずである。この器も𪓈羌鐘と同出と傳えるものであるから、その制作の時期も相近いものと考えてよい。𪓈羌鐘の時期は晉紀によるもので、烈公の廿二年前三九四年とみられる。

＊智君子鑑　器はミネアポリス美術館に一器を藏し、銘は書道九九に錄し、考釋に唐蘭氏の「智君子鑑考」輔仁學誌・八、民二七がある。また分類圖錄A八四〇・八四一に鑑一・二を錄し、器は大小略同じくして一對をなしている。第一器は高二二・七、寬五一・八、底徑二三糎、第二器は高二二・二、寬五一・五、口徑四三・五、底徑二三糎、ともに「智君子之弄鑑」の六字を裝飾字體を以て加えている。陳氏はいう。

唐蘭智君子鑑考釋輔仁學誌八卷一・二期說、一九三八年夏、此二鑑與其它五・六器出土于輝縣、唐氏以爲作器者是滅于三晉的智襄子、故定此器作于公元前四七二～四五二年、我們以爲此智氏之器、君子是作器者私名、不當讀作智君之子、或智君子、而應讀作智君子、一九五六年夏、在北京見到君子之弄鼎今在東北人民大學、驗其形制花文、確是三晉之器、因此鼎而更可證實鑑銘的讀法、智氏滅于公元前四五三年、此器之作應在其後而與禺邗王壺同時、即春秋之末詳燕京學報二十一期、頁二〇七～二二九

なお弄鑑には分類圖錄A五六〇に王乍弄卣「王乍□弄」、またA六七四に「子乍弄鳥」と銘する𢍜があり、𢍜は山西太原の出土と傳える。弄卣について陳氏は

此器與支那工藝圖鑑一〇・商周六二六之告亞卣相似、後者係一九三〇年安陽出土、同出土的有一𣪘頌齋六與二鼎三代・二・八・五・六此器銘之王應是殷王、第三字疑是王之后妃的姓、弄是弄器

というが、弄器の何たるかを述べていない。弄は兩手を以て玉を奉ずる象で魂振りの儀禮を示す字であり、弄卣・弄彝・弄鑑とはみな招魂續魄の呪器とするものであろう。本來は玉器を以て魂振りの玩弄とした。弄卣を殷器、彝鑑を春秋期の器とすれば、彝器を以て弄器とする風は甚だ早い時期から存したのである。

*趙孟介壺　聞一多の「禺邗王壺跋」古典新義所收 に禺邗を吳干とする陳說を是とし、介を賜與の義にして詩の塈・溉と同義とする。また易は惕の別構、錫と通じて銀錫の錫、爲は化、「化錫金者、化合錫與黃銅、使成青銅也、爲化爲動詞、陳氏以爲介詞、誤甚」といい、構文の圖解式をも示しているが、爲・介・易の字釋は何れも疑問とすべく、殊に霸業を呼號するほどの吳王が、趙孟より錫を與えられてそれを化合し、祀器を作る資とするというのは甚だ事情に合せず、霸王の器に銘すべき文辭としがたい。「邗王之易金」とは邗王より賜與された彝器の材質の意であるから、作器者はもとより吳王ではない。また劉節氏の「說攻吳與禺邗」禹貢卷七 古史考存所收 に壺を邗國の器にして工䱷とは別國とする說がある。

按黃池之會、見左氏哀公十三年傳、而此壺所言黃池、其地雖一、其時則較早也、壺又有趙孟之名、晉有三趙孟、然則此趙孟所指何人耶、以器之形制及文字觀之、當在攻吳王夫差鑑之前、其時邗國尚未并於吳也文節略

晉には趙盾・趙武・趙鞅・趙襄子の四趙孟があり、黃池の會に赴いたものは趙簡子鞅である。それ以前に吳と交渉をもつて黃池に赴いたものはない。

*昌國鼎　趙器。儀眞氏の「從考古發現談儒法鬭爭的幾個問題」文物・一九七四・六 に世界美術全集七、圖版一四に錄する昌國鼎をあげている。銘にいう。

四年、昌國□工師□狄治更股身

四年を儀氏は趙襄王四年前二四一年とし、「應爲燕昌國君樂間、奔趙後所作」とする。趙の悼襄王の四年ならば、昌國君が趙に奔つた燕王喜の四年前二五一年より十一年後にあたり、趙燕聯合して秦を攻めている年である。鼎銘の文意は明らかでないが、史記の樂毅傳に、樂間が趙に奔つたとき燕王が樂間に遺つた書を載せており、そのなかに「今寡人雖愚、不若紂之暴也、燕民雖亂、不若殷民之甚也、室有語、不相盡以告隣里、二者寡人不爲君取也」の語がある。この鼎の作器のときには、すでに燕趙の和解と協力が回復されていたはずである。

*長子□臣簠　上海博物館收集品文物・一九六四・七、「器邊部分殘、可復原、連蓋高一九・三、口徑二三・五×二九、腹深六糎、飾蟠龍紋、蓋和底同銘」。文五行二九字、銘にいう。

隹正月初吉丁亥、長子□臣、擇其吉金、乍其子孟□之母媵毀、其眉壽、萬年無期、子〻孫〻、永保用之

長の字形は止に從う。上黨の長子にして晉地。孟下の一字は姓を示すものであろうが初見。器が報告者のいうように春秋中期、あるいはそれより稍しく後のものとすれば、長狄の滅亡のころにあたる。

*吉日劍　錄遺六〇一・二にこの劍銘を錄するも、銘の後半のみで、前面の部分を脱している。文末の字は虞の字形に近いようである。

二〇五、*匽王職戈　張震澤氏の「燕王職戈考釋」考古・一九七三・四 に、一九六七年遼寧省北票縣出土の戈銘「郾王職乍御司馬」に考釋を加えていう。郾王職についてはただ史記趙世家に「趙武靈王十一年、王召公子職于韓、立以爲燕王、使樂池送之」とあり、六國表集解徐廣の引く紀年にそれを武靈王十二年とする。十一年ならば燕王噲六年、子之の三年前三一五年である。世家・燕策に「二年而燕人立太子平、是爲燕昭王」とあり、子之の亡後この空白二年の間前三一三～二が職の在位年限であったとする。その說はすでに瀧川氏の史記會注考證燕世家の條にみえている。

二〇六、王子嬰次鑪　王國維の「王子嬰次盧跋」觀堂集林卷一八 はもと支那學第三卷第九號に發表されたものである。

二〇七、鄭鄧伯鬲　餘論二・四に叔帶鬲と題しており、鄧の舊釋燕を改めて興とする。綴遺も同じ。叔帶は窓齋の釋であるがもとより叔嬀と釋すべく、その名はまた叔嬀伯鼎にみえる。錄遺八六にその鼎銘を錄し、

奠登白□叔嬀乍寶鼎、其子〻孫〻、永寶用

という。この器では叔嬀が作器者である。

*鄭鄧叔簠　韡華丁・一に簠として錄するものはおそらくこの器であろう、貞松には毀とするも、銘には明らかに旅盨という。

*鄭楙叔賓父壺　韡華甲中・二に「楙氏、賓父名、楙疑通茅、左傳、凡蔣邢茅胙祭、周公之胤也、左傳、晉有茅茷」と茅氏の後とするが、東周以後の器である。

*鄭氏伯高父甗　「奠氏白高父乍旅獻、其萬年、子〻孫〻、永寶用」三代・五・一〇 もまた鄭器であろう。韡華乙下・三に「東周初葉器、考左傳鄭有高氏、高克・高渠彌、疑卽伯高父之後、以字爲氏者」という。別に奠氏の二字を著けず、「白高父乍䵼彝」三代・六・三五 のようにいうものがある。

*鄭伯盤　上海博物館藏器。「高一三・五、口徑三七・九、底徑二七・三、腹深五・九糎、盤之立耳飾雙鳥、腹飾兩頭龍紋、圈足飾鱗紋、透雕、盤中鑄有魚二十尾、乃商末周初之遺風、甚別緻」という。盤の制作には古い器制を傳承することが多い。銘は盤底中央に奠字、以下左旋、外に魚二列右旋、文に

奠白乍盤匜、其子〻孫〻、永寶

と銘し、鄭伯の名をしるしていない。別に匜の作器もあるはずである。

二〇八、*鄧公毀　「不故屯夫人」の不故について、周法高氏の「不姑考」金文零釋に、郭氏の大系にこれを薄姑とすることを疑問としていう。

按不隷古音之部、薄隷魚部、韻部不同、薄姑滅於周初、距春秋的時代已遠、而據郭說、薄姑今山東省北部、鄧在今河南省西南、相距亦頗遙遠、非也、不姑疑卽春秋時的不羹、左傳昭十一年楚子城陳蔡不羹、楚語上靈王城陳蔡不羹、韋注、三國楚別都也、今潁川定陵西北有不羹城、襄城西北有不羹城、左傳莊六年楚文王伐申、過鄧、鄧祁侯曰、吾甥也、止而享之、……還年、楚子伐鄧、十六年楚子伐鄧滅之、杜注、魯莊公十六年、漢志南陽郡、鄧故國、一統志、故城今襄陽縣北、按大系謂鄧國故地在今河南鄧縣、非也、羹亦作更漢志補注引釋文、羹更同音、隷古音陽部、姑隷魚部、二部陰陽對轉、同隷見紐、音也相近、可見不姑卽不羹、在音韻上、地域上、時代上、都可以說得過者

姑と龔・叓とを魚陽の陰陽對轉を以て通用とする。「不故屯夫人始乍」の乍に迮嫁・迮落の二解があり、ただ迮嫁のことを「始乍」というのも不自然のことども思われるので迮落の義によむこともできよう。そのときは始を姒とよみ改め、「これ鄧の九月初吉、不故の屯夫人姒、殂す。鄧公用て屯夫人の隮鼓𣪘を爲る」となり、その祭器を作る意となる。叔姬簠の「叔姬霝乍黃邦、曾侯乍叔姬邛嬭媵器𩰫彝」は明らかに媵器であるから迮嫁の解をなしうるが、本器の場合は媵器でないことを顧慮すべきであろう。鄧伯氏鼎に「隹𢍰八月初吉、白氏姒氏乍嫚㚖媵貞、其永寶用」というのは、姒氏が鄧の親縁の關係にあることを示すものであるが、周説のように不龔ならば秦仲の後で嬴姓であるから、この解は成立しないこととなる。

二〇九、郡公敄人𣪘　韡華丙・七に敄人の名の例をあげ、「左傳有公叔敄人、列子有伯昏瞀人、名同此」という。左傳には公叔敄人哀二の他に公冉敄人文一八があり、商人齊の懿公などとともに當時の命名法であつた。

＊郡君戈　湖北江陵拍馬山楚墓のＭ一〇より出土。考古・一九七三・三胡上に鳥篆を以て「郡君用寶」の四字を銘する。

二一〇、＊宋公差戈　山左濟寧州金石志二にこの器を濟寧に得たりとして錄入していう。「日照許印林云、宋公差疑是宋元公佐也、續漢志梁國有郖亭、丕或卽郖省耳、未知古有丕陽侯否、以俟博者」「商城楊石卿云、考古器銘鑄款固多、鑿款亦間有之、此戈篆文、是鑄成後刻也」。兵器の類にはときに鑿款の類がある。

＊宋公䜌戈　雙劍誃上・四三・上海八六に宋公䜌戈を著錄。壽縣出土。金象嵌銘があり、「宋公䜌之造戈」と銘する。容庚氏の「鳥書三考」金文論文選第一輯所收に詳考がある。

＊宋公得戈　内に金象嵌の鳥渦文を飾り、胡の中央兩面に「宋公得乍造戈」の鳥書銘がある。壽縣出土。書道一〇三著錄。宋公得は前四五二～四〇五在位。

＊樂子襄鋪簠　上海博物館收集品文物・一九六四・七。器は殘破して器底のみを存する。蟠獸文と環帶文とを飾るという。銘六行三四字、

隹正月初吉丁亥、樂子襄鋪、擇其吉金、自乍飤簠、其眉壽、萬年無諆、子〻孫〻、永保用之

と銘する。報告者馬承源氏は作器者についていう。

樂子襄鋪、疑爲宋之將鉏、將襄發音部位相同、



皆齒頭音、鉏鋪古同魚部、將鉏見于左傳成十六年前五七五年、鄭子罕伐宋、宋將鉏樂懼敗諸汋陂、退舍於夫渠、不儆、鄭人復之、敗諸汋陵、獲將鉏樂懼

樂には樂鼎三代・三・二〇があるが、この器の作器者との關係は明らかでない。簠の字樣は齊器の國差𦉜などに近く、時期もおそらく相近いものであろう。樂氏には季甫のような命名のものもあり、襄鋪も同樣の命名法であろうと思われる。

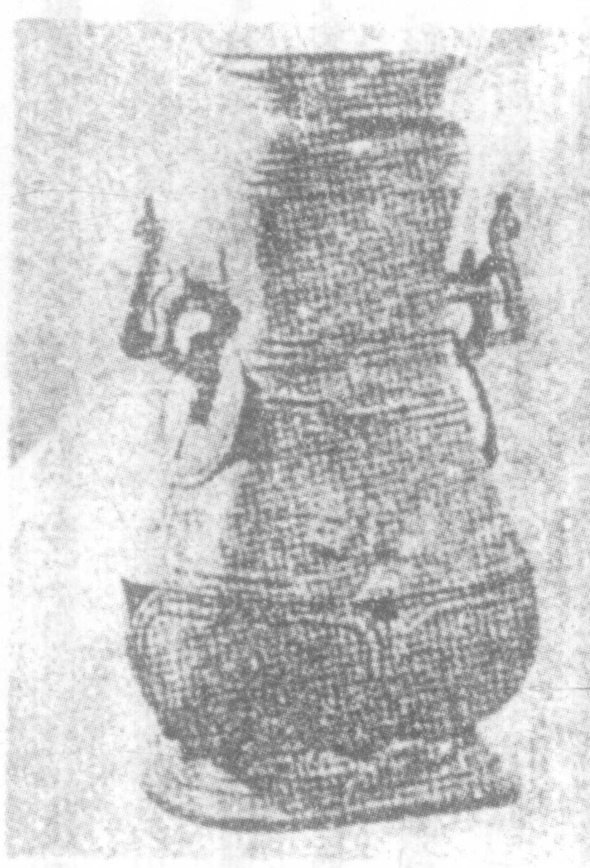


陳　侯　𣪘

二一一、陳侯𣪘　器影は續鑑甲編六・二四に繪圖があり、のち上海博物館に收藏上海六五。甲編に器銘について「武王以元女大姬配胡公、以備三恪、其後文公娶蔡、哀公娶鄭、皆姬姓、則嘉姬之名雖不載史傳、當亦陳侯之娶于姬姓者也」という。周初以來姬姓との通婚のことが多かつたようである。また上海にその器制をしるして、「高一二・四、口徑二〇、腹徑二〇・六、底徑一七・二、腹深一〇糎、重二・六四瓩、此簋雙耳無珥、淺腹、口沿下紋飾作𠷎形的渦紋、腹作簡略的環帶紋、穩重樸質、是標準的春秋前期紋飾」という。

＊肥城陳侯諸器　一九六三年、肥城城東の小王莊より陳侯の媵器とみられる十三件の銅器が出土、齊文濤氏の「概述近年來山東出土的商周靑銅器」文物・一九七二・五にその報告がある。

陳侯壺　陳侯乍嬀蘇媵壺、其萬年、永寶用



陳　侯　壺



同銘二器。兩耳象首銜環、象鼻上卷、腹に十字帶文を飾る。簠もまた象首文簠とよばれ、報告に「腹飾卷體夔紋、口與底飾竊曲紋、四足爲疾走的小獸、兩耳作長髯卷尾之小獸、簠的造形獨特」というように、簠としては珍らしい制作である。また象首文の匜、魚龍文盤がある。別に䣄士父鬲があり、

䣄士父乍蓼改隮鬲、其萬年、子〻孫〻、永寶用

と銘する。報告に「束頸蹄足、腹有三稜、腹飾卷體夔紋」とその器制をいい、また文中の蓼について「蓼古代小國、在今固始、霍邱一帶、前六二二年爲楚所滅」という。この器群の出土地は蓼の故地であろうが、出土地の確かな陳器として注意すべきものである。

二一二、＊蔡姬尊　器はフリーア七四・金匱初・一六六に著錄、銘文と考釋は攈古二之二・五・澂秋二七・三代一一・三二・二・小校五・三三・二にみえる。金匱に「陝西西安出土」澂秋に「見于長安」とするも、

早く海外に出たものであろう。器制について金匱に「高二七・五、口徑二五、足徑一九・五糎」とその尺寸をしるす。器腹の中央に顧龍の帶文があり、上部に蕉葉風に様式化した夔鳳の變様文、下に巨目の突起する饕餮文を飾り、地に雷文を配する。銘三行一四字、白乍蔡姬宗彝、其萬年、世孫子永寶という。蔡姬宗彝のようにいうのは珍らしい文例である。器制・字様を以ていえば、西周中期に位置しうるものと思われる。その蕉葉文は後の鐘の鼓文に多くみえる文様の先驅的な形式のものであろう。

＊蔡侯諸器　蔡侯𩰫盤は壽縣・五省に著錄、銘は書道補一五・二玄四二六にも收める。蔡侯𩰫は新獲四九・出土文物選二八、蔡侯𣪘は新獲四九に收錄。なお蔡侯戈周存・六・二三があり、「蔡侯𩰫之行戈」と銘している。



蔡姬彝

巻六 補記篇　五四五～五四六

＊蔡侯編鐘　鐘銘に行鐘・歌鐘の名を用いるものはただ蔡侯の器にのみみえ、その區別が問題とされている。李純一氏の「關于行鐘及蔡侯編鐘」文物・一九七三・七は長治編鐘・䣄篙編鐘及び蔡侯編鐘の音階測定を試み、蔡侯編鐘九器のうち3～6の行鐘と稱するもの四器が一組の音階をもつ樂器であることが知られた。李氏はその結果、行鐘とは「上層貴族巡狩征行時所用」のものであるという。またこの九器の組織について、銘文と調音の上より論じていう。

蔡侯編鐘的前二枚與後三枚爲一種銘文、幷皆自名爲歌鐘、而中間四枚突然改爲別一種銘文、又都自名爲行鐘、這表明它們原非一組、前二枚與後二枚歌鐘、都有八十二字的全銘、而第七器僅有相當于後半的二十字、這表明其間必有缺失、五枚歌鐘的蔡侯銘一字都被鏟掉、而行鐘這一字全存、如果它們原是一組、由于某種原因要鏟掉這一字、就應一律鏟掉、而不應有去有存

九枚蔡侯編鐘的調音、却呈現兩種顯然不同的情況、自名爲歌鐘的前兩枚兩側內壁各開兩個長方槽、接于其後的四枚行鐘兩側內壁各開三個長方槽、舞內開槽數量亦多顯著增加、其後三枚歌鐘兩側內壁僅各開一長方槽、舞內開槽數量又突然減少、這表明五枚歌鐘原屬一組、四枚行鐘原屬一組

すなわちもと行鐘と歌鐘と二組の編鐘があり、ともに不完全なものを合せて一組とし墓葬に用いたものであるという。また行鐘の名を巡狩征行の際の用器とする。思うに行器は一般に旅器とともに本貫の地以外で行なわれる儀禮の用器であろう。これに對して歌鐘は專ら舞樂の際に用いるもので、その制はのちまでも行なわれ、左傳襄十一年に鄭より晉侯に樂人と「歌鐘二肆及び鎛・磬・女樂二八」を賂し、國語晉語にもそのことをしるしている。行鐘の名が殘らなかつたのは、のち一般に行宮・旅宮の儀禮が維持されなかつたからであろう。

＊蔡侯產劍　壽縣蔡侯墓出土、三件。うち一件は「蔡侯產之用僉」、二件には「蔡侯產乍黃戉」と銘する。陳夢家氏の「蔡器三記」考古・一九六三・七にいう。

蔡侯三劍、銘皆完整、此墓主人、當屬于蔡侯、……都是錯金鳥書、銘文形式有二、蔡侯二字的寫法、同于宋代李公麟所得的壽陽戈、而異于壽縣西門蔡侯墓出土的蔡侯諸器、黃戉二字、疑與玄翏相類、乃指鑄器所用材料、史記蔡世家曰、十九年成侯卒、子聲侯產立、楚惠王一八年、前四七一、越王勾踐二六年、滅吳、聲侯十五年卒前四五七、越王不壽二年、楚惠王三二年、由此可見聲侯即位于越滅吳以後、與越王勾踐、鹿郢及楚惠王同時、此墓隨葬兵器中、可以有吳國的、楚國的、也可以有越國的、由于越王者旨於睗戈與蔡聲侯產劍共存、可因此重新考訂者旨於睗的年代

いわゆる壽陽戈は考古圖七・二・薛氏款識一・二に著錄する錯金銘戈で、考古圖に「得于壽陽紫金山漢淮南王之故宮」とするものである。容庚氏の鳥書考に收めるが上三字未釋、淮南王故宮の所在はいまの蔡家崗一帶にあたり、その戈も蔡墓中の出土品と推定されるという。

＊蔡侯朱缶　一九五八年湖北宜城安樂垞出土。出土事情や同出物などはすべて明らかでないという。文物・一九六二・一一、六四頁　陳夢家氏の蔡器三器考古・一九六三・七にいう。

形制與銘文字體都和一九五五年壽縣西門蔡侯墓所出蔡侯𩰫之盥缶相似、宜城縣境、乃春秋時代的鄀、都所在地、……蔡侯朱器出土于楚在公元前五〇四年所徙都的地、而據春秋、蔡侯朱于魯昭公二十一年前五二一年奔楚、則楚昭王十二年徙都之時、朱或隨之去鄀、卒葬于此

巻六 補記篇　五四七～五四八

蔡侯朱はすなわち蔡平公前五二八～五二二の子。陳氏はこれらの蔡侯器によつて蔡侯𩰫の世次を考え、その字を甫に從う形とし、文獻の蔡昭侯申をその譌字とする說を導いていう。

據出土器銘、蔡公朱之名同于春秋左傳、蔡侯產之名同于史記蔡世家、而蔡侯𩰫之名與古籍不相應、春秋宣公十七年、蔡侯申卒、即史記蔡世家的蔡文侯、與左傳哀公四年盜殺蔡侯申同名、後者即史記蔡世家的蔡昭侯、申金陵書局刊本作甲、疑作申作甲皆甫字之誤

蔡侯𩰫については悼侯東國・昭侯申・成侯朔・聲侯產の諸說があることは通釋三〇三頁以下に述べたが、その鐘銘や蔡侯𣪘の銘文にいうところを推して成侯說が最も齟齬するところがないようである。ただ𣪘銘の日辰は昭侯の元年と合わず、繫年上にもなお問題が殘されている。

文物一九六二・一一の仲卿署名の記述に、この缶について「小口、直領、鼓腹、假圈足(外視如圈足、實爲小平底)、腹部兩側有提連、全形與安徽壽縣蔡侯墓出土之廿一號盥缶相似、只是腹部更鼓、通體光亮、腹上部有兩道細弦紋、肩部橫書一行銘文、共五字、釋爲蔡侯朱之缶、該器通高約四〇糎」といい、春秋昭廿一年冬「蔡侯朱出奔楚」とあるその出奔の地を考えて、器の出土地である宜城、すなわち南郡都縣・鄀郢に楚の昭王が徙つたのは前五〇四年、蔡侯朱の出奔は前五二一年であるから、蔡侯はまず楚地に入つてその遷都とともに鄀に入り、ここに客死したのであろうという。すなわち陳氏の說はすべてこの仲卿署名の說と同じである。なお文物の同號に商承祚氏の新弨戈釋文があり、この缶の銘文にも論及するところがある。

＊蔡公子果戈　上海博物館藏。智龕氏の「蔡公子果戈」文物・一九六四・七に「全長二三・九、高一〇

・一、援長一六・五、內長七・四糎、內部前後都有陰綫紋飾、胡部有鳥篆書銘文六字、蔡公子果之用」という。既著錄のものに三代一九・四六・又一九・三八があり、合せて三具、安徽壽縣の出土品と推定される。蔡の公子の文獻にみえるものは公子燮春秋襄八・公子駟哀二、公孫は公孫姓定四・哀四・公孫霍（盱）哀四のみであるが、報告者は莊公甲午前六四五～六一二在位の甲は果の譌傳であろうかという。それは鳥篆書の時期としてはやや早きにすぎるようである。

＊蔡公子加戈　上海八七著錄。錯金鳥書を以て「蔡公子加之用」と銘する。前器と同じく春秋末期のものと思われる。

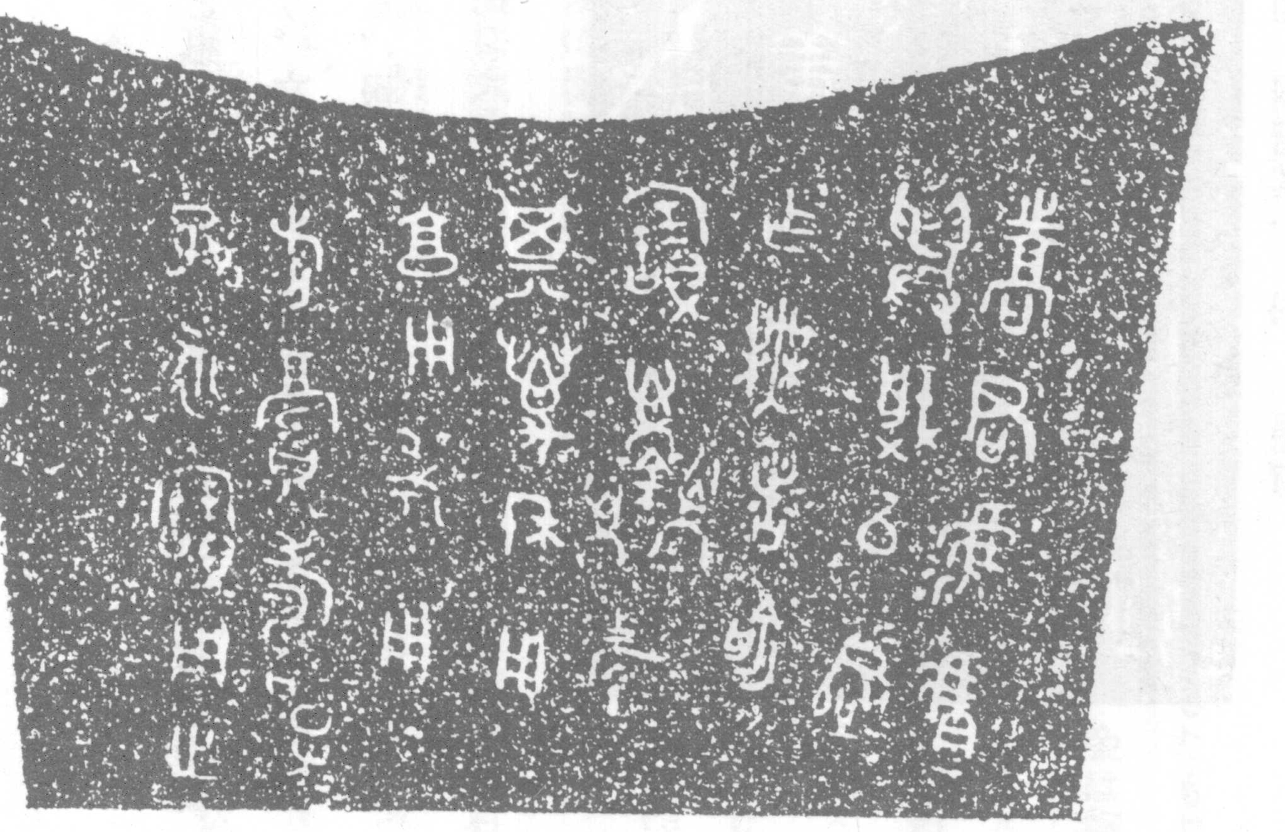
＊蔡竝□戈　沈之瑜の「蔡竝□戈跋」文物・一九六三・九に、一九五九年上海回收の廢銅中よりえたという。戈身に「蔡竝□之敢戈」と銘するも、內に加えられている圖象は四川冬笋壩出土の銅兵のものと同じく、また身下より胡𣥠に白虎の圖文があり、器は巴族の銅兵の様式で、銘は蔡人の後刻になるものであろうという。器はいま上海博物館に藏する。

二一二、許者俞鉦　一九六二年四月、安徽宿縣の蘆古城子遺址より出土、錞于と同出。鉦柄の部分は錞于中に納められていた。胡悅謙氏の「安徽省宿縣出土兩件銅樂器」文物・一九六四・七にいう。「鉦、柄中部有一穿、平舞、弧形于、通體素面、腹一面鑄銘文三十三字、重文一、分爲八行、通高二五、柄長八・八、舞廣九・五、于廣一二糎」。銘は胡氏の釋文の他に郭沫若氏の補釋文物・一九六四・九がある。

嵩君澋虘、與朕𠯑熊乍無者俞寶□□、其萬年、用享用考、用旂眉壽、子〻孫、永寶用之

寶下の二字はこの器名に關するものであろうが隸釋しがたい。無は許。邑に從う字形が多いが、無のままでも用いる。嵩君は未詳。戜毁（補一二）に嵩自の名がみえ、嵩の異構と思われる字であり、その作戰の地は淮域の上游であったと思われるから許に近いところである。郭氏は「金文通例、朕字均用爲領格、此却用爲與格、是第一次見到」とし、「與我以熊」の意とする。者俞は諸俞、郭釋に「無者俞當即作器者自稱」というが、これもまた通例にはないことである。文のままにいえば、嵩君より賜與をえたものが、諸俞のために作った樂器と解すべきである。寶下の字を郭氏は征城あるいは丁寧に當る語とする。鉦は國語晉語五に「戰以錞于丁寧」、吳語「王乃秉枹、親就鳴鐘、鼓丁寧錞于、振鐸、勇怯盡應、三軍皆譁、釦以振旅」とあり、もと軍中に用いた樂器であるが、この銘によるとまた祭器でもあったことが知られる。郭氏は鐸より鉦鐘への展開を論じていう。

古者鉦鐸爲物、均輕巧、手執而鳴之、故其銘文之序爲上自口緣而下、周人之鐘乃鉦鐸之擴大、愈大愈重、手不能執、故鐘乃倒懸、而銘文之順序亦倒、鐘既倒懸、



而鉦鐸之柄却長期留存、成爲鐘之甬、柄上穿孔、變爲附加之環、以偏懸于架、至春秋時期、始有正縣挂鐘出現、名之爲鎛

しかし實際には殷鐃の類には巨器が多く、これを手に持ちうるようなものではなく、鐃の巨大化によってはじめて懸鐘を生じたわけではない。殷鐃には自ら殷鐃の用法があったであろうことは、たとえば湖南寧鄉・浙江餘杭の大鐃の出土狀況からも推測しうるところである。鐃鉦鐸鐘の推移展開のあとは、このような一面のみを以て說きうるものではない。

二一三、齊侯盤　分類圖錄A八二五に著錄。高八・二、口徑四三・七糎、時期を春秋晚期としている。

＊齊侯敦一　分類圖錄A二八四に著錄。いわゆる齊侯四器について、器銘を僞刻とする奇觚の說を引いていう。「此四器後由美人福開森售於紐約市博物館、並請人作齊侯四器考釋一小册、鼎有花文、不與其它三器同、其形制屬於春秋初期、蓋則後配、銘乃僞刻、劉氏的鑑定是正確的」。また「它〻熙〻、男女無期」の語のみえる慶帀匜薛氏一二・一〇・曩公壺同一二・九・夆帀匜善齋九九の例をあげ、「以上均是齊器、慶帀之器據古器物銘云、此銘得於淄之淄川、近年曩伯之器出於黃縣、無期乃是齊語、西周晚期師寰盤記齊師曩𨛭征淮夷、折首執訊、無諆徒馭、亦用齊語、熙〻金文省火、荀子儒效篇注云和樂之貌、爾雅釋訓云、佗〻美也、凡此疑皆是齊語」という。徐器の沇兒鐘に鐘聲を形容して「皇〻趣〻」といい、また許子鐘には「𢽾〻趣〻、萬年無諆」の語があり、必らずしも齊語と限るべきものでもない。陳氏はまたこの器の條に敦の器制用途原型についてのべ、齊侯の器に善敦というものがあるから、器はもと盛食の用、禮記注にも黍稷盛食の器とし、その形は「規首、上下圜相連」孝經鉤命訣「敦疑是登、或豆之變形、春秋有蓋豆去校、與敦無異」とし、またその用法について敦と盤匜と一組をなす例が多く、夆帀盤貞松圖・二・三五・夆帀匜善齋・九九乙・無銘の小盤同上・甲がその例であるという。齊侯四器のうち敦・盤・匜はもと一組をなすが、鼎はその點からも僞作であることが知られるとする。鼎の刻銘はもとより疑うべきであるが、盤匜は相配するものであるとしても、敦は必らずこれに加わるものとはしがたいようであろ。敦の遺器はその敷が極めて限られている。

＊齊侯敦二　周存三・一二一にその銘を錄し、「此彝而以敦名者」というも、器は敦であろう。三代に器蓋二文、十一字銘を錄する。保用の保をこの器も保の形に作る。その字形は列國期には多く齊器にみえるものである。

＊齊侯匜一　分類圖錄A八三〇に著錄。高一四・二、長三二・五、寬二〇糎、時期を春秋晚期とする。また器銘の盂は、匜の齊地方言であろうとしている。

＊齊侯匜二　古青銅器選五一に著錄。銘に「齊侯乍虢孟姬良女寶匜」の語があり、編者は「虢國早亡、故此器的鑄造當在春秋前期」という。上海六七の解說と同じ。

＊齊侯鑑　新出の器。一九七五年洛陽中州渠發現の諸器中、修整によって齊侯鑑一器が復原され、その銘文が識られるに至った。洛陽博物館の張劍氏の報告文物・一九七七・三にいう。

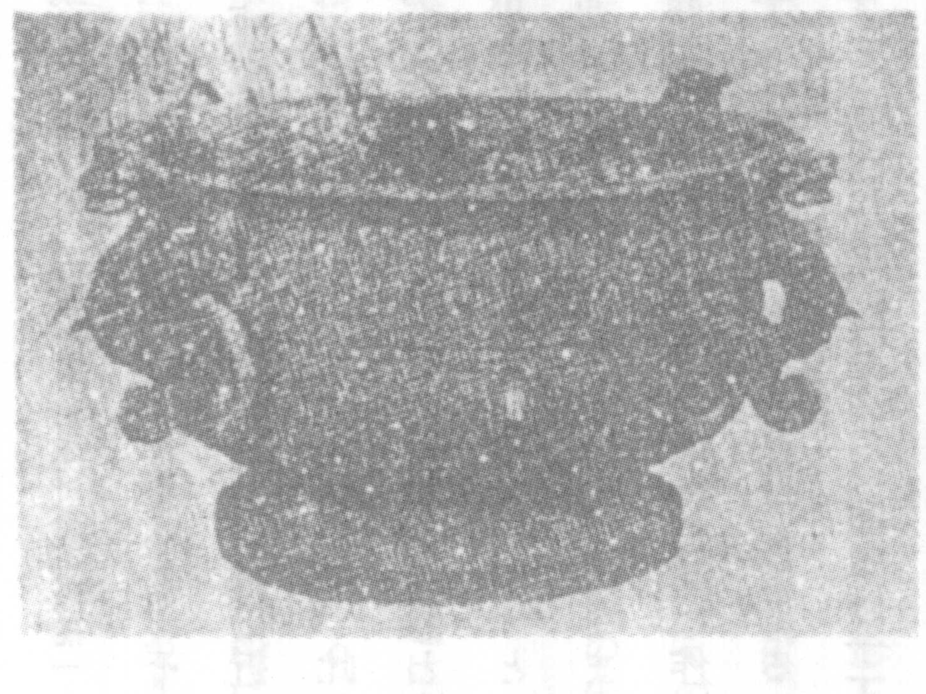
銅鑑發現于孟津縣平樂公社的邙山坡上距地表約三米深的一個灰坑內、沒有其它遺物伴出、出土地點距漢魏洛陽故城的金鏞城約三公里、口徑七五、高四三・五、最大腹圍二〇七、腹深六五・五、圓足徑四八・五糎、斂口侈沿、鼓腹圈足、四獸耳銜環、器身飾兩組環帶紋、獸耳由三個立體獸組成、最

上面的昂首、最下面的頭部有兩個尖狀觸角、環飾竊曲紋、銘文在上腹內壁、共五行二十六字、重文

二、銘文如下

齊侯乍賸子中姜寶盂、其眉壽萬年、永保其身、子〻孫〻、永保用之

齊侯の女の媵器であるが、報告者は齊と周との通婚は定王と惠公の女前六〇三年、また靈王と靈公の女前五五八年の兩次があり、この器は後者のものであろうという。文字は河北易縣出土のいわゆる齊侯四器と似ている。器制は鑑であるが、銘文には盂と稱している。報告者のいう竊曲紋は凸線を以てする



齊侯鑑



波狀文で、洹子孟姜壺も波狀文を飾る。洹子孟姜壺を前五四〇年前後の器とすれば、子中姜の器はそれより少しく後れるものであろう。𬭚鎛にみえる子中姜は鮑叔の家に嫁したもので、この子中姜とはまた別人と思われる。

＊齊嫚姬𣪘　錄遺一四六に著錄。

齊嫚姬乍寶𣪘、其萬年、子孫〻、永用

と銘する。字迹は春秋初期に入りうるものである。

＊齊縈姬之嫚盤　錄遺四九五に著錄。銘に「齊縈姬之嫚乍寶般、其眉壽、萬年無疆、子〻孫〻、永寶用享」という。前器と同じ作器者のものであろう。



＊齊叔姬監　錄遺四九三に著錄。

齊叔姬乍孟庚寶般、其萬年無疆、子〻孫〻、永受大福用

という。銘末の語はその用例をみないものである。

二一四、國差𦉜　「國差立事歲」の立事歲は齊器にその執政就任の年を以て紀年とするものであるが、周存六・九一の王立事劍に孟卯の名がみえ、孟卯は戰國策趙策にみえる趙將の名であり、また周存六・補に「郾王立事歲」というものもそれに類するものであるが、何れも僞銘の疑があつて、確かな證としがたい。

＊公孫窹壺　一九六三年山東臨朐出土の一群の銅器のうち、公孫窹壺がある。齊文濤氏の報告 文物一九七二・五にいう。

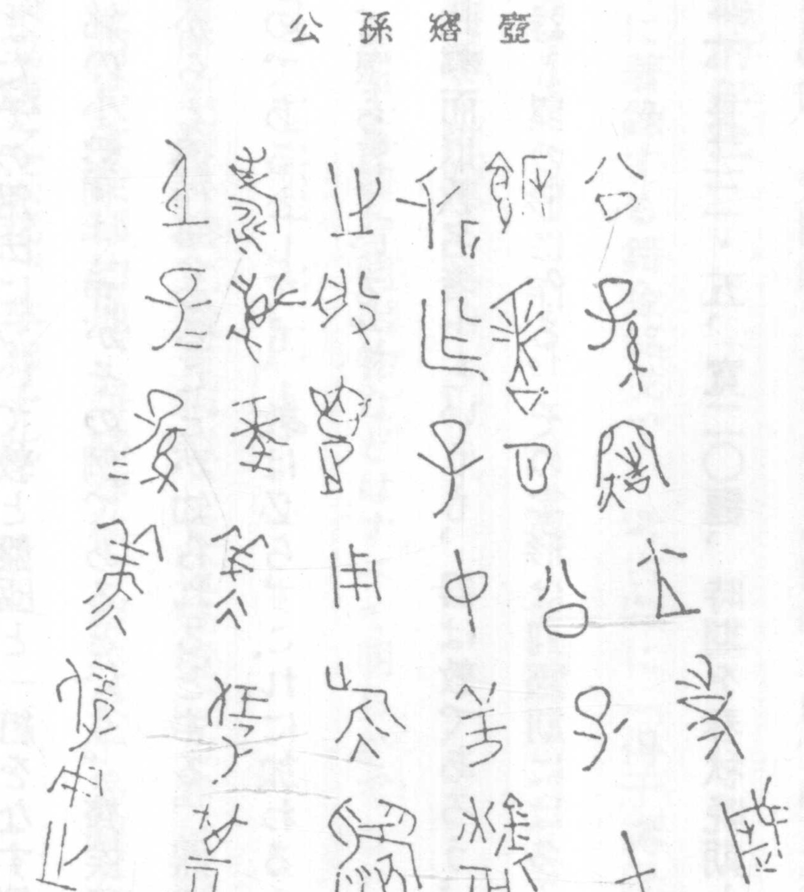
一九六三年在臨朐楊善公社一個水利工程中發現了一批時代比蔡侯墓爲早的銅器、其時代應訂爲春秋晚期、這批銅器有公孫窹壺一・壺二・列鼎五件・平蓋鼎二件・敦二・盤一・編鐘一組五件・編鎛一・盧的殘片一、公孫窹壺、通梁高二九・五糎、有環梁與蓋相連、銘六行三九字、刻在頸外

公孫窹立事歲飯者月、公子土折乍子中姜□之般壺、用旂眉壽萬年、羕保其身、子〻孫〻、羕保用之

公孫窹卽齊景公時代的公孫竈、窹卽造、金文造字多異體、本銘造从火从穴、从穴者尙見于傳世陳麗造戈盧齋藏古目二二陳余造戈陶齋三・四三、造與竈音同可通假、公孫窹卽公孫竈、亦卽子雅、左傳襄二八、



公孫窹壺



子雅子尾怒、杜注、二子皆惠公孫、高誘呂覽注、子雅惠公之孫、公子欒堅之子竈也、公孫竈于齊景公三年前五四五年、參與了倒慶氏之政變、此後卽上臺執政、死于齊景公九年前五三九年、當權的時間總共六年

立事歲爲齊國均見的紀年格式、齊國有獨特的紀月格式、月名如𩛥𧞣、字多不可識、飯者月、疑爲齊國紀月名稱之一、……第三行第四五兩字模糊不淸、細審之似爲中姜、古代女兒也可稱子、子中姜卽公子土折之女、□爲中姜之名、字不識、此器爲公子土折所作之媵器

立事卽是主持國家的祭祀、左傳襄二八十一月乙亥、嘗于大公之廟、慶舍涖事、嘗是祭祀名、爾雅、秋祭曰嘗、大公卽姜太公、國之大事、在祀與戎見左傳成十三年、可見古代是非常重視祭祀的、大概只有把持政權的人物、才有資格主持國家的祭祀、齊國這時當權的人物是慶舍的父親慶封、只是由于慶封好田而耆酒、與慶舍政、慶舍才有資格立事、春秋時代齊國立事的人物、除了這個慶舍之外、還有見于金文的國差國差𦉜、現在知道還有本銘的公孫窹、都是顯赫一時的人物、田氏代齊之後、所有立事之人、則全部都是陳氏、無一例外、就充分證明這一點、我們同意把再參四理解爲立事之屆數、至于多少年算一屆、在什麼情況下更換立事人、則尙待研究

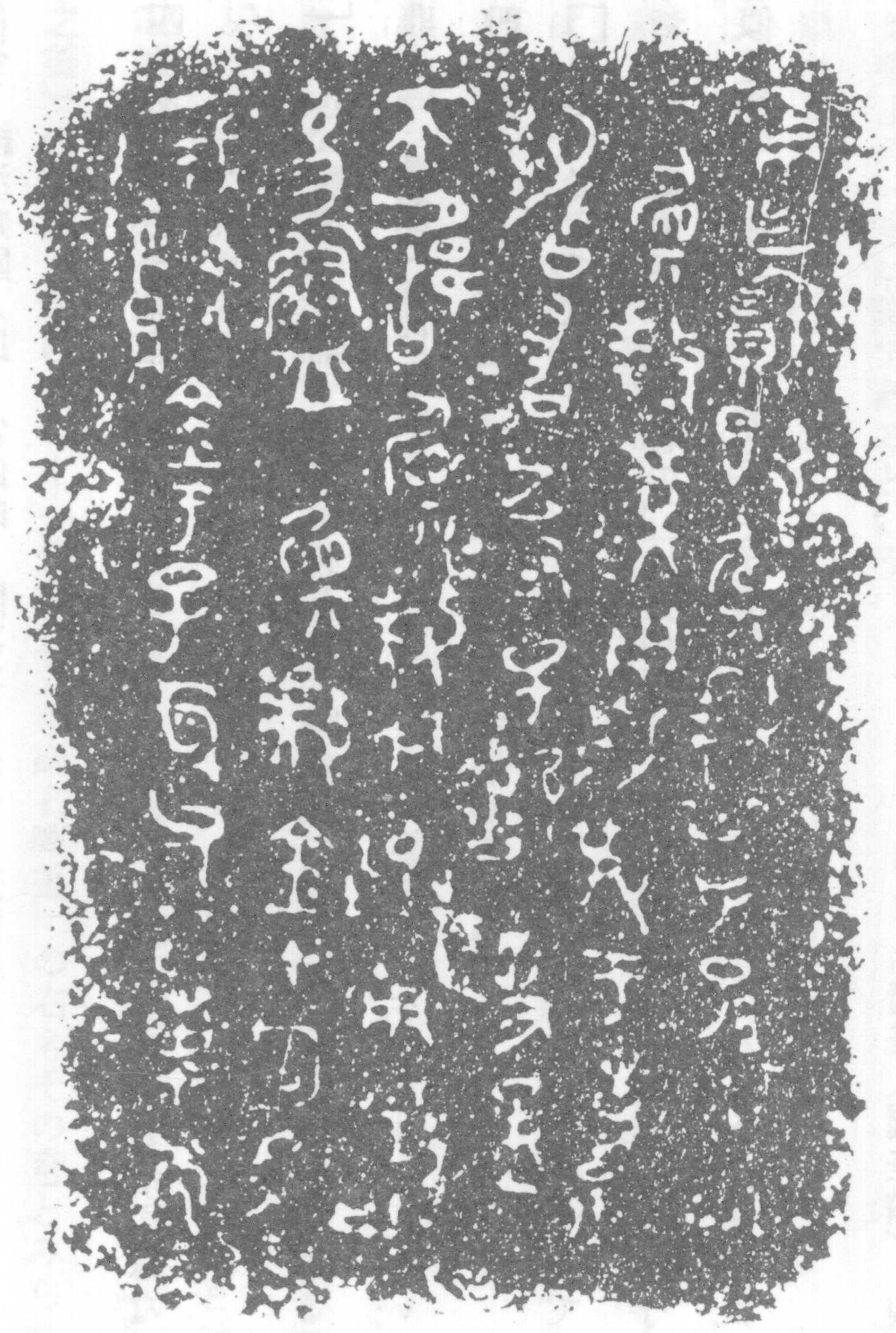
公孫窹壺的制作年代、應該在公孫竈當權的年代之內、卽公元前五四五～前五三九年

公孫窹壺以外的其他器物多係隨葬用的明器、應比作爲媵器的公孫窹壺的鑄造年代爲晚、多說也就是晚三五十年、不會進入戰國、所以臨朐這批銅器應該屬于春秋晚期

田氏以前に立事に當るものは慶氏にしても國氏にしてもいずれも齊の公族公孫の家系のものである

から、この公孫寤も恵公の孫、公子欒の子竈とみてよい。竈と造の通用については、釋名釋宮室、廣雅釋言に「竈、造也」と同音を以て訓しており、また周禮大祝「二曰造」の注に「故書作竈、杜子春讀竈爲造次之造、書亦或爲造」とあることからも知られる。

二一六、＊屓敖毀　三代八・五三・一に錄する眞僞不明の銘文であるが、蓋影は夢郼上・三〇にあり、いま故宮博物院に存するという。郭沫若氏が屓敖簋銘考釋考古・一九七三・二を發表して文中の子牙を齊の鮑叔牙としているので、參考器として齊器のうちに列しておく。器及び銘文の眞僞の問題は依然として存するが、一應その銘辭の内容を檢討することにする。銘は蓋底にあり、六行五十七字、文右行、郭氏の釋文にいう。



戎獻金于子牙父百車、而錫魯屓敖金十鈞、錫不讙、屓敖用拱用璧、用侶告其右、子歆史孟、屓敖堇用剸弔于史孟、用乍寶毀、屓敖其子〻孫〻、永寶

郭釋に子牙父を鮑叔、器を齊桓のときのものと解していう。戎は匈奴、古くは鬼方昆夷と稱したもの、戎は玁・匈と音が近い。唐叔が唐に封ぜられたとき與えられた懷姓九宗は媿姓の戎人である。金は銅、百車は小盂鼎の鬼方の戰獲にみえる。戎地にどうしてこのように多くの銅があるのかは不明。子牙父は穆王時の君牙とする說もあるが、器の時期からみて早きに過ぎ、齊桓のときの鮑叔牙であると思われる。そのころ戎人が南下して邢衞を攻め、齊に救邢救衞の役あり、戎人が金百車を獻じて和を請うたものとみる。この獻金は鮑叔個人に提供されたものではないから、子牙父はこれを同盟の人たちに分與した。而を接續詞に用いる例は、僅かに子禾子釜にみえるのみである。魯は魚と皿に從う字に作る。魯國の屓敖にその金を分與するのは、魯が楚丘の造營に參加したからである。拱は大拱璧、商頌にいう大共小共の義で拱璧對文、以て璧に大小のあることを示す。侶告は昭告、右は上位者、子歆は字、史は職あるいは氏、孟は名、堇は謹、剸は刀に從うて除去の義、弔は弔喪のみならず、致禮をもいう。また眺とよみ聘眺の意ともなしうる。堇用以下は「是說誠心誠意地用大共與小璧向史孟問候並致禮」の意で、「如此、銘文全體似已得到通讀」という。その文は「開門見山、拔地而起」の趣を以てはじまり、「收得平庸、未免有點龍頭蛇尾」、またその字迹は「文字極草率、可以作爲草篆的標本、是靑銅器銘文中最罕見的一例」とする。以上はいかにも郭氏らしい考釋のしかたであり、また鑑賞のしかたである。

文字は草篆などと稱するも、胥公簋・洹子孟姜壺・陳逆簠・子禾子釜などと同系の字で刻盤に近い字様である。ただそれらはすでに籀意を失うとしても、それぞれなお骨格を存するが、本器の字はその體格を失なつている。もし郭說のように鮑叔の器ならば黏鎛に先立つこと四世、叔夷鎛よりもなお百年前の器となるが、到底その期の字迹とは思われず、むしろ仿製に近い。銘辭もあるいは前辭を失なつたものかも知れないが、これだけでは郭氏のような史實に充てて解することは困難である。

二一七、＊陳喜壺　山西省博物館に藏する陳喜壺は、その器制が洹子孟姜壺に極めて近く、字様もまた相類する陳氏の作器である。おそらく時期も近いものと思われるのでここに錄する。馬承源氏の「陳喜壺」文物・一九六一・二に簡單な紹介があり、またその報告をめぐつて于省吾・陳邦懷・黃盛璋・石志廉諸家の「關于陳喜壺的討論」文物・一九六一・一〇、及び安志敏氏の「陳喜壺商榷」同・一九六二・六がある。馬氏の報告にいう。

一九五六年秋在山西省博物館參觀時、曾見一靑銅壺、通體作環帶紋、相當完整、高四八糎、頸內有銘文一方、計五行二十四字、銘文是整抉鑄上去的、四周有顯著的鑄痕、與部嫈諸器鑄銘的情形相同、銘文大體完整、個別有模糊不清處、此器似未見著錄、當時以爲這壺頗有硏究價值、故將銘文照原物摹了一遍、以後又承山西省博物館送來照片和拓本、今試作考釋于後



陳　喜　壺

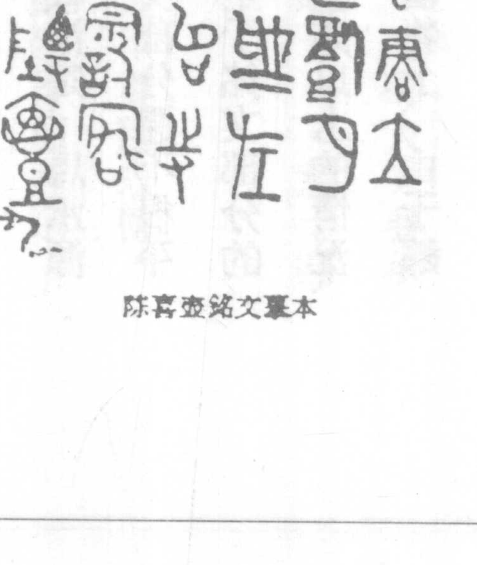
陳喜再立事歲、飤月巳酉、乍左大侯、台寺民䢔、□客□乍𫼲壺

銘文多異體字、飤月不知爲何月、其餘如酉乍侯民□客等字的結構均不常見

陳喜兩字尙淸晰可辨、在拓本上、喜字右旁似有筆劃、鑄模高低不平、可能是缺字、字也略斜、已模糊不淸、爲方便起見、逕寫作喜字、陳喜卽陳僖子、就是陳乞、史記作田乞、事見春秋哀公六年、僖與喜音同、可通假、也有可能古人爲了解釋謚號的關係、易喜爲僖字、僖子不是謚號、由桓子無宇生稱洹子可知洹子孟姜壺、洹子作桓子、也有可能是爲了附會謚法的關係、金文中人名自稱子的如洹子・冉子庚壺・子禾子子禾子釜等〻、子均是男子的尊稱或美稱、則僖子也必是如此



陳喜壺銘文拓本



陳喜壺銘文摹本

陳僖子原是齊景公的大夫、再立事歲、當是他立公子陽生悼公爲齊相繼續執政的那一年、齊晏孺子元年秋、發生了以陳僖子爲首的一次政變、……田乞盛陽生橐中、置坐中央、發橐出陽生曰、此乃齊君矣、大夫皆伏謁、……遂立陽生于田乞之家、是爲悼公、……悼公旣立、田乞爲齊相專齊政四年、則此壺的絕對年代、當爲齊悼公元年、卽周敬王三十二年、相當于公元前四八八年

なおその字の筆劃の異様さに注意し、乍はその繁體、民は目中有刺の象、䢔は巽の本字にして恭順の義、「台以寺按民䢔巽、就是使人民恭和順服的意思、與上文乍佐大侯爲對文」といい、鑄客の鑄につ

いては「姑存疑」とする。器は齊器に共通する特徵をもち、當時の一般の様式とかなり異なるも、齊器の古い様式をいくらか殘しているようであるという。

以上の報告及び見解に對して、「關于陳喜壺的討論」文物・一九六一・一〇に于省吾氏ら四人の意見の開陳が行なわれている。于氏はその釋文考釋に馬氏と異るものがあるとしてその釋文を示している。

　陸僖再立泣事歲、□月己酉、爲左佐大族、台以寺待民朋選、宗詞客敢爲陻壺九

陳僖は陳僖子、春秋のとき韓獻・魏桓・陳仲など子を略していう例が多い。馬釋に乍と釋する字は爲と釋すべき字で、東周左師壺などにその字があるという。思うに鑄客鼎・禽忑鼎などの字はみなこの形に作り、于氏の釋が正しい。また馬釋に侯とする字も、于釋によって族と改めるべきである。陻は禋、末句の「宗詞客敢爲陻壺九」の詞は祀、周禮大祝に「一日祀」とあり、漢堯廟碑「將辭帝堯」の辭もみな祀の假借字。鑄客とは「我以爲遺系用外邦的技術人員來從事鑄造、故稱爲鑄客」という。「壺之稱禋壺、猶祭侯盤之稱禋盤」、文末の九は祀器として九壺を作る意とする。

陳邦懷氏は□月の□は四と飤に從う字で四の繁文、陳猷釜の□月は酉月、國差罎の咸月は戊月、子禾子釜の婤は未と古韻同部、すなわち十二支を以て月をよぶものであろうという。爲・族の釋字は于氏と同じ。大族とは齊邦を蔑視する田氏の姿勢を示したものと解していう。

　爲佐大族、以持民裝者、因輔佐齊邦、使民恭順、此是陳喜爲齊相統治人民之口吻、按陳侯午鐘及陳侯因資鐘幷有保有齊邦之句、依上舉之例、此壺銘文似應謂爲佐齊邦、其作爲佐大族者、正可得見陳喜之政治思想面貌如何、陳喜當齊景公時欲作亂、樹黨于諸侯、逮景公卒、立公子陽生爲齊君、而已爲相、專齊政見史記田敬仲完世家、統治齊國人民、當此時、陳喜妄自尊大、蔑視齊邦、已于壺銘大族二字、泄露無遺

陳乞より太公和まではなお四世あり、田氏强盛の兆があるとしても齊邦を大族と蔑稱するはずはなく、また大族が蔑稱として用いられるはずもない。その點に陳氏の銘文理解には問題が殘されている。なお末文を「討客敢爲障壺九」とし、討客は攻師・鑄客の義とし、障壺九のように作器の數を附する例として鄘大子申鼎「作其造鼎十」、敚段「敚作厥段兩」などをあげ、本器の九が行格の外に出ていることについて、鄘侯段の八段の八が同じく行格の外にあることを指摘している。

黃盛璋氏の討論には□月の□を㐂に從うて飤の字、馬釋に乍とする字は二人一竿を持する象で幷であるという。寺は丮に從うており侍と釋すべく、□客の□は賓の異體、敢に似た字は作器者の名、于・陳が爲と釋する字を「其字似是盥字（卽鑄）、或是和鑄字意義相近之字」とする。銘末を「障壺九」とするのは陳釋に同じ。

黃氏はまた立事歲を執政紀事の義に非ずとする。齊器に立事歲をいうものは「國差（國差罎）・陳得（陳騂壺・殘陶量）・陳猶（陳純釜）・陳樽（陶印）以及王孫陳棱・王孫陳這等、除國差佐外皆不見經傳、而國差也未做過齊相」というが、國差が當時齊を代表する政治家であつたことは、左傳にも明らかである。

黃氏はまた陳喜再立事歲の立事とは、李學勤がかつて主張したように都邑大夫となる意であるという。鑄客は賓客とよむべく、その上二字は者從、「以侍者從賓客」とは「以樂嘉賓及我父兄庶士（沇兒鐘）」と同意。「敢鑄障壺九」の九は壺數。また「爲左大族」を「幷左大族」とよみ、幷佐とは蔡段の「䣄疋對各」の意とするが、幷は于・陳兩釋のように爲と釋すべき字のようである。

右討論の他に石志廉氏の補正があり、飤月の飤の上部は卯に從うもので卯月、馬釋の乍を右に、侯を族に改めるのは于・陳と同じ。□客を罰客と釋し、鑄人にはもと刑徒を用いたとする。客下の字を敬と釋するのは字形に合う解である。文末の九を器數とすることは他の諸家と同じ。

さらにまた安志敏氏の「陳喜壺商榷」文物・一九六二・六があり、器眞銘後刻の說がある。安氏は自ら山西省博物館に赴いてその器を觀察し、器物もまた原形のままでないことを確かめた。それは洹子孟姜壺によって、壺頸雙耳の部分に改修が加えられているという。

　同樣形制和花紋相近的銅壺、在過去頗有著錄、特別是與洹子孟姜壺尤爲接近、這些事實說明了從陳喜壺的形制和紋飾上看、至晚也應該屬于春秋早期、但陳喜壺的雙耳與壺頸連接處帶有裂隙、下端尤甚、寬達三粍左右、裂隙中間還塡充着膠質物、所剝落的碎抉放入火中卽行燃燒、據鑒定確繫生漆、這就可證明雙耳是後來用生漆粘接的、……耳部附近的紋飾多行中斷、這些情況都說明雙耳是後配的値得注意的是、在銘文的周圍還有一周明顯的凹痕、無論從器壁或拓片上都表現得比較淸楚、馬承源同志論爲銘文是整抉鑄上去的、四周有顯著的鑄痕、這樣解釋、不盡妥當、此外、銘文部分還不很平整、也就是馬承源同志所說的鑄模高低不平、這顯然不是鑄造一般重器應有的現象、至于銘文部分的銅質和色澤、用肉眼觀察也和其他器身部分不甚一致、或許是由于用酸類蝕銹所致、根據以上的情況、我們有理由懷疑銘文和器身又是兩會事、卽利用一件器物的銘文殘片鑲補在別外一件器物上、由于鑲補的技術不佳、銘文部分就顯得高低不平、周圍也遺留了明顯的凹痕、這些現象從原物上觀察是比較容易看出破綻的、在傳世銅器中、如彔尊、獻簋、母尊等都是把銘文鑲補在其他器內、甚至于像銘文長達三六字的靜卣、也是以銘文殘片補綴成器的、這都可以作爲陳喜壺的對比材料

　從銘文的考證上、各家一致認爲係陳僖子田乞之器、并推定作于齊悼公元年或齊景公時期、誠然、陳僖子見于史籍、可與銘文互證、但仔細推敲、并不那麽確鑿、如銘文的書體近于六國的文字、便與陳僖子的時代不相吻合、那麽、銘文中的陳喜不一定就是陳僖子、在田氏族中名喜者也不止田乞一人、如竹書紀年的記載、齊康公二十二年、田侯剡立、後十年、齊田午弑其君及孺子喜而爲公、春秋後傳也說、田午弑田侯及其孺子喜而兼齊、是爲桓侯(前三七五年)、這裏雖不能肯定銘文中的陳喜卽是竹書紀年的孺子喜、至少銘文的行款書體和這個時期是比較接近的

　關于再立事歲的解釋、一般多主張和作器人有關、除銅器銘文中的立事歲和再立事歲以外、也還有陳博三立事歲、右廩釜黃濬、衡齋金石識小錄頁一四・一九三五的陶文、至于應如何解釋、歷來說法不盡相同、……王國維謂、國差立事歲者、紀其年也、古人多以事紀年、如南宮方鼎云、惟王命南宮伐反虎方之年、克鼎云、王命克舍命于成周、遹正八𠂤之年、皆是、此說近是、但所記之年也不一定與作器者有關、根據目前的知識判斷、立事歲再立事歲、爲齊國特有的紀年方法、如何解說尙待進一步研究

安氏の說を摘錄したが、その說は要するに器は原器のままではなく、洹子孟姜壺に模して改修を加えたものであること、銘文の部分は鑲補によるもので器眞銘補、甲器の銘を乙器に加えたもので兩者はもと一體のものでないこと、陳喜は陳僖子乞に非ずして田侯の孺子喜、その廢立は桓公元年前三七五年

であること、立事歳は單なる紀年の形式で作器者と關係なしとする四點に歸する。

なお張頷氏の「陳喜壺辨」文物・一九六四・九にこの器の問題點として、1銘文は鏝補されたものであるか、2兩耳は後人の附加するところであるか、3銘文と器制との不一致の有無、4陳喜は確實に陳僖子田乞でありうるかの四點をあげ、1は嵌鑄法、2は分鑄法によるもので後人の焊接のあとがあるとし、3は移花接木の文化をもつ齊器に共通してみられる傾向であり、4は立事歳の人名がすべて實名であることを指摘する。なお壺上の一字は隮であるという。

思うに齊器にいう立事歳は單なる紀年法でなく、また大事紀年の法をとる南宮方鼎・克鼎なども、みな作器者がそのことに關與し、むしろその擔當者であり行爲者であったことを示している。そのことは國差立事歳、陳喜再立事歳のように、その冠する人名が同時にその作器者であることからいえば、「不一定與作器人有關」とはいえないのである。立事とは執政、政策上の履行を意味する語であろうと思われる。

齊器の立事歳をいうものには量器が多く、國差𦉢には「國差立事歳、咸丁亥、工師㑀鑄西郭寶𦉢四秉」とあり、子禾子釜・陳純釜などがみな田氏の器であり、また量器であることからいえば、本器ももと量器の目的で作られたものとみられ、銘文もその意を示すものであろう。すなわち「爲左大族」とは、量器としての標準器を作ることをいうものと解せられ、左は子禾子釜に「左關釜節于稟釜」、陳純釜に「命左關丕發、敕成左關之釜」の左で、安氏の引く「張博三立事歳右稟釜」の右もその意とみられる。大族とはあるいはその量器の名であろう。「左關丕發」の丕發を大系に人名とし、積微居に「丕者大也、發謂發倉稟」と解するが量穀の重器の意であるらしく、大族の族も蔟聚の意をもつ字である。器が九器作られているというのも、量器としてそれぞれ出入の要所にこれを備えるためであろう。安氏は器を目驗して器の銘の部分が鏝補によるものであることを明らかにしたが、これも齊の量器には多くみられるところであり、子禾子釜・陳純釜など、何れも安氏が本器について指摘するのと相似た作鑄のあとが認められる。しかしそれは必らずしも後補の僞銘として扱うべきものではなく、多數の量器を制作する場合に銘文を別に范型として用意しておき、これを器に貼入する方法がとられたとも解しうるのであるから、これは銘の眞僞の問題とは別に考うべきことであろう。また銘辭の考釋もそのような彝銘觀の上に立ってその文意を尋繹すべきであろう。

爲は器物の制作の意、左は詔版の意であって輔佐の義ではない。「台寺民𠨍」は上文を量器のこととすれば、寺は持、邾公牼鐘の「分器是寺」の義で、民𠨍は民節、あるいは民の撰進するところをいう意となる。□客は鑄客攻師の例を以ていえば鑄客と同じ意で器の制作に從う職能者をいう語とみられ、銘末は「陻壺九」、陻は禋と同じく絜清の義をとるものであろう。從って文は

陳喜、再立事の歳、𠬝月己酉、左大族を爲る。以て民節を持(た)ん。(鑄)客敬しんで禋壺九を爲る。

とよむべく、このような量器を爲るのは執政者の始政の際にまず度量衡を正す意を以て行なわれたのであろう。器制は洹子孟姜壺に近いが、孟姜壺はおそらく前五四〇以前の器、この器は馬氏の推測するように齊の悼公元年、前四八八年ころの制作とみることができよう。

二一八、陳侯午敦　　敦の器銘部分は色調も異なり、部位も通例に反し、その四周に匡郭様の凹痕が

認められ、鑄銘には嵌入された疑いがあるので、かつて故宮において目驗の機會をえたときその點を確かめたが、そのとき器の外底まで檢することをさしひかえた。近ごろ故宮研究院の張光遠氏に「戰國初齊桓公諸器續考」故宮季刊第十二卷第二期があり、その疑問に對する回答として調査結果が報告されている。それによると、器の外底には嵌入の迹なく、X線撮影の結果も同鑄であり、この異様な現象は銘文全體に模型の押捺が行なわれている結果であることが明らかとなった。

齊器には他にも陳侯因脊敦・子禾子釜・陳純釜などにも同様の形式のものがみられ、特に子禾子釜・陳純釜は器の外腹に貼付けたような鑄銘がある。それは量器として容量を明示する必要からであろうが、一種の簡易な工作法であり、また量器のように相當器數の制作を必要とするとき、用いられたものと考えられる。陳侯午𣪘の問題は、その銘文の色調・部位のほか、兩龍耳・方座という器制の上にもあると考えられるが、器と銘と同鑄という事實が明確になれば、その器制もその時期に稀に行なわれたものとすべきであろう。

＊陳璋壺　陳騂壺と題した器名を陳璋壺と改める。作器者は陳璋、威宣期の人である。器は分類著錄A七四六に著錄。器高三七・二、寛二一糎、足上三面に刻款銘二十七字がある。陳氏の釋文に「隹主五年、奠□陳㝵再立事歳孟冬戊辰、大𨺻□孔陳璋內伐匽亳邦之隻」とあり、その考釋にいう。

此壺是戰國中期重要銅器之一、一九四五年因到費城、曾取出原器詳加審視、因知舊日拓本主字缺去上面一點、遂誤以爲王字、陳璋之璋從玉從章、郭沫若讀以爲騂字、因稱此器爲陳騂壺、亳邦之亳在照片與拓本上不十分顯明、原器確是亳字、因此數字的確定、而後田齊攻燕的史實和年代、賴以確定此銘之主指齊宣王、顧炎武日知錄卷二四據左傳昭二十九年齊侯使高張來唁公稱主君、證卿大夫春秋時稱主、但左傳的編纂當在戰國時、故其稱主只可以推證戰國諸侯稱主、左傳昭元・昭廿八・定十四・哀二十・哀廿七和戰國策魏策、皆稱趙魏智之主爲主或主君

隹主五年不是周王五年而是作器者陳璋之主之五年、乃是齊宣王五年、周赧王元年、是年秦魏攻韓、敗之岸門、齊師乘諸國戰疲、命章子襲燕、齊破燕事、世有異說、我們在六國紀年參貳節曾加考定、以爲當在宣王五年、戰國策燕策曰、孟軻謂齊宣王曰、今伐燕、此文武之時、不可失也、王因令章子將五都之兵、以因北地之衆以伐燕、士卒不戰、城門不閉、燕王噲死、齊大勝燕、子之亡、孟子梁惠王下曰、齊人伐燕、勝之、宣王問曰、……以萬乘之國伐萬乘之國、五旬而擧之、……齊策則曰、齊因起兵攻燕、三十日而擧燕國、據此銘所載、則在宣王五年孟冬之月、伐燕的主將、此器稱陳璋、即齊策的章子、亦即秦策趙且與秦伐齊、齊懼、令田章以陽武合于趙而以順子爲質之田章、孟子離婁下所謂匡章通國皆稱不孝焉、亦稱章子、即此人、始用事于齊威王時、齊策曰、秦假道韓魏以攻齊、齊威王使章子將而應之、齊兵大勝、徐州之會、章子貴惠施、見呂氏春秋愛類篇、其人歷事威宣二王、與惠施孟軻同時

此器爲田章入伐燕都亳邦之所獲、壺爲燕人之器、孟子所謂毀其家廟、遷其重器、亳邦是燕、左傳昭公九年、武王克商、……肅愼燕亳、吾北土也

陳㝵和子禾子釜的陳具當是一人、前曾以爲是田居（即田居思・田巨思）或田忌、尙待詳考

由上考定、此器銘文刻于公元前三一四年

子禾子釜中の陳𡩜がこの器の「陳𠭯再立事歳」の陳𠭯ならば、子禾子釜はこの器よりいくらか先立つもので、孟嘗君時代の初年の器と考えられる。

二一九、＊魯伯大父𣪕三　一九七〇年秋、山東歷城北草溝の一墓より出土、鼎一・陶鬲一を伴出。文物・一九七三・一　報告者はいう。

有蓋、斂口、鼓腹、兩耳作獸首形、有珥、圏足下附有三獸首狀短足、通蓋高二五・四、口徑二〇・一、腹徑二六糎、器身紋飾、圍繞口沿飾以竊曲紋、下飾瓦紋六層、圏足環以覆瓣、器蓋頂部圓形把首內飾以變形鳥紋、蓋的上部爲四層瓦紋、蓋沿飾以竊曲紋、紋飾均較平淺、但較戰國器爲深厚、𣪕腹內底部有銘文三行、十八字、

魯白大父乍季姬𡟰（嬉）賸𣪕、其萬年眉壽、永寶用

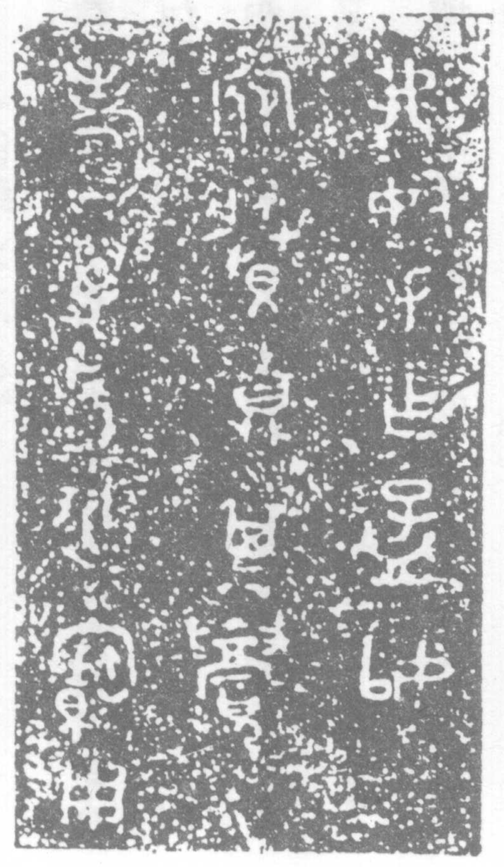


山東曾出土過兩件魯伯大父嫁女器、卽孟姬姜簋和仲姬俞簋、前者爲嫁彼長女所造、後者係嫁彼次女所造、均見著錄、此簋新出、現藏濟南市博物館

孟姬姜・中姬俞の賸器はすでに通釋に錄入してある。魯に伯大父・俞大父・伯厚父などの器があり、字迹からいえば伯大父の器が最も時期の下るもので、その字様は魯大嗣徒の器に近い。報告者は「應爲春秋初到中葉的魯國鑄器」とするが、むしろ末葉に近いものであろう。

＊魯小司寇封孫宅盤　上海博物館收集品文物・一九六四・七「連耳高一三・八、口徑三九・五、足高五糎、通體樸素無紋飾、僅耳上有簡單的蟠獸紋、屬春秋中期」。鑄銘五行二十五字

魯少嗣寇封孫宅、乍其子孟姬𡟰賸盤匜、其眉壽萬年、永寶用之



孟姬下の一字は𣪕と女とに從う。文字は魯の大嗣徒諸器と似ており、字迹は闊大である。

＊弗敏父鼎　山東鄒縣の出土。一九七二年夏、大雨の後に露出して收集された。文物・一九七四・一　魯の小國費の遺器と考えられる。鼎高二六糎、立耳三獸足の竊曲文鼎。銘は三行一七字。

弗敏父乍孟姒□賸鼎、其眉壽萬年、永寶用

という。弗は費の初文であろう。出土地は邾の故城址であるから、報告者は費より邾に入嫁した女の賸器であろうという。鼎の三獸足は魯伯愈父鬲の三獸足と極めて似ている。

＊專車季鼎　一九五六年、江西南昌の廢銅中より檢出されたもの。文物・一九六四・一二　立耳蹄足の鼎。高一九・一、耳高四・六、口徑二二、腹徑二三、腹深一一糎、重四瓩。鼎內壁に

專車季乍寶鼎、其子〻孫〻、永寶用

と銘する。字迹に模糊のところもあるが、左傳成六年、魯に滅ぼされた附庸國專の遺器であろうと推測される。

二二一、＊杞伯每𠫑𣪕　從來著錄の他に、なお一器を存するようである。藍蔚氏の報告文物・一九六二・一〇によると、その器は「通高二五、通寬三八糎、重約八瓩、器內底蓋皆鑄有相同的銘文、……杞伯器出土于山東新泰、已經收入郭老著作裏的簋的銘文拓片有四器、根據銘文拓片考查、此器是上述四器外的一個新的發現」という。器制・字迹は何れも既存のものに近く、同時の制作の器であろうと思われる。

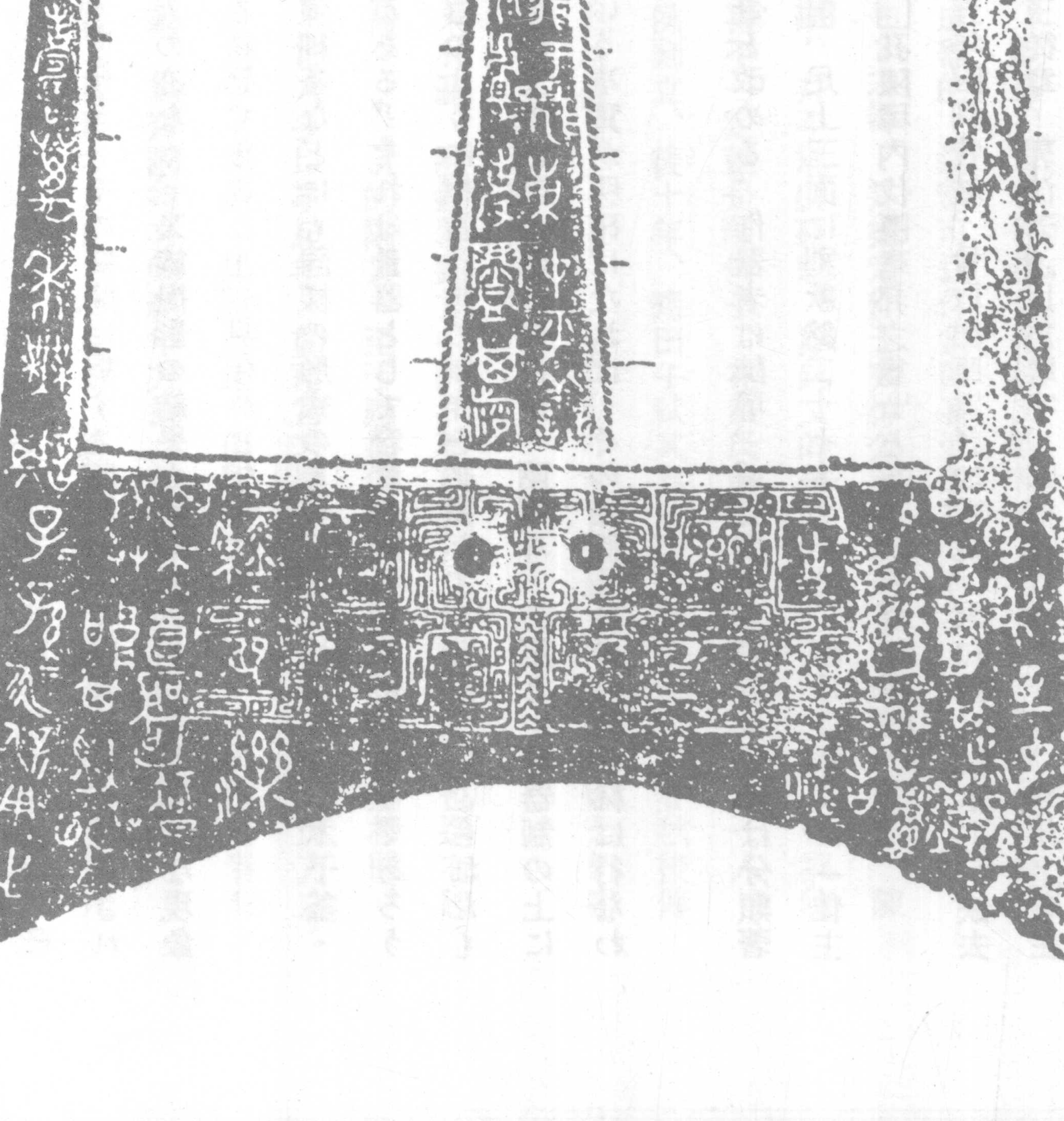
＊杞伯每𠫑鼎　「一九六六年秋、木石公社南台大隊社員在取土中發現銅鼎一件、鼎通高二六・五、徑二七糎、侈口、直耳、圓腹、圜底、蹄足、腹飾二道陽弦紋、器內壁鑄銘文四行、二十一字、其中重文一、

杞白每𠫑乍𨜏嬶寶鼎、其萬年眉壽、子〻孫、永寶用享

相同銘文的銅器見于大系、郭沫若同志論爲每匕卽杞國的謀娶公、當在西周厲王時」。文物・一九七八・四　器は半椀形の直耳獸足鼎。二弦文の簡素な制作である。每𠫑はおそらく孝王𠫑（前五六六～五五〇）、關係諸器の器制字跡からみても、春秋中期の器と考えられる。

＊𨟻叔之仲子平鐘　一九七五年六、七月の間、山東省莒南大店莒國殉人第二號墓出土。考古學報・一九七八・三　大店鎭は莒南縣城北十九粁、崖山北麓の台地上、夯土で築成された春秋墓から、陶製禮器三十七件、銅容器七件、樂器十件等が出土。樂器は一器が鎛、九器は編鐘で大小相次し、銑長二一・八より一〇・九糎まで、器制は「長方形鈕、螺狀枚、鉦間篆帶與舞頂皆飾蟠虺紋、兩鼓面飾蟠螭紋、內塡重環紋和麻點紋」。九鐘にみな同じ銘文がある。

佳正月初吉庚午、𨟻叔之中子平、自乍鑄其游鐘、玄鏐鋁鏞、乃爲之音、央〻雝〻、聞于夏東、中平善𢻱𢧵考、鑄其游鐘、台濼大酉、聖智龏良、其受台眉壽、萬年無諆、子〻孫〻、永保用之



文は邾公華鐘・邵鐘に近い。游鐘と稱するものは初見。夏東とは東國をいう。𢻱字未見。玉篇に二弓に從う字を古文弼字とする。濼は者減鐘に「不帛不華、不濼不彫」の例あるも、ここは虘鐘「以濼好賓」と同じく樂の義。大酉は蓋し

大獻。良字は日旁に從う。その文にいう。

これ正月初吉庚午、簷叔の仲子平、自ら其の遊鐘を作鑄す。玄鏐鋁鏞、乃ち之が音を爲し、央ゝ雝ゝとして夏東に聞す。仲平、善く叡が考に竑けられ、其の遊鐘を鑄て、以て大獻を樂しみ、聖智龔良ならむ。其れ台に眉壽を受け、萬年無諆ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く之を保用せよ。

二號墓は主葬者の棺槨の四周に殉葬十人の棺を從えており、また腰坑に狗を埋めている。一號墓にも棺の三側に十人を殉葬しており、當時莒國になお殉葬の風があつたのであろう。報告者は器銘の平を左傳僖二十六年(前六三四年)「春王正月、公會莒茲平公、寧莊子盟于向、尋洮之盟也」の茲平公とするが、それならば「簷叔之仲子平」のようにいうはずなく、平は名である。莒の始封は萊州、茲平公のとき向に從つた。大店鎭西南三里にその故城址がある。東夷の國で中原の諸國と親しまず、管子小問に「小國諸侯之不服者唯莒」といわれ、また國語魯語下に「平丘之會(前五三二年)、晉昭公使叔向辭昭公弗與盟、子服惠伯曰、晉信蠻夷而棄兄弟」とあり、莒は晉の力に倚つて魯に對抗していたのであろう。周の孝王十年(前四三一年)楚に攻められて滅んだ。器銘字跡は郘鐘に最も近く、その滅亡數十年前、晉と結んで得意であつた時代において、「聞于夏東」のような語もふさわしいように思われる。なお一號墓からも同形の鎛一、鈕編鐘九器を出土しているが、銘文はない。

二二二、＊邾大宰簠　「近年來上海市從廢銅中搶救出的重要文物」文物・一九五九・一〇に鳥文犧尊・犧首百乳雷文罍・蟠夔文大鐃・大鼎・鼉叔毀・賢毀・夆友卣・梁其鐘等とともに、邾大宰簠がある。失蓋、器高一〇・五、口徑縱三・五、橫三〇糎、腹和底飾蟠蛇紋、口飾三角雲紋、足飾象紋、兩耳作獸首形、文五行三十七字

邾大宰簠傳世有二器、文字稍有不同、別一器欜子留鑄其饙簠、多一饙字、其眉壽下爲以饙、此器作用饙、劉燕庭舊藏、三代有著錄

通釋に錄したものはそのいわゆる別器であるが、從來その器制を傳えない。おそらく本器と雙器をなすものであろう。

＊彭子中盆蓋　湖南省博物館收集諸器「介紹幾件館藏周代銅器」考古・一九六三・一二のうち、伯喜父簋[二四一＊]等とともに紹介された四器の一。「此蓋來源不詳、中有提手、滿飾蟠螭紋、兩側各有一方形缺口、作深褐色、直徑二五・二糎、有銘文二十九字、左行」とあり、蟠螭文は新蔡諸器に近い。文五行

佳八月初吉丁亥、彭子中擇其吉金、自作饙盆、其眉壽無彊、子ゝ孫ゝ、永寶用之



彭子を報告者は未釋のまま出しているが、豆形に彡をそえた形であるから、一應彭の異文とみておく。彭は顓頊の曾孫祝融の弟吳回の子陸終

の六子の一で、陸終の裔である邾と同系である。おそらくその國は殷周の際に早く滅んだが、その後にも彭姓を稱しているのであろう。彭女の器、また彭史の器七銘を、三代に錄する。報告にいう。

「銘極規整淸秀、由其花紋及銘文風格看來、應是春秋時期之物、商周金文中自銘爲盆的、在過去的金石圖錄中甚少著錄、此盆蓋的出現、有助于我們對此類古器物的定名」。文樣字迹ともに、邾器に近いものがある。

彭器に彭女というものが多いが、同じ語例に諸女というものがあり、それも彭女の器とともに殷代の古器と思われる。諸女の女に司に從うものがあり、これを諸姒と解する說もあるが、路史國名紀に諸を彭姓とする。彭姓の古國に、彭女・諸女のような呼稱が存していたのであろう。諸女の器には亞醜形、彭女の器には兵形の圖象を付していることが多い。

收集四器は、右二器のほか、「……叔……奠」の字など十九字銘をもつ蓮花壺蓋、林林字下に尹と廾とを加えた字君道以下十八字銘をもつ匜がある。匜は解放前長沙市郊楊家山の漢長沙王后劉驕墓中の出土と傳え、古器晩出の例となしうるものである。

二二四、薛侯盤　分類圖錄A八二三に著錄。高一六・五、寬四二・五糎。圖錄に器の時期を西周晩期とするが、薛は春秋期以後にもなお先祀を奉じており、字迹も列國期のものに近い。

＊薛子中安簠　一九七三年一二月、薛城遺址東城墻內より四器出土。文物一九七八・四にその報告がある。「形制皆相近、器與蓋形狀也相同、平口相合、略呈長方形、腹向下斜收、平底、四角有向外侈的距形足、肩腹有對稱獸首耳、其中三件通高一六・五、長二九、寬二四糎、大小一樣、銘文也完全相同、肩腹口沿及足部均飾竊曲紋、器身飾象鼻紋、頂底飾雲雷紋、銘文陰刻在器內底部、計三行一五字、其中重文一」

薛子中安乍旅簠、其子ゝ孫、永寶用享

別の一器は同じく象鼻紋で器底は素面、銘文陰刻、計三行一七字、重文二

走馬薛中赤、自乍其簠、子ゝ孫ゝ、永保用享

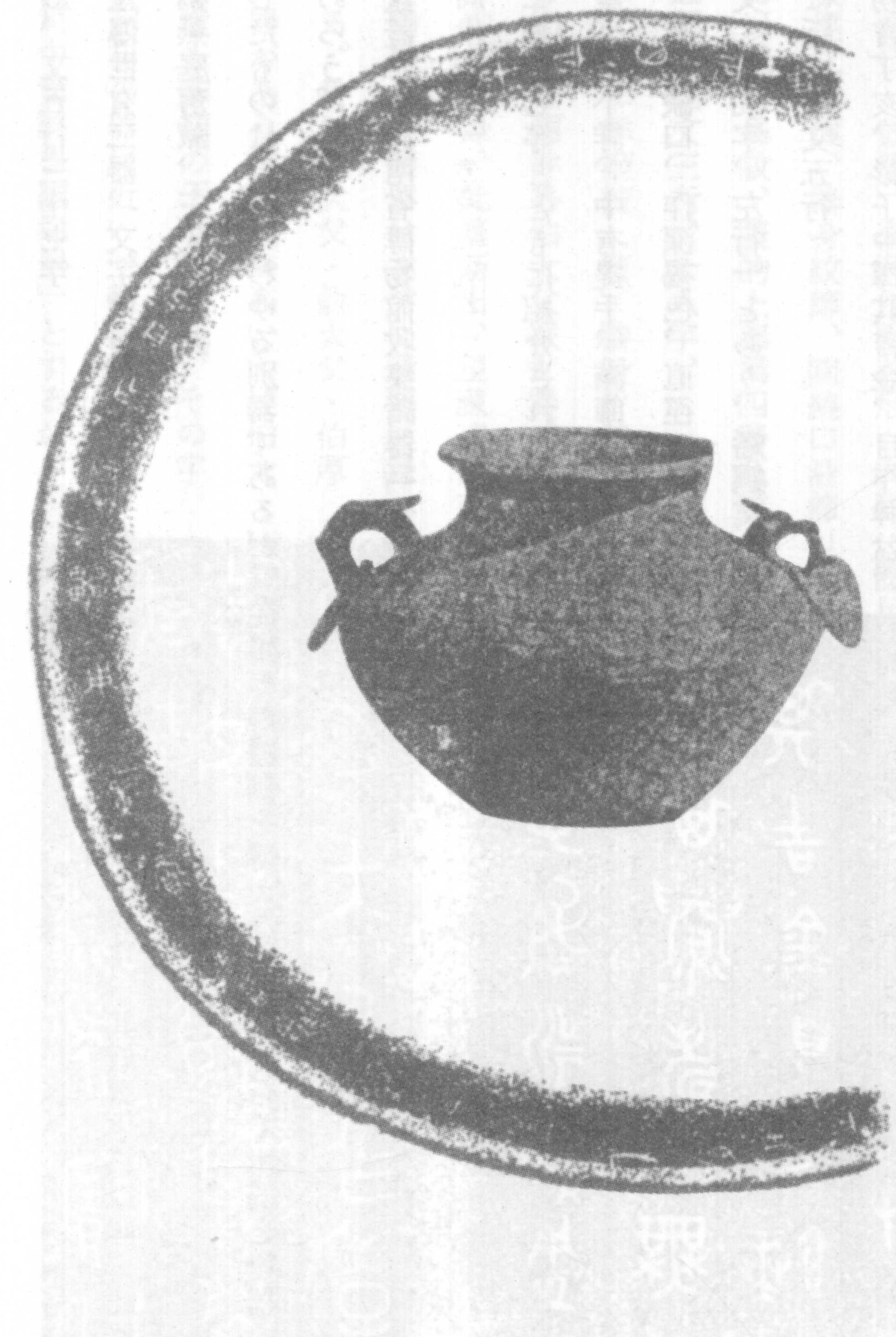


と銘する。「古薛城遺址在滕縣城南二十粁、……城內共有九個自然村、津浦鐵路在古城東部穿過、薛國春秋時參與盟會、戰國時爲齊所滅、現薛城遺址東北城內狄莊村北約一五〇米處、尙存二古墓、傳爲田嬰田文墓」、また器の時期について「銅簠形制與河南郟縣太僕鄉出土的春秋早期銅簠極爲相似、其時代應相近」というも、陰刻の銘はそれほど古いものとしがたく、後刻ということも考えられよう。

＊邳伯夏子罍　薛・滕の器は從來著錄に存するが、これと隣接する邳國の器は知られることがなかつた。王獻唐氏の遺著「邳伯罍考」考古學報・一九六三・二は、一九五四年嶧縣から送られた銅罍二器の考釋を試みたもので、邳器であろうとする。器高二八・五、口徑二一・三、腹徑三六糎。大腹上部に細鉤曲文、中に蟠虺文、下に垂葉文を配し、「制作規整、殆戰國初期作品」という。銘は器の口沿にあり、

佳正月初吉丁亥、不白夏子自乍隣罍、用旛眉壽無彊、子ゝ孫ゝ、永寶用之

という。不白は邳伯、夏子はその名。左傳昭元年に「虞有三苗、夏有觀扈、商有姺邳」とみえる古國で、左傳の文は三代の叛亂滅國の例をいうものであるから、殷とは相容れぬ關係にあつたものであろう。江蘇邳縣大墩子墓葬の隨葬品にはみごとな彩陶の器があることが報告されている。考古學報・一九六四・二 周時の邳はまた再封の國とみられ、のち楚の勢力を避けて薛の故地に徙り、上邳という。その



存滅はよく知られないが、王氏の論にいう。

齊閔王三年封田嬰于薛、大必是時已滅薛、距邳遷後只十年以上、齊旣滅薛、似可幷邳同滅、然殊未爾、史記楚世家、弋人對楚襄王曰、故秦魏燕趙者、鶀雁也、齊魯韓魏者、青首也、鄒費郯邳者、羅鶩也、外其餘則不足射者、見鳥六雙、以王何取、是此時邳國猶存、故弋人幷擧、在薛亡後又二三十年矣、何時滅亡、今不可知、卽以楚頃襄王在位時證之、已至戰國後期、由此遠遡夏商、蓋由部落建國、先後約歷一千五六百年

傳世䢦器有二、邳亦無聞、周代山左各國彝器、以二器之出、增多一國、其史地殊難爬梳、姑記所知、俟再訂正之

山東の金石志に最も深い關心を寄せていた王氏の最後の論攻として、ふさわしいものである。

二二六、＊曾子中□鼎　一九七二年八月、湖北棗陽縣出土。調査の結果墓葬品であることが知られ、兵器・車馬具なども出土、「湖北棗陽縣發現曾國墓葬」考古・一九七五・四にその報告がある。禮器は鼎三・段四・壺二などで、そのうち小鼎に三行二十一字、

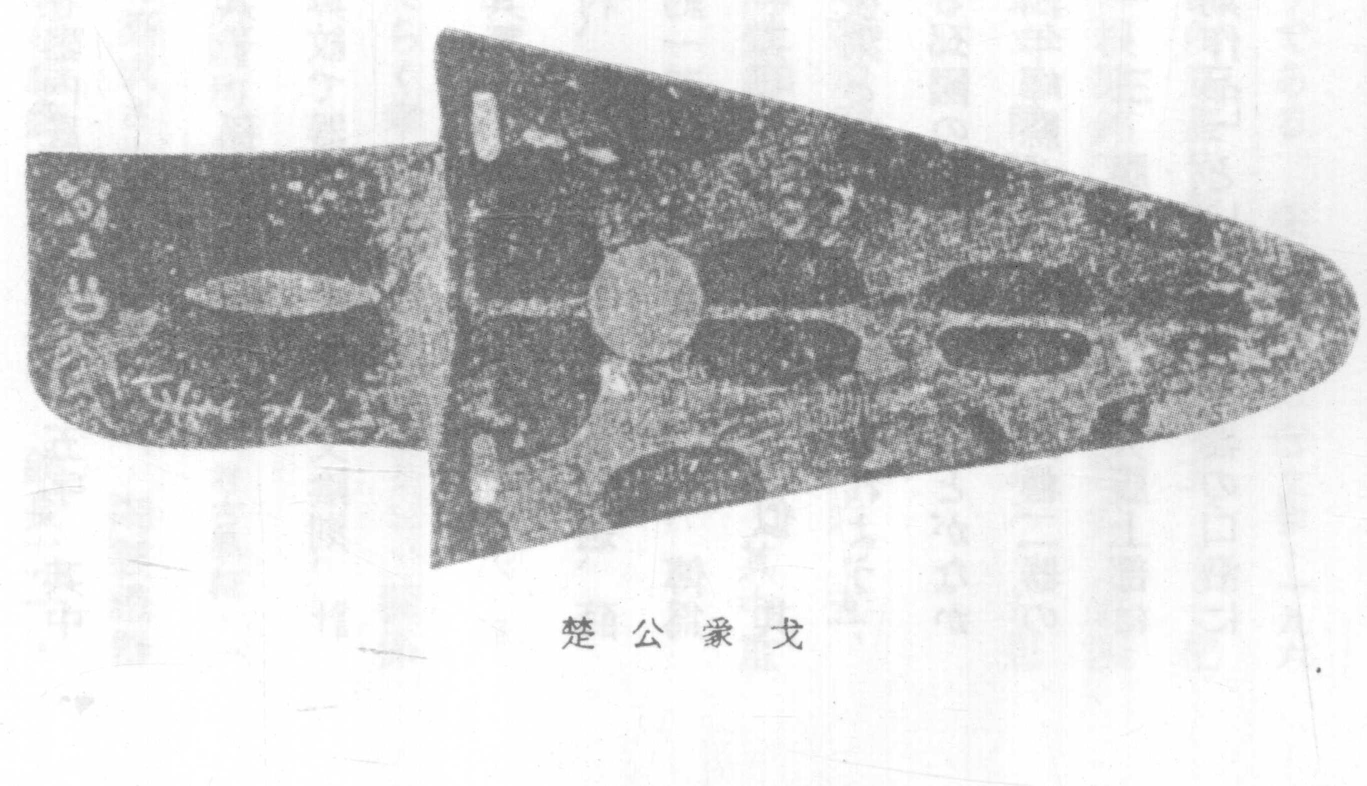
隹曾子中□、用其吉金、自乍䵼彝、子子孫孫、其永用之

という。中下の一字は䋣に似ている。曾子中某というものに曾子中宣鼎三代・四・一五・三があり、「曾子中宣、遣用其吉金、自乍寶鼎、宣喪、用□其者父者兄、其萬年無疆、子子孫孫、永寶用」という。字迹も似ており、おそらく一家の器であろう。同出の戈に「□□白之□執□」という銘がある。

二二七、＊楚公冡戈　湖南省博物館が廢銅中より回收した未著錄の器で、楚公冡鐘と同じく楚公冡の名をしるす戈である。高至喜氏の報告「楚公冡戈」文物・一九五九・一二にいう。

近半年來、湖南省博物館從廢銅中揀選出一批古代文物、多是兩周時的鼎鬲壺鐘鏡戈劍帶鉤等、其中特別重要的有楚公冡銅戈、是以往青銅器圖錄中不見著錄的、戈有援有內而無胡、形制甚古、戈面綠色近藍、內色黑、并有少數綠斑、戈面有黑色橢圓形斑塊、應是銀斑、因經久變黑、戈身非常光澤平整、質甚堅硬、刄尙鋒利、并現出了紫色銅、內呈長方形、長六・六、寬四・八、厚〇・四糎、中間有一梭形穿孔、長三・二糎、近欄處有一圓孔、直徑一・八糎、援長一五・三糎、稍帶弧度、戈通長二一・三糎、內端有「楚公冡秉戈」銘文、楚公冡三字、與楚公冡鐘上的文字相近、應是同時的制品、大系說冡蓋爲字之異、公冡卽熊咢之子熊儀、儀爲古同歌部

這種戈與長沙楚墓中出土的輕薄長胡多穿的銅戈、在形制上迴然不同、時代上當然要早、同時也不會是湖南境內的產品、而應是其他楚地的制品、根據郭沫若同志對楚公冡鐘的銘文、此戈大約也是西周末年時的、這無疑是一件研究楚國早期兵器和文字的一件重要資料



楚公冡戈

この戈については僞器僞銘の疑があるとして、于省吾・姚孝遂兩氏が「楚公冡戈辨僞」文物・一九六〇・三に六證をあげてその僞を辨じたが、高至喜・蔡季襄兩氏はまた「對楚公冡戈辨僞一文的商討」文物・一九六〇・八・九において、銘辭・形制・銘文行款・秉戈の語・紋飾・內上穿孔などにわたり、于氏らのあげる疑點を悉く疑うに足らざるものとし、

根據以上各點、證明此戈的形制、銘款、紋飾等々、無不與周代勾兵相符、同時此戈還有兩個特點、第一、戈銘系用模范鑄成、文字渾穆雄偉、和楚公冡鐘銘文如出一轍、第二、此戈全面氧化、脫胎甚厚、無銅腥氣味、而且字下有光綠、字上綠銹與戈內綠銹融成一片、凝結堅牢、爲任何酸性藥物和利刄所不能去掉、皆足以證明此戈是眞品

と論じて、器・銘ともに眞であると主張している。氧化とは酸化をいう。

ついで馮漢驥氏は「關于楚公冡戈的眞僞幷略論四川巴蜀時期的兵器」文物・一九六一・一一において器眞銘僞說を提出している。近年古制の戈類が川西一帶から多く出土しているが、馮氏はこれを巴蜀の二形式に分ち、問題の楚公冡戈は蜀戈五式のうちの第三式にあたるという。それは器制も、また圓形陷抉のあることも楚公冡戈と全く同一であり、僞刻者がその形式のものに僞銘を加えたものとする。蜀式戈は一般にその器制が知られておらず、そのため戣・瞿などとよばれ、往々殷周の古器とされるものであるが、その實は巴蜀期の兵器に外ならないという。この論を以てすれば、いわゆる雁父戣巻一上・五〇三頁のごときも蜀戈第二式に相當するものとなる。

商承祚氏の「楚公豪戈眞僞的我見」文物・一九六二・六はこの器の眞僞問題に結束を與えようとするもので、眞器眞銘・眞器僞銘・僞器僞銘という可能な想定の外に、眞器銘後刻説ともいうべき見解を提出している。氏は一九六一年、長沙に赴いて器を實見したが、「當接觸到它那藍綠色晶瑩奪目的光彩、巳肯定其爲一件精美寶貴的文物、絕非贋品」とし、器銘を後刻と斷じている。この戈はその銅質が硬く入刀が容易でなく、そのため文字は高氏らが渾穆雄偉などと稱するのは當らず、むしろ古樸鈍拙にして挺健流利の風を缺き、澁滯のあとを存している。僞銘説では豪の字の結構を問題とするが、楚公豪鐘では五器五銘それぞれ結構同じからず、その點は問題としがたいという。銘は後刻であり、器が流傳して楚公豪のときに刻銘を加えたと考えられるが、楚公豪を態儀とする郭説はなお確かでないとする。また馮氏がこの型式のものを蜀戈と稱し、すべて賈人が蜀地より將來したとするのは、その分布の狀態をよく調べた上で批判を加うべき問題であるとし、愼重な態度をとっている。

ともかくも銘が本來のものでないとすれば、一應後刻とすべきであろうが、それにしても器物は晶瑩目を奪う光彩をもつ精品であるらしい。また列國器には范鑄によるものでも鑿款のような字樣を示す例が多く、後刻か否かも器を實見しなくては定めがたいことがある。楚公豪はその鐘から考えると態儀の時期にあたると考えられ、その元年前七九〇は宣王三十八年である。

＊楚王領鐘　商承祚氏の「長沙古物見聞記」の陳夢家序に、墓中の器物の時期を懷王前後のものと推定していう。

由上所述、則長沙楚墓古物者、殆楚懷王時或其前後、楚大夫墓中古物也、傳世楚器、由地域年代、可分爲三期、一爲西周迄考烈王廿二年前二四一年徙壽春以前王室之器、若楚公逆鐘熊咢・楚王領鐘恭王箴・子比戈初王子比・王子申戔蓋令尹子西・楚王酓章鐘・戈・劍惠王熊章・楚子暖簠考烈王熊元等是也、二爲楚懷王時或其前後楚大夫之器、此集所載者是也、三爲徙壽春以後、迄楚王王室之器、若楚王酓忎幽王熊悍・楚王酓肯負芻諸器是也、此三期者、余得據方言而別之、曰荊楚之器、曰南楚之器、曰淮楚之器、荊楚之器、近于宗周器、南楚及淮楚之器時相近、故形制近、而南楚之器、頗雜湘沅之巫風焉

恭王は在位前五九〇～五六〇、懷王は前三二八～二九九であるから、あまりにも世代が異なる。それで通釋には領を熊審前五四四～五四一とする説を試みておいた。鐘は紐鐘形式のものである。銘末の「其聿其言」について、于省吾氏の「鄂君啓節考釋」考古・一九六三・八・頁四四六に言を韻に用いる例をあげていう。

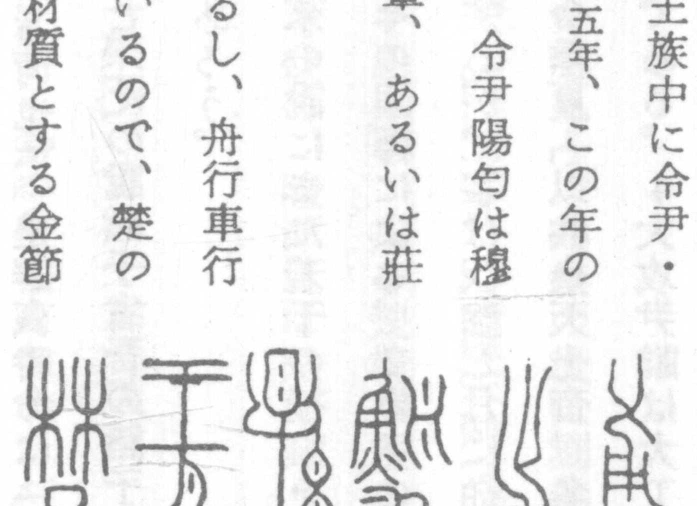
言音二字同源異流、金文言字所從之口、往々加之以點或小横、與音字無別、伯矩鼎、用言王出入使人、言應讀作音、通歆、歆謂歆饗、楚王領鐘、其聿其言、卽其聿其音、再以典籍證之、墨子非樂上的黃（簧）言孔章、呂氏春秋順說的而言之與响、列子說符的言美則响美、三個言字並應讀作音

すなわち言は鐘聲の清亮をいうものと解しうるのである。言は盟誓の書、その言が神意に應じて自鳴するものを音という。左傳僖三三年「柩有聲如牛」とはその自鳴の音である。

＊楚子暖簠　二器。分類圖錄A二五七に第二器を錄し、作器者について「此器花文形制、屬於新鄭的

晩期、庚申二字亦接近戰國字體、作器者是楚國王子、恐非熊元、因時代不合」という。熊元説は郭氏の大系に「楚子暖、卽考烈王熊元也」とするものであるが、考烈の器は楚王酓肯と稱するもので、郭氏は新版においてその説を改めている。楚では子木・子良のように子某を以て稱する例であるから、この器も鄭子石のように國名を冠して楚子暖と稱したものであろう。

＊楚王孫漁戈　湖北江陵より兵器等九件とともに出土。錯金蟠螭花文。また錯金鳥篆を以て「楚王孫漁之用」と銘する。漁の字は魚と舟・手・水の四文より成る。石志廉氏の「楚王孫漁銅戈」文物・一九六三・三に左傳昭十七年「吳伐楚、陽匃爲令尹、卜戰不吉、司馬子魚曰、我得上流、何故不吉、且楚故、司馬令龜、我請改卜、令曰、魴也以其屬死之、楚師繼之、尙大克之、吉、戰于長岸、子魚先死、楚師繼之、大敗吳師」と長岸の役の記事を引き、この司馬子魚が戈銘の楚の王孫漁であるという。楚には白公勝・王孫燕のように公や王孫の稱を用いるもの、また王族中に令尹・司馬職に任ずるものが多い。子魚戰死のときは平王の四年前五二五年、この年の夏、晉は陸渾の戎を伐ち、冬には楚人が吳と長岸に戰っている。令尹陽匃は穆王前六二五～六一四の曾孫であるから、子魚もおそらくその同行輩、あるいは莊王前六一三～五九一の孫にあたるものであろう。



＊鄂君啓節　楚の兵符。襄陽の戰前三二三年のことを文首にしるし、舟行車行の道程などを示している。すでに秦の虎符を秦器として錄しているので、楚の竹節をここに收める。竹符の形式をとるものであるが、青銅を材質とする金節



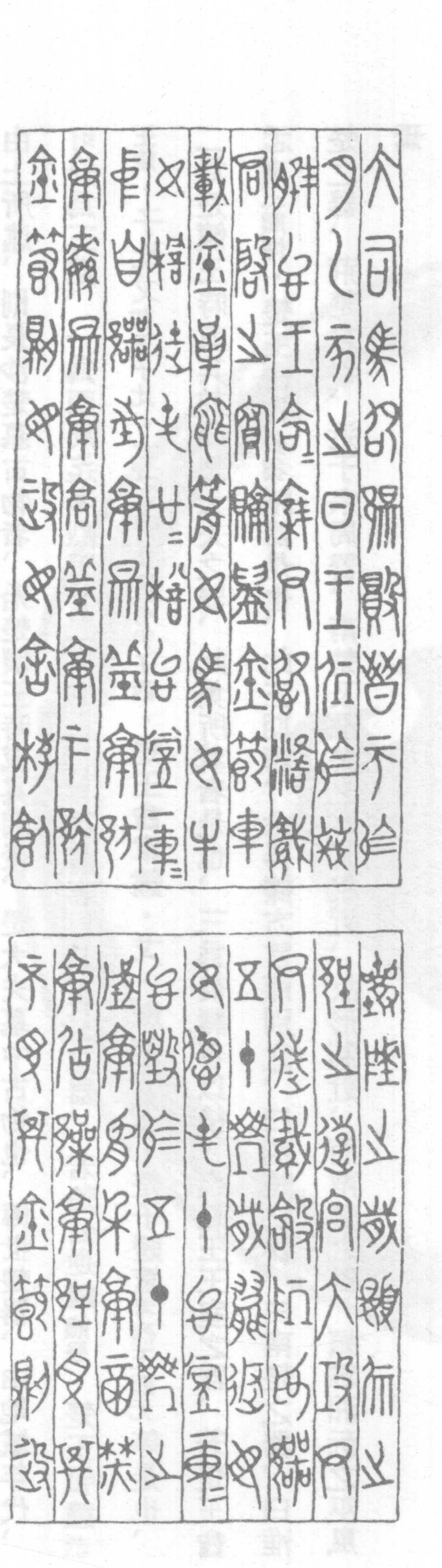
である。

一九五七年四月、壽縣九里鄉の堤防修理中に出土、第一組一件一六五字、第二組三件一五〇字、器面は上下兩段、八條の陰線を刻し、第一組は九行十八字、第二組は九行十六字を錯金を以て加える。文字は勁秀というべきものであるが、六國古文に近い。出土の翌年、郭沫若氏の「關于鄂君啓節的研究」及び殷滌非・羅長銘兩氏の「壽縣出土的鄂君啓金節」が文物參考資料一九五八・四に發表され、またその地理的記述については譚其驤氏の「鄂君啓節銘文釋地」中華文史論叢第二輯、一九六二・一一及びそれをめぐる論爭が中華文史論叢第五輯、一九六四・六　第六輯、一九六五・八に數篇發表されている。いまその釋文を、主として郭釋によってしるす。作字の困難なものは便宜通行の字を代用する。

甲節一枚　大司馬卲陽敗晉帀於襄陵（陵）之歲、頙□之月、乙亥之日、王居於茂郢之遊宮、大攻尹雎、台王命、命集尹卲□・裁尹逆・裁令阮、爲鄂君啓之府、賡鑄金節

屯三舟爲一舿、舿五十舿、歲能(而)返、自鄂往、逾沽湖、上灘漢、庚肩、庚芑昜、逾灘、庚□、逾頙內卲、逾江、庚彭弥、庚松昜、內澮江、庚爰陵(陲)、上江、內湘、庚□、庚涉昜、內澮、庚鄙、內□沅澧□、上江、庚木關、庚郢
夏其金節則毋政(征)、毋舍桴(朝)飤、不夏其金節則政、女(如)載馬牛羊以出內關、則政於大府、毋政於關

文首の戰は史記楚世家に懷王六年「楚使柱國昭陽將兵而攻魏、破之于襄陽、得八邑」とある襄陽の戰勝をいう。王は懷王、茂郢は郢の美稱、大攻尹睢は昭睢、懷王の近臣であつた。裁尹・裁令は官名、鄂君啓はその人未詳、屯は集、一舿三舟、五十舿百五十舟、「歲能返」はその行動の期間、舟行の規模や期間を定める。以下舟行の途次をいう。庚は更歷の意。江漢より洞庭・沅湘に至り、また郢に歸還する間の水路に關する地名をしるしている。



乙節三枚　大司馬卲陽敗晉帀於襄陵(陲)之歲、頙□之月、乙亥之日、王居於茂郢之游宮、大攻尹睢、台王命、命集尹卲□・裁尹逆・裁令阬、爲鄂君啓之府、賡鑄金節
車五十乘、歲能(而)返、毋載金革黽箭、女馬女牛女特、屯十以堂一車
車女棓徒、屯廿、廿棓台堂一車、車台毀於五十乘之中、自鄂往、庚昜丘、庚方城、庚免禾(菟和)、庚酉焚、庚繁昜、庚高丘、庚下蔡、庚估隰、庚郢
夏其金節則毋政、毋舍桴飤、不夏其金節則政

同じく車行の場合の規定をいう。車は五十乘、行動は一年以内に限る。黽箭は郭氏の考釋に「管子地員篇、五位之土、……皆宜以箭求黽、尹知章注云、求黽亦竹類也、金與革既異類、則黽與箭亦必異類、故尹知章以爲亦竹類、並不足信、疑是做弓幹之材料、留以待考」という。女馬女牛の女は如、十四一車を限とする。棓徒は貨物の類らしく二十を以て一車、これらを五十乘の中とする。昜丘は陽山、湖南常德縣の北三十里、方城は湖北竹山縣東南三十里、繁昜は河南新蔡縣の北、左傳襄公四年「楚師爲陳敗故、猶在繁陽」、又定公六年「吳敗楚舟師、楚子期又以陵師敗于繁陽」とあり、高丘はおそらく禹縣西南、左傳成公八年「衞北宮括救晉侵鄭、至于高氏」の高氏の地であろう。下蔡はもと州來と稱し、蔡侯が新蔡より遷るに及んで下蔡と稱した。居巢は巢縣、何れも安徽の地である。以上は水陸兩部の使用上の規定をいう。周禮にいう「山國有虎節、澤國有龍節」というものに當る。鄂君啓はおそらく懷王と叔侄などの關係にあるもので、楚では「封君之子孫三世而收爵祿」韓非子和氏篇、「楚邦之法、祿臣再世收地」又・喩老篇とあり、至親の者といえどもその身分や行動に嚴重な規定のあつたことが知られる。以上の郭氏の考釋には、殷・羅の論文のほか李平心の協力があつたという。李氏の郭氏宛の書一九五七・一二・二六は郭釋の後に附錄としてそえられており、數條の考證がある。ついで殷・羅兩氏の考釋一九五八・一・三〇が成り、郭釋同・三・八は最後に成る。殷・羅の考釋に、鄂君についての考說がある。すなわち說苑善說篇にみえる越人歌は懷王の際のものであるが、楚の大夫莊辛が「鄂君子晳之泛舟于新波之中、榜枻越人、擁楫而歌」として引くことをあげ、鄂君啓とは鄂君子晳であろうという。また郢は壽春の郢であり、そのことは壽縣から楚の惠王期前四八八～四三二の曾姬無恤壺が出土していることからも知られるとする。

鄂君啓節のその後の考釋は、ほとんどそのような歷史地理的問題に集中され、譚其驤氏の前掲釋地中華文史論叢第二輯のほか黃盛璋「關於鄂君啓節交通路綫的復原問題」同・第五輯・一九六四・六、また譚其驤「再論鄂君啓節地理、荅黃盛璋同志」同上、商承祚「談鄂君啓節銘文中幾個文字和幾個地名等問題」同、第六輯、一九六五・八、殷滌非「鄂君啓節兩個地名簡說」同上などが相ついで發表された。歷史地理的問題としては、のちの馬王堆出土の地圖とともに極めて收獲の多いものであるが、詳考を他日に讓り、ここには考釋に關する若干の問題を錄するにとどめる。

張振林氏の「棓徒與一棓飤之新詮」文物・一九六三・三に、乙節の「棓徒」について郭釋をはじめ殷滌非・羅長銘や流火文物・一九六〇・八・九らの釋を紹介し、またこの種の龍節は既存のもの四器、積古一〇・奇觚一一・金石索二・綴遺二九・陶齋續二・文存六・尊古齋四・衡齋上・小校九・三代一八に著錄、それぞれの字釋を述べ、新たに棓を擔と釋する字說を提出している。その根據は國差𦉜の旁とその形近く、

義は擔荷、また爾雅釋天郭注に「今荊楚人呼牽牛星爲擔鼓、擔者荷也」、楚辭哀時命に「負擔荷以丈尺兮」という例などをあげている。ただし編輯者の附記によると、その說は于省吾の諸子新證一八五頁にすでにみえている。「一擔飤之」は一覽食というほどの意であろう。

于省吾の考釋考古・一九六三・八は張氏の文より後に出て、郭釋以來の說にまた若干の補訂を加えている。一、舟節1襄陽は襄陲に作るべく、文獻にこれを襄陵とするはその誤釋による。2歲字の構造は晚周の繒書に百歲の歲をその形に作り、また漢瓦當にもその字形をするが、字は戉聲と月に從う字である。3夏は伯夏父鬲の夏と同構、夏下の字は祈の異文にして禮記月令季夏「以共皇天上帝、名山大川、四方之神……以爲民祈福」とあり、季夏六月、祈禮を行う月の意である。4大攻尹睢は大工尹昭睢、裁は織、「在鑄造之前、當然要有設計繪圖的準備工作、然則金節的鑄造、需要織尹、織令的分工合作、是可以理解的」。5舿は舸の古文。古魚歌通、舸は大船、三舟を以て一舸に當てる。6歲下返上の字は贏にして滿盈の義。7「逾湖之湖、郭文以爲東湖、待考」。8內濡の濡は耒水である。9夏は得にして鑿枘相合するをいう。「張政烺、齊陳夏壺考以爲陳夏卽陳得、其說至確、此節得字系符合之義、不訓作得失之得、考工記輪人、牙得則無槷而固、鄭注以爲得謂倨勾鑿內相應、然則節文言得其金節與不得其金節、系指金節的是否符應而言」。10「余應讀作給予之予、凡周代典籍中的予字本應作余、予爲後起字、掉字在此應借作朝、古者凡朝廷之朝、朝見之朝、潮汐之潮、本來都應作淖、余舊藏有淖飤之鉩見雙劍誃古器物圖錄、系掌國食之官所用的鉩印、節文稱毋予朝飤、是說舟車人徒衆多、其所到之處、國家不能供給饌食」。11「大府也見楚器鑄客鼎、呂氏春秋分職稱楚葉公發太府之貨予衆、楚之有大府、

猶魯之有長府、蓋太府之征以給王用、關市之征以給國用」。12逾・上・内はみなそれぞれ行程の用義法において用いられる。

二、車節　1毘節は竹節の用をなす軍需物資である。2□徒の□を唐蘭の王傳命考國學季刊、六・四に檐にして輪軒の義とするも、字は言の古文に従うもので詹、擔徒とは肩挑者をいう。堂は當。3昜丘は陽丘、左傳文十六年「楚大飢、戎伐其西南、……又伐其東南、至于陽丘」とみえるもので、鄖・陽丘・方城は上國への道である。4莵和は左傳哀四年「左師軍于莵和」、上雒商縣、方城より西して陝西に通ずる地である。以上の考釋ののち結論としていう。

綜上所述、可以看出舟車兩節所通行的範圍、國策楚策載蘇秦說楚威王說、楚地西有黔中巫郡、東有夏州海陽、……地方五千里、淮南子兵略稱、昔者楚人地南卷沅湘、北繞潁泗、西包巴蜀、東裹郯邳、舟車兩節所規定的水陸行程、雖然遠非楚的全境、但它確是楚國政治經濟交通文化的繁盛區域

この手釋が出て、全篇の文意は甚だ疏通を得るに至ったようである。いま諸家の考釋を參考して兩節の訓讀を試みておく。

舟節　大司馬昭陽、晉の師を襄陲に敗るの歳、夏の祈の月、乙亥の日、王、茂郢の遊宮に居る。大工尹（昭）睢、王命を以て、集尹卲□・裁尹逆・裁令阬に命じて、鄂君啓の府の爲に、金節を賡鑄せしむ。三舟を屯めて一舿と爲して、舿たるもの五十舸、歳にして返れ。鄂より往き、湖を逾ぎ、灘に上り、肩を更、芑陽を更、漢を逾ぎて□を更、夏を逾ぎて邔に內り、江を逾ぎ、彭逆を更、松陽を更、□江に內り、爰陲を更、江に上りて湘に內り、□を更、涉陽を更、耒に內り、鄙を更、□沅澧□に內り、江を上り、木關を更、郢を更べし。

その金節を得たるときは則ち政征すること毋れ。桴食を舍ふること毋れ。その金節を得ざるときは則ち政せよ。如し馬牛羊を載せて、以て關に出入するときは、則ち大府に政征して、關に政すること毋れ。

車節　大司馬昭陽、晉の師を襄陲に敗るの歳、夏の祈の月、乙亥の日、王、茂郢の遊宮に居る。大工尹（昭）睢、王の命を以て集尹卲□、裁尹逆・裁令阬に命じて、鄂君啓の府の爲に金節を賡鑄せしむ。

車五十乘、歳にして返れ。金革□箭を載すること毋れ。如し馬、如し牛、如し特ならば、十を屯めて台て一車に堂てよ。車如し棓徒ならば、二十を屯めて、二十擔以て一車に堂てよ。車は台て五十乘の中より毀せ。鄂より往き、昜丘を更、方城を更、莵和を更、畐焚を更、繁陽を更、高丘を更、下蔡を更、佑隰を更、郢を更べし。

其の金節を得るときは則ち政すること毋れ。桴食を舍ふること毋れ。其の金節を得ざるときは則ち政せよ。

この金節の有效期間は一年、水陸にわたる長途の旅行であるが、その目的は示されていない。あるいはいわゆる襄陵役後の經營に關することであるかも知れない。使節としての任務は、この身分證明的な通關證以外に、別の文書などがあったものと思われる。

＊壽縣金錯銅牛　鄂君啓節との關聯器かとも思われるものであるから、ここに附記する。一九五六年丘家花園の土坑より出土。長一〇、前高五、後高四・五糎。全身に金錯嵌を施した臥牛で、腹下に「大府之器」の四字を銘する。その府の字は下に貝を加えており、鄂君啓節の字と同構である。殷滌非氏の「安徽壽縣新發現的銅牛」文物・一九五九・四に、鄂君啓節と出土地も同じであり、關係があるのではないかという。大府は史籍にはみえぬが、周禮天官にその職があって、下大夫二人、上士四人、貢賦のことを掌るものであるという。それで殷氏は、「見于楚器銘文的大府、應和周禮天官所記的大府一樣、是楚國職官名、爲楚王治藏之長」というが、大府は官府の名で魯の長府というのと同じく、必らずしも周禮の官名ではない。

＊瑠篙編鐘　河南信陽長臺關附近の楚墓から多數の竹簡漆器などが出土したが、そのうちに編鐘十三枚を含み、その一器に

佳瑠篙、屈柰晉人、救戎於楚競

の十二字をしるす。他の器には銘なく、これで完結した文なのであろう。鑄作の後に刻銘を以て加える。郭沫若氏の「信陽墓的年代與國別」文物・一九五八・一に瑠を型、篙は方言「陳魏宋楚之間、謂之篙」を引き、瑠篙は人名、屈柰は屈逖、競は境、「これ型篙、晉人を屈逖し、戎を楚境に救ふ」とよむ。かつその史實を求めて魯の昭公十七年前五二五年、晉が陸渾の戎を伐ち、陸渾氏は楚に奔り、楚がこれをその國境に救うた事件をさすものと解する。

この鐘のことは同出の竹簡第二部第一八簡、二一八號に「樂人之器一架□、首鐘少大十又三」とあって、埋葬のときの器數と合う。それならば墓の時期は春秋末、その文字も當時のもので、ただ竹簡と鐘の刻款の字様の相違は、いわば正俗の差にすぎないという。

顧鐵符氏の「有關信陽楚墓銅器的幾個問題」同上に、器の測音の結果の報告同上によると、十二枚と十三枚との間の音階に不協のところがあり、隨葬前にその一枚を脱しているのではないかという。ここにも編鐘の器數に關する問題がある。なお編鐘の殘架や木槌を伴出しているのも、他に殆んど例のないことである。

この鐘の樂律的な研究については、中央音樂院民族音樂研究所調査組による「信陽戰國楚墓出土樂器初步調査記」同上がある。

＊曾伯從寵鼎　湖北武漢で古銅器の整理中に發見されたもの。小型の立耳三獸足鼎で通高一七、口徑一六・五糎、器腹に波狀文を飾る。銘三行一五字。「佳王十月既吉、曾伯從寵自乍寶鼎用」とあり、報告者藍蔚文物・一九六五・七は山東姒姓の鄫にして從寵はその名字であるとしているが、おそらく漢域の曾であろう。

＊曾子斿鼎　上海博物館新收集器。馬承源氏の考釋文物・一九六四・七と郭沫若氏の補正文物・一九六四・九がある。銘凡そ四十三字。

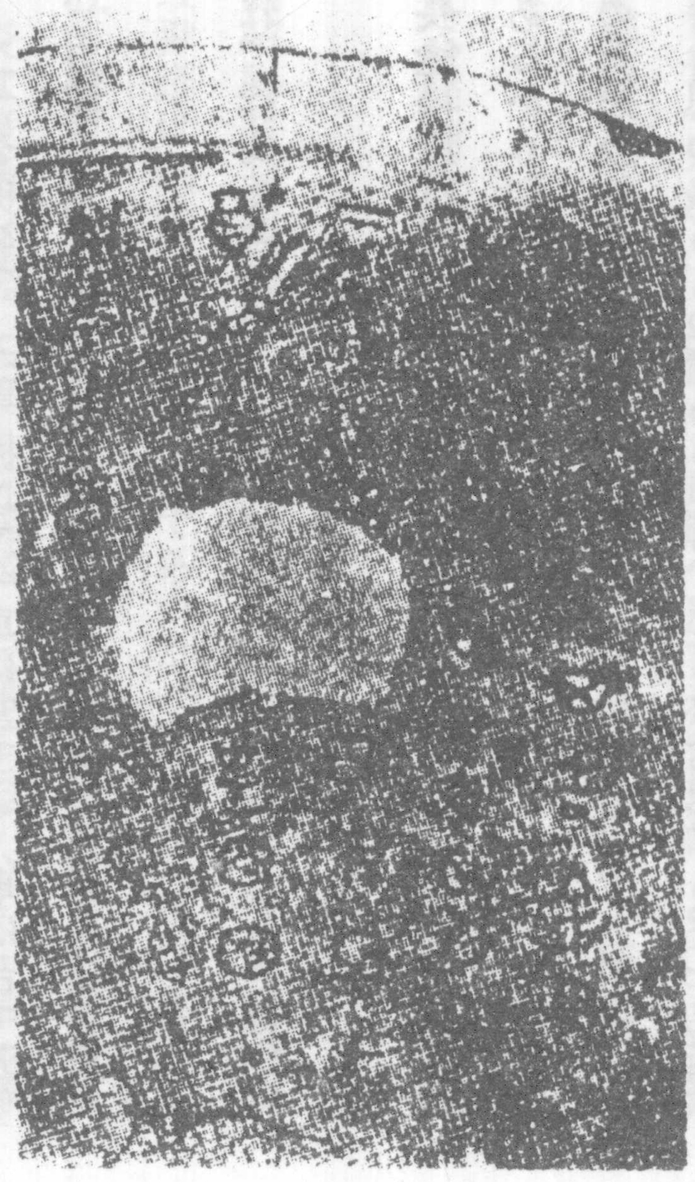
曾子斿、擇其吉金、用鑄□彝、惠于剌且匕、□下保臧、敔□□百民、□奠孔揚、爲□事四國、用考用享、民具卑鄉



銘には黑色のものを塡塞しているため施拓ができず、字様は早率であるという。器は鼎というもその三足を缺き、銘も字迹漫緩にして疑問とすべきところがある。曾子斿を馬氏は「曾子名不可考」というが、曾侯中子斿の器が數器あり、その人であろう。郭釋に且匕の字形によつて「釋祖妣」の舊說を證明しうるとし、また臧・民(泯)・享・鄉及び孔下の一字が韻に入るという。釋字になお確かめがたいところがある。

＊曾中斿父壺　出土文物選二六に著錄。作器者は曾侯中子斿・曾中子斿と同一人であろう。

＊曾子中謻甗　一九七一年八月新野縣城關鎭小西關古墓中より出土。文物・一九七三・五葬棺二一、銅器はすべて實用





器で鼎一・敦形鼎一・甗一・簠二・盨一・盤一・匜一、その他兵器・車馬具などである。このうち銘をもつものは甗一器、通高三六糎。甗鬲分鑄、いま銹びて分離しがたい。銘は內壁にあり三行一二字。

隹曾子中謻、用其吉金、自乍旅獻、子〻孫〻、其永用之

という。曾器は河南西南より湖北にわたつて出土しており、いわゆる申曾の曾である。

＊湖北隨縣曾國銅器　一九七〇～七二年にわたつて前後出土した曾國器群について、鄂兵氏の報告文物・一九七三・五がある。第一次六件、第二次九件。第一次のうち四件の段の器蓋に

唯曾白文自乍寶毁、用易眉壽黃耇、其萬年、子〻孫〻、永寶用享

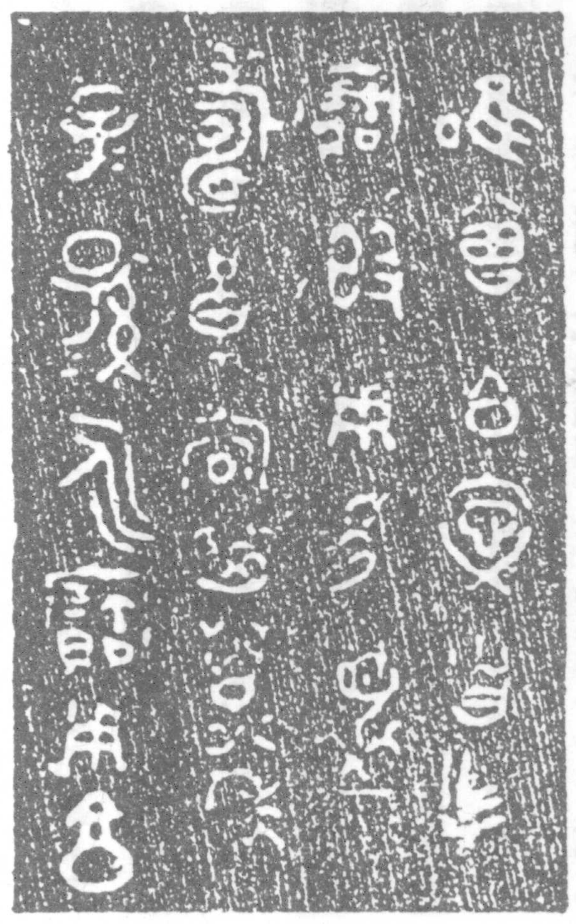
とあり、同出の銅鐳の口沿上に

唯曾白文自乍□□鐳、用征行

とあるのも同じ作器者のものであろう。また第二次出土の毁兩器の器蓋に

唯五月既生霸庚申、曾中大父蝨、廼用吉□□□金、用自乍寶毁、蝨其用追孝于其皇考、用易眉壽、黃耇霝冬、其邁年、子〻孫〻、永寶用享

と銘する。別に三鼎のうちその最も大なるものは通高三二・四、口徑三一・六糎、器の腹內に三行十六字の銘があり、



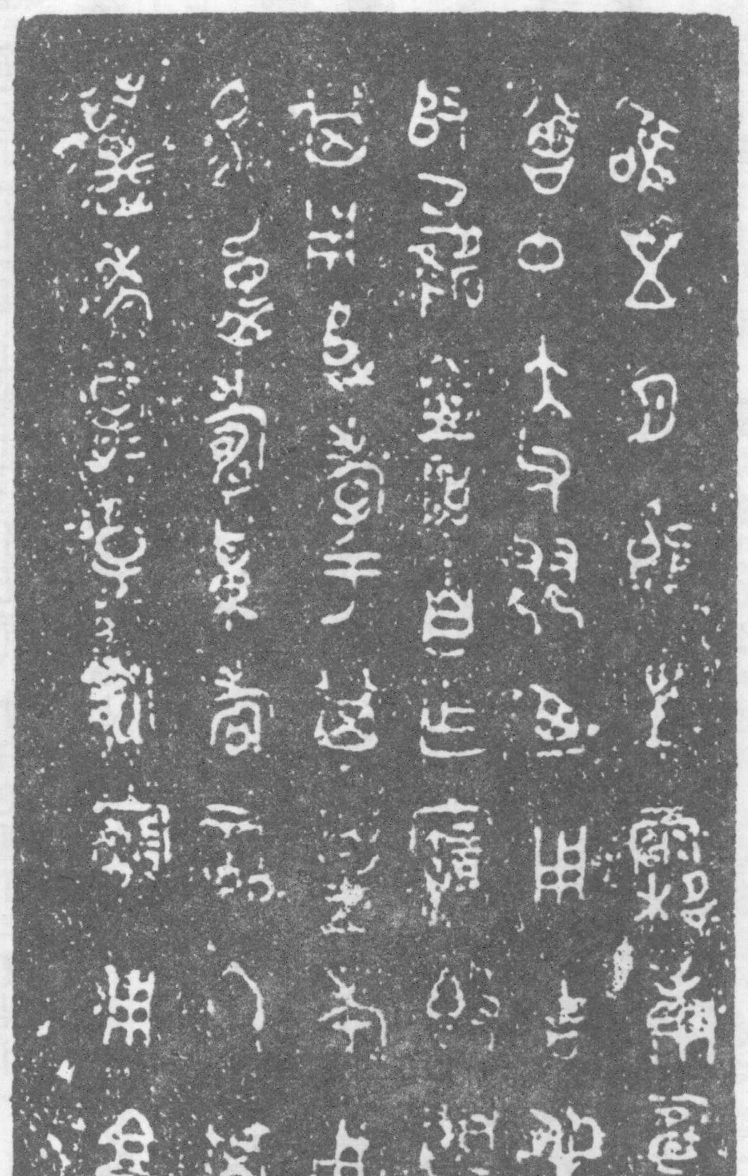
黃季乍季嬴寶鼎、其邁年、子孫永寶用享

という。曾・黃の器が出土するのは、湖北京山出土の曾器中に黃器の鬲二器を含む例文物・一九七二・二もあり、兩者の親密な關係が推知される。

報告者もその點にふれていう。

曾國與黃國的銅器並存、而黃國于春秋僖公十二年前六四八年滅于楚、可見這批銅器年代、至遲不跨過春秋初年

曾には齊の附庸たる鄫、鄭の附庸たる鄫、申人繒人と並稱される繒があり、湖北の京山・隨縣出土の曾器はこの繒である。ゆえに曾黃の器同出、また楚器の酓章鐘に曾





侯の名がみえる。山東の曾器とは嚴密に區別する必要がある。

二二八、＊庚兒鼎　一九五九年四月、山西侯馬上馬村より東周の墓葬が發見され、その後ひきつづいて十四座の東周墓が調査され、そのうち五座より銅器多數が出土、殊に十三號墓は長方形竪穴木槨墓で黑彩紅地の漆皮を敷き、遺物には銅貝・包金貝一六〇〇枚餘のほか、大小の銅器一八〇件が同出した。銅器は鼎七・鑑二・方壺二・毁四・甗一・鬲二・盤一・匜一、他に編鐘九器、戈六件、兵器・車馬具などである。銅器は概ね繁縟な蟠螭文を飾る。鼎は三式に分れるが、その二式二器は器腹內壁に三行二十九字、

隹正月初吉丁亥、郳王之子庚兒、自乍飤𩰫、用征用行、用龢用鬻、眉壽無疆

という銘があり、郳器である。

銘文の考釋については張頷・張萬鐘氏の「庚兒鼎解」考古・一九六三・五があり、その用語字樣が從來著錄の郳器と極めて近いことを述べ、特に沇兒鐘に「徐王庚之淑子庚兒」とあることに注意していう。

此次侯馬東周墓所出庚兒鼎與沇兒鐘銘文中舒王庚之子沇兒的徐王庚當爲一人、因之、它在文字風格上和沇兒鐘・王孫遺者鐘極



相近似、但在時間上、庚兒鼎較沈兒鐘要早一些、如前所述、徐王爗鼎和宜桐盂是較早的徐器、宜桐是前器徐王之孫、當鑄于同時、二器文字風格相近、比較端莊渾厚、庚兒鼎是徐王庚爲世子時所作、沈兒鼎是庚兒爲王時、其兒子沈兒所作、此二器時間先後銜接、文字風格由規正變爲豪放、王孫遺者鐘的文體既與沈兒鐘如出一人手筆、遺者自稱王孫、很可能是徐王庚之孫、亦爲徐王庚在位時之鑄器、如果遺者是容居之話、那末容居往弔于邾、他代表的或許是徐王庚或其子沈兒、因此庚兒鼎・沈兒鐘和王孫遺者鐘、應在春秋中葉以後

ついで徐國の史實を說き、徐器が晉地から出土する理由を推測し、徐器ははじめ吳楚に流入し、それより晉に賄器として贈られた可能性があるという。一三號墓はその規模からみて晉の君卿顯族の墳墓とはみえず、大夫相當の身分のものらしく、庚兒・沈兒・遺者の三器は、魯の襄公前五七二～五四二の時、晉でいえば悼公・平公の際で、この時期に吳の季札・鄭の子產・齊の晏嬰らがみな晉に赴いており、庚兒鼎の入晉もあるいはその時期のことであろうかとしている。また發掘報告者は十三號墓の銅器文様が新鄭出土と、またあるものは洛陽中州路東周墓葬中の春秋中葉のものと類似することよりして、春秋中期より晚期にわたる際のものであろうという。徐王庚が徐王之子庚兒の卽位後の名であるとすれば、徐器の世代を考える上に一の準據をうることとなろう。

＊王子臺鼎　分類圖錄A九六に著錄。銘に「王子臺自酢飤貞」とあり、「自作食鼎」の意である。陳氏の解說に「器與蓋同銘、銘在近邊緣處、此銘作字作酢、與徐王義楚觶相近、義楚見左傳昭公六年前五三六年、此器之王、疑是春秋時徐或楚之王」という。鼒を貞形にしるすものは徐楚の器に多いが、王

子王孫という例は徐器に多くみえるところであるから、いましばらくこれを徐器の後に列しておく。

二二九、＊吳王夫差劍　湖北襄陽蔡坡一二號墓より出土。文物・一九七六・一一　早期に盜掘を受けているが、棺槨の周圍に三〇～四〇糎の青膏泥を塡めており、墓口は東西長一七米、南北寬一四・八米、墓口より墓底まで深さ約八・八米、隨葬品の遺存多く、そのうち

攻敔王夫差、自乍其元用

と銘する劍が棺內から出た。他に銅兵器・車馬具・玉器・器具の類がある。この地は古く鄧の領域に屬し、蔡坡東邊の崗嶺上からは鄧公の器が出土したこともある。鄧は前六七八年楚に滅ぼされ、また吳は前四七三年に越に滅ぼされている。報告者はこの墓葬の人を楚の身分ある將軍であり、墓中の吳王夫差劍はこの將軍が戰利品として獲たものであろうとしている。江陵望山からは越王勾踐の劍、また越王州句劍なども出土しており、吳越の劍がこの地に多くもたらされているようである。出土品のうち、三門峽と同樣の銅魚の多いことが注意される。盜掘墓としては、なお多く原狀をとどめているようである。

この劍と同銘のものが、また河南輝縣からも發見されているが、報告者は輝縣東南里許の琉璃閣附近戰國墓からの解放前の盜掘品であろうという。文物・一九七六・一一「鑲嵌松綠石、劍身滿布花紋、有陰刻篆字銘文十字、攻敔王夫差自作其元用、鋒鍔仍甚鋒利」とあり、制作のすぐれたもののようである。

＊工󠄁䱷大子劍　淮南市出土戰國墓器群中の一。その發掘については「安徽淮南市蔡家崗趙家孤堆戰國墓」考古・一九六三・四に工作隊の報告があり、器影や銘拓を載せている。そのうちこの工䱷大子劍についてては郭沫若氏の考釋同上があり、

工䱷大子姑發□反、自乍元用、才□之□、云用云隻、莫敢御余、余處江之陽、至于南行西行

という釋文を示し、諸樊の器とする。すなわち姑發□反の四字の約音が諸樊であり、それは姑馮昏同で馮同、筍趙箕尸で勾踐、者召於睗で諸咎となるのと同じであるとする。云用云隻の云は爰と同じく、石鼓では字を員に作る。隻は護、御は禦、西行は楚、南行は百越をさす。護・余・陽・行はそれぞれ押韻。用・□も韻をとるものであろう。器の時期について「墓當是蔡聲侯之墓、蔡聲侯死于公元前四五七年、所殉葬諸器、自作于此年以前、卽春秋末年與戰國初年之物」という。

作器者が郭說のように諸樊前五六〇～五四八ならば壽夢の子であるが、諸樊はむしろ皮難とするされているものがそれであろう。諸は接頭語に近く、皮難の約音が樊にあたる。大子と稱しうるものは王子のうち一人のみであるから、器の時期からいえば、闔閭前五一四～四九六の子たる太子終纍、夫差前四九五～四七三の子たる太子友、王僚前五二六～五一五の子たる太子諸楚のうちであろうが、西行南行の語から



考えて太子友が近いのではないかと思う。

陳夢家氏の「楚器三記」考古・一九六三・七に、一九五八～五九兩年にわたる淮南蔡家崗の二古墓出土兵器三六件中、有銘のもの十器に考釋を加えているが、その5にこの劍をあげていう。

劍是吳王大子姑發閒反所作、此人可能是夫差大子友、左傳哀十三年・前四八二年越子伐吳、……大敗吳師、獲大子友、之下云上一字从戈、當是劍之異稱、余處江之陽、謂作器者居于長江之北、當指吳之州來、亦卽此劍出土地一帶

この釋文にはかなり問題があるようであり、孫稚雛氏の「淮南蔡器釋文的商榷」考古・一九六五・九によると、第一器の戈銘は「攻敔王夫差自乍其用戈」、第二器の劍は「工䱷王大子姑發閒反、自乍元用、才行之先、㠯用㠯隻、莫敢御余、余處江之陽、至于南行西行」、また第三器の劍は「蔡侯產乍畏效」とよむべきであるという。この考釋には郭沫若・商承祚・殷滌非氏らの意見も加えられている。

＊者減鐘　馬承源氏「關于翏生盨和者減鐘的幾點意見」考古・一九七九・一に臨江出土者減鐘十一器についていう。「其中一件、沒有銘文、有銘者十件可分爲兩類、按大小排列一～六每鐘銘八十三字、七～一〇每鐘銘二十八字、是一套不完整的編鐘、上海博物館藏其二十八字的一件、高二八・五、舞縱一〇・二、舞橫一三・五、于縱一一・五、于橫一五・二糎」、銘文中の皮難について郭氏の柯轉說、王國維の頗高說、楊樹達の禽處說、溫廷敬の諸樊說があることは通釋に述べたが、馬氏は器の形制紋飾よりして器の時期を春秋晚期に近しとし、皮難の難は然の古文、皮難は華軫の音假にして句卑、その子去齊と者減は兄弟行とする說を試みている。去齊は魯成六年(前五八五年)卒、皮難の卽位は僖五年(前六

五五年）であるから、二代の間七十年、者減の時期もその後半にあるとする。史記に去齊の子壽夢がはじめて王號を稱したとするが、その二代前の皮難（華軫）がすでに王と稱しているのは、國內での稱。吳の文化は早く中原と接しており、上海馬橋遺址の文化中層にその證迹がみられ、史記說は誤であるとするのである。者減が壽夢の父輩であるとすれば、器は前六〇〇年前後のものとなるが、その說の成否は皮難華軫說の成否にかかつている。馬氏はそれを對轉通假を以て說くが、根據に乏しい。馬氏はまた工劇大子劍の「工劇大子姑發□反」を諸樊にあて、皮難諸樊說を否定しているが、陳夢家の楚器三記考古・一九六三・七に姑發を夫差の太子友とする說があり、銘文の內容からみてその說がよいように思われる。

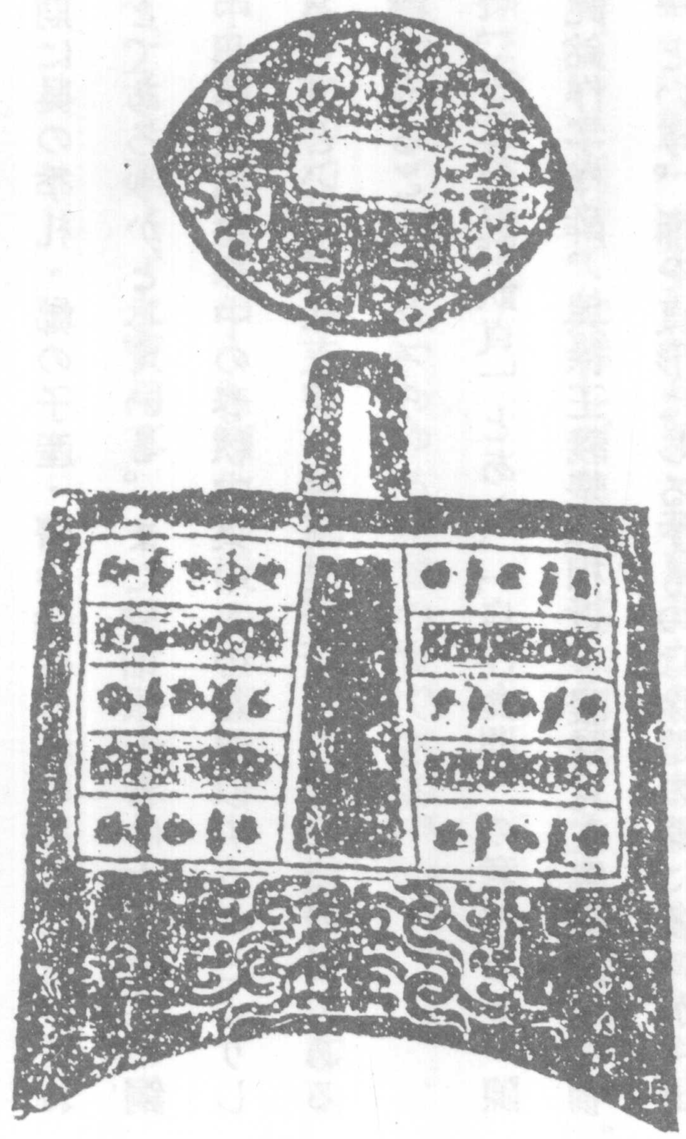
また鐘銘の「自乍鷄鐘」の鷄鐘について、孫常敍氏の「脽公劍銘文考釋」考古・一九六二・五中に說がみえ、鷄鐘はのちの應鐘にあたる語であるという。

按者減鐘自乍鷄鐘的鷄、是从木脽聲的、脽是雁的或體、那末、這個脽當是周禮笙師、舂牘應雅、以敎祴樂之應、是一種樂器、它在者減鐘銘文裏、則借作應鐘之應、鷄鐘是十二律中的應鐘

編鐘は十二律によるとする考えは古くからあり、この編鐘においても甲編に錄する第二器は大呂に充てるための補作である。しかし律呂を示すとみられる鐘銘は古器にはみえないものである。舂牘應雅の類に律呂の樂音があつたとは考えられない。

＊臧孫鐘　一九六四年七月、江蘇六合程橋の東周墓より出土。考古・一九六五・三墓中は朽廢が著しいが主葬者は四十歲以上の男子と認められ、多くの隨葬器物があり、北壁附近には車馬具があつた。器

物は陶器八件、銅器五七件で、食器・樂器・兵器・車馬器・工具の五種に及ぶ。うち食器は鼎一・缶一、缶は蔡侯䨩缶・蔡侯朱缶に似ているという。樂器には編鐘九、兵器は劍三・戈四・戟一・矛一、劍の紋飾は吳王夫差劍と全く同じ。これらのうち銘をもつものは編鐘のみであるが、字の識りがたいところがある。



佳王正月、初吉丁亥、攻敔□□□之外孫、坪之子臧孫、擇厥吉金、自乍龢鐘、子〻孫〻、永保是從

九鐘のうち、四器は文首の佳、攻敔下の二字目を少く。鐘の器制花文は蔡侯墓・信陽楚墓の編鐘に近く、字迹も春秋末の吳楚の器に類する。出土地六合の古名は棠でもと楚の邑、のち吳に入る。墓中同出の陶器も吳越の文化を示す幾何印文硬陶を含んでいる。臧孫は王族の一人であろうが世系は知られず、ただ世代は夫差と同時であり、器はその滅亡以前の制作に成るものであろう。

＊吳王御士尹氏簋　黃盛璋氏の「吳御士叔孫簋銘的官職年代和出土地點」文物・一九五八・一二に、出土報告者がその器を前四七三年吳王造士の作とする解說を加えていることについて、造士は御士の誤讀であり、唐蘭氏にそれは御正衞の御正に相當するという說のあること、器の時期は文字が吳王夫差鑑に近く、作器者は夫差の御士長であること、出土地點は器が旅簋であるから作器者が携行した公算

が大であることなどを述べている。しかし器の出土事情は甚だ疑わしく、容庚氏の手翰によるとその器はもと西清に錄するもので、一時藏匿のために土中にしたもののようである。從って原出土地は不明。容庚說のように西清の器が再出土したものかどうかは、器に就いて實見すれば確かめうるはずである。

二三〇、者汈鐘　李平心氏の「者汈鐘銘考釋讀後記」中華文史論叢第三輯、一九六三・五に郭釋文史論集による句讀を試みており、いまその釋文を錄する。

維越十有九年、王曰、者汈、汝亦虔秉丕經德、以克総匡朕躬（或辟）、于茲、孫學超々、載弼王宅、康捍庶盟、以祇匡朕位、今余其念譏乃痯、齋休祝成、用敵烈（讀厲）疾、旣之處肆、汝其用茲、汝安（讀延）乃壽、惠逸康樂、勿有不義、誘之于否（讀鄙）、敵惟王命、元頣乃惪、子孫永保

また附記において目・相・悤・敬等の字形を論じ、敬字において字を羌聲とし、その形義を縱論しているが、多く對轉の說を用いたもので、殆んど字の形義に關するところはない。奚・蹇・獻・儀・髙・敬・牽・价の諸字をみな羌と聲義相通ずるものとし、それによって羌人奴隸說を導くが、たとえば「价介與羌實同源而異流」として例證にあげる价人は、詩の大雅板に「价人維藩　大師維垣　大邦維屏　大宗維翰」とみえ王室の干城たるものをいう。字說による立論はつねに文字學の體系の中に限定すべきであり、敬・羌のごときは全く字系を異にするもので、聲義において何ら關するところはない。

＊越王鐘　林澐氏の「越王者旨於賜考」考古・一九六三・八にこの越王を蔡聲侯卒年以前の越王、すなわち允常・勾踐・鼫與・不壽の四王中、鼫與の音が者旨於賜に最も近く、両者は緩音急音の関係にあ

るもので、それは姑發□反と諸樊との關係と同じであるという。

者旨於賜については、從來馬承源の「越王劍」文物・一九六二・一二に勾踐の子とする說があり、容庚氏も鳥書考・補正・三考にはその說であったが、のちその人を未詳とした。林氏は者旨於賜の戈矛が蔡侯墓中のものより、いくらか時期がおそく、その點からも勾踐の子鼫與說が正しいという。世家の鼫與は左傳に太子適郢とするものである。適郢の場合にも者旨於賜との音の關係は成立しうると思われる。紀年には鹿郢といい、吳越春秋には興夷、越絶書には與夷に作る。與・夷・郢の音に共通するところがあり、その器銘にしるすものは、越人が自ら用いた名であろう。

＊越王劍　上海博物館藏。馬承源氏の解說文物・一九六二・一二に「銘文分鑄于劍格劍首兩處、合計三十二字、字數之多、爲傳世越王劍之冠」という。その銘にいう。

劍格正面　古北丌王戉　戉王丌北古
劍格背面　自□用乍自　自乍用□自
劍首　□戉王丌北　自乍元之用之僉

文は左右に展開する形にしるされている。

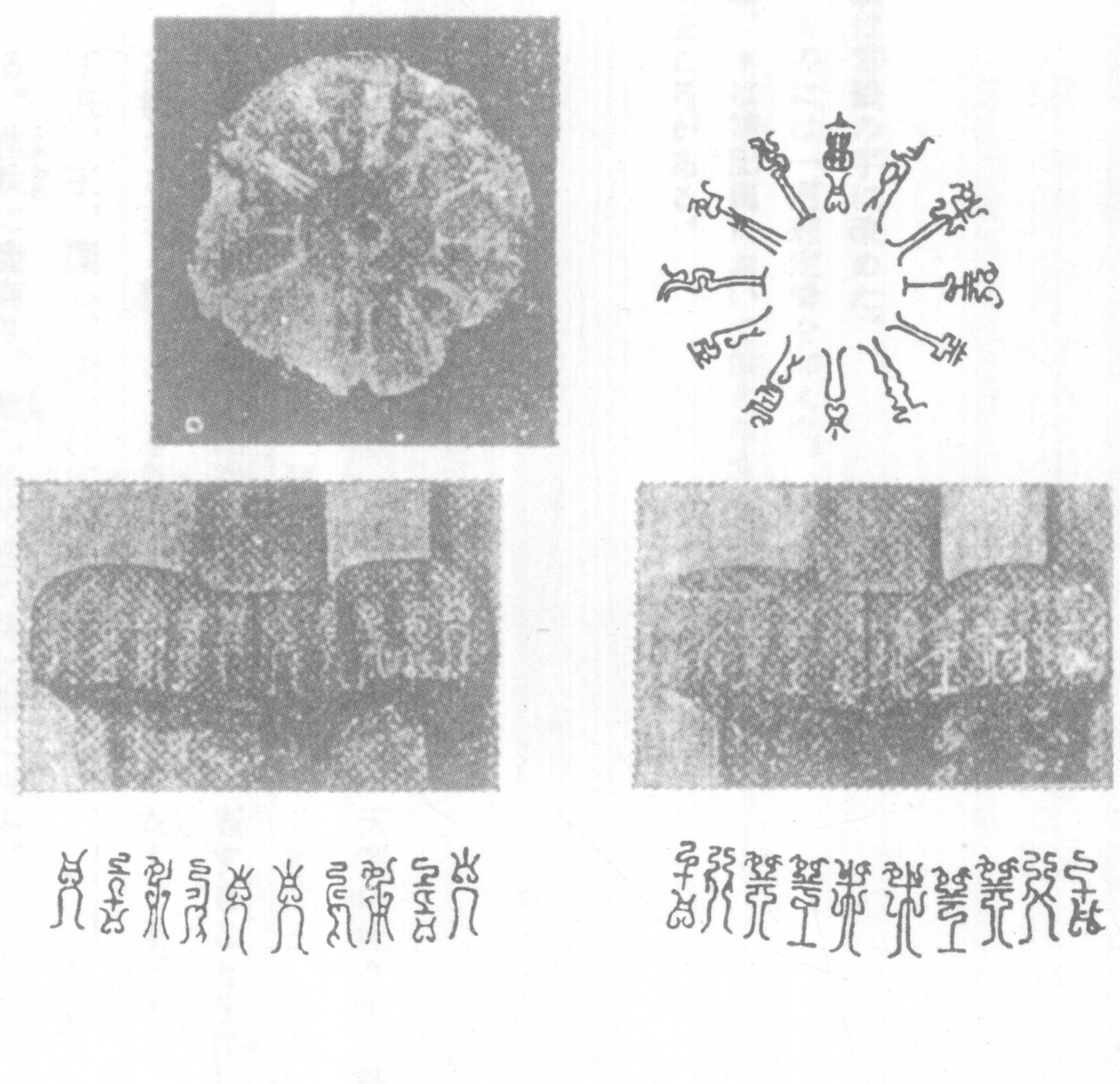
作者について馬說にいう。

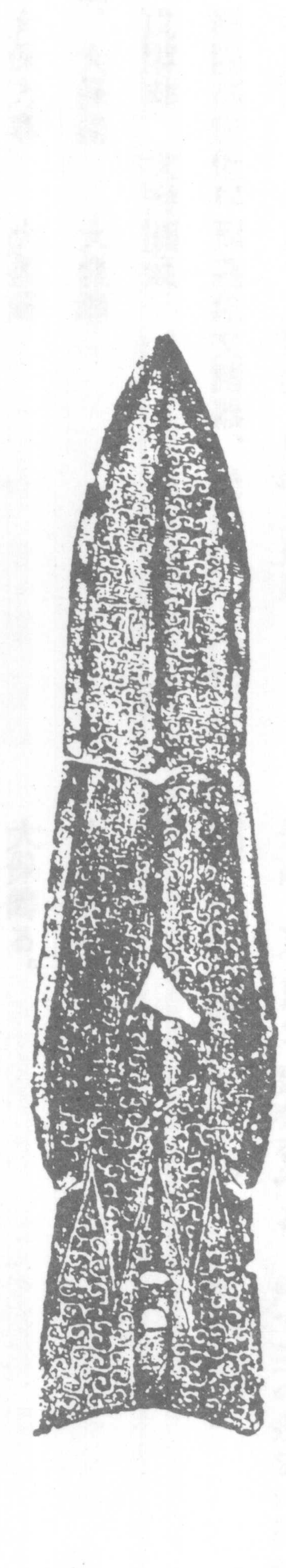
越王丌北古、就是越王盲姑、盲姑卽不壽、他是勾踐的孫子、鼫與或與夷的兒子、按丌北同屬之部韻、韻尾相同、速讀時易于省去一個音、卽只剩北字音、文獻及金文中、這種省稱的例子是很多的、如近日出土之王子于戈、就是吳王子州于、越音傳到中原、更加容易起變化、北盲旁紐雙聲字、借盲聲爲

北聲、乃是聲轉的關係、古姑是雙聲疊韻字、所以越王丌北古卽越王盲姑
傳世越王劍中形制完整者有越王與夷劍（卽者□於睗）及越王朱勾劍（卽州句）、現在有了這一具盲姑劍、則有三種越王劍、能與史記越王勾踐世家及竹書紀年所載越王的名號聯系起來、這三世越王是祖孫三代、以上三種劍的形制也屬于同一類型

いまその所説を以て越の世系をいうと、越王勾踐ののち適郢（鼫與・鹿郢・者旨於睗）、その子不壽（丌北・盲姑）、その子朱句（州句・于）、その子王翳となる。劍銘は左右に展開したものであるから、「戉王丌北古、自乍元用之劍」の意である。

＊越王石矛　一九五七年三月、紹興縣





義橋出土。王士倫氏にその報告考古・一九六五・五がある。その文にいう。

石材質地細膩光滑、全長二二糎、銎管長五糎、上有穿、沒有穿通、飾勾連雲紋及三角紋、矛身長一七糎、中脊隆起、前鋒尖、兩側有刄、刄寬〇・四糎、飾勾連雲紋、矛的前鋒與兩刄、都不銳利、銎管的穿也未穿通、可見不是實用兵器、當爲明器、在矛的一面所刻勾連雲紋的中間夾雜六個字、末部左右刻戉字、中段和本部均刻戉王兩字、都是脊左一字、脊右一字橫排刻的、結體瘦長、爲鳥蟲書

矛身の左右に鳥書を以て加えられている六字は、拓影ではなお識りがたいところがある。さきの越王三代の何れかに當るとも定めがたく、三代以後とすれば王翳・之侯・無疆である。器の出土地紹興は越都會稽の地であるから、その器は無疆前三五六～三三四敗亡の前、ここに營まれた陵墓に收められた明器であろう。

補一、珂尊　嚴一萍氏「何尊與周初的年代」董作賓先生逝世十四周年紀念刊、民六六に、周公攝政七年卽成王七年說を主張し、元祀とは元年と異なり、「尙書傳疏都稱元祀爲大祀、劉逢祿書序述聞說、元祀者配天之祀也」を引いて證とする。嚴氏は銘文中「初鄠宅玗成周」の初に注意し、鄠宅を相宅とする張政烺說を斥け、いわゆる國遷のことであるという。成周は周公がその攝政五年にはじめて經營して殷の頑民を遷し、尊銘の五祀遷宅がそのことであり、洛誥の相宅は第二次で七年のこととする。逸周書度邑のことは武王の志をいい、武王は克殷二年にして崩じた。尙書大傳に、周公攝政一年救亂、二年伐殷、三年踐奄、四年封衞侯、五年營成周、六年制禮樂、七年致政とある五年成周、また召誥「惟二月既望、越六日乙未」の鄭注に攝政五年とするなど、みな尊銘と合う。その工程は逸周書作雒解にみえるが、文中の「予畏周室不延、俾中天下」は銘文の「余其宅玆中或、自之辟民」と一致するという。居攝七年卽成王七年を前提として曆譜を構成し、召誥の二月廿七日乙未、三月三日丙午、五日戊申、七日庚戌、十一日甲寅、翌乙卯、十四日丁巳、十五日戊午、洛誥の十二月戊辰晦、顧命の卅七年四月二日庚戌戈生霸十六日甲子、十七日乙丑、十九日丁卯、廿五日癸卣、畢命の康王十二年六月三日庚午などを董譜に配し、尊銘は成王五年四月丙戌初三にあたり、その正しさを證明しうるとする。「先師在日、嘗對我說過、殷曆譜是根據甲骨從上而下排的、西周年曆譜根據金文、從下而上推的、兩者的終點都得到西元前一一一一年庚寅伐紂、這一點、最是難能可貴、而可以確信無疑的」とするが、その西周斷代曆譜になおかなりの問題のあることは、すでに通論篇に論究を試みたところである。

補一〇、師𩰫鼎　裘錫圭氏に師𩰫鼎の「白大師武」を論じた一篇考古・一九七八・五があり、その部分を「𩰫敢𢦔王、卑天子萬年、□□白大師武、臣保天子」と句讀し、「是並列的兩件事、主事者都是𩰫」としていう。武は迹、「□□白大師武」とは「應該是遵循伯太師之迹的意思」、□□の第二字は下文の四方風名にみえ韋に從う字で纏束包裹の意があり、鼎銘の二字は范圍とよむべく「范圍伯太師武、也就是法則伯太師的所作所爲而不違離的意思」という。思うに上文にすでに「卑天子萬年」といい、次に「范圍伯太師武」といい、また「臣保太子」のように、天子に對する語間に「范圍伯太師武」のような伯太師讚頌の語を挿入することはありえず、ここは「𩰫敢𢦔王、卑天子萬年□□、白大師武臣保天子」とすべて天子にかけてよむべきところで、白大師の武臣たる師𩰫が、天子を翼保することをいう。兩件を並列したものではない。

補一五、史牆盤　劉啓益氏の「微氏家族銅器與西周銅器斷代」考古・一九七八・五に1「作册折及有關諸器的時代」2「四年𤼈盨及有關諸器的時代」の二項について論ずる。1微氏の家系を

高祖・剌祖武成・乙祖（乙公）成康・亞祖祖辛（辛公・作册折）康昭・豐（乙公）昭穆・史牆（丁公）穆共・微伯𤼈懿孝

とし、作册折の彝・尊・觥を睘卣の十九年王在厈と同時、乍册睘卣・令毁・叔卣・旟鼎の王姜を康王の妃とする。令毁の作册矢はのちの宜侯矢、令毁と同じ鳥形册標識をもつ作册大方鼎は康王期の標準器で、令器の父丁は作册大、作册大方鼎の祖父は大の祖父であるという。そして作册大を康初、令諸器がこれにつぎ、宜侯矢毁を康末とする。問題は作册大の祖丁と令器の父丁を別人とし、その前後を逆轉させていることで、結論もまた逆轉している。王姜康王妃說は、康王は當時休王とよばれ、王妃はのち休天君と稱した人であるが、休天君諸器と王姜諸器との間に時期的隔絕が著しく、その點では成王妃說の方が順適である。

2四年𤼈盨の時期について、その册命廷禮が三年師晨鼎、五年諫毁の間にあり、史牆の時期をさきの

系譜において穆共期、その子瘐は懿王期であろうという。師晨鼎の師俗は永盂・五年衛鼎にみえ、兩器を共王期に屬する。また瘐盨の史年は望毀にみえ、懿王期としている。思うに三年裘衛盉・五祀衛鼎・九年衛鼎・十二年永盂は曆譜上みな夷王期に屬し、望毀も同じ。また四年瘐盨は同じ廷禮形式をもつ三年師兪毀・三年師晨鼎・五年諫毀によつて構成される曆譜には、どうしても適合しない。あるいは原銘に誤があるものと考えられる。曆日の計算上、その元旦朔は②〜⑧の間にあるべきである。なお瘐器の韻字及び補釋篇諸器の韻讀に整理を要する部分があり、それらは別に本文篇において補訂する。

巻六 補記篇

六〇九〜六一〇

白鶴美術館誌總目（九）

本文篇 第五三・五四輯

巻一上……一
巻一下……二三
巻二……五四
巻三上……七六
巻三下……八七
巻四……一〇九
補釋篇……一六三
本文篇器名目次……一六五

索引篇 第五五・五六輯

金文通釋索引

Ⅰ 語彙……1

巻七 本文篇

Ⅱ 人名……67
地名……85
官制身分……89
Ⅲ 銘文……93
諸表……111

本文篇索引

Ⅰ 語彙……115
Ⅱ 人名……282
地名……302
官制身分……307
諸表……311

兩周青銅器銘釋文（一）

凡　例

○釋文はなるべく原銘の字形により、訓讀は常體の字に改めた。
○難訓の字にはルビをつけた。字書にないものには一應想定音を加えた。
○器番號下の器名は標目器、ａｂは關聯器、＊は補記篇において加えたものである。
○新出の資料などによつて、舊讀を改めたところがある。

卷一上

一、大豐段　乙亥、王又大豐、王凡三方、王祀
于天室、降、天亡又王、衣祀于王、不顯考文王、
事喜上帝、文王臨才上、不顯王乍省、不黹王乍庚、
不克王衣、王祀、丁丑、王卿、大宜、王降、亡助□
□□、隹朕又慶、每䫉王休于隣八行七七字〔豐東方
陽降冬王王王上省庚卿陽降冬□慶陽、陽東・陽多合韻〕

乙亥、王に大豐有り。王、三方に般す。王、天室に祀りて、降
る。天亡、王を右けて、王に衣祀す。丕顯なる考文王、上帝に
事饎す。文王臨みて上に在り。丕顯なる王、省することを作し、
丕黹なる王、賡ぐことを作し、丕兢なる王、衣す。王祀る。
丁丑、王、饗し、大いに宜す。王、降る。亡、□□□を嘉せら
る。隹朕に慶有り。敏しみて王の休に隣に揚ふ。

＊中爯段　中爯乍又寶彝、用卿王逆造二行一一字
＊涇陽高家堡早周墓象文諸器、提梁卣　□乍父
戊隣彝　戈形圖象
二、大保卣　大保鑄
a大保方鼎　大保鑄
b成王方鼎　成王隣
三、大保段　王伐彔子耶、獻厥反、王降征令于
大保、大保克巧、亡䜌、王造大保、易休余土、用
玆彝對令四行三四字
a天子聖觚　天子耶乍父丁彝二行七字
＊羌鼎　（君）令羌、死嗣車官、羌對䫉君令于
彝、用乍文考寧叔䵼彝、永余寶五行二五字
四、朿觶　公賞朿、用乍父辛于彝三行九字
五、旅鼎　隹公大保、來伐反尸年、才十又一月、
庚申、公才盩自、公易旅貝十朋、旅用乍父隣彝
　　亇六行三三字
六、叔隋器　隹王𠦪于宗周、王姜史叔、事于大
保、賞叔鬱鬯・白金・□牛、叔對大保休、用乍寶

仲爯、又（厥の）寶彝を作る。用て王の逆造に饗せむ。
□、父戊の隣彝を作る。　戈形圖象

大保鑄る。
大保鑄る。
成王の隣。
王、彔子耶を伐つ。厥の反するに𠭯んで、王、征命を大保に降
す。大保、克く敬しみて、譴亡し。王、大保に造りて、余の土
を賜休す。玆の彝を用て命に對ふ。
天子聖、父丁の彝を作る。
君、羌に命じて、車の官を死嗣せしむ。羌、君の命に彝に對揚
し、用て文考寧叔の䵼彝を作る。永く余寶とせむ。
公、朿に賞す。用て父辛の于彝を作る。
隹公大保、來りて反夷を伐ちたまへる年、十又一月に在り。庚
申、公、盩の師に在り。公、旅に貝十朋を賜ふ。旅、用て父の
隣彝を作る。　亇
隹王、宗周に𠦪す。王姜、叔をして大保に使せしむ。叔に鬱鬯
・白金・□牛を賞せらる。叔、大保の休に對へて、用て寶隣彝

隣彝五行三二字〔周叔保幽牛之休幽、幽之合韻〕
＊叔鼎　叔乍寶隣彝二行五字
七、𣐈殘器　大保易厥臣𣐈金、用乍父丁隣彝二
行一三字
八、御正良爵　隹四月既望丁亥、今大保賞御正
良貝、用乍父辛隣彝　亇　腹旁柱旁六行二三字、文右行
九、小臣單觶　王後𠭯克商、才成自、周公易小
臣單貝十朋、用乍寶隣彝四行二二字
一〇、禽段　王伐𡚬侯、周公某、禽祇、禽又㪟
祇、王易金百寽、禽用乍寶彝四行二三字〔謀之祇祇
幽、幽之合韻〕
a禽鼎　右と同文。四行二三字
b大祝禽方鼎　大祝禽鼎二行四字
c魯侯鴞尊　魯侯乍姜享彝亞字形中、二行六字
d魯侯壺　魯侯乍尹叔姬壺二行七字
e魯侯鬲　魯侯乍姬番鬲一行六字
f周師旦鼎　隹元年八月丁亥、師旦受命、乍周
王大始寶隣彝、敢拜䭫首、用𣏼眉壽無疆、子〻

を作る。
叔、寶隣彝を作る。
大保、厥の臣𣐈に金を賜ふ。用て父丁の隣彝を作る。
隹四月既望丁亥、今大保、御正良に貝を賞せらる。用て父辛の
隣彝を作る。　亇
王の後𠭯、商に克ちて、成の師に在り。周公、小臣單に貝十朋
を賜ふ。用て寶隣彝を作る。
王、𡚬侯を伐つ。周公謀り、禽、祇る。禽に㪟き祇有り。王、
金百鍰を賜ふ。禽用て寶彝を作る。

大祝禽の鼎。
魯侯、姜の享彝を作る。
魯侯、尹叔姬の壺を作る。
魯侯、姬番の鬲を作る。
隹元年八月丁亥、師旦命を受けて、周王大姒の寶隣彝を作る。
敢て拜して稽首し、用て眉壽無疆ならむことを祈る。子〻孫〻

孫〻、其萬億年、永寶用享七行三九字、僞
＊g塱方鼎　隹周公于征伐東尸・豐白・專古、咸
𢦏、公歸𩟄于周廟、戊辰、酓秦酓、公賞塱貝百
朋、用乍隣鼎五行三五字、僞
h塱鬲　塱肇家鑄乍鬲、其永子孫寶三行一一字
一一、征盤　征乍周公隣彝二行六字
一二、魯侯爵　魯侯乍爵、用隣𩰫鬯𥁕盟二段、各
二行一〇字
一三、明公段　唯王令明公、遣三族、伐東或、
才𣊫、魯侯又囚工、用乍𩁹彝四行二二字
一四、康侯段　王朿伐商邑、征令康侯、啚于衞、
沬嗣土遈眔啚、乍厥考隣彝　𦥑　四行二四字
a康侯諸器九器　康侯
＊b康侯鼎二器　康侯丰乍寶隣二行六字
c沬伯遈卣　𦥑沬白遈乍厥考寶𩁹隣彝二行一〇字
d沬伯諸器　簋卣同文　鼎「𦥑沬遈乍寶隣彝」三器
　爵「𦥑沬」＊盤「遈乍厥考寶隣彝」二行八字
＊遈𠦪　（遈）乍康公寶隣彝二行七字

其れ萬億年まで、永く寶として用て享せよ。
隹周公于に東夷・豐伯・專古を征伐し、咸く𢦏つ。公、歸りて
周廟に𩟄る。戊辰、秦酓を酓飲す。公、塱に貝百朋を賞す。用
て隣鼎を作る。
塱、家を肇ぎて鬲を鑄作す。其れ永く子孫寶とせよ。
征、周公の隣彝を作る。
魯侯、爵を作る。用て𩰫鬯・聘盟に隣す。
唯王、明公に命じ、三族を遣はして、東國を伐たしむ。𣊫に在
り。魯侯に囚工有り。用て旅彝を作る。
王、商邑を朿伐す。命を康侯に征だし、衞に啚つくらしむ。沬
の嗣土遈、眔に啚つくる。厥の考の隣彝を作る。　𦥑
康侯丰、寶隣を作る。
𦥑　沬伯遈、厥の考の寶旅隣彝を作る。

遈、康公の寶隣彝を作る。

*遅盉　✕　遅乍厥考寶隮彝二行八字

✕ 遅、厥の考の寶隮彝を作る。

e雝伯鼎　王令雝白、啚于之、爲宮、雝白乍寶隮彝三行一五字

王、雝伯に命じて、之に啚つくらしめ、宮を爲らしむ。雝伯、寶隮彝を作る。

一五、作册⿱鼎　康侯才⿰自、易作册⿱貝、用乍寶彝三行一四字

康侯、⿰の師に在り。乍册⿱に貝を賜ふ。用て寶彝を作る。

一六、保卣　乙卯、王令保、及殷東或、五侯征兄六品、蔑曆于保、易賓、用乍文父癸宗寶隮彝、遘于四方迨王大祀祓于周、才二月既望七行四六字
〔保卣或之保卣、卣之合韻〕

乙卯、王、保に命じて、殷の東國に及ばしむ。五侯征、六品を眖り、保に蔑曆せられ、賓を賜ふ。用て文父癸宗の寶隮彝を作る。四方、王の大いに周に祀祓するに迨まるに遘ふ。二月既望に在り。

*保尊　同文八行四六字

a子征尊　✕　子征　父辛

b征角　丁未、规賞征貝、用乍父辛彝
三行一二字

丁未、规、征に貝を賞せらる。用て父辛の彝を作る。

c征鼎（我鼎）　隹十月又一月丁亥、我乍禦□且乙匕乙且己匕癸、征礿𥛱、二女咸與、遣禣二□・貝五朋、用乍父己寶隮彝　亞形中若圖象益銘、六行四二字

隹十月又一月丁亥、我、祖乙の妣乙、祖己の妣癸に禦□することを作す。征、礿りて𥛱す。二女咸く與かる。禣二□・貝五朋を遣らる。用て父己の寶隮彝を作る。　亞若

一七、趞卣　隹十又三月辛卯、王才序、易趞采、曰趞、易貝五朋、趞對王休、用乍姞寶彝四行二八字

隹十又三月辛卯、王、序に在り。趞に采を賜ふ。趞と曰ふ。貝五朋を賜ふ。趞、王の休に對へて、用て姞の寶彝を作る。

a趞尊　同文四行二八字・

b趞妊尊　趞妊一行二字

c疐鼎　王令趞、截東反尸、疐肇從趞征、攻開無啇、省于尸、身孚戈、用乍寶隮彝、子〻孫〻、其永寶五行三三字

王、趞に命じて、東の反夷を截たしむ。疐、肇めて趞の征に從ひ、攻開して嫡るもの無し。夷に省りて、身ら戈を俘れり。用て寶隮彝を作る。子〻孫〻、其れ永く寶とせよ。

d疐諸器　卣・尊「疐乍寶隮彝」二行五字　甗「疐乍𤭞甗」　觥「疐乍父丁寶彝」

*疐鼎二　唯十月初吉甲戌、疐乍朕文考胤白隮鼎、疐其萬年、子〻孫〻、永寶用五行二七字

唯十月初吉甲戌、疐、朕が文考胤伯の隮鼎を作る。疐其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

一八、𦉢刧尊　王征□、易𦉢刧貝朋、用乍朕髙且缶隮彝三行一六字

王、征でて□す。𦉢刧に貝朋を賜ふ。用て朕が高祖の寶隮彝を作る。

一九、䜌鼎　隹王伐東尸、溓公令䜌眔史旟曰、目師厥（氏）眔有𤔲後或、𢦏伐腺、䜌孚貝、䜌用乍𩜁公寶隮鼎四行三五字

隹王、東夷を伐つ。溓公、䜌と史旟とに命じて曰く、師氏と有𤔲後國とを以ゐて、腺を𢦏伐せよと。䜌、貝を俘れり。䜌用て𩜁公の寶隮鼎を作る。

二〇、員卣　員從史旟伐會、員先内邑、員孚金、用乍旅彝三行一七字

員、史旟に從ひて會を伐つ。員、先んじて邑に内る。員、金を俘れり。用て旅彝を作る。

二一、員鼎　唯征月既望癸酉、王、獸于眂𣀮、王令員執犬、休善、用乍父甲𩛥彝　四行二六字

唯正月既望癸酉、王、眂𣀮に狩す。王、員に命じて犬を執らしむるに、休善とせらる。用て父甲の𩛥彝を作る。

a員尊　「員乍𩰫」第一器　「員乍厥皇考寶隮彝」
第二器「員乍父壬寶隮彝、子〻孫、其永寶」
第三・四器、二行一四字

b員諸器　壺・觶一・二「員乍旅彝」　盉「員乍盉」　卣「員乍夾」

c員父尊　員父乍寶隮彝二行六字

二二、作册睘卣　隹十又九年、王才序、王姜令乍册睘、安尸白、尸白賓睘貝布、揚王姜休、用乍文考癸寶隮器四行三五字

隹十又九年、王、序に在り。王姜、作册睘に命じて、夷伯を安んぜしむ。夷伯、睘に貝布を賓れり。王姜の休に揚へ、用て文考癸の寶隮器を作る。

a作册睘尊　才序、君令余乍册睘、安尸白、尸白賓用貝布、用乍朕文考日癸𣪕寶　四行二七字

序に在り。君、余作册睘に命じて、夷伯を安んぜしむ。夷伯、賓るに貝布を用てす。用て朕が文考日癸の旅寶を作る。

b睘𣪘　睘乍寶𣪘、其永寶用二行八字

睘、寶𣪘を作る。其れ永く寶用せよ。

二三、泉伯卣　隹王八月、泉白易貝于姜、用乍父乙寶隮彝三行一七字

隹王の八月、泉伯、貝を姜より賜ふ。用て父乙の寶隮彝を作る。

a公史𣪘　公史遚事又泉、用乍父乙寶隮彝
（複合圖象）三行一四字

公、遚をして使して泉を右けしむ。用て父乙の寶隮彝を作る。
（複合圖象）

b不壽𣪘　隹九月初吉戊戌、王姜易不壽□裘、對䚄王休、用乍寶四行二四字　〔宮裘休寶卣〕

隹九月初吉戊戌、王、大宮に在り。王姜、不壽に□裘を賜ふ。王の休に對揚して、用て寶を作る。

二四、令𣪘　隹王于伐楚白、才炎、隹九月既死霸丁丑、乍册夨令、隮宜于王姜、姜商令貝十朋・臣十家・鬲百人、公尹白丁父、兄于戍〻冀𤔲三、令敢䚄皇王宣、丁公文報、用稽後人享、隹丁公報、令用𢍵展于皇王、令敢展皇王宣、用乍丁公寶𣪘、用隮史于皇宗、用卿王逆造、用𣪘寮人、婦子後人、永寶　鳥形册圖象　一二行一一一字　〔宣報報宣𣪘造寶卣〕

隹王、ここに楚伯を伐ちて炎に在り。隹九月既死霸丁丑、作册夨令、王姜に隮宜す。姜、令に貝十朋・臣十家・鬲百人、公尹伯丁父の戍に眖れる戍の冀𤔲三を賞す。令、敢て皇王の宣たる、丁公の文報に揚ふ。用て後人に詣るまで享して、これ丁公に報せよ。令、用て皇王に𢍵展せらる。令、敢て皇王の宣に展へて、用て丁公の寶𣪘を作る。用て皇宗に隮史し、用て王の逆造に饗し、用て寮人に𣪘せむ。婦子後人、永く寶とせよ。　鳥形册圖象

二五、令彝　隹八月、辰才甲申、王令周公子明保、尹三事四方、受卿事寮、丁亥、令夨告于周公宮、公令、徃同卿事寮、隹十月〻吉癸未、明公朝至于成周、徃令、舍三事令、眔卿事寮、眔者尹眔里君眔百工眔者侯、侯田男、舍四方令、既咸令甲申、明公用牲于京宮、乙酉、用牲于康宮、咸既、用牲于王、明公歸自王
明公易亢師鬯・金・牛、曰、用𥛱、易令鬯・金・

隹八月、辰は甲申に在り。王、周公の子明保に命じて、三事四方を尹し、卿事寮を受けしむ。丁亥、夨に命じて周公の宮に告げしむ。公、命じて、徃きて卿事寮を同めしむ。隹十月、月の吉初吉癸未、明公、朝に成周に至り、命を徃し、三事の命を舍く。卿事寮と諸尹と里君と百工と諸侯、侯・甸・男に、四方の命を舍く。既りて咸く命ず。甲申、明公、牲を京宮に用ふ。乙酉、牲を康宮に用ふ。咸く既る。牲を王に用ふ。明公、王より歸る。

牛、曰、用禘、廼令曰、今我唯令女二人、亢眔矢、奭盾右于乃寮、目乃友事、乍册令、敢䚄明公尹厥宧、用乍父丁寶隮彝、敢追明公賞于父丁、用光父丁　鳥形册圖象一四行一八七字　〔令令令令眞　宮宮幽　王王陽　牛牛事之宦幽、幽之合體　丁丁耕〕

a令尊　同文一〇行一八七字

b亢段　亞字形中高圖象　亢乍父癸隮彝二行七字

二六、作册翻卣　隹明保、殷成周年、公易乍册翻鬯貝、翻䚄公休、用乍父乙寶隮彝　兩册舟形圖象四行二六字

a翻諸器　盤「翻厥乍寶隮彝」一行六字　盉「白翻乍母妃旅盉」二行七字

＊小臣傳卣　隹五月既望甲子、王〔才𦟀〕京、令師田父、殷成周〔年〕、師田父令小臣傳非余、傳□□朕考□、師田父令余□□□官、白𠂤父賞小臣傳□□、䚄白休、用乍朕考日甲寶□六行約六三字

明公、亢師に鬯・金・牛を賜ふ。曰く、用て禘れと。令に鬯・金・牛を賜ふ。曰く、用て禘れと。廼ち命じて曰く、今、我唯れ女二人、亢と矢とに命ず。奭めて乃の寮と乃の友事とを左右けよと。作册令、敢て明公尹の宧に揚へ、用て父丁の寶隮彝を作る。敢て明公の賞を父丁に追ぼし、用て父丁を光かしむ。　鳥形册圖象

隹明保、成周に殷するの年、公、作册翻に鬯・貝を賜ふ。翻、公の休に揚へて、用て父乙の寶隮彝を作る。　兩册舟形圖象

翻厥(氏)、寶隮彝を作る。

伯翻、母妃の旅盉を作る。

隹五月既望甲子、王、𦟀京に在り、師田父に命じて、成周に殷せしむるの年、師田父、小臣傳に非余を令ふ。傳、朕が考の□に□□す。師田父、余に命じて□□の官に□せしむ。伯𠂤父、小臣傳に□□を賞す。伯の休に揚へて、用て朕が考日甲の寶□を作る。

二七、嗌士卿尊　丁子、王才新邑、初饡、王易嗌士卿貝朋、用乍父戊隮彝　子某圖象四行二二字

二八、臣卿鼎　公違省自東、才新邑、臣卿易金、用乍父乙寶彝三行一八字

a臣卿段　同文二行一八字

b卿諸器　卣「卿乍厥考寶隮彝」器二　「卿乍厥考隮彝」盉二　段(卣二と字迹同じ)　觚「卿乍父乙寶隮彝」二行七字　＊尊(卣の器銘と同じ)

二九、獻侯鼎　唯成王大𣚍、才宗周、商獻侯䵼貝、用乍丁侯隮彝

a勅𣪕鼎　勅𣪕乍丁侯隮彝　二行八字

三〇、臣辰卣　隹王大龠于宗周、𢓊饔𦟀京年、才五月、既望辛酉、王令士上眔史寅、殷于成周、𦄞百生豚、眔賞卣鬯貝、用乍父癸寶隮彝　臣辰册先　八行五〇字

a臣辰諸器　尊・卣・盉　前器と同文　b臣辰父癸諸器　盉・鼎・段三器　「臣辰册先　父癸」　c臣辰父乙諸器　鼎四器・爵四器・卣二

丁巳、王、新邑に在り。初めて饡す。王、嗌士卿に貝朋を賜ふ。用て父戊の隮彝を作る。　子某圖象

公、違りて東より省し、新邑に在り。臣卿、金を賜ふ。用て父乙の寶彝を作る。

卿、厥の考の寶隮彝を作る。

唯成王、大いに𣚍して、宗周に在り。獻侯䵼に貝を賞す。用て丁侯の隮彝を作る。

勅𣪕、丁侯の隮彝を作る。

隹王、大いに宗周に龠し、𢓊きて𦟀京に饔したまへる年、五月に在り、既望辛酉、王、士上と史寅とに命じて、成周に殷せしむ。百姓に豚を𦄞られ、眔び卣・鬯・貝を賞せらる。用て父癸の寶隮彝を作る。臣辰册先

器・段二器　「臣辰先　父乙」　d父乙先諸器　鼎・段三器・爵二器・觶・尊・彝「父乙　先」　甗二器　e父辛先諸器　鼎二器「父辛　册先」　尊「小臣先辰　父辛」　f臣辰先諸器　壺・段・盤・盉「臣辰册先」　爵三器「册先」

三一、厚趠方鼎　隹王來各于成周年、厚趠又償于溓公、趠用乍厥文考父辛寶隮齋、其子〻孫、永寶　宋　五行三三字

a宋標識諸器　甗「且己」　鬲「且辛父甲」　鼎「父己」　甗「父乙」

三二、𤔲鼎　王初□□于成周、溓公蔑𤔲曆、易□□□、𤔲䚄公休、用乍父辛隮彝　丙　五行約二八字

a丙標識諸器　虒父丁觶「虒乍父丁　丙」　遷方鼎文二八字、略　咎卣文二四字、略

三三、史獸鼎　尹令史獸、立工于成周、十又一月癸未、史獸獻工于尹、咸獻工、尹賞史獸𠭯、易

乃子、父辛の寶隮彝を作る。　册先

隹王、成周に來格するの年、厚趠、償を溓公より侑らる。趠、用て厥の文考父辛の寶隮齋を作る。其れ子〻孫、永く寶とせよ。　宋

王、初めて成周に□□す。溓公、𤔲の曆を蔑し、□□□を賜ふ。𤔲、公の休に揚へて、用て父辛の隮彝を作る。　丙

尹、史獸に命じて、工を成周に立てしむ。十又一月癸未、史獸、工を尹に獻ず。咸く工を獻ず。尹、史獸の𠭯(勳)を賞し、豕

豕鼎一・爵一、對䚄皇尹不顯休、用乍父庚永寶隮彝八行五〇字

＊獻諸器　爵三器「獻乍父戊寶彝」　鼎　□獻乍朕考寶隮鼎、獻其萬年永寶用、朝夕卿厥多倗友四行二二字

三四、𩰫尊　隹公䞣于宗周、𩰫從、公帀䢅、洛于官、商𩰫貝、用乍父乙寶隮彝四行二四字

a濬縣諸器　鼎「東　父辛」　甗「𠬝」　自豕　卣「自豕乍𪊕彝」　爵「父癸」

三五、盂爵　隹王初𣚍于成周、王令盂、寧𦟀白、賓貝、用乍父寶隮彝四行二〇字

a盂卣　兮公宧盂鬯・東・貝十朋、盂對䚄公休、用乍父丁寶隮彝　四行二二字、器文　乍旅甾　蓋文

鼎一・爵一を賜ふ。皇尹の丕顯なる休に對揚して、用て父庚の永寶隮彝を作る。

□獻、朕が考の寶隮鼎を作る。獻其れ萬年まで永く寶用し、朝夕に厥の多朋友に饗せむ。

隹公、宗周に䞣す。𩰫從ふ。公、帀䢅(祝禱)し、官館に落す。𩰫に貝を賞せらる。用て父乙の寶隮彝を作る。

隹王、初めて成周に𣚍す。王、盂に命じ、鄧伯を寧んぜしむ。貝を賓らる。用て父の寶隮彝を作る。

兮公、盂に鬯・束・貝十朋を宧(休)ふ。盂、公の休に對揚して、用て父丁の寶隮彝を作る。器文　旅甾を作る。蓋文

巻一下

三六、北子方鼎　北子乍母癸寶隣彝二行八字
a北子諸器　觶「北子華旅彝」　尊「北子乍彝」
盤「北子宋乍文父乙寶隣彝」二行一〇字
b北伯諸器　鼎「北白乍隣」　鬲「北白乍彝」
卣・尊二器「北白攼乍寶隣彝」二行七字
c鬳器　鼎「鬳乍寶鼎」二行四字
d衞諸器　卣・尊「衞乍季衞父寶隣彝」　卣「衞父乍寶隣彝」　伯衞父盉「白衞父乍嬴鬺彝、孫〻子〻、邁年永寶」二行一五字
e衞鼎　衞肇乍厥文考己中寶鬺鼎、用𠦪壽、匃永福、乃用卿王出入事人眔多倗友、子孫永寶六行三三字〔壽幽福友之寶幽、幽之合韻〕
*衞姒諸器　殷「衞姛乍□□殷」　又「衞姒乍寶隣殷、子〻孫〻、其萬年、永寶用」二行一六字
f賢殷　唯九月初吉庚午、公叔初見于衞、賢從、公命事、畮賢百畮□、用乍寶彝四器、四行二七字

北子、母癸の寶隣彝を作る。
北子華の旅彝。
北伯攼(攻)、寶隣彝を作る。
伯衞父、嬴の鬺彝を作る。孫〻子〻、萬年まで永く寶とせよ。
衞、肇めて厥の文考己仲の寶鬺鼎を作る。用て壽を𠦪り、永福を匃め、乃ち用て王の出入使人と多朋友とに饗せむ。子孫永く寶とせよ。
衞姒、寶隣殷を作る。子〻孫〻、其れ萬年まで、永く寶用せよ。
唯九月初吉庚午、公叔、初めて衞に見ゆ。賢從ふ。公、事を命じ、賢に百畮の（糧）を畮つくらしむ。用て寶彝を作る。

*岐山賀家村諸器　衞殷「衞乍父庚寶隣彝」
羊庚茲鼎　羊庚茲、乍其文考叔寶隣彝
嫈有嗣鼎　嫈有嗣□乍鼒鼎、□賸嬴龍女
伯車父鼎　白車父乍旅盨、其萬年、永寶用
三七、艅伯卣　艅白乍寶隣彝二行六字
a艅伯諸器　彝・尊右と同文
b𡩜卣　𡩜乍父辛隣彝　艅亞字形中　二行七字
c鄕鬲　艅亞字形中　鄕入□丂母子、用乍又母辛隣彝三行一四字
d曆鼎　艅亞字形中　曆乍且己彝
e小臣艅犧尊　丁子、王省夒且、王易小臣艅夒貝、隹王來正尸方、隹王十祀又五肜日四行二七字
三八、匽侯旨鼎　匽侯旨、初見事于宗周、王賞旨貝廿朋、用乍姒寶隣彝四行二二字
a匽侯諸器　鼎第二器「匽侯旨乍父辛隣」二行七字
盂第一器「匽侯乍餴盂」　盂第二・三器「匽侯乍旅盂」

衞、父庚の寶隣彝を作る。
嫈の有嗣□、鼒鼎を作る。□（用て）嬴の龍女に賸る。
艅伯、寶隣彝を作る。
𡩜、父辛の隣彝を作る。艅亞字形中
艅亞字形中　鄕、（糧を）母子に入る。用て母辛に侑する隣彝を作る。
丁巳、王、夒且を省す。王、小臣艅に夒の貝を賜ふ。隹王來りて夷方を征する、隹王の十祀又五の肜するの日なり。
匽侯旨、初めて宗周に見事す。王、旨に貝二十朋を賞す。用て姒の寶隣彝を作る。
匽侯、餴盂を作る。

b匽侯吴盉　亞字形中𧶠侯　吴　匽侯易亞貝、乍父乙寶隣彝二行一四字
*1琉璃河鎭諸器　復尊　匽侯賞復冂衣・臣妾・貝、用乍父乙寶彝　[illegible]　三行一七字
復鼎　侯賞復貝三朋、復用乍父乙寶隣彝　[illegible]　三行一五字
攸殷　侯賞攸貝三朋、攸用乍父戊寶隣彝　啓乍綨三行一七字
亞吴盤　亞字形中吴　母已
𣪊史鼎　𣪊史乍考隣鼎二行六字
*2要方鼎　丁亥、𠃬商又正要要貝、才穆朋二百、要展𠃬商、用乍母己隣　[illegible]器銘、四行二四字　亞字形中𧶠侯　吴盉銘
*3堇鼎　匽侯令堇、饌大保于宗周、庚申、大保賞堇貝、用乍大子癸寶隣鬻　中字形圖象四行二六字
*4伯矩鬲　才戊辰、匽侯易白矩貝、用乍父戊隣彝四行一五字
*5乙公殷　白乍乙公隣殷二行六字

亞字形中𧶠侯、吴、匽侯、亞に貝を賜ふ。父乙の寶隣彝を作る。
匽侯、復に冂衣・臣妾・貝を賞す。用て父乙の寶彝を作る。[illegible]
侯、復に貝三朋を賞す。復用て父乙の寶隣彝を作る。[illegible]
侯、攸に貝三朋を賞す。攸用て父戊の寶隣彝を作る。啓めて綨を作る。
𣪊史、考の寶隣彝を作る。
丁亥、𠃬、右正要に要の貝を賞せらる。穆に在るの朋二百なり。
要、𠃬の賞に展へて、用て母己の隣を作る。[illegible]器銘
亞字形中𧶠侯吴盉銘
匽侯、堇をして、大保に宗周に饌らしむ。庚申、大保、堇に貝を賞せらる。用て大子癸の寶隣鬻を作る。中字形圖象
戊辰に在り、匽侯、伯矩に貝を賜ふ。用て父戊の隣彝を作る。
伯、乙公の隣殷を作る。

*6圉方鼎　休朕公君匽侯易圉貝、用乍寶隣彝三行一四字
*7匽伯聖匜　匽白聖乍□匜、永用二行八字
三九、伯害盉　白害乍盄白父辛寶隣彝二行一〇字
a伯害甗　白害乍隣彝二行五字
四〇、害鼎　隹九月既生霸辛酉、才匽、侯易害貝金、揚侯休、用乍盄白父辛寶隣彝、害萬年、子〻孫〻、寶光用　大保六行三九字
a大保諸器　遣鼎器三「遣乍隣彝　大保」
典鼎「典乍寶隣彝　大保」
大保宗室鼎「大保　□乍宗室寶隣彝」
大保戈「大保　鑄」
四一、大史友甗　大史友乍盄公寶隣彝三行九字
a友諸器
*友鼎　七二、內史鼎參照
友尊「友作旅彝」友字異構
友父鼎「考乍友父隣鼎」二行六字
四二、作冊大方鼎　公束鑄武王成王異鼎、隹四

朕が公君匽侯の、圉に貝を賜へるを休とし、用て寶隣彝を作る。
匽伯聖、□匜を作る。永く用ひよ。
伯害、盄伯父辛の寶隣彝を作る。
隹九月既生霸辛酉、匽に在り。侯、害に貝・金を賜ふ。侯の休に揚へて、用て盄伯父辛の寶隣彝を作る。害、萬年ならむことを。子〻孫〻、寶として光用せよ。　大保
大史友、盄公の寶隣彝を作る。
公束、武王・成王の禩鼎を鑄る。隹四月既生霸己丑、公、作冊

卷七　本文篇　一七～一八

月既生霸己丑、公賞乍冊大白馬、大䫉皇天尹大保
宦、用乍且丁寶隣彝　鳥形冊圖象四銘、八行四一字
四三、召尊　唯九月、才炎𠂤、甲午、白懋父易
召白馬每黄髮敚、用𠦪、不杯召、多用追于炎不𥂰
白懋父晉、召萬年永光、用乍團宮䵼彝七行四六字
a 召諸器　召卣器蓋二銘、尊と同文　召觚「斷首形
圖象　召乍父辛彝」
四四　小臣𧻚鼎　召公□匽、休䢅小臣𧻚貝五朋、
用乍寶隣彝三行一七字
四五、召圜器　隹十又三月初吉丁卯、召啓進事
旋徙、事皇辟君、休王自穀、事賞畢土方五十里、
召弗敢𦤎王休異、用乍欰宮旅彝七行四四字　〔里異
之〕
＊召伯鬲　召伯毛乍王母隣鬲一行八字
四六、䣈父方鼎　休王易䣈父貝、用乍厥寶隣彝
器三、三行一二字
四七、效父段　休王易效父𠈌三、用乍厥寶隣彝

大に白馬を賞せらる。大、皇天尹大保の宦に揚へ、用て祖丁の寶隣彝を作る。　鳥形冊圖象
唯九月、炎の師に在り。甲午、伯懋父、召に白馬の敏の黄にして髮の微きものを賜ふ。用て𠦪れと。丕杯なる召、多く用て炎に丕𥂰なる伯懋父の晉を追ばさむ。召、萬年永光ならむことを。用て團宮の旅彝を作る。
召公、匽に□(耤)す。小臣𧻚に貝五朋を休ふ。用て寶隣彝を作る。
隹十又三月初吉丁卯、召、啓めて進事奔走し、皇辟君に事ふ。王の穀よりして、畢・土方の五十里を賞せしむるを休とす。召敢て王の休異を忘れず、用て欰宮の旅彝を作る。
王の䣈父に貝を賜ふを休とし、用て厥の寶隣彝を作る。
王の效父に金三を賜ふを休とし、用て厥の寶隣彝を作る。⋈

⋈　三行一四字
四八、雁公鼎　雁公乍寶隣彝、曰□、𠂤乃弟、
用夙夕𩛥享第一器、四行一六字　第二器、三行一六字
a 雁公諸器　觶「雁公」　壺・方鼎・尊「雁公
乍寶隣彝」　卣・尊「雁公乍寶彝」　段二器・鼎
二器・尊「雁公乍䵼彝」　方鼎「雁叔乍寶隣鼎」
b 雁公𢦔　王易雁父兵、𠂤征𠂤衛、用毋妄銘僞
＊雁侯段　隹正月初吉丁□、雁侯乍生□姜隣段、
其萬年、子子孫孫、永寶用四行二五字
四九、獻段　隹九月既望庚寅、楚白于遣王、休
亡尤、朕辟天子楚白、令厥臣獻金車、對朕辟休、
乍朕文考光父乙、十枻不䛙、獻身才畢公家、受天
子休六行五二字
五〇、史䛙段　乙亥、王𠬪畢公、廼易史䛙貝十
朋、䛙𠂤䢅彝、其䢅之朝夕監四行二三字　又＊、器新出
＊岐山賀家村諸器　鼎「尹丞」　史速方鼎二器
「史速乍寶方鼎」　史速角「史速乍寶隣彝」

雁公、□寶隣彝を作る。□と曰ふ。乃の弟と、用て夙夕に𩛥享せよ。
王、雁父に兵を賜ふ。以て征し以て衞り、用て妄りにすること毋れ。
隹正月初吉丁□、雁侯、生□姜の隣段を作る。其れ萬年ならむことを。子子孫孫、永く寶用せよ。
隹九月既望庚寅、楚伯于きて王に遣ふ。休にして尤亡し。朕辟なる天子楚伯、厥の臣獻に金車を令ふ。朕辟の休に對へて、朕文考、光ける父乙(の器)を作る。十世まで忘れず、獻、身畢公の家にありて、天子の休を受けむ。
乙亥、王、畢公に𠬪ぐ。廼ち史䛙に貝十朋を賜ふ。䛙、彝に戴せたり。其れ之の朝夕において鑑みよ。

卷七　本文篇　一九～二〇

五一、𤞷方鼎　隹三月初吉庚寅、才宗周、楚中
賞厥𢽿𤞷遂毛兩馬匹、對𩵦尹休、用乍己公寶隣彝
六行三三字
a 楚諸器　楚仲鼎「楚中乍䵼彝」　楚仲段「楚
中乍䵼」　師趛盨「師趛乍楚姬旅盨」
吹方鼎「吹乍楚妊隣彝」
周棘生段　周棘生乍楚娟媵段、其孫孫子子、
永寶用　𠕋
b 楚侯器蓋　楚侯乍姜氏寶隣彝、方事姜氏乍寶
段、用永皇方身、用乍文母楚妊寶段、方其日受
宦四行三三字　〔段段宦𠬝〕
c 楚侯諸器　壺「楚侯乍䵼彝」　叔值觶「叔值
乍楚公寶彝」
五二、宜侯夨段　隹四月、辰才丁未、□□珷王
成王伐商圖、徣省東或圖、王〔立〕于宜〔宗土、
南〕鄉、王令虎侯夨曰、𢑚、侯于宜、易𩰫鬯一卣
・商鬲一・□・彤弓一・彤矢百・旅弓十・旅矢千、
易土、厥川三百□、厥□百又□、厥□邑卅又五、

隹三月初吉庚寅、宗周に在り。楚仲、厥の𢽿(臣)𤞷に旞旄・兩馬匹を賞す。尹の休に對揚して、用て己公の寶隣彝を作る。
楚仲、䵼彝を作る。
周棘生、楚娟の媵段を作る。其れ孫孫子子、永く寶用せよ。
𠕋
楚侯、姜氏の寶隣彝を作る。方、姜氏に事へて寶段を作る。用て方の身を永皇にし、用て文母楚妊の寶段を作る。方、其れ日に宦(休)を受けむ。
隹四月、辰は丁未に在り。(王)、武王・成王の伐てる商圖を(省し)、徣でて東國の圖を省す。王、宜の(宗社)に立ちて、南嚮す。王、虎侯夨に命じて曰く、𢑚、宜に侯となれ。𩰫鬯一卣・商鬲一・□・彤弓一・彤矢百・旅弓十・旅矢千を賜ふ。

厥□百又卅、易才宜王人□又七生、易奠七白、厥
鬲〔千〕又五十夫、易宜庶人六百又□□六夫、宜
侯夨、𩵦王休、乍虎公父丁隣彝一二行、約一二六字
五三、叔德段　王易叔德臣𡚬十人・貝十朋・羊
百、用乍寶隣彝三行一八字
五四、德方鼎　隹三月、王才成周、征珷福自蒿、
咸、王易德貝廿朋、用乍寶隣彝五行二四字
a 德鼎・德段　王易德貝廿朋、用乍寶隣彝二行
一一字
五五、小臣𨒅鼎　小臣𨒅、即事于西、休、中易
𨒅鼎、𩵦中皇、乍寶三行一七字　〔休寶幽〕
a 𢦏卣　隹四月、王工、从𢦏各中、中易𢦏鬲、
𢦏𩵦中休、用乍文考隣彝、永寶四行二五字　〔工
中東、休寶幽〕
o 羿彝　隹八月甲申、公中才宗周、易羿貝五朋、

土を賜ふ。厥の川は三百□、厥の□は百又□、厥の□邑は卅又五、厥の□は百又四十なり。
宜に在る王人、□又七生を賜ふ。鄭の七伯、厥の鬲(千)又五十夫を賜ふ。宜の庶人六百又□□六夫を賜ふ。
宜侯夨、王の休に揚へて、虎公父丁の隣彝を作る。
王、叔德に臣𡚬(妾)十人・貝十朋・羊百を賜ふ。用て寶隣彝を作る。
隹三月、王、成周に在り。武の福に侍して蒿よりす。咸る。王、德に貝二十朋を賜ふ。用て寶隣彝を作る。
王、德に貝二十朋を賜ふ。用て寶隣彝を作る。
小臣𨒅、事に西に即き、休とせらる。仲、𨒅に鼎を賜ふ。仲の皇に揚へて、寶を作る。
隹四月、王、工す。𢦏を從へて仲に格る。仲、𢦏に鬲(圭)を賜ふ。𢦏、仲の休に揚へて、用て文考の隣彝を作る。永く寶とせよ。
隹八月甲申、公仲、宗周に在り。羿に貝五朋を賜ふ。用て父辛

用乍父辛隣彝　廟形圖象四行二三字

五六、耳尊　隹六月初吉、辰才辛卯、侯各于耳□、侯休于耳、易臣十家、長師耳、對敭侯休、肇乍京公寶隣彝、京公孫子寶、侯萬年、壽考黃耇、耳日受休七行五二字　〔休寶耇休幽〕

＊耳段　耳□䢅乍□□□辟乙□□癸文考□、永寶用四行約一九字、文未詳

五七、鼂段　隹正月初吉丁卯、鼂徭公、公易鼂宗彝一肆、易鼎二、易貝五朋、鼂對敭公休、用乍辛公段、其萬年、孫子寶五行四〇字　〔休段寶幽〕

五八、作册魆卣　隹公大史、見服于宗周年、才二月、既望乙亥、公大史、咸見服于辟王、辨于多正、雩四月既生霸庚午、王遣公大史、公大史在豐、賞乍册魆馬、敭公休、用乍日己𣪘隣彝六行六三字

五九、𤼈段　隹三月、王令𤼈眔內史曰、𦨖井侯服、易臣三品、州人・𡨦人・𩫖人、拜䭬首、魯天子𠓜厥順福、克奔走上下帝、無冬令于又周、追考

の隣彝を作る。　廟形圖象

隹六月初吉、辰は辛卯に在り。侯、耳の□（廟）に格る。侯、耳に休（休賜）して、臣十家を賜ふ。長師耳、侯の休に對揚して、肇めて京公の寶隣彝を作る。京公の孫子、寶とせよ。侯、萬年にして、壽考黃耇ならむことを。耳、日に休を受けられむことを。

隹正月初吉丁卯、鼂、公に徭く。公、鼂に宗彝一肆を賜ひ、鼎二を賜ひ、貝五朋を賜ふ。鼂、公の休に對揚して、用て辛公の段を作る。其れ萬年ならむことを。孫子、寶とせよ。

隹公大史、宗周に見服するの年、二月に在り、既望乙亥、公大史、咸く辟王に見服し、多正に辨くす。雩に四月既生霸庚午、王、公大史を遣はす。公大史、豐に在り、作册魆に馬を賞す。公の休に揚へて、用て日己の旅隣彝を作る。

隹三月、王、𤼈と內史とに命じて曰く、邢侯の服を𦨖けよと。臣三品を賜ふ。州人・𡨦人・𩫖人なり。拜して稽首し、天子の厥の順福を造したまへるを魯とし、克く上下帝に奔走して、命

對不敢家、邵肷福盟、肷臣天子、用册王令、乍周公彝八行六八字　〔首幽福之周幽子之、幽之合韻〕

a　𤼈諸器　𣪕第一器「戈形圖象　𤼈乍厥」　𣪕第二器「乍公□𤼈　□」

b　𤼈彝　隹正月甲中、□□各王、休于厥□□父、𤼈賞□□貝□朋、〔拜䭬首〕、敭休、用乍旅隣彝五行、約三二字　文未詳　〔首休幽〕

c　肄段　唯十又二月既生霸丁亥、王事𤼈蔑曆、令□邦、乎易緣旂、用保厥邦、肄對敭王休、用自乍寶器、萬年目厥孫子寶用五行四四字　僞刻

d　𤼈子諸器　方尊・方彝二器「𤼈子乍寶隣彝」　𣪕二器「𤼈子乍父戊」　戈「𤼈子」

e　𤼈子旅諸器　卣「𤼈子旅乍𩰫彝」　鼎「𤼈子旅乍父戊寶隣彝、其孫子永寶」　甗「𤼈子旅乍且乙寶彝、子孫永寶」　段「𤼈子旅乍寶段」　鬲「𤼈子旅乍父戊寶彝」

六〇、麥盉　井侯光厥吏麥、𧧒于麥宮、侯易麥

を有周に終ふること無く、追孝して對へて敢て墜さず、肷福盟を卲かにし、肷く天子に臣へむ。用て王命を册して、周公の彝を作る。

唯十又二月既生霸丁亥、王、𤼈をして蔑曆せしめ、□邦に命じ、緣旂を賜はしむ。用て厥の邦を保てと。肄、王の休に對揚して、用て自ら寶器を作る。萬年まで、厥の孫子と寶用せむ。

𤼈子、父戊（の器）を作る。

邢侯、厥の吏麥を光かさんとして、麥の宮に𧧒す。侯、麥に金

金、乍盉、用從井侯征事、用旋走夙夕、𧧒□□器銘、一五行三〇字　〔事之夕魚、之魚合韻〕　＊乍寶隣彝盉銘

a　麥方鼎　隹十又二月、井侯征、𧧒于麥、麥易赤金、用乍鼎、用從井侯征事、用卿多者友一三行二九字　〔事友之〕

b　麥彝　才八月乙亥、辟井侯光厥正吏、𧧒于麥宮、易金、用乍隣彝、用𧧒井侯出入、匽令、孫々子々、其永寶五行三七字　〔子之寶幽〕

c　麥尊　王令辟井侯、出𠬝、侯于井、雩若二月、侯見于周、亡述、迨王客𦞠京酌祀、雩若翌日、才璧雝、王乘于舟、爲大豐、王射、大龏禽、侯乘于赤旂舟、從死咸之日、王目侯內于寢、侯易玄周戈、雩王才𢊁、巳夕、侯易者𠬝臣二百家、齎用王乘車馬・金□・冂衣・市・舄、唯歸、遷天子休告、亡尤、用龏義寧侯顯考于井、侯乍册麥、易金于辟侯、麥敭用乍寶隣彝、用𧧒侯逆造、遷明令、唯天子休于麥辟侯之年、䀌孫

を賜ふ。盉を作りて、用て邢侯の征の事に從ひ、用て奔走夙夕して□□に𧧒せむ。器銘　寶隣彝を作る。盉銘

隹十又二月、邢侯征、麥に𧧒す。麥、赤金を賜ひ、用て鼎を作る。用て邢侯征の事に從ひ、用て多諸友に饗せむ。

八月に在り乙亥、辟邢侯、厥の正吏麥を光かさむとして麥の宮に𧧒し、金を賜ふ。用て隣彝を作る。用て邢侯の出入に𧧒し、命に匽へむ。孫々子々、其れ永く寶とせよ。

王、辟たる邢侯に命じ、𠬝を出でて、邢に侯たらしむ。雩若に二月、侯、周に見ゆるに尤亡し。王の𦞠京に格りて酌祀したまふに迨ふ。雩若に翌日、辟雍に在り。王、舟に乘りて、大豐を爲したまふ。王射て、大いに龏禽す。侯、赤旂舟に乘り、從ひて死ぬること、咸る。之の日、王、侯と寢に內る。侯、玄彫戈を賜はる。雩に王、𢊁に在りて、巳夕す。侯、諸𠬝臣二百家を賜はる。齎ふに、王の乘車馬・金□・冂衣・市・舄を用てす。唯歸りて、天子の休に遷へて告したるに、尤亡し。用て龏みて、侯の邢に顯孝するを義寧せむ。

々子々、其永亡冬、冬用造德、妥多友、享旋走令八行一六七字　〔周幽述祀之舟舟幽、幽之合韻　夕家馬舄魚告幽尤之　令年眞　子德友之〕

六一、大盂鼎　隹九月、王才宗周、令盂、王若曰、盂、不顯玟王、受天有大令、在珷王、嗣玟乍邦、闢厥匿、匍有四方、畯正厥民、在雩御事、𠭯酉無敢𩱦、有□𧟌祀、無敢醻、古天異臨子、灋保先王、□有四方、我聞、殷述令、隹殷邊侯田、雩殷正百辟、率肄于酉、古喪𠂤巳、女、妹辰又大服、余隹即朕小學、女勿𠬪余乃辟一人、今我隹即井亩于玟王正德、若玟王令二三正、今余隹令女盂𥃝𤼈、𢼄雝德巠、敏朝夕入諫、享奔走、畏天畏

王曰、𠕾、令女盂、井乃嗣且南公、王曰、盂、廼𥃝夾、死嗣戎、敏諫罰訟、夙夕𥃝我一人、𤕌四方、雩我、其遹省先王受民受疆土

易女鬯一卣・冂衣・市・舄・車馬、易女且南公旂、

侯の作册麥、金を辟侯より賜ふ。麥、揚へて用て寶隣彝を作る。用て侯の逆造に𧧒し、明命に遷へむ。唯天子、麥の辟侯に休せらるるの年なり。孫々子々に䀌ぶまで、其れ永く終ること亡く、終に用て德を造し、多友を綏んじ、享く命に奔走せむ。

隹九月、王、宗周に在りて、盂に命ず。王、若のごとく曰く、盂よ。丕いに顯かなる文王、天の有する大命を受けられたまひ、武王に在りて、文に嗣ぎて邦を作したまへり。厥の匿を闢き、四方を匍有し、厥の民を畯正したまへり。御事に在りて、酒に𠭯ぶも敢て醻ふこと無く、□し、蒸祀すること有るも、敢て醻ること無かりき。故に天、翼臨して子しみ、先王を灋保し、四方を□有せしめたまへり。我聞くに、殷の、命を墜せるは、隹殷の邊侯甸と殷の正百辟と、率いて酒に肄ひたればなり。故に師を喪ひたるなり。巳、女、昧晨に大服のこと有り。余は隹、朕が小學に即かむ。女、余、乃の辟たる一人に𠬪ぶること勿れ。今、我は隹、刑稟に文王の正德に即き、文王の命じたまへる二三正に若はむとす。今、余は隹、女盂に命して𥃝𤼈せしむ。德經を敬雍して、敏しみて朝夕に入りて諫め、享く奔走して天威を畏れよ。

用獸、易女邦𤔲四白、人鬲自馭至于庶人、六百又五十又九夫、易尸𤔲王臣十又三白、人鬲千又五十夫、遂□□自厥土、王曰、盂、若芍乃正、勿灋朕令、盂用對王休、用乍且南公寶鼎、隹王廿又三祀一九行二九一字

〔王王陽邦東方陽、陽東合韻　事祀子之　王方陽　令田眞　酒幽自之　巳服之學幽德之、幽之合韻　正癸巠耕　公戎訟東方陽　正耕令眞、眞耕合韻　休幽祀之、幽之合韻〕

王曰く、於、女盂に命じて、乃の嗣げる祖南公に刑らしむ。王曰く、盂よ。廼ち蠶夙して、戎を死嗣せよ。罰訟を敏しみ諫しみ、夙夕して我一人を置け、四方に烝たらしめよ。我に雩いて、其れ先王の受けられたまひし民と受けられたまひし疆土とを遹省せよ。

女に鬯一卣・冋衣・市・舄・車馬を賜ふ。女に祖南公の旂を賜ふ。用て狩せよ。女に邦𤔲四伯・人鬲、馭より庶人に至るまで六百又五十又九夫を賜ふ。夷𤔲王臣十又三伯・人鬲千又五十夫を賜ふ。亟かに厥の土より□（遷）せよ。王曰く、盂よ。乃の正を若敬し、朕が命を灋つること勿れ、と。

盂、用て王の休に對へ、用て祖南公の寶鼎を作る。隹王の廿又三祀なり。

六二、小盂鼎　隹八月既望、辰才甲申、昧喪、三ナ三右多君、入服酉、明、王各周廟、□、□□賓征、邦賓隮其旅服、東鄉、盂以多旂、佩戴方、□□□□、入□門、告曰、王〔令〕盂、以□□伐戴方、□□聚□、執嘼二人、𫊟聚四千八百□十二聚、孚人萬三千八十一人、孚馬□□匹、孚車卅

これ八月既望、辰は甲申に在り。昧爽、三左三右多君、入りて服酒す。明、王、周廟に格る。……賓、侍す。邦賓、其の旅服を隮きて、東嚮す。盂、多旂を以ゐて、鬼方の（俘獲の名・數をしるす書）を佩びて、……□門に入る。

告げて曰く、王、盂に命じて、□□を以ゐて鬼方を伐たしめたまひしに、（これを擊破して）執嘼（酋）二人、獲馘四千八百□十二馘、

兩、孚牛三百五十五牛、羊卅八羊、盂九字不明我征、執嘼一人、孚聚二百卅又七聚、孚人□□人、孚馬百四匹、孚車兩□□

王□□□、盂拜𩒨首、以嘼進、卽大廷、王令焚、□□、□□□嘼、遹厥故、□、𧻚白□□戴旝、戴旚虘以新□從、咸、折嘼于□、□□□□、令盂、以厥聚入門、獻西旅、□□入燎周廟

八字不明入三門、卽立中廷、北鄉、盂告、𩁹白卽立、𩁹白告、□□□于明白、𧻚白□白告、咸、盂以者侯、侯田□□□□、盂征告、咸、賓卽立、𧶠賓、王乎𧶠、盂于□□□□、進賓、□□

大采、三□入服酉、王各廟、祝征、□□□□□、邦賓不𧶠、□□、用牲啻周王□武王成王、□□□將、王𧶠、𧶠遂𧶠王邦賓、王乎□、令盂、以區入、凡區以品

雩若翌乙酉、三事大夫、入服酉、王各廟、𧶠、王邦賓征、王令賞盂□□□□・弓一・矢百・畫皋一・貝冑一・金干一・戴戈二・矢臺八、用乍□白寶

人を俘とすること萬三千八十一人、馬を俘ること……匹、車を俘ること三十兩、牛三百五十五牛、羊三十八羊を俘れり。

盂（また反擊の敵を擊破して）執嘼（酋）一人、馘を俘ること二百三十又七馘、人を俘ること……人、馬を俘ること百四匹、車を俘ること……兩なり。

王（これを嘉賞す。）盂、拜して稽首し、嘼（酋）を以ゐて進み、大廷に卽く。王、焚に命じ、（酋に卽いて）厥の故を遹はしむ。（曰く）𧻚伯、鬼旝を（虘げたれば）、鬼旝、虘に新たなる□を以ゐて從（ひ追）へるなりと。咸る。嘼（酋）を□に折む（斷罪す）。（王、□をして）盂に命じ、厥の馘を以て門に入り、西旅に獻じ、……入りて周廟に燎せしむ。

盂（諸伯を）以ゐて三門に入り、位に中廷に卽き、北嚮す。盂告ぐ。𩁹伯、位に卽く。𩁹伯告ぐ。（□伯と）明伯とを（呼び）𧻚伯・（明）伯告ぐ。咸る。盂、諸侯、侯・甸（男　衞ら）を以ゐて（位に卽く）。盂、侍して告げしむ。咸る。賓、位に卽く。賓に𧶠す。王、呼びて𧶠せしむ。盂（賓を以ゐて入り）、賓を進めて□□す。

大采、三□入りて服酒す。王、廟に格る。祝、侍して……す。邦賓には𧶠せず。□□、牲を用ひて、周王（武）王成王に禘す。

隮彝、隹王廿又五祀二〇行約四〇〇字、缺文約八八字

六三、小臣謎段　叡東尸大反、白懋父、以殷八自、征東尸、唯十又二月、遣自𩁹自、述東、陮伐海眉、雩厥復歸、才牧自、白懋父承王令、易自達征自五齵貝、小臣謎蔑曆、眔易貝、用乍寶隮彝二器、八行六四字〔自尸自眉歸自彝貽貝貝祭、貽祭合韻〕

六四、小臣宅段　隹五月壬辰、同公才豐、令宅事白懋父、白易小臣宅畫干戈九、易金車馬兩、𤔲公白休、用乍乙公隮彝、子ゝ孫永寶、其萬年、用卿王出入六行五二字〔休寶幽〕

a 宅諸器　方彝一・二、亞字形中「𡩘宔乍冊宅簋八簋、□乍彝」

□□□將す。王、𧶠す。𧶠して遂に王の邦賓に𧶠す。王、□を呼び、盂に命じて、毆（俘）を以て入らしむ。毆を搬すに品を以てす。

雩若に、翌乙酉、三事大夫、入りて服酒す。王、廟に格り、𧶠す。王の邦賓、侍す。王、命じて、盂に……弓一・矢百・畫皋一・貝冑一・金干一・戴戈二・矢臺八を賞せしむ。用て□伯の寶隮彝を作る。隹王の二十又五祀なり。

叡に東夷大いに反す。伯懋父、殷の八師を以ゐて、東夷を征す。唯十又二月、𩁹の師より遣はされて、遂に東し、海湄を陮伐す。雩に厥の復歸して、牧の師に在り。伯懋父、王命を承け、師に達征して五より齵れる貝を賜ふ。小臣謎、蔑曆せられ、眔び貝を賜ふ。用て寶隮彝を作る。

隹五月壬辰、同公、豐に在り。宅に命じて伯懋父に使せしむ。伯、小臣宅に畫干戈九・易金車馬兩を賜ふ。公伯の休に揚へて、用て乙公の隮彝を作る。子ゝ孫、永く寶とせよ。其れ萬年まで、用て王の出入に饗せよ。

𡩘、作冊宅に簋八簋を宔（休）ふ。（用て）彝を作る。亞字形中

方鼎「𡩘亞字形中　宔父癸宅丐□　冊□」

六五、御正衞段　五月初吉甲申、懋父賞御正衞馬匹、自王、用乍父戊寶隮彝四行二三字

六六、呂行壺　唯四月、白懋父北征、唯還、呂行𢦏孚貝、厥用乍寶隮彝四行二一字

六七、師旂鼎　唯三月丁卯、師旂衆僕、不從王征于方䨻、𠂤厥友弘、以告于白懋父、才葬、白懋父廼罰、得𢀛古三百寽、今弗克厥罰、懋父令曰、義敉𠭯厥不從厥右征、今毋敉、期又內于師旂、弘以告中史書、旂對厥𧶠于隮彝八行七九字

a 旂鼎一　唯八月初吉、辰才乙卯、公易旂僕、旂用乍文父日乙寶隮彝　𦣞中

b 旂鼎二　文考遺寶責、弗敢喪、旂用乍父戊寶隮彝四行一六字　五行二三字

c 旂諸器　段一「旂乍寶段」　段二「旂乍寶段、其子ゝ孫ゝ、永寶用」　旂父鼎「旂父乍寶𪊨彝」

五月初吉甲申、懋父、御正衞に馬匹を賞せらる。王自りせるものなり。用て父戊の寶隮彝を作る。

唯四月、伯懋父北征し、唯還れり。呂行、𢦏ちて貝を俘れり。厥れ用て寶隮彝を作る。

唯三月丁卯、師旂の衆僕、王の于方䨻を征するに從はず。厥の友（同僚）弘をして、以て伯懋父に告げしむ。葬に在り。伯懋父廼ち罰し、𢀛古三百鍰を得（罰）せしむ。今克はずんば、厥れ罰あらむと。

懋父命じて曰く、義しく叡、厥の、厥の右征に從はざるを播すべし。今播ること毋くんば、其れ師旂に內るること有らむと。弘、以て中に告げて書せしむ。旂、厥の𧶠（質）を隮彝に對す。

唯八月初吉、辰は乙卯に在り。公、旂に僕を賜ふ。旂用て文父日乙の寶隮彝を作る。𦣞中

文考、寶責を遺られたり。敢て喪はず。旂用て父戊の寶隮彝を作る。

伯㫃鼎「白㫃乍寶鼎」

六八、𤔲殷　𤔲從王戍荊、孚、用乍餴殷二行一〇字

六九、過伯殷　過白從王、伐反荊、孚金、用乍宗室寶隣彝三行一六字

七〇、𢦏殷　𢦏䮂從王南征、伐楚荊、又得、用乍父戊寶隣彝　吳字形圖象三行一九字

＊𢦏觥蓋　吳字形圖象　𢦏䮂、弟史遣馬、弗ナ、用乍父戊寶隣彝四行一六字

a 𢦏父鼎　𢦏父乍旅將鼎二行六字

七一、小子生尊　隹王南征、才□、王令生、辨事□公宗、小子生易金・鬱鬯、用乍殷寶隣彝、用對䎽王休、其萬年永寶、用卿出內事人六行四三字〔休寶幽〕

a 服方尊　服肇夙夕明享、乍文考日辛寶隣彝三行一四字

b 厲侯玉戈　六月丙寅、王才豐、令大僕、省南或、帥漢造官南、令厲侯辟用、□走百人」第一行二三字、第二行四字、文疑　又金文城篇一二・一二、玉刀文「六月丙寅、王才豐、令大保、省南國、帥漢征邑南、令厲侯、保用賚貝十朋・走十人」（帥漢以下、文異同多し）

c 中觶　王大省公族于庚□旅、王易中馬、自隣应四駒、南宮貺、王曰、用先、中䎽王休、用乍父乙寶隣彝五行三六字

d 中方鼎一　隹十又三月庚寅、王才寒師、王令大史、兄褱土、王曰、中、玆褱人、大史易于珷王乍臣、今兄□女褱土、乍乃采、中對王休令𩰫父乙隣、隹臣尙中、臣□□八行五七字

● 中方鼎二・三　隹王令南宮、伐反虎方之年、王令中先、省南或貫行、𣪘王应、才夒□□山、中乎歸生鳳于王、𣪘于寶彝六行三九字

f 中甗　王令中先、省南或貫行、𣪘应才□、史兒至、目王令曰、余令女史小大邦、厥又舍女□

𤔲、王に從ひて荊に戍り、俘れるものあり。用て餴殷を作る。

過伯、王に從ひて、反荊を伐ち、金を俘れり。用て宗室の寶隣彝を作る。

𢦏、䮂して王の南征に從ひ、楚荊を伐ちて、得たる有り。用て父戊の寶隣彝を作る。　吳字形圖象

吳字形圖象　𢦏、䮂す。弟、馬を遣らしめしに、差はず。用て父戊の寶隣彝を作る。

𢦏父、旅將鼎を作る。

隹王南征して、□に在り。王、生に命じ、辨く□公の宗に事らしむ。小子生、金・鬱鬯を賜ふ。用て殷寶隣彝を作り、用て王の休に對揚す。其れ萬年まで永く寶とし、用て出內の使人を饗せよ。

服、肇めて夙夕明享し、文考日辛の寶隣彝を作る。

王、大いに公族を庚□の旅（宮）に省す。王、中に馬を賜ふ。隣の应よりせる四駒なり。南宮、貺る。王曰く、用て先せよと。中、王の休に揚へて、用て父乙の寶隣彝を作る。

隹十又三月庚寅、王、寒師に在り。王、大史に命じて、褱土を貺らしむ。王曰く、中よ。玆の褱人は、大史の武王より賜はりて臣と作れるものなり。今、女に褱土を貺り□す。乃の采と作せと。中、王の休命を、父乙に𩰫むるの隣に對す。隹臣尙中、臣□□。

隹王、南宮に命じ、反せる虎方を伐たしめたまへる年、王、中に命じて先んぜしめ、南國を省して貫行し、王の应（行官）を𣪘めたり。夒□□山に在り。中、生鳳を王より歸らしめられ、寶彝に𣪘せり。

量、至于女麃小多□、中省自方、復造□邦、才□自餗、白買父□、目厥人戍漢□州、曰叚、曰□、厥人□□夫、厥貯□、言曰、賓□貝、日傳□王□休、肄肩又羞、余□□□、用乍父乙寶彝一〇行約一〇〇字

七二、尹姞鼎　穆公乍尹姞宗室于□林、隹六月既生霸乙卯、休天君、弗望穆公聖粦明□、事先王、各于尹姞宗室□林、君蔑尹姞厤、易玉五品・馬四匹、拜頴首、對䎽天君休、用乍寶𩱧八行六五字〔首休幽〕

a 公姞鼎　隹十又二月既生霸、子中漁□池、天君蔑公姞厤、史易公姞魚三百、拜頴首、對䎽天君休、用乍𩱧鼎六行三八字〔首休幽〕

＊內史鼎　內史令□事、易金一勻・非余、曰、內史龏、朕天君其萬年、用爲考寶隣五行二六字

＊天君鼎　丙午、天君卿□酉、才斤、天君賞厥征人斤貝、用乍父丁隣彝　天黿形圖象五行二五字

b 𠬝尊　隹二月初吉丁卯、公姞令𠬝𤔲田人、𠬝蔑曆、易馬、易裘、對䎽公姞休、用乍寶彝四行三〇字

c 𠬝卣　同文五行三〇字

d 䚄彝　隹十月初吉辛子、公𡛟易䚄貝、才𦵦京、用乍父乙寶彝、其子孫永寶三行二六字

e 叔𨾚尊　叔𨾚易貝于王𡛟、用乍寶隣彝三行一二字

＊e 叔𨾚方彝　同文三行一二字

f 保侃母壺　王姛易保侃母貝、䎽姛休、用乍寶壺三行一四字

g 保侃母殷　保侃母易貝于庚宮、乍寶殷二行一一字

h 保汝母彝　保汝母易貝于庚姜、用乍䵼彝二行一二字

七三、令鼎　王大耤農于諆田、餳、王射、有𤔲眔師氏小子、卿射、王歸自諆田、王馭溓中僕、令眔奮先馬走、王曰、令眔奮、乃克至、余其舍女臣卅家、王至于康宮、攸、令拜頴首、曰、小子廼學、

穆公、尹姞の宗室を□林に作る。隹六月既生霸乙卯、天君の、穆公の聖粦明□にして、先王に事へしことを忘れず、尹姞の宗室□林に格りたまふを休とす。君、尹姞の曆を蔑し、玉五品・馬四匹を賜ふ。拜して稽首し、天君の休に對揚して、用て寶𩱧を作る。

隹十又二月既生霸、子仲、□池に漁す。天君、公姞の曆を蔑し、公姞に魚三百を賜はしむ。拜して稽首し、天君の休に對揚して、用て𩱧鼎を作る。

內史、□事を命ぜられ、金一勻・非余を賜ふ。曰く、內史、龏めよと。朕天君、其れ萬年ならむことを。用て考の寶隣を爲る。

丙午、天君饗して□酒す。斤に在り。天君、厥の征人に斤の貝を賞す。用て父丁の隣彝を作る。　天黿形圖象

隹二月初吉丁卯、公姞、𠬝に命じて田人を𤔲めしむ。𠬝、蔑曆せられ、馬を賜ひ、裘を賜ふ。公姞の休に對揚して、用て寶彝を作る。

隹十月初吉辛巳、公𡛟、䚄に貝を賜ふ。𦵦京に在り。用て父乙の寶彝を作る。其れ子孫永く寶とせよ。

叔𨾚、貝を王𡛟より賜ふ。用て寶隣彝を作る。

王𡛟、保侃母に貝を賜ふ。𡛟の休に揚へて、用て寶壺を作る。

保侃母、貝を庚宮に賜ふ。寶殷を作る。

保汝母、貝を庚姜より賜ふ。用て旅彝を作る。

王、大いに諆田に藉農し、餳す。王、射る。有𤔲と師氏小子と、卿射す。王、諆田より歸る。王の馭、溓仲、僕となり、令と奮と先馬走す。王曰く、令と奮よ。乃ち克く至らば、余は其れ女に臣三十家を舍へむと。王、康宮に至りて、啓す。令、拜して

令對䚄王休 八行七一字 〔首學休幽〕

＊濂姬段　濂姬乍父辛障段、用乍乃後□、孫子其邁年、永寶 四行一九字

七四、段段　佳王十又四祀、十又一月丁卯、王鼒畢、烝、戊辰、曾、王䄞段曆、念畢中孫子、令龔䚄、逵大鼎于段、敢對䚄王休、用乍段、孫〻子〻、萬年用享祀、孫子□□ 六行五七字 〔休段幽子祀之、幽之合韻〕

七五、貉子卣　唯正月丁丑、王各于吕、敱王牢于厎、咸、宜、王令士道、歸貉子鹿三、貉子對䚄王休、用乍寶障彝 二器、六行三六字

a 己侯貉子段　己侯貉子、分己姜寶、作段、己姜石用□、用匄萬年 四行一九字 〔寶段幽〕

＊洛陽北瑤村諸器　卣・觚「登乍障彝」

七六、命段　佳十又一月初吉甲申、王才華、王易命鹿、用乍寶彝、命其永㠯多友段飤 四行二八字

稽首して曰く、小子廼ち學へむと。令、王の休に對揚す。

濂姬、父辛の障段を作る。用て乃の後□と作さむ。孫子其れ萬年まで、永く寶とせよ。

佳王の十又四祀、十又一月丁卯、王、畢に在り。烝す。戊辰、曾す。王、段の曆を蔑し、畢仲の孫子を念ひて、龔䚄を令ひ、大則を段に逵らしめたまふ。敢て王の休に對揚して、用て段を作る。孫〻子〻、萬年まで用て享祀せよ。孫子……。

唯正月丁丑、王、吕に格る。王牢を厎に敱む。咸りて、宜す。王、士道に命じて、貉子に鹿三を歸らしむ。貉子、王の休に對揚して、用て寶障彝を作る。

己侯貉子、己姜に寶を分たんとして、段を作る。己姜石、用て□し、用て萬年ならむことを匄む。

佳十又一月初吉甲申、王、華に在り。王、命に鹿を賜ふ。用て寶彝を作る。命其れ永く多友と段食せむ。

卷　二

七七、魯侯熙鬲　魯侯獄乍彝、用享𩰫厥文考魯公 三行一三字

七八、也段　也曰、拜韻首、敢取卲告朕吾考、令乃鴅沈子、乍𠭯于周公宗、陟二公、不敢不𠭯休同公、克成妥吾考㠯于顯〻受令

烏虖、佳考肇念自先王先公、廼敉克衣、告剌成工、𠭯、吾考克淵克□、沈子其顥褱、多公能福

烏虖、乃沈子敉克蔑、見猒于公、休沈子肇斁・狃貯寳、乍兹段、用䚄鄉己公、用格多公、其丮哀乃沈子也唯福、用水霝令、用妥公唯壽

也用褱𡘋我多弟子我孫、克又井斆、欲父廼是子

一三行一四八字 〔首考幽　宗冬公公公工東、東冬合韻公公公東　福之壽斆幽子之、幽之合韻〕

魯侯熙、彝を作る。用て厥の文考魯公に享𩰫せむ。

也曰く、拜して稽首し、敢て取みて朕吾が考に卲告す。乃の鴅べる沈なる子に命じて、𠭯ぐことを周公の宗に作したまひ、二公を陟（り祀）らしめたまふ。敢て休を同公に𠭯ぎ、克く吾が考の顯〻たる受命に以びたまひしを、成し綏んぜずばあらず。

烏虖、これ考、先王先公よりして肇念したまひ、廼ち敉みて克く衣（祀）したまひ、告剌して功を成したまへり。𠭯、吾が考、克く淵にして克く□、沈なる子其れ顥褱せられ、多公能く福したまへり。

烏虖、乃の沈なる子、敉みて克く蔑され、公に猒かれたり。沈なる子に休（賜）して、斁・狃の貯と寳とを肇がしめたまふ。兹の段を作りて、用て己公を䚄𩚼し、用て多公を格さしむ。其れ丮く乃の沈なる子也の福を哀しみたまへ。用て霝命を永くし、用て公の壽を綏んぜむ。

七九、孟段　孟曰、朕文考眔毛公趞中、征無䢅、毛公易朕文考臣、自厥工、對䚄朕考易休、用室兹彝乍厥、子〻孫〻、其永寶 五行四二字 〔休寶幽〕

a＊班段　佳八月初吉、才宗周、甲戌、王令毛白、更虢城公服、甹王立、乍四方亟、秉緐蜀巢令、易鈴勒、咸、王令毛公、㠯邦冢君、土馭・□人、伐東或㾓戎、咸、王令吳白曰、㠯乃𠂤、左比毛父、王令吕白曰、㠯乃𠂤、右比毛父、趞令曰、㠯乃族、從父征、徣城、衞父身、三年、靜東或、亡不戌畀天畏、否畀屯陟、公告厥事于上、佳民亡徣、才彝、恣天令、故亡尤、才顯、佳苟德、亡直違

班拜韻首曰、烏虖、不杯丮皇公、受京宗懿釐、毓文王王姒聖孫、隮于大服、廣成厥工、文王孫、亡弗褱井、亡克競厥剌、班非敢覓、佳乍卲考爽益、曰大政、子〻孫多世、其永寶 二〇行一九七字

也、用て我が多弟子、我が孫を褱𡘋せむ。克く型斆することあらば、欲父は廼ち是を子しまむ。

孟曰く、朕が文考と毛公趞仲と、無䢅を征す。毛公、朕が文考に臣を賜ふ。厥の工自りす。朕が考の賜へる休に對揚して、用て兹の彝に室（休）して厥を作る。子〻孫〻、其れ永く寶とせよ。

佳八月初吉、宗周に在り。甲戌、王、毛伯に命じて、虢城公の服を賡ぎ、王位を甹け、四方の亟と作り、緐・蜀・巢の命を秉らしむ。鈴勒を賜ふ。咸る。王、毛公に命じ、邦冢君・徒馭・□人を以ゐて、東國㾓戎を伐たしむ。咸る。王、吳伯に命じて曰く、乃の師を以ゐて、毛父を左比せよと。王、吕伯に命じて曰く、乃の師を以ゐて、毛父を右比せよと。

趞、命じて曰く、乃の族を以ゐて、父の征に從ひ、城を徣でて、父の身を衞れと。三年、東國を靜んず。戌く天畏に𢦏れざるは亡く、丕いに純陟を畀へられたり。公、厥の事を上に告ぐ。佳民は徣づること亡くして、彝に在り。天命に恣めたり。故に尤亡くして顯に在り。佳德を敬みて、直て違ふこと亡かりきと。

班、拜して稽首して曰く、烏虖、丕杯なる丮が皇公、京宗の懿釐を受けたまひ、文王王姒の聖孫に毓せられたまふ。大服に隮

〔伯魚服亟勒之、魚之合韻　公戎東　伯父伯父魚

征城耕　身年眞　或陟徣尤德之　釐服之　井政耕〕

b 毛公方鼎　毛公旅鼎亦佳段、我用䚄、厚眔我友㲃、其用習、亦弘唯考、肆毋又弗𩫁、是用壽考 六行三一字 〔段幽䚄之㲃幽習之考考幽、幽之合韻〕

c 師毛父段　佳六月既生霸戊戌、旦王各于大室、師毛父即立、井白右、內史册命、易赤市、對䚄王休、用乍寶段、其萬年、子〻孫、其永寶用 六行四七字 〔休段幽〕

八〇、庚嬴卣　佳王十月既望、辰才己丑、王逄于庚嬴宮、王䄞庚嬴曆、易貝十朋、又丹一柝、庚嬴對䚄王休、用乍厥文姑寶障彝、其子〻孫〻、萬年永寶用 器文五行、蓋文七行、五三字

a 庚嬴鼎　佳廿又二年四月既望己酉、王客□宮、衣事、□子、王䄞庚嬴曆、易𤔲朝・貝十朋、對王休、用乍寶鼎 六行三七字

b 嬴諸器　鼎「嬴氏乍寶鼎」

りて、厥の功を廣成したまへり。文王の孫、褱型せざる亡く、克く厥の剌を競ふもの亡し。班、敢て覓れずして、佳卲考爽の益を作りて、大政と曰ふ。子〻孫多世、其れ永く寶とせよ。

毛公の旅鼎と亦佳段と（を作る）。我、用て䚄し、厚く我が友と㲃し、其れ用て侑めむ。亦弘いに佳孝し、肆に𩫁らざること有ること毋からむ。是を用て壽考ならむことを。

佳六月既生霸戊戌、旦に王、大室に格る。師毛父位に即き、邢伯右く。內史册命す。赤市を賜ふ。王の休に對揚して、用て寶段を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫、其れ永く寶用せよ。

佳王の十月既望、辰は己丑に在り。王、庚嬴の宮に格る。王、庚嬴の曆を蔑し、貝十朋を賜ひ、丹一柝を宥せらる。庚嬴、王の休に對揚して、用て厥の文姑の寶障彝を作る。其れ子〻孫〻、萬年まで永く寶用せよ。

佳二十又二年四月既望己酉、王、□宮に格り、衣事す。（丁）巳、王、庚嬴の曆を蔑し、祼璋・貝十朋を賜ふ。王の休に對へて、用て寶鼎を作る。

方鼎　丙戌、王格于公室、𣪘氏蔑曆、易貝、
用乍公寶隣彝
盉「白衞父乍𣪘將彝、孫ゝ子ゝ、永寶」
＊農卣　佳正月甲午、王才□应、王親令白智曰、
女卑農、必事厥晉姁、農廼菓厥𥂴厥小子小大
事、毋又田、農三拜韻首、敢對䚄王休、從以上
器文、六行四八字　乍寶彝盉文、三字〔首休幽〕
＊鄘伯取段　佳王伐逨魚、㣇伐淖黑、至、𤇈于
宗周、易鄘白取貝十朋、敢對䚄王休、用乍朕文
考寶隣段、其萬年、子ゝ孫ゝ、其永寶用六行四
五字〔周休段幽〕
八一、效尊　佳四月初吉甲午、王雚于嘗、公東
宮、內鄉于王、易公貝五十朋、公易厥涉子效王休
貝廿朋、效對公休、用乍寶隣彝、烏虖、效不敢不
萬年、夙夜奔走、䚄公休亦、其子ゝ孫ゝ、𨑂寶
七行六八字
a 效卣　尊と同文
b 啓貯段　□攸賓眔子𢼄𡵮、鑄旅段、佳巢來𢦏、

丙戌、王、公室に格る。𣪘氏蔑曆せられ、貝を賜ふ。用て公の
寶隣彝を作る。
伯衞父、𣪘の將彝を作る。孫ゝ子ゝ、永く寶とせよ。
佳正月甲午、王、□の应に在り。王親しく伯智に命じて曰く、
女、農をして、必らず厥の友に娉せしめよと。農廼ち厥の𥂴、
厥の小子・小大事を棄け、田すること有る毋し。農、三たび拜
し稽首し、敢て王の休に對揚し、從つて寶彝を作る。
佳王、逨魚を伐ち、㣇でて潮黑を伐ち、至る。宗周に𤇈す。鄘
伯取に貝十朋を賜ふ。敢て王の休に對揚して、用て朕が文考の
寶隣段を作る。其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、其れ永く寶
用せよ。
佳四月初吉甲午、王、嘗に雚す。公東宮、饗を王に納る。公に
貝五十朋を賜ふ。公、厥の順子效に、王の休へる貝二十朋を賜
ふ。效、公の休に對へて、用て寶隣彝を作る。烏虖、效敢て萬
年まで、夙夜奔走し、公の休奕に揚へずんばあらず。其れ子ゝ
孫ゝ、永く寶とせよ。
□啓めて貯し、子𢼄と𡵮る。旅段を鑄る。佳巢の來𢦏し、王、

王令東宮、追目六𠂤之年四行二四字
八二、寧段　寧𦘔諆乍乙考隣段、其用各百神、
用妥多福、世孫子寶四行二二字〔段幽福之寶幽、幽之
合韻〕
a 寧諸器　鼎「寧女父丁」
段「寧遹乍甲姒隣段」
b 耳卣　寧史易耳、耳休、弗敢且、用乍父乙寶
隣彝　戊形圖象三行一七字
八三、趞段　唯三月、王才宗周、戊寅、王各于
大朝、密叔又趞卽立、內史卽命
王若曰、趞、命女乍𢻱𠂤冢𤔲馬、啻官僕射・士𧧑
・小大又隣、取遺五寽、易女赤市・幽亢・䜌旂、
用事
趞拜韻首、對䚄王休、用乍季姜隣彝、其子ゝ孫ゝ、
邁年寶用九行八三字〔首休幽〕
八四、靜段　佳六月初吉、王才𦎫京、丁卯、王
令靜、𤔲射學宮、小子眔服眔小臣眔尸僕、學射、
雩八月初吉庚寅、王目吳𠦪・呂𠠰、𨙵𢻱𦎫𠂤邦周、

東宮に命じて、追ふに六師を以てせしむるの年なり。
寧、𦘔めて諆れ乙考の隣段を作る。其れ用て百神を格し、用て
多福を綏んぜむ。世孫子、寶とせよ。
寧遹、甲姒の隣段を作る。
寧、耳に易はしむ。耳、休せらる。敢て且れず、用て父乙の寶
隣彝を作る。戊形圖象
唯三月、王、宗周に在り。戊寅、王、大廟に格る。密叔、趞を
右けて位に卽き、內史命に卽く。
王、若のごとく曰く、趞よ。女に命じて𢻱師の冢𤔲馬と作さし
む。僕射・士訊・小大の右隣に嫡官となれ。遺五鍰を取らしむ。
女に赤市・幽亢・䜌旂を賜ふ。用て事へよと。
趞、拜して稽首し、王の休に對揚して、用て季姜の隣彝を作る。
其れ子ゝ孫ゝ、萬年まで寶用せよ。
佳六月初吉、王、𦎫京に在り。丁卯、王、靜に命じて、射を學
宮に𤔲らしむ。小子と服と小臣と夷僕と、射を學ふ。雩に八月
初吉庚寅、王、吳𠦪・呂𠠰を以ゐて、𢻱𦎫の師邦周と𨙵し、大

射于大池、靜學無𡚬、王易靜鞞剢、用乍文母外姞隣段、
靜敢拜韻首、對䚄天子不顯休、
子ゝ孫ゝ、其萬年用八行九〇字〔首休段幽〕
a 靜卣　佳四月初吉丙寅、王才𦎫京、王易靜弓、
靜拜韻首、敢對䚄王休、用乍宗彝、其子ゝ孫ゝ、
永寶用二器、四行三六字、又七行三六字(蓋)〔首休幽〕
b 小臣靜彝　佳十又三月、王客𦎫京、小臣靜
卽事、王易貝五十朋、䚄天子休、用乍父丁寶隣
彝五行三二字
八五、遹段　佳六月既生霸、穆王才𦎫京、乎漁
于大池、王卿酉、遹御亡遣、穆王親易遹鮮、遹拜
首韻首、敢對䚄穆王休、用乍文考父乙隣彝、其孫
ゝ子ゝ、永寶六行五五字〔首休寶幽〕
八六、井鼎　佳七月、王才𦎫京、辛卯、王魚于
䢅池、乎井從魚、攸易魚、對䚄王休、用乍寶隣鼎
六行三〇字〔池之魚、魚魚、魚之合韻休幽鼎侯、幽侯合韻〕
a 師趛鼎　佳九月初吉庚寅、師趛乍文考聖公・
文母聖姬隣彝、其萬年、子孫永寶用五行二八字

池に射る。靜、學へて歸ること無し。王、靜に鞞剢を賜ふ。
靜敢て拜して稽首し、天子の丕顯なる休に對揚し、用て文母外
姞の隣段を作る。子ゝ孫ゝ、其れ萬年まで用ひよ。
佳四月初吉丙寅、王、𦎫京に在り。王、靜に弓を賜ふ。靜、拜
して稽首し、敢て王の休に對揚して、用て宗彝を作る。其れ子
ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。
佳十又三月、王、𦎫京に格る。小臣靜、事に卽く。王、貝五十
朋を賜ふ。天子の休に揚へて、用て父丁の寶隣彝を作る。
佳六月既生霸、穆王、𦎫京に在り。呼びて大池に漁せしむ。王、
饗酒す。遹、御へて譴亡し。穆王、親しく遹に鮮を賜ふ。遹、
拜手稽首し、敢て穆王の休に對揚して、用て文考父乙の隣彝を
作る。其れ孫ゝ子ゝ、永く寶とせよ。
佳七月、王、𦎫京に在り。辛卯、王、䢅池に漁す。邢を呼びて
從ひて漁せしむ。攸て魚を賜ふ。王の休に對揚して、用て寶隣
鼎を作る。
佳九月初吉庚寅、師趛、文考聖公・文母聖姬の隣彝を作る。其
れ萬年ならむことを。子孫永く寶用せよ。

八七、競卣　佳白𡰥父、目成𠂤卽東命、戍南尸、
正月既生霸辛丑、才𣪘、白𡰥父皇競、各于官、競
蔑曆、賞競章、對䚄白休、用乍父乙寶隣彝、子孫
永寶八行五一字〔休寶幽〕
a 競段　佳六月既死霸壬申、白𡰥父蔑御史競曆、
賞金、競䚄白𡰥父休、用乍父乙寶隣彝段四行三
二字〔休段幽〕
b 競諸器　卣二・盉「競乍父乙旅彝」尊「競乍父
乙旅彝」鼎「競乍□□」
八八、縣改段　佳十又三月既望、辰才壬午、白
𡰥父休于縣改曰、𧊒、乃任縣白室、易女婦爵・𡢁
之弋・周玉黃□、縣改每䚄白𡰥父休曰、休白哭㚖、
卹縣白室、易君我、佳易壽、我不能不眔縣白萬年
保、肆敢陣于彝曰、其自今日、孫ゝ子ゝ、毋敢望
白休八行八八字〔壽保幽　子之休幽、幽之合韻〕
a 伯𡰥父鼎　「白𡰥父乍□鼎」疑
八九、𩛥鼎　佳十又一月、師雝父省道、至于𣎆、

佳伯𡰥父、成の師を以ゐて東命に卽き、南夷を戍る。正月既生
霸辛丑、𣪘に在り。伯𡰥父、競を皇かさむとして、官に格る。
競、蔑曆せられ、競に璋を賞せらる。伯の休に對揚して、用て
父乙の寶隣彝を作る。子孫永く寶とせよ。
佳六月既死霸壬申、伯𡰥父、御史競の曆を蔑し、金を賞せらる。
競、伯𡰥父の休に揚へて、用て父乙の寶隣彝段を作る。
佳十又三月既望、辰は壬午に在り。伯𡰥父、縣改に休して曰く、
𧊒、乃の任れる縣伯の室あり。女に婦爵・𡢁の柲・彫玉黃□を
賜ふと。縣改、伯𡰥父の休に敏しみ揚へて曰く、伯の㚖を哭に
して縣伯の室を卹みたまひ、君儀を賜ひ、佳壽を賜ひたまふを
休とし、我縣伯と萬年まで保たざる能はざらむや。肆に敢て彝
に陣して曰く、其れ今日より、孫ゝ子ゝ、敢て伯の休を忘るる
こと毋れ。
佳十又一月、師雍父、道を省して、𣎆に至る。𩛥從ふ。其の父、

𨺅從、其父蔑𨺅曆、易金、對䫹其父休、用乍寶鼎
六行三一字〔休𠙵鼎侯、𠙵侯合韻〕
a 遹甗　隹六月既死霸丙寅、師雝父戍才古𠂤、
遹從、師雝父肩、史遹事于𢧵侯、𢧵侯蔑遹曆、
易遹金、用乍旅甗七行三九字
b 𨺅・寓諸器　鼎第一「𨺅乍寶鼎」疑　鼎第二「隹
一月既生霸、才𦩉京、□□蔑寓曆、□□、乍冊
寓（拜韻）首、對王休用之」疑　卣「……寓對
䫹王休、用乍𠙵尹寶隮彝、其永寶用」疑
九〇、臤觶　隹十又三月既生霸丁卯、臤從師雝
父、戍于𠀠𠂤之年、臤蔑曆、中競父易金、臤拜韻
首、敢對䫹競父休、用乍父乙寶𩰫彝、其子〻孫〻、
永用 文右行、五行五三字　仿刻
a 臤諸器　觥第二「中子𧴩彤、乍文父丁隮彝　㝬
圖象臤」二行一二字
解「□棨婦貝㺀妸、用𠂇日乙隮彝　臤」四行一三
字
段「妸易隹玉、用乍且癸彝　臤」二行一〇字

𨺅の曆を蔑し、金を賜ふ。其の父の休に對揚して、用て寶鼎を作る。
隹れ六月既死霸丙寅、師雍父、戍りて古師に在り。遹從ふ。師雍父、肩す。遹をして𢧵侯に使せしむ。𢧵侯、遹の曆を蔑し、遹に金を賜ふ。用て旅甗を作る。
隹れ十又三月既生霸丁卯、臤、師雍父に從ひ、𠀠師に戍るの年、臤、蔑曆せらる。仲競父、金を賜ふ。臤、拜して稽首し、敢て競父の休に對揚して、用て父乙の寶𩰫彝を作る。其れ子〻孫〻永く用ひよ。
仲子𧴩彤、文父丁の隮彝を作る。㝬圖象臤
棨婦に貝を妸に□ふ。辟日乙の隮彝に用ふ。臤
妸、鳥玉を賜ふ。用て祖癸の彝を作る。臤

段第二「臤」　第三「臤　父癸」　鼎第一「彡乍文
父丁□　臤」　第二「臤　父丁　㝬」　觥第二「文
父丁　〔圖象〕」
b 仲競段　「中競乍寶段、其萬年、子〻孫、永
寶」二行一三字　巻二、二二五頁
c 𥡴卣　𥡴從師淮父、戍于古𠂤、蔑曆、易貝卅
寽、𥡴拜韻首、對䫹師淮父休、用乍文考日乙寶
隮彝、其子〻孫、永福　〔圖象〕　器四行四一字、蓋六行
〔首休𠙵福之、𠙵之合韻〕
d 父癸甗　「〔圖象〕般形圖象　父癸」
九一、彔段第一器　白雝父來自𢧵、蔑彔曆、易赤
金、對䫹白休、用乍文且辛公寶𩰫段、其子〻孫〻、
永寶五行三二字〔休段寶𠙵〕
a 彔段第二器　彔乍厥文考乙公寶隮段、子〻孫、
其永寶器、二行一六字　彔乍文考乙公寶隮段蓋、二
行九字〔段寶𠙵〕
b 彔𢦔卣　王令𢦔曰、𠭯、淮尸敢伐內國、女其
目成周師氏、戍于𠀠𠂤、白雝父蔑彔曆、易貝十

𥡴、師雍父に從つて、古師に戍る。蔑曆せられて、貝三十鍰を賜ふ。𥡴、拜して稽首し、師雍父の休に對揚して、用て文考日乙の寶隮彝を作る。其れ子〻孫まで、永く福あらむことを。〔圖象〕
伯雍父、𢧵より來り、彔の曆を蔑し、赤金を賜ふ。伯の休に對揚して、用て文祖辛公の寶𩰫段を作る。其れ子〻孫〻まで、永く寶とせよ。
彔、厥の文考乙公の寶隮段を作る。子〻孫、其れ永く寶とせよ。器
彔、文考乙公の寶隮段を作る。蓋
王、𢦔に命じて曰く、𠭯、淮夷敢て內國を伐つ。女其れ成周の師氏を以ゐて、𠀠師に戍れと。伯雍父、彔の曆を蔑し、貝十朋

朋、彔拜韻首、對䫹白休、用乍文考乙公寶隮彝
六行四九字〔首休𠙵〕
c 彔𢦔尊　銘同文六行四九字
d 伯𢦔段　白𢦔肇其乍西宮寶、隹用妥神褱、唬
前文人、秉德共屯、隹匄萬年、子〻孫〻、永寶
五行三一字〔人年眞〕
九二、彔伯𢦔段　隹王正月、辰才庚寅、王若曰、
彔白𢦔、繇、自乃且考、又㪟于周邦、右闢四方、
叀㘴天令、女肇不㒸、余易女秬鬯一卣・金車・𠦪
𡯱較・𠦪𢓊・朱虢𩊚・虎冟熏裏・金甬・畫𩌏・金
厄・畫轉・馬四匹・鋚勒
彔白𢦔、敢拜手韻首、對䫹天子不顯休、用乍朕皇
考𨛫王寶隮段、余其永邁年寶用、子〻孫〻、其帥
井、受兹休一一行一一二字〔首休段休𠙵〕
九三、卯𣪘段　隹元年三月丙寅、王各于大室、
康公右卯𣪘、易戠衣・赤〔〇〕市、曰、用飼乃且考事、
乍嗣土、𣪘敢對䫹王休、用乍寶段、子〻孫〻、其
永寶六行五〇字〔休段寶𠙵〕

を賜ふ。彔、拜して稽首し、伯の休に對揚して、用て文考乙公の寶隮彝を作る。
伯𢦔、肇めて其れ西宮の寶を作る。隹れ用て神褱を綏んじ、前文人を唬ましめむ。德を秉ること恭純にして、隹れ萬年ならむことを匄む。子〻孫〻、永く寶とせよ。
隹れ王の正月、辰は庚寅に在り。王若のごとく曰く、彔伯𢦔よ。繇、乃の祖考よりして、周邦に勳有り。四方を佑闢し、天命を叀張す。女、肇ぎて墜さざれ。余、女に秬鬯一卣・金車・𠦪較・𠦪𢓊・朱虢𩊚・虎冟熏裏・金甬・畫𩌏・金厄・畫轉・馬四匹・鋚勒を賜ふと。
彔伯𢦔、敢て拜手稽首し、天子の丕いに顯かなる休に對揚して、用て朕が皇考𨛫王の寶隮段を作る。余は其れ永く萬年まで寶用せむ。子〻孫〻、其れ帥型して、兹の休を受けよ。
隹れ元年三月丙寅、王、大室に格る。康公、卯𣪘を右く。織衣・赤〔〇〕市を賜ふ。曰く、用て乃の祖考の事を飼ぎ、嗣士と作れと。𣪘、敢て王の休に對揚して、用て寶段を作る。子〻孫〻、其れ永く寶とせよ。

a 𢿱段　隹八月初吉丁亥、白氏宮𢿱、易𢿱弓矢
束・馬匹・貝五朋、𢿱用從、永䫹公休五行二八字
b 晉段　隹四月初吉丁卯、王蔑晉曆、易牛三、
晉既拜韻首、升于厥文且考、晉對䫹王休、用乍
厥文考隮段、晉眔厥子〻孫、永寶六行四五字〔首
考休段寶𠙵〕
九四、敔段二　隹四月初吉丁亥、王才周、各于
大室、王穖敔曆、易玄衣赤表、敔對䫹王休、用乍
文考父丙𩰫彝、其萬年寶五行四〇字、仿〔休寶𠙵〕
a 敔段一　敔乍寶段、用饎、厥孫子厥不吉、其
𩰫三行一四字
九五、君夫段　唯正月初吉乙亥、王才康宮大室、
王命君夫曰、儥求乃友、君夫敢每䫹王休、用乍文
父丁𩰫彝、子〻孫〻、其永用之五行四四字〔友之
休𠙵之之、𠙵之合韻〕
九六、呂方鼎　唯五月既死霸、辰才壬戌、王饔
于大室、呂𢓊于大室、王易呂𩰫三卣・貝卅朋、對
䫹王休、用乍寶𩰫、其子〻孫〻、永用五行四三字

隹れ八月初吉丁亥、伯氏、𢿱に宮（休）す。𢿱に弓と矢束・馬匹・貝五朋を賜ふ。𢿱用て從ふ。永く公の休に揚へむ。
隹れ四月初吉丁卯、王、晉の曆を蔑し、牛三を賜ふ。晉既に拜して稽首し、厥の文祖考に升（聞）せり。晉、王の休に對揚して、用て厥の文考の隮段を作る。晉、厥の子〻孫に逮ぶまで、永く寶とせむ。
隹れ四月初吉丁亥、王、周に在り。大室に格る。王、敔の曆を蔑し、玄衣赤表（裏）を賜ふ。敔、王の休に對揚して、用て文考父丙の𩰫彝を作る。其れ萬年まで寶とせよ。
敔、寶段を作り、用て饎る。厥の孫子の不吉なるは、其れ祼せよ。
唯れ正月初吉乙亥、王、康宮大室に在り。王、君夫に命じて曰く、乃の友を贖求せよと。君夫、敢て敏しみて王休に揚へ、用て文丁の𩰫彝を作る。子〻孫〻、其れ永くこれを用ひよ。
唯れ五月既死霸、辰は壬戌に在り。王、大室に饔し、呂、大室に侍す。王、呂に鬯三卣・貝三十朋を賜ふ。王の休に對揚して、用て寶𩰫を作る。其れ子〻孫〻、永く用ひよ。

九七、剌鼎　唯五月、王才初、辰才丁卯、王啻用牡于大室、啻邵王、剌御、王易剌貝卅朋、天子邁年、剌對揚王休、用乍黃公障䵼彝、㠱孫〻子〻、永寶用 六行五二字

唯五月、王、初に在り。辰は丁卯に在り。王禘して牡を大室に用ひ、邵王を禘す。剌御す。王、剌に貝三十朋を賜ふ。天子萬年ならむことを。剌、王の休に對揚して、用て黃公の障䵼彝を作る。其れ孫〻子〻、永く寶用せよ。

九八、宗周鐘　王肈遹省文武堇疆土、南或𠬝子、敢召虐我土、王辜伐其至、戮伐厥都、𠬝子迺遣閒、來逆邵王、南尸東尸、具見廿又六邦。隹皇上帝百神、保余小子、朕猷又成亡競、我隹司配皇天王、對乍宗周寶鐘、倉〻悤〻、雉〻雝〻、用邵各不顯且考先王、先王其嚴才上、𥫔〻數〻、降余多福、福余順孫、參壽隹𠛱、𤔲其萬年、畯保四或 正面鉦間四行、鼓左八行、背面鼓右五行、凡一二二字

〔土土都魚　王陽邦東競王陽、陽東合韻　鐘悤雝東王上陽數東、陽東合韻　福𠛱或之〕

王肈めて文武の勤めたまへる疆土を遹省す。南國𠬝子、敢て我が土を陷虐す。王、敦伐して其れ至り、厥の都を戮伐す。𠬝子迺ち遣間(請和)し、來りて昭王を逆ふ。南夷東夷、具見するもの二十又六邦なり。

隹皇上帝百神、余小子を保ち、朕が猷成る有りて競ふ亡し。我隹皇天王に嗣配し、對へて宗周の寶鐘を作れり。倉〻悤〻、雉〻雍〻として、用て丕顯なる祖考先王を昭格す。先王其れ嚴として上に在り、𥫔〻數〻として、余に多福を降し、余に順孫を福し、參の壽を隹𠛱めしめむ。𤔲其れ萬年まで、畯く四國を保たんことを。

a 呂王鬲　呂王乍障鬲、子〻孫〻、永寶用享 一行一三字

呂王、障鬲を作る。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

b 猶鐘　……侃先王、先王其嚴才帝左右、斁狄不龏、數〻𥫔〻、降福無疆、猶(髮)其萬年、子〻孫〻、永寶 二器計三三字 〔王龏疆陽〕

……先王を侃しましめむ。先王其れ嚴として帝の左右に在り。不恭を斁逖し、數〻𥫔〻として、福を降すこと無疆ならむ。髮其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶とせよ。

九九、師遽方彝　隹正月既生霸丁酉、王才周康寢、卿醴、師遽蔑曆、𠭯、王乎宰利、易師遽瑁圭一・環章四、師遽拜𩒨首、敢對揚天子不顯休、用乍文且也公寶障彝、用匃萬年亡疆、世孫子、永寶 器六行、蓋八行、六六字 〔首休寶幽〕

隹正月既生霸丁酉、王、周の康寢に在り。饗醴す。師遽蔑曆せられ、侑せらる。王、宰利を呼び、師遽に瑁圭一・環章四を賜はしむ。師遽、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て文祖也公の寶障彝を作り、用て萬年無疆ならむことを匃む。世孫子、永く寶とせよ。

一〇〇、師遽𣪘　隹王三祀四月既生霸辛酉、王才周、客新宮、王祉正師氏、王乎師朕、易師遽貝十朋、遽拜𩒨首、敢對揚天子不杯休、用乍文考旄叔障𣪘、世孫子、永寶 七行五七字 〔首休𣪘寶幽〕

隹王の三祀四月既生霸辛酉、王、周に在り、新宮に格る。王祉いて師氏を正す。王、師朕を呼び、師遽に貝十朋を賜はしむ。遽、拜して稽首し、敢て天子の不杯なる休に對揚して、用て文考旄叔の障𣪘を作る。世孫子、永く寶とせよ。

a 遽諸器　彝「遽白𢍰乍寶障彝、用貝十朋又四朋」

遽伯𢍰、寶障彝を作る。貝十朋又四朋を用ふ。

角・觶「遽從」　象尊・卣「遽、父己」　觶・觚・尊「父乙　遽」　觶「遽中乍父丁寶　亞中兩趾形」

＊𧆞彝　𧆞拜𩒨首、休朕匋君公白易厥臣弟𧆞井五𥛚、易□・胄・干戈、𧆞弗敢望公白休、對揚白休、用乍且考寶障彝 四行四一字 〔休休幽〕

𧆞、拜して稽首す。朕が匋君公伯の厥の臣弟𧆞に井五𥛚を賜ひ、□・胄・干戈を賜へるを休とす。𧆞、敢て公伯の休を忘れず、伯の休に對揚して、用て祖考の寶障彝を作る。

一〇一、盠方尊　唯八月初吉、王各于周廟、穆公右盠、立于中廷、北鄉、王冊令尹、易盠赤市・幽亢・攸勒、曰、用𤔲六自、王行參有𤔲、𤔲土・𤔲馬・𤔲工、王令盠曰、耦𤔲六自眔八自埶、盠拜𩒨首、敢對揚王休、用乍朕文祖益公寶障彝、盠曰、天子不叚不其、萬年保我萬邦、盠敢拜𩒨首曰、剌〻朕身、𢓊朕先寶事 一〇行一〇八字 〔首休幽其之首幽事之、幽之合韻〕

唯八月初吉、王、周廟に格る。穆公、盠を右けて中廷に立ち、北嚮す。王、尹に冊命し、盠に赤市・幽亢・攸勒を賜はしむ。曰く、用て六師を𤔲めよと。王、參有𤔲、𤔲土・𤔲馬・𤔲工を行る。王、盠に命じて曰く、併せて六師と八師との埶(藝)を𤔲めよと。

盠、拜して稽首し、敢て王の休に對揚して、用て朕が文祖益公の寶障彝を作る。盠曰く、天子、丕叚丕其にして、萬年まで我が萬邦を保たむことを。盠、敢て拜して稽首して曰く、剌〻たる朕が身、朕が先の寶(保)事を更がむ。

a 盠彝一・二　同文

一〇二、盠駒尊　隹王十又三月、辰才甲申、王初執駒于㡱、王乎師豦、召盠、王親旨盠駒、易兩、拜𩒨首曰、王弗望厥舊宗小子、熙皇盠身、盠曰、王倗下不其、則萬年保我萬宗、盠曰、余其敢對揚天子之休、余用乍朕文考大中寶障彝、盠曰、其萬年、世子孫、永寶之 九行九二字

隹王の十又三月、辰は甲申に在り。王、初めて駒を㡱に執る。王、師豦を呼びて盠を召さしむ。王、親しく盠に駒を詣す。兩を賜ふ。拜して稽首して曰く、王、厥の舊宗の小子を忘れず、盠の身を熙皇したまふ。盠曰く、王、倗下丕其にして、則ち萬年まで、我が萬宗を保ちたまはむことを。盠曰く、余は其れ敢て天子の休に對揚し、余用て朕が文考大中の寶障彝を作れり。盠曰く、其れ萬年ならむことを。世子孫、永く之を寶とせよ。

a 盠駒尊蓋一　王𩣡駒㡱、易盠駒、用厥𩦃、騅子 三行一二字

王、駒の㡱を訊ふ。盠に駒を賜ふ。厥の𩦃を用てす。騅子なり。

b 盠駒尊蓋二　王𩣡駒𠦪、易盠駒、用厥𩦃、駱子 四行一二字

王、駒の𠦪を訊ふ。盠に駒を賜ふ。厥の𩦃を用てす。駱子なり。

一〇三、長由盉　隹三月初吉丁亥、穆王才下淢应、穆王鄉醴、即井白、大祝射、穆王蔑長由、以逨即井白、井白氏彌不姦、長由蔑曆、敢對揚天子不杯休、用肈乍障彝 六行五六字

隹三月初吉丁亥、穆王、下淢の应に在り。穆王饗醴す。邢伯に即きて、大祝、射す。穆王、長由を蔑し、以に逨りて邢伯に即かしむ。伯氏、彌く姦たず。長由蔑曆せらる。敢て天子の丕杯なる休に對揚して、用て肈めて障彝を作る。

a 普渡村諸器　長由𣪘「長由乍寶障彝」　緐盤「緐乍且乙障彝、其子〻孫〻、永寶　戈形圖象」

伯□父卣「白□父曰、休父易余馬、對揚公休、用乍寶障□」

伯□父曰く、父の余に馬を賜へるを休とす。公の休に對揚して、用て寶障□を作る。

一〇四、師虎𣪘　隹元年六月既望甲戌、王才杜应、各于大室、井白內右師虎、即立中廷、北鄉、王乎內史吳曰、冊令虎、王若曰、虎、𢦏先王、既令乃取考事、啻官𤔲左右戲緐荊、今余隹帥井先王令、令女更乃取考、啻官𤔲左右戲緐荊、苟夙夜、勿灋朕令、易女赤舄、用事、虎敢拜𩒨首、對揚天子不杯魯休、用乍朕剌考日庚

隹元年六月既望甲戌、王、杜应に在り。大室に格る。邢伯內りて師虎を右け、位に中廷に即きて北嚮す。王、內史吳を呼びて曰く、虎に冊命せよと。

王、若のごとく曰く、虎よ。先王に在りて、既に乃の祖考の事を命じ、嫡として左右の戲緐荊を官𤔲せしむ。今余は隹、先王の命に帥型し、女に命じて乃の祖考に更ぎ、嫡として左右の戲緐荊を官𤔲せしむ。夙夜を敬しみ、朕が命を灋つること勿れ。

隣段、子々孫々、其永寶用 一〇行一二四字 〔首休段圖〕

a 牧段　隹王七年十又三月既生霸甲寅、王才周、才師汓父宮、各大室、卽立、公族□入右牧、立中廷、王乎內史吳、冊令牧
王若曰、牧、昔先王既令女乍嗣士、今余唯或彼改、令女辟百寮、有冋事□、迺多亂、不用先王乍井、亦多虐、庶民厥嚨庶右瞥、不井不中、迺侯之□□、今餇司匐厥辠召故
王曰、牧、女毋敢（弗帥）先王乍明井用、雩乃嚨庶右瞥、毋敢不明不中不井、乃毋政事、毋敢不尹八不中不井、今余隹醽熹乃命、易女秬鬯一卣・金車・桒較・畫輯・朱虢囗靳・虎冟熏裏・旂、余馬四匹、取（遄□）寽、苟夙夕、勿灋朕令
牧拜稽首、敢對覨王不顯休、用乍朕皇文考益白寶隣段、牧其萬年壽考、子々孫々、永寶用 二一

女に赤舄を賜ふ。用て事へよと。
虎敢て拜して稽首し、天子の丕ひなる魯休に對揚して、用て朕が剌考日庚の隣段を作る。子々孫々、其れ永く寶用せよ。
隹王の七年十又三月既生霸甲寅、王、周に在り。師汓父の宮に在り。大室に格り、位に卽く。公族□、入りて牧を右け、中廷に立つ。王、內史吳を呼び、牧に冊命せしむ。
王、若のごとく曰く、牧よ。昔、先王既に女に命じて嗣士と作せり。今余隹れ或は改すること或り。女に命じて、百寮に辟たらしむ。……有らば、迺ち亂多からむ。先王の作りたまへる刑を用ひざれば、亦虐多からむ。庶民の訊・庶右・隣に、刑ならず、中ならざることあらば、迺ち侯の……。今、匐の□□故を餇司せしむ。
王曰く、牧よ、女敢て先王の作りたまへる明刑に帥ひ用ひざることなかれ。乃の訊・庶右・隣において、敢て不中不刑を明らかにせざることなかれ。乃の毋ふ政事に、敢て其の不中不刑を尹さざることなかれ。今余隹れ乃の命を醽熹す。女に秬鬯一卣・金車・賁較・畫輯・朱虢囗靳・虎冟熏裏・旂を賜ふ。馬四匹を賜り、遄（寽）□鍰を取らしむ。夙夕を敬しみ、朕が命を廢つること勿れと。
牧、拜して稽首し、敢て王の丕顯なる休に對揚して、用て朕が皇文考益伯の寶隣段を作る。牧其れ萬年壽考ならむことを。子々孫々、永く寶用せよ。

行約二二六字 〔首休段考幽〕

一〇五、吳方彝　隹二月初吉丁亥、王才周成大室、旦、王各廟、宰朏右乍冊吳入門、立中廷北鄉、王乎史戊、冊令吳、嗣旃眔叔金、易秬鬯一卣・玄袞衣・赤舄・金車・桒冋・朱虢靳・虎冟熏裏・桒較・畫轉・金甬・馬四匹・攸勒
吳拜稽首、敢對覨王休、用乍青尹寶隣彝、吳其世子孫、永寶用、隹王二祀 一〇行一〇二字 〔首休幽〕

隹二月初吉丁亥、王、周の成大室に在り。旦に王、廟に格る。宰朏、作冊吳を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。王、史戊を呼び、吳に冊命し、旃と叔金とを嗣どらしむ。秬鬯一卣・玄袞衣・赤舄・金車・賁鞁・朱虢靳・虎冟熏裏・賁較・畫轉・金甬・馬四匹・攸勒を賜ふ。
吳、拜して稽首し、敢て王の休に對揚し、用て青尹の寶隣彝を作る。吳其れ世子孫まで、永く寶用せよ。隹王の二祀なり。

一〇六、趞曹鼎一　隹七年十月既生霸、王才周般宮、旦、王各大室、井白入右趞曹、立中廷北鄉、易趞曹截市・冋黃・緣、趞曹拜稽首、敢對覨天子休、用乍寶鼎、用卿倗晉 八行五六字 〔首休幽晉之幽之合韻〕

隹七年十月既生霸、王、周般宮に在り。旦に王、大室に格る。邢伯入りて趞曹を右け、中廷に立ちて北嚮す。趞曹に截市・冋黃・鑾（旂）を賜ふ。趞曹、拜して稽首し、敢て天子の休に對揚して、用て寶鼎を作る。用て朋友を饗せむ。

一〇七、趞曹鼎二　隹十又五年五月既生霸壬午、龔王才周新宮、王射于射盧、史趞曹易弓矢・虎盧

隹十又五年五月既生霸壬午、共王、周の新宮に在り。王、射盧に射る。史趞曹、弓矢・虎盧・冑・干・殳を賜ふ。趞曹敢對して、

・冑・干・殳、趞曹〔敢對曹〕拜稽首、敢對覨天子休、用乍寶鼎、用卿倗晉 八行五五字、原三字衍 〔首休晉幽〕

三字衍 拜して稽首し、敢て天子の休に對揚して、用て寶鼎を作る。用て朋友を饗せむ。

一〇八、師湯父鼎　隹十又二月初吉丙午、王才周新宮、才射廬、王乎宰雁、易□弓象弭、矢臺彤欮、師湯父拜稽首、乍朕文考□叔𩰫彝、其邁年、孫々子々、永寶用 八行五四字

隹十又二月初吉丙午、王、周の新宮に在り。射廬に在りて、王宰雁を呼び、□弓象弭、矢臺彤欮を賜はしむ。師湯父、拜して稽首し、朕が文考□叔の𩰫彝を作る。其れ萬年ならむことを、孫々子々、永く寶用せよ。

a 仲枏父鬲　隹六月初吉、師湯父有嗣中枏父、乍寶鬲、用敢鄉考于皇且丂、用旂眉壽、其萬年、子々孫々、其永寶用 七行三八字 〔丂壽幽〕

唯六月初吉、師湯父の有嗣仲枏父、寶鬲を作る。用て敢んで皇祖考に饗孝し、用て眉壽を祈む。其れ萬年ならむことを。子々孫々、其れ永く寶用せよ。

b 仲枏父段　同文（器名を段に作る）四行三八字

c 仲枏父乜　中枏父乍乜、永寶用 二行八字

一〇九、豆閉段　唯王二月既眚霸、辰才戊寅、王各于師戲大室、井白入右豆閉、王乎內史、冊命豆閉、王曰、閉、易女戠衣・◎市・緣旂、用侪乃且考事、嗣窋俞邦君嗣馬弓矢、閉拜稽首、敢對覨天子不顯休命、用乍朕文考盭叔寶段、用易壽壽（考）、萬年永寶、用于宗室 九行九二字 〔首段考寶幽〕

唯王の二月既生霸、辰は戊寅に在り。王、師戲の大室に格る。邢伯入りて豆閉を右く。王、內史を呼び、豆閉に冊命せしむ。王曰く、閉よ。女に織衣・◎市・鑾旂を賜ふ。用て乃の祖考の事を侪ぎ、窋俞の邦君嗣馬・弓矢を嗣めよと。閉、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休命に對揚して、用て朕が文考盭叔の寶段を作る。用て壽考を賜はらむことを。萬年まで永く寶とし宗室に用ひよ。

a 窋鼎　隹王九月既望乙子、趞中令窋、剏嗣奠田、窋拜稽首、對覨趞中休、用乍朕文考盭叔隣鼎、其孫々子々、其永寶 六行四二字 〔首休幽鼎侯寶幽、幽侯合韻〕

隹王の九月既望乙巳、趞仲、窋に命じ、倂せて鄭の田を嗣めしむ。窋、拜して稽首し、趞仲の休に對揚して、用て朕が文考盭叔の隣鼎を作る。其れ孫々子々、其れ永く寶とせよ。

一一〇、截段　隹正月乙子、王各于大室、穆公入右截、立中廷北鄉、王曰、截、令女乍嗣土、官嗣耤田、易女戠衣・赤◎市・緣旂、楚走馬、取遄五寽、用事、截拜稽首、對覨王休、用乍朕文考寶段、其子々孫々、永用 八行七三字 〔首休段幽〕

隹正月乙巳、王、大室に格る。穆公入りて截を右け、中廷に立ちて北嚮す。王曰く、截よ。女に命じて嗣土と作し、耤田を官嗣せしむ。女に織衣・赤◎市・鑾旂を賜ふ。走馬を楚けよ。遄五鍰を取らしむ。用て事へよと。截、拜して稽首し、王の休に對揚して、用て朕が文考の寶段を作る。其れ子々孫々、永く用ひよ。

一一一、利鼎　唯王九月丁亥、王客于般宮、井白內右利、立中廷北鄉、王乎乍命內史、冊命利曰、易女赤◎市・緣旂、用事、利拜稽首、對覨天子不顯皇休、用乍朕文考䢅白隣鼎、利其邁年、子孫永寶用 八行七〇字 〔首休幽〕

唯王の九月丁亥、王、般宮に格る。邢伯內りて利を右け、中廷に立ちて北嚮す。王、作命內史を呼び、利に冊命せしめて曰く、女に赤◎市・鑾旂を賜ふ。用て事へよと。利、拜して稽首し、天子の丕顯なる皇休に對揚して、用て朕が文考䢅伯の隣鼎を作る。利其れ萬年ならむことを。子孫永く寶用せよ。

一一二、倗生段　隹正月初吉癸子、王才成周、格白取良馬乘于倗生、厥賓卅田、剿析、格白還、

隹正月初吉癸巳、王、成周に在り。格伯、良馬乘を倗生より取る。厥の貯三十田なり。則ち析す。格伯遷ふ。殹妊と仡人と、

匓妊彶仡人、従格白、厈彶甸、殷人紉𨛭谷杜木遼
谷旅桒、渉東門、厥書史戠武、立𥁰成璺、鑄保𣪘、
用典格白田、其邁年、子〻孫〻、永保用　畕　五
器六銘、第一器六行八二字
a 格伯晉姬𣪘　隹三月初吉、格白乍晉姬寶𣪘、
子〻孫〻、其永寶用三行二〇字
b 𣪕仲作倗生壺　𣪕中乍倗生飲壺、匄三壽懿德
萬年四行一四字
c 倗諸器　鼎「倗中乍畢媿媵鼎、其萬年寶用」
𣪘「倗白𠭯自乍𤔲𣪘、其子〻孫、永寶用享」
爵・卣「倗乍厥考寶𤔲彝、用萬年事」
一一三、追𣪘　追虔夙夕、卹厥死事、天子多易
追休、追敢對天子䫉、䫉用乍朕皇且考𤔲𣪘、用享
孝于前文人、用旛匄眉壽永令、畯臣天子霝冬、追
其萬年、子〻孫〻、永寶用六銘、七行六〇字〔夕魚
事之、魚之合制　休𣪘幽　人令年真〕
一一四、趞觶　隹三月初吉乙卯、王才周、各大

格伯に従うて甸に抜攻す。殷人、𨛭谷の杜木と原谷の旅桒とを
紉ぎて、東門に渉る。厥の書史戠武、立𥁰成璺し、保（寶）𣪘を
鑄て、用て格伯の田を典す。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、
永く保（寶）用せよ。畕
隹三月初吉、格伯、晉姬の寶𣪘を作る。子〻孫〻、其れ永く寶
用せよ。
𣪕仲、倗生の飲壺を作り、三壽懿德萬年ならむことを匄む。
倗仲、畢媿の媵鼎を作る。其れ萬年まで寶用せよ。
倗伯𠭯、自ら𤔲𣪘を作る。其れ子〻孫、永く寶として用て享せ
よ。
倗、厥の考の寶𤔲彝を作る。用て萬年まで事らむ。
追、夙夕を虔み、厥の死（司）事を卹み、天子多く追に休を賜ふ。
追、敢て天子の䫉に對へて、揚へて用て朕が皇祖考の𤔲𣪘を作
る。用て前文人に享孝し、用て眉壽永命を旛匄す。畯く天子に
臣へて霝終ならむことを。追其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、
永く寶用せよ。
隹三月初吉乙卯、王、周に在り。大室に格る。咸邢叔入りて趞

室、咸井叔入右趞、王乎内史、册令趞、更厥且考
服、易趞戠衣・䡅市・同黃・旂、趞拜𩒨首、䫉王
休對、趞蔑曆、用乍寶𤔲彝、𠀠孫子、毋敢家、永
寶、隹王二祀八行六八字〔對彝䏌　子之寶幽祀之、幽
之合制〕
一一五、免觶　隹六月初吉、王才奠、丁亥、王
各大室、井叔右免、王蔑免曆、令史懋、易免䡅市
・同黃、乍𤔲工、對䫉王休、用乍𤔲彝、免其萬年、
永寶用器、五行四九字　蓋銘偽
a 免簠　隹三月既生霸乙卯、王才周、令免乍𤔲
土、𤔲奠還歠眔吳眔牧、易戠衣・䜌、對䫉王休、
用乍旅𤔲彝、免其萬年、永寶用四行四四字
b 免𣪘　隹十又二月初吉、王才周、昧喪、王各
于大廟、井叔有免即令、王受乍册尹者、卑册令
免曰、令女足周師𤔲歠、易女赤⊗市、用事、免
對䫉王休、用乍𤔲𣪘、免其萬年、永寶用六行六四
字〔休𣪘幽〕
c 免盤　隹五月初吉、王才周、令作册内史、易

を右く。王、内史を呼び、趞に册命せしむ。厥の祖考の服を更
げと。趞に織衣・䡅市・同黃・旂を賜ふ。趞、拜して稽首し、
王の休に揚へて對ふ。趞、蔑曆せられ、用て寶𤔲彝を作る。世
孫子、敢て墜すこと毋く、永く寶とせよ。隹王の二祀なり。
隹六月初吉、王、鄭に在り。丁亥、王、大室に格る。邢叔、免
を右く。王、免の曆を蔑し、史懋をして、免に䡅市・同黃を賜
はしめ、𤔲工と作す。王の休に對揚して、用て𤔲彝を作る。免
其れ萬年まで、永く寶用せむ。
隹三月既生霸乙卯、王、周に在り。免に命じて𤔲土と作し、鄭
還の歠と虞と牧とを𤔲らしむ。織衣・䜌を賜ふ。王の休に對揚
して、用て旅𤔲彝を作る。免其れ萬年まで、永く寶用せむ。
隹十又二月初吉、王、周に在り。昧爽、王、大廟に格る。邢叔、
免を右けて、命に即かしむ。王、作册尹に書を受けて、免に册
命せしめて曰く、女に命じて、周師を足けて歠を𤔲めしむ。女
に赤⊗市を賜ふ。用て事へよと。免、王の休に對揚して、用て
𤔲𣪘を作る。免其れ萬年まで、永く寶用せむ。
隹五月初吉、王、周に在り。作册内史に命じて、免に鹵百隆を

免鹵百隆、免蔑、靜母王休、用乍般・盉、其萬
年寶用二行三三字
d 史免簠　史免乍旅匡、從王征行、用盛稻粱、其
子〻孫〻、永寶用享二器、二行二二字〔匡行粱享陽〕
一一六、弭叔𣪘　隹五月初吉甲戌、王才𦎫、各
于大室、即立中廷、井叔内右師宋、王乎尹氏、册
令師宋、易女赤舄・攸勒、用楚弭白、師宋拜𩒨首、
敢對䫉天子休、用乍朕文且寶𣪘、弭叔其邁年、子
〻孫〻、永寶用七行七二字〔首休𣪘幽〕
a 弭諸器　弭伯盨考古圖、約五〇字　匜「弭白乍旅
匜、其子〻孫〻、永寶用」　鬲「弭叔乍□妊齋
鬲」　盨一「弭叔乍旅盨、其萬年、永寶用」　盨
二「隹五月既生霸庚午、弭叔乍叔班旅盨、其子
〻孫〻、永寶用」
一一七、史懋壺　隹八月既死霸戊寅、王才𦎫京
溼宮、親令史懋路筭、咸、王乎伊白、易懋貝、懋拜
𩒨首、對王休、用乍父丁寶壺五行四一字〔首休幽〕
一一八、大𣪘一　唯六月初吉丁子、王才奠、穖

賜ふ。免、蔑はさる。王の休に靜敍して、用て盤・盉を作る。
其れ萬年まで寶用せむ。
史免、旅簠を作る。王の征行に從ひ、用て稻粱を盛る。其れ子
〻孫〻、永く寶として用て享せよ。
隹五月初吉甲戌、王、𦎫に在り。大室に格り、位に中廷に即く。
邢叔內りて師宋を右く。王、尹氏を呼び、師宋に册命せしむ。
女に赤舄・攸勒を賜ふ。用て弭伯を楚けよと。師宋拜して稽首
し、敢て天子の休に對揚して、用て朕が文祖の寶𣪘を作る。弭
叔其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。
隹五月既生霸庚午、弭叔、叔班の旅盨を作る。其れ子〻孫〻、
永く寶用せよ。
隹八月既死霸戊寅、王、𦎫京の溼宮に在り。親しく史懋に路筭
を命ず。咸る。王、伊伯を呼び、懋に貝を賜はしむ。懋、拜し
て稽首し、王の休に對へて、用て父丁の寶壺を作る。
唯六月初吉丁巳、王、鄭に在り。大の曆を蔑し、芻𦍒の犅を賜

大曆、易芻𦍒犅、曰、用啇于乃考、大拜𩒨首、對
䫉王休、用乍朕皇考大中𤔲𣪘五行四〇字〔考首休
𣪘幽〕
一一九、守宮盤　隹正月既生霸乙未、王才周、
周師光守宮事、𩰫、周師不𠣣、易守宮絲束・𦵔幎
・𦵔冪二・馬匹・毳布三・𦵔屖三・𨥂朋、守宮對
䫉周師𩊚、用乍且乙𤔲、其𠤳子〻孫〻、永寶用、
毋家七行方六字
a 守宮諸器　觥・卣一「守宮乍父辛𤔲彝、其永
寶」
鳥尊　守宮䫉公休、乍父辛𤔲、其永寶二行一
二字〔休寶幽〕
卣二・爵一・二「守宮乍父辛」
一二〇、師𤸫𣪘　隹二月初吉戊寅、王才周師𤔲
馬宮、各大室、即立、𤔲馬井白、□右師𤸫入門、
立中廷、王乎内史吳、册令師𤸫曰、先王既令女、
今余唯𤕌先王令、（令）女官𤔲邑人師氏、易女金
勒、𤸫拜𩒨首、敢對䫉天子不顯休、用乍朕文考外

ふ。曰く、用て乃の考に啇れと。大、拜して稽首し、王の休に
對揚して、用て朕が皇考大中の𤔲𣪘を作る。
隹正月既生霸乙未、王、周に在り。周師、守宮の事を光かさむ
として、𩰫す。周師丕𠣣にして、守宮に絲束・𦵔幎・𦵔冪二・
馬匹・毳布三・𦵔屖三・𨥂（玉）朋を賜ふ。守宮、周師の𩊚に對
揚して、用て祖乙の𤔲を作る。其れ世子〻孫〻、永く寶用して
墜すこと毋れ。
守宮、公の休に揚へて、父辛の𤔲を作る。其れ永く寶とせよ。
隹二月初吉戊寅、王、周師𤔲馬の宮に在り。大室に格りて位に
即く。𤔲馬邢伯、□師𤸫を右けて門に入り、中廷に立つ。王、
內史吳を呼び、師𤸫に册命せしめて曰く、先王既に女に命じた
まへり。今余唯先王の命を𤕌ぎ、女に命じて邑人師氏を官𤔲せ
しむ。女に金勒を賜ふと。𤸫、拜して稽首し、敢て天子の丕顯

季隮段、瘨其萬年、孫々子々、其永寶用、享于宗室 一〇行一〇二字 〔首休段幽〕

一二一、師奎父鼎　隹六月既生霸庚寅、王各于大室、嗣馬井白右師奎父、王乎內史駒、册命師奎父、易載市・冋黃・玄衣黹屯・戈琱戟・旂、用嗣乃父官友、奎父拜䭫首、對䫤天子不杯魯休、用追考于剌中、用乍隮鼎、用匃眉壽、黃耇吉康、師奎父其萬年、子々孫、永寶用 一〇行九三字 〔首休幽鼎侯壽幽、幽侯合韻〕

一二二、走段　隹十又二年三月既望庚寅、王才周、各大室、卽立、嗣馬井白〔入〕右走、王乎作册尹、〔册命〕走、䟒疋□、易女赤〔◎市・䜌〕旂、用考、走敢拜䭫首、對䫤王休、用自乍寶隮段、走其罙厥子々孫々、萬年永寶用 八行約七五字 〔考首休段幽〕

a走鐘　走乍朕皇且文考寶龢鐘、走其萬年、子々孫々、永寶用享 五鐘、二行二二字 〔鐘東享陽、陽東合韻〕

なる休に對揚して、用て朕が文考外季の隮段を作る。瘨其れ萬年ならむことを。孫々子々、其れ永く寶用して、宗室に享せよ。

隹六月既生霸庚寅、王、大室に格る。嗣馬邢伯、師奎父を右く。王、內史駒を呼び、師奎父に册命し、載市・冋黃・玄衣黹純・戈琱戟・旂を賜はしむ。用て乃の父の官友を嗣めよと。奎父、拜して稽首し、天子の丕杯なる魯休に對揚して、用て剌仲に追孝し、用て隮鼎を作る。用て眉壽、黃耇吉康ならむことを匃む。師奎父其れ萬年ならむことを。子々孫、永く寶用せよ。

隹十又二年三月既望庚寅、王、周に在り。大室に格りて位に卽く。嗣馬邢伯、（入りて）走を右く。王、作册尹を呼び、走に册命せしむ。併せて□を疋けよ。女に赤◎市・䜌旂を賜ふ。用て孝せよと。走、敢みて拜して稽首し、王の休に對揚して、用て自ら寶隮段を作る。走其れ厥の子々孫に罙ぶまで、萬年永く寶用せむ。

走、朕が皇祖文考の寶龢鐘を作る。走其れ萬年ならむことを。子々孫々、永く寶として用て享せよ。

卷三上

一二三、匡卣　隹四月初吉甲午、懿王才射盧、乍象虡、匡甫象鑠二、王曰、休、匡拜手䭫首、對䫤天子不顯休、用乍文考日丁寶彝、其孫々子々、永寶用 五行五一字 〔午盧虡魚　休首休幽〕

一二四、師兪段　隹三年三月初吉甲戌、王才周師彔宮、旦、王各大室、卽立、嗣馬共右師兪入門、立中廷、王乎作册內史、册令師兪、䟒嗣□□、易赤市・朱黃・旂、兪拜䭫首、天子其萬年、眉壽黃耇、畯才立、兪其蔑曆、日易魯休、兪敢對䫤天子不顯休、用乍寶段、兪其萬年永保、臣天子 一〇行九九字 〔首耇休段保幽子之、幽之合韻〕

a師兪尊　王女□侯、師兪從王□功、易師兪金、兪則對䫤厥德、用乍厥文考寶彝、孫々子々寶 六行三二字 〔德之寶幽、幽之合韻〕

b師兪鼎　王女□侯、師兪從王□□、易師兪金、

隹四月初吉甲午、懿王、射盧に在り。象虡を作る。匡、象鑠二を甫く。王曰く、休なりと。匡、拜手稽首し、天子の丕顯なる休に對揚して、用て文考日丁の寶彝を作る。其れ孫々子々、永く寶用せよ。

隹三年三月初吉甲戌、王、周の師彔の宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。嗣馬共、師兪を右けて門に入り、中廷に立つ。王、作册內史を呼び、師兪に册命し、併せて□□を嗣めしむ。赤市・朱黃・旂を賜ふ。兪、拜して稽首す。天子其れ萬年、眉壽黃耇にして、畯く位に在らむことを。兪其れ蔑曆せられ、日に魯休を賜ふ。兪、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て寶段を作る。兪其れ萬年まで永く保ち、天子に臣へむ。

王、□侯に女す。師兪、王の□功に從ふ。師兪に金を賜ふ。兪則ち厥の德に對揚して、用て厥の文考の寶彝を作る。孫々子々寶とせよ。

兪𠜱對䫤厥德、其乍厥文考寶鼎、孫子々寶用 四行三二字

一二五、師晨鼎　隹三年三月初吉甲戌、王才周師彔宮、旦、王各大室、卽立、嗣馬共右師晨入門、立中廷、王乎乍册尹、册令師晨、疋師俗、嗣□人、隹小臣善夫守□官犬、眔奠人善夫官守友、易赤舄、晨拜䭫首、敢對䫤天子不顯休令、用乍朕文且辛公隮鼎、晨其〔萬年〕、世子々孫々、其永寶用 一〇行一〇三字

a庚季鼎　隹五月既生霸庚午、白俗父右庚季、王易赤◎市・玄衣黹屯・䜌旂、曰、用左右俗父、嗣寇、庚季拜䭫首、對䫤王休、用乍寶鼎、其萬年、子々孫々、永用 九行五五字、疑 〔寇首休幽〕

b伯晨鼎　隹王八月、辰才丙午、王命𨟭侯白晨曰、嗣乃且考、侯于𨟭、易女秬鬯一卣・玄袞衣・幽夫亢・赤舄・駒車・畫□・幬較・虎幃冟袞里幽・攸勒・旅五旅・彤弦・旅弓旅矢・□戈・

……其れ厥の文考の寶鼎を作る。孫子々寶用せよ。

隹三年三月初吉甲戌、王、周の師彔の宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。嗣馬共、師晨を右けて門に入り、中廷に立つ。王、作册尹を呼び、師晨に册命す。師俗を疋け、□人と小臣善夫・守□官犬、眔び鄭人善夫・官守友を嗣めよ。赤舄を賜ふと。晨、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休命に對揚し、用て朕が文祖辛公の隮鼎を作る。晨其れ（萬年）ならむことを。世子々孫々、其れ永く寶用せよ。

隹五月既生霸庚午、伯俗父、庚季を右く。王、赤◎市・玄衣黹純・䜌旂を賜ふ。曰く、用て俗父を左右けて、寇を嗣めよと。庚季、拜して稽首し、王の休に對揚して、用て寶鼎を作る。其れ萬年ならむことを。子々孫々、永く用ひよ。

隹王の八月、辰は丙午に在り。王、𨟭侯伯晨に命じて曰く、乃の祖考を嗣ぎて、𨟭に侯となれ。女に秬鬯一卣・玄袞衣・幽亢・赤舄・駒車・畫□・幬較・虎幃冟裏幽・攸勒・旅（旂）五旅・彤弓彤矢・旅（盧）弓旅矢・□戈・皝・冑を賜ふ。用て夙夜に

皝・冑、用夙夜事、勿灋朕命、晨拜䭫首、敢對䫤王休、用乍朕文考順公宮隮鼎、子々孫、其萬年、永寶用 一六行一〇〇字 〔首休幽〕

一二六、大師虘段　正月既望甲午、王才周師量宮、旦、王各大室、卽立、王乎師晨、召大師虘入門、立中廷、王乎宰曶、易大師虘虎裘、虘拜䭫首、敢對䫤天子不顯休、用乍寶段、虘其萬年、永寶用、隹十又二年 七行七〇字 〔首休段幽〕

a大師虘豆　大師虘乍𦎫隮豆、用卲洛朕文且考、用旂多福、用匃永令、虘其永寶、用享 四行二八字 〔考幽福之寶幽、幽之合韻〕

b虘鐘一　隹正月初吉丁亥、虘乍寶鐘、用追孝于己白、用享大宗、用濼好賓、虘眔蔡姬、永寶、用卲大宗 四行三五字、同銘二器 〔鐘東宗宗冬、東冬合韻〕

c虘鐘二　……首、敢對䫤天子不顯休、用乍朕文考釐白龢龠鐘、虘眔蔡姬、永寶 六行二五字 〔首休寶幽〕

事へ、朕が命を灋つること勿れと。晨拜して稽首し、敢て王の休に對揚して、用て朕が文考順公の宮の隮鼎を作る。子々孫、其れ萬年まで、永く寶用せよ。

正月既望甲午、王、周の師量の宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。王、師晨を呼び、大師虘を詔けて門に入り、中廷に立たしむ。王、宰曶を呼び、大師虘に虎裘を賜はしむ。虘、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て寶段を作る。虘其れ萬年まで、永く寶用せむ。隹十又二年なり。

大師虘、蒸隮豆を作る。用て朕が文祖考を卲格し、用て多福を旂り、用て永命を匃む。虘其れ永く寶として、用て享せむ。

隹正月初吉丁亥、虘、寶鐘を作る。用て己伯に追孝し、用て大宗に享し、用て好賓を樂しましめむ。虘と蔡姬と、永く寶とし、用て大宗に卲らむ。

……首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文考釐伯の龢龠鐘を作る。虘と蔡姬と、永く寶とせむ。

d 虘段　虘吾妊乍寶段、子ゝ孫ゝ、永寶用享
二行一四字、文左行
一二七、諫段　隹五年三月初吉庚寅、王才周師彔宮、旦、王各大室、卽立、嗣馬共右諫入門、立中廷、王乎內史年、册命諫曰、先王既命女、䝞嗣王宥、女某不又昏、毋敢不善、今余隹或嗣命女、易女勒
諫拜𩒨首、敢對䫉天子不顯休、用乍朕文考叀白隣段、諫其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用　器九行一〇一字、蓋一〇行一〇一字〔首休段幽〕
一二八、無㠱段　隹十又三年正月初吉壬寅、王征南尸、王易無㠱馬四匹、無㠱拜手𩒨首曰、敢對䫉天子魯休令、無㠱用乍朕皇且𥂴季隣段、無㠱其萬年、子孫永寶用　七行五八字〔首段幽〕
一二九、望段　隹王十又三年六月初吉戊戌、王才康宮新宮、旦、王各大室、卽立、宰倗父右望入門、立中廷、王乎史年、册令望、死嗣畢王家、易

虘の吾妊、寶段を作る。子ゝ孫ゝ、永く寶として用て享せよ。
隹五年三月初吉庚寅、王、周の師彔の宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。嗣馬共、諫を右けて門に入り、中廷に立つ。王、內史年を呼び、諫に册命せしめて曰く、先王既に女に命じ、併せて王宥（囿）を嗣めしむ。女謀りて昏有らず、敢て不善なること毋かりき。今余隹れ嗣ぎて女に命ずること或（有）り。女に（攸）勒を賜ふと。
諫、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文考惠伯の隣段を作る。諫其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。
隹十又三年正月初吉壬寅、王、南夷を征す。王、無㠱に馬四匹を賜ふ。無㠱、拜手稽首して曰く、敢て天子の魯休の命に對揚せむと。無㠱用て朕が皇祖𥂴季の隣段を作る。無㠱其れ萬年ならむことを。子孫永く寶用せよ。
隹王の十又三年六月初吉戊戌、王、康宮新宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。宰倗父、望を右けて門に入り、中廷に立つ。王、史年を呼び、望に册命せしむ。畢の王家を死嗣せよ。

女赤⊗市・䜌、用事
望拜𩒨首、對䫉天子不顯休、用乍朕皇且白囧父寶段、其邁年、子ゝ孫ゝ、永寶用　一〇行八九字〔首休段幽〕
一三〇、師望鼎　大師小子師望曰、不顯皇考寬公、穆ゝ克盟厥心、悊厥德、用辟于先王、得屯亡敃、望𩁹帥井皇考、虔夙夜、出內王命、不敢不家不婁
王用弗𢘅聖人之後、多蔑曆、易休、望敢對䫉天子不顯魯休、用乍朕皇考寬公隣鼎、師望其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用　一〇行九四字〔後俟休休幽鼎俟、幽俟合韻〕
a 師望壺　大師小子師望乍寶壺、其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用　四行一八字
*望鼎　大師小子望乍、子ゝ孫ゝ、永寶用之
b 望爵　公易望貝、用乍父甲寶彝
三行一四字
一三一、揚段　隹王九月既眚霸庚寅、王才周康

女に赤⊗市・䜌を賜ふ。用て事へよと。
望、拜して稽首し、天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が皇祖伯囧父の寶段を作る。其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。
大師小子師望曰く、丕顯なる皇考寬公、穆ゝとして克く厥の心を明らかにし、厥の德を哲にし、用て先王に辟へ、純を得て敃ること亡し。望、肇ぎて皇考に帥型し、夙夜を虔しみ、王命を出納す。敢て墜さずして、肅まずんばあらず。
王、用て聖人の後なることを忘れず、多く蔑曆せられ、休を賜ふ。望、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て朕が皇考寬公の隣鼎を作る。師望其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。
大師小子師望、寶壺を作る。其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。
大師小子望作る。子ゝ孫ゝ、永くこれを寶用せよ。
公、望に貝を賜ふ。用て父甲の寶彝を作る。
隹王の九月既生霸庚寅、王、周の康宮に在り。旦に大室に格り、

宮、旦、各大室、卽立、嗣徒單伯內右䫉、王乎內史ゝ光、册令䫉、王若曰、䫉、乍嗣工、官嗣量田甸、眔嗣笠眔嗣茨眔嗣寇眔嗣工司、易女赤⊗市・䜌旂、訊訟、取遄五寽
䫉拜手𩒨首、敢對䫉天子不顯休、余用乍朕剌考寚白寶段、子ゝ孫ゝ、其萬年、永寶用　二銘、一〇行一〇七字〔首休段幽〕
一三二、單伯鐘　單白昊生曰、不顯皇且剌考、逨匹先王、𢦚堇大令、余小子、𩁹帥井朕且考懿德、用保奠……鉦間二行一六字、鼓左五行一八字、下缺
a 昊生鐘〔隹……月初〕吉甲戌、王命……周……王若曰、昊……〔昊〕生拜手𩒨手、敢對䫉王休、昊生用乍□公大𠷎鐘、用降多福、用喜侃前文人、用𥂴康𩛥屯魯、用受……鉦間左鼓約四十八字
b 單昊生豆　單昊生乍羞豆、用享　一行八字
一三三、善鼎　唯十又二月初吉、辰才丁亥、王才宗周、王各大師宮

位に卽く。嗣徒單伯、內りて揚を右く。王、內史ゝ光を呼び、揚に册命せしむ。王若のごとく曰く、揚よ、嗣工と作りて、量田の甸と嗣笠と嗣茨と嗣寇と嗣工の司を官嗣せよ。女に赤⊗市・䜌旂を賜ふ。訟を訊せよ。遄五鋝を取らしむと。
揚、拜手稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚す。余用て朕が剌考憲伯の寶段を作る。子ゝ孫ゝ、其れ萬年まで、永く寶用せよ。
單伯昊生曰く、丕顯なる皇祖剌考、先王を逨け匹け、大命に勤せり。余小子、肇ぎて朕が祖考の懿德に帥型し、用て……を保奠せむ。……
隹……（月初）吉甲戌、王命じて……周……、王若のごとく曰く、昊よ……（昊）生拜手稽首し、敢て王の休に對揚す。昊生用て□公の大𠷎鐘を作る。用て多福を降さんことを。用て前文人を喜侃し、用て康𩛥純魯を𥂴り、用て……を受けられむことを。……
單昊生、羞豆を作る。用て享せむ。
隹十又二月初吉、辰は丁亥に在り。王、宗周に在り。王、大師の宮に格る。

王曰、善、昔先王既令女左疋𠭯侯、今余唯𩁹𢦚先王令、令女左疋𠭯侯、監𢾊師戍、易女乃且旂、用事
善敢拜𩒨首、對䫉皇天子不杯休、用乍宗室寶隣、唯用易福、唬前文人、秉德共屯、余其用各我宗子雩百生、余用匃屯魯雩萬年、其永寶用之　一一行一一二字〔首休幽　人貞生耕年貞、貞耕合韻〕
一三四、蔡段　隹元年既望丁亥、王才減应、旦、王各廟、卽立、宰舀入右蔡、立中廷、王乎史尤、册令蔡
王若曰、蔡、昔先王既令女乍宰、嗣王家、今余隹緟𦣞乃令、令女眔舀、䞣疋對各、死嗣王家外內、毋敢又不聞、嗣百工、出入姜氏令、厥又見、又卽令、厥非先告蔡、毋敢疾又入告、女毋弗善效姜氏人、勿事敢又疾止從獄
易女玄衮衣・赤舄、敬夙夕、勿灋朕令
蔡拜手𩒨首、敢對䫉天子不顯魯休、用乍寶隣段、

王曰く、善よ。昔先王既に女に命じ、𠭯侯を左疋せしむ。今余唯れ肇ぎて先王の命を緟ぬ。女に命じて𠭯侯を左疋し、𢾊師の戍を監せしむ。女に乃の祖の旂を賜ふ。用て事へよと。
善、敢て拜して稽首し、皇天子の丕杯なる休に對揚して、用て宗室の寶隣を作る。唯れ用て福を賜はらむことを。前文人を唬ましめ、德を秉ること恭純にして、余其れ用て我が宗子と百生とを格らしめ、余用て純魯と萬年とを匃めむ。其れ永く寶として之を用ひよ。
隹元年既望丁亥、王、減の应に在り。旦に王、廟に格りて位に卽く。宰舀、入りて蔡を右け、中廷に立つ。王、史尤を呼び、蔡に册命せしむ。
王、若のごとく曰く、蔡よ。昔、先王既に女に命じて宰と作し、王家を嗣めしめたまへり。今、余隹れ乃の命を緟𦣞す。女と舀とに命じて、併せて對各を疋け、王家の外內を死嗣せしむ。敢て聞せざる有ること毋れ。百工を嗣め、姜氏の命を出納せよ。敢て厥の見えむとする有り、命に卽かむとするもの有るときは、厥の先づ蔡に告ぐるに非ざれば、敢て疾して入れ告げしむる有ること毋れ。女、姜氏の人を善效せざること毋れ。敢て疾止從獄

希其萬年眉壽、子〻孫〻、永寶用　一三行一五九字
〔関令令人僨　首休毀壽幽〕

一三五、曶鼎　隹王元年六月既望乙亥、王才周穆王大〔室、王〕若曰、曶、令女更乃且考嗣卜事、易女赤⊗〔市・旂〕、用事、王才遷应、井叔易曶赤金鬱、曶受休□□王、曶用絲金、乍朕文考弃白𩰫牛鼎、曶其萬〔年〕用祀、子〻孫〻、其永寶
隹王四月既眚霸、辰才丁酉、井叔才異爲□、〔曶〕事厥小子𩰫、目限訟于井叔
我既賣女五〔夫效〕父、用匹馬束絲、限許曰、䛼則卑我賞馬、效〔父則〕卑復厥絲束、䛼・效父廼許䛼曰、于王參門□□木榜、用償征賣玆五夫、用百寽、非出五夫、□□旝、廼䛼又旝眔𩰫金
井叔曰、才王人、廼賣用□、不逆付曶、毋卑貳于

することも有らしむること勿れ。女に玄衮衣・赤舄を賜ふ。夙夕を敬しみて、朕が命を灋つること勿れと。
蔡、拜手稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て寶隮毀を作る。蔡其れ萬年眉壽ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。
隹王の元年六月既望乙亥、王、周の穆王の大室に在り。王、若のごとく曰く、曶よ。女に命じて、乃の祖考の嗣卜の事を更がしむ。女に赤⊗〔市・旂〕を賜ふ。用て事へよと。王、遷の应に在り。邢叔、曶に赤金鬱を賜ふ。曶、休を〔丕伓なる〕王に受く。曶、玆の金を用て、朕が文考弃伯の𩰫牛鼎を作る。曶其れ萬年まで、用て祀らむ。子〻孫〻、其れ永く寶とせよ。
隹王の四月既生霸、辰は丁酉に在り。邢叔、異に在りて□を爲す。曶、厥の小子𩰫をして、限を以て邢叔に訟せしむ。
我既に女に五夫を效父に賣ふに、四馬束絲を以てせり。限許して曰く、䛼には則ち我をして馬を償せしめ、效父には則ち厥の絲束を復へしめむと。
䛼・效父、廼ち䛼に許して曰く、王の參門□□の木榜におい

䛼
曶𠟭拜䭫首、受玆五夫、曰陪、曰恒、曰藉、曰□、曰眚、事寽目告䛼、廼卑□目曶酉彶羊、絲三寽、用致玆人、曶廼每于䛼〔曰〕、女其舍𩰫矢五秉、曰、必尚卑處厥邑、田厥田、䛼𠟭卑復令曰、若
昔饉歲、匡眔厥臣廿夫、寇曶禾十秭、目匡季告東宮、東宮廼曰、求乃人、乃弗得、女匡罰大、匡廼䭫首于曶、用五田、用眔一夫、曰益、用臣、曰疐、曰朏、曰奠、曰、用玆四夫䭫首、曰、余無卣具寇、正□不□□余
曶或目匡季告東宮、曶曰、必唯朕□賞、東宮廼曰、賞曶禾十秭、遺十秭、爲廿秭、〔乃〕來歲弗賞、𠟭付卌秭、廼或卽曶、用田二、又臣〔一夫〕、凡用卽曶田七田、人五夫、曶覓匡卅秭　二四行四〇四字

て、償を以て徃きて玆の五夫を賣るに百鍰を用てせむ。五夫を出すに非ざれば、〔效父は旂〕、廼ち䛼は旂と𩰫金とを侑せむと。
邢叔曰く、
王人に在りて、廼ち賣るに□を用てし、曶に逆付せず、䛼に貳はしむることなかれと。
曶、則ち拜して稽首し、玆の五夫を受く。陪と曰ひ、恒と曰ひ、藉と曰ひ、□と曰ひ、眚と曰ふ。寽をして、以て䛼に告げしむ、廼ち□をして曶の酒と羊、絲三鍰を以て、用て玆の人を致さしむ。曶、廼ち䛼に誨へて曰く、
女其れ𩰫に矢五秉を舍へよと。曰く、必らず常に厥の邑に處り、厥の田を田つくらしめよと。
䛼則ち復命せしめて曰く、諾せりと。
昔、饉ゑし歲に、匡の眔、厥の臣廿夫、曶の禾十秭を寇せり。匡季を以て東宮に告ぐ。東宮廼ち曰く、乃の人を賕せよ。乃贖せざれば、女匡の罰大なりと。匡廼ち曶に稽首するに五田を用てし、眔一夫を用てす。益と曰ふ。臣を用てす。疐と曰ひ、朏と曰ひ、鄭と曰ふ。曰く、玆の四夫を用て稽首すと。曰く、余、

一三六、曶壺　隹正月初吉丁亥、王各于成宮、井公內右曶、王乎尹氏、冊令曶曰、更乃且考、乍冢嗣土于成周八𠂤、易女秬鬯一卣・玄衮衣・赤市・幽黃・赤舄・攸勒・䜌旂、用事
曶拜手䭫首、敢對䚄天子不顯魯休令、用乍朕文考釐公隮壺、曶用匄萬年眉壽、永令多福、子〻孫〻、其永寶用　二五行一〇二字　〔首壽幽福之、幽之合韻〕
＊史曶爵　史曶乍寶彝
一三七、頌壺　隹三年五月既死霸甲戌、王才周康卲宮、旦、王各大室、卽立、宰弘右頌入門、立中廷、尹氏受王令書、王乎史虢生、冊令頌、王曰、頌、令女官嗣成周賈廿家、監嗣新寤賈、用宮御、

倶に寇するところ無し。……（一句不明）。曶或た匡季を以て東宮に告ぐ。曶曰く、必らず唯朕が□を償せよと。東宮廼ち曰く、曶に禾十秭を償し、十秭を遺へ、二十秭と爲せ。乃來歲償ずんせば、則ち四十秭を付へよと。廼ち或た曶に卽ふるに田二、又臣〔一夫〕を用てせり。凡そ曶に卽ふるに田七田、人五夫を用てす。曶、匡の三十秭を覓めたり。
隹五月初吉丁亥、王、成宮に格る。邢公內りて曶を右く。王、尹氏を呼び、曶に冊命せしめて曰く、乃の祖考を更ぎ、成周の八師に冢嗣土と作れ。女に玄衮衣・赤市・幽黃・赤舄・攸勒・䜌旂を賜ふ。用て事へよと。
曶、拜手稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休の命に對揚し、用て朕が文考釐公の隮壺を作る。曶用て萬年眉壽、永命多福ならむことを匄む。子〻孫〻、其れ永く寶用せよ。
隹三年五月既死霸甲戌、王、周の康昭宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。宰弘、頌を右けて門に入り、中廷に立つ。尹氏、王に命書を受く。王、史虢生を呼び、頌に冊命せしむ。王曰く、頌よ。女に命じて、成周の貯二十家を官嗣し、新造の

易女玄衣黹屯・赤市・朱黃・䜌旂・攸勒、用事
頌拜䭫首、受令冊、佩目出、反入堇章、頌敢對䚄天子不顯魯休、用乍朕皇考龔叔、皇母龔始寶隮壺、用追孝、祈匄康彊屯右、通彔永令、頌其萬年眉壽、畯臣天子、霝冬、子〻孫〻、寶用　二器、三七行一五一字　〔首休孝幽右之壽幽子之、幽之合韻　冬多用東、東冬合韻〕
a 頌諸器　頌鼎三器同文　頌毀五器、器蓋一〇銘、同文
一三八、史頌毀　隹三年五月丁子、王才宗周、令史頌省穌、灋友里君百生、帥䍃盩于成周、休又成事、穌賓章・馬四匹・吉金、用乍䵼彝、頌其萬年無疆、日遷天子覭令、子〻孫〻、永寶用　四器八銘、六行六二字
a 史頌諸器　史頌鼎二器、同文　匜「史頌乍鉇、其萬年、子〻孫〻、永寶用」　簠「史頌乍匜、永寶」　盤「史頌乍般、其萬年、子〻孫〻、永寶用」

貯を監嗣せしむ。用て宮に御ひよ。女に玄衣黹純・赤市・朱黃・䜌旂・攸勒を賜ふ。用て事へよと。
頌、拜して稽首し、命冊を受け、佩びて以て出で、瑾璋を返納す。頌敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て朕が皇考龔叔、皇母龔姒の寶隮壺を作る。用て追孝し、康彊純祐、通祿永命を祈匄す。頌其れ萬年眉壽にして、畯く天子に臣へ、靈終ならむことを。子〻孫〻、寶用せよ。
隹三年五月丁巳、王、宗周に在り。史頌をして蘇を省せしむ。灋友里君百生、帥䍃して成周に盩ふ。休にして成事有り。蘇、璋・馬四匹・吉金を賓る。用て䵼彝を作る。頌其れ萬年無疆にして、日に天子の覭命に遷へむ。子〻孫〻、永く寶用せよ。
史頌、匜を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

一三九、散氏盤　用矢𢦚散邑、廼卽散用田
眉、自瀗涉目南、至于大沽、一封、目陟、二封、
至于邊柳、復涉瀗、陟雩、𠭯𩆫𨺅、目西、封于敝
城楮木、封于芻逨、封于芻道、內陟芻、登于厂湶、
封𠜱桮・𨺅陵・剛桮、封于𦊺道、封于原道、封于
周道、目東、封于□東彊、右還、封于眉道、目南、
封于谷逨道、目西、至于𨺅莫
眉、井邑田、自根木道、左至于井邑封道、目東、
一封、還、目西、一封、陟剛、三封、降、目南、
封于同道、陟州剛、登桮、降棫、二封
矢人有𤔲、眉田鮮・且・𢼸・武父・西宮襄、豆人
虞丂・彔貞・師氏右眚・小門人䌛、原人虞艿・淮、
𤔲工虎孝・䎖豐父、𨺅人有𤔲荊・丂、凡十又五夫、
正眉矢舍散田
𤔲土𢦚寅・𤔲馬𩁹𢦚、𩵦人𤔲工騌君・宰德父、散
人小子眉田戎・𢼸父・效果父、襄之有𤔲橐・州𡖭
・倐從𩵦、凡散有𤔲十夫
唯王九月、辰才乙卯、矢、卑鮮・且・𢍮旅誓曰、

矢の、散の邑を𢦚てるを用て、廼ち散に卽ふるに田を用てす。眉。瀗より涉りて、以て南し、大沽に至りて一封す。以て陟りて二封し、邊柳に至る。復瀗を涉り、雩に陟り𩆫𨺅に𠭯ぶ。以て西し、敝城の楮木に封じ、芻逨に封じ、芻道に封ず。內りて芻に陟り、厂湶に登り、𠜱桮・𨺅陵・剛桮に封じ、𦊺道に封じ、原道に封じ、周道に封ず。以て東し、□の東彊に封じ、右に還りて眉道に封じ、以て南し、谷逨の道に封じ、以て西し、𨺅莫に至る。

眉の邢邑の田。根木道よりして、左して邢邑の封道に至り、以て東して一封す。還りて以て西して一封し、剛に陟りて三封す。降りて以て南し、同道に封ず。州剛に陟り、桮に登り、棫に降りて二封す。矢人の有𤔲、眉の甸なる鮮・且・𢼸・武父・西宮襄、豆人の虞なる丂、麓なる貞、師氏なる右眚、小門人の䌛、原人の虞なる艿・淮、𤔲工なる虎孝、䎖なる豐父、𨺅人の有𤔲なる荊・丂、凡て十又五夫、眉なる矢の散に舍ふる田を正す。𤔲土なる𢦚寅、𤔲馬なる𩁹𢦚、𩵦人の𤔲工なる騌君、宰なる德父、散人の小子にして眉の甸なる戎・𢼸父・效果父、襄の有𤔲なる橐・州𡖭・倐從𩵦、凡て散の有𤔲十夫なり。

我既付散氏田器、有爽實、余有散氏心賊、則爰千
罰千、傳棄之、鮮・且・𢍮旅、則誓
廼卑西宮襄・武父誓曰、我既付散氏溼田𤲞田、余
又爽𤓰、爰千罰千、西宮襄・武父、則誓
厥受圖矢王于豆新宮東廷、厥左執繧、史正中農
一九行三五〇字

a 矢諸器　鼎「矢王乍寶𬳁鼎」　觶「矢王乍寶彝」　甗「矢白乍旅彝」

b 同卣　隹十又二月、矢王易同金車弓矢、同對䚄王休、用乍父戊寶𬳁彝　五行二五字

c 散諸器　卣二器「散白乍□父𬳁彝」　鼎「散姬乍𬳁鼎」　𣪘五器一〇銘「散白乍矢姬寶𣪘、其萬(萬)年永用」　匜「散白□乍匜」

一四〇、師旋𣪘一　隹王元年四月既生霸、王才
淢应、甲寅、王各廟、卽立、遟公入右師旋、卽立

唯王の九月、辰は乙卯に在り。矢、鮮・且・𢍮旅をして誓はしめて曰く、我既に散氏に田器を付せり。爽實すること有り、余に散氏を心に賊とすること有らば、則ち鍰千・罰千、傳してこれを棄てよと。鮮・且・𢍮旅、則ち誓ふ。

廼ち西宮襄・武父をして誓はしめて曰く、我既に散氏に溼田𤲞田を付せり。余に爽𤓰有らば、鍰千・罰千ならむと。西宮襄・武父、則ち誓ふ。

厥の、圖を矢王より、豆の新宮東廷に受く。厥の左執繧は、史正仲農なり。

隹十又二月、矢王、同に金車・弓矢を賜ふ。同、王の休に對揚して、用て父戊の寶𬳁彝を作る。

散伯、矢姬の寶𣪘を作る。其れ萬年まで永く用ひよ。

隹王の元年四月既生霸、王、淢の应に在り。甲寅、王、廟に格りて位に卽く。遟公入りて師旋を右け、位に中廷に卽く。王、

中廷、王乎作册尹克、册命師旋曰、備于大左、官
𤔲豐還、左右師氏、易女赤巿・同黃・麗般、敬夙
夕、用事、旋拜𩒨首、敢對䚄天子不顯魯休令、用
乍朕文且益中𬳁𣪘、其邁年、子〻孫〻、永寶用
二器四銘、器一〇行九九字、蓋一〇行九八字　〔夕魚事之、之魚合韻　首𣪘幽〕

一四一、師旋𣪘二　隹王五年九月既生霸壬午、王
曰、師旋、令女羞追于齊、儕女干五・昜登・盾生
皇畫內・戈琱㦸・㪁必彤沙、敬毋敗速
旋敢易王休、用乍寶𣪘、子〻孫〻、永寶用二器一蓋、
七行五九字〔休𣪘幽〕

a 張家坡諸器
伯喜𣪘　白喜乍朕文考剌公𬳁𣪘、喜其萬年、子〻孫〻、其永寶用　二器
*伯喜父𣪘　白喜父乍洹𩜁𣪘、洹其萬年、永寶用　三器
伯梁父𣪘　白梁父乍龔姞𬳁𣪘、子〻孫〻、永寶用　二器

作册尹克を呼びて、師旋に册命せしめて曰く、大左に備はりて、豐還を官𤔲し、師氏を左右けよ。女に赤巿・同黃・麗般を賜ふ。夙夕を敬しみ、用て事へよと。旋、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休の命に對揚して、用て朕が文祖益仲の𬳁𣪘を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

隹王の五年九月既生霸壬午、王曰く、師旋よ。女に命じて齊に羞追せしむ。女に干五・昜登・盾生皇畫內・戈琱㦸・㪁必彤緌を儕る。敬しみて敗績すること毋れと。旋、敢て王の休に揚へ、用て寶𣪘を作る。子〻孫〻、永く寶用せよ。

伯喜、朕が文考剌公の𬳁𣪘を作る。喜其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、其れ永く寶用せよ。

伯喜父、洹の𩜁𣪘を作る。洹其れ萬年ならむことを。永く寶用せよ。

伯庸父盉　白庸父乍寶盉、其萬年、子〻孫〻、永寶用
伯庸父鬲　白庸父乍叔姬鬲、永寶用　八器
伯百父鎣　白百父乍孟姬朕鎣
伯百父盤　白百父乍孟姬朕般
筍侯盤　筍侯乍叔姬賸般、其永寶、用卿
*妊小𣪘　白𦳶父事𨟻□尹人于齊𠂤、妊小從、𨟻又□、用乍妊小寶𣪘、其子〻孫〻、永寶用
（圖象）

一四二、噩侯鼎　王南征、伐角𩁹、唯還自征、
才𥒹、噩侯馭方、內豊于王、乃祼之、馭方宥王、
王休宴、乃射、馭方卿王射、馭方休闌、王宴、咸、
酓、王親易馭〔方玉〕五瑴・馬四匹・矢五〔束〕
馭方拜手𩒨首、敢〔對䚄〕天子不顯休釐、用乍𬳁
鼎、其邁年、子孫永寶用　一一行八六字

a 噩侯𣪘　噩侯乍王姞朕𣪘、王姞其萬年、子〻孫、永寶　三器、二行一七字〔𣪘寶幽〕

伯庸父、寶盉を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

筍侯、叔姬の賸盤を作る。其れ永く寶とし、用て饗せよ。

伯𦳶父、𨟻をして人を齊の師に□尹せしむ。妊小從ふ。𨟻、□することを有り。用て妊小の寶𣪘を作る。其れ子〻孫〻、永く寶用せよ。（圖象）

王南征し、角𩁹を伐つ。唯征より還りて、𥒹に在り。噩侯馭方、醴を王に內る。乃ちこれを祼す。馭方、王に侑す。王、宴を休す。乃ち射す。馭方、王の射に卿す。馭方に休闌あり。王、宴して咸る。飮す。王、親しく馭方に玉五瑴・馬四匹・矢五束を賜ふ。馭方、拜手稽首し、敢て天子の丕顯なる休釐に對揚して、用て𬳁鼎を作る。其れ萬年ならむことを。子孫永く寶用せよ。

噩侯、王姞の媵𣪘を作る。王姞其れ萬年ならむことを。子〻孫、永く寶とせよ。

*𤔲叔段　𤔲叔乍寶障彝

*𤔲季奞父段　𤔲季奞父乍寶障彝 二行八字

*𤔲侯弟智季卣　𤔲侯弟智季、作旅彝 二行八字

一四三、𪓊段　唯王正月、辰才甲午、王曰、𪓊、命女𤔲成周里人眔者侯大亞、嗾訟罰、取遺五寽、易女尸臣十家、用事

𪓊拜𩒨首、對𣪘王休命、用乍寶段、其子ゝ孫ゝ、寶用 七行五八字 〔首段幽〕

一四四、虢仲盨　虢中目王南征、伐南淮尸、才成周、乍旅盨、玆盨友十又二 四行二二字

a 何段　隹三月初吉庚午、王才華宮、王乎虢中、入右𣄰、王易𣄰赤市・朱亢・䜌旂、𣄰拜𩒨首、對𣪘天子魯命、用乍寶段、𣄰其萬年、子ゝ孫ゝ、其永寶用 九行五三字 〔首段幽〕

一四五、乖伯段　隹王九年九月甲寅、王命益公征眉敖、益公至告、二月、眉敖至見、獻貴、己未、王命中、致歸乖白𧥢裘、王若曰、乖白、朕丕顯且玟珷、雁受大命、乃且克奉先王、異自也邦、又帯于大命、我亦弗□享邦、易女𧥢裘

乖白拜手𩒨首、天子休弗望小裔邦、歸夆敢對𣪘天子丕㕭魯休、用乍朕皇考武乖幾王障段、用好宗朝、享夙夕、好倗友𩁹百者婚遘、用𣄰屯𧻚永命、魯壽子孫、歸夆其邁年、日用享于宗室 一四行一五〇字 〔王陽邦邦東、陽東合韻　首休休段朝幽　命年眞〕

a 益公諸器　益公鐘「益公爲楚氏龢鐘」

㝬段　㝬乍皇且益公文公武白皇考龏白𩰫彝、㝬其熙ゝ、萬年無彊、霝冬霝令、其子ゝ孫、永寶、用享于宗室 六行三九字

畢鮮段　畢鮮乍皇祖益公障段、用𣄰眉壽魯休、鮮其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用 四行二六字 〔段休幽〕

*乖叔鼎「乖叔乍」

一四六、休盤　隹廿年正月既望甲戌、王才周康宮、旦、王各大室、卽立、益公右走馬休入門、立中廷、北鄕、王乎作册尹、册易休玄衣黹屯、赤市

𤔲季奞父、寶障彝を作る。

𤔲侯の弟智季、旅彝を作る。

唯王の正月、辰は甲午に在り。王曰く、𪓊よ。女に命じて、成周の里人と諸侯大亞とを𤔲めしむ。訟罰を訊せよ。遺五寽を取らしむ。女に夷臣十家を易ふ。用て事へよと。

𪓊、拜して稽首し、王の休命に對揚して、用て寶段を作る。其れ子ゝ孫ゝ、寶用せよ。

虢仲、王と南征し、南淮夷を伐つ。成周に在り、旅盨を作る。玆の盨、十又二有り。

隹三月初吉庚午、王、華宮に在り。王、虢仲を呼び、入りて何を右けしむ。王、何に赤市・朱亢・䜌旂を賜ふ。何、拜して稽首し、天子の魯命に對揚して、用て寶段を作る。何其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、其れ永く寶用せよ。

隹王の九年九月甲寅、王、益公に命じて眉敖を征せしむ。益公至りて告ぐ。二月、眉敖至りて見え、貴を獻ず。己未、王、仲に命じて、歸乖伯に貔裘を致さしむ。

王、若のごとく曰く、乖伯よ。朕が丕いに顯らかなる祖文武、大命を膺受す。乃の祖克く先王を奉け、他邦よりして翼け、大命に績有り。我も亦、享邦を□せず。女に貔裘を賜ふと。

乖伯、天子の休にして、小裔邦を忘れたまはざるに拜手稽首す。歸夆、敢て天子の丕不なる魯休に對揚して、用て朕が皇考の武乖幾王の障段を作る。用て宗廟に孝し、夙夕に享し、倗友と百諸婚媾に好し、用て純祿永命、魯壽子孫あらむことを祈る。歸夆其れ萬年まで、日に用て宗室に享せむ。

㝬、皇祖益公・文公・武伯、皇考龔伯の𩰫彝を作る。㝬其れ熙ゝとして、萬年無疆、靈終靈命ならむことを。其れ子ゝ孫、永く寶とし、用て宗室に享せよ。

畢鮮、皇祖益公の障段を作り、用て眉壽魯休を祈る。鮮其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

隹二十年正月既望甲戌、王、周康宮に在り。旦に王、大室に格り、立ちて位に卽く。益公、走馬休を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。王、作册尹を呼び、休に玄衣黹純・赤市・朱黃・戈琱

・朱黃・戈琱戟・彤沙厚必・䜌旂、休拜𩒨首、敢對𣪘天子不顯休令、用乍朕文考日丁障般、休其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶 八行九一字 〔令年眞〕

a 休段　休乍父丁寶段 角形圖象 二行七字

一四七、微䜌鼎　隹王廿又三年九月、王才宗周、王令微䜌、𣪘𤔲九陂、䜌乍朕皇考𩰫彝障鼎、䜌用享孝于朕皇考、用易康勵魯休、屯右眉壽、永令霝冬、其萬年無彊、䜌子ゝ孫、永寶用享 七行六四字 〔考休壽幽　冬東彊享陽、陽東合韻〕

一四八、康鼎　唯三月初吉甲戌、王才康宮、熒白內右康、王命、死𤔲王家、命女幽黃鋚革、康拜𩒨首、敢對𣪘天子不顯休、用乍朕文考釐白寶障鼎、子ゝ孫ゝ、其萬年、永寶用 奠井 一〇行六二字 〔首休幽〕

a 鄭井諸器　鄭井叔康盨「奠井叔康乍旅盨、子ゝ孫ゝ、其永寶用」　鄭井叔甗「奠井叔乍季姞甗、永寶用」　鄭井叔𧊒父鬲「奠井叔𧊒父乍𡚸鬲」

鄭叔𧊒父鬲「奠叔𧊒父乍羞鬲」　鄭井叔鐘「奠井叔乍靈龢 二字合文 鐘、用妥賓」

*伯康段　白康乍寶段、用卿倗友、用饙王父王母、它ゝ受玆永命、無彊屯右、康其萬年眉壽、永寶玆段、用夙夜無訠 五行四〇字 〔段幽友右之壽段幽訠之、幽之合韻〕

一四九、卯段　隹王十又一月既生霸丁亥、熒季入右卯、立中廷、熒白乎令卯曰、𣄰乃先且考、死𤔲熒公室、昔乃且亦既令、乃父死𤔲莽人、不盄、取我家寀、用喪、今余非敢夢先公又進退、余懋爯先公官、今余隹令女、死𤔲莽宮莽人、女毋敢不善、易女𤔲章四・瑴・宗彝一・將寶、易女馬十匹・牛十、易于乍一田、易于宮一田、易于隊一田、易于截一田

卯拜手頁手、敢對𣪘熒白休、用乍寶障段、卯其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用 一二行一五二字 〔手休段幽〕

戟・彤緌厚柲・䜌旂を册賜す。

休、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休命に對揚し、用て朕が文考日丁の障盤を作る。休其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶とせよ。

隹王の二十又三年九月、王、宗周に在り。王、微䜌に命じ、併せて九陂を𤔲めしむ。䜌、朕が皇考の𩰫彝障鼎を作る。䜌、用て朕が皇考に享孝す。用て康勵魯休を賜ひ、純祐眉壽にして、永命靈終ならむことを。其れ萬年無疆ならむ。䜌の子ゝ孫、永く寶として用て享せよ。

唯三月初吉甲戌、王、康の宮に在り。熒伯、內りて康を右く。王、命ず。王家を死嗣せよ。女に幽黃・鋚勒を令ふと。康、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文考釐伯の寶障鼎を作る。子ゝ孫ゝ、其れ萬年まで、永く寶用せよ。

鄭邢

鄭邢叔、靈龢鐘を作る。用て賓を綏んぜむ。

伯康、寶段を作る。用て倗友に饗し、用て王父王母を饙らむ。佗ゝとして茲の永命、無疆の純祐を受けむ。康其れ萬年眉壽ならむことを。永く茲の段を寶とし、用て夙夜飼むこと無からむ。

隹王の十又一月既生霸丁亥、熒季入りて卯を右け、中廷に立つ。熒伯、呼びて卯に命ぜしめて曰く、乃の先祖考に在りて、熒公の室を死嗣めたり。昔乃の祖も亦既に命ぜられ、乃の父も莽人を死嗣めたり。不淑なりしとき、我が家の寀を取りて、用て喪せしめたり。今余敢て先公の進退すること有りたまひしに違ふに非ず。余懋めて先公の（命じたまへる）官を稱ぐ。今余隹れ女に命じて、莽宮莽人を死嗣せしむ。女、敢て不善なること毋れ。女に𤔲璋四・瑴・宗彝一・將寶を賜ふ。女に馬十四・牛十を賜ふ。乍に一田を賜ふ。宮に一田を賜ふ。隊に一田を賜ふ。截に一田を賜ふと。

卯、拜手稽首し、敢て熒伯の休に對揚して、用て寶障段を作る。卯其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

一五〇、同段　隹十又二月初吉丁丑、王才宗周、各于大廟、焚白右同、立中廷、北鄉、王命同、差右吳大父、嗣昜林吳牧、自淲東、至于河、厥逆至于玄水、世孫〻子〻、差右吳大父、毋女又閑、對䚄天子厥休、用乍朕文丂叀中隮寶段、其萬年、子〻孫〻、永寶用　二器、九行九一字〔休段幽〕

a 同𠂤段　同𠂤乍旅段、其萬年用

b 仲𠂤父諸器　段一「中𠂤父乍好旅段、其用萬年」　段二「中𠂤父乍旅段」

一五一、輔師嫠段　隹王九月既生霸甲寅、王才周康宮、各大室、即立、焚白入又輔師嫠、王乎乍冊尹、冊令嫠曰、更乃且考嗣輔、緘、易女載市・素黃・䜌旐、今余曾乃命、易女玄衣黹屯・赤市・朱黃・戈彤沙琱戟・旂五、日用事　嫠拜䭫首、敢對䚄王休令、用乍寶隮段、嫠其萬年、子〻孫〻、永寶用事　一〇行一〇二字〔首段幽事之幽之合韻〕

隹十又二月初吉丁丑、王、宗周に在り。大廟に格る。焚伯、同を右け、中廷に立ちて北嚮す。王、同に命ず。吳大父を左右けて、場の林・虞・牧を嗣めよ。淲より東して河に至り、厥れ遡つて玄水に至る。世孫〻子〻、吳大父を左右けよ。女、閑ること有ること毋れと。天子の休に對揚して、用て朕が文考惠仲の隮寶段を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

中𠂤父、好の旅段を作る。其れ用て萬年ならむことを。

隹王の九月既生霸甲寅、王、周の康宮に在り。大室に格りて位に即く。焚伯入りて輔師嫠を右く。王、作冊尹を呼び、嫠に冊命せしめて曰く、乃の祖考に更ぎて輔を嗣めよと。緘る。女に載市・素黃・䜌旐を賜ふ。今余乃の命を曾ぬ。女に玄衣黹純・赤市・朱黃・戈彤緌琱戟・旂五を賜ふ。日に用て事へよと。嫠、拜して稽首し、敢て王の休命に對揚して、用て寶隮段を作る。嫠其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て事へよ。

巻七 本文篇　七七～七八

一五二、師類段　隹王元年九月既望丁亥、王才周康宮、旦、王各大室、嗣工液白入右師類、立中廷、北鄉、王乎內史遣、冊令師類　王若曰、師類、才先王、既令女乍嗣土、官嗣汸闇、今余隹䌛緟乃令、易女赤市・朱黃・䜌旃・攸勒、用事　類拜䭫首、敢對䚄天子不顯休、用乍朕文考尹白隮段、師類其萬年、子〻孫〻、永寶用　一二行一一二字〔首休段幽〕

一五三、無叀鼎　隹九月既望甲戌、王各于周廟、述于圖室、嗣徒南中、右無叀內門、立中廷、王乎史翏、冊令無叀曰、官嗣□王遉側虎臣、易女玄衣黹屯・戈琱戟・㪤必彤沙・攸勒・䜌旂、無叀敢對䚄天子不顯魯休、用乍隮鼎、用享于朕剌考、用𠜱眉壽萬年、子孫永寶用　一〇行九四字〔休考幽〕

一五四、善夫山鼎　隹卅又七年正月初吉庚戌、王才周、各圖室、南宮乎入、右善夫山入門、立中廷、北鄉、王乎史𦥑、冊令山、王曰、山、令女官

隹王の元年九月既望丁亥、王、周の康宮に在り。旦に王、大室に格る。嗣工液伯、入りて師類を右け、中廷に立ちて北嚮す。王、內史遣を呼び、師類に冊命せしむ。王若のごとく曰く、師類よ。先王に在りて、既に女に命じて嗣土と作し、汸闇を官嗣せしめたまへり。今余隹䌛ぎて乃の命を緟ぬ。女に赤市・朱黃・䜌旃・攸勒を賜ふ。用て事へよと。類、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文考尹伯の隮段を作る。師類其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

隹九月既望甲戌、王、周廟に格り、圖室に述る。嗣徒南仲、無叀を右けて門に入り、中廷に立つ。王、史翏を呼びて、無叀に冊命せしめて曰く、□王の遉側虎臣を官嗣せよ。女に玄衣黹純・戈琱戟・㪤柲彤緌・攸勒・䜌旂を賜ふと。無叀敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て隮鼎を作る。用て朕が剌考に享し、用て眉壽萬年ならむことを𠜱む。子孫永く寶用せよ。

隹三十又七年正月初吉庚戌、王、周に在り、圖室に格る。南宮呼ばれて入り、善夫山を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。王、史𦥑を呼び、山に冊命せしむ。王曰く、山よ、女に命じて

巻七 本文篇　七七～七八

嗣飲獻人于㒼、用乍㝠司貯、毋敢不善、易女玄衣黹屯・赤市・朱黃・䜌旂、山拜䭫首、受冊、佩目出、反入堇章　山敢對䚄天子休令、用乍朕皇考叔碩父隮鼎、用旂匃眉壽綽綰、永令霝冬、子〻孫〻、永寶用　一二行一二一字〔令眞綰元、眞元合韻　冬多用東、東冬合韻〕

a 叔碩父諸器　甗「叔碩父乍旅甗、子〻孫〻、永寶用」二行一三字　鼎「新宮叔碩父監姬、乍寶鼎、其萬年、子〻孫〻、永寶用」四行二〇字

b 伯賓父段　白賓父乍寶段、其萬年、子〻孫〻、永寶用　二器、三行一六字

c □乍父盉　□乍父寶盉、其萬年永寶、用享宗〔室〕　三行一四字

d 伯考父盤・鼎　白考父乍寶盤（鼎）、其萬年、子〻孫〻、永寶用　三行一六字

一五五、虢叔旅鐘　虢叔旅曰、不顯皇考叀叔、穆〻秉元明德、御于厥辟、得屯亡敃、旅敢肇帥井

獻人を㒼に歓めて、用て㝠司の貯を作ることを官嗣せしむ。敢て不善あること毋れ。女に玄衣黹純・赤市・朱黃・䜌旂を賜ふと。山、拜して稽首し、冊を受けて、佩びて以て出で、瑾璋を返納す。山、敢て天子の休命に對揚し、用て朕が皇考叔碩父の隮鼎を作る。用て眉壽綽綰にして、永命靈終ならむことを祈匃す。子〻孫〻、永く寶用せよ。

新宮の叔碩父・監姬、寶鼎を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

虢叔旅曰く、丕顯なる皇考惠叔、穆〻として元明の德を秉り、厥の辟に御へ、純を得て泯むこと亡かりき。旅敢て肇ぎて皇考

巻七 本文篇　七九～八〇

皇考威義、□御于天子、𠧟天子多易旅休、旅對天子魯休䚄、用乍朕皇考叀叔大𪔅龢鐘、皇考嚴才上、異才下、數〻𩂣〻、降旅多福、旅其萬年、子〻孫〻、永寶用享　七器中、四器全文、文九一字〔䚄陽鐘東上陽、陽東合韻　下魚福之、魚之合韻〕

a 虢叔諸器　鬲「虢叔乍隮鬲」　簠一「虢叔乍旅匿、其萬年、永寶」　簠二「虢叔乍叔殷穀隮匿」　盨「虢叔鑄行盨、子〻孫〻、永寶用享」　尊「虢叔乍叔殷穀隮朕」　盉「虢叔乍旅盉」二器　鼎「虢叔大父乍隮鼎、其萬年、永寶用」

＊叔旅魚父鐘　……朕皇考叔旅魚父、數〻𩂣〻、降多無（疆）　鉦間鼓左一三字

一五六、士父鐘　……五字缺　乍朕皇考叔氏寶𪔅鐘、用喜侃皇考、其嚴才上、數〻𩂣〻、降余魯多福亡彊、隹康右屯魯、用廣啓士父身、勵于永令、士父其眔□□萬年、子〻孫〻、永寶、用享于宗　文存約六十字〔鐘東上彊陽、陽東合韻　身令年眞〕

一五七、梁其鐘　梁其曰、不顯皇且考、穆〻異

の威儀に帥型し、天子に□御し、𠧟て天子多く旅に休を賜ふ。旅、天子の魯休に對へて揚へ、用て朕が皇考惠叔の大𪔅龢鐘を作る。皇考、嚴として上に在り、翼として下に在り。數〻𩂣〻として、旅に多福を降さむ。旅其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

……朕が皇考叔氏の寶𪔅鐘を作り、用て皇考を喜侃す。其れ嚴として上に在り、數〻𩂣〻として、余に魯なる多福亡彊と、康祐純魯とを降し、用て士父の身を廣啓し、永命に勵はしめむことを。士父其れ□□と萬年ならむ。子〻孫〻、永く寶とし、用て宗に享せよ。

梁其曰く、丕顯なる皇祖考、穆〻異〻として、克く厥の德を

巻七 本文篇　七九～八〇

卷七　本文篇

ゝ、克悊厥德、農臣先王、得屯亡臤、梁其肈帥井皇且考、秉明德、虔夙夕、辟天子、天子肩事梁其身邦君大正、用天子寵、蔑梁其曆、梁其敢對天子不顯休䫉、用乍朕皇且考龢鐘、文存七八字〔考幽異德之考幽德子事之、幽之合韻　䫉陽鐘東、陽東合韻〕

a梁其鼎　隹五月初吉壬申、梁其乍䵼鼎、用享考于皇且考、用瀟多福、眉壽無疆、畯臣天〔子〕、其百子千孫、其萬年無彊、其子ゝ孫ゝ、永寶用　二器、六行四八字〔考幽福之、幽之合韻　彊疆陽用東、陽東合韻〕

b梁其壺　隹五月初吉壬申、梁其乍䵼壺、用享考于皇且考、用瀟多福眉壽、永令無彊、其百子千孫、永寶用器　其子ゝ孫ゝ、永寶用蓋　蓋器同銘、二行四五字〔考壽幽　彊陽用東、陽東合韻〕

c善夫梁其段　善夫梁其乍朕皇考惠中、皇妣惠𡚬䵼段、用追享孝、用匄眉壽無疆、百字千孫、子ゝ孫ゝ、永寶用享　五行三八字〔段考幽疆享陽〕

d伯梁其盨　白梁其乍旅盨、用享用孝、用匄眉

哲にし、農く先王に臣へ、純を得て臤むこと亡かりき。梁其、肈ぎて皇祖考に帥型し、明德を秉り、夙夕を虔しみ、天子に辟へむ。天子、肩事す。梁其、身、邦君の大正として、用て天子に寵せられ、梁其の曆を蔑したまふ。梁其、敢て天子の丕顯なる休に對へて揚へ、用て朕が皇祖考の龢鐘を作る。……

隹五月初吉壬申、梁其、䵼鼎を作る。用て皇祖考に享考し、用て多福を祈る。眉壽無疆にして、畯く天（子）に臣へむ。其れ百子千孫にして、其れ萬年無疆ならむことを。其れ子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

隹五月初吉壬寅、梁其、䵼壺を作る。用て皇祖考に享孝し、用て多福眉壽、永命無疆ならむことを祈る。其れ百子千孫、永く寶用せよ。器　其れ子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。蓋

善夫梁其、朕が皇考惠仲、皇妣惠𡚬の䵼段を作る。用て追うて享孝し、用て眉壽無疆、百子千孫ならむことを匄む。子ゝ孫ゝまで、永く寶として用て享せよ。

伯梁其、旅盨を作る。用て享し用て孝し、用て眉壽多福を匄む。

八一～八二

壽多福、畯臣天子、萬年唯亟、子ゝ孫ゝ、永寶用　四行三二字〔孝幽福子亟之、幽之合韻〕

一五八、函皇父鼎一　函皇父乍琱娟般盉䵼器鼎段一具、自豕鼎降十又一・段八・兩罍・兩壺、琱娟其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用　六行三九字

a函皇父諸器　盤同文　段五器、同文　鼎二「函皇父乍琱娟䵼□鼎、子ゝ孫ゝ、其永寶用」　匜「函皇父乍琱娟匜、其子ゝ孫ゝ、永寶用」

b函交中簠　函交中乍旅匠、寶用

c王中皇父盉　王中皇父乍屈娟般盉、其邁年、子ゝ孫ゝ、永寶用

＊鮮鐘　□□□□□□寅、王才宗周司馬宮、王易鮮吉金、鮮拜手䭫手、敢對䫉天子休、用乍朕皇考𩱦鐘、用永𪔁□、用樂好賓、□□□福、子孫永寶　文約五三字〔手休幽福之寶幽、幽之合韻〕

＊會娟鼎　會娟乍寶鼎、其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用享　三行一五字

一五九、番匊生壺　隹廿又六年十月初吉己卯、

畯く天子に臣へ、萬年を唯極めむ。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

函皇父、琱娟の盤盉䵼器・鼎段一具を作る。豕鼎よりして降ること十又一、段八・兩罍・兩壺なり。琱娟其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

王仲皇父、屈娟の盤・盉を作る。其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

……寅、王、宗周の司馬の宮に在り。王、鮮に吉金を賜ふ。鮮、拜手稽首して、敢て天子の休に對揚して、用て朕が皇考の𩱦鐘を作る。用て永く鼓□し、用て好賓を樂しましめ、……福を……。子孫永く寶とせよ。

會娟、寶鼎を作る。其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶として用て享せよ。

隹二十又六年十月初吉己卯、番匊生、賸壺を鑄る。用て厥の元

卷七　本文篇

番匊生鑄賸壺、用賸厥元子孟妃乖、子ゝ孫ゝ、永寶用　五行三二字

一六〇、番生段　不顯皇且考、穆ゝ克誓厥德、嚴才上、廣啓厥孫子于下、勵于大服、番生不敢弗帥井皇且考不杯元德、用醽醽大令、甹王立、虔夙夜、専求不𢿢德、用諫四方、柔遠能犾、王令䝿嗣公族・卿事・大史寮、取遺廿寽、易朱市・悤黃・鞞𩌏・玉睘・玉瑹・車電軫・𠦪縟較・朱𩍾𩏶靳・虎冟熏裏・造衡・右厄・畫轉・畫𨐨・金童・金豙・金簟弼・魚葡・朱旂旜・金芛二鈴、番生敢對天子休、用乍段、永寶　一一行一三九字〔德服德德犾之　休段幽〕

一六一、叔向父禹段　叔向父禹曰、余小子司朕皇考、肈帥井先文且、共明德、秉威義、用醽醽奠保我邦我家、乍朕皇且幽大叔䵼段、其〔嚴才〕上、降余多福𦃞釐、廣啓禹身、勵于永令、禹其邁年、永寶用　七行六七字〔且魚德之家魚、魚之合韻　身令年眞〕

a叔向父段　叔向父乍婞姒䵼段、其子ゝ孫ゝ、

子孟妃乖に賸る。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

丕顯なる皇祖考、穆ゝとして克く厥の德を哲にし、嚴として上に在り。厥の孫子を下に廣啓し、大服に勵へしめたまへり。番生、敢て皇祖考の丕杯なる元德に帥型せずんばあらず。用て大命を緟恪し、王位を甹け、夙夜を虔みて、丕𢿢の德を専求し、用て四方を諫し、遠きを柔んじ犾きを能めむ。王、命じて、併せて公族・卿事・大史寮を嗣めしめ、遺二十寽を取らしめたまふ。朱市・悤黃・鞞𩌏・玉環・玉瑹・車電軫・𠦪縟較・朱𩍾𩏶靳・虎冟熏裏・錯衡・右厄・畫轉・畫𨐨・金童・金豙・金簟弼・魚箙・朱旂旜・金芛二鈴を賜ふ。

番生、敢て天子の休に對へて、用て段を作る。永く寶とせよ。

叔向父禹曰く、余小子、朕が皇考を嗣ぎ、肈めて先文祖に帥型し、明德を恭しみ、威儀を秉り、用て緟恪して我が邦我が家を奠保し、朕が皇祖幽大叔の䵼段を作る。其れ嚴として上に在り、余に多福繁釐を降し、禹の身を廣啓して、永命に勵へしめむことを。禹其れ萬年まで、永く寶用せむ。

叔向父、婞姒の䵼段を作る。其れ子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

八三～八四

永寶用

一六二、禹鼎　禹曰、不顯桓ゝ皇且穆公、克夾召先王、奠四方、肄武公亦弗叚望朕聖且考幽大叔・懿叔、命禹仆朕且考、政于井邦、肄禹亦弗敢惷、睗共朕辟之命

烏虖、哀哉、用天降大喪于下或、亦唯噩侯馭方、率南淮尸東尸、廣伐南或東或、至于歷寒、王廼命西六𠂤殷八𠂤曰、□伐噩侯馭方、勿遺壽幼、肄𠂤彌宋匌匡、弗克伐噩

肄武公廼遣禹、率公戎車百乘・斯馭二百・徒千、曰、于匡朕肅慕、叀西六𠂤殷八𠂤、伐噩侯馭方、勿遺壽幼、雩禹目武公徒馭、至于噩、𦎫伐噩、休、隻厥君馭方

肄禹又成、敢對揚武公不顯耿光、用乍大寶鼎、禹其萬年、子ゝ孫ゝ、寶用　二器、二〇行二〇七字

〔公東王方陽、陽東合韻　叔考幽　邦惷東　虖魚哉或或之、魚之合韻　方匡陽〕

一六三、南宮柳鼎　隹王五月初吉甲寅、王才康

禹曰く、丕顯にして桓ゝたる皇祖穆公、克く先王を夾召して、四方を奠めたまへり。肄に武公も亦朕が聖祖考幽大叔・懿叔を遐忘したまはず、禹に命じて朕が祖考を併けて、邢邦に政せしめたまふ。肄に禹も亦敢て惷らず、朕が辟の命を惕恭す。

烏虖、哀しいかな。用て天、大喪を下國に降す。亦唯噩侯馭方、南淮夷・東夷を率いて、南國東國を廣伐し、歷寒に至れり。王廼ち西の六師、殷の八師に命じて曰く、噩侯馭方を□伐し、壽幼を遺すこと勿れと。肄に師、彌怵し匌匡し、噩を伐つこと克はず。

肄に武公廼ち禹を遣はし、公の戎車百乘・斯馭二百・徒千を率いしむ。曰く、于いて朕が肅謨を匡にし、西の六師、殷の八師を叀めて、噩侯馭方を伐ち、壽幼を遺すこと勿れと。雩に禹、武公の徒馭を以いて、噩に至り、噩を敦伐して、休あり。厥の君馭方を獲たり。

肄に禹、成有り。敢て武公の丕顯なる耿光に對揚し、用て大寶鼎を作る。禹其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、寶用せよ。

隹王の五月初吉甲寅、王、康廟に在り。武公、南宮柳を右け、

廟、武公有南宮柳、卽立中廷、北鄉、王乎作册尹、册令柳、嗣六自牧陽吳□、嗣羲夷陽佃史、令女赤市・幽黃・攸勒
柳拜䭫首、對䚄天子休、用乍朕剌考䵼鼎、其萬年、子〻孫〻、永寶用 八行七九字 〔首休幽〕

一六四、敔𣪕三　隹王十月、王才成周、南淮尸遷及、內伐浥昴參泉裕敏陰陽洛、王令敔、追御于上洛炂谷、至于伊、班、長榜識首百、執噝卌、奪孚人四百、□于焚白之所、于炂衣諱、復付厥君
隹王十又一月、王各于成周大廟、武公入右敔、告禽、馘百、噝卌、王蔑敔曆、事尹氏受、贅敔圭瓚・□・貝五十朋、昜田于敆五十田、于早五十田
敔敢對䚄天子休、用乍䵼𣪕、敔其萬年、子〻孫〻、永寶用 一三行一四〇字 〔休𣪕幽〕

一六五、弭伯𣪕　隹八月初吉戊寅、丅各于大室、焚白內右師耤、卽立中廷、王乎內史尹氏、册命師耤、易女玄衣黹屯・鋚市・金鈧・赤舄・戈琱戓彤沙・攸勒・䜌旂五、日用事
弭白用乍䵼𣪕、其萬年、子孫永寶用 七行七一字

位に中廷に卽き、北嚮す。王、作册尹を呼び、柳に册命せしむ。六師の牧・場・虞・□を嗣め、羲夷の場・甸・史を嗣めよ。女に赤市・幽黃・攸勒を令ふと。
柳、拜して稽首し、天子の休に對揚して、用て朕が剌考の䵼鼎を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

隹王の十月、王、成周に在り。南淮夷遷及し、內りて浥・昴・參泉・裕・敏(繁)陰・陽洛を伐つ。王、敔に命じて、上洛・炂谷に追御せしむ。伊に至りて班る。長榜識の首百、執訊四十、俘人を奪ふこと四百、焚伯の所に□す。炂において衣諱し、厥の君に復付す。
隹王の十又一月、王、成周の大廟に格る。武公入りて敔を右け、擒を告ぐ。馘百、訊四十なり。王、敔の曆を蔑し、尹氏をして受けしむ。敔に圭瓚・□・貝五十朋を贅ふ。田を敆に五十田、早に五十田を賜ふ。
敔、敢て天子の休に對揚して、用て䵼𣪕を作る。敔其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

隹八月初吉戊寅、王、大室に格る。焚伯內りて師耤を右け、位に中廷に卽く。王、內史尹氏を呼び、師耤に册命せしむ。女に玄衣黹純・叔市・金亢・赤舄・戈琱戓彤緌・攸勒・䜌旂五を賜ふ。日に用て事へよと。
弭伯用て䵼𣪕を作る。其れ萬年ならむことを。子孫永く寶用せよ。

卷七　本文篇　八五～八六

卷三下

一六六、克盨　隹十又八年十又二月初吉庚寅、王才周康穆宮、王令尹氏友史趛、典善夫克田人、克拜䭫首、敢對天子不顯魯休䚄、用乍旅盨、隹用獻于師尹倗友𦳝遘、克其用朝夕、享于皇且考、皇且考、其數〻𧃍〻、降克多福、眉壽永令、畯臣天子、克其日易休無疆、克其萬年、子〻孫〻、永寶用 一〇行一〇七字 〔考幽福子之、幽之合韻　疆陽用東、陽東合韻〕

一六七、大克鼎　克曰、穆〻朕文且師華父、悤襄厥心、宝靜于猷、𤔲悊厥德、肆克龏保厥辟龔王、諫辥王家、叀于萬民、𩎟遠能埶、肆克□于皇天、頊于上下、得屯亡敃、易贅無疆、永念于厥孫辟天子、天子明悊、䫄孝于申、巠念厥聖保且師華父、勵克王服、出內王令、多易寶休、不顯天子、天子其萬年無疆、保辥周邦、畯尹四方
王才宗周、旦、王各穆廟、卽立、𩛥季右善夫克、入門、立中廷、北鄉、王乎尹氏、册令善夫克
王若曰、克、昔余既令女、出內朕令、今余隹𩛥𦡊乃令、易女叔市・參同茀悤、易女田于埜、易女田于渒、易女井家𨟻田于畯、以厥臣妾、易女田于康、易女田于匽、易女田于𨸏原、易女田于寒山、易女史小臣霝龠鼓鐘、易女井退𨟻人、𨟻易女井人奔于量、敬夙夜、用事、勿灋朕令
克拜䭫首、敢對䚄天子不顯魯休、用乍朕文且師華父寶𪔅彝、克其萬年無疆、子〻孫〻、永寶用 二八行二九〇字 〔子服之休幽、幽之合韻　疆陽邦東方陽、陽東合韻　首休幽　疆陽用東、陽東合韻〕

一六八、小克鼎　隹王廿又三年九月、王才宗周、王命善夫克、舍令于成周、遹正八𠂤之年、克乍朕皇且釐季寶宗彝、克其日用𪔅朕辟魯休、用匃康勵、

隹十又八年十又二月初吉庚寅、王、周の康穆宮に在り。王、尹氏友史趛に命じて、善夫克の田人を典せしむ。克、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休に對へて揚へ、用て旅盨を作る。隹用て師尹・倗友・婚媾に獻ず。克其れ、用て朝夕し、皇祖考に享せむ。皇祖考、其れ數〻𧃍〻として、克に多福を降し、眉壽永命にして、畯く天子に臣へむ。克其れ日に休を賜ふこと無疆ならむ。克其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

克曰く、穆〻たる朕が文祖師華父、厥の心を聰襄にし、猷に寧靜にして、厥の德を淑哲にす。肆に克く厥の辟龔王を龏保し、王家を諫し辥めたり。萬民に惠にして、遠きを柔らげ、狀きを能んず。肆に克　皇天に□せられ、上下に頊れ、純を得て敃むことなく、贅を賜ふこと疆無く、永く厥の孫の辟たる天子に念はる。天子明哲にして、神に䫄孝し、厥の聖保なる祖師華父を經念し、克を王服に勵はしめ、王命を出納せしめ、多く寶休を賜ふ。丕顯なる天子、天子其れ萬年無疆にして、周邦を保辥し、畯く四方を尹めたまはむことを。
王、宗周に在り。旦に王、穆廟に格り、位に卽く。𩛥季、善夫克を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。王、尹氏を呼びて、善夫克に册命せしむ。
王、若のごとく曰く、克よ。昔、余既に女に命じて朕が命を出納せしむ。今余隹、乃の命を緟𦡊す。女に叔市・參同茀悤を賜ふ。女に田を埜に賜ふ。女に田を渒に賜ふ。女に井家の𨟻ふる田を畯に賜ふ。厥の臣妾と以にす。女に田を康に賜ふ。女に田を匽に賜ふ。女に田を𨸏原に賜ふ。女に田を寒山に賜ふ。女に史小臣・霝龠・鼓鐘を賜ふ。女に井退の𨟻ふる人を賜ふ。併せて女に井人の量に奔れるを賜ふ。夙夜を敬しみて、用て事へ、朕が命を灋つること勿れと。
克、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て朕が文祖師華父の寶𪔅彝を作る。克其れ萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

隹王の二十又三年九月、王、宗周に在り。王、善夫克に命じ、命を成周に舍き、八師を遹正せしむるの年なり。克、朕が皇祖

卷七　本文篇　八七～八八

屯右眉壽、永令霝冬、邁年無疆、克其子〻孫〻、永寶用 七器、八行又九行七二字 〔休壽幽 彊陽用東、陽東合韻〕

𤔲季の寶宗彝を作る。克其れ日に用て朕が辟の魯休を將にし、用て康勵を匄む。純祐眉壽、永命靈終にして、萬年無疆ならむことを。克其れ子〻孫〻まで、永く寶用せむ。

一六九、伊𣪘　隹王廿又七年正月既望丁亥、王才周康宮、旦、王各穆大室、卽立、𤔲季內右伊、立中廷、北鄉、王乎命尹封、册命伊、𤔲官嗣康宮王臣妾百工、易女赤市・幽黃・䜌旂・攸勒、用事、伊拜手䭫首、對䚄天子休、伊用乍朕不顯文且皇考徲叔寶𩰫彝、伊其萬年無疆、子孫永寶用享 一〇行一〇二字 〔首休幽 彊享陽〕

隹王の二十又七年正月既望丁亥、王、周の康宮に在り。旦に王、穆の大室に格り、位に卽く。𤔲季內りて伊を右け、中廷に立ちて北嚮す。王、命尹封を呼びて、伊に册命せしむ。併せて康宮の王の臣妾百工を官嗣せよ。女に赤市・幽黃・鑾旂・攸勒を賜ふ。用て事へよと。

伊、拜手稽首して、天子の休に對揚す。伊用て朕が丕顯なる文祖皇考遲叔の寶𩰫彝を作る。伊其れ萬年無疆ならむことを。子孫永く寶として用て享せよ。

一七〇、伯克壺　隹十又六年七月既生霸乙未、白大師易白克僕卅夫、白克敢對䚄天右王白友、用乍朕穆考後中𬰳壺、克用匄眉壽無疆、克（克）其子〻孫〻、永寶用享 一一行五八字 〔夫魚友之壺魚、魚之合韻 彊享陽〕

隹十又六年七月既生霸乙未、伯大師、伯克に僕三十夫を賜ふ。伯克、敢て天右王伯の侑に對揚して、用て朕が穆考後中の𬰳壺を作る。克用て眉壽無疆ならむことを匄む。克（克字衍）其れ子〻孫〻まで、永く寶として用て享せむ。

*伯大師盨　白大師乍旅盨、其萬年、永寶用 三行一二字

九〇

一七一、克鐘　隹十又六年九月初吉庚寅、王才周康剌宮、王乎士曶召克、王親令克、遹涇東、至于京𠂤、易克甸車馬乘、克不敢彖、尃奠王令、克敢對䚄天子休、用乍朕皇且考白寶𪔉鐘、用匄屯叚永令、克其萬年、子〻孫〻、永寶 六銘、全銘八一字 〔令年眞〕

隹十又六年九月初吉庚寅、王、周の康剌宮に在り。王、士曶を呼び、克を召さしむ。王、親しく克に命じ、涇東を遹して、京𠂤に至らしむ。克に甸車・馬乘を賜ふ。克、敢て墜さず、溥く王命を奠めむ。克、敢て天子の休に對揚して、用て朕が皇祖考伯の寶𪔉鐘を作り、用て純嘏永命ならむことを匄む。克其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶とせよ。

*克鎛　同文

一七二、師克盨　王若曰、師克、不顯文武、雁受大令、匍有四方、𣄨係隹乃先且考、又𤔲于周邦、干害吾王身、乍爪牙

王若のごとく曰く、師克よ。丕顯なる文武、大命を膺受し、四方を敷有す。則ち繇隹乃の先祖考、周邦に勳有り。王の身を干吾して、爪牙と作れり。

王曰、克、余隹巠乃先且考、克𪔉臣先王、昔余既令女、今余隹𤕌𥼶乃令、令女更乃且考、𤔲嗣左右虎臣、易女秬鬯一卣・赤市・五黃・赤舄・□□・駒車・𩌏較・朱虢𠭯𣃔・虎冟熏裏・畫𨋓・畫𨍭・金甬・朱旂・馬四匹・攸勒・素戉、敬夙夕、勿灋朕令

王曰く、克よ。余は隹乃の先祖考の、克く𪔉めて先王に臣へたるを巠（念）す。昔、余既に女に命じたり。今余隹乃の命を緟𥼶す。女に命じて乃の祖考を更ぎ、併せて左右虎臣を嗣めしむ。女に秬鬯一卣・赤市・五黃・赤舄・□□・駒車・𩌏較・朱虢𠭯𣃔・虎冟熏裏・畫𨋓・畫𨍭・金甬・朱旂・馬四匹・攸勒・素鉞を賜ふ。夙夕を敬しみ、朕が命を灋つること勿れと。

克敢對䚄天子不顯魯休、用乍旅盨、克其萬年、子〻孫〻、永寶用 二蓋一器、一三行一四七字 〔方陽邦東

克、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て旅盨を作る。克其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

、陽東合韻　令臣眞〕

*德克𣪘　德克乍朕文且考𬰳𣪘、克其萬年、子〻孫〻、永寶用享 三行二二字

德克、朕が文祖考の𬰳𣪘を作る。克其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

一七三、師酉𣪘　隹王元年正月、王才吳、各吳大廟、公族□𨟻、入右師酉、立中廷、王乎史𦅫、册令師酉、嗣乃且啻官邑人虎臣、西門尸・𡘇尸・秦尸・京尸・𢍰身尸、新易女赤市・朱黃・中㬎・攸勒、敬夙夜、勿灋朕令 師酉拜䭫首、對䚄天子不顯休命、用乍朕文考乙白𡨦姬𬰳𣪘、酉其萬年、子〻孫〻、永寶用 三器六銘、一一行一〇六字 〔首休𣪘幽〕

隹王の元年正月、王、吳に在り。吳大の廟に格る。公族□𨟻、入りて師酉を右けて、中廷に立つ。王、史𦅫を呼び、師酉に册命せしむ。乃の祖の嫡官たりし邑人虎臣、西門夷・𡘇夷・秦夷・京夷・𢍰身夷を嗣めよ。新たに女に赤市・朱黃・中㬎・攸勒を賜ふ。夙夜を敬しみ、朕が命を灋つること勿れと。

師酉、拜して稽首し、天子の丕顯なる休命に對揚して、用て朕が文考乙伯𡨦姬の𬰳𣪘を作る。酉其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

一七四、叔專父盨　隹王元年、王才成周、六月初吉丁亥、叔專父乍奠季寶鐘六・金𬰳盨四・鼎七、奠季其子〻孫〻、永寶用 四器八銘、六行三九字

隹王の元年、王、成周に在り。六月初吉丁亥、叔專父、鄭季の寶鐘六・金𬰳盨四・鼎七を作る。鄭季其れ子〻孫〻まで、永く寶用せよ。

a張家坡鼎　□侯隻巢、孚厥金、□用乍𩰫鼎 二行一二字、刻銘、摸

□侯、巢を獲て、厥の金を孚れり。□用て旅鼎を作る。

一七五、大𣪘二　隹十又二年三月既生霸丁亥、王才𩫖侲宮、王乎吳師召大、易𧹓𡘸里、王令善夫豖、曰𧹓𡘸曰、余既易大乃里、𡘸賓豖章帛束、𡘸令豖曰天子、余弗敢𪊨、豖目𡘸、履大易里、大賓豖𩊚章・馬兩、賓𡘸𩊚章・帛束 大拜䭫首、敢對䚄天子不顯休、用乍朕皇考剌白𬰳𣪘、其子〻孫〻、永寶用 二器、一〇行一〇七字 又蓋、一二行一〇七字 〔首休𣪘幽〕

隹十又二年三月既生霸丁亥、王、𩫖侲宮に在り。王、吳師を呼び大を召さしめ、𧹓𡘸の里を賜ふ。王、善夫豖に命じ、𧹓𡘸に曰はしめて曰く、余既に大に乃の里を賜へりと。𡘸、豖に璋・帛束を賓る。𡘸、豖をして天子に曰はしむ。余敢て𪊨まずと。豖と𡘸と、大の賜へる里を履む。大、豖に𩊚璋・馬兩を賓り、𡘸に𩊚璋・帛束を賓る。

大、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が皇考剌伯の𬰳𣪘を作る。其れ子〻孫〻、永く寶用せよ。

一七六、大鼎　隹十又五年三月既霸丁亥、王才𩫖侲宮、大目厥友守、王卿醴、王乎善夫𩨕、召大目厥友、入攼、王召走馬雁、令取誰𩧣卅二匹、易大、大拜䭫首、對䚄天子不顯休、用乍朕剌考己白盂鼎、大其子〻孫〻、邁年永寶用 三器、八行八〇字 〔首休幽〕

隹十又五年三月既□霸丁亥、王、𩫖侲宮に在り。大、厥の友と以に守る。王、饗醴す。王、善夫𩨕を呼び、大と厥の友とを召し、入りて攼らしむ。王、走馬雁を召し、誰𩧣三十二匹を取らしめ、大に賜ふ。大、拜して稽首し、天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が剌考己伯の盂鼎を作る。大の子〻孫〻、萬年まで永く寶用せよ。

一七七、寰盤　隹廿又八年五月既望庚寅、王才周康穆宮、旦、王各大室、卽立、宰頵右寰入門、立中廷、北鄉、史𢦚受王令書、王乎史減、册易寰玄衣黹屯・赤市・朱黃・䜌旂・攸勒・戈琱戟・厚必彤沙、寰拜䭫首、敢對䚄天子不顯叚休令、用乍朕皇考奠白奠姬寶般、寰其邁年、子〻孫〻、永寶

隹二十又八年五月既望庚寅、王、周の康穆宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。宰頵、寰を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。史𢦚、王に命書を受く。王、史減を呼び、寰に玄衣黹純・赤市・朱黃・鑾旂・攸勒・戈琱戟・厚必彤緌を册賜す。寰、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる叚休の命に對揚し、用て朕が皇考鄭伯鄭姬の寶盤を作る。寰其れ萬年ならむことを。

用　一〇行一〇三字　〔令眞殷元年眞、眞元合韻〕
＊伯頵父諸器　鐘「白頵父乍朕皇考屖白吳姬龢
龤鐘」二行一四字　鼎「白頵父乍朕皇考屖白吳姬
寶鼎、其邁年、子〻孫〻、永寶用」四行二三字
殷同文、鼎を殷に作る。

一七八、師寰殷　王若曰、師寰㚇、淮尸繇我賁
晦臣、今敢博厥衆叚、反厥工吏、弗速我東䣄、今
我肇令女、逹齊帀・曩贅・僰屄・左右虎臣、正淮
尸、卽質厥邦嘼、曰冉、曰䓝、曰鈴、曰達、師寰
虔不家、夙夜卹厥牆事、休既又工、折首執𨑩、無
諆徒駿、毆孚士女牛羊、孚吉金
今余弗叚組、余用乍朕後男□隣殷、其萬年、孫〻
子〻、永寶用享　二器、四銘第一器一〇行一一七字、第二器
一一行一一七字
a 呂仲爵　呂中僕乍后子（或）寶隣彝
一七九、𩵦從盨　隹王廿又五年七月既□□□、
〔王〕才永師田宮、令小臣成、友逆□□內史無𥎦、
大史旟曰、章厥𧶠夫□、𩵦从田其邑□□□、復友

子〻孫〻、永く寶用せよ。
伯頵父、朕が皇考屖伯吳姬の龢龤鐘を作る。

王若のごとく曰く、師寰父よ。淮夷は繇我が賁晦の臣なるに、今敢て厥の衆叚を博し、厥の工吏を反せしめ、我が東國に續あらざらしむ。今我肇めて女に命じ、齊帀・曩贅・僰屄・左右虎臣を率いて、淮夷を征し、卽きて厥の邦嘼を質さしむ。冉と曰ひ、䓝と曰ひ、鈴と曰ひ、達と曰ふ。師寰虔みて墜さず、夙夜厥の牆事を卹み、休にして既に功有り。折首執訊あり。無諆なる徒馭あり。士女羊牛を毆俘し、吉金を俘れり。
今余叚組せず、余用て朕が後男□の隣殷を作る。其れ萬年まで、孫〻子〻、永く寶として用て享せよ。
呂仲僕、后子（或）の寶隣彝を作る。
隹王の二十又五年七月既□□□、〔王〕永の師田の宮に在り。小臣成に命じて、逆□することを內史無𥎦・大史旟に侑せしめて曰く、章の𧶠夫、𩵦從の田、其の邑□・□・□を□せり。𩵦

𩵦从其田、其邑复𢚩言二邑、畀𩵦从、復厥小宮、
□𩵦从田、其邑彶眔句商兒眔讎戈、復限余𩵦从田、
其邑競楙才三邑、州瀘二邑、凡復友
復友𩵦从日（邑）十又三邑、厥右𩵦从善夫□
𩵦从乍朕皇且丁公文考叀公盨、其子〻孫〻、永寶
用　𠤎　一二行約一三八字

一八〇、𩵦攸從鼎　隹卅又一年三月初吉壬辰、
王才周康宮徲大室、𩵦从目攸衞牧、告于王曰、女
覓我田牧、弗能許𩵦从
王令眚、史南目卽虢旅、虢旅迺事攸衞牧誓曰、我
弗具付𩵦从其且、射分田邑、劓放、攸衞牧劓誓
从乍朕皇且丁公、皇考叀公隣鼎、𩵦攸从其萬年、
子〻孫〻、永寶用　一〇行一〇二字

一八一、毛公鼎　王若曰、父厝、不顯文武、皇
天弘猒厥德、配我有周、膺受大命、率褱不廷方、
亡不閈于文武耿光、唯天𨟻集厥命、亦唯先正、𤔲

從の田を復侑し、其の邑复・𢚩言の二邑もて、𩵦從に畀へよ。復の小宮、𩵦從の田、其の邑彶と句商兒と讎戈とを□せり。余𩵦從に田を復限せよ。其の邑は競・□・才の三邑、州・瀘の二邑なり。凡て復侑せよと。
𩵦從に□（邑）十又三邑を復侑す。厥の右は𩵦從の善夫□なり。
𩵦從、朕が皇祖丁公、文考惠公の盨を作る。其れ子〻孫〻、永く寶用せよ。𠤎
隹三十又一年三月初吉壬辰、王、周の康宮徲（夷）の大室に在り。𩵦從、攸衞牧を以て、王に告げて曰く、女、我が田牧を覓り、𩵦從に許すこと能はずと。
王、省せしめ、史南をして以て虢旅に卽かしむ。虢旅迺ち攸衞牧をして誓はしめて曰く、我、𩵦從の租を具付し、謝するに田邑を分たざるときは、則ち放たれむと。攸衞牧、則ち誓ふ。𩵦從、朕が皇祖丁公・皇考惠公の隣鼎を作る。𩵦攸從、其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。
王若くのごとく曰く、父厝よ。丕顯なる文武、皇天弘いに厥の德に猒き、我が有周に配す。大命を膺受し、不廷方を率懷して、文武の耿光に閈されざる亡し。唯天將いに厥の命を集し、亦唯

辥厥辟、𡠧堇大命、肆皇天亡旲、臨保我有周、不
巩先王配命
旻天疾畏、司余小子弗彶、邦𨟻害吉、䌛〻四方、
大從不靜、烏虖、趯余小子、家湛于𩰫、永巩先王
王曰、父厝、今余唯肈巠先王命、命女、辥我邦我
家內外、惷于小大政、甹朕立、虩許上下若否雩四
方、死毋童、余一人才立、弘唯乃智、余非𦣻又䎽、
女毋敢妄寧、虔夙夕、叀我一人、雝我邦小大猷、
毋折緘、告余先王若德、用印卲皇天、𦀚𣪕大命、
康能四或、俗我弗乍先王憂
王曰、父厝、雩之庶出入事于外、尃命尃政、埶小
大楚賦、無唯正䎽、弘其唯王智、迺唯是喪我或、
厤自今、出入尃命于外、厥非先告父厝、父厝舍命、
毋又敢惷尃命于外
王曰、父厝、今余唯𦀚先王命、命女亟一方、𢓊我
邦我家、女顀于政、勿雝逮庶□賓、毋敢龏𣪊、龏
𣪊迺敄鰥寡、善效乃友正、毋敢湛于酉、女毋敢家、
才乃服、𣪕夙夕、敬念王畏不睗、女毋弗帥用先王

先正、厥の辟を襄辥し、大命に勳勤せり。肆に皇天旲ふこと亡く、我が有周に臨保し、先王の配命を丕鞏にせり。
旻天疾畏にして、嗣げる余小子彶めず、邦將いに害吉あらむす。䌛〻たる四方、大いに縱れて靜らかならず。烏虖、懼る余小子、家艱に湛み、永く先王に恐れあらしめむとす。
王曰く、父厝よ。今余唯先王の命を肇巠す。女に命じて、我が邦我が家の內外を辥めしむ。小大の政を惷み、朕が位を甹けよ。上下の若否を四方に虩許にし、死めて動せしむること毋れ。余一人位に在り。乃の智唯るを弘いにせよ。余、有聞を庸ふるに非ず。女敢て妄寧なること毋れ。夙夕を虔み、我一人に惠し、我が邦の小大の猷を雍げ、折緘すること毋れ。余に先王の若德を告げ、用て皇天に印昭し、大命を緟恪し、四國を康んじ能め、我が、先王の憂を作さざらむことを欲す。
王曰く、父厝よ。之の庶の出入して外に使し、命を敷き政を敷くに雩て、小大の楚賦を埶めよ。正聞唯り、其の王智唯るを弘いにすること無くば、廼ち是我が國を喪ふこと唯らむ。今より厤たるのち、出入して命を外に敷くに、厥の、先づ父厝に告げ、父厝、命を舍くに非ずんば、敢て惷みて命を外に敷くこと有る

乍明井、俗女弗目乃辟圅于𦕞
王曰、父厝、巳、曰、彶𢆶卿事寮大史寮、于父卽
尹、命女、𩰫𤔲公族雩參有𤔲、小子師氏虎臣雩朕
褻事、目乃族、干吾王身、取遺卅寽
易女秬鬯一卣・鄭圭𤔲寶・朱市・悤黃・玉環・玉
瑹・金車・𠦝縟較・朱𩶁𢆶𣃔・虎冟熏裏・右厄・
畫𩌏・畫䡈・金甬・遣衡・金嶂・金豙・𠞊𩡣・金
簟弼・魚葡・馬四匹・攸勒・金𩡣・金雁・朱旂二
鈴、易女𢆶关、用歲用政
毛公厝、對揚天子皇休、用乍隣鼎、子〻孫〻、永
寶用　三二行四九九字
〔德之周幽、幽之合韻　方光陽　命命命眞　命眞政耕、
眞耕合韻　方陽童東、陽東合韻　立智脂　𦕞眞寧耕人眞、
眞耕合韻　猷幽德之、幽之合韻　天命眞　或之憂幽、幽之
合韻　政耕𦕞眞、眞耕合韻　命眞政耕　賓眞寡魚　服之夕
魚、魚之合韻　𤔲事之〕

毋れ。
王曰く、父厝よ。今余唯先王の命を緟ぎ、女に命じて一方に亟とし、我が邦我が家を𢓊ならしむ。女、政に顀み、庶□の貯を壅速すること勿れ。敢て龏𣪊すること毋れ。龏𣪊するときは、廼ち鰥寡を敄ましめむ。乃の友正を善效し、敢て酒に湛むこと毋れ。女、敢て墜さず、乃の服に在りて、夙夕を𣪕み、王畏の易からざるを敬念せよ。女、先王の作りたまへる明刑を帥用せざること毋れ。女の、乃の辟を以て艱に陷れざらむことを欲す。
王曰く、父厝よ。巳、曰げて茲の卿事寮・大史寮に彶め、父に于て卽きて尹さしめよ。女に命じて、併せて公族と參有𤔲、小子・師氏・虎臣と、朕が褻事とを𤔲めしむ。乃の族を以いて、王の身を扞敔せよ。遺三十鍰を取らしむ。
女に秬鬯一卣・鄭圭𤔲寶・朱市・悤黃・玉環・玉瑹・金車・𠦝縟較・朱𩶁𢆶𣃔・虎冟熏裏・右厄・畫𩌏・畫䡈・金甬・遣衡・金嶂・金豙・𠞊𩡣・金簟弼・魚葡・馬四匹・攸勒・金𩡣・金雁・朱旂二鈴を賜ふ。女に茲の賸を賜ふ。用て歲し用て政せよ、と。
毛公厝、天子の皇休に對揚して、用て隣鼎を作る。子〻孫〻、

一八二、詢殷　王若曰、詢、不顯文武受命、則乃且奠周邦、今余令女啻官嗣邑人・先虎臣・後庸・西門尸・秦尸・京尸・㠱尸、師笭側新、□華尸・由□尸・𢓊尸、成周走亞、戍秦人・降人・服尸、易女玄衣黹屯・戠市・同黃・戈琱戟・厚必彤沙・䜌旂・攸勒、用事

詢䭫首、對揚天子休令、用乍文且乙白同姬隣殷、詢萬年、子々孫々、永寶用

唯王十又七祀、王才射日宮、旦、王各、益公入右詢　一〇行一三三字〔首殷 幽〕

一八三、師詢殷　王若曰、師詢、丕顯文武、孚受天令、亦則殷民、乃聖且考、克差右先王、乍厥爪牙、用夾召厥辟、奠大令、盩龢雩政、肆皇帝亡昊、臨保我厥周雩四方、民亡不康靜

王曰、師詢、哀才、今日天疾畏降喪、乘德不克妻、古亡承于先王、鄉女彶、屯卹周邦、妥立余小子、𦔻乃事、隹王身厚頣、今余隹䌛𤔲乃令、令女叀雝我邦小大猷、邦居潢辪、敬明乃心、率目乃友、干吾王身、谷女弗目乃辟、圅于囏、易女秬鬯一卣・圭瓚・尸允三百人

詢䭫首、敢對揚天子休、用乍朕刺且乙白同益姬寶殷、詢其萬由年、子々孫々、永寶、用乍州宮寶

隹元年二月既望庚寅、王各于大室、焚內右詢　一五行二一二字

〔首休殷寶寶 幽〕

一八四、㽙盨　……上缺　又進退、雩邦人正人師氏人、又辠又故、廼□倗卽女、廼繇宕、卑復虐逐厥君厥師、廼乍余一人咎

王曰、㽙、敬明乃心、用辟我一人、善效乃友內辟、勿事虣虐從獄、孚奪叡行道、厥非正命、廼敢疾𥼶人、則唯輔天降喪、不廷唯死

易女秬鬯一卣、乃父市・赤舄・駒車・𠦪較・朱虢鞃靳・虎冟熏裏・畫轉・畫䡅・金甬・馬四匹・攸

永く寶用せよ。

王若のごとく曰く、詢よ。丕顯なる文武、命を受けたまひしとき、則ち乃の祖、周邦を奠めたり。今余女に命じて、嫡として邑人・先虎臣・後庸・西門夷・秦夷・京夷・㠱夷、師笭側新、□華夷・由□夷・𢓊夷、成周走亞、戍秦人・降人・服夷を官嗣せしむ。女に玄衣黹純・戠市・同黃・戈琱戟・厚柲彤緌・䜌旂・攸勒を賜ふ。用て事へよと。

詢、稽首して、天子の休命に對揚し、用て文祖乙伯同姬の隣殷を作る。詢萬年ならむことを。子々孫々、永く寶用せよ。

唯王の十又七祀、王、射日宮に在り。旦に王格る。益公入りて詢を右けたり。

王若のごとく曰く、師詢よ。丕顯なる文武、天命を孚受し、殷民を奕則せり。乃の聖なる祖考、克く先王を左右し、厥の爪牙と作り、用て厥の辟を夾召し、大命を奠め、政に盩龢せり。肆に皇帝旲ふこと亡くして、我が周と四方とに臨保したまひ、民、康靜ならざるは亡かりき。

王曰く、師詢よ。哀しい哉。今日、天疾畏にして喪を降せり。德を乘ること妻しむこと克はず、故に先王に承くること亡し。𦔻に女彶みて周邦を純卹し、余小子を綏んじ立てしむ。乃の事を載ひ、隹王の身に厚詣あらしめたり。今、余隹、乃の命を緟𤔲す。女に命じて、我が邦の小大の猷を惠雍せしめ、邦居を廣辪ならしむ。乃の心を敬明にし、乃の友を率以して、王の身を扞敵し、女の、乃の辟を以て艱に陷れざらむことを欲す。女に秬鬯一卣・圭瓚・夷允三百人を賜ふと。

詢、稽首し、敢て天子の休に對揚して、用て朕が剌祖乙伯・同益姬の寶殷を作る。詢其れ萬由年、子々孫々、永く寶とせよ。用て州宮の寶を作る。

隹元年二月既望庚寅、王、大室に格り、焚內りて詢を右けたり。

……進退すること有り、邦人・正人・師氏人に雩て辠有り故有るときは、廼ち□倗して女に卽かしめよ。廼し繇宕して、復厥の君、厥の師を虐逐せしむることあらば、廼ち余一人の咎を作さむ。

王曰く、㽙よ。乃の心を敬明にし、用て我一人に辟へよ。乃の友を善效して辟に入れしめ、虣虐從獄し、孚奪し叡び行道せしむること勿れ。厥の正命に非ずして、廼し敢て𥼶人を疾すことあらば、則ち唯溥天、喪を降し、不廷を唯死さむ。

勒、敬夙夕、勿灋朕命

㽙拜䭫首、對揚天子不顯魯休、用乍寶盨、叔邦父叔姞萬年、子々孫々、永寶用　文存一五行一五七字

〔首休 幽〕

一八五、𨛭殷　隹二年正月初吉、王才周卲宮、丁亥、王各于宣射、毛白內門、立中廷、右祝𨛭、王乎內史、冊命𨛭、王曰、𨛭、昔先王既命女乍邑、𤔲五邑祝、今余隹䌛𤔲乃命、易女赤市・同罌黃・䜌旂、用事

𨛭拜䭫首、敢對揚天子休命、𨛭用乍朕皇考龏白隣殷、𨛭其眉壽、萬年無疆、子々孫々、永寶用享

二銘、一〇行一〇七字〔首殷壽 幽　彊享陽〕

一八六、師獸殷　隹王元年正月初吉丁亥、白龢父若曰、師獸、乃且考又爵于我家、女有隹小子、余令女死我家、𤔲我西隔東隔僕馭百工牧臣妾、東裁內外、毋敢否善、易女戈琱戟・厚必彤㞷・干

五・鍚・鐘一・磬五・金、敬乃夙夜、用事

獸拜䭫首、敢對揚皇君休、用乍朕文考乙中𩰫殷、獸其萬年、子々孫々、永寶用享　一一行一一三字〔首休殷 幽〕

一八七、師兌殷一　隹元年五月初吉甲寅、王才周、各康廟、卽立、同中右師兌入門、立中廷、王乎內史尹、冊令師兌、疋師龢父、𤔲左右走馬・五邑走馬、易女乃且市・五黃・赤舄

兌拜䭫首、敢對揚天子不顯魯休、用乍皇且城公𩰫殷、師兌其萬年、子々孫々、永寶用　二器四文、九行九一字〔首休殷 幽〕

一八八、師兌殷二　隹三年二月初吉丁亥、王才周、各大廟、卽立、𣪘白右師兌入門、立中廷、王乎內史尹、冊令師兌、余既令女、疋師龢父、𤔲左右走馬、今余隹䌛𤔲乃令、令女𤔲走馬、易女秬鬯一卣・金車・𠦪較・朱虢鞃靳・虎冟熏裏・右厄・畫轉・畫䡅・金甬・馬四匹・攸勒

女に秬鬯一卣、乃の父の市・赤舄・駒車・𠦪較・朱虢鞃靳・虎冟熏裏・畫轉・畫䡅・金甬・馬四匹・攸勒を賜ふ。夙夕を敬しみ、朕が命を灋つること勿れと。

㽙、拜して稽首し、天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て寶盨を作る。叔邦父・叔姞、萬年ならむことを。子々孫々、永く寶用せよ。

隹二年正月初吉、王、周の昭宮に在り。丁亥、王、宣榭に格る。毛伯門に入り、中廷に立ちて、祝𨛭を右く。王、內史を呼び、𨛭に冊命せしむ。王曰く、𨛭よ。昔先王既に女に作邑を命じ、五邑の祝を併せしめたまふ。今余隹乃の命を緟𤔲す。女に赤市・同罌黃・䜌旂を賜ふ。用て事へよと。

𨛭、拜して稽首し、敢て天子の休命に對揚す。𨛭用て朕が皇考龏伯の隣殷を作る。𨛭其れ眉壽、萬年無疆ならむことを。子々孫々、永く寶として用て享せよ。

隹王の元年五月初吉丁亥、伯龢父若のごとく曰く、師獸よ。乃の祖考、我が家に勳有り。女また隹小子なるも、余、女に命じて我が家を死めしめ、併せて我が西隔東隔の僕馭・百工・牧・臣妾を嗣めしむ。內外を董裁し、敢て否善なること毋れ。女に戈琱戟・厚柲彤緌・干五・鍚・鐘一・磬五・金を賜ふ。乃の夙夜を敬しみ、用て事へよと。

獸拜して稽首し、敢て皇君の休に對揚して、用て朕が文考乙仲の𩰫殷を作る。獸其れ萬年ならむことを。子々孫々、永く寶として用て享せよ。

隹元年五月初吉甲寅、王、周に在り。康廟に格りて、位に卽く。同仲、師兌を右けて門に入り、中廷に立つ。王、內史尹を呼び、師兌に冊命せしむ。師龢父を疋けて、左右走馬・五邑走馬を嗣めよ。女に乃の祖の市・五黃・赤舄を賜ふと。

兌、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て皇祖城公の𩰫殷を作る。師兌其れ萬年ならむことを。子々孫々、永く寶用せよ。

隹三年二月初吉丁亥、王、周に在り。大廟に格りて位に卽く。𣪘伯、師兌を右けて門に入り、中廷に立つ。王、內史尹を呼び、師兌に冊命せしむ。余既に女に命じて、師龢父を疋け、左右走馬を嗣めしむ。今余隹乃の命を緟𤔲し、女に命じて、併せて走馬を嗣めしむ。女に秬鬯一卣・金車・𠦪較・朱虢鞃靳・虎冟熏裏・右厄・畫轉・畫䡅・金甬・馬四匹・攸勒を賜ふと。

師兌拜䭫首、敢對䫉天子不顯魯休、用乍朕皇考釐公𩰫𣪘、師兌其萬年、子〻孫〻、永寶用 二器一蓋一二行一二八字 〔首休𣪘幽〕

a 兌𣪘　兌乍朕皇考叔氏𩰫𣪘、兌其萬年、子〻孫〻、永寶用 三行二〇字

b 𩰫兌𣪘　隹正月初吉甲午、𩰫兌乍朕文且□公、皇考季氏𩰫𣪘、用𬎬眉壽、萬年無疆多寶、兌其萬年、子〻孫〻、永寶用享 六行四三字 〔𣪘壽寶幽〕

一八九、師𠭰𣪘　師龢父𠈞、𠭰叔市、𢀛告于王、隹十又一年九月初吉丁亥、王才周、各于大室、卽立、宰琱生內右師𠭰、王乎尹氏、册令師𠭰

王若曰、師𠭰、才昔先王、小學女、女敏可事、既令女、更乃且考、𤔲小輔、今余隹𤕌𠭰乃令、令女𤔲乃且舊官、小輔眔鼓鐘、易女叔市・金黃・赤舄・攸勒、用事、敬夙夜、勿灋朕令

師𠭰拜手䭫首、敢對䫉天子休、用乍朕皇考輔白𩰫𣪘、𠭰其萬年、子〻孫〻、永寶用 二器四文、器一二行

師兌、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て朕が皇考釐公の𩰫𣪘を作る。師兌其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

兌、朕が皇考叔氏の𩰫𣪘を作る。兌、其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

隹正月初吉甲午、𩰫兌、朕が文祖□公、皇考季氏の𩰫𣪘を作る。用て眉壽、萬年無疆にして、多寶ならむことを祈る。兌其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

師龢父、𠈞す。𠭰、叔市して、𢀛しみて王に告ぐ。

隹十又一年九月初吉丁亥、王、周に在り。大室に格りて、位に卽く。宰琱生、內りて師𠭰を右く。王、尹氏を呼びて、師𠭰に册命せしむ。

王、若のごとく曰く、師𠭰よ。在昔、先王女に小學せしむ。女敏しみて使ふ可し。既に女に命じ、乃の祖考に更ぎ、小輔を𤔲めしむ。今余隹乃の命を緟𠭰し、女に命じて、乃の祖の舊官たる小輔と鼓鐘とを𤔲めしむ。女に叔市・金黃・赤舄・攸勒を賜ふ。用て事へよ。夙夜を敬しみて、朕が命を灋つること勿れと。

師𠭰、拜手稽首し、敢て天子の休に對揚して、用て朕が皇考輔伯の𩰫𣪘を作る。𠭰其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

一四二字、蓋一二五字 〔首休𣪘幽〕

一九〇、井𠂤鐘　井仁妄曰、𩓾𥁒文且皇考、克哲厥德、得屯用魯、永冬于吉、妄不敢弗帥用文且皇考、穆〻秉德、妄富〻聖𧻚、疐處宗室、肆乍龢父大𬭚鐘、用追孝、侃前文人、前文人其嚴才上、數〻彙〻、降余厚多福無疆、妄其萬年、子〻孫〻、永寶用享 第一・二器前銘、第三・四器後銘、文九〇字 〔考幽德之考幽德之、合韻　𧻚陽鐘東上疆享陽、合韻〕

一九一、兮甲盤　隹五年三月既死霸庚寅、王初各伐𤞷𤟡于𠭯𦸫、兮甲從王、折首執訊、休亡敃、王易兮甲馬四匹・駒車

王令甲、政𤔲成周四方責、至于南淮尸、淮尸舊我貟晦人、毋敢不出其貟・其責・其進人・其賈、毋敢不卽𠭯卽𡴜、敢不用令、𠟭卽井𢦏伐、其隹我者侯百生厥賈、毋不卽𡴜、毋敢或入䜌宄賈、𠟭亦井

兮白吉父乍般、其眉壽、萬年無疆、子〻孫〻、永

師𠭰、拜手稽首し、敢て天子の休に對揚して、用て朕が皇考輔伯の𩰫𣪘を作る。𠭰其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

邢の仁妄曰く、𩓾淑なる文祖皇考、克く厥の德を哲にし、純を得て用て魯あり、吉に永終なりき。妄敢て文祖皇考の、穆〻として德を秉りたまひしに帥用せずんばあらず。妄、聖𧻚に𢡟〻として、疐く宗室に處らむ。肆に龢父の大𬭚鐘を作り、用て追孝し、前文人を侃ましめむ。前文人、其れ嚴として上に在り、數〻彙〻として、余に厚く多福を降すこと無疆ならむ。妄其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

隹五年三月既死霸庚寅、王初めて𤞷𤟡を𠭯𦸫に各伐す。兮甲、王に從つて折首執訊あり、休にして敃むこと亡し。王、兮甲に馬四匹・駒車を賜ふ。

王、甲に命じて、成周四方の責を政𤔲せしめ、南淮夷に至らしむ。淮夷は舊我が貟晦の人なり。敢て其の貟・其の責・其の進人・其の賈を出ださざること毋れ。敢て𠭯に卽き、市に卽かずして、敢て命を用ひざること毋れ。則ち刑に𢦏伐に卽かしめむ。其れ隹我が諸侯百姓の貯、市に卽かざること毋れ。敢て蠻に入

寶用 一三行一三三字 〔彊陽用東、陽東合韻〕

a 善夫吉父諸器　盂「善夫吉父乍盂、其萬年、子〻孫〻、永寶用」（疑）　鑐「善夫吉父乍旅鑐、其子〻孫〻、永寶用」　*鬲「善夫吉父乍京姬𩰫鬲、其子〻孫〻、永寶用」　*𣪕「善夫吉父乍旅𣪕、其萬年永寶」

*兮吉父諸器　𣪘「兮白吉父乍中姜寶𩰫𣪘、其萬年無疆、子〻孫〻、永寶用享」〔疆享陽〕

*伯吉父諸器　匜「白吉父乍京姬匜、其子〻孫〻、永寶用」　𣪘「唯十又二月初吉、白吉父乍毅𩰫𣪘、其萬年、子〻孫〻、永寶用」　鼎同文、吉を士に作る。

*𧻚叔吉父諸器　盨「𧻚叔吉父乍虢王姞旅盨、子〻孫、永寶用」

*兮仲諸器　鐘「兮中乍大𬭚鐘、其用追孝于皇考己白、用侃喜前文人、子孫永寶用享」六器〔鐘

りて、貯を姦すこと或ること毋れ。則ち突刑あらむ。

兮伯吉父、盤を作る。其れ眉壽にして、萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

兮伯吉父、仲姜の寶𩰫𣪘を作る。其れ萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

唯十又二月初吉、伯吉父、毅の𩰫𣪘を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

𧻚叔吉父、虢王姞の旅盨を作る。子〻孫、永く寶用せよ。

兮仲、大𬭚鐘を作る。其れ用て皇考己伯に追孝し、用て前文人を侃喜せしめむ。子孫永く寶用して享せよ。

東享陽、陽東合韻〕

𣪘「兮中乍寶𣪘、其萬年、子〻孫〻、永寶用」傳世六器

一九二、虢季子白盤　隹十又二年正月初吉丁亥、虢季子白乍寶盤、不顯子白、𦣻武于戎工、經緌四方、搏伐厥𤞷、于洛之陽、折首五百、執訊五十、是目先行、桓〻子白、獻戒于王、王孔加子白義、王各周廟、宣㴿爰卿、王曰、白父、孔䫉又光、王易乘馬、是用左王、易用弓、彤矢其央、易用戉、用政䜌方、子〻孫〻、萬年無疆 八行一一一字〔工東方陽行王卿光王央方彊陽、陽東合韻〕

*虢宣公子白鼎　虢宣公子白乍𩰫鼎、用卲享于皇且考、用（𬎬）眉壽、子〻孫〻、永用□寶 五行二七字 〔考壽寶幽〕

一九三、不𡢁𣪘　唯九月初吉戊申、白氏曰、不𡢁駿方、厥允廣伐西俞、王令我、羞追于西、余來歸獻禽、余命女御追于𦺣、女目我車、宕伐厥允于高陶、女多折首執訊、戎大同、從追女、女彶、戎

隹十又二年正月初吉丁亥、虢季子白、寶盤を作る。丕顯なる子白、戎工に壯武にして、四方を經維す。𤞷狁を搏伐す、洛の陽に。折首五百、執訊五十、是を以て先行す。桓〻たる子白、馘を王に獻ず。王、孔だ子白に儀を加ふ。王、周廟に格り、宣榭に爰に饗す。王曰く、白父、孔だ顯にして光有りと。王、乘馬を賜ふ。是を用て王を佐けよと。賜ふに弓を用てす。彤矢と旗央と。賜ふに鉞を用てす。用て蠻方を政せよと。子〻孫〻、萬年無疆ならむことを。

虢宣公子白、𩰫鼎を作る。用て皇祖考に卲享し、用て眉壽を祈る。子〻孫〻、永く用て□寶とせよ。

隹九月初吉戊申、伯氏曰く、不𡢁・馭方よ。𤞷狁、西俞を廣伐す。王、我に命じて、西に羞追せしめたまふ。余、來歸して擒を獻じたり。余、女に命じて䂓に禦追せしむ。女、我が車を以て、𤞷狁を高陶に宕伐す。女、折首執訊多し。戎、大いに同ま

大蠢戟、女休、弗㠯我車圅于艱、女多禽、折首執訊

白氏曰、不彔、女小子、女肇誨于戎工、易女弓一、矢束・臣五家・田十田、用從乃事

不彔拜韻手休、用乍朕皇且公白孟姬障𣪘、用匄多福、眉壽無疆、永屯霝冬、子ゝ孫ゝ、其永寶用享蒸、一三行一五二字

〔休𣪘幽福之、幽之合韻　疆陽冬〔冬享陽、陽冬合韻〕〕

一九四、琱生𣪘一　隹五年正月己丑、琱生又事、召來合事、余獻婦氏㠯壺

告曰、㠯君氏命曰、余老、止公僕𩪘土田、多諫、弋白氏從許、公宕其參、女則宕其貳、公宕其貳、女則宕其一、余𠬝于君氏大章、報婦氏帛束・璜

召白虎曰、余既嗞厚我考我母令、余弗敢𤔲、余或至我考我母令、琱生則堇圭　一一行一〇四字

〔章璜陽　令令眞〕

りて女を從追せしに、女役めり。戎、大いに敦搏せしに、女休あり。我が車を以て艱に陷らしめず。女、多く擒して、折首執訊ありき。

伯氏曰く、不彔よ。女小子なるも、女、戎工に肇敏せり。女に弓一・矢束・臣五家・田十田を賜ふ。用て乃の事に從へと。

不彔、休に拜稽首し、用て朕が皇祖公伯・孟姬の障𣪘を作り、用て多福を匄む。眉壽無疆にして、永純霝終ならむことを。子ゝ孫ゝ、其れ永く寶として用て享せよ。

隹五年正月己丑、琱生に事有り。召、來りて合事す。余、婦氏に獻ずるに壺を以てす。

告げて曰く、君子の命を以て曰く、余、老せんとす。止公の附庸土田に賚多し。必ず伯氏從許せよ。公、其の參を宕むるときは、女則ち其の貳を宕めよ。公、其の貳を宕むるときは、女則ち其の一を宕めよと。余、君氏に大璋を惠せらる。婦氏に帛束・璜を報じたり。

召伯虎曰く、余既に我が考・我が母の命を訊げ戻かにせり。余、敢て亂らず。余、我が考、我が母の命を致すこと或らんと。琱生、瑾圭に則せり。

一九五、琱生𣪘二　隹六年四月甲子、王才𦘦、召白虎告曰、余告慶、曰、公厥稟貝、用獄諫、爲白又𤔲又成、亦我考幽白幽姜令、余告慶、余㠯邑嗞有𤔲、余典、勿敢封、今余既嗞、有𤔲曰、戻令、今余既一名、典獻、白氏則報璧、琱生對揚朕宗君其休、用乍朕剌且召公嘗𣪘、其萬年、子ゝ孫ゝ、寶用享于宗　一一行一〇五字　〔休𣪘幽〕

a 琱生諸器　豆「周生乍障豆、用享于宗室」

鬲「琱生乍文考寬中障鬲、琱生其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用享」四行二二字

＊琱戈父𣪘　琱（戈）父乍交障𣪘、用享于皇且文考、用易眉壽、子ゝ孫ゝ、永寶用　三器、四行二五字　〔𣪘考壽幽〕

一九六、杜伯盨　杜白乍寶盨、其用享孝于皇申且考于好倗友、用𢽷壽、匄永令、其萬年、永寶用　三器四行三〇字　〔孝考幽友之壽幽、幽之合韻　令年眞〕

a 杜伯鬲　杜白乍叔媾障鬲、其萬年、子ゝ孫ゝ、

隹六年四月甲子、王、𦘦に在り。召伯虎告げて曰く、余慶を告ぐ。曰く、公の稟けたる貝は、用て獄諫とせり。爲伯に祇める有り、成有り。亦我が考幽伯幽姜の命じたまへるままなり。余、慶を告ぐ。余、邑を以て有𤔲に訊げたり。余、典して、敢て封ずること勿し。今余、既に訊げたりと。有𤔲曰く、命を戻かにせりと。今余、既に一名して典獻す。伯氏則ち璧を報じたまへり。琱生、朕が宗君の休に對揚して、用て朕が烈祖召公の嘗𣪘を作る。其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、寶として用て宗に享せよ。

琱生、文考寬中の障鬲を作る。琱生其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用して享せよ。

琱（戈）父、交の障𣪘を作り、用て皇祖文考に享す。用て眉壽を賜はらむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

杜伯、寶盨を作る。其れ用て皇神祖考と、好倗友とに享孝せむ。用て壽を𢽷り、永命を匄む。其れ萬年まで、永く寶用せよ。

杜伯、叔祁の障鬲を作る。其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、

永寶用

一九七、幾父壺　隹五月初吉庚午、同中宮西宮、易幾父示𣎵六・僕四家・金十鈞、幾父拜韻首、對揚朕皇君休、用乍朕剌考障壺、幾父用追孝、其邁年、子ゝ孫ゝ、永寶用　二器、一〇行又九行、五五字

〔首休孝幽〕

a 仲幾父𣪘　中幾父史幾史于者侯者監、用厥賓乍丁寶𣪘　三行一八字

一九八、柞鐘　隹王三年四月初吉甲寅、中大師右柞、易載・朱黃・䜌、𤔲五邑佃人事、柞拜手、對揚中大師休、用乍大𨱔鐘、其子ゝ孫ゝ、永寶　四器各全銘、四五字、三器分銘、計四〇字、一器無銘　〔手休寶幽〕

a 仲義鐘　中義乍龢鐘、其萬年、永寶　八器

b 仲義父諸器　鼎「中義父乍障鼎」又「中義父乍新客寶鼎」　盨「中義父乍旅盨、其永寶用」

𨱔「中義父乍旅𨱔、其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用」

永く寶用せよ。

隹五月初吉庚午、同仲、西宮に宮し、幾父に示𣎵六・僕四家・金十鈞を賜ふ。幾父、拜して稽首し、朕が皇君の休に對揚して、用て朕が剌考の障壺を作る。幾父用て追孝せむ。其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

仲幾父、幾をして諸侯諸監に使せしむ。厥の賓を用て、丁の寶𣪘を作る。

隹王の三年四月初吉甲寅、仲大師、柞を右け、載（市）・朱黃・䜌を賜ひ、五邑の佃人の事を𤔲めしむ。柞拜手し、仲大師の休に對揚して、用て大𨱔鐘を作る。其れ子ゝ孫ゝ、永く寶とせよ。

仲義父、旅𨱔を作る。其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

c 齊家村諸器　伯邦父鬲「白邦父乍𩰫鬲」　叔□父鼎「叔□父乍鼎、其萬年、永寶用」　仲友父𣪘「中友父乍寶𣪘、子ゝ孫ゝ、永寶用」二器　仲友父匜「中友父乍匜、其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用」　仲友父盤同文、匜を般に作る。　友父𣪘「友父乍寶𣪘、子ゝ孫ゝ、永寶用」二器　簠「□□乍寶黃簠、子ゝ孫ゝ、永寶用」　仲伐父甗「中伐父乍姬尙母旅甗、其永用」　方彝・方尊・觥・盉・匜・盤　計六器、文同「乍文考日癸寶障宗彝、其子ゝ孫ゝ、萬年永寶用（天字形圖象）」

仲友父、匜を作る。其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

仲伐父、姬尙母の旅甗を作る。其れ永く用ひよ。

文考日癸の寶障宗彝を作る。其れ子ゝ孫ゝ、萬年まで永く寶用せよ。

兩周青銅器銘釋文（二）

凡例

○釋文はなるべく原銘の字形により、訓讀は常體の字に改めた。
○難訓の字にはルビをつけた。字書にないものには一應想定音を加えた。
○器番號下の器名は標目器、ａｂは關聯器、＊は補記篇において加えたものである。
○新出の資料などによつて、舊讀を改めたところがある。

卷四

一九九、秦公段　秦公曰、不顯朕皇且、受天命、鼏宅禹責、十又二公、才帝之坏、嚴龏夤天命、保𤔲厥秦、虩事蠻夏、余雖小子、穆〻帥秉明德、剌〻趄〻、邁民是敕、咸畜胤士、盞〻文武、鎮靜不廷、虔敬朕祀、乍□宗彝、目邵皇且、𠧟嚴歸各、目受屯魯多釐、眉壽無彊、畯疐才天、高弘又慶、

白鶴美術館誌　第五四輯　本文篇　卷四

秦公曰く、丕顯なる朕が皇祖、天命を受けられて、禹迹に鼏宅す。十有二公、帝の坏に在り。嚴として天命を龏夤し、厥の秦を保𤔲し、蠻夏を虩事す。余、小子と雖も、穆〻として明德に帥秉し、剌〻桓〻として、萬民を是れ敕し、胤士を咸畜せむ。盞〻たる文武、不廷を鎮靜す。朕が祀を虔敬し、□宗の彝を作り、以て皇祖を卲かにす。其れ嚴として歸格し、以て純魯多釐、

一〇九

卷七　本文篇　一〇九〜一一〇

竈囿四方　宜　盇一〇行五三字、器五行五一字、全文一〇四字、盇器外刻文各九字　〔且實魚矸之、之魚合韻　命秦眞　夏魚德敕士之武魚祀之且各魚釐之、魚之合韻　彊慶方陽〕

a秦公段附刻　盇文「西一斗七升大半升　盇」
器文「西元器、一斗七升奉　段」

b秦公鐘（鎛）　秦公曰、不顯朕皇且、受天命、竈又下國、十又二公、不家才上、嚴龏夤天命、保𤔲厥秦、虩事蠻夏、曰、余雖小子、穆〻帥秉明德、叡専明井、虔敬朕祀、目受多福、協龢萬民、唬夙夕、剌〻趄〻、萬生是敕、咸畜百辟胤士、盞〻文武、鎮靜不廷、𩁹燮百邦、于秦執事、乍盄龢〔鐘〕、厥名曰□邦、其音鍈〻、雝〻孔煌、目卲客孝享、目受屯魯多釐、眉壽無彊、畯疐才立、高弘又慶、匍又四方、永寶　宜　二七行一四二字　〔且魚國之、魚之合韻　公東上陽、陽東合韻　命秦眞　子德祀福敕士之　邦〔鐘〕邦東　鍈煌享彊慶方陽〕

眉壽無彊を受けられむことを。畯く疐まりて天に在り、高弘にして慶有り、四方を竈有せむ。　宜。

秦公曰く、丕顯なる朕が皇祖、天命を受けられて、下國を竈有す。十有二公、墜さずして上に在り。嚴として天命を龏夤し、厥の秦を保𤔲し、蠻夏を虩事す。曰く、余、小子と雖も、穆〻として明德に帥秉し、叡く明刑を敷き、朕が祀を虔敬す。以て多福を受けられ、萬民を協和す。夙夕を唬しみ、剌〻桓〻として、萬姓を是れ敕し、百辟胤士を咸畜せむ。盞〻たる文武、不廷を鎮靜し、百邦を柔らぎ燮め、秦において事を執らしむ。淑和〔鐘〕を作る。厥の名を□邦と曰ふ。其の音鍈〻雝〻として孔だ煌かに、以て招格孝享す。以て純魯多釐、眉壽無彊を受けられむことを。畯く疐まりて位に在り、高弘にして慶有り、四方を敷有して、永く寶とせむ。　宜。

c商鞅量　十八年、齊〔遣〕卿夫〻衆來聘、冬十二月乙酉、大良造鞅爰、積十六尊五分、尊一爲升　重泉　器の三側面、文三四字

d新郪虎符　甲兵之符、右才王、左才新郪、凡興士被甲、用兵五十人目上、必會王符、乃敢行之、燔燧事、雖毋會符、行殹　四行四〇字、錯金書　〔之事之符魚殹之、魚之合韻〕

二〇〇、虢文公子㑆鼎　虢文公子㑆乍叔妃鼎、其萬年無彊、子〻孫〻永寶用享　二器、四行二二字　〔彊享陽〕

a虢文公子㑆鬲　虢文公子㑆乍叔妃鬲、其萬年、子孫永寶用享

b虢季氏子㑆鬲　虢季氏子㑆乍寶鬲、子〻孫〻、永寶用享

c虢姜諸器　虢姜段一「隹王四年、虢姜乍寶段、其永用享」一行一四字
虢姜段二「虢姜乍寶隣段、用禪、追孝于皇考叀中、㪤匄康𩁹屯右、通彔永令、虢姜其萬年眉壽、

十八年、齊、卿大夫衆を（遣はして）來聘せしむ。冬十二月乙酉、大良造鞅の爰、積十六尊寸五分、尊寸一を升と爲す。重泉（地名）。

甲兵の符、右は王に在り、左は新郪に在り。凡そ士を興し甲を被らしむるに、兵五十人以上を用ふるときは、必らず王符に會して、乃ち敢てこれを行へ。燔燧の事は、符を會すること毋しと雖も、行け也。

虢文公の子㑆、叔妃の鼎を作る。其れ萬年無彊ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

虢季氏子㑆、寶鬲を作る。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

隹王の四年、虢姜、寶段を作る。其れ永く用て享せよ。

虢姜、寶隣段を作る。用て禪りて、皇考恵仲に追孝し、康𩁹純祐、通祿永命ならむことを祈匄す。虢姜其れ萬年眉壽にして、

卷七　本文篇　一一一〜一一二

受福無彊、子〻孫〻、永寶用享　六行四四字　〔右之壽幽、幽之合韻　彊享陽〕

虢姜鼎　虢姜乍寶隣鼎、其萬年、永寶用
五行一二字

d虢諸器　虢姞鬲「虢姞乍鬲」　虢𣪕盤「虢𣪕□乍寶盤、子〻孫〻、永寶用」　虢大子元徒戈「虢大子元徒戈」　虢金盤「虢金氏孫乍寶盤、子〻孫〻、永寶用」三行一四字　虢金匜　文同、盤を匜に作る。　虢伯鬲「虢白乍姬大母隣鬲、子〻孫〻、永寶用」一八字

e虢仲鬲　虢中乍虢改隣鬲、其萬年、子〻孫〻、永寶用　一七字

f城虢諸器　城虢仲段「城虢中乍旅段」　城虢遣生段「城虢遣生乍旅段、其萬年、子孫永寶用」

g虢季氏子組諸器　段「虢季氏子組乍段、其萬年無彊、子〻孫〻、其永寶用享」三器、四行二一字　〔彊享陽〕壺「虢季氏子組乍寶壺、子〻孫〻、

福を受けらるること無彊ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

虢數□、寶盤を作る。子〻孫〻、永く寶用せよ。

虢の太子元の徒戈

虢伯、姬大母の隣鬲を作る。子〻孫〻、永く寶用せよ。

虢仲、虢改の隣鬲を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

城虢遣生、旅段を作る。其れ萬年ならむことを。子孫永く寶用せよ。

虢季氏子組、段を作る。其れ萬年無彊ならむことを。子〻孫〻、其れ永く寶として用て享せよ。

卷七 本文篇 一一三～一一四

永寶、其用享」鬲「虢季子組乍鬲、子孫永寶用享」一二字 *鬲二「虢季氏子組乍鬲、子々孫々、永寶用享」一五字

虢季氏子組盤　佳十又一年正月初吉乙亥、虢季氏子組乍盤、其萬年無疆、子々孫々、永寶用享四行三二字〔疆享陽〕

h 鄭虢諸器　鄭虢仲殷　佳十又一月既生霸庚戌、鄭虢中乍寶殷、子々孫々、彶永用　三器、四行二三字

*1 虢宣公子白鼎　虢宣公子白乍隣鼎、用孝享于皇且考、用〔𣄰眉壽〕、子々孫々、永用□寶　五行二七字〔考壽寶幽〕

i 虞司寇伯吹壺　虞嗣寇白吹、乍寶壺、用享用孝、用𣄰眉壽、子々孫々、永寶用之　二器、一一行二四字、文左行〔孝壽幽之之、幽之合韻〕

*2 芮諸器　芮公諸器「內公乍從鐘、子孫永寶用」鐘「內公乍鑄寶壺、永寶用」壺、三器「內公乍鑄飤鼎、子孫永寶、用享」鼎「內公乍鑄

佳十又一年、正月初吉乙亥、虢季氏子組、盤を作る。其れ萬年無疆ならむことを。子々孫々、永く寶として用て享せよ。

佳十又一月既生霸庚戌、鄭虢仲、寶殷を作る。子々孫々に及ぶまで、永く用ひよ。

虢宣公子白、隣鼎を作る。用て皇祖考に孝享し、用て眉壽を祈る。子々孫々、永く用て□寶とせよ。

虞の司寇伯吹、寶壺を作る。用て享し用て孝し、用て眉壽を祈る。子々孫々、永く寶として之を用ひよ。

芮公、京氏の婦祁姬の賸鬲を作鑄す。子々孫々、永く用て享せ

京氏婦叔姬賸鬲、子々孫々、永用享」鬲「內公乍殷御之句」鐘句　芮伯諸器「內白𠬝乍𧊒公隣彝」壺「內白多父乍寶殷、用享于皇且文考、用易眉壽、其萬年、子々孫々、永寶用享」殷〔殷考壽幽〕

芮姬壺　呂王□乍內姬隣壺、其永寶用享

j 蘇器　蘇公殷「蘇公乍王改𡛔殷、永寶用」

蘇公子癸父甲殷「蘇公子癸父甲、乍隣殷、其萬年無疆、子々孫々、永寶用享」四行二二字〔疆享陽〕

蘇衛改鼎「蘇衛改乍旅鼎、其永用」

蘇冶妊鼎「蘇冶妊乍虢姬魚母賸、子々孫々、永寶用」

蘇甫人匜「蘇甫人乍𡚬改襄賸匜」

甫人父匜「甫人父乍旅匜、萬人用」

甫人盨「□□爲甫人行盨、用征用行、萬歲用尙」三行一五字、首二字剔去〔行尙陽〕

寬兒鼎　唯正八月初吉壬申、蘇公之孫寬兒、

よ。

芮伯啓、𧊒公の隣彝を作る。

芮伯多父、寶殷を作る。用て皇祖文考に享し、用て眉壽を賜ふ。其れ萬年ならむことを。子々孫々、永く寶として用て享せよ。

呂王□、芮姬の隣壺を作る。其れ永く寶として用て享せよ。

蘇の公子癸父甲、隣殷を作る。其れ萬年無疆ならむことを。子々孫々、永く寶として用て享せよ。

蘇の冶妊、虢姬魚母の賸（賸器）を作る。子々孫々、永く寶用せよ。

蘇の甫人、𡚬改襄の賸匜を作る。

甫人父、旅匜を作る。萬年まで用ひよ。

□□、甫人の行盨を爲る。用て征し用て行し、萬歲まで用て常とせよ。

唯正八月初吉壬申、蘇公の孫寬兒、其の吉金を擇び、自ら食緐

卷七 本文篇 一一五～一一六

擇其吉金、自乍飤緐、眉壽無期、永保用之　五行三〇字文右行〔金眞緐元、眞元合韻　期之之〕

二〇一、晉姜鼎　佳王九月乙亥、晉姜曰、余佳司朕先姑君晉邦、余不叚妄寧、巠雝明德、宣邲我猷、用召匹辝辟、敏揚厥光剌、虔不㒸、魯覃京𠂤、辪我萬民、嘉遣我、易鹵責千兩、勿灋文侯覭令、卑貫通□、征緐湯□、取厥吉金、用乍寶隣鼎、用康𦥑妥褱遠猷君子

晉姜用𣄰綽綰眉壽、乍疐爲亟、萬年無疆、用享用德、晩保其孫子、三壽是利　二行一二二字〔德之猷幽、幽之合韻　冢𠂤脂　子之壽幽亟德子之、幽之合韻〕

二〇二、晉公𥁰　佳王正月初吉丁亥、晉公曰、我皇且𨛜公、〔雁〕受大命、左右武王、□□百蠻、廣嗣四方、至于大廷、莫不來〔王、王〕命𨛜公、冂宅京𠂤、□□□邦、我剌考□□□□、□□□疆、武□□、□□□□、虩々才〔上〕、□□□□、□□召𥇛、□□□□、□□晉邦

摩を作る。眉壽無期にして、永くこれを保用せむ。

佳王の九月乙亥、晉姜曰く、余は佳朕が先姑を嗣ぎて晉邦に君となれり。余、叚て妄寧せず、明德を經雍し、我が猷を宣べ𠨘み、用て辝が辟を召匹し、敏しみて厥の光剌に揚へむ。虔みて墜さず、京𠂤を諸覃にし、我が萬民を辪めむ。我に嘉遺して、鹵積千兩を賜ふ。文侯の覭命を灋つること勿く、貫通して□せしめ、緐湯□を征す。厥の吉金を取りて、用て寶隣鼎を作り、用て遠邇の君子を康柔綏懷す。

晉姜用て眉壽を綽綰することを祈り、乍ち疐まりて亟と爲らむ。萬年無疆にして、用て享し用て德し、晩く其の孫子を保ちて、三壽を是枋めむ。

佳王の正月初吉丁亥、晉公曰く、我が皇祖唐公、大命を膺受し、武王を左右し、百蠻を□□し、四方を廣嗣す。大廷に至るまで、來王せざる莫し。王、唐公に命じて、京𠂤に冂宅し、□邦を□□せしむ。我が剌考、……虩々として上に在り、……召𥇛、……晉邦を□□す。

公曰く、余雖、今小子なるも、敢て先王に帥型し、德を秉るこ

公曰、余雖今小子、敢帥井先王、秉德𥛚々、習燮萬邦、□莫不日卑□、余咸畜胤士、乍□左右、保辪王國、刜票鈇䨣、□攻虩者、不乍元女、□□□□賸貞四酉、□□□□、虔龏盟〔祀〕、〔目〕倉□皇卿、習親百爾、雖今小子、整辪爾容、宗婦楚邦、佳□萬年、晉邦佳翰、永康寶　二四行約一八八字〔王方王陽　公邦東　疆上陽邦東王陽邦東、陽東合韻　士右國之　弢者女□魚　容邦東　年眞翰元、眞元合韻〕

a 晉公車器「晉公之車」

b 伯郄父鼎　晉嗣徒白郄父、乍周姬寶隣鼎、其萬年、永寶用　三行一八字

二〇三、邵鐘　佳王正月初吉丁亥、邵黛曰、余畢公之孫、邵白之子、余頡岡事君、余嘼妻武、乍爲余鐘、玄鏐鋪鋁、大鐘八聿、其竉四堵、喬々其龍、既旆鬯虡、大鐘既縣、玉鐲鼉鼓、余不敢爲喬、我㠯享孝、樂我先且、㠯𣄰眉壽、世々子孫、永以爲寶　十三器、鼓右四行、鼓左五行、八七字〔子之武鋁堵

と爕々、萬邦を習め燮ぐ。□、日に卑□せざる莫し。余、胤士を咸畜し、左右を作□し、王國を保辪せむ。鈇嬖を刜票し、虩堵を□攻し、丕いに元女を作がしめ、□□盤四酉を賸る。□□□□、盟祀を虔恭にし、以て皇卿に答□し、百爾を習め親しましめむ。雖、今小子なるも、爾の容を整へ辪め、楚邦に宗婦たらしむ。佳萬年に（いたるまで）、晉邦を佳翰りて、永く康寶とせよ。

晉の嗣徒伯郄父、周姬の寶隣鼎を作る。其れ萬年まで、永く寶用せよ。

佳王の正月初吉丁亥、邵黛曰く、余は畢公の孫にして、邵伯の子なり。余、頡剛して君に事へ、余、嬰が武を嘗くして、余が鐘を作爲す。玄鏐鋪鋁、大鐘八肆、其の簴（副簋）四堵なり。喬々たる龍、既に蜺虡を鑄る。大鐘既に懸け、玉鐲鼉鼓あり。余敢て驕を爲すにあらず。我以て享孝し、我が先祖を樂しましめ、以て眉壽を祈る。世々子孫、永く以て寶と爲せ。

盧鼓魚、魚之合韻、「壽孝壽寶盟」
*吕□姬鬲　吕□姬乍䵼鬲、其子ゝ孫ゝ、寶用
二〇四、驫羌鐘　唯廿又再祀、驫羌乍戎厥辟韓宗融、逑征秦、迮齊入長城先、會于平陰、武侄寺力、富敓楚京、賞于韓宗、令于晉公、卲于天子、用明則之于銘、武文咸剌、永枼毋忘　全銘四器、鉦部正面四行、背面四行、計六一字「驫氏之鐘」八器、二行四字
〔秦先頁陰侵、貝侵合韻　京陽宗公東忘陽、陽東合韻〕
a 嗣子壺　隹十年四月吉日、命瓜君嗣子、乍鑄尊壺、柬ゝ嘼ゝ、康樂我家、犀ゝ康盄、承受屯德、旂無彊至于萬億年、子之子、孫之孫、其永用之　二器、二三行五〇字　〔子之壺家魚德子之之〕
b 智君子鑑　智君子之弄鑑
*王作弄卣　王乍□弄
*子作弄鳥　子乍弄鳥
c 趙孟介壺　禺邗王于黃池、爲趙孟介、邗王之易金、吕爲祠器　一九字
*昌國鼎　四年、昌國□(君)工師□戕、冶更殷

唯二十又再祀、驫羌、戎の辟韓宗の融(器)を作る。逑ひて秦を征し、齊を迮ちて長城に入るに先んじ、平陰に會す。武侄にして力を寺ち、楚京を富敓す。韓宗に賞せられ、晉公に命ぜられ、天子に卲げらる。用て之を銘に明則す。武文咸く剌なり。永世忘るること毋れ。

隹十年四月吉日、令狐君の嗣子、尊壺を作鑄す。柬ゝ嘼ゝとして、我が家を康樂せむ。犀ゝとして康淑、純德を承受し、無彊にして萬億年に至らむことを祈る。子の子、孫の孫、其れ永く之を用ひよ。

邗王に黃池に遇ふ。趙孟の介と爲り、邗王の賜へる金もて、以て祠器を爲る。

卷七 本文篇　一一七～一一八

身
d 長子盦　隹正月初吉丁亥、長子□臣、擇其吉金、乍其子孟□之母媵殷、其眉壽、萬年無期、子ゝ孫ゝ、永保用之　文右行、五行三九字　〔臣金貝　殷壽幽　期之之〕
e 吉日劍　吉日壬午、乍爲元用、玄鏐鋪呂、朕余名之、胃之少□　二行　〔午呂魚　之□之〕
f 欒書缶　正月季春、元日己丑、余畜孫書、巳𢽅其吉金、吕乍鑄缶、吕祭我皇祖、盧吕旂眉壽、欒書之子孫、萬枼是寶　文右行、五行四〇字　〔缶壽寶幽〕
二〇五、匽公匜　匽公乍爲姜乘般匜、萬年永寶用　三行一三字
a 匽伯匜　匽白聖乍□匜、永用
b 郾侯庫殷　郾侯庫、畏夜恐□、哉敎□□、甫敬禘祀、休台馬晉、□毋□官□□允□□焦金壴、永台馬母、□□司□事□毋聿載　五行約四五字
*c 郾王戠戈　郾王戠乍御司馬

隹正月初吉丁亥、長子□臣、其の吉金を擇びて、其の子孟□之母の媵殷を作る。其れ眉壽にして、萬年無期ならむことを。子ゝ孫ゝ、永くこれを保用せよ。

吉日壬午、元用を作爲す。玄鏐鋪呂、朕余之に名づけて、之を少□と謂ふ。

正月季春、元日己丑、余畜孫書、巳に其の吉金を擇び、以て缶を作鑄し、以て我が皇祖を祭り、盧以て眉壽を祈る。欒書の子孫、萬世是を寶とせよ。

匽公、姜乘の盤匜を作爲る。萬年まで永く寶用せよ。

郾侯載、畏夜(惕)淑□、哉めて□□を敎へられ、祇敬して禘祀す。休ふに馬晉を台てす。以下略

d 杕氏壺　杕氏福□、歲賢鮮于、可是金契、盧台爲弄壺、其頒既好、多寡不訏、盧台匽飲、盱我室家、弋獵毋後、簠在我車　四一字　〔于壺訏家車魚〕
二〇六、王子嬰次鑪　王子嬰次之炒盧　七字
二〇七、鄭鄧伯鬲　奠登白乍叔嫡薦鬲　八字
*1 鄭鄧伯叔嫡鼎　奠登白□(及)叔嫡乍寶鼎、其子ゝ孫ゝ、永寶用　三行一七字
*2 鄭伯盤　奠白乍盤匜、其子ゝ孫ゝ、永寶
a 鄭鄧叔盨　奠登叔乍旅盨、及子ゝ孫ゝ、永寶用　四行一四字
b 鄭義伯諸器　鄭義伯盨「奠義白乍旅盨、子ゝ孫ゝ、其永寶用」三行一四字　鼎・匜同文、器名のみ異なる。　鄭義羌父盨「奠義羌父乍旅盨、子ゝ孫ゝ、永寶用」二器、四行一四字
c 鄭羌伯諸器　鄭羌伯鬲「奠羌白乍季姜隣鬲、其永寶用」一二字　鼎「奠姜白乍寶鼎、子ゝ孫ゝ、其永寶用」三行一四字　匜「奠姜白乍季姜寶

杕氏福□、鮮虞に歲賢して、是の金䤽を可へられたり。盧以て弄壺と爲さむ。その頒既に好く、多寡訏たず、盧以て宴飲し、我が室家を盱ましめむ。弋獵に後すこと毋く、具して我が車に在らしめよ。

王子嬰齊の炒爐。

鄭鄧伯、叔嫡の薦鬲を作る。

鄭鄧伯（と）叔嫡、寶鼎を作る。其れ子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ

鄭鄧叔、旅盨を作る。子ゝ孫ゝに及ぶまで、永く寶用せよ。

鄭義伯、旅盨を作る。子ゝ孫ゝ、其れ永く寶用せよ。

鄭の義羌父、旅盨を作る。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

鄭羌伯、季姜の隣鬲を作る。其れ永く寶用せよ。

卷七 本文篇　一一九～一二〇

匜、用」二行九字
d 鄭楙叔賓父諸器　壺「奠楙叔賓父、乍醴壺、子ゝ孫ゝ、永寶用」三行一五字　盨「叔賓父乍寶盨、子ゝ孫ゝ、永用」三行一二字
e 鄭諸器　鄭子石鼎「奠子石乍鼎、子ゝ孫ゝ永寶用」二行一二字　鄭伯筍父鬲「奠白筍父、乍叔姬隣鬲」　*鄭氏伯高父甗「奠氏白高父乍旅甗、其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶」三行一七字　*鄭牧馬受殷「奠牧馬受乍寶殷、其子ゝ孫ゝ、萬年永寶用」三行一七字
f 召叔山父簠　奠白大嗣工召叔山父、乍旅匿、用享用孝、用匄眉壽、子ゝ孫ゝ、以爲永寶　七行二八字　〔孝壽寶幽〕
g 叔上匜　隹十又二月初吉乙子、奠大內史叔上、乍叔娟賸匜、其萬年無彊、子ゝ孫ゝ、永寶用之　五行三三字
二〇八、鄧孟壺　鄧孟乍監嫚隣壺、子ゝ孫ゝ、永寶用　三行一四字

鄭の楙叔賓父、醴壺を作る。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

鄭子石、鼎を作る。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

鄭氏伯高父、旅甗を作る。其れ萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶とせよ。

鄭伯の大嗣工、召叔山父、旅簠を作る。用て享し用て孝し、用て眉壽を匄む。子ゝ孫ゝ、以て永寶と爲せ。

隹十又二月初吉乙巳、鄭の大內史叔上、叔娟の賸匜を作る。其れ萬年無疆ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶として之を用ひよ。

鄧孟、監嫚の隣壺を作る。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

巻七　本文篇　一二一～一二二

a 鄧伯氏鼎　隹曩八月初吉、白氏始氏、乍孅嫚
臭賸鼎、其永寶用　四行二〇字
b 鄧公𣪘　隹曩九月初吉、不故屯夫人、始乍曩
公、用爲屯夫人𨽍詨𣪘　四行二三字
c 復公子𣪘　復公子白舍曰敃新、乍我姑鄧孟媿
賸𣪘、永壽用之　二器、四行二〇字　〔𣪘幽之之、幽
之合韻〕
二〇九、鄀公平侯鼎　隹鄀八月初吉癸未、鄀公
平侯、自乍𨽍盂、用追孝于厥皇且晨公、于厥皇考
辥□公、用易眉壽、萬年無疆、子〻孫〻、永寶用
享　二器、六行四八字、文左文多し　〔公公東　疆享陽〕
a 鄀公敄人𣪘　隹鄀正二月初吉乙丑、上鄀公敄
人乍𨽍𣪘、用享孝于厥皇且于厥皇丂、用易眉壽、
萬年無疆、子〻孫〻、永寶用享　六行四四字　〔丑
𣪘孝丂壽幽　疆享陽〕
b 鄀公敄人鐘　隹鄀正二月初吉乙丑、上鄀公敄
人、乍其龢鐘、用追孝于厥皇且可公、于厥皇考
晨公、用易眉壽、萬年無疆、子〻孫〻、永寶用

隹鄧の八月初吉、伯氏姒氏、孅嫚臭の賸鼎を作る。其れ永く寶用せよ。
隹鄧の九月初吉、不故の純夫人、始めて鄧公に迮ぐ。用て純夫人の𨽍詨(侑)𣪘を爲る。
復の公子伯舍、敃新に曰ひて、我が姑鄧孟媿の賸𣪘を作らしむ。永壽之を用ひよ。
隹鄀の八月初吉癸未、鄀公平侯、自ら𨽍盂を作る。用て厥の皇祖晨公と、厥の皇考辥□公とに追孝す。用て眉壽を賜ひ、萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。
隹鄀の正二月初吉乙丑、上鄀公敄人、𨽍𣪘を作る。用て厥の皇祖と、厥の皇考とに享孝す。用て眉壽を賜ひ、萬壽無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。
隹鄀の正二月初吉乙丑、上鄀公敄人、其の龢鐘を作る。用て厥の皇祖可公と、厥の皇考晨公とに追孝す。用て眉壽を賜ひ、萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

享　右鼓殘銕、文約四九字　〔鐘公公東　疆享陽〕
c 鄀元子斯父簠　二器　「鄀元子斯、自乍旅匿」一
「鄀元子斯父、自乍旅匿、子〻孫〻、永寶用」二
d 鄀公諴鼎　隹十又四月既死霸壬午、下鄀雝公
諴乍𨽍鼎、用追享丂于皇且考、用气眉壽、萬年
無疆、子〻孫〻、永寶用　六行四字　〔考壽幽　疆
陽用東、陽東合韻〕
e 鄀公諴簠　鄀公諴乍旅匿、用追孝于皇且皇考、
用易眉壽萬年、子〻孫〻、永寶用　五行二七字
* 鄀君戈　鄀君用寶
二一〇、趫亥鼎　宋莊公之孫趫亥、自乍會鼎、
子〻孫〻、永壽用之　五行一九字
a 宋眉父鬲　宋眉父乍寶子賸鬲
b 宋公戌鐘　宋公戌之訶鐘　六器編鐘
c 宋公差戈　宋公差之所造不易族戈
d 宋公䜌鼎　宋公䜌之餴鼎
*1 宋公䜌戈　宋公䜌之造戈　鳥書
e 宋君夫人鼎　宋君夫人之餴釪鼎

鄀の元子斯父、自ら旅簠を作る。子〻孫〻、永く寶用せよ。
隹十又四月既死霸壬午、下鄀の雝公諴、𨽍鼎を作る。用て追享して皇祖考に孝し、用て眉壽を气む。萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。
鄀公諴、旅簠を作り、用て皇祖皇考に追孝す。用て眉壽萬年を賜はらむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。
宋の莊公の孫趫亥、自ら會鼎を作る。子〻孫〻、永壽之を用ひよ。
宋の眉父、寶子の賸鬲を作る。
宋公戌の歌鐘。
宋公差の造る所の邳陽の族の戈。
宋公欒の餴鼎。
宋君夫人の餴釪鼎。

巻七　本文篇　一二三～一二四

*2 宋公得戈　宋公得乍造戈　鳥書
*3 樂子嚷豧簠　隹正月初吉丁亥、樂子嚷豧、擇
其吉金、自乍飤簠、其眉壽、萬年無諆、子〻孫
〻、永保用之　六行三八字　〔壽幽諆之魚之、幽之合
韻〕
二一一、陳侯𣪘　敶侯乍嘉姬寶𣪘、其邁年、子
〻孫〻、永寶用　三行一七字
a 陳公子甗　隹九月初吉丁亥、敶公子〻叔遬父、
乍旅甗、用征用行、用𩰫稻粱、用旛眉壽、萬年
無疆、子〻孫〻、是尙　六行三八字　〔行粱疆尙陽〕
b 陳侯簠　隹正月初吉丁亥、敶侯乍孟姜□賸匿、
用旛眉壽、萬年無疆、永壽用之　四行二七字　〔壽
幽之之、幽之合韻〕
c 陳侯鼎　隹正月初吉丁亥、敶侯乍□□四母賸
鼎、其永壽用之　四行二一字
* 肥城陳侯諸器　陳侯壺「敶侯乍嬀蘇賸壺、其
萬年、永寶用」二器
㝬士父鬲「㝬士父乍蓼改𨽍鬲、其萬年、子〻孫

隹正月初吉丁亥、樂子嚷豧、其の吉金を擇び、自ら食簠を作る。其れ眉壽にして、萬年無期ならむことを。子〻孫〻、永く之を保用せよ。
陳侯、嘉姬の寶𣪘を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。
隹九月初吉丁亥、陳公の子の子叔遬父、旅甗を作る。用て征し用て行し、用て稻粱を𩰫る。用て眉壽を祈り、萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、是を尙とせよ。
隹正月初吉丁亥、陳侯、孟姜□の賸簠を作り、用て眉壽を祈る。萬年無疆ならむことを。永壽之を用ひよ。
隹正月初吉丁亥、陳侯、□□四母の賸鼎を作る。其れ永壽これを用ひよ。
陳侯、嬀蘇の賸壺を作る、其れ萬年まで、永く寶用せよ。
㝬士父、蓼改の𨽍鬲を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、

〻、永寶用」
d 陳子匜　隹正月初吉丁亥、敶子〻乍弁孟爲穀
母媵匜、用旛眉壽、萬年無疆、永壽用之　五行三
〇字　〔壽幽之之、幽之合韻〕
e 陳伯元匜　敶白𠥓之子白元、乍西孟嬀㛗母媵
匜、永壽用之　四行一九字
f 陳生鼎　敶生𡘊乍飤鼎、子孫其永寶用　三行一
二字
二一二、蔡姞𣪘　蔡姞乍皇兄尹叔𨽍𩰫彝、尹叔
用妥多福于皇考德尹叀姬、用旛匃眉壽、綽綰永令、
彌厥生霝冬、其萬年無疆、子〻孫〻、永寶用享
六行五〇字　〔福姬之壽幽、幽之合韻　冬冬彊享陽、陽冬
合韻〕
a 蔡大師鼎　隹正月初吉丁亥、蔡大帀與、賸鄦
叔姬可母飤鰶、用旛眉壽、萬年無彊、子〻孫〻、
永寶用之　銘口緣、三五字
b 蔡諸器　蔡侯鼎「蔡侯乍旅鼎、其萬年、永寶
用」一器　蔡侯匜「蔡侯乍姬單賸匜」　蔡子匜「蔡

永く寶用せよ。
隹正月初吉丁亥、陳子の子、弁の孟嬀穀母の賸匜を作り、用て眉壽を祈る。萬年無疆ならむことを。永壽之を用ひよ。
陳伯𠥓の子伯元、西の孟嬀㛗母の媵匜を作る。永壽之を用ひよ。
陳生𡘊、食鼎を作る。子孫其れ永く寶用せよ。
蔡姞、皇兄尹叔の𨽍𩰫彝を作る。尹叔用て多福を皇考德尹惠姬に綏んじ、用て眉壽を祈匃す。綽綰永命にして、厥の生を彌るまで霝終ならむ。其れ萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。
隹正月初吉丁亥、蔡の大師與、許の叔姬可母の食鰶を賸り、用て眉壽を祈る。萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く之を寶用せよ。

子□自乍會匜」　蔡公子壺「隹正月初吉庚午、蔡公子□□乍障壺、其眉壽無彊、子〻孫〻、萬年永寶用享」〔彊享陽〕

c 蔡侯𤔲盤　元年正月初吉辛亥、蔡侯𤔲、虔共大令、上下陟否、孜敬不惕、肇差天子、用乍大孟姬嬇彝盤、禋享是台、祗盟嘗禘、祐受毋巳、齋叚整詭、□□王母、穆〻亹〻、悤□新旟、威義遊〻、霝頌訡商、康虎穆好、敬配吳王、不諱考壽、子孫蕃昌、永保用之、□歲無彊　一六行九五字〔亥否子台巳之母魚、魚之合韻　旟商王昌彊陽〕

d 蔡侯𤔲尊　同文、二三行九二字、器名のみ異る。

e 蔡侯鐘　隹正五月初吉孟庚、蔡侯□(削去)曰、余唯末小子、余非敢寧忘、有虔不惕、差右楚王、隺〻爲政、天命是遷、定均庶邦、休有成慶、既志于忌、乍中厥德、均子大夫、建我邦國、爲令甫〻、不偬不貳、自乍訶鐘、元鳴無期、子孫鼓之　甬鐘・鎛鐘・編鐘、分銘、一組八二字〔庚忘(荒)王運慶陽　忌德國貳期之之〕

f 蔡侯諸器　𦉜「蔡侯𤔲之飤𦉜」𦉜・鼎・毀・簠・盨・盥缶・戈　みな同文。器名のみ異る。

g 大孟姬盥缶　蔡侯𤔲乍大孟姬媵盥缶

＊蔡公子戈　「蔡公子加之用」「蔡公子果之用」

＊蔡姬尊　自乍蔡姬宗彝、其萬年、世孫子永寶

＊蔡侯產劍　蔡侯產之用僉　一器　「蔡侯產乍黃戉」　二器

＊蔡侯朱缶　蔡侯朱之缶

＊蔡𠊱□戈　蔡𠊱□之敢戈

h 許子鐘　隹正月初吉丁亥、鄦子瘟𠂤、擇其吉金、自乍鈴鐘、中翰叡揚、元鳴孔煌、穆〻龢鐘、用匽以喜、用樂嘉賓大夫、及我倗友、𢾾〻趩〻、萬年無諆、眉壽毋巳、子〻孫〻、永保鼓之　二銘、二二行六五字〔揚煌陽　喜之夫魚友趩諆巳之之、之魚合韻〕

i 許子妝簠　隹正月初吉丁亥、鄦子妝、擇其吉金、用鑄其𠤳、用媵孟姜秦嬴、其子〻孫〻、永

元年正月初吉辛亥、蔡侯𤔲、大命を虔恭し、上下陟否し、孜しみ敬しみて惕らず、肇めて天子を佐け、用て大孟姬嬇の彝盤(盤)を作る。禋享するに是を以ひ、祗みて嘗禘を明らかにし、祐受巳むこと毋し。齋叚整詭にして、王母を□□す。穆〻亹〻として、聰□新旟にして、威儀遊〻たり。霝頌訡商、康虎穆好にして、敬しみて吳王に配す。丕諱考壽にして、子孫蕃昌し、永く之を保用して、□歲無彊ならむことを。

隹正五月初吉孟庚、蔡侯□曰く、余は唯末小子なるも、余敢て寧荒するに非ず。虔むこと有りて惕らず。楚王を左右し、隺〻として政を爲し、天命を是れ匡かにす。庶邦を定め均んじ、休にして成慶有り。既に于忌(畏忌)に忎み、乍ち厥の德に中り、大夫を均んじ子しみたり。我が邦國を建て、命を爲むること祗〻、偬たず貳はず、自ら歌鐘を作る。元鳴無期にして、子孫これを鼓せよ。

蔡侯𤔲の食𦉜。

蔡侯𤔲、大孟姬の媵盥缶を作る。

伯、蔡姬の宗彝を作る。其れ萬年ならむことを。世孫子、永く寶とせよ。

隹正月初吉丁亥、許子瘟𠂤(將師)、其の吉金を擇びて、自ら鈴鐘を作る。中に翰く叡揚がる。元鳴孔だ煌かなり。穆〻たる龢鐘、用て匽し以て饎し、用て嘉賓大夫、及び我が朋友を樂しましめむ。𢾾〻趩〻として、萬年無期、眉壽巳むこと毋からむ。子〻孫〻、永く保ちて之を鼓せよ。

隹正月初吉丁亥、許子妝、其の吉金を擇びて、用て其の𠤳を鑄り、用て孟姜・秦嬴に媵る。其れ子〻孫〻まで、永く之を保用

保用之　五行三三字

j 魯生鼎　無大邑魯生、乍壽母朕鼎、其萬年眉壽、永寶用　四行一八字

＊許者俞鉦　𦾔君淲虘、與朕以熊乍無者俞寶□□、其萬年、用享用考、用旂眉壽、子〻孫〻、永寶用之　八行三四字〔考壽幽之之、幽之合韻〕

二一三、齊公盤　齊侯乍媵𡨦䍧孟姜盥般、用旂眉壽、萬年無彊、也〻配〻、男女無其、子〻孫〻、永保用之　六行三四字〔配其之之〕

a 齊侯敦一　文同じ。六行三三字、器名を𦢄敦に作る。

b 齊侯匜一　文同じ。六行三四字、器名を盥盂に作る。

c 齊侯鼎　文同じ。六行三四字、器名を𩞁鼎に作る。

d 齊侯敦二　齊侯乍飤𦎫、其萬年、永保用

e 齊侯匜二　齊侯乍虢孟姬良女寶匜、其萬年無彊、子〻孫〻、永寶用　四行二二字

f 齊良壺　齊良乍壺盂、其眉壽無期、子孫永保用　三行一五字

g 齊侯盤二　齊侯乍皇氏孟姬寶般、其萬年、眉壽無彊　三行一六字

h 齊巫姜毀　齊巫姜乍障毀、其萬年、子〻孫、永寶用享　三行一六字

＊1 齊侯鑑　齊侯乍朕子中姜寶盂、其眉壽萬年、永保其身、子〻孫〻、永保用之　五行二六字〔年身眞〕

＊2 齊𡟰姬毀　齊𡟰姬乍寶毀、其萬年、子孫〻永用　三行一四字

＊3 齊縈姬之𡟰盤　齊縈姬之𡟰乍寶般、其眉壽、萬年無彊、子〻孫〻、永寶用享　四行二九字〔彊享陽〕

＊4 齊叔姬盤　齊叔姬乍孟庚寶般、其萬年無彊、子〻孫〻、永受大福用　四行二二字

二一四、國差𦉜　國差立事歲、咸丁亥、攻帀㑪鑄西𩫏寶𦉜四秉、用實旨酒、侯氏受福眉壽、卑旨卑瀞、侯氏毋㾓毋疒、齊邦鼏靜安寧、子〻孫〻、永保用之　一五行五二字〔酉壽幽　瀞寧耕〕

a 大宰歸父盤　隹王八月丁亥、齊大宰歸父、□

せよ。

許の大邑魯生、壽母の媵鼎を作る。其れ萬年眉壽にして、永く寶用せむことを。

𦾔君淲虘、朕が以熊と、許の者俞の寶□□を作る。其れ萬年まで、用て享し用て孝し、用て眉壽ならむことを祈る。子〻孫〻、永く之を寶用せよ。

齊侯、𡨦䍧孟姜に媵する盥盤を作り、用て眉壽を祈る。萬年無彊ならむことを。也〻熙〻として、男女無其ならむことを。子〻孫〻、永く之を保用せよ。

齊侯、食敦を作る。其れ萬年まで、永く保用せよ。

齊侯、虢孟姬良女の寶匜を作る。其れ萬年無彊ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

齊良、壺盂を作る。其れ眉壽無期ならむことを。子孫永く保用せよ。

齊侯、皇氏孟姬の寶盤を作る。其れ萬年にして、眉壽無彊ならむことを。

齊の巫(巫)姜、障毀を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫、永く寶として用て享せよ。

齊侯、子中姜に媵する寶盂を作る。其れ眉壽萬年にして、永く其の身を保たんことを。子〻孫〻、永くこれを保用せよ。

齊の𡟰姬、寶毀を作る。其れ萬年ならむことを。子孫〻、永く用ひよ。

齊の縈姬の𡟰(姪)、寶盤を作る。其れ眉壽にして、萬年無彊ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

齊の叔姬、孟庚の寶盤を作る。其れ萬年無彊ならむことを。子〻孫〻、永く大福を受けて用ひよ。

國差、事に涖むの歲、咸の丁亥、攻帀㑪、西𩫏の寶𦉜四秉を鑄る。用て旨酒を實さむ。侯氏、福を受けられて眉壽ならむことを。旨からしめ瀞からしめ、侯氏に㾓毋く疒毋く、齊邦鼏靜にして安寧ならむことを。子〻孫〻、永く之を保用せよ。

隹王の八月丁亥、齊の大宰歸父、(つつしみて)己の盥盤を爲り、

巻七 本文篇 一二九～一三〇

爲己盥盤、台旛眉壽、霝命難老 六行二四字、文右行、〔壽老幽〕

*公孫窹壺　公孫窹立事歲、飯者月、公子土折、乍子中姜□之般壺、用旂眉壽萬年、簝傈其身、子ゞ孫ゞ、簝傈用之 六行三九字、刻文 〔年身眞〕

二一五、叔夷鎛・鐘　佳王五月、辰才戊寅、師于淄涶、公曰、女尸、余經乃先且、余既尃乃心、女少心畏忌、女不豕、夙夜宦執而政事、余弘猒乃心、余命女、政于朕三軍、肅成朕師旟之政德、諫罰朕庶民、左右毋諱、尸不敢弗儆戒、虔卹乃死事、勠龢三軍徒遖、雩厥行師、昚中于(厥)罰

公曰、尸、女敬共辝命、女雁鬲公家、女銐裂朕行師、女肇敏于戎攻、余易女盜都□□、其縣三百、余命女嗣辝盜邑、遖或徒四千、爲女敵寮、乃(尸)敢用拜䭬首、弗敢不對揚朕辝皇君之易休命

公曰、尸、女康能乃又事眔乃敵寮、余用登屯、厚乃命、女尸、毋曰余小子、女尃余于䜌卹、虔卹不易、左右余一人、余命女、䊷差(正)(鐘なし)卿、爲

以て眉壽、靈命の老い難からむことを祈る。

公孫窹、事に涖むの歲、飯者月、公子土折、子中姜□の盤壺を作る。用て眉壽萬年にして、永く其の身を保たむことを祈る。子ゞ孫ゞ、永く之を保用せよ。

佳王の五月、辰は戊寅に在り。淄の涶に師す。公曰く、女夷よ。余、乃の先祖を經ふ。余既に乃の心を敷けり。女少心畏忌す。女、墜さず、夙夜して而の政事を宦執す。余弘いに乃の心に厭く。余、女に命じて、朕が三軍を政めしめ、朕が師旟の政德を肅成せしむ。朕が庶民を敕罰し、左右けて諱むこと毋れと。夷、敢て儆戒して、乃の司事を虔卹せずんばあらず。三軍の徒遖を勠龢し、厥の行師において、愼しみて厥の罰を中めむ。

公曰く、夷よ。女、辝が命を敬恭せり。女、公家を雁ぎ蒿めたり。女、銐みて朕が行師に裂めたり。女、戎攻に蹬敏せり。余、女に盜都□□を賜ふ。其の縣三百なり。余、女に命じて、辝が盜邑を嗣めしむ。或徒四千を遖め、女の敵寮と爲せと。夷、敢て用て拜して稽首し、敢て朕が辝皇君の賜へる休命に對揚せずんばあらず。

大事、䚄命于外內之事、中尃盟刑、女台尃戒公家、雁卹余于盟卹、女台卹余朕身、余易女車馬(鐘、馬車に作る)戎兵、釐僕三百又五十家、女台戒戎㠯、尸用或敢再拜䭬首、雁受君公之易光、余弗敢灋乃命

尸箕其先舊及其高且、虩ゞ成唐、又敢才帝所、尃受天命、刪伐頣司、𢾊厥靈師、伊少臣佳補、咸有九州、處堣之堵

不顯穆公之孫、其配襄公之妣、而鹹公之女、雩生叔尸、是辟于齊侯之所、是少心龏遵、靈力若虎、堇裂其政事、又共于逭武靈公之所(九字、鎛、又共于公所)、逭武靈公、易尸吉金鈇鎬、玄鏐鉼鋁、尸用攸鑄其寶鐘、(二十一字、鎛銘、□擇吉金、鈇鎬鉼鋁、用攸鑄其寶鎛、十四字) 用享于其皇且皇妣、皇母皇考、用旂眉壽、霝命難老

不顯皇且、其乍福元孫、其萬福屯魯、龢協而又事、卑若鐘鼓、外內剴辟、𢦏ゞ與ゞ、造而倗剔、毋或丞頪、女考壽萬年、簝傈其身、卑百斯男、而埶斯

公曰く、夷よ。女、乃の友事と乃の敵寮とを康んじ能めよ。余用て登純し、乃の命を厚うせむ。女、夷よ。余を小子と曰ふこと毋れ。女、余を䜌卹に尃け、虔卹して易らず、余一人を左右けよ。余、女に命じて、(正)卿を䊷し差けて、大事を爲め、併せて外內の事を命じ、中めて明刑を敷かしむ。女、以て公家を尃け戒め、余を明卹に膺卹せよ。女、以て余朕が身を卹へよ。余、女に車馬戎兵、釐僕三百又五十家を賜ふ。女、以て戎㠯を戒めよと。夷、用て或敢て再拜稽首し、君光の賜へる光を膺受す。余、敢て乃の命を灋てざらむ。

夷、其の先舊と其の高祖に典らむとす。虩ゞたる成唐(湯)、嚴として帝所に在る又り。尃いに天命を受け、夏祠(祀)を刪伐し、厥の靈師を敗る。伊小臣佳輔け、九州を咸有し、禹の堵に處る。

丕顯なる穆公の孫、其の配は襄公の妣にして成公の女なり。雩に叔夷を生む。是れ齊侯の所に辟ふ。是れ少心龏遵にして、靈力あること虎の若く、其の政事に勤勞し、桓武なる靈公の所に供する又り。桓武なる靈公、夷に吉金鈇鎬、玄鏐鉼鋁を賜ふ。夷用て其の寶鐘を作鑄す。(鎛、吉金を□め擇び、鈇鎬鉼鋁、

巻七 本文篇 一三一～一三二

字、肅ゞ義政、齊侯左右、毋疾毋巳、至于枼、曰武靈成、子ゞ孫ゞ、簝傈用享 八〇行四九二字 〔且所魚司餗之 魚之合韻 補堵所虎所鋁鎛魚 考壽老幽 且魯鼓辝與魚 剔頪脂 年身貞 字右巳之〕

a 庚壺　佳□□〔月初〕吉……(八字缺) 之子□□曰庚、擇其吉金、台鑄其□壺、齊三軍圍□、冉子執鼓、庚大門之、埶者、獻于靈公之所、公曰、甬ゞ、商之台〔玉〕嗣・衣袞・車馬、□□之□、庚逹二百……(約四二字缺) 歸獻〔于靈〕公之所、商之〔台〕□□車馬、庚伐□寅其王駟埶方□滕相乘馬、□□□其王乘馬、用台□□餗、門哉其兵、埶〔者〕〔獻〕之于靈公〔之所〕、公曰、甬ゞ、□□□□、余台賜女、……(約二九字

用て其の寶鎛を作鑄す) 用て其の皇祖皇妣、皇母皇考に享し、用て眉壽、靈命の老い難からむことを祈る。丕顯なる皇祖、其れ元孫に祚福し、其れ萬福純魯ならしめむことを。而の有事を龢協し、鐘鼓の若くならしめむ。外內閬闢にして、𢦏ゞ與ゞとして、而の倗剔を造し、丞頪(癡愚)或ること毋からしめむ。女、考壽萬年にして、永く其の身を保ち、百斯男あらしめ、而の埶きものを是れ字はしめむ。肅ゞたる義政、齊侯を左右し、疾むこと毋く巳むこと毋く、世に至るまで、武靈の成ることを曰はしめむ。子ゞ孫ゞ、永く保ちて用て享せよ。

(文に缺泐多く、訓讀を略する。)

缺) 二七行、各行七字、約一九〇字 〔壺鼓者所馬所馬馬者所女魚〕

二一六、黔鎛　佳王五月初吉丁亥、齊辝𩰫叔之孫、遖中之子黔、乍子中姜寶鎛、用旛侯氏永命萬年、黔傈其身、用享用考于皇且聖叔、皇妣聖姜、于皇且又成惠叔、皇妣又成惠姜、皇考遖中皇母、用旛壽老毋死、傈廙兄弟、用求丂命彌生、肅ゞ義政、傈廙子佳

𩰫叔又成、裂于齊邦、侯氏易之邑二百又九十又九邑、與□之民人都鄙、侯氏從造之曰、世萬至於辝孫子、勿或渝改、𩰫子□曰、余彌心畏忌、余四事是台、余爲大工厄・大吏・大徒・大宰、是辝可事、子孫永傈用 一九行一七四字 〔年身貞　叔叔母魚　死弟脂　生政性耕　咼之子台吏宰事之〕

a 𩰫氏鐘　佳正月初吉丁亥、齊𩰫氏之孫□、擇其吉金、自乍龢鐘、卑鳴攴好、用享目孝、于飼皇且文考、用匽用喜、用樂嘉賓、及我倗友、子ゞ孫ゞ、永保鼓之 文左行、五四字、〔好孝考幽　喜

佳王の五月初吉丁亥、齊の辝鮑叔の孫、遖仲の子黔、子中姜の寶鎛を作り、用て侯氏の永命萬年ならむことを祈る。黔、其の身を保ち、皇祖聖叔・皇妣聖姜と皇祖又成惠叔・皇妣又成惠姜、皇考遖仲皇母に用て享し用て孝し、用て壽老にして死すること毋く、廙が兄弟を保つことを祈り、用て考命彌生ならむことを求む。肅ゞたる義政、廙が子姓を保たむことを。

鮑叔又成、齊邦に勞あり。侯氏、之に邑二百又九十又九邑と、□の民人都鄙とを賜ふ。侯氏從つて之に造げて曰く、世萬、辝が孫子に至るまで、渝改或ること勿からむと。鮑子□して曰く、余、彌心畏忌して、余が四事を是れ以ひむ。余、大工厄・大吏・大徒・大宰と爲り、是を辝て事ふ可しと。子孫、永く保用せよ。

佳正月初吉丁亥、齊の𩰫(鮑)氏の孫□、其の吉金を擇びて、自ら龢鐘を作る。鳴ること支だ好からしめ、用て飼が皇祖文考に、用て享し以て孝せむ。用て匽し用て飴し、用て嘉賓と、我が倗友とを樂しましめむ。子ゞ孫ゞ、永く保ちて之を鼓せよ。

卷七 本文篇　一三三～一三四

友之之〕
*㡉敖𣪘　戎獻金于子牙父百車、而易魯㡉敖金
十勻、易不諱、㡉敖用拱用璧、用侶□其右、子
歆史孟、㡉敖堇用㓹叔于史孟、用乍寶𣪘、㡉敖
其子々孫々、永寶 疑、六行五七字、文右行〔𣪘寶幽〕
二一七、洹子孟姜壺　齊侯女嚣、聿喪其𣪘、齊
侯命大子、乘遽來敂宗白、聽命于天子、曰、期則
爾期、余不其事、女受册歸、遄□御、爾其遼受御、
齊侯拜嘉命
于上天子、用璧玉備一嗣、于大無嗣誓于大嗣命、
用璧兩壺八鼎、于南宮子、用璧二備・玉二嗣・鼓
鐘一肆
齊侯既遼洹子孟姜喪、其人民都邑、堇宴舞、用從
爾大樂、用鑄爾羞銅、用御天子之事、洹子孟姜、
用气嘉命、用旂眉壽、萬年無疆、御爾事二器、第一
器一九行一四三字、第二器一九行一六五字。今第一器による。
〔子子期事之　御御魚　子嗣子備嗣肆之　舞樂魚事
之、魚之合韻　壽幽事之、幽之合韻〕

戎、金を子牙父に獻ずること百車、而ち魯の㡉敖に金十鈞を賜ひ、丕諱を賜ふ。㡉敖、拱琱璧を用て、用て其の右、子歆・史孟に侶□す。㡉敖勤めて㓹叔と史孟とを用ひ、用て寶𣪘を作る。㡉敖の子々孫々、永く寶とせよ。

齊侯の女嚣、聿に其の𣪘(舅)を喪ふ。齊侯、大子に命じて、乘遽して、來りて宗伯に敂げ、命を天子に聽かしむ。(天子)曰く、期ならば則ち爾(齊侯)期とせよ。余は其れ事とせざらむ。女、册を受けて歸らば、遄かに□御せよ。爾其れ遼りて御を受けよと。齊侯、嘉命を拜せり。

上天子に、璧玉備(琡)一嗣を用ふ。大無嗣誓と大嗣命とに、璧・兩壺・八鼎を用ふ。南宮子に、璧二備・玉二嗣・鼓鐘一肆を用ふ。

齊侯既に洹子孟姜の喪を遼ふ。其の人民都邑、宴舞に勤め、用て爾の大樂に從へり。用て爾の羞銅を鑄る。用て天子の事に御ひむ。

洹子孟姜、用て嘉命を气め、用て眉壽を祈る。萬年無疆にして、爾の事に御へむ。

*陳喜壺　陳喜再立事歲、𩚮月己酉、爲左大族、
台寺民邜、□(鑄)客敀爲𡨦壺九　六行二五字
二一八、陳肪𣪘　隹王五月元日丁亥、肪曰、余
塦中𦿬孫、釐叔和子、龔貪鬼神、褱䙷畏忌、敹擇
吉金、乍𢀛寶𣪘、用追孝於我皇𣪘𩜁　七行四三字、文
左行　〔亥子忌之𣪘幽、幽之合韻〕
a陳逆簠　隹王正月初吉丁亥、少子塦逆曰、余
塦桓之裔孫、余寅事齊侯、懽卹宗家、擇厥吉金、
台乍厥元配季姜之祥器、鑄𢀛寶笑、台享台孝于
大宗皇且皇妣、皇考皇母、乍求永命、眉壽萬年、
子々孫々、羕保用　一二行七七字〔家笑母魚　命
年眞〕
b陳逆𣪘　冰月丁亥、塦氏裔孫逆、乍爲皇祖大
宗𣪘、台匃羕令眉壽、子孫是保　四行二六字〔𣪘
壽保幽〕
c陳𣌭簠　齊塦𣌭不敢逸康、肈堇經德、乍皇考
獻叔饙般、永保用匿　四行二二字〔德之匿魚、魚之
合韻〕

陳喜、再び事に涖むの歲、食月己酉、左大族を爲る。以て民節を持たむ。(鑄)客敬しんで禋壺九を爲る。

隹王の五月元且丁亥、肪曰く、余は陳仲の𦿬孫、釐叔の和子なり。鬼神に龔貪し、褱䙷畏忌し、敹みて吉金を擇び、玆の寶𣪘を作る。用て我が皇𣪘(考)に追孝するの𩜁なり。

隹王の正月初吉丁亥、少子陳逆曰く、余は陳桓の裔孫なり。余、齊侯に貪事し、宗家を懽卹す。厥の吉金を擇んで、以て厥の元配季姜の祥器を作る。玆の寶簠を鑄て、大宗の皇祖皇妣、皇考皇母に以て享し以て孝し、永命を祚求す。眉壽萬年ならむことを。子々孫々、永く保用せよ。

冰月丁亥、陳氏の裔孫逆、皇祖大宗の𣪘を作爲し、用て永命眉壽ならむことを匃む。子孫是を保て。

齊の陳𣌭、敢て逸康せず。經德を肈勤して、皇考獻叔の饙盤を作る。永く簠を保用せよ。

卷七 本文篇　一三五～一三六

d陳侯午敦一　隹十又四年、塦侯午、台群者侯
獻金、乍皇妣孝大妃祭器鉠錞、台𦔻台嘗、保又
齊邦、永世毋忘　三器、八行三六字〔嘗陽邦東志陽、
陽東合韻〕
e陳侯午敦二　文同じきも、異范。
f陳侯午𣪘　文同じ
g陳侯因𦠆敦　隹正六月癸未、塦侯因𦠆曰、皇
考孝武趄公、龏𢦏大謨、克成其惟、因𦠆揚皇考
卲緟高且黃啻、侎嗣趄文、淖朝者侯、合揚厥德、
者侯寅薦吉金、用乍孝武趄公祭器錞、台𦔻台嘗、
保又齊邦、世萬子孫、永爲典尙　八行七九字〔嘗
陽邦東尙陽、陽東合韻〕
*陳侯因𦠆戈　夕昜(胡)　塦侯因𦠆造　二器
h陳璋壺(陳騂壺)　隹王五年、奠□塦𣌭再立事歲、
孟冬戊辰、大𨟻□孔塦璋、內伐匽亳邦之隻　三〇字
i陳𣌭戈　陳𣌭立事歲
j子禾子釜　□□立事歲、禝月丙午、子禾子□
□內者御□□□命□塦𣌭、左關釜節于稟釜、關

隹十又四年、陳侯午、群諸侯の獻金を以て、皇妣孝大妃の祭器鉠敦を作る。以て蒸し以て嘗し、齊邦を保有し、永世忘むこと毋からむ。

隹正六月癸未、陳侯因𦠆曰く、皇考孝武なる趄公、大謨を龏み、𢦏め、其の惟を克成す。因𦠆、皇考の高祖皇帝を紹緟し、趄文を肖嗣し、諸侯を朝聞せしめたるに揚ふ。厥の德に答揚して、諸侯、吉金を寅薦す。用て孝武なる趄公の祭器敦を作る。以て蒸し以て嘗し、齊邦を保有せむ。世萬子孫、永く典尙と爲せ。

隹王の五年、鄭□陳𣌭、再び事に涖むの歲、孟冬戊辰、大𨟻□孔陳璋、內りて匽の亳邦を伐ちて獲たりしものなり。

文に缺字多く、訓讀を略する。

鍨節于稟釬、關人築桿戚釜、閉□、又□外洀釜、
而車人制之、而台□□退、如關人不用命、剸寅
□□、關人□□其事、中刑□徒、贖台〔金〕半
鈞、□□其賄、厥辟□徒、贖台□犀、□命者、
于事匴𢑴、北關之釜　九行一〇八字、魚之合韻
k陳純釜　塦猶立事歲、𩝥月戊寅、各玆安陵□、
命左關丕發、敕成左關之釜、節于稟釜、敦者曰
塦純　七行三四字
l左關鋘　左關之鋘(量器)刻銘
二一九、魯原鐘　魯遷乍龢鐘、用享考　鉦面二行
八字
a魯大宰原父𣪘　魯大宰遷父、乍季姬牙媵𣪘、
其萬年眉壽、永寶用　四行一九字〔𣪘壽幽〕
b魯伯厚父盤　魯白厚父、乍中姬俞媵般　二行一
〇字
c魯伯大父𣪘一　魯白大父、乍孟姬媵𣪘、其萬
年眉壽、永寶用享　三行一九字〔𣪘壽幽〕
d魯伯大父𣪘二　魯白大父、乍中姬俞媵𣪘、其

陳猶事に涖むの歲、𩝥月戊寅、玆の安陵の□に格り、左關に命じて丕いに發し、左關の釜を敕成し、稟釜に節あらしむ。敦むる者を陳純と曰ふ。

左關の鋘なり。

魯原、龢鐘を作る。用て享孝せむ。

魯の大宰原父、季姬牙の媵𣪘を作る。其れ萬年眉壽にして、永く寶用せよ。

魯の伯大父、孟姬姜の媵𣪘を作る。其れ萬年眉壽にして、永く寶として用て享せよ。

魯の伯大父、仲姬俞の媵𣪘を作る。其れ萬年眉壽にして、永く

卷七 本文篇 一三七～一三八

萬年眉壽、永寶用享 四行一九字 〔殷壽幽〕

寶として用て享せよ。

*魯伯大父殷三 魯白大父、乍季姬婧媵殷、其萬年眉壽、永寶用 三行一八字 〔殷壽幽〕

e 魯伯愈父匜 魯白愈父、乍邾姬千媵盨匜、其永寶用 三行一五字

魯の伯愈父、邾姬千の媵盨匜を作る。其れ永く寶用せよ。

f 魯伯愈父諸器 盤 同文、器名を盨般に作る。 鬲 同文、器名を朕鬲に作る。 簠「魯白愈父乍姬氏𠤳、其萬年眉壽、永寶用」

g 魯大司徒子中白匜 魯大𤔲徒子中白、乍其庶女厲孟姬隮匜、其眉壽、萬年無疆、子々孫々、永保用之 四行三一字

魯の大𤔲徒子中白、其の庶女厲孟姬の隮匜を作る。其れ眉壽にして、萬年無疆ならむことを。子々孫々、永く之を保用せよ。

h 魯大司徒厚氏豆 魯大𤔲徒厚氏元、乍善簠、其眉壽、萬年無疆、子々孫々、永寶用之 四行二五字

魯の大𤔲徒厚氏元、膳簠を作る。其れ眉壽にして、萬年無疆ならむことを。子々孫々、永く之を寶用せよ。

i 魯大司徒元諸器 匜「魯大𤔲徒元、乍飲盂、萬年眉壽、永寶用」三行一五字 鼎「〔魯〕大左𤔲徒元、乍善齍、其萬年眉壽、永寶用之 四行一八字 〔齍之壽幽之之、幽之合韻〕

魯の大左𤔲徒元、膳齍を作る。其れ萬年眉壽ならむことを。永く之を寶用せよ。

j 魯司徒伯吳盨 魯𤔲徒白吳、敢肇乍旅殷、萬年永寶用 三行一五字

魯の𤔲徒伯吳、敢て肇めて旅殷を作る。萬年まで、永く寶用せよ。

k 魯士商𠭯殷 魯士商𠭯、肇乍朕皇考猒父隮殷、商𠭯其萬年眉壽、子々孫々、永寶用享 四行二九字 〔殷壽幽〕

魯の士商𠭯、肇めて朕が皇考叔猒父の隮殷を作る。商𠭯其れ萬年眉壽ならむことを。子々孫々、永く寶として享せよ。

l 魯士孚父簠 魯士孚父乍飤簠、永寶用 三行一〇字

魯の士孚父、食簠を作る。永く寶用せよ。

m 魯內小臣鼎 魯內小臣□生乍𪔂

*魯小司寇封孫宅盤 魯少𤔲寇封孫宅、乍其子孟姬殷朕般匜、其眉壽萬年、永寶用之 五行二五字 〔匜之之〕

魯の小𤔲寇封の孫宅、其の子孟姬殷の媵盤匜を作る。其れ眉壽萬年にして、永く之を寶用せよ。

*弗敏父鼎 弗敏父乍孟姒□媵鼎、其眉壽萬年、永寶用 三行一七字

弗敏父、孟姒□の媵鼎を作る。其れ眉壽萬年にして、永く寶用せよ。

*專車季鼎 專車季乍寶鼎、其子々孫々、永寶用 四行一四字

專車季、寶鼎を作る。其れ子々孫々、永く寶用せよ。

二二〇、㠱公壺 㠱公乍爲子叔姜□盥壺、眉壽萬年、永保其身、也々熙々、受福無期、子々孫々、永保用之 六行三四字、子孫重文原奪 〔年身眞 熙期〕

㠱公、子叔姜□の盥壺を作爲す。眉壽萬年にして、永く其の身を保ち、也々熙々として、福を受くること期無からむことを。子々孫々、永く之を保用せよ。

卷七 本文篇 一三九～一四〇

之之〕

a 㠱伯子庭父諸器 盨「㠱白子庭父、乍其征盨、其陰其陽、目征目行、割眉壽無疆、慶其允臧」四器八銘、五行二六字 〔陽行疆臧陽〕

㠱伯子庭父、其の征盨を作る。其れ陰其れ陽、以て征し以て行し、眉壽無疆ならむことを割む。慶に其れ允に臧からむことを。

盤 㠱白庭父、朕姜無頮般 二行九字 匜 㠱白庭父、朕姜無頮匜 二行九字

㠱伯庭父、姜無に媵する頮盤なり。

b 㠱侯鼎 㠱侯易弟□𤔲戒、弟□乍寶鼎、其萬年、子々孫々、永寶用 四行二二字

㠱侯、弟□に𤔲戒を賜ふ。弟□、寶鼎を作る。其れ萬年ならむことを。子々孫々、永く寶用せよ。

c 己華父鼎 己華父乍寶鼎、子々孫、永用 二行一一字

d 啓卣・啓尊 補二に再出

e 㠱甫人匜 㠱甫人余余王□𠭯孫兹、乍寶匜、子々孫々、永寶用 四行二〇字

㠱の甫人余余王□𠭯の孫茲、寶匜を作る。子々孫、永く寶用せよ。

f 慶叔匜 慶叔伇朕子孟姜盥鉈、其眉壽萬年、羕保其身、池々熙々、男女無期、子々孫々、羕保用之 六行三四字 〔年身眞 熙期之之〕

慶叔子孟姜に媵する盥匜を伇る。其れ眉壽萬年にして、永く其の身を保たむ。池々熙々として、男女無期ならむことを。子々孫々、永く之を保用せよ。

g 己侯鐘 己侯虎乍寶鐘 左鼓、三行六字

h 己侯殷 己侯乍姜縈殷、子々孫々、其永寶用 三行一三字

己侯、姜縈の殷を作る。子々孫々、其れ永く寶用せよ。

二二一、杞伯每亡鼎 杞白每亡乍鼄嫙寶鼎、子々孫々、永寶 三行一五字

杞伯每亡、邾嫙の寶鼎を作る。子々孫々、永く寶とせよ。

*1 杞伯每亡鼎 杞白每亡乍鼄嫙寶鼎、其萬年眉壽、子々孫々、永寶用享 四行二一字

杞伯每亡、邾嫙の寶鼎を作る。其れ萬年眉壽ならむことを。子々孫々、永く寶として用て享せよ。

a 杞伯每亡諸器 殷 五器「杞白每亡、乍鼄嫙寶殷、子々孫々、永寶用享」三行一七字 壺「杞白每亡、乍鼄嫙寶壺、萬年眉壽、子々孫々、永寶用享」四行二二字 匜「杞白每亡、乍鼄嫙寶匜、其子々孫々、永寶用」 盆「杞白每亡、乍鼄嫙寶盆、其子々孫々、永寶用」

b 𨜒侯少子殷 隹五年正月丙午、𨜒侯少子析乙、孝孫不巨、合趣吉金、妳乍皇妣㚤君中妃祭器八殷、永保用享 六行三七字

隹れ五年正月丙午、𨜒侯の少子析乙、孝孫丕矩、吉金を合せ取り、妳ち皇妣㚤君仲妃の祭器八殷を作る。永く保ちて用て享せよ。

*2 𨜒叔之中子平鐘 隹正月初吉庚午、𨜒叔之中子平、自乍鑄其游鐘、玄鏐鋁鏞、乃爲之音、央々雝々、聞于夏東、中平善歧𠭯考、鑄其游鐘、台濼其大酉、聖智龔良、其受台眉壽、萬年無諆、

隹れ正月初吉庚午、𨜒叔の仲子平、自ら其の遊鐘を作鑄す。玄鏐鋁鏞、乃ち之が音を爲す。央々雍々として、夏東に聞す。仲平、善く𠭯が考に歧けられ、其の遊鐘を鑄る。以て其の大酋を濼しみ、聖智龔良ならむ。其れ受くるに眉壽を以てし、萬年無諆な

子〻孫〻、永保用之 九鐘同銘、七一字 〔鐘離東 鐘良東 壽幽諆之之、幽之合韻〕

c 鄦大子申鼎 佳正月初吉辛亥、鄦安之孫、簷大史申、乍其造鼎十、用延台迮、台御賓客、子孫是若 四行三二字 〔迮客若魚〕

二二二、邾公釛鐘 陸𨎩之孫邾公釛、乍厥禾鐘、用敬卹盟祀、旂年眉壽、用樂我嘉賓、及我正卿、𢝊君霝、君目萬年 三六字 〔祀之壽幽、幽之合韻、賓眞卿霝耕年眞、眞耕合韻〕

a 邾公牼鐘 佳王正月初吉、辰才乙亥、鼄公牼、擇厥吉金、玄鏐膚呂、自乍龢鐘曰、余畢龏威忌、鑄辝龢鐘二鍺、台樂其身、台匽大夫、台喜者士、至于萬年、分器是寺 五七字 〔亥之呂魚忌之鍺夫魚、之魚合韻 士寺之〕

b 邾公華鐘 佳王正月初吉乙亥、鼄公華、擇厥吉金、玄鏐赤鏞、用鑄厥龢鐘、台乍其皇且皇考曰、余畢龏威忌、悬穆不彖于厥身、鑄其龢鐘、台卹其祭祀盟祀、台樂大夫、台匽士庶子、眘爲

らむことを。子〻孫〻、永く之を保用せよ。

佳正月初吉辛亥、鄦安の孫、鄦の大史申、其の造鼎十を作る。用て征き以て迮き、以て賓客を御ふ。子孫是に若へ。

陸終の孫、邾公釛、厥の禾鐘を作る。用て盟祀を敬卹し、年の眉壽ならむことを祈る。用て我が嘉賓と、我が正卿とを樂しましめ、君の霝に揚へむ。君以て萬年ならむことを。

佳王の正月初吉、辰は乙亥に在り。邾公牼、厥の吉金、玄鏐鏞鋁を擇び、自ら龢鐘を作りて曰く、余、畢龏威忌にして、辝が龢鐘二鍺を鑄る。以て其の身を樂しませ、以て大夫を宴しましめ、以て諸士を喜しましめむ。萬年に至るまで、分器を是持て。

佳王の正月初吉乙亥、邾公華、厥の吉金、玄鏐赤鏞を擇び、用て厥の龢鐘を鑄る。以て其の皇祖皇考を祚りて曰く、余、畢龏威忌、淑穆にして厥の身に墜さず、其の龢鐘を鑄る。以て其の祭祀盟祀を卹まむ。以て大夫を樂しましめ、以て士庶子を匽し

之名、元器其舊、哉公眉壽、鼄邦是保、其萬年無彊、子〻孫〻、永保用享 九三字 〔忌祀子之舊壽保幽 彊享陽〕

c 邾君鐘 鼄君求吉金、用自乍其龢鐘鈴、用處大正 一六字 〔鈴正耕〕

d 邾公孫班鐘 佳王正月、辰才丁亥、鼄公孫班、擇其吉金、爲其龢鐘、用喜于其皇且、其萬年眉壽、□□是□、霝命無其、子〻孫〻、羕保用之 四七字 〔壽幽其之之、幽之合韻〕

e 邾叔之伯鐘 佳王六〔月〕初吉庚午、鼄叔之白□□、擇□吉金、用□鐘、□□□保用享、子〻孫〻、永□用□□□□、用旂眉壽無彊 約四四字 〔鐘東享□彊陽、陽東合韻〕

f 邾伯鬲 鼄白乍媵鬲、其萬年、子〻孫〻、永寶用 一五字

g 邾伯御戎鼎 鼄白御戎、乍滕姬寶鼎、子〻孫〻、永寶用 三行一六字

h 邾來隹鬲 鼄來隹乍鼎、萬眉壽、其年無彊用

ましむ。眘んで之が名を爲り、元器を其れ舊しうせむ。哉ち公の眉壽にして、邾邦を是保ち、其れ萬年無彊ならむことを。子〻孫〻、永く保ちて用て享せよ。

邾君吉金を求め、用て自ら其の龢鐘鈴を作り、用て大正に處く。

佳王の正月、辰は丁亥に在り。邾公の孫班、其の吉金を擇び、其の龢鐘を爲り、用て其の皇祖を喜しましむ。其れ萬年眉壽にして、□□を是□し、霝命無期ならむことを。子〻孫〻、永く之を保用せよ。

佳王の六〔月〕、初吉庚午、邾叔の伯□□、〔其の〕吉金を擇び、用て鐘を〔爲る〕。□□□保用して享せむ。子〻孫〻、永く□用して……、用て眉壽無彊ならむことを祈る。

邾伯御戎、滕姬の寶鼎を作る。子〻孫〻、永く寶用せよ。

一三字、文字倒植「其眉壽萬年、無彊用」

i 邾大宰鐘 鼄大宰欉子懿、自乍其御鐘、□□吉金玄呂、〔懿〕用過眉壽多福、萬年無彊、子〻孫〻、永保用享 文三六字 〔呂魚福之、魚之合韻、彊享陽〕

j 邾大宰簠 佳正月初吉、鼄大宰叢子𠭯、鑄其餴匠、曰、余諾龏孔惠、其眉壽以餴、萬年無𠐈、子〻孫〻、永寶用之 二器、六行三八字 〔惠餴脂𠐈之之〕

k 邾叢伯鼎 鼄叢白乍□嬴隮鼎、其萬年、眉壽無彊、子〻孫〻、永寶用 二銘、四行二二字 〔彊陽用東、陽東合韻〕

l 邾友父鬲 鼄晉父朕其子□嫙寶鬲、其眉壽、永寶用 一六字

m 郳始鬲 郳始□母、鑄其羞鬲 八字

＊彭子中盆蓋 佳八月初吉丁亥、彭子中擇其吉金、自乍𩞁盆、其眉壽無彊、子〻孫〻、永寶用之 五行三一字、文右行

邾の大宰叢の子懿、自ら其の御鐘を作る。□□吉金玄鋁、〔懿〕用て眉壽多福、萬年無彊ならむことを過む。子〻孫〻、永く保ちて用て享せよ。

佳正月初吉、邾の大宰叢の子𠭯、其の餴簠を鑄る。曰く、余諾龏孔惠にして、其れ眉壽まで以て餴らむ。萬年無期ならむことを。子〻孫〻、永く之を寶用せよ。

邾の叢伯、□嬴の隮鼎を作る。其れ萬年にして、眉壽無彊ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

邾の友父、其の子□曹に寶鬲を媵す。其れ眉壽にして、永く寶用せよ。

郳始□母、其の羞鬲を鑄る。

佳八月初吉丁亥、彭子中、其の吉金を擇び、自ら𩞁盆を作る。其れ眉壽無彊ならむことを。子〻孫〻、永く之を寶用せよ。

二二三、鑄公簠 鑄公乍孟妊東母朕簠、其萬年眉壽、子〻孫〻、永寶用 二銘、五行二一字

a 鑄子叔黑臣簠 鑄子叔黑臣、肇乍寶匠、其萬年眉壽、永寶用 二銘、四行一七字

b 鑄子叔黑臣諸器 同文 鼎乍寶鼎 盨乍寶盨

c 叔黑臣匜 □叔黑臣乍寶匜、其永寶用 一一字

d 鑄侯求鐘 鑄侯求乍季姜朕鐘、其子〻孫〻、永享用之 一七字

e 鑄叔皮父段 佳一月初吉、乍鑄叔皮父隮段、其□子用享考于叔皮父、子〻孫〻寶皇、萬年永用 四行三二字 〔皇陽用東、陽東合韻〕

f 叔皮父段 叔皮父乍朕文考□公眔朕文母季姬隮段、其萬年、子〻孫〻、永寶用 圖象 五行二七字

g 鑄叔簠 鑄叔乍嬴氏寶簠、其萬年眉壽、永寶用 四行一五字

二二四、薛侯盤 薛侯乍叔妊襄朕般、其眉壽萬年、子〻孫〻、永寶用 四行二〇字

a 薛侯匜 同文

鑄公、孟妊東母の媵簠を作る。其れ萬年眉壽ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

鑄子叔黑臣、肇めて寶簠を作る。其れ萬年眉壽ならむことを。永く寶用せよ。

鑄侯求、季姜の媵鐘を作る。其れ子〻孫〻、永く享して之を用ひよ。

佳一月初吉、鑄叔皮父の隮段を作る。其の□子、用て叔皮父に享考せむ。子〻孫〻、寶皇して、萬年まで永く用ひよ。

叔皮父、朕が文考□公と、朕が文母季姬の隮段を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。圖象

鑄叔、嬴氏の寶簠を作る。其れ萬年眉壽ならむことを。永く寶用せよ。

薛侯、叔妊襄の媵盤を作る。其れ眉壽萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

b 薛侯鼎　薛侯戚乍父乙鼎彝　史 二行九字
*1 薛子中安簠　薛子中安乍旅匿、其子〻孫、永寶用享 三行一五字、陰刻
*2 走馬薛中赤簠　走馬薛中赤、自乍其匿、子〻孫〻、永保用享 三行一七字、陰刻
c 滕虎段　滕虎敢肇乍厥皇考公命中寶障彝 四銘、三行一四字
d 滕虎蘇段　滕侯蘇乍厥文考滕中旅段、其子〻孫、萬年永寶用 三行二〇字
*3 邳伯夏子罍　佳正月初吉丁亥、不白夏子、自乍障罍、用旟眉壽無疆、子〻孫〻、永寶用之 二九字
二二五、郜季故公段　寺季故公乍寶段、子〻孫〻、永寶用享 三行一五字
a 郜季鬲　寺季乍孟姫□母後鬲、其萬年、子孫用之 四行一六字
b 郜遣段　郜遣乍寶段、用追孝于其父母、用易永壽、子〻孫〻、永寶用享 四行二四字〔段幽母

薛子仲安、旅簠を作る。其れ子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。
滕虎、敢みて肇めて厥の皇考公命仲の寶障彝を作る。
滕侯蘇、厥の文考滕仲の旅段を作る。其れ子〻孫〻、萬年まで永く寶用せよ。
佳正月初吉丁亥、邳伯夏子、自ら障罍を作り、用て眉壽無疆ならむことを祈る。子〻孫〻、永く之を寶用せよ。
郜の季故公、寶段を作る。子〻孫〻、永く寶用して享せよ。
郜季、孟姫□母の後鬲を作る。其れ萬年ならむことを。子孫之を用ひよ。
郜遣、寶段を作り、用て其の父母に追孝す。用て永壽を賜はらむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

之壽幽、幽之合韻〕
c 郜遣盤　同文 乍寶般
d 郜造遣鼎　郜造遣乍寶鼎、子〻孫〻、用享 二行一二字
e 郜造鼎　郜造作姫□朕羞鼎
f 郜伯鼎　郜白肇乍孟妊善鼎、其萬年眉壽、子〻孫〻、永寶用 二〇字
g 郜伯祀鼎　郜白祀乍善鼎、其萬年、眉壽無疆、子〻孫〻、永寶用享 二二字〔疆享陽〕
h 郜伯鬲　寺白乍□中姫羞鬲 三器、八字
二二六、曾伯霥簠　佳王九月初吉庚午、曾白霥、悊聖元武、元武孔黹、克狄淮尸、印燮繁湯、金道錫行、具既卑方、余擇其吉金黄鏞、余用自乍旅匿、目征目行、用盛稻粱、用孝用享、于我皇且文考、天易之福、曾白霥、叚不黄耇萬年、眉壽無疆、子〻孫〻、永寶用之享 二銘、一一行九二字〔乍武黹魚　湯行方陽　鏞匿魚　行粱享陽　考幽福之、幽之合韻　疆享陽〕

郜の造遣、寶鼎を作る。子〻孫〻、用て享せよ。
郜造、姫□の媵羞鼎を作る。
郜伯肇めて孟妊の膳鼎を作る。其れ萬年眉壽ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。
郜伯祀、膳鼎を作る。其れ萬年にして、眉壽無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。
佳王の九月初吉庚午、曾伯霥、哲聖元武にして、元武孔だ黹かなり。淮夷を克逷し、繁湯（邑名）を印燮す。金道錫行、具に既に方あらしむ。余、其の吉金黄鏞を擇び、余用て自ら旅簠を作る。以て征し以て行し、用て稻粱を盛る。我が皇祖文考に、用て孝し用て享せむ。天之に福を賜ふ。曾伯霥、叚ぞ黄耇萬年、眉壽無疆ならざらむ。子〻孫〻、永く之を寶として用て享せよ。

a 曾伯陭壺　佳曾白陭、廼用吉金鐈鋚、用自乍醴壺、用卿賓客、爲德無叚、用孝用享、用易眉壽、子〻孫〻、用受大福無疆 一〇行四一字〔鋚壺客叚魚　享疆陽〕
b 曾諸子鼎　曾者子□、用乍□鼎、用享于且、子〻孫〻、永壽 四行一八字、疑
c 曾子仲宣鼎　曾子中宣𨗨用其吉金、自乍寶貞、宣喪用雝其者父者兄、其萬年無疆、子〻孫〻、永寶用享 六行三五字〔兄疆享陽〕
* 曾子仲□鼎　佳曾子中□、用其吉金、自乍䵼彝、子〻孫〻、其永用之 三行一八字
d 曾子綏簠　曾子綏、自乍行器、則永祜福 三行一二字
e 曾子簠　佳正月初吉丁亥、曾子□自乍飤匿、子孫永保用之 四行二〇字
f 曾子遇簠　曾子遇之行匿 二行六字
g 曾大保盆　曾大保譽叔亟、用其吉金、自乍旅盆、子〻孫〻、永用之 三行二二字

佳曾伯陭、廼ち吉金鐈鋚を用て、用て自ら醴壺を作る。用て賓客を饗し、德を爲むること叚無し。用て孝し用て享し、用て眉壽を賜はらむことを。子〻孫〻、用て大福を受くること無疆ならむ。
曾子仲宣、造めて其の吉金を用て、自ら寶鼎を作る。宣、喪くは用て其の諸父諸兄を雍ましめむ。其れ萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。
曾子綏、自ら行器を作る。則ち永く祜福あらむことを。
曾の大保譽叔亟、其の吉金を用て、自ら旅盆を作る。子〻孫〻、永く之を用ひよ。

h 蹭鼎　蹭乍寶䵼彝 二行五字
i 贈子鄭伯鬲　贈子子奠白乍障鬲、其眉壽、萬年無疆、子〻孫〻、永寶用 二二字〔疆陽用東、陽東合韻〕
j 部史碩父鼎　部史碩父乍障鼎、用享孝于宗室萬年、子〻孫〻、永寶用 三行二二字
k 𢦏叔朕鼎　佳八月初吉庚申、𢦏叔朕自乍餴鼎、其萬年無疆、子〻孫〻、永寶用之 五行二七字
l 叔朕簠　佳十月初吉庚午、叔朕擇其吉金、自乍薦匿、目保稻粱、萬年無疆、叔朕眉壽、子〻孫〻、永寶用 六行三六字〔乍匿魚　粱疆陽用東、陽東合韻〕
m 𢦏叔慶父鬲　𢦏叔慶父乍叔姫障鬲 九字
二二七、楚公逆鎛　佳八月甲申、楚公逆、自乍夜雨䨓鎛、厥格曰□枛□□□屯□、逆其萬年又壽、□保厥身、孫子其永寶 疑、四行三九字、文右行、左文多し〔壽寶幽〕
a 楚公冢鐘　楚公冢、自乍寶大䉆鐘、孫子其永

曾、寶䵼彝を作る。
曾子鄭伯、障鬲を作る。其れ眉壽、萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。
部の史碩父、障鼎を作る。用て宗室に享孝すること萬年ならむ。子〻孫〻、永く寶用せよ。
佳八月初吉庚申、𢦏叔朕自ら餴鼎を作る。其れ萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く之を寶用せよ。
佳十月初吉庚午、叔朕其の吉金を擇び、自ら薦簠を作る。以て稻粱を保つこと、萬年無疆ならむ。叔朕、眉壽ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。
𢦏叔慶父、叔姫の障鬲を作る。
佳八月甲申、楚公逆、自ら夜雨雷鎛を作る。厥の銘を……と曰ふ。……逆其れ萬年又壽、（ながく）厥の身を保たむことを。孫子其れ永く寶とせよ。
楚公冢、自ら寶大䉆鐘を作る。孫子其れ永く寶とせよ。

寶　五器、二行一六字

b 楚王鐘　隹正月初吉丁亥、楚王賸邛中嬭南龢鐘、其眉壽無彊、子孫永保用之　三行二九字〔鐘東彊陽、陽東合韻〕

c 楚王領鐘　隹王正月初吉丁亥、楚王領、自乍鈴鐘、其聿其言　一九字（編鐘第一鐘か）

d 王子申盞盂　王子申乍嘉嬭盞盂、其眉壽無期、永保用之　三行一七字〔盂魚期之之、魚之合韻〕

e 卲王之諻毀　卲王之諻之廌毀　二行七字

f 楚王酓章鐘　隹王五十又六祀、这自西旟、楚王酓章乍曾侯乙宗彝、奠之于西旟、其永寺用享、穆商商　二器、第一器一一行三四字〔旟章旟享商陽〕

g 楚王酓章戈一　楚王酓章、嚴龏□乍䡌戈、以卲旟文武之戈用　鳥篆、二行一八字

楚王歓璋戈二　楚王歓璋、乍它戈、以……下

文缺

h 楚王酓章劍　楚王酓章、爲從士鑄、用□□用征　二行一三字、右行

隹正月初吉丁亥、楚王、邛仲嬭に南龢鐘を賸る。其れ眉壽無疆ならむことを。子孫永く之を保用せよ。

隹王の正月初吉丁亥、楚王領、自ら鈴鐘を作る。其れ肆ね其れ言らし、……下缺

王子申、嘉嬭の盞盂を作る。其れ眉壽無期にして、永く之を保用せよ。

昭王の諻の薦毀なり。

隹王の五十又六祀、西旟より这る。楚王酓章（熊章）、曾侯乙宗の彝を作り、之を西旟に奠く。其れ永く持ちて用て享せよ。穆商商

楚王酓章、嚴として龏□して䡌戈を作る。卲旟の文武に以ふるの戈用なり。

楚王酓章、從士の爲に鑄る。用て……し用て征せよ。

i 楚王酓肯鼎　楚王酓肯、乍鑄鐈鼎、以共歲嘗

第一器　楚王酓肯、乍鑄鉈鼎　第二器

j 楚王酓肯簠　楚王酓肯、乍鑄金固、以共歲嘗

三器、一行一二字

k 楚王酓忎鼎　二器　楚王酓忎、戰獲兵銅、正月吉日、窒鑄鐈鼎、以共歲嘗（腹帶上）侃師盤埜、差秦忎爲之（口緣內）　郘脰（腹內）　三楚（倒刻）　以上器銘二〇字〔銅東嘗陽、陽東合韻〕

楚王酓忎、戰獲兵銅、正月吉日、窒鑄鐈鼎之盇、以共歲嘗（盇內）　但币吏秦、差苛燕爲之　郘脰

以上盇銘二二字

l 楚王酓忎盤　楚王酓忎、戰獲兵銅、正月吉日、窒鑄少盤、以共歲嘗、但币卲圣、差陳共爲之二九字〔銅東嘗陽、陽東合韻〕

＊楚王孫漁戈　楚王孫漁之用

m 楚嬴匜　隹王正月初吉庚午、楚嬴鑄其匜、其萬年、子孫永用享　四行二一字、文右行〔午匜魚〕

n 楚季咩盤　楚季咩、乍嬭隣賸盥般、其子〻孫

楚王酓肯、鐈鼎を作鑄し、以て歲嘗に供す。

楚王酓肯、金簠を作鑄し、以て歲嘗に供す。

楚王酓忎、戰ひて兵銅を獲たり。正月吉日、窒めて鐈鼎（の盇、盇銘）を鑄り、以て歲嘗に供す。侃師盤埜、秦忎を差けて之を爲る。郘脰　三楚（器銘）

但師吏秦、苛燕を差けて之を爲る。郘脰（盇銘）

楚王酓忎、戰ひて兵銅を獲たり。正月吉日、窒めて炒盤を鑄り、以て歲嘗に供す、侃師卲圣、陳共を差けて之を爲る。

隹王の正月初吉庚午、楚嬴、其の匜を鑄る。其れ萬年ならむことを。子孫永く用て享せよ。

楚の季咩、嬭の隣として賸する盥盤を作る。其れ子〻孫〻、永

〻、永寶用享　三行一八字、文左行

o 楚子暖簠　隹八月初吉庚申、楚子暖鑄其飤匿、子孫永保之　三行一九字〔匿魚之之、魚之合韻〕

p 中子化盤　中子化用保楚王、用正梠、用擇其吉金、自乍盥盤　四行一九字

q 信陽編鐘一　隹智篙屈奈晉人、救戎於楚競　一二字、刻銘

＊鄂君啓節　舟節　大司馬卲陽、敗晉帀於襄陵之歲、頙𡰥之月、乙亥之日、王居於茂郢之遊宮、大攻尹脽、台王命、命集尹卲□、裁尹逆、裁命阬、爲鄂君啓之質、𢊁鑄金節　屯三舟爲一舿、舿五十舿、歲能返、自鄂往、逾沽、上灘、庚肩、庚芑昜、逾灘、庚□、逾頙、內卲、逾江、庚彭弴、庚松昜、內澮江、庚爰陵、上江、內湘、庚□、庚陟昜、內濡、庚鄙、內□沅澧□、上江、庚木關、庚郢　夏其金節、則毋政、毋舍桴飤、不夏其金節、則政、女載馬牛羊、台出內關、則政於大府、毋政

く寶として享せよ。

隹八月初吉庚申、楚の子暖、其の食簠を鑄る。子孫永く之を保て。

中子化、用て楚王を保んじ、用て梠を征す。用て其の吉金を擇び、自ら盥盤を作る。

隹智篙、晉人を屈禁し、戎を楚境に救ふ。

大司馬昭陽、晉の師を襄陵に敗るの歲、夏𡰥の月、乙亥の日、王、茂郢の遊宮に居る。大攻尹脽、王命を以て、集尹卲□、裁令阬に命じて、鄂君啓の府の爲に金節を𢊁鑄せしむ。三舟を屯めて一舿（舸）と爲し、舿たるもの五十舿、歲にして返せ。鄂より往き、沽を逾え、灘に上り、肩を更、芑陽を更、灘を逾え、□を更、夏を逾え、卲に入り、江を逾え、彭弴を更、松陽を更、澮江に入り、爰陵を更、江を上り、湘に入り、□を更、陟陽を更、濡に入り、鄙を更、□・沅・澧・□に入り、江を上り、木關を更、郢を更べし。其の金節を得たるときは、則ち政（征税）すること毋れ。桴食を舍ふること毋れ。其の金節を得ざるときは、則ち政せよ。如し

於關　三件、九行一六五字

車節　大司馬卲陽、敗晉帀於襄陵之歲、頙𡰥之月、乙亥之日、王居於茂郢之遊宮、大攻尹脽、台王命、命集尹卲□、裁尹逆、裁命阬、爲鄂君啓之質、𢊁鑄金節　車五十乘、歲能返、毋載金革黽箭、女馬女牛女德、屯十台堂一車、女棓徒、屯廿、廿棓台堂一車、車台毀、於五十乘之中　自鄂往、庚昜丘、庚防城、庚胷禾、庚酉焚、庚繁昜、庚高丘、庚下蔡、庚佶隰、更郢　夏其金節、則毋政、毋舍桴飤、不夏其金節、則政　三件、九行一五〇字

＊壽縣金錯銅牛　大質之器

r 曾侯簠　叔姬霝乍黃邦、曾侯乍叔姬邛嬭賸器𤔲彝、其子〻孫〻、其永用之　四行二六字

s 曾姬無卹壺　唯王廿又六年、聖桓之夫人曾姬無卹、望安兹漾陲蒿間之無匹、甬乍宗彝隣壺、

馬牛羊を載せて以て關に出入するときは、則ち大府に政して、關に政すること毋れ。

大司馬昭陽、晉の師を襄陵に敗るの歲、夏𡰥の月、乙亥の日、王、茂郢の遊宮に居る。大攻尹脽、王命を以て、集尹卲□、裁尹逆、裁令阬に命じて、鄂君啓の府の爲に、金節を𢊁鑄せしむ。車五十乘、歲にして返せ。金革黽箭を載すること毋れ。如し馬、如し牛、如し特ならば、十を屯めて以て一車に當てよ。車如し棓徒なるときは、二十を屯め、二十棓にして以て一車に當てよ。車以て毀るるときは、五十乘の中に於てせよ。鄂より往き、陽丘を更、方城を更、胷禾を更、酉焚を更、繁陽を更、高丘を更、下蔡を更、佶隰を更、郢を更べし。其の金節を得たるときは、則ち政すること毋れ。桴食を舍ふること毋れ。其の金節を得ざるときは、則ち政せよ。

叔姬霝、黃邦に适ぐ。曾侯、叔姬邛嬭の賸器𤔲彝を作る。其れ子〻孫〻、其れ永く之を用ひよ。

唯王の二十又六年、聖桓の夫人曾姬無卹、兹の漾陲、蒿間の無匹を望安し、用て宗彝隣壺を作る。後嗣之を用ひ、職として王

卷七 本文篇

後嗣甬之、職才王室 二器、五行三九字 〔卽瑪室至〕
t 曾仲遊父諸器 曾侯中子斿父、自乍䵼彝 鼎、二器 曾中斿父、自乍寶甫𠤭 曾中斿父、用吉金、自乍寶𨻰壺 壺、二器
*曾子遊鼎 曾子斿、擇其吉金、用鑄□彝、惠于剌且、□下保臧、敀□□百民、□龔孔昜、爲□事四國、用考用享、民具卑鄉 五行、約四一字 〔臧易享鄉陽〕
*曾子中謱甗 隹曾子中謱、用其吉金、自乍旅獻、子〻孫〻、其永用之 三行二一字
*湖北隨縣曾國銅器 曾伯文段 唯曾白文、自乍寶段、用易眉壽黃耇、其萬年、子〻孫〻、永寶用享 四行二五字 〔段耇幽〕
曾伯文𬭼 唯曾白文、自乍□□𬭼、用征行 二一字
曾仲大父𧊒段 唯五月既生霸庚申、曾中大父𧊒、廼用吉□□金、用自乍寶段、𧊒其用追孝

室に在れ。
曾侯の仲子遊父、自ら䵼彝鼎を作る。
曾子遊、其の吉金を擇び、用て□彝を鑄る。剌祖に惠せられ、□下保臧せられ、……百民を敀らむ。□龔すること孔だ揚り、四國を□事することを爲さむ。用て孝し用て享し、民ともに饗せしめむ。
隹曾子中謱、其の吉金を用て、自ら旅甗を作る。子〻孫〻、其れ永く之を用ひよ。
唯曾伯文、自ら寶段を作る。用て眉壽黃耇を賜ひ、其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。
唯曾伯文、自ら……𬭼を作る。用て征行せむ。
唯五月既生霸庚申、曾仲大父𧊒、廼ち吉□□□金を用て、用て自ら寶段を作る。𧊒其れ用て其の皇考に追孝す。用て眉壽を賜

一五三～一五四

卷七 本文篇

于其皇考、用易眉壽、黃耇霝冬、其萬年、子〻孫〻、永寶用享 六行五三字 〔段考壽幽 冬多 享陽、陽多合韻〕
黃季鼎 黃季乍季嬴寶鼎、其萬年、子孫永寶用享 三行一六字
u 𪗋乎段 隹正二月既死霸壬戌、𪗋乎乍寶段、用聖夙夜、用享孝皇且文考、用匄眉壽永令、乎其萬人、永用 此二器、六行三八字 〔段考幽 令人眞〕
*曾伯從寵鼎 隹王十月既吉、曾白從寵、自乍寶鼎用 三行一五字
v 伯戔諸器 盤 隹王月初吉丁亥、邛仲之孫白戔、自乍沬盤、用𣄰眉壽、萬年無彊、子〻孫〻、永寶用之 四行三三字
盞 隹八月初吉庚午、邛中之孫白戔、自乍饙盞、其眉壽、萬年無彊、子〻孫〻、永保用之 器、三二字 邛中之孫白戔、自乍饙盞、永保用之 蓋、四行一四字

ひ、黃耇靈終にして、其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。
黃季、季嬴の寶鼎を作る。其れ萬年ならむことを。子孫永く寶として用て享せよ。
隹正二月既死霸壬戌、𪗋乎、寶段を作る。用て夙夜を聖しみ、用て皇祖文考に享孝し、用て眉壽永命を匄む。乎其れ萬人(年)まで、永く用ひむ。此
隹王の十月既(初)吉、曾伯從寵、自ら寶鼎の用を作る、
隹王(正)月初吉丁亥、邛仲の孫伯戔、自ら沬盤を作り、用て眉壽、萬年無疆ならむことを祈る。子〻孫〻、永く之を寶用せよ。
隹八月初吉庚午、邛仲の孫伯戔、自ら饙盞を作る。其れ眉壽にして、萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く之を保用せよ。器
邛仲の孫伯戔、自ら饙盞を作る。永く之を保用せよ。蓋

一五三～一五四

卷七 本文篇

w 邛諸器 邛君婦龢壺「邛君之婦龢乍其壺、子孫永寶用」一三字 邛孫叔師父壺「隹王正月初吉甲戌、邛立(大)宰孫叔師父、乍行鼎、眉壽萬年無彊、子〻孫〻、永寶用之 八行三二字
x 黃諸器 黃大子伯克盤 隹王正月初吉丁亥、黃大子白克、乍中嬴□賸盤、用𣄰眉壽、萬年無彊、子〻孫〻、永寶用之 五行三五字、左文多し
黃君段 黃君乍季嬴□賸段、用易眉壽、黃耇萬年、子〻孫〻、永寶用享 四行二四字 〔段壽幽〕
黃季兪父盤 隹正月初吉庚申、黃季艅父、自乍飤器、子〻孫〻 其永用之 三行二三字、文右行
黃叔單鼎 唯黃孫子係君叔單、自乍鼎、其萬年無彊、子〻孫〻、永寶用享 四行二四字、左文多し 〔彊享陽〕
黃鬲 黃□□用吉金乍鬲 八字
y 𥃊父諸器 甗 隹正月初吉丁亥、考叔𥃊父、自乍𨻰甗、其眉壽、萬年無彊、子〻孫〻、永寶用之 五行三〇字

隹王の正月初吉甲戌、邛の大宰孫叔師父、行鼎を作る。眉壽、萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く之を寶用せよ。
隹王の正月初吉丁亥、黃の大子伯克、仲嬴□の賸盤を作り、用て眉壽を祈る。萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く之を寶用せよ。
黃君、季嬴□の賸段を作る。用て眉壽を賜ひ、黃耇萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。
隹正月初吉庚申、黃季兪父、自ら食器を作る。子〻孫〻、其れ永く之を用ひよ。
唯黃の孫子係君叔單、自ら鼎を作る。其れ萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。
隹正月初吉丁亥、考叔𥃊父、自ら𨻰甗を作る。其れ眉壽にして、萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く之を寶用せよ。

一五五～一五六

卷七 本文篇

匜 隹正月初吉庚午、羿公孫𥃊父、自乍盥匜、其眉壽無彊、子〻孫〻、永寶用之 五行二九字、文右行、左文多し
二二八、徐王鼎 郐王𩞁、用其良金、鑄其䵼鼎、用𩞁庶昔、用雝賓客、子〻孫〻、世〻是若 四行二七字、左文多し 〔昔客若魚〕
a 宜桐盂 隹正月初吉日己酉、郐王季粱之孫宜桐、乍鑄飤盂、以□妹、孫子永壽用之 四行二九字
b 沇兒鐘 隹正月初吉丁亥、郐王庚之𣄰子沇兒、擇其吉金、自乍龢鐘、中翰叡揚、元鳴孔皇、孔嘉元成、用盤飲酉、龢會百生、𣄰于畏義、惠于明祀、𠭯以匽以喜、以樂嘉賓、及我父兄庶士、皇〻熙〻、眉壽無期、子〻孫〻、永保鼓之 八二字 〔揚皇陽 成生耕 祀喜士熙期之之〕
c 徐王義楚耑 隹正月吉日丁酉、郐王義楚、擇余吉金、自酢祭鍴、用享于皇天、及我文考、永保怠身、子孫寶 四行三五字 〔考寶幽〕
d 義楚耑 義楚之祭耑

隹正月初吉庚午、羿公の孫𥃊父、自ら盥匜を作る。其れ眉壽無疆ならむことを。子〻孫〻、永く之を寶用せよ。
徐王𩞁、其の良吉を用て、其の䵼鼎を鑄る。用て庶腊を羹にし、用て賓客を雍ましめむ。子〻孫〻、世〻是若へ。
隹正月初吉、日は己酉、徐王季粱の孫宜桐、食盂を作鑄し、以て妹に(賸る)。孫子、永壽之を用ひよ。
隹正月初吉丁亥、徐王庚の淑子沇兒、其の吉金を擇び、自ら龢鐘を作る。中に翰く且揚る。元鳴孔だ皇いに、孔嘉元成す。用て飲酒を盤ましめ、百姓を龢會せむ。威儀に淑しく、明祀に恵み、吾以て匽し以て饎し、以て嘉賓、及び我が父兄庶士を樂しましめむ。皇〻熙〻として、眉壽無期ならむことを。子〻孫〻、永く保ちて之を鼓せよ。
隹正月吉日丁酉、徐王義楚、余の吉金を擇び、自ら祭鍴を作り、用て皇天、及び我が文考に享し、永く台が身を保たむ。子孫寶とせよ。

一五五～一五六

e䣄王耑　䣄王□又之耑、耑溉之□　二行一〇字、文右行

＊庚兒鼎　隹正月初吉丁亥、䣄王之子庚兒、自乍飤𩱽、用征用行、用龢用鬻、眉壽無疆　三行二九字〔行疆陽〕

＊王子𦥑鼎　王子𦥑、自酢飤鼎　一行七字

f子璋鐘　隹正十月初吉丁亥、羣孫斨子子璋、擇其吉金、自乍龢鐘、用匽㠯喜、用樂父兄者士、其眉壽無期、子〻孫〻、永保鼓之　七器編鐘、四五字〔璋陽鐘東、陽東合韻　喜士期之之〕

g王孫遺者鐘　隹正月初吉丁亥、王孫遺者、擇其吉金、自乍龢鐘、中翰叡揚、元鳴孔皇、用享台孝、于我皇且文考、用旛眉壽、余圅龏𢿭屖、畏嬰趩〻、肅悊聖武、惠于政德、悥于威義、誨猷不飤、闌〻龢鐘、用匽台喜、用樂嘉賓父兄、及我倗友、余恁㠯心、延永余德、龢𢦚民人、余尃旬于國、皝〻趩〻、萬年無諆、枼萬孫子、永保鼓之　一一七字〔揚皇陽　孝考壽幽　屖趩德飤

徐王□又の耑なり。耑は之を□に溉がむ。

隹正月初吉丁亥、徐王の子庚兒、自ら食𩱽を作る。用て征し用て行し、用て龢し用て鬻し、眉壽無疆ならむことを。

王子𦥑、自ら食鼎を作る。

隹正十月初吉丁亥、群孫斨の子子璋、其吉金を擇び、自ら龢鐘を作る。用て匽し以て饎し、用て父兄諸士を樂しましめむ。其れ眉壽無期ならむことを。子〻孫〻、永く保ちて之を鼓せよ。

隹正月初吉丁亥、王孫遺者、其の吉金を擇び、自ら龢鐘を作る。中に翰く叡揚る。元鳴孔だ皇いなり。我が皇祖文考に、用て享し以て孝し、用て眉壽を祈る。余宏龏（恭）𢿭屖（舒遲）にして、畏忌すること翼〻たり。肅哲聖武にして、政德に惠み、威儀に淑しくして、誨猷食たず。闌〻たる龢鐘、用て匽し以て饎し、用て嘉賓父兄と、我が倗友とを樂しましむ。余、嗣が心を恁げ、余が德を誕永にし、民人を龢𢦚せむ。余、國に尃く旬くし、皝〻趩〻として、萬年無期ならむことを。世萬孫子、永く保ちて

卷七　本文篇

一五七～一五八

喜友德國趩諆子之之〕

h徐王子旃鐘　隹正月初吉元日癸亥、䣄王子旃、擇其吉金、自乍龢鐘、㠯敬祭祀、㠯樂嘉賓、及倗生、㠯父兄庶士、㠯匽㠯喜、中翰叡旃、元鳴孔皇、其音池〻、聞于四方、韹〻熙〻、眉壽無諆、子〻孫〻、萬枼鼓之　約七六字〔祀士喜之旃皇方陽　熙諆之之〕

i徐王之子戈　䣄王之子□之元用戈　一行九字

j儆兒鐘　隹正九月初吉丁亥、曾孫儆兒、余迭斯于之孫、余𢆶路之元子、曰、於嘑、敬哉、余義楚之良臣、而乘之字父、余贎乘兒、敀吉金鎛鋁、台鑄和鐘、台追孝先且、樂我父兄、飲飤歌舞、孫〻用之、後民是語　四器、七四字〔亥子哉之　父鋁且舞語魚〕

k徐䭫尹鉦　隹正月〻初吉、日才庚、䣄䭫尹□故□、自乍征城、次者□祝、儆至劍兵、枼萬子孫、眉壽無疆、皿皮吉人享、士余是尚　陰陽二面、四四字〔庚陽城耕祝兵疆享尚陽、陽耕合韻〕

之を鼓せよ。

隹正月初吉元日癸亥、徐王の子旃、其の吉金を擇び、自ら龢鐘を作る。以て祭祀を敬み、以て嘉賓及び倗生と、父兄庶士とを樂しましめむ。以て匽し以て饎し、中に翰く叡揚る。元鳴孔だ皇いなり。其の音池〻として、四方に聞す。韹〻熙〻として、眉壽無期ならむことを。子〻孫〻、萬世之を鼓せよ。

隹正九月初吉丁亥、曾孫儆兒、余は迭斯于の孫、余は𢆶路の元子なり。曰く、於嘑、敬めや。余は義楚の良臣にして乘の字（慈）父なり。余は乘兒をして、吉金鎛鋁を敀び、以て和鐘を鑄らしむ。以て先祖に追孝し、我が父兄を樂しましめ、飲食歌舞せしむ。孫〻之を用ひ、後民に是語げよ。

隹正月、月の初吉、日は庚に在り。徐の䭫尹、故□を□めて、自ら鉦城を作る。諸□（父）兄に咨りて、儆みて劍兵を致さしむ。世萬子孫、眉壽無疆にして、彼の吉人の享を皿み、余に士（事）ふることを是尚（常）とせよ。

二二九、吳王光鑑　隹王五月、既子白期、吉日初庚、吳王光、擇其吉金、玄銧白銧、台乍叔姬寺吁宗䢅薦鑑、用享用孝、眉壽無疆、往巳叔姬、虔敬乃后、孫〻勿忘　二器、八行五二字〔疆忘陽〕

a吳王光劍　攻敔王光、自乍用劍　二行八字

b攻吳王夫差鑑　攻吳王大差、擇厥吉金、自乍御監　三行一三字

c吳王夫差鑑　吳王夫差、擇厥吉金、自乍御監　二行一二字、文右行

＊攻敔王夫差劍　攻敔王夫差、自乍其元用　二件、二行一〇字

＊工𠭯大子劍　工𠭯大子姑發□反、自乍元用、才□之□、云用云隻、莫敢御余、余處江之陽、至南行西行　二行三四字〔隻余魚　陽行陽〕

d者減鐘一　隹正月初吉丁亥、工𠭯王皮難之子者減、擇其吉金、自乍𨪗鐘、不帛不羊、不濼不彫、協于我霝龠、卑龢卑孚、用旛眉壽緐釐、于其皇且皇考、若𥁕公壽、若參壽、卑女𩁹〻剖〻、

隹王の五月、既子（死）霸の期、吉日初庚、吳王光、其の吉金、玄銧白銧を擇び、以て叔姬寺吁の宗䢅（彝）薦鑑を作る。用て享し用て孝し、眉壽無疆ならむことを。往け巳、叔姬、乃の后を虔敬せよ。孫〻忘るること勿れ。

攻敔王光、自ら用劍を作る。

攻吳王夫差、厥の吉金を擇び、自ら御監を作る。

攻敔王夫差、自ら其の元用を作る。

工𠭯の大子姑發□反、自ら元用を作る。□の□に在り。云に用ひ云に獲す。敢て余を御ぐもの莫し。余江の陽に處り、南行西行に至る。

隹正月初吉丁亥、工𠭯王皮難の子者減、其の吉金を擇び、自ら𨪗鐘を作る。帛からず辟からず、鑠けず彫まず、我が霝龠に協ひ、和せしめ孚ならしめ、用て眉壽緐釐を、其の皇祖皇考に祈る。𥁕公の壽の若く、參の壽の若くならしめむことを。女をし

卷七　本文篇

一五九～一六〇

龢〻䜌〻、其登于上下□□、聞于四旁、子〻孫〻、永保是尚　十器、文約八九字〔彤孚考壽壽幽　䜌旁尚陽〕

e者減鐘二　隹正月初吉丁亥、工𠭯王皮難之子者減、自乍𨪗鐘、子〻孫〻、永保用之　二八字

f吳王元劍　攻敔王元、啓自乍其元用　二行一〇字

g吳季子之子劍　吳季子之子逞之元用劍　鳥篆、一〇字

h邗王是埜戈　邗王是埜乍其□元用　九字

i吳王御士尹氏叔孫簠　吳王御士尹氏叔孫、乍旅匿　二行一一字

＊臧孫鐘　隹王五月初吉丁亥、攻敔□□□之外孫、坪之子臧孫、擇厥吉金、自乍龢鐘、子〻孫〻、永保是從　九鐘、三七字〔鐘從東〕

二三〇、者汈鐘　隹戉十有九年、王曰、者汈、女亦虔秉不巠德、台克總光朕□、于之悉學、桓〻哉、弼王宅、𢘵攴庶戱、台庸光朕立、今余其念□乃有齊休祝成、用𨲠剌疾、光之于聿、女其用丝、

て𩁹〻剖〻、龢〻䜌〻とし、其れ上下□□に登り、四方に聞せしめむ。子〻孫〻、永く保ちて是尚とせよ。

攻敔王元、啓めて自ら其の元用を作る。

吳の季子の子逞の元用劍。

邗王是埜、其の□元用を作る。

吳王の御士、尹氏叔孫、旅匿を作る。

隹王の五月初吉丁亥、攻敔□□□の外孫、坪の子臧孫、厥の吉金を擇び、自ら龢鐘を作る。子〻孫〻、永く保ちて是從へ。

隹越の十又九年、王曰、者汈よ。女、亦虔みて丕經の德を秉り、以て克く朕が□を總光し、この悉學に于てす。桓〻たるかな。王宅を弼け、往きて庶戱（賊）を攴ぎ、以て祗みて朕が位を光にせり。今余其れ、乃の齊休祝成あり、用て剌（烈）疾を𨲠めたる

女妥乃壽、亩□康樂、勿有不義、訒之于不啇、隹王命、元頣乃德、子孫永保 編鐘、九三字 〔德之學魚 哉聿玆之樂商魚德之、魚之合韻〕

a 越王鐘　隹正月王春吉日丁亥、戉王者旨於賜、擇厥吉金、自祝禾稟□、台樂虡家、喜而賓各、甸吕鼓之、夙莫不貳、順余子孫、萬枼無彊、用之勿相 鳥書、五二字 〔家各魚　之貳之　彊相陽〕

b 越王劍矛　戉王者旨於賜矛、劍二　王戉自乍用劍 劍五　戉王之子勾踐 劍　戉王石於、自乍用劍 劍

* 越王丌北古劍　□戉王丌北古、自乍元之用之僉 劍首　戉王丌北古 劍格正面　自乍用□自又、背面、劍格の文、また倒文あり

* 越王石矛　鳥篆書六字、文未詳

c 其次句鑃　隹正初吉丁亥、其次擇其吉金、鑄句鑃、台享台孝、用㫃萬壽、子子孫孫、永保用之 二器、三一字、左文 〔孝壽幽之之、幽之合韻〕

d 姑馮句鑃　隹王正月初吉丁亥、姑馮昏同之子、擇厥吉金、自乍商句鑃、以樂賓客、及我父兄、子子孫孫、永保用之 八行三九字 〔亥子之鑃客魚之之、魚之合韻〕

を念□し、之を聿に光にす。女其れ茲を用ひよ。女、乃の壽を妥らかにし、惠□康樂し、不義有ること勿く、之を丕適に訒れ。隹王の命なり。乃の德を元頣にし、子孫永く保て。

隹正月、王の春の吉日丁亥、越王者旨於賜、厥の吉金を擇び、自ら禾稟□（鐘）を祝（鑄）る。以て虡が家を樂しましめ、而の賓客を喜しましめむ。甸（陳）ねて以て之を鼓し、夙莫（暮）貳はざらむ。順なる余が子孫、萬世無疆にして、之を用ひて相（喪）ふこと勿れ。

□越王其北古、自ら元用の劍を作る。

隹正（月）初吉丁亥、其次、其の吉金を擇び、句鑃を鑄る。以て享し以て孝し、用て萬壽を祈る。子子孫孫、永く之を保用せよ。

隹王の正月初吉丁亥、姑馮昏同の子、厥の吉金を擇び、自ら商句鑃を作る。以て賓客及び我が父兄を樂しましめむ。子子孫孫永く之を保用せよ。

補釋篇

一、珂尊　隹王初鄙宅玕成周、复□珷王豐福、自天、才四月丙戌、王寡宗小子玕京室曰、昔才爾考公氏克逨玟王、肆玟王受玆〔大令〕、隹珷王既克大邑商、劃廷告玕天曰、余其宅玆中或、自之辪民、烏虖、爾有唯小子亡戠、眂玕公氏、有勳玕天、馭令、苟享戈、叀王龏德、谷天順我不敏、王咸寡、珂易貝卅朋、用乍□公寶障彝、隹王五祀 一二行、存一一九字 〔王商陽　天民天令眞　戈德之〕

二、啓卣　王出獸南山、寂㴑山谷、至于上侯滰川上、啓從征、堇不變、乍且丁寶旅障彝、用匄魯福、用夙夜事 戉箙圖象 五行三七字

a 啓尊　啓從王南征、遻山谷、在洀水上、啓乍且丁旅寶彝 戉箙圖象 三行一九字

隹王、初めて遷りて成周に宅る。復りて、武王を□（まつ）りて豐福し、天（室）よりす。四月に在り、丙戌、王、宗小子に京室に昇げて曰く、昔、爾に在りしとき、考（珂か）公氏、克く文王を逨けたり。肆に文王、茲の〔大命〕を受けたまへり。隹武王、既に大邑商に克ち、則ち天に廷告して曰く、余は其れ、茲の中國に宅りて、之の辪民を自ひんと。烏虖、爾よ、また小子にして識る亡しと雖も、公氏の天に聞する有り、命を徹めたるに眂て、敬しみて享せよや。王の龏德に惠ひ、天の我が不敏なるに順ふること欲す。王、咸く昇ぐ。珂、貝三十朋を賜ふ。用て□公の寶障彝を作る。隹王の五祀なり。

王、出でて南山に狩し、山谷を寂㴑して上侯の滰川の上に至る。啓、征に從ひて、勤めて變れず。祖丁の寶旅障彝を作る。用て魯福を匄め、用て夙夜に事へむ。 戉箙 圖象

啓、王に從つて南征し、山谷を遻て、洀水の上に在り。啓、祖丁の旅寶彝を作る。 戉箙 圖象

b 丕栺鼎　隹八月既望戊辰、王才上医应、華僳、不栺易貝十朋、不栺拜䭫首、敢䫹王休、用乍寶䵼彝 四行三四字 〔首休幽〕

三、永盂　隹十又二年初吉丁卯、益公內、即命于天子、公廼出厥命、易畀師永厥田、湌昜洛彊、眔師俗父田、厥眔公出厥命、井白・焚白・尹氏・師俗父・遣中、公廼命奠嗣徒圅父・周人嗣工眉・致史師氏・邑人奎父・畢人師同、付永厥田、厥逹□、厥彊宋句

永拜䭫首、對䫹天子休命、永用乍朕文考乙公障盂、永其邁年、孫孫子子、永其逹寶用

四、散伯車父鼎　隹王四年八月初吉丁亥、散白車父、乍邪姑障鼎、其萬年、子子孫孫、永寶 四行二六字

a 散車父𣪕　散車父、乍□姑𩞁𣪕、其萬年、孫子子、永寶 三行一五字 〔𣪕寶幽〕

b 散車父壺　散車父、乍皇母□姜寶壺、用征姑

隹八月既望戊辰、王、上侯の应に在りて、華僳す。丕栺、貝十朋を賜ふ。丕栺、拜して稽首し、敢て王の休に揚へて、用て寶䵼彝を作る。

隹十又二年初吉丁卯、益公內りて、命に天子に卽く。公廼ち厥の命を出だす。師永の田を、湌陽の洛の彊に、眔び師俗父の田を賜ひ與ふ。厥の、公と厥の命を出だすは、井伯・焚伯・尹氏・師俗父・遣仲なり。公廼ち鄭の嗣徒圅父・周人嗣工眉・致史師氏・邑人奎父・畢人師同に命じ、永の田を付さしむ。厥の逹は□、厥の彊は宋句なり。

永、拜して稽首し、天子の休命に對揚す。永、用て朕が文考乙公の障盂を作る。永其れ萬年ならむことを。孫孫子子、永く其れ逹ひて寶用せよ。

隹王の四年八月初吉丁亥、散伯車父、邪姑の障鼎を作る。其れ萬年ならむことを。子子孫孫、永く寶とせよ。

散車父、□姑の𩞁𣪕を作る。其れ萬年ならむことを。孫孫子、永く寶とせよ。

散車父、皇母□姜の寶壺を作る。用て姑氏に征せむ。伯車父そ

氏、白車父其萬年、子〻孫〻、永寶用 二器、六行
c 歸叔山父段　歸叔山父、乍𢿘姬隣段、其永寶
用 三行一三字
五、旟鼎　唯八月初吉、王姜易旟田三于待□、
師𣏌酷兄、用對王休、子〻孫、其永寶 四行二七字
〔休寶幽〕
六、衛段　隹八月初吉丁亥、王客于康宮、焚白
右衛內、卽立、王曾令衛、易赤市攸勒、衛敢對𩑋
天子不顯休、用乍朕文且考寶隣段、衛其萬年、子
〻孫〻、永寶用 六行五七字 〔休段幽〕
a 衛鼎　衛乍文考小中姜氏盂鼎、衛其萬年、子
〻孫、永寶用 三行二一字
七、𢿘叔鼎　隹〔王〕正月初吉乙丑、𢿘叔信姬
乍寶鼎、其用享于文且考、𢿘叔眔信姬、其易壽考、
多宗永令、𢿘叔信姬、其邁年、子〻孫、永寶 五行
四七字、左文多し 〔考幽姬之考幽姬之寶幽、幽之合韻〕
八、駒父盨蓋　唯王十又八年正月、南中邦父、
命駒父段(卽)南者侯、逹高父見南淮尸、厥取厥服、

れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。
歸叔山父、𢿘姬の隣段を作る。其れ永く寶用せよ。
唯八月初吉、王姜、旟に田三を待□に賜ふ。師𣏌酷りて兄(貺)
る。用て王の休に對ふ。子〻孫、其れ永く寶とせよ。
隹八月初吉丁亥、王、康宮に格る。焚伯、衛を右けて入り、位
に卽く。王曾て衛に命じ、赤市・攸勒を賜ふ。衛敢て天子の丕
顯なる休に對揚して、用て朕が文祖考の寶隣段を作る。衛其れ
萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。
衛、文考小仲姜氏の盂鼎を作る。衛其れ萬年ならむことを。子
〻孫〻、永く寶用せよ。
隹王の正月初吉乙丑、𢿘叔信姬、寶鼎を作る。其れ用て文祖考
に享せむ。𢿘叔と信姬と、其れ壽考を賜ひて、多宗永命ならむ
𢿘叔・信姬、其れ萬年ならむことを。子〻孫、永く寶とせよ。
唯王の十又八年正月、南仲邦父、駒父に命じて南諸侯に卽き、
高父に逹ひて南淮夷を見しむ。厥の取、厥の服あり。夷の俗を

堇尸俗、家不敢不□敬畏王命、逆見我、厥獻厥服、
我乃至于淮、小大邦、亡敢不□具逆王命
四月、還至于蔡、乍旅盨、駒父其萬年、永用多休
九行八二字
九、雁侯鐘　隹正二月初吉、王歸自成周、雁侯
見工、遺王于周、辛未、王各于康、焚白內、右雁
侯見工、易彤一・彤百・馬四匹、見工敢對𩑋天子
休、用乍朕皇且雁侯大䕌鐘、用易眉壽永令、子〻
孫〻、永寶用 二器、計七四字 〔周周幽　康陽工鐘用
東、陽東合韻〕
一〇、師𩛥鼎　唯王八祀正月、辰才丁卯、王曰、
師𩛥、女克盡乃身、臣朕皇考穆王、用乃孔德、琮
屯乃用心、弘正乃辟安德、叀余小子、肇盄先王德、
易女玄袞𫄶屯・赤市朱黃・䜌旂・大師金雁・攸勒、
用井乃聖且考隣明、𠦪辟前王、事余一人
𩛥拜韻首、休白大師肩𦚉𩛥臣皇辟、天子亦弗諲公
上父𢿘德、𩛥蔑曆、白大師不自乍小子、夙夕尃凷

堇め、家へて敢て王命を（敬しみ）畏れずんばあらず。逆へて
我を見、厥の獻、厥の服あり。我乃ち淮夷に至るに、小大邦、
敢て□して具に王命を逆へざる亡し。
四月、還りて蔡に至り、旅盨を作る。駒父其れ萬年、永く用て
多休ならむことを。
隹正二月初吉、王、成周より歸る。應侯見工、王を周に遺る。
辛未、王、康に格る。榮伯入り、應侯見工を右く。彤弓一・彤
矢百・馬四匹を賜ふ。見工、敢て天子の休に對揚し、用て朕が
皇祖應侯の大䕌鐘を作る。用て眉壽永命を賜はむらことを。子
〻孫〻、永く寶用せよ。
唯王の八祀正月、辰は丁卯に在り。王曰く、師𩛥よ。女克く乃
の身を盡め、朕が皇考穆王に臣へたり。乃の用心を琮純にし、
乃の辟の安德を弘正せり。余小子に惠し、肇ぎて先王の德を淑
ましめよ。女に玄袞𫄶純・赤市朱黃・䜌旂・大師の金膺、攸勒
を賜ふ。用て乃の聖祖考の隣明にして、𠦪より前王に辟へしに
型り、余一人に事へよと。
𩛥、拜して稽首し、伯大師の肩して、𩛥を嗣がしめて皇辟に臣

先且剌德、用臣皇辟、白亦克𣪘凷先且、蠱孫子、
一𦚉皇辟懿德、用保王身
𩛥敢𢦚王、卑天子萬年□□、白大師武臣保天子、
用厥剌且□德、𩛥敢對王休、用妥、乍公上父隣于
朕考䗁季易父𣪘宗 一九行一九七字 〔德德子德之 辟
𩵋德子德之辟且𩵋子德子德之、幽之合韻〕
a 師臾鐘　師臾肇乍朕剌且虢季寬公幽叔、朕皇
考德叔大䕌鐘、用喜侃〔前〕文人、用旂屯魯永
令、用匄眉壽無疆、師臾其邁年、永寶用享 四八
字 〔鐘東疆享陽〕
b 卽段　隹王三月初吉庚申、王才康宮、各大室、
定白入、右卽、王乎、命女赤市朱黃・玄衣黹屯
・䜌旅(旂)、曰、𤔲琱宮人𧻚稻、用事
卽敢對𩑋天子不顯休、用乍朕文考幽叔寶段、卽
其萬年、子〻孫〻、永寶用 七行七二字 〔休段幽〕
c 恒段盖　王曰、恒、令女更崇克𤔲直鄙、易女

へしめしを休とす。天子亦公上父の𢿘德を忘れず、𩛥、蔑曆せ
らる。伯大師、自ら小子と作さずして、夙夕先祖の剌德に尃凷
し、用て皇辟に臣へたり。伯亦克く先祖に𣪘凷し、孫子を蠱と
し、一に皇辟の懿德を嗣ぎ、用て王の身を保んず。
𩛥、敢て王を𢦚け、天子をして萬年□□ならしめむ。伯大師の
武臣、天子を保んじ、厥の剌祖の□德を用ひむ。𩛥、敢て王の
休に對へ、用て妥んぜんとして、公上父の隣を朕が考䗁季易父
の𣪘宗に作る。
師臾、肇めて朕が剌祖虢季寬公幽叔、朕が皇考德叔の大䕌鐘を
作る。用て前文人を喜侃し、用て純魯永命を祈り、用て眉壽無
疆ならむことを匄む。師臾其れ萬年にして、永く寶として用て
享せむ。
隹王の三月初吉庚申、王、康宮に在り、大室に格る。定伯入り
て、卽を右く。王呼びて、女に赤市朱黃・玄衣黹純・䜌旂を命
ふと。曰く、琱宮の人と𧻚の稻を𤔲めよ。用て事へよと。
卽敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文考幽叔の寶段
を作る。卽其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。
王曰く、恒よ。女に命じて崇克に更ぎて直の鄙を嗣めしむ。女

䜌旂、用事、夙夕、勿灋朕令、恒拜韻、敢對𩑋
天子休、用乍文考公叔寶段、其萬年、世子〻孫
〻、虞寶用 二器、五行五一字 〔休段幽〕
一一、裘衛盉　隹三年三月既生霸壬寅、王爯旂
于豐、矩白庶人、取堇章于裘衛、才八十朋厥賓、
其舍田十田、矩或取赤虎兩、麀𩊚兩、𩊚韐一、才
廿朋、其舍田三田
裘衛廼彘告于白邑父・焚白・定白・琼白・單白、
白邑父・焚白・定白・琼白・單白、廼令參有𤔲、
𤔲土𢿘邑・𤔲馬單旟・𤔲工邑人服、眔受田𢀛・𧾱、
衛小子𪓐逆・者其鄉、衛用乍朕文考惠孟寶般、衛
其萬年、永寶用 一二行一三二字
a 裘衛鼎一　隹正月初吉庚戌、衛目邦君厲、告
于井白・白邑父・定白・琼白・白俗父曰、厲曰、
余執龔王卹工、于卲大室東、逆焚二川、曰、余
舍女田五田、正廼𠟭厲曰、女貯田不、厲廼許曰、
余審賓田五田、井白・白邑父・定白・琼白・白

に䜌旂を賜ふ。用て事へよ。夙夕して、朕が命を灋つること勿
れと。恒、拜して稽(首)し、敢て天子の休に對揚して、用て文
考公叔の寶段を作る。其れ萬年ならむことを。世子〻孫〻、虞
くは寶用せよ。
隹三年三月既生霸壬寅、王、旂を豐に稱ぐ。矩伯の庶人、瑾璋
を裘衛に取る。八十朋の貯に在り。其れ田十田を舍ふと。矩或
赤虎兩・麀𩊚兩・𩊚韐一を取る。二十朋に在り。其れ田三田を
舍ふと。
裘衛廼ち彘みて伯邑父・榮伯・定伯・琼伯・單伯に告ぐ。伯邑
父・榮伯・定伯・琼伯・單伯、廼ち參有𤔲、𤔲土𢿘邑・𤔲馬單
旟・𤔲工邑人服に命じて、眔に田を𢀛・𧾱に受けしむ。衛の小
子𪓐逆・者其、饗せり。衛用て朕が文考惠孟の寶盤を作る。衛
其れ萬年まで、永く寶用せむ。
隹正月初吉庚戌、衛、邦君厲を以て、邢伯・伯邑父・定伯・琼
伯・伯俗父に告げて曰く、厲は曰く、余、龔王の卹功を執り、
卲大室の東に于て、逆に二川を縈らさむとす。曰く、余、女に
田五田を舍へむと。
正、廼ち厲に訊げて曰く、女、田を貯るや不やと。厲廼ち許し

俗父廼顆、吏厲誓

廼令參有嗣、嗣土邑人趙・嗣馬頌人邦・嗣工附矩・內史友寺芻、帥履裘衛厲田四田、廼舍寓于厥邑、厥逆彊眔厲田、厥東彊眔散田、厥南彊眔散田、眔政父田、厥西彊眔厲田

邦君厲、眔付裘衛田、厲叔子夙・厲有嗣䌛季・慶癸・豳表・荊人敢・井人倡屖・衛小子者其、鄉𩞄、衛用乍朕文考寶鼎、衛其萬年、永寶用、

隹王五祀　一九行二〇七字

b 裘衛鼎二　隹九年正月既死霸庚辰、王才周駒宮、各廟、眉敖者膚爲吏、見于王、王大黹、矩取省車・較・𠦪鞃・虎冟・帬㡗・畫轉・𩌏・𩌏𩎟・帛轡乘・金𢓊鍐、舍矩姜帛三兩、廼舍裘衛林智里、𠭯厥隹顏林、我舍顏□大馬兩、舍顏始虡咨、舍顏有嗣壽商貈裘盠冟、矩廼眔𧻚粦令壽商眔意曰、顜履付裘衛林智里、

て曰く、余、審んで田五田を貯らむと。邢伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父、廼ち顜りて、厲をして誓はしめたり。

廼ち參有嗣、嗣土邑人趙・嗣馬頌人邦・嗣工附矩・內史友寺芻をして、帥いて裘衛に厲の田四田を履ましめ、廼ち寓を厥の邑に舍かしむ。厥の逆の彊は厲の田に眔び、厥の東の彊は散の田に眔び、厥の南の彊は散の田に眔び、政父の田に眔び、厥の西の彊は厲の田に眔べり。

邦君厲、裘衛の田を付すに眔べり。厲の叔子夙、厲の有嗣䌛季・慶癸・豳表・荊人敢・邢人倡屖・衛の小子者其、饗賸す。衛、用て朕が文考の寶鼎を作る。衛其れ萬年まで、永く寶用せむ。

隹王の五祀なり。

隹九年正月既死霸庚辰、王、周の駒宮に在り。廟に格る。眉敖の者膚、使と爲りて王に見ゆ。王、大いに黹す。矩、省車・較・𠦪鞃・虎冟・帬㡗・畫轉・𩌏・𩌏𩎟・帛轡乘・金𢓊鍐を取る。矩姜に帛三兩を舍ふ。廼ち裘衛に林智の里を舍へ、厥の顏林と𠭯ぶ。我、顏□に大馬兩を舍へ、顏姒に虡咨を舍へ、顏の有嗣壽商に貈裘盠冟を舍ふ。

矩、廼ち𧻚粦と、壽商と意とに命じて曰く、顜りて裘衛に林智

劉乃成夆四夆、顏小子具叀夆、壽商𤔲、舍盠冒□羝皮二・□皮二・𨌲舄俑皮二・朏帛金一反・厥吳喜皮二、舍𧻚𢊁冟、𦤎𦅫䍜鞃、東臣羔裘顏下皮二、眔受、衛小子家逆、者其𩞄、衛臣虣朏、衛用乍朕文考寶鼎、衛其萬年、永寶用　一九行一九五字

c 亥衛段　隹廿又七年三月既生霸戊戌、王才周、各大室、卽立、南白入、右亥衛入門、立中廷、北鄉、王乎內史、易衛𩞄市・朱黃・䜌、衛拜䭫首、敢對䚄天子不顯休、用乍朕文且考寶段、衛其子〻孫〻、永寶用　七行七三字　〔首休段𦋃〕

d 公臣段　虢中令公臣、嗣朕百工、易女馬乘・鐘五・金、用事、公臣拜䭫首、敢䚄天尹不顯休、用乍隣段、公臣其萬年、用寶兹休　四器、六行四三字　〔首休段休𦋃〕

e 此鼎　隹十又七年十又二月既生霸乙卯、王才周康宮㣎宮、旦、王各大室、卽立、嗣土毛叔、

の里を履付せよ。則ち乃ち夆四夆を成せり。顏の小子具惠夆し、壽商𤔲す。盠冒□羝皮二・□皮二・𨌲舄俑皮二・朏帛金一鈑・厥の吳喜皮二を舍ふ。𧻚に𢊁冟・𦤎𦅫䍜鞃・東臣羔裘・顏下皮二を舍ふ。受くるに眔んで、衛の小子家逆・者其、𩞄す。衛臣、虣朏す。衛、用て朕が文考の寶鼎を作る。衛其れ萬年まで、永く寶用せむ。

隹二十又七年三月既生霸戊戌、王、周に在り。大室に格り、位に卽く。南伯入りて、亥衛を右けて門に入り、中廷に立ちて北鄉す。王、內史を呼び、衛に𩞄市朱黃・䜌を賜はしむ。衛拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文祖考の寶段を作る。衛の子〻孫〻、永く寶用せよ。

虢仲、公臣に命じ、朕が百工を嗣めしむ。女に馬乘・鐘五・金を賜ふ。用て事へよと。公臣、拜して稽首し、敢て天尹の丕顯なる休に揚へて、用て隣段を作る。公臣其れ萬年まで、用て茲の休を寶（保）たむ。

隹十又七年十二月既生霸乙卯、王、周の康宮㣎宮に在り。旦に王、大室に格り位に卽く。嗣土毛叔、此を右けて門に入り、中

右此入門、立中廷、王乎史翏、冊令此曰、旅邑人善夫、易女玄衣黹屯・赤市朱黃・䜌旅（旂）、此敢對䚄天子不顯休令、用乍朕皇考癸公隣鼎、用享孝于文申、用匄眉壽、此其萬年無彊、畯臣天子、霝冬、子〻孫〻、永寶用　三器一〇行又一一行、一一二字　〔令中貞　彊陽冬冬、陽冬合䎎〕

f 此段　八器　同文（用乍朕皇考癸公〔二器、朱癸〕隣段）、二器失蓋

g 同出諸器　廟孱鼎「廟孱乍鼎、其子〻孫〻、永寶用」　仲𣳮父鼎「中𣳮父乍隣鼎、其萬年、子〻孫〻、永寶用享」　膳夫旅伯鼎「善夫旅白、乍毛中姬隣鼎、其邁年、子〻孫〻、永寶用享」　膳夫伯辛父鼎「善夫白辛父、乍隣鼎、其萬年、子孫永寶用」　旅仲段「旅中乍諆（三或に從ふ）寶段、其萬年、子〻孫〻、永用享」　仲南父壺二件「中南父乍隣壺、其邁年、子〻孫〻、永寶用」　成伯孫父鬲「成白孫父、乍浸嬴隣鬲、子〻孫〻、永寶用」　榮有嗣爯鬲

廷に立つ。王、史翏を呼び、此に冊命せしめて曰く、邑人善夫を旅めよ。女に玄衣黹純・赤市朱黃・䜌旂を賜ふと。

此、敢て天子の丕顯なる休命に對揚して、用て朕が皇考癸公の隣鼎を作る。用て文神に享孝し、用て眉壽を匄む。此、其れ萬年無疆にして、畯く天子に臣へ、靈終ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

廟孱、鼎を作る。其れ子〻孫〻まで、永く寶用せよ。

仲𣳮父、隣鼎を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

膳夫旅伯、毛仲姬の隣鼎を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

旅仲、諆の寶段を作る。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く用て享せよ。

成伯孫父、浸嬴の隣鬲を作る。子〻孫〻まで、永く寶用せよ。

「𤇾又嗣爯、乍䵼鬲、用朕嬴□母」

h 𠑇匜　隹三月既死霸甲申、王才𦎫上宮、白揚父廼成𠭯曰、牧牛、𠭯、乃可湛、女敢𠀠乃師訟、女上切先誓、今女亦既又卪誓、尃趞嗇覿𠑇𡨦、亦兹五夫、亦既卪乃誓、女亦既從辭從誓、弋可、我義便女千、𪓔𪓑女、今我赦女、義便女千、𪓔𪓑女、今大赦女、便女五百、罰女三百寽　以上器銘

白揚父廼或吏牧牛誓曰、自今余敢𡚸乃小大史、乃師或㠯女告、則致乃便千𪓔𪓑、牧牛則誓、乃㠯告吏䛖吏曶于會、牧牛辭誓成、罰金、𠑇用乍旅盉　以上蓋銘、器六行、蓋七行、共一五七字

一二、𢦏鼎一　隹九月既望乙丑、才高𠂤、王俎姜事內史友員、易𢦏玄衣朱襮裣、𢦏拜䭫首、敢對䚄王俎姜休、用乍寶𪕽隣鼎、其用夙夜享孝、于厥文且乙公于文母日戊、其子〻孫〻、永寶　八行六

榮の有嗣爯、䵼鬲を作る。用て嬴□母に賸る。

隹三月既死霸甲申、王、𦎫の上宮に在り。伯揚父廼ち𠭯を成して曰く、牧牛よ、𠭯、乃ち湛にす可し。女敢て乃の師を以て訟し、女上切して先づ誓ひたり。今女亦既に誓に卪ふこと有り。嗇を尃趞し、𠑇の𡨦（造）を覿したり。亦茲の五夫も、亦既に乃の誓に卪へり。女亦既に從辭し從誓せば、必らず可ならむ。我義しく女を鞭つこと千、女を𪓔𪓑すべきも、今我女を赦さむ。義しく女を鞭つこと千、女を𪓔𪓑すべきも、今大いに女を赦し、女を鞭つこと五百、女に三百鍰を罰せむと。

伯揚父廼ち或牧牛をして誓はしめて曰く、今より、余敢て乃の小大の史を𡚸めむ。乃の師、女を以て告ぐること或らば、則ち乃に鞭千、𪓔𪓑を致さむと。牧牛則ち誓ふ。乃ち以て吏䛖・吏曶に、會に告ぐ。牧牛、辭誓すること成り、金を罰とす。𠑇、用て旅盉を作る。

隹九月既望乙丑、高の師に在り。王俎姜、內史友員をして、𢦏に玄衣朱襮裣を賜はしむ。𢦏、拜して稽首し、敢て王俎姜の休に對揚して、用て寶𪕽隣鼎を作る。其れ用て、厥の文祖乙公と文母日戊とに、夙夜享孝せむ。其れ子〻孫〻、永く寶とせよ。

五字〔首休孝寶幽〕

a 㦰鼎二　㦰曰、烏虖、王唯念㦰辟剌考甲公、王用肇事乃子㦰、達虎臣御淮戎、㦰曰、烏虖、朕文考甲公、文母日庚尗休、則尚安永宕乃子㦰心、安永襲㦰身、厥復享于天子、唯厥事乃子㦰、萬年辟事天子、毋又畀于厥身
㦰拜䭫首、對揚王令、用作文母日庚寶障𩰫彝、用穆〻、夙夜障、享孝妥福、其子〻孫〻、永寶兹剌　一一行一一六字　〔子子之　首穆幽　福剌之〕

b 㦰鼎三　㦰作厥障鼎　二行五字

c 伯雍父盤　白雝父自作用器

d 㦰𣪘一　隹六月初吉乙酉、才𩫖𠂤、戎伐𡿤、㦰達有𤔲・師氏奔追、御戎于棫林、搏戎𢦔、朕文母、競敏啓行、休宕厥心、永襲厥身、卑克厥啻、隻馘百、執訊二夫、孚戎兵盾矛戈、弓備矢裨胄、凡百又卅又五款、孚戎孚人百又十又四人、衣搏、無斁于㦰身

㦰曰く、烏虖、王は唯㦰の辟たる剌考甲公を念ひ、王用て肇ぎて、乃子たる㦰をして、虎臣を率いて、淮戎を禦がしめたまふ。㦰曰く、烏虖、朕が文考甲公、文母日庚の淑休にして、則ち乃子なる㦰の心を常に安んじ永く宕き、安んじて永く㦰の身に襲き、厥の復天子に享せられ、唯厥の乃子なる㦰をして、萬年まで天子に辟事し、厥の身に斁ること又る毋からしめむ。㦰、拜して稽首し、王命に對揚して、用て文母日庚の寶障𩰫彝を作る。用て穆〻として、夙夜に障して、享孝し綏福あらしめむことを。其れ子〻孫〻、永く茲の剌を寶保て。

伯雍父、自ら用器を作る。

隹六月初吉乙酉、𩫖の師に在り。戎、𡿤を伐つ。㦰、有𤔲・師氏を率いて、戎を棫林に禦ぎ、戎𢦔を搏つ。朕が文母、競敏啓行して、厥の心を休宕にし、永く厥の身に襲き、厥の敵に克たしむ。馘を獲ること百、執訊二夫、戎の兵盾矛戈、弓箙矢、裨胄を俘れり。凡て百又三十又五款なり。戎の俘人百又十又四人を俘りて、衣搏す。㦰の身に斁ること無かりき。

卷七　本文篇

一七三～一七四

乃子㦰拜䭫首、對揚文母福剌、用作文母日庚寶障𣪘、卑乃子㦰萬年、用夙夜障、享孝于厥文母、其子〻孫〻、永寶　器蓋一一行一三四字　〔首𣪘幽　母之寶幽、幽之合韻〕

e 伯㦰諸器　伯㦰𣪘　二器「白㦰作旅𣪘」　伯㦰壺一「白㦰作䣄壺」　伯㦰壺二「白㦰作旅彝」
㦰甗「㦰作旅」

f 甸父盉　甸父作寶彝

一三、遹盂　隹正月初吉、君才𦤎、即宮、命遹事于述土隣、諆各𤔲司寮女寮奚、𢓊華、天君史遹事泉、遹敢對揚、用作文且己公障盂、其永寶用
六行四九字

一四、利𣪘　珷征商、隹甲子、朝歲鼎、克聞、夙又商、辛未、王才𩫖𠂤、易又事利金、用作旜公寶障彝　四行三二字

a 王盉　王作豐妊單寶般盉、其萬年、永寶用
三行一四字

b 陳侯𣪘　敶侯作王媯媵𣪘、其萬年、永寶用

乃子なる㦰、拜して稽首し、文母の福剌に對揚し、用て文母日庚の寶障𣪘を作る。乃子なる㦰をして萬年ならしめむことを。用て夙夜に障して、厥の文母に享孝せむ。其れ子〻孫〻、永く寶とせよ。

隹正月初吉、君、𦤎に在り、宮に即く。遹に命じて、述土に使して隣せしむ。其れ𤔲が司の寮女寮奚に格りて、𢓊華せよと。天君、遹をして泉に使せしむ。遹敢て對揚して、用て文祖己公の障盂を作る。其れ永く寶用せよ。

武、商を征す。隹甲子、朝に歲して鼎す。克く聞して、商を夙有す。辛未、王、𩫖の師に在り。又事利に金を賜ふ。用て旜公の寶障彝を作る。

王、豐妊單の寶盤盉を作る。其れ萬年まで、永く寶用せよ。

陳侯、王媯の媵𣪘を作る。其れ萬年まで、永く寶用せよ。

三行一三字

c 𠂤車父壺　𠂤車父作寶壺、永用享　二器、甲三行、乙二行九字

一五、史牆盤　曰古文王、初盩龢于政、上帝降懿德、大甹、匍有上下、迨受萬邦、𠭰圉武王、遹征四方、達殷畯民、永不巩、狄虘微、伐尸童、𡨦聖成王、ナ右綬𢦔剛鯀、用肇徹周邦、淵悊康王、㒸尹𠶷彊、弘魯卲王、廣能楚荊、隹寏南行、祗䫉穆王、井帥宇誨、𤕌寍天子、天子䝠屨、文武長剌、天子𦿨無匄、褱祁上下、亟獄逗慕、昊紹亡旲、上帝司燕、尢保受天子綰令、厚福豐年、方䜌亡不規見
靑幽高且、才微靈處、雩武王既𢦏殷、微史剌且、廼來見武王、武王則令周公、舍㝢于周卑處、甬叀乙且、逨匹厥辟、遠猷腹心子□、𧷤明亞且且辛、𩰫毓子孫、𩰫𣪘多孷、𩰫角𩂣光、義其禋祀、𡨦屖文考乙公、遽𧺆得屯、無諫農嗇、戉稛隹辟、孝友史牆、夙夜不㒸、其日蔑曆、牆弗敢取、對揚

𠂤車父、寶壺を作る。永く用て享せよ。

古に曰ふ文王、初めて政に盩龢す。上帝懿德を降し、大いに甹け、上下を敷有し、萬邦を迨受せしめたり。𠭰圉なる武王、四方を遹征し、殷の畯民を撻ち、永く巩あらざらしむ。虘・微を逖け、夷東を伐つ。憲聖なる成王、左右けられて剛鯀を綬げ、用て肇めて周邦を徹めたり。淵哲なる康王、遂ひて億疆(疆)を尹す。弘魯なる昭王、廣く楚荊を能げ、隹南行を奐きたり。祗䫉なる穆王、訏誨に型帥し、𤕌ねて天子を寧んず。天子、𩃟みて文武の長剌を履ぐ。天子𦿨めて匄むこと亡し。上下を褰祁し、桓謨を極め熙す。昊炤にして旲むこと亡く、上帝祀燕せられ、□いに天子の綰命を保受し、厚福豐年にして、方蠻も規見せざるもの亡し。

靜幽なる高祖、微の靈處に在り。武王の既に殷を𢦏つに雩び、微史剌祖、廼ち來りて武王に見ゆ。武王則ち周公に命じ、㝢を周に舍へて處ら卑む。勵惠なる乙祖、厥の辟を逑け匹け、遠く猷りて、腹心子□となる。𧷤明なる亞祖祖辛、子孫を𩰫毓し、

卷七　本文篇

一七五～一七六

天子不顯休令、用作寶障彝、剌且文考弋宔、受牆爾𩁹、福褱𩰫彔、黃耇彌生、𩰫事厥辟、其萬年、永寶用　一八行二八四字　〔德之下魚、魚之合韻　邦東王方陽、玑童東王陽邦東王彊王行王陽、陽東合韻　誨子履句之　下蔡旲魚　令年貴見元、眞元合韻　且處且處且辟□魚　孷祀之　嗇之辟魚、魚之合韻　曆取魚　𩰫彔之辟魚、魚之合韻〕

a 商尊　隹五月、辰才丁亥、帝司、賞庚姬貝卅朋、迖兹廿寽、商用作文辟日丁寶障彝
六行三〇字

b 商卣　同文　六行三〇字

c 陵器　陵方罍「陵作父日乙寶罍　單冏象」　陵　陵姬鬲「陵姬作寶𩰫」

d 折諸器　折斝「折作父乙寶障彝　木羊册形冏象」　折觚「旅　父乙」

折觥　隹五月、王才𢊁、戊子、令作册折、兄望土于相侯、易金、易臣、𩃟王休、隹王十又九

盤茀多釐にして、𩰫角して𩂣(熾)光あり。義しく其れ禋祀すべし。𡨦遲なる文考乙公、遽に據りて純を得、農穡を諫むること無く、戉曆を隹辟む。孝友なる史牆、夙夜墜さず、其れ日に蔑曆せらる。牆敢て取にせず、天子の丕顯なる休命に對揚して、用て寶障彝を作る。剌祖文考、必らず宔(休)とし、牆に爾しき𩁹(𣪕)を受け、福褱𩰫彔、黃耇彌生にして、厥の辟に𩰫事せしめむ。其れ萬年まで、永く寶用せよ。

隹五月、辰は丁亥に在り。帝祠す。庚姬に貝三十朋を賞し、絲二十鍰を迖らる。商、用て文辟日丁の寶障彝を作る。

陵、父日乙の寶罍を作る。單冏象

隹五月、王、𢊁に在り。戊子、作册折に命じて、望土を相侯に貺らしむ。金を賜ひ、臣を賜ふ。王の休に揚ふ。隹王の十又九

卷七 本文篇

祀、用乍父乙障、其永寶 木羊兩册形圖象 六行四〇字 〔休寶幽〕
折觥・折方彝 同文
e 豐諸器 豐尊 隹六月既生霸乙卯、王才成周、令豐廄大矩、大矩易豐金貝、用乍父辛寶障彝 木羊兩册形圖象 五行三一字 豐卣 同文 豐爵一「豐乍父辛寶 木羊兩册形圖象」二器
豐爵二「乍父辛 木羊兩册形圖象」
f 牆爵 牆乍父乙寶障彝 二器
g 瘐段 瘐曰、䫚皇且考、嗣威義、用辟先王、不敢弗帥用夙夕、王對瘐楙、易佩、乍且考段、其盥祀大神、大神妥多福、瘐萬年寶 六行四四字 〔段幽福之寶幽、幽之合韻〕
h 瘐盨 隹四年二月既生霸戊戌、王才周師彔宮、各大室、卽立、嗣馬奴右瘐、王乎史年、册易□䩒・虢市・攸勒、敢對䫚天子休、用乍文考寶段、瘐其萬年、子孫其永寶 二器、六行六〇字 木羊兩册形圖象 〔休段寶幽〕

祀、用て父乙の障を作る。其れ永く寶とせよ。 木羊兩册形圖象
隹六月既生霸乙卯、王、成周に在り。豐に命じて大矩に廄せしむ。大矩、豐に金・貝を賜ふ。用て父辛の寶障彝を作る。 木羊兩册形圖象
瘐曰く、䫚皇なる祖考、威儀を嗣め、用て先王に辟へたり。敢て帥用して夙夕せずんばあらず。王、瘐の懋めたるに對へて、佩を賜ふ。祖考の段を作る。其れ大神に盥祀す。大神、多福を綏んぜむことを。瘐萬年まで寶とせむ。
隹四年二月既生霸戊戌、王、周の師彔の宮に在り。大室に格りて、位に卽く。嗣馬奴、瘐を右く。王、史年を呼び、□䩒(靳)・虢市・攸勒を册賜せしむ。敢て天子の休に對揚して、用て文考の寶段を作る。瘐其れ萬年ならむことを。子孫其れ永く寶とせよ。 木羊兩册形圖象

一七七～一七八

i 微伯諸器 微伯瘐豆「㪔白瘐乍簠(盨)、其萬年、永寶」二行一〇字 微伯釜「㪔瘐乍寶」 㪔伯瘐匕」二器 微伯鬲「㪔白乍齋鬲」七器
j 瘐壺一 隹十又三年九月初吉戊寅、王才成周嗣土淲宮、各大室、卽立、徲父右瘐、王乎乍册尹、册易瘐畫䩒・□㚇・赤舄、瘐拜䭫首、對䫚王休、瘐其萬年、永寶 二器、器一一行、蓋一四行、五六字 〔首休寶幽〕
k 瘐壺二 隹三年九月丁子、王才奠、鄉醴、乎虢叔召瘐、易□俎、己丑、王才句陵、鄉逆酒、乎師壽召瘐、易彘俎、拜䭫首、敢對䫚天子休、用乍皇且文考障壺、瘐其萬年、永寶 二器、一二行六〇字 〔首休寶幽〕
l 瘐爵 三器 「瘐乍父丁」二器 「瘐乍父丁、乍障彝」一器
m 瘐鐘甲組 瘐曰、不顯皇且亞且文考、克明厥心、疋尹□厥威義、用辟先王、瘐不敢弗帥且考、秉明德(以上鼓右)、䌛夙夕、左尹氏、皇王對瘐身

隹十又三年九月初吉戊寅、王、成周の嗣土淲の宮に在り。大室に格りて、位に卽く。徲父、瘐を右く。王、作册尹を呼び、瘐に畫䩒・□㚇・赤舄を册賜せしむ。瘐、拜して稽首し、王の休に對揚す。瘐其れ萬年まで、永く寶とせむ。
隹三年九月丁巳、王、鄭に在り。饗醴す。虢叔をして瘐を召さしめ、□俎を賜ふ。己丑、王、句陵に在り。饗して逆酒す。師壽をして瘐を召さしめ、彘俎を賜ふ。拜して稽首し、敢て天子の休に對揚し、用て皇祖文考の障壺を作る。瘐其れ萬年まで、永く寶とせむ。
瘐曰く、丕顯なる皇祖亞祖文考、克く厥の心を明らかにし、尹□の威儀を疋け、用て先王に辟へたり。瘐、敢て祖考に帥ひ、明德を秉り、夙夕を䌛み、尹氏を左けずんばあらず。皇王、瘐

卷七 本文篇

楙、易佩、敢乍文人大寶協龢鐘、用追孝、盥祀卲各、樂大(以上鉦間)神、大神其陟降、嚴祜䋎、妥厚多福、其豐ミ彙ミ、受余屯魯、通彔永令、眉壽霝冬、瘐其萬年、永寶日鼓(以上鼓左)一〇四字 〔考考幽 德之夕幽、幽之合韻 楙鐘東 䋎福之彙魯魚、魚之合韻 令年眞〕
n 瘐鐘 乙組 瘐乍協鐘、萬年日鼓 三鐘、鉦間二行、八字
o 瘐鐘 丙組二器 曰古文王、初盭龢于政、上帝降懿德、大甹、匍有四方、迨受萬邦、雩武王既𢦏殷、㪔史剌(以上第一鐘鉦間)且、來見武王、武王則令周公、舍寓目五十頌處
今瘐夙夕虔敬、卹厥死事、肇乍龢𨪕鐘、用(以上第二鐘鉦間)
p 瘐鐘 丁組四器 綏妥厚多福、廣啓瘐身、勵于永(以上第一器)令、褱受余爾𩛺、福霝冬瘐其萬(以上第二器)年羊角、義文神無疆、䫚福(以上第三器)用□光瘐身、永余寶(以上第四器)乙丙、凡

の身の懋めたるに對へて、佩を賜ふ。敢て文人の大寶協龢鐘を作り、用て追孝し、盥祀昭格して、大神を樂しましむ。大神其れ陟降して、嚴として祜䋎し、多福を綏厚ならしめむ。其れ豐ミ彙ミとして、余に純魯を受け、通祿永命にして、眉壽霝終ならしめむ。瘐其れ萬年まで、永く寶として日に鼓せむ。
古に曰ふ文王、初めて政に盭龢す。上帝懿德を下し、大いに甹けて、四方を敷有し、萬邦を迨受せしめたり。武王の既に殷を𢦏つに雩び、微史の剌祖、來りて武王に見ゆ。武王則ち周公をして、寓を舍ふるに五十頌の處を以てす。
今瘐、夙夕虔敬し、厥の死(司)事を卹み、肇めて龢𨪕鐘を作る。用て終に多福を綏厚にし、瘐の身を廣啓にし、永命に勵へしめむ。余に爾しき𩛺(饎服)を受け、福〔褱〕霝終ならしめむと。瘐其れ萬年羊角して、義しく文神無疆、䫚福にして、用て瘐の身を□光にせむ。永く余、寶とせむ。

一七九～一八〇

六七字 〔王方陽邦東王王冥、陽東合韻 處魚事福之、魚之合韻 身令眞 魯角魚〕
q 瘐鐘 戊組一器 瘐趄ミ、夙夕聖趮、追孝于高且辛公・文且乙公・皇考丁公龢𨪕鐘、用卲各喜侃、樂(以上鼓右)前文人、用䊸壽、匄永令綽綰、猷彔屯魯、弋皇且考高對爾剌、嚴才上、豐ミ彙ミ、綏妥厚多福、廣啓瘐身、勵于永(以上鉦間)令、褱受余爾𩛺福、瘐其萬年、齋角䙸光、義文神無疆、䫚福用□光瘐身、永余寶(以上鼓左)一〇三字 〔趮陽公公鐘東、陽東合韻 侃元人眞綰元、眞元合韻 魯魚剌彙福之、魚之合韻 身令年眞 光疆陽〕
r 伯先父鬲 白先父乍□障鬲、其子ミ孫ミ、永寶用
一六、秦公鐘 秦公曰、我先且受天令、商宅受或、剌ミ卲文公・靜公・憲公、不㒸于上、卲合皇天、㠯虩事蠻方、公及(以上甬鐘鉦部)王姬曰、余小子、余夙夕、虔敬朕祀、㠯受多福、克明又心、盭龢胤士、咸畜左右、藹ミ允義、翼受(以上甬鐘左鼓)

瘐、桓ミとして聖趮に夙夕し、高祖辛公・文祖乙公・皇考丁公に追孝するの龢𨪕鐘(を作る)。用て昭格喜侃し、前文人を樂しましめ、用て壽を䊸り、永命綽綰、猷彔純魯を匄む。必らず高祖考、爾しき剌に高對して、嚴として上に在り、豐ミ彙ミとして、終に多福を綏厚し、瘐の身を廣啓し、永命に勵へしめ、褱〔福〕して余に爾しき𩛺を受けむ。瘐其れ萬年、齋角䙸光にして、義しく文神無疆、䫚福して用て瘐の身を□光にせむ。永く余、寶とせむ。
秦公曰く、我が先祖、天命を受けられ、宅を賞せられて國を受けられたり。剌ミたる昭文公・靜公・憲公、上に墜さずして、皇天に昭合し、以て蠻方を虩事せしむ。公と王姬と曰く、余小子なるも、余夙夕して、朕が祀を虔敬し、以て多福を受けられむ。克く宥心を明らかにして、胤士を盭め龢し、左右を咸畜し、

（以上甲鐘頂篆部）明德、㠯康奠協朕或、盜百蠻、具卽其（以上甲鐘左篆部）服、乍厥龢鐘靈音鉠鉠雝雝、㠯匽皇公、㠯受大（以上乙鐘鉦部）福、屯魯多釐、大壽萬年、秦公其畯紷才立、膺（以上乙鐘左鼓）受大命、眉壽無疆、匍有四方、其康寶（以上乙鐘左篆部）、五器、甲乙分銘、丙丁戊分銘、一三五字
〔公上方東　子祀福士右德或服之　鐘雝公東　福釐之年命眞　彊方陽〕

鎗鎗として允に義にして、冀はくは明德を受けられ、以て康く朕が國を奠め協はしめ、百蠻を盜めて、具く其の服に卽かしめたり。厥の龢鐘を作る。靈音鉠鉠雝雝として、以て皇公を匽しましめ、以て大福を受けられ、純魯多釐にして、大壽萬年ならむ。秦公其れ畯く紷まりて位に在り、大命を膺受し、眉壽無疆にして、四方を匍有せむことを。それ康く寶とせよ。

a 秦公鎛　二三器　同文 全銘、二六行一三五字

一七、伯公父勺　白公父乍金爵、用獻用酌、用享用孝于朕皇考、用旂眉壽、子孫永寶用者　二器分銘、六行二八字　〔爵酌魚　孝考壽耈幽〕

伯公父、金爵を作る。用て獻し用て酌し、朕が皇考に、用て享し用て孝し、用て眉壽を祈る。子孫、永く寶用して孝せよ。

a 伯公父壺蓋　白公父乍叔姬醴壺、萬年、子子孫孫、永寶用　六行一七字

伯公父、叔姬の醴壺を作る。萬年まで、子々孫々、永く寶用せよ。

b 伯公父𤕌蓋　白公父乍旅盨、子子孫孫、永寶用　二行一三字

c 伯公父盂　白公父乍旅盂、其萬年、子子孫孫、永寶用　三行一五字

d 伯多父盨　白多父乍旅盨、其永寶用　二行一〇字

e 伯多父𣪘　白多父乍成姬多母□厥𣪘、其永寶用享　三行一六字　〔𣪘寶幽〕

伯多父、成姬多母□の𣪘を作る。其れ永く寶として、用て享せよ。

f 㝬姒簠　㝬姒乍旅匡、其子子孫孫、永寶用　三行一三字

㝬姒、旅簠を作る。其れ子々孫々、永く寶用せよ。

g □中𦥑父方甗　□中𦥑父、乍旅獻　二行七字

□仲𦥑父、旅甗を作る。

h 仲大師盨　中大師子□爲其旅□、永寶用　二行一二字

仲大師の子□、其の旅〔盨〕を爲る。永く寶用せよ。

一八、㑩卣　叔䞣父曰、余考、不克御事、唯女㑩、其敬辪乃身、毋尚爲小子、余兄爲女𢆶小鬱彝、女其用鄉乃辟軝侯逆造、出內事人、烏虖、㑩、敬哉、𢆶小彝妹吹見余、唯用諆𨛜女　八行六二字　〔考幽事㑩子之㓊幽哉之、幽之合韻　余女魚〕

叔䞣父曰く、余考（老）せむ。事を御むること克はず。唯女㑩よ。其れ敬しみて、乃の身を辪め、尚小子なりと爲すこと毋れ。余貺るに、女に茲の小鬱彝を爲れり。女其れ用て乃の辟軝侯の逆造し、出入する使人を饗せよ。烏虖、㑩よ。敬しめ哉。茲の小彝妹吹、余を見る（がごとくせよ）。唯用て其れ女に𨛜らむ。

a 臣諫𣪘　隹戎大出于軝、井侯㪤戎、征令臣諫、㠯□□亞旅、處于軝、從王□□、臣諫曰、拜手䭫首、臣諫□亡母弟弘㝬、又長子□、余关皇辟侯令、肆□乍朕皇文考寶隮、隹用□康令于皇辟

隹戎大いに軝に出づ。邢侯、戎を搏ち、命を臣諫に征だし、□亞旅を以いて軝に處らしめ、王の□□に從はしむ。臣諫曰く、拜手稽首す。臣諫（すでに）母弟弘・㝬を亡ひ、又長子□（死）せり。余、皇辟侯の命を关く。肆に□（つつしみて）朕が皇文考の寶

侯、匄□□　八行七二字

隮を作り、隹用て康命に皇辟侯に□（こたへ）、□□を匄む。

一九、翏生盨　王征南淮尸、伐角津、伐桐遹、翏生從、執嘰折首、孚戎器、孚金、用乍旅盨、用對剌、翏生眔大娟、其百男百女千孫、其邁年眉壽、永寶用　器蓋二器、六行五〇字

王、南淮夷を征す。角津を伐ち、桐遹を伐つ。翏生從ふ。執訊折首あり、戎の器を孚り、金を孚る。用て旅盨を作り、用て剌に對ふ。翏生と大娟と、其れ百男百女千孫あらむことを。萬年眉壽にして、永く寶用せむ。

本文篇器名目次

卷一上

一、大豐毀
*中甬毀
*涇陽高家堡早周墓象文諸器・*提梁卣
二、大保卣
a 大保方鼎
b 成王方鼎
三、大保毀
a 天子聖觚
*羌鼎
四、束觶
五、旅鼎
六、叔隋器
*叔鼎
七、徇殘器
八、御正良爵
九、小臣單觶
一〇、禽毀
a 禽鼎
b 大祝禽方鼎
c 魯侯鴞尊
d 魯侯壺
e 魯侯鬲
f 周師旦鼎
*g 與方鼎
h 與鬲
一一、征盤
一二、魯侯爵
一三、明公毀
一四、康侯毀
a 康侯諸器
*b 康侯鼎
c 渣伯逘卣
d 渣伯諸器、 尊・爵・*盤
*逘卑
*逘盉
e 雝伯鼎
一五、作册畠鼎
一六、保卣
*保尊
a 子征尊
b 征角（我鼎）
一七、趞卣
a 趞尊
b 趞妊尊
c 寁鼎
d 寁諸器 卣・尊・甗・觶
*寁鼎二
一八、掣刧尊
一九、𡨦鼎
二〇、員卣
二一、員鼎
a 員尊
b 員諸器 壺・觶・盉・卣
c 員父尊
二二、作册睘卣
a 作册睘尊
b 睘毀
二三、臮伯卣
a 公史毀
b 不𩰫毀
二四、令毀
二五、令彝
a 令尊
b 亢毀
c 臣辰父乙諸器 鼎・爵・卣・毀
二六、作册翻卣
a 翻諸器 盤・盉
*小臣傳卣
二七、噭士卿尊
二八、臣卿鼎
a 臣卿毀
b 卿諸器 卣・毀・觚・*尊
二九、獻侯鼎
*勅𣪕鼎
三〇、臣辰卣
a 臣辰諸器 尊・卣・盉
b 臣辰父癸諸器 盉・鼎・毀
d 父乙𠂤諸器 鼎・毀・爵・觶・尊・彝
e 父辛𠂤諸器 鼎・甗・尊
f 臣辰𠂤諸器 壺・毀・盤・盉・爵
三一、厚趠方鼎
a 𣎵標識諸器 甗・鬲・鼎・甗
三二、𤔲鼎
a 𠁣標識諸器 觶・鼎・卣
三三、史獸鼎
*獸諸器 爵・鼎
三四、𡚬尊
a 𣶃縣諸器 鼎・甗・卣・爵
三五、盂爵
a 盂卣

卷一下

三六、北子方鼎
a 北子諸器 觶・尊・盤
b 北伯諸器 鼎・鬲・卣・尊
c 庸器鼎
d 𤔲諸器 卣・尊・卣・盉
e 𤔲鼎
*𤔲𡛟諸器 毀・毀
f 賢毀
*岐山賀家村諸器 𤔲毀 羊庚茲鼎 亥有𤔲鼎 伯車父鼎
三七、𢽸伯卣
a 𢽸伯諸器 彝・尊
b 𡨦卣
c 𩱵鬲
d 曆鼎
e 小臣𢽸𤔲尊
三八、匽侯旨鼎
a 匽侯諸器 鼎・盂・盂
b 匽侯𡚸盉
*1 琉璃河鎭諸器 復尊 復鼎 攸毀 亞𡚸盤 𩰫史鼎
*2 嬰方鼎
*3 堇鼎
*4 伯矩鬲
*5 乙公毀
*6 圉方鼎
*7 匽侯聖匜
三九、伯富盉
a 伯富甗
四〇、富鼎
a 大保諸器 𨑞鼎 典鼎 大保宗室鼎 大保戈
四一、大史友甗
a 友諸器 友鼎 友尊 友父鼎
四二、作册大方鼎
四三、𥂴尊

a 𥂴諸器 卣・觚
四四、小臣𧶠鼎
四五、𥂴圜器
*𥂴伯鬲
四六、𩰫父方鼎
四七、效父毀
四八、雁公鼎
a 雁公諸器 觶・壺・方鼎・尊・卣・尊・毀・鼎・尊・方鼎
b 雁公戣
*雁侯毀
四九、獻毀
五〇、史𧻚毀
*岐山賀家村諸器 鼎 史逨方鼎 史逨角
五一、𤔲方鼎
a 𪋼諸器
𪋼仲鼎 毀
b 𪋼侯器盉 師𨑞盨 吹方鼎 周𣓠生毀
c 𪋼侯諸器 壺 叔𠊩觶
五二、宜侯夨毀
五三、叔德毀
五四、德方鼎
a 德鼎・德毀
五五、小臣𨑞鼎
a 𢑏尊
b 𢑏彝
五六、耳尊
*耳毀
五七、𪓐毀
五八、作册魖卣
五九、𤎼毀
a 𤎼諸器 盉・盉
b 𤎼彝
c 𤎼毀
d 𤎼子諸器
e 𤎼子旅諸器 卣・鼎・甗・毀・鬲
六〇、麥盉
*𧼐
a 麥方鼎
b 麥彝
c 麥尊
六一、大盂鼎
六二、小盂鼎
六三、小臣謎毀
六四、小臣宅毀
a 宅諸器 方彝・方鼎
六五、御正衛毀
六六、呂行壺
六七、師旂鼎
a 旂鼎一
b 旂鼎二
c 旂諸器 毀・毀・旂父鼎・伯旂鼎
六八、𢽸毀
六九、過伯毀
七〇、𢦏毀
*𢦏觥蓋
a 𢦏方鼎
七一、小子生尊
a 服方尊
b 厲侯玉戈
c 中觶
d 中方鼎一
e 中方鼎二・三
f 中甗
七二、尹姞鼎
a 公姞鼎
*內史鼎
*天君鼎
b 次尊
c 次卣
d 𡨦彝
e 叔𨟻尊
*e 叔𨟻方彝
f 保侃母壺
g 保侃母毀
h 保汝母彝
七三、令鼎
*𤔲姬毀
七四、段毀
七五、貉子卣
*洛陽北瑤村諸器 卣・觚
七六、命毀

卷二

七七、魯侯熙鬲
七八、也毀
七九、孟毀
*a 班毀
b 毛公方鼎
c 師毛父鼎
八〇、庚嬴卣
a 庚嬴鼎
b 嬴諸器 鼎・方鼎・盉
*農卣
*𠭯伯取毀
八一、效尊
a 效卣
b 啓貯毀
八二、𡨦毀
a 𡨦諸器 鼎・毀
b 耳卣
八三、趞毀
八四、靜毀
a 靜卣
b 小臣靜彝
八五、遹毀
八六、井鼎
a 師𨑞鼎
八七、競卣
a 競毀
b 競諸器 卣・盉・尊・鼎
八八、縣改毀
a 伯辟父鼎
八九、𤔲鼎
a 遹甗
b 𤔲・寓諸器 鼎・鼎・卣
九〇、𦣞觶
a 𦣞諸器 觥・觶・毀・毀・毀・鼎・鼎・觥
b 仲𩰫毀
c 𤔲卣
d 父癸甗
九一、𢦔毀一
a 𢦔毀二
b 𢦔𢦔卣
c 𢦔𢦔尊
d 伯𢦔毀
九二、𢦔伯𢦔毀
九三、命𥁟毀
a 𢽸毀
b 𥁟毀
九四、敔毀二
a 敔毀一
九五、君父毀
九六、呂方鼎
九七、剌鼎
九八、宗周鐘
a 呂王鬲
b 猶鐘
九九、師遽方彝
一〇〇、師遽毀
a 遽諸器 彝・角・觶・象尊・卣・觶・觚・尊・觶
*𢽸彝
一〇一、𢽸方尊
a 𢽸彝一・二

卷七 本文篇器名目次 一八九～一九〇

一〇二、盠駒尊
a盠駒尊蓋一
b盠駒尊蓋二
一〇三、長由盉
a普渡村諸器 長由段 繁卣
伯□父卣
一〇四、師虎段
a牧 段
一〇五、吳方彝
一〇六、趞曹鼎一
一〇七、趞曹鼎二
一〇八、師湯父鼎
a仲枏父鬲
b仲枏父段
c仲枏父匕
一〇九、豆閉段
a窂 鼎
一一〇、戠 段

一一一、利 鼎
一一二、倗生段
a格伯晉姬段
b寶仲作倗生壺
c倗諸器 鼎・段・尊・卣
一一三、追 段
一一四、趩 觶
一一五、免 觶
a免 簠
b免 段
c免 盤
d史免簠
一一六、弭叔段
a弭諸器 盨・匜・鬲・盨
一一七、史懋壺
一一八、大段一
一一九、守宮盤
a守宮諸器 觥・卣・鳥尊・卣・爵・爵

一二〇、師瘨段
一二一、師奎父鼎
一二二、走段
a走 鐘
卷 三 上
一二三、匡 卣
一二四、師俞段
a師俞尊
b師俞鼎
一二五、師晨鼎
a庚季鼎
b伯晨鼎
一二六、大師虘段
a大師虘豆
b虘 鐘一
c虘 鐘二
d虘 段
一二七、諫 段

一二八、無㠱段
一二九、望 段
一三〇、師望鼎
a師望鼎
*望 鼎
*望 爵
一三一、揚 段
一三二、單伯鐘
a昊生鐘
b單昊生豆
一三三、善 鼎
一三四、蔡 段
一三五、舀 鼎
一三六、舀 壺
*史舀爵
一三七、頌 壺
a頌諸器 頌鼎・頌段
一三八、史頌段
a史頌諸器 鼎・匜・簠・盤

一三九、散氏盤
a矢諸器 鼎・觶・甗
b同 卣
c散諸器 卣・鼎・段・匜
一四〇、師旋段一
一四一、師旋段二
a張家坡諸器 伯𠭯段・伯𠭯父段・伯梁父段・伯庸父盉・伯庸父鬲・伯百父盉・伯百父盤・筍侯盤
*妊小段
一四二、噩侯鼎
a噩侯段
*噩叔段
*噩季奞父段
*噩侯弟𪱴季卣
一四三、𩫖 段
一四四、虢仲盨
a何 段

一四五、彔伯段
a益公諸器 益公鐘・異段・畢鮮段
*彔叔鼎
一四六、休 盤
a休 段
一四七、微䜌鼎
一四八、康 鼎
a鄭井諸器 鄭井叔康盨・鄭井叔𡢁父鬲・鄭井叔甗・鄭叔𡢁父鬲・鄭井叔鐘
*伯康段
一四九、卯 段
一五〇、同 段
a同自段
b仲自父諸器 段一・段二
一五一、輔師嫠段
一五二、師頯段
一五三、無叀鼎

一五四、善夫山鼎
a叔碩父諸器 甗・鼎
b伯賓父段
c□乍父盂
d伯考父盤・鼎
一五五、虢叔旅鐘
a虢叔諸器 鬲・簠一・二・盨・尊・盂・鼎
*叔旅魚父鐘
一五六、士父鐘
一五七、梁其鐘
a梁其鼎
b梁其壺
c善夫梁其段
d伯梁其盨
一五八、函皇父鼎一
a函皇父諸器 盤・段・鼎二・匜
b函交仲簠

c王中皇父盉
*鮮 鐘
*會娟鼎
一五九、番匊生壺
一六〇、番生段
一六一、叔向父禹段
a叔向父段
一六二、禹 鼎
一六三、南宮柳鼎
一六四、敔 段三
一六五、弭伯段
卷 三 下
一六六、克 盨
一六七、大克鼎
一六八、小克鼎
一六九、伊 段
一七〇、伯克壺
*伯大師盨

卷七 本文篇器名目次 一九一～一九二

一七一、克 鐘
*克 鎛
一七二、師克盨
*德克段
一七三、師酉段
一七四、叔尃父盨
一七五、大段二
一七六、大 鼎
一七七、寰 盤
*伯頵父諸器 鐘・鼎・段
一七八、師寰段
a呂仲爵
一七九、鬲從盨
一八〇、鬲攸從鼎
一八一、毛公鼎
一八二、詢 段
一八三、師詢段
一八四、塑 盨
一八五、鄦 段

一八六、師獸段
一八七、師兌段一
一八八、師兌段二
a兌 段
b𤔲兌段
一八九、師嫠段
一九〇、井編鐘
一九一、兮甲盤
*善夫吉父諸器 盂・簠・鬲・簠
*兮吉父諸器 段
*伯吉父諸器 匜・段・鼎
*趞叔吉父諸器 盨
*兮仲諸器 鐘・段
一九二、虢季子白盤
*虢宣公子白鼎
一九三、不𡢁段
一九四、琱生段一
一九五、琱生段二

a琱生諸器 豆・鬲
*琱戈父段
一九六、杜伯盨
a杜伯鬲
一九七、幾父壺
a仲幾父段
一九八、柞 鐘
a中義鐘
b仲義父諸器 鼎・鼎・盨・鑐
c齊家村諸器 伯邦父鬲・叔□父鼎・仲友父段・仲友父匜・仲友父盤・友父段・簠・仲伐父甗・方彝・方尊・觥・盉・匜・盤
卷 四 上
一九九、秦公段
a秦公段 附刻

b秦公鐘（鎛）
c商鞅量
d新郪虎符
二〇〇、虢文公子段鼎
a虢文公子段鬲
b虢季氏子段鬲
c虢姜諸器 虢姜段一・二、虢姜鼎
d虢諸器 虢姞鬲・虢叔尊・虢大子元徒戈・虢金盤・虢金匜・虢伯鬲
e虢仲鬲
f城虢諸器 城虢仲段・城虢遣生段
g虢季氏子組諸器 段・壺・鬲一・二、盤
h鄭虢諸器 鄭虢仲段
*1虢宣公子白鼎
i虞司寇伯吹壺

*2芮諸器 芮公諸器、鐘・壺・鼎・鬲・鐘句・芮伯諸器 壺・段 芮姬壺
j蘇 器 蘇公段・蘇衛改鼎、蘇冶妊鼎・蘇甫人匜・寬兒鼎
二〇一、晉姜鼎
二〇二、晉公盦
a晉公車器
b伯郤父鼎
二〇三、郘 鐘
*呂□姬鬲
二〇四、驫羌鐘
a嗣子壺
b智君子鑑
*王作弄卣
*子作弄卣
c趙孟介壺
*昌國鼎
d長子盦

e吉日劍
f欒書缶
二〇五、匽公匜
a匽伯匜
b郾侯庫段
c郾王戠戈
d杕氏壺
二〇六、王子嬰次鑪
二〇七、鄭鄧伯鬲
*1鄭鄧伯叔嬬鼎
*2鄭伯盤
a鄭鄧叔盨
b鄭義伯諸器 鄭義伯盨・鼎・匜 鄭義羌父盨
c鄭羌伯諸器 鄭羌伯鬲・鼎・匜
d鄭楙叔賓父諸器 壺・盨
e鄭諸器 鄭子石鼎・鄭伯筍父鬲

*鄭氏伯高父甗
*鄭牧馬受段
f召叔山父簠
g叔上匜
二〇八、鄧孟壺
a鄧伯氏鼎
b鄧公段
c復公子段
二〇九、鄀公平侯鼎
a鄀公敄人段
b鄀公敄人鐘
c鄀元子斯父簠
d鄀公諴鼎
e鄀公諴簠
*鄀君戈
二一〇、趩亥鼎
a宋眉父鬲
b宋公戌鐘
c宋公差戈

d宋公䜌鼎
*1宋公䜌戈
e宋君夫人鼎
*2宋公得戈
*3樂子嚷豧簠
二一一、陳公段
a陳公子甗
b陳侯簠
c陳侯鼎
*肥城陳侯諸器 陳侯壺・異士父鬲
d陳子匜
e陳伯元匜
f陳鼎生
二一二、蔡姞段
a蔡大師鼎
b蔡諸器 蔡侯鼎・蔡侯匜・蔡子匜・蔡公子壺
c蔡侯𩐙盤

d 蔡侯䚄尊
e 蔡侯鐘
f 蔡侯諸器 鼾・鼎・毀・簠・盤・盥缶・戈
g 大孟姬盥缶
* 蔡公子戈
* 蔡姬尊
* 蔡侯產劍
* 蔡侯朱缶
* 蔡竝□戈
h 許子鐘
i 許子妝簠
j 魯生鼎
* 許者俞鐘
二一三、齊公盤
a 齊侯敦
b 齊侯匜
c 齊侯鼎
d 齊侯敦 二

e 齊侯匜 二
f 齊良壺
g 齊侯盤 二
h 齊巫姜毀
*1 齊侯鑑
*2 齊嫚姬毀
*3 齊縈姬之嫚盤
*4 齊叔姬盤
二一四、國差𦉜
a 大宰歸父盤
* 公孫竈壺
二一五、叔夷鎛・鐘
a 庚 壺
二一六、𦅫 鎛
a 塦氏鐘
* 屛敖毀
二一七、洹子孟姜壺
* 陳喜壺
二一八、陳肪毀

a 陳逆簠
b 陳逆毀
c 陳曼簠
d 陳侯午敦 一
e 陳侯午敦 二
f 陳侯午毀
g 陳侯因資敦
* 陳侯因資戈
h 陳璋壺（陳騂壺）
i 陳旻戈
j 子禾子釜
k 陳純釜
l 左關鋘
二一九、魯原鐘
a 魯大宰原父毀
b 魯伯厚父盤
c 魯伯大父毀 一
d 魯伯大父毀 二
* 魯伯大父毀 三

e 魯伯愈父匜
f 魯伯愈父諸器 盤・鬲・簠
g 魯大司徒子仲白匜
h 魯大司徒厚氏豆
i 魯大司徒元諸器 匜・鼎
j 魯司徒伯吳盨
k 魯士商叡毀
l 魯士孚父簠
m 魯內小臣鼎
* 魯小司寇封孫宅盤
* 弗敏父鼎
* 專車季鼎

卷 四 下

二二〇、㠱公壺
a 㠱伯庭父諸器 盨・盤・匜
b 㠱侯鼎
c 己華父鼎
d 啓 卣（補二再出）

e 㠱甫人匜
f 慶叔匜
g 己侯鐘
h 己侯毀
二二一、杞伯每亡鼎
*1 杞伯每亡鼎
a 杞伯每亡諸器 毀・壺・匜・盆
b 𨛮侯少子毀
*2 𨛮叔之仲子平鐘
c 𨛮大子申鼎
二二二、邾公鈓鐘
a 邾公牼鐘
b 邾公華鐘
c 邾君鐘
d 邾公孫班鐘
e 邾叔之伯鐘
f 邾伯鬲
g 邾伯御戎鼎

h 邾來隹鬲
i 邾大宰鐘
j 邾大宰簠
k 邾叢伯鼎
l 邾友父鬲
m 鼄始鬲
* 彭子仲盆蓋
二二三、鑄公簠
a 鑄子叔黑臣簠
b 鑄子叔黑臣諸器 鼎・盨
c 叔黑臣匜
d 鑄侯求鐘
e 鑄叔皮父毀
f 叔皮父毀
g 鑄叔簠
二二四、薛侯盤
a 薛侯匜
b 薛侯鼎
*1 薛子中安簠

*2 走馬薛中赤簠
c 滕虎毀
d 滕虎蘇毀
*3 邳伯夏子罍
二二五、郜季故公毀
a 郜季鬲
b 郜遣毀
c 郜遣盤
d 郜造遣鼎
e 郜造鼎
f 郜伯鼎
g 郜伯祀鼎
h 郜伯鬲
二二六、曾伯霥簠
a 曾伯陭壺
b 曾諸子鼎
c 曾子仲宣鼎
* 曾子仲□鼎
d 曾子鋈簠

e 曾子簠
f 曾子遇簠
g 曾大保盆
h 鄫 鼎
i 鄫子子鄭伯鬲
j 部史碩父鼎
k 戈叔朕鼎
l 叔朕簠
m 戈叔慶父鬲
二二七、楚公逆鐘
a 楚公冢鐘
b 楚王鐘
c 楚王領鐘
d 王子申盞盂
e 卲王之諻毀
f 楚王酓章鐘
g 楚王酓璋戈 一・二
h 楚王酓章劍
楚王酓肯鼎

j 楚王酓肯簠
k 楚王酓忎鼎
l 楚王酓忎盤
* 楚王孫漁戈
m 楚嬴匜
n 楚季咩盤
o 楚子暖簠
p 中子化盤
q 信陽編鐘 一
* 鄂君啓節 甲節・乙節
* 壽縣金錯銅牛
r 曾侯簠
s 曾姬無卹壺
t 曾仲遊父諸器 鼎・簠・壺
* 曾子遊鼎
* 曾子中誨甗
* 湖北隨縣曾國銅器 曾伯父毀・曾伯文簋・曾仲大父𧶠毀・黃季鼎

u 鼄乎毀
* 曾伯從寵鼎
v 伯戔諸器 盤・盞
w 邛諸器 邛君婦龢壺・邛叔孫師父壺
x 黃諸器 黃大子白克盤・黃君毀・黃季俞父盤・黃叔單鼎・黃鬲
y 䍙父諸器 簠・匜
二二八、徐王鼎
a 宜桐盂
b 沇兒鐘
c 徐王義楚耑
d 義楚耑
e 徐王耑
* 庚兒鼎
* 王子臺鼎
f 子璋鐘
g 王孫遺者鐘

h 徐王子旃鐘
i 徐王之子戈
j 儠兒鐘
k 徐詣尹
二二九、吳王光鑑
a 吳王光劍
b 攻吳王夫差鑑
c 吳王夫差鑑
* 攻敔王夫差劍
* 工𫊸大子劍
d 者減鐘 一
e 者減鐘 二
f 吳王元劍
g 吳季子之子劍
h 邗王是埜戈
i 吳王御士尹氏簠
* 臧孫鐘
二三〇、者汈鐘
a 越王鐘

b 越王劍矛
* 越王丌北古劍
* 越王石矛
c 其次句鑃
d 姑馮句鑃

補 釋 編

一、珂 尊
二、啓 卣
a 啓 尊
b 丕𣄰鼎
三、永 盂
四、散伯車父鼎
a 散車父毀
b 散車父壺
c 歸叔山父毀
五、牖 鼎
六、衛 毀
a 衛 鼎

七、㪤叔鼎
八、鳿父盨蓋
九、雁侯鐘
一〇、師訊鼎
a 師臾鐘
b 卽 毀
c 恒毀蓋
一一、裘衛盉
a 裘衛鼎 一
b 裘衛鼎 二
c 裘衛毀
d 公臣毀
e 此 鼎
f 此 毀
g 馬王村諸器 剛劫鼎・仲[illegible]父鼎・膳夫旅伯鼎・膳夫伯辛父鼎・旅仲毀・仲南父壺・成伯孫父鬲・交有嗣[illegible]鬲
h 𩚘 匜

一二、𢦚 鼎
a 𢦚鼎 二
b 𢦚鼎 三
c 伯雍父盤
d 𢦚 毀 一
e 伯𢦚諸器 毀・壺・壺・甗
f 翻父盉
一三、遡 盂
一四、利 毀
a 王 盉
b 陳侯毀
c 亘車父壺
一五、史牆盤
a 商 尊
b 商 卣
c 陵 器 彝・尊・鬲
d 折諸器 折斝・折觥・折觶・折尊・折方彝
e 豐諸器 豐尊・豐卣・豐爵

一・二
f 牆 爵
g 𤼈 毀
h 𤼈 盨
i 微伯諸器 微伯𤼈豆・微伯釜・微伯鬲
j 𤼈 壺 一
k 𤼈 壺 二
l 𤼈 爵
m 𤼈 鐘 甲組
n 𤼈 鐘 乙組
o 𤼈 鐘 丙組
p 𤼈 鐘 丁組
q 𤼈 鐘 戊組
r 伯先父鬲
一六、秦公鐘
a 秦公鎛 二
一七、伯公父勺
a 伯公父壺蓋

b 伯公父盨蓋
c 伯公父盂
d 伯多父盨
e 伯多父毀
f 㜏妊簠
g □中學父方甗
h 仲大師盨
一八、𢓊 卣
a 臣諫毀
一九、翏生盨

金文通釋索引

I 語彙索引

ア 行

亞 ①169 ③272 ③705
　④452 ⑥449（～貝）
亞矣 ④451 ⑥32
亞祖祖辛 ⑥361
亞祖文考 ⑥387
亞旅彊以 ③272
哀 ②23（其丮～）
哀哉 ③450（烏虖～）
厌役甸 ②429
安永宕 ⑥299（則尚～）
安夷伯 ①239, 245, 264
安永襲戜身 ⑥299
安德 ⑥240（弘正乃辟
　～）
安寧 ④341（齊邦鼏靜
　～）
安陵 ④432（各丝～）
アヤツコ ④406

尸(夷) ①74, 208
尸允尸臣 ⑥118
尸允三百人 ③717
尸嗣王臣 ①670 ⑥119
尸臣十家 ③272
尸東・尸童 ⑥347
尸僕小射 ②127
已，日 ③680（父厝～）
已 ④366（毋疾毋～）
以(率) ①219, 498, 504,
　615, 636, 690, 691, 693,
　694, 696, 700, 722, 791
　②43, 45, 46 又 154,
　202 ③456, 632, 680
以(與・及) ①303, 722,
　791 ②16 ③276, 504,
　576, 583
以夷制夷 ⑥310
以□日 ①791
以(用) ④293
以匽以喜 ④571, 582
以匽皇公 ⑥406
以匄纂命眉壽 ④411
以喜 ④315（用匽～）
以旟眉壽 ④127
以共戠祟 ④541, 543, 544
以匯入 ①704
以君氏命日 ③845
以敬祭祀 ④582
以壺 ③842（獻鑄氏～）
以告 ①756, 760③129,
　131, 134 ⑥289
以，告 ⑥262
以，告日 ③630
以作鑄缶 ④208
以受屯魯多釐 ④9
以受多福 ⑥403 ④15
以受大福 ⑥406
以女告 ⑥288（師或～）
以上 ④32（五十人～）
以卲零孝享 ④15
以乃師訟 ⑥288
以西至于 ③197
以征以行 ④454, 512
以□用致 ③129
以陟二封 ③195
以保稻粱 ④525
以邑嗞有嗣 ③868
以樂嘉賓 ④571, 582
以樂賓客 ④615
台 ④382（四事是～）
台爲祀器 ④197
台爲弄壺 ④220
台宴士庶子 ④482
台匽飲 ④220（㡩～）
台宴大夫 ④479, 482
台王命 ⑥584, 586
台喜者士 ④479
台御賓客 4472
台享台孝 ④409, 614
台金半鈞 ④428
台群諸侯獻金 ④415
台克總光朕□ ④605
台乍其皇祖皇考 ④482
台寺民刐 ⑥560
台卹其祭祀盟祀 ④482
台鑄 ④375, 583
台彝台嘗 ④415, 421
台用台爕 ⑥600
台樂其身 ④479
台樂㡩家 ④610
台濼大酉 ⑥572
立(位) ①367, ④606
　（朕～）
伊系聖職 ⑥15
伊小臣隹補 ④363
夷系不自由民 ⑥121, 524
夷系部隊 ⑥138
夷系諸族 ③704
夷俗 ⑥223（堇～）
夷方征伐 ①412
衣諱 ④307, 473
衣博 ⑥304
衣裳の會 ⑥269
衣市黃旂 ③503
卲・台・余 ⑥316
卲皇且文考 ④386
卲司寮女寮奚 ⑥312
卲心 ④579
委遲威夷 ③630
隹(發語) ②154 ③714
　省略例 ③39
隹(連詞・並列) ③386
　⑥269
隹(之・及) ②172 ③18
隹王□月 ④83, 99
隹王命元頌乃德 ④606
隹王初鄱宅丏成周 ⑥173
隹匄萬年 ②207
隹奐南行 ⑥351
隹王 ②193（𠭯易～）
隹甲子朝歲鼎 ⑥323
隹韓 ④108（晉邦～）
隹乍 ②58, 63, 104
隹小子 ③741（女有～）
隹□萬年 ④108
隹珷王既克大邑商
　⑥173
隹辟 ⑥363（戊䫉～）
隹補 ④363（伊小臣～）
隹用妥神褭 ②207
隹用獻于師尹 ③489
隹朕又蔑 ①32
威夷委遲 ③630
威忌 ④478, 482
威義 ③374, 434 ⑥377,
　387
威義遊々 ④293
㤅身 ④574（永保～）
胃(謂)之少□ ④205
畏王命 ⑥223（敬～）
畏忌 ③454 ④354, 382,
　405
畏嬰趩々 ④579
畏義 ④571（𢘓于～）
畏效 ⑥600（乍～）
畏天畏 ①663
畏夜𢘓□ ④214
倚廬居喪 ③3
犀文考乙公 ⑥363
　（竈～）
犀々康盄 ④191
唯 ①302, 640, 643, 750,
　753, 765, 782, 822
　②114 ③261 ④146,
　299
唯厥事乃子𢦔 ⑥299
唯(雖)小子 ⑥179
唯天畜集厥命 ③647
唯(有)正閈 ③668
　（無～）
唯 ②64（弘～孝）
唯(之) ②23（也唯福）
　（公唯壽）
唯用易福 ③97
移封 ①558, 662, 631
異種族奴隷 ①564
異姓の臣 ③14
異姓媵器 ④319
異族奴隷 ⑥141
異族服屬關係 ③603
爲 ③134 ⑥592
爲一舿 ⑥585（屯三舟
　～）
爲其龢鐘 ④485
爲喬 ④127（余不敢～）
爲之 ④544, 546
爲之音 ⑥572（乃～）
爲之名 ④482（谷～）
爲女敵寮 ④356
爲政 ④299（雀々～）
爲大事 ④361
爲趞谎介 ④197
爲德無叚 ④517
爲白又脜又成 ③862
爲命脜々 ④299
爲吏見于王 ⑥268
爲□府 ⑥584, 586
□爲 ④197（台～）
辝 ④382（是～）
辝孫子 ④382（至於～）
辝辟 ④83（用盥匹～）
辝命 ④356（女敬共～）
辝𥁰邑遷 ④356（嗣～）
辝龢鐘二鍺 ④478
圍 ④375（齊三軍～）
徲・遲・委 ③630
徲宮・夷宮 ⑥282
𩣑(騬) ①377
違 ②51（亡直～）
違省自東 ①323
違約 ②430 ③127, 138
遣 ①766 ③134 ⑥466
　（史～）
遣王于周 ⑥231
遺址・遺物 ⑤182, 222
遺留分 ③858
遺者容居說 ④579
彝 ①65 ②51（在～）

于(被動)　[illegible]1,359
于(雙賓語)　⑥244
于・邗・雩　②207 ①642（併用例）
于盄皇祖文考　④386
于聿　④606（光之～）
于其事匯希　④428
于忌　④299（既志～）
于匯隮肅慕　③454
于之悉學　④605
于秦执事　④15
于烝衣諱　③473
于伐　①257（隹王～楚伯）
于父卽尹　③680
于洛之陽　③802
邗　①14,288,291,295,299,414,516,625,627,629,631,632,634,636,790 ⑥173,178,426
邗(被動)　①465,808
雩　①593,653,656（與）666（～我） 728（及） ②127,366 ③291,456 ③660,668,680,710 又(及)， 723
雩厥行諫　④355
雩武王　⑥359,389
雩王才㡯　①638
雩若　①631,632,705
宇誨　⑥353（井帥～）
羽飾・羽旄　①524
禹之堵　④363（處～）
禹貢　④3（㝬宅～）
寓　⑥263（舍～） 359（舍～）
禹　⑥268（壽商～）
盂器制　⑥199
盂方畋獵　⑥9
烏虖　②17,20,54,95 ③450,656 ⑥179,299 又
鬱鬯　①783（易金～）
云用云隻　⑥599
員(云・妥)　⑥599

永(水)　②24（～霝命）
永以爲寶　④127
永台馬母　④214
永爲典尙　④422
永其逑寶用　⑥195
永及□寶用　③565
永巩先王　③654
永享用之　④497
永光　①454（萬年～）
永皇方身　①527（用～）
永康寶　④108
永壽用享　④519
永壽用之　④570
永冬于吉　③780
永襲厥身　⑥304
永襲𢦏身　⑥299
永世毋忘　④415
永枼毋忘　④176
永宕乃子𢦏心　⑥299
永念于□　③491
永不巩　⑥341
永福　②197（文末）
永保　③13 ④606
永保忍身　④574
永保其身　④450
永保鼓之　④316,386,571,578,579
永保是從　⑥602（文末）
永保用享　④471 ⑥576
永保用之　④78,293,560,614,615 ⑥538,542,572
永葆用之　④324,329,331,333,341
永寶茲𣪘　⑥500
永寶茲剌　⑥299
永寶日鼓　⑥388
永寶用之　④489
永令　③885 ④56,409 ⑥388
永令綽綰　⑥393
永命霝多　③516
永余寶　⑥423
永用　②417（子〻孫〻～）
泳寶　②95（子〻孫〻～）
羕保其身　④366,460
羕保用享　④266
羕保用　④409
羕保用之　④485
羕命眉壽　④411
熒　①662（令女盂盟～）
熒(榮)二川　⑥262（逆～）
熒伯之所　③473
熒有嗣，乍𩰬鼎　⑥445
殹(也)　④32（行～）
既　①378（公市～）
裔孫　④408,411

五～六

⑥422（于～）
彝器坑藏　⑥253
彝器銷去　⑤17
彝器鑄作　⑤96
彝器圖錄　⑤180
彝器斷代　⑤232（柯） 236（郭） 242（容） 251（陳） 273（唐） 282（劉節・启） 310（吳） 316（董） 406（分期表）
彝器文化の展開　②532
彝銘性質觀　⑥530 ①822 ③144,172
懿德　③90 ⑥242,337,389
懿父廼是子　②25
懿釐　②54（受京宗～）
毓　②54 ⑥361（𡢁～）
一王翻褒　③501,761
一具　③403（殷盉鼎𣪘～）
一嗣皇辟懿德　⑥242
一肆　①586（宗彝～）
一人　①659（乃辟～）
一夫一田　⑥151
一夫多妻制　③706
一封・榜示　③195,198
一方　③674（命女亟～）
一名　③871（今余既～）
一名一字　④508
乙祖　⑥360（勵惠～）
逸康　④412（不敢～）
遹巠東　③534
遹正　①312 ③514（～八自） ⑥341（～四方）
遹省　①312,666 ②261 ③515
廖華兩　⑥257
齋服殷　②489
入會櫃　③225
尹　①287 ③681 ⑥349（～嗇閾）
尹吉甫・兮伯　⑥163
尹人于齊自　⑥496（觚～）
允義　⑥403（盤〻～）
允臧　④454（慶其～）
衣(殷)　②17（克～）
衣(殷)祀　①13,15,16,34,313,634 ②19 ⑥420
衣事　①16 ②79
印璽・帶鉤　④207
印卲皇天　③666（用～）
印燹繁湯　④512
寅事齊侯　④409（余～）
負　④405（覷～鬼神）
寬薦吉金　④42
殷　①311 ⑥430（動詞） 436（又）
殷王畿分劃　⑥22
殷系彝器　①251
殷系諸氏族　⑥39
殷見殷覜　①312
殷士祼將　①251 ⑥371
殷祀衣祀　①16（～邗王）
殷周革命　①673 ⑥16
殷周承遞　⑤253
殷周文化同源　①199,563
殷晥民　⑥341（達～）
殷新舊二曆　①200
殷人尙白　①453
殷人釀酒　①657
殷正百辟　①657
殷成周年　⑥437
殷畋獵地　①482
殷墜命　①656（我聞～）
殷覜・㡯　①312
殷同の禮　⑥376,438
殷八自　①101,734 ②106 ③450,454 ⑥127
殷邊侯田　①656
殷民　③710（亦則～）
殷民七族　⑥118
殷禮　⑥132
㡯　①342,344 ⑥376
胤士　④7 ⑥403
陰刻銘　⑥576
陰陽　④454
陰陽對轉　①643
㱃　③263
㱃秦㱃　①119
飲獻人　③359（官嗣～）
飲飤歌舞　④583
韵商　④293（霝頌～）
殥，不㺇　②342（伯氏～）
禋享是以　④293
禋祀・衣祀　①16,17
禋毓子孫　⑥361
禋祀・𡢁・甄　⑥361
隱居致仕　③858

于(介詞)　①667（～予） ③122 ④395
于(與)　①699 ④263,266

王後叚克商　①89
王𢦏(誥)宗小子　⑥173
王降　①14,31（王祀～）
王號　②221,440 ③292 ⑥494
王號異性　④236
王號由來　①488
王國　④101（保辥～）
王在　銘文參照
王在，各　銘文參照
王册令尹　②316
王參門，木㮒　①122
王子王孫　⑥598
王吏燹蔑曆　①615
王征　①214（～□）
王征正師氏　②306
王室　④553（職在～）
王室器　②290
王室經營地　③476
王室經濟　⑥116
王室私領　⑥142
王室年闕　③588
王室陵夷　③901
王射　①634,814
王若曰　銘文參照
王獸(狩)　①229（～于）
王受□書　②464
王出獸(狩)南山　⑥186
王出入　①742（饗～）
王出入事人　①405
王春吉日　④610
王・王所　①18,299,300,748
王初各伐䡄𣪘　③786
王初□于成周　①363
王初𩁹于宗周　①386
王女(如)　③14 又 16
王召，令取　③583
王再旂于豐　⑥257
王乘𠀙舟爲大豐　①632
王乘車馬　①638（𩒙用～）
王身　③680,716 ⑥242
王身抒護　③762
王身厚頵　③714
王親旨盠駒　②328
王親易駿方玉　③263
王親征楚伯　①264
王親令克　③534
王，親令路筭　②484
王人　①546 ③128
王人貸伯　⑥43
王𧓍　②331,333
王生稱　②140,141
王征　①753,782 ③65
王省　①412,533 ⑥445（～㪅且）
王束伐商邑　①144
王曾令衛　⑥216
王休(造)大保　①62
王大省公族　①790
王大籍農　①811
王大禘　⑥268
王大俞于宗周　①341
王盠伐其至　②261
王宅　④606（猗～）
王𡢁　⑥668（弘其唯～）
王徙遹省，徙土　②261
王追側虎臣　③352
王啻(禘)，用牡　②357
王南征　①778,782 ③261 ⑥188,467
王廼命　③450
王伐　①59（～彔子聖） 104（䜌侯） 217（～東夷） 533（～商圖） 777（～反荊） ⑥480（逑魚）
王𩁹于宗周　①80
王賓　②482（寵～）
王符　④32（必會～）
王婦　②440 ④453
王服　③498（勵克～）
王弗望厥舊宗　②329
王蔑曆　②74 ③475
王蔑，曆　②239,243
王父王母　⑥500
王母　④293（□□～）
王邦賓　①704,705
王㑹下不其　②329
王宥　③56（覯嗣～）
王用肇事　⑥299
王用弗醠聖人之後　③77
王來各于成周　①358
王領饗奪　⑥166
王年　①833（㪟～于厥）
押韻　⑥104（本文編參照）
夬〻雝〻　⑥572
鈌〻雝〻　⑥496
雉〻雝〻　②270
鈌〻　①15（其音～）
宦孜庶職　④606
榮　③249
嘏　⑥283（㪟～女)又，

七～八

裔邦　③291（弗望～）
矞　②14（作～） 16（～休）
衛　②46（～父身）
衛小子，饗　⑥259
衛人脅龜　⑤24
叡專明井　④15
贏・滿盈　⑥588
亦　②63,64,364 ③443,446,862
亦隹　③450,647
亦井　③794（則～）
亦既卯乃誓　⑥288
亦克獻乃先祖　⑥242
亦茲五夫　⑥288
亦則殷民　③710
亦弗諲公上父懿德　⑥242
射(亦)・斁　⑥654
盆字古印　⑤454
曰　①300,498 ②8,28,30,53,234,316,319,329,330,350,492 ③87,125,129,131,134,372,388.434,442,454,491,605,615,680,780,815,851 ④382,389,489,583 ⑥173,262,299,377,387,401,468
曰(自述)　②8,30,319 ⑥299,377,387,401,403
曰□曰　③574
曰古文王　⑥327,389
曰若稽古　⑥339
曰大政　②58
曰畋新　④259
曰武霝成　④366
戉　③549,806（用～）
戉簹隹辟　⑥363
越劍出土　④612
越若　①631
越世系　④605
越鼎九鼎　⑥325
粤若・雩若　①631
奄盍同聲　①105
㝬悊康王　⑥349
妟饗　③805（宜㓨～）
匽飲　④220（處台～）
宴舞　④396（堇～）
猒　②20（見～） ④354（弘～）
厭厭德　③647（皇天弘～）
遠猷君子　④90
遠猷腹心子□　⑥360
鹽鹵　①730 ④90
肙　①185,391 ⑥242
肙事　③389（天子～）
燕射耦射　②345
燕と召公　⑤257
燕の文化　⑥452
饗　①342,343

於　④382（至～） 550 ⑥584,585,586
於嘑　④583
爪　①664
オルドス文化　⑥31
王(字)　①578 ⑤145
王　⑥231（遣～） 268（見于～）
王以　①637 ②127
王立(位)　①535 ②37 ③424
王唯念𢦏辟　⑥299
王于伐楚伯　①257
王畏不賜　③674（敬念～）
王宴咸㱃　③263
王饗于大室　②254
王曰　銘文參照
王家　③306（死嗣～），491（諫辥～）
王乎・王易　銘文參照
王咸誥　⑥180
王鼐　①704
王蒦于嘗　②88
王畿と地方　⑥168
王歸　①817 ⑥231
王休　銘文・對揚參照
王休屖乃射　③263
王休貝廿朋　②93
王休異　①483（弗敢望～）
王居於，遊宮　⑥584,586
王𩒙　①817（～㵒伸僕）
王饗・大宜　①30
王饗酒　②144
王龏德　⑥178（叀～）
王饗醴　③583
王逆造　①271（用饗～）
王櫂　⑥15
王工　①577
王孔加子白義　③805

我父兄庶士 ④571
我不敏 ⑥178（谷天順～）
我弗乍先王憂 ③660
我文考 ④574（及～）
我聞殷遂命 ①656
我邦我家 ③434（龔保～）
我邦我家內外 ③658,674
我邦國 ④299（建～）
我邦小大猷 ③660,716
我倗友 ④316,386,579
我友 ②63（厚眾～）
我有周 ③647（配～）又（臨保～）
我猷 ④83（宣卹～）
我剌考 ④101
介 ①又 595 ④201
介(賜與) ⑥537
乞嘉命 ④398（用～）
气眉壽 ④266（用～）
价人維藩 ⑥603
改 ②170
改 ④382（龕～）
戒 ④355（不敢弗儆～）
戒勅の詔 ③105
訇 ⑥文 594 ②207,302,447 ③150 ⑥186,354,393（無～）
訇永令 ③45,885
訇康勵 ③516（用～）
訇三壽懿德萬年 ②440
訇屯叚永命 ③539
訇多福 ①407 ③831
訇眉壽永命 ④557
訇眉壽多福 ③399
追 ①192,508,631
追受萬邦 ⑥337,389
卿 ②103,127
卿射 ①816 ②343 ③7
卿王射 ③263（駿方～）
會于平陰 ④157
會鼎 ④270（自作～）
海眉 ①726（陷伐～）
割眉壽無疆 ④454
割眉壽萬年 ③354
每(誨) ③129（～曰）⑥353（字～）
誨猷不飤 ④579
敎改 ⑥289
戩章 ③576（賓褻～）
類盤 ④455
翼井侯服 ①又 594
哲嬰萬邦 ④104
哲親百爾 ④108
褱敬喪 ⑥366（福～）
褱受(授)余 ⑥390,393
褱髮我多弟子 ②25
懷姓九宗 ⑥47,558
賁夫 ③615（章厥～）
鋁剛鋚 ⑥349（綏～）
外 ③668 又
外交の辭 ⑤15
外人部隊 ③705 ⑥117,128
外孫 ⑥602（□之～）
外內 ③103（死嗣王家～）
外內劃辟 ④366
外內之事 ④361
（緟命于～）
外服 ①294,656
害吉 ③654（邦畜～）
劃辟 ④366（外內～）
辪 ③495,658 ④108（整～）
辪我萬民 ④83
嫉之□ ④576（嗇～）
賁(概) ①761 ⑥288（成～曰）
各(至) ①577,581,614,687,796 ②66,109,114,156,243,450 ③97（～我宗子雩百生）328
各(格) ⑥312（誤～皕司）
各茲安陵 ④432
各大室 ⑥273,380,384
各伐厥軼 ③788
各廟 ⑥268（王才□宮～）
洛于大室 ②354
洛多公 ②22（用～）
趌窬觀饋府 ⑤288（專～）
客 ①631 ②80（字形）305
客卿政治 ④28
客神 ①453,594
角 ⑥361（隮～燹光）
革 ⑥586（金～彌箭）
雈〻爲政 ④299
隻・飛 ①691 ③456,566 ④425

又
毆・匯 ①704
毆孚士女牛羊 ③606
雁受大令 ③289,543,647 ④99 ⑥406
雁受，易光 ④363
雁卹公家 ④356
雁卹余于盟卹 ④361
嗇疆 ⑥349（家尹～）
晉 ④15 ⑥572（爲之～）

カ 行

下或 ③450（降大喪于～）
下國 ④15（竈又～）
下上・帝 ①602
□下保臧 ⑥592
戈以・戈用 ④539
可 ⑥288（從嚮必～）
可・何 ④222
可吏(使) ③770（女敏～）
可事 ④382（是辭～）
可是金契 ④220
可湛 ⑥288（叡女～）
加子白義 ③805（王孔～）
加重・眾 ①732
禾十秭 ③131,134
禾鐘 ④477
河 ③328（東至于～）
河神祭祀 ⑥8
河北設器 ⑥30
花荷包 ③234
叚整詭 ④293（齊～）
叚組 ③608（今余弗～）
叚不黃耇 ④512
叚望 ③443（武公亦～）
家 ①511（畢公之～）551 ④361（三百又五十～）⑥135
家湛于籍 ③654
家內奴隸 ①599
科斗漆書 ⑤40
盉酒器 ③248
訶鐘 ④299（自作～）
歌舞 ④583（飲飤～）
華押 ①829
夏 ⑥588（字形）
夏商 ④296（頌・商）
夏正咸月 ③343
夏正商正 ⑤443
夏東 ⑥572（閈于～）
碩司 ④5,363
碩□之月 ⑥584,586
猳 ⑥180（字形）
過眉壽 ④488
觥朏 ⑥268（商臣～）
舸・舸 ⑥588（三舟一～）
假定條件 ③794
嘏辭 銘文嘏辭參照
鬲・嗝 ①622
嘉遣我 ④83
嘉賓 ④386,476
嘉賓大夫 ④316
嘉命 ④390,398
劫(嘉) ①32（亡～）
寡婦存問 ②74
我 ①302,693 ②172 ③815（令～）④83（嘉遣～）⑥223（逆見～）
我以享孝 ④127
我隹司配皇天王 ②269
我一人 ③660,727
我亦弗□享邦 ③289
我家 ④191（康樂～）
我嘉賓 ④475（用樂～）
我既付 ③200,202
我既賣女五夫 ③122
我義便女千 ⑥288
我厥周 ③710（臨保～）
我姑 ④259（作～賸設）
我公家 ④361（女台専～）
我考幽伯幽姜令 ③862
我考我母令 ③851
我皇且 ④99,208
我皇且文考 ④512,579
我國 ③668（是爽～）
我室家 ④220（盱～）
我命，大馬兩 ⑥268
我車 ③823 又 ④220
我赦女 ⑥288（今～）
我諸侯百生厥賓 ③794
我正卿 ④475（及～）
我西隔東隔 ③741
我先祖受天命 ③401
我多弟子我孫 ②25
我土 ②261（敢召虐～）
我[illegible] ③601（弗速～）
我[illegible]于淮 ⑥223
我員晦臣 ③601（餘～）
我萬民 ④83（辪～）
我父兄 ④583,615

貫循□ ④90（卑～）
管理者(有嗣) ①219
祼 ①129 ②246
祼享の禮 ①703
祼圭 ①370
祼鬯儀禮 ②90
祼鬯の器 ①540 ②299
祼禮 ①541,578,621,626
莽 ①702,704
焉 ①578,621,700
嗝 ①619,622,625,643,646
傢 ①621 ②469 ③264 ⑥189
憂叡・祼琮 ②81
漢陽諸姬 ④538
監 ①21,516（其丏之朝夕～）
監國・三監 ⑥236
敢厥霝諫 ④363
鵲(隴) ②11（～沈子）
諫四方 ③424（用～）
翰叡旟 ④315（中～）
館(官) ①380（洛于～）
韓宗 ④172（賞于～）
韓宗敁 ④146（戎厥辟～）
還 ①750（唯～）
還至于蔡 ⑥223
還自征 ③261（唯～）
鍊・侃・剛 ④545
闌〻龢鐘 ④579
關 ⑥585（毋政於～）
關鋘節于稟紆 ④428
關人築桿 ④428
灌于嘗 ②88（王～）
灌卹宗家 ④409
灌藉 ①814 ②90
灌地血祭 ⑥213
鰥寡 ③674（廼敄～）
鬍 ③657,674,716
鬍卹 ④361（女專余于～）
元日己丑 ④208
元旦朔計算表 ⑤307
元年紀年器 ③230
雁(雁) ②146
几筵重席 ②501
己・紀・劇 ④461
己辛刻文 ④543
丌不中不井 ②366
其 ①689 ②19,23 ③488,617,633
其隹我諸侯 ③794
其唯王智 ③668（弘～）
其惟因脊 ④421
其遹省，彊土 ①666
其陰其陽 ④454
其永用之 ②251
其永以多友毁飤 ①841
其永亡冬 ①643
其永用之 ⑥594
其央 ③806（彤矢～）
其音鈇〻 ④15
其音池〻 ④582
其祼 ②246（不吉～）
其毁(舅) ④389（聿爽～）
其舊 ④482（元器～）
其縣三百 ④356
其嚴蹟各 ④9
其嚴在上 ②271 ③386,438,782
其皇考 ⑥594（追孝于～）
其皇祖 ④363,365
其子 ⑥538,570
其子孟□之母 ④204
其至 ②261（王羣伐～）
其聿(肆)其言 ④533
其自今日 ②175
其日易休無彊 ③488
其日受室 ①527
其日蔑曆 ⑥365
其舍田□田 ⑥257 又
其政事 ④364（堇盪～）
其寳 ③790（毋敢不出～）
其身 ④366,379,450
其進人其賓 ③790
其人民都邑 ④396
其先舊及其高祖 ④363
其竈四堵 ④127
其帥井受茲休 ②222
其賓 ③790
其嚮・蕐諆 ②108
其陟降 ⑥388（大神～）
其眾□□萬年 ③386
其配襄公之妣 ④364
其頌既好 ④220
其厲(萬)年 ⑥468（朕天君～）
其父休 ②181（對揚～）
其父母 ④508（追孝于

隻馘百 ⑥304
飛 ①691,693,696
虢〻才上 ④101
虢〻成唐 ④104
虢事蠻方 ⑥401（以～）
虢許上下若否雩四方 ③631,660
虢事蠻夏 ④3,15
虢者(堵) ④104
虢〻成唐 ④363
馘 ①692 ③475 ⑥304（隻～）
匽 ③434（用龢～）
匽夙夕 ③424,674 ⑥387
匽匽文武長剌 ⑥354
樂 ④396（用從爾大～）
樂我先祖 ④127
樂官 ③771
樂次 ⑥107
樂人四散 ⑥107
噩自噩樂 ①657
學 ①657（小～）820 ④605（丞～）
學宮儀禮 ①659
學射數射 ②127
學無畀 ②129（靜～）
嶽神伯夷 ②275
月吉癸未 ①291
語部 ③587
干 ⑥520（～五）
干戈 ⑥483（易胄～）
干害王身 ③546 ⑥509
干吾王身 ③680,716
干支表 ⑤304
干名諡號 ④251
毋政事 ②366（乃～）
敄 ③583 ④606（毛～）
邗王 ④197（禺～于黃池）
孚 ①108,756 ⑥288（三百～）
寽千罰千 ③200,209
鋝(孚・寽) ①108
官 ①378 ②156,159
官嗣 ②414 ③83,84（～五官）232,346,352,359
官職世襲 ②364,522 ⑥86
官職認證 ④384
官友 ②518（乃父～）
侃喜前文人 ⑥527
侃前文人 ②208 ③782 ⑥247（喜～）
柬〻詻〻 ④191
咸 ①31,369,569,634,695,700 ②42,43 ③265
咸既 ①299（用牲～）
咸見服于辟王 ①590
咸覔(誥) ⑥180（王～）
咸戉(栽) ①119
咸畜胤士 ④7,15,104
咸畜左右 ⑥403
咸畀(斁)天畏 ②49
咸令(命) ①295（既～）
咸有九州 ④363
咸剌 ④178（武文～）
咸丁亥 ④341
緘(咸) ③339
底・厈・岸 ⑥462
宦執而政事 ④354
逗慕 ⑥354（亟猷～）
趨〻 ③446 ④7,15 ⑥393
趨〻諆 ④606
趨〻子白 ③805
趨文 ④421（保嗣～）
簋武霝公 ④364,365（～之所）
圅于翼 ③674,716,823
敢 ②10 ⑥559（無～御）
敢爲靈壺 ⑥561
敢陷虐我土 ②261
敢墮孝 ②396（用～）
敢行之 ④32（乃～）
敢眔卲告朕吾考 ②10
敢作文人大寶協龢鐘 ⑥387
敢肆于彝曰 ②175
敢帥井先王 ④104
敢對揚 銘文對揚辭參照
敢展皇王休 ①271
敢擘乍 ④447,503
敢擘帥井 ③374
敢追明公賞 ①304
敢變乃小大吏 ⑥288
敢伐內國 ②203（淮夷～）
敢不用令 ③790
敢望王休異 ①483
敢揚 銘文對揚辭參照
敢甃王 ⑥244（飢～）
敢 ⑥353（字形）
敢南行 ⑥351（隹～）
陷虐我土 ②261（敢～）
貫行 ①790（南國～）

421, 471, 484, 522, 556, 557, 566 ⑥503, 578
吉金鐈鋚 ④517 (廼用～)
吉金玄呂 ④488 (□□～)
吉金黃鏞 ④512 (擇其～)
吉金鈇鐈 ④365 (易夷～)
吉金鏄鋁 ④583 (敗～)
吉父諸人 ③799
吉父作甗 ③797
姞姓・豫西 ⑥203
九州 ④363 (咸有～)
九鼎 ⑤11, 29
九陂 ③302 (覯嗣～)
弓矢官名說 ②409
弓備矢裨冑 ⑥304
及 ①175, 180 ④316, 386, 574, 579, 582, 615
彶 ②429, 431 ③655 (弗～) 823 ③680
彶永用 ④66
休(文首) ①476～7, 487 (休王) 491 (又) 614 (～于厥)
休(句) ①574 ②350
休 ①33, 82, 244, 253, 269, 314, 392, 427, 464, 643 ②16 (榭～) 113 (被) 172 (動)(下略)
休(易) ②21, 175
休台馬醫 ④214
休于・刊 ①465, 582
休亦 ②95 (揚公～)
休于縣改曰 ②168
休厦 ③263 (王～)
休王 ⑤274, 397 ⑥56
休闢 ③263 (駿方～)
休既又工 ③607
休・康 ①487
休善 ①231 (執犬, ～)
休宕厥心 ⑥304
休亡敃 ③786
休亡尤 ①506
休有成慶 ④299
休又成事 ③178
休余甸君公伯 ③838
休朕甸君公伯易 ⑥483
休異 ①483 (王～)
宋 ③24 (嗣～)
求吉金 ④484
求乃人 ③131
汲冢竹簡 ⑤39, 63
咎 ③723 (乍余一人～)
宮 ③36 ⑥312 (即～)
宮御 ③159 (用～)
宮反宮商 ④538
宝 ①269, 271, 303, 392, 447 ②32 (～茲彝) 237 ③26 ⑥366 (必～)
宮 ①621 ③890 (～西宮)
救戎楚境 ④550
裘衛四器 ⑥275
毀(考・舅) ④407
毀(舅) ④389 (聿喪其
匋其用啓 ②63
窽改 ②364 (唯或～)
庶 ①272 (用～寮人)
舊 ④482 (元器其～)
舊我貢晦人 ③791
舊官小輔 ③770 (乃祖～)
舊宗小子 ②328
蠢・幸・皐 ①707
牛 ①301 (塑・金・～) ②239
牛馬走 ①818
去及對文 ①179
居喪の服 ①379
居喪三年 ③3
居巢・估隰 ⑥586
陸・罕閑 ①835
邸伯之子 ④127
庻 ①833 (王罕于～)
許 ③628, 845 (從～) ④316
許曰 ⑥262 (廼～)
許大邑 ④320
諮曰 ③122 又
莒刀數百枚 ④473
莒二方鼎 ⑤14
虞柎氰ㄔ ④133
盤ㄔ ④7, 15 ⑥403 (～允義)
遝來敄 ④389 (乘～)
徲趣邑屯 ⑥363
龏 ④3 (保～) 15 ⑥388 (祜～)
魚三百 ①802 (易～)
漁 ①801 ②143, 145
漁の禮 ⑥73

～)
其又內于師旅 ①759
其用 ②109 ③885
其用享于文祖考 ⑥221
其用朝夕 ③488
其用習 ②63 (匋～)
期孫ㄔ子ㄔ ②259
期康寶 ⑥406
期眈黔在位 ⑥406
祺各飼司寮女寮奚 ⑥312
刏耳の法 ③856
岐山坑藏器 ⑥253
岐陽諸族 ③221 (又)
妄賓 ⑤795 (緜～)
忌 ④382 (畏～) 354, 405 (又)
杞邾通婚 ④490
季春 ④208 (正月～)
紀甗路器 ⑤13
紀侯諸齊 ③238
紀侯大去 ④461 ⑤357
紀綱の僕 ①639
紀數の法 ①578
訖之于不啻 ④606
祈年祭 ①18
旂 ①668 (祖南公～) ⑥257 (再～)
旂眉壽 ④208, 324, 329, 331
旂無疆至于萬億年 ④191
旅 ②374 ③122
旅多福 ③44
旗杠 ①640
褘(旂) ⑥297 (朱旂～)
旛 ③285, 290 ③91, 393, 765 ④92, 379, 559, 562
旛匄 ②446 ③361 ④56
旛康彘屯魯 ③91
旛多福眉壽 ③397
旛萬壽 ③251 ④614
鬼神 ④405 (覭畜～)
戲方 ①690 (多旂佩～)
記事記言 ③510
既 ①249, 299 ③220 (～好) ⑥288 (亦～)
既咸令 ①294
既吉・初吉 ④557
既克 ⑥173 (～大邑商)
既志于忌 ④299
既戈殷 ⑥359, 389
既死霸 ⑤292
既壽考飽 ④127
既生霸 ⑤292
既遭洹子孟姜喪 ④396
既賣女五夫 ③122
既付散氏田器 ③200
既望 ⑤292
既命 ②356 (戲先王～)
既命女 ②364 ③770
旣皇畬身 ②329
曩伯諸器 ④451
喜侃 ⑥393 (卲各～)
喜侃皇考 ③383 (用～)
喜侃先王 ②287
喜侃前文人 ③91 ⑥247
喜而賓客 ④610
貴族社會 ⑥99
期則爾期 ④389
毀於五十乘之中 ⑥586
戚旛虜以新□從 ①694
豐孫子寶 ②103
器 ④197 (台爲祀～)
器數賸器 ③403
器制文樣 ⑤206
龜・衛人舍龜 ⑤24
璣組綬纓 ③559, 738
覍嗣三 ①268 (兄于～)
覍受明德 ⑥403
歸 ①300, 640, 782, 790 (乎～) 836 ④389
歸各 ③9 (其嚴～)
歸化族 ⑥19, 138, 397
歸自成周 ⑥231
歸寧 ①388, 642
饑歲 ③131 (昔～)
矣・逘・疑 ①153
宜 ①30, 263, 836 ③9, 15, 31 ⑥418
剴 ⑥296, 439
義 ⑥403 (允～) ③805 (加子白～)
義夷陽佃史 ③467
義其禋祀 ⑥361
義敉 ①758 ⑥465 (～叡)
義政 ④366, 379 (霝ㄔ～)
義寧 ①640 (用饙～)
義文神無疆 ⑥390, 393
義便女千 ⑥288 又
儀(禹・獻) ①266
疑古の學 ⑤170
擬古文 ⑥339
吉凶賜與 ③894
吉金 ③178 ④90, 405,

輿・修祓 ⑥213
禡祀 ④214 (用敬～)
鉊・弜・彊 ⑥341 (字形)
鉊圉武王 ⑥341
彝 ②367 (龢～乃命)
彊(疆) ⑥261 (洛～) 263 (東西南逆) 350 (啬～)
彊・索・鉊 ⑥342
彊土 ①666 ②261 (文武堇～)
鏡 ②57 (～厥刺)
鏡(境) ④550 ⑥591
兢敏啓行 ⑥304
競 ②64 (肆毋又弗～)
鐈鼎 ④541, 544
鐈鋚 ④517 (廼用吉金～)
項于上下 ③491
亟 ②41 (四方～) ④92
亟一方 ③674 (命女～)
亟獄逗慕 ⑥354
逐, 亟疾 ①671
棘, 西方 ⑥385
棘尿, 征淮夷 ③605
鑪乃身 ⑥240 (女克～)
玉器 ②303 ⑥422
玉器賜與 ②298
玉鐶魌鼓 ④127
玉色 ③548
玉箸體 ⑤99
玉二嗣 ④395
在鑾三采 ②519
今 ①757, 750, 791 ②365
⑥288 (自～)
今我隹令女 ①302
今我赦女 ⑥288
今敢賻厥衆叚 ③601
今女亦既又卲晉 ⑥288
今小子 ④104 (余惟～) 108
今大赦女 ⑥288
今余隹 ①661, 662 ②358, 364, 367, 511 ③56, 97, 103, 322, 346 ③500, 546, 658, 674, 716, 737, 759, 770
今余其念 ④606
今余既一名 ③871
今余既毗 ③868
今余曾乃命 ③340
今余繙令女 ③605
今余非敢夢 ③320
今余弗叚組 ③608
今余令女啻官嗣 ③702
匀(二) ①494
鈞金定量 ⑥455
均子大夫 ④299
金(二) ①266, 301, 492, 619, 627, 642, 783 ②163, 180, 191 ③15, 748, 895 (～十鈞) ⑥288 (罰～) 323, 372 (易～) 468 (～一鈞) 557 (～十鈞)
金一反(鈑) ⑥272
金革聑箙 ⑥586
金衛 ⑥410 (乍～)
金節 ⑥584～6
金石の學 ④51
金象嵌銘 ⑤109
金村古墓 ④186
金道錫行 ④512
金文圖象 ⑤172
金文と詩書 ③693
金文と詩篇 ⑥100
金簋 ④543 (乍鐈～)
金勒・鋚勒 ②512
禽 ①634 ③475, 815 (獻～) 823 (多～)
禽祝 ①106 ⑥426
堇夷俗 ⑥223
堇宴舞 ④396
堇圭・璋 ③853
堇不嬰 ⑥186
堇用刜弔 ⑥558
堇發其政事 ④364
禁 ④550 (屈～晉人)
新旛 ④293 (恩□～)
瑾章 ③163, 360
禽事厥辟 ⑥366
霥禮・落 ①379
狗殉 ②348
盱我室家 ④220
敂 ④389 (來～宗伯)
矩伯庶人 ⑥259
匷以品 ①704 (凡～)
鏞厥 ②331 (王鑾～)
鑺余小子 ③654
クレーロス ⑥151
具既卑方 ④512
具逆王命 ⑥223
具見廿又六邦 ②261

圉 ⑥341 (鉊～武王)
御 ②144, 257 ③819 ④390 又(受～)
御于厥辟 ③373
御于天子 ③374
御祀人牲 ②266
御事 ①622, 653 (在雩～)
御爾事 ④398 (文末)
御戎于獻林 ⑥304
御追于畧 ③823
御鐘 ④488 (自作其～)
御賓客 ④472 (台～)
御余 ⑥599 (莫敢～) 600 (又)
御淮戎 ⑥299 (達虎臣～)
殷 ①670, 778, 816 ⑥466, 467
殷方 ③816 (不嫛～)
丮哀乃沈子 ②23
兄(貺) ①183, 194, 268, 791 ⑥213 (酷～) 373 (～望土)
共餐 ①815
共屯 ②207 (秉德～)
共同體的所有 ⑥119
共明德 ③434
共和 ③721, 744, 753, 775
共和期改元 ③763 ⑥519
共和共產 ⑤162
共和諸說 ⑤334
共和龢父 ①635 ⑥161
龔 ⑥468 (內史～)
龔畬鬼神 ④405
龔王卹工 ⑥262
(余執～)
龔義寧 ①640 (用～)
龔禽 ①636 (大～)
龔截大慕 ④421
龔德 ⑥178 (更王～)
龔保厥辟龔王 ③491
龔褰 ③677 (毋敢～)
龔覭 ①826 (令～)
龔良 ⑥572 (聖智～)
覭・龔 ①636 ④405 (褰～)
覭畬天命 ④3, 15 (嚴～)
覭遭 ④364 (是少心～)
巩穌伯室 ②168 (乃～)
巩告于王 ③768
夾 ①235 (員作～)
夾鬙厥辟 ③710 (用～)
夾鬙先王 ③443 (克～)
京 ④157 (䧹敗楚～) 740
效・共 ③11
協于・勵于 ③499
協龢萬民 ④15
享 ①270 (後人～)
享于 ③354, 386, 488
享于宗 ③872 (寶用～)
享于皇天 ④574 (用～)
享于宗室 ②512 ③285
享于天子 ⑥299 (厥复～)
享考 ③303, 393, 397
享孝 ③885 ④127, 557 ⑥299 (～妥福) 304
享哉 ⑥179 (苟～)
享夙夕 ③291
享厲厥文考 ②3
享邦 ③289 (我亦弗□～)
享奔走畏天畏 ①663
羌族臣妾 ①565
姜氏人 ③105 ⑥120
姜氏命 ③105 ⑥119
姜戎と晉 ④149
姜人奴隸說 ⑥603
姜姓諸國 ④149
姜齊衰微 ④327
拱璧 ⑥558
寅洲山谷 ⑥186
匩賸龠慕 ③454
運 ①640, 643 (～明命) ④299 (是～)
娶殺朕行餗 ④356
卿(嚮)女彶 ③714
鄉(饗) ①271, 625, 742 (～王出入) 784 (～出內事人) ②91 (內～) ③805 ⑥259, 592 (卑～)
鄉逆酒 ⑥386
鄉射 ①816 ②345
鄉酒 ②144 (王～)
鄉□酒 ⑥469 (天君～)
鄉倗友 ⑥500 (用～)
鄉朕・饗賸 ⑥263
鄉醴 ①8 ②294, 341 ③583 ⑥386
喬ㄔ其龍 ④127
鄉逘制 ⑥486
滰川上 ⑥186 (至于, ～)

一七～一八

厥左執縶 ③202
厥子孫永寶用 ②230
厥死事 ②445 ④355 ⑥389
厥絲束 ③122（卑復～）
厥事于上 ②50（公告～）
厥取厥服 ⑥223
厥受圖矢王 ③203
厥衆叚 ③601（敢稈～）
厥順子 ②93（公易～）
厥書史戠武 ②432
厥牆事 ③607（卹～）
厥心 ③73, 491 ⑥304, 387
厥臣 ①85, 510, 525
厥臣妾 ③504（以～）
厥臣弟豦井五梶 ③838（易～） ⑥483（又）
厥數 ①521（賞～）
厥身 ④482, 528 ⑥299, 304
厥奏 ④3（保餋～）15（又）
厥人 ①791（以～戌）
厥喹庶右替 ②364
厥生霝冬 ④283（彌～）
厥西彊罙 ⑥263
厥征人 ⑥469（天君賞～）
厥聖保祖 ③498（巠念～）
厥川三百 ①542
厥祖考服 ②452（更～）
厥爪牙 ③710（乍～）
厥孫子暌不吉 ②246
厥孫子上下 ③423
厥孫辟天子 ③491
厥多倗友 ⑥441（饗～）
厥智 ③660（弘唯～）
厥賓(貯) ①791 ③794, 891
厥賓卅田 ③426
厥啻 ⑥304（卑克～）
厥田 ③129（田～）
厥土 ①671（自～）
厥都 ②261（戕伐～）
厥東彊罙 ⑥263
厥罙公出厥命 ⑥192
厥德 ③15, 73, 389, 423, 647, 780 ④109, 299, 421
厥南彊罙 ⑥263
厥罰 ①757 ④355
厥反 ①61（叡～）
厥非正命 ③727
厥非先告秝 ③105
厥非先告父厝 ③668
厥不吉其禖 ②246
厥復歸 ①728（爭～）
厥文考 ②240 ③15 ④505
厥文祖乙公 ⑥296
厥文祖考 ②240（升于～）
厥文母 ⑥304（享孝于～）
厥辟 ③491, 647, 710 ④428 ⑥360, 366
厥邦嘼 ③605（即賓～）
厥民 ①651（畯正～）
厥名曰□邦 ④15
厥栺曰□柂 ④528
厥令 ③647 ⑥192（公出～）
厥又見又即命 ③105
厥友 ①756 ⑤53
厥右隨从 ③620
厥右征 ①758（不從～）
厥邑 ③129 ⑥263
厥用作寶隮彝 ①750
厥關 ②331（用～）
厥吏・正吏 ①619, 627
厥稟貝 ③862（公～）
厥霝餗 ④363（敗～）
厥畀千又五十夫 ①549
厥剌 ②57（亡克競～）
厥剌祖□德 ⑥244（用～）
厥龢鐘 ④482 ⑥404
敹 ②394（彤～）
頡岡事君 ④127（余～）
月相誤記 ⑤313
月相四週 ③189, 345 ⑤164, 283
剌 ④366（造而倗～）
剌多友 ①346（厥～）
鮮系諸字 ③12
見 ①592, 631 ②20（受身） ⑥223（逆～）359（來～）
見于王 ⑥268（爲吏～）
見事・見服 ①590 又
見事の禮 ①8, 414, 631
建我邦國 ④299
畎・畝 ①543
兼職・併定 ②417
虔不惕 ④298（有～）

具冠 ③131（余無卣～）
具即其服 ⑥403
簟(具)在我車 ④220
禺邘王于黃池 ④197
迴・會盟 ④199
耦射卿射 ②345
匽・匽田 ①91
屈蕪晉人 ④550
君 ①246, 474, 798 ⑥38, 312
君以萬年 ④475
君我隹易壽 ②172（易～）
君公之易光 ④363
君子 ④92（妥褱遠揺～）
君氏 ①474 ⑥312, 529
君氏命 ③845
君婦外事 ①81（王姜）
君命羌死嗣車官 ⑥423
君霝 ④475（揚～）
揞(勳) ②210 ③653 ⑥179
覲菫(勳勤) ①370 ③87（～大命） ③647（～大命）
軍 ④354（三～）
軍衆鼓鐘 ③339
群諸侯獻金 ④415
群孫斨子子璋 ④578
群標識法 ⑤238, 244
茍(敬) ①62 ⑥603
茍享哉 ⑥179
敬畏王命 ⑥223
敬共辟命 ④356
敬哉 ④583（於嘑～）
敬夙夕 ②367 ③108, 233, 504, 547, 559, 730
敬夙夜 ②358 ③773
敬卹盟祀 ④475
敬乃夙夜 ③748
敬德亡卣違 ②51
敬念王畏不賜 ③674
敬配吳王 ④293
敬毋敗績 ③241
敬明乃心 ③716, 727
敬雝德經 ①663
儆戒 ④355（不敢弗～）
契約不履行 ③126, 138
卿 ④361（叔差正～）
卿夫ゝ(大夫) ④29
啓 ①469, 818 ②103 又 ④457
啓胠編軍 ②357
啓行 ⑥304（競敏～）
啓諸器 ⑥188
啓箭見書 ③118
莉 ②357（左右戱緐～）
慶 ①33 ③862（告～） ④299（成～）
慶其允臧 ④454
韻(稽) ①270 ③715
韻首 銘文韻首參照
雝于政 ③675（女～）
逆卲王 ②268（來～）
逆燮二川 ⑥262
逆王命 ⑥223（具～）
逆(北)疆 ⑥263：（厥～罙）
逆見我 ⑥223
逆造 ①64, 272, 601, 622, 643 ⑥421
逆涿厥君厥師 ③723
逆付 ③128（不～舀）
厥(領) ①219, 302, 313, 346, 542, 651, 758, 761, 791, 805 ②3, 76 ③132 ③132, 619 ④146, 153 ⑥192
厥(主語) ⑥192, 299
厥(文末) ①611 ②32
厥威儀 ⑥387（疋尹□～）
厥糞夫 ③615（章～）
厥衆 ①696（以～）
厥吉金 ④90（取～）
厥舊宗小子 ②329（王弗望～）
厥彊宋句 ⑥192
厥金 ③566（孚～）
厥君 ③456（隻～）473（復付～）
厥君厥師 ③723
厥逆至于玄水 ③328
厥逆(北)彊 ⑥263
厥元配季姜 ④409
厥獻厥服 ⑥223
厥故 ①694（遜～）
厥工 ②30, 54
厥工吏 ③601（反～）
厥行餗 ④355（爭～）
厥光剌 ④83（毎揚～）
厥皇考 ④260, 263, 266, 503
厥皇祖 ④260, 263, 266

一九～二〇

乎易(賜)緣旂 ①615
乎・召 ⑥386 又
乎藉・藉藉 ①814
乎入, 右 ③359（南宮～）
乎命卯曰 ③317（燮伯～）
夸眦體柔 ①661
姑 ②76 ④259
故 ①694 ②51
故從 ③107, 728
虎 ①792 ④293（康～）364（如～）
虎臣 ③353, 558 ⑥299
虎符金鉻 ④33
虎方・虎侯 ⑥43
虎方尸方說 ⑥467
唬・虢 ④462
唬夙夕 ④15
唬前文人 ②207
淲東 ③328（自～至）
孤竹銅器 ⑥34
祜鬱 ⑥388（嚴～）
祜福 ④520（則永～）
湖北文化 ⑥41
湖南文化 ⑥42
鼓 ④610 ⑥388（永寶日～）
鼓金 ③122（旅罙～）
鼓之 ④582 ⑥503
鼓鐘 ③338, 504, 770 ⑥108
鼓鐘一肆 ④395
鼓上羽飾 ③125
舫 ⑥585（爲一～）又
虢・皋 ①706（晝～一）
壺 ③842（獻鄦氏以～）
五十頌處 ⑥389
五十乘之中 ⑥586
五重臣 ⑥195
五帝說 ④423
五夫 ③122, 129
五夫對價 ③131
五夫百寽 ③124
五瑴貝 ①184（逑征自～）
訂乃嗇 ⑥288（亦既～）
吾考 ②16, 19
吳越の劍 ⑥598
吳大, 廟 ③557
敔□百民 ⑥592
語 ④583（後民是～）
蒦(護) ⑥599（云～）600（以～）
虞(吾)寶用 ⑥252
虞(吾) ④208, 220 又 571
虞家 ④610（台樂～）
虞兄弟 ④379（倮～）
丂(孝) ④266（用追享～）
工 ①577 ②30 ④339
工商 ⑤26
工人と氏族 ⑤25
工吏 ③601（反厥～）
攻金之工 ④545
公 ②20, 92
公唯壽 ②24（用妥～）
公曰 ④104, 354, 356, 361, 375
公家 ④356（女雁萬～）
公館終喪 ①387
公厥稟貝 ③862
公子明保 ①285
公氏有勳朽天 ⑥179
公戎車百乘 ③454
公出厥命 ⑥192
公賞 ①70, 119, 447
公上父獣德 ⑥242
公宕其參 ③845
公廼命 ⑥192
公伯休 ③8, 38 ⑥483
公伯の名 ③838
公眉壽 ④482（哉～）
孔加子白義 ③805
孔嘉元成 ④571
孔悝鼎銘 ⑤23
孔恵 ④489（余諸觀～）
孔覭又光 ③806
孔煌(鰉) ④15, 315
孔德 ⑥240（用乃～）
孔黹 ④512（元武～）
孔揚 ⑥592（□炙～）
弘唯厥智 ③660
弘唯孝 ②64（亦～）
弘厭厥德 ③647（皇天～）
弘厭乃心 ④354
弘其唯王智 ③668
弘正乃辟 ⑥240
宏魯卲王 ⑥351
甲子革命 ⑥323, 330
甲兵之符 ④32
句鑃 ④615
后子或寶隮彝 ③611
后文王・鍼文王 ②56

虔共大令 ④293
虔覭盟祀 ④108
虔敬 ⑥389（夙夕～）
虔敬朕祀 ④7, 15 ⑥403
虔夙夕 ②445 ③389, 660
虔夙夜 ③73, 424
虔卹厥死事 ④355
虔卹不易 ④361
虔不家 ③606 ④83
虔秉不巠德 ④605
寓ゝ聖趧 ③781
寓聖成王 ⑥348
翌古三百寽 ①756 ④465
寒祁上下 ⑥354
厰允 ③815, 823
厰狁 ③802（博伐～）
玁狁 ③786（各伐～）
玁狁と戎 ③839
玁狁の役 ③789, 833～6
啟 ④146, 153, 157, 184
遣 ①133, 593, 726
遣間 ②261（艮子廼～）
晉(譴) ①62（克茍・亡～）
覭 ③806（孔～） ⑥353（覭～）
覭孝于申(神) ③498
覭皇祖考嗣威義 ⑥377
覭盟文祖皇考 ③780
覭福□光 ⑥390, 393
覭命 ③183 ④90
縣三百 ④356
縣(懸) ④127
顯褱 ②19（沈子其～）
獻 ①266, 696 ⑥223（厥～）411（用～）
獻于師尹倗友 ③488
獻于霝公之所 ④375
獻衆于王 ③804
獻獲の禮 ①697, 714 ③807
獻器壽器 ③611
獻金 ④415 ⑥557（～百車）
獻禽 ③815（余來歸～）
獻禽祀享 ①636
獻工于尹 ①369
獻捷の禮 ③475 ⑥83
獻臣・民獻 ①267
獻馬・頒馬 ②327
獻貴 ③283（至見～）
顯 ②52（在～）
顯ゝ受命 ②16
顯考于井 ①640
權利證書 ③622 ⑥146, 266
元器其舊 ④482
元子就封 ①463
元祀 ⑥182
元顯乃德 ④606
元女 ④104（不乍～）
元成 ④571（孔嘉～）
元孫 ④366（其乍福～）
元鼎改元 ⑤30
元德 ③424（不杯～）
元武孔黹 ④512
元鳴孔皇 ④571, 579, 582
元鳴孔煌 ④315
元鳴無期 ④299
元用 ④205 ⑥598, 599
玄繆璜組 ⑥125
玄水 ③329（至于～）
玄周(雕)戈 ①637
玄鏐赤鏞 ④482
玄鏐鏞呂 ④205, 478
玄鏐鏞鋁 ④127
玄鏐鏞鋁 ④365（易尸～）
玄鏐鋁鏞 ⑥572
言 ④533（其聿其～）
言・訽 ⑥582
限余 ③620（復～）
肅孫 ④405（余讆仲～）
姦・賸 ①377（～宗周）
嚴歸各 ④9（其～）
嚴覭□乍它戈 ④539
嚴龔貪天命 ④3, 15
嚴祜鬱 ⑥388
嚴才上 ②270, 287 ③376, 386, 438, 782 ⑥393
嚴才帝所 ④363

古 ⑥337（曰～文王）
古薫同聲 ① 又 596
古(故) ①655 ③714
古器文様 ⑤27
古器毀銘 ⑤45
古代教學 ③772
古代國家形態 ⑥168
古代的封建制 ⑥25
古代法の問題 ③142
古文の書 ⑤36
乎(呼)蔿 ①700（王～）
乎歸生鳳 ①790
乎漁于大池 ②140

江之陽 ⑥599,600
江秦同姓 ④561
江南印陶文化 ⑥44
江淮諸夷 ⑥351
光 ①304,510,619,626 ②159,496 ③806（又～） ④363（易～） ⑥361（㝨～）390 （□～擴身）393（又）
光之于聿 ④606
光守宮事 ②496
光用 ①428（賓～）
光剌 ④83（毎揚厥～）
交易管理 ③794
交韔二弓 ②217
好宗廟 ③291（用～）
好賓 ③48（用澳～）
好(孝)倗友 ③291
行 ⑥304（燚敏啓～）
行毀(也) ④32
行屋・应・廙 ②341
行之 ④32（乃敢～）
行餗 ④355（孚厥～）
行鐘・歌鐘 ⑥546
行鼎 ④562（乍～）
行道 ③727（孚奪馭～）
攻位・立工 ①369
攻龠無啻 ⑥208
考 ①19 ②17 ⑥222
考公氏克速文王 ⑥173
考壽 ④293（不諱～） 366（～萬年）
考命彌生 ④379
孝孫 ④471（少子，～）
孝武桓公 ④421
孝晉史牆 ⑥365
坑藏器 ③254～9,914～7 ⑥167,218,320,416
坑藏器數 ③402
更 ① 又 594 ②37（～服） 39（又）358,453 ③148,338
更乃祖考 ③546,770
庚(更) ⑥585,586
遝山谷 ⑥188
遝朕先寶事 ②319
庚・檀 ①23（不𨚕王乍～）
賡・賡續 ①24
賡饎金節 ⑥584,586
畐觀戭戽 ④579
昊貂亡昊 ⑥354
㕞命 ③868（有嗣曰～）
㕞我考我母命 ③851
厚乃命 ④361
厚多福 ③782（降余～） ⑥388（妥～）
厚眾我友 ②63
厚福豐年 ⑥354
侯于宜 ①540
侯于甗 ①540 ③29
侯邗井 ①540,606,629
侯逆造 ①643（用𩁹～）
侯作册麥 ①642
侯氏 ④346,379
侯氏永命萬年 ④379
侯氏易之 ④382
侯氏從告 ④382
侯田男 ①657,700
侯命と賜與 ③31
後或 ①220（有嗣～）
後子俊男 ③610
後嗣甬之 ④553
後人 ①272（婦子～）
後人享 ①270（用譴～）
後㽙 ①89（王～克商）
後民是語 ④583
後庸・先虎臣 ③704
後髙 ④507（□母～）
皇(休) ①576,620
皇(動詞) ②156（～競）
皇(字形) ②240
皇王 ①269,271 ⑥387
皇君 ③753,895
皇君休 ③749 ⑥162
皇兄尹叔 ④283
皇卿 ④108（以畗□～）
皇公 ②54,57 ⑥406
皇考 ①233 ③73,765 ④55,283,391,412,421 ⑥393,527
皇考威義 ③374 （帥井～）
皇考寏公 ⑥247
皇考嚴在上 ③376
皇考皇母 ④409
皇毀(考)𩰫 ④405 （朕～）
皇氏伯行器 ③539
皇上帝百神 ②269
皇申祖考 ③885
皇祖 ③756 ④9,15,99, 208,379,485
皇祖考 ②396 ③393,397, 424,488 又 ④266

二一〜二二

皇祖皇考 ④268,482
皇祖皇妣 ④356,409
皇祖大宗毀 ④411
皇祖文考 ④386,556 ⑥386
皇宗 ①271（𤔲史于～）
皇天 ③491,647,666 ④574 ⑥401
皇天王 ②269（司配～）
皇天子不杯休 ③97
皇帝無旲 ③710（肄～）
皇妣 ④379 ④415,471
皇文考 ②368（朕～）
皇辟 ⑥242（臣～）
皇辟懿德 ⑥242 （一嗣～）
皇辟君 ①474,509
皇父專權 ⑥153
皇母 ②131 ④349 ⑥204
皇母皇考 ④365
皇ゝ趣ゝ ④571
煌 ④15（雝ゝ孔～）
熿ゝ趣ゝ ④579
敳ゝ趣ゝ ④316
韹ゝ熙ゝ ④582
降 ①15,31,62 ③198
降懿德 ⑥337,389
降克多福 ③488
降神の禮 ①10
降征令 ①62（王～刑）
降喪 ③451,714,728
降多福 ③91,376,386
降福無彊 ②287
降余 ③386,438,782
冠 禾 ③131 140
冠禾事件 ③621 ⑥145
高弘又慶 ④9,15
高祖 ④363 ⑥359（～青幽） ⑥393
高祖考高對爾剌 ⑥393
高祖黄帝 ④421
高對爾剌 ⑥393
高文考 ②103
高父 ⑥226（逑～）
耕作權移讓 ③201
𢍰(誥) ⑥180（王咸～）
𢍰宗小子 ⑥173
鄀姬姓 ④523
鄀大鼎 ④523 ⑤13
康 ④412（逸～） ⑥231 （各于～）
康王 ⑥348（朋𢝊～）
康宮王臣妾百工 ③521
康宮問題 ⑤270
康虎穆好 ④293
康誥錯簡說 ⑥51
康盟 ④191（㕙ゝ～）
康靜 ③710（民亡不～）
康兌協朕或 ⑥403
康能乃又事 ④361 （女～）
康能四或 ③660
康寶 ⑥406（娸～）
康勵 ③516（用匄～）
康勵𩠣休 ③303 （用易～）
康𩛥屯右 ④56
康𩛥屯魯 ③91（用𩜈～）
康右屯𩠣 ③386（隹～）
康𩛥妥𩜍 ④92
康樂 ④606（吏□～）
康樂我家 ④191
廣寶 ④108（永～）
黄 ②381 ④557
黄・亢・衡 ③548
黄妏 ⑥547（乍～）
黄耈萬年 ④563
黄耈吉康 ②518
黄池の會 ④122,199 ⑥537
黄帝十二姓 ④502
黄鏞 ④512（吉金～）
黄邦 ④551（叔姬霝乍～）
蔑間之無𥂴 ④555
㝨庶昔 ④569（用～）
觥 ⑥435
遣・于遣 ①508
遣于四方迨王大祀 ①193
廣啓一身 ③386,388
廣啓厥孫子上下 ③423
廣啓擴身 ⑥310
廣嗣四方 ④99
廣成厥工 ②54
廣伐西俞 ③815 （厥允～）
庚(廣)能楚荊 ⑥351
潢辟 ③716（邦居～）
𢔶衣・冂衣 ③503
𢔶光 ③456（不顯～） 647（文武～）
諻 ④537（卲王之～）
興士被甲 ④32
媾 ⑥419（字形）

鄦安之孫 ④472
顥 ⑥262（迺～）268
合事 ③842（盟來～）
合趣吉金 ④471
剛・侃・鍊 ④544
剛𩦘 ⑥348（ナ右綏𩦘～）
㚇・旅㚇 ①696
豪・魯豪 ①696
豪族跋扈 ⑥108
豪族富强 ⑥150
聖 ②492（易𦥑羊～）
告 ①289,640,699,700 ②50,53 ③129,131, 134 ⑥259（𠑇～） 288（以女～）
告于王曰 ③628
告曰 ①289 ③845,862
告禽馘百嚇卅 ③475
告廢 ③862（余～）866 868
告捷の禮 ③823
告喪の禮 ①381
告禱儀禮 ⑥301
告余先王若德 ③660
告剌成工 ②17
造(告)之曰 ④382
克觀保厥辟 ③491
克衣 ②17（迺敉～）
克淵克□ ②19
克夾盟先王 ③443
克龕乃身 ⑥240（女～）
克苟(敬) ①62（大保～）
克厥啻(敵) ⑥304 （卑～）
克昏・克聞 ⑥325
克差右先王 ③710
克氏豪族 ⑥137
克氏諸器 ⑤363
克至 ①818（乃～）
克商 ①90（王後𠬪～）
克成其惟 ④421
克成妥吾考 ②16
克誓厥德 ③423
克速玫王 ⑥173
克黹臣先王 ③546
克狄淮夷 ④512
克𢝊厥德 ③389,780
克奔先王 ③289
克聞 ⑥323（朝歲鼎～）
克蔑 ②20（乃沈子敉～）
克奔走 ①601,644（～命）
克明厥心 ⑥387
克明又心 ⑥403
克盟厥心 ③73
克又井學 ②25
或 ⑥403（康兌協朕～）
馘 ③601（我東～）
國 ④579（余尃旬于～）
國差立事歲 ④341
獄 ③727（獻虐從～）
獄諫 ③862（用～）
曶・舀(字形) ③117 ⑥491
今日 ②175 ③714
昏・聞 ③59 ⑥325
昏動同盟 ①370
婚遘 ③488（師尹倗友～）
婚媾戒辭 ②171
𩦘 ⑥348（綏𩦘剛～）

サ 行

ナ(左) ⑥466（弗～）
左(佐)尹氏 ⑥387
左王 ③806（是用～）
左關之釜 ④432
左關不敦 ⑥565
左才(在)新鄀 ④32
左疋・䚄疋 ②522 ③97
左比毛父 ②45
左大族(侯) ⑥561
左右 ③23 ④104,366 ⑥348,403,565
左右武王 ④99
左右毋諱 ④354
左右余一人 ④428
差(佐)，爲之 ④544, 546
差正卿 ④361（𢦏～）
差右吳大父 ③328
差右先王 ③710（克～）
差右楚王 ④298
詹右 ①302（～邗乃𡩜）
查察適正 ⑥342
才・在(在□) ①53,75, 89,167,199,245,323, 452,578,594,632,756, 807 ②51,156 ③121 ⑥296,312,359,468
才 ①511（～畢公家）
才・哉 ⑥477
才(在) ②51（～𦨶）51 （～顯）
在立(位) ③560 ⑥406

二三〜二四

在寧御事 ①653
在王 ④32（右～）
在王室 ④553（職～）
在王人 ③128
在下 ④15（不亥～）
在我車 ④220（簟～）
在行之先 ⑥599,600
在三邑 ③619
在廿朋 ⑥257
在上 ①21 ④101 ⑥393
在乃服 ③674
在昔先王小學女 ③770
在先王既命女 ③346
在帝之𢓊 ④3
在帝所 ④363（又敢～）
在天 ④9（虩虩～）
在八十朋厥貯 ⑥257
在微霝處 ⑥359
在珷王 ①651
在穆朋二百 ⑥418
𢦏(哉) ⑥178（享～）
𢦏毀 ⑥348,359,389
哉(𢦏)公眉壽 ④482
哉敎□□ ④214
𢦏・緇 ②380
𢦏馬牛羊 ⑥585 （如～則）
䞣(在) ②63 ③317
䞣饗己公 ②22
䞣(𢦏)乃事 ③714
䞣(在)先王 ②356
𦘔 ①824（王～畢）
甾(𢦏) ⑥213（夙夕專～）
甾王事 ③715 ⑥243,459
再命・晉命 ③340
再立事歲 ④425 ⑥560, 561,564
采 ①201（易～）791 （乍乃～）
采邑的所有 ⑥140
妻燕母黨 ③99
宰・右者 ②373
宰二人 ⑥120
祭我皇祖 ④208（以～）
祭器八毀 ④471
祭梟の俗 ⑥315
祭祀盟祀 ④482
祭祀と政治 ⑥81
祭鑄 ④574（自酢～）
祭天 ⑥184,371
禘(祭)器鉠鑵 ④415
𧥺祟 ④541（以共～） 543（又）
𢽾・助數詞 ⑥304
彩陶文化 ⑥10
彩陶墓葬 ⑥577
裁判 ③138
裁差正卿 ④361
𢦏伐膝 ①219
歲 ①131 ③686 ④293 ⑥326,584,588
歲賢鮮于 ④220
歲貢 ④221
歲鼎克㕛 ⑥323（朝～）
歲能返 ⑥585,586
𢧢 ②379,514
蔡公世家 ⑥548
蔡再興 ④305
齋宮 ②91
阜 ③723（又～又故）
阜召故 ②365
剤・奴券 ①638
乍(作) ①22（～廙）50 （作器例・略）
乍(爲) ⑥389（肇～）
乍爲 ④127,205,211,411, 450
作𦳡于周公宗 ②14
作器者名 ①178
作器の數 ③277,407,563, 914 ④472 ⑥562
作求永命 ④409
作厥 ①611 ②32 ④475
作厥爪牙 ③710
作㡯 ①23（不𨚕王～）
作左大侯 ⑥560
作四方亟 ②40
作玆寶毀 ④405
作象㡯 ③1
作省 ①21（不顯王～）
作臣 ①791（珷王～）
作爪牙 ③543
作，宗室 ①795
作鑄 ④191,208,541,570
作邦 ①651（嗣玫～）
作邑 ①537 ③737
乍(作・任命) ②116, 314,456 ③83,148, 346
乍(則)㝨爲亟 ④92
乍中厥德 ④299
乍□左右 ④104
乍(迮) ④104（不～元女）

乍賁邦 ④551（叔妃需～）
迮齊入長城 ④152, 157
㑅(作) ④37, 361（女台戒戎～）④460
酢(作) ④574（白～祭鑄）
册王命 ①604（用～）
册易(賜) ③299, 593
册令(命) 廷禮表・銘文參照
册命家臣 ③325
册命儀禮 ①644
册命形式 ⑤262
册命賜與 ②456 ③341
册命廷禮 ⑤1
册命二人 ③108
册命文略 ③41 ⑥275
册命家臣朋 ③148
迺 ⑥186（宸～山谷）
策勳の禮 ①713
錯金 ④204, 207
三・王墳字 ①28
三家六卿 ④104, 445
三家曆朔表 ⑤304
三官三卿 ④445
三監 ①135, 401, 734
三軍 ④354（政于朕～）
三左三右多君 ①685
三事四方 ①287（尹～）
三事・參有嗣 ⑥87
三事命 ①294（舍～）
三壽 ①701 ②174, 440
三壽是杙 ④92
三舟 ⑥585（一舿～）
三宿三祭三咤 ②300
三晉車馬坑 ④217
三晉分裂 ④173, 326
三族 ①133（遣～）
三都 ①293, ⑥50
三都儀禮 ⑥54
三統曆 ⑤280
三年靜東或 ②49 ⑥477
三年之喪 ③253 ④403
三匚・三匸 ①12
三門 ①699
參壽佳㒸 ②270
參門 ③124（于王～）
山谷 ⑥186（宸迺～）
山川の神 ②109
山東般器 ⑥27
刪伐頙司 ④363
散氏・矢氏 ⑥148
散氏諸器 ⑥206
算籌記號 ①578
箅・路箅 ②486
蒿章 ②82
綳〻四方 ③654
竄室儀禮 ②488
讒鼎之銘 ⑤18

之(代) ④176
之子 ④191, 379
之孫 ④40
之庶出入 ③668（掌～）
之辟民 ⑥173（自～）
之朝夕監 ①516
子 ①608 ②25（是～）④191, 379, 565, 571, 578, 582, 615 ⑥596, 602
子鼓曟 ②103
子之子 ④191
子冠稱・女子 ④452
子佳 ④397（保虘～）
子姓祭器 ③611
子姓媵器 ③611
子孫 ⑥361（敦儀～）
子孫永保 ④626
子孫政之 ④299
子孫是若 ④472
子孫是保 ④411
子孫蕃昌 ④293
子男五十里 ①480
子白・子㑅 ⑥528
子□・名字 ③789
子孃保 ①655
士庶子 ④482（台宴～）
士女牛羊 ③606（毆孚～）
巳 ①657（～女）
巳夕 ①638
巳數其吉金 ④208
氏姓名字 ②92
氏族 ①548
氏族軍 ①133, 726
氏族制 ⑥25, 47, 397
止公僕庸土田 ③845
四或(國) ②270 ③660 ⑥592
四至榜示 ⑥266
四字句 ③803
四事是台 ④382
四嫣 ①790
四千 ④536（或都～）
四乘 ④341（西郭寶鑰～）
四方 ①651, 655 ②40, 210 ③423, 443, 498, 543, 654, 660, 710, 802 ④9, 15, 99, 582 ⑥341（遹正～）389
四方賓 ③791
四方命 ①294（舍～）
史(使) ①479, 791 ②112 ③632, 891
史遣馬 ⑥466（弟～）
史・使 ①80 ②185 ⑥466
史・事 ⑥312
史官執策 ②489
史系・師系 ⑥86
史易，魚三百 ①802
史小臣霝龠鼓鐘 ③504
吏(使) ③121, 129, 475 ⑥268
吏，爲之 ④544
吏于外 ③668（出入～）
吏，誓 ⑥262
吏，誓曰 ⑥288
吏䣜□尹人 ⑥496
使臣歸瑞 ③360
事(使)乃子或 ⑥299
司 ③83, 434
司 ⑥370（帝～）
司・嗣 ④85 ⑥316
司政官 ③604
司嬰 ⑥354（上帝～）
司配皇天王 ②269
司寮女寮奚 ⑥312（諆各㠯～）
司余小子 ③654
㠯乃且考 ③29 ⑥316
㗂祖文 ④421（侎～）
嗣 ①651（～玫）664 ④553（後～）⑥242
嗣子 ④191（命瓜君～）
嗣襲册命 ③338
嗣(司) ②406, 459, , 466 ③23, 59, 103（～王家）105, 328, 339, 555, 752, 759, 770, 899 ④99（廣～）⑥250
嗣(玉) ①268 ④395（玉二～）
嗣辟鬣邑 ④356
嗣威義 ⑥377
嗣射學宮 ②124
嗣乃祖舊官 ③770
嗣直鄙 ⑥252
嗣田人(厥) ①805
嗣卜事 ③115（乃祖考～）
嗣朕百工 ⑥278
嗣戒 ④456（易弟□～）
敵王牢于厥 ①833
矢魚・乎漁 ②143
矢五秉 ③129（其舍～）
至 ①291, 791 ②178 ③195, 328, 450, 456, 471 ⑥223（乃～）480
至于 ③534, 791 ④99, 191, 479 ⑥186, 233, 599
至于某曰武成霝 ④366（世萬～）
至於辟孫 ④382
至告 ③283（盆公～）
至見，獻賣 ③283
死(尸陳) ①634（從～）
死我家 ③741
死嗣 ①665 ③69, 322
死嗣王家 ③306（王命～）
死嗣車官 ⑥423
死嗣蒼人 ③317（乃父～）
死嗣焚公室 ③317
死事 ②445 ④355 ⑥389
死毋童 ③660
旨 ④341（俾～俾辭）
㚸彝 ①64（用～對令）
㚸人 ③129（用致～）
㚸(茲)大令 ⑥173（受～）
㚸五夫 ③129（～四夫）131（又）⑥288
㚸中或 ⑥173（其宅～）
㚸刺 ⑥299（永賓～）
茲 ①791 ②22（～段）32（～彝）③680 ④553
茲休 ②222（受～）
茲□夫 ③129（受～）
茲盨友十又二 ③276
茲朕 ③686（易女～）
聿(肆) ③24 ④131, 389, 395（鐘一～）534, 606（于～）⑥173
肆于酒 ①656（率～）
肆肩又羞 ①791
肆于彝 ②175

二五～二六

肆 ②175 ③443, 446, 450, 454, 491 又 647, 710, 782
自 ①95, 656（喪～）728 ②185 ③450
自・屯 ⑥476, 509
𠂤・自・餗 ①96
師 ⑥288（乃訟～）（乃～）
師系の職 ⑥247
師氏人 ③273
師旅段二器 ⑥113
師職册命 ⑥95
師保・保母 ②77
師嫠家系 ③750
師笭側新 ③353, 704 ⑥511
餗 ①96 ③792 ④354（行～）363（霝～）
餗于淄涶 ④354
餗旗之政德 ④354
孝 ③792（即餗即～）
志・矢・櫜 ②394
孜敬不惕 ④293
祉 ①214, 567, 687, 700, 702, 705 ②254
祉賈茲五夫 ③122
祉令康侯 ①148
徙 ①149, 290, 291, 342, 535（～雀）585 ②46（～城）
徙伐淖黑 ⑥480
祀 ⑥361（寵～）387（䰜～）
祀器 ④197（台爲～）
祀祓 ①192（大～于周）
豕鼎 ①371（易～）③406
易(賜・字形) ①563 ⑥217
易魚・從魚 ②150
易休 ①62 ③488
易金 ①494 ④197
易之福 ④512（天～）
易女 ④375（余台～）
易田于□ ③504
易土 ①202, 479
易奧，田 ⑥192
易賓(儐) ①190
易釐無疆 ③491
賜物列次 ①640 ③895
賜與分類 ①640
賜與由來 ①735
私人・王人 ①548
私屬百工 ⑥279
私領地管理 ⑥143
始乍彝公 ④258
㕣(謚)曰大政 ②58
㕣公諸器 ⑥196
謚號 ②221 ④40, 403 ⑥396
謚法 ①335 ③435, 594
甫〻(祗) ④299（爲令～）
甫敬禋祀 ④214
甫覭穆王 ⑥363
甫光朕位 ④606
甫盟嗇禘 ④293
秭 ③132, 141
甫(鏞)禽之□ ④576
覭乎公氏有勳乎天 ⑥178
斯駿二百 ③454
紫荷垂囊 ③234
斯字 ④366（而蓺～）
絲(茲)金 ③118（以～，作）
絲三乎 ③129
絲東 ②499 ③122
絲廿乎 ⑥370（迒～）
鉄鑄 ④365（吉金～）
疀孫〻子〻 ①643
褧光 ⑥631（鹿角～）393（又）
示辛六 ③890
示苞 ③892
似續侎㗂 ④423
字 ④366（而蓺斯～）
字父 ④583（而乘之～）
字母同笵 ④27
寺・邦・詩 ④506
寺(持) ④497 ⑥560
寺力 ④157（武侹～）
持參拂 ③135
持服持衰 ④400
而(接續詞) ④364, 583 ⑥557
而蓺斯字 ④366
而政事 ④354（官執～）
而賓客 ④610（喜～）
而倗剌 ④366（造～）
而又事 ④366（解協）
自(～□) ①300, 323, 551, 567, 671, 728, 731, 746（王）780, 817 ②17, 30, 175, 199, 210 ③261, 290, 328
自，往 ⑥585, 586
自，至 ①669, 726 ③195, 328
自戒自誓 ④181
自己詛盟 ③201
自今 ③668 ⑥288
自乍 ①615 ②522 ④260, 266, 270, 299, 484, 488, 520, 521, 522, 524, 525, 528, 530, 533, 556, 559, 560, 564, 565, 567 ⑥542, 574, 576 又 578, 592, 594 又 596, 612
自乍鑄其游鐘 ⑥572
自作の器 ③325, 609
自酢飤貞 ⑥597
自之辟民 ⑥173
自祝の辭 ④526
自述 ②28, 34 ③374, 433, 434, 781 ④101
自述形式 ⑥299
自誓 ①510 ③782
自天 ⑥173（武王豐福～）
自由權回復 ⑥142
自用 ④312, 350 ⑥178
事 ①527（～婁氏）622, 741, 796 ②234 ④354（政～）361（大～）389（不～）396（天子之～）409（寅～）⑥186（夙夜～）592（□～四國）
事喜上帝 ①19
事人 ①784（出內～）
事余一人 ⑥241
珎屯乃用心 ⑥240
時祭祫祀 ①341
𢦏(執) ①790, 791 ③797 ④92（遠～）
𢦏世先祖 ⑥242
𢦏小大楚賦 ③668
𢦏 ②316 ⑥486
貳 ③128 ④610（不～）
爾事 ④398（御～）
爾其遵受御 ④390
爾差嗣 ④396（用籌～）
爾龢 ⑥366（受龤～）
爾龢福霝冬 ⑥393（受余～）
爾大樂 ④396（用從～）
爾容 ④108（整辟～）
爾刺 ⑥393（高對～）
㜑(乃)乍，祭器八段 ④471
蓺斯字 ④366（而～）
辭 ③791 ⑥288（從～）
辭・祀・詞 ⑥561
辭誓成 ⑥288（牧牛～）
ジクラット ⑥65
七音 ④133
室 ②168（隊伯～）
室家 ①220（毋我～）
疾 ④366（毋～）606（刺～）
疾畏 ③654（敃天～）
疾畏降喪 ③714（天～）
執龏王卹工 ⑥262
執駒の禮 ②325 ⑥71, 487
執戟侍衞 ①639
執犬 ①229 ③20
執而政事 ④354（宦～）
執事 ④15（于秦～）
執訊二人，一人 ①691, 693
執鐘・樂鐘 ②352
執嘯 ③473, 802（～五十）823（又）⑥304（～二夫）
執政者數 ⑥85, 89（五人）260
執政小子 ③74
執政朋友小子 ③74
婁者□獻之 ④375
漆棺 ④290
漆器 ⑥31, 591
漆皮 ④290
質(賀)厥邦罟 ③605
質樐設定 ②433
質劑 ①762
貿(質) ①762 ③605
日邇天子覭命 ③183
日鼓 ⑥388（永寶～）
日易魯休 ③13
日傳，王休 ①791
日㝬曆 ⑥365（其～）
日用享于宗室 ③291
日用事 ③342, 479
日用嘏朕辟魯休 ③516
㛬鑄饢鼎之盎 ④544 又
賓旨酒 ④341（用～）
土(社) ⑥314

二七～二八

二九〜三〇

社會的屬序　⑥143
車　④220 361（內外之〜）⑥586
車官　⑥423（死嗣〜）
車五十乘　⑥586
車女棓徙　⑥586
車人制之　④428
車台毀　⑥586
車馬具　①640
車馬戎衣　④361
車馬の制　②216
車服賜與　②222, 367, 375 ③33, 426, 683
車服の制　③685
車服掠取　⑥269
舍　③129 ⑥ 268, 585（母〜）
舍寓以五十頌處　⑥389
舍寓于厥邑　⑥263
舍寓于周卑處　⑥359
舍算　②486
舍女田五田　⑥262
舍田十田　⑥257（其〜）
舍，帛三兩　⑥268
舍命　①290, 294, 312 ③514, 668
者䖒臣二百家　①638
射　②127 又 342 ③264
射・謝　③633
射儀と樂　①816 ③7
射禽・襲禽　①634
射分四邑　③633
射盧　②384 ③3
赦女　⑥288（今我〜）又
酌　⑥411（用獻用〜）
綽綰　⑥393（匂永令〜）
綽綰眉壽　④92（用旛〜）
爵　⑥371 ⑥411（金〜）
爵釋・戴　②379
若　③129 ④366（卑〜）472（是〜）569（是〜）
若曰　①649 ③644, 741, 744
若敬乃正　①672
若德　③660（告余先王〜）
蓋正壞文　④267
主語（每句首）　①36
守　③583（以厥友〜）
朱衣朱冠　③888
朱弓矢　③888
朱沙花土　④290
朱氏僞器　③599
㝩　②219（取我家〜）③317（又）
酉（酒）　①653, 656（鄉酒參照）
酒彶羊絲三寽　③129
取我家朱用喪　③317
取厥吉金，用乍　④90
取遺□寽　②117, 365, 415 ③83, 271, 680
取雔鬲卅二匹　③583
取良馬乘　②426
趣（取）吉金　④471（合〜）
狩　①669（用〜）
盨・盛虀器說　③549
盨銘長文　③623
戍　①791 ②154, 190, 195, 203
戍荊　①773（從王〜）
戍在古自　②184
呪詛　③888
呪物・虞嗣三　①268
受　①287, 510, 527, 651 ②54, 222 ③129, 161 ④293（祐〜）
受（授）　①288 ③158, 475, 593（〜王命書）
受休，王　③118
受御　④390（爾其遵〜）
受册　③360 ④389
受屯魯多釐　④9, 15
受圖矢王　③202
受天令　④3, 15, 363
受福眉壽　④341（侯氏〜）
受封入土　①645
受民受疆土　①666
受命　②16（顯ミ〜）
受命家廟　①818
壽　②24, 172 ④606（乃〜）
壽考　②64（是用〜）
壽縣蔡墓　④289
壽縣墓坑　④539
壽幼　③450（勿遺〜）
壽老毋死　④379
樹木標識　③196
中（終），且　①654
冬（終），且　①654
冬命于有周　①601
收斂の具　④430
舟　①634（赤旂〜）
舟師伐吳　③579
舟中の禮　①9
州　④363（九〜）
周　⑥231（遣王于〜）
周王詔辭　⑤22
周公居攝　⑥182
周公宗　②11
周初の彝器　①102
周初の押韻　⑥100
周初の封建　⑥46
周初曆譜　⑤401
周召共和　⑤339
周召二公　⑥55
周召分陜　①287
周正　④121, 294, 343
周の支配　⑥79
周卑處　⑥359（舍寓于〜）
酋（醜）　①692 ③606
修祓　③474
修祓盟誓　③264
羞追于西　③815
羞鋼　④396（用鑄爾〜）
酋甾　①129（〜粤盟）
集厥命　③647（唯天畜〜）
衆叚　③601（敢䛊厥〜）
衆厥臣廿夫　③131
衆僕不從王征　①753
週法　⑤298
蒸田譖田　③202
襲厥身　⑥304（永〜）
襲彧身　⑥299（安永〜）
雝（終）妥厚多福　⑥390, 393
十月之交　③431, 458 ⑤365
十室の邑　①546
十世不諐　①511
十又三月　①199, 469 ②137, 168, 190, 324, 362
十又四月　④266
十又二公　④3, 15, 23 ⑥403
从（從）　①374, 408, 577, 694, 776 ②46, 178, 184, 190, 195 ③786（〜王）823（自）⑥496
從王戍荊　①773
從王征行　②476
從王南征　⑥188, 467
從王□功　③15 又
從誥（許）　③845（伯氏〜）
從告之曰　④382
從獄　③107（勿吏敢又疾止〜）
從死，咸　①634
從，事　①622, 625
從辭從誓　⑥288
從征　①207, 778 ⑥186
從，伐　①225（〜□〜□）
戎何奴說　⑥558
戎厥辟韓宗敵　④146
戎獻金　⑥557（〜百車）
戎工　③802, 828
戎攻　④356（𩐁敏于〜）
戎俴　④361（女台戒〜）
戎車百乘　③454（逑公〜）
戎裝之韠　②404
戎大𦣻戟，女休　③823
戎大同從追女　③823
戎伐𨟻　⑥304
戎孚人百又十又四人 ⑥304（孚〜）
戎服將事　③476
戎兵　④361（易女車馬〜）
戎𢧁　⑥304（䛊〜）
重文複點　①240
㬝　①694 ③606 ④191
獸（狩）　①229（王〜于）⑥186（王出〜）
𥜽（柔）遠能䟚　③425, 491 ⑥351
𥜽燮百邦　④15
夙夕　①498, 622, 666, 787 ②445 ③660, 674 ④15 ⑥252, 377, 387
夙夕享　③250（用〜）
夙夕虔敬　⑥389, 403
夙夕䵼享　①498（用〜）
夙夕聖趩　⑥393（趩ミ〜）
夙夕尃由先祖剌德　⑥242
夙夕盟我一人　①666
夙夕明享　①787（服𩏁〜）
夙莫不貳　④610
夙夜　③73, 606, 748

三一〜三二

夙夜　④354, 556
夙夜享孝　⑥296（其用〜）
夙夜亦　⑥186（用〜）
夙夜隮　⑥299, 304
夙夜不家　⑥365
夙夜奔走　②95
夙夜無匄　⑥500（用〜）
夙又商　⑥323
未　⑥424（字形）
叔　②374 ⑤146
叔休　⑥299（文母日庚〜）
叔金　②373（嗣旂罙〜）
叔氏　③385（朕皇考〜）
叔孫氏內紛　④338
鉥市・叔市　③481
淑・盄・惄　⑤143
淑旂綏章　③501
淑子　⑥596（之〜）
盄・弔・悉　③318
盄于畏義　④571
盄哲厥德　③491
盄穆不家于厥身　④482
肅（𩼦）　③715（不克〜）
𩼦ミ義政　④366, 379
𩼦成朕師旟之政德　④354
𩼦哲聖武　④579
𩼦慕　③454（肆匩賸〜）
祝（祝）　①106, 702
祝椴　①454 ④398
祝柯の會　④166
祝史樂工　⑥108
祝融妘姓　③406
出矿侯𢔶井　①629
出厥命　⑥192（公〜）又
出向關係　①600
出獸南山　⑥186（王〜）
出土器群　⑤181
出入　③668（雩之庶〜）
出入三覲　③162, 360 ⑤7
出入事人　①784 ⑥421
出入尃命于外　③668
出入關　⑥585
䢦　④364（褻公之〜）
䘏　②172 ④361（雁〜）④409（蘿〜）
䘏厥死事　②445 ⑥389
䘏厥牆事　③607（夙夜〜）
䘏工　⑥262（余執龔王〜）
述土隣　⑥312（事于〜）
春　④208（季〜）610（王〜）
晄（晙）　⑥342（字形）
晄尹四方　③498
晄在位　③13
晄臣天子　①604 ②447 ③393, 399, 488 ⑥281
晄正厥民　①651
晄𪓦在位　⑥406（𡕒〜）
晄𨒅在位　④15
晄𨒅在天　④9
晄保四或　②270
晄民　⑥341（逵殷〜）
栒㮇・鐘虡　③5
屯（純）　⑥240（琛〜）⑥363（得〜）
屯叚永命　③539（用匄〜）
屯䘏周邦　③714
屯陟　②49（否畀〜）⑥477 又
屯德　④191（承受〜）
屯右　④56（康𩁹〜）
屯右眉壽　③516
屯魯雩萬年　③99
屯魯永命　⑥247
屯魯多釐　④9, 15 ⑥406
屯彔永命　③291（用旛〜）
殉狗　⑥472, 573
殉葬　②348 ④290 ⑥447, 573
順我不敏　⑥178（谷天〜）
順子・沈子　①601 ②12 94
順孫　②12, 270
順福　①599（寍厥〜）
順余子孫　④610
錞于丁寧　⑥550
疋　②466 ③19, 752, 759
疋尹□厥威義　⑥387
初　①318（〜饆）362
初吉丁亥　③48
初吉孟庚　④290
初見于𠂤　①408, 593
初見事𢔶宗周　①414, 471
初鄴宅𢔶成周　⑥173
初執𢓊于政　⑥337, 389
初𢍮于成周　①386
初封の器　①416
所　④364（□之〜），又 375（又）417
所封換え　③578
所有權と用益權　③139
所領沒收　⑥396
者（諸）　⑥599（接頭語）
諸夷官嗣　②561, 704
諸號　④38
諸侯　①700 ④421 ⑥223（南〜）
諸侯獻金　④415
諸侯私名　②290
諸侯諸監　⑥236（使于〜）
諸侯入見　③265
諸士　④479（台喜〜）
諸父諸兄　④519 ⑥578
庶殷小臣　⑥314
庶䖒　④606（寍孜〜）
庶士　④571（及我父兄〜）
庶女礪孟姬　④444
庶人　①548, 551, 670 ⑥257
庶昔　④569（用𩞁〜）
庶邦　④299（定均〜）
庶民　②365, 676（〜賓）④354（〜左右）
書　①760（使〜）
處　④484（〜大正）⑥359（需〜）（卑〜）363, 389
處江之陽　⑥599
䪢　⑥366（受牆爾〜）
女（汝）　①541, 657, 659, 662, 664, 730, 742, 791, 818 ④354, 356, 364（□之〜）366
女尸（夷）　④354（公曰〜）
女台戒戎俴　④361
女台䘏余朕身　④361
女台尃我公家　④361
女以我車　③823
女亦虔秉不巠德　④605
女亦既從辭從誓　⑥288
女亦既又卪誓　⑥288
女敢以乃師訟　⑥288
女其　②203 ③129
女其用茲　④606
女休　③823（戎大𦣻戟〜）
女彶　③714（𩡫〜）823
女奚人牲　⑥315
女康能乃又事　④361
女克𥁕乃心　⑥240
女受册歸　④389
女小子　③745, 828
女少心畏忌　④354
女上卬先誓　⑥288
女妥乃壽　④606
女離于政　③674
女則宕其貳　③845
女多禽折首執嚇　③823
女多折首執嚇　③823
女貯田不　⑥262
女𩐁不家　②214
女𩐁𢼄于戎工　③828
女敵寮　④356（爲〜）
女二人　①302（令〜）
女馬女牛女特　⑥586
女𢾳可吏　③770
女尃余于𩱧䘏　④361
女不家　④354
女毋敢　③322（〜不善）600, 674（〜家）
女毋弗帥用　③674
女弗以　③674, 716
女覓我田牧　③628
女某（謀）不有昏　③56
女有隹小子　③741
女（若）戴馬牛羊　⑥585
如，則　④428
如關人不用命　④428
如虎　④364（需力〜）
助祭　①570, 634, 808 ②255
助數詞　③132
徐偃王說話　②180 ⑥68
徐器出土　⑥597
除道　①818
郳䀇（厨）　④546
小□廼學　①819
小裔邦　③291 ⑥125
小雅詩編次　⑥105
小學　①657 ③770（〜女）
小宮　③619（复厥〜）
小采夕日　①638
小子　②329 ③121 ④7, 15, 104 ⑥242
小子亡戠　⑥179（有唯〜）
小大　②119 ③658（〜政）668（〜楚賦）⑥288（〜事）

（晢～）512（印～）
鐘形制 ②279
鐘聲形容 ②270
鐘銘と歌謠 ②282
鐘律宮商 ④538
數(羨) ①564（臣～）
醽先王命 ②511 ③674
醽匜 ③424,434
醽匜大命 ③667
醽棄 ⑥510,520
醽棄乃命 ②367 ③346,500,546,559,716,737,759,770
醽褻覲嗣 ⑥92
醽寍天子 ⑥363
上 ②50（告～） ⑥186（川～）188（水～）401（不家于～）585（動詞）
上位所有權 ③123,574 ⑥147
上下 ①602 ③491 ⑥337,354
上下若否 ③660 ④293
上下帝 ①601（奔走～）
上帝 ⑥337,354,389
上天子 ④395
上卲先審 ⑥288（女～）
乃 ③131 ⑥288（～以告）（～誓）
乃可湛 ⑥288（叡～）
乃孔德 ⑥240（用～）
乃後□孫子 ⑥471
乃采 ①791（乍～）
乃子䵼 ⑥299,304
乃自(師) ②45 ⑥288
乃嗣祖南公 ①664
乃事 ③714,828
乃小大事 ⑥288（余敢擾～）
乃壽 ④606（女妥～）
乃夙夜 ③748（敬～）
乃心 ③716,726 ④354 又
乃身 ⑥240（女克盡～）
乃人 ③131（求～）
乃正 ①672（若敬～）
乃聖祖考 ③710 ⑥241
乃先祖 ④354
乃先祖考 ③371,543,546
乃祖 ①668 ③289,702
乃祖旂 ③97（易女～）
乃祖舊官 ③770
乃祖考 ②168,210,358,518 ③29,115,148,339,546,741
乃祖考事 ②356,406
乃祖嫡官 ③555（嗣～）
乃族 ②46 ③680
乃沈子 ②11,20,23
乃膨沈子 ②11,20
乃弟 ①498（以～）
乃敵寮 ④361（乃又事罘～）
乃德 ④606（元頣～）
乃父 ③317,730（～市）
乃辟 ①659（～一人）⑥240
乃辟亟于辭 ③674
乃鞭千 ⑥288（則致～）
乃命 ④361,363
乃友 ①302（～事）③716,727（～內辟）
乃友正 ③674（善效～）
乃有事 ④361（康能～）
乃有齊休祝成 ④606
乃用心 ⑥240
乃用饗王出入事人 ①405
乃里 ③574（既易大～）
乃寮以乃友事 ①302
丞頪 ④366（毋或～）
乘 ⑥586（車五十～）・又
乘遾來敂宗伯 ④389
乘朽舟 ①632,634
乘馬 ③806（王易～）
城 ②46
條里的地割 ①544
罢(襄)辥厥辟 ③647
襄覲畏忌 ④405
襄公之妣 ④364
襄陽の戰 ⑥583
登 ①824（王蔣畢～）
登四方 ①666
餳・共螽 ①811
嬰(擾) ⑥186（不～）288（余敢～）
醆(擾) ①654（無敢～）
虞各 ⑥268（舍顏姒～）
疊語 ②142
飤(食) ④579（誨猷不～）
飤月己酉 ⑥560
屖文武長剌 ⑥354（天子豳～）

三三～三四

小大邦 ①791 ⑥123,223
小大猷 ③660,716
小鼎・大鼎 ③456
少心畏忌 ④354（女～）
少心觀遵 ④364（是～）
少盤 ④546
正月季春 ④208
征月既望 ①229
仆 ③443
㑞 ②405 ③448
召 ②328 ③39（詔相）533
召糞 ④101
召誥錯簡 ⑤262
召誥洛誥 ⑥52
召氏姬姓說 ⑥454
召南詩 ③880
佋告其右 ⑥558（用～）
䍧燓䍧夾 ①662,665
䍧我一人 ①662,666
䍧氏圖象 ⑥454
䍧四朕辟 ④83（用～）
卲于天子 ④172
卲王之諻 ④537
卲各 ②276 ③44（卲洛）
卲各喜侃 ⑥393（用～）
卲睿孝享 ④15
卲合皇天 ⑥401
卲皇祖 ④9（以～）
卲考爽益 ②58
卲告朕吾考 ②10
卲大室 ③48 ⑥262（～東）
卲練 ④421（揚皇考～）
卲朕福盟 ①604
卲揚文武 ④539（以～）
招魂 ④396 ⑥308
昭各昭假 ②271 ⑥387
昭文帶 ②130
昭穆制 ②373 ⑤271 ⑥351
向奠都 ③404 ⑥155
丞(承) ③714（～于先王）
承王命，易 ①728
承受屯德 ④191
尙 ④277（是～）文末
尙(常)安永宕乃子䵼心 ⑥299
尙絅 ①667（衣錦～）
尙卑處厥邑 ③129
峊害吉 ③654（邦～）
峊集厥命 ③647（唯天～）
㝵先公官 ③322（余懋～）
㝵旂于豐 ⑥259
稱謂 ①326
㢑盧 ④228（嬰次之～）
涉 ②429 ③195
章・璋 ②160
章・帛束 ③575,577
笙詩六編 ⑥106
祥器 ④409（厥元妃，～）
訟 ③121 ⑥288（以乃師～）
訟罰 ③271（𤔲～）
舂牘應雅 ⑥601
商 ①335,536 ④293（韵～） ⑥323（珷征～）
商鬲 ①540
商句鑃 ④615
商三勾刀 ⑤22
商政周索 ⑥131
商宅受或 ⑥401
商邑 ⑥323（夙又～）
商(賞) ⑥448
賞 ①70,82,87,117,265,304,346,447,478,521,594,614,746 ②160,163,230 ③370,437,446,449,469
賞于韓宗 ④172
賞(償)舀禾十秭 ③134
將彝(鬻) ①568 ③516
鬻享 ①498（用夙夕～）
鬻牛鼎 ③120
升斗字形 ②240
焦山鼎諸跋 ⑤110
象鐃象彝 ③1,4
頌 ④293（霝～韵商）
頌壺傳世 ⑥492
頌處 ⑥389（五十～）
棠 ④541（以共熱～）543 又
嘗 ②88（蘿于～）
嘗禘 ④293（甫盟～）
截(捷)孚貝 ①750
鉦・錞于 ②279
盧自將師 ④316
牆事 ③607（卹厥～）
燮 ④15（柔～）104

親易親令 ②144,486
歡僰 ①521（賞厥～）
人(□人) ①548 ③199 ④382（民～） ⑥195
人五人 ③134（田七田～）
人身犧牲 ⑥315
人僕下賜 ③508
人民都邑 ④396（其～）
紉 ②429（殷人～）
𤔲 ②118,366 ③475 ⑥262（～，曰）304（執～二夫）
𤔲訟取遺 ③83
𤔲訟罰取遺 ③271
𤔲人 ③727（廼敢疾～）
𤔲有嗣 ③868（以邑～）

スキタイ文化 ⑤176
圖象 銘文圖象參照
出內王命 ③73,498,500
出入姜氏命 ③105
妥 ②24（～壽） ⑥244（用～）
妥安妥撫儀禮 ④608
妥褱遠𥎦君子 ④92
妥厚多福 ⑥387,390,393
妥神褱 ①644 ②207
妥多福 ①644 ④283 ⑥377
妥多妥 ①643（遹德～）
妥賓 ③313（用～）
妥福 ⑥299（享孝～）
妥立余小子 ③714
述(遂) ①704（～東）726 ③350
遂尹啬彊 ⑥347
遂毛兩馬匹 ①521
推步例 ⑤279,281
雖小子 ③747 ④7,15
雖毋會符行殴 ④32
燧事 ④32（燔～）
雖子 ②331（用厥雷～）
芻辇䴗 ②492（易～）

施受不分 ①129
是以 ④293（禋享～）
是辥可事 ④382
是以先行 ③802
是遷 ④299（天命～）
是語 ④583（後民～）
是子 ②25（致父廼～）
是寺 ④479（分器～）
是若 ④472（子孫～）569（世〻～）
是從 ⑥602（永保～）
是少心觀齊 ④364
是尙 ④277（子〻孫〻～）
是勅 ④7（萬民～）15（萬生～）
是辟于齊侯之所 ④364
是保 ④411（子孫～）482（龕邦～）
是用左王 ③806
是用辭考 ②64
井五楃 ③838 ⑥483
井田制 ①480
生擒 ①692
生號 ①109,488
生產流通 ③783
生・姓 ①547,551
生霸死霸 ①596 ⑤286
生鳳朽王 ①791（中乎歸～）
正 ①661（二三～）672 ③131
正卿 ④361,475
正師氏 ②306（王征～）
正人師氏人 ③723（邦人～）
正田・定界 ③199
正廼𤔲，曰 ⑥262
正百辟 ①656（殷～）
正聞 ③668（無唯～）
正命 ③727（厥非～）
正吏 ①627（光厥～）
正(征)淮夷 ③605
世子・順子 ②93
世子孫 ②330,375
世子〻孫 ③21 ⑥252（～孫〻）
世〻子孫 ④127
世〻是若 ④569（子〻孫〻～）
世孫子 ②109,302,307
世孫〻子〻 ③328
世萬至，孫子 ④382
世萬子孫 ④422,579（枼～）
枼曰武成霝 ④366（至于～）
䀻子〻孫〻 ②503
䎡孫子毋敢家 ②453
西 ①574（即事于～）

三五～三六

遱大則于段 ①826
戠(織) ②415（～玄衣）
戠(識) ⑥179（小子亡～）
殖民地政策 ③727 ⑥143
啻 ⑥288（專趞～）363（蔆～）
禝月丙午 ④428
織貝 ⑥125
職在王室 ④553
職事世襲 ②466
職能的氏族 ①295
價求乃友 ②249
賸台□犀 ④428
贖罪 ③133,135,633 ⑥143
心 ④354（乃～）（少～）（乃～） ⑥304（厥～）360（腹～） ⑥240（用～）299
心賊 ③200（余有散氏～）
申(神) ②109（百～）269 又 ③498（覲孝于～） ⑥281（文～）377（大～）
神衣 ②489
神褱 ②207（用妥～）
神事儀禮 ①816
神事賜與 ⑥233
神人送迎 ②503
神殿經濟 ⑥97
神都 ①633
神判 ③863
臣下家廟大室 ③306,371
臣工・百工 ②32
臣皇辟 ⑥242（䚄～）
臣三品 ①598（易～）
臣弟 ③838（厥～）
臣天子 ③13
臣と衆 ③133
身 ①527（永皇方～） ②329 ④479,482,574 ⑥240（乃～）242（王～）
身在畢公家 ①511,527
身孚戈 ①209
身邦君大正 ③392
身林 ⑥387（皇王對㒸～）
辰在 ①278,531,581,685,765 ②70,168,209,254,257,324,401 ③29,95,121,200,271 ⑥240,370,372,386
蜃・震驚 ①107
㞋祝 ①107（畲有～）
侵諄互易 ④534
晉爲之名 ④482
晉中厥罰 ④355
𢍰展于皇王 ①271
𢍰(愼)于小大政 ③449,658
𢍰專命于外 ③668
秦畲 ①119（畲～）
秦銚文化 ③813
秦權量 ⑥532
秦五畤 ⑥65
秦國起原 ④27
秦式文樣 ④205,223
秦昭和鐘賦 ⑤58
秦晉の器 ④189
秦世系 ⑥402
秦兵器 ④31
晉紀年 ④161
晉市 ⑥585,586（敗～・歲）
晉秦の巫 ⑥65
晉人 ④550（屈禁～）
晉正 ④294
晉征秦年次 ④160
晉齊紛爭年次 ④160
晉楚爭霸 ④114
晉楚通婚 ④108,112,116
晉未出土器 ⑤33
晉邦 ④101,108（～佳雗）
晉陽の亂 ④138
滲民人 ④579（鮮～）
寑(寢) ①638（內于～） ②294（周康～）
進 ①693,700（～賓）
進事奔走 ①469（啓～）
進人 ③792（厥～）
進後(退) ⑤320,723
新 ①694 ⑥511（師旂側～）
新易女赤市 ③559
新造貯 ③159（監嗣～）
新陽古鼎 ⑤34
震驚 ①107 ⑥328
寴貯田五田 ⑥262（余～）
𢽾䍧吉金 ④405
親衛・走馬 ③762
親令克 ③534（王～）

石鼓と銑盤　⑤141
所糅　⑥269（鑄取，～）
帝(藉)　③290
席名　④500
東伐　①144,444
赤旂舟　①634（侯乘弔～）
赤虎兩　⑥257（或取～）
赤鏑　④482（玄鏐～）
析　②426（則～）
昔(腊)　④569（用饗庶～）
昔我既命女　③500,516
昔饑歲　③130
昔・今　②356
昔在爾　⑥173
昔乃祖亦既命　③317
昔先王既命女　②364
　③550,546
速　③605 ⑥173（克～）
　361（～匹）
速匹先王　③87
諫　④845（彡～）⑥363
　（無～）
諫字兩義　③877
貢　③791 ③（禹～）83
　（肉～）⑥523
昝　⑥190（字形）
爽・后說　⑥478
藉田　②414 ②74
藉農　①811 ②415
折臧　③660（毋～）
折首執訊　③607,786,823
折首五百　③802
折晉　①695（～于□）
節　⑥584（金～）
節于槃釜　④432
說明附加語　①268
勢事・晉御　③682
絕秦の書　④377
川三百　①543（厥～）
千　⑥288（鞭女～），又
千畝の禮　②414
亼　④443
占于彝　①516 ⑥458
那(巽)　⑥561（台寺民～）
先　①226,790,791 ④157
先王　①655（應保～）
　666,796 ②270,287
　③73,83,289,389,657,
　710,714 ④104
　⑥377（辟～）
先王既命女・②511③56,
　97（昔～）103（昔）
　346
先王作明井　②364
　（～作井）366 ③680
先王若德　③660
　（毋余～）
先王受命　①656
先王小學女　③770
先王先公　②17（念自～）
先王德　⑥240（肇帥～）
先王配命　③647
　（不珮～）
先王命　②358,511 ③97,
　647,658,674
先王憂　③660（弗乍～）
先酋及其高祖　④363
先姑君晉邦　④83
先虎臣後庸　③704
先公官　③320（余懋再～）
先公又進後　③320
先行　③802,839（～獻馘）
先告父厝　③668（非～）
先數後數　③407
先正署辭厥辟　③647
先誓　⑥288（女上切～）
先祖刺德　⑥242
先馬走　①817
先文祖　③434（繼帥井～）
先寶事　③319（還朕～）
宣爽用饗其諸父諸兄
　④519
宣德仿錫　⑤94
宣卹我猷　④83
璽・志・箭　②394
箭　⑥586（毋敢金革籠～）
踐奄の役　①100,105,177,
　221,400
踐土儀禮　①462
遷(遣)□御　③390
戰俘兵銅　④544
戰功賜賞　①706
戰士階級沒落　⑥159
戰爭儀禮　①107,137,208
僭主　⑥152,242
覲餘寿　⑥288（專絡寄～）
薦嵩・羌嵩　④245
還(旋)以西　③198
西安碑林　⑤100
西郭寶嬙四秉　④341
西行　⑥599（南行～）
西周斷代說　⑤324
西隔東隔　③741
成　④366（武需～）
　⑥288（辭誓～）
成王　⑥348（富聖～）
成慶　④299（休有～）
成工　②17（告剌～）
成釁　②432（立宣～）
成事　③178（休又～）
成餐曰　⑥288（酉～）
成周適正　⑥121,131
成周儀禮　⑥133
成周四方賓　③790
成周庶殷　①99,101,218,
　231,315,321,347,371,
　616 ②187,194,504
　③462 ⑥39,133,376
成周賓　③159（～廿家）
　⑥135
成夆四夆　⑥268
　（則乃～）
餓(成)公之女　④364
征　①722 ②30 ③283,286
　④90 ⑥186（從～）
　322（～商）
征役と婦人　⑥496
征越の役　②44
征姑氏　⑥204
征行　②476（從王～）
征人斤貝　⑥469（厥～）
征秦の役　④158
征命　①62（王降～）
政　③710 ④366（義～）
　⑥337,389 ⑥585
　（毋～）
政于關　⑥585
政于井方　③446
政于朕三軍　④354
政事　②366 ④354,364
政德　④354,579
政繇方　③806（用～）
青幽高祖　⑥359
省　①22,181,208,323,
　412,789（～南或）790
　③178 ⑥439（～自東）
省道　②178（～至于）
牲　①295,299
眚(省)　③632（王令～）
聖　⑥348（富～成王）
聖夙夜　④556（用～）
聖人之後　③77
　（王用不翳～）
聖祖考　⑥241（～彝明）
聖趯　③781（富ㄹ～）
　⑥393（夙夕～）
聖孫　②54（文王王姒～）
聖地行宮　⑥190
聖智龔良　⑥572
聖武　④579（龐愆～）
聖保祖　③498（巠念厥～）
聖彝明□　①796
誓　③200,623 ⑥262（吏～）288（吏～曰）288
　（先～・卬～・從～・
　則～・辭～）
誓曰　③200,202
誓約の方法　⑥289
齊叚整諡　④293
齊休祝成　④606
齊侯既遺　④326
齊侯左右　④366
齊侯之所　④364
　（辟于～）
齊侯拜嘉命　④390
齊三軍圍□　④375
齊市　③605（達～）
齊周通婚　⑥553
齊世卿　④384
齊討伐　⑥124
齊辟鼄叔　④379
齊邦　④341（～鼏靜）
　382（敎于～）
齊魯の器　④350
請命天子　④393,403
僉　①639 ③237（～女）
整辭爾容　④108
整諡　④293（齊叚～）
靜　③710（康～）④341
　（卑～）
靜東或　②49（三年～）
靜毎王休　②471
遵　④390（其～）396
　（既～）
麝角雙光　⑥361
賚用王乘車馬　①638
蕭　①360,798
蠢布三　②502
筮賓　①703
夕　①638（已～）
石鼓文　③809,840 ⑤42
石鼓古拓　⑤78

陸伐海眉　①726
總光朕□　④605
　（台克～）
總體的所有　①220 ⑥49,
　147
雙賓語　①254,620 ③202,
　575 ⑥245
贈答　①668
竈四堵　④127（其～）
竈囿四方　④9
篷(遣)　④132（遣鼕）
寤(造)　①599 ⑥288
　（觀～）
寤德妥多爰　①643
造　①64 ⑥421,555
造士・御士　⑥602
造而倗劓　④366
造鼎士　④472（乍其～）
造天不悳　③693
窹用其吉金　⑥578
寤・造・竈　⑥554
象鼻旋　③6
臧　④454（慶其允～）
東　③122（東～）575
東矢鈞金　③865
卽　③134,193 ②342
卽位　①699,700 ②66,
　114,362 ③18 ⑥216,
　273,380,384
卽位中廷　①699 ②354
卽尹　③680（于父～）
卽餐厥邦晉　③605
卽其服　⑥403（具～）
卽宮　⑥312（君才㪤～）
卽井　①661（～㝬）
　③790
卽夲　③792（卽餗～）
卽事　①574（～于西）
　②137
卽女　③726（廼□佣～）
卽大廷　①693
卽東命　①325 ②154
卽命　②114,464 ③106
　⑥192（～于天子）
卽朕小學　①657
劓(則)　②329 ③15,123,
　129,200,702 ④176
　（明～）389（期～期）
　428（如，～）
則唯輔天降喪　③727
則寅□□　④428
則亦井　③794
則黹圭　③853
則古晉觳　④520
則尙安永宕　⑥299
則乃成夆四夆　⑥268
則政於大府　⑥585,586
則誓　③200,202,633
　⑥288
則析　②426
則卽井㒸伐　③790
則致乃便千　⑥288
則廷吿弔天　⑥173
則卑復令曰　③129
則付冊秭　③134
則毋致　⑥585,586
則放　③633（射分田邑～）
則報璧　③871（伯氏～）
則命周公　⑥359,389
則繇隹乃先祖考　③543
俗　⑥223（董夷～）
族人の器　③565
族長領主經濟　③123
族內財產權　③877
賊　③200（余有散氏心～）
帥　⑥353（井～宇誨）
帥漢遣宮南　①789
帥覊盩于成周　③178
帥井　①664 ②222,358
　③73,90,374 ④104
　（～先王）
帥祖考　⑥387（不敢弗～）
帥秉明德　④7
帥・明井用　②366
帥用夙夕　⑥377
帥履袤衞厲田　⑥236
率肆于酉　①656
率以乃友　③716
率懷不廷方　③647
達　③450,454 ⑥195,233
　（～見）299（～虎臣）
　304
達征　①728 ④157（～秦）
達齊市　③605
孫　④270（之～）364,379,
　405（嗇～）408（嗇～）
　472,475,551,560,570
孫子　④382 ⑥242（釁～）
孫之孫　④191
孫ㄹ用之　④583
愻學　④605（于之～）
尊稱　②200
遷及內伐　③471
饌大保弔宗周　⑥449
冉子執鼓　④375
前王　⑥241（黹辟～）
前後異稱　③482
前文人　②207,447 ③91,
　97,782 ⑥247,527,393
前命後命　③341,501
善　①231（執犬，休～）
善效　③677,727
善䢅叡考　⑥572

且(祖)　③633（隅從其～）
且(苟且)　②113
且(祖)　②240,357 ⑥361
　（亞～）
祖考遺品　①668
祖考事　②234（駟乃～）
祖考先王　②270
祖靈眷寵　③610
祖靈遷座儀禮　①642
取　⑥366（弗敢～）
組　⑥386（易堯～）
乍(祚)福元孫　④365
乍(迮・嫁娶)　④258
佼(徂・死沒)　③768
素錦綢杋　②374
黹・索　④385
黹在位　⑥406（騏䖵～）
黹臣先王　③546 ⑥510
黹辟前王　⑥241
虘以新□從　①694
虘完　⑥344（狄～）
叡　①60,653（及）720,
　758 ②19,168,203
　③195（及）④315
　（～旟）⑥288
叡厥隹顏林　⑥268
叡考　⑥572（善䢅～）
訴訟費用　③139
楚・疋　②480（用～弭伯）
楚荊　①773,778,792
　⑥351（厥能～）
楚鏡　④550（救戎于～）
楚侯討伐　⑥37 ①780
　（楚伯～）
楚子金文例　④548
楚走馬　②45 ⑥525
楚都防衞　④555
楚蠻夷　⑥123
楚賦　②416 ③668
楚保・胥保　②481
楚法奴地　⑥586
楚邦　④108（宗婦～）
錯質之臣　①762
爪牙　③546,710
宋代彝器學　⑤77
宋代閱錄の學　⑤64
宋樂鐘制　⑤70
走百人　①789
宗　①783（□公～）
　③368,872（享于～）
　⑥221（多～）242
　（較～）
宗彝　①586 又（～攤豢）
　②135 ③323 ④9,538,
　553
宗家　④409（豐卹～）
宗君其休　③872（朕～）
宗子　③97
宗詞(祠)客　⑥561
宗室　①776,796 ③291,
　917（～寶隣）⑤524
宗小子　⑥173
宗土宗社　①537
宗伯　④389（來敄～）
宗廟　③291（用好～）
宗婦楚邦　④108
宗法制　①642
爭訟事件　③138
相(爽)　④610（用之勿～）
相續法　⑥99
畠(壯)武于戎工　③802
草斗薰染　③502
倉ㄹ悤ㄹ　②270
爽　②58 ③200（～賓）
悤□新旟　④293
悤襄厥心　③491,651
曾　①824 ③340（～乃命）
　⑥216（～命）
喪　①766 ③319 ④396
　（□～）⑥578（爽）
喪我國　③668（廼唯是～）
喪厥毀(身)　④389
　（聿～）
喪自　①656（古～）
喪事賻贈　③319
喪制　④399
䞿　③781 ⑥363（䞿～）
　393
創業回顧　⑥180

隮 ①33,128,689 ⑥299（夙夜～）
隮宜于王姜 ①262
隮史 ①272（～于皇宗）
隮鼓毁 ④258（用爲，）
損害陪償 ③631
簞簋・象斝 ③5
存問の禮 ②74

タ 行

他邦 ③289（異自～）
多寡不訂 ④220
多旂佩威方 ①890
多虘 ②364（亦～）
多禽折首執嚊 ③823
多君 ①685（三左三右～）
多公 ②19（～能福）22（用徭～）
多士・酒誥 ⑤53
多子 ①189,616
多易 ②445（～休）③498
多世其永寶 ②58
多諫 ③845（僕庸土田～）
多宗永命 ⑥221
多弟子 ①626 ②25
多倗友 ①407,625 ⑥441
多福 ②109,270 ③44,91,392,488,631 ④15,283 ⑥377,388,403
多福繁釐 ③438
多蔑曆易休 ②77
多叐(友) ①346,643
多用追，晋 ①453
多亂 ②364（廼～）
多釐 ④9,15,406 ⑥406
多孳 ⑥361（鬻敢～）
謐 ④293（齊叚整～）
也ミ 匜ミ ④324,329,331,333,450,460
池ミ ④582（其晋～）
匜ミ受效永命 ⑥500
鉈鼎 ④542,543
鼉鼓 ④127（玉鑞～）
儺・堂贈 ①826
大榮 ④396（用從爾～）
大宜 ①30（王饗～）
大共小共 ①559
大醜禽 ①634（王射～）
大采朝日 ①638,701
大子 ④389,562
大嗣命 ④395
大師金雁 ⑥241
大師皇父 ③351
大事 ④361（爲～）
大室儀禮 ②235 ⑥90
大赦女 ⑥288（今～）
大爵萬年 ⑥406
大從不靜 ③654
大章 ③850（君氏～）
大鐘既縣 ④127
大神 ⑥377（其鸝祀～）
大神其陟降 ⑥388
大神妥多福 ⑥377
大正 ②482（用饗～）
大宗 ③48 ④409
大宗分宗 ②290
大爽于下或 ③451（天～）
大則 ①826（遂～）
大族齊邦 ⑥561
大臺伐 ③823（戎～）
大池 ②127（射于～）140（手漁于～）
大廷 ①693,710 ④99
大土地所有 ③626 ⑥139
大東小東 ①325
大同從追女 ③823（戎～）
大馬兩 ⑥268（舍～）
大白小白 ③473
大華 ①334（成王～）
大府之器 ⑥585,591
大服 ①657 ②54 ③423
大福 ⑥406（以受～）
大黹 ⑥268（王～）
大甹 ⑥337,389（～匍有四方）
大父 ③381
大保 ④453 ⑥424,449
大保鑄 ①43,48
大母隮鬲 ④59（姬～）
大𥁕(謨)克成 ④421
大封の禮 ①5
大豐 ①5,632,645 ⑥8
大寶協龢鐘 ⑥387
大寶鼎 ③456（用作～）
大無嗣荐 ④395
大令(命) ①651 ③87,289,424,543,646,667,710 ④99,293 ⑥406
大門之 ④575（庚～）
大約劑 ③853
大西(猷) ⑥572（台渙～）
大醬鐘 ④530 ⑥231,247
大醱・大豐 ①8
大侖于宗周 ①341
杕氏福□ ④290
家(對・墜) ①604 ⑥223
退 ④428（而台，～）
帶鉤 ④207
敦者曰墜純 ④432
對 ①203,510,762 ⑥393（高～）
對窺身楙 ⑥387
對不敢家 ①604
對揚 銘文對揚辭參照
臺伐 ③456（～噩）823（戎大～）
對祀 ⑥377（～大神）387（卲各～）
代替地 ⑥263
代名詞複重 ②11
代理人 ③138
臺・儓・燦 ①522,564
宅 ⑥401（商～）④3（鄙～）
宅朽成周 ⑥173（初鄙～）
宅玆中或 ①173（余其～）
畀・睪(斁) ④405 ⑥304（無～）
擇其吉金 ⑥538,542,574,592 ④485（～，爲）
擇其吉金，以鑄 ④318,375,482,614
擇其吉金，作 ④204,208
擇其吉金，自作 ④78,315,386,478,512,524,549,571,574,578,579,582,615
擇其吉金，用 ④486
擇厥吉金 ⑥202
擇厥吉金，台作 ④409（敕～）
擇厥吉金，自祝 ④610
鈼・鈞・鉏 ④476
鐸・鐘 ⑥550
諾覲孔惠 ④489
遠(韃)殷畯民 ⑥341
敓 ④157（奪～楚京）
奪叡行道 ③727
奪孚人 ③473 ⑥307
旦 ①293（～格）②66,371,378 ③9,18,56,67,83,101,158,296,344,500,521,591,705
丹朱聖化 ②75
丹貿楮幕 ③320
單京自 ④83（讀～）
湛 ⑥288（叡乃可～）
湛于躬 ③654（家～）
湛于酒 ③674（毋敢～）
醼(醨) ①654（無敢～）
延永令德 ④579
擔何倍徙 ⑥586
立會人 ③621
魂振り儀禮 ①263 ⑥302,308
男女無其 ④328,331
斷代分期表 ⑤406
地域的多樣性 ⑥49
地圖 ①534
地中色 ⑤95
庆(疾)止從獄 ③107 ⑥126
疾噬人 ③727（廼敢～）
治野の法 ①544
致 ③283 ⑥288（則～）
寍爲亟 ④92（乍～）
寍在天 ④9（畯～）
寍盧宗室 ③781
智 ⑥572（聖～龏良）
竹簡漆器 ⑥591
竹刑 ⑤20
畜孫書 ④208（余～）
畜牧奴隸 ⑥293
築桴滅釜 ④428
竈邦是保 ④482
中 ⑥586（之～）④355（賓～）
中翰叡旟 ④315,571,579,582
中丗□徒 ④428
中或 ⑥173（余其宅玆～）
中廷の禮 ①711
中專盟刑 ④361
叚 ①89（王後～克商）
胄 ⑥304（～裨）483（～干戈）
祝(鑄)禾稟鐘 ④610（自～）
庖(厨) ④542（郘～）
壽(鑄)咢虞 ④127

（既～）
鑄 ①42,443 ④341,409,478,489,546,548,569 ⑥584（厜～）
鑄其游鐘 ⑥572
鑄保毁 ②432
鑄銘塡塞 ③389
煭于成周 ③178（飾耕～）
盩逌敎龢 ⑥340
盩勵于政 ⑥339,389 ③710
盩龢于政 ⑥339（初～）
宖(貯) ②22,103,426（～卅田）③160,359,676,792 ⑥257（八十朋～）525
貯積分率 ③860
貯田五田 ⑥252
貯田不 ⑥262（女～）
用(雕) ①638（～戈）③806（～戉）（～弓）
琱宮人觿稻 ⑥250
長 ②344（字形）
長岸の役 ⑥583
長府・大府 ⑥591
長榜識首百 ③427
長剌 ⑥354（文武～）
展皇王室 ①271（敢～）
展矧商 ⑥448（嬰～）
退華 ⑥312,317
閂我邦我家 ③674
咢・金・牛 ①300
咢虞 ④127（既壽～）
鳥 ⑥536（弄～）
鳥形𦉢 ①634 ⑥76
鳥首人身 ⑥77
鳥文分期 ⑤261
朝貢義務 ③286
朝歲鼎克聞 ⑥323
朝至刊成周 ①291
朝夕 ①288,516,633（～入諫）③488 ⑥441（～饗）
朝聞諸侯 ④421
調停者 ⑥269
遣(徵) ②117 ③124
徵收權 ②22
肇(肈)從趙征 ①207
肇謫于戎工 ③828
肇其作 ②108,207
肇諆作 ②108 又
肇堇德巠 ④412
肇巠先王命 ③658
肇差天子 ④293
肇作 ①582 ②346 ④337,448,495,509 ⑥247,389
肇事乃子彧 ⑥299（王用～）
肇盡先王德 ⑥240
肇夙夕明享 ①787
肇繙 ②21 ③103,214 ③97
肇帥井 ③73,90,374,389,434
肇敏于戎攻 ④356
肇敃周邦 ⑥348
寵王賓 ②482
聽命于天子 ④389
陟 ②49（純～）③195,198
陟降 ⑥388（大神其～）
陟祀二公 ②16
陟二公 ②11
陟否 ④293（上下～）
敕成左關之釜 ④432
諫辟王家 ③491
諫罰朕庶民 ④354
沈子 ②12～14,19,21
陳氏始大 ④392
陳仲蔚孫 ④405
鎮靜不廷 ④7,15

冡(墜) ②453 ⑥401（不～）
遂(墜)命 ①656（殷～）
追 ①260,304,454 ③875（叢～）823（御～）⑥304（奔～）
追以六自 ②104
追御于上洛 ③471
追享考 ③397（用～）
追孝 ②518 ③148,890 ④55,216,260,266,268,405 ⑥387,393,527,594
追孝先祖 ④583
追號追尊 ①488,604
追述の語 ①797
追放儀禮 ⑥291
通彔永命 ④56 ⑥388

丁寧・錞于 ⑥550
廷告于天 ⑥7,173 ②371
廷禮册命 ③233,238,328 ⑥83,250
廷禮臣廟 ③325
廷禮廢絕 ③901
廷禮文略 ③601
弟 ①498（乃～）④379（兄～）456（易～）⑥483 又 499
弟史遺馬 ⑥466
底漁の官 ②145
抵當權 ⑥134
帝左右 ②287（在～）
帝之矿 ④3（在～）
帝司(祠) ⑥370
帝所 ④6,363（又敢才～）
帝と天 ③713
啻(禘) ①703（～周王□王成王）②257 又 492 ⑤143
禘 ①299（～祀）④293（嘗～）
鈦趾脚鉗 ③107
提訴 ③122,632
貞 ④538（～之）⑥591（□～孔揚）
貞協朕或 ⑥403（以康～）
貞四方 ③443
貞周邦 ③702（乃祖～）
貞大命 ③710
貞保我邦我家 ③434
鄭州諸器 ④238～243
鼑 ①347 ⑥257（～告）386（～俎）
鼎・祭名 ⑥323（歲～）
鼎輕重 ⑤11
甗・甏 ④560
蒸四酉 ④108（賸～）
肆・逮・絲・鬃・肆 ①23
𦤎・絲 ①454（不～）
狄 ④220（～人）512（克～）
狄(逖)虘先 ⑥341
啻(敵・嫡) ⑥304（克～）
啻官 ②117 ③555
啻官嗣 ②356 ③702 ⑥511
嫡媵竝記 ④552
敵寮 ④356（爲女～）361（乃～）
適館・啻官 ⑥511
賜・惕恭 ③450
侄 ④157（武～）167
或都四千 ④356
悊(哲) ④579（肅～）⑥348（脜～）
哲厥德 ③73,780（克～）
哲聖元武 ④512
敹(徹) ⑥179（～令）348
鐵 ⑥476（字形）
鐵殳銅鉞 ⑥31
鐵援銅戈 ⑥31
婰 ⑥205
敟ミ ④104（秉德～）
天 ①16 ⑥173（自～）（廷告于～）179
天位 ①15,699
天畏(威) ①663 ②49
天威降喪 ③451 ⑥127
天尹不顯休 ⑥278
天官六大 ①686
天降大喪于下或 ③450
天子 ①509,600,642 ②138 ③143,389,578 ④172,293,295,389 ⑥192（卽命于～）244（卑～萬年）（保～）299（辟事～）（享于～）353（譍窑～）
天子亦弗謹(忘) ⑥243
天子匽屢文武長剌 ⑥354
天子其萬年無疆 ③498
天子厥休 ③331
天子休 ①511,640 ②388,481
天子休命 ⑥195（對揚～）
天子覲命 ③183（日遷～）
天子皇休 ③686
天子之事 ④396（用御～）
天子乘舟 ②144
天子寓厥順福 ①599
天子多易 ②445 ③374
天子甗 ③392（用～）
天子萬年 ②259 ⑥244
天子不叚不其 ②319
天子不顯叚休命 ③594
天子不顯休 ②221,512 ③7,13,41,51,60,69,

畣(答)□皇卿 ④108
宕 ③848 ⑥299 (永～)
304 (休～) 529
宕其 ③845 (～貳) (～參)
宕伐厥允于高陶 ③823
東 ①323 ⑥262 (卲大室～) 572 (夏～)
東鄉 ①689 (邦賓, ～)
東截內外 ③741
東西南逆 ⑥263
東征 ①100, 325, 375, 734
東南諸侯 ③36, 62
東方系綴號 ②111
東方出自 ①748 ②309, 375, 434, 490, 514
③21, 54, 214, 406, 440, 475, 561, 625, 907
東方族習俗 ①273
東方封建制 ①47
東命 ①325 ②154 (即～)
眔(逮・及・與・逕)
①156, 218, 344, 407, 592, 732, 815, 816
②30, 63, 103, 172, 240, 522 ③20, 48, 83, 122, 770 ④361 ⑥192, 221, 259, 263
眔付裘衛田 ⑥263
眔受 ⑥268
唐代出土器 ⑤34
脰 ④542 (郤～)
登・登于 ②197, 198
登川禽 ②144
菐屯 ④361 (余用～)
隮于大服 ⑥54
湯盤銘 ⑤21
湯沐の邑 ⑥213
盜掘 ①141 ⑥428
盜百鐵 ⑥403
盜と行遊 ⑥156
統治政策 ③143
踏藉・踐土 ①462
匋司匐厥皋召故 ②365
稻 ⑥250 (琱宮人鬻～)
稻粱粢盛 ②478
遻 ④356 (辟盨邑～)
嵩州の制 ①544
饕餮文 ⑤27
畾敗楚京 ④157, 167
同位語 ①509, 601 ②55
③132 ⑥483
同卿事寮 ①290 (征～)
同姓媵之 ④319
同族紛爭 ⑥157
同名累世 ③22
同銘器 ③408
同瑁・琮 ②301 ④398
堂(當)一車 ⑥586
堂下の禮 ⑤359 ⑥110
堂駉・僕 ①826
道路 ③197 ⑥340
(～修祓)
銅 ④396 (用鑄爾羞～)
銅器銷去 ⑤103
銅勺串出 ⑥460
銅鏃 ②394
夏(得) ⑤585, 586
得(贖)毀古 ①756
得屯 ⑥363 (徵禮～)
得屯亡敗 ③73, 372, 389, 491
得屯用魯 ③780
匿 ①651 (闢厥～)
特懸一簋 ④133
特命, 取遺 ②417
德 ④302, 579 (余～) 605 (不巠～) ⑥240 (孔～) (安～) (先王～)
242 (欽～) (剌～) (懿～) 337 (又) 387 (明～)
德巠 ①663 (敬雝～)
④412 (肇堇～)
德明 ⑥403 (冀受～)
屯 ⑥585 (～三舟) 586 (～十) 585 (～二十)
屯倉 ①152 ⑥129
屯田制 ⑥484

ナ 行

內(入) ①637, 760
內外 ③658, 741
內國 ②203 (淮夷敢伐～)
內事柔日 ③49
內卲命于天子 ⑥192
內陟芻 ③197
內伐 ③471 (遷及～)
④425 (～匽□邦)
內服外服 ①294
內辟 ③727 (乃友～)
內門立中廷 ③350
內右 ③83, 148, 306, 479,

四五～四六

86, 265 (～盨) 308, 346, 392, 578, 587
⑥216, 250, 273
天子不顯休命 ②408
③21, 299 ⑥280, 366
天子不顯皇休 ②421
天子不顯魯休 ③79, 109, 150 (～命) 164, 235 (～命) 354, 488, 508, 549, 730, 756, 762
天子不丕魯休 ②358, 518
天子霝無匄 ⑥354
天子復命語 ③575
天子明哲 ③498
天子魯休 ③65 (～命) 375
天子魯命 ③280 (對揚～)
天子𦸗(縮)命 ⑥354
天易之福 ④512
天疾畏降喪 ③714, 719
天順我不敏 ⑥178
天神僇辱 ⑥13
天宗・天位 ①15
天の思想 ⑥6
天の柱 ⑥184
天命 ②210 ③710 ④3 又 15, 363
天命是遷 ④299
天有天命 ①651 (受～)
天異臨 ①655 (故～)
典獻 ③871 (既一名～)
典田 ②432, 436 ③486 (～田人)
奠基用牲 ①298
奠・甸說 ①549
奠其先舊及其高祖 ④363
篆籀の學 ⑤99
tengri ⑥184
田 ②409 (奠～) ③322
①544 (一田) ⑥192 (一) ⑥257 (三田)
⑥210 (三) ⑥263 (四田) ⑥262 (五田)
③134 (七田) ⑥257 (十田) ③134 (七田)
③475 (五十田)
田器 ③200 (散氏～)
田厥田 ③129
田人 ①805 ③486
田土修祓 ⑥212
田土定界 ③205
田土提供 ⑥261
田土轉賜 ⑥158, 211
⑥194
田土筆數 ③323
田土分賜 ③632
田牧 ③628 (女貧我～)
田野の制 ①544
田邑 ③195, 633 ⑥151
田邑侵奪 ③619
甸(陳)以啟之 ④610
甸官定界 ③199
傳棄之 ③200 ⑥291
傳世の器 ②348 ③370
翻文考剌 ②103 (用～)
土 ①62, 671
土地問題 ①547 ③324, 580, 625 ⑥140, 146, 293
土地表示 ①546 ③223
土田 ①544 ③845
土田人民賜與 ③504
土地關係文書 ③205
畀(斁)于厥身 ⑥299
徒 ③454 (～千) ④356 (或～四千) ⑥586 (棓～)
徒馭 ④355 (三軍～)
徒隸六品 ①184
夆(道路儀禮) ①539
堵 ④363 (處禹之～)
都 ②261 (戴伐厥～)
都市國家 ⑥168
都鄙 ④382 (民人～)
都邑 ④396 (其人民～)
戠ゝ與ゝ ④366
圖 ①534, 535 (東或～)
圖室 ③350, 359 ⑥224
鎛 ④478 (龢鐘二～)
奴券 ①639
奴籍 ③507
奴隸移籍 ⑥154
奴隸源 ③792 ⑥36
奴隸制 ③896 ④358
⑥45, 121, 228, 294, 395, 452, 524
奴隸制・封建制 ⑤170
奴隸的耕作者 ①550
奴隸的隸屬 ⑥130
奴隸賣買 ③139
合(答)䫄厥德 ④109, 421

畟臣先王 ①604 ③339
㚔畜 ⑥363 (無諫～)

ハ 行

巴蜀銅兵 ⑥549, 580
馬 ①522, 745, 790 ②350, 494, 502 ⑥466
馬衣亂布 ⑥489
馬牛羊 ⑥585 (截～)
馬祭 ②326 ④217
馬乘 ②436 (價格)
③538
馬政 ②325 ③588 ⑥71, 134
馬牲 ④218
馬旁 ④214 (休台～)
馬母 ④217 (永台～)
馬名 ③587
馬兩 ③576
佩 ①690 ⑥357, 387
佩以出 ③161, 360
佩玉遺品 ③518
拜 ②240 ⑤146
拜稽命 ④390 (齊侯～)
拜䭫首 銘文例參照
配 ②269 ④293 (敬～) 364 (其～)
配我有周 ③647
配命 ③647 (先王～)
敗晉師於襄陵 ⑥584, 586
敗速 ③241 (敬毋～)
廢銅古器 ⑤45
灋(廢) ⑥262 (勿～朕命)
灋乃命 ④363 (弗敢～)
貝朋賜與 ⑥180
倍數 ①544
陪臣 ①408, 508, 600
④393 ⑥275, 453
陪臣作器 ③901
賠償義務 ③142
賣以□ ③128 (廼～)
賣買契約 ②436
白色吉凶 ③50
白色土器 ①256
白馬 ①447, 452, 592
②327
白犯裘 ③283 (致, ～)
白(伯) ①551, 670
伯亦克欸𠙵 ⑥242
伯䝨諸器 ⑥61
伯叔宗支 ③483
伯叔・侯伯 ①422
伯仲叔季 ①422 ②483
伯父・舜稱 ③806
旃眔叔金 ②373 (嗣～)
帛三兩 ⑥268 (舍～)
賓(帛) ③283 ⑥522
賓賦 ③601 (～臣) 791 (～人)
專縊畜 ⑥288
𦿔 ③601 ⑥304 (衣～)
𦿔戎𤞷 ⑥304
𦿔伐厥𤞷 ③802
𦿔散邑 ③195 (用矢～)
𦿔伐 ③790 (則卽井～)
戮伐厥都 ②261
貊裘羞賓 ⑥268 (舍～)
莫敢御余 ⑥599, 600
莫不日卑□ ④104
莫不來王 ④101
八自六自 ⑥484
八肆四堵 ④132
八十朋厥貯 ⑥257
發 ④432 (命左關丕～)
髮微 ①452 (敏黃～)
伐 ①58, 104, 144, 691, 727, 778 ②43 ③454
伐角劓 ③261 (王南征～)
伐吳の役 ④376
伐秦の役 ③377
伐東或(國) ①133
伐南淮夷 ③276
伐反虎方 ①790
罰 ①751, 757 ③131 (～大) ④354 (諫～355 (厥～)
罰金 ⑥288
罰女三百寽 ⑥288
罰訟 ①666 (敏諫～)
罰千 ③200 (妥千～) 202 又
凡 ①704 ③134, 199, 200
⑥304
凡・汎・泛 ①10
凡興士被甲 ④32
H・㚘・般 ①9, 11, 13
反 ①61 (叔厥～)
反夷 ①74 (來伐～年)
反語 ③794
反荊 ①776 (伐～)
反厥工吏 ③601
反對給付 ③129, 578
飯吉金鎛鋁 ④583

四七～四八

521, 716, 734, 770
⑥231
內邑 ①226 (～乎金)
乃(假定・接) ①818 (～克至) ③263 (～射)
④32 (～敢行之)
⑥223 (～至) ⑥288 (～以告) 572 (～爲之咎)
廼 ①302, 516 (～易) 665 756 (～罰) 818 (～學) ③122, 128, 131 (～曰) 723
廼唯是喪我國 ③668
廼每于髮曰 ③129
廼許曰 ③122 ⑥262
廼䭫首于晉 ③131
廼遣 ②261 (～閒) ③454
廼顜・顜 ⑥262, 268
廼作余一人矜 ③723
廼吏(使), 曰 ③633
廼命 ⑥262, 263 (～寓)
廼出厥命 ⑥192
廼嗌, 曰 ⑥262
廼是子 ②25 (䢅父～)
廼成賓曰 ⑥288
廼卽散用田 ③193
廼多亂 ②364
廼𢁒告于 ⑥257
廼眔, 命曰 ⑥268
廼卑, 誓曰 ③202
廼赦克衣 ②17
廼孜鰥寡 ③674
廼命參有嗣 ⑥259, 262
廼或(又)吏, 誓 ⑥288
廼或(又)卽舀 ③134
廼來見武王 ⑥359
廼用吉金 ④517 ⑥594
廼繇宕, 逆逐 ③723
南(銅鼓) ②281 ③125
南鄉(嚮) ①535
南宮子 ④395
南金大賂 ④514
南行 ⑥351, 599 (～西行)
⑥194
南或東或 ③450 (廣伐～)
南諸侯 ⑥123, 223
南征 ①778 ③261, 274, 276, 461 ⑥188
南征諸器 ①774
南仲大祖 ③351 ⑥225
南方經營 ①789, 792
南龢鐘 ④532 (膳, ～)
難老 ④349 (霝命～)

二王三恪 ②222
二公 ②15
二世三王 ⑥91
二川 ⑥262
二人受命 ①302 又 592
③104
二三正 ①661
二女同嫁 ④318
二姓媵器 ④318, 552
二百家 ①638 (者㚔臣～)
入樂詩 ⑥106
入孜 ③583
入諫 ①663 (朝夕～)
入寢の禮 ①592, 634
入長城 ④157 (～先)
入繇妾賓 ③794
入服酉(酒) ①685, 701, 705
入門 ①690, 696, 699 (～三門)
入右 ②362, 450, 521
③101, 230, 280, 317, 344, 475, 555, 705
入燎周廟 ①697
日食 ②266 ⑤365
認證 ③139, 761

寧(寧) ①388, 640 ④341 (安～) ⑤353 (寧～天子)
寧靜于猷 ③491
寧妄 ④298 (余非敢～)
年中年末置閏 ①199
念 ①826 ②17 ④606 (今余其～)
內(納)𩰫 ②90 (～于王)

納瑾報璧 ③162, 360
納璋報璧 ①668
納饍于王 ③262
能(而) ⑥585 (歲～返) 586
能 ⑥351 (庚～楚荊)
能許䧹从 ③628 (弗～)
能福 ②19 (多公～)
農業奴隸 ⑥395
農作物鹵掠 ⑥290
農事詩 ①814 ⑥75
農牆越歷 ⑥395

被動形 ①637,638
琲 ①80,334,386 ③311,893 ⑥318
琲傑 ⑥189
琲鉿一 ⑥257（矩或取，〜）
琲壽 ①405 ⑥393
禕 ①300（用〜）302,320
啚(鄙) ①150,157
啚于衛 ①148
啚于之，爲官 ①152
鄙 ④382（都〜） ⑥252（直〜）
嚣黨・彭衙 ③788
裨胄 ⑥304（弓備矢〜）
碑刻の學 ⑤46
宄・密 ⑥345
敚氏家系 ⑥394
敚史剌祖 ⑥359,389
敚霝處 ⑥359（才〜）
微 ①452（每黃髮〜） ⑥346（〜盧）
眉 ①716（陥伐海〜）
眉壽 ④398,525 略
眉壽永命 ②447
眉壽黃耇 ③13
眉壽無彊 ⑥247,406
眉壽霝冬 ⑥388
釁無匃 ⑥354（天子〜）
備于大左 ③233
彌厥生霝冬 ④283
彌宋匔匿 ③450
彌心畏忌 ④382
媥嫚同盤 ④257
墅ㄹ ④293（穆ㄹ〜） ⑥356
弋(必) ③845 ⑥393
必唯朕□償 ③134
必可 ⑥283（從辭從嗇〜）
必會王符 ④32
必宣 ⑥366（剌祖文考〜）
必尙卑處厥邑 ③129
匹 ③587 ④86（盤〜） ⑥360（逑〜）
匹馬・絲束 ③122（用〜）
弜(弼) ⑥572（善〜骰考）
弼王宅 ④606
畢覞威忌 ④478,482
斁狄不覞 ②287
百家千孫 ③395
百寽(鍰) ③122
百爾 ④108（智親〜）
百斯男 ④366（卑〜）
百車 ⑥557（獻金〜）
百諸婚媾 ③99,291
百神 ②109,269
百生(姓) ①345 ②103 ③98,178 ④571
百緜 ④99,122 ⑥403
百辟 ①656（殷正〜）
百邦 ④15（柔燮〜）
百民 ⑥592（敔，〜）
百僚庶尹 ①295
冰月 ①492 ④412
苗民原住地 ③295
廟 ①119,702,705 ②271 ③28
廟號と世代 ①488 ⑥198
廟告の辭 ②53
廟中の禮 ①712
品 ①183（兄六〜）704（凡匿以〜）
賓 ①687（〜征）700 ③574,576 ⑥431
賓客 ④472;569,610
賓蔵 ⑥326（王〜）
賓(儐) ①191,244,790
賓賜 ①82 ⑥236
賓章馬四匹 ③178
賓物 ③183,575,577
賓報 ①742
每(敏) ⑥178（不〜）304（韓〜）
敏可使 ③770（女〜）
敏朝夕入諫 ①663
敏諫罰訟 ①666
敏揚 ①33（〜王休） ④83（〜厥光剌）
敃新 ④259（曰〜）
敃天疾畏 ③654

不愆不貳 ④302
不叚妄寧 ④83（余〜）
不敢爲喬 ④127（余〜）
不敢逸康 ④412
不敢家(墜) ①604 ③538
不敢不 ②16,95(〜萬年) ⑥223
不敢不家不叓 ③73
不敢弗 ④355（〜儆戒）

四九〜五〇

般・般祭 ②378
般御之句 ⑥533
班 ③471（至于伊〜）
頒既好 ④220（其〜）
頒胙の禮 ③391
頒馬の禮 ②326,334
緐(繁)湯多釐 ⑥361
緐釐 ③438（降余多福〜）
燔燧事 ④32
萬至於辞孫子 ④382（世〜）
萬億年 ④191（至于〜）
萬歲用尙 ④77
萬由年 ③717（詢其〜）
萬壽 ④614（用旛〜）
萬枼攺之 ④582
萬枼是寶 ④208
萬枼無彊 ④610
萬姓是敕 ④7,15
萬宗 ②320（萬年保我〜） ⑥134 又
萬年隹人 ①346
萬年永光 ①454（翾〜）
萬年羊角 ⑥390
萬邦 ②319 ④104 ⑥134,337,389
萬民 ③491④15,83
萬民是敕 ④7
蕃昌 ④293（子孫〜）
蕃別 ③477
盤殨 ④564
緐夏 ④3（虢事〜）
緐妄賓 ③794（或入〜）
緐方 ③806（用征〜）
⑥401（以虢事〜）

不・否(丕) ②49 ⑥262
不叚不其 ②319
不其 ②319,329（倗下〜）
不諱 ④293（〜考壽） ⑥557（易〜）
不巩先王配命 ③647
不徑德 ④605（虔秉〜）
不顯 ①36,651 ②131,221,270,302,368
不顯王乍省 ①21
不顯趄ㄹ皇祖 ③443
不顯休 ①371（皇尹〜）
不顯考文王 ①19
不顯皇考 ③73,373
不顯耿光 ③456（武公〜）710
不顯皇祖 ③87（〜剌考） ④366 ⑥387（〜亞祖）
不顯皇祖考 ③389,422
不顯子白 ③802
不顯天子 ③498
不顯文武 ③543,647,702（〜受命）
不顯穆公 ④364
不顯朕皇祖 ④3,15
不克王，衣 ①25
不作元女 ④104
不赫王乍庬 ①23
不籓伯懋父晉 ①453
不籓德 ③424（專求〜）
不商 ④606（訙之于〜）
不發 ④432（命左關〜）
不杯 ①453 ②54,307,346,358,498（周師〜） ③98
不杯元德 ③424
皮革業 ⑥277
否善 ③741（毋敢〜）
非彝顯對文 ②52
非敢 ②58（〜覓） ③320（〜夢）
非敢寧忘 ④298
非出五夫 ③122
非肅又聞 ③660（余〜）
辰(俾) ①63
卑 ④104 ⑥304（〜□萬年）
卑貫循(通) ④90
卑嬰 ⑥592（民具〜）
卑克厥啻(敵) ⑥304
卑册命免 ②464
卑旨卑靜 ④341
卑貳于蹈 ③128（毋〜）
卑處 ③129（必尙〜） ⑥359（舍寓于周〜）
卑若鐘鼓 ④366
卑天子萬年 ⑥244
卑百斯男 ④366
卑復 ③122,129（〜命）
卑復虐逐厥辟厥師 ③723
卑方 ④512（具既〜）
卑鳴攵好 ④386
畀屯陟 ②49（否〜）
奧，田 ⑥192（易〜）
毘・毗 ①660,661
豼(貔)亥 ③287,289
被甲 ④32（凡興士〜）

専有上下 ⑥337
専余于艱卹 ④361
婦 ④560（□之〜）
婦姑御祀 ②72
婦子後人永寶 ①272
婦氏・君氏 ⑥529
婦爵 ②171
婦人宗室 ①797
婦人と征役 ①264 ⑥491
婦人の器 ①803,806,807 ②78,176 ④56,245
婦人戍腎 ②72
嬬氏 ③812,850 ⑥527
賦虐從獄 ③108
賦貢 ③604,793
賦斂の率 ③849
賻贈用喪 ③319
賻賵 ①251 ②85 ③319
鏄鉊・鏞鉊 ④130,583
毋巳 ④293（祐受〜）
毋曰余小子 ④361
毋敢 ③145（〜不聞）741（〜否善）
毋敢曩橐 ③674
毋敢家 ③678 ②453
毋敢湛于酒 ③674
毋敢不 ②366（〜井）（〜明） ③792（〜出）
毋敢不善 ③322,359
毋敢弗師，明井 ②366
毋敢望(忘)伯休 ②175
毋敢妄寧 ③660
毋敢或入緐妄賓 ③794
毋諱 ④354（左右〜）
毋瘖毋疣 ④341
毋後 ④220（悤獵〜）
毋載金革龏箭 ⑥586
毋聿戕 ④214
毋死 ④379（用旛壽老〜）
毋疾毋巳 ④366
毋舍椁飤 ⑥585,586
毋女又閑 ③328
毋政・政 ⑥585 又（則〜）
毋折緘 ③660
毋家 ②503（文末）
毋童 ③660（死〜）
毋卑貳于蹈 ③128
毋敉 ①759（今〜）
毋不即巻 ③794
毋弗善效姜氏人 ③105
毋弗帥用 ③674
毋忘 ④176（永枼〜）
毋又敢恭專命 ③668
毋又畀于厥身 ⑥299
毋又弗譳 ②64（肆〜）
武王既戈殷 ⑥348
武王則命 ⑥359,389
武公と葵伯 ⑤364
武臣保天子 ⑥244
武將賜與 ③593
武侄寺力 ④157
武徉幾王 ③291
武文咸剌 ④176
武文昭穆 ④178
武霝成 ④366（曰〜）
珷(生稱)征商 ⑥323
珷王既克大邑商 ⑥173
珷王豐福 ⑥173（〜自天）
部曲的徒隷 ③506,508
部族國家 ⑥11,123
部民的形態 ③897
艮・艮子 ②264
服 ①493 又 594,657（大〜） ②37（更，）452（又） ③674 ⑥233（厥，）403（其，）
服酒 ①685,705
复 ⑥179,299
復涉濡 ③195
復歸 ①728（雩厥〜）
復限余鬲从田 ③620
復古的傾向 ⑥157
復付厥君 ③473
匐厥皇召故 ②365
箙 ④395（璧二〜）
箙二嗣 ④395（玉〜）
腹心子□ ⑥360
福 ②24,270 ⑥229,（妥〜）461
福褱敢衆 ⑥366
福盟 ①604（邵朕，）
福霝冬 ⑥390
福剌 ⑥304（對揚文母〜）
複語複詞 ②11 ④374,377
勿遺壽幼 ③450,454
勿敢封 ③868
勿吏獻虐從獄 ③727
勿相(喪) ④610（用之〜）
勿彘余一人 ①659

五一〜五二

⑥377（〜帥用）387（〜帥且考）
不敢弗師井 ③423
不敢弗帥用 ③781
不偲不貳 ④299
不姦 ②342（伯氏嬪〜）
不奡 ①702（邦賓〜）
不逆付舀 ③128
不其事 ④389（余〜）
不義 ④606（勿有〜）
不巩 ⑥341（永〜）
不覞 ②287（斁狄〜）
不訏 ④220（多寡〜）
不井不中 ②365（毋敢不明〜）
不克叓 ③714（秉德〜）
不自作小子 ⑥242
不貳 ④610（夙莫〜）
不從 ①752（〜王征）758
不淑，用喪 ③317
不叓 ③77（不敢不家〜）
不飤 ④579（誨猷〜）
不靜 ③654（大從〜）
不中不井 ②366（毋敢不明〜）
不家(墜) ②214 ③607 ④83,354 ⑥365,512
不家于厥身 ④482（忍穆〜）
不家于上 ⑥401
不家在下 ④4,15
不廷 ④7,15 ③647（〜方）
不廷唯死 ③729
不庭方 ③647（率褱〜）
不易(惕) ④293（孜ㄹ〜）298（有虔〜）361（虔卹〜）
不旻(得)其金節 ⑤585,586
不嬰 ⑥186（葍〜）
不能不，萬年保 ②172
不敏 ⑥178（谷天順我〜）
不法行爲 ③143,261
不用先王乍井 ②364
父兄庶士 ④571,582
父子世及 ②466
父子分典 ②93,99
父市賜與 ③730
父母萬年 ③730
夫 ①549,551 ③133,189 ⑥288（五〜）304（二〜）
夫妻異諡 ③707
夫妻同號 ①800 ④526
夫妻連名 ③48,364,385 ④257,283 ⑥157,221
夫人祭器 ③913 ④258,277
夫人の宮 ②70
夫人名鑿去 ③385,386
夫寶買 ③130
夫婦誓約の辭 ②176
夫婦廟號 ③594
付 ③134（則〜卅秭）201 ⑥263（眔〜）
付永厥田 ⑥192
巫・巫 ②486
巫兒 ④339
巫祝の地位 ⑥395
孚(俘) ①773 ④449
孚聚二百卅七聚 ①693
孚吉金 ③606
孚牛馬羊車人 ①691
孚金 ①226,776 ③566
孚士女牛羊 ③606（毆〜）
孚受天命 ③710
孚戎兵盾(盾) ⑥304
孚人 ⑥304（孚戎〜）
孚奪馭行道 ③727
孚貝 ①219,750
俘獲の數 ①692 ④426
俘虜奴隷 ⑥524
椁飤 ⑥585（毋舍〜）586 又
府 ⑥585（政於大〜）
附庸土田 ③846 ④483
符 ④32（必會王〜）
訃告 ①377
鬼氏鐘制 ⑤24
甫有方 ①651 ④15 ⑥406
専 ④361（中〜盟刑）
専我公家 ④361
専求不籓德 ③424
専凷 ⑥242（夙夕〜）
専受天命 ④363
専旬于國 ④579
専乃心 ④354（余既〜）
専奠王命 ③538
専命于外 ③668 又
専命専政 ③668
専有四方 ③543 ⑥389

䚕(字形) ⑥510
䚕☐尹人 ⑥496
䚕官嗣康宮王臣妾百工 ③521
䚕五邑祝 ③737
䚕易 ③504
䚕嗣 ②316, 406（～奠田） ③12, 56, 302, 425, 546, 680, 741, 759 ⑥484
䚕疋 ②467, 521
䚕疋對各 ③103
䚕命于外內之事 ④361
㚸ゝ數ゝ ②270, 287
辟 ①627, 656（百～） ④146（戎厥～） ⑥363（隹～）
辟于齊侯之所 ④364
辟于先王 ③73
辟王 ①590（見服于～）
辟皇君之易休命 ④360
辟侯 ①642（易金于～）
辟☐公 ③260（厥宅考～）
辟事天子 ④299（萬年～）
辟日乙 ③193（用～）
辟先王 ③377（用～） 387 又
辟前王 ⑥241（龢～）
辟天子 ①508（朕～） 600 ③389, 491
辟百寮 ②364（令女～）
辟余一人 ③727（用～）
辟用 ①789（令厲侯～）
辟雍儀禮 ①7, 659 ②143, 283 ⑥463
璧 ③871（報～） ⑥557（拱周～）
璧二備 ④395（用～）
閞厥匿 ①651
賔 ⑥268（盠～）
覓 ②58 ③135
覓我田牧 ③628
门宅京自 ④4, 101
霝靜安寧 ④341
霝宅禹賓 ④3
伐(晉蔑)閱 ②344
別子分宗 ②99
蔑(䁿) ②342, 471
蔑，靜每王休 ②472
蔑曆 ①189, 615, 806 ②74, 160, 191, 196, 296, 344（字形） 346, 453 ③13, 77（多～） ⑥431
蔑，曆 ①364, 798, 802, 826 ②81, 163, 181, 186, 187, 199, 205, 239, 456, 492 ③592, 475
䁿曆 ⑥242, 365（其日～）
殼殼女 ⑥288 又，又
反入(返納)堇章 ①668 ③161, 360 ⑤8, 289
返 ⑥585（歲能～）
返納賜與 ①668
編鐘 ①571, 573, 591 ②351
編鐘樂律 ⑥592, 601
編鐘の數 ④131, 373
變雅の時代 ⑥155
變宮・宮反 ④539
便(鞭)女 ⑥269, 288（～千・五百）
辨于多正 ①590
辨僞の法 ⑤95
辨事☐公宗 ①783

父 ②46（～征）（～身） ③435, 644, 658, 668 又 674, 680
㠯 ③32, 504（～屯）
㠯市 ②403
黼・㠯 ③32
甫・㪔同聲 ②274
甫象鐘三 ③1
保 ①615（～厥邦） ②172（萬年～） ④481（是～） 526（字形）
保王身 ⑥242（用～）
保我萬宗 ②329（萬年～）
保我萬邦 ②319（萬年～）
保乂・保辪 ④6
保辪王國 ④104
保辪周邦 ③498
保嬖厥秦 ④3
保護靈 ⑥306
保受天子寏命 ⑥354
保臧 ⑥592（☐下～）
保奠 ③90（用～）
保天子 ⑥244（武臣～）
保傅聖職 ①810
保・寶 ②433

勿灋文侯覭命 ④90
勿灋朕命 ②358, 367 ③29, 108, 504, 547, 560, 730, 773 ⑥252
勿有不義 ④606
勿或(有)俞改 ④382
勿雝速庶☐賓 ③674
市冟 ①378（公～）
黹(字形) ⑥241, 269
弗以我車函于蘺 ③823
弗以乃辟函于蘺 ③716
弗叚組 ③608（今余～）
弗叚望 ③443（武公亦～）
弗敢取 ⑥366（牆～）
弗敢忝 ③446（禹亦～）
弗敢喪 ①766（遺寶賣～）
弗敢且(苟且) ②112
弗敢不對揚 ④360
弗敢灋乃命 ④363（余～）
弗敢望(忘) ①483 ③838 ⑥483
弗敢斁 ③574（余～）
弗敢啚 ③851（余～）
弗彶 ③654, 697
弗䫏 ②64（肆毋又～）
弗具付 ③633（我～）
弗克厥罰 ①757（今～）
弗克伐噩 ③450
弗ナ(差) ⑥466
弗乍先王憂 ③660
弗賞 ③134（來歲～）
弗速我東䤋 ③601
弗得 ③131（乃～）
弗能許鬲从 ③628
弗望(忘) ①796（休天君～）
弗望小裔邦 ③291
弗證 ⑥242（天子亦～）
刜禀㪔發 ④104
祓禳 ①816
敚 ⑥361（繁～多孶）
敚叀 ⑥366（福褱～）
敚叀屯魯 ⑥393
焚巫 ⑥291
餴段 ①774
分己姜寳 ①838
分期斷代 ⑤229
分器 ③565 ④139
分器是寺 ④479
分宗分器 ③766
文姑 ②76（厥～）
文考 ①360, 405 ②3, 30, 又 103, 146, 150, 201, 205, 244, 307, 408 ③7, 15, 883 ⑥217, 252, 363, 380, 387, 423
文侯覭命 ④90, 96
文書認定者 ③622
文申 ⑥281（享孝于～）
文人大寶協龢鐘 ⑥387
文祖 ②240, 302 ③705 ⑥296, 312, 393
文祖考 ②240 ⑥221
文祖皇考 ③780（覭甶～）
文武長刺 ⑥354（天子䵼㕓～）
文父 ①765 ②251
文母 ①527 ②131, 150 ⑥296, 299
文母守護靈 ⑥308
文母福刺 ⑥304（對揚～）
文報 ①269（丁公～）
玟王正德 ①661
玟王命二三正 ①661
聞 ①666 ③105, 668, ⑥323（克～）
聞于夏東 ⑥572
聞于四方 ④582

平陰の役 ④163
平闕の法 ④33
丙(字形) ④471
兵龠(盾) ⑥304（爭戎～）
兵銅 ④544（戰隻～）
秉 ④344（四～） 605（虔～不巠德）
秉威義 ③434
秉元明德 ③373
秉德 ③714, 781 ④104
秉德共屯 ②207 ③97
秉明德 ③389 ⑥387
秉緐蜀巢令 ②41 ⑥476
免余乃辟一人 ①659
閉☐ ④428
甹 ⑥337（大～） 389（又）
甹・荓蜂 ⑥476
甹王位 ②36 ③424
甹朕位 ③658

五三～五四

亡直逆 ②51（隹苟德～）
矛戈弓備裨冑 ⑥304
仿器の學 ⑤92
榜示 ⑥146, 266
榜識首百 ③473（長～）
某(謀) ①106 ③58
甿・庶人 ⑥552
望(忘) ②175 ③74, 78, 448 ⑥483（弗敢～）
䀕(忘)・䂆 ⑥456（字形）
䛠 ⑥242（天子亦弗～）
望土于相侯 ⑥373（兄～）
楙 ⑥387（對壦身～）
䵂(㬥)虐從獄 ③727
懋再先公官 ③320
夢(遱) ②429 ③321
䨺𡚁・望諸 ④327
北闕之釜 ④428
北鄉(嚮) 廷禮文參照
北征 ①750（伯懋父～）
北方諸器 ⑥26
北方族 ③538 ④222, 325（姬姓）
卜筆反・宮反 ④538
攴好 ④386（卑鳴～）
迖自西旟 ④538
僕 ①817（濂仲～）
僕官・諸僕 ②118
僕馭百工牧臣妾 ③741
僕庸土田 ③845（止公～）
墨刑斁殼 ⑥291
穆王饗醴 ②341
穆好 ④293（康虎～）
穆商ゝ ④538
穆ゝ ②142 ③73, 373, 389, 422, 491 ④7, 293, 315 ⑥299（用～）
穆ゝ秉德 ③781
殺艮子說 ②265
本宗分支 ①336
本宗旅宮 ①457, 732
本領安堵 ④384
奔于𡚁 ③504（井人～）
奔走 ①469, 473, 622,（～夙夕） 644（～命） 663（享～） ②95（夙夜～） ⑥489
奔追 ⑥304（師氏～）
餴鉊 ④365（玄鏐～）

マ 行

麻纖維 ⑥422
妹・昧爽 ①686
昧辰 ①657（～又大服） 716（妹邦說） ⑥464 又
昧爽 ①658, 685
昧喪 ②464, 685
昧旦不顯 ⑤19
枚克衣 ②17（廼～）
枚克蔑 ②20（乃沈子～）
恋天命 ②19, 51
埋㸚・埋犬 ④57
末辭 ①713 ②241
末小子 ④298（余唯～）

民 ②51 ⑥173（辪～） 341（旣～）
民儀・民獻 ①266
民具卑饗 ⑥592
民獻 ①266, 267
民人 ④382（～都鄙） 579
民卯 ⑥560（台寺～）
民亡不康靜 ③710
民氐・亡措 ⑥477

無剈 ⑥500（夙夜～）
無唯正聞 ③668
無射・無旲 ③713
無䝿 ④517（爲德～）
無匄 ⑥354（天子䵼～）
無敢釀 ①653（獻酒～）
無敢醴 ①654（𩰫祀～）
無其 ④324（男女～）
無諆徒馭 ③607
無冬令于有周 ①601
無諫蔑商 ⑥363
無啻(敵) ①207（攻勵～）
無斁 ③647（肆皇天～）
無畀 ②129 ⑥304（～☐身）
無直具冠 ③131

令(命) ①65, 289, 290, 291, 367, 408, 649, 662, 664, 696, 704, 740, 789, 805 ③845, 851, 862 ④390（嘉～） ⑥178（厥～） 278
令(賜) ①65, 300, 320,

保有齊邦 ①415, 421
保余小子 ②269
保寶通用 ②433
保邑 ⑥307
僳慮兄弟 ④379
僳慮子佳 ④379
僳其身 ④379（龢～）
逋播の臣 ③507
補 ④363（伊小臣隹～）
輔天降喪 ③729
晦 ①408（～百～） ⑥523
㪔・古・甫 ②226
㪔發 ④104（刜禀～）
㪔德 ⑥242（公上父～）
㪔犀 ④579（余函覭～）
富犀文考 ⑥363
寷・匡 ②476, 478
牡 ②258
蕪(謨) ④421 ⑥354（逌～）
每(拇)黃 ①452
方 ①755 ③647 ④512（卑～）
方祊閟繫報 ①12
方緐亡不覭見 ⑥354
旊閭 ③346（官嗣～）
夆四夆 ⑥268
邦 ①651（作～） ④101 ⑥223（小大～）
邦家內外 ③658（我邦～）
邦君大正 ③392（粢其身～）
邦國 ④299（建我～）
邦㫚 ③605（即餈厥～）
邦畜害吉 ⑥654
邦人正人師氏人 ③723
邦家君 ②43（以～）
邦居潢辥 ③716
法秩序 ⑥144
放 ③633（則～）
朋(貝朋) ①99 ⑥257（八十～・廿～） ⑥448（～二百）
朋剌多友 ①346
倗 ③725（☐～）
倗下不其 ②329（王～）
倗剌 ④366（造而～）
倗生以父兄庶士 ④582
倗友 ①407 ②381 ④316, 386 ⑥500
倗友婚媾 ③488
封・境界 ③195～198
封建儀禮 ①6, 169, 203
封建賜與 ①552, 640, 669
㾊・㾊徒 ⑥586（廿～）
報・報祀 ①270
報歸氏帛束璜 ③850
報璧 ③871（伯氏則～）
敎宗 ⑥244（季易父～）
雒鶥卅二匹 ③583
鳳・生鳳 ⑥77
豐年 ⑥354（厚福～）
豐福 ⑥173（弒王～）
缶(寶)隮彝 ①215
寶・保 ②321 ⑥302
寶休 ③493（多易～）
寶光用・寶用 ①428
寶皇 ④498（子ゝ孫ゝ～）
寶黃 ③912（乍～）
寶茲休 ③278（用～）
寶賓 ①766（文考遺～）
寶鐘四秉 ④341（西郭～）
𡩜・圓 ④325
𡩜保先王 ①655（子～）
𡩜友里君百生 ③178
敳ゝ㚸ゝ ③376, 386, 488, 782 ⑥388, 393
亡敢不敬畏王命 ⑥223
亡競 ②669（又成～）
亡智(䛠) ①62 ②144
亡克競厥剌 ②57
亡國存名 ④552
亡措才彝 ②51（隹民～）
亡亟(承)于先王 ③714
亡敢 ⑥179（唯小子～）
亡旲(斁) ⑥647（皇天～）
亡旲(斁) ③710（皇帝～）
亡旲(斁) ⑥354（旲鉊～）
亡斁 ③76, 373, 491, 786
亡不咸畀(斁)天威 ②49
亡不閈于文武耿光 ③647
亡不康靜 ③710（民～）
亡不覭見 ⑥354（方緐～）
亡弗褱井 ②57（文王孫～）
亡尤(述) ①631, 640

五五～五六

五七〜五八

508,826 ②409,469 ③359 ⑥250,437
令□ ③615 ④101,432 ⑥376,437,449
命于晉公 ④172
命日 ①302,758 ②46,47
命，日 ①218 ③575 ⑥268
命我羞追于西 ③815
命嬀父卽南諸侯 ⑥223
命册 ③161（受〜）
命，使 ⑥313
命取鯆騸卅二匹 ③583
命書授與 ②466 ③158
命女 ③546,605,658,674,680,702,716,759,770 ④354,356 ②322,358,364
命(賜)女 ③306,465
命女官嗣 ③159
命女更 ③115 ⑥252
命女作 ②116,414 ③103
命女嗣 ②511 ③271
命女羞追于齊 ③236
命女疋周師 ②466
命□仆賸祖考 ③443
命服賜與 ②379,405,522 ③234,426
名 ③482（前後異稱）871（今余既一〜）
名下字上 ③420 ④73
名號・單複 ③634
名字對待 ①348 ②155 ③377,434,595,613,789,901 ④75,319,496
名數の法 ③407
名籍 ③133
名田 ③871
格 ④528（〜曰）
明 ①687 ⑥361（𢦏〜）387（克〜）
明享 ①787（夙夕〜）
明井 ④15（叡尃〜）
明祀 ④571（惠于〜）
明則之于銘 ④176
明德 ③434 ④7,83 ⑥387
明命 ①643（邇〜）
鳴 ④299（元〜無期）386（卑〜攵好）
銘 ④176（明則之于〜）
銘若 ⑤23（予女〜）
銘文鑿去 ④374
盟 ④293（甫〜嘗禘）
盟刑 ④361（中尃〜）
盟祀 ④108（虔韻〜）482（祭祀〜）
盟卹 ④361（雁卹余于〜）
盟誓語 ③202
免 ②474 ⑥492（字形）
瞓箙 ⑥586（毋載金車〜）

茂郢之遊宮 ⑥584,586
毛・擇毛 ②327
妄寧 ③660 ④83
孟庚 ④298（初吉〜）
孟冬戊辰 ④425
木榜 ③122（王參門，〜）
文字異構 ⑥528
文樣と時代 ⑤214,220,227
門之 ④375（庚大〜）

ヤ　行

夜 ⑥186（用夙〜事）
夜雨䨻鎛 ④528
約劑的文書 ①639,768 ③143,206,225
約軝錯衡 ③685
勵寧政 ③710（盠〜）
勵于永命 ③386,388 ⑥390,393
勵于大服 ③423
勵克王服 ③498
勵惠乙祖 ⑥360
龠 ①341（大〜于宗周）
禴祀禴祀 ④217

俞(艅) ③12 ④564
俞改 ④382（勿或〜）
逾沽・逾江 ⑥585
逾・上・內 ⑥589
鍈鐘 ④416（葙器〜）
又(加) ①692 ②74 ③134
又(有) ①107 ②25
又(右) ①250（使〜泉）
又(侑) ①411（〜母辛）
又共于遣武靁公之所 ④364
又慶 ①33 ④9,15
又見又卽令 ③105
又嚴在帝所 ④363
又卲誓 ⑥288（亦既〜）
又工 ③507（休既〜）
又光 ③806（孔覭〜）
又䜌于我家 ③741
又揹(䜌)于周邦 ②210 ③545
又𩙿又故 ③723,866
又𢦏又成 ③862
又事 ③312 ④361 ⑥323
又心 ⑥403（克明〜）
又進後(退) ③320,723
又成亡競 ②269
又甫于大命 ③289
又卽命 ③105（又見〜）
又大服 ①657（妹辰〜）
又僕于𨛭公 ①359
又得 ①778（伐楚荊〜）
又內于師旂 ①759
又聞 ③660（余非肅〜）
彡日・彡祀 ①632
彡祀 ①8,631
彡・彡 ①9
禘 ①567（征珷〜）
右(右者) ②66,114,233,314,354,362,371,378,401,419,450,456,480,516,521 ③9,23,56,67,296,328,334,350,500,591,752 ⑥380,384,899（陪臣）
右 ⑥558（其〜）
右(晉) ③528（天右王伯〜）
右角左角 ②357
右還・還 ②198
右虔不惕 ④298
右在王 ④32
右征 ①758（不從厥〜）
右，內 ⑥216
右，入門 ③280
右比 ②46（〜毛父）
右闢四方 ①652 ②210
友 ②63 ③488,583 又 716
友逆 ③614
友事 ①302（以乃〜）
友正 ③677
𤰔工 ①107,137
𤰔(𦃃) ①137
由侯之□□ ②365
有□𠦪祀 ①654
有(右・右者) ②464 ③465
有唯小子亡𢦏 ⑥178
有𨽹(聞)昬天 ⑥178
有同事□ ②364
有嗣 ②396 ③198,200,868 ⑥147,266,301（〜師氏）
有周 ③647（配我〜）
有爽實 ③200
有爽變 ③202（余〜）
侑・晉 ②297
誃(侑) ④258（隮〜段）
或(又)俞改 ④382（勿〜）
或(又)以，告 ③134
或(又)以女告 ⑥288
或(又)簋改 ②364
或(又)使，誓 ⑥288
或(又)嗣命女 ③56
或至(有致)，命 ③851
或(又)取赤虎兩 ⑥257
晉 ①453 ②296 ③364 ⑥365（孝〜）
甬ミ(勇) ④375
卣 ②53 ③131,374
邑 ①226,546 ③129,620 ④382（二百九十又九〜） ⑥253（厥〜）
邑井 ①546
邑人奴隷 ③620
邑人服 ⑥259（嗣工〜）
邑里 ①546
幽 ⑥359（青〜高祖）
遊戲賭物 ①822
遊宮 ⑥584,586
遊鐘 ⑥572（鑄其〜）
遊ミ ④293（威義〜）
猷 ②269 ③491,660 ④83,（我〜）579（辭〜）⑥360（遠〜）
憂 ③667（先王〜）
醆月戊寅 ④432

予小子・予一人 ①281
余(予) ①246 ③131 ⑥588,599（御〜）
余台易女 ④375
余隹 ①657,661（今〜）
余隹巠乃先祖考 ③546
余隹司朕先姑君 ④83
余隹末小子 ④298
余唯𤔲龢先王令 ③97
余爲大工厄 ④382
余一人 ④361 ⑥241
余一人咎 ③723

五九〜六〇

（廼乍〜）
余一人在位 ③660
余寅事齊侯 ④409
余，裔孫 ④408
余咸畜胤士 ④104
余敢夒乃小大吏 ⑥288
余其用各我宗子 ③97
余其永萬年 ②222
余其舍女 ①818
余其宅丝中或 ⑥173
余其萬年 ②103
余既一名 ③871
余既易大乃里 ③574
余既𠴦戾，命 ③851
余既尃乃心 ④354
余既令女 ⑥759
余惠于君氏大章 ③850
余經乃先祖 ④354
余頵岡事君 ④127
余獻婦氏以壺 ③842
余雓今小子 ④104
余弘猷乃心 ④354
余告慶 ③862,868
余，之元子 ④583
余，之良臣 ④583
余子孫 ④610（順〜）
余四事是台 ④382
余易女 ②214 ④356,361
余執龔王卹工 ⑥262
余舍女田 ⑥262
余𦖞燮武 ④127
余夙夕虔敬朕祀 ⑥403
余順孫 ②270（福〜）
余女對文 ③664
余處江之陽 ⑥599,600
余小子 ②269 ③90,434,654,656（𨔁〜）④361 ⑥240,403（司〜）
余鐘 ④127（乍爲〜）
余乃辟一人 ①659
余審貯田 ⑥262
余雖小子 ④7,15
余擇其吉金黃鏞 ④512
余諸觀孔惠 ④489
余畜孫書 ④208
余德 ④579（延永〜）
余典勿敢封 ③868
余恁𠂤心 ④579
余馬四匹 ②367
余畢觀威忌 ④478
余畢公之孫 ④127
余尃旬于國 ④579
余弗敢灋乃命 ④363
余弗敢㒸 ③851
余非敢寧忘 ④298
余非肅又聞 ③660
余㣇心畏忌 ④382
余不叚妄寧 ④83
余不敢爲喬 ④127
余不其事 ④389
余慭爯先公官 ③320
余購乘兒 ④583
余令女 ①791 ③823
余命女 ④354,356,361
余命女死我家 ③741
余有散氏心賊 ③200
余或至(致)，令 ③851
余用作，段 ③608
余用自作旅簠 ④512
余用彝屯 ④361
余朕・朕吾 ②11
余朕身 ④361（女台卹〜）
余來歸獻禽 ③875
余老 ③845
與，民人都鄙 ④382
與・夷・郢 ⑥604
與ミ ④366（截ミ〜）
旟 ④354（餗〜之政德）
用 ①838 ③131
用爲考寶隮 ⑥468
用于宗室 ②408
用永𢻱之 ⑥503
用𥁕櫂 ③123,126 ③631
用匽以喜 ④315,579
用匽用喜 ④386,578
用戈 ⑥600（自乍其〜）
用匄眉壽 ②518 ⑥247,281
用匄魯福 ⑥186
用乞嘉命 ④398
用乞眉壽 ④266
用樂嘉賓 ④316,386
用樂父兄 ④578,579（〜諸士）
用敢饗孝 ②396
用其吉金 ⑥578,594
用其良金 ④569
用喜于其皇祖 ④485
用喜侃前文人 ⑥247
用旂 ④329,398 ⑥549
用𣄰 ⑥247,411,527,576
用𣄰匄眉壽 ④283
用𣄰眉壽 ②396 ④68 略
用宮御 ③159
用御天子之事 ④396
用享于宗室 ②512
用享台孝 ④579
用享于皇祖 ④365 ⑥533
用享于宗室 ③882
用享孝 ②447 ④263,498,524
用享用孝 ③399 ④68,379,386 ⑥411,549
用享用德 ④92
用鄉 ③252（其永寶〜）
用饗大正 ②482
用饗賓客 ④517
用饗倗晉(友) ②381,388 ⑥500
用井乃皇祖考𢦏明 ⑥241
用兹四夫韻首 ③131
用厥雷 ②331,333
用厥剌祖□德 ⑥244
用獻于師尹 ③488
用獻用酌 ⑥411
用五田 ③131
用光父丁 ①304
用考・用事 ②521
用孝用享 ④512,517 ⑥592
用拱用(彤)璧 ⑥557
用耇 ⑥411（子孫永寶〜）
用虁庶昔 ④569
用獄諫 ③862
用歲用征 ⑥205
用覣 ②63（我〜）
用作𠌶司賓 ③359
用作州宮寶 ③717
用攸鑄其寶鎛 ④365
用之 ④453（文末）
用之勿相(喪) ④610
用易 ③303 ⑥231
用易壽考 ②408
用易眉壽 ④260
用兹(茲) ④606（女其〜） ③131（〜四夫）
用自作醴壺 ④517
用嗣 ②234 ③97,115,148,161,271,358
用嗣乃父官友 ②518
用嗣六𠂤 ②316
用𤔲剌疾 ④606
用事 ②120,415,419,466 ③232,346,504,521,705,737,748,773,830 ⑥250,252,278
用實旨酒 ④341
用獸(狩) ①668
用受大福無彊 ④517
用衆一夫 ③131
用𩰫稻粱 ④277
用夙夜事 ③29 ⑥186
用夙夜隮 ⑥304
用夙夜無𠚕 ⑥500
用從 ②237 ④396
用從乃事 ③828
用處大正 ④484
用偈 ④77（萬歲〜）
用卲享于皇考 ⑥527
用佋告其右 ⑥558
用保乃祖考事 ②406
用𦔻匹辟辟 ④83
用乃孔德 ⑥240
用心 ⑥240（坏屯乃〜）
用妥 ②24,109 ⑥244
用正樞 ④549
用征台迮 ④472
用征姞氏 ⑥204
用征用行 ④77 277 ⑥596
用政綝方 ③806
用牲 ①295,299,307,703
用盛稻粱 ②476 ④512
用聖夙夜 ④556
用先 ①790（王曰，〜）
用禪追孝 ④55
用喪 ③317（取我家寀〜）
用矢𤔲散邑 ③193
用卽晉田七田 ③134
用隮𩁹𢚩𠷛盟 ①126
用致兹人 ③129
用鑄 ④396 ⑥592
用鑄其匜 ④318
用𧽊征貢兹五夫 ③122
用𨱆𢽘周邦 ⑥348
用追，晉 ①453
用追孝 ③782,890 ④405,508 ⑥387
用啻于乃考 ②492
用典格伯田 ②432
用田，二・七田 ③134,193
用盤饗飲酒 ④571
用𠦪壽 ③885 ⑥393
用禘 ①300 ②246 ⑥500
用匹馬束絲 ③122

用兵五十人 ④32
用辟先王 ⑥377, 387
用璧玉 ④395
用保王身 ⑥242
用保楚王 ④549
用牡于大室 ②257
用寶妶休 ⑥278
用明則之于銘 ④176
用或敢再拜韻首 ④363
用習 ②63（飼其～）
用雝其諸父諸兄 ④519
用雝賓客 ④569
用膳 ③418 ④318
用龢用鬻 ⑥596
用♀ ①453
丮(朕)皇公 ②54
甬(用)之 ④553
（後嗣～）
关(朕) ③686（易女妶～）
羊角 ⑥363, 390（萬年～）
䚃見 ⑥354（方緐亡不～）
昜(陽) ⑥192（淦～）464
容 ④108（整群爾～）
朕 ①32, 657（～小子）④361（余～身）455 456
朕(領格)・余 ③609
朕立(位) ③658 ④606
朕其子 ④490（□～）
朕吾考 ②10（卲告～）
朕公君匽侯 ⑥453
朕行師 ④356（女嬰嫠～）
朕皇君休 ③890（對揚～）
朕考 ⑥244, 437
朕皇考 ②221, 493 ③291, 299, 302, 303, 361, 375, 383, 400, 434, 539, 578, 594, 597 又 630, 738, 762 ④448 ⑥247, 281, 411, 503
朕皇考穆王 ⑥240
朕皇祖 ③65, 434, 514, 622, 634, 831 ④3, 15 ⑥231
朕䵼(高)且 ①215
朕皇祖考 ②447 ③90
朕皇祖文考 ②526
朕後男㽙隮段 ③608
朕或 ⑥403（龏協～）
朕三軍 ④354（政于～）
朕祀 ④77（虔敬～）⑥403（又）
朕餗旟之政德 ④354
朕庶民 ④354（諫罰～）
朕臣天子 ①604
朕褺事 ③680（䵼嗣，～）
朕宗君其休 ③872
朕先寶事 ②319（遝～）
朕先姑君晉邦 ④83
朕天君其厲年 ⑥468
朕匍君公伯 ⑥483（休～）
朕不顯祖玟珷 ③289
朕不顯文祖皇考 ③523
朕百工 ⑥273（嗣～）
朕福盟 ①604（卲～）
朕文考 ①504 ②30, 395, 409, 417, 421, 521 ③36, 51, 79, 118, 150, 246, 308, 331, 346, 560, 622, 749 ④498⑥195, 250, 259, 262, 268, 299, 480
朕文祖 ②319, 481 ③20, 234, 491, 508, 765
朕文祖考 ③44 ⑥216, 273
朕文母 ④478 ⑥304
朕辟 ④83（用盥匹～）
朕辟休 ①510（對～）
朕辟皇君之易休命 ④360
朕辟天子猷伯 ①508
朕辟魯休 ③516（䵼～）
朕穆考後仲 ③528
朕猷又成亡競 ②269
朕余名之 ④205
朕剌考 ②358, ③354, 468, 587, 890
朕剌祖 ③717, 872 ⑥247
賸(朕)爾謨 ③454（于匡～）
賸聖祖考 ③443（弗叚望～）
朕(賸) ⑥263, 268
朕(媵)異姓 ④497
媵器 ③407 ④253
賸 ③418 ④532
賸器䵼彝 ④551
賸甚四酉 ④108

䁷(揚) ①33, 269, 314, 364, 427, 447, 553, 576 ⑥592（孔～）
揚君霝 ④475
揚皇考卲練 ④421
揚用作，隮段 ②447
旟(揚) ④315（中翰叡～）
庸又聞 ③660（余非～）
陽 ③802 ⑥599（江之～）600
䋣 ①539 ②210
䋣隹乃先祖考 ③534
䋣我貣畝臣 ③601
䋣宕 ③723（廼～）
𢇍厥故 ①694
雝 ①663（敬～）④85（巠～）519
雝我邦小大猷 ③660
雝速庶□賓 ③675
雝都・雍蔽 ④107
雝ㄹ ④15 ⑥406, 572
弋獵毋役 ④220
迖妶廿孚 ⑥370
应 ②341 ⑥189
異在下 ③376
異自他邦 ③289
異鼎 ①445（鑄，～）
異臨 ①655（古天～）
異(㕓) ③121（在～）
趩ㄹ ④579（畏嬰～）
谷(欲) ③667, 674, 716
谷(欲)天順我不敏 ⑥178

ラ 行

來 ①74, 444 ②199
來王 ④101（莫不～）
來各 ①358（隹王～）
來歸獻禽 ③804, 815, 839
來敏宗伯 ④389（乘邌～）
來逆卲王 ②261
來見武王 ⑥359, 389
來合事 ③842（䀌～）
來歲弗賞，則 ③134
來㑴 ②104（隹巢～）
來伐 ①74, 144
逨匹厥辟 ⑥360
萊蕪の役 ④359, 371
䲆同歸・動詞說 ⑥464
洛 ③329, 802（～之陽）
洛㵼 ⑥192（淦陽～）
洛(落) ①378
樂嘉賓 ④386（用～）
樂我嘉賓 ④475
樂我父兄 ④578（～賭士）583
樂其身 ④479（台～）
樂前文人 ⑥393
樂大神 ⑥388
濼好賓 ③48
濼大酉(酒) ⑤572
駱子 ②333
寽戎孚人 ⑥304
䜌 ①835 ③851（弗敢～）④606
敿・䜌・㲃 ①835
䜌臣卜人 ①616
䜌・欒・曼 ④274
䜌旟・䜌旂 ③340

立(涖)工于成周 ①367
吏 ⑥288（小大～）
利 ⑥329（字形）
利害關係者 ③199
利器改鑄 ⑤16
里 ①483, 546 ③574, 576 ⑥268
里人 ③271（成周～）
里君百生 ③178（瀍友～）
里閭と氏族 ①549
孷 ⑥361（䋣敢多～）
㸓 ④9（屯魯多～）
㸓僕三百又五十家 ④361
㸓邑遚 ④356（嗣辭～）
贅 ①346 ③475
䫨(履) ③576（～易里）
履 ⑥263（帥～用）
履踐反閉 ③577
履付，林智里 ⑥268
六自 ②105（追以～）
六自眔八自㧊 ②316
戮龢三軍徒遹 ④355
立寁成壘 ②432
立于中廷 ②314 例略
立事歲 ④341, 428, 432 ⑥556
立中廷 廷禮參照
龍 ④127（喬ㄹ其～）
龍節四器 ⑥587
㯃金鼎 ①740

旅 ①790 ②477
旅彝 ①594
旅器 ①454, 456
旅宮・旅彝 ①454
旅祭 ①455 ④505
旅祭人鬼 ④505
旅鐘・編鐘 ①455
旅服 ①689（隮其～）
旅邑人善夫 ⑥280
䢦・旅車 ①455
良 ①88 ⑥572（䫉～）
良金 ④569（用其～）
良馬乘 ②426（取～）
兩 ④83（鹵賓千～）⑥257
兩壺八鼎 ④395
兩肆一鍺 ④480
兩字名 ⑥234
兩造獄訟 ③864
料民賦兵 ⑥165
量器 ④29
量器銘辭 ④25
領土 ①545
寮 ①271（～人）303 ④353（敵～）
燎于宗周 ⑥480
燎祀・入燎 ①698
糧 ①408, 411
力 ④157（寺～）364（霝～）
吝・𢿢 ③576
林 ①795, 796
林麓・虞牧 ②462
𨵦明亟祖 ⑥361
䮍 ②119 ⑥312（小大又～）
隣明 ⑥241（聖祖考～）
㯱 ③539, 376（～鐘）
𢿢 ②460 ③576
粟釜 ④428, 432
㮨貝 ③862（公厥～）
㮨䅞 ④428（關鍨節于～）
䳄(㯱)鐘 ⑥601（自乍～）
臨在上 ①21（文王～）
臨保我厥周 ③710
臨保我有周 ③647

𥡂田・𥡂人 ③505
䫇 ④366（毋或丞～）

令乃鴅沈子 ②11
令(賜與) 命參照
令史頌省穌 ③178
鈴・朱旂二鈴 ②374
鈴鐘 ④533（自乍～）
鈴鐘 ④315（自乍～）
鈴㔍攸勒 ⑥476
黎・隸・鬲 ①267
𪐴㝉 ⑥268（舍貉羑～）
隸 ①267 ⑥308
霝 ④475（揚君～）
霝音鈇ㄹ雝ㄹ ⑥406
霝公之所 ④364, 374
霝餗 ④363（敳厥～）
霝處 ⑥359（才微～）
霝頌韵商 ④293
霝冬(終) ②447 ⑥281, 388, 390
霝冬霝命 ③285
霝命 ②24（用永～）
霝命難老 ④350, 367
霝龠 ③313（～鐘）504（～鼓鐘）
霝力如虎 ④364
禮器の學 ⑤89
鬲・歷・𩰫 ①266
鬲・曆・櫪 ⑥436
𠩁・厤 ①550
厤自今 ①190
曆法研究 ⑤277
列國器紀年 ④147, 161, 183, 294, 299, 553 ⑤437, 460
列國器年表 ⑤429, 444
列國の曆 ⑤442
列樹標道 ③196
剌 ②57（厥～）103 ⑥299（前～）393（隨～）
剌考 ④101（我～）⑥299（辟～）
剌𢽽 ④606（用𠾏～）
剌祖 ⑥359（敳史～）389（又）
剌祖妣 ⑥592（惠于～）
剌祖文考弋室 ⑥366
剌祖□德 ⑥244（用厥～）
剌德 ⑥242（專㞢先祖～）
剌ㄹ ④7, 15 ⑥401
剌ㄹ朕身 ②319
速語 ③454

鹵賓千兩 ④83
鹵百隧 ②469（易～）
路笲 ②484（親令～）
露者露笠 ②487
賂器銅器 ⑤13
魯(動，形) ①599 ③781 ⑥351（弦～）
魯休 ③13, 79, 109, 150, 164, 354, 358, 516, 518
魯休命 ③65（天子～）
魯多福亡彊 ③385
魯福 ⑥186（用匃～）
譖單京自 ④83
盧・厤・鬲 ①550
牢閑 ②333
老 ④349（難～）366
（又）
弄・弄鳥 ⑥536
弄器 ⑥537
弄壺 ④220（䜌台爲～）
勞酒の禮 ①815
嫠 ④356（嬰～）382（～于齊邦）
螻模法 ⑤96
条 ⑥366（福𩁹敡～）
鹿 ①836, 841（～苑）

ワ 行

禾稟鐘 ④610（自祝～）
和解事件 ⑥260
和子 ④405（𥁰叔～）
龢于政 ⑥337（初斂～）
龢遹百生 ④570
龢協而又事 ④366
龢鐘 ④315, 478（～二鍺）
龢㣇民人 ④579
淮夷貣畝人 ③601, 791 ⑥129, 523
淮戎 ⑥95, 299（御～）
賄 ④428（其～）
䙴命 ⑥354（受天子～）

𠮵 ①11
𦥑 ①119 ⑥426
𣜩 ①129 ⿰ ①302
鏤 ①318 彗 ①344, 346
僎 ①359 㓜 ①461
㒳 ①370 ⿱ ②158
䒟 ⑥442

Ⅱ 人名索引

地名國族名索引

官職身分索引

人名

ア 行

亜 ⑥449
亜斐 ①420
安伯冀生 ②441
盾 ③640

也 ②8
也公 ②302
以熊 ⑥549
伊 ③521
伊尹 ⑥11, 15
伊系聖職者 ⑥15
伊小臣 ④364
夷(尸) ①243 ④355, 360～5
夷・妘姜二姓 ①241
夷王南征 ⑥123
夷王譜 ⑥259, 276, 518, 609
夷詭諸 ①243
夷姜 ①241
夷伯 ①80, 240 ⑥37
夷方畀 ②104
夷厲の際 ⑥123
犀叔 ③232, 523
犀伯吳姬 ③597
遅公 ③230
爲伯 ③862
意 ⑥268
懿王 ③1（生稱） ⑥381（譜）
懿覨孟姬 ④337
懿叔 ③438, 440, 443
乙公 ①742 ②201, 205 ⑥195, 296, 363, 389
乙考 ②108
乙祖 ⑥360
乙仲 ③749
乙伯寛姬 ③560
乙伯同姬 ③560, 705, 717
乙伯同姳姬 ③560, 707, 716
遹 ②144
尹 ①367, 524, 527 ②188（諸尹） 316
尹姞 ①795, 798, 800
尹吉甫 ③789
尹氏 ①192, 387
尹氏友史趛 ②152
尹叔 ④283
尹丞 ⑥459
因脊 ④421
沇兒 ④571
胤伯 ⑥435
于方䍐 ①753
盂 ①385, 387, 391, 649, 664, 672, 690, 693, 716 ⑥422
盂衞孝伯說 ①717
盂方 ①753
禹 ③435, 443 （～曰）456
禹㚸姓 ③440
禹賫 ④3
堣 ④363 （～之堵）
寓 ②187, 188
遇 ②184
㲃 ②178
娟姓 ③405

永 ⑥192, 199
焚 ① 又 593, 598, 610, 615, 694 ②242 ③718 ⑤364
焚季 ①615
焚公 ①615 ③317
焚子 ①606～10
焚子旅 ①611～4
焚伯 ①615 ③306, 317, 325, 473, （～之所）477 （世代）⑥152, 192, 219, 257, 276
焚有嗣□ ⑥445
榮夷公 ③335, 718 ⑥3, 158
㲄妊 ②429
衞 ①403, 405, 408 ⑥216, 259, 262, 268, 273, 444
衞侯 ④385
衞康公 ①375
衞㚸 ③706 ⑥444
衞小子家逆 ⑥268
衞小子鶩逆 ⑥259
衞小子者其 ⑥263, 268
衞臣 ⑥268
衞武公 ①374 ③746
衞父 ①402, 404
衞有嗣爯 ⑥286
叡聖武公 ③292
嬰次 ④228
嬰齊 ④228
嬴 ①405 ②73
嬴氏 ②73 ④499
嬴□母 ⑥286
𨙶 ③605

益 ③131
兌 ③756, 764
越王勾踐 ④606
越王者旨於賜 ④610, 611
越王石 ⑥605
越王石於 ④612
越王盲姑 ⑥604
越王北古 ⑤604
越王適郢 ④611
越世系 ⑥605
員 ①224, 229, 233 ⑥296, 435
員父 ①235
匽 ①430, 463
匽公 ④211
匽侯 ④212 ⑥449, 又 450, 452
匽侯矦 ①419
匽侯旨 ①414
匽伯聖 ④213 ⑥453
函交中 ③413, 502
函皇父 ③403, 408～12 ⑥153, 194, 502 ⑥153
掩餘 ④602
郾 ④213
郾王 ④216, 218
郾侯庫 ④214
寏 ③591
鄢將師 ④316
閻 ③404
𩫖公 ①221
鹽妻 ③404, 411

王黹 ④610
王亥 ①717
王季 ③415
王季の穆 ②40
王姬 ⑥403 （～曰）
王攺 ④70
王𠟭姜 ⑥296, 439
王媯 ⑥333
王姞 ③269
王姜 ①80, 239, 253, 264, 458 ⑤256 ⑥38, 210, 213, 430, 496, 608
王姜康妃說 ⑥213
王姜武妃說 ⑥213
王子嬰次 ④228
王子諸器 ④240
王子申 ④535 （楚）
王子頽 ④230
王子𪉣 ⑥587
王子朝 ⑤26
王子㚇父 ①60 ②211 ⑥16, 298
王㚸 ①808 ⑥471
王叔 ③415
王孫遺者 ④579
王孫牟 ①723
王孫牟父 ①723
王中嬀 ③413
王中皇父 ③413 ⑥502
王父王母 ⑥500
王婦冀姜 ②440
王婦冀孟姜 ④453
王母 ④296 ⑥455
王母媿氏 ③564, 611 ⑥454
王□叡孫兹 ④459
雁監 ⑥235
雁公 ①496, 499, 501, 502
雁侯 ⑥231, 455
雁侯見工 ⑥231
雁叔 ①502
雁父 ①503
𦧝 ④29
溫 ④79

カ 行

下蠚雒公諴 ④266
可公 ④266
何 ①840 ③280
㚉 ②193 ⑥448
邪姑 ⑥202
叚 ①791
過伯 ①776
柯轉 ④599
苛燕 ④544
華父 ④271
嘉姬 ④276
嘉嫺 ④535
䀒从 ③615, 619, 628
䀒攸从 ⑥159
䀒从善夫 ③620
我 ①188
俉 ④344
開豐父 ③199
媿 ④255
媿氏 ③564, 611
媿姓 ②441
媿姓九宗 ⑥47, 558
會娟 ⑥503
會㚸 ⑥504
會叔亟 ④522
𩰫夫 ③615
誨 ①782
外季 ②51
外姞 ②131
趞 ②114
格伯 ②426, 432, 438
郭季易父 ⑥244
郭伯馭 ⑥479
虢王姞 ③799 ⑥527
虢季寛公幽叔 ⑥246
虢季氏 ④46
虢季氏子佊 ④39
虢季氏子組 ④60～5 ⑥532
虢季子白 ③802
虢妃 ④59
虢妃魚母 ⑥501
虢姞 ④56
虢姜 ④54～6
虢金氏孫 ④58
虢趞生 ②46
虢公 ⑥182
虢公長父 ③377
虢叔 ②40 ③378～380 ④42, 60
虢叔旅 ③373 （～曰）
虢叔大父 ③381
虢城公 ① 又 594 ②37
虢宜公子白 ⑥527
虢大子元 ④58
虢仲 ②40 ③276 ④39, 42, 59 ⑥278（～命） 279
虢伯 ④42, 52, 58
虢數 ④57
虢文公子佊 ④36, 54
虢孟姬良女 ④334 ⑥552
虢旅 ②632, 488
𢿋 ③122
䣄季蔞父 ⑥498
䣄姞姓 ③451 ⑥125
䣄侯 ③269
䣄侯馭方 ③252, 451, 454, 833 ⑥126
䣄侯弟智季 ⑥499
鄂君啓 ⑥584, 586
昏同之子 ④614
䣑 ③122, 128
邗王 ④197
邗王是楚 ④603
𢘅 ③129
侃師卲丞 ④546
侃帀盤埜 ④544
侃帀吏秦 ④544
洹子孟姜 ③319 ④396, 398
咸井叔 ③306 ④450
寒泥 ①238, 264
睘 ①247
趄公 ④421
趄武靈公 ③292
趄文 ④421
管蔡の叛 ⑥23
監嫚 ④255
諫 ③56, 60
韓公 ④154
韓氏姬姓 ④178
韓昭穆 ④179
韓宗 ④153
箭子取 ④138
顔似 ⑥268
顔小子具叀 ⑥268
顔有嗣壽商 ⑥268
顔□ ⑥268

己姜 ①838
己姜石 ①838
己公 ①524 ②16, 22 ③48, 312
己侯 ①834 ④462
己侯虓 ④461
己侯貉子 ①838
己中 ①406
己伯 ③586
杞侯 ④451
杞孝公匄 ④466
杞成公 ④369
杞伯每匄 ④464～9 ⑥571
季嬴 ④562 ⑥595
季衞父 ①403
季姬 ④498
季姬牙 ①437
季姬嫥 ⑥569
季姞 ③311
季姜 ②121 ④249, 409, 496
季龏□ ③565
季氏 ③765
季良父 ③244
癸宗 ①191
其次 ④614
其父 ②181
紀侯大去 ⑤357
臮 ①250
臮伯 ⑥436
㫃 ①761, 765～7 ⑥466
㫃父 ①767
姬尚母 ③913
姬𦵯女 ③913
姬姓 ④325
姬單 ④288
冀公 ④450
冀侯 ④456
冀侯亞矦 ⑥449
冀氏 ②440 （王號）
冀仲 ②440
冀仲倗生 ④452
冀伯子窽父 ④452
冀伯窽父 ④455 又
冀甫人余 ④459
冀孟姜 ④453
冀𦬇 ③605
幾 ③891
幾父 ③890
𨚕父 ①489
箕子 ④452
箕子朝鮮 ⑥30
猒 ③747, 749
歸 ③285
歸子 ③287
歸夆伯 ③283
歸父 ④350
歸夆 ③291
嬰 ③574
嬰士父 ⑥544
蔑且 ①412
散 ⑥447
散史 ①446
吴 ①164 ⑥428
宜侯夨 ①553, 790
宜子 ①536, 558
宜生 ①536
宜桐 ④570
𠟭 ⑥296
𠟭父 ⑥296
義楚 ④574, 583
嬀蘇 ⑥543
魏獻子 ④139

今伯 ①392
今伯吉父 ⑥526
井 ① 又 596, 606 ②149
井家 ③504
井姬季姜 ④552
井侯 ① 又 594 又 596, 619, 627, 629
井侯征 ①124, 597, 606, 616, 625, 642, 645
井氏 ③146
井姒 ③783
井叔 ②456, 464 ③121, 145, 309
井人佀㞖 ⑥263
井人安 ③780 (～日)
井伯 ②66, 342 ⑥69, 192, 262
邢 ①597, 630
邢侯 ①605
邢侯夫人姜氏 ①597
刑 ③199
叀公 ③60, 622, 624
叀叔 ③373, 375
叀仲 ③331
叀仲叀妣 ③397, 400
京姬 ⑥526
京公 ①582
京氏婦叔姬 ⑥533
啓 ②103 ④457 ⑥186, 188
頃 ②103
荊人敢 ⑥263
翻簋 ⑥591
魼伯 ①699
慶癸 ⑥263
慶克 ④384
慶叔 ④459
羿 ①578
䣄姑□母 ④491
孑 ⑥309
見工 ⑥230
臤 ②190, 193
寓伯 ③86
軒轅 ①337
憲公 ①401
濂公 ①218, 359, 363, 817
濂仲 ①817
䢅 ⑥268
甗 ①745
賢 ①408
屢 ③283
趙 ①201, 207, 726 ②46 ⑥434, 477
趙叔吉父 ③799 ⑥527
趙妊 ⑥434
趙仲 ②409 ⑥192
縣改 ②168, 172
縣氏 ②170
縣伯 ②168, 172
獻 ①508, 510, 525, 527
獻叔 ④412
獻侯醞 ①334
元妃季姜 ④409
限 ③121
𤔲父 ④567
遽父 ④437

姞發□反 ⑥598
姞發𦬊反 ⑥600
姞冯昏同 ⑥598
姞冯昏同之子 ④615
虎 ②356
虎公 ①538
虎侯 ①538, 791
虎侯夨 ①537, 556 ⑥43
虎侯父丁 ①553, 554
虎方 ①538, 555, 791
魃 ⑥594
五侯 ①731 ⑥431
五侯征 ①123, 188, 195, 731 ⑥430
吳 ②375
吳王 ④296
吳王御士尹氏 ④596
吳王光 ④589
吳王夫差 ④294, 595 ⑥598
吳王僚 ④598
吳邗王 ④198
吳季子之子逞 ④602
吳師 ③574
吳垂 ②127
吳大夫 ③328
吳伯 ②45, 127
雁 ④104
丂 ③199
工𠭯 ⑥537
工𠭯王 ④591
工𠭯王大子 ⑥600
工𠭯王皮難之子者減 ④597
工𠭯大子 ⑥598
攻吳王 ④591
攻敔王元 ④601
攻敔王光 ④594
攻吳王夫差 ④595
攻敔王夫差 ⑥598
攻市俉 ④341
公 ①70, 75, 119, 290, 314, 323, 364, 374, 378, 408, 447, 585, 594, 596, 765 ②73, 92, 237 ③454, 845 ④104 (～日) 356 (～日) 361 (～日) 375 ⑥192
公尹伯丁父 ⑥268, 278
公姞 ①796, 802

七〇～七一

魏氏中山氏 ④324
仡人 ②429
吉甫 ③796
姞 ①202, 805
姞氏 ⑥204
休 ③299, 300
休王 ①465, 471, 478, 487, 491 ⑥56
休天君 ①477, 796 ⑥57, 312
休伯 ①477 ②172 ⑥242
窂 ②409
弆伯 ③118
寬姬 ③560, 707 ⑥248
寬公 ③73, 75, 79 ⑥247, 248
寬仲 ③833
裘衛 ⑥257, 263, 268
衮衛 ⑥273
呂 ②254
呂王 ②274
呂行 ①750
呂鬯 ②127
呂仲僕 ③611
呂伯 ②46, 127
呂□姬 ⑥534
郘鐘 ④127 (～日)
郘鐘篇子取說 ④138
郘伯之子 ④127
許公 ④320
許男斯 ④320
許靈公 ④319
無者俞 ⑥549
鄦子 ④317
鄦子𥄳自 ④315
鄦子妝 ④318, 320
鄦叔姬可母 ④286
鄦大邑魯生 ④320
筡侯 ①104
筡侯筡伯 ①105
虘 ②240, 244 ⑥483
遽 ②307
遽伯睘 ②309
鄘侯少子(析乙孝孫不巨) ④471
鄘叔之仲子平 ⑥571
鄘大史申 ④472
圉 ⑥453
敔 ②243, 246 ③471, 475
御史競 ②103
御戎 ④487
御正衛 ①747
御正良 ①88
駿方 ③263, 265, 456, 814, 836
匡 ③7, 131, 145
匡季 ③131, 145
共伯和 ③11, 460, 700, 742, 745 (衛侯說)
⑤236 ⑥161
邛君婦龢 ④560
邛大宰孫叔師父 ④562
邛仲之孫白戔 ④559
邛仲嬭 ④532, 552, 561
光 ⑥423
姜 ①265
姜縈 ④462
姜嬈 ⑥2
姜氏 ①527 ⑥429
姜戎 ④149 (晉)
姜戎氏 ④149
姜乘 ④211
姜姓四國 ①265 ④149
姜無 ④455, 456
卿 ①320, 328, 330, 331
祟克 ⑥252
琮伯 ⑥257, 262
競 ②156, 163～5, 225
競父 ②192, 225
䫏 ①410
䫏王 ②382, 284, (生稱) 389 ③491 ⑤264 (銅器表) 381 (曆譜) ⑥262
䫏姞 ③399
䫏姒 ③164, 783
䫏叔 ③164
䫏伯 ③283, 738
㚖尿 ③605
今大保 ①78 ⑥38
禽 ①106, 107
禽父 ①109
堇 ⑥449

矩 ⑥257, 259, 268
矩姜 ⑥268
矩伯 ⑥257, 259
𨧫父 ⑥122, 223
虘丂 ③199
虘公父丁 ①554
虘司寇伯吹 ④68
虘莽 ③199
禹邗 ⑥537
君 ①798 ②173 ④475 ⑥38, 312, 423
君雅 ②250
君妻 ②250
君氏 ③845, 850 ⑥312, 529
君夫 ②249
君時 ②250
君陳 ①282, 311
䝿 ①410
群孫斨子子璋 ④578

兮吉父 ⑥526
兮公 ①392, 716
兮甲 ①392 ③786
兮中 ⑥527 又

𢦚尹逆 ⑥584, 586
𢦚令阬 ⑥584, 586
𢦚 ②414
蔡 ③101
蔡姬 ③51 ⑥544
蔡姞 ④283
蔡元侯 ④294
蔡公子果 ⑥548
蔡公子 ④289
蔡公子加 ⑥549
蔡侯 ④288, 298 (～日, 名𩀁去) 313 ⑥511, 545
蔡侯𩀁 ④293, 309, 312 ④593 ⑥546
蔡侯產 ⑥547, 600
蔡侯朱 ⑥547
蔡子 ④288
蔡子旅 ④289
蔡成公 ④593
蔡成侯朔 ④294, 304, 308
蔡聲公 ④305, 593
蔡大師鼎 ④286
蔡𢓊□ ⑥549
䨣 ⑥242
褱 ①773
作冊 ①171, 262, 643
作冊尹克 ②233
作冊嗌 ②187
作冊睘 ①236
作冊䰧 ①394
作冊吳 ②371
作冊折 ⑥373, 608
作冊夨 ⑥608
作冊夨大 ①448
作冊大 ①557 ⑥608
作冊宅 ①745
作冊翻 ①310
作冊麥 ①642
作冊㫚 ①168
作冊令 ①303
柞 ③899
山 ③359
散 ③193, 216 ⑥263
散姬 ③218 ⑥202
散姬姓 ⑥202
散宜生 ③216 ⑥148
散氏 ③200
散氏車父 ⑥204
散車父 ⑥203, 495
散伯 ③218, 220 ⑥202
散伯車父 ⑥202
鄀公孫𤔲父 ④567

子衛 ⑥443
子禾子 ④427, 430 ⑥568
子雅 ⑥555
子牙父 ⑥557
子敓 ⑥558
子征 ①184, 419, 716
子叔姬 ④452
子叔姜□ ④450
子疋 ①170
子璋 ④578
子𢦚 ⑥528
子中 ①796, 801
子仲姜 ④379, 385, 452 ⑥553
子白 ③802 (丕顯～) 804 (趠々～) ⑥528
子孟姜 ④452, 460
子□ ①320
士 ①320, 326
士智 ③533
士上 ①344, 349
士道 ①836
士父 ③386
止公 ③845
史 ④502
史號生 ③158
史㯬 ②152 ③486
史㚔 ①344
史㝬 ③111 ⑥492
史獸 ①367
史頌 ③173, 186, 188
史牆 ⑥365
史𩐼 ③555
史正仲農 ③203
史趞曹 ②386
史速 ④459
史南 ⑥632
史年 ③69 ⑥380
史𧥶 ③359
史𢑭 ⑤593
史戌 ②373
史𩵦 ①516 ⑥456
史懋 ②456, 484
史兔 ②476
史孟 ⑥558
史尤 ③103
史習 ③352
史旗 ①218, 224 ⑥213
史減 ③593
史㝨 ⑥280, 501
史兒 ①791
止公 ③845
此 ①280, 283
姒路之元子 ④582
旨 ①420
旨中 ①612
祉 ①123, 148, 185
孟要 ⑥218
婦 ②94
敍公 ②319, ③283, 285, 295
敍仲 ③235
敍伯 ③368
旅 ③235, 242
泉 ⑥312
師尹 ②488
師㡣 ②510
師永 ⑥192
師兌 ③752, 759
師衰 ③606
師寰父 ③601

七二～七三

805
公君 ⑥452
公氏 ⑥173, 183
公姒 ①807
公叔 ①376, 408 ⑥252
公上父 ⑥242
公臣 ⑥278
公束 ①147, 431, 443
公族□ ②362
公族□鼈 ③555
公孫寤 ⑥554
公孫竈 ⑥555
公孫段 ④250
公孫班 ④486
公大史 ①590, 594
公大保 ⑥38, 424
公中 ①578 ⑥314
公天尹 ⑥278
公東宮 ②90
公伯 ①742 ⑥483, 838
公伯孟姬 ③831
公命仲 ④503
公劉 ⑥2
亢 ①301, 302
亢師 ①300
勾踐 ⑥598
甲 ③790
甲公 ⑥299
甲姒 ②110 ⑤480
弘 ①756
孤笋 ④552
后子或 ①611
考公氏 ⑥173
考伯 ③539
孝王曆譜 ⑤370 ⑥491
孝武趙公 ③292
昊生 ③91
庚 ④375
庚嬴 ②70, 81
庚季 ③23
庚姬 ①809 ②75 ⑥370
庚姜 ①809 ②76
後中 ③528
後男𡠩 ⑤608
皇尹 ①371
皇君 ③894
皇氏伯 ③539
皇天尹大保 ①447
皇辟君 ①474
皇父 ③404, 413, 415 ④271
侯 ①427, 581, 596, 622, 631, 634, 637, 640～3 ⑥446
侯氏 ①346, 379, 382
侯田男 ①700
厚趠 ①357
郜咨 ②233
效 ②93 ③145
效聖父 ③200
效父 ④491 ②96 ③122, 145
鄧中碩父 ④523
高叟 ⑤2
高父 ⑥223
康 ③306
康王 ①488 ⑤320 (曆譜) 397 (曆譜) ⑥57, 349
康季 ⑥429
康姬 ⑥370
康公 ⑥428
康侯 ①148, 165, 167 ⑥51, 427
康侯丰 ①150, 162, 722
康侯封簋 ①159, 172
康伯髭 ①170, 423
筍趠筐尸 ⑥599
黃 ②301
黃季 ⑥594
黃季龢父 ④564
黃君 ④563
黃公 ②259
黃孫子係君叔單 ④565
黃大子白克 ④562
黃帝 ④421
黃帝十二姓 ④502
㭢侯伯晨 ③29
鴦君姚虞 ⑥549
敷 ②237
閼闇 ④591
鄎安之孫 ④472
顔 ③377 (～日)
386, 389 又 390
㽙劫 ①215
克 ③488, 491 (～日) 500, 516, 528, 534, 538, 546
克氏 ③489, 540 ⑥503
越伯 ①694
國𢧢父 ④350
國佐 ④344
國差 ④341
晉 ③111, 115, 128, 131, 134, 148, 151 ⑥144, 491 (字說)

サ　行

左關丕發 ④432
滄嗣土矣 ①152
滄伯 ①156
滄伯逘 ①163
戈叔慶父 ④526
戈叔朕 ④524
宰弘 ③158
宰咨 ③39 ⑥120
宰𢃄 ⑥120
宰琱生 ③367
宰德父 ③200
宰胐 ②371
宰㐁父 ③67
宰𣪘 ②392 ⑥586
宰利 ②296, 421
祭公辛伯 ①284

七四〜七五

師桒 ②480 ③708
師華父 ③491, 508
師旂 ①753, 759
師毀 ③741
師㝨 ②328, 334
師遽 ②296, 306
師𡊄父 ②516
師趛 ①526 ②150
師虎 ③354
師克 ③543 ⑥509
師𩛥 ⑥240
師氏 ①219, 816
師氏小子 ①815
師氏右晉 ③199
師旋 ③230, 237
師孖父 ②362
師詢 ③710 ⑤364
師𦧠 ⑥210
師晨 ③18, 39
師䅌 ③479
師俗 ③18
師俗父 ⑥192
師且 ①113
師田 ③615
師田父 ①311 ⑥437
師湯父 ②395
師望 ③73, 79, 80 ⑥247
師頫 ③344
師毛父 ②66
師㝅 ⑥244
師兪 ③9, 15
師酉 ③706
師眹 ③306
師㝨父 ①893 ②178, 184, 195, 223（表） 267 ⑥60
師嫠 ③337, 770
師龢父 ③338, 720, 750, 752, 759（疋〜） 768（𠭯）⑥166
𠭯 ②194
肆 ①615
𢍰 ⑥205
𢍰叔山父 ⑥205
𧺳𡉚 ③574
嗣 ①362
嗣工液伯 ③344
嗣工駿君 ③200
嗣工虎孝 ③199
嗣工邑人服 ⑥259
嗣土 ①75, 155, 813
嗣土蒷宜 ③200
嗣土敚邑 ⑥259
嗣土毛叔 ⑥280
嗣馬共 ③743
嗣馬效 ③□1
嗣馬子魚 ⑥583
嗣馬單旂 ⑥259
嗣馬巢叠 ③200
𪓛逆 ⑥259
次 ①803, 804 ⑥470
自豕 ①383
耳 ①581 ②112 ⑤462
寺𢦚 ⑥263
寺伯 ④510
姒 ①414, 807, 808
姒氏 ⑥541
邿季 ④507
邿季故公 ④506
邿遣 ④508
邿造 ④508
邿造遣 ④508
邿伯 ④509
邿伯祁 ④589
𢦚 ①778, 780 ⑥466, 467
𢦚父 ①780
日甲 ⑥437
日乙 ①765 ②193, 197
日丁 ③7, 299 ⑥370 （文辟〜）
日戊 ⑥296
日己 ①594 ③917
日庚 ②358 ⑥299, 304
日辛 ①787
𡧊 ①507
都公平侯 ④260
都公敄人 ④261, 263 ⑥541
𧧻公䛗 ④268
守宮 ②496, 504
朱 ④337
朱癸 ⑥281
須人邦 ⑥262
受 ②310
壽商 ⑥268
壽母 ④320
屯夫人 ④257
筍侯 ③252
訽 ③702, 705, 717 ⑤365
𠑇兒 ①583
叔 ①80 ⑥424, 425
叔夷 ④369 （家系）
叔䋣父 ④448
叔姬 ③252 ④251
叔姬邛孏 ④551 ⑥541
叔姬寺吁 ④589
叔姬寺男 ③609
叔姬𩁹 ①258, 551 ⑥539
叔姞 ③730
叔𨒅父 ④278
叔山父 ⑥205
叔氏 ③383, 765
叔向 ③434
叔向父 ③440
叔向父禹 ②188 ③434（〜曰）
叔上 ④253
叔妊襄 ④500
叔碩父 ③361〜4
叔碩父監姬 ③364
叔孫僑如 ④337
叔孫豹 ④337
叔孫穆子 ④337
叔單 ④565
叔德 ①562
叔班 ②483
叔専父 ④563
叔妃 ④36, 54
叔皮父 ④498
叔𣪘 ①808 ⑥470
叔𠭯 ④245 ⑥539
叔賓父 ④250
叔邦父叔姞 ③730
叔朕 ④525
叔𤸫 ③887
叔旅魚父 ⑥501
叔□父 ③910
州𡫊 ③200
周安王 ④159, 194
周王 ①703
周王大姒 ①113
周䛗 ②434
周姬 ④123
周姜 ③250
周棘生 ③406
周乎 ②434
周公 ①97, 106, 112, 123, 284, 641 ⑥359, 389
周公彝 ①604, 616 （作〜）
周公胤 ①286, 597, 605 ②17
周公家別子 ②17
周公子明保 ①278
周公宗 ②11, 14
周公族 ②27
周公東征 ①118
周公歿年 ①298, 307
周侯 ⑥11
周師 ②463, 496
周師且 ①113
周召二公 ⑥55
周䜌 ②434
周人嗣土居 ⑥195
周䎽生 ②434
周𡨦 ②434
周𨹧王 ④170
𢦏 ②202 ⑥296, 299（〜曰） 304
𢦏辟剌考甲公 ⑥299
集𠂤邵□ ⑥584, 586
𣶃伯 ②421
从 ③634
戎 ③200
戎厭辟韓宗 ④146
戎子駒支 ④149
叔夷 ④369
祝 ①702
祝鄭 ①734
者𣲖 ④605 ⑥603
者其 ⑥259, 263
者減 ④597
者旨 ④611
者旨於賜 ⑥599, 603
𦣻 ④208
𧧻𣵀 ④606 ⑥599
𧧻䅌郢 ④610
𧧻女 ⑥575
𧧻樊 ④599 ⑥599
𣪘 ③271
徐偃王 ①430 ②180（〜說話）④587 ⑥68, 69
徐王庚 ⑥597
徐王庚兒 ⑥596
徐子章羽 ④581
郐王季粟之孫宜桐 ④570
郐王庚之淑子沇兒 ④571
郐王義楚 ④574
郐王之子 ④582
郐王之子庚兒 ⑥596
郐王子旃 ④582
郐王䑂 ④569
郐䛗尹 ④585
小子 ①816 ②99
小子𣪘 ③121
小子小臣 ①732, 820
小子生 ①783
小子夫 ①188
小臣 ①463, 731
小臣光 ⑥440
小臣成 ③615
小臣靜 ②136
小臣𧻚 ①465
小臣謎 ①732
小臣宅 ①741 ⑥464
小臣單 ①97
小臣傳 ⑥437
小臣遹 ①574
小臣艅 ①411 ③17
小臣邑 ①419
小門人𦈢 ③199
小中姜氏 ⑥217
少姜 ④97
少子陳逆 ④408
召姬姓說 ①46 ⑥454
召公器 ①53
召公召伯 ①429 ③867, 879
召公奭 ①205, 472
召氏 ③880
召叔山父 ④251
召族 ⑥28
召公東征 ①427
𥎦 ①452, 457, 460, 469, 483 ③842 ⑥454
𥎦公 ①434, 461 ②272（〜之壽）③872
𥎦伯虎 ③851, 862, 878 ⑥529
𥎦伯父辛 ①53, 70, 415, 422, 427, 444
𥎦伯毛 ⑥454
向皇父 ③404
尚中 ①791
爯 ⑥286

七六〜七七

商 ①90 ⑥370
商叡 ④408
邵陽 ⑥584
昭王 ②258, 261 （生稱）273 ④458 ⑤391 （年數）393 （曆譜）⑥351 （宏魯〜）
昭王之諱 ④536
昭王南征 ①238, 777, 787, 791 ②106, 200, 232, 277 ④458 ⑥58, 395
昭文公 ⑥401
將鉏 ⑥542
章 ③615
頌 ③158, 164, 183
望 ①119 ③727
𤔲 ⑥366, 377
𡚸兒 ③765
𪏽季 ③500, 520, 524 ⑥263, 267
上都公敄人 ④265
上天子 ④395
乘之字父 ④583
城虢 ②38
城虢遣生 ②48 ④44, 60
城虢仲 ④42, 59
城公 ③756
襄公 ④36（宋）
襄子侈 ④138
𠁁公 ④364
臣 ①326 ③131
臣卿 ①320, 325
臣辰光 ①355
辛公 ②200 ③21
信姬 ⑥221
婞姒 ③440
晉姬 ②438
晉姜 ④83（〜曰） 92
晉獻公 ④207
晉公 ④99（〜曰） 122, 172, 173
晉嗣徒伯𨚕父 ④123
晉昭公 ④97
晉定公午 ④120
晉文侯仇 ⑥6, 9
晉文公夫人大姜 ④84
晉文侯夫人 ④84
晉平公 ④111
晉邦 ④83
晉烈公 ④122, 161 （治世表）
浸嬴 ⑥285
秦 ⑥402（世系）
秦哀公 ④24
秦嬴 ④318
秦槍 ①113
秦忎 ④544
秦桓公 ④19
秦共公 ④17
秦景公 ④17 ⑥405
秦公 ④3（〜曰） 15（〜曰） ⑥401（〜曰） 403, 406
秦成公 ④17
秦莊公 ③838
秦仲 ③837 ⑤331
秦武公 ⑥405
秦穆公 ⑥405
秦繆公 ④17
晨 ③21, 36
晨公 ④260, 266
妊小 ④496
甚 ②111
遂 ②108
生 ①783
生□姜 ⑥455
西宮襄 ③199, 202
西史召 ①447
西孟嬀珥母 ④281
青尹 ②375
耶 ①59
成王 ①334, 458 （年數）533, 703 ⑥348 ⑥423（元祀） 601（曆譜）
成王遺征 ①788, 792
成姬多母 ③707 ④286
成公 ④366, 370 （宋）
成唐 ④363
成伯孫父 ⑥285
政父 ⑥263
肯 ③129
聖趄之夫人 ④553
聖姬 ①526 ②151
聖姜 ②152
聖公 ②151
聖叔聖姜 ④379
齊 ④326（姜齊衰微）
齊哀公 ⑥93, 114 ③239
齊榮姬之嫿 ⑥554
齊桓公 ④335
齊桓公夫人 ④335
齊簡公 ④327
齊景公 ④337
齊侯 ④324, 329, 331〜6, 366, 389, 390, 395, 408 ⑥551〜3
齊侯女𤔲 ④389
齊帀 ③605
齊叔姬 ⑥554
齊襄公 ④365
齊宣王 ⑥568
齊大宰歸父 ④349
齊墜曼 ④412
齊嫿姬 ⑥554
齊甶姜 ④338
齊鞷氏孫□ ④386
齊辟鞷叔之孫 ④379
靜 ②124, 134
靜公 ⑥401
聲姜 ②152
𨘇仲 ④379
𨘇仲之子𪏽 ④379
芮姬 ⑥533
芮公 ⑥533
芮伯多父 ⑥533
𪓐 ③564
束 ①70, 423, 443 ②230
析乙孝孫不巨 ④471
柘䅌 ④607
𤲞 ①564
趙曹 ②378
𨖨𦥑 ④606, 611 ⑥603
折 ⑥373
𢧢 ①218
薛侯 ④500 ⑥575
薛侯戚 ④502
薛子中安 ⑥575
先馬走 ①817
洗馬 ①817
宣王 ③798 （〜中興） ⑤242, 328 （曆譜）⑥164
鮮 ③199, 200
旟公 ⑥323
顓頊 ⑥575
鄭 ③734
冉 ③605
冉季𢦏 ①155
冉子 ④375
畀𡆥生 ③98
𦣻伯 ⑥257
單伯昊生 ③87
單旂 ⑥259
善 ③97
善夫吉父 ③799 ⑥526
善夫𩒨 ③583
善夫克 ③486, 500, 514
善夫山 ③359
善夫豖 ③574
善夫伯章 ①284
善夫梁其 ③397
善夫旅伯 ⑥284
善夫□ ③620
且 ③199
祖伊 ⑥14
祖南公 ①388
祖乙 ①613 ②350
祖丁 ①186, 188, 447
祖己 ①411
祖辛 ②348 ⑥361, 388
祖癸 ②193
䖒 ③41, 48, 51, 54
䖒□妊 ③54
叡夷 ①722
楚嬴 ④546
楚王 ④298, 530, 549
楚王酓忎 ④513
楚王酓肯 ④539
楚王酓章 ④537
楚王領 ④523 ⑥582
楚王孫漁 ⑥583
楚季咩 ④547
楚荊の役 ⑥187
楚公豪 ④530 ⑥578
楚公逆 ④520
楚侯 ⑥37
楚子暖 ④547 ⑥582
楚氏 ③283
楚太子建 ④320
楚伯 ①257, 780 ⑥37
楚平王 ④120
楚平王夫人 ④537
楚幽王孫 ④541
楚令尹子重 ④233, 236
㪤 ①510
㪤娟嫸 ①526
㪤姬 ①526 ②151
㪤侯 ①527
㪤妊 ①526, 527
㪤仲 ①509, 521, 525, 527 ⑥213
㪤伯 ①506, 525
蘇 ①178 ④79
蘇衛改 ④72
蘇己姓 ④70
蘇公 ④70
蘇公子癸父甲 ④72
蘇公之子寬兒 ④78
蘇子 ④78
蘇子叔 ④37
蘇冶妊 ④74
蘇貉 ④37, 57
蘇甫人 ④74
𪏽 ④379, 385
宋君夫人 ④274
宋景公 ④204
宋公差 ④273
宋公戌 ④272
宋公頭曼 ④274
宋公得 ⑥542
宋公䜌 ④542 ④274
宋襄公 ④369
宋莊公之孫趨亥 ④270
宋眉公 ④271
宋平公 ④272
走 ②526
走馬休 ③296
走馬薛中赤 ⑥576
走馬雁 ③583
宗君 ③872
相侯 ⑥373
曾姬無卹 ④553
曾侯 ④551 ⑥541
曾侯乙 ④538
曾侯中子斿 ⑥593
曾參 ④521
曾子綎 ④520
曾子中謱 ⑥593
曾子仲宣 ③319 ④519 ⑥578

仲枏父 ②396～9（師湯父有司～）
仲伐父 ③913
仲平 ⑥572
仲旄父 ①722 ⑥427
仲友父 ③911
盠嗣徒幽 ①75
鑄公 ④494
鑄侯求 ④496
鑄子叔黑臣 ④495～6
鑄叔 ④498
鑄叔皮父 ④498
長子 ④203
長由 ②342,350
長師耳 ①582
琱娟 ①403,408,565,857
琱戈父 ⑥531
琱生 ③367,842,853,872,882 ⑥529
犟馬觽 ⑥454
趙鞅 ④201
趙孟 ④197
勅𨻰 ①336
陳(塦)子之裔孫 ④408
陳喜 ⑥560
陳僖子 ⑥560
陳逆 ④408（～曰）
陳共 ④546
陳具 ⑥568
陳惠子 ④430
陳侯因 ④425
陳侯因資 ④421（～曰）
陳侯午 ④415
陳氏裔孫逆 ④411
陳騂 ④425
陳純 ④432
陳璋 ④425 ⑥567
陳仲葙孫 ④404
陳导 ⑥568
陳文子無須 ④400
陳曼 ④413,428,430
陳猶 ④432
陳余造 ⑥555
陳麗造 ⑥555
陳(𨻰)嫣 ③413
𨻰侯 ④276,279 ⑥333,543
𨻰公子子叔遠父 ④277
𨻰子子 ④280
𨻰生奪 ④282
𨻰伯敀之子伯元 ④281
追 ②455
丁 ①236 ③891
丁公 ①269,272 ③628,634
丁侯 ①335
定公定姒 ③707
定伯 ⑥250,255,257,262
弟□ ④456
程伯休父 ③297
鄭 ③131
鄭虢 ④43
鄭虢仲 ④66
鄭桓公 ③308
鄭季 ③563
鄭義伯 ④246
鄭義羌父 ④247
鄭羌伯 ④247
鄭井 ②452 ③308
鄭井叔 ②452 ③313
鄭井叔蒦父 ③311
鄭井叔康 ③307,310～1,337
鄭子嬰齊 ④233
鄭子子儀 ④234
鄭子石 ④250
鄭七穆 ④250
鄭氏伯高父 ④251 ⑥540
鄭嗣徒𢦏父 ⑥192
鄭登叔 ④236
鄭登伯 ④244 ⑥539
鄭伯 ⑥43,540
鄭伯鄭姬 ③594
鄭伯氏 ⑥541
鄭伯筍父 ④251
鄭楙叔賓父 ④249 ⑥539
適郢 ⑥604
𢾊 ④76
𢾊姬 ⑥205
𢾊妃嬃 ④75
天尹 ⑥278,313,470
天君 ①474,796,798,800,802 ⑥279,312,318,469
天子聖 ①32,59,509 ②204,222
天子𪏂伯 ①508
天亡 ①16（～又王）⑥175
天右王伯 ③528 ⑥506
㕎敖 ⑥557
田氏 ④348,401（～僭上）
田常 ④328
田文子 ④351
郇伯 ⑥534
𨘋 ①313 ⑥309
𨘋厥 ①313
杜伯 ③885,888（～幽鬼）
豆人 ③199
豆閉 ②401
彡 ②193
東夷豐伯尃古 ①117
東宮 ②92,99,104 ③131
東宮得臣 ②92

曾子白 ④521
曾子斿 ⑥592
曾子遽 ④521
曾諸子 ④518
曾孫僕兒 ④158
曾大保𪏂叔亟 ④522
曾仲 ④556
曾仲大父𧊒 ⑥594
曾仲斿父 ④556 ⑥593
曾伯陭 ④517
曾伯霥 ④512
曾伯文 ⑥594 又
巢 ③566
孃 ④490
叢伯 ④490
蹸子子奂伯 ④523
造父 ⑥66
臧孫 ⑥602
夨 ①555 ③193,200,212,214,289,302
夨王 ③203,213 ⑥47,149,494,495
夨姬 ③219
夨伯 ③216
夨令 ①261
即 ⑥250
詸 ①732
俗父 ③19,23
孫叔多父 ④286

タ 行

𥂴乎 ④556
大 ①447 ②492 ③574,583
大姜 ④84
大矩 ⑥377
大公望呂尚 ⑥417
大攻尹睢 ⑥584,586
大子 ④389
大子癸 ⑥449
大子丁 ③611
大子友 ⑥600
大史 ①437,791
大史𢼸 ③615
大史𧧑 ①431,434
大司馬卲陽 ⑤582,586
大司命 ④395
大師 ⑥241（～金鹿）
大師小子 ①816
大師小子師望 ③73,79,80
大師小子望 ⑥490
大師虘 ③39,44
大祝 ③342
大祝禽 ①50,111,131
大中 ②330,493
大無嗣蒈 ④395
大保 ①41,62,80,85,87,177,428,789 ⑥449,453
大保召公 ①53,56,71
大保圖象 ⑥29
大孟姬 ④593
大孟姬嬇 ④293,312
大良造鞅 ④29
太公和 ④406
杕氏福□ ④220
宅 ①741,744
豖 ③574
逹 ③605
檀伯逹 ①153
豸方 ①538
智君子 ④195
𡨦 ①207,210,212 ③131 ⑥435
邾姬 ④441 又
邾君 ④484
邾公華 ④482
邾公𢘅 ④478
邾公孫班 ④484
邾公釛 ④475
邾子𢘅 ④479
邾𢽿𡝗 ④489
邾叔之伯 ④486
邾宣公 ④479
邾嬭 ④464～9
邾叢伯 ④490
邾大宰叢子𩞈 ④488
邾大宰叢子𧧑 ④489
邾定公貜且 ④476
邾悼公 ④482
邾伯 ④487
邾伯御戎 ④487
邾文公元妃齊姜 ④476
邾來隹 ④487
邾𧧑父 ④490
中 ①575,577,760,790,791 ③283
中山氏 ④326
中山武公 ④223
中子化 ④549（楚）
中子㠯 ①419
中子㠯彤 ②193
中爯 ⑥421
□中姬 ④510
仲𡨦□ ④562
仲姬 ③564
仲姬㪔 ③707 ④438,439
仲幾父 ③891 ⑥236
仲義 ③906
仲義父 ③908 ⑥505,531
仲婚 ⑥505
仲𩠐父 ②159,191,225
仲大師 ③899 ⑥166,416
仲自父 ③333
仲𧰼父 ⑥284
仲南父 ⑥285

伯懋父 ①170,452,453,722,724,747,750,756,767～770 ②17 ⑥57
伯邑父 ⑥257,262
伯揚父 ⑥288,293
伯雍父 ②199,205,223（表）⑥61,303,309
伯庯父 ③246
伯梁其 ③399
伯梁父 ③246,256,399
伯龢父 ③740（～若曰）742（共伯和說）⑥161
尃古 ①117
尃車季 ⑥570
貉子 ①836 ⑥472
麥 ①619,625～645
麥辟侯 ①643
猶(𤔲) ②287
班 ②53
范蠡 ④616
縈 ②350
番妃姓 ③419
番匊生 ③418
番君 ③432
番生 ③424（～曰）431 ⑥504
番中吳生 ③432
盤埜 ④544
不巨 ④471
不壽 ①253
不𢽚 ⑥189
邳伯夏子 ⑥576
朏 ③131
𣪘 ①373
𠟭伯 ①699
𢍰叔 ⑥499
𢍰姓 ③294
𢍰伯 ③288,291,418
弭叔 ②482,483 ③483
弭仲 ②482
弭伯 ②480 ③482
眉敖 ③283 ⑥125
眉放者膚 ⑥268
𢼸伯 ⑥345,377
𢼸伯顀 ⑥384,394（世系）
𢼸父 ③200
𢼸邑 ⑥259
𢼸𣪕 ③302
敚子 ①65 ⑥27
微史 ⑥359
媍嫚臭 ⑥541
嬶𦙶 ④257（～同𦙶）
畢媿 ②441
畢公 ①515,516 ④138 ⑥459
畢公家 ①511
畢公高 ①471,475,479
畢公之孫 ④127
畢人師同 ⑥192
畢仲 ①826
畢仲孫子 ①826
畢鮮 ③285
𣄰王家 ③69
𤕌光 ④146,150（西戎說）
廟孱 ⑥284
賓美人 ④347
𥄳表 ⑥263
𢾊 ②117
𢾊王 ②117
𢾊伯 ②117
敀新 ④259
不𢍰 ③814,831
不敀 ④257（～薄姑說）
不敀屯夫人 ④257 ⑥540
父乙 ①510,790,791,807 ②112,138,146,160,163,165,192,193,249,250,309,314,352,354,418 ④502, ⑥372,373,377,449
父丙 ②44
父丁 ①66,85,303,304,392,446,553 ②110,489 ③300 ⑥205,387,469
父戊 ①613,614,766,778 ③214,422,446,450,466
父己 ②309,311
父辛 ①354,364,428,578 ③54,364 ⑥188,314,376,471
父壬 ⑥205
父癸 ①347,350,383,745（～宅）②103,197
夫槼王 ④599
𢀛妻 ④338
㳅斯于之孫 ④582
負子 ②264
負茲 ②264
附觽 ⑥263
鳧叔 ③564
武乙 ⑥13
武王 ①91（～克殷）179（封建）263（辛年）443（成王）533（又）703,791 ③294（伐紂）④99 ⑤323（克殷）⑥22（兄弟）341（錯圖～）359

東周公 ⑥535
東臣 ⑥268（～羔裘）
鄧 ①389 ②257
鄧公 ④257
鄧公午雝 ④259
鄧嬗同姓 ④256
鄧伯 ①388 ④246,256
鄧孟 ④255
鄧孟媿 ④259
滕姬 ④487
滕虎 ④502
滕侯滕子 ④503
滕侯耆 ④504
滕侯蘇 ④505
滕侯昊 ④504
滕仲 ④505
鄦公 ④99,122
同 ③214,326,901
同公 ①738 ②16 ⑥464
同㠯 ③332
同益姬 ③707
同仲 ③890（賜與）
德 ⑥461
德尹叀姬 ④283
德叔 ⑥247
屯 ①189 ⑥431

ナ 行

內史 ① 又 594 ②66,114
內史觽 ②516
內史吳 ②356,362,376,511 ⑤382
內史光 ③56
內史史光、③83
內史濵 ③346
內史年 ⑥380
內史無𢼸 ③615
內史友員 ⑥296
南宮 ①717,790 ②92 ③359
南宮括 ②92
南宮柳 ③465
南公 ①668,672,717
南國𠬝子 ②261
南仲 ③351
南仲邦父 ⑥223
南伯 ⑥275
寧 ②103,112
寧遹 ②110 ⑥480
寧叔 ⑥423
寧女 ②110
農 ⑥479

ハ 行

皮難 ④599
𨸏亥 ④270
北子 ①396
北子宋 ①397
北子華 ①396
北伯 ①397
北伯𢦏 ①398
𢍰 ⑥284
陪 ③129
鼏 ①585
白公勝 ④320
白丁父 ①268
伯 ②160,172,175,200 ⑥242,437,483,544
伯夷 ②275（～降典）⑤387 ⑥2
伯衛父 ①404 ②73
伯㱃父 ③69
伯夏父 ⑥588
伯家父 ③249
伯其父慶 ②182
伯旂 ①767
伯喜 ③245,497
伯喜父 ③365,497
伯𨝅父 ④437
伯吉父 ⑥526
伯魚父 ⑥503
伯彊 ③539
伯𩦎 ①280 ⑥433
伯矩 ⑥421,450
伯頵父 ③597,598
伯寬 ①422,424
伯元 ④281
伯公父 ⑥411,412
伯考父 ③366
伯高父 ⑥540
伯康 ⑥500
伯克 ③526 ⑥506
伯氏 ②237,342 ③815（～曰）828（～曰）845,871,902 ⑤330（莊公說）⑥529,541
伯氏姒氏 ④256
伯車父 ⑥204,445
伯者父 ⑥421
伯百父 ②413
伯𢦏 ②108,207 ⑥61,308
伯𦐈父 ⑥496
伯辛父 ⑥284
伯先父 ⑥393
伯𡢁 ④559
伯鮮 ⑥503
伯俗父 ③19,23 ⑥262
伯多父 ⑥412
伯大師 ③526（賜與）902 ⑥242 244,416,506
伯大師武臣 ⑥244,607
伯智 ⑥479
伯𨘋 ①315
伯買父 ①791
伯百父 ③249,256
伯賓父 ③365
伯𨘋父 ①793 ②154,156,163,166,168,223（表）⑥60
伯父 ③806
伯邦父 ③910

(廼來見～) 389
武王の穆 ①497, 504 ⑥432
武公 ②245 ③443, 447, 454, 456, 460 (衞武公說) 465 ⑤364 ⑥151
武庚 ①195, 788 ⑥24
武伯 ③283
武仢幾王 ③291
武文 ④176
武父 ③199, 202
武靈 ④367
珷 ①567 ⑥323
珷王 ①651 ⑥173
無斁 ②30
馮同 ④615 ⑥599
艮 ②265
艮子 ②261
服 ①786
复 ③619
復公子白舍 ④259
弗敏父 ⑥570
弗 ②348
奮 ①817
文(玟)王 ①19, 202 (～紀元) 237 (又) 515 (～の昭) 518 (又) ②68 (又) ⑥3 (～紀元) 22 (～の子) 173 (又) 337 (日古～) 387 (又)
文王王姒 ②54
文王孫 ②57
文姜 ④328 (～說話)
文公 ①283
文考癸 ①244
文侯 ④90, 96 (晉)
文武 ①533 ②261 ③543, 647 (～耿光) 702 (～受命) 710 ④7, 15 ⑥22 (封建) 354 (～長剌)
文武受命 ③702, 719 ⑥157
文武成 ①533
玫 ①651
玫王 ①651, 661 ④504 (文の昭) ⑥3 (文王紀元) 173 337 (日古～) 389
玫珷 ③289
叜 ⑥448

坪之子臧孫 ⑥602
閉 ②408
娶婦 ②193
辟 ①475
辟侯 ①642
㝬車父 ⑥334

父 ②250
父㽙 ③640, 648, 674, 680
甫 ②226, 274
甫人 ④76
甫人父 ④76
保 ⑥38, 434
保侃母 ①808 ②76
保汝母 ①809 ②76
𩰫 ②269, 270 ⑥59, 221, 306, 482
𩰫侯 ②185, 229, 267
𩰫叔信姬 ⑥221
輔師嫠 ③335
輔伯 ③338, 774, 784 (娟姓)
輔伯戚父 ③774
遱 ①575 ⑥312
母娊 ①315
母己 ⑥446, 448
母辛 ①411
母癸 ①396
方 ①527
方叔 ③594, 612
邦君厲 ⑥262, 275
匍君公伯 ⑥483
封 ③521
倗 ②441
倗生 ②426, 440 ③406
倗伯 ②441
逢同 ④615
彭 ②112
彭子中 ⑥574
彭史 ②112
彭女 ②112 ⑥575
褒姒 ⑥4, 166
豐 ⑥377
豐姞單 ⑥333
豐伯 ①117 ⑥426
豐孟娟 ③774
藥 ③200
寶子 ④271
鮑牽 ④384
鮑叔牙 ④381
鮑莊子 ④385
肇子 ④382 (～曰)
肇子孫□ ④386
肇叔 ④379 (～之孫) 382 (世系) ⑥259, 277
肇叔又成 ④382
亡 ①106
卯 ③317
敄人 ⑥541
旅叔 ②307
昉 ④405, 406
望 ③67, 69, 79 ⑥490
望諸 ④327
望乘 ①539

謀娶公 ④465
㽙 ⑥456
懋 ②489
𩵋國孟姜 ④324～9, 331, 333
牧 ②364
牧師父 ①452
牧牛 ⑥288
穆王 ②341 (生稱) ⑤353 (甫覲～) 387 (遠征) ⑥3, 64, 240 (朕皇考) 480 (東征)
穆王諸器 ⑤389
穆王と書篇 ⑥78
穆王年數 ⑤384
穆王曆譜 ⑤320
穆元百年說 ⑤385
穆公 ①795, 796 ②140, 144, 242, 314, 335 ③443 ④364 (宋, ～之孫) 370
穆孟姬 ④337

マ 行

㝵 ②104
嫚 ④255
密康公 ⑥92
㝮姒 ⑥415
㝮叔 ⑥415
無㝵 ③65, 817
無叀 ③350
命 ①841 ⑥473
明公 ①74, 133, 291, 295, 300, 304 ③39 ⑥38 (明保)
明公尹 ①303
明仢 ①699
明保 ①74, 208, 305, 311 ③39 ⑥431 (伯禽說)
明保予沖子 ①280
㪤士卿 ①320
免 ②456, 464, 469
㪽旅 ③200
毛公 ②30, 63 ⑥476
毛公㽙 ③686
毛公趞仲 ②30, 48, 410
毛氏 ②56 (家系) ⑥68
毛叔 ⑥280, 282
毛叔鄭 ②63
毛伯 ②37 ③734
毛父 ②45, 46 ③646
孟 ②30
孟姬 ③250 ④336, 507
孟姬㝅 ⑥570
孟姬姜 ④439
孟姬仢 ③418
孟姜 ④279, 324, 403
孟姜秦嬴 ④318, 552
孟庚 ⑥554
孟姒 ⑥570
孟妊 ④509
孟妊東母 ③707 ④494
孟大姬 ④304
孟卯 ⑥554
孟□之母 ④204

ヤ 行

俞 ③13, 16
艅舌 ①410
艅伯 ①409, 410
又事利 ③323
又正䙴 ⑥448
又成叀姜 ④379
又成叀叔 ④379
友 ①436
友父 ③912
有嗣 ①219, 815
有嗣後或 ①200
有蘇氏 ④79
㕚父 ①435
㕚 ②239
攸・攸從 ③634 ⑥446
攸衞牧 ③628, 633
攸从𩰫 ③618
侇从𩰫 ③200, 222, 618, 635 ⑥148
攸倠父甲 ③222
邑姜 ①263
邑人奎父 ⑥192
邑人服 ⑥259
邑人趞 ⑥262
邑母癸 ①188
幽尹 ②188
幽叔 ⑥248, 250
幽大叔 ③434, 438
幽大叔懿叔 ③443
幽伯幽姜 ③862
熊盈 ①788
幽王曆譜 ⑤302, 309
與夷 ④611 ⑥604
旟 ⑥210
羊庚兹 ⑥445
㚤 ①188
容居 ④549
揚 ③83
庸 ①402
鄘伯馭 ③479
雁 ③586
𤇾 ⑥288
㚸君中妃 ④471
或 ⑥217
趞 ②450

ラ 行

䜌 ③302
䜌書 ④208
䜌武子 ④210
藍諸君 ④327
䰜 ①755 ⑥464
𠭯 ①521

梁 ⑥543
梁子襄鞴 ⑥542
吏敄 ⑥288
吏晉 ⑥288
吏秦 ④544
利 ②419 ③599 ⑥323
盠 ③339, 768 (叔市)
盠伯 ②230
盠王 ②205, 221
盠季 ③65, 514
盠公 ③150, 762
盠叔 ②409 ④405 (～和子)
盠叔陳乞 ④406
盠伯 ②50, 308
盠叔和子 ④405
陸終 ⑥390
陸終之孫 ④474
柳 ③465
呂王 ⑥533
呂相 ④374
呂伯 ⑥476
旅 ①75 ③375
旅中 ⑥284
旅伯 ⑥284
梁其 ③389 (～曰) 393 395, 397, 399
陵 ⑥372
陵姬 ⑥373
魯僖公 ④515
蓼改 ⑥544
蓼生 ⑥501
令 ①265, 555, 8171 ⑥436
命尹封 ③521
命瓜君嗣子 ④19
鈴 ③605
厲 ⑥262, 263
厲王 ③343 (好樂) 580 (奔彘) 731, 753 ⑤345 (年數) 350 (曆譜) ⑥276, 518
厲侯 ①789
厲叔子夙 ⑥263
厲有嗣䌛季 ⑥263
𤕌孟姬 ①444
盠 ②314, 331
盠公 ④4, 365 (～所) 375
㝶 ①410
𡢁人 ①791
剌 ②257
剌公 ③246
剌公己伯 ③579
剌仲 ②518
剌伯 ③578
魯遼 ④436
魯公 ②3
魯公伯禽 ②3
魯侯 ①107, 112, 126, 136 ⑤404 (世系表) ⑥164 (廢立)
魯侯獄 ②2
魯嗣寇封孫宅 ⑥570
魯士商䖒 ④448
魯士孚父 ④449
魯司徒元 ④446
魯生 ④320
魯正叔 ④449
魯大宰遼父 ④437
魯大嗣徒元 ④446, 447
魯大嗣徒厚氏 ④445
魯大嗣徒子中白 ④444
魯厲敖 ⑥557
魯內小臣 ④448
魯伯厚父 ④438
魯伯大父 ④438, 439 ⑥569
魯伯俞父 ④440～3
魯煬公 ②2
彔 ②199, 201, 211 ⑥26, 298
彔子耶 ①59
彔子聖 ⑥26
彔𢦚 ②205 ⑥308
彔貞 ③199
彔伯𢦚 ②154, 209, 221 ⑥27, 298
彔父 ⑥61
鹿郢 ④611 ⑥604

ワ 行

龢父 ③750, 782 (共伯和說) ⑥521
淮 ③199
□作父 ③366
□姜 ⑥204
□公 ④260
□侯 ③15
□叔 ②395
□中孚父 ⑥415
□伯 ①708

一名兩字 ⑥234
夫妻連名 ③385 ⑥157, 221
名字鑿去 ③383 ④78, 385

地名國族名

ア 行

安陵 ④432
伊 ③471
伊洛 ①727
夷 ③272 (～臣十家) 702 (□華夷) ④602 (～語) ⑥138 (～系) 223 (～俗) 524 (～族奴隷)
夷童 ⑥341
殷 ①175, 656, 673 ②429 ③710 ⑥35 (河北) 48 (七族) 340, 343, 359
殷六𠂤・八𠂤 ①722, 724 ②106, 204 ③450 ⑥127
洛陽洛邑 ⑥192
邘 ①755
盂 ①753 ⑥9
盂方 ⑥9
雩 ③195
匽夷 ③702
郢 ⑥585
衞 ⑤24 (伴船)
易縣 ④325
炎 ①257, 453
奄 ①337, 464
匽 ①53, 426, 430, 461 ③504 ④212, 425 (伐～)
爰陵 ⑥585
㾓 ⑥585
㾓戎 ②43
郾城 ①439, 464
鄢陵 ④210
燕 ④225
オルドス ⑥31
雁 ①497

カ 行

下蔡 ⑥586
下𨜶 ④266, 286, 306
下陽 ②40
河 ③328
夏 ⑥572 (～東) 585
𩠐司 ④363
渦水 ①777
華 ①841
㑹 ①221, 225 ⑥288
澮江 ⑥585
角䚘 ③261
虢 ④42 (諸虢)
噩 ③452 ⑥499, 585
滑 ①776
厈 ①200, 238, 246, 264 ⑥37, 373
咸林 ②461 ③308
析 ②74 ③198
㡿 ①638 ②324, 331 ⑥72, 462
寒山 ③504
漢 ①789, 791
漢陽 ⑥63
管蔡 ⑥328
𡨦 ⑥304
關中 ①716
鄗𠂤 ⑥323
頠林 ⑥268
己 ④461
杞 ④451, 464, 491 (杞邾通婚)
岐山 ⑥137 (～豪族)
芑陽 ⑥585
紀 ④451
紀侯䡵 ④461
鬼方 ①691
㝵 ④451
䢵田 ①812, 817
燮 ①412, 790 ⑥445 (～且)
宜 ①535 539 547 551, 558
𤞷夷 ③467
魏 ④136 (世系) 137, 187
九京 ③88
役 ③619
呂 ①833
居巢 ⑥586
莒 ④473 ⑥573
鄎 ④471
邛 ④558
夾谷 ④359
羌 ④452 ⑥603 (～人奴隷)
姜姓四國 ①80 ②181 ④316
浣川 ⑥186
競 ③619
斤 ⑥469
句商兒 ③619
句陵 ⑥386
虞 ④68
井 ①642 ③198
井人 ③504
井邊 ③504
井方 ③446
井邑 ③198
邢臺 ①597
京夷 ③555, 702
京𠂤 ③534 ④87, 104

湘 ⑥585
嘗 ②88
上侯 ④458 ⑥186, 189
上蔡下蔡 ④286
上都下都 ④261
上邳 ⑥577
上洛 ③470
上陽 ②40 ④44, 50 (～下陽)
莽 ①756
乘丘 ④171
城虢 ②39
襄 ③200 (～有嗣)
襄陲 ⑥584, 586
襄陽 ⑥583, 588
蜀 ②41 ⑥476
晉 ④88 (四都) 173 (三卿) 550 (～人) ⑥591 (～人)
晉虢 ④111 (～會盟)
晉市 ⑥584, 586
晉楚 ④112 (～通婚)
晉秦 ⑥65 (～の巫)
晉邦 ④109
秦 ④3, 15, 27～8, 157 ⑥65
秦夷 ③555, 702
秦楚 ④108 (～通婚)
新蔡 ④286
新大邑 ①318
新邑 ①318, 323 ⑤256 ⑥50
新邑洛 ①318
新鄭 ④32
㑆 ③197
㑆道 ③197
㑆逨 ③197
西虢 ②39
西鄭 ③309
西門夷 ③555, 702
西俞 ③815, 820
西旟 ④538
西六𠂤 ②105 ③450, 454 ⑥127, 485
成 ①94 (三地) ②40 ④45 (～𠂤)
成㠯 ①93, 97 ④45
成周 ①291, 311, 344, 359, 362, 367, 386, 567 ③178, 276 ⑥174
成周師氏 ②184, 203
成周八師 ①101, 724, 734, ②106 ③148, 514
成周里人 ①482 ③271
制 ②40 ④45
齊 ③237 ④29, 162, 165 (長城) 384 (世卿) ⑤496 (～𠂤)
齊楚 ④169 (～勾結)
齊邦 ④341, 382, 415, 421
姚邳 ⑥577
陝西 ⑥18 (殷器) 19, 20 (～庶殷) 422 (又)
鮮于 ④220
鮮虞 ④222 (姬姓) 324
楚 ⑥123, 550 (～境) 591 (又)
楚邱 ④171
楚京 ④169
楚荊 ①773, 778 ⑥351
楚邦 ④108, 109 ⑥586 (～の法)
憖言 ③615
蘇 ③178 ④37, 60 ⑥136
宋 ①65 ④371
宋句 ⑥193
余土 ①62
巢 ②41, 104 ⑥476
曾 ④557 (～三國) ⑥595 (～部譜)
曾姬姓 ④538, 555
鄫 ④515
䣄 ④522
矢人 ③199 (～有嗣)

タ 行

大沽 ③195
大散關 ③207
大廷 ④99
大伾 ②157
大邦殷 ⑥18, 25, 177
大邑商 ⑥173
待□ ⑥210
郯 ①259
譚 ①259
灘 ⑥585
郳婁・鄒 ④476, 506
鄣邦 ④482
中山 ④223
盩 ⑥424
鑄 ④494
長岸 ⑥583 (～の役)
長子 ⑥538 (～の役)
長城 ④157
重泉 ④31
朝歌 ①147
潮里 ⑥480
巠東 ③534
荊 ①773, 776, 792
灊 ③195
玁狁 ③786, 802, 815, 823, 834 (～の役) 839
广㳽 ③197
玄水 ③328
沅 ⑥585
原人 ③199
原道 ③197
䌒隣 ③195
遼谷 ②429
估𨻰 ⑥586
沽 ⑥585
虎 ①791
虎方 ⑥43, 467 (東方說)
淲東 ③328
孤竹 ⑥34
五 ①728
五䚗貝 ①729
吳 ④306
吳越 ④594, 602 ⑥598 (～の劍)
江 ④561 (～三國) ⑥585
江㵵 ④552, 561
江姬 ④561
江陽 ⑥599
江淮諸夷 ⑥352
高丘 ⑥586
高陶 ③823
郜 ④523
康 ③504
康王谷 ①389 ⑥57
唯 ③199 (～人有嗣)
唯莫 ③198
高𠂤 ⑥2
黃 ④557, 563 ⑥595
黃縣 ④451
黃池 ④199, 306 ⑥537
黃邦 ①551, 552 ⑥541
穀 ①479
㮊 ③29
蒿 ①569
蒿間 ④554
剛 ③198
剛析 ③197
谷逨道 ③198
㬆 ③359
昏𢿋 ①229

サ 行

左關 ④432
戈𢦏載 ④526
蔡 ④285～6, 306 (再興) ⑥223
朔方 ③819
山西 ④385
山東 ⑥27 (殷器)
三晉 ④173 ④217 (車馬坑)
三門峽 ⑥598
參泉 ③471
參門 ③122
散 ③200 (～人小子・～之有嗣) ⑤148
𠂤
炎𠂤 ①259, 452
寒𠂤 ①200, 238, 791
𢊁𠂤 ⑥323
古𠂤 ②184, 195, 227
𢦚𠂤 ②184, 190, 203
㳿𠂤 ①167
䍙𠂤 ①726
成𠂤 ①93 ②154 ④45
𢿋𠂤 ①75
𠧚𠂤 ①782
𢿌𠂤 ②116
牧𠂤 ①728
邵 ⑥585
淄㴂 ④354
邿 ④506
壽春 ⑥586
州 ①598 (～人) ④494 (姜姓)
州剛 ③198
州來 ⑥586
周 ①343 ②243 ③710 (我厥～) ⑥46 (～初封建) 359
周道 ③197
周邦 ②210 ③498 543, 702, 714 ⑥348
洀水 ⑤188
雝戈 ③619
戎 ①665 ③823 ④148, 550 ⑥304 (～㝬) 557, 591
祝柯 ④166 (～之會)
𦞠慎 ①615
逑社 ⑥312
㫚 ③504
㞷 ⑥341
徐 ④582 ⑥597 (～器)
徐夷 ⑥70
徐匽 ⑥426, 477
徐奄熊盈 ①182
徐土 ①64
小虢 ④49
小邾 ④490
小邦周 ⑥25
召公亭 ③883
召方 ①481
向 ③459 ⑥155
松陽 ⑥585
相土東都 ①399
商 ⑥131 (～政周索) 323
商奄 ①105
商圖 ①533
商邑 ①114 ⑥323
棍 ④549

ヤ 行

埜 ③504
𢓊山 ③821
由□夷 ③702
有周 ③647
酉𤇍 ⑤586
裕 ③471
熊盈 ①221
余無 ⑥13 (～戎)
滕 ①219
要 ⑥448 (～貝)
庸 ①599 (～人)
陽丘 ⑥586, 589
陽洛 ③471
𪊲 ⑥312
㴸陲 ④554
棫 ③198
棫林 ③304

ラ 行

羅 ④567
萊 ④358
萊夷 ①730
萊都 ④454
萊蕪 ④359, 371 (～之役)
逨魚 ⑥480
淄 ⑥585
洛 ③802
(～之陽)
洛疆 ⑥192
𨞰 ④356 (～僕三百五十家)
𨞰都 ④356 (其縣三百)
𨞰邑 ④356
陸渾 ⑥591 (～戎)
陸終 ④475 (～之孫)
林智里 ⑥298
□林 ①795
澧 ⑥585
歷寒 ③450
𡉚土 ①791
潞 ④385

ワ 行

淮 ⑥223
淮夷 ①793 ②203, 227 ③65, 601, 605, 611, 790, 796 (～玁狁) ④512 ⑥71, 115 (諸夷) 128 (抵抗) 229 525
淮戎 ⑥95, 299
𠀠 ⑥179

官 制 身 分

ア 行

亞 ④452
亞旅 ③272
夷允 ⑥118
夷嗣王臣 ⑥118
夷臣 ⑥78
夷僕 ②127
𢦏史師氏 ⑥192
尹 ②188
尹氏 ②480 ③148, 158 ⑥387, 475, 500
尹氏友 ③486
王行參有嗣 ②316 ⑥90
王臣妾百工 ③521
王追側虎臣 ③352

カ 行

家司馬 ②116
侃市 ④533 ⑤26
侃師 ④11, 544, 546
侃嗣 ④344
侃事 ④344
官犬・犬人 ③20
官守友 ③18
監國 ⑥236
關人 ④428
㺇夷陽佃史 ③465
弓矢 ②406
姜氏人 ⑥120
虞 ③328
卿事 ③424
卿事寮 ①287, 290 ③680 ⑥87
𡨦司 ③359
虎臣 ③680 ⑥90, 299
鼓鐘 ③338, 504, 770 ⑥108
五邑祝 ③737, 755 ⑥93
五邑走馬 ③752
五邑甸人 ⑥166
五邑甸人吏 ③755, 899
工 ③106 ⑤26
工師 ⑤26
工商 ⑤26
工正 ④348
公族 ①790 ③425, 680
甲府 ④32
攻市 ④341, 544 ⑤26
後庸 ③702
降人 ③702
國司馬 ②116

サ 行

差 ⑤26
左關 ⑥565

直鄙 ⑥252
陟陽 ⑥585
鄭 ①549 ②410, 456, 460, 549 ④253 (～始封) ⑥386
鄭還 ③308
狄 ④223
天邑商 ①14
田齊 ①779
杜 ③354
菟和 ⑥586, 589
都析 ③197
土方 ①480 (～五十里) 482
豆人 ③199
東夷 ①207, 721 ②44, 261 ③450
東虢 ②39 ④41
東國 ①133, 175 ②43 (～痻戎) 49 (靜～) ③601
東國五侯 ①175
東山 ①324
東門 ②429
𨞰人 ①598
巢道 ③197
鄧 ②403 ④255 (嫚媿二姓) ⑥598
滕 ④491, 504
同道 ③198

ナ 行

南 ②266
南夷 ②154, 261, 264 ③65
南匽 ⑥29
南燕 ①205 (～器) 416 463, 483 ④216
南虢 ④49
南山 ⑥186
南諸侯 ⑥223
南仲 ③351 ⑥225
南鄭 ①230 (～祇林) ③308
南淮夷 ③276, 450, 471, 790 ⑥122, 223

ハ 行

巴 ⑥549 (～族)
巴蜀 ⑥580 (～兵器)
邶 ①397 ⑥443 (貉說)
邶鄘衛 ①399 ⑥23
專 ⑥570
薄姑 ⑥426
貉 ⑥443
䨻谷 ②429
𢿋城 ③197
緐 ②41
緐陰 ③471
緐湯 ④91, 512
緐陽 ②41 ⑥586
𢇍夏 ④3, 15
𢇍方 ③806 ⑥401
丕陽族 ④273
邳 ⑥577
邳陽 ④274
𤯍 ①629 ③261
𩵦 ①630 ②156
𠷎𢊁 ③786
鄙 ⑥585
𢍱身夷 ③555
㴱 ③504
眉 ③195, 198, 206
眉敖 ⑥125
眉道 ③198
𨻰陵 ③197
𢿋 ⑥343, 346, 359 (～𤔲處)
𦔻 ①342, 480, 824
𦔻 ①481
百𢇍 ④94, 122, ⑥403
𣲥水 ④150
豳 ⑥259
𢿌 ③97 (～師戍)
𨻰原 ③504
無𨻰 ④554
服夷 ③702
復 ③615
平陰 ④163 (～の役)
秉 ⑥476
䡊人 ③200
𢎥夷 ③555, 702
𠆣 ③471
邊柳 ③195
𨘚 ⑥259
㝬 ②178, 199 ⑥221, 306, 482
方 ①755
方城 ⑥586
方𢇍 ⑥354
𠦪 ①343 ②480 ③862
彭 ⑥574
彭弭 ⑥585
豐 ①738, 789 ③330
鼎 ③471
望安 ④554
望土 ⑥373
北燕 ①438, 463, 483 ④213, 219, 224 ⑥34
北虢 ④48
北關 ④429
濮 ②265
妹邦 ⑤464 (衞邦說)
密 ⑥92, 345
密須 ⑥92 (～之鼓)
茂郢 ⑥584 (～之遊宮) 586
蒙古 ④218
木關 ⑥585

タ 行

多亞 ④451
大亞 ④451
大工厄 ④382（齊）
大左 ③232
大宰 ④348（齊）382（齊）437（魯）488（邾）562（邛）
大市 ④286（蔡）
大史寮 ③425, 680 ⑥87
大司工 ④252（鄭伯）
大司徒 ④444～6（魯）
大司馬 ④252（楚）489（邾）
大師 ③40
大正 ②482
大褸 ④425
大徒 ④382（齊）
大內史 ④253（鄭）
大夫 ④299（蔡）479（邾）
大府 ⑥591（楚）
大保 人名參照
大吏 ④382（齊）
大良造 ④29
對格 ③103
鑄客 ⑤26 ⑥561, 563
長府 ⑥591（魯）
冢嗣土 ②117 ③148
冢嗣馬 ②116, 119
逌側虎臣 ③352
鄭人善夫 ③18
天尹 ④298
典善夫 ⑥282
土駿 ②43
徒駿 ④606
奴 ⑥479
奴隷 ⑥114

ナ 行

內史 ②360, 376, 401, 452, 734 ⑥273, 468
內史尹 ③752, 759
內史尹氏 ③479
內史友 ⑥263
內小臣 ④449

ハ 行

陪臺 ①522
畢人 ⑥192
百工 ①294 ③104, 521, 741 ⑥278
百工牧臣妾 ⑥141
百生里君 ①295
𤔲嗣土 ②117
巫祝 ⑥395
服 ②127
邊侯田 ①656
保 ⑥38, 433
輔 ① 又 596 ⑥108
邦嗣四伯 ①669
邦周 ②128
邦人 ③723
𢍰宮𢍰人 ③322 ⑥150
豐還左右師氏 ③233
牧 ②311, 328, 741
牧臣妾 ③741
牧馬 ②310
牧陽㠱 ③465
邦君嗣馬弓矢 ②406
僕 ①765（易～）②118 ③526（～卅夫）890（～四家）
僕馭 ③741
僕射 ②117

ヤ 行

又事 ⑥323
又正 ⑥329, 448
友內辟 ③727
右諸職 ②365
有嗣 ③868
有嗣師氏 ⑥301, 304
邑人 ⑥192
邑人虎臣 ③555, 704 ⑥519（諸夷）
邑人師氏 ②511（旅～）
邑人先虎臣 ③702
邑人善夫 ⑥280

ラ 行

里君 ①295
六卿 ④445
六𠂤牧陽㠱 ③465
寮女寮奚 ⑥312
林 ③328
𢍰 ②118, 365, 366
令尹 ②316 ④233
霝龠 ③504
鬲 ⑥47

左軍 ③211
左師 ⑥561（東周）
左執緌史臣 ③203
左大侯 ⑥760（齊）
左右戲緐荊 ②365 ⑥487
左右虎臣 ③546, 605
左右走馬 ⑥752, 759
宰 ③103 ⑥86
裁尹 ⑥585（楚）
裁令 ⑥585（楚）
作册 ②360
作册尹 ②464, 521 ③18, 299, 339, 465 ⑥384
作册內史 ③12
作命內史 ②419, 471
作邑 ③737
三官 ④445
三卿 ④173（晉）445（魯）
三事 ⑥87
三事大夫 ①288, 705 ⑥87
三族六卿 ④445
三老三吏 ①686, 701
參有嗣 ①288 ②460 ③680 ⑥87, 259, 262, 484
散人有嗣 ⑥147
士 ④448～9
士曶 ②117
史 ⑥85（～系）
史小臣 ③504
師 ⑥85（～系）
師尹 ③488
師氏 ②306, 357 ③233, 720 ⑥90, 304
師氏人 ③723
師箬側新 ③353, 762 ⑥511
嗣寀 ③23
嗣工 ②316, 364, 456 ⑥88, 192（周人～）259, 262
嗣工司 ③83
嗣寇 ③83 ④69 ⑥89
嗣士 ⑥89
嗣炎 ③83
嗣射 ②124
嗣㑺 ③84
嗣𢍰 ③84
嗣土 ②118, 234 316, 414, 459 ③83, 346 ⑥87, 259
嗣徒 ⑥192（鄭）262
嗣馬 ②118, 316 ⑥88, 259, 262
車官 ⑥423
車人 ④428
守□官犬 ③18
趣馬 ③586
戍桼人 ③702
祝史樂工 ⑥108
庶人 ⑥257
庶右 ②118
庶右隣 ②365, 366
書史 ②432
諸侯諸監 ⑥236
諸侯大亞 ③270, 271
諸侯百生 ③794
小宮 ③619
小子 ②128 ⑥90, 242, 259
小子師氏虎臣 ②318 ③680 ⑥90
小子小臣 ①232, 412, 732 ②127
小子小大事 ⑥479
小射 ②127
小臣 ②127 ④363 ⑥314, 440
小臣善夫 ③18
小大又隣 ②117
小大吏 ⑥288
小傅 ③771
小輔 ③7, 338, 770 ⑥108
將師 ④316
𤔲𠂤 ④316
昜 ③328
塲 ③467
臣 ①266, 523, 598（三品）791 818（卅家）②30 ③131（廿夫）⑥47 240, 273（易～）440
臣妾 ③504, 741, ⑥446
臣僮 ①522, 564 ⑥460
臣數 ①562（易～十人）
人鬲 ①267（人鬲）670 ⑥48, 141
人鬲臣僕 ⑥143
𠯑 ②356
正卿 ④361（齊）475（邾）
正人 ③723
西偏東偏 ③741
成周走亞 ③702
齊市 ③605
洗馬 ①817
善夫 ③517 ⑥282
祖伊 ⑥14
走馬 ②415 ③297, 586, 759 ⑥576（薛）
宗小子 ⑥173
宗伯 ④389, 392
矢人有嗣 ⑥147

廷 禮 册

〔紀年日辰〕	〔器名〕	〔卷・頁〕	〔任命者〕	〔宮室〕
隹八月既望辰才甲申	小盂鼎	①705	王	廟
隹六月既生霸戊戌	師毛父段	②66	王	大室
唯三月戊寅	趩段	②114	王	宗周・大廟
隹元年三月丙寅	卻曶段	②233	王	大室
唯五月既死霸辰才壬戌	呂方鼎	②254	王	大室
隹正月既生霸丁酉	師遽方彝	②294	王	周康寢
隹王三祀四月既生霸辛酉	師遽段	②304	王	周・新宮
唯八月初吉	盠方彝	②314	王	周廟
隹元年六月既望甲戌	師虎段	②354	王	杜应・大室
隹王七年十又三月既生霸甲寅	牧段	②362	王	周師汓父宮大室
隹二月初吉丁亥	㠱方彝	②371	王	周成大室・廟
隹七年十月既生霸	趞曹鼎一	②378	王	周般宮・大室
隹十又五年五月既生霸壬午	趞曹鼎二	②384	龏王	周新宮・射廬
唯王二月既眚霸辰才戊寅	豆閉段	②401	王	師戲大室
隹正月乙巳	𣪕段	②414	王	大室
唯王九月丁亥	利鼎	②419	王	般宮
隹三月初吉乙卯	趩觶	②450	王	周・大室
隹六月初吉	𧺝觶	②456	王	奠・大室
隹十又二月初吉	𧺝段	②464	王	周・大廟
隹五月初吉甲戌	弭叔段	②480	王	奠・大室
隹二月初吉戊寅	師瘨段	②510	王	周師嗣馬宮大室
隹六月既生霸庚寅	師奎父鼎	②516	王	大室
隹王十又二年三月既望庚寅	走段	②521	王	周・大室
隹三年三月初吉甲戌	師俞段	③9	王	周師彔宮・大室
隹三年三月初吉甲戌	師晨鼎	③18	王	周師彔宮・大室
隹五月既生霸庚午	庚季鼎	③23	王	×
正月既望甲午	大師虘段	③39	王	周師量宮・大室
隹五年三月初吉庚寅	諫段	③56	王	周師彔宮・大室
隹十又三年正月初吉壬寅	無𠷎段	③65	王	×
隹王十又三年六月初吉戊戌	望段	③67	王	周康宮新宮・大室
隹王九月既眚霸庚寅	揚段	③82	王	周康宮・大室
隹十又二月初吉辰才丁亥	善鼎	③95	王	宗周・大師宮

Ⅲ 銘 文 索 引

廷禮册命表
紀年紀日法
王在・王命
廷禮右者
賜與・品別表
稽首・對揚
嘏辭
銘文文字
金文圖象
諸表

隹元年既望丁亥	蔡𣪘	③101	王	減応・廟
隹正月初吉丁亥	㫚壺	③148	王	成宮
隹三年五月既死霸甲戌	頌壺	③158	王	周康卲宮・大室
	頌鼎	③163		頌𣪘 ③168
隹王元年四月既生霸甲寅	師旋𣪘一	③230	王	減応・廟
隹王五年九月既生霸壬午	師旋𣪘二	③237	王	×
隹三月初吉庚午	何𣪘	③280	王	華宮
隹廿年正月既望甲戌	休盤	③296	王	周康宮・大室
唯三月初吉甲戌	康鼎	③306	王	康宮
隹王十又一月既生霸丁亥	卯𣪘	③317	×	
隹十又二月初吉丁丑	同𣪘	③328	王	宗周・大廟
隹王九月既生霸甲寅	輔師𠭰𣪘	③334	王	周康宮・大室
隹王元年九月既望丁亥	師𩔈𣪘	③344	王	周康宮・大室
隹九月既望甲戌	無叀鼎	③350	王	周廟・圖室
隹卅又七年正月初吉甲戌	善夫山鼎	③359	王	周・圖室
隹王五月初吉甲寅	南宮柳鼎	③465	王	康廟
隹八月初吉戊寅	弭伯𣪘	③479	王	大室
隹王廿又七年正月既望丁亥	伊𣪘	③520	王	周康宮・穆大室
隹十又六年九月初吉庚寅	克鐘	③533	王	周康剌宮
隹王元年正月	師酉𣪘	③555	王	吳・吳大廟
隹十又二年三月既生霸丁亥	大𣪘	③574	王	䵼侲宮
隹十又五年三月既霸丁亥	大鼎	③582	王	䵼侲宮
隹廿又八年五月既望庚寅	寰盤	③590	王	康穆宮・大室
	毛公鼎	③637	王	×
唯王十又七祀(文末)	詢𣪘	③702	王	射日宮
隹元年二月既望庚寅(文末)	師詢𣪘	③710	王	大室
	塱盨	③722		(前半缺文)

命　表

〔右者〕	〔受命者〕	〔史官〕	〔册命〕	〔賜與〕	〔對揚〕	〔獻器〕
×	盂	×	×	兵器	×	□伯
井伯	師毛父	內史	×	禮服	王休	×
密叔	趞	內史	冢嗣馬	禮服	王休	季姜
康公	郃曶	×	嗣土	禮服	王休	×
×	呂	×		鬯・貝	王休	×
×	師遽	宰利	蔑曆	禮器	天子休	文祖也公
×	師遽	師朕	征正	貝	天子休	文考旄叔
穆公	盠	尹	嗣六𠂤	禮服	王休	文祖益公
井伯	師虎	內史吳	嗣襲	禮服	天子休	剌考日庚
公族□	牧	內史吳	韷褱	車服	王休	文考益伯
宰朏	作册吳	史戊	嗣旂	車服	王休	靑尹
井伯	趞曹	×	×	禮服	天子休	倗晉
×	史趞曹	×	×	兵器	天子休	倗晉
井伯	豆閉	內史	嗣襲	禮服	天子休	文考䵼叔
穆公	𢦚	×	嗣土	禮服	王休	文考
井伯	利	作命內史	×	禮服	天子休	文考𨟭伯
咸井叔	趩	內史	嗣襲	禮服	王休	×
井叔	免	史懋	嗣工	禮服	王休	×
井叔	免	作册尹	嗣𢽴	禮服	王休	×
井叔	師宋	尹氏	楚弭伯	禮服	天子休	文祖
嗣馬井伯	師𤸰	內史吳	韷褱	馬具	天子休	文考外季
嗣馬井伯	師奎父	內史駒	嗣襲	禮服	天子休	剌仲
嗣馬井伯	走	作册尹	疋□	禮服	王休	×
嗣馬共	師俞	作册內史	𠭯嗣	禮服	天子休	
嗣馬共	師晨	作册尹	疋師俗	禮服	天子休	文祖辛公
伯俗父	庚季	王	左右俗父	禮服	王休	×
師晨	大師虘	宰㫚	×	虎裘	天子休	×
嗣馬共	諫	內史光	嗣命	勒	天子休	文考叀公
×	無𢉖	王	王南征	馬匹	天子休	皇祖䵼季
宰倗父	望	史年	畢王家	禮服	天子休	皇祖伯㘝父
嗣徒單伯	揚	內史光	嗣工	禮服	天子休	剌考𡩜伯
×	善	×	韷褱	乃祖旂	天子休	宗室

九五～九六

隹二年正月初吉丁亥	鄭𣪘	③733	王	周卲宮・宣射
隹元年五月初吉甲寅	師兌𣪘一	③752	王	周・康廟
隹三年二月初吉丁亥	師兌𣪘二	③758	王	周・大廟
隹十又一年九月初吉丁亥	師𠭰𣪘	③770	王	周・大室
隹王三年四月初吉甲寅	柞鐘	③899	(仲大師)	×
隹十又二年初吉丁卯	永盂	⑥192	天子	×
隹王三月初吉庚申	即𣪘	⑥249	王	康宮・大室
隹九年正月既死霸庚辰	裘衛鼎二	⑥267	王	周鴝宮・廟
隹廿又七年三月既生霸戊戌	裘衛𣪘	⑥273	王	周・大室
隹十又七年十又二月既生霸乙卯	此鼎	⑥281	王	周康宮𢓊宮・大室
隹四年二月既生霸戊戌	㾓盨	⑥380	王	周師彔宮・大室
隹十又三年九月初吉戊寅	㾓壺一	⑥384	王	成周嗣土淲宮・大室
隹三年九月丁子	㾓壺二	⑥386	王	奠・句陵

宰㫚	蔡・㫚	史尤	韷褱	禮服	天子休	×
井公	㫚	尹氏	嗣襲	禮服	天子休	文考䵼公
宰弘 (同文)	頌	史虢生	成周監嗣	禮服	天子休	皇考龏叔 皇母龏姒
遲公	師旋	作册尹克	大左	禮服	天子休	文祖益仲
×	師旋	×	征命	兵器	王休	×
虢仲	何	王	×	禮服	天子休	×
益公	走馬休	作册尹		禮服	天子休	文考日丁
焚伯	康	×	死嗣王家	幽黃	天子休	文考䵼伯
焚季	卯	×	死嗣焚公室	禮器・土田	焚伯休	
焚伯	同	王	差右吳大父	×	天子休	文考叀仲
焚伯	輔師𠭰	作册尹	嗣襲	禮服	王休	
嗣工液伯	師𩔈	內史遺	嗣土	禮服	天子休	文考尹伯
嗣徒南仲	無叀	史晉	官嗣虎臣	禮服	天子休	剌考
南宮	善夫山	史𦔻	𡩜司賓	禮服	天子休	皇考叔碩父
武公	南宮柳	作册尹	六𠂤	禮服	天子休	剌考
焚伯	師耤	內史尹氏	×	禮服		(弭伯作器)
韷季	伊	命尹封	官嗣康宮	禮服	天子休	文祖皇考遲叔
士㫚	克	王親令	征命	車馬	天子休	皇祖考伯
公族□䵼	師酉	史䵼	官嗣諸夷	禮服	天子休	文考乙伯寬姬
吳師	大	×	土田轉賜	賓賜	天子休	皇考剌伯
善夫騣	大		攼守	馬卅二匹	天子休	剌考己伯
宰頵	寰	史𦦡史減	×	禮服	天子休	皇考奐伯奐姬
×	毛公厝	(王若曰)	韷褱	禮器・車服	天子休	×
益公	詢	(王若曰)	官嗣諸夷	禮服	天子休	文祖乙伯同姬
焚	詢	(王若曰)	韷褱	禮器・人	天子休	剌祖乙伯同益姬
	塱	(王曰)		禮器・父市・車馬	天子休	叔邦父・叔姞

九七～九八

紀年紀日法

殷式紀年法　①191, 672, 682, 709, 824, 825 ②308, 375, 453 ⑥180, 263, 373
殷式紀時法　①686
大事紀年　①61, 73, 192, 311, 342, 359, 590, 593, 643, 790 ②104, 190 ④29, 341, 425 ⑥437, 565
文末紀年　①672 ③41, 705, 707
四分月法　⑤164, 283, 285～298, 313
辰在　語彙參照
列國紀年　④183, 299
周正　④293, 343
晉正　④294
夏正　①343 ⑤443
都正　④261, 263, 265
鄧正　④256
齊月名　④311, 411, 428, 432
立事歲　④341, 425, 428, 432 ⑥554, 556, 562, 565
再立事歲　⑥560, 564

都邑宮廟

周三都　①344 ⑤258（表）⑥50, 54
周　②459, 469, 496 ⑥231
周・大室　②243, 450, 521, 770 ⑥273
周・大廟　②464, 759
大廟　②114
周廟　①697（入燎～）②314
周廟宣榭　③739, 804
周廟圖室　③350
周・圖室　③359 ⑥224
周成大宮・廟　②371
周般宮・大室　②378
般宮　②419

宗周　①80, 334, 338, 341, 374, 414, 649 ②36, 114, 271（鎬）③178, 302 ⑤260（岐山說）⑥149（餧于～）480
宗周・穆廟　③500
宗周・大廟　③328
宗周・康宮　①298
宗周・大師宮　③95
宗廟三門　①691
大宮　①253
大室　②66, 233, 254, 257, 414, 516 ③479, 717
大廷　①693, 701, 710
大室儀禮　⑥90
廟中儀禮　①712

周康宮　①488 ②249
周康宮・大室　③83, 296, 335, 344
康宮大室　②249
康宮・大室　⑥250
周康廟　③752
康廟　③465
周康寢　②294
周・康　⑥231
康宮　①296, 478, 488 ③306, 521（～王臣妾）⑥216
周康宮新宮・大室　③67
周新宮・射盧　②384 ③5 ⑤383
周新宮　②305, 335, 398
新宮射盧　③5
射盧　②385 ③1

周康穆宮　③486
周康穆宮・大室　③591
周康宮・穆大室　③521
周穆王大室　③115

周康卲宮・大室　③158
卲・大室　⑥262
周卲宮・宣榭　③734
周廟・宣廟　③805

周康宮徲大室　③628
周康宮徲宮・大室　⑥280
周康剌宮　③533

九九～一〇〇

毛伯	祝鄭	內史	讎褻	禮服	天子休	皇考龔伯
同仲	師兌	內史尹	疋師龢父	祖市	天子休	皇祖城公
嬰伯	師兌	內史尹	讎褻	禮器車服	天子休	皇考釐公
宰琱生	師嫠	尹氏	小輔鼓鐘	禮服	天子休	皇考輔伯
仲大師	柞	×	嗣五邑	禮服	中大師休	×
益公	永	益公	土田轉賜	×	天子休	文考乙公
定伯	即	×	嗣琱宮人	禮服	天子休	文考幽叔
（眉敖入見）	衛	×	土田轉賜	×	×	文考
南伯	裘衛	內史	×	禮服	天子休	文祖考
嗣土毛叔	此	史翏	旅邑人善夫	禮服	天子休	皇考朱癸・文神 此段同文
嗣馬圦	瘨	史年	×	禮服	天子休	文考
徲父	瘨	作册尹	×	禮服	王休	×
虢叔・師壽	瘨	×	（饗醴）	敍俎	天子休	皇祖文考

王在・王命

王在　①237, 252, 257, 264, 318, 324, 343, 638, 782, 790, 791, 824, 841 ②36, 243, 249, 294, 305, 341, 354, 362, 371, 378, 426, 450, 456, 459, 464, 480, 484, 492, 510 ③1, 18, 39, 56, 83, 101, 115, 158, 178, 230, 261, 276, 280, 296, 302, 306, 328, 335, 344, 359, 465, 471, 486, 500, 514, 521, 533, 555, 563, 574, 583, 591, 615, 628, 705, 717, 734, 759, 770, 861 ⑥37, 173, 189, 250, 268, 273, 288, 323, 373, 376, 380, 384 又 437, 479, 503
王各　①689, 702, 705, 833 ②66, 114, 233, 314, 371, 378, 401, 456, 464, 516 ③9, 18, 38, 56, 66, 95, 101, 148, 158, 230, 290, 344, 350, 475, 479, 500, 521, 591, 705, 717, 734, 752, 805, ⑥231
王□各　②480, 510, 521 ③328, 335, 359, 555, 759, 770
王造　②70
王客　②79, 137, 419

王曰　①664, 665, 672, 790, 818 ②366, 403, 414 ③7, 96, 159, 237, 271, 359, 546, 658, 668, 674, 680, 714, 727, 737, 806 ④604（戊）⑥240, 252
王若曰　①649 ②116, 209, 356, 364 ③83, 91, 103, 115, 289, 294, 346, 500, 543, 601, 640, 702, 710, 770 ⑥5
王乎　①700, 704 ②296, 306, 316, 328, 339, 362, 373, 392, 401, 418, 452, 480, 489, 510, 516, 521 ③12, 18, 39, 56, 69, 83, 103, 148, 158, 233, 280, 298, 339, 352, 359, 465, 479
王乎，曰　②356
王乎，册易　⑥380, 384
王乎，易　③574, 593 ⑥273
王乎，册命　③500, 521, 555, 734, 752, 759, 770
王乎，召　③522, 583
王乎，命　⑥250
王易　①108, 412, 563, 790, 841 ②93, 129, 134, 137, 255, 259 ③23, 65, 280, 786, 806
王賞　①414, 514
王令　①133（～明公）175（～保）206（～趞）229（～員）278（周公子明保）320, 344, 389, 604, 628, 691, 694, 783, 790 又 791 又 836 ②37, 43, 104, 124 ③91, 283 又 302, 306, 424, 471
王令，曰　①637 又 592 ②45, 46, 203
王令賞　①728
王令，政辭　③790
王命　①728 ③486, 498, 514, 538, 574, 632, 815 ⑥223（具逆～）584, 586（畏～）
王命，曰　②249, 316 ③29
王命書　③593
王命文　④609

廷禮右者

井伯　②67, 354, 378, 401, 409, 530, 599 ⑤382
密叔　②114
康公　②233
宰利　②296（賜與）
穆公　②314, 413, 414
公族□　②362
宰朏　②371
宰雁　②392（賜與）
咸井叔　②450
井叔　②456, 464, 480

一〇一～一〇二

康宮問題　⑤270
廟制　①297
昭穆制　①298, 489 ⑤271

葊　③862 ⑥219
葊京　①631, 807 ②124, 134, 136, 140, 148, 187 ⑥56, 73, 437
葊京辟雍　①344, 632, 800 ②143 ⑥72～80, 313
葊京溼宮　②484
葊上宮　⑥206
葊・大室　②480
葊宮葊人　⑥150
明堂　①633 ⑥419
學宮　①659 ②124
小學　①659
華宮　①841 ③280
大池　①12 ②27, 127
㚖池　②148
射日宮　③705
齋宮　②91
成宮　③148
㮚侲宮　③574, 583
琱宮　⑥251
庚宮　①808 ②76
鄭・大室　②456
鄭　②492 ⑥286
鄭宮　③309

天　⑥173
天室　①10, 14, 634 ⑥175, 183, 419
公室　②73
公宮　①14
減应・廟　③101, 230
下減应　③103 ②341
還应　③118
上侯应　⑥189
杜应・大室　②354
杜应　③354
隔应　①780
王应　①790
□应　⑥479
異　③121
旅　①790
旅宮旅宗　①139
豐　⑥257
豐京　①632

鎬京　①569
鎬京辟雍　①344, 740 ⑥73
辟雍靈臺　①633
靈臺靈沼　①635
辟雍儀禮　①633 ⑥463
泮宮　②142

新邑　⑥50, 437
成周　②426, 470, 514, 563 ⑥173, 231, 376, 437
成周康宮　①298 ②249
成周・京宮　⑥173, 295
成周大廟　③475
成周王城　⑤258

宗周嗣馬宮　⑥503
周鴻宮・廟　⑥268
周・師汙父宮　②362
師獻大室　②401
周師嗣馬宮・大室　②510
周師彔宮・大室　③9, 18, 22, 56, 61 ⑥380
周師量宮・大室　③39
成周嗣土淲宮・大室　⑥384
吳・吳大廟　③555
永・郇田宮　③615
濂宮　①817, 818
庚羸宮　②70
麥宮　①619, 627
豆新宮東廷　③203
周公宮　①286, 289
京宗　②54
宗宮　①297
宗室　①776, 795, 796
公宗　①782
敎宗　⑥244
西宮　②92, 207 ③890
西陲宮　④20 ⑥405
圅宮　①454
西陽　①456
西旅　①696
畝宮　①483
宗土　①535（宜）
廟　①702
宮　⑥312
官　②156, 159
大正　④484
□宮　②79

⑥180, 370
貝五十朋　②93, 137 ③475
貝百朋　①117（賃）
貝二百朋　⑥448
貝□朋　①614
八十朋厥貯　⑥257
二十朋（厥貯）　⑥257
貝三十寽　②195

丹一枏　②74 ⑥479
井五梩　⑥483
示華六　③890

束（絲）　①392
絲束　②499
絲二十寽　⑥370
帛束璜　③850

金　①84, 302, 325, 427,
619, 627, 642, 783
②163, 181, 186, 191
③15, 748 ④197
⑥278, 322, 373, 376
金三　①491
金一鈞　①436 ⑥468
金十鈞　③890 ⑥557
金百寽　①108
金百車　⑥557
白金　①82
赤金　①625 ②199
赤金勬　③118
金貝　⑥376

牛　①82, 302
牛三　②239
牛十　③322
馬　①594, 806 ②350
白馬　①447, 452
（每黃髮微）
遂毛兩馬匹　①521
馬匹　②499
馬四匹　①798（尹姞）
③65
馬十匹　③322
芻牽犁　②492
羊百　①562
豚　①345
鹿　①837（四）841
鮮　②146
魚　①802（三百）②148
魚俎　⑥386

鹵百隧　②469
鹵責千兩　④83

鬱鬯　①82, 783
鬯　①302, 313, 345, 392
鬯一卣　①667
鬯三卣　②255
蠶鬯一卣　①540
秬鬯一卣　②214, 367, 373
③29, 149, 547, 682,
717, 730, 759

爵　①371
婦爵　②171
商鬲　①540
彙瓢　②81
章　②160
周玉黃□　②171
瑚圭一瓌章四　②296
同黃　②378, 452, 456, 518
瓚朋　②499
鬲章四　③322
圭鬲□　③475
鄭圭鬲寶　③682
圭鬲　③717
玉環玉琮　③426, 682
玉嗣　④375
玉五品　①798
非余　①436 ②350 ⑥437,
468
玉五瑴　③263
瑴　③323

宗彝　①585（一肆）
③322（一）
將寶　③322
豕鼎　①371
鼎　①575, 577, 585（二）
大則　①626
膚臏五　②499
膚脊二　②499
毳布三　②499
募犀三　②499
鐘　③748（一）⑥278
（五）
磬　③748（五）

〔禮服〕
冂衣　①638, 667 ⑥446
參冋莽悤　③501
中絅　③559
裘　①806（婦人）
衣裘　④375

一〇三〜一〇四

③118（賜與）708
作册內史　②469（賜與）
伊伯　②489（賜與）
嗣馬井伯　②510, 516, 521,
530 ⑥489
嗣馬共　③9, 18, 56, 61
伯俗父　③23
師晨　③38
宰曶　③39（賜與）101
宰倗父　③67
嗣土單伯　③83
井公　③148
宰弘　③158
遅公　③230
虢仲　③280
益公　③296, 705
焚伯　③206, 328, 335, 479
⑥216, 230
焚季　③317（焚伯命）
嗣工液伯　③344
南宮　③359
武公　③465, 475
豳季　③500, 520
公族□盤　③555
宰頵　③591
焚　③717
毛伯　③734
同仲　③752
覲伯　③758
宰琱生　③770
仲大師　③899（～命）
益公　⑥192（王命出內）
定伯　⑥250
南伯　⑥273
嗣土毛叔　⑥280
嗣馬奴　⑥380
彈父　⑥384
虢叔　⑥386（賜與）
師壽　⑥386（賜與）

賜　與

易（賜與）　①75, 84, 97,
108, 168, 190, 201, 214,
249, 253, 302, 313, 320,
364, 371, 420, 452, 491,
516（廼～）540, 542
（～土）546, 549, 551,
562, 575, 577, 582, 585
（列次）619, 625, 627,
637, 638, 642, 667（～
女）668（乃祖南公旂）
669（～女）728, 732,
741, 765, 783, 791, 798,
820（史～）805（條舉）
807, 808, 809 ②30, 42,
66, 81, 93（轉賜）120,
144（覲～）172, 181,
191, 195, 199, 205, 214,
234, 236, 239, 243, 296,
306, 316, 328, 332, 350,
358, 367, 378, 386, 392,
403, 419, 445（多～休）
452, 456, 459, 466, 469,
480, 489, 492, 498, 511,
518, 521 ③15, 29, 39,
56, 69, 77, 83, 96, 108,
115, 118, 148, 160, 214,
232, 272, 289, 322 又
339, 346, 360, 479, 500,
521, 526（陪臣）538,
547, 583, 682, 705, 716,
730（～乃父市）737,
748, 755（～乃祖市）
759, 773, 828, 890, 899
④83, 365, 456（～弟）
⑥180, 189, 209, 216,
231, 240, 252, 272, 278
（陪臣）280, 296, 323,
373 又 386, 387, 449,
450, 468, 480, 483 又
503, 557

品　別　表

〔祭器禮器類〕
貝　①87, 168, 185, 249,
313, 335, 345, 381, 419,
427, 381, 419, 427, 486,
728（～貝）807, 803
③809 ②173, 376
⑥446, 449 又 450, 453,
469（～貝）401
貝朋　①215, 320
貝三朋　⑥446 又
貝五朋　①201, 465, 586,
578, 585 ②237
貝十朋　①74, 97, 265, 392,
516, 562 ②74, 81, 205,
306 ⑥189, 481
貝二十朋　①414, 567, 572
②93（分賜）
貝三十朋　②235, 258

金豢　③682
勒㚘　③682
金簟弼　③682
魚箙　①493 ③682
金嚝　③682
金雁　③682
大師金雁　⑥241
鞭　⑥268
帀轅　⑥268
帛轡乘　⑥268
金熏鍐　⑥268
勒　③56
金勒　②511 ③29
攸勒　②42, 214, 316, 373,
480 ③148, 161, 346,
352, 465, 479, 521, 547,
559, 593, 682, 705, 730,
759, 773 ⑥216, 241,
380
鋚革　③306

鑾　②378, 459 ③69, 899
⑥273
鑾旂　①615 ②120, 403,
414, 419, 521 ③23, 83,
148, 161, 280, 299, 346,
352, 360, 479（五）521,
593, 705, 737 ⑥241,
250, 252, 280
旂　①668（乃祖南公旂）
②367, 452, 518 ③12,
339（五）
朱旂　⑥547, 682（二鈴）
鑾旟　③339
其央　③806
朱虢靳　②214, 373
朱虢冋靳　②367 ③547,
730, 759
朱鬣冋靳　③682

〔兵器〕
兵　①503
弓　②134 ③828（一）
弓矢　②237（束）386
③214
弓一矢百　①706
矢束　③263（五束）828
彤弓一彤矢百　①541
彤矢　③29 ⑥230
（彤一矢百）
彤矢其央　③806
旅五旅　③29
旅弓十旅矢千　①541
旅弓旅矢　③29
用弓　③806
□弓象弭　②392

虢　③29
畫虢　①706 ③36
虎盧　②386
鍚　③748
易登　③237
冑　②386 ③29 ⑥483
貝冑　①706

干　②386 ③237（五）748
（五）
金干　①706
盾生皇畫內　③237
干戈　⑥483
畫干戈　①741（九）
戠戈　①706 ③29（□戈）
戣之弋　②171
鼄戣　①826
戈琱戠　②518 ③237, 299,
352, 593, 705, 748
戈彤沙琱戠　③339, 479
彤沙戠必　③299, 352
戠必彤沙　③237, 593, 705
戠必彤屡　③748
矢壺彤敄　②392
矢壺　①706（八）
桒戉　③547
用戉　③806
殳　②386
韓剗　②129 ③426

虎裘　③39
貔裘　③283, 289

〔賓賜〕
賓　①190
貝布　①244, 245
貝　①390, 791
帛束　③574
帛三兩　⑥628
華　③178, 574
吉金　③178
瓢章　③576
馬　③178（四匹）576
（兩）

〔人僕田土〕
人五人　③134
僕　①765 ③526（三十夫）

一〇五〜一〇六

玄衣赤麦　②243
玄衮衣　②373 ③29, 108
148
玄衣黹屯　②518 ③23,
161, 229, 339, 352, 360
479, 563, 705 ⑥250,
280
玄衮黹屯　⑥241
玄衣朱虢襋　⑥296
戠衣　②234, 404, 452, 459
戠玄衣　②414

市　①638, 667 ②405
③730（乃父市）755
（乃祖市）
㠯市　②403
赤市　②66 ③12, 233, 737
⑥216
赤㠯市　②234, 414, 419,
466, 521 ③23, 69, 83
赤市幽亢　②120, 316
赤市幽黃　④148, 465, 521
赤市朱黃　③12, 160, 299,
339, 346, 360, 559, 593
⑥241, 250, 280
赤市朱亢　③280
赤市五黃　③547
朱市悤黃　③682
載　③899
載市　②378, 452, 456, 518
⑥273
載市素黃　③339
載市冋黃　③705
叔市　③550, 768, 773
鉢市金鈧　③479
虢市　⑥382
同黃　③233
同襄黃　③737
朱黃　③12, 899 ⑥273
幽亢　③29
幽黃　③306
五黃　③547（赤市～）
755
金黃　③773

舃　①638, 667
赤舃　②358, 373, 480
③18, 29, 108, 148, 479,
547, 730, 755, 773
⑥384

□袞虢市　⑥380
畫袞□㚘　⑥384
佩　⑥377, 387
麗般　③233

〔車馬〕
金車　①508 ②214, 367,
373 ③215, 682, 759
⑥494
金□　①638
金車馬兩　①742
嗇車　⑥268
鷞車　②328 ③29, 547,
730, 786
甸車馬乘　③538
車馬　①667 ④375
車馬戎兵　④361
鷞　②331, 333
鷞兩　②328
馬　②350
乘馬　③806 ④375
馬乘　⑥278
馬四　①747（王）②237
馬四匹　②214, 367, 373
③65, 263, 547, 682,
730, 759, 786
騊駼　③582（卅二匹）

較　⑥268
畫較　②367 ③547, 730,
759
華鬣較　②214 ③29
華縟較　⑥682
華冋　②214, 373 ⑥268
虎冟熏裏　②367, 373
③682, 730, 759
虎幃冟衰里幽　③29
虎冟　②503 ③354
虎冟窠裏　②214 ③547
虎冟希偉　⑥268
畫轉　②214, 373 ③34,
547, 682, 730, 759
⑥268
畫□　③29
畫輯　②214, 367, 682, 730,
759 ③34
金甬　②214, 373 ③547,
682, 730, 759
畫裂・靳　⑥384
金厄　②214
右厄　③682, 759

遺衡　③682
金鐘　③682

890（四家）
𤔲僕 ④361（三百有五十家）
走 ①789（百人・偽）
臣 ②30 ③373, 828（五家）
臣十家 ①265, 572
臣卅家 ①818
臣三品 ①598
臣數十人 ①562
臣妾 ③504 ⑥446
夷嗣王臣 ①670（十又三伯）
者𠕁臣 ①638（二百家）
鬲 ①265（百人）
人鬲 ①669（自馭至庶人）（六百五十又九夫）670（千又五十夫）
甶 ①549（千又五十夫）
在宜王人 ①547（…生）
在宜庶人 ①551（…夫）
尸臣十家 ③272
尸允三百人 ③717
井退𢦚人 ③504
井人奔𦊓 ③504
𩛥七伯 ①549
邦嗣四伯 ①669
史小臣・𩁹龠・鼓鐘 ③504

土 ①542, 671
余土 ①62
畢土方五十里 ①475
百畝𦊓 ①407
采 ①201
田 ③134（七田）332（四所）475（五十田・二所）504（七所）828（十田） ⑥210（三） ⑥192（轉賜）
舍田・貯田 ⑥257, 262
𤔲都縣三百 ④356
邑 ④382（二百又九十又九邑）
民人都鄙 ④382
五十頌處 ⑥389

稽首・對揚

䭫首（稽首）
敢拜䭫首 ②131, 319（～曰）358, 522 ③97
敢拜手䭫首 ②221
敢用拜䭫首 ②360
既拜䭫首 ②240
䭫首 ③705, 716
則拜䭫首 ③129
拜䭫 ⑥252
拜䭫首 ①693, 798, 803, 818 ②10（文首）120, 135, 187, 192, 197, 205, 302, 307, 319, 368, 375, 381, 388, 394, 408, 409, 417, 421, 481, 489, 493, 512, 518 ③27, 36, 41, 60, 69, 161, 234, 271, 280, 299, 308, 341, 346, 360, 468, 488, 508, 560, 578, 586, 594, 730, 738, 749, 756, 762, 838, 890 ⑥384, 386, 482（文首）
拜䭫首曰 ②53, 329
拜䭫手休 ③830
拜手頁手 ③324
拜手 ③899
拜手頁手 ③324
拜手䭫首 ③7, 65（～曰）86, 109, 150, 265, 291（～天子休）523 ⑥503
拜手䭫手 ②146 ③92
拜首䭫首 ②146
顙䭫首 ③21
用或敢再拜䭫首 ④363
稽首辭略 ③476

對䫺（對揚）
永揚～休 ②237
靜𢾅～休 ②471
敢對 ③430
敢對～休 ⑥244
敢對～揚 ②447 ③392, 488
敢對揚 ⑥312
敢對揚～休 ①828 ②135, 146, 192, 302, 319, 330（天子）346, 368, 374, 381, 388, 481, 512 ③13, 20, 36, 41, 51, 60, 65, 79, 86, 91, 109, 150, 164, 234, 265, 299, 308, 324（㚖伯）346, 354, 508, 528（～友）539, 549, 578, 716, 748, 756, 762, 774 ⑥216, 231, 250, 252, 273, 296, 380, 386, 480, 503
敢對揚～休命 ②408 ③299, 341, 361, 594, 738 ⑥280
敢𢾅揚王休 ②251
敢揚 ③242, 280
敢揚～休 ⑥189, 278
則對揚厥德 ③15 又
對 ①761（～厥）
對王休用之 ②187
對～休 ①510, 672, 791（～王休命）②83, 94, 489
對作 ②269
對～易 ⑥377（王～）
對揚 ①582, 587
對～揚 ③375 ⑥488
對揚文母 ⑥308
對揚～休 ①82, 253, 364, 392, 524, 582, 587, 615, 784, 798, 803, 806, 819, 820, 837 ②66, 76, 121, 131, 160, 181, 188, 196, 200, 205, 221（天子）240, 244, 255, 258, 350, 358, 409, 417, 421, 456, 462, 466, 493, 518, 522 ③7, 27, 69, 97, 214, 231, 468, 523, 560, 581, 686, 730, 838, 872, 890, 899 ④360（弗敢不～）⑥483
對揚君命于彝 ⑥423
對揚～易休 ②32
對揚～休命 ③272, 705 ⑥195, 366
對揚～命 ⑥299
對揚～𤔲 ②503
𢾅揚王休 ①33
𢾅揚～休曰 ②172
揚 ①577 ④475
揚休 ①614
揚～休 ①244, 314, 427, 594, 742, 790, 808 ②94（～休𠕁）138, 163, 505 ⑥373, 437
揚皇王宦 ①269
揚～對 ②453
揚用作 ①643 ②103

嘏　　辭

永寺用享 ④538
永受大福用 ⑥554
永壽用之 ④259, 270, 279 又（其～）281
永屯霝冬 ③831
永世毋忘 ④415
永寶用耇 ⑥411
永寶用之享 ④512
永寶用事 ③341
永命綽綰 ⑥393
永命多福 ③150
永命萬年 ④379
永命眉壽 ③516
永命霝冬 ③303
永用多休 ⑥224
㝬保其身 ④366
叚不黃耇萬年 ④512
其易（賜）壽考 ⑥221
其受台眉壽 ⑥572
其萬甶年 ③716
君以萬年 ④475
慶其允臧 ④454
黃耇萬年 ④563
黃耇彌生 ⑥366
黃耇霝冬 ⑥594
考壽萬年 ④366
考命彌生 ④379
康𩁹屯又 ④56
康勵魯休 ③303
子孫蕃昌 ④293
☐日受休 ①582
綽綰永命 ④283
綽綰眉壽 ④92
受福眉壽 ④341
受福無期 ④450
受余屯魯 ⑥388
壽考黃耇 ①582
壽老毋死 ④379
屯叚永命 ③539（用匄～）
屯右眉壽 ③303, 516
屯魯多𤔲 ⑥406
世々是若 ④569
則永祜福 ④590
多宗永命 ⑥221
多福眉壽 ③397
多福無疆 ③782
大壽萬年 ⑥406
大福無疆 ④517

男女無其 ④324
男女無期 ④460
通彔永命 ⑥388
天子其萬年 ③12
敀彔屯魯 ⑥393
萬棊無彊 ④610
☐萬年 ①582
萬年唯亟 ③399
萬年永光 ①454
萬年壽考 ②368 ④579
萬年眉壽 ③150
萬年無𥂴 ④489
萬年無諆 ④316 ⑥542, 572
萬年無彊 ③183, 498
萬年又壽 ④528
萬年用享祀 ①828
萬年用祀 ③121
萬年羊角 ⑥390
萬人（年）永用 ④557
萬眉壽 ④487
萬福屯魯 ④366
不諱壽考 ④293
卑天子萬年 ⑥244
卑百斯男 ④366
華壽匄永命 ③885
眉壽以𠈁 ④489
眉壽永命 ③488
眉壽綽綰 ③366
眉壽多福 ③399 ④488
眉壽萬年 ③765
眉壽無巳 ④316
眉壽無期 ④78, 336, 535
眉壽無疆 ③392, 831 ④9, 336 ⑥596
眉壽霝冬 ⑥388
眉壽魯休 ③285
彌厥生霝冬 ④283
百子千孫 ③393
福褱敀彔 ⑥366
無彊屯右 ⑥500
無疆多寶 ③765
用匄萬年 ①838
用易永壽 ④508
用易眉壽 ④260, 517, 562
用易眉壽永命 ⑥231
用易眉壽黃耇 ⑥594
霝命難老 ①349
霝命無其 ④485
魯壽子孫 ③291

銘文文字

倒書 ①90, 828 ③86
横書 ①829
左文 ①442 ②235, 376, 438
反文 ②108 ②243 ④260, 413, 434, 567
字母 ④27
誤奪重複 ③529, 583, 613, 773
誤字 ①830 ②168, 191 ③24, 27, 398, 552 ④399
合文 ②114 ④434, 557
銘匡郭 ⑥481
界線 ③510 ④555
鳥書 ④524, 594, 603 ⑥606
草篆 ⑥558
金錯銘 ④207, 594 ⑥583
陽文銘 ③530
刻文 ③569
偽刻 ①116, 121, 133, 196, 206, 208, 441, 615, 740 ②135, 190, 193, 245, 410, 435, 506, 509, 615 ③27, 154, 171, 312, 543, 568, 599 ④21, 64, 82, 214, 253, 259 又 289, 351, 399, 420, 464, 473, 488, 502, 519, 536
仿刻 ①209 ③113, 740 ④463
夫妻連名 ③385 ⑥157, 221
名字鑿去 ③383, 385, 386 ④77, 299
字迹 ①37, 68, 83, 101, 109, 124, 160, 203, 216, 233, 235, 247, 309, 321, 371, 376, 384, 404, 406, 424, 465, 489, 495, 500, 513, 518, 559, 583, 588, 595, 680, 743, 763, 766, 768, 777, 800, 821 ③28, 65, 77, 107, 138, 161, 176, 178, 201, 243, 246, 252, 255, 283, 350, 359, 390, 395, 398, 410, 418, 425, 438, 473, 475, 478, 490, 494 ⑤8, 17, 34, 37, 64, 71, 80, 86, 152, 185, 188, 281, 300, 381, 398, 484, 510, 519, 566, 588, 596, 613, 757, 766, 798, 812, 838, 840 ④25～27, 54, 62, 63, 70, 78, 139, 187, 189, 195, 216, 235, 268, 270, 275, 279, 288, 320, 334, 348, 370, 390, 411, 414, 440, 447, 453, 476, 477, 494, 499, 507, 521, 524, 555, 562, 566, 586, 601 ⑥246, 286, 375, 385, 471 又 499, 555, 558, 559, 570

金文圖象

亞字形 ①419 ⑥284
亞字形中銘 ①111, 138, 185, 269, 301, 745
亞矣形 ①158, 185, 188, 381, 383, 419 ④213, 451 ⑥32, 448
亞𠬝形 ④213, 451 ⑥32, 448
亞醜形 ⑥575
亞甶形 ①169
亞𦨶形 ①410, 411
亞址形 ②309
[illegible] ①231, 232, 559, 608, 765, 809 ②76, 194 ③20 ⑥296, 370, 466 又
大保形 ①428, 473
天黿形 ①188, 335, 336, 337, 536 ⑥469
天字形 ③917
𠙵形 ①171
[illegible]形 ①234, 382 ⑥575
宀形 ①246 ②309 ③625
[illegible]形 ①360, 361
[illegible]形 ③622, 625 ⑥624
[illegible]形 ①75
[illegible] ①86
[illegible] ①158, 163, 164
鳥册形 ①269, 273, 304, 447, 448
[illegible]形 ①348
臣辰册光形 ①347
二光字形 ③54, 75
兩册形 ①314
册形 ①273 ③54
庚册形 ⑥328
木羊兩册形 ⑥377, 394, 448
[illegible]形 ①269, 390, 392
子☐形 ①320
複合形 ①314
[illegible]形 ①364, 365
衛字形 ①402
田形 ②434
華形 ⑥505
角形 ③300
古笠形 ①491 ⑥41
鄭井 ③308
戈形 ①611, 612 ②350 ⑥422
戉箙形 ④458 ⑥186
執戈形 ②347
[illegible]（戊）形 ②197
單形 ⑥373
中字形 ④449
史字形 ④502
屋下執字形 ①578
吳字形 ①778 ⑥466
足迹形 ①790

諸　表

銘文器制諸表
王・王姜關係諸器表(陳)　①458
天君・君氏諸器表　①474
大盂鼎銘と文獻比較表　①675
夔鳳文様式分類表　②82
伯犀父・師雍父・伯雍父諸器表　②223
饗醴儀禮諸器表　②296
玉器賜與例　②299
馬祭頒馬周禮諸職　②326
弓矢甲冑賜與列次表　②387
命服賜與例　②405
取遺若干寽例　②416
走鐘五器尺寸表　②525
共王期諸器表(陳郭容董)　②527
共王諸器相互關係表(陳)　②529
禮服賜與列次表　③32
車服賜與列次表　③33
曶鼎地名表(王)　③208
曶鼎地名表(小川)　③210
南征諸器表　③461
車服賜與例　③683
共和前後元年銘諸器表　③699
中義鐘八器尺寸表　③906
上陽虢氏存滅　④50
下陽虢氏存滅　④50
晉楚連姻年表　④116
羼羌鐘十二器尺寸表　④144
韓世系表　④155
羼羌鐘征秦年次表　④160
晉烈公治世表　④161
長城役關係年次表　④164
三晉分裂形勢年表　④174
叔夷鐘五十五器銘組成表　④372
毛公鼎文侯之命對照表　⑤3
銅器分域表　⑤192～206
銅器分類表(濱田)　⑤212
銅器文様分類表(容)　⑤214
銅器分類表(陳)　⑤218
銅器形態分類表(陳)　⑤220
銅器文様名表(陳)　⑤220
成康期鳳文器表　⑤261
詩小雅編次表　⑥105
永盂關聯器表　⑥196
共懿期井伯尹氏諸器名表　⑥197

斷代暦譜諸表
共和期諸器表(陳郭容董)　②527
共和諸器相互關係表(陳)　②527
共和期諸器表　②531
懿孝諸器日辰表　③42
穆共期諸器表(陳)　③458
銅器分期表(陳)　⑤216
銅器分期表(柯)　⑤230
西周期斷代器目表(郭)　⑤236
西周期斷代器目表(容)　⑤243
西周期斷代器目表(陳)　⑤251
共王諸器表(陳)　⑤256
斷代年數標準器表(陳)　⑤269
西周諸器斷代表(唐)　⑤273
暦年干支推步例　⑤279
西周銅器斷代表(劉啓益)　⑤282
共和期推步暦表(徐同柏)　⑤300
幽王暦譜　⑤302
六十干支表　⑤301
元旦朔干支例表　⑤304
週初干支表　⑤307
幽王年暦干支朔表　⑤309
西周斷代器表(吳其昌)　⑤310
西周斷代器表(董)　⑤316
西周斷代年數表　⑤324
宣王年暦干支表　⑤329
共和年暦干支表　⑤340
厲王年暦干支表　⑤350
夷王年暦干支表　⑤359
孝王年暦干支表　⑤370
懿王年暦干支表　⑤372
共懿期斷代器表(唐)　⑤377
井伯諸器表　⑤379
共王年暦干支表　⑤381
穆王年暦干支表　⑤390
昭王年暦干支表　⑤393
康王年暦干支表　⑤397
周初年暦干支表　⑤401
魯世家年數表　⑤404
斷代分期諸器表　⑤406
　成 406 成康 410 康 412 康昭 413
　昭 414 昭穆 415 穆 417 懿 421
　懿孝 422 孝 423 夷 425 厲 426
　共和 427 宣 427 幽 428
列國器標準器年代表(郭)　⑤429
列國器標準器年代表(容)　⑤433
列國器編年表　⑤444～460
譜入不可能器例　⑥519

金文通釋本文篇索引

Ⅰ　語　　彙……………………………………113
Ⅱ　人　　名……………………………………282
　　地　　名……………………………………302
　　官制身分……………………………………307
　　諸　　表……………………………………311

○器名は器番號で示す。
○補記篇において補記を加えた器には本文篇において＊を加えた。索引中の①②③は＊に番號の付されたものだが，番號の付されていない場合にも，＊の順序に從って番號を振っておいた。
○同一文中再出の語は(2)，(3)と表記する。

Ⅰ　語　彙　索　引

I　語彙索引目次

〔一畫〕
一……118
〔二畫〕
ナ丂七乃……118
九二人入……120
八冂力匕十……121
又◎〓……122
〔三畫〕
三……122
上下(之)也于……123
亡凡千……124
土士大……125
夨女……126
子……127
小……128
尸山工己巳干弋弓才……129
亢𠂤凵……130
〔四畫〕
不……130
中丮丹五……133
井云从今……134
介允元内公六……135
分勿四廿卅升……136
及反友天夫孔少……137
尤尹屯帀心戈攴……138
文方日(曰)木……139
殳毋毌气水爪父……140
牛犬王……141
〔五畫〕
丕且……146
世井乍……147
乎付仦……148
仡仜令……149
以兄册……150
同冬出加匃北匜卌……151
外厈庍古召可台……152
史右……153
司句四……154
囚央它左目……155
市布幼弘弗……157
必戊旦末正母民永……158
玄……159
玉生(用)田甲由申疋……160
白皮皿矢示禾立……161
仌𠂢……162
〔六畫〕
丞百……162
自亦伐休……163
先……164
光关共……165
再由印卯夙合吉……166
同名后吏如吳囡在圭各……167
夙多……168
好妄……169
字宅守安宇寺朿州年㐬妶……170
彡彶志戌成戎戍……171
戈早旬有朱束次死……172
池缶羊老考而聿臣……173
自……174
至……175
舟亐行衣西……176
〔七畫〕
余佘……176
作隹佋克……178
兵制初删匠卣卲𠨍取否君吳……179
吾告匃均夆夾妥㛂孚……180
孝宋妟㝊肙巠巩廷延弄弟彶彤……181
征忘我……182
戒折攸攻孜孜旲更束每求沈……183
牡狃狄甬甫粤男甸㝵㝉良見言
谷豆豕貝……184
赤……185
足身車迖邑……186
邦酉里𠕀……187
〔八畫〕
事……187
亞享……188
佩侃來兩……189
其……190
具……191
典卹協匋卑卤戾叀叔……192
取受咎周和命……193
舍函夜奔……194
姒姍妹妹始姑宜宗官宕弦定尙……195
居屈帛㝬庚庚征往念……196
忽或𢦏戒承放㫃所於脉明……197
(易)旲昔東昏昔朋服東……198
枂析武𣥒沬采牧弅盂盎旼𢒫祀
竘秉籾哭罪妻臤㕣虎……199
返迖述金……200
長門隹……201
青非……202
〔九畫〕
亟𢑥保……202
俗𠈭便家剌……203
則前助匍匽南……204
即厚㕓叚品㝅哉咸……205
复契㚤威宣客室宥𢽨封㫃帝帥……206
幽迺建後……207
㳄恚㤅怘拜拱㚘故政……208
斿敃敁攸攸柀敀是昜𠶷某㭒……209
枷枻相柬㑋昆洛爰禹畐牲𤣩甫
畀眈皇……210
盄眉……212
省盾取𥙲禹禺秬罒者耈胄胤朏
胃若……213
苟𦾔莆虐㿿訊𧾷迮迹迻延陣降
晉首𨊩𧊒𥃞……214
〔十畫〕
乘……214
倗剛剖𠟭匽原展隻哲𠷎倉㛸娉
孫……215
宴容家害宦宧室𡧧射尃……216
庠差師𤔔徒𢓊㤐𢦏𢦏致𢽾旅……217
旂……218
旃晉倉朢格格殷海涉……219
㶡烏疾㾓盉眚神祝祐祜祠秦素
罘……220
𦋺𦏴耿書𦚏……221
能般荊……222
茲虔被𢨋討貢速追逆……223
逄逄逆逌配彰酌釜陟隺馬高……224
鬯鬲鬼𠚑……225
〔十一畫〕
匐匿𦍧𨻰鄉參叙啓商……225
唬𡁹𧊒唯𤔲國執𦳊……226
堂爽婦寇宝窨寅將剌庶康……227
庚庚𦔻彫㣽御……228
得𢔶𢚖悊𢜋惕惟㨗敃敗敉𢿋敉
救赦族旒既……229
晢望𣓌𣁋梦桴𣪘殴𤞷……230
率異畢盛𥂦祭祳祥𥝢章符㚍㬎
𦳊𦕎𠻱……231
虘處𧢲覎設許貫𦬇較𣪕通造逎
逆畬𨥜𨻰陰𩁹……232
勒飤魚鹵𢊁……233
〔十二畫〕
備期𠝏割鄉……233
厥……234
厥厤𠩺𤕌𧧹喜𠂤喪𨚖報……236
堣堵壺奠𡩜𡨦寓㝵㕓㾓𢐗𢑥復
𢙦惠𢿨𢦏𢦏𢧀……237
散敢……238
敦斯㬱智𣛍朝棗𢵧㮚𢿨㺇湛
淵游無……239
爲……240
爯焜𤞣𤛉㽙𥌓畯登發盜𢦏童絲
𦉢𦐠舫𢀞𦯊……241
訶象貯實𧢲貿貳𨋇辝進遣逮逸
退酢閼閑陽𨸏陘集……242
順𩑥𢊭黃𪊨……243
〔十三畫〕
傳𠉿會僉勵匋𠥓𢾾……243
𠭘𢊁嗣𠳐𠥃𢊁𢑥雁𢊁𢍎𢦏賊敬……244
敳新旛楚𣏌歲毀煌𤞷獻獄𤜵𤫋
𤦎𡎏𡫀盟𢀞睗𥁕……245
𥝢𥮏經義群聖肄肆肅腹滕𦡨𦘦
萬……246
𧇧虞虡𢇛𥂳裖𧧹豊𧮯𧲰資趄路
𨊰辟……247
𨑭農遂道達𨔊𨑩逾途遊還過𨒅
鄉……248
鈇鈴鈇雉雷𧧻新頌飲𦔻鼎鼓……249
〔十四畫〕
僕爽獻𢊁𢊁𡫀嘗㡍𥃝奪𡠗㝬𢾾
康𢿨……250
𩔈貨遣對……251
𢼸㤅𢦏歌𢽾漁𢀞淵熙𤔲獄𤟤……252
瑱疐𥁰監福𥡆𥪱箕𥳑𥜽䌛維
罰𦘮聞𦘮……253
肇肈與夢𦳝䖍𧊒誓諫誥……254
語誨賓輔遠遣遣遲遛鄙酷銘鉌
鋁銽𩑧頤𢿦𤟥𢽾鳴齊𡡗𢾾……255
〔十五畫〕
儆𠟭……255
劍𢊁𠥦厲𡃤𠶷𤔲𡧛𡨦賓審寬……256
履廣㾓𢐗𢑥德憂慶𢘩𢽾𢽾𢿦旟……257
樂歓毆毀潢𣪘瑱𤔲𥋐盤盤𧛗稻
節箙緘𩑧𩑧……258
𤔲𦘺肄膚滕𩓋𧧹號𩓋諆賫賞……259
賓趣辝𨒌遷達遹鄭𨥜𨥜𨺅𨽍……260
隣𣪘……261
𩑧𧬈𢦏駒𩢐𩮗𢊁魯𩾽鼎……262
〔十六畫〕
𡙿𠐍僕……262
冀曆叡叡𡴮器𢊁學𨽍𢿦𢑥𢑥𢔶
𢖍𢖍𢙦𢿦𢿦戰擇……263
𣪘整𦬇燔盥𡨦磬𥝢𦎫穆積縣𦃇
𦳝𨙶𦓃滕興蕃𣪘𧊒……264
𧇹𧇹衞褱親諫諱諻諾𧢲賀辦遺
遹錫鈴𨧫𨧫靜頪駿……265
𩑧龍……266
〔十七畫〕
償㒀㝅𡡗𡨦𡨦𡨦𡨦𢑥𢣀𢿦𢿦斁
嗣……266
𣪘𣪘𣪘𣪘𣪘齋總𦁋𦡨……267
𧇧𣪘𧇹𧇹𧊒韓𡨦𤷫𩱊邁……268
還遺適鄴醙鍚𨷲𨹖雖𩃎𩊚顯雝
𨽍𩞁䤦𩐀……269
〔十八畫〕
𤔲𠹑𡡗𡡗𥂳𣪘歸𥝢𦝀璧𤔲𥂳𢿦
職𣪘𥹍……270
藏彝𢇛𥂳𧮯豐𧶠𨑭遵𥂳鎮鎛雝
雚𩋵𩋵韹顏𩥇𩥇……271
〔十九畫〕
𡬼龍𢊁𤔲獸𦁋𨑭辭邊關難𩔈𩀨
𨽍𩕳……272
〔二十畫〕
競嚴寶……273
𣪘𣪘獻𢊁𥞩𣪘𣪘醴鐘𨭖……275
𩟄𩟄𩟄𩟄𩟄……276
〔二十一畫〕
𡴲𩟄𡐓𡐓𡐓𦎫𤔲𤔲𥳑𢊁𨘢𩟄𩟄
𡨦……276
〔二十二畫〕
𣪘𢊁𨽍𩓋聽𩟄𨰃……277
𨽍𩕳𩟄……278
〔二十三畫〕
𩟄𡡗𩟄𩟄𩟄𩟄𩕳……278
𢊁……279
〔二十四畫〕
𩟄𣪘𡐓𥳑𩟄𩟄……279
〔二十五畫〕
𩟄𩟄……279
𩟄𩟄𩟄……280
〔二十六畫〕
𩟄……280
〔二十七畫〕
𩟄……280
〔二十八畫〕
𩟄𩟄……280
〔二十九畫〕
𩟄𩟄𩟄𩟄……280

曰〇旨，右比毛父 79 a
曰〇族，從父征 79 a
叡，〇仏縣白室 88
𦅫，自〇且考，又揹 92
用飼〇且考事 93
僨求〇友 95
既令〇取考事 104
令女更〇取考 104
雩〇嗹庶右胥 104 a
〇毋政事 104 a
今余隹𤔲𨟭〇命 104 a
用傑〇且考事 109
曰，用啻于〇考 118
用𤔲〇父官友 121
飼〇且考，偩于甁 125 b
易女〇且旂 133
今余隹𤔲𨟭〇令 134
令女更〇且考𤔲卜事 135
東宮迺曰，求〇人 135
〇弗得，女匡罰大 135
〔〇〕來歲弗得 135
𢦚〇且考，乍冢𤔲土 136
〇僃之 142
王休厦，〇射 142
〇且克葬先王 145
叡〇先且考，死𤔲 149
昔〇且亦既令 149
〇父死𤔲葬人 149
𢦚〇且考𤔲輔 151
今余曾〇命 151
今余隹𦅫𤔲〇令 152
今余隹𤔲𨟭〇令 167
𤔲𦅫隹〇先且考 172
余隹巠〇先且考，克黹臣先王 172
今余隹𤔲𨟭〇令 172
令女𢦚〇且考，𤔲𠬝 172
𤔲〇且啻官邑人虎臣 173
余既易大〇里 175
弘唯〇智 181
善效〇友正 181
才〇服，𪗅夙夕 181
俗女弗曰〇辟函于𩁹 181
曰〇族，干吾王身 181
𤔲〇且𢦏周邦 182
〇聖且考，克差右先王 183
𥃝〇事，隹王身厚頟 183
今余隹𤔲𨟭〇令 183
敬明〇心 183
率曰〇友 183
谷女弗曰〇辟函于𩁹 183
敬明〇心 184
善效〇友內辟 184
易女～〇父市 184
今余隹𤔲𨟭〇命 185
〇且考又𡑆于我家 186
敬〇夙夜 186
易女〇且市 187
今余隹𤔲𨟭〇令 188
𢦚〇且考，𤔲小輔 189
今余隹𤔲𨟭〇令 189
令女𤔲〇且舊官，小輔眔鼓鐘 189
用從〇事 193
必會王符，〇敢行之 199 d
余經〇先且 215
余既専〇心 215
余弘猒〇心 215
尸不敢弗儆戒，虔卹〇死事 215
〇(尸)敢用拜頟首 215
女康能〇又事眔〇敵寮 215
余用登屯，厚〇命 215
余弗敢灋〇命 215
玄鏐鋁鏞，〇爲之音 ・221②
往巳叔姬，虔敬〇后 229
今余其念□〇有齊休祝成，用𤔲剌疾 230
女𡚤〇辭 230
元頟〇德，子孫永保 230
我〇至于淮 補8
用〇孔德 補10
女克𡚤〇身 補10
弘正〇辟安德 補10
𤇹屯〇用心 補10
用井〇聖且考𨚕明，𢡈辟前王 補10
𤔲〇成夆四夆 補11 b
牧牛，叡，〇可湛 補11 h
女敢曰〇師訟 補11 h
亦兹五夫，亦既卬〇誓 補11 h
自今余敢𢦚〇小大史 補11 h
〇師或曰女告 補11 h
𤔲𣪘〇便千𥎦𡘇 補11 h
〇曰告事𥎦事𠧪于會 補11 h
𡚸敬辪〇身 補18
女𡚸用𨚕〇辪𨋸侯逆𢓊 補18

一 畫

【一】
易豕鼎〇～爵〇 33
易～商鬲〇 52
易～彤彤〇 52
王令賞盂～弓〇 62
王令賞盂～畫𢦏〇 62
王令賞盂～貝冑〇 62
王令賞盂～金干〇 62
易師遽𤩅圭〇 99
易女～宗彝〇 149
易女～鐘〇 186
易女弓〇 193
女𤔲宕其〇 194
易彤〇～彤百 補9
〇𤔲皇辟懿德 補10
矩或取～華𩊽〇 補11
〔一人〕
女勿昆余乃辟〇〇 61
夙夕𠣬我〇〇 61
執嚚〇〇 62
余〇〇才立 181
叀我〇〇 181
迺乍余〇〇咎 184
用辪我〇〇 184
左右余〇〇 215
事余〇〇 補10
〔一夫〕
用衆〇〇 135
〔一方〕
命女亟〇〇 181
〔一匀〕
易金〇〇～非余 72①
〔一反〕
舍～𨏥𠃌金〇〇 補11 b
〔一田〕
易于乍〇〇 149
易于宦〇〇 149
易于𠍋〇〇 149
易于𢦏〇〇 149
〔一名〕
今余既〇〇典獻 195
〔一卣〕
易𩰫鬯〇〇 52
易女鬯〇〇 61
余易女秬鬯〇〇 92
易女秬鬯〇〇 104 a
易秬鬯〇〇 105, 125 b, 136, 172, 181, 183, 184, 188
〔一車〕
屯十台堂〇〇 227②
廿堵台堂〇〇 227②
〔一封〕
至于大沽，〇〇 139
自東，〇〇 139
還，自西，〇〇 139
〔一具〕
圅皇父乍琱娟般盉障器鼎𣪘〇〇 158
〔一㭪〕
又丹〇〇 80
〔一肆〕
公易𠑇宗彝〇〇 57
〔一舿〕
屯三舟爲〇〇 227②
〔一肆〕
用～鼓鐘〇〇 217
〔一𤔲〕
用璧玉備〇〇 217

二 畫

【ナ】
弟史遺馬，弗〇 70①
〔ナ右〕
〇〇縠𢃄剛絲 補15
【丂】
豆人虞〇 139
㞢人有𤔲荊，〇 139
用追享〇于皇且考 209 d
〔丂命〕
用求〇〇彌生 216
【七】
叔専父乍𩰫季～鼎〇 174
〔七田〕
凡用即舀田〇〇 135
〔七白〕
易貪〇〇 52
【乃】
爽𦅫右𠨘〇寮，目 25
爽𦅫右𠨘～目〇友事 25
〇用卿王出入事人眔 36 e
目〇弟，用夙夕𩰫享 48
女勿昆余〇辟一人 61
井〇𤔲且南公 61
若芍〇正 61
乍〇采 71 d
〇克至 73
用乍〇後□ 73①
令〇𣶃沈子 78
烏虖，〇沈子敉克蔑 78
其丮哀〇沈子也唯福 78
曰〇旨，左比毛父 79 a

毋敢庆又〇吿 134
宰弘右頌〇門 137
遅公〇右師旋 140
王乎號中，〇右𢦏 144 a
𥁒公右走馬休〇門 146
𤇈季〇右卯 149
𤇈白〇又輔師嫠 151
𤔲工液白〇右師𩔘 152
南宮乎〇 154
右善夫山〇門 154
武公〇右敔，告禽 164
𤔲季右善夫克〇門 167
公族□𣪘，〇右師酉 173
召大目厥友，〇孜 176
宰頵右寰〇門 177
𥁒公〇右詢 182
同中右師兌〇門 187
𣪕白右師兌〇門 188
毋敢或〇𦅫変寳 191
連齊〇長城先 204
定白〇，右即 補10 b
南白〇，右亥衛〇門 補11 c
𤔲土毛叔右此〇門 補11 e
【八】
王令賞盂～矢𦥑〇 62
自豕鼎降十又一，𣪘〇 158
〔八十朋〕
才〇〇〇厥賓 補11
〔八聿〕
大鐘〇〇 203
〔八𣪘〕
𡢁乍皇妣𡨦君中妃祭器〇〇 221 b
〔八鼎〕
用璧兩壺〇〇 217
〔八簇〕
𡢁宦乍册宅簇〇〇 64 a
【冂】
〔冂宅〕
〇〇京自 202
〔冂衣〕
匽侯賞复〇〇臣妾 38①
𩰫用～〇〇 60 c
易女～〇〇 61
【力】
武侄寺〇，𢦏敗楚京 204
【匕】
中枏父乍〇，永寶用 108 c
敳伯𤜶〇 補15 i
【十】
易～旅弓〇 52
易女馬十匹，牛〇 149
乍其造𤮷〇 221 c
屯〇台堂一車 227②
〔十人〕
王易叔德臣𡜁〇〇 53
〔十又一〕
自豕鼎降〇〇〇 158
〔十又二〕
兹彝友〇〇〇 144
〔十又二公〕
〇〇〇〇，才帝之矿 199
〇〇〇〇，不家才上 199 b
〔十又三白〕
易尸𤔲王臣〇〇〇〇 61
〔十又五夫〕
凡〇〇〇〇，正眉矢舍散田 139
〔十六𢦔五分〕
積〇〇〇〇〇 199 c
〔十勻〕
而易魯𡨦敖金〇〇 216①
〔十四〕
易女馬〇〇，牛十 149
〔十夫〕
凡散有𤔲〇〇 139
〔十田〕
易女～田〇〇 193
其舍田〇〇 補11
〔十朋〕
公易旅貝〇〇 5
周公易小臣單貝〇〇 9
姜商令貝〇〇 24
兮公室盂～貝〇〇 35 a
迺易史𧊒貝〇〇 50
王易叔德～貝〇〇 53
王𥙡庚贏曆，易貝〇〇 80
易𤔲𥃝，貝〇〇 80 a
易章白𣪘貝〇〇 80②
白雝父蔑𣪘曆，易貝〇 91 b
易師遽貝〇〇 100
不𥂴易貝〇〇 補2 b
〔十朋又四朋〕
用貝〇〇〇〇〇 100 a
〔十㭪〕
〇〇不𦝨 49
〔十秭〕
寇舀禾〇〇 135
賞舀禾〇〇，遺〇〇 135

〔乃子〕
王用肇事〇〇𢦏，遂虎臣御淮戎 補12 a
𤔲尚安永宕〇〇𢦏心 補12 a
唯厥事〇〇𢦏 補12 a
〇〇𢦏拜頟首 補12 d
𤰇〇〇𢦏萬年 補12 d
【九】
白易小臣宅畫干戈〇 64
□(𥪑)客鈹爲𦦓壺〇 217①
【二】
公易𠑇～易鼎〇 57
王令賞盂～戜戈〇 62
易守宮絲束～𦅫冪〇 119
匡甫象𦉈〇 123
迺或即舀，用田〇 135
舍盠冒□𧇗皮〇 補11 b
舍～□皮〇 補11 b
舍～𦅫𤜶𤔲皮〇 補11 b
舍～厥臭喜皮〇 補11 b
舍～東臣羔裘頟下皮〇 補11 b
〔二人〕
今我唯令女〇〇，亢眔矢 25
執嚚〇〇 62
〔二女〕
征𣪘𣪘，〇〇咸與 16 c
〔二三正〕
若玫王令〇〇〇 61
〔二夫〕
𡢁𣪘百，𠭯嗹〇〇 補12 d
〔二公〕
乍𦅫于周公宗，陟〇〇 78
〔二百〕
才𨚕朋〇〇 38②
𨗜公～斯𣪘〇〇 162
〔二百家〕
侯易者𡚸臣〇〇〇 60 c
〔二百又九十又九邑〕
侯氏易之邑〇〇〇〇〇〇〇〇 216
〔二百卌又七乘〕
孚乘〇〇〇〇〇〇 62
〔二邑〕
其邑复𢜔言〇〇，奥𨚕从 179
〔二封〕
自陟，〇〇 139
降棫，〇〇 139
〔二備〕
用璧〇〇，玉二𤔲 217
〔二鈴〕
易朱市～金𦎫〇〇 160
易女～朱旂〇〇 181
〔二𤔲〕
用璧二備，玉〇〇 217
〔二鍺〕
𨭜𨟭𦅫鐘〇〇 222 a
〔二□〕
遣𤔲〇〇，貝五朋 16 c
【人】
孚〇萬三千八十一人 62
孚〇□□人 62
女毋弗善效姜氏〇 134
迺卑□～用致兹〇 135
求乃〇 135
凡用即舀～〇五夫 135
事𦅫□尹〇于齊自 141
易女井𨗜𠭯〇 167
淮尸舊我𦥑晦〇 191
𤔲琱宮〇𥜽𥝩，用事 補10 b
〔人民〕
其〇〇都邑 217
〔人鬲〕
〇〇自馭至于庶人 61
〇〇千又五十夫 61
【入】
鄭〇□𠨘母子 37 c
𣪘朝夕〇諫 61
三ナ三右多君，〇服酉 62
〇□門 62
目厥𣪘〇門 62
□□〇𩰫周廟 62
〇三門 62
大采，三□〇服酉 62
令盂，目區〇 62
三事大夫，〇服酉 62
公族□〇右牧 104 a
宰朏右乍册吳〇門 105
井白〇右趞曹 106
井白〇右豆閉 109
穆公〇右𢦏 110
咸井叔〇右趩 114
□右師𣪘〇門 120
𤔲馬共右師𤔲〇門 124
𤔲馬共右師晨〇門 125
召大師虘〇門 126
𤔲馬共右諫〇門 127
宰倗父右望〇門 129
宰舀〇右𦅫 134

厥川〇〇〇　52
〔三舟〕
屯〇〇爲一舿　227②
〔三卣〕
王易呂䝨〇〇，貝卅朋　96
〔三夆〕
廼卑□目晉酉彼羊，絲〇〇，用致茲人　135
〔三兩〕
舍矩姜帛〇〇　補11 b
〔三朋〕
侯賞复貝〇〇　38①
侯賞攸貝〇〇　38①
〔三品〕
易臣〇〇　59
〔三封〕
陟剛，〇〇　139
〔三族〕
遣〇〇，伐東或　13
〔三壽〕
匄〇〇懿德萬年　112 b
〇〇是杪　201
〔三□〕
大采，〇〇入服酉　62
【上】
文王監才〇　1
王令上〇眔史寅，㭊于成周　30
公朱〇事于〇　79 a
先王其嚴才〇　98
皇考嚴才〇　155
其嚴才〇　156
嚴才〇　160
其嚴才〇　161
前文人其嚴才〇　190
十又二公，不家才〇　199 b
自鄀征，逾沽，〇灘　227②
庚爰陵，〇江　227②
〇江，庚木閼，庚郢　227②
至于上侯淢川〇　補 2
還山谷，在溪水〇　補 2 a
嚴才〇　補15 q
不家于〇，邵合皇天　補16
〔上下〕
項于〇〇　167
𫊣許〇〇若否雩四方　181
〇〇陟否　212 c
其登于〇〇□□　229 d
大甹，匍有〇〇　補15
褱祁〇〇，亟獄逌慕　補15
〔上下帝〕
克奔走〇〇〇　59
〔上天子〕
于〇〇〇，用璧玉備一嗣　217
〔上卲〕
女〇〇先賽　補11 h
〔上帝〕
不顯考文王，事喜〇〇　1
〇〇降懿德，大甹　補15
昊紹亡昊，〇〇司燕　補15
〇〇降懿德，大甹　補15
【下】
皇考嚴才上，異才〇　155
廣啓厥孫子于〇　160
〔下或〕
用天降大喪于〇〇　162
〔下國〕
受天命，畏又〇〇　109 b
【之】　省略
【也】
〔也ｪ陀ｪ〕
〇〇〇〇，男女無其　213
〇〇〇〇，受福無期　220
〔也邦〕
異自〇〇　145
【于】
姜對揚君令〇彝　3①
隹王〇伐楚白，才炎　24
公尹白丁父，兄〇戍ｪ冀嗣三　24
公市貺，洛〇官　34
辯〇多正　58
率肆〇酉　61
旂對厥賚〇陾彝　67
克成妥吾考目〇顯ｪ受令　78
見服〇公　78
王在〇㓞　81
肆敢陴〇彝曰　88
異自也邦，又靑〇大命　145
勵〇永令　156
勵〇大服　160
勵〇永令　161
〇匿朕肅慕　162
茲靜〇猷，盄慙厥德　167
虔〇萬民　167
宗賓〇剿，永項先王　181
參〇小大政　181

〔十家〕
姜商令〜臣〇〇　24
侯休于耳，易臣〇〇　56
易女尸臣〇〇　143
〔十鈞〕
易幾父〜金〇〇　197
【又】
乙亥，王〇大豐　1
天亡〇王，衣祀于王　1
隹朕〇慶　1
中爯乍〇寶彝　1①
禽〇䝨祝　10
魯侯〇𤔲工　13
公史追事〇泉　23 a
厚趠〇僨于溓公　31
用乍〇母辛陾彝　37 c
巳，女，妹辰〇大服　61
今我敢，娸〇內于師旂　67
伐楚荊，〇得　70
克〇井斅，欲父廼是子　78
肆毋〇弗觀　79 b
易貝十朋，〇丹一杆　80
毋〇田　80①
啓叔〇趚卽立　83
自乃且考，〇揸于周邦　92
朕猷〇成亡競　98
用貝十朋〇四朋　100 a
女某不〇昏　127
毋敢〇不聞　134
厥〇見，〇卽令　134
毋敢畏〇入告　134
勿事敢〇疾止從獄　134
廼醫〇旂眔鼓金　135
休〇成事　138
〇〇爽變，迺于罰千　139
妊小從，䵼〇□　141①
〇芇于大命　145
今余非敢夢先公〇徣後　149
毋女〇閑　150
焚白入〇輔師嫠　151
肆禹〇成　162
〇龏于周邦　172
休既〇工　178
毋〇敢㦥尃命于外　181
〇進退　184
〇皇〇故　184
乃且考〇龏于我家　186
白父，孔覭〇光　192
琱生〇事　194
爲白〇𤔲〇成　195
晄蹇才天，高弘〇慶　199
晄蹇才立，高弘〇慶　199 b
〇敢才帝所　215
〇共于簠武靈公之所　215
今女亦既〇卪誓　補11 h
毋〇弄于厥身　補12 a
〇長子□　補18 a
〔又心〕
克明〇〇，盭龢胤士　補16
〔又臣〕
廼或即曶，用田二，〇〇〔一夫〕　135
〔又壽〕
逆其萬年〇〇　227
〔又𫍙〕
余非𫍙〇〇　181
【◎】
〔◎市〕
易女截衣，〇〇，絲旂　109
【〓】
休王易效父〇三　47

三　畫

【三】
公尹白丁父，兄于戍ｪ冀嗣〇　24
休王易效父〓〇　47
王令士道，歸貉子鹿〇　75
農〇拜䭫首　80①
王䄠晉曆，易牛〇　93 b
易守宮〜瀘布〇　119
易守宮〜𩜇𩜇〇　119
王姜易旟田〇于待□　補 5
〔三方〕
王凡〇〇　1
〔三田〕
才廿朋，其舍田〇〇　補11
〔三百〕
史易公婧魚〇〇　72 a
其縣〇〇　215
〔三百人〕
易女〜尸允〇〇〇　183
〔三百又五十家〕
盠僕〇〇〇〇〇〇　215
〔三百五十五牛〕
孚牛〇〇〇〇〇〇　62
〔三百寽〕
得瓔古〇〇〇　67
罰女〇〇〇　補11 h
〔三百□〕

我義便女〇　補11 h
劃兹乃便〇斆敝　補11 h
〔千又五十夫〕
易〜人鬲〇〇〇〇〇　61
〔千兩〕
嘉遣我，易鹵賚〇〇　201
〔千孫〕
其百子〇〇，其萬年無疆　157 a
其百子〇〇，永寶用　157 b
用匄眉壽無疆，百字〇〇　157 c
其百男百女〇〇　補19
【土】
王逵大保，易休余〇　3
易〇　52
遜□□自厥〇　61
南或艮子，敢召虐我〇　98
〔土田〕
止公僕庸〇〇，多諫　194
〔土䭫〕
王令毛公，目〜〇〇〜伐東或痛戎　79 a
【士】
凡興〇被甲，用兵五十人目上　199 d
皿皮吉人享，〇余是尙　228 k
〔士女〕
毆孚〇〇牛羊，孚吉金　178
〔士庶子〕
台樂大夫，台匽〇〇〇　222 b
【大】
王鄉，〇宜　1
遣丮四方迨王〇正殺丮周　16
唯成王〇𦎫，才宗周　29
隹王〇龠于宗周　30
王射，〇䦒禽　60 c
馭東尸〇反　63
王〇省公族于庚□旅　71 c
王〇耤農于諆田，餳　73
乃弗得，女匡罰〇　135
𦣻ｪ四方，〇從不靜　181
忝于小〇政，嗚朕立　181
𥚃我邦小〇猷　181
戎〇同，從追女　193
戎〇䐵戟，女休　193
王〇祄　補11 b
斆敝女，今〇赦女　補11 h
〇甹，匍有上下　補15
〇甹，匍有四方　補15 o
隹戎〇出于軝　補18
〔大夫〕
均子〇〇　212 e
台樂〇〇，台匽士庶子　222 b
〔大令〕
不顯玟王，受天有〇〇　61
逑匹先王，龏堇〇〇　132
用離𩛥〇〇　160
雁受〇〇，匍有四方　172
𦡊〇〇，盭勵雩政　183
蔡侯龖，虔共〇〇　212 c
肆玟王受茲〔〇〇〕　補 1
〔大正〕
用處〇〇　222 c
〔大西〕
台濼其〇〇，𢍁害亶良　221②
〔大命〕
朕不顯且玟珷，雁受〇〇　145
異自也邦，又靑于〇〇　145
雁受〇〇　181
罟辟厥辟，龏堇〇〇　181
𩛥𩛥〇〇，康能四或　181
〔雁〕受〇〇，左右武王　202
雁受〇〇　補16
〔大宜〕
王鄉，〇〇　1
〔大服〕
巳，女，妹辰又〇〇　61
尃于〇〇，廣成厥工　79 a
勵于〇〇　160
〔大采〕
〇〇，三□入服酉　62
〔大事〕
爲〇〇　215
〔大政〕
隹乍卲考爽益，曰〇〇　79 a
〔大馬兩〕
我舍顏□〇〇〇　補11 b
〔大師金雁〕
易女〜〇〇〇〇　補10
〔大章〕

女雝〇政　181
毋敢湛〇酉　181
俗女弗目乃辟，圅〇艱　181
谷女弗目乃辟，圅〇艱　183
永冬〇吉　190
畜武〇戎工　192
弗目我車圅〇艱　193
女肇誨〇戎工　193
其用享孝〇皇申且考〇好倗友　196
用明則之〇銘　204
旂無疆至〇萬億年　204 a
用追孝〇厥皇且晨公，〇厥皇考䢍□公　209
政〇朕三軍　215
𧩙中〇(䵼)罰　215
女肇敏〇戎攻　215
女尃余〇𧩙卹　215
䵼命〇外內之事　215
雁卹余〇盟卹　215
〇大無嗣誓〇大嗣命　217
節〇稟釜　218 k
至〇萬年，分器是寺　222 a
悉穆不家〇厥身　222 b
忌〇畏義，惠〇明祀　228 b
𩛥𢍁武，惠〇政德　228 g
忌〇威義，誨猷不飤　228 g
協〇我靈龠　229 d
〇之悉學　230
光之〇聿　230
訙之〇不啇　230
毋又弄〇厥身　補12 a
無弄〇茲身　補12 d
初斆龢〇政　補15
初盭龢〇政　補15 o
廣啓禹身，勵〇永令　補15 p，補15 q
（注）　場所的な語や人物的な語の前に于が來る用法は，概ね省略した。
〔于忌〕
既忘〇〇，乍中厥德　212 e
〔于彝〕
用乍父辛〇〇　4
【亡】
天〇又王　1
〇勛□□□　1
大保克芍，〇䜌　3
休〇尤　49
侯見丮周，〇述　60 c
遷天子休告，〇尤　60 c
匽孫ｪ子ｪ，其永〇冬　60 c
〇不伐弄天畏　79 a
隹民〇徣，才彝　79 a
故〇尤，才顯　79 a
隹苟德，〇貞違　79 a
文王孫，〇弗褱井　79 a
〇克競厥刺　79 a
遹御〇遣　85
朕猷又成〇競　98
用匄萬年〇疆　99
用辟于先王，得屯〇敃　130
御于厥辟，得屯〇敃　155
農臣先王，得屯〇敃　157
項于上下，得屯〇敃　167
〇不閈于文武耿光　181
肆皇天〇睪　181
肆皇帝〇昊　183
民〇不康靜　183
古〇丞于先王　183
休〇敃　191
有唯小子〇戠　補 1
〇敢不□具逆王命　補 8
昊紹〇昊，上帝司燕　補15
方緣〇不頹見　補15
臣諫□〇母弟弘章　補18 a
〔亡疆〕
用匄萬年〇〇　99
【凡】
王〇三方　1
〇匽目品　62
〇用卽曶田七田　135
〇十又五夫，正眉矢舍散田　139
〇散有嗣十夫　139
〇興士被甲，用兵五十人目上　199 d
〇百又卅又五秭　補12 d
【千】
易〜旅矢〇　52
劃妥〇罰〇，傳乘之　139
余又爽變，妥〇罰〇　139
逆公戎車百乘〜徒〇　162
義便女〇　補11 h

一二六～一二七

遵或徒四千，爲○敵寮 215
○康能乃又事眾乃敵寮 215
○尸，毋曰余小子 215
○専余于瀕卹 215
○台尃戒公家 215
○台卹余朕身 215
○台戒戎钕 215
其配襄公之妣，而鹹公之○ 215
○考壽萬年 215
齊侯○詘，聿喪其殷 217
○受册歸，遵□御 217
○載馬牛羊，台出內關 227②
○馬○牛如德 227②
車○棓徒，屯廿 227②
卑○鑰：剖ᵻ，鐈ᵻ鋁ᵻ 229 d
○亦虔秉不巠德 230
○其用效 230
○妥乃辟 230
○克遊乃身 補10
余舍○田五田 補11 a
○貯田不 補11 a
○敢目乃師訟 補11 h
○上卬先誓 補11 h
今○亦既又卬誓 補11 h
○亦既從辭從誓 補11 h
我義便○千 補11 h
斅殿○，今我赦○ 補11 h
義便○千 補11 h
斅殿○，今大赦○ 補11 h
使○五百 補11 h
罰○三百寽 補11 h
乃師或目○告 補11 h
唯○炎 補18
余兇爲○效小鬱彝 補18
○娸用郷乃辟軝侯逆覆，出內事人 補18
唯用諆酒○ 補18
（注）「令(命)女」「易女」の用例は省略した。

【子】
王令周公○明僕 25
○某圖象 27
古天異臨○ 61
令乃鵑沈○ 78
沈○其顆褱 78
烏虖，乃沈○敉克蔑 78
休沈○肈敷狃貯資 78
其孔哀乃沈○也唯福 78
欿父廼是○ 78
虢文公○钕乍叔妃鼎 200
余畢公之孫，郘白之○ 203
○之○，孫之孫 204 a
乍其○孟□之母賸毁 204 d
○乍弄鳥 204②
陳公○ᵻ叔邍父 211 a
陳子○乍弄孟爲敦母賸匜 211 d
陳白殴之○白元 211 e
均○大夫 212 e
齊中之○綰，乍子中姜寶鎛 216
䣄ᵻ義政，僕臝○佳 216
乍其○孟姬般朕般匜 219②
奮大宰養○鼓，自乍其御鐘 222 i
奮大宰歸○■，鑄其餅匜 222 j
奮晉父朕其○□嬚寶鬲 222 l
蔡孫斯○子璋 228 f
郐王○旃，擇其吉金 228 h
郐王之○□之元用戈 228 i
郐王之○庚兒 228①
工獻王皮難之○者減 229 d，229 e
吳季子之○逞之元用劍 229 g
坪之○臧孫，擇厥吉金 229③
戉王之○勾踐 230 b
姑馮昏同之○ 230 d
中大師○□爲其旅□ 補17 h
〔子佳〕
䣄ᵻ義政，僕臝○○ 216
〔子孫〕
塱靐家鑄乍觀，其永○○寶 10 h
○○永寶 36 e，59 e
其○○永寶 72 d
其萬年，○○永寶用 86 a
○○永寶 87
○○永寶用 111，128，

余叓于君氏○○ 194
〔大爽〕
用天降○○于下或 162
〔大壽〕
○○萬年 補16
〔大慕〕
斁戱○○，克成其惟 218 g
〔大福〕
子ᵻ孫ᵻ，永受○○用 213④
用受○○無疆 226 a
目受○○，屯魯多釐 補16
〔大寳〕
○○之器 227③
〔大槃〕
用從爾○○ 217
〔大薔鐘〕
𠭯生用乍□公○○○ 132 a
肆乍龢父○○○ 190
今中乍○○○ 191④
用乍朕皇且雁侯○○○ 補9
朕皇考德叔○○○ 補10 a
〔大薔龢鐘〕
用乍朕皇考叀叔○○○○ 155
〔大豐〕
乙亥，王又○○ 1
王乘于舟，爲○○ 60 c
〔大寶〕
敢乍文人○○協龢鐘 補15 m
〔大寶協龢鐘〕
敢乍文人○○○○○ 補15 m
〔大寶鼎〕
用乍○○○ 162
〔大鐘〕
○○八聿，其竈四堵 203
○○旣縣，玉鐶𪔂鼓 203
〔大鐘鐘〕
用乍○○○ 198
〔大劃〕
遂○○于殷 74
【夨】
〔夨人〕
○○有嗣 139
【女】
巳，○，妹辰又大服 61
○勿昆余乃辟一人 61
今兄□○褱土 71 d
余其舍○臣卅家 73
○卑農，必事厥晉姻 80①
○其目成周師氏 91 b
○肈不家 92
○毋敢(弗帥)先王乍明井用 104 a
王○□侯 124 a
王○□侯 124 b
○某不又昏 127
○毋弗善效姜氏人 134
我旣賣○五[夫效]父，用匹馬束絲 135
乃弗得，○匡罰大 135
償○千五～ 141
○毋敢不善 149
毋○又閑 150
○覓我田牧 180
○毋敢妄寧 181
○離于政 181
○毋敢家 181
○毋弗帥用先王乍明井 181
俗○弗目乃辟，圅于囏 181
鄉○彶，屯卹周邦 183
谷○弗目乃辟，圅于囏 183
廼□伽卽○ 184
○有隹小子 186
才昔先王，小學○ 189
○敏可事 189
○目我車，宕伐厰允于高陶 193
○多折首執嚥 193
戎大同，從追○，○彶 193
戎大臺戟，○休 193
○多禽，折首執嚥 193
○小子，○肈誨于戎工 193
公宕其參，○劇宕其貳 194
公宕其貳，○劇宕其一 194
公曰，○尸 215
○少心畏忌 215
○不家 215
尸，○敬共辞命 215
○雁鬲公家 215
○娶裝朕行師 215
○肈敏于戎攻 215

一二八～一二九

余惟今○○ 202
锥今○○ 202
女尸，毋曰余○○ 215
有唯○○亡戠 補1
叀余○○，肈盄先王德 補10
白大師不自乍○○ 補10
余○○，余夙夕 補16
毋尚爲○○ 補18
〔小門人〕
○○○繇 139
〔小裔邦〕
𠇑白拜手䭫首，天子休弗望○○○ 145
〔小彝妹吹〕
效○○○○見余 補18
〔小鬱彝〕
余兇爲女效○○○ 補18
【尸】
省𢦏○，身孚戈 17 c
䧹○俗 補8
〔尸臣〕
易女○○十家 143
【山】
〔山谷〕
宼迺○○，至于上侯滰川上 補2
遻○○，在漸水上 補2 a
【工】
尹令史獸，立○于成周 33
史獸獻○于尹 33
咸獻○ 33
隹四月，王○ 55 a
廼敉克衣，告剌成○ 78
自厥○ 79
隮于大服，廣成厥○ 79 a
休既又○ 178
【己】
齊大宰歸父，□爲○盥盤 214 a
【巳】
○，女，妹辰又大服 61
○，曰，彶玆卿事寮大史寮，于父卽尹 181
余畜孫書，○數其吉金 204 f
肅盟嘗禘，祐受毋○ 212 c
萬年無諆，眉壽毋○ 212 h
毋疾毋○ 215
往○叔姬，虔敬乃后 229
〔巳夕〕
■王才㡀，○○ 60 c
【干】
史趞曹易～○ 107
儨女○五 141
易女～○五 186
〔干戈〕
白易小臣宅畫○○九 64
易□，冑，○○ 100①
〔干吾〕
目乃族，○○王身 181
率目乃友，○○王身 183
〔干害(吾)〕
○○王身，乍爪牙 172
【弋】
易女～㺇之○ 88
○白氏從詔 194
女亦既從辭從誓，○可 補11 h
剌且文考○室 補15
○皇且考高對爾剌，嚴才上 補15 q
【弓】
王令賞盂～○一 62
王易靜○ 84 a
易敷○矢束 93 a
易用○，彤矢其央 192
易女○一 193
〔弓矢〕
史趞曹易○○ 107
夨王易同金車○○ 139 b
〔弓備矢〕
孚戎兵盾矛戈，○○○裨冑 補12 d
【才】
文王臨○上 1
庚申，公○盩自 5
王後𡎟克商，○成自 9
○嘗 13
康侯○㭉自 15
○斥 22 a
隹王于伐楚白，○炎 24
公違省自東，○新邑 28
唯成王大𢍰，○宗周 29
○穆朋二百 38②
○匽 40
唯九月，○炎自 43
獻身○畢公家 49
○宗周 51
易○宜王人□又七生 52
公中○宗周 55 b
■若翌日，○璧雝 60 c
同公○豐 64

142
用旛屯彔永命，魯壽○○ 145
○○永寶用 153
○○永寶 158①
其萬年，○○永寶用 165
○○永寶用享 169，191④
其萬年，○○永寶用享 200 a
其萬年，○○永寶用 200 f
○○永寶用享 200 g
○○永寶用 200②
○○永寶，用享 200②
鑄書之○○，萬枼是寶 204 f
○○其永寶用 211 f
不譁考壽，○○蕃昌 212 c
元鳴無期，○○鼓之 212 e
○○永保用 213 f
○○永保用 216
○○是保 218 b
世萬○○，永爲典尚 218 g
○○是若 221 c
其萬年，○○用之 225 a
○○永保用之 226 e，227 b
其萬年，○○永用享 227 m
○○永保之 227 o
○○永寶用 227 w
其邁年，○○永寶用享 227⑥
○○寶 228 c
枼萬○○，眉壽無疆 228 k
元頣乃德，○○永保 230
順余○○，萬枼無疆 230 a
其萬年，○○永寶用 補11 g
㝬簸○○ 補15
○○其永寶 補15 h
○○永寶用者 補17
〔子ᵻ孫〕
其○○○，永寶 31
○○○永寶 64
○○○，其永寶用 79 c
其○○○，永寶 90
晉眾厥○○○，永寶 93 b
其○○○，永寶用享 112 c
○○○，永寶用 121
○○○，其萬年，永寶用 125 b
其○○○，永寶 145 a
綰○○○，永寶用享 147
○○○，永寶用 191③
○○○，永寶用享 213 h
○○○，永用 220 c
其○○○，萬年永寶用 224 d
其○○○，永寶用享 224①
○○○，其永寶 補5
○○○，永寶用 補6 a
○○○，永寶 補7
○○○，永寶用 補17 c
〔子孫ᵻ〕
其萬年，○○○永用 213②
【小】
〔小大〕
農廼稟厥䧹厥小子○○事 80①
㤅于○○政 181
雝我邦○○猷 181
㪤○○楚賦 181
叀雝我邦○○猷 183
余敢㬐乃○○史 補11 h
〔小大邦〕
○○○，亡敢不□具逆王命 補8
〔小子〕
○○生易金，鬱鬯 71
有嗣眾師氏○○，卿射 73
○○廼學 73
農廼稟厥䧹厥○○小大事 80①
○○眾服眾小臣眾尸僕，學射 84
王弗望厥舊宗○○ 102
〔晉〕事厥○○斅，曰限訟于井叔 135
散人○○眉田戎，散父，效㡀父 139
○○師氏虎臣雩朕褻事 181
女有隹○○ 186
女○○，女肈誨于戎工 193
余雖○○ 199，199 b

十又二公，〇家才上 199 b
余〇叚妄寧 201
虔〇家 201
莫〇來〔王〕 202
□莫〇日卑□ 202
〇乍元女 202
余〇敢爲礌 203
其頌既好，多寡〇訏 205 d
上下陟否，孜敢〇愓 212 c
有虔〇愓 212 e
〇愢〇忒，自乍訶鐘 212 e
女〇家 215
弗敢〇對覭朕辟皇君之易休命 215
虔卹〇易 215
余〇其事 217
齊鏖曼〇敢逸康 218 c
悉穆〇家于厥身 222 b
叚〇黃耇萬年，眉壽無彊 226
〇夏其金鎬，黜政 227②(2)
悉于威義，誨猷〇飤 228 g
〇帛〇犂 229 d
〇灤〇彫 229 d
旬目敱之，夙莫〇貳 230 a
啓從征，堇〇變 補 2
小大邦，亡敢〇□具逆王命 補 8
白大師〇自乍小子 補10
女貯田〇 補11 a
達殷畯民，永〇玧 補15
方緣亡〇鴥見 補15
孝晉史牆，夙夜〇家 補15
〇家于上，卲合皇天 補16
余考，〇克御事 補18
〔不敢不〕
〇〇〇緣休同公，克成妥吾考目于顯ミ受令 78
效〇〇〇萬年，夙夜奔走，覭公休亦 81
〇〇〇家不斐 130
家〇〇〇□敬畏王命 補 8
〔不敢弗〕
番生〇〇〇帥井皇且考不杯元德 160
安〇〇〇帥用文且皇考，穆ミ秉德 190
尸〇〇〇儆戒，虔卹乃死事 215
〇〇〇帥用夙夕 補15 g
瘐〇〇〇帥且考，秉明德，趪夙夕，左尹氏 補15m
〔不能不〕
我〇〇〇眔縣白萬年保 88
〔不中不井〕
毋敢不明〇〇〇〇 104 a
毋敢不尹八〇〇〇〇 104 a
〔不巩〕
〇〇先王配命 181
〔不克〕
〇〇王衣 1
〔不廷〕
〇〇唯死 184
盭ミ文武，鎮靜〇〇 199，199 b
〔不廷方〕
率褱〇〇〇 181
〔不其〕
天子不叚〇〇 101
王姍下〇〇 102
〔不杯〕
〇〇䁣，多用追于炎不朁白懋父晉 43
〇〇丮皇公，受京宗懿釐 79 a
敢對覭天子〇〇休 100，103
對覭天子〇〇魯休 104，121
對覭皇天子〇〇休 133
歸夆敢對覭天子〇〇魯休 145
番生不敢弗帥井皇且考〇〇元德 160
〔不荄〕
白氏貭〇〇 103
〔不叚〕
天子〇〇不其 101
〔不蛗〕
〇〇，取我家窾，用喪 149
〔不蛩〕
〇莽 67
隹王南征，〇□ 71
〇變□□山 71 e
公姒易耆貝，〇莽京 72 d
天君鄉□酉，〇斤 72②
隹民亡诰，〇薛 79 a
故亡尤，〇顯 79 a
穆王〇莽京 85
師雝父戍〇古自 89 a
隹一月既生霸，〇莽京 89 b
先王其嚴〇上 98
先王其嚴〇帝左右 98 b
穆王〇下減应 103
王才周，〇師孖父宮 104 a
龏王〇周新宮 107
〇射廬 108
懿王〇射廬 123
眉壽黃耇，畯〇立 124
井叔〇異爲□ 135
〇王人，廼賈用□ 135
唯還自征，〇矿 142
〇成周，乍旅盨 144
〇先王，既令女乍嗣土 152
皇考嚴〇上，異〇下 155
其嚴〇上 156
穆ミ克誓厥德，嚴〇上 160
其〔嚴〇〕上 161
余一人〇立 181
〇乃服，趪夙夕 181
衰〇(敱) 183
前文人其嚴〇上 190
十又二公，〇帝之矿 199
畯疐〇天，高弘又慶 199
十又二公，不家〇上 199 b
畯疐〇立，高弘又慶 199 b
右〇王，左〇新鄭 199 d
虢ミ〇〔上〕 202
虢ミ成唐，又敢〇帝所 215
後嗣甬之，職〇王室 227 s
〇□之□，云用云隻 229②
昔〇奔 補 1
〇八十朋厥賈 補11
〇廿朋，其舍田三田 補11
〇萬自 補12，補12 d
君〇猷，卲宮 補13
青幽高且，〇敱靁處 補15
嚴〇上 補15 q
秦公騏畯龢〇立 補16
〔王才〕→王
〔才昔〕
〇〇先王，小學女 189
【不】
毋敢不尹〇不中不井 104 a
【𠀠】
用〇 43
【𠙵】
鬯〇彝 50

四畫

【不】
〇杯䁣，多用追于炎〇朁白懋父晉 43
十栅〇顯 49
追考對〇敢家 59
邦賓〇奡 62
〇從王征于方靁 67
義敉叡厥〇從厥右征 67
亡〇戌畀天畏 79 a
女肇〇家 92
白氏貭〇荄 103
〇用先王乍井 104 a
〇井〇中，廼侯之□□ 104 a
毋敢〇明〇中〇井 104 a
毋敢〇尹八〇中〇井 104 a
女某〇又昏 127
〇敢〇家〇斐 130
毋敢又〇餌 134
廼賈用□，〇逆付𦟠 135
正□〇□□余 135
克〇敢家，專奠王令 171
師寰虔〇家 178
亡〇閈于文武耿光 181
翮ミ四方，大從〇靜 181
敬念王畏〇賜 181
民亡〇康靜 183
秉德〇克斐 183
毋敢〇出其貞 191
毋敢〇即餗卽孛 191
敢〇用令 191
毋〇卽孛 191

一三〇〜一三一

215
衞敢對覭天子〇〇休 補 6
卽敢對覭天子〇〇休 補10 b
敢對覭天子〇〇休 補11 c
敢覭天尹〇〇休 補11 d
此敢對覭天子〇〇休令 補11 e
對覭天子〇〇休令 補15
〇〇皇且亞且文考 補15m
【中】
庶民厥曦庶右辥，不井不〇 104 a
既志于忌，乍〇厥德 212 e
〇翰叡旛 212 h
眘〇于(敱)罰 215
〇專盟刑 215
車台毀，於五十乘之〇 227②
〇翰叡旛 228 b
〇翰叡旛，元鳴孔皇 228 g
目匽目喜，〇翰叡旛 228 h
〔中子〕
鶯叔之〇〇平，自乍鑄其游鐘 221②
〔中廷〕
62，101，104，104 a，105，106，110，111，116，120，124，125，126，127，129，134，137，140，146，149，150，152，153，154，163，165，167，169，173，177，185，187，188，補11 c，補11 e
〔中或〕
余其宅玆〇〇 補 1
〔中䧃〕
新易女～〇〇 173
【丮】
其〇哀乃沈子也唯福 78
不杯〇皇公，受京宗懿釐 79 a
【丹】
易貝十朋，又〇一柝 80
【五】
易自逵征自〇齵貝 63
僔女干〇，易登 141
易女～旂〇 151
易女～緣旂〇 165
易女～干〇 186
易女～磬〇 186
易女馬乘，鐘〇，金 補11 d
〔五十〕
執噝〇〇，是目先行 192
〔五十人〕
用兵〇〇〇目上 199 d
〔五十田〕
易田于斂〇〇〇 164
易田～于早〇〇〇 164
〔五十里〕
休王自敦，事賞畢土方〇〇〇 45
〔五十朋〕
易公貝〇〇〇 81
王易貝〇〇〇 84 b
盭敔～貝〇〇〇 164
〔五十乘〕
車〇〇〇，歲能返 227②
車台毀，於〇〇〇之中 227②
〔五十艕〕
艕〇〇〇，歲能返 227②
〔五十頌〕
武王㓨令周公，舍寓目〇〇〇處 補15 o
〔五夫〕
我既賣女〇〔〇效〕父 135
用徵征賣玆〇〇，用百寽 135
非出〇〇 135
舀㓨拜韻首，受玆〇〇 135
凡用卽舀田七田，人〇〇 135
亦玆〇〇，亦既卽乃誓 補11 h
〔五田〕
匡廼韻首于舀，用〇〇 135
曰，余舍女田〇〇 補11 a
余審賓田〇〇 補11 a
〔五百〕
折首〇〇，執噝五十 192
女亦虔秉〇〇德 230
〔不商〕
訙之于〇〇 230
〔不敏〕
谷天順我〇〇 補 1
〔不善〕
女某不又昏，毋敢〇〇 127
女毋敢〇〇 149
毋敢〇〇 154
〔不義〕
勿有〇〇 230
〔不嚭〕
周師〇〇，易守宮 119
〔不嬰〕
白氏曰，〇〇駿方 193
白氏曰，〇〇 193
〇〇拜韻手休 193
〔不諱〕
〇〇考壽，子孫蕃昌 212 c
易〇〇 216①
〔不緐〕
〇〇王乍賡 1
〔不朁〕
不杯䁣，多用追于炎〇〇白懋父晉 43
尃求〇〇德 160
〔不覭〕
敢狄〇〇 98 b
〔不顯〕
〇〇考文王，事喜上帝 1
〇〇王乍省 1
對覭皇尹〇〇休 33
〇〇玟王，受天有大令 61
對覭天子〇〇休 84，92
用卲各〇〇且考先王 98
敢對覭天子〇〇休 99
敢對覭王〇〇休 104 a
敢對覭天子〇〇休命 109
對覭天子〇〇皇休 111
敢對覭天子〇〇休 120
對覭天子〇〇休 123
艅敢對覭天子〇〇休 124
敢對覭天子〇〇休令 125
敢對覭天子〇〇休 126，126 c，127
對覭天子〇〇休 129
〇〇皇考宮公，穆ミ克盟厥心 130
望敢對覭天子〇〇魯休 130
敢對覭天子〇〇休 131
〇〇皇且剌考，逑匹先王 132
敢對覭天子〇〇魯休 134
敢對覭天子〇〇魯休令 136，140
頌敢對覭天子〇〇魯休 137
敢〔對覭〕天子〇〇休釐 142
朕〇〇且玟珷，膺受大命 145
敢對覭天子〇〇休令 146
敢對覭天子〇〇休 148，152
無叀敢對覭天子〇〇魯休 153
〇〇皇考叀叔，穆ミ秉元明德 155
〇〇皇且考，穆ミ異ミ，克悊厥德 157
梁其敢對天子〇〇休覭 157
〇〇皇且考，穆ミ克誓厥德 160
〇〇趪ミ皇且穆公 162
敢對覭武公〇〇耿光 162
敢對天子〇〇魯休覭 166
〇〇天子，天子其萬年無彊 167
敢對覭天子〇〇魯休 167
伊用乍朕〇〇文且皇考徲叔寶𩰫彝 169
〇〇文武，膺受大令 172
克敢對覭天子〇〇魯休 172
對覭天子〇〇休命 173
敢對覭天子〇〇休 175
對覭天子〇〇休 176
敢對覭天子〇〇叚休令 177
〇〇文武，皇天弘猒厥德 181
〇〇文武受命 182
對覭天子〇〇魯休 184
敢對覭天子〇〇魯休 187，188
〇〇子白，𦤎武于戎工 192
〇〇朕皇且，受天命 199，199 b
〇〇穆公之孫 215
〇〇皇且，其乍福元孫

一三二〜一三三

○癲夙夕虔敬　補15 o
〔今日〕
其自○○　88
○○天疾畏降喪　183
【介】
爲趞盂○　204 c
【允】
慶其○藏　220 a
咸畜左右，盩ﾞ○義　補16
【元】
〔元之用〕
自乍○○○之僉　230①
〔元女〕
不乍○○　202
〔元子〕
余兹路之○○　228 j
〔元用〕
吉日壬午，乍爲○○　204 e
郘王之子□之○○戈　228 i
啓自乍其○○　229 f
自乍其○○　229①
自乍○○　229②
〔元用劍〕
吳季子之子逞之○○○　229 g
〔元成〕
元鳴孔皇，孔嘉○○　228 b
〔元明〕
穆ﾞ秉○○德　155
〔元武〕
恖聖○○，元武孔黹　226
恖聖元武，○○孔黹　226
〔元孫〕
不顯皇且，其乍福○○　215
〔元頌〕
○○乃德，子孫永保　230
〔元鳴〕
○○無期，子孫鼓之　212 e
○○孔煌　212 h
○○孔皇，孔嘉元成　228 b
○○孔皇　228 g，228 h
〔元德〕
番生不敢弗帥井皇且考不杯○○　160
〔元器〕
昝爲之名，○○其舊　222 b
【內】
員先○邑　20
之日，王自侯○礽帶　60 c
今毋敉，期又○于師旂　67
公東宮○鄉于王　81
井白○右師虎　104
井白○右利　111
井叔○右師寀　116
嗣徒單伯○右䚄　131
井公○右吕　136
○陟磟，登于广涼　139
噩侯駿方，○豊于王　142
焚白○右康　148
嗣徒南中，右無叀○門，立中廷　153
南淮尸遷及，○伐洭昴參泉裕敏陰陽洛　164
焚白○右師藉　165
鸝季○右伊　169
焚○右詢　183
善效乃友○辟　184
毛白○門，立中廷　185
宰琱生○右師嫠　189
○伐匽亳邦之隻　218 h
逾頙；○邵，逾江　227②
○淪江，庚爰陵　227②
○湘，庚□，庚陟昜　227②
○灉，庚鄙　227②
○□沅澧□，上江　227②
益公○，即命于天子　補3
焚白右衞○，即立　補6
焚白○，右雁侯見工　補9
〔內外〕
命女，辪我邦我家○○　181
東栽○○，毋敢否善　186
〔內國〕
𩁹，淮尸敢伐○○　91 b
【公】
〔公家〕
女雁鬲○○　215
女台專戒○○　215
〔公室〕
王格于○○　80 b
【六】
叔専父乍鄭季寶鐘○　174
昜幾父示犨○　197
〔六百又五十又九夫〕

一三四〜一三五

便女○○　補11 h
〔五㝬〕
取遺○○　83，110，131，143
〔五邑〕
昔先王旣命女乍邑，䜌○○祝　185
嗣左右走馬，○○走馬　187
嗣○○甸人事　198
〔五束〕
王窺昜駿方～矢○〔○〕　142
〔五朋〕
遣䙳二□，貝○○　16 c
昜貝○○　17
休礽小臣鬻貝○○　44
昜弄貝○○　55 b
昜貝○○　57
昜𣪘～貝○○　93 a
〔五秉〕
女其舍㪤矢○○　135
〔五侯〕
○○祉兄六品　16
〔五品〕
昜玉○○，馬四匹　72
〔五旅〕
昜女～旅○○　125 b
〔五家〕
昜女～臣○○　193
〔五黃〕
昜女～○○　172
昜女乃且市，○○　187
〔五提〕
休朕匋君公白昜厥臣弟豦井○○　100①
〔五㪔〕
王窺昜駿〔方玉〕○○　142
【井】
令女盂，○乃嗣且南公　61
不用先王乍○　104 a
庶民厥嗞庶右眷，不○不中　104 a
𠟭卽○𨺅伐　191
𠟭亦○　191
用○乃聖且考隣明，𪑺辪前王　補10
〔井帥〕
甫覞穆王，○○宇誨　補15
〔井亩〕
今我隹卽○○于玟王正德　61
〔井斆〕
克又○○　78
【云】
○用○隻　229②
【从】
王工，○𡚬各中　55 a
○乍朕皇且丁公，皇考叀公隣鼎　180
【今】
○大保賞御正良貝　8
○我唯令女二人，亢眔夨　25
○我隹卽井亩于玟王正德　61
○余隹令女盂盥焚　61
○弗克厥罰　67
○毋敉　67
○兄□女褱土　71 d
○余唯或餕改　104 a
○㒼司匍厥辠召故　104 a
○余隹𤔲㐭乃命　104 a
○余唯𤔲先王令　120
○余隹或嗣命女　127
○余唯𩁹𤔲先王令　133
○余隹𤔲㐭乃令　134
○余非敢夢先公又徣彖　149
○余隹令女　149
○余曾乃命　151
○余隹𢦚𤔲乃令　152
○余隹𤔲㐭乃令　167，172
○敢䙴厥衆叚　178
○我𩁹令女　178
○余弗叚組　178
○余唯𩁹巠先王命　181
厤自○　181
○余唯𤔲先王命　181
○余令女啻官嗣邑人　182
○余隹𤔲㐭乃令　183，185，188，189
○余旣嗞　195
○余旣一名　195
余𩀁○小子　202
𩀁○小子　202
○余其念□乃有齊休祝成，用匃剌疾　230
○女亦旣又卬誓　補11 h
斁𣪕女，○我赦女　補11 h
斁𣪕女，○大赦女　補11 h
自○余敢夒乃小大史　補11 h

積十六𢑼五分，𢑼一鋝○　199 c
【及】
王令保，○殷東或　16
○子ﾞ孫ﾞ，永寶用　207 a
用樂嘉賓大夫，○我倗友　212 h
尸箕其先舊○其高且　215
用樂嘉賓，○我倗友　216 a
用樂我嘉賓，○我正卿　222
吕樂嘉賓，○我父兄庶士　228 b
用享于皇天，○我文考　228 c
用樂嘉賓父兄，○我倗友　228 g
吕樂嘉賓，○倗生，吕父兄庶士　228 h
以樂賓客，○我父兄　230 d
公○王姬曰　補16
【反】
𩁹厥○，王降征令礽大保　3
𩁹東尸大○　63
伐○虎方之年　71 c
○厥工吏，弗速我東馘　178
〔反入〕
○○堇章　137，154
【友】
厚眔我○匓，其用眘　79 b
儥求乃○　95
兹彝○十又二　144
白克敢對䚄天右王白○　170
大吕厥○守　176
召大吕厥○，入孜　176
令小臣成，○逆□□內史無䫉，大史旟曰　179
率吕乃○　183
善效乃○內辟　184
【天】
不顯玟王，受○有大令　61
古○異臨子　61
用○降大喪于下或　162
唯○畓集厥命　181
今日○疾畏降喪　183
畯𡨄才○　199
○昜之福　226
𠟭廷告礽○曰　補1
覞礽公氏，有𩀁礽○，𩁹令　補1
谷○順我不敏　補1
〔天令〕
㤅○○　79 a
右闢四方，叀囝○○　92
𠬪受○○，亦𠟭殷民　183
我先且受○○　補16
〔天命〕
受○○，𩁹宅禹賚　199
嚴龏貧○○　199
受○○，竈又下國　199 b
嚴龏貧○○　199 b
○○是遲　212 e
尃受○○，刪伐頙司　215
〔天畏〕
享奔走，畏○○　61
亡不戌畀○○　79 a
〔天右王〕
白克敢對䚄○○○白友　170
【夫】
〔夫人〕
宋君○○之餴飦鼎　210 e
聖趄之○○曾姬無卹　227 s
【孔】
王○加子白義　192
白父，○覞又光　192
其音鉠ﾞ，雝ﾞ○煌　199 h
元鳴○煌　212 h
恖聖元武，元武○黹　226
□僉○昜，爲□事四國　227④
元鳴○皇，孔嘉元成　228 b
元鳴○皇　228 g，228 h
〔孔惠〕
余諸龏○○　222 j
〔孔嘉〕
元鳴孔皇，○○元成　228 b
〔孔德〕
用乃○○　補10
【少】
〔少心〕
女○○畏忌　215
是○○龏遹，靈力若虎　215
〔少盤〕

人鬲自駿至于庶人，○○○○○○○○　61
〔六百又□□六夫〕
易宜庶人○○○○○○○　52
〔六品〕
五侯祉兄○○　16
【分】
己侯貉子，○己姜寶，作𣪘　75 a
射○田邑，𠟭放　180
〔分器〕
至于萬年，○○是寺　222 a
【勿】
女○昆余乃辟一人　61
若兮乃正，○灋朕令　61
苟夙夜，○灋朕令　104
苟夙夕，○灋朕令　104 a
用夙夜事，○灋朕命　125 b
○事敢又疾止從獄　134
敬夙夕，○灋朕令　134
□伐噩侯駿方，○遺壽幼　162
伐噩侯駿方，○遺壽幼　162
敬夙夜，用事，○灋朕令　167
敬夙夕，○灋朕令　172
敬夙夜，○灋朕令　173
○雝逮庶□賓　181
○事𩁹虐從獄，𠬪奪𩁹行道　184
敬夙夕，○灋朕命　184
敬夙夜，○灋朕令　189
余典，○敢封　195
○灋文侯覞令　201
○或𣫃改　216
孫ﾞ○忘　229
○有不義　230
萬枼無疆，用之○相　230 a
夙夕，○灋朕令　補10 c
【匹】
㦸父賞御正衞馬○　65
昜守宮～馬○　119
逨○先王，𩁹堇大令　132
呂叀乙且，逑○厥辟　補15
〔匹馬〕
我旣賣女五〔夫效〕父，用○○東絲　135
【廿】
車女棓徒，屯○　227②
〔廿又六邦〕
南尸東尸，具見○○○○　98
〔廿夫〕
匡衆厥臣○○，寇曶禾十秭　135
〔廿㝬〕
取遺○○　160
賞庚姬貝卅朋，𢦚效○○　補15 a
〔廿朋〕
王賞旨貝○○　38
王昜德貝○○　54，54 a
公昜厥涉子效王休貝○○　81
才○○，其舍田三田　補11
〔廿秭〕
賞曶禾十秭，遺十秭，爲○○　135
〔廿家〕
令女官嗣成周賓○○　137
〔廿棓〕
○○台堂一車　227②
【卅】
〔卅二四〕
令取雒䧹○○○　176
〔卅八羊〕
𠬪牛～羊○○○　62
〔卅又五〕
厥□邑○○○　52
〔卅夫〕
白大師昜白克僕○○　170
〔卅㝬〕
取遺○○　181
𧊒曆，昜貝○○　90 c
〔卅朋〕
王昜吕猷三卣，貝○○　96
王昜剌貝○○　97
王咸𢍰，𤞷昜貝○○　補1
賞庚姬貝○○　補15 a
〔卅兩〕
𠬪車○○　62
〔卅家〕
余其舍女臣○○　73
〔卅秭〕
曶覓匡○○　135
【升】
○于厥文且考　93 b

一三六〜一三七

【文】
〔文人〕
敢乍○○大寶協龢鐘　補15m
〔文且〕
（人名付きは→人名關係）
用乍朕○○寶段　116
伊用乍朕不顯○○皇考徲叔寶𪉕彝　169
覭盄○○皇考　190
女不敢弗帥用○○皇考，穆ぇ秉德　190
〔文且考〕
升于厥○○○　93 b
用卲洛朕○○○　126 a
德克乍朕○○○𬭴段　172①
用乍朕○○○寶𬭴段　補6
其用享于○○○　補7
用乍朕○○○寶段　補11 c
〔文母〕
朕○○，𩐋𢽙啓行　補12 d
對覭○○福剌　補12 d
享孝于厥○○　補12 d
〔文考〕
（人名付きは→人名關係）
乍朕○○光父乙　49
用乍○○𬭴彝　55
○○遺寶貣　67 b
朕○○眔毛公趞中，征無𩲃　79
毛公易朕○○臣　79
用乍朕○○寶𬭴段　80②
用乍厥○○𬭴段　93 b
用乍朕○○寶段　110
走乍朕皇且○○寶龢鐘　122 a
用乍厥○○寶彝　124 a
其乍厥○○寶鼎　124 b
用享于皇且○○　195①，200②
用享㠯孝，于㕚皇且○○　216 a
用孝用享，于我皇且○○　226
用享孝皇且○○　227 u
用享于皇天，及我○○　228 c
用享台孝，于我皇且○○　228 g
𤔲用乍朕○○寶鼎　補11 a，補11 b
剌且○○弋室　補15
用乍○○寶段　補15 h
用乍皇且○○𬭴壺　補15 k
不顯皇且亞且○○　補15m
〔文姑〕
用乍厥○○寶𬭴彝　80
〔文武〕
王𩛥遹省○○堇疆土　98
不顯○○，雁受大令　172
不顯○○，皇天弘猒厥德　181
亡不閈于○○耿光　181
不顯○○受命　182
丕顯○○，孚受天令　183
𢐗ぇ○○，鎭靜不廷　199，199 b
㠯卲𤔲○○之戈用　227 g
〔文神〕
義○○無彊　補15 P，補15 q
〔文報〕
令敢覭皇王㝉，丁公○○　24
【方】
金道錫行，具既卑○　226
〔方緐〕
○○亡不𥄳見　補15
【日】
方其○受室　51 b
之○，王㠯侯內𢍰𠦪　60 c
緐其𥜗曆，○易魯休　124
○遹天子覭令　138
𧗟夆其𨕖年，○用享于宗室　145
○用事　151，165
克其○易休無彊　166
克其○用𪉕朕辟魯休　168
復友鬲从○(邑)十又三邑　179
□莫不○卑□　202
𤕌其萬年，永寶○鼓　補15m
𤕌乍協鐘，萬年○鼓　補15 n
【曰】　省略
【木】
〔木𣐺〕
于王參門□□○○　135
𡨦𦤎○○，㠯共𡧊棠　227 1
【尤】
休亡○　49
遹天子休告，亡○　60 c
故亡○，才顒　79 a
【尹】
○三事四方　25
毋敢不○八不中不井　104 a
保辪周邦，毗○四方　167
于父卽○　181
𢦚𢦚康王，𠦪○嗇疆　補15
【屯】
得○亡敃　130，155，157，167
得○用魯　190
厥格曰□𣐺□□□○□　227
○三舟爲一䑧　227②
○十台堂一車　227②
事女㭗徒，○廿　227②
𢓊𢍰𢍰○　補15
〔屯右〕
𢍰匃康𢑽○○，通彔永令　137
○○眉壽，永令霝多　147
𠤷ぇ受𢆶永命，無疆○○　148①
○○眉壽，永令霝多　168
𢍰匃康𢑽○○，通彔永令　200 c
〔屯彔〕
用𢍰○○永命，魯壽子孫　145
〔屯䝧〕
用匃○○永令　171
〔屯卹〕
鄕女彶，○○周邦　183
〔屯㐌〕
否畀○○　79 a
〔屯德〕
𢰲ぇ康𥁒，承受○○　204 a
〔屯魯〕
用𢍰康𢑽○○　132 a
余用匃○○雩萬年　133
降余魯多福亡彊，隹康右○○　156
㠯受○○多釐，眉壽無彊　199，199 b
其萬福○○　215
用𢍰○○永令　補10 a
其豐ぇ𥜗ぇ，受余○○　補15m
匃永令綽綰，𢦚彔○○　補15 q
○○多釐，大壽萬年　補16
【市】
敗晉○於襄陵之歲　227②(2)
〔市覭〕
公○○，洛于官　34
【心】
穆ぇ克盟厥○　130
余有散氏○貯　139
𢛳𡨦厥○，霝靜于猷　167
敬明乃○　183，184
余既專乃○　215
余弘猒乃○　215
余𢦚㕚○，𢓊永余德　228 g
𠛱尚安永宕乃子𢦚○　補12 a
𩐋𢽙啓行，休宕厥○　補12 d
克明厥○　補15m
〔心貯〕
余有散氏○○　139
【戈】
省𢍰尸，身孚○　17 c
宋公差之所造不昜族○　210 c
宋公緐之造○　210①
宋公得乍造○　210②
邾王之子□之元用○　228 i
〔戈用〕
㠯卲𤔲文武之○○　227 g
〔戈琱戒〕
易～○○○，㫃　121
𠊱女～○○○　141
冊易休～○○○　146
易女～○○○　153，182，186
冊易𡩜～○○○　177
〔戈琱戒彤沙〕
易女～○○○○○　165
〔戈彤沙琱戒〕
易女～○○○○○　151
【攴】
自乍龢鐘，卑鳴○好　216 a

一三八〜一三九

以樂賓客，及我○○　230 d
〔父母〕
用追孝于其○○　225 b
【牛】
明公易亢師鬯，金，○　25
易令鬯，金，○　25
孚○三百五十五○　62
王𥜗舌曆，易○三　93 b
易女馬十匹，○十　149
毆孚士女羊○　178
女載馬○羊，台出內關　227②
女馬女○如德　227②
【犬】
王令員執○，休善　21
【王】
乙亥，○又大豐　1
○凡三方　1
○祀𢍰天室，降　1
天亡又○，衣祀𢍰○　1
不顯○乍省　1
不𦀚○乍庚　1
不克○衣，○祀　1
丁丑，○鄕，大宜　1
○降　1
每覭○休𢍰𬭴　1
用卿○逆造　1①
○伐𠈃子耶　3
○降征令𢍰大保　3
○造大保，易休余土　3
隹○䢅于宗周　6
○後𠬝克商，才成自　9
○伐禁侯　10
○易金百孚　10
唯○令明公　13
○朿伐商邑　14
○令𨗨白，啚于之　14 e
○令保，及殷東或　16
遣𢍰四方迨○大祀祓𢍰周　16
○才㡑　17
趞對○休，用乍姞寶彝　17
○令趞，𢦏東反尸　17 c
○征□　18
隹○伐東尸　19
○猷于𨙵𢽙　21
○令員執犬，休善　21
隹十又九年，○才㡑　22
○才大宮　23 b
對覭○休，用乍寶　23 b
隹○于伐楚白，才炎　24
用卿○逆𨔚，用𩃎寮人　24
○令周公子明保　25
用牲𢍰○　25
明公歸自○　25
○〔才葊〕京　26①
丁子，○才新邑　27
○易𡋞士卿貝朋　27
○令士上眔史寅，殷于成周　30
○初□□于成周　32
隹○初䢅于成周　35
○令盂，寧鄧白　35
乃用卿○出入事人眔多倗友　36 e
丁子，○省𡍼且　37 e
○易小臣𩰫𡍼貝　37 e
隹○來正尸方　37 c
○賞旨貝廿朋　38
休○自穀，事賞畢土方五十里　45
𥁕弗敢𥃝○休異　45
休○易𤔲父貝　46
休○易效父𠄞三　47
○易雁父兵　48 b
𩁹白于遣○　49
乙亥，○𥃝畢公　50
○〔立〕于宜〔宗土，南〕鄕　52
○令虎侯矢曰　52
宜侯矢覭○休　52
○易叔德臣𢽙十人　53
隹三月，○才成周　54
○易德貝廿朋　54，54 a
隹四月，○工　55 a
○遣公大史　58
○令𡚱眔內史曰　59
隹正月甲申，□□各○　59 b
○事𡚱𥜗曆　59 c
𨽈對覭○休　59 c
○令辟井侯　60 c
迨○客葊京彭祀　60 c
○乘𢍰舟，爲大豐　60 c
○射，大龏禽　60 c
之日，○㠯侯內𢍰𠦪　60 c
𢍰○才㡑，巳夕　60 c
𩦤用○乘車馬　60 c
隹九月，○才宗周　61
○若曰，盂　61
○曰，𢍰，令女盂　61
○曰，盂，𢦏𥁕夾　61
○曰，盂，若𢍰乃正　61
盂用對○休　61
【殳】
史趞曹易弓矢～○　107
【毋】
㠯征㠯衞，用○妄　48
肆○又弗𥄳　79 b
○又田　80①
孫ぇ子ぇ，○敢望白休　88
女○敢(弗帥)先王乍明井用　104 a
○敢不明不中不井　104 a
○敢不尹八不中不井　104 a
枻孫子，○敢家　114
永寶用，○家　119
○敢不善　127
○敢又不𨋬　134
○敢疾又入告　134
女○弗善效姜氏人　134
○卑貣于𨙵　135
敬○敗速　141
女○敢不善　149
○女又閑　150
○敢不善　154
死○童　181
女○敢妄寧　181
○折緘　181
○又敢𢘅尃命于外　181
○敢龏𥁕　181
○敢湛于酉　181
女○敢家　181
女○弗帥用先王乍明井　181
東栽內外，○敢否善　186
○敢不出其貣，其賨，其進人，其賓　191
○敢不卽𨙵卽夌，敢不用令　191
其隹我者侯百生厥貣，○不卽夌　191
○敢或人𬭴𡧊貣　191
𡚱𢓊事，雖○䧹衍，行毆　199 d
永枼○忘　204
𨙵邋○後，䡇在我車　205 d
𢍰盟嘗𥜗，祜受○巳　212 c
萬年無諆，眉壽○巳　212 h
侯氏○瘩○痥　214
諫罰朕庶民，左右○諱　215
女尸，○曰余小子　215
○或丞𩠐　215
○疾○巳　215
用𢍰壽老○死，保𠭯兄弟　216
保又齊邦，永世○忘　218 d
○舍桴𩚔　227②(2)
𡌶其金節，𠛱○政　227②(2)
則政於大府，○政於關　227②
○𢦏金革䖃箭　227②
○又𢍰于厥身　補12 a
○尙爲小子　補18
【毌】
乃○政事　104 a
【气】
用○眉壽　209 d
用○嘉命，用旂眉壽　217
【水】
用○霝令，用妥公唯壽　78
【爪】
〔爪牙〕
干害吾王身，乍○○　172
克差右先王，乍厥○○　183
【父】
旅用乍○𬭴彝　5
用乍○寶𬭴彝　35
㠯乃族，從○征　79 a
𢓊城，衞○身　79 a
其○𥜗𢽙曆，易金　89
對覭其○休，用乍寶鼎　89
用𤔲乃○官友　121
乃○死𤔲葊人　149
王若曰，○𢉖　181
王曰，○𢉖　181(4)
厥非先告○𢉖，○𢉖舍命　181
于○卽尹　181
易女～乃○市　184
〔父兄〕
㠯樂嘉賓，及我○○庶士　228 b
用樂○○者士　228 f
用樂嘉賓○○，及我倗友　228 g
㠯樂嘉賓，及倗生，㠯○○庶士　228 h
樂我○○，飮飤歌舞　228 j

一四〇〜一四一

明，○各周廟　62
○〔令〕盂，目□□伐戴方　62
○□□□，盂拜䭫首　62
○令燮，□□　62
○乎䳭　62
○各廟　62
○䢅　62
䢅遂䢅○邦賓　62
○乎□，令盂，目區入　62
○各廟，䢅　62
○邦賓征　62
○令賞盂～矢䀇八　62
白懋父承○令　63
其萬年，用卿○出入　64
自○　65
不從○征于方䜌　67
䧹從○戍荊，孚　68
過白從○，伐反荊　69
䟆䮂從○南征，伐楚荊　70
隹○南征，才□　71
○令生，辨事□公宗　71
用對䚄○休　71
○大省公族于庚□旅　71 c
○易中馬，自隣应四駢　71 c
南宮貺，○曰，用先　71 c
中䚄○休　71 c
○才寒䗊　71 d
○令大史，兄褱土　71 d
○曰，中　71 d
中對○休令䵼父乙隮　71 d
隹○令南宮，伐反虎方之年　71 e
○令中先　71 e
省南或貫行，埶○应　71
中乎歸生鳳丂○　71 e
○大耤農于諆田，餳　73
○射　73
○歸自諆田　73
○䮂溓中㒸　73
○曰，令眔奮　73
○至于康宮，㪉　73
令對䚄○休　73
○𤔲畢，䀠　74
○禨段曆　74
敢對䚄○休，用乍段　74
○各于呂　75
○令士道，歸貉子鹿三　75
貉子對䚄○休　75
○才華　76
○易命鹿　76
甲戌，○令毛白　79 a
更虢城公服，甹○立　79 a
○令毛公　79 a
○令吳白曰　79 a
○令呂白曰　79 a
旦○各于大室　79 c
對䚄○休，用乍寶段　79 c
○逆于庚贏宮　80
○禨庚贏曆　80
庚贏對䚄○休　80
○客□宮，衣事　80 a
□子，○蔑庚贏曆　80 a
對○休，用乍寶鼎　80 a
丙戌，○格于公室　80 b
○才□应　80①
○䚄令白智曰　80①
敢對䚄○休，從乍寶彝　80①
隹○伐遂魚　80②
敢對䚄○休　80②
○蒦于嘗　81
公東宮，內鄉于○　81
公易厥涉子效○休貝廿朋　81
○令東宮，追目六自之年　81 b
唯三月，○才宗周　83
戊寅，○各于大朝　83
○若曰，趞　83
對䚄○休　83，86
○才葊京　84，84 a，86
○令靜，嗣射學宮　84
○目吳尜，呂犅　84
○易靜鞞剢　84
○易靜弓　84 a
敢對䚄○休　84 a
○客葊京　84 b
○易貝五十朋　84 b
○卿酉　85
○魚于䨲池　86
對○休用之　89 b
寓對䚄○休　89 b
○令敪曰　91 b
○若曰，彔白敪　92
○各于大室　93
㫚敢對䚄○休　93
○禨㫚曆，易牛三　93 b
㫚對䚄○休　93 b
○才周，各于大室　94
○禨敔曆，易玄衣走表　94
敔對䚄○休　94

○才康宮大室　95
○命君夫曰　95
君夫敢每䚄○休　95
○䨲于大室　96
○易呂㰤三卣，貝卅朋　96
對䚄○休，用乍寶䵼　96
唯五月，○才初　97
○啻用牡于大室　97
○易剌貝卅朋　97
剌對䚄○休　97
○䢅適省文武堇彊土　98
○𦣻伐其至，䵼伐厥都　98
○才周康寢，卿醴　99
○乎宰利，易師遽瑚圭一，環章四　99
○才周，客新宮　100
○征正師氏　100
○乎師朕，易師遽貝十朋　100
○各于周廟　101
○冊令尹，易盠赤市　101
○行參有嗣，嗣土，嗣馬，嗣工　101
○令盠曰　101
敢對䚄○休　101
○初執駒于㡿　102
○乎師豦，召盠　102
○親旨盠駒　102
○弗望厥舊宗小子　102
○倗下不其　102
○䥶駒㡿，易盠駒　102 a
○䥶駒𨙵，易盠駒　102 b
○才杜应　104
○乎內史吳曰　104
○若曰，虎　104
○才周　104 a
○乎內史吳，冊令牧　104 a
○若曰，牧　104 a
○曰，牧　104 a
敢對䚄○不顯休　104 a
○才周成大室　105
旦，○各廟　105
○乎史戊，冊令吳　105
敢對䚄○休　105
○才周般宮　106
旦，○各大室　106
○射于射䣕　107
○才周新宮　108
○乎宰雁，易□弓象弭　108
○各于師戲大室　109
○乎內史，冊命豆閉　109
○曰，閉　109
○各于大室　110
○曰，譤　110
對䚄○休　110
○客于般宮　111
○乎乍命內史　111
○才成周　112
○才周　114，115 a，115 b，115 c
○乎內史，冊令趩　114
䚄○休對　114
○才奠　115，118
丁亥，○各大室　115
○蔑免曆　115
對䚄○休　115，115 a
昧爽，○各于大廟　115 b
○受乍冊尹者　115 b
免對䚄○休　115 b
靜母○休　115 c
從○征行，用盛稻粱　115 d
○才葊　116
○乎尹氏，冊令師宋　116
○才葊京溼宮　117
○乎伊白，易懋貝　117
對○休　117
對䚄○休　118
○才周　119，122
○才周師嗣馬宮　120
○乎內史吳，冊令師瘨曰　120
○各于大室　121
○乎內史䮂　121
○乎乍冊尹〔冊命〕走　122
對䚄○休　122
○曰，休　123
○才周師彔宮　124
旦，○各大室，即立　124
○乎作冊內史　124
○女□侯　124 a
師艅從○□功　124 a
○女□侯　124 b
師艅從○□□　124 b
○才周師彔宮　125
旦，○各大室，即立　125
○乎乍冊尹，冊令師晨　125
○易赤○市　125 a
對䚄○休　125 a
○命㝬侯白晨曰　125 b
敢對䚄○休　125 b
○才周師量宮　126

一四二～一四三

旦，○各大室，即立　126
○乎師晨　126
○乎宰舀　126
○才周師彔宮　127
旦，○各大室，即立　127
○乎內史年　127
○征南尸　128
○易無𧴪馬四匹　128
○才康宮新宮　129
旦，○各大室，即立　129
○乎史年，冊令望　129
○用弗䵼聖人之後　130
○才周康宮　131
○乎內史光，冊令䚄　131
○若曰，䚄　131
○命～周　132 a
○若曰，昊　132 a
敢對䚄○休　132 a
○才宗周　133
○各大師宮　133
○曰，善　133
○才減应　134
旦，○各廟，即立　134
○乎史尤，冊令𧰼　134
○若曰，𧰼　134
○才周穆王大〔室　135
○〕若曰，舀　135
○才遹应　135
舀受休□□○　135
于○參門□□木㮰　135
○各于成宮　136
○乎尹氏，冊令舀曰　136
○才周康卲宮　137
旦，○各大室，即立　137
尹氏受○令書　137
○乎史虢生，冊令頌　137
○曰，頌　137
○才宗周　138
同對䚄○休　139 b
○才減应　140
甲寅，○各廟，即立　140
○乎作冊尹克　140
○曰，師旋　141
旋敢易○休　141
○南征，伐角𩰪　142
噩侯䮂方，內豊于○　142
䮂方㫚○　142
○休匽，乃射　142
䮂方卿○射　142
○宴，咸，酓　142
○䚄易䮂〔方玉〕　142
○曰，䵼　143
對䚄○休命　143
虢中目○南征　144
○才華宮　144 a
○乎虢中，入右𤔲　144 a
○易𤔲赤市　144 a
○命益公征眉敖　145
○命中，致歸𢓊白𧰼裘　145
○若曰，𢓊白　145
○才周康宮　146
旦，○各大室，即立　146
○乎作冊尹　146
○才宗周　147，150
○令敳䌛，𦎫嗣九陂　147
○才康宮　148
○命　148
○命同　150
○才周康宮　151，152
○乎乍冊尹，冊令𧽊曰　151
敢對䚄○休令　151
旦，○各大室　152
○乎內史遺，冊令師頮　152
○若曰，師頮　152
○各于周廟　153
○乎史翏，冊令無叀曰　153
官嗣□○遉側虎臣　153
○才周　154
○乎史𦍒，冊令山　154
○曰，山　154
○才宗周司馬宮　158①
○易鮮吉金　158①
○令𦎫嗣公族，卿事，大史寮　160
○迺命西六自殷八自曰　162
○才康廟　163
○乎作冊尹，冊令柳　163
○才成周　164
○令敔，追御于上洛炂谷　164
○各于成周大廟　164
○蔑敔曆，事尹氏受　164
○各于大室　165
○乎內史尹氏，冊命師藉　165
○才周康穆宮　166
○令尹氏友史趛，典善夫克田人　166
○才宗周　167，168
旦，○各穆廟，即立　167

○乎尹氏，冊令善夫克　167
○若曰，克　167
○命善夫克　168
○才周康宮　169
旦，○各穆大室，即立　169
○乎命尹封，冊命伊　169
𦎫官嗣康宮○臣妾百工　169
○才周康剌宮　171
○乎士舀召克　171
○親令克　171
○若曰，師克　172
干害吾○身，乍爪牙　172
○曰，克　172
○才吳，各吳大廟　173
○乎史䮂，冊令師酉　173
○才成周　174
○才䵼仮宮　175
○乎吳師召大　175
○令善夫豖，曰䞣睽曰　175
○才䵼仮宮　176
○卿醴　176
○乎善夫䮂　176
○召走馬雁　176
○才周康穆宮　177
旦，○各大室，即立　177
史䢅受○令書　177
○乎史減　177
○若曰，師寰𡘗　178
〔○〕才永師田宮　179
○才周康宮𢓊大室　180
䵼从目攸衛牧，告于○曰　180
○令㫚　180
○若曰，父㫚　181
○曰，父㫚　181(4)
目乃族，干吾○身　181
○若曰，詢　182
○才射日宮　182
旦，○各　182
○若曰，師詢　183
○曰，師詢　183
隹○身厚䪻　183
干吾○身　183
○各于大室　183
○曰，𡍮　184
○才周卲宮　185
丁亥，○各于宣射　185
○乎內史，冊命鄸　185
○曰，鄸　185
○才周　187，188，189
○乎內史尹，冊令師兌　187，188
𧽊叔市，巩告于○　189
○乎尹氏，冊令師𧽊　189
○若曰，師𧽊　189
○初各伐䢅𤞷于䍜𢊁　191
○易兮甲馬四匹，䮂車　191
○令甲　191
趞ミ子白，獻戒于○　192
○孔加子白義　192
○各周廟，宣㕑爰卿　192
〔○〕命鄭公　202
○曰，白父，孔䚄又光　192
○易乘馬　192
是用左○　192
○令我，䶒追于西　193
○才葊　195
右才○，左才新鄭　199 d
○乍□弄　204①
○居於茂鄍之遊宮　227②(2)
○曰，者㲋　230
隹○命　230
隹○初鄩宅丂成周　補 1
○䵼宗小子丂京室曰　補 1
叀○龔德，谷天順我不敏　補 1
○咸䵼　補 1
○出獸南山　補 2
啓從○南征　補 2 a
○才上医应，䢅儧　補 2 b
敢䚄○休　補 2 b
用對○休　補 5
○客于康宮　補 6
○曾令衞，易赤市攸勒　補 6
○歸自成周　補 9
雁侯見工，遺○于周　補 9
辛未，○各于康　補 9
○曰，師䚄　補10
用保○身　補10
䚄敢𧽊○　補10
䚄敢對○休，用妥　補10
○才康宮，各大室　補10 b
○乎，命女赤市朱黃　補10 b
○曰，恒　補10 c

一四四～一四五

我弗具付𤔲从其○，射分田邑　180
劆乃○貪周邦　182
易女乃○市，五黃，赤舄　187
令女𤔲乃○舊官，小輔眔鼓鐘　189
用享于○　226 b
〔且考〕
𤔲，自乃○○　92
用飼乃○○事　93
用邵各不顯○○先王　98
用乍○○寶𢍰彝　100①
用䢅乃○○事　109
更厥○○服　114
飼乃○○，侯于𨙵　125 b
𩰫帥井朕○○𢘅德　132
令女更乃○○𤔲卜事　135
𤼈乃○○　136
𤼈乃○○𤔲輔　151
命禹仆朕○○　162
令女𤼈乃○○　172
乃聖○○，克差右先王　183
乃○○又𩁹于我家　186
既令女，𤼈乃○○，𤔲小輔　189
其用享孝于皇申○○于好倗友　196
覭皇○○，𤔲威義　補15 g
乍○○𣪘　補15 g
𢘋不敢弗帥○○，秉明德，𧻚夙夕，左尹氏　補15m

【世】
〔世ミ〕
子ミ孫ミ，○○是若　228
〔世ミ子孫〕
○○○○，永以爲寶　203
〔世子孫〕
○○○，永寶之　102
𢼸其○○○，永寶用　105
〔世子ミ孫ミ〕
○○○○○，其永寶用　125
○○○○○，𢼸寶用　補10 c
〔世孫子〕
○○○寶　82
○○○，永寶　99，100，212②
〔世孫ミ子ミ〕
○○○○○，差右𢼸大父　150
〔世萬〕
○○至於辪孫子　216
○○子孫，永爲典尙　218 g
【并】
休朕匍君公白易厥臣弟𩁹○五𣫃，易□，冑，干戈　100①
〔并人〕
覭易女○○奔于𦥑　167
〔并邑〕
眉，○○田　139
左至于○○封道　139
〔并家〕
易女○○𢍰田于𢍰　167

【乍】
（作器の意の「乍」は省略）
不顯王○省　1
不𥡨王○𢍰　1
我○𢍰□且乙匕乙且己匕癸　16 c
員○𢍰　21 a
員○夾　21 b
用○寶　23 b
𩰫○父丁　32 a
○旅𠙵　35 a
𠬝○𧙥　38①
○朕文考光父乙　49
𤔲中○𢍰　51 a
䟒中皇，○寶　55
𢼸○厥　59 a
○公□𢼸　59 a
𢼸子○父戊　59 d
𤔲政○邦　61
𢀛𡙕人，大史易于珷王○臣　71 d
○乃𢍰　71 d
𥠕公○尹姞宗室于□林　72
用○乃後□　73①
○𢍰于周公宗　78
用室𢀛彝○厥　79
○四方亟　79 a
隹○邵考𡙕益　79 a
命女○𢍰自家𤔲馬　83
競○父乙𢍰　87 b
競○□　87 b
𢍰○文父丁□　𡦨　90 a
白𢦏肇其○西宮寶　91 d
○𤔲土　93

○再旂于豐　補11
○才周𢍰宮，各廟　補11 b
眉敖者膚爲吏，見于○　補11 b
○大𢍰　補11 b
○才周　補11 c
○乎內史，易𢍰𢍰市　補11 c
○才周康宮𢍰宮　補11 e
且，○各大室，即立　補11 e
○乎史𢍰，册令此曰　補11 e
○才𢍰上宮　補11 h
○𢍰姜，事內史友員，易𢦏玄衣朱𢍰𢍰　補12
敢對䟒○𢍰姜休　補12
○唯念𢦏辟剌考甲公　補12 a
○用肇事乃子𢦏，達虎臣御淮戎　補12 a
𢦏拜𩒨首，對䟒○令　補12 a
辛未，○才𢍰自　補14
○乍豐妊單寶𣪘盉　補14 a
○才𢍰　補15 d
䟒○休　補15 d
○才成周　補15 e
○對𢍰𢍰，易佩　補15 g
○才周師彔宮　補15 h
○乎史年，册易□𢍰　補15 h
○才成周𤔲土淲宮　補15 j
○乎乍册尹，册易𢍰　補15 j
𢍰拜𩒨首，對䟒○休　補15 j
○才𢍰，鄉醴　補15 k
己丑，○才句陵　補15 k
從○□□　補18 a
○征南淮尸　補19
〔王人〕
易才宦○○□又七生　52
才○○，廼賓用□　135
〔王立〕
𠤳○○　乍四方亟　79 a
𠤳○○　160
〔王令〕
用册○○，乍周公彝　59
自𢘅父承○○　63
出內○○，多易寶休　167
克不敢𢍰，專𢍰○○　171
對䟒○○　補12 a
〔王宅〕
弼○○，𡨦攴庶戲　230
〔王命〕
出內○○　130
大攻尹睢，台○○　227②(2)
家不敢不□敬畏○○　補8
亡敢不□具逆○○　補8
〔王服〕
勵克○○　167
〔王畏〕
敬念○○不睗　181
〔王室〕
後𤔲甬之，職才○○　227 s
〔王家〕
死𤔲畢○○　129
昔先王既令女乍宰，𤔲○○　134
死𤔲○○外內　134
死𤔲○○　148
諫辪○○　167
〔王國〕
保辪○○　202
〔王符〕
必會○○，乃敢行之　199 d
〔王智〕
無唯正𦖞，弘其唯○○　181
〔王年〕
敔○○于㕟　75

五　畫

【丕】
命左關○發　218 k
【且】
令女盂，井乃𤔲○南公　61
易女○南公旂　61
用乍○南公寶𪔂　61
弗敢○　82 b
易女乃○旂　133
朕不顯○玟珷　145
乃○克𢍰先王　145
昔乃○亦既令　149
𢀛念厥聖保○師華父　167
𤔲乃○啻官邑人虎臣　173

○○趞文　218 g
【佫】
〔佫人〕
𣪘妊役○○，從格白　112
【仜】
乃○𢍰白室　88
【令】（「王令」→「王」，「令女」は省略）
用𢀛彝對○　3
(君)○光，死𤔲東宮　3①
光對䟒君○于彝　3①
征○康侯，啚于衞　14
𣻟公○𢍰眔史旗曰　19
王姜○乍册睘，安尸白　22
君○余乍册睘，安尸白　22 a
○矢告于周公宮　25
公○，𢍰同卿事寮　25
𢍰○，舍三事○　25
舍四方○　25
既咸○　25
廼○曰　25
○師田父，殷成周〔年〕　26①
師田父○小臣傳非余　26①
師田父○余□□□官　26①
尹○史獸，立工于成周　33
匽侯○𤔲𢍰大保𢍰宗周　38③
○厥臣獻金車　49
無𢍰○𢍰又周　59
○□邦，乎易𢍰旂　59 c

用𩰫井侯出入，匽○　60 b
享旋走○　60 c
王才宗周，○盂　61
𣪘逐○　61
若玟王○二三正　61
勿灋朕○　61
○盂，𢍰厥𢍰入門　62
王乎□，○盂，𢍰𢍰入　62
○宅事白𢘅父　64
𢘅父○曰　67
公姞○次𤔲田人　72 b
內史○□事　72①
念畢中孫子，○𢍰𢍰　74
○乃𢍰沈子　78
秉𢍰蜀巢○　79 a
趞○曰　79 a
王𢍰○白智曰　80①
𢍰先王，既○乃𢍰考事　104
今余隹帥井先王○　104
勿灋朕○　104，104 a
趞中○𢍰，𢍰𤔲𢍰田　109 a
○史𢘅，易𢍰𢍰市　115
○免乍𤔲土　115 a
井叔有免即○　115 b
○作册內史，易免鹵百𢍰　115 c
𢍰○史𢘅路筭　117
今余唯𢍰先王○　120
敢對䟒天子𢍰休○　128
今余唯𢍰𢍰先王○　133
今余隹𢍰𢍰乃○　134
𤔲百工，出入姜氏○　134
又即○　134

勿灋朕○　134
敢對䟒天子不顯魯休○　136，140
○史頌省𢍰　138
𢼸白乎○卯曰　149
昔乃且亦既○　149
今余佳𢍰𢍰乃○　152
昔余既令女，出內朕○　167
今余佳𢍰𢍰乃○　167，172
勿灋朕○　167
○○于成周　168
王𢍰○克　171
勿灋朕○　172，173，189
𢍰○𢍰曰天子　175
○取𢍰𢍰卅二匹　176
敢對䟒天子不顯𢍰休○　177
今我肇○女　178
○小臣成　179
王○㝬　180
今余佳𢍰𢍰乃○　183，188，189
敢不用○　191
余既𢍰𢍰我考我母○　194
余或至我考我母○　194
亦我考幽白幽姜○　195
有𤔲曰，𢍰○　195
○于晉公　204
建我邦國，爲○甫ミ　212 c
𤼈𢍰公氏，有𢍰𢍰天，𢍰○　補1
王曾○𢍰，易赤市攸勒

遣中○父丁寶　100 a
昔先王既令女○𤔲土　104 a
不用先王○井　104 a
女毋敢(弗帥)先王○明井用　104 a
令女○𤔲土，官𤔲𢍰田　110
○𤔲工　115
令免○𤔲土　115 a
守宮○父辛　119 a
○象𢍰　123
大師小子望○　130①
○𤔲工　131
昔先王既令女○宰　134
○家𤔲土于成周八自　136
𢍰叔○　145①
易于○一田　149
既令女○𤔲土　152
令女官𤔲𢍰獻人于𢍰，用○𢍰司賓　154
干害吾王身，○爪牙　172
俗我弗○先王𢍰　181
女毋弗帥用先王○明井　181
○厥爪牙　183
廼○余一人咎　184
內公○𣪘御之句　200②
○𢍰爲亟　201
不○元女　202
王○□弄　204①
子○弄鳥　204②
𨛭王𢍰○御司馬　205 c
不𢍰屯夫人，始○𢍰公　208 b
既志于忌，○中厥德　212 e
蔡侯𢍰○黃𢍰　212③
台○其皇且皇考曰　222 b
叔姬𢍰○黃𢍰　227 r
自○征城　228 k
𠬝自○其元用　229 f
邗王是埜○其□元用　229 h
自○其元用　229①，②
自○用□自　230①
白大師不自○小子　補10
○公上父𢍰于朕考𢍰季易父𢍰宗　補10
𢦏○旅　補12 e
○父辛　補15 e
𢼸𢍰○寶　補15 i
𢍰○父丁　補15 l (2)
〔乍求〕
○○永命　218 a
〔乍邑〕
昔先王既命女○○　185
〔乍造〕
宋公得○○戈　210②
〔乍爲〕
余𢍰𢍰武，○○余鐘　203
吉日壬午，○○元用　204 e
匽公○○姜乘𣪘匜　205
○○皇祖大宗𣪘　218 b
𢍰公○○子叔姜□盥壺　220
〔乍福〕
其○○元孫　215
〔乍鑄〕
內公○○寶壺　200②
內公○○京氏婦叔姬𢍰鬲　200②
○○𢍰壺　204 a
𢍰○○鍴　204 f
自○○其游鐘　221②
○○𢍰鼎，𢍰共𢍰棠　227 i
○○𢍰鼎　227 i
○○金𠤳　227 j
○○𢍰盂，𢍰□妹　228 a
〔乍□〕
○○左右，保辪王國　202
【乎】（「王乎」→「王」）
令□邦，○易𢍰旂　59 c
中○𢍰生鳳𢍰王　71 e
○漁于大池　85
○井從魚　86
𢼸白○令卯曰　149
南宮○入　154
○𢍰叔召𢍰，易□俎　補15 k
○師壽召𢍰，易𢍰俎　補15 k
【付】
𠛬○册秭　135
我既○散氏田器　139
我既○散氏𢍰田𢍰田　139
○永厥田　補3
邦君厲，眔○𢍰衞田　補11 a
【仆】
命禹○朕且考，政于井邦　162
〔仆𤔲〕

罗，□樊，赤舄　補15 j
【同】
有○事□　104 a
〔同黄〕
易趞曹载市，○○，絲 106
易免载市，○○　115
易载市，○○　121
易女赤市，○○，麗般 140
易女～○○　182
〔同嬰黄〕
易女赤市，○○○　185
【冬】
無○令吊又周　59
其永亡○　60 c
○用迺德　60 c
【出】
王令辟井侯，○矿，侯
　吊井　60 c
非○五夫　135
受令册，佩目○　137
受册，佩目○　154
毋敢不○其貟，其賨 191
王○獸南山　補 2
公廼○厥命　補 3
厥眔公○厥命　補 3
隹戎大○于軝　補18 a
〔出入〕
用嚮井侯○○，匽令 60 b
其萬年，用卿王○○　64
嗣百工，○○姜氏令 134
雩之庶○○事于外，尃
　命尃政　181
厤自今，○○尃命于外
　181
〔出入事人〕

乃用卿王○○○○眔多
　倗友　36 e
〔出內〕
用卿○○事人　71
○○王命　130，167
昔余既令女，○○朕令
　167
女載馬牛羊，台○○闗
　227②
女娸用鄉乃辟軝侯逆竆，
　○○事人　補18
〔出內事人〕
用卿○○○○　71
女娸用鄉乃辟軝侯逆竆，
　○○○○　補18
【加】
王孔○子白義　192
【句】
用皋壽，○永福　36 e
用○萬年　75 a
隹○萬年　91 d
用○萬年亡疆　99
○三壽懿德萬年　112 b
用○眉壽，黄耇吉康　121
用○永令　126 a
余用○屯魯雩萬年　133
晉用○萬年眉壽，永令
　多福　136
用○眉壽無疆，百字千
　孫　157 c
用○眉壽多福　157 d
用○康勵　168
克用○眉壽無疆　170
用○屯叚永令　171
用○多福　193

用皋壽，○永令　196
用○眉壽　207 f
台○藄令眉壽　218 b
用○眉壽永令　227 u
用○魯福，用夙夜事
　補 2
用○眉壽無强　補10 a
用○眉壽　補11 c
天子釁無○　補15
○永令綽綰，蕕彔屯魯
　補15 q
○□□　補18 a
【北】
〔北征〕
唯四月，白懋父○○　66
〔北鄉〕
即立中廷，○○　62，
　104，163
立于中廷，○○　101，
　105，106，110，
　111，146，150，
　152，154，167，
　169，177，補11 c
【匜】
散白□乍○　139 c
函皇父乍琱娟○　138 a
白吉父乍京姬○　191②
中友父乍○　198 c
楚嬴鑄其○　227 m
〔匜 ㄜ〕
○○受兹永命，無彊屯
　右　148①
【册】
長榜載首百，執嚵○　164
馘百，嚵○　164

　補 6
夙夕，勿灋朕○　補10 c
廼○參有嗣　補11，a
矩廼眔濂粦○壽商眔意
　曰　補11 b
虢中○公臣，嗣朕百工
　補11 d
武王則○周公　補15，o
○乍册折，兄望土于相
　侯　補15 d
○豐褒大矩　補15 e
井侯厚戎，征○臣諫
　補18 a
余关皇辟侯○　補18 a
〔令册〕
受○○，佩目出　137
〔令書〕
尹氏受王○○　137
史黹受王○○　177
【以】
世 ㄜ 子孫，永○爲寶　203
子 ㄜ 孫 ㄜ，○爲永寶
　207 f
其眉壽○饆　222 j
○樂賓客，及我父兄
　230 d
【兄】
五侯征○六品　16
公尹白丁父，○于戍 ㄜ
　冀嗣三　24
王令大史，○䍙土　71 d
今○□女䍙土，乍乃采
　71 d
師餘○　補 5
　○望土于相

侯　補15 d
〔兄弟〕
用癲壽老毋死，保鷹○
　○　216
【册】
用○王令，乍周公彝　59
受○，佩目出　154
女受○歸　217
〔册令〕
王○○尹，易盠赤市
　101
王乎內史吳曰，○○虎
　104
王乎內史吳，○○牧
　104 a
王乎史戊，○○吳　105
王乎內史，○○趩　114
王受乍册尹者，卑○○
　免曰　115 b
王乎尹氏，○○師宋　116
王乎內史吳，○○師痮
　曰　120
王乎作册內史，○○師
　艅　124
王乎乍册尹，○○師晨
　125
王乎史年，○○望　129
王乎內史 ㄜ 光，○○覭
　131
王乎史尤，○○䊸　134
王乎尹氏，○○晉曰　136
王乎史虢生，○○頌　137
王乎乍册尹，○○𪓐曰
　151
王乎內史遺，○○師類

　152
王乎史翏，○○無叀曰
　153
王乎史㝬，○○山　154
王乎作册尹，○○柳　163
王乎尹氏，○○善夫克
　167
王乎史䚄，○○師酉　173
王乎內史尹，○○師兌
　187，188
王乎尹氏，○○師嫠　189
王乎史翏，○○此曰
　補11 e
〔册命〕
內史○○　79 c
王乎內史，○○豆閉　109
王乎乍命內史，○○利
　曰　111
王乎內史䛇，○○師奎
　父　121
王乎內史年，○○諫曰
　127
王乎作册尹克，○○師
　旋曰　140
王乎內史尹氏，○○師
　蕕　165
王乎命尹封，○○伊　169
王乎內史，○○鄹　185
〔册易〕
王乎作册尹，○○休玄
　衣黹屯，赤市　146
王乎史減，○○寰　177
王乎史年，○○□罗
　補15 h
王乎乍册尹，○○癲畫

一五〇〜一五一

○朙光朕立　230
○樂嬬家，喜而賓客
　230 a
○享○孝，用旟萬壽
　230 c
【史】
王姜○叔，事于大保　6
濂公令盨眔○旟曰　19
員從○旟伐會　20
公○退事又泉　23 a
王令士上眔○寅，寢于
　成周　30
尹令○獸，立工于成周
　33
○獸獻工于尹　33
尹賞○獸㝬　33
廼易○䁃貝十朋　50
○逨乍寶方鼎　50①
○逨乍寶隣彝　50①
弘目告中○書　67
弟○遣馬，弗ナ　70①
○易公姑魚三百　72 a
寧○易耳　82 b
○遹事于𢊁侯　89 a
王乎○戊，册令吳　105
○趞曹易弓矢，虎盧　107
令○懋，易免载市　115
○免乍旅匩　115 d
窺令○懋路箅　117
王乎○年，册令望　129
王乎內史○光，册令覭
　131
王乎○尤，册令䊸　134
○晉乍寶彝　136①
王乎○虢生，册令頌　137

令○頌省穌　138
○頌乍鉈　138 a
○頌乍匜　138 a
○頌乍般　138 a
王乎○翏，册令無叀曰
　153
王乎○㝬，册令山　154
嗣義夷陽佃○　163
王令尹氏友○趛　166
易女○小臣霝龠鼓鐘 167
王乎○䚄，册令師酉　173
○黹受王令書　177
王乎○減，册易寰　177
王令眘，○南目即虢旅
　180
中幾父○幾○于者侯者
　監　197 a
辥侯戚乍父乙鼎彝　○
　224 b
郘○碩父乍隣鼎　226 j
王乎○翏，册令此曰
　補11 e
自今余敢𠭯乃小大○
　補11 h
天君○𨑓事泉　補13
孝晉○牆，夙夜不家
　補15
王乎○年，册易□罗
　補15 h
【右】
師毛父即立，井白○　79 c
康公○郃智　93
穆公○盠，立于中廷　101
井白內○師虎　104
公族□入○牧，立中廷

　104 a
宰𦘔○乍册吳入門　105
井白入○趞曹　106
井白入○豆閉　109
穆公入○䵼　110
井白內○利　111
咸井叔入○趩　114
井叔○免　115
井白內○師宋　116
嗣馬井白，□○師痮入
　門　120
嗣馬井白○師奎父　121
嗣馬井白〔入〕○走　122
嗣馬共○師艅入門　124
嗣馬共○師晨入門　125
白俗父○庚季　125 a
嗣馬共○諫入門　127
宰倗父○望入門　129
嗣徒單伯內○覭　131
宰晉入○䊸，立中廷　134
井公內○晉　136
宰弘○頌入門　137
○遷，封于眉道　139
遅公入○師旋　140
王乎虢中，入○𤔲　144 a
益公○走馬休入門　146
焚白內○康　148
焚季入○卯，立中廷　149
焚白○同，立中廷　150
嗣工液白入○師類　152
嗣徒南中，○無叀內門
　153
南宮乎入，○善夫山入
　門　154
武公入○敔，告禽　164

〔册秭〕
〔乃〕來歲弗賞，剿付○
　○　135
【外】
雩之庶出入事于○，尃
　命尃政　181
厤自今，出入尃命于○
　181
毋又敢㦰尃命于○　181
〔外內〕
死嗣王家○○　134
䍙命于○○之事　215
○○剴辥，䛇 ㄜ 與 ㄜ　215
〔外孫〕
攻敔□□□之○○ 229③
【厈】
〔厈役〕
從格白，○○甸　112
【厲】
〔厲餘〕
矩取眚車～○○　補11 b
【古】
○天異臨子　61
○褱自　61
白懋父廼罰，得𢹸○三
　百寽　67
○亡承于先王　183
曰○文王，初𢽾龢于政
　補15
曰○文王，初𢽾龢于政
　補15 o
【召】
王乎師𡱤，○盠　102
今餇司匐厥辠○故　104 a
王乎師晨，○大師虘入

門，立中廷　126
王乎士晉○克　171
王乎吳師○大　175
王乎善夫騕，○大目厥
　友，入攼　176
王○走馬雁，令取雒𦍩
　卅二匹，易大　176
雩邦人正人師氏人，又
　辠又○　184
乎虢叔○𤸪，易□俎
　補15 k
乎師壽○𤸪，易彘俎
　補15 k
〔召䕐〕
□□○○　202
【可】
女敏○事　189
歲賢鮮于，○是金契　205
是辥○事　216
牧牛，㪟，乃○湛　補11 h
女亦既從辭從誓，弋○
　補11 h
【台】
康○爲弄壺　205 d
康○匽歓，盱我室家
　205 d
𠭯享是○　212 c
○癲眉壽，霝命難老
　214 a
女○尃戒公家　215
女○卹余朕身　215
女○戒戎钕　215
余四事是○　216
○寺民邱　217①
○乍厥元配季姜之祥器

　218 a
○享○孝于大宗皇且皇
　妣，皇考皇母　218 a
○匄藄令眉壽　218 b
○群者侯獻金　218 d
○㝬○晉，保又齊邦
　218 d，218 g
用延○迮，○御賓客
　221 c
○濼其大酉，聖智𤔲良
　221②
其受○眉壽，萬年無諆
　221②
○樂其身　222 a
○匽大夫　222 a
○喜者士　222 a
○乍其皇且皇考曰　222 b
○卹其祭祀盟祀　222 b
○樂大夫　222 b
○匽士庶子　222 b
大攻尹脽，○王命
　227②(2)
女載馬牛羊，○出內闗
　227②
屯十○堂一車　227②
廿棓○堂一車　227②
車○毁，於五十乘之中
　227②
用享○孝，于我皇且文
　考　228 g
闑 ㄜ 龢鐘，用匽○喜
　228 g
○鑄和鐘　228 j
○追孝先且　228 j
○克緦光朕□　230

一五二〜一五三

王易無賓馬〇〇 128
蘇賓章，馬〇〇，吉金 138
王親易駿〔方玉〕五瑴，馬〇〇，矢五〔束〕 142
易女～馬〇〇 172，181，184，188
王易兮甲馬〇〇，駒車 191
易彤一，彤百，馬〇〇 補9
〔四白〕
易女邦嗣〇〇 補61
〔四田〕
師履裘衛厲田〇〇 補11 a
〔四百〕
奪孚人〇〇 164
〔四西〕
賸奐〇〇 202
〔四夆〕
馴乃成夆〇〇 補11 b
〔四或〕
猷其萬年，畯保〇〇 98
康能〇〇 181
〔四朋〕
用貝十朋又〇〇 100 a
〔四秉〕
攻市倍鑄西莽寶鏞〇〇 214
〔四事〕
余〇〇是台 216
〔四國〕
□賓孔易，爲□事〇〇 227④
〔四家〕
易幾父示𩊚六，僕〇〇，金十鈞 197
〔四旁〕
其登于上下□□，餌于〇〇 229 d
〔四堵〕
大鐘八聿，其竈〇〇 203
〔四嫣〕
自隮庡〇〇 71 c
【田】
〔田工〕
魯侯又〇〇 13
【央】
〔央〻〕
〇〇雝〻，聞于夏東 221②
【它】
〔它戈〕
楚王畬璋，乍〇〇 227 g
【左】
〇至于井邑封道 139
是用〇王 192
甲兵之符，右才王，〇才新鄴 199 d
𩕺夙夕，〇尹氏 補15m
〔左比〕
目乃自，〇〇毛父 79 a
〔左疋〕
昔先王既令女〇〇𩰬侯 133
令女〇〇𩰬侯，監𩰬師戍 133
〔左右〕
先王其嚴才帝〇〇 98 b
用〇〇俗父，嗣㾓 125 a
〇〇師氏 140
親嗣〇〇虎臣 172
適齊市～〇〇虎臣 178
嗣〇〇走馬，五邑走馬 187
疋師龢父，嗣〇〇走馬 188
〇〇武王 202
余咸畜胤士，乍□〇〇 202
諫罰朕庶民，〇〇毋諱 215
〇〇余一人 215
肅〻義政，齊侯〇〇 215
咸畜〇〇，盤〻允義 補16
【目】
〇師厥(氏)眔有嗣後或 19
奭䏍右𤔲乃寮，〇乃友事 25
〇乃弟，用夙夕䵼享 48
〇征〇衛，用妥妄 48 b
萬年〇厥孫子寶用 59 c
之日，王〇侯內宮衛 60 c
盂〇多旂，佩戒方 62
王〔令〕盂，〇□□伐戒方 62
〇嚳進，卽大廷 62
戒旛虘〇新□從 62
〇厥𥼶入門 62
盂〇者侯，侯田□□□□ 62
王乎□，令盂，〇匜入 62
凡匜〇品 62

熒白內〇師耤 165
𩰬季〇善夫克，入門 167
𩰬季內〇伊，立中廷 169
公族□𪉥，入〇師酉 173
宰頵〇袁入門 177
益公入〇詢 182
熒內〇詢 183
毛白內門，立中廷，〇祝鄭 185
同中〇師兌入門 187
𨛜白〇師兌入門 188
宰琱生內〇師嫠 189
中大師〇柞，易載 198
甲兵之符，〇才王，左才新鄴 199 d
熒白〇衞內，卽立 補6
熒白內，〇雁侯見工 補9
定白入，〇卽 補10 b
南白入，〇衰衞入門 補11 c
嗣土毛叔，〇此入門 補11 e
嗣馬𠬝〇㾓 補15 h
𢓊父〇㾓 補15 j
〔右厄〕
易朱市～〇〇 160
易女～〇〇 181
易女～〇〇 188
〔右比〕
目乃自，〇〇毛父 79 a
〔右征〕
義敉𢦔厥不從厥〇〇 67
〔右眚〕
師氏〇〇 139
〔右閔〕
〇〇四方，叀圉天令 92
【司】
官嗣𠭯田甸，眔嗣𡨦眔嗣𡨦眔嗣㝨眔嗣工〇 131
余小子〇朕皇考 161
〇余小子弗彶 181
余隹〇朕先姑君晉邦 201
諆各訇〇寮女寮奚 補13
〔司配〕
我隹〇〇皇天王 98
〔司燕〕
昊𦐼亡昊，上帝〇〇 補15
【句】
內公乍鈠御之〇 202②
〔句鑃〕
其𢦏擇其吉金，鑄〇〇 230 c
【四】
王乎宰利，易師遽𤥨圭一，環章〇 99
易女𤔲章〇，瑴 149
叔專父乍奠季寶鐘六，金𨌲盨〇，鼎七 174
〔四千〕
𡘤或徒〇〇，爲女敵寮 215
〔四千八百□十二𥼶〕
隻𥼶〇〇〇〇〇〇〇〇 62
〔四夫〕
用茲〇〇𩒨首 135
〔四方〕
遣𤔲〇〇追王大祀祓𤔲周 16
尹三事〇〇 25
舍〇〇令 25
闢厥匿，匍有〇〇 61
㴞保先王，□有〇〇 61
夙夕亶我一人，㝬〇〇 61
乍〇〇亟 79 a
右闢〇〇，叀圉天令 92
用諫〇〇，𢓊遠能㹁 160
克𠦪𩰬先王，奠〇〇 162
畯尹〇〇 167
雁受大令，匍有〇〇 172
𩰬〻〇〇，大從不靜 181
虩許上下若否雩〇〇 181
臨保我厥周雩〇〇 183
政嗣成周〇〇賓 191
經緯〇〇 192
高弘又慶，竈囿〇〇 199
高弘又慶，匍又〇〇 199 b
□□百緐，廣嗣〇〇 202
其音池〻，餌于〇〇 228 h
貂圉武王，適征〇〇 補15
匍有〇〇，㣇受萬邦 補15 o
眉壽無疆，匍有〇〇 補16
〔四四〕
易玉五品，馬〇〇 72
余易女～馬〇〇 92
余馬〇〇，取(遣□)孚 104 a
易～馬〇〇 105

〇樂嘉賓，及倗生，〇父兄庶士 228 h
〇匽〇喜，中翰𩂣旟 228 h
甸〇鼓之，夙莫不貳 230 a
衞〇邦君厲，告于井白，白邑父 補11 a
女敢〇乃師訟 補11 h
乃師或〇女告 補11 h
乃〇告事𢓊事𠭰于會 補11 h
武王𠟭令周公，舍寓〇五十頌處 補15 o
〇虢事緐方 補16
虔敬朕祀，〇受多福 補16
〇康奠協朕或 補16
〇匽皇公 補16
〇受大福 補16
〇□□亞旅，處于䡞 補18 a
〔目上〕
用兵五十人〇〇 199 d
【市】
賓用王乘車馬～〇 60 c
易女𢀚一卣～〇 61
易女～乃父〇 184
易女乃且〇，五黃 187
【布】
尸白賓睘貝〇 22
尸白賓用貝〇 22 a
【幼】
□伐𩰬侯駿方，勿遺壽〇 162
伐𩰬侯駿方，勿遺壽〇 162
【弘】
〇目告中史書 67
亦〇唯考，肆毋又弗𩰬 79 b
皇天〇猒厥德 181
〇唯乃智 181
無唯正𦖞，〇其唯王智 181
余〇猒乃心 215
〔弘正〕
〇〇乃辪安德 補10
【弗】
𦣞〇敢𥁰王休異 45
今〇克厥罰 67
文考遺寶責，〇敢喪 67 b
弟史遺馬，〇ナ 70①
休天君，〇望穆公聖𤕌明□，事先王，各于尹姞宗室□林 72
文王孫，亡〇𩰬井 79 a
亦弘唯考，肆毋又〇𩰬 79 b
〇敢且，用乍父乙寶障彝 82
㝬〇敢望公白休 100①
王〇望厥舊宗小子 102
王用〇𥁰聖人之後 130
女毋〇善效姜氏人 134
乃〇得，女匡罰大 135
〔乃〕來歲〇賞 135
我亦〇□享邦 145
𢓊白拜手𩒨首，天子休〇望小裔邦 145
番生不敢〇帥井皇且考不㶣元德 160
𨽗武公亦〇叚望賸聖且考幽大叔，懿叔 162
𨽗禹亦〇敢惷 162
彌宋匌匿，〇克伐𩰬 162
余〇敢𤔲 175
反厥工吏，〇速我東䤜 178
今余〇叚組 178
〇能許𩰬从 180
我〇具付𩰬从其且，射分田邑 180
司余小子〇彶 181
俗我〇乍先王𢍰 181
女毋〇帥用先王乍明井 181
俗女〇目乃辟，圅于𩰬 181
谷女〇目乃辟，圅于𩰬 183
安不敢〇帥用文且皇考，穆〻秉德 190
〇目我車圅于𩰬 193
余〇敢𤔲 194
尸不敢〇𢓊戒，虔卹乃死事 215
〇敢不對䟣朕辟皇君之易休命 215
余〇敢灋乃命 215
天子亦〇諲公上父𦖞德 補10
牆〇敢取 補15
不敢〇帥井夙夕 補15 g
㾓不敢〇帥且考，秉明德，𩕺夙夕，左尹氏

白懋父，〇殷八自，征東尸 63
卑厥友弘，〇告于白懋父 67
弘〇告中史書 67
命其永〇多友毁飤 76
不敢不𢓊休同公，克成妥吾考〇于顯〻受令 78
王令毛公，〇邦冢君，土駿，□人，伐東或𤞞戎 79 a
〇乃自，左比毛父 79 a
〇乃自，右比毛父 79 a
〇乃族，從父征 79 a
王令東宮，追〇六自之年 81 b
王〇吳𣏟，呂犅 84
〇成自卽東命 87
女其〇成周師氏 91 b
〇𨖍卽井白 103
〇限訟于井叔 135
事𢦏〇告𩰬 135
𠭯卑□目𠭰酉彶羊，絲三寽，用致𢦏人 135
〇匡季告東宮 135
𠭰或〇匡季告東宮 135
受令册，佩〇出 137
眉，自濡涉〇南 139
〇陟，二封，至于邊柳 139
〇西，封于𢼄城桂木 139
〇東，封于□東疆 139
〇南，封于谷遂道 139
〇西，至于𦳝莫 139
〇東，一封 139
還，〇西，一封 139
降，〇南，封于同道 139
虢中〇王南征 144
受册，佩〇出 154
雩禹〇武公徒駿 162
〇厥臣妾 167
豖〇𩰬，頵大易里 175
大〇厥友守 176
王乎善夫騕，召大〇厥友 176
𩰬从〇攸衞牧，告于王曰 180
王令眚，史南〇卽虢旅 180
俗女弗〇乃辟圅于𩰬 181
〇乃族，干吾王身 181
谷女弗〇乃辟，圅于𩰬 183
是〇先行 192
女〇我車，宕伐𡿨允于高陶 193
弗〇我車圅于𩰬 193
余獻婦氏〇壺 194
〇君氏命曰 194
余〇邑𩰬有嗣 195
乍□宗彝，〇邵皇且 199
〇受屯魯多釐，眉壽無疆 199
〇受多福，協龢萬民 199 b
〇邵𩰬孝享 199 b
〇受屯魯多釐，眉壽無疆 199 b
〔〇〕盦□皇卿 202
我〇享孝，樂我先且 203
〇𢍰眉壽 203
邗王之易金，〇爲祠器 204 c
〇乍鑄鉈 204 f
〇祭我皇祖 204 f
慮〇旂眉壽 204 f
穆〻龢鐘，用匽〇喜 212 h
用享〇孝，于𠭰皇且文考 216 a
其陰其陽，〇征〇行 220 a
君〇萬年 222
〇征〇行，用盛稻粱 226
〇保稻粱，萬年無疆 226 l
〇邵𩰬文武之戈用 227 g
乍它戈，〇 227 g
乍鑄𩰬鼎，〇共𢦔嘗 227 i
乍鑄金匿，〇共𢦔嘗 227 j
𥨊鑄𩰬鼎，〇共𢦔嘗 227 k
𥨊鑄𩰬鼎之𥁰，〇共𢦔嘗 227 k
𥨊鑄少盤，〇共𢦔嘗 227 l
乍鑄飤盂，〇□妹 228 a
慮〇匽目喜 228 b
慮目匽〇喜 228 b
〇樂嘉賓，及我父兄庶士 228 b
用匽〇喜 228 f
〇敬祭祀 228 h

違殷吮民，○不現　補15
〔永屯〕
眉壽無疆，○○遐多　193
〔永令〕
用旛匃眉壽○○　113
用匃○○　126 a
晉用匃萬年眉壽，○○多福　136
旛匃康𩁹屯右，通彔○○　137
屯右眉壽，○○霝多　147
用旛匃眉壽綽綰，○○霝多　154
勵于○○　156
用旛多福眉壽，○○無疆　157 b
勵于○○　161
眉壽○○，吮臣天子　166
屯右眉壽，○○霝令　168
用匃屯叚○○　171
用華壽，匃○○　196
旛匃康𩁹屯右，通彔○○　200 c
綽綰○○，彌厥生霝多　212
用匃眉壽○○　227 u
多宗○○　補 7
用易眉壽○○　補 9
用旛屯魯○○　補10 a
通彔○○，眉壽霝多　補15m
廣啓𤯍身，勵于○○　補15 P
匃○○綽綰，畯彔屯魯　補15 q
廣啓𤯍身，勵于○○　補15 q
〔永世〕
保又齊邦，○○毋忘　218 d
〔永冬〕
得屯用魯，○○于吉　190
〔永光〕
盟萬年○○　43
〔永命〕
用旛屯彔○○，魯壽子孫　145
匽ₓ受丝○○，無疆屯右　148①
用旛侯氏○○萬年　216
乍求○○　218 a
〔永葉〕
○○毋忘　204
〔永皇〕
用○○方身　51 b
〔永福〕
用華壽，匃○○　36 e
〔永壽〕
○○用之　208 c，211 e
子ₓ孫ₓ，○○用之　210
萬年無疆，○○用之　211 b，211 d
其○○用之　211 c
用易○○　225 b
子ₓ孫ₓ，○○　226 b
孫子○○用之　228 a
〔永寶隣彝〕
用乍父庚○○○○　33
【玄】
〔玄呂〕
□□吉金○○　222 i
〔玄衣赤表〕
王穖敀曆，易○○○○　94
〔玄衣朱虢裣〕
易戓○○○○○　補12
〔玄衣黹屯〕
易截市～○○○○　121
王易～○○○○　125 a
易女○○○○　137，151，154，165，182，補11 e
冊易休○○○○　146
冊易𧞤○○○○　177
命女～○○○○　補10 b
〔玄周戈〕
侯易○○○　60 c
〔玄袞黹屯〕
易女○○○○　補10
〔玄衮衣〕
易秬鬯一卣，○○○　105
易女～○○○　125 b，136
易女○○○，赤舄　134
〔玄銑〕
擇其吉金，○○白銑　229
〔玄鏐〕
○○鏽鋁，大鐘八聿　203
○○鏄呂　204 e
易尸吉金鈇鐈，○○鏷鋁　215
○○鋁鏽，乃爲之音　221②
擇厥吉金，○○膚呂　222 a
擇厥吉金，○○赤鏞

補15m
【必】
女卑農，○事厥晉嫂　80①
○尙卑處厥邑，田厥田　135
○唯朕□賞　135
○會王符，乃敢行之　199 d
【戉】
易用○　192
〔戉𨥓〕
無諫𤔲嗇，○○隹辟　補15
【且】
○，王各于大室　79 c
○，王各廟　105
○，王各大室　106，152
○，王各大室，即立　124，125，126，127，129，137，146，177，補11 e
○，各大室，即立　131
○，王各廟，即立　134
○，王各穆廟，即立　167
○，王各穆大室，即立　169
○，王各　182
【末】
〔末小子〕
余唯○○○　212 e
【正】
隹王來○尸方　37 e
若巧乃○　勿𤔲朕令　61
王征○師氏　100
○□不□□余　135
○眉矢舍散田　139
○淮尸，即賀厥邦嘼　178
用○梠　227 P
〔正人〕
雩邦人○○師氏人，又辠又故　184
〔正命〕
厥非○○，廼敢疾𠮥人　184
〔正卿〕
裁差(○)○，爲大事　215
用樂我嘉賓，及我○○　222
〔正德〕
今我隹即井亩于玟王○○　61
〔正嗣〕
無唯○○，弘其唯王智　181
〔正百辟〕
隹殷邊侯田，雩殷○○○，率肄于酉　61
【母】
余旣𠮥戾我考我○令　194
余或至我考我○令　194
【民】
吮正厥○　61
其遹省先王受○受疆土　61
隹○亡㣿，才彝　79 a
○亡不康靜　183
用考用享，○具卑鄉　227④
〔民人〕
輿□之○○都鄙　216
龢劦○○　228 g
〔民朙〕
爲左大族，台寺○○　217①
【永】　（以下のような場合は省略した。「永寶」「永寶用」「永保」「永保用」「永用」）
盟孫ₓ子ₓ，其○亡冬　60 c
命其○㠯多友敀飤　76
數用從，○䢅公休　93 a
用○攷□，用樂好賓　158①
○念于厥孫辟天子　167
〔王〕才○師田宮　179
○現先王　181
○康寶　202
世ₓ子孫，○以爲寶　203
○受大福用　213④
世萬子孫，○爲典尙　218 g
則○祜福　226 d
其○寺用享　227 f
易奧師○厥田　補 3
付○厥田　補 3
○拜韻首　補 3
○用乍朕文考乙公隣盂　補 3
○其邁年　補 3
𠭯尙安○宕乃子𢦏心　補12 a
安○襲𢦏身　補12 a
○襲厥身，卑克厥啻　補12 d

一五八～一五九

𩁹○對各　134
○師龢父，𤔲左右走馬，五邑走馬　187
○師龢父，𤔲左右走馬　188
○尹□厥威義，用辟先王　補15m
【白】
〔白金〕
賞叔鬱鬯，○○，□牛　6
〔白銑〕
擇其吉金，玄銑○○　229
〔白馬〕
公賞乍冊大○○　42
白懋父易𤔲○○每黃髮𢽾　43
【皮】
皿○吉人享，士余是尙　228 k
【皿】
○皮吉人享，士余是尙　228 k
【矢】
王令賞盂～○百　62
女其舍𩁹○五秉　135
王親易駭方～○五〔束〕　142
〔矢束〕
易𢽾弓○○，馬匹，貝五朋　93 a
易女弓一，○○，臣五家，田十田　193
〔矢𩰫〕
王令賞盂～○○八　62
〔矢𩰫彤𢽾〕
王乎宰𢊁，易□弓象弭，○○○○　108
【示】
〔示華〕
易𤔲父○○六，僕四家，金十鈞　197
【禾】
匡衆厥臣廿夫，寇晉○十秭　135
賞晉○十秭　135
〔禾鐘〕
乍厥○○　222
〔禾𥝤□〕
擇厥吉金，自祝○○○　230 a
【立】
尹令史獸，○工于成周　33
即○中廷　62
𠟭白即○　62
賓即○　62
師毛父即○　79 c
密叔又𨑏即○　83
○于中廷，北鄉　101
即○中廷，北鄉　104，163
各大室，即○　104 a
公族□入右牧，○中廷　104 a
○中廷北鄉　105，106，110，111，146，150，152，154，167，169，177，補11 c
各于大室，即○中廷　116
各大室，即○　120，122，151，補11 c，補15 h，補15 j
□右師𤼈入門，○中廷　120
且，王各大室，即○　124，125，126，127，129，137，146，177，補11 e
𤔲馬共右師艅入門，○中廷　124，
天子其萬年，眉壽黃耇，吮才○　124
𤔲馬共右師晨入門，○中廷　125
王乎師晨，召大師虘入門，○中廷　126
𤔲馬共右諫入門，○中廷　127
宰倗父右望入門，○中廷　129
且，各大室，即○　131
且，王各廟，即○　134
宰晉入右𥬓，○中廷　134
宰弘右頌入門，○中廷　137
甲寅，王各廟，即○　140
遟公入右師旋，即○中廷　140
焚季入右卯，○中廷　149
𤔲徒南中，右無叀內門，○中廷　153
焚白內右師𧧝，即○中廷　165
且，王各穆廟，即○　167
且，王各穆大室，即○　169
公族□𥁰，入右師酉，○中廷　173

222 b
【玉】
易○五品，馬四匹　72
王親易駭〔方○〕五瑴　142
用璧二備，○二嗣　217
〔玉琮〕
易朱市～○○　160
易女～○○　181
〔玉睘〕
易朱市～○○　160
〔玉環〕
易女～○○　181
〔玉𨩈〕
大鐘旣縣，○○𨑏鼓　203
【生】
王令○，辨事□公宗　71
小子○易金，鬱鬯　71
彌厥○霝多　212
雩○叔尸　215
〔生鳳〕
中乎歸○○䄜王　71 e
【用】省略
【田】
侯○男，舍四方令　25
盂𠭯者侯，侯○□□□□　62
毋又○　80①
趙中令䆠，𥅓𤔲奠○　109 a
鑄保毀，用典格白○　112
必尙卑處厥邑，○厥田　135
必尙卑處厥邑，田厥○　135
廼或即晉，用○二，又臣〔一夫〕　135
凡用即晉○七田，人五夫　135
廼即散用○　139
眉，井邑○　139
眉○鮮，且，敚，武父，西宮襄　139
正眉矢舍散○　139
散人小子眉○戎，敚父，效果父　139
易○于敘五十田　164
易女○于埜　167
易女○于渒　167
易女井家𠟭○于𪊨　167
易女○于康　167
易女○于匽　167
易女○于𨻰原　167
易女○于寒山　167
章厥𤔲夫□，𤔲从○其邑□□□　179
复友𤔲从其○　179
复厥小宮，□𤔲从○，其邑彶眔句商兒　179
易女弓一～○十田　193
易奧師永厥○，淦易洛疆，眔師俗田　補 3
易奧師永厥田，淦易洛疆，眔師俗○　補 3
付永厥○　補 3
王姜易旟○三于待□　補 5
其舍○十田　補11
其舍○三田　補11
眔受○𤔲，趙　補11
余舍女○五田　補11 a
女貯○不　補11 a
余審賓○五田　補11 a
師履袭衛厲○四田　補11 a
厥逆疆眔厲○　補11 a
厥東疆眔散○　補11 a
厥南疆眔散○　補11 a
眔政父○　補11 a
厥西疆眔厲○　補11 a
邦君厲，眔付袭衛○　補11 a
〔田人〕
公姞令次𤔲○○　72 b
典善夫克○○　166
〔田邑〕
我弗具付𤔲从其且，射分○○　180
〔田牧〕
女覓我○○　180
〔田器〕
我旣付散氏○○　139
【甲】
凡興士被○　199 d
〔甲兵〕
○○之符，右才王，左才新郪　199 d
【由】
〔由□尸〕
今余令女嫡官𤔲邑人，先虎臣～○○○　182
【申】
天子明悊，䫉孝于○　167
【疋】
𩁹○□　122
○師俗　125

一六〇～一六一

公賞塑貝○○　10 g
〔百者〕
好朋友雩○○酮遣　145
〔百乘〕
逹公戎車○○，斯馭二百，徒千　162
〔百神〕
其用各○○，用匄多福　82
隹皇上帝○○，保余小子　98
〔百辟〕
成啬○○胤士　199 b
〔百斯男〕
卑○○○，而婺斯字　215
〔百隧〕
易兎鹵○○　115 c
〔百嗣〕
晋覲○○　202
〔百寮〕
令女辟○○　104 a
〔百緐〕
□□○○，廣嗣四方　202
〔百蠻〕
盜○○，具卽其服　補16
【自】
庚申，公才盩○　5
王後取克商，才成○　9
康侯才㓝○　15
唯九月，才炎○　43
古褱○　61
遣自鬻○，述東　63
雩厥復歸，才牧○　63
目乃○，左比毛父　79 a
目乃○，右比毛父　79 a
擲黻兹○邦周　84
目成○卽東命，戍南尸　87
白犀父事䚄□尹人于齊○　141①
肆○濔浾匐匽　162
才高○　補12，補12 d
辛未，王才隮○　補14
【亦】
毛公䍙鼎○隹殷　79 b
○弘唯考，肆毋又弗䚄　79 b
不用先王乍井，○多虐　104 a
我○弗□享邦　145
昔乃且○既令　149
肆武公○弗叚望朕聖且考幽大叔，懿叔　162
肆禹○弗敢惷　162
○唯噩侯駿方，逹南淮尸東尸　162
○唯先正，畧辥厥辟　181
○我考幽白幽姜令　195
女○虔秉不巠德　230
天子○弗諲公上父㝬德　補10
白○克欵屮先且　補10
今女○既又卬誓　補11 h
○兹五夫，○既卬乃誓　補11 h
女○既從辭從誓，弋可　補11 h
〔亦井〕
剻○○　191
〔亦剻〕
季受天令，○○股民　183
【伇】
王○条子耶　3
隹公大保，來○反尸年　5
王○婪侯　10
遣三族，○東或　13
隹王○東尸　19
員從史旗○會　20
隹王于○楚白，才炎　24
□□珷王成王○商圖　52
目□□○戒方　62
過白從王，○反荆　69
○楚荆，又得　70
○反虎方之年　71 e
○東或痛戎　79 a
隹王○逑魚　80①
徣○淖黑，至　80①
馭，淮尸敢○內國　91 b
王南征，○角䚄　142
虢中目王南征，○南淮尸　144
□○噩侯駿方　162
弗克○噩　162
○噩侯駿方　162
內○滬昴參泉裕敏陰陽洛　164
內○匽亳邦之隻　218 h
戎○馭　補12 d
狄虘完，○尸童　補15
○角鄅　補19
○桐遹　補19
【休】
每覭王○䢔隮　1
○朕公君匽侯易圁貝　38⑥
○叴小臣覲貝五朋　44
○王自穀，事賞畢土方

忝于小大政，甹朕○　181
余一人才○　181
妥○余小子　183
毛白內門，○中廷，右祝鄭　185
各康廟，卽○　187
同中右師兌入門，○中廷　187
各大廟，卽○　188
㝬白右師兌入門，○中廷　188
各于大室，卽○　189
眈辥才○，高弘又慶　199 b
公孫寤○事歲　214①
陳喜再○事歲　217①
㝬□墜夏再○事歲　218 h
陳夏○事歲　218 i
墜猶○事歲　218 k
台肅光朕○　230
㝬白右衞內，卽○　補6
嗣土毛叔，右此入門，○中廷　補11 e
秦公䈞畯○才○　補16
〔立宮〕
厥書史戠武，○○成㝬　112
【夻】
○保受天子綰令　補15
【矛】
王曰，○，令女盂，井乃嗣且南公　61

六畫

【丞】
〔丞頪〕
造而倗剿，毋或○○　215
【百】
易瓚㽙～彡矢○　52
王易叔德～羊○　53
王令賞盂～矢○　62
長㽙識首○　164
䤛○，嗌冊　164
易彡一，㝬○，馬四匹　補9
隻䤛○，執嗌二夫　補12 d
〔百又十又四人〕
孚戎孚人○○○○○○　補12 d
〔百又卅又五㝬〕
凡○○○○○○　補12 d
〔百又卅〕
厥□○○○　52
〔百又□〕
厥□○○○　52
〔百人〕
姜商令～䡔○○　24
〔百工〕
眔者尹眔里君眔○○眔者侯，侯田男　25
嗣○○，出入姜氏令　134
䚄官嗣康宮王臣妾○○　169
䚄嗣我西隔東隔僕駿○○牧臣妾　186
虢中令公臣，嗣朕○○　補11 d
〔百子〕
其○○千孫，其萬年無疆　157 a
其○○千孫，永寶用　157 b
〔百女〕
其百男○○千孫　補19
〔百民〕
敔□□○○　227④
〔百生〕
㝬○○彘　30
余其用各我宗子雩○○　133
灋友里君○○，帥䵼盩于成周　138
其隹我者侯○○厥賨，毋不卽夌　191
用盤飲酉，龢遣○○　228 b
〔百四匹〕
孚馬○○○　62
〔百字〕
用匄眉壽無疆，○○千孫　157 c
〔百爯〕
王易金○○　10
用償征賣兹五夫，用○○　135
〔百邦〕
䚄燮○○，于秦執事　199 b
〔百男〕
其○○百女千孫　補19
〔百車〕
戎獻金于子牙父○○　216①
〔百朋〕

迮齊入長城○，會于平陰　204
女上卬○誓　補11 h
〔先公〕
隹考肇念自先王○○　78
今余非敢夢○○又䢔䢅　149
余懋禹○○官　149
〔先文且〕
肇帥井○○○　161
〔先王〕
灋保○○，□有四方　61
其遹省○○受民受疆土　61
隹考肇念自○○先公　78
用卲各不顯且考○○　98
○○其嚴才上　98
侃○○　98 b
○○其嚴才帝左右　98 b
戴○○，既令乃取考事　104
今余隹帥井○○令　104
昔○○既令女乍嗣土　104 a
不用○○乍井　104 a
女毋敢(弗帥)○○乍明井用　104 a
○○既令女　120
今余唯䊷○○令　120
○○既命女，䚄嗣王宥　127
用辟于○○，得屯亡敃　130
速匹○○，䍙堇大令　132
昔○○既命女左疋䈞侯　133
今余唯肇䊷○○令　133
昔○○既令女乍宰，嗣王家　134
乃且克䢅○○　145
才○○，既令女乍嗣土　152
農臣○○，得屯亡敃　157
克夾䊷○○，奠四方　162
余隹巠乃先且考，克黹臣○○　172
不巩○○配命　181
家湛于䢅，永巩○○　181
今余唯肇巠○○命　181
告余○○若德　181
俗我弗乍○○聞　181
今余唯䊷○○命　181
女毋弗帥用○○乍明井　181
乃聖且考，克差右○○　183
古亡承于○○　183
昔○○既命女乍邑　185
叀余小子，肇盄○○德　補10
嗣威義，用辟○○　補15 g
疋尹□厥威義，用辟○○　補15 m
〔先生〕
才昔○○，小學女　189
〔先正〕
亦唯○○，畧辥厥辟　181
〔先且〕
榮我○○，目㷭眉壽　203
余䊷乃○○　215
台追孝○○　228 j
夙夕専出○○剌德　補10
白亦克欵屮○○　補10
我○○受天令　補16
〔先行〕
是目○○　192
〔先姑〕
余隹司朕○○君晉邦　201
〔先虎臣〕
今余令女適官嗣邑人，○○○，後庸　182
〔先馬走〕
令眔奮○○○　73
〔先衍〕
尸箕其○○及其高且　215
【光】
用○父丁　25
乍朕文考○父乙　49
井侯○厥吏麥　60
辟井侯○厥正吏　60 b
周師○守宮事，僳　119
白父，孔覭又○　192
雁受君公之易○　215
台肅○朕立　230
用䢅剌侯，○之于聿　230
〔光用〕
子〻孫〻，寶○○　40
〔光剌〕
敍覭厥○○　201
【关】
易女兹○　181
余○皇辟侯令　補18 a
【共】
○明德，秉威義　161

五十里　45
○王易鄭父貝　46
○王易效父〓三　47
○亡尤　49
受天子○　49
小臣䢅，卽事于西，○　55
侯○于耳，易臣十家　56
耳日受○　56
○于厥□□父　59 b
運天子○告，亡尤　60 c
唯天子○于麥辟侯之年　60 c
○天君弗望穆公聖粦明□，事先王，各于尹姞宗室□林　72
不敢不㣇○同公，克成妥吾考目于顯〻受令　78
○沈子肇畝，狃貯責　78
公易厥涉子效王○貝廿朋　81
事史易耳，耳○　82 b
白犀父○于縣改曰　88
縣改每覭白犀父○曰　88
○白吳㝬，䚄縣白室，易君我，隹易壽　88
孫〻子〻，毋敢望白○　88
其帥井，受兹○　92
君夫敢每覭王○　95
○朕匍君公白易厥臣弟㝬井五㝬，易□，冑，干戈　100①
㝬弗敢望公白○　100①
○父易余馬　103 a
天子多易追○　113
靜每王○　115 c
王曰，○　123
多蔑曆，易○　130
晉受○□□王　135
○又成事　138
王○屡，乃射　142
㝬白拜手𩒨首，天子○弗望小裔邦　145
册易○玄衣黹屯～　146
○拜𩒨首　146
○其萬年　146
㝬天子多易旅○　155
至于噩，㝬伐噩，○　162
克其日易○無疆　166
○既文且　178
○亡敃　191
戎大𧴗載，女○　193
不㝬拜𩒨手○　193
定均庶邦，○有成慶　212 e
○白大師肩嗣䚄臣皇辟　補10
公臣其萬年，用寶兹○　補11 d
(注)「對～休」→「對」「覭～休」→「覭」「對覭～休」→「對覭」
〔休令〕
中對王○○䢅父乙隮　71 d
敢對覭天子不顯○○　125，146
敢對覭王○○　151
山敢對覭天子○○　154
對覭天子○○　182
此敢對覭天子不顯○○　補11 e
對覭天子不顯○○　補15
〔休命〕
敢對覭天子不顯○○　109
對覭王○○　143
對覭天子不顯○○　173
敢對覭天子○○　185
弗敢不對覭朕辟皇君之易○○　215
對覭天子○○　補3
〔休亦〕
效不敢不萬年，夙夜奔走，覭公○○　81
〔休善〕
王令員執犬，○○　21
〔休閘〕
駿方○○　142
〔休異〕
盟弗敢䢅王○○　45
〔休贅〕
敢〔對覭〕天子不顯○○　142
〔休宕〕
競敏啓行，○○厥心　補12 d
【先】
員○內邑　20
王曰，用○　71 c
王令中○　71 e
剌〻朕身，迺朕○寶事　101
厥非○告希　134
厥非○告父厝，父厝舍命　181

用其○○，自乍旅獻 227⑤
擇余○○，自酢祭鐳 228 c
攸○○鏄鋁，台鑄和鐘 228 j
擇其○○，玄銑白銑 229
擇厥○○，自乍御監 229 b，229 c
弔其○○，自乍鷄鐘 229 d
擇厥○○，自祝禾稟□ 230 a
其次擇其○○，鑄句鑃 230 c
擇厥○○，自乍商句鑃 230 d
〔吉□□□金〕
廼用○○○○○，用自乍寶段 227⑥
〔吉康〕
用匄眉壽，黃耇○○ 121
【同】
公令，徃○卿事寮 25
矢王易○金車弓矢 139 b
○對覣王休 139 b
燮白右○，立中廷 150
王命○ 150
戎大○，從追女，女役 193
公廼命～畢人師○ 補3
【名】
厥○日□邦 199 b
玄鏐鏄呂，朕余○之，胃之少□ 204 e
吾爲之○，元器其舊 222 b
【后】
往巳叔姬，虔敬乃○ 229
【吏】
井侯光厥○麥 60
白莽父○觥□尹人于齊自 141①
○厲誓 補11 a
眉敖者膚爲○，見于王 補11 b
白覣父廼或○牧牛誓曰 補11 h
【如】
女馬女牛○德 227②
【吳】
昊昭亡○，上帝司燕 補15
【図】
○我邦我家 181
【在】
公大史○豐 58
○珷王，嗣玟乍邦 61
○𠭯御事，獻酉無敢醺 61
正月既生霸辛丑，○鄦 87
罒獵毋後，算○我車 205 d
還山谷，○澇水上 補2 a
【圭】
〔圭瓚〕
賓敔○○，□，貝五十朋 164
易女秬鬯一卣，○○，尸允三百人 183
【各】
王工，从䍙○中 55 a
侯○于耳□ 56
隹正月甲申，□□○王 59 b
明，王○周廟 62
王○廟 62
王○廟，𪔛 62
○于尹姞宗室□林 72
唯正月丁丑，王○于呂 75
且王○于大室 79 c
其用○百神，用妥多福 82
戊寅，王○于大朝 83
白㢊父皇競，○于官 87
王○于大室 93，110，121，165
王才周，○于大室 94
王○于周廟 101
○大室，即立 104 a，120，151
且，王○廟 105
王○于師戲大室 109
王才周，○大室 114
丁亥，王○大室 115
昧爽，王○于大廟 115 b
○于大室，即立中廷 116
王才周，○大室，即立 122，補11 c
且，王○大室，即立 124，125，126，127，129，137，146，177，補11 e
且，○大室，即立 131
王○大師宮 133
余其用○我宗子雩百生 133

又○于篕武霝公之所 215
乍鑄饙鼎，曰○戠棠 227 i
乍鑄金匿，曰○戠棠 227 j
寍鑄饙鼎，曰○戠棠 227 k
寍鑄饙鼎之蓋，曰○戠棠 227 k
寍鑄少盤，曰○戠棠 227 l
〔共屯〕
秉德○○，隹匄萬年 91 d
晛前文人，秉德○○ 133
【再】
陳喜○立事歲 217①
貧□墜夏○立事歲 218 h
〔再拜韻首〕
尸用或敢○○○○ 215
【亩】
女妥乃辭，○□康樂 230
【印】
〔印卲〕
用○○皇天，𤔲匽大命 181
〔印燮〕
克狄淮尸，○○繁湯 226
【卯】
今女亦既又○誓 補11 h
亦兹五夫，亦既○乃誓 補11 h
【丞】
古亡○于先王 183
【合】
孝孫不巨，○趣吉金 221 b
〔合事〕
𨑓來○○ 194
〔合覣〕
○○厥德 218 g
【吉】
得屯用魯，永多于○ 190
〔吉人〕
皿皮○○享，士余是尙 228 k
〔吉日〕
○○初庚 229
〔吉金〕
蘇賓章，馬四匹，○○ 138
王易鮮○○ 158①
毆乎士女牛羊，乎○○ 178
擇其○○，自乍飤繁 200 j
取厥○○，用乍寶隮鼎 201
長子□臣，擇其○○ 204 d
巳斁其○○，自乍鑄鉦 204 f
擇其○○，自乍飤𤌍 210③
擇其○○，自乍鈴鐘 212 h
擇其○○，用鑄其匿 212 i
易尸○○鈇鎬，玄鏐鏄鋁 215
擇其○○，自乍龢鐘 216 a，228 b，228 f，228 g，228 h，229③
敢擇○○，乍兹寶段 218
擇厥○○，台乍厥元配季姜之祥器 218 a
合覣厥德，者侯𢦏虔○○ 218 g
孝孫不巨，合趣○○ 221 b
擇厥○○，玄鏐膚呂 222
擇厥○○，玄鏐赤鏞 222 b
黹君求○○，用自乍其龢鐘鈴 222 c
擇其○○，爲其龢鐘 222 d
擇□○○，用□鐘 222 e
□□○○玄呂 222 i
彭子中擇其○○ 222①
余擇其○○貢鏞 226
廼用○○鑄盤 226 a
曾子中宣邍用其○○ 226 c
用其○○，自乍旅盆 226 g
叔朕擇其○○ 226 l
用其○○，自乍𩰫彝 226①
用擇其○○，自乍𥁕盤 227 p
用○○，自乍寶隮壺 227 t
黃□□用○○乍爵 227 x
擇其○○，用鑄□彝 227①

一六六～一六七

女○折首執嚥 193
女○禽，折首執嚥 193
止公僕䖍土田，○諫 194
〔多公〕
沈子其顛褱，○○能福 78
用飫鄉己公，用䍃○○ 78
〔多友〕
妥○○，享旋走令 60 c
命其永目○○段飤 76
〔多世〕
子ゝ孫○○，其永寶 79 a
〔多正〕
公大史，咸見服于辟王，辨于○○ 58
〔多休〕
𤔲父其萬年，永用○○ 補8
〔多君〕
昧爽，三ナ三右○○，入服酉 62
〔多弟子〕
也用褱㝬我○○○我孫 78
〔多宗〕
其易壽考，○○永令 補7
〔多者友〕
用卿○○○ 60 a
〔多倗友〕
朝夕卿厥○○○ 33①
乃用卿王出入事人眔○○○ 36 e
〔多旂〕
孟目○○，佩戚方 62
〔多寡〕
其頌既好，○○不訐 205 d
〔多釐〕
竆敔○○，𩍶角𩲋光 補15
〔多福〕
其用各百神，用妥○○ 82
𩁹ゝ𩙿ゝ，降余○○ 98
用旛○○，用匄永令 126 a
用降○○ 132 a
晉用匄萬年眉壽，永令○○ 136
𩁹ゝ𩙿ゝ，降旅○○ 155
降余魯○○亡疆，隹康右屯魯 156
用旛○○ 157 a
用旛○○眉壽，永令無疆 157 b
用匄眉壽○○ 157 d
降余○○緐盤 161
其𩁹ゝ𩙿ゝ，降克○○ 166
降余厚○○無疆 190
用匄○○ 193
曰受○○，協龢萬民 199 b
尹叔用妥○○于皇考德尹叀姬 212
〔懿〕用過眉壽○○，萬年無疆 222 i
大神妥○○ 補15 g
嚴祜𩁹，妥厚○○ 補15 m
用𩰬妥厚○○ 補15 P
豐ゝ𩙿ゝ，𩁹妥厚○○ 補15 q
虔敬朕祀，日受○○ 補16
〔多釐〕
曰受屯魯○○，眉壽無疆 199
曰受屯魯○○，眉壽無疆 199 b
曰受大福，屯魯○○ 補16
〔多寶〕
用旛眉壽，萬年無疆○○ 188 b
【好】
用○宗朝，享夙夕 145
○倗友雩百者婚遘 145
中自父乍○旅段 150 b
其用享孝于皇申且考于○倗友 196
其頌既○，多寡不訐 205 d
卑鳴攸○ 216 a
〔好倗友〕
其用享孝于皇申且考于○○○ 196
〔好賓〕
用享大宗，用濼○○ 126 b
用永𢿢□，用樂○○ 158①
【妄】
曰征曰衛，用毋○ 48 b
〔妄寧〕
女毋敢○○ 181

且，王○廟，即立 134
王○于成宮 136
甲寅，王○廟，即立 140
王才宗周，○于大廟 150
且，王○大室 152
王○于周廟，述于圖室 153
王才周，○圖室 154
王○于成周大廟 164
且，王○穆廟，即立 167
且，王○穆大室，即立 169
王才吳，○吳大廟 173
王才射日宮，且，王○ 182
王○于大室，燮內右訽 183
丁亥，王○于宣射 185
王才周，○康廟，即立 187
王才周，○大廟，即立 188
王才周，○于大室，即立 189
王○周廟，宣㕑爰鄉 192
○兹安陵□ 218 k
辛未，王○于康 補9
王才康宮，○大室 補10 b
王才周𢆶宮，○廟 補11 b
諆○旬司寮女寮奚 補13
王才周師彔宮，○大室，即立 補15 h
王才成周嗣土淲宮，○大室，即立 補15 j
〔各伐〕
王初○○厥馭于𢿋陖 191
【夙】
〔夙又〕
克誼，○○商 補14
〔夙夕〕
目乃弟，用○○𩱳享 48
用旋走○○，𩰫□□ 60
○○召我一人 61
服肇○○明享 71 a
苟○○，勿灋朕令 104 a
追虔○○，卹厥死事 113
敬○○，勿灋朕令 134，172
敬○○，用事 140
用好宗朝，享○○ 145
虔○○，辟天子 157
虔○○，叀我一人 181
䜌○○，敬念王畏不賜 181
敬○○，勿灋朕命 184
晛○○，剌ゝ𧻚ゝ 199 b
○○專由先且剌德 補10
○○，勿灋朕令 補10 c
不敢弗帥用○○ 補15 g
䜌○○，左尹氏 補15m
今𢘋○○虔敬 補15 o
𧻚𧻚ゝ，○○聖𧻚 補15 q
余小子，余○○，虔敬朕祀 補16
〔夙夜〕
○○奔走，覣公休亦 81
苟○○，勿灋朕令 104
用○○事，勿灋朕命 125 b
虔○○，出內王命 130
用○○無斁 148①
虔○○，專求不朁德 160
敬○○，用事，勿灋朕令 167
敬○○，勿灋朕令 173，189
○○卹厥牆事 178
敬乃○○，用事 186
○○宦執而政事 215
用聖○○ 227 u
用匄魯福，用○○事 補2
其用○○享孝，于厥文且乙公于文母日戊 補12
用穆ゝ，○○隮，享孝妥福 補12 a
用○○隮，享孝于厥文母 補12 d
孝習史牆，○○不㒸 補15
〔夙莫〕
旬日𢿢之，○○不貳 230 a
【多】
不矜盪，○用追于炎不朁白懋父習 43
有同事□，廼○𥃝 104 a
不用先王乍井，亦○虐 104 a
天子○易追休 113
○蔑曆，易休 130
敢天子○易旅休 155
𩁹ゝ𩙿ゝ，降○無(疆) 155①
出內王令，○易寶休 167

一六八～一六九

用○彝對令　3
○賓人，大史易于珷王乍臣　71 d
乍○段，用饗鄉己公　78
用宮○彝乍厥　79
其帥井，受○休　92
用徵征賓○五夫，用百寽　135
舀覲拜頴首，受○五夫　135
用致○人　135
用○四夫頴首　135
○彝友十又二　144
匜ₔ受○永命，無疆屯右　148①
役○卿事寮大史寮　181
易女○芙　181
敷擇吉金，乍○寶段　218
鑄○寶芙　218 a
各○安陵□　218 k
望安○祿陲蔿間之無嗎　227 s
女其用○　230
肆致王受○〔大令〕　補 1
余其宅○中或　補 1
公臣其萬年，用寶○休　補11 d
亦○五夫，亦既卯乃誓　補11 h
其子ₔ孫ₔ，永寶○剌　補12 a
賞庚姬貝卅朋，迄○廿寽　補15 a
余覙爲女○小鬱彝　補18
○小彝妹吹見余　補18
【彡】
易○一，彤百，馬四匹　補 9
〔彡矢〕
易彤弓一矢百～○○百　52
〔彡弦〕
易女秬鬯一卣～○○　125 b
【役】
毆妊○佗人，從格白，反役甸　112
廼卑□目舀酉○羊，絲三寽，用致效人　135
司余小子弗○　181
○效卿事寮大史寮　181
鄉女○，屯卹周邦　183
戎大同，從追女，女○　193
子ₔ孫ₔ，○永用　200 h
【志】
既○于忌，乍中厥德　212 e
【戊】
亡不○畀天畏　79 a
【成】
不敢不彔休同公，克○妥吾考目于顯ₔ受令　78
廼敉克衣，告剌○工　78
目○自卽東命，戌南尸　87
朕猷又○亡競　98
肆禹又○　162
令小臣○　179
爲白又庸又○　195
至于業，曰武靈○　215
剿乃○夆四夆　補11 b
白覭父廼○賓曰　補11 h
牧牛辭誓○，罰金　補11 h
〔成事〕
休又○○　138
〔成慶〕
定均庶邦，休有○○　212 c
〔成墨〕
厥書史戠武，立𥁕○○　112
【戎】
廼罳夾，死嗣○　61
散人小子眉田○，散父，效栗父　139
○大同，從追女，女役　193
○大臺戟，女休　193
厲羌乍○厥辟韓宗敝　204
○獻金于子牙父百車　216①
敕○於楚競　227 q
〔戎工〕
畜武于○○　192
女肇誨于○○　193
〔戎攻〕
女肇敏于○○　215
〔戎兵〕
余易女車馬○○　215
〔戎車〕
逑公○○百乘，斯駿二百，徒千　162
〔戎毁〕
女台戒○○　215
【戍】
公尹白丁父，兄于○ₔ

余不叚○○　201
【字】
卑百斯男，而埶斯○　215
〔字父〕
余義楚之良臣，而乘之○○　228 j
【宅】
令○事白懋父　64
白易小臣○畫干戈九　64
寡宮乍册○旅八旅　64 a
寡宮父癸○珝□　64 a
叔少嗣寇封孫○，乍其子孟姬段朕般匜　219②
隹王初鄧○珝成周　補 1
余其○玆中或　補 1
啇○受或　補16
【守】
大□厥友○　176
〔守□官犬〕
走師俗，嗣□人隹小臣善夫○○○○　125
【安】
王姜令乍册睘，○尸白　22
君令余乍册睘，○尸白　22 a
剿尙○永宕乃子茲心　補12 a
○永毁茲身　補12 a
〔安盜〕
齊邦寤靜○○　214
〔安德〕
忠正乃辟○○　補10
【宇】
〔宇壽〕
用覗偎王，升歸○○
補15
【寺】
武匡○力，𥩟敗楚京　204
台○民那　217①
至于萬年，分器是○　222 a
其永○用享　227 f
【赤】
〔赤休〕
朕文考中公，文母日庚○○　補12 a
【州】
〔州人〕
易臣三品，○○，策人，䡒人　59
【年】
用敬卹盟祀，旂○眉壽　222
萬眉壽，其○無疆用　222 h
【珝】
王祀○天室，降　1
天亡又王，衣祀○王　1
每覭王休○隩　1
王降征令○大保　3
隹周公○征伐東尸，豐白，導古，咸戈　10 g
征令康侯，啚○衞　14
夜厤○保，易賓　16
遣○四方迨王大祀祓○周　16
省○尸，身乎戈　17 c
丁亥，令矢告○周公宮　25
明公朝至○成周　25
甲申，明公用牲○京宮　25
乙酉，用牲○康宮　25
咸旣，用牲○王　25
爽左右○乃寮，目乃友事　25
敢追明公賞○父丁　25
彈入□○母子　37 c
匽侯旨，初見事○宗周　38
匽侯令𡍷𩡫大保○宗周　38③
休○小臣𡍷貝五朋　44
頤出○彝　50
其○之朝夕監　50
無多令○又周　59
井侯征，啰○麥　60 a
啰○麥宮，易金　60 b
王令辟井侯，出矿，侯○井　60 c
雩若二月，侯見○周，亡述　60 c
王乘○舟，爲大豐　60 c
侯乘○赤旂舟，從死咸　60 c
之日，王目侯內○寑　60 c
寡宮父癸宅○□　64 a
中乎歸生鳳○王　71 e
𡠓○寶彝　71 e
叔龟易貝○王姛　72 c
□彙婦貝○規　90 a
隹王初鄧宅○成周　補 1
王誥宗小子○京室曰　補 1
翻廷告○天曰　補 1
觀○公氏，有𩤚○天，叡令　補 1
【玆】

○○王家外內　134
王命，○○王家　148
額乃先且考，○○嫢公室　149
乃父○○莽人　149
今余隹令女，○○莽官莽人　149
【池】
〔池ₔ〕
○○熙ₔ，男女無期　220 f
其音○○，䎽于四方　228 h
【缶】
蔡侯朱之○　212④
〔缶隩彝〕
用乍朕皇且○○○　18
【羊】
王易叔德臣數十人，貝十朋，○百　53
孚牛三百五十五牛，○卅八羊　62
廼卑□目舀酉役○，絲三寽，用致效人　135
毆孚士女○牛　178
女載馬牛○，台出內關　227②
〔羊角〕
嬪其萬年○○　補15 P
【老】
目君氏命曰，余○　194
台旟眉壽，需命難○　214 a
用旂眉壽，需命難○　215
【考】
不顯○文王，事喜上帝　1
乍厥○隩彝　𡿧　14
𡿧滔白逘乍厥○寶尊隩彝　14 c
逘乍厥○寶隩彝　14 d
𡿧逘乍厥○寶隩彝　14②
傳○□□朕○□　26①
用乍朕○日甲寶□　26①
卿乍厥○寶隩彝　28 b
卿乍厥○隩彝　28 b
□獻乍朕○寶隩鼎　33①
暨史乍○隩鼎　38①
用爲○寶隩　72①
敢眔卲告朕吾○　78
不敢不彔休同公，克成妥吾○目于顯ₔ受令　78
隹○肇念自先王先公　78
䢅，吾○克淵克□　78
對覭朕○易休　79
亦弘唯○，肆毋又弗覿　79 b
倗乍厥○寶隩彝　112 c
曰，用啻于乃○　118
用○　122
余旣噬戻我○我母令　194
亦我○幽白幽姜令　195
其萬年，用享用○　212⑥
用享用○于皇且聖叔，皇妣聖姜，于～　216
中平善致叡○　221②
用○用享，民具卑鄉　227④
乍公上父隩于朕○𡕦季易父敎宗　補10
叔趙父曰，余○　補18
〔考壽〕
不諱○○，子孫蕃昌　212 c
女○○萬年，𥂕保其身　215
【而】
夙夜宦執○政事　215
其配襄公之妣，○餘公之女　215
𩩋協○又事　215
敎ₔ輿ₔ，造○倗劑　215
○鑿斯字　215
○易魯厤敨金十匀　216①
余義楚之良臣，○乘之字父　228 j
台樂㦚家，吾○賓客　230 a
【聿】
齊侯女𩰪，○喪其殷　217
其○其言　227 c
光之于○　230
【臣】
大傒易厥○𣎆金　7
姜商令貝十朋，○十家，𩰫百人　24
令厥○獻金車　49
侯休于耳，易○十家　56
易○三品，州人，策人，䡒人　59
邵朕福盟，朕○天子　59
侯易者規○二百家　60 c
玆賓人，大史易于珷王乍○　71 d
余其舍女○卅家　73

冀嗣三　24
蚤從王○荊，孚　68
目成自卽東命，○南尸　87
師雝父○才古自　89 a
叡從師雝父，○于𧺆自之年　90
稽從師淮父，○于古自　90 c
女其目成周師氏，○于𧺆自　91 b
〔戍秦人〕
今余令女啻官嗣邑人，先虎臣～○○○　182
【戈】
隹周公珝征伐東尸，豐白，導古，咸○　10 g
苟享○　補 1
雩武王旣○殷　補15，補15 o
【早】
易田～于○五十田　164
【旬】
余専○于國　228 g
【有】
不顯玟王，受天○大令　61
○□𤄫祀，無敢醴　61
𤄫保先王，□○四方　61
○同事□，廼多亂　104 a
井叔○免卽令　115 b
○爽賓　139
余○散氏心賊　139
武公○南宮柳，卽立中廷，北鄉　163
女○隹小子　186
○虔不惕　212 e
定均庶邦，休○成慶　212 e
今余其念□乃○齊休祝成，用𤔲剌疾　230
勿○不義，訑之于不啇　230
○唯小子亡戢　補 1
覭珝公氏，○覭珝天，叡令　補 1
【朱】
〔朱亢〕
王易珝赤市，○○，䜌旂　144 a
〔朱市〕
易○○，悤黃　160
易女～○○　181
〔朱旂〕
易女～○○　172
易女～○○二鈴　181
〔朱旂旜〕
易朱市～○○○　160
〔朱黃〕
易赤市，○○，旂　124
易女～○○　137
册易休～○○　146
易女赤市，○○　152
新易女赤市，○○　173
册易𩡫～○○　177
易𢧜，○○，䜌　198
易衞𢧜市，○○，䜌　補11 c
〔朱號斳〕
余易女～○○○　92
易～○○○　105
〔朱號圖斳〕
易女～○○○○　104 a
〔朱號𩏂斳〕
易女～○○○○　172，184，188
〔朱𩌏圅斳〕
易女～○○○○　181
〔朱𩌏𩏂斳〕
易朱市～○○○○　160
【束】
〔束伐〕
王○○商邑　14
【次】
公姞令○嗣田人　72 b
○蔑厤，易馬，易裘　72 b
○害□祝，儆至劍兵　228 k
【死】
侯乘珝赤旂舟，從○咸　60 c
○毋童　181
不廷唯○　184
余令女○我家　186
用旛壽老毋○，保虞兄弟　216
〔死事〕
追虔夙夕，卹厥○○　113
尸不敢弗儆戒，虔卹乃○○　215
卹厥○○，肇乍龢鑪鐘　補15 o
〔死嗣〕
(君)令羌，○○事官　3①
廼罳夾，○○戎　61
○○畢王家　129

余用○乍旅匿　226
用○乍醴壺　226 a
○乍寶貞　226 c
曾子綏，○乍行器　226 d
曾子□○乍飤匿　226 e
用其吉金，○乍旅盆　226 g
戈叔朕○乍饙鼎　226 k
○乍薦匿　226 l
用其吉金，○乍將彝　226①
楚公逆，○乍夜雨雷鎛　227
○乍寶大醬鐘　227 a
楚王領，○乍鈴鐘　227 c
隹王五十又六祀，迖○西旛　227 f
用擇其吉金，○乍盥盤　227 p
○乍將彝　227 t
曾中斿父，○乍寶甫　227 t
用吉金，○乍寶障壺　227 t
○乍沬盤　227 v
○乍鐈盨　227 v
○乍鐈盨，永保用之　227 v
黃季鯀父，○乍飤器　227 x
○乍鼎　227 x
考叔䏁父，○乍障匿　227 y
鄴公孫䏁父，○乍盥匜　227 y
○鄂往，逾沽，上灘　227②
○鄂往，庚易丘　227②
用其吉金，○乍旅獻　227⑤
唯曾白文，○乍寶段　227⑥
唯曾白文，○乍□□鑑　227⑥
用○乍寶段　227⑥
曾白從寵，○乍寶鼎用　227⑦
擇其吉金，○乍龢鐘　228 b，f，g，h，229③
擇余吉金，○酢祭鏞　228 c
○乍征城　228 k
○乍飤𩰫　228①
王子𪊨，○酢飤鼎　228②
攻敔王光，○乍用劍　229 a
擇厥吉金，○乍御監　229 b，229 c
擇其吉金，○乍鷞鐘　229 d
○乍鷞鐘　229 e
啓○乍其元用　229 f
○乍其元用　229①
○乍元用　229②
擇厥吉金，○祝禾稟□　230 a
王戊○乍用劍　230 b
戊王石於，○乍用劍　230 b
擇厥吉金，○乍商句鑃　230 d
○乍元之用之僉　230①
○乍用□○　230①
复□珷王豐福，○天　補 1
余其宅炫中或，○之辪民　補 1
王歸○成周　補 9
白大師不○乍小子　補10
○今余敢夒乃小大史　補11 h
白䧹父○乍用器　補12 b
【至】
明公朝○䢅成周　25
人鬲自馭○于庶人　61
乃克○　73
王○于康宮，攸　73
浩伐淖黑，○　80②
師䧹父省道，○于𢦏　89
王𦣞伐其○，𡧊伐厥都　98
○于大沽，一封　139
旨涉，二封，○于邊柳　139
旨西，○于坤莫　139
左○于井邑封道　139
益公○告　145
二月，眉敖○見，獻貢　115
自淲東，○于河　150
厥逆○于玄水　150
○于歷寒　162
○于𨛜　162
○于伊，班　164
遹涇東，○于京自　171
○于南淮尸　191
余或○我考我母令　194

一七四～一七五

毛公易朕文考○　79
休朕匋君公白易厥○弟虡井五楬，易□，胄，干戈　100①
畯○天子霝冬　113
鯀其萬年永保，○天子　124
匡衆厥○廿夫，寇舀禾十秭　135
用○　135
畯○天子，霝冬　137
農○先王，得屯亡敃　157
眉壽無疆，畯○天〔子〕　157 a
畯○天子，萬年唯亟　157 d
眉壽永令，畯○天子　166
余隹巠乃先且考，克黔○先王　172
淮尸餘我貢晦○　178
易女弓一〜○五家　193
○朕皇考穆王　補10
休白大師肩嗣𩕤○皇辟　補10
用○皇辟　補10
畯○天子，𩈁冬　補11 e
易金，易○　補15 d
井侯厚戎，征令○諫　補18 a
○諫曰，拜手稽首　補18 a
○諫□亡母弟弘𦢊　補18 a
〔臣妾〕
匽侯賞复冂衣，○○，貝　38①
旨厥○○　167
𣪘官嗣康宮王○○百工　169
𣪘嗣我西偏東偏僕馭百工牧○○　186
〔臣數〕
王易叔德○○十人，貝十朋，羊百　53
【自】
明公歸○王　25
公違省○東，才新邑　28
休王○穀，事賞畢土方五十里　45
征珷𩱦○蒿　54
用○乍寶器　59 c
人鬲○馭至于庶人　61
逐□□○厥土　61
遣○㲋自，述東　63
易自逹征○五䍐貝　63
懋父賞御正衛馬匹，○王　65
王易中馬，○隣应四騁　71 c
王歸○諆田　73
隹考䏁念○先王先公　78
毛公易朕文考臣，○厥工　79
其○今日，孫〻子〻，毋敢望白休　88
白䧹父來○𢦏　91
○乃且考，又捪于周邦　92
倗白㲋○乍障段　112 c
用○乍寶障段　122
眉，○濡涉旨南　139
○根木道　139
唯還○征，才𣎳　142
異○也邦，又帝于大命　145
○淲東，至于河　150
○豕鼎降十又一　158
厤○今，出入尃命于外　181
擇其吉金，○乍飤鱀　200 j
都公平侯，○乍障鉦　209
都元子斯，○乍旅匿　209 c
都元子斯父，○乍旅匿　209 c
宋莊公之孫趨亥，○乍會鼎　210
擇其吉金，○乍飤簠　210③
蔡子□○乍會匜　212 b
不愆不貳，○乍訶鐘　212 e
擇其吉金，○乍鈴鐘　212 h
擇其吉金，○乍龢鐘　216 a
○乍鑄其游鐘　221②
○乍龢鐘曰　222 a
用○乍其龢鐘鈴　222 c
○乍其御鐘　222 i
○乍鐈盆　222①
走馬薛中赤，○乍其匿　224②
不白夏子，○乍障罍　224③

白□父曰，休父易○馬　103 a
今○隹帥井先王令　104
今○唯或𥁰改　104 a
今○隹𤔲𡨦乃命　104 a，185
○馬四匹，取(遺□)爭　104 a
今○唯𤔲先王令　120
今○隹或嗣命女　127
○用乍朕剌考富白寶段　131
今○唯肈𤔲先王令　133
○其用各我宗子雩百生　133
○用匄屯魯雩萬年　133
今○隹𤔲𡨦乃令　134，167，172，183，188，189
○無逭具寇　135
正□不□□○　135
○有散氏心賊　139
○又爽變，爰千罰千　139
今○非敢夢先公又𢓊𢓋　149
○懋爯先公官　149
今○隹令女，死嗣葊宮葊人　149
今○曾乃命　151
今○隹𤕌𤔲乃令　152
降○魯多福亡疆，隹康右屯魯　156
降○多福緐釐　161
昔○既令女，出內朕令　167
○隹巠乃先且考，克黔臣先王　172
昔○既令女　172
○既易大乃里　175
○弗敢替　175
今○弗叚組　178
○用乍朕後男□障段　178
今○唯肈巠先王命　181
○一人才立　181
○非𢦏又𨐌　181
告○先王若德　181
今○唯𤔲先王命　181
今○令女啻官嗣邑人　182
廼乍○一人咎　184
○令女死我家　186
○既令女，疋師龢父，嗣左右走馬　188
降○厚多福無疆　190
○來歸獻禽　193
○命女御追于𦎧　193
○獻婦氏旨壺　194
旨君子命曰，○老　194
○叀于君氏大章　194
○既𠯑㕓我考我母令　194
○弗敢𤔲　194
○或至我考我母令　194
○告慶　195(2)
○旨邑𠯑有嗣　195
○典，勿敢封　195
今○既𠯑　195
今○既一名，典獻　195
○雖小子　199，199 b
○隹司朕先姑君晉邦　201
○不叚妄寧　201
○雁今小子　202
○咸畜胤士　202
○畢公之孫，郘白之子　203
○頡岡事君　203
○嘼𠭯武，乍爲○鐘　203
○不敢爲蕎　203
○畜孫書，巳𢿘其吉金　204 f
○唯末小子　212 e
○非敢寧忘　212 e
○經乃先且　215
○既尃乃心　215
○弘猒乃心　215
○命女，政于朕三軍　215
○易女𨬎都□□　215
○命女嗣辝𨬎邑　215
○用𢦏屯，厚乃命　215
女尸，毋曰○小子　215
女尃○于龔卹　215
左右○一人　215
○命女　215
雁卹○于盟卹　215
女台卹○朕身　215
○易女車馬戎兵，𨬎僕三百又五十家　215
○弗敢灋乃命　215
○彌心畏忌　216
○四事是台　216
○爲大工厄，大吏，大徒，大宰　216
○不其事　217
○隉中𣅈孫，𡔷叔和子　218
○隉𧼶之𦤎孫　218 a
○寅事齊侯，䕶卹宗家

一七六～一七七

○于大廷，莫不來〔王　202
旂無疆○于萬億年　204 a
○于㭬，日武𩁹成　215
世萬○於辝孫子，勿或鯀改　216
○于萬年，分器是寺　222 a
𠯑者□稅，儆○劍兵　228 k
○南行西行　229②
○于上侯滰川上　補 2
我乃○于淮　補 8
還○于蔡，乍旅盨　補 8
【舟】
王乘䢅○，爲大豐　60 c
【丂】
大保克○，亡𦍒　3
〔丂䧹〕
○○德巠　61
【行】
王○參有嗣，嗣土，嗣馬，嗣工　101
必會王符，乃敢○之　199 d
燔燧事，雖毋會符，○殹　199 d
用征用○，萬歲用尚　200 j
用征用○，用鬻稻粱　211 a
其陰其陽，曰征曰○　220 a
旨征旨○，用盛稻粱　226
用征用○，用龢用鬻　228①
〔行匿〕
曾子遇之○○　226 f
〔行𩜌〕
雩厥○○，𦣻中于罰　215
女𡢁𡡆朕○○　215
〔行道〕
勿事𢿢虐從獄，爭奪𠭯○○　184
〔行鼎〕
乍○○　227 w
〔行器〕
曾子綏，自乍○○　226 d
〔行盨〕
虢叔𨬎○○　155 a
□□爲甫人○○　200 j
【衣】
不克王○　1
廼敄克○　78
〔衣祀〕
天亡又王，○○䢅王　1
〔衣事〕
王客□宮，○○　80 a
〔衣䵼〕
孚戎孚人百又十又四人，○○　補12 d
〔衣諱〕
于㳄○○，復付厥君　164
【西】
小臣𧼈，即事于○，休　55
旨○，封于敱城桂木　139
旨○，至于坤莫　139
還，旨○，一封　139
王廼命○六𠂤殷八𠂤曰　162
叀○六𠂤殷八𠂤　162
王令我，羞追于○　193
厥○疆深厲田　補11 a
〔西行〕
至南行○○　229②
〔西門尸〕
嗣乃且啻官邑人虎臣，○○○，𡫹尸　173
今余令女啻官嗣邑人，先虎臣～○○○　182
〔西旅〕
旨厥衆入門，獻○○　62
〔西偏〕
𣪘嗣我○○東偏僕馭百工牧臣妾　186

七　畫

【余】
王造大保，易休○土　3
【余】
永○寶　3①
君令○乍册睘，安尸白　22 a
師田父令○□□□官　26①
○隹即朕小學　61
女勿㞋○乃辟一人　61
今○隹令女盂𤕌𤇈　61
○其舍女臣卅家　73
○易女秬鬯一卣　92
○其永邁年寶用　92
𡫹〻敳〻，降○多福　98
福○順孫　98
○其敢對䫏天子之休　102
○用乍朕文考大中寶障彝　102

補12 d
○䛐，夙又商　補14
○明厥心　補15m
○明又心，盭龢胤士 補16
余考，不○御事　補18
〔克成〕
䚄戠大慕，○○其惟 218 g
〔克狄〕
○○淮尸，印燮繁湯　226
【兵】
王易雁父○　48 b
用○五十人㠯上　199 d
〔兵銅〕
楚王酓忎，戰隻○○ 227 k (2)，227 l
〔兵㦰矛戈〕
孚戎○○○○，弓備矢 裨胄　補12 d
【㓞】
〔㓞票〕
○○戩㲹　202
【初】
丁子，王才新邑，○饙　27
王○□□于成周　32
隹王○𡌢于成周　35
公叔○見于衞　36 f
匽侯旨，○見事于宗周　38
唯五月，王才○　97
王○執駒于㡿　102
王○各伐厰㦰于㽀㡿　191
隹王○鄱宅于成周　補 1
曰古文王，○斆龢于政 補15
曰古文王，○盭龢于政 補15 o
〔初庚〕
既子白期，吉日○○　229
【刪】
〔刪伐〕
○○頵司，敱厥邋㬱　215
【㔾】
史頌乍○，永寶　138 a
用鑄其○　212 i
永保用○　218 c
魯白悆父乍姬氏○　219 f
走馬薛中赤，自乍其○ 224②
【卣】
罘賞○𧢲貝　30
【卲】
○朕福盟，朕臣天子　59
永寶，用○大宗　126 b
乍□宗彝，㠯○皇且　199
○于天子　204
〔卲合〕
○○皇天，㠯虩事䜌方 補16
〔卲各〕
用○○不顯且考先王　98
䵼祀○○，樂大神 補15m
用○○喜侃，樂前文人 補15 q
〔卲告〕
敢𤔲○○朕吾考　78
〔卲享〕
用○○于皇且考　192①
〔卲洛〕
用○○朕文且考　126 a
〔卲翏〕
㠯○○孝享　199 b
〔卲練〕
因資䚄皇考○○高且黃啻，伙飼超文，淖䛐者侯　218 g
【卲】
宣○我猷　201
【取】
牆弗敢○　補15
〔取考〕
既令乃○○事　104
令女更乃○○　104
【否】
○畀屯陟　79 a
〔否善〕
東裁內外，毋敢○○　186
【君】
〔君子〕
用康𩟄妥褱遠䖒○○　201
〔君我〕
易○○　88
【吳】
令兔乍𤔲土，𤔲奠還歔 罘○罘牧　115 a
𤔲易林○牧　150
𤔲六㠯牧陽○□　163
王才○　173
各○大廟　173
○季子之子逞之元用劍 229 g
〔吳喜皮〕
舍盠冒□㧊皮二～○○ ○二　補11 b

一七八～一七九

218 a
○畢䚄威忌　222 a，222 b
○諾䚄孔惠　222 j
○擇其吉金黃鏞　226
○用自乍旅匿　226
擇○吉金，自酢彔鐺 228 c
○𠀠䚄猷庰，畏㜸趩﹅ 228 g
○恁㫃心，延永○德 228 g
○專旬于國　228 g
○迭斯于之孫　228 j
○玆洛之元子　228 j
○義楚之良臣，而乘之字父　228 j
○贎乘皃，畋吉金鎛鋁，台鑄和鐘　228 j
皿皮吉人享，士○是尚 228 k
莫敢御○　229②
○處江之陽　229②
今○其念□乃有齊休祝成，用𤔲剌疾　230
順○子孫，萬枼無彊，用之勿相　230 a
○其宅玆中或　補 1
事○一人　補10
○執䪊王卿工　補11 a
○舍女田五田　補11 a
○審賓田五田　補11 a
自今○敢𡢁乃小大史 補11 h
其豐﹅𥁰﹅，受○屯魯 補15m
褱受○爾𪈶，福需冬 補15 P
永○寶　補15 P，補15 q
褱受○爾𪈶福　補15 q
○小子，○夙夕　補16
叔趱父曰，○考　補18
○䚄爲女玆小鬱彝　補18
玆小彝妹吹見○　補18
○关皇辟侯令　補18 a
〔余小子〕
隹皇上帝百神，保○○ ○　98
○○○，肈帥井朕且考 懿德　132
○○○司朕皇考　161
司○○○弗彶　181
趯○○○，家湛于𩁹　181
妥立○○○　183
叀○○○，肈盄先王德 補10
○○○，余夙夕　補16
〔余朕〕
女台卹○○身　215
【作】
友○旅彝　41 a
分己姜寶，○𣪘　75 a
䣄侯弟𣪕季，○旅彝 142③
郜造○姬□朕羞鼎　225 e
【佺】
鼐﹅義政，保廣子○　216
【佋】
〔佋□〕
用○○其右，子𢿋史孟 216①
【克】
大保○芍，亡咎　3
王後𠭯○商，才成𠂤　9
○奔走上下帝　59
今弗○厥罰　67
乃○至　73
不敢不𦃃休同公，○成妥 吾考㠯于顯﹅受令　78
廼𣪘○衣　78
𠭯，吾考○淵○□　78
乃沈子𣪘○蔑　78
○又井斅，歅父廼是子　78
亡○競厥剌　79 a
穆﹅○盟厥心　130
乃且○𡌢先王　145
穆﹅異﹅，○慹厥德　157
穆﹅○誓厥德　160
○夾盥先王，奠四方　162
弗○伐䣄　162
肆○龏保厥辟龏王　167
肆○□于皇天　167
余隹巠乃先且考，○黺臣先王　172
乃聖且考，○差右先王 183
秉德不○㚔　183
○哲厥德，得屯用魯　190
台○總光朕□　230
昔才𠭯，考公氏○逨玫王　補 1
隹珷王既○大邑商　補 1
女○𧅫乃身　補10
白亦○𢾓𠙵先且　補10
永龏厥身，𤰇○厥啻

協于我霝龠，𤰇龢𤰇○ 229 d
○戎兵㦰矛戈，弓備矢 裨胄　補12 d
○戎孚人百又十又四人 補12 d
○戎器，○金　補19
〔孚人〕
奪○○四百　164
孚戎○○百又十又四人 補12 d
〔孚受〕
○○天令，亦𤔲殷民　183
〔孚奪〕
勿事䖒虐從獄，○○𠭯 行道　184
【孝】
用享用○，用匄眉壽多 福　157 d
用享用○，用𣄰眉壽 200 i
用享用○，用匄眉壽 207 f
用享用○，于㫃皇且文 考　216 a
台享台○于大宗皇且皇 妣，皇考皇母　218 a
用○用享，于我皇且文 考　226
用○用享，用易眉壽 226 a
用享台○，于我皇且文 考　228 g
用享用○，眉壽無彊　229
台享台○，用𣄰萬壽 230 c
用享用○于朕皇考　補17
〔孝享〕
㠯卲翏○○　199 b
用○○于皇且考　200①
〔孝晉〕
○○史牆，夙夜不彖 補15
〔孝武〕
皇考○○趄公，䚄戠大 慕，克成其惟　218 g
用乍○○趄公祏器鐈 218 g
〔孝孫〕
鄦侯少子析乙，○○不 巨，合趣吉金　221 b
【宋】
〔宋句〕
厥逹□，厥彌○○　補 3
【宎】
毋敢或入䜌○賓　191
【㝵】
余馬四匹，取(遺□) ○　104 a
事○㠯告𩁹　135
【肩】
師𩀙父○　89 a
休白大師○𤔲䢅臣皇辟 補10
〔肩事〕
天子○○　157
【巠】
余隹○乃先且考，克黺 臣先王　172
〔巠念〕
○○厥聖保且師華父　167
〔巠𩀙〕
○○明德　201
【巩】
趯余小子，家湛于𩁹，永○先王　181
𤼈叔市，○告于王　189
達殷畯民，永不○　補15
【廷】
〔廷告〕
𤔲○○于天曰　補 1
【延】
〔延永〕
余恁㫃心，○○余德 228 g
【弄】
〔弄鳥〕
子乍○○　204②
〔弄壺〕
盧台爲○○　205 d
〔弄鑑〕
智君子之○○　204 b
【弟】
㠯乃○，用夙夕𩁹享　48
○史遣馬，弗ナ　70①
䣄侯○𣪕季，作旅彝 142③
【㢸】
中平善○𠭯考　221②
【彤】
〔彤矢〕
易用弓，○○其央　192
〔彤沙𢽈必〕
冊易休玄衣黹屯，赤市 ～○○○○　146

一八〇～一八一

【吾】
不敢不𦃃休同公，克成妥 ○考㠯于顯﹅受令　78
𠭯，○考克淵克□　78
【告】
令夨○于周公宮　25
遲天子休○　60 c
○曰　62，194
盂○　62
𠟭白○　62
𨽍白□白○　62
盂征○　62
𤰇厥友弘，㠯○于白懋 父　67
弘㠯○中史書　67
公○厥事于上　79 a
厥非先○希　134
毋敢疾又入○　134
事㝵㠯○𩁹　135
㠯匡季○東宮　135
曶或㠯匡季○東宮　135
益公至○　145
武公入右敔，○禽　164
𩁹从㠯攸衞牧，○于王 曰　180
○余先王若德　181
厥非先○父厝，父厝舍 命　181
𤼈叔市，巩○于王　189
盥白虎○曰　195
余○𡢁　195(2)
裘衞廼彘○于白邑父 補11
衞㠯邦君厲，○于井白，白邑父～曰　補11 a
乃師或㠯女○　補11 h
乃㠯○事䚄事曶于會 補11 h
〔告剌〕
○○成工　78
【㫃】
用夙夜無○　148①
用享用孝，于○皇且文 考　216 a
余恁○心，延永余德 228 g
諆各○司寮女寮奚　補13
【均】
定○庶邦，休有成𢦏 212 e
○子大夫　212 e
【夆】
𤔲乃成○四夆　補11 b
顏小子具叀○，壽商𩁹 補11 b
【夾】
員乍○　21 b
〔夾盥〕
克○○先王，奠四方　162
用○○厥辟　183
【妥】
多用追德，○多友　60 c
不敢不𦃃休同公，克成○ 吾考㠯于顯﹅受令　78
用○公唯壽　78
其用各百神，用○多福　82
隹用○神褱，唬前文人 91 d
用○賓　148 a
○立余小子　183
尹叔用○多福于皇考德 尹叀姬　212
女○乃壽　230
𩁹敢對王休，用○　補10
大神○多福　補15 g
〔妥厚〕
○○多福　補15m
用𩁹○○多福　補15 P
豐﹅𥁰﹅，𩁹○○多福 補15 q
〔妥福〕
享孝○○　補12 a
〔妥褱〕
用康𩟄○○遠䖒君子　201
【娶】
余𦣻○武　203
【孚】
省𢀜尸，身○戈　17 c
𦣻○貝　19
員○金　20
○人萬三千八十一人　62
○馬□□匹　62
○車卅兩　62
○牛三百五十五牛，羊 卅八羊　62
○𥝀二百卅又七𥝀　62
○人□□人　62
○馬百四匹　62
○車兩□□　62
呂行𢦏○貝　66
𨖫從王成荊，○　68
伐反荊，○金　69
□侯隻巢，○厥金　174 a
毆孚士女羊牛，○吉金 178

222
用孝用享，于◯皇且文考 226
㠯樂嘉賓，及◯父兄庶士 228 b
用享于皇天，及◯文考 228 c
用享台孝，于◯皇且文考 228 g
樂◯父兄，飲飤歌舞 228 j
協于◯靁龠，卑龢卑孚 229 d
以樂賓客，及◯父兄 230 d
谷天順◯不敏 補1
逆見◯，厥獻厥服 補8
◯乃至于淮 補8
◯含顏□大馬兩 補11 b
◯義使女千 補11 h
𣪘𣪘女，今◯赦女 補11 h
◯先且受天令 補16
【戒】
女台尃◯公家 215
女台◯戎徒 215
【折】
◯䜌于□ 62
〔折首〕
◯◯執𠧢 178
今甲從王，◯◯執𠧢 191
◯◯五百，執𠧢五十 192
女多◯◯執𠧢 193
女多禽，◯◯執𠧢 193
執𠧢◯◯，孚戎器，孚金 補19
〔折臧〕
毋◯◯ 181
【攸】
◯易魚 86
〔攸勒〕
易𢀛赤市，幽亢，◯◯ 101
易秬鬯一卣～◯◯ 105
易女赤舄，◯◯ 116
易女～◯◯ 125 b，181
易女～◯◯，鑾旂 136，153
易女玄衣黹屯～◯◯ 137，182
易女赤市～◯◯ 152，169
令女赤市，幽黃，◯◯ 163
易女～◯◯，鑾旂五 165
易女～◯◯，素戉 172
新易女赤市～◯◯ 173
冊易𩍂～◯◯ 177
易女秬鬯一卣～◯◯ 184，188
易女叔市～◯◯ 189
王曾令𢓊，易赤市◯◯ 補6
易女玄袞黹屯～◯◯ 補10
王乎史年，冊易□𩍂，虢市，◯◯ 補15 h
【攻】
〔攻開〕
癹𢦚從趞征，◯◯無啻 17 c
【孜】
召大㠯厥友，入◯ 176
宝◯庶𢦏，台甫光朕立 230
【孜】
◯敬不惕 212 c
【旲】
肆皇帝亡◯ 183
【叓】
◯虢城公服，粤王立 79 a
令女◯乃取考，啻官𤔲左右戲緐荊 104
◯厥且考服 114
令女◯乃且考𤔲卜事 135
庚下丝，庚佔㑥，◯䣄 227②
矩取眚車～◯ 補11 b
【束】
兮公宣孟鬯，◯，貝十朋 35 a
〔束絲〕
我既賣女五〔夫效〕父，用匹馬◯◯ 135
【每】
◯親王休于隣 1
白懋父易召白馬◯黃髮微 43
緐改◯親白屖父休曰 88
君夫敢◯䚕王休 95
舀廼◯于𥄰〔曰〕 135
【求】
東宮廼曰，◯乃人 135
用◯丐命彌生 216
竈君◯吉金 222 c
【沈】

【征】
◯令康侯，啚于衞 14
王◯□ 18
◯珷尋自蒿 54
□，□□賓◯ 62
孟◯告 62
祝◯，□□□□□ 62
王邦賓◯ 62
呂◯于大室 96
王◯正師氏 100
用償◯賓丝五夫，用百孚 135
井侯厚戎，◯令臣諫 補18 a
【忘】
永某毋◯ 204
永世毋◯ 218 d
孫ゞ勿◯ 229
【我】
今◯唯令女二人，亢眔矢 25
◯聞 61
今◯隹即井𠃊于玟王正德 61
夙夕召◯一人 61
擥◯，其遹省先王受民受疆土 61
◯征 62
也用𧽊𧽊◯多弟子◯孫 78
◯用䵼 79 b
厚眔◯友匓 79 b
◯不能不眔縣白萬年保 88
南或𠬝子，敢舀處◯土 98
◯隹司配皇天王 98
萬年保◯萬邦 101
𤔲萬年保◯萬宗 102
余其用各◯宗子雩百生 133
◯既賣女五〔夫效〕父 135
𥄰𤔲卑◯賞馬 135
◯既付散氏田器 139
◯既付散氏溼田牆田 139
◯亦弗□享邦 145
不盄，取◯家㮚，用喪 149
用離匽𡪞保◯邦◯家 161
淮尸繇◯賣晦臣 178
反厥工吏，弗速◯東鹹 178
今◯肇令女 178
女覓◯田牧 180
◯弗具付𢍰从其且，射分田邑 180
配◯有周 181
臨保◯有周 181
命女，辪◯邦◯家內外 181
叀◯一人 181
雝◯邦小大猷 181
俗◯弗乍先王憂 181
廼唯是喪◯或 181
命女亟一方，圉◯邦◯家 181
臨保◯厥周雩四方 183
令女叀雝◯邦小大猷 183
敬明乃心，用辟◯一人 184
乃且考又爵于◯家 186
余令女死◯家 186
粮𤔲◯西隔東隔僕駿百工牧臣妾 186
淮尸舊◯賣晦人 191
其隹◯者侯百生厥賣 191
王令◯，羞追于西 193
女㠯◯車，宕伐厥允于高陶 193
弗㠯◯車圅于䪿 193
余既𠧢㕊◯考◯母令 194
余或至◯考◯母令 194
亦◯考幽白幽姜令 195
宣𨚕◯猷 201
魯覃京㠯，辪◯萬民 201
嘉遣◯，易鹵責千兩 201
◯皇且鄭公，〔雁〕受大命 202
◯剌考□□□□ 202
◯㠯享孝，樂◯先且 203
束ゞ𤔲ゞ，康樂◯家 204 a
㠯乍鑄鉦，㠯祭◯皇祖 204 f
𪊲台匽歈，盱◯室家 205 d
𢦚𦆫毋後，𨫯在◯車 205 d
乍◯姑鄧孟嬀朕𣪕 208 c
建◯邦國，爲令□ゞ 212 e
用樂嘉賓大夫，及◯倗友 212 h
用樂嘉賓，及◯倗友 216 a
用追孝於◯皇𣪕鐘 218
用樂◯嘉賓，及◯正卿

王易𠱾士卿◯朋 27
商𣪕侯𨚕◯ 29
㠯百生豚，眔賞卣鬯◯ 30
賓◯ 35
兮公宣孟鬯，束，◯十朋 35 a
王易小臣餘夔◯ 37 e
王賞旨◯廿朋 38
匽侯易亞◯ 38 b
匽侯賞复冂衣，臣妾，◯ 38①
侯賞复◯三朋 38①
侯賞攸◯三朋 38①
𠕋商又正嬰嬰◯ 38②
大保賞堇◯ 38③
匽侯易白矩◯ 38④
休朕公君匽侯易圉◯ 38⑥
侯易富◯金 40
休矧小臣𧶠◯五朋 44
休王易𦣞父◯ 46
廼易史䀠◯十朋 50
王易叔德臣𡥃十人，◯十朋，羊百 53
王易德◯廿朋 54，54 a
易𢍰◯五朋 55 b
𤔔賞□□◯□朋 59 b
易㠯逑征白五𩧐◯ 63
小臣謎𧽊曆，眔易◯ 63
呂行𢦏孚◯ 66
公𠬝易害◯ 72 d
叔𤢉易◯矧王姛 72 e
王姛易㑥侃母◯ 72 f
保侃母易◯于庚宮 72 g
㑥𣪕母易◯于庚姜 72 h
天君賞厥征人斤◯ 72②
王𧶠庚贏曆，易◯十朋 80
易𧶠𩟄，◯十朋 80 a
贏氏𧽊曆，易◯ 80 b
易𧶠㠯取◯十朋 80②
易公◯五十朋 81
公易厥涉子效王休◯廿朋 81
王易◯五十朋 84 b
□𩁹婦◯矧𡚬 90 a
𧽊曆，易◯卅寽 90 c
易◯十朋 91 b
易敔弓矢束，馬匹，◯五朋 93 a
王易呂𩰫三卣，◯卅朋 96
王易剌◯卅朋 97
王乎師朕，易師遽◯十朋 100
用◯十朋又四朋 100 a
王乎伊白，易懋◯ 117
公易望◯ 130 b
𧽊敔圭瓚，□，◯五十朋 164
公厥寽◯，用獄諫 195
王咸𡈼，𤔲易◯卅朋 補1
不𢓊易◯十朋 補2 b
賞庚姬◯卅朋 補15 a
大矩易豐金◯ 補15 c
〔貝布〕
尸白賓䙴◯◯ 22
尸白賓用◯◯ 22 a
〔貝朋〕
易𩰫𢦏◯◯ 18
王易𠱾士卿◯◯ 27
〔貝胄〕
王令賞盂～◯◯一 62
【赤】
〔赤◯市〕
易𢀛衣，◯◯◯ 93
易女𢀛衣，◯◯◯，鑾旂 110
易女◯◯◯，鑾旂 111，131
易女◯◯◯ 115 b
易女◯〔◯◯，鑾〕旂 122
王易◯◯◯，玄衣黹屯，鑾旂 125 a
易女◯◯◯，鑾 129
易女◯◯〔◯，旂〕 135
〔赤市〕
易◯◯ 79 c
易女◯◯，幽亢，鑾旂 83
易𢀛◯◯，幽亢，攸勒 101
易◯◯，朱黃，旂 124
易女秬鬯一卣，玄袞衣，◯◯ 136
易女玄衣黹屯，◯◯ 137
易女◯◯，冋黃，麗𣪕 140
王易𤔲◯◯，朱亢，鑾旂 144 a
冊易休玄衣黹屯，◯◯，朱黃 146
易女玄衣黹屯，◯◯ 151
易女◯◯，朱黃 152
易女～◯◯ 154
令女◯◯，幽黃，攸勒 163
易女◯◯，幽黃 169
易女秬鬯一卣，◯◯ 172
新易女◯◯，朱黃 173

令乃鴅◯子 78
◯子其顯𧽊 78
乃◯子𢦏克𧽊 78
休◯子𡌿𢦏，𦣞貯賓 78
其又哀乃◯子也唯福 78
【牡】
王啻用◯于大室 97
【狃】
休沈子𡌿𢦏，◯貯賓 78
【狄】
◯虘宄，伐尸童 補15
【甬】
◯乍宗彝障壺 227 s
後𤔲◯之，職才王室 227 s
【甫】
匡◯象𩟄二 123
【甹】
〔甹盟〕
用障𩁹鬯，◯◯ 12
【男】
眔卿事寮，眔者尹眔里君眔百工眔者侯，侯田◯，舍四方令 25
〔男女〕
也ゞ𤰈ゞ，◯◯無其 213
池ゞ熙ゞ，◯◯無期 220 f
【甸】
從格白，厈彼◯ 112
官𤔲量田◯，眔𤔲𡧊眔𤔲芺眔𤔲寇眔𤔲工司 131
◯㠯𢦏之，夙莫不貳 230 a
〔甸人〕
𤔲五邑◯◯事 198
〔甸車〕
易克◯◯馬乘 171
【旻】
◯其金節，則毋政 227②
不◯其金節，則政 227②
◯其金節，則毋政 227②
不◯其金節，則政 227②
【窐】
〔窐龠〕
𤔲◯◯邦君𤔲馬弓矢 109
【良】
〔良臣〕
余義楚之◯◯ 228 j
〔良金〕
用其◯◯，鑄其𩰫鼎 228
〔良馬〕
格白取◯◯乘于倗生 112
【見】
公叔初◯于衞 36 f
侯◯矧周，亡述 60 c
◯𩰫于公 78
厥又◯ 134
二月，眉敖至◯，獻貞 145
逹高父◯南淮尸 補8
逆◯我，厥獻厥服 補8
眉敖者膚爲吏，◯于王 補11 b
𢦏史剌且，廼來◯武王 補15
𢦏史剌且，來◯武王 補15 o
效小彝妹吹◯余 補18
〔見事〕
匽侯旨，初◯◯矧宗周 38
〔見服〕
隹公大史，◯◯于宗周年 58
公大史，咸◯◯于辟王 58
【言】
其聿其◯ 227 c
【谷】
◯女弗㠯乃辟，圅于𩁹 183
◯天順我不敏 補1
【豆】
〔豆人〕
◯◯虞丂，彔貞，師氏右眚，小門人𦃞 139
【豕】
〔豕鼎〕
易◯◯一，爵一 33
自◯◯降十又一，𣪕八，兩罍，兩壺 158
【貝】
公易旅◯十朋 5
今大保賞御正良◯ 8
周公易小臣單◯十朋 9
公賞𢦏◯百朋 10 g
易乍冊𠭯◯ 15
丁未，𠕋賞征◯ 16 b
遣𥎤二□，◯五朋 16 c
易◯五朋 17，57
易𩰫𢦏◯朋 18
𢍰孚◯ 19
尸白賓䙴◯布 22
尸白賓用◯布 22 a
泉白易◯于姜 23
姜商令◯十朋 24
公易乍冊𦃞鬯◯ 26

一八二～一八三

一八四～一八五

一八六～一八七

册易寰～〇〇　177
易女〇〇，同嬰黃，緣旂　185
王曾令𧗳，易〇〇攸勒　補6
〔赤市朱黃〕
易女～〇〇〇〇　補10，補11e
命女〇〇〇〇　補10b
〔赤金〕
麥易〇〇，用乍鼎　60a
蔑彔曆，易〇〇　91
〔赤金𨥜〕
井叔易舀〇〇〇　135
〔赤虎〕
矩或取〇〇兩，麀𠦝兩，𠦝韐一　補11
〔赤舄〕
易女〇〇　104
易秬鬯一卣，玄衮衣，〇〇，金車　105
易女〇〇，攸勒　116
易〇〇　125
易女～〇〇　125b，136，165，172，184
易女乃且市，五黃，〇〇　187
易女叔市，金黃，〇〇，攸勒　189
册易㯱畫㝬，□㯱，〇〇　補15j
〔赤旂舟〕
侯乘𢎥〇〇〇，從死咸　60c
【足】
令女〇周師嗣𢿊　115b
【身】
省𢎥尸，〇孚戈　17c
獻〇才畢公家　49
用永皇方〇　51b
㝬城，𧗳父〇　79a
剌〻朕〇，遹朕先寶事　101
𠭯皇盠〇　102
用廣啓士父〇　156
粱其〇邦君大正，用天子寵　157
廣啓禹〇　161
干害吾王〇，乍爪牙　172
㠯乃族，干吾王〇　181
𤔲乃事，隹王〇厚𩕳　183
干吾王〇　183
永保其〇　213①
𥁕保其〇　214①，215
女台卹余朕〇　215
𪑊保其〇　216
永保其〇　220
𥁕保其〇　220f
台樂其〇　222a
㤅穆不家于厥〇　222b
□保厥〇　227
永保𢢁〇　228c
女克𥁕乃〇　補10
用保王〇　補10
安永𡨦㦰〇　補12a
毋又弜于厥〇　補12a
永𡨦厥〇，卑克厥啻　補12d
無弜于厥〇　補12d
皇王對㯱〇楙，易佩　補15m
廣啓㯱〇，嗣于永令　補15p，補15q
用□光㯱〇　補15p
覭福用□光㯱〇　補15q
𧗳敬辪乃〇　補18
【車】
（君）令光，死嗣〇官　3①
孚〇卅兩　62
孚〇兩□□　62
女㠯我〇，宕伐𠪚允于高陶　193
弗㠯我〇圅于𩁹　193
晉公之〇　202a
𡢁𤞷毋後，𥫩在我〇　205d
〇五十乘，𢧢能返　227②
〇女棓徒，屯廿　227②
〇台毀，於五十乘之中　227②
〔車馬〕
𪔫用王乘〇〇，金□，冂衣，市，舄　60c
易女鬯一卣，冂衣，市，舄，〇〇　61
余易女〇〇戎兵　215
〔車電軫〕
易朱市～〇〇〇　160
【辵】
賞庚姬貝卅朋，〇兹廿寽　補15a
【邑】
員先內〇　20
厥□〇卅又五　52
必尙卑處厥〇，田厥田　135
用矢𢦚散〇　139
𩖻从田其〇□□□　179
□𩖻从田，其〇役眔句商兒眔讎戈　179
余㠯〇𨘢有嗣　195
侯氏易之〇二百又九十又九邑，與□之民人都鄙　216
廼舍寓于厥〇　補11a
〔邑人〕
（令）官嗣〇〇師氏　120
嗣乃且啻官〇〇虎臣，西門尸，𦎫尸，秦尸，京尸，𢍰身尸　173
今余令女官嗣〇〇　182
【邦】
用保厥〇　59c
在珷王，嗣玟乍〇　61
用𤔲𥃝奠保我〇我家　161
〇𡆥害吉　181
命女，辪我〇我家內外　181
𩛥我〇小大猷　181
𡨦我〇我家　181
令女叀𩛥我〇小大猷　183
厥名曰□〇　199b
□□□〇　202
〔邦人〕
雩〇〇正人師氏人，又皋又故　184
〔邦居〕
〇〇潢辪　183
〔邦家君〕
王令毛公，㠯〇〇〇，土馭，□人，伐東或𤞷戎　79a
〔邦國〕
建我〇〇，爲令甫〻　212c
〔邦賓〕
〇〇𨻰其旅服，東鄉　62
〇〇不𥇛　62
𨘢逡𨘢王〇〇　62
王〇〇𢓊　62
〔邦𤔲〕
正淮尸，即𧶠厥〇〇　178
【酉】
在雩御事，𠭊〇無敢𩰫　61
隹殷邊侯田，雩殷正百辟，率肆于〇　61
廼卑□㠯舀〇役羊，絲三寽　135
毋敢湛于〇　181
【里】
易𧽙𤕌〇　175
余既易大乃〇　175
豖㠯𤕌，𩓋大易〇　175
廼舍裘𧗳林𣅀〇　補11b
顜履付裘𧗳林𣅀〇　補11b
〔里人〕
命女嗣成周〇〇眔者侯大亞　143
【貝】
易𧷤七白，厥〇〔千〕又五十夫　52

八　畫

【事】
王姜史叔，〇于大保　6
公史𨌲〇又泉　23a
公命〇，晦賢百晦□　36e
〇皇辟君　45
休王自穀，〇賞畢土方五十里　45
方〇姜氏乍寶𣪕　51b
小臣𨕘，即〇于西，休　55
王〇𡚍蔑曆　59c
用從井侯征〇　60，60a
令宅〇白懋父　64
王令生，辨〇□公宗　71
公告厥〇于上　79a
女卑農，必〇厥𤔲𡚬　80①
用〇　83，104，110，111，115b，129，133，135，136，137，140，143，152，167，169，182，185，186，189，補10b，補10c，補11d
小臣靜即〇　84b
史𨌲〇于𢽾侯　89a
用飼乃且考〇　93
𢦚先王，既令乃𠭊考〇　104
有同〇□　104a
用𠈹乃且考〇　109
用萬年〇　112c
周師光守宮〇，𠊩　119
用夙夜〇　125b
勿〇敢又疾止從獄　134
令女更乃且考嗣卜〇　135
〔舀〕〇厥小子𩛥，㠯限

一八八～一八九

訟于井叔　135
〇寽㠯告𩐩　135
日用〇　151，165
永寶用〇　151
王蔑𢽾曆，〇尹氏受　164
虢旅廼〇攸𧗳牧誓曰　180
雩之庶出入〇于外，尃命尃政　181
𤔲乃〇，隹王身厚𩕳　183
勿〇𢦚虐從獄，爰奪𠭊行道　184
女𢽾可〇　189
用從乃〇　193
琱生又〇　194
嗣五邑甸人〇　198
于秦執〇　199b
燔燧〇，雖毋會符　199d
余頡岡〇君　203
國差立〇𢧢　214
公孫𢦏立〇𢧢　214①
𧗳命于外內之〇　215
是辞可〇　216
余不其〇　217
用御天子之〇　217
御爾〇　217
陳喜再立〇𢧢　217①
𡚾□墬㒸再立〇𢧢　218h
陳㒸立〇𢧢　218i
墬猶立〇𢧢　218k
用夙夜〇　補2
〇余一人　補10
王卹姜，〇內史友員，易㦰玄衣朱虢裣　補12
王用肈〇乃子㦰，逐虎臣御淮戎　補12a
唯厥〇乃子㦰，萬年辟事天子，毋又弜于厥身　補12a
命𨕘〇于𨑛土隣　補13
天君史𨕘〇泉　補13
不克御〇　補18
〔事人〕
用卿出內〇〇　71
女𧗳用鄉乃辟軝侯逆𢓊，出內〇〇　補18
〔事喜〕
不顯考文王，〇〇上帝　1
【亞】
〔亞且〕
𢾊明〇〇且辛，𩚦毓子孫　補15
不顯皇且〇〇文考，克明厥心　補15m
【享】（「永寶用享」は省略）
用頣後人〇，隹丁公報　24
〇旋走令　60c
〇奔走，畏天畏　61
其永寶用，〇于宗室　120
虘其永寶，用〇　126a
用〇大宗　126b
用〇　132b
用好宗朝，〇夙夕　145
日用〇于宗室　145
用〇于宗室　145a
用〇于朕剌考　153
用〇宗〔室〕　154c
永寶，用〇于宗　156
用〇用孝　157d
〇于皇且考　166
子〻孫〻，寶用〇于宗　195
用〇于宗室　195a
用〇于皇且文考　195①
其永用〇　200c
永寶，其用〇　200g
用〇用孝，用𪒠眉壽　200i
子孫永寶，用〇　200②
子〻孫〻，永用〇　200②
用〇于皇且文考　200②
用〇用德　201
用〇用孝，用匄眉壽　207f
其萬年，用〇用考　212⑥
用〇于其皇且皇妣，皇母皇考　215
子〻孫〻，𥁕保用〇　215
用〇用考于皇且聖叔　216
用〇用孝，于㫃皇且文考　216a
台〇台孝于大宗皇且皇妣，皇考皇母　218a
永保用〇　221b
子〻孫〻，永保用〇　222b
□□□保用〇　222e
子〻孫〻，永保用〇　222i
其子〻孫〻，永〇用之　223d
子〻孫〻，永保用〇　224②
子〻孫〻，用〇　225d
用孝用〇，于我皇且文考　226
子〻孫〻，永寶用之〇　226
用孝用〇，用易眉壽　226a
用〇于且　226b
其永寺用〇，穆商商　227f
其萬年，子孫永用〇　227m
用考用〇，民具卑鄉　227④
用〇于皇天，及我文考　228c
用〇台孝，于我皇且文考　228g
皿皮吉人〇，士余是尙　228k
用〇用孝，眉壽無彊　229
台〇台孝，用𪒠萬壽　230c
茍〇𢦔　補1
其用〇于文且考　補7
子〻孫〻，永用〇　補11g
厥𠬝〇于天子　補12a
永用〇　補14c
用〇用孝于朕皇考　補17
〔享考〕
用〇〇于皇且考　157a，157b
用追〇〇　157c
魯邍乍龢鐘，用〇〇　219
其□子用〇〇于叔皮父　223e
用〇〇于宗室萬年　226j
〔享孝〕
用〇〇于前文人　113
緐用〇〇于朕皇考　147
其用〇〇于皇申且考于好倗友　196
我㠯〇〇，樂我先且　203
用〇〇于厥皇且于厥皇丂　209a
用〇〇皇且文考　227u
用〇〇于文申　補11e
其用夙夜〇〇，于厥文且乙公于文母日戊　補12
〇〇妥福　補12a
〇〇于厥文母　補12d
〔享邦〕
我亦弗□〇〇　145
〔享祀〕
孫〻子〻，萬年用〇〇　74
〔享彝〕
魯侯乍姜〇〇　10c
〔享𩜁〕
用〇〇厥文考魯公　77
【佩】
盂㠯多旂，〇戠方　62
受令册，〇㠯出　137
受册，〇㠯出　154
王對㯱楙，易〇　補15g
皇王對㯱身楙，易〇　補15m
【侃】
～〇先王　98b
〇前文人　190
〔侃喜〕
用〇〇前文人　191④
【來】
隹公大保，〇伐反尸年　5
隹王〇正尸方　37e
白𩛥父〇自𢽾　91
𠬝子廼遣閒，〇逆卲王　98
𥂴〇合事　194
乘𨕘〇𢽾宗白　217
散史剌且，廼〇見武王　補15
散史剌且，〇見武王　補15o
〔來王〕
至于大廷，莫不〇〔〇〕，　202
〔來各〕
隹王〇〇于成周年　31
〔來𢓊〕
隹巢〇〇　81b
〔來聘〕
齊〔遣〕卿夫〻衆〇〇　199c
〔來𢧢〕
〔乃〕〇〇弗償　135
〔來歸〕
余〇〇獻禽　193
【兩】
𩁹中賞厥𢿊𣪘遂毛〇馬匹　51
孚車〇□□　62
白易小臣宅畫干戈九，易金車馬〇　64
易〇　102
矩或取赤虎〇，麀𠦝〇，𠦝韐一　補11
〔兩壺〕
自豖鼎降十又一，𣪕八，

○乍福元孫　215
○萬福屯魯　215
兼保○身　215
鎗保○身　216
用侶□○右，子歆史孟　216①
齊侯女𩰫，聿喪○段　217
余不○事　217
爾○適受御　217
○人民都邑，堇宴舞　217
覲蔵大菉，克成○惟　218 g
乍○庶女𥗉孟姬𨸏匜　219 g
乍○子孟姬𣪘朕般匜　219②
眉壽萬年，永保○身　220
曩白子㝨父，乍○征盨　220 a
○陰○陽，吕征吕行　220 a
慶○允藏　220 a
其眉壽萬年，兼保○身　220 f
乍○造鼎十　221 c
自乍鑄○游鐘　221②
鑄○游鐘　221②
台灤○大酉，聖智龔良　221②
○受台眉壽，萬年無諆　221②
台樂○身　222 a
台乍○皇且皇考曰　222 b
鑄○𩵦鐘　222 b
台卹○祭祀盟祀　222 b
昚爲之名，元器○舊　222 b
用自乍○𩵦鎛鈴　222 c
用喜于○皇且　222 d
爲○𩵦鐘　222 d
萬眉壽，○年無疆用　222 h
自乍○御鐘　222 i
鑄○餴匿　222 j
鼄晉父朕○子□𡢁寶鬲　222 l
郘始□母，鑄○羞鬲　222m
○□子用享考于叔皮父　223 e
走馬薛中赤，自乍○匿　224②
用追孝于○父母　225 b
宜喪用𩁹○者父者兄　226 c
○聿○言　227 c
○永寺用享，穆商商　227 f
楚嬴鑄○匜　227m
楚子暖鑄○飤匿　227 o
乎○萬人，永用　227 u
邛君之婦龢乍○壺　227 w
𡕒○金節，𠛱毋政　227②(2)
不𡕒○金節，𠛱政　227②(2)
𨰻○用追孝于○皇考　227⑥
用○良金，鑄○𢇍鼎　228
○音𣲙𣲙，𨷾于四方　228 h
用𣄰眉壽𩠫釐，于○皇且皇考　229 d
○登于上下□□　229 d
啓自乍○元用　229 f
邗王是埜乍○□元用　229 h
自乍○元用　229①
今余○念□乃有齊休祝成，用𢓊剌疾　230
女○用玆　230
余○宅玆中或　補 1
孫孫子子，永○逹寶用　補 3
○用享于文且考　補 7
○易壽考，多宗永令　補 7
○舍田十田　補11
○舍田三田　補11
○用夙夜享孝，于厥文且乙公于文母日戊　補12
義○寵祀　補15
○日蔑曆　補15
○𩛥祀大神　補15 g
大神○陟降　補15m
○豐豐𤼈𤼈，受余屯魯　補15m
盜百蠻，具卽○服　補16
中大師子□爲○旅□　補17 h
○百男百女千孫　補19
〔其央〕
易用弓，彤矢○○　192
【具】
余無卣○寇　135

兩𣪘，○○　158
用璧○○八鼎　217
〔兩壺〕
自豕鼎降十又一，𣪘八，○○，兩壺　158
【其】（其の用法は省略した。「其永寶(用)」「其永用」「其萬年」「其子子孫孫」「其孫孫子子」「其孫子永寶」「其吉金」「其眉壽萬年無疆」）
○萬億年，永寶用享　10 f
○永子孫寶　10 h
乍○文考叔寶𨸏彝　36②
○㝃之朝夕監　50
方○日受室　51 b
○永亡多　60 c
○遹省先王受民受疆土　61
邦賓𨸏○旅服，東鄉　62
余○舍女臣卅家　73
命○永吕多友𣪘飤　76
沈子○𩒨𩒨　78
○丮哀乃沈子也唯福　78
厚𠬪我友𩛥，○用習　79 b
○用各百神　82
○自今日　88
○父蔑𩫏曆，易金　89
對𥃝○父休，用乍寶鼎　89
女○日成周師氏　91 b
余○永邁年寶用　92
子子孫孫，○帥井　92
王𦣞伐○至，戣伐厥都　98
先王○嚴才上　98
先王○𡩜才帝左右　98 b
余○敢對𥃝天子之休　02
吳○世子孫，永寶用　05
𩵦○蔑曆　124
○乍厥文考寶鼎　124 b
余○用各我宗子𩁹百生　133
女○舍𩛥矢五秉　135
𡢁○𤈦𤈦，萬年無疆　145 a
○用萬年　150 b
○嚴才上　156
士父○𠬪□□萬年　156
○百子千孫　157 a
○百子千孫，永寶用　157 b
○〔嚴才〕上　161
克○用朝夕　166
○𢿍𢿍𤼈𤼈，降克多福　166
克○日易休無疆　166
克○日用𦣞朕辟魯休　168
章厥𩰫夫□，𨛭从田○邑□□□　179
复友𨛭从○田　179
○邑复愍言二邑　179
○邑役𠬪句商兒𠬪𡢁戈　179
我弗具付𨛭从○且　180
無唯正䎽，弘○唯王智　181
詢○萬白年　183
前文人○嚴才上　190
毋敢不出○貢，○賨，○進人，○賈　191
○隹我者侯百生厥賈，毋不卽𢀛　191
○用追孝于皇考己白　191④
公宕○參　194
女𠛱宕○貳　194
公宕○貳　194
女𠛱宕○一　194
琱生對𥃝朕宗君○休　195
○用享孝于皇申且考于好倗友　196
○音鍒鍒，𨾊𨾊孔煌　199 b
永寶，○用享　200 g
𤰔保○孫子，三壽是𢧁　201
○𥩈四堵　203
喬喬○龍　203
乍○子孟□之母媵𣪘　204 d
○頌既好，多寡不訐　205 d
上都公敄人，乍○𩵦鐘　209 b
○永壽用之　211 c
用鑄○匿　212 i
永保○身　213①
用旂眉壽萬年，兼保○身　214①
○縣三百　215
尸箕○先舊及○高且　215
○配𡢁公之𡚸　215
堇𢧁○政事　215
尸用攸鑄○寶鐘　215
用享于○皇且皇妣，皇母皇考　215

易女○○，參冋𦬉悤　167
𡢁○○，𤥁告于王　189
易女○○，金黃，赤舃，攸勒　189
〔叔金〕
卅令吳，𤔲旃𠬪○○　105
【取】
○遺五寽　83, 110, 131, 143
余馬四匹，○(遺□)寽　104 a
格白○良馬乘于倗生　112
○我家𡨦，用喪　149
○遺廿寽　160
令○𨾊𨱖卅二匹　176
○遺卅寽　181
○厥吉金　201
厥○厥服　補 8
○堇章于𤔲衞　補11
矩或○赤虎兩，麀𠦪兩，𠦪韐一　補11
矩○眚車，較　補11 b
【受】
師且○命　10 f
尹三事四方，○卿事寮　25
○天子休　49
方其日○室　51 b
耳日○休　56
○天有大令　61
其遹省先王○民○疆土　61
○京宗𢆶𦎫　79 a
其帥井，○玆休　92
王○乍冊尹者，卑冊令免曰　115 b
用○　132 a
習○休□□王　135
習𠛱拜䭫首，○玆五夫　135
尹氏○王令書　137
○令冊，佩吕出　137
厥○𨤝矢王于豆新宮東廷　139
匽匽○玆永命　148①
○冊，佩吕出　154
王蔑敔曆，事尹氏○　164
史㞢○王令書　177
不顯文武○命　182
○天命，𠦪宅禹賚　199
吕○屯魯多釐，眉壽無疆　199, 199 b
○天命，𥩈又下國　199 b
吕○多福　199 b
○福無疆　200 c
子子孫孫，永○大福用　213④
侯氏○福眉壽　214
專○天命　215
女○冊𩫏　217
爾其𨖷○御　217
也也𡋎𡋎，○福無期　220
其○台眉壽，萬年無諆　221②
用○大福無疆　226 a
肆玫王○玆〔大令〕　補 1
𠬪○田𡋎，趙　補11
𠬪○，衞小子家逆，者其𩡧　補11 b
○蹧𤔲齵　補15
其豐豐𤼈𤼈，○余屯魯　補15m
𡗣○余𤔲𪏽，福需冬　補15 P
𡨦○余𤔲𪏽福　補15 q
我先且○天令　補16
商宅○或　補16
虔敬朕祀，吕○多福　補16
冀○明德　補16
吕○大福　補16
〔受令〕
不敢不𢦏休同公，克成妥吾考吕于顯顯○○　78
【谷】
迺乍余一人○　184
【周】
〔周玉黃□〕
易女婦爵，𡢁之弋，○○○○　88
【和】
〔和子〕
余𡨦中𤔲孫，𩔋叔○○　218
〔和鐘〕
台鑄○○　228 j
【命】
師且受○　10 f
公○事，晦賢百晦□　36 f
王易○鹿　76
○其永吕多友𣪘飤　76
內史卽○　83
○女乍𩛥自家𤔲馬　83
王○君夫曰　95
今余隹𤔲𡢁乃○　104 a
王○𩁹侯白晨曰　125 b

金道錫行，○既卑方　226
用考用享，民○卑鄉　227④
亡敢不□○逆王命　補 8
盜百蠻，○卽其服　補16
〔具付〕
我弗○○𨛭从其且，射分田邑　180
〔具見〕
南尸東尸，○○廿又六邦　98
【典】
用○格白田　112
王令尹氏友史趛，○善夫克田人　166
余○，勿敢封　195
〔典尙〕
世萬子孫，永爲○○　218 g
〔典獻〕
今余既一名，○○　195
【卹】
○縣白室　88
○厥死事　113
夙夜○厥穡事　178
女台○余朕身　215
台○其祭祀盟祀　222 b
○厥死事，乍𩵦鐘鐘　補15 c
〔卹行〕
余執龔王○○　補11 a
【協】
○于我霝龠　229 d
吕康𡚸○朕或　補16
〔協鐘〕
𢗨乍○○，萬年日鼓　補15 n
〔協𩵦〕
吕受多福，○○萬民　199 b
〔協𩵦鐘〕
敢乍文人大寶○○○　補15m
【匌】
〔匌匜〕
𧗿自彌宗○○　162
【卑】
○厥友弘，吕告于白懋父　67
女○農，必事厥習媰　80①
○冊令免曰　115 b
𦤶𠛱○我賞馬　135
效〔父𠛱〕○復厥絲束　135
毋○貳于𦤶　135
迺○□吕習酉彶羊，絲三寽，用致玆人　135
必尙○處厥邑，田厥田　135
𦤶𠛱○復令曰，若　135
矢，○鮮，且，𢀖旅誓曰　139
迺○西宮襄，武父誓曰　139
○復虐逐厥君厥師　184
○貫𢓊□，征𦣞湯□　201
○旨○瀞　214
𩵦協而又事，○若鐘鼓　215
○百斯男，而埶斯字　215
自乍𩵦鐘，○鳴攸好　216 a
金道錫行，具既○方　226
用考用享，民具○鄉　227④
協于我霝龠，○𩵦○孚　229 d
○女𩡧𩡧剖剖，𩵦𩵦𤔲𤔲　229 d
○天子萬年□□　補10
永襲厥身，○克厥啻　補12 d
○乃子𢦏萬年　補12 d
武王𠛱令周公，舍寓于周○處　補15
〔卑□〕
□莫不日○○　202
【卣】
隹茍德，亡○違　79 a
余無○具寇　135
○天子多易旅休　155
【戾】
余既𤔲○我考我母令　194
有𤔲曰，○令　195
【吏】
○西六自殷八自　162
○于萬民　167
虔夙夕，○我一人　181
余○于君氏大章　194
○王𩛥德　補 1
○余小子，肇盄先王德　補10
〔吏𨾊〕
令女○○我邦小大猷　183
【叔】
〔叔市〕

效不敢不萬年，夙夜○○，朢公休亦　81
〔奔追〕
䟫逹有嗣，師氏○○　補12 d
【姒】
用乍○寶隮彝　38
【媍】
其配襄公之○　215
【妹】
乍鑄飤盂，曰□○　228 a
【妏】
廼○克衣，告剌成工　78
【始】
不敢屯夫人，○乍羿公　208 b
【姑】
乍我○鄧孟媿媵𣪕　208 c
【宜】
丁丑，王卿，大○　1
王[立]于○[宗土　52
餘，侯于○　52
易才○王人□又七生　52
易○庶人六百又□□六夫　52
敭王平于厥，咸，○　75
竈囿四方，○　199
匍又四方，永寶　○　199 b
【宗】
王令生，辨事□公○　71
乍𠭯于周公○　78
永寶，用享于○　156
子ミ孫ミ，寶用享于○　195
〔宗子〕
余其用各我○○𥁕百生　133
〔宗君〕
琱生對䫊朕○○其休　195
〔宗室〕
永寶，用享于○○　145 a
用享○[○]　154 c
用享考于○○萬年　226 j
〔宗家〕
余寅事齊侯，䜌卹○○　218 a
〔宗婦〕
整辥爾容，○○楚邦　202
〔宗彊〕
台乍叔姬寺吁○○薦鑑　229
〔宗彝〕
公易𠭯○○一肆　57
用乍○○　84 a
易女𤔲章四，瑴，○○一，將寶　149
白乍蔡姬○○　212②
〔宗彝隮壺〕
甬乍○○○○　227 s
【官】
(君)令羌，死嗣車○　3①
師田父令余□□□○　26①
公帀覣，洛于○　34
白犀父皇競，各于○　87
余懋爯先公○　149
〔官友〕
用嗣乃父○○　121
〔官守友〕
嗣□人～○○○　125
〔官嗣〕
胥○○左右𢼸緐荊　104(2)
令女乍嗣土，○○耤田　110
(令)女○○邑人師氏　120
○○量田甸　131
令女○○成周賨廿家　137
○○豐還，左右師氏　140
○○㳄闈　152
○○□王逌側虎臣　153
令女○○歓獻人于𪻣，用乍寚司賓　154
𩂣○○康宮王臣妾百工　169
今余令女啻○○邑人　182
【宕】
公○其參　194
女𤔲○其貳　194
公○其貳　194
女𤔲○其一　194，
𤔲尙安永○乃子䡅心　補12 a
〔宕伐〕
○○厥允于高陶　193
【弦】
〔弦魯〕
○○卲王，庹能楚荊　補15
【定】
○均庶邦，休有成慶　212 e
【尙】
必○卑處厥邑，田厥田　135
用征用行，萬歲用○
用夙夜事，勿灋朕○　125 b
先王既○女　127
今余隹或嗣○女　127
王○～周　132 a
○女嗣成周里人眔者侯大亞　143
王○益公征眉敖　145
王○中，致歸𢑏白貔裘　145
王○，死嗣王家　148
○女幽黃鋚革　148
王○同　150
今余曾乃○　151
○禹仦朕且考，政于井邦　162
賜共朕辟之○，162
王廼○西六自殷八自曰　162
王○善夫克　168
唯天畾集厥○　181
今余唯肈巠先王○　181
○女，辪我邦我家內外　181
雩之庶出入事于外，尃○尃政　181
厤自今，出入尃○于外　181
厥非先告父厝，父厝舍○　181
毋又敢恣尃○于外　181
今余唯𤕌先王○　181
○女亟一方　181
○女，𩂣嗣公族雩參有嗣，小子師氏虎臣雩
朕褻事　181
不顯文武受○　182
敬夙夕，勿灋朕○　184
昔先王既○女乍邑　185
今余隹𤕌𤔲乃○　185
余○女御追于䍙　193
目君氏○曰　194
王]○鄭公　202
余○女，政于朕三軍　215
女敬共辝○　215
余○女嗣辝釐邑　215
余用登屯，厚乃○　215
余○女，戴差(正)卿　215
䪞○于外內之事　215
余弗敢灋乃○　215
齊侯○大子　217
𦗟○于天子　217
○左關𣏌發　218 k
○集尹卲□，戴尹逆，戴命阬　227②(2)
隹王○　230
益公內，卽○于天子　補 3
公廼出厥○　補 3
厥眔公出厥○　補 3
公廼○貧嗣徒𦉢父　補 3
○鬳父殷南者侯　補 8
王乎，○女赤巿朱黃　補10 b
○遹事于述土隣　補13
【舍】
徃令，○三事令　25
○四方令　25
余其○女臣卅家　73
女其○𦤎矢五秉　135
正眉矢○散田　139
○令于成周　168
厥非先告父厝，父厝○命　181
毋○㕣飤　227②(2)
其○田十田　補11
才廿朋，其○田三田　補11
余○女田五田　補11 a
廼○寓于厥邑　補11 a
○矩姜帛三兩　補11 b
廼○裘衛林智里　補11 b
我○舍顏□大馬兩　補11 b
○顏始虡各　補11 b
○顏有嗣壽商貈裘盠冟　補11 b
○盠冒□𧛧皮二　補11 b
○𡉚𢊁冟，𡨦華韍𦥑　補11 b
○寓于周卑處　補15
○寓日五十頌處　補15 o
【𦉢】
〔𦉢穀〕
余○○𢽽厚，畏嬰趣ミ　228 g
【夜】
〔夜雨𩟛鐘〕
楚公逆，自乍○○○○　227
【弇】
䪞易女井人○于𨞵　167
〔弇走〕
克○○上下帝　59
享○○，畏天畏　61

一九四～一九五

今余其○○乃有齊休祝成，用𨹧剌疾　230
【忠】
○于畏義，惠于明祀　228 b
○于威義，誨猷不飤　228 g
〔忠子〕
郘王庚之○○沇兒，擇其吉金　228 b
〔忠穆〕
○○不㒸于厥身　222 b
【或】
今余唯○𢪒改　104 a
今余隹○嗣命女　127
㝬○曰匡季告東宮　135
廼○卽㝬，用田二，又臣[一夫]　135
廼唯是喪我○　181
毋敢○入䜌𢦏賓　191
余○至我考我母令　194
尸用○敢再拜䭫首　215
毋○丞頪　215
勿○𢑏改　216
矩○取赤虎兩，麀𠦪兩，𠦪韐一　補11
白䫊父廼○吏牧牛誓曰　補11 h
乃師○曰女告　補11 h
商宅受○　補16
曰康𢦏協朕○　補16
【俎】
易女𤣩爵，○之弋，周玉黃□　88
〔俎臣〕
侯易者○○二百家　60 c
〔𢼸見〕
方䜌亡不○○　補15
【戒】
趞ミ子白，獻○于王　192
【承】
白懋父○王令　63
〔承受〕
犀ミ康盄，○○屯德　204 a
【放】
𤔲○　180
【𢽾】
王至于康宮，○　73
□○寘眔子𢦏𦉢　81 b
【所】
□于𢍰白之○　164
宋公差之○造不易族戈　210 c
是辪于齊侯之○　215
又共于𩁹武𩁹公之○　215
【於】
世萬至○辝孫子　216
用追孝○我皇𣪕𨥬　218
敕戒○楚競　227 q
敗晉帀○襄陵之歲　227②(2)
王居○茂郢之遊宮　227②(2)
則政○大府　227②
毋政○關　227②
車台毀，○五十乘之中　227②
〔於嘑〕
○○，敬哉　228 j
【㳄】
〔㳄闈〕
官嗣○○　152
【明】
○，王各周廟　62
弗望穆公聖粦○□，事先王　72
毋敢不○不中不井　104 a
克○厥心　補15m
克○又心，盭龢胤士　補16
〔明井〕
女毋敢(弗帥)先王乍○○用　104 a
女毋弗帥用先王乍○○　181
叡專○○，虔敬朕祀　199 b
〔明令〕
用嚮侯逆逆，𨕤○○　60 c
〔明享〕
服𣪘夙夕○○　71 a
〔明祀〕
忠于畏義，惠于○○　228 b
〔明則〕
用○○之于銘　204
〔明𢛳〕
天子○○，䫊孝于申　167
〔明僕〕
王令周公子○○　25
隹○○，殷成周年　26
〔明德〕
秉○○，虔夙夕　157
共○○，秉威義　161

200 j
子ミ孫ミ，是○　211 a
皿皮吉人享，士余是○　228 k
子ミ孫ミ，永保是○　229 d
𤔲○安永宕乃子䡅心　補12 a
毋○爲小子　補18
【居】
王○於茂郢之遊宮　227②(2)
【屈】
〔屈𣏌〕
隹𥁕篙○○晉人　227 q
【帛】
不○不𦗟，不灋不彫　229 d
舍矩姜○三兩　補11 b
〔帛束〕
𩓢賓豕章○○　175
賓𩓢𣪘章，○○　175
報𨚕氏○○，璜　194
〔帛轡乘〕
矩取眚車～○○○　補11 b
【𠭯】
𤔲廼𠦪厥○厥小子小大事　80①
【疾】
毋敢○又入告　134
厥非正命，廼敢○𠭯人　184
〔疾止〕
勿事敢又○○從獄　134
【庚】
○肩，○芑易　227②
○□，逾頙　227②
逾江，○彭𢎥　227②
○松易，內澮江　227②
○爰陵，上江　227②
內𣶒，○□　227②
○陟易，內澮　227②
○鄙，內□沅澧□　227②
上江，○木關，○郢　227②
自鄂往，○易丘　227②
庚易丘，○防城　227②
○𩁹禾，○酉焚　227②
庚酉焚，○繁易　227②
○高丘，○下蔡　227②
○佑隉，更郢　227②
【征】
𨒥𦉢從趞○，攻開無啻　17 c
曰○曰衞，用毋妄　48 b
盂○告　62
曰殷八自，○東尸　63
不從王○于方𨝘　67
○無𧷤　79
曰乃族，從父○　79 a
王○南尸　128
唯還自○，才𧿒　142
王命益公○眉敖　145
用○用行，萬歲用尙　200 j
○緐湯□　201
𨒥○秦　204
用○用行，用𩰫稻粱　211 a
其陰其陽，曰○曰行
220 a
曰○曰行，用盛稻粱　226
用□□用○　227 h
用○用行，用龢用𩰫　228①
啓從○，堇不𡨦　補 2
用○姞氏　補 4 b
珷○商　補14
王○南淮尸　補19
〔征人〕
天君賞厥○○斤貝　72②
〔征令〕
王降○○㢭大保　3
〔征伐〕
隹周公𢍰○○東尸，豐白，尃古，咸𢦏　10 g
〔征行〕
從王○○，用盛稻粱　115 d
自乍□□鐳，用○○　227⑥
〔征城〕
自乍○○　228 k
〔征盨〕
乍其○○　220 a
【往】
自鄂○，逾沽，上灘　227②
自鄂○，庚易丘　227②
○巳叔姬，虔敬乃后　229
【念】
○畢中孫子，令龏𢼸　74
永○于厥孫辟天子　167
王唯○𩂣辟剌考甲公　補12 a
〔念□〕

一九六～一九七

一九八～一九九

穆〻帥秉〇〇　199, 199 b
巠𨑬〇〇，宣𠨘我猷　201
秉〇〇，䟽夙夕　補15 m
冀受〇〇　補16
【易】　省略
〔易休〕
王造大保，〇〇余土　3
【旲】
〔旲𥿤〕
〇〇亡旲　補15
【𣅀】
不㚤䵼，多用追于炎不䜌白懋父〇　43
厚眔我友𩚧，其用〇　79 b
女𢀛農，必事厥〇婤　80①
王𢦏〇曆，易牛三　93 b
〇既拜䭫首　93 b
〇對䍙王休　93 b
〇眔厥子〻孫〻，永寶　93 b
師遽蔑曆，〇　99
䮡方〇王　142
【重】
〔重𠚱〕
右闢四方，〇〇天令　92
【昏】
女某不又〇　127
【昔】
〇先王既令女乍嗣士　104 a
〇先王既令女左疋𥎦侯　133
〇先王既令女乍宰，嗣王家　134
〇𩝷蔵　135
〇乃且亦既令　149
〇余既令女，出內朕令　167
〇余既令女　172
〇先王既命女乍邑　185
〇才䍃　補1
【朋】
易䫴刧貝〇　18
王易𠯑士卿貝〇　27
才穆〇二百　38②
【服】
䝿井侯〇　59
更虢城公〇　79 a
小子眔〇眔小臣眔尸僕，學射　84
更厥且考〇　114
才乃〇，䟽夙夕　181
厥取厥〇　補8
逆見我，厥獻厥〇　補8
盜百蠻，具即其〇　補16
〔服尸〕
今余令女啻官嗣邑人，先虎臣～〇〇　182
〔服酉〕
三ナ三右多君，入〇〇　62
大采，三□入〇〇　62
三事大夫，入〇〇　62
【東】
王令趞，𢦏〇反尸　17 c
公違省自〇，才新邑　28
遣自𨙸𠂤，述〇　63
吕〇，封于□東彊　139
目〇，一封　139
自淲〇，至于河　150
于卲大室〇，逆𤼭二川　補11 a
厥〇彊眔散田　補11 a
〔東尸〕
隹王伐〇〇　19
𢽚〇〇大反　63
目殷八𠂤，征〇〇　63
南尸〇〇，具見廿又六邦　98
𨒅南淮尸〇〇　162
〔東臣羔裘顏下皮〕
舍𤼷～〇〇〇〇〇〇〇　補11 b
〔東命〕
目成𠂤即〇〇　87
〔東或〕
遣三族，伐〇〇　13
王令保，及殷〇〇　16
徣省〇〇圖　52
王令毛公，目邦冢君，土馭，□人，伐〇〇𤸭戎　79 a
三年，靜〇〇　79 a
廣伐南或〇〇　162
〔東𢦏〕
〇〇內外，毋敢否善　186
〔東隔〕
𩰫嗣我西隔〇〇僕馭百工牧臣妾　186
〔東鄉〕
邦賓𨻰其旅服，〇〇　62
〔東彊〕
目東，封于□〇〇　139
〔東䣜〕
弗速我〇〇　178
【㭓】
畯保其孫子，三壽是〇　201
【析】
𠛬〇，格白遷　112
【武】
〇□□□　202
余𦊧㚸〇，乍爲余鐘　203
〔武文〕
〇〇咸剌　204
〔武臣〕
白大師〇〇保天子　補10
〔武侄〕
〇〇寺力，𪊨𢽚楚京　204
〔武𩁹〕
至于枼，曰〇〇成　215
【𡚬】
毋敢不即餗即〇，敢不用令　191
其隹我者侯百生厥賓，毋不即〇　191
【沬】
〔沬盤〕
自乍〇〇　227 v
【采】
易趞〇　17
乍乃〇　71 d
【牧】
嗣𦣻還𢿋眔𠦪眔〇　115 a
嗣易林𠦪〇　150
嗣六𠂤〇陽𠦪□　163
𩰫嗣我西隔東隔僕馭百工〇臣妾　186
【畀】
否〇屯陟　79 a
【盂】
善夫吉父乍〇　191 a
〔盂鼎〕
用乍朕剌考己白〇〇　176
衞乍文考小中姜氏〇〇　補6 a
【益】
隹乍卲考𠈬〇　79 a
【盱】
𪉷台匽歓，〇我室家　205 d
【彭】
易彭一，〇百，馬四匹　補9
〔彭彭〕
易𩰫鬯一卣，商䰜一，□，〇〇一　52
【祀】
王〇丂天室，降　1
王〇　1
𦥑其萬〔年〕用〇　135
虔敬朕〇，乍□宗彝　199
叡專明井，虔敬朕〇　199 b
虔敬朕〇，目受多福　補16
〔祀𥙊〕
遺丂四方迨王大〇〇丂周　16
【礿】
征〇叔　16 c
【秉】
乍四方亟，〇𦀚蜀巢令　79 a
〇德共屯，隹匄萬年　91 d
虩前文人，〇德共屯　133
穆〻〇元明德　155
〇明德，虔夙夕　157
共明德，〇威義　161
〇德不克𡠀　183
女不敢弗帥用文且皇考，穆〻〇德　190
〇德𡟸〻，𢘅燮萬邦　202
女亦虔〇不巠德　230
〇明德，䟽夙夕　補15 m
【紉】
殷人〇𦾔谷杜木𨕖谷旅桑，涉東門　112
【㚔】
休白〇𥁰，𨺅縣白室，易君我，隹易壽　88
【畀】
亡不戌〇天畏　79 a
靜學無〇　84
毋又〇于厥身　補12 a
無〇于𡿨身　補12 d
【𡠀】
不敢不家不〇　130
秉德不克〇　183
【䢅】
𠛬〇乃便千𢿋𢿢　補11 h
【𠭯】
〔𠭯虘〕
南或𠬝子，敢〇〇我土　98
【虎】
𤔲力若〇　215
〔虎冟𦀚𩎟〕
矩取眚車，𩊛，𠦪𠚤，〇〇〇〇　補11 b
〔虎冟熏裏〕
易女～〇〇〇〇　104 a，

二〇〇～二〇一

172，181，184，188
易～〇〇〇〇　105
易朱市～〇〇〇〇　160
〔虎冟𥨊裏〕
余易女～〇〇〇〇　92
〔虎裘〕
王乎宰𦥑，易大師虘〇〇　126
〔虎𩎟冟𧚍里幽〕
易女～〇〇〇〇〇〇　125 b
〔虎䖒〕
史趞曹易弓矢，〇〇　107
【返】
艕五十艕，𢦏能〇　227②
車五十乘，𢦏能〇　227②
【这】
〇自西旞　227 f
【述】
侯見丂周，亡〇　60 c
【金】
大保易厥臣𣏟〇　7
王易〇百寽　10
員寽〇　20
明公易亢師鬯，〇，牛　25
易令鬯，〇，牛　25
臣卿易〇　28
侯易害貝〇　40
侯易麥〇　60
𠳋丂麥宮，易〇　60 b
侯乍册麥，易〇于辟侯　60 c
伐反荊，寽〇　69
小子生易〇，鬱鬯　71
易〇一匀，非余　72①
白𡳿父蔑御史競曆，賞〇　87 a
其父蔑𧰼曆，易〇　89
𢽚侯蔑遇曆，易遇〇　89 a
中𦣻父易〇　90
易師紷〇　124 a，124 b
𦥑用𢆶〇，乍朕文考𠦪白𩰫牛鼎　135
□侯隻巢，寽厥〇　174 a
易女戈琱㦸～〇　186
易幾父示𠦪六，僕四家，〇十鈞　197
邗王之易〇，目爲祠器　204 c
戎獻〇于子牙父百車　216①
而易魯𡳿敖〇十匀　216①
易女馬乘，鐘五，〇　補11 d
牧牛辭誓成，罰〇　補11 h
易又事利〇　補14
易〇，易臣　補15 d
大矩易豐〇貝　補15 e
執𠻢折首，寽戎器，寽〇　補19
〔金干〕
王令賞盂～〇〇一　62
〔金厄〕
余易女～〇〇　92
〔金臣〕
乍𨫯〇〇，目共𢦏棠　227 j
〔金甬〕
余易女～〇〇　92
易秬鬯一卣～〇〇　105
易女～〇〇　172，181，184，188
〔金車〕
令厥臣獻〇〇　49
余易女秬鬯一卣，〇〇　92
易女秬鬯一卣，〇〇　104 a
易秬鬯一卣～〇〇　105
夨王易同〇〇弓矢　139 b
易女～〇〇　181
易女秬鬯一卣，〇〇　188
〔金契〕
𢦏賢鮮于，可是〇〇　205 d
〔金革〕
毋戴〇〇䩜箙　227②
〔金𦽔〕
易朱市～〇〇二鈴　160
〔金勒〕
易女〇〇　120
〔金鈧〕
易女玄衣黹屯，𩔔市，〇〇，赤舄　165
〔金童〕
易朱市～〇〇　160
〔金黃〕
易女叔市，〇〇　189
〔金膺〕
易女～〇〇　181
易女～大師〇〇　補10
〔金道〕
〇〇錫行，具既卑方　226
〔金𨻰𥂤〕
叔𠦪父乍𩞁季寶鐘六，〇〇〇四，鼎七　174
〔金豙〕
易朱市～〇〇　160
易女～〇〇　181
〔金節〕
爲鄂君啓之賓，𢊁鑄〇〇　227②
𥄗其〇〇，𠛬毋政　227②(2)
不𥄗其〇〇，𠛬政　227②(2)
爲鄂君啓之賓，𢊁鑄〇〇　227②
〔金𠪚鋄〕
矩取眚車～〇〇〇　補11 b
〔金𤮺〕
易女～〇〇　181
〔金爵〕
白公父乍〇〇　補17
〔金簟彌〕
易朱市～〇〇〇　160
〔金簟彌〕
易女～〇〇〇　181
〔金𠹼〕
易女～〇〇　181
〔金□〕
𧶠用王乘車馬，〇〇，冂衣，市，舄　60 c
【長】
〔長㮴識〕
〇〇〇首百，執𠻢册　164
〔長剌〕
天子䟽𢊁，文武〇〇　補15
〔長子〕
〇〇□臣，擇其吉金　204 d
又〇〇□　補18 a
【門】
62(2)，105，120，124，125，126，127，129，137，146，153，154，167，177，185，187，188，補11 c，補11 e
【隹】　（紀年日辰表にあるものは省略）
〇朕又𢊁　1
〇王𠦪于宗周　6
〇周公丂征伐東尸，豐白，尃古　10 g
〇王伐東尸　19
〇王于伐楚白，才炎　24
用䭫後人享，〇丁公報　24
〇公𩁹于宗周　34
〇王初𠦪于成周　35
〇王來正尸方　37 e
〇殷邊侯田，雩殷正百辟，率肄于酉　61
余〇即朕小學　61
今我〇即井亩于玟王正德　61
今余〇令女盂𥁰𤼭　61
〇王南征，才□　71
〇臣尚中，臣□□　71 d
〇考𨐨念自先王先公　78
〇民亡徣，才彝　79 a
〇苟德，亡𠧟違　79 a
〇乍卲考𠈬益，曰大政　79 a
毛公𦎧鼎亦〇㲃　79 b
〇王伐逨魚，徣伐淖黑，至　80②
〇巢來𢦏　81 b
〇白𡳿父，目成𠂤即東命，戍南尸　87
休白𠦪𥁰，𨺅縣白室，易君我，〇易壽　88
〇用妥神𡚬　91 d
秉德共屯，〇匄萬年　91 d
〇皇上帝百神，保余小子　98
我〇司配皇天王　98
福余順孫，參壽〇𤔲　98
今余〇帥井先王令　104
今余〇𤕌𩓌乃命　104 a，185
嗣□人〇小臣善夫　125
今余〇或嗣命女　127
今余〇𤕌𩓌乃令　134，167，172，183，188，189
今余〇令女，死嗣𦽔宮𦽔人　149
今余〇𦎧𤕌乃令　152
降余魯多福亡彊，〇康右屯魯　156
〇用獻于師尹倗友𥃝遣　166
𠛬絲〇乃先且考，又𣪘于周邦　172

子ㄜ孫ㄜ，永○是尙 229 d
子ㄜ孫ㄜ，永○是從 229③
用○王身 補10
白大師武臣○天子 補10
〔保又〕
台彝台嘗，○○齊邦 218 d，218 g
〔保用〕
子ㄜ孫ㄜ，永○○ 112
眉壽無期，永○○之 200 j
子ㄜ孫ㄜ，永○○之 204 d，210③，219 g，220，221②
永○○之，□歲無疆 212 c
其子ㄜ孫ㄜ，豢○○之 212 i
子孫永○○ 213 f
子ㄜ孫ㄜ，豢○○ 218 a
永○○匿 218 c
子ㄜ孫ㄜ，豢○○之 220 f，222 d
□□□○○享 222 e
子孫永○○之 226 e，227 b
其眉壽無期，永○○之 227 d
子ㄜ孫ㄜ，永○○之 227 v，229 e，230 c，230 d
永○○之 227 v
〔保受〕
令○○天子䜌令 補15
〔保𣪘〕
鑄○○，用典格白田 112
〔保奠〕
用○○ 132
〔保㦽〕
惠于剌且，□下○○ 227④
〔保辪〕
○○周邦，畯尹四方 167
○○王國 202
〔保䜌〕
○○厥秦，虩事蠻夏 199，199 b
【俗】
○我弗乍先王憂 181
○女弗目乃辟圅于艱 181
堇尸○ 補8
【㑹】
用○乃且考事 109
【便】
我義○女千 補11 h
義○女千 補11 h
今大赦女，○女五百 補11 h
𪒠趴乃○千斁𪁟 補11 h
【家】
追考對不敢○ 59
女辟不○ 92
柤孫子，毋敢○，永寶 114
永寶用，毋○ 119
不敢不○不妻 130
克不敢○，尃奠王令 171
師寰虔不○ 178
女毋敢○ 181
十又二公，不○才上 199 b
虔不○ 201
女不○ 215
忍穆不○于厥身 222 b
○不敢不□敬畏王命 補8
𩁹悊康王，○尹啻疆 補15
孝晉史牆，夙夜不○ 補15
不○于上，卲合皇天 補16
【剌】
亡克競厥○ 79 a
○御 97
王易○貝卅朋 97
○對䫑王休 97
武文咸○ 204
其子ㄜ孫ㄜ，永寶纹○ 補12 a
弋皇且考高對爾○ 補15 q
用乍旅盨，用對○ 補19
〔剌ㄜ〕
○○朕身，遹朕先寶事 101
○○卲文公，靜公，憲公，不豢于上 補16
〔剌ㄜ趄ㄜ〕
○○○○，邁民是敕 199
○○○○，萬生是敕 199 b
〔剌且〕
余○巠乃先且考，克𩁹臣先王 172
○王身厚𩒨 183
女有○小子 186
其○我者侯百生厥貯，毋不卽夆 191
余○司朕先姑君晉邦 201
○□萬年，晉邦佳雝，永康寶 202
佳□萬年，晉邦○雝，永康寶 202
伊少臣○補 215
○曾白陭，廼用吉金鐈鋚 226 a
○曾子中□，用其吉金 226①
○𦣞窩屈奈晉人 227 q
○曾子中謕，用其吉金 227⑤
○王命 230
○王初𨛭宅玕成周 補1
○珷王既克大邑商 補1
𠭰厥○顏林 補11 b
○甲子，朝歲鼎 補14
○奐南行 補15
戍𧌋○辟 補15
○戎大出于軝 補18 a
○用□康令于皇辟侯 補18 a
〔佳王〕
𢦏易○○ 90 a
【青】
〔青幽〕
○○高且，才微靈處 補15
【非】
班○敢覓 79 a
厥○先告希 134
○出五夫 135
今余○敢夢先公又雒遂 149
余○𦔻又𦖞 181
厥○先告父𢀜，父𢀜舍命 181
厥○正命 184
余○敢寧忘 212 e
〔非余〕
師田父令小臣傳○○ 26①
內史令□事，易金一勻，○○ 72①

九 畫

【亟】
雩王立，乍四方○ 79 a
畯臣天子，萬年唯○ 157 d
命女○一方，固我邦我家 181
乍𢻸爲○ 201
寒祁上下，○獄逗慕 補15
【㫁】
〔㫁悊〕
○○康王，家尹啻疆 補15
【保】
王令○，及殷東或 16
蔑曆玕○，易賓 16
用○厥邦 59 c
我不能不眔縣白萬年○ 88
佳皇上帝百神，○余小子 98
㝬其萬年，畯○四或 98
萬年○我萬邦 101
𪒠萬年○我萬宗，102
𩁹其萬年○保，臣天子 124
畯○其孫子，三壽是利 201
子ㄜ孫ㄜ，永○鼓之 212 h，216 a
台旬豢令眉壽，子孫是○ 218 b
眉壽萬年，永○其身 220
其眉壽萬年，豢○其身 220 f
永○用享 221 b
戠公眉壽，龕邦是○ 222 b
子ㄜ孫ㄜ，永○用享 222 b，222 i，224②
目○稻粱，萬年無疆 226 l
□○厥身 227
子孫永○之 227 o
中子化用○楚王 227 p
子ㄜ孫ㄜ，永○鼓之 228 b，228 f
永○怣身 228 c
枼萬孫子，永○鼓之 228 g
〔南龢鐘〕
楚王賸邛中嬭○○○ 227 b
【卽】
小臣謎，○事于西，休 55
余佳○朕小學 61
今我佳○井亯于玟王正德 61
目𠭯進，○大廷 62
○立中廷，北鄉 62，104
𠟭白○立 62
賓○立 62
師毛父○立，井白右 79 c
密叔又𧼛○立 83
內史○命 83
小臣靜○事 84 b
目成自○東命 87
○井白，大祝射 103
穆王蔑長由，目逨○井白 103
各大室，○立 104 a，120，122，151，補11 c，補15 h，補15 j
井叔有免○令 115 b
各于大室，○立中廷 116
旦，王各大室，○立 124，125，126，127，129，137，146，177，補11 e
旦，各大室，○立 131
旦，王各廟，○立 134
厥又見，又○令 134
廼或○𦎫，用田二，又臣〔一夫〕 135
凡用○𦎫田七田，人五夫 135
廼○散用田 139
甲寅，王各廟，○立 140
○立中廷 140，165
○立中廷，北鄉 163
旦，王各穆廟，○立 167
旦，王各穆大室，○立 169
○質厥邦𦎫 178
王令眚，史南目○虢旅 180
于父○尹 181
廼□倗○女 184
各康廟，○立 187
各大廟，○立 188
各于大室，○立 189
毋敢不○𨰻○夆，敢不用令 191
𪒠○井𢓊伐 191
其佳我者侯百生厥貯，毋不○夆 191
益公內，○命于天子 補3
𦥑白右𤔲內，○立 補6
君才𩁹，○宮 補13
盜百蠻，具○其服 補16
【厚】
○眔我友𩛥 79 b
降余○多福無疆 190
余用彝屯，○乃命 215
〔厚福〕
○○豐年，方緐亡不𢦏見 補15
〔厚𩒨〕
𩁹乃事，佳王身○○ 183
【㕓】
王休○，乃射 142
【叚】
余不○妄寧 201
曾白𩁹，○不黃耉萬年，眉壽無疆 226
用卿賓客，爲德無○ 226 a
〔叚休〕
敢對䫑天子不顯○○令 177
〔叚望〕
肄武公亦弗○○朕聖且考幽大叔，懿叔 162
〔叚組〕
今余弗○○ 178
【品】
凡匽㠯○ 62
【哀】
其丮○乃沈子也唯福 78
烏虖，○哉 162
○才 183
【哉】
烏虖，哀○ 162
○公眉壽，龕邦是保 222 b
於嘑，敬○ 228 j
𧼛ㄜ○ 230
烏虖，𢦏，敬○ 補18
【咸】
○𢦏 10 g
二女○䢅 16 c
既○命 25
用乍朕○○乙白同益姬寶𣪘 183
用乍朕○○盟公嘗𣪘 195
惠于○○，□下保㦽 227④
用厥○○□德 補10
師臾肇乍朕○○虢季寬公幽叔，朕皇考德叔大𩁹鐘 補10 a
敚史○○，廼來見武王 補15
○○文考弋室 補15
敚史○○，來見武王 補15 o
〔剌考〕
用乍朕○○日庚𩟎𣪘 104
余用乍朕○○𡨦白寶𣪘 131
不顯皇且○○，逑匹先王，龔堇大令 132
用享于朕○○ 153
用乍朕○○𩟎鼎 163
用乍朕○○己白盂鼎 176
用乍朕○○𩟎壺 197
我○○□□□□ 202
王唯念𢦏辟○○甲公 補12 a
〔剌疾〕
今余其念□乃有齊休祝成，用𥁕○○ 230
〔剌德〕
夙夕尃凷先且○○ 補10
【則】
○永祜福 226 d
○政於大府，毋政於關 227②
【前】
〔前文人〕
佳用妥神𩟎，號○○○ 91 d
用享孝于○○○ 113
用喜侃○○○ 132 a
虩○○○，秉德共屯 133
用追孝，侃○○○ 190
○○○其嚴才上 190
用侃喜○○○ 191④
用喜侃〔○〕○○ 補10 a
用卲各喜侃，樂○○○ 補15 q
〔前王〕
用井乃聖且考𩁹明，𩁹辟○○ 補10
【助】
亡○□□□ 1
【匍】
〔匍又〕
○○四方，永寶 宜 199 b
〔匍有〕
○○四方，畯正厥民 61
雁受大令，○○四方 172
○○上下，迨受萬邦 補15
○○四方，迨受萬邦 補15 o
眉壽無疆，○○四方 補16
【匽】
穆ㄜ龢鐘，用○目喜 212 h
用○用喜 216 a
台○大夫 222 a
台樂大夫，台○士庶子 222 b
𢉖目○目喜 228 b
用○目喜 228 f
闌ㄜ龢鐘，用○台喜 228 g
目○目喜，中𩁹𩁹𩁹 228 h
𩁹晉鈇ㄜ雝ㄜ，目○皇公 補16
〔匽飲〕
𢉖台○○，盱我室家 205 d
【南】
自濡涉目○ 139
右還，封于眉道，目○ 139
降，目○，封于同道 139
厥○疆眔散田 補11 a
〔南行〕
至○○西行 229②
庹能楚荊，佳奐○○ 補15
〔南征〕
㝬駿從王○○ 70
佳王○○，才□ 71
王○○，伐角𩁹 142
虢中目王○○ 144
啓從王○○ 補2 a
〔南鄉〕
王〔立〕于宜〔宗土，○〕○ 52

番生不敢弗○○皇且考不杯元德 160
鼙○○先文且 161
敢○○先王 202
〔帥用〕
女毋弗○○先王乍明井 181
安不敢弗○○文且皇考，穆ゝ秉德 190
不敢弗○○夙夕 補15 g
〔帥秉〕
穆ゝ○○明德 199, 199 b
〔帥䵼〕
○○盩于成周 138
【幽】
〔幽亢〕
易女赤市，○○，䜌旂 83
易盠赤市，○○，攸勒 101
〔幽夫(亢)〕
易女秬鬯一卣，玄衮衣，○○ 125 b
〔幽黃〕
易女秬鬯一卣，玄衮衣，赤市，○○ 136
命女○○鋚革 148
令女赤市，○○，攸勒 163
易女赤市，○○ 169
【廼】
○令曰 25
○易史䞄貝十朋 50
○罰夾，死嗣戎 61
白懋父○罰，得𡨦古三百寽 67
小子○學 73
○敉克衣 78
弦父○是子 78
農○稟厥祭厥小子小大事 80①
艮子○遣閒，來逆卲王 98
有同事□，○多亂 104 a
○侯之□□ 104 a
𠭰，效父○誥𠭰曰 135
○𠭰又旛眔鼓金 135
○賓用□，不逆付𨚔 135
○卑□目𨚔酉彶羊，絲三寽，用致𢱭人 135
𨚔○每于𠭰〔曰〕 135
東宮○曰 135
匡○䭫首于𨚔，用五田，用衆一夫 135
東宮○曰 135
○或即𨚔，用田二，又臣〔一夫〕 135
○即散用田 139
○卑西宮襄，武父誓曰 139
王○命西六自殷八自曰 162
𤔲武公○遣禹 162
虢旅○事攸衛牧誓曰 180
○唯是喪我或 181
𩊚𩧚○孜𩴝寡 181
○□倗即女 184
○繇宕，卑復虐逐厥君厥師 184
○乍余一人咎 184
○敢疾𠸘人 184
○用吉金鐈𨯋 226 a
○用吉□□□金 227⑥
公○出厥命 補3
公○命𢌛嗣徒圅父 補3
𤳩衛○𢊁告于白邑父 補11
○令參有嗣 補11
正○𠾯厲曰 補11 a
厲○許曰 補11 a
井白～白俗父○顜 補11 a
○令參有嗣～，帥履𤳩衛厲田四田 補11 a
○舍寓于厥邑 補11 a
○舍𤳩衛林智里 補11 b
矩○眔𨑓粦令𩁹商眔意曰 補11 b
白懋父○成𩛥曰 補11 h
白懋父○或吏牧牛誓曰 補11 h
𢿫史刺且，○來見武王 補15
【建】
○我邦國，爲令𤔲ゝ 212 e
【後】
王用弗䛢聖人之○ 130
𡃁獵毋○，寶在我車 205 d
〔後人〕
用䭫○○享，隹丁公報 24
婦子○○，永寶 24
〔後民〕
孫ゝ用之，○○是語 228 j
〔後𡿭〕
寺季乍孟姬□母○○ 225 a

二〇六～二〇七

○既 25
○獻工 33
征珷福自蒿，○ 54
公大史，○見服于辟王 58
侯乘𢍉赤旂舟，從死○ 60 c
戒旛虘目新□從，○ 62
𣪕白□白告，○ 62
孟征告，○ 62
○，宜 75
易鈴勒，○ 79 a
王宴，○ 142
武文○刺 204
王○𢍜 補1
〔咸有〕
伊少臣隹補，○○九州 215
〔咸畜〕
○○胤士 199
○○百辟胤士 199 b
余○○胤士 202
○○左右，盩ゝ允義 補16
【复】
○□珷王豐福，自天 補1
厥○享于天子 補12 a
〔复友〕
○○𨺹从其田 179
【奐】
易○師永厥田，淊易洛疆 補3
【㚖】
白氏𩕳不○ 103
【威】
〔威義〕
旅敢肈帥井皇考○○ 155
共明德，秉○○ 161
恖□新旟，○○遊ゝ 212 c
悉于○○，誨猷不飤 228 g
嗣○○，用辟先王 補15 g
疋尹□厥○○ 補15m
〔威忌〕
余畢龏○○ 222 a，222 b
【宣】
○𠶷我猷 201
【客】
追王○莽京彡祀 60 c
王○□宮 80 a
隹十又三月，王○莽京 80 b
王才周，○新宮 100
旦，王○大室 106
王○于般宮 111
□(鑄)○𨥵爲𨻰壺九 217①
王○于康宮 補6
【室】
〔室家〕
𩰫台匽飲，盱我○○ 205 d
【宥】
魯天子○厥順福 59
專𦨶啇覯𩝣○ 補11 h
【㝉】
〔㝉𨑢〕
○○山谷 補2
【封】
○于𢿫城桂木 139
○于芻逨 139
○于芻道 139
○𠛄析，𨻰陵，剛析 139
○于䉴道 139
○于原道 139
○于周道 139
○于□東疆 139
○于眉道 139
○于谷逨道 139
○于同道 139
余典，勿敢○ 195
【尚】
郳王□又之○ 228 e
○𤁸之□ 228 e
【帝】
先王其嚴才○左右 98 b
十又二公，才○之矿 199
〔帝司〕
隹五月，辰才丁亥，○○ 補15 a
【帥】
○履𤳩衛厲田四田 補11 a
𤺌不敢弗○且考，秉明德，𠭯夙夕，左尹氏 補15m
〔帥井〕
子ゝ孫ゝ，其○○ 92
今余隹○○先王令 104
𦍒肈○○皇考 130
肈○○朕且考懿德 132
旅敢肈○○皇考威義 155
梁其肈○○皇且考 157

補15，曰古文王，初盭龢于○ 補15 o
〔政事〕
乃毋○○ 104 a
夙夜宦執而○○ 215
𦸗𤼾其○○ 215
〔政德〕
𦤎成朕𩍐旟之○○ 215
𦤎悊聖武，惠于○○ 228 g
〔政嗣〕
○○成周四方賚 191
【敄】
𩊚𩧚廼○𩴝寡 181
【𢼸】
得屯亡○ 130，155，157，167
休亡○ 191
〔𢼸天〕
○○疾畏 181
【𢽅】
乘𨘋來○宗白 217
【攸】
〔攸𨬼〕
尸用○○其寶鐘 215
【𢻰】
□(鑄)客○爲𨻰壺九 217①
【敉】
乃沈子○克蔑 78
【𢽾】
余購乘兒，○吉金鎛鋁，台鑄和鐘 228 j
【是】
克又井斆，弦父廼○子 78
○用壽考 79 b
廼唯○喪我或 181
○目先行 192
○用左王 192
刺ゝ趄ゝ，邁民○敕 199
刺ゝ趄ゝ，萬生○敕 199 b
三壽○枋 201
䜌書之子孫，萬枼○寶 204 f
𢧵賢鮮于，可○金契 205 d
子ゝ孫ゝ，○尙 211 a
𠓗享○台 212 c
天命○遷 212 e
○辟于齊侯之所 215
○少心𢙇遵 215
余四事○台 216
○辥可事 216
子孫○保 218 b
子孫○若 221 c
至于萬年，分器○寺 222 a
哉公眉壽，𪚰邦○保 222 b
其萬年眉壽，□□○□ 222 d
子ゝ孫ゝ，世ゝ○若 228
孫ゝ用之，後民○語 228 j
皿皮吉人享，士余○尙 228 k
子ゝ孫ゝ，永保○尙 229 d
子ゝ孫ゝ，永保○從 229③
〔是目〕
○○先行 192
〔是用〕
○○壽考 79 b
○○左王 192
〔是辥〕
○○可事 216
【易】
旗敢○王休，用乍寶段 141
右吳大父，嗣○林吳牧 150
□𩰫孔○，爲□事四國 227④
〔易金車〕
白易小臣宅畫干戈九，○○○馬兩 64
〔易登〕
𩯦女干五，○○ 141
【昚】
𩁹厥行𩍐，○中于(獄)罰 215
○爲之名，元器其舊 222 b
【某】
周公○，禽祝 10
女○不又昏 127
【枼】
至于○，曰武𤔲成 215
〔枼萬〕
○○孫子，永保鼓之 228 g
○○子孫，眉壽無疆

二〇八～二〇九

〔後庸〕
今余令女啻官嗣邑人，先虎臣，○○ 182
〔後嗣〕
○○甬之，職才王室 227 s
〔後□〕
用乍乃○○ 73①
【㑹】
用○多公 78
○于大室 104
【恙】
○天令 79 a
【㤅】
𤔲禹亦弗敢○ 162
○于小大政，甹朕立 181
毋又敢○專命于外 181
【忩】
永保○身 228 c
【拜】
齊侯○嘉命 217
恒○䭫，敢對䚄天子休 補10 c
〔拜䭫首〕
10 f，59，59 b，62，72，72 a，73，78，79 a，80①，83，84，84 a，89 b，90，90 c，91 b，93 b，99，100，100①，101(2)，102，104，104 a，105，106，107，108，109，109 a，110，111，114，116，117，118，120，121，122，124，125，125 a，125 b，126，127，129，133，135，137，140，143，144 a，146，148，151，152，154，163，166，167，173，175，176，177，184，185，186，187，188，193，197，215，補2 b，補3，補10，補11 c，補11 d，補12，補12 a，補12 d，補15 j，補15 k
〔拜手䭫首〕
92，123，128，131，134，136，142，145，148①，169，189，198，補18 a
〔拜手䭫手〕
〔吴〕生○○○○ 132 a
鮮○○○○ 158①
〔拜手頁首〕
卯○○○○ 149
〔拜首䭫首〕
遹○○○○ 85
【拱】
〔拱用璧〕
㒸𢽥用○○○，用侶□其右，子歆史孟 216①
【叀】
○乃且考，乍冢嗣土于成周八自 136
○乃且考嗣輔 151
令女○乃且考，䵼嗣左右虎臣 172
既令女，○乃且考，嗣小輔 189
令女○𢿢克嗣直鄙 補10 c
【故】
王令燮，□□，□□□䜌，𨗟厥○ 62
○亡尤，才顯 79 a
今𩜁司𠚱厥臯召○ 104 a
𩁹邦人正人師氏人，又臯又○ 184
〔故□〕
郳諳尹□○○ 228 k
【政】
命禹仆朕且考，○于井邦 162
𩁹之庶出入事于外，尃命尃○ 181
女誰于○ 181
用𢧵用○ 181
盩勵𩁹○ 183
用○䜌方 192
雀ゝ爲○ 212 c
余命女，○于朕三軍 215
夏其金節，𠛬毋○ 227②(2)
不夏其金節，𠛬○ 227②(2)
則○於大府，毋○於關 227②
曰古文王，初𢽾龢于○

〔皇天〕
肄克□于○○　167
○○弘猒厥德　181
肄○○亡哭　181
用印卲○○　181
用享于○○，及我文考　228 c
卲合○○，㠯虩事緐方　補16
〔皇天子〕
對㲃○○○不㧑休　133
〔皇天王〕
我隹司配○○○　98
〔皇文考〕
用乍朕○○○益白寶隮𣪘　104 a
肄□乍朕○○○寶隮　補18 a
〔皇王〕
令敢㲃○○宦，丁公文報　24
令用𡘋展于○○　24
令敢展○○宦　24
○○對𡚸身楙，易佩　補15m
〔皇且〕
（人名付きは→人名關係）
走乍朕○○文考寶龢鐘　122 a
不顯○○剌考，速匹先王　132
用享于○○文考　195①
不顯朕○○，受天命　199
㠯卲○○　199
不顯朕○○，受天命　199 b
用享于○○文考　200②
用享孝于厥○○于厥皇丂　209 a
用追孝于○○皇考　209 e
用享于其○○皇妣，皇母皇考　215
不顯○○，其乍福元孫　215
用享㠯孝，于㫃○○文考　216 a
台享台孝于大宗○○皇妣，皇考皇母　218 a
台乍其○○皇考曰　222 b
用喜于其○○　222 d
用孝用享，于我○○文考　226，228 g
用享孝○○文考　227 u
用𧽊眉壽緐釐，于其○○皇考　229 d
用乍○○文考隮壺　補15 k
不顯○○亞且文考，克明厥心　補15m
〔皇且丂〕
用敢鄉考于○○○　108 a
〔皇且考〕
㲃用乍朕○○○隮𣪘　113
不顯○○○，穆﹅異﹅，克悊厥德　157
梁其𩁹帥井○○○　157
用乍朕○○○龢鐘　157
用享考于○○○　157 a
用享考于○○○　157 b
不顯○○○，穆﹅克誓厥德　160
番生不敢弗帥井○○○不㧑元德　160
享于○○○　166
○○○，其數﹅纍﹅，降克多福　166
用乍朕○○○白寶𧄍鐘　171
用卲享于○○○　192
用孝享于○○○　200①
用追享丂于○○○　209 d
弋○○○高對爾剌　補15 q
〔皇母〕
用乍朕皇考龏叔，○○龏始寶隮壺　137
用享于其皇且皇妣，○○皇考　215
用享用考于皇且聖叔～皇考𤔲中○○　216
台享台孝于大宗皇且皇妣，皇考○○　218 a
乍○○□姜寶壺　補 4 b
〔皇申〕
其用享孝于○○且考于好倗友　196
〔皇考〕
（人名付きは→人名關係）
員乍厥○○寶隮彝　21 a
望𩁹帥井○○　130
緐乍朕○○𤔲彝隮鼎　147
緐用享孝于朕○○　147
旅敢𩁹帥井○○威義　155
○○嚴才上　155
用喜侃○○　156

228 k
【㮕】
厥格曰□○□□□屯□　227
【栖】
〔栖孫子〕
○○○，毋敢家，永寶　115
【相】
萬枼無彊，用之勿○　230 a
【柬】
〔柬﹅〕
○○罯﹅，康樂我家　204 a
【㪷】
師龢父○　189
𨛭叔○朕子孟姜盥鉈　220 f
【昆】
女勿○余乃辟一人　61
【洛】
公市㲃，○于官　34
𨚕伐厭𣪊，于○之陽　192
【爰】
𠟭○千罰千，傳棄之　139
余又爽𤔲，○千罰千　139
王各周廟，宣㕑○卿　192
大良造鞅○　199 c
【禹】
余懋○先公官　149
王○旂于豐　補11
【㢭】
唯王○集厥命　181
邦○害吉　181
〔㢭武〕
○○于戎工，經緯四方192
【牲】
甲申，明公用○祊京宮　25
乙酉，用○祊康宮　25
用○祊王　25
用○啻周王□武王成王 62
【㐭】
〔㐭屯〕
○○乃用心　補10
【𪊠】
爲白又○又成　195
○盟嘗禘　212 c
台○光朕立　230
〔甫﹅〕
建我邦國，爲令○○　212 e
〔甫覠〕
○○穆王，井帥宇誨　補15
【畏】
享奔走，○天畏　61
家不敢不□敬○王命　補 8
〔畏忌〕
女少心○○　215
余彌心○○　216
𢪉覠○○　218
〔畏義〕
𢘅于○○，惠于明祀　228 b
〔畏㜽〕
余函覠𢦚㞑，○○趩﹅　228 g
【畍】
㪧其萬年，○保四國　98
○臣天子霝冬　113
○才立　124
○臣天子，霝冬　137
眉壽無疆，○臣天〔子〕　157 a
○臣天子，萬年唯亟　157 d
眉壽永令，○臣天子　166
○尹四方　167
○𡔈才天　199
○𡔈才立　199 b
○保其孫子，三壽是利　201
○臣天子，靈冬　補11 e
秦公㲃○𩒨才立　補16
〔畍正〕
○○厥民　61
〔畍民〕
遠𣪘○○，永不巩　補15
【皇】
㲃中○，乍寶　55
白㞑父○競，各于官　87
元鳴孔○，孔嘉元成　228 b
元鳴孔○　228 g，228 h
〔皇﹅〕
○○趩﹅，眉壽無期　228 b
〔皇丂〕
用享孝于厥皇且于厥○○　209 a
〔皇上帝〕
隹○○○百神，保余小子　98

227 d，227 u，227 v (2)，227 w，227 x (2)，227 y (2)，227⑥(2)，228 b，228 f，228 g，228 h，228 k，228①，229，229 d，補 9，補 10 a，補11 e，補15m，補16，補17，補19
【省】
不顯王乍○　1
○祊尸，身孚戈　17 c
公違○自東，才新邑　28
丁子，王○䢅且　37 e
㑹○東或圖　52
王大○公族于庚□旅　71 c
○南或貫行，埶王应　71 c
師雝父○道，至于㪇　89
令史頌○𩵦　138
【盾】
〔盾生皇畫內〕
僑女干五，易登，○○○○○　141
【䀠】
敢○卲告朕吾考　78
【祇】
周公某，禽○　10
禽又㪉○　10
【禹】
〔禹賓〕
受天命，𩂣宅○○　199
【禺】
○邗王于黃池　204 c
【秬】
〔秬鬯〕
余易女○○一卣，金車　92
易女○○一卣，金車　104 a，188
易○○一卣，玄袞衣　105
易女○○一卣　125 b，136，181，184
易女○○一卣，赤市　172
易女○○一卣，圭𤪌　183
易女秬鬯一卣～○　125 b
【罠】
〔罠獵〕
○○毋後，𥨊在我車　205 d
【者】
侯易○㚔臣二百家　60 c
王受乍冊尹○　115 b
敎○曰𡐦純　218 k
〔者士〕
用樂父兄○○　228 k
〔者父〕
宣𠱠用雝其○○者兄　226 c
〔者兄〕
宣𠱠用雝其者父○○　226 c
〔者□祝〕
次○○○，儆至劍兵　228 k
【耇】
子孫永寶用○　補17
【胄】
易□，○，干戈　100①
史趞曹易弓矢，虎盧，○，干，殳　107
【胤】
〔胤士〕
咸畜○○　199
咸畜百辟○○　199 b
余咸畜○○　202
克明又心，盭龢○○　補16
【胐】
〔胐帛金〕
舍～○○○一反　補11 b
【胃】
朕余名之，○之少□　204 e
【若】
王○曰　61，83，92，104，104 a，131，132 a，134，145，152，167，172，178，181，182，183，189
○玫王令二三正　61
王〕○曰　135
䛫𠟭卑復令曰，○　135
白龢父○曰　186
𤔲力○虎　215
龢協而又事，卑○鐘鼓　215
子孫是○　221 c
子﹅孫﹅，世﹅是○　228
○𢦚公壽，○參壽　229 d
〔若艻〕
○○乃正，勿灋朕令　61
〔若否〕
虩許上下○○𩁹四方　181

用乍朕○○𧄍鐘　158①
余小子司朕○○　161
覭盟文且○○，克哲厥德　19[illegible]
女不敢弗帥用文且○○，穆﹅秉德　190
用追孝于皇且○○　209 e
用享于其皇且皇妣，皇母○○　215
台享台孝于大宗皇且皇妣，○○皇母　218 a
○○孝武𧺆公，䵼𢦚大𦅑，克成其惟　218 g
因𪒠㲃○○卲緟高且黃啻　218 g
台乍其皇且○○曰　222 b
𢽾其用追孝于其○○　227⑥
用𧽊眉壽緐釐，于其皇且○○　229 d
用享用孝于朕○○　補17
〔皇休〕
對㲃天子不顯○○　111
毛公㕊，對㲃天子○○　181
〔皇君〕
敢對㲃○○休　186
對㲃朕○○休　197
弗敢不對㲃朕辟○○之易休命　215
〔皇妣〕
（人名付きは→人名關係）
用享于其皇且○○，皇母皇考　215
台享台孝于大宗皇且○○，皇考皇母　218 a
〔皇宗〕
用隮史于○○　24
〔皇帝〕
肄○○亡旲　183
〔皇祖〕
（人名付きは→人名關係）
㠯乍鑄鈁，㠯祭我○○　204 f
〔皇𣪘〕
用追孝於我○○鎗　218
〔皇卿〕
〔㠯〕倉□○○　202
〔皇辟〕
休白大師肩𤔲𩲃臣○○　補10
用臣○○　補10
一𤔲○○懿德　補10
〔皇辟君〕
事○○○　45
【盄】
叀余小子，𦗧○先王德　補10
〔盄悊〕
○○厥德　167
〔盄龢鐘〕
乍○○〔○〕　199 b
【眉】
〔眉壽〕
10 f，108 a，113，121，124，134，136，137，145 a，147，148①，153，154，157 a，157 b，157 c，157 d，166，168，170，185，188 b，191，192①，193，195①，199，199 b，200 c，200 i，200 j，200①，200②，201，203，204 d，204 f，207 f，209，209 a，209 b，209 d，209 e，210③，211 a，211 b，211 d，212，212 a，212 b，212 h，212 [illegible]，212①，213，213 f，213 g，213①，213③，214，214 a，214①，215，217，218 a，218 b，219 a，219 c，219 d，219 f，219 g，219 h，219 i (2)，219 k，219①，219②，219③，220，220 a，220 f，221 a，221①，221②，222，222 b，222 d，222 e，222 i，222 j，222 k，222 l，222①，223，223 a，223 g，224，224③，225 f，225 g，226，226 a，226 i，226 l，227 b，

〔乘遽〕
〇〇來攸宗白 217
【倗】
〔倗下〕
王〇〇不其 102
〔倗生〕
格白取良馬乘于〇〇 112
貿中乍〇〇飲壺 112 b
目樂嘉賓，及〇〇，目父兄庶士 228 h
〔倗友〕
好〇〇雩百者誾遺 145
用卿〇〇 148①
隹用獻于師尹〇〇誾遺 166
用樂嘉賓大夫，及我〇〇 212 h
用樂嘉賓，及我〇〇 216 a
用樂嘉賓父兄，及我〇〇 228 g
〔倗晉〕
用卿〇〇 106，107
〔倗剔〕
截ヾ與ヾ，造而〇〇 215
【剛】
〔剛鯀〕
富聖成王，ナ右穀鯀〇〇 補15
【剖】
〔剖ヾ〕
卑女鑪ヾ〇〇，龢ヾ窗ヾ 229 d
【骽】
〔骽犖〕

機大曆，易〇〇犁 118
【匽】
用嘼井侯出入，〇令 60 b
于〇朕爾蔡 162
【原】
〔原人〕
〇〇虞莽，淮 139
【展】
令敢〇皇王室 24
嬰〇規商，用乍母己障 38②
【隻】
〇厥君駮方 162
□侯〇巢，孚厥金 174 a
內伐匽亳邦之〇 218 h
楚王酓志，戰〇兵銅 227 k (2)，227 l
云用云〇 229②
〇馘百，執嚧二夫 補12 d
〔隻乘〕
〇〇四千八百□十二乘 62
【哲】
克〇厥德 190
【餇】
用〇乃且考事，乍嗣土 93
〇乃且考，侯于羣 125 b
【倉】
〔倉ヾ〕
〇〇悤ヾ，雉ヾ雝ヾ 98
【娶】
女〇嫛朕行䭾 215
【娉】
女卑農，必事厥晉〇 80①

【孫】
也用褱殘我多弟子我〇 78
文王〇，亡弗褱井 79 a
永念于厥〇辟天子 167
虢金氏〇乍寶盤 200 d
蘇公之〇寬兒 200 j
余畢公之〇，郘白之子 203
子之子，〇之〇，其永用之 204 a
宋莊公之〇趙亥 210
不顯穆公之〇 215
齊辟鞄叔之〇 216
魯少嗣寇封〇宅 219②
貫甫人余余王□獻〇妶 220 e
鄀安之〇，簡大史申 221 c
陸韓之〇邾公釛 222
鼄公〇班，擇其吉金 222 d
邛仲之〇白戔 227 v (3)
邛立(大)宰〇叔師父 227 w
唯黃〇子係君叔單 227 x
龏公〇瘖父 227 y
楚王〇漁之用 227①
郳王季稟之〇宜桐 228 a
余迭斯于之〇 228 j
〔孫ヾ〕
〇〇用之，後民是語 228 j
〇〇勿忘 229
〔孫ヾ子ヾ〕

〔若德〕
告余先王〇〇 181
【茍】
隹〇德，亡貞迹 79 a
〇夙夜，勿灋朕令 104
〇夙夕，勿灋朕令 104 a
〇享戈 補 1
【莽】
才〇 67
原人虞〇，淮 139
【若】
又〇于大命 145
【虘】
不用先王乍井，亦多〇 104 a
〔虘逐〕
卑復〇〇厥君厥師 184
【眉】
〔眉右〕
爽〇〇㣇乃寮，目乃友事 25
【訊】
〇之于不啇 230
【狘】
〔狘亥〕
致歸𤔲白〇〇 145
易女〇〇 145
【迮】
〇齊入長城先 204
用延台〇，台御賓客 221 c
【逆】
遣自䱷自，〇東 63
王各于周廟，〇于圖室 153

【迖】
子ヾ孫ヾ，其〇寶 17 c
【延】
用〇台迮，台御賓客 221 c
【肆】
肆敢〇于彝曰 88
【降】
王祀㣇天室，〇 1
王〇 1
王〇征令㣇大保 3
㝨ヾ數ヾ，〇余多福 98
數ヾ㝨ヾ，〇福無疆 98 b
用〇多福 132 a
〇，目南，封于同道 139
〇棫，二封 139
數ヾ㝨ヾ，〇旅多福 155
數ヾ㝨ヾ，〇多無(疆) 155①
數ヾ㝨ヾ，〇余魯多福亡疆，隹康右屯魯 156
自豕鼎〇十又一，殷八，兩𩰫，兩壺 158
〇余多福緐釐 161
用天〇大喪于下或 162
其數ヾ㝨ヾ，〇克多福 166
今日天疾畏〇喪 183
翻唯輔天〇喪 184
數ヾ㝨ヾ，〇余厚多福無疆 190
上帝〇懿德 補15，補15 o
〔降人〕

今余令女啻官嗣邑人，先虎臣～〇〇 182
【晉】
其〇鉠ヾ，雝ヾ孔煌 199 b
玄鏐鋁鏞，乃爲之〇 221②
其〇池ヾ，飤于四方 228 h
【首】
～〇 126 c
長㮄識〇百 164
【拲】
〔拲展〕
令用〇〇于皇王 24
【畐】
王𨐋礪〇 102 b
【呂】
〔呂吏〕
〇〇乙且，逑匹厥辟 補15

十 畫

【乘】
王〇㣇舟，爲大豐 60 c
侯〇㣇赤旂舟，從死咸 60 c
賓用王〇車馬，金□，冂衣，市，舄 60 c
格白取良馬〇于倗生 112
〔乘車馬〕
賓用王〇〇〇，金□，冂衣，市，舄 60 c
〔乘馬〕
王易〇〇 192

余既〇乃心 215
女〇余于䕅卹 215
中〇盟刑 215
女台〇戒公家 215
〇受天命 215
余〇旬于國 228 g
〔専由〕
夙夕〇〇先且剌德 補10
〔専求〕
〇〇不谻德 160
〔専趦〕
〇〇崙𧗟㦮寚 補11 h
【犀】
〔犀ヾ〕
〇〇康盄，承受屯德 204 a
【差】
肇〇天子 212 c
戴〇(正)卿 215
倪師盤埜，〇秦忑爲之 227 k
但市吏秦，〇苛燕爲之 227 k
但市邵圣，〇壓共爲之 227 l
〔差右〕
〇〇吳大父，嗣易林吳牧 150
世孫ヾ子ヾ，〇〇吳大父 150
乃聖且考，克〇〇先王 183
〇〇楚王，隺ヾ爲政 212 e
【師】

〔師氏人〕
雩邦人正人〇〇〇，又辠又故 184
〔師答側新〕
今余令女啻官嗣邑人～〇〇〇〇 182
【畜】
俗女弗目乃辟〇于囏 181
谷女弗目乃辟，〇于囏 183
弗目我車〇于囏 193
【徒】
逄公戎車百乘，斯駿二百，〇千 162
〔徒戈〕
虢大子元〇〇 200 d
〔徒遹〕
殺龢三軍〇〇 215
【徣】
公令，〇同卿事寮 25
〇令，舍三事令 25
隹大龠于宗周，〇㝨莽京年 30
〇省東或圖 52
舀〇公 57
〇城，衞父身 79 a
隹民亡〇，才彝 79 a
〇伐淖黑，至 80②
【恁】
余〇飼心，延永余德 228 g
【或】
〔或徒〕
遡〇〇四千，爲女敵寮 215

【戚】
〔戚戈〕
王令賞盂～〇〇二 62
【致】
廼卑□目舀酉彶羊，絲三寽，用〇妶人 135
王命中，〇歸𤔲白狘亥 145
【敄】
甲午，白懋父易曶白馬每黃髮〇 43
眉田鮮，且，〇，武父，西宮襄 139
【旅】
王大省公旅于庚□〇 71 c
易女秬鬯一卣，玄袞衣～〇五旅 125 b
〇邑人善夫 補11 e
戎乍〇 補12 c
〔旅弓〕
易彤弓一，彤矢百，旅弓一～〇〇十，旅矢千 52
〔旅弓旅矢〕
易女～〇〇〇〇 125 b
〔旅𥦗〕
弭白乍〇〇 116 a
甫人父乍〇〇 200 j
〔旅矢〕
易彤弓一，彤矢百，旅弓十，〇〇千 52
〔旅𩰫〕
史免乍〇〇 115 d
〔旅匜〕
虢遣乍〇〇 155 a

〇〇〇〇，邁年永寶 36 d
其〇〇〇〇，永寶用 51 a
〇〇〇〇，其永寶 60 b
盟〇〇〇〇，其永亡多 60 c
〇〇〇〇，萬年用享祀 74
〇〇〇〇，永寶 80 b
其〇〇〇〇，永寶 85
〇〇〇〇，毋敢望白休 88
期〇〇〇〇，永寶用 97
〇〇〇〇，永寶用 108
其〇〇〇〇，其永寶 109 a
〇〇〇〇，其永寶用 120
其〇〇〇〇，永寶用 123
〇〇〇〇寶 124 a
〇〇〇〇，永其逞寶用 補 3
〔孫子〕
京公〇〇寶 56
〇〇寶 57
萬年目厥〇〇寶用 59 c
其〇〇永寶 59 e
〇〇其邁年，永寶 73①
念畢中〇〇，令䰜規 74
〇〇□□ 74
廣啓厥〇〇于下 160
畯保其〇〇，三壽是㪟 201
世萬至於辞〇〇 216
〇〇其永寶 227，227 a
〇〇永寶用之 228 a
枼萬〇〇，永保鼓之 228 g
皇〇〇 補10

〔孫子ヾ〕
〇〇〇寶用 124 b
其萬年，〇〇〇，永寶 補 4
【宴】
王〇，咸 142
〔宴舞〕
其人民都邑，堇〇〇 217
【容】
整辪爾〇，宗婦楚邦 202
【家】
塑肇〇鑄乍鬻 10 h
獻身才畢公〇 49
取我〇窠，用喪 149
用辭匯貧保我邦我〇 161
〇湛于囏 181
辪我邦我〇內外 181
囩我邦我〇 181
乃且考又爵于我〇 186
余令女死我〇 186
康樂我〇 204 a
台樂虞〇 230 a
【害】
〔害吉〕
邦蜜〇〇 181
【宮】
令敢䝨皇王〇，丁公文報 24
令敢展皇王〇 24
敢䝨明公尹厥〇 25
兮公〇盂鬯，束，貝十朋 35 a
大䝨皇天尹大保〇 42
方其日受〇 51 b
簋〇乍册宅般八箙 64 a

簋〇父癸宅㣇□，册□ 64 a
用〇妶彝乍厥 79
白氏〇敓 93 a
易于〇一田 149
剌且文考弋〇 補15
【宮】
〔宮執〕
夙夜〇〇而政事 215
【宔】
㢸王宅，〇攸庶䳓 230
【宊】
庹能楚荊，隹〇南行 補15
【射】
王〇，大龔禽 60 c
王〇 73
王令靜，嗣〇學宮 84
小子眔服眔小臣眔尸僕，學〇 84
〇于大池 84
卲井白，大祝〇 103
王〇于射盧 107
王休匽，乃〇 142
駿方卿王〇 142
我弗具付㒸从其且，〇分田邑 180
【専】
克不敢彖，〇䝨王令 171
雩之庶出入事于外，〇命〇政 181
厤自今，出入〇命于外 181
毋又敢㥯〇命于外 181
叡〇明井 199 b

易女秬鬯一卣～○ 104 a
易載市，冋黃～○ 121
易赤市，朱黃，○ 124
易女乃且○ 133
易女玄衣黹屯～○五 151
○無疆至于萬億年 204 a
處目○眉壽 204 f
用享用考，用○眉壽 212①
用○眉壽萬年 214①
用○眉壽，霝命難老 215
用气嘉命，用○眉壽 217
用敬卹盟祀，○年眉壽 222
用○眉壽無疆 222 e
王禹○于豐 補11
【旋】
〔旋走〕
用○○夙夕，鷹□□ 60
妥多友，享○○令 60 c
〔旋徙〕
齏啓進事○○ 45
【晉】
〔晉人〕
隹晢窩屈奈○○ 227 q
【倉】
〔倉□〕
〔𠬝〕○○皇卿 202
【䚕】
每○王休𢿃隟 1
○王姜休 22
令敢○皇王宮，丁公文報 24
敢○明公尹厥宦 25
䞣○公休 26
○白休 26①
覷○公休 32
○侯休 40
大○皇天尹大保宮 42
宜侯夨，○王休 52
○中皇，乍寶 55
㝬○中休 55 a
○公休 58
○休，用乍旅隟彝 59 b
麥○用乍寶隟彝 60 c
○公白休 64
中○王休 71 c
○婤休，用乍寶壺 72 c
效不敢不萬年，夙夜奔走，○公休亦 81
○天子休 84 b
競○白屖父休 87 a
縣改每○白屖父休曰 88
敱用從，永○公休 93 a
君夫敢每○王休 95
○用乍朕皇且考隟毁 113
趩拜䭫首，○王休對 114
守宮○公休 119 a
𤔲徒單伯內右○ 131
王乎內史ﾐ光，冊令○ 131
王若曰，○ 131
○拜手䭫首 131
旂對天子魯休○ 155
梁其敢對天子不顯休○ 157
敢對天子不顯魯休○ 166
敃○厥光剌 201
因資○皇考卲練高且黃啻，仦詞趄文，淖𤔲
者侯 218 g
○君霝 222
敢○王休 補2 b
敢○天尹不顯休 補11 d
○王休 補15 d
【格】
丙戌，王○于公室 80 b
【格】
厥○曰□柤□□□屯□ 227
【殷】
王令保，及○東或 16
隹明保，○成周年 26
令師田父，○成周〔年〕 26①
○遂令 61
隹○遻侯田，𦥑殷正百辟 61
隹殷遻侯田，𦥑○正百辟 61
𠂤○八𠂤，征東尸 63
王廼命西六𠂤○八𠂤曰 162
叓西六𠂤○八𠂤 162
〔殷人〕
○○紉雹谷杜木遂谷旅桑，涉東門 112
〔殷民〕
孚受天令，亦𤔲○○ 183
【海】
〔海眉〕
陶伐○○ 63
【涉】
殷人紉雹谷杜木遂谷旅桑，○東門 112

二一八～二一九

函交中乍○○，寶用 158 b
㚸白大𤔲工召叔山父，乍○○ 207 f
都元子斯，自乍○○ 209 c
都元子斯父，自乍○○ 209 c
鑄公𫗦乍○○ 209 e
薛子中安乍○○ 224①
余用乍○○ 226
吳王□□尹氏叔孫，乍○○ 229 i
㚤姒乍○○ 補17 f
〔旅甾〕
乍○○ 35 a
〔旅毁〕
邦賓隟其○○，東鄉 62
〔旅盂〕
匽侯乍○○ 38 a
虢叔乍○○ 155 a
白公父乍○○ 補17 c
〔旅盆〕
用其吉金，自乍○○ 226 g
〔旅盉〕
白䢔乍毌妃○○ 26 a
𩤯用乍○○ 補11 b
〔旅將鼎〕
𢦚父乍○○○ 70 a
〔旅毁〕
𩞁○○ 81 b
同𠂤乍○○ 150 a
中𠂤父乍好○○ 150 b
中𠂤父乍○○ 150 b
城號中乍○○ 200 f
城號趞生乍○○ 200 f
敢𡍃乍○○ 219 j
滕侯蘇乍厥文考滕中○○ 224 d
白䢔乍○○ 補12 e
〔旅鼎〕
蘇衛改乍○○ 200 j
蔡侯乍○○ 212 b
〔旅隟彝〕
䚕休，用乍○○○ 59 b
〔旅盨〕
白車父乍○○ 36②
師趛乍𫗦姬○○ 51 a
弭叔乍○○ 116 a
弭叔乍叔班○○ 116 a
才成周，乍○○ 144
㚸井叔康乍○○ 148 a
白梁其乍○○ 157 d
用乍○○ 166
白大師乍○○ 170①
用乍○○ 172
趞叔ｺ父乍虢王姞○○ 191③
中義父乍○○ 198 b
㚸登叔乍○○ 207 a
㚸義白乍○○ 207 b
㚸義羌父乍○○ 207 b
還至于蔡，乍○○ 補8
白公父乍○○ 補17 b
白多父乍○○ 補17 d
用乍○○，用對剌 補19
〔旅簠〕
善夫吉父乍○○ 191 a
〔旅彝〕
用乍○○ 20
員乍○○ 21 b
友作○○ 41 a
用乍䵼宮○○ 45
夨白乍○○ 139 a
𩰫侯弟𦥑季，作○○ 142③
白䢔乍○○ 補12 e
陵乍父乙○○ 補15 c
〔旅寶彝〕
啓乍且丁○○○ 補2 a
〔旅獻〕
叔碩父乍○○ 154 a
中伐父乍姬尙母○○ 198 c
㚸氏白高父乍○○ 207 e
𠭯公子ｺ叔遂父，乍○○ 211 a
用其吉金，自乍○○ 227⑤
□中𦥑父，乍○○ 補17 g
〔旅甗〕
用乍○○ 89 a
〔旅鐳〕
善夫吉父乍○○ 191 a
中義父乍○○ 198 b
〔旅䵼彝〕
對䚕王休，用乍○○○ 115 a
〔旅□〕
中大師子□爲其○○ 補17 h
【旂】
易女且南公○ 61

88
㫃○厥子ｺ孫，永寶 93 b
淢𤔲六𠂤○八𠂤𢦚 101
王乎史戊，冊令吳，𤔲旃○叔金 105
令𢐗乍𤔲土，𤔲奠還𢿢○吳○牧 115 a
走其○厥子ｺ孫ｺ，萬年永寶用 122
𤔲□人隹小臣善夫守□官犬，○奠人善夫官守友 125
虘○蔡姬，永寶，用卲大宗 126 b
虘○蔡姬，永寶 126 c
官𤔲𦥑田甸，○𤔲宜○𤔲夨○𤔲寇○𤔲工司 131
令女○𠮷 134
廼𨜪又旂○𢼸金 135
命女𤔲成周里人○者侯大亞 143
士父其○□□萬年 156
復厥小宮，□𠭯从田，其邑彶○句商兒○𦤴戈 179
令女𤔲乃且舊官，小輔○鼓鐘 189
女康能乃又事○乃敵寮 215
叔皮父乍朕文考□公○朕文母季姬隟毁 223 f
易奭～○師俗父田 補3
厥○公出厥命 補3
𣪘叔○信姬，其易壽考
補7
○受田𤔲，趞 補11
厥逆𤳉○厲田 補11 a
厥東𤳉○散田 補11 a
厥南𤳉○散田，○政父田 補11 a
厥西𤳉○厲田 補11 a
邦君厲，○付裘衛田 補11 a
矩廼○𧻚粦令壽商○意曰 補11 b
○受，衞小子家逆，者其𩚔 補11 b
𡢁生○大娟，其百男百女千孫 補19
【昊】
肆皇天亡○ 181
【差】
不帠不○，不濼不彫 229 d
【秌】
〔秌光〕
敢對䚕武公不顯○○ 162
亡不閈于文武○○ 181
【書】
弘𠂤告中史○ 67
【朕】 「朕皇考」などのように，朕の直後に祖考の意の語が來るものは省略）
隹○又慶 1
休○公君匽侯易圉貝 38⑥
○𢑚天子𩚔白，令厥臣𩚔金車 49
對○辟休 49
䢔○稫盟，○臣天子 59
余隹卲○小學 61
若芍乃正，勿灋○令 61
內史龏，○天君其萬年 72①
○猷又成亡競 98
休○匍君公白易厥臣弟豦井五棍，易□，冑，干戈 100①
剌ｺ○身，還○先寶事 101
䢔夙夜，勿灋○令 104，104 a
用夙夜事，勿灋○命 125 b
敬夙夕，勿灋○令 134
必唯○□貴 135
○不顯且玟珷，雁受大命 145
于匽○𢉚蔡 162
昔余旣令女，出內○令 167
敬夙夜，用事，勿灋○令 167
克其日用𩰫○辟魯休 168
伊用乍○不顯文且皇考𨟭叔寶𩰫彝 169
敬夙夕，勿灋○令 172
敬夙夜，勿灋○令 173，189
余用乍○後男□隟毁 178
𢽎于小大政，㝬○立 181
命女，𩛥𤔲公族𦥑參有𤔲，小子師氏虎臣𦥑

二二〇～二二一

自瀋○目南 139
復○瀋，陟𦥑，𠭯𦤴𨸏 139
〔涉子〕
公易厥○○效王休貝廿服 81
【燮】
于邵大室東，逆○二川 補11 a
【烏】
〔烏虖〕
○○，隹考𦐨念自先王先公 78
○○，乃沈子𢇍克蔑 78
○○，不杯乳皇公，受京宗懿釐 79 a
○○，效不敢不萬年，夙夜奔走，䚕公休亦 81
○○，哀哉 162
○○，𧻚余小子 181
○○，𠂤 補1
○○，王唯念𤔲辟剌考甲公 補12 a
○○，朕文考甲公 補12 a
○○，𠋶 補18
【疾】
毋○毋巳 215
〔疾畏〕
敃天○○，司余小子弗彶 181
今日天○○降喪 183
【疕】
侯氏毋𥜽毋○ 214
【盃】
員乍○ 21 b
乍○，用從井侯征事 60
靜母王休，用乍般，○ 115 c
【眚】
受㝅五夫，曰陪～曰○ 135
王令○ 180
〔眚車〕
矩取○○，較 補11 b
【神】
〔神㝨〕
隹用妥○○，𩁹前文人 91 d
【祝】
○徙，□□□□□ 62
立中廷，右○鄭 185
䞣五邑○ 185
擇厥吉金，自○禾寞□ 230 a
〔祝成〕
今余其念□乃有齋休○○，用衞剌疾 230
【祜】
〔祜受〕
○○毋巳 212 c
【祜】
〔祜福〕
則永○○ 226 d
〔祜𩰫〕
大神其陟降，嚴○○ 補15m
【祠】
〔祠器〕
祁王之易金，㠯爲○○ 204 c
【秦】
〔秦𩞁〕
戊辰，𩞁○○ 10 g
【素】
〔素黃〕
易女𢦚市，○○，䜌旂 151
〔素戊〕
易女秬鬯一卣～○○ 172
【㝅】
舀𤔲土送○嗇 14
㴱公令𠭯○史旗曰 19
𠂤師厥(氏)○有𤔲後或 19
○𡚬事寮，○者尹○里君○百工○者侯，侯田男，舍四方令 25
今我唯令女二人，亢○夨 25
王令士上○史寅，殷于成周 30
䜌百生豚，○賞卣鬯貝 30
乃用卿王出入事人○多倗友 36 e
王令燮○內史曰 59
小臣謎蔑厤，○易貝 63
有𤔲○師氏小子，卿射 73
令○奮先馬走 73
王曰，令○奮 73
朕文考○毛公𧻚中，征無𥃝 79
厚○我友𩛥 79 b
□𠭯賓○子𢼸𩛥 81 b
小子○服○小臣○尸僕，學射 84
我不能不○縣白萬年保

唯人有嗣○，丂 139
【兹】
永寶○段，用夙夜無訇 148①
【虔】
追○夙夕，卹厥死事 113
○夙夜，出內王命 130
○夙夕，辟天子 157
○夙夜，專求不朁德 160
師寰○不家 178
○夙夕，叀我一人 181
○不家 201
有○不愓 212 e
女亦○秉不巠德 230
〔虔共〕
○○大令，上下陟否 212 c
〔虔卹〕
尸不敢弗儆戒，○○乃死事 215
○○不易 215
〔虔敬〕
○○朕祀 乍□宗彝 199
叡專明井，○○朕祀 199 b
往巳叔姬，○○乃后 229
今獱夙夕○○ 補15 o
○○朕祀，目受多福 補16
〔虔龔〕
○○盟〔祀〕 202
【被】
凡興士○甲 199 d
【尊】
乙亥，王○畢公 50
王○宗小子亐京室曰 補 1
王咸○ 補 1
【訏】
其頌既好，多寡不○ 205 d
【貳】
旬目鼓之，夙莫不○ 230 a
【逨】
○匹先王，虆堇大令 132
弗○我東膕 178
考公氏克○玫王 補 1
【追】
敢○明公賞亐父丁 25
多用○于炎不朁白懋父習 43
王令東宮，○目六自之年 81 b
用○享考 157 c
〔追考〕
○○對不敢家 59
用○○于剌中 121
〔追孝〕
用○○于己白 126 b
用○○ 137
用○○，侃前文人 190
其用○○于皇考己白 191④
幾父用○○ 197
用禪，○○于皇考叀中 200 c
用○○于厥皇且晨公，于厥皇孝辟□公 209
用○○于厥皇且可公，于厥皇考晨公 209 b
用○○于皇且皇考 209 e
用○○於我皇段鑰 218
用○○于其父母 225 b
蟲其用○○于其皇考 227⑥
台○○先且 228 j
用○○ 補15m
○○于高且辛公，文且乙公，皇考丁公龢鐘 補15 q
〔追享〕
用○○丂于皇且考 209 d
【逆】
艮子廼遣閒，來○卲王 98
厥○至于玄水 150
令小臣成，友○□□內史無鼎，大史旟曰 179
○見我，厥獻厥服 補 8
小大邦，亡敢不□具○王命 補 8
于卲大室東，○燮二川 補11 a
厥○彊眔厭田 補11 a
〔逆付〕
不○○晉 135
〔逆酒〕
鄉○○ 補15 k
〔逆逋〕
用卿王○○ 24
用嚻侯○○ 60 c
〔逆造〕
用卿王○○ 1①
〔逆瀞〕

二二二〜二二三

○燮事 181
敬夙夕，勿灋○命 184
琱生對飘○宗君其休 195
對飘○皇君休 197
虔敬○祀 199
叡專明井，虔敬○祀 199 b
余隹司○先姑君晉邦 201
蔿君淲虘，與○目熊乍無者艅寶□□ 212⑥
齊侯乍○子中姜寶盂 213①
政于○三軍 215
肅成○諫旟之政德 215
諫罰○庶民，左右毋諱 215
女嫛嫛○行餗 215
弗敢不對飘○辟皇君之易休命 215
女台卹余○身 215
賸白寔父，○姜無頮殺 220 a
賸白寔父，○姜無頮匜 220 a
慶叔段○子孟姜盥匜 220 f
鼄習父○其子□嫊寶鬲 222 l
鑄侯求乍季姜○鐘 223 d
台克總光○□ 230
台聞光○立 230
夙夕，勿灋○令 補10 c
虢中令公臣，嗣○百工 補11 d
用○贏□母 補11 g
虔敬○祀，目受多福 補16
目康奠協○或 補16
〔朕匜〕
乍叔娟○○ 207 g
蔡侯乍姬單○○ 212 b
〔朕余〕
○○名之，胃之少□ 204 e
〔朕匿〕
陳侯乍孟姜□○○ 211 b
〔朕吾〕
敢眍卲告○○考 78
〔朕段〕
乍我姑鄧孟媿○○ 208 c
〔朕殺〕
白百父乍孟姬○○ 141 a
薛侯乍叔妊襄○○ 224
〔朕殺匜〕
乍其子孟姬段○○○ 219②
〔朕旞鼎〕
郜造作姬□○○○ 225 e
〔朕壺〕
潄侯乍嬀蘇○○ 211①
〔朕鼎〕
潄侯乍□□四母○○ 211 c
〔朕盥匜〕
乍邾姬夅○○○ 219 e
〔朕鼐〕
乍嬀嫚吳○○ 208 a
乍壽母○○ 212 j
〔朕盤〕
白百父乍孟姬○○ 141 a
〔朕簋〕
鑄公乍孟妊東母○○ 223
【能】
多公○福 78
我不○不眔縣白萬年保 88
饚遠○玪 160
叀于萬民，饚遠○玪 167
弗○許厲从 180
康○四或 181
女康○乃又事眔乃敵寮 215
舿五十舿，歲○返 227②
車五十乘，歲○返 227②
弦魯卲王，庚○楚荊 補15
【般】
靜母王休，用乍○，盉 115 c
史頌乍○，其萬年 138 a
兮白吉父乍○ 191
〔般匜〕
匽公乍爲姜乘○○ 205
〔般盉〕
王中皇父乍屈娟○○ 158 c
〔般盉障器〕
圅皇父乍琱娟○○○○鼎段一具 158
〔般御〕
內公乍○○之句 200②
〔般壺〕
乍子中姜□之○○ 214①
【荊】
蝨從王戍○，孚 68

因资閃皇考卲練○○黃啇 218 g
青幽○○，才潋릃處 補15
〔禼對〕
弋皇且考○○爾剌 補15 q
【𢓊】
明公易亢師○，金，牛 25
易令○，金，牛 25
公易乍册翻○貝 26
彗百生豚，眔賞卣○貝 30
兮公宦盂○，束，貝十朋 35 a
易女○一卣，冂衣，市，舃，車馬 61
〔𢓊虒〕
喬ヽ其龍，既齋○○ 203
【鬲】
魯侯乍姬番○ 10 e
白章父乍叔姬○ 141 a
虢文公子俊乍叔妃○ 200 a
虢姞乍○ 200 d
虢季子緩乍○ 200 g
虢季氏子緩乍○ 200 g
女雁○公家 215
黃□□用吉金乍○ 227 x
【鬼】
〔鬼神〕
鄭貪○○，瘦觀畏忌 218
【彗】
○百生豚，眔賞卣𢓊貝 30

十一畫

【匐】
今匔司○厥辠召故 104 a
【匜】
王乎□，令盂，目○入 62
凡○目品 62
【𢦏】
隹王○于宗周 6
唯成王大○，才宗周 29
隹王初○于成周 35
用○壽，匄永福 36 e
乃且克○先王 145
用○壽，匄永令 196
〔𢦏同〕
余易女～○○ 92
易秬𢓊一卣～○○ 105
〔𢦏圅〕
矩取眚車～○○ 補11 b
〔𢦏鬻較〕
余易女～○○○ 92
〔𢦏鬲〕
㝬井叔蒦父乍○○ 148 a
〔𢦏段〕
蘇公乍王改○○ 200 j
〔𢦏較〕
易女秬𢓊一卣，金車，○○，䡅幐 104 a
易秬𢓊一卣～○○ 105
易女～○○ 172，184，188
〔𢦏韐〕
矩或取赤虎兩，麀𢦏兩，○○一 補11
〔𢦏僳〕
王才上灰应，○○ 補 2 b
〔𢦏緙較〕
易朱市～○○○ 160
易女～○○○ 181
【雕】
〔雕子ヽ孫ヽ〕
其○○○○○，永寶用，毋家 119
【卿】
王目吳𠂔，吕犅，○豳𢐗自邦周，射于大池 84
駿方○王射 142
〔卿射〕
有嗣眔師氏小子，○○ 73
【參】
○壽隹𠂤 98
公宕其○，女鼎宕其貳 194
〔參同莽悤〕
易女叔市，○○○○ 167
【叙】
征䜌○，二女咸與 16 c
【啟】
○乍綨 38①
盥○進事旌綏 45
○自乍其元用 229 f
〔啟行〕
競敏○○，休宕厥心 補12 d
【商】
王後𤔲克○，才成𠂤 9
姜○令貝十朋，臣十家，鬲百人 24
○𢦏侯嬰貝 29
○𢓊貝 34

二二四〜二二五

女䜌用鄉乃辟軝侯○○，出內事人 補18
【追】
遣𢆶四方○王大祀祓𢆶周 16
○王客莽京彭祀 60 c
〔追受〕
𠭯有上下，○○萬邦 補15
𠭯有四方，○○萬邦 補15 o
【逘】
王○于庚贏宮 80
【逌】
冬用○德，妥多友 60 c
【逗】
〔逗葉〕
㝉祁上下，亟獄○○ 補15
【配】
○我有周 181
敬○吳王 212 c
其○襄公之妣 215
〔配命〕
不巩先王○○ 181
【彭】
〔彭祀〕
追王客莽京○○ 60 c
【酌】
用獻用○ 補17
【釜】
敕成左關之○ 218 k
【陟】
令乃鴅沈子，乍綢于周公宗，○二公 78
目○，二封，至于邊柳 139
復涉瀋，○雩，䜌䜌陕 139
內○芻，登于厂湶 139
○剛，三封 139
○州剛，登𣏟 139
〔陟否〕
虔共大令，上下○○ 212 c
〔陟降〕
大神其○○，𤔲祜鬒 補15m
【隺】
〔隺ヽ〕
差右楚王，○○爲政 212 c
【馬】
賞乍册䱷○ 58
孚○□□匹 62
孚○百四匹 62
弟史遣○，弗ナ 70①
王易中○，自𤱫应四𩡧 71 c
易玉五品，○四匹 72
大𢓊曆，易○，易裘 72 b
余易女～○四匹 92
白□父曰，休父易余○ 103 a
余○四匹，取(遺□)孚 104 a
易秬𢓊一卣，玄袞衣～○四匹，攸勒 105
王易無㠱○四匹 128
𤔲𤔲卑我賞○ 135
蘇賓章，○四匹，吉金 138
王親易駿〔方玉〕五穀，○四匹，矢五〔束〕 142
易女○十匹，牛十 149
易女～○四匹 172，181，184，188
王易兮甲○四匹，𩣡車 191
女載○牛羊，台出內關 227②
女○女牛如德 227②
易彤一，彤百，○四匹 補 9
〔馬四〕
𠇖中賞厥𢿌𢿌遂毛兩○○ 51
懋父賞御正衞○○ 65
易𢿌弓矢束，○○，貝五朋 93 a
易守宮絲束～○○ 119
〔馬兩〕
白易小臣宅畫干戈九，易金車○○ 64
大賓豕𩐁章，○○ 175
〔馬乘〕
易克甸車○○ 171
易女○○，鐈五，金 補11 d
【高】
〔高弘〕
眈𨑒才天，○○又慶 199
眈𨑒才立，○○又慶 199 b
〔高且〕
尸篢其先舊及其○○ 215

咎從征，〇不䜌　補2
〇尸俗　補8
〔堇圭〕
琱生䵼〇〇　194
〔堇章〕
反入〇〇　137，154
取〇〇于裘衛　補11
〔堇㲋〕
〇〇其政事　215
【堂】
屯十台〇一車　227②
屯廿，廿梏台〇一車　227②
【爽】
〔爽賓〕
有〇〇，余有散氏心賊　139
〔爽變〕
余又〇〇，爰千罰千　139
【婦】
〔婦子〕
〇〇後人，永寶　24
〔婦爵〕
易女〇〇，矧之弋周玉黃□　88
【寇】
〇音禾十秭　135
余無卣具〇　135
【宮】
〔宮靜〕
〇〇于猷，盄悊厥德　167
【寄】
囑于麥〇　60，60b
同中〇西宮　197
【寅】
〔寅事〕
余〇〇齊侯，雝䣄宗家　218a
【將】
□□□〇　62
〔將彝〕
白衛父乍嬴〇〇　80b
〔將寶〕
易女鬲章四～〇〇　149
【㓹】
福余順孫，參壽隹〇　98
【庶】
䢅之〇出入事于外，尃命尃政　181
〔庶人〕
易宜〇〇六百又□□六夫　52
易女邦司四百，人鬲自馭至于〇〇，六百又五十又九夫　61
〔庶士〕
臣桒嘉賓，及我父兄〇〇　228b
臣桒嘉賓，及倗生，臣父兄〇〇　228h
〔庶女〕
乍其〇〇觸盂姬隣匜　219g
〔庶民〕
〇〇厥㩁庶右䞷，不井不中　104a
諫罰朕〇〇，左右毋諱　215
〔庶邦〕
定均〇〇，休有成慶　212e
〔庶昔〕
用龔〇〇，用雝賓客　228
〔庶戲〕
弼王宅，室攼〇〇　230
〔庶□〕
勿雝遠〇〇寊　181
【康】
王至于〇宮，攼　73
王才〇宮　148
燮白內右〇　148
〇拜韻首　148
覓井叔〇乍旅須　148a
白〇乍寶設　148①
易女田于〇　167
〇能四或　181
女〇能乃又事眔乃敵寮　215
辛未，王各于〇　補9
曰〇敻協朕或　補16
㝨〇寶　補16
〔康令〕
隹用□〇〇于皇辟侯　補18a
〔康右〕
降余多福亡疆，隹〇〇屯魯　156
〔康虎〕
盄頌䎽商，〇〇穆好　212c
〔康盄〕
屖〻〇〇，承受屯德　204a
〔康勵〕
用易〇〇魯休　147

㚸〇又正孯要貝　38②
孯屖㚸〇，用乍母己隣　38②
我先且受天命，〇宅受或　補16
〔商句鑃〕
擇厥吉金，自乍〇〇〇　230d
〔商圖〕
□□珷王成王伐〇〇　52
〔商鬲〕
易寶兕一卣，〇〇一　52
【㬉】
隹用妥神褱，〇前文人　91d
〇前文人，秉德共屯　133
〇夙夕　199b
【㫃】
嗣工虎孝，〇豐父　139
【啚】
〔啚辟〕
亦隹先正，〇〇厥辟　181
【唯】（紀年日辰表にあるものは省略）
〇王令明公，遣三族，伐東或　13
今我〇令女二人，亢眔失　25
〇成王大𠦪，才宗周　29
〇歸，遷天子休告　60c
〇天子休于麥辟侯之年　60c
白懋父北征，〇還　66
其孔哀乃沈子也〇福　78
用水靈令，用妥公〇壽　78
亦弘〇考，肆毋又弗䜌　79b
今余〇或㲽改　104a
今余〇䌛先王令　120
今余〇𦣚䌛先王令　133
〇用易福　133
必〇朕□賞　135
〇還自征，才斥　142
眈臣天子，萬年〇亟　157d
亦〇噩侯馭方，達南淮尸東尸　162
〇天畐集厥命　181
亦〇先正，𤔲辥厥辟　181
今余〇𦣚巠先王命　181
弘〇乃智　181
無〇正聞，弘其〇王智　181
廼〇是喪我或　181
今余〇䌛先王命　181
𩐋〇輔天降喪　184
不廷〇死　184
余〇末小子　212e
〇黃孫子𢦏君叔單，自乍鼎　227x
〇曾白文，自乍寶設　227⑥
〇曾白文，自乍□□𦉜　227⑥
有〇小子亡戠　補1
王〇念𢦏辟剌考甲公　補12a
〇厥事乃子𢦏，萬年辟事天子，毋又㝅于厥身　補12a
〇女俊　補18
〇用諆酒女　補18
【啚】
徙令康侯，〇㳄衞　14
浩嗣土遂眔〇　14
王令雝白，〇于之爲宮　14e
【國】
余尃旬于〇　228g
【執】
王令員〇犬，休善　21
王初〇駒于㡿　102
于秦〇事　199b
余〇龔王卹工　補11a
〔執嚚〕
長榜識首百，〇〇卌　164
折首〇〇　178
兮甲從王，折首〇〇　191
折首五百，〇〇五十　192
女多折首〇〇　193
女多禽，折首〇〇　193
𢦏馘百，〇〇二夫　補12d
〇〇折首，孚戎器，孚金　補19
〔執嘼〕
〇〇二人　62
〇〇一人　62
【堇】
王肇遹省文武〇疆土　98
㞢敕〇用刨叔于史孟　216①
其人民都邑，〇宴舞　217

不克〇事　補18
〔御士〕
吳王〇〇尹氏叔孫　229i
〔御司馬〕
郾王詈乍〇〇〇　205c
〔御事〕
在寧〇〇，覰酉無敢醮　61
〔御追〕
余命女〇〇于䇂　193
〔御監〕
擇厥吉金，自乍〇〇　229b，229c
〔御鐘〕
自乍其〇〇　222i
【得】
白懋父廼罰，〇𤔲古三百寽　67
伐楚荊，又〇　70
用辟于先王，〇屯亡敃　130
乃弗〇，女匡罰大　135
御于厥辟，〇屯亡敃　155
農臣先王，〇屯亡敃　157
頊于上下，〇屯亡敃　167
克哲厥德，〇屯用魯　190
【徙】
〔徙徉〕
今余非敢夢先公又〇〇　149
【恖】
〔恖〻〕
倉〻〇〇，雉〻雝〻，用卲各不顯且考先王　98
〔恖黃〕
易朱市，〇〇　160
易女～〇〇　181
〔恖䁷〕
〇〇厥心　167
〔恖□〕
穆〻𤔲〻，〇〇新旟　212c
【悊】
穆〻克盟厥心，〇厥德　130
穆〻異〻，克〇厥德　157
【䛠】
〔䛠聖〕
〇〇元武，元武孔黹　226
【惕】
上下陟否，孜敬不〇　212c
有虔不〇　212e
【惟】
觀敵大𢉿，克成其〇　218g
【播】
自乃且考，又〇于周邦　92
【敔】
□下保臧，〇□□百民　227④
【敗】
大司馬卲陽，〇晉市於襄陵之歲　227②(2)
〔敗速〕
敬毋〇〇　141
【敉】
義〇叡厥不從厥右征　67
今毋〇，㚸又內于師旂　67
【敄】
〇朝夕入諫　61
〇諫罰訟　61
女〇可事　189
〇㬎厥光剌　201
【敕】
剌〻趄〻，遹民是〇　199
剌〻趄〻，萬生是〇　199b
〔敕成〕
〇〇左關之釜　218k
【敄】
〇戎於楚競　227q
【敎】
今我〇女　補11h(2)
【族】
曰乃〇，從父征　79a
曰乃〇，干吾王身　181
宋公差之所造不易〇戈　210c
【旓】
嗣〇眔叔金　105
【旣】
〇咸令　25
咸〇　25
習〇拜頴首　93b
𢦏先王，〇令乃叡考事　104
昔先王〇令女乍嗣土　104a
先王〇令女　120
先王〇命女，𤔲嗣王宥　127
昔先王〇令女左疋㠱侯　133
昔先王〇令女乍宰，嗣

用匄〇〇　168
〔康桒〕
東〻習〻，〇〇我家　204a
女妥乃壽，亩□〇〇　230
〔康靜〕
民亡不〇〇　183
〔康𨰻〕
用旛〇〇屯魯　132a
旛匄〇〇屯右，通彔永令　137，200c
〔康鐵〕
用〇〇妥褱遠𤞷君子　201
【㢊】
不𤔲王乍〇　1
【庚】
宖魯卲王〇能楚荊　補15
【㝅】
〔㝅屖〕
易守宮絲束，蘆𢆶～〇〇三，奎朋　119
【彫】
不帛不𦎧，不𣹳不〇　229d
【從】
走肇〇趞征，攻開無啻　17c
員〇史旗伐會　20
隹公㙴于宗周，㝬〇　34
公叔初見于衞，賢〇　36f
乍盉，用〇井侯征事　60
用〇井侯征事　60a
侯乘于赤旂舟，〇死咸　60c
䧅臺賡巨新□〇　62
不〇王征于方䜌　67
義敕叡厥不〇厥右征　67
盠〇王戍荊，孚　68
過白〇王，伐反荊　69
䜌馭〇王南征，伐楚荊　70
臣乃族，〇父征　79a
敢對㬎王休，〇乍寶彝　80①
王魚于㝬池，乎井〇魚　86
䲼〇　89
遹〇　89a
叡〇師雝父，戍于𠧴自之年，叡蔑曆　90
稽〇師淮父，戍于古自　90c
敷用〇　93a
遽〇　100a
〇格白，厌彶甸　112
〇王征行，用盛稻粱　115d
師䤉〇王□□　124b
妊小〇，䫉又□　141①
霝〻四方，大〇不靜　181
兮甲〇王，折首執嚚　191
用〇乃事　193
侯氏〇造之曰　216
用〇爾大桒　217
子〻孫〻，永保是〇　229③
啓〇征，堇不䜌　補2
啓〇王南征　補2a
〇王□□　補18a
䝉生〇　補19
〔從士〕
楚王酓章，爲〇〇鑄　227h
〔從追〕
戎大同，〇〇女，女彶　193
〔從誓〕
女亦旣從辭〇〇，弋可　補11h
〔從獄〕
勿事敢又疾止〇〇　134
勿事䚄虐〇〇，乎奪叡行道　184
〔從誥〕
弋白氏〇〇　194
〔從辭〕
女亦旣〇〇從誓，弋可　補11h
〔從鐘〕
內公乍〇〇　200②
【御】
通〇亡遣　85
剌〇　97
用宮〇　137
〇于厥辟，得屯亡敃　155
□〇于天子　155
女受册歸，遣□〇　217
爾其遵受〇　217
用〇天子之事　217
萬年無疆，〇爾事　217
用延台進，台〇賓客　221c
莫敢〇余　229②
王用肇事乃子𢦏，逆虎臣〇淮戎　補12a
〇戎于𤢄林，𢦏戎𢦏　補12d

用諫四方，覆遠能○ 160
柬于萬民，覆遠能○ 167
【率】
○肆于酉 61
〔率目〕
敬明乃心，○○乃友 183
〔率覭〕
雁受大命，○○不廷方 181
【異】
井叔才○爲□ 135
○自也邦 145
皇考嚴才上，○才下 155
〔異ㄜ〕
穆ㄜ○○，克悊厥德 157
〔異臨〕
古天○○子 61
〔異鼎〕
公朿鑄武王成王○○ 42
【畢】
〔畢覭〕
余○○咸忌 222 a，222 b
【盛】
從王征行，用○稻粱 115 d
日征日行，用○稻粱 226
【益】
休白吳○，卹縣白室，易君我，隹易壽 88
【祭】
目○我皇祖 204 f
〔祭祀〕
台卹其○○盟祀 222 b
目敬○○ 228 h
〔祭祔〕
義楚之○○ 228 d
〔祭器〕
嫋乍皇妣笠君中妃○○八段 221 b
〔祭鍴〕
擇余吉金，自酢○○ 228 c
【禘】
〔禘器〕
乍皇妣孝大妃○○鋏鐈 218 d
用乍孝武趄公○○鐈 218 g
【祥】
〔祥器〕
台乍厥元配季姜之○○ 218 a
【宷】
不盄，取我家○，用喪 149
【章】
競裁曆，賞競○ 87
蘇賓○，馬四匹，吉金 138
嬰賓豕○帛束 175
○厥竇夫□，爾从田其邑□□□ 179
【符】
甲兵之○，右才王，左才新郪 199 d
燔燧事，雖毋會○，行殹 199 d
【紖】
乍○于周公宗 78
不敢不○休同公，克成妥吾考目于顯ㄜ受令 78
【𢘅】
〔𢘅古〕
白懋父廼罰，得○○三百寽 67
【羞】
〔羞豆〕
單昊生乍○○，用享 132 b
〔羞追〕
令女○○于齊 141
王令我，○○于西 193
〔羞鬲〕
煲叔㛸父乍○○ 148 a
郘始□母，鑄其○○ 222m
寺白乍□中姬○○ 225 h
〔羞銅〕
用鑄爾○○ 217
【𥎦】
其子ㄜ孫ㄜ，○保用之 212 i，220 f，222 d
○保其身 214①
子ㄜ孫ㄜ，○保用之 214①
○保其身 215
子ㄜ孫ㄜ，○保用享 215
子ㄜ孫ㄜ，○保用 218 a
其眉壽萬年，○保其身 220 f
〔𥎦令〕
台匄○○眉壽 218 b
【莫】
至于大廷，○不來〔王 202
□○不日卑□ 202

二三〇～二三一

王家 134
我○賣女五〔夫效〕父，用匹馬束絲 135
我○付散氏田器 139
我○付散氏溼田牆田 139
昔乃且亦○令 149
才先王，○令女乍嗣土 152
昔余○令女，出內朕令 167
昔余○令女 172
余○易大乃里 175
休○又工 178
昔先王○命女乍邑，䟒五邑祝 185
余○令女，疋師龢父，嗣左右走馬 188
○令女，更乃且考，嗣小輔 189
余○離戾我考我母令 194
今余○離 195
今余○一名，典獻 195
番ㄜ其龍，○壽𤯍𠁁 203
大鐘○縣，玉𨭉鼉鼓 203
其頌○好，多寡不訐 205 d
○志于忌，乍中厥德 212 e
余○𢍰乃心 215
齊侯○遺洹子孟姜喪 217
金道錫行，具○卑方 226
隹珷王○克大邑商 補1
今女亦○又知誨 補11 h
女亦○從辭從誓，弋可 補11 h
亦兹五夫，亦○知乃誓 補11 h
𢀛武王○戈殷 補15，補15 o
【晉】
○燮萬邦 202
○親百爾 202
【望】
休天君，弗○穆公聖粦明□，事先王，各于尹姞宗室□林 72
孫ㄜ子ㄜ，毋敢○白休 88
康弗敢○公白休 100①
王弗○厥舊宗小子 102
俞白拜手䭫首，天子休弗○小裔邦 145
〔望安〕
○○效漾陲萬間之無碼 227 s
【補】
伊少臣隹○，咸有九州 215
【執】
省南或貫行，○王应 71 e
中乎歸生鳳于王，○于寶彝 71 e
䟒嗣六自眔八自○ 101
○小大楚賦 181
【朁】
〔朁皇〕
○○盭身 102
【桴】
〔桴𠦪〕
毋奮○○ 227②(2)
【殷】
用乍辛公○ 57
敢對䣄王休，用乍○ 74
分己姜寶，作○ 75 a
乍效○，用鄉卿己公 78
毛公簟鼎亦隹○ 79 b
永寶兹○，用夙夜無㠯 148①
自豕鼎降十又一，○八，兩罍，兩壺 158
番生敢對天子休，用乍○ 160
虢季氏子組乍○ 200 g
齊侯女𤔲，聿喪其○ 217
乍爲皇祖大宗○ 218 b
乍其子孟姬○朕般匜 219②
己侯乍姜縈○ 220 h
命鴘父○南者侯，逹高父見南淮尸 補8
乍且考○ 補15 g
白多父乍成姬多母□厥○ 補17 e
〔殷𠦪〕
命其永目多友○○ 76
〔殷寶障彝〕
用乍○○○○，用對䣄王休 71
【殹】
燔燧事，雖毋會符，行○ 199 d
〔殹妊〕
○○彶佗人，從格白，反彶甸 112
【𢧢】
○駿從王南征 70

皋又故 184
○厥行餗，昚中于(厥)罰 215
○生叔尸 215
○武王既戈殷 補15，補15 o
〔𢀛若〕
○○翌乙酉，三事大夫，入服酉 62
【勑】
易女○ 127
〔勑𦙶〕
易女秬鬯一卣～○○ 181
【𠬪】
恐于威義，誨猷不○ 228 g
〔𠬪臣〕
曾子□自乍○○ 226 e
楚子䞇鑄其○○ 227 o
〔𠬪盂〕
乍鑄○○，目□妹 228 a
〔𠬪鼎〕
陳生寉乍○○ 211 f
〔𠬪鬳〕
王子𪓐，自酢○○ 228②
〔𠬪器〕
黃季餘父，自乍○○ 227 x
〔𠬪𩰫〕
齊侯乍○○ 213 d
〔𠬪𩛥〕
蔡侯𪊿之○○ 212 f
〔𠬪𩱛〕
擇其吉金，自乍○○ 200 j
媵䣄叔姬可母○○ 212 a
〔𠬪簠〕
擇其吉金，自乍○○ 210③
魯士𤔲父乍○○ 219 l
〔𠬪𩰾〕
郤王之子庚兒，自乍○○ 228①
【魚】
天君褒公姞曆，史易公姞○三百 72 a
辛卯，王○于㚄池 86
乎井從○ 86
攸易○ 86
〔魚葡〕
易朱市～○○ 160
易女秬鬯一卣～○○ 181
【鹵】
易𦤶○百隧 115 c
〔鹵責〕
嘉遣我，易○○千兩 201
【鹿】
王令士道，歸貉子○三 75
王易命○ 76

十二畫

【備】
○于大左，官嗣豐還 140
【期】
今毋敉，○又內于師旂 67
○孫ㄜ子ㄜ，永寶用 97
○嚴歸各 199
秦公○晩輪才立 補16
○康寶 補16
○敬辥乃身 補18
女○用鄉乃辟軝侯逆𨔨，出內事人 補18
【㓝】
〔㓝辟〕
外內○○ 215
【割】
用○眉壽萬年 153
○眉壽無疆 220 a
【卿】
丁丑，王○，大宜 1
用○王逆造 1①
用○王逆迺 24
朝夕○厥多倗友 33①
乃用○王出入事人眔多倗友 36 e
用○多者友 60 a
其萬年，用○王出入 64
用○出內事入 71
用○倗晉 106
用○倗晉 107
其永寶，用○ 141 a
用○倗友 148①
王各周廟，宣㕑爰○ 192
用○賓客，爲德無叚 226 a
〔卿酉〕
王○○ 85
〔卿醴〕
王才周康㝨，○○ 99
穆王○○ 103
王○○ 176
〔卿夫ㄜ㹀〕
齊〔遣〕○○○○來聘 199 c

○敢御余 229②
【㡯】
戴旆○日新□從 62
【處】
必倚卑○厥邑 135
安𢖥，聖趨，㝨○宗室 190
咸有九州，○墉之堵 215
用○大正 222 c
余○江之陽 229②
武王剿令周公，舍宇于周卑○ 補15
武王剿令周公，舍寓目五十頌○ 補15 o
目□□亞旅，○于軝 補18 a
【覓】
班非敢○ 79 a
舀○匡卅秭 135
女○我田牧 180
【叚】
○爯公氏，有嗣𢆶天，叡令 補1
【訟】
唯○，眔遣五寽 131
〔訟〕事畯小子𡈼，目限○于井叔 135
女敢目乃師○ 補11 h
〔訟罰〕
唯○○，眔遣五寽 143
【許】
𣂭揚○我 180
旣𢖥○曰 補11 a
【貨】
〔貨行〕
省南或○○，執王应 71 c
〔貫徧〕
卑○○□，征緐湯□ 201
【㮚】
𢍰㮚○屯 補15
【較】
矩取眚車，○，桒鬲 補11 b
【𣪘】
禽又○祼 10
【通】
〔通彔〕
𤔲匄康𩛥屯右，○○永令 137，200 c
○○永令，眉壽霝多 補15m
【造】
王○大保，易休余土 3
宋公差之所○不易族戈 210 c
宋公緐之○戈 210①
○而倗剿 215
𨻰侯因𪗋○ 218①
〔造𪔂〕
鄦大史申，乍其○○十 221 c
【酒】
唯用獻○女 補18
【逸】
○□□自厥土 61
【舍】
戊辰，○桒舍 10 g
王宴，咸，○ 142
〔舍盦〕
白戋乍○○ 補12 e
【鈍】
史頌乍○，其萬年 138 a
〔鈍鼎〕
楚王酓肯，乍鑄○○ 227 i
【閈】
亡不○于文武耿光 181
【陰】
其○其陽，目征目行 220 a
【雩】
○四月既生霸庚午，王遣公大史 58
在○御事，敺酉無敢醎 61
隹殷邊侯田，○殷正百辟，率肆于酉 61
○我，其遹省先王受民受疆土 61
○八月初吉庚寅 84
○乃䜌庶右𩛥 104 a
余其用各我宗子○百生 133
余用匄屯魯○萬年 133
好倗友○百者𦋨遘 145
○禹目武公徒馭，至于𨱇 162
虩許上下若否○四方 181
○之庶出入事于外，尃命尃政 181
命女，䟒嗣公族○參有嗣，小子師氏虎臣○朕褻事 181
㝨大令，盭龢○政 183
臨保我厥周○四方 183
○邦人正人師氏人，又

二三二～二三三

穆ㄜ克誓○德，嚴才上 160
廣啓○孫子于下 160
隻○君駿方 162
于烋衣諱，復付○君 164
恩罟○心 167
宝靜于猷，盄悊○德 167
肄克龏保○辟龔王 167
永念于○孫辟天子 167
巠念○聖保且師華父 167
目○臣妾 167
□侯隻巢，孚○金 174 a
大目○友守 176
召大目○友 176
今敢博○衆叚 178
反○工吏 178
卽貿○邦畧 178
夙夜卹○牆事 178
章○饗夫□，隮从田其邑□□□ 179
复○小宮，□隮从田，其邑役眔句商兒眔讐戈 179
皇天弘猒○德 181
唯天畠集○命 181
亦唯先正，畧辪○辟 181
○非先告父盾，父盾舍命 181
克差右先王，乍○爪牙 183
用夾盟○辟 183
臨保我○周雩四方 183
卑復虐逐○君○師 184
○非正命，廼敢疾嚥人 184
克哲○德，得屯用魯 190
其隹我者侯百生○賓，毋不卽夲 191
公○粟貝，用獄諫 195
用○賓乍丁寶段 197 a
保嬖○塞，虩事繇夏 199，199 b
○名曰□邦 199 b
敏覭○光剌 201
取○吉金，用乍寶隮鼎 201
䳯羌乍戎○辟韓宗敵 204
用追孝于○皇且晨公，于○皇孝辟□公 209
用享孝于○皇且于○皇丂 209 a
用追孝于○皇且可公，于○皇考晨公 209 b
綽綰永令，彌○生霝冬 212
既忐于忌，乍中○德 212 e
雩○行餗，咨中于(厥)罰 215
刪伐頙司，敗○蠶餗 215
擇○吉金，台乍○元配季姜之祥器 218 a
合覭○德，者侯寍薦吉金 218 g
乍○禾鐘 222
擇○吉金，玄鏐膚呂 222 a
擇○吉金，玄鏐赤鏞 222 b
用鑄○龢鐘 222 b
悉穆不家于○身 222 b
滕虎敢肇乍○皇考公命中寶隮彝 224 c
滕侯蘇乍○文考滕中旅段 224 d
○格曰□楹□□□屯□ 227
□保○身 227
擇○吉金，自乍御監 229 b；229 c
擇○吉金，自乍龢鐘 229③
擇○吉金，自祝禾稟□ 230 a
擇○吉金，自乍商句鑃 230 d
公廼出○命 補3
易吳師永○田，淦易洛彊，眔師俗父田 補3
○眔公出○命 補3
付永○田 補3
○逹□ 補3
○彊宋句 補3
○取○服 補8
逆見我，○猷○服 補8
用○剌且□德 補10
才八十朋○賁 補11
廼舍寓于○邑 補11 a
○逆彊眔厲田 補11 a
○東彊眔散田 補11 a
○南彊眔散田，眔政父田 補11 a
○西彊眔厲田 補11 a
䣄○隹顏林 補11 b
舍～○吳喜皮二 補11 b

二三四～二三五

【厥】
䣄○反 3
大傒易○臣槲金 7
乍○考隮彝 14
ꕤ涾白遅乍○考寶䵼隮彝 14 c
遅乍○考寶隮彝 14 d
ꕤ遅乍○考寶隮彝 14②
員乍○皇考寶隮彝 21 a
敢覭明公尹○室 25
卿乍○考寶隮彝 28 b
卿乍○考隮彝 28 b
趠用乍○文考父辛寶隮彝 31
朝夕卿○多倗友 33①
衞肇乍○文考己中寶鬻鼎 36 e
用乍○寶隮彝 46，47
令○臣獻金車 49
觩中賞○歔猷遂毛兩馬匹 51
○川三百□ 52
○□百又□ 52
○□邑卅又五 52
○□百又卅 52
易僉七白，○冄〔千〕又五十夫 52
魯天子𢦏○順福 59
焚乍○ 59 a
休于○□□父 59 b
用保○邦 59 c
萬年目○孫子寶用 59 c
井侯光○吏麥 60
辟井侯光○正吏 60 b
闊○匽 61
畯正○民 61
遹□□自○土 61
王令焚，□□，□□□譽，遹○故 62
目○衆入門，獻西旅 62
○用乍寶隮彝 66
卑○友弘，目告于白懋父 67
今弗克○罰 67
義敉䣄○不從○右征 67
旂對○賫于隮彝 67
天君賞○征人斤貝 72②
用享鬻○文考魯公 77
自○工 79
用宝玆彝乍○ 79
公告○事于上 79 a
隮于大服，廣成○工 79 a
亡克競○剌 79 a
用乍○文姑寶隮彝 80
女卑農，必事○習娉 80①
農廼稟○脟○小子小大事 80①
公易○涉子效王休貝二十朋 81
彔乍○文考乙公寶隮段 91 a
升于○文且考 93 b
用乍○文考隮段 93 b
王摹伐其至，戟伐○都 98
休朕匋君公白易○臣弟㦰井五梍，易□，胄，干戈 100①
王弗望○舊宗小子 102
易盠駒，用○雷，騅子 102 a
易盠駒，用○雷，駱子 102 b
庶民○嚥庶右酱，不井不中 104 a
今餇司匐○皐召故 104 a
○書史戠武，立寍成塁 112
倗乍○考寶隮彝 112 c
追虔夙夕，卹○死事 113
更○且考服 114
走其眔○子ㄜ孫ㄜ，萬年永寶用 122
魼𦓬對覭○德 124 a
用乍○文考寶彝 124 a
魼𦓬對覭○德 124 b
其乍○文考寶鼎 124 b
穆ㄜ克盟○心，悊○德 130
○又見，又卽令 134
○非先告𤔲 134
〔曶〕事○小子㲋，目限訟于井叔 135
效〔父𦓬〕卑復○絲束 135
必尙卑處○邑，田○田 135
匡衆○臣廿夫，寇曶禾十秭 135
○受圖矢王于豆新宮東廷 139
○左執緌，史正中農 139
○逆至于玄水 150
對覭天子○休 150
御于○辟，得屯亡敃 155
穆ㄜ異ㄜ，克悊○德 157
用賸○元子孟妃𠇙 159

【堣】
咸有九州，處○之堵 215
【堵】
咸有九州，處堣之○ 215
【壺】
魯侯乍尹叔姬○ 10 d
余猷婦氏目○ 194
邛君之婦龢乍其○ 227 w
〔壺盂〕
齊良乍○○ 213 f
【僉】
易○七白，厥冄〔千〕又五十夫 52
趞中令狑，韔嗣○田 109 a
佳六月初吉，王才○ 115
唯六月初吉丁子，王才○ 118
用臣，曰𢓜，曰朗，曰○ 135
克夾盟先王，○四方 162
克不敢家，專○王令 171
𦓬乃且○周邦 182
○大令，盤勵雩政 183
賸○四西 202
○之于西㫃 227 f
公廼命○嗣徒圅父 補3
目康○協朕或 補16
〔僉保〕
用龖匷○○我邦我家 161
【寒】
〔寒祁〕
○○上下，𠬝獄洹慕 補15
【寍】
〔寍ㄜ〕
安○○聖趨，疐處宗室 190
〔寍聖〕
○○成王，ナ右綬歸剛鯀 補15
【寓】
廼舍○于厥邑 補11 a
舍○于周卑處 補15
舍○目五十頌處 補15 o
【𦥑】
〔𦥑一〕
○○爲升 199 c
〔𦥑壺〕
命瓜君嗣子，乍鑄○○ 204 a
【㡯】
天子匷○，文武長剌 補15
【㾓】
〔㾓盛〕
王子嬰次之○○ 206
【弼】
○王宅，宝孜庶戱 230
【㚋】
彗百生○，眔賞卣鬯貝 30
衆衞廼○告于白邑父 補11
〔㚋俎〕
乎師壽召㾓，易○○ 補15 k
【復】
效〔父𦓬〕卑○厥絲束 135
○涉湽，陟雩，䣄䕪隩 139
卑○虐逐厥君厥師 184
〔復付〕
于烋衣諱，○○厥君 164
〔復令〕
謡𦓬卑○○曰 135
【㑭】
不○不貳，自乍訶鐘 212 e
【惠】
○于剌且，□下保臧 227④
悉于畏義，○于明祀 228 b
𦑣悊聖武，○于政德 228 g
【敢】
有唯小子亡○ 補1
〔敢衣〕
易○○，赤㞢市 93
易女○○，㞢市，䜌旂 109
易女○○，赤㞢市，䜌旂 110
易○○，䜌 115 a
【戟】
〔戟伐〕
○○滕 19
【𢧀】
○差(正)卿 215
【戱】
〔戱棠〕
乍鑄𩰫𩱛，目共○○ 227 i
乍鑄金匡，目共○○ 227 j
寍鑄鐈鼎，目共○○ 227 k

二三六～二三七

其用夙夜享孝，于○文且乙公于文母日戊 補12
○复享于天子 補12 a
唯○事乃子㦰，萬年辟事天子，毋又畀于○身 補12 a
㦰乍○隮鼎 補12 b
𡢁敏啓行，休宕○心 補12 d
永𢆶○身，卑克○甯 補12 d
享孝于○父母 補12 d
呂叀乙且，逑匹○辟 補15
龕事○辟 補15
克明○心 補15 m
疋尹□○威義 補15 m
卹○死事，肇乍龢鑙鐘 補15 o
乍○龢鐘 補16
白多父乍成姬多母□○段 補17 e
【厤】
君蔑尹姞○ 72
○自今，出入尃命于外 181
【㕓】
井侯○戎，征令臣諫 補18 a
【𢿢】
余不敢爲○ 203
〔𢿢ㄜ〕
○○其龍，既壽㝵虔 203
【善】
中平○弦䣄考 221②
〔善效〕
女毋弗○○姜氏人 134
○○乃友正 181
○○乃友內𨐨 184
〔善鼎〕
郜白肇乍孟妊○○ 225 f
郜白祁乍○○ 225 g
〔善𩰫〕
乍○○ 219 i
〔善𤔲〕
乍○○ 219 h
【喜】
穆ㄜ龢鐘，用匽目○ 212 h
用匽用○ 216 a
台匽大夫，台○者士 222 a
爲其龢鐘，用○于其皇且 222 d
𩰫目匽目○ 228 b
用匽目○ 228 f
闌ㄜ龢鐘，用匽台○ 228 g
目匽目○，中翰䣄㫃 228 h
台樂𠆯家，○而賓客 230 a
〔喜侃〕
用○○前文人 132 a
用○○皇考 156
用○○〔前〕文人 補10 a
用卲各○○，樂前文人 補15 q
【啻】
疐辟從趞征，攻開無○ 17 c
用牲○周王□武王成王 62
王○用牡于大室 97
○邵王 97
○官嗣左右戲緐荊 104(2)
用○于乃考 118
今余令女○官嗣邑人，先虎臣，後庸 182
永𢆶厥身，卑克厥○ 補12 d
〔啻官〕
○○僕射，士嚥，小大又隣 83
嗣乃且○○邑人虎臣 173
【喪】
古○自 61
文考遺寶責，弗敢○ 67 b
不盄，取我家窠，用○ 149
廼唯是○我或 181
今日天疾畏降○ 183
𦓬唯輔天降○ 184
齊侯女𦉢，聿○其段 217
齊侯既遵洹子孟姜○ 217
宣○用雝其者父者兄 226 c
【啚】
〔啚彊〕
𢦏悊康王，家尹○○ 補15
【報】
用頵後人享，隹丁公○ 24
○𡚬氏帛束，璜 194
白氏𦓬○㙱 195

家不○不□敬畏王命 補8
小大邦，亡○不□具逆王命 補8
覲○嫠王，卑天子萬年□□ 補10
覲○對王休，用妥 補10
○䫉天尹不顯休 補11 d
女○曰乃師訟 補11 h
自今余○夒乃小大史 補11 h
牆弗○取 補15
不○弗帥用夙夕 補15 g
瘨不○弗帥且考，秉明德，䠱夙夕，左尹氏 補15 m
○乍文人大寶協龢鐘 補15 m
〔敢戈〕
蔡竝□之○○ 212⑤
【敎】
○者曰墬純 218 k
【斯】
卑百斯男，而㜺○字 215
〔斯駿〕
逹公戎車百乘，○○二百，徒千 162
【曾】
戊辰，○ 74
今余○乃命 151
王○令衞，易赤市攸勒 補6
〔曾孫〕
○○傚兒 228 j
【智】
弘唯乃○ 181
【期】
○剻爾期 217
期剻爾○ 217
也ㄹ配ㄹ，受福無○ 220
隹王五月，既子白○ 229
【朝】
明公○至丂成周 25
隹甲子，○歲鼎 補14
〔朝夕〕
○○卿厥多倗友 33①
其丂之○○監 50
敓○○入諫 61
克其用○○ 166
【棄】
剻妥千罰千，傳○之 139
【餗】
毋敢不卽○卽𡗞，敢不用令 191
○于淄潍 215
〔餗旟〕
㫃成朕○○之政德 215
【棓】
〔棓徒〕
車女○○，屯廿 227②
【致】
〔致父〕
○○廼是子 78
【娊】
余○爲女丝小鬱彝 補18
【毳】
〔毳布〕
易守宮絲束～○○三 119
【湛】
家○于䢅，永巩先王 181
毋敢○于酉 181
牧牛，㪤，乃可○ 補11 h
【淵】
吾考克○克□ 78
【游】
〔游鐘〕
自乍鑄其○○ 221②
鑄其○○ 221②
【無】
㝬鼄從趞征，攻開○啇 17 c
○冬令丂又周 59
㪤酉○敢醆 61
有□祼祀，○敢醆 61
靜學○斁 84
余○卣具寇 135
用夙夜○匄 148①
○唯正聞，弘其唯王智 181
也ㄹ配ㄹ，受福○期 220(2)
用卿賓客，爲德○叚 226 a
○畀于䥊身 補12 d
天子霝○匄 補15
○謀釐啇，戉䖒隹辟 補15
〔無其〕
也ㄹ配ㄹ，男女○○ 213
霝命○○ 222 d
〔無𨕝〕
萬年○○ 222 j
〔無期〕
眉壽○○，永保用之

二三八～二三九

𡨦鑄䥶鼎之盍，目共○○ 227 k
𡨦鑄少盤，目共○○ 227 l
【散】
〔散人〕
○○小子眉田戎，敓父，效果父 139
【敢】「敢對䫉」→「對䫉」「敢拜頟首」「敢拜手頟首」→「拜」
令○䫉皇王室，丁公文報 24
令○展皇王室 24
○䫉明公尹厥室 25
○追明公賞丂父丁 25
𨼪弗○䜌王休異 45
追考對不○家 59
㪤酉無○醆 61
有□祼祀，無○醆 61
文考遺寶責，弗○喪 67 b
○㪤卲告朕吾考 78
不○不㪿休同公，克成妥吾考目于顯ㄹ受令 78
班非○覓 79 a
效不○不萬年，夙夜奔走，䫉公休亦 81
弗○且，用乍父寶䵼彝 82 b
肄○肆于彝曰 88
孫ㄹ子ㄹ，毋○望白休 88
淮尸○伐內國 91 b
君夫○每䫉王休 95
南或艮子，○𨛜虐我土 98
虔弗○望公白休 100①
女毋○(弗帥)先王乍明井用 104 a
毋○不明不中不井 104 a
毋○不尹人不中不井 104 a
用○鄉考于皇且丂 108 a
追○對天子䫉 113
枻孫子，毋○家 114
女某不又昏，毋○不善 127
不○不家不㝨 130
毋○又不聞 134
毋○疾又入告 134
勿事○又疾止從獄 134
旋○易王休，用乍寶毁 141
今余非○夢先公又徣𢓊 149
女毋○不善 149
毋○不善 154
旅○肈帥井皇考威義 155
梁其○對天子不顯休䫉 157
番生不○弗帥井皇且考不杯元德 160
番生○對天子休 160
肆禹亦弗○㤅 162
○對天子不顯魯休䫉 166
克不○家 171
余弗○亂 175
今○䜌厥衆叚 178
女毋○妄寧 181
毋又○㤅尃命于外 181
毋○涗橐 181
毋○湛于酉 181
女毋○家 181
厥非正命，廼○疾𡘋人 184
東裁內外，毋○否善 186
安不○弗帥用文且皇考，穆ㄹ秉德 190
毋○不出其貢，其賓，其進人，其賓 191
毋○不卽餗卽𡗞，○不用令 191
毋○或入繺安賓 191
余弗○亂 194
余典，勿○封 195
必會王符，乃○行之 199 d
○帥井先王 202
余不○爲𠂤 203
余非○寧忘 212 e
尸不○弗儆戒，虔卹乃死事 215
乃(尸)○用拜頟首 215
弗○不對䫉朕辟皇君之易休命 215
尸用或○再拜頟首 215
余弗○灋乃命 215
康ㄹ成唐，又○才帝所 215
齊墬曼不○逸康 218 c
○肈乍旅毁 219 c
滕虎○肇乍厥皇考公命中寶䵼彝 224 c
莫○御余 229②
不㝵拜頟首，○䫉王休 補2 b

㑔帀吏秦，差莆燕○之 227 k
㑔帀邵圣，差墬共○之 227 l
○鄂君啓之賓，㢑鑄金節 227②
屯三舟○一舿 227②
○鄂君啓之賓，㢑鑄金節 227②
□負孔易，○□事四國 227④
眉敖者膚○吏，見于王 補11 b
中大師子□○其旅□ 補17 h
毋尙○小子 補18
余娊○女丝小鬱彝 補18
【𣪘】
有同事□，廼多○ 104 a
余弗敢○ 194
今余其念□乃有齊休祝成，用○剌疾 230
【衆】
□□○□ 62
孚○二百卌又七衆 62
目厥○入門 62
【猒】
見○于公 78
皇天弘○厥德 181
余弘○乃心 215
【畫】
〔畫干戈〕
白易小臣宅○○○九，易金車馬兩 64
〔畫㚔〕
王乎乍册尹，册易㿝○○，□㔴，赤舄 補15 j
〔畫輯〕
余易女～○○ 92
易女～○○ 104 a，181，184，188
易朱市～○○ 160
〔畫䡈〕
王令賞盂～○○一 62
〔畫轉〕
余易女～○○ 92
易秬鬯一卣～○○ 105
易朱市～○○ 160
易女～○○ 172，181，184，188
矩取眚車～○○ 補11 b
〔畫□〕
易女～○○ 125 b
【㬻】
○王立，乍四方亟 79 a
○王立，虔夙夜 160
上帝降懿德，大○ 補15，補15 o
【䫉】
〔䫉人〕
○○嗣工騂君，宰德父 139
【晦】
公命事，○賢百畮□ 36 f
【登】
內陟𧭙，○于厂湶 139
陟州剛，○㭒 139
其○于上下□□ 229 d
【發】
命左關𠂤○ 218 k
【窑】
䨱○天子 補15
【盜】
○百蠻，具卽其服 補16
【童】
死毋○ 181
【絲】
晉用○金，乍朕文考宄白䵼牛鼎 135
廼卑□目晉酉役羊，○三寽，用致丝人 135
〔絲束〕
易守宮○○，𣎆𣏟 119
效[父剻]卑復厥○○ 135
【𦖞】
□敃賓𦖞子鼓○ 81 b
【舄】
𩑋用王乘車馬，金□，冂衣，市，○ 60 c
易女鬯一卣，冂衣，市，○，車馬 61
【舿】
○五十舿，歲能返 227②
【衆】
匡○厥臣廿夫，寇晉禾十秭 135
匡廼頟首于晉，用五田，用○一夫 135
〔衆叚〕
今敢䜌厥○○ 178
〔衆僕〕
師旂○○，不從王征于方䌲 67
【𢧢】
次葬曆，易馬，易○ 72 b

二四〇～二四一

200 j
其眉壽，萬年○○ 204 d
元鳴○○，子孫鼓之 212 e
𣪕ㄹ趣ㄹ，萬年○○ 212 h
其眉壽○○ 213 f
也ㄹ配ㄹ，受福○○ 220
池ㄹ熙ㄹ，男女○○ 220 f
其眉壽○○，永保用之 227 d
皇ㄹ趣ㄹ，眉壽○○ 228 b
其眉壽○○ 228 f
〔無諆〕
折首執嚱，○○徒駿 178
其眉壽，萬年○○ 210③
其受台眉壽，萬年○○ 221②
𥚚ㄹ趣ㄹ，萬年○○ 228 g
韹ㄹ熙ㄹ，眉壽○○ 228 h
〔無疆〕
10 f，98 b，138，145 a，147，148①，155⑩，157 a (2)，157 b，157 c，166，167(3)，168，169，170，185，188 b，190，191，191②，192，193，199，199 b，200，200 c，200 g (2)，200 j，201，204 a，207 g，209，209 a，209 b，209 d，211 a，211 b，211 d，212，212 a，212 b，212 c，213，213 e，213 g，213③，213④，217，219 g，219 h，220 a，222 b，222 e，222 h，222 i，222 k，222①，224③，225 g，226，226 a，226 c，226 i，226 k，226 l，227 b，227 v (2)，227 w，227 x (2)，227 y (2)，228 k，228①，229，230 a，補10 a，補11 e，補15 p，補15 q，補16
【爲】
曷于之，○宮 14 e
王乘丂舟，○大豐 60 c
用○考寶䵼 72①
井叔才異○□ 135
賞晉禾十秭，遺十秭，○廿秭 135
𨚕公○楚氏龢鐘 145 a
𡘋一○升 199 c
□□○甫人行盨 200 j
乍㝨○亟 201
余𥄳㚇武，乍○余鐘 203
余不敢○𠂤 203
世ㄹ子孫，永以○寶 203
○趙孟介 204 c
邗王之易金，目○祠器 204 c
盧台○弄壺 205 d
子ㄹ孫ㄹ，以○永寶 207 f
用○屯夫人䵼䤰毁 208 b
窒ㄹ○政，天命是𨕝 212 e
建我邦國，○令肅ㄹ 212 e
邍或徒四千，○女敵寮 215
𠭯差(正)卿，○大事 215
余○大工厄，大吏，大徒，大宰 216
○左大族，台寺民朋 217①
□(鉣)客鈛○墬壺九 217①
世萬子孫，永○典尙 218 g
玄鏐鋁鏞，乃○之音 221②
𪒉○之名，元器其舊 222 b
擇其吉金，○其龢鐘 222 d
用卿賓客，○德無叚 226 a
楚王酓章，○從士鑄 227 h
㑔師盤埜，差秦忑○之 227 k

【順】
○余子孫，萬枼無彊，用之勿相　230 a
谷天○我不敍　補 1
〔順孫〕
福余○○　98
〔順福〕
魯天子寍厥○○　59
【敔】
䀠丂公氏，有餇丂天，○令　補 1
【麐】
〔麐䒢〕
矩或取赤虎兩，○○兩，䒢韐一　補11
【黃】
甲午，白懋父易䮂白馬每○髮散　43
〔黃敚〕
蔡侯產乍○○　212③
〔黃耇〕
侯萬年，壽考○○　56
用匃眉壽，○○吉康　121
天子其萬年，眉壽○○　124
叚不○○萬年，眉壽無彊　226
用易眉壽，○○萬年　227 x
用易眉壽○○，其萬年　227⑥
用易眉壽，○○霝冬，其邁年　227⑥
福褱䬔彔，○○彌生　補15
〔黃箇〕
因賁覭皇考卲綀高且○○，仆嗣趞文，浡餇者侯　218 g
〔黃鐈〕
余擇其吉金○○　226
〔黃[　]〕
易女婦爵，娸之弋，周玉○○　88
【䜌】
䟣聖元武，元武孔○　226
王大○　補11 b

十三畫

【傳】
㓝妥千罰千，○棄之　139
【保】
其眉壽萬年，永○其身　213①
用旂眉壽萬年，寨○其身　214①
女考壽萬年，寨○其身　215
子ᵹ孫ᵹ，寨○用享　215
龢○其身　216
用廝壽老毋死，○㝬兄弟　216
䎽ᵹ義政，○慮子佳　216
〔保用〕
子ᵹ孫ᵹ，永○○之　213，213①，214
其萬年，永○○　213 d
子ᵹ孫ᵹ，寨○○之　214①
子孫永○○　216
【會】
員從史旟伐○　20
必○王符，乃敢行之　199 d
㸑㸂事，雖毋○符，行殹　199 d
○于平陰　204
〔會匜〕
蔡子□自乍○○　212 b
〔會鼎〕
自乍○○　210
【僉】
蔡侯產之用○　212③
自乍元之用之○　230①
【勵】
○于永令　156，161
○于大服　160
○克王服　167
㢢啓瘨身，○于永令　補15 p，補15 q
【餖】
厚眔我友○　79 b
【㓷】
易女井家○田于㽙　167
易女井遈○人　167
【䑣】
○嗣六自眔八自䑣　101
趞中令䍩，○嗣奠田　109 a
○疋□　122
○嗣□□　124
先王既命女，○嗣王宥　127
○疋對各　134

二四二～二四三

【訶】
〔訶鐈〕
宋公戌之○○　210 b
不愳不貣，自乍○○　212 e
【象】
〔象䢅〕
䜌王才射盧，乍○○　123
〔象弭〕
王乎宰雁，易□弓○○，矢䡟彤欮　108
〔象鑠〕
匡甫○○二　123
【貯】
休汱子䜌敪，狃○賚　78
女○田不　補11 a
【賓】
□攸○眔子鼓霉　81 b
令女官嗣成周○廿家，監嗣新寤○　137
令女官嗣歓獻人于冕，用乍寚司○　154
勿雝速庶□○　181
毋敢不出其賨，其賚，其進人，其○　191
其隹我者侯百生厥○，毋不卽㚔　191
毋敢或入䜌宄○　191
才八十朋厥○　補11
余䡟○田五田　補11 a
【䀠】
南宮○　71 c
【賨】
二月，眉敖至見，獻○　145
毋敢不出其○，其賚，其進人，其賨　191
〔賨晦〕
淮尸繇我○○臣　178
淮尸舊我○○人　191
【貣】
毋卑○于䛐　135
女㓝宕其○　194
公宕其○　194
不愳不○，自乍訶鐘　212 e
【軦】
〔軦戈〕
殿觳□乍○○　227 g
【辟】
用盬匹○辟　201
女敬共○命　215
余命女嗣○䜌邑　215
世萬至於○孫子　216
是○可事　216
鑄○龢鐘二鍺　222 a
【進】
目豐○，卽大廷　62
○賓，□□　62
〔進人〕
毋敢不出其賨，其賚，其○○，其賨　191
〔進事〕
盥啓○○旅徯　45
〔進退〕
～又○○　184
【遣】
〔遣衡〕
易朱市～○○　160
易女柜鬯一卣～○○　181
【逨】
穆王蔑長由，目○卽井白　103
呂叀乙且，○匹厥辟　補15
【逸】
〔逸康〕
齊陸曼不敢○○　218 c
【退】
〔退䒢〕
諆各飤司寮女寮奚○○　補13
【酢】
擇余吉金，自○祭鍴　228 c
王子𪓐，自○飤鼎　228②
【閟】
○厥匿，匍有四方　61
【閑】
毋女又○　150
【陽】
嗣六自牧○吳□　163
嗣義夷○佃史　163
博伐厰褮，于洛之○　192
其陰其○，目征目行　220 a
余處江之○　229②
【陮】
〔陮伐〕
○○海眉　63
【陘】
〔陘𡇒〕
□(爲)客皷爲○○九　217①
【集】
唯天畠○厥命　181

○配吳王　212 c
目○祭祀　228 h
於嘑，○哉　228 j
娸○辥乃身　補18
烏虖，㑋，○哉　補18
〔敬共〕
女○○辥命　215
〔敬卹〕
用○○盟祀　222
〔敬念〕
○○王畏不睗　181
〔敬明〕
○○乃心　183，184
【敫】
〔敫ᵹ〕
○○趣ᵹ，萬年無諆　212 h
【新】
戠旛虘目○□從　62
○易女赤市，朱黃，中㬎，攸勒　173
〔新客〕
中義父乍○○寶鼎　198 b
【旓】
用○多福，用匃永令　126 a
□□○　135
廼䛐又○眔皷金　135
【楚】
○走馬　110
用○弭白　116
〔楚賦〕
䑣小大○○　181
【楙】
王對瘨○，易佩　補15 g
皇王對瘨身○，易佩　補15 m
【歲】
昔饉○　135
用○用政　181
國差立事○　214
䑽五十䑽，○能返　227②
車五十乘，○能返　227②
佳甲子，朝○鼎　補14
〔歲賢〕
○○鮮于，可是金契　205 d
【毀】
車台○，於五十乘之中　227②
【煌】
其音鉠ᵹ，雝ᵹ孔○　199 b
【賨】
□□入○周廟　62
○于宗周　80②
【猷】
朕○又成亡競　98
宖靜于○，盄悊厥德　167
雝我邦小大○　181
令女叀雝我邦小大○，邦居潢辥　183
宣䆏我○　201
遠○腹心子□　補15
【獄】
寒祁上下，亟○逗慕　補15
【㝬】
〔㝬凷〕
白亦克○○先且　補10
【瑱】
○于上下　167
【琱】
〔琱圭〕
易師遽○○一，瑗章四　99
【蛮】
〔蛮朋〕
易守宮絲束～○○　119
【瘠】
侯氏毋○毋疺　214
【盟】
穆ᵹ克○厥心　130
甫○嘗禘，祐受毋已　212 c
〔盟荆〕
中尃○○　215
〔盟卹〕
雁卹余于○○　215
〔盟祀〕
用敬卹○○，旂年眉壽　222
台卹其祭祀○○　222 b
虔龔○〔○〕　202
【盞】
〔盞盂〕
王子申乍嘉嬭○○　227 d
【睗】
敬念王畏不○　181
〔睗共〕
○○朕辟之命　162
【禽】
周公某，○祸　10
○又敺祸　10
○用乍寶彝　10
武公入右敔，告○　164

二四四～二四五

王令散䜌，○嗣九陂　147
王令○嗣公族，卿事，大史寮，取遺廿寽　160
○易女井人奔于量　167
○官嗣康宮王臣妾百工　169
○嗣左右虎臣　172
○嗣公族雩參有嗣，小子師氏虎臣雩朕褻事　181
昔先王既命女乍邑，○五邑祝　185
○嗣我西隔東隔僕駿百工牧臣妾　186
令女○嗣走馬　188
○命于外內之事　215
【叡】
○厥反　3
○西無敢釀　61
○東尸大反　63
義敉○厥不從厥右征　67
○，吾考克淵克□　78
○，乃仜縣白室　88
○，淮尸敢伐內國　91 b
復涉濇，陟雩，○䍙㒼　139
勿事䰜虐從獄，寽奪○行道　184
中翰○旟　212 h，228 b，228 g
中平善弦○考　221②
目匽目喜，中翰○旟　228 h
○厥佳顏林　補11 b
牧牛，○，乃可湛　補11 h
【㪅】
䚭敢○王　補10
【嗣】
在珷王，○玫乍邦　61
令女盂，井乃○且南公　61
休白大師肩○䚭臣皇辟　補10
一○皇辟懿德　補10
〔嗣子〕
命瓜君○○，乍鑄尊壺　204 a
【㘤】
庶民厥○庶右䜌，不井不中　104 a
雩乃○庶右䜌，毋敢不明不中不井　104 a
○訟，取遺五寽　131
○訟罰，取遺五寽　143
䤾百，○卌　164
余既○厚我考我母令　194
余目邑○有嗣　195
今余既○　195
正廼○厲曰　補11 a
〔㘤人〕
廼敢疾○○　184
【嗇】
尃趦○覩饎寍　補11 h
【䧹】
○于成周　30
令豐○大矩　補15 e
【𢦚】
今敢○厥衆叚　178
御戎于䛐林，○戎𢦚　補12 d
〔𢦚伐〕
○○厰褮，于洛之陽　192
【雁】
女○爯公家　215
〔雁受〕
○○大命　145，補16
○○大令，匍有四方　172
○○大命，率褱不廷方　181
○○君公之易光　215
〔雁卹〕
○○余于盟卹　215
【鳶】
〔鳶廄〕
卲王之諻之○○　227 e
【彝】
邦賓不○　62
王○　62
○遂○王邦賓　62
【截】
〔截ᵹ〕
○○與ᵹ，造而倗劓　215
【賊】
余有散氏心○　139
【敬】
○夙夕，勿灋朕令　134
○夙夕，用事　140
○毋敗速　141
○夙夜，用事，勿灋朕令　167
○夙夕，勿灋朕令　172，184
○夙夜，勿灋朕令　173，189
○乃夙夜，用事　186
上下陟否，孜○不惕　212 c

乎其〇〇，永用　227 u
〔萬三千八十一人〕
孚人〇〇〇〇〇〇〇　62
〔萬民〕
叓于〇〇，𢾊遠能釱　167
目受多福，協龢〇〇　199 b
辪我〇〇　201
〔萬生〕
剌ﾐ趄ﾐ，〇〇是敕　199 b
〔萬年〕　省略
〔萬由年〕
詢其〇〇〇，子ﾐ孫ﾐ，永寶　183
〔萬邦〕
萬年保我〇〇　101
習燮〇〇　202
匍有上下，迨受〇〇　補15
匍有四方，迨受〇〇　補15 o
〔萬枼〕
𢿱書之子孫，〇〇是寶　204 f
子ﾐ孫ﾐ，〇〇鼓之　228 h
〇〇無疆，用之勿相　230 a
〔萬宗〕
剬萬年保我〇〇　102
〔萬眉壽〕
〇〇〇，其年無疆用　222 h
〔萬歲〕
用征用行，〇〇用尙　200 j
〔萬𡦹〕
台享台孝，用旛〇〇　230 c
〔萬福〕
其〇〇屯魯　215
〔萬億年〕
其〇〇〇，永寶用享　10 f
旂無疆至于〇〇〇　204 a
【𥁰】
𨜮鑄鐈鼎之〇　227 k
【虞】
豆人〇丂　139
原人〇莽　139
世子ﾐ孫ﾐ，〇寶用　補10 c
【𧆞】
〔𧆞官〕
舍𨕖〇〇　補11 b
【𤔲】
〔𤔲孫〕
余𨻰中〇〇，𤉲叔和子　218
【裔】
〔裔孫〕
余𨻰趄之〇〇　218 a
𨻰氏〇〇逆，乍爲皇祖大宗𣪘　218 b
【裨】
〔裨冑〕
孚戎兵𩰫矛戈，弓備矢〇〇　補12 d
【諫】
止公僕𦖞土田，多〇　194
無〇𤕌𠭯，戉𩓌隹辪　補15
【豊】
噩侯駿方，內〇于王　142
【登】
夙夕𥂴我一人，〇四方　61
王𧗠畢，〇　74
【貈】
〔貈𧚍𥁰官〕
舍𩒨有𤔲𩰫商〇〇〇〇　補11 b
【賓】
休沈子𤔲𢿱，狃貯〇　78
政𤔲成周四方〇　191
毋敢不出其𧶠，其〇，其進人，其賓　191
【趄】
〔趄ﾐ〕
不顯〇〇皇且穆公　162
〇〇子白，獻戒于王　92
〇〇哉　230
𤼈〇〇，夙夕聖趯　補15 q
〔趄文〕
仆飼〇〇，滰𨐋者侯　218 g
【路】
〔路箅〕
親令史懋〇〇　117
【載】
女〇馬牛羊，台出內關　227②
毋〇金革𦕼箙　227②
【辟】
余來歸獻〇　193
女多〇，折首執𡀆　193
【𣡕】
農𨐍〇厥𢽽厥小子小大事　80①
公厥〇貝，用獄諫　195
〔𣡕釜〕
節于〇〇　218 k
【箙】
㪔白𤼈乍〇(𥂴)　補15 i
【經】
女尸，余〇乃先且　215
〔經德〕
𣌭堇〇〇　218 c
〔經𢇁〕
〇〇四方　192
【義】
〇敄𠭯厥不從厥右征　67
王孔加子白〇　192
我〇便女千　補11 h
〇便女千　補11 h
〇其[illegible]祀　補15
〇文神無疆，覭福用□光𤼈身　補15 p，補15 q
𦉢ﾐ允〇　補16
〔義政〕
𦐰ﾐ〇〇，齊侯左右　215
𦐰ﾐ〇〇　僕𦥑子佳　216
〔義𡩀〕
用𩄇〇〇侯顯考于井　60 c
【群】
台〇者侯獻金，乍皇妣孝大妃祠器鈇鐘　218 d
〔群者侯〕　同文
【聖】
肆武公亦弗叚望朕〇且考幽大叔，懿叔　162
乃〇且考，克差右先王　183
用〇夙夜　227 u
用井乃〇且考𤔲明，黔辪前王　補10
〔聖人〕
王用弗𦥑〇〇之後　130
〔聖且考〕
162，183，補10
〔聖武〕
𦐰悊〇〇，惠于政德　228 g
〔聖保〕
𢀛念厥〇〇且師華父　167
〔聖孫〕
𢾊文王王姛〇〇　79 a
〔聖智〕
台濼其大酉，〇〇龏良　221②
〔聖𦥑〕
休天君，弗望穆公〇〇明□，事先王，各于尹姞宗室□林　72
〔聖趯〕
安富ﾐ〇〇，𨔻處宗室　190
𤼈趄ﾐ，夙夕〇〇　補15 q
【肆】
隹𣪘𨒥侯田，𩁹𣪘正百辟，率〇于酉　61
【肆】
亦弘唯考，〇毋又弗𦣻　79 b
【𦐰】
〔𦐰ﾐ〕
〇〇義政，齊侯左右　215
〇〇義政，僕𦥑子佳　216
〔𦐰成〕
〇〇朕𩖷旟之政德　215
〔𦐰悊〕
〇〇聖武，惠于政德　228 g
〔𦐰慕〕
于匽朕〇〇　162
【腹】
〔腹心子□〕
遠猷〇〇〇〇　補15
【媵】
〔媵鬲〕
𪓑白乍〇〇　222 f
〔媵𣪘〕
噩侯乍王姞〇〇　142 a
𨻰侯乍王嬀〇〇　補14 b
【𦢊】
〔𦢊匜〕
𨻰子ﾐ乍弃孟爲𣪕母〇〇　211 d
乍西孟嬀𢓜母〇〇　211 e
【𦨶】
〔𦨶改〕
勿或〇〇　216
【萬】
〔萬人〕
甫人父乍旅匜，〇〇用　200 j

天君〇□酉，才斤　72②
公東宮，內〇于王　81
〇女彶，屯卹周邦　183
用考用享，民具𢿱〇　227④
衞小子𪏁逆，者其〇　補11
王才句陵，〇逆酒　補15 k
女期用〇乃辟𨍏侯逆𠨍，出內事人　補18
〔鄉考〕
用敢〇〇于皇且丂　108 a
〔鄉獻〕
厲叔子夙～〇〇　補11 a
〔鄉醴〕
王才𡩜，〇〇　補15 k
【鈇】
〔鈇鐈〕
易尸吉金〇〇，玄鏐鏞鋁　215
【鈴】
〔鈴勒〕
易〇〇　79 a
〔鈴鐘〕
楚王領，自乍〇〇　227 c
【鉠】
〔鉠ﾐ〕
其音〇〇，𩀣ﾐ孔煌　199 b
𥂴音〇〇𩀣ﾐ，目匽皇公　補16
【雉】
〔雉ﾐ〕
倉ﾐ悤ﾐ，〇〇𩀣ﾐ，用卲各不顯且考先王　98
【雷】
易𥂴𨩲，用厥〇，雝子　102 a
易𥂴𨩲，用厥〇，駱子　102 b
【韵】
〔韵商〕
霝頌〇〇，康虎穆好，敬配吳王　212 c
【新】
〔新旟〕
穆ﾐ𩀣ﾐ，悤□〇〇，威義遊ﾐ　212 c
【頌】
其〇既好，多寡不訏　205 d
【飲】
〔飲酉〕
用盤〇〇，龢逾百生　228 b
〔飲盂〕
魯大𤔲徒元，乍〇〇　219 i
〔飲飤〕
〇〇歌舞　228 j
【𦕼】
〔𦕼箙〕
毋載金革〇〇　227②
【鼎】
大祝禽〇　10 b
中易𨑶〇　55
易〇二　57
𡕂易赤金，用乍〇　60 a
叔尃父乍𩰫季寶鐘六，金𨻰𥁰四，〇七　174
叔□父乍〇　198 a
虢文公子𣪘乍叔妃〇　200
𩰫子石乍〇　207 e
𪓑來隹乍〇　222 h
𢊁孱乍〇　補11 g
佳甲子，朝歲〇　補14
〔鼎𣪘〕
𠧞皇父乍琱娟𣪕盉𨻰器〇〇一具　158
〔鼎彝〕
薛侯戚乍父乙〇〇　224 b
【鼓】
元鳴無期，子孫〇之　212 e
子ﾐ孫ﾐ，永保〇之　212 h，216 a，228 b，228 f
枼萬孫子，永保〇之　228 g
子ﾐ孫ﾐ，萬枼〇之　228 h
旬目〇之，夙莫不貣　230 a
𤼈其萬年，永寶日〇　補15m
𤼈乍協鐘，萬年日〇　補15 n
〔鼓金〕
𨐍𤔲又旛罙〇〇　135
〔鼓鐘〕
易女史小臣𩁹龠〇〇　167
令女𤔲乃且舊官，小𨍏罙〇〇　189
于南宮子，用璧二備，

朕〇天子𪒠白，令厥臣獻金車　49
對朕〇休　49
〇井侯光厥正吏　60 b
王令〇井侯，出𥐓，侯于井　60 c
女勿𣪘余乃〇一人　61
令女〇百寮　104 a
用〇于先王，得屯亡敃　130
御于厥〇，得屯亡敃　155
虔夙夕，〇天子　157
賜共朕〇之命　162
肆克龏保厥〇龏王　167
永念于厥孫〇天子　167
克其日用𩰫朕〇魯休　168
亦唯先王，𦣻辪厥〇　181
俗女弗目乃〇，𠧞于𩰫　181
用夾𥂴厥〇　183
俗女弗目乃〇，𠧞于𩰫　183
敬明乃心，用〇我一人　184
用𥂴匹辪〇　201
𩰫光乍戎厥〇韓宗𣪘　204
弗敢不對𢝊朕〇皇君之易休命　215
是〇于齊侯之所　215
齊〇𦥑叔之孫　216
弘正乃〇安德　補10
用井乃聖且考𤔲明，黔〇前王　補10
王唯念𢦔〇剌考甲公　補12 a
𠨘叀乙且，逨匹〇辟　補15
無諫𤕌𠭯，戉𩓌佳〇　補15
𠨘事厥〇　補15
𤔲威義，用〇先王　補15 g
疋尹□厥威義，用〇先王　補15m
女期用鄉乃〇𨍏侯逆𠨍，出內事人　補18
〔辟王〕
公大史，咸見服于〇〇　58
〔辟事〕
萬年〇〇天子　補12 a
〔辟侯〕
侯乍册麥，易金于〇〇　60 c
唯天子休于麥〇〇之年　60 c
〔辟□公〕
用追孝于厥皇且晨公，于厥皇考〇〇〇　209
【𦥑】
今𩰫司𠬝厥〇召故　104 a
𩁹邦人正人師氏人，又〇又故　184
【農】
〇臣先王，得屯亡敃　157
【遂】
𣪘〇令　61
𦥑〇𦥑王邦賓　62
〔遂毛〕
𪒠中賞厥𢿱𢿱〇〇兩馬匹　51
【道】
王令士〇，歸貉子鹿三　75
師𩀣父省〇，至于𩰫　89
目南，封于谷逨〇　139
【達】
日〇　178
〇𣪘𥄉民，永不巩　補15
【違】
公〇省自東　28
隹苟德，亡𠧪〇　79 a
【追】
〔追側〕
官𤔲□王〇〇虎臣　153
【逾】
〇大𠜱于𣪘　74
【逾】
自鄂往，〇沽，上灘　227②
庚肩，庚芑昜，〇灘　227②
庚□，〇𩑦　227②
內邔，〇江，庚彭𢐗　227②
【遊】
〔遊ﾐ〕
悤□新旟，威義〇〇　212 c
【𨘢】
〇山谷，在𣳚水上　補2 a
【過】
〔懿〕用〇眉壽多福，萬年無疆　222 i
【𢦔】
王令𧽊，〇東反尸　17 c
呂行〇孚貝　66
䚄〇大慕，克成其惟　218 g
【鄉】

228 g
〔猷德〕
天子亦弗諲公上父〇〇
補10
【馭】
〔馭章〕
大賓豕〇〇，馬兩　175
賓嬰〇〇，帛束　175
【賓】
用〇旨酉　214
【盦】
曾子中宣〇用其吉金
226 c
【對】
用兹彝〇令　3
叔〇大僕休　6
趞〇王休，用乍姞寶彝　17
〇朕辟休　49
追考〇不敢家　59
盂用〇王休　61
旂〇厥賓于隮彝　67
中〇王休令𤔲父乙隮
71 d
〇王休，用乍寶鼎　80 a
效〇公休，用乍寶隮彝　81
〇王休用之　89 b
〇乍宗周寶鐘　98
趙曹〔敢〇曹〕拜韻首　107
追敢〇天子覭　113
趩拜韻首，覭王休〇　114
〇王休，用乍父丁寶壺
117
旅〇天子魯休覭　155
梁其敢〇天子不顯休覭
157
番生敢〇天子休　160
敢〇天子不顯魯休覭　166
用〇王休　補5
𩀣敢〇王休，用妥　補10
王〇瘨楙，易佩　補15 g
皇王〇瘨身楙，易佩
補15 m
用乍旅盨，用〇剌　補19
〔對覭〕
光〇〇君令于彝　3①
〇〇王休，用乍寶　23 b
〇〇皇尹不顯休　33
盂〇〇公休　35 a
〇〇尹休　51
〇〇侯休　56
𪓐〇〇公休　57
𦘒〇〇王休　59 c
用〇〇王休　71
〇〇天君休　72，72 a
〇〇公姞休　72 b
令〇〇王休　73
敢〇〇王休　74，80①，
80②，84 a，101，
105，125 b，132 a
貉子〇〇王休　75
〇〇朕考易休　79
〇〇王休　79 c，3，86，
96，110，115 a，
118，122，補15 j
庚嬴〇〇王休　80
〇〇天子不顯休　84，92，
123，129，176
敢〇〇穆王休　85
〇〇白休　87，91，91 b，
100①
〇〇其父休　89
寓〇〇王休　89 b
敢〇〇𩓚父休　90
〇〇師淮父休　90 c
曶敢〇〇王休　93
曶〇〇王休　93 b
𢼸〇〇王休　94
剌〇〇王休　97
敢〇〇天子不顯休　99，
120，126，126 c，
127，131，148，
152，175，補11 c
敢〇〇天子不环休　100，
103
余其敢〇〇天子之休　102
〇〇公休　103 a
〇〇天子不环魯休　104，
121
敢〇〇王不顯休　104 a
敢〇〇天子休　106，107，
116，158①，183，
189，補10 c，
補15 h，補15 k
敢〇〇天子不顯休命　109
〇〇趞中休　109 a
〇〇天子不顯皇休　111
〇〇王休，用乍隮彝　115
免〇〇王休　115 b
守宮〇〇周師盦　119
𩰫敢〇〇天子不顯休　124
𩰫𠜱〇〇厥德　124 a，
124 b
敢〇〇天子不顯休令
125，146
〇〇王休，用乍寶鼎
玉二嗣，〇〇一肆　217
〔䜴□〕
用永〇〇，用樂好賓
158①

十四畫

【僕】
〔僕章〕
止公〇〇土田，多諫　194
【㙚】
〔㙚尿〕
逹齊帀，𦣻𢆶，〇〇，
左右虎臣　178
【𢧐】
𢆯小子家逆，者其〇
補11 b
【㒸】
〔㒸伐〕
𠜱卽井〇〇　191
【㲋】
用〇寮人　24
【嘉】
〔嘉命〕
齊侯拜〇〇　217
用气〇〇，用旂眉壽　217
〔嘉遣〕
〇〇我，易鹵賚千兩　201
〔嘉賓〕
用樂〇〇，及我倗友
216 a
用樂我〇〇，及我正卿
222
目樂〇〇，及我父兄庶
士　228 b
用樂〇〇父兄，及我倗
友　228 g
目樂〇〇，及倗生，目
父兄庶士　228 h
〔嘉賓大夫〕
用樂〇〇〇〇，及我倗
友　212 h
【嘗】
台䜌台〇，保又齊邦
218 d，218 g
〔嘗𣪘〕
用乍朕剌且𥃝公〇〇　195
〔嘗禘〕
𥛍享是台，甫盟〇〇
212 c
【圖】
武王成王伐商〇　52
𢓊省東或〇　52
厥受〇矢王于豆新宮東
廷　139
【壽】
用𦎫〇，匄永福　36 e
用水霝令，用妥公唯〇　78
易君我，隹易〇　88
參〇隹琍　98
用𦎫〇，匄永令　196
𢀜₌其龍，既〇𢦏虞　203
若𥃝公〇，若參〇　229 d
女妥乃〇　230
用禱〇　補15 q
〔壽幼〕
□伐𤔲侯駿方，勿遺〇
〇　162
伐𤔲侯駿方，勿遺〇〇
162
〔壽老〕
用𢆶〇〇毋死，保𠭯兄
弟　216
〔壽考〕
侯萬年，〇〇黃耇　56
是用〇〇　79 b
牧其萬年〇〇　104 a
其易〇〇，多宗永令
補7
〔壽壽(考)〕
用易〇〇　109
【奪】
令𦊧〇先馬走　73
王曰，令𦊧〇　73
〇孚人四百　164
【𡡈】
而〇斯字　215
【寧】
王令盂，〇𢍰白　35
〇𢿨諆乍乙考隮𣪘　82
〔寧忘〕
余非敢〇〇　212 e
【𡩋】
〔𡩋攼〕
今余唯或〇〇　104 a
【康】
〔康寶〕
晉邦隹雗，永〇〇　202
【㱿】
師雝父省道，至于〇　89
白雝父來自〇　91
〇其萬年，畯保四或　98
〔㱿𢏚〕
剌𠗉〇〇，□攻虩者　202
〔㱿𢇍〕
余𦣞𦧈〇〇，畏𢍚𧾷₌
【瑗】
〔瑗章〕
王乎宰利，易師𨗨𤥪圭
一，〇〇四　99
【𡨦】
安𡨦₌聖𧾷，〇處宗室
190
畯〇才天，高弘又𢻻　199
畯〇才立，高弘又𢻻
199 b
乍〇為亟　201
【𥁕】
〔𥁕冒□𣐼皮〕
舍〇〇〇〇〇二　補11 b
【監】
其𤔲之朝夕〇　50
令女左疋𤔲侯，〇𢥓師
戍　133
〔監𤔲〕
〇〇新𨗨賓　137
【福】
多公能〇　78
其丮哀乃沈子也唯〇　78
〇余順孫，參壽隹琍　98
𢾭₌𢾭₌，降〇無疆　98 b
唯用易〇　133
用樂好賓，□□□〇
158①
受〇無疆　200 c
侯氏受〇眉壽　214
也₌𢀀₌，受〇無期　220
天易之〇　226
𩰫受余爾𩰫，〇霝冬
補15 p
𩰫受余爾𩰫〇　補15 q
〔福盟〕
卲朕〇〇，朕臣天子　59
〔福𩰫〕
〇〇𢿨彔，黃耇𢆶生
補15
【𥛍】
〔𥛍享〕
〇〇是台，甫盟嘗禘
212 c
【𥃝】
〔𥃝又〕
受天命，〇〇下國　199 b
〔𥃝囿〕
〇〇四方　199
【箕】
尸〇其先舊及其高且　215
【箙】
𡨦室乍册宅〇八箙　64 a
【綽】
〔綽綰〕
用𢆶匄眉壽〇〇，永令
霝冬　154
晉姜用𢆶〇〇眉壽　201
〇〇永令，彌厥生霝冬
212
匄永令〇〇，𢿨彔屯魯
補15 q
【緐】
〔緐𥃝〕
降余多福〇〇　161
用𢆶眉壽〇〇，于其皇
且皇考　229 d
【綨】
攸用乍父戊寶隮彝，啓
乍〇　38①
【雒】
〔雒𪆨〕
令取〇〇卅二匹，易大
176
【罰】
白懋父廼〇，得𡖊古三
百寽　67
今弗克厥〇　67
乃弗得，女匡〇大　135
余有散氏心賊，𠜱爰千
〇千，傳棄之　139
余又爽𢿢，爰千〇千　139
𩀣厥行餗，𣎵中于(厥)
〇　215
便女五百，〇女三百寽
補11 h
牧牛辭誓成，〇金
補11 h
〔罰訟〕
𢿨諫〇〇　61
【耤】
〔耤田〕
令女乍𤔲土，官𤔲〇〇
110
〔耤農〕
王大〇〇于諆田　73
【聞】
我〇，𣪘遂令　61
央₌雝₌，〇于夏東
221②
【𦗟】
毋敢又不〇　134
其音池₌，〇于四方
228 h
其登于上下□□，〇于
125 a
敢〇〇天子魯休令　128
望敢〇〇天子不顯魯休
130
〇〇皇天子不环休　133
敢〇〇天子不顯魯休　134
167，187，188
敢〇〇天子不顯魯休令
136，140
頌敢〇〇天子不顯魯休
137
同〇〇王休　139 b
〇〇王休命　143
〇〇天子魯命　144 a
𩰫𠂤敢〇〇天子不环魯
休　145
敢〇〇𤇾白休　149
〇〇天子厥休　150
敢〇〇王休令　151
無𡨦敢〇〇天子不顯魯
休　153
山敢〇〇天子休令　154
敢〇〇武公不顯耿光　162
〇〇天子休　163，169
𢼸敢〇〇天子休　164
白克敢〇〇天右王白友
170
克敢〇〇天子休　171
克敢〇〇天子不顯魯休
172
〇〇天子不顯休命　173
敢〇〇天子不顯𠬝休令
177
毛公𢉅，〇〇天子皇休
181
〇〇天子休令　182
〇〇天子不顯魯休　184
敢〇〇天子休命　185
敢〇〇皇君休　186
琱生〇〇朕宗君其休　195
〇〇朕皇君休　197
〇〇中大師休　198
弗敢不〇〇朕辟皇君之
易休命　215
〇〇天子休命　補3
𢆯敢〇〇天子不顯休
補6
見工敢〇〇天子休　補9
卽敢〇〇天子不顯休
補10 b
此敢〇〇天子不顯休令
補11 e
敢〇〇王𠀑姜休　補12
〇〇王令　補12 a
〇〇文母福剌　補12 d
𨕖敢〇〇　補13
〇〇天子不顯休令　補15
【𩑚】
白氏〇不𡚱　103
【愻】
〔愻學〕
于之〇〇　230
【䣄】
〔䣄旛〕
𧽊白□□〇〇　62
〇〇𧇧𠂤新□從　62
【歌】
〔歌舞〕
飲飤〇〇　228 j
【𩯁】
〇文王王姛聖孫　79 a
【漁】
子中〇□池　72 a
乎〇于大池　85
【𤃸】
〔𤃸田〕
我既付散氏〇〇𤔲田　139
【𣿅】
𡸊〇之□　228 e
【熙】
〔熙₌〕
𠷎其〇〇，萬年無疆
145 a
池₌〇〇，男女無期
220 f
𩁹₌〇〇，眉壽無諆
228 h
【爾】
𢼛辥〇容，宗婦楚邦　202
期𠜱〇期　217
〇其遵受御　217
𦰩宴舞，用從〇大樂　217
用鑄〇羞銅　217
萬年無疆，御〇事　217
受𩰫〇𩰫　補15
𩰫受余〇𩰫，福霝冬
補15 p
弋皇且考高對〇剌
補15 q
𩰫受余〇𩰫福　補15 q
【獄】
〔獄諫〕
公厥稟貝，用〇〇　195
【𤕌】
𢦏大曆，易𠭯𢍚〇　118

限○曰　135
𦖞，效父廼○𢦔曰　135
【語】
孫〻用之，後民是○　228 j
【誨】
〔誨猷〕
恳于威義，○○不飤　228 g
【賫】
旂對厥○于隟彝　67
白㮚父廼成○曰　補11 h
【輔】
〔輔天〕
𠟭唯○○降喪　184
【遠】
用諫四方，𢦏○能𢦤　160
叀于萬民，𢦏○能𢦤　167
○猷腹心子□　補15
〔遠𢦗〕
用康𢦏妥褱○○君子　201
【遣】
○三族，伐東或　13
○禱二□，貝五朋　16
王○公大史　58
○自𥂴𠂤，述東，陏伐海眉　63
遹御亡○　85
𨽗武公廼○禹　162
齊〔○〕卿夫〻衆來聘　199 c
〔遣閒〕
艮子廼○○，來逆卲王　98
【遺】
○于四方迨王大祀祓于周　16
𪉍白于○王　49
【遲】
○天子休告，亡尤　60 c
用嗣侯逆遊，○明令　60 c
日○天子䚖令　138
天命是○　212 c
【遹】
刺〻朕身，○朕先寶事　101
【鄙】
令女叀𢦏克𤔲直○　補10 c
【酷】
師𪉍○兄　補 5
【銘】
用明則之于○　204
【鉥】
〔鉥市〕
易女玄衣黹屯，○○　165
【鋁】
〔鋁鏞〕
玄鏐○○，乃爲之音　221②
【銛】
巳斁其吉金，㠯乍鐈○　204 f
【䍐】
○王才㡯，巳夕　60 c
【頤】
〔頤司〕
𨽗伐○○，敱厥𥃝㯱　215
【𢼸】
〔𢼸叅〕
福褱○○，黃耇彌生　補15
匃永令綽綰，○○屯魯　補15 q
【䜌】
王易㠯○三卣，貝卅朋　96
【敽】
𩁹光乍戎厥辟韓宗○　204
【鳴】
㽙○支好　216 a
【齊】
〔齊休祝成〕
今余其念□乃有○○○○　230
【𦥑】
〔𦥑𢽾〕
易○○，貝十朋　80 a
【𠟭】
尹賞史猷○　33

十五畫

【儆】
𢦏者□䂓，○至劍兵　228 k
【𠟭】
○萬年保我萬宗　102
厥賁卅田，○析　112
𢦏○對㮚厥德　124 a，124 b
𦖞○㽙我賞馬　135
效〔父○〕㽙復厥絲束　135
𦖞○拜䭫首　135
𦖞○㽙復令曰，若　135
○付𣋰𣏟　135
○妥千罰千，傳𣦼之　139
鮮，且，𢍏旅○誓　139
四旁　229 d
䚖丂公氏，有○丂天，𢦏令　補 1
克○，夙又商　補14
〔𠟭遣〕
好倗友𠔜百者○○　145
隹用獻于師尹倗友○○　166
【辟】
𨑊○家鑄乍𨓋　10 h
𨑊○從趞征，攻開無啇　17 c
衛○乍厥文考己中寶𩰫鼎　36 e
服○夙夕明享　71 a
休沈子○敱，𢦏貯賫　78
白𢦏○其乍西宮寶　91 d
女○不㒸　92
王○遹省文武堇彊土　98
用○乍隟彝　103
望○帥井皇考　130
余小子，○帥井朕且考懿德　132
今余唯○𤔲先王令　133
今余隹○𤔲乃令　152
旅敢○帥井皇考威義　155
𣲙其○帥井皇且考　157
○帥井先文且　161
今我○令女　178
敢○乍旅𣪘　219 j
○乍朕皇考猷父隟𣪘　219 k
○乍寶匿　223 a
𡷈朕敢○乍厥皇考公命中寶隟彝　224 c
部白○乍孟妊善鼎　225 e
叀余小子，○盄先王德　補10
王用○事乃子𢦏，逑虎臣御淮戎　補12 a
𨾴厥死事，○乍𩵦𨪐鐘　補15 o
〔辟丞〕
今余唯○○先王命　181
〔辟念〕
隹考○○自先王先公　78
〔辟𢽾〕
女○○于戎攻　215
〔辟䔄〕
○○經德　218
〔辟誨〕
女小子，女○○于戎工　193
【辥】
○乍京公寶隟彝　56
寧○諆乍乙考隟𣪘　82
○差天子　212 c
師㝨○乍朕剌且虢季寬公𦥑叔，朕皇考德叔大𩰫鐘　補10 a
【與】
征𦥑叔，二女咸○　16 c
𦺊君㝁虘，○朕㠯熊乍無者𩵦寶□□　212⑥
侯氏易之邑二百又九十又九邑，○□之民人都鄙　216
〔與〻〕
𢦏〻○○，造而倗剌　215
【寧】
今余非敢○先公又進㒸　149
【蒿】
征珷𩁹白○　54
〔蒿且〕
用乍朕○○缶隟彝　18
【虢】
〔虢𦙶〕
衛臣○○　補11 b
【𡚲】
女𡚲○朕行㯱　215
𦥑叔又成，○于齊邦　216
【誓】
矢，㽙鮮，且，𢍏旅○曰　139
鮮，且，𢍏旅，𠟭○　139
廼㽙西宮襄，武父○曰　139
西宮襄，武父，𠟭○　139
穆〻克○厥德　160
虢旅廼事攸衛牧○曰　180
攸衛牧𠟭○　180
吏厲○　補11 a
女上卬先○　補11 h
今女亦既又卪○　補11 h
亦兹五夫，亦既卪乃○　補11 h
白㮚父廼或吏牧牛○曰　補11 h
牧牛𠟭○　補11 h
【諫】
𢦏○罰訟　61
用○四方，𢦏遠能𢦤　160
○辪王家　167
【諮】

○鑄少盤，㠯共𢦏棠　227 l
【履】
帥○裘衛厲田四田　補11 a
〔履付〕
顜○○裘衛林智里　補11 b
【廣】
〔廣伐〕
○○南或東或　162
厥允○○西𩵦　193
〔廣成〕
陏于大服，○○厥工　79 a
〔廣啓〕
用○○士父身　156
○○厥孫子于下　160
○○禹身，勵于永令　161
○○𤸫身，勵于永令　補15 p，補15 q
〔廣嗣〕
□□百緣，○○四方　202
【㢠】
〔㢠鑄〕
○○金節　227②(2)
【彝】
台○台嘗，保又齊邦　218 d，218 g
〔彝屯〕
余用○○，厚乃命　215
【𢍏】
又○于周邦　172
乃且考又○于我家　186
〔𢍏堇〕
逨匹先王，○○大令　132
𦥑辪厥辟，○○大命　181
【德】
王易叔○臣𢦏十人，貝十朋，羊百　53
王易○貝廿朋　54，54 a
冬用造○，妥多友　60 c
隹苟○，亡逌違　79 a
秉○共屯，隹匃萬年　91 d
𢦏𠟭對㮚厥○　124 a，124 b
穆〻克盟厥心，悊厥○　130
虩前文人，秉○共屯　133
穆〻秉元明○　155
穆〻異〻，克悊厥○　157
穆〻克誓厥○　160
尃求不𢍏○　160
盄悊厥○　167
皇天弘猷厥○　181
秉○不克叏　183
克哲厥○，得屯用魯　190
女不敢弗帥用文且皇考，穆〻秉○　190
萬年無疆，用享用○　201
秉○𡢁〻，哲𢓊萬邦　202
既志于忌，乍中厥　212 e
合㮚厥○　218 g
用卿賓客，爲○無叚　226 a
女馬女牛如○　227②
余𢘨𠟭心，延永余○　228 g
女亦虔秉不𢀜○　230
元頌乃○，子孫永保　230
用乃孔○　補10
叀余小子，𨑊盄先王○　補10
〔德丞〕
丂𠍙○○，𢦏朝夕入諫　61
【𢥞】
俗我弗乍先王○　181
【慶】
隹朕又○　1
余告○　195(2)
㫃𩁹才天，高弘又○　199
㫃𩁹才立，高弘又○　199 b
○其允藏　220 a
【𢦏】
〔𢦏𩵦〕
○○三軍徒𨔝　215
【𣀔】
〔𣀔狄〕
○○不䚖　98 b
【敹】
〔敹𩵦〕
曰古文王，初○○于政　補15
【𢿢】
○厥𥃝㯱　215
【旟】
中𩁹𢦏○，元鳴孔𦤎　212 h
中𩁹𢦏○，元鳴孔皇　228 b
中𩁹𢦏○，元鳴孔皇　228 g
㠯匽㠯喜，中𩁹𢦏○，元鳴孔皇　228 h
西宮襄，武父○誓　139
○𢜩隹乃先且考，又𢍏于周邦　172
○放　180
攸衛牧○誓　180
○乃且㒸周邦　182
○唯輔天降喪　184
○卽井㒸伐　191
○亦井　191
公宕其參，女○宕其貳　194
公宕其貳，女○宕其一　194
琱生○堇圭　194
白氏○報璧　195
期○爾期　217
𠭯其金節，○毋政　227②(2)
不𠭯其金節，○政　227②(2)
○廷告丂天曰　補 1
○乃成夆四夆　補11 b
○𢦏乃便千斅𢦏　補11 h
牧牛○誓　補11 h
○尚安永宕乃子𢦏心　補12 a
武王○令周公，舍寓于周㽙處　補15
武王○令周公，舍寓㠯五十頌處　補15 o
【劍】
〔劍兵〕
𢦏者□䂓，儆至○○　228 k
【𩁹】
〔𩁹宅〕
受天命，○○禹賚　199
〔𩁹靜〕
齊邦○○安寍　214
【𩁹】
才乃服，○夙夕　181
天子○㡯，文武長剌　補15
𤸫不敢弗帥且考，秉明德，○夙夕，左尹氏　補15 m
【厲】
〔厲年〕
朕天君其○○　72①
其○○永用　139 c
【𠷎】
𢦏于小大政，○朕立　181
【𢼸】
〔𢼸明〕
○○亞且且辛，㝬毓子孫　補15
【𣈼】
盂拜䭫首，㠯○進　62
□□，□□□○　62
折○于□　62
余○𢦏武，乍爲余鐘　203
〔𣈼〻〕
東〻○○，康樂我家　204 a
【奭】
○𧺆右丂乃寮，㠯乃友事　25
【寮】
𢦏𧺆右丂乃○，㠯乃友事　25
〔寮人〕
用𢦏○○　24
【賓】
易○　16
尸白○𡨦貝布　22
尸白○用貝布　22 a
王令盂，寧𢍏白，○貝　35
□，□□○征　62
○卽立　62
𩁹○　62
進○，□□　62
蘇○章，馬四匹，吉金　138
用妥○　148 a
𦥑○豕章帛束　175
大○豕𢦏章，馬兩　175
○𦥑𢦏章，帛束　175
用厥○乍丁寶𣪘　197 a
〔賓各〕
台樂𢦏家，喜而○○　230 a
〔賓客〕
用延台造，台御○○　221 c
用卿○○，爲德無叚　226 a
用𢦏庶昔，用𩁹○○　228
以樂○○，及我父兄　230 d
【審】
余○賁田五田　補11 a
【窒】
○鑄鐈鼎，㠯共𢦏棠　227 k
○鑄鐈鼎之盉　227 k

〔匍司〕
今〇〇匍厥辠召故 104a
【蜀】
顏小子具叀争，壽商〇 補11b
【㽙】
用〇庶昔，用饗賓客 228
【肄】
〇敢陣于彝曰 88
〇武公亦弗叚望賸聖且考幽大叔，懿叔 162
〇禹亦弗敢忝 162
〇自彌宋匋匡 162
〇武公迺遣禹 162
〇禹又成 162
〇克龏保厥辟龏王 167
〇克□于皇天 167
〇皇天亡斁 181
〇皇帝亡斁 183
〇乍龢父大醬鐘 190
〇玟王受茲〔大令〕 補1
〇□乍朕皇文考寶隮 補18a
【膚】
〔膚呂〕
擇厥吉金，玄鏐〇〇 222a
【滕】
〔滕姬〕
鼄白御戎，乍〇〇寶鼎 222g
【頶】
豕目斁，〇大易里 175
【蔑】
濂公〇嗣曆 32
君〇尹姞曆 72
天君〇公姞曆 72a
乃沈子敉克〇 78
王〇庚贏曆 80a
白犀父〇御史競曆 87a
其父〇㱿曆，易金 89
獸侯〇遹曆，易遹金 89a
□□〇寓曆，□□ 89b
〇彔曆，易赤金 91
白雝父〇彔曆 91b
穆王〇長由 103
王〇免曆 115
〇梁其曆 157
王〇敔曆 164
〔蔑曆〕
〇〇丂保，易賓 16
王事㚸〇〇 59c
小臣謎〇〇，眔易貝 63
次〇〇，易馬，易裘 72b
瘋氏〇〇，易貝 80b
競〇〇，賞競章 87
㪇〇〇 90
〇〇，易貝卅寽 90c
師遽〇〇，晉 99
長由〇〇 103
趩〇〇，用乍寶隮彝 114
觮其〇〇，日易魯休 124
多〇〇，易休 130
夙夜不家，其日〇〇 補15
【虢】
〔虢市〕
王乎史年，冊易□裵，〇〇，攸勒 補15h
【覭】
追敢對天子〇 113
白父，孔〇又光 192
〔覭令〕
日遹天子〇〇 138
〔覭皇〕
〇〇且考，嗣威義 補15g
〔覭盄〕
〇〇文且皇考，克哲厥德 190
〔覭福〕
〇〇用□光癲身 補15p，補15q
【諆】
𡨦雝〇乍乙考隮毁 82
〇各刲司寮女寮奚 補13
唯用〇酒女 補18
【賓】
我既〇女五〔夫效〕父，用匹馬束絲 135
用遺征〇茲五夫，用百寽 135
廼〇用□ 135
【賞】
公〇束 4
〇叔鬱鬯，白金，□牛 6
今大傒〇御正良貝 8
公〇塱貝百朋 10g
丁未，䢅〇征貝 16b
敢追明公〇丂父丁 25
白劊父〇小臣傳□□ 26①
甚百生豚，眔〇卣鬯貝 30
尹〇史獸𧌒 33
【樂】
用永鼓□，用〇好賓 158①
我目享孝，〇我先且 203
用〇嘉賓大夫，及我倗友 212h
用〇嘉賓，及我倗友 216a
用〇我嘉賓，及我正卿 222
台〇其身，台匽大夫，台喜者士 222a
台〇大夫，台匽士庶子 222b
虡目匽目喜，目〇嘉賓，及我父兄庶士 228b
用匽目喜，用〇父兄者士 228f
用匽台喜，用〇嘉賓父兄，及我倗友 228g
目〇嘉賓，及倗生，目父兄庶士 228h
〇我父兄，飲飤歌舞 228j
台〇㝯家，喜而賓各 230a
以〇賓客，及我父兄 230d
𪒠祀卲各，〇大神 補15m
用卲各喜侃，〇前文人 補15q
【歓】
令女官嗣〇獻人于冕，用乍寍司賓 154
〔歓壺〕
㒸中乍倗生〇〇 112b
【毆】
〔毆孚〕
〇〇士女羊牛，孚吉金 178
【㲃】
易女焉章四，〇，宗彝一，將寶 149
【潢】
〔潢辪〕
邦居〇〇 185
【敾】
〔敾必彤沙〕
儕女干五～〇〇〇〇 141
易女～〇〇〇〇 153，182
冊易裵～〇〇〇〇 177
〔敾必彤㲋〕
易女～〇〇〇〇 186
【瑣】
報嬬氏帛束，〇 194
【寍】
〔寍㞕〕
〇〇文考乙公，㣇趬𩐃屯 補15
【㷬】
中翰䖒旟，元鳴孔〇 212h
〔㷬𝍪〕
〇〇趯𝍪，萬年無諆 228g
【盤】
〔盤勸〕
𢆶大令，〇〇𦘒政 183
【盤】
虢季氏子組乍〇 200g
用〇飲酉，龢遵百生 228b
〔盤匜〕
㚇白乍〇〇 207②
【𥜃】
遣〇二□，貝五朋 16c
征珷〇自蒿 54
【稻】
嗣琱宮人虢〇，用事 補10b
〔稻粱〕
從王征行，用盛〇〇 115d
用征用行，用鬻〇〇 211a
目征目行，用盛〇〇 226
目保〇〇，萬年無彊 226l
【節】
〇于㮚釜 218k
【簉】
〔簉武〕
又共于〇〇盄公之所 215
〇〇盄公 215
【緘】
〇 151
【黔】
余隹巠乃先且考，克〇臣先王 172
用井乃聖且考隣明，〇辟前王，事余一人 補10
【醄】
考叔䭾父，自乍〇〇 227y
〔隮豆〕
周生乍〇〇 195a
〔隮宜〕
乍冊矢令，〇〇于王姜 24
〔隮盂〕
永用乍朕文考乙公〇〇 補3
用乍文且己公〇〇 補13
〔隮朕〕
虢叔乍叔殷穀〇〇 155a
〔隮般〕
用乍朕文考日丁〇〇 146
〔隮鬲〕
45①，98a，155a，191a，195a，196a，200d，200e，207c，207e，211①，226i，226m，補11g
〔隮毁〕
38⑤，48①，73①，82，82a，84，93b，104，112c，113，115b，118，120，127，128，140，141a(2)，145，145a，152，157c，161，164，165，172①，173，175，178，182，185，188a，188b，189，191②，193，200j，209a，213h，219k，223e，223f，補4c，補11d
〔隮誎毁〕
用爲屯夫人〇〇〇 208b
〔隮鼎〕
10g，38①，41a，111，121，125，125b，130，139c，142，147，153，154，155a，157a，163，180，181，192①，198b，200①，209d，222k，226j，補4，補11e，補11g(3)，補12b
〔隮壺〕
136，157b，170，197，200②，208，212b，補11g，補15k
〔隮鼐〕
𨑒乍朕文考胤白〇〇 17①
用乍朕文考𠭯叔〇〇 109a
〔隮𨱏〕
鄀公平侯，自乍〇〇 209
〔隮彝〕
1②，5，7，8，11，14，18，25b，27，28b，29，29a，32，33，37b，37c，38④，39a，40a，51a，52，55a，55b，60b，64，67，72②，75①，83，85，86a，90a(2)，100，103，103a，115，119a，139c，200②，補15l
〔隮寶毁〕
用乍朕文丂叀中〇〇〇 150
〔隮罍〕
不白夏子，自乍〇〇 224③
〔隮𪔂彝〕
用乍黃公〇〇〇 97
蔡姞乍皇兄尹叔〇〇〇 212
〔隮□鼎〕
圅皇父乍琱娟〇〇〇 158a
【隣】
命䢅事于述土〇 補13
〔隣明〕
用井乃聖且考〇〇，黔辟前王 補10
【𧆞】
易〇，朱黃，䜌 198
〔𧆞市〕
易趞曹〇〇，同黃，䜌 106
易免〇〇，同黃 115
易〇〇，同黃 121
易女〇〇，素黃，䜌旂 151
易女玄衣黹屯，〇〇 182
王〇旨貝廿朋 38
匽侯〇复冂衣，臣妾，貝 38①
侯〇复貝三朋 38①
侯〇攸貝三朋 38①
庚申，大傒〇堇貝 38③
公〇乍冊大白馬 42
休王自穀，事〇畢土方五十里 45
𢾊中〇厥𢿢𨟭逘毛兩馬匹 51
公大史在豐，〇乍冊䰠馬 58
㚸〇□□貝□朋 59b
王令〇盂～矢𩰫八 62
懋父〇御正衛馬匹 65
天君〇厥征人斤貝 72②
競蔑曆，〇競章 87
白犀父蔑御史競曆，〇金 87a
䛀𠟭卑我〇馬 135
必唯朕□〇 135
〇𥎦禾十秭 135
必唯朕□〇 135
〔乃〕來歲弗〇 135
〇于韓宗 204
〇庚姬貝卅朋 補15a
【賔】
爲鄂君啓之〇，賡鑄金節 227②(2)
【趣】
合〇吉金 221b
【辪】
諫〇王家 167
命女，〇我邦我家內外 181
〇我萬民 201
整〇爾容，宗婦楚邦 202
𣪕敬〇乃身 補18
〔辪民〕
余其宅茲中或，自之〇〇 補1
【𨌲】
〔𨌲𦣻〕
無諫〇〇，戉䛀隹辟 補15
【遷】
〔遷及〕
南淮尸〇〇 164
【逹】
〇南淮尸東尸 162
〇公戎車百乘，斯馭二百，徒千 162
〇齊帀，㝬𠭯，僰屍，左右虎臣 178
〇征秦 204
厥〇□，厥彊宋句 補3
永其〇寶用 補3
〇高父見南淮尸 補8
〇虎臣御淮戎 補12a
𢦏〇有嗣，師氏奔追 補12d
〔逹征〕
易自〇〇自五䲖貝 63
【遹】
女受冊歸，〇□御 217
【鄧】
隹王初〇宅丂成周 補1
【鋚】
〔鋚革〕
命女幽黃〇〇 148
〔鋚勒〕
余易女秬鬯一卣～〇〇 92
【鍨】
左關之〇 218l
【窗】
〔窗〻〕
卑女𩕏〻剖〻，龢〻〇〇 229d
【隮】
每䢅王休丂〇 1
用〇𩰫鬯専盟 12
北白乍〇 36b
匽侯旨乍父辛〇 38a
𡢀㞪䢅商，用乍母己〇 38②
邦賓〇其旅服，東鄉 62
中對王休令𪔂父乙〇 71d
用乍且乙〇 119
乍父辛〇 119a
乍嬭〇𦢊盥般 227n
乍公上父〇于朕考𩁹季易父𣪕宗 補10
用穆〻，夙夜〇 補12a
用夙夜〇 補12d
用乍父乙〇 補15d
〔隮匜〕
乍其庶女𫠣孟姬〇〇 219g
〔隮史〕
用〇〇于皇宗 24
〔隮𠨷〕
虢叔乍叔殷穀〇〇 155a

乃〇之　142
【冀】
〇受明德　補16
〔冀嗣〕
公尹白丁父，兄于戍ぇ
〇〇三　24
【曆】
濂公蔑嗣〇　32
天君蔑公姞〇　72 a
王穠段〇　74
王穠庚贏〇　80
王蔑庚贏〇　80 a
白屖父蔑御史競〇　87 a
其父蔑𢾊〇，易金　89
𢦏侯蔑遹〇，易遹金　89 a
□□蔑寓〇，□□　89 b
蔑𡧖〇，易赤金　91
白雝父蔑𡧖〇　91 b
王穠晉〇，易牛三　93 b
王穠敔〇，易玄衣赤表　94
王蔑免〇　115
穠大〇，易芻𦣻騂　118
蔑梁其〇　157
王蔑敔〇，事尹氏受　164
【叡】
〇専明井，虔敬朕祀
199 b
【敪】
用𨙶〇周邦　補15
【㽙】
大保克芍，亡〇　3
【器】
大賢之〇　227③
孚戎〇，孚金　補19
【嬴】
〔嬴𡢁彝〕
白衞父乍〇〇〇　36 d
【學】
小子𠨘〇　73
小子眔服眔小臣眔尸僕，
〇射　84
靜〇無𦊰　84
【𢊁】
善效乃友內〇　184
【𢾊】
〔𢾊毓〕
〇〇子孫　補15
【䔍】
〔䔍祀〕
有□〇〇，無敢醻　61
〔䔍𨼗豆〕
大師虘乍〇〇〇　126 a
【彊】
用匄萬年亡〇　99
□□□〇　202
易矢師永厥田，淦易洛
〇，眔師俗父田　補3
厥逆□，厥〇宋句　補3
厥逆〇眔厲田　補11 a
厥東〇眔散田　補11 a
厥南〇眔散田，眔政父
田　補11 a
厥西〇眔厲田　11 a
〔彊土〕
雩我，其遹省先王受民
受〇〇　61
王肇遹省文武堇〇〇　98
【𢕌】
用〇征賓茲五夫，用百
寽　135
【衞】
〔衞年〕
卑天子〇〇□□　補10
衞其〇〇，永寶用　補11 b
【𢕌】
〇趞𨸏屯　補15
【儆】
〔儆戒〕
尸不敢弗〇〇，虔𠜲乃
死事　215
【𢽚】
用矢〇散邑，廼即散用
田　139
【戰】
〔戰伐〕
王𦍒伐其至，〇〇厥都　98
【戰】
楚王酓志，〇隻兵銅
227 k (2)，227 l
【擇】
〇其吉金　200 j，204 d，
210③，212 h，
212 i，216 a，
222 d，222①，
226 l，227 P，
227④，228 b，
228 f，228 g，
228 h，229，229 d，
230 c
〇厥吉金　218 a，222 a，
222 b，229 b，
229 c，229③，
230 a，230 d
𢽚〇吉金，乍茲寶𣪘　218
〇□吉金，用□鐘　222 e

二六二～二六三

易衞〇〇，朱黃，緣
補11 c
【䭫】（拜䭫首，拜手䭫首，拜手䭫手，拜首䭫首は拜の項）
用〇後人享，隹丁公報　24
恒拜〇，敢對䚄天子休
補10 c
〔䭫首〕
匡廼〇〇于舀，用五田
135
用茲四夫〇〇　135
詢〇〇，對䚄天子休令
182
詢〇〇，敢對䚄天子休
183
【頡】
〔頡岡〕
余〇〇事君　203
【𢦏】
〇先王，既令乃取考事
104
易于〇一田　149
【駒】
王初執〇于㡿　102
【𩡧】
王親旨盠〇　102
王𢍰〇㡿，易盠〇
102 a
王𢍰〇𨛭，易盠〇
102 b
王乎內史〇　121
〔𩡧車〕
易女秬鬯一卣～〇〇
125 b，172，184
王易令甲馬四匹，〇〇
191
【髮】
甲午，白懋父易𥁕白馬
每黃〇散　43
【𦍒】
中易𠑹〇　55 a
賓即立，〇賓　62
王乎〇　62
邦賓不〇　62
〔𦍒章〕
易女〇〇四，㲉，宗彝
一，將寶　149
【魯】
〇天子𠧟厥順福　59
降余〇多福亡彊，隹康
右屯魯　156
克哲厥德，得屯用〇　190
〔魯休〕
對䚄天子不𠂤〇〇　104，
121
𩚲其蔑曆，日易〇〇　124
敢對䚄天子〇〇令　128
望敢對䚄天子不顯〇〇
130
敢對䚄天子不顯〇〇
134，167，187，188
敢對䚄天子不顯〇〇令
136，140
頌敢對䚄天子不顯〇〇
137
㝬夆敢對䚄天子不𠂤〇
〇　145
用𢊁眉壽〇〇　145 a
用易康𠢞〇〇　147
無叀敢對䚄天子不顯〇
〇　153
旅對天子〇〇䚄　155
敢對天子不顯〇〇䚄　166
克其日用𢍰朕辟〇〇　168
克敢對䚄天子不顯〇〇
172
對䚄天子不顯〇〇
184
〔魯命〕
對䚄天子〇〇　144 a
〔魯覃〕
〇〇京𠂤，辪我萬民　201
〔魯壽〕
用𢊁屯𡧖永命，〇〇子
孫　145
〔魯福〕
用匄〇〇，用夙夜事
補2
【𩿧】
令乃〇沈子，乍𦃄于周
公宗，陟二公　78
【鼎】
自乍〇　227 x

十六畫

【蕈】
余非〇又䎽　181
〔蕈人〕
易臣三品，州人，重人，
〇〇　59
【儕】
〇女千五，易登　141
【僎】
周師光守宮事，〇　119

125 b
【𤡔】
〔𤡔虘〕
勿事〇〇從獄，孚奪𡭊
行道　184
【䖒】
〔䖒各〕
舍顏始〇〇　補11 b
【衞】
征令康侯，啚𦣻〇　14
目征𠂤〇，用毋妄　48 b
懋父賞御正〇馬匹　65
從父征，徃城，〇父身
79 a
【𡩜】
〇受余爾𩃂，福靁冬
補15 p
〇受余爾𩃂福　補15 q
〔𡩜井〕
文王孫，亡弗〇〇　79 a
〔𡩜𢓊〕
也用〇〇我多弟子我孫
78
【親】
王〇旨盠𩡧　102
王〇令克，遹涇東，至
于京𠂤　171
智〇百爾　202
【諫】
敏朝夕入〇　61
〔諫罰〕
〇〇朕庶民，左右毋諱
215
【諱】
諫罰朕庶民，左右毋〇
215
【諻】
卲王之〇之廌𣪘　227 c
【諸】
〔諸覭〕
余〇〇孔惠，其眉壽以
𩜁　222 j
【豫】
隹公〇于宗周　34
【䝳】
正淮尸，即〇厥邦𦣻　178
【辨】
公大史，咸見服于辟王，
〇于多正　58
王令生，〇事□公宗　71
【遺】
文考〇寶賚　67 b
弟史〇馬，弗ナ　70①
賞𦣻禾十秭，〇十秭，
爲廿秭　135
□伐噩侯馭方，勿〇壽
幼　162
伐噩侯馭方，勿〇壽幼
162
𨾊侯見工，〇王于周
補9
【遹】
〇御亡遣　85
穆王親易〇𩏂　85
〇拜首䭫首　85
王親令克，〇涇東，至
于京𠂤　171
〔遹正〕
〇〇八𠂤之年　168
𨟻圉武王，〇〇四方
補15
〔遹省〕
雩我，其〇〇先王受民
受彊土　61
王肇〇〇文武堇彊土　98
【錫】
〔錫行〕
金道〇〇，具既卑方　226
【鈴】
〔鈴鐘〕
擇其吉金，自乍〇〇
212 h
【鐈】
〔鐈鋁〕
易尸吉金鈇鐈，玄鏐〇
〇　215
【鉠】
〔鉠鐘〕
乍皇妣孝大妃祏器〇〇
218 d
【靜】
三年，〇東或　79 a
𦁸ぇ四方，大從不〇　181
〔靜母〕
〇〇王休，用乍般，盉
115 c
【頮】
〔頮匜〕
朕姜無〇〇　220 a
〔頮般〕
朕姜無〇〇　220 a
【駿】
易女邦嗣四白，人鬲自
〇至于庶人，六百又
五十又九夫　61

二六四～二六五

余〇吉金黃鏞　226
〇余吉金，自酢祭鐳
228 c
【𢾊】
〇王𠦪于㡿　75
【整】
〇辪爾容，宗婦楚邦　202
〔整䛐〕
齋𣪘〇〇，□□王母
212 c
【𦺇】
余弗敢〇　175
〔𦺇鐘〕
用乍朕皇考〇〇　158①
【熣】
〔熣𤇈〕
〇〇事，雖毋會符　199 d
【盥】
〔盥匜〕
公孫𥻨父，自乍〇〇
227 y
〔盥𣪘〕
齊侯乍賸𡨦𡇨孟姜〇〇
213
楚季咩，乍𡢁𨼗賸〇〇
227 n
〔盥鉈〕
慶叔𠊾朕子孟〇〇　220 f
〔盥壺〕
貫公乍爲子叔姜□〇〇
220
〔盥盤〕
□爲己〇〇　214 a
用擇其吉金，自乍〇〇
227 P
【𥂕】
〔𥂕盧〕
者侯〇〇吉金　218 g
【磬】
易女戈琱㦸～〇五　186
【禕】
日，用〇　25(2)
用〇壽　補15 q
【禦】
我乍〇□且乙匕乙且己
匕癸　16 c
【穆】
〔穆ぇ〕
〇〇克盟厥心　130
〇〇秉元明德　155
〇〇異ぇ，克悊厥德　157
〇〇克誓厥德　160
〇〇朕文且師華父，悤
𢤓厥心　167
安不敢弗帥用文且皇考，
〇〇秉德　190
〇〇帥秉明德　199，199 b
〇〇𨺅ぇ，悤□訢旟，
威義遊ぇ　212 c
〇〇龢鐘，用匽𠂤喜
212 h
用〇〇，夙夜𨼗，享孝
𡚱福　補12 a
〔穆好〕
霝頌訡商，康虎〇〇，
敬配吳王　212 c
【積】
〇十六𦭞五分，𡘳一爲
升　199 c
【縣】
大鐘既〇，玉𨰿𪔛鼓　203
其〇三百　215
【𢍰】
王〇𩡧㡿，易盠𩡧　102 a
王〇𩡧𨛭，易盠𩡧　102 b
【𦍒】
〔𦍒伐〕
王〇〇其至　98
至于噩，〇〇噩，休　162
〔𦍒𢦏〕
戎大〇〇，女休　193
【𩁹】
姜商令貝十朋～〇百人
24
【翰】
中〇𪒍旟，元鳴孔𦎬
212 h
中〇𪒍旟，元鳴孔皇
228 b
【𦞡】
目師厥(氏)眔有嗣後或，
𢦏伐〇　19
【興】
凡〇士被甲，用兵五十
人目上　199 d
【蕃】
〔蕃昌〕
不諱考壽，子孫〇〇
212 c
【𢊁】
〔𢊁ぇ〕
〇〇成唐，又敢才帝所
215
【𧇼】
易女秬鬯一卣～〇，胄

命女，䪫〇公族雩參有嗣，小子師氏虎臣雩朕褺事　181
䪫〇我西隔東隔僕馭百工牧臣妾　186
疋師龢父，〇左右走馬，五邑走馬　187
余既令女，疋師龢父，〇左右走馬　188
令女䪫〇走馬　188
既令女，叓乃且考，〇小輔　189
令女〇乃且舊官，小輔眔鼓鐘　189
〇五邑甸人事　198
余命女〇辪釐邑　215
〇琱宮人虢稻　補10 b
令女叓崇克〇𠂤鄙　補10 c
虢中令公臣，〇朕百工　補11 d
〇威義，用辟先王　補15 g
〔嗣戜〕
㠱侯易弟□〇〇　220 b
【䌛】
〔䌛〻〕
〇〇四方，大從不靜　181
【牆】
〔牆田〕
我既付散氏濕田〇〇　139
〔牆事〕
夙夜䘏厥〇〇　178
【盩】
〔盩〻〕
〇〇文武，鎭靜不廷　199，199 b
咸畜左右，〇〇允義　補16
【禫】
用〇，追孝于皇考叀中　200 c
【䜌】
公鬶〇䒭周廟　10 g
【齋】
〔齋㲃〕
〇〇整詭，□□王母　212 c
【總】
〔總光〕
台克〇〇朕□　230
【緍】
〔緍圂〕
〇〇武王，適征四方　補15
【媵】
□〇贏龍女　36②
用〇厥元子孟妃乔　159
肄武公亦弗叚望〇聖且考幽大叔，懿叔　162
命禹仦〇且考，政于井邦　162
賜共〇辟之命　162
蘇冶妊乍虢姬魚母〇　200 j
〇龏四酉　202
〇鄦叔姬可母飤緐　212 a
用〇孟姜秦嬴　212 i
齊侯乍〇寬圂孟姜盥般　213
楚王〇邛中嬭南龢鐘　227 b
乍嬭𡚬〇盥般　227 n
〔媵匜〕
蘇甫人乍𡠦改襄〇〇　200 j
〔媵般〕
筍侯乍叔姬〇〇　141 a
乍中姬艅〇〇　219 b
〔媵鬲〕
內公乍鑄京氏婦叔姬〇〇　200②
宋眉父乍寶子〇〇　210 a
〔媵𣪘〕
周棘生乍𣪘娟媿〇〇　51 a
乍其子孟□之母〇〇　204 d
乍季姬牙〇〇　219 a
乍孟姬〇〇　219 c
乍中姬艅〇〇　219 d
乍季姬嫱〇〇　219①
黃君乍季嬴□〇〇　227 x
〔媵壺〕
番匊生鑄〇〇　159
〔媵鼎〕
倗中乍畢媿〇〇　112 c
〔媵盤〕
乍中嬴□〇〇　227 x
〔媵鼎〕
弗敏父乍孟姒□〇〇　219③
〔媵器𣲖彝〕
曾侯乍叔姬邛嬭〇〇〇

二六六～二六七

䟵〇從王南征　70
䟵〇　70①
王〇溓中麇，令眔奮先馬走　73
【鼐】
王〇畢，登　74
【龍】
喬〻其〇，既壽𢦚虞　203

十七畫

【償】
〔償求〕
〇〇乃友　95
【償】
厚趠又〇于溓公　31
【㝨】
䛠〇百邦　199 b
晉〇萬邦　202
【嬭】
〇乍皇妣𡚬君中妃祭器八𣪘　221 b
【寵】
其子〻孫〻，永〇　90 c
【篿】
𠫑獵毋後，〇在我車　205 d
【禋】
〔禋祀〕
義其〇〇　補15
【箅】
〔箅圂〕
齊侯乍媵〇〇孟姜盥般　213
【彌】
〔彌生〕
福褱㪤彔，黃耇〇〇　補15
〔彌𡨕〕
肄𠂤〇〇匌匿　162
【懋】
令史〇，易兎𢦏市，冋黃　115
王乎伊白，易〇貝　117
〇拜韻首，對王休　117
余〇爯先公官　149
【敳】
〔敳〻〕
𧸘〻〇〇，降余多福　98
〇〇𧸘〻，降余無疆　98 b
〇〇𧸘〻，降旅多福　155
〇〇𧸘〻，降多無(疆)　155①
〇〇𧸘〻，降余魯多福亡疆　156
其〇〇𧸘〻，降克多福　166
〇〇𧸘〻，降余厚多福無疆　190
【敿】
〇擇吉金，乍玆寶𣪘　218
【斁】
巳〇其吉金，自乍鑄鈷　204 f
【嗣】
溓公蔑〇曆　32
〇䫉公休　32
公姞令次〇田人　72 b
王令靜，〇射學宮　84
用〇六𠂤　101
䪫〇六𠂤眔八𠂤䍙　101
王乎史戊，冊令吳，〇旃眔叔金　105
〇窋彘邦君嗣馬弓矢　109
趞中令窋，䪫〇𩰫田　109 a
令兎乍嗣土，〇𩰫遻歔眔吳眔牧　115 a
令女足周師〇歔　115 b
用〇乃父官友　121
王乎作冊內史，冊令師艅，䪫〇□□　124
疋師俗，〇□人隹小臣善夫～官守友　125
用左右俗父，〇寇　125 a
先王既命女，䪫〇王宥　127
今余隹或〇命女　127
昔先王既令女乍宰，〇王家　134
〇百工，出入姜氏令　134
命女〇成周里人眔者侯大亞　143
王令敔繇，䪫〇九陂　147
差右吳大父，〇易林吳牧　150
叓乃且考〇輔　151
王令䪫〇公族，卿事，大史寮　160
〇六𠂤牧陽吳□　163
〇𧝓夷陽佃史　163
令女叓乃且考，䪫〇左右虎臣　172
〇乃且啻官邑人虎臣，西門尸，𧸘尸　173

227 v
其眉壽，〇〇無疆　227 v
黃耇霝冬，其〇〇　227⑥
永其〇〇　補 3
𢼄叔信姬，其〇〇　補 7
師臾其〇〇，永寶用享　補10 a
其〇〇眉壽，永寶用　補19
【還】
白懋父北征，唯〇　66
右〇，封于眉道　139
〇，昌西，一封　139
唯〇自征，才𣳾　142
〇至于蔡，乍旅盨　補 8
【遣】
取〇五寽　83，110，131，143
取〇廿寽　160
取〇卅寽　181
【邌】
爾其〇受御　217
齊侯既〇洹子孟姜喪　217
【鄦】
〔鄦𡉚𦎫寶〕
易女～〇〇〇〇　181
【醽】
𩰫酉無敢〇　61
【鍚】
易女戈琱戚～〇　186
【闌】
〔闌〻〕
〇〇龢鐘，用匽台喜　228 g
【鮮】
穆王親易遹〇　85
【雖】
余〇小子　199，199 b
𤐨𤐨事，〇毋會符　199 d
【霝】
䫉君〇　222
〔霝冬〕
畯臣天子〇〇　113
頌其萬年眉壽，畯臣天子，〇〇　137
萬年無疆，〇〇霝令　145 a
屯右眉壽，永令〇〇　147
用旛匄眉壽綽綰，永令〇〇　154
屯右眉壽，永令〇〇，邁年無疆　168
彌厥生〇〇　212
黃耇〇〇，其邁年　227⑥
通彔永令，眉壽〇〇　補15m
𩐈受余爾𩜾，福〇〇　補15 P
〔霝令〕
用水〇〇，用妥公唯壽　78
萬年無疆，霝冬〇〇　145 a
〔霝命〕
台旛眉壽，〇〇難老　214 a
用旂眉壽，〇〇難老　215
其萬年眉壽，□□是□，〇〇無其　222 d
〔霝處〕
青幽高且，才𢽾〇〇　補15
〔霝頌〕
〇〇韵商，康虎穆好　212 c
〔霝龠〕
易女史小臣〇〇鼓鐘　167
協于我〇〇，卑龢卑孚　229 d
【鞞】
〔鞞剝〕
王易靜〇〇　84
〔鞞鞣〕
易朱市，悤黃，〇〇　160
【顆】
〔顆令〕
勿灋文侯〇〇　201
〔顆孝〕
天子明悊，〇〇于申　167
【離】
女〇于政　181
【䨻】
我用〇，厚眔我友匓　79 b
〇乃先且考，死嗣𡚬公室　149
〇乃事，隹王身厚韻　183
〔䨻鄉〕
用〇〇己公　78
【𩰫】
隹王大龠于宗周，𢓊〇葊京年　30
王〇于大室　96
【馘】
〇百，噝卅　164
𡬶〇百，執噝二夫　補12 d
【龠】

二六八～二六九

〇　227 r
〔媵盥缶〕
蔡侯䵼乍大孟姬〇〇〇　212 g
【臨】
文王〇才上　1
〔臨保〕
〇〇我有周　181
〇〇我厥周雩四方　183
【𩰫】
〔𩰫𢦚〕
用隮〇〇粤盟　12
【薦】
〔薦匿〕
自乍〇〇　226 1
〔薦鬲〕
𩰫登白乍叔嬉〇〇　207
〔薦鑑〕
台乍叔姬寺吁宗𢐗〇〇　229
〔薦□𣪘〕
𧗿姛乍〇〇〇　36①
【虞】
〇昌旂眉壽　204 f
〇台爲弄壺　205 d
〇台匽飲，盱我室家　205 d
用旛壽老毋死，僳〇兄弟　216
𢾓〻義政，僳〇子佐　216
〇昌匽昌喜　228 b
台樂〇家，喜而賓客　230 a
【𧸘】
〇之有嗣嚢　139
辥侯乍叔妊〇朕般　224
〔𧸘䚄〕
𩰫貪鬼神，〇〇畏忌　218
【翰】
中〇叡𤅊，元鳴孔皇　228 g
昌匽昌喜，中〇叡𤅊　228 h
【𠂤】
盩弗敢〇王休異　45
十枻不〇　49
王用弗〇聖人之後　130
【趩】
〔趩〻〕
𢾓〻〇〇，萬年無諆　212 h
皇〻〇〇，眉壽無期　228 b
𢓊〻〇〇，萬年無諆　228 g
【䵼】
員乍〇　21 a
𩰫中乍〇　51 a
競乍父乙〇　87 b
〔䵼鼎〕
毛公〇〇亦佳𣪘　79 b
□用乍〇〇　174 a
〔䵼彝〕
用乍〇〇　13，72 h
白豖乍〇〇　34 a
北子𦥑〇〇　36 a
用乍圂宮〇〇　43
雁公乍〇〇　48 a
𩰫中乍〇〇　51 a
𩰫侯乍〇〇　51 c
𡚬子旅乍〇〇　59 e
競乍父乙〇〇　87 b
〔䵼隮彝〕
用乍日己〇〇〇　58
〔䵼寶〕
用乍朕文考日癸〇〇　22 a
〔䵼甗〕
𡨕乍〇〇　17 d
【邁】
〔邁民〕
〇〇是敕，咸畜胤士　199
〔邁年〕
孫〻子〻，〇〇永寶　36 d
孫子其〇〇，永寶　73①
其子〻孫〻，〇〇寶用　83
余其永〇〇寶用　92
天子〇〇　97
其〇〇　108，129，140，142，158 c，177①，197，211，227⑥，補11 g (2)
利其〇〇　111
弭叔其〇〇　116
歸夆其〇〇，日用享于宗室　145
禹其〇〇，永寶用　161
屯右眉壽，永令霝冬，〇〇無疆　168
大其子〻孫〻，〇〇永寶用　176
𡧊其〇〇　177
叔邦父叔姞〇〇　184
鄭其眉壽，〇〇無疆　185
用旛眉壽，〇〇無疆

【藏】
褒其允〇 220 a
【饕】
〇井侯服 59
【虢】
〔虢〻〕
〇〇才〔上〕 202
〔虢事〕
〇〇繇夏 199，199 b
目〇〇繇方 補16
〔虢者〕
□攻〇〇 202
〔虢許〕
〇〇上下若否雩四方 181
【繇】
〇，侯于宜 52
〇，自乃且考，又搚于周邦 92
小門人〇 139
剿〇隹乃先且考，又薨于周邦 172
淮尸〇我貢晦臣 178
〔繇宕〕
廼〇〇，卑復虐逐厥君厥師 184
【譴】
天子亦弗〇公上父猷德 補10
【豐】
〔豐〻〕
其〇〇豩〻，受余屯魯 補15m
〇〇豩〻，馥妥厚多福 補15 q
〔豐年〕
厚福〇〇，方繇亡不覒見 補15
〔豐福〕
复□珷王〇〇，自天 補1
【賚】
〇敢圭禹，□，貝五十朋 164
易〇無彊 167
【趩】
〔趩〻〕
余圅覯獸犀，畏嬰〇〇 228 g
【邍】
格白〇 112
【醓】
守宮對覣周師〇 119
〔醓僕〕
余易女車馬戎兵，〇〇三百又五十家 215
【鐈】
〔鐈靜〕
盩〻文武，〇〇不廷 199，199 b
【鐏】
〔鐏呂〕
玄鏐〇〇，朕余名之，胃之少□ 204 c
〔鐏鋁〕
余購乘兒，敀吉金〇〇，台鑄和鐘 228 j
【雝】
〇我邦小大猷，毋折臧 181
宜爽用〇其者父者兄 226 c
用發庶昔，用〇賓客 228
〔雝〻〕
倉〻悤〻，雉〻〇〇，用卲各不顯且考先王 98
其音鉠〻，〇〇孔煌 199 b
央〻〇〇，聞于夏東 221②
鑑音鉠〻〇〇，旦匽皇公 補16
〔雝速〕
勿〇〇庶□賓 181
【雚】
王〇于嘗 81
〔雚卹〕
余貢事齊侯，〇〇宗家 218 a
【韓】
隹□萬年，晉邦隹〇，永康寶 202
【鼲】
〔鼲較〕
易女秬鬯一卣～〇〇 125 b
【韹】
〔韹〻〕
〇〇熙〻，眉壽無諆 228 h
【顈】
〔顈嫛〕
沈子其〇〇 78
【餳】
王大耤農于諆田，〇 73
【鬵】
隹王大〇于宗周，徣〇葊京年 30

十八畫

【瓚】
〔瓚毀〕
易〇〇一卣，商瓚一 52
【嘷】
〇于麥宮 60
用旋走夙夕，〇□□ 60
井侯征，〇丂麥 60 a
〇于麥宮，易金 60 b
用〇井侯出入，匽令 60 b
用〇侯逆逋 60 c
【燮】
啓從征，堇不〇 補2
自今余敢〇乃小大史 補11 h
〔燮華讓菡〕
舍璺虘宦，〇〇〇〇 補11 b
【變】
〔變令〕
令保受天子〇〇 補15
【彝】
用妶〇對令 3
天子耶，乍父丁〇 3 a
羌對覣君令于〇 3 ①
用乍父辛〇 16 b
北子乍〇 36 a
北白乍〇 36 b
曆乍且己〇 37 b
亞乍父辛〇 43 a
匽出丂〇 50
用冊王令，乍周公〇 59
□乍〇 64 a
魯侯獄乍〇 77
用室妶〇乍厥 79
隹民亡徣，才〇 79 a
肆敢陣于〇日 88
用乍且癸〇 90 a
妶〇友十又二 144
虔敬朕祀，乍□宗〇 199
楚王酓章乍曾侯乙宗〇 227 f
〔彝甗〕
用乍大孟姬嬇〇〇 212 c
【盞】
用〇毆周邦 補15
【歸】
公〇饋丂周廟 10 g
明公〇自王 25
唯〇，遲天子休告 60 c
中乎〇生鳳丂王 71 e
王〇自諆田 73
王令士道，〇貉子鹿三 75
女受冊〇，遘□御 217
王〇自成周 補9
〔歸各〕
期殿〇〇 199
【濼】
用〇好賓 126 b
台〇其大酉，聖智龔良 221②
不帛不萃，不〇不彫 229 d
【爵】
魯侯乍〇 12
易豖鼎一，〇一 33
【璧】
白氏覷報〇 195
于大無嗣誓于大嗣名，用〇兩壺八鼎 217
于南宮子，用〇二備，玉二嗣，鼓鐘一肆 217
〔璧玉備〕
于上天子，用〇〇〇一嗣 217
【璽】
〇孫〻子〻，其永亡多 60 c
【鎗】
遵中之子〇 216
〇僕其身 216
秦公撫晩〇才立 補16
【緩】
富聖成王，ナ右〇鎬剛鯀 補15
【職】
後嗣甬之，〇才王室 227 s
【舊】
淮尸〇我貢晦人 191
容爲之名，元器其〇 222 b
〔舊宗〕
王弗望厥〇〇小子 102
〔舊官〕
令女嗣乃且〇〇，小輔眔鼓鐘 189
【簴】
〔簴簠〕
易守宮絲束～〇〇 119
〔簴隣〕
易守宮絲束～〇〇 119

二七〇～二七一

〇〇鬼神，褱覯畏忌 218

二十畫

【競】
亡克〇厥剌 79 a
白犀父皇〇，各于官 87
〇薎曆，賞〇章 87
白犀父薎御史〇曆 87 a
〇覣白犀父休 87 a
〇乍父乙鑵 87 b
〇乍父乙鑵彝 87 b
〇乍□□ 87 b
朕猷又成亡〇 98
【嚴】
先王其〇才上 98
先王其〇才帝左右 98 b
皇考〇才上，異才下 155
其〇才上 156
〇才上 160
其〔〇才〕上 161
前文人其〇才上 190
〇覯貪天命 199，199 b
期〇躋各 199
〇覯□乍乾戈 227 g
大神其陟降，〇祜饕 補15m
弋皇且考高對爾剌，〇才上 補15 q
【寶】 省略
〔寶用〕 省略
〔寶大薔鐘〕
自乍〇〇〇〇 227 a
〔寶方鼎〕
史速乍〇〇〇 50①
〔寶匜〕
207 c，213 e，220 e，221 a，223 c
〔寶休〕
多易〇〇 167
〔寶匿〕
鑄乍〇〇 223 a
〔寶甫〕
曾中斿父，自乍〇〇 227 t
〔寶事〕
剌〻朕身，遹朕先〇〇 101
〔寶宗彝〕
克乍朕皇且盩季〇〇〇 168
〔寶盂〕
154 c，213①
〔寶皇〕
子〻孫〻〇〇，萬年永用 223 e
〔寶貞〕
自乍〇〇 226 c
〔寶設〕
22 b，24，51 b (2)，59 c，67 c (2)，72 g，79 c，90 b，93，109(2)，110，112 a，116，124，126，126 d，129，131，139 c，141，141①，143，144 a，146 a，148①，154 b，183，191④，197 a，198 a，198 c，200 c，200 h，200②，207 e，211，213②，216①，218，221 a，225，225 b，227 u，227⑥(2)，補10 b，補10 c，補11 c，補11 g，補15 h
〔寶旅隣彝〕
乍且丁〇〇〇〇 補2
〔寶盉〕
白葦父乍〇〇 141 a
〔寶盈〕
乍龢姬〇〇 221 a
〔寶笑〕
鑄妶〇〇 218 a
〔寶毀〕
177，213 g，213③，213④，補11
〔寶毀盉〕
王乍豐妊單〇〇〇 補14 a
〔寶鬲〕
108 a，200 b，222 l
〔寶壺〕
72 e，117，130 a，200 g，200 i，200②，221 a，補4 b，補14 c
〔寶黃〕
□□乍〇〇 198 c
〔寶貴〕
文考遺〇〇 67 b
〔鬻角〕
寳敢多孶，〇〇醴光 補15
薦其萬年，〇〇醴光 補15 q

十九畫

【寴】
王〇令白智日 80①
穆王〇易遹鮮 85
〇令史懋路筭，咸 117
王〇易駿〔方玉〕五瑴，馬四匹，矢五〔束〕 142
【寵】
用天子〇 157
【瀞】
卑旨卑〇 214
【㚸】
〔㚸〻〕
〇〇數〻，降余多福 98
數〻〇〇，降福無彊 98 b
數〻〇〇，降旅多福 155
數〻〇〇，降多無(彊) 155①
數〻〇〇，降余魯多福亡彊，隹康右屯魯 156
其數〻〇〇，降克多福 166
數〻〇〇，降余厚多福無彊 190
其豐〻〇〇，受余屯魯 補15m
豐〻〇〇，馥妥厚多福 補15 q
【獸】
王，〇于昏歔 21
尹令史〇，立工于成周 33
史〇獻工于尹 33
尹賞史〇覵 33
王出〇南山 補2
【繇】
易趙曹載市，冋黃，〇 106
易截衣，〇 115 a
易女赤〇市，〇 129
〇乍朕皇考彌彝隣鼎 147
〇用享孝于朕皇考 147
〇子〻孫〻，永寶用享 147
毋敢或入〇妄貢 191
易截，朱黃，〇 198
王乎內史，易衞截市，朱黃，〇 補11 c
〔繇旅(旂)〕
王乎，命女赤市朱黃，玄衣黹屯，〇〇 補10 b
易女玄衣黹屯，赤市朱黃，〇〇 補11 e
〔繇旂〕
59 c，83，109，110，111，122，125 a，131，136，137，144 a，146，152，153，154，165，169，177，182，185，補10，補10 c
〔繇旋〕
易女截市，素黃，〇〇 151
【遷】
徲〇曷屯 補15
【辭】
〔辭誓〕
牧牛〇〇成，罰金 補11 h
【邊】
〔邊侯田〕
隹殷〇〇〇，雩殷正百辟，率肄于酉 61
【關】
女載馬牛羊，台出內〇 227②
則政於大府，毋政於〇 227②
【難】
台旛眉壽，霝命〇老 214 a
用旂眉壽，霝命〇老 215
【類】
井白，白邑父，定白，琼白白俗父廼〇 補11 a
〇履付裘衞林智里 補11 b
【鶉】
〔鶉鐘〕
擇其吉金，自乍〇〇 229 d
自乍〇〇 229 e
【麗】
〔麗毀〕
易女赤市，冋黃，〇〇 140
【鄭】
日，內史〇 72①
〔鄭貴〕

二七二～二七三

補12 f
〔寶盧〕
鑄叔乍嬴氏〇〇　223 g
〔寶鎛〕
乍子中姜〇〇　216
〔寶鐈〕
攻币倨鑄西罍〇〇四秉
214
〔寶鐘〕
98，126 b，174，
215，220 g
〔寶彝〕
陵乍父日乙〇〇　補15 c
〔寶龢鐘〕
走乍朕皇且文考〇〇〇
122 a
〔寶甗〕
72，96，補15 c
〔寶將段〕
91，92
〔寶將鼎〕
36 c
〔寶將隣鼎〕
用乍〇〇〇〇　補12
〔寶將彝〕
67 c，167，169，
226 h，補 2 b
〔寶□〕
用乍朕考日甲〇〇　26①
〔寶□□〕　212①
【縠】
〔縠縠〕
〇〇女，今我赦女
補11 h
〇〇女，今大赦女
補11 h
䂮致乃便千〇〇　補11 h
【緐】
〔緐敢〕
〇〇多孷，鬳角熒光
補15
【獻】
史獻〇工于尹　33
咸〇工　33
令厥臣〇金車　49
〇身才畢公家　49
〇西旅　62
眉敖至見，〇貝　145
隹用〇于師尹倗友婚遘
166
趙ミ子白，〇戒于王　192
余來歸〇禽　193
余〇婦氏日壺　194
戎〇金于子牙父百車
216①
逆見我，厥〇厥服　補 8
用〇用酌　補17
〔獻人〕
令女官嗣飲〇〇于覓，
用乍寚司賓　154
〔獻金〕
台群者侯〇〇，乍皇妣
孝大妃祠器鉠鑄　218 d
【盤】
〔盤龢〕
曰古文王，初〇〇于政
補15 o
克明又心，〇〇胤士
補16
【饑】
王〇段曆，念畢中孫子　74
王〇吏贏曆，易貝十朋　80
王〇曆曆，易乍三　93 b
王〇敔曆，易玄衣赤表　94
　〇　115 c
〇大曆，易𩇯肇䞣　118
〔饑□〕
䞣〇〇　補10
【鑋】
肆毋又弗〇　79 b
【贎】
余〇乘兒，敀吉金鎛鋁，
台鑄酥鐘　228 j
【醴】
〔醴壺〕
敻楙叔賓父，乍〇〇
207 d
用自乍〇〇　226 a
白公父乍叔姬〇〇
補17 a
【鐘】
易女戈琱㦰～〇一　186
余畢龏武，乍爲余〇　203
擇□吉金，用□〇　222 e
鑄侯求乍季姜朕〇　223 d
易女馬乘，〇五，金
補11 d
〔鐘鼓〕
龢協而又事，卑若〇〇
215
【鐈】
〔鐈鎣〕
廼用吉金〇〇　226 a
〔鐈鼎〕
乍鑄〇〇，目共翽棠

二七四～二七五

〔寶鼎〕
36 c，61，67 c，
80 a，80 b，89，
89 b，106，107，
125 a，154 a，
158②，177①，
198 b，207 c，
207①，219④，
220 b，220 c，
221①，225 d，
227⑥，227⑦，
補 7，補11 a，
補11 b
〔寶隣〕
14 b，72①，133，
補18 a
〔寶隣宗彝〕
乍文考日癸〇〇〇〇
198 c
〔寶隣段〕
36①，80②，
91 a (2)，104 a，
122，134，149，151，
191①，200 c，
補 6，補12 d
〔寶隣壺〕
137，227 t
〔寶隣鼎〕
19，33①，139 a，
148，200 c，201，
202 b
〔寶隣器〕
用乍文考癸〇〇〇　22
〔寶隣彝〕
6，6①，9，10 f，
14 d (2)，14 e，
14①，14②，16，
16 c，17 c，17 d，
21 a (2)，21 c，23，
23 a，25，26，26 a，
28 b (2)，30，30 e，
34，35，35 a，36，
36 a，36 b，
36 d (2)，36② (2)，
37，38，38 b，
38① (2)，38⑥，39，
40，40 a (2)，41，
42，44，46，47，
48，48 a，50①，
51，51 b，53，54，
54 a，56，59 d，
59 e，60，60 c，
62，63，65，66，
67 a，67 b，69，
70，70①，71 a，
71 c，72 e，75，
80，80 b，81，82 b，
84 b，86，87，
89 b，90 c，91 b，
99，100 a，100①，
101，102，103 a，
105，112 c，114，
139 b，142①，
142②，178 a，
224 c，補1，補14，
補15，補15 a，
補15 d，補15 e，
補15 f
〔寶隣彝段〕
用乍父乙〇〇〇〇　87 a
〔寶隣甗〕
用乍大子癸〇〇〇　38③
〔寶隣鬲〕
31，48 a
〔寶隣將彝〕
用乍文母日庚〇〇〇〇
補12 a
〔寶隣□〕
對覭公休，用乍〇〇〇
103 a
〔寶盤〕
154 d，192，
200 d (2)
〔寶鼒〕
124 b，221，222 g
〔寶器〕
用自乍〇〇　59 c
〔寶蕾鐘〕
156，171
〔寶盨〕
184，196，207 d
〔寶蠶隣彝〕
涾白逘乍厥考〇〇〇〇
14 c
〔寶蠶彝〕
用乍父乙〇〇〇　90
〔寶彝〕
1①，10，15，17，
17 d，28，33①，
36 f，38①，48 a，
51 c，59 e (2)，
71 e，72 b，72 d，
76，80①，123，
124 a，130 b，
136①，139 a，

二十二畫

【懿】
〔懿德〕
匄三壽〇〇萬年　112 b
㝬帥井朕皇且考〇〇　132
一嗣皇辟〇〇　補10
上帝降〇〇　補15，
補15 o
〔懿釐〕
受京宗〇〇　79 a
【攭】
用〇眉壽　108 a，192①，
200 i，211 a，
211 b，211 d，
212 a，213，228 g，
補17
用〇康𧪽屯魯　132 a
用〇屯泉永命，魯壽子
孫　145
用〇眉壽魯休　145 a
用〇多福　157 a
用〇多福眉壽，永令無
疆　157 b
用〇眉壽，萬年無疆多
寶　188 b
用[〇眉壽]　200①
晉姜用〇綽綰眉壽　201
目〇眉壽　203
台〇眉壽，霝命難老
214 a
用〇侯氏永命萬年　216
用〇壽老毋死，保盧兄
弟　216
用〇眉壽無疆　224③
用〇眉壽，邁年無疆
227 v
用〇眉壽，萬年無疆
227 x
用〇眉壽綽綰，于其皇
且皇考　229 d
台享台孝，用〇萬壽
230 c
用〇屯魯永令　補10 a
〔攭匄〕
用〇〇眉壽永令　113
〇〇康𧪽屯右，通彔永
令　137
用〇〇眉壽綽綰，永令
霝冬　154
〇〇康𧪽屯右，通彔永
令　200 c
用〇〇眉壽　212
【盥】
〔盥飤鼎〕
內公乍〇〇〇　200②
【驤】
〔驤敏〕
〇〇啓行，休宕厥心
補12 d
【聽】
〇命于天子　217
【襲】
安永〇𢦏身　補12 a
永〇厥身，卑克厥啻
補12 d
【鑄】
大保〇　2，2 a
用乍母己隣　〇　38②
大保　〇　40 a
公朿〇武王成王異鼎　42
〇旅段　81 b
〇保段，用典格白田　112
虢叔〇行盨　155 a
番匊生〇媵壺　159
擇其吉金，用〇其匿
212 i
攻币倨〇西罍寶鐈四秉
214
用〇爾羞銅　217
〇丝寶笑　218 a
〇其游鐘　221②
〇辝龢鐘二鍺　222 a
用〇厥龢鐘　222 b
〇其龢鐘　222 b
〇其餴匿　222 j
〇其羞鬲　222m
楚王酓章，爲從士〇
227 h
寍〇鐈鼎，目共翽棠
227 k
寍〇鐈鼎之蓋　227 k
寍〇少盤，目共翽棠
227 l
楚嬴〇其匜　227m
楚子䁭〇其飤匿　227 o
擇其吉金，用〇□彝
227④
用其良金，〇其將鼎　228
余贎乘兒，敀吉金鎛鋁，
台〇和鐘　228 j
其次擇其吉金，〇句鑃
230 c
〔鑄乍〕
興𢀯家〇〇𣪕　10 h

二七六～二七七

227 i
寍鑄〇〇，目共翽棠
227 k
寍鑄〇〇之蓋　227 k
【餴】
用〇王父王母　148①
其眉壽以〇　222 j
〔餴匿〕
鑄其〇〇　222 j
〔餴盂〕
匽侯乍〇〇　38 a
〔餴盆〕
自乍〇〇　222①
〔餴段〕
乍皇考獻叔〇〇　218 c
〔餴段〕
用乍〇〇　68
白喜父乍洹〇〇　141 a
散車父，乍□姞〇〇
補 4
〔餴釪鼎〕
宋君夫人之〇〇〇　210 e
〔餴鼎〕
戈叔朕自乍〇〇　226 k
〔餴鼎〕
宋公䜌之〇〇　210 d
〔餴盞〕
自乍〇〇　227 v
自乍〇〇，永保用之
227 v
【饙】
昔〇歲　135
【龏】
匽侯令堇，〇大保于宗
周　38③
【䜌】
易自逹征自五〇貝　63
【龕】
〔龕事〕
〇〇厥辟　補15

二十一畫

【壐】
〔壐ミ〕
穆ミ〇〇，悤□新旟
212 c
【爵】
ナ右毀〇剛縣　補15
【孌】
〇孫子　補10
【燹】
〔燹光〕
緐敢多孷，鬳角〇〇
補15
擴其萬年，鬳角〇〇
補15 q
【彌】
綽綰永令，〇厥生霝多
212
〔彌心〕
余〇〇畏忌　216
〔彌生〕
用求丂命〇〇　216
【灋】
若丂乃正，勿〇朕令　61
苟夙夜，勿〇朕令　104
苟夙夕，勿〇朕令　104 a
用夙夜事，勿〇朕命
125 b
敬夙夕，勿〇朕令　134，
172，184
敬夙夜，用事，勿〇朕
令　167
敬夙夜，勿〇朕令　173，
189
勿〇文侯覭令　201
余弗敢〇乃命　215
夙夕，勿〇朕令　補10 c
〔灋友〕
〇〇里君百生，帥䩞盩
于成周　138
〔灋保〕
〇〇先王，□有四方　61
【甗】
奠井叔乍季姞〇　148 a
【蠢】
女克〇乃身　補10
【竈】
其〇四绪　203
【䜌】
〔䜌夫〕
章厥〇〇□，厲从田其
邑□□□　179
【邁】
王令燮，□□，□□□
𦒱，〇厥故　62
【鎗】
用追孝於我皇段〇　218
【鮮】
〔鮮寡〕
𩆜𥫗迺𢦅〇〇　181
【賚】
〇用王乘車馬，金□，
冂衣，市，舄　60 c

王曰，○ 143
○拜䭫首 143
受膳爾○ 補15
褱受余爾○，福霝冬
補15 p
褱受余爾○福 補15 q
【䵼】
〔䵼鬲〕
弭叔乍□妊○○ 116 a
白邦父乍○○ 198 a
呂□姬乍○○ 203①
𤔲又嗣禹，乍○○
補11 g
散白乍○○ 補15 i
〔䵼鼎〕
𤔲有嗣□乍○○ 36②
用乍○○ 72 a

二十四畫

【䜌】
〔䜌卿〕
女尃余于○○ 215
【䜌】
〔䜌敀〕
武侄寺力，○○楚京 204
【䜌】
夙夕○我一人，𦎫四方 61
〔䜌四〕
用○○辪辟 201
〔䜌夾〕
𢓊○○，死嗣戎 61
〔䜌𤔲〕
今余隹令女盂○○ 61
【䜌】
〔䜌力〕
是少心觀𨗨，○○若虎
215
〔䜌冬〕
眉壽無疆，永屯○○ 193
晄臣天子，○○ 補11 e
〔䜌音〕
○○鈇 ⸗ 雝 ⸗，目匽皇
公 補16
〔䜌龠鐘〕
𤼈井叔乍○○○ 148 a
【䵼】
中對王休令○父乙障
71 d
克其日用○朕辟魯休 168
魯內小臣□生乍○ 219m
〔䵼牛鼎〕
乍朕文考奔白○○○ 135
〔䵼享〕
目乃弟，用夙夕○○ 48
〔䵼㲃〕
用乍朕文考乙中○○ 186
用乍皇且城公○○ 187
用乍朕皇考𨰻公○○ 188
〔䵼鼎〕
用其良金，鑄其○○ 228
〔䵼彝〕
用乍文考寧叔○○ 3①
用乍父甲○○ 21
用乍文考父丙○○ 94
用乍文父丁○○ 95
乍朕文考□叔○○ 108
用乍○○ 138
𡠧乍皇且益公文公武白
皇考龏白○○ 145 a
用其吉金，自乍○○
226①
自乍○○ 227 t
〔䵼彝障鼎〕
緐乍朕皇考○○○○ 147
【觀】
○截大蔡，克成其隹
218 g
〔觀賁〕
嚴○○天命 199，199 b
〔觀𨗨〕
是少心○○，䜌力若虎
215
〔觀□〕
嚴○○乍乾戈 227 g

二十五畫

【䜌】
用諫四方，○遠能𤞷 160
叀于萬民，○遠能𤞷 167
鎻靜不廷，○燮百邦
199 b
【䜌】
今余唯○先王令 120
今余唯肇○先王令 133
今余隹肇○乃令 152
今余唯○先王命 181
𢦏師宇𢦚，○䜌天子
補15
〔䜌𤔲〕
用○○大令 160
用○○𤼈保我邦我家 161
○○大命，康能四或 181
〔䜌𥎦〕
今余隹○○乃命 104 a，
134，167，172，
183，185，188，189
【䜌】
〔䜌祀〕
其○○大神 補15 g
○○卲各，樂大神
補15m
【䜌】
有□𦎫祀，無敢○ 61
【䜌】
〔䜌鼓〕
大鐘既縣，玉鐺○○ 203

二十六畫

【䜌】
〔䜌𥂝〕
𨙶○○𠂤邦周 84

二十七畫

【䜌】
天子○無匄 補15

二十八畫

【䜌】
用○妥厚多福 補15 p
豐 ⸗ 𥎦 ⸗，○妥厚多福
補15 q
【䜌】
尃絡啻○饙宥 補11 h

二十九畫

【䜌】
烏虖，○余小子 181

【䜌】
興肇家鑄乍○ 10 h
用征用行，用○稻粱
211 a
用征用行，用龢用○
228①
【龏】
用○義寧侯顯考于井
60 c
〔龏良〕
台滐其大酉，聖智○○
221②
〔龏𢦔〕
令○○，𨒫大𢧁于𨼰 74
〔龏保〕
𢦚克○○厥辟龏王 167
〔龏龕〕
王射，大○○ 60 c
〔龏德〕
叀王○○ 補1
〔龏𡩜〕
毋敢○○ 181
○○𢓊敄𢇁𡩜 181
【龢】
用征用行，用○用䜌
228①
協于我霝龠，卑○卑孚
229 d
克明又心，𢼸○胤士
補16
〔龢 ⸗〕
卑女𨰻 ⸗ 剖 ⸗，○○𡨄
⸗，其登于上下□□，
䎽于四旁 229 d
〔龢協〕
○○而又事，卑若鐘鼓
215
〔龢𨰻鐘〕
用乍朕文考𨰻白○○○
126 c
白𩕢父乍朕皇考𡰪白吳
姬○○○ 177①
〔龢𨗨〕
用盤飲酉，○○百生
228 b
〔龢𢒉〕
○○民人 228 g
〔龢鐘〕
益公爲楚氏○○ 145 a
用乍朕皇且考○○ 157
中義乍○○ 198 a
乍其○○ 209 b
穆 ⸗ ○○，用匽目喜
212 h
自乍○○，卑鳴攸好
216 a
魯𨗨乍○○ 219
自乍○○曰 222 a
鑄辞○○二鍺 222 a
用鑄厥○○ 222 b
鑄其○○ 222 b
爲其○○ 222 d
擇其吉金，自乍○○
228 b，228 f，
228 g，228 h
闌 ⸗ ○○，用匽台喜
228 g
擇厥吉金，自乍○○
229③
乍厥○○ 補16
〔龢鐘鈴〕
用自乍其○○○ 222 c
〔龢𨰻鐘〕
𨚕厥死事，肇乍○○○
補15 o
追孝于高且辛公，文且
乙公，皇考丁公○○
○ 補15 q

二十三畫

【䜌】
家湛于○，永巩先王 181
俗女弗目乃辟函于○ 181
谷女弗目乃辟，函于○
183
弗目我車函于○ 193
【𡢁】
〔𡢁 ⸗〕
秉德○○，智燮萬邦 202
【䜌】
王才新邑，初○ 27
【䜌】
用乍孝武𣶃公祐器○
218 g
【䜌】
〔䜌鋁〕
玄鏐○○，大鐘八聿 203
【顯】
〔顯 ⸗〕
不敢㺇休同公，克成妥
吾考目于○○受令 78
〔顯考〕
用龏義寧侯○○于井
60 c
【䜌】
【䜌】
〔䜌爲甬皮〕
舍𥂝～○○○○二
補11 b
【䜌】
〔䜌𢾊〕
賞叔○○，白金，□牛 6
小子生易金，○○ 71
【𨰻】
〔𨰻 ⸗〕
卑女○○剖 ⸗，龢 ⸗ 𡨄
⸗，其登于上下□□，
䎽于四旁 229 d

Ⅱ 人　名　索　引
地　名　索　引
官 制 身 分 索 引
紀　年　日　辰　表
干　　支　　表

二八二～二八三

人名索引

〔一畫〕

乙中 186
乙公 38, 64, 91 a (2), 91 b, 補 3, 補12, 補15, 補15 q
乙白 173, 182, 183
乙白寞姬 173
乙白同姬 182
乙白同益姬 183
乙且 補15
乙考 82
乙宗 227 f

〔二畫〕

丁 197 a
丁公 24(3), 180, 補15
丁侯 29, 29 a
匕乙 16 c
匕癸 16 c
乃子玆 補12 a (3), 補12 d (2)
又正嬰 38②
又成 216(3)
又成惠叔 216
又成惠姜 216
又嗣甬 補11 g

〔三畫〕

三楚 227 k
上下 167, 181, 212 c, 229 d, 補15(2)
上下帝 59
上天子 217
上帝 1, 補15(2), 補15 o
上都公 209 a, 209 b
上都公敄人 209 a, 209 b
下蠢雝公諴 209 d
也 78(3)
也公 99
土折 214①
士上 30
士父 156(2)
士智 171
士道 75
士商獻 219 k
士孚父 219 l
大 42(2), 118(2), 173, 175(5)
太子癸 38③
大子元 200 d
大子白克 227 x
大子姑發□反 229②
大中 102, 118
大父 155 a, 227⑥
大父盉 227⑥
大母 200 d
大內史叔上 207 g
大市與 212 a
大司馬卲陽 227②(2)
大攻尹睢 227②(2)
大宗 126 b (2), 218 a, 218 b
大良造鞅 199 c
大保審叔亟 226 g
大(夫)差 229 b
大邑魯生 212 j
大師虘 126(2), 126 a
大師小子望 130①
大師小子師望 130 a
大娟 補19
大始(姒) 10 f
大孟姬 212 c, 212 g
大孟姬嬇 212 c
大矩 補15 e (2)
大神 補15 g (2), 補15m(2)
大宰叢 222 i, 222 j
大宰叢子懿 222 i
大宰叢子䜌 222 j
大宰歸父 214 a
大宰遽父 219 a
大祝禽 10 b
大無嗣誓 217
大嗣命 217
大嗣徒子中白 219 g
大嗣徒厚氏元 219 h
大嗣徒元 219 i
大㴰□孔 218 h
大㴰□孔墜璋 218 h
矢 25(2), 52(2), 139(3)
矢王 139, 139 a (2), 139 b
矢白 139 a
矢令 24
矢姬 24
子中 72 a
子中白 219 g
子中姜 213①, 214, 216
子白 192(4), 192①, 200①
子叔姜 220
子石 207 e
子征 16 a
子鋄 200 a, 200 b
子䜌 222 j
子歆 216
子旃 228 h
子鼓 81 b
子璋 228 f
子緮 200 g (5)
子懿 222 i
子暖 227 o
子牙父 216①
子係君 227 x
子孟姜 220 f
子㝬父 220 a
子賓白 226 i
子□ 228 i, 補17 h
子□□ 212 b
小子生 71
小子望 130①
小子鱻逆 補11
小子者其 補11 a
小子具叀 補11 b
小子家逆 補11 b
小子師望 130 a
小中姜氏 補 6 a
小臣傳 26①(2)
小臣𤕌辰 30 e
小臣艅 37 e
尸(夷) 17 c, 215(9), 補 8
尸白 22(2), 22 a (2)
工鷹王 229 d, 229 e
工鷹王皮難之子者減 229 d, 229 e
工鷹大子姑發□反 229②
己中 36 e
己公 51, 78, 補13
己白 126 b, 176, 191④
己侯 75 a, 220 g, 220 h
己侯虓 220 g
己侯貉子 75 a
己姜 75 a (2)
己姜石 75 a
己華父 220 c
山 154(5)
夕易 218①
丌北古 230①(2)
亡 1

〔四畫〕

不嬰 193(3)
不巨 221 b
不白 224③
不白夏子 224③
不故 208 b
不易 210 c
不㮣 補 2 b (2)
不壽 23 b
中 55(2), 55 a (3), 71 c (2), 71 d (2), 71 e (2), 145
中子 90 a, 227 t
中子化 227 P
中子平 221②
中子斿父 227 t
中子貫彭 90 a
中平 221②
中妃 221 b
中安 224①
中赤 224②
中宣 226 c
中姜 191①, 216
中爯 1①
中謫 227⑤
中競 90 b
中農 139
中姻 227 b
中大師 198(2), 補17 h
中大師子□ 補17 h
中瀛□ 227 x
中姬艅 219 b, 219 d
中義 198 a
中枏父 108 a, 108 c
中𠂤父 150 b (2)
中幾父 197 a
中友父 198 a, 198 c
中義父 198 b
中伐父 198 c
中南父 補11 g
中豩父 補11 g
中雩父 補17 g
中□ 226①
五侯 16
五侯征 16
井 86
井白 103(2), 106, 109, 補 3
井侯 59, 60(2), 60 a (2), 60 b (3), 60 c, 補18
井侯征 60, 60 a (2)
亢 25(2), 25 b
亢師 25
仁安 190
內公 200②(5)
內白 200②(2)
內史尹 187, 188
內史友 補11 a, 補12
內白攸 200②
內白多父 200②
內史年 127
內史吳 104, 104 a, 120
內史䶮 121
內史遯 152
內史𢀜光 131
內史友寺芻 補11 a
內姬 200②
元 200 d, 219 h, 219 i (2), 229 f
元子斯 209 c

二八四～二八五

元子斯父 209 c
元子孟妃𠂎 159
元配季姜 218 a
公上父 補10(2)
公子加 212①
公子果 212①
公子土折 214①
公子白舍 208 c
公子癸父甲 200 j
公尹白丁父 24
公中 55 b
公氏 補 1
公白 64, 100①(2), 193
公白孟姬 193
公朿 42
公臣 補11 d (3)
公叔 36 f, 補10 c
公君 38⑥
公㚸 72 d
公孫寣 214①
公姞 72 a (2), 72 b (2), 72 c (2)
公命中 224 c
公族□鳌 173
公□㸚 59 a
兮甲 191(2)
兮中 191④(2)
兮公 35 a
兮白吉父 191, 191①
友 41 a
友父 198 c
㝵子 98(2)
天子耶 3 a
天子𤔲白 49
天尹 補11 d
天亡 1
天右王白 170
夫差 229 c, 229①
少子㙜逆 218 a
少子析乙 221 b
少嗣寇封孫宅 219②
少□ 204 e
尹氏 116, 136, 137, 164, 165, 166, 167, 189, 229 i, 補3, 補15m
尹氏友 166
尹氏叔孫 229 i
尹白 152
尹叔 212(2)
尹叔姬 10 d
尹姞 72(3)
尹丞 50①
尹□ 補15m
屯夫人 208 b (2)
文 181(2), 182, 183, 204, 227⑥(2)
文王 1(2), 79 a (2), 補15, 補15 o
文父乙 36 a
文父丁 90 a (3), 95
文父癸宗 16
文父日乙 67 a
文母日戊 補12
文母日庚 補12 a (2), 補12 d
文母外姞 84
文母季姬 223 f
文母聖姬 86 a
文母𤔲妊 51 b
文公 145 a, 200 a
文申 補11 e
文武 98, 172, 181(2), 182, 183, 199, 199 b, 227 g, 補15
文侯 201
文辟日丁 123, 補15 a
文且辛公 91, 125
文且也公 99
文且乙公 補12, 補15 q
文且□公 補13
文且益中 140
文且師華父 167(2)
文且乙白同姬 182
文祖益公 101
文考癸 22
文考日乙 90 c
文考日丁 123
文考日辛 71 a
文考日癸 22 a, 198 c
文考甲公 補12 a
文考乙公 91 a (2), 91 b, 補 3, 補15
文考魯公 77
文考順公 125 b
文考叀公 127
文考𪓐公 136
文考剌公 141 a
文考聖公 86 a
文考□公 223 f
文考胤白 17①
文考𨟻白 111
文考𪓐白 126 c, 148
文考尹白 152
文考叔 36②
文考寧叔 3①
文考旅叔 100
文考𪓐叔 109, 109 a
文考幽叔 補10 b
文考公叔 補10 c
文考□叔 108
文考己中 36 e
文考大中 102
文考乙中 186
文考寞中 195 a
文考𦞙中 224 d
文考外季 120
文考父辛 31
文考父乙 85
文考父丙 94
文考光父乙 49
文考乙白寞姬 173
文考惠孟 補11
文考小中姜氏 補 6 a
文丂叀中 150
方 51 b (3)
日甲 26①
日乙 67 a, 90 a, 90 c, 補15 c
日丁 123, 146, 補15 a
日戊 補12
日己 58
日庚 104, 補12 a (2), 補12 d
日辛 71 a
日癸 22 a, 198 c
止公 194
毛 45①
毛公 79(2), 79 a, 79 b, 181
毛公厝 181
毛公趞中 79
毛白 79 a, 185
毛叔 補11 e
毛中姬 補11 g
毛父 79 a (2), 79 c
父厝 181(7)
父日乙 補15 c
父甲 21, 31 a, 130 b
父乙 23, 23 a, 26, 28, 28 b, 30 c, 30 d, 31 a, 34, 38 b, 38①(2), 49, 71 c, 71 d, 72 d, 82 b, 85, 87, 87 a, 87 b (2), 90, 100 a, 224 b, 補15 c, 補15 d (3), 補15 f
父丙 94
父丁 3 a, 7, 17 d, 25(3), 32 a, 35 a, 52, 72②, 84 b, 90 a, 100 a, 117, 146 a, 補15 l (2)
父戊 1②, 27, 33①, 38①, 38④, 59 d, 59 e (2), 65, 67 b, 70, 70①, 139 b
父己 16 c, 31 a, 100 a
父庚 33, 36②
父辛 4, 8, 16 a, 16 b, 30 e (3), 31, 32, 34 a, 37 b, 38 a, 39, 40, 43 a, 55 b, 73①, 119 a (3), 補15 e (3)
父壬 21 a
父癸 25 b, 30, 30 b, 34 a, 64 a, 90 a, 90 d
父癸宅 64 a
王子申 227 d
王子臺 228②
王子嬰次 206
王中 158 c
王中皇父 158 c
王戉 230 b
王改 200 j
王姛 72 e, 72 f, 79 a
王姞 142 a (2), 191③
王姬 補16
王姜 6, 22(2), 23 b, 24, 補 5
王嬀 補14
王孫遺者 228 g
王𠛬姜 補12(2)
斤 72②
牙 219 a
午 218 d
勾踐 230 b
尤 134
丰 11 b
奴 補15 h
⺈ 219 e

〔五畫〕

且 139(2)
且乙 16 c, 59 e, 103 a, 119
且丁 42, 補 2, 補 2 a
且己 16 c, 31 a, 37 d
且辛 31 a, 補15
且癸 90 a
且南公 61(3)
井人倡屖 補11 a
井公 136
井白 79 c, 104, 111, 120, 121, 122, 補11 a (2)
井叔 115, 115 b, 116, 135(4)
井家 167
井逷 167
乍册旹 15
乍册睘 22, 22 a
乍册夨令 24
乍册令 25
乍册翻 26
乍册大 42
乍册䰧 58
乍册麥 60 c
乍册宅 64 a
乍册寓 89 b
乍册吳 105
乍册折 補15 d
乎 227 u
安 190(3)

二八六～二八七

白厚父　219 b
白愈父　219 e，219 f
白邑父　補11(2)，補11 a (2)
白俗父　補11 a (2)
白辛父　補11 g
白孫父　補11 g
白휯父　補11 h (2)
白先父　補15 r
白公父　補17，補17 a，補17 b，補17 c
白多父　補17 d，補17 e
白□□　222 e
立(大)宰孫叔師父　227 w
皮鯀　229 d，229 e

〔六畫〕

仲敹父　90
伊　169(5)，215
伊少臣　215
伊白　117
休　146(4)，146 a
休王　45，46，47
休天君　72
光　131，229，229 a
亥　72 b (2)，72 c (2)
匽　123(2)，135(4)
匽季　135(2)
吉父　191，191 a (4)，191①，191③
同　139 b (2)，150(2)，補 3
同公　64，78
同中　187，197
同自　150 a
同姬　182
同益姬　183
后子(或)　178 a
吏秦　227 k
吕　96(2)
吕中僕　178 a
吕王　98 a
吕王□　200②
吕白　79 a
吕行　66
吕犁　84
吕□姬　203①
因咨　218①
因資　218 g (2)
夙　補11 a
多公　78(2)
多父　200②
多母□　補17 e
宅　64(2)，64 a (2)，219②，補16
守宮　119(3)，119 a (3)
寺白　225 h
寺季　225 a
寺季故公　225
寺吁　229
寺矦　補11 a
覓寅　139
年　127，129，補15 h
兹　220 c
兹路　228 j
邢王　204 c (2)，229 h
邢王是埜　229 h
邛中　227 b，227 v
邛中之孫白戔　227 v (2)
邛中孄　227 b
邛立(大)宰孫叔師父　227 w
邛仲之孫白戔　227 v
邛君之婦龢　227 w
邛孄　227 r
戌　210 b
成　179
成王　2 b，29，42，52，62，補15
成白孫父　補11 g
成唐　215
成姬　補17 e
成姬多母□　補17 e
戎　139，227 q，補12 d (4)，補18 a (2)，補19
有嗣額季　補11 a
有嗣詩商　補11 b
朱　212④
朱癸　補11 e
朿　4，42
羊庚茲　36②
考　41 a
考公氏　補 1
考叔䀠父　227 y
耳　56(4)，82 b (2)
臣卿　28
臣辰册䜌　30，30 b，30 f
臣辰䜌　30 c
臣尙中　71 d
臣諫　補18 a (3)
自豖　34 a
西宮褱　139(3)
西孟嬀瑚母　211 c
共　124，125，127
旨　38 a
戈　226 k，226 m
戈叔朕　226 k
戈叔慶父　226 m
彭　90 a
充　補15
此　補11 c (4)
亥中　158 b
束　36 a
衛　159
衛白　145(2)
衛叔　145①
弜姜　213 h

〔七畫〕

余꒒王□叔　220 e
余꒒王□之孫兹　220 c
佗人　112
令　24(4)，25(2)，73(4)
冉　178
加　212①
北子　36，36 a (3)
北子宋　36 a
北子華　36 a
北白　36 b (3)
北白殁　36 b
卯　149(4)
可公　209 b
可母　212 a
句商兒　179
召叔山父　207 f
史旗　19，20
史奐　30
史獸　33
史䟆　50
史□　50①(2)
史戍　105
史懋　115，117
史年　129，補15 h
史光　131
史屯　134
史舀　136①
史號生　137
史頌　138，138 a (3)
史翏　153，補11 e
史㚃　154
史趛　166
史醬　173
史減　177
史茀　177
史南　180
史孟　216①(2)
史碩父　226 j
史獣　補15
石　75 a
石於　230 b
右眚　139
左大族　217①
左關　218 k (2)，218 l
外季　120
外姞　84
目熊　212①
平　221②
平侯　209
弘　137
弗敄父　219③
戊　105
戊王　230 a，230①(2)，230 b (3)
戊王者旨於賜　230 a，230 b
戊王石於　230 b
戊王丌北古　230①
戊王之子勾踐　230 b
且　10 f
正　補11 a
母子　37 c
母巳　38①
母己　38②
母辛　37 c
母癸　36
母娊　26 a
母弟弘　補18 a
永　179，補 3(5)
生　71(2)
生□姜　48①
甲　191
甲公　補12 a (2)
甲娴　82 a
申　221 c，227 d
白　26①，38⑤，64(2)，87，88(2)，91，91 b，100①，170(4)，170①，171，212②，補10(4)
白氏　93 a，103，193(2)，194，195，208 a
白氏始氏　208 a
白元　211 e
白克　170(2)，227 x
白舍　208 c
白吹　200 i
白吳　219 j
白矩　38④
白戔　227 v (3)
白旂　67 c
白康　148①
白致　91 d，補12 e (3)
白智　80①
白富　39，39 a
白喜　141 a
白鄱　26 a
白晨　125 b
白父　192
白梁其　157 d
白大師　170，170①，補10(3)
白丁父　24
白鉋父　26①
白衛父　36 d，80 b
白車父　36②，補4，補 4 b
白懋父　43(2)，63(2)，64，66，67(2)
白屖父　87(2)，87 a (2)，88(2)，88 a
白雝父　91，91 b，補12 b
白□父　103 a
白俗父　125 a
白囧父　129
白喜父　141 a
白梁父　141 a
白𩁹父　141 a (2)
白百父　141 a (2)
白𦎫父　141①
白賓父　154 b
白考父　154 d
白𣶃父　177①(2)
白龢父　186
白吉父　191②(2)
白邦父　198 a
白鄦父　202 b
白筍父　207 e
白高父　207 e
白大父　219 c，219 d，219①

二八八～二八九

京氏　200②
京氏婦叔姬　200②
京姬　191 a，191②
侃師盤埜　227 k
來隹　222 h
其亥　230 c
具恵　補11 b
典　40 a
卿𢍰　93
叀公　180
叀中　150，200 c
叀叔　155(2)
叀姬　212
叔　6(3)，6①，36②
叔上　207 g
叔子　補11 a
叔子夙　補11 a
叔孫　229 i
叔尸　215
叔氏　156，188
叔妃　200，200 a
叔妊　224
叔妊襄　224
叔姞　184
叔姬　141 a (2)，207 e，212 a，213④，226 m，227 r (2)，229(2)，補17 a
叔姬可母　212 a
叔姬邛孄　227 r
叔姬寺吁　229
叔姬霝　227 r
叔孄　207，207①
叔娟　207 g
叔姛　196 a
叔値　51 c
叔班　116 a
叔朕　226 k，226 l (2)
叔龟　72 e
叔旅　155①
叔單　227 x
叔殷　155 a (2)
叔殷穀　155 a (2)
叔德　53
叔碩父　154，154 a (2)
叔向父　161
叔向父禹　161
叔專父　174
叔邦父　184
叔□父　198 a
叔賓父　207 d (2)
叔邌父　211 a
叔皮父　223 e (2)，223 f
叔慶父　226 m
叔師父　227 w
叔䀠父　227 y
叔山父　補 4 c
叔𩕢父　補18
受　207 e
周　132 a
周人　補 3
周人嗣工屌　補 3
周王　10 f，62
周王大姒　10 f
周公　9，10，10 g，11，25(2)，59，78，補15，補15 o
周生　195 a
周師　115 b，119(3)，120
周姬　202 b
周棘生　51 a
命　76(2)
命瓜君　204 a
命瓜君嗣子　204 a
𢍰　93
奔孟爲敹母　211 d
姑鄧孟媿　208 c
姑發□反　229②
姑馮昏同　230 d
姑馮昏同之子　230 d
婀　72 f
始氏　208 a
孟　79
孟庚　213④
孟爲　211 d
孟爲敹母　211 d
孟妃　159
孟妊　223，225 f
孟妊東母　223
孟姒□　219③
孟姜　212 i，213，217(2)
孟姜□　211 b
孟姬　141 a (2)，193，213 e，213 g，219 c，219 g，219②
孟姬良女　213 e
孟姬設　219②
孟姬□母　225 a
孟媿　208 c
孟嬀　211 e
孟嬀瑚母　211 e
孟□之母　204 d
季子　229 g
季氏　188 b
季咩　227 n
季姞　148 a
季姜　83，207 c (2)，218 a，223 d
季姬　219 a，219①，223 f
季姬牙　219 a
季姬媗　219①
季寞　228 a
季嬴　227⑥
季嬴□　227 x
季故公　225
季衞父　36 d
季馀父　227 x
宜侯　52
宜侯夨　52
宜桐　228 a
宗小子　補 1
宗白　217
空君中妃　221 b
弃白　135
庚　228 b
庚兒　228①
庚季　125 a (2)
庚姬　補15 a
庚姜　72 h
克　140，166(5)，167(6)，168(4)，170(4)，171(6)，172(4)，172①(2)
兌　187(4)，188(4)，188 a (2)，188 b
免　115(4)，115 a (2)，115 b (4)，115 c (2)，115 d
㓞　18
利　99，111(4)，補14
邵文公　補16
邵王　97，98，227 e，補15
邵王之諻　227 e
邵考　79 a
邵考奭　79 a
邵圣　227 l
邵陽　227②(2)
邵旟　227 g
邵□　227②(2)
君夫　95(2)
君氏　194(2)
君公　215
吳　104，104 a，105(4)，120，229，229 c，229 i
吳大　173
吳大父　150(2)
吳王　212 c，229，229 c，229 i
吳王光　229
吳王夫差　229 c
吳白　79 a
吳師　175
吳季子　229 g
吳季子之子逞　229 g
吳姬　177①(2)
吳朱　84
吝　41
吝父　41 a
吹　51 a
㕟　30
孚父　219 l
孝大妃　218 d
孝孫不巨　221 b
宋　36 a
宋公　210 b，210 c，210 d，210①，210②
宋公戌　210 b
宋公差　210 c
宋公得　210②
宋公辭　210 d，210①
宋君　210 e
宋君夫人　210 e
宋莊公　210
宋莊公之孫趞亥　210
宋眉父　210 a
弟□　220 b (2)
征　11，16，16 b，16 c，60，60 a (2)
折　補15 d (2)
邦　11 a
邦父　補 8
邦君　補11 a (2)
邦君厲　補11 a (2)
攸　38①
攸衛牧　180(3)
攻市𠭯　214
攻敔王　229 a，229 b，229 f，229①
攻敔王光　229 a
攻敔王大差　229 b
攻敔王元　229 f
攻敔王夫差　229①
攻敔□□□　229③
攻敔□□□之外孫　229③
杞白　221，221 a (4)，221①
杞白每亡　221，221 a (4)，221①
杜白　196，196 a
杕氏　205 d
杕氏福□　205 d
朿　34 a
每亡　221，221 a (4)，221①
求　223 d
沈兒　228 b
㚔　109 a (2)
甫人　200 j (2)，220 e
甫人父　200 j
良　8
良女　213 e
見工　補 9(3)
豆閉　109(2)
走　122(4)，122 a (2)
走馬休　146
走馬雁　176
走馬薛中赤　224(2)
車父　補 4 a，補 4 b，補14 c
辛公　57，91，補15 q
辰　30 b，30 c，30 e，30 f
邑　補11
邑人奎父　補 3
邑人服　補11
邑人趞　補11 a
酉　173(4)
㳄妊　200 j
妊小　141①(2)
吴　38 b，38②
夏　218 h，218 i
伯市吏秦　227 k
伯市邵圣　227 l
阬　227②(2)
邢姞　補 4
亩　15

〔八畫〕

京公　56(2)

庚嬴　80(3), 80 a
庚□　71 c
庚□旅　71 c
淖黑　80②
莽　139
䢅　16 b, 38②(2), 90 a (2)
攸　200②
明公　13, 25(6)
明公尹　25
明白　62
明僳　25, 26
易父　補10
習　93 b (4)
習父　222 l
㝬　126, 134(2), 135⑰, 136(4), 136①, 171, 補11 h
旨　38(2)
東宮　81, 81 b, 135(4)
東母　223
林智　補11 b (2)
析乙　221 b
武　181(2), 182, 183
武王　42, 202, 補15(4), 補15 o (3)
武父　139(3)
武公　162(4), 163, 164
武白　145 a
武文　204
武𢓊幾王　145
彔　91, 91 a (2), 91 b (2), 124, 125, 127, 139
彔子耶　3
彔白　92(2)
彔白𢦚　92(2)
牧　104 a (6)
牧馬受　207 e
牧牛　補11 h (4)
玫　61
玫王　61(3), 補 1(2)
玫珷　145
𡌥父　121
盂　35, 35 a (2), 61(7), 62⑪
益公　101, 145(2), 145 a (3), 146, 182, 補 3
益白　104 a
益中　140
㪟　90(3), 90 a (6)
虎　104(4), 194, 195
虎公　52
虎公父丁　52
虎侯　52
虎侯矢　52
虎孝　139
豖　175(5)
長甶　103(2), 103 a
長師耳　56
長子□臣　204 d
靑尹　105
叀白　127
昊　132 a
昊生　132, 132 a (2), 132 b
服　71 a, 補11
定白　補10 b, 補11(2), 補11 a (2)
附矩　補11 a
坪　229③
坪之子臧孫　229③
羌　3①(2)
羌白　207 c
亞　38 b
亞且且辛　補15
亞旅　補18
果　212①
屈娟　158 c
臭　208 a
尙中　71 d
要　38②
祁　225 g
斨　228 f
匍君　100①
匍君公白　100①
直　補10 c
臾　補10 a (2)
苛燕　227 k
迖斯于　228 j
迖斯于之孫　228 j
亥　補11 c
亥衞　補11 c
宗　116(3)
事梲　補11 h
事㝬　補11 h

〔九畫〕

保　16(2)
保侃母　72 g
侯氏　214(2), 216(3)
俗　125
俗父　125 a
信姬　補 7(3)
剌　97(3)
剌中　121
剌公　141 a
剌白　175
剌且乙白　183
剌且盨公　195
剌且虢季寬公幽叔　補10 a
剌考日庚　104
剌考害白　131
剌考己白　176
剌考甲公　補12 a
匽公　205
匽侯　38, 38 a (3), 38 b, 38①, 38③, 38④, 38⑥
匽侯旨　38, 38 a
匽白　38⑦, 205 a
匽白耶　38⑦
匽白聖　205 a
南　180
南公　61(3)
南白　補11 c
南中　153, 154, 補 8
南中邦父　補 8
南宮　71 c, 71 e
南宮㭬　163, 217
南宮子　217
南者侯　補 8
南或叚子　98
卽　補10 b (3)
厚氏元　219 h
厚趠　31
咸井叔　114
城公　187
城虢　200 f
城虢中　200 f
城虢趞生　200 f
奎父　補 3
姜　10 c, 23, 24
姜氏　51 b (2), 134(2)
姜乘　205
姜白　207 c (2)
姜無　220 a (2)
姜㮚　220 h
姞　17
姞氏　4 b
宣　226 c
宣公　192①, 200①
宣公子白　200①
封　169, 219②
㑹　134(6)
幽尹　89 b
幽叔　補10 a, 補10 b
幽大叔　161, 162
幽白　195
幽姜　195
弭白　116, 116 a, 165
弭叔　116, 116 a (3)
後中　170
恒　135, 補10 c (2)
洹　141 a (2)
洹子孟姜　217(2)
郘白之子　203
郘𪒠　203
郳公鋓　222
郳姬𠨘　219 e
郜　225 d
郜白　225 f, 225 g
郜白祁　225 g
郜造　225 d, 225 e
郜造遣　225 d
郜遣　225 b
限　135(2)
莽　139
𢦚　91 b, 92(2), 補12(2), 補12 a (8), 補12 b, 補12 d (4), 補12 e
𢦚辟剌考甲公　補12 a
故公　225
政父　補11 a
敄人　209 a, 209 b
敃新　208 c
殉　補 1, 144 a (4)
是埜　229 h
㑅　200, 200 a
柳　163(2)
柞　198
相侯　補15 d
段　74(2)
㽙　補11 g
者士　222 a
者子□　226 b
者汈　230
者㠯　補11, 補11 a, 補11 b
者旨於賜　230 a, 230 b
者減　229 d, 229 e
者鯀　212①
者𣪘　補11 b
胤白　17①
癸　22
癸父甲　200 j
癸宗　16
皇氏　213 g
皇氏孟姬　213 g
皇且益公　145 a
皇且穆公　162
皇且丁公　180
皇且城公　187
皇且鄭公　202
皇且晨公　209
皇且可公　209 b
皇且雁侯　補 9
皇且考白　171
皇且公白　193
皇且幽大叔　161
皇且盨季　128, 168
皇且白囧父　129
皇且又成惠叔　216
皇祖益公　145 a
皇祖聖叔　216
皇祖大宗　218 b
皇妣惠㚸　157 c
皇妣聖姜　216
皇妣又成惠姜　216
皇妣孝大妃　218 d
皇妣㝅君中妃　221 b
皇考盨王　92
皇考武𢓊幾王　145
皇考穆王　補10
皇考寬公　130(2)
皇考叀公　180
皇考盨公　188
皇考𨑢□公　209
皇考晨公　209 b
皇考丁公　補15 q
皇考龔白　145 a, 185
皇考剌白　175
皇考奠白　177
皇考輔白　189
皇考己白　191④
皇考大中　118
皇考惠中　157 c
皇考叀中　200 c
皇考遟中　216
皇考龏叔　137
皇考叀叔　155(2)
皇考遟叔　169
皇考獻叔　218 c
皇考德叔　補10 a
皇考叔碩父　154
皇考叔氏　156, 188 a
皇考季氏　188 b
皇考猷父　219 k
皇考叔旅魚父　155①
皇考朱癸　補11 e
皇考公命中　224 c
皇考㞕白吳姬　177①(2)
皇考德尹惠姬　212
皇父　158 a (2), 158 c
皇母龔㚸　137
皇母□姜　補 4 b
皇兄尹叔　212
眉父　210 a
眉敖　145(2), 補11 b
禹　161(3), 162(7)
泉　23 a
泉白　23
㝬　214
㴔　105, 135
弔　55 b
眉　補 3
复　38①(3)
㝬妊　126 d
耳　3 a, 38⑦
勒𣪘　29 a
斿　227④
斿父　227 t (3)
𠂤　補14 c
𠂤車父　補14 c
㚏　36 b
重泉　199 c
貞　139

〔十畫〕

乘之字父　228 j
乘兒　228 j
倗　112 c
倗父　129
倗生　112, 112 b, 228 h
倗白虎　112 c
倗中　112 c
倡㞕　補11 a
㓝姜　補12(2)
㓝叔　216①
員　20(3), 21, 21 a (3), 21 b (3), 補12
員父　21 c
圅　158 a (2), 158 b
圅父　補 3
圅皇父　158, 158 a (2)
圅交中　158 b
孫班　222 d
孫㸚　220 e
孫子係君叔單　227 x
孫□　216 a
家逆　補11 b
宰利　99
宰朏　105
宰雁　108
宰㝬　126, 134
宰倗父　129
宰弘　137
宰頵　177
宰琱生　189
専古　10 g
専車季　219④
浸嬴　補11 g
差　210 c
師旦　10 f
師趛　51 a, 86 a
師旂　67(2)
師遽　97, 99(3), 100
師眹　100
師㝬　102
師虎　104
師𢽿　109
師宋　116(3)
師𤸰　120(2)
師艅　124(2), 124 a (2), 124 b (2)
師彔　124, 125, 127
師晨　125(2), 126
師俗　125
師量　126
師望　130(2), 130 a
師旋　140(2), 141
師䫉　152(4)
師䳳　165(2)
師尹　166
師克　172
師酉　173(3)
師寰　178
師田　179
師詢　183(2)
師猷　186
師兌　187(3), 188(4)
師嫠　189(4)
師同　補 3
師永　補 3
師𢼸　補 5
師𩠐　補10
師臾　補10 a (2)
師彔　補15 h
師壽　補15 k
師田父　26①(3)
師毛父　79 c
師𩁹父　89, 89 a (2), 90, 187, 188, 189
師淮父　90 c (2)
師㳄父　104 a
師湯父　108
師奎父　121(3)
師華父　167(3)
師俗父　補 3(2)
師寰𡧊　178
郳䜌尹　228 k
郳䁖　227 k (3)
郳王　228, 228 a, 228 b, 228 c, 228 h, 228 i, 228①
郳王𥂕　228
郳王季稟　228 a
郳王庚　228 b
郳王義楚　228 c
郳王□又　228 e
郳王子旃　228 h
郳王之子□　228 i
郳王之子庚兒　228①
郳王庚之𢘅子沇兒　228 b
郳王季稟之孫宜桐　228 a
郜史碩父　226 j
荊　139
荊人敢　補11 a
速　50①(2)
逆　218 a, 218 b, 227(2), 227②(2)
過白　69
效　81(3)
效父　47, 135(2)
效果父　139
敚　139, 補11, 補15
敚父　139
敚史　補15, 補15 o
敚白　補15 i (2)
敚白𤸰　補15 i
敚邑　補11
敚𤸰　補15 i
旅　5(2), 59 e (5), 155(6), 補15 d
旅白　補11 g
旅中　補11 g
㫃　67(3), 67 a (2), 67 b, 67 c (2)
㫃父　67 c
旄叔　100
晉公　202, 202 a, 204
晉邦　201, 202(2)
晉姜　201(2)
晉姬　112 a
格白　112(4), 112 a
㸚　36②, 59, 59 a (2), 59 b, 59 c, 62, 183, 補11 a
㸚公　149
㸚白　148, 149(2), 150, 151, 164, 165, 補3, 補6, 補9, 補11(2)
㸚子　59 d (3), 59 e (4), 60 e
㸚子旅　59 e, 60 e (4), 補11 g
㸚季　149
班　79 a (2), 222 d
眹　100
㿽　135
㿽　135
祝鄭　185
秦公　199, 199 b, 補16(2)
秦嬴　212 i
秦忎　227 k
純　218 k
𢍰孟　208
高且黃𢀜　218 g
高且辛公　補15 q
高父　補 8
𣴎　補13
㞕　90 a
㞕日乙　90 a
㞕白吳姬　177①(2)
虒　220 g
虒　112 c
夏子　224③
夏東　221②
畜孫書　204 f
矩　補11, 補11 b (2)
矩白　補11
矩姜　補11 b
姬番　10 e
姬尙母　198 c
姬大母　200 d
姬單　212 b
姬氏　219 f
姬□　225 e
䡇　80②
䚄　131(4)
追　113(4)

〔十一畫〕

華　154
㾓　181(8)
參　229 d, 227②(2), 補2, 補2 a (2)
商　補15 a
商𠭯　219 k (2)
國差　214
堇　38③(2)
婦𠭯姬　200②
婦𩁹　227 w
密叔　83
寬公　130(2), 補10 a
寬中　195 a
寬姬　173
𡧊父　220 a (2)
𡧊公　220
𡧊侯　220 b
𡧊白　220 a (3)
𡧊白𡧊父　220 a (2)
𡧊白子𡧊父　220 a
𡧊中　112 b
𡧊彤　90 a
康　148(2), 148 a, 148①
康王　補15
康公　14①, 93
康侯　14, 14 a, 14 b, 15
康侯丰　14 b
從龍　227⑦
御戎　222 g
御正良　8
御正衞　65
得　210②
液白　152
淮　139
渣　14, 14 d
渣白　11 c
渣白逘　14 c
渣逘　11 d
渣嗣土逘　14
減　177
𣶃虘　212⑥

二九〇～二九一

二九二～二九三

鄦王 205
鄦王敢 205 c
鄦君 227②(2)
鄦君啓 227②(2)
都公平侯 209
都君 209①
都元子斯 209 c
都元子斯父 209 c
華 222 b
退 23 a
逑魚 80②
惠中 157 c
惠叔 216
惠妊 157 c
惠姜 216
惠孟 補11
戠 205 c
戠武 112
戴尹逆 227②(2)
戴命阬 227②(2)
散 139(4), 補4, 補4 a, 補4 b, 補11 a (2)
散氏 139(3)
散白 139 c (3)
散白□ 139 c
散白車父 補4
散車父 補4 a, 補4 b
散姬 139 c
敢 補11 a
斯 209 c
斯父 209 c
曾侯 227 f, 227 r, 227 t
曾侯乙宗 227 f
曾侯中子斿父 227 t
曾白 226(2), 226 a, 227⑥(2), 227⑦
曾白霥 226(2)
曾白陭 226 a
曾白文 227⑥(2)
曾白從寵 227⑦
曾中 227 t (2), 227⑥
曾中斿父 227 t (2)
曾中大父螽 227⑥
曾子 226 c, 226 d, 226 f, 226①, 227④, 227⑤
曾子綬 226 d
曾子□ 226 e
曾子遇 226 f
曾子斿 227④
曾子中宣 226 c
曾子中□ 226①
曾子中誨 227⑤
曾者子□ 226 b
曾大保醬叔亟 226 g
曾姬 227 s
曾姬無卹 227 s
曾孫僉兒 228 j
智季 142③
智君子 204 b
棺 227 P
致父 78
無 212⑥
無䝿 128(4), 222 j
無鄴 179
無叀 153(3)
無者俞 212⑥
無卹 227 s
無鴟 227 s
爲白 195
猒父 219 k
生珊 189, 194(2), 195, 195 a (2)
琱(戈)父 195①
琱母 211 e
琱娟 158(2), 158 a (2)
珷 54, 補14
珷王 52, 61, 71 d, 補1(2)
番生 160(2)
番匊生 159
痬 120(2)
登 75①
登白 207, 207①
登叔 207 a
集尹 227②(2)
集尹卲□ 227②(2)
惟 202(2)
順公 125 b
黃公 97
黃邦 227 r
黃□□ 227 x
黃大子白克 227 x
黃君 227 x
黃孫子係君叔單 227 x
黃季 227⑥
黃季俞父 227 x
量 126
媿 219①
奢 72 d
猶 218 k
旃 228 h
敓史師氏 補3
敎宗 補10
琼白 補11, 補11 a
彭子中 222①
筍侯 141 a
崇克 補10 c
蜆 補11 h
甠 55 a (3)
嵤 177

十三畫

鼎 141①(2)
甄侯 125 b
甄侯白晨 125 b
傳 26①(3)
傒侃母 72 f
傒妆母 72 h
僉兒 228 j
楚 151(4), 189(6), 補10
寰 177(4), 178
雁 108, 176
雁公 48, 48 a (4)
雁侯 48①, 補9(3)
雁侯見工 補9(2)
雁叔 48 a

二九四～二九五

粱其 157(5), 157 a, 157 b, 157 c
郘姑□母 222m
陸鐘 222
陸鐘之孫邾公鈓 222
陪 135
陵 補15 c (2)
陵姬 補15 c
陭 226 a
陳 218 i
陳喜 217①
陳夏 218 i
莊公 210
造遣 225 d
逞 229 g
逘 14, 14①, 14②, 14 c, 14 d
敔 94(2), 164(6), 227④
旅 140(3), 141(2)
毆 211 e
毆妊 112
倏 補18(2)
倏從鬲 139
鈇 70, 70①
鈇父 70 a
望 129(2), 130(4), 130 a, 130 b, 130①, 145
畢公 49, 50, 203
畢中 74
畢媿 112 c
畢鮮 145 a
畢公之孫 203
畢人師同 補3
虘 62, 126(4), 126 a (2), 126 b (2), 126 c, 126 d, 補15
肪 218
啻章 227 f, 227 g, 227 h
會肯 227 i (2), 227 j
會忎 227 k (2), 227 l
鈓 222
閉 109(2)
魚父 155①
魚母 200 j
麥 60(3), 60 a (2), 60 b, 60 c (3)
戚 224 b
參 153, 補11 e
參生 補19(2)
圉 38⑥
曼 218 c
㹶 222 a
產 212③(2)
霉父 補17 g
瞀 222 j
瞀篤 227 q
奄父 142②
軝侯 補18
䧊父 227 y
興敗 216①(4)
臾 79 a

〔十二畫〕

卿 27, 28, 28 b (3), 183
善 133(2)
善夫山 154
善夫克 166, 167(2), 168
善夫騻 176
善夫梁其 157 c
善夫豕 175
善夫吉父 191 a (4)
善夫旅白 補11 g
善夫白辛父 補11 g
喜 141 a, 217①
單 9, 132 b, 補11, 補14 a
單白 131, 132, 補11(2)
單白昊生 132
單昊生 132 b
單旟 補11
奠 135
奠氏 207 e
奠白 177, 207 f, 207②
奠白奠姬 177
奠登白 207, 207①
奠義白 207 b
奠羌白 207 c
奠姜白 207 c (2)
奠虢中 200 h
奠叔 148 a
奠井叔 148 a (4)
奠登叔 207 a
奠棶叔 207 d
奠井叔康 148 a
奠井叔蒦父 148 a
奠叔蒦父 148 a
奠棶叔賓父 207 d
奠義羌父 207 b
奠白筍父 207 e
奠氏白高父 207 e
奠白大嗣工召叔山父 207 f
奠嗣徒函父 補3
奠季 174(2)
奠姬 177
奠井 148
奠子石 207 e
奠牧馬受 207 c
奠大內史叔上 207 g
奠□ 218 h
奠□墜夏 218 h
富 40(2)
富白 131
曾 19(3)
寓 89(3)
窖 37 b
幾 197 a
幾王 145
幾父 197(3)
復公子 208 c
復公子白舍 208 c
湯父 108
猶 98 b

戲侯 89 a (2)
戲叔 補7(3)
奪 73(2), 211 f
毉白 62
漁 227①
蒦父 148 a (2)
遅公 140
遣 40 a
㝅 90 a
稱 90 c
齧 90 c
蔑 17 c, 17 d (3), 17①(2), 135
趞 101(6), 102(6), 102 a, 102 b
鄭父 46
福剌 補12 d
福□ 205 d
監姬 154 a
監嫚 208
誖 補11 g
趙孟 204 c
趙孟介 204 c
趞 補11, 補11 a
趙白 62
輔師嫠 151
輔白 189
碩父 226 j
鞅 199 c
輿 212 a
臧孫 229③
臺 228②
嵩君淲虘 212①
齊侯 213, 213 d, 213 e, 213 g, 213①, 215(2), 217(4), 218 a
齊良 213 f
齊𢀜姜 213 h
齊辟鹽叔 216
齊辟鹽叔之孫 216
齊鹽氏 216 a
齊鹽氏之孫□ 216 a
齊侯女罍 217
齊墜曼 218 c
齊𩰫姬 213②
齊榮姬 213③
齊榮姬之嫚 213③
齊叔姬 213④
鄦氏 194(2)
獄 77

〔十五畫〕

塱 10 g, 184(2)
寮女 補13
寮奚 補13
寬兒 200 j
寏 補17 f
廟孱 補11 g
慶叔 220 f
慶癸 補11 a
豬公 208 b
豬白 35
德 53, 54, 54 a
德父 139
德克 172①
德尹叀姬 212
德叔 補10 a
鄦叔姬 212 a
鄦叔姬可母 212 a
鄦子 212 h, 212 i
鄦子瘤自 212 h
鄦子妝 212 i
鄧 208 c
鄧孟媿 208 c
嫺 212 c
嬀蘇 211①
滕虎 224 c
滕侯 224 d
滕侯蘇 224 d
滕中 224 d
蔡侯 212 b (2), 212 c, 212 f, 212 g, 212③(2), 212④
蔡侯鸛 212 c, 212 f, 212 g
蔡侯□ 212 e
蔡侯產 212③(2)
蔡侯朱 212④
蔡子□ 212 b
蔡公子加 212①, 212 b
蔡公子果 212①
蔡公子□□ 212 b
蔡姬 126 b, 126 c, 212②
蔡姞 212
蔡𣬉□ 212⑤
蓼攺 211①
遹 補13(3), 55(2)
陳公 211 a
陳公子〻叔邍 211 a
陳侯 211, 211 b, 211 c, 211①, 補14 b
陳白毆 211 e
陳白毆之子白元 211 e
陳子 211 d
陳子〻 211 d
陳生奪 211 f
敱 93 a (3)
樂子𡢃豧 210③
麻 補5
麻公 51 c
麻侯 51 b, 51 c
麻白 49(2)
麻中 51, 51 a (2)
麻姬 51 a
麻妊 51 a, 51 b
麻娟媓 51 a
歆璋 227 g
毅 191②
璋 218 h
盤婦 90 a
盤埜 227 k
瘨 120(2)
虢 191③
虢大子元 200 d
虢白 200 d
虢中 144, 144 a, 200 e, 200 h, 補11 d
虢叔 155, 155 a (7),

二九六～二九七

雁父 48 b
徵縣 147
徲 180
徲叔 169
徲父 補15 j
濂公 19, 31, 32
濂中 73
濂妊 73①
道 75
達 178
遹 89 a (4)
會 補11 h
會媍 158②
楚 227m, 227 n, 227 o
楚王 212 e, 227 b, 227 c, 227 f, 227 g (2), 227 h, 227 i (2), 227 j, 227 k (2), 227 l, 227 P, 227①
楚王領 227 c
楚王酓章 227 f, 227 g, 227 h
楚王歆璋 227 g
楚王酓肯 227 i (2), 227 j
楚王酓忎 227 k (2), 227 l
楚王孫漁 227①
楚公 227, 227 a
楚公逆 227
楚公冡 227 a
楚白 24
楚子睱 227 o
楚季咩 227 n
楚氏 145 a
楚嬴 227m
楚侯 10
棃 7
棶 179
棶叔賓父 207 d
意 補11 b
敦 155 a (2)
敦母 211 d
睢 227②(2)
禽 10(3), 10 b
睘 22(2), 22 a, 22 b, 100 a
綏 226 d
義白 207 b
義羌父 207 b
義楚 228 c, 228 d, 228 j
義楚之良臣 228 j
聖 205 a
聖公 86 a
聖姬 86 a
聖叔 216
聖姜 216
聖趄 227 s
聖趄之夫人曾姬無卹 227 s
艅 37 e, 124(6), 124 a (3), 124 b (3)
艅白 37
虘嗣寇白吹 200 i
虘 100①(3), 102
裘衛 補11(2), 補11 a (2), 補11 b (2)
詢 182(4), 183(5)
截 110(3)
貉子 75(2), 75 a
趞 218 a
趞公 218 g (2)
農 80①(3)
晨 125(4), 125 b, 126
晨公 209, 209 b
𩚪 50(2)
頌人 補11 a
頌人邦 補11 a
頌 137(6), 138(2), 138 a (3)
領 227 c
㹞从 179(3), 180(3)
㹞攸从 180
愛 227 a
㚔孫 228 f
㚔孫斯 228 f
㚔孫斯子子璋 228 f

〔十四畫〕

劃白 62(2)
厲 補11 a (1)
厲叔子夙 補11 a
厲有嗣讎季 補11 a
嘉姬 211
嘉嫺 227 d
巢盦 139
嗭 135(7)
墜 218 a (2), 218 c, 218 h (2), 218 k (2)
墜侯 218 d, 218 g, 218①
墜侯午 218 d
墜侯因脊 218 g
墜侯因咨 218①
墜中 218
墜中旕孫 218
墜氏 218 b
墜氏裔孫逆 218 b
墜逆 218 a
墜趄 218 a
墜趄之裔孫 218 a
墜曼 218 c
墜夏 218 h
墜璋 218 h
墜猶 218 k
墜純 218 k
墜共 227 l
壽 補15 k
壽母 212 j
壽商 補11 b (3)
寧 82, 82 b
寧叔 3①
寧遹 82 a
猷 98

補15 k
虢叔旅　155
虢叔大父　155 a
虢季　192, 200 g, 補10 a
虢季氏　200 b, 200 g (4)
虢季氏子佼　200 b
虢季氏子緩　200 g (4)
虢季子白　192
虢季子緩　200 g
虢季寛公幽叔　補10 a
虢城公　79 a
虢宣公　192①, 200①
虢文公　200, 200 a
虢宣公子白　192①, 200①
虢文公子佼　200, 200 a
虢王姞　191③
虢姜　200 c (4)
虢姞　200 d
虢數□　200 d
虢金氏　200 d
虢改　200 e
虢姫魚母　200 j
虢孟姫良女　213 e
虢生　137
虢旅　180
趛　51 a, 86 a, 166
趞　31(2)

趞曹　106(3), 107(3)
魰公　215
鐳　102 a, 102 b, 121
鐳父　補 8(3)
魯公　77
魯侯　10 c, 10 d, 10 e, 12, 13, 77
魯侯獄　77
魯白　219 b, 219 c, 219 d, 219 e, 219 f, 219①
魯白厚父　219 b
魯白大父　219 c, 219 d, 219①
魯白愈父　219 e, 219 f
魯生　212 j
魯屖敖　216①
魯遼　219
魯少嗣寇封孫宅　219②
肄　59 c
輿　10 h
賢　36 f (2)

〔十六畫〕

曆　37 d
嬰白　188
寑　214①
竇　89(2), 89 b
憲公　補16
燹　145 a (2)

遺者　228 g
通　85(3)
橐　139
旗　19, 20, 補 5, 補11
穆　38②, 169
穆王　85(3), 103(3), 135, 補10, 補15
穆公　72(2), 101, 110, 162, 215
穆考後中　170
穆商商　227 f
嬰　34(2)
縣白　88(3)
縣改　88(2)
辜　36 c, 補18 a
辜白取　80②
辜季易父　補10
辜季易父敄宗　補10
䢅刧　18
䡆　補10 b
衞　36 d, 36 e, 36②, 65, 補6(4), 補6 a (2), 補11(3), 補11 a (4), 補11 b (2), 補11 c (4)
衞父　36 d
衞婦　36①
衞姒　36①
衞改　200 j

衞臣　補11 b
衞小子者其　補11 a
衞小子家逆　補11 b
榮姫　213③
𨽍　227⑥(2)
諫　127(4), 補18 a (3)
艎　228
霝　226(2)
靜　84(4), 84 a (2), 84 b
靜公　補16
頵　177
駮方　142(5), 162(4), 193
駱子　102 b
龍女　36②
歸　補 4 c
歸叔山父　補 4 c
嬴　36②, 80 b, 227m
嬴氏　80 b (2), 223 g
嬴□母　補11 g
匽侯　142, 142 a, 142③, 162(3)
匽侯駮方　142, 162(3)
匽侯弟智季　142③
匽叔　142①
匽季奞父　142②
䜌　補10(6)
黿君　222 c

黿公　222 a, 222 b, 222 d
黿公惌　222 a
黿公華　222 b
黿公孫班　222 d
黿白　222 f, 222 g
黿白御戎　222 g
黿叔　222 e
黿叔之白□□　222 c
黿來隹　222 h
黿大宰㵒　222 i, 222 j
黿大宰㵒子𩦄　222 i
黿大宰㵒子䛐　222 j
黿㵒白　222 k
黿晉父　222 l
黿嬉　221, 221 a (4), 221①
䢦乎　227 u
䕫　64 a (2)

〔十七畫〕

嬰次　206
孀　227 b, 227 n
䙸公　19
鐎　178
鄦白　111
薛　224②
薛侯　224, 224 b
薛侯戚　224 b
薛中赤　224②

薛子中安　224①
遽　152
逢　99(3), 100(2), 100 a (3)
逢白睘　100 a
逢中　100 a
懋　115, 117(3)
懋父　65, 67
歜　186(3)
㪔　109
㜲　38②
㲋　補11 b
嗣　32(2)
嗣土逘　14
嗣土賁貢　139
嗣土散邑　補11
嗣土邑人趞　補11 a
嗣土毛叔　補11 c
嗣土涚　補15 j
嗣徒單伯　131
嗣徒南中　153
嗣徒白鄀父　202 b
嗣徒白吳　219 j
嗣徒圅父　補 3
嗣馬井白　120, 121, 122
嗣馬共　124, 125, 127
嗣馬㝵㿝　139
嗣馬單旟　補11
嗣馬頌人邦　補11 a
嗣馬奴　補15 h
嗣工虎孝　139

嗣工騄君　139
嗣工液白　152
嗣工居　補 3
嗣工邑人服　補11
嗣工附矩　補11 a
嗣寇白吹　200 i
牆　補15(3), 補15 f
翻　26(2), 26 a, 補12 f
䌛　103 a
㰝　32 a
襄　200 j, 224
襄豬　210③
襄公　215
趙　17(2), 17 c (2)
趙妊　17 b
趙中　79, 79 a, 109 a (2), 補 3
趙叔　191③
趙叔吉父　191③
趙生　200 f
趨　83(3)
趨亥　210
霝　227 r
霝公　215(2)
騁　176
鮮　139(3), 145 a, 158①(2)
韓宗　204(2)
鰯　補11
鰯麦　補11 a
䕢　173

〔十八畫〕

𩁹　44

䢼𤔲　213
䢼𤔲孟姜　213
噉士卿　27
䢼公　227 y
䢼公孫𢌛父　227 y
𥎦叔　218
𥎦叔和子　218
䵼　216(2)
䋣　135, 165(2)
遼中　216(2)
遼中之子䵼　216
遝　226 f
旟公　補14
𨈇徲白　145
𨈇夆　145(2)
𨈇父　214 a
䋣　139
謎　63
豐　補15 c (3)
豐白　10 g
豐父　139
豐妊　補14 a
豐妊單　補14 a
䞢　114(4)
趩嬰　175(2)
𨭅王　92
𨭅公　136, 188, 200②
𨭅白　126 c, 148
𨭅叔　109, 109 a
𨭅季　128, 168
鼄白　14 c (2)
鼄公誠　209 d
顃　152(5)
駷君　139

魌　58
頵　補11 b (2)
頵林　補11 b
頵始　補11 b
頵□　補11 b
頵有嗣䧹商　補11 b
頵小子具叀　補11 b
雝子　102 a
叢　222 i, 222 j
叢白　222 k

〔十九畫〕

儀　補11 h (2)
鄦　185(6)
鄦公　202(2)
鄦安　221 c
鄦安之孫　221 c
邍　219
邍父　219 a
纂侯　133(2)
礪孟姫　219 g
繇　147(3), 210 d, 210①
繇書　204 f
䡇　37 c
㝬　175(6)
㝬士父　211①
獸　33(3), 33①(2)
彝　139(2)

〔二十畫〕

競　87(3), 87 a (2), 87 b (3)

蘇　138, 224 d
蘇公　200 j (2)
蘇公子癸父甲　200 j
蘇公之孫寬兒　200 j
蘇衞改　200 j
蘇治妊　200 j
蘇甫人　200 j
寶子　210 a
旟　179
獻　49(2)
獻侯　29
獻侯䵼　29
獻叔　218 c
䨻　67, 217
𢍰叔　216(2)
𢍰叔又成　216
𢍰子　216
𢍰氏　216 a
𢍰氏之孫□　216 a
曐　57(3)
𩐉　68
䛎尹　228 k
蔡公　209 e
蔡公誠　209 e
𥺌　51

〔二十一畫〕

媰嫚　208 a
媰嫚㠭　208 a
癲　補15 g (3), 補15 h (2), 補15 i (3), 補15 j (4), 補15 k (3), 補15 l (2), 補15m(4), 補15 n, 補15 o, 補15 P (3), 補15 q (4)
𢊁叔　221②
𢊁叔之中子平　221②
籥逆　補11
歡𥺌　51

〔二十二畫〕

䕫　37 e
䕫且　37 e
𨗟史　38①
䋣父　90
懿　222 i (2)
懿王　123
懿叔　162
讀　209 d, 209 e
鑄　223 e
鑄公　223
鑄侯　223 d
鑄侯求　223 d
鑄叔　223 e, 223 g
鑄叔皮父　223 e
鑄子叔黑臣　223 a
龔王　107, 167, 補11 a
龔白　145 a, 185
龔叔　137
龔姒　137

龔姞　141 a
龢　227 w
龢父　190
㜏　213③
㪤改　200 j
㪤改襄　200 j
㪤姫　213②, 補4 c
䁭　226 h
䁭子　226 i
䁭子子㚇白　226 i
䜌戈　179
𩕢　143(2)

〔二十三畫〕

䜌　135

〔二十四畫〕

鄦侯　221 b
䢅　135(2)
䍚　43(3), 43 a, 45(2), 194
䍚公　41, 44, 195, 229 d
䍚白　39, 40, 194, 195
䍚白父辛　39, 40
䍚白虎　194, 195
䍚伯毛　45①
孂兒　188 b
霝叔亟　226 g

〔二十五畫〕

䕫季　167, 169, 補11 a

〔二十九畫〕

驪　29

〔三十二畫〕

䲜羌　204

〔三十三畫〕

麤　212 c, 212 f, 212 g

疢自　15
邛　227 w
邵　227②
西　55，162(2)，193，211 e
西宮　91 d，197
西𩁹　214
西隔　186
西餘　193
西旅　62
西旟　227 f (2)
𠂤　227 y
寺　225

〔七畫〕

余　3
估隰　227②
初　97
𢦏　60 c，142，199
吳　173(2)
吳大廟　173
宋　210，210 a
沅　227②
役　179
狃　78
邦周　84
卲大室　補11 a
卲宮　185
防城　227②
杜木　112
杜应　104
芑昜　227②
甸　112，131
角䫵　142
角𩰫　補19
谷逐　139
豆　139
邑复　179
酉𢦔　227②
䋣畬　109

〔八畫〕

京自　171，201，202
京宗　79
京宮　25
京室　補 1
周　16，60 c，94，99，100，104 a，105，106，107，108，114，115 a，115 b，115 c，119，122，124，125，126，127，131，132 a，135，137，146，151，152，154，166，169，171，177，180，183，185，187，188，189，補 9，補11，補11 b，補11 c，補15，補15 h
周邦　92，167，172，182，183，補15
周廟　10 g，62(2)，101，153，192
周道　139
周公宮　25
周康宮　131，146，151，152，169
周康卲宮　137
周康穆宮　166，177
周康宮徲宮　補11
周康宮徲大室　180
周卲宮　185
周新宮　107，108
周般宮　106
周𢆶宮　補11 b
周師彔宮　124，125，127，補15 h
周師量宮　126
周師嗣馬宮　120
周成大室　105
周穆王大室　135
宜　52(4)
宗　24，71，78，156，195
宗周　6，29，30，34，38，38③，51，55 b，58，61，79 a，80②，83，98，133，138，147，150，158①，167，168
宗周司馬宮　158①
宗室　40 a，69，72(2)，109，120，133，145，190，195 a
宗朝　145
官　34，87，149
应　71 c，71 e，103，134，135，140，補 2 b
庚宮　72 g
庚嬴宮　80
弇　211 d
沽　227②
河　150
東或　13，16，52，79 a (2)，162
東䧅　178
東彊　139
東尸　10 g，19，63(2)，98，162
東廷　139
東門　112
東隔　186
松昜　227②
炎　24，43(2)
虎方　71 e
𡰥城　204

〔九畫〕

匽　40，44，167，218 h
复　179
南山　補 2
南尸　87，98，128
南或　71 e，98，162

地名索引

〔二畫〕

九州　215
二川　補11 a
厂湶　139
又周　59

〔三畫〕

三門　62
上医　補 2 b
上侯　補 2
上宮　補11
上洛　164
下減　103
下蔡　227②
下𧃍　209 d
于方　67
土方　45
大池　84，85
大廷　62，202
大沽　139
大室　79 c，93，94，95，96(2)，97，104，104 a，106，109，110，114，115，116，120，121，122，124，125，126，127，129，131，135，137，146，151，152，165，169，177，180，183，189，補10 b，補11，補11 c，補15 h，補15 j
大宮　23 b
大師宮　133
大朝　83
大廟　115，150，164，173，188
大邑商　補 1
小宮　179
小學　61，189
尸方　37 e
尸童　補15
工䣄　229②

〔四畫〕

中廷　62，101，104，104 a，105，106，110，111，116，120，124，125，126，127，129，134，137，140，146，149，150，152，153，154，163，165，167，169，173，177，185，187，188
五邑　185，187，198
井　60 c (2)，190
井邦　162
內國　91 b
反尸　5，17 a
反荊　69
天　補 1
天室　1
木閼　227②
斤　72②
王　1，25(2)，65
王家　129，134(2)，148，167
王國　202
王坪　75
王室　227 s
公室　80 b

〔五畫〕

乍　149
句　補15 k
厈　17，22，22 a，補15 d
古自　89 a，90 c
平陰　204
玄水　150
丼邑　139(2)

〔六畫〕

𠂤　5，9，15，141①，補12，補12 d，補14
伊　164
同道　139
吕　75
安陵　218 k
州宮　183
州剛　139
州𡴊　139
江　227②(3)，229
成　9，87，補11 g
成自　9
成周　25，26，26①，30，31，32，33，35，54，91 b，112，136，137，138，143，144，164(2)，168，174，191，補1，補 9，補15 e，補15 j
成周大廟　164
成周嗣土淲宮　補15 j
成宮　136
成大室　105
戎　61，193，204，216①
戎㝬　補12 d
早　164
有周　181(2)

𣎆　139

〔十二畫〕

奠　52，109，115，118，200 h，207，207 a，207 b (2)，207 c (3)，207 d，207 e (3)，207 g，207①，補 3，補15 k
奠還　115 a
寒山　167
寒𩞁　71 d
富司　154
㱿　167
湹　164
湘　227②
澆川　補 2
順公宮　125 b
彭㢸　227②
復　208 c
鄂　227②(2)
都　98
都鄙　216
都邑　217
逨魚　80②
鄀　209
陽洛　164
隊　149
隮陵　139
華　76
華宮　144 a
𨓲　164
烼谷　164
散　139
曾　226 b，226 g
彙　167
𩞁　191，215
棫　139
無　212 j，212⑥
無㝬　79
㾜戎　79 a
裕　164
趙　17
量田　131
黃　227 x (3)
黃池　204 c
黃邦　227 r
琱宮　補10 b

〔十三畫〕

瓶　125 b
𤔲池　86
徲宮　補11
徲大室　180
隮原　167
葊　116，195，補11 h
葊京　26①，30，60 c，72 d，84，84 a，84 b，85，86，89 b，117
葊京𢗘宮　117
葊宮　149
葊上宮　補11 h
新邑　27，28
新宮　100，107，108，129，139，154 a
新宮東廷　139
楚　227 m，227 n，227 o
新𨞓　137
新鄭　199 d
會　20
楚荊　70，補15
楚邦　202
楚京　204
楚鏡　227 q
遊宮　227②(2)
蜀　79 a
㡯　200 i
敎　45
𤰔　補 1(2)

〔十四畫〕

厰𤔔　191，192
厰允　193(2)
嘗　81
𡏐　218 a (2)，218 c，218 h (2)，218 k (2)
巢道　139
𡚬　193
圖室　153，154
圖宮　43
㪔　89，91
𢗘宮　117
𢗘田　139
漾陲　227 s
滄昜　補 3
鄙　227②
𦢊　補13
萬間　227 s
慭言　179
𢦏學　230
𢦏方　62(2)
𢦏旟　62(2)
𩑋　227②
𩑋司　215
𤕌　79 a
𤕌荊　104(2)
𤕌湯□　201
齊　141，141①，199 c，204，213 h，213②，213③，213④，214 a，216，216 a，218 c
齊帀　178
齊邦　214，216，218 d，218 g

〔十五畫〕

𥫔　63
廟　62(2)，105，134，140，173，補11 b
潘　139(2)
鄦　212 a
蔡　212 a，212①(2)，補 8
虢　192①，200 a，200 d，200①，213 e
諆田　73(2)
魯　216①，219 a，

南淮尸　144，162，164，191，補 8，補19
咠自　90，91 b
城　79 a
宜射　185
宜㡯　192
室　88(2)，149
封道　139
帝所　215
侍□　補 5
洛　192，補 3
洛之陽　192
洀水　補 2 a
莽　67，139
茂鄂　227②(2)
茂鄂之遊宮　227②(2)
迹土　補13
昴　164
昜　141，150
昜丘　227②
柝　139
畋宮　45
委陵　227②
眉　139(5)
眉敖　145(2)，補11 b
眉道　139
㫚㪔　21

〔十畫〕

宮　149
亳邦　218 h
𧵍　154
剛　139
剛柝　139
原道　139
宮　14 e，25，73，80，104 a，120，124，125，125 b，126，127，133，137，148，158①，175，176，179，補13，補15 h，補15 j
姬　200 d
射日宮　182
射盧　107
射匴　108，123
㫃　60 c，102，102 a
㡯　227②
郢　227②(2)
部　226 j
郤　228 k
陟　227②
海眉　63
㴸東　171
逆或　19
荊　68，139
荊人　補11 a
桐遹　補19
敚　補15
㳄桑　112
晉　202 b，227②(2)
殷　16，61(3)，63，162(2)，補15(2)，補15 o
㚤　補11 g
曾禾　227②
秦　199，199 b (2)，204
般宮　106，111
𦥑　139
𦥑逐　139
𦥑道　139
䁆谷　112
師䣄大室　109
高丘　227②
高㴸　193
旅　71 c
晉人　227 q

〔十一畫〕

𨞓柝　139
厥　75
參門　135
參泉　164
商　9，52，補14(2)
商邑　14
埜　167
寄　60 c
宿　60，60 b
巢　79 a，81 b，174 a
堆莫　139
𦮼　220 e
𦮼𥪡　178
康　73，148，167，補 9
康宮　25，73，95，129，131，146，148，151，152，169(2)，180，補6，補10 b，補11
康宮大室　95
康宮新宮　129
康宮徲宮　補11
康寢　99
康卲宮　137
康穆宮　166，177
康剌宮　171
康廟　163，187
淄　215
𡍮　215
淮　補 8
淮尸　91 b，144，178(2)，191，226
淮戎　補12 a
涾　14，14 d
減　134，140
減应　134，140
淲　150，補15 j
淖　167
淖黑　80②
陳　217①
敏陰　164
敆　164
根木道　139
望土　補15 d
畢　45，74，129
畢人　補 3
梌木　139
𩫖　補12，補12 d
軝　補18 a (2)

官制身分索引

〔二畫〕

九陂 147
二三正 61
八自 63, 101, 136, 162(2), 168
又事 215(2), 補14
又隣 83
又嗣 補11 g

〔三畫〕

三ナ 62
三右 62
三ナ三右 62
三軍 215(2)
三事 25(2)
三事大夫 62
土駿 79 a
士 27, 30, 75, 83, 171, 199 d, 219 k, 219 l, 228 k
士曦 83
大子 200 d, 217, 227 x, 229②
大工厄 216
大內史 207 g
大帀 212 a
大夫 222 a
大史 41, 58, 71 d (2), 179
大史寮 160, 181
大左 140
大左嗣徒 219 i
大正 157
大吏 216
大司馬 227②(2)
大嗣工 207 f
大嗣徒 219 g, 219 h, 219 i
大攻尹 227②(2)
大良造 199 c
大府 227②
大邑 212 j
大亞 143
大保 3(3), 226 g
大僳 2, 2 a, 5, 6(2), 7, 8, 38③(2), 40, 40 a (4)
大宰 214 a, 216, 219 a, 222 i, 222 j
大師 126(2), 126 a, 130, 130 a, 130①, 133, 170, 170①, 補10(4)
大師小子 130, 130 a, 130①
大徒 216
大祝 10 b, 103
小大又隣 83
小子 71, 73, 80①, 84, 102, 130, 130 a, 130①, 135, 139, 181, 186, 193, 199, 199 b, 202(2), 215, 補1, 補10(2), 補11, 補11 a, 補11 b, 補16, 補18
小臣 9, 26①, 30 e, 37 e, 44, 55, 63, 64, 84, 84 b, 167, 179, 261
小臣善夫 125
小輔 189(2)
小學 61, 189
尸嗣王臣 61
尸僕 84
尸允 183
尸臣 143
工吏 178

〔四畫〕

五邑走馬 187
五邑甸人 198
五邑祝 185
內史 59, 72①(2), 79 c, 83, 104, 104 a, 109, 111, 114, 115, 120, 121, 124, 127, 131, 152, 165, 179, 185, 187, 188, 補11 c
元子 159, 209 c (2)
內史尹 187, 188
內史友 補11 a, 補12
內小臣 219m
公 4, 5(3), 10 g (2), 23 a, 25, 26(2), 28, 32, 34(2), 35 a, 36 f, 42(2), 57(3), 58(2), 64, 67 a, 78(2), 79 a, 80 b, 81(6), 93 a, 103 a, 119 a, 130 b, 162, 194(2), 195, 202, 215(3), 222 b, 補3(3), 補16
公子 200 j, 219 b, 219 c, 219 d, 219 e, 219 f, 219 g, 219 h, 219 i (2), 219 j, 219 k, 219 l, 219m, 219①, 219②
鄧 208 c
觳 149
鑄宮 補11 b

〔十六畫〕

歷寮 162
覻 補12 d
澮 227②
灃 227②
滄江 227②
學宮 84
歙城 139
隳 19
隣 71 c
穆廟 167
錢夷 163
衞 36 f, 補11 b
龍 222 h, 222 i, 222 j, 222 k, 222 l
龍邦 222 b
獻林 補12 d
穆大室 169
嗇 13
鄜 162(3)
褎土 71 d (2)

〔十七畫〕

嗣馬宮 120
盩 5
盩自 5
繁湯 226
繁易 227②
齎處 191
褭 139
褭陵 227②(2)
鮮于 205 d

〔十八畫〕

噭 27
璧雝 60 c
豐 58, 64, 補11
豐還 140
蠢都 215
蠢邑 215

〔十九畫〕

邊柳 139
邊谷 112
蠶脤 175, 176
蠶脤宮 175, 176
緣 191
緣方 192, 補16
緣夏 199, 199 b
鄦 87

〔二十畫〕

纂嫫 139
蘇 200 j (4)

〔二十一畫〕

獻 78
還 135
還应 135
籣 221 c

〔二十二畫〕

灘 227②(2)
燮□□山 71 e

〔二十四畫〕

䭫 補14
䭫自 補14

三〇六～三〇七

30 f, 49, 53, 56, 59(2), 60 c, 71 d (2), 73, 79, 100①, 113, 124, 135(2), 137, 157, 166, 167, 169, 172, 178, 193, 補18 a (3), 補15 d
臣妾 167, 169, 186
臣數 53
西六自 162(2)
西門尸 173, 182

〔七畫〕

作命 111
作命內史 111
佃 163
但帀 227 l
君 3①(2), 72, 88, 162, 164, 184, 201, 203, 222(2), 補13
君子 201
吳 115 a, 150, 163, 173(2)
孚人 164
邦人 184
邦君 109, 157
邦冢君 79 a
邦賓 62(4)
邦嗣 61
邦居 183
邦嗇 178
攻帀 214
甸人 198
走馬 110, 146, 176, 187(2), 188(2), 224
邑人 182, 補3, 補11, 補11 a, 補11 e (2)
邑人虎臣 173
邑人善夫 補11 e
邑人師氏 120
里人 143
里君 25, 138

〔八畫〕

事 補11 h (2)
京尸 173, 182
侃師 227 k
命尹 169
妾 167, 169
官友 121
官守友 125
旅閽 152
林 150
牧 115 a, 150, 163, 186
牧馬 207 e
虎臣 153, 172, 173, 178, 181, 補12 a
長師 56
服 84
服尸 182
宗 71

〔九畫〕

侯 25, 38①(2), 40(2), 52, 56(4), 60, 60 c (9), 62, 104 a, 125 b
侎 125 a
後叚 9
後男 178
後庸 182
者尹 25
者侯 25, 62, 143, 197 a, 218 d, 218 g (2)
者医 191
者訊臣 60 c
者監 197 a
皇上帝 98
皇王 24(3)
皇帝 183
皇天尹大僳 42
皇天王 98
皇天 167, 181(3)
卑身尸 173
皇天子 133
皇尹 33
皇公 79 a, 補16
皇神 196
皇辟君 45
皇辟侯 補18 a (2)
皇君 186, 197, 215
降人 182

〔十畫〕

冢嗣馬 83
冢嗣土 136
宰 99, 105, 108, 126, 129, 134(2), 137, 139, 177, 189
師 10 f, 51 a, 67(2), 86 a, 99(3), 100(2), 102, 104, 109, 116(3), 120(2), 124(3), 124 a (2), 124 b (2), 125(4), 126(2), 127, 130(2), 130 a, 140(2), 141, 152(4), 165(2), 166, 172, 173(3), 178, 183(2), 184, 186, 187(3), 188(4), 189(4), 補3(2), 補5, 補10, 補10 a (2), 補11 h (2), 補15 k
師氏 73, 91 b, 100, 120, 139, 140, 181, 補3, 補12 d
208 c, 212①(2), 214①
公尹 24
公族 71 c, 104 a, 160, 173, 181
公大保 5
公大史 58(4)
公東宮 81
六自 81 b, 101(2), 162(2), 163
友 67
友正 181
友事 25
天君 72(2), 72 a (2), 72①, 72②(2), 補13
少臣 215
少嗣寇 219②
尹 25, 33(4), 51, 101, 115 b, 122, 125, 146, 151, 163, 166, 187, 188, 補15 j
王人 52, 135
王父 148①
王母 45①, 148①, 212 c
王子 206, 227 d, 228②
王臣 61
王孫 228 g
王宥 127
父 103 a, 154 c
天子 3 a, 49, 59(2), 60 c (2), 84, 84 b, 92, 97, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 106, 107, 109, 111, 113(3), 116, 120, 121, 123, 124(3), 125, 126, 126 c, 127, 128, 129, 130, 131, 134, 136, 137(2), 138, 140, 142, 144 a, 145(2), 146, 148, 150, 152, 153, 154, 155(3), 157(4), 157 a, 157 d, 158①, 160, 163, 164, 166(2), 167(5), 169, 171, 172, 173, 175(2), 176, 177, 181, 182, 183, 184, 185, 187, 188, 189, 204, 212 c, 217(2), 補3(2), 補6, 補9, 補10(3), 補10 b, 補10 c, 補11 c, 補11 e (2), 補12 a (2), 補15(5), 補15 h, 補15 k

〔五畫〕

乍冊 15, 22, 22 a, 24, 25, 26, 42, 58, 60 c, 64 a, 89 b, 105
乍冊尹 115 b, 122, 125, 140, 146, 151, 163, 補15 j
乍冊內史 115 c, 124
史 19, 20, 30, 33(3), 50, 50①(2), 105, 107, 115, 115 d, 117, 129, 131, 134, 136①, 137, 138, 138 a (3), 153, 154, 163, 166, 173, 177(2), 180, 224 b, 226 j, 補11 e, 補15, 補15 h
史正 139
史小臣 167
司馬 158①
田人 72 b, 166
右 216①
左右戲 104②
左右虎臣 172, 178
左右走馬 187, 188
左執櫌 139
正人 184
正吏 60 b
正卿 215, 222
正百辟 61
由□尸 182
立(大)宰 227 w
并人 167, 補11 a

〔六畫〕

自 43, 61, 63(2), 79 a (2), 84, 87, 162
先虎臣 182
吏 60
多正 79 a
守□官犬 125
州人 59
戍秦人 182
成周走亞 182
有嗣 19, 36②, 73, 108 a, 139(4), 195(2), 補11 a, 補11 b, 補12 d
百工 25, 134, 169, 186
臣 7, 24, 28, 30 b, 30 c,

三〇八～三〇九

三一〇～三一一

師厥　19
師氏人　184
師氏小子　73
師尹　166
師答側新　182
徒　162
徒駿　162，178
徒遡　215
箕人　59
殷人　112
殷民　183
殷八自　162(2)
祝　62，185(2)，230 a
秦尸　173，182
書史　112
書史戠武　112

〔十一畫〕

御司馬　205 c
御士　229 i
厥　75
參有嗣　11，11 a，101，181
婦子後人　24
唯人　139
庶　181(2)
庶人　52，61，補11
庶民　104 a，215
庶右　104 a (2)
御正　8，65
御史　87 a
昬　14(2)，14 e

〔十二畫〕

卿事　160
卿事寮　25(3)，181
善夫　125，154，157 c，166，167(2)，168，175，176，191 a (4)，補11 e，補11 g (2)
眞人善夫　125
陽　163(2)
進人　191
戴尹　227②
戴命　227②
散人　139
斯駿　162
弢史　補 3
馭人　139
衆　135(2)
衆僕　67
集尹　227②

〔十三畫〕

嗞　83，104 a (2)
嗞人　184
莽人　149(2)
遣側虎臣　153
虞　139(2)
辟天子　167
辟王　58

〔十四畫〕

僕　67 a，83，170，197，215
僕射　83
僕駿　186
奭尿　178
對各　134
輔　151
輔師　151

〔十五畫〕

寮　24，25
寮人　24
敵寮　215(2)
膂　104 a (2)
褱人　71 d

〔十六畫〕

匽尸　182
盧自　212 h
聿人　59
駿　61，73，162
衞臣　補11 b

〔十七畫〕

縻　73
嗣土　14，93，101，110，115 a，131，139，152，補11，補11 a，補11e，補15 j
嗣徒　153，202 b，219 j，補 3
嗣士　104 a
嗣工　101，115，131(2)，139(2)，152，補 3，補11，補11 a
嗣馬　101，109，120(2)，121(2)，122，124，125，127，139，補11，補11 a，補15 h
嗣笠　131
嗣茨　131
嗣寇　131，200 i
嗣卜　135
毇事　181

〔十八畫〕

鎣僕　215

〔十九畫〕

彖尸　173，182
邊侯田　61

〔二十畫〕

黴　115 a，115 b
獻人　154

〔二十一畫〕

敱　51
數　53
鬻夫　179

〔二十四畫〕

靈餗　215

〔二十六畫〕

黴自　83
黴師　133

紀 年 日 辰 表

【隹王〇年〇月月相〇〇】
隹王七年十又三月既・霸甲寅　104 a
隹王十又三年六月初吉戊戌　129
隹王元年六月既望乙亥　135
隹王五年九月既生霸壬午　141
隹王元年九月既望丁亥　152
隹王廿又七年正月既望丁亥　169
隹王廿又五年七月既□□□　179
隹王元年正月初吉丁亥　186
隹王三年四月初吉甲寅　198
隹王四年八月初吉丁亥　補 4
【隹〇年〇月月相〇〇】
隹廿又二年四月既望己酉　80 a
隹元年六月既望甲戌　104
隹十又五年五月既生霸壬午　107
隹十又二年三月既望庚寅　122
隹三年三月初吉甲戌　124
隹三年三月初吉甲戌　125
隹五年三月初吉庚寅　127
隹十又三年正月初吉壬寅　128
隹三年五月既死霸甲戌　137
隹廿年正月既望甲戌　146
隹卅又七年正月初吉庚戌　154
隹廿又六年十月初吉己卯　159
隹十又八年十又二月初吉庚寅　166
隹十又六年七月既生霸乙未　170
隹十又六年九月初吉庚寅　171
隹十又二年三月既生霸丁亥　175
隹十又五年三月既霸丁亥　176
隹卅又一年三月初吉壬辰　180
隹元年二月既望庚寅　183
隹元年五月初吉甲寅　187
隹三年二月初吉丁亥　188
隹十又一年九月初吉丁亥　189
隹五年三月既死霸庚寅　191
隹十又二年正月初吉丁亥　192
隹十又一年正月初吉乙亥　200 g
隹三年三月既生霸壬寅　補11
隹九年正月既死霸庚辰　補11 b
隹廿又七年三月既生霸戊戌　補11 c
隹十又七年十又二月既生霸乙卯　補11 e
隹四年二月既生霸戊戌　補15 h
隹十又三年九月初吉戊寅　補15 j
【隹王〇祀〇月月相〇〇】
隹王三祀四月既生霸辛酉　100
【〇年〇月月相〇〇】
元年正月初吉辛亥　212 c
【隹王〇年〇月月相～〇〇～】
隹王元年四月既生霸，王才減应，甲寅，王各廟，即位　140
【隹〇年〇月月相～〇〇～】
隹二年正月初吉，王才周卲宮，丁亥，王各于宣射　185
【隹王〇年～〇月月相～〇〇】
隹王元年，王才成周，六月初吉丁亥　174
【隹～年，才〇月，月相〇〇】
隹王大龠于宗周，徣饔莽京年，才五月，既望辛酉　30
隹公大史，見服于宗周年，才二月，既望乙亥　58
【隹王〇祀，〇月〇〇】
隹王十又四祀，十又一月丁卯　74
【隹〇年〇月〇〇】
隹元年八月丁亥　10 f
隹元年三月丙寅　93
隹三年五月丁子　138
隹五年正月己丑　194
隹六年四月甲子　195
隹五年正月丙午　221 b
隹三年九月丁子　補15 k
【隹〇年〇年吉日】
隹十年四月吉日　204 a
【隹王〇年〇月〇〇】
隹王九年九月甲寅　145
【隹王〇祀〇月，辰才〇〇】
隹王八祀正月，辰才丁卯　補10
【～歲～月〇〇之日】
大司馬卲陽，敗晉市於襄陵之歲，頣伝之月，乙亥之日　227②(2)
【～歲，△月〇〇】
陳喜再立事歲，𩜁月己酉　217 c
□□立事歲，禝月丙午　218 j
墜猶立事歲，饋月戊寅　218 k
【隹〇年月相〇〇】
隹元年既望丁亥　134
隹十又二年初吉丁卯　補 3
【隹王～】
隹王十祀又五彡日　3! e
【～歲，△〇〇】
國差立事歲，咸丁亥　214
【隹王〇年～歲□□〇〇】
隹王五年，奠□墜夏再立事歲孟冬戊辰　218 h
【隹〇年〇月月相】
隹七年十月既生霸　106
【隹王〇年〇月】
隹王廿又三年九月　147
隹王廿又三年九月　168
隹王元年正月　173
隹王十又八年正月　補 8
【～歲，△月】
公孫窹立事歲，飯者月　214①
【隹王〇年】
隹王四年　200 c
唯王廿又六年　227 s
【隹王〇祀】
隹王廿又三祀　61
隹王二祀　114
隹王十又七祀　182
隹王五十又六祀　227 f
【隹〇年】
隹十又九年　22
隹十又四年　218 d
【隹〇祀】
唯廿又再祀　204
【隹△〇年】
隹戊十有九年　230
【〇年】
三年　179 a
十八年　199 c
四年　204③
【～年】
隹公大僳，來伐反尸年　5
隹明僳，殷成周年　26
隹王來各于成周年　31
唯天子休于麥辟侯之年　60 c
隹王令南宮，伐反虎方之年　71 e
隹巢來钕，王令東宮，追目六自之年　81 b
隹十又三月既生霸丁卯，叚從師雝父，戍于辞自之年　90
王命善夫克，舍令于成周，遹正八自之年　168
【～歲】
陳夏立事歲　218 i
昔饉歲　135
【隹王〇月月相〇〇】
隹王九月既望乙子　109 a
隹王九月既眚霸庚寅　131
隹王十又一月既生霸丁亥　149
隹王九月既生霸甲寅　151
隹王五月初吉甲寅　163
隹王正月初吉丁亥　202
隹王正月初吉丁亥　203
隹王五月初吉丁亥　216
隹王正月初吉丁亥　218 a
隹王正月初吉乙亥　222 b
隹王六〔月〕初吉庚午　222 e
隹王九月初吉庚午　226
隹王正月初吉丁亥　227 c
隹王正月初吉庚午　227m
隹王正月初吉丁亥　227 x
隹王五月初吉丁亥　229③
隹王正月初吉丁亥　230 d
隹〔王〕正月初吉乙丑　補 7
隹王三月初吉庚申　補10 b
【隹〇月月相〇〇】
隹四月既望丁亥　8
隹十月初吉甲戌　17①
唯征月既望癸酉　21
隹九月初吉戊戌　23 b
隹九月既死霸丁丑　24
隹五月既望甲子　26①
唯九月初吉庚午　36 f
隹九月既生霸辛酉　40
隹四月既生霸己丑　42
隹十又三月初吉丁卯　45
隹正月初吉丁□　48①
隹九月既望庚寅　49
隹三月初吉庚寅　51
隹正月初吉丁卯　57
唯十又二月既生霸丁亥　59 c
隹六月既生霸乙卯　72
隹二月初吉丁卯　72 b
隹十月初吉辛子　72 d
隹十又一月初吉甲甲　76
隹六月既生霸戊戌　79 c
隹四月初吉甲午　81
隹四月初吉丙寅　84 a
隹九月初吉庚寅　86 a
隹六月既死霸壬申　87 a
隹六月既死霸丙寅　89 a
隹八月初吉丁亥　93 a
隹四月初吉丁卯　93 b
隹四月初吉丁亥　94
唯正月初吉乙亥　95
隹正月既生霸丁酉　99
隹三月初吉丁亥　103
隹二月初吉丁亥　105
隹十又二月初吉丙午　108
隹正月初吉癸子　112
隹三月初吉乙卯　114
隹三月既生霸乙卯　115 a
隹五月初吉甲戌　116
隹五月既生霸庚午　116 a
隹八月既死霸戊寅　117
唯六月初吉丁子　118
隹正月既生霸乙未　119
隹二月初吉戊寅　120
隹六月既生霸庚寅　121
隹四月初吉甲午　123
隹五月既生霸庚午　125 a
隹正月初吉丁亥　126 b
隹正月初吉丁亥　136
隹三月初吉庚午　144 a
唯三月初吉甲戌　148
隹十又二月初吉丁丑　150
隹九月既望甲戌　153
隹五月初吉壬申　157 a
隹五月初吉壬申　157 b
隹八月初吉戊寅　165
隹正月初吉甲午　188 b
唯九月初吉戊申　193
隹五月初吉庚午　197
隹十又一月既生霸庚戌　200 h
隹正八月初吉壬申　200 j
隹正月初吉丁亥　204 d
隹十又二月初吉乙子　207 g
隹十又四月既死霸壬午　209 d
隹正月初吉丁亥　210③
隹九月初吉丁亥　211 a
隹正月初吉丁亥　211 b
隹正月初吉丁亥　211 c
隹正月初吉丁亥　211 d
隹正月初吉丁亥　212
隹正月初吉庚午　212 b
隹正五月初吉孟庚　212 c
隹正月初吉丁亥　212 h
隹正月初吉丁亥　212 i
隹正月初吉丁亥　216 a
隹正月初吉庚午　221②
隹正月初吉辛亥　221 c
隹八月初吉丁亥　222①
隹正月初吉丁亥　224③
隹正月初吉丁亥　226 e
隹八月初吉庚申　226 k
隹十月初吉庚午　226 l
隹正月初吉丁亥　227 b
隹八月初吉甲申　227 o
唯五月既生霸庚申　227⑥

三一二～三一三

隹正二月既死霸壬戌 227 u
隹王月初吉丁亥 227 v
隹八月初吉庚午 227 v
隹正月初吉庚申 227 x
隹正月初吉丁亥 227 y
隹正月初吉庚午 227 y
隹正月初吉丁亥 228 b
隹正月初吉丁亥 228①
隹正十月初吉丁亥 228 f
隹正月初吉丁亥 228 g
隹正九月初吉丁亥 228 j
隹正月初吉丁亥 229 d
隹正月初吉丁亥 229 e
隹八月既望戊辰 補2 b
隹八月初吉丁亥 補6
隹正月初吉庚戌 補11 a
隹三月既死霸甲申 補11 h
隹九月既望乙丑 補12
隹六月初吉乙酉 補12 d
隹六月既生霸乙卯 補15 c

【雩○月月相○○】

雩四月既生霸庚午 58
雩八月初吉庚寅 84

【○月月相○○】

五月初吉甲申 65
正月既望甲午 126

【隹正月相○○】

隹正初吉丁亥 230 c

【隹王○月月相，辰才○○】

隹王十月既望，辰才己丑 80
唯王二月既眚霸，辰才戊寅 109
隹王正月初吉，辰才乙亥 222 a

【隹○月月相，辰才○○】

隹六月初吉，辰才辛卯 56
隹八月既望，辰才甲申 62
唯八月初吉，辰才乙卯 67 a
隹十又三月既望，辰才壬午 88
隹五月既死霸，辰才壬戌 96
唯十又二月初吉，辰才丁亥 133

【隹○月月相～○○】

隹八月初吉，才宗周，甲戌 79 a
隹六月初吉，王才莽京，丁卯 84
隹六月初吉，王才奠，丁亥 115
隹正二月初吉，王歸自成周，雁侯見工，遺王于淍，辛未 補9

【隹△○月月相○○】

隹都八月初吉癸未 209
隹都正二月初吉乙丑 209 a
隹都正二月初吉乙丑 209 b

【隹○月月相○日○○】

隹正月初吉元日癸亥 228 h

【隹○月月相日○○】

隹正月初吉日己酉 228 a

【隹王○月月相吉日○○】

隹王五月，既子白期，吉日初庚 229

【隹○月〻月相日才○】

隹正月〻初吉，日才庚 228 k

【隹王○月月相】

隹王十月既吉 227⑦

【隹○月月相】

隹十又二月既生霸 72 a
隹六月既生霸 85
隹一月既生霸 89 b
唯八月初吉 101
隹六月初吉 108 a
隹三月初吉 112 a
隹十又二月初吉 115 b
隹五月初吉 115 c
唯十又二月初吉 191②
隹正月初吉 222 j
隹一月初吉 223 e
唯八月初吉 補5
隹正月初吉 補13

【隹△○月月相】

隹异八月初吉 208 a
隹异九月初吉 208 b

【才○月月相】

才二月既望 16

【隹王○月○○】

隹王九月乙亥 201
隹王八月丁亥 214 a

【隹○月○○】

隹十月又一月丁亥 16 c
隹十又三月辛卯 17
隹八月甲申 55 b
隹正月甲申 59 b
隹五月壬辰 64
隹三月丁卯 67
隹十又三月庚寅 71 d
唯正月丁丑 75
隹正月甲午 80①
隹正月乙子 110
隹正六月癸未 218 g
隹八月甲申 227

【隹○月～○○】

唯九月，才炎自，甲午 43
唯三月，王才宗周，戊寅 83
隹七月，王才莽京，辛卯 86
隹五月，王才斥，戊子 補15 d

【○月○○】

十又一月癸未 33
六月丙寅 71 b
冰月丁亥 218 b

【才○月○○】

才十又一月，庚申 5
才八月乙亥 60 b
才四月丙戌 補1

【隹王○月，辰才○○】

隹王正月，辰才庚寅 92
隹王十又三月，辰才甲申 102
隹王八月，辰才丙午 125 b
唯王九月，辰才乙卯 139
唯王正月，辰才甲午 143
隹王五月，辰才戊寅 215
隹王正月，辰才丁亥 222 d

【隹○月，辰才○○】

隹八月，辰才甲申 25
隹四月，辰才丁未 52
隹五月，辰才丁亥 補15 a

【隹○月～辰才○○】

唯五月，王才初，辰才丁卯 97

【冬○月○○】

冬十二月乙酉 199 c

【正月季春，元日○○】

正月季春，元日己丑 204 f

【隹王○月○日○○】

隹王五月元日丁亥 218

【隹○月吉日○○】

隹正月吉日丁酉 228 c

【隹正月王春吉日○○】

隹正月王春吉日丁亥 230 a

【正月吉日】

正月吉日 227 k
正月吉日 227 l

【隹王○月】

隹王八月 23
隹王十月 164

【隹○月】

隹三月 54
隹四月 55 a
隹三月 59
隹十又二月 60 a
隹九月 61
唯十又二月 63
唯四月 66
隹十又三月 84 b
隹十又一月 89

【羇若○月】

羇若二月 60 c

【○月】

二月 145

【○○】

丁子 27
丁亥 38②
庚申 38③
乙亥 50
己未 145
甲子 補14
辛未 補14

【才○○】

才戊辰 38④

吉日 204 e
吉日初庚 229
羇若翌日 60 c
羇若翌乙酉 62
之日 60 c
昧爽 62, 115 b
明 62
旦 79 c, 105, 106, 124, 125, 126, 127, 129, 131, 134, 137, 146, 152, 167, 169, 177, 182, 補11 e

三一四～三一五

干支表

甲子 26①, 195, 補14	乙丑 209 a, 209 b, 補7, 補12	丙寅 84 a, 89 a, 93	丁卯 16, 72, 72 b, 114, 115 a, 139, 補3, 補10	戊辰 10 g, 38④, 74, 218 h, 補2 b
甲戌 17①, 79 a, 104, 116, 124, 125, 132 a, 137, 146, 148, 153, 227 w	乙亥 1, 50, 58, 60 b, 135, 200 g, 222 b, 227②(2)	丙子	丁丑 丁亥 8, 10 f, 16 c, 25, 38②, 59 c, 93 b, 94, 95, 103, 105, 111, 115, 126 b, 133, 134, 136, 149, 152, 169, 174, 175, 176, 185, 186, 188, 189, 192, 202, 203, 204 d, 210③, 211 a, b, c, d, 212 a, h, i, 214 a, 216, 216 a, 218, 218 a, b, 222①, a, d, 224③, 226 e, 227 b, c, v, x, y, 228 b, f, g, j, ①, 229 d, e, ③, 230 a, c, d, 補4, 補6, 補15 a	戊寅 83, 109, 117, 120, 165, 215, 218 k, 補15 j
甲申 25(2), 55 b, 59 b, 62, 65, 76, 102, 227, 補11 h	乙酉 25, 62, 199 c, 補12 d	丙戌 80 b, 補1		戊子 補15 d
甲午 43, 58, 80①, 81, 123, 126, 143, 188 b	乙未	丙申		戊戌 23 b, 79 c, 129, 補11 c, 補15 h
甲辰	乙巳(子) 109 a, 110, 207 g	丙午 72②, 108, 125 b, 221 b	丁酉 99, 135, 228 c 丁未 16 b, 52	戊申 193
甲寅 104 a, 140, 145, 151, 163, 187, 198	乙卯 16, 67 a, 72, 114, 115 a, 139, 補11, 補15	丙辰	丁巳(子) 27, 37 e, 118, 138, 補15 k	戊午

己巳	庚午 36 f, 116 a, 125 a, 144 a, 197, 212 b, 221②, 222 e, 226, 226 l, 227m, 227 v, 227 y	辛未 補9, 補14	壬申 87 a, 157 a, 157 b, 200 j	癸酉 21
己卯 159	庚辰 補11 b	辛巳(子) 72 d	壬午 88, 107, 141, 204 e, 209 d	癸未 25, 33, 209, 218 g
己丑 42, 80, 194, 204 f, 補15 k	庚寅 49, 51, 71 d, 84, 86 a, 92, 121, 122, 127, 131, 166, 171, 177, 183, 191	辛卯 17, 56, 86	壬辰 64, 180	癸巳(子) 112
己亥	庚子	辛丑 87	壬寅 128, 補11	癸卯
己酉 80 a, 217①, 228 a	庚戌 154, 200 h, 補11 a	辛亥 212 c, 221 c	壬子	癸丑
己未 145	庚申 5, 38③, 226 k, 227 o, 227 x, 227⑥, 補10 b	辛酉 30, 40, 100	壬戌 96, 227 u	癸亥 228 h

三一六～三一七